金文文獻集成

第四十三册

現代文獻
日文論著

线装书局

◇中國古文字大系◇

金文文獻集成

現代文獻・日文論著

第四三册

本册目錄

現代文獻・日文論著

日文論著

現代文獻

日文論著

白鶴吉金撰集

SELECTED SPECIMENS OF THE CHINESE BRONZE COLLECTION IN THE HAKKAKU ART MUSEUM

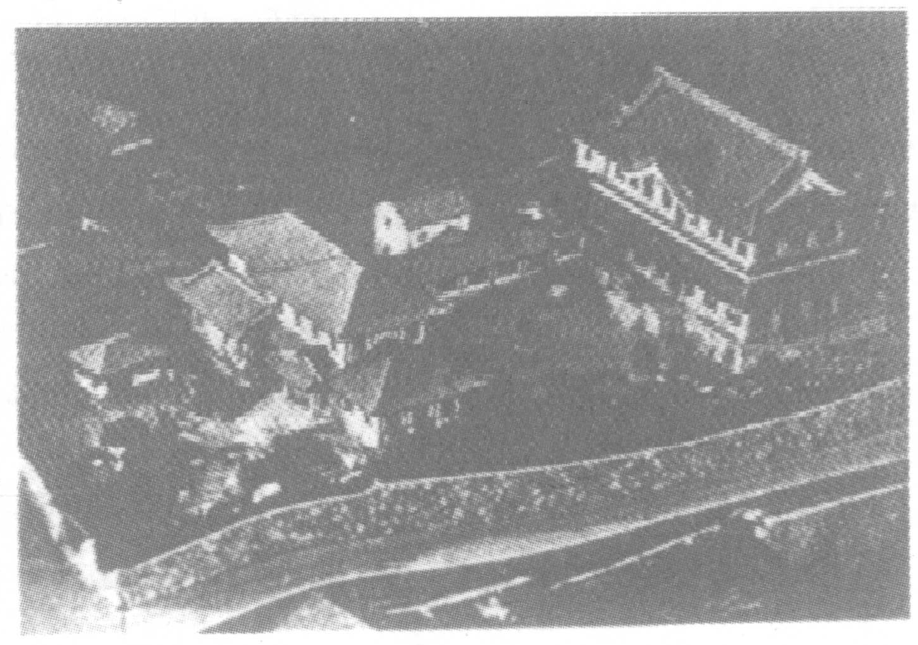

白鶴美術館

1951

據一九五一年白鶴美術館本影印

序言

神戸の白鶴美術館が中國の古美術、殊に吉金類の蒐儲に於いて、此の國での最も顯著な位置を占めることは、今や國内ばかりでなく、廣く海外にも知られてゐる。この美術館の創設者である鶴堂、嘉納治兵衞翁は、元來その尙古の趣味が多方面な點よりして、收藏に係る古美術品はあらゆる分野に亙つてゐるのであるが、か樣に中國の遺品に殊に著しいものを見る事は、翁がもと南都の舊家の出自である所から、奈良朝の古美術への造詣が深く、自からそれの基く中國の隋唐の遺品に着目することになり、衆に先んじてこれが蒐集につとめられたことに因るのである。そしてこれを助長したものとして、恰も時が中國に於いて洛陽を中心とする遺跡が盛んに掘開されて、關係の遺品が洋の東西に流出する時期に當つてゐたことが擧げらるべきであらう。

今世紀の初、鐵道の工事や其他の事情で、洛陽附近の唐代の古墓群が發掘されることになつたについて、從來殆んど世に知られなかつた明器泥像の類が多數に見出され、古美術愛好者の關心を高めて、その蒐集が風をなしたのは蓋し著しい事實である。處がそれ等に伴ふた他の遺品に至つては、當初は一般にはなほ深く顧みられなかつたようである。然るに嘉納氏は早く上記の奈良朝文物への興味から、時流を越えて、先づそれ等の遺品の蒐集に力を致したのであつた。かくて大正の世から昭和の初に亙る時期に於いて、今日世界を通じてなほ多く比類を見ない隋唐の金銀器・鏡鑑等の著しい蒐藏の富がなされたのであつた。而して、それ等が昭和四年刊行の『白鶴帖』の第一册に收載されて、觀者を驚かしたのである。

嘉納氏が右の蒐集の間に、中國での更に時代の遡る遺品にも興味を持つて蒐集をはじめたことは、同じ『白鶴帖』に、關係の若干の佳例を載せてゐるので知られるが、この前後から中國にあつては、新たに洛陽の方面では、時代の戰國に遡る金村古墓群の發掘がはじまり、また中央研究院歷史語言研究所の手で、河南省彰德府外殷墟の學術發掘が實施されて、殷墓群の檢出と云ふ新事實が齎され、殷代の古銅器が夥しく中國の古美術市場に現はれると云ふ時期に入つたのである。これが又翁の蒐集に幸して、今度は昭和七八年から這般の大戰に至る間に、新たに時代の遡る遺品に就いて、めぐまれた右の好機に乘じ、豐富な財力と、獨自な鑑識眼とを以て、特に其等の完好品の蒐集を行ふたことが、今日その蒐集品をして初に昔いた聲價を得るに至らしめた所以なのである。翁の是等の蒐集品に就いては、遺品の永久の保存の爲に、昭和九年に設立されたその美術館の開館に際して、記念として印行の『白鶴吉金集』に依つて一班を推し得られるのである。併し殷周の遺品にあつては、爾後の蒐藏に於いて一層見るべきものの多いこと、河南省に於ける侯家莊の殷墓群や、濬縣辛村古墓の發掘が、共に該圖錄刊行以後である點で自から明であるのであり、引いて蒐集の富の全貌は、なほ一般には知られてゐない。

今年昭和廿六年は、好機にめぐまれたとは言ひながら、一代にしてよくそのような蒐集をなし遂げた上、而も未曾有の敗戰前後の困難な時期を通じて、それ等の保全に老齡

を忘れられて來た嘉納氏が、九十と云ふ寔に目出度い年を迎へられた。そこで記念として、夥しい蒐集品の中から約六十點を自から撰出して、新に本『吉金撰集』を印行、廣く世に頒布して自祝の意を致す事を企てられた。これは、蒐集品が上に書いたような重要なものであり、而もなほ世に公にされてゐないものが多い點で、結構なことである。

私は年來中國の考古學、殊にその古銅器の研究に從事してゐる關係から、嘉納氏の蒐集品について、多年研究資料として、それ等の自由な利用の恩惠に浴して來た者であるが、右のよろこばしい出版に當つて、翁から圖錄の編次と、個々に就いての解說を書くことを依囑された。この事たるや蓋し、氏が單なる圖錄でなく、その蒐集品の持つ價値をも同時に世に知らせようとする考慮に出づるものであらう。そこでよろこんでその希望に應じ、更に進んで卷首にこのはしがきをも書くことにしたのである。

たゞ現下の我が國情では、出版についてなほいろ〳〵な隘路があるので、翁の遺品の撰擇が、その特に愛好する殷代の古銅器と唐代の工藝品とが主なものとなり、引いて兩者の中間の遺品に至つては、收むるところ僅かに四五に過ないことになつた。これは私の如く蒐集品の全貌を知るものにあつては、この場合注記する要があると思ふ。鄙見を以てすると、白鶴美術館に於ける中國遺物收藏の富の一つは、戰國時代に屬する種々な遺品に著しいものゝあることであり、更に周代の中期の古銅器や、漢六朝の遺品にあつても、新出土の完好品に於いて見るべき類が頗る多い點にある。さればこの書は『白鶴吉金撰集』とは言ふが、實はその一半の撰集であつて、右に述べた他の一半が續刊されることに依つて、氏の蒐集の全貌がはじめて知られるのであり、かくて『吉金撰集』の實に副ふことになるのである。嘉納翁は齡九十にして猶矍鑠、老の身に至るを忘れて、自から美術館の經營に當られてゐるのは目出度い限りである。願くは百年の壽を保たれて、翁自からの手で、右の『吉金撰集』第二の刊行せられる日を切に期待する次第である。

昭和廿六年一月二日

京都大學文學部考古學教室にて

梅原末治

三〜四

PREFACE

The Hakkaku Art Museum of Kobe is one of the most noted museums not only of Japan but of the whole world on account of its large collection of old Chinese art, especially bronzes.

Mr. Jihei Kano, the founder, because of his cultural taste and deep love for ancient art, has succeeding specimens from wide and varied fields, but the museum is especially strong in relics of ancient China. This is because the founder was born and raised in an old family in Nara and has early in life gained a profound understanding of the art of the Nara Period. Tracing our Nara art of its origin, he became interested in the relics of the Sui and T'ang Dynasties of China. While others were still indifferent he began collecting ancient Chinese art objects. In this way his famous collection was begun and its growth was greatly accelerated, because just at that time many ancient sites centred about Lo-yang were being excavated and many of these ancient relics were fiding their way all over the world. Thus the time when his collection was started being so opportune, its growth was rapid.

In the beiginning of this century a great number of ancient tombs of the T'ang Dynasty were excavated near Lo-yang when railroads were being made and other civil engineering work done. A great number of burial objects and clay figures hitherto practically unknown to the world were discovered there. These finds heightened the interest of lovers of ancient art in this particular field and induced them to collecting. At first people paid but little attention to other objects which were brought to light from time to time, but from the early days, Mr. Kano was interested in them, because of his knowledge of the Nara culture and his devotion to the accumulation of these relics while others were still ignoring them. Thus during the first few decades of the present century he acquired a great collection of gold and siver objects, bronze mirrors, etc., of the Sui and T'ang Dynasties which are rare throughout the world today. When the people were notified of these in the first volume of the "Hakkaku-cho" in 1930, people were bewildered.

While engaged in collecting such objects as mentioned above, Mr. Kano's interest already expanded to include the objects of earlier periods in Chinese history. This may be known from a number of excellent examples included in the "Hakkaku-cho" mentioned above. About this time a number of ancient tombs at Chin-ts'un in the Lo-yang region dating from as early as the Period of the Warring States were newly excavated. Futhermore, scientific excavations were being made also of the sites of the ancient capital of the Yin Dynasty in the suburbs of Changê-fu in Homan province by the Research Institute of History and Philology, Academia Sinica. This exploration of the Yin tombs was a great event, and numerous relics excavated there flooded Chinese curio shops. Mr. Kano availed himself of this great opportunity and accquired during 1933-4 many objects of still earlier periods. With his wealth and his surpassing connoisseurship he succeeded in acquiring especially perfect pieces. By so doing he was able to form a collection such as this which has become famous throughout the world. For the preservation of these rare treasures, Mr. Kano established private museum in 1935. The scope and quality of the collection therein may be known from the "Hakkaku Kikkinshu" *Hakkaku Collection for Bronzes*, a publication commemorating the opening of the museum. Further important additions have been made of the relics of the Yin and Chou Dynasties since the publication of that catalogue. It may be remembered that the excavation of the Yin tombs at Hou-chia-chuang and the ancient tombs of Hsin-ts'un, Chun-hsien, occurred since then. Consequently the entire wealth of the collection is not yet known to the public.

Mr. Kano is to be congratulated upon having attained the age of ninety and having formed such a great collection during his lifetime, even through he had been blessed with especially good opportunities for acquiring them. Furthermore, he is to be congratulated on having preserved these collections through the unprecedented military defeat we recently suffered and through the periods of untold difficulties which followed, forgetting his old age in devotion to his lifelong interest. To commemorate his ninetieth birthday, he carefully selected about sixty objects from his collection and published them in the present volume entitled "Kikkin Senshu" to be widely distributed. Needless to say, this is indeed an excellent thing to do, for the collection is of great importance, as we have stressed above, and as many of the objects have not been

五〜六

made known to the public. As I have long been a student of Chinese archæology, especially ancient bronzes, I have been given the privilage of using Mr. Kano's collection as materials for study. Because of this I was asked to write notes on each object in the present publication. This shows that it was his wish to make this publication more than a mere catalogue by letting people know something of the value of this great collection. It is with pleasure, therefore, that I consented to do as he requested and also write this preface.

Under the existing condition of affairs there are many difficulties in connection with publication. Consequently, the choice of objects to be illustrated in this volume has been limited mainly to the old bronzes of the Yin Dynasty and the applied art objects of the T'ang Dynasty of which Mr. Kano was especially fond, and admitting only four or five objects dating from intervening periods. So, as one who is acquainted with the whole collection, I feel it necessary to state here that one of the conspicuous features of the Hakkaku Art Museum is its wealth of various relics from the Period of the Warring States. Moreovoer, there are a great many perfect pieces of newly excavated bronzes from the middle of the Chou Dynasty and also from the Han and Six Dynasties. Such being the case, I must note that this volume comprises only one-half of the selectected pieces, though it is entitled "Hakkaku Kikkin Senshu" *Selected Specimens of the Ancient Chinese Bronze Collection in the Hakkaku Art Museum.* After the publication of the other half just referred to as a probable sequel the title will be appropriate. Mr. Kano is hale and hearty at ninety, and is still devoting his energy to the management of his art museum disregarding his age and to our great gratification. We sincerely wish that he may and anticipate that he will live to be one hundred years old and to publish the above-mentioned sequel.

Kyoto
January 2, 1951

Sueji Umehara

Archæological Seminar
Dept. of Literature, Kyoto University

白鶴吉金撰集　目次

一五〜一六

List of Contents

一七

解説及圖版

一　鳥鈕蓋饕餮夔龍文方卣　銘一字

河南省彰徳府外殷墓出土

通高　一尺三寸

殷時代

一九三〇年代の中葉に、河南省彰徳府外の殷墓の一から見出された一群の古銅器中、其形態と技巧の優れた點で首位を占めるのが此の卣である。 先づその形態に於いて、體の上半が可なりつぼんだ瓶に近い形であるのに對し、器腹・圜足ともに方形をして、輪郭の上に曲線美と直な硬い線とが一つの調和を示すのを擧ぐ可きであり、また右の器に內被せにした笠形の蓋上には、立體的な禽形鈕を作つてゐるに加へて、別に游離した虺龍形の飾を添へて、もと連鐶を以て提梁の內側に結びつけ、蓋の離脫に備へると云ふのが珍らしい。 更に提梁にあつても、兩端の犧首飾から虺龍の體をかたどつた突起梁をして、それが器の上半に密着した點で、曲線的な趣を併せ備へてゐる。 右の外形に應じた裝飾文亦、上記の立體的な禽獸形と共に、四角な器體の四隅を飾る饕餮文は、肉刻的に表出した甚だ雄勁なもので、その双角の如きは先端が突起してゐる程であるが、他方自餘の部分、前ち圜足、器の上半、蓋等に印した饕餮・夔鳳・虺龍等の圖文は、相似た形でありながらこれ等は前者と違つて全く平面的な細緻なものたる點で、古銅器文に見る著しい二つの表出の、この器に並び存することが注目せられる。 而して是等がいま青玉に近い銹化した美しい銅色の地肌の上に見出され、處々に群靑の銹を點ずるところ、色彩美の豊潤なる、また稀に見る所である。 ちなみにこの卣の蓋並に器內に表はされ象形の一字銘は不鮮明であるが、また亞字様の頭をした人物の劍を持つた古拙なものなることが推されるのである。

1 Square Wine Vase, *Yu*, with T'ao-t'ieh, Phœnix and Dragon Ornament
Found one of Yin tombs at An-yang, Honan Province
Height 39.3cm.
Yin Dynasty

二　犧首夔鳳直文卣

通高　一尺〇五分

殷時代

著しい稜縁を四出した、やゝ長手の器體の短軸に提梁を架し、それに、左右に相似た稜と透しのある突起飾の蓋を內被せにしたところ、数多い卣の中で最も非實際的な形のものであり、更に提梁の両端を大形の怪異な獣首で飾るばかりでなく、中程にも犧首の丸彫を附すると云ふ繁縟さを示してゐる。 加へるに器の裝飾文は直文の外に、夔鳳文帯が器蓋を通じて六段に布置されて居り、それ等が廣狭の帯に應じて、いづれも雄勁な手法で表されてある。 なほ蓋の左右の突起に配した獣面や蟬文などにも、古銅器文としての特徴がよく示されてゐるのである。 この器蓋し、いまボストン美術館藏する卣と並んで、同種卣の代表的な遺品と云ふ可きであらう。 なほこの殷代卣の圏足部に鮮かな鐵銹の附着してゐる事實は、鐵器との伴出を物語るものとして注意を惹くのである。

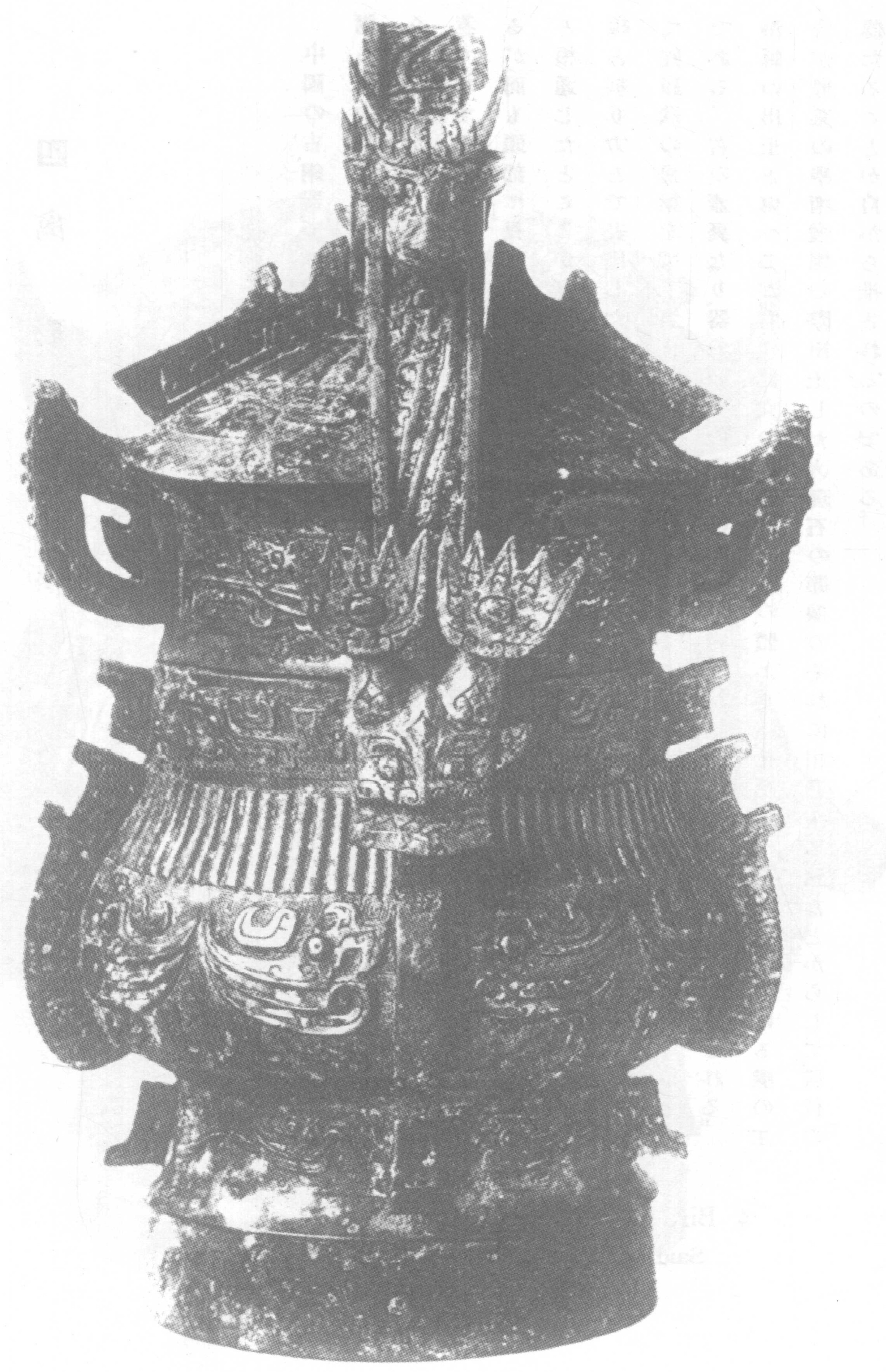

2 Wine Vase, *Yu*, with Ox-heads and Phœnix Ornament

Height 31.8 cm.

Yin Dynasty

三　饕餮夔鳳文方卣　附銅匕

河南省彰徳府外殷墓出土

卣通高　七寸八分

殷時代

長手の整ふた方形の器體には、四縁と各面の中央とに稜を作り、それに同様な稜のある四注の屋根形に近い蓋を被せたところ、同じく卣ではあるが、珍らしい形をしたものである。 飾る處の全面に施された圖文また、器蓋の主文をなす饕餮形をはじめ、肩部と圏足の夔鳳文から、他の虺龍文など、すべて浮彫に表出されて、それ等が地文たる雷文と共に、頗る鮮鋭な鑄上りを示して居り、提梁上の蟬文また同巧で、その鑄造の精は歎賞に値する。 これに加へるに器は今なほ一見金色とも見える本來の青銅の色澤をとゞめて美觀を大にしてゐる。 同時に見出されたと云ふ銅匕は、器と全く同一の色澤をしたもので、飾るところの蟬文から脱化した柄端の飾なり、附根の犧首形等のそれ〴〵に、同一の技巧が認められるのである。

提梁上の蟬文圖

3 Square Wine Vase, *Fang-yu*, with T'ao-t'ieh and Phœnix Ornament, with Spoon

Found one of Yin tombs at An-yang, Honan Province

Height 23.7cm.

Yin Dynasty

四　禽形卣　銘三字

傳河南省濬縣出土

通高　七寸七分五厘

殷時代

中國の古銅器では、尊・卣の類に時に禽獸の形をしたものがあつて、それ等の概ね時代の遡るものであることが、近年になつて確められるようになつた。この一器は中で鷄とも見られる形をした新出土品で、形は割合に單純であるが、極めて雄勁な鑄成品たる點で注目を惹くのである。その示す形態は、鋭く尖つた嘴から、兩翼や尾の工合など、明に禽形をしてゐるが、而も頭部に長い雙角を有するのは現實と離れたものとして、そこに古器に見る禽獸文と相通じたところが認められる。そして繁縟な裝飾文等を加へることなく、右の形が勁い線と刳り方とで表出した點で、一種の彫像たる外觀を呈する。但し兩側の上邊に環を作つて蛇腹狀の提梁を架し、背面に細長い孔を穿つて蓋を附した點では、まさしく卣と云ふべきである。右の蓋裏なり、器の頸部の内側に各三字宛の鑄銘があつて「大保鑄」と釋讀される。濬縣の出土と傳へるが、右の銘文の最初の一字の體よりし、またその上半身に於ける嘴の工合が、殷墓の學術發掘の際出土した大理石の彫像のそれに相通ずる點などからして、殷代の器たることが自から推されるのである。

4 Bird-shaped Wine Vase, *Yu*

Said to found at Chün-hsein, Honan Province

Height 23.5 cm.

Yin Dynasty

五　饕餮虺龍文卣

河南省彰德府外殷墓出土

通高　一尺一寸四分

殷時代

圖版第二と相似た形の卣であるが、飾るところの主文は、大きな怪異の饕餮形で、その一部に虺龍文帶を添へてゐる。また提梁も可なり細くなつて、兩端の犧首飾があまり目立たず、内外兩面を凸凹二種の虺文で飾つた點に差異がある。同じく莊重な作りではあるが、同時に釐美な趣を加へてゐることが認められるのである。この種の卣は、一九三〇年代の中頃以後、河南省彰德府外の殷墓から相當數出土して、洋の東西に流出し、當代盛行した器形たることを推さしめる樣になつたが、本遺品はその中にあつて、形が大きく、また鑄造の殊に精なる例をなすものであり、いまなほ蓋身が密着して、出土のまゝの原形をとゞめて居る。そして器本來の靑銅の色澤が黃金色に近いもので、それが一部の綠銹と相映じて、稀に見る美觀を呈してゐるが注目されるのである。

5 Wine Vase, *Yu*, with T'ao-t'ieh and Dragon Ornament

Found one of Yin tombs at An-yang, Honan Province

Height 34.5 cm.

Yin Dynasty

六　饕餮虺龍文卣

通高　一尺一寸四分

殷　時　代

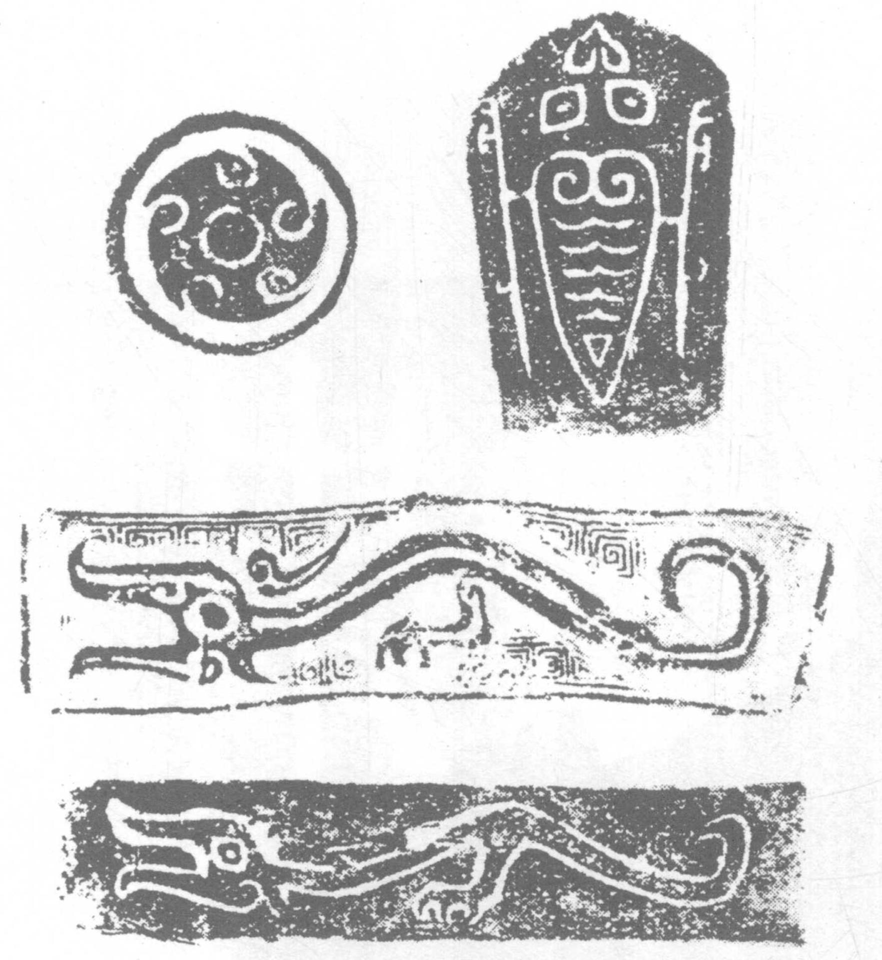

圖文一部の拓影（下　提梁文の表裏）

示すところの器形は、前圖版の卣と殆んど相違がなく、大きさまた相等しい。飾る饕餮の主文なり、提梁の內外兩面に施された虺龍文なども酷似してゐる點が、またよく同時代の作品たることを推さしめるのである。たゞ前者とは、器蓋それぞれの口緣に近い部分の帶文と、圈足に於ける夔龍の形態に若干の違ひがあり、表出がまたやや丸味を帶びて居り、地肌も鉛銅色を呈する。なほこの卣では、その外底面に細かな格子目狀の凸線文が見られ、また蓋の內面の中央、鈕と相對する部分に、一種の巴狀文を鑄出してゐることを記すべきであらう。同じ巴狀文は圖版第一の卣の蓋の內面にも存することをこゝに併せ錄して置く。

6 Wine Vase, *Yu*, with T'ao-t'ieh and Dragon Ornament
Height 34.5 cm.
Yin Dynasty

七　饕餮夔龍文卣　器銘二字

通高　六尺九分

殷　時　代

器は可なり小さいが、また前圖版の卣と極めて相近い形をしてゐて、飾るところの圖文も大體同樣であり、その異なる點は主文以外の文帶の獸文に過ぎない。されば初にも書いたように、この種の卣がその時代に一つの型をなしたことが推されるのである。

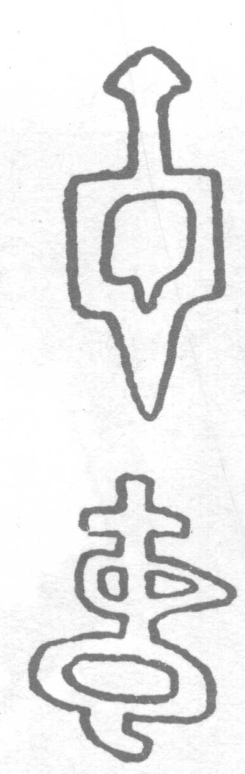

器銘模寫

蓋には銘を缺くが、器の內底には不鮮明ながら二字の鑄銘のあることが認められる（挿圖參照）。但しいま釋し得ない。通體鉛銅の滑澤ある面をして、それに綠銹を着けて居り、その古色また掬すべきものがある。

7 Wine Vase, *Yu*, with T'ao-t'ieh and Phœnix-like Dragon Ornament
Height 20.9 cm.
Yin Dynasty

八　饕餮獸文象鼻兕觥

河南省彰徳府外殷墓出土

通高　六　寸

殷　時　代

液體を注ぐ器の一たる兕觥は、その形の特殊な點で古銅器中甚だ目立つた一つに數へられるものであるが、今世紀の三十年代にかける殷墓群の發掘に依つて、時代の明な遺品が多くなつて、いよ／＼その事が確められて來た。本兕觥はこの新出土品の佳例をなすもので、形は大きくないが、一方に大きな流を作つた特有な器の上に、先端が象鼻をなす所謂兕蓋を被せてゐるのが珍らしい。加へるに、主文たる饕餮をはじめ、器の各部が繁縟な獸文で飾られ、孰れも鮮鋭な鑄上りを示すのは稀に見る所であり、更にその小さな鋬の形態なり裝飾のうちに、有名な侯家莊殷墓から出た三器一具の方盉中の左器の鋬と、意匠を一にしたことが認められて、興味を惹くのである。此の器が早くカナダのホワイト師に依つて、殷墓の出土品として紹介されたこととの偶然でないことが、右の點と相表裏するのである。

8 Wine Ewer, *Ssŭ-kuang*, with Elephant-head Cover, and with T'ao-t'ieh Ornament

Found one of Yin tombs at An-yang, Honan Province

Height 18.2 cm.

Yin Dynasty

九　羊頭饕餮虺龍文尊

高　九寸六分　口徑　九寸五分

殷　時　代

古銅器中最も著しい器形で、酒を盛つたと云はれる尊のうち、此の器は口が濶くてそれが外方に開き、器體が大きく張り出し、圈足(臺部)また高い一類に屬するものである。そして右の各部分には、肩部に於ける半肉刻の三個の獸首の飾をはじめとして、饕餮・虺龍等の繁縟な圖文をば突起した稜の間に三度繰返し、間地を塡めるに雷文を以てしてゐる。その器形は嚴肅な規格を示し、圖文の表出また重厚で、よく古銅器の特徴を具へたことが認められる。同種の尊はこの二十年來、割合に佳例が數多く見出されて、うちに河南省彰徳府外殷墓からの確實な出土品を含み、それ等の示す所が、本器と趣を一にする點で、器の時代の殷の後半にあることが推されるのである。この器いま白綠に近い銅色の體に、鮮かな青綠と群青の斑銹があつて、水中古とも見るべき色澤を呈してゐる。また同じ殷墓からの私掘品の一でもあらうか。

9 Wine Vase, *Tsun*, with T'ao-t'ieh and Dragon Ornament

Height 29.2 cm.

Yin Dynasty

一〇　饕餮夔龍方彝　銘一字

通高　八寸六分　口長徑　五寸

殷時代

『西清古鑑』に載せてゐる商若癸方彝と略形制を同じうする器であつてその矩形をした器體の四隅、並に各邊の中央に稜を作り出し、下方に短い臺があり、上に屋根形の蓋を內被せにしてゐる。此の種の器は近年殷墓其他から、また完好な例が出土して、遺品を加へるに至つた。本白鶴美術館でも、他に相似てやゝ小形な類品を見るが、本方彝は器を飾る饕餮の主文をはじめ、夔龍形などすべて力勁い表出を示して、よく時代の殷に遡ることを思はしめるものがあり、また器蓋の兩者に印した一字の銘も、中を持する「史」の古字たる點で、よく相應じてゐる。なほ器の色澤は白綠に近いが、一部分に銀色を呈したところがある。

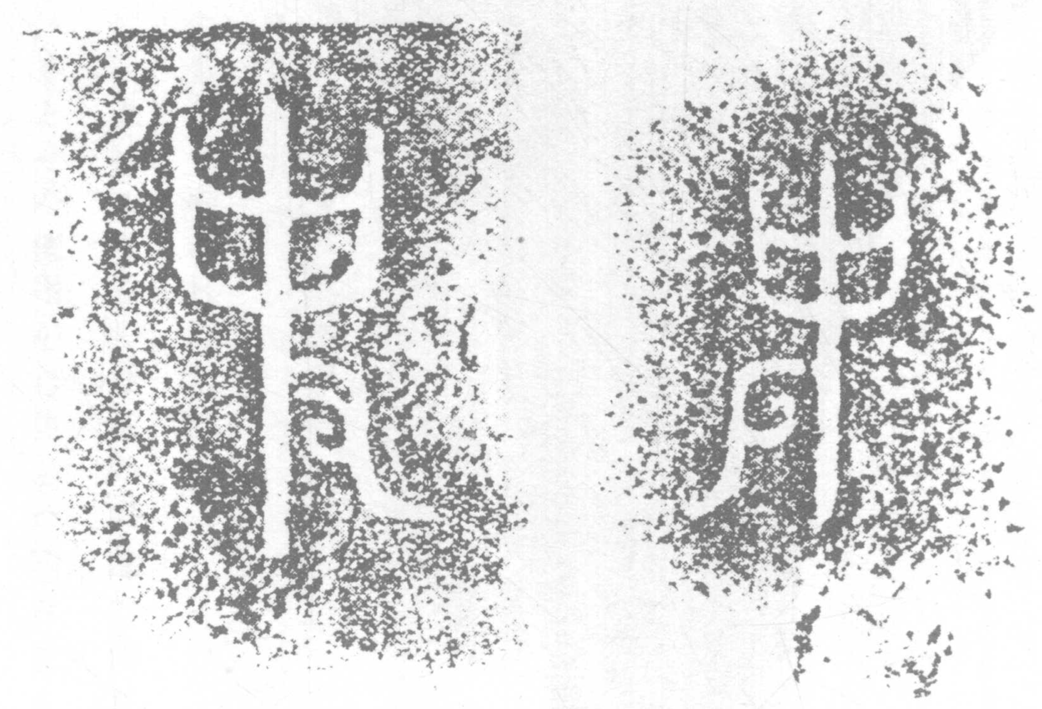

蓋（左）器（右）銘拓影

10 Quadrangular Wine Vase, *Fang-i*, with T'ao-t'ieh and Phœnix-like Dragon Ornament

Height 26.1 cm.

Yin Dynasty

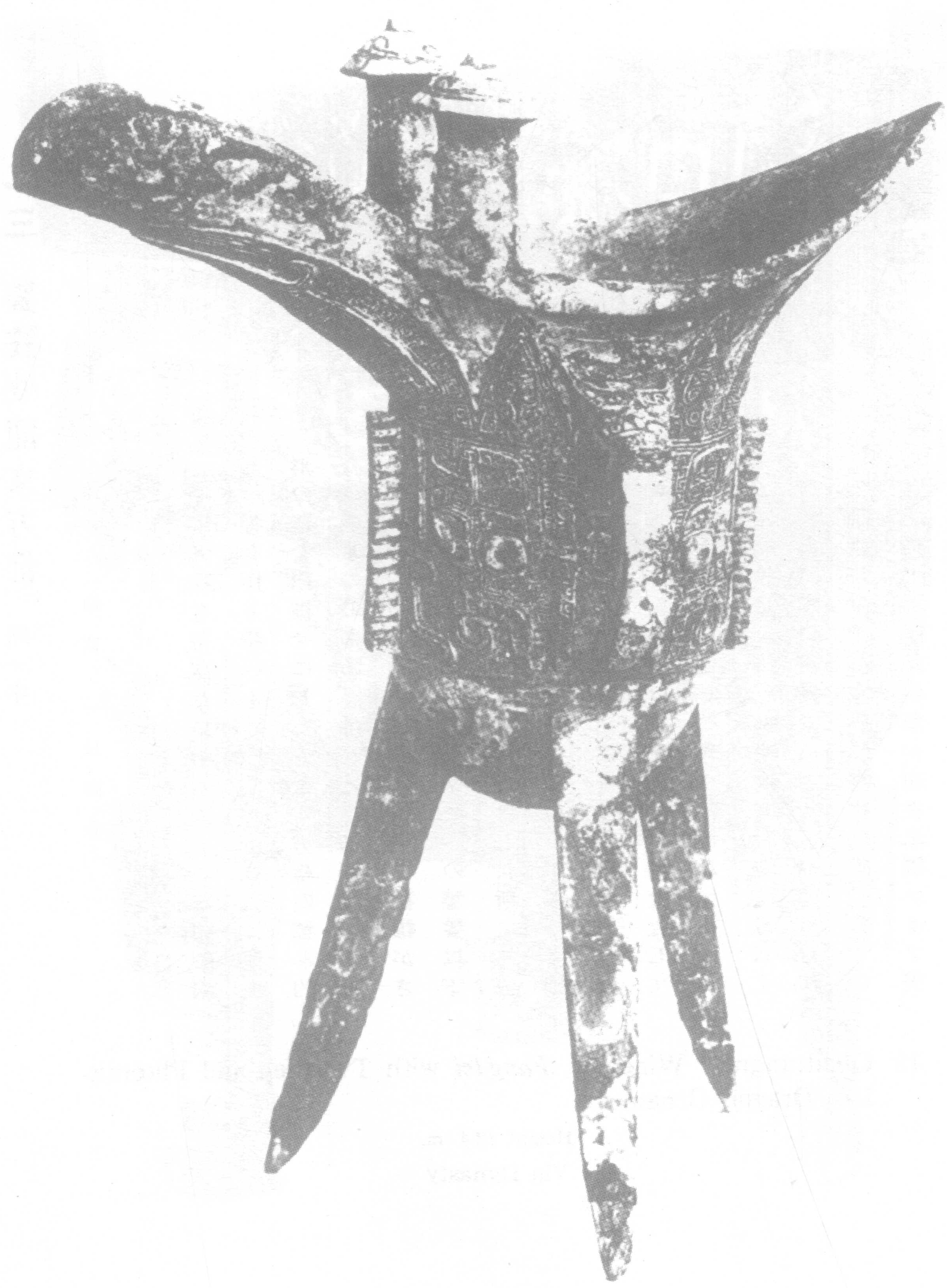

一一　饕餮蟬文爵　銘二字

通高　七寸

殷時代

古來飲酒の器として中國の古銅器中著しい爵は、三足二柱の深い器體の一方に大きい流(注口)があり、片側にこれを持ち上げる鋬を附した點で、その用途にふさはしい形をしてゐるが、而もまた極めて特色の多い形である。本器はこの種の遺品中、形の完好な一例であつて、器腹に於ける表徵化した饕餮の主文の上に、蟬文なり虺龍文を配してゐて、蟬文の整齊なことが認められる。そして鋬下には二矢を入れた矢筒の象形の下に更に異樣な一字が鑄表はされてある。されば是等の點から、本器が殷の後半に屬することは殆んど疑ふ餘地はなからう。この器いま白綠に近い色澤をしてゐるが、また鉛白色の部分も見受けられて、新たな出土品たるを示すものがある。

器銘拓影

11 Wine Cup, *Chüeh*, with T'ao-t'ieh and Cicada Ornament

Height 21.3 cm.

Yin Dynasty

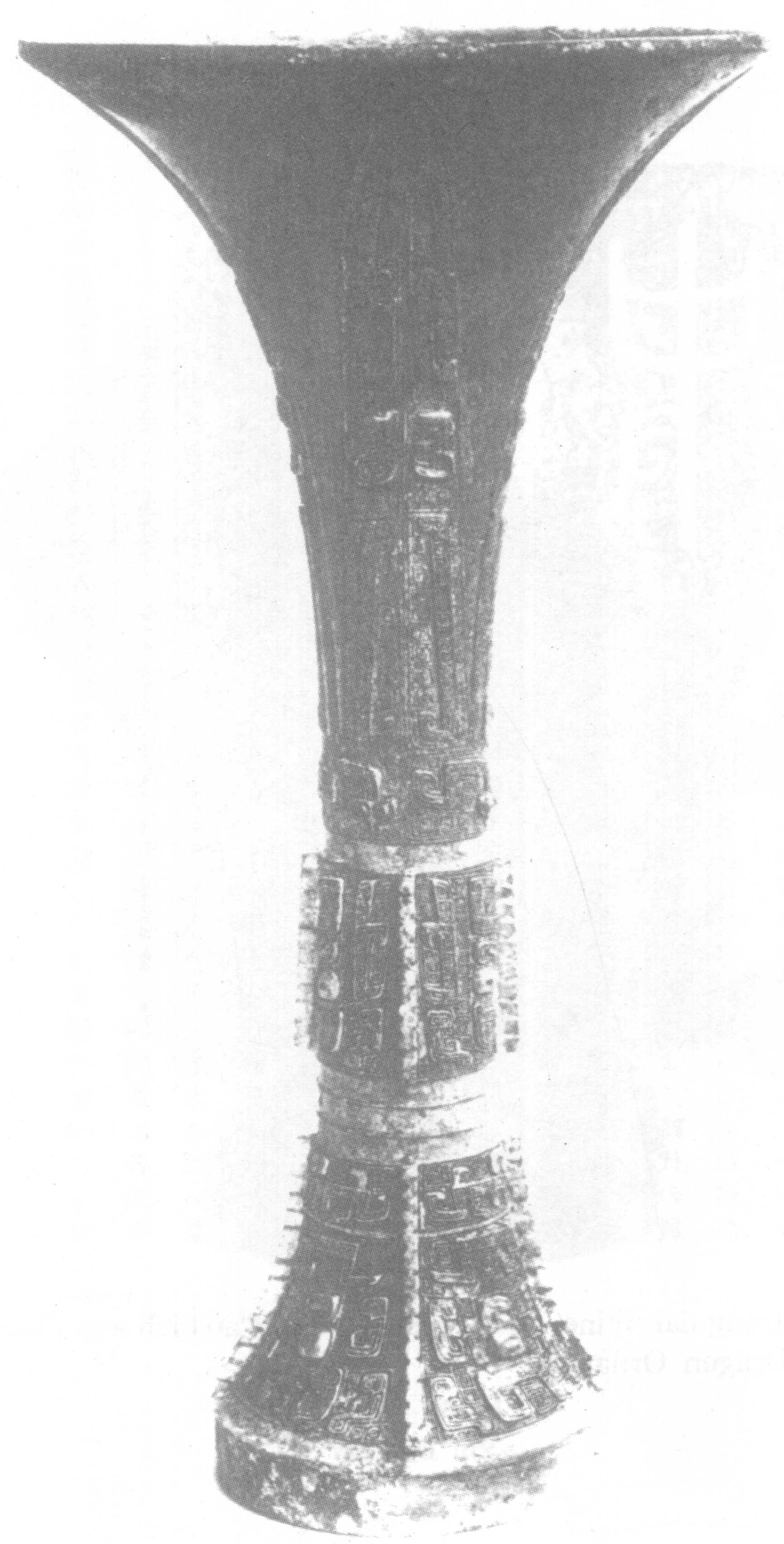

一二　饕餮虺龍文觚

高　一尺〇七分　口徑　五寸三分

殷時代

飲酒の器の一とせられる觚の基本形は尊に似てゐるが、器體が細長く、引いて朝顔形をした口頸部の外開きが目立つて、下邊の圏足のそれに相應ずるところ、自からまた一つの特色ある形をなすものがある。此の種の器は河南省彰德府外の殷墓の發掘以來、多數の遺品が見出されて、同代に盛行した事が知られるようになつた。本例はその一例をなすものであつて、器腹と圏足部との四方に稜を作り、飾るにやゝ表徵化した饕餮虺龍文を以てしたよく見受ける式である。器は銘を缺くが、而もその上半の銅色は玉質とも見まがふばかりのもので、この色澤の美觀を賞す可きである。

12　Wine Cup, *Ku*, with T'ao-t'ieh and Dragon Ornament

Height 31.5 cm.

Yin Dynasty

一三　饕餮夔龍文方罍　銘一字

通高　一尺四分

殷時代

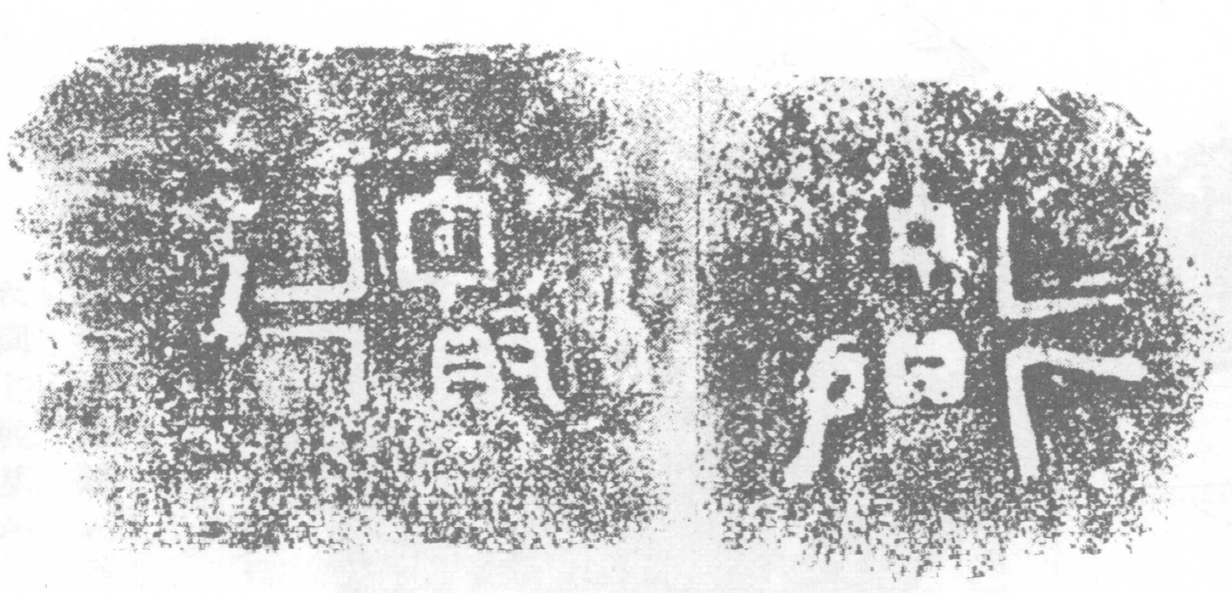

蓋（右）器（左）影拓銘

やゝ丸味を帶びた長手の方形の器體に兩耳一鋬を作り添へ、そのつぼんだ口頸に屋根形の蓋を內被せにしたところ、方罍の標本的な形のものである。併しこの器では、その四隅なり、それ〴〵の邊の中央にある稜線がさまで著しくなく、また飾るところの饕餮以下の主文の上に、雷文を重ね表はした所に特色があつて、是等が地文と共に表出が極めて細緻であり、兩耳一鋬と肩部を飾る半肉刻の獸首の力勁い表現との間に、對照の妙をなしてゐる。いま通體硬い綠銹で被はれてあるが、それを除いた一部分に白銀の地肌を現はした所があつて、白銅質であることが認められる。器蓋共に一種の象形の銘を印する。この銘と同じ一字銘の觚が、現在米國フリア美術館に收藏されてゐる。

13　Quadrangular Wine Jar, *Fang-lei* with T'ao-t'ieh and Phœnix-like Dragon Ornament

Height 42.4 cm.

Yin Dynasty

一四　饕餮夔龍文罍　蓋銘一字

通高　一尺六寸二分

殷時代

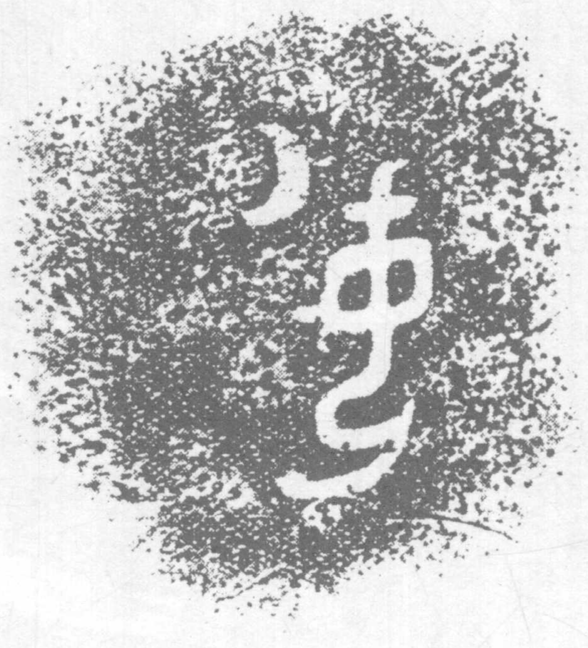

影拓銘蓋器

圈足を伴ふた長手の壺の、兩耳一鋬を附した完好な器に、內被せの蓋を添へたものである。緣銹はあるが、いまなほ一部に滑澤のある鉛黑の地肌をとゞめた色澤の美しい遺品であり、器內の群青銹は特に鮮かである。全面を飾る饕餮・夔龍文は、器ではそれ〴〵を三方に、また蓋は四面的な布置をしてゐて、すべてが平面的で、巧緻な鑄上りを示す。

従來この種圖文の器は時代の下るものと考へられて來たが、河南省彰德府外殷墓の學術發掘の結果、殷代に既に高浮彫の圖文と並んでその類の行はれた事實が確められるやうになつた。本器は蓋のみに見受ける母とも釋すべき象形の銘に併せ觀て、右の好例をなすものに外ならない。

なほこの罍では、その肩部の兩耳に圓鐶が具存して居て、耳の上邊の內側に、もとその使用から生じた凹みをも見受けるのである。これは器が本來鐶で垂下されて、片側の下邊にある鋬を引くことに依つて、器內の液體を他に移した事實を物語るものでなければならない。

14 Wine Jar, *Lei*, with T'ao-t'ieh and Phœnix-like Dragon Ornament

Height 49.1 cm.

Yin Dynasty

一五　饕餮文大鼎　銘二字

通高　一尺四寸四分　口徑　一尺一寸二分

殷周間

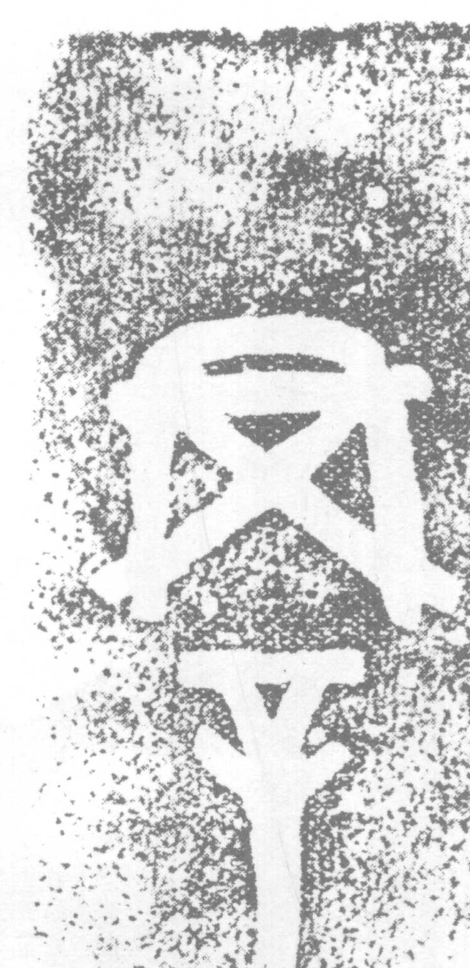

影拓銘器

鼎は鉢形の器上に鉉を貫く雙耳があり、下に三足を具へたものを云ふ。右の特色ある器形は、もと中國史前の時代に廣く行はれた烹飪の器たる鬲形土器の形を承けて發達したもので、古銅器にあつては最も著しい器形であり、宗廟祭祀の重器として特に尊重されたと傳へる。この器はその中にあつて、體が圓くて潤く、その三足の短くして太い式に屬し、飾る處の圖文は器側を匝る一帶中に、鼻端の突起して梁となつた饕餮文を四度繰返したもので、脚の上邊にも相似た怪獸文を附してある。是等の圖文は整齊で、雄勁な薄肉の表出を以てする標本的な式であり、器の內面には「𡧊辛」なる二字の鑄銘があつて、それはカールグレン教授の以て殷代の器を特色づけるとしたものである。是等の點から判ずると、本器の時代は蓋し周初を下らないであらう。この大きな鼎はいま通じて青翠の綠色を呈し、その古色がまた極めて美しい。

15 Caldron, *Ting*, with T'ao-t'ieh Ornament

Height 43.5 cm.

Yin or Early Chou Dynasty

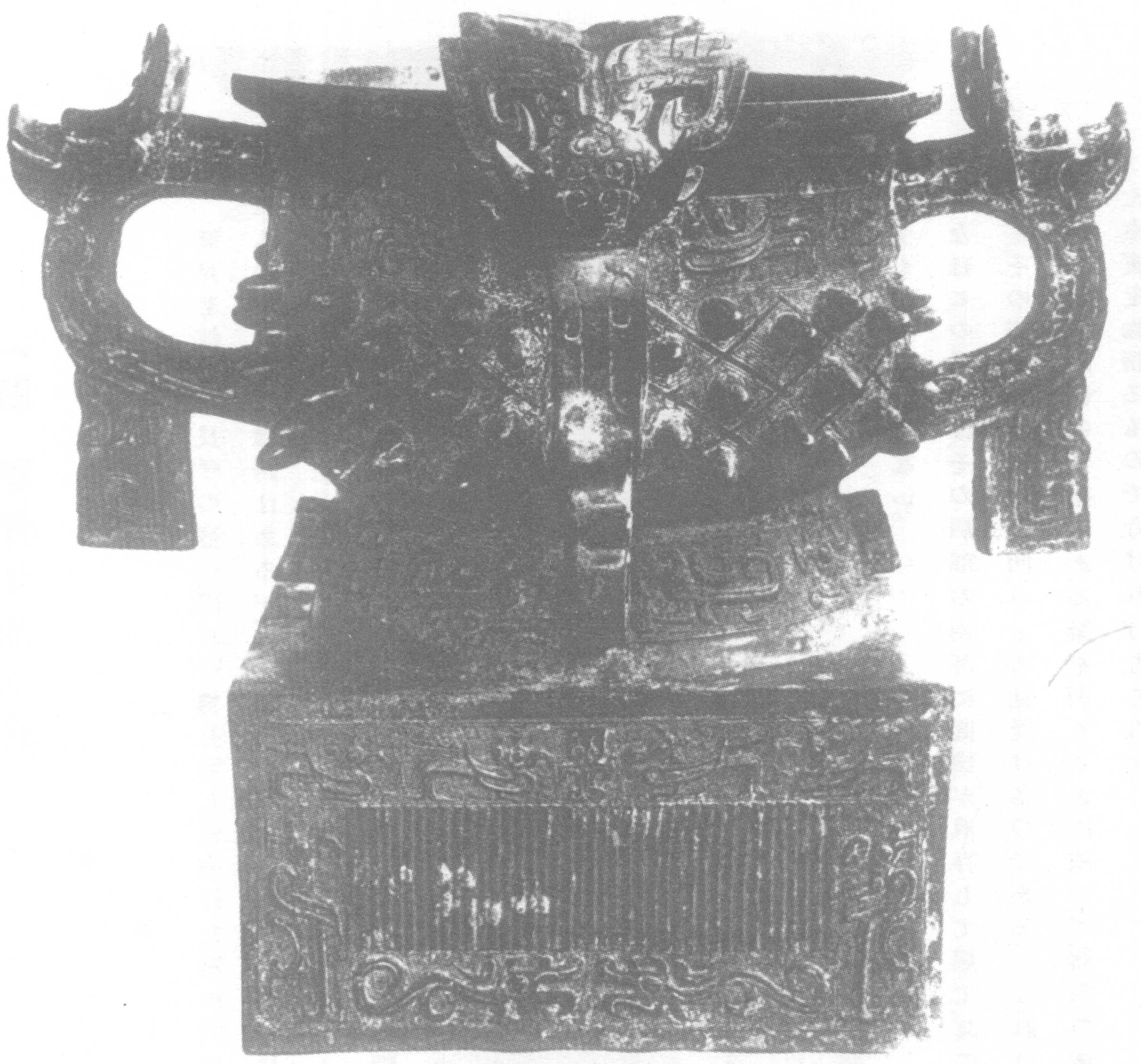

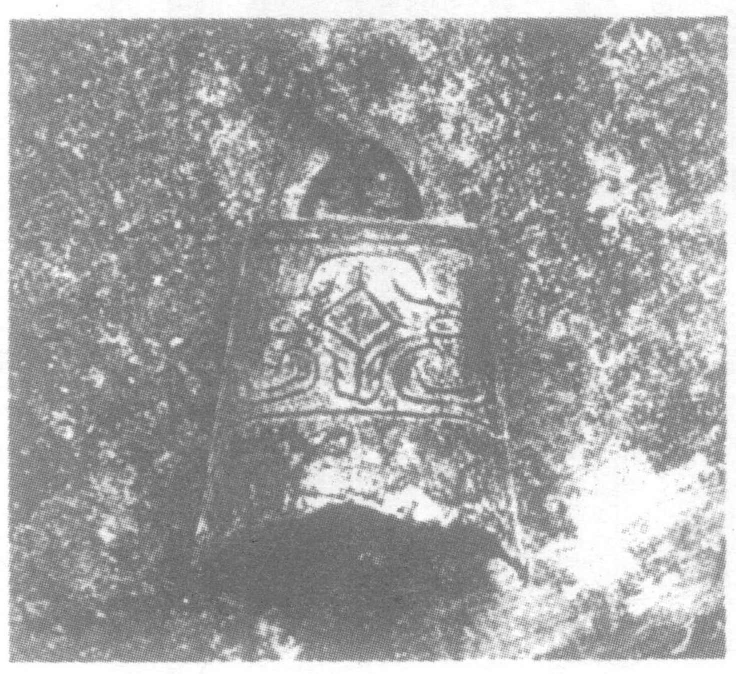

一六 犧首百乳夔龍文簋

通高 一尺

殷周間

古來敦と呼ばれて來た黍稷稻粱を盛る器であつて、類品の甚だ多いものゝ一であるが、この器は圈足を伴ふた鉢形の基本形態の四方に、犧首を飾つた四耳を着けた上に、更に下方に方形の大きな器臺を重ね作ると云ふ、中での最も複雜な式に屬し、加へるにその圈足の外底に小鐸を垂下してゐるのが珍らしい。 器から四出した飾耳の犧首は複雜な體をして、その正面には蟬文を印して居り、體を飾る百乳以下の夔・龍の兩文の示すところ、また嚴肅莊重な古銅器文の特徴を具象してゐる。 但し大きな方臺の四周を飾る圖文は、有名な柉禁のそれに相似た所があり、前者の表出もやゝ鮮鋭さに缺けてゐる所からすると、その實時代は或は西周の初期であるかも知れない。 尤も外底に垂下した小鐸はよく本來の原形をとゞめてゐて、表出された突線の獸面文が古調を存すること、圖示の如くである。

16 Corn Vase with Squared Stand, *Kuei*, with Ox-heads and Nippled Ornament

Height 30.3 cm.

Yin or Early Chou Dynasty

一七 犧首雷紋罍

通高 一尺二寸七分　口徑 四寸一分

殷周間

圖版第一〇に載せた一器と相似た形の罍であるが、彼に較べると器を飾る圖文は、雷紋のつゞいたものと、菱形雷紋の二者に限られ、而もそれが帶文として一部に施されたに過ぎないのであり、別にその圈足の下面に饕餮文で飾つた小鐸を垂下した點で差異を示す。 古銅器の圈足に小鐸を着裝した實例は、

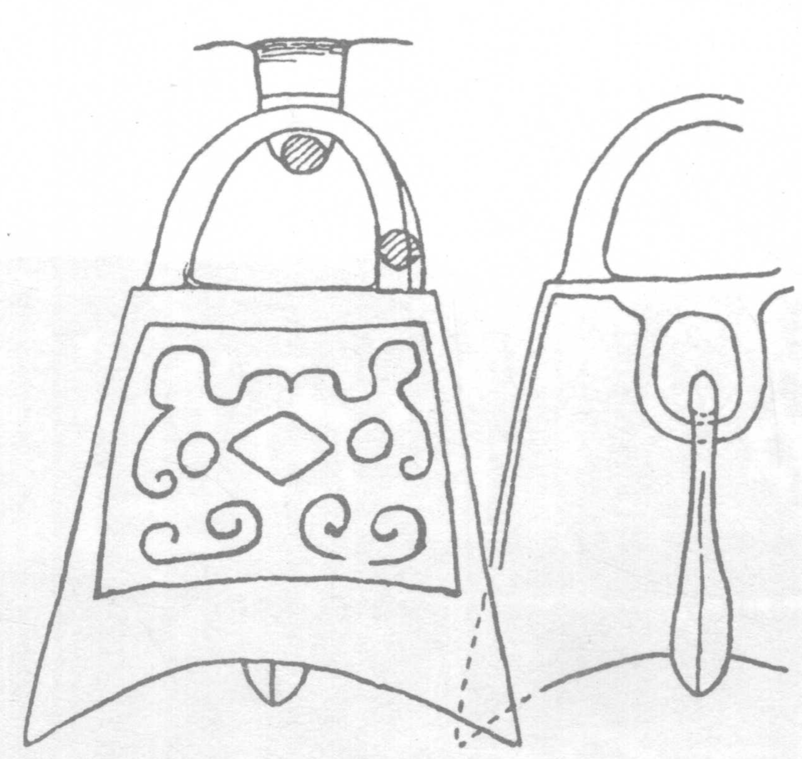

小鐸形狀圖（實大）

近年類品を加へたことであるが、本例は前例と共に本來の儘の狀態を保つた點が注目に値するであらう。 この器右の圖文に加へるに、示す器形なり兩耳一鋬の犧首飾のさまで莊重でない點などから、一見製作の時代が下るであらうことを思はしめるものがある。 引いて「白鶴吉金集」では鑑して周の後半の器とした。 併し爾後の所見からすると、その連續雷文は殷墟出土の白色土器文と趣を同じくし、又右の帶文の上下に圓珠文を配することは、近時明になつた殷墓出土の確實な銅器文に通じて認められるものであるので、この器も同代にまで遡り得ることが考へられる。 そしてその鉛銅の鮮かな土中古色を呈した體の器腹に、圖版でも認められる如く、もと網代様の編物の痕を印した點なども、殷墓出土品によく見受けられるので、今や本器の或は同地から出土した器ではないかとの憶測をすら加へしめることになつた。

17 Wine Jar, *Lei*, with Ox-heads and Meander Ornament

Height 38.5 cm.

Yin or Early Chou Dynasty

一八 夔龍象文尊 銘五十字

傳河南省洛陽出土

高 九寸八分 口徑 七寸三分

周代初期

酒器として遺品の最も多い尊のうちで、器體が筒形をして口縁部の外方に開いた式の一例をなすものであるが、その器側の四方に稜縁を附した點で古調を具へて居り、象文を中にして、兼て夔龍様文を以て全面を飾るところに特色がある。いま此の圖文に就いて見るに、象文は器腹の稜縁間に左右相向ふて、二者が同時に饕餮文とも見える様に配置され居り、夔龍文また主體の表出が肉を持つて、而も特殊な形を示したものであり、且つ兩者とも表出が極めて精緻である。その色澤は半ば以上青綠の蝦蟇斑銹で被はれてゐるが、鉛黑の水銀銅色をとゞめた部分が少くなく、そこに細かな亀裂が認められて、佳良の白銅質から成ることを推さしめるものがある。更にその內底に長文の銘を識してこの器の價値を高からしめてゐる(別刷拓影參照)

この尊は次に擧げる卣と共に、一九二九年(昭和四年)の冬、河南省洛陽で見出された三十餘器中の一であると傳へて、同時の出土品に有名な夨令二器がある。是等の銘文から出土の諸器が周初のものたることと、いまや一般に認められてゐる。いま銹の爲に半ば被はれて讀むことの出來ない銘の全文も、次の卣のそれや、また早く郭沫若氏の注意した一群中の盉の銘などから、明にせられるのである。拓影に併せ錄した釋文は、右の郭氏に從ふたものである(「燕京學報」第九號所揭「臣辰盉銘考釋」參照)

18 Wine Vase, *Tsun*, with Elephant and Phœnix-like Dragon Ornament
Said to found at Lo-yang, Honan Province in 1929
Height 29.7 cm.
Early Chou Dynasty

器銘拓影

銘釋文

隹王大龠于宗
周、徃饔葊京年
在五月既望辛
酉、王令士上眔史
寅殷于成周。䜌
百生豚、眔賓卣
鬯貝。用乍父癸寶
障彝。臣辰冊先

傍に●を附したものは盉其他の器の同文の銘で補ふた文字を示す。

象文拓影

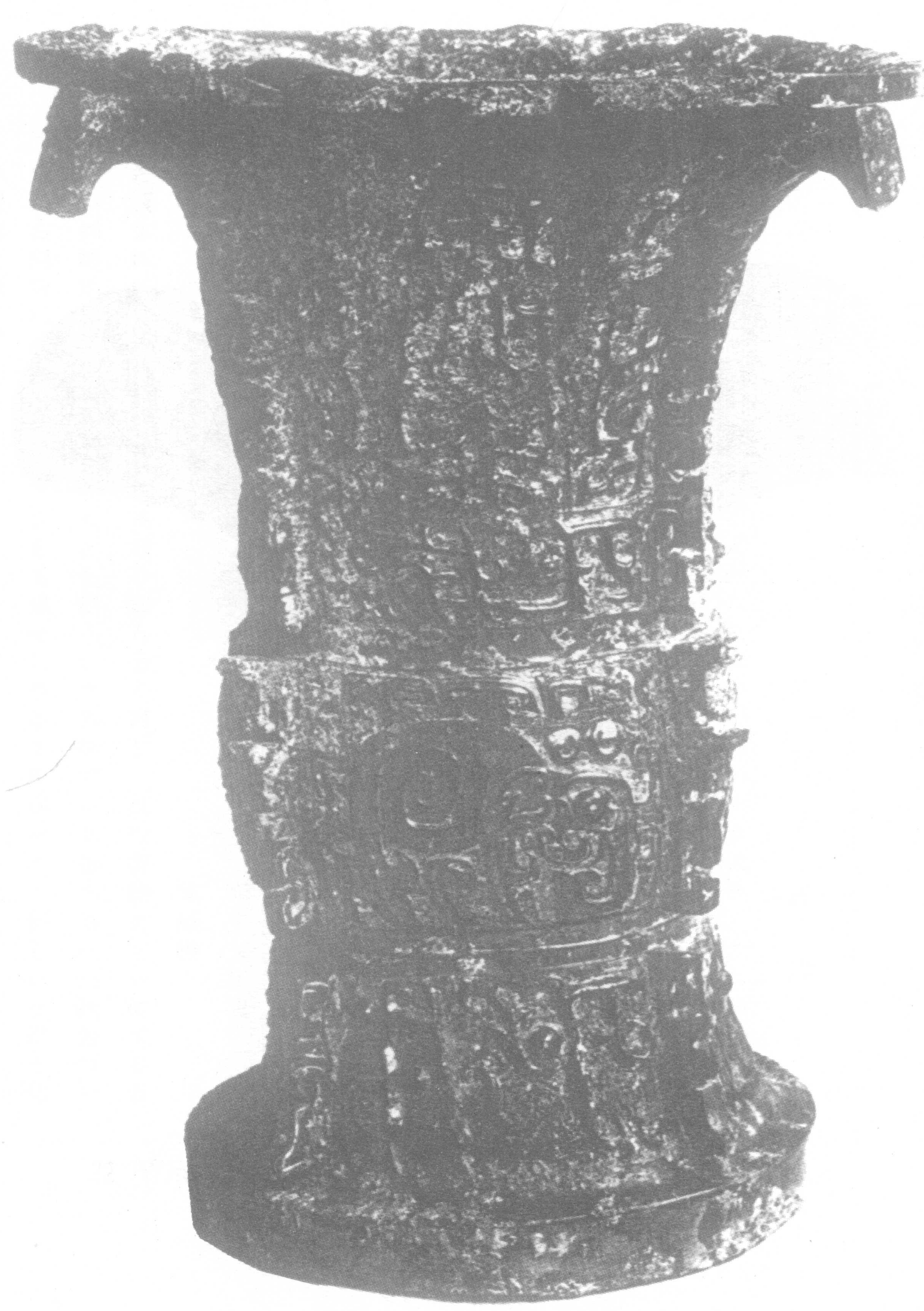

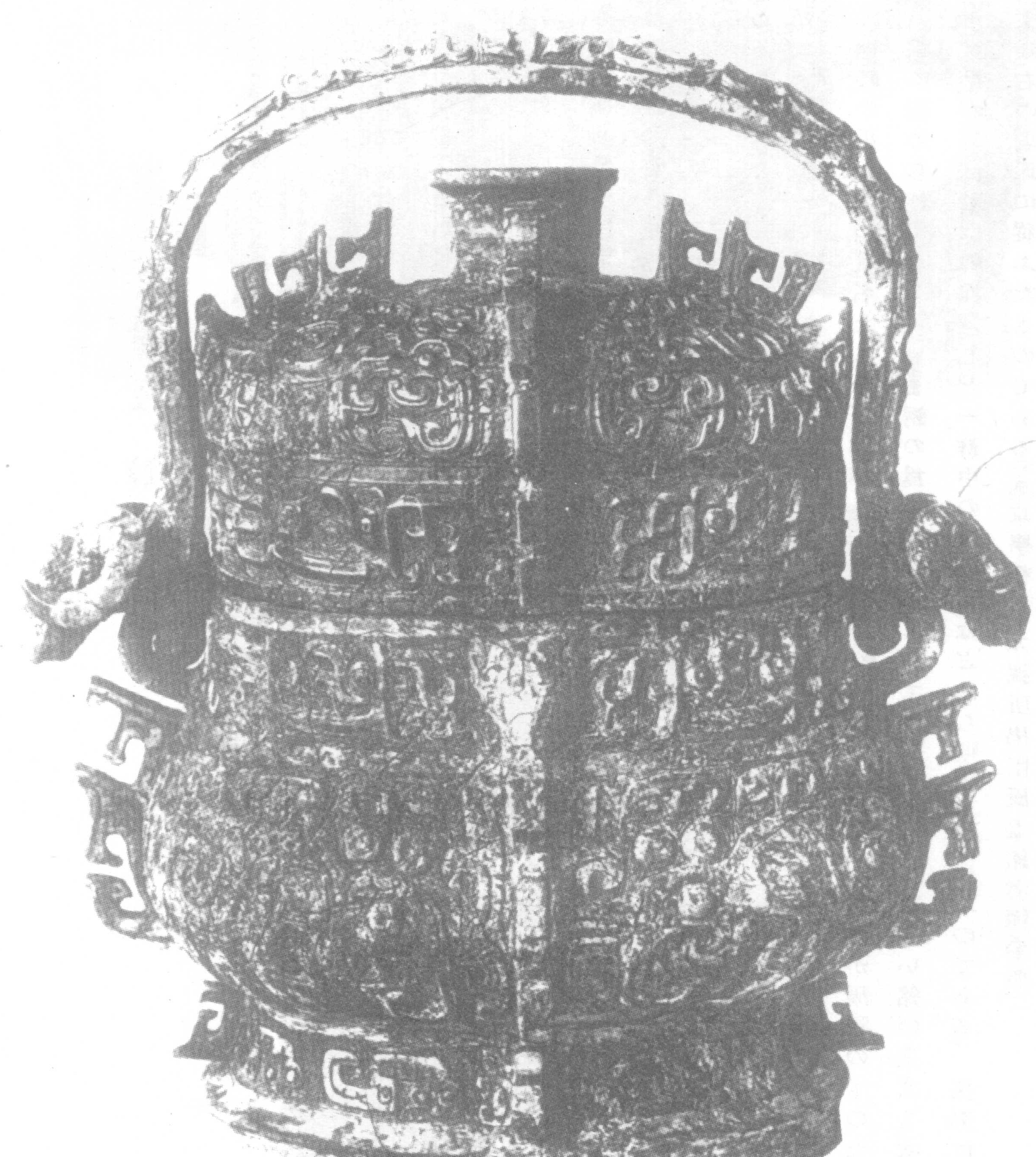

一九　夔龍象文卣　銘五十字

傳河南省洛陽出土

通高　七寸一分

周代初期

圖版第二及第五以下に若干例を載せたと同じ卣の一例であるが、この器の體は角丸の矩形に近くて、下腹部が張つて居り、また提梁は長軸に沿ふて架して、それの半環形に近い點などが違ふ。此の器依然として四邊に稜緣を見受けるが、器形自體がづんぐりとしてゐる點で別個な趣を示す。飾る所の象文以下の繁縟な主要文は、前圖版の尊と全く同一であるが、たゞこの器では圏足に乙字形をした虺文があり、また蓋の鈕座に一種の葉形文を附けなどしてある。その前者の虺文は安陽郊外侯家莊の殷墓から出土した銅器文や、學術發掘の際出土した木豆の印影に見る所と相似てゐるのが注意される。器・蓋共に内面に尊と同じ銘文が識されてあり、また白銅を以て作られて、それがいまなほ高い色澤をとゞめてゐる。されば尊と一具の器たることは疑を容れる餘地を殘さない。のみならず全然同じ卣がなほ一個あつて、故ウィンスロップ翁蒐集品の一として、いまハーバード大學のフォッグ美術館に收藏されてゐることと、こゝに併せ記すべきであらう。尤もそれは本例よりも大きくて、高さ八寸九分ある。

19 Wine Vase, *Yu*, with Elephant and Phœnix-like Dragon Ornament

Said to found at Lo-yang, Honan Province in 1929

Height 21.5 cm.

Early Chou Dynasty

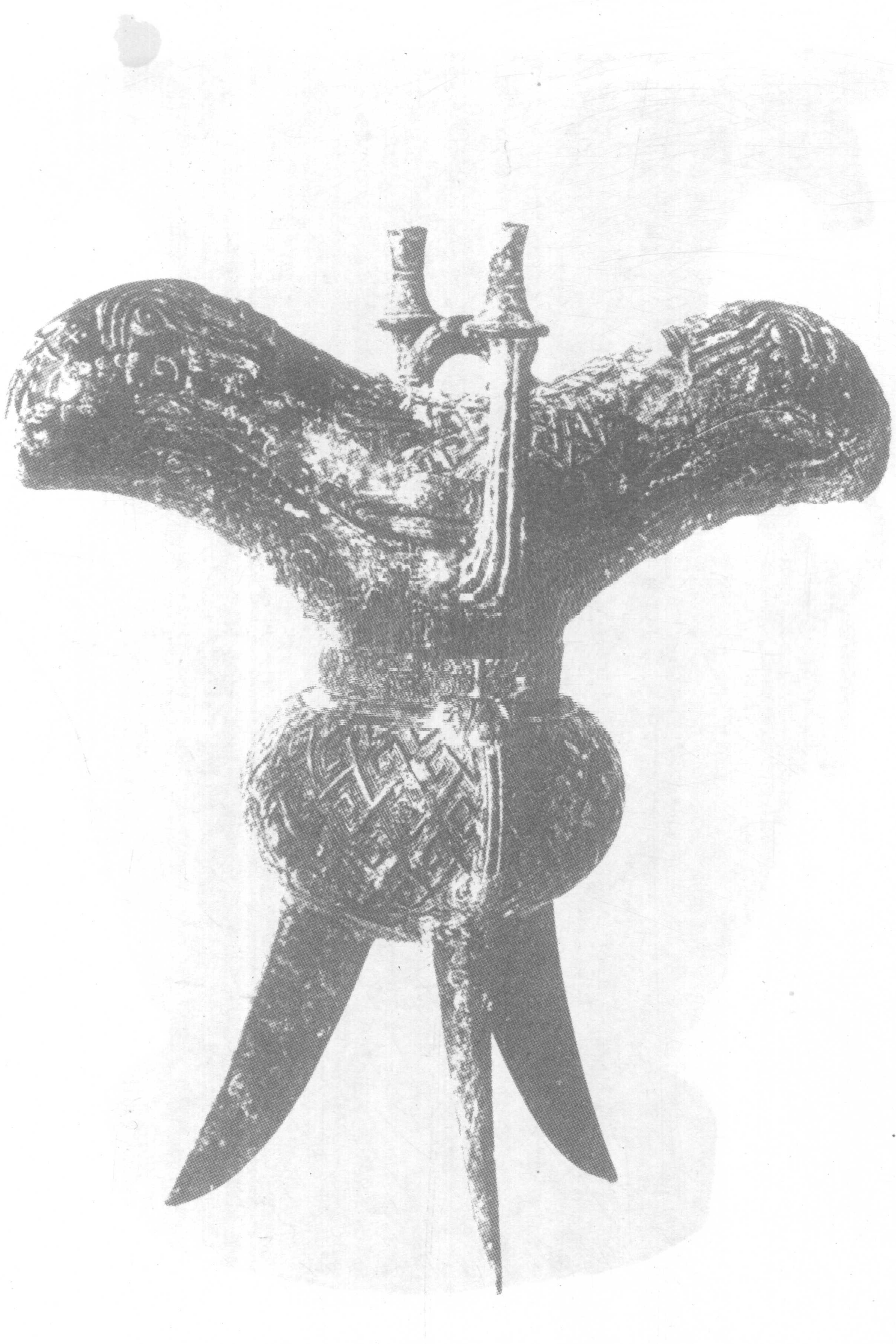

二〇　雷文犧首有蓋爵　銘三字

通高　八寸　口長徑　七寸

周代初期

三足二柱の器體の一方に獸首飾の鋬がある點、飲酒の器とする爵の通性を具へてゐるがこの器は體が珍らしく球形をして、口緣の前後に流を作つて居り、更に犧首飾の蓋を存する點に特色があり、なほ右の蓋の爲に雙柱が左右に曲り等して一層器形の變化を大にしたものである。器を飾る圖文は器蓋共に主として斜行雷文から成るが、別に器腹の上部に殆んど雷文化した線表出の饕餮文帶を添へてゐて、それらが共に細緻のうちに鑄上りがよく、殷墟出土の白色土器に見る主文との同似を示して、時代を判ずる上に一つの據所を與へるものがある。なほこの器一方の側の上邊に「乍佳壺」なる銘がある。

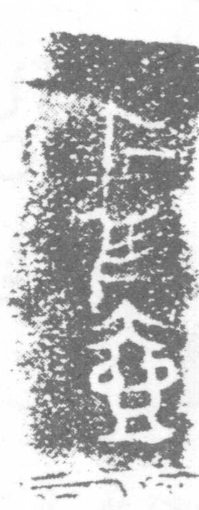

器銘拓影

これと全く同一の器が米國紐育のムーア夫人の藏品中にあつて、共に漆黑佳良な銅質に靑綠の鮮かな斑銹を點じ、同時に作られ、而も同所に埋藏された雙器だつたことを示してゐる。形の概ね一定した爵の間にあつて、本器は稀有な形のものたるばかりでなく、その鑄造の精また賞すべきである。

20 Wine Cup, *Chüeh*, with Ox-heads Cover and Meander Ornament

Height 24.2 cm.

Early Chou Dynasty

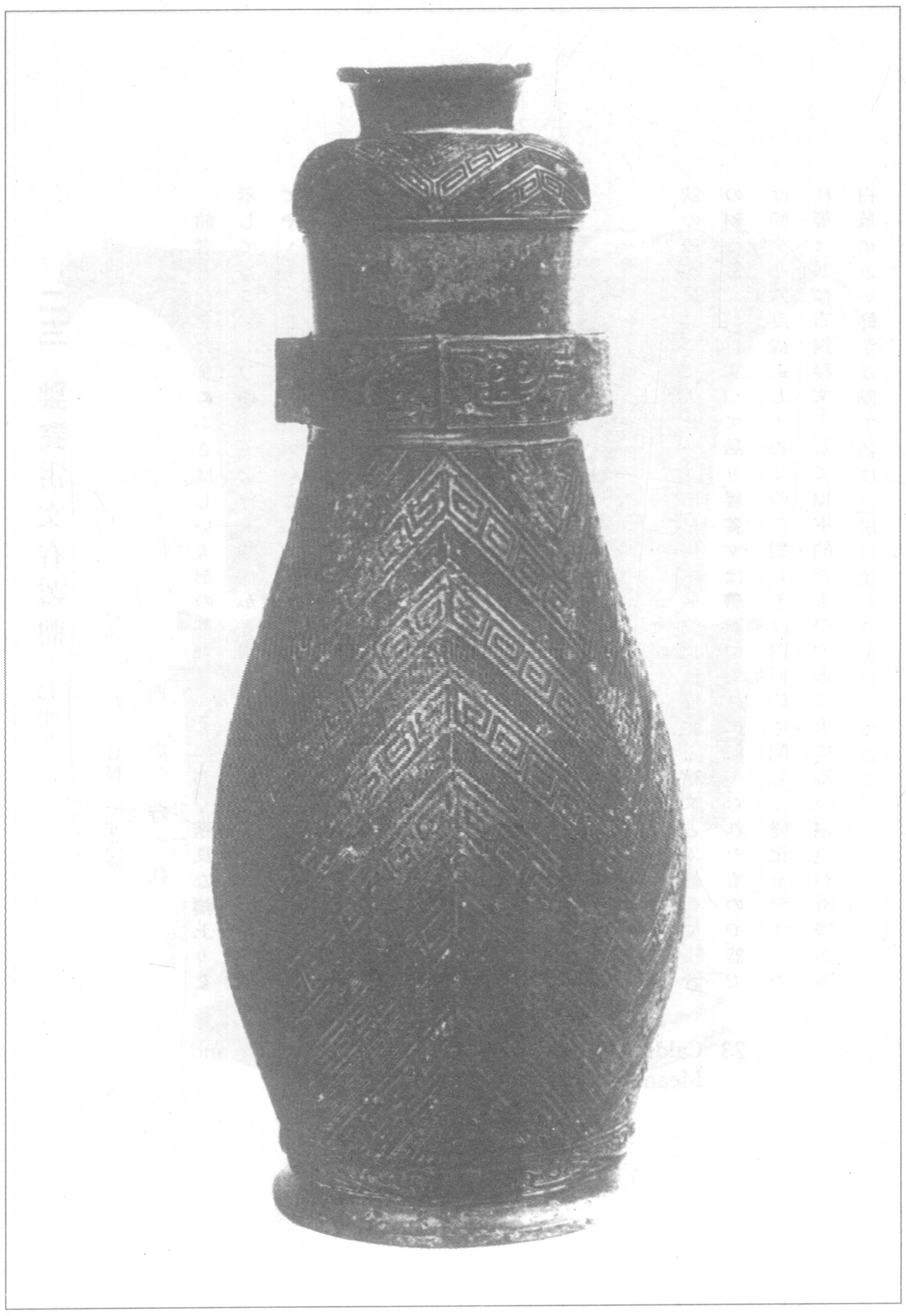

二一 夔鳳波形雷文壺 銘三字

傳河南省洛陽出土

通高 一尺一寸七分

周代初期

やゝ下腹部の張つた坐りのよい長頸壺で、上邊の兩側に環耳を滑け、それに杯狀の鈕のある蓋を內被せにしたところ、古銅器の中で形の完好な一つである。そして右の蓋鈕の側面に器の兩耳に相應する二孔を開いてゐるのは、兩者の結縛に資した事を物語るものであらう。裝飾文は蓋と身とを通じて波形の雷文が目立つてゐて、それにまた白色土器文との類似を示すが、器では別に右の圖文の上下に相向ふ夔鳳と、細長い虺龍から脫化したS字形文帶とがあつて、前者の禽形が整ふてゐる。器蓋の兩者にある三字銘は共に「乍旅壺」と讀まれて、よく上記の器形に相應するものがある。

器蓋銘拓影

この壺河南省洛陽の出土と云ひ、また前圖版の爵と共存したとも傳へる。その後者の所傳は、器の裝飾文なり色澤が相類するばかりでなく、三字銘が「乍佳壺」と「乍旅壺」とで、而も乍や壺字が全く符節を併せた如く一致するので、その然ることとなり、更に同時の鑄造の器たることをも察せしめるのである。かくてこゝに、これと全く同じ壺が巴里の故ワニャック氏の舊藏品に存したことが顧みられて（『支那古銅精華』圖版第一三八參照）前者の爵の二つ現存するのと相應じて、一雙の二組の器の存在が推され、いよ〳〵興味を加へるのである。

21 Wine Pot, *Hu*, with Phœnix and Meander Ornament
Said to found at Lo-yang, Honan Province
Height 35.6 cm.
Early Chou Dynasty

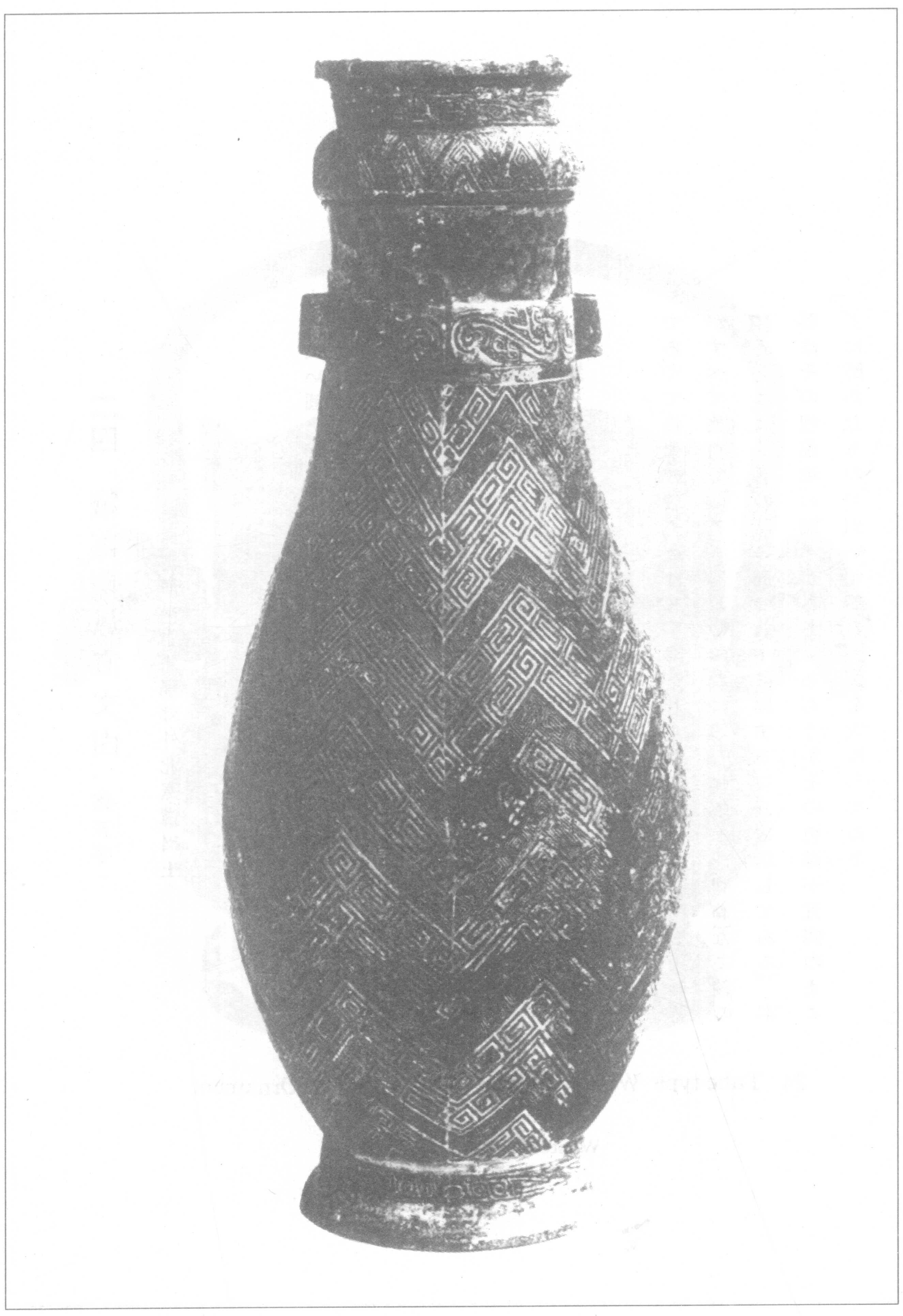

二二 虺龍波形雷文壺 銘十字

通高 一尺四寸一分五厘

西周時代

その示す器形は前者と殆んど異ならないが、形がより大きく、また飾るところの圖文に若干の違ひがある。即ち主要な波形雷文に見る細部の差異をはじめとして、器に於ける右の上下の兩文帶がそれ〳〵精緻であり、本例では大きな杯狀鈕の側面にも圈足に於けると同じ文帶を表はしてゐる。これ等は眼球を中核とした整つたものであつて、且つ通じて鑄上りの佳良なことが認められる。次に器・蓋共にある二行十字の銘は

奪乍父丁寶
尊彝姍

と讀まれて、これが次に載せる鼎の銘と全く同じく、且つ書體をも一にするところ、同時に作られた器たることを推さしめるのであり、加へるに銅銹色の一致から同所に埋藏されたことをも察せしめるものがある。但しいま出土地の所傳を缺く。

器蓋銘拓影

22 Wine Pot, *Hu*, with Dragon and Meander Ornament
Heiget 42.9 cm.
Western Chou Dynasty

二三　饕餮雷文有蓋鼎　銘十字

通高　一尺　口徑　七寸八分

西周時代

前者と組をなすにふさはしい大形の鼎であつて、同じく精良な鑄上りを示してゐる。この鼎は蓋を伴ふ關係から兩耳が外側に作られて居り、深くてやゝ下張りの體に短いが太い棒狀の三脚を着けたものである。而して器に作られた內緣に外被せにした蓋は淺くて、上面の杯狀の鈕が目立つて大きい。器を飾る裝飾文は饕餮と雷文とであつて、後者の斜行雷文が目立つて居り、饕餮文は帶狀にそれに添へられたもので、器では同文を六度繰返してゐるのに對し、蓋は四面的に配して變化を示す。これ等は共に古銅器文として標本的なものである上に、器の銅色が滑澤ある白緣に近い鮮かな點で、器に一層の美しさを添へてゐる。

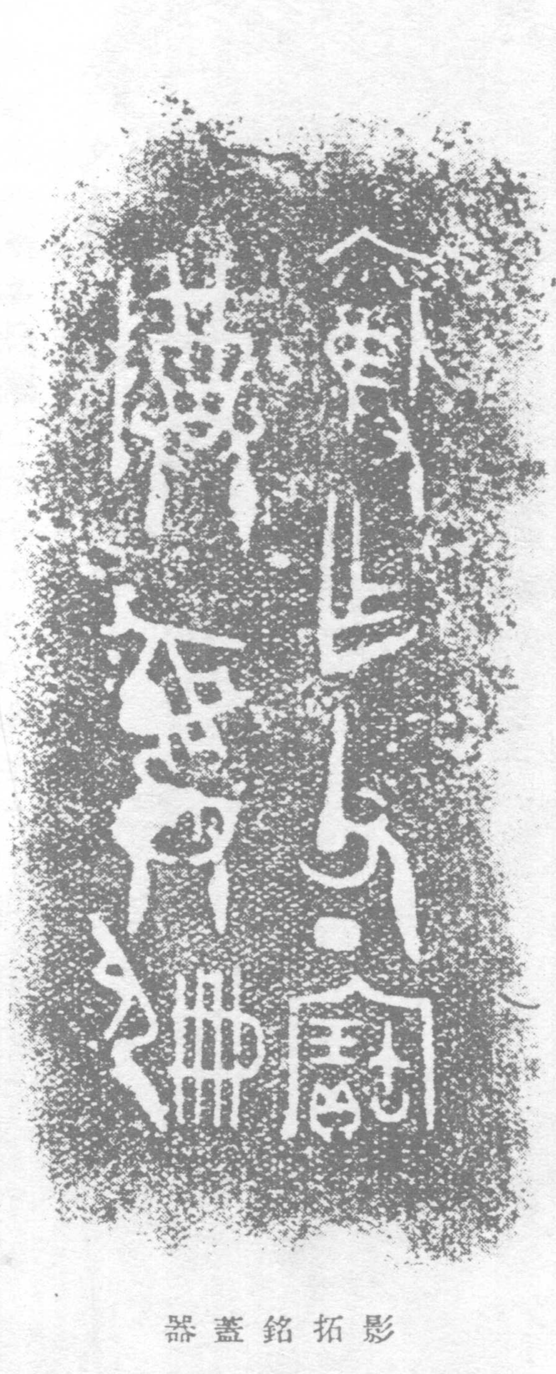

影拓銘蓋器

23　Caldron with Cover, *Ting*, with T'ao-t'ieh and Meander Ornament

Height 30.3 cm.

Western Chou Dynasty

二四　犧首夔鳳直文卣　銘五字

傳河南省洛陽郊外北窯鎮出土

通高　一尺〇五分

西周時代

長い圓筒形の器體に、內被せの蓋を附した上に、犧首で兩端を飾つた提梁を架した卣である。飾るところの圖文は、所謂直文と夔鳳形とを交互に配したものであつて、提梁の帶上にはZ字形をした兩頭の虺龍を配し、それ等がすべて整齊である。器蓋の兩者に印した「乍父戊寶彝」なる銘の體と共に、よくこの器の周の前半に屬することを示してゐる。本器はその埋沒地の關係からでもあらうか、その色澤が五彩のまことに鮮かなもので、引いて器の美觀を大にしてゐる。

影拓銘蓋器

24　Tube-type Wine Vase, *Yu*, with Phœnix Ornament

Height 31.8 cm.

Western Chou Dynasty

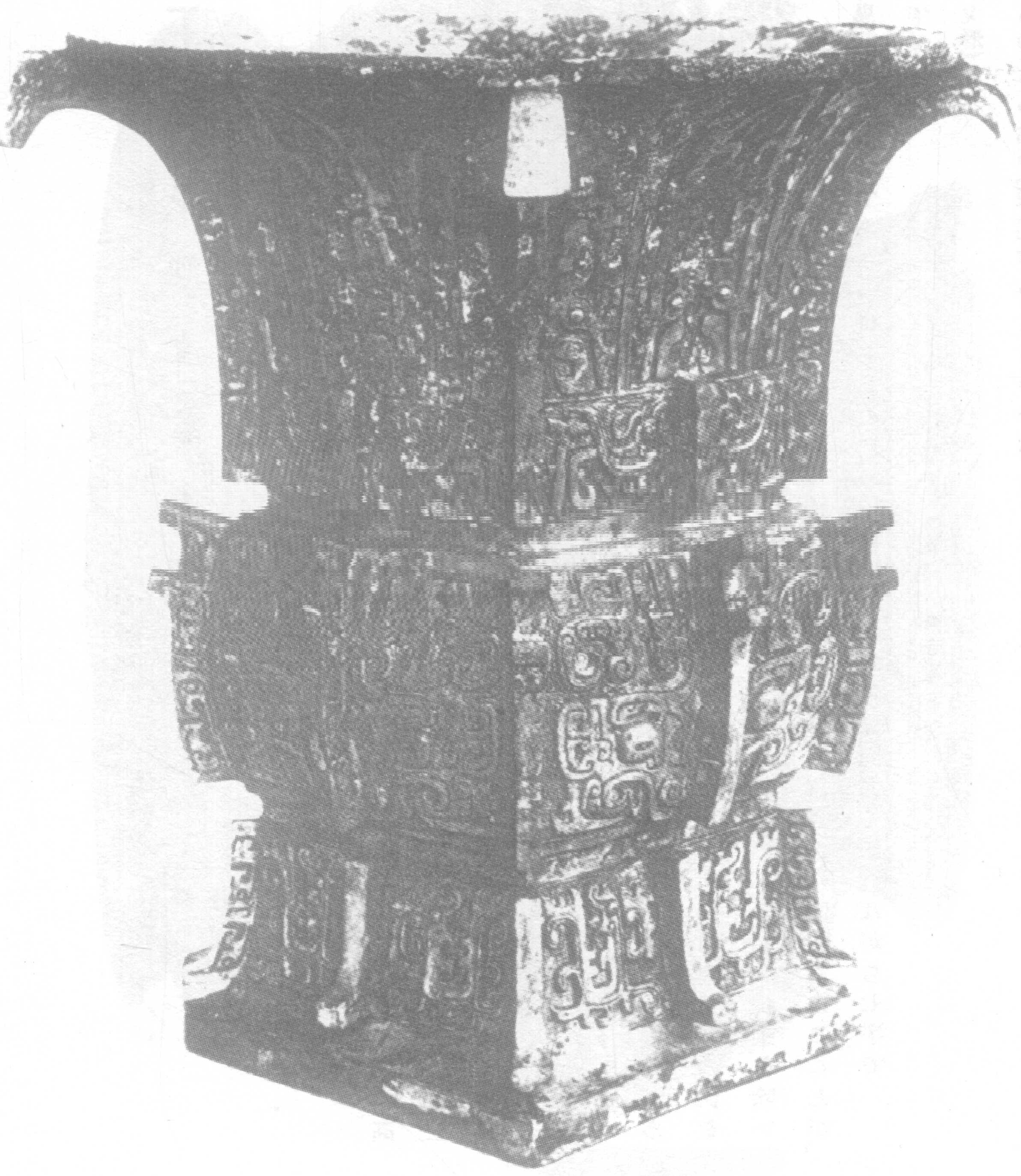

二五　夔鳳饕餮文方尊　銘六字

高　九寸一分　口徑　七寸六分

西周時代

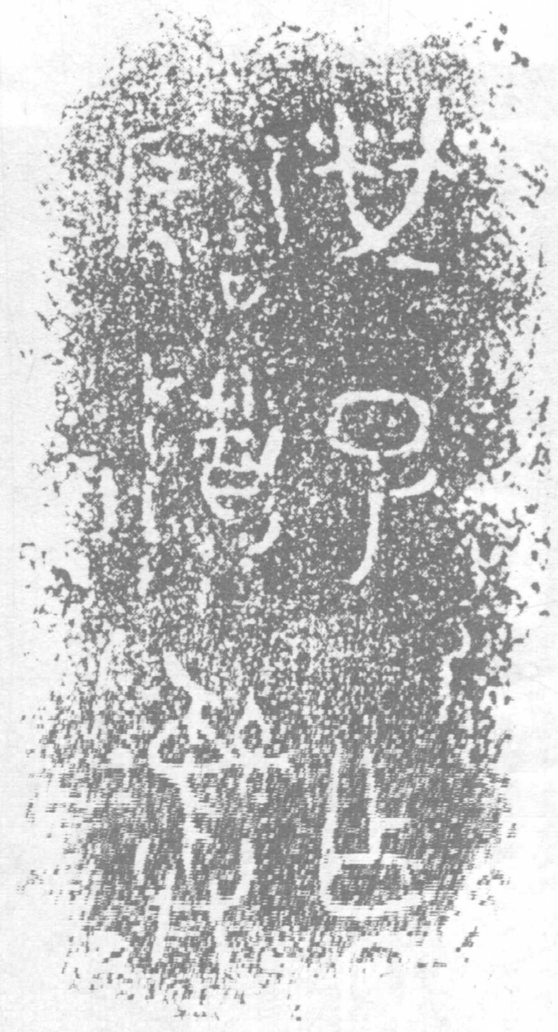

器銘拓影

此の尊四方に稜線を作った厚手の鑄器たることは、圖版第一八のそれと相似てゐるが、器體の方形であるのは著しい違ひであつて、器腹を飾る饕餮の主文をはじめ、各部に配する夔鳳・虺龍文などの表出の重厚鮮鋭なることも、一の特色をして居り、まことによく嚴肅な古銅器としての特性を具象するものである。器の内底にある二行六字の銘は「癸子乍寶尊彝」と讀まれる。初の一字はもと芺と釋されたが、これは蒸し榮の古字であらう。この尊通體滑澤の多い白綠色を呈し、口縁の一部には青綠の斑銹を點じて鮮かな土中古色をしてゐる。米國シカゴの美術館に同文同銘の方彝を藏する。されば二者は同時に作られた一群の器で、同所から見出されたものであるだらう。

25 Quadrangular Wine Vase, *Tsun*, with T'ao-t'ieh, Dragon and Phœnix Ornament

Height 27.6 cm.

Western Chou Dynasty

二六　夔鳳文卣　銘六字

通高　六寸七分

西周時代

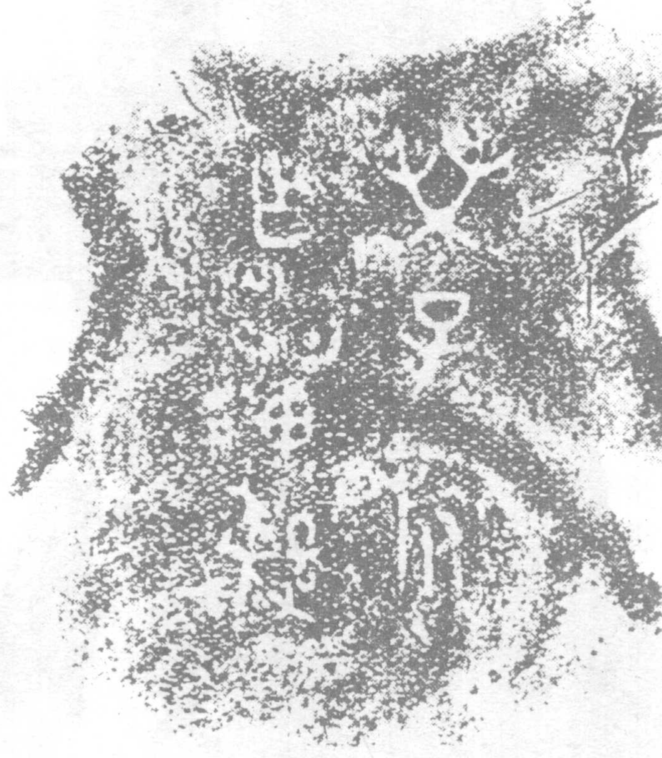

器蓋銘拓影（實大）

角丸の器の長軸に沿ふて提梁を架したこの卣の形は、圖版第一九の遺品に近いが、體に稜線がなくて、外形がより完好であり、圖文また彼の如く繁縟ではない。右の裝飾文は器蓋共に、上に頂點を置いた二等邊三角形狀の區劃内に、相向ふ薄肉の夔鳳を表はしたものをば、四方に配した珍らしい構圖で、蓋の側面なり提梁上の細長い帶にも相應じた夔鳳文が表はされてある。器・蓋共に二行六字の鑄銘があるが、器底のそれはいま銹に覆はれて居り、蓋の方もうち一字は銹の爲に不明であるが、また「癸子旅乍□彝」と讀み得て、前圖版の銘との同似が注意される。そしてこの器また白綠の色澤に綠銹を點じた土中古色の鮮かなものである。

26 Wine Vase, *Yu*, with Phœnix Ornament

Height 20.3 cm.

Western Chou Dynasty

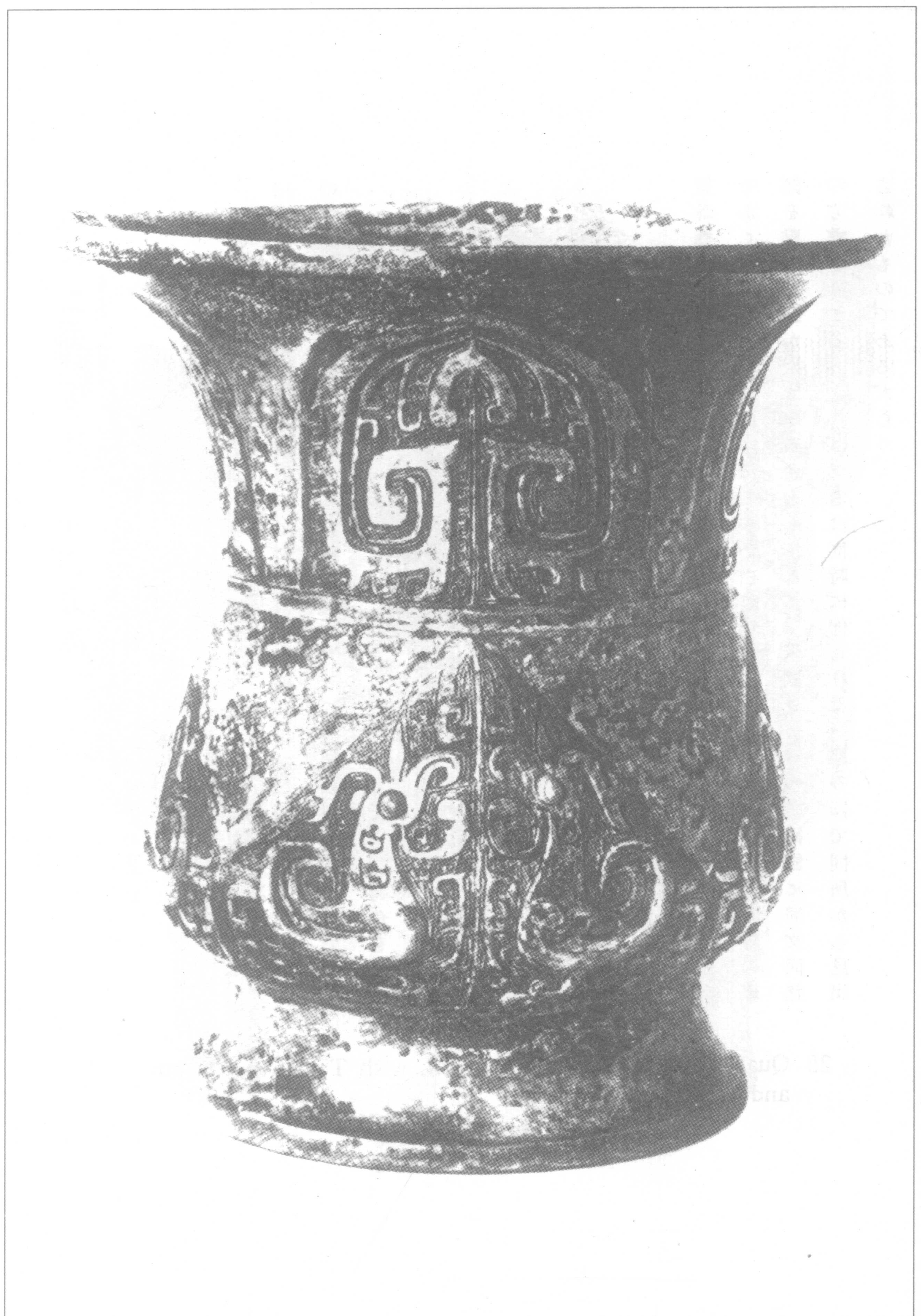

二七　夔鳳虺文尊　銘七字

高　五寸八分　口徑　五寸四分

西周時代

器腹からゆるやかな線でやゝ外に開いた大きな口頸部につゞき、それに坐りのよい圜足を附した高さのあまり目立たない器形は、尊に少なからず見受けるものながら、此の器を飾る圖文は、體に於ける三角形內に容れた薄肉刻の夔鳳文と、口頸外側にある一種の虺文とで、その前者に特色が認められる。右の圖形は前圖版の卣に見るものと全然軌を一にしてゐる上に、器の示す銅色また頗る相近いものがあるので、これまた古銅器によくある尊・卣一具の例をなすものと解せられる。更にこの場合提梁を除いた卣自體の高さと、尊の器高との同一であることが、一層その然るを思はしめるのである。併しこの器の內底に印した銘は、同じく二行ながら七字で

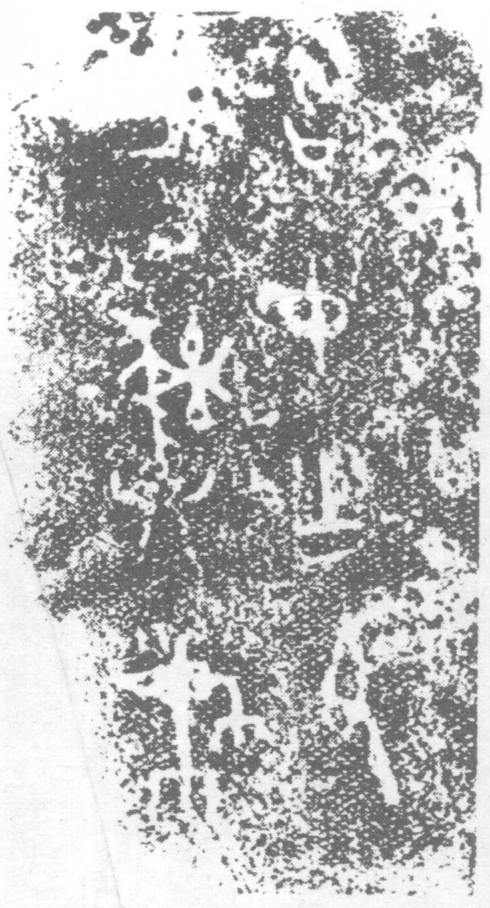

器蓋銘拓影

旨中乍父
己彝(戈形)

なる全く違つたものたる點で、疑問がのこるのである。

27 Wine Vase, *Tsun*, with Phœnix and Dragon Ornament

Height 17.5 cm.

Western Chou Dynasty

二八　變形獸文壺

通高　一尺四寸三分五厘

周時代

壺としての示す形は、圖版第二一第二二の両器に似てゐるが、細長い器腹は中央の部分で張つて、それから上下に一層優美な曲線を示したものである。施した圖文も蓋と、器の上邊の兩耳間に限られゐて、他は素文と云ふ簡素な式である。而してそれ等の圖文は、鮮鋭な鑄上りを示すが、可なり圖文化してゐる。この器で特筆すべきは圖版に示したように、內被せの蓋の作りがやゝ厚手で、その下部が口の潤い鉢形に作られてゐて、上下を逆にすると、同時に完好な杯をなすことである。これはいまアムステルダムのヴォート氏蒐藏の一器と共に稀有な例をなすものである。本壺は通じて鉛黑と白綠との相半ばする地肌に、群靑と綠銹とがあつて、近時新出の器たることを示してゐるが、出土地の所傳を缺く。

28 Wine Pot, *Hu*, with Conventional Animal Ornament

Height 43.5 cm.

Middle Chou Dynasty

二九　虺龍羽狀文盨　銘九字

傳陝西省寶鶏縣出土双器の一

通高　六寸

周代中期

長軸の兩端に双耳を附した角丸の器體に、大きな蓋を内被せにしたこの器の外觀は、簋と相似たところ多いが、而も右の横に長い形などから『説文』に言ふ盨に當つべきであることが今や通説となつて來た。この器の裝飾は、器蓋共に刳り方を加へた横帶の間に、羽狀の突帶文を配し、圏足に獸面から脫化した波狀の透文を表はしたものであるが、更に蓋の杯狀鈕の上面には兩頭の虺龍形を薄肉で鑄出し、また器の底外面にも格子狀の突線文を表はしたのが注目されるのである。器・蓋共にある二行の銘は

白羕乍旅段
其永寶用

と讀まれて、是等から周の中葉の器たることが知られる。いま鉛銅色の上に鮮かな綠銹を着けてゐる。なほ本双器の外に、同一の器の米國ミネアポリス美術館にも藏するのを附記すべきであらう。

器蓋銘文杯影

29 Corn Vase, *Hsii*, with Conventional Dragon, and Feather-like Ornament
Said to found at Pao-chi-hsien, Shensi Province
Height 18.2 cm.
Middle Chou Dynasty

三〇　饕餮夔龍文方壺　蓋銘一字

通高　一尺五寸四分

周代中期

角丸の長大な有蓋の壺であつて、その器には大きな圏足を着け、また上邊に游鐶を伴ふ兩耳を作つてある。別に鑄造して後にさし込んだ跡をのこす右の兩耳を飾る獸形は、鼻が長く伸びて象を表はしたことの推されるものであり、また蓋の上面には眼球を中にした一種の虺形を薄肉で圖してゐて、これが器の外面を飾る圖文と同巧である。是等の圖文は兩耳間の夔鳳形の整つてゐるのを除くと、孰れも圖文化して、その帶文に前圖版の盨の圏足に見受けたものとの同似が認められる。されば内被せの蓋の一部に「子」なる古式の銘を見るが、生氣を缺いたその書體よりして、製作時代は東周に下るであらう。

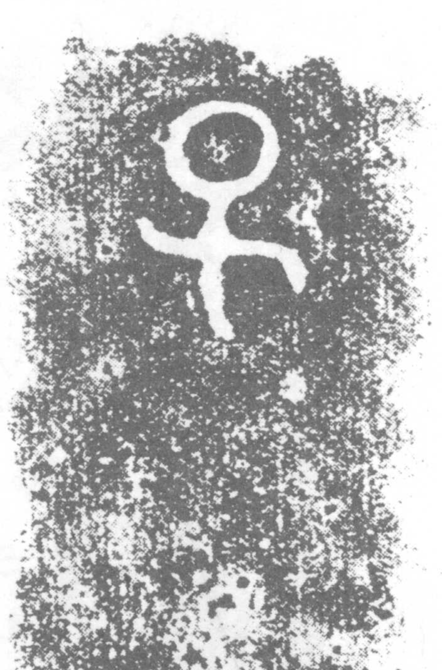

器蓋銘拓影

30 Quadrangular Wine Jar, *Fang-hu*, with T'ao-t'ieh, Phœnix and Dragon Ornament
Height 47.0 cm.
Middle Chou Dynasty

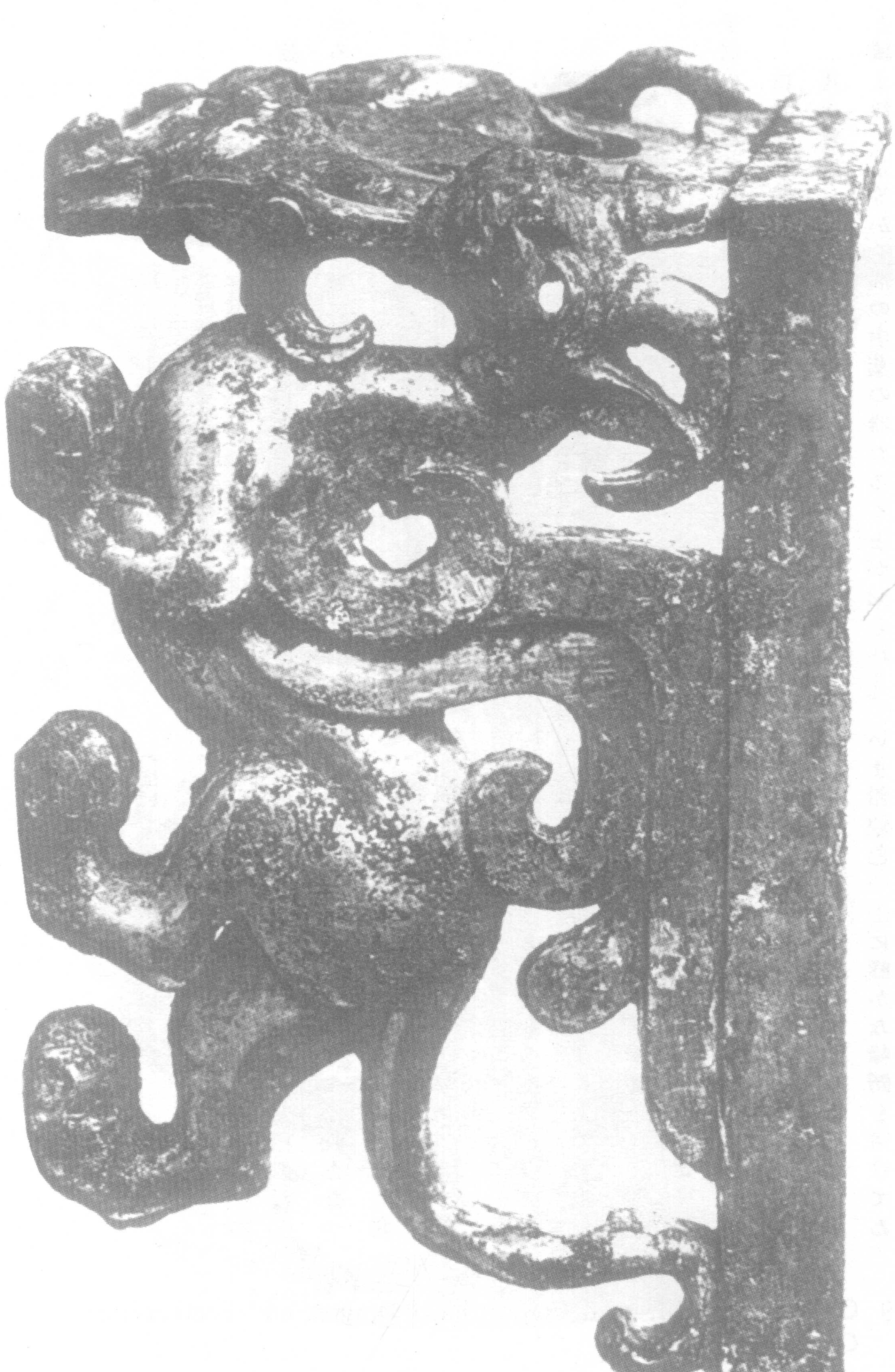

三一 鎏金透獸形隅金具

河南省洛陽郊外金村古墓出土

實大

戰國時代

いま一双ある鍵手をした器脚金具の一であつて、上方の直縁の下、その隅の部分に獸首を置き、體軀をそれから左右に開展して兩側面を飾ると云ふ意匠のものである。そして右の體軀の背面には共に他の物質に着装する爲の釘を作り出してある。表はされた獸形は有翼の長い角をそなへた特色のあるもので、これが半肉の透彫に作られて雄勁な手法を示してゐる。白耳義ブラッセル市の故ストックレー氏の蒐集品に、銀錯の相似た遺例はあるが、本遺品は全面燦然たる黄金色を呈した豪奢なものであり、且つ出土地の金村古墓たることが明なところから、相似た類の實時代を判ずるに一つの據所を與へる點で注目されるのである。

31 Gilt Bronze Fitting of a Corner, representing Winged-Animal

Found one of tombs at Chin-ts'un, Honan Province

Actual Size

Warring States (4^{th} or 3^{rd} cent. B. C.)

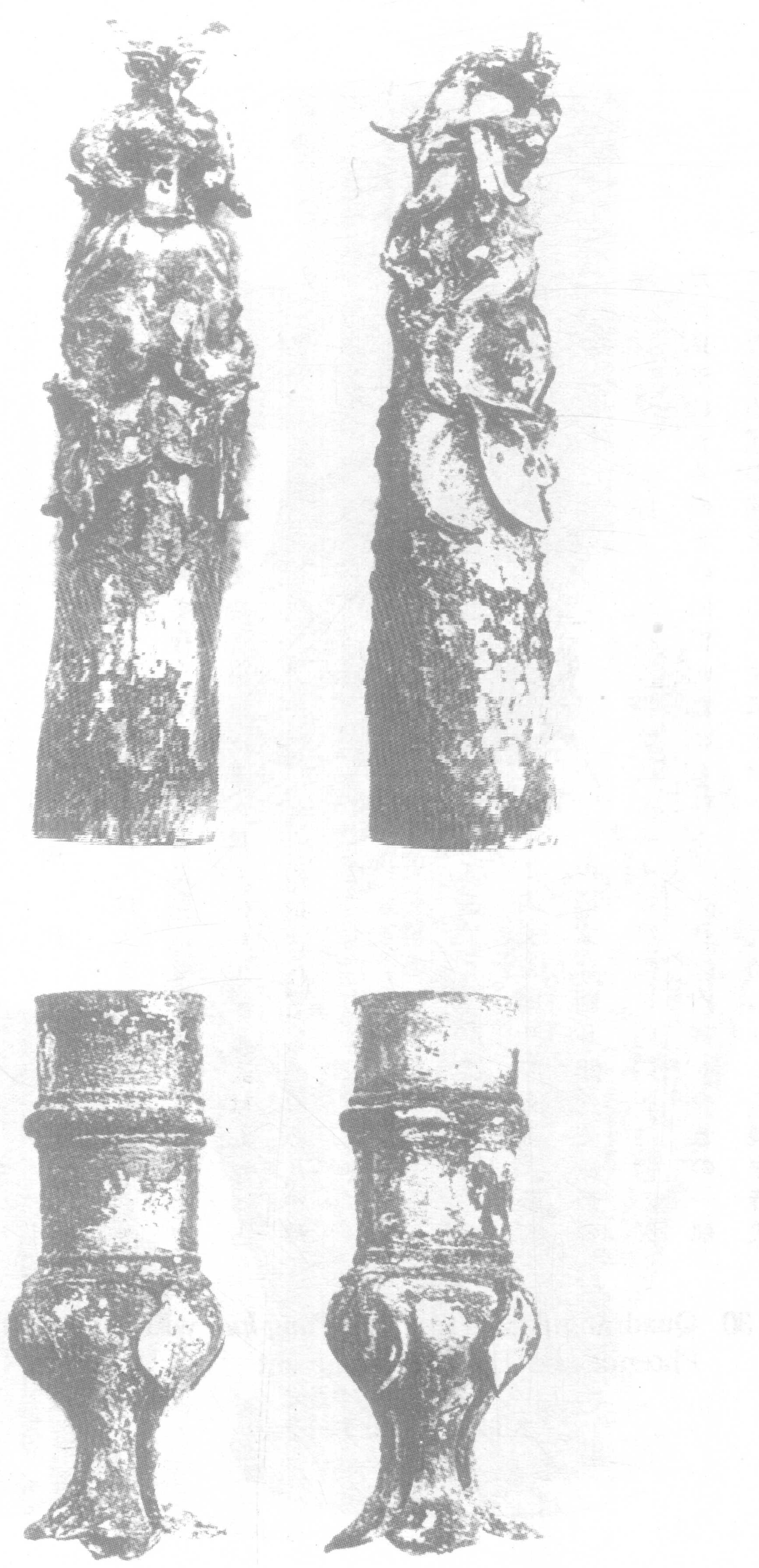

三二 鎏金禽獸形飾金具 二組

河南省洛陽郊外金村古墓出土

實大

戰國時代

今世紀前半の中葉、金村古墓群が発掘せられた結果、夥しい資料を加へた長い棒に附した此の種飾金具のうち、本遺品は下端の石突即ち鐓をも具備した點と、その製作の技巧の優れたことで特に珍重されるものである。即ちその上部の飾金具は、なほ本來の木部の殘存する筒形の先端が、鮮鋭な丸彫の龍首形に作られて、龍の口から更に禽形を表出すると云ふ秀抜な意匠を極めて勁い手法で鑄出したもの。これに對して下方の鐓は、透しのある花蕾とも見る可き雅な作りで、一見別個な趣を呈してゐる。しかし兩者を通じて、筒部の全面に同じ變様獸渦文が細刻せられて居り、それが大きさや、黄金の色澤等の全然同一である點よりして、本來組をなした具たること疑ふ可くもない。金銀錯文のこの種の器は他にも見受けるが、鎏金の品としては稀に見るものである。その當代工藝技巧の發達を徴證する好資料たるに何人も異議はあるまい。

32 Gilt Bronze Fittings of Pole with Design of Dragon and Birds, two pairs

Found one of tombs at Chin-ts'un, Honan Province

Actual Size

Warring States (4^{th} or 3^{rd} cent. B. C.)

三三　金銀塗渦雲獸文壺

傳陝西省鳳州府出土

高　一尺四寸六分　口徑　六寸一分

前　漢　時　代

器は、下部に安定な圏足を具へた長頸壺であつて、其の肩部の左右に獸銜鐶を著け、器の上下に三帶を匝らして形を整へたところ、朝鮮平壤府東大院里出土に係る漢永光元年の孝文廟銅鍾や、『博古圖錄』卷六に載せた漢綏和壺等と趣を一にする。併し本器にあつて特筆すべきは、その主要な帶間に渦雲文を刻出して、その間に躍動した龍首をも表はして居り、また帶上にはいづれも流雲樣文を刻して、塗るに金銀の交色を以てした點である。そしてこれ等の圖文はいま半ば綠銹の爲に覆はれてゐるが、その間に粲然たる光澤の陰見するところに、色彩上の美觀がある。同種の器としては、いまシカゴ美術館藏する金銀塗龍虎渦雲紋壺が著聞するが、本器は大きさに於いて、更にそれに優るものがあるのを記すべきであらう。

33 Wine Pot, *Hu*, with Cloud and Animal Ornament, coated Gold and Silver

Said to found at Fêng-chow-fu, Shensi Province

Height 44.3 cm.

Early Han Dynasty

三四　金銀塗渦雲文壺

傳陝西省鳳州府出土

高　一尺二寸　口徑　五寸二分

前　漢　時　代

傳へて前揭の壺と同時に出土したと云ふが、やゝ銹色を異にして、施すところの金銀の交色の絅爛たる美は、寧ろ前器に優るものがある。その器形は殆んど違つてゐないが、やゝ小さく、またその三匝の帶上には刻文がなく、帶間の主文も斜十字にまとめ上げた流雲渦文の繰返しで、獸形などなく、彼に於けるよりも單純整齊である。此の器と圖文を等しくして、提梁のある卣一個が相前後して世に出て、巴里盧氏の有に歸した。その卣には

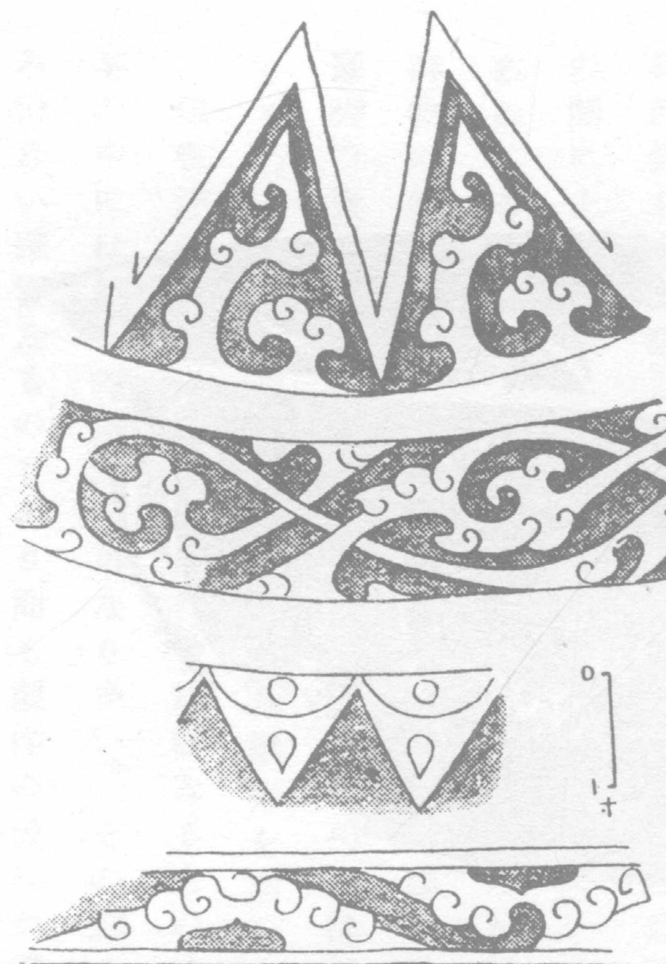

装飾文略圖

關邑家銀黃壺容二斗及蓋幷重十一斤四兩なる刻銘がある。兩者は蓋し同時に作られたものと思はれるから、引いて本器の年代を定めるに一つの傍證を與へるであらう。

34 Wine Pot, *Hu*, with Cloud Ornament, coated Gold and Silver

Said to found at Fêng-chow-fu, Shensi Province

Height 36.4 cm.

Early Han Dynasty

三五　鍍金寶珠蓋獸脚薰爐

通高　一尺四寸五分　口徑　八寸七分

初唐若くば其以前

鍔狀に張り出した緣を持つ底の平な器の上に、恰も餅を三段に重ねたような形の蓋を被せたものを主體として、その器に四個の獸脚を、また蓋上に三孔を開いた寶珠を、それ〴〵さし込んで鋲留として、形を整へた遺品である。右の獸脚の附根部に怪異な獸面が表はされ、また脚端には力勁い爪を寫し出してゐるのは、上邊に小孔の通じた寶珠形と共に、この器の時代の初唐或はそれよりも遡ることを思はしめるのである。その全面に施された鍍金は、鮮かな一部の綠銹と相映じてまた美しく、別に脚の一部に鐵錆が附着してある。

本美術館には全く同形の器が二個あつて、本器はその一つであるが、もと同じ器が四個一括して見出されたものゝ半ばであると傳へられてゐる。

35　Gilt Incense Burner with Four Animal Feet

Height 44.9 cm.

Early T'ang Dynasty or Earlier

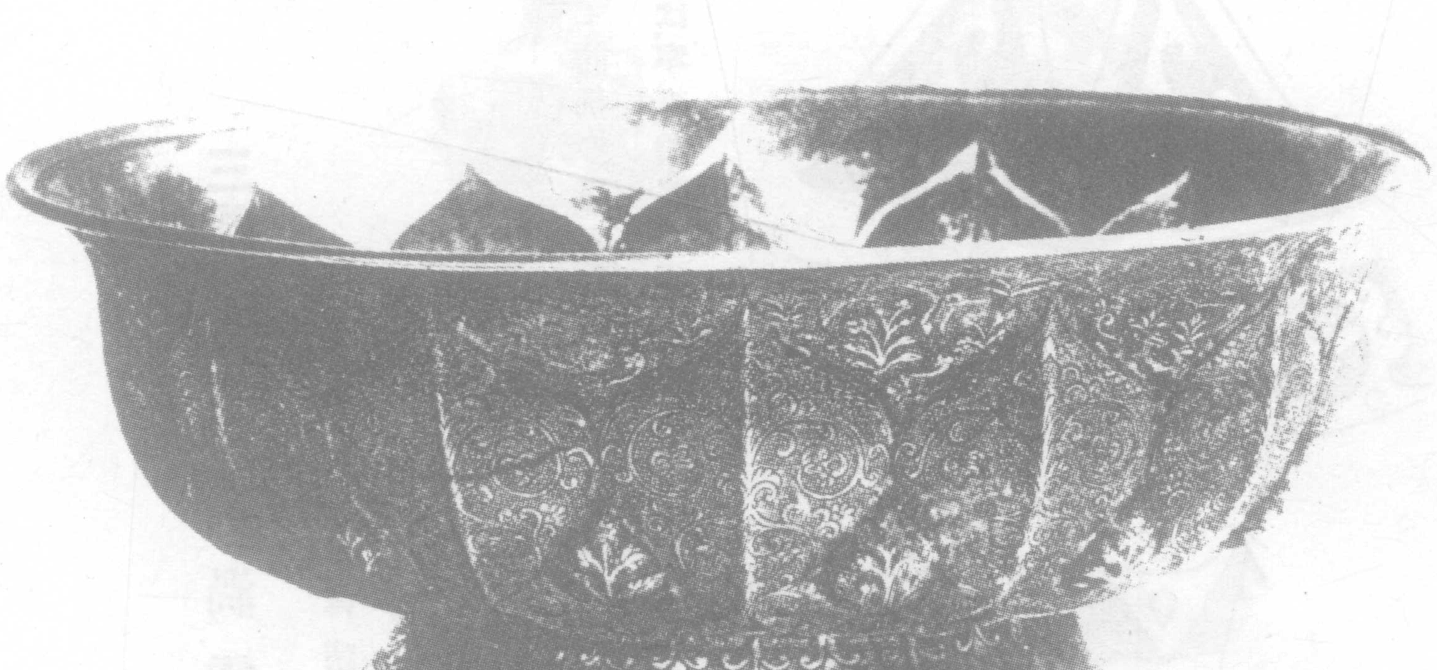

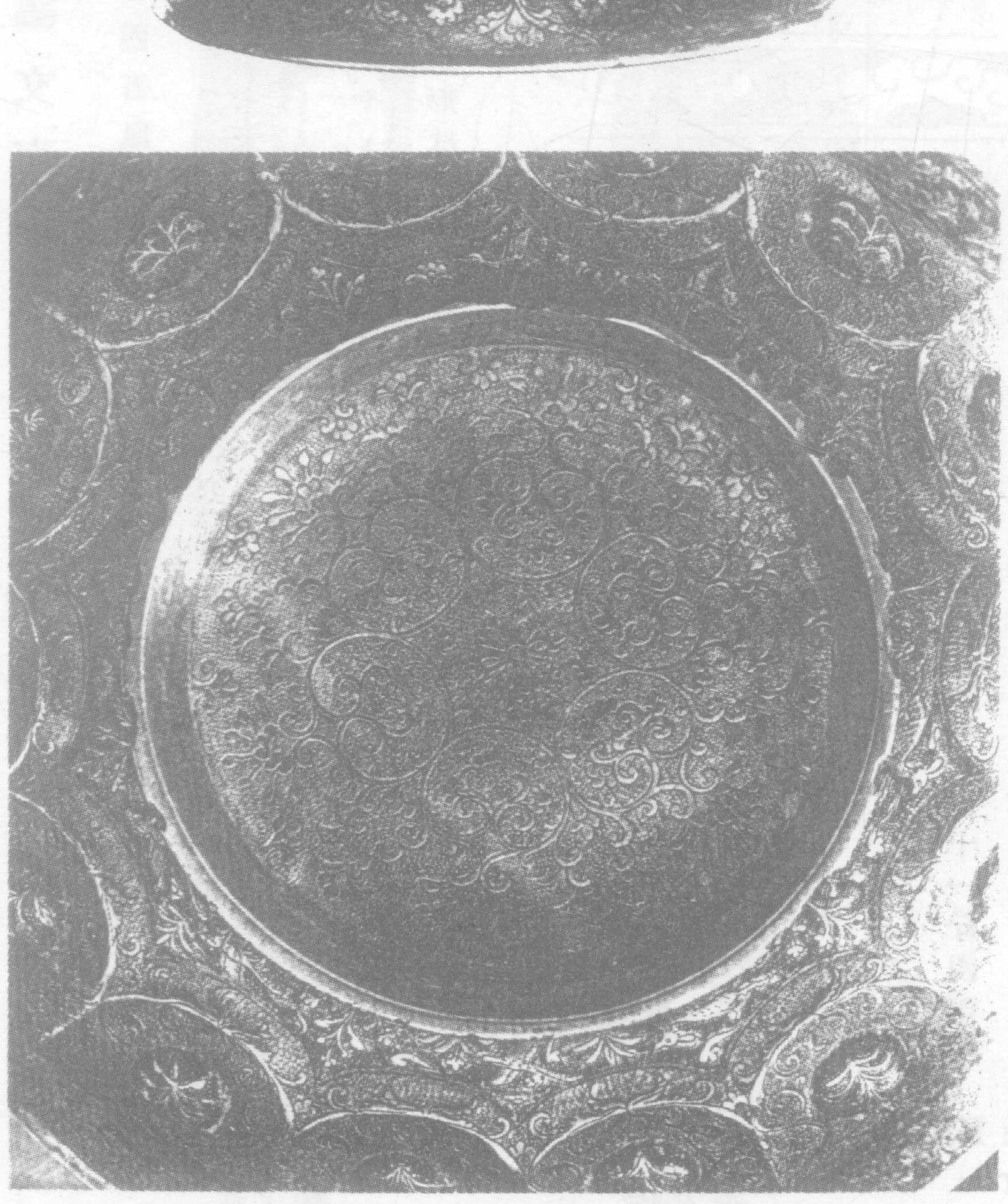

三六　鍍金龍池鴛鴦雙魚銀洗

口徑　四寸八分　高　一寸七分

唐時代

この器は華やかな唐代貴紳の生活の一つの表はれである金銀で作つた容器のうちの代表的な、そして工藝上でもまことに優れた遺品である。臺を伴ふた普通に見る鉢の形であるが、その外面に十四葉の蓮花の形を打出して單調な形に變化を與へると共に、內底に龗池の圖様が表出されてある。この內面の龗池は、蓮葉の凹みで圍まれた內に、線刻で流動の著しい池水を表はし、その中央に首をもたげた龍を繞つて、鴛鴦雙魚鈴などの躍動の姿を、すべて半肉刻で寫し出すと云ふ珍らしい意匠のもので、それ等の配置が自由のうちに統一を保つてゐるのが、外形と相應じて大いに賞すべきである。次に外側面から底面に亙つては、多くの當代銀器に見ると同様な寶相華乃至花唐草文を細緻なケリ彫で表はしてゐるが、この器ではそれ等が殊に華麗で、一部に花卉飛雲文などをも添へて、整齊のうちに變化を示して居り、底面での大きな寶相華文を中にしたそれが特に華やかで美しく、引いて觀者をして、當代の細緻なこの種の技巧が、この一器に凝集された感を懷かしめるものがある。されば本圖版では特に同部の實大寫眞を載せて觀賞に供へた。

36　Lotus-shaped Silver Bowl with Design representing a Fairy Pond

Height 5.2 cm.

Early T'ang Dynasty

三七　鎏金花鳥文銀製八曲長杯

口長徑　五　寸　高　一寸一分

鎏金花鳥文六花形銀杯

口　經　二寸五分　高　一寸七分

共　唐　時　代

上の一器は唐代行はれた杯のうち、その形が特に變つてゐるばかりでなく、遠く中亞から歐洲の一部でも同形の器の見出される點で、早く一部學者の注意を惹いてゐる銀製の八曲長杯例である。本遺品は同種の器中稀に見る製作の優れたもので、器の外面を飾る刻文また前圖版の洗に相比すべき巧緻さを示してゐる。卽ち右の裝飾文は器體にあつては整齊な花唐草と、花卉に雙禽を配したものとが、八曲の兩側に相應じて交互に表はされて、その間にいささかの曖昧さもなく、見るも鮮かな刻法を以てすると寫眞に見る如くである。右に較べると下の一器は簡單な臺脚を持つた六花形の杯であるが、器を飾る裝飾文の同じく巧緻であることが、また見る可きであり、殊に右の杯部の圖文は、六個の花形のそれぞれに、前者と全く同じ花唐草と花鳥文を交互に配してゐて、全く意匠を一にする。されば作りや銀色などに併せ見て、二者は同時に作られた一群の器に屬し、且つ同所に埋藏してゐたとする推測が加へられて、興味を深めるのである。

37 (upper) Eight-lobed Silver Cup, partly Gilt, with Design of Birds and Flowers

Height 3.3 cm

(Lower) Six-lobed Silver Cup. partly Gilt, with Design of Birds and Flowers

Height 5.1 cm.

both T'ang Dynasty

三八　鎏金狩獵文六花形銀杯（上・中）

口徑　二寸九分　高　一寸八分

鎏金花鳥獸文銀杯（下）

口經　二寸三分五厘　高　一寸八分

共　唐　時　代

この二器また唐代に盛行した銀容器中の臺附杯の佳例である。上の一器は六花形をした杯に、それにふさはしい完好な臺脚を添へたもので、示す形は寧ろ中國本來のものでなく、當時西方から新たに傳へられた器形であることを思はしめるに近い。他の一器も丸い口緣の杯狀部は蓮花形をし、結帶を伴ふ器脚が十花形に作られてゐて、複雜な形態の上に一層右の趣の多いものである。次に二者共外側をば細緻な刻文で飾ることは、多くの銀器に於けると同樣であるが、前者では、花卉と雙禽文との間に、上下二段に捕縄、弓矢等に依る狩獵のいろんな狀景を刻出してゐて、それ等が小さな畫面上であるにも拘はらず、如何にも生動してゐるのが特に注意を惹くのであつて、その上によく我が正倉院御物の銀壺や、東大寺鎭壇具中のそれの原圖を思はしめるものがある。後者又その主文たる飛禽と臺脚の寶相華文に、唐盛時のこの種の技巧の精緻を示して殆んど間然するところがないばかりでなく、その一部猪や兎等の生々とした獸形を刻した點が珍らしい。

現在洋の東西に於ける唐代の銀器なるものは、その例に於いて必ずしも乏しくはない。併しそれ等の中には僞古の遺品が可なり多い。その點で以上三圖版に收めた五器の如きは、毫末の疑をも挿み得ない確實なものであり、而も製作の優れた遺品として、先づ指を屈すべきである。器形は小さいが、その意味からすると、まさに白鶴美術館蒐集品中の珠玉の遺寶と言ふべきであらう。

38 (upper and middle) Six-lobed Silver Cup, partly Gilt, with Hunting Scenes

Height 5.4 cm.

(Lower) Silver Cup, partly Gilt, with Design of Animals, Birds and Flowers

Diameter 5.4 cm.

both T'ang Dynasty

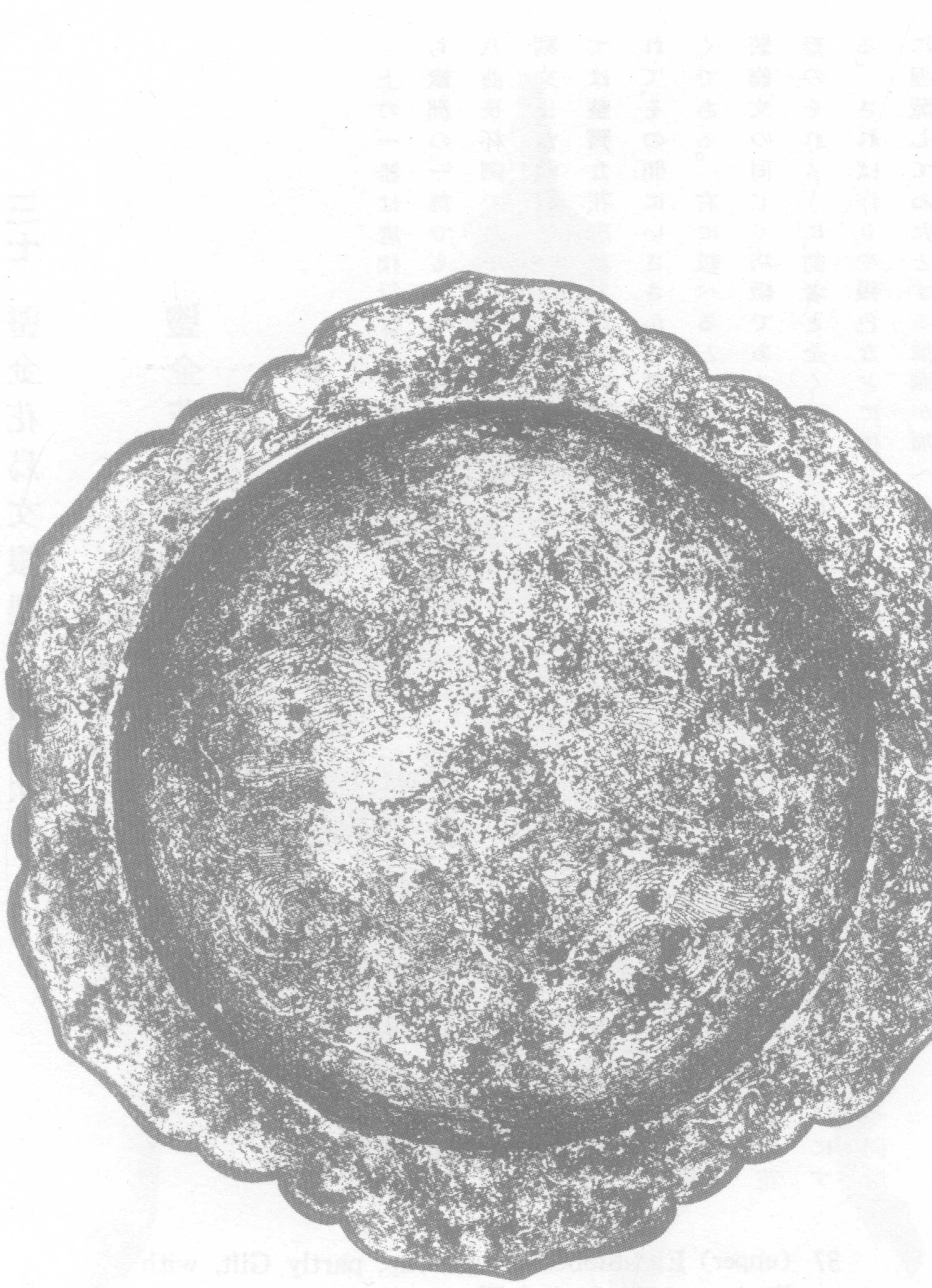

三九　雙禽蓮花飛雲文金銅花盤

徑　九寸一分

唐　時　代

淺い皿形の圓盤に、六花形の外緣を着けた器で、もとそれにさし込みのやゝ高い三脚を附してあつたことは、外底に着裝した凸狀のさし込み部の工合から知られる。併し脚自體はいま尖はれて存しない。割合に厚手の鑄物で、全面に鍍金を施し、いまそれに鮮かな群青と綠色との銅銹を點じて稀に見る美しい土中古色を呈してゐる。器の上面はすべて細緻な刻畫で飾られあつて、その中央の部分は絡帶文の緣取りの內に、兩翼を擴げた相向ふ雙禽を大きく描き出し、更に上に蓮花、下に綬帶を配すると云ふ華やかなものであり、緣部のそれもまた、外形に應じた輪郭內に、綬帶なり、飛雲を中にした雙禽文を繰返して、整つた構圖を示して居り、間地にそれ〴〵魚々子を打つ。是等の雙禽文はよく唐代の特色を具象してゐて、ケり彫と見える刻法も優れたものであり、その點で奈良正倉院御物中の同種の器を髣髴せしめるのである。

39　Six-arched Gilt Bronze Platter with Birds and Lotus Design

Diameter 27.5 cm.

T'ang Dynasty

四〇　龍魚花鳥文蓮花形銀盤

口徑　二尺二寸五分　高　七寸

宋　時　代

圖版第三六と相似た器形であるが、平底で圜足がなく、そのうへ器の著しく大きい點が注記せらる可きである。槌で打出して蓮花に作つたその器の表裏の花瓣上に、それ〴〵華麗な花鳥文を刻出すると共も、內底の中央に珠玉をのもうとする龍魚を彫つて、主文としてゐる。右の圖文は通じて華やかなものであるが、彫鏤纖細で、便化したところがあり、宋代の陶磁器の華文に近い手法を示してゐる。從つてその製作の時代は唐末よりも寧ろ宋代と見るべきであらう。但し現存の銀器として形の大なることは、他に比類を絕するものである。

40　Lotus-shaped Silver Vessel with Dragon-shaped Fish and Birds Ornament

Diameter 68.9 cm.

Sung Dynasty

四一 銀薄靈獸鑑 銘三十二字

傳河南省洛陽郊北馬溝邙山出土

徑七寸 緣厚五分

所謂隋鏡

殆んど反りのないこの鏡の面は、いまなほ美しい白光色を呈して、作りが厚く、背部の中央には半球形に近い完好な鈕があつて、それから漆黑に近い緣に至る間に、內外兩郭を分つ突帶を置き、內郭に躍動した狻猊其他の八獸を配し、外郭に馳驅する禽獸類を交互に繰返して、中間の帶に沿ふて銘文を表はしてゐるのは、所謂隋鏡に通じた式である。併しこの鏡にあつては、如上の背文は鈕を除いて、すべて銀板の上に巧みに打出されたものを貼裝したもので、更に細部を刻線で補足し、空間に魚々子を打つてゐる點で、唐鏡に時に見受ける貼銀背鏡と趣を一にするのが特筆せらる可きである。そして是等の銀板上に打出された圖形は、すべて力勁く高浮彫に表はされて、よく飛動の姿態を寫し出した技巧は、稀に見る所である。その緣邊を飾る忍冬唐草文は細緻であり、また銘帶の銘文は

形を練りて神を治ませ。瑩やける質の良き工なり。
珠の匣より出ずる如く。月の空に停まるに似たり。
眉に當りて翠を寫し、臉に對して紅を傳ふ。
綺まる窓の繍なる晃の、倶に影の中に含まる。

とあつて、文辭また愛誦に値する。されば是等の點から本鏡は現在この種の鏡中の首位を占めるものと稱して過言ではないあらう。

ちなみにこの鏡の出土は民國十五年(一九二六年)五月と言ひ、同時に瓦器が存したと傳へてゐる。

41 Mirror with Figures of Sacred Animals on Silver Plate
Said to found one of tombs at Mang-shan near Lo-yang, Honan Province
Diameter 21.2 cm.
So-called Sui Mirror (6th—7th cent. A. D.)

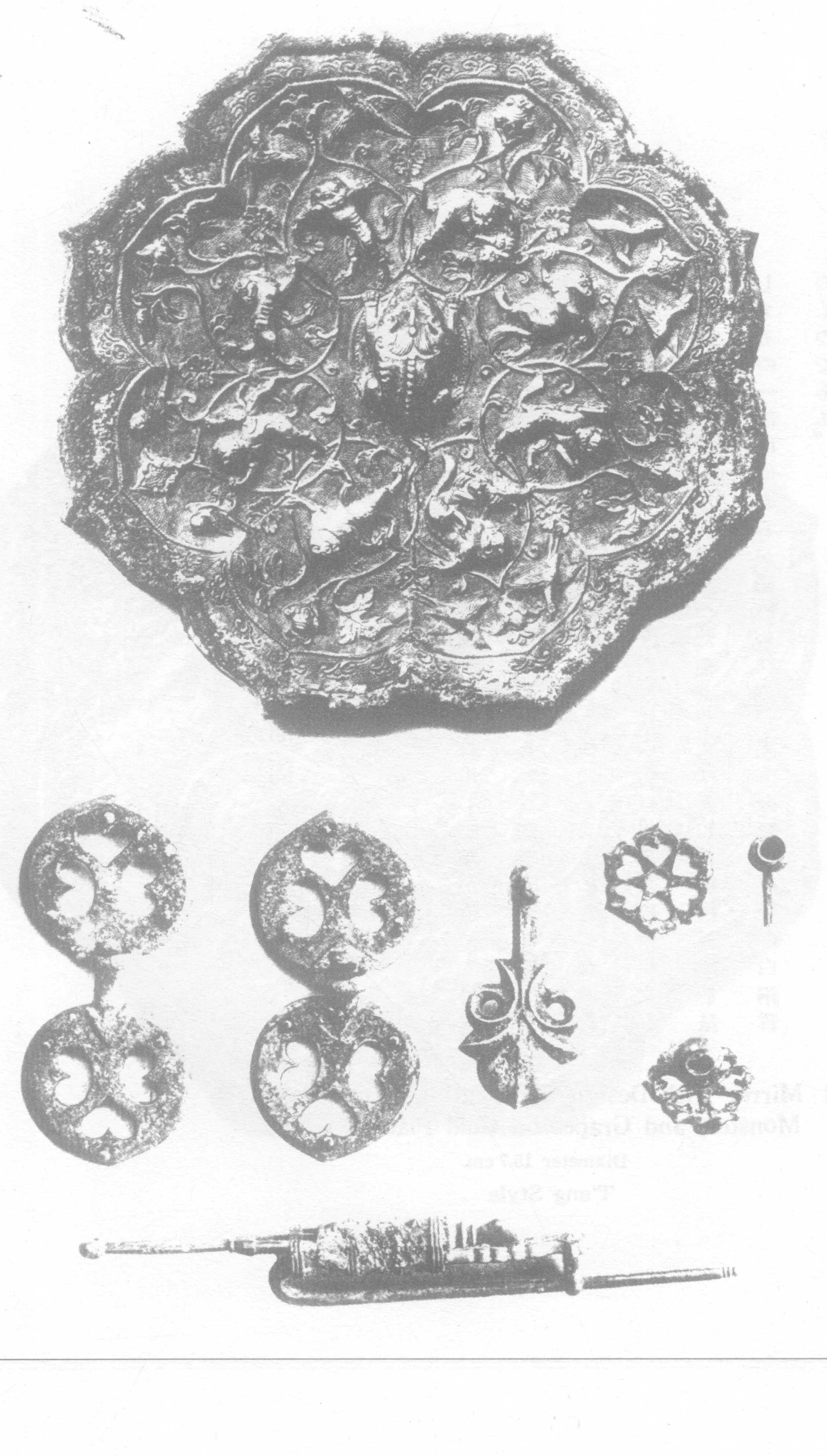

四二 銀薄葡萄狻猊文八稜鏡 附鏡奩銀金具

傳河南省洛陽牡丹山古墓出土

鏡 徑六寸四分、緣厚四分二厘

金具 實大

初唐時代

鏡體は厚手の白銅質で、その白光の色澤が殊に美しく、一部に鮮かな綠銹を着けてゐる。背文は踞座した獅子狀の鈕を繞つて、外容に沿ひ整齊な絡みあはせになつた半ば唐草文的な葡萄文を布置し、その中央に狻猊八を半肉刻近い手法で表はし、更に外方の四方に雙禽を加へ、なほ外緣に細かな花雲文を點じたもので、これ等がまたすべて銀板上に打ち出されて、それを臺鏡の背に貼附した式である。その個々の狻猊は極めて活動的な姿態を示して、而も些かの修補の痕をとゞめないところ、同種の遺品として珍らしい。いま費府大學博物館藏する一鏡は、本例と同一の技巧で、意匠も酷似するが、たゞ狻猊の六つである點のみが違つてゐる。

併せ載せた銀の金具は、同時に見出されたこの鏡を容れた匣に附隨したものであつて、それ等は蝶番様の金具二個と鑰、後者の着裝に要する金具類から成つて、孰れも同一の技巧を示して居り、中での銀鑰の如きは、我が正倉院御物に見る器と全く趣を一にしてゐるのは面白い。

42 Eight-arched Mirror with Design representing So-called Sea-Monsters and Grapes, on Silver Plate
Said to found one of tombs at Mang-shan near Lo-yang, Honan Province
Diameter 19.4 cm.
Early T'ang Dynasty

四三　銀薄海獸葡萄文鏡

徑　五寸一分　緣厚　五　分

初　唐　時　代

前圖版の遺品と同じく、厚手作りの白銅の鏡に、海獸葡萄文を打出しにした銀背を貼附したものであるが、本例では鏡形が丸く、更にその間に內外郭を分つ突帶が設けられて居り、引いて構圖の上で通有な海獸葡萄鏡により近いものたることを示す。即ち獅子狀の鈕を繞つて、內郭に配したのはやはり生動した姿態の八疋の狻猊であつて、それ〴〵が立體的な高浮彫で表はされ、外郭の目立つた葡萄文間に點じた禽鳥もまた相似て居り、緣邊には細緻で平面的な表出の忍冬唐草文帶がある。この鏡いま臺鏡に亀裂があり、また一部に綠銹を點じ、それが緣部に於いて特に目立つところ、やゝ美觀に缺けた憾なしとせない。併し通體よく出土の原形をとゞめて、その鈕孔には折り疊んだ紐の一部のなほ遺存するのをはじめ、鈕上や緣には絹布の痕を印して、もと同種の袋に容れてあつたことを察せしめるのが珍らしく、更に一部破損した立體的な狻猊の頭部の狀況から、銀板上に打出されたそれ〴〵の內面に、白堊狀の物質を充して平滑な鏡背に貼附すると云ふ、この種技巧の細部を窺ひ得るものがあるのは、まさに特筆せらる可きである。

43 Mirror with Design representing So-called Sea-Monsters and Grapes on Silver Plate

Diameter 15.5 cm.

Early T'ang Dynasty

四四　金薄嵌石海獸葡萄文鏡

徑　五寸二分　緣厚　四分五厘

唐　　式

前圖版の鏡と相似た背文をば金板で打出した點が違つて居る。その內郭の主文は外側から見る樣に配した五個の獸形の廻文であり、これに對して外郭のそれは內から眺めるようになつた四禽四獸で、その間に統一を缺く。また外緣の帶は異樣な鋸齒樣文を以て飾つてある。なほ目立つた葡萄華文は著しく纖細な趣を呈して、その一部には嵌石が認められる。尤も臺鏡は厚手の白銅質のものである。

44 Mirror with Design representing So-called Sea-Monsters and Grapes on Gold Plate

Diameter 15.7 cm.

T'ang Style

四五　白銅海獸葡萄文鏡

徑七寸　緣高　五分八厘

初唐時代

古く『博古圖錄』が誤つて漢鏡と斷じたこの種の鏡は、中國鏡として最も特色のある背文の一であるが、同時にまた類品も多數に存して、古く我が國に傳へられた遺例にあつても、いま正倉院と香取神宮とに藏した同笵の遺品に見る樣な、優れたものを含んでゐる。本鏡はそれ等の間にあつて形態が殊に大きいとは言ひ難く、また構圖も複雜と稱し得ないが、內外郭を飾る葡萄華文と怪獸禽形の配布は、この種の標本的な遺品であり、それ等が佳良な鑄上りを示し、殊に半肉刻に近い活動的な怪獸形の姿態に於いて見るべきものがある。右の彫鏤に加へるに、鏡體が鮮かな青綠の銹を點じた白銅色たる點で、一層の美觀を添へてゐることが擧げられるのである。此の鏡と同笵と認められる遺品が、いま華府のフリア美術館に收藏されてゐる。

45　Miroar with Design representing So-called Sea-Monsters and Grapes

Diameter 21.2 cm.

Early T'ang Dynasty

四六　銀薄鍍金禽獸華文八稜鏡

徑　五寸　緣厚　三分二厘

唐時代

本遺品の臺鏡は滑澤のある鉛白の銅色をして、その面に少許ながら外反りが認められる。背文は銀板に打出された點では、上來揭げたものと同一であるが、本例のそれは上面に四葉形の花を表はした鈕から四出する華やかな大形の花唐草文の間に、四個の禽獸を配し、緣に花雲文を點ずると云ふ整美なものであり、且つ右の主圖文に鍍金した點が違つてゐる。そして主要な禽獸は、やゝ靜的な姿態の鸑形と、孔雀からなる前者に對し、他は疾驅する羊と花頭の鹿とで、これ等と交互に薄肉で唐草文を表はし、それ等の上によく時代の特色の認められるのを見る可きである。

46　Eight-arched Mirror with Gilted Figures of Sacred Birds and of Animals and with Floral Design on Silver Plate

Diameter 15.2 cm.

T'ang Dynasty

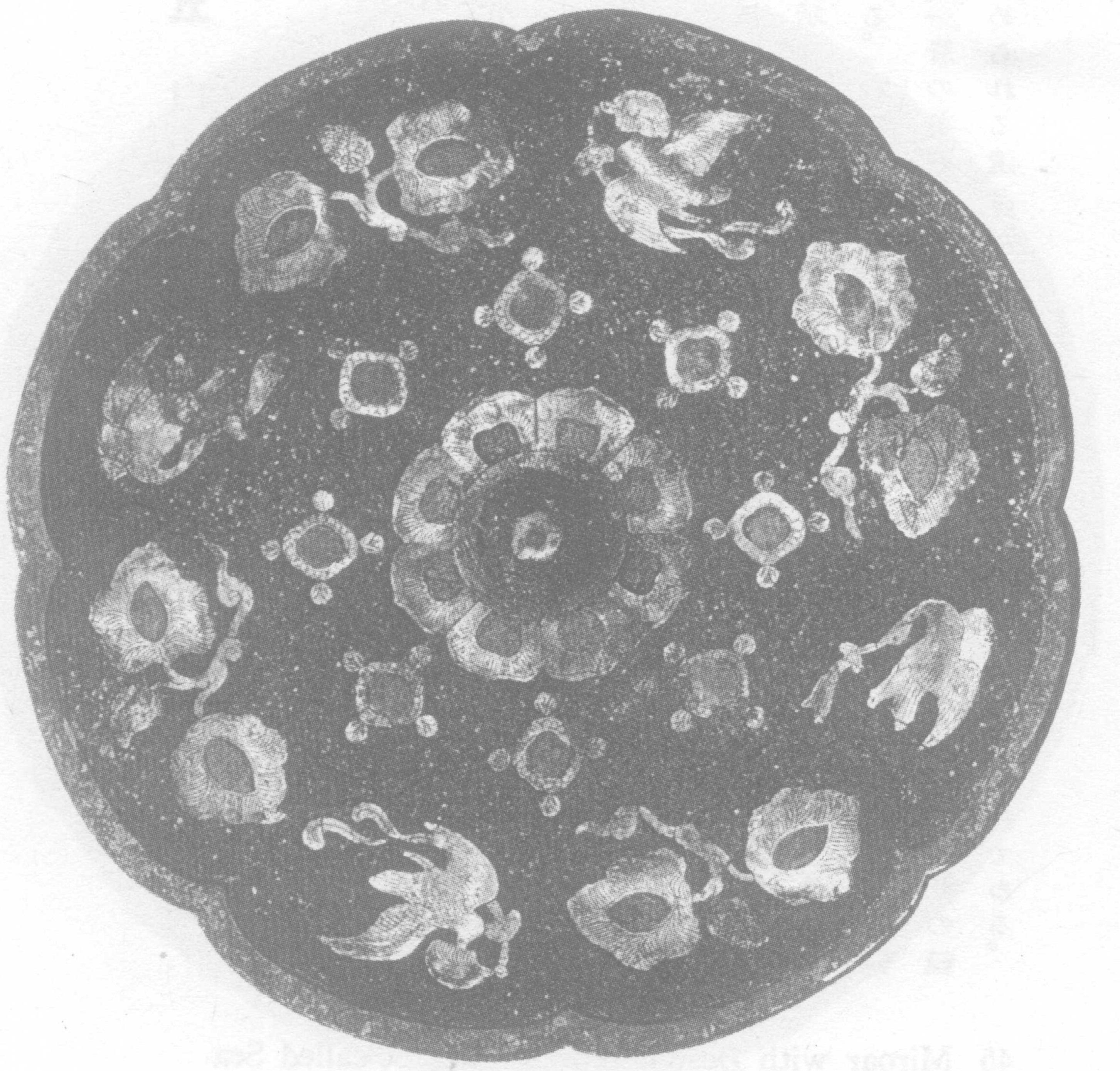

四七　螺鈿鴛鴦寶相華文八花鏡

徑　八寸一分　緣厚　二分七厘

唐　時　代

螺鈿を以て鏡背を飾つた鏡の中國に於ける存在は例へば『安祿山事績』などの唐代の文獻にそれを記してゐるが、實物に至つては從來我が正倉院御物があるのみで、永く知られなかつた。本鏡は廿年來はじめて發見され出した彼地出土のこの種の鏡中、最も優れた遺品であつて、飾る所の背文は靑貝と云ふ特殊な材を以てして、鈕の周圍に八葉の蓮花座を置き、それを繞つて同種の菱花を點じ、次に綬帶を啄んだ鴛鴦と、寶相華とを交互に配して、主文とした整然たるものである。右のそれ〴〵の螺鈿は一部分風化して、銀泥に近い色澤を呈してゐる上に、花形の中央には琥珀を嵌して、同部の下面に朱、綠等を以てした彩色の名殘をとゞめて、多樣な色彩を示すところ、まさに正倉院御物鏡と趣を一にする。本鏡は出土の際右の螺鈿文が游離し乍ら、よく原形を保つて、そのまゝ本邦に舶載されたこと『白鶴帖』第一冊の圖版に載せた如くであつたが、その後保存の必要上、修補を加へて舊に復した。こゝに圖示したものがそれである。

47 Eight-lobed Mirror with Figures of Mandarin Duck and with Floral Design, inlaid with Mather-of-Pearl

Diameter 24.5 cm.

T'ang Dynasty

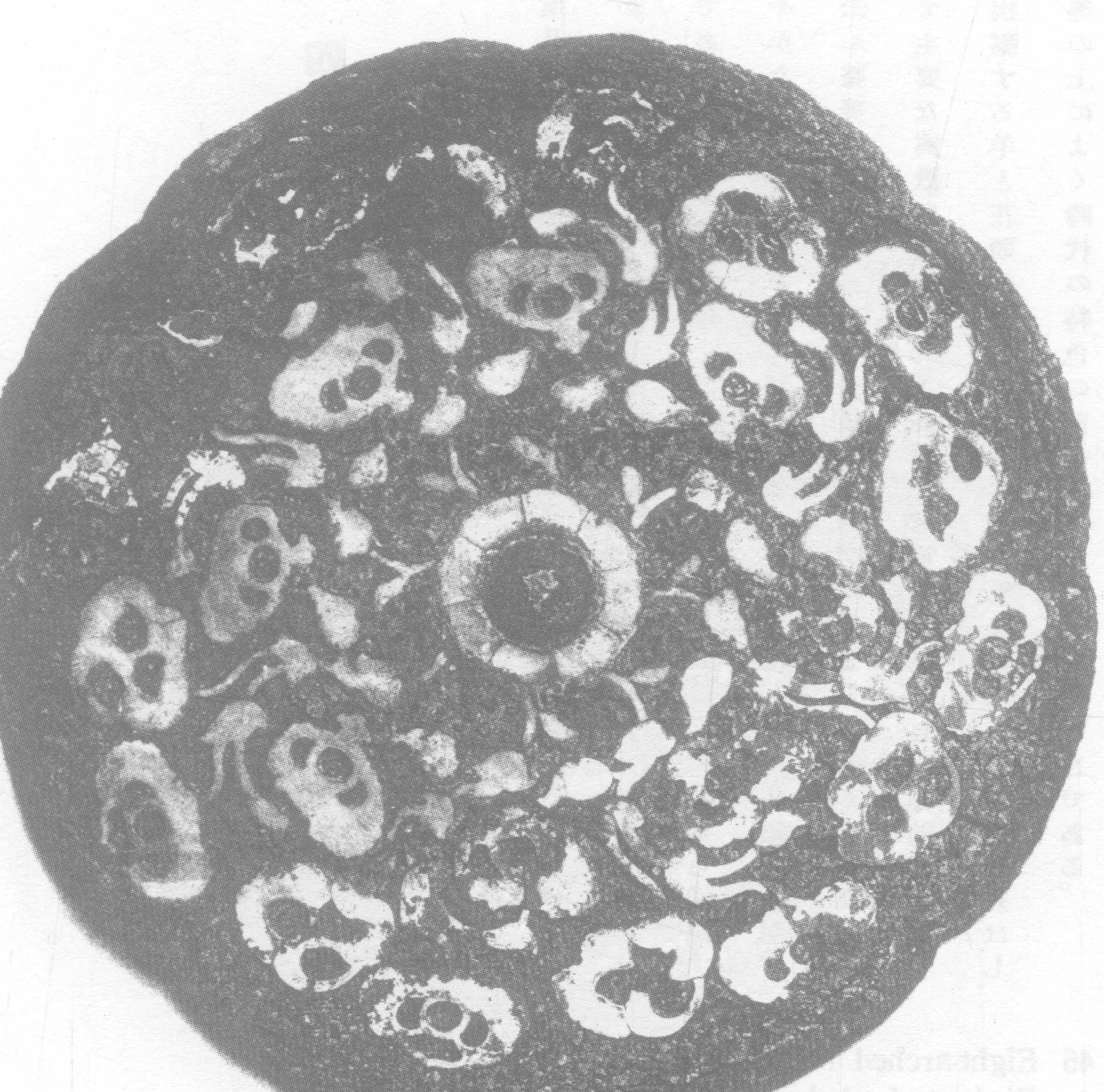

四八　螺鈿瑞花文八花鏡

徑　一尺〇三分　緣厚　三　分

唐　時　代

現在なほ僅かに七八例に過ぎない確實な中國出土の螺鈿鏡中にあつて、本例は最大であるばかりでなく、その大きさは一般の唐鏡としても類の少ない方である。埋藏されてあつた土地の關係からでもあらうか、臺鏡は本來の鉛白銅質の大半が綠銹で覆はれ、一部に亀裂すら見受けるが、幸に完形のまゝに存し、背面に螺鈿で華やかな瑞花紋を表はして遺品を一層引き立つたものとしてゐる。右の螺鈿文はもと鈕を繞つて、前圖版と相似た蓮花座があり、それから外形の八花弧に相應じて同數の豐麗な瑞花を繰返し布置したものである。いまその原形を殘した上下兩邊の約三分の一の部分では、圖示した特色のある瑞花枝の一部に、もとまた琥珀等を嵌した名殘をとゞめたのをはじめ、靑石其他の粹石片を混じた膠材で、主文の間隙を埋めた本來の樣相をもよくのこして居り、更に面上の細部を刻したその螺鈿が風化に依つて、それ〴〵違つた色澤を呈して、貝特有な美觀をなしてゐるのを記すべきである。

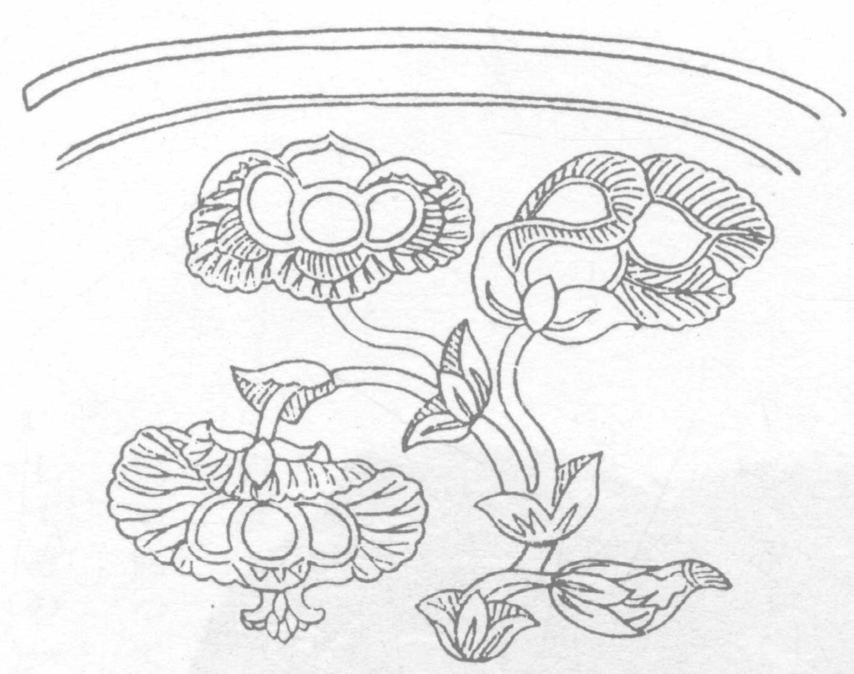

螺鈿端花文圖（實大）

48 Eight-lobed Mirror with Floral Design, inlaid with Mather-of-Pearl

Diameter 31.2 cm.

T'ang Dynasty

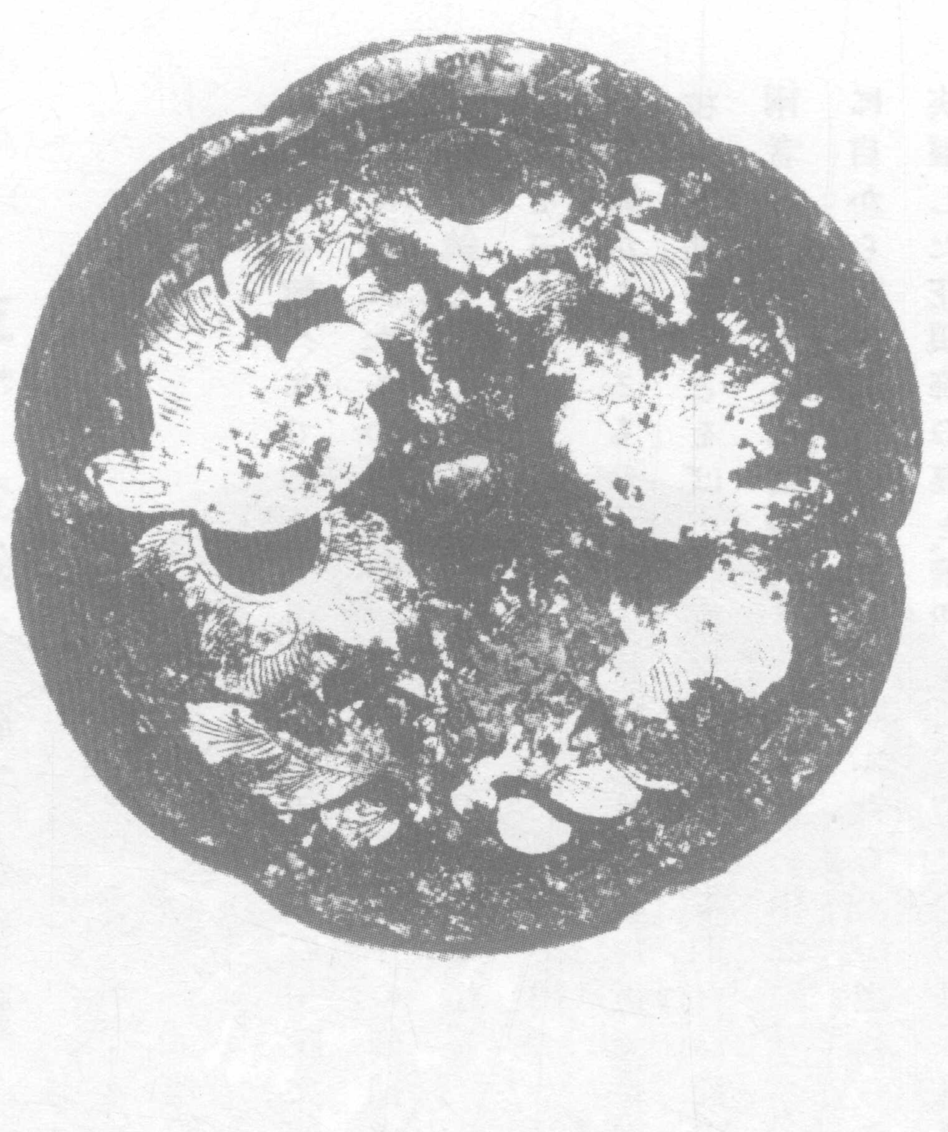

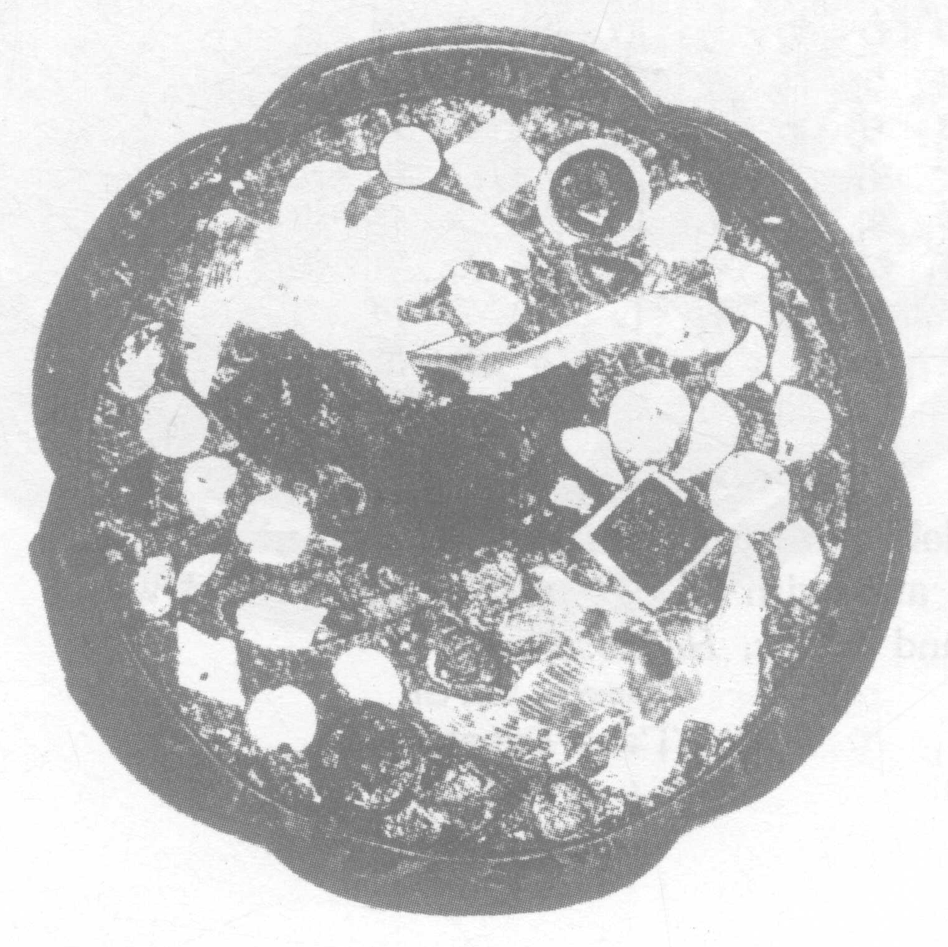

四九 (上)螺鈿瑞花雙禽文六花鏡

徑 二寸五分四里　緣厚 一分四里

(下)螺鈿雙禽文六花鏡

徑 二寸五分　緣厚 一分五厘

共 唐 時 代

螺鈿飛禽圖(實大)

この二面の螺鈿鏡は共に極めて小さくはあるが、よく製作當初の原形をとゞめて居り、且つその構圖の上に唐盛時の特色が具象された點で、まさに珍重に値する。即ち上の一鏡の背文は、下邊から華麗な瑞花が鈕を通じてのび、上邊に花を着けて、その左右の葉上にまさに飛び立とうとする雙禽を相對せしめると云ふ、甚だ特徴的なものを螺鈿で圖し、前者の一部に琥珀を嵌したものである。他の方は同じ雙禽文ではあるが、鈕の左右に長い綬帶をついばんで飛翔する尾長鳥をば交互に寫し出して、(挿圖參照)全面を被ふた點で、別個な趣を呈する。そしてこの鏡でも綬帶の一部にもと琥珀をはめた名殘をとゞめてゐる。二面共に是等の螺鈿文の空間は、すべて孔雀石などの粗粒を混じた物質で埋めてあつて、それ等が本來のまゝに遺存して、後者の如きは一部脫離した青貝なり琥珀の痕が、右の膠着材の上に鮮かに凹所を殘して居るのは、前者の禽形の刻線の一部に色彩を加へた面影をとゞめた點と共に、寧ろ驚くべき良好な保存狀態と云ふ可きである。なほ兩者ともその臺鏡は白銅である。

49 (upper) Six-lobed Mirror with Figures of Birds and with Floral Design, inlaid with Mather-of-Pearl

Diameter 7.7 cm.

(Lower) Six-lobed Mirror with Figures of Birds, inlaid with Mather-of-Pearl

Diameter 7.6 cm.
both T'ang Dynasty

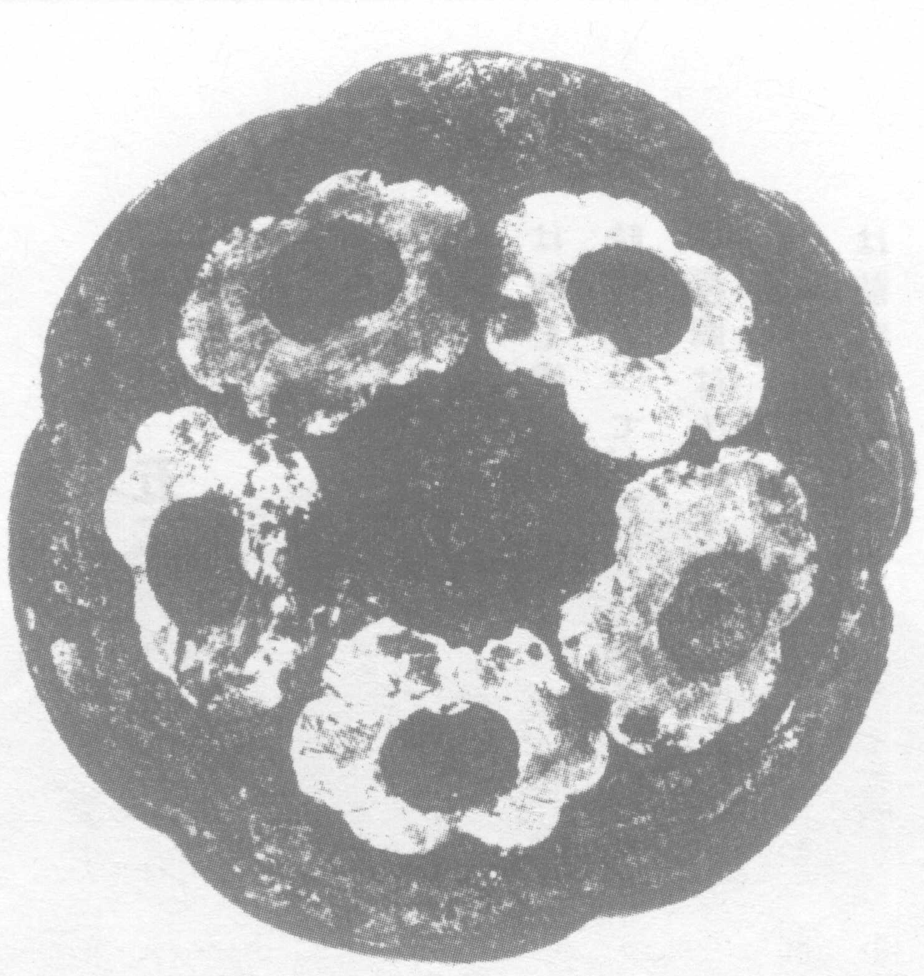

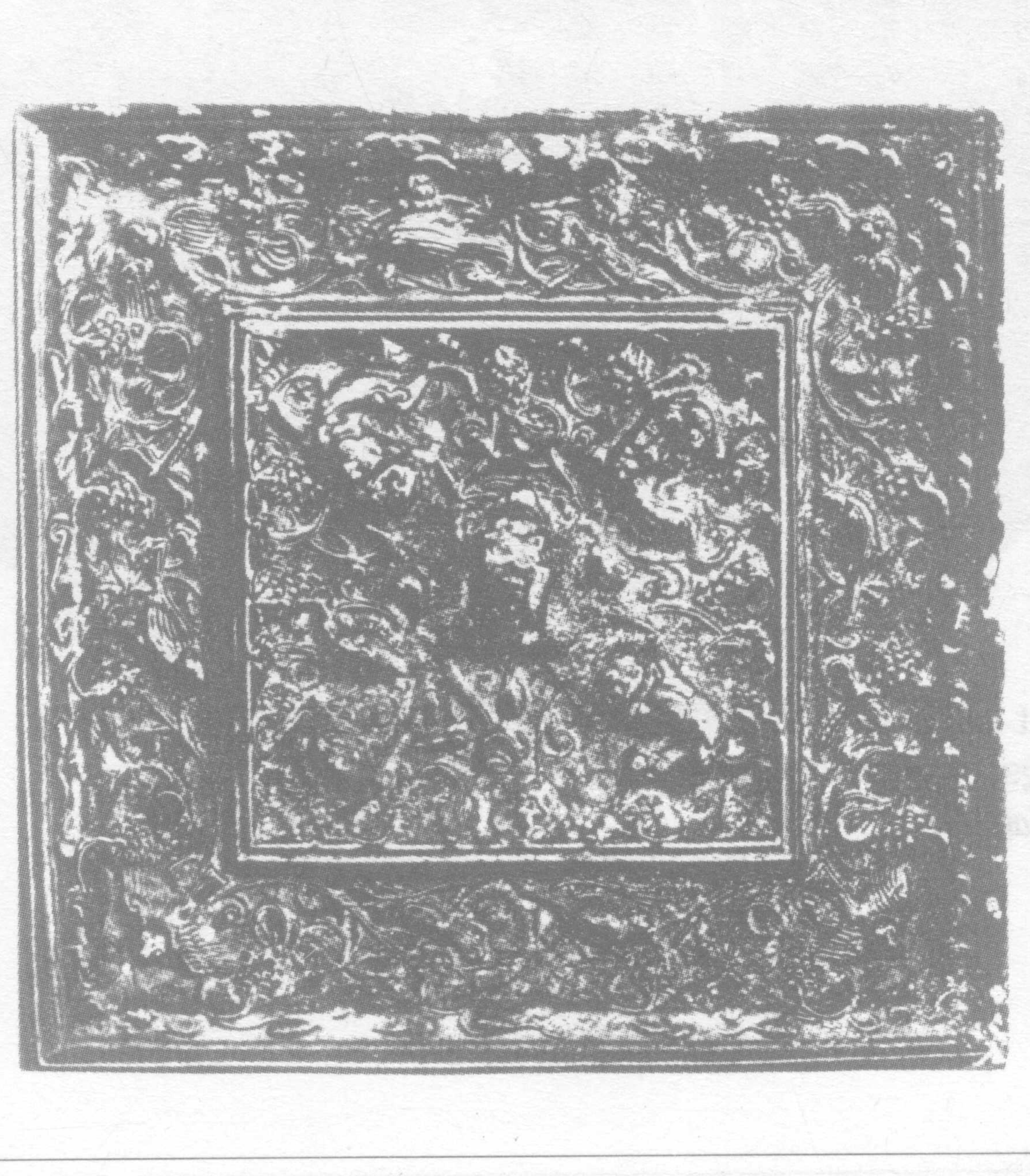

五〇 (上)螺鈿花葉文六花鏡

徑 二寸五分　緣厚 一分五厘

(下)海獸葡萄文方鏡

方 三 寸　緣厚 三分五厘

共 唐 時 代

螺鈿花葉形圖
(實大)

上の一鏡また小形ながら、螺鈿を以て鏡背を飾つた一例であつて、その主要文は外容の六花形に對して、五個の花葉形から成り、それぐ〵のうちに琥珀を嵌めてある。尤も本遺品の保存狀態は前二者のように良好ではなくて、鈕座の螺鈿は失はれて居り、花葉文の二つも後補のように思はれる。但し本來のまゝの螺鈿の面上には鮮かな刻文が認められて、圖形の上によく時代の特徴を示すこと挿入の圖に見る如くである。臺鏡も亦鮮かな綠銹をつけた白銅から成る。

下の一鏡は突帶を以て內外郭を分ち、全面に布置した葡萄華文の間に、內郭には怪獸、外郭に禽蝶を配するところ、所謂海獸葡萄鏡に普通見るものであるが、その形が四角であり、引いてそれの四隅に獸形飛禽を置いて外容に應じた構圖をとり、それ等が高浮彫であり乍ら、而も丸味を帶びた表出亦見る可く、漆黑をした色澤も美しい。

50 (upper) Six-lobed Mirror with Floral Design, inlaid with Mather-of-Pearl

Diameter 7.6 cm.

(Lower) Square Mirror with Design representing So-called Sea-Monsters and Grapes

9.1 cm. Square
both T'ang Dynasty

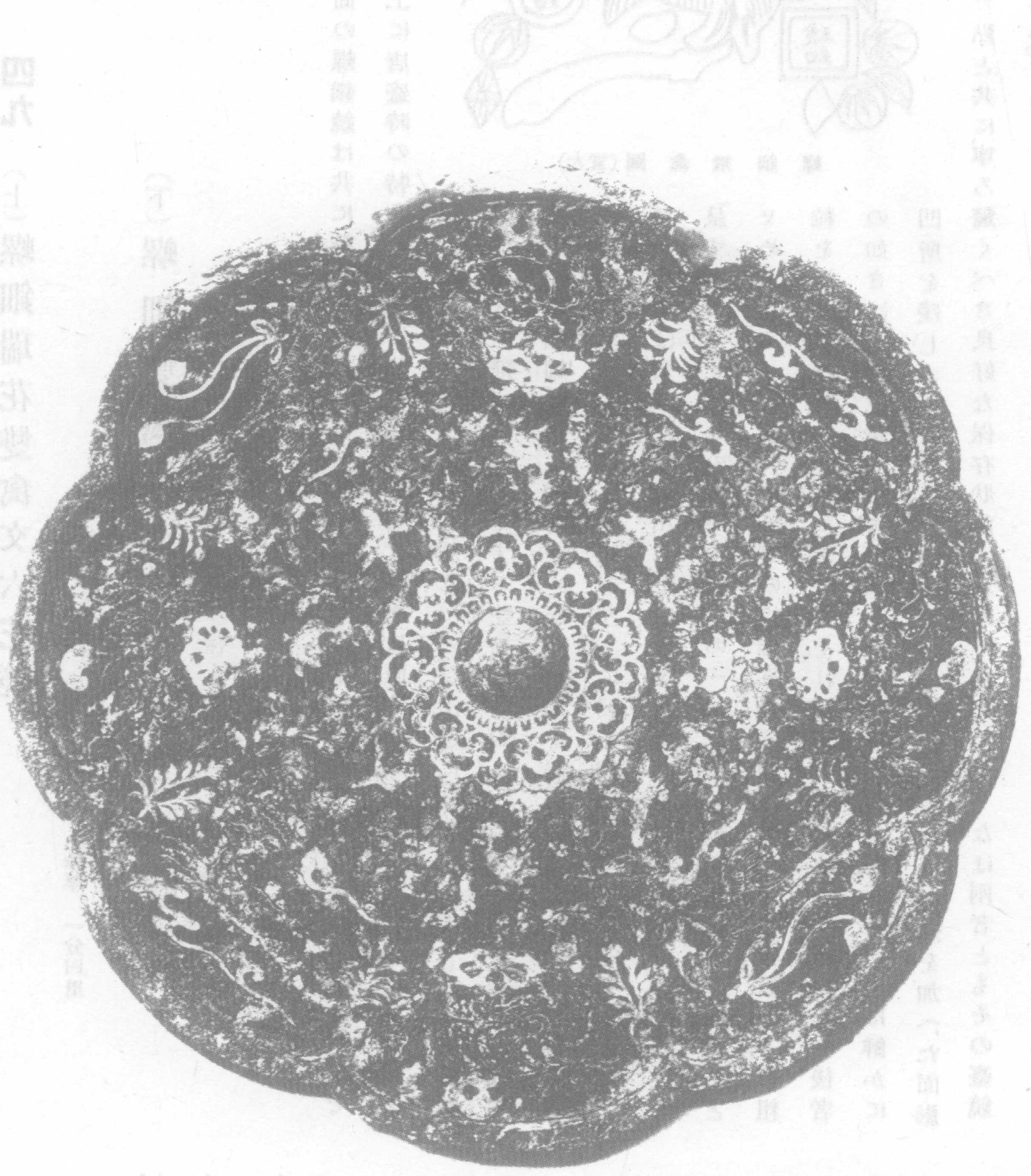

五一　金銀平脫花枝禽獸文八花鏡

徑　七寸四分　緣厚　二分

唐　時　代

十面を超へるであらう白鶴美術館收藏の平脫文鏡中、本例は構圖が複雜で、技巧の特に優れたものである。今一部分に若干の修補はあるが、まさに現存中國出土の同式鏡として最も注目すべき遺品とせられる。その廣い鏡背を飾つた平脫文は、凡そ三つに分たれてゐて、先づ第一の鈕を繞つた華麗な寶相華文は金板の巧緻な透彫から成るものであり、また主文は緣に近く位置して、主に銀板を以てした花枝形と禽獸形とをば、小花弁を中に交互に四たび繰返したはなやかなもの、而して兩者の間に更に鴛鴦飛禽を金、小花枝を銀で點じて、一見複雜ではあるが、是等の間に自から規矩があつて、布置の整ふたことが認められる。右のうち主文の禽獸は疾驅した花頭飾の鹿と、飛翔した綬帶をついばむ尾長鳥各二つ宛で、それ等が花枝形と共によく時代の特徵を具へて居り、中帶の小さな鴛鴦に於ける彫法にも見るべきものがある。なほ臺鏡また大半綠銹に覆はれ乍ら、一部に白光の地肌をとゞめて、白銅質であることの分明することを附記すべきであらう。

51　Eight-lobed Mirror with Figures of Animals and Birds, and with Twigs of Flowers, inlaid with Gold and Silver, *Heidatsu*

Diameter 22.4 cm.

T'ang Dynasty

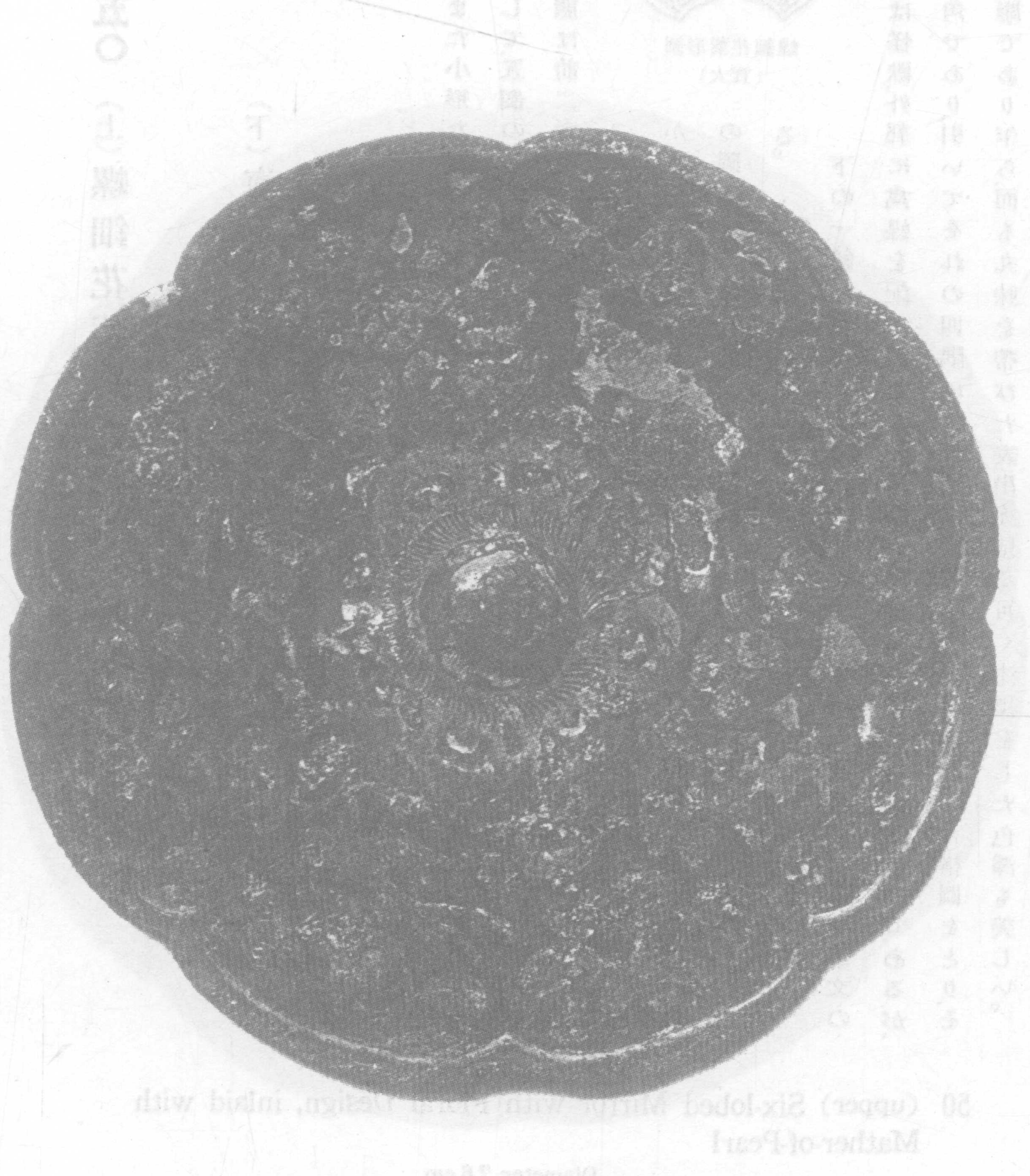

五二　金銀平脫花鳥文八花鏡

徑　六寸〇五厘　緣厚　二分餘

唐　時　代

平脫文を以て鏡背を飾ることは前圖版の一鏡と異ならないが、この遺品では鈕を繞る大様な花形座の一部を除いて、圖文がすべて銀板から成り、而も厚味があつて、その或者の面のやゝ盛り上つて見ゆるところに特色がある。その構圖はやはり廣い鏡背の緣に近く外形に應じて、外から見る様に花枝と花喰鳥各四つを交互に配し、內側の一部に飛雲を添へたもので、それ〴〵の圖形は前者に比べると可なり大まかである。是等のうち禽鳥の一は兩翼を擴げてまさに飛び立とうとするもの、また他は飛翔した尾長鳥であるが、共に各一個宛をのこすのみで他は失はれてなく、鈕上の飾また脫離して、その痕をとゞめるに過ぎない。但し平脫文の大半はよく原形を保つて、本來の技巧を示す點は、平脫鏡中やゝ違つた技巧の一例としてまた珍重せらる可きである。

52　Eight-lobed Mirror with Figures of Birds and Twigs of Flowers, inlaid with mainly Silver, *Heidatsu*

Diameter 18.3 cm.

T'ang Dynasty

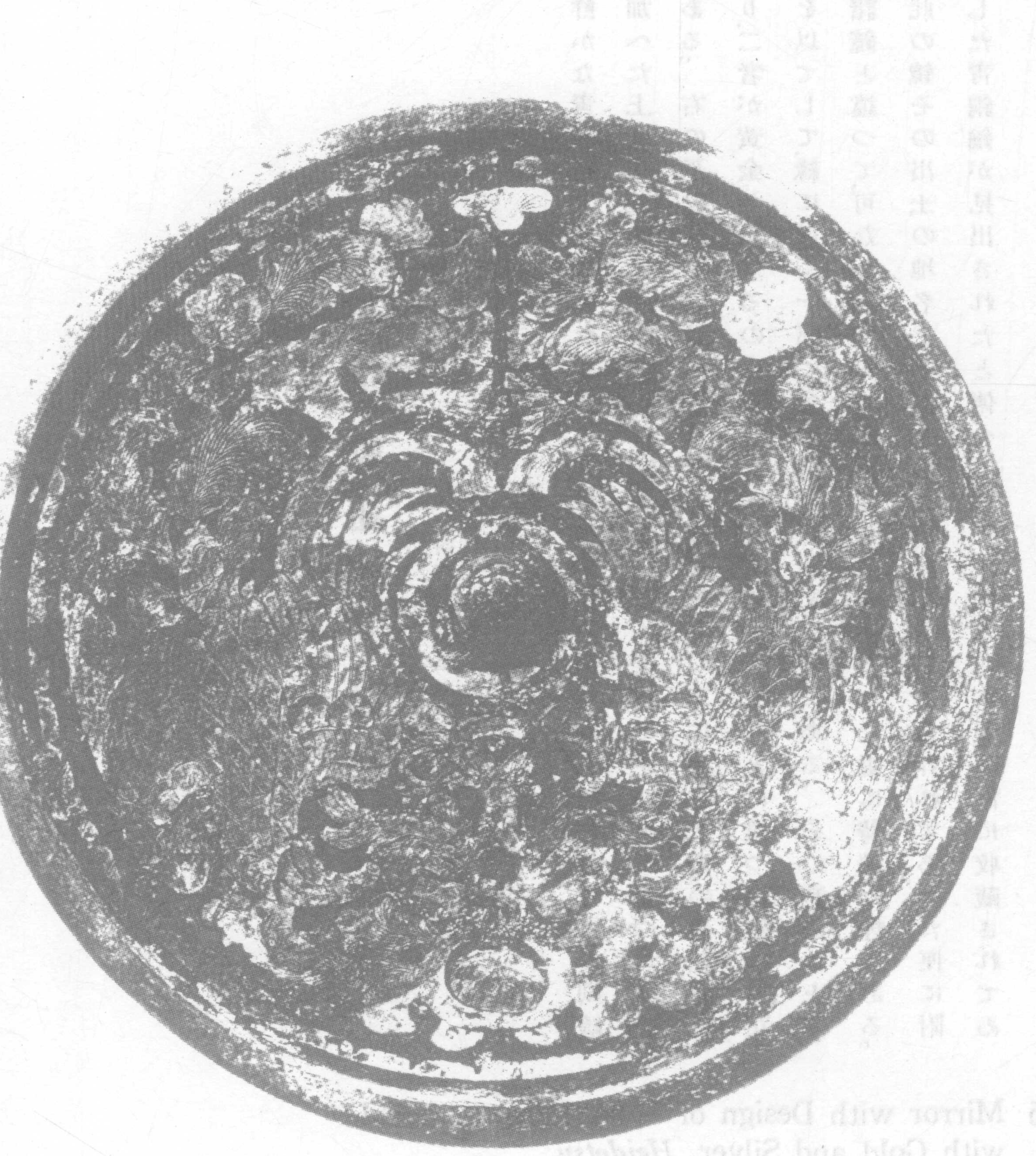

五三　金銀平脱雙鳳文鏡

徑　九寸一分　緣厚　二分三厘

唐時代

本鏡は白鶴美術館藏する平脱文鏡中の最も大形の遺品である上に、いささかの修補もなく、稀に見る完好な保存狀態を示す點で、中國出土の同種鏡の白眉と云ふ可きものである。即ち黑味がかつた銀色をした白銅質の鏡は、圓味を帶びた平緣の式で、それから鈕への間の廣い面には、內外端に近く各一帶——外緣のそれはやや異形化した連弧文帶——を置くのみで、こゝに主要な雙鳳文をば平脱の手法で表はしてある。右の雙鳳文は鈕をはさんで左右均勢に布置され、下邊で相對して、その間にある華麗な寶相華文を啄む狀を示して居り、大きいこの鳳形はすべて薄い銀板で切り出され、刻線で細部を示し、兼て羽根の一部其他に貼金して、以て色彩の變化を求めてゐる。これと同じ手法は、大正八年三月京都市山科西野山の奈良時代の墳墓から出た同式の一鏡においても認められるのである。

53 Mirror with Figures of Two Sacred Birds, inlaid with Gold and Silver, *Heidatsu*
Diameter 27.6cm.
T'ang Dynasty

五四　金銀平脱花枝文八花鏡

徑　八寸八分　緣厚　二　分

唐時代

やゝ薄手の白銅鏡の背面をば花枝文を以て飾るところ、古く『博古圖錄』に載せた寶花鑑・萬春鑑等に相類し、現在まで遺例の必ずしも少くないものであるが、本鏡は中で內外二段にそれを配した最も整美な大形品である上に、金銀平脱の手法に依つてゐる點で稀有な遺品と云ふ可きであり、更に前圖版の鏡同樣によく原形を保つてゐるのが珍らしく、その面にはもと鏡を包んであつた絹布の痕をすら殘してゐるのである。さて右の背文は金の珠文圈帶で內外兩郭に分つた各に、外緣の八花に應じて八つ宛の銀の花枝を配し、それの所々に金花や金蝶を貼じてゐて、是等が共に鈕を中にして見るように整然と構圖されてある。そしてこの華やかな花枝の銀面がいま銹化してやゝくすんだ色調を呈するところに、雅致の掬すべきものがあるのである。

54 Eight-lobed Mirror with Twigs of Flowers, inlaid with Gold and Silver, *Heidatsu*
Diameter 26.7 cm.
T'ang Dynasty

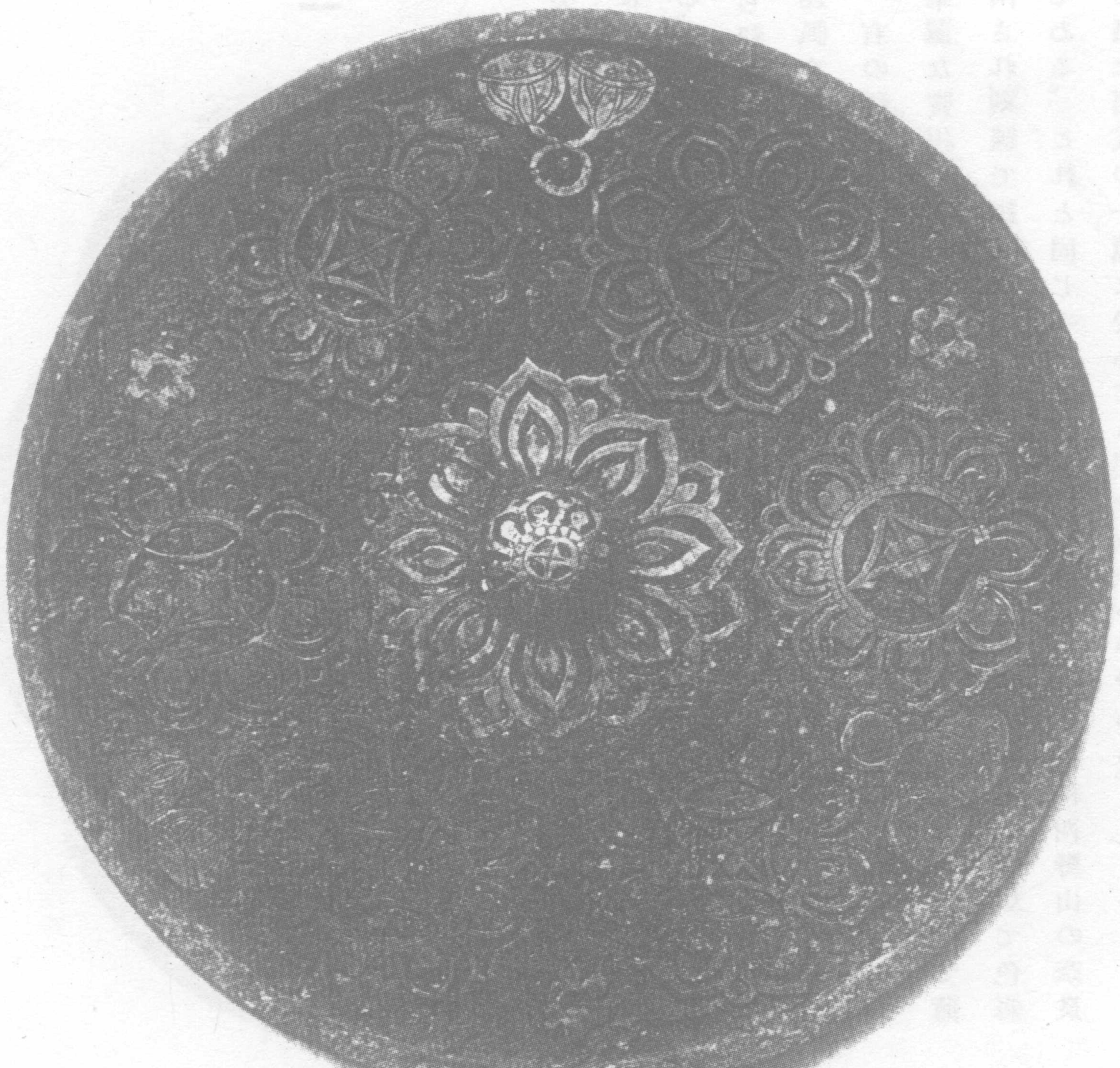

五五　金銀平脫蓮花文鏡

徑　四寸六分五厘　緣厚　一分七厘

唐時代

鮮かな青綠銹で覆はれた鉛黑に近い白銅質の臺鏡の背面に、格子狀の刻線を加へた上に、やゝ厚い金銀透彫の切板を同じく平脫の手法にて飾つた遺品である。右の平脫の圖文は鈕上八葉の蓮花飾りの下に同じ大形の蓮花座を作り、二者が黃金から成るのに對して、主文は六個のそれとは違つた銀の蓮花文を以てして、緣に近く一部に金の蓮房三個を添へてある。その意匠は上來の諸鏡と違つて、可なり圖文的で、また蓮花文を主とした處に特殊な趣がある。

此の鏡その出土の地名を明にせないが、同時にそれを容れてあつた匣に附隨した青銅鑰が見出されたと傳へて、實物が同じく本美術館に收藏されてゐる。

55 Mirror with Design of Lotus Flowers, inlaid with Gold and Silver, *Heidatsu*

Diameter 14.1 cm.

T'ang Dynasty

新修泉屋清賞

內藤乾吉署

據一九七一年泉屋博物館本影印

序

殷周の彝器類の莊嚴、漢唐の鏡鑑類の華麗はもとより、中國古銅器の多種多樣、而も、そのすぐれた意匠、高い藝術性は、東洋古美術の精華であり、世界の驚異である。隨つてその愛好、蒐集研究の勢いは、今や東洋を越えて歐米諸國にも高まつている。

顧るに、先考は夙にこれに達眼を開き、中國古銅器の愛好、蒐集に情熱を傾けて、その收藏の富は大正初年にあつて頗る見る可きものあるに到つた。かくてこれを私の愛玩收藏に閉じず、進んで廣く學界の研究に資せんとして內藤虎次郎瀧精一兩博士の協力を得て、濱田耕作原田淑人梅原末治諸博士に囑して、大正期に『泉屋清賞』正續二集(各彝器部及び鏡鑑部)別集『陳氏十鐘』を刊行したのであるが、それらは中國古銅器の研究にいささか寄與をなし得たものと信ずる次第である。

余もまた先考の意を體して、微力ながら古銅器の蒐集を續け、先ず濱田、梅原兩博士に囑して昭和九年『刪訂泉屋清賞』を刊行すると共に、更に其後梅原博士を煩わして『泉屋清賞』新收編を印行して、研究者、愛好家の利用に供したのであつた。然るに戰後の難局に際會して、この東洋考古學、美術史研究上の貴重なる蒐藏品を、いかに保護し學界に寄與するかに新たに痛心せざるを得なかつたが、幸にも住友各社の協力を得て、故古田俊之助氏、故ラングドン・ウォナー博士 (Langdon Warner) 等の提言に基く財團法人泉屋博古館の設立となつて、それらの保管が萬全となり、廣く研究者に資し得ることになつたのは本懷とするところである。

加うるに、嚮の『刪訂泉屋清賞』刊行後に於ける中國古銅器の研究の分野が、殷墟・殷墓群の大規模な學術調査をはじめ、爾後の中國各地に於ける考古學上の諸事象の劃期的な擴充により、その知識を更新することになつたため、全蒐集品に就いても大いに改訂を迫られる事態に到つた。たま〱泉屋博古館が創立十周年を迎えるに當つて新たに圖錄の刊行が一部有志に依つて企劃された。依つて余は此の機會に先考以來本蒐集品に關與し、內藤、濱田兩博士の後を享けて中國古銅器全般の研究に專念されつゝある梅原博士に、圖錄の編纂と共にこの新たな改訂のことを冀望したのであつた。博士は喜壽に近い老齡ではあるが、財團の理事の

一人としてこれを諾し、自から圖錄の編集に當り、改めて全蒐藏品の再檢討を行つて、その事につとめられたのは余の尤もその勞を多とするところである。

かくして、住友家業ゆかりの大阪に未曾有の日本萬國博覽會が開催される年に當り、本古銅器の精華の圖錄と、現時點に於ける最高の概說に解說編とを併せた『新修泉屋清賞』が刊行せられることになつたのは特によろこばしいことである。

ここにその來由を記して、梅原博士に謝意を表すると共に、財團の本書出版に就いての援助に對する謝意を併せ記して以て序とする。

昭和四十五年三月

住友友成識

例言

一、本新修本は、大正十年以降前後三回に亘り上梓された『泉屋清賞』正續七冊、同別集『陳氏十鐘』一冊に收錄の古銅彝器・鏡鑑類に、其後昭和卅六年刊行の『泉屋清賞』新收篇に載せた諸器—其の古代錢貨類を除く—を併せ、更に財團設立後收儲の若干器を加えた、全蒐藏品を新しく編次したものである。

一、此の書の體裁と編次は、昭和九年刊行の『刪訂泉屋清賞』に傚つて、これを古銅彝器、鏡鑑の二類に大別して、それぞれの初に概說を載せ、現時點に於けるそれぞれの知見を概觀し、これに據つて各器を解說した。その彝器部にあつては主要な殷周の彝器と樂器類、戰國時代以降の古銅器等に、別に利器・雜器・佛像の諸類を以つてし、また鏡鑑部にあつては、戰國時代より漢・六朝の諸鏡・日本仿製鏡・隋唐鏡に分ち、末尾に宋鏡・高麗鏡・和鏡の類若干を附載した。かく編次した個々の器の解說は、概說と併せて、それ等のすべてを再調査の上稿を新たに草したものである。從つて器の名稱をはじめ法量、時代などに既刊のそれらとは異なるところが甚だ多い。よつて嚮の『刪訂泉屋清賞』に傚い、參照の爲に既刊の番號を個々の品目の下に附載した。例えば〔彝一〕とあるのは舊刊の彝器の第一圖の器を指すが如くである。

一、各器の法量は改めて全器に就いて、測定を行つたものである。前諸刊本と差異のあるものは本書を以つて正とする。

一、すべての器の圖錄は、彝器部二百五十七點、鏡鑑部百六十二面と餘りにも多數であるので、彝器類に重點を置き、新たにその精華たる百十六點を選んで、それを百五葉の別冊圖版とした。是等の圖版は便利堂寫眞部がその撮影と作製に當り、既刊本の木版に代えて、その約三分の一を原色寫眞版で印刷した。なお彝器部にあつて器形の見る可きものと、鏡鑑の諸鏡式については、新收品のすべてと共に別に挿圖として、本文中にそれ等を載せた。

一、卷末の英文の概要は『刪訂泉屋清賞』に從い、概說はすべて省略し、本文解說の編次による一々の器名と、その圖紋、法量、推定の時代を記するにとゞめた。その圖版並びに挿圖に載せた器は一々の品目の下にこれを注記した。

一、英文概要に就いては、カンサス美術館のウイルソン(Marc. Wilson)氏が進んでその校訂に當られ、また白川靜博士は銘文の釋讀について助成され、故內藤博士の令嗣乾吉教授は題籤を揮毫せられた。終りに校正についての有光敎一教授・樋口隆康助教授の繁勞と共に記して謝意を表する。

新修泉屋清賞　目次

插圖目次

新修泉屋清賞

中國古銅彝器概說

一

中國では古く三代の世に玉器の類と並んで古銅器鑄造の技術が著しく發達し、容器類に普遍的な土器・陶器類を超えた特色を發揮していたことは、夙に『越絕書』に記載されているところである。その實物の如きも、既に漢代において、當時行なわれていた實用の銅器や鏡鑑の類とは違つた、古い尊彝の出土品が一部識者の注意を惹いて珍重せられ、唐代の盛時にはその蒐集も行なわれ、宋代に入つていよ〳〵それに對する興味が高まつたのであつた。こうして周代の古禮經に傳える尊彝に當る諸銅器等についての蒐集をもとに、器の用途の想定と器にある銘文の釋讀が行なわれたことは現存の『考古圖』をはじめ、三十卷に上る浩瀚な宣和の『博古圖錄』がよくそれを示している。

この古文物に就いての識者の關心は近代の清朝になつて考證學の發達に伴つてさらに深まり、器にある銘文は金石學の重要な對象として研究が加えられ、他方で禮樂の器としての性質の考究も行なわれた。こうした金石學の成果を中心として、是等の器の時代に依る發達が推定されるまでに至つたのである。たゞ中國に於けるこの特色ある古銅器に就いて、同時期に於ける他の古文物をふまえた一層廣い視野よりする性質觀に到つては、その國土に於ける考古學の未發達のため、遺品そのもののみが偏重せられ、他の文物との比較乃至相互檢討が殆んど顧みられない缺陷をのこしていた。

時代の大きな變革期に入つた十九世紀の後半、この種の古文物が國外に流出するようになつたことを契機に、それより先江戸時代の後半よりその文物の傳えられた我が國――しかも西歐の方法論による新しい考古學の行なわれはじめていた――に於いて、歐米に先立つてこの分野への關心がいち早く高まつた。しかし初期にあつては、既往の夥しい遺品の殆んどが出土地點の不明であつたことから、所謂形式學的な觀察のほかに、恰もやうやく知られ出した中國上古の土器との關連から推測する段階を出なかつたことは本『泉屋清賞』の當初の概觀がそれを示すところである。然るに他方で前世紀の末年にはじまつて、中國の古文物の波及した四隣地域に於ける諸遺跡の學術調査が、西歐人士に依つて行われはじめた。それは先ず西域地方を皮切りに、今世紀の十年代にはベトナムの北部と、舊滿洲より朝鮮半島北部に於ける漢樂浪郡遺跡の學術調査に及び、一般文物と銅器との連關がはじめて明らかになつた。それと前後して、中國本土にあつても出土地の所傳を伴う古銅器の一括遺品の見る可きものが新しく注意に上つてきた。そして中華民國成立後の一九二〇年代のはじめに淮河流域の安徽省壽縣を中心とした地域に於ける土木工事に當つて、戰國時代の遺跡から夥しい遺品が出土したのをはじめ、つづく山西省李峪村の一古墓、河南洛陽金村古城古墓群等の掘鑿が行なわれ、同じ時代の顯著な諸遺跡の各種の出土品により、問題の古銅器と他の文物との相關關係を明らかにする途が開かれた。なお從來漢以前の遺品を缺いた鏡鑑が、既に戰國時代に優れたもののあることが知られたのも實にこの際のことであつた。

中國本土に於ける遺跡の學術調査は、前世紀の末年、貞卜の文字を刻した甲骨の出土で始めて注意に上つた河南省安陽の殷墟に對し、中華民國の成立後、先づ甲骨の見出される小屯地區を中心に、範圍を周邊地域の古墓群に及ぼす組織的かつ大規模に行なわれた。前後十餘年に亘るその調査の結果として、小屯地區に於ける當時の建築遺構とそれに附隨した埋藏品と共に、侯家莊西北崗での殷代の主權者の陵墓群をはじめ無慮二千を超える古墓群に遺存した夥しい一括遺物が見出され、それらに依つて殷代後半に於ける尊彝の實體が確められると同時に、その一般文物との連關について、實に劃期的な知見が齎らされたのである。

殷墟發掘と共に、その前後に行なわれた周代初期の濬縣辛村古墓群をはじめとする諸遺跡の調査と、それに先立つ史前時代に於ける諸遺跡、中でも山東省城子崖遺跡に於ける黑陶等の示す實相から、古銅器の器形やそれを飾る圖紋についても大いに知見が加えられた。尤もこれらの注目すべき諸事象は不幸な第二次大戰の爲に當時傳えられた最も重要な殷墓の出土品の一部が世に知られたのみで、いまになお一般に認識せられない憾をのこしている。戰後中華人民共和國の治下になつて、大規模な土木工事等にともなつて、各地に於ける遺跡の調査が行なわれ、陝西省に於ける西周時代の諸遺跡をはじめ、河南・山東・江蘇各省の周代中期の遺跡遺物が明らかになり、戰前に一部調査が行なわれた河南省新鄭地區や、湖南省長沙、同信陽等の楚の古墓群等の新しい一括出土品の知見と併せて、ここに殷代以降の他の古文物と連關する問題の古銅器の樣相の推移がよりよく推定されることになつた。かくていまや既往の夥しい器の靜態的な考察によつていた古銅器の性質の規定は、これらの知見に依つて更新せられることになつたのである。

そこで個々の器の解說に先立つこの概說では、改めて他の文物との共存關係の明らかな各時代の主な遺品の所見、殊に時代の最も古く而も特色的な殷代後半の諸器に示されている樣相を具えるものを中心に、中國學者の既往の考察をふまえて、以後の各時代に於ける概要を記することにしたい。

二

さて實年代が明らかに西紀前千三、四百年に遡る河南省安陽の殷墟と、その古墓群の大規模な發掘調査と、その前後の私掘等で新しく見出されたこの時代の多量の古文物のうちにあつて、古銅器の尊彝は實に最も注目すべきものである。そのうえこれらの類は從來世に知られたその殆んどすべての器形に亘つて、既によくその特性を具えていることが指摘できる。尤もこのことは宋代以來重視された器にある款識――それは象形のものを交えた古拙な、金石學者の言う「殷文字」であるが――のある諸器に基いて既に推測されて來たところであるが、それらが時代の器に共通する性格を持ちつつ、而もそれぞれの器形が既に一つの定型ともいう可き實體を如實に示すのが注目されるのである。

たとえば、まず當代の容器として普遍的な皿・鉢の類と基本的に形の違わない銅盤・銅盂・銅簋の形をはじめとして、同じ壺の形をなす觶・瓿・罍・壺・尊の諸器にあつては、同代の陶器の壺に較べてそれぞれが可なり違つた特殊な形を持つている。時代の上でそれに先立つ史前の土器との間に連關のあることの認められる鬲にあつても、それは口緣に双鉉を作り、袋狀の脚よりも寧ろ棒狀の脚をしたものであつて、その形態たるや後の銅鬲に較べるとかえつて陶器との差異が目立つばかりでなく、別に外形の矩形をした方鼎や、器脚が禽獸形をした特色のある器などが並び存して多樣性を併せ示している(第二圖)。

第一圖　侯家莊西北崗第一〇〇一號殷大墓遺存の諸彝彜

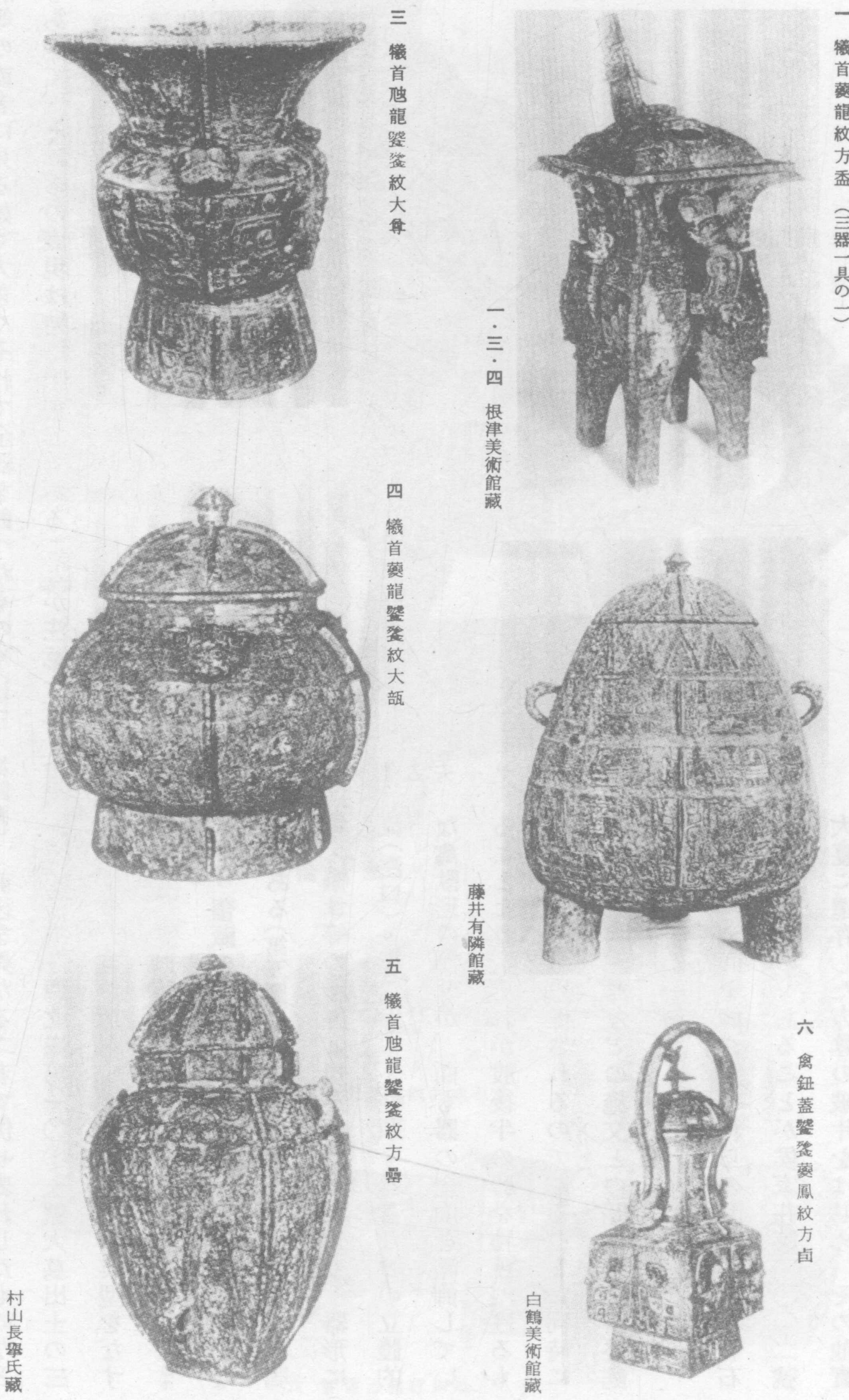

一　犧首夔龍紋方盉（三器一具の一）

二　饕餮夔龍紋有蓋大彝

三　犧首虺龍饕餮紋大彝

一・三・四　根津美術館藏

四　犧首夔龍饕餮紋大瓿

藤井有鄰館藏

五　犧首虺龍饕餮紋方罍

六　禽鈕蓋饕餮夔鳳紋方卣

白鶴美術館藏

村山長擧氏藏

第二圖　安陽殷墓群出土の鼎の諸例

一　饕餮紋款足鼎

二　饕餮虺龍紋鼎

三　饕餮虺龍紋圓鼎

四　侯家莊第一〇〇四號大墓遺存鹿紋大方鼎

五　圓渦雷紋刀形獸脚鼎

六　獸面紋禽形脚鼎

第三圖　安陽殷墓群出土の諸兕觥

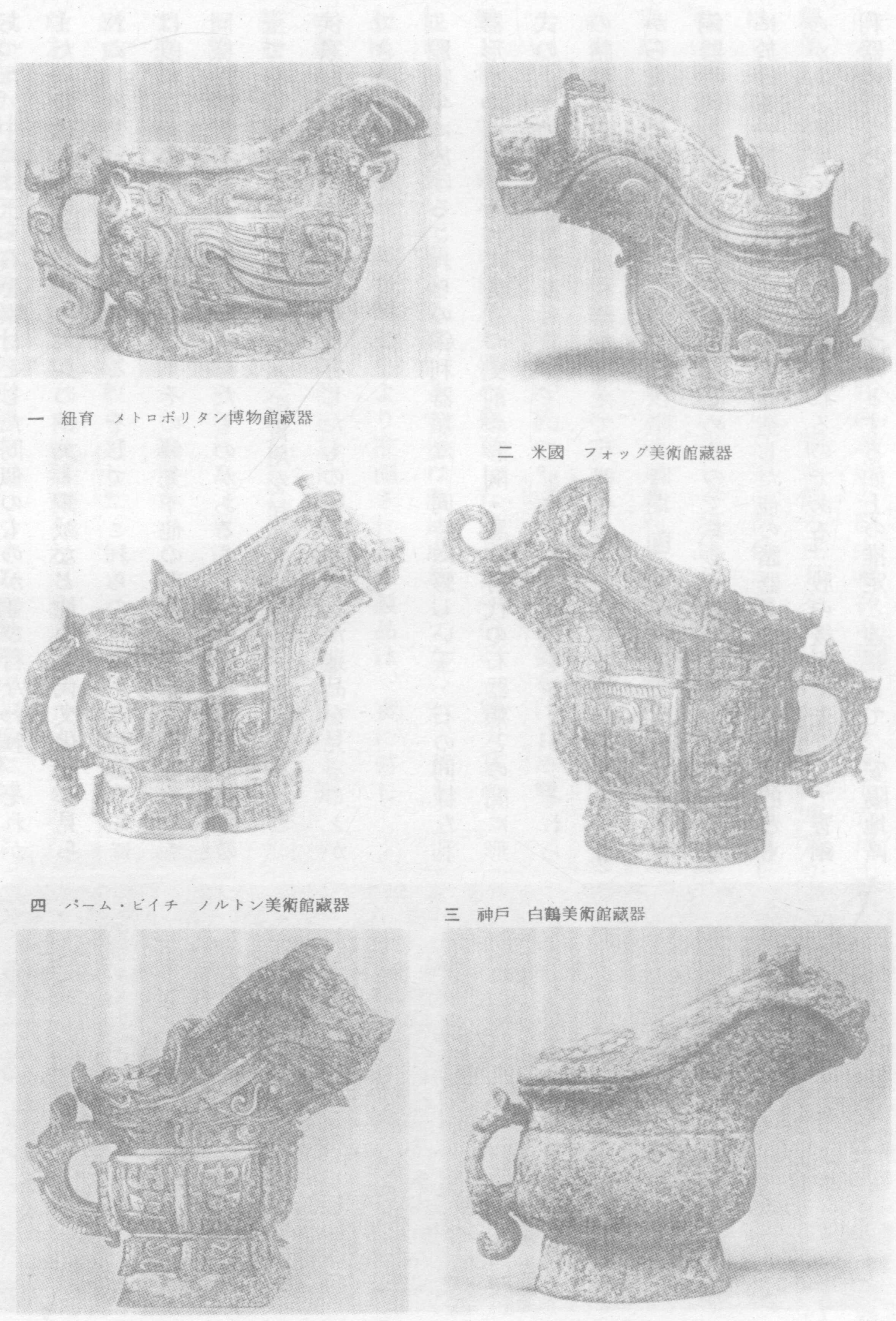

一　紐育　メトロポリタン博物館藏器

二　米國　フォッグ美術館藏器

三　神戸　白鶴美術館藏器

四　パーム・ビイチ　ノルトン美術館藏器

五　東京　長尾美術館舊藏器

六　紐育　エリクソン氏藏器

第四圖　安陽殷墓群出土の諸彝彜

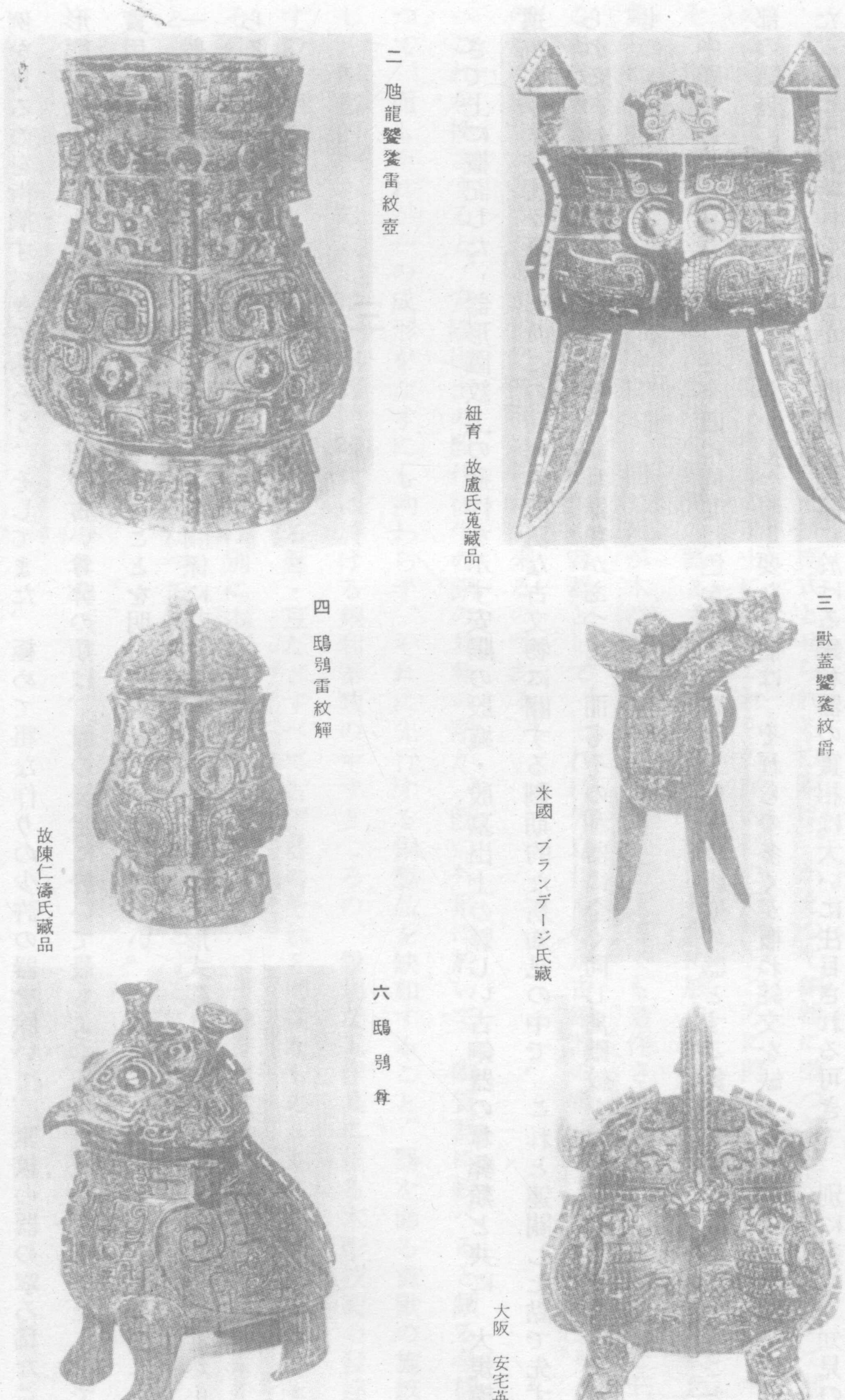

一　鴟鴞雷紋方斝

紐育　故盧氏蒐藏品

二　虺龍饕餮雷紋壺

紐育　故盧氏蒐藏品

三　獸蓋饕餮紋爵

米國　ブランデージ氏藏

四　鴟鴞雷紋觶

故陳仁濤氏藏品

五　饕餮鴟鴞紋卣

大阪　安宅英一氏藏

六　鴟鴞彝

ミネアポリス博物館藏

次に爵・角・斝など、その器形が獸角より出たと考えられる諸器の如きにあつても、各々の器が特徴のある細長い刄形の器脚のものであるのに加えて、また一鋬雙柱で中に蓋を具えたものなど、いずれも特殊な一の成形をなし、斝の如きは矩形の類が並び存する。そして角・爵の如きは、一般の古い角形容器に比類を見ない固定した形をしているのである。更に盉・兕觥等の諸器に到つては、それぞれの特殊な形態がひときわ目をひき、同じ調査で明らかになつた殷代のものやそれに先立つ時代の陶製の容器との間に著しく異なるものがある。かくて出土の諸器の現實に示すところから見れば、これらの古銅器はすべてが當代の常用の容器と著しく異なり、それらと自から殊なる性質のものであることが知られる（第四圖）。なお古くより犧尊・鴟鴞尊などと名づけられた特殊な禽獸の形をした器に於いても、鴟鴞の立姿や、巨象など特色的なものがあつて、それらがすべて合せ范の技術に依つて巧みに鑄成され、既に白銅質に近いものを以てしたものを見るほどである（第一圖）。而してこれらの優れた鑄成は、侯家莊西北崗の第一〇〇一號大墓に殘存した三器一具の方盉・斝・尊・瓿などの巨器に認められること、同時に小屯その他の陪葬墓に於いてそれに較べてより粗なものゝ多いことが併せて注目される。

このような器形の多樣さに對して、從來古銅器を特色づけているとせられている器を飾る禽獸形の圖像に就いて見ると、殷墟・殷墓出土の諸器にあつては、獸面を中に左右に體軀を表わした正側面表出の饕餮紋・獸面蛇身のもの、同じ蛇身に近い禽首の夔龍・虺龍等の圖案化したものなど薄肉の彫塑的手法をもつて器の全面を飾り、間地に細緻な雷紋を施すと言うこれまで知られたそれらが共に定形化の傾向を示し、普遍的で而もその表出たるや精彩なものであることが認められる。

なおこれらとは別にうちに虎・象・梟等をはじめ蟬・兎・龜・蛙・魚等の個體を表わしたものがあつて、しかもこれらの圖像のものは前者が既に圖紋的であるのと違つて、その俯瞰乃至側面形を描いている。また中には兕觥・觶等の或者に見る如く大きくそれで全器を飾つたものや（第三・第四圖）、前後を異なる二者で併せ表わしたものなどもあつて、それらの表現は特に彫塑的であることが注意を惹くのである。侯家莊西北崗第一〇〇一號大墓出土の三器一具の方盉の諸圖紋はまさにその典型をなすもので、傳古品ではマイヤー夫人 Mrs. Eugene Meyer 舊藏の兕觥紋の如き、一層その代表的な器である（第五圖）。この後者に於いては、鴟鴞尊・犧尊等の形態と規を一にしており、器形に流（注口）・鋬（把手）・柱頭・器蓋などの立體的な禽獸形の飾りが、而も器の全面を滿飾していることより、それが殷後半の器を特色づけるものであるのが思惟されるのである。また同時にその土器・陶器などの施文との間に著しい徑庭のあることが一層よく示されている。

第五圖　マイヤー夫人舊藏兕觥

五〜六

なお、全面を飾つたこれらの圖紋の間に青石を嵌したものゝあることが侯家莊第一〇〇二號大墓に遺存した方尊の破片をはじめ、その他實例を見るのを指摘すべきであろう。そしてまた、極めて粗な作りの少許の器を除いて、素紋の器の寧ろ稀なことは、形態の示すところと表裏して、中國の古い尊彝の類は、殷の後半に於いて最もよくその特色を發揮したものであり、實用の容器との間に格段の差異のあつたことを明示するものに他ならない。この點から考えると、今世紀になつて一般に重點が置かれて來た常用の器との關係に基く古銅器の發展を辿る形式觀は、如上の實體よりして當然止揚せらるべき筈である。

三

さて上に概記した、器形圖紋上の通性を示す安陽の殷墟・殷墓出土の夥しい古銅器の尊彝類と共に、大規模な同遺跡の學術發掘が齎らしたこの時代の廣汎な古文物に關する劃期的な新知見の中で、これと連關した點で先ず擧げられるのは、うちに諸種の夥しい銅利器類があつて、而もその利器に全く同じ禽獸紋を以て豊飾し、實用を超えたものゝ遺存することである。

中國の古い銅利器には、從來既に同じ特色を示すもの——例えば禮樂の器とする舞鉞など——があつたことは一部の識者に認められていた。しかし一層重要な事柄は、それらの多くが概ね銘文を缺く點で、久しく閑却されて來た。從つて實時代の明らかな殷墟・殷墓に於ける銅利器の實相は大いに注目される可きで、別に新しく知見の擴充した中國史前時代の石器と併觀することに依つて、認識を深め得るのである。夥しいそれらの銅利器は、短劍を除くと、斧・斤・鉞・矛・戈・小刀・鏃等の凡そ銅利器のあらゆる種類に亙つていて、既に頗る進んだ段階のものであつた。中には玉・石を素材とした同似のものが並び行なわれ、それがまた一般化していて、殊に勾兵の銅戈・銅鉞など他の古代文化圈に見られぬ特殊な器が目立つのである。そして、これらの特色ある利器の類には既に白銅の鑄造品があつて、その鋒先や他の部分に尊彝に見ると全く同樣な器飾を施し、青石を嵌したものがあること、また、鋒先の部分の玉であるものがあつて、明らかに實用を超えたと見做される（第六圖）。侯家莊西北崗の殷大墓群に遺存したものにこの優れた遺品を見ることができる。

殷後半に於けるこれらの銅利器類は、同時に夥しい玉・石の同樣な利器形を中にしてそれに先立つ史前の彩陶・黑陶時代の石器類との間に形式の上での差異が可なり目立つている。またなお實例を缺くが、それらの諸器が既に一般的な利器を超えて兵器化しているものである點で、自から當代以前にそこへ發達した段階の時期、即ち、青銅を主成分とする靑銅器時代のあつたことを肯定せしめるのである。このことは殷墟・殷墓に於ける一括遺物中の、青銅で鑄造した他の諸器具に同じく特徴的なものがある事實によつて裏書きされるのである。殷の後半に先立つて青銅利器の行なわれた時代のあつたとする如上の推定と連關して、安陽地區

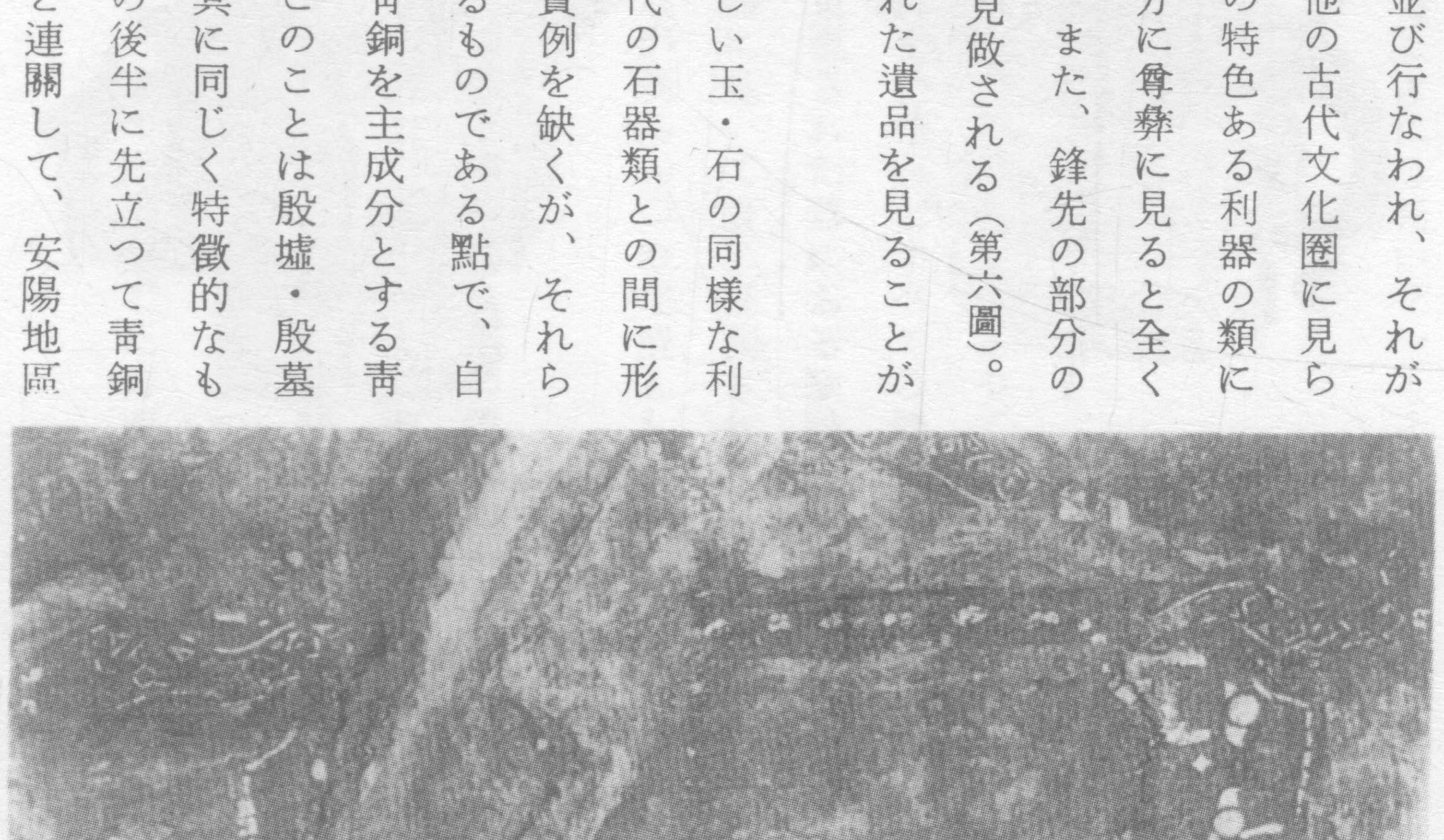

第七圖　侯家莊第一〇〇一號大墓に於ける木器類の遺存狀態

七〜八

第六圖　安陽殷墟・殷墓群出土の寶飾銅利器と玉利器

一　嵌石虺龍紋古式銅戈
二　饕餮紋銅內玉援戈
三　獸首玉戈
四　玉鋒嵌石獸紋銅矛
五　虺龍饕餮紋古式石戈
六　饕餮玉體紋銅鉞

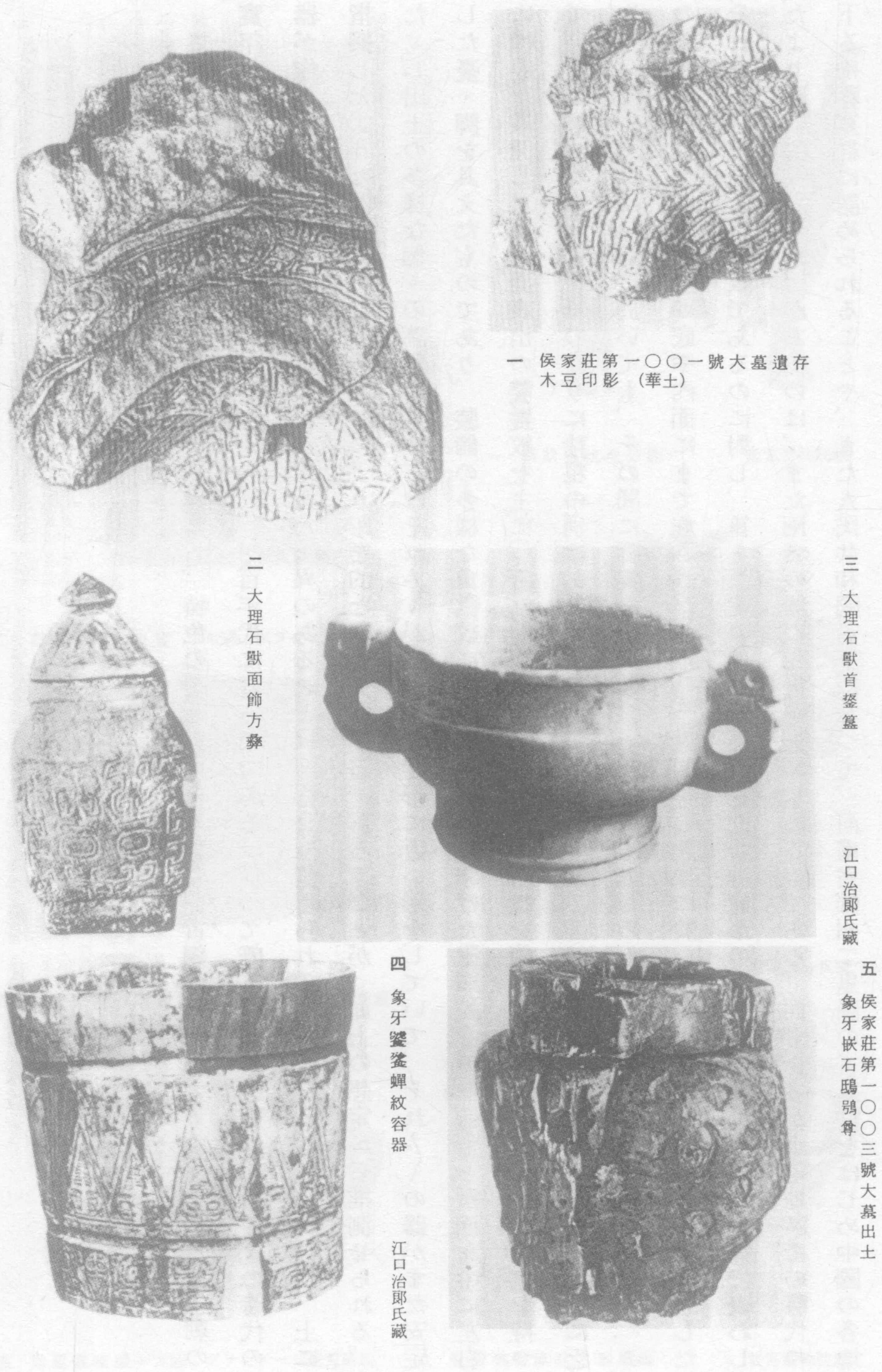

第九圖　安陽殷墓群出土の木器印影（華土）・大理石・象牙容器類

一　侯家莊第一〇〇一號大墓遺存木豆印影（華土）
二　大理石獸面飾方彝
三　大理石獸首鋬簋　江口治郞氏藏
四　象牙饕餮蟬紋容器　江口治郞氏藏
五　侯家莊第一〇〇三號大墓出土象牙嵌石鴟鴞尊

の大規模な學術調査、就中侯家莊西北崗の殷大墓群の夥しい一括した出土遺物に於いて、新しく、これらの利器を驅使した木器その他の諸容器類に、別に頗る注目をひくものがある事實が明瞭になつた。殊に木工の技術にあつては、これらの文物を副葬した墓群の墓室の架構が專ら木材を自在に驅使しこれに加えるに石材を以てしたこと、その上に當代に於けるそれらの技術が著しく發達していたことなどが、幸にも本來の形迹の一部をとゞめた侯家莊西北崗第一〇〇一號大墓によつて現實に見ることができるのである（第七圖）。

いまこれを既に擧げた古銅器に於いて三器一具の方盉をはじめ雙斝・尊・觚・罍などの優れた器の殘存した同じ第一〇〇一號大墓の他の副葬品に就いて顧みるに、その器は既に腐朽してないが、黃土上にとゞめた印影—卽ち華土—より推測される木製品は、實に夥しい數にのぼる。その中には古銅器に於ける盤・豆（第八圖）など形態並に器飾が全く同じでしかも彩色を施したものや、象牙・玉等を一部に嵌した彫器の類がまた認められる。更に、象牙その他の骨角で造つた容器では、材質の關係から筒形を中心に、時として接合組立てた、古銅器と全く同じ禽獸紋を刻した、例えば方罍の如きものがある。また大理石の簋・豆など古銅器のそれと全く同樣なものがあるほか、犧尊・鴟鴞尊とその形態を同じくする禽獸形の彫像に特

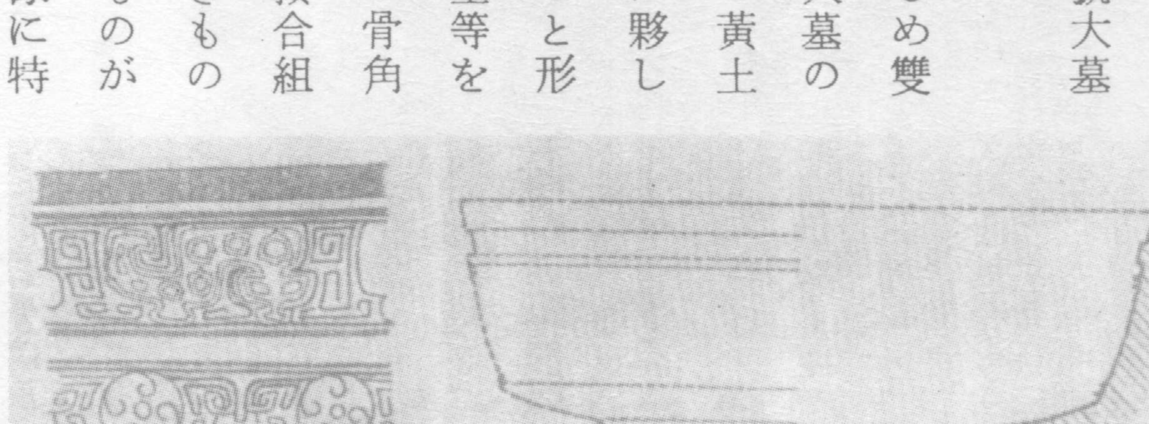

第八圖　侯家莊第一〇〇一號大墓出土饕餮紋木豆復原圖

に著しいものがあつて、これらはすべて既往の知見を超えたものである。同じ侯家莊第一〇〇三號大墓には青銅の鴟鴞尊を髣髴せしめるもので、象牙製で而も靑石を嵌した器が殘存していたのである（第九圖の五）。

そして陶器にあつても、この時代の土器樣式とせられる白陶は、かえつて銅器に倣つていたことを改めて想わしめるものである。かくて、殷墟・殷墓の出土に係るこれらの諸容器の示すところに照して見ても、經書に載せられ、その形態と圖像の上で宋代から周の禮樂の器とされていた尊彝の類が、既に殷の後半に於いて、よくその特色を具象したものであつたばかりでなく、同じ類が木器をはじめ、骨角・石玉等でも造作されてそれらが並び行なわれたことが現實に確かめられた。從つて常用の容器として、それに先立つものが古銅器の實相より推して、恐らく木彫の器であつたろうことが當然推測せられて來るのである。

これを換言すると、安陽出土の殷代後半の銅の尊彝の類が、既に外形に於いて、陶質器に較べると頗る多樣であつて、而もそれが一の成形をなすにも拘わらず、それに先行する銅製品を缺如すること、器を飾る禽獸の施紋が著しく彫塑的であることは、他方同時代に於ける銅利器類の示すところの、銳利な工作具に依る木彫技術の發達を示すのと相俟つて、既に擧げた木器に於ける盤・豆などすべて古銅器のそれと同樣なものゝある點を顧みることで、それに先立つ常用の容器としての陶器とは別に木彫として展開したものが、一般青銅文化の發達に伴う技術の進歩と、材質の豐富さに依つて、この時代になつて銅を以て代えるに至つたとするに蓋然性を與えるに足るであろう。

四

さて、前項で推測した木器を直接の先容とし、特色の著しい現存の夥しい古銅の尊彝が大量に作られた殷王朝の實年代は、紀元前一千年代の後半の凡そ三、四百年代に當るのである。從つて既に概觀した夥しい數のその時代の器が作られた時期の先後に依つて自からまた差異のあることは、固より認められるべきである。この點では、上に指摘したような器飾に於ける禽獸紋のより彫塑的な器が先行するであろうことが、如上の想定から推測せられる。たゞし出土の多樣な個々の諸器に於いてはそれ〲が概ね一の定形に近い形をしていて、それ〲の器がまた安定した臺・脚を具えたものであり、裝飾の多樣な禽獸紋にあつても、既に擧げた獸頭蛇身の虺龍形と獸面を中に左右に體軀を展開した正側面表出の饕餮紋を主に、それを二つ乃至三つで、器體を飾つている點で著しい共通性を持つているのである。そして器の作りに精粗の別はありはするが、多樣なそれ〲の器形では大きな差異あるものに乏しく、飾る主紋の細部に於いても、その間に圖案化を示す點で前後を推さしめるものが擧げられるに過ぎない。この施紋にあつては、器の外底や内面にまで施された獸形乃至虺龍等の圖像に於いて、上記の彫塑的な禽獸形をしたそれらが、正好な沈線紋であるのに對し、簋・卣その他の器の外底面の虺龍形の方が主に龜・蟬等を突線で表わしたより圖紋的なものなどがあるのは、また兩者の器の先後を推さしめるのである。而も後者が小屯地區での時代の下る殉葬墓群に認められることや、また人民共和國治下になつて、河南省鄭州二里崗の古墓群をはじめ中國の各地に於いて、この種の器の出土を加えているのは、その先後を示唆している。なおこゝで殷墓出土の方座の簋・壺その他の器の外底面に饕餮的獸面の小鐸を懸垂したものゝあることゝ、また盤などの内面に、精緻な虺龍の廻紋・龜・禽魚形を表はしてそれらが時代の器を特色づける通性をなすのを記すべきであろう。

そのような殷代後半の諸器の實態に較べて、器にある款識の上から、周代になつての製作と認められる諸器――それらは『兩周金文辭大系』のはじめに著錄されてある――に、前世紀以降陝西省、河南省等で見出された顯著な諸器を併せて見ると、その殆んどすべてが、器形は固より器飾なども右の殷代の諸器と差異の大きくないもので、而もうちに白銅質の一層莊重な作行を示すことが知られ、さらにその款識が器の性質を具體的によく表わすのである。たとえば今世紀になつて新たに陝西省寶鷄縣の二つの古墓から前後して見出された柉禁と呼ばれる同時に存在した一聯の諸器に就いてみて見よう。巨大な矩形の禁上に展置してあるそれらには、殷後半の器と認められるものもあるが、すべてが同じ形體の圖紋で飾りたてたものであり、この場合には款識はなお特に目立つものがない（第一〇圖）。また相前後して河南省洛陽府附近で出土したと言う饕餮紋兕令彝器（米國フリア美術館 Freer Gallery of Art藏）、斜雷紋方座簋器（故ダビットワイル David Weill 蒐集品）の如きは、共に長い款識のある同じ鑄成の優れたものである（第一一圖の一・二）。

周代の初期に於けるこれら古銅器と同樣な、より一般的なものゝ實相は、人民共和國になつて周王朝の興つた陝西省をはじめ、各地に於いて新たに發掘された古墓を主とする諸遺跡出土の一括遺物が一層よくこれを示していて、それらの圖紋にあつては、圖案化の傾向を示したものにあつてもまた著しい差異のないことを示すのである。これは戰前に調査された西周初期の安陽に近い河南省濬縣辛村古墓群出土の各種の尊彝に於いても、前代のそれを承けたものたることを具體的によく示しているのである。固より、夥しい當代の個々の器にあつては安陽出土の諸器に

第一〇圖　陝西省寶鷄縣出土の柉禁

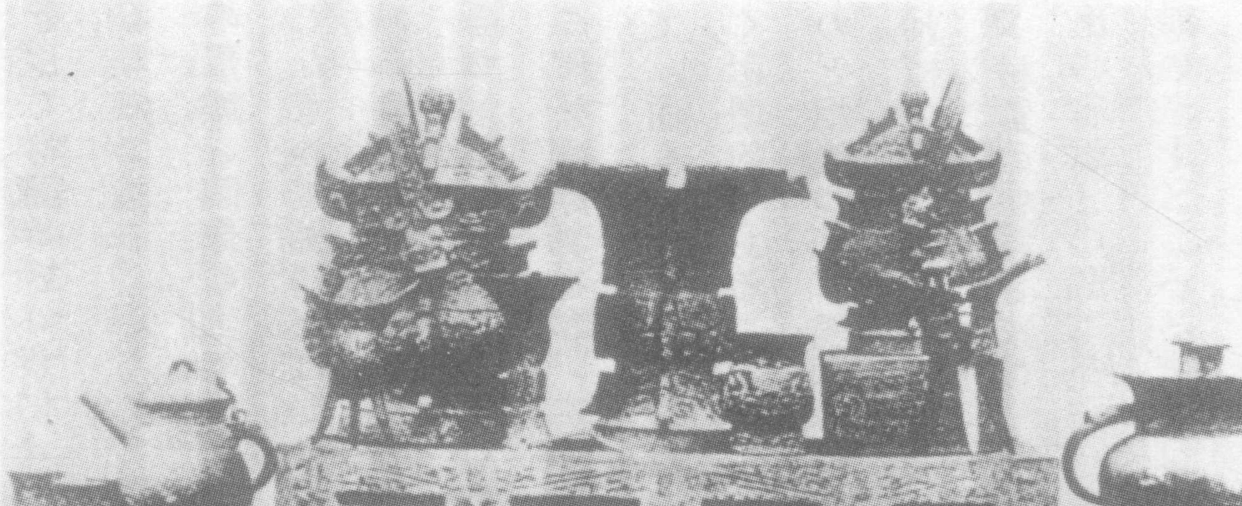

一　陝西省寶鷄縣出土第一柉禁　紐育　メトロポリタン博物館藏

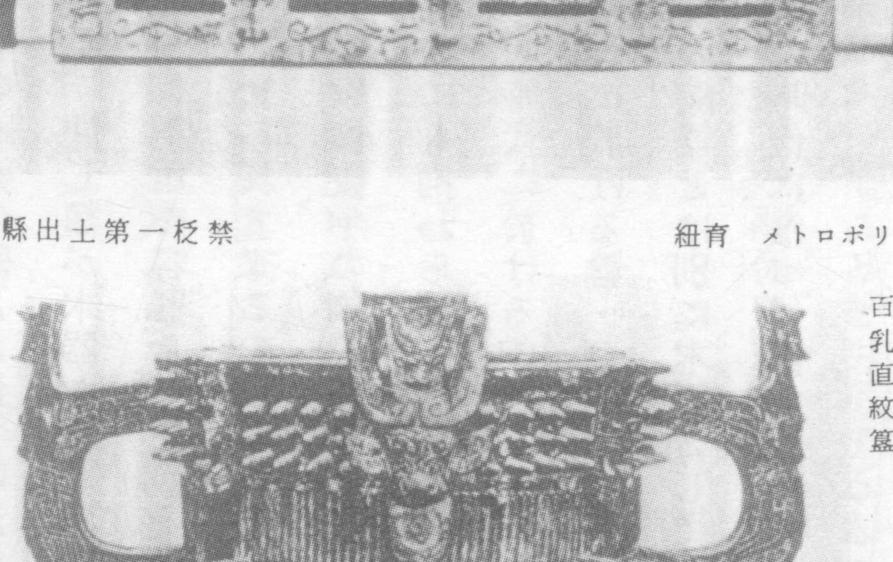

二　陝西省寶鷄縣出土第二柉禁の三器　華府　フリア美術館藏

百乳直紋簋

犧首夔鳳直紋卣

禽形紋方座簋

第一一圖　周代初期の諸尊彝

一　夔鳳斜雷紋方座簋　巴里　故ダビッド・ワイル蒐集品

二　饕餮虺龍紋兕令彝　華府　フリア美術館藏

三　象紋四鋬周簋　倫敦　故ユーモルホプロス舊藏品

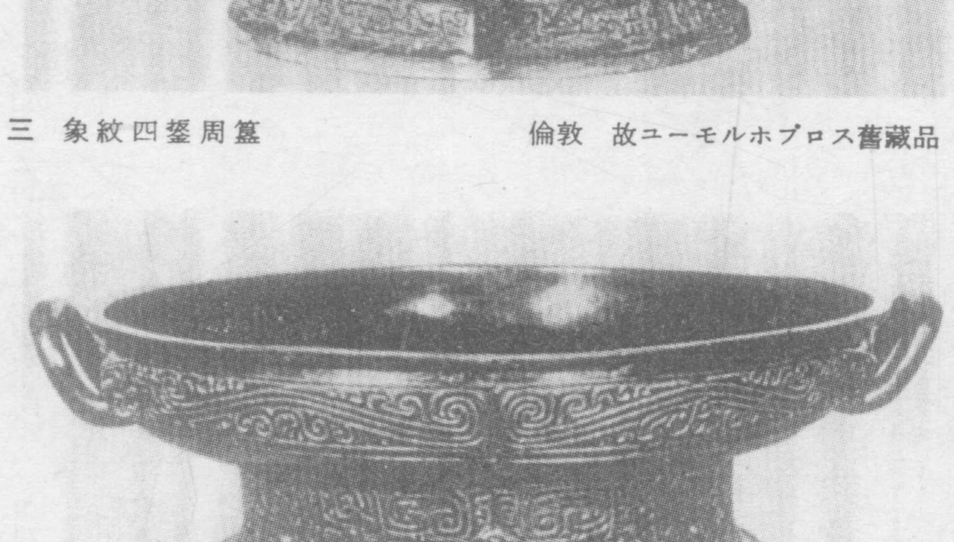

四　虺龍夔紋散氏盤　故宮博物院藏

一 卣銘（殷文字）

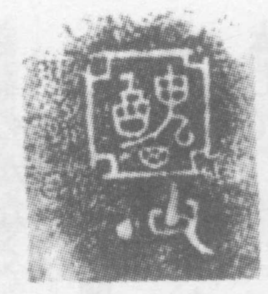

二 鼎銘

三 尊銘

四 夨令彝銘（周代初期）

五 簋銘（西周時代）

六 簋銘（周代中期）

七 盤銘（周代中期）

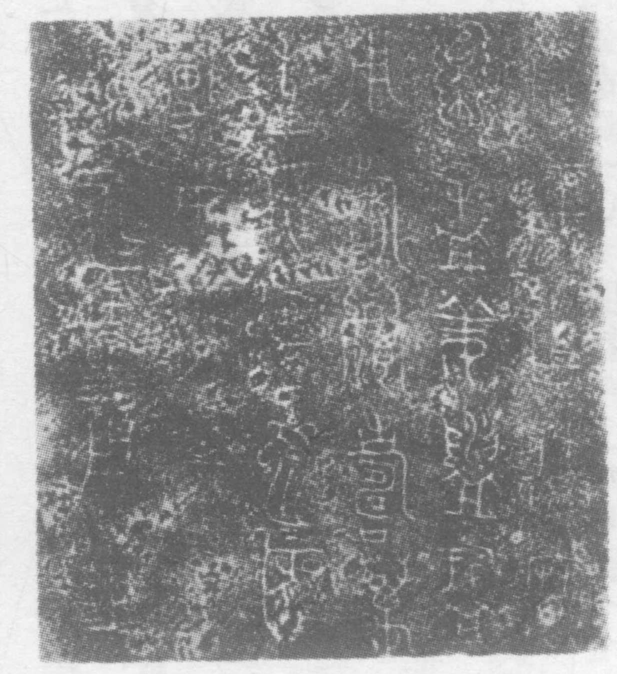

八 盤銘（戰國時代）

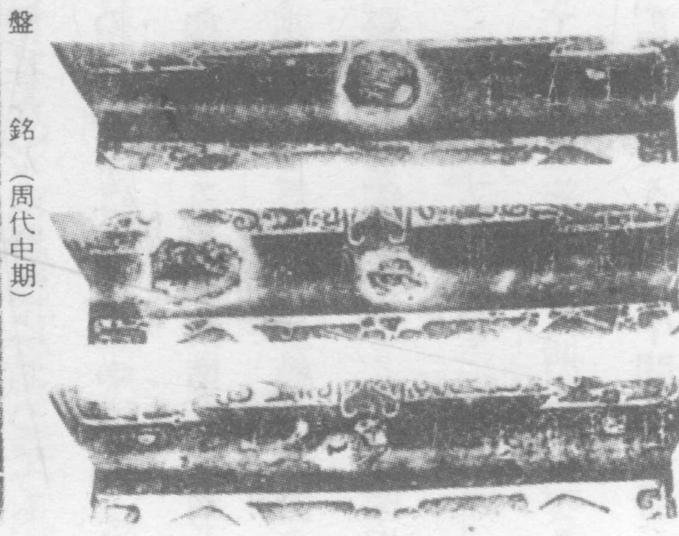

九 鈁刻銘（戰國時代）

第一二圖 殷周古銅器款識（銘文）諸例拓影

第一三圖 周代中期の諸尊彝

一 鱗狀渦紋毛公鼎　故宮博物院藏

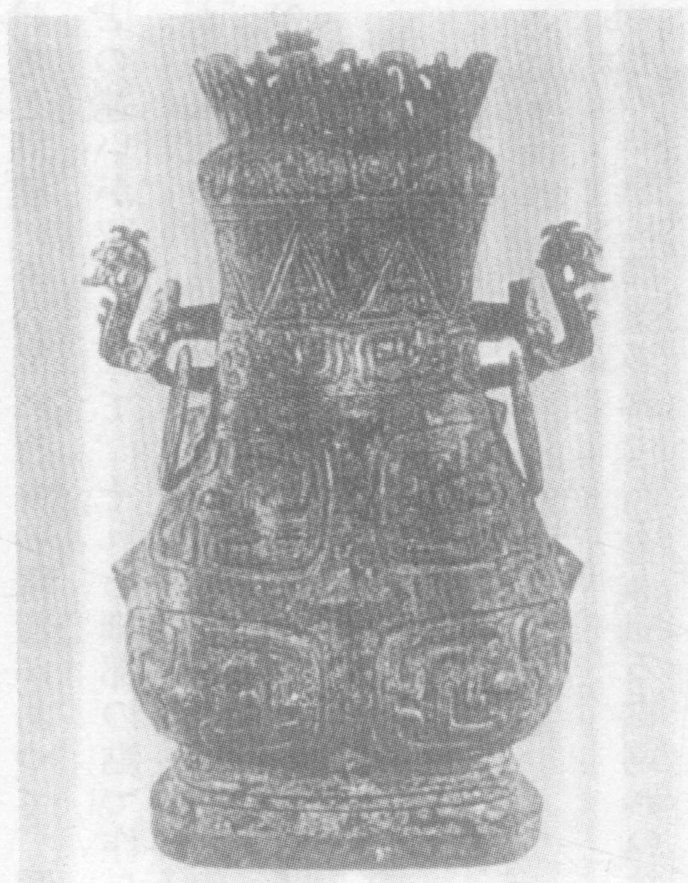

二 菱形虺紋角丸壺　米國 ブランデージ氏蒐藏品

三 虺龍竊曲紋方座簋　安宅英一氏藏

四 羽狀虺龍直紋盨　神戶 白鶴美術館藏

五 虺龍直紋盨　米國 ブランデージ氏蒐藏品

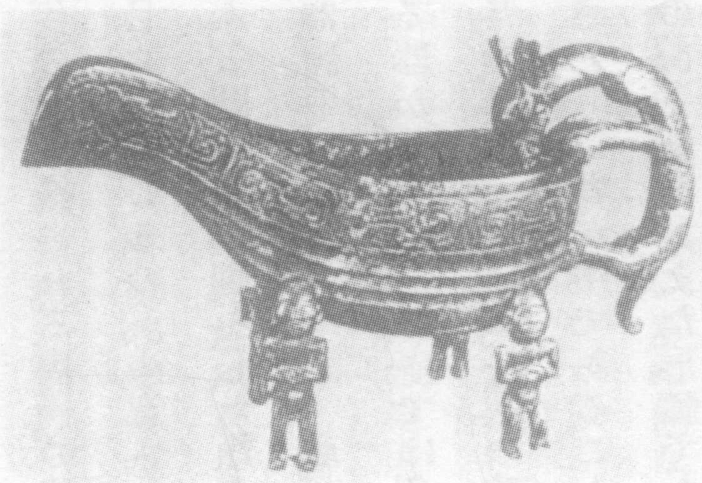

六 變樣虺形直紋人形脚匜　故宮博物院藏

第一四圖 戰國時代（東周）の諸銅器（其一）

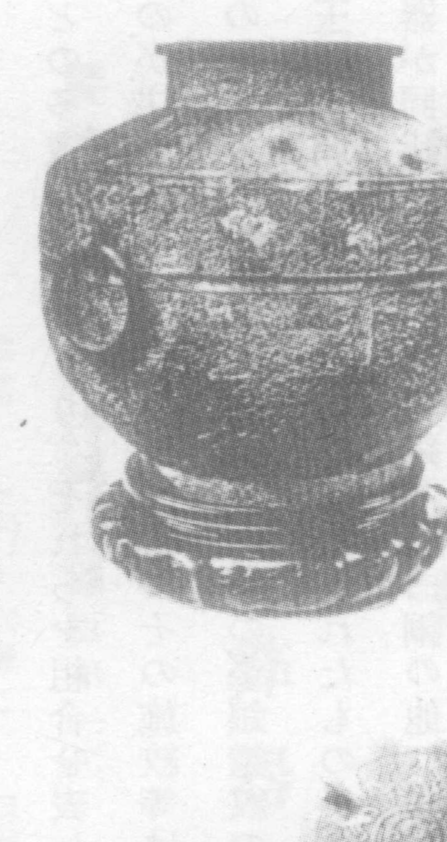

一 蟠螭紋獸面雙環大壺　東京國立博物館藏

二 有蓋畫象蟠螭紋壺　東京國立博物館藏

三 絡帶渦雲紋虺龍脚壺　紐育 載氏蒐藏品

四 犧首蟠螭紋壺　故守屋孝藏氏蒐集品

五 金村出土嵌珠金銀錯紋壺　東京 細川護立氏藏

六 金村出土變樣菱形獸渦紋雙環鈁

第一五圖 戰國時代（東周）の諸銅器（其二）

一 蟠螭紋有紐大鼎　ロサンゼルス美術館藏

二 金村出土金銀錯菱形獸渦紋壺　故盧氏蒐藏品

三 蟠螭鹿紋楕圓簋　倫敦 故オペンハイム藏器

四 金銀錯蟠螭紋大盉　故宮博物院藏

五 龍雲錯紋筒形奩　中央博物院藏

六 獸面四象嵌狩獵紋洗鑑（洗）華府 フリア美術館藏

於けると同様にその間に作りの精粗があつて、圖紋の上で簡素となつているもの、それを器の帶圈に表わしたものなどの違いが認められて、それら細部の點で作られた時代の先後を推さしめるものがあることも同様である。さりながら如上の所見よりすると、周が殷（商）に代つた政治上の變革にもかゝわらず、殷代を特色づけた古銅器の尊彝の類にあつては、その初期に於いて著しい差異のなかつたことを示すものたるであろう。

五

周代の典籍に禮樂の器であるとする古銅器の尊彝の類が、すでに殷の後半に最もよくその特色ある通性を發揮して、それが周代につゞいたとする上來の新知見に對して、器にある款識によつて時代のほゞ推される周代の諸器にあつては、西周の後半以降のものが前者との間に器形や圖紋その他の點で、差異の目立つているのが注意される。

卽ち先ずこれを器の形態に就いて見るに、例えば前代に多様性を示した鼎では殆んど圓體で三脚をした類のみとなつて、而も、それらは器側にのみ帶紋を表わしたものである。そして別に款足の器體の口緣が外に開いた鬲に見る可きものがあるのをはじめ、壺の形をした諸器にあつては、罍・瓿などの特色ある器がなく、その壺では角丸の器體で下腹の特に張つた安定したもので、その肩部の左右に游鐶を附した禽形の双耳を作り、口部に杯狀の蓋を加えたものと、體が著しく細長くて、その蓋が特に杯狀をしてこれが別個の用途にふさわしい器が主であること、また、その簋にあつても、殆んどすべてが兩鋬の口の廣い器に、また杯狀の大きい鈕のある蓋を具えた形體であつて、別に同じ作りで器體の角丸の矩形をした盨や、矩形をして器・蓋同形の簠の如きものが新たに擧げられる。

一三～一四

なお特色の著しかつた兕觥は作りが薄手で、華奢な虺龍の鋬を具えた獸脚の所謂匜となり、盤も平で口徑の廣い實用的な形に變化している（第十三圖の六）。一方、樂器の鐘にあつては、『周禮』の考工記に見える形制をなし、それがまた前代の器と差異を示している。更に殷周の尊彝に於いて特色ある器形であつた、爵・角・斝の類や觚の如きものがなく、所謂犧尊の如きも、全く形式化したものが僅かに認められるに過ぎない。

このような器形に於ける目立つ差異と同様に、尊彝を特色づける器を飾る圖紋にあつても、同じ禽獸紋であることに變りはないが、饕餮紋をはじめ、虺龍・夔鳳紋等すべてが著しく便化して、全く圖案化したそれらが專ら帶紋として、器の一部に施され、而もすべてが大まかとなつて、概ね雷紋地を缺いてしまうものになる。これらの圖紋では波狀の上下に獸面の著しく異様化したものを配した竊曲紋や新しい羽狀・環狀・鱗狀等平面的で大まかな帶紋と、區畫された面に於ける虺龍の絡んだものなどが特に目立つてくる。そして鋬雙耳などの器飾にあつても、すべてが殷周期に於ける嚴正なそれの形式化したものなのである。ところで同じ様相の古銅器は、戰後中國本土で出土した、款識に依つて實時代が周の中期であることの明らかな器のある一括遺物類の中にもみえ、河南・陝西・江蘇の各省に於ける古墓群のそれ〴〵の發掘調査報告の傳える如くである。黃河の治水工事の爲に大規模に發掘された、河南省三門峽上村嶺地區に於ける中周代の虢國のものと認められる古墓群出土の夥しい古銅器がよくこの様相の普遍的であつたことを示すのである。

されば、周代中期に於ける尊彝の實態は、當然それに先立つ周の上半期に於いて殷式のそれからの變化のあつたのが想定される。そしてこれを古く出土した遺品について圖紋の上から調べてみても、こうした中間的の器があることが裏書きされるのである。

六

中周代に於ける如上の通性の古銅器の類が東周卽ち春秋を經て戰國爭亂の時期に入るまでつゞいて行なわれたことは、當代列國の銘文のある器がそれをよく示している。然るに戰國時代になると、今世紀の二十年代に、新しく山西省李峪村の一古墓から偶然に出現した多數の古銅器にそれらと異なるものがあることが知られた。そして同じ類が爾後の三十餘年間に中國各地に於ける同時代の諸遺跡より出土した一括遺物の中で發見され、既往にあつて看過されて來た同じ類と併せて、今日ではこれら戰國時代の夥しい器が前代のそれらと著しく違つていることが、闡明せられることになつたのである。

先ず古銅器を特色づける器形にあつて、それらは上來の尊彝とは、餘程違つたものになつてくる。卽ち、既往の尊彝の中で目につく鼎・壺などをはじめとして總じて薄手で、それ〴〵實用にふさわしい形態であるのが目立つと、別に鑑(洗)・盦・奩・豆・杯・卮など新しい器形のものが多く、これらの器は戰國時代別に盛行した容器としての漆器その他と同じ形をして、實際的なものであつたことを想定させ、それは恰も、中國の識者が古い尊彝に對して、漢代に於ける所謂「服御之器」の一とした銅器類に同似するのが注目されるのである。この點は前代の尊彝と似た器形を踏襲したものでも、卣の如きは薄手の實際的な壺の形をして、それに連鎖の新しい提梁を作り、瓢形をした同じ提梁の壺と並んでいわば標式的な器形であり、簋にあつても、器體が球形をして、それを折半して共に一つの實用的な器形をなし、盉の如きも、脚を作つてそれに提梁を架した後の實用の陶盉と同似を示す。この器ではその提梁が絡んだ虺龍の透彫や、脚の形態と共になお古い趣を示すが、器形にはやはり新しいものがあるのである。そして總じて作りは薄手で實際的になつている。

次に器を飾る圖紋にあつても、これらの戰國時代の諸器に於ける主な要素の一は、依然として禽獸紋ではあるが、圖紋は前代のそれとは可なり違つたものがある。卽ちそれは虺龍形の絡み合つた細かな地紋的な蟠螭紋と變形獸紋等が主であつて、而もそれ〴〵が、一定の單位紋を地紋として全面を飾るところに新しい表現の特徵を示すものである。また器・蓋に加えられた鋬(把手)・脚・注口等の器飾にあつても、形態の作りは奇古な域を脫して寫實的になり、器形に實用的な様相を呈することが擧げられる。そして圖紋を沈線で表わした幾何學的な帶紋が新たに目立つて來る。更にこれらとは別に戰國時代の器を飾る圖紋に於いてその技法の上で特に指摘されるのは、器に同様な沈凹乃至沈凸の單位紋を繰返して、その前者に鉛様の物質を嵌した一種の畫象紋の目立つのと、金銀錯紋を以てしたものが少なくないこと、而もそれらが優れていることとである。前者の鉛様の物質をうずめたものの圖紋では、相向う禽獸の側面形や、正面形を單位としたものを主に、有翼の怪人の立姿・車馬・狩獵・鬪牛・舞踊・爭鬪・操船などの多様な圖像に亙り、それらを組合せ表わしたものに樹木・家屋等を加えて、當代の日常生活を示すものがあるのが注目される。そして全面のその施紋等は繪畫的(シルエット)な観を呈するものであり、而して同様な繪畫的なものに金銀錯のそのものがあるのである。この金銀錯紋の器では別に虺龍文の全く華紋化しながら古い系統をとゞめたもの等に玉・玻璃等を併せ嵌した頗る優れたものが洛陽金村古墓群に遺存していたのである。そしてこれらの同様な技巧の器が同時に出土した靑銅乃至白銅の他の器具、特に帶鉤・書鎭その他の裝飾にもあつて、時代の文物の一の通性であつたことを物語つてくれるのである。それは今世紀の二十年代に始めて遺存が確かめられた當代の古鏡にあつ

一五～一六

て、それらの背紋が、全く上記の地紋的な圖紋を布置したものが目立つ反面、この種の金銀錯紋や、嵌珠玉石を加えた優れた豊飾品をも見ることの出來るのと同様である。

戰國時代の古銅器の圖紋にこのような新しい技術を使用したものがある點については、これを前代に遡ると、嵌石では、既に殷代の諸器に青石を圖紋に嵌したものがあるが、そのご周代を通じて、金銀錯の如き技巧を示すものが見られない。而もそれらが技巧の上で優れたものであるのは、この時代に於ける器に鍍金を施したものや、細金細工の技法などと併せて、これらの技術が古く西方のオリエントで行なわれたものであることより見て、それが新しく傳えられたものと解せられる可きである。そしてその經路として中國の古文獻の傳える西方古文物が中央亞細亞地帶ではなくて、歐亞大陸の北部の地帶であつたことが、前世紀の後半から行なわれた西歐學徒の西域探檢の齎した漢代以降に於ける具體的な諸事實に徵し、これもまた今世紀の二十年代にはじまつたソ聯邦學者達の外蒙古ノイン・ウラの匈奴の古墓群の發掘調査をはじめとして、天山を北に越えた北方地域に於ける時代の遡る古墓群の發掘、エニセイ河流域に於ける諸遺跡の廣汎な調査などが、遡つてソ聯本土南部に於けるスキタイ文物の早く同地方に波及していたことの確められたことで、ほゞ立證されることになつたのである。

これを要するに、戰國時代の古銅器類の示す實相は、殷・西周時代の嚴正荘重であつた尊彝とは著しく異つた實際的な器形のものが多くて、それらにこの時代別に行なわれた漆器その他の實用の諸器と同似が見られるのである。また圖紋にあつても、前代までの特色ある表出が著しく地紋的に圖案化し、別に新しい技法を以てした類に特色あるものがある。そして器の銘文にあつても、それを缺くものが多く、これがあるものは新たな書體の刻文である。ところで、このことは所謂禮樂の器として當初殷代に於いてその特色を發揮して、永くつづいた中國の尊彝の諸器が、周王朝の衰運による戰國の爭亂という社會的な大きい變動期にあたり、外來の新しい技術の波及等の刺激と相俟つて、器の基く禮制の衰退に依つて、まさに銅を以てする一般用器への過渡の様相を物語つているに他ならぬ。そしてこれは他の文物類に於ける所見にも卽應するものであるのである。

同じ實用の器の鑄銅で作られた容器類は、別に鐵器の發達した漢時代になつて、いよ〳〵決定的となつて、一部になお古い尊彝の系統をとゞめた鼎の如きものもあるが、他の同時代の容器と並んで、その類が中國の學者のいう所謂服御之器の一類として鏡・書鎮・帶鉤その他鑄銅の器具類などと共に、一般的となつている。そして個々の器はその個々の器形と、それに刻された漢隷の銘文に依つて、それ〴〵の鑄造の實時代と器の具體的な用途を明示すること、例えば鍾・量斗・棓・鐎斗・奩・鍑等があつて、すべて薄手な鑄成であるのは殷代・周初の尊彝の嚴肅さと對蹠的である。その器飾の如きはそれのない器が寧ろ多く、あるものもすべて刻紋の當代の勁麗な圖紋であつて、その優れたものにあつては、金銀塗したものがあり、奩などにあつては、その器の内面に彩畫を施したものが見られるのである。

諸器解説

一　殷周の彝器類

一　饕餮紋鼎　召夫銘（圖版第一）

全高　二〇・六糎　　口徑　一七・〇糎　　〔彝・一〕

古銅器の鼎は、深い鉢形に三足と鉉耳を具えたものである。その形はもと中國史前時期に於ける顯著な款足土器の鬲に由來するが、殷代既に上記の定形をなす。しかも鼎は五味を和する烹飪の器として、古來宗廟祭祀のための尊彝のうちで、最も尊重されたことは、古禮經がそれを傳えている。そして、一九三〇年代に行なわれた、安陽殷墟の劃期的な學術發掘の結果、殷代に、圓鼎の他に、方鼎、脚の禽獸形をした器などが並び存し、鑄造の頗る優れたものゝあることが明らかになつたのである。

第一六圖　一饕餮紋鼎器銘

この鼎は殷代の後半にあつて、その器脚等の多様化した器形のうちにあつて、圓い器體はわずかに款足の形迹をのこしながら、脚は細長く鉉耳は角張つたその一の整形なものであり、器を飾る饕餮紋は薄肉で恰もその口より長い脚を吐出するかの如き様相を呈し、間隙をうずめるに細緻な雷紋を以てするのは、よく古銅器紋の特色を具え、その彫鏤は精鋭である。器の内側の一面に亞字形の區劃を作つて、うちに一部に「召夫」と釋される象形の鑄銘があり（第一六圖）、この點でも殷後半の遺品たることを示す。

二　饕餮紋鼎　匽侯銘

全高　二〇・四糎　　口徑　一六・八糎　　〔彝・二〕

この鼎の形制は前者と同じく、器を飾る饕餮雷紋もまた殆んど違いはないが、饕餮そのものゝ形態はやゝ圖紋化したものである。器の内側にある款識は次の四行であり、西周の器たることを示す。

匽侯旨初見
事于宗周王
賞旨貝廿朋用
作姒寶隮彝

三　饕餮紋鼎

全高　二一・二糎　　口徑　一七・〇糎　　〔彝・四〕

鼎の器體はやゝ淺く、飾る饕餮の圖紋は浮彫的で、殊にその細長い脚を噛むかの如き獸面の口邊に添えた虺形は纖細であるのが目立つ。器の内側に六行三十餘字の父丁の銘があるが、これは後刻である。いま通體碧綠の銅色に、紫褐銹が間錯する。多分殷周間の器であろう。

四　饕餮夔龍紋鼎　剌肇銘

全高　一八・六糎　口徑　一六・二糎　〔彝・三〕

通體瓜皮色を呈し、一部に藍綠を交えるこの鼎の制はまた前者と似るがやゝ小さい。器を飾る饕餮の主紋の他に頸部に別に嘴の長い夔龍形の帶を繞らす。器の內側に

剌肇作寶
障其用盄鼒
宮媯日辛

なる纖細體の鑄銘がある。更にこの器の外底面に簡單な蟬の突線紋を表わすのは珍らしい（第一七圖）。これらから見ると西周初期の器とすべきであろう。

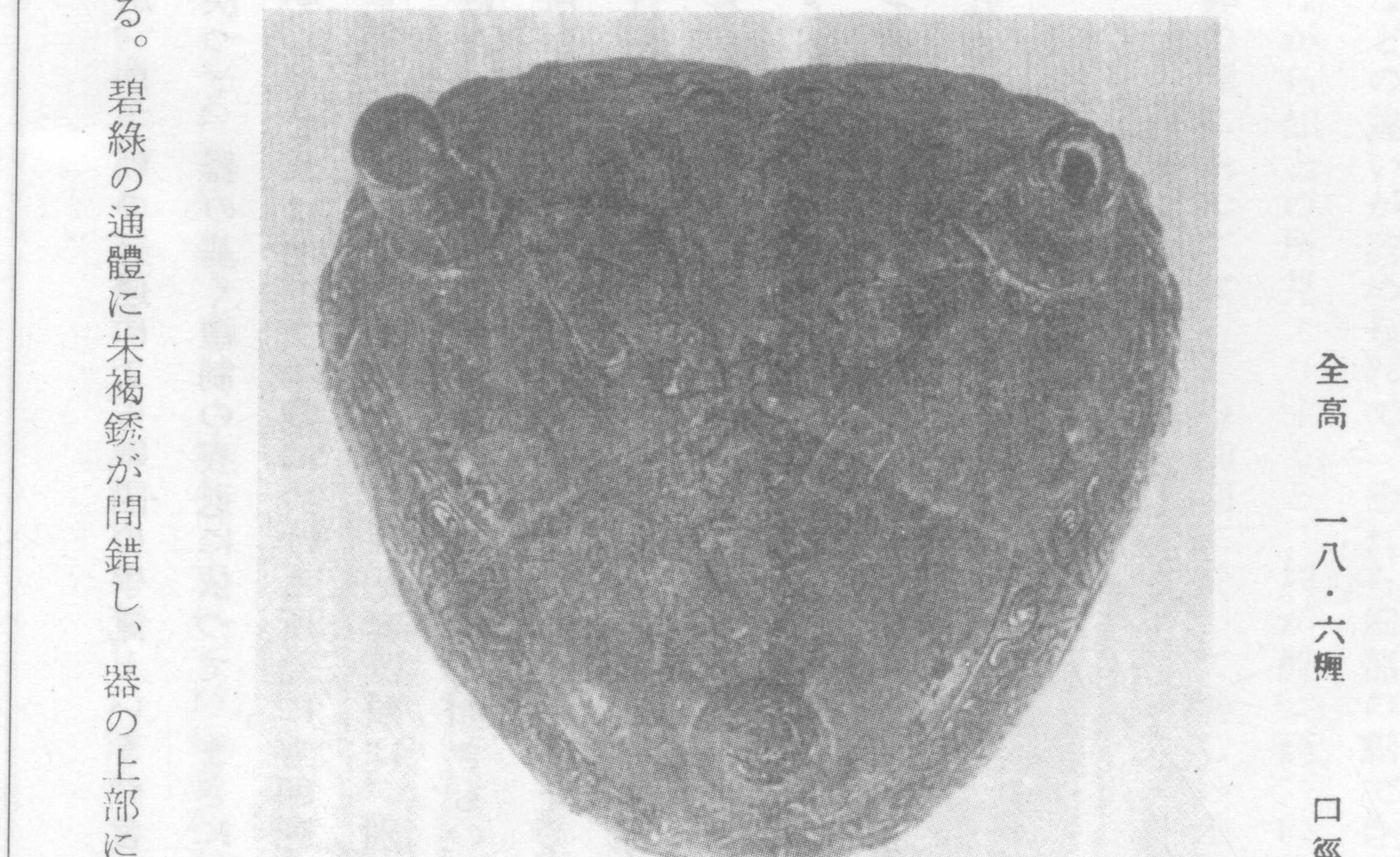

第一七圖　四饕餮夔龍紋鼎外底蟬紋

五　饕餮紋圓鼎（圖版第二）

全高　三二・二糎　口徑　二八・一糎　〔彝・五〕

この鼎の器體は、圓くて深く、三脚も太い莊重なものである。碧綠の通體に朱褐銹が間錯し、器の上部に饕餮紋の一帶を繞らす。この帶紋は三方に作った小稜を鼻梁にして、細長い體軀を左右に展開した正側面同時表出の獸紋を繰返したもので、獸面は夔龍形に近く、體軀は渦雲化して、その表示は平面的である。この帶紋より考えるとその鑄成は周初にあるであろう。現在器の內側に「惟十又二年正月既望」にはじまる八行百餘字の「文考」の銘辭が見られるが、これは明らかに出土後に刻した集字である。

六　火舍共鑄虺龍飾方鼎（圖版第三）

全高　二〇・四糎　器長邊　一六・四糎　〔彝・二四五〕

この器の基本形は左右に鈕耳を具えた方鼎であるが、胴に當る部分を匣狀に作り、底面が透格子の火床をなすのは頗る特殊な形體である（第一八圖）。更に器の四隅には立體的な怪獸を飾り、下邊に蹲った虎が器を受ける。これに加えるに、火舍の部分の前面には觀音開きの扉を作り、左右にこれを守る人物が立ち、他の三方に十字形の透孔を開くなど形制の複雜さは稀に見るところである。器の表飾は上記のそれ〳〵の彫塑的な獸形の他に、全體が上下に區畫され、共に平面的表出の絡んだ虺龍紋を飾り、下の主帶には左右に立體的な犧首を作っている。これらの圖紋は大様で精緻と云い難いが、附飾の獸形と共によく周中期紋の通性を具え、外形の特殊な點と相俟って、

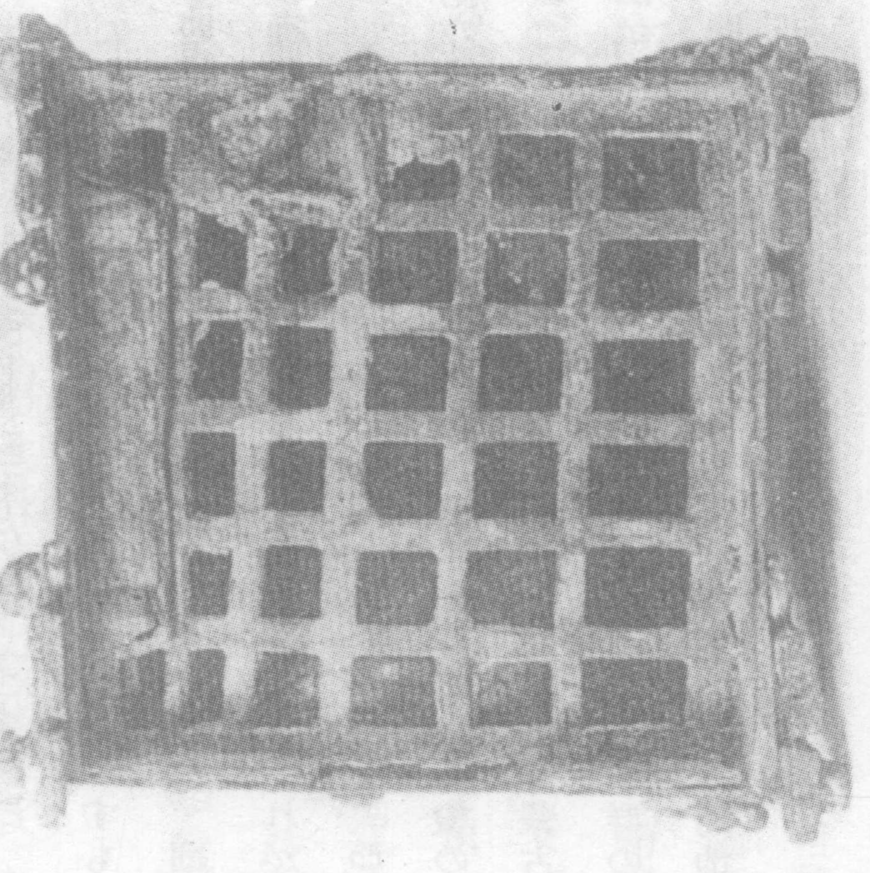

第一八圖　六火舍共鑄虺龍飾方鼎底面

まさにこの時代を表徴する著しい遺品の一つと言えよう。これと形制を同じくする方鼎は、寶熙の『冠斝樓彝器圖錄』所錄の器を始め他にも三、四あるが、それらはいずれも制作が類形的なより粗なものである。

七　素平鼎

高　九・六糎　口徑　一四・七糎　〔彝・六〕

鼎の器形は周末戰國の世に新様式を生じ、漢代に到ってさらに新しくなったことは、今世紀に入り發掘された戰國時代の古墓の出土品と漢代の有銘の器類の明示するところである。この器の雙耳のない薄手素紋の輕快な作りと、獸蹄より脫化した外開きの三脚の形態とは、よく漢代の樣式を示している。ただ器體が著しく扁平なのは、他と異なる。通體瓜皮色を呈し處々に青綠の銹斑あり古色また掬す可きものがある。

第一九圖　七素平鼎

八　直紋鬲　姜姬銘（圖版第四）

高　二二・三糎　口徑　一五・四糎　〔彝・九〕

鬲は鼎と同じ烹飪の器であるが脚の部分が上ひろがりに本體と連なり、もとの款足陶の古調を存し、また兩耳がないことは一層史前土器に類似する。安陽殷墟の出土品によくその形態を示すものがあるが、鼎に較べると周代に入りかえってこの形制の器が多くなる。それは『考古圖』『博古圖』をはじめ歷代の圖錄に見られる通りである。この銅鬲は角の張った低い口緣が闊くて外に開き、體の三方に突稜を作る標式的ともいう可き作品で、飾るに直紋を以てする。通體黝黑の銅色に斑銹を帶びたこの直紋は器腹にある橫帶で二分されて纖細な線表出である。闊い口緣の上面に

隹十又二月初吉、數先父作
姜姬障鬲鼎。萬年子孫永寶用。

なる二十三字の銘があって周器たることを示す。

九　直紋鬲　中姞銘

高　一一・二糎　口徑　一九・〇糎　〔彝・七〕

この鬲の形制は前者と等しく、器體を飾る直紋は同じ細い線表出であるが、それは一層整齊である。口緣の內側に

中姞作䵼鬲□

の銘がある。通體水銀色に碧綠の銹斑のあるこの鬲の外底面に、鑄造の際附けられた木葉の條脈の迹が認められるのは珍らしい。

一〇　鱗狀直紋鬲　戲伯銘

高　一九・三糎　口徑　二四・三糎　〔彝・八〕

この鬲もまた同形であってしかも大きい。器體を飾る直條紋の上に、別に鱗狀の目立った帶紋を繞らす。それは

周代中期紋の通性を示すものである。また口縁の上面に

　　戲伯作䵼齋。其萬年、子〻孫〻永寶用。

の銘がある。

　この鬲は阮元の『積古齋鐘鼎彝器款識』所錄のものと覺しく、もと朝鮮太院君の蒐儲したのであるが、伊藤博文公が彼國に使した際に寄贈され、さらに轉じて泉屋の收藏に歸したものである。器の通體は黝黒色にして紫褐の斑銹があり、出土後こうした傳世をへた器であることを示している。

一一　虺紋鬲

高　一九・五糎　口徑　一四・一糎　〔彝・一〇〕

　この鬲の形制は款足の特色を具備した器體と、括れたその上に外開きの大きい口頸を作つたものである。器は殆んど純素だが、口頸の下邊に直線的に絡んだ虺雲狀の一帶を繞らし、その直線的に絡んだ薄肉の表出は戰國時代の蟠螭紋に相近いものがある。從つて作りは莊重であるが鑄造の時代は東周に屬するであろう。

第二〇圖　一〇　鱗狀直紋鬲

二五〜二六

一二　饕餮紋甗　大叏友銘　（圖版第五）

全高　五二・六糎　口徑　三二・八糎　〔彝・一一〕

　甗は上に甑、下に鬲形の二器を併せて一鑄した複合の器であつて、一見して烹飪の器たることが判る。この甗は鉉耳を具えたやゝ長い甑の下邊の括れた部分に、十字形の五孔のある游底を加え、鬲中の水が煮沸せられて蒸氣となり、孔を通じて上部の穀を炊ぐという器本來の用途を具體的に示すものである。

　山東省の青州で出土したこの器は、既に殷の後半にその遺品の認められる甗の諸例に伍して、特に器形が完正であり、下方の鬲に薄肉の嚴正な饕餮紋を表わし、また鉉耳の大きい甑の上側に同じ表出の精勁な饕餮紋帶を繞らすなど、彫鏤が優れている。而して甑の內面の上邊に「大叏友作盦公寶尊彝」なる三行の鑄銘があつて、その勝れた書體を圖紋と併せ觀ると、周代初期の鑄造に係ることは疑うべくもない。

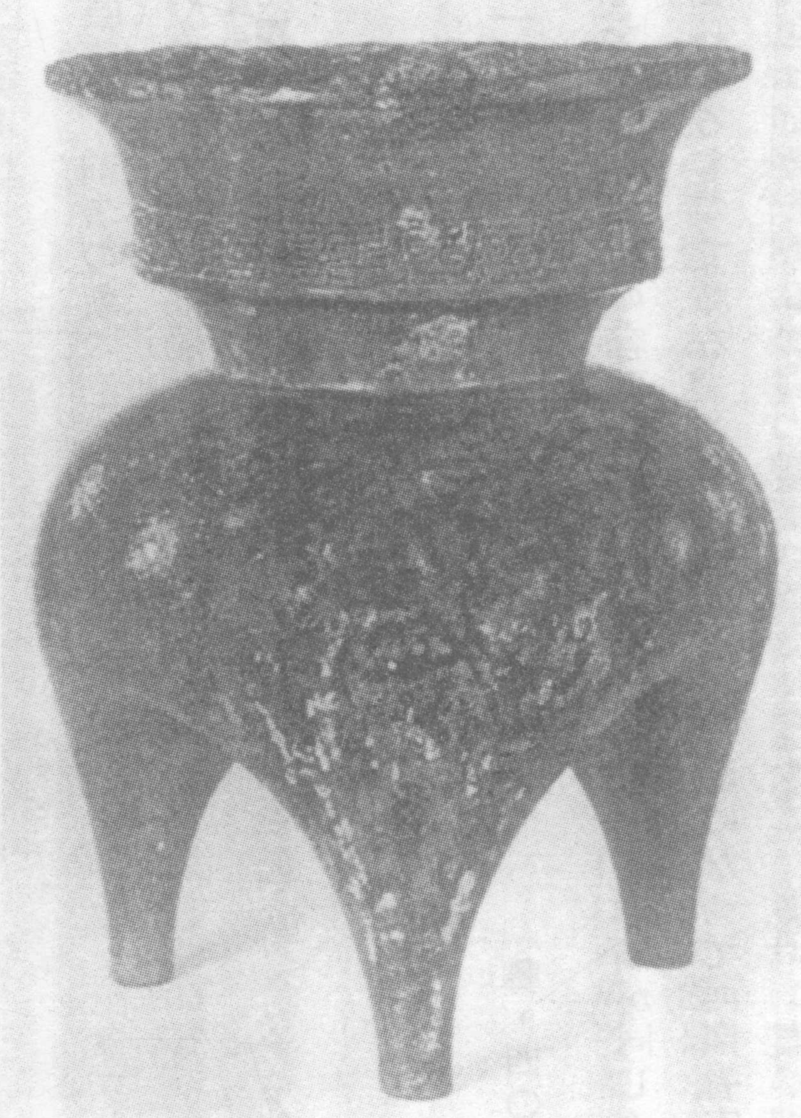

第二一圖　一一　虺紋鬲

一三　饕餮紋甗

全高　四〇・〇糎　口徑　二六・九糎　〔彝・一三〕

　この甗の形制もほゞ前者と同様であつて、鬲の三方にやゝ粗略な同じ饕餮紋を飾り、また甑の上邊にも饕餮紋帶を繞らす。たゞし、三度繰返した細長いその甑の帶紋は體軀の渦紋化が目立ち、その表出も平面的である。出土後傳世して通體黝黒の間に赭褐の斑を點在させる甑の內面に「作父庚寶彝」の刻銘、また中隔の內面にも人形の壺を持する象形の銘があるが、共に本來のものと認め難い。器形より判斷して固より西周の器であろう。

一四　饕餮紋甗　師雝父銘

全高　四〇・八糎　口徑　二七・六糎　〔彝・一二〕

　器制はこれも前者と違わないが、上器甑の頸部には單に二條の突圈を繞らすのみで製作もやや簡である。甑の內側に次の七行の銘識があつて周代前半の器たることを示す。

　　隹六月既死霸
　　丙寅、師雝父戍
　　在古自遹從師
　　雝父。肩史遹事
　　于𡿧侯。蔑遹曆、
　　錫遹金。用作旅
　　甗。

　器は通體瓜皮の水銀銅色間に青綠の銹を點じている。

二七〜二八

一五　夔龍饕餮紋甗　刑伯銘

全高　三九・〇糎　口徑　二七・四糎　〔彝・一四〕

　この甗の形は、鬲部の三足が長細く、甑がやゝ大きい。その口頸に近い外帶には夔龍形を繞らし、鉉耳は纖細である。內側に「刑伯作□尊□」六字一行の銘があるが、既に著しく漫漶となつている。

一六　虺龍紋甗　（圖版第六）

全高　四五・五糎
甑器高　二三・〇糎　口徑　三〇・六糎
鬲器高　二二・六糎　口徑　一六・四糎　〔彝・一七九〕

　通體綠斑銹で被われた水銀色に近い水中古の鮮かな色澤を呈し、今世紀に入つてからの新出土品たることを示すが、出土地の所傳を缺く。その器制は上半は鉢形に近く、

第二二圖　一六　虺龍紋甗

下半の鬲部には游環をつけた獸首の鋬がある。兩器の各々の上邊を飾る圖紋が粗大な絡んだ虺龍帶であるのは、上來の甗紋とは趣を異にする。殊にこの器にあつては、多くの甗の如く上下が一體の鑄成でなく兩者を別々に作つて組合せて形成せられている。これは實に甗がもと甑と鬲という兩器を接合したものであることを現實に示す遺品と言うべきである。その甗を飾る粗大な圖紋が乙字狀に絡ませたものであるのは、後の戰國時代紋を特色づける細緻な蟠螭紋の先驅をなす周代中期の通性をあらわし、鑄成は精である。まさに同代の一佳器という可きである。

一七　蟠螭紋甑

高　二二・八糎　口徑　二七・〇糎　〔彝・一五〕

この器も完好な深鉢形に鉉耳を具え內底に透孔を作り、前者の甗の上器と全く同樣である。たゞし、器の製作は薄く、器側を飾る圖紋は突帶で上下に分つて、それ〴〵に細緻な蟠螭の單位紋を地紋として表わしている。この紋はよく戰國時代の通性を示す。なお通體青綠の銹で覆われてその土中古の色澤は鮮やかである。

一八　犧首夔龍方斜乳紋盂（圖版第七）

高　一三・四糎　口徑　二二・四糎　〔彝・四〇〕

盂は口緣の闊い鉢形の體に圈足(臺)を作つたものを言い、史前の容器に於ける物を盛る灰陶と形制が同じく、彝にあつて遺品の多い黍稷を盛つた簋の原形と解せられるものである。この種の器は今世紀になつて河南省安陽の殷墓群の發掘で同代の灰陶の遺品と共に數多く見出されたのである。

二九～三〇

この盂は、通體瓜皮青綠色を帶びて、その闊い口緣が外方に開いた體と安定した圈足とはよく盂としての定形を示す。それを飾る圖紋は、器腹の主紋は雷紋を伴う斜格子目の間に突乳を配する盂に多い所謂方斜乳紋であり、口頸部には半肉の犧首を中にした夔龍の側面形を附し、また圈足には眼球を核に左右に獸渦紋を繰返す。これらの表出はすべて平面的ながら精緻であるのは、殷後半の古銅器紋の通性を具象する。なお、器の內底に口の象形が款せられ、その鑄成の殷代にあることを示している。

一九　犧首虺龍方斜乳紋盂

高　一八・四糎　口徑　二五・六糎　〔彝・四一〕

通體青綠の色澤をしたこの盂は、前器に較べると圈足が高くて下邊に素緣を加えている。全面の器飾は前者に相似て口頸部と圈足の側面には、薄肉表示の夔龍形間に渦雷紋を埋め、器側の方斜雷紋間にある所謂百乳の突起が目立つ。これまた同樣に殷代後半の器であろう。

二〇　饕餮夔龍紋簋　祖癸銘（圖版第八）

高　一五・八糎　口徑　二一・八糎　〔彝・四二〕

黍稷を盛る器として古來特色的なこの簋の器體は、盂と同じ鉢形ではあるが、器側に半環狀の獸體の鋬を作つているのが目立つ。この種の簋はその鋬の四出するもの、長き四脚を作つたもの、有蓋のもの等があり、更に大きい方座を共鑄したものなど多樣である。夥しいそれらの遺存の器に「𣪘」なる文字があつて、宋代以來古禮經に見える「敦」とする見解が一般に行なわれたのであるが、近代になつて金文學の發達に伴い、黃紹箕が錢坫の緖をついで、この「𣪘」字に新しく檢討を加え、古書に所見の多い「簋」たることをその「說𣪘」で明らかにした。

この簋は器腹に饕餮紋を表わした雙鋬の器の著例をなすものである。即ち鋬は細長いがその頭部は雄勁な犧首形をなし、器體との均衡がとれている。器に於ける主紋は、鼻梁を中にして左右に體軀を展開した特色ある饕餮紋を薄肉にて兩鋬間の兩面に表出し、更に口頸部と圈足とにそれ〴〵同じく相向う夔龍形二體を配し、口頸の中央には犧首を置き雷紋を以て間地をうずめると言う整然たるものである。器の內面に

偁許作

祖癸尊彝

なる二行七字の鑄銘がある。この書體と器制を併せて見ると周初の鑄成にかゝる優れた簋たることを思わしめるものである。

なおこの簋はもと土佐藩主山內容堂の遺愛した日本に古く舶載された由緖のあるもので、通體深綠に朱褐色が相間錯して、いまに瑩然として碧玉の如き色澤美をなすのは罕に見るところである。

二一　饕餮虺龍紋簋　尹銘

高　一五・二糎　口徑　二〇・六糎　〔彝・一八〇〕

この簋の形制は前器とよく似ていて、飾る圖紋もまたほゞ同樣である。たゞ主紋の饕餮形は中央の獸面に較べると左右の部分が形式化し、虺龍紋帶と共に雷紋地を缺き、表出も丸味を帶びて嚴正でない。器の內底の一行の銘は「尹作尊彝」の四字である。なお器の外底面に網代型の突線紋がある。もとより西周の器であろう。

三一～三二

二二　饕餮夔龍紋簋　象形銘

高　一六・七糎　口徑　二三・六糎　〔彝・三五〕

この簋の形制も前二器に近いが、その鋬は嚴正でなく器體もやゝ簡である。全面を飾る圖紋は、口頸部と圈足は犧首を中にして相向う夔龍紋、器腹の主紋は薄肉の饕餮紋であるのは前二器と似ているが、間地に雷紋がなく表出も精でない。但し器の內底にある三字の象形銘は古體をとゞめたものである。西周の器であろう。通體漆黑に近い銅色に鮮かな青綠の凝銹がある。

二三　犧首夔龍方斜雷紋簋　象形銘

高　一七・八糎　口徑　二三・八糎　〔彝・三七〕

この簋の犧首鋬はやゝ華奢である。器體の主紋は斜行のつなぎ線間に雷紋をうずめた細緻な地紋的なもので、口頸部には犧首を中にして相向う夔龍の側面形各二、圈足にも似た同形のいずれも雷紋で間地をうずめた整齊なものであるのは、殷代後半の器に共通して見られるところである。通體の銅色は青綠朱褐が相間錯し、內底には「父乙」と亞形の畫內に「矢」の象形を表わす(第二三圖)。

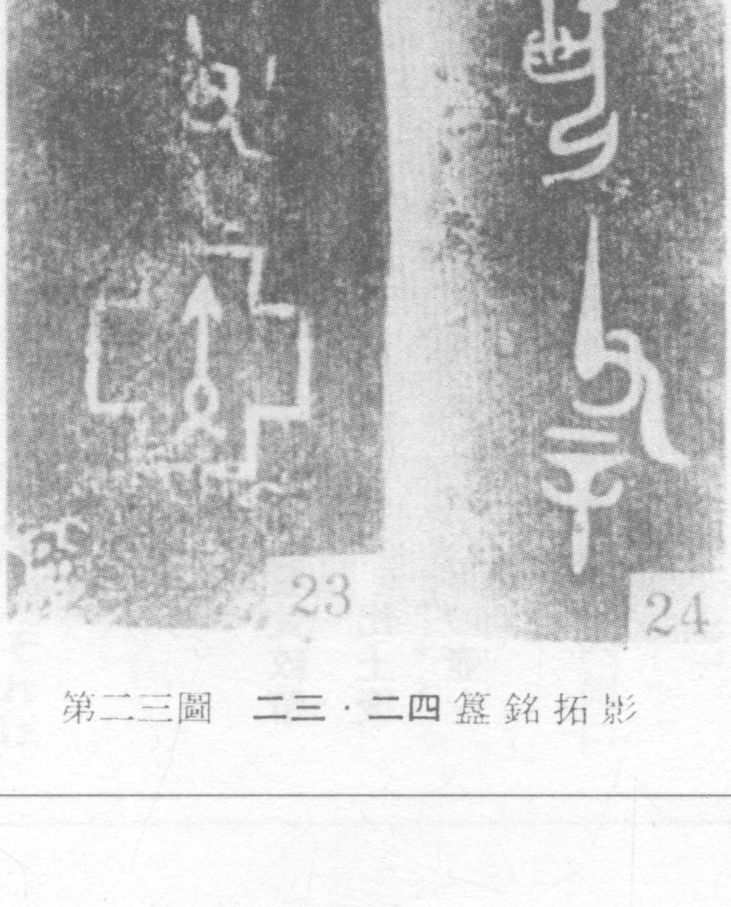

第二三圖　二三・二四簋銘拓影

二四　饕餮圓渦紋簋　銘三字

高　一四・四糎　口徑　一九・五糎　（彝・三八）

器形は前簋に近いものである。たゞしその器飾は口頸部と圈足のみであつて、前者は犠首を中にして、鉞形の圓渦紋と夔龍形とを交互に配置し、後者のそれは獸面を中にした左右に長い渦紋化した饕餮の細紋を四方に配している。この器も內底に「埶」の象形字と「父辛」の銘がある。その通體は青翠凝綠して黝黑色を交えた色澤である。

二五　夔鳳直紋簋　（圖版第九）

高　一四・七糎　口徑　二〇・〇糎　（彝・三九）

青色で黝黑を帯びたこの器の形制は、數多い殷周間の簋にあつても、體と鋬の均衡のとれた厳正なものである。その器飾は本體に並列狀の所謂直紋を繞らし、口頸に犠首を中に左右に相對する薄肉の夔鳳形各二、圈足の側面に虺龍形の帯紋を以てし、これまた整齊である。この圖紋は製作時代の西周にあることを示している。なお、この器の外底面には殷周間の器にまま見られる鑄造の際、笵に附いていた格子目の粗な線紋がある。

二六　方斜乳紋簋　伯　銘　（圖版第一〇）

高　一四・〇糎　口徑　一九・三糎　（彝・三六）

この簋の通體は水銀黝黑の色澤に瓜皮の色斑を表わす。器體の主紋は雷紋帯を伴つた方斜形の乳紋で、口頸部に

三三～三四

眼球を點じた渦雷紋帯を、また圈足に著しく渦様化した前器同様の細長い饕餮の線紋を配する。これは簋の器飾として寧ろ古い型に屬する。兩鋬は半環狀をした著しく細手の姿體であるのに對して、頭首が立體的で雄偉なものであるのが目立つ。器內には「伯作寶尊彝」なる二行五字の款識がある。従つて器の鑄成の實時代は西周の初期とすべきであろう。

二七　饕餮夔鳳紋方座簋　（圖版第一一）

全高　二二・七糎　口徑　一八・五糎　（彝・二四三）

この器は簋の中にあつて、その器に大きい方座を共鑄した形制のものである。鮮かな青綠銹で被われたこの器は、一九三〇年代に河南省安陽に於ける殷墓群の私掘の際出土し、殷代既にこの種の器の行なわれていたことを示す一の著例と言える。この器の簋の部分は、標式的な器體を雄勁な薄肉表出の饕餮獸面形二つで全面を飾り、圈足に相向う夔鳳形各一を配し、左右の兩鋬頭部の雙角が丸い怪偉な獸形であるのと相俟つて、よく古い尊彝の性格を具象する。その方座は高さが

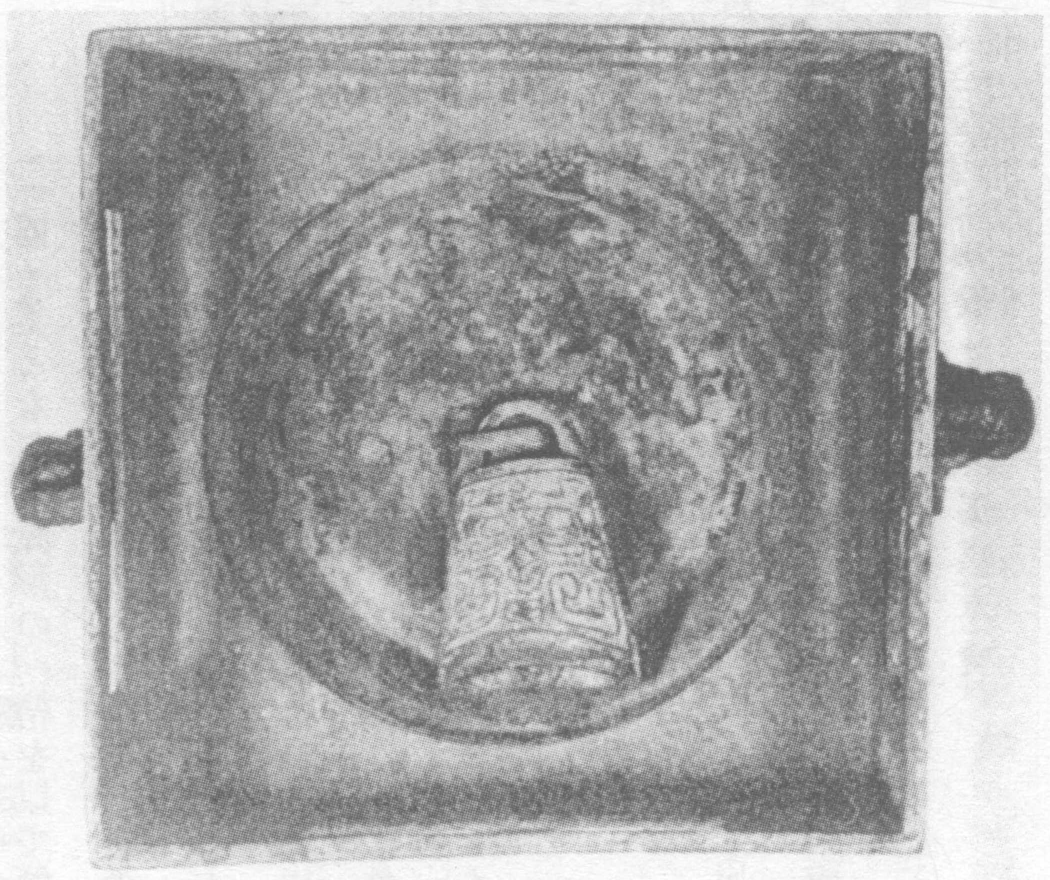

第二四圖　二七饕餮夔鳳紋方座簋の方座外底と小鐸

やゝ低く、四面の中央に長方形の透しを作り、各面の左右に立姿の夔龍の側面形を、上邊に整細な渦雷紋を地紋的に表わしている。なお、この器では別に方座の外底面に小鐸を垂下しているのが注意される（第二四圖）。この別に垂下した薄手作りの小鐸の兩面に鑄出された突線の饕餮獸面は、やはり殷代の通性を具えたものである。従つてこの方座簋は器全體がよく殷後半の鑄器であることを示すものである。

古い尊彝の外底面に、このように小鐸を垂下するものゝあることは、安陽の殷代古墓群の發掘に依つて實例を加えたのであるが、この器は、神戸白鶴美術館收藏の雷紋圓形罍に於ける同形の例と共に、その原形を保存しているのを記す可きであろう。

二八　犠首饕餮圓渦紋方座簋　（圖版第一二）

全高　二四・〇糎　口徑　二四・〇糎　方座高　八・八糎　（彝・一〇七）

この器は大きい方形の臺座を共鑄した厳正な簋の器制を具え、器體に饕餮形を飾り、方座の四面にも同紋を表わしている。そして通體青綠に朱褐銹の相間錯した所謂土中古色を呈する。主紋をなす饕餮紋は、器・臺ともに正向の獸面を主に左右に體軀を添えて薄肉で表出している。これは饕餮紋の様式を非常によくあらわしたものである。なお器の口頸部に犠首を中にして、巴渦紋の圓形と、頭首の目立つ夔龍形を交互に配し、また圈足にも頭首を背に向けた細長い姿態の夔龍形の帯を繞らす。これらは古い尊彝紋における一類型を示すのである。この方座簋の鑄成はもとより殷周間にあるであろう。

三五～三六

二九　犠首雙龍直紋方座簋　（圖版第一三）

全高　二四・二糎（內座高）九・〇糎　口徑　一九・七糎　（彝・一八一）

この方座簋もまた前器と同じく、整つたものの一であつて、その器體を飾る主紋は直紋と龍紋である。この直紋は、並行の條線の表出にやゝ纖細な趣があるが、これに較べると口頸部の龍紋帯は幅が廣く、それに厳正な犠首形を中に、左右に長い蛇身の所謂一頭兩軀の特殊な形態を薄肉で表わして、尊彝紋に時に見るこうした紋様の精緻な好例と言える。また圈足の帯紋は相向う薄肉表出の夔鳳形を兩側に繰返し、その禽形はこれも精好である。次に臺座にあつては、四面とも中央に器と同じ直紋區を繞つた四周に、眼球を中核に體軀を左右に屈曲した虺龍形を配して全面を飾り、上面の四隅にも獸面を表わし、それらは方座の多くに見られるものと異なるところがない。これらの圖紋はいずれも既に殷の後半の器に認められるものであるが、右の細部の示すところからするとこの鑄成は恐らく西周の初期にあるとすべきであろう。

三〇　麟形鋬夔鳳紋有蓋簋　（圖版第一四）

全高　一九・四糎　口徑　一八・九糎　（彝・一〇五）

この簋は『奇觚室吉金文述』に陳壽卿の所藏として著錄された器で、闊い鉢形の器體に杯狀の鈕を作つた整好な蓋を具えたものである。通體青綠の蝦蟇斑を以て被われながら、內面にいまなお青銅本來の色澤をとゞめる。この簋の本體は、圈足の大きい安定感のあるもので、左右の半環狀をした禽形鋬の頭部が麟形に似ているのが目立つ。

第二五圖　三〇麟形鍪夔鳳紋有蓋簋銘拓影

器・蓋ともに夔鳳形の一帶を以て飾り、器の帶紋は、兩鍪間の中央の犧首の左右に、相向う薄肉の二夔形を配した整然たるもので、その彫鏤は鍪と共にまことに精勁である。またこの簋は多くの有蓋のそれと同じく、器・蓋ともに內面に次の款識があり（第二五圖）

伯䧹父來自㝬。
蔑彔曆錫赤金。
對揚伯休、用作
文祖辛公寶䵼
𣪘其子〻孫〻永寶。

西周の鑄器たることを示している。有蓋の簋は周代の中期に盛行し、器體が別に楕圓形をした「盨」なる類を見る。この器はまさにそうした中で、古く而も優れた完好品という可きである。

三一　羽狀環紋簋

全高　二二・八糎　口徑　一九・三糎　〔彝・一〇四〕

第二六圖　三一　羽狀環紋簋

この器の形制は、その圈足に三個の獸脚を具え、外被せの杯狀鈕の蓋は同時に盤に近い形をして、よく周代中期に於ける簋の通性を示すものである。器を飾る圖紋は刳り方の目立つ數段の橫帶直紋を主に、蓋・器とも緣邊に近く大まかな羽狀環紋帶を繞らし、圈足にも獸脚間に同紋を配する。その通體は青翠おおうが如く、內部は水銀色を呈する。

三二　虺龍紋簋

器高　一六・八糎　口徑　一九・〇糎　〔彝・一〇六〕

前器と形制の全く同様な、獸脚を作つた簋である。通體濃綠色を呈して銹化がやゝ甚だしく、その外被せの蓋を缺く。器の上邊を飾る帶紋は、虺龍の全く圖案化した突線紋であつて、圈足部のそれは條線の間に一種の葉形を表わしている。

三三　蟠龍紋簠

器高　八七・〇糎　口長徑　二八・六糎　〔彝・一〇八〕

古銅器に於ける簠は、簋と同様に物を盛る器であるが、その

三七〜三八

器制は淺い矩形の兩鍪に器脚を作つたもので、その蓋も全く同形である。この種の器は周の後半に於いて特に遺品が多い。この簠は薄手作りで既に蓋を缺如している。器脚は中邊に刳り方を施した著しく外に張つた新しい形態を持ち、周邊の全面に施された蟠螭紋は表出が平面的なものであることは、よく戰國時代の同紋の先容たるを示す。

三四　饕餮夔鳳紋方彝　匽銘（圖版第一五）

全高　二八・五糎　口長徑　一七・六糎　〔彝・二七〕

彝は尊と併せて古銅器の總名ともなつているが、專名の彝は深い匣形の器體の下邊が圈足をなし、屋根形の器蓋を具えた物を盛るものを言い、殷代には簋よりも寧ろ特色を具えた類が多い。この方彝はそれらのうちでも、白銅に近い色澤を持つ莊重な器で、矩形をした器體は上部が若干括れて口緣が外に開き、別に作つた圈足が立方的で、且つ中央と四隅とにそれ〳〵突起稜を作つており、その內被せの蓋は、上邊に同形の鈕を重ねた四注稜の特長的な作りは嚴正なものである。通體の器飾も四面の饕餮の主紋の上に、犧首を中にして相向う尾の長い夔形帶があり、蓋・圈足ともまたそれに卽應し、蓋鈕にも獸面を施して間然するところがなく、薄肉で彫塑的なその鑄成は精緻で、よく古銅器としての特性を發揮している。この器は一九二〇年代に河南省洛陽附近で出土した著名な夨令彝の雙器（米國のフリア美術館藏 Freer Gallery of Art）とすべての點で同似し、たゞ形が小さいのみである。器・蓋ともに「匽作父辛寶尊彝 [illegible]」なる二行八字の鑄銘があつて、同じ西周初期のものたることを示すのである。

三五　犧首饕餮紋瓿（圖版第一六）

高　二六・八糎　口徑　二四・六糎　〔彝・五五〕

瓿は壺の形をした銅器のうち、口頸が廣く短く、器腹の橫に張つた本體の下方に、盂・簋と同様な短くて大きい圈足を具えた器であつて、酒を貯藏するものという所傳にはまさに恰好な形體である。瓿はすでに殷の後半に、その闊い口緣に鈕のある盛り蓋を作つた器のあつたことが、安陽侯家莊西北崗の第一〇〇一號殷大墓に遺存した巨器によつて知られる。この瓿は體の肩が角張つて、六方に突起稜を作つた古い瓿の一成型をなすもので、その肩部には犧首形を附し、器腹に饕餮紋を表わしている。器腹の突稜の間に三面的に表わす主紋たる饕餮紋は、鼻梁の突起した獸面を中に、兩側に體軀を展開した所謂正側面表出の同圖紋の特色を具えた精緻なものを平面的な薄肉で表出している。肩部の肉彫の目立つ犧首の左右の虺龍形も同じ表出の側面形であり、圈足は鼻梁形の兩側にZ字狀の双頭虺龍形を橫位置に、すべて間地を塡めるに雷紋を以てして、これらの圖紋は整齊で、上下にはまた圓珠圈帶を繞らしている。この器には蓋はなく、大きさや圖紋表出の細部などは違うが、殷墓出土の有蓋の巨器のそれと相似て、作りも莊重であることからすると、同じく殷代後半の一鑄器たるであろう。

三六　夔龍方斜雷紋瓿（圖版第一七）

高　二七・八糎　口徑　二五・〇糎　〔彝・五二〕

この瓿の本體は丸味を帶びて突稜がなく、またその直方に近い圈足は低くて器形頗る完美である。通體の圖紋は

三九〜四〇

肩部に犧首がなく細齊な虺龍紋を繞らし、その兩側を圓珠の圈で緣取つている。器腹の主紋も同じ帶圈間の廣い全面に、丁字形をつないだ方斜形を細緻な雷紋で塡めて、それは全く地紋的である。なお圈足は眼球を中核として左右に延びた圖形を六度繰返す一層細緻な紋帶で飾つてある。

これらの圖紋は、古い尊彝紋の多くが雄勁であるのに較べると寧ろ細美な趣を呈し、それは器形と相應するものがある。但しその器腹の方斜雷紋は、殷墓出土の白色土器に於ける彫紋と同巧異曲の一層整美なもので、眼球を中にした圈足の一種の圖形もまた殷代の器を特色づけるものである。主紋帶を緣取る圓珠圈帶にいたつては、殷周間の器に特に認められるもので、從つてこの觚は殷周間の鑄器の一つであろう。その黑味を帶びて施紋の間に朱褐の斑を交えた色澤美は、鑄成の巧緻と相俟つて罕に觀るところである。

三七　饕餮虺龍紋觚　(圖版第一八)

高　二四・三糎　口徑　一七・四糎　〔彝・五六〕

この觚は器體がやゝ高くて突稜はないが、前器に較べると、その口頸より圈足に至る形制は嚴正であつて、器飾もまた鮮勁である。器腹の主紋は素帶で三分され中央區に饕餮形を三度繰返す。それは體軀の圖案化して渦紋的な趣を呈した平面的な深款なものであり、圈足の同紋は體軀が左右に長くのびて表出は細緻である。また肩部と器體の上下の兩帶にはいずれも眼球のみ突起した體軀の渦雷化した虺龍を繞らす。この肩部には兩側に圓珠をつらねた緣取りの帶と圈があつて、綜じて鮮細である。これらの圖紋は安陽の殷代古墓の出土の器に同似を示すものがあるばかりでなく、これと殆んど同じ觚が小屯地區から出土していて、器の殷後半のものたることを示すのである。この器は現在內面に「疑作父乙寶尊彝」なる二行七字の銘があるが、これは出土後の刻文と思われる。

四一〜四二

三八　饕餮渦雷紋觚　(圖版第一九)

高　一八・八糎　口徑　一〇・四糎　〔彝・五四〕

この觚の本體は、肩部に稜のない橫に張つた圓味の目立つ器例をなすものである。その圈足(臺)は直方形で短く、口頸も程よい均衡を示している。器の全面を飾る圖紋は、犧首のない肩部を二帶に劃してそれ〲に殆んど渦雷紋化した獸紋、圈足も同樣な渦紋化したものであるのに對し、幅廣い器體のそれは細い鼻梁を作つた饕餮紋を三度繰返している。この主紋は正向した獸面の左右に體軀を展開する同紋の通性の一であるが、渦雷化の著しい細緻なもので、表出は平面的で鮮銳さにやゝ缺けたところがある。この觚と同形で饕餮紋の一層鮮銳な遺品が安陽小屯南邊の古墓群から出土している。從つて圖紋化したこの觚はそれを承けた西周の鑄成であろう。

三九　饕餮渦雷文觚

高　三三・二糎　口徑　一九・〇糎　〔彝・五三〕

前器とよく似た主紋の觚であるが、形が大きく、肩部はやゝ角張つて、圈足も高く、作りは莊重である。その通體は靑綠と黝黑色が相間錯して一部に土蝕がある。蓋し殷代の後半に遡る器であろう。

四〇　虺龍饕餮紋觚　(圖版第二一)

全高　三六・二糎　口徑　一二・八糎　〔彝・五一〕

この觚は大きな蓋を具えた割合に薄い作りの器で、三方に大きい突起稜を作る觚として典型的なものである。圈足も大きく、饕餮・虺龍紋を以て飾つてある。主紋は稜間に印象的な饕餮形を繰返し、形態はやゝ疎大ながら薄肉の表出は雄勁である。また肩部に當る幅廣い一帶には、相向う「く」字狀の長い體軀の虺龍形を同じ薄肉で表わして、體軀の一部に五珠の圓形紋を配してあるのは珍らしい。圈足には鼻梁を中に左右の體軀の長い著しく圖紋化した整華な趣のある饕餮紋を飾り、その表出は平面的である。この器を三等分する突起稜はすべて禽形の薄手なもので、器蓋の鈕に向つた二禽形は一見粗拙な趣を呈するが、他の古銅器の同じ禽形稜のそれらに較べると形式化している。この蓋の禽形稜間には大きく饕餮的獸面を表わす。なお蓋の鈕は細長くて先端の尖つた寶珠形をなし、透孔のある鈕であるのは多くの古銅器の器蓋とは違う。これらから考えると、殷代後半における有蓋の觚と形式圖紋を同じくするが、その鑄成の實時代は西周の初期のものであろう。

この觚と形制圖紋を一にする器が、米國フリア美術館・メトロポリタン美術館 (Metropolitan Museum of Art) と、日本の根津美術館・藤井有隣館にも收藏されていて、後の二者は大きさをはじめ圖紋の細部までも同じである。さればこれらはまさに同時の鑄器で、しかも同時の出土品であることが推定される。

四一　蟠虺紋觚　(圖版第二〇)

高　三五・七糎　口徑　一二・八糎　〔彝・五七〕

この觚の本體は、肩部が著しく張り下方が直線的につぼんで圈足がなく、一文字形の平底をしている。その口頸は緣邊が外に開いた朝顏形をして、壺としてその形は如上の器に較べると寧ろ洗錬されたものである。器の兩肩には獸面を着けた半環狀の耳を作つている。器飾も體の全面を帶圈で劃して、それ〲に絡んだ虺形の圖紋化したものを繰返し表出し、全く地紋的である。虺形の單位紋は大きく、眼球その他に突粒はあるが、表出は戰國時代の古銅器紋を特色づけるそれと同じく、兩耳の上面の獸形も同樣である。從つてこの觚の鑄造の時代は自から推測されよう。一九二〇年代に河南省新鄭縣城內の古墓から出現した夥しい數の新鄭靑銅器のうちに、これと相似て而も兩耳の優れたものがあるのは、よくそれを裏書する。しかもこの觚と形制、大小とも全く同一の器が米國のフリア美術館にも藏され、その鮮かな土中古の色澤に至るまで違わない。蓋し二者は同時代に作られた器で、銹色その他より或は右の新鄭銅器類とともに同時出土し、當初散佚した二器であろうことを思わしめるのである。

四二　饕餮虺龍圓渦紋罍　象形銘　(圖版第二二)

高　四五・六糎　口徑　二〇・六糎　〔彝・一七二〕

罍は同じ壺の形をした古銅器のうち、竪長で、口頸を大きく作つた莊重な器體と低い圈足の他にその肩部に游鐶を懸ける獸首飾耳、卽ち雙鋬と、下腹の一方に犧首鋬を作つたものを言う。またその口部には概ね內被せの器蓋をも具えている。肩部の鋬の游環は、器を懸垂する爲のもの、また下腹の鋬は紐を結んでそれを引くと、器內に貯えた液體を他の器にうつすに役立つ。これはまさに古文獻の罍が酒水の貯藏器であると言う所傳によく合致する。この種の罍の完成した遺品は、安陽殷墓群の發掘に依る出土品例に多くの優れたものが含まれ、かえつて周代中期以後の遺跡にあつてはそれを見ることが稀である。

この罍はいま蓋はないが古い圓形の罍の中における最もすぐれた遺品の一つであつて、器形は肩部が程よく張つ

四三〜四四

て、下邊の圏足は短いがそれに較べると均衡のとれた大きさであり、口頸部は緣が外に開いた。稀に見る完好なものである。また兩鋬と器の鋬の犧首はいずれも立體的な古い特色を具え、兩鋬に懸垂した圓環には眼球を點じた細緻な渦雷紋を印する。殊に器體を飾る圖紋は、肩部では薄肉渦雲の圓座形と夔龍形を交互に配し、兩側に特色のあるT・L字狀の圏帶がある。器腹にあつては上邊に體軀の長く延びた饕餮紋を三度繰返し、その下方に大きい尖三角形を並べる。この外形に卽應して、それ〴〵がまことに精緻な饕餮紋であり、また圏足を飾るのは相向う體軀の「く」形をした虺龍形である。これらの間地はいずれも雷紋で塡めて、而も平面的で整齊なそれらが精緻、鮮鋭な鑄成を示すのは罕に見るところである。この圖紋はいずれも侯家莊殷墓群の發掘調査で明らかになつた殷代紋を特徵づけるもので、とりわけ器體の饕餮紋の精緻な表現は、侯家莊第一〇〇一號大墓に遺存の骨角の筒形容器に細刻されたそれを髣髴とさせるものがある。さればこの罍は固より殷代に於けるすぐれた鑄器たるであろう。小屯地區で見出された砂の鎔范片のうちに、現に本器の肩部と同似を示す破片のあるのもまた指摘す可きである。なおこの器の口頸の內側に「癸丁」なる古拙な二字の款識がある。この器はいま半ば黝黑色を呈してその間に小銹の斑を點じた色澤が美しく、その質の白銅に近いことを思わしめる。

附載

一　古銅器鎔范片

この種の鎔范片は安陽小屯地區の殷墟の發掘調査ではじめて檢出されて、古銅器鑄造の實際を明らかにしたものの一つである。本鎔范片は極めてこまかな砂土を固めて作つた所謂砂范であることは他と同様であつて、高い火度

四五～四六

を受けた形迹を示し、殊にそれが內面で目立つのである。一九四〇年太田好明の北京より齎した本鎔范片中大きい一つは、一直線狀のもとの上面に三角錐狀の突起を並べ作り、他の破片でも同じ形迹が見られて、もと多くの個々の部分を組合せて外范をなしたことをよく示している。そして內曲した面に見る圖紋のその一は、特色あるT・Iの沈環紋で緣取つた幅廣い區に、大きな圓渦紋と饕餮とも思われる精緻な獸紋が認められる。それは上記四二の罍の肩部に同似のものであり、他の一つにも饕餮的雷紋が認められる。

二　華　土―木器印影の黃土塊片

中國人士の華土と名づけているこの種黃土塊片は、同じく侯家莊殷大墓群の大規模な發掘の結果同時代に於ける木器類の著しい發達と、それが古銅器の直接な先容をなしたことを認識せしめるものであることは既に概說に於いて觸れた如くである（第七圖・第八圖）。この塊片は學術發掘に先立つ私掘の際に見出されたのを故淺野楳吉が日本に齎した斷片で、もとより原形など推し得べくもない小塊に過ぎないが、その片邊にのこる印影は古銅器に於ける特色の顯著な禽獸雷紋であつて、凸凹のある圖紋の一部に鮮かな朱彩のこつたものである。そして彩色には他に白・綠靑等もあつて、華麗な原器の片鱗を示すのである。

四三　渦雲圓紋罍　銘三字（圖版第二三）

全　高　五四・六糎　口徑　一九・〇糎　〔彝一七三〕

雙耳一鋬のある圓いこの罍の器體は、前器と殆んど規を同じくして、しかも完好な器蓋を具え、いわばその一つの定形をし、その鑄成は雄偉且つ嚴正である。卽ち器體に於ける游環を懸けた肩部兩鋬形の耳の犧首と下邊の一鋬の犧形は寫實的な趣を具えているが、たゞ大きな器體そのものは肩部に大きい渦紋圓座形を繞らすのみで、すべて素文であるのは寧ろ異例と言う可きである。但し蓋にもある右の渦紋の圓座は、殷銅器に見るものと全く同様であり、蓋の鈕頭を飾る蟬紋はまた形と共に殷代に於ける器鈕と違わない。またこの器の口頸の內側に「□父丁」の銘がある。これらはこの罍の殷代の器たることを示すものに他ならない。この器は通體漆黑を帶びた面に鮮かな靑綠の銹を着けてよく近年の新出土品たることを示している。この色澤よりみると河南安陽地區での學術調査に先立つ出土品の一つであろうことが推測される。

四四　犧首饕餮紋方罍（圖版第二四）

全高　六二・六糎　口長徑　一七・五糎　〔彝・二六〕

形制は圓體の罍と同様雙耳一鋬を作つたものであるが、この器は大きい方形であつて、四隅に突稜を作つた立體的な構成が特に注目される。通體鉛白の銅色を呈した長大なその器體は、肩部が張つて、上に直方形の口頸があり、下方に圏足を作つて、四隅に嚴正な突起稜がある、その蓋は四注形で屋根型の鈕を重ね作つて、それは古銅器に於けるこの類の特色を一層よく示している。全面を飾る圖紋は器體の四方の上下に、饕餮形に更に相向う虺龍紋を加飾し、肩部は游環をかけた鋬と犧首とを中にして相向う虺龍の側面形を表わし、圏足には相向う體軀の長い虺形、また口頸の四方と器蓋の四稜間にはそれ〴〵同じ饕餮形を飾つて、それは實に精齊である。その游環の體にも三方に獸首を附してある。而してこれらの圖像の薄肉で雄勁な表出は彫塑的な古銅器紋を最も具象するのが特筆されるのである。この種の大形の罍は、今世紀の二、三十年代の安陽地區の古墓群の發掘に依つて相似た殷代の遺品が見出されたのみならず、小屯の宮阯に骨角で彫作した同じ器片が檢出され、殷代において既に行なわれたことが確かめられた。この器はいま根津美術館所藏の殆んど同大の器と共に、罍の類にあつて早く見出された、同代に於ける鑄造の精なものと言う可きである。

四五　饕餮龜文壺（圖版第二五）

全高　二九・〇糎　口長徑　一四・七糎　〔彝・七三〕

古銅器に於ける壺は、下腹の張つた長大な楕圓の本體に低い圏足（臺）を作つて、その口邊に近い左右に小さな管狀の雙耳のある類を言う。この種の壺はすでに殷時代にあつて、その定形をした優れたものゝ多いことが安陽殷墓群の出土品に依つて確かめられた。この壺の本體は右の通性を具えているが、作りは薄手で、古い尊彝に於ける嚴正さを缺くのは、寧ろ異色ともいう可きである。その蓋は半環狀の細い鈕を作つた一文字に近いものである。器飾の圖紋は多くの壺と同様に兩面の主紋に大きく饕餮形を表わし、器の口頸と圏足にそれ〴〵虺龍紋を繞らすが、いずれも平面的なかなり渦雲紋化したもので、表出も鮮鋭さに缺けている。また小判形の盛蓋では、周緣の眼球を中にした渦雲紋帶の中央を、珍らしく龜の俯觀形を以て飾り、圖様に古い傳統を殘すが、これらもまた同様な表出である。これは薄手な器の作行と相俟つて、古い器制を傳えた、時代の降る一異色品たることを示す。

四七～四八

四六　純素長壺　擧　銘（圖版第二六）

全高　四二・九糎　口徑　九・四糎　〔彝・四三〕

この壺の器制は、古く『博古圖錄』に載せた商敀姬壺と同式であつて、體が細長く、器腹と頸部との差が少く、また內被せの杯狀鈕の蓋を具えた西周の後半に多い器である。圈足の大きいこの壺は、型の如く頸部の兩側にある半管狀の耳の他に、器の下腹に罍に於けると同樣な鋬があるが、蓋と併せてその形態は著しく優美である。しかも通體に何らの裝飾紋を施すことなく、純素であるのは古銅器としては寧ろ異色と言う可きである。器蓋に見える「舉作寶彝」の二行四字の鑄銘は、その書體がよく周の前半のものたることを示すと共に、阮元の『積古齋鐘鼎彝器款識』に「餘爵壺」として擧げた款識と全く同一であるのは、この器の來由を推察させる。

四七　饕餮夔龍紋卣 （圖版第二七）

器全高　二九・八糎　口長徑　一三・八糎　〔彝・五八〕

卣は古禮經に屢々秬鬯一卣と見えるように、秬鬯を容れる器であつて、尊と相並んで尊彝の中では特に遺品の多いものである。その器形は口の濶い楕圓の壺に圈足を作り、蓋を具えた器體に提梁を架している。但し、この卣の器體にあつては、銅器に於ける瓿形をはじめ、長頸の圓筒の形のものなどが多樣に並存して、更に古い殷時代に同じ提梁を備えて而も器體の禽獸形をした特色ある種類が少くないのである。現在提梁が失なわれてないこの卣の器形は、下腹の張つた楕圓の體と圈足の四方にある突起稜が特に目立ち、蕾狀鈕の蓋の兩側に稜と大きい鼻梁の突起を作り、古銅器の卣として嚴正な一例をなす。器・蓋ともに左右の稜間の兩面に大きく饕餮紋を表わし、蓋側・口頸・圈足にもそれぞれ相向う夔龍紋を以て寶飾する。その主紋である饕餮は、器に卽應した正側面表出の嚴正なもので、夔龍紋と共にその彫塑的な表出が精銳であるのは、いまや明らかになつた殷代後半の古銅器紋の特色をよく示すのである。なおこの器は、現在通體が漆黑の美しい銹を發して、材質の白銅に近いことを推測させるものがある。

四九～五〇

四八　饕餮夔鳳紋卣

全高　四〇・九糎　蓋長徑　一八・五糎　〔彝・五九〕

第二七圖　四八饕餮夔鳳紋卣

この卣の形制は前器とよく似ているが、その長軸に架した提梁の犧首の頭角に特色がある。前卣同樣器・蓋を通じて四方に作つた突起稜は、薄手の便化した禽首形をなし、全面に饕餮の主紋と相向う夔鳳紋を布置するが、表出は平面的で精緻でなく、且つ間地には雷紋はない。そして器の外底面には格子目の細かい突紋がある。これらから考えると器は前器の制にならつた西周代の地方的な作器であろう。

この卣はもと破損して出土し部分的な修補がある。器・蓋にある「作寶尊彝」の銘は、互に書體を異にした刻字であるので、修補の際のものと解せられる。

四九　夔鳳饕餮紋卣　見銘 （圖版第二八）

全高　三八・八糎　器高　三四・六糎　口長徑　一五・四糎　〔彝・二四四〕

一九二〇年の終りに陝西省の某地で、同紋の尊と共に見出されたと傳えるこの卣は、前者と同じ楕圓形の器體の長軸に犧首飾のある提梁を架した一の典形をなし、鑄成はまことに精緻である。卽ちその器形は前卣に較べるとやゝ高くて丸味があり、四方の突起稜の鳥首は意匠化しながら、なおよくその形態をとゞめ、蓋に於いては、鈕頭に蟬紋を表わす一層の完好さで、左右に突起はない。その提梁もやはりよく一の定形を具えている。器蓋を飾る圖紋は、この卣では兩面とも短軸の稜を中にして全面に施され、頭邊に獸面の長い總狀を作つた動的な夔鳳の側面形を恰も饕餮紋に於けるが如く、中央稜の左右に配している。蓋側、口頸の帶紋も同巧異曲の圖案化したものを以てし、圈足面のそれは稜の突起を鼻梁として左右に體軀の伸びた饕餮紋である。また提梁の表面には、四脚の長く延びた蟬形に似た圖紋を飾る。これらの圖紋はすべて平面的であるが、間地を充した雷紋と共に、鑄成は頗る精巧であつて、通體は鉛銅色をした銅質の色澤が美しい。器・蓋ともに內面に「見乍寶尊彝」なる二行五字の鑄銘がある。從つて器形と併せ觀て西周時代の佳器の一たるであろう。

五〇　夔鳳紋卣　邢季銘 （圖版第二九）

全高　二二・八糎　器高　一八・二糎　口長徑　一二・二糎　〔彝・六七〕

この卣の器形は、高さに較べて下腹の横張りの多い楕圓體であつて、その圈足は大きくて角丸に近い。また蓋は杯形鈕の丸味を帶び、卣に多い別な一つの類型をなしている。圈足を除く器體の全面を整美な夔鳳形で豊飾することは前の卣とよく似ているが、その主紋の鳳は頭首の總狀飾りが模樣化されていて、一層の華麗さを加えている。犧首を中にした口頸部の夔鳳形も、その長い尾翼が特色を發揮して、共に平面的な表現ながら鮮かに鑄成されている。器の通體は黑漆に近い美しい色澤を呈し、銅質の佳良さを思わしめる。器・蓋ともに內面に「邢季㚸作旅彝」なる銘があつて、西周の一佳卣たることが認められる。この器は『奇觚室吉金文述』にもと張筱農の收藏品として著錄されているもので、『西清古鑑』にも別に同銘の簋・觶・卣の三器を錄している。

五一　夔鳳虺龍紋卣

全高　二四・二糎　器高　二一・八糎　蓋長徑　一二・五糎　〔彝・六六〕

この卣の形は前卣と似ているが、蓋の鈕は小さく稜線のない丸形である。圖紋は蓋と器腹の全面に大きな相向う夔龍形を表わし、口頸部にも犧首を中にして尾翼の長い同形を飾り、すべて形像の華麗な、特色ある一つの類型をしたものである。器の內側に「作尊彝」の銘があるが、これは後刻と思われる。

五一～五二

五二　夔龍紋卣　伯辟銘

全高　二〇・〇糎
器高　一八・〇糎
蓋長徑　一三・八糎　〔彝・六三〕

器形は第六五の卣と殆んど同様であつて、その提梁の兩端は羊頭形である。器・蓋共に條帶の圖紋を繞らすのみで、器の兩面は犠首を中にして相向う細長い平面的な夔鳳を表わして、蓋の同紋と共に表出は整緻である。器・蓋の內面にそれ〴〵次の八行の長文の款識があつて、西周時代の器たることを示す（第二八圖）。

第二八圖　五二 夔龍紋卣銘拓影

隹伯辟父、以成自、
卽東命、戍南夷。正
月旣生霸辛丑、在
䣄。伯辟父皇競、格
于官。競蔑曆、賞競
章。對揚伯休、用作
父乙寶隩彝。子孫
永寶。

この卣は通體水銀色を帶び、一部に銹斑があつて、古い出土の器たることを思わしめるものがある。

五三　夔龍紋卣　彝銘

全高　二三・六糎　器高　二一・二糎　蓋長徑　一三・〇糎　〔彝・六五〕

この器も兩端羊頭の提梁を架けた、同じ形制の卣である。器・蓋を飾る各一條の圖紋帶は、Z字形をした夔龍の標式的なものである。器・蓋にそれ〴〵「寔作寶尊彝」なる一行五字の款識がある。通體青綠に紫斑を點じた器の外底に「阮元寶用」なる刻字があり、また彼の『積古齋鐘鼎彝器款識』にも載せているのでその舊藏品たることは明白である。呉雲の『兩罍軒彝器圖釋』にも、寔卣として掲げているので、古く出土した西周の器たることが知られる。

五四　犠首雷紋卣　䜌銘（圖版第三〇）

全高　二一・八糎　口長徑　一三・七糎　〔彝・六四〕

この器も前諸卣とその形制を同じくし、曲線美を示す器に、犠首の提梁を架したものである。その器・蓋の圖紋はともに犠首を中に左右に精細な雷紋のみのもので、圈足にも同じ雷紋を配し、輕妙である。器と蓋とに「䜌作父辛寶尊彝」なる二行七字の鑄銘（第二九圖）があつて、その書體は西周のものたることを示す。通體水銀色を帶び綠斑を布いたこの器は、泉屋蒐儲の七九の尊の銘と全く同體同文で、圖紋も精細な雷紋帶であるのは同時に鑄造されたことを示す。しかもその銹色までも同じであるのは同時に出土したことをも思わしめる。

五五　夔龍雷紋卣　寧史銘

全高　二七・〇糎　器高　二四・二糎　口長徑　一五・四糎　〔彝・六二〕

卣の形は前者と似ているが、器腹の張りはやゝ大きく、蓋の左右には突起飾がない。器・蓋を飾る各一條の帶紋は夔龍形の雷紋化した精細なもので、その器帶の中央の半肉の犠首形と提梁兩端の羊頭とは、共に同じ成形で、梁上の表面にも獸面の雷紋を表わす。器・蓋に

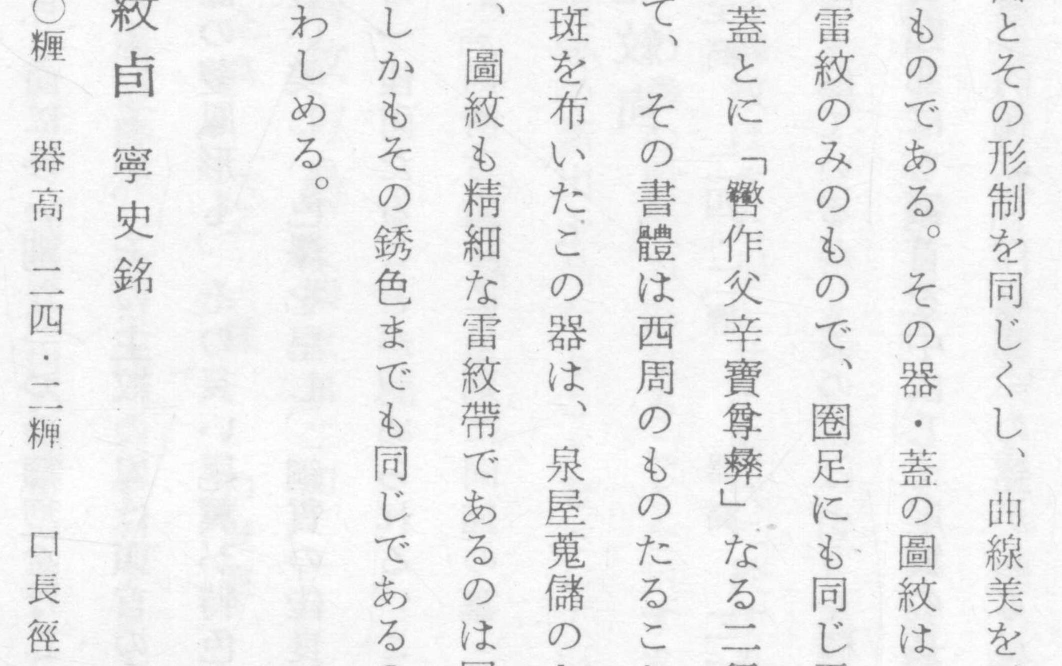

第二九圖　五四犠首雷紋卣銘拓影左（器）寫眞右（蓋）

寧史易耳。耳休。
弗敢且。用作父
乙寶隩彝。戉

なる同文の款識はあるが、器の內底のそれは硬い銹に被われて、いま數字を認め得るに過ぎない。

五六　犠首虺鳳紋卣

全高　三〇・六糎　器高　二七・八糎　蓋長徑　一三・五糎　〔彝・六一〕

楕圓體の器形は前掲諸卣と違わないが、器は高く、その蓋鈕は蕾狀である。器・蓋共に虺龍形を鑄あらわし、器では中央に犠首を飾るが、間地に雷紋はない。また提梁の兩端の獸首ではその枝角が目立つ。これと似た形の卣は、殷後半の古墓の副葬品に實例を見ることができるので、款識はないが、圖紋と併せ見ておそくとも西周前半の作であろう。

五七　饕餮夔龍紋筒形卣（圖版第三一）

全高　三九・〇糎　器高　三七・二糎　口徑　一二・三糎　〔彝・一八二〕

この卣の器體は口頸を作つた筒形で、蕾狀の鈕の蓋と共に四方に突起稜を持ち、卣として嚴正な器制の一類をなすものである。器飾は器・蓋とも彫塑的な獸紋を以て飾つている。卽ち器にあつては稜を鼻梁に倒立した體軀の長い瓶形雙角の怪偉な獸面の饕餮を主に、なお口頸と共に相向う夔龍形を配し、口頸には中央に犠首があり、圈足には虺龍形をそれ〴〵兩面にすべて雄勁に表出してある。

ここに見られる饕餮獸面の瓶形の双角は、殷大墓群の發掘によつて明白となつた當代の獸面を特色づけるものである。またその虺龍形の如きも同代の古銅器紋のそれと規を一にしている。さればこの器は固より殷代のものたるであろう。この卣は古く日本に齎されたもので、もと備前池田家の舊藏品であり、西大寺の卣と呼ばれた。いま黝黑色の通體に銹化、手なれなどあつて、その色澤からも出土の年時の古いことがうかがわれる。なお器蓋は既に失なわれていたのを先代秦藏六が新しく補作したものである。

第三〇圖　五九　犧首夔龍紋筒形卣

五八　夔龍饕餮紋卣　丁丙銘

全高　三三・二糎　口徑　一一・〇糎　〔彝・七二〕

形制は前者と酷似し、通體蒼翠瓜皮の如く、間々碧緑の斑銹がある。その蓋はこれも後世の補作と覺しく、提梁と環は後の修補であるが、器を飾る饕餮の主紋等すべて齊整で、表出の鮮鋭なのは寧ろ前器に勝るものである。器内に銘があつて、羅振玉は「丁丙□」と釋した。殷後半の器たることは疑いなかろう。

五七〜五八

五九　犧首夔龍紋筒形卣

器高　二七・六糎　口徑　一四・三糎　〔彝・七四〕

この卣はいま蓋を缺き、また提梁を失っているが、器の通體は靑色で朱碧が間錯して、その色澤は恰も碧玉に似ている。

上邊の兩側に提梁を架するための半圓の素環を作つた圓い筒形の器は、上げ底で、その形は安陽侯家莊大墓群出土の骨角で作つた筒形卣の鑄銅の完好品たるを思わしめるものである。但しこの器に於ける施紋は、上下に突帶を作つた部分に限られて、それ〲に平面的で細緻な雷紋を伴う夔龍形であつて、上邊の中央には肉刻の犧首形を配する。これは周代前半の器の圖紋に見る通性を明白に表わしたものである。

六〇　饕餮圓渦蟬紋瓿形卣　（圖版第三二）

全高　三九・七糎　口徑　一六・七糎　〔彝・六〇〕

この卣は、低くて横に張つた瓿形の上に蕾狀鈕の盛り蓋を置き、角部の耳に半楕圓形の長大な提梁を架し頗る異色のものである。瓿として完好なその器腹には、體軀の表徴的な饕餮紋を四度繰返して全面を飾り、圈足には蟬紋を繞らし、肩部では圓渦形と蟬紋を交互に配し間地はすべて細緻な雷紋を塡める。また器蓋にあつては細巧な四稜間に同じ饕餮形を繰返し、それらの鑄成は極めて精緻である。長大な提梁の兩端の犧首は瓶形角のもので、體は突起背の蛇態を表わしており、更に蓋の鈕下に、井形の游環があつて、それが獸形を圖案化したものであるのが目につく。蓋の鈕下にこのような獸形の游環飾のある遺品は、一九三〇年代に行なわれた殷墓群の掘鑿で、下方上圓の壺形をした卣をはじめその實例が加えられ、その完形品では提梁の内側の一方に作つた半環にきちんと連環を繫いであつて、蓋の脱離に對するための設備たることが明らかになつた。されば器の圖紋に於ける蟬紋・圓渦紋や、梁の倒瓶形に近い角を持つ犧首や虺龍形の體軀などと併せ見て、この器はまさに殷代での優れた遺品の一たるであろう。

六一　獸面龜紋鴟鴞卣　戈銘　（圖版第三三）

全高　二七・六糎　器高　二三・六糎　口長徑　一五・二糎　〔彝・七〇〕

この器のように、二つの鴟鴞を背で合せる特殊な器體をした卣の類は、今世紀に入つてからの河南省安陽の殷代古墓群の發掘でその著例が出土した。四脚を作つた楕圓體のこの器は、蓋を併せてよく兩面の鴟鴞卣の好例であつて、兩者の中間に提梁を架したもの、器の通體は、いま著しく銹化して白味がゝつた全面に靑緑の銹を點じている。その屋根狀の鈕の蓋は、左右とも尖つた嘴狀に突起した兩眼の大きい梟の首形を表わし、これに對する器の體軀では旋轉した兩翼が目立つて、四脚と共に侯家莊第一〇〇一號大墓に遺存した大理石の鴟鴞彫像と様相を同じくする。

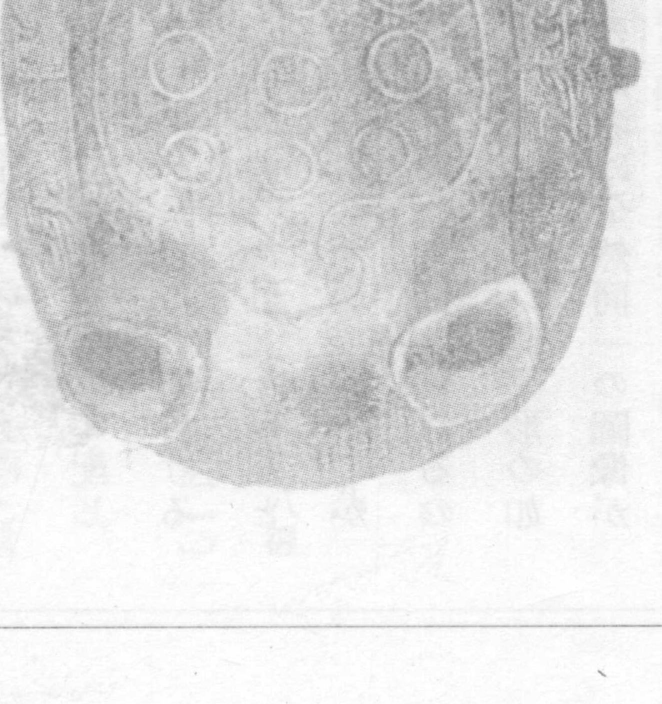

第三一圖　六一　獸面龜紋鴟鴞卣外底面

五九〜六〇

さらに器の翼上に虺龍と下邊の中央に獸面を併せ表わし、間地に雷紋を塡めて、それらがまた精正である。器の外底には七〇の犧首饕餮蛙形尊の内底にあるのと殆んど同じ龜の俯觀形が沈線で大きく鑄表わされている（第三一圖）。なお器・蓋共に内面に「戈」の象形を款する。また環狀の雙耳にかけた提梁は、頭首のない綱縄を表わしたものである。要するにこれらのすべては、この器が殷代に於ける古い遺品たることをよく示すものと言う可きである。

六二　獸首虺龍紋鴟鴞卣　（圖版第三四）

全高　三〇・三糎　口長徑　一五・〇糎　〔彝・六九〕

この器も同じく鴟鴞卣の器制ながら、形態は一層立體的で鑄成の精彩なものである。卽ち器・蓋には共に四方に突起の小稜を作り、蓋では蟬紋を飾る蕾狀の鈕の左右に、透彫の大きな鼻梁を具えた肉刻の饕餮的獸面を表わし、器には突稜を中に左右に兩翼が虺首形の旋轉した極めて秀麗な體軀を主に、口縁に相向う長い尾端の曲つた虺龍形、下邊には翼間に夔鳳形が相向い、四脚の表面にも虺龍の廻紋を表わし、全く間然とするところがない。また、器の短軸に架した提梁の面にも蛇身の細紋がある。されば通體淡綠、紫褐のこの器は、現存の鴟鴞卣の中でも罕に見る優れた遺品と言う可きである。

六三　虺龍鴟鴞卣

器高　一八・〇糎　器長徑　一一・五糎　〔彝・七一〕

この鴟鴞卣も前二器と同式で、小さくはあるが、一層鴟鴞の本來の形を具え、薄手の優れた鑄成のものである。

即ち既に提梁は失われているが、もとそれを着けた長軸の左右にある細手の半環體には犧首が表わされており、角錐形の鈕を作つた蓋の表面の鴟鴞の頭部は大きい双眼と尖つた嘴とがよくその特色を具え、羽狀紋で両翼間を填めた器の體軀は前後の四脚などと共に立體的なその原容を示すのである。その両翼の上邊には平面的な鴟龍形を添え、それがまた精緻である。なおこの卣にあつても四脚間の外底面には角張つた鴟龍の廻紋を中に、長軸部の前後に獸面を添えた沈線象を鑄表わして、これは六一の外底面の圖像に較べてよく殷代後半の器の通性を示すのである。

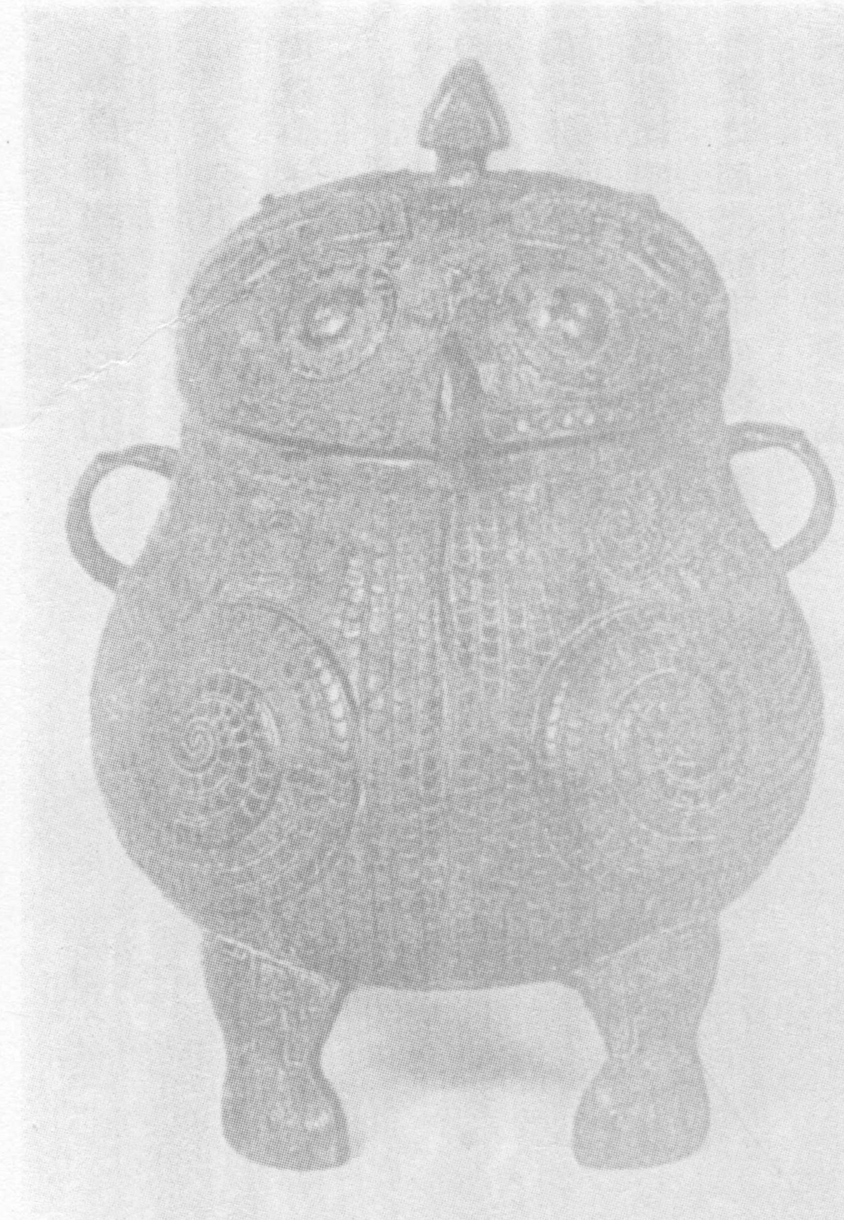

第三二圖　六三鴟龍鴞卣及びその外底面

六四　鹿鈕蓋乳虎卣（圖版第三五・第三六）

全高　三五・三糎　器高　三一・五糎

〔彝・六八〕

鼻頭の曲つた犧首に、長い鴟龍形で表面を飾つた提梁を架しているところは多くの卣と同様であるが、この卣の器體は虎と覺しい怪偉な巨獸が、前肢で立ち、小孩を抱いて、長い尾で踞した全く立體的な形像である。加うるに蓋の鈕が鹿であるのは、古銅器としては罕に觀る珍らしいものと言える。この器の形態は侯家莊第一〇〇一號殷大墓に遺存した大理石の彫像に類似するが、その意匠が、『左傳』の宣公四年の條にある若敖の孫、子文が虎に乳せられた故事を思わしめるので乳虎卣と名づけられている。巨獸は頭部に長い三角形に近い直耳をもち、齒並みの鋭い下顎のない口を開き、その獰猛な相貌は、侯家莊の石獸のそれをはじめ、尊彝に於ける兕觥の蓋首等と同じく、それに相應した巨體の前肢上に、髪を垂れ顔面を横に向け両手をのばして童子をいだく。この童子の両手の先端の巨爪は異様であるが、顔面その他の姿態は、殷墓群の發掘で新たに知られた當代人物像のそれと相似ている。次にこの巨獸には後肢がなく、背面の尾端が大きい腰部を支へ、器體全面に、形態に應じて彫塑的な怪獸紋を巧みに配し雷紋を填めてあるのは、他の古銅器に於ける場合と全く同様である。たゞしこの卣にあつては、體の左右に於ける長大な鴟龍の側面形が、それ自身獨立するとともに、背後に於ける上邊の突起を鼻梁とした彫塑的な巨大な獸面ともつながる。この獸面は太く長い鼻を持ち、全體としては象を思わしめ、自から別個な背面觀をなすのである。かくて珍らしいこの器の外觀は前後その他いずれの方向からみても間然するところのないことが更めて認識されるのである。このほか體軀の随所に施された禽獸等の形象にあつても、器體の下邊での尾の長い虎と覺しい側面形の如き、また童子の臀部の左右に相向つて表わされた蛇身など、寫實的な姿態を表わし、その前者は全然同一の圖像が殷墓群出土の兕觥等に認められるものなのである。

第三三圖　六四乳虎卣側背面觀

第三四圖　六四乳虎卣外底面鴟龍紋(上)及び器側虎形(下)拓影

別にこの卣の外底面にあつては、また殷代の古器に往々見られる沈線紋がある。而もそれは倒拖形角の獸面長蛇の大きい鴟龍の俯觀形に魚形を添えた特色あるものである（第三四圖）。いずれにしてもこの卣は、背脊の一部に當る器蓋の鈕をなす叉角の牡鹿の立體的な彫像や両側の鴟龍形の圖紋などを併せて、すべて殷代の特色をよく具象し、しかも鑄成の勝れた古銅器中白眉の作品の一つであると言つてさしつかえなかろう。

この器は羅振玉の『俑廬日札』中に

徐梧生監丞言、盛伯羲祭酒家藏一卣、形制奇佹、一獸攫人欲啖狀、殆象饕餮也。此前人記述古彝器圖象者、所未知、

とあるものと思われるが、パリのチェルヌスキイ博物館 (Museé Cernschi) にも同一の器を藏する。圖紋の細部に

若干の差異はあるが、その大きさ形制が全く同様で、また全面の銅色も酷似することよりすると、蓋しもと同時鑄造の彝器で、而も同時の出土品であつたろうと推測されるのである。

六五　變樣夔龍蟬紋方彝形卣（圖版第三七）

全高　三一・八糎　口徑　一三・九糎　〔彝・一二五〕

この卣の器體は高い方形で、四注の蓋を具えた方彝形であるのが珍らしく、兩側にある雙耳に附されていたと想像される提梁を亡失している。薄手作りの下邊の張つた圈足の大きいその器體は、四注蓋と共に、四隅の稜飾の形式化しているのが目立つ。體は上下二區に分たれ四面の各々に矩形の區帶を作つて變樣の夔龍を飾り、帶間を圓珠と雷紋とで塡め、蓋も同じ圖紋で飾つて、それらは著しく粗大である。扁平な雙耳が細長い形式化した獸耳であるのも同樣である。さればこの卣は作りと相俟つて、方彝の古制を踏襲した、時代の下る地方での作品であろう。

六六　犧首饕餮紋尊（圖版第三八）

高　三七・六糎　口徑　三二・八糎　〔彝・一二九〕

古禮經では酒水を容れる器をすべて尊と總稱している樣であるが、狹義の尊は、口緣が朝顏の花狀に大きく外に開き圈足の高い壺の形のものを言う。その夥しい數の遺例中、特に截筒の如き形が目立つと共に、別に器腹が張つて口頸と圈足との均衡のよろしきを得た器形のものが、侯家莊の殷大墓をはじめ同代遺跡出土の古い尊に著例を見るのである。

六五〜六六

この器は後者の完好なものであつて、口頸を除きその六方に稜を作る。圖紋は器體と圈足では、體軀の象徵的な薄肉の饕餮紋を三度繰返し、前者の肩部に犧首と虺龍紋を飾る。口頸上部には尖つた區劃內に相向う虺龍紋を下部には肩部と同樣の虺龍を表わしたもので、そのいずれの款紋も嚴正で而も精緻鮮鋭である。器の色は水銀黝綠色を呈し、質の白銅たることを推さしめ、この點でも殷代後半の鑄器たることを示している。

六七　犧首饕餮紋尊

高　三〇・七糎　口徑　二九・一糎　〔彝・一七七〕

この尊は前者と殆んど同形であつて、通體また水銀色を帶び、硬い綠銹がそれを覆つている。肩部の犧首は同じく雄偉な肉刻であるが、器を飾る饕餮の主紋には眼球を中にした細長き帶紋を添え、他の圖紋と共に表出は平面的で細緻なものである。

六八　犧首饕餮紋尊

高　四三・〇糎　口徑　三九・一糎　〔彝・一三〇〕

これもほゞ同形の大きな尊である。その口頸はやゝ長くて、肩部の犧首形の間には夔龍を配する。通體は銀色に翠綠の相交る色澤である。やはり殷代の器たるであろう。

六九　犧首饕餮紋尊

高　三六・四糎　口徑　三四・八糎　〔彝・一七六〕

第三五圖　六九　犧首饕餮紋尊

器制は前二器と似ているが、その口頸はやゝ短く、莊重な趣を示す。通體を飾る圖紋は眼球を除くと平面的であるが、表現は特に精勁である。全面水銀の黝綠色を呈し、肉刻の犧首のみやや青綠色を帶びた色澤も美麗である。蓋し同種の器中の一佳品という可きである。

七〇　犧首饕餮龜紋尊（圖版第三九）

高　四三・三糎　口徑　四一・八糎　〔彝・三一〕

この尊の器制も上記の諸尊と大差なく、その器體は侯家莊第一〇〇一號殷大墓に遺存した巨尊とよく似ている。やゝ低くて大きい口頸部は下方に三條の帶圈を繞らすのであるが、器と圈足には饕餮紋、肩部には三方の犧首の間に同紋を配し、それらの圖像は體軀が渦紋化してやゝ纖細な趣がある。これは雙角の著しく魁偉な彫塑的な犧首に較べて平面的な表出で、鮮鋭さにも缺けている。

この器にあつて特に注意されるのは、口頸部の內側に半肉刻の蛙形三を鑄出していることゝ、內底に沈線の龜の俯觀形款紋のあることである（第三六圖）。珍らしいこの蛙は、三個とも既に破損して原形は見られないが、殷大墓出土の石彫の蛙とよく似た寫實的なもので、また內底の龜形も殷代の諸器の外底に於けるそれと違わない。從つてこの尊は、作りは精と言い難いが、まさに殷代の一異色作たるものであろう。いま通體水銀色を呈して、朱褐翠綠の銹斑が間錯し、全面著しく手なれて、出土の古いことをよく示している。

第三六圖　七〇　犧首饕餮龜紋尊器內蛙及び龜紋拓影

六七〜六八

七一 饕餮夔龍紋皃飾方尊 (圖版第四一)

高 五三・〇糎　口邊長 三四・八糎　〔彝・二八〕

この尊は器體が方形をなし、口頸部は高くて外に開き、四角な器腹と外に張つた圏足がいずれも權衡と階調の妙を示し、且つ四隅のみならず各面に突稜を作つた構造的なものである。なお肩部には犧首の他に四隅に雙角の皃形のあるのが目立つ。器を飾る饕餮の主紋と夔龍紋とは、稜を中に體軀の象徴的な細緻整齊なもので、而も鑄成は鮮秀である。これと併せて肩部を飾る半肉の犧首形も雄勁で、その立體的な皃形は侯家莊一〇〇一號殷大墓に遺存した大理石の彫像に似て、而も特色ある瓶形の双角と嘴とは一層巧緻である。この四隅の皃形はいま臺北故宮博物院に收藏するほゞ同じ方尊では象の上半身に置換えられており、いずれも殷大墓群の發掘で新たに知られた他の彫像と一致した趣を持つている。さればこの器は故宮のそれと並んで殷周間に於ける優れた方尊という可く、その形成に於いて、いま大阪藤田美術館に藏する同じ方尊と、もと雙器をなしたことを推測せしめるのである。通體瓜皮色を呈し、白綠の銹を發した所謂水中古の色澤もまた美しく、古い出土品たることを示している。いま口頸の一面に二十八字の刻銘があるが、これは明らかに出土後に加えたものである。

七二 饕餮夔龍紋尊 父已銘 (圖版第四一)

高 三四・五糎　口徑 二六・〇糎　〔彝・二二〕

狹義の尊においては、長い外に開いた口頸に對して、器腹の張りの大きくない、太い截筒形をした器制のものも

六九～七〇

多いが、この尊はその著例をなす。卽ち筒形の長頸が外に開き、器腹に較べて圏足の外に張つているのが目立ち、而も器の四方に著しい突起稜を作つた立體的な形をしている。その器飾は稜の二方を軸に、器腹と圏足とに饕餮紋、長頸に虺龍の相向う弧形の下に蟬の帶紋を配してそれぞれは頗る嚴正である。これらの圖紋はすべて彫鏤が薄肉精秀で、侯家莊殷大墓出土の骨牙器紋と殆んど違いがない。圏足の內面に鼎形と「父已」の款識がある(第三七圖)。この尊は陝西寶鷄縣出土の第一柉禁中の一尊(メトロポリタン博物館藏)と殆んどその形制と文鏤の精を一にし、また圖紋にあつても別に侯家莊第一〇〇二號大墓に遺存した靑石を嵌した方尊の破器と酷似している。されば固より殷周間に於ける優れた器と言うべきである。

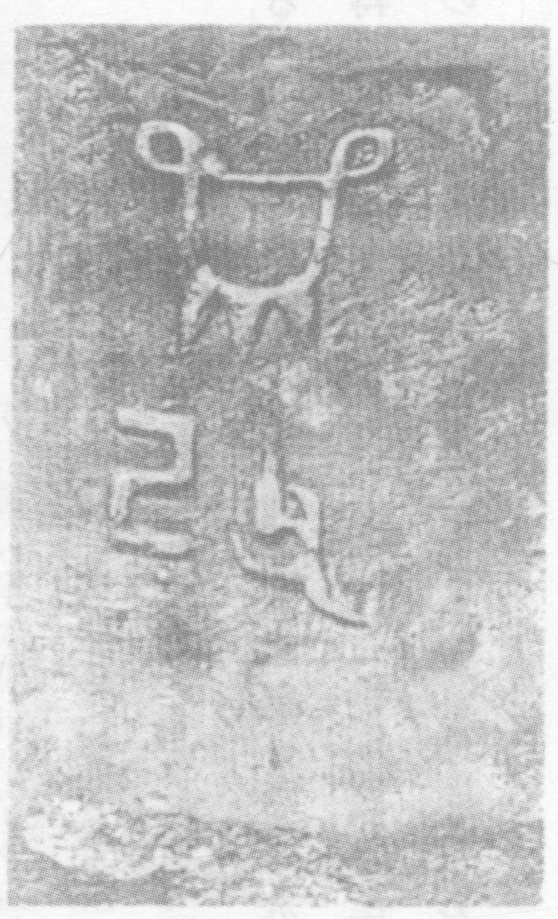

第三七圖　**七二**尊圏足內面の款識

七三 饕餮夔龍紋尊 魚銘

高 二八・三糎　口徑 二二・〇糎　〔彝・二三〕

四方に稜緣を作るその器形と、饕餮・夔龍の兩紋を通體に表わすところは前器と同樣である。但しこの尊の圖象は間地に雷紋を缺いた突線的なもので、精緻ではなく、器の作りも莊重さに缺けている。圏足の內側の銘は「魚作父庚彝」の二行五字である。思うに前器の形制を踏襲した西周の器たるであろう。

七四 饕餮眼球葉狀紋尊 象形銘 (圖版第四二)

高 二五・三糎　口徑 二二・三糎　〔彝・二四〕

この尊は通體は水銀色を呈し、靑綠の薄い銹をその上にのこす所謂水中古の色澤をしている。器形は上記二尊と似ているが、口頸部は短かく、器腹部と大きい圏足とに突起稜を作つた厚手で古拙なものである。器腹の稜間に於ける主紋は、眼球の目立つ特殊な薄肉表出の葉狀形であり、口頸部には同紋の渦紋化したものと相向う夔鳳を、また圏足には體軀の長い饕餮紋を飾り、兩側に圓珠帶を添え、すべて平面的な表出である。なお圏足の內側に癸と皃の象形の鑄銘がある。半肉に近い所謂眼球葉狀紋は河南安陽の發掘で見出された殷代古銅器に特長的なものでそれらを綜合すれば、この尊は當然殷代の器たるであろう。

七五 犧首饕餮紋尊 父戊銘 (圖版第四三)

高 二八・四糎　口徑 二二・三糎　〔彝・一九〕

この尊は、器腹の目立たない所謂截筒狀の一類の中にあつて、口緣の開きが圏足のそれとよく均衡のとれた標式的なもので、稜はなく、通體丸味を帶びた正美な形をしている。器の頸部並に圏足は素面であつて、器腹にのみ薄肉の饕餮紋二つを繞らす。これは正向の獸面饕餮紋で、鼻上に犧首形、側に夔形を添えた整美なものである。器の內底に「父戊」なる鮮かな鑄銘があり、形制と圖紋より判じて殷周間に於ける器の一たるであろう。靑綠水銀色の通體に紫褐朱凝の銹斑のある土中古の銅色は、また賞す可きである。

七一～七二

七六 饕餮紋尊

高 二二・四糎　口徑 二〇・三糎　〔彝・一八〕

この尊の形制はすべて前者と同樣で、器腹を飾る饕餮紋も殆んど違いがない。たゞ作りは薄手で銘字はない。

第三八圖　**七八** 饕餮紋尊

七七 饕餮雷紋尊 銘三字

高 二七・六糎　口徑 二一・六糎　〔彝・二〇〕

器の形制はやはり前二尊と同樣であるが、器腹の他に圏足にも饕餮紋を飾る。圖紋は眼球を除いて表出は全く平面的で、而も渦紋化した細緻なもので、間地を塡めた雷紋も整齊である。別にその器腹の上下に圓珠圈を繞らす。器の內底に家の象形と父已の銘があるところからみると、殷周間の器であろう。通體は瓜皮色の水中古の色澤である。

七八　饕餮紋尊　父癸銘

高　二二・二粍　口徑　二〇・三粍　〔彝・一七〕

この尊は高さに較べて口徑が廣い。器腹を飾る饕餮の主紋は、突起した稜的な鼻梁が目立ち、恰もその左右に相向う怪獸の側面形を表わすが如くである。その蝦蟇斑銹を點じた內底には父癸を首に、牛頭・方格・兩足の象形の款識がある。これからみると器の鑄成は多分殷に遡るであろう。

七九　雷紋尊　𩰫銘

高　二〇・二粍　口徑　一九・〇粍　〔彝・二一〕

器形が前者と相似たこの尊は製作がやゝ薄手で、器腹の中央は突起している。圖紋はその上下に、纖細な雷紋帶を繞らすのみである。器の內底に「𩰫乍父辛寶尊彝」なる二行七字の鑄銘がある。その通體の銅色は翠綠の間に瓜皮色を交えている。

五四の犧首雷紋卣はこの器と圖紋・銘文や色調が全く同じであり、同時の鑄造にかかり、しかも同時の出土品であろうと想像されることは上述の如くである。

八〇　夔鳳紋尊　（圖版第四四）

高　二一・六粍　口徑　二〇・六粍　〔彝・三二〕

全面を夔鳳の主紋で飾る。この尊は、器體が低く器腹は廣い壺形で圈足は大きく、時代の下る遺品中では整好なものである。その夔鳳紋は、丸い器腹に相向うものも、口頸部の環狀をした體軀のものも、共に動的で著しく華麗な樣相を示し、別に頸部に於ける犧首を中にした體尾の長いそれと共に、平面的に鮮かに鑄出されており、間地の雷紋は目立たない。それらは周前半の特色を具えたものである。器の內底にある銘は、單に「乍寶尊彝」とあつて、主格を缺く。米國のフィラデルフィヤ大學博物館に藏する同形の器の銘もまた同樣であることから考えると、この器の如きは、蓋し當代盛行の尊彝における所謂仕入れ品の一とすべきであろう。

八一　犧首夔鳳紋尊　（圖版第四五）

高　一七・二粍　口徑　一七・九粍　〔彝・一七五〕

形制は前器とほゞ同樣であるが、短くて口の廣い器形は一層正好である。その圖紋は括れの目立つ頸部に犧首を中に體軀の長い夔鳳形を繞らすのみである。夔鳳の表出は平面的であるが、肉刻の犧首形と共に精齊であるのは前尊にまさる。この器內にある「作父己」なる銘は、字體が纖細で刻したものゝ如くである。通體水銀黝色を帶びて、青綠の蝦蟇斑がその半ばを被い、まま紫褐の銹色を發して瑩澤である。されば小器ではあるが、西周期に屬する好例と言う可きであろう。

八二　饕餮虺龍紋鴟鴞尊　（圖版第四六）

全高　二〇・〇粍　口徑　六・一粍　〔彝・三三〕

殷代の古銅器にあつて、禽獸形をした容器の類をも、中國では古來その總名の一たる尊の名で呼んでいる。鴟鴞形をしたこの尊はそうした中で遺品の多い一つである。

この鴟鴞尊の形態は、殷大墓群から新たに發掘された大理石の彫像や彫玉・象牙の一容器などと殆んど同じ樣相を持つが、殊に完好なものである。卽ち內被せの蓋には著しい特徵のある嘴と眼、そして兩耳の鳥首を表わし、靜止した立姿の器體ではその兩足が目立ち、尾は屈曲して恰も鴟尾の狀を呈する。兩翼は虺龍を以て渦紋狀に卷縮した狀を現わし、更に間地に雷紋を配し、器腹には犧首形を飾つている。この全形は梟の寫生より出て、而もよく意匠化して餘蘊がない。これと殆んど同形の器が、米國のクリーブランド美術館、エール大學美術館その他にも藏され、今世紀になつて新しく殷代遺跡より出土した鴟鴞尊を併せてみても、最も正好で、鑄成も優れたものである。通體瓜皮色を呈し少しく青綠の瑩澤があつて、その銅色も賞す可きである。

八三　金銀錯紋犧尊

高　二八・八粍　體長　四〇・〇粍　〔彝・三四〕

『周官』に見える犧牛を模した犧形の尊の一類は、六魏の太和年中に魯郡で出土したと言われるものなどをはじめ遺品が多く、世に珍重されるが、この尊の如きはその好例とされたものである。さらに古い確實な遺品は今世紀になつて河南安陽の殷墓群から顯著なものが出土してその實態が明らかになつた。それらに較べるとこの犧尊の形態は、巨頭長耳で角がなく、體は肥大し、偶蹄を表わした四足が短く、寧ろ寫實的なものであるのは、今世紀の二〇年代に山西省李峪村で出土した戰國時代古銅器中の獸形品に近い。もつとも背上に小口を開き蓋を附しているのは、本來の犧尊のそれと違わない。通體を飾るに渦樣紋の金銀錯を以てし犧頭の首卷には雷紋を表わす。但し器の銅色は古調を缺き、且つ錯嵌紋の手法にあつても、戰國時代のそれと異なるものがある。さればこの器の如きは、尊彝の尊重に伴つて出現した犧尊の宋代に於ける模古の一例であろう。

八四　金銀錯紋小犧尊

高　九・七粍　體長　一一・五粍　〔彝・一五八〕

同じく角を缺く犧尊である。その形態は殆んど前者と違わないが、作行は粗拙で小さく、首とたれた尾が共に長い。全面に加えられた銀錯を主とする圖紋も粗末である。さればその製作は多分宋代以後にあるだろう。

八五　饕餮雷紋觶　癸銘　（圖版第四七）

全高　一九・二粍　口長徑　一〇・二粍　〔彝・九三〕

觶は古禮經に記する飲酒の五器の一で、三升を容れるものである。その器形が器腹の張つた口が潤い楕圓體の壺に圈足を具えたものであるのは、寧ろ狹義の尊の或るものに近いが、大きさは手で持つに適切な小形である。その嚴正な器には概ね蓋があつて、安陽殷墓群の出土品に特に見る可き遺品が多い。

この器はそうした觶のうちにあつて、器は曲線的な丸味を帶びたもので、體に稜がなく、蕾狀蟬紋飾鈕の盛り蓋を具えている。全器を飾る饕餮の主紋は、鼻梁と眼球の象徵化したもので、口頸その他に見る雷紋と共に、その表出は平面的な細緻のものながら、やゝ鮮銳さに缺けたところがある。器の內底にのみ古體の「癸」の銘があり、別

七三～七四

七五～七六

に外底面に不鮮明ではあるが蟬と覺しき圖像が認められる。外底にこのやうな突線の形像のある器は、殷末の觶・簋・卣等に見られるもので、この觶も固より殷周間の器たるであろう。

八六　饕餮虺龍紋觚　亞矦銘（圖版第四八）

高　三〇・八糎　口徑　一七・八糎　〔彝・九〇〕

觶と同じく飲酒の五器の一であると言う古銅器の觚の形は、細長い口頸が恰も牽牛花の如く大きく外に開いた、いわば器體の著しく狹長な尊である。浙江省良渚出土の史前の黑陶の一遺例からすると、それはもと角の容器に器臺をつけた形より出たものであることが知られるが、爵と共に遺存品が多く、その特殊な形制は、殷代にあつて既に固定している。それらの中でもこの觚は殊に器體が細長く、腹と莊重な圈足に稜を四出した、嚴正にして奇古な觀をなすものである。器を飾る圖紋もまた頗る嚴正である。卽ち器腹と圈足には稜を鼻梁とする獸面的な饕餮紋、また圈足の上帶には相向う乙字狀の獸首の虺形を添え、口頸部には夔鳳と葉狀區畫に相向う狹長な虺形を表わし、それらはみな殷代の器に於ける特徵を示し、間地を塡めた雷紋地と共に頗る精緻である。圈足の內側には亞字形の下に一方に利器を持つが如き人形の「𡗕」すなわち亞矦と釋される象形の銘がある。この象形銘は侯家莊第一〇〇一大墓に遺存の瓿・尊・斝等の巨器をはじめ、同代の戈の「內」などにも多いものである。從つて形制と相俟つて當然殷代の優れた遺品の一と言う可きである。

八七　饕餮雷紋觚

七七〜七八

高　二四・〇糎　口徑　一四・五糎　〔彝・九一〕

この觚の通體は水銀色を呈する。器形は前者とよく似たものであるが、器腹と高い圈足とに四出する稜は細く、飾るところの主な饕餮紋は突起した眼球を除くと殆んど雷紋化し、口頸部の全面を雷紋で塡めていて、やゝ精彩に缺けたところがある。

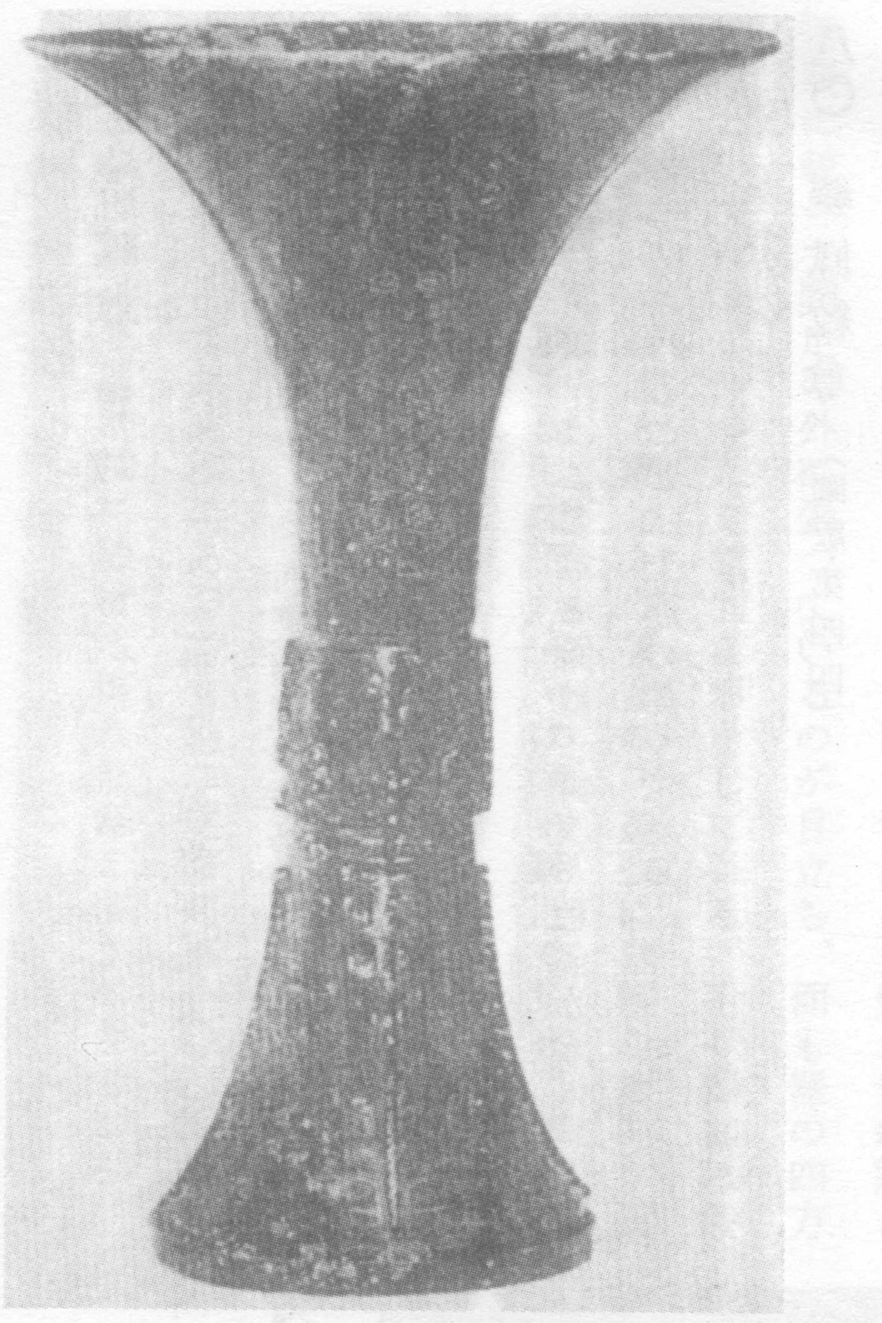

第三九圖　八七饕餮雷紋觚

八八　饕餮夔鳳紋觚

高　二九・〇糎　口徑　一七・〇糎　〔彝・九二〕

前者とよく似た形の觚である。その丸味を帶びた器腹と圈足に四出した稜は更に纖細である。その圖紋はともに平面的な正側面表出の眼球のみ突起した饕餮紋であつて、その上帶に相向う夔鳳形を配し間地を塡めた雷紋とともに表出は細緻である。また殷周間の普通な觚の一とすべきであろう。

八九　變樣饕餮蟬紋觚　祖壬銘（圖版第四九）

高　二六・八糎　口徑　一六・三糎　〔彝・八九〕

この觚には稜がなく、その器腹は丸味を帶びる。それは黑陶の觚と似て、而も形は頗る完好である。やゝ薄手な器を飾る饕餮の主紋は便化し、また頸部に於ける相向う蟬紋と、同形を配した長大な獸紋などと共に、原形より變化した線的の表出は整正で且つ鮮明である。器の內側に多くの觚に見ると相似た「祖壬」なる古體の銘があるが、その形制から考えると、製作の實時代は或は周初に下りはするが、鑄成の佳良な遺品と言えよう。いま通體水銀色を帶びて、碧綠の斑銹を點在させる。

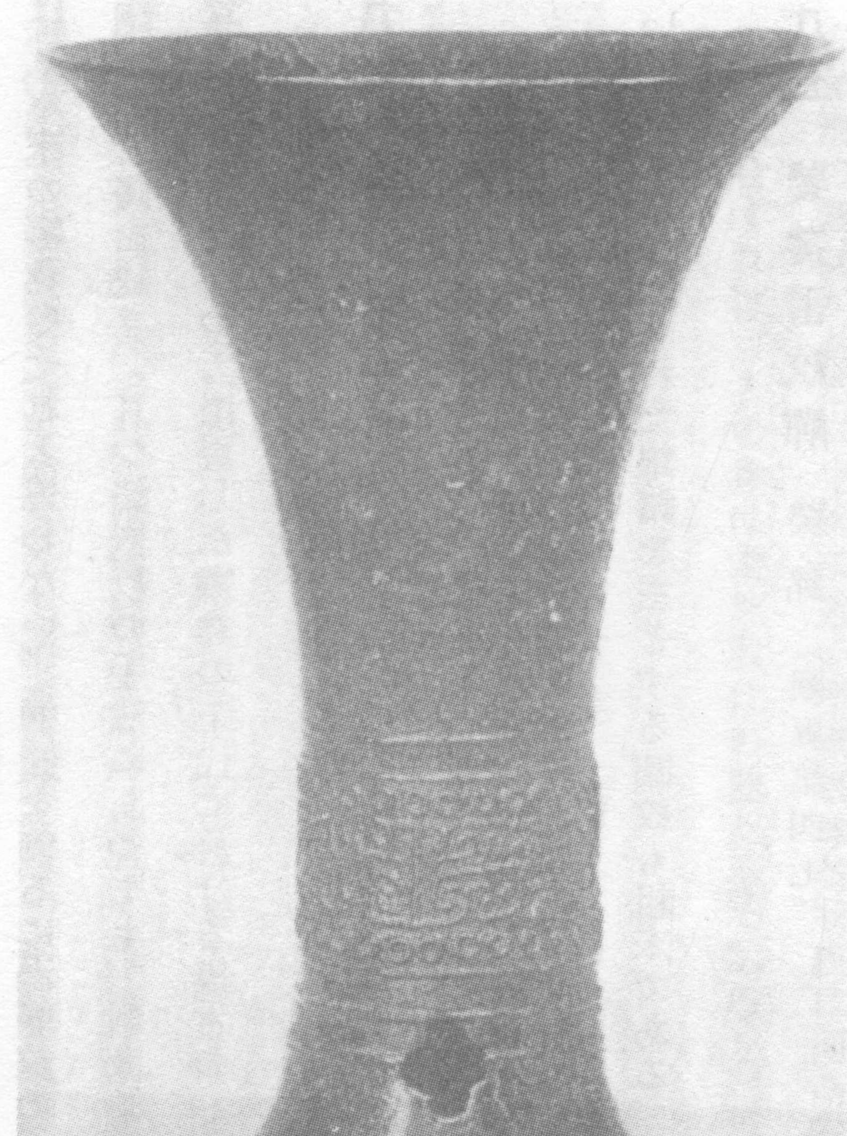

第四〇圖　九〇饕餮珠紋圈觚

九〇　饕餮珠紋圈觚

高　一八・七糎　口徑　一二・四糎　〔彝・一七八〕

この觚の形は短かくてやゝ太く、各部の間に明確な區界を缺き、作りもまた薄手で、多くの觚と趣を異にする。翠綠、茶褐などの斑銹を點じた色澤を持つこの器の紋樣はやはり器腹の部分に限られ、それは珠紋を連ねた二帶の間に、獸面の疎な饕餮の線紋である。また圈足の上部には十字狀の大きい孔があるのが眼につく。第二次大戰後鄭州二里崗の古墓の發掘調査でこの種の古銅器が出土して以來、安陽の殷墟に先立つ殷中期の器とする見解があるが、その作行と圖紋等より考えると、殷代でも時代の下る寧ろ粗造品に屬することは、後記の一〇一の爵と同樣であるに違いなかろう。

七九〜八〇

九一　饕餮紋爵　魚銘（圖版第五〇）

高　二〇・八糎　口長徑　一七・二糎　〔彝・八二〕

爵は觚と共に飲酒の尊彝中、形の特に目立つものである。それは角・斝などと同じく、もと獸角に出自するが、すべての爵は既に三角長刄狀の三脚を具え、深いその器體は口緣が濶く、一方に長い流（注口）があり、他方が突起して、緣の中間に二柱が相並び、側面に一鋬を作る。固定的なこの形制は、古銅器中ひときは眼を惹かれるところである。そして古く殷時代の器が、右の定形を具象したものであることは、安陽出土の夥しい遺品をはじめ、現實に器を鑄成した鎔笵が見出されて、確認されたところである。

通體靑綠の蝦蟇斑の間に紫褐の銹を交えた水銀瓜皮色のこの爵は、その通性をよく具えた莊重な一例をなすものである。器體を飾る饕餮紋は、間地の雷紋と適合した線的なものを薄肉で表出し、鋬の犧首飾は雄勁である。その鋬下の面には型の如く魚の象形を款して、殷代に於ける一遺作たることを明示するのである。

八一～八二

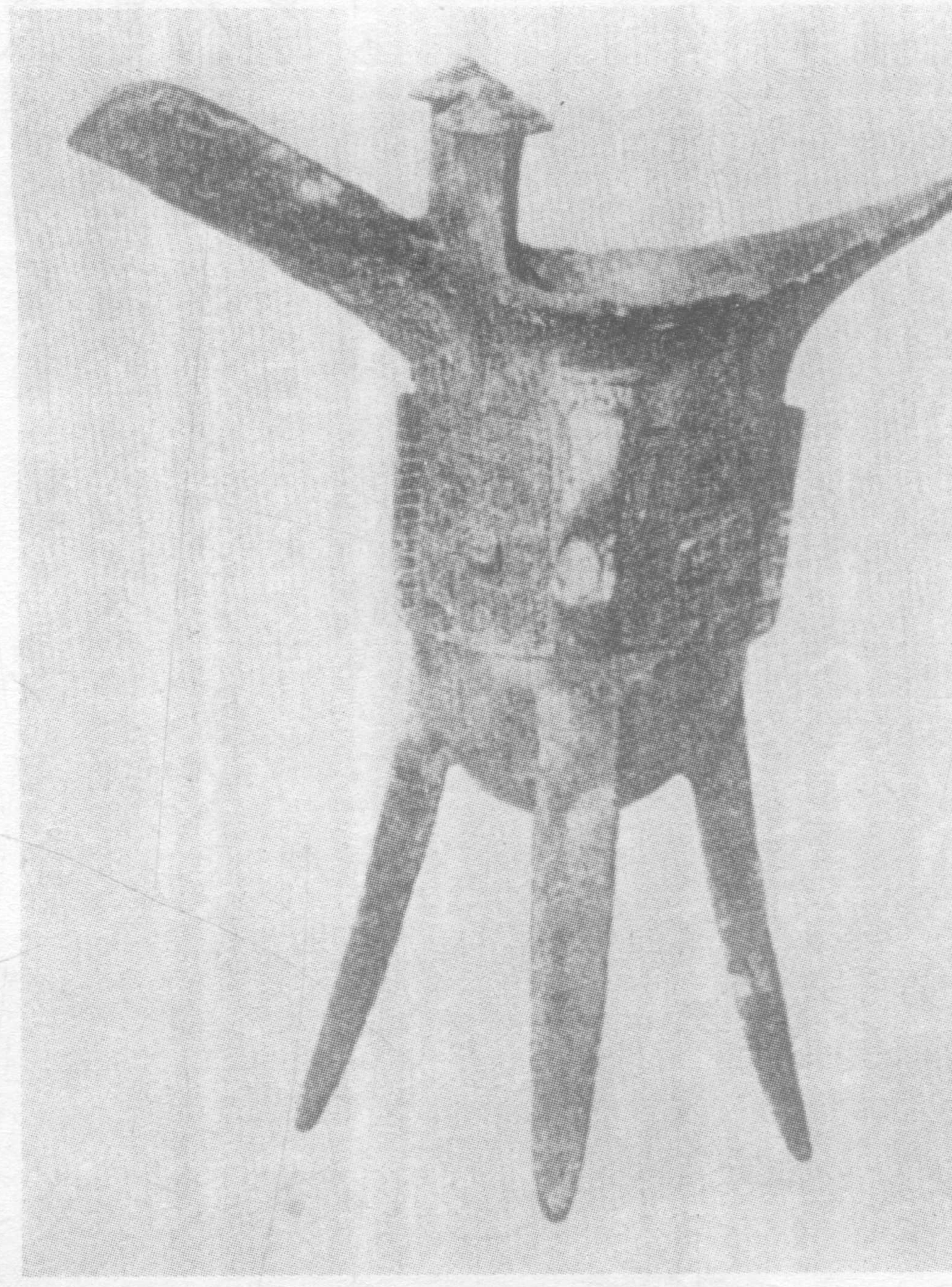

第四一圖　九二 饕餮紋爵

九二　饕餮紋爵　亞丙銘

高　一九・六糎　口長徑　一五・八糎　〔彝・七六〕

この爵の流は上に突起して、長い三脚と共にその形の一層目立つものである。器腹には左右に突起稜を作り、兩側に薄肉刻の嚴正な饕餮紋を表わし、なお口緣と流下の面にも器飾を加えて、共に精細である。鋬下には亞字形と「丙」の古調な款識がある。まさに殷代の優れた爵の一に數う可きものである。その通體は水銀色を帶び白綠・青藍の色澤をしている。

九三　饕餮紋爵　象形銘

高　二〇・八糎　口長徑　一六・二糎　〔彝・七七〕

この爵の形と圖紋は前者とほゞ同じであるが、刃狀の脚はより長く、流も同樣長く突起している。器の稜間の饕餮紋は細緻である。鋬下の銘は象形で、下の一字は虫形をなす。その通體の銅色は黑褐でそれに凝綠の斑銹がある。

九四　饕餮紋爵

高　一九・六糎　口長徑　一五・六糎　〔彝・七九〕

この爵も前者と似た形であるがやゝ細長い。器を飾る饕餮紋も少し違い、間地の雷紋は簡疎であり、鑄成も精細でない。鋬は犧首飾のない素帶で、その上銘もない。

九五　饕餮雷紋爵

高　一八・四糎　口長徑　一五・〇糎　〔彝・八〇〕

通體黝黑色のこの爵は、脚が細くて優雅な趣を呈する。器體を飾る左右の突稜間の饕餮紋は、象徵的となつた體軀の間に雷紋を塡めた、平面的な表出のものである。

九六　饕餮雷紋爵　冊銘

高　一八・五糎　口長徑　一五・五糎　〔彝・七八〕

形制は前の二爵と大差ないが、この爵では脚はやゝ短かいにもかゝわらず、器體との均衡のとれたものである。器を飾る形狀の象徵化した饕餮の主紋をはじめ、他の圖紋の刻鏤は頗る精である。また犧首を飾つた鋬下に「冊」の銘一字がある。殷代に於ける爵の一佳器と言うべきで、通體恰も青綠琅玕の如くでその色澤も美しい。

八三～八四

九七　饕餮蟬紋爵　象形銘

高　一七・八糎　口長徑　一五・〇糎　〔彝・八一〕

前器とほゞ同じ整好な爵である。細い稜間に配した饕餮の主紋は、細緻な雷紋を伴つた所謂正側面同時表出のものであつて、流の下面にも同じ細緻な蟬紋を表わす。そして鋬下にはまた「告豕」と釋せられる象形銘がある。もとより殷器であろう。

九八　饕餮紋爵　父癸銘

高　一八・〇糎　口長徑　一五・二糎　〔彝・七五〕

この爵の三脚は前者よりもやゝ大きくて、形は莊重である。器を飾る饕餮の主紋は、兩眼が特に目立つ雷紋化したものであつて、口頸部に於ける三角狀區のそれ〴〵はもと蟬紋が脫化したと覺しいもの、鋬下にある銘は「析子孫」の下に父癸とある。同じく殷器であろう。

九九　饕餮雷紋爵　父壬銘

高　二三・〇糎　口長徑　一八・八糎　〔彝・八三〕

この爵にあつては三脚の長刃形が目立ち、また緣の柱頭も長くて瓶形に近い。器體を飾るのは細長い帶紋のみで、それは眼球のみの目立つ殆んど雷紋化したものである。鋬下に父壬の銘がある。この器の如きは西周初期のものであろうか。

一〇〇　純素爵

高　一八・三糎　口長徑　一五・〇糎　〔彝・八四〕

この爵の體は細長くて、その鋬は簡素である。そして黝黑色を呈する器體は素紋である。この爵の如きは恐らく西周時代に於ける通有品でもあろう。

第四二圖　九九 饕餮雷紋爵

一〇一　饕餮珠紋圈爵　（圖版第五一）

高　二三・〇糎　器長徑　一九・六糎　〔彝・八五〕

この器は多くの爵と違い作りは一見古拙に見える。即ちその形は二段に分れて細長い頸部の下にある濶い器體は平底であり、流は長い。また雙柱は矮小で、鋬も單なる素帶狀であつて、すべての作りは著しく薄手である。また器腹を飾る饕餮の突線紋は、ほぼその形樣を示すものの、珠紋圈を伴う帶紋は崩れの著しい線紋で、而も表出は甚だ稚拙である。この種の爵は、戰

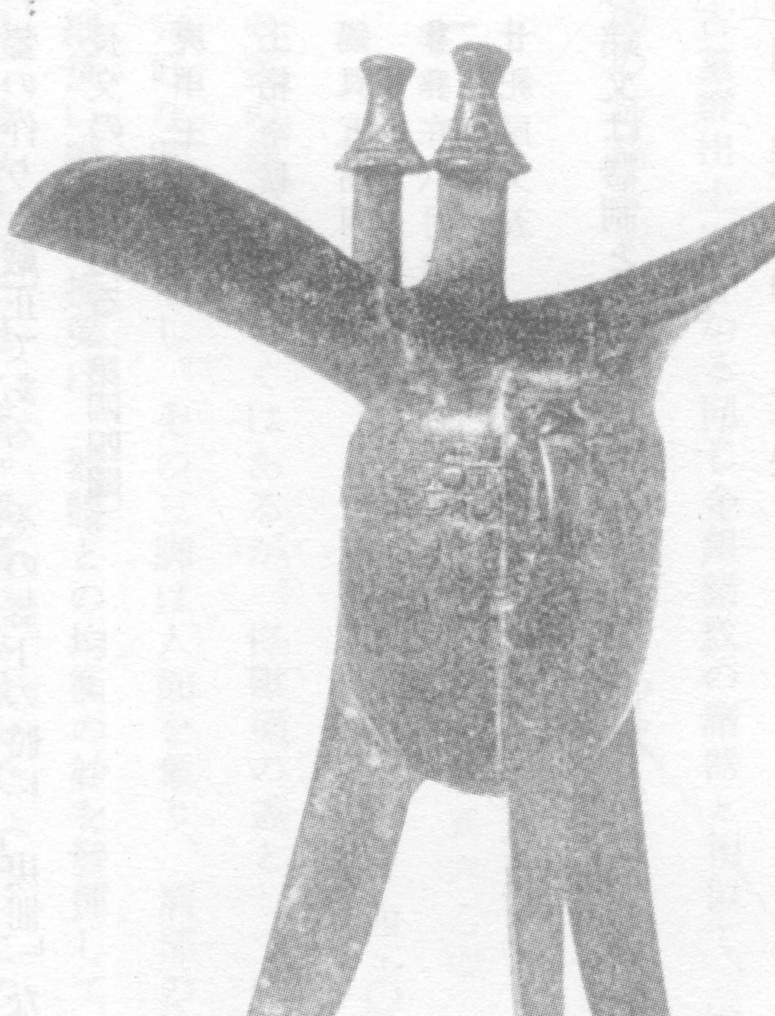

後鄭州二里崗の古墓より出土、調査者がこれを安陽の殷代よりも遡る爵の古制と比定したことから、それが通說化すると共に、爾後本土の各地で出土が傳えられているが、遺品そのものゝ實態は、本來の爵の形式化した粗造の地方的な一類たることは言を俟たないのである。安陽の殷墟にあつても、小屯南方地區の時代の下る墓に於いて、同種の遺品が現實に出土しているのはよくこれを裏書きするものである。

一〇二　饕餮珠紋圈爵

高　一七・五糎　口長徑　一五・〇糎　〔新收・五〕

通體鉛銅色をして薄手なこの爵は、鋬に犧首飾がなく、また銘もないなど、前の爵に似ている。たゞし器形そのものは爵としての定形を具えたものである。卽ち長刄形の三脚をはじめ、雙柱の頭部には渦雲紋の飾があり、その流は長くて高く、それが均衡を示している。器腹を飾る上下に珠紋圈のある主紋は、體軀の著しく渦紋化した饕餮紋で、これは爵のうちで後出のものたることを、よく示すものである。

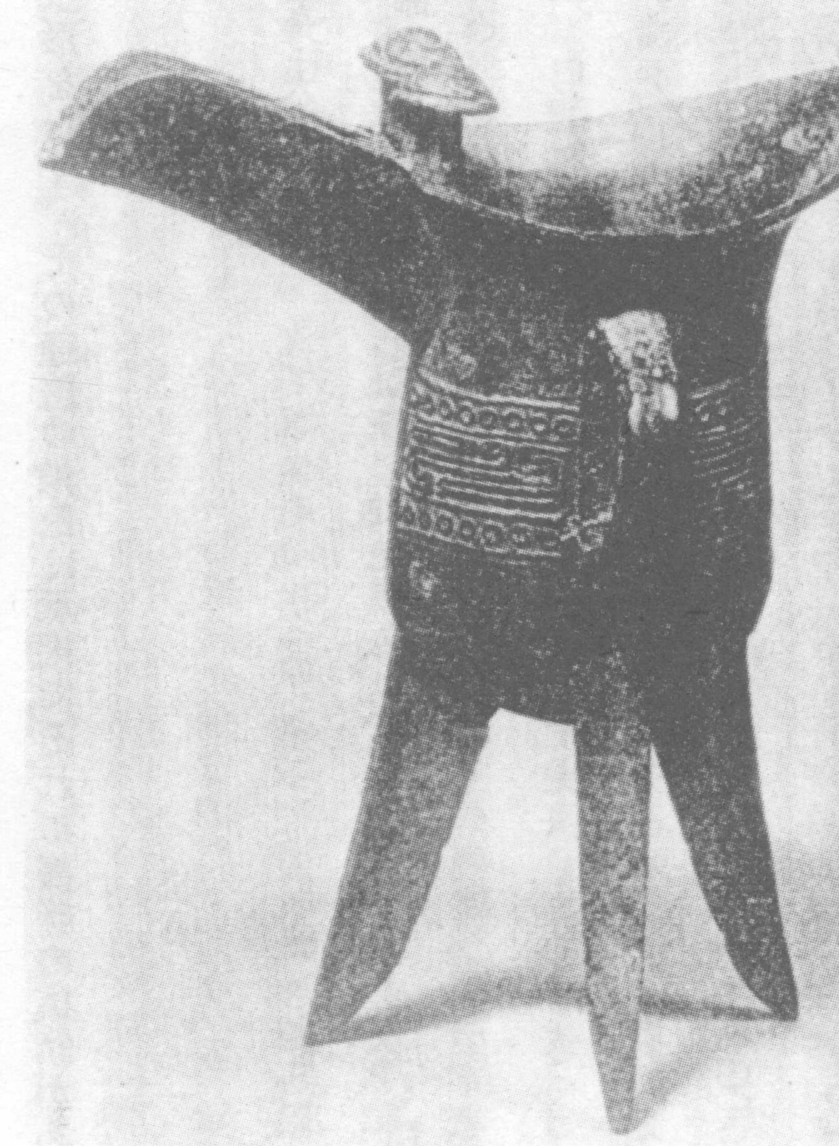

第四三圖　一〇二饕餮珠紋圈爵

八五～八六

一〇三　饕餮虺龍紋角　宰角銘（圖版第五二）

高　二〇・二糎　口長徑　一六・〇糎　〔彝・八六〕

角は器體が三脚一鋬であるところは爵と變りない。しかし兩柱がなく、流を作らず、口緣は前後に均等に射出して恰も翼狀を呈する、一層獸角に近いものを言う。現存の角の諸器は殆んどそのような固定した形成のほかに、禽獸形の蓋を作ったものなどもあって、安陽の殷墓群の出土品にこうした蓋を具えた精好な器を見るのである。通體水銀黝黑色をしたこの角は、もと『積古齋鐘鼎彜器款識』に「商庚申父丁角」として著錄されている器であって、角中の著例として夙に知られたものである。器腹には饕餮紋を繞らし、口頸の部分に三角狀の虺龍紋を、長い三脚の面にも同紋を表わす。突線のそれらの圖紋は精緻であり、犧首

第四四圖　一〇三饕餮虺龍紋角銘拓影

飾の鋬の作りも嚴正である。その鋬下の體に「庚卌」なる象形二字を款するが、更に器內の側面に五行三十一字の次の長文の銘がある（第四四圖）。

庚申王在東間
王格宰桃從
錫貝五朋用作父丁
尊彝在六月唯王
廿祀帚又五

この銘文は器制と併せ見て、優れたこの殷代の角が、周初にまで傳えられて珍重されたことを示唆するものである。

一〇四　饕餮渦雷紋斝（圖版第五三）

高　三〇・〇糎　口長徑　一七・五糎　〔彝・八七〕

斝は、角・爵と共に、飲酒の器であると共に、古禮經に灌尊であつたことをも傳えている。その器形が三足・兩柱・一鋬であるのは爵と同樣であるが、流がなく器體は大きくて六升を容れたとあるにふさわしい。而もこの斝が殷周間に主として行なわれたことは爵と同樣であつて、殊に安陽の殷墓群新出土品に特色を具え、また器蓋を附した優れたものが見られる。この斝はよくその通性を具えたものである。卽ちその器腹は丸味を帶びて潤く、口緣の双柱は中央の括れた長頭形をなし、三脚は大きな尖刄形の頑丈なものである。全面を飾る圖紋は、器腹・頸部とともに饕餮紋を三度繰返し、口緣外には三角形の區畫內に渦雷紋を塡めたものを並べ、三脚の面にも形に應じた正面形の饕餮紋を飾る。その饕餮の主紋は體軀の勁麗と平面的表出の細緻なもので、而も肉刻の犧首飾の鋬の作りは莊重である。この器と殆んど同じ斝で雙禽鈕の一文字の蓋を伴った器が、安陽殷墓群の一から見出されている。されば この斝は固より殷周間に於いて鑄成されたものであろう。

八七～八八

一〇五　雀柱饕餮紋大斝（圖版第五四）

高　四九・八糎　口徑　二三・八糎　〔彝・八八〕

この斝は頭部の兩柱が雀形をなし、而もその頭より尾に亙り透彫で飾った極めて珍らしい意匠である。その器の形態も長大であつて、器腹は鬲と同樣な大きい袋狀をなし、それに尖刄狀の三脚を作つてあるのがまた頗る目立つ。この袋狀をなす器體のそれ〴〵には嚴正な饕餮形を肉刻で表わして、恰も口を開いて刄脚をのむが如き狀を呈し、また大きな角の端は突起してその表現は特に勁銳である。次に頸部には、兩側に虺形を添えた獸面の目立つ饕餮形を三度繰返して、これまた精銳なものである。たゞ器體に較べると犧首飾の一鋬は細い帶狀でこの大器を持ち上げるにはやや不似合である。この斝は現存する殷時代の最も優れた遺品というべく、而も巨大なその器の鑄成の精巧さは、彼の侯家莊第一〇〇一號大墓に遺存した三器一具の長大な方盉にも比肩すべきものである。なおこの器の口頸の內緣に盛周の嘉仲父の作器とする二十八字の刻銘があるが、斝に款識のあるものは古い象形文に限られることから考えて、それは出土後に加えたものに相違ない。

一〇六　饕餮紋盉　戈祁銘（圖版第五五）

全高　二九・三糎　口徑　一二・〇糎　（彝・九八）

盉は古禮經には見當らないが、『說文』にこれを錄して、古來五味を調和する器であることを傳えている。その器形は鼎と同じような、脚を具えた口のつぼんだ體の肩部の前後に、長い流（注口）と大きい鋬があつて、游環で蓋と連ねてある。これは酒などをあたゝめて他の器にうつす用途を持つていたことをよく示すのである。この盉も殷代に於いて既に形態が一樣ではなく、うちに特色ある形式を具えたものゝあることは、前記侯家莊第一〇〇一號殷大墓に遺存した三器一具の盉の如實に示すところで、爾後にあつてもまた時代に依る變遷を示すものがある。

この盉はもと陳介祺の藏品として『奇觚室吉金文述』に著錄され一佳例をなすものである。口邊のやゝつぼんだ圓體にある脚は、丸くて細長く、肩部の一方に型の如く長い注口（流）、他方に犧首飾の半環狀の鋬を作り、これに內被にした蓋の鈕は杯狀で、一方にある半環は游環で器の鋬と連繫する。器・蓋ともに細長い饕餮の帶紋を繞らして、それは圖紋化しながら細緻なものである。鋬下の面に「戈祁作父丁彝」なる古體の鑄銘が見られ、その殷周間の言わば定型的な盉の一たることを示すのである。

第四五圖　一〇六　饕餮紋盉銘

八九～九〇

一〇七　犧首夔龍紋盉　父乙銘

全高　二八・六糎　口徑　一二・六糎　（彝・九九）

通體黑銅色を呈し凝綠を點ずるこの盉の形は、前器とほゞ同じであるが、その三脚は一層細く、器體の作りはより輕快である。頸部に近い帶紋は犧首を中にして相向う夔龍形を兩面に表わし、蓋にも同紋を飾る。犧首飾のある鋬下の體と、蓋の內面に容器の象形と父乙の款識がある。やはり殷周間の遺品であろう。

一〇八　蟠龍紋盉

全高　三一・〇糎　口徑　一六・二糎　（彝・一〇〇）

この盉は四脚で、頸部の括れた器體は脚に應じてやゝ袋狀をなし、流は長くてやゝ曲つている。その內被せの蓋の鈕は環狀である。頸部と蓋の周緣に近い兩帶の圖紋は頭角の著しく長い蟠龍紋である。形と圖紋よりみるとまさに周代中期に近い器であろう。

一〇九　純素盉

全高　二五・八糎　口徑　一五・〇糎　（彝・一〇一）

前器と同じ四脚の盉である。半環狀鈕の蓋は大きく四脚は細くて、作行は薄い。帶狀の鋬に飾りはなく通體は素紋である。これも周器と見られる。口緣の內側に二字十五行の長銘があるが、明らかに後刻である。

一一〇　鳳蓋蟠虺紋盉　（圖版第五六・一）

全高　二八・六糎　口徑　一四・五糎　（彝・一〇二）

通體銹化して靑綠銹の著しいこの盉の形制は、上記の器と違う。即ち蓋は兩翼を張つて首をもたげた鳳凰形をした特色あるもので、器體も橫に張つた扁圓形をなし、通有な脚でなく圈足であるのが珍らしい。流（注口）もまた龍首を象つた立體的な形の長いものである。この盉で目立つ蓋の鳳凰形と頭首を作つた長い龍體の流口とは鋬を飾る獸首とともに、殷周間の器に於ける嚴正なものに較べると、はなはだ動的で、鳳形の如きは彫像のような觀を呈して、後の戰國時代のそれらに似通つている。また器體を飾るのは突起した珠點の目立つ旋轉した大様な虺龍形であり、圈足紋にも相似たものを平面的に表わしており、共に河南省新鄭縣出土の一群の出土品以來明らかになつた東周中期の器に於ける圖紋と同似を示す。さればこの盉は、現在なお類品に乏しい周代中期に於ける珍らしい一器と言うべきであろう。

一一一　金銀錯紋獸梁盉　（圖版第五七）

全高　二一・八糎　口徑　八・九糎　（彝・一〇三）

第四六圖　一一一　金銀錯紋獸梁盉脚

九一～九二

この盉の形制は、體が橫に張つた扁圓で、その流（注口）は禽首形である。また鋬に代えるに獸體の提梁を以てした。古銅器の盉の周後半の新しい形制を示すものである。『西淸古鑑』に周器とする巨大な蟠螭紋盉（現臺北故宮博物院藏）をはじめ、この種の遺例は多い。

この器はいま猿猴鈕の平蓋を缺くが、よくその特色を具えた精品である。即ち器體の三脚は、上に兩翼を擴げた禽形を冠した猿猴形（第四六圖）であるのが注意を惹き、流の口を開いた鳳首の頭上には小鳳を表わし、器の前後に架した梁端の怪獸は、まさにこれを捕えんとする狀を示し、而もその獸の軀は蟠螭の透彫であるのが目立つ。二條の突起帶を繞らすその器體は、底面を除く全面に金銀錯紋を施し、それは虺龍形の面影をとゞめた雄麗な渦獸紋である。またその金銀の嵌錯は流・脚・提梁の獸體の細部にも及び、技術の巧みさたるや河南洛陽金村に於ける韓王族の古墓群出土にかかる同じ金銀錯紋の諸器と相似て、燦然たる光彩美を併せ表わす。まさに古銅器に於ける新たな裝飾の造詣を示すものと言う可きである。

一一二　金銀錯紋獸梁小盉　（圖版第五六・二）

全高　一二・〇糎　口徑　四・〇糎　（彝・一五九）

この盉の器體は小さくはあるが、怪獸梁の盉としては一層洗練されたものである。即ち笠形鈕の蓋を被せた器形は、完好な圓體をなし、その三脚は人面を象り、肩部の流は丸味を帶びた短い獸首である。それに對する首をもたげた細長い獸體の提梁は、器體との均衡の妙を發揮して、鑄成は精妙である。その圓體を飾るのは金銀錯紋であつて、同じ錯紋はまた足・流・梁體にも及んでいる。この金銀錯紋は虺龍頭首の一部をのこすほかは、全く渦雲化し、

第四七圖　一一三　禽鈕蓋盉

雄勁で而も精練されており、全面に布置した錯嵌の技巧も優れている。この器は出土後傳世して通體磨琢された爲にやゝ古調に缺けたところはあるが、金銀錯紋を以て飾つた現存のこの種盃にあつて、まさに珍重すべき小品と言う可く、その製作の實時代は戰國の後半にあるだろう。

一一三　禽鈕蓋盉

高　一〇・〇糎　〔新收・四〕

この盉の器體は平底の圓形で、流とほゞ直角に方形の柄を作り提梁に代えているのは寧ろ後の錐斗の形に近い。たゞし通體の素面であるこの器ではそのつぼまつた口縁に、蝶番に依る外被せの盛り蓋があり、環を附した立體的な禽形鈕が目立ち、よく器の漢代のものたることを示すのである。

一一四　怪獸禽紋兕觥　(圖版第五八)

全高　二四・〇糎　〔彝・二四一〕

觥は一に觵に作つて『詩經』に屢々その名が見える。その形制は、深くて口縁の潤い楕圓體の一方に短い流があり、他端に禽獸體の鋬を作る。それは、注口の同じ楕圓體の容器の匜と似ているが、作りは莊重で而も禽獸形の特色ある蓋を具えたものである。古銅器の中で注目をひくこの兕觥が、すでに殷代の後半にあつて完成形をなしていたことは、河南安陽殷墓群の發掘調査に依つて明らかになつた。

この兕觥は一九三〇年代の初に右の安陽地區の殷墓群の一基より、いま米國フォッグ美術館藏する同笵の器と共に出土したと認められる。鉛綠の鮮かな土中古色を呈して、そのすぐれた一例と言うことができる。

流口の部分が高くて深い楕圓形のこの兕觥の蓋は、頭部に倒瓶狀の角の怪偉な獸首を、他には嘴の尖つた所謂鴟鴞首の立體形を作り、兩者の中間の兩側には尾の長い怪獸の體軀を、また、他には兩翼の旋卷した禽形の體を恰も背合せにした特殊な構成をなすのが注目される。次に器にあつては、背後にある犧首飾の著しい鋬の體に兩翼を表わしており(第四八圖)、體の全面を飾るのは、前半では兩側に蓋の獸首につゞく虎の側面形を、また他方では鴟鴞の體をそれ〲薄肉で表わしたもので、それらは蓋と併せて楕圓形の全器が恰も二つの禽獸を合體して間然するところのない形容をなすのである。そして前者の踞した虎の側面形は、武官村出土の大石磬や、著名な司母戊鼎の鈕耳を飾る圖象と形を同じくし、鴟鴞形も殷代後半の器に多いそれとやはり同樣で、自ずから殷器たることを示して、而も

第四八圖　一一四怪獸禽紋兕觥背面

九三〜九四

精緻である。まずは同代の優れた一兕觥と言う可きである。

ちなみにこの器には銘はないが、フォッグ美術館藏する白銅質に近い外觀の器には古體の銘がある。この器の蓋に笵の破損を補つた形迹のあることより判斷すると同笵を使つた後鑄品であろう。

一一五　饕餮象紋兕觥　(圖版第五九)

全高　二二・四糎　口長徑　一七・六糎　〔彝・九四〕

この兕觥の器形は前者とほゞ同じだが、體に稜を作り、安陽の殷墓群の出土品中に同種の遺品が多いものである。形は大きくないが、その巧緻さは罕に觀るところである。卽ち器と高さの均衡を保つた蓋は、流口部が倒瓶形の雙角の立體的な怪獸首であるのに對して、

第四九圖　一一五饕餮象紋兕觥蓋獸面

他はやゝ平面的な鴟鴞で鼻梁の突起のみが目立つ。そして兩者の中央の虺龍稜の間には別に禽形を加え、頗る精好なもので、また鋬は犧首形の特色ある禽形の下方に蛇體と小獸形とを併せ表わす。楕圓の器體の兩側面には突起稜を鼻梁とした嚴正な薄肉の饕餮紋を飾り、圈足には相向う體軀の長い虺龍形を以て、間地を細緻な雷紋で填めた實に整然たるものである。

殊にこの器にあつては、口頸部の兩側に象・兎・禽鳥の側面形を並列して表わし、蓋の兩側にも、大きく口を開いた虺龍・蟬・魚・兎・二頭の大きい獸の側面形などを巧みに布置して、それ〲が實態をよく示している。更にこの蓋において注目されるのは、兩端の怪獸面の部分を同樣な虺龍・夔鳳・蛇體・爬虫類の體形を以て作り、うちに相向う雙象までもあつて、而もそれらは相互にいさゝかも間然することなく、まことに古銅器的であることである(第四九圖)。これらの圖像は、象・兎をはじめ禽・虫・魚などすべて立體形の像と共に殷代の器に見る殆んどすべてに亙つて、同じ特色を具象し、彫鏤の精緻なるは、眞に中國古銅器中罕に觀るところである。この器は通體青翠水銀色を帶び、蓋は瓜皮碧玉色をした銅色でまた美觀をなしている。されば數多い現存の兕觥の中でも、いまワシントン、フリア美術館に藏する故マイヤー夫人蒐集の巨大な兕觥と相比すべき白眉の逸品と言う可きであろう。

一一六　夔龍直紋方形兕觥　𢊁銘　(圖版第六〇)

全高　二八・八糎　器長　三二・〇糎　〔彝・二四二〕

この兕觥のかたちは矩形で多くの楕圓體の兕觥とは違う。また體と四角な圈足の比高の差も目立ち、各部が著しく角張り、特色のある突起稜を作つて、容器としては非實際的なものである。器を飾る四方の圖紋はすべて夔龍形

九五〜九六

で、器では直紋帶を挾んで上下に相向う龍體を配し、流の下の大きなそれはやゝ形態を異にする。蓋は前後の極めて立體的な怪獸首の間に、大まかな同紋と中央の稜に獸首を飾り、禽形體の鋬と共に立體的な樣相をして、一見奇古である。蓋と器の双方にある銘は二行で

旅乍父乙
寶尊彝

とある。器の嚴正な形式は固より殷代のものであるが、圖紋と銘の書體等より推すと、鑄成の實時代は西周の初期とすべきであろう。いま通體黝黑の銹色を呈し、それに若干の硬い褐綠斑銹がある。

一一七　變樣羽狀紋四足匜（圖版第六一・一）

高　一六・三糎　　器長徑　一三・七糎　　〔彝・九五〕

匜は古禮經の傳えるところ、祭祀燕饗の沃盥の禮に使われ、盤と共に一具をなした沃水の器であるとする。その器形は細長い楕圓形の一方がのびて流をなし、他方に鋬のあるもので、その基本形は兕觥に由來するが、獸脚である點をはじめ、それより後出のものであるのは明らかである。この匜は、丸味を帶びながらやゝ深い器形で、觥の器と相似る。鋬もまた半環狀の虺獸體をして、その四足は獸首の怪異な側面形である。器側は上部に疎大な羽狀樣の圖紋を連ねた帶があり、その下は並行した凸凹帶數條を表わし、これらは周代中期の銅器紋に見る通性を示す。されば左右の獸脚や虺龍の體と併せ見て、この匜の製作は西周の後半に遡り得るであろう。

一一八　變樣虺紋四足匜

高　一七・〇糎　　器長　二一・八糎　　〔彝・九六〕

通體青綠色をしたこの匜の器形はほゞ前者と似た四足である。その鋬の半環狀の犧首の體には尾が作られている。器體の周緣に近い帶紋は、絡んだ虺形が著しく脫化したと覺しき疎大なもので、平面的なその表出は前器に較べると精ではない。蓋し周中期に於ける通有な器の一であろう。

一一九　變樣虺龍紋三足匜（圖版第六一・二）

高　一八・〇糎　　器長　三四・五糎　　〔彝・九七〕

この匜の體は、淺い薄手な作りで、外に開いた口緣を繞らし、流の下邊には珍らしい小突起がある。その脚は簡單な三足である。器體を飾る上邊の帶紋は、虺龍形より脫化した長い乙字狀を連ねると見えるもので、相似た圖紋は鋬の犧首に代えた板狀部の表面も加えられている。平面的なこれらの表出は鮮かである。輕快味を加えたこの匜の製作は蓋し東周初期にあるであろう。器の外面は靑翠の光澤を帶び、內面は水銀色を呈して、その土中古の色澤は佳良である。

一二〇　素紋匜

高　一二・〇糎　　器長　二四・八糎　　〔彝・一八三〕

九七〜九八

この匜は低い圈足を持ち、流は突起して短く、鋬も半環狀で小さく、而も作りは薄くて全くの素紋である。これは明らかに漢代のもので、實用の器ではなく、明器の一と解せられるものである。

一二一　蛙形虺龍紋盤（圖版第六二）

高　一五・八糎　　口徑　三七・二糎　　〔彝・一一〇〕

盤は承水の具とせられているが、同時に盥器であつたことは、圈足の大きいその器形より見て明らかである。而して兩側に把手を作り、盤の內面に大きく虺龍の廻紋を表わす完好なものが、殷の後半に早くもその著例を見るのである。この盤は古い形制を承けたものであつて、丸味を帶びたやゝ深い體の左右に型の如く半環狀の雙耳があり、また盤の內面にも圖紋が鑄表わされている。たゞし體の側面は大まかな變樣虺龍紋帶を繞らすのみで、圈足は素紋である。この盤で目につく內面の圖紋は、中央に四足を擴げた蛙を肉刻で表出し、これを繞つて股間に首を向けた蛇體と、周緣部に放射線狀紋帶をおき、周緣に近く變樣鳥首狀の紋帶を以てしたものである。こうした圖紋中內面にある珍しい蛙の姿態や、それを繞る蛇身は古樣をとゞめているが、その他のもの、殊に緣內外紋の如きは便化が著しく、それらは周代中期の古銅器紋に相通ずるのである。さればこの器は同代での古い形容を殘したものであろう。

一二二　累條紋盤　有銘

高　九・一糎　　口徑　三二・四糎　　〔彝・一八七〕

この盤は淺く平なもので、低い圈足にもと三個の小脚を作りそえていた形迹をとゞめている。器・圈足の側面と雙耳の外面を飾るに一種の累條紋を以てして、共に疎大である。器の內底に款識はあるが、漫漶で僅かに「作」字を判讀し得るに過ぎない。別に外底面に複線を添えた十字形の線紋がある。中期を下る周器であろう。

一二三　變樣蟠螭紋盤

高　一一・〇糎　　口徑　四一・八糎　　〔彝・一一二〕

通體は水銀色を帶びて、青綠の斑銹がある。平な器の外側に纖細な變樣蟠螭紋を表わす。內底面に四行二十字の銘文はあるが、出土後の刻文であるのは書體より見て明らかである。圖紋より判じて、戰國時代の器たるであろう。

一二四　饕餮蟬紋俎（圖版第六三）

高　一八・八糎　　器長　四一・八糎　　〔彝・一九二〕

俎は『說文』に禮俎なりとあつて、その器形は几に似て、長い二脚を具えたものを言う。但し古來主として木を以て作つた爲でもあろうか、銅製のものはいまになお遺品に乏しい。この器は、もと鳥尾小彌太の襲藏に係り作りは莊重で、その稀有な遺例をなすものである。卽ち兩端の直立した脚が高く、その細長い上面はやゝ凹面をなし、よく俎としての正形を示す。やゝ內反りの器の上面は繞らすに蟬紋帶を以てし、兩端には體軀が「く」字形をした長い虺龍の沈紋がある。また兩脚の外面には薄肉表出の特長的な獸面的饕餮を飾つて、そのいずれもが殷後半の圖紋の特色を具象するのは、侯家莊殷大墓群の發掘で確められたその時代の器紋と規を同じくすることで明らかであ

九九〜一〇〇

る。さればこの俎は古い殷代の俎の器制を如實に示すものと言う可きである。通體黝綠に瓜皮色を帯びた士中古の銅色にもまた掬す可きものがある。

二　樂器類

一二五　人形饕餮紋雙禽飾銅鼓（圖版第六四）

全高　八一・五糎　面長徑　四四・五糎

鼓胴長徑　六二・〇糎　〔彝・一三〇〕

この銅鼓はもと北京の圓明園に收藏されていた中國古銅器中著名なもの〻一であつて、樂器としてのその器形は頗る完偉で、いまなお他に類例をみぬ絶品である。鑄銅にかかる巨大なこの銅鼓の胴は、や〻扁楕圓形の兩鼓面に、大小の斑紋を持つ鰐魚の皮を模した本來の姿をそのま〻よく表わしたもので、その下底には

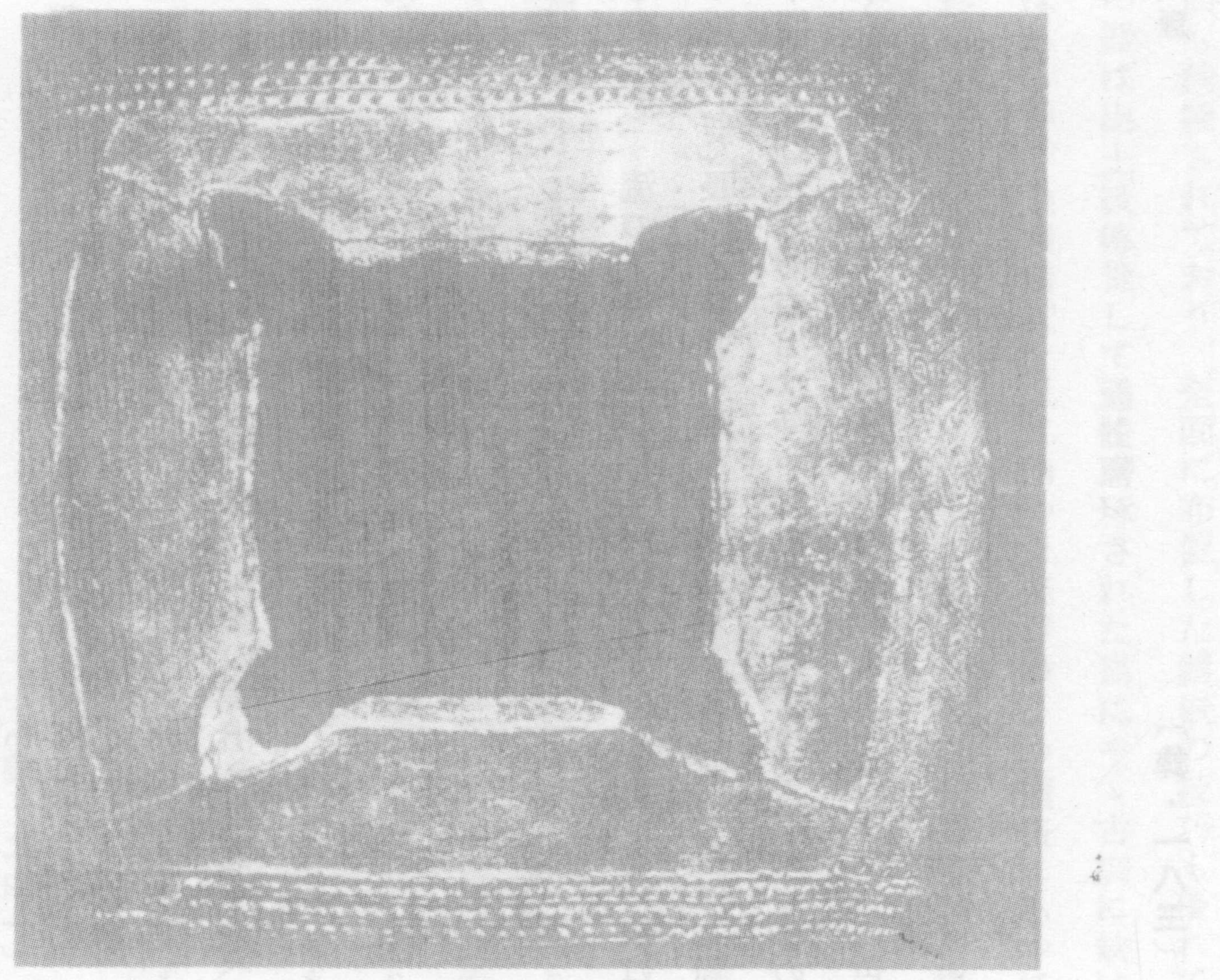

第五〇圖　一二五人形饕餮紋雙禽飾銅鼓底面

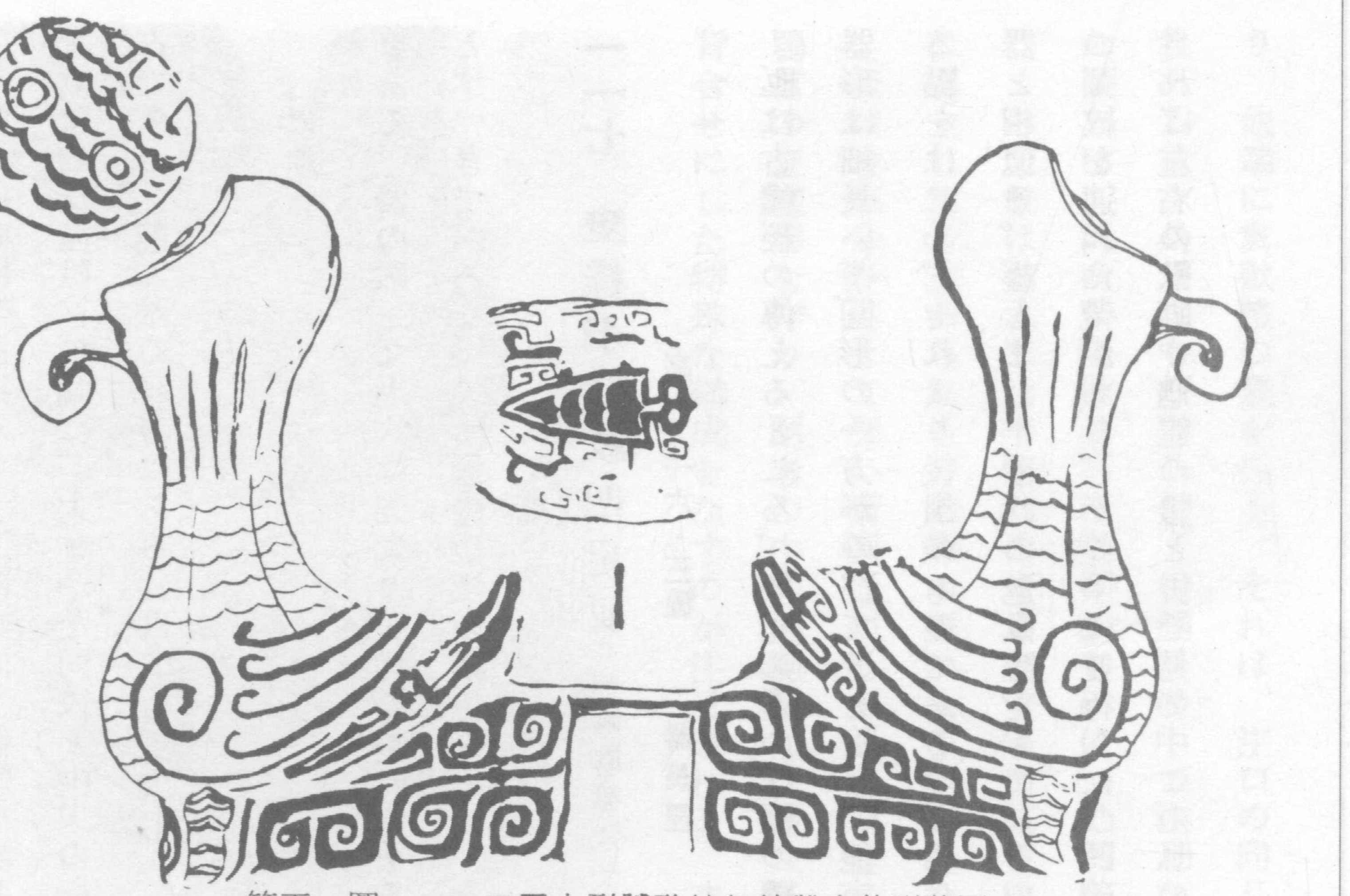

第五一圖　一二五人形饕餮紋銅鼓雙禽飾形狀圖

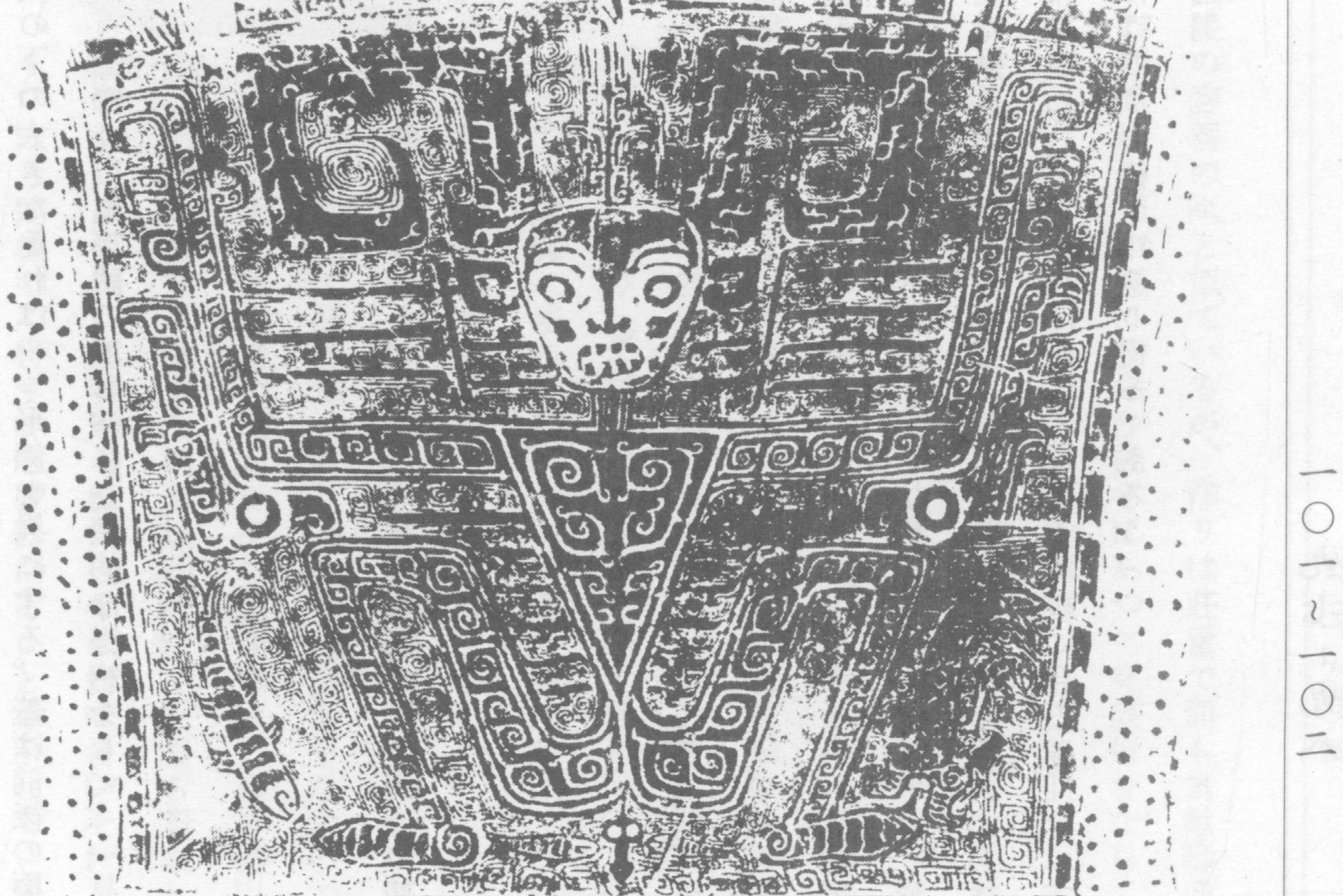

第五二圖　一二五人形饕餮紋雙禽飾銅鼓胴怪人紋拓影

一〇一～一〇二

方形の孔の四方に獸首飾のV字形の四脚を作り（第五〇圖）、更に立體的な巨頭の雙禽（第五一圖）を附しているのが頗る目立つ。また鼓胴の兩面には一體の人形紋を大きく飾り、上邊に饕餮紋を表わして器を一層特色あるものとしている。

この銅鼓の形は明らかに木胴の兩面に鰐皮を鋲留にしたものを表わしており、而も後の漢代の畫象石に見える鼓と器形を同じくするところから、これまで製作の時代は下るものと考えられて來た。然るに一九三〇年代に實施された安陽侯家莊西崗の殷大墓群の劃期的な發掘調査の際、その第一二一七號大墓の墓道の一部に殆んど同形の木胴の實物が石磬と並んで副葬されたま〻に發見されて、すでに殷代に行なわれたことが明らかになつたばかりでなく、またこの鼓の立體飾をはじめ、その特長的な圖紋等にあつても、殷墓出土の諸遺品に同じ特色を具えたもの〻あるのが確かめられたのである。

先ず鼓上を飾る立體の雙禽形に就いて見ると、古銅器に往々遺存する所謂鴟鴞尊のそれと似通つた禽形を背合せにしたもので、形態や顔面などの細部は、新たに見出された古調を示す鴟鴞尊と相似し、また兩禽をつなぐ部分の上面に蟬紋が表わされているのである。次に鼓胴の兩面を飾る、膝を立て〻股間を擴げ、兩手を左右に擧げた正面向きの大きい人形紋（第五二圖）

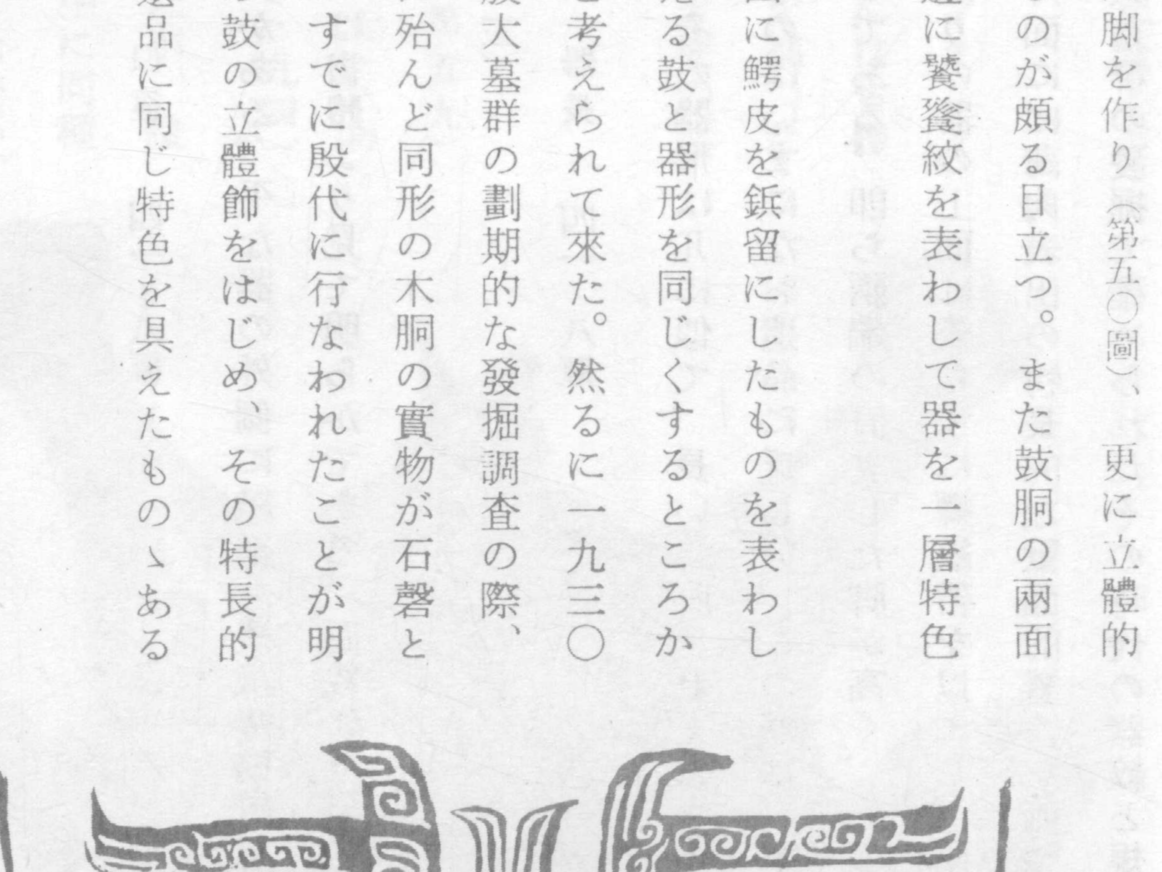

第五三圖　一二五銅鼓上面饕餮紋復原圖

とても、殷墓群出土の大理石の鼎の刻紋や、白陶の壺の刻紋に、獸首ではあるが同じ姿勢のものがあつて、而もその基くところが中國史前の彩陶紋であることを推測せしめる。更に細部について見ても、肉刻で表わされた人面は、六四でふれた乳虎卣の童兒の顔と同様であるばかりでなく、殷墓新出土の大きい靑銅の人面や石・玉器の彫像類のそれらとも同じ面貌をして、よく殷後半の特色を持つことが認知される。また細部にあつても、その兩手を擧げて正面を向いた三角形の體軀や、細長い四肢には、すべて渦雷紋を塡め、而も股間には陽物を露出し、兩足の裏面には沓の形が表わされている。このほか頭側には著しく大きい角を作り、兩手の先端が獸肢をなすのは、全く古い銅器紋とその趣を同じくしたものである。そして特殊な體軀の左右には、眼球の特に目立つ虺龍形をはじめ、下邊に魚・虺龍を巧みに點じて、雷紋を塡めているのは、古銅器の構圖として全く間然するところのないものである。この鼓ではこうした甚だ顯著な人形紋の他に、雙禽飾の座に當る兩側に、別に方形郭を作つて大形の饕餮紋（第五三圖）を飾る。それは眼球の著しく突起し、主體が華麗なもの——その一部はいま破損しているが、仔細に見るとそれは鼓の鑄造の際鑄損じたものに鑄掛けした部分が後に脫離したことを示している——である。なお兩側にはZ字形の渦雲紋を飾り、四脚にも獸紋を添えるなど全面を豊飾してあますところがない。

とまれこれらの圖紋の表出を殷大墓群出土の諸器に較べると、その精緻さに於いて及ばず、また綜じて薄手ではあるにせよ、すべてが殷後半の器と同式であることは甚だ明瞭である。その銅色はや〻異なるが、パリ、ギメー博物館のカモンド蒐集品の巨大な饕餮紋象尊とほゞ同様であることより考えて、それは同じ殷後半でも別な地區での製品であろうかと推測される。

一〇三～一〇四

一二六　饕餮紋虎飾鐘（圖版第六五）

全高　四四・〇糎　　銑間　二六・五糎　　〔彝・一二三〕

鐘は中國の禮樂器中、最も特色あるものの一であつて、その周代に於ける形制は『周禮』考工記その他に詳しい。この鐘は、その甬に當る部分が長い半環狀の鈕形をして、鉦の面には枚がなく、四邊に浮彫の大きい虎形を飾つた文獻とは異なる器制である。その鉦間には薄肉の大様な饕餮紋を飾り、上下に圓形座と眼球を中にした紋帶を繞らして自から古調を示す。これは四邊を飾る虎形の奇古な怪獸形と相俟つて、古銅器にあつての殷式を承けた周初の性格をよく具えたものである。この鐘は『西淸古鑑』に載せる周虎鐘（現臺北故宮博物院藏）と殆んど同形であつて、現存品では鐘の古制の一著例をなす。これと同大の遺品は、上海博物館と京都の藤井有隣館の收藏品にも見られ、いずれも莊重で而も古拙な鑄成である。

一二七　虘龍紋井𡰥妀鐘

全高　六四・一糎　　銑間　三五・三糎　　〔陳・一〕

この鐘は以下に錄する七鐘と一三九・一四〇の虘龍・渦雲紋兩編鐘を併せて、もと山東濰縣の金石家陳介祺の蒐集・珍襲にかかり、陳氏十鐘として著聞したものの中で最も大きい一鐘である。通體褐綠の蝦蟇斑銹のあるその器形は嚴正・完好で『周禮』考古記の敍述とよく合致し、頗る雄偉であり、篆間・鼓面・舞上並に角幹のそれぞれに銳利で大まかな虘龍紋を表わしている。銘は鉦の中央と鼓の左方にあつて、劉心源の『奇觚室吉金文述』にこれを讀んで

井𡰥妀曰覭盄文祖
皇考克賈乎德賓屯
用魯永終于吉妀不
敢弗帥用文祖皇考
穆々秉淯□
妀害聖□
爽𢀶處是

とする。但し徐同柏の『從古堂款識學』卷七の釋讀は、これとは異なるところがある。文意完からざるも、その井は地名、𡰥は姓、妀は名であつて、鐘を作らしめた人であろう。

郭沫若氏は『兩周金文辭大系』にこれを釋して

井仁安曰覭盄文祖
皇考、克賁（哲）乎德、得屯
用魯、永冬（終）于吉。安不
敢弗、帥用文祖皇考
穆穆秉德。
安害害聖
趩㝱處宗室

一〇五～一〇六

となし同鑄の他の一器の銘に續けて、その時代を周の厲王・宣王の頃（西紀前六世紀）に比定した。

一二八　雲雷紋叡鐘

高　四五・〇糎　　銑間　二四・二糎　　〔陳・二〕

鐘體は黝黑であつて處々に綠斑銹があり、甬はやゝ赤褐色を呈する。製作頗る重厚、また粗豪である。その篆間・鉦緣の界線は乳狀の小突起を連續したものであるのは、『博古圖』の碎乳鐘と同式である。各部に簡單な沈線の雲雷紋を附し、また鼓の右側に巴狀の圓圈紋を表わす。右肩と鉦の正面に銘があつて、吳大澂は『愙齋集古錄』第二冊にこれを讀んで

第五四圖　一二八　雲雷紋叡鐘

惟正月初吉丁亥
虘作寶鐘用追孝于己
伯用亯大宗用樂好賓
虘衆𦒻姫永寶用邵大宗

とする。『奇觚室吉金文述』には末行の永字の上の衆𦒻姫の三字は、篆迹窳劣で後人の補刻するところと疑っている。この意見は正しかろう。

一二九　夔龍紋兮仲鐘

高　四〇・四糎　　銑間　二一・〇糎　　〔陳・三〕

この鐘は篆間と幹上に、もと虘龍形より出て全く圖紋化した羽狀様紋を飾り、舞上と鼓面とには夔龍形を表わす。またその鼓の一面の右側に夔形がある。通體暗褐色をして白靑色の銹に蝦蟇斑銹を點ずる。製作は莊重で完好なものながら、その旋は缺損している。銘は鉦の中央と鼓面の左側に、

兮仲作大𬩽鐘
其用追孝于皇考
已伯用侃
喜前文人
子孫永
寶用亯

とみえる。『愙齋集古錄』第一冊には兮仲は羲仲の省ならんと言い、或は「兮」は「猗」と同文で猗姓を指したものかとしている。

一三〇　雲渦紋己侯鐘（圖版第六六）

高　二五・八糎　　銑間　一五・〇糎　　〔陳・四〕

一〇七～一〇八

この鐘は乾隆年間に山東省青州府壽光縣の西南二十五支里の紀臺下に於いて、農夫が土中より得たものである。同地は春秋の一國たる紀國の故城址に相當し、記銘と相俟つて、周鐘の中でも夙に名高い。またこの鐘には甬の幹に懸けた旋環をも具存して、その形制を具體的に示してくれる。暗褐色地に水銀色を發した通體に青綠の斑を點じたこの鐘の製作は重厚であつて、銑間部の厚さは二糎に達する。器を飾る所謂渦雲紋は細緻ではないが、銑間の一面の鳳形と共に大まかに表出され、幹上衙環の獸面は古調をとゞめている。器銘は背面の左銑に「己侯虓作寶鐘」とみえ、その虓を吳大澂は古文の畏と同字と釋し、『從古堂款識學』は虢の省略であるとした。阮元は『積古齋鐘鼎器款識』に己侯は紀侯であつて、春秋の時に齊に滅された紀國の主であると言う。虓が紀侯の名であることはその發見地が紀國の故址なることゝ相俟つて、これが春秋後半の鐘たることを示すものである。

一三一　渦雲紋楚公大鐘　高　五二・〇糎　銑間　二九・五糎　〔陳・五〕

陳氏十鐘中三器を數える楚公鐘の最も大きいものである。通體暗黑の銅色を呈し、蝦蟇斑銹のある、大きい鐘體の鑄成は精である。その舞上と篆間・鼓間には渦雲紋を印して、纖鋭であり、表面の右銑に一個の鸞形を配する。鉦の一面に

楚公𡟜自作寶大
林鐘孫々子々永寶

なる二行の銘がある。『窓齋集古錄』に「楚公の三鐘は字體奇肆、此に荊楚の雄風を見る」と言う。𡟜は楚公の名で、吳大澂はこれを釋して「爲」となし、徐同柏は「受」の變字と解している。

一〇九～一一〇

一三二　渦雲象紋楚公次鐘　現高　四四・八糎　銑間　二六・〇糎　〔陳・六〕

この鐘は甬の上部を缺くが、その幹には眼睛のある虺龍の如き帶紋を繞らす。篆間には一双の虺形の浮線紋を對角線の上下に置き、鼓面と舞上とには大鐘と同じ渦雷紋を飾る。また右銑には別に一個の象形を表わす。表面の中央にある二行の銘は少しく前者と異なり

楚公𡟜自鑄木鎛
鐘孫々子々其永寶

とある。木鎛の二字は『奇觚室吉金文述』はしかく釋するが、『窓齋集古錄』には或は𡟜の變體であろうかとしている。

一三三　渦雲紋楚公小鐘（圖版第六七）　全高　三六・五糎　銑間　二〇・四糎　〔陳・七〕

通體水銀の青色をして、それに白綠と蝦蟇斑の銹を點ずる。作りは莊重で、舞上・篆間及び鼓間に渦雲紋を附し、右銑にまた鸞形がある。この鼓上の紋樣は表面のそれに比して背面が簡單であることは前例と同樣である。幹上にも紋樣はあるが漫漶である。鉦の表面の中央に楚公大鐘と同文の銘がある。

一三四　虺龍紋鐘　高　三六・四糎　銑間　一九・八糎　〔彝・一一八〕

一三五　虺龍紋鐘　高　三六・八糎　銑間　一八・五糎　〔彝・一一九〕

この二鐘はほぼ形制を同じくし、共に瓜皮の銅色に青綠の銹を出し間々褐色の斑を點ずる。甬は素紋で、篆間には一種の羽狀紋を表わし、鼓面に虺龍紋を飾る。その表出は粗大であるが、製作は前者の重厚、扁平形であるのに對し、後者はやゝ薄手で、甬の下邊に小圓孔が貫通している。

一三六　虺龍夔紋鐘　高　二七・〇糎　銑間　一四・三糎　〔彝・一八八〕

この鐘は通體綠褐色で、處々に綠色の銹斑を見る。形は小さいが上來の鐘と異なるところなく、篆間をZ字狀の渦線紋、舞上を渦雲紋で飾り、鼓面には虺龍を表わし、一方に夔形を附する。これらの圖紋は兮仲鐘に似ている。

一三七　蟠璃紋鐘　高　三三・〇糎　銑間　一六・二糎　〔彝・一二〇〕

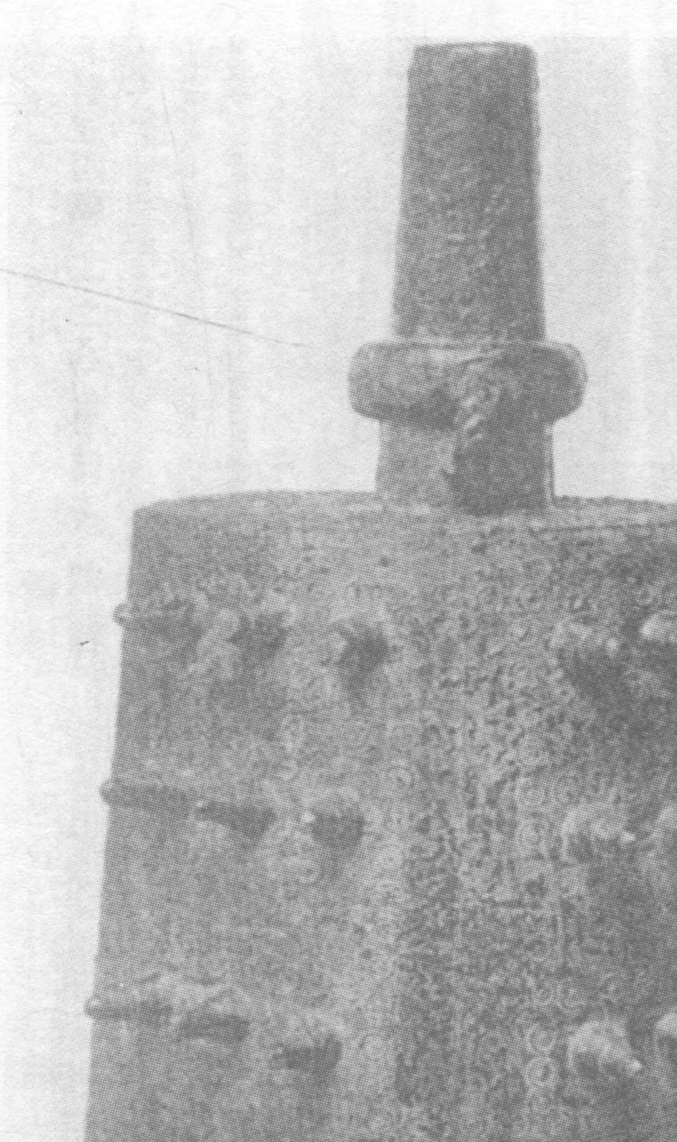

第五五圖　一三八　渦雷紋珠劃鐘

通體は水銀色であつて、青綠朱紫が間錯している。甬・篆間に細緻な蟠螭紋を附し、幹上にも同系の細紋を布く。その鼓面を飾る主紋は虺形の絡んだ同じ獸紋の精細なものであつて、よく戰國時代紋の特色を示している。

一三八　渦雷紋珠劃鐘　高　三九・〇糎　銑間　二〇・四糎　〔彝・一二一〕

形制は上述の諸鐘と異なるところないが、その枚はやゝ長く、突起し、小圈を連ねて鉦篆の界線を作つており、また篆間鼓面を飾つた渦雲紋が纖細であるのは、この鐘の個性とも言う可きであろう。通體は碧綠紫褐等の色澤が間錯している。銘文はないが戰國の作品とすべきであろう。

一一一～一一二

一一三〜一一四

一三九　虺龍紋虢叔編鐘（圖版第六八）

高　三五・四糎　　銑間　一九・五糎

この鐘は通體褐色に綠褐の銹をつけ、鉦間には靑銅の地肌を表わして、出土地が乾燥地帶であつたことを思わしめる。形體は整齊で、器飾の圖紋も數多い同じような鐘の中で秀美である。即ち篆間・鼓面・舞上のそれらは虺龍の圖紋化したものであつて、特に鼓面の中央では虺龍が背を合せ、その長い鼻狀の突起は特長的である。また表面右銑の菱形も古色を持つ。甬の上部と幹の紋樣もやはり同じ通性のものである。一面の鉦と左銑とにある銘は

〔陳・九〕

皇考威義
于天子卣天御子多
錫旅休旅
對天子魯
休揚用作朕

とあるが、完文ではなく、これはながい銘辭の一部と推測できる。この文を阮元舊藏の虢叔鐘の銘文と對照するとまさしくその一部に當るものである。從つてこの鐘は他の同形品と共に、所謂編鐘であつたことがわかる。

一四〇　渦雲紋叡編鐘

高　二五・〇糎　　銑間　一三・四糎

〔陳・一〇〕

この鐘は製作がやや粗笨で、鑄造の際の氣孔が面の所々に見える。舞上・銑間及び鼓面には簡單な渦雲紋を置き、銘文は左欒の邊より起り轉じて鉦間につゞき、殘りは甬の上端にある。それは

首敢對揚天子不顯
休用作　朕文考𩰫
伯龢林鐘

とあつて、完文でなく、他の一類の編鐘のそれと連つて全文をなすことは前器と同樣である。

〔彝・二四六〕

一四一　蟠螭紋屬氏編鐘

第一鐘	高　三二・〇糎	銑間　一七・六糎
第二鐘	高　三〇・〇糎	銑間　一六・七糎（圖版第六九）
第三鐘	高　二八・四糎	銑間　一五・八糎
第四鐘	高　二四・二糎	銑間　一三・五糎
第五鐘	高　二三・〇糎	銑間　一二・五糎
第六鐘	高　二二・〇糎	銑間　一二・〇糎
第七鐘	高　一九・八糎	銑間　一一・〇糎
第八鐘	高　一七・三糎	銑間　一〇・〇糎
第九鐘	高　一六・三糎	銑間　九・二糎
第一〇鐘	高　一四・九糎	銑間　八・五糎
第一一鐘	高　一四・一糎	銑間　八・一糎
第一二鐘	高　一二・八糎	銑間　七・二糎

一一五〜一一六

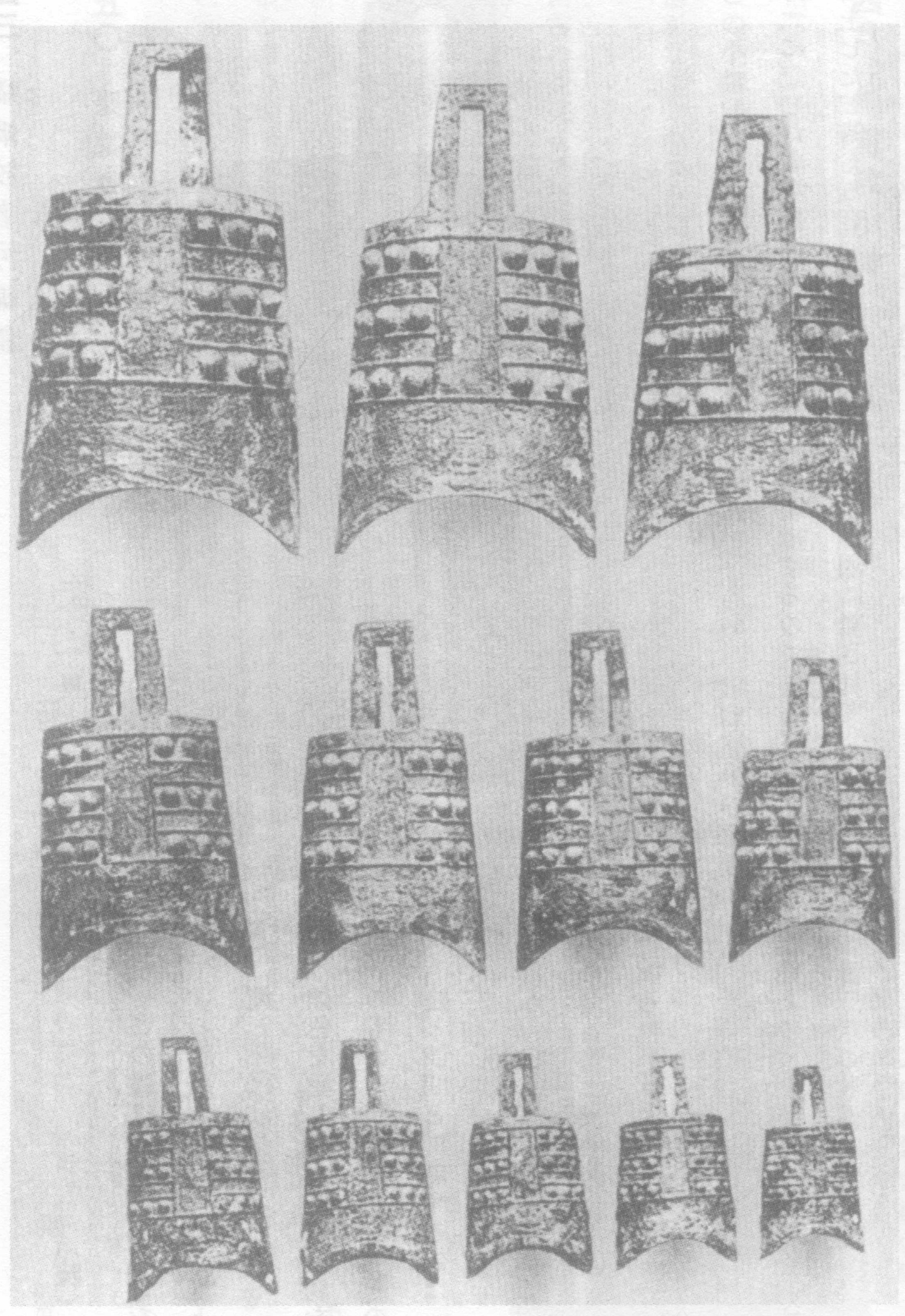

第五六圖　一四一　蟠螭紋屬氏編鐘十二鐘

この屬氏編鐘は一九二〇年代の終りに、河南省洛陽金村古城阯所在の古墓群の一より出土し、その由緒と、實時代の考定出來る器ということから著聞するものである。現在十二口を數える個々の鐘は、一樣に褐綠の鮮銹を着けて鉛銅色を呈する。それらの大きさは相互にほゞ等差を示しつつ全く同一の作行を持つが、うち二者に差がやゝ大きい點から見て、本來十四口一聯であつた編鐘の、好例であると言える。

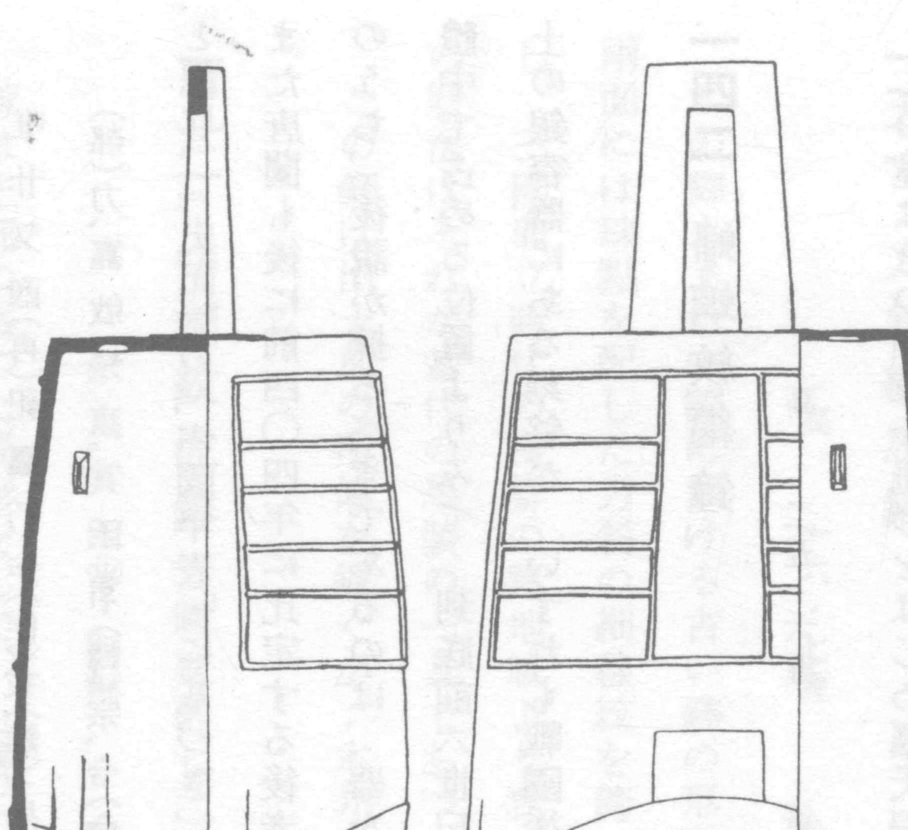

第五七圖　一四一蟠螭紋屬氏編鐘の形狀圖

この編鐘の形制は、杏仁樣の、筒形をした鐘體で、銑間は深く內曲し篆間に各十八個宛の枚を持ち、周代の所謂定型を示しているが、所謂甬に當るのは長手のコ字樣をした扁平な鈕形であるのが目立つのである。次に器飾にあつては、その鈕の兩面がZ字狀の渦樣沈線紋であるのに對して、鐘身は一種の獸紋を地紋的に全面に施し、それが舞上にまで及びこれまた器を特色づけている。この獸紋は表出の一部に肉を持たせながら、細緻な虺龍を絡

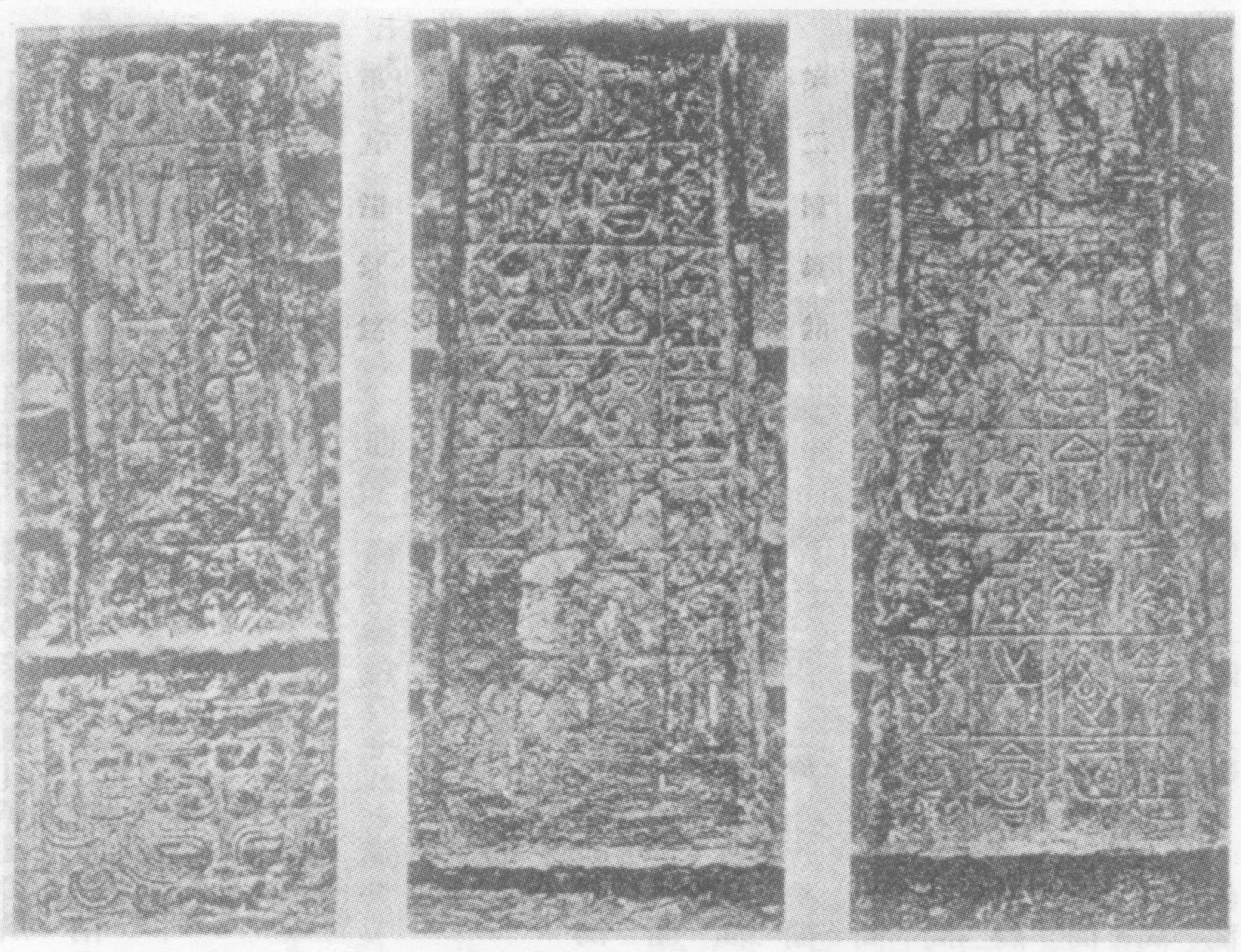

第五八圖　一四一 蟠螭紋鷹氏編鐘銘

ませた單位圖を繰返し布置するという蟠螭紋の典型的な類で、舞においても羽狀形の目立つ同じものを飾る。而も施されたそれぐへの部位からはみ出した部分がすべて削除されているのは全く地紋的である。なおこれらの圖紋は鐘の大小に關係なく同大の單位紋を用い、小さな器は大きい鐘に較べてつなぎ合せが少ないと言う全く劃一的なものである點は殷周代の器のそれと全く違っている。器飾ではこの他に鉦狀に近い枚の表面に細緻な獸形が表わされている。こうした施紋の方式は戰國時代銅器紋を特色づけるものに他ならない。その細緻な單位の虺龍蟠螭紋はこの時代に盛行した數多い遺品中にあつて、巧緻で而も勁麗な趣を示すすぐれたものでもある。

同鑄と認められるこの一聯の編鐘の成分に就いては、山崎一雄博士の許で化學分析が行なわれてその良質さが確かめられた。分析試料が若干の鏽を主とした微量であつたので、その相對誤は16%とあるが、その分析値は次の如くである。

砒素	〇・三一%	鐵	〇・二%	蒼鉛	〇・一五%	ニッケル	〇・一七%
鉛	四・六%	錫	一八%	銅	七七%	銀	微量

この一聯の鐘には、それぐへの鉦に鐘名を表わした銘文がある。第五鐘以下の小形の器は、縱横に劃した罫間に兩面とも二行に「鷹氏之鐘」の四字を繰返した簡單なものであるが、大きい他の四鐘では、いずれも一面四行各八字の兩面に亘る造鐘の由來を誌した整つたものであつて、それは鐘の鑄造の實年時をも推定せしめる重要なものである。兩面に亘る八行六十一字のその銘文を出土の當初徐中舒らは

唯廿又再祀鷹羌乍
戎氒辟軐宗敵達征
秦遂齊入張城先會
于平陰武侄寺力富
敓楚京賞于軐宗令
于晉公邵于天子用
明則之于銘武文□
刺永枼毋忘

と釋讀して、これを『春秋左傳』の記事と對照して周の靈王二十二年（西紀前五五〇）に比定した。然るに郭沫若は別に鷹芍鍾銘攷釋で、

一一七～一一八

唯廿又酉(再)祀、鷹芍乍(作)戎(鏞)。氒辟倝(韓)宗敵達(率)征秦遂齊。入張壓(長城)、先會于平陰(陰)。武侄寺(邿)力、富敓楚京。賞于倝(韓)宗、令(命)于晉公、昭于天子、用明則(載)之于銘。武文咸剌(烈)、永枼母(毋)忘。

と釋し、『史記』の「六國年表」に基づき、前説に反して、周安王の二十二年（西紀前三八〇）の鑄器であると斷じた。また唐蘭も後に前四〇四年に比定する後者に近い所見を提出している。時代の可なり距たつた右の二つの實時代説のうち、後説が據るべきであるのは、器を飾る圖紋と施紋の方式が、いまや別に明らかになつた戰國式古銅器紋全體中で占める位置よりみて、到底前六世紀に遡り得るものでないことより裏書きされるが、なお同じ金村古墓群出土の銀容器にある刻銘が、いずれも戰國後半のものである點もこの場合重要な傍證となるであろう。

一四二 蟠螭紋編鐘

高　二五・六糎　銑間　一五・五糎

〔彝・一一二〕

この鐘はその細長い鈕形をはじめ鷹氏編鐘と器制を同じくするが、その枚は巴狀渦紋を以て飾り、枚と鉦との間を絢絡の繩狀帶で劃する。飾る圖紋も同じく蟠螭ではあるが、鼓間の主紋は華麗な虺龍形で、篆間のものも細緻且つ鮮かで、やはりよく戰國銅器紋の特徴を具象する。銘は兩面の鉦と鼓の左右にあるが、いま一面の鉦の「之孫學趄〻哉弼」の六字の他は、銹に被われて解讀出來ない。但しこの器は『周金文存』に著錄され、郭氏の『兩周金文辭大系』に越器として載せているものと、右の六字銘文が合致するので、同じ編鐘群中の一つであることは疑う餘地がない。

一四三 蟠螭紋者汈編鐘

高　一八・四糎　銑間　一一・〇糎

〔陳・八〕

この鐘は前者とその制を同じくする陳氏十鐘の一で、もと奇字編鐘と呼ばれたものである。通體水銀色を呈し所々に綠斑銹を點ずるのもまた同樣である。その兩面の鉦と鼓間とに刻する銘は

隹戉　㚘□　□□
十有　□□　勿秉　先亦
九年　不淫　□□
王曰　□□

第五九圖　一四三 蟠螭紋者汈編鐘

と釋讀されて、これこそ『愙齋集古錄』に記した者汈編鐘の一器たることを明示するのである。ちなみに鷹氏編鐘とほゞ同時に、洛陽金村古墓地區で出土したと傳える者汈編鐘の大小七器が我が國に齎されて、いま芦屋の東畑謙三氏の收藏に歸している。その諸鐘はこれと作りと銘文を全く同じくしたものである。

一一九～一二〇

一四四　金錯虺龍紋鐘（圖版第七〇）

高　二二・六糎　銑間　一二・三糎　（彝・一八九）

形制は上來の戰國時代の編鐘と類似するが、この鐘にあつては、舞銑間は外に張つた彎曲線をして、その作りは重厚である。器の全面を飾る圖紋は、鼓間の左右に相對する雄麗な虺龍形をはじめ、鉦・篆間にも一様に旣に華紋化した觀のある同種の虺紋である。これらのすべては新しい錯金の技法を以てして、いまにその黃金の色澤を殘している。なお器內の片側に「四大」の二字の陽文がある。それは蓋しもと四口の編鐘の一であることを表わしたものでもあろう。この鐘は從來漢器と判定されていたが、形制と圖紋が、現在明らかになつた戰國時代後半の通性を具えているのに加えて、今世紀の二、三十年代に新たに出土した數多い同時代の鐘に、同じ金錯で圖紋を表わしたものがあることなどから、戰國時代の鑄器であることが推定される。

一四五　鎏金獸紐八卦紋喚鐘　弘治十二年銘

高　二七・〇糎　口徑　一七・〇糎　（彝・一九〇）

この鐘は通體にやや白味のある鍍金を施し、その裾部に

「大明弘治己未年孟春吉日製」

なる文字を鑄出して、明の孝宗弘治十二年（西紀一四九九）の製作であることを示す。その鐘體を二區に分ち、饕餮より變化したものに雷紋を添えた主紋の下區に八卦紋を繞らす。また鐘口は八弧形をしている。三代の鐘形と全く異なるこの明の喚鐘に、なお古い傳統の裝飾を見るのは興味を惹くことである。

一二一〜一二二

一四六　蟠螭紋鐸（圖版第七一）

高　三一・〇糎　銑間　一一・〇糎　（彝・一二四）

鐸は四金の一で、鼓と相聞して鳴らした樂器の一と言われている。この鐸は殷代に於けるそれと違い、體は圓筒形の厚手で、『西淸古鑑』所載の周蟠夔鐸とほゞその形制を同じくする。卽ちその柄端は環狀をして、下方の左右に枝角の獸面をした動物の踞した像を表わし――これはいま著しく磨滅している――、舞と鐸身の上緣帶には雷紋狀に交叉する細緻な蟠螭紋を飾り、鐸身では更に二列の三角形蟠紋區を添える。そのいずれもが單位の圖紋を繰返した精整な地紋的であるのは、よく戰國時代古銅器の特徵を具えている。現在は通體黝色に瓜皮を併せ發した美しい古色を呈する。なお鐸身一面の下部に銘を持つが、それは出土後の僞刻である。

一四七　素紋鐸

高　三九・〇糎　銑間　一四・八糎　（彝・一二五）

形制はほゞ前鐸と同じ厚手の鑄器作りであるが、鐸身は素紋である。柄は細長く、これには縱に直線紋を表わし、上端の鋲狀頭に近く、紐狀の帶を繞らす。その中央に穿孔のあるのはもと紐飾を附したものでもあろう。通體瓜皮色を呈し、靑綠の斑を生じて、古色掬すべきものがある。『博古圖』に載せた周柄鳳鐸は、柄に孔のないこれと形制を同じくするもの、また周雷柄鐸は柄の形は違うが孔があつて、鐸身は素紋である。後者の雷柄鐸は龍德太一宮養種園の地より發掘され、同時に半兩錢百三十九・異布錢二十有三及び前漢式の六花小鑑と共に出土したことを明記している點が珍らしい。器制その他より判じて周末の器たるであろう。

一四八　斜雷紋小鐸

高　一一・一糎　鼓間　八・〇糎　（新收・二）

この小鐸は出土後傳世して土中古の色澤に乏しいが、形は殷代の器と大差がなく、たゞ鼓間は著しく內曲して鐘形に近く、上に半環狀の鈕があり、舞の內面にももと舌を垂下した同様な素鐶がある。器表にはあらい斜雷の沈突紋を表わして、それはよく周の後半の器たることを示す。

（梅原末治寄贈品）

第六〇圖　一四八斜雷紋小鐸

一四九　渦紋小鐸

高　四・七糎　（彝・一五六）

この鐸の表面は靑綠色を呈する。小さいが作りは厚手で、鐸身の一面の中央はいま縱に長く切り込まれているが、他の面には粗な渦紋を表わす。この渦紋より推すと鑄成の時代は周末を遡らないであろう。

一五〇　袈裟襷紋銅鐸

高　八一・二糎　底長徑　三八・二糎　（彝・一九一）

銅鐸は畿內を中心とした日本の中部地帶のみより出土し、我が國最古の獨自な鑄銅品として夙に世に知られたものである。その基くところは中國に於ける戰國時代の鐸であるが、それを特殊化して我が國獨自の創作品たらしめたことがいまでは定說となつている。この銅鐸は鈕が半小判型をなし、全面に袈裟襷の圖紋を表わし、旣往の數多い出土品の中にあつて、その後半の器制をよく具えたものと言える。出土地の所傳を缺くが、細部の示すところは、主として本土の尾三地區より遠江の地方に見る類の標式的な一例とみてよい。その鑄造時代は西紀四・五世紀間にあるであろう。

一五一　方斜紋馬鐸

高　一六・七糎　銑間　九・四糎　（彝・一二六）

この鐸もまた中國における古い鐸の形制を襲うものである。その銑間の內曲は著しく、長い鐸身を二段に劃した兩面には珠點を配した方斜の細線紋を飾つて、作りは薄い。この種の鐸も中國本土ではなおその遺例を缺くのに對し、三國鼎立時代の南鮮の諸地域より我が國後期古墳の副葬品として夥しく出土する。埴輪の馬に於けるその着裝の狀況はそれが當代の馬裝の一具であつたことをよく示すのである。

この鐸は出土地の所傳を缺くが、本邦古墳の出土品で、その時代は固より西紀六・七世紀のものと認められる。

一五二　蟠螭紋虎錞（圖版第七二）

高　四〇・四糎　底長徑　一九・五糎　（彝・一二七）

錞は上部の張つた筒形をして、上邊に大きい虎鈕を着けて懸垂した樂器である。形制は鐘・鐸と異なつて、その

一二三〜一二四

基づくところが東南アジアの古い銅鼓にあることを推測せしめる。周の虎錞として古來著錄されている器の殆んどすべては無紋の寧ろ薄手の作りで、鈕の虎形のみが目立つている。この虎錞はそれらと違つて、形が古拙である上に、器の下邊と鈕を繞る上邊の突起部に蟠螭紋帶があつて、後者は薄肉で表出されており、更に器身の下帶の上邊に大きい巴狀の圖形を表わし、恰も後の鐘座の趣を呈する。また鈕の虎形は奇古で小さい。これらの圖紋などがすべて戰國時代の古銅器の通性を具えている點は、製作時代の周末にあることを示している。

一五三　虎　錞　高　四四・八糎　底長徑　一六・二糎　〔彝・一二八〕

一五四　虎　錞　高　四四・二糎　底長徑　一七・〇糎　〔彝・一二九〕

この二個の錞は、共に上邊の濶いやゝ楕圓形の長い空洞の體の上面に大きい虎形の鈕を造る。その形制は、古來周錞と稱されたものと全く同一である。虎鈕は共に尾を長く垂れた古態をとゞめているが、同じ類には鈕を繞る上面の四方に錢貨・人面・樹木・船舶の線紋を表わしたものがある。しかもその錢貨は王莽の貨泉、五珠錢などであり、他の圖紋と相俟つて、漢代の器たることを明示する。なおその上に、無紋のこの種の錞が周器と伴出した確例をこれまで缺いていることは、それをよく裏書きするものである。

一二五～一二六

一五五　虎錞鈕　高　八・一糎　長　一八・三糎　〔彝・一三九〕

この錞の虎鈕は通體青綠色を帶びている。巧みに座の周邊を切り取つて、一見獨立した虎の彫像たる外觀をしているが、もとは前二錞の虎鈕と同樣の姿であつたろう。但し形は大きく、鑄成は佳良であつて、その首環には渦紋を飾つている。

一五六　四蛙銅鼓　高　五一・八糎　面徑　八〇・六糎　〔彝・一三一〕

第六一圖　一五六　四蛙銅鼓

この種の銅鼓は古くから蜀の諸葛亮の陣太鼓として世に傳唱する樂器である。その形制は錞に較べると著しく扁平な空洞體の大きいもので、その上面に星座狀の座があり、刳りのある器側の上方左右に各二條の繩狀の帶を作り、全面を細かな線紋で飾つている。然るにこの形制は中國には殷周時代にその先行の器がないのに對して、南方のもとの印度支那いまの北ベトナムの南部地方に多く遺存することが夙に知られており、特に今世紀の二十年代の後半に舊清化省ドンソン地區遺跡の學術調査で實時代の推されるものが出土し、同地方では少くも周代の後半に特色あるこの類の器具が盛に造られたことが明らかとなつた。ところが中國にあつても、戰後南方地域における考古學上の新しい知見が加わると、漢代の製作にかかるこの種の銅鼓が現實に出土し、特に雲南晉寧石寨山古墳群の掘鑿に依る出土品は、その基くところがベトナムにあり、前漢時代にこの地區に波及したことを明示することになつた。この銅鼓は古くヘーゲルが第四種とした中國での銅鼓の一類に當るもので、他と游離した器のため固よりその實時代などを確めるに難いが、鼓の上面の四方を飾る四個の蛙の立體形等より推測すると、恐らく漢代の一例たるであろう。

三　戰國時代以降の古銅器類

一五七　虺龍變樣獸面壺(卣)　高　三五・六糎　口徑　一〇・九糎　〔彝・四五〕

この壺の形は、器の下腹が膨れ、口頸は割合に低く短くて、肩部に細い半環の鋬(雙耳)を作り、作行は薄手である。この形からみるともと雙耳に提梁を持つ有蓋の卣であつたのであろう。口頸部を除いた體の表面を三帶に劃し、上帶にS字狀の虺龍形、器腹に獸面より脫化した曲線紋を飾り、中間に羽狀紋を配す。それらすべての表出は大まかで、その上粗雜である。從つてこの器は古い制をうけた、春秋を下る製作にかかるものであろう。

一二七～一二八

一五八　圓渦紋四耳環壺　(圖版第七三)　全高　四六・〇糎　蓋徑　一九・七糎　〔彝・四八〕

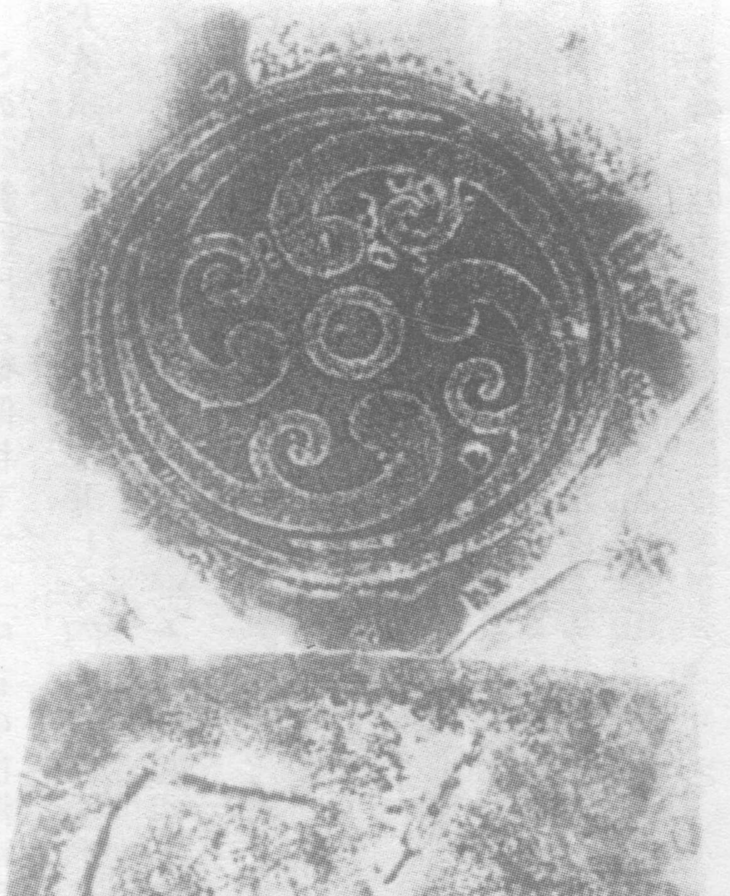

第六二圖　一五八四耳環壺圓渦紋表裏拓影

この壺の器體は丸く、器腹が程よく張つて完美であり、やゝつぼんだその濶口には淺い蓋がある。この蓋と器腹とには各々半環形の四耳を作つてある。兩者の環耳はそれに紐を通じ、大きいこの器と蓋とを結縛する實際的な機能を果したものであろう。

通體莊重な作りの、大きな蓋の四耳環の間には、淺く大樣な巴形圓渦紋を鑄沈めて、もとそれに他の物質を塡めた形迹が認められる。そしてそれ〴〵の圖紋の內側に相對應して異樣な突畫のあるのが目立つ(第六二圖)。それはあるいは圖紋と手法の上で聯關するものではないかと思わしめる。これと同樣な錯紋の器飾は、戰國時代の器に時に見られるもので、圓渦紋のそれと併せ考えて、この器は蓋し同時代の優れた一器たるであろう。

一五九 飛禽怪獸容器(壺)飾金具 (圖版第七四)

一 飛禽怪獸形器蓋飾

全高　二四・〇糎　環座徑　三一・〇糎

二 飛禽形環座金具 (其一)

各高　八・〇糎　橫幅　一三・三糎

三 同　上 (其二)

高　一一・〇糎　一〇・六糎　橫幅　一八・〇糎

〔彝・二四七〕

大きな壺を飾つたこれらの一具の鑄銅器のうち、その**二**・**三**は口に游環を懸けた飛禽形で、背後に挿し込みの突起があるのは、もと壺の肩部の所謂鋪首に相違がなく、また扁平な圓體の上に大きい四頭の怪獸を着けている**一**は、器蓋を飾つたものである。**一**の器蓋は徑三二糎を測る扁平な環帶の上面に、それ自體一の彫像たる高さ二一糎もある特長ある相向わしめた二組の怪獸形を巧みに配しているのが珍らしい。しかも個々の怪獸は齒並が目立ち、左右に長い髭を作つた逞しい有翼の飛龍とも覺しい姿態であつて、その頭上には飛禽を冠する(第六三圖)。兩者の形態とその結合とはよく戰國時代の禽獸に見る性格を具え、鑄造の精巧さは罕に見るところである。次に口に游環を懸けた四個の飛禽座金具のうち、一雙は兩翼を擴げて、まさに飛び立たんとする形態を表わす。他の一雙もまた相似た飛禽でありながら、兩翼をやゝ水平にし首を擡げて、恰も飛びおりるときの瞬間の姿態に近く、下腹に別な怪獸を

第六三圖　**一五九** 飛禽怪獸飾(壺)蓋飾具

表わす點が違う。この一群の飾金具は全く同じ鮮かな青綠の銹に被われていて、將來の徑路その他より一九三〇年前後に河南省新鄉附近の一古墓で出土したと想定せられるものである。なお器蓋の怪獸と全く同一の游離したものが、ブルックリン美術館その他アメリカの公私の收藏品に現存し、別に全く同じ技巧の、圈足に附したとも思われる虎の立體飾が、シアトル美術館の收藏品にあり、銹色と併せ見てもと雙器であつたろうことをも示唆せしめるのである。

これらの金具で飾つたと想定される器の青銅製の實例が、今世紀に入つて輝縣その他より出土し、それらよりもと木體であつた筈のこの器の

一二九～一三〇

第六四圖　**一五九** 飛禽怪獸飾壺復原圖

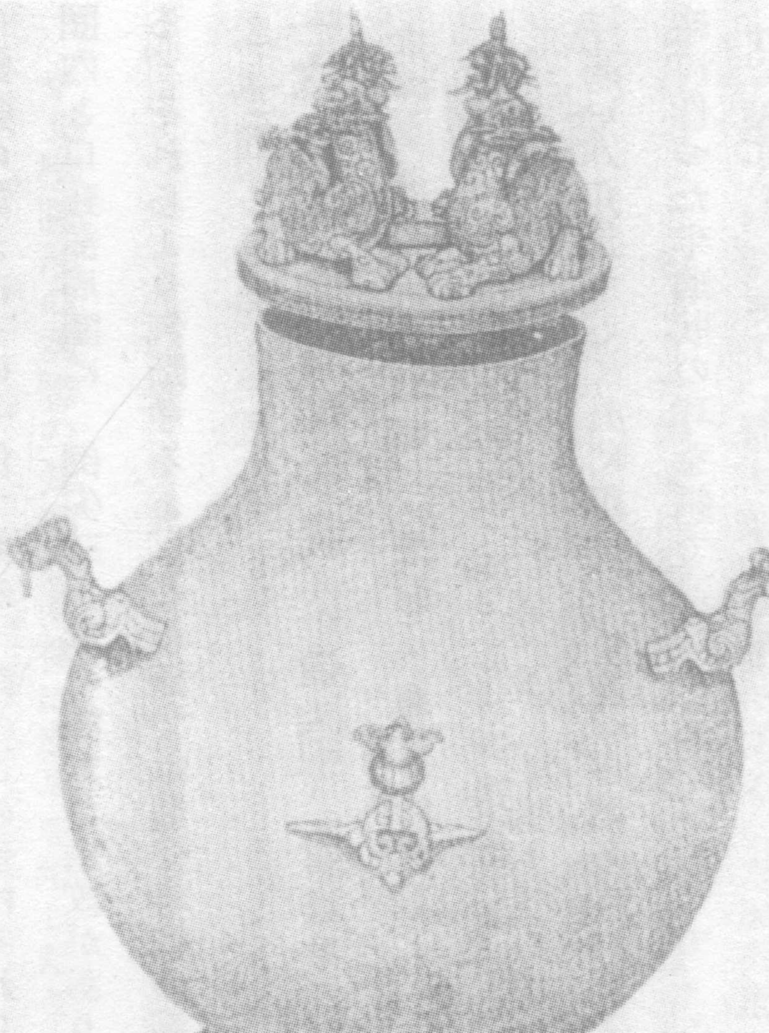

當時の高さは一米を超えたと推測さる。かくて器を飾つた怪獸禽形の頗る優れたものであることがますます注目されるわけである。

一六〇 獸面座獸紋地壺

高　二九・〇糎　口徑　七・六糎

〔彝・四四〕

この壺の通體は瓜皮の水銀色を呈し、その上に青綠の銹がある。器形は肩部に獸面座を作つた薄手な長頸壺であつて、器腹に七面取りの數條の帶を繞らし、各帶間に地紋的な一部の突起した獸紋を塡めてある。なお獸面座を中にして細い捻絲紋と、頸部にある長い倒三角形內にまた細地紋を表わす。それらは戰國時代の器たることを示すものである。

一六一 鳥首連鎖梁瓠壺 (圖版第七五)

全高　三一・八糎　腹徑　一四・〇糎

〔彝・四六〕

この壺は瓠匏の殼に似た形をしたもので、丸味を帶びた薄手作りの細長いその器體と鳥首蓋とを鎖で連ねてある。器蓋の鳥首は立體的な形で、しかもその特長的な嘴の部分は蝶番に依つて開閉して水を注ぐ實用向な作りである。また器・蓋にある鐶を連ねた鎖は、漢時代の器に於けるそれと大差がない。器體の頸部と器腹を飾る紋帶は、卐狀に圖案化した細緻な獸紋地と捩絲狀をなす帶紋とであつて、共によく戰國時代の器を特色づけるものである。されば この瓠壺は同代後半の長頸壺の中にあつて、形態の優れた新しい樣式の器の一たるであろう。

一六二 變樣蟠螭紋瓠壺

全高　二九・三糎　腹徑　一三・〇糎

〔彝・四七〕

この壺の作行は薄く、體は青綠色の鏽で被われている。器制は前者と似ているが、注口は細い筒形をした蓋にあり、扁平なその蓋は連鐶で器にある環に連なる。器體に七面取りの數條の帶を繞らし、その間に卐狀に絡んだ虺龍の脫化したものを地紋的に布置するのは、やはり戰國時代の銅器に於ける一の通性を示すものである。

一六三 環耳虺紋豆 (圖版第七六)

全高　二七・九糎　口徑　一九・四糎

〔彝・一〇九〕

豆はものを盛る器で、形態はその象形字が示す如く鉢形に高い臺脚を具えた所謂高杯であつて、鼎・簋等と同じく史前の陶器類のうちに既に見られるものである。その古銅器に於ける遺例は古く河南安陽の殷墟に存した白陶乃至木豆と相似たものであるが、現存の遺品は寧ろ少ない。この銅豆の器脚は外に開いた美しい曲線をみせ、杯狀鈕の蓋をも具えたもので、その形體は河南輝縣新出土の彩繪陶豆とよく似て、まことに完好である。そして器杯の兩

一三一～一三二

側に竪に軽快な環耳がある。薄手で鑄成の優れた體を飾る蟠虺・蟬形・雷紋等の諸帯紋は、いずれも平面的な細緻なもので、別に鈕の上面と器の口縁とに菱形紋があつて、その一部に一種の象嵌をも施す。それらはすべて今世紀になつて明確になつた戰國時代の古銅器紋の通性をよく示している。されば器の形態と相俟つて、まさに同時代における優れた豆の一遺品と言う可きである。通體水銀黝色の間に青緑の銹を點ずる鮮かな土中古の色澤を呈する。この器と全く同鑄で、同時の出土とも覺しい豆が東京の根津美術館にも收藏されている。

一六四　圓渦紋圓體簋　（圖版第七七）

全高　二六・〇糎　腹徑　二〇・九糎　（彝・一一六）

一六五　渦紋圓體簋

全高　二四・六糎　腹徑　二一・二糎　（彝・一一七）

この兩器は形制を全く同じくし、また共に黝緑剝蝕の土中古の色澤を呈して、よく同時出土の一雙の器たることを示すものである。『考古圖』には同種の器を載せて鬹とするが、その形制は郭沫若氏の言う如く、簋の新しい一類と見る可きであろう。卽ち珍らしい圓體のこの簋は、中央で切半して同型の器と蓋とに分ち、それ〴〵の兩側に括縄紋のある環耳を作ると共に、器には細手ではあるが外に張つた三脚があり、蓋では首をもたげた獸形を飾つて、いずれも物を盛る器としての恰好な形をなす。しかも蓋の下縁に三個の小獸首突起を作つて、器と相吻合せしめているのである。この器と蓋は形が全く同一であるばかりでなく、四方に挺出する環耳・脚・蓋の獸形等も同高で、罕に觀る新奇な意匠の器という可きである。なおこの完好な器にみえる飾りは、蓋の上面のみに施されて、それは大きい巴に似た圓渦紋を印して、うちに一種の金屬を嵌してある。その技法は一五八の圓渦紋四耳環壺と同樣で、戰國時代の銅器の紋飾を特色づけるものである。

一三三〜一三四

第六五圖　一六六 獸渦紋筒形奩

一六六　獸渦紋筒形奩

器高　一六・四糎　口徑　九・六糎　（彝・一三三）

この器はいま蓋を缺くが、下底に三個の獸脚を具え、圓筒形の器の片側に環狀の把手を作つたものである。もと「提爐」と言われたが、一九三〇年代に湖南省長沙の戰國・漢代の古墓群が掘鑿されて、これと同形の漆奩が出土したので、奩の一であることが明らかになつた。通體瓜皮色を呈した瑩潤な圓筒形のこの器の表面は、上下の縁と中央の横帯とで大きく二區に分ち、それ〴〵を沈凸紋で飾る。その圖紋は上下交互の尖つた山形狀の區畫内に、もと獸面より出て全く渦紋化した華麗な同じ獸紋を繰し、狹い中間の横帯の紋もまた虺形の渦紋化したものである。いずれも明らかに戰國時代紋の一通性を具象している。但しこの器では圖紋間にもと嵌石・金銀錯等を施した形迹はない。その獸脚はやゝ細いが、片側の把手の形と共にこれも同じ時代の器の通性を示すのである。

一六七　三羊蓋麟鳳羽狀紋盦　（圖版第七八）

全高　二二・二糎　口徑　二七・〇糎　（彝・一一五）

盦は『説文』に「盦覆蓋也」とあつて、もと簋形より出た新しい形體の器を指す。この盦はその完好なもので、器の兩側の獸環耳は小さく、蓋の三邊には踞した羊形を飾る。器の全面に施した圖紋は、器・蓋とも恰も孔雀の羽毛に似た鱗狀形を連ねた細麗なものを主に、連繋紋・菱形雷紋・尖三角形等の帶紋を併せ表わし、更に蓋の上面に華麗な四葉紋を線刻する。この四葉紋は三羊踞像間の菱形化した蟬紋帶の圓廓内にあつて、四隅に各二個宛の生動した麟鳳を交互に線刻したもので、同じ走麟が器と蓋との合目にも分刻されており、相合するとまとまつた圖様となる。同様な禽獸形を配した四葉座形は、平壌の漢樂浪郡盛時の石巖里第九號墳出土の奩蓋に相似たものが存在するが、こちらの方が頗る精美である。さらに踞した三羊像が山西省李峪村出土の器のそれと同似を示すのと相俟つて、この器の製作は戰國時代末に遡る可く、まさに現存する盦の優れた一遺品と言える。通體青翠玉の如く、刻線の間に朱色をも存してその古色が美しい。

一三五〜一三六

一六八　錯紋獸面座雙環壺　（圖版第七九）

高　三〇・〇糎　口徑　一一・〇糎　（新收・三）

この壺は、頸部が程よくつぼみ、器腹が大きく張つて、美しい曲線をなす完好な外形を持ち、器體に三條の帶圏を繞らし、肩部に獸面座の游環を附している。これは古銅器の壺にあつて新しい一形態であり、同樣な壺は漢代に盛行して、その中には鑄造の紀年と銅鍾なるその器名を表わした遺品が多い。樂浪郡時代遺跡より出土した孝文廟の銅鍾の如きはその一例である。たゞこの壺はそれらに較べると作りの莊重さに加えて、一見素面に似た器の凸帶圏内と口頸部周圍に、倒尖三角形の簡素な錯紋があり、また肩部にある環座の獸面が漢器のそれに較べて古調である。それらより判斷すると、この類では製作時代の遡る遺品であろう。

一六九　三羊蓋龍紋提梁壺（卣）　（圖版第八〇）

器高　三三・六糎　提梁共　四一・八糎　口徑　一一・八糎　（彝・二四八）

この壺の形は前の壺と似ているが、頸部はやゝ長くて器腹の横張りがつよく、中央の凸帶は七面狀をなし、圏足は高い八角形をして外に開き、内被せの器蓋には踞した三羊形を鑄着けたものである。また器の肩部の雙耳と蓋の縁に作つた半環狀の耳を鎖で連ねた提梁があつて、これらは古い卣の新しい形制であることを示す。この器の提梁と蓋の踞座した三羊形は、戰國時代の古い面影を示すが、別に高い圏足の二方に虎と覺しき刻畫がある。蓋においても、中央の鈕を繞つて四葉座を刻し、三羊形の周縁に相似た獸形を刻出し、蓋と口縁との合せ目の一方にも同じ

獸形を刻して、それらの繪畫的な達意さは、この器の戰國末乃至前漢の初期の鑄成にかかることを思わしめるのである。

同様な提梁壺は、今世紀になつて華中・華南の地方からの新しい出土例が加えられ、その上この器と殆んど同一で、刻畫のないものが、北ヴェトナムの塼墓より發見されている。本遺品の青綠色を呈した鮮かな所謂水中古の色澤より考えると、出土地の所傳を缺くが、こうした新しい出土に係る一遺品たるであろう。

一七〇　獸環素圜壺　高　四五・四糎　口徑　一六・六糎　〔彝・四九〕

大きい器體の腹部に三帶を繞らし獸面の雙環座を表わす。その器形の整正さは、まさに漢代に於けるこの種古銅器の標式的な一例をなすものである。いま通體綠褐色を呈し青綠瓜皮がその間に交錯している。

一七一　獸面座素紋壺　高　一三・二糎　口徑　八・五糎　〔彝・一七四〕

前器とよく似ているが圜帶はなく、たゞ獸面の環座があるのみである。形も小さくて、その圜足はやゝ高い。この壺の銅色は通體濃綠凝結して、大小の綠青鏽は恰も珠の如く相連なり、一種の美觀を呈する。もと一環を缺いたのを後に補修した。器制その他より漢器たることは言うまでもない。

一七二　鎏金獸環鈁　高　四三・六糎　口徑長　一三・三糎　〔彝・五〇〕

中國の著錄では壺の方形のものを鈁となし、上來の圓壺と同様な獸面環座の素紋のものを漢器として載せている。完好で大きいこの鈁は全面に鍍金を施し、燦然たる光暉を發し、間々綠青の鏽を點じてその色澤の美は罕に見るところである。この器は端方陶齋の舊藏であつて、その『吉金錄』にこれを著錄している。底の一隅に細く「刈」の如き字形を刻したのは或は工匠の備忘の爲になしたものでもあろうか。

一七三　鎏金彩畫三鳳蓋奩　（圖版第八一）　全高　一九・六糎　口徑　一八・一糎　〔彝・一三二〕

奩は化粧の具を容れた器を言う。戰國時代より漢代に盛んに作られたこの種銅奩の形は、もと曲物に基くことを想わしめる。低い筒形をした體に、三脚と雙環を作り、完好な蓋を具えた點は、今世紀になつて朝鮮半島の北部で多數出土し、よくその原容をとゞめた漆奩のそれと全く同様で、明らかに實用の器たることを示すのである。この奩は器の中帶の左右に獸面座の雙鐶を作り、また熊脚を具え、淺い笠形の內被せの蓋の游環の三方に鳳形を飾るのは、漢代の整美な一例をなすものである。器・蓋の帶圈間には細緻な流雲様の帶紋を點刻し、器の下帶と蓋の外帶圈には同じ手法の山形紋を附し、全面に塗金を施している。更にこの奩においては、器の內面に彩畫がある。器底面の彩畫は現在かすかに蟠龍を描いた痕迹をとゞめるに過ぎないが、全面に朱を塗った器蓋のそれは、墨と綠青を

一三七～一三八

主に大きく鳳禽形を描き、孔雀のそれに似た羽翮は半ば圖案化して周緣に延び、その間別に唐草の如きものを配して、筆力は暢達で、而も頗る自在である。なお外面の鳳形を附した部分に當る圓鋲の一部に龜を描いた形迹も認められる。このような內面に彩畫のある同様な奩は、今世紀の新しい出土品を加えて、いまや十指を超えるのであるが、蓋の內面に描かれた題材は殆んど同じ鳳禽である。この奩は米國のフリア美術館、ロンドンの英國博物館のユーモルフォポロス蒐集品、ベルリンの國立博物館東洋部に藏する器と相並ぶ遺品であり、その中でも描かれた原容をよくとゞめた優れた一つと言える。

一七四　素紋鐶耳巵　高　九・〇糎　口長徑　一〇・八糎　〔彝・一八五〕

やゝ楕圓形の器體の長軸の兩側に環耳を附したこの種の巵は、戰國時代になつて出現する新しい實用的な器形を持つ古銅器の一である。この器は側面の上部に二條の細帶を繞らすのみで、何らの裝飾もなく、また刻銘もないが、器の作行に併せ見て、漢代の一例たることを明らかに示すものである。

一七五　金銀塗渦雲紋洗　高　八・〇糎　口徑　二一・八糎　〔彝・一一四〕

尊彝に於ける盤の系統を受けたこの種の洗は、戰國時代になつて一般に行なわれた特色ある古銅器の一類である。その器制は口緣が廣く淺い平底の鉢形であつて、外側に圜帶を繞らし、左右に圓環を具えた獸面座を作る。それはよく戰國時代の通性を具えている。やゝ小形なこの器では表裏全面に點刻の細緻な毛彫を施して流麗である。卽ち器の內面では、中央の圓形內に、渦雲紋間に麟の如き獸の首を高く挺して躍つた狀を表わし、華紋・山形の線紋でこれを繞らしている。內腹部も同じ流麗な渦雲紋で大部分を充たし、その他に山形波紋があり、口緣の上面にも同様の渦紋を作る。器の外側面にあつても內側にほぼ同じ圖紋を繰返す。これらの圖紋は漢代の紀年のある漆盤のそれらと同様であつて、それに金銀を塗している。されば固より漢代の器たることは明らかである。

一七六　麟鳳紋洗　銘七字　高　二〇・四糎　口徑　四〇・六糎　〔彝・一一二〕

この器は漢代の洗の標式的なものであつて、後漢時代鑄造の紀年のある同じ諸器と殆んど違わない。通體青綠色を帶びたその內底面には左右に麟鳳形が相對し、中央に「富昌宜侯王子孫」なる吉祥語を陽鑄して、よく漢器たることを示すのである。

一七七　雙魚洗　銘三字　高　一六・〇糎　口徑　三四・二糎　〔彝・一一三〕

形制は前者とほゞ同じ洗である。通體黝黑色を呈し、碧綠の鏽に土銹を併せとゞめているが、全面に磨澤があつてよく使用の形迹を示している。器の內底の中央に大きく「宜侯王」の三字の銘と左右に雙魚を鑄出すが、それらは簡粗で且つ不鮮明である。器緣に別に二字を刻しているが、現在判讀できない。それは單なる記號の類でもあろう。

一三九～一四〇

一七八　素紋盤

高　七・六糎　　口徑　二八・四糎　　〔彝・一八六〕

この盤は臺のない淺い皿に近い形であつて、その薄い體の銅質は一般に響銅と稱されるものである。通體美麗な黑漆色を帶びて、その上に綠鏽を點ずる。器飾の全くないこの器の時代を判定することは困難だが、少なくとも唐代に下るものであろう。そして古色よりみると或は朝鮮半島高麗の古墓の出土品たることが推測される。

一七九　鎏金素紋盂

高　一八・四糎　　口徑　二二・八糎　　〔彝・一八四〕

古い尊彝の盂における新しい形態をなすこの器は、口緣部の開いた杯狀の下に、外開きの安定した脚臺を具えたものである。その脚と口緣の下方に凸帶を繞らす外、内側にも二條の圈帶があり、素紋の全面には鎏金を施してある。いま器側の一面に五行の刻銘があつて

建章宮黃塗銅盂
高八寸重八斤十兩
容二斗二升太初元年
工陳義造蔣通生
守丞宮令博省

と讀まれて、この器が漢の武帝の太初元年柏梁殿の災後建立された長安城外の建章宮の使途に供されたことを誌してあるのは注意を惹く。たゞこの刻銘は字劃鮮銳でなく、本來のものとするに疑問が殘る。たゞし器そのものは固より漢代のものたるであろう。

一四一～一四二

一八〇　龍首鐎斗

高　七・六糎　　口徑　一六・六糎　　〔彝・一三四〕

鐎斗は漢以來行なわれた溫器である。この器は突帶を繞らした口徑が濶く、華奢な獸脚を附した器體の一方にある柄は低く延びて、龍首たることが必ずしも明瞭ではない。全體としてやや形態の美に闕けたものと言えよう。これは今世紀になつて韓國南部の三國鼎立時代後半の墳墓よりの出土品に相比すべきものであり、また我が南都の古寺所傳の器にも相似ている。さればこの器の製作は六朝後半を遡らないであろう。

一八一　鎏金葡萄紋小杯

高　六・六糎　　口徑　五・二糎　　〔彝・二一四〕

この鍍金の小杯はやゝ長い廣口の器體に外開きの完好な器脚を作つたものである。これは六朝の後半に入つて銀臺鎏金の諸種の容器と並んで行なわれ、續く唐代の工藝品として盛行したものの一つである。器の全面には細密で流麗な葡萄唐草紋を刻し、器のよく盛唐のものたることを示すのである。

一八二　小水滴

高　一五・四糎　　腹徑　五・四糎　　〔彝・一六六〕

完好な水瓶形をしたこの器の細長い口部は八角形で、肩部に一小孔を開く。それはまさに水滴に恰好な形である。この清新な形は盛唐の佛像の持する寶瓶とよく似ている。恐らく當代の貴紳の筆硯の具の一であつたろう。

一八三　銀錯風物景水瓶　（圖版第八二）

高　三七・二糎　　腹徑　一四・〇糎　　〔彝・一六七〕

この器は唐代に盛行した水瓶の制を襲うて、整美な趣を加えたものである。卽ちその長頸の器蓋は八角形をして細長く、肩部の流嘴には蝶番の口蓋を作つている。通體水銀色に青綠の鏽を點じた長手の器腹では、上下に雲形と蓮花紋の帶圈を畫し、その全面に雅趣豊かな風物畫を銀錯で表わすのは罕に觀るところである。しかもこの圖像が水邊に於ける大きい柳樹を中にして、一方に竹蘆に鵜を、他方には蓮池の岩上に立つて垂釣する人物とその傍に咲きそう蓮花を表わしたものである點は、よく中國宋代前半の繪畫の風格を具えたものである。たゞこの象嵌は技巧に於いていさゝか精彩に缺けるところがないではない。

この器の銹色は高麗時代の古墓の出土品に觀るそれと同じで、その上同地よりの將來品とも傳える。ほゞ同形の水瓶は韓國々立博物館にも一例がある。從つてこの器は高麗朝に於ける同地での中國の風を受けた優れた作品と言えよう。

一四三～一四四

四　銅利器類

一八四　古式銅戈

長　二〇・五糎　　〔彝・一九六〕

中國古代の銅利器で特色の目立つものの一は、古い尊彝の象形銘にその形が表わされている銅戈である。象形字が示すこの銅戈は兩刃の尖つた身（援）と「內」との間に直角に長い柄（柲）を着裝した勾兵の器であり、古く殷の時代の古式器に各部分を豊飾したものが見られる。爾後それは永く行なわれ、周初に於いて、それから發展した戟が認められることは、今世紀に入つて中國本土における考古學調査の結果がよくそれを示すのである。

この戈は援と直角に柄を着けた銅戈の中では古い樣式のものである。通體紫黑色の鏽で覆はれ、援と內との間にある一孔には、その上部に麻と覺しい絲狀物質の鏽着いた形迹をとどめ、もと木柄を着裝した實用の器であつたことを物語つている。

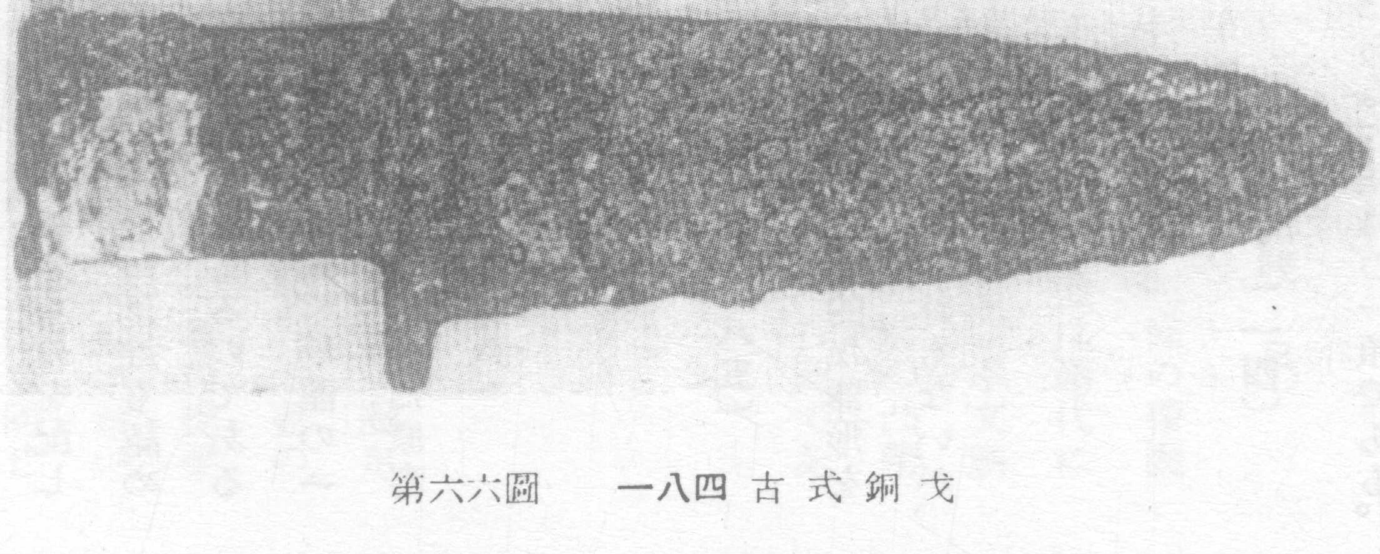

第六六圖　一八四 古式銅戈

一八五　銅戈　廿三年銘　長　二七・八糎　〔彝・一四二〕

この銅戈はその援と胡とがともに長く延び、胡に沿つて柄を着裝する孔をうがち、銅戈としての特色をよく具えたものである。またこの戈では「內」の周縁にも兩刄を作つている。その銅質は白銅に近い色澤を呈し、「內」の一面に次の三行の陽銘がある。

廿三年邵陰命
左軍工
□□作造□

器の形制と銘の書體より判ずると戰國時代の後半の製作と認められるが、年記の廿三年を實時代の何年に比定すべきかは定め難い。

一八六　銅戈　長　二四・四糎　〔彝・一四三〕

前者に較べると銅戈として通有なものである。その援はやや短濶であつて、胡端の缺けた側に二行に「木」の刻字を繰返し「內」には虺形が脫化したと見える圖紋を表わす。これらより推すと周代中期の一遺品たるであろう。現在援の先端は著しく丸味を帶び、使用の迹を雄辯にみせてくれる。

一四五~一四六

一八七　銅戈　長　一八・五糎　〔彝・一四四〕

形制は前者と大差ないが、援はやゝ短く、中央の鎬狀の突起がやゝ目立つ。銘はない。これも周中期の一器たるであろう。

一八八　七曜三角獸紋舞戚（圖版第八三・一）　長　二〇・三糎　〔彝・一三五〕

戚は斧の一類であるが、その形制は「內」を具えた扁平體であつて、また刄と並行して柲（柄）を着裝したものである。この器はその「內」と器體を豊飾しており、旣に實用を超えた、古文獻に見える舞戚とあるものに當ることを示す。卽ち直方形をした「內」端の兩面には、象形を容れた古調な鑄紋があり、器體では柲の着裝の爲の雙孔に沿つて三個の所謂七曜の圓珠形と、長三角形の獸面の突線紋を表わして、共によく一九三〇年代の安陽の殷墟・殷墓の大規模な發掘の結果明らかとなつた殷器の通性を具えている。されば鑄成の佳良なこの器は、尊彝と同樣に殷代後半に於ける實用を超えた器の一たるであろう。

一八九　禽首形利器飾具　高　四・三糎　〔彝・一四九〕

これは夔鳳の頭部を象つた立體形の中空の小品であつて、通體水銀色を呈して、靑綠の斑銹がある。その下邊が一文字であるのは、明らかに他の器に加飾したことを示している。こうした形製はもと英國故ラザストン氏の蒐集した銅戚の柲頭に鑄着けたものや、この三十年來遺例を加えた殷代の豊飾銅戈の柲頭飾と同樣であるので、その中のいずれかのものに相違ない。たゞし器の時代は西周初期のものと認められる。

一九〇　嵌玉鸞刀（圖版第八三・二）　現長　二三・二糎　〔彝・一四〇〕

刀の尖端はいま缺損しているが、刄の部が內曲して柄は長く、中國における古い刀制を持つたもので、その柄頭は鳥首である。この鳥首は立體的で鷄冠に類するものを象つている點は『西淸古鑑』に見える「周鸞刀」と稱する品と類似し、而も眼睛と鼻端とに孔雀石を嵌する。それは鳥首の形と相俟ち、殷墓群の發掘の結果夥しく遺存品が知られた同種の銅小刀の中で、よく時代の特色を具えた所謂鸞刀の一例をなすものである。

一九一　環頭刀　長　三二・四糎　〔彝・一四一〕

この銅刀の形制は前者と似て刄部は完存してよく本來の形を示すもので、長い柄には羽狀の圖紋を表わす。その柄頭は三方に突起を作つた環狀であつて、一見戰國時代の刀貨に似ている。從來この種の銅刀は歐亞大陸北部の出土品に遺例の多いことから、それにもとづくとする見解がいまも西歐の學界に廣く行なわれている。しかし今世紀の三十年代になつて、實時代の明らかな殷代古墓群で夥しい出土品を見たことに徵すれば、本遺品の如きも中國本來の銅刀と認むべきで、その時代は殷周間に遡るものであろう。

一四七~一四八

一九二　尖頭彫刀　象形銘　長　一八・八糎　〔彝・二四九〕

この器は一九三〇年代の初に破斷して出土したものを、本邦に將來後修補して原形に復したものである。形は斷面が扁平な「へ」字をした細長い體の先端を、兩側より砥ぎ出して鋭い尖頭とした珍らしい利器である。全面漆黑に近い光澤のある白銅質の體を砥ぎ出し、その尖頭はいまも刹刀の刄さながらの鮮鋭さであつて、わずかに缺けた先端部は本來いかに鋭かつたかをよく示している。

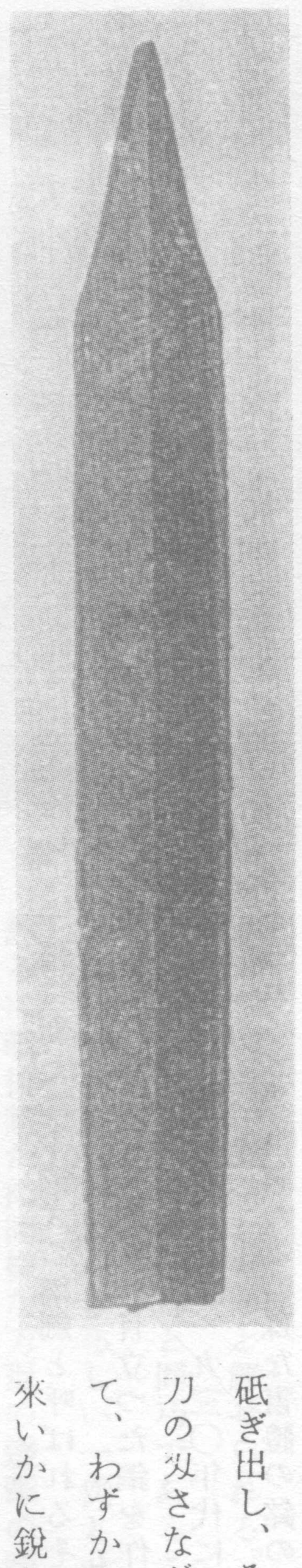

第六七圖　一九二 尖頭彫刀

これに較べると器體は鑄成された原形のまゝであつて、片側の外面に个形をはさんで上下に弧線を加えた一種の細い象形字がある。硬い白銅質であるのを併せ考えると、先端を段々と砥ぎ出した一種の彫刀（削刀）であることが想定される。同種の品は今世紀の二十年代以來、中國の北部地帶より朝鮮半島に及ぶ初期鐵器時代の遺跡からも見出されている。これはその出土地の所傳を缺いた而も孤例ではあるが、象形字より推して時代の殷代に遡ることが推される。蓋し安陽の殷大墓の夥しい骨牙器に施されてある彫紋は、この種尖頭刀を以て刻されたもので

あろう。（梅原末治寄贈品）

一九三 銅 矛 長 一八・七糎 〔彝・一四五〕

一九四 銅 矛 長 一六・四糎 〔彝・一四六〕

銅矛は中國本土で盛行した古い利器の一であつて、早く殷代に於いて、特色のある一の定形をなしている。このほゞ同様な二器は、器形の上でそれに較べると寧ろ古拙な外觀を呈するが、戰國より漢代に於ける中國本土や、北部朝鮮での實時代の明らかな出土品――その中には同形の鐵矛がある――に照らし、また一九四の穗袋端には所謂目釘孔があることからも、同時代のものたることは殆んど疑いがない。

一九五 劍形銅矛 長 二七・九糎 關幅 二・〇糎 〔彝・二五〇〕

矛の身は長い劍形をなし、莖とも見える部分も長く袋穗を作つて柄を着裝した寧ろ異例な器である。身は中央に一條の鎬を作つた斷面扁菱形の兩刃であるが、それは華奢で鋭くなく、長い柄を挿し込んだ穗袋の下端は徑一・五糎の圓形であるが、扁平なその上邊に關を作つている。そしてこの部分は全面に鍍金を施してある。形制よりみる

一四九～一五〇

とこの銅矛は漢器と認めて誤りなかろう。なお兩刃・鋩共に研ぎ出した形迹がなく、袋穗に鎏金してあることから考えると、實用のものではなく、寧ろ儀仗の器に用いられたことであろう。

一九六 銅 劍 長 五一・二糎 〔彝・一九三〕

一九七 銅 劍 現長 四八・〇糎 〔彝・一九四〕

一九八 銅 劍 現長 四四・〇糎 〔彝・一九五〕

三器ともほぼ形制を同じくして、『周禮』考工記に載せる「桃氏劍」に相當するものである。中國本土ではこの種の銅劍は周代の後半になつて一般に行なわれた新しい銅兵器である。一九六を除く二者は共鑄の柄頭の部分を缺いている。形の揃つた一九六は身が狭長で兩刃の、完好な器制を具象し、その把頭には圓板狀の琫があり、鍔に當る璏との間に二個の環狀突起を作り、把握するに恰好な大きさである。湖南省長沙古墓出土の同種の劍の把部に、麻紐を葛纏し、使用時の原態をうかがえるものがあるのは特に注目される。尤もこの種銅劍は朝鮮平壤附近の漢樂浪郡時代の古墓の出土品にその例があるので、なお一部に漢代のものとせられているが、既に戰國時代に盛行したことは今世紀前半の中國本土に於ける考古學上の諸知見がよくこれを示すのである。ちなみに琫の缺失した二口は共に表面の銹化が甚しく、刄こぼれ等もあつて、青綠色の土中古の色澤が目立つ。

一九九 銅 劍 現長 六一・〇糎 〔新收・一〕

この銅劍の制は前三者と特に異なるところのない、一部に新たに中國式の銅劍と呼ばれるその好例をなすものである。たゞしこれまた把頭の琫が缺損している。長い劍身は、中央に青銅質の目立つた鎬を作つて、兩刃は黝黑の極めて鮮鋭な白銅質たることを示す罕に觀る作行のものである。而もこの劍は一九三〇年代に湖南省長沙の古墓群の一より、同じ作りの完形品と共に出土したものと傳えられ、所謂鳥書なる特殊な書體の銘のあるそれらとくらべ、銘文こそないが全くその制を一にする。されば戰國時代での同じ南方楚國の一佳器たるであろう。

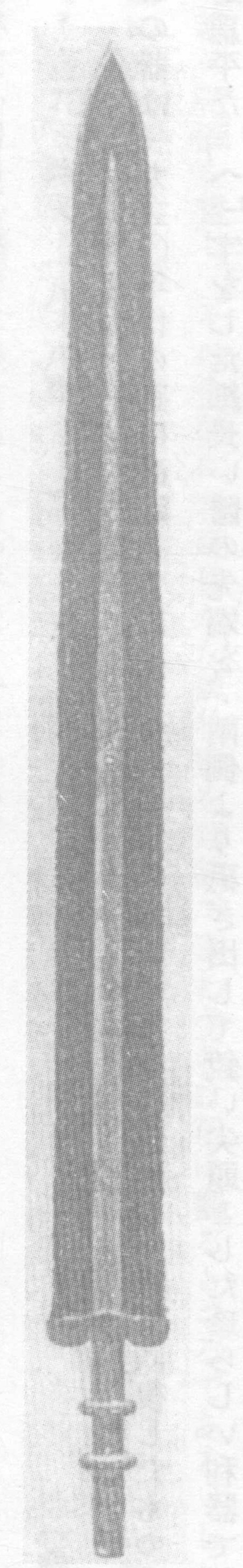

第六八圖 一九九
傳長沙出土銅劍

二〇〇 廣鋒銅鉾 長 八四・〇糎 〔彝・一九九〕

一五一～一五二

二〇一 廣鋒銅鉾 長 八四・三糎 〔彝・二〇〇〕

この二口の銅鉾は、古來筑紫鉾と呼ばれて、特に本邦の北九州地方にのみ見出され、實用的な利器の範疇を超えた異形のものである。その出土地の所傳は不明だが、形制と銹色などより察すると、明治二十六七年の頃、筑前國筑紫郡安德村安田より十二口同時に出土した一部であろうと推定されるのである。前者は莖端の鐶耳を存して、黝褐色を帶び、その上に白綠色の鏽を見るが、後者は耳を缺いて、上部にも小破がある。この種の全く異形化した廣鋒銅鉾は、中國は固より朝鮮半島においても、その例に乏しいのに對して、北九州地方では筑前須玖の遺跡はじめ、各地でその鎔笵が出土するから、その地方で鑄成されたことは明白である。而も既に實用の武器でない特殊な儀禮に使用されたものであつたことは、まさに彌生式文化の所產という可きである。

五 銅雜器類

二〇二 夔龍紋弓弭 長 三五・四糎 〔彝・一三七〕

この細長い銅製品は、兩端が彎曲してその端に各一個の透彫の鈴を着け、中間のやゝ曲つた扁平體の上面に夔龍

形を表わした異様なものである。この器は古くから旂鈴と解されて來たがそれに據所がないので、別に形より推して車の飾の一でないかと想像されもしたのであつた。然るに一九三〇年代に行なわれた河南安陽の殷墟・殷墓群の大規模な學術發掘の際、この種遺品が多量に出土したばかりでなく、小屯地區の宗廟阯の供犧の車馬坑に埋められた騎士の裝備した一套の兵器類の實狀に徵して、當時行なわれた弓の中央の飾、卽ち弭であることがはじめて明らかになつた——石璋如氏「小屯殷代的一成套兵器」（『集刊』第二二號）。かくていま通體青綠朱褐の斑を點ずるこの器も、古く出土したその一例で、如上の新しく出土した遺品と對比してみると、製作時代はその制を襲つた周初のものであることが推測されるのである。

第六九圖　二〇二 夔龍紋弓弭

二〇三　車鑾　高　一八・五糎　〔彝・一三六〕

この器の上半は透彫の體に銅丸を容れた鈴の周圍に、同じ透彫の團扇狀の飾りを作つたもので、他は下邊に孔のある柄を挿入したと認められる長方形の袋狀をして、別にその上側に小環がある。この種の器は古來遺例が多く、『考古圖』以下の圖錄では皆舞鐃とされているが、その形制よりみて阮元が「銅和考」に車鑾とした所說が當つているであろう。尤も今世紀の三十年代以後、中國本土では考古學上の新知見の著しいものがあるにも拘らず、いまなお確實にその用途を示す出土例を缺き、殷墓群の出土品にもその例がないようである。たゞその主體たる上部の鈴の形制が歐亞大陸北部における所謂「ポール・トップ」に一脈相通ずるものがあることより、中國本土の中心地域よりも、他地方で盛行し、その時代の如きも周の中期に近いものであつたろうと推測される。

一五三～一五四

二〇四　蟠螭紋車軸頭　右軍銘　高　六・〇糎　〔彝・一四七〕

二〇五　獸紋車軸頭　高　八・三糎　〔彝・一四八〕

車輛の兩端を飾る釭頭の二例をなすものである。共にこの類としては通有な器形で、車輪に接する部分はやゝ大きく鍔狀の一文字に作られ、それに軸頭を容れる圓體を作つて本の一方に留めの金具をはめる大きい方孔を開く。但し二者ともに右の留めの金具は失なわれている。

形の小さい前者は器體の表面を二區にして、それ〲に細緻な變形蟠螭紋を表わし、緣の一部に「右軍」の刻字があつて、その戰國時代の器たることを示す。他の一は體の黝黑の色澤が瑩潤で、製作も勝れ、方孔の周邊に薄肉で饕餮と覺しい獸紋を鑄表わして、その時代の周代中期に遡ることを思わしめる。

二〇六　鳥頭鈴鑣　長　一三・六糎　〔彝・一三八〕

細長い體軀の兩端に鳥首を象り、その頭上に各々透彫の鈴を作つたもので別に中體に帶條を通ずる二孔がある。パリのチェルヌスキー博物館に收藏する遺品に、銜の具存した同形品があるので、この器の鑣であるのは明らかである。兩端を飾る鈴は、また南露スキタイの遺物に見る所謂「ポール・トップ」のそれに頗る相近いものであるのは興味を惹く。器の時代は蓋し戰國時代の前半に遡るであろう。

二〇七　虺龍形鑣　一双　長　一二・五糎　〔彝・一五一〕

水銀色に褐鏽を點じたこの器の體軀は、細長い弧狀を呈する。左右相對的なその一端に獸面を表わし、各々の背面に半環狀の二耳をつけてあるのは引手の帶條を貫くに便にしたものであり、またまさに一具の鑣としての性質を備えている。形制よりみてこの器の製作は東周の初期であろう。

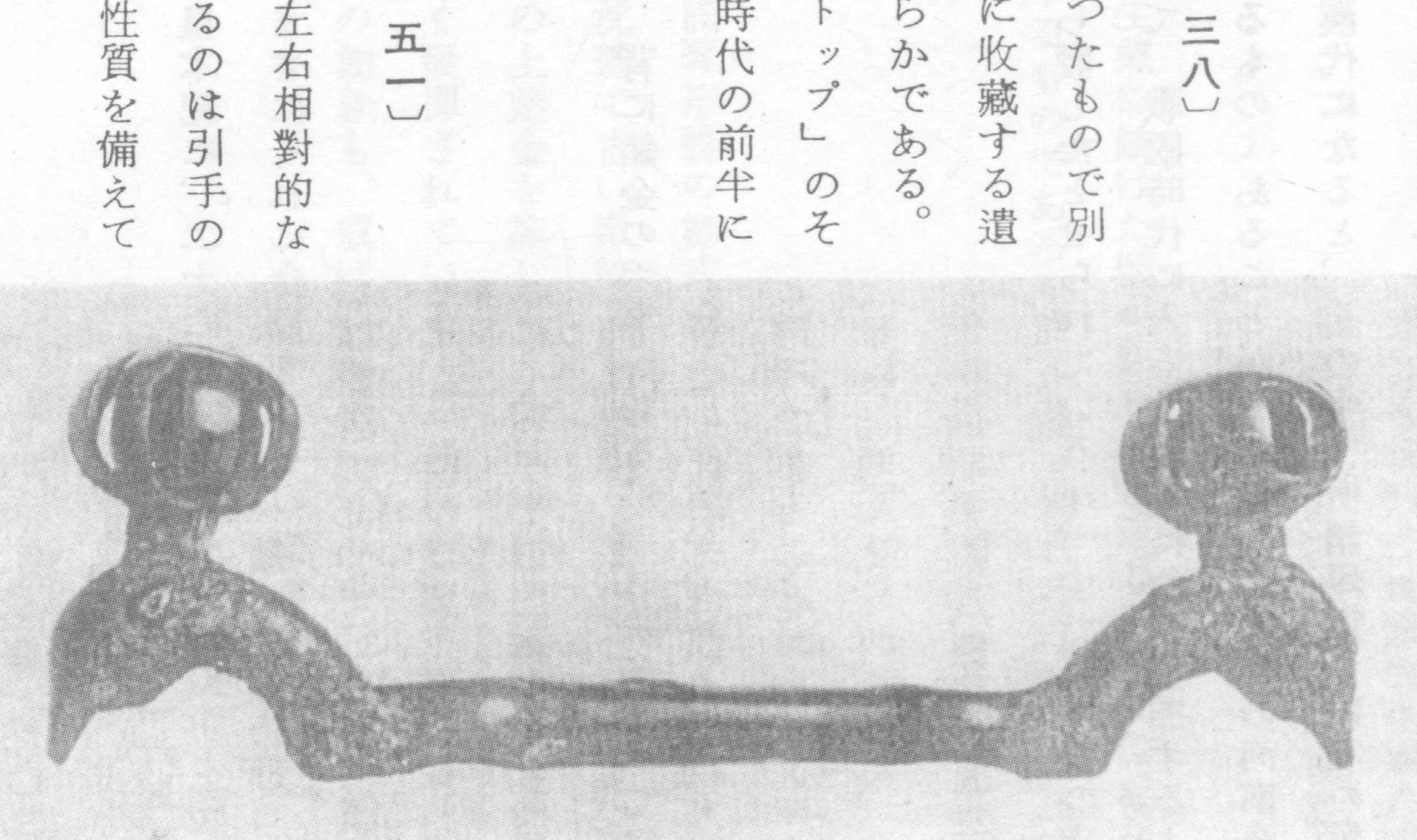

第七〇圖　二〇六 鳥頭鈴鑣

一五五～一五六

二〇八　透彫方形籠　高・一邊長共　一〇・四糎　〔彝・一六五〕

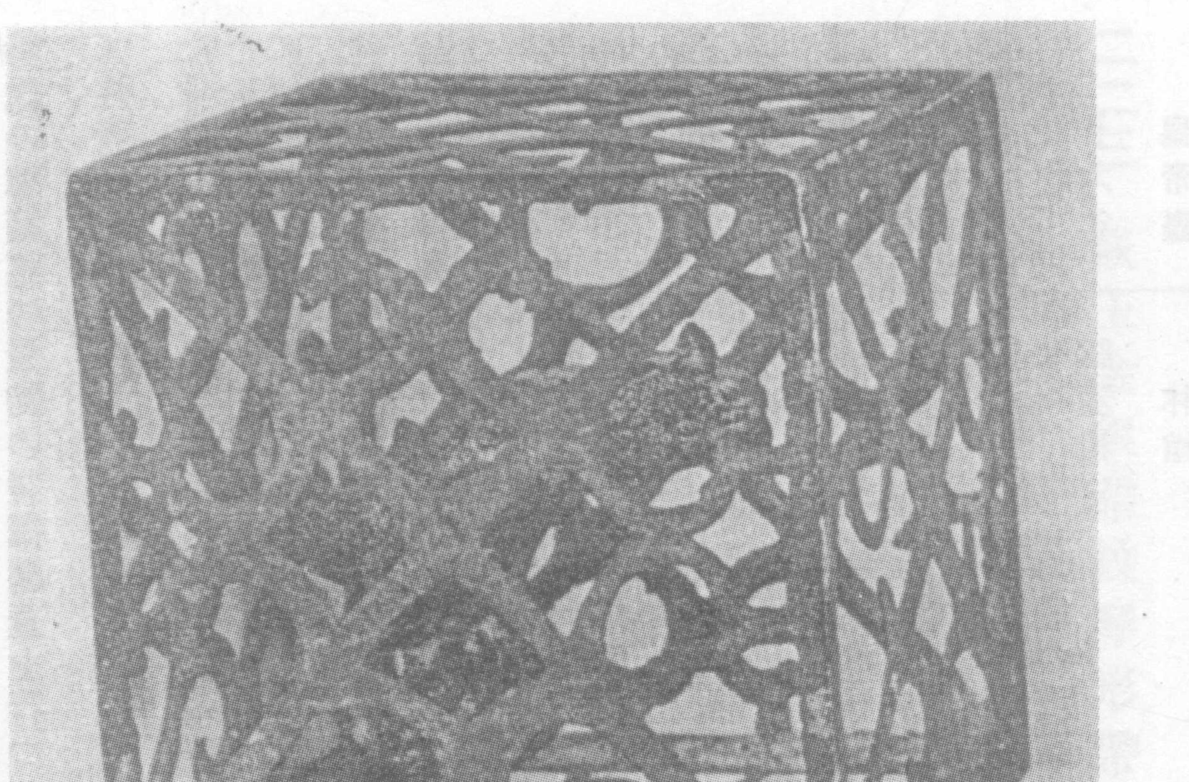

第七一圖　二〇八 透彫方形籠

方形をした透彫の薄い中空の器内に一鷄を入れた珍らしい器形で、籠に較べて大きい鷄は隻脚で立つている。外廓の透彫は薄い銅板に對角線の斜格子と一種の双葉花形を表わした透彫を組合せ、外面の平滑さにくらべその内面がかえつて若干の肉取りを持つている。これは破損して出土したものを修補する際表裏を誤つたものと解せられる。內部の鷄は丸彫の鑄造で、唐代の泥像のそれと同巧であることから、從來六朝以後に於ける銅製明器の珍らしい一例とせられて來た。

然るに戰後新たに同樣な方形の透彫の籠で、而もうちに雙禽を入れた一雙の器の遺存が知られ、それが戰國時代の特色を具えたものであるところから、この器もまた同じ一例であること、及び籠中の隻脚で立つ鷄は、もと破損して出土した器の復原に當つて、新しく加えられたものであることなどが改めて考慮されるようになつた。されば この器はやはり同時

代に於ける單粗な銅の明器の一例をなすものとすべきである。

二〇九　鳥首方形金具　長　一一・四糎　高　二・八糎　〔彝・一五〇〕

この器は方形をした帶郭の兩端に嘴の長い一見鶴を思わせる鳥首を鑄着けたものである。同式の器で一九二〇年代の初に楚の都だつた安徽省の淮河流域より出土してスウェーデンに齎されたものに見られる禽首の形制と併せ考えて、その戰國時代後半の器たることが言えるが、その用途に至つてはなお詳でない。

二一〇　煙管形刷毛柄　長　一二・六糎　〔彝・一五七〕

細長いこの器の一端は恰も煙管の首に似て他端は箆狀である。中國ではもと糊斗とせられたものであるが、一九三二年十月、當時連年行なわれていた北鮮平壤府外の漢樂浪郡時代の古墓群の發掘調査の際、貞柏里の王光墓に副葬されてあつた方形の漆奩中に、その一端の首部に毛をうえた刷毛の原形をとゞめたものがあつて、それが當代の化粧の一具たることがはじめて確かめられたのである。

二一一　鎏金鳳形飾蓋弓橑爪　二個　各長　一五・八糎　〔彝・一九七・一九八〕

鎏金の上に綠鏽を點じた土中古色の鮮かなこの器は、上邊の六花形をした細長い中空の體の片側に短鈎を作つたもので、花狀様上に更に立體的な鳳形を添えているのが目立つ。この種の器はもと一部に箭頭と解せられたが、一九三〇年代になつてこれまた朝鮮半島北部の樂浪郡遺跡の學術調査で、同じ王光墓その他に於いて副葬された當時一般に行なわれた車蓋の原形をとゞめたものの出土により、その軸端の飾具——即ち橑爪たることが明らかになつた。この器はそうした金具の中にあつて形の大きい鳳形を作つた優れた製作の一で、その時代は鳳形より判じて前漢に遡るであろう。

二一二　鎏金透紋策　全長　三〇・〇糎　〔新收・八〕

この器は矩形に近い中空の細長い主體の上端に、蝶番で扁平な長い舌狀部を着裝したものである。舌狀の部分はその細部の作りから、もとそこに別な帶狀の物質を花形座の鋲で留めたことを示すと共に、下にまた有孔耳狀の突起を作つて、それにも他の金具を着裝したことが認められる。そして細長い主體の四面にはそれ〱細長い透彫があつて、もと長い杖頭の金具だつたことをうかがわせるのである。

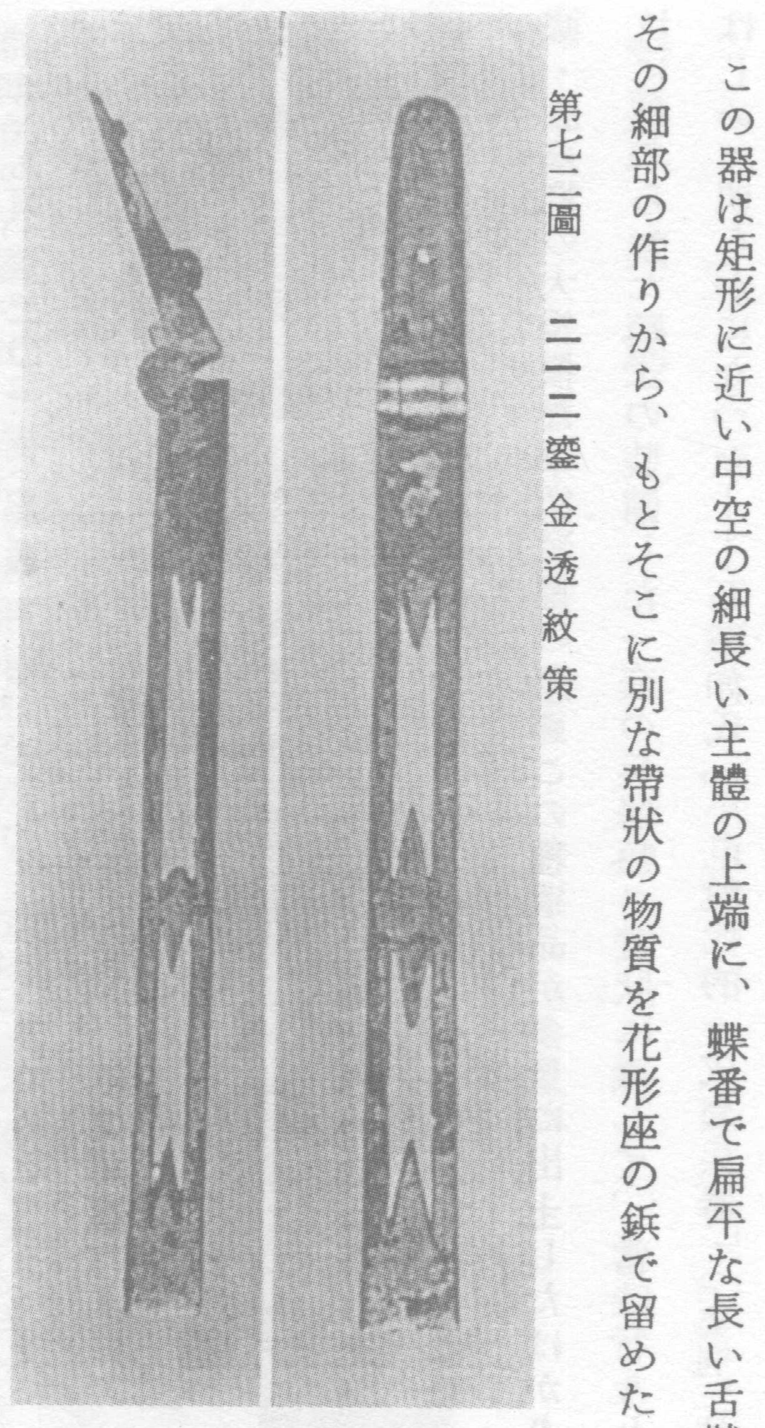

第七二圖　二一二鎏金透紋策

異様なこの種の金具は一九一〇年秋故關野貞博士が、北鮮平壤府外の漢樂浪郡時代の塼築墓の最初の發掘調査を行つた際に出土し、それには舌狀の部分に別に鈎狀金具を附しているのがはじめて注意に上つた。そして爾後も同地の遺跡よりの發見例を加え、その中に細長い體の透彫の部分に、圓圈紋を施した骨板を嵌裝したものがあつた。本遺品もまた同地の出土と傳えるものである。たゞ同様な器は中國からは出土例に乏しく、その用途に就いて問題をのこしていた。然るに一九三〇年代に行なわれた時代の遡る安陽殷墓群の發掘調査で、小屯の一古墓より、ほゞその形制を同じくして而も長い木柄の原迹をとゞめたものが出土し、それが『周禮』の考工記に言う策——即ち乘馬の際使用の鞭たることが確かめられた。されば作りより見てこの器はその古制を傳えた漢代の器で、而も鎏金したことなどで、前漢時代に遡るものであろう。（梅原末治寄贈品）

二一三　秦八斤權　全高　五・二糎　底徑　九・八糎　〔彝・一五五〕

通體暗褐色を呈した、鈕のあるこの權は、遺品の多い他の權量と差異はない。器側の一方に「八斤」の二字を陽鑄出し、その周圍に次の三十九字の銘を刻する。

廿六年　詔丞相
皇帝盡　狀綰
并兼天　度量
下諸侯　則不
黔首大　壹歉疑
安立號　者皆明
爲皇帝　壹之

その文と書體は他の秦權と異なるところがない。『史記』秦始皇本紀に、二十六年六國を平げ、皇帝と稱し、法度衡石丈尺を一にし、民を黔首と呼んだことが見える。この銘はまさにそれに合致するものである。

二一四　虎符　長　九・〇糎　厚　一・四糎　〔彝・一五四〕

虎符の一半である。碧綠色を帶びたその表面に虎斑を刻出して、背に錯金の六字があるが、字劃がすべて半ばで讀み難い。虎形より見て固より漢代のものであろう。

二一五　鎏金嵌玉虺龍形帶鈎（圖版第八四・左上）　長　九・五糎　〔彝・一五三〕

帶鉤は古く師比と呼ばれて、もと胡族の馬具に於ける華帶等から發したとせられているが、すでに東周の時代に、明らかに中國特有の禽獸形をした裝身具となつているものがあつて、戰國時代に入るとその特色を發揮するようになる。それらの中には華麗な嵌玉・金銀錯紋を以て飾つた特色あるものゝあることが一九三〇年代初の河南洛陽金村古墓群をはじめ各地における夥しい新出土品で明瞭になつた。漢代になると、その中で所謂琴形・棒狀の類が一般化したことが、はつきりと認められるのである。

さてこの鉤の形は小さいが、その鉤首は虺龍首であつて、細長い體軀の上に虺龍形の躍動する形を表わしている。その立體的な虺龍はよく生物の妙をつくす。全體を塗るに黄金を以てし、龍體の鱗に青綠の孔雀石を嵌して、これまた配色の美をなしている。虺龍の形態と嵌玉の技巧よりみると固より戰國時代帯鉤の一佳例と言う可きである。これと同形の鉤はワシントンのフリア美術館の所藏品にも見られる。

二一六　嵌玉鎏金雙龍帯鉤

長　一九・七糎　〔彝・二一〇〕

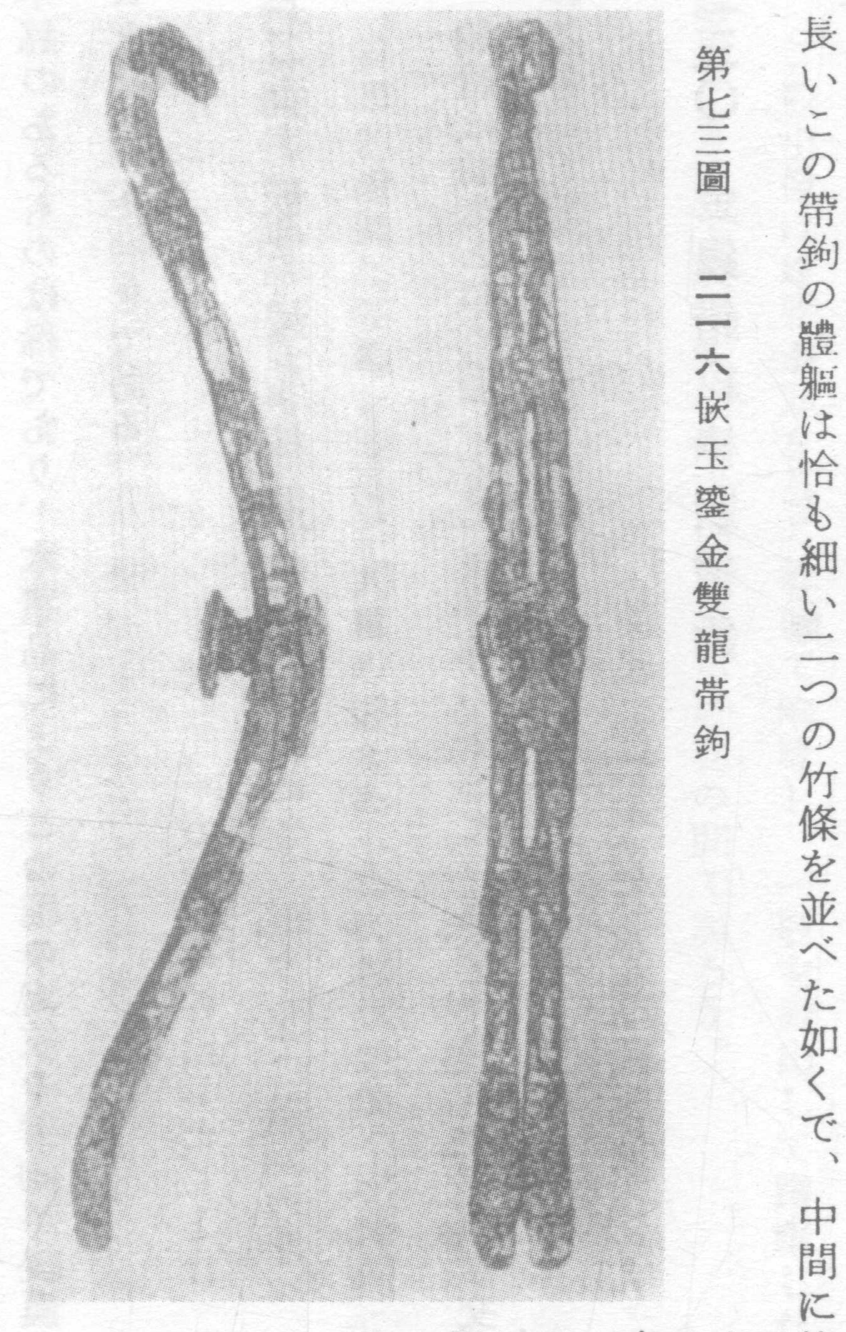

第七三圖　二一六嵌玉鎏金雙龍帯鉤

長いこの帯鉤の體軀は恰も細い二つの竹條を並べた如くで、中間に節瘤がある。その鉤は虺首で、中邊に鳥首を表わし、下端は分れて雙龍の頭をなし、その意匠はまことに秀拔である。紋様の随所にトルコ石を嵌し、いま青綠鏽に覆われてその美觀を殺いでいるが、よく戰國時代の一遺品たることを示す。

二一七　嵌玉鎏金雙獸帯鉤

長　一六・三糎　〔彝・二一一〕

一六一～一六二

この帯鉤の體軀は扁平な短冊形であつて、その兩邊に獸面を作り、下邊の獸首の中央には一個の孔雀石を嵌してある。通體の鎏金は青綠の鏽と映發してその色澤は美しい。一九二〇年代の初め北鮮の平安北道渭原の一古墓で多數の明刀錢、各種の鐵利器と共に殆んど同一の帯鉤の伴出したことは、この種の鉤の製作年代が漢以前に遡ることの一證をなすものである。この種の鉤は華北に多く出土して、獸面の手法もまた所謂北方系美術の趣致を示すものである。

二一八　鎏金獸形帯鉤

長　一一・〇糎　〔彝・二一二〕

鉤體は楕圓形に近く、扁平なその面に豪健な曲線で巧みに圖案化した獸形を現わしている。その手法はまた、歐亞大陸北部に於ける廣義のスキタイ美術の様式に類似する。通體鎏金を施し、處々に青鏽を發している。その一部に嵌入の二個の蜻蛉玉は果たして本來のものであるか否や遽かに斷じ難い。前漢時代の製作にかかる。

二一九　鎏金蟬形帯鉤

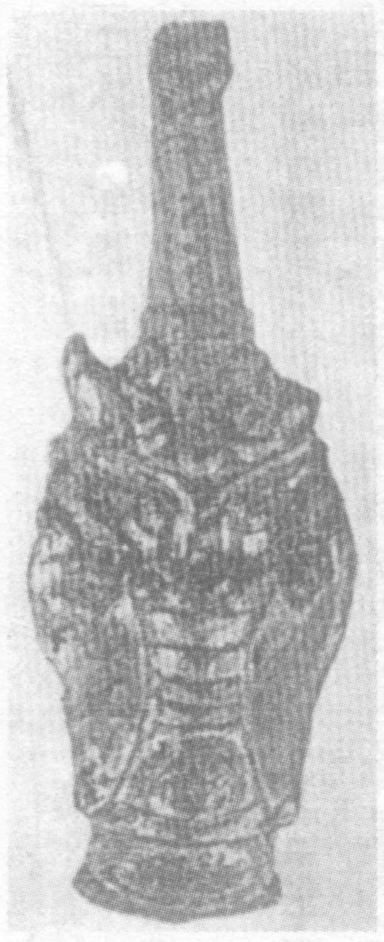

第七四圖　二一九鎏金蟬形帯鉤

長　一〇・五糎　〔彝・二一三〕

この鉤の體は扁平であつて、表面に大きく蟬を表わす。同種の帯鉤はその例少くないが、蟬は頭部に雙角を具え、その形を特色づけている。表現は雄勁で、鍍金は厚くその面上を被い、裏面には別に銀が張つてある。漢の盛時を遡る遺品であろう。

二二〇　蟬形鉤

長　一〇・五糎　〔彝・一五二〕

鉤體を象る蟬形は前者に較べると寫實的であるが、その表出は生氣に缺けた憾がある。圓形の鉤背は印をなして「吳晏」の二字を刻する。また漢器であろうが、實時代は後漢に下るものであろう。

二二一　鎏金嵌玉錯紋琴形帯鉤　（圖版第八四・右）

長　三三・六糎　〔彝・二〇一〕

この帯鉤は夥しい現存の遺品の中にあつて、龍首鉤の細長い所謂琴形體の標式的で而も鎏金嵌石で豊飾した罕に見る華美長大なものである。卽ち面取をした細長い體の全面は、沈線で古い獸紋より脫化し規矩的となつた精美な圖紋をつらね表わして飾り、その間に孔雀石その他を嵌する。その上鎏金を施して、金碧の色澤は燦然たるものがある。それらには戰國時代に於ける新しい技法の精緻さが遺憾なく發揮されている。さればこの帯鉤は、その大きさに併せ見て、特に貴紳の禮裝の具であつたに相違がなく、時代の如きも、或は戰國末に遡るだろうことを思わしめるのである。

二二二　金銀錯紋帯鉤

長　二三・〇糎　〔彝・二〇三〕

一六三～一六四

この帯鉤も前者と同じ所謂琴形鉤の完好な一例をなすものである。細長い面取りの表面には、同種の規矩的な圖紋を金銀錯で表わしている。その圖紋より考えるとまさに漢代盛時の鉤であろう。

二二三　嵌玉金銀錯紋琴形帯鉤

長　二〇・四糎　〔彝・二〇二〕

器制は前者と同じ細長い琴形で、鉤頭の獸首の嘴は尖つている。面上にやはり金銀とトルコ石の如き青石を嵌錯した同様な圖紋を表わし、その技法も精緻である。たゞ鮮かな色澤の青綠鏽が被覆して、圖紋の詳細を認め難い。

二二四　金銀錯紋琴形帯鉤

長　二二・一糎　〔彝・二〇四〕

鉤體は純銅とも覺しい赤色を帶び、その上に獸紋より脫化した一種の渦樣紋を金銀錯で上下交互に表わす。なお背面の鈕の表面にも巴狀の渦紋を錯している。

二二五　鎏金嵌玉錯紋琴形帯鉤　（圖版第八四・中）

長　二一・八糎　〔彝・二〇五〕

これもよく似た形の鉤であつて、青綠の鏽で被覆された面上には細い金線の錯紋を飾り、一部にトルコ石をも嵌するのが鏽間に隱見している。

二二六　金銀錯渦雲獸紋琴形帶鉤

長　二四・〇糎　〔彝・二〇六〕

この鉤の獸首は恰も蝙蝠をくわえたような扁平形である。全體に施した金銀の獸紋より脱化した渦雲狀紋は頭部に近く錯銀の痕を示すが、下方はそれらが剝落して、僅かに凹處を認め得るに過ぎない。

二二七　嵌石金錯紋琴形帶鉤

長　二一・二糎　〔彝・二〇七〕

上來の帶鉤とよく似て、體上には孔雀石を嵌し、また獸形より脱化した圖紋を飾る。但し二ヶ所の圓い薄い金箔は後の修補と思われ、その嵌石もまた完全ではない。

二二八　金銀錯紋棒狀帶鉤　永壽元年銘　（圖版第八四・左下）

長　一二・〇糎　〔新收・六〕

本帶鉤は漢代に廣く行なわれた細長い丸い棒狀のものであって、禽嘴に近い鉤首が目立つ。通體に細緻な金銀錯の渦雲様紋を飾り、鉤頭の口邊には別に薄い金板を加える。そして背面の鈕下の部分の中央に永壽元年以下四字の銀錯で製作の年時を示す銘文がある。西紀一五五年に當る永壽の紀年の文字は鮮明であるが、以下の四字は銀錯の線の脱離と銹化等で齊內□作と判讀し得るに過ぎないが、恐らく工匠の姓名を記したものと解せられる。帶鉤に紀年銘のあるものは稀であり、本遺品によりこの種の錯紋の帶鉤が後漢の中期になお行なわれていたことが判明することは注目すべきである。

二二九　嵌石銀裝棒狀帶鉤

長　一四・八糎　〔彝・二〇八〕

鉤體は前者と似た圓いもので、棒の表面には銀を張りトルコ石を交えた簡素にして而も趣致のある圖紋を作っている。

二三〇　金銀錯紋棒狀帶鉤

長　一七・三糎　〔彝・二〇九〕

前鉤に較べて體の一層丸味を帶びたものである。その錯紋は主として金を使用するが、その間に銀も交えて華麗である。

二三一　印章小帶鉤

長　三・〇糎　〔新收・七〕

恰も水禽に似た外形の簡素な小帶鉤である。その背の丸い鈕面は陽字の印章をなすが、書體は珎印のそれと趣を一にして判讀し難い。戰國時代にこの種小帶鉤の多いことを併せ考えると、この帶鉤もその一例をなすものであろう。

一六五〜一六六

二三二　嵌玉金錯紋角端書鎭　（圖版第八五・一）

高　五・〇糎　〔彝・一六二〕

中國文人の間で夙に書鎭とされている小さな怪獸形をした銅の遺品は、戰國の世から後漢代に亙って盛行し、その中には巧緻な製作のものが多い。たゞしその類には蒙疆地區の高陽にある前漢時代の古墓から出土した四個一具の遺品の如く、他の物をおさえた書鎭とは違う用途を示すものもある。

この書鎭の獸體は獅子に近いが羽翼があり、頭上に一角を具えた所謂角端であって、この怪獸は頭をもたげて四足をふんばった姿態をしている。その體軀には卷毛狀の細部を金錯紋で表わし、更に嵌玉を加えて色彩の美を添え、小さくはあるが、雄勁な、彫像として優れた技巧を發揮し、同じ類にあっては罕に觀る逸品である。體の隨所に嵌裝した珠玉は、器が出土後年時を經ているため、既に半ば脱離し、後の嵌補と認められるものもあるが、額上には眞珠一個を嵌し、兩眼は孔雀石の透明に近い玉を使い、體上には紅玉・孔雀石・瑠璃・水晶等の寶石を配して、いまに至るもよく本來の多彩な色澤美をとゞめている。體の金錯紋が戰國時代の優れた遺品のそれと技巧を一にすることよりみると、この書鎭は同時代における最も優れた遺品の一といっても過言ではなかろう。

二三三　鎏金嵌玉雌雄角端書鎭　（圖版第八五・二）

高　四・八糎　〔彝・一六一〕

この書鎭の獸形もやはり獅子に似て頭上に一角を有する角端である。而もその雌雄は、巨口を開きながら恰も相戲れるかの如き狀を表わして、全形が巧みな三角錐形體をなしている。そして二頭の角端の姿態の細部は頗る洗練された彫法を示している。全面鎏金したこの獸體にも、また嵌玉がある。上獸の眼睛には紫玉を、下獸のそれは淡青の玉を點じ、體には孔雀石を點綴して、形態と相俟ってその前漢盛時の佳品の一たることを示すのである。

二三四　鎏金獅子書鎭

高　五・六糎　〔彝・一六〇〕

通體に鎏金したこの書鎭には、青緑褐色の鏽を點ずる。獸は羽翼・鬚髯を具え獅子に近いが、また前二者に似たところもある。體を低くして咆哮するその姿勢よりみると、これも漢代のものであろう。

二三五　鎏金龍脚

高　四・〇糎　〔彝・二一五〕

蹲踞した龍が一肢を擧げて案を受ける姿勢を表わし、製作は精緻で、よく生動の妙を示している。その形體は漢代の奩・案等の器に多い熊脚の一異形で、嵌玉はないが、固より漢代のものとすべきである。

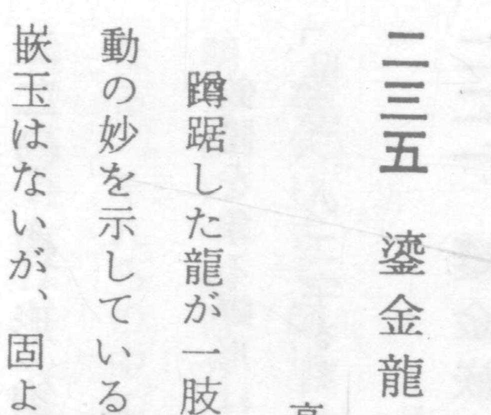

第七五圖　二三五鎏金龍脚

一六七〜一六八

二三六　鎏金小龍　高　六・〇糎　長　一一・六糎　〔彝・一六三〕

頭首をもたげて歩行するこの鎏金の龍の姿態は、朝鮮高句麗時代壁畫の四神の龍形と酷似した雄勁なもので、六朝時代の作品と推測される。その大きさよりみると、もと大きな器の鈕であつたのだろう。

二三七　鎏金獅子書鎭　高　九・五糎　〔彝・一六四〕

この小像は雄獅が頭を高く擧げて咆哮し、一肢を挺出して蹲踞した姿を表わす。手法にやゝ硬直な感じがあり、形態より見て製作時代は六朝末から唐初の間であろう。

二三八　鎏金有翼獅子書鎭　高　五・五糎　〔彝・一六六〕

前器と相似た姿勢を持つが、この鎏金の小像にあつては、その翼が特に目立つ。手法は簡素で別種の氣格を存し、同じ時代の遺品と見られる。

二三九　鎏金裝鞍獸形書鎭　高　六・五糎　〔彝・一六七〕

鞍を裝置した獅子に似た四脚の像で、小品ながら形容雄偉である。製作の時代は唐代を降らないであろう。

二四〇　鎏金戲鞠獅子印鈕　獅子高　三・〇糎　〔彝・一六八〕

「大當貴又壽老」なる下部の印章は後のものであるが、獅子の鈕はその形制より判斷して宋代に遡るものであろう。

六　佛像類

二四一　鎏金彌勒菩薩立像　太和廿二年銘　（圖版第八六）
全高　三九・八糎　像高　一八・二糎　〔彝・一六九〕

この立像は開敷の蓮座上に立ち、大きな舟形光背を負う。背光には五個の化佛があり、周緣は火焔狀を呈する。菩薩像は右手を胸上に開いて印を結び、衣紋を右襜して、皺襞の線條は平行重累する。長眼・巨唇の面貌をはじめ、手法はすべて古拙を極め、雲崗、龍門等の石窟佛中の北魏時代の彫像と全くその性質を同じくする。また光背の裏面に罫線を劃し次の銘文を刻む。文字は六朝の楷隷で書體は奇古である（第七六圖）。

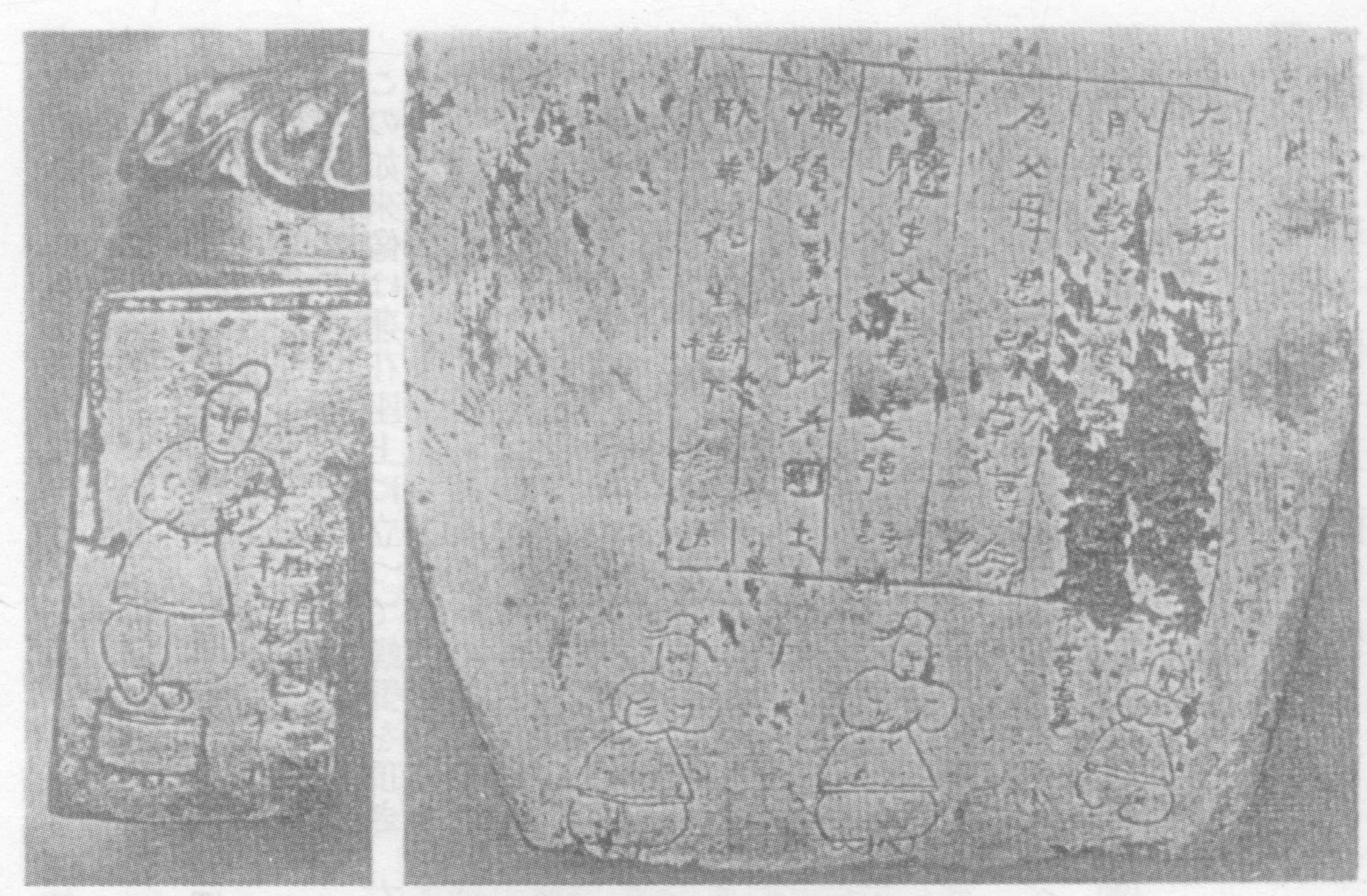

第七六圖　二四一　鎏金彌勒菩薩光背銘（右）及び臺座の一部（左）

大魏太和廿二年五月□□
肥如縣比丘僧施□□□□普貴
爲父母造彌勒尊像
一軀使父亡者生天殖語諸
佛殖生西方妙洛國土
龍華化生樹下三會談法

この文は像が北魏孝文帝の太和廿二年（西紀四九八）の造顯であることを記したもの。願主の名は漫漶して讀み難いが、銘文の下に別に古拙の三人の人物を刻してあり、また臺座の正面をはじめ左側面と背面にも同樣な人物像各一を刻して、その側面と背後の三者のそれぞれに「難顯國住□」「滿道門」「願□佛」の文字があつて、その三人の名であろうことが推測されるのである。なおその几狀の臺脚には、正面に絡繩紋と折帶紋を所謂天蓋狀に刻し、他の三面にはそれ〴〵古拙な鳳鳥を飾り、また右側の一部に背光佛座像一をも刻している。かくてこの彫像は古拙なところはあるが、北魏時代の鑄造年紀の明らかな作品として、現存する同代の金銅立像の中で時代の特徴を遺憾なく發揮した一遺品たることを明示するものである。

二四二　鎏金觀世音菩薩立像　永平三年銘
全高　二〇・四糎　像高　八・五糎　〔彝・二一九〕

像は蓮華座上に立ち、右手を擧げ、左手は垂れて寶瓶を執り、頭後に火焔を表わした圓光背を負い、下に格狹間形透彫の方座がある。方座の正面より左側に亙つて

永平三年癸亥正月、
高氏宗人等願作像一軀

なる銘を刻す。永平三年（西紀五一〇）は北魏宣武帝の年代であつて、佛の面貌はよく當代遺像の特徴を示すが、たゞその衣紋はいさゝか重厚である。通體鎏金、綠鏽がその上を被覆している。

第七七圖　二四二　鎏金觀世音菩薩立像

本像の舊藏者端方が宣統二年記するところの箱蓋の刻文には、陝西省鄜縣出土と言い、なお像の記銘が鄭文公碑に先立つこと一年であるので、その書法も碑と類似している點を指摘している。

二四三　鎏金觀世音菩薩立像　承光元年銘

全高　三一・二糎　像高　二一・八糎　〔彝・二二〇〕

本像もやはりもと端方の藏したもので、宣統二年陶齋の記する箱蓋の刻銘に據ると、その前年陝西省鳳翔縣永福寺の廢址より發掘したとある。像は蓮座上に立ち、右手は長く垂れて寶瓶を持ち、左手を高く肩に擧げ、大きい寶珠形の光背を負い、下には六角透彫の几座がある。佛の顔面は精緻な手法で描出され、天衣飜轉の狀は、腰部を曲げた姿勢と共に優雅の趣を呈し、光背と蓮座の手法もまた見る可きものがある。たゞ體軀狹小扁平なのはこの種鑄金の小像に於いて屢々見られるところである。刻銘は下の角座の周圍に

承光元年丁酉正月壬午白穆舍利父宗人等、比邱尼比邱願像一軀

とあつて、北齊承光元年（西紀五七七）の造像たることを記する。承光は北齊の後主の紀年であるが、在位僅かに一年にして國が亡んだ爲に、この年號の金石文は世間に稀少であり、本像以外には『山左金石志』十卷に見える張思文の造像銘があるに過ぎない。この點からも本像は金石家の愛惜するものである。

一七三～一七四

二四四　鎏金楊柳觀音立像

全高　二六・〇糎　像高　一六・五糎　〔彝・二二二〕

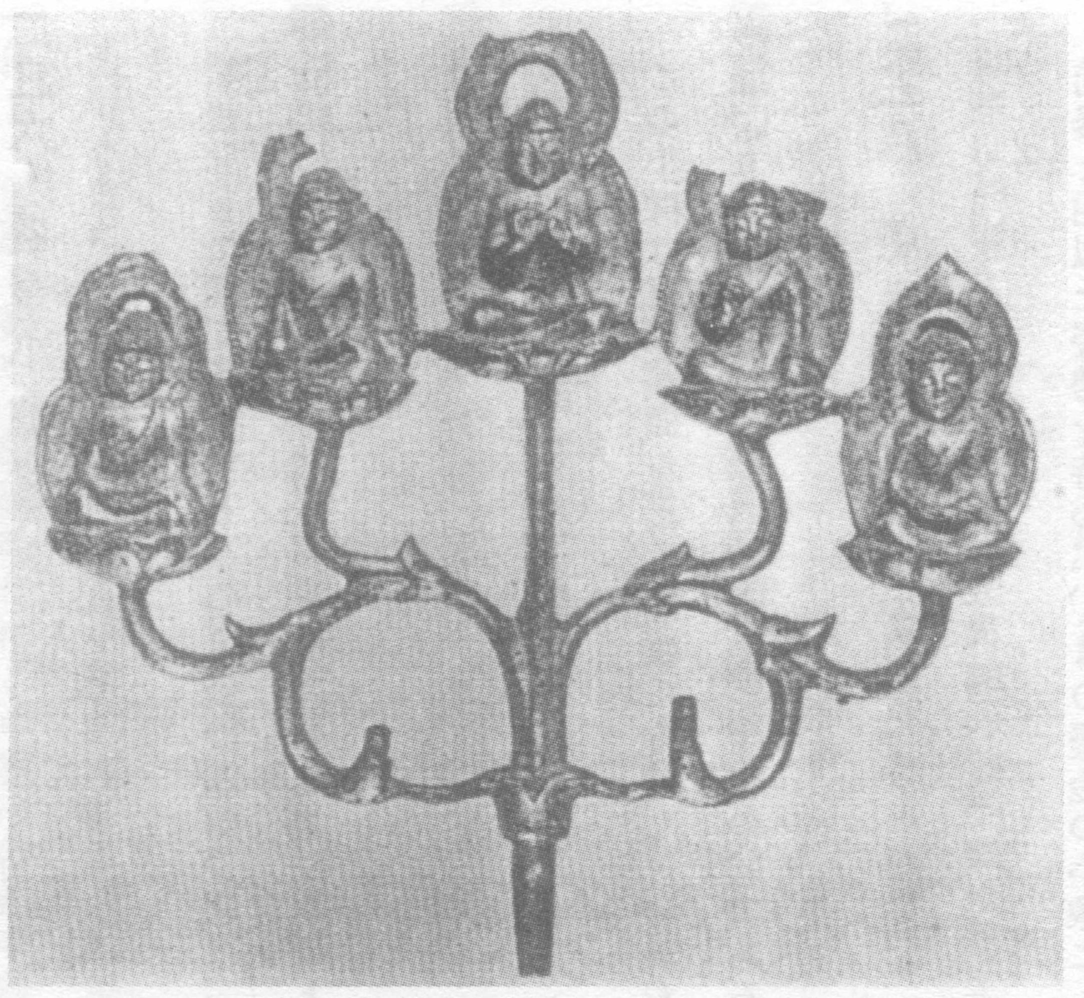

第七八圖　二四五 鎏金五尊佛像

大きい格狹間透彫の几臺上のこの像は、右手に寶瓶を持ち、左手を胸に楊柳の枝を持つ觀音菩薩で、高い蓮華座の上に直立する。その几臺の上には七個の小孔が穿たれて脇侍の小像を配したことを示す。いまその四體を存し、うち二體は光背のある菩薩の小立像で、二體は聲聞形である。たゞしこれらの像は主像に較べると餘りに小さいから、本來のものが失なわれたため、後に加えられたものであろう。觀世音像は光背を喪い、また銘文はないが、その面貌衣紋等は六朝末期の樣式で、所謂隋代の作品に相當する。通體鎏金の上に青鏽を見るのは上來の諸像と同樣である。

二四五　鎏金五尊佛像

高　一三・〇糎　〔彝・二二三〕

一根數莖の上に佛像を現わした所謂枝佛は、六朝以後唐代に往々その例を見るものである。本例はもと臺座にさし込んだ枘の上に唐草狀に彎曲した蓮狀莖を作り、その先に五體の坐像を表わし、みな蓮座と大きい光背を負つている。その中尊は釋迦佛であるが、他の諸尊の何佛であるかは確かめ難い。たゞ手法樣式よりみて六朝後半に屬することが推定されるのは、この種の佛像として注目される。

二四六　鎏金菩薩半跏像

全高　一八・五糎　〔彝・二二四〕

像は大きい透彫の圓光背を負い、蓮座上に半跏して、下には格狹間透彫の高い几座がある。佛の胸部には瓔珞を飾り、腰衣は臺座の側に垂れている。それが何佛であるかは印相等からは判じ難いが、この種半跏の姿勢を示した像は六朝時代に於ける彌勒佛に多いことから考えると、或は彌勒佛を表わしたものでもあろうか。光背は像に較べてやや大に過ぎる觀はあるが、その意匠は見る可きもので、高い几座と相應じて必ずしも權衡を失わない。豊滿な面貌は、本像の製作の初唐にあることを示すのである。

二四七　鎏金花辨形佛像

高　八・七糎　〔彝・二二七〕

もと方形の臺があつたことの推される鎏金の小像である。開花した左右の花瓣の中に、背光を負うた座像を浮彫りにし、それは六朝時代の樣相を示す。恐らく群像の一部であろうが、このように花瓣を中に化佛を現出した意匠は稀に見る優雅なものである。

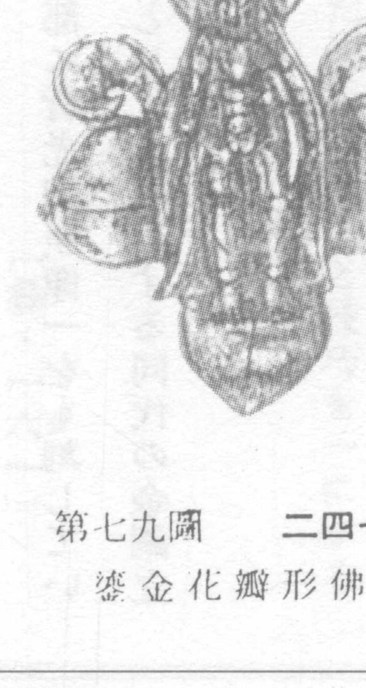

第七九圖　二四七
鎏金花瓣形佛像

二四八　鎏金如來立像　天寶三年銘（圖版第八七）

全高　三六・〇糎　像高　一七・五糎　〔彝・二二八〕

この如來像は蓮花座上に立つて螺髮を頂き、右手を開いて、左手に印を結び、頂上に化佛のある透彫の光背を負い、下には細き方几座がある。その几座の側面に

天寶三年三月朔日、保壽寺比邱尼比邱、願像一軀

と刻銘し、唐玄宗の盛時（西紀七四四）の造像であることを明示している。像の全體の權衡は頭部がやや大であるがそれがかえつて重量感を與え、その面貌は小像に似ず雄麗の氣格を具える。一方、衣紋は輕快にして流暢の手法を失なわず、すべてよく盛唐彫像の特質を發揮して、その一模範をなすのである。舊藏者端方陶齋はその箱蓋に記して「唐代鑄造佛象。皆先經名畫家繪、就始付冶工、是像出于秦中古刹中、形象莊嚴、衣褶工細、與余藏尉遲二僧畫天王象、正同足與六朝造像銘美、殊可寶貴」と言う。即ちこの像は陝西の古刹中から出たものと覺しく、當代名畫家がその原圖を作つたか否か等は固より知り得べくもないが、その尋常一樣の彫像家の手になつたものではなく、鑄金小像中の傑出した一品たることは蓋し異論はなかろう。たゞその阿彌陀像たるかあるいは他の像たるかは遽かに定め難い。

二四九　鎏金觀音菩薩立像

一七五～一七六

全高　三〇・三糎　像高　一六・五糎　〔彝・一七〇〕

この像は蓮座上に立つて、右手を擧げ、左手に寶瓶を持ち、その頭上には寶冠を頂き胸に瓔珞を著けて光背を負う。臺座は卓子形である。光背の裏面に

大魏太平眞君二年正月十□日、弟子張錫宗爲合門大小居家平安、敬造佛像一軀供養

の刻銘があるが、その書體に疑義があるのみならず、像の衣紋は六朝のものとしては流麗に過ぎ、面貌の如きも常代の諸像と同じからざるものがある。されば六朝以後の作に、後に右の古い銘を追刻したものと解せられる。

二五〇　鎏金觀音菩薩立像

全高　一九・三糎　〔彝・一七一〕

この像は右手に寶瓶を持ち、左手の樹枝の如きものは或は楊柳枝でもあろうか。蓮座の上に立つて、胸に瓔珞を懸け、寶冠の兩端の頭巾は長く垂れて臺座の下に達している。衣紋の手法が自在であつて流麗なのは唐代の作品であることを示す。頭背にもと圓光背のあつた名殘をとゞめている。

二五一　鎏金脇侍菩薩立像

現高　一四・一糎　〔彝・二二六〕

像は寶相華樣の花枝の上に立ち、右手を擧げて卷子の如きものを執り、左手には蓮華の枝を持つ。通體の鎏金した背面に光背の支鐶があり、向つて左邊下に他に挿し込んだことを示す長い枘があつて、もと三尊佛の左脇侍であつたことが推定される。多分勢至菩薩を表わしたものでもあろう。製作時代は唐朝と認められる。

二五二　鎏金彌勒菩薩半跏思惟像

高　二九・四糎　〔彝・二二一〕

第八〇圖　二五二　鎏金彌勒菩薩半跏思惟像

右手で輕く頤を支えて思惟の相を示し、右足を横に屈した半跏の姿勢の像は、魏晉以降中國の造像に既にその例を見るのであるが、別に朝鮮半島の三國鼎立時代の後半より我が飛鳥時代の彫像にその優れたものがみられる。例えば南鮮の二軀の銅像をはじめ、有名な奈良の中宮寺、京都の廣隆寺の二像などは、古來如意輪觀音像と呼ばれて來ている。たゞ河内野中寺の像には彌勒菩薩の刻銘があつて當時は彌勒と呼ばれたことが知られるのである。この像は後者の思惟像の一であつて、鎏金の上に黑銹の被つた重厚な作りで、下部に若干の空洞を見るばかりである。そのやや稚態を帶びた面貌は、重累並行狀紋と併せて、我が國土での諸像のうちでは製作時代の奈良前期にあることを思わしめ、若狹多良莊の觀音堂の像と酷似し、一佳作と言う可きものである。

二五三　鎏金釋迦如來立像

全高　三七・六糎　像高　二七・四糎　〔彝・二五一〕

第八一圖　二五三　鎏金釋迦如來立像

像は右手を前に擴げ、左手を垂れた釋迦如來像の定型であつて、その螺髪とやゝ幅廣い面相は、衣紋の樣態と共に韓土の新羅一統期に見られるこの種佛像の一佳例たることを示す。その臺座は丈の高いもので、中央に格狹間のある八角形の上に、伏蓮華座を作つている。これもまたよく時代の特色を具えている。

二五四　鎏金釋迦如來小立像

全高　九・四糎　〔彝・二二五〕

方形の臺座上に立つて說法の印をなす同じ釋迦の小像である。鎏金の上に靑鏽があつて、面相は明瞭でないが、全體の權衡と衣紋の手法等より見て、やはり新羅一統時代の數多い小品の一であろう。

二五五　鎏金觀世音菩薩立像

現高　四七・〇糎　〔彝・二二九〕

第八二圖　二五五　鎏金觀世音菩薩立像

この像はいま臺座を缺失しているが、直立して右手を胸上に擧げ、左手を腰前に承けて所謂妙音天の相を持つものである。上半身は裸體で胸と腕とには寶飾を著け、冠上にある大きい阿彌陀如來坐像の化佛が目立つ。その腹部には細帶を着け、下半身には衣紋を纏うが、その手法はむしろ異樣で、皺襞は細線を以て左右の兩脚上と並行させると共に、兩側面とその中間とに長い帶を垂れ、また兩腿上に垂連した[illegible]衣を表わす。その顏面もまた上來の中國の佛像と異なつて、口は特に大きく、唇は重厚で印度地方の佛像の相を呈する。

これと同式の佛像はニューヨークのロックフェラー蒐集品その他にあつて、ガンゴリー氏は早くその製作を論じて、古調をのこした西紀十一二世紀前後の印度の鑄造であるとした。然るに故チエピン女史は同じ米國のサン・デイエゴ美術館 (The Fine Art Gallery of San Diego, Calf) に藏する同式の像に、「皇帝嘌信段政興資爲太子段易長生段易長興等造記願祿筭塵沙爲喩保慶千春孫嗣天地摽機相承萬世」なる銘文のあるのを注意して、それに依つて雲南

大理國王段政興（在位西紀一一四七―一一七二）の造像であることを明らかにした（Harvard Journal of Asiatic Studies VIII. 2.)。従ってこの像はこの種佛像中における一佳作たることが認められたのである。

二五六　鎏金龍首錫杖

全長　一〇五・八糎　頭部長　二三一・一糎　〔彝・一六八〕

この錫杖の頭部は四龍の相縺つた圓環状をなし、長い杖は八角形である。杖身は鐵でその上に銅を被せて通體に鍍金を施すが、いま處々に青鏽を發している。その龍頭の形状は頗る見る可きもので、環のそれぐ\に圓環を懸けてある。杖の第一面に次の長文の銘がある。

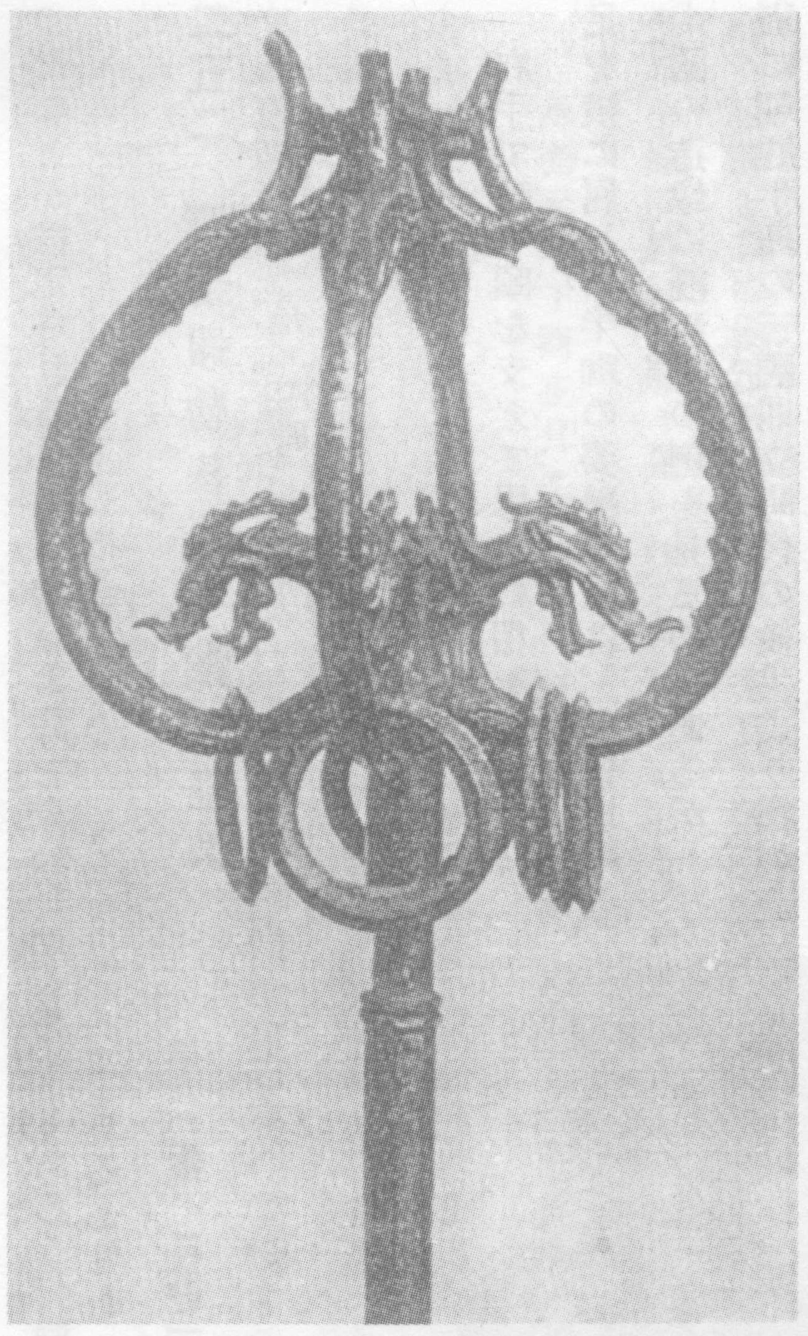

第八三圖　二五六　鎏金龍首錫杖頭部

元符元年二月朔奉皇帝命謹於萬年
鳳□爲一切法界諸王子文武□宅□
□□六道三塗生々世々佛閣□永萬
永萬□敬造寳器足寳中□□□□□
平□□□重十八斤塗工吳□

元符は北宋哲宗の紀年で、その元年は西紀一〇九八年に當るが、この紀年は六月に改元せられたもので、二月朔とあるのは文體の擬古であるのと併せて本來のものと認め難い。たゞし錫杖そのものは龍首の技巧からみて、それよりも遡る時期の製作であろう。とまれ中國本土においてもなお遺例の乏しい錫杖の優れた遺品と言うことができ、同時に我が國土に多い錫杖の基くところのものであることを示している。

二五七　金銅棺形舍利容器　（圖版第八八）

附　石外函

一　鎏金外容器　全高　三〇・二糎　長　四一・二糎

二　鎏金內容器　全高　一二・一糎　長　一三・二糎

三　刻畫華紋石函　全高　六四・二糎　長　二二・七糎　〔彝・二三〇〕

この石灰岩の函內に納められた內外の棺形品は、民國七年四月に山東省濟南府の東郊濟陽縣の黄河水岸の地で見出されたと傳えるもので、當時、佛者の遺灰を容れた稀有な一具の遺品として泉屋の儲に錄されたのであつた。

大きい石函に納置する內外二重の棺形の銅容器は、その形制をひとしくするが、外棺は頗る大形の精巧な造りで、全面を飾る彫紋と共に唐朝盛時の特色を具えている。卽ちその棺の形制は古く漢代より近世に至るまで中國で行なわれた前方を高く作つたものであつて、蒲鉾型の棺蓋は容器より離脱することができ、器の正面には二枚扉の戶口を設けてある。棺蓋の表面には寳相華紋の毛彫が施され、棺の正面戶牖の上部にも、同様な華紋帶と、飛雲上の佛菩薩・脇侍の薄浮彫像を附し、側面には二個の獸面座の游環（鋪首）飾と、その間に飛翔した天人の浮彫三像を以て飾る。なお各々の棺形の外周には卐字崩しの高欄を繞らし、棺の前面戶口の下には狛犬形の小獅子を對立させた上、更に棺の下方には數段の基臺を具えて、その最下段は最も廣く、側面には格狹間の透彫があり、また四隅に卐字崩しの高欄を繞らすのみならず、高欄の間には正面に香爐形、その左右に金剛力士、左右兩側面と背部には四天王中の三體と思はるゝ小立像を配してある。これらのすべてには鎏金が施され、現在はその上に鮮かな紺青碧綠の銹を發している。小像等の製作は、必ずしも精妙とは稱し難いが、よく唐時代の特色を具えている。それはいま米國フリア美術館所藏の類似の遺品と共に、罕に見るところである。また卐字崩しの高欄の如きも、我が法隆寺金堂の古建築に於ける高欄との同似を示すのが興味を惹くことである。

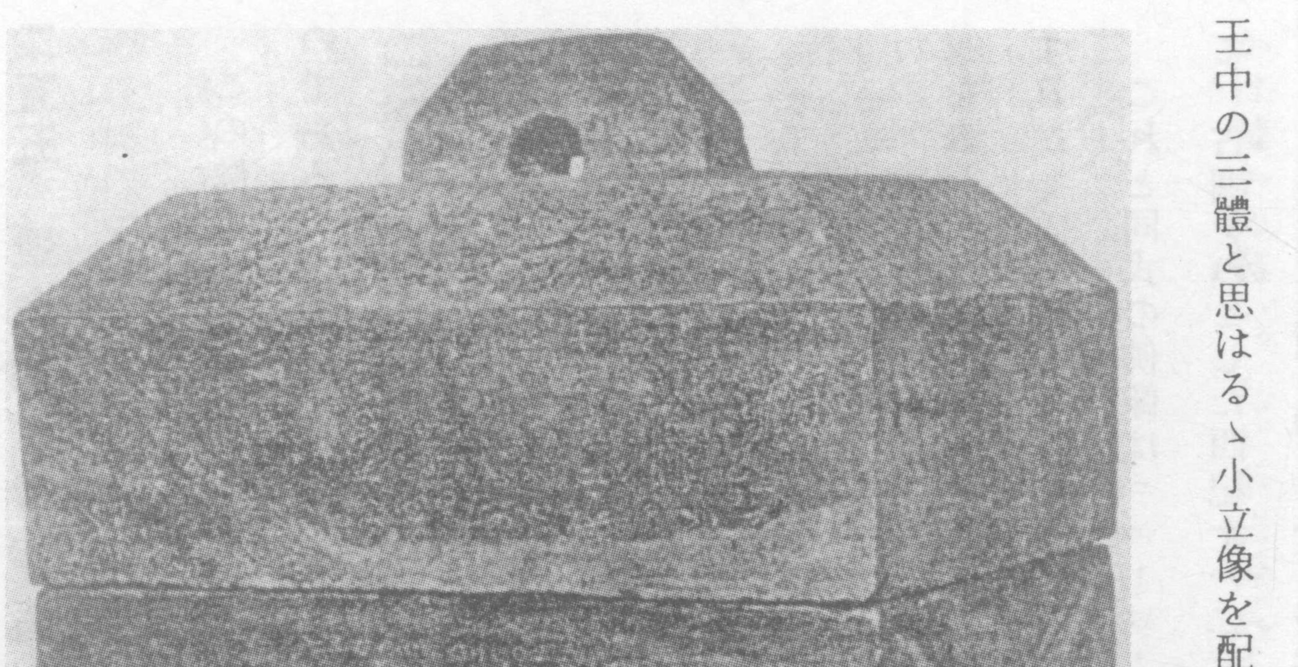

第八四圖　刻畫華紋石函

この外棺に納められた內棺もまた同様に前方の高く上り、棺底の周圍に格狹間透彫の臺座を作り、蓋の開離する同制であるが、表面には何等裝飾がなく、鎏金を施すのみである。この內外の棺形容器は唐代に著例の多い石造品、例えばボストン美術館、パリのチェルヌスキ博物館等に藏する小形の精品と制を一にし、その上本泉屋の蒐藏品にも次にあげる一遺品の如き類がある。それは棺の正面に「南柏林弘願和尙身槨」の銘を刻し、荼毘に附した遺灰を納めた棺たることを示すのである。但し本銅製品にあつては、その鎏金の內棺の大きさが、遺灰を盛るにはあまりにも小さく、また、出土の原狀をとゞめた器內に全くその形迹が缺けている。なお全面に彫紋のあるこれらを納めた大きい石函にある銘は「乾元孝義皇帝八國王等」とあつて、四周を八區に劃して刻した人物は、乾元孝義皇帝卽ち唐の肅宗と八國王とを表わしたものである。

然るに一九三〇年代の初にこれと同じ內外の棺形の銅製品が中國本土の某地で出土、その內棺には二個の玻璃瓶を容れてあつて、これが舍利容器であつたことが新しく知られたのである。更に中共治下になつて、中國本土に於いて新たに行なわれるようになつた遺跡の學術調査に際し、一九五八年秋山西省長治市城西の廢塔と、一九六〇年春江蘇省鎭江甘露寺の鐵塔基壇とから、同様な舍利容器たる唐代の棺形の遺品の確實な出土が傳えられ（考古一九六一年五期）、別に同様な游離した他の出土品、例えば大阪江口治郎氏の蒐集品の形造などを併せて、それが唐代に於ける舍利容器であつたことが改めて認定せられることになつた。卽ち前者の如きはその內に舍利瓶を納めた金銀の二棺のみならず、石造の外槨も全く同じ棺制なのであり、甘露寺鐵塔での石造の外棺形と銅製の內棺も全く同じで、その上兩者は共に由來を記した銘文を刻し、實時代をも示しているのである。されば乾元皇帝の刻銘ある石函に納置された優れた外棺と內棺のこの一具の銅製品は、まさに同じ時代に造された塔に納置されたものだつたのであろう。

附載　石棺　全高　三六・四糎　長　四三・〇糎　〔彝・二三〇附〕

灰白色の石灰岩で造作したこの棺は、山西省太原府出土と傳えて、やはり端方の收藏品であつたが、陶齋の女が袁世凱の男に嫁した際、兄がこれを妹婿に贈つたものであると言う。石棺の形は器臺を作つた長い、頭部の上つた漢代以來の通性を具象したもので、器の側面には精麗な迦陵頻伽と人物とを刻し、蓋・器臺などの全面に華やかな草華紋を鐫刻してある。それらはすべて唐朝の圖紋であることを示すばかりでなく、棺の正面に「南柏林弘願和尙身槨」なる銘があり、別に側面頻伽の下と戸牖の左右にそれ／＼侍立する僧侶と童子を表わす。されば、この石棺は山西省太原府南柏林寺の僧弘願の納骨の棺たることは疑う可くもない。たゞし弘願その人については、いまこれを確かめ得ない。

一八五～一八六

中國古鏡概說

一

中國に於ける映像の具である古鏡は、白銅質の圓い背に鈕を作つたものであつて、その鏡背を飾る圖紋の多様性と中國的な特色のため、古い彝器類とともに、同國に於ける古銅文物の中でも早くから珍重されて來た。このことは古い彝器類を主內容とした宋代の『博古圖錄』に、この古鏡類をも收錄してある點からも明白であろう。たゞし鏡鑑は尊彝の類が殷周時代に最もよくその特色を發揮したの對して、時代の下る漢と唐の時代に於ける實用を兼ねた工藝品である點や、またそれらの背紋に時代に依る差異がさまざまに表現されて珍重されたものである。中國の古鏡が漢代と唐代との間にはつきりした差異を持つことは既に『博古圖錄』收錄の遺品に、漢と唐それぞれの時代を冠した二區分が行われていることからも明らかである。卽ち漢代の諸鏡の背紋が帶圏の多い規矩的な構圖の、傳統的な禽獸と神仙の像であるのに對して、唐代の諸鏡は、むしろ規矩がなくなり、飾る圖像は華麗な華紋と禽獸、花枝、草花等を裝飾的に表わしたものや、さらに全面にそれらを繪畫的に表出したものが多く、また鏡形にも圓鏡以外のものが存在することなどが指摘できる。さらに唐鏡では、別に日本に傳存する當時の舶載鏡の示すように、その背紋を、平脫・螺鈿・貼銀などの技法で飾つた、當代の記錄に所謂「寶飾背鏡」のあることが擧げられるのである。

こうした漢唐兩鏡の珍重は明を經て淸朝に至るや、尊彝と並んでいつそう盛んとなり、それのみの蒐集圖錄も刊行されるようになつた。そして鏡背紋に就いても、考證學の發達に伴い、特に漢鏡の帶圏にある銘文に依つて、個々の實時代が確かめられることになつた。たゞ海獸葡萄鏡と呼ばれる特色ある鏡式にあつては、漢武帝の西域遣使張騫の史實と結びつけ、これを漢代のものとする宋代以來の見解が、銘文を缺くため積極的反證があげられぬことも手傳つて、依然として踏襲されていた。ところで前漢より六朝に至る前後數百年を超える長い期間に於ける背紋の變遷、それと唐鏡の連關の詳細な檢討、さらに遡つて漢鏡に先立つ鏡――それについては古文獻に周の後半にその鑄造を記しているにもかゝわらず――の追求などは、中國本土では殆んど行なわれることなく今世紀に及んだ。

このこされた重要な古鏡研究は、漢代以來の舶載鏡をはじめ、特に魏晉の時代鏡出土品に著しいものを持ち、更に奈良の正倉院をはじめ古社寺に盛唐の舶載品を傳存している日本に於いて、明治維新以後、新しく中國から流出した傳世の多數の遺品――本泉屋蒐集品の如きもその一つである――を加えて、近代的方法論による考古學により、その考究が行なわれることになつたのである。

こうした研究は、中國古文化の波及した四隣の國土で今世紀のはじめから新しく行なわれた遺跡の考古學術調査や、中國本土に於ける古代遺跡の新しい發掘による來歷の確實な出土鏡等によつて充足され、その變遷があとづけられることになつた。その上、從來全く遺品を缺いた漢に先立つ古鏡にあつても、一九二〇年代の初めの安徽省淮河流域の土木工事に依つて出土した一括遺物中に含まれた遺品にはじまり、引續き各地より、戰國時代鏡の數多い遺存が新しく知られることとなつた。この劃期的な新しい出土鏡の類には、既に漢鏡とその鏡體をひとしくしながら、しかも背紋は漢鏡と別個の特色を具えているものがあつて、その背紋のうちに前漢時代の背紋への連關を明示してくれると共に、他方、こうした鏡の起源の問題を改めて示唆してくれるものが含まれていた。就中、この起源の問題については、爾後の中國本土で行なわれた遺跡調査の結果、それが遠く殷周に遡り、しかもこの國土におけるものであつたことが想定されるまでに至つている。

一八七～一八八

泉屋蒐集の古鏡は蒐められた時期の關係から漢唐鏡を主とするが、以下、鏡の起源よりはじめて、時代による變遷の概要を最新の知見とともに記することにしたい。

二

改めて言うまでもなく、中國の古銅鏡は、西方の古代文化圏に行なわれた同質の映像の具に較べると、西方のそれが柄鏡であるのと異り、鏡背面に紐を通す鈕を持つ圓形で、その鈕は同時に背紋の中心ともなつている。たゞし近東地域には別に一層原始的な圓い靑銅鏡があり、また歐亞大陸の北部地帶には、背面に鈕のある素紋鏡が見出されていることなどから、中國鏡の出現時代と併せ考えて、西歐學者の間にはその淵源の西方にあろうことを、推測する人がいたのも當然であろう。さらに一九二〇年代のはじめ夥しい數の新たに出現した戰國時代の古鏡の背紋に、本來紋様のなかつた圓背に地紋を布置したものゝ目立つたことは、その時代に西方文物が北の徑路を經て中國に波及した別の徵證と併せて、この說の蓋然性を思わしめたのである。

然るに一九三〇年代になつて行なわれた周代初期に屬する河南省濬縣辛村古墓群の發掘調査で、その一基に近東のそれと同じ原始的な靑銅の鈕鏡の遺存したことが注意せられ、また時代のさらに遡る河南省安陽の殷代古墓群の

第八五圖　河南省上村嶺地區出土中周時代の古鏡

調査においても、孤例ではあるが、帶狀の鈕を繞つて圖紋を表わした凸面の白銅小圓形品が遺存し、こゝにその基くところが古くより古銅文化の著しく發達したこの國土にあることが新しく推測されることになつたのである。このことは、その後人民共和國になつて行なわれた黃河の治水工事に依る河南省上村嶺地區の周代中期に當る虢國の古墓群の調査における出土例によつても、よくそれが裏書きされる。凡そ數面を數えるこの上村嶺出土品は、僅かに緣の作られた素紋の帶狀鈕の靑銅鏡と、平な背面の帶狀鈕の四方に極めて古拙な獸形を表わしたもの（第八五圖の上）であるのは、明らかに濬縣辛村の素紋鏡と同系統であることを如實に示している。ところがそれらとは別に、やはり白銅質と覺しい背面に同じ帶狀鈕を繞つて當代の銅器紋と全く同じ虺龍絡みの主紋で飾る凹面鏡があつて（同圖の下）、この方は面に凹凸の違いこそあれ、上記殷墓に遺存した孤例と類似し、それとの繫りを思わしめ、また共に白銅質である點も注意を惹くのである。これらと全く同じ鏡の一類――それらは出土地が不詳で、時代は下るとされる――が古くからの遺品の中にも若干あり、それらは中周に於ける鏡の實際を示すと考えられる。たゞ既知の遺例、殊に特色のある後代の中國鏡との連りを具體的に示す遺品に至つては、これを將來の新出土品に俟たねばならない。

一八九～一九〇

さて過去四十年間に中國の各地方で新しく出土した多數の戰國時代の古鏡は、漢唐の諸鏡と同じようにその殆んどすべての鏡體が、白銅質で平滑な鏡面を具えている。鏡背の鈕は槪ね紐狀――時に獸形その他のものもある――をなし、緣は突起しその內側を七面狀に刳つたものが多く、鈕を繞つて背面全體に圖紋を鑄表わした點でも漢以降のそれとの間に基本的に變りはない。たゞし鏡背を飾る圖紋と表出には差異がみられ、そこに戰國時代の特色がよく示されている。洛陽金村の古城阯の韓家奧城をはじめ、その他有力者の墓の出土鏡の背紋には、別に圖紋を金銀錯で表わし珠玉を嵌したもの、あるいは彩畫鏡や、透彫のものなど、この時代の發達した技法を使用した精彩なものゝある點が注目せられ、それらは以後の鏡に於ても稀少なものである。一方鏡型においても圓形の他に方形をしたものや、平な鏡面に上記透彫、金銀錯などの鏡背を被せた二重體鏡があつて、その點では寧ろ戰國時代古鏡の多樣性が窺われるのである。

戰國時代の古鏡は、上述した戰國末期の安徽省淮河流域の出土品を下限に、遡つて前後四百年間に於ける特色ある鏡背の圖紋は固より一樣ではないが、多樣なその背紋を精查すると自から先後が示されていることに氣付くのである。まず筆頭におかれるべき一類は、鈕と緣との間に當代の古銅器に於けると同樣に變樣獸紋を單位紋として配置したものである（第八六圖の一・二）。これはとりも直さず歐亞大陸北部に於ける素文の鈕鏡や上記中周に於ける同樣な素紋の鈕鏡に新しく圖紋を加えたことを示すものと解せられる。ただしこの類でもその獸紋地は一樣ではなく、古い獸面を主にした饕餮紋を背合せに表わしたものや、絡んだ虺龍の既に圖紋化したものを全面に表わしたものなど幾つかの類型がある。そして後者では別に鈕を中心にして三乃至四の虺形を背紋とする次の發展段階を示すものも認められるのである。それらは表わされた圖紋より見て戰國鏡における古いしかも主な一類であつたことが知られるのである。

一　蟠螭地紋鏡
二　三虺地紋鏡
三　羽狀獸紋地五山鏡
四　獸紋地四獸鏡
五　八弧虺龍紋鏡
六　透彫四虺紋方鏡

第八六圖　戰國時代の諸鏡（其一）

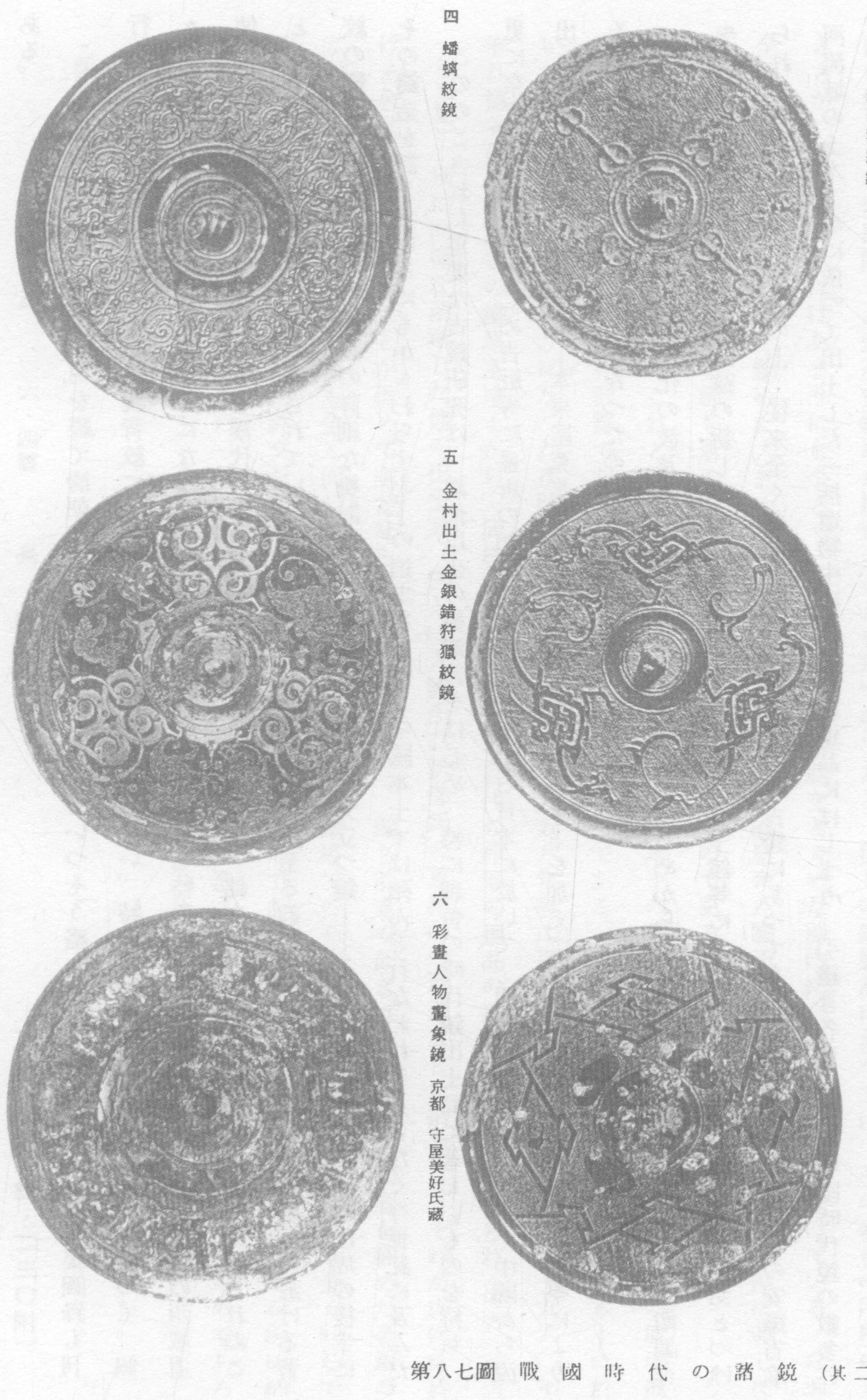

一　細地紋四葉狀鏡
二　細紋地三鳳鏡
三　細地紋菱形四禽鏡
四　蟠螭紋鏡
五　金村出土金銀錯狩獵紋鏡
六　彩畫人物畫象鏡　京都　守屋美好氏藏

第八七圖　戰國時代の諸鏡（其二）

である。ところがこれらの諸鏡のうち背紋の原初的地紋に、別に新しく種々の圖形を加えた頗る特長的なものがあつて、背紋の次の一類を形成している。それらの中には、鈕を繞る七面取りの圓圏と緣間の地紋上に主背紋として三乃至四個の脚尾の長い突線表出の獸形を加えたものをはじめ、全面の地紋の上に七面をした斜交の突帶を重ね布置し、その間に乳狀の花形を加飾したもの、あるいは菱形・連弧形などの圖形を重ねた類などがあるが、殊に周緣より斜行の丁字狀圖形を表わして、新しい構圖を作る所謂四山鏡が目立つのである(第八六圖の三・五)。この特殊な丁字形狀圖鏡は四個のものゝ他に三個から五個・六個とあつて、それぞれまた違つた様相のものが多い。この名の由來する四個のものでは、その間に更に他の圖形をも加えて、整好な一類の鏡背紋に定着しており而も當代の鏡として鑄成の優れた大形品に多くみられる。なお別に三山形の間に薄肉の犬、獸形を加えたものなどもあつて、戰國鏡中でも特色ある鏡式をなすのである。

次にそれらとは別に精細な幾何學紋を鏡背に布置した一類にもやはり著例がある。たゞし數多いこれらではすべて鈕を繞る圓圏や方格などを備え、緣も平面あるいは連弧紋などであり、その間に配した圖形もすでに圓背紋として整つたものである。卽ちその小形品では葉形・菱形その他種々の單位圖を巧みに組合せ、時に人物や禽形なども見られる。一方大形品は三乃至四の既に圖案化した禽獸形を影繪的に表わした頗る優れたもので、圓背紋として間然するところなく(第八七圖の二)、それらは戰國中期の鏡式を示すものと言える。

以上の諸鏡の鏡背では、その地紋と、それに加えた圖紋とが併せ見られて時代の先後を示唆するものであるが、それとは別に、同じ戰國時代の遺品に、上記中周鏡に一例のあつた鈕を中にして圖像を表わしたものがあつて、それらは單に鏡背に鑄出したものよりも上に觸れた技工的に特殊な鏡に目を惹くものが多い。そしてこれらは戰國時代の後半に於ける主要な鏡式をなし、また虺龍紋を主としたものでは明らかに上記細地紋式鏡における紋様と連關するのである。

一九一～一九二

さてこの類で鏡背を透彫にした方型・圓型の二重體鏡は、鈕座を中心に三乃至四の細長い絡んだ虺形をアラベスク風に全面を飾つてたもので(第八六圖の六)、その一部に嵌珠があり而も薄肉で表わした背紋は時代の遡ることを示し、頗る見るべきものである。次に彩畫鏡では、直徑三五糎を超える圓圏のある大きい鏡背に、時代の特色を示す鳳禽形を繞らしたものや、人民共和國になつて發掘調査の行なわれた河南信陽の古墓の一例が示す、既に圖紋化した渦雲獸紋を巧みに鏡背に描いたものが目立つ。特に後者は戰時中輝縣古墓より出土したと傳える明器の黑陶鏡の背紋がすべて同じである。更に時代のほゞ明らかな洛陽金村古墓から出土した金銀錯の狩獵紋鏡、同じ古墓から出土したと覺しき彩畫の大鏡の如きに至つては(第八七圖の五・六)、圓鏡の背紋として間然するところのないもので、表わされ、また畫かれたその人物圖像の稀に觀る精彩さは、まさに唐代の寶飾背鏡に比肩されるものである。孤例ではあるが鏡背の圓い鈕を中に黃金の突線で劃して、その間に渦雲の練り玻璃板とねり紐狀玉を嵌入した鏡の如きも、やはり同じ珍稀なものとして併せ擧ぐ可きであろう。

彩畫銀錯紋鏡に於ける背紋には、このほかにも平な緣に近く緣取りの彩文象嵌帶を繞らし、廣い全面に大きく三虺龍の巧みな廻文を表わし、色彩の美を兼ね示したものや、相似た古拙な三虺紋を鑄沈めた二重體鏡などがある。また二重體鏡の背紋が透彫でなく、丸彫で多數の細長い虺龍を絡ませたものを獸鈕の周圍に美事に鑄表わしたものを、別に刻紋のある鏡體に嵌め込んだものまで見られる。背紋として既に整美な型式を完成しているそれらすべてが、いずれも當代の進んだ技法を驅使する優れたものであることは、この種の古鏡がなお前後の時代に稀少なこと

第八八圖　淮河流域出土蟠螭鏡

と相俟つて、特色ある中國の古鏡が、この時代に於いて發達の一頂點をなしていたことを改めて認識せしめるのである。

このような戰國時代の一見特殊な優れた諸鏡と並行して、上記白銅の鏡背のものには、既に擧げた細地文に虺龍その他の圖象を影繪的に配した一類に、なお四葉形、幾何學的な菱形その他を加え、一層整つた背紋を作りあげているものがある(第八七圖の三)。それらとは別に鈕を繞る圓圏と七面の緣の間に、まず薄肉の古拙な虺龍の絡んだものを三方に配置し、その緣邊を大きさに應じて適宜に取除いた類も目を惹く。これら數多の背紋鏡では、もとの細文地はたゞ痕迹をのこすのみで、絡んだ虺龍の主紋は概ね圖紋化し、表出に差異をもちつつ、鈕を中心に一層整つたものとなつている。これが蟠螭鏡と名づけられている一類である。この鏡式では、その主紋に圖案化の先後があるのと併せて、帶圏の他に菱形・雲雷形・一種の古拙な葉形等を以て飾る多様なものがあり、更に同じ表現で禽獸・人物・山岳等の廻文をも見るのである(第八七圖の六)。

こうした特色ある蟠螭紋鏡は、早く故富岡謙藏がすでに銘帶を具えるが、圖紋より考えて漢以前の鏡と認定したものである。そして戰國鏡中最初に知られた淮河流域出土品中の主要なものであつたことは、それが戰國後期の代表的な鏡式であつたことを物語つてくれる。さらに淮河流域出土品に、全く同じ鏡式で方格・帶圏等に新しく銘文を表わしたものがあり、その文章中の「修」なる用字に依つて、前漢初期に同地に勢力のあつた淮南王代の造鏡たることが確められる點も注記される可きであろう。

以上戰國時代に於ける主要な鏡背の圖紋は、中には背面に單に地紋的にそれを布置したものもあるが、その殆んどが中周の鏡に於けると同様に背紋としての圖像をかざつて、既に進んだ段階にある多様なものと言える。それらには優れたものが多く、その背紋の表出は同鑄のほか、從來の古鏡を凌駕したものがあり、中國鏡として注目されることである。その後半にあつては、鈕を中にして絡んだ虺龍の背紋を持つ蟠螭鏡が主であつて、次の時代とよく連關を示すとともに、それ自身もまた時代の様相を具象したものである。

三

今世紀まで中國の鏡鑑で最も古いとされていた漢鏡は、周知の如く、夥しいそのすべてが映像の具にふさわしく面の平な圓い白銅質のもので、鏡背には鈕(概ね半球形)と緣との間に帶圏を畫して圖像を配したものである。從つてそれは前記の戰國時代の鏡式に基くものであることは改めて言を要すまい。これを實物に就いて觀ても、例えば既に觸れた蟠螭鏡の如く、前代の鏡と主背紋を同じくするものがあるのである。たゞしこれらの漢鏡は鈕、緣などに差異があるのをはじめ、作行等も厚手となり、殊にその背面の圖紋に於いては、緣と鈕との間に方・圓その他の規矩形を加えて、圓背の裝飾として一層とゝのい、それに新しく銘文を表わした帶圏を具える點は戰國時代の諸鏡に較べて、それ自身一の類型をなすのである。また背紋そのものも、前代の虺、龍等を主とした裝飾的なものから銘帶の文章に表わされるような、思想的な圖像のものが主となり、この圖紋の差異と、王莽時代以後の鑄造の年記の明らかな鏡に依つて、主要な鏡式の變遷が確かめられるのである。

一九三～一九四

いまそれを前漢時代の鏡について見ると、既に觸れた前代の蟠螭鏡に新しく帶圈に銘帶を繞らしたものや、同じ蟠螭紋に規矩を加え、虺形を均勢に配したもの、他に、これも虺龍を主紋とする新しいものとして、細長い同じ形態の虺龍で部分が突起した薄肉表出の寧ろ古拙なものを、鈕を繞る方格や圓圈の間に整齊に配したもの（第八九圖の一）をはじめ、廻文の四個の龍體の局部が全く突乳化して、鈕もやはり突乳狀となつた、所謂九曜の山丘とも見える特殊な作りの百乳星雲鏡が目立ち、それらの中間的な遺品と共に前漢の一聯の鏡式をなしているのである（第八九圖の一・二）。それと共に內廓に古銅器紋に見る虺龍をZ字狀に全く圖紋化した突線紋に、禽形を添えたりしたものを四乳の間に配した所謂四花鑑（四虺鏡）も少くなくない（第八九圖の六）。裝飾としての背紋鏡では、なお別に鈕を繞る方形の區劃內に、新しく吉祥の三字乃至四字の銘辭を配して、突起した連弧緣との間に同じ虺龍の外に葉形の古拙な羽狀紋と乳との巧みな構圖の方格四乳葉紋鏡（第八九圖の三）がある。

更に鈕を繞つた背面に八弧紋帶とか、突起した重圈の突帶間に、時代を特色づけるゴチック式の漢隸の銘文を主とした日光鑑をはじめ、明光鑑・淸白鏡等銘辭に依つて古くから名づけられていた鏡式に一層特色あるものがある（第八九圖の四・五）。而もこの類の銘文は方格葉紋鏡に於けるそれと同樣な「見日之光、天下大明」等の四字句の吉祥句のもの丶他に

結心相思、幸毋見忘、千秋萬歲、長樂未央

とあるのをはじめ

道路遠侍前稀、昔同起予志悲、君有行妾有憂、行有日返無期、願君强飯多勉之、仰天大息、長想思毋久忘

日有喜月有富、樂毋有事宜酒食、居心安憂患竽瑟侍心志蘿、樂已哉

一九五～一九六

など詩的情緖の豊かな文章をなすもの、また

湅冶銅華以爲鏡、昭察衣服觀容貌、絲組雜還以爲信、淸光兮成宜佳人

湅冶銅華淸而明、以之爲鏡而宜文章、延年益壽而辟不羊、與天無極如日月之光、長樂未央

の如きものなど頗る多樣であつて、前代に於ける鏡背の圖紋を主としたのとは甚だ異なるものがある。これらの諸鏡はやはり上記の諸鏡と同じく鏡體は厚手で、緣は多く突起し、文體と併せて前漢時代の主な一鏡式たることを明示するのであつて、大小の出土品が多い。そして朝鮮半島の漢樂浪郡時代の遺跡からの新出土品に、

居攝元年自有眞、家當大富、糴常有陳、□之冶吏爲貴人、夫妻相喜、日益親善

と鑄造の紀年を明記した同じ書體の銘文の內行弧紋圈鏡があるのは、この鏡式がつゞいて鑄造されたことを證據づけるのである。

前漢時代のこうした背紋の諸鏡式に對して、西紀前一世紀の後半になると、鈕が半球形で幅廣い平緣の鏡背に、もと構圖の一部であつた帶圈が主紋に變つた所謂內行花紋（弧紋）鏡と、方格規矩の間に四神その他の圖像を巧みに配置した平面的表出の四神鏡という新しい二鏡式が目につきはじめ、特に後者はその銘文の初に漢と明記し、またそれが尙方官工の鑄鏡であることを示す點が注意を惹くのである。

內行花紋鏡は本來鈕と平緣との間に、もと帶圈として使われていた連弧紋を主紋として、鈕を繞る大きい四葉座間に「長宜子孫」の銘字を配し、更に緣に近く圓渦と直線を交互にした幾何學紋帶を繞らす、裝飾的な整つた一型式をなすものである。これに較べると全く同じ鏡體である方格規矩神獸鏡の鏡背は、前漢鏡に見られる鈕を繞る方格に、T・L・V字狀の規矩と乳紋とを均當に配置し、その間に線表出の靑龍・白虎・玄武・朱雀の古代方位の象

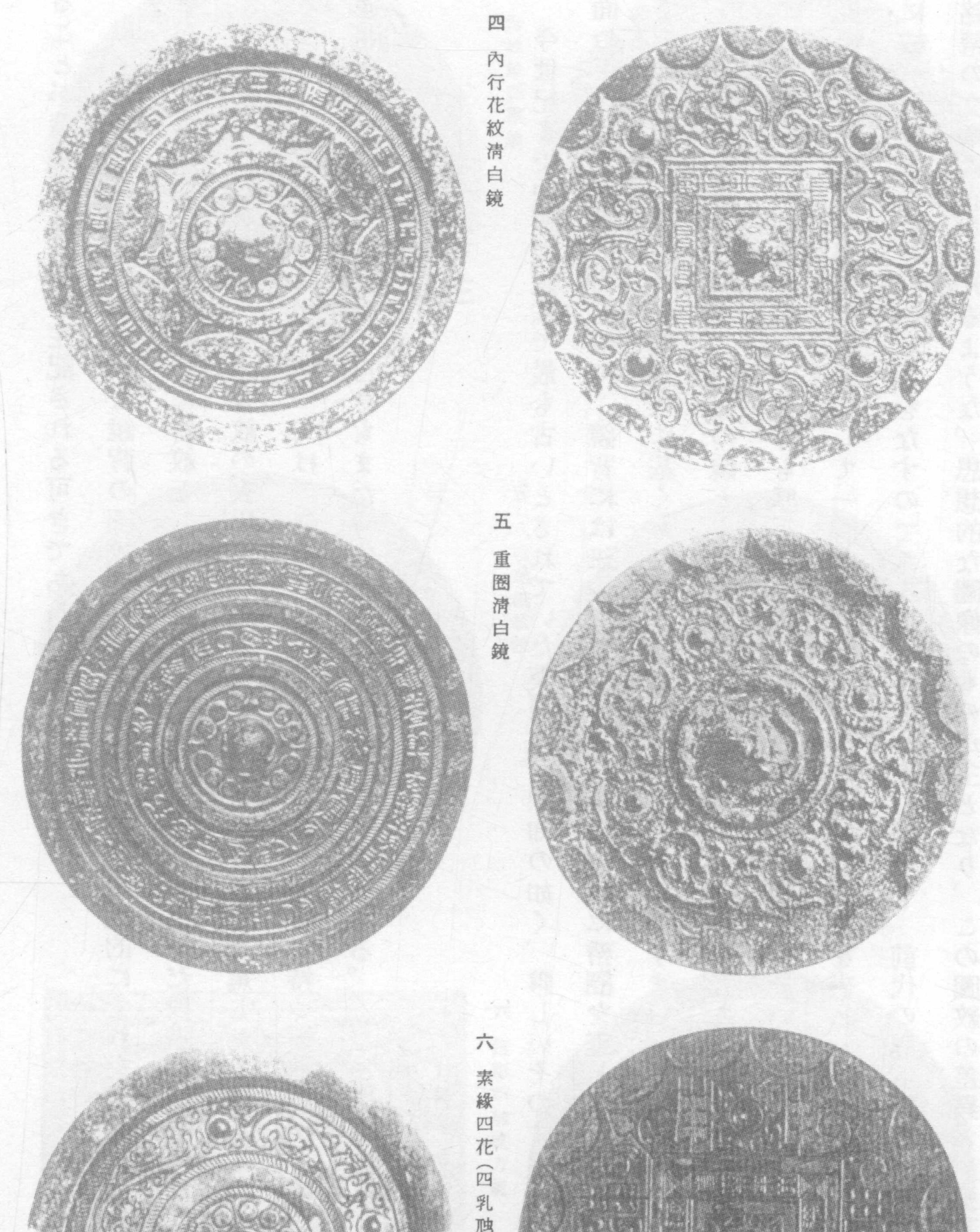

一　方格四乳虺龍紋鏡
二　四乳虺龍紋鏡
三　方格四乳葉紋鏡
四　內行花紋淸白鏡
五　重圈淸白鏡
六　素緣四花（四乳虺紋）鏡

第八九圖　前漢時代の諸鏡

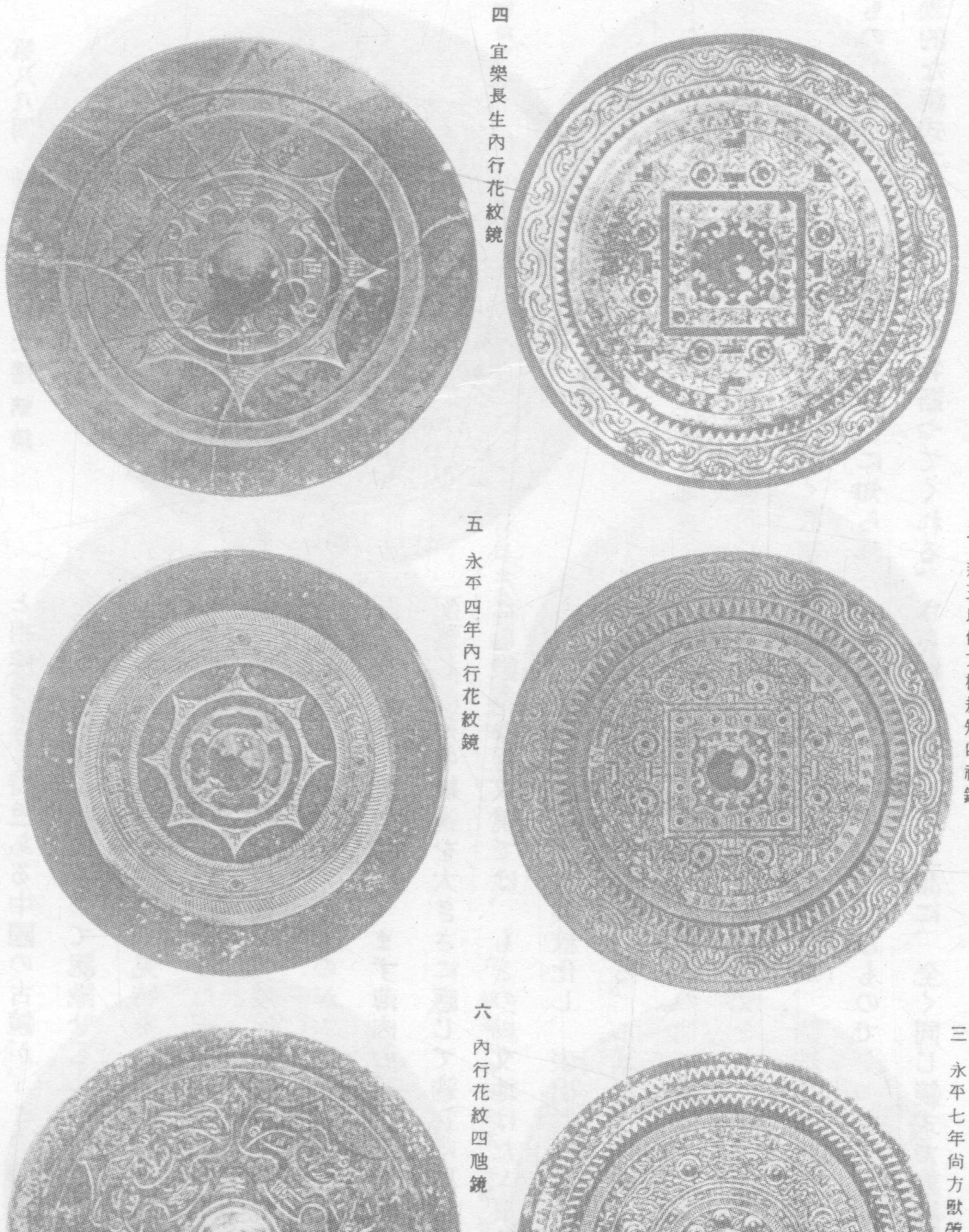

一　鎏金流雲紋方格規矩四神鏡　天理參考館藏
二　新王氏作方格規矩四神鏡
三　永平七年尙方獸帶鏡
四　宜樂長生內行花紋鏡
五　永平四年內行花紋鏡
六　內行花紋四虺鏡

第九〇圖　漢代中期の主要二鏡式例

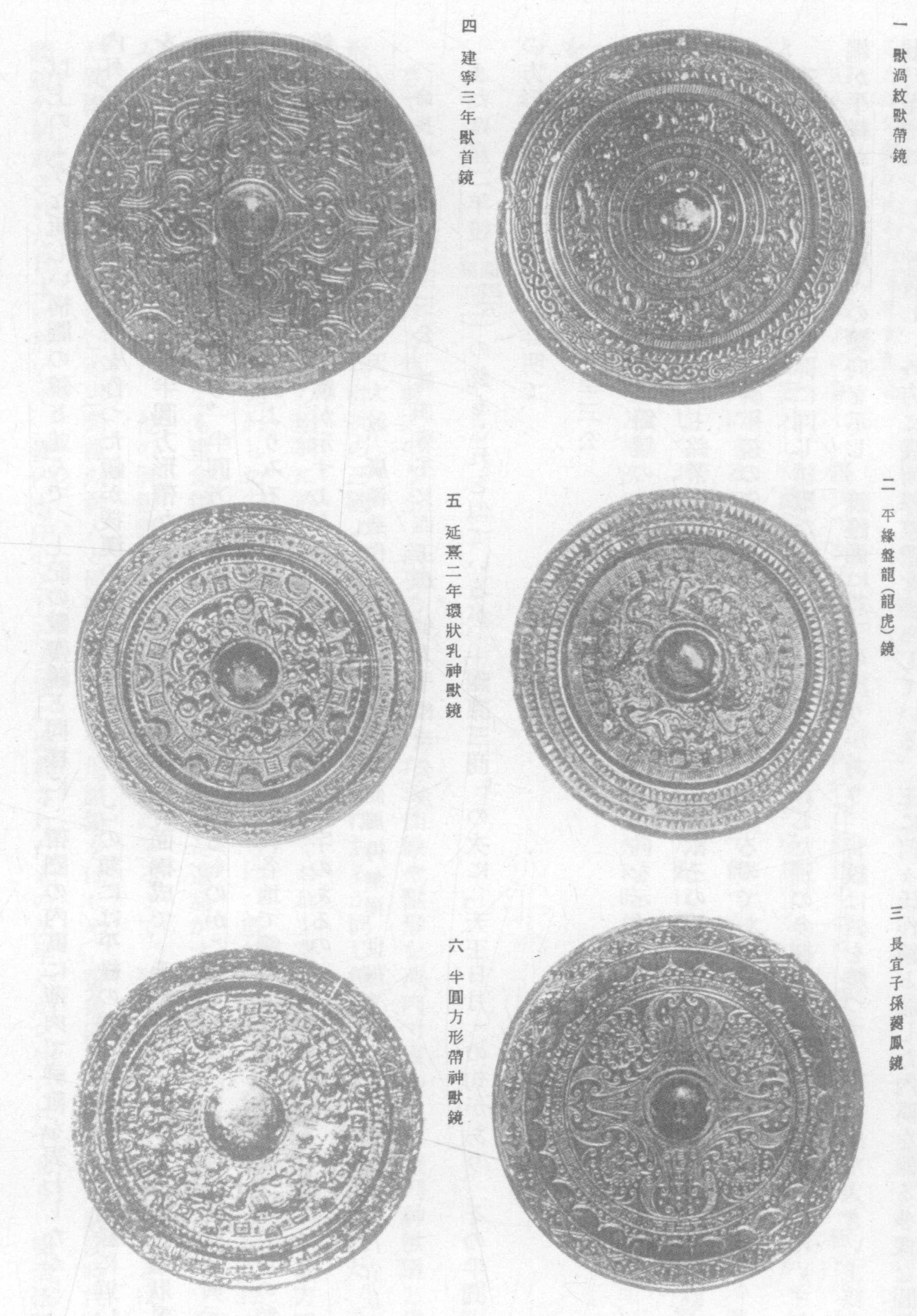

第九二圖　後漢時代の主要鏡式例

第九三圖　漢末魏代の主要鏡式「三角緣神獸鏡」諸例

一九七～一九八

徴たる四神の圖象を表わし、平緣にも雄勁な流雲紋その他の圖紋を飾つたものであつて、その方格には十二支の文字を配し、また主紋區を繞つた帶に長い銘文を表わすなど、その構圖は實に整齊なものである。なおこの種規矩四神鏡にあつては、背面の帶圈・乳・圖紋などの一部を除いた部分に他の物質を塗沫したものが多く、時に鎏金を以てした豪華なものもある（第九〇圖の一）。これら諸鏡の銘帶の銘文のうちに、例えば

上大山見仙人、食玉英飲澧泉、駕交龍乘浮雲、白虎下兮直上天、受長命壽萬年、宜官秩保子孫

第九一圖　始建國二年帶圈規矩四神鏡拓影

をはじめ、その他同じような當代の神仙の思想を表わし、よく主紋と相應ずるものがある。而もその標式的な遺品に「尙方作竟」にはじまつて、

四夷服、多家國家人民息、胡虜殄滅天下復、風雨時節五穀熟、長保二親得天力、傳告后世樂毋亟

のように國家の繁盛を謳歌した漢の官工の作鏡であることが明らかなもの、あるいは「漢有善同出丹陽、和以銀錫」ではじまるものなどがある。同じ鏡式の王莽時代の遺品には銘文の尙方作竟を「王氏作竟…多賀新家」と代える以外全く同文のもの〻他に（第九〇圖の二）、別に

新興辟廱建明堂、然于擧列侯王、將軍令尹氏所行、諸生萬舍北方、樂未央

なる王莽の業蹟を誇示したものもある。なお鏡背の構圖を他と異にし、圓圈內に規矩を配した四神鏡（第九一圖）に

唯始建國二年新家尊、詔書□下大多恩、賈人事市不財畜田、更作辟廱治校官、五穀成孰天下安、有知之士得蒙恩、宜官秩葆子孫

と紀年をも記したその一層特色あるものが殘つている。それらの銘文はこれらが同時代に於ける重要な鏡式であつたことを明示するものに他ならない。この種の尙方作四神鏡は後漢になつても、上記の王莽時代の一鏡に於ける方格に代えるに、幅廣い帶圈の四葉座乳の間にほゞ同じ四神と三瑞を表わした所謂獸帶鏡と共に、依然盛んに鑄造されたのであつた。たゞし時の經過と共にこの方格規矩四神鏡は次第に背紋が簡略化され、四神を他の圖象に代えるものが出現し、銘文にあつても節略、下半を切句するものとなり、また初の句に上方作をはじめ何々作竟とあるものが多きを加えて漢末に及んだ。これに較べると圓圈に四神を表わした一類では、かえつて帶圈を整え、圖像も多樣化し、かつ主圖像は薄肉で表出された所謂獸帶鏡となつて、後漢時代における特色ある一鏡式を形成するに至つている。それらとは別に內行花紋鏡も――それは朝鮮半島の漢の樂浪郡時代の古墓で前漢末より、王莽時代に亙る紀年銘のある蜀の官工で造られた漆器類と同存する――その最も整美なものが、後漢の永平七年の紀年鏡（第九〇圖の三）と同一であることで、同樣存續したことが確かめられる。そしてこの類では鑄鏡の盛行につれて、主圖紋に部分的な差異のあるものが並び存するが、これまた時の經過と共に簡單化の傾向が看取される。

然るに後漢時代には、上記居攝元年鏡にはじまる鑄造の紀年を示す遺品その他に依つて、それらとは別に、古い禽獸形を主紋とする新しい鏡式に目立つものが表われる。その一に古く北周の庾信が盤龍鏡と名づけた薄肉の龍虎を主紋としたものがある。この種の鏡は半球形の鈕を恰も獸の體軀に擬し、相向う龍虎の上半と後脚とを內區の主

紋として、高い平緣に幾何學紋帶を配したものである。銘帶の文章は

青蓋作竟四夷服、多家國家人民息、胡虜殄滅天下復、風雨時節五穀孰、長保二親得天力、傳告后世樂毋亟

とあつて（第九二圖の二）さきの漢尙方鏡のそれを踏襲している。ただしこの鏡式は一樣ではなく、大きい獸帶鏡の內廓にそれを表わしたものや、漢末・曹魏時代の所謂三角緣神獸式鏡の神獸に代える主紋として大きく表わしたものなどがあつて、同じ鏡式が永くつゞいて行なわれていたことを示すのである。

次にこれも新しい背紋鏡として、古拙な虺龍紋を平面的に表わした古い樣式を承けたものながら、鏡體は平で、緣が目立たず、鈕を繞る四葉形は大きい糸卷狀をなし、うちに吉祥の文字を表わし、四方に相向う夔鳳形や、渦雲紋內に獸面を表わす夔鳳・獸首の兩鏡が擧げられる（第九二圖の三・四）。主紋こそ違うが構圖を全く同じくした兩者が後漢時代後半の鏡式の一類であつたことは、紀年銘獸首鏡や尙方作鏡の銘を持つ遺例の少なくないことから明らかである。そして古い圖紋の相向う夔鳳鏡には鐵鏡もあり、背紋を丹念に刻出して、うちに金銀錯で豊飾する漢鏡として優れたものが含まれる。これらの鏡には何々氏作鏡の銘を持つものが並び存し、一方その主紋にも差異が見られ、糸卷形內の副銘も「長宜子孫」の他に「位至三公」などあつて必ずしも一樣でない。建寧二年獸首鏡の主銘には、

建寧二年正月廿七丙午、三羊作明竟自有方、白同淸明復多光、買者大利家富昌、十男五女爲矦王、父嫗相守壽命長、居世間樂未央宜矦王、樂未央、

とあつて、作鏡の意味に漢盛時のそれと異なるものゝあるのが興味を惹く。なおこの種の夔鳳鏡は紀年鏡例から考えると、圖紋が便化しながら三國時代にも行なわれ、さらに六朝時代の佛像をその連弧圈內に表わしたものもあつて、やはり永くつゞいた鏡式であつたことが認められる。

以上のような新しい構圖の鏡と並んで、上記の獸帶鏡と同樣に、帶圈の內區に薄肉で神獸を表わしながら、而も內外區の間に新しく突起帶を作つた鏡が後漢の中期に現われる。この類には平緣の端が突起して三角緣に近い形狀をなし、而も主紋區の外側に半圓方形帶なる帶圈を加えた複雜な背面構成で、その神仙と怪獸も一部が環狀乳となるなど圖案化されたものである。半圓方形帶環狀乳神獸鏡と呼ばれるものがこれである。この種の鏡は元興元年鏡をはじめ、年紀を表わした鏡例よりみると、尙方の官工をはじめ當代各地で鑄造されたものであつて、その鏡の主銘文には次にあげる元興元年鏡が示すように、東王父・西王母の文字のあるのが注意を惹く。

元興元年五月丙午日、天大赦、廣漢造作尙方明鏡、幽湅三商周得無極、世得光明長樂未央、富且昌宜矦王、師命長生如石、位至三公、壽如東王父西王母、仙人子位至公矦、

また延熹二年鏡（第九二圖の五）の銘もこれと似ているが、「幽湅三商」の次に「天王日月」の句があり、その半圓方形帶の方形格內にある副銘も鮮明で、

吾作明竟、幽湅三商、位至三公

とあつて、書體と併せてそれは鑄鏡のより一般化していた時代の傾向を示すものである。

なおこの種鏡式では、外區の主銘帶の部分に、新しく繪畫的な禽獸その他の圖像を廻紋で飾り、銘を半圓方形帶の方格に配した、後の畫文帶神獸鏡の先驅をなすような鏡も見られるのである。

次にこの時代、鏡背の內區に同じ神獸などの圖像を大きく表わした別の多樣な一類がある。それらはいずれも緣端が平緣から三角緣への變向を示し、鏡體面に若干の反りがあり、背紋は鈕を繞つて、繪畫的な大きい主紋を放射狀乃至廻紋として配置し、外方に幾何學紋帶を繞らしている。主に何々氏作鏡と記した內區を飾る多樣な圖像中一

一九九～二〇〇

番多いのは、有翼の神仙の坐像――それには東王父・西王母なる題名を附したものがある――と龍虎を交互に配したものであるが、時に鹿・馬等を龍虎に代えた場合もあり、別にこうした主圖像に車馬・人物等をあてたものが少なくなく、史上に名ある人物を表わしたものも見られる。而もこれらの圖象の表出は普通の薄肉でなく、山東省をはじめ各地の後漢時代石闕の畫象石の表現と共通點を持つことが目立つ（第九三圖の一・二）。この一類は一般に畫象鏡と呼ばれているもので、やはりこの時代の特色ある一鏡式をなすのである。やはり神仙・獸形の圖像を用いつつ、畫像鏡と違つた彫塑的な表出の所謂神獸鏡も、前者も同じく後漢代の後半に盛行したことは、大形のその優れた遺品が一九三〇年代に開掘された浙江省紹興地區の古墓群で、後漢三國時代の半圓方形帶神獸鏡と共存する注目すべき事實に依つて知られるのである。そしてこの類には獸形のみではあるが、中平六年四獸鏡のようにその鈕に珠紋を表わし、雄勁な獸の間に副銘をいれた方格があつて、

中平六年正月丙午日、吾作明鏡、幽湅三羊自有巳、除去不羊宜孫子、東王父西王母、仙人玉女大神道、長吏買竟位至三公、古人買竟百倍田家、大吉、天日月

のような長文の主銘のあるものもある。また扁平な大きい鈕を中心に階段狀に有翼の神仙を並列し、四隅の間隙に四靈獸を配した重列神獸鏡（第九三圖の三）には、後漢末の建安年間の紀年鏡に優れたものがあつて、その十年鏡の銘は次の如くで、鏡背紋と相俟つて、時代の思想的な背景が見られるのである。

吾作明竟幽湅宮商、周羅容象五帝天皇、白牙單琴黃帝除兇、朱鳥玄武白虎靑龍、君宜高官、位至三公、子孫番昌、建安十年朱氏作大吉祥

後漢の後半には如上の多樣な諸鏡式に加えて、他にも鈕を中心に上下又は左右に鏡背を區劃し、それに畫像や、古い虺龍の便化したものを表わしたものなどがあり、それらは時代相と相俟つて鑄鏡の一般化したことと表裏するものである。またそれと共に古い鏡式を踏襲したものも並び鑄造されたことは、次代の紀年鏡の例からも推測されるのである。

以上はそれに先立つ戰國時代の鏡式をうけ、既に鏡背の裝飾としてかなり定形を作り上げていた漢鏡について、その背紋と新しく加えられた重要な銘文に依據し、これに考古學上時代の明らかな新出土品の知見を加え、前漢初より後漢末に至る前後四百年間に於ける主な鏡式を列擧したものである。いまそれらの諸鏡式を顧みると、その中には時代に依る先後を自から示すものがある。就中、前漢末に於ける方格規矩四神鏡の類は、それまで裝飾的だつた背紋に時代を特色づける思想的な圖像を使用したもので、

第九四圖　流雲紋獸帶四神鏡鎔笵片拓影

而も漢宮庭の尙方の官工鑄造であることは、それが同時に漢鏡を代表する鏡式であることを示すと言えよう。即ちその鏡體は漢鏡として最もとゝのい、當時銅山として著名だつた江南の丹陽の銅に銀錫を加えた合金からなり、また一部に鎔笵の斷片が殘存（第九四圖）することと、同笵所鑄と認められるものが遺存することより、中國古來の砂笵に依つて御府の官工で鑄造せられた具體例と見做し得るのである。そうしてこの特色ある大小の鏡式が後漢時代を通じて永く行なわれたことは、鏡銘に「王在今魏」の銘のある遺品の著錄されたものゝある

二〇一～二〇二

ことから確かめられるのである。

尤も後漢時代に入つて右の新しい鏡式である規矩四神鏡、內行花紋鏡の他に、平滑な背面に夔鳳・獸首等を主紋とするものや、薄肉で龍虎を表わした盤龍鏡などがあつて、背紋の多樣化を示すのは上述の通りであるが、その殆んどの鏡體は單に緣の細部を異にするのみである。また背紋を神仙で飾つたものにあつても、內外區を分つ突起帶に、半圓方形帶を加えて複雜化しており、また圖像での表出が薄肉な點は既に記した如くであるのは、後半期の鏡銘が何々作竟と記していることと相俟つて、鑄鏡の一般化の傾向の外に時代の世相がその上に投影せられているのを思わしめのである。

四

さて後漢の後半に於ける諸鏡式のうち、前項の終りに擧げた神仙像や獸形を薄肉で表わした重列神獸鏡と半圓方形帶神獸鏡は、夔鳳鏡等と共に次の三國より南北朝初にも小形ではあるが同じ鏡式がつゞいて鑄造された。このことは今世紀に入つて上記江南の紹興に於ける出土の同代紀年鏡がよくこれを實證するのである。しかし他方で、それらと伴出したやはり薄肉で表わした三角緣の畫象鏡乃至神獸鏡などは、既往の中國本土出土品においてはなおその例が必ずしも多くはない。尤も畫象鏡は周仲作竟の銘のある優れた遺品がすでに宋代に著錄されており、そのふみかえし品も多いのであるが、他の神獸鏡と共に現實には今世紀に至るまで、殆んど出土例を缺いたことは一見甚だ異樣であつた。然るにこの三角緣の神人と怪獸で飾つた大形諸鏡をはじめ、畫象鏡などは、遠く前漢時代から中國鏡の舶載された日本に於いて、畿內を中心とした古墳に副葬されたものが早くから知られており、明治維新以後の土地開發などで新しく出土したものが二百數十面を數えるのである。日本に於けるこうした夥しい數の遺品は、まさに『後漢書』や『三國志』の魏志に見える後漢中期以降の倭國の度々の朝貢の記事にあるのとよく吻合するものである。その上畫象鏡類をはじめ、三角緣神獸鏡に同笵品の少なくないことは、これらの鏡が當時一括して舶載されたことをも裏書きするものである。

數多い日本出土の三角緣神獸鏡は、これを當代の紀年鏡に見られる半圓方形帶の神獸鏡に較べると、いずれも鑄成の佳良な大形品であつて、有翼の神人の座像と獸の側面形を主圖象とし、その數と配置に違いがあるのみでなく、他の圖形をも交えたり、乳においても他に別な圖形を加えるなど一層整好なものが多いのである。一方銘帶には獸形や、S字形華紋などを配し、「天王日月」の句を配した方格を持つものもあつて、この種鏡式の全貌を知ることができる。その銘文には

新作大竟幽湅三剛、配德君子淸而且明、銅出徐州師出洛陽、周文刻鏤皆作文章、左龍右虎獅子有名、取者大吉長宜子孫、

のように、徐州の銅を使い洛陽で鑄成したことを明示する數面の同笵鏡（第九三圖の四）が出土しており、また主紋樣はやゝ違うが魏の正始元年の紀年銘のあるものもあつて、この鏡式が三國の魏朝の鏡式であることが判明する。なおつけ加えればこれらの鏡式は南方呉の紀年鏡に見られる半圓方形神獸鏡の類とは異なるものがあり、またこゝで既に記したものと全く同じ三角緣の鏡背に大きく盤龍鏡を配した三四の同笵鏡のある點が指摘できる。

後漢の後半に於ける右の鏡式が魏代に於いて最も目立つものであるのと並んで、他方半圓方形帶神獸鏡に於いても、既に擧げた漢中期での主圖形の絡んだ神人像が全く動的で巧緻な姿態となつており、その銘帶に當る部分に飛

二〇三～二〇四

一 畫文帶神獸鏡
二 魏景初四年獸文帶神獸鏡（日本出土）
三 畫文帶四佛四獸鏡（日本出土）
四 建初□年畫文帶神獸鏡
五 西晉泰始六年畫文帶神獸鏡
六 建武五年畫文帶神獸鏡

第九五圖　魏晉六朝の畫文帶神獸鏡

一 狻猊方格獸帶鏡
二 方格四神十二支鏡
三 團華十二支鏡
四 狻猊十二支海獸葡萄鏡
五 狻猊飛禽迦陵頻伽紋鏡
六 狻猊禽獸華紋鏡

第九九圖　六朝末唐初の諸鏡

翔する異禽と疾驅する怪獸並に六飛龍が曳いた船舶と覺しい圖形等を表わす繪畫的な帶紋を持つ鏡式の多いことが目立つ。そして半圓方形帶の方格內の銘は「吾作明竟幽湅三商」にはじまる他と違つた長い文章で、半圓方形帶の半圓形上にも種々の圖紋を表わしてある。畫文帶神獸鏡がそれである。この種の鏡も日本古墳の出土品に細部に差異を示す大小の遺品が多く、その中には魏の景初三年の年紀の入つた大形品もある（第九五圖の二）。こうした鏡式が六朝初期に於ける主要な一鏡式であつたことは西晉の泰始六年の紀年鏡が同式であるのをはじめ（第九五圖の五）、その日本出土の三十餘面を數える整美なものゝ中に、道家の神仙像に代えるに六朝時代の佛像を以てした數面の同笵鏡（第九五圖の三）のあることがよくそれを實證する。更にこの鏡式の特色を具えながら而も內區の主像が高浮彫で、稀に見る鑄成の優れた大形品がある。それは南齊建武五年の紀念的な特殊な銘文を持つ中國出土の同笵鏡で、日本とカナダの Royal Ontario Museum に現存している（第九五圖の六）。

六朝時代に於ける主な鏡式は前記の整美な畫文帶神獸鏡と、現存の同代前半の紀年鏡が多い半圓方形帶神獸鏡で、後漢末に見られた鏡式が型式化しつつ引き續いて行なわれたことが認められる。たゞしそれらの背紋の多くは簡粗となつたもので、時代の下つた紀年鏡では單に內區に紀年の文字のみを主とした小鏡であることは鏡例の示す如くである。この點は既往の中國の出土品に就いて見ても同樣で、古い鏡式の便化したものが主流をなし、新しい鏡式と認められるものがなく、今世紀になつて發見された同代の確實な出土品中でも殆んど知られていない。他方、後漢以後數多い日本國內の出土鏡にあつても、上記の畫文帶神獸鏡を除くと、前代の諸鏡式の仿製品が主であつて、舶載品に殆んど見る可きものがないのである。中國本土に於ける六朝時代の古墓の調査は、現狀では時代の遡るものに較べてなお殆んど行なわれていない。從つて將來同時代の確實な遺品の出土は十分豫想されるところであるが、

二〇五～二〇六

上述した現在の知見から考えると、六朝時代の約二百年間は全土に亙る激しい南北の爭亂、殊に北方の中原に於ける混亂した社會狀勢の下に於いて、漢代以來盛んであつた鑄鏡が一時衰退をきたしたことは當然想定してよい事象でもあろうと思われる。

漢より六朝に至る古鏡鑑の沿革と連關して、こゝで併せ記すべき考古學上の顯著な事實は、それらの鏡が早く四隣の國土に傳えられ、日本の上古に特にそれが多かつたことである。既に觸れたように、これら舶載鏡の出土品は、各時代に亙つて夥しい數に上るばかりでなく、優れた性質のものがあり、加うるに、それらに倣つた、而も單なるふみかえしでない、我國獨特の背紋を持つものが製作されていることが注意される。

さて中國の古鏡の日本への舶載品が、遠く戰國時代にまでも遡ることは、筑前三雲遺跡出土の一例がこれを示すが、前漢時代になると、北九州須玖・飯塚市立岩出土の甕棺墓の副葬品に著しいものがある。漢盛時の方格規矩四神鏡・內行花紋鏡の完好品では、北九州のみならず後漢時代の諸鏡式と共に、近畿地方の古式古墳から多數見出され、降つて後漢末より魏晉に至る三角緣神獸鏡・畫文帶神獸鏡になると、殊に夥しいもののあるのは既に記した如くである。これは上古において異國の優れた鏡が本來の實用を超え、寶器としても珍重せられたことを物語るものであり、同時にそれが仿製品の鑄造せられるに至つた理由に他ならないであろう。

中國古鏡の仿製は、朝鮮半島に於いては古い特殊な多鈕細紋鏡の鎔笵の出土で確められるが、南鮮から北九州にわたり、前漢時代の日光鏡等について、小形ではあるが單なるふみかえしではなく、それに倣いながら表出に自から特色のあるものが作られて、舶載品と同時に遺存したことが確められる。そしてこの種仿製鏡は、彼土の鏡鑑が

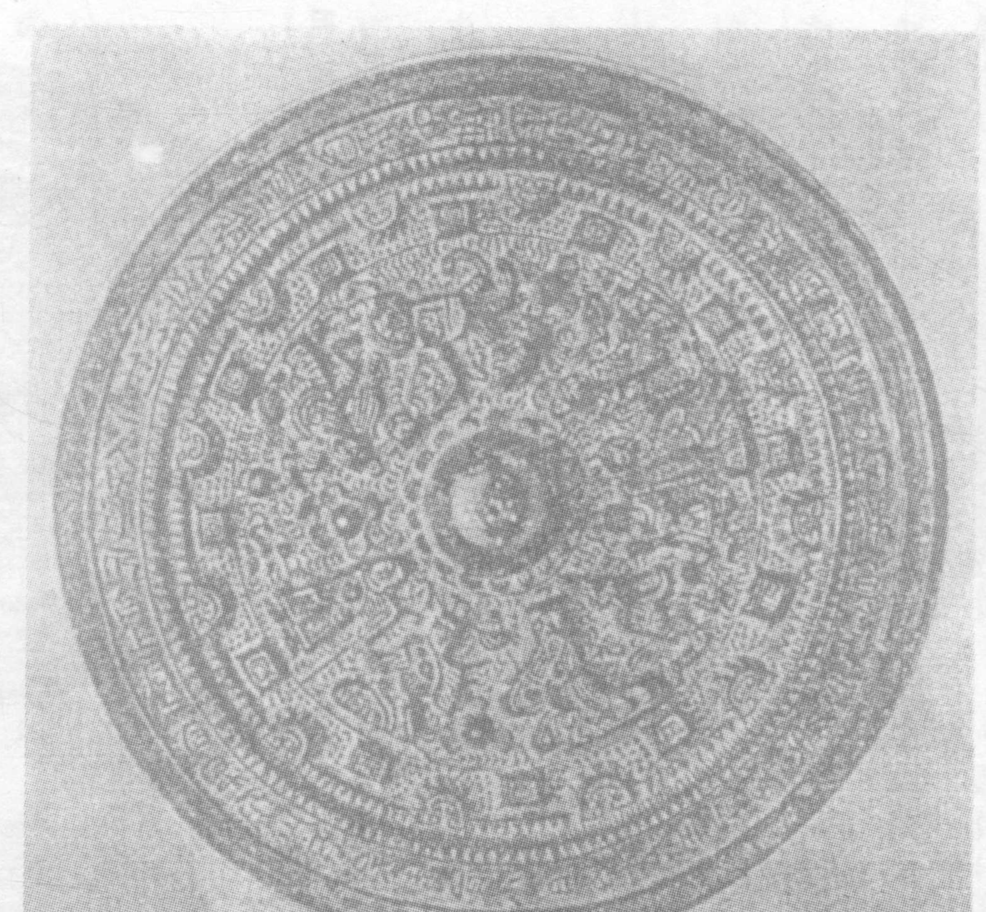

第九六圖　隅田八幡宮藏癸未年人物畫象鏡

最も多く舶載された漢末魏晉の時代になると、鑄造の技術の習得に依つて、大和を中心とした地域で、漢代中期以降舶載されていた方格規矩四神鏡・內行花紋鏡・獸帶鏡をはじめ、三角緣神獸鏡・畫文帶神獸鏡などの諸型式により、彼の背紋をこの國土風に圖樣化した大形品が多數に作られたことが知られる。一例をあげれば尙方人物畫象鏡の構圖に倚りつつ、外區に日本で鑄造した記銘のある隅田八幡宮の藏鏡（第九六圖）をはじめ、內行花紋鏡・畫文帶神獸鏡・鼉龍鏡などの徑五〇糎を超える大形品（第九七圖の二・三）など、その銅質の點ではなお一疇を輸するが、鑄成では優に彼に比肩する技術の高さを示すものが少くない。

他方佛像を表わした畫文帶神獸鏡そのままをふみかえしつつ、外方に廣い別な紋樣帶を加えた大形品や、畫象鏡の主紋に代えるに當代の家屋を寫した家屋紋鏡（同圖の五）、狩獵の狀景を表わした鏡、あるいは我國上古の特色ある直弧紋で巧みに背面を飾つた良質の白銅質と覺しいものなどもあつて、これらは單なる仿製の域を超えてこの時代に於ける日本の優れた鑄鏡技術を如實に示している。こうした大きくて優れた鏡と共に、古く鑄造された小形の類に至つては、方格規矩鏡・內行花紋鏡・神獸鏡その他の變形品は一層豐富で、その簡粗多樣であることはとりもなおさず各地で鑄造されていたことを示唆するものである。それ

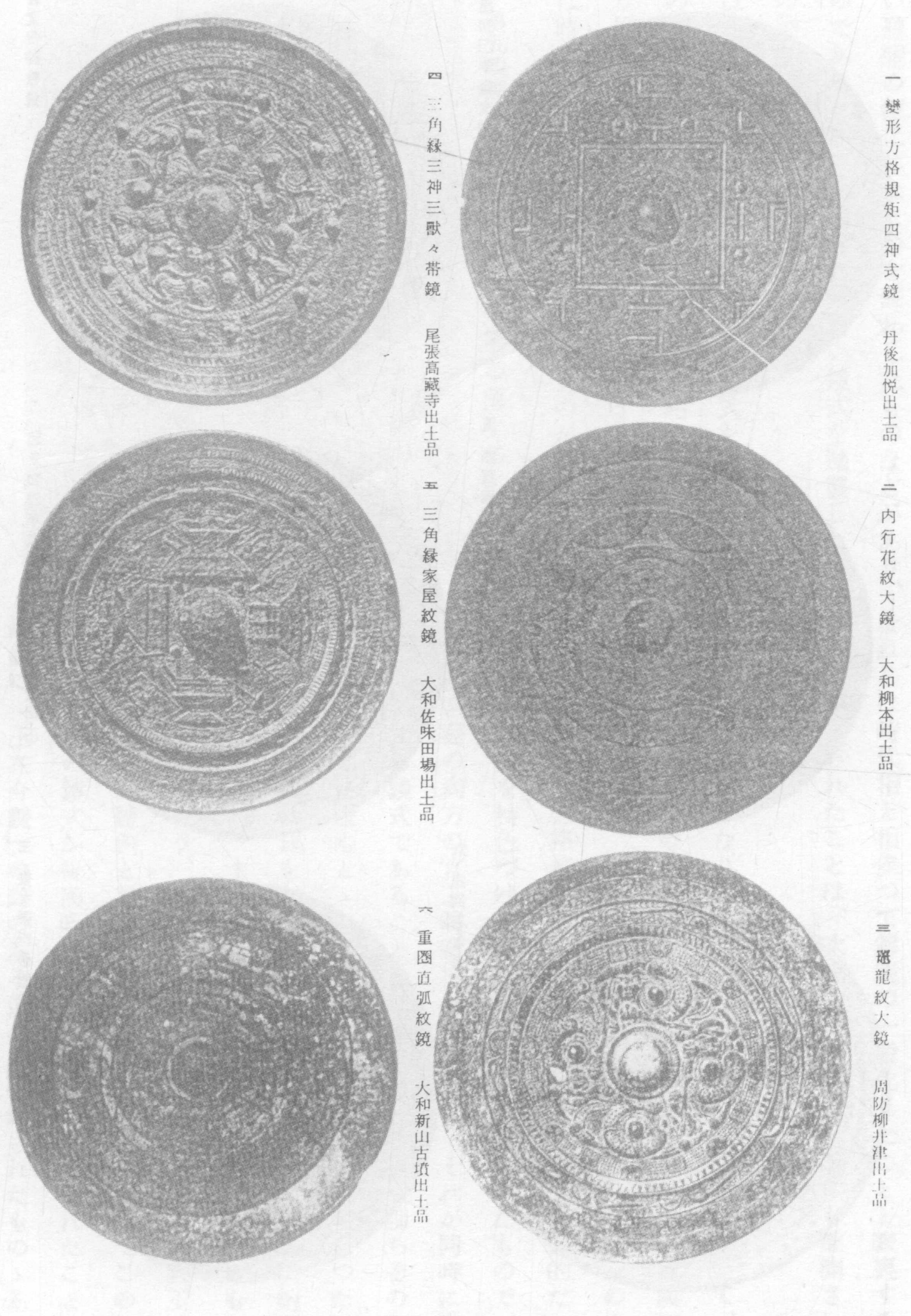

一　變形方格規矩四神式鏡　丹後加悅出土品
二　內行花紋大鏡　大和柳本出土品
三　鼉龍紋大鏡　周防柳井津出土品
四　三角緣三神三獸々帶鏡　尾張高藏寺出土品
五　三角緣家屋紋鏡　大和佐味田場出土品
六　重圈直弧紋鏡　大和新山古墳出土品

第九七圖　日本上古鑄造仿製等諸鏡

二〇七～二〇八

らの紋様には內區に珠紋を配したものに、この國土での古い圖紋帶を加えた類と並び、神獸殊にその獸形の全く圖紋化したものが多い。さらに六朝中期に相當するこの種の仿製鏡が、朝鮮半島に渡つていることは、慶州金鈴鏡をはじめ各地に於ける古墓からの出土品がこれを如實に示すのである。なお、この六朝期に入つて、我が仿製鏡には、緣邊に鈴を鑄着けた型式が多くなる。これは中國本土でその例を見ない一類であり、第九八圖の上野國出土の十鈴鏡の如きは、その中における最も見る可き遺品である。

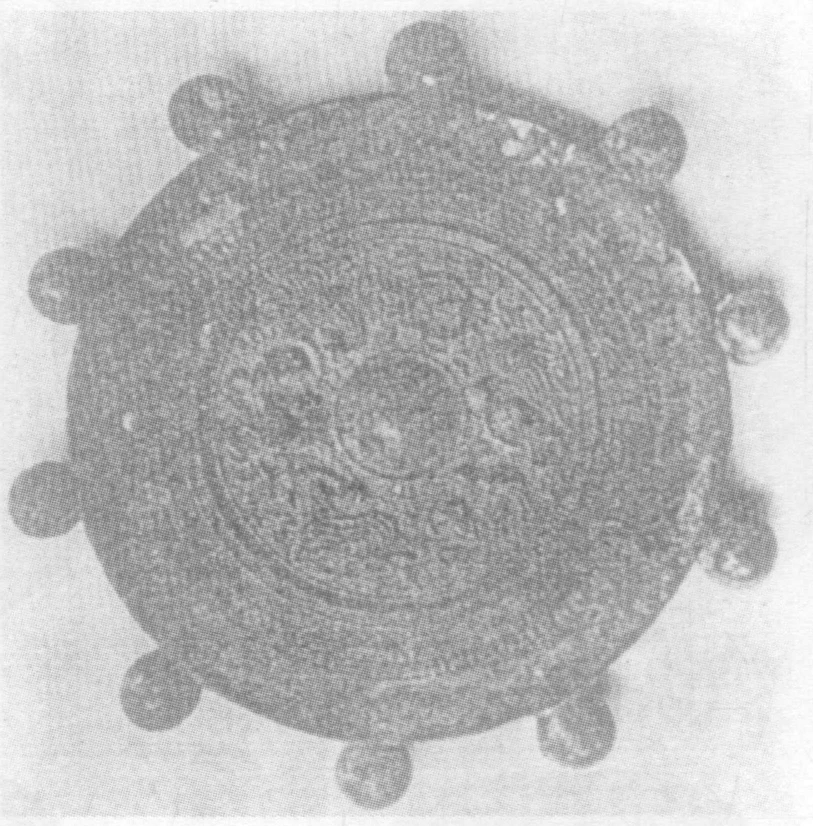

第九八圖　上野國出土十鈴六獸鏡

五

時代によつて多様な內容を持つ前漢より魏晉の所謂漢鏡に對し、次の唐鏡となると周知のようにそれらの背紋は前代の規矩的なものと違つて華麗な裝飾的なものが顯著になつて來る。卽ち夥しい數の唐鏡の示すところを要約すれば、鈕を中心にして鏡背に圖紋を配する點に變りはないが、鏡形では圓鏡の他に方形をはじめ、花形・稜形・弧形など多様となる。その鏡背には帶圈が少なくなり、緣の他には概ね內外區を分つのみで、廣い內區に華やかに、時代を特色づける圖紋を表わし、また殆んど銘帶もつけないのである。そして鑄成された背紋の他に、別に平脫・螺鈿・七寶・銀背など盛唐時代の特殊な技術で飾つた、當時の人士が寶飾背鏡と呼んだものが一部に並び行なわれていることが注意される。

二〇九～二一〇

ところで、これらの唐鏡のうちに、その鏡背を內外に分つ突起が特に著しく、別に一帶があつて、正楷で四字句の銘辭を表わしたやゝ注目される一類のあることが擧げられる。これはその銘文の一つから早く隋鏡とせられたものである。

この隋鏡と言われる諸鏡は、すべて緣が直立して厚く、內側の匕面をした部分にも紋帶があり、內外區に於ける厚肉の禽獸紋が特に目立つている。そして鏡銘の一に「傳聞仁壽始驗銷兵」とあるのが、隋文帝が開皇十九年に陳を滅ぼし、永い南北の爭亂を平定し、仁壽と改元されて銷兵の効を現わした史實を意味すると言うのである。然るに右の銘のある鏡では內區に厚肉で躍動する狻猊を表わし、他に方格があつて四方に大きく四神の圖像を表わし華紋を配したもの等も見られる。更に同じ類に外區に華紋・十二支肖像等を配したものなどもあり、それらはよく前記六朝時代に於ける鏡式の名殘をとゞめていると言える。ところで同じ鏡式で、內區には別に華やかな西方的な團華紋を持つものや（第九九圖の三）、蓮花鈕座のもので同じ四字句の楷書の銘文を持つものがあるのとともに、今世紀になつて中國本土で新たに出土した優れた同じ類に、鈕を繞る鏡背に六角乃至八角の區畫を設け、區畫內區のそれ〴〵に躍動する狻猊と四神を廻紋として表わしたものや、外郭を區畫して十二支肖像や華紋の外に寫實的な禽獸・飛天の像などを表わしたものなどの多様性が見られ、それらからこの類が六朝の主要鏡式の一だつた畫文帶神獸鏡と連關を持つことが窺われるのである（同圖の一・二）。これらの主圖像の表出について見ても、その狻猊などは南齊の建武鏡と似通つて而も一の特色をなすのであり、また他方四神鏡の圖像の如きは、六朝後半に當る朝鮮半島北部に於ける高句麗古墳の墓室に描かれた壁畫の四神圖と全く同様なものであるのは、外緣の帶紋に於ける忍多華紋その他がまた六朝後半の特色を具えたことと表裏するものである。從つてこの一類の鏡式は隋代に至つて突然鑄成されたもので

はもとよりなく、六朝の後半に遡り、唐鏡の先驅をなす新しい鏡式と言えるのである。上記の仁壽鏡の如きはまさにその隋代に於ける著例に當るとしてよかろう。

宋代の『博古圖錄』より漢鏡とせられて來た背紋の特に目立つ海獸葡萄鏡の如きも、鈕は獅子の蹲踞した俯形をしているが、その夥しい遺品には殆んど銘文がなくて、この類と鏡體を一にし、內外區に異國の葡萄紋を滿飾し、內區に主として狻猊―時に禽獸―、外區に禽鳥その他を配した點で、やはり廣義のこの鏡式の特色を具えたものとも言う可きである。

而してこの種の鏡式は、夙に『博古圖錄』に著錄されてある西安出土と傳えるものに、

武德五年歲次壬午八月十五日甲子、楊州惣管府青銅鏡一面、充癸未元正朝貢。其銘曰。上元啓祚、靈鑒飛天、一登仁壽、千萬斯年。

なる特殊な銘記のあるものをはじめ、また緣に永徽元年の銘のある四神鏡が全く同式であることは、夥しい多様な海獸葡萄鏡の遺存と併せ見て、それは唐朝になつても行なわれ、同時に唐鏡の先行の鏡式であつたことを示すのである。

所謂隋鏡に較べると、本來の唐鏡を特色づける鏡體は次の様なものである。まず緣は平で、各種形式をもつその鏡背はすべて緣に沿つて內外區を線のみで分ち、時に三條の帶に分つものや、それを缺いたものも見られる。次に背紋は廣い內廓に大きく禽鳳、靈獸その他多様な動物を全く均勢的に表わし、外圈に圖案化した花枝・朶雲・蝶蜂などを點じた著しく裝飾的且つ繪畫的なものであつて（第一〇〇圖の一）、それ〴〵がよく時代の好尙を具現している。一見多様な主背紋にあつてその特長的な類型とも云う可きものを順に擧げてみよう。まず鈕を中にして左右に相向う大きい雙禽形――綬帶を啄んだ双鸞を主に（第一〇〇圖の二）、鳳形・鸚鵡・鴛鴦などに雙虎・山羊など――を表わし、上下に蓮枝・花枝などの瑞花を配したもの、同様な禽獸と瑞花とで內廓の四方を飾つたもの、花枝と華麗な花形を配した類（第一〇〇圖の一―三）、鈕より四出した蔓狀の華紋の間に雙鸞・鴛鴦を點じたもの等があつて、それ〴〵がまた頗る多様である。それらと別に、界線のない全面に、羽翼を擴げた雙鳳を飾つたもの、鶴に駕した道家の神仙を四方に表わしたもの、また鈕を呑まんとする巨大な雲龍を肉刻で表わすものなどがあり、それらもよく時代の特色を具示している。

次にその背紋の繪畫的なものでは、鈕を中に山丘形が四出して、その間に海波を表わし、禽獸を點綴した山水圖鏡をはじめ（第一〇一圖の一―四）、漢末の銘文の句にあつた伯牙彈琴の故事をとり、竹林中の人物像と鸞形を主に、下邊にある蓮池より出た葉形の上に龜鈕をのせ、上邊に山丘の遠形を示し、周邊に近く唐鏡としては寧ろ珍らしい長文の隷體の銘辭を繞らす伯牙彈琴鏡（第一〇二圖の五）、巨樹を中にして、左右に姮娥の月に翔る姿と兎の臼を搗く月に關する傳承を表わした月兎鑑、また時代は下ると思われるが、榮啓奇・孔子の問答鏡など故事を描いたものがある。更に當時の生活狀景を主題とした、乘馬による狩獵鏡をはじめ、獅子に駕した胡人の奏樂、乘馬した婦人が打毬をたのしむ姿など、遺品は前者には及ばないが、やはり優れた鑄造で唐鏡を特色づけるものである。

このような種々の背紋鏡では、殊にはじめに擧げた華やかな種類に形が大きく、鑄成の優れたものが多い。就中、直徑の六〇糎を超える巨大で頗る精巧なものには、我が正倉院收藏品をはじめ、古く西方のパレスチナに齎された大鏡（第一〇〇圖の一）の如きものが見られる。それらはまさに白銅を以てした中國古鏡中の首位に置かれるものであると同時に唐代に於ける金工の優れた造詣を示すものに他ならない。

背紋同鑄のこれらの主要なものと併せて、同じ盛唐時代には旣に觸れた如く、別に鏡背を平脫・螺鈿・貼銀背鎏

二一一～二一二

一　雙鳳狻猊重圏紋大鏡（ラムセスの盾）
二　雙鸞瑞花紋八花鏡
三　騎獅胡人奏樂八稜鏡
四　金銀平脱雙鳳紋鏡
五　金銀平脱雙鳳花枝紋八花鏡
六　雙鸞狻猊鏡

第一〇〇圖　唐代の諸鏡（其一）

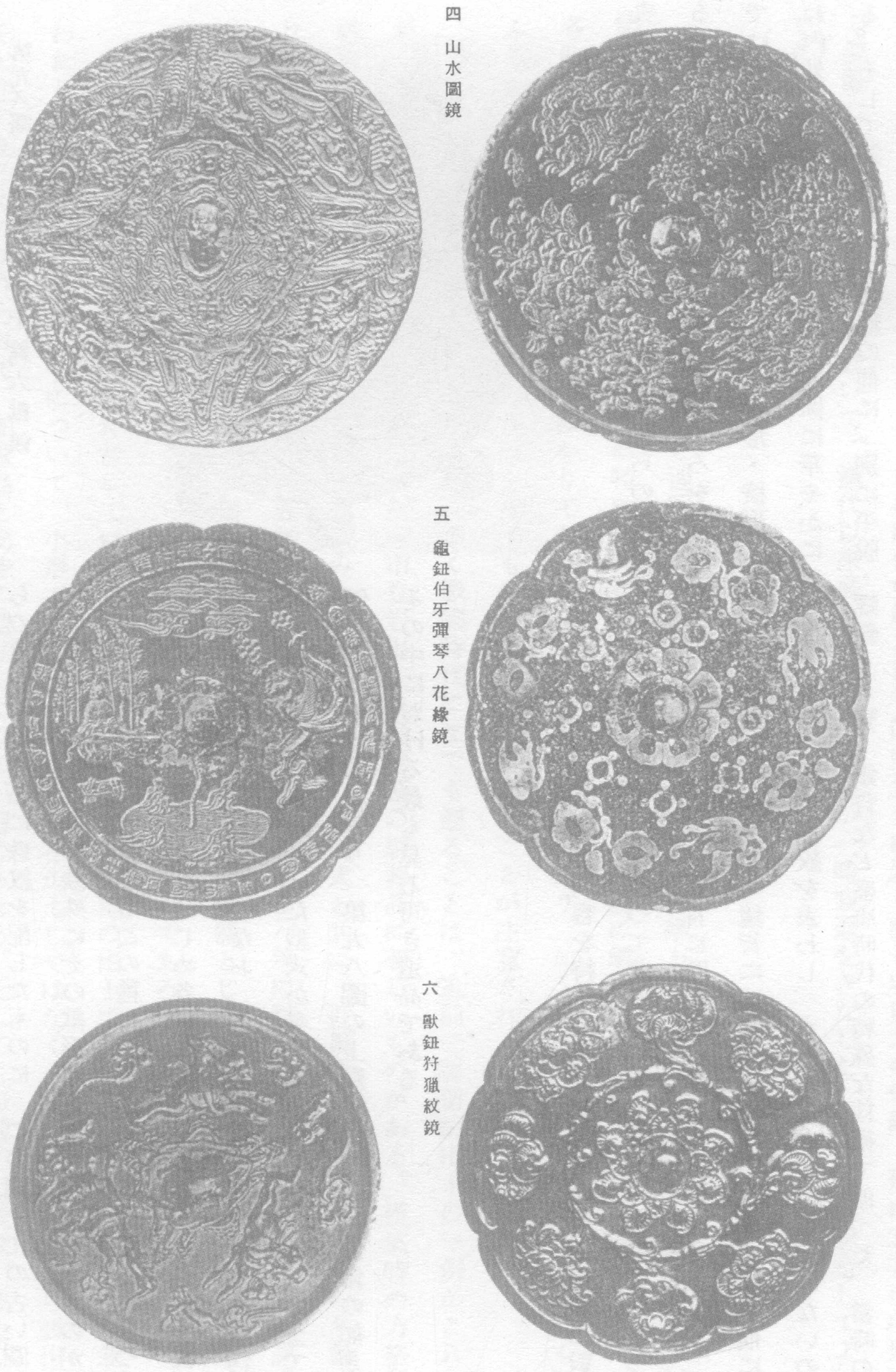

一　山岳花枝八花緣鏡
二　螺鈿鴛鴦瑞花紋八花鏡
三　瑞花蔓紋八花鏡
四　山水圖鏡
五　龜鈕伯牙彈琴八花緣鏡
六　獸鈕狩獵紋鏡

第一〇一圖　唐代の諸鏡（其二）

金、さらに特に貼金背嵌珠で飾つたものがあつて、これまた時代の背紋を特色づける。この種の所謂寶飾背鏡は今世紀の十年代になつて中國本土の洛陽を中心とした地域に於ける新しい古墓群の發掘に依つて、大小各種の夥しい出土品を見たことで、その實態が明確になつた。これらの中で最も特色ある平脱鏡では、華麗な鳳凰を主として飛禽・花枝・風雲などの薄い金銀切金の透彫紋を、乾漆で巧みに素背面に貼附したものをはじめ（第一〇〇圖の四・五）、大きく花枝を表わしたものや大翼の雙凰その他多様なものがある。また螺鈿背鏡は靑貝に細部を綜刻した華麗な花・葉の一部に琥珀を嵌し、貼附の漆地に靑と紅の細石を混ぜて色澤の美を表わしたものが多く、綬帶をついばんだ雙禽に花紋を配したもの、大きい象に花形を配したものなどのほか、近年中國の新出土品の中には人物を表わした繪畫的な注目すべきものもある。一方薄い銀板に背紋を打出して圖像に鎏金を施し、細部を刻出した銀背鏡——ごく稀に金背品——は、殊に夥しいものがある。數多い小形品には空間地に魚子を施し、また珠玉を鏤める巧緻を極めたものがあり、中形品には稀に貼附した臺鏡面に紀年を表わしたものもある。この貼銀背鏡には我が正倉院に收藏される貴重な八稜の大形精品をはじめ、時代の遡る所謂隋鏡や、海獸葡萄鏡に殊に優れたものが見られる。この種の寶背鏡には、孤例ではあるが、正倉院に傳存する銀面の寶相華紋金背の七寶鏡がある。なお「博古圖錄」に收錄する唐鏡に多い鐵鏡にも鏡背の全面に華麗な銀錯華紋を施した優れたものが見られるほか、中國本土の新出土品に五代の紀年と覺しき文字と刺繡の兩翼を擴げた大きい鳳凰背鏡をも見ることができる。

盛唐に於ける以上のような多彩な背紋は、よく時代の特色を發揮したものであつた。中唐以後もそれらは引續いて並び行なわれたが、多くの遺品の示すところでは、中に繪畫的な紋様に目立つものゝある他は特に新しい背紋の見るべきものに乏しい。そして時代の下るにつれて圖紋が固定化しながら、便化と簡單化したものとなつて行き、その表出も平面化が目立つのである。さらに鏡體の作りは薄く、粗造品となり、白銅質にも低下を招來している。

五代を經て宋代になると、この傾向がいつそう顯著で、鏡體は概ね靑銅で作られた薄手のものとなり、表面に水銀を塗沫して實用に供することとなつたのは、まさに中國の銅鏡において質の上での大きな變化を生じたと言う可きである。一方背紋に就いて見ても、前代に於ける唐草華紋等の裝飾的なものは纖細化して、宋の時代相と相應じ、表出は精密でないものが多い。その初期にあつては、大きい鏡背に當代の宮廷の一部の狀景や、建築の部分など、あるいは圍碁その他人物などを主題とした當代の繪畫の一部をそのまゝ背紋としたものなどもあるが、他方湖州鏡の如く、單にその作家の銘題のみの素紋鏡などの粗造品が多いのである。そして唐の後半から一部に行なわれ出した、古い漢式鏡を靑銅でふみかえした鏡が盛行したことは、背紋中の印章的な附加銘の存在によってよくそれが判るのである。尤も宋代になると、その鏡體に、古い西方の銅鏡に見られるように、背鈕を長い柄に代えた鏡が新しく一部に行なわれ始めた、その當初の鏡背に多彩な人物像を畫いたものゝあることを附記すべきであろう。また北方の金王朝の紀元を表わした双鯉鏡の類に稀に見る大きな靑銅の佳品もないではないが、中國本土では遂に新しく見るべきものがなく、近代に及ぶのであつた。そして東亞の銅鏡としては、唐盛時にその遺品が夥しく舶載された日本に於いて、以前と同様それに基く鑄造が行なわれ、平安朝に入つて彼我の公の國交の杜絶とともに、唐鏡の背紋から離れ獨自の發展をすることになつた。これが所謂和鏡である。和鏡は平安朝中期に於ける唐式を承けた所謂瑞花鴛鴦八稜鏡に白銅質の優れたものがあるが、藤原時代より鎌倉時代になつて、よく日本的な特色を發揮したのである。なお宋代の鏡は朝鮮半島の高麗朝に於いても、一部にまた模作されたのであつた。

古鏡鑑解説

一 戰國・漢・三國諸鏡

一 饕餮紋方鏡 (圖版第八九・一)

一邊長 一四・八糎　緣厚 〇・四糎　〔鏡・一四一〕

鏡體は面の平らなもので、いま漆黑に近い白銅の地肌に靑綠の蝦蟇斑鏽を點ずる。背紋は三紐條の鈕を中にして、幅廣い素緣の間の全面に巧緻な所謂饕餮形二つを背合せにして表わす。この饕餮紋は、半ば羽狀化しながらもなお本來の獸面の特色が認められ、また羽狀化した先端その他には力勁い薄肉的な表出の見られるものである。この點は一九二〇年代の初に新たに知られた數多い戰國時代の現存諸鏡の中でも、最も古調を具えている。同じ背紋の鏡は、安徽省壽縣の古墓その他より圓形品が見出されているので、當時にあつて既に一の鏡式であつたことが推測される。この鏡はそれらの同式鏡中にあつて、やはり安徽省の壽縣地方からの出土と推定せられるもので、形は大きいが、その饕餮の主紋は、同形品と符節を合せた如く一致する。從つて同じ場所で鑄造されたもので、地紋的な布置のその主紋は、鏡の大小と形に應じて、周緣部を適宜に處理したことをうかがわせる。

二一五~二一六

二 重圈蟠螭紋鏡 (圖版第九〇・一)

徑 一四・〇糎　緣厚 〇・六糎　〔鏡・一〇〕

漆黑に近い面に斑鏽を點じている。鏡背の構圖は、龜形の鈕に添じた二龍形と、幅廣い蟠螭の主帶から成り、その兩側に銘文を表わした二帶がある。その蟠螭紋は、古拙な火焰に似た圖形で四分した間に、細かな地紋を併せ表わしたもので、戰國時代の鏡の蟠螭紋に較べるとより圖案化している。二帶にまたがる銘は次のようなながい七字句より成る優れた文章である。

內淸質以昭明、光輝象夫日月、心忽(內帶)揚而願忠、然壅塞而不泄。懷糜(靡)美之窮噎、外承驩之可說、慕窔姚之靈景、願永思而毋絕(外帶)。

この銘文は前漢時代に於ける特色ある鏡式をなす重圈及び內行花紋鏡に全く同一のものがあるので、當然その漢時代のものであることが推定される。

三 百乳星雲鏡 (圖版第九〇・二)

徑 一五・四糎　緣厚 〇・六糎　〔鏡・九〕

漆黑に近い白銅の面の一部分に水銀の塗沫の認められるこの鏡は、古くより中國の金石家の間に星雲鑑として知られた前漢時代の特色ある鏡式の完好例をなすものである。卽ち內行弧紋帶で劃された中央の鈕は、恰も山嶽の聚合した姿とも見られ、內區四乳間の主紋もまた乳狀の突起の著しい點で、よくその特徵を具現し、而も鑄成はすぐれている。主紋をなす所謂百乳は一見頗る異樣であるが、これを戰國時代鏡の特長的な背紋の一つである龍虺鏡に較べると、その各部分を全て乳狀化したものであることが氣付かれ、鈕形においても獸鈕との類似が推測される。されば前漢時代、それに先立つ戰國時代の鏡式の系統を承けてかく圖案化されたものと言う可きである。

第一〇二圖　四內行花紋淸白鏡

四 內行花紋淸白鏡

徑 一六・二糎　緣厚 〇・七糎　〔鏡・一〕

この鏡は古くから淸白鑑と呼ばれて來た標式的なものである。鏡背は完好な鈕座の周圍に十二個の珠紋があり、素圈外の主紋は八弧の所謂內行花紋間に渦線紋を配して整齊である。これと高い素緣との間に、鏡名のもとづく目立つた銘帶がある。前漢時代における主要な鏡式であることの明らかな本遺品は、黝黑色に瓜皮の斑銹を點じ、やゝ薄手ではあるが、背紋の彫鏤は鮮銳な鑄成を示す。外區の銘は奇古な篆體で

「絜淸白而事君、志汙之合明、承玄□流澤、恐疎而日忘、美之外承可說、願思而毋絕。

とある。これを一九六三年我が國福岡縣飯塚立岩から見出された同式鏡の銘に較べると、本來六字句より成る長い文章を省略したものであることが知られる。ちなみにこの鏡と同笵と認められる全く同じ鏡が、香川縣高松の石淸尾山猫塚から見出されているのは興味を惹くことである。

二一七~二一八

五 內行花紋明光鏡

徑 一二・九糎　緣厚 〇・六糎　〔鏡・二〕

前鏡と同式ではあるが、餘程簡素で、緣も幅が廣くて平である。斜行櫛齒紋を繞らしたその外區の銘は「內淸以昭明光、象夫日月、心志」なる文章のそれぞれの字間に「而」を一字宛賸字として加えた二十三字である。

六 內行花紋明光鏡

徑 一三・七糎　緣厚 〇・七糎　〔鏡・一〇三〕

黝色に綠鏽を點じ、前鏡と同じような二十字の銘文のある同式鏡である。但しこの鏡には鈕座を繞る珠紋圈がなく、銘帶の兩側の櫛齒紋帶は一層細齊である。

七 內行花紋明光鏡

徑 一一・五糎　緣厚 〇・五糎餘　〔鏡・三〕

やはり「而」なる賸字を加えた二十字の銘は前鏡と同じであるが、その內行花紋は十二葉の連弧形である。

八　内行花紋明光鏡　徑　一一・七糎　緣厚　〇・五五糎　〔鏡・四〕

大きさは違うが、共に前者と同じ明光鏡であつて、その連弧紋は十二個である。但し小形である爲でもあろうが、鈕を繞る素圈はなく、九の小鏡の體は薄い。

九　内行花紋明光鏡　徑　八・二糎　緣厚　〇・四糎弱　〔鏡・一〇二〕

一〇　内行花紋明光鏡　徑　一〇・六糎　緣厚　〇・五糎　〔鏡・五〕

内區の連弧紋は八個で、鈕座と共に、その表出は以下の内行花紋の諸鏡に近い。銘帶の十七字の文は「内而清而以而照而明而光而象夫而日月」とある。作りの薄手であるのと併せ見て、この鏡式では時代の下ることを思わしめる。

一一　内行花紋明光鏡　徑　七・六糎　緣厚　〇・二四糎　〔鏡・七〕

鏡體の薄いこの小鏡の背紋は同じく八個の連弧紋に、鈕座より四出した蕨狀の曲線紋を配したものである。十三字の銘は「内清而以照明光而象夫日月而」と讀まれる。その黄味を帶びた瓜皮色の滑澤は恰も玉質の如くである。

一二　内行花紋明光鏡　徑　九・三糎　緣厚　〇・五糎　〔鏡・六〕

これも同式の小鏡であるが、その銘文は「内而清而以照而明而光而象夫日月」とある。そのやゝ平滑に近い圓座鈕の内面に鏽斑を點じている。

一三　重圈日光鏡　徑　六・五糎　緣厚　〇・三糎　〔鏡・八〕

漆黑に近い良質のこの小鏡も外區に同じ銘辭を配したものである。その銘帶は四方に田字狀の菱形紋を置き、その間に二字ずつ表わした「見日之光、長不相忘」の八字銘は措辭簡古で篆字の見る可きものである。同じ銘を表わした小鏡に、大正七年朝鮮半島南部の永川郡琴湖面から見出されたものがある。

一四　圓座日光小鏡　徑　六・四糎　緣厚　〇・二糎　〔鏡・一五九〕

作りの薄い粗鑄品であるが、一部に鉛銅色の地肌をとゞめて質の白銅であることを示す。この種の鏡としては最も簡素なもので、主帶の菱形田字形とC字様渦紋の間にある銘文は「見日之光、天下大明」の八字である。その鏡背は多くの日本古墳出土鏡に於けると同樣な手なれが目立ち、そうした出土品の一たるを思わしめるものがある。鑄造の實時代は後漢に下るであろう。

二一九～二二〇

一五　四乳虺紋鏡　徑　九・一糎　緣厚　〇・六糎　〔鏡・二六〕

青綠の斑鏽の多い小鏡である。その鏡體は上記の明光諸鏡と違わないが、鏡背の主紋は四乳の間にS字狀をした同じ虺形を線紋で繰返し、その一部に小禽を配する。この種の鏡はやはり韓國永川郡琴湖面の古墓から出土していて、同じ漢代の鏡であることを示すのである。

一六　内行花紋長宜子孫鏡　徑　二〇・九糎　緣厚　〇・六糎　〔鏡・一〇一〕

鏡背の主紋をなす八個の連弧形の内行花紋は、前漢の清白・明光の諸鏡と同樣で、鏡體の斷面も同じである。しかしこの鏡では、完好な半圓形をなす鈕の周圍に四葉形を作り、各葉間に篆體纖麗の「長宜子孫」なる吉祥句を表わし、また幅廣い外區に細線を使つた特色のある渦雷紋を飾つて、新しい一鏡式をなしている。水銀の銅色に青綠朱斑の鏽を着けた背紋の彫鏤は頗る細緻である。

この種の内行花紋鏡の標式的なものは、朝鮮半島に於ける漢樂浪郡の古墓から、前漢末より王莽時代に亘る紀年銘のある漆器と伴出して、よくそれが前漢末のものであることを示してくれる。而もその遺品の多いことは既往の著錄例によつて明らかなところである。

一七　内行花紋長宜子孫鏡　徑　二一・〇糎　緣厚　〇・五糎　〔鏡・二七〕

前者と酷似した佳鏡で、その水銀色に綠鏽の生じている土中古の色澤は美しい。

一八　内行花紋長宜子孫鏡　徑　一八・〇糎　緣厚　〇・六糎　〔鏡・二八〕

白銅の地肌に青綠の斑鏽を點じている。小形であるが、これも前二鏡と同式である。

二二一～二二二

第一〇三圖　一六内行花紋長宜子孫鏡

一九　内行花紋長宜子孫鏡

徑　一九・四糎　緣厚　〇・七糎　〔鏡・二九〕

構圖は前の三鏡とほぼ同一であるが、背紋はやゝ大まかであつて、而も連弧間には草葉紋に代えるに「壽如金石、佳且好兮」なる文字を表わしている。同様な銘字のある鏡は朝鮮半島の漢樂浪郡の古墓より出土するばかりでなく、日本各地の上代の古墳からも、その鏡體の著しく手なれたものが發見されており、當時における普遍的な一鏡式であつたことを示すのである。

二〇　内行花紋長宜子孫鏡

徑　八・三糎　緣厚　〇・四糎弱　〔鏡・三〇〕

通體の銅色は恰も璧玉の如くである。鏡式は違わないが、形が小さく、從つて外區には渦雲紋帶などのない簡素なもので、八葉の連弧も間隔をおいて布置されている。この鏡の如きはまさに後漢時代にも同式鏡が引續いて行なわれたことを示す一例となろう。

二一　鍍金方格規矩八乳鏡（圖版第八九・二）

徑　一四・一糎　緣厚　〇・五糎　〔鏡・一五〕

この鏡の背面の構圖は鈕の周圍に方格を作り、内區にT・L・V字狀の所謂規矩形を配する。これは前漢時代に於ける蟠螭鏡・方格四乳葉紋鏡に於けるものと違わないが、その内區の規矩形の間に細線で圖紋を表わし、銘帶がそれを繞り、一段高い平緣に圖紋を表わす點は、明らかに新しい一鏡式をなすものである。なお、その方格に十二支の文字を配し、内區に青龍・白虎・玄武・朱雀の四神を表わし、外緣を流雲紋で飾るといつた精美なものが、王莽を中心とした時代の漢鏡の代表的な鏡式であるのは、遺存例の多いそれらの銘文によつて明らかである。

さて、本方格規矩鏡はこうした鏡式のうちで、方格内の鈕に四葉座があり、幅廣い内區の規矩形間に於ける八乳には珠點を加えた帶圏を繞らして恰も主紋の一たるの觀をなし、またT・L形間に「象日月、宜官秩、世不絕、保八子」なる三字句の古篆體の銘辭を容れた點でやや趣を殊にしている。その内區の圖紋の如きも線表出の地紋的な一種の渦雲紋であつて、一部に古い蟠螭紋の名殘をとゞめている。さればこの鏡は前漢時代の後半の遺品であろう。なお本鏡では、その外區の珠點を添えた波紋帶の一部分に珍らしく鍍金があつて、その黃金色が黑漆並に青綠の銅衣と相俟つて、いまに美しい色彩美を呈している。

二二　方格規矩渦紋鏡

徑　一五・〇糎　緣厚　〇・六糎　〔鏡・一二〕

黝黑の面に青綠の斑鏽をしく。その方格規矩の背紋は彫鏤極めて鮮鋭で、外區にはS字狀連續華紋を表わす。銘文は四葉座鈕の間に「長宜子孫」の四字を配し、主銘帶には

日有憙月大富、樂毋事宜酒食、居必安勿憂患、竽瑟侍心中□以兮固。

なる前漢諸鏡に於けると同じ三字對句の吉祥文を表わすが、その篆體は頗る細鋭であつて、時代の遡ることを思わしめるものである。

二三　尙方流雲紋方格規矩四神鏡（圖版第九一）

徑　一八・七糎　緣厚　〇・五糎　〔鏡・一一〕

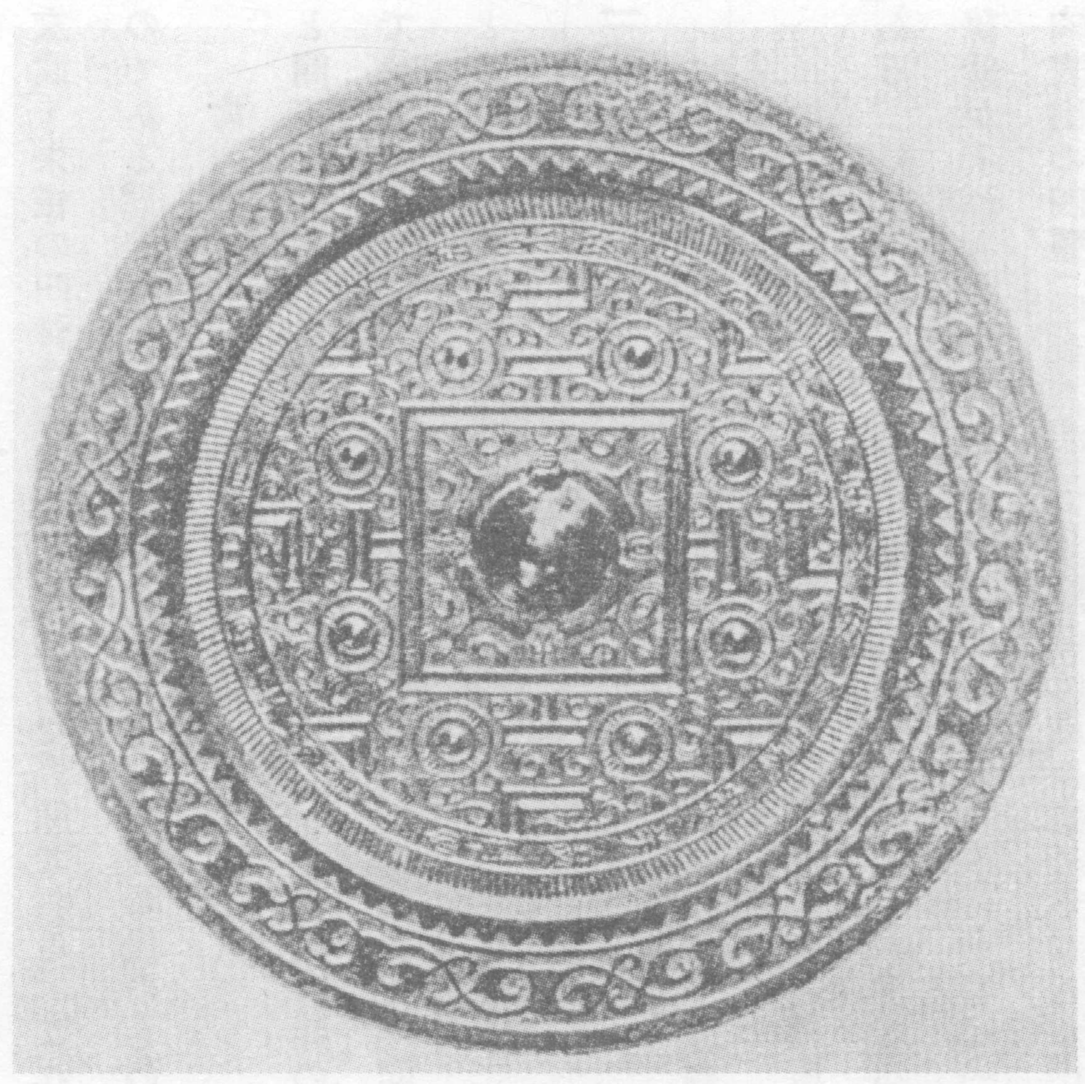

第一〇四圖　二二方格規矩渦紋鏡

黝黑の銅質に青綠の凝鏽があつて、その背紋はこの種鏡式の特色をよく具象するものである。即ち四葉座の鈕を繞る方格の四方に十二支の文字があり、内區の規矩形と八個の内行花紋座乳の間には線表現の青龍・白虎・玄武・朱雀の四神を主に豢龍・禽獸を配し、一段高い平緣の外區を飾る流水紋帶との間に長文の銘帶があつて、鑄成は整齊巧緻である。

この鏡の銘文は正しい隸體で

上太山見仙人、食玉英飮澧泉、駕交龍乘浮雲、白虎引兮直上天、受長命壽萬年、宜官秩保子孫。

なる三字の對句である。太山は云うまでもなく、五嶽の一として秦皇漢武が屢々幸して神仙を祀つた泰山であつて、文は鏡背紋と連關してこれを記したものである。鏡が當代の道家の神仙思想をよく表わしているのは興味を惹く。

二四　流雲紋方格規矩四神鏡

徑　一八・〇糎　緣厚　〇・五糎　〔新收・九〕

第一〇五圖　二四流雲紋方格規矩四神鏡

平緣の鏡體と背紋などはほゞ前鏡と同様である。たゞこの鏡にあつては、方格内に十二支の文字がなく、鈕を繞つて九乳と渦紋とを交互に配した圓圏がある。銘帶にある文辭は漢代江南の丹陽の銅で作つたことを記した、次の七字句のものである。

漢有善同出丹陽、和以銀錫淸且明。左龍右虎主三彭。八子九孫治中央、朱鳥玄武順陰陽。長樂未央。

この鏡は既に出土地の所傳を缺くが、日本上古の古墳から出土したもので、その背紋の磨滅が目立ち、銹色も中國本土出土品と違つている。同じ方格四神鏡は北九州で

は古くは筑前の井原、近くは平原の古墓から多數出土している。それは當時この様式の鏡が本土で夥しく鑄造されたことをも裏書するものである。

二五　素縁方格規矩四神鏡

徑　一六・六糎　縁厚　〇・五糎　〔鏡・一六〕

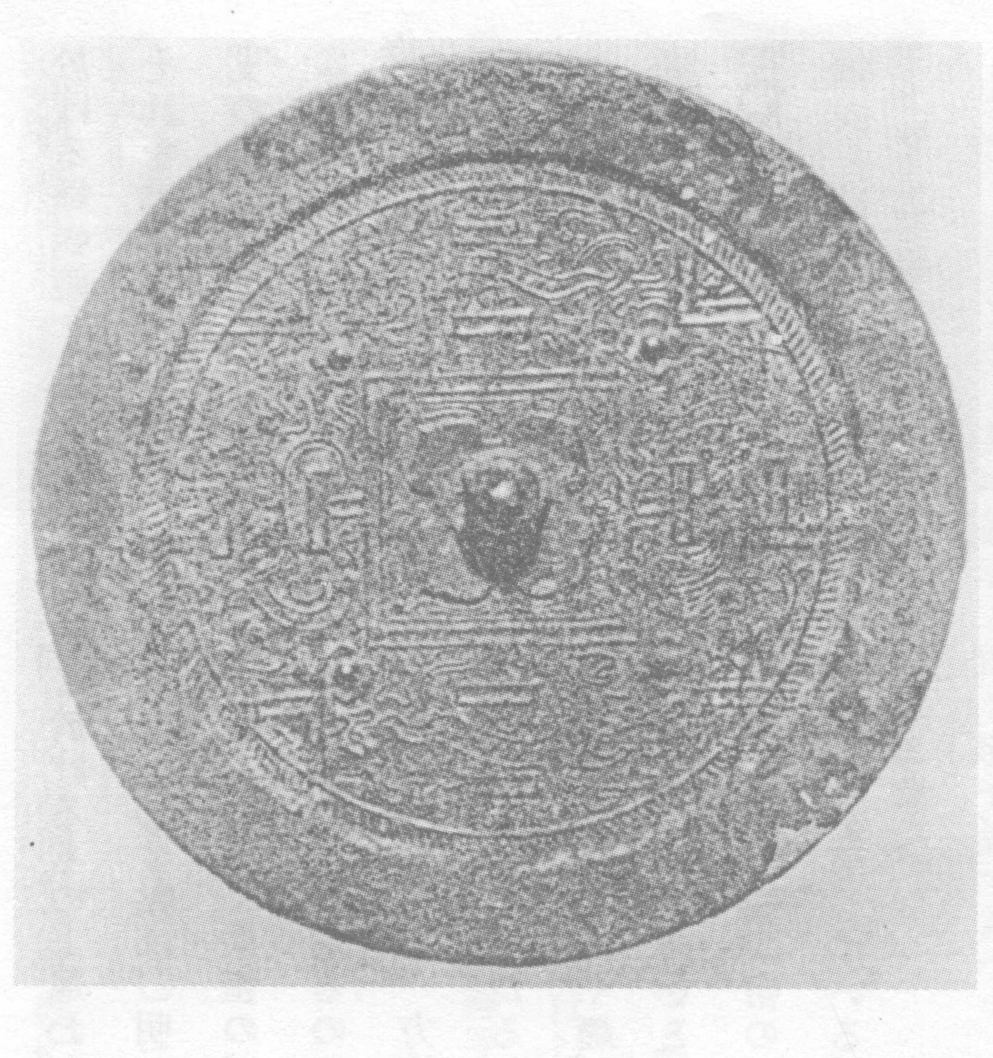

第一〇六圖　二五素縁方格規矩四神鏡

水銀色の上にやや厚い綠銹を着けている。素縁の鏡背の方格内の鈕は四葉座で、內區の主像である四神はT・L形間に大きく表わされ、姿態はやゝ奇拙である。この鏡には銘帶がなく、四方のL字間に「日利大萬、家富千金」なる吉祥句を配する。固より漢盛時の一異式と見る可き品である。

二六　波紋方格規矩四神鏡

徑　一五・一糎　縁厚　〇・五糎　〔鏡・一三〕

方格に十二支の文字があり、內區の規矩と乳間に四神を主とした圖象を配する規矩四神鏡の類型を示し、その鑄成も鮮鋭である。但しこの鏡には銘帶がなく、外區が波紋帶であるのは、その後漢の作品たることを推定せしめる。いま鏡面に「寳鏡高懸、諸邪莫入」という出土後の墨書がある。

二七　波紋方格規矩四神鏡

徑　一二・〇糎　縁厚　〇・五糎　〔鏡・一四〕

鈕を繞る方格の乳內に「長宜子孫」の銘を配する外、他に銘辭を容れた帶はない。內區の圖象も簡單で小さく、且つ便化している。方格規矩鏡の中では時代の降るものであろう。

二八　王氏作方格規矩禽鳥鏡

徑　一三・七糎　縁厚　〇・三糎　〔鏡・一〇五〕

鏡體は前者とほゞ同大であつて、背紋も簡素である。その內區の規矩間に配した圖象はよく似た禽鳥形のみである。但し銘帶には次の銘文がある。

王氏作竟眞大好、上有仙人不知老、渴飮玉泉飢食棗、浮游天下敖四海、壽如金石。

文は王莽新代の四神鏡に見られるものと同じく、その隷體も相似ている。されば鑄成の鮮鋭さと相俟つて、漢代中期のものであらう。

二二七〜二二八

二九　波紋四乳禽獸鏡

徑　一四・四糎　縁厚　〇・七糎　〔鏡・一七〕

その鏡背紋は一段高い波紋の外縁と、長宜子孫の四字を容れた鈕との間に素圏を繞らした構圖で、內區の主圖像は禽獸である。四葉座の乳で四分したそれ〲の禽獸は龍・虎を描く目立つた線表出のもので、その一部に水銀塗沫の痕が見える。これらは上來の方格規矩鏡と類似しており、やはり同時に行なわれた鏡式の一例たるであろう。この鏡はいま白銅の面に青綠の所謂蝦蟇斑鏽を着けている。

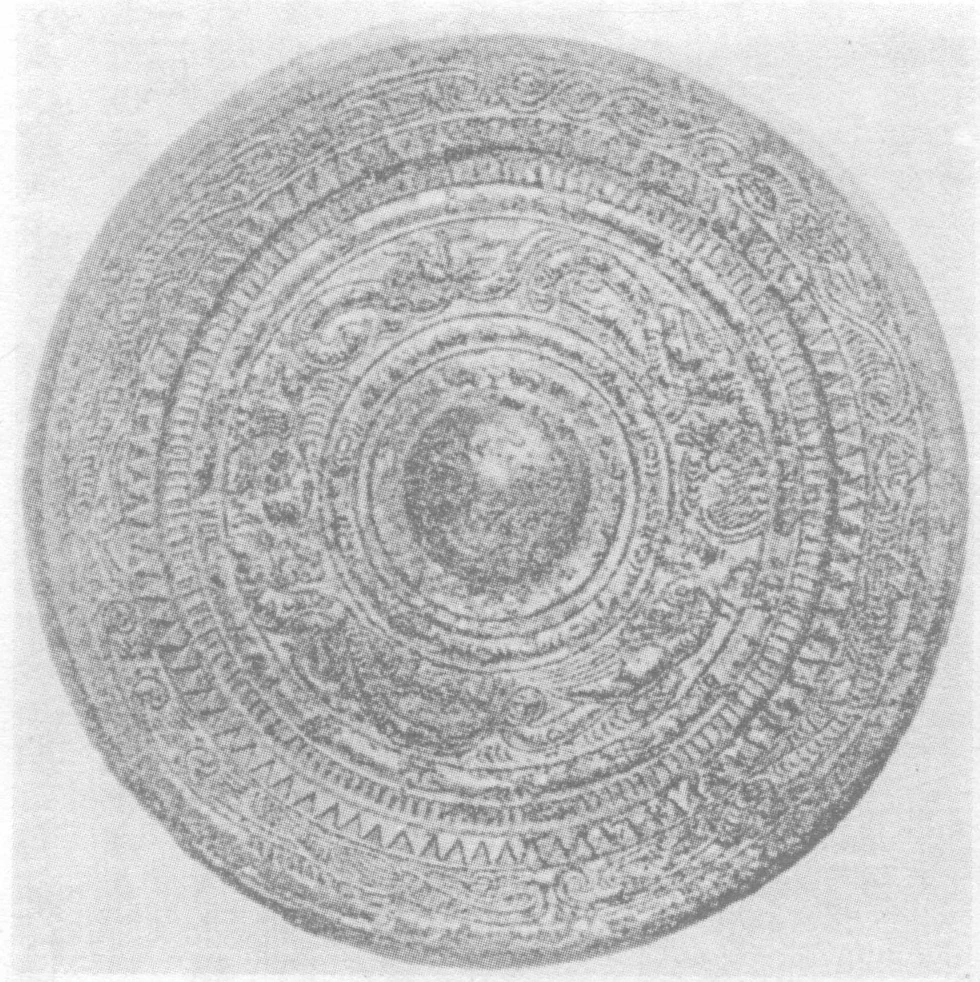

第一〇七圖　三〇尚方四神鏡

三〇　尚方四神鏡

徑　一三・七糎　縁厚　〇・八糎　〔鏡・一八〕

この鏡の背紋は大きい完好な鈕を中にして、圓圏を繞らし、外區についた縁端も三角狀に突起しているのが目立ち、その主紋は薄肉で表出されている。卽ち鈕を繞る有節圓弧紋圏につゞく細長い內區に配した青龍・白虎・玄武・朱雀の四神は薄肉の圖案化した姿態である。これに較べると外區に於ける同じ四神は線表出の形式化したものである。それらから考えるとこの鏡は後漢時代のものであろう。蒲鉾形に近い銘帶の文は左行で

尙方作竟大毋傷、左龍右虎居中央兮。

と簡略化されている。尙方は云うまでもなく漢代宮廷の器物を作つた官工を指す。銘文は前漢末・王莽時代に同所で鑄造した方格四神鏡の完文の初の部分に當るので、同じ官工の作品ではあるが、鑄造の時代のそれよりも下ること、がうかがわれよう。

三一　尙方四靈三瑞鏡

徑　二〇・三糎　縁厚　〇・八糎　〔鏡・一九〕

この鏡も鈕の內圏をはじめ數重の帶圏で飾つた所謂獸帶鏡であつて、その構圖は前者に較べるとより一層精齊である。日本の上古の古墳から出土し、中國からの舶載品であると認められるこの鏡は、背面の磨滅に加えるにいま綠銹がそれを覆うため、廻紋的な外區の圖紋の形容は一々確め難いが、內區に於ける四葉座乳で七等分した間の薄肉表出の四靈(四神)と三瑞の圖像はほぼ認めることが出來る。これを繞る銘帶の右行の文は、

尙方作竟眞大好、上有仙人不知老、渴飮玉泉飢食棗、浮游天下遨兮。

とあつて、また漢代尙方銘文を踏襲したものである。

三二　禽獸魚帶獸首鏡（圖版第九二）

徑　一七・三糎　縁厚　〇・四糎　〔鏡・一四二〕

二二九〜二三〇

この鏡は面のやゝ反つた扁平な鏡體の一部に、青綠の鏽をつけている。鏡背は完好な半球形に近い鈕を繞つて、糸卷狀形で四分された內區に獸面を配し、外廓が幅廣い銘帶と禽獸魚帶であるのは、まさに後漢時代の鏡式の一たる獸首鏡の型式を具える。たゞしこの鏡は、その內區の獸面を繞る渦雲紋が特に精美であり、外區の龍虎に禽魚を加えた諸形象も、半ば圖案化しつつ、表現の優れたものである。銘帶の主銘は

吳氏作竟自有紀、青龍白虎居左右、神魚仙人赤松子、以□□向法古始、令長命宜孫子、使姑童利父母、爲吏高遷。

の長文であり、糸卷狀圖形內の文字も

君宜　高官　位至三　大吉利

とある。主銘では令の下に人、また副銘では宜の下に公の字を脫しているが、これも七字句の整つたものである。その主銘は東京青地氏收藏の夔鳳鏡の銘文と書體・內容を同じくする。これは夔鳳鏡における紀年のある諸例と併せ觀て、本鏡が後漢の中期西紀二世紀の後半に鑄造された一佳鏡たることを示すものである。

三三　石氏獸帶鏡　　徑　一五・二糎　　緣厚　〇・六糎　　〔鏡・一四三〕

通體白瓜に近い所謂水中古の色澤をして、若干の反りのある面にはあらい布地が鏽着している。背紋は同式鏡の型の如く、圓座鈕の周圍に有節重弧紋圈があり、內には六個の圓座乳の間に肉刻の獸形を主に、神仙を交えた圖像を表わして、いずれも細精である。銘帶には

石氏作竟眞大巧、上有仙人不知老、渴飮玉淚飢食棗。

の二一字の銘がある。文は漢中期の鏡銘に多いものであるが、左字を交えて、書體に崩れがあり、且つ中斷されて下半を闕く。從つて鑄上りはよいが、背紋と併せ見て、後漢の後半のものであろう。

三四　盤龍鏡　　徑　一二・二糎　　緣厚　〇・七糎　　〔鏡・一〇四〕

通體に水銀の光澤をもつ薄い小鏡である。背面の主紋をなす盤龍は、鈕を中にした肉刻に近い鮮麗な鋟刻である。

三五　神人龍虎畫象鏡　　徑　八・八糎　　緣厚　〇・三糎　　〔鏡・二二〕

この鏡の緣は斷面が三角形で、面には反りがある。背紋は圓座鈕を繞つて內區の四乳の間に、一雙の神仙の藥を搗く姿と、龍と虎に騎する神人とを交互に配して、その表出は後漢時代の畫像石に見るものと同樣である。銘帶には

吾作明竟幽湅三岡、敬奉賢良配象萬疆、左靑龍右白虎兮。

の銘がある。形は小さいが、今世紀の三〇年代に浙江紹興の古墓群から後に錄する漢末三國の紀年鏡と同時に出土した多數の大型畫像鏡と型式を同じくするので、銘文と併せ考えて魏晉間のものであろう。

三六　畫文帶環狀乳神獸鏡　　徑　一三・五糎　　緣厚　〇・五糎　　〔鏡・二一〕

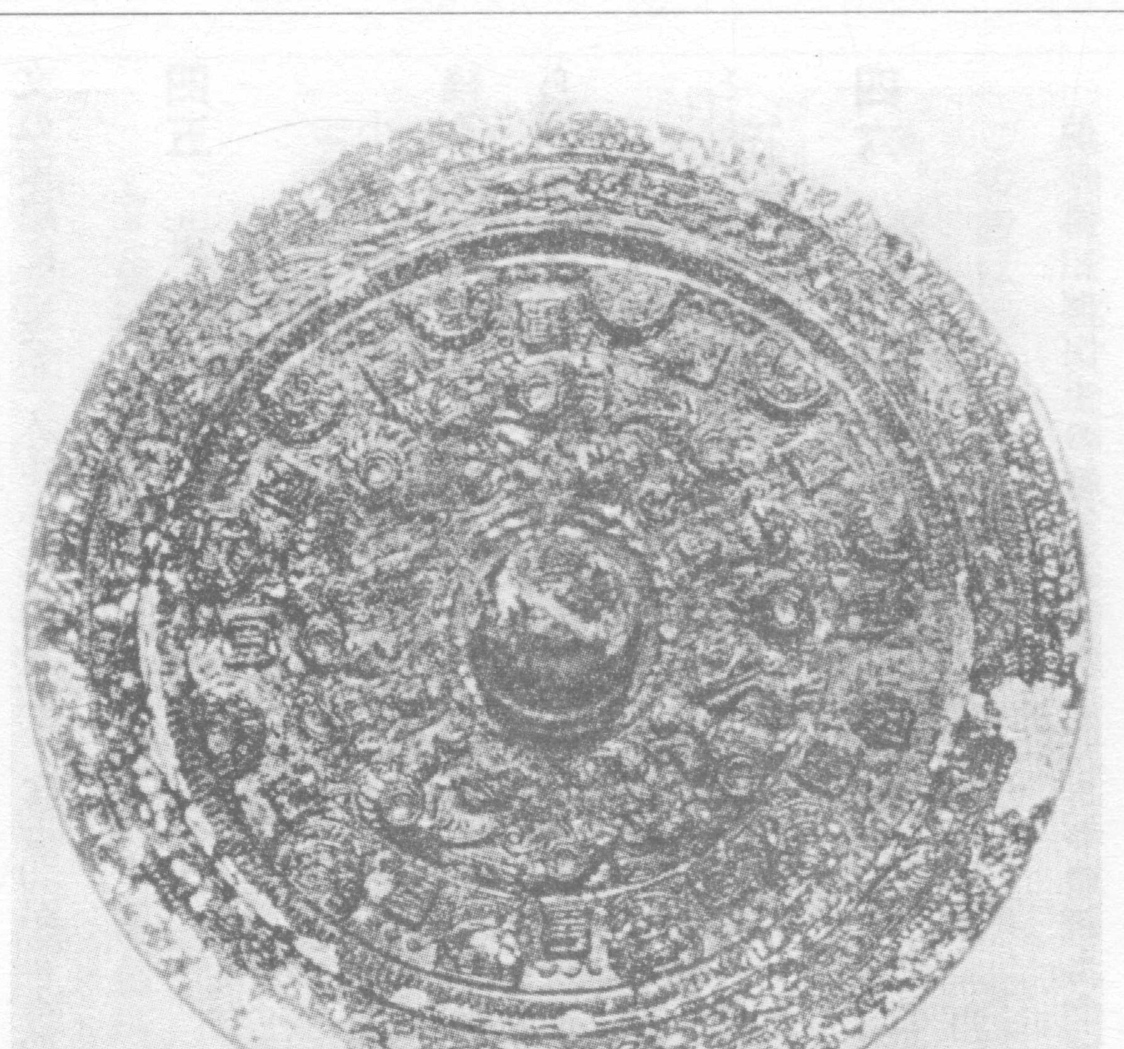

第一〇八圖　三六畫文帶環狀乳神獸鏡

この鏡は鈕と狹い外緣との間に二段の突起帶を作り、その間に半圓方形帶を配し、內區に薄肉で神獸の像を表わしたものである。幅狹い內區の神獸は彫塑的な圖案化した廻紋形式で、その一部に恰も何物かを嵌入したかの如き環狀乳が目立ち、また外緣と突帶間の外區を舞鳳、鸞などの細麗な畫文帶で飾つている。なお半圓方形帶の方格內には

吾作明鏡、幽湅三商、彫刻吉羊。

なる銘字を一字づつ表わし、半圓形內には渦雲紋がある。この鏡の鑄成は小さいながら鮮銳巧緻である。これと內區の圖像を同じくして、外區の畫文帶に代えるに後漢後半の紀年を以てするものがあることより見て、この鏡の如きは蓋し畫文帶神獸鏡のうちで時代の遡るものであろう。

三七　畫文帶環狀乳神獸鏡　　徑　一三・〇糎　　緣厚　〇・四糎　　〔鏡・二〇〕

この鏡は前者と殆んど同じ鏡式を持つ。漆黑に近い美しい銅色のその背紋は細緻ではないが一層鮮明で、よくこの種鏡の一佳例であることを示す。その半圓方形帶の方格內にある一字づつの銘は

上方作竟自有紀、羊竟羊有古。

とあつて、完全な文章の一部を削略したものである。

三八　畫文帶環狀乳神獸鏡　　徑　一四・二糎　　緣厚　〇・五糎　　〔鏡・一〇六〕

これも全く同式であるが、背面の環乳狀を伴つた三神三獸の廻紋は、半圓方形帶と共に一層肉刻の趣がある。銘文は一部綠鏽に覆われているが、

上方作示□巳[大]吉羊宜古市大吉利兮

と讀まれて、前鏡と同じ上方の作鏡であることを示すのである。

三九　建安廿二年重列神獸鏡（圖版第九三・一）　　徑　一一・八糎　　緣厚　〇・四糎　　〔鏡・一四四〕

四〇　建安廿二年重列神獸鏡

徑　一二・八糎　緣厚　〇・四八糎　〔鏡・一四五〕

重列神獸鏡はその外區にある紀年の銘文から後漢末に行なわれた神獸鏡の一型式であることが早くから認められているものである。この二面の遺品は一九二〇年代に以下の紀年銘鏡と共に、浙江省の紹興地區の古墳群の掘鑿で新たに見出され、而も同笵の所鑄と認められるものである。鏡背の主要な內區は、扁平な鈕孔の上下にそれ〴〵に二神仙像を、また左右に二段に同じ四神の坐形を階段狀に表わし、それに巨を銜んだ特異な怪獸を配し、更に四邊に青龍・白虎・朱雀・玄武の四靈を配し、すべてを薄肉で鑄表わす後漢時代の神獸鏡の通性をよく具えたものである。外緣の便化した渦紋緣の一段高い外區にある銘帶の銘文は型流れなどあるが、次の六十二字の長い文章で

建安廿二年十月辛卯朔四日甲午、太歳在丁酉時加未、師鄭豫作明鏡、幽湅三章乃而清眼、服者大得高遠宜官、位爲侯王家□□□、家吏居巳□□□孫子也。

と讀まれ、後漢獻帝時代の鑄造の年時を明記し、製作者の鄭豫の姓名をも記しているのである。

四一　建安廿四年半圓方形帶神獸鏡

徑　一三・二糎　緣厚　〇・四糎　〔鏡・一四六〕

鏡面の色澤は白銅に近いが、背は帶紺の黑銅色を呈して、それは傳紹興出土の魏の黃初二年の鏡と全く同じである。背紋は珠紋圈を繞らした鈕が大きく、周圍より見るように配した內區の主像は、六神獸であって、その描線は粗いながら整った形をしている。半圓方形帶の十九を數える方格內の副銘は、年・三・古などの文字は讀めるが、文章をなさないのに對し、外區にある左行左文の主銘は、細い整わない書體ではあるが、型流れの一部を除いて、全文は凡そ次の如くである。

建安廿四年六月辛巳朔廿五日乙巳奇、吾作明竟宜矦王、豪富日貴、鈐有千萬長生之壽、日月和樂□□巳。

右の文中宜矦王の次の句は、蓋し「家富且貴」の譌であろう。建安廿四年は前鏡におくれる二年の西紀二一九年に當る。

二三五〜二三六

四二　延康元年半圓方形帶神獸鏡

徑　一二・七糎　緣厚　〇・五糎　〔鏡・一四七〕

この鏡の面は鉛綠色の所謂水中古の色澤を呈し、鏡背は銹化して緣部はやゝ剝落している。內區の主圖像は、求心的に配した五神四獸であって、雙神像の一つは、半圓方形帶の大きな怪獸上に駕している。方格內の文字は省畫などされていて讀み難く、外區の主銘も漫漶の上に書體も整正でないが、凡そ次の如くである。

延康元年二月辛丑朔十二日壬子、師□□□□□□作明鏡、玄湅章乃成以品、淸不可言、伏者老壽高升三千石、郡都部坤於事。

延康は後漢の最後の紀年で、その元年は西紀二二〇年に當る。然るに『三正綜覽』に依ると、同年の二月は丁未であって、かえつて、翌二年が辛丑である。また同年の十二月十二日は壬子であって銘の記するところと一致する。さればそれは製作者が何らかの意圖か、または單なる不用意で二年を元年と誤つたもので、實は延康二年の鑄造品たるであろう。

四三　黃初二年半圓方形帶神獸鏡

徑　一一・五糎　緣厚　〇・四糎　〔鏡・一四八〕

この鏡は湖南省長沙の出土と傳えられ、面は紺色がかつた鉛黑の鮮かな銅色である。鏡背の主紋は、花瓣を派出したものと見える半圓形と方格とを繞らした內區では、鈕孔の上下に相並ぶ二神の像と、左右に各一神像をおき、これらの間に獸形を配した六神四獸である。鑄上りは鮮明であるが、圖像そのものは頗る粗略である。外區にある右行の主銘はまばらな字配りで、次のように短かい簡略なものである。

黃初二年、武昌元作明鏡、宮湅章乃而淸昌吉羊。

四四　黃武四年半圓方形帶神獸鏡

徑　一一・九糎　緣厚　〇・四糎　〔鏡・一四九〕

この鏡は浙江省紹興古墓の出土と傳え、黑銅色の體には鮮かな綠鏽がある。徑に較べてその面の曲率が目立ち、それは〇・五糎に近い。背紋は大形扁平な鈕を中に、四方より見られる四神四獸を均勢に配する點は型の如くであるが、その神仙像の一つは相向つた雙神形である。半圓方形帶の方格には十・二・立・夫人などの文字はあるが、それらは文章をなさない。外區にある主銘も漫漶して讀み難い文字を含み、釋讀し得るのは次の如くである。

黃武四年四月廿六日作氏竟。宜於吏史士得位也、服之吉羊、□日我后共文王人生于七十有一。

文の末尾に「文王人生于七十有一」なる句があるのは興味を惹く。

四五　黃龍元年神獸鏡

徑　九・三糎　緣厚　〇・三糎　〔鏡・一五〇〕

小さい爲でもあろうか半圓方形帶のないこの鏡では、鈕座に蓮瓣とも覺しい舌狀の花葉形を添えており、それを繞る內區に十一體の神人を主に、一獸を配し、それらの圖像は割合に鮮明である。銘は粗略な文で、體も整っておらず

黃龍元年四月廿四日丰辛□朔□廿九日吉祥

とあって、その西紀二二九年の鑄造であることを示す。

四六　赤烏元年半圓形帶神獸鏡

徑　一一・七糎　緣厚　〇・三糎　〔鏡・一五一〕

他の傳紹興出土の紀年鏡と同じく、この鏡もやはり水中古の色澤を持ち、背紋の一部に鐵銹が附着して、所傳を裏書きする。內區の構圖は、鈕を中に、四方より見る四神四獸を配したものである。鑄上りは割合によいが、半圓方形帶に於ける方格內の副銘は、いま僅かに「王」の一字を認め得るに過ぎない。外區の主銘もまた奇異な書體を含む大まかなもので、全文は凡そ次の如くである。

赤烏元年、造作明鏡、可照刑上辟彔祤、長生老壽、位至公卿、子孫精禮、福祿無窮。

二三七〜二三八

四七　永安元年半圓方形帶神獸鏡

徑　九・八糎　　縁厚　〇・三糎　　〔鏡・一五二〕

面に反りの强い小鏡であるが、いまなお黑色の光澤を保つて質の白銅であるのを示し、鑄上りも鮮かである。內區は鈕孔を軸として上に雙神像、下に四神像を配し、左右に各一獸を置いている。半圓方形帶の十箇の方格內には四方より見る左行の「吏三公九卿十二大夫人」の文字がある。これに對して外區の銘は、內區圖像の下左から始まる左行で、漫漶ながら凡そ次の如くである。

永安元年二月丁巳朔十五日乙□造、師先□□九□九□□□□□宜矦子孫、爲吏至□王壽萬年。

永安の名の紀年は北魏・北涼にもあるが、この永安は鏡式より見て、吳の景帝のそれ(西紀二五八)であることは明らかである。但し吳の永安元年の二月朔は丁巳でないばかりでなく、朔日が丁巳では、その十五日は乙□であり得ない。從つてこの月日の干支の記載は、吳代の紀年鏡に往々見受ける鑄師の誤記の一例をなすものとすべきである。

四八　甘露二年半圓方形帶神獸鏡

徑　一一・三糎　　縁厚　〇・三糎　　〔鏡・一五三〕

鏡の色澤はやゝ黑味がかつた所謂水中古色であつて、これも紹興古墓の出土品と言う。內區に配した神仙像のうちの二神は共に雙禽に駕している。外區にある左行の銘文は比較的鮮明であるが、文字の配置はまばらで短く、文の末尾の切斷されたものである。

甘露二年六月十五日造作明鏡、百湅清銅、服鏡者老壽、□

甘露なる紀年は北方魏の獸首鏡に三例を見るのでこの鏡もそれかとも思われるが、鏡式は明らかに南方に多いものであり、殊に同一の構圖に太平・永安の紀年鏡があるので、所傳の出土地と併せ見て、吳の商貴卿公髦のそれとすべきである。

四九　天紀元年半圓方形帶神獸鏡　(圖版第九三・二)

徑　一一・九糎　　縁厚　〇・三糎　　〔鏡・一五四〕

この鏡の約四粍の反りのある鏡面は、恰も瓷洙したやうな黑色をしているが、背はまた鉛白の水中古の色澤であつて、紹興新出土の所傳を裏書する。鏡背は半圓方形帶を繞らす內區の神獸像が、鈕を中に求心的な配置の薄肉表出の四神四獸であつて、その神人は肩に羽翼を添えた通性を示している。その外區の銘文は左行左字である。

天紀元年歳在丁酉、師徐伯所作明鏡、買者宜子孫、壽萬歳大吉。

この種の半圓方形帶神獸鏡の中にあつては、三國後半の一好例をなすものである。

五〇　張氏作三角縁三神五獸鏡　(圖版第九四)

徑　二二・六糎　　縁厚　一・一糎　　〔鏡・二二三〕

この大きな鏡の背紋は、三角狀をした縁に沿つて鋸齒狀の帶圈があり、內區に半肉刻に近い神獸を配した、三角縁神獸鏡の特色をよく具えたものである。笠松狀に似た圖形で四分した內區の神獸は、三神五獸であつて、坐した神仙像と、口に巨を銜んだ怪獸とは、共によく生動の姿態を表わす。またこれを繞る銘帶の文は、張氏作鏡ではじまる道家の思想を示す整つた次の如きものである。

張氏作鏡眞巧、仙人王喬赤松子、師子辟邪世少有、渴飲玉泉飢食棗、生如金石天相保兮。

三角縁神獸鏡は、中國本土では現在なお出土例を缺くが、我が國古式古墳出土の中國鏡の中では夥しい數量に上るもので、銘文その他より曹魏時代に中原にあつて盛んに鑄造された特長ある鏡式であつたことをよく示すのである。この鏡は出土地の所傳こそ明らかでないが、靑綠赭褐の鏽に朱斑の相錯鋪した古色は、まさにその實例をなすと言える。而も本泉屋博古館の所收に、次の全く同じ笵鑄の一面があつて、兩者同時の出土品たることが推されるのである。

五一　張氏作三角縁三神五獸鏡

徑　二二・五糎　　縁厚　一・一糎　　〔鏡・二二四〕

もと破碎したものを接合して完形に復した本鏡の通體は、白銅色に凝綠群靑の銹が目立つ。前者と全く同式であつて、同笵の鑄造品と認めらるが、圖像の鮮銳さよりみるとこちらが先鑄品であることが推測される。

五二　陳是作三角縁四神四獸鏡

徑　二二・四糎　　縁厚　一・三糎　　〔鏡・二二五〕

もと破碎して出土したのを修補したこの鏡は、また前二者とよく似た構圖である。たゞ內區の主圖像は二神二獸を四乳間に交互に表わしてある。銘帶の銘文は

第一〇九圖　五二陳是作三角縁四神四獸鏡

陳是作竟甚大好、上有神守及龍虎、身有文章口銜巨、古有聖人東王父西王母、渴飲玉泉飢食棗、長相保。

とあつて、それはよく主圖像の內容とも合致している。

五三　三角縁三神三獸鏡

徑　二三・〇糎
縁厚　一・一糎
〔鏡・三三〕

前鏡と相似た構圖であるが、本鏡には銘帶はない。內區に配した神人の傍に、各一個の博山爐樣の圖形があり、また魚・天鶏を配した點が目につき、その鑄成は鮮銳である。これと同形

鏡に古く芦屋市打出の親王塚から出土したと傳えるものがある。

五四　三角緣四神四獸鏡

徑　二二・一糎　緣厚　一・二糎

〔鏡・一一二〕

この鏡は京都府久世郡城陽町久津川の車塚古墳から出土した七面の一で、上記の四鏡とほゞ同大の三角緣神獸鏡である。白銅の色澤をした內區の主圖像は、外帶に近く四方に素乳があり、其の間に二神と二獸とを交互に配し、神仙の間には一種の笠松狀の圖様がある。これを繞る銘帶には、一部に模糊たる「日□而月□而昊□□毋天下之明」なる十四字があるのみで、他は一種の連續線紋となつており他と違う。その白銅を以てした鑄成より考えると固より中國本土の鑄鏡である。これと同范の鑄鏡と認められるものが、兵庫縣赤穗市有年在の一古墳からも出土している。

第一一〇圖　五四三角緣四神四獸鏡

二四三～二四四

五五　尙方三角緣二神二獸鏡

徑　二二・三糎　緣厚　一・〇糎

〔鏡・一一六〕

この鏡は京都府綴喜郡八幡町東車塚より、漢長宜子孫內行花紋鏡及び二面の仿製鏡と共に出土した、尙方作の銘のある三角緣神獸鏡である。珠紋圈を繞る鈕につゞくその內區を綟紋乳で四分して、二方に有翼の神仙の座像と他に龍・虎を表わし、やゝ蒲鉾狀の銘帶には

尙方作竟自有好、明而日月□□有、刻治分守悉皆右、長保二親宜孫子、官至三公利古市、告后世。

なる七字句の銘がある。背紋の表出は鮮鋭でなく、手なれていることから一見それは本邦でのふみかえし鏡たる觀を呈するが、破損面の銅質その他よりみると、やはり中國の舶載品であろう。

第一一一圖　五五尙方三角緣二神二獸鏡

五六　三角緣三神二獸鏡

徑　二一・五糎　緣厚　一・一糎

〔鏡・一一八〕

本鏡背には銘帶がなく、その部分を十個の突乳とS字狀の渦線紋で充たし、外區の鋸齒紋帶の間にも同じ十個の乳を配する。一方大きい綟形座乳で四分した圖像は、前鏡と同じく神・獸を交互に配したものであるが、神仙像の一は相向う二軀が半環狀をした異様なものである。

これと同じ背紋で緣のない鏡が奈良縣の鏡作神社に傳存し、また完形品も兵庫縣芦屋市舊岡本村と、岡山縣邑久郡鶴山の丸山古墳とから出土している。さればこの鏡は出土地の所傳を缺くが、同時に彼土で鑄造されて、本邦に舶載されたものゝ一であることが推測されるのである。

第一一二圖　五六　三角緣三神二獸鏡

五七　畫文帶神獸鏡（圖版第九五）

徑　一六・〇糎　緣厚　〇・四糎

〔鏡・一〇九〕

この鏡は明治廿七年（西紀一八九四）に五四の鏡と同様に京都府城陽町久津川にある車塚古墳の巨大な石棺內から出土した七面の古鏡の一である。三國時代より六朝前半の鏡式として數多い畫文帶神獸鏡のうち、その彫鏤の殊に優れたもので、白銅の通體に朱と靑綠銹を點じたその色澤も、いまなお稀に見る美觀を呈している。卽ちその鏡背は內區の主紋では、鈕の上下左右の繪畫的な神仙と、その間に配した怪獸とが、それぞれに異なる姿態を持ち、而も極めて巧緻なものであるのをはじめ、外區を飾る畫文帶に於ける飛翔した異禽、疾驅する怪獸、さらに神仙が駕しまた六飛龍のひく船の形をした乘物などが、恰も繪卷物を展開した觀があり、いずれも細緻な表現である。また半圓方形帶の小さな半圓の一々に獅子をはじめ、象・猿・鳳凰・兎・怪獸・鬼面・花紋等を表わして、その精妙さが特に目立つ。なお方格內の一々に四字對句の實に勝れた次の長文の銘が、細字で鮮かに鑄出されてある。

吾作明竟　幽湅三商　配像萬彊　競從序道　敬奉賢良　周刻典祀　百身長樂　衆事主陽

福祿正明　富貴安樂　益壽增年　侯王長富　子孫蕃昌　賢者高顯　土至公卿　與師命長

二四五～二四六

かくてこの日本出土の一鏡は、從來中國本土で出土した同式の清鏡に較べて最も優れたものであることを如實に示すのである。

二　倣製諸鏡

五八　變形方格規矩紋鏡　徑　二二・一糎　緣厚　〇・六糎　〔鏡・三一〕

鏡體は全く銹化して、青翠を鋪くかの如く、その間に鐵銹の附着を見るのは我が上古の古墳出土品たることを示している。その鏡式は第二三以下の漢代中期の方格規矩四神鏡と形制を同じくするが、同式鏡を特色づける內區の規矩形はすべて異様であるばかりか、それが外區の帶にもある。刻銘は全くなく、內區の禽獸形をはじめ、外區の圖紋などすべて渦紋化し、描線は著しく柔味を帶びているのが目立つ。これは青銅質である點と共に、舶載の同式鏡に倣つた日本における鑄鏡であることをよく示すものである。同種の方格規矩紋鏡の大形品は大和を中心とする古式古墳の出土品に見る可きものが多い。この鏡の鑄成はそれらに及ばないが、やはりその一に加う可きものである。

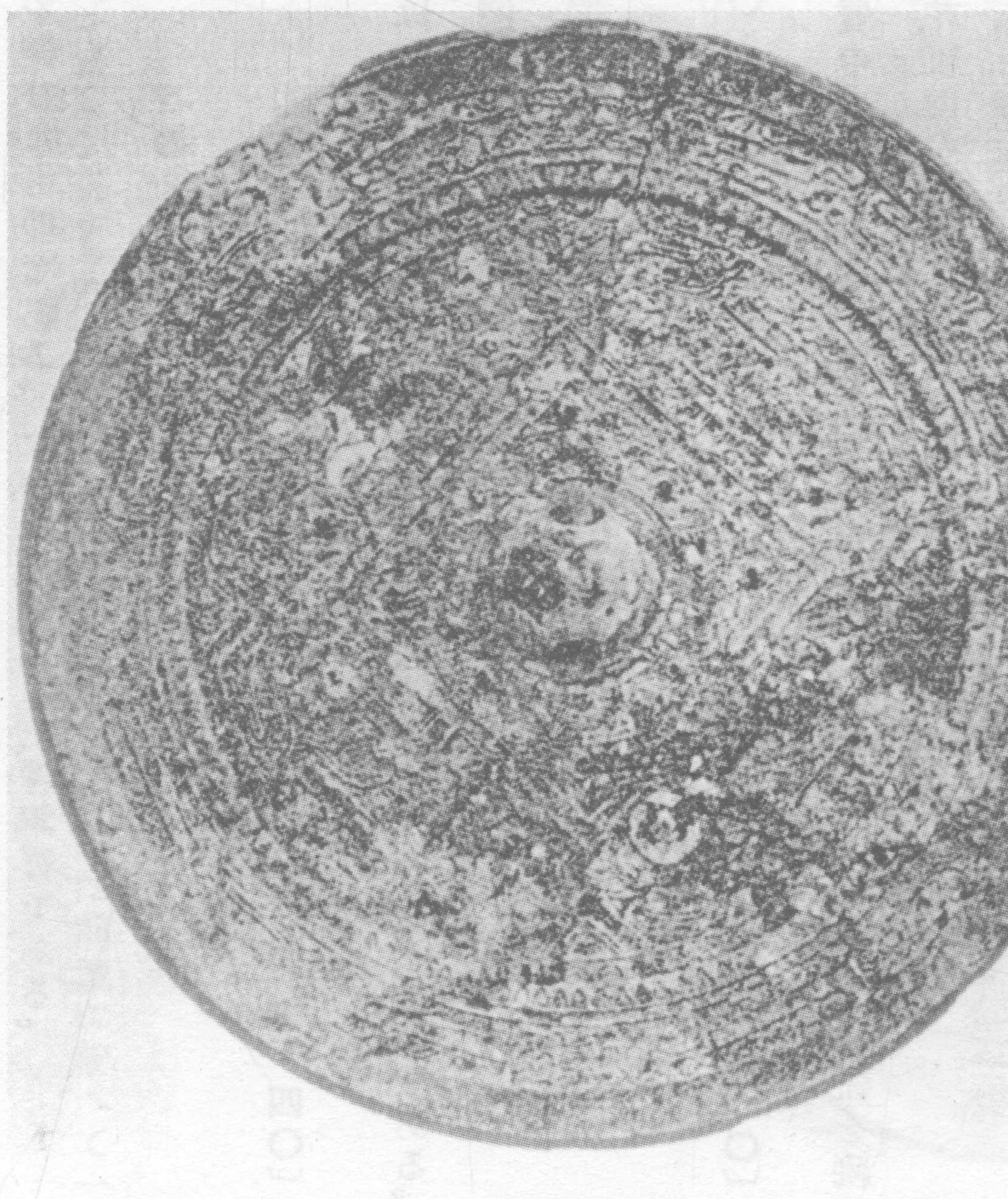

第一一三圖　五八變形方格規矩紋鏡

二四七～二四八

五九　變形四獸鏡　徑　一三・六糎　緣厚　〇・八糎　〔鏡・一一〇〕

六〇　變形四獸鏡　徑　一四・一糎　緣厚　〇・七糎　〔鏡・一一三〕

六一　變形四獸鏡（圖版第九七・一）　徑　一三・八糎　緣厚　〇・六糎　〔鏡・一一四〕

六二　變形四獸鏡　徑　一三・八糎　緣厚　〇・八糎　〔鏡・一一五〕

京都府下久津川の車塚古墳より同時に見出されたこれら四面の鏡は、それぞれ細部に若干の差異はあるが、いずれも白銅質で鑄上りのよいものである。その鏡背は一段高い平緣に近い外區に幾何學紋の圏帶を飾り、內區の四乳の間に肉刻の龍虎と覺しい四獸を表わしていて、それは後漢の後半の平緣神獸鏡、とりわけ後漢末中平六年鏡と類似する。たゞしその四獸は、形が異様化しているばかりでなく、銘帶の文字が全く文様化しているのは中國鏡と違う。我が國上古の古墳より平緣式神獸鏡の出土例の多いことより見て、まさにその倣製品と認むべきである。その模作の時代は、同じ倣製の三角緣三神三獸鏡や獸帶鏡などゝ共に中國魏晉の間であろうことが推定される。これら諸鏡はそうした中でも優れたものと言うべき遺品である。

六三　變形四獸鏡　徑　一七・三糎　緣厚　一・〇糎　〔鏡・三四〕

前四鏡とほゞ同じ鏡式であるが、形は一まわり大きく、また面の反りも強い。その鏡背紋では鈕を繞る有節重弧紋帶が突起し、內區における突乳の間の龍・虎は一層原體に近く、更に銘帶に當る圖紋にも本來の文字に似たものが見られるのである。

六四　變形四獸鏡　徑　一五・三糎　緣厚　〇・五糎　〔鏡・三七〕

前者と似た鏡式の倣製品である。內區の圓座乳間の四獸は形が著しくくずれた異様なものである。青綠衣を着けた銅質と併せ見て、その古墳出土の倣製鏡たることは明らかである。

二四九～二五〇

六五　變形四獸鏡　徑　一一・五糎　緣厚　〇・四糎　〔鏡・一一二〕

この鏡も內區の主紋は肉刻表出の四獸であるが、いずれも虫狀に近い異様化したもので、それを繞る帶圏も整齊でない。

六六　變形六獸鏡　徑　一四・八糎　緣厚　〇・六糎　〔鏡・三六〕

この鏡はその出土地は不詳であるが、前鏡と同じ古墳に副葬されてあつたと傳えられ、その瓜皮色の體に紺青の銅衣を着けた色澤を同じくするのはこれを裏書きする。ほゞ同じ鏡背の內區には六乳の間に周緣より見る六獸を配し、その外側に同じような擬銘帶を繞らして、その表出は比較的鮮明である。

六七　變形六神鏡　徑　一三・六糎　緣厚　〇・五糎　〔鏡・三五〕

幅の狹い內區六乳の間を異形化した神人と渦紋とで塡め、それを繞る突帶より緣に至る帶圏に、銅鏃紋に見られると同じ複線三角形の組紐狀紋をつけた點が目立つ。通體に青綠の斑銹があつて、よく本邦古墳出土の倣製品たることを示す。

六八　變形六神鏡

徑　一六・七糎　縁厚　〇・六糎　〔鏡・一一七〕

この鏡は京都府八幡町東車塚古墳より出土したもので、全面は瓜皮色に青緑の銹を點じている。有節重弧紋圏のある鈕を中にした内區の六乳間に六神を表わすのは前鏡と變りないが、像の渦狀化が著しく、またその間を塡めた渦紋も一層纖細である。たゞしその鑄成は仿製鏡の中では優れている。

六九　内行花紋鏡

徑　一六・五糎　縁厚　〇・七糎　〔鏡・一二〇〕

この鏡は我が上代の古墳出土の仿製品に多い内行花紋鏡の一例である。鏡式は漢代盛時の特長を具えたものと同式であるが、鈕には四葉座がなく、主紋の八弧形間も銘字を渦紋乳に代えて、珠紋圏でそれらを繞らせている。縁端はやゝ突起して、これらすべての表出は柔味を帯びたものである。なお全面銹化した青銅質である。

第一一四圖　六七　變形六神鏡

七〇　内行花紋鏡

徑　一一・六糎　縁厚　〇・四糎　〔鏡・四〇〕

同じ内行花紋鏡であるが、形が小さく、主紋は六弧形で、それを繞る外圏は櫛齒狀紋帶の簡素なものである。本邦各地出土の仿製鏡中、最も多いこの型式の一例をなすものである。

七一　内行花紋鏡

徑　五・八糎　縁厚　〇・三五糎　〔鏡・一六〇〕

黒銅に近い色澤をした、面に反りのある青銅質の小鏡である。大きさに相應しく、その鏡背紋は高い鈕を繞って二條の素帶と八弧形を表わすのみである。内行花紋鏡の仿製としては最も簡粗なものである。

七二　三神三獸々帶鏡

徑　二一・七糎　縁厚　〇・七糎　〔鏡・一一九〕

通體銹化の爲に玉色を呈し、その間に群青斑を點ずる。奈良地方の古墳の出土と言う。三角縁神獸鏡と同じ形制であるが、その内區に於ける主圖像の三神三獸をはじめ、次の突乳間に表わされた雙魚・天蝎を含む獸帶の圖像は著しく異様化し、而も模糊として甄別し難い。同様な三神三獸々帶鏡は本邦各地で出土例の多いものであるが、この鏡の如きは、我が國での仿製たることを示す拙粗な一例をなすものである。

二五一～二五二

七三　變形畫文帶神獸鏡（圖版第九六）

徑　一七・七糎　縁厚　〇・五糎　〔鏡・一一一〕

この鏡も京都府久津川車塚古墳の棺内に副葬されてあったものである。その鏡式は五七の同古墳から出土した舶載の畫文帶神獸鏡とよく似ているが、背紋の構成と表現には差異がある。即ち外區の畫文帶が二帶であるのをはじめ、鏡背全體に亘って圖紋の異形化が目立ち、且つ半圓方形帶の方格には文字がなく、隨所にその模作たることが窺われるのである。但しその背紋の彫鏤の精は、我が上古に盛行した仿製鏡のうちでは優れていて、而も質は白銅である。されば本鏡の如きは同式鏡の傳えられた際に於ける模製品として、當時に於ける鑄鏡技術の造詣を示す重要な一遺品と言う可きであろう。

七四　變形畫文帶神獸鏡

徑　二二・七糎　縁厚　〇・七糎　〔鏡・三二〕

前鏡と同じ畫文帶神獸鏡の大形の仿製品であるが、從來鼉龍鏡と呼ばれたものである。この鏡では外縁を飾る連續菱形文帶が目立ち、外區の畫文帶は虫狀化した龍形のみでかえって幅が狹くなっている。内區四乳間の主紋たる神獸は、巨の著しい乳を繞る鼉龍とせられる獸形と神人の異様なものであり、全體の質は青銅である。本鏡と同式の仿製品に山口縣柳井津の茶臼山古鏡出土の罕に觀る巨大なものをはじめ、他にも同じ遺品類は多く、上古の鑄造鏡中での目立った一類をなしている。この鏡もまたその一例と言う可きである。

七五　變形二神四獸鏡

徑　一五・二糎　縁厚　〇・七糎　〔鏡・三八〕

この鏡は櫛齒紋帶を繞らした鈕を中に、異形化した肉刻表現の二神と四獸で内區を飾ったもので、やはり半圓方形帶があり、外區では菱形雲狀紋帶が目立っている。仿製品としてはそのいずれもが細整である。通體瓜皮色で青綠紺青の銹があり、また朽鐵附着の迹をとゞめて、よく本邦古墳出土品たることを示すのである。

七六　變形神獸鏡

徑　一六・六糎　縁厚　〇・五糎

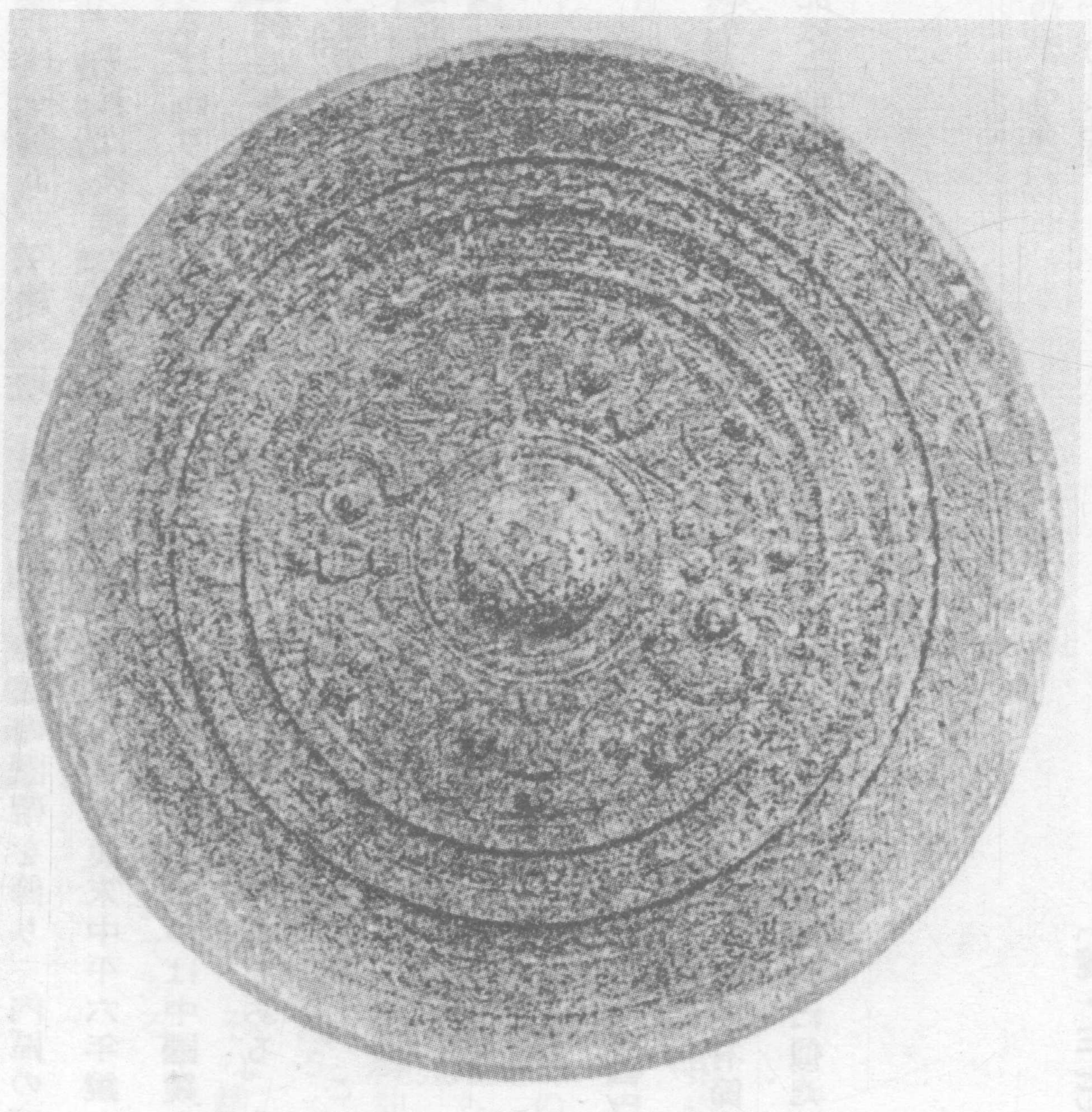

第一一五圖　七四　變形畫文帶神獸鏡

二五三～二五四

〔鏡・三九〕

この鏡は以下二面の小鏡と共に、大阪府南河内郡舊赤坂村守屋の臺地上に營まれた古墳の組合せ式棺内から見出されたものであって、半ば緑銹で被われている。内區の六乳の間に表わした主圖像は大部分が銹化漫漶しているので、その實體を確め難い。但し外圈の示すところなどを見るとその仿製鏡たることは明らかである。

七七　變形四獸鏡　徑　一〇・三糎　緣厚　〇・三糎　〔鏡・一二三〕

青銅質の銹化した鏡背は、小鈕を繞って有節重弧紋帶があり、内區に虫狀の四獸を配し、また擬銘帶もあるが、いずれも單粗で異樣化したものである。

七八　變形神獸小鏡　徑　七・七糎　緣厚　〇・二糎　〔鏡・一二四〕

破損していて、もと七六の鏡背に一部重なって出土したものである。その主圖紋たる神獸は前鏡に較べて一層異樣化した、小形の粗品である。

第一一六圖　七六・七八　河内赤坂古墳出土仿製三鏡

七九　四乳珠紋小鏡　徑　七・〇糎　緣厚　〇・二糎　〔鏡・一二二〕

素鈕を繞る内區の主紋は、四個の大形乳の間に小珠點を配し、粗大な幾何學紋帶を以てした極めて簡單なものである。但しその通體は光澤のある黝黑色を呈している。

八〇　乳紋小鏡　徑　五・〇糎　緣厚　〇・二糎　〔鏡・一六一〕

黑銅の體に手なれがあり、且つ銹化したこの小鏡の背紋は、前者に較べると、その珠紋はまばらで、それを繞る櫛齒紋の一帶も頗る粗なものである。

八一　珠紋小鏡　徑　四・〇糎　緣厚　〇・二糎　〔鏡・一六二〕

まさに寸鏡とも稱すべき小品である。その背紋は鈕を繞る珠文圈と櫛齒紋の一帶のみである。但し前鏡に較べるとその作行は寧ろとゝのつている。

八二　六鈴變形六獸鏡（圖版第九七・二）　面徑　一二・一糎　緣厚　〇・四糎　〔鏡・四一〕

二五五～二五六

青銅の銹色より見て本邦古墳の出土品たることの明らかなこの鏡の背紋は、内區に異樣化した六獸を表わし、擬銘帶を繞らした、上來の仿製鏡に多い型式である。たゞしその幅廣い緣邊には完好な六鈴を着けて、それが鏡形を特色づけるのである。このように鈴を着けた鏡は、なお中國本土にその例を見ないが、我が上古の後半期の各地の古墳からは多數に出土する。鈴の數は六鈴を主にして、四から十二個の多きにも及び、日本に於ける鈴の愛用に伴う同樣な裝飾品の多いことと併せ見て、それが仿製鏡における新しい意匠であることをよく示すのである。

三　六朝末・隋・唐諸鏡

八三　仁壽狻猊鏡（圖版第九八）　徑　二一・四糎　緣厚　一・四糎　〔鏡・一〇八〕

この鏡は通體よく本來の白銅の色澤を存し、背紋の鑄成も同式の所謂隋鏡中にあって精麗なものである。卽ち鏡背の内區に配した八個の狻猊と二龍とはそれ〴〵姿態を異にし、外區の怪獸、飛禽の廻紋と共に、よく生動の妙を表わしている。更に二者の中間を劃する突起に添えた帶に次の正楷の銘文を繞らす。

仙山並照　智永齊名　花朝艶彩　月夜流明　龍盤五瑞　鸞舞雙情　傳聞仁壽　始驗銷兵

この銘字中の仁壽は隋の紀年で、中國の金石家が夙にその末尾の二句を文帝楊堅が天下を一統した事を示すとしたものである。同種の鏡は海獸葡萄鏡と共に六朝末より唐初に亙って新たに行なわれた特色ある鏡式であるが、右の銘文に依って、本鏡の鑄成の隋代後半であるのが確かめられる次第である。

八四　靈山團華鏡　徑　一八・二糎　緣厚　〇・七糎　〔鏡・一〇七〕

白銅の鏡體には青綠の銹斑がある。鏡背は六個の圓圈の内外に華麗な寶相紋を布置したもので、この華紋は西方東ローマの紋樣に基くものである點が興味を惹く。これまた中國識者の隋鏡と言うところのものである。外帶に同じ書體の四字句の次の銘辭がある。

靈山孕寶　神使觀爐　形圓曉月　光清夜珠　玉臺希世　紅粧應圖　千嬌集影　百福來扶

八五　蓮花座鈕六狻鏡　徑　一九・一糎　緣厚　一・〇糎　〔鏡・五九〕

第一一七圖　八五　蓮花座鈕六狻鏡

二五七～二五八

蓮花座鈕を繞る六角形の廓線から派出した七面の條線で六分された內區の各々に一つずつ狻猊を配し、それぞ〳〵がよく生動の態を現わす。その外區に次の楷體の銘のあることは前者と同じである。

盤龍麗匣舞鳳新臺、鸞驚影見日曜花開、團疑壁轉月似輪廻、端形鑒遠膽照光來。

八六　海獸葡萄鏡（圖版第九九）　徑　二三・八糎　緣厚　一・七糎　（鏡・四二）

この海獸葡萄鏡は、鈕は圓形であるが本屋收藏の十數面を數える同式鏡の中で最も見るべき一面である。これら諸鏡は全く同じ鏡體でその廣い內區を飾る主な八體の怪獸の姿態は、一仰一俯、或は左に面し、或は右に向い、よく躍動の相を表わし、その間に特色のある華麗な葡萄紋を塡めてある。外區にあっても枝もたわゝな同じ葡萄紋の間に、疾走する怪獸と飛禽を配し、兩側の華紋帶と共に、この種鏡の特徵を具象する。しかもこれらの浮彫の表出は頗る鮮緻であり、銅質の白光と相俟って罕に見る美觀を呈している。

海獸葡萄鏡は、『博古圖錄』が漢鏡と認定したもので、それは西方的な葡萄紋を、張騫の西方への遣使と結びつけた見解であるが、鏡そのものゝ示す圖象よりすると、六朝の末期から唐初の鏡式であることは明らかである。この鏡の如き精緻完美な遺品は蓋し唐朝初期に遡るものであろう。

八七　海獸葡萄鏡　徑　二〇・六糎　緣厚　一・七糎　（鏡・四五）

二五九～二六〇

この鏡の鈕はもと海馬と言われた特色ある踞した獅子の俯瞰形であって、內外區を分つのは突起した帶である。廣い內區には、それぞ〳〵姿態を異にして躍動する七狻猊を、外區にもまた同じく禽獸七を配し、それらの間に房もたわゝな華麗な葡萄紋を布置するのは、この種鏡の通性をよく具象したものである。その彫鏤も精緻である。

八八　海獸葡萄鏡　徑　一七・三糎　緣厚　一・四糎　（鏡・四三）

禽獸葡萄紋を以て全鏡背を飾ることは他の葡萄鏡と同樣であるが、この鏡の踞した怪獸鈕は大きく、それを繞る內區に於ける主圖象は雙鸞と有翼の天馬であり、葡萄紋もまた旋轉した趣のある點が目立つ。黑漆の鏡體には青綠の銹を著けている。

八九　海獸葡萄鏡　徑　一一・四糎　緣厚　一・三糎　（鏡・四四）

白光の色澤を遺存したこの鏡は、內區に鈕を繞って同一の方向に疾驅する四獸を表わし、外區には小禽七を配している。また外緣內の細い帶を一種の幾何學紋で飾る。

九〇　海獸葡萄鏡　徑　一五・二糎　緣厚　一・四糎　（鏡・一五五）

九一　海獸葡萄鏡　徑　一五・六糎　緣厚　一・三五糎　（鏡・一五六）

兩鏡とも背面を飾る果房を着けた葡萄紋の間は、型の如くうずまった獸鈕を繞って躍動する六疋の狻猊を主に、外區に飛禽・蝶・蜻蛉等を點綴した中位の大きさの整美なものである。その外緣內には渦雲紋を飾る。これらは鮮かな鑄上りを示し、二面とも光澤の著しい白銅本來の地肌をしている。

今世紀の二〇年代に中國の某地で見出されたこの兩面の鏡は單に背紋を同じくするばかりでなく、法量の上で少許の差異はあるが銅色をはじめあらゆる點で同一で、圖紋の一致は僅かに缺けた珠紋圈帶の細部にまで及んでいる。從って上述した建安廿四年鏡の場合と同じく、當然同笵鑄造の品と認められる。なお實物を檢討する機會はないが、ロンドンのカル蒐集品（A. L. K. Cull and James K. Cull）にもこれと同笵と認められる海獸葡萄鏡があり、また同時の出土品たることが推定されることを附記しておく。（梅原末治寄贈品）

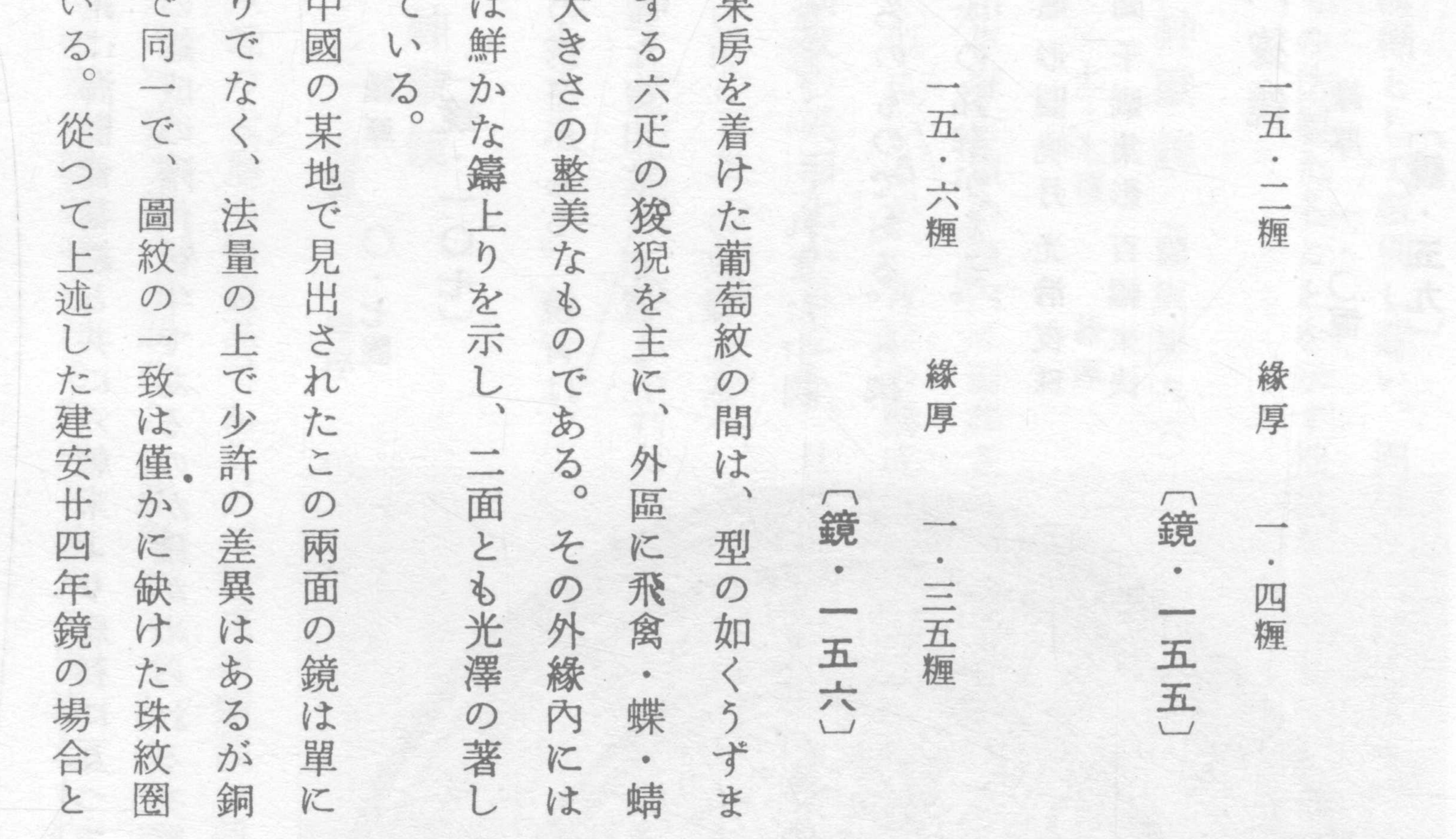

第一一八圖　同笵の海獸葡萄鏡（右九〇　左九一）

九二　海獸葡萄鏡　徑　一四・三糎　緣厚　一・五糎　（鏡・四六）

この鏡は鈕を合せて怪獸七を內區に布置し、また外帶に禽・蝶・蜻蛉を配した同式であるが、兩者を分つのは突起圈であり、また外緣內を雲華紋帶で飾ってある。

九三　海獸葡萄鏡　徑　一〇・八糎　緣厚　一・三糎　（鏡・四七）

前鏡と同形式であるが、形は小さく、內區の狻猊は四疋で、圖紋の表出のやゝ形式化したものである。唐時代のものであろう。

九四　海獸葡萄鏡　徑　一四・八糎　緣厚　一・四糎　（鏡・四八）

九〇、九一の兩鏡とよく似たこの葡萄鏡は、內區の六狻猊をはじめ背紋の表現が丸味を帶びていて、その鏡面に

二六一～二六二

は少許の反りがある。

九五　海獸葡萄鏡　〔鏡・四九〕

徑　一〇・四糎　縁厚　〇・九糎

形の小さい爲でもあろうが、內區の狻猊は四疋で外輪區は六鳥である。たゞそれらの彫鏤は精細であつて、葡萄紋の描寫も巧緻である。

九六　海獸葡萄鏡　〔鏡・五〇〕

徑　九・七糎　縁厚　一・三糎

この鏡は漆黑色を呈する。形は小さいが、その鑄成は前者同様佳良である。

九七　海獸葡萄鏡　〔鏡・五一〕

徑　一二・一糎　縁厚　一・三糎

內區に五獸を配したこの鏡の背紋は、表現が圓味を帶びている。漆黑に銅衣を點じたその色澤は美しい。

九八　海獸葡萄鏡　〔鏡・五二〕

徑　一七・六糎　縁厚　一・二糎

內區の旋轉した葡萄華紋間に配する六獸はそれぞれ姿態を異にして、うちに正面向して股間を露わすものがある。

外區の相追逐する禽獸形と共に、鑄工の構想の自由さを示す遺品である。

九九　海獸葡萄鏡　〔鏡・五三〕

徑　一七・〇糎　縁厚　一・三糎

この鏡も前者と似た構圖であり、圖紋整美で漆黑色を呈する。たゞし躍動する六獸などの姿態では一籌を輸するの觀がある。

一〇〇　海獸葡萄方鏡　〔鏡・五六〕

一邊長　一二・四糎　縁厚　一・二糎

この鏡は獸鈕を繞る珠紋突帶の方形の四隅に怪獸を配し、外區四邊の葡萄紋間に靜態の禽形を表わした構圖を持つ。その鏡體は白銅の色澤をしている。現存の方鏡中に於ける佳品の一である。

一〇一　海獸葡萄小方鏡　〔鏡・五七〕

一邊長　九・一糎　縁厚　一・〇糎

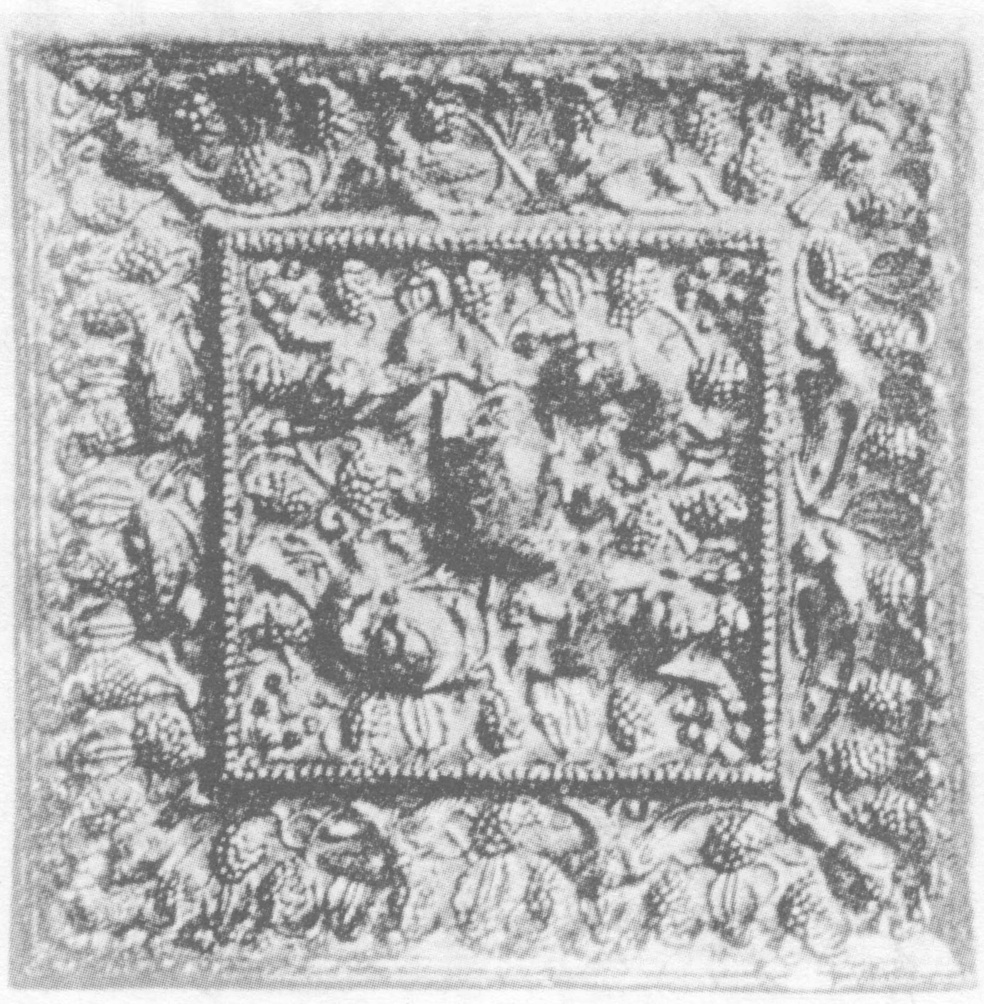

第一一九圖　一〇〇海獸葡萄方鏡

漆黑色をしたこの鏡の背紋はやはり前者と類似し、外區の葡萄紋帶に配しているのは禽・蝶・蜻蛉等である。小形ではあるが、また方鏡中鑄成の見る可きものであろう。

一〇二　獸鈕葡萄紋小方鏡　〔鏡・五八〕

一邊長　四・三糎　縁厚　〇・六糎

寸餘の方鏡である。その外區を飾る唐草華紋は華麗で、よく唐代のものたることを示す。

一〇三　獸鈕葡萄紋小鏡　〔鏡・五四〕

徑　八・七糎　縁厚　一・〇糎

この鏡の內區は前の方鏡と同じく、踞した獸鈕を中にして華麗な葡萄唐草紋を廻らし、外輪は素紋である。その鑄成の時期はやはり唐であろう。

一〇四　獸鈕葡萄紋小鏡　〔鏡・五五〕

徑　五・六糎　縁厚　〇・八糎

內區の結枝した葡萄紋の間に禽・蟲各二を配している。表現は精細でない。蓋し海獸葡萄鏡中の最も小さい一で、その鑄成は唐の中期であるだろう。

一〇五　華紋八弧鏡　〔鏡・八七〕

徑　四・九糎　縁厚　〇・五糎

弧縁の突起したこの小鏡の背紋は、二重の突界線の內區に、圓座鈕より出た八つの忍冬様華紋で飾つたもので、その鑄上りは精である。

一〇六　舞鳳狻猊瑞花八稜鏡　〔鏡・六〇〕

徑　二三・九糎　縁厚　〇・八糎

この鏡は素鈕を繞つて四出する婉轉たる花唐草の間に舞鳳・狻猊各々二を配し、外縁に沿う菱形區には蝶・雀・花枝を表わすものである。動、植物兩圖紋を併せたこの優雅な鏡背紋は、盛唐の特色を具備し、その表現もまた精麗で、まさに當代古鏡の佳品の一と言う可きである。

一〇七　銀背鍍金舞鳳狻猊八稜鏡（圖版第一〇〇）　〔鏡・一一五〕

徑　二五・六糎　縁厚　一・七糎

この鏡は民國十三年（一九二四）の晩秋、洛陽郊外の蟒山の馬坡から發見されたと傳え、鮮かな土中古の色澤をいまによくとゞめたものである。その鏡背の內區は、鈕を繞つて四出する婉轉たる花唐草の間に、舞鳳狻猊を四方に配し、外區の菱形邊上に蝶・雀・花枝を飾る。この圖紋は盛唐時に多いものであるが、本鏡ではそれを銀板の面に

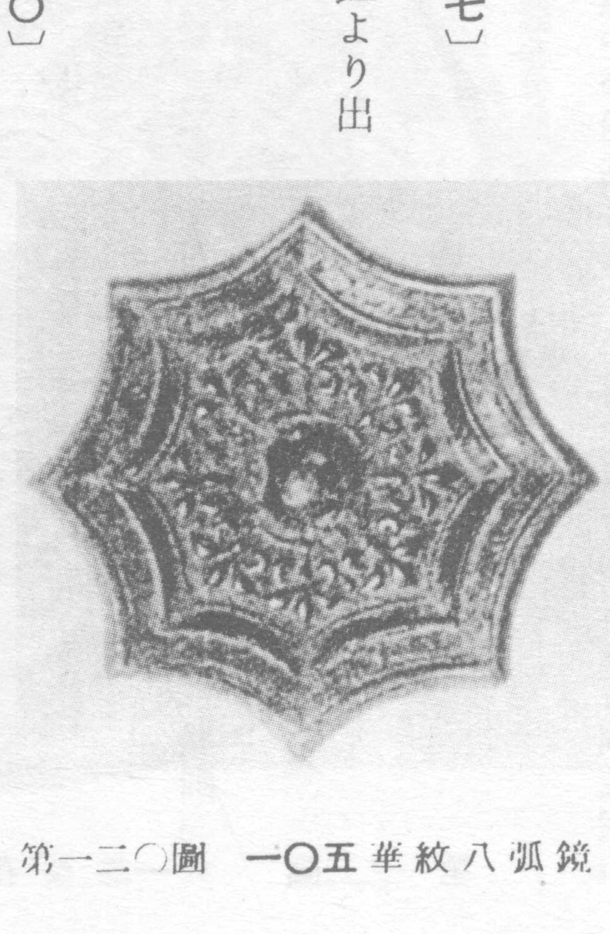

第一二〇圖　一〇五華紋八弧鏡

打ち出して鏡體に貼附しており、紋様は細緻優麗を極め、鈕上に寶相華文を打ち出し、間隙を埋めるに所謂魚子の細粒紋を刻してある。更に脚部の浮彫となつた舞鳳狻猊をはじめ内外の主圖紋には鍍金が施され、いまも陸離たる光彩を放つのは罕に觀るところである。これはまさしく盛唐時の記錄にある「寶飾背鏡」の鏡式の一に當るもので、二十世紀に入つて中國本土に於いて出土した遺品中、同時に出土した他の一面（京都守屋孝藏氏藏）と共に、その大きく且つ優れたものである。

一〇八　舞鳳狻猊八稜鏡　徑　一九・四糎　緣厚　〇・九糎　〔鏡・六一〕

前二鏡とほゞ似た面にいまなお白光の銅色をとゞめたものである。たゞ構圖はやゝ簡素で、内區には雙鳳・狻猊の間に朶雲狀の唐草華紋を配して、外緣内の圖紋と共に丸味を帶びた表出のものである。

一〇九　舞鳳狻猊八稜鏡　徑　六・〇糎　緣厚　一・二糎　〔鏡・六二〕

獸鈕を圍んで、朶雲狀華紋の間に舞鳳と狻猊とを配する點は前鏡と同樣であるが、圖紋の彫鏤の整好さは同種の古鏡中でも佳品と言う可きである。

一一〇　雙鸞花枝八稜鏡　徑　一六・四糎　緣厚　〇・六糎　〔鏡・六三〕

二六七～二六八

素鈕から四出する流麗な花唐草の間に主圖像を配するのは第一〇六その他の鏡と變りないが、本鏡にあつては雙鸞をそのまゝに殘し、狻猊を雙禽の一蝶を啄ばむ圖象に代えている。その鑄上りは鮮鋭で、黝黑の銅色に蝦蟇斑銹を點じた色澤も美しい。

一一一　四仙八稜鏡　徑　一六・二糎　緣厚　〇・八糎　〔鏡・六四〕

獸鈕を繞つて幅廣い内區には朶雲の間に四仙を表わす。麟に騎るもの、鶴に駕するもの、獅背に跨るもの、鳳背に倚るもの、いずれも疾走飛翔の狀を現わし、生動の妙を示している。この構圖は唐人の信奉した道教游仙の狀景をまことによく寫したものである。

一一二　蓮花鳳馬紋八花鏡　徑　二三・五糎　緣厚　〇・七糎　〔鏡・一二六〕

素鈕の下に蓮花があつて、その二莖は左右に延びて雙花を着け、蓮上には相向つた鳳馬を表わし、上邊には別

第一二一圖　一一一　四仙八稜鏡

の蓮花とそれを啄んだ飛禽を配している。幅廣い八花緣内には華麗な花枝を飾つているのは唐鏡における特色ある圖形の一である。たゞこの鏡は出土後被覆した銹を削つた爲に今その美觀を損つている。

一一三　葵花鈕四靈鏡　徑　一二・九糎　緣厚　〇・五糎　〔鏡・一二八〕

この鏡の背には帶圈がなく、葵花座鈕と薄肉表出の青龍・白虎・玄武・朱雀の四靈を以て全面を飾り、その間隔に小葉枝各一を入れるのみである。圖紋清雅、その龍虎の形態は、韓國平安南道江西その他の高句麗時代の壁畫に於けるそれに相近い點は、鑄造が初唐にあることを思わしめる。この鏡は白銅の晶光に黝黑を點じてその色澤は美麗である。

一一四　雙鸞瑞花八稜鏡　徑　一九・八糎　緣厚　〇・七糎　〔鏡・六五〕

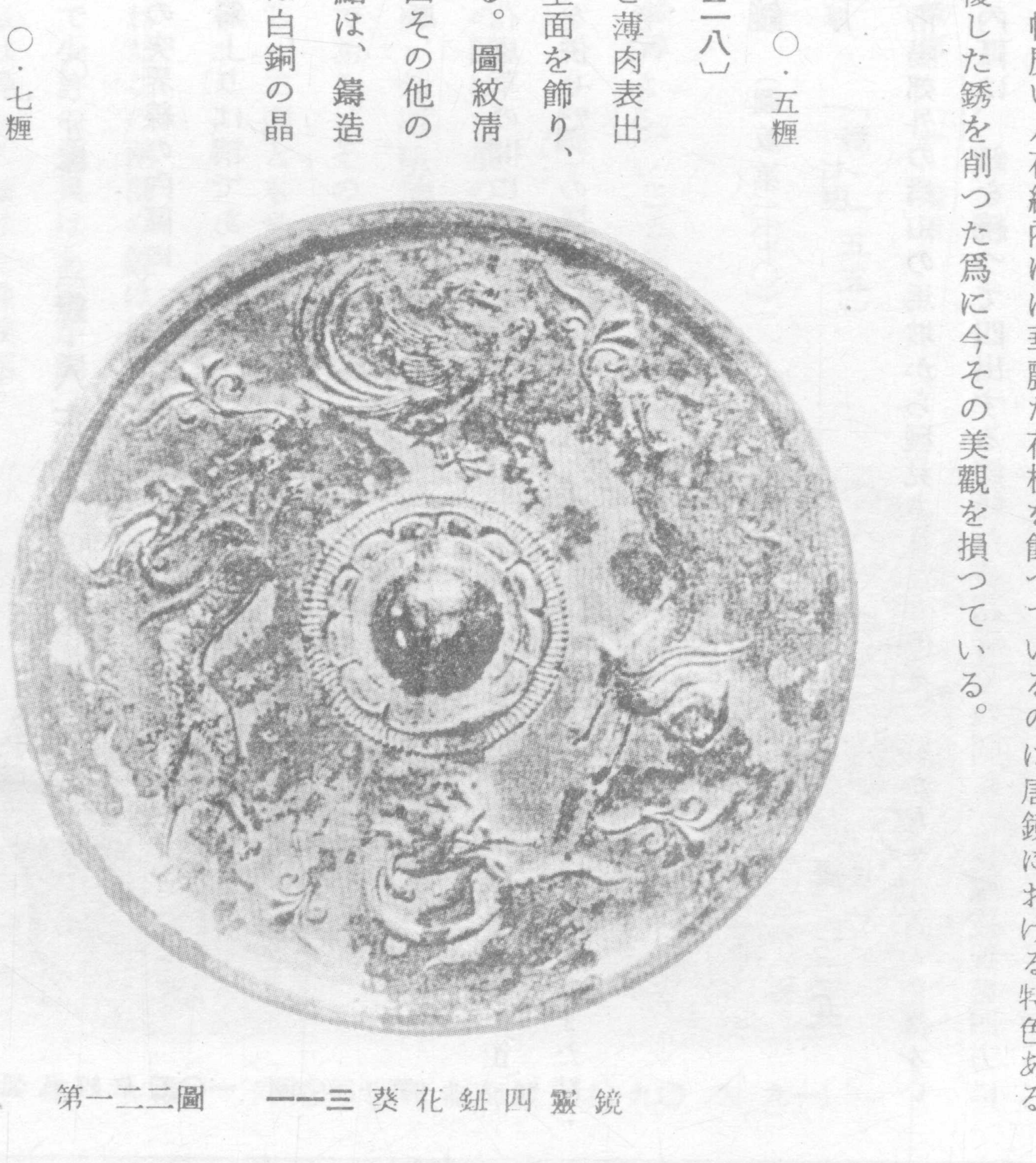

第一二二圖　一一三　葵花鈕四靈鏡

この鏡は、素鈕を挾んで、左右に綬帶を銜んだ雙鸞が相對し、上下に豊麗なる瑞花を配している。外緣内を飾る花枝とともに、それは唐鏡の特長的な構圖の一をなすもので、その鏨刻もまた佳良である。

一一五　銀背鎏金雙鸞寶馬八花鏡（圖版第一〇一）　徑　二四・四糎　緣厚　一・〇糎　〔鏡・一五七〕

この鏡は、いま鮮かな色澤に缺けているが、やはり一九二〇年代に中國で新しく出土した銀背鏡中の一佳例をなすものである。鏡背に貼した銀板に打ち出された圖紋は、内區では下方の有翼の馬より左右に渦雲を延ばし、その上に大きい雙鸞が寶相華紋を表わした鈕を挾んで相向い、上邊には仙丘を配する。これは唐鏡における一定型であるに對して、八花形をした緣に及ぶ幅廣い外區では、四方に疾驅する寶馬狻猊と華やかな花枝とを交互に表わし、緣邊にも雲紋を繞らすのが著しく目立つ。これらの圖紋の間には魚子を刻し、それ〴〵の主圖形に鍍金を施すのは一〇七の銀背鏡と同樣である。

一一六　雙鸞瑞花八花鏡　徑　二四・五糎　緣厚　〇・六糎　〔鏡・六六〕

この鏡の構圖は一一二とほぼ同じであるが、その内區は廣く、圖様は一層繪畫的である。たゞ滿面が凝綠の蝦蟇斑鏽で被われている。

二六九～二七〇

一一七　雙鸞瑞花八花鏡　徑　一九・七糎　緣厚　〇・八糎　〔鏡・六七〕

この鏡の内區に於ける雙鸞瑞花は前者に較べると、頗る緻麗であつて、鈕下の花朶には鴛鴦を併せ表わす。水銀黒色の面の一部には青緑の斑鏽がある。

一一八　雙鸞瑞花八花鏡　徑　一八・五糎　緣厚　〇・五糎　〔鏡・六八〕

素鈕上の花枝は左右に垂れ下つて雙鸞が各々その端を銜み、鈕下の一鳧は綬帶を口にして飛翔する狀を表わす。白光の銅色はいま過半青緑の硬い鏽で蔽われている。

一一九　雙鸞八花鏡　徑　一八・五糎　緣厚　〇・五糎

第一二三圖　一一七雙鸞瑞花八花鏡

〔鏡・六九〕

内區の左右雙鸞に配した上下の二圖形は飛鶴と僊山涌雲の相である。これらの圖像は形式化しており、鑄成の時代の下るものであるのを示す。

一二〇　雙鸞八花鏡　徑　二一・三糎　緣厚　〇・四糎　〔鏡・一二七〕

この鏡の背紋は素鈕を繞つて、綬帶をついばんだ雙鸞の主象を交互に置き、その間に花枝と飛蝶とを以てしたもので、外緣内に紋様はない。その色澤は水銀と黝黒色が相錯して美麗である。

一二一　瑞花飛禽八花鏡　徑　一七・〇糎　緣厚　〇・六糎　〔鏡・七〇〕

この鏡の主紋は素鈕を繞つて雙鸞・二雀と花枝四とをほぼ均當に配置したものである。外緣内にある圖紋と共に、その表出は丸味を帶びている。數多いこの種の中唐の遺品の一である。

一二二　遊雀花枝八稜鏡　徑　一二・一糎　緣厚　〇・九糎　〔鏡・七三〕

この鏡の背紋は花枝に四遊雀を配する。各々の雀は姿態を異にして變化を求めた構圖は見るべきものがある。

二七一～二七二

一二三　雙鸞雙凫華紋八稜鏡　徑　一六・五糎　緣厚　〇・九糎　〔鏡・八五〕

背紋は鈕を繞つて大きく八弧の華文を表わし、四方の弧頭には花蕾を着けて、その間に鴛鳧を配したものである。蒼綠朱斑鏽がその間を蔽うが、鏤刻精妙で、盛唐の一遺品と認められる。

一二四　寶相華紋八稜鏡（圖版第一〇二）　徑　二三・〇糎　緣厚　一・〇糎　〔鏡・七八〕

この鏡の體は厚手で、白銅の面に黒雲狀の鏽をつける。鏡背紋は鈕を繞つた華麗な大きい寶相華紋を中心に、八弧形をした同じ寶相華紋を内區に配置し、更に菱形八稜の全面をも華紋で飾る。それは盛唐時代の華紋鏡の中でも特に精華である。その寶相華紋は、西方系の特色を具えた華麗なもので、洗錬された技巧で鑄成されている。この鏡は稀に見る優れたものと言えよう。

一二五　雲山花枝鏡（圖版第一〇三）　徑　三一・二糎　緣厚　一・〇糎　〔鏡・七六〕

この鏡も白銅の面に綠衣を着けた鮮かな土中古の色澤を持ち、現存の唐鏡としては寧ろ稀な大形品である。素鈕を圍んで六花紋があり、次に雲山形二と花枝四の三圖形を表わし、その間に雀蝶を配するのは、この時代の華やかな構圖の特色をよく示すものである。その文鏤もまたすぐれ、花枝鏡中の優品と言うべきである。これと同式鏡に、近年洛陽附近で出土した、周緣紋はないが、主紋の全く同じ精品（天理参考館藏）がある。

一二六　花枝鏡　徑　二五・一糎　緣厚　〇・五糎　〔鏡・七五〕

廣い内區の圖紋は前鏡と類似するが、その配置は二段であつて、鈕に近く小さな花枝三と飛雀が繞り、外側に大きな花枝六を飾る。表現は一様に圓味を帶びて優美である。中唐の遺品であろう。

一二七　花枝八花緣鏡　徑　一八・五糎　緣厚　〇・四糎　〔鏡・七七〕

六個の相綴つた花蕾が鈕を繞つて鈕座を構成し、珠文圈がさらにそれを繞る。突起緣に至る間に二種の華やかな花枝六を交互に配布する。その漆黒の體上にはいま蝦蟇斑鏽を點じている。

一二八　游禽花枝八稜鏡　徑　一八・五糎　緣厚　〇・五糎　〔鏡・七二〕

内區の四方に花枝の目立つたものがあつて、左右の花枝上に雙鳳が相向い、上下には鴛鴦を配してある。圖紋優麗、黝光を放つて、よく唐鏡の一たることを示す。

二七三～二七四

一二九　蓮花鴛鴦八花緣鏡　　徑　一六・五糎　緣厚　〇・五糎　〔鏡・七一〕

帶圈のないこの鏡の背紋は、素鈕の下に大きい蓮花の朶があつて、中央に一鳥が左嚮して止り、左右にほぼ對稱的に出た枝上に鴛鴦が相對し、上邊には別の花枝を作つて、二鳥を配したものである。

一三〇　花枝八花緣鏡　　徑　一六・五糎　緣厚　〇・六糎　〔鏡・八三〕

素鈕と突起緣に至る廣い全面の四方に花枝を配置するのみであるが、各花各葉の形態に差異があつて構圖の妙を示している。

一三一　寶相華紋八花鏡　　徑　一九・〇糎　緣厚　一・〇糎　〔鏡・七九〕

複瓣の花形鈕座を繞つて八稜の弧形をした花紋が配され、稜上に更に別の花形を綴つて、緣との間に花蕾連續紋をなす。これはまさに西方系の圖紋である。白銅の鏡體の大半は青綠の鏽で被われている。

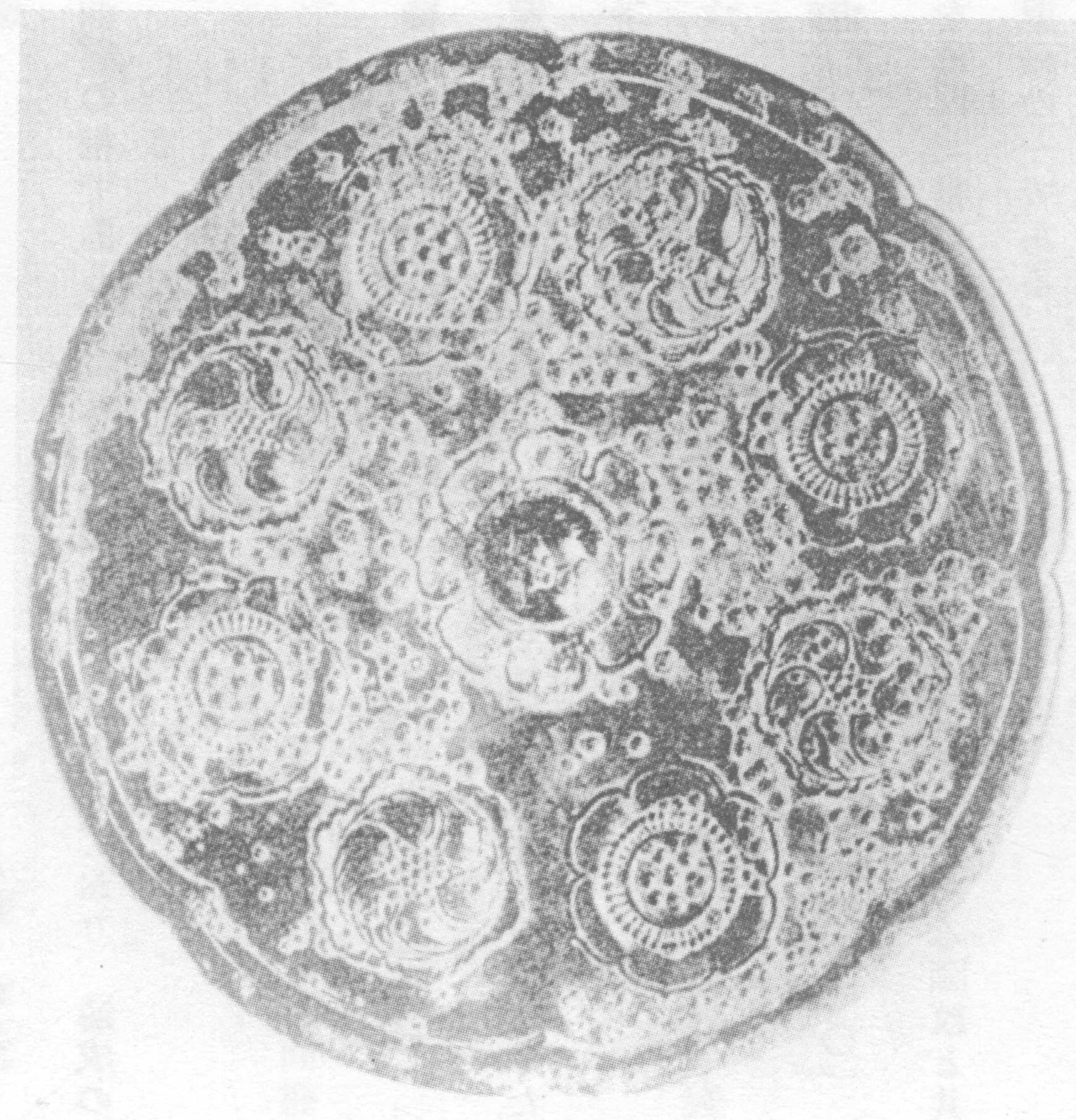

第一二四圖　一三二 團華紋八花鏡

一三二　團華紋八花鏡　　徑　二一・〇糎　緣厚　〇・六糎　〔鏡・八〇〕

この鏡は花形鈕座を中にして二種の開花形各々四を交互に全面に配置した艷麗なる圖様のものである。

一三三　團華紋六花鏡　　徑　一八・七糎　緣厚　〇・五五糎　〔鏡・八一〕

前者と似た圖柄であるが、緣の外形に應じてその開花形は二種を交互に表わした六個である。

一三四　團華紋六花鏡　　徑　一七・一糎　緣厚　〇・四糎　〔鏡・八二〕

六瓣の花形鈕を珠圈で圍み、外側は二種の開花形を交互に表わす。構圖は前の鏡と同様であるが、その表出は丸味を帶びてやゝ精彩に缺けている。

一三五　獸鈕寶相華紋八稜鏡　　徑　一一・三糎　緣厚　〇・九糎　〔鏡・八四〕

二七五～二七六

獸鈕を中にして、內外區とも寶相華紋で飾つた鏡である。その內區の主紋の八瓣の寶相華紋は特に精麗でよく盛唐の作品たることを示してある。

一三六　花枝小鏡　　徑　四・三糎　緣厚　〇・四糎　〔鏡・八六〕

素鈕を圍むに五稜の花紋を以てし、稜頭に各一花を配してある。銅衣黑漆の體は寸餘に過ぎないが、その圖紋は艷麗である。

一三七　雲龍八花鏡　　徑　二二・七糎　緣厚　〇・六糎　〔鏡・八八〕

八花の緣內の飛雲の間に一巨龍の躍つて將に珠を呑もうとする狀を寫したものである。素鈕を珠に比して飛龍が繞つてそれに向つた構想は唐鏡中にあつて出色のものである。同式の遺品は我が正倉院御物をはじめ、その例は少なくないが、本鏡はその中でも鑄造の精緻な逸品である。いま一部に綠衣をつけた水銀の黑色も美しい。

第一二五圖　一三七 雲龍八花鏡

一三八　雲龍八花緣鏡　　徑　一四・七糎　緣厚　〇・五糎　〔鏡・八九〕

背文は前鏡と同樣である。たゞ彫鏤の精に至つてははるかに及ばず、その龍形にも差異がある。

一三九　月兎八稜鏡　　徑　一五・〇糎　緣厚　〇・七糎　〔鏡・九〇〕

外區に朶雲を配する點は多くの唐鏡と違わないが、この鏡では內區の中央に桂樹があつて、左に月兎が藥を搗く象を表わし、右に一婦人の飛奔する狀を描いている。これは『淮南子』に見える姮娥が月に入つて精となつたと言う故事を寫したものであつて、唐鏡として興味を惹く構圖である。

一四〇　伯牙彈琴八花鏡　　徑　一六・〇糎　緣厚　〇・五糎　〔鏡・九一〕

廣濶な鏡背の下邊に蓮池があつて、その蓮葉の亭立した中央に龜鈕がある。この鈕の左方に數竿の修竹を背にし

二七七～二七八

て、端坐した一仙が琴を彈じ、右方に盤根上に舞う一鳳の狀を寫す。なお上邊には一鳥の雲山を望んで翔るの狀を表わしてまさに風物畫たる觀がある。奈良法隆寺傳來の同趣の一鏡に

獨有幽棲地、山亭暗女蘿、清淵長低篠、池開半卷荷、野花朝暝落、盤根歲月多、停杯無嘗慰、峽鳥自經過。

の詩があつて、この畫趣を說明している。その一仙は蓋し伯牙彈琴の故事を寫したものであろう。

一四一　四神十二支鏡

徑　二〇・四糎　緣厚　〇・六糎　〔鏡・九二〕

素鈕を圍む二重の方格內に花紋と八卦を表わし、內廓には四神、外方に十二支の肖像を廻らす。この種の鏡のことは既に隋王度の『古鏡記』に見え、我が正倉院の御物及び東大寺三月堂天蓋所用鏡にも類品がある。たゞこの鏡の背紋は表現が丸味を帶び、作りが薄いので、唐代後半のものたるであろう。

一四二　葵花形方鏡

一邊長　九・八糎　緣厚　〇・八糎　〔鏡・九五〕

この鏡は方形の二重緣と鈕を繞る花形以外に圖紋はないが、よく唐鏡の純にして清雅な趣を具えたものである。

一四三　純素鏡

徑　一八・〇糎　緣厚　〇・八糎　〔鏡・九六〕

一四四　純素鏡

徑　一六・二糎　緣厚　〇・五糎　〔鏡・九七〕

ともに素鈕と緣との間の鏡背は純素であつて、何等の圖紋もない。前者は白光の銅色にいま漆黑の斑銹があつて自ら美しき紋樣の趣があり、後者は緣に沿つて一帶を添えている。鏡體より見てやはり唐鏡であろう。

一四五　素紋八稜鏡

徑　一六・二糎　緣厚　〇・六糎　〔鏡・九八〕

前二鏡と同じ素紋であるが、鏡形は八稜である。漆黑の間に白銅の晶光を表わす背面には著しく手なれが目立つ。同一の鑄成の鏡は、我が正倉院の御物中に數面傳存している。

一四六　雙鳳花枝方鏡

一邊長　一五・〇糎　緣厚　〇・八糎　〔鏡・七四〕

薄手な方緣のある廣濶な鏡背紋は、鷄冠の目立つ雙鳳と花枝各々二を主に、處々に花朶を散點したものである。その圖紋と作行より判斷すると、唐の後半期の作品と解せられる。殊に圖紋においては既に後の宋代の萠芽の表われているのが認められる。

四　宋鏡及高麗鏡

一四七　三支生肖鏡

徑　九・六糎　緣厚　〇・三糎　〔鏡・九三〕

素鈕を繞つて轆轤痕に似た細線を表わす。外圈等のない鏡背のやや緣に接して、兎・龍・蛇の三支の走驅した姿を三度反復して主紋としている。製作は薄手で、緣は蒲鉾狀をなす、右の圖紋と併せ見て蓋し宋代のものであろう。

一四八　海獸葡萄小鏡

徑　八・五糎　緣厚　〇・三糎　〔鏡・一〇〇〕

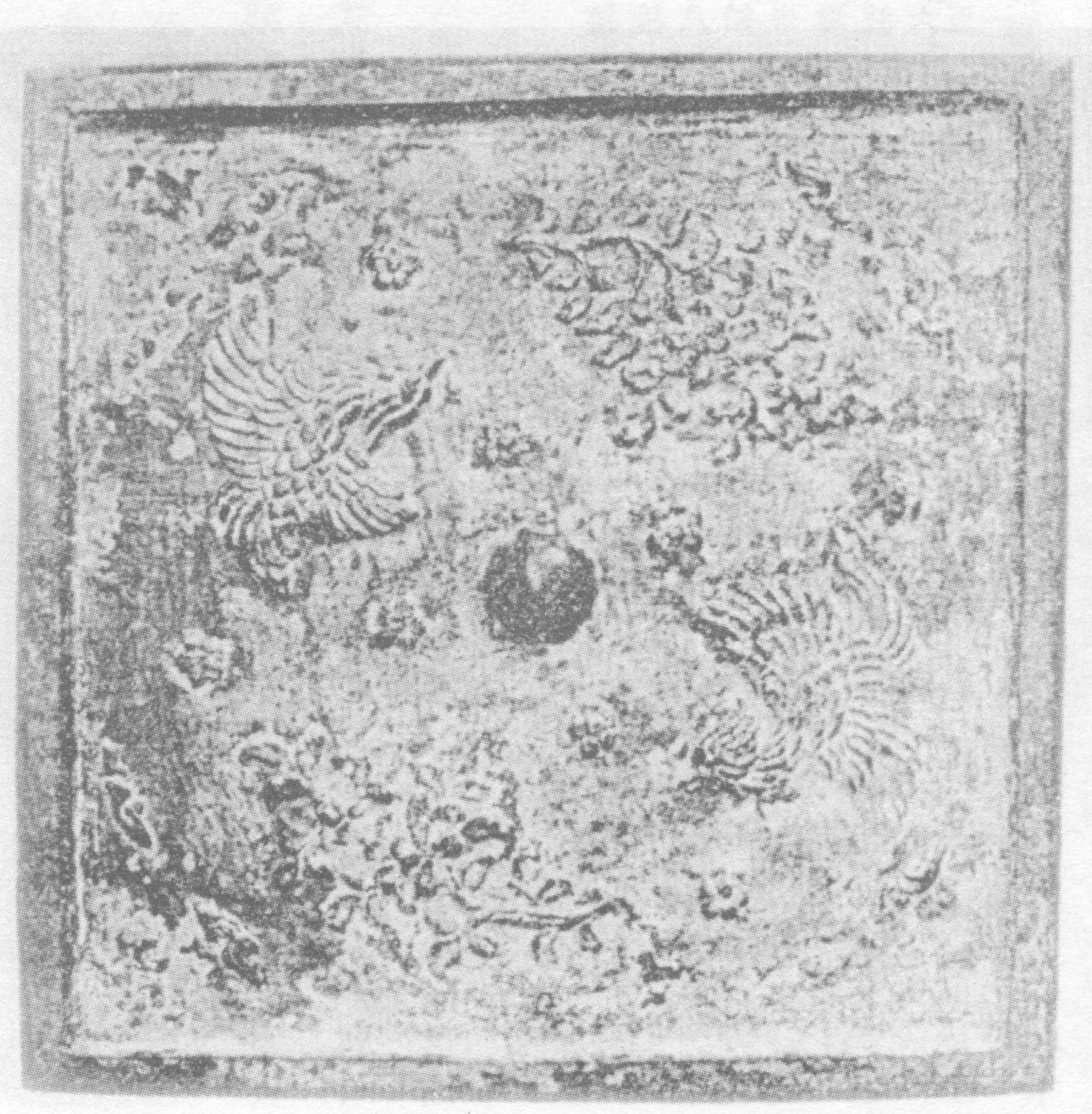

第一二六圖　一四六雙鳳花枝方鏡

この小鏡の背紋は獸鈕を繞つて內外の二區に分ち、內區に走獸三を列ね、外區には小禽十二と葡萄紋とを併せ表わす。但しそれらは唐代の同式鏡と異なつて、著しく便化し且つ模糊としている。銅色を呈するのは朝鮮半島の出土品たるを思わしめる。恐らくこの鏡などは宋代に於ける古い型式を踏襲した粗品たるであろう。

一四九　草花鏡

徑　一四・〇糎　緣厚　〇・三糎　〔鏡・九四〕

內外に珠文圈を繞らした幅廣い鏡背を飾るのは花枝五と花朶十數である。表現は纖麗で、同種の遺品に宋咸平二年の紀年の鏡もあり、よくその同時代のものたることを示している。

一五〇　童兒嬉遊鏡（圖版第一〇四）

徑　二五・三糎　緣厚　一・〇糎　〔鏡・一三六〕

この鏡は、緣に沿うて、寶相華に鳳凰形を配した華麗な帶紋があり、廣い內區に童兒嬉遊の圖を表わしている。まず素鈕の下邊に、主要な五孩子が、或は樂器を執り、或は幡を捧げ、或は舞戲して嬉遊の狀を示す。更に背景として、鈕の左方に大きい芭蕉の一樹が奇巖に倚つて高く繁り、右方には低い垣墻が表わされて、一幅の繪面をなすのである。鏡質は白銅と認め難いがその鑄上りは優れている。同似の繪を持つ鏡は既に唐代の後半にその類品を見るのであるが、この鏡はそれらに較べると更に一層の繪畫的な趣が濃く、外緣の圖紋と併せ觀て、鑄造の時期の宋代であることが示されている。

この鏡は淺緑の銹が淺く全面を被い、その外觀は半島の高麗時代の古墓の出土品たることを示している。從って博古館收儲の一五四「高麗國鏡匠金叶造」の銘のある雙凫花枝鏡と並んで、從來高麗鏡の精品と見なされて來た。しかしここ二十年間に著しく知見の擴充した中國本土出土の宋時代の古鏡の實例から考えると、本鏡の如きは高麗鏡の基くところの宋よりの舶載品の佳例とすべきである。現に同笵品かとも覺しい中國からの新出土品がサンフランシスコのブランデージ蒐集品に見られるのである。

一五一　仙宮鏡　徑　二一・二糎　緣厚　〇・九糎　〔鏡・一三五〕

前鏡と同じくその鏡背を飾るのは繪畫的な圖紋である。即ち向って左に片寄って鴟に似た棟飾のある三斗組の樓門があり、飛雲によってその遠景を示すと共に、前面には雲に駕した三仙人がいて、別に一樹の天を覆い、下方に架橋があって波間飛龍を描くところ、その仙宮を表わしたことを示すのである。

第一二七圖　一五一 仙宮鏡

質は青銅で、面に水銀を塗沫し、高麗時代の古墓出土の色澤を呈するが、これも同樣に宋代の鏡式たるであろう。

一五二　瑞花鏡　徑　一六・七糎　緣厚　〇・七糎　〔鏡・一三三〕

素鈕と珠紋圏との間に旋轉した瑞花を表わしたもので、その纎細な圖樣は宋代青磁の施紋を髣髴せしめるのである。

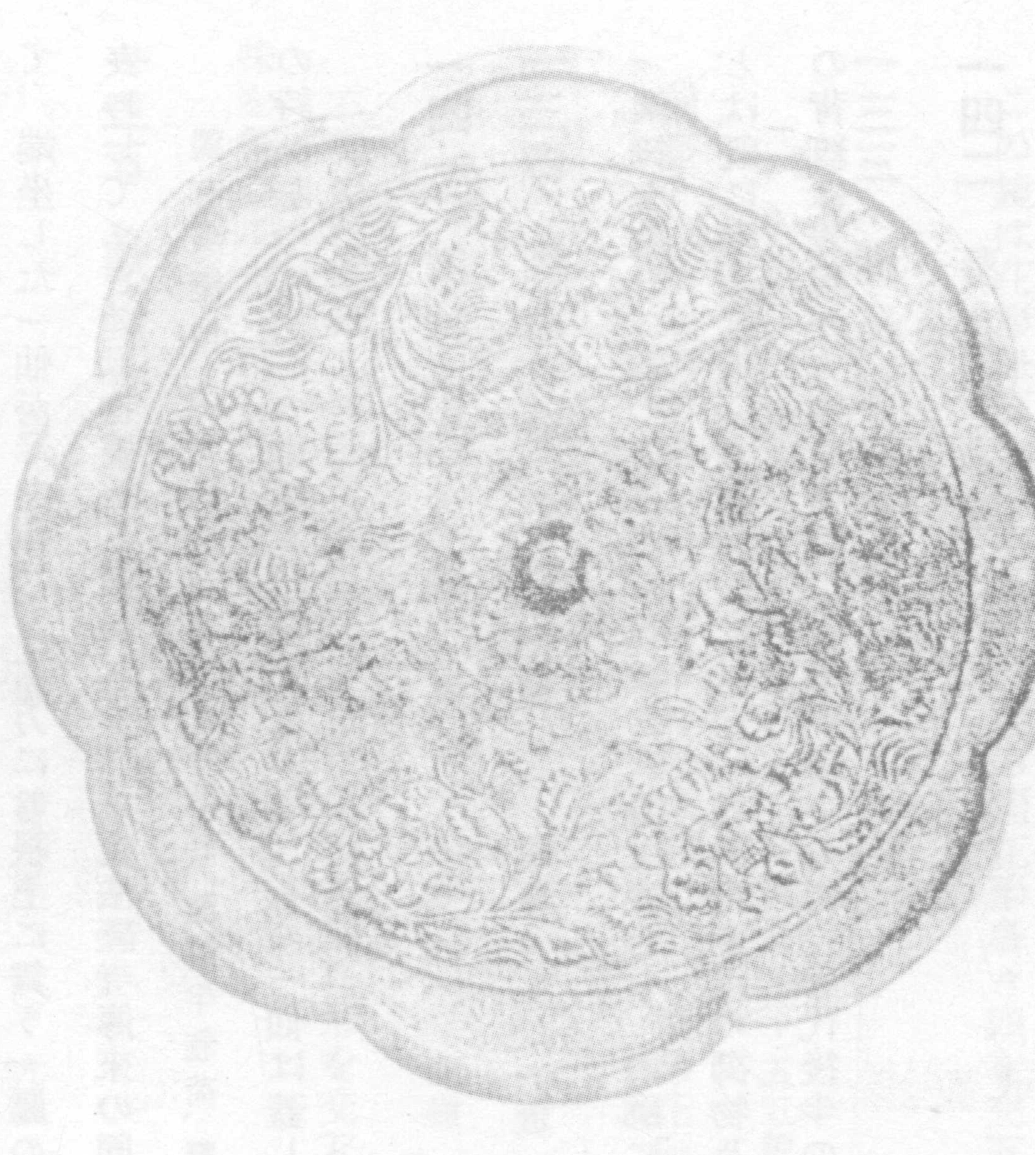

第一二八圖　一五三 瑞花紋八花鏡

一五三　瑞花紋八花鏡　徑　二二・四糎　緣厚　〇・五糎　〔鏡・一三四〕

菊花座鈕を繞る一圏と、外緣に近い突圏との間の廣い全面に旋轉した瑞花の枝を配してあるのは、唐鏡の型式を踏襲したものであるが、花紋は著しく纎細で宋代の遺品たることをよく示している。この鏡は著しく銹化して綠鏽が多く、僅かに水銀の塗沫に依って鏡面の光澤を保っている。韓國高麗時代の古墓出土と云うが宋よりの舶載品であろう。

一五四　雙凫花枝鏡　徑　二三・七糎　緣厚　〇・八糎　〔鏡・九九〕

第一二九圖　一五四 雙凫花枝鏡

この鏡は素鈕を繞って、鏡背の全面に華やかな花枝四を配し、うちに雙凫を點じて相呼應する狀を表わす。その構圖は唐後半の風をとどめつつも宋代前半の樣相を示し、彫鏤もまた見る可きものがある。ただしこの鏡にあって注目せられるのは左方一凫の下に長方形の區劃を設け、「高麗國鏡匠金叶造」なる左文の陽銘を刻み、その高麗に於ける作鏡たるを示すことである。半島の高麗時代に中國の唐宋の古鏡に彷った鑄造鏡の盛行したことは著明な事實であって、本泉屋收儲品に於いても數面を數えるが、この鏡はその中で古い樣式を承けた金匠の手になることが明らかな點では、まさに重要な一遺品と言う可きである。

一五五　雙龍鏡　徑　二二・五糎　緣厚　〇・七糎　〔鏡・一三二〕

この鏡は花座鈕に一圏を繞らし、廣い內廓には肉刻の手法で雙龍の雲間に躍って珠玉を呑もうとする狀を表わし、外區にも華雲紋を配する。圖樣は唐代の雲龍鏡の樣式を踏襲しているが、すべては形式化している。その質も青銅であって、いま全面に綠鏽が多く、その色澤は半島出土の通性を示すが、これまた宋鏡であろう。

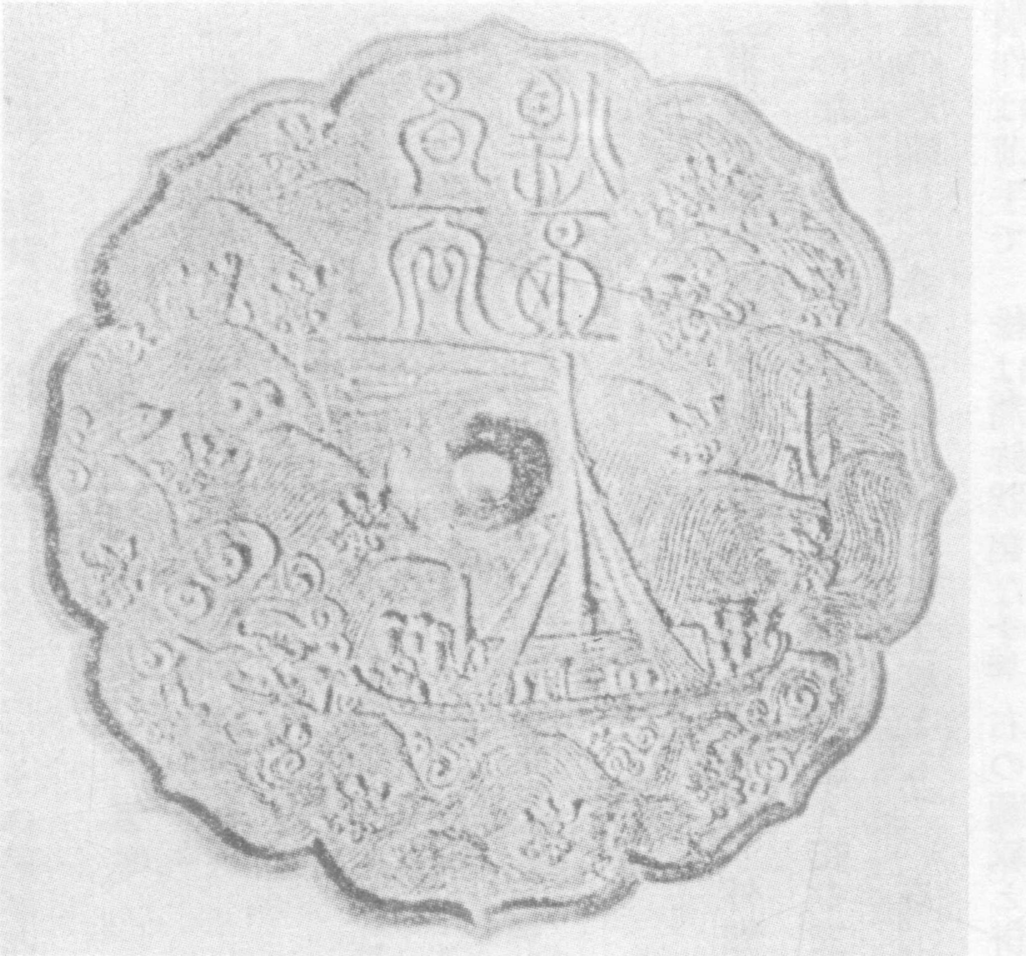

第一三〇圖　一五六 波濤舟船八稜鏡

一五六　波濤舟船八稜鏡　徑　一七・一糎　緣厚　〇・六糎　〔鏡・一三七〕

鏡背の全面に波濤を描出して、內に龍魚が躍り、中央の素鈕の眞下に一艘の樓船を浮べ、帆頭高く數流の旆があり、船上に人物を乘せる。さらに上部には別に左文の四字句を表わす。この種の鏡は高麗古墳の出土品に少くない。『小檀欒室鏡影』に「臨洮錄事」云々の刻銘あるものを載せていることより考え、また製作と銅質とを併せ見てこの鏡は中國鏡に基く半島での鑄成品たるであろう。

一五七　四靈十二支八卦鏡　徑　一七・八糎　緣厚　〇・四糎　〔鏡・一三八〕

この鏡の背は圈に依つて五帶に分つ。中央の一區には獸鈕を繞つて青龍・白虎・玄武・朱雀を表わし、次に八卦紋の狹い一帶あり、第三は獸面人身の十二支像を配し、なお二十四氣節と銘辭の二帶がある。その構圖は中國唐宋の型式であるが、質が靑銅で圖樣の拙粗な點は、まさに宋の舶載品の所謂ふみかえし品たるであろう。

一五八　柄鈕凹面鏡　徑　九・七糎　緣厚　〇・四糎　〔鏡・一三九〕

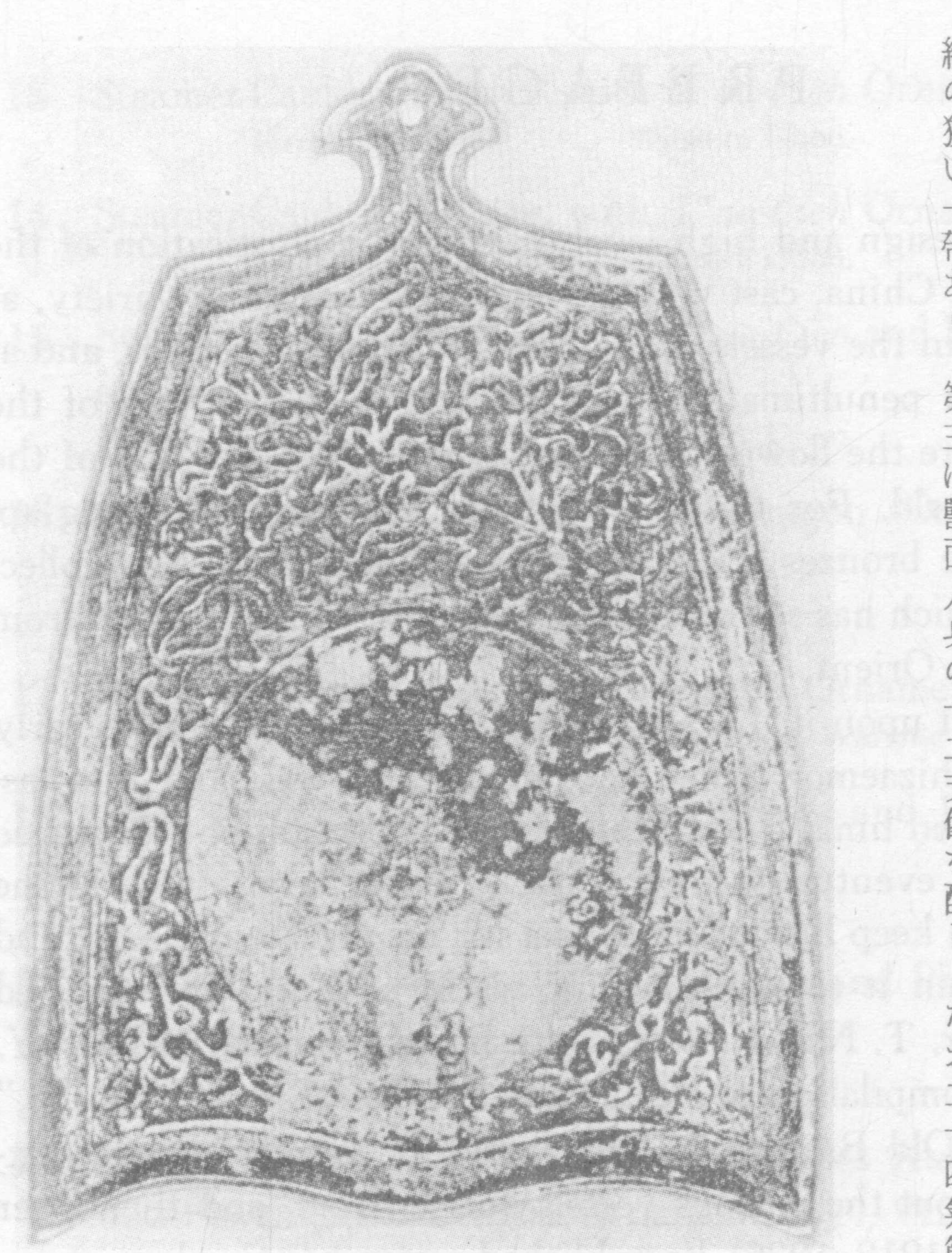

第一三一圖　一五九花紋鐘形鏡

一五九　花紋鐘形鏡　長徑　一六・五糎　緣厚　〇・七糎　〔鏡・一四〇〕

ともに韓國高麗時代の作品として、鏡面のほかに背部にも凹面の鏡形を作つた雙面の型式であり、また別に紐を通す小鈕を鑄出している。前者は鏡背の凹面鏡の形が大きく周圍に花瓣帶を繞らすのみであるが、後者は下半の鏡面以外の部分に著しく便化した花紋を飾つている。その外形は『金索』に載せた宋政和郝氏鏡に近いものであるので、その基くところがやはり中國にあることを想定させる。

五　和　鏡

一六〇　瑞花鴛鴦八稜鏡（圖版第一〇五）　徑　一五・一糎　緣厚　一・〇糎　〔鏡・一二九〕

八稜形の鏡背の中央にある花形座鈕を繞つて瑞花が旋轉し、うちに鴛鴦を配し、外區もまた同じ唐草紋の間に飛蝶を配した點は、唐鏡の系統を襲つたものであることを示す。その厚い鏡體に鑄出されたこれらの圖樣は、彼より脫化して我が平安時代前半に盛行した和鏡におけるこの類の性格をよく具象したもので、彫鏤も精緻である。本鏡には、その鏡面に佛像の毛彫があつて、のちに御正體であつたことを物語つている。この佛像は流麗なる刀法を以て、中央に釋迦三尊、左右に普賢・文殊の坐像、不動・毘沙門の二立像を彫す。釋迦坐像の臺座その他に明らかに藤原期の特色が認められ、當代の代表的彫像を髣髴せしめる作風を見せているのは特筆されることである。

一六一　瑞花鳳凰八稜鏡　徑　一四・六糎　緣厚　一・一糎　〔鏡・一三〇〕

この鏡の圖紋は前鏡と類似したもので、菊花座鈕を繞つて瑞花と鳳凰形各三を表わし、外區もまた唐草紋の間に蝶形と禽鳥とを點綴してある。その主紋の瑞花は流麗であつて表現も鮮巧であり、全面の漆黑色をした色澤と相俟つて、この種の鏡中の佳品と言うべく、なお一部分に唐鏡の面影を留め、その製作の平安朝上期にあることを想わしめるものである。

一六二　菊花飛雀鏡　徑　一〇・六糎　緣厚　〇・六糎弱　〔鏡・一三一〕

菊座の小鈕を繞り、內外の兩區を通じて滿開の二枝の菊花を上下に配し、飛雀を添えた優雅な背紋を持つ。その自由な描線は全く唐鏡の域を脫し、純然たる我が和鏡の特色を具備したものである。

第一三二圖　一六二菊花飛雀鏡

SHIN-SHU SEN-OKU SEI-SHO

OR

THE COLLECTION OF OLD BRONZES OF SUMITOMO

A NEW & REVISED EDITION

by

S. UMEHARA

KYOTO, JAPAN

1971

PREFACE

The superb design and high level of artistic sophistication of the bronzes of ancient China, cast with perfection in unending variety, at times majestic, as in the vessels of the Yin and Chou Dynasties, and at times refined to a penultimate of elegance, as in the mirrors of the Han and T'ang, are the flower of ancient Oriental art and one of the marvels of the world. For this reason, there has been a growing appreciation of these bronzes and an increasing interest in their collection and study, which has steadily spread over the Western world from the confines of the Orient.

When I reflect upon it, I realize how far-sighted even in his early years the late Kichizaemon Sumitomo, my father, was, and how assiduously he devoted himself to the study and collection of bronzes, so that his collection eventually grew to be a rather large one. But he was not content to keep his collection just for his private pleasure, and so, desiring to open it to the academic world at large, he entrusted such scholars as Dr. T. Naito, Dr. S. Taki, Dr. K. Hamada and Dr. Y. Harada with the compilation of a catalogue entitled "Sen-Oku Seisho," or "Collection of Old Bronzes," Parts I and II, which included explanatory notes about the various vessels and mirrors, and then later in the Taisho Era (1912–1926), he published a separate supplement entitled "Ten Bells of the Ch'en Clan." These works were able, I believe, to contribute in some way to the study of the bronzes of ancient China.

I too, trying to carry out my father's intentions, continued to add to the collection as best I could, and both a revised edition of the "Sen-Oku Seisho," compiled with the assistance of Dr. K. Hamada and Dr. S. Umehara, and a new edition, for which Dr. Umehara was responsible, were published in the same year, 1934. These were offered for wider use by scholars and connoisseurs.

In the difficult times following the Second World War, I was anxious about how I could preserve and then open to the academic world this collection which is of such value in the study of Oriental archaeology and history of art. It was, therefore, a matter of deep satisfaction to me that, thanks to the co-operation of the members of the Sumitomo Group, the collection was incorporated, on the suggestion of Mr. Langdon Warner and the late Mr. Shunnosuke Furuta, as a separate Foundation named the "Sen-Oku Hakko Kan," or Sumitomo Collection, thereby providing for its safe preservation and wider study.

Since the publication of the revised edition of the "Sen-Oku Seisho," advances in the study of Chinese bronzes have unveiled so many new archaeological facts about each province of China, including what was discovered in the course of investigating the ruins of the Yin Dynasty and its tombs, that further revision of all the catalogues of the collection has been deemed necessary in recent years. It also happened just at this time that some of those interested were mulling over the idea of compiling an entirely new catalogue of the collection in order to commemorate the tenth anniversary of its incorporation as a Foundation. Availing myself of these circumstances, I proposed that the work of compilation and description be entrusted to Dr. S. Umehara who, besides having been deeply interested in the collection all through his life, has devoted himself to the study of ancient Chines bronzes and who is the successor of Dr. Naito and Dr. Hamada, Dr. Umehara, who was already one of the trustees of the Foundation, in spite of his advanced age, readily accepted the proposal. He himself volunteered to review all the items of the collection as well as to select items for cataloguing, and I should like to congratulate him most sincerely on the completion of this heavy task.

I am particularly grateful that just at the same moment when the unprecedented Expo' 70 is being held in Osaka, a place noted for its connections with Sumitomo Collection, has come to be introduced to the world, providing the flower of ancient bronzes with the highest academic level of cataloguing and description at the present moment.

In writing this short preface, I wanted to express my respect to Dr. Umehara for all his painstaking work by saying some thing about the history of the collection. My gratitude is also owed the Foundation for its support.

Kyoto
March 1970

Tomonari Sumitomo

CONTENTS

Part I Bronze Vessels, etc.

I Ritual Vessels of Yin and Chou

1 Cauldron *Ting*, with *T'ao-t'ieh* Ornament. (Pl. I)
Height 20.6 cm. Yin.

2 Cauldron *Ting*, with *T'ao-t'ieh* Ornament.
Height 20.4 cm. Early Chou.

3 Cauldron *Ting*, with *T'ao-t'ieh* Ornament.
Height 21.2 cm. Yin-Chou.

4 Cauldron *Ting*, with *T'ao-t'ieh* and Phoenix-like Dragon Ornament.
Height 18.6 cm. Early Chou.

5 Cauldron *Ting*, with *T'ao-t'ieh* and Meander Ornament. (Pl. II)
Height 32.2 cm. Early Chou.

6 Rectangular Cauldron, *Ting*, with Fire Grate, Ornamented with Animals and Dragon Pattern. (Pl. III)
Height 20.4 cm. Middle Chou.

7 Flat Tripod *Ting*, without Ornament. (Fig. 19)
Height 9.6 cm. Han.

8 Kettle, *Li*, with Perpendicular Pattern. (Pl. IV)
Height 12.3 cm. Middle Chou.

9 Kettle, *Li*, with Perpendicular Pattern.
Height 11.2 cm. Middle Chou.

10 Kettle, *Li*, with Perpendicular Pattern. (Fig. 20)
Height 19.3 cm. Middle Chou.

11 Kettle *Li*, with Dragon Ornament. (Fig. 21)
Height 19.5 cm. Late Chou.

12 Steamer-Cauldron *Hsien*, with *T'ao-t'ieh* Ornament. (Pl. V)
Height 52.6 cm. Early Chou

13 Steamer-Cauldron *Hsien*, with *T'ao-t'ieh* Ornament.
Height 40.0 cm. Western Chou.

14 Steamer-Cauldron *Hsien*, with *T'ao-t'ieh* Ornament.
Height 40.8 cm. Western Chou.

15 Steamer-Cauldron, *Hsien*, with *T'ao-t'ieh* and Phoenix-like Dragon Ornament.
Height 39.0 cm. Western Chou.

16 Steamer-Cauldron *Hsien*, with Dragon Ornament. Steamer-Cauldron can be separated. (Pl. VI)
Height 45.5 cm. Middle Chou.

17 Steaming Pan *Tseng*, with *P'an-ch'ih* Ornament.
Height 22.8 cm. Late Chou (Warring States Period).

18 Deep Circular Vessel *Yü*, with Bosses and Dragon Ornament. (Pl. VII)
Height 13.4 cm. Yin.

19 Deep Circular Vessel, *Yü* with Bosses and Phoenix-like Dragon Ornament.
Height 18.4 cm. Yin.

20 Deep Circular Vessel with Two Handles *Kuei*, with *T'ao-t'ieh* and Phoenix-like Dragon Ornament. (Pl. VIII)
Height 15.8 cm. Early Chou.

21 Deep Circular Vessel with Two Handles *Kuei*, with *T'ao-t'ieh* and Phoenix-like Dragon Ornament.
Height 15.2 cm. Early Chou.

22 Deep Circular Vessel with Two Handles *Kuei*, with *T'ao-t'ieh* and Phoenix-like Ornament.
Height 16.7 cm. Yin-Chou.

23 Deep Circular Vessel with Two Handles *Kuei*, with Dragon and Meander Ornament.
Height 17.8 cm. Yin-Chou.

24 Deep Circular Vessel with Two Handles *Kuei*, with *T'ao-t'ieh* and Phoenix-like Dragon Ornament.
Height 14.4 cm. Yin-Chou.

25 Deep Circular Vessel with Two Handles *Kuei*, with Phoenix Ornament and Perpendicular Pattern. (Pl. IX)
Height 14.7 cm. Yin-Chou.

26 Deep Circular Vessel with Two Handles *Kuei*, with Bosses and Lozenge Ornament. (Pl. X)
Height 14.0 cm. Early Chou.

27 Deep Circular Vessel with Two Handles and Square Base, *Kuei*, with *T'ao-t'ieh* and Phoenix Ornament. Found at An-yang, Ho-nan Province. (Pl. XI)
Height 22.7 cm. Yin.

28 Deep Circular Vessel with Two Handles and Square Base *Kuei*, with *T'ao-t'ieh* Ornament and Whorl Pattern. (Pl. XII)
Height 24.0 cm. Yin-Chou.

29 Deep Circular Vessel with Two Handles and Square Base *Kuei*, with Dragon Ornament and Perpendicular Pattern. (Pl. XIII)
Height 24.2 cm. Yin-Chou.

30 Deep Circular Vessel with Two Handles *Kuei*, with Phoenix Ornament. (Pl. XIV)
Height 19.4 cm. Early Chou.

31 Deep Circular Vessel with Two Handles *Kuei*, with Feather-like Animal Pattern. (Fig. 26)
Height 22.8 cm. Middle Chou.

32 Deep Circular Vessel with Two Handles *Kuei*, with Spiral-like Thunder Pattern.
Height 16.8 cm. Middle Chou.

33 Low Rectangular Dish with Twin Cover *Fu*, with *P'an-ch'ih* Ornament. Cover Missing.
Height 87.0 cm. Late Chou.

34 Rectangular Casket-shaped Vessel with Cover *Fang-I*, with *T'ao-t'ieh* and Phoenix Ornament. (Pl. XV)
Height 28.5 cm. Early Chou.

35 Round Jar *P'ou*, with Ox-Heads, *T'ao-t'ieh* and Dragon Ornament. (Pl. XVI)
Height 26.8 cm. Yin.

36 Round Jar *P'ou*, with Lozenge and Thunder Pattern. (Pl. XVII)
Height 27.8 cm. Yin.

37 Round Jar *P'ou*, with *T'ao-t'ieh* Ornament. (Pl. XVIII)
Height 24.3 cm. Late Yin.

38 Round Jar *P'ou*, with *T'ao-t'ieh* Ornament. (Pl. XIX)
Height 18.8 cm. Early Chou.

39 Round Jar *P'ou*, with *T'ao-t'ieh* Ornament.
Height 33.2 cm. Late Yin.

40 Round Body Jar with Cover *P'ou*, with *T'ao-t'ieh* and Dragon Ornament. (Pl. XX)
Height 36.2 cm. Early Chou.

41 Round Jar with Ring-Handles *P'ou*, With *P'an-hui* Ornament. (Pl. XXI)
Height 35.7 cm. Middle Chou.

42 Large Jar with Ring-Handles *Lei*, *T'ao-t'ieh* and Dragon Ornament. (Pl. XXII)
Height 45.6 cm. Yin.

Appendix

No. 1 Fragments of Mould of Bronze Vessel.
Found at An-yang, Ho-nan Province.
Yin.

No. 2 Fragments of Stamp of Wooden Artifacts on Mud-clay.
Found at An-yang, Ho-nan Province.
Yin.

43 Large Jar with Ring-Handles *Lei*, with Whorl Pattern. (Pl. XXIII)
Height 54.6 cm. Yin.

44 Large Quadrangular Jar with Ring-Handles *Lei*, with *T'ao-t'ieh* Ornament. (Pl. XXIV)
Height 62.6 cm. Yin.

45 Vase with Cover *Hu*, Ornamented with *T'ao-t'ieh* and Tortoise Design. (Pl. XXV)
Height 29.0 cm. Chou.

46 Slender Vase *Hu*, without Ornament. (Pl. XXVI)
Height 42.9 cm. Early Chou.

47 Wine Jar with Cover *Yu*, with *T'ao-t'ieh* and Phoenix Ornament. (Pl. XXVII)
Height 29.8 cm. Yin.

48 Wine Jar with Cover and Handle *Yu*, with *T'ao-t'ieh* and Phoenix Ornament. (Fig. 27)
Height 40.9 cm. Early Chou.

49 Wine Jar with Cover and Handle *Yu*, with Phoenix and *T'ao-t'ieh* Ornament. (Pl. XXVIII)
Height 38.8 cm. Early Chou.

50 Wine Jar with Cover and Handle *Yu*, with Phoenix Ornament. (Pl. XXIX)
Height 22.8 cm. Chou.

51 Wine Jar with Cover and Handle *Yu*, with Phoenix and Dragon Ornament.
Height 24.2 cm. Early Chou.

52 Wine Jar with Cover and Handle *Yu*, with Oxheads and Phoenix Ornament.
Height 20.0 cm. Early Chou.

53 Wine Jar with Cover and Handle *Yu*, with Phoenix-like Dragon Ornament.
Height 23.6 cm. Early Chou.

54 Wine Jar with Cover and Handle *Yu*, with Oxheads and Thunder Pattern. (Pl. XXX)
Height 21.8 cm. Early Chou.

55 Wine Jar with Cover and Handle *Yu*, with Dragon Ornament and Thunder Pattern.
Height 27.0 cm. Early Chou.

56 Wine Jar with Cover and Handle *Yu*, with Oxheads and Dragon Ornament.
Height 30.6 cm. Early Chou.

57 Slender Wine Jar *Yu*, with *T'ao-t'ieh* and Phoenix-like Dragon Ornament. (Pl. XXXI)
Height 39.0 cm. Yin.

58 Slender Wine Jar *Yu*, with *T'ao-t'ieh* and Dragon Ornament.
Height 33.2 cm. Yin.

59 Slender Wine Jar *Yu*, with Dragon-like Phoenix Ornament. (Fig. 30)
Present Height 27.6 cm. Early Chou.

60 Round Wine Jar *Yu*, Ornamented with *T'ao-t'ieh* and Cicada and Whorl Pattern. (Pl. XXXII)
Height 39.7 cm. Yin.

61 Owl-shaped Wine Jar *Yu*, Ornamented with Animal Mask, Tortoise and Thunder Pattern. (Pl. XXXIII)
Height 27.6 cm. Yin.

62 Owl-shaped Wine Jar *Yu*, with *T'ao-t'ieh* Ornament. (Pl. XXXIV)
Height 30.3 cm. Yin.

63 Owl-shaped Wine Jar *Yu*, with Dragon Design. (Fig. 32)
Height 18.0 cm. Yin.

64 Wine Jar, *Yu*, in the Form of Monster holding a Child. (Pl. XXXV. XXXVI and Fig. 33)
Total Height 35.3 cm. Yin.

65 *Fang-I* shaped Wine Jar *Yu*, with Conventionalized Dragon, Cicada Ornament and Thunder Pattern. (Pl. XXXVII)
Height 31.8 cm. Middle Chou.

66 Beaker-shaped Vessel *Tsun*, with Oxheads, *T'ao-t'ieh* and Phoenix Ornament. (Pl. XXXVIII)
Height 37.6 cm. Yin.

67 Beaker-shaped Vessel *Tsun*, with Oxheads and *T'ao-t'ieh* Ornament.
Height 30.7 cm. Yin.

68 Beaker-shaped Vessel *Tsun*, with Oxheads and *T'ao-t'ieh* Ornament.
Height 43.0 cm. Yin-Chou.

69 Beaker-shaped Vessel *Tsun*, with Oxheads and *T'ao-t'ieh* Ornament. (Fig. 35)
Height 36.4 cm. Yin.

70 Beaker-shaped Vessel *Tsun*, with Oxheads, *T'ao-t'ieh* and Frog Ornament. (Pl. XXXIX)
Height 43.3 cm. Yin.

71 Square Vessel *Tsun*, with Ox-Heads, Birds and *T'ao-t'ieh* Ornament. (Pl. XL)
Height 53.0 cm. Yin-Chou.

72 Beaker-shaped Vessel *Tsun*, with *T'ao-t'ieh* and Dragon-like Phoenix Ornament. (Pl. XLI)
Height 34.5 cm. Yin.

73 Beaker-shaped Vessel *Tsun*, with *T'ao-t'ieh* and Dragon-like Phoenix Ornament.
Height 28.3 cm. Early Chou.

74 Beaker-shaped Vessel *Tsun*, with *T'ao-t'ieh* and Eye-like Ornament. (Pl. XLII)
Height 25.3 cm. Yin.

75 Beaker-shaped Vessel *Tsun*, with Oxheads and *T'ao-t'ieh* Ornament. (Pl. XLIII)
Height 28.4 cm. Early Chou.

76 Beaker-shaped Vessel *Tsun*, with *T'ao-t'ieh* Ornament.
Height 22.4 cm. Early Chou.

77 Beaker-shaped Vessel *Tsun*, with *T'ao-t'ieh* and Thunder Pattern.
Height 27.6 cm. Early Chou.

78 Beaker-shaped Vessel *Tsun*, with *T'ao-t'ieh* Ornament. (Fig. 38)
Height 22.2 cm. Yin-Chou.

79 Beaker-shaped Vessel *Tsun*, with Meander Ornament.
Height 20.2 cm. Early Chou.

80 Beaker-shaped Vessel *Tsun*, with Phoenix-like Dragon Ornament. (Pl. XLIV)
Height 20.6 cm. Early Chou.

81 Beaker-shaped Vessel *Tsun*, with Ox-Heads and Phoenix-like Dragon Ornament. (Pl. XLV)
Height 17.2 cm. Early Chou.

82 Owl-shaped Vessel Ch'ih *hsiao-tsun*, with *T'ao-t'ieh* and Dragon Ornament. (Pl. XLVI)
Height 20.0 cm. Yin.

83 Animal-shaped Vessel *Hsi-Tsun*, with Inlaid Gold and Silver Ornament.
Height 28.8 cm. Sung Copy after Late Chou Bronze.

84 Animal-shaped Vessel *Hsi-Tsun*, with Inlaid Gold and Silver Ornament.
Height 9.7 cm. Sung or Later.

85 Bronze Goblet *Chih*, with *T'ao-t'ieh* and Thunder Pattern. (Pl. XLVII)
Height 19.2 cm. Yin-Chou.

86 Slender Beaker *Ku*, with *T'ao-t'ieh* and Phoenix Ornament. (Pl. XLVIII)
Height 30.8 cm. Yin.

87 Slender Beaker *Ku*, with *T'ao-t'ieh* and Thunder Pattern. (Fig. 39)
Height 24.0 cm. Yin-Chou.

88 Slender Beaker *Ku*, with *T'ao-t'ieh* and Phoenix Ornament.
Height 29.0 cm. Yin-Chou.

89 Slender Beaker *Ku*, with Modified *T'ao-t'ieh* and Cicada Ornament. (Pl. XLIX)
Height 26.8 cm. Early Chou.

90 Slender Beaker *Ku*, with *T'ao-t'ieh* Ornament. (Fig. 40)
Height 18.7 cm. Late Yin.

91 Horn-shaped Cup with Spout *Chüeh*, with *T'ao-t'ieh* Ornament. (Pl. L)
Height 20.8 cm. Yin.

92 Horn-shaped Cup with Spout *Chüeh*, with *T'ao-t'ieh* and Thunder Pattern. (Fig. 41)
Height 19.6 cm. Yin.

93 Horn-shaped Cup with Spout *Chüeh*, with *T'ao-t'ieh* Ornament.
Height 20.8 cm. Yin.

94 Horn-shaped Cup with Spout *Chüeh*, with *T'ao-t'ieh* Ornament.
Height 19.6 cm. Yin.

95 Horn-shaped Cup with Spout *Chüeh*, with *T'ao-t'ieh* Ornament.
Height 18.4 cm. Yin.

96 Horn-shaped Cup with Spout *Chüeh*, with *T'ao-t'ieh* Ornament.
Height 18.5 cm. Yin.

97 Horn-shaped Cup with Spout *Chüeh*, with *T'ao-t'ieh* and Cicada Ornament.
Height 17.8 cm. Yin.

98 Horn-shaped Cup with Spout *Chüeh*, with *T'ao-t'ieh* Ornament.
Height 18.0 cm. Yin.

99 Horn-shaped Cup with Spout *Chüeh*, with Thunder Pattern. (Fig. 42)
Height 23.0 cm. Early Chou.

100 Horn-shaped Cup with Spout *Chüeh*, without Ornament.
Height 18.3 cm. Early Chou.

101 Horn-shaped Cup with Spout *Chüeh*, with *T'ao-t'ieh* Ornament. (Pl. LI)
Height 23.0 cm. Yin-Chou.

102 Horn-shaped Cup with Spout *Chüeh*, with *T'ao-t'ieh* Ornament. (Fig. 43)
Height 17.5 cm. Yin-Chou.

103 Horn-shaped Drinking Cup *Chiao*, with *T'ao-t'ieh* and Thunder Pattern. (Pl. LII)
Height 20.2 cm. Yin.

104 Round Tripod Vessel *Chia*, with *T'ao-t'ieh* and Spiral Ornament. (Pl. LIII)
Height 30.0 cm. Yin.

105 Large Round Tripod Vessel *Chia*, with *T'ao-t'ieh* Ornament and Sparrow Pillars. (Pl. LIV)
Height 49.8 cm. Yin.

106 Kettle-shaped Ewer *Ho*, with *T'ao-t'ieh* Ornament. (Pl. LV)
Height 29.3 cm. Yin-Chou.

107 Kettle-shaped Ewer *Ho*, with Oxheads and Phoenix-like Dragon Ornament.
Height 28.6 cm. Middle Chou.

108 Kettle-shaped Ewer *Ho*, with Conventionalized Dragon Ornament.
Height 31.0 cm. Middle Chou.

109 Kettle-shaped Ewer *Ho*, without Ornament.
Height 25.8 cm. Middle Chou.

110 Dragon-shaped Ewer *Ho*, with Phoenix-shaped Cover and with *P'an-ch'ih* Ornament. (Pl. LVI, No. 1)
Height 28.6 cm. Middle Chou.

111 Bird-shaped Ewer *Ho*, with Dragon Loophandle and Inlaid Ornament. (Pl. LVII)
Height 21.8 cm. Late Chou (Warring States Period).

112 Animal-shaped Ewer *Ho*, with Dragon Loophandle and Inlaid Ornament. (Pl. LVI, No. 2)
Height 12.0 cm. Late Chou (Warring States Period).

113 Ewer *Ho*, with bird-shaped Cover. (Fig. 47)
Height 10.0 cm. Han.

114 Gravy-Boat-shaped Vessel *Ssŭ-kuang*, with Monster and Owl Ornament. (Pl. LVIII)
Found at An-Yang, Ho-nan Province.
Height 24.0 cm. Yin.

115 Gravy-boat-shaped Vessel *Ssŭ-kuang*, with *T'ao-t'ieh* and Elephant Ornament. (Pl. LIX)
Height 22.4 cm. Yin.

116 Quadrangular Gravy-*k*oat-shaped Ewer *Ssŭ-kuang*, with Phoenix-like Dragon Ornament. (Pl. LX)
Height 28.8 cm. Early Chou.

117 Gravy boat-shaped Ewer *I*, with Conventionalized Feather-like Ornament. (Pl. LXI, No. 1)
Height 16.3 cm. Middle Chou.

118 Gravy boat-shaped Ewer *I*, with Conventionalized Dragon Ornament.
Height 17.0 cm. Middle Chou

119 Gravy-boat-shaped Ewer *I*, with Conventionalized Dragon Ornament. (Pl. LXI, No. 2)
Height 18.0 cm. Middle Chou.

120 Ewer, *I*, without Ornament.
Height 12.0 cm. Han.

121 Wide Shallow Bowl *P'an*, with Frog and Dragon Ornament. (Pl. LXII)
Height 15.8 cm. Middle Chou.

122 Wide Shallow Bowl *P'an*, with Fret Ornament.
Height 9.1 cm. Middle Chou or Later.

123 Wide Shallow Bowl *P'an*, with Modified *P'an-ch'ih* Ornament.
Height 11.0 cm. Late Chou (Warring States Period).

124 Oblong Table *Tsu*, with *T'ao-t'ieh* and Cicada Ornament. (Pl. LXIII)
Height 18.8 cm. Yin.

II Musical Bronzes

125 Colossal Drum *Ku*, with Human Figure *T'ao-t'ieh*, Dragon Ornament and Thunder Pattern. (Pl. LXIV)
Total Height 81.5 cm. Yin.

126 Bell *Chung*, with *T'ao-t'ieh* and Tiger Ornament. (Pl. LXV)
Height 44.0 cm. Early Chou.

127 Bell of *Tan-jen-nuan*, with Dragon Ornament.
Height 64.1 cm. Middle Chou.

128 Bell of *Juei*, with Cloud-like Thunder Pattern. (Fig. 54)
Height 45.0 cm. Middle Chou.

129 Bell of *Hsi-chung*, with Conventionalized Dragon Ornament.
Height 40.4 cm. Middle Chou.

130 Bell of *Chi-hou*, with Cloud-like Thunder Pattern. (Pl. LXVI)
Found at Ch'ien Shantung Province.
Height 25.8 cm. Late Chou.

131 Large Bell of *Ch'u-kung*, with Cloud-like Thunder Pattern.
Height 52.0 cm. Late Chou.

132 Second Bell of *Ch'u-kung*, with Cloud-like Thunder Pattern and Elephant Ornament.
Present Height 44.8 cm. Late Chou.

133 Small Bell of *Ch'u-kung*, with Cloud-like Thunder Pattern. (Pl. LXVII)
Height 36.5 cm. Late Chou.

134 Bell *Chung*, with Dragon Ornament.
Height 36.4 cm. Late Chou.

135 Bell *Chung*, with Dragon Ornament.
Height 36.8 cm. Late Chou.

136 Bell *Chung*, with Dragon and Phoenix Ornament.
Height 27.0 cm. Late Chou.

137 Bell *Chung*, with *P'an-ch'ih* Ornament.
Height 33.0 cm. Late Chou (Warring States Period).

138 Bell *Chung*, with Cloud-like Thunder Pattern. (Fig. 55)
Height 39.0 cm. Late Chou (Warring States Period).

139 *Pien-chung* Bell of *Kuo-shu*, with Dragon Ornament. (Pl. LXVIII)
Height 35.4 cm. Late Chou.

140 *Pien-chung* Bell of *Juei*, with Cloud-like Ornament.
Height 25.0 cm. Late Chou.

141 Set of *Pien-chung* Bells of *Piao*, with *P'an-ch'ih* Ornament. (Fig. 56)
Warring States Period (4th Cent. B.C.)
Found at Chin-ts'un, Ho-nan Province.
Height No. 1 32.0 cm.
No. 2 30.0 cm. (Pl. LXIX)
No. 3 28.4 cm.
No. 4 24.2 cm.
No. 5 23.0 cm.
No. 6 22.0 cm.
No. 7 19.8 cm.
No. 8 17.3 cm.
No. 9 16.3 cm.
No. 10 14.9 cm.
No. 11 14.1 cm.
No. 12 12.8 cm.

142 *Pien-chung* Bell, with *P'an-ch'ih* Ornament.
Height 25.6 cm. Warring States Period (5th-3rd Cent. B. C.).

143 *Pien-chung* Bell, with *P'an-ch'ih* Ornament. (Fig. 59)
Height 18.4 cm. Warring States Period (5th-3rd Cent. B. C.).

144 Bell *Chung*, withConventionalized Dragon Ornament, Inlaid with Gold. (Pl. LXX)
Height 22.6 cm. Warring States Period (3rd or 4th Cent. B. C.).

145 Bell, with Animal Figure Knob and with *Pa-kua* Pattern. Inscription dated in the 12th year of *Hung-chih*. (1499 A. D.)
Height 27.0 cm. Ming.

146 Hand Bell *To*, with *P'an-ch'ih* Ornament. (Pl. LXXI)
Height 31.0 cm. Warring States Period (5th-3rd Cent. B. C.).

147 Hand Bell *To*, without Ornament.
Height 39.0 cm. Warring States Period (5th-3rd Cent. B. C.).

148 Small Hand Bell *To*, with Thunder Pattern. (Fig. 60)
Height 11.1 cm. Late Chou.

149 Small Bell *To*, with Spiral Pattern.
Height 4.7 cm. Late Chou.

150 Bell-shaped Bronze *Dōtaku*, with Geometrical Ornament. Found in Japan.
Height 81.2 cm. Japanese (1st–4th Cent. A. D.).

151 Horse Trapping, with Lozenge Ornament.
Found in Japan.
Height 16.7 cm. Japanese (5th–7th Cent. A. D.).

152 Cylindrical Bell *Tui*, with Tiger Knob and *P'an-ch'ih* Ornament. (Pl. LXXII)
Height 40.4 cm. Warring States Period (5th-3rd Cent. B. C.).

153 Cylindrical Bell *Tui*, with Tiger Knob.
Height 44.8 cm. Han.

154 Cylindrical Bell *Tui*, with Tiger Knob.
Height 44.2 cm. Han.

155 Cylindrical Bell *Tui*, With Tiger Knob
Length 8.1 cm. Han or Earlier.

156 Flat Drum *Ku*, with Four Frog Figures. (Fig. 61)
Height 51.8 cm. Han.

III Bronze Vessels, Warring States and Later

157 Jar *Hu*, with Conventionalized Dragon Ornament.
Height 35.6 cm. Warring States Period (6th–3rd Cent. B. C.).

158 Jar *Hu*, with Four Rings and Whorl Pattern. (Pl. LXXIII)
Height 46.0cm. Warring States Period.

159 Set of Bronze Ornaments of a Vessel. (Pl. LXXIV)
1. Beast Height 24.0 cm.
2. Bird-shaped one with Ring Height 11.0 cm.
Warring States Period (5th–4th Cent. B. C.).

160 Jar *Hu*, with *P'an-ch'ih* Ornament.
Height 20.1 cm. Warring States Period (5th–3rd Cent. B. C.).

161 Gourd-shaped Vessel *Hu*, with Thunder Pattern. (Pl. LXXV)
Height 31.8 cm. Warring States Period.

162 Gourd-shaped Vessel. *Hu*, with *P'an-ch'ih* Ornament.
Height 29.3 cm. Warring States Period.

163 Hemispherical Bowl with Tall Base *Tou*, with Conventionalized Dragon and Thunder Pattern. (Pl. LXXVI)
Height 27.9 cm. Warring States Period (5th–3rd Cent. B. C.).

164 Round Vessel *Kuei*, with Whorl Pattern. (Pl. LXXVII)
Height 26.0 cm. Warring States Period.

165 Round Vessel *Kuei*, with Whorl Pattern.
Height 24.6 cm. Warring States Period (5th–3rd Cent. B. C.).

166 Slender Cosmetic Vessel *Lien*, with Modified Animal Ornament. (Fig. 65)
Height 16.4 cm. Warring States Period (5th–3rd Cent. B. C.).

167 Covered Bowl *An*, with Feather-like Ornament and Three Animal Figures. (Pl. LXXVIII)
Height 22.2 cm. Early Han or Earlier.

168 Bronze Vase *Hu*, with Animal Head, Rings, and Inlaid Ornament. (Pl. LXXIX)
Height 30.0 cm. Early Han or Earlier.

169 Bronze Vase *Yu*, with Cover, Hanging Chain, and Linear Dragon Design. (Pl. LXXX)
Height 33.6 cm. Early Han.

170 Bronze Vase *Hu*, with Animal Heads and Rings.
Height 45.4 cm. Han.

171 Bronze Vase *Hu*, with Animal Heads and Rings.
Height 23.2 cm. Han.

172 Quadrangular Gilt Vase *Fang*, with Animal Heads and Rings.
Height 43.6 cm. Han.

173 Gilt Cosmetic Vessel with Cover *Lien*, and Painted Design inside. (Pl. LXXXI)
Height 19.6 cm. Han.

174 Low Bowl *Chih*, with Ring-Handles.
Height 9.0 cm. Han.

175 Small Gilt Basin, *Hsi*, with Animal and Cloud Ornament.
Height 8.0 cm. Han.

176 Washing Basin *Hsi*, with Phoenix and Mythical Animal *Lin* Design.
Height 20.4 cm. Late Han.

177 Washing Basin *Hsi*, with Fish Design.
Height 16.0 cm. Late Han.

178 Shallow Basin *P'an*, without Ornament.
Height 7.6 cm. Korean (Koryo Period).

179 Gilt Bowl *Yu*, with Stand.
Height 18.4 cm. Han.

180 Cooking Vessel *Chiao-tou*, with Dragon Handle.
Height 7.6 cm. Six Dynasties.

181 Small Gilt Cup with Linear Grape Design.
Height 6.6 cm. T'ang.

182 Small Water Holder.
Height 15.4 cm. T'ang.

183 Water Holder with Inlaid Design in Silver. (Pl. LXXXII)
Height 37.2 cm. Korean (Koryo Period).

IV Tools and Weapons

184 Bronze Halberd *Ko*. (Fig. 66)
Length 20.5 cm. Yin.

185 Bronze Halberd *Ko*, with Inscription dated 23rd year.
Length 27.8 cm. Late Chou.

186 Bronze Halberd *Ko*.
Length 24.4 cm. Chou.

187 Bronze Halberd *Ko*.
Length 18.5 cm. Chou.

188 Bronze Axe *Wu-ch'i*, with Modified *T'ao-t'ieh* Ornament. (Pl. LXXXIII, No. 1)
Length 20.3 cm. Yin.

189 Bronze Pommel of Halberd *Ko*.
Height 4.3 cm. Early Chou.

190 Bronze Knife with Cock-Head Pommel. (Pl. LXXXIII, No. 2)
Length 23.2 cm. Yin.

191 Bronze Knife with Ring Pommel.
Length 32.4 cm. Han or Earlier.

192 Bronze Pointed Carving Tool. (Fig. 67)
Length 18.8 cm. Yin.

193 Bronze Spearhead.
Length 18.7 cm. Chou.

194 Bronze Spearhead.
Length 16.4 cm. Chou.

195 Bronze Sword-shaped Spearhead, Partially Gilded.
Length 27.9 cm. Han.

196 Bronze Double-edged Sword.
Length 51.2 cm. Late Chou.

197 Bronze Double-edged Sword.
Present Length 48.0 cm. Late Chou.

198 Bronze Double-edged Sword.
Present Length 44.0 cm. Late Chou.

199 Bronze Double-edged Sword. (Fig. 68)
Found at Ch'ang-sha, Hu-nan Province.
Present Length 61.0 cm. Late Chou.

200 Bronze Spearhead with Wide Blade.
Found in Japan.
Length 84.0 cm. Japanese (1st-3rd Cent. A. D.)

201 Spearhead with Wide Blade.
Found in Japan.
Length 84.3 cm. Japanese (1st-3rd Cent. A. D.)

V Miscellaneous Objects

202 Bronze Object attached to a Bow *Fu*, with Phoenix-like Dragon Ornament. (Fig. 69)
Length 35.4 cm. Early Chou.

203 Chariot Ornament *Ch'ê-luan*, with Openwork Ornament.
Height 18.5 cm. Chou.

204 Axle Cap of Chariot.
Height 6.0 cm. Late Chou.

205 Axle Cap of Chariot.
Height 8.3 cm. Middle Chou.

206 Bridle Bit of Harness *Piao*, with Bell. (Fig. 70)
Length 13.6 cm. Late Chou.

207 Dragon-shaped Bridle Bit of Harness, *Piao*.
Length 12.5 cm. Middle Chou or Later

208 Bird Cage with Openwork. (Fig. 71)
Height 10.4 cm. Warring States Period.

209 Bronze Ring with Crane Heads.
Length 11.4 cm. Warring States Period.

210 Bronze Pipe-shaped Handle of Toilet Brush.
Length 12.6 cm. Han.

211 Phoenix-shaped Rib of Pakasol.
Length 15.8 cm. Western Han.

212 Gilt Bronze Butt of Whip *Ts'ê* (Fig. 72)
Found in Northern Part of Korea.
Length 30.0 cm. Western Han.

213 Ch'in Eight *Chin* Weight with Inscription.
Height 5.2 cm. Ch'in.

214 Bronze Tally in Tiger Shape.
Length 9.0 cm. Han.

215 Gilt Belt-hook in Dragon Shape with Inlaid Ornament. (Pl. LXXXIV, No. 3)
Length 9.5 cm. Warring States Period.

216 Gilt Belt-hook of Double Dragon Design with Inlaid Ornament in Turquoise. (Fig. 73)
Length 19.7 cm. Warring States Period.

217 Gilt Belt-hook with Animal-shaped Design and Inlaid Ornament in Malachite.
Length 16.3 cm. Warring States Period.

218 Gilt Belt-hook with Animal-shaped Design.
Length 11.0 cm. Western Han.

219 Gilt Belt-hook of Cicada-shaped Design. (Fig. 74)
Length 10.5 cm. Han.

220 Belt-hook of Cicada-shaped Design.
Length 10.5 cm. Han.

221 Gilt Belt-hook with Inlaid Ornament in Silver and Turquoise. (Pl. LXXXIV, No. 1)
Length 33.6 cm. Early Han or Earlier.

222 Belt-hook with Inlaid Ornament in Gold and Silver.
Length 23.0 cm. Early Han.

223 Belt-hook with Inlaid Ornament in Turquoise and Gold.
Length 20.4 cm. Early Han.

224 Belt-hook with Inlaid Ornament in Gold and Silver.
Length 22.1 cm. Han.

225 Belt-hook with Inlaid Ornament in Turquoise, Gold and Silver. (Pl. LXXXIV, No. 2)
Length 21.8 cm. Han.

226 Belt-hook with Inlaid Ornament in Gold and Silver.
Length 24.0 cm. Han.

227 Belt-hook with Inlaid Ornament in Malachite and Gold.
Length 21.2 cm. Han.

228 Belt-hook with Inlaid Ornament in Gold and Silver, and Inlaid Inscription dated 155 A. D.. (Pl. LXXXIV, No. 4)
Length 12.0 cm. Eastern Han.

229 Belt-hook with Ornament of Gilt Silver and Inlaid Turquoise.
Length 14.8 cm. Han.

230 Belt-hook with Inlaid Ornament in Gold and Silver.
Length 17.3 cm. Han.

231 Small Belt-hook with Archaic Seal.
Length 3.0 cm. Warring States Period.

232 So-called Book-weight in the Shape of a *Chiao-tuan*, Inlaid with Precious Stones and Gold. (Pl. LXXXV, No. 1)
Height 5.0 cm. Warring States Period.

233 So-called Book-weight in the Shape of a *Chiao-tuan*, Couple Gilded and Inlaid with Precious Stones. (Pl. LXXXV, No. 2)
Height 4.8 cm. Western Han.

234 So-called Book-weight in the Shape of a Lion.
Height 5.6 cm Han.

235 Small Gilt Figure of Dragon-like Animal Leg of Vessel.
Height 4.0 cm. Han.

236 Small Gilt Figure of a Dragon.
Height 6.0 cm. Six Dynasties.

237 So-called Small Gilt Book-weight in the Shape of a Lion.
Height 9.5 cm. Six Dynasties or Later.

238 So-called Small Gilt Book-weight in the Shape of a Winged Lion.
Height 5.5 cm. Six Dynasties or Later.

239 Gilt Figure of Saddled Lion.
Height 6.5 cm. T'ang or Earlier.

240 Gilt Figure of Lion with a Ball, fitted as the Knob of a Stone Seal.
Height 3.0 cm. Later than Sung.

VI Buddhist Statuettes, etc.

241 Gilt Statuette of Standing Maitreya, Inscription dated in the 22nd year of *T'ai-ho* (498 A. D.). (Pl. LXXXVI)
Total Height 39.8 cm. Northern Wei Period.

242 Gilt Statuette of Standing Kwan-yin (Avalokitesvara), Inscription dated in the 3rd year of *Yung-p'ing* (510 A. D.), (Fig. 77)
Found at Mei-hsien Shan-hsi Province.
Total Height 20.4 cm. Northern Wei Period.

243 Gilt Statuette of Standing Kwan-yin (Avalokitesvara), Inscription dated in the 1st year of *Ch'eng-kuang* (577 A. D.).
Found at Fêng-hsiang-hsien, Shan-hsi Province.
Total Height 31.2 cm. Northern Ch'i.

244 Gilt Statuette of Standing Kwan-yin (Avalokitesvara) with Willow Branch and Four Attendant Bodhisattvas and Priests.
Height 26.0 cm. Six Dynasties.

245 Five Gilt Buddhas on Five Branches of a Lotus. (Fig. 78)
Height 13.0 cm. End of Six Dynasties.

246 Gilt Statuette of Sitting Bodhisattva.
Height 18.5 cm. Early T'ang.

247 Gilt Statuette of Buddha in a Flower. (Fig. 79)
Height 8.7 cm. Six Dynasties.

248 Gilt Statuette of Standing Buddha, Inscription dated in the 3rd year of *T'ien-pao* (744 A. D.). (Pl. LXXXVII)
Found in a temple, Shensi Province.
Total Height 36.0 cm. Early T'ang.

249 Gilt Statuette of Standing Kwan-yin (Avalokitesvara).
Total Height 30.3 cm. Tang.

250 Gilt Statuette of Standing Kwan-yin (Avalokitesvara).
Height 19.3 cm. T'ang.

251 Gilt Statuette of Standing Bodhisattva.
Height 14.1 cm. T'ang.

252 Gilt Statuette of Sitting Maitreya. (Fig. 80)
Height 29.4 cm. Japanese or Korean (Suiko Period).

253 Gilt Statuette of Standing Shakyamuni Buddha. (Fig. 81)
Height 37.6 cm. Korea (Silla Period).

254 Gilt Statuette of Standing Shakyamuni Buddha.
Height 9.4 cm. Korea, (Silla Period).

255 Gilt Statuette of Standing Kwan-yin (Avalokitesvara). (Fig. 82)
Height 47.0 cm. Southern Sung.

256 Gilt Palmer's Staff, Inscription dated 1098. A. D. (Fig. 83)
Height 105.8 cm. Early Sung.

257 Gilt Coffin-shaped Reliquaries (Pl. LXXXVIII) and Stone Cist. (Fig. 84)
Found at Chi-yang-hsien, Shan-tung Province, in 1918.
Outer Reliquary Height 30.2 cm.
Inner Reliquary Height 12.1 cm.
Stone Cist Height 64.2 cm.
T'ang

Appendix

Limestone Miniature Coffin.
Found at T'ai-yüan-fu, Shan-hsi Prorince.
Height 36.4 cm. T'ang.

Part II Ancient Mirrors

I Mirrors from Late Chou and Han to Six Dynasties

1 Square Mirror with Design of *T'ao-t'ieh*. (Pl. LXXXIX, No. 1)
Length 14.8 cm. Warring States Period (6th-4th Cent. B. C.)

2 Mirror with Design of Dragon Scrolls *P'an-ch'ih*. (Pl. XC, No. 1)
Diameter 14.0 cm. Western Han (3rd-2nd Cent. B. C.).

3 Mirror with Design of Four Nipples and Star-like Dragon Pattern. (Pl. XC, No. 2)
Diameter 15.4 cm. Western Han.

4 Mirror with Design of Concatenated Arcs and with Inscription *Ch'ing-pai*, etc.. (Fig. 102)
Diameter 16.2 cm. Western Han.

5 Mirror with Design of Concatenated Arcs and with Inscription *Ming-kuang*, etc..
Diamter 12.9 cm. Western Han.

6 Mirror with Design of Concatenated Arcs and with Inscription *Ming-kuang*, etc..
Diameter 13.7 cm. Western Han.

7 Mirror with Design of Concatenated Arcs and with Inscription *Ming-kuang*, etc..
Diameter 11.5 cm. Western Han.

8 Mirror with Design of Concatenated Arcs and with Inscription *Ming-kuang*, etc..
Diameter 11.7 cm. Western Han

9 Mirror with Design of Concatenated Arcs and with Inscription *Ming-kuang*, etc..
Diameter 8.2 cm. Western Han.

10 Mirror with Design of Concatenated Arcs and with Inscription *Ming-kuang*, etc..
Diameter 10.6 cm. Western Han.

11 Mirror with Design of Concatenated Arcs and with Inscription *Ming-kuang*, etc..
Diameter 7.6 cm. Han.

12 Mirror with Design of Concatenated Arcs and with Inscription *Ming-kuang*, etc..
Diameter 9.3 cm. Han.

13 Mirror with Design of Concentric Circles and with Inscription *Jih-kuang*, etc..
Diameter 6.5 cm. Han.

14 Mirror with Inscription *Jih-kuang*.
Diameter 6.4 cm. Middle Han.

15 Mirror with Four Nipples and Animal Design.
Diameter 9.1 cm. Han.

16 Mirror with Design of Concatenated Arcs and with Inscription *Chang-i-tzu-sun*. (Fig. 103)
Diameter 20.9 cm. Middle Han.

17 Mirror with Design of Concatenated Arcs and with Inscription *Chang-i-tzu-sun*.
Diameter 21.0 cm. Middle Han.

18 Mirror with Design of Concatenated Arcs and with Inscription *Chang-i-tzu-sun*.
Diameter 18.0 cm. Middle Han

19 Mirror with Design of Concatenated Arcs and with Inscription *Chang-i-tzu-sun*.
Diameter 19.4 cm. Middle Han

20 Mirror with Design of Concatenated Arcs and with Inscription *Chang-i-tzŭ-sun*.
Diameter 8.3 cm. Eastern Han.

21 Mirror with Square Frame Design and Eight Nipples, Partially Gilded. (Pl. LXXXIX, No. 2)
Diameter 14.1 cm. Western Han.

22 Mirror with Square Frame Design and Spiral Pattern. (Fig. 104)
Diameter 15.0 cm. Western Han.

23 Mirror with Square Frame Design and Figures of the Four Sacred Animals of the Cardinal Points. (Pl. XCI)
Diameter 18.7 cm. Middle Han.

24 Mirror with Square Frame Design and Figures of the Four Sacred Animals of the Cardinal Points. (Fig. 105)
Found in Japan.
Diameter 18.0 cm. Middle Han.

25 Mirror with Square Frame Design and Figures of the Four Sacred Animals of the Cardinal Points. (Fig. 106)
Diameter 16.6 cm. Western Han.

26 Mirror with Square Frame Design and Figures of the Four Sacred Animals of the Cardinal Points.
Diameter 15.1 cm. Middle Han.

27 Mirror with Square Frame Design and Figures of the Four Sacred Animals of the Cardinal Points.
Diameter 12.0 cm. Eastern Han.

28 Mirror with Square Frame Design and Figures of Birds.
Diameter 13.7 cm. Middle Han.

29 Mirror with Four Nipples and Figures of Animals and Birds.
Diameter 14.4 cm. Eastern Han.

30 Mirror with Figures of the Four Sacred Animals of the Cardinal Points and with Inscription *Shan-fang*, etc. (Fig. 107)
Diameter 13.7 cm. Eastern Han.

31 Mirror with Figures of the Four Sacred Animals and with Inscription *Shan-fang*, etc.
Diameter 20.3 cm. Eastern Han.

32 Mirror with Design of Animal Faces and with the Inscription "Made by *K'u* Family". (Pl. XCII)
Diameter 17.3 cm. Eastern Han.

33 Mirror with Figures of Dragons.
Diameter 15.2 cm. 3rd-4th Cent. A.D.

34 Miror with Figure of Dragon.
Diameter 12.2 cm. 3rd-4th Cent. A.D.

35 Mirror with Genre Figures.
Diameter 8.8 cm. 3rd Cent. A.D.

36 Mirror with Figures of Deities and Sacred Animals and with an Outer Circle of Pictorial Representation. (Fig. 108)
Diamenter 13.5 cm. Six Dynasties.

37 Mirror with Figures of Deities and Sacred Animals and with an Outer Circle of Pictorial Representation. (Fig. 108)
Diameter 13.0 cm. Six Dynasties.

38 Mirror with Figures of Deities and Sacred Animals and with an Outer Circle of Pictorial Representation.
Diameter 14.2 cm. Six Dynasties.

39 Mirror with Deities and Sacred Animals Arranged in Bi-lateral Rows, Inscription dated in the 22nd year of *Chien-an* (217 A. D.). (Pl. XCIII, No. 1)
Diameter 11.8 cm. 3rd Cent. A.D.

40 Mirror with Deities and Sacred Animals Arranged in Bi-lateral Rows, Inscription dated in the 22nd year of *Chien-an* (217 A. D.).
Diameter 11.8 cm. 3rd Cent. A.D.

41 Mirror with Design of Deities and Sacred Animals, Inscription dated in the 24th year of *Chien-an* (219 A. D.).
Diameter 13.2 cm. 3rd Cent. A.D.

42 Mirror with Design of Deities and Sacred Animals, Inscription datedt in the 1st year of *Yen-K'ang* (220 A. D.).
Diameter 12.7cm. 3rd Cent. A.D.

43 Mirror with Design of Deities, Inscription dated in the 2nd year of *Huang-ch'u* (221 A. D.).
Diameter 11.5cm. Three Kingdoms.

44 Mirror with Design of Deities and Sacred Animals, Inscription dated in the 4th year of *Huang-wu* (225 A. D.)
Diameter 11.9cm. Three Kingdoms.

45 Mirror with Design of Deities and Sacred Animals, Inscription dated in the 1st year of *Huang-lung* (229 A. D.).
Diameter 9.3cm. Three Kingdoms.

46 Mirror with Design of Deities and Sacred Animals, Inscription dated in the 1st year of *Ch'ih-wu* (238 A. D.).
Diameter 11.7cm. Three Kingdoms.

47 Mirror with Design of Deities and Sacred Animals, Inscription dated in the 1st year of *Yung-an* (258 A. D.).
Diameter 9.8cm. Three Kingdoms.

48 Mirror with Design of Deities and Sacred Animals, Inscription dated in the 2nd year of *Kan-lu* (257 A. D.).
Diameter 12.3cm. Three Kingdoms.

49 Mirror with Design of Deities and Sacred Animals, Inscription date in the 1st year of *T'ien-chi* (277 A. D.). (Pl. XCIII, No. 2)
Diameter 12.9cm. Three Kingdoms.

50 Mirror with Figures of Five Animals and Three Deities and with the Inscription "Made by *Chang* Family". (Pl. XCIV)
Found in Japan.
Diameter 22.6cm. Three Kingdoms.

51 Mirror with Figures of Five Animals and Three Deities and with the Inscription "Made by *Chang* Family".
Found in Japan.
Diameter 22.5cm. Three Kingdoms.

52 Mirror with Figures of Four Animals and Four Deities and with the Inscription "Made by *Ch'en* Family." (Fig. 109)
Found in Japan.
Diameter 22.4cm. Three Kingdoms.

53 Mirror with Figures of Three Animals and Three Deities.
Diameter 22.0cm. Three Kingdoms.

54 Mirror with Figures of Four Animals and Four Deities. (Fig. 110)
Found in an Ancient Tumulus at Kutsukawa, Yamashiro Province, Japan.
Diameter 22.1cm. Three Kingdoms.

55 Mirror with Figures of Two Deities and Two Animals and with the Inscription "Made by *Shan-fang*, etc.". (Fig. 111)
Found in an Ancient Tumulus at Yawata, Yamashiro Province, Japan.
Diameter 22.3cm. Eastern Han or Later.

56 Mirror with Figures of Three Deities and Two Animals. (Fig. 112)
Diameter 21.5cm. Three Kingdoms.

57 Mirror with Figures of Deities and Sacred Animals and with Outer Circle of Pictorial Representation. (Pl. XCV)
Found in an ancient Tumulus at Kutsukawa, Yamashiro Province, Japan.
Diameter 16.0cm. Early Six Dynasties.

II Mirrors of Ancient Japan after Chinese Originals

58 Mirror with Square Frame Design and Conventionalized Figures an Original of the Middle Han. (Fig. 113)
Diameter 22.1cm. 3rd-4th Cent. A.D.

59 Mirror with Conventionalized Figures of Four Animals.
Found in an ancient Tumulus at Kutsukawa Yamashiro, Province.
Diameter 13.6cm. 3rd-4th Cent. A.D.

60 Mirror with Conventionalized Figures of Four Animals.
Found in an ancient Tumulus at Kutsukawa, Yasmashiro Province.
Diameter 14.1cm. 3rd-4th Cent A.D.

61 Mirror with Conventionalized Figures of Four Animals. (Pl. XCV II, No. 1)
Found in an ancient Tumulus at Kutsukawa, Yamashiro.
Diameter 13.8cm. 3rd-4th Cent. A.D.

62 Mirror with Conventionalized Figures of Four Animals.
Found in an ancient Tumulus at Kutsukawa, Yamashiro Province.
Diameter 13.8cm. 3rd-4th Cent. A.D.

63 Mirror with Conventionalized Figures of Four Animals.
Diameter 17.3cm. 3rd-4th Cent. A.D.

64 Mirror with Conventionalized Figures of Four Animals.
Diameter 15.3cm. 4th-5th Cent. A.D.

65 Mirror with Conventionalized Figures of Four Animals.
Diameter 11.5cm. 5th Cent. A.D.

66 Mirror with Conventionalized Figures of Six Animals.
Diameter 14.8cm. 5th Cent. A.D.

67 Mirror with Conventionalized Figures of Six Deities. (Fig. 114)
Diameter 13.6cm. 5th Cent. A.D.

68 Mirror with Conventionalized Figures of Six Deities.
Found in an ancient Tumulus at Yawata, Yamashiro Provimce.
Diameter 16.7cm. 4th-5th Cent. A.D.

69 Mirror with Conventionalized Design of Concatenated Arcs.
Diameter 16.5cm. 3rd-4th Cent. A.D.

70 Mirror with Conventionalized Design of Concatenated Arcs.
Diameter 11.6cm. 4th-5th Cent. A.D.

71 Small Mirror with Conventionalized Design of Concatenated Arcs.
Diameter 5.8cm. 5th-6th Cent. A.D.

72 Mirror with Conventionalized Figures of Three Deities and Three Animals and with a Circle of Animals.
Diameter 21.7cm. 3rd-4th Cent. A.D.

73 Mirror with Conventionalized Figures of Deities, Animals and with an Outer Circle of Pictorial Representation. (Pl. XCVI)
Found in an ancent Tumulus at Kutsukawa, Yamashiro Province.
Diameter 17.7cm. 3rd-4th Cent. A.D.

74 Mirror with Conventionalized Figures of Deities and Animals and with an Outer Circle of Pictorial Representation. (Fig. 115)
Diameter 22.7cm. 3rd-4th Cent. A.D.

75 Mirror with Conventionalized Figures of Two Deities and Four Animals.
Diameter 15.2cm. 4th-5th Cent. A.D.

76 Mirror with Conventionalized Figures of Deities and Animals. (Fig. 116)
Found in an Ancient Tumulus at Akasaka, Kawachi Province.
Diameter 16.6cm. 5th-6th Cent. A.D.

77 Mirror with Conventionalized Figures of Four Animals. (Fig. 116)
Found in the same Tumulus at Akasaka, Kawachi Province.
Diameter 10.3cm. 5th-6th Cent. A.D.

78 Small Mirror with Conventionalized Figures of Deities and Animals. (Fig. 116)
Found in the same Tumulus at Akasaka, Kawachi Province.
Diameter 7.7cm. 5th-6th Cent. A.D.

79 Small Mirror with Nipple Ornament.
Diameter 7.0cm. 6th Cent. A.D.

80 Small Mirror with Nipple Ornament.
Diameter 5.0cm. 6th Cent. A.D.

81 Small Mirror with Dotted Ornament.
Diameter 4.0cm. 6th Cent. A.D.

82 Mirror with Six Bells and with Conventionalized Figures of Six Animals Ornament. (Pl. XCVI I, No. 2)
Diameter 12.1cm. 5th-6th Cent. A.D.

III So-called Sui and T'ang Mirrors

83 Mirror with Design of Lion-like Horse and Phoenix and with Inscription *Jén-shou*, etc. (Pl. XCVIII)
Diameter 21.4cm. 6th-7th Cent. A.D.

84 Mirror with Floral Design and with Inscription *Ling-shan*, etc..
Diameter 18.2cm. 6th-7th Cent. A.D.

85 Mirror with Design of Six Lion-like Horses. (Fig. 117)
Diameter 19.1cm. 6th-7th Cent. A.D.

86 Mirror with Design Representing Monsters and Grapes. (Pl. XCIX)
Diameter 23.8cm. 6th-7th Cent. A.D.

87 Mirror with Design Monsters, like the others and Grapes.
Diameter 20.6cm. 6th-7th Cent. A.D.

88 Mirror with Design Monsters like the others and Grapes.
Diameter 17.3cm. 6th-7th Cent. A.D.

89 Mirror with Design Monsters like the others and Grapes.
Diameter 12.4cm. 6th-7th Cent. A.D.

90 Mirror with Design Monsters like the others and Grapes. (Fig. 118)
Diameter 15.2cm. Early T'ang.

91 Mirror with Design Monsters and like the others Grapes, Made. the Same Mould as 90. (Fig. 118, Left)
Diameter 15.6cm. Early T'ang.

92 Mirror with Design Monsters like the others and Grapes.
Diameter 14.3cm. Early T'ang.

93 Mirror with Design Monsters like the others and Grapes.
Diameter 10.8cm. Early T'ang.

94 Mirror with Design Monsters like the others and Grapes.
Diameter 14.8cm. T'ang.

95 Mirror with Design Monsters like the others and Grapes.
Diameter 10.4cm. T'ang.

96 Mirror with Design Monsters like the others and Grapes.
Diameter 9.7cm. T'ang.

97 Mirror with Design Monsters like the others and Grapes.
Diameter 12.1cm. T'ang.

98 Mirror with Design Monsters like the others and Grapes.
Diameter 17.6cm. T'ang.

99 Mirror with Design Monsters like others and Grapes.
Diameter 17.0cm. T'ang.

100 Square Mirror with Design Monsters like others and Grapes. (Fig. 119)
Length 11.4cm. T'ang.

101 Square Mirror with Design Monsters like others and Grapes.
Length 9.1cm. T'ang.

102 Small Square Mirror with Animal-shaped Knob and Grape Design.
Length 4.3cm. T'ang.

103 Small Mirror with Animal-shaped Knob and Grape Design.
Diameter 8.7cm. T'ang.

104 Small Mirror with Animal-shaped Knob and Grape Design.
Diameter 5.6cm. T'ang.

105 Small Eight-arched Mirror with Design of Floral Sprays. (Fig. 120)
Diameter 4.9cm. Early T'ang.

106 Eight-arched Mirror with Design Phoenixes and Lions.
Diameter 23.9cm. 7th Cent. A.D.

107 Eight-arched Mirror with Design Rpresenting Phoenixes and Lions on Silver Plate, Partially Gilded (Pl. C)
Diameter 25.6cm. 7th Cent. A.D.

108 Eight-arched Mirror with Figures of Phoenixes and Lions.
Diameter 19.4cm. 7th Cent. A.D.

109 Eight-arched Mirror with Design Representing Phoenixes and Lions.
Diameter 6.0cm. 7th Cent. A.D.

110 Eight-arched Mirror with Design Representing Two Phoenixes and Several Sprays of Flowers.
Diameter 16.4cm. T'ang.

111 Eight-arched Mirror with Design of Four Deities. (Fig. 121)
Diameter 16.2cm. T'ang.

112 Eight-lobed Mirror with Design Representing Sacred Horses and Lotus Flowers.
Diameter 23.5cm. T'ang.

113 Eight-lobed Mirror with Flower-shaped Knob and with Design of Four Sacred Animals of Cardinal Points. (Fig. 122)
Diameter 12.9cm. 7th Cent. A.D.

114 Eight-lobed Mirror with Design representing Two Phoenixes and Sprays of Flowers.
Diameter 19.8cm. T'ang.

115 Eight-lobed Mirror wtih Design Representing Phoenixes and Lions on Silver Plate, Partially Gilded. (Pl. CI)
Diameter 24.4cm. 7th-8th Cent. A.D.

116 Eight-lobed Mirror with Design Representing of Two Phoenixes and Sprays Flowers.
Diameter 24.5cm. T'ang.

117 Eight-lobed Mirror with Design Representing Two Phoenixes and Sprays of Flowes. (Fig. 123)
Diameter 19.7cm. T'ang.

118 Eight-lobed Mirror with Design Representing Two Phoenixes and Sprays of Flowes.
Diameter 18.5cm. T'ang.

119 Eight-lobed Mirror with Design Representing Two Phoenixes.
Diameter 18.5cm. T'ang.

120 Eight-lobed Mirror with Design Representing Two Phoenixes.
Diameter 21.3cm. T'ang.

121 Eight-lobed Mirror with Design Representing Two Phoenixes.
Diameter 17.0cm. T'ang.

122 Eight-arched Mirror with Design Representing of Flying Sparrows and Sprays of Flowes.
Diameter 12.1cm. T'ang.

123 Eight-arched Mirror with Design Representing Two Mandarin Ducks and another Pair of Wild Ducks.
Diameter 16.5cm. T'ang.

124 Eight-arched Mirror with Design Representing "The Flowers of Paradise". (Pl. CII)
Diameter 23.0cm. 6th-7th Cent. A.D.

125 Mirror with Design Representing Cloudy Mountains and Sprays of Flowers. (Pl. CIII)
Diameter 31.2cm. 6th-7th Cent. A.D.

126 Mirror with Design Representing Six Sprays of Flowers. (Pl. CIII)
Diameter 25.1cm. Middle T'ang.

127 Mirror with Design Representing Six Sprays of Flowers.
Diameter 18.5cm. T'ang.

128 Mirror with Design Representing Four Sprays of Flowers.
Diameter 18.5cm. T'ang.

129 Eight-lobed Mirror with Design Representing Two Mandarin Ducks and Lotus Flowers.
Diameter 16.5cm. T'ang.

130 Eight-arched Mirror with Design Representing Flying Birds and Sprays of Flowers.
Diameter 16.5cm. T'ang.

131 Eight-lobed Mirror with Design Representing "Flowers of Paradise".
Diameter 19.0cm. T'ang.

132 Mirror with Design Representing Flowers. (Fig. 124)
Diameter 21.0cm T'ang.

133 Six-lobed Mirror with Design Representing Flowers.
Diameter 18.7cm. T'ang.

134 Six-lobed Mirror with Design Representing Flowers.
Diameter 17.1cm. T'ang.

135 Eight-arched Mirror with Animal-shaped Knob and Design Representing "Flowers of Paradise".
Diameter 11.3cm. T'ang.

136 Small Mirror with Design Representing Sprays of Flowers.
Diameter 4.3cm. T'ang.

137 Eight-lobed Mirror with Design Representing Dragon in Clouds. (Fig. 125)
Diameter 22.7 cm. 6th-7th Cent. A.D.

138 Eight-lobed Mirror with Design Representing Dragon in Clouds.
Diameter 14.7 cm. T'ang.

139 Eight-arched Mirror with Design Representing the Hare in the Moon.
Diameter 15.0 cm. T'ang.

140 Eight-lobed Mirror with Design Representing a Lotus Pond and a Genie.
Diameter 16.0 cm. T'ang.

141 Mirror with Design Representing the Four Sacred Animals of the Cardinal Points and Sacred Animals Circle.
Diameter 20.4 cm. Late T'ang.

142 Square Mirror with a Flower-like Knob.
Length 9.8 cm. T'ang.

143 Mirror without Design.
Diameter 18.0 cm. T'ang.

144 Mirror without Design.
Diameter 16.2 cm. T'ang.

145 Eight-arched Mirror without Design.
Diameter 16.2 cm. T'ang.

146 Square Mirror with Design Representing Birds and Sprays of Flowers. (Fig. 126)
Length 15.0 cm. Late T'ang.

IV Sung and Koryo Mirrors

147 Mirror with Design of Three Zodiacal Animals.
Diameter 9.6 cm. Sung.

148 Small Mirror with Conventionalized Design Representing Monsters like others and Grapes.
Found in Korea.
Diameter 8.5 cm. Copied in Sung.

149 Mirror with Floral Design.
Diameter 14.0 cm. Sung.

150 Mirror with Pictorial Design of Children Playing and Outer Circle of Phoenixes. (Pl. CIV)
Diameter 25.3 cm. Sung.

151 Mirror with Pictures Pictorial Design of Paradise and Saints. (Fig. 127)
Found in Korea.
Diameter 21.2 cm. Sung.

152 Mirror with Design of Sacred Flowers.
Found in Korea.
Diameter 16.7 cm. Sung.

153 Eight-lobed Mirror with Design of Sacred Flowers. (Fig. 128)
Diameter 22.4 cm. Sung.

154 Mirror with Design Representing a Pair of Wild Ducks and Floral Sprays. (Fig. 129)
Diameter 22.7 cm. Korea, Koryo Period.

155 Mirror with Design of Two Dragons.
Found in Korea.
Diameter 22.5 cm. Sung.

156 Eight-arched Mirror with Pictorial Design Represent ing a Ship on Waves. (Fig. 130)
Diameter 17.1 cm. Koryo Period.

157 Mirror with Design Representing the Four Sacred Animals of the Cardinal Points and the Sacred Animals Circle.
Diameter 17.8 cm. Sung Copy.

158 Mirror with Concave Surface and Handle.
Diameter 9.7 cm. Korea, Koryo Period.

159 Bell-shaped Mirror with Floral Design. (Fig. 131)
Length 16.5 cm. Korea, Koryo Period.

V Japanese Mirrors

160 Eight-arched Mirror with Design of Mandarin Ducks and Sacred Flowers, Obverse with Engraved Figures of Buddha, etc. (Pl. CV)
Diameter 15.1 cm. Heian Period.

161 Eight-arched Mirror with Design of Phoenixes and Sacred Flowers.
Diameter 14.6 cm. Heian Period.

162 Mirror with Design of Flying Birds and Chrysanthemum Flowers. (Fig. 132)
Diameter 10.6 cm. Fujiwara Period.

新修泉屋清賞

圖録

新修泉屋清賞圖録目次

Shinshū SEN-OKU SEI-SHÔ

List of Plates

Plate	No.	Description	Size
XXVI	**46**	Slender Vase *Hu*, without Ornament.	Height 42.9cm.
XXVII	**47**	Wine Jar with Cover *Yu*, with *T'ao-t'ieh* and Phoenix Ornament.	Height 29.8cm.
XXVIII	**49**	Wine Jar with Cover and Handle *Yu*, with Phoenix and *T'ao-t'ieh* Ornament.	Height 38.8cm.
XXIX	**50**	Wine Jar with Cover and Handle *Yu*, with Phoenix Ornament.	Height 22.8cm.
XXX	**54**	Wine Jar with Cover and Handle *Yu*, with Ox-Heads and Thunder Pattern.	Height 21.8cm.
XXXI	**57**	Slender Wine Jar *Yu*, with *T'ao-t'ieh* and Phoe-nix-like Dragon Ornament.	Height 39.5cm.
XXXII	**60**	Round Wine Jar *Yu*, Ornamented with *T'ao-t'ieh* and Cicada and Whorl Pattern.	Height 39.7cm.
XXXIII	**61**	Owl-shaped Wine Jar *Yu*, Ornamented with Animal Mask, Tortoise and Thunder Pattern.	Height 27.6cm.
XXXIV	**62**	Owl-shaped Wine Jar *Yu*, with *T'ao-t'ieh* Ornament.	Height 30.3cm.
XXXV XXXVI	**64**	Wine Jar *Yu*, in the Form of Monster holding a Child. Ditto.	Total Height 35.3cm.
XXXVII	**65**	*Fang-I* shaped Wine Jar *Yu*, with Conventionalized Dragon, Cicada Ornament and Thunder Pattern.	Height 31.8cm.
XXXVIII	**66**	Beaker-shaped Vessel *Tsun*, with Oxheads, *T'ao-t'ieh* and Phoenix Ornament.	Height 37.6cm.
XXXIV	**70**	Beaker-shaped Vessel *Tsun*, with Oxheads, *T'ao-t'ieh* and Frog Ornament.	Height 43.3cm.
XL	**71**	Square Vessel *Tsun*, with Oxheads, Birds and *T'ao-t'ieh* Ornament.	Height 53.0cm.
XLI	**72**	Beaker-shaped Vessel *Tsun*, with *T'ao-t'ieh* and Dragon-like Phoenix Ornament.	Height 34.5cm.
XLII	**74**	Beaker-shaped Vessel *Tsun*, with *T'ao-t'ieh* and Eye-like Ornament.	Height 25.3cm.
XLIII	**75**	Beaker-shaped Vessel *Tsun*, with Oxheads and *T'ao-t'ieh* Ornament.	Height 28.4cm.
XLIV	**80**	Beaker-shaped Vessel *Tsun*, with Phoenix-like Dragon Ornament.	Height 20.6cm.
XLV	**81**	Beaker-shaped Vessel *Tsun*, with Oxheads, Phoenix-like Dragon Ornament.	Height 17.2cm.
XLVI	**82**	Owl-shaped Vessel *Ch'ih-hsiao-tsun*, with *T'ao-t'ieh* and Dragon Ornament.	Height 20.0cm.
XLVII	**85**	Bronze Goblet *Chih*, with *T'ao-t'ieh* and Thunder Pattern.	Height 19.2cm.
XLVIII	**86**	Slender Beaker *Ku*, with *T'ao-t'ieh* and Phoenix Ornament.	Height 30.8cm.
XLIX	**89**	Slender Beaker *Ku*, with Modified *T'ao-t'ieh* and Cicada Ornament.	Height 26.8cm.
L	**91**	Horn-shaped Cup with Spout *Chüeh*, with *T'ao-t'ieh* Ornament.	Height 20.8cm.
LI	**101**	Horn-shaped Cup with Spout *Chüeh*, with *T'ao-t'ieh* Ornament.	Height 23.0cm.
LII	**103**	Horn-shaped Drinking Cup *Chiao*, with *T'ao-t'ieh* and Dragon Ornament.	Height 20.32cm.
LIII	**104**	Round Tripod Vessel *Chia*, with *T'ao-t'ieh* and Spiral Ornament.	Height 30.0cm.
LIV	**105**	Large Round Tripod Vessel *Chia*, with *T'ao-t'ieh* Ornament, and Sparrow Pillars.	Height 49.8cm.
LV	**106**	Kettle-shaped Ewer *Ho*, with *T'ao-t'ieh* Ornament.	Height 29.3cm.
LVI 1	**110**	Dragon shaped Ewer *Ho*, with Phoenix-shaped Cover and with *P'an-ch'ih* Ornament.	Height 28.6cm
2	**112**	Animal-shaped Ewer *Ho*, with Dragon Loop-Handle and Inlaid Ornament.	Height 12.0cm.
LVII	**111**	Bird-shaped Ewer *Ho*, with Dragon Loop-Handle and Inlaid Ornament.	Height 21.8cm.
LVIII	**114**	Gravy-Boat-shaped Vessel *Ssŭ-kuang*, with Monster and Owl Ornament. Found at *An-yang, Honan* Province.	Height 24.0cm.
LIX	**115**	Gravy-Boat-shaped Vessel *Ssŭ-kuang*, with *T'ao-t'ieh* and Elephant Ornament.	Height 22.4cm.
LX	**116**	Quadrangular Gravy-Boat-shaped Ewer *Ssŭ-kuang*, with Phoenix-like Dragon Ornament.	Height 28.8cm.
LXI 1	**117**	Gravy-Boat-shaped Ewer *I*, with Conventionalized Feather-like Ornament.	Height 16.3cm.
2	**119**	Gravy-Boat-shaped Ewer *I*, with Conventionalized Dragon Ornament.	Height 18.0cm.
LXII	**121**	Wide Shallow Bowl *P'an*, with Frog and Dragon Ornament.	Height 15.8cm.
LXIII	**124**	Oblong Table *Tsu*, with *T'ao-t'ieh* and Cicada Ornament.	Height 18.8cm.
LXIV	**125**	Colossal Drum *Ku*, with Human Figure, *T'ao-t'ieh*, Dragon Ornament and Thunder Pattern.	Total Height 81.5cm.
LXV	**126**	Bell *Chung*, with *T'ao-t'ieh* and Tiger Ornament.	Height 44.0cm.
LXVI	**130**	Bell of *Chi-hou*, with Cloud-like Thunder Pattern.	Height 25.8cm.
LXVII	**133**	Small Bell of *Ch'u-kung*, with Cloud-like Thunder Pattern.	Height 36.5cm.
LXVIII	**139**	*A Pien-chung* Bell of *Kuo-shu*, with Dragon Ornament.	Height 35.4cm.
LXIX	**141**	Set of *Pien-chung* Bells of *Piao*, with *P'an-ch'ih* Ornament. Found at Chin-tsun, Ho-nan Province.	Height 30.0cm.
LXX	**144**	Bell *Chung*, with Conventionalized Dragon Ornament, Inlaid with Gold.	Height 22.6cm.
LXXI	**146**	Hand Bell *To*, with *P'an-ch'ih* Ornament.	Height 31.0cm.
LXXII	**152**	Cylindrical Bell *Tui*, with Tiger Knob and with *P'an-ch'ih* Ornament.	Height 40.4cm.
LXXIII	**158**	Jar *Hu*, with Four Rings and Whorl Pattern.	Height 46.0cm.
LXXIV	**159**	Set of Bronze Ornaments of Vessel. I Beast. II Birds-shaped one with Ring.	I. Height 24.0cm. II. Height 11.0cm.
LXXV	**161**	Gourd-shaped Vessel *Hu*, with Thunder Pattern.	Height 31.8cm.
LXXVI	**163**	Hemi-spherical Bowl with Tall Base *Tou*, with Conventionalized Dragon and Thunder Pattern.	Height 27.9cm.
LXXVII	**164**	Round Body Vessel *Kuei*, with Whorl Pattern.	Height 26.0cm.
LXXVIII	**167**	Covered Bowl *An*, with Feather-like Ornament and Three Animal Figures.	Height 22.2cm.
LXXIX	**168**	Bronze Vase *Hu*, with Animal Heads, Rings, and Inlaid Ornament.	Height 30.0cm.
LXXX	**169**	Bronze Vase *Yu*, with Cover, Hanging Chain, and Linear Dragon Design.	Total Height 33.6cm.
LXXXI	**173**	Gilt Cosmetic Vessel with Cover *Lien*, with Painted	

XC 1 **2** Mirror with Design of Dragon Scrolls *P'an-ch'ih.* Diameter 14.0cm.

2 **3** Mirror with Design of Four Nipples and Star-like Dragon Pattern. Diameter 15.4cm.

XCI **23** Mirror with Square Frame Design and Figures of the Four Sacred Animals of Cardinal Points. Diameter 18.7cm.

XCII **32** Mirror with Design of Animal Faces and with the Inscription "Made by *K'u* Family." Diameter 17.3m.

XCIII 1 **39** Mirror with Deities and Sacred Animals arranged Bilateral Rows, Inscription dated in the 22nd year of *Chien-an* (217 A. D.). Diameter 11.8cm.

2 **49** Mirror with Design of Deities and Sacred Animals, Inscription in the 1st year of *T'ien-chi* (277 A. D.). Diameter 12.9cm.

XCIV **50** Mirror with Figures Five Animals and Three Deities and with Inscription "Made by *Chang* Family". Diameter 22.6cm.

XCV **57** Mirror with Figures of Deities and Sacred Animals and with Outer Circle of Pictorial Representation. Found at Kutsukawa, Kyōto Prefecture, Japan. Diameter 16.0cm.

XCVI **73** Mirror with Conventionalized Figures of Deities, Animals and with Outer Circle of Pictorial Representation. Diameter 17.7cm.

XCVII 1 **61** Mirror with Conventionalized Figures of Four Animals. Found at Kutsukawa, Kyōto Prefecture. Diameter 13.8cm.

2 **82** Mirror with Six Bells and with Conventionalized Six Animals Ornament. Diameter 12.1cm.

XCVIII **83** Mirror with Design of Lion-like Horses and Phoenix and with Inscription *Jēn-shou, etc.* Diameter 21.4cm.

XCIX **86** Mirror with Design Represesting Monsters and Grapes. Diameter 23.8cm.

Design inside. Height 19.6cm.

LXXXII **183** Water Holder with Inlaid Design in Silver. Height 37.2cm.

LXXXIII 1 **188** Bronze Axe *Wu-ch'i*, with Modified *T'ao-t'ieh* Ornament. Length 20.3cm.

2 **190** Bronze Knife with Cock-Head Pommel. Length 23.2cm.

LXXXIV 1 **221** Gilt Belt-Hook with Inlaid Ornament in Silver and Turquoise. Length 33.6cm.

2 **225** Belt-Hook with Inlaid Ornament in Turquoise, Gold and Silver. Length 21.8cm.

3 **215** Gilt Belt-Hook in Dragon Shape with Inlaid Ornament. Length 9.5cm.

4 **228** Belt-Hook with Inlaid Ornament in Gold and Silver, and Inlaid Inscription Dated in 155 A. D. Length 12.0cm.

LXXXV 1 **232** So-called Book-Weight in the Shape of a *Chiao-tuan*, Inlaid with Precious Stones and Gold. Height 5.0cm.

2 **233** So-called Book-Weight in the Shape of a *Chiao-tuan*, Couple Gilded and Inlaid with Precious Stones. Height 4.8cm.

LXXXVI **241** Gilt Statuette of standing Maitreya, Inscription dated in 22nd year of *T'ai-ho* (498 A. D.). Height 39.8cm.

LXXXVII **248** Gilt Statuette of Standing Buddha, Inscription dated in 3rd year *T'ien-pao* (774 A. D.). Found at Temple Site, Shan-hsi. Height 36.0cm.

LXXXVIII **257** Gilt Coffin-shaped Reliquaries. Found at Chi-yang-hsien, Shant-tung Province. Outer Reliquary Height 30.2cm. Inner Reliquary Height 12.1cm.

LXXXIX 1 **1** Square Mirror with Design of *T'ao-t'ieh.* Length 14.8cm.

2 **21** Mirror with Square Frame Design and Eight Nipples, Partially Gilded. Diameter 14.7cm.

C **107** Eight-arched Mirror with Design Representing Phoenixes and Lions on Silver Plate, Partially Gilded. Diameter 25.6cm.

CI **115** Eight-lobed Mirror with Design Representing Phoenixes and Lions on Silver Plate, partially Gilded. Diameter 24.4cm.

CII **124** Eight-arched Mirror with Design Representing "The Flowers of Paradise". Diameter 23.0cm.

CIII **125** Mirror with Design Representing Six Sprays of Flowers. Diameter 31.2cm.

CIV **150** Mirror with Pictorial Design of Children Playing and Outer Circle of Phoenixes. Diameter 25.3cm.

CV **160** Eight-arched Mirror with Design of Mandarin Ducks and Sacred Flowers, Obverse with Engraved Figures of Buddha, etc.. Diameter 15.1cm.

圖版第一 Plate. I

1 饕餮紋鼎 全高 20.6 糎

圖版

PLATES

圖版第三 Plate. III

6 火舍共鑄鴟龍飾方鼎 全高 20.4 糎

圖版第二 Plate. II

5 饕餮紋圓鼎 全高 20.6 糎

圖版第四

Plate. IV

8 直紋鬲　高 12.3糎

圖版第五

Plate. V

12 饕餮紋甗　全高 52.6糎

圖版第六

Plate. VI

16 虺龍紋甗　全高 45.5糎

圖版第七

Plate. VII

18 犧首蟠龍方斜乳紋盂　高 13.4糎

圖版第八 Plate. VIII

20 饕餮夔龍紋簋　高 15.8糎

圖版第九 Plate. IX

25 夔鳳直紋簋　高 14.7糎

圖版第一〇 Plate. X

26 方斜乳紋簋　高 14.0糎

圖版第一一 Plate. XI

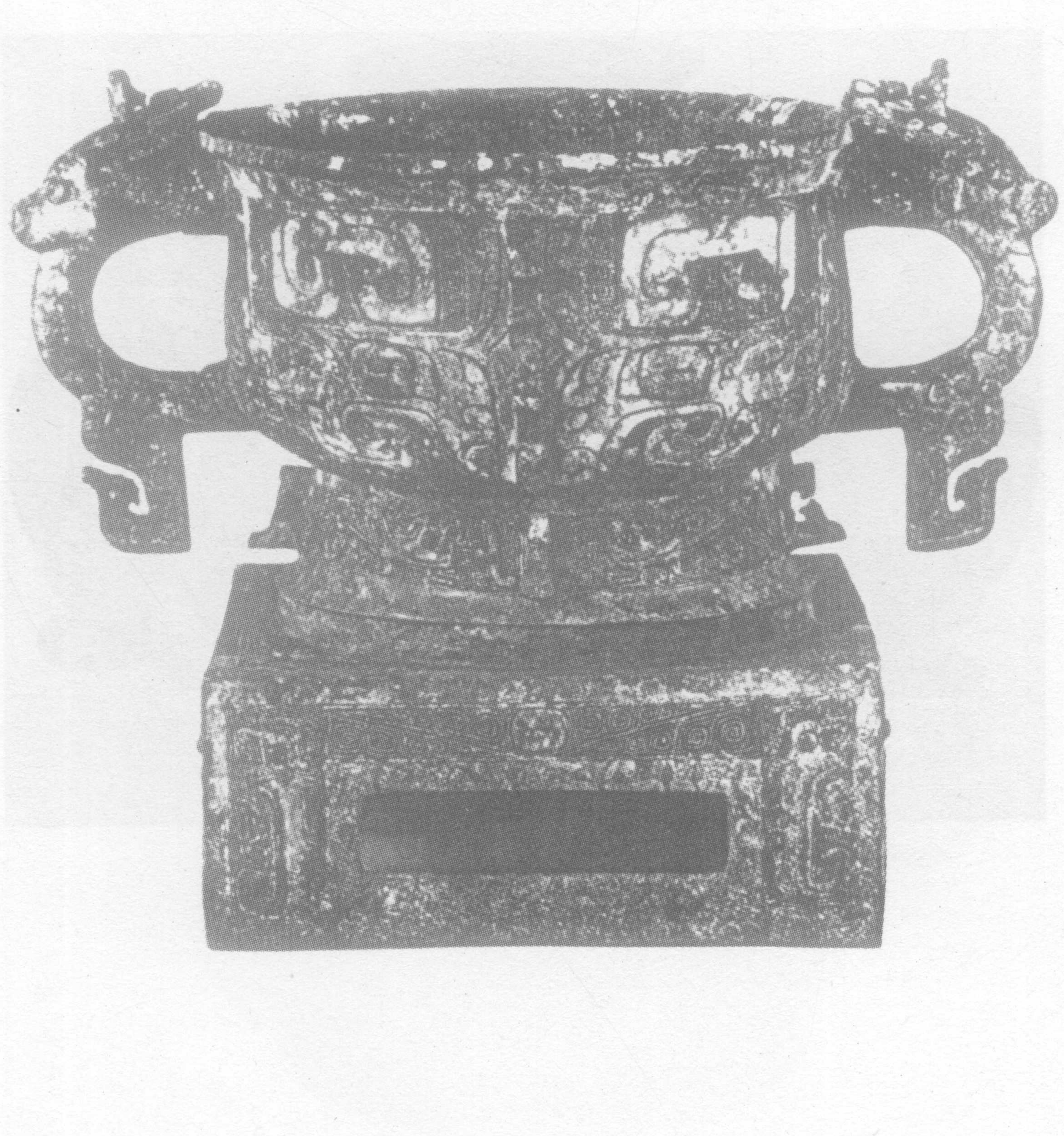

27 饕餮夔鳳紋方座簋　高 22.7糎

圖版第一三 Plate. XIII

29 犧首夔龍直紋方座簋 全高 24.2糎

圖版第一二 Plate. XII

28 犧首饕餮冏渦紋方座簋 全高 24.0糎

圖版第一五 Plate. XV

34 饕餮夔鳳紋方彝 全高 28.5糎

圖版第一四 Plate. XIV

30 鱗形鋬夔鳳紋有蓋簋 全高 19.4糎

圖版第一六　Plate. XVI

35　犧首饕餮紋瓿　高 26.8糎

圖版第一七　Plate. XVII

36　夔龍方斜雷紋瓿　高 27.8糎

圖版第一八　Plate. XVIII

37　饕餮虺龍紋瓿　高 24.3糎

圖版第一九　Plate. XIX

38　饕餮渦雷紋瓿　高 18.8糎

圖版第二〇 Plate. XX

40 鴟龍饕餮紋瓿 全高 36.2糎

圖版第二一 Plate. XXI

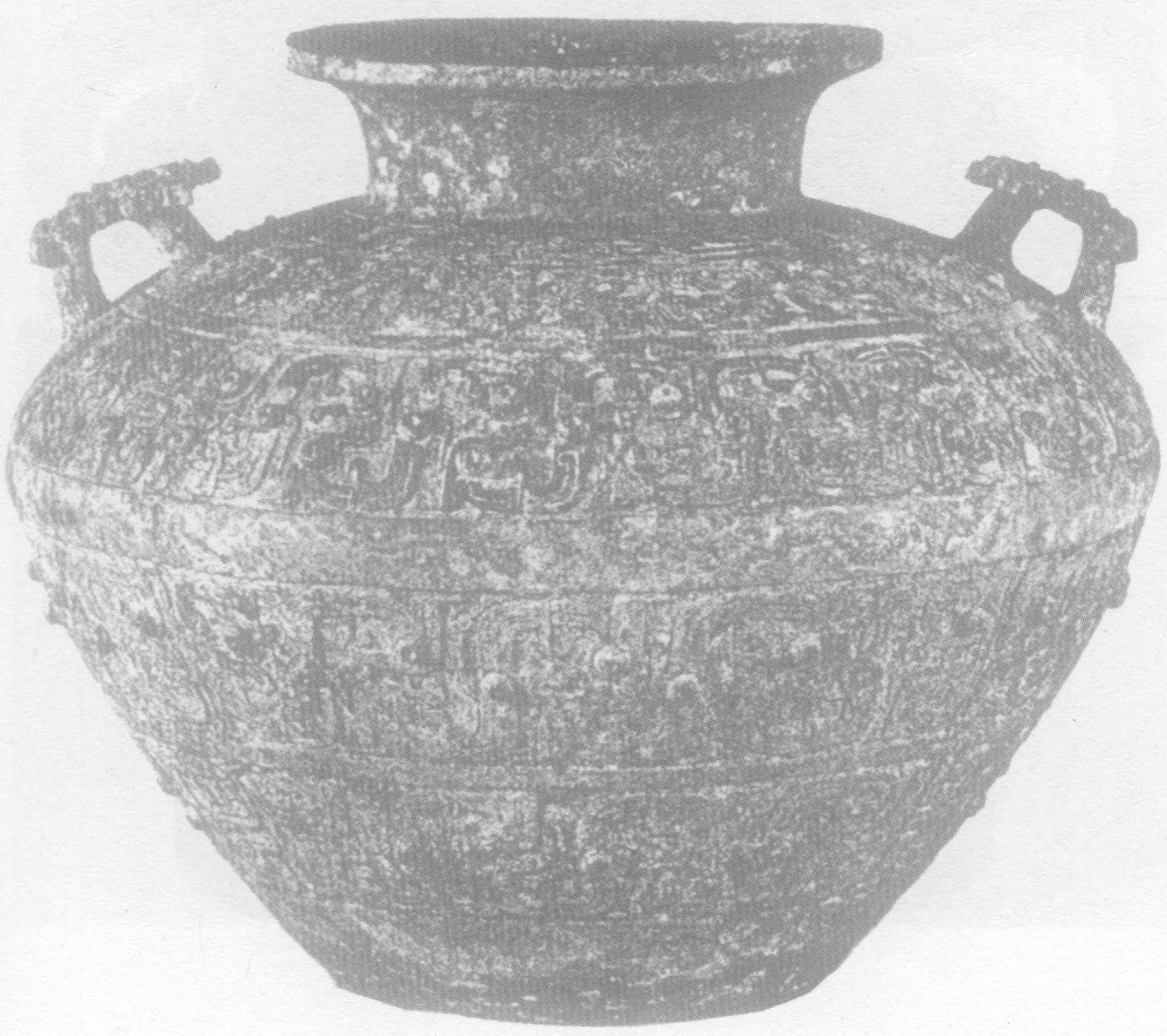

41 蟠鴟紋瓿 高 35.7糎

圖版第二二 Plate. XXII

42 饕餮鴟龍圓渦紋罍 高 45.6糎

圖版第二三 Plate. XXIII

43 渦雲圓紋罍 全高 54.6糎

圖版第二四 Plate. XXIV

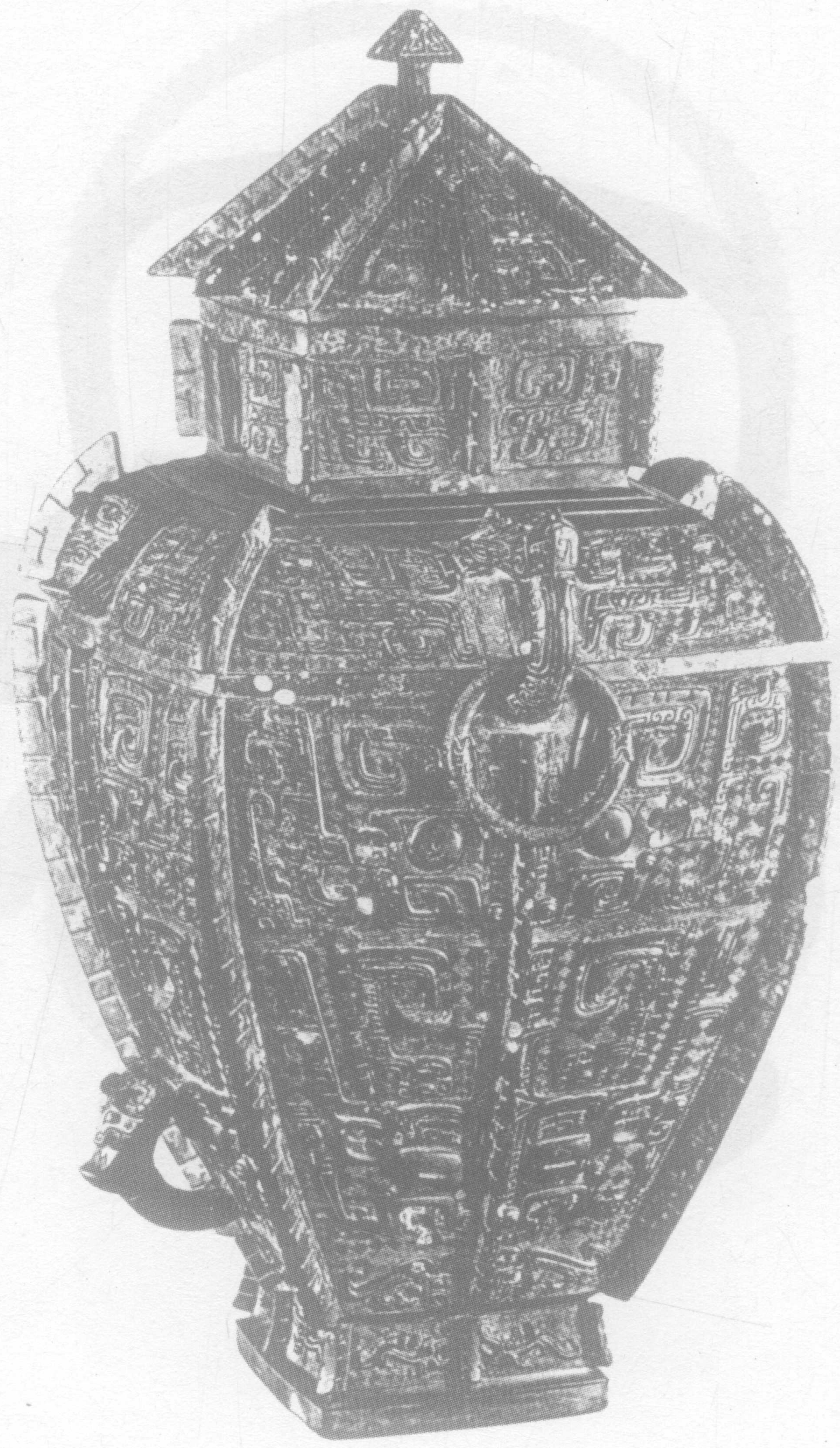

44　犧首饕餮紋方罍　全高 62.6糎

圖版第二五 Plate. XXV

45　饕餮龜紋壺　全高 29.0糎

圖版第二六 Plate. XXVI

46　純素長壺　全高 42.9糎

圖版第二七 Plate. XXVII

47　饕餮夔龍紋卣　器高 29.8糎

圖版第二八 Plate. XXVIII

49 夔鳳饕餮紋卣 全高 38.8糎

圖版第二九 Plate. XXIX

50 夔鳳紋卣 全高 22.8糎

圖版第三〇 Plate. XXX

54 犧首雷紋卣 全高 21.8糎

圖版第三一 Plate. XXXI

57 饕餮夔龍紋筒形卣 全高 39.0糎

圖版第三二

Plate. XXXII

60 饕餮圓渦蟬紋瓿形卣　全高 39.7糎

圖版第三三

Plate. XXXIII

61 獸面鴟紋鴟鴞卣　全高 27.6糎

圖版第三四

Plate. XXXIV

62 獸首虺龍紋鴟鴞卣　全高 30.3糎

圖版第三五

Plate. XXXV

64 鹿鈕蓋乳虎卣　全高 35.3糎

圖版第三六 Plate. XXXVI

64 鹿鈕蓋乳虎卣(正面觀) 全高 35.3糎

圖版第三七 Plate. XXXVII

65 變樣夔龍蟬紋方彝形卣 全高 31.8糎

圖版第三八 Plate. XXXVIII

66 犧首饕餮紋尊 高 37.6糎

圖版第三九 Plate. XXXIX

70 犧首饕餮龜紋尊 高 43.3糎

圖版第四〇 Plate. XL

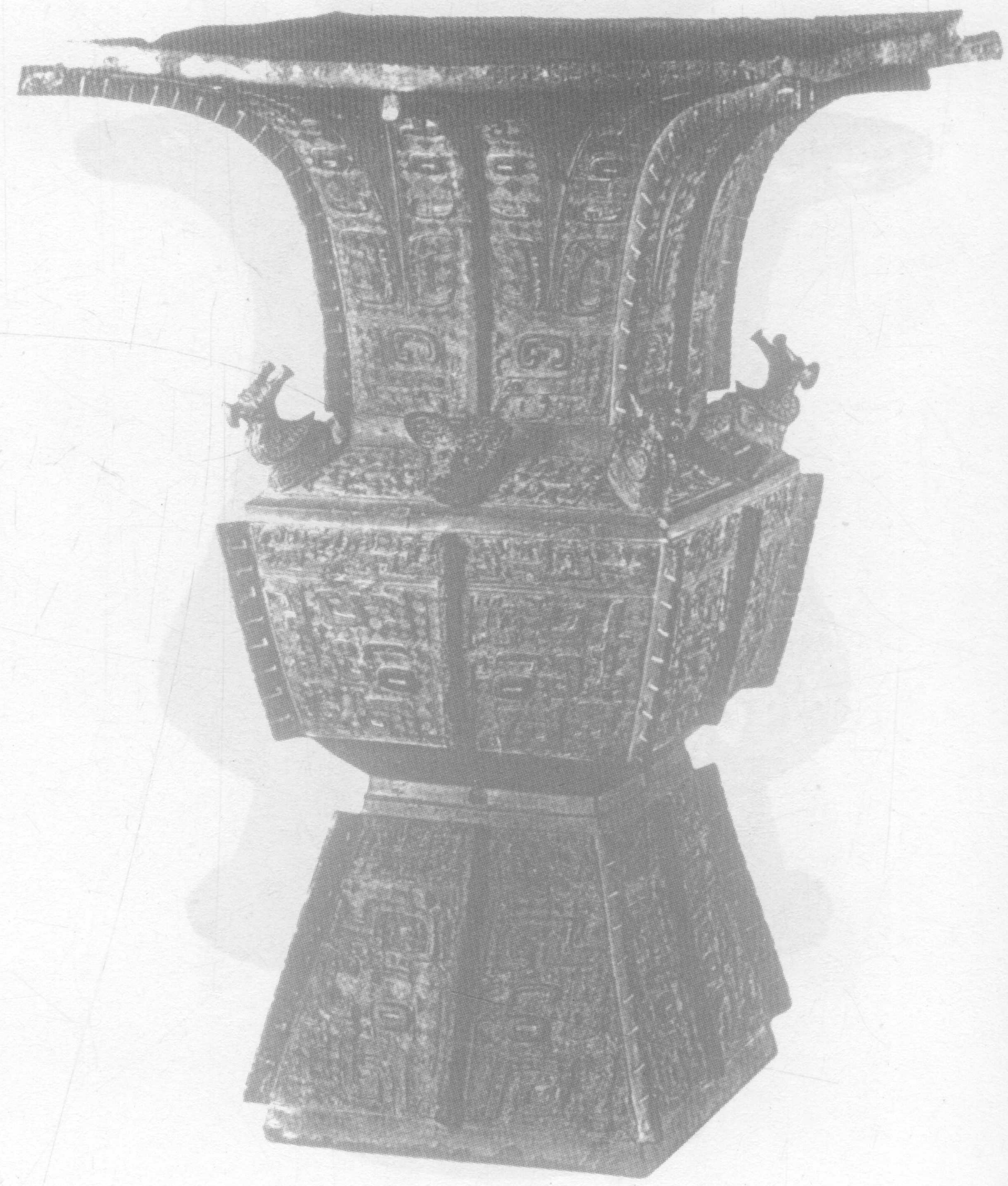

71 饕餮夔龍紋鳧飾方尊　高 53.0糎

圖版第四一 Plate. XLI

72 饕餮夔龍紋尊　高 34.5糎

圖版第四二 Plate. XLII

74 饕餮眼球葉狀紋尊　高 25.3糎

圖版第四三 Plate. XLIII

75 犧首饕餮紋尊　高 23.4糎

圖版第四五 Plate. XLV

81 犧首夔鳳紋尊 高 17.2 糎

圖版第四四 Plate. XLIV

80 夔鳳紋尊 高 20.6 糎

圖版第四七 Plate. XLVII

85 饕餮雷紋觶 全高 19.2 糎

圖版第四六 Plate. XLVI

82 饕餮虺龍紋鴟鴞尊 全高 20.0 糎

圖版第四八 Plate. XLVIII

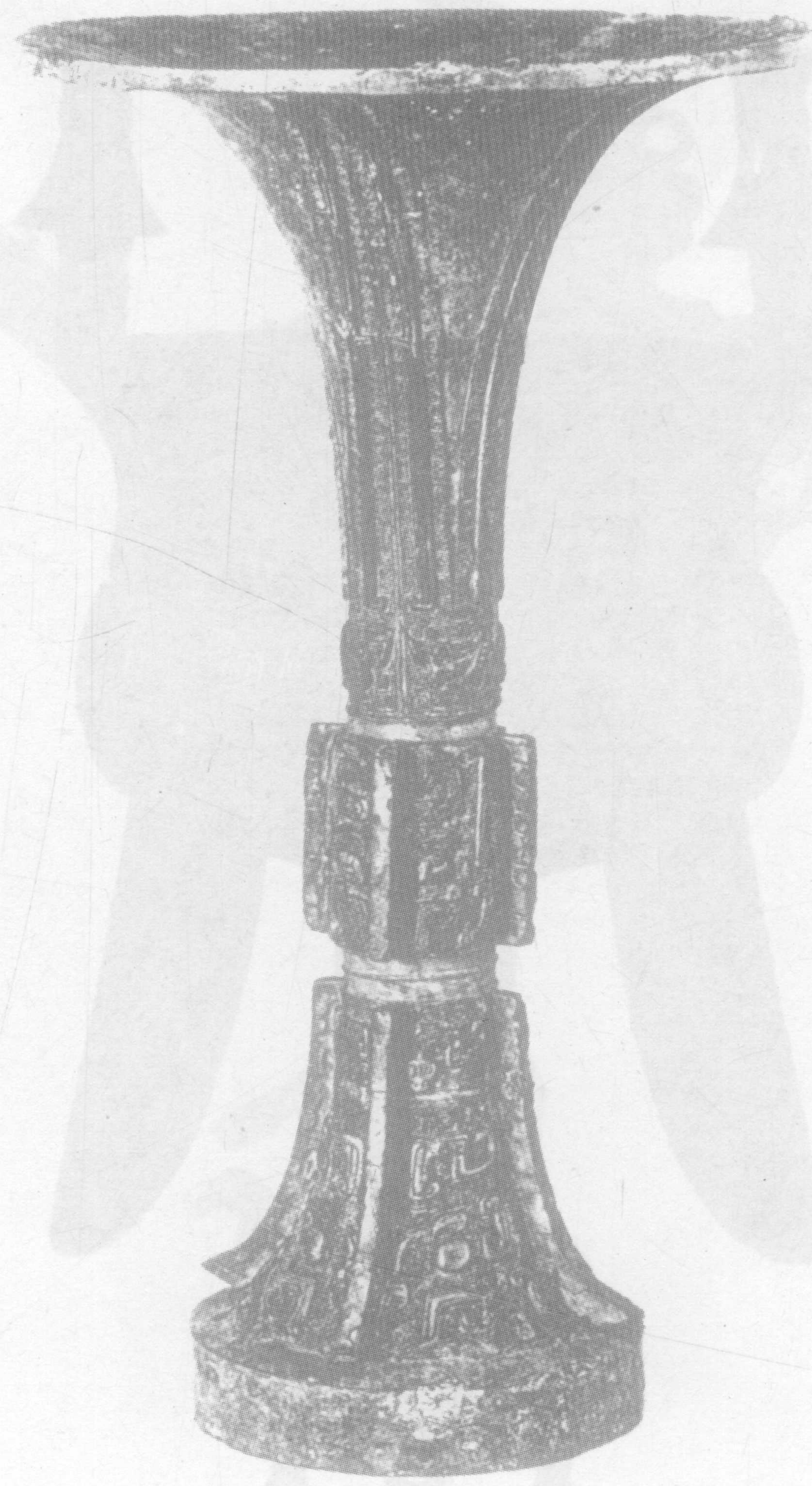

86 饕餮虺龍紋觚　高 30.8 糎

圖版第四九 Plate. XLIX

89 變樣饕餮蟬紋觚　高 26.8 糎

圖版第五〇 Plate. L

91 饕餮紋爵　高 20.8 糎

圖版第五一 Plate. LI

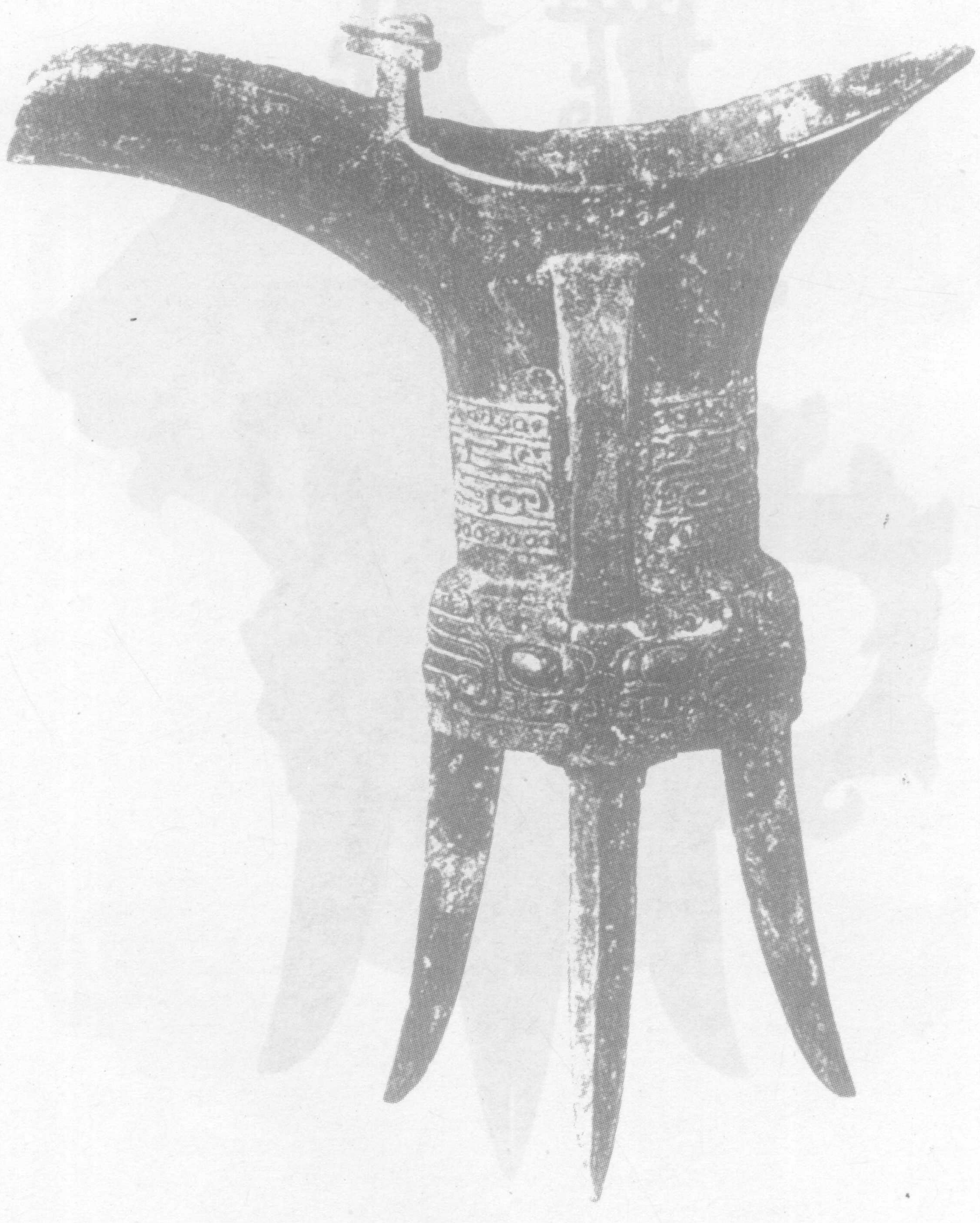

101 饕餮珠紋圈爵　高 23.0 糎

圖版第五二 Plate. LII

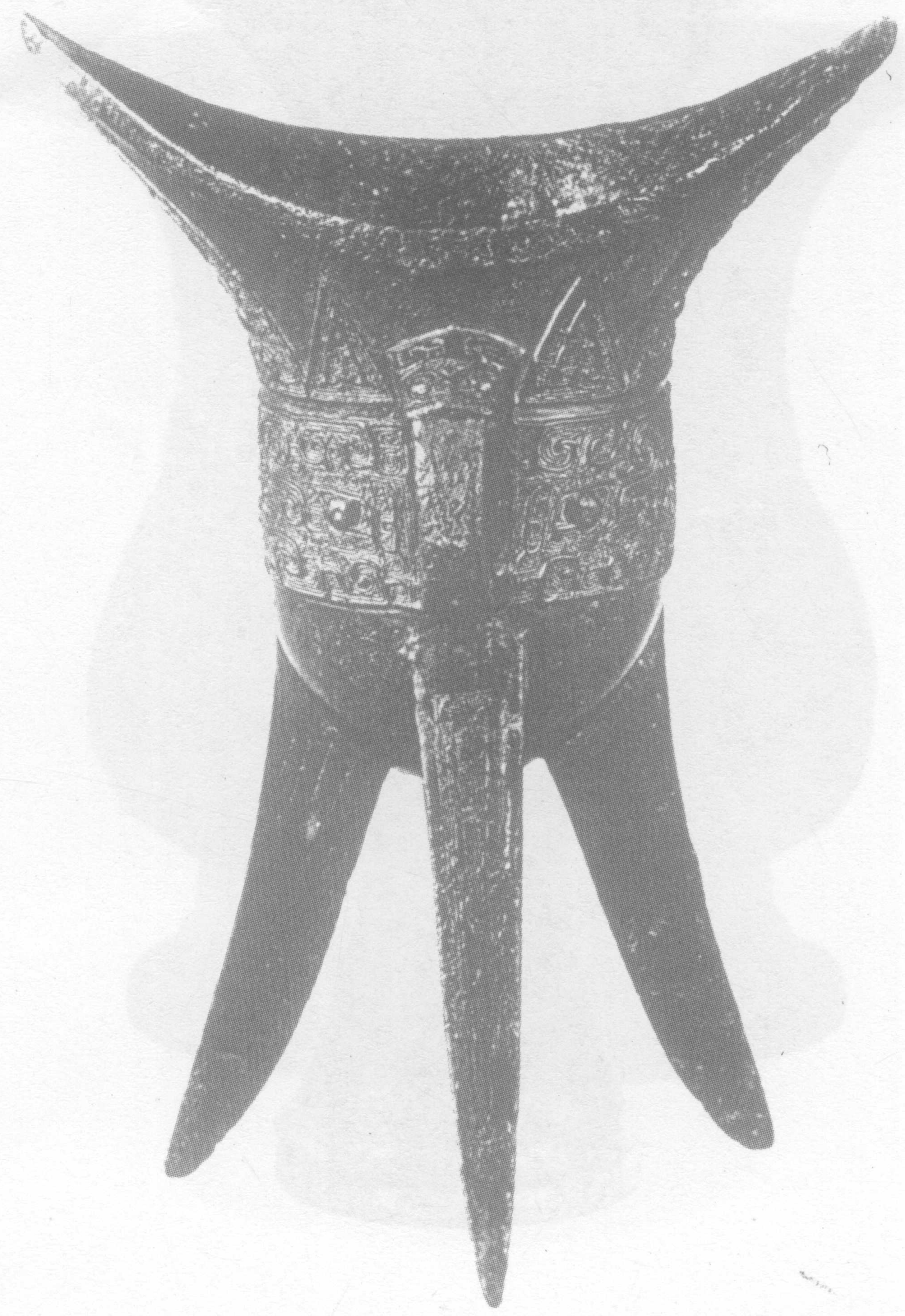

103 饕餮虺龍紋角 高 20.2糎

圖版第五三 Plate. LIII

104 饕餮渦雷紋斝 高 30.0糎

圖版第五四 Plate. LIV

105 雀柱饕餮紋大斝 高 49.8糎

圖版第五五 Plate. LV

106 饕餮紋盉 全高 29.3糎

圖版第五六 Plate. LVI

110 鳳蓋蟠虺紋盉 全高 28.6 糎

112 金銀錯紋獸梁小盉 全高 12.0 糎

圖版第五七 Plate. LVII

111 金銀錯紋獸梁盉 全高 21.8 糎

圖版第五八 Plate. LVIII

114 怪獸禽紋兕觥 全高 24.0 糎

圖版第五九 Plate. LIX

115 饕餮象紋兕觥 全高 22.4 糎

圖版第六一 Plate. LXI

117　夔様羽状紋四足匜　高 16.3糎
119　夔様虺龍紋三足匜　高 18.0糎

圖版第六〇 Plate. LX

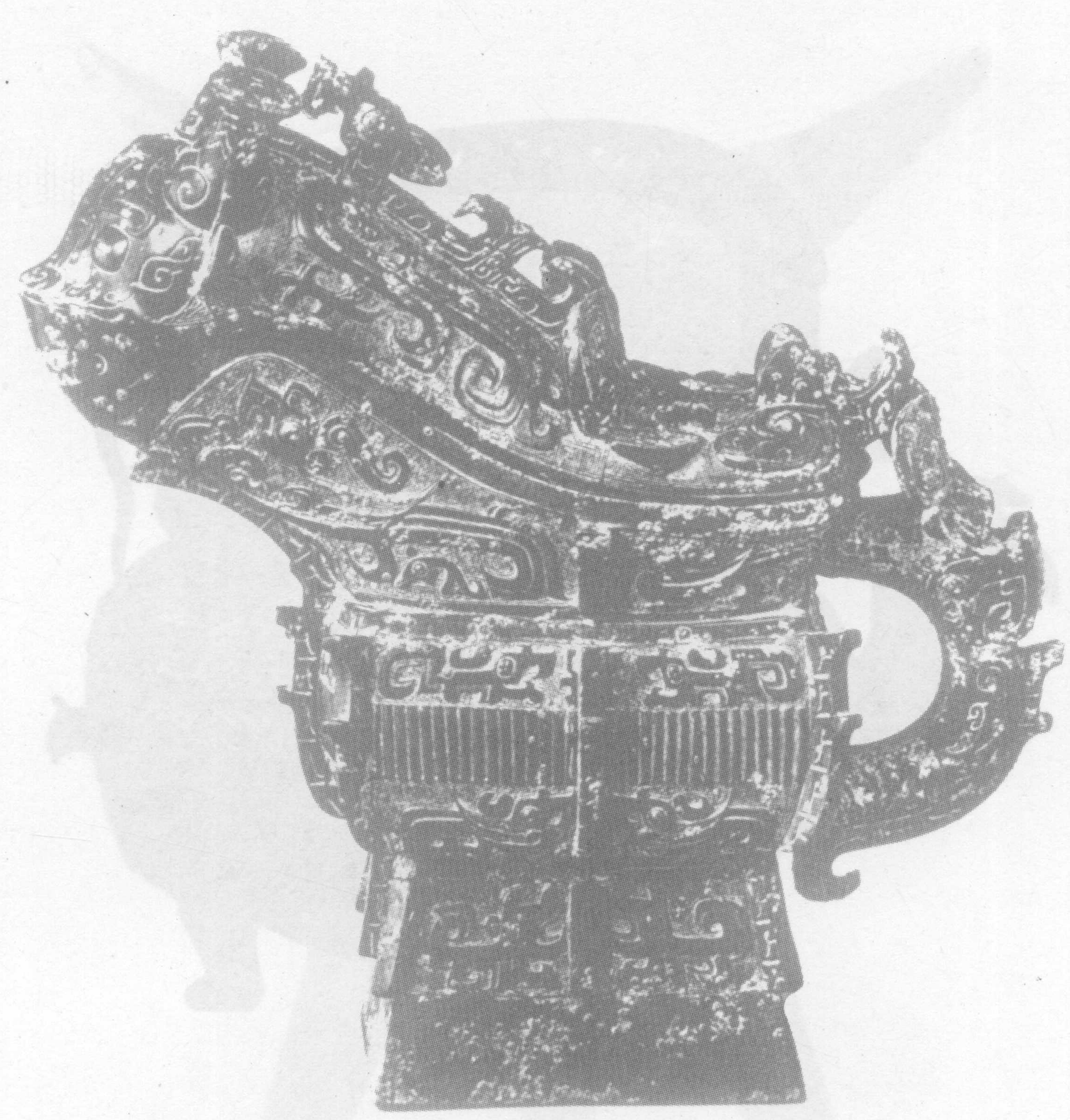

116　蒴龍直紋方形兕觥　全高 28.8糎

圖版第六三 Plate. LXIII

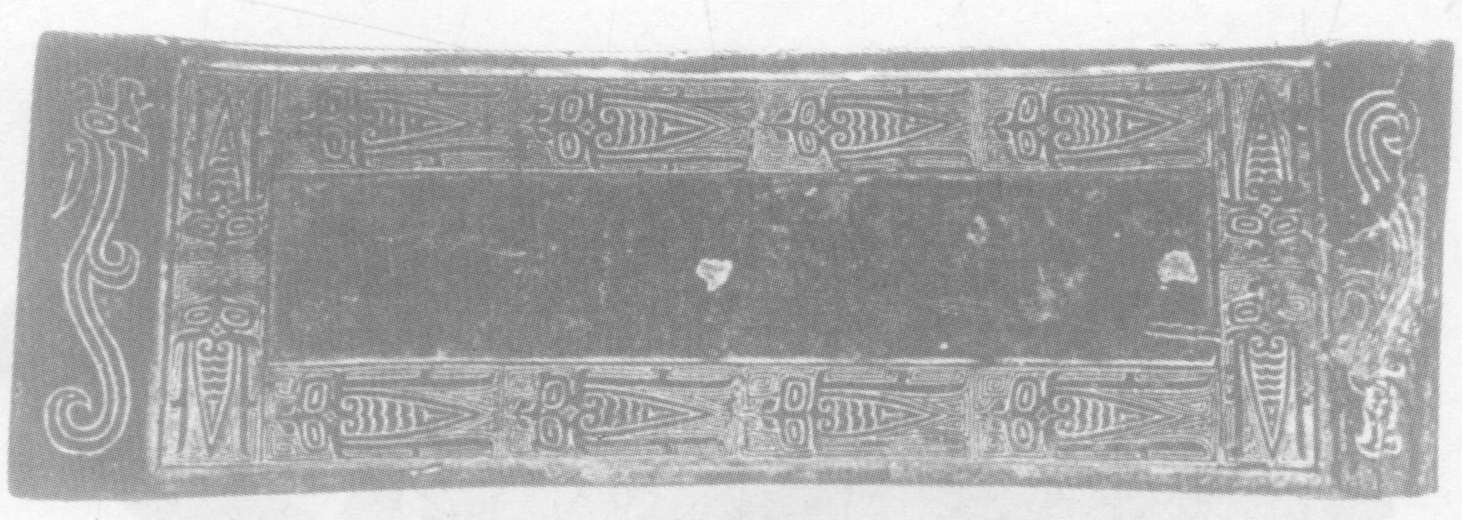

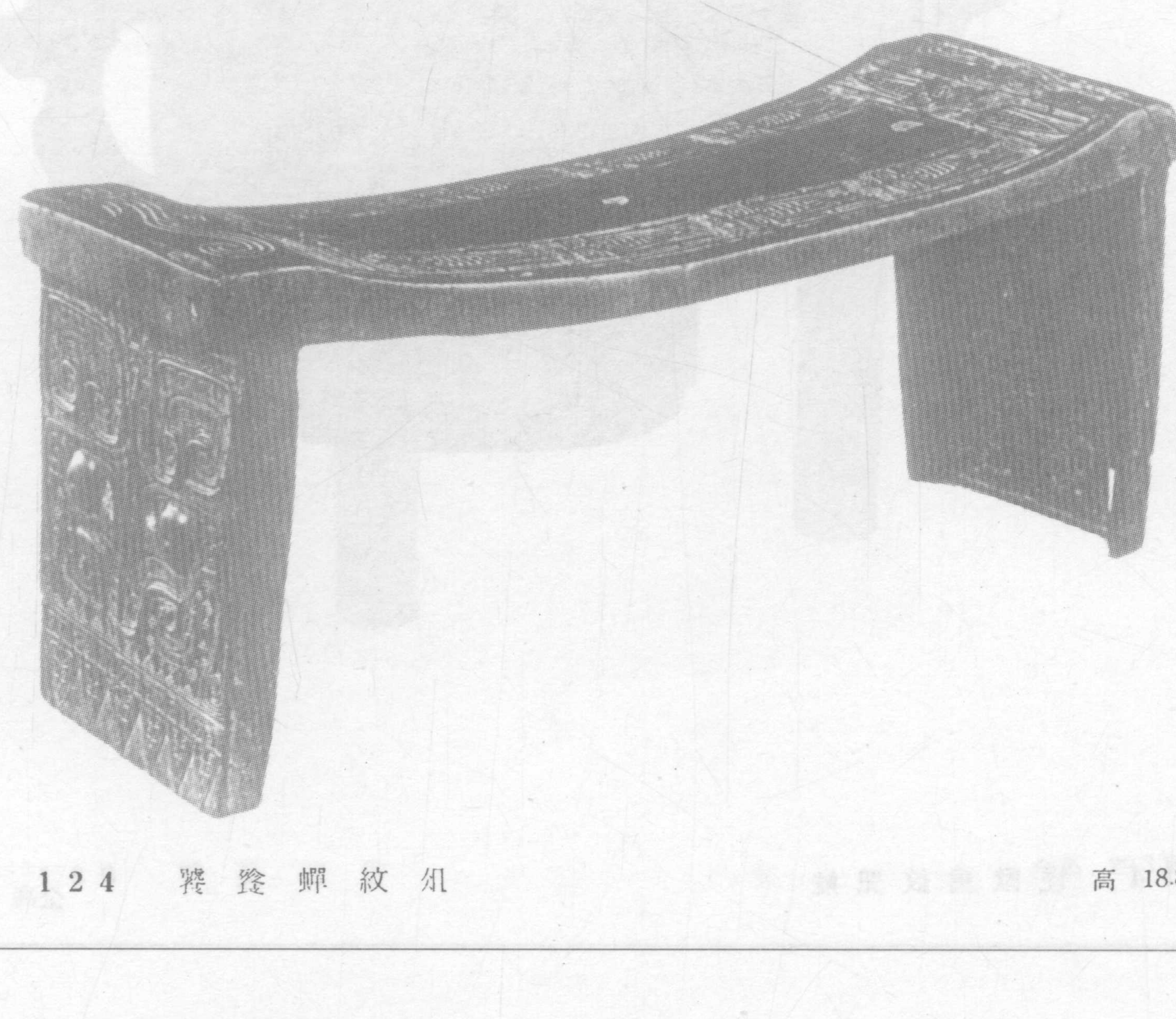

124　饕餮蟬紋俎　高 18.8糎

圖版第六二 Plate. LXII

121　蛙形虺龍紋盤　高 15.8糎

圖版第六四 Plate. LXIV

125 人形饕餮紋雙禽飾銅鼓 全高 81.5糎

圖版第六五 Plate. LXV

126 饕餮紋虎飾鐘 全高 44.0糎

圖版第六六 Plate. LXVI

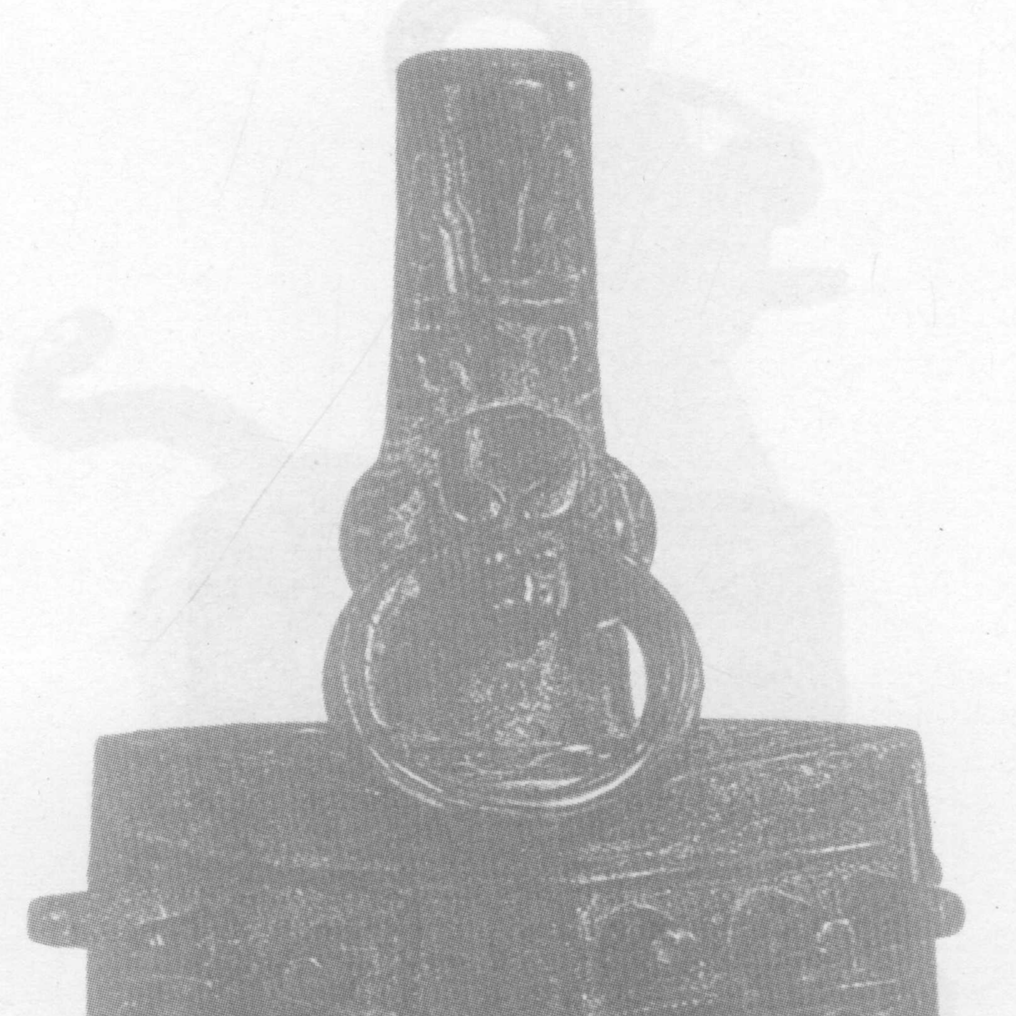

130 雲渦紋己侯鐘 高 25.8糎

圖版第六七 Plate. LXVII

133 渦雲紋楚公小鐘 全高 36.5糎

圖版第六八 Plate. LXVIII

139 虺龍紋虢叔編鐘　高 35.4糎

圖版第六九 Plate. LXIX

141 蟠螭紋屬氏編鐘第二鐘　高 30.0糎

圖版第七〇 Plate. LXX

144 金錯虺龍紋鐘　高 22.6糎

圖版第七一 Plate. LXXI

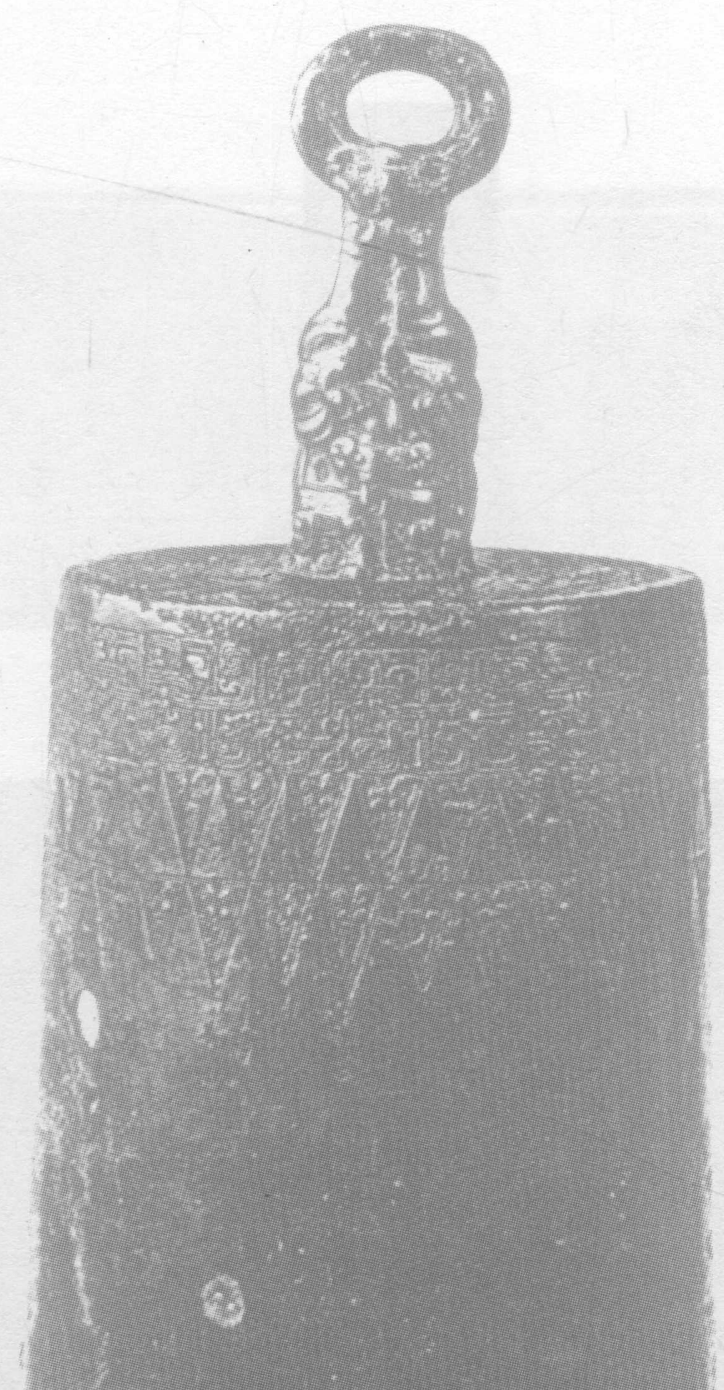

146 蟠螭紋鐸　高 31.0糎

圖版第七二 Plate. LXXII

152 蟠螭紋虎錞 高 40.4糎

圖版第七三 Plate. LXXIII

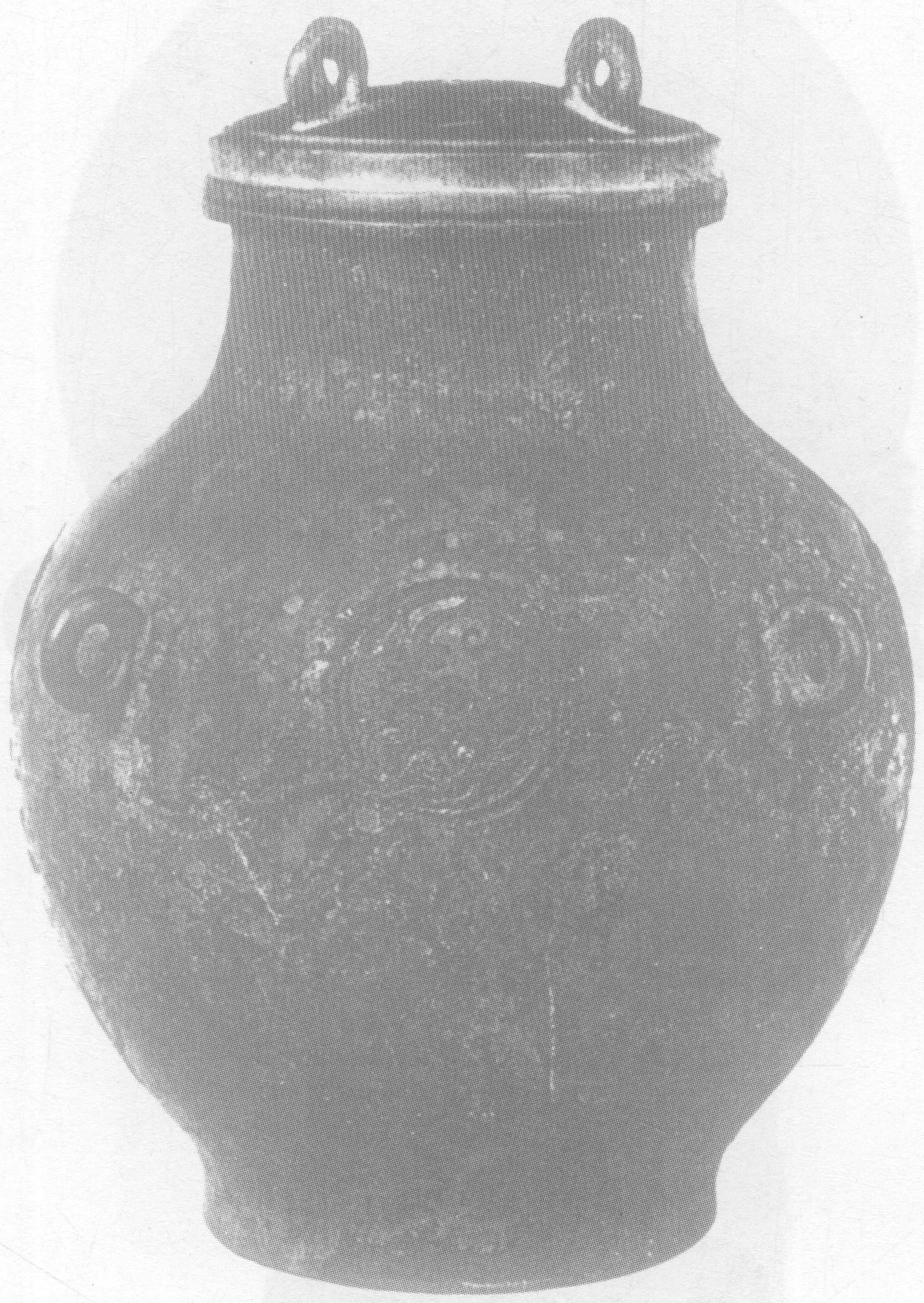

158 圓渦紋四耳環壺 全高 46.0糎

圖版第七四 Plate. LXXIV

159 飛禽怪獸容器(壺)飾金具

1 飛禽怪獸形器蓋飾 全高 24.0糎

2 飛禽形環座金具 高 11.0糎

圖版第七五 Plate. LXXV

161 鳥首連鎖梁瓠壺 全高 31.8糎

圖版第七六 Plate. LXXVI

163 環耳䲨紋豆　全高 27.9 糎

圖版第七七 Plate. LXXVII

164 圓渦紋圓體簋　全高 26.0 糎

圖版第七八 Plate. LXXVIII

167 三羊蓋麟鳳羽狀紋盦　全高 22.2 糎

圖版第七九 Plate. LXXIX

168 錯紋獸面座雙環壺　高 30.0 糎

圖版第八〇 Plate. LXXX

169 三羊蓋龍紋提梁壺(卣) 器高33.6糎

圖版第八一 Plate. LXXXI

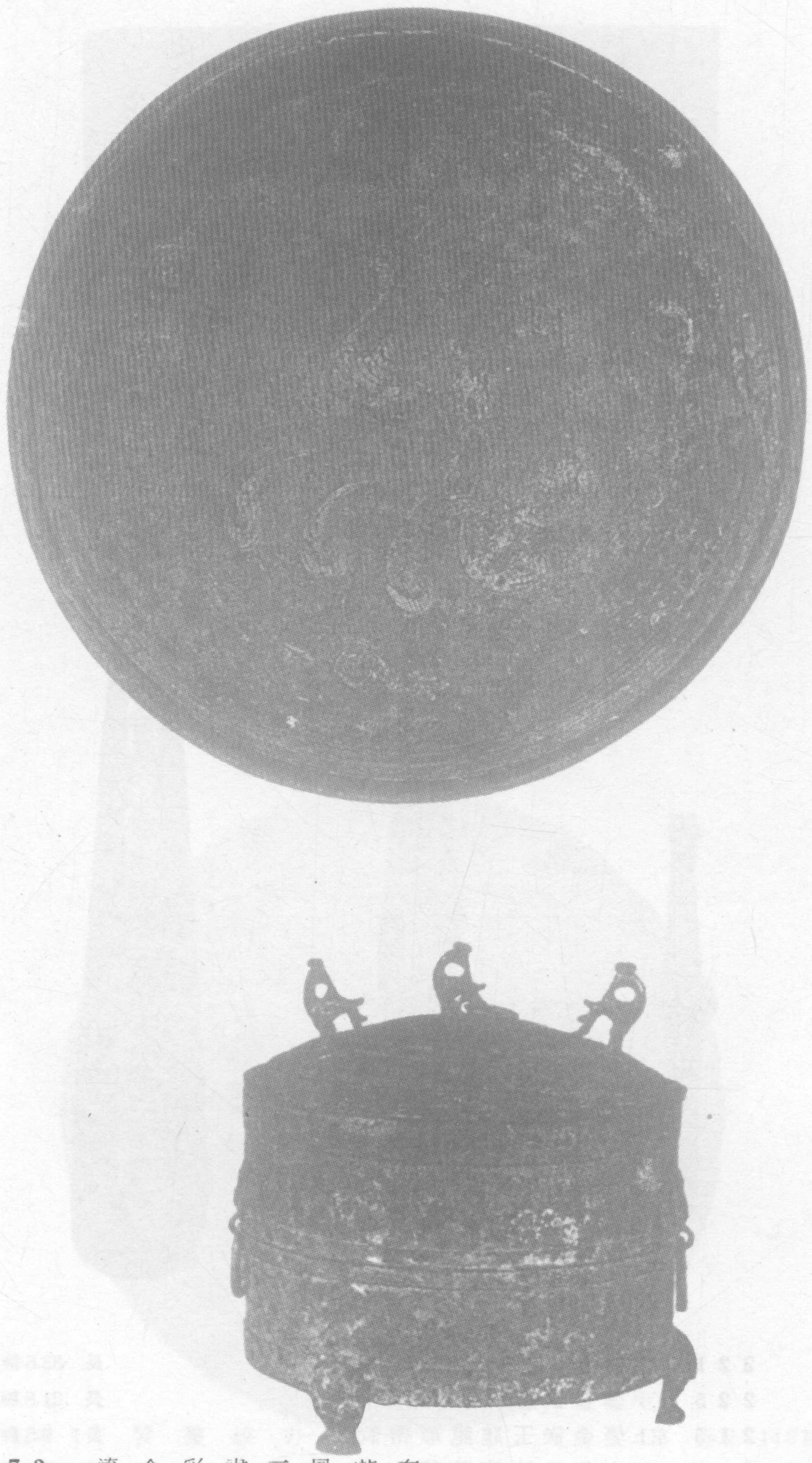

173 鎏金彩畫三鳳蓋奩 全高 19.6糎

圖版第八二 Plate. LXXXII

183 銀錯風物景水瓶 高 37.2糎

圖版第八三 Plate. LXXXIII

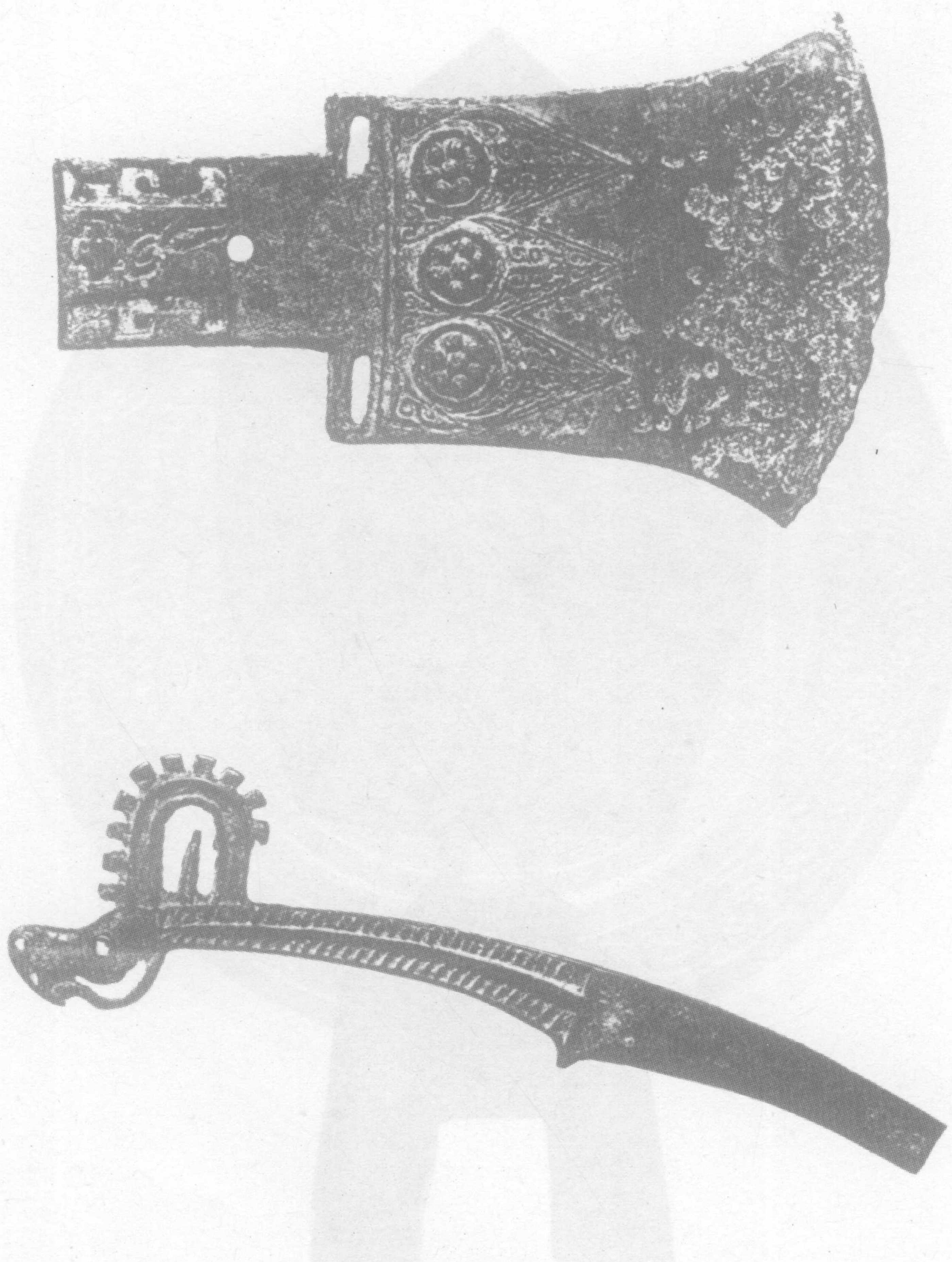

188 七曜三角獸紋舞戚 長 20.3糎
190 嵌玉彎刀 現長 23.2糎

圖版第八四 Plate. LXXXIV

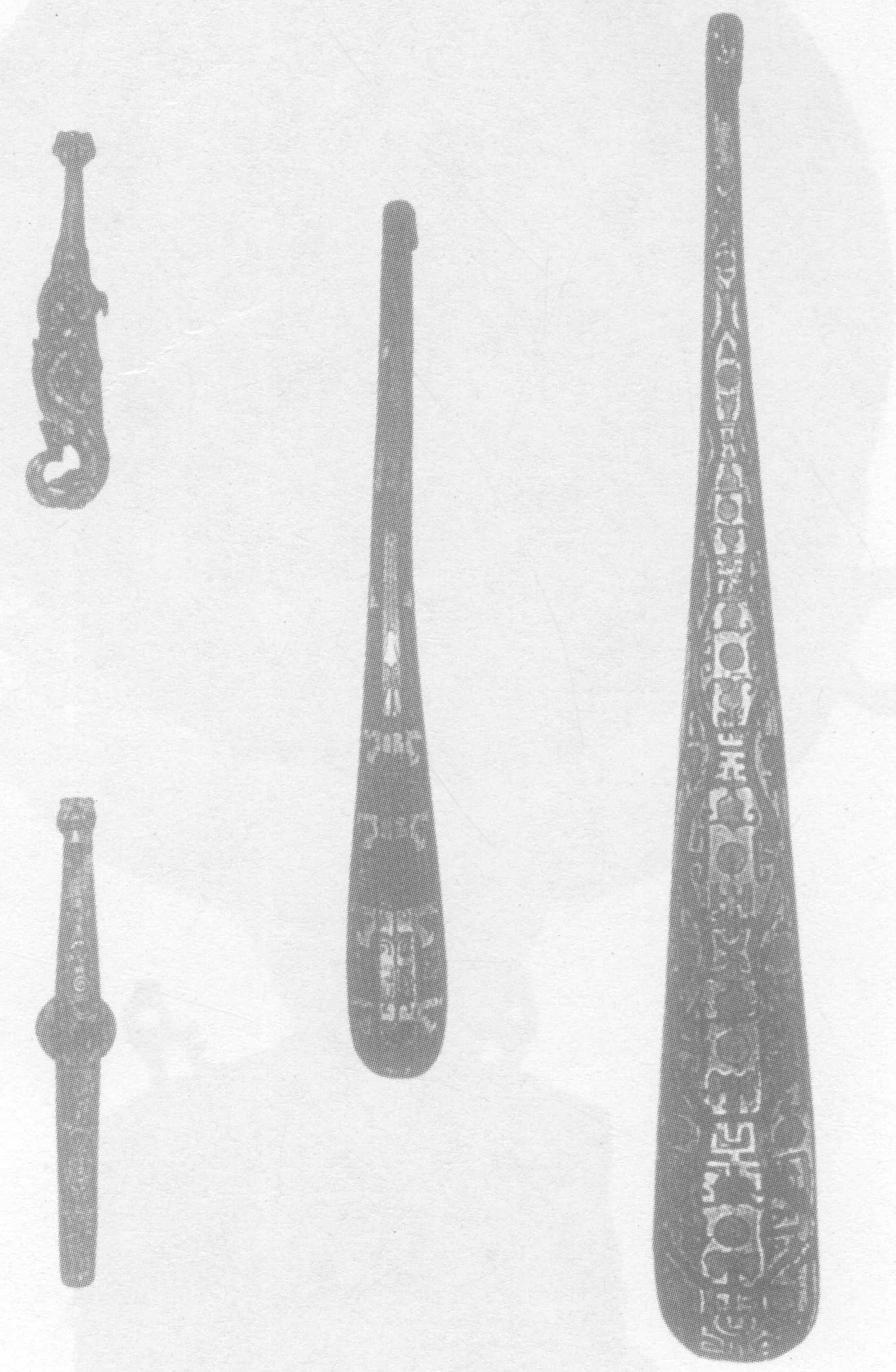

221 右鎏金嵌玉錯紋琴形帶鉤 長 33.6 糎
225 中鎏金嵌玉錯紋琴形帶鉤 長 21.8 糎
215 左上鎏金嵌玉虺龍形帶鉤 長 9.5 糎
228 左下金銀錯紋棒狀帶鉤 長 12.0 糎

圖版第八五 Plate. LXXXV

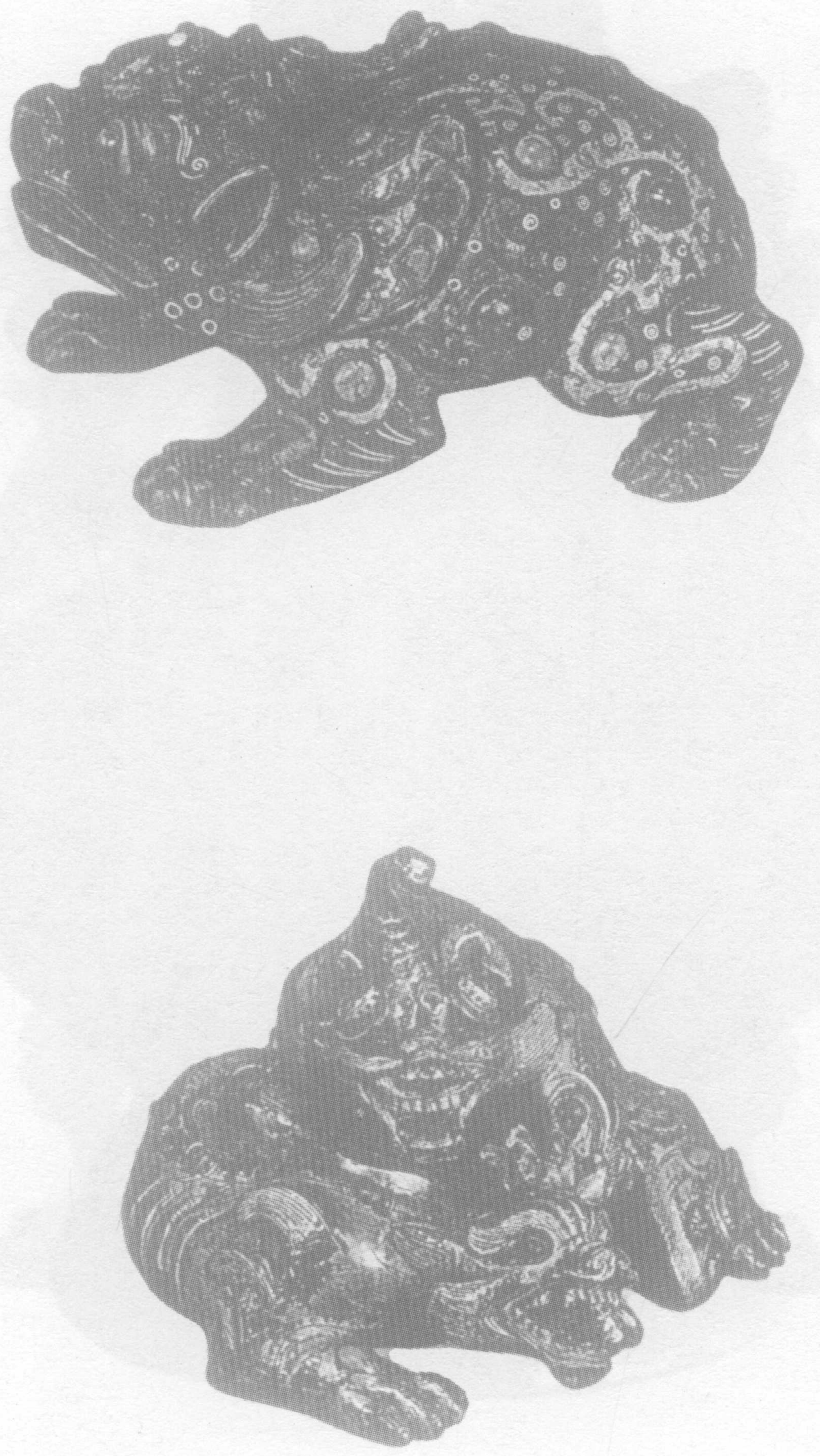

232 嵌玉金錯紋角端書鎭 高 5.0 糎
233 鎏金嵌玉雌雄角端書鎭 高 4.8 糎

圖版第八六 Plate. LXXXVI

241 鎏金彌勒菩薩立像 太和廿二年銘 全高 39.8 糎

圖版第八七 Plate. LXXXVII

248 鎏金如來立像 天寶三年銘 全高 36.0 糎

圖版第八八　Plate. LXXXVIII

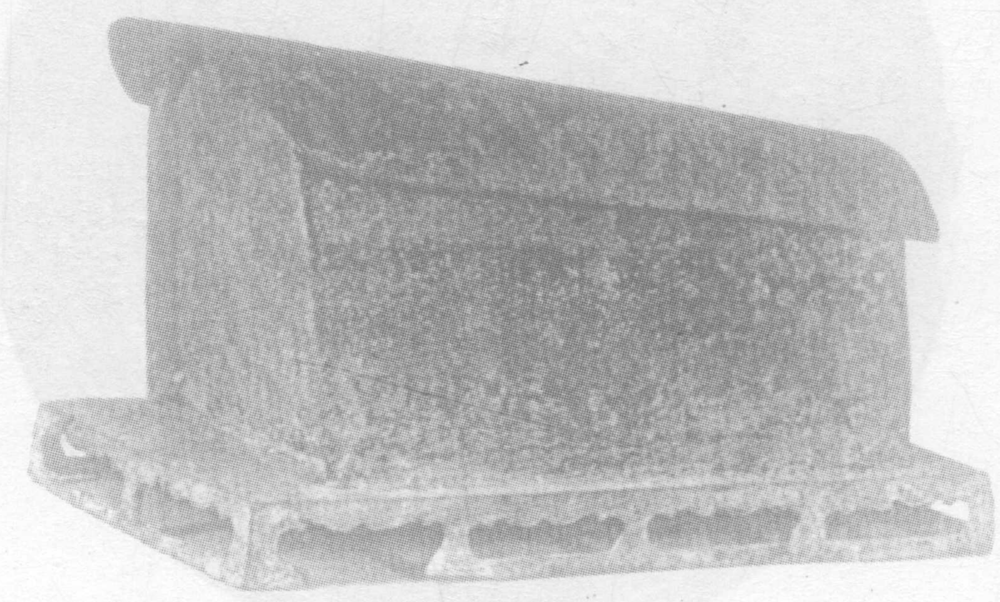

2 5 7　金銅棺形舎利容器
1 鎏金外容器　高 30.2 糎
2 鎏金內容器　高 12.1 糎

圖版第八九　Plate. LXXXIX

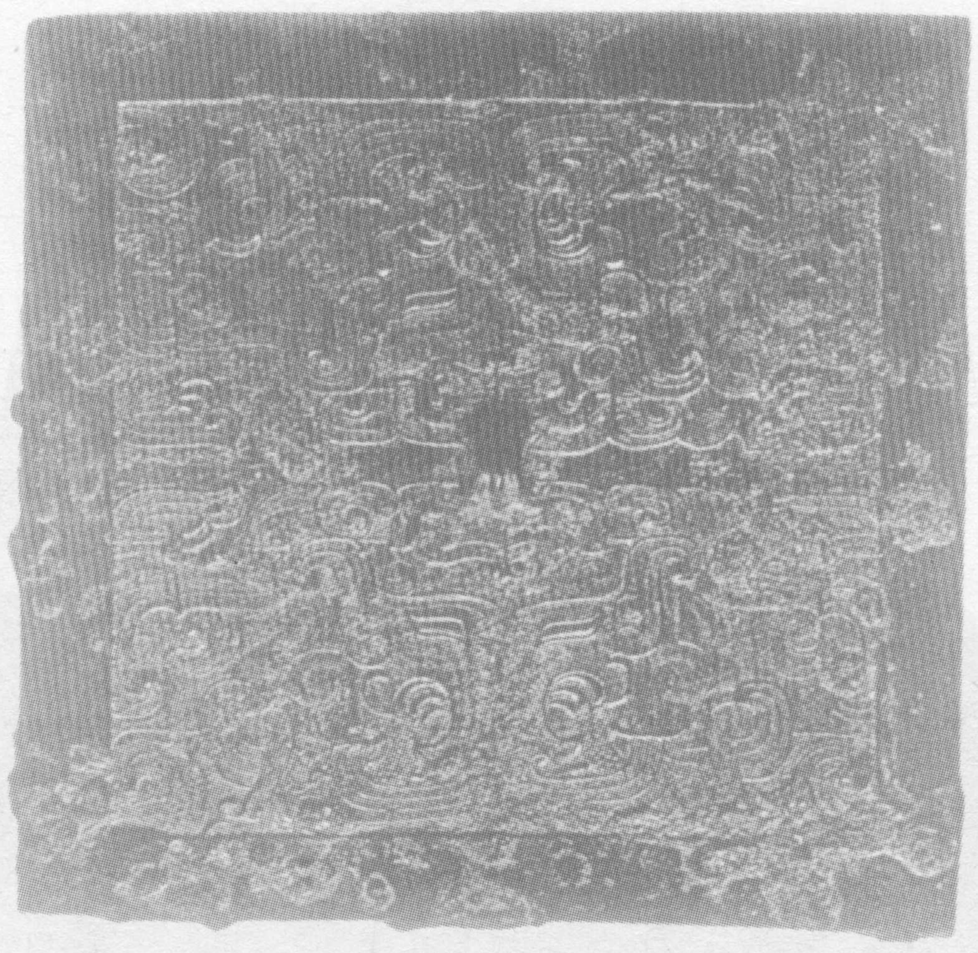

1　饕餮紋方鏡　邊長 14.8 糎
2 1　鎏金方格規矩八乳鏡　徑 14.1 糎

圖版第九〇　Plate. XC

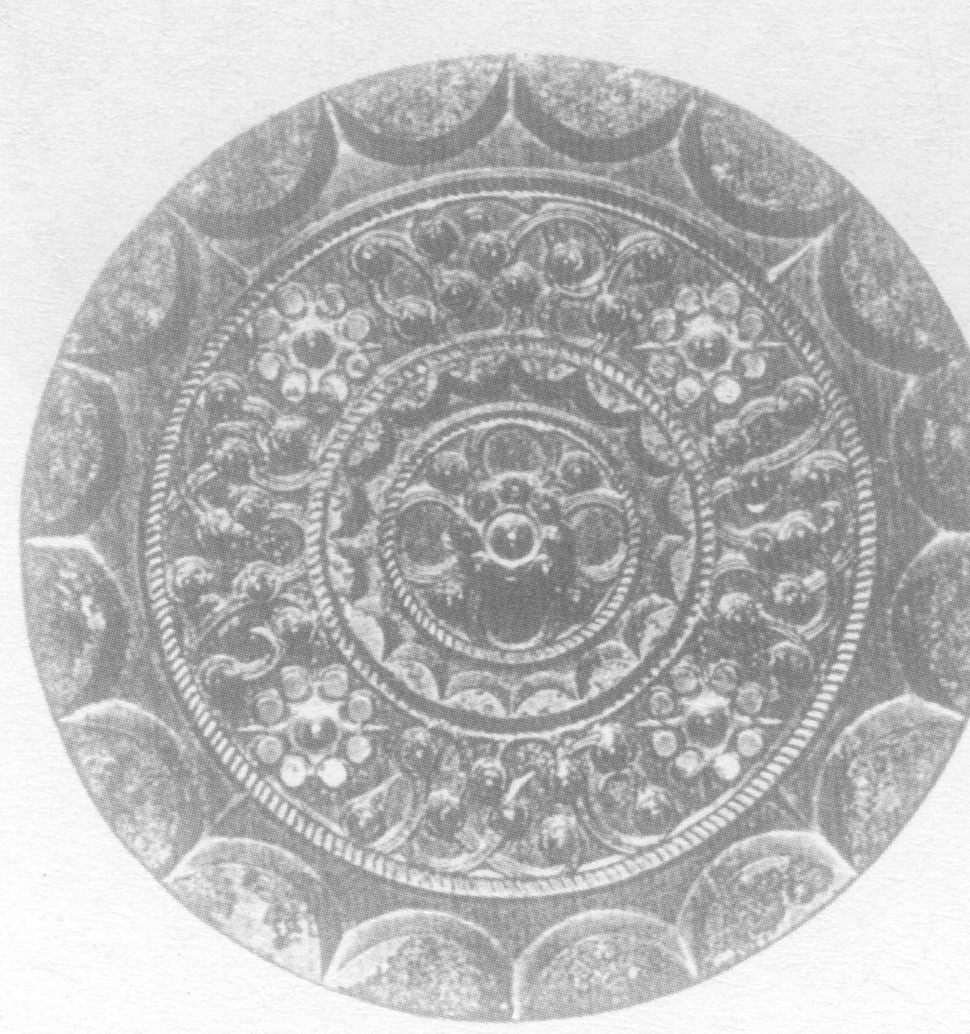

2　重圏蟠螭紋鏡　徑 14.0 糎
3　百乳星雲鏡　徑 15.4 糎

圖版第九一　Plate. XCI

2 3　尚方流雲紋方格規矩四神鏡　徑 18.7 糎

圖版第九二 Plate. XCII

32 禽獸魚帶獸首鏡 徑 17.3糎

圖版第九三 Plate. XCIII

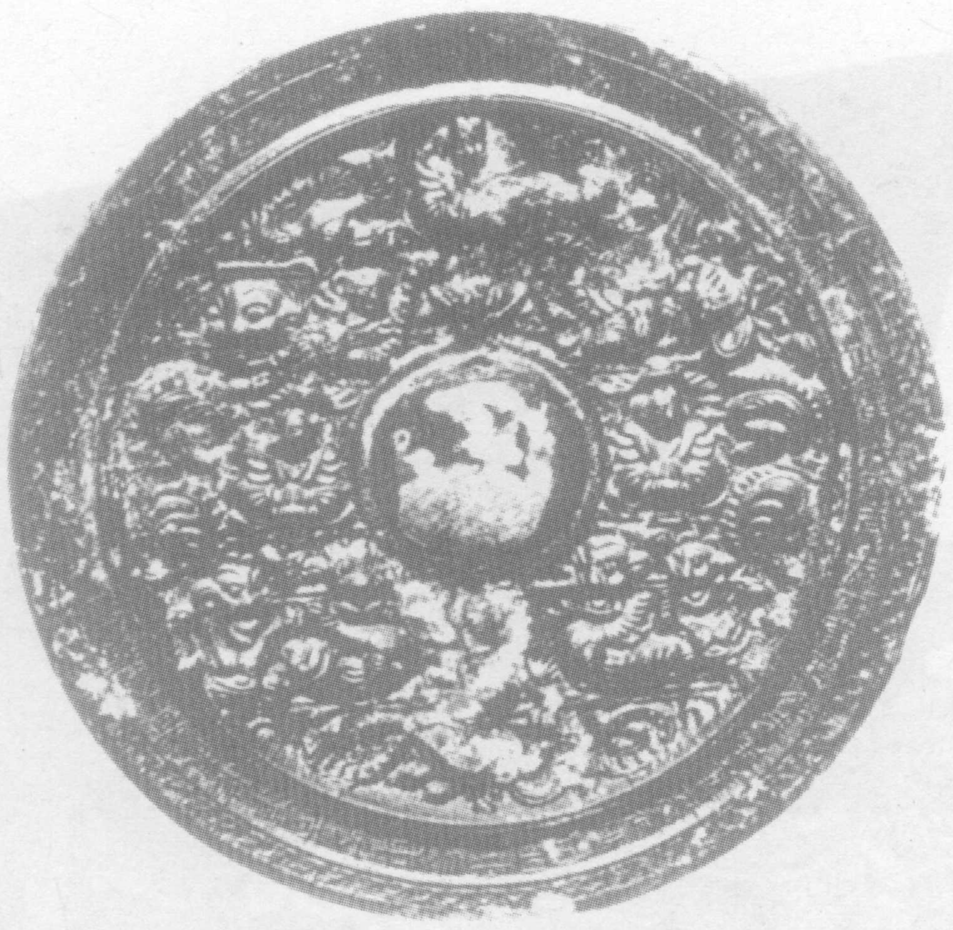

39 建安廿二年重列神獸鏡 徑 11.8糎
49 天紀元年半圓方形帶神獸鏡 徑 12.9糎

圖版第九四 Plate. XCIV

50 張氏作三角緣三神五獸鏡 徑 22.6糎

圖版第九五 Plate. XCV

57 畫文帶神獸鏡(山城久津川車塚出土) 徑 16.0糎

圖版第九六 Plate. XCVI

73 變形畫文帶神獸鏡（山城久津川車塚出土） 徑 17.7糎

圖版第九七 Plate. XCVII

61 變形四獸鏡（山城久津川車塚出土） 徑 13.8糎
82 六鈴變形六獸鏡 面徑 12.1糎

圖版第九八 Plate. XCVIII

83 仁壽狻猊鏡 徑 21.4糎

圖版第九九 Plate. XCIX

86 海獸葡萄鏡 徑 23.8糎

圖版第一〇一 Plate. CI

115　銀背鎏金雙鸞寶馬八花鏡　徑 24.4 糎

圖版第一〇〇 Plate. C

107　銀背鎏金舞鳳狻猊八稜鏡　徑 25.6 糎

圖版第一〇三 Plate. CIII

125　雲山花枝鏡　徑 31.2 糎

圖版第一〇二 Plate. CII

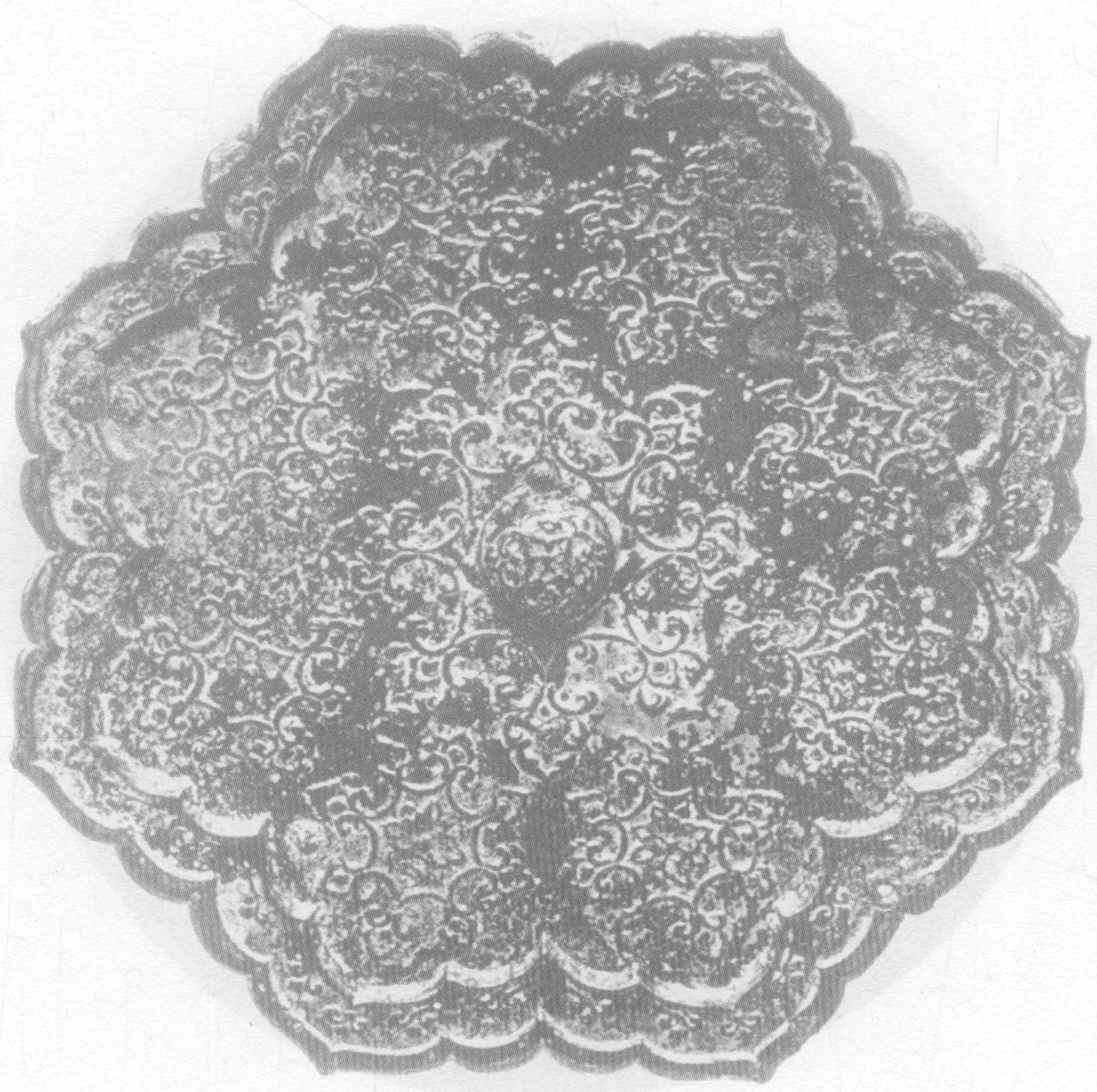

124　寶相華紋八稜鏡　徑 23.0 糎

圖版第一〇四 Plate. CIV

150　童兒嬉遊鏡　徑 25.3糎

圖版第一〇五 Plate. CV

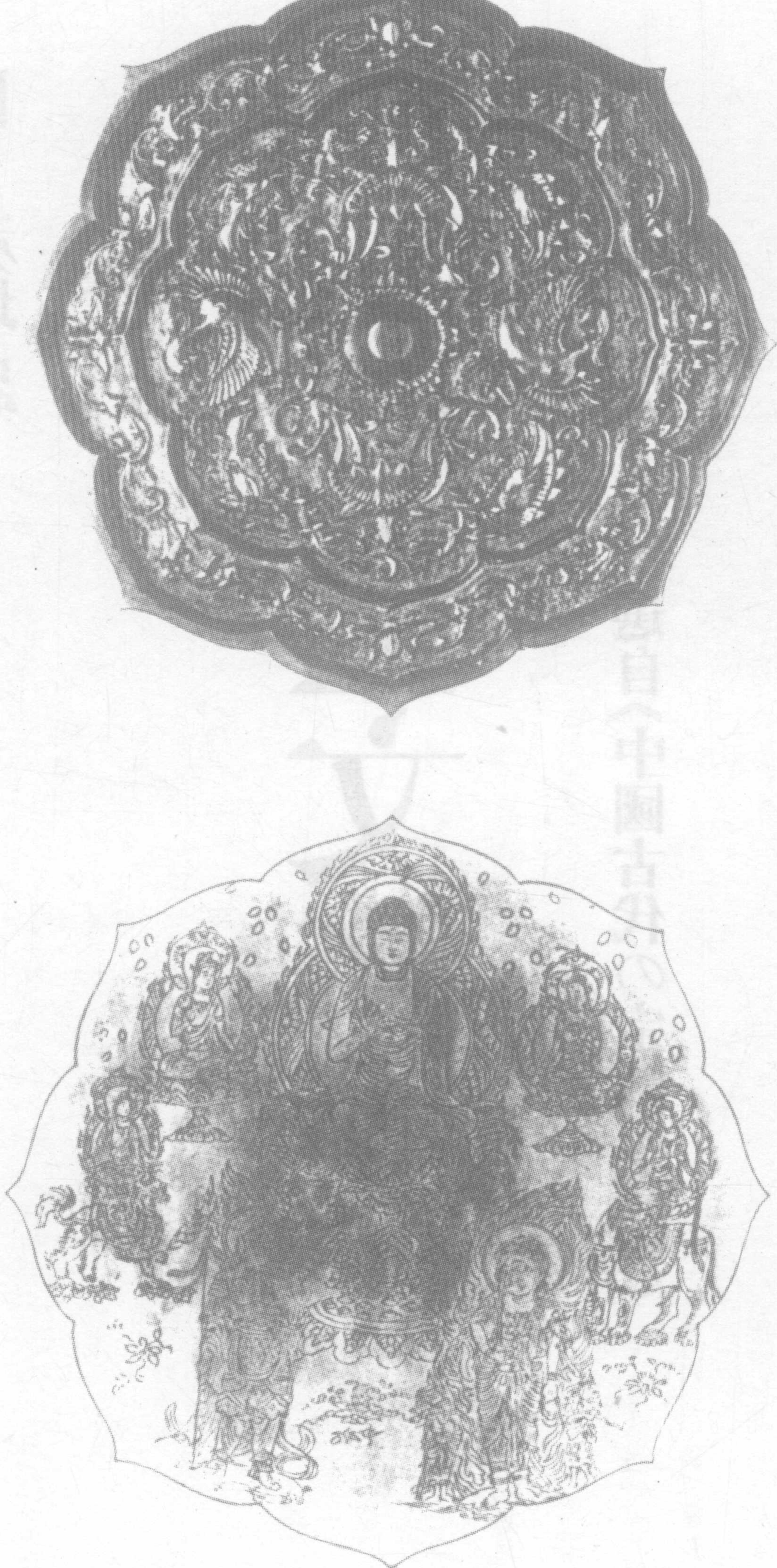

160　瑞花鴛鴦八稜鏡　徑 15.1糎

日・赤塚忠

殷金文考釋

選自《中國古代の宗教と文化》

據一九七七年角川書店本影印

殷金文考釋　目　次

殷金文考釋

記年金文

一　𠨘其卣第一銘　(1)

著　錄　凝盦一二　鄴三上三二　董作賓「殷曆譜後記」『史語所集刊』第一三本　丁山「𠨘其卣三銘文考釋」『上海中央日報』文物周刊三七・三八、一九四七年（未見）　錄遺二七四

釋　文　丙辰、王令（命）𠨘 𠀠（其）兄（祝）𩚵（𩛥）𠂇（于）夆田。㫃（施）㝉（儐）貝五朋。才（在）正月。遘于七（妣）丙𢒼（肜）日、大乙𡚬（嫵）。隹（維）王二祀、既（饋）𦙶（䏍）于上帝。（以上器銘）亞𦤂犬父丁。（以上蓋銘、亦在器）

丙辰、王、𠨘其ニ命ジ、夆田ニ祝𩛥セシム。施、貝五朋ヲ儐(オク)ル。正月ニ在リ。妣丙ノ肜日ニ遘(ア)フ。〔妣丙ハ〕大乙ノ嫵ナリ。〔ソノトシハ〕維レ王ノ二祀ニシテ、䏍(シュク)ヲ上帝ニ饋(スス)メタリ。（以上器銘）亞𦤂犬、父丁〔ノタメニ作ル〕。（以上蓋銘、亦在器）

解　說　「𠨘」　卯に釋する學者が多いが、戈は、金文では戈、甲骨文では十・十に作り、𠨘の偏と結構を異にする。(3)附・雔卯𠨘甗の𠨘は、これと同一字と考えられるが、これによれば、戈に從っていないこと明らかである。『說文』には𢦏の字があり、「擊踝也。从丮戈。讀若踝」とあるが、早急に、𠨘をこの字に比定するのは適當でない。

圖　2—1—1　𠨘其卣第一・外底銘

𠨘の偏は、弋、つまり木枝の象形に把持の一端の印を加えたものと思う。これは、『說文』に「弋、橜也。象折木衺銳者形。丿、象物挂之也」とある弋に外ならない。且つ、弋が木枝に丿を加えているのは、寸が ⺕（又）に一を加えて成っていると同様な指事の趣向（加藤常賢『漢字ノ起原』㈥五九頁參照）で、その木枝を把って揭擧するに主意があろう。今の字典類には、弋卩に從う𠨘の字を見ないが、『說文』には、𢦏の字があり、「𢦏、宰之也。从卩、必聲」とある。必と弋とを較べれば、杙と柲とは意味相近い。また必は、ほとんど弋の繁文と考えられる。

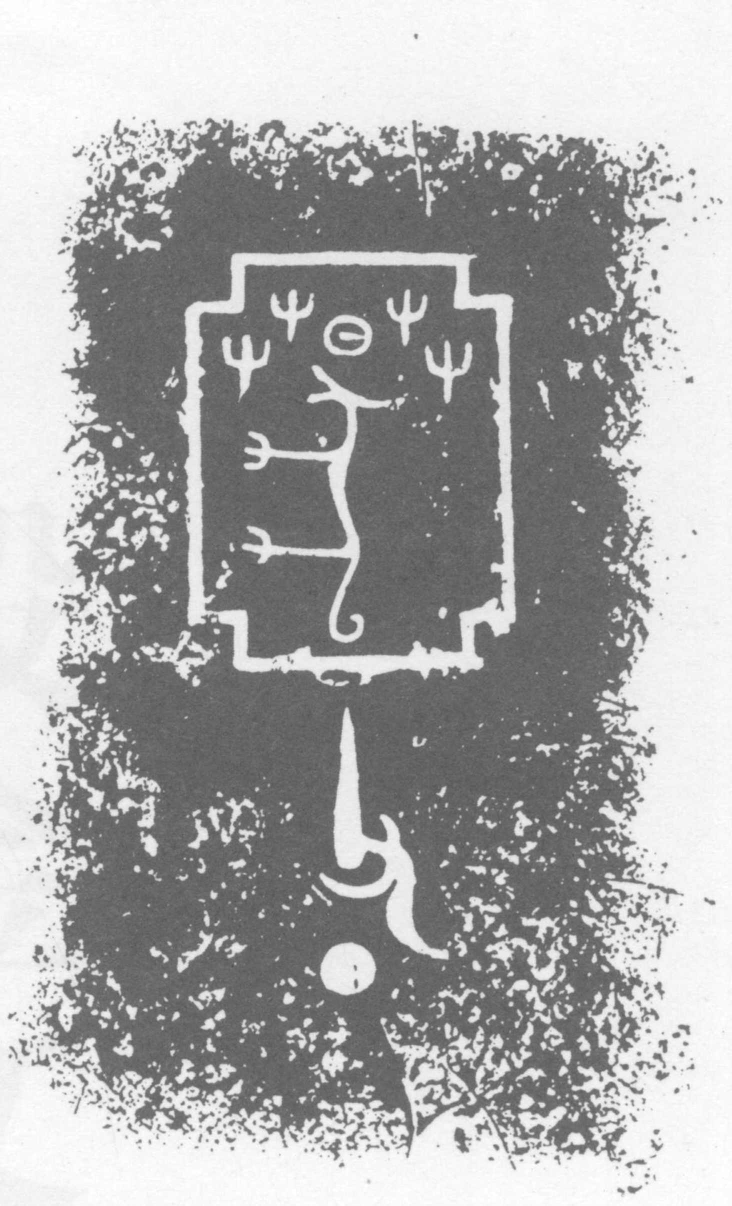

圖　2—1—2　卬其卣第一銘（器蓋未詳）

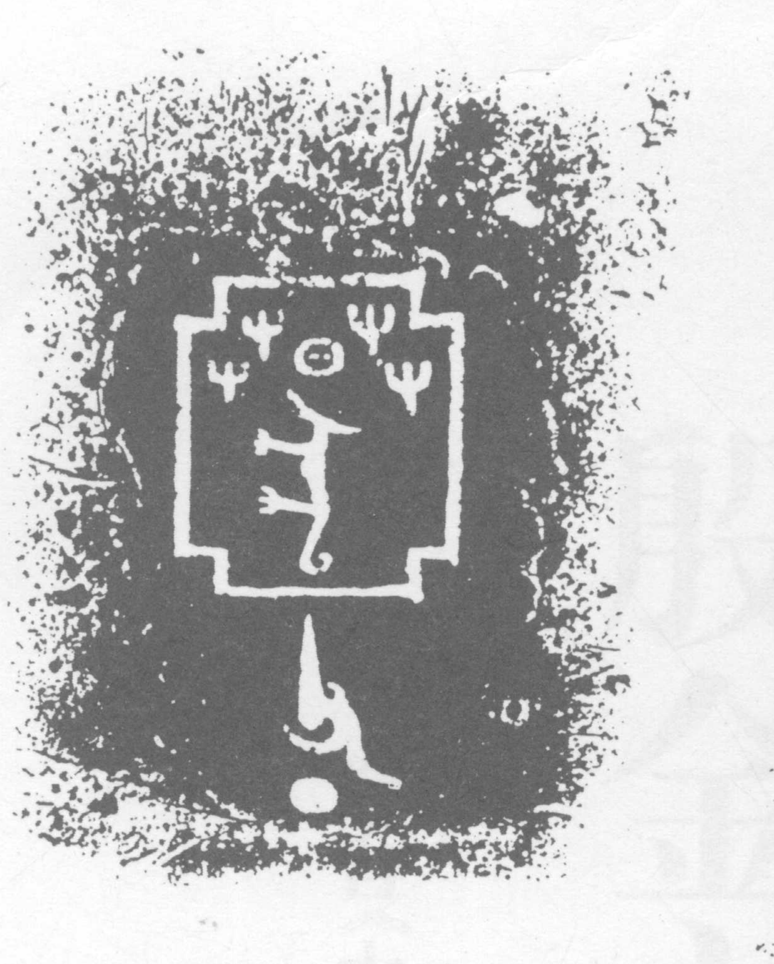

圖　2—1—3　卬其卣第一銘（器蓋未詳）

言うまでもなく、卬其は、この銘文では、人名である。だが、この名は何に由來するのであろうか。今、殷代の金文と考えられるものに、同様に人名であり、且つ卬と相近い構造を持つ字を擧げてみると、

(イ)　〓　𥁕史甗（續殷存下八一・一）　〓𣪘（寶蘊四九）

(ロ)　〓　徙作父辛角（三代一六・四六）〔六四六頁・圖二—九〕

(ハ)　〓　小史夫尊（三代一一・三二）〔六四二頁・圖二—六〕　林〓〓（貞松續上二六）　〓〓卣（續殷存上八一・一）

(ニ)　〓　〓鼎（續殷存上三四）〔六四一頁・圖二—五〕

(ホ)　〓　〓作父癸鼎（殷存上七）〔六四一頁・圖二—五—a〕（或いは〓の掘起こしが十分でないのかも知れない。）　丁〓卣（奇觚一八・二）

(ヘ)　〓　麋婦觚（三代一四・三一）〔六四四頁・圖二—七〕

(ト)　〓　〓冊鼎（三代二・一三・二）

(チ)　〓　鳳𣪘（貞松五・一三）

(リ)　〓　〓觚（三代一四・一三）　〓　父辛𣪘（續殷存上三九・二）

などがある。これらのうち、(ホ)〓・(リ)〓がやや別構である外は、何れも〓に從う字であると考えられ、ただ卬とは右旁が少しく變わっている。若し(ホ)・(リ)以外が同一文字であるなら、これら多數の器によって、〓なるものの殷代における位置を推測すべきであろう。ところで、甲骨文においては、〓と〓とは、例えば、

翌丁亥、叀上甲〓用。（前七・三一・一）

〓……〓用。（燕六四三）

のように、相通用することがあったろう。〓は跪踞して手をさしのべた形であり、〓は跪踞して愼しむ形であるからである。してみると、この銘文においては、〓は〓とは別構になっているが、本來は同一文字ではなかったろうか。明證的ではないが、前記諸字の人名は卬に先行し、卬卣の卬は、それが殊更に辨別する必要があってか、または無作爲的に變ったのではなかろうか。少なくも、この銘文の卬其という人物は、文末にある〓を行ったと考えられ、それを職としていたのではなかろうか。

甲骨文中から〓と字形の近い字を求め、その用例を掲げると、次の通りである。

① 丁酉卜𡧊貞、杞侯〓（人名）弗其骨凡㞢〓。（後下三七・五）

② 庚申卜宁貞、王賓〓禫亡尤。庚申卜何貞、翌辛酉、其又妣辛。……（甲二八八〇）

③ 甲寅〔卜尹〕貞、王賓〓禫、亡禍。在九月。貞、亡尤。甲寅卜尹貞、王賓夕禫、亡禍、在九月。（平凡・一・一〇・六＝人一五六二）

④ 戊寅卜卽貞、王賓〓禫、亡禍。五月。（粹五一〇）

⑤ 甲子卜彭貞、王〓〓其寞于□。（甲二六九八）

⑥ 癸未卜、潟歲〓。（粹四八九）

丙子卜、〓潟歲。（粹四九〇）

⑦ 庚申卜何貞、叀〓祓禫于妣辛。（通別二Ⅳ四）

⑧ 弜……其每。王其□、丁盟戊、其〓、亡𢦏、弗每。弜〓、其每。（南明六八二）

⑨ 庚申卜大貞、來丁亥、〓寤（寢）出〓歲羌卅卯十牛。十月。（前六・一六・一）

⑩ 己酉卜、女（母）己歲〓。　庚戌卜、其又歲于二祖辛、叀牡。叀牛。（甲六三六）

⑪ ……王其田〓不遘〔雨〕。（京四五四七）

⑫ 叀戊、犬□戒从、湄日亡𢦏。　王其田〓、亡𢦏。（京四三一〇）

⑬ ……其省田〓。（京四五七一）

⑭ 叀壬、〓征田。其田亡𢦏。（寧一・三七一）

丙午卜、戊、王其田〓、亡𢦏。（寧一・三六九）

⑮ 翌日辛、王其射斿。王其田斿〓、亡〓。（甲一九九一）

⑯ 貞、其卽今〓、亡尤。（甲二六九五）

⑰ 王其〓、〔亡〕𢦏。其莫（暮）、亡𢦏。（寧一・三七〇）

⑱ 翌日辛、王其省田〓入、不雨。夕入、不雨。〔莫〕入省田、湄日不雨。（佚二四七）

⑲ 翌日壬、王其省𤰈〓、不〔遘〕大雨。□〓（暮）、又遘大雨。（佚九〇一）

⑳ 暮……不……。王其〓入、不遘雨。王夕入于止、不雨。（粹六九七）

㉑ 其〓十一〓九。大食、其亦用九牛。（粹一〇〇〇）

㉒ 〓受年。（前六・一六・三）

㉓ ……卜勺、……〓……酒……（前六・一五・五）

㉔ ……〓、〓……（前六・一四・八）

㉕ 貞、勿〓〓。（前六・一六・二）

右によれば、例證の不十分な〓・〓・〓・〓を除くと、〓・〓・〓などが同一字の少變であることは極めて明瞭である。これに準ずれば、殷金文の場合にやや別構とした(リ)〓も、〓と同一文字と見るべきであり、しかも、金文の〓などとこれらの甲骨文字とは同一文字とすべきであろう。

さて、〓・〓・〓の解釋については數説ある。その一は、〓・〓などを〓と關連させて、火（〓・〓）を持する形と見、苣（『説文』に「束葦燒也」とある）と解する（羅振玉『增訂殷虛書契考釋』卷中第五〇葉）。この説は、甲骨後期の文字に、〓と似た次の文字、

丙子卜、〓〓雨。（寧一・一一〇）

丁巳卜、〓□。（甲二三六二）

があることによって強められるかのようである。しかし、〓・〓などと〓・〓との通用の例はなく、また、例えば、〓（〓）の字は後期には〓・〓などに作るが、〓には、とくに火袾を強調する符號を見ることもない。殊に、甲骨文の〓と金文の〓とが同一文字であることは疑う餘地がなく、甲骨文は肥瘦の

差の少ない線分によって刻字しているのに對して、金文は一層象形的であって、造字の構成を一層明確にする場合が少なくないにもかかわらず、後者が火氣を要素としている痕跡は全くない。

その二は、石鼓文に藝（『說文』に「〓、種也。从𠃨坴。𠃨持種之。詩曰、我埶黍稷」とある）の字を〓に作っている。それと字形が近いとして、藝に解するものである（商承祚『殷虚文字類篇』第一卷第九葉）。この字は、西周金文では、「〓小大楚賦」（毛公鼎）、「擾遠能〓」（大克鼎）と作っている。つまり、これは〓に意符土を增加したものとするのである。また、毛公鼎や大克鼎では、その旁が訛變しているとする。だが、藝の字の意味では直接的には甲骨卜辭の意味には通じないし、これらの西周金文でも藝（植える）の意味では用いていない。

その三は、依然字形を「人執火炬之形」と見ながら、卜辭では熱・爇（燒）の意で使用される以外、別に上燈の時刻を指していると解する說である（唐蘭『天壤閣甲骨文存』考釋第四五—六葉）。前記の卜辭例について見るに、⑯今〓といい、また⑰—⑳〓と暮と相對し、殊に㉑〓が〓と同一字であるならば、大食は朝食時を示す語（陳夢家『殷虛卜辭綜述』二三二頁參照）であるから、〓もまた時刻を示すのであろうという推定も出ることになる。特に⑱・⑳においては、〓は、暮と夕との中間に當っている。そこで、〓は炬火を執る形である限り、これを上燈時刻であるとする巧合の解釋が生れたのである。しかし、暮・夕も、

□卯卜、祖丁〓（暮）歲二牢。（粹二六四）

其又父己、叀〓酒、王受有祐。（粹三一七）

其〓于止、廼不遘雨。（續四・二一・四）

□□卜貞、辛酉、勿〓。（甲三三三五）

六二一～六二二

の如く動詞としての使用例がある。或いは、それはその時刻の特定の祭儀を意味したかも知れないが、それが〓と同一用例であるとはいえず、むしろ⑱・⑳の兩例において、〓入は、暮入・夕入とその文法が同一ではないことにこそ注意を要する。〓がある祭儀を意味することは、文例⑧に顯著である。盟は、

貞、翌辛未、其出于盟室三大宰。九月。（鐵一七六・四）

戊寅卜、盟牛于妣庚。（庫一九八八）

などとあるように、祭事・祭儀を意味する文字である。したがって、⑧は、丁日に盟祭し、その翌日の戊日に〓するのであって、それは盟祭と連關する祭儀であろう。また、「田〓」といえば、その表現は「其田盂」（後下一三・九）・「其田于〓」（後下一五・一）などに似ているが、前者の場合は、⑮「田斿〓」⑲「省𤰈〓」などと、すでに田字の下に斿・𤰈などの地名をあげているので、〓が地名でないことは明らかである。その田獵に連關する祭儀でもあったとしなければならないであろう。⑭では、壬日に〓儀を行ってから田獵に赴いたのである。

文例②の卜骨の反面には、

36己亥卜宁貞、王賓戠、亡尤。45戊申卜宁貞、王賓大戊戠、亡尤。48辛亥卜宁貞、王賓〓禫、亡尤。1甲〔子卜宁〕貞、王賓上甲劦、亡尤。（甲二八八一）

と、逐次進行する祭儀が刻されており、〓がその一環であることを示している。してみれば、文例③の〓禫と夕禫とが對貞であるなどとは考えられないことである。ただ、打ち續く祭儀の或る部分を同日に卜したに過ぎない。それ故、

癸卯卜卽貞、王賓夕禫、亡囚。貞、亡尤。甲辰卜卽貞、王賓〓禫、亡囚。貞、亡〔尤〕。（南明三六七）

のような異日卜例もある。そして〓儀を卜するのは、⑩のように祭日に卜する例もあるが、②・⑦、その外

甲戌卜尹貞、王賓〓禫、亡囚。貞、亡尤。甲戌卜尹貞、王賓大乙彡夕、亡囚。貞、亡尤。在十月。（南明三三九）

などのように、前日卜が多いことも注意すべきであろう。祭日に方って、最初に行われるか、その準備として行われるかであるからであろう。例⑱・⑳は、〓の字義を明示しているとはいえず、入るとは、獲物を祭所に入れる意か、還歸して駐留の邑に入る意か、または、獵所に入る意か、その關係を推知せしめる文が乏しいが、獲物をいわず、湄（彌）日をいうによれば、獵所に入る意であろう。當時の狩獵が夜をかけたものか否かも確かではないが、〓は、獵に方っての祭儀でもあった。したがって、⑱・⑳においては、先ず〓を行うについて、その日の雨の有無を問い、續いて、その入所の時刻の吉凶を問うたものと解する。

ところで、〓は如何なる祭儀であるか。それには、先ず、用例について再檢討しなければならない。

〓禫＝②・③・④　〓潭＝⑤　〓潭歲＝⑥　潭歲〓＝⑥　〓歲＝⑨

の如く、禫儀とともにする場合が最も多く、これに次いでは、歲儀と連用している。禫の原字は、〓（前四・二三・三）・〓（甲二六九五）・〓（續一・一九・一）などに作り、酒樽を捧げ、または、その酒を釃（そそ）ぐさまであって、後世の儀禮をもってすれば、祼禮に當る。潭・滆の字も同様と考えられ、〓（甲二六九八）・〓（續二・五・一〇）の如く、樽に代えて、鬲形としているのである。その旁の鬲が音を表すならば、瀝の原字に外ならないであろう。このような酒を祭ることと〓が相伴うのであるならば、殊にこれは禫に先立つことが多いところから推せば、酒を祭るに先立って何らか草木を扱って行う祭儀ではないかと考えられる。

『周禮』の天官甸師の職の文に「祭祀共蕭茅」とあり、鄭大夫の注に「蕭字或爲莤。莤讀爲縮。束茅立之、

六二三～六二四

祭前、沃酒其上、酒滲下去、若神飲之。故謂之縮。縮浚也」とある。『說文』にも、「莤、禮祭。束茅加於祼圭、而灌鬯酒。是爲莤。象神歆之也」とある。これらによれば、祭神の儀禮の開始に方って行う莤祭という儀禮が傳承されていた。

もっとも、これに對しては、鄭玄は、「玄謂、詩所云取蕭祭脂（大雅生民）、郊特牲云、蕭合黍稷、臭陽達於牆屋。故既薦然後焫蕭合馨香。合馨香者、是蕭之謂也。茅以共祭之苴。亦以縮酒。苴以藉祭、縮酒泲酒也。醴齊縮酌」（『周禮』天官甸師職「祭祀共蕭茅」注）と異議を唱えている。

思うに、鄭大夫が蕭を縮禮と解するのは適當ではないが、莤禮の意義は得ている。鄭玄は蕭を馨香の焫蕭と見るとともに、茅は泲酒の茅とするのである。縮酒については、『禮記』郊特牲篇の「縮酌用茅、明酌也」に注して、「謂泲醴齊以明酌也。周禮曰、醴齊縮酌、五齊醴尤濁。和之以明酌、泲之以茅、縮去滓也」という。

この鄭玄の解釋は、餘りにも實用に偏している。『儀禮』の士虞禮によれば、祭禮の開始に當って、刌茅長さ五寸のものを束ねた苴を神位の几の東の席上に設ける。これに佐食が黍稷を祭り、祝が酒を祭ると、始めて尸を迎え入れて虞禮となるのであって、茅苴は、灌禮、降神儀のためのものである。少牢・特牲の諸禮には、この茅苴がないが、それは、葦席がこれに代って象徵となっているからである。蕭茅を供するのは、藉田を司る甸師の職であるが、『周禮』地官鄉師の職にも、「大祭祀、羞牛牲、共茅蒩」とある。蒩は苴であり、楚であって、蕭茅というも、茅蒩というも、ほぼ同類である。茅蒩の用も多端で、或いは茅蕝（『國語』晉語）、或いは苴杖、或いは莤酒などに用いられるが、要は、それらの草が神靈を象徵し、また神靈を動かす呪力あるものと信ぜられていたことによる。

『周禮』男巫の職に、「男巫掌望祀望衍、授號。旁招以茅」とある。茅は、山川の祭祀にも用いられたのであ

る。その茅苴には、葦・茅・蕭類の草が主として用いられたが、それに限らず木枝も用いられたことは、『詩經』小雅白華篇に、「白華菅兮、白茅束兮」と男性の持つ呪物として菅茅があげられているに對して「樵彼桑薪、卬烘于煁」とあって、女性の持つ呪物として薪があげられていることによって推知される。このように、『周禮』・『儀禮』・『詩經』に記載されている茅苴の呪物觀は、一層古い時代からの傳承であろう。

この傳承から逆推すれば、草木を扱うさまに象る□は、それによって神靈を招くのでなければ、ほぼ莤酒の儀に當るであろう。『詩經』小雅伐木に、「伐木于阪、釃酒有衍」とある。この所謂「興」は、祭禮に方り、祭宮を新造した象徴として、木枝を取り出し、且つそれに酒を釃いで降神することをいうものと解さなければならない。それならば、これは□禮が周代に傳承されていた證といってよいであろう。

それが草木を扱う降神儀であるが故に、卜辭においては、禪禮と相伴い、しかも、それに先立つものであり、禪を省略しては犧牲を供する歲儀と對照されるのである。湯歲□の如く□を歲のあとに記するのは、單に祭儀を列擧したに過ぎないであろう。また、□が田遊の卜辭に見えるのは、獵の開始に方り、禪祭と相似て、その山澤の神靈を招いて獵の無事を祈ることであったと思う。

ところで、□は、其の字を何と讀むべきか。假りに傳承儀禮の縮（所六切、屋韻）の音によって推せば、縮禮は、また釃（色倚切、紙韻）・沵（事矣切、紙韻）・莤（所六切）とも稱され、何れも古韻相近く、且つ同聲の語であって、何れも同一語から起こったろうと考えられる。その意味では、縮の音で讀んでもよいであろう。假りに莤と比定しておく。

ただし、卩の場合は、その扱うものは、『說文』に「柶、禮有柶。柶匕也」とある柶の類であろう。茅苴とその用途が相似ている。西周前期の金文縣妃簋銘（河出一・二二六）に「錫女婦爵・□之弋・琱玉璜匙」とある。

六二五〜六二六

□の字は、殷金文の□・□であり、また甲骨文の□・□と相近い。縣妃簋銘によれば、□は婦爵・匙とともに重要な禮の道具であって、その爵の下、匙の上に記載されているによれば、その用途は酒・水を斟灌するにあり、且つ柄のあるものであって、ほとんど枓であろう。柶はまた柲と同類であり、その音も相近い。莤禮には、本來自然の草木が用いられるが、のちには、それが特定の呪物、または柶のような器物となる。周代に多く用いられている瓚圭もそうした呪物に象り作ったものである。

以上には、卩其の性格を明らかにすべく、卩と構造を同じくする文字の意味と卩との關係を考えてきた。その歸結は、草木の呪力によって降神する儀禮があり、それを繼承しているのが、卩である。つまり卩は降神儀を司る神職者であったろうということである。

實は、今まで觸れなかったが、卩の字は後期甲骨文に見えている。注目すべきことには、

翌日庚、其□乃霽、□至。來庚、有大雨。（粹八四五。なお、佚八五七參照）

辛卯卜、□□酒、其侑于四方。（南明六八一）

とあるように、卩は神職者の□と連事で、雨の神靈を招致し、また四方の神靈を降神し供饌する儀禮に當っているのである。西周中期初頭の金文叚簋銘（河出一・二二四）に、「丁卯、王□（在）畢、烝。戊辰、曾。王蔑叚曆。念畢中孫子、令龔□遣（遺）大則于叚」とある。郭沫若氏の解釋によれば、曾は、『周禮』男巫の職に「冬堂贈無方無算」という追儺の祭である。龔□というものは、その時に王に隨從してその祭儀に當ったものであろう。そして、龔は古地名なので、恐らくはそれを姓としているであろう。それならば□は、官名であるか、またはその官職に因む名であろうと思われる。卽ち卩卣の卩なる名は、實に茅を以て降神または、祓除する儀禮から起こった名であり、その官職は西周に至るまで傳襲されていたと見なければならない。『說文』に

□を「宰之」と解していたのも理由のないことではないであろう。

□□□の字は、甲骨文の□（祝）の繁體の字□（前四・一八・八）を省略した形で、甲骨文中でも祝の意に用いられる。□の字は、董作賓氏はこれを釐と不明の字との二字に解しているが、𤼷の一字と解すべきである。𤼷の字は、甲骨文では、□（前二・二八・三）・□（後上五・一二）・□（後下六・七）などに作り、周金文では□（師𤼷簋）・□（師寰簋）・□（录伯□簋）・□（善夫克鼎）・□（秦公簋）などに作っている。

𤼷字の造字法について、董作賓氏は、「麥下加又者、乃以一手捉根、一手持條擊之、使麥粒下落、爲象更肖」（「釋𤼷」『安陽發掘報告』第四冊、七〇一頁）と說き、加藤常賢博士は、「禾（小麥）ニ從ヒ、又人ノ反文ニ從ヒ、攴ニ從ッテ居ル。余ハ□ハ來身、卽チ麥實ノ意デアルコト、年卽チ□ガ禾身、稔ノ意デアルト同樣デアル。麥實ヲ攴デ、卽チ小朴ヲ手ニ持ッテ叩イテ居ル形デアル。」（『漢字ノ起原』㈨）と說いておられる。□は𤼷の繁文で、來麥が原野上に繁茂する形に象って、收穫の多い意を表すものと思う。𤼷と同義である。勿論、𤼷が原字で、釐はこれに音符里を增加したものである。

董作賓氏が指摘しているように、「□（董釋𤼷＝進）釐」は甲骨卜辭の成語であり、また『漢書』文帝紀に祝釐という成語が見えている。ただし、この銘文では抽象的な祝福の意味ではなく、何らか具體的な祭儀を指していたものと思う。因みに二、三の甲骨を引けば、

己酉卜㱿貞、其右中己。貞、其□𤼷。（後上八・五）

庚戌卜何貞、妣辛歲、其□𤼷。（佚二五五）

己巳卜、其遘雚□……。□𤼷。……羌弜五十。（後下六・七）

□𤼷、王受又、父己歲、叀暮酒。叀夕酒。父己歲、叀夕、王受又。（後上五・一二）

戊申卜貞、王田于□麓、往來亡□。茲卬。隻（獲）馬一𢦏四。其征𤼷。（前二・二八・三）

などであって、通常の祖先に對する祭事とは一線を劃しており、恐らくは收穫を進獻して、後々の釐（さいわい）を祈ることであったろう。

□于（於）の繁文で、甲骨文の第一期（武丁時期）の所謂子卜貞形式卜辭と第五期（帝乙・帝辛時期）の卜辭、ならびに殷末周初の金文に使用されているものである。

□田　□の字は、降下の意を表す下向きの足の□と萌出する草根の□（音符でもある）とから成り、これに雨滴が加わっている。天雨をえて穀物が蓬々として成長する意味にとったものであろうか。田は、畋獵の意ではなくて、ここでは耕田である。

なお、甲骨文に夆という地を見出さないが、『說文』に、「夆、相遮要害也。南陽新野有夆亭」とある。或いはこの地か。また、第五期甲骨卜辭に□（續三・三一・九）という地がある。夆はこれと關係があろう。□（逢）は、林泰輔博士の說によれば、逢伯於陵の故地、臨淄である（「龜甲獸骨文に見えたる地名」『支那上代の研究』二一九頁）という。

□　董作賓氏は㳫の形に見ているが、原拓やや鮮明を缺く。癸父乙甗の「□□乍（作）父乙障（尊）彝」（三代五・七）と同じ文字であろう。或いは同一人かも知れない。□も祈年祭に參加する呪術者である。ただその字義は明らかでない。甲骨文に、□の字があり、

癸亥卜㱿貞、□羌百於三㫃族……。甲子卜㱿貞、我受酉年。甲子卜㱿貞、我受黍年。（續二・二九・三）

六二七〜六二八

によれば祈年祭に連り、犧牲の羌を供する祭儀である。そして、この字は、また、〓（菁一〇・一六）・〓（後下三二・一七）・〓（粹五二〇）に作っており、惡厲を叩き出すさまである。陳夢家氏の説によれば、畝（施）の字で、牲牢を陳設する意味である（『考古學報』第六期）という。銘文の〓は、この畝の字と字形相近い。なお疑點は殘るが、しばらく畝をもって讀むこととする。ただし、ここでは、恐らくはその種の職にあることから取った人名である。

〓　賓（儐）、つまり贈與の意である。西周初期金文にも「夷伯、賓睘貝布」とある。

〓　五朋の合文で、殷周金文に常見。朋は貝を一つらねした單位。その量については諸説があって、未定。

遘于妣丙　〓日大乙𡚤　甲骨卜辭にも、例えば、

丙寅卜貞、王賓大乙〓妣丙翌日、亡尤。（前一・三・七）

とある。殷代には、祖甲の時期と帝乙・帝辛の時期に顯著に見るところでは、ある世代別に從って毎旬その十干名に當る日の先王を祭り、それぞれ祭・𩛥＝䣪・𠷎・肜・翌、という祭儀をもって循環して祀っていた。これを甲骨學者は周祭といっている。先妣もこれに準じ、且つその配する先王に随順して𩛥・𠷎・肜・翌の祭儀をもって周祭した。（詳しくは、島邦男『殷墟卜辭研究』第一篇第一章參照。）いわば、殷王朝の日常のいとなみは先王・先妣に支配されていると信じ、毎日その日の名に當る先王または先妣を祭っていたのである。そこで日を記するには、丙辰という曆日の外に、その日が妣丙の肜祭の日に遘うというような祀日を併せ記したのである。この習慣は西周金文にはほとんど全く行われていない。〓は甲骨文字の〓・〓に當るが、甲骨文字ではこのように書いているものはないが、異體の同文字であろう。その字解については、赫・夾・奭・母に比定する諸説がある。その意味は適妻を指す。先王には多妻があったことはほぼ確實であるが、周祭に立てられる配妣はほぼ一定している。世系に係わる適妻が選ばれたのであろう。その字形が舞の甲骨文字に近似していることにより、𡚤と讀むことにする。

王二祀　王の二年の意である。『爾雅』にいうように、殷代には、周祭一週を一期年の單位とした。

〓　既の字であるが、同音の饋（おくる、すすめる）・餽の意に解すべきである。

〓　上帝　董作賓氏が、上下帝と解説しているのは誤りである。二は上であり、その下の一點は〓（帝）字に屬すべきものである。

殷代宗教における至上神は帝である。帝は殷王朝の征伐に祐助を與え、また現實に禍を降す支配神である。ただ帝は同時に天候を支配し、雨を降らせることはその最も顯著な權能であった。卜辭に、例えば、「帝令雨、正年」（前一・五〇・一）とあるように、當時の主要な生產である農耕は雨に依存していたから、至上神は雨の支配者と信ぜられたのである。筆者の解釋では、殷王朝の最大の祀典は祈年祭である。ところが、卜辭には穀物の稔を直接的に帝に祈る例はほとんどなく、また帝に對する供犧を卜問する例もない。これが多くの學者の疑問とするところであった。筆者は、祈年祭に最後的に降って來て主祭者である王に豐凶を宣示するのは帝であると解している。（詳しくは、本書「殷王朝における上帝祭禮の復原」を參照。）そして、この金文は、夆田に婺すといって、明らかに祈年祭を行っていたことを示し、その時に、𠨘が降神儀を行って上帝を招格し、且つその釐、つまり豐年を祝福したことを傳えているのである。甲骨卜辭は殷代文化を必ずしも巨細に亙って説明しない。それを殷金文によって補うことができるであろう。その意味で、この金文は貴重な殷文化の史料である。

なお、殷代の祈年祭は年終・年初の時期に行うことが多い。卜辭において一月に受年を卜している例は、前三・三〇・三、續二・二九・六、燕九一、燕一三一、乙七七五〇などがある。この金文が大乙𡚤という語法から殷の末期のものであることは確實で、董作賓氏は、その推定する帝辛時の祀譜から割り出して、帝辛の時期の作としている。してみると、祈年關係の卜辭例の極めて少ない帝乙・帝辛時代にも、祈年祭が依然嚴存したことをこの銘文は示すであろう。

二　𠨘其卣第二銘 (2)

著　錄　董作賓「殷曆譜後記」『史語所集刊』第一三本　丁山「𠨘其卣三銘文考釋」『上海中央日報』文物周刊三七・三八、一九四七年（未見）　錄遺二七五　李學勤「評陳夢家殷虚卜辭綜述」『考古學報』一九五七年第三期〔參考〕陳夢家「商王廟號考」『考古學報』第八冊

釋　文　乙巳、王曰、障（尊）文武帝乙俎。才（在）䀇大宧。遘乙翌日。丙午、𩛥。丁未、煮。己酉、王才（在）梌。𠨘其易（錫）貝。才（在）四月。隹（維）王四祀翌日。（以上器銘）　亞暮犬父丁。（以上蓋銘、亦在器）

乙巳、王、曰ク、「文武帝乙ニ俎ヲ尊（ソナ）ヘヨ」ト。䀇ノ大宧ニ在リ。乙ノ翌日ニ遘フ。丙午、𩛥ス。丁未、煮ス。己酉、王、梌ニ在リ。𠨘其、貝ヲ錫ハル。四月ニ在リ。維レ王ノ四祀ノ翌日ナリ。（以上器銘）　亞暮犬、父丁〔ノタメニ作ル〕。（以上蓋銘、亦在器）

解　說　前記の卣とともに殷虛から出土したものと思われる。同じ𠨘其の作である。器は、もと固始の張氏の所藏であった。今何處に在るかを詳かにしない。

障　尊の原字である。神前にそなえる意。偏は階段、傍は兩手で酒樽をささげるさま。卜辭にも、

辛亥卜貞、其衣、翌日、其征障于室。（續二・一・一）

の如く用いている。

文武帝乙　董氏は文武丁・帝乙の兩王と解したが、陳氏の指摘するように、丁の字はないので、文武帝乙一王の名とすべきである。卜辭には文武帝乙という名は現れておらず、文武・文武丁および文武帝の名が見えている。陳氏は、

丁丑卜貞、王賓文武翌日、亡尤。（續一・二四・一）

丙午卜貞、文武宗、其牢。（佚八六一）

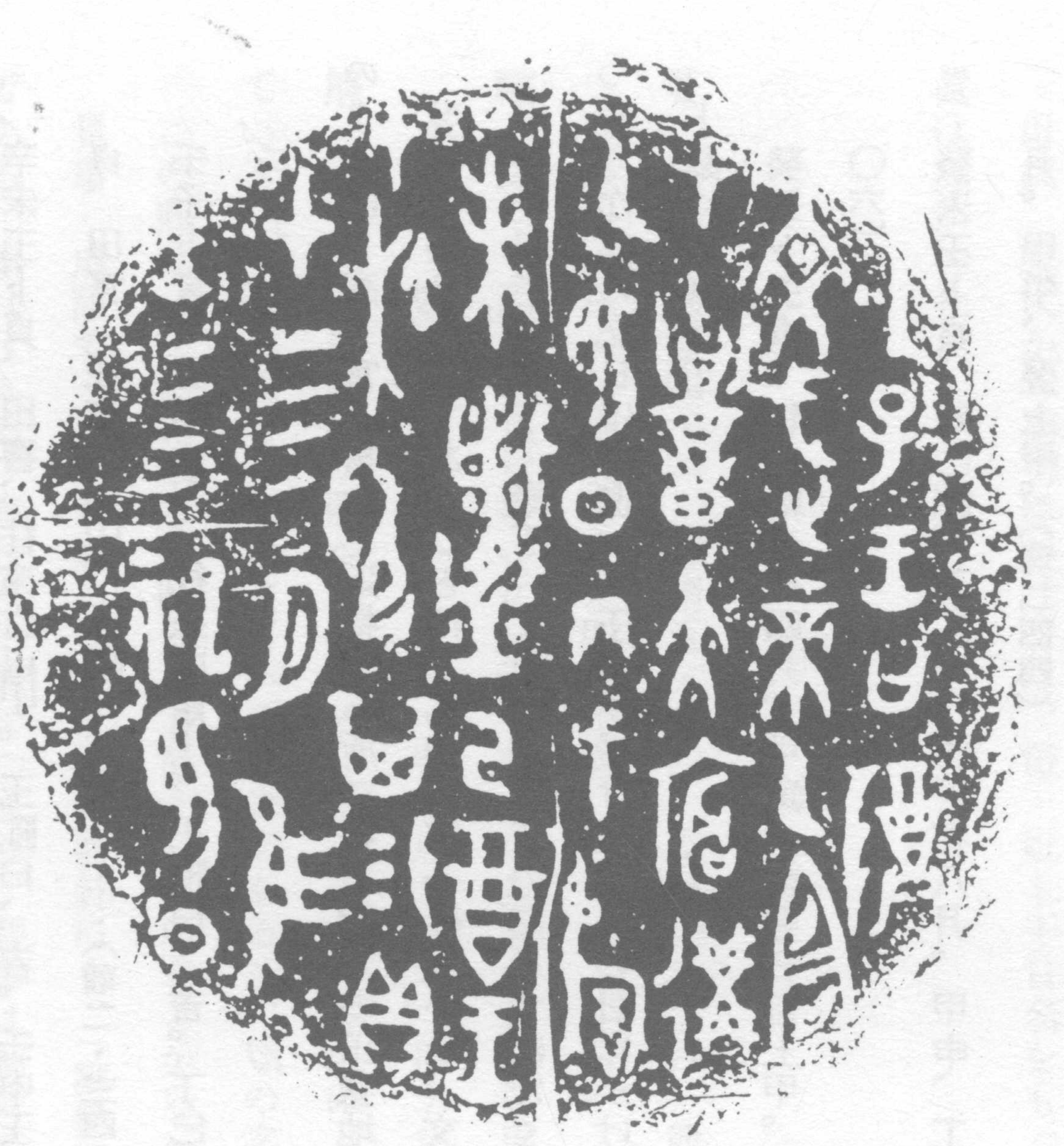

圖　2—2—1　𠨘其卣第二・外底銘

丙戌卜貞、文武丁宗日、其牢。（燕二六七）

丁酉卜貞、王賓文武丁……、亡尤。（前一・一八・四）

のように、文武または文武丁、つまり文丁に對しては丙日または丁日に卜を立てており、

〔甲〕子卜貞、王其又勺于文武帝礿、其去、夕又湍、于來乙丑令酒、王弗每。乙丑卜貞、王其又勺于文武帝、其以羌五人、正、王受又。（續二・七・一）

文武帝に對しては乙日に祀り、甲日または乙日に卜を立てているので、文武帝、したがって本銘の文武帝乙は、殷末の王、帝乙の號であるとすべきであるといっている。異説もあ

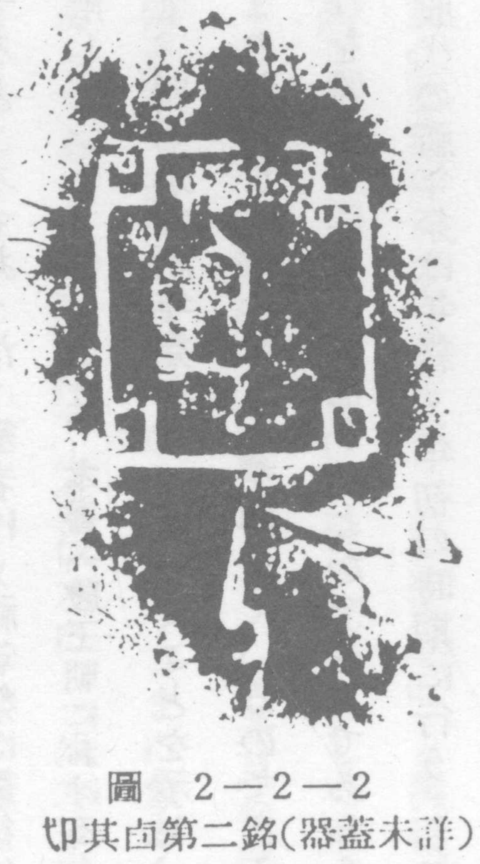

圖 2—2—2
卬其卣第二銘(器蓋未詳)

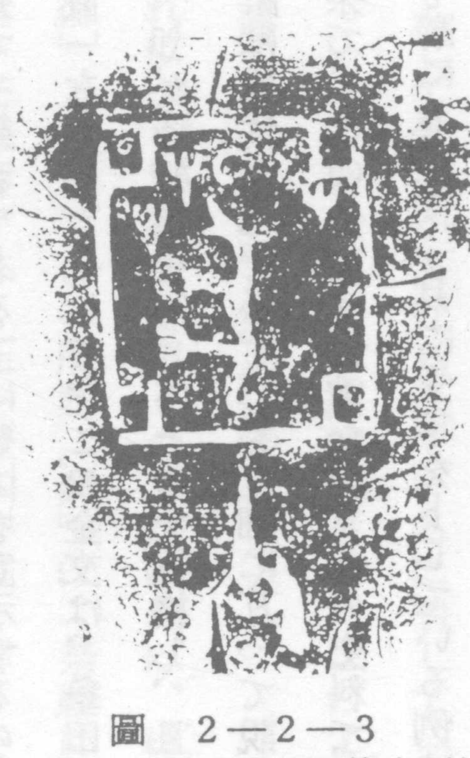

圖 2—2—3
卬其卣第二銘(器蓋未詳)

るが、陳氏の解に從う。

〓 宜と解する説があるが、この文例による限り、二層の箱中に肉を盛った俎の字と解すべきである。

〓（召） 地名。卜辭には、例えば、

辛丑卜貞、王迻于𨟻、往來亡𡿧。壬寅卜貞、王迻于〓、往來亡𡿧。（前二・二一・五）

乙巳卜貞、王迻于〓、往來亡𡿧。在九月。丁未卜貞、王迻于宮、往來亡𡿧。（前二・二二・一）

戊辰〔卜貞、王〕迻售、〔往來〕亡𡿧。己酉卜貞、王迻〓、往來亡𡿧。（前二・二四・二）

とあるように、殷末、王がしばしば訪れる地であって、所謂田獵地𨟻・雝・宮などの中心となっている所である。その地は、今の山西省垣曲縣の東の邵城、河南省の雍城の東の召城、郾城縣東の召亭（『左傳』僖公四年の條の召陵）などの諸説がある（詳しくは、白川靜「召方考」『甲骨金文學論叢』第二集を參照）。

〓 また〓に作る。于省吾氏は庭また廷の意に解している（『雙劍誃殷契駢枝』三編第一八―二〇葉）が、確かではない。卜辭に、

乙酉卜爭貞、〔伐〕小乙于〓……羌三人。（粹二八一）

己巳卜、其啓𠕁西戶、兄（祝）于妣辛。（南明六七七）

斯饗𠕁、將、障、勺（酌）。（粹五四二）

于𠕁門其𦎫、享、飲。（庫一〇〇三）

とあるによれば、〓は、先王・先妣を祀り、饗宴を行う所であって、廟宮に當る。但し廟の字は別にあるので、これに廟の字を當てるのは適當ではない。〓、即ち耶は聖の原字である。字形のままに𠕁と寫し、暫く廟の別稱と解して置く。

辛未卜、在〓𠕁、隹畢、其令卿事。（後上二二・一＋前二・二三・一）

によれば、召には𠕁廟があった。ここに召の大𠕁というのは、これに外ならない。

遘乙翌日 乙は文武帝乙を略稱したのである。乙日王である文武帝乙の翌祭の日に當った。

丙午〓 午の字は通常〓・〓に作る。これはやや異體である。〓は、酉と象その他とから成る字であるが、楷書の何の字であるか定かでない。卜辭には、

癸丑卜在〓貞、王旬亡𡆥。在六月。王迻于上〓。（前二・四・五）

の如く、〓（上〓）の字があるが、これは殷末巡遊の地名の一であって、ここの文意に當らない。ここは、下の丁未の煮と相對して動詞でなければならない。字の結構の近似から見れば、𨢊の字で、恐らくは〓、つまり酒を器に盛る意に使用しているのであろう。或いは下記の𨡎と同義か。

〓 組み合わせた木枝の燃えるさま、および皿（〓）と火から成る字で、〓・〓、つまり煮である。

〓 地名。卜辭によれば、

辛未王卜貞、田𦎫、往來亡𡆥。王𠧩曰、吉。壬申王卜貞、田〓、往來亡𡆥。王𠧩曰、吉。乙亥王卜貞、田宮、往來亡𡆥。王𠧩曰、吉。……（前二・三四・三）

壬子卜貞、王田〓、往來亡𡆥。王𠧩曰、吉。丁巳卜貞、王田高、往來亡𡆥。王𠧩曰、吉。（前二・三二・七）

のように、高・宮・𦎫など近接する所に在る殷末の田獵地の一である。

翌日 祭日の名であることは卬其卣銘第一に説いた。文末の翌日は、丁日に當る先王、つまり、報丁・大丁・中丁・祖丁・武丁・康丁、または文武丁の祭日ではなくて、文首の文武帝乙の翌日の意と解すべきであろう。つまり作銘の記日は、遡って王命を受けた乙巳の日にかけたのである。

卜辭によれば、

癸丑卜王貞、旬亡禍。在四月。甲寅、酌翌日自上甲。癸亥卜王貞、旬亡禍。乙丑、翌日。在五月。（佚九〇六）

癸未王卜貞、旬亡𡆥。王𠧩曰、吉。在八月。甲申、工典册其侑。癸巳王卜貞、旬亡𡆥。王𠧩曰、吉。在八月。甲午、翌上甲。（珠二四四）

癸未王卜貞、旬亡𡆥。王𠧩曰、大吉。在九月。甲申翌沃甲。癸巳王卜貞、旬亡𡆥。王𠧩曰、大吉。在九月。甲午、翌陽甲。（前五・一六・二）

のように、一旬毎に先王に對する翌祭が循環し、またそれぞれの旬内には、例えば、

庚辰卜行貞、翌辛巳、翌于祖辛、亡卷。丙戌卜行貞、翌丁亥、翌于祖丁、亡卷。在十二月。（續一・一八・三）

甲申卜即貞、翌乙酉、翌于小乙、亡卷。五月。丙戌卜即貞、翌丁亥、翌于父乙、亡卷。（粹二八八）

の如く、その旬の初日に祀られる先王に連る以後の王を、その號の干日に祭ることを卜しているのであるが、この金文によれば、その翌祭は卜日に祭を擧げて當日に終るものではなかった。帝乙の翌祭は、乙巳の日に尊俎することを命じて、翌日には𨢊し、さらにその翌日に烹熟し、次の一日は記載がないが、恐らくはその日で供え終るものであろう。そして、己酉の日には梌の地に移っているのである。このように、この金文は、翌祭の祭儀を卜辭よりも詳細に傳えている。

文武帝乙が殷末期の帝乙である限りは、前の第一卣とともに帝辛の時期の作であることは、動かし得ない。

補 李學勤氏（「評陳夢家殷虛卜辭綜述」『考古學報』一九五七年第三期）のほか一、二名の學者が、卬其卣第二銘が僞作であることを指摘したが、李氏はその後その説を訂正している。

三　卬其卣第三銘 (3)

著錄 董作賓「殷曆譜後記」『史語所集刊』第一三本　丁山「卬其卣三銘文考釋」『上海中央日報』文物周刊三七・三八、一九四七年（未見）　錄遺二七三

釋文 乙亥、卬其易（錫）乍（作）册隻子𤥨一珏。用乍（作）且（祖）癸障（尊）彝。才（在）六月。隹（維）王六祀翌日。亞暮犬。（器蓋同文）

乙亥、卬其、作册隻子ヨリ𤥨一珏ヲ錫ハル。用テ祖癸ノ尊彝ヲ作ル。六月ニ在リ。維レ王ノ六祀ノ翌日ナリ。亞暮犬。（器蓋同文）

解說 前掲の卬其卣とともに安陽から出土したものであろう。器の部と蓋の部とにほとんど全く同一記號

の銘がある。

作冊　官名で、神聖な文書を司どるもの。作冊の名は、西周金文では頻りに現れ、殷金文に現れることも少なくないが、卜辭に現れることは稀である。（『殷虛卜辭綜述』五一八頁參照）

隻　獲の原字。卜辭（河三九八、京三四八三）では地名として使用されている。その地に封ぜられたか、または采地を有する子姓の人であろう。隻子の語は卜辭には見えない。

圖　2—3—1　𠨘其卣第三・器銘

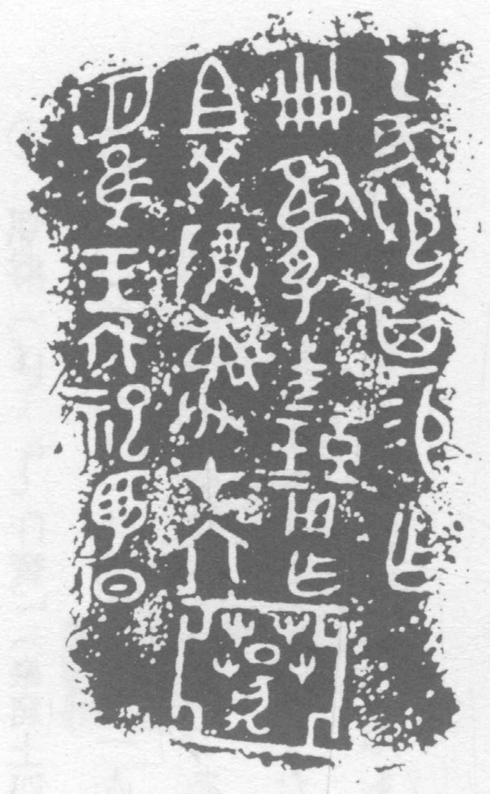

圖　2—3—2
其卣第三・蓋銘

圭　蓋銘には圭に作る。恐らくは、『説文』に「玤、石之次玉者、以爲系璧」とある玤の字であろう。或いは圭の原形であろうか。

珏　衡、または玉の一つらねを意味する字であろう。

翌日　大乙・報乙・祖乙・小乙・武乙など、乙號を有する何れかの先王の翌祭の日である。當時は、六祀六月翌日といえば、何王の翌祭日であるか分っていたのであろう。上の二器との關連から推せば、これも文武帝乙の翌祭日であろう。

六三七～六三八

以上三器の𠨘其卣の銘には、何れにも[亞形]の記號がある。亞形は、亞の字であって、亞者であるという身分を示す。暮は、さきにあげた卜辭から推して、職名であろう。[犬]は犬の字で、卜辭に、

貞、犬逐亘、有及。（乙五三二一）

己卯卜㱿貞、命多子族从何・犬侯・古周、載王事、五月。（續五・二・二）

戊戌卜貞、命犬征田、若。（別二Ⅻ・九）

とあるによれば、早くから殷に服屬して王命に從事していた一族に犬族があった。陳夢家氏は、これを周が建國の初めに征伐したという畎夷に外ならないとしている（『殷虛卜辭綜述』二九四頁）。してみると、この犬はその所屬族名を記しているのである。即ち、「亞暮犬父丁」とは、亞者の身分にある犬族の暮を世襲職とするものの卂儀を掌どる𠨘其が、父丁のために作るということを意味するものである。

ところで、第三器の銘文について難解なのは、銘文の主格を𠨘其と解すべきか、隻子と解すべきかということである。銘文の語序の順當さからいえば、「𠨘其、作冊隻子に玤一衡を錫ふ。（隻子は）用て祖癸の尊彝を作る」と讀まなければならない。但し、甲骨文にしても、殷金文にしても、能動と受動との區別は嚴密ではない。それ故、受動に讀みうる餘地がないわけではない。受動に讀むべき例はのちにいくつか掲げる。殊に第一器・第二器の銘文の主格は明瞭であり、その例をもってすれば、亞暮犬の記號は𠨘其に屬すると見なければならない。その限り、第三器においても、𠨘其を主格に立てざるを得ないのである。受動と能動との嚴別がないといっても、この文のような例はそれ程多くはない。

記號といっても、必ずしも或る一族、或る個人に固有であるとは限らない。記號の問題は複雑難解で、所要の一部分の外は、別の機會に考える。集團的記號、ある範圍に共通な記號もあったようであるが、亞暮犬の記號は、既に宋代の金文著錄書にも亞暮犬父丁鼎が著錄されており、また現存するものとして著錄されているものには、亞暮犬父丁鼎（續殷存上一九）・亞暮犬大斝（巖窟上二四）・觚（巖窟上五一）・尊（錄遺一九五）などがある。しかし、それらには異族を含み得る、或いは隻子が𠨘其の部下でその記號を借りたという證はない。

附　雔卯𠨘甗銘　(4)

著錄　寧壽一二・一〇　續殷存下三一・二　三代五・七　河出一・一五三〔參考〕加藤常賢「殷の金文」『定本書道全集』第一卷

釋文　雔卯𠨘乍（作）母戊彝。

雔卯𠨘、母戊ノ彝ヲ作ル。

解說　以下、𠨘に關連する銘文を采錄する。

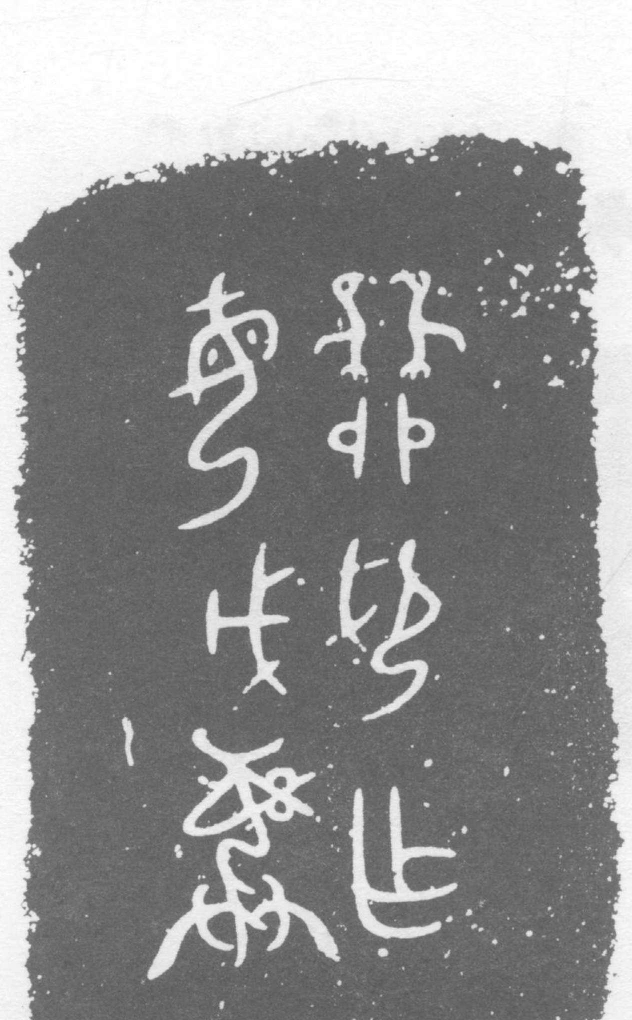

圖　2—4　雔卯𠨘甗銘

この甗の圖影は、寧壽に摹寫圖、『故宮』第一三期に器影が見える。高さ一尺二寸五分、口徑九寸四分とある。牛首紋怪異で、巖窟著錄の亞莫犬父丁觚の紋樣と類似し、字體また𠨘其卣第二と近似しているが、𠨘の別人の作であろう。

雔卯　一字の如くに作っているが、合文である。[雔]（殷存下一七・三）・[雔]（三代一二・三）・[雔]（巖窟上五三）などの銘が存するによれば、雔が一字であって、恐らく雔・儔の意であろう。卯また一字で、亞卯（續殷存上六）・卯尹（續殷存上二四）の存するによれば、これは官職名。卯は劉の原字、犧牲を剖くことを意味する。祭祀にあたり犧牲を殺剖することを司どる官職であったであろう。雔卯はその雔・卯の合文によって、劉職の集團を表したのであろう。なお、續殷存には[雔]卯（下一八）なる記號を著錄している。加藤博士は、音を主として、雔卯を醜劉と讀み、〔神事を掌る〕小人の意である、と解しておられる。この器は、雔卯の職にある𠨘の作である。

母戊　殷代から周初にかけては、母・妣も干日名をもって神號とする。なお殷代では、族内における母の位置は高かった。

六三九～六四〇

附　卂鼎銘　(5)

著錄　綴遺四・四　愙齋五・一四　奇觚一・二六　殷存上七　簠齋鼎一二　貞松三・一四　文選下一・四　文錄一・三一　續殷存上二四　小校二・七七　平凡一・三一

釋文　乙亥、卂見事亐（于）彭。車叔商（賞）卂馬。用乍（作）父庚隮（尊）彝。黿。

乙亥、卂、彭ニ見事ス。車叔、卂ニ馬ヲ賞フ。用テ父庚ノ尊彝ヲ作ル。黿。

解說　ほぼ同銘の鼎が二器ある。その一器の銘には、隮彝の隮の字がない。また、[字]の字を[字]に作っている。卂鼎・揚鼎と名付けているものがあるが、卂の字義については、𠨘其卣第一銘の解說において述べた。この鼎は、下の諸器との關係と、彭という地名とから、殷代のものと推定する。

見事　成語で、西周初期の金文郾侯旨鼎銘にも、「郾侯旨初見事于宗周」とある。見は、覲の意に解すべきである。事は仕える、奉仕する意。つまり、覲事は朝覲することである。

彭　地名。甲骨卜辭には、祖庚・祖甲の時期の王の巡遊の地に壴（粹一二二一）があり、また、廩辛・康丁の時期に王朝の卜問の要事を司どった貞人に彭がある。彭族は古代において著名な一族であった。貞人彭の居住地も、また彭といったのであろう。彭は殷末においても王の巡遊地（續六・一・六）である。彭が殷王朝にとって重要地であったから、王の巡遊の際に𠨘がここに朝覲した。車叔は、王に扈從するものであったろう。

圖　2―5　𠨘鼎銘

圖　2―5―a　𠨘作父癸鼎銘

なお、于省吾氏は、彭を、『詩經』鄭風淸人篇に「淸人在彭」とある彭の地、つまり鄭邑で、河上の地であるとしている。

（𠨘）加藤常賢「巫祝考」（『東京支那學報』第一號）に詳しい論考がある。それによれば、𠨘、つまり𪓐𪓐（＝蘧篨）で、傴僂の小人を意味し、神職者の職能を示す記號である。

なお、以上のほか、𠨘という名を有する器の銘文を掲げれば、次の如くである。

①　𠨘册鼎「𠨘册」（三代二・一三）

②　𠨘作父癸鼎「𠨘作父癸寶尊彝。冀」（小校二・四九、雙劍金上六、三代三・一五）（圖二―五―a）

③　𠨘觚「𠨘」（貞松補中一五、小校五・四七、三代一四・一三）

④　𠨘爵「𠨘作寶」（巖窟上四〇）

勿論、これらが同一時期の、同一人の作であるとはいえない。雙劍金によれば、②𠨘作父癸鼎は洛陽の出土である。分襠鼎で、夔龍紋の古器である。周初のものであるかも知れない。しかし、洛陽に殷代遺跡が存することは考古學的發掘報告がある。また巖窟によれば、④𠨘爵は民國三〇年安陽の殷墟から出土したものである。𠨘册鼎は、字體から見れば、殷末のものではないかと思う。

六四一～六四二

附　小子夫尊銘　(6)

圖　2―6　小子夫尊銘

著　錄　續甲五・五　續殷存上六二　三代一一・三一

釋　文　𠨘商（賞）小子夫貝二朋、用乍（作）父己障（尊）彝。𫳅。

𠨘、小子夫ニ貝二朋ヲ賞フ。用テ父己ノ尊彝ヲ作ル。

𫳅。

解　說　續甲の圖によれば、怪異な夔龍紋、しかも整った尊である。高さ八寸二分、口徑六寸九分とある。續甲には周父己尊と名付けているが、周のものとする確證はない。

小子夫　この名は甲骨卜辭に見ないが、

戊辰卜賓貞、令自般取于夫。（後上一一・一六）

丁卯卜貞、王田夫往來亡災。（前二・二七・八）

癸巳卜王貞、令□牧、亡令夫征戈。（前五・三二・一）

のように、武丁の時期以來、人名であり、地名であり、殷末には田獵地の一となっているので、小子夫はその族地に名を負うものと解し、これを殷代の器と考える。

二朋　貝の一朋ではなくて、二朋である。甲骨文字および金文では、合文として上の數字の一劃を下の單位詞の字に合書することが多い。

𫳅　という記號がある（殷存上三五、三代二・七）によれば、これを分書し、且つ一つの丰を省いたものである。𫳅は、『說文』の「㓞、巧切也。从刀丰聲」に當る。卽ち、㓞は紊れた絲組みを割斷する意味の字であり、また「ケイ」という音を持っている。𫳅に當る文字はなく、それが如何なる意味を示すかは明確でない。衣を裁縫する職か。

附　麇婦觚銘　(7)

著　錄　長安一・三一　攈古二・一・八五　綴遺一六・三一　殷存下二六　三代一四・三一

釋　文　甲午、麇婦（易）貝㚸（于）𠨘。用（乍）丮（媍）日乙障（尊）彝。臤。

甲午、麇婦、貝ヲ𠨘ヨリ錫ハル。用テ媍日乙ノ尊彝ヲ作ル。臤。

解　說　長安に摹寫圖がある。夔龍紋のよく見る觚である。大小は不明である。

婦某・某婦の作器は、殷から周初にかけて多い。卜辭には婦某の名が夥しく見出される。麇婦の名は、卜辭の婦名中に現れていないが、𠨘の關係と麇という族名の故に殷代の作とする。

六四三～六四四

麇　字は、卜辭の麇とやや字形が異なるが、結局同一文字であろう（甲骨文字には角がなく、金文には角がある。甲骨文字は省筆したものであろう）。同一文字であるならば、綴遺に說くように、『說文』に「麇、麞也、从鹿囷省聲」という麇の字である。但し、甲骨卜辭では、

〔卜〕賓貞、麇告曰、方出、今椒凡、受有祐。（前七・二八・四）

の如く、人名または族名として使用している。甲骨卜辭の例によって推せば、殷王朝においては、その勢力下の各族から婦人も出仕して、王朝のある職務を行っていたので、この麇婦は、卜辭に見る族婦と同樣に、麇族から出て殷王朝に仕えていた婦人と解すべきである。

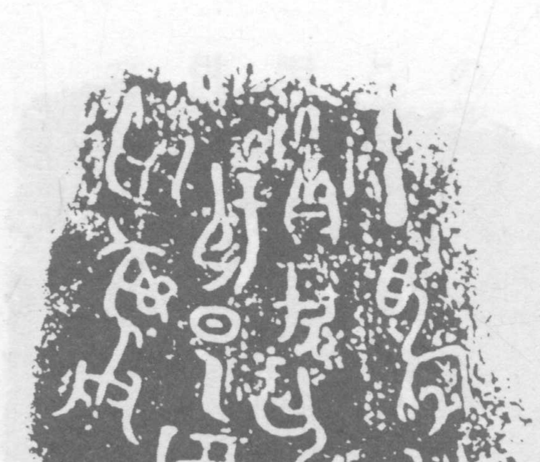

圖　2―7　麇婦觚銘

麇婦（易）貝于𠨘　易（錫）の字は缺けているが、前後の關係から補う。次にあげる(8)麇婦爵銘と比較すれば、この觚の作者は麇婦であることがわかる。從って、ここに補った「易」は受動の動詞で、つまり、麇婦が𠨘から賜與されたのである。

丮日乙　丮の字は、或いは刊（窸齋）、或いは化（綴遺）、或いは人名（奇觚）と解するが、何れも妥當ではない。音符于によって近音の文字を求めれば、媍である。母・老母の意。女性の先祖を稱するには、通常妣・姑の字を用いる。何故媍を用いたかはわからない。日乙は、乙日に祀るという意で、乙をその神號とするものである。

臤　圖では文中に入っているが、通常文末におくべき記號である。記號を文中においている例は、下記に(36)小子省卣がある。臤の記號を有するものには、(33)中子㠱弘觥（三代一八・二一）・(34)弘鼎（殷存上七）・臤父丁鼎

（三代二・三八）などがある。

なお、前記のように(7)槖婦觚と(8)槖婦爵とが同時の作であるならば、一は臤の記號、一は冀の記號であることは、記號を族徽號とする說にとっても、集團徽號とする說にとっても、また官職號とする說にとっても、一律には說明し難いものがあろう。

附 槖婦爵銘 (8)

著錄 窓齋二三・一〇　奇觚七・二九　周存五・一二三　小校六・六九　三代一六・三六

釋文 槖婦卂（嫗）彝。冀。

槖婦、嫗ノ彝［ヲ作ル］。冀。

解說 この爵の銘は、右の(7)槖婦觚銘と字體酷似し、槖婦の同時の作と推定される。

圖　2—8　槖婦爵第一銘

圖　2—8—a　槖婦爵第二銘

六四五～六四六

附 征作父辛角銘 (9)

著錄 擦古二・一・八〇　敬吾心下六三　綴遺二六・二五　窓齋二一・一八　周存五・一一八　文錄四・三〇　小校六・八三　三代一六・四六

釋文 丁未、𠬝商（賞）征貝。用乍（作）父辛彝。亞矦（疑）。

丁未、𠬝、征ニ貝ヲ賞フ。用テ父辛ノ彝ヲ作ル。亞疑。

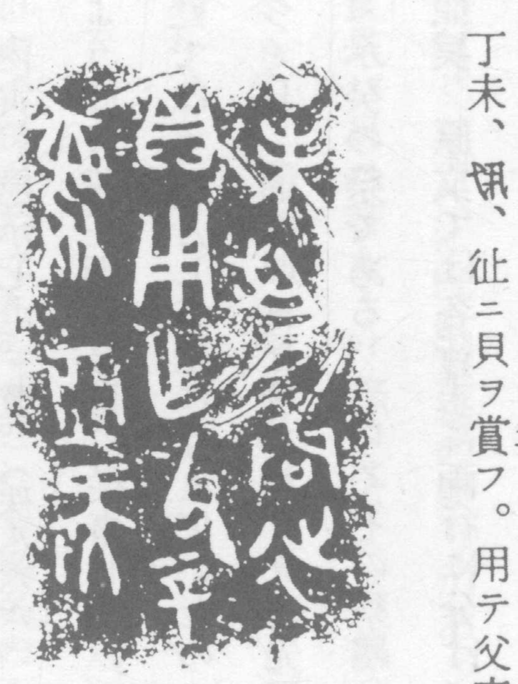

圖　2—9　征作父辛角銘

解說 征　身分または官を示す。甲骨卜辭には、

令犬征田于京。（燕五二二）

犬征允伐黎方。（南明六一七）

犬征なるものがある。犬は族名である。また、

今日不征雨。（前一・四九・五）

という文に對し、

今日奏舞、有从雨。（前三・二〇・四）

という文があるので、征と从（從）とは意味相近い。恐らく王の扈從者の意であろう。『詩經』小雅巷伯篇の「寺人孟子」という寺人は、これに當るであろう。但し、巷伯を奄官とし、寺人を內小臣とする鄭玄の解釋は、漢制によって推しているのであって、孟子は巷伯その人であり、且つ古傳・古禮を掌どる、官位は卑しくない人物であったとしなければならない。西周初期金文周公盤銘にも、「征作周公尊彝」（三代六・三七）とある。

亞矦　矦は、加藤博士の說によれば、疑の字で、師・保・疑・丞、所謂四輔の官の由來するところ、つまり君側に侍する神職者であることを示すものである。

附 孝作祖丁卣銘 (10)

著錄 貞松八・二八　三代一三・三四

釋文 ……𠬝易（錫）孝……。用乍（作）且（祖）丁……。亞矦侯矦（疑）。

……𠬝、孝ニ……ヲ錫フ。用テ祖丁ノ……ヲ作ル。亞矦侯疑。

解說 この銘文は、右の征作父辛角銘の文字と筆勢の特徵が類似するが、これには、亞矦侯矦の記號がある。前銘の征とこの孝とは同一人ではあるまいか。それならば、この場合、亞矦と亞矦侯矦とは同一の記號の繁簡の相違となる。亞矦を稱しているものに、亞其矦（殷存上二八）・亞矦矦（續殷存上四二・二）・亞其侯矦（續殷存上四三）などがある。これらについては、(62)矦侯盉銘で考釋する。

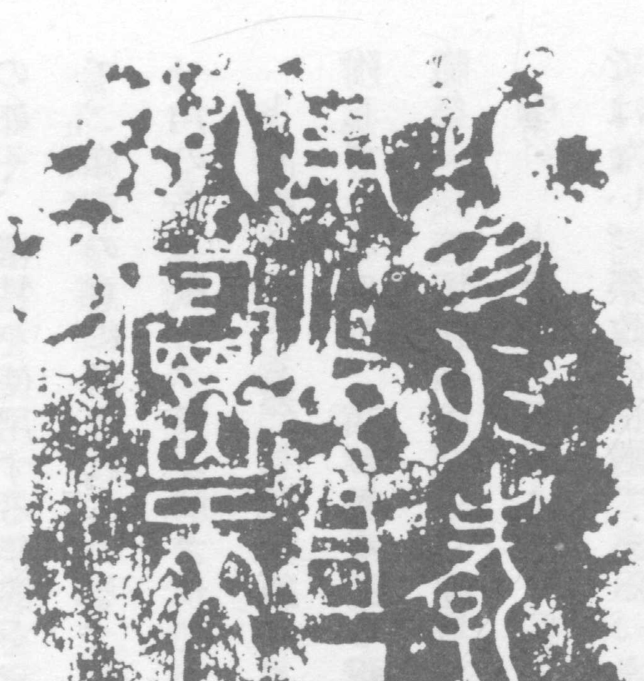

圖　2—10　孝作祖丁卣銘

矦は、山東省にあった古國と考えられる。卜辭にも矦侯の稱が見えている。

貞、翌日乙酉小臣□其……又老矦侯、王其……。（前二・二・六）

してみると亞矦侯矦は、その領國からいえば矦侯であり、その殷王朝における世襲的身分は亞疑であろう。そして、もし征と孝とが同一人であるならば、孝は私名であり、征は王朝における一時の職名であるということになろう。

この外、𠬝關係の器銘で目にするところ、次の鳳簋銘があげられる。

六四七～六四八

附 鳳簋銘 (11)

著錄 貞松五・一三　三代七・二一

釋文 𠬝易（錫）鳳玉、用乍（作）且（祖）癸彝。臤。

𠬝、鳳ニ玉ヲ錫フ。用テ祖癸ノ彝ヲ作ル。臤。

以上數例を通じて見ると、𠬝は、小子・亞矦（征）・槖婦などに賜與しているので、高い地位にあったものと解釋しなければならず、それは四方に酒祭する卯の地位に相當し、且つ𠬝と卯との字の構成法は類似している。そこで卯と𠬝とは同一の官職による名であると推定するのである。ただ卯と𠬝とが同時の異體文字であるか、異時の異體文字であるかは、なお明確にし難い。

圖　2—11　鳳簋銘

四　小臣邑斝銘 (12)

著錄 陶齋三・三二　文選下三・一五　文錄四・三〇　十二家貯二　小校六・八七　三代一三・五三　平凡一・三三

釋文 癸巳、王易（錫）小臣邑貝十朋。用乍（作）母癸障（尊）彝。隹（維）王六祀彡（肜）日。才（在）四月。亞矦（疑）。

癸巳、王、小臣邑ニ貝十朋ヲ錫フ。用テ母癸ノ尊彝ヲ作ル。維レ王ノ六祀ノ肜日ナリ。四月ニ在リ。亞疑。

解說 十二家に器影がある。兩柱は蟬紋、環帶は虺紋、牛首の耳のある器で、高さは一尺五寸一分である。

邑 族名を負う人名であろう。

丙寅卜貞、翌丁卯、邑竝其侑于丁宰。（前五・二五・一）

庚申卜出貞、令邑竝酒河。（燕三六二）

丙寅、邑示七屯。𡆥。（佚八六六）

のように、殷王朝の祭事に從事しているものに邑族人があった。その族に屬する者が亞疑の身分にあり、また宮廷では小臣として王に仕えていたのであろう。

彡日 通常肜日と釋され、先王先妣の祭の名稱であることは既に述べた。癸日の祭であるところからすれば、示癸の祭である。恐らくその祭禮に奉仕して貝を賞賜されたのであろう。

亞矣 原文では各行末に兩行に分けて横書されている。亞矣については前に說いた。ところで、邑は亞疑の身分にあったのではあるが、これが𠨘侯または𠨘族であったわけではないであろう。それとは別族と解する。

圖 2—12 小臣邑斝銘

五 宰丰骨刻辭 (13)

著錄 佚五一八

六四九～六五〇

釋文 壬午、王田（畋）于（于）麥菉（麓）。隻（獲）商戠（職）兕。王易（錫）宰丰寝（寑）小䀉（知）兄（祝）。才（在）五月。隹（維）王六祀彡（肜）日。

壬午、王、麥麓ニ畋ス。商ノ職兕ヲ獲タリ。王、宰丰ニ寑ノ小知祝ヲ錫フ。五月ニ在リ。維レ王ノ六祀ノ肜日ナリ。

解說 甚だ興味あることには、これは三〇糎餘の裝飾的彫刻を施した鹿の骨に刻してある。獵の獲物に因

圖 2—13—1
宰丰骨・表面

圖 2—13—2
宰丰骨・背面

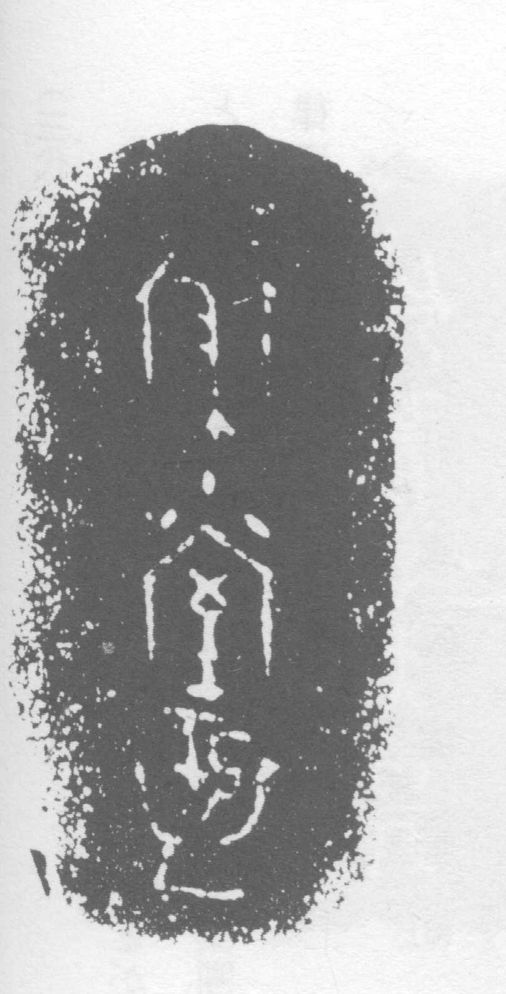

圖 2—13—a—1
寑小室盂・底銘

圖 2—13—a—2
寑小室盂・蓋銘

んで獸骨を用いたのであろう。帝乙・帝辛の時期のものである。

麥 殷後期の田獵地であり（前四・四〇・四）、また、同じく田獵地に麥水（前二・一七・五）があり、殷末の王の巡幸地に麥泉（南師一・二〇〇）がある。これらが相關連する一地域であるならば、山あり、泉あり、川流ありの地である。河北に古地麥丘があるが、この地か否かは明確でない。

□ 戉 □ 戉の字は、卜辭では、

辛巳、侑戉于祖辛牝牛。（粹二五二）

貞、日侑戉其一牛。不用牢。（寧一・二四六）

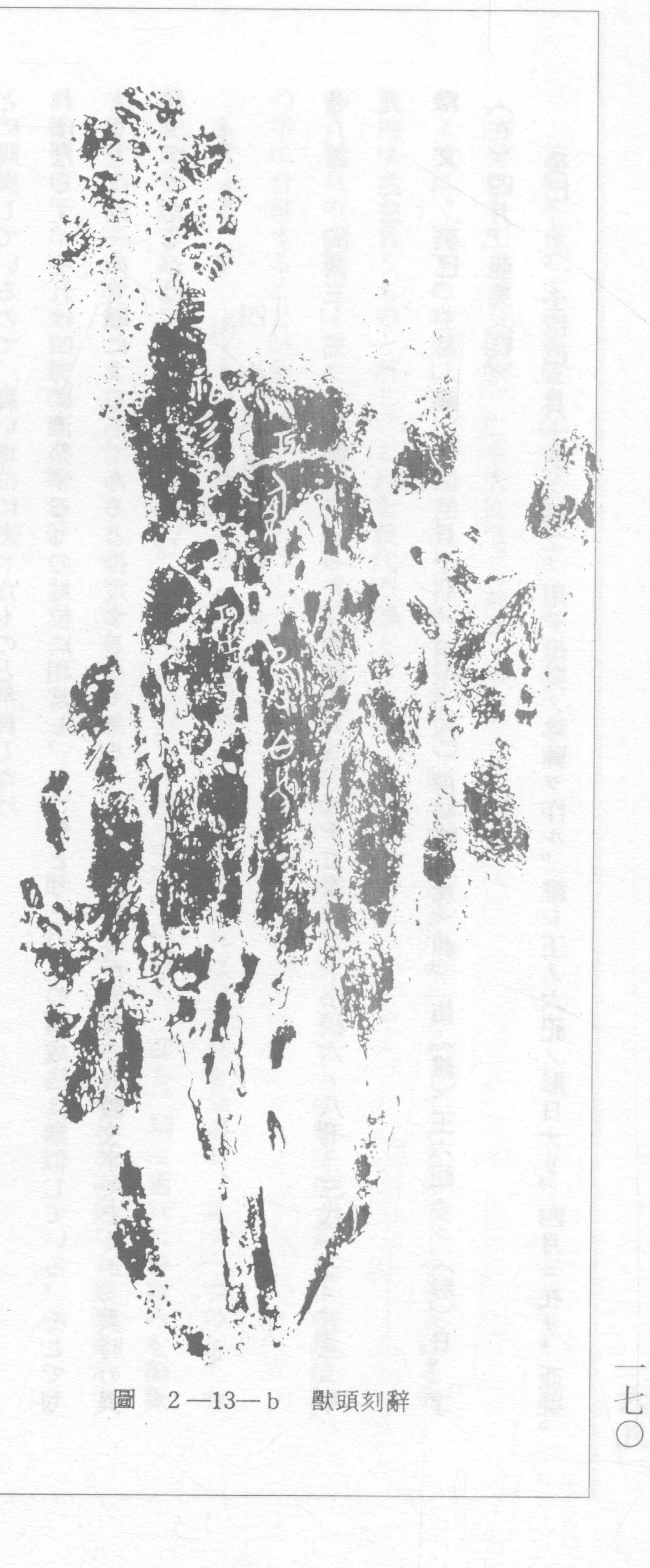

圖 2—13—b 獸頭刻辭

六五一～六五二

の如く、犧牲を使用する祭儀を意味する字として使用されている。そこで、その字形の相似により戠の字を當て、職肉（しょくにく）の意に解されている。□は、卜辭では□（前四・四七・六）・□（續三・四三・四）に作り、大きな一角のある獸で、兕と解されている。

卜辭には、兕を逐い、兕を獲たことを記しているものが多い。□は、商の異體文字であろう。何故に□を附しているのか。商の靈威ある祀神の意を示すものであろうか。さて、以上のように、商職兕とすれば、商に職祭（長い切味の肉をささげる）すべき兕の意であろう。

□ 卜辭に、王寑（寢）（前四・一五・五）の語があるによれば、寑は王の常住の宮殿ではあるが、安息の所ではない。祭政の正殿である。また、大寑・東寑・西寑の語もある（『殷虛卜辭綜述』四七八頁）ので、それは、一室に止まらず、幾何かの室を備えたものであったと思われる。殷墟西北岡大墓の發掘からは、寑小室盂（陳夢家「殷代銅器」『考古學報』第七册、胡厚宣『殷墟發掘』圖四四）（圖二—一三—a）が見出されている。

小䀉 䀉は、旨（食物を進める意）と音符矢とから成っているのであろう。甲骨文字の□・□・□に似ている。

其㚔河、叀舊□用于𩰫酒。（南明四八四）

貞、自武乙肜日衣勺禕、其即□五牢、正、王受年。（金七四〇）

其用舊□二十牛、受年。（京三九〇七）

□の類は犧牲を用いる祭儀である。また金文の□（智）に似ている。恐らく䀉は飲食物を陳ねる意であろう。知の字を當てておく。

□ 甲骨文字□（祝）の省略である。商承祚氏は呪（たまふ）の意に解しているが、巫祝者の意である。

寢に在って飲食を供する巫祝を下賜したのである。宰の私家においてもこの人を用いて祭れという意である。

肜日　示壬の肜祭の日であろう。

啇承祚氏の指摘しているように、殷代末期にはしばしば狩獵し、それを記念して、獸頭に刻したり（甲三九三九）（圖二―一三―b）、鹿頭に刻したり（甲三九四〇）（一三二頁・圖一―二七を參照）している。この骨刻辭もその一類であろう。このような田獵の記念は、瑞祥をかついだものであろうか、その武威を誇示しようとしたのであろうか、それとも何か狂騷に驅られるものがあったのであろうか。

六　豐　彝　銘 (14)

著　錄　考古四・二九　歴代二・三八
　文選下二・七

釋　文　乙酉、啇（賞）貝。王曰、不□、易（錫）工。毋（毋）不戒。冓（遘）于（于）武乙彡（肜）日。隹（維）王六祀彡（肜）日。寢伇（伇）旨啇（賞）豐。用乍（作）父丁障（尊）彝。不子。

乙酉、貝ヲ賞（タマ）ハル。王曰ク、「不□ヨ、工ヲ錫フ。戒メザル毋（ナ）カレ」ト。武乙ノ肜日ニ遘フ。維レ王ノ六祀ノ肜日ナリ。寢伇旨、豐ニ賞フ。用テ父丁ノ尊彝ヲ作ル。不子。

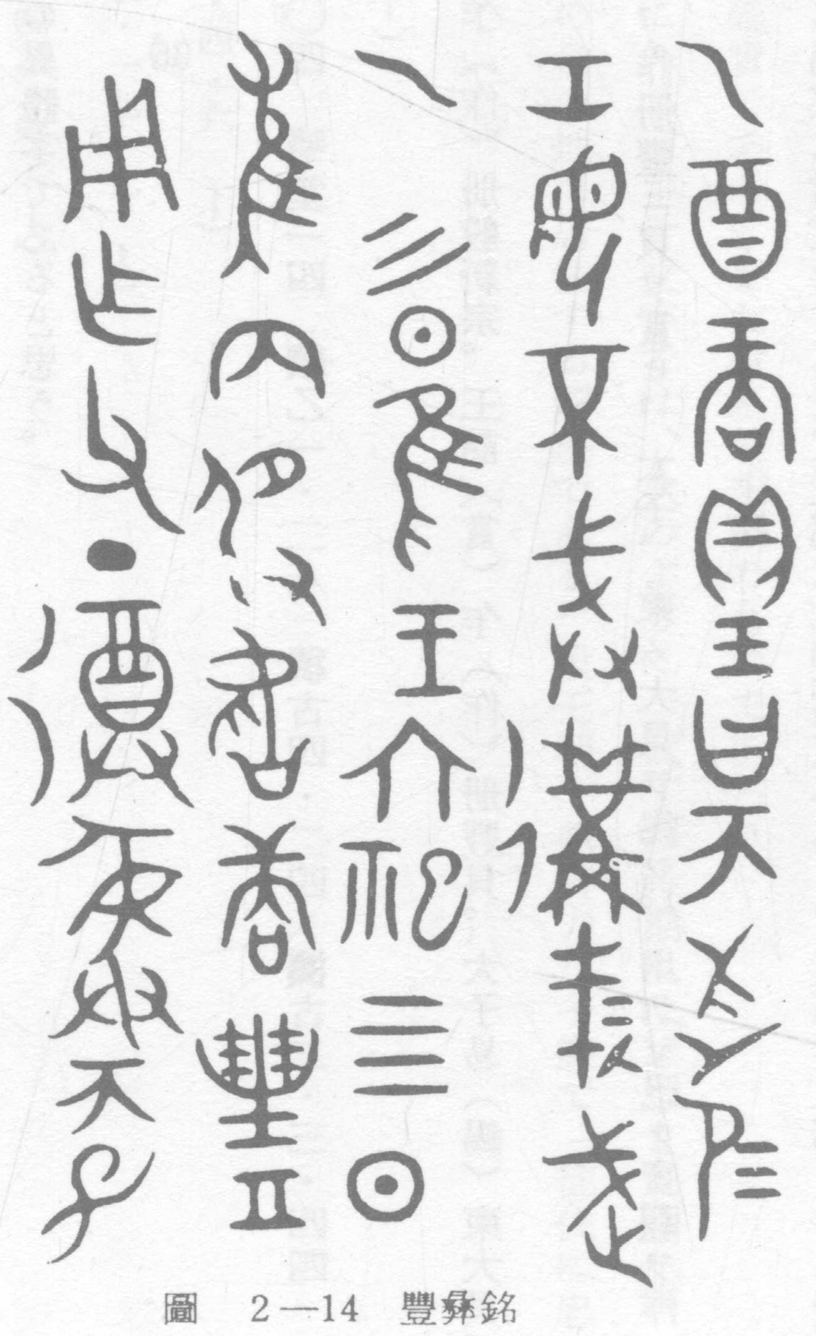

圖　2―14　豐彝銘

解　說　考古によれば、「洛郊に得た」とある。洛陽に殷代遺跡が存することは、考古學的發掘によって明らかにされているが、この銘が殷代のものであることは、記日法により明白であるから、これは、それと相まって殷代文化における洛陽の位置を推知させる重要な資料である。

ただ、殘念なことには全文の意を通じ難い部分がある。宋代著錄の金文は、その器の現在に傳わるものが甚だ少なく、宋代に既に摹寫の誤りがあったほかに、傳寫している間に原字形を變移することがあったからである。

賞貝　貝の賞をうけたのは、この銘文の作者豐である。

不𠂤　不の字は宋代以來市（巿）と解されているが、妥當でない。卜辭によれば、地名に不（河六三九）があり、また、

〔卜〕王貞、余勿伐不。（乙二〇〇〇）

の如く、國族名である。これも族名の不と解すべきである。𠂤は缺損があろう。私名に當る字であると思う。

錫工　卜辭には多工（粹一二八四）の語がある。また、

己酉貞、王其令山司我工（工）。己酉貞、山𢦏（載）王事。（綴一・四三一）

とある。これによれば、工は族長の使令をうけて王事の實務に從事する官職者であったと思われる。『詩經』周頌臣工篇によれば、工は臣工と稱され、農祭に從事していた。（なお、『殷虛卜辭綜述』五一九頁參照。）

冓于武乙彡日　冓は、遘の下部止と于の字との掘り起こしが惡く、誤寫したものであろう。殷の帝武乙の肜祭を行っているのであるから、これがその二代後の帝乙・帝辛の時期の作であることは明らかである。

六五三～六五四

寢伇旨寢　は、宋代以來寢と解されているによれば、この二つで一字である。してみると、圖象銘の寢（殷存下二六）と同一字であろう。

卜辭には、

戎亡𢦏。叀酉有𢦏。叀隹（隹）有𢦏。（粹一一五三）

戎隹執、目。（粹一三六〇）

丁酉貞、蝗不隹。（人二三六二）

頭毛を缺いているが、近似の字に族名の隹がある。但し、下記に寢酉があることと併せ考えると、この銘文では官名として使用しているのであろう。また、動詞として用いられており、恐らく集の意であると思う。寢を寢と解するのは、『說文』に「寢、寢周、燕也。从隹、山象其冠也。冏聲。一曰、蜀王望帝婬其相。妻慙亡去。子爲寢鳥。故蜀人聞其子寢鳴、皆起曰、是望帝也」とあるのに比定するのである。この比定は正確でないが、假りにこの文字を用いる。

伇　伇の缺損であろう。下記伇參照。

旨　西周初期金文小臣𧻚鼎銘（錄遺八五、斷代・二）に小臣𧻚がある。旨と𧻚とは同一字の繁簡の差であろう。但し、字解は不明。寢伇旨は灌酌の職の旨と解した。

啇豐　寢伇旨が豐に頭書の貝を賞したのである。或いは、啇は啇と字體が少しく異なるところによると、啇（庚）の誤寫かも知れない。誤寫であるとすれば、この豐と下記の豐とは同一人であろう。その場合には旨を動詞としなければならない。

不子　上記のように不は族名であるから、不子は族記號である。卜辭に、

貞、乎不其侑𠂤。（前四・三二・二）

子不というものがあって、王朝の祭事に奉仕しているが、これは不族出身の青年を意味するものと思われる。不子もこれに準じて考えてよいであろう。

さて、ここで問題になるのが、豐と不某ないしは不子との關係である。豐の字を、他の語、例えば醴の借字として「醴を賞す」と解することは、既に賞貝の語があるので、不適當である。やはりこの器の作者は豐であると見なければならない。そこで、豐と不某とは、不下の一字の字劃がくずれていて正しようがないが、同一人であり、くずれた字は恐らく豐の字號で、豐は私名であったと見なければならない。西周初期の金文令彝銘に、矢令に對し、周公は、「今我唯命汝二人、亢眔矢」と族名を呼び、矢令自身は、「作册令敢揚明公尹氏休」と私名（諱）を稱している例がある。これもそれと同樣に見るべきである。ただ、この場合は、王が族名と字號とを併せ呼んだものと思う。

この銘文の概略の筋をいえば次のようである。武乙の肜祭の日にあたって、恐らくは、その祭事の一端を行わせるために、王が不豐に臣工を與えた。不豐の功績を嘉みして、王が寢伇に命じて、豐に貝を賞賜させた。そこで不豐は父の祭器を作った。というのである。

なお、この銘文の記年法は殷式であることをいったが、それにしても、月を缺いていること、記年のあとに比較的長い記述があることなど、多少通常の殷金文とは異なるところがある。

六五五～六五六

附　豐鼎第一銘 ⒂

著錄　陶齋一・二五　小校二・八一　三代三・四四

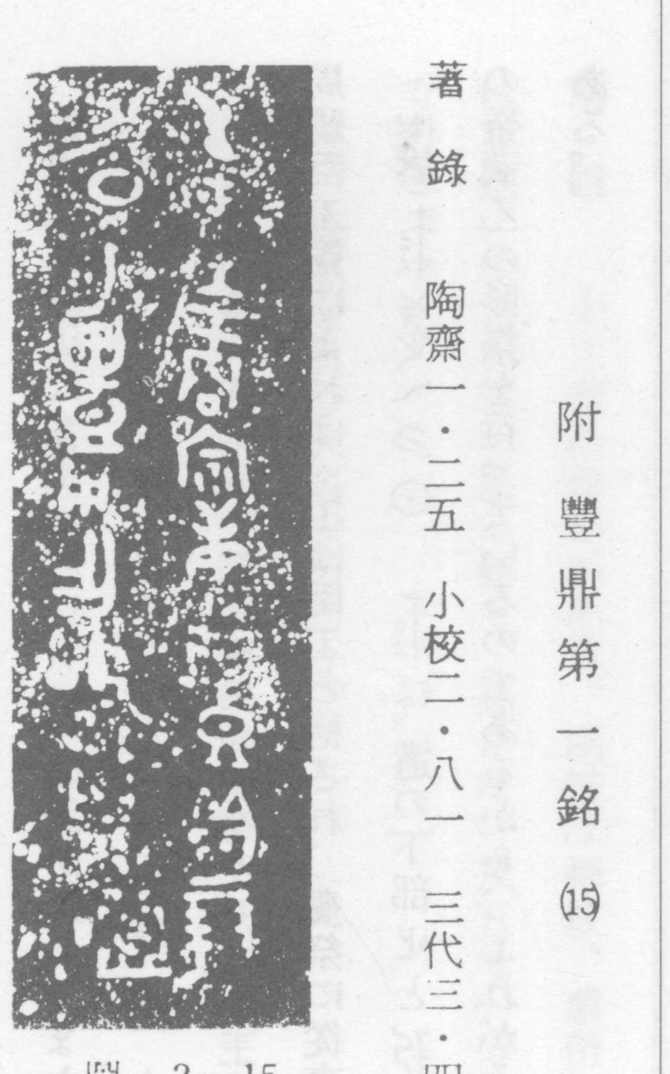

圖 2―15 豐鼎第一銘

釋文　乙未、王商（賞）宗𢈪豐貝二朋。□□□。豐用乍（作）父丁𩰫（盞）。亞□。
乙未、王、宗𢈪ノ豐ニ貝二朋ヲ賞フ。……。豐、用テ父丁ノ盞ヲ作ル。亞□。

解說　陶齋に摹寫圖がある。花形紋。高さ六寸五分、口徑六寸三分、深さ四寸三分、腹徑六寸五分。出土地は明らかでない。

𢈪豐と父丁という名の一致するのによれば、豐彝と同一人の作器ではなかろうか。ただ、やはり缺損があって不明瞭な文字がある。

宗𢈪豐　宗は宗廟の意。𢈪の字の庚は穀粒をふりほどく意味を表し、凡はその上で行う臺を示すものであろう。つまり𢈪とは粢盛を作ることで、ここではそれに當る官職を意味するのであろう。豐は宗廟の春官であったわけである。

文末の亞は、その中に何か文字があるらしいが、明らかでない。

なお、豐と豊とは、卜辭では、

癸未卜貞、裸豊叀出酒、用。一月。（後下八・二）

癸未卜王在豊貞、旬亡禍。在六月。甲申工典册、其酌……。（後上一〇・九）

の如く、酒名と地名とに區別されているが、兩文字は、丰または亡を音符としており、丰と亡とは古音同じであったと考えられるので、結局、同一語の異體字であると思う。

附　豐鼎第二銘 ⒃

著錄　博古二・二六　歷代一〇・一〇四　嘯堂一四　續乙一・二八　積古四・二四　攈古二・三・四四　文選下一・五　文錄一・一〇

釋文　癸亥、王迖（過）𢦔（于）乍（作）册般新宗。王商（賞）乍（作）册豐貝。大子易（錫）朿大貝。用乍（作）父己寶𩰫。
癸亥、王、作册般ノ新宗ニ過ル。王、作册豐ニ貝ヲ賞ヒ、太子、朿ノ大貝ヲ錫フ。用テ父己ノ寶𩰫ヲ作ル。

解說　博古に摹寫圖がある。腹部には虺紋に雷紋をまじえ、足部には饕餮紋があり、腹部・足部ともに稜がある。高さ一尺五寸六分、耳高は三寸二分、口徑は一尺二寸一分とある。

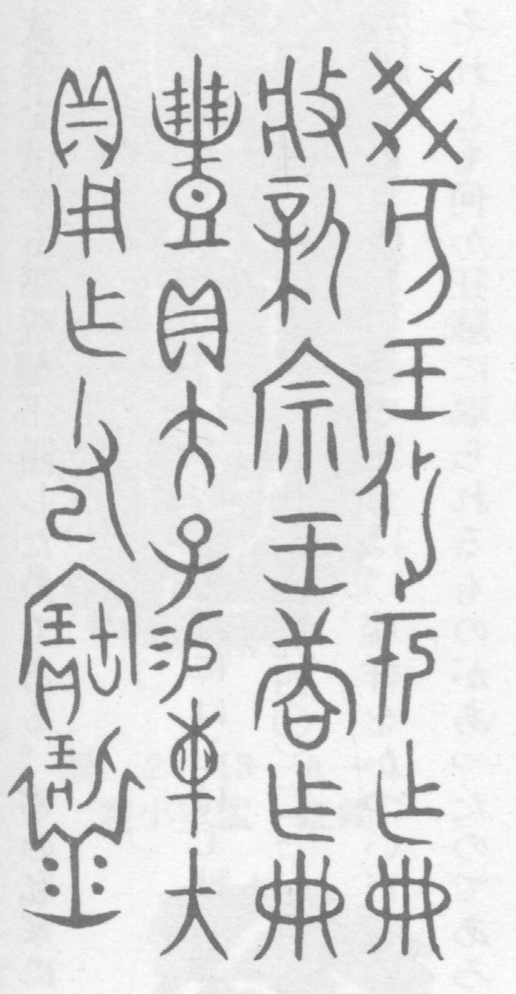

圖 2―16 豐鼎第二銘

また續乙にほぼ同銘文の鼎を著錄している。これは腹部は饕餮紋・雷紋、足部は人頭形飾で、高さは一尺、耳高は四寸、口徑は一尺三寸とあるが、宗を室に作り、賞を賡に作り、𩰫を□に作るなど、いかがわしい誤寫がある。僞器であろう。

博古・續乙何れも、周代の作器としている。しかし、作册豐が豐彝・豐鼎の𢈪豐と同一人であるか否かは明らかでないが、この銘が殷代のもの、殊に殷の帝乙・帝辛の時期のものであることは、迖という用辭、𢦔という字體によって推定される。

□　卜辭に、

壬寅卜貞、王□于□、往來亡□。（前二・二一・五）

丁未卜貞、王□于宮、往來亡□。（前二・二二・一）

とあるが如き、迖の字の不完全な摹寫である。迖の字は、通常遂と釋されており、筆者もこれに從ってきたが、改めて戈の音から推して過に當てる。殷代には、王が出往することを意味する文字には、一般には往を使用する外、步と迖と征とがあり、その使用法には殷代末期には餘程嚴格な區別があった。𢦔は、卜辭の初期には部分的に使用され、末期には顯著に使用されている。

□　□（般）の誤寫である。殷代には王朝の顯著な地位にあった一族に□□（師般）があった。作册般は恐らく師般の後胤であろう。なお、作册般の名は下の作册般甗にも見える。周初にも王が臣下の廟に臨んで祭事を行うことがあったが、殷代にはそのふうは一層顯著であったと思われる。

朿　不明。或いは下記の闌の字の省略體か。豐に貝を賜與せよという王の命により、扈從していた太子が朿の地の大貝を傳達したのであろう。

𩰫　從米鬲と解するものが多いが、妥當ではない。むしろ𩰫の異體と見るべきであろう。𩰫は方鼎、盞をいう。

この外、豐と稱する者の作器に次のものがある。

豐用作厥𩰫彝。（豐、用テ厥ノ𩰫彝ヲ作ル。）
（博古三・三〇、嘯堂一八、歷代九・五）

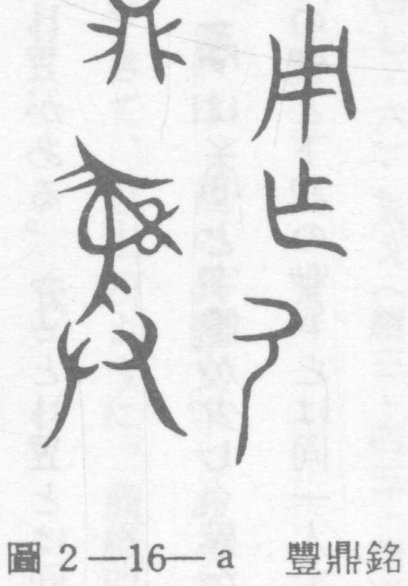

圖 2―16―a　豐鼎銘

これが、以上のものと關係があるかどうかは明らかでない。素紋を主とし、口緣部に線狀の紋があり、方形に近く、高さは三寸二分とある。博古には「銘文典古、三代物也」とあるが、何れの時代のものか定め難い。

七　嵩亞卣銘 ⒄

著錄　考古四・五　博古九・三一　歷代三・四七　嘯堂上三四　文選三・七　文錄四・一二

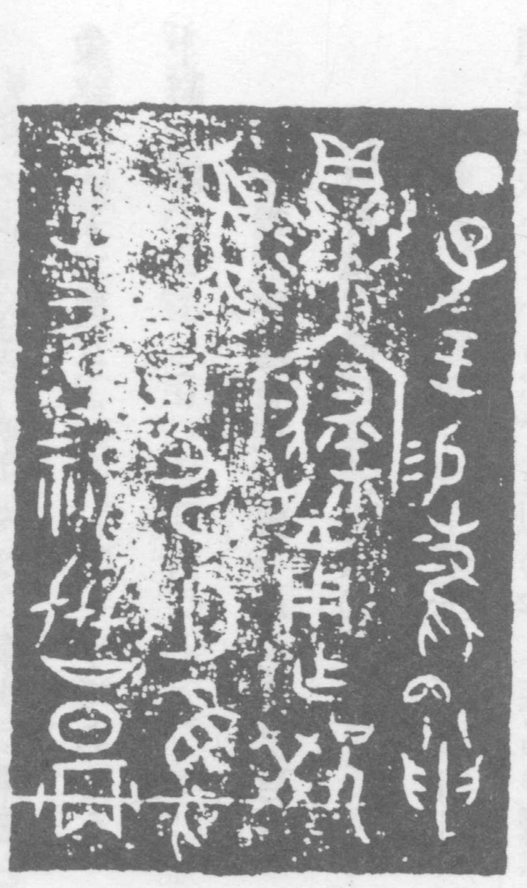

圖 2―17―1　嵩亞卣・器銘

圖 2―17―2　嵩亞卣・蓋銘

釋文 丁巳、王易（錫）𡩜亯貝、才（在）𨛜。用乍（作）兄癸彝。才（在）九月。隹（維）王九祀𠭯日。炳。

丁巳、王、𡩜亯ニ貝ヲ錫フ。𨛜ニ在リ。用テ兄癸ノ彝ヲ作ル。九月ニ在リ。維レ王ノ九祀ノ𠭯日ナリ。炳。

解說 考古に摹寫圖がある。大きさは不明であるが、やや丈高い卣である。

器と蓋とに同文の銘がある。ただ、摹寫の際に生じたものか、本來そうであったのか、字形の少しく異なっているものがあり、また、蓋銘には文末に 口 という記號がないが、第一行と第二行との上部中間に餘分な 口 の字があるところを見ると、それは 口 の誤寫で、文中に記號がある例の一つであろう。

記日法により殷代のものであることは確實であり、また殷王朝末期のものであろう。

炳 金文では 炳（殷存上三六・六）に作り、甲骨文字では、次のように、武丁の時期には 炳 または 炳 に作り、武乙の時期には 炳 に作る。その名の地に居住する國族である。殷王朝下の有力な一族で、征伐に忠勤し、また代々射官として祭典に奉仕していた。

貞、炳受年。二月。（乙六五一九 Ⅰ）

炳不其受年。（乙四六五八 Ⅰ）

〔卜〕㱿貞、𢀛方其至于炳。（續一・四・六 Ⅰ）

乙巳卜賓貞、炳𠭯告𢀛方出。（前五・一七・七 Ⅰ）

乙酉卜𠱫貞、射炳獲羌。（續三・四三・三 Ⅰ）

丁卯貞、炳𠭯羌于父丁。（摭續二 Ⅳ）

癸卯貞、射炳𠭯羌其用于父丁。（鄴三下四四・六 Ⅳ）

六六一〜六六二

𨛜 蓋銘には𨛜に作る。近似の字を求めると、甲骨文字に、𨛜の字がある。

□未卜在𨛜、王令。（前二・三・六）

丙辰王卜在𨛜……。（續三・三〇・九）

そして、その字は、『說文』に、「𦥑、舂去麥皮也。从臼干聲。一曰、干所以𦥑之」とある𦥑の字と解すべきである。その中央の縱一線は正に杵の形であり、𦥑の音の基づくところである。臼はその杵を扱う兩手を表す。

銘文の字は、これに宀を加えたものに外ならない。ところで𨛜は、文例によると帝乙・帝辛の時期に王が巡遊する地の一であったらしい。だが、注意すべきことは、第一例に見るように、通常の巡遊地の場合とは異なって、ここで王命を發している。とすれば、單なる巡遊地の一ではなく、何らか特殊の意義を有する地でなければならない。

一體、𨛜の字は召（召）・𠂤・又・舟によって成っており、舟は音符で、召と𠂤と又とが意符であろう。そこで考えるべきものは、

丙辰卜貞、康祖丁口（丁＝庭）其牢。玆用。甲子卜貞、武乙口其牢。玆用。（前一・二二・一）

甲寅卜貞、武乙宗口其牢。玆用。丙辰卜貞、武丁口其牢。（前一・二二・三）

癸酉卜貞、翌乙亥、王其又勺于武乙𠂤、正。王受有祐。（前一・二〇・七）

甲申卜貞、武乙𠂤口其牢。（粹三六〇）

の如き卜辭例である。𠂤については、種々の解說があるが、のちに(93)子作婦媧卣銘で詳考するように、杓の象形であり、卜辭では、杓・酌・礿の意味に使用されているほか、次のように、場所を示しておって、

祖乙歲、其兄（祝）于祖乙・父乙、在𠂤。（通別二Ⅷ六）

その礿祭を行う所には宮室の設けがあったものと思われる。口（丁）は廷・庭、祭禮を行う場所である。武乙の庭と、武乙の礿庭と、武乙の宗庭とは同一の所でないかも知れない。宗が宗室を表すことと比較すれば、礿にも礿宮があったろう。殊に子作婦媧卣銘に𡨦の字が存することは、このことを證している。

さて、殷代に礿祭があり、礿宮があったことを知るならば、𨛜は𠂤を主要な字素としており、殊にこれに又を加えているので、礿を主要な內容としていると見なければならない。召（召）は神靈をよぶ意、礿祭と關連する。してみれば、𨛜は礿祭を行うという特殊な意義を持った地であろう。この𨛜は、その地にあった宮室であろう。ただし、舟を音符としているので、その點から礿・酌と音義相近い字を求めれば、醻・酬である。𨛜は酬宮であって、後世の壽宮の名の起こるところであったろう。

兄癸 兄癸の合文である。

𠭯日 祖先周祭の祭名の一である。通常、𠭯の字をあてているが、それが如何なる意味の祭であったか、なお明らかでない。なお、丁日に祭るべき先王は報丁以下八王があるので、この王の九年九月丁巳の日が何れの王の祭日であったかは、今からは正確にし得ない。或いは文丁か。

八 戍𠻸彝銘 ⒅

著錄 博古八・一五 歷代二・三八 嘯堂上二八 古文審五・二〇 文選下二・七

釋文 己酉、戍𠻸隮（尊）俎于𠫑（召）。康𢉖𠦪九律。𠦪商（賞）貝〔十〕朋。𠀁（儐）豚。用室（宇）丁宗彝。才（在）九月。隹（維）王十祀𠭯日五。隹（維）來東。

己酉、戍𠻸、俎ヲ召ニ尊フ。康𢉖ノ𠦪、九律ス。𠦪、貝十朋ヲ賞ハル。豚ヲ儐ラル。用テ丁宗ニ彝ヲ宇ク。九月ニ在リ。維レ王ノ十祀ノ𠭯日〔ノ後〕五〔日〕ナリ。維レ東ニ來タリシトキナリ。

六六三〜六六四

解說 博古に摹寫圖がある。饕餮紋・虺紋に雷紋をまじえた豪壯な方彝である。蓋を失っている。高さは七寸九分、口徑は六寸一分と五寸一分とある。

記日法によれば殷代のものであることは明瞭であり、また帝乙・帝辛の時期のものであろう。

戍（戍） 戍（伐）とは字形も意味も異なる。卜辭によれば、

王其𠦪戍𢦏盂、有雨。（掇一・三八五）

圖 2—18 戍𠻸彝銘

戍甲伐𢦏獻方、大衣。（甲八〇七）

王其命五族戍𦥑、伐𢦏。（粹一一四九）

五族戍弗雉（治）王衆。（鄴三下三九・一〇）

の如く、衛戍・征伐に任じ、また雨乞いの祭儀を行った戍なる職分があった。

また、戍凤・戍伸・戍德・戍何・戍遂・戍咼・戍𦥑・戍𠦪・戍咏などの名が見えている（『殷虛卜辭綜述』五一五頁

参照）。戍〓（〓の字不確實）の名は卜辭には見えていないが、やはり戍の職分にあった一人であろう。

障俎于〓　〓が殷王朝にとって重要な地であることは⑵卯其卣第二銘で述べた。

康〓　〓は⒆宰虎角銘の〓　〓の〓の字で、臺上において糠する状態をあらわしたもので、康の字と相熟して粢盛を掌どる官職を意味するものであろう。

九律　意味は明らかでない。律は列で、奠俎の行列であろうか。

〓　〓は、卜辭では〓に作る文字。〓、つまり儐に借用したのであろう。〓は、卜辭では〓・〓に作る。〓は〓（肉）をあらわしたものであろう。豚の字である。

〓　この字は、加藤博士の説によれば、宇の字（詳しくは、⑹④―⑺⑤亞害夫諸器銘を参照）。

〓日五　〓日の意味はすでに説いた。〓日五とは〓祭のあった日から五日後のことで、殷代後期には、以後何日とは、その日を除いて何日目の意であるから、〓日は甲辰の日、甲號の先王、つまり上甲・大甲・戔甲・羌甲・陽甲・祖甲のどれかを〓祭した日である。

〓　〓の字は〓（東）とは異なるが、卜辭中に〓なる地は存しない。從來の解釋に從って東の訛變と解する。殷末の東征のときのものであろう。

九　宰椃角銘⒆

著　錄　十六長一・九　積古二・一六　攈古二・三・八〇　從古一四・二四　敬吾心下五四　古籀中一　窓齋二一・五　奇觚六・二三　殷存下二三　泉屋一〇五　文選下三・一五　文錄四・三〇　海外圖九一　小校六・八二　三代一六・四八

圖　2—19—1　宰椃角・内側銘

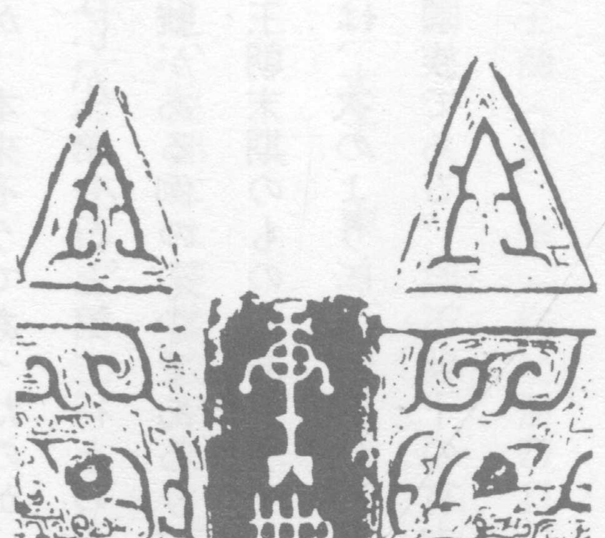

圖　2—19—2　宰椃角・鋬内銘

釋　文　庚申、王才（在）〓（闌）。王各。宰椃从。易（錫）貝五朋。用乍（作）父丁障（尊）彝。才（在）六月。隹（維）王廿祀翌又五。（以上器内側銘）〓冊。（以上鋬内銘）

庚申、王、闌（ラン）ニ在リ。王、各（イタ）ル。宰ノ椃从（コシタガ）フ。貝五朋ヲ錫ハル。用テ父丁ノ尊彝ヲ作ル。六月ニ在リ。維レ王ノ廿祀ノ翌ノ又五ナリ。（以上器内側銘）〓冊。（以上鋬内銘）

解　說　この角は住友家の所藏。腹部に饕餮・紋雷紋があり、その上方には三角紋がある。高さ約二五糎。

〓　或いは東間の二字と解しているが、次に掲げる⒇闌卣銘を參照すれば、闌の一字と見るべきであろう。闌の字義は門のしきりの意であるが、柬に簡別・遮斷の意があり、間は閑と通用するので、もと牛・羊などを圍って飼う所の意か。ここでは地名。恐らくは闌卣の作者の地であろう。甲骨卜辭には闌なる地名は見えない。

王各　王が王宮に歸りつくの意である。

宰椃　殷金文と推定されるものに亞椃簋（殷存上一〇）・亞椃壺（續殷存上六五）があり、周金文に伯椃簋（貞

古二・六）があるによれば、椃は國族號である。

武丁の時期には虎方なる國があり、虎侯なる有力な族長のあったことが卜辭に見えているが、虎方と椃方とは同族であると推定される。そして、それは周の文王が伐ったと傳えられる崇侯虎と關係があろう（本書「殷王朝における『〓』の祭祀」椃の項を參照）。

圖　2—20　闌卣銘

殷の王はしばしば諸地を巡遊しているが、この時には椃方の長が從行しており、王はその功を賞して貝を賜與したのである。

廿祀　この角の作が帝乙・帝辛の時期にあることは疑いなく、特に帝辛の時期のものであろう。殷王の在位年數については明確な傳述がないが、これによれば、帝辛の在位が二十年以上にわたったことと思われる。つまり、殷の滅亡は帝辛が即位すると間もなくあったのではない。

翌又五　翌祭から五日後が庚申、つまり庚申より五日前、六月乙卯の日に乙號の先王、つまり報乙・大乙・祖乙・小乙・武乙・帝乙のどれかに對する翌祭があった。

〓冊　この記號を有するものには、鼎（續殷存上二〇）・簋（續殷存上四七）・尊（殷存上二五）・觶（三代一四・三四）・爵（續殷存下三四）・觚（續殷存下四六）などがある。このうち、爵はこれと同時のものであろう。〓は康の裝飾文字で、官職を意味するものと思う。これは宰椃の官職ではなく、器の製作者のものか。

附　闌　卣　銘⒇

著　錄　貞松八・一六　善齋金禮三・二一　小校四・三二　三代一三・五

釋　文　〓（闌）乍（作）障（尊）彝。

闌、尊彝ヲ作ル。

一〇　肄彝銘(21)

著　錄　攈古二・三・八六　殷存上一九　郭沫若『殷周靑銅器銘文研究』上一三　文選下二七　文錄二・二三　三代六・五二

釋　文　戊辰、弜師易（錫）〓（肄）〓（由）戶〓（囊）貝。用乍（作）父乙寶彝。才（在）十月一。隹（維）王廿祀〓日、遘〓（于）匕（妣）戊。武乙〓（爽）。豕一。旅。

戊辰、弜師、肄ニ由戶ノ囊貝ヲ錫フ。用テ父乙ノ寶彝ヲ作ル。十一月ニ在リ。維レ王ノ廿祀〓日ニシテ、妣戊ニ遘フ。〔妣戊ト〕ハ〕武乙ノ爽ナリ。豕一〔ヲ用キル〕旅。

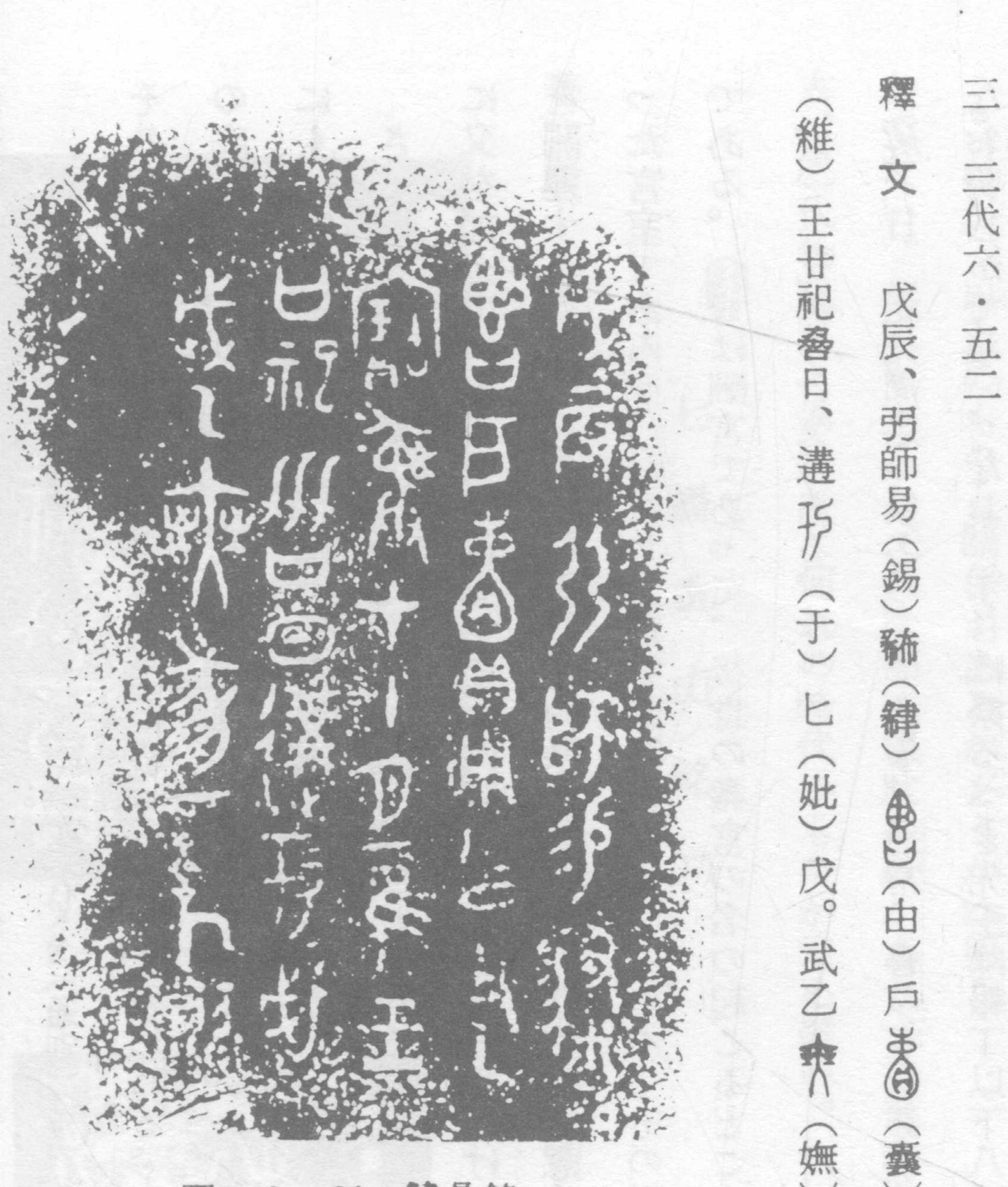

圖　2—21　肄彝銘

解　說　この銘の器形は明らかでなく、彝（攈古）といい、尊（殷存）といい、或いは簋（三代）という。今は汎稱の彝をとる。

これまた殷の帝乙・帝辛の時期の作で、十月戊辰は、宰椃角の翌祭日乙卯が六月の朔日

であったとすれば、假りに一ヶ月三旬として、十月の第二旬第六日となる。

弜師　弜の名は、武丁の時期以來見えており、

〓不饗、叀多尹饗。（甲七五二）

□寅卜、㐻……侑母、□寅卜㐻　于（?）甲申侑母……、灌。（續五・一七・七）

の如く祭事饗宴に奉仕する外、

庚戌卜王貞、弜其獲登〓、在東、一月。（前六・二六・一）

辛卯卜王貞、弜其伐方。（續六・二一・一二）

乙巳卜、弜眔雀伐羌。（粹一一六七）

の如く征伐に從事している。また次の如く國名でもある。

庚子卜、弜受年。（前三・一・二）

祖丁祔。在弜、王受祐。（佚二一七）

佚二一七によれば、殷末には祖先祭と特殊な關係のある地であったのかも知れない。

丙戌卜貞、〓在先、不水。（前二・四・三）

と、弜師の名も見えているが、これは弜の軍の意である。この彝銘の弜師は、弜族から出て王朝の大師・小師の師官にあるものをいうのであろう。殷金文には亞弜の銘を有するものが數器ある。

〓　『說文』には〓（肆）に作っている。西周金文に「惠于萬民、擾遠能邇、〓克知于皇天」（克鼎）、「勞勤大命、〓昊天亡斁」（毛公鼎）と使用されているによれば、〓が肆（肆）の原形である。但し、ここでは人名。

〓　〓　〓　郭沫若氏は「〓廿䌛䰍貝」と解しているが、〓は通常〓・〓に作り、このように作っている例を見ない。武丁の時期の族名に〓がある。また祖庚・祖甲の時期の地名に自〓がある。

辛巳卜行貞、王賓父丁歲□宰、𠬝、亡尤、在自〓。（通別二Ⅳ八）

恐らくこれと同じであろう。また武丁時の神名に、

戊午卜𡧊貞、勿㐻御羌于九〓、弗其〔獲〕。（續五・一六・八）

戊午卜𡧊貞、勿㐻御羌于九〓、弗其獲。（前六・四〇・一）

九〓・九〓なるものがある。〓と〓とは同一文字であろう。また〓を〓とも書くことがあるので、〓と〓とは同一文字であろう。この銘の〓は〓の少變形の字と考えられる。丁山氏は、九〓は仇由、『戰國策』卷第二に智伯が伐ったとある厹由であろう、という（「殷商氏族方國志」『甲骨文所見氏族及其制度』一〇四頁）。〓は、郭氏のいう䌛（〓・〓）の字とは似ていない。門戸の象形である。〓〓、つまり由戸をもって地名とすべきであろう。

〓〓　〓を䰍の本字とする郭氏は、䰍貝とは大貝の意味ではないかと疑っているが、從い難い。〓は〓（〓）の字とも似ていないが、袋の中に貝のあるさまなので、舊來の解釋を存することとした。

〓　匕（妣）と戊との合文である。武乙の配妃が妣戊であることは、ただこの彝銘に見えるだけで、甲骨卜辭にはない。卜辭の不備を金文によって補わなければならない例である。六月戊辰は𧷎祭の日であり、その日は妣戊の靈のめぐり來る日であるというのである。

武乙爽　妣戊の說明である。この構文は、⑴㔾其卣第一の銘と同じである。

豕一　豕はぶたであろう。𧷎日の供薦に豕一を用いたということである。

〓　大きな旗の下に人の集まっている形で、〓（旅）の装飾文字、肆の職分を示すものであろう。旅銘を有するものは數器あり、そのうち卣（續殷存上七二）はこれと同時の器と思われる。

夷征伐關係金文

一一　小臣艅犧尊銘 ⑵²

著錄　濟寧一・一四　攈古二・三・四六　綴遺一八・二三　窓齋一三・一〇　奇觚五・一二　周存五・五　殷存上二六　文選下二・一　文錄四・一八　小校五・三七　三代一一・三四　平凡一・二八　〔參考〕貝塚茂樹「殷末周初の東方經略に就いて」『東方學報』京都第一一冊

釋文　丁巳、王省夒且（祖）。王易（錫）小臣艅夒貝。隹（維）王來正（征）戸（夷）方。隹（維）王十祀又五〓（彡）日。

丁巳、王、夒祖ヲ省ス。王、小臣艅ニ夒ノ貝ヲ錫フ。維レ王來タリテ夷方ヲ征セルノトキ。維レ王ノ十有五祀ノ彡日ナリ。

解說　貝塚氏の考證によれば、この尊は、道光年間（一八二一—一八五〇）、山東省梁山縣の梁山の麓から、西周初期の召公奭のものと信ぜられる大保簋、大保鼎その他の器とともに出土した。勿論これは殷末のものである。殷の器が召公の器とともに出土したことは、この地方が召公の采邑として與えられたことを示すことになろう。その意味で、この器は周初の史料としても重視されている。

その殷周革命の史實は別問題として、殷代の金文そのものとしての興味も深い。器は犀の形をしており、寫實的な傑作である。文字も雄壯で迫力にみちている。

省　省方、巡狩して王事を監察することである。詳しくは⑷²俎子鼎銘について說く。東夷征伐の途次、夒の地において、夒祖の祭事をあげ、諸族長を參集させたことと思われる。

〓　甲骨卜辭によれば、

貞、𠦪年于〓九牛。（鐵二二六・一）

の如く、祈年の對象となっている先公神の一神に夒があった。夒と夒とは別字とされているが、本來、同一實體・同一文字であったとせねばならぬ。夒は、㐭辛・康丁ならびに武乙の時期には高祖夒と稱されている。

圖　2—22　小臣艅犧尊銘

貞、其告蝗于高祖夒。（粹二）

夒の字は、甲骨卜辭では、ほとんどすべて頭髮のない形で描かれており、頭髮を備えた夒とは異なるようであるが、金文と甲骨文との書寫の繁簡の相違を考えれば、要するに、同じく猴の形であり、所謂一足獸であって、同一物である。夒は帝舜の時、初めて樂官の祖となったという傳說がある（『尙書』舜典篇・皐陶謨篇參照）。夒は殷代においては、先公神であった。先公神というのは、その當時の神話では、何らかの意味で殷王室の血緣的系譜に入っているものであったことは疑いないが、その起原に遡ってみると、殷王朝を構成している有力な部族の部族神であったと考えられる。その夒から樂官夒の傳說が展開したのである。（詳しくは、本書「甲骨文に見える神々」夒の項を參照。）

既に「省す」といえば、殷都を離れて夒の祭地が嚴存したことになる。貝塚氏は、夒の故地は梁山に外ならないことを論證するに力めておられる。その說には、蝗を夒の變體とするような、やや首肯し難い推論も含まれているが、とにかく、もと山東の地に夒の聖地があったことは事實であろう。

小臣餘　卜辭にも小臣某という多くの人名を見る（『殷虛卜辭綜述』五〇五頁）。小臣は王側に侍御して庶務を處理する者であったと考えられる。但し、餘という小臣名は卜辭中には見えない。亞餘の號を有する彝器が二、三あり、また、餘伯と稱しているものもある（下記54䵼鬲銘の解說を參照）のによると、餘は私名ではなくて族名であろう。

夒貝　聖地の貝を寶貨としたものらしい。卜辭に、

卜爭貞、令亳宁（貯）鷄貝。（撫續一八九）

とある。鷄も亦殷の顯著な聖地の一である。これは、亳というものに命じて、何らかの目的のために、鷄の地の貝を移して王宮に貯えさせることを卜したものであろう。貝（子安貝）が古代の寶貨であったことは、疑いないところであるが、何故寶貨として珍重されたかについては異論が多い。石灰質の不變性を利用する實用的目的の外に、呪術的要素が多分にあったろう。特にすべての子安貝が寶貨であったのではなく、特殊な條件によって聖化されたものでなければならなかった。それは有力な部族の聖地の產であることが一の要件であったろう。しかも、殷代にはそれを王權の下に統一する試みがなされていたのではないか。そこで、聖地の貝を採ってこれを寶藏し、また隨時人に與えることにもなっていたのであろう。

貝が通貨として行われていたか否かも問題のあるところである。貝何朋という單位があるところからみれば、ある價値單位があったことは確かである。朋とはどれ位の數量か。從來の說によれば貝五個が一朋であるが、これに對し、王國維は、朋の字が𠦪のように一絲に三個連っているので、六個以上、恐らくは十個ではないかと見ている（「說珏朋」『觀堂集林』卷三第一九—二一葉）。加藤博士は殷圖象金文の𠦪を朋と解しておられると聞く。この字が朋であり貝の單位をあらわすとすれば、貝をふり分けにしてかついでいるので、十個程度の少數ではなく、餘程多數であったとしなければならない。とにかく、貝には價値單位があったのではあるが、それが果して通貨であったろうか。方座のある、しかもその方座には鈴がついている、見事な古器として有名な遽伯簋銘には、「遽伯還乍寶障彝、用貝十朋又三朋」（窓齊八・一四）とある。文面の限りでは、この簋を作るのに貝十三朋を要したと解しなければならない。もしそうであるならば、この器は器形から見ても字體から見ても西周初期の作と考えられるので、その時期には、貝が通貨であったとしなければならないことになる。しかし、この種の銘文は他に類例がない。僞刻とも見えないが、貝を十三朋用いたというのは、簋の製作に支拂ったということよりも、天子から貝十三朋を下賜されたので、その記念としてという意味の省略表現であるかも知れない。殷および西周初期においては、貝はほとんど天子または太子から下賜されるもので、相互交換を示唆するような銘文は、遽伯簋銘の外にはない。

征夷方　殷末帝乙・帝辛の時期には相當大規模な東夷征伐があり、東夷征伐に關する卜辭が多數存しているが、陳夢家氏によると、それは王の十年九月から始まって、十一年五月に終っているものであるという（『殷虛卜辭綜述』三〇四頁）。そうすると、この銘文は、十五年にも東夷征伐があったことを示している。卽ち、卜辭には現れない史實である。

十祀又五彡日　十祀又五は、十五祀である。彡日は丁號の王の彡祭の日の意であるが、何王の祭日か。或いは文丁の祭日かも知れない。

一二　小子畬卣銘(23)

著　錄　貞松八・三一　文選上三・六　白鶴一二　海外圖四四　小校四・六四　三代一三・四二　積微一五四　平凡一・二九

釋　文　乙巳、子令小子畬先㠯人（夷）于㚆。子光商（賞）畬貝二朋。子曰、貝隹（維）丮（蔑）女曆。畬用乍（作）母辛彝。才（在）十月二。隹（維）子曰令望夷方𩁹。（以上器銘）𥌛。母辛。（以上蓋銘）

乙巳、子、小子畬ニ令シ、先ニ夷ヲ㚆ニ㠯キシム。子、畬ニ貝二朋ヲ光賞ス。子曰ク、「貝モテ維レ女ノ曆ヲ蔑ム」ト。畬、用テ母辛ノ彝ヲ作ル。十二月ニ在リ。維レ子曰ニ令セラレテ夷方ヲ望シ𩁹セルノトキナリ。（以上器銘）𥌛。母辛。（以上蓋銘）

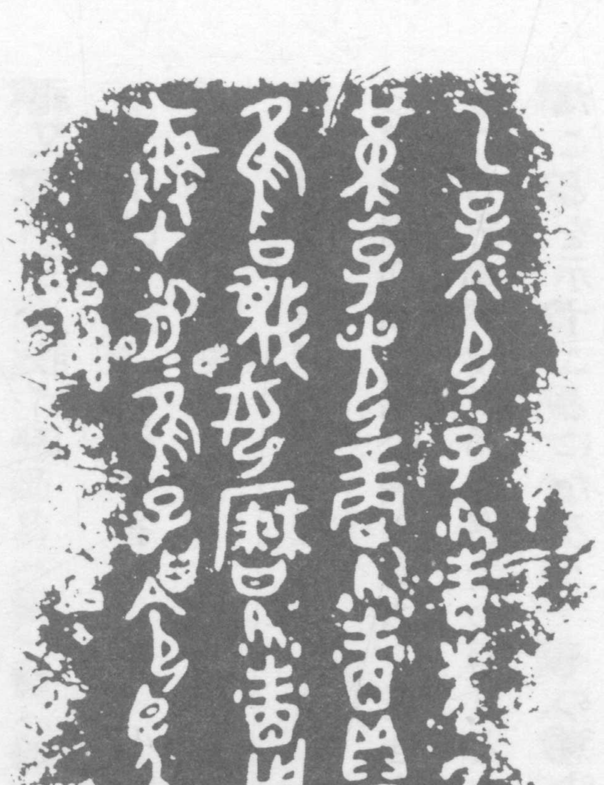

圖　2—23—1　小子畬卣・器銘

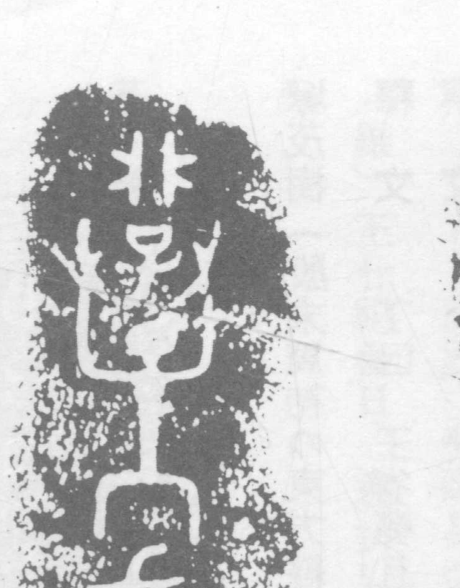

圖　2—23—2
小子畬卣・蓋銘

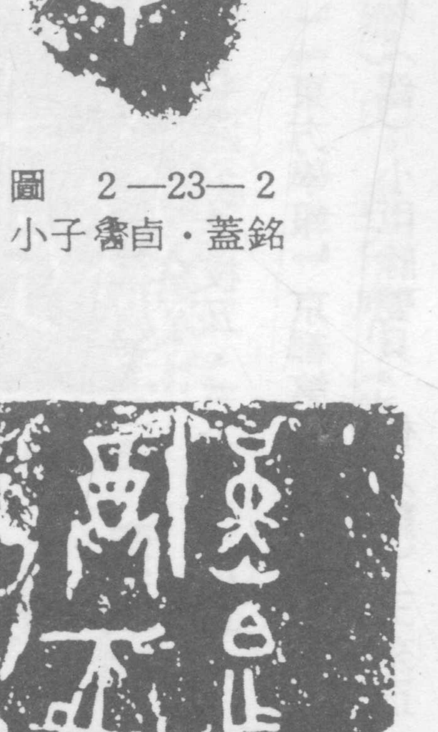

圖　2—23—a
㚆伯彝銘

解　說　これまた殷末の東夷征伐の時期である。器は神戸白鶴美術館の所藏である。高さは八寸二分、口徑四寸五分、足と腹部に虺紋をめぐらした、整った器である。

乙巳＝　子下の二點は重文を示す。子の字は、十二支名の場合は巳となる。なお、貝塚氏は、「子商小子」形式の子は太子を意味すると解される（『中國古代史學の發展』二九一頁以下參照）。詳細は下記の子錫某形式金文(30以下)の項を參照のこと。

畬　小子の名。この名は卜辭には見えない。字解不明。

㠯　㠯は㠯の字。卜辭では、「ともに」・「ひきゐる」の意味に使用されているが、特に次のように、

丁卯貞、卣㠯羌、其用自上甲䒤、至于父丁。（綴一・五五〇）

犧牲に供するときに使用されている。これも夷人をつれて來て呪術的儀禮𩁹の犧牲としたのである。

〓とは、本來、區別すべきものである。比較的に短く〓に作っているのが人であり、長めに〓に作っているのが尸の象形で、音通により、長人、つまり夷と解されるのである。そこで、陳夢家氏は人方と夷方とは區別すべきものとする（『殷虛卜辭綜述』二八五・三〇一頁）。しかし、(22)小臣艅犧尊銘は明らかに〓に作っているが、その夷方とこの人方とは同一族を指していると解釋しなければならない。

〓　これは、「帝降〓」（乙七一二四）、「帝其降我〓」（乙七七九三）などの莫、つまり嘆（旱）の字をもとにしている。この字は、また、

西土亡〓。（後下二四・二）

の如く意符〓（火）を加えて〓に作っている。この〓も熯ないしは莫の字である。この銘文では地名に使用されている。甲骨文中でこれを地名に使用している例をいまだ見出していないが、「令〓」（後下一八・七）の如く人名に使用している例があり、殷金文と推定される熯伯彝銘に「熯伯乍䢼（旅）障彝」（續殷存上二二）（圖二―二三―a）とあるのによれば、殷代に熯なる地があったに違いない。

子光賞　容庚氏は子光を人名としているが、楊樹達氏のいうように、(58)宰甫簋銘に光を貺の意に使用しているので、光・貺・休・室、古音同じで相通假し、したがって光賞を貺賞の意の熟語としなければならない。

〓　隹と口と蔑とを三字と見るか、口を上または下につけて二字と見るか、諸説があるが、隹蔑の二字とし、この蔑に意符口を加えたものと解する。

子曰　子曰を子の名とするか、子を能動主語として、子が𠳋に以下のことを曰ったと解するか、子を被動主語として以下のことを曰われたと解するか、發語の助辭と見るかの諸解があるが、第三解を適當と思う。

〓　望の字。目と背のびした人とから成る。卜辭において、望は、

貞、〓𢀛。（燕七七〇）

の如く、祭儀として使用されている。

これは、『尙書』堯典篇に「歲二月、東巡守至于岱宗、柴、望秩山川」という望秩、山川を望んで祭ること。

また、卜辭には、

𢓊芟祥山、御史于止、及伐望、王受有祐。（南上一〇〇）

と、望祭が伐禮を伴い、犧牲を斬伐することもあったことを示している。

さらに、望は、征伐の呪術儀禮であって、王自身が行うこともあった。敵地の方を望見し、犧牲を屠って、敵國の神靈を威服しようとするのであろう。さきの熯地に連行された夷人はここで斬伐され、文字通り犧牲になったのである。經書の所傳では、出征にあたって、馬を屠って出征軍の勢威を振う禡祭があったが、それはこの望祭と同趣であって、人身犧牲に代えて馬を用いたのであろう。なお、武丁の時期に大活躍した將軍に望乘があるが、その望という名はこれと關係があろう。

癸巳卜㱿貞、㐱雀伐望戉。（掇一・二五二）

貞、登人、叀王自望〓。（佚七二六）

辛酉卜爭貞、王从望乘伐下危。（京一二六八）

〓　『說文』に「䍙、网也。从网每聲」とある䍙の字である。ここは動詞であって、侮と同じ。敵國の神靈に惡罵を加えて、侮蔑するのである。下記の(24)文父丁簋銘の「伐夷方䍙」の䍙も同じ。

この銘文には、月日があって祀年がない。その祀年に代わるものが、「隹子曰」以下の文であると思う。その年の大事によって、年を表したものであろう。なお、殷末金文では比較的長文であるにもかかわらず、祖先

周祭の記事がないのは、注目すべきことである。

一三　文父丁簋銘 (24)

著　錄　小校八・四〇　三代八・三三

釋　文　癸巳、□商（賞）小子□貝十朋。才（在）□自。隹（維）□令伐夷方䍙。□□用乍（作）文父丁障（尊）彝。才（在）十月〓（彡）〔日〕。冀。

癸巳、□、小子□ニ貝十朋ヲ賞フ。□自ニ在リ。維レ□ノ令セラレテ夷方ヲ伐チテ䍙セルトキナリ。□□用テ文父丁ノ尊彝ヲ作ル。十月彡日ニ在リ。冀。

圖　2—24　文父丁簋銘

解　說　やはり殷末夷方征伐の時期の作で、前記の(23)小子𠳋卣より十二日前の作である。ただ缺損の字が多く、殊に賜與者・受賞者の名を缺いている。書體・文體は前者と異なり、前者が柔軟な細字であるに對し、これは太めの鋭い文字である。

文父丁　殷の先王の號に武乙があり、文武帝があるように文・武の文字は殷代既に何らかの美稱として用いられていたが、それは先王についてばかりでなく、小子の祖先についても稱されていた。

彡日　癸日の先王の彡祭といえば、示癸の祭日である。

一四　作册般甗銘 (25)

著　錄　攈古二二・八六　綴遺九・二二　殷存上一〇　澂秋上一一　文選下三・四　三代五・一一

釋　文　王俎（詛）尸（夷）方。舞敉（侮）、咸。王商（賞）乍（作）册般貝。用乍（作）父己障（尊）。來册。

王、夷方ヲ詛ス。舞ヒテ侮シ、咸ス。王、作册般ニ貝ヲ賞フ。用テ父己ノ尊〔ヘノウツハ〕ヲ作ル。來、册ス。

解　說　甲骨卜辭に夷方の名が現れているのは、武丁の時期と帝乙・帝辛の時期とであるが、この甗の作も

圖　2—25　作册般甗銘

帝乙・帝辛の時期であると考えられる。啇の字は武丁の時期には、〓に作っているのに對し、これは帝乙・帝辛の時期と同様に〓に作っていること、この銘文の字體は前記の(22)小臣艅犧尊と類似していることが、その理由である。

王俎夷方　俎の字を攈古・綴遺などには宜の字に解し、そこでこの甗を王宜人甗と名付けているが、誤りである。『說文』には、「〓、所安也。从宀之下、一之上。多省聲。〓、古文宜。〓、亦古文宜」とある。その亦作の古文宜が俎の原形と近似し、また「社に宜す」などと、宜が祭儀を意味する語として俎と同様に頻用されていることから導かれて、宜と解する説が行われているのである。だが、宜と俎とは別起原の字であると思う。〓は、『說文』の「俎、禮俎也。从半肉在且上」の字に解すべきである。且は神前に供える重ねた器であり、〓は肉であって、その肉の器中にあることを示している。今隸の俎はその肉を書寫の便宜により器外に出したものである。その上、實は、且は、甲金文では祖の意に借用しているように、俎の音をも示しており、〓(肉)はその意符である。既述のように、(2)𠨍其卣第二銘の〓は宜と解しては通じない。卜辭においても、この字は、

貞、𢍰禾于河、沈三牛、俎大牢。(南明四四九)

の如く、供薦の方法を意味するものとして使用されている。

但し、ここでは俎の意味で使用しているのではない。俎を夷方に供するというのも、夷方伯に俎を饗するということも考え難い。下記(27)附・父辛甗銘には俎夷とあるが、これも夷に俎するのではない。于省吾氏は俎の假借字と解しているが適當ではない。詛の假借字と見るべきである。『周禮』大祝の職には、「大師、宜于社、造于祖、設軍社、類上帝。國將有事于四望、及軍歸、獻于社、則前祝」とあり、また詛祝の職には、「詛祝掌盟・詛・類・造・攻・說・禬・禜之祝號、作盟詛之載辭、以敍國之信用、以質邦國之劑信」とある。これによって推察すれば、軍を動かす際には、祈祝の口說により敵國の神靈を壓伏する詛祭があったに相違なく、この甗銘は、それが殷末期に行われていたことを實證するものである。『詩經』大雅蕩篇には、

文王曰、咨咨、女殷商、而秉義類、彊禦多懟。流言以對、寇攘式內、侯作侯祝(毛傳云、作、祝詛也)、靡屆靡究。

とある。これは西周末期の亂を諷刺することを主意とするものであるが、その所言のように、殷末期に詛祝が行われていたのは事實である。

〓〓　舞は、甲骨文では〓に作る。舞者の象形である。西周金文では無の字に借用する。甲骨卜辭に使用されている否定詞には不・弗・亡・勿・母があるが、いまだ舞を否定詞に使用している例を見出していない。〓は、毛公鼎銘に「廼〓鰥寡」とある敄、その字形は犬を叩いているさまを表し、その意味は、「兄弟鬩于牆、外禦其務」(『詩經』小雅常棣篇)の務(あなどり)と同じ。つまり「侮」である。ところで、舞務は西周金文の例に従って「務(アナド)ラルルコト無シ」と解するのが通說である。だが、例えば、

王祝于天室、降。天亡尤。(大豐簋銘)

獻伯遘王休、亡尤。(獻簋銘)

王饗酒、遹御。亡譴。(遹簋銘)

などのように、無侮という意味であるならば、行事の終ったあと、咸のあとにあるべきである。

次のような金文がある。

六八一〜六八二

附　文父甲鼎銘 (26)

著　錄　貞松二・二五　小校二・三〇　尊古一・二六　三代三・二

釋　文　舞敄(侮)。用乍(作)文父甲寶障(尊)彝。冀。

舞ヒテ侮ス。用テ文父甲ノ寶尊彝ヲ作ル。冀。

解　說　尊古に器影があるが、饕餮紋怪異で、殷代のものと思われる。また、次の金文がある。

圖　2—26　文父甲鼎銘

附　敄觶銘 (27)

著　錄　夢郼上四〇　三代一四・五四

釋　文　敄乍(作)父癸彝。舟。

敄、父癸ノ彝ヲ作ル。舟。

圖　2—27　敄觶銘

解　說　この敄觶では、敄は人名である。卜辭にも敄なる人名が見えている(人二一四六)。

このように人名の例があるところから、(26)の舞敄もまた人名と解すべきかに思われよう。だが、作器者名のあとに「用」という語があるのは奇異なことである。「舞敄」は(25)甗銘のそれと同じく、舞と敄とはその原義で解すべきものである。卜辭には舞を詛祝に用いたことを示している例はないが、殷代の舞は、

貞、舞、有雨。(前七・三二・二)

貞、勿乎多老舞。王占曰、其有雨。(前七・三五・二)

の如く、求雨のための呪術的要素の濃厚なものであった。これによって推せば、敵國を壓伏するための呪術的舞踊もあったのであろう。禹は干戚を執って舞って、戰わずして三苗を征服したという傳說があるが、これは文德をもって服したというよりは、そのような呪術舞踊があったことから生じた潤色の傳說であろう。『詩經』大雅緜篇・皇矣篇などは詛祝の歌舞と見ることが出來る。

(25)の作册般　武丁の時期に顯著な位置を占めていたものに𠂤(師)般という人物があり、

貞、侑于盖。貞、叀𠂤般乎茇。(珠一四四)

この人物は、王の征行に從う外、祭事に奔走している。いったい般という語は、

貞、其𢍰年〓、叀〓(般と同じ)祝。(粹八五三)

とあるように、祝事の一環であって、『詩經』衞風考槃篇の槃、卽ち舞をもって降神することである。この銘文の作册般は、𠂤般の子孫であるか、またはその職によって得た名であろう。してみると、作册般がこの舞儀を行って賞賜をえたと考えられる。このことがまた、舞敄は「侮ラルルコトナシ」ではなく、「舞ヒテ侮蔑ス」る意であることの旁證となろう。

以上に、夷方征伐の際の望儀禮の金文をあげてきたが、卜辭には、例えば、

① 乙巳王貞、啓乎祝曰、盂方登人……其出伐矛師。高其令東洀于高、弗悔、不曹(曹)𢦏。王繇曰、吉。

(乙巳ニ王貞フ、「啓ニハ祝セシメテ、『盂方、人ヲ登セテ……ソレ出デテ矛師ヲ伐タントス。高ヨ、ソレ

六八三〜六八四

東〔方〕ニ令シテ、高ニ會セシメヨ』ト曰ハンニ、悔アラズ、嘗テ𢦏アラザルカ」ト。王、繇シテ曰ク、「吉ナリ」ト。）（林二・二五・六）

② 己酉王卜貞、余正（征）二丰（邦）方。叀𩛥令邑、弗悔、不化𢀛。在大邑商。王繇曰、大吉。在九月。遘上甲翌。五牛。（乙酉ニ王卜シテ貞フ、「余、二邦方ヲ征セントス。叀レ𩛥、邑ニ令センカ、悔アラズ、𢀛ヲ化セザルカ」ト。大邑商ニ在リ。王、繇シテ曰ク、「大吉ナリ」ト。九月ニ在リ。上甲ノ翌〔祭〕ニ遘フ。五牛〔ヲ用キル〕。）（後上一八・二）

③ 甲午王卜貞、𠨘、余酒朕禾酒、余步从侯喜正人方。下上𣪊受(授)余又ミ、不𣍘𢦏禍。告于大邑商、亡𢓊。在畎。王繇曰、吉。在九月。遘上甲□。維十祀。（甲午ニ王卜シテ貞フ、「アア、余、酒シテ禾酒ヲ朕ゲ、余、歩キテ侯喜ヲ从ヘテ、人方ヲ征セントス。下上ノ𣪊、余ニ有祐ヲ授ケ、嘗テ𢦏禍アラザルカ。大邑商ニ告グルニ、𢓊亡キカ」ト。畎ニ在リテス。王、繇シテ曰ク、「吉ナリ」ト。九月ニ在リ。上甲ノ□ニ遘フ。維レ〔王ノ〕十祀ナリ。）（通五九二＝前四・一八・一＋前三・二七・六）

④ 丁丑王卜貞、今𡆥巫九𠫤典、𦣻侯彈、〔亡〕尤。眔二𤛤。余其从□𢦔亡左。自下上□〔示〕受又ミ、不𣍘𢦏禍。告于大邑商、亡𡆥。〔在畎〕。（丁丑ニ王卜シテ貞フ、「今𡆥スルニ巫九𠫤シテ典シ、𦣻侯、彈ズルニ、尤ナキカ。マタ二𤛤セン。余、ソレ□ヲ从ヘテ戰フニ、左フコト亡キヤ。下上ノ□示ヨリ有祐ヲ授ケ、嘗テ𢦏禍アラザルカ。大邑商ニ告グルニ、𡆥亡キカ」ト。畎ニ在リテス。）（前四・三七・五）

などと、出征にあたって種々な行事のあったことを示している。例①の「啓伻祝云云」は、啓が祝事を命ぜられたことをいう。その祝には、敵盂方に對する詛祝の儀が含まれており、そのうえで、高に東方諸族を糾合することを命じたのであろう。例②は、將帥を卜問したものである。例③は、出征にあたり禾酒をあげ用いる呪術儀禮があったことを示している。例④の「今𡆥巫九𠫤典」とは、この卜辭は、巫が九たび降神儀を行って卜した結果を記したものであるという意であろう。そして𦣻侯なるものが弓を射て敵を壓服する儀禮を行ったのである。

六八五～六八六

前記の『周禮』の文が周代の事實を傳えているとすれば、周代でも出征の行事は多端であったのであるが、殷代には一層煩雜であり、呪術・祕儀が多かったと思う。また『禮記』の王制篇には、「天子將出征、類乎上帝、宜乎社、造乎禰、禡於所征之地、受命於祖、受成於學」とあるが、成とは「定兵謀」というような計畫を主とするものではなく、𦣻侯が彈ずるような呪術儀禮ではなかったろうか。舞侮も、その一環であったのであろう。なお禡は文字通り馬を屠って軍勢を揚げる呪術儀禮を主とするのであるが、實は、その儀禮は馬を屠ることに限らなかったと考えられる。禡の音は「バク」または「ビャク」であって、魄から由來する語、わが軍の靈力を高めることを本義とし、そのための呪術はさまざまであったろう。このように禡祭が出征の重要事として傳承されていることからしても、殷代にその類の呪術が多かったことが逆に推察される。

咸 ここでは、喊の意で用いていると解する。大聲をあげて祈るのである。

𣏟 禾と解するのと、來と解するのとの二説がある。卜辭では、禾は𠂹に、來は𣏟（武丁期）・𣏟（帝乙・帝辛期）に作る。㉕の字は來に近い。武丁の時期以來、來なる地（前二・一一・七）があるが、般の采邑か。來册は來なる人物がこの銘文を册（書の意）したという意であろう。

附 父 辛 甗 銘（圖二―二七―a）

著 錄 從古一一・三三 綴遺九・二三 小校三・九三

釋 文 王俎（詛）夷、易（錫）貝。用乍（作）父𠆤（辛）障（尊）車（器）。
王、夷ヲ詛ス。貝ヲ錫ハル。用テ父辛ノ尊器ヲ作ル。

解 說 器形を見ていないので、斷言を憚るが、僞器または僞刻ではないかと疑われる。殷金文の特徴的な鋭い筆法がなく、障・車のような不自然な書體があるからである。とにかく一應の解釋を試みておく。

俎 𠂊 𠂊を𠃊（卩）と解して、これによって從來この甗を節甗と名づけているが誤りである。前記㉕作册般甗銘の「俎夷方」の省略文と見なければならない。

父𠆤 辛の字を從古には丁と解しているが、正に釬（辛）の象形である。

車 車の字をこの字形に作っている例が他に存するか否かを知らない。但し、ここでは車の原義で用いているのではない。車の古音は居であるから、供えおく器の意に借用したものと思う。

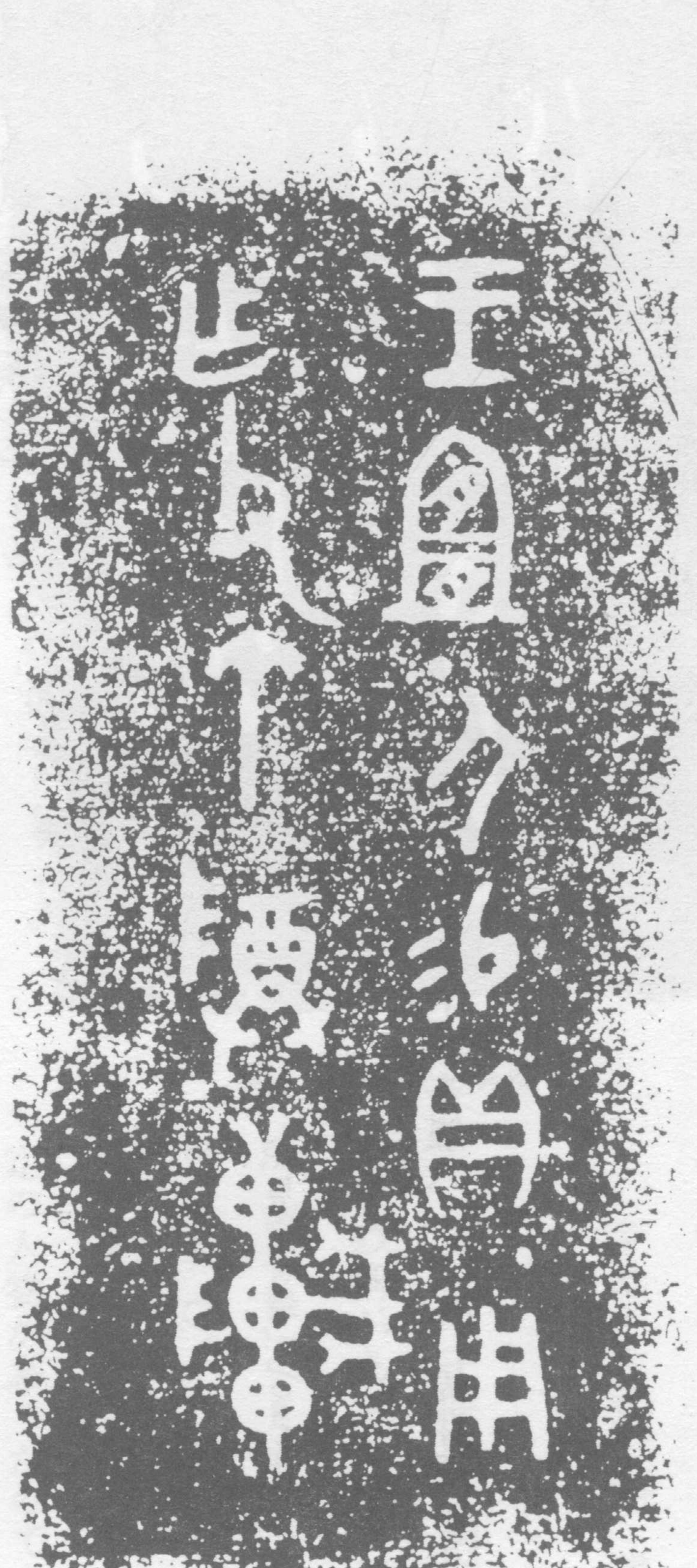

圖 2—27—a 父辛甗銘

六八七～六八八

附 寗 敄 簋 銘 ㉘

著 錄 錄遺一五一

釋 文 辛亥、王才（在）⋂（寗＝寢）、賨（賞）寗敄□貝二朋。用乍（作）且（祖）癸寶障（尊）。
辛亥、王、寢ニ在リ。寢敄ニ□ノ貝二朋ヲ賞フ。用テ祖癸ノ寶尊ヲ作ル。

解 說 これは敄なるものの作器である。殷代のものであることはほとんど疑いがない。

⋂ 在字下の⋂内の字劃は明らかでないが、寗であろう。殷代には、寢宮は安息の所ではなく、淸らかに修め祀る宮殿で、公事を行う所であった（加藤常賢『漢字ノ起原』㈩六四頁參照）。

敄□ 敄は、その寢宮に勤務する神職者の一人であろう。その公事に奉仕して賞賜されたのである。この敄は、惡靈を放逐する職という名であろう。なお、敄下の一字は全く不明。文の前後關係から推すと、地名を示

圖 2—28 寗敄簋銘

す字であろう。

附　寮卣銘 (29)

著錄　錄遺二七一

釋文　辛卯、子易(錫)寮(髳＝髦)貝、用乍(作)凡彝。庚。(器蓋同文)

辛卯、子、髦ニ貝ヲ錫フ。用テ彝ヲ作ル。庚。(器蓋同文)

解說　器形・大小など不明。細目(ほそ)の獨特な字體である。同文の銘が器と蓋とにある。

□(□)矛の音で、その上に毛髮を蒙っており、髦の字であろう。宀は官職を示すために加えたものか。

□　この字は始めて見る。凡と彝との合文で、凡は盤の原字で、器の意の意符として加えたものか。

圖　2—29—1　寮卣・器銘

圖　2—29—2　寮卣・蓋銘

六八九～六九〇

子錫某形式金文

一五　小子𢍰鼎銘 (30)

著錄　筠淸四・三　攈古二・三・二〇　敬吾心上四〇　古文審二・一三　綴遺一八・一七　奇觚二・一

文選下一・四　文錄一・三九　續殷存上二五　小校二・八五　〔參考〕貝塚茂樹『中國古代史學の發展』

釋文　乙亥、子易(錫)小子𢍰王商(賞)貝。才(在)□(上兒)餗(次)。𢍰用乍(作)父己寶隮(尊)。

冀。(器蓋同文)

乙亥、子、小子𢍰ニ王ノ賞セル貝ヲ錫フ。上兒ノ次ニ在リ。𢍰、用テ父己ノ寶尊ヲ作ル。冀。(器蓋同文)

解說　殷金文には、子錫小子形式のものの存することは、既に(23)小子𠭯卣・(24)文父丁簋について見た。

圖　2—30—1
小子𢍰鼎第一・蓋銘

貝塚氏の說(前揭書、ならびに「殷代金文に見えたる圖象文字□に就て」『東方學報』京都第九册)によれば、殷代には多數の王子と屬國の貴族子弟とによって結成された多子族なる軍事的宗教的目的を有する青年訓練集團體があった。その族長は「子」つまり太子である、という。

以下にその形式の金文二、三とそれに關係のあるものとをあげる。

小子𢍰　卜辭には見えないが、卜辭に見える次の何れかに當るかも知れない。

子□(菁一)

子□(甲二七八)

子□(後下三〇・四、珠三九三)

𢍰の字についていえば、目と𢍰とから成っている。𢍰は弓を急に張るさまで、彏、つまり蒦の音であろう。蒦を音符とし目を意符とする字は矆(音クワク)である。

□　卜辭には、

王叀□其往射、……。(佚二七三)

戊戌卜行貞、王賓祼亡禍、在上兒。(京三三二八)

圖　2—30—2
小子𢍰鼎第一・器銘

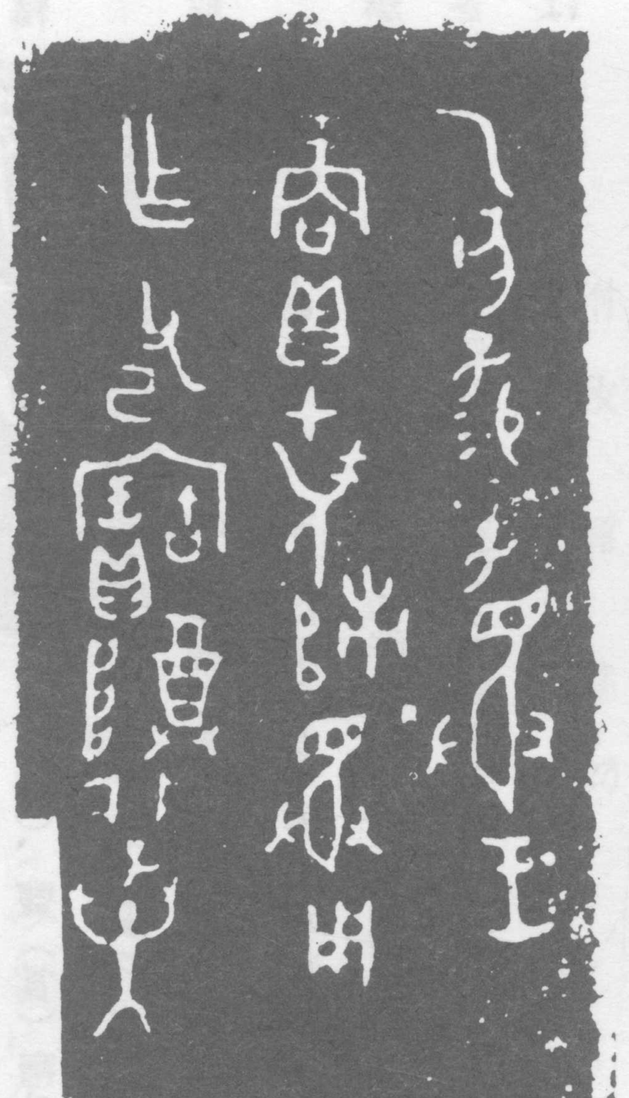

圖　2—30—3　小子𢍰鼎第二銘

王其田上兒、剛于河。(後上一五・四)

の如く、人名・地名に使用されているによれば、上兒は族名であり、また、その族居住の地名である。卜辭には、また□(兒)なる族名がある。卽ち、

王命子□。(撫續一八二)

……〔自〕東。肅告曰□□(伯)……。(後下四・一一)

次に揭げる(31)小臣兒卣は、その族人の作であろう。

附　小臣兒卣銘 (31)

著錄　長安一・二〇　攈古二・一・七二　綴遺一二・七　奇觚六・一三　周存五・九四　續殷存八四　小校四・五四　三代一三・三三

釋文　好小臣兒乍(作)己隮彝。冀。

好ノ小臣兒、〔父〕己ノ尊彝ヲ作ル。冀。

解說　この銘に見える□は族名である。

貞、叀□衘伐。(後下一四・八)

貞、商至于來。十月。在□。(前二・一一・七)

「女□彝」(三代六・一〇)は、その族人の作である。

□と□とは恐らく同一字であろう。しかし、□はそれらと區別する字であろう。右上の二點は上の字であって、□は上兒の合文であると思う。

圖　2—31　小臣兒卣銘

六九一～六九二

一六　告鼎銘 (32)

著　錄　三代三・五三　丁山『甲骨文所見氏族及其制度』五五頁

釋　文　王易（錫）小臣告渪賫（責）五年。告用乍（作）亯大子乙家祀隫（尊）。冀。父乙。

王、小臣告ニ渪ノ責五年ヲ錫フ。告、用テ太子乙——父乙——ニ亯シテ家祀スルノ尊ヲ作ル。冀。

解　說　人名・地名の卜辭との一致により、殷末帝乙・帝辛時期の作であることを知る。

[illegible]　卜辭に、

辛巳卜貞、王其寧小臣[illegible]、叀乍冊商……。（前四・二七・三V）

とある小臣告その人に外ならない。[illegible]の字は午と口とから成っている。『說文』には、舌は干と口とから成るとしているが、むしろ、これを舌の原字とすべきであろう。

[illegible]　卜辭に、

□巳卜在□貞、……于[illegible]、往來……

王來征一丰方眔……（林二・二〇・一一）

とある[illegible]の地に外ならない。小篆の[illegible]（渪）の字である。渪水は、大行山から發して山西省遼縣諸山の水を合わせて河北省沙河縣に出、一は澧河となって南和・任縣をへ、一は普通河となって永年・雞澤・南和・任縣をへて、ともに大陸澤に流入している。卜辭の渪はこの流域の某地點であろうが、詳しくは不明。

圖　2—32　告鼎銘

[illegible]　朿または來と貝との二字に見ることは出來ない。西周後期金文兮甲盤銘に「王命甲政司成周四方[illegible]（責）」とある責の字、つまり、せめとる税の意と解さなければならない。甲骨文にはこの用例を見ない。

[illegible]　禾と人とに分書しているが、[illegible]（年）の一字である。年を量の單位詞として使用したのではなくて、五期の稔の意である。殷代にはある程度の貢納租税制度があったことは推定に難くないが、これはそれを實證している貴重な記錄である。渪から貢納する租の五期分を賜わったのである。

[illegible]　小篆の[illegible]の字。享の原字である。

父乙　文末に父乙の二字があるが、太子乙と同一人を指す。帝乙・帝辛の時期に王位に卽かずに世を去った太子があったかどうか。帝乙の太子時のものではあるまい。告は太子に仕え、その家の祭禮を掌どったのである。

なお、太子の號は武丁の時期以來存する。

癸丑卜爭貞、复缶于大子。（乙七七五一）

一七　中子㠱泓觥銘 (33)

著　錄　三代一八・二一　平凡一・三〇

釋　文　中子㠱泓乍（作）文父丁尊彝。㕜𢼄（𩰫＝契）。

中子㠱泓、文父丁ノ尊彝ヲ作ル。㕜、契ス。

圖　2—33—1
中子㠱泓觥・器銘

圖　2—33—2
中子㠱泓觥・蓋銘

附　泓　鼎　銘 (34)

著　錄　愙齋三・一三　殷存上七　小校二・四九　三代三・一四

釋　文　泓乍（作）文父丁𩰫。㕜𢼄（𩰫＝契）。

泓、文父丁ノ𩰫（シャウ）〔ノ器〕ヲ作ル。㕜、契ス。

解　說　右の兩器とも泓の同時の作である。鼎は高さ二尺四寸七分の大鼎。『故宮』第二四期に器影がある。

中子　饒宗頤氏は、武丁・祖庚・祖甲の時期の卜辭に、

己酉……貞、王賓中子、歲、亡尤。（寧三・一九四）

己未卜、[illegible]子辟、小王不。[illegible]子辟、中子不。（人三〇二八）

辛丑卜大貞、[illegible]歲、其征酒。（明一一七）

貞、中子仵田于匂。（南明一九二）

中子の稱があることを指摘している（「日本所見甲骨錄」*Journal of Oriental Studies, Vol. III, No. 1*）。大（太）子・小子に對する中子である。卜辭の中子は、勿論、その指す特定の人物があったのであるが、一般的にも同父の多子の排行を區別するものとして使用されていたようである。中子㠱泓というのは、それに準じて、㠱侯の族においてもその排行が用いられたものと思う。

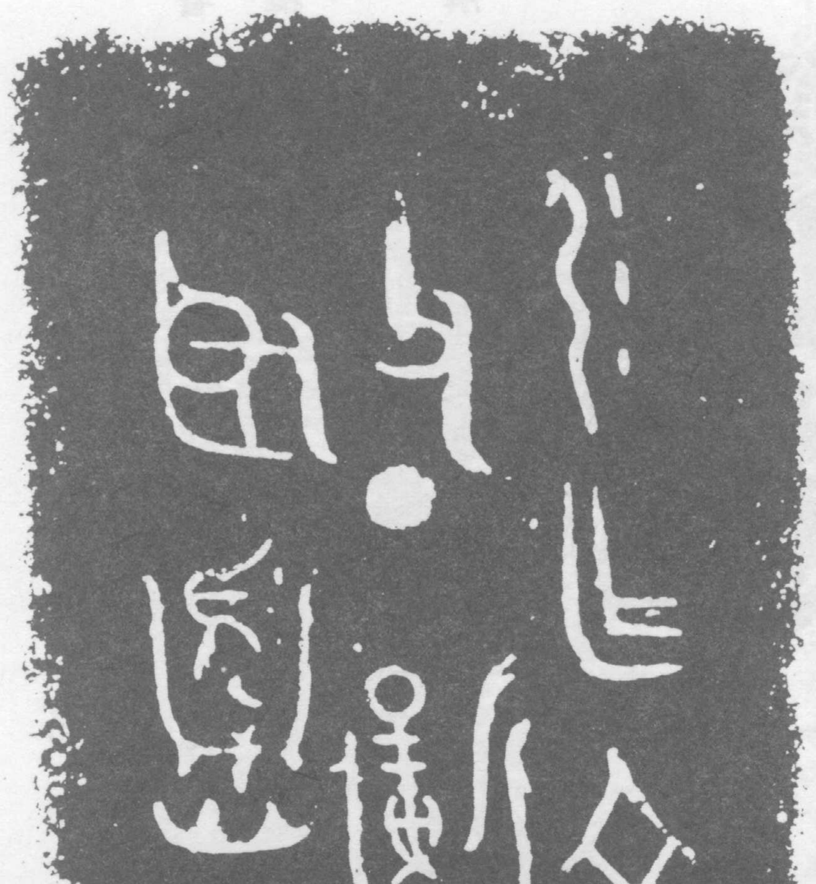

圖　2—34　泓鼎銘

[illegible]　㠱、春秋時代まで山東省にあった姜姓の國である。杞・紀と同じという說があるが、適當でない。殷代には同盟國として特別な待遇をされていたものと見え、殷末の卜辭に、

……貞、翌日乙酉、小臣[illegible]其……侑老㠱侯、王其……㠯商庚、王弗悔。（前二・二・六）

と見えている。周の武王に洪範九疇を傳えたという箕子は、この族から展開した傳說であろう。

[illegible]　水を意符とし、弓または弘を音符とする字、泓（こう）であろう。㠱が族名であり、泓が私名である。

[illegible]　觥の蓋銘ではこの二字を横書している。[illegible]は㕜、つまり賢の原字である。𢼄は、これに近い構成の字を求めれば、䚳の重文𩰫である。𩰫と近音の字を求めれば契である。泓の臣下の賢がこの銘を鑄たことを表しているのではあるまいか。

[illegible]　𩰫（にる）。容器を示す[illegible]と匙を示す[illegible]と音符[illegible]（童）と火とから成る。

一八　小子𣪕簋銘 (35)

著　錄　愙齋七・四　奇觚三・二〇　簠齋敦一〇　文選下二・一一　文錄三・二七　續殷存上四八　小校八・三　三代七・四七

釋　文　乙未、卿事易（錫）小子𣪕貝二百。用乍（作）父丁隫（尊）毀（簋）。冀。

乙未、卿事、小子𣪕ニ貝二百ヲ錫フ。用テ父丁ノ尊簋ヲ作ル。冀。

解　說　子錫小子形式の金文のついでにこれをあげる。やはり殷金文である。この小子は太子に對する稱で

あろう。

□□　卿事という官名は殷代から存して、周代にわたって行われた（例えば、令方彝銘など）。

　辛未王卜、在□□、隹（維）翌、其命□□。（通六一五）

　……卿史于□北宗、不□大雨。（前四・二一・七）

神に饗し、來朝の諸族を饗するのは重要な王朝の行事であって、これを司どるものが卿事であり、その諸吏の住するところが卿事寮である。

□　卜辭によれば、

圖　2—35　小子□簋銘

圖　2—35—a
□鼎銘

　乙酉、妻二屯、古、自□乞。（明二三四一）

とあるように、殷王室に龜甲を貢納していた□なる國族がある。そこで丁山氏は、□は□と子との合文であろうと解している（「殷商氏族方國志」『甲骨文所見氏族及其制度』一〇七頁）。

また、于省吾氏は、

　丁丑卜争貞、命□□□。（續六・五七・六）

とあるのによって、□□を□と□との合文で、□は曾・鄫に外ならないとしている（『雙劍誃殷契駢枝』三編第一二—三葉）。丁氏またこの説をうけ、且つ、□乍（作）寶□彝鼎（綴遺四・一八）によって、□は□の或體、換言すれば、□は曾臣の會意であると解している（「殷商氏族方國志」『甲骨文所見氏族及其制度』一〇七頁）。また、その故地を安徽亳縣南の層邱に比定している。しかし、武丁の時期にあっては、□と□と、また□とは明らかに別地別族であった。ただ、後期になって□（續三・二四・五）という田獵地が現れてくるのであって、後期のものによって□を推すのは妥當でないであろう。その上に、實は、□も、

　庚午卜賓貞、戔（鐵）以□……□……。（乙七二九九）

のように、武丁の時期以來存した族である。ただ、□が武丁の時期の顯著な族であったことと關連させれば、□は□の一支族であったかも知れない。

□　殷の字。經書慣用の字をあてれば簋である。食物を進める器の意である。

六九七～六九八

一九　小子省卣銘 (36)

著錄　貞松八・二九　文選下三・九　文錄四・一二　三代一三・三八

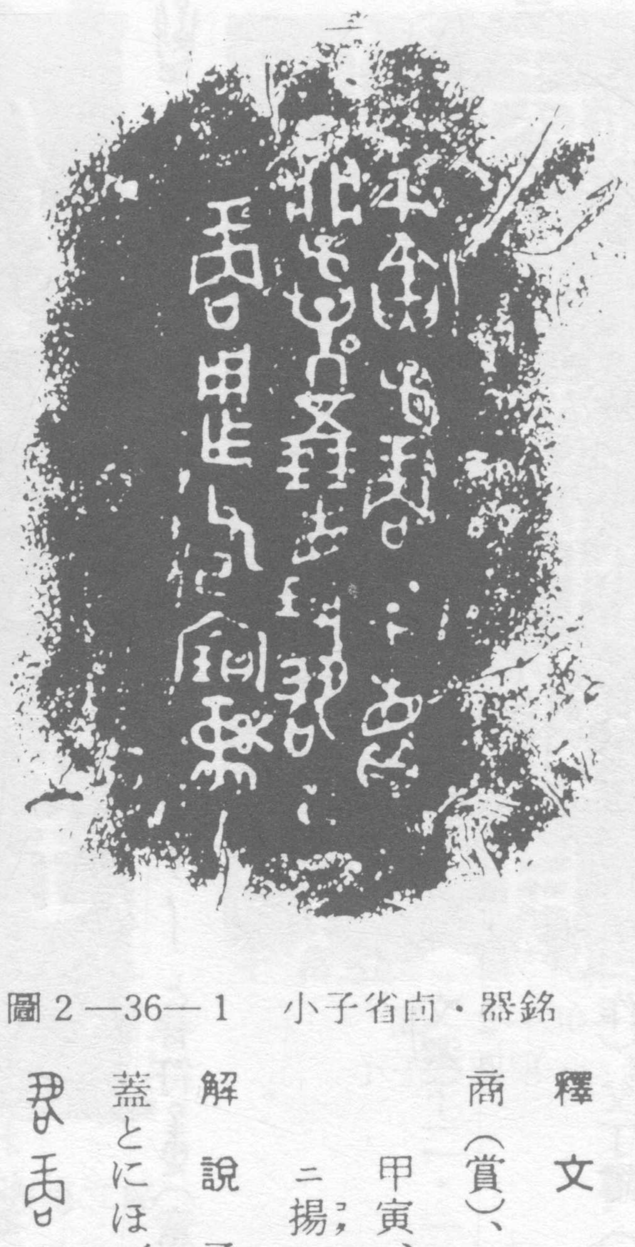

圖 2—36—1　小子省卣・器銘

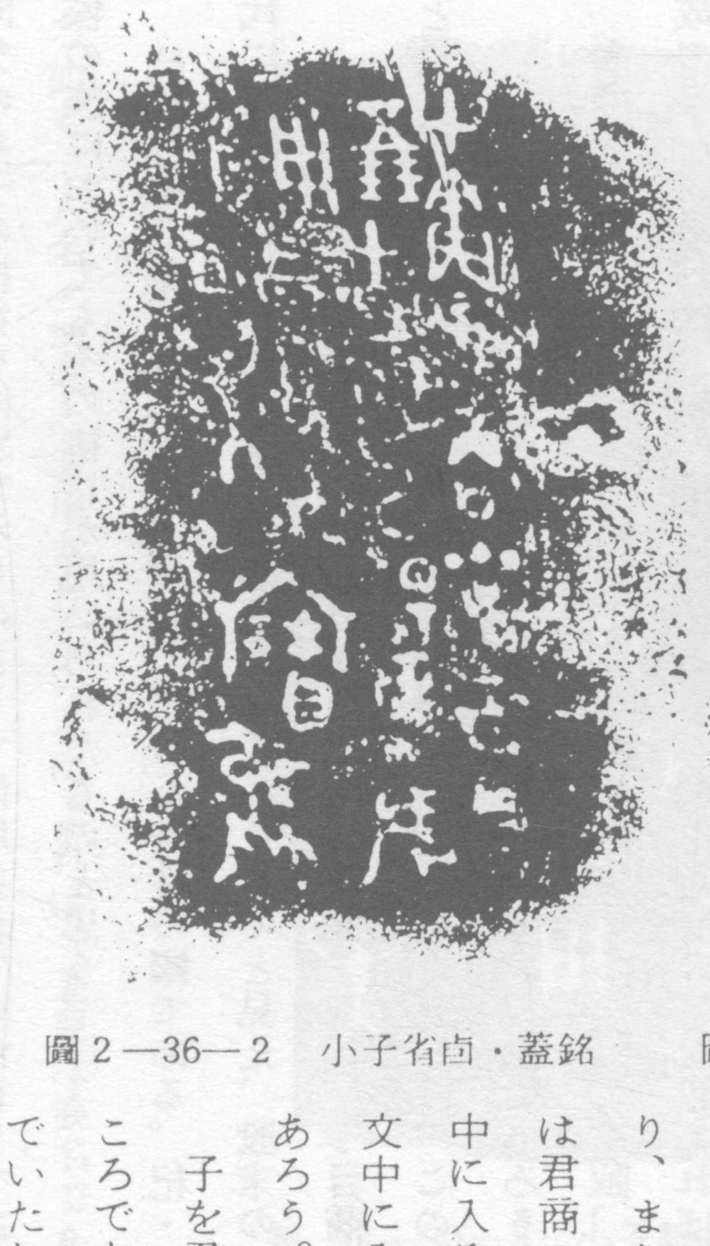

圖 2—36—2　小子省卣・蓋銘

釋文　甲寅、子商（賞）小子省貝五朋。省揚君商（賞）、用乍（作）父己寶彝。冀。

　甲寅、子、小子省ニ貝五朋ヲ賞フ。省、君ノ賞ニ揚ヘ、用テ父己ノ寶彝ヲ作ル。冀。

解說　子賞小子形式の典型的な金文である。器と蓋とにほぼ同文の銘があるが、器の銘は、□□の部分を□□□□に作っており、また冀の字が文中ではなくて文末にある。商君は君商の誤刻であろう。冀のような記號的文字が文中に入る例は外にもある。通常文末にあるべきで、文中に入っているのは刻する時の便宜によったのであろう。

　子を君と稱するのは、ただこの銘文にだけ見るところである。小子たちは子、所謂太子を主君と仰いでいたわけであろう。

二〇　敤角銘 (37)

著錄　殷存下二三　三代一六・四七

釋文　甲寅、子易（錫）敤（敤）貝。用乍（作）父癸障（尊）彝。黿。

甲寅、子、敤ニ貝ヲ錫フ。用テ父癸ノ尊彝ヲ作ル。黿。

解說　子錫形式によって、殷金文と考える。

圖　2—37　敤角銘

□　この人名は卜辭に見えないが、卜辭には、

　丁未卜争貞、命□以右族尹□、有祐。五月。（前七・一・四）

　癸酉卜貞、享其侑將。（前四・一〇・六）

　……命享以多射衛示伻邛。六月。（後下二五・八）

　乙亥貞、畢命享𠬝衆舌□、受祐。（後下二七・一四）

武丁の時期から武乙の時期にわたり、要職を占めていた□（享＝鄘）族の存在を示している。敤はそれと關係があるかも知れない。なお、敤の同時の作と考えられる次の銘文では、その旁は友ではなくて、从になっている。从になっているのは缺損であろう。

附　敤卣銘 (38)

著錄　西淸一五・三四　綴遺一一・二六　貞松八・二八　三代一三・三四

釋文　子易（錫）敤。用乍（作）父癸障（尊）彝。黿。

六九九～七〇〇

解　說　西清には周代の器としているが、その怪異な饕餮紋から推しても、殷代のものと見るべきであろう。

圖　2—38　軷卣銘

二一　丙寅匜銘 (39)

著　錄　博古二〇・三三　歷代一二・一三一　嘯堂七二

圖　2—39—1　丙寅匜・器銘

圖　2—39—2　丙寅匜・鋬銘

釋　文　丙寅、子易（錫）□貝。用乍（作）文嬬（婧＝姊）己寶彝。才（在）十月又（有）三。（以上器銘）冀。（以上鋬銘）

丙寅、子、□ニ貝ヲ錫フ。用テ文姊己ノ寶彝ヲ作ル。十月有三ニ在リ。（以上器銘）冀。（以上鋬銘）

解　說　宋代の著錄書は周代の作としているが、子錫形式と日月記載法とによって殷代の作とする。

博古によれば、通體犀兕形をしており、雲雷紋を飾り、高さ一尺一寸二分とある。器種は、現行の通說に從えば、匜ではなくて觥である。

博古では子錫下の一字を龜と釋している。卜辭に、

己卯卜爭貞、今春、命象田从戠至于[glyph]、獲羌。（前七・二・四）

貞、[glyph]以。（前四・五四・五）

とある龜族であろうか。

[glyph]　博古には姫と釋しているが、臆斷である。これは、絲と[glyph]（朿）とから成っており、絲は意符、朿は音符であって、績の原字であると思考えられる。績を音符とし、女を意符とする字は婧（音セキ）、善美を意味するが、族稱について同音の字を求めれば、姊であろう。

十月又三　十有三月の意味であることはいうまでもない。卜辭では、武丁・祖庚・祖甲の時期には、通常、十一月・十二月を[glyph]（または[glyph]）・[glyph]のように合文で書いていたが、廩辛・康丁の時期から[glyph]という書き方が始まり、その後殷末まで、この法。また[glyph]という書き方も行われた。してみると、この銘文は廩辛・康丁の時期以後のものとなる。

また、殷代では、武丁の時期には閏月を年の終りに置いた。そこで十三月という稱があったのである。ところで、この年終置閏法は、祖甲以後は行われず、年の中に閏月を置いたことは確實である。それにもかかわらず、廩辛以後の作であるこの銘文に、十三月の存することは如何に解すべきか。西周初期の金文、中鼎銘・遣尊銘などには十三月の稱がある。殷王室の年中置閏法は劃一的には行われていなかった。この銘文は、殷王室下におけるその實情と、それが周代に傳わる所以を示すものであろう。

二二　子啓尊銘 (40)

著　錄　陶齋一・四五　續殷存上六一　小校五・三三　三代一一・三一　雙劍器上一一

釋　文　子光商（賞）子啓（啓）貝。用乍（作）文父辛障（尊）彝。冀。

子、子啓ニ貝ヲ光賞ス。用テ文父辛ノ尊彝ヲ作ル。冀。

解　說　雙劍器に器影がある。芭蕉紋饕餮の古奥高雅な尊である。陶齋には、高さ一尺二寸八分強、口徑九寸九分とある。

圖　2—40　子啓尊銘

子冀啓　子啓の間に冀の字が入っているが、冀の字は、(36)小子省卣銘の場合と同樣に、通常文末にあるべきものが、製作の都合から中間に入ったものであろう。

卜辭には、武丁の時期の地名に、

戊申卜永貞、望乘有保、在[glyph]。（庫一五九三）

[glyph]があり、また人名に子[glyph]があるので、

乙卯卜貞、子[glyph]亡將。（乙八七二八）

[glyph]は族名である。[glyph]は[glyph]（戶）を[glyph]（手）で啓（ひら）くさまである。武乙の時期には、

今日[glyph]。（粹六四三）

今日[glyph]。（粹六四五）

のように、攺と啓とを互用している。これによれば、この子[glyph]は卜辭に見える子[glyph]の子孫であろうか。

附　肇子彝銘 (41)

著　錄　續甲六・四〇　殷存上一九　三代六・四五

圖　2—41　肇子彝銘

釋　文　𢼄（肇子）易（錫）駒。用乍（作）父乙障（尊）彝。羊先（?）。

肇子、駒ヲ錫ハル。用テ父乙ノ尊彝ヲ作ル。羊先（?）。

解　說　[glyph]　啓の字の篆文は[glyph]に作る。金文には[glyph]に作っているものがある。してみると、[glyph]は、啓の異體と子との合文ではなかろうか。それならば、これは啓と同一族ではなかろうか。そうであるならば、同じ啓族でも文末の記號が互いに異なる例となる。

[glyph]　[glyph]（見）の逆向きで、艮の字であるが、錫を[glyph]に作っている器がある（虢季子白盤銘）。その訛變と見、續甲の說に從い、錫と解する。

羊先　肇子の官職を示す記號であって、羊は牧畜を掌ることを示し、先（?）はそれが專業であることを示すであろう。ある行事に從い、牧畜の緣で駒を賞賜されたのであろう。卜辭には、畋獵に從事している者に、犬先（人二〇四四、寧一・三九六）がある。ただし先という隸定は正確でない。或いは生（人の意）の古字とすべきか。

農祭關係金文

二三　俎子鼎銘 (42)

著錄　窓齋六・五　殷存上八・文選一・四　文錄一・一〇　小校三・二　三代四・七

釋文　亞見。丁卯、王令俎子迨（會）西方于（于）省。隹（維）反。王賞（賞）戍甬貝二朋。用乍（作）父乙盉。

亞見。丁卯、王、俎子ニ令シ、西方ヲ省ニ會セシム。維レ反ル。王、戍甬ニ貝二朋ヲ賞フ。用テ父乙ノ盉ヲ作ル。

解說　甲橋刻辭に（見）族（乙七三一）なるものがあり、骨臼刻辭に婦（甲二八一五）なるものがあるが、これによれば、は族名である。亞見は、その見族より出て、王朝にあって亞の身分にあるものを表示する記號と考えられる。また銘文內容の事實も殷時代に屬すると考えられる。

俎子　甲骨卜辭には俎なる地名も人名も見えないが、西周初期の金文に俎侯矢簋があるによって推せば、殷代にも俎族が存したこと疑いがない。また、次の所謂俎卣（西淸一六・二

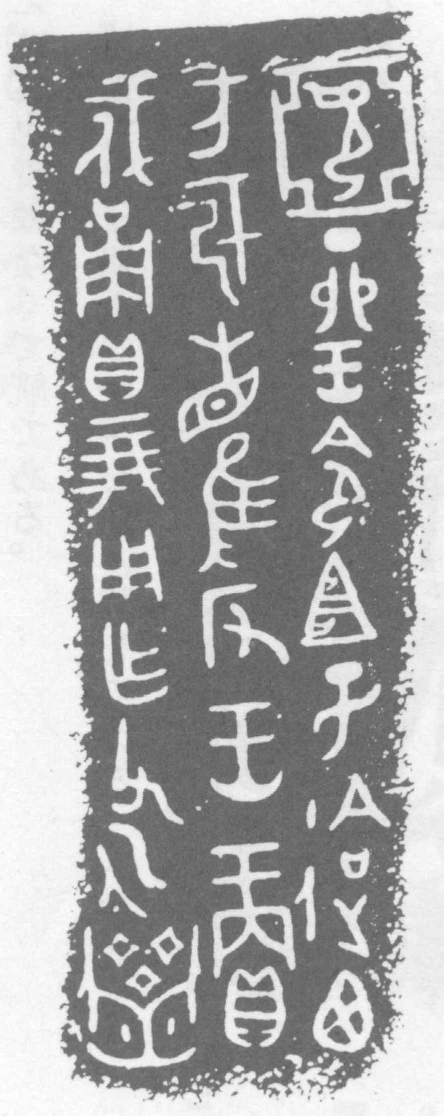

圖　2—42　俎子鼎銘

〇、古文審四・一五、殷存上四一、三代一三・三四）（圖二一四二一aを參照）なるものがある。その俎生という語は、殷金文に類例がないが、西淸所載の摹寫圖によれば、牛首形、饕餮紋怪異で、殷周の交の作と思われる。これによって推しても、俎族の殷代における存在が考えられる。なお、が俎の字であることは既に述べた。

迨　『說文』に、「迨、遝也、从辵、合聲」とある迨の字であるが、その意味は、「會、合也。从亼曾省、曾益也。佮、古文會、如此」とある古文の會に解すべきである（容庚『金文編』二・二二參照）。

（西）の字である。祖甲の時期の卜辭に、（前四・三六・五、前四・三六・六）に作っている例がある。また、西周後期金文師酉簋銘にはに作る。

于省吾氏は地名と解しているが、省事の意と解すべきである。聞一多氏は、卜辭の省をほぼつぎの如く分類した（「釋省省」『古典新義』五一五頁）。

① 省＝巡視

庚寅卜貞、叀人令省在南亩。十月。（前四・一二・五）

丁亥卜殻貞、省至于亩。（佚五三二）

圖　2—42—a　俎卣銘

（省、一作省）

□午卜殻貞、今春王省方、帝授我祐。（續五・一四・四）

（筆者註—以下は祭儀の省視とすべきもの）

貞、王勿往省黍（種）。（燕四九二）

貞、王勿往省牛于𦎫。（佚四）

② 省＝田獵（春社秋省）

七〇五～七〇六

王其省疆田、湄（獮）日、亡𢦏。（庫一〇九〇）

丙辰卜永貞、乎省我田。（前五・二六・二）

③ 省＝征伐

壬辰卜殻貞、今春王省土方、受祐。（續三・一〇・一）

庚申卜殻貞、今春王省伐土方。（林一・二七・一一）

この銘の省は、右のうち、①または③に當る。

卜辭には、また、

令多亞亞矦、遘𢓊省陝亩、至于倉侯、从嵩（？）川从□侯。十月。（存上六六）

とある。（亩）を、聞氏は鄙と解し、したがって省亩を『禮記』月令の「孟夏之月、……命司徒巡行縣鄙、命農勉作、毋休于都」の義としているが、時は十月孟冬の月であって孟夏の月ではなく、また亩は鄙の字ではなくて、廩の字である。省亩とは、農耕の收穫を省視し、倉廩に收納させることである。したがって遠く諸侯の地に至って省するのは、諸族を集めてその貢納を督促することであり、それがまた諸族を威服する機會でもあった。前記の卜辭省亩はこれをよく示している。その省事は王親ら行うべきであり、それは王者としての神聖な業務であった。但し、卜辭の例では、王が特定の人に行わせていることが多い。なお聞氏が省と解する（循）は、督の意と解すべきである。諸國の動向を督察することである。次の卜辭、

乙巳卜王貞、啓乎祝曰、孟方登人、……其出伐矛自。高、其令東迨于高。弗悔、不曹𢦏。（林二・二五・六）

は、征伐にあたって東方の諸族に會同を命じた例である。

西周初期の金文の、

公違自東、在新邑。（卿尊。河出一・一八五）

は、恐らくこの省廩を繼承するものであろう。また周の康王の時期の、

粤、我其遹省先王受民受疆土。（盂鼎。河出一・一九九）

および、中期の

王肇遹省文武勤疆土。南國服子敢陷虐我土。王其𦎫伐其至、撲伐厥都。服子廼遣間來逆昭王、南夷東夷具見二十有六邦。（宗周鐘。河出一・二三〇）

は、一層統一的意圖を主にする所謂巡狩となったものである。要するに、省廩・循方は殷周の國家統治の具體的施策である。さらに春秋時代の覇者の會盟はこの際の會同の形式を襲うものであろう。

『周易』觀卦の象傳には、「先王以省方、觀民設教」とあり、省方の語を傳承するとともに倫理化し、『孟子』には、「天子適諸侯曰巡狩。巡狩者巡所守也。諸侯朝于天子曰述職。述職者述所職也。無非事者。春省耕而補不足、秋省斂而助不給」（梁惠王下）といっている。また『尚書』舜典篇には、舜が、「歲二月、東巡守、至于岱宗柴、望秩山川、肆覲東后、協時月正日、同律度量衡、修五禮五玉、三帛二生一死贄、如五器、卒乃復」とあり、續いて南・西・北に巡守し、五載に一巡守する制度を定めたことを述べている。『周易』以下、何れも殷周の省事を理想化して潤色したものである。

（齊）はとも書く。但し、ここでは音符である。は皿、盂の形。入は匙の形で、飲食に供することを示す意符である。『說文』には、「齍、黍稷器、所以祀者」とある。よく齊えた穀物を盛る器というのが原義であろう。この鼎の場合、それが似つかわしい。

戍甬　俎子の省事に從い、その功によって王から賞された。戍甬は、見族から出て亞者の身分にあり、また

七〇七～七〇八

王朝の衛戍の職についていたのであろう。それ故、亞見の記號を置き、戍甬といったものと思う。□の名を有するものに甗一（續殷存上三〇）・斝一（三代一三・四七）がある。

二四　亞御尊銘 ⑷³

著　錄　攈古二・三・三　從古一一・二〇　敬吾心下九二　奇觚三・二〇　文選下二・八　續殷存上四八　小校七・四三　三代六・四八

釋　文　辛巳、卬（御）付倉。才（在）小圃。王光商（賞）卬（御）沚貝。用乍（作）父乙彝。亞。

辛巳、御、倉ヲ付ス。小圃ニ在リ。王、御ニ沚ノ貝ヲ光賞ス。用テ父乙ノ彝ヲ作ル。亞。

解　說　銘文は亞形の框の中にある。御が亞者の身分にあったことを示すものであろう。器の種類は、或いは彝といい、或いは簋といい、或いは尊といい、定かでない。人名・地名の一致により殷代のものと考える。

□　左偏は銜勒と轡索との形であり、右旁は人が跪いてこれを操っている意で、正しく御馬の御の字である。卜辭には、

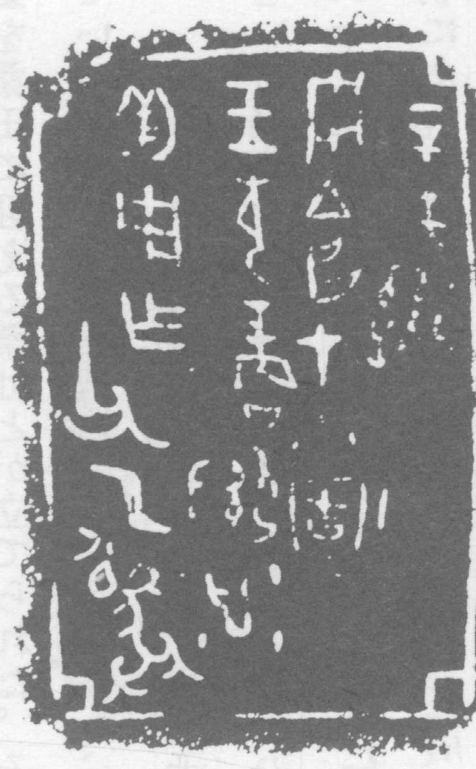
圖　2—43　亞御尊銘

其子曰□。□叔曰役、□子曰吹。（庫一五〇六）

至于子□……（甲二〇〇一）

とあって、御という氏族の存在したことを示している。御の字は、卜辭では□（午）を偏としているが、これと下記の⑷⁴御鬲銘とには□に作っている。卜辭は簡略體に作り、金文では繁縟體に作ったのであろう。

七〇九～七一〇

□　卜辭に、

乙亥卜行貞、王其□舟于河、亡□。（前二・二六・二）

の如く使用する□（□）の字である。兩手をさしのべて物を供薦賦與することを表している。今、付の字と解する。

□　今と㠯との合文のように見えるが、正しくは□に作るべき字である。物を収納する箱を示す上下と音符の廾とで成る倉の原形である。大きな箱、ひいて倉庫の意。小圃において收穫するにあたり、その貯藏の倉を作って提供したのであろう。『詩經』小雅甫田篇に、「曾孫之稼、如茨如梁、曾孫之庾、如坻如京、乃求千斯倉、乃求萬斯箱」とある。田稼時には、その收藏所を作るのが例であったと思われる。

小圃といえば、圃田（大圃）もあったろう。卜辭には、

命尹作大田。（乙一一五五）

とある（本書「殷王朝における上帝祭禮の復原」を參照）。

□　水滴の中は足跡の象形である。これは、

方其來于□。（前七・二九・一）

貞、亡尤。在十月二。在□卜。（河六八五）

とある卜辭の□の字、つまり沚という地である。沚と殷王室との關係は密接である。そして、沚からは、

丙辰卜爭貞、沚戠啓、王从、帝授我祐。（乙七八二六）

戊午卜賓貞、王从沚戠伐土方、受祐。（後上一七・五）

の如く、武丁の時期に、王の征役に從って大活躍している沚戠という者が出ている。

附　御鬲銘 ⑷⁴

著　錄　貞松三・七九　善齋金禮二・二六　小校三・七九　三代五・三八

釋　文　庚寅、御□（舂）□。才（在）寑（寢）。王光商（賞）御沚貝。用乍（作）父□彝。亞。

圖　2—44　御鬲銘

庚寅、御、□ヲ舂ス。寢ニ在リ。王、御ニ沚ノ貝ヲ光賞ス。用テ父□ノ彝ヲ作ル。亞。

解　說　貞松に近年出土といっているが、出土地を示していない。善齋金によれば、高さ六寸四分、耳高一寸四分で、口緣部に一筋の雷紋と羊頭形の飾りがある。

銘文は、前記の⑷³亞御尊銘と同様に亞形の框の中にあり、そのほか、沚貝・光賞という用語の一致から推して、御の字に少異があるが、同一人の作と考えられる。ただ銘文鮮明を缺き、殊に父號が乙か否か明らかでないのは殘念である。

□　正しく□（杵）を□（兩手）で上下している形で、舂または臿の字である。亞御の職は穀物を收藏し搗粟するにあったのであろう。

沚貝　沚の字は次行の彝の字の下にあるが、殷金文・西周初期金文には次行にわたって補字する場合が少なくない。これもその例と解する。

七一一～七一二

二五　癸未尊蓋銘 ⑷⁵

著　錄　攈古二・二・六一　從古六・一三　敬吾心上四六　綴遺一七・二七　窓齋一三・一三　周存五・九　文選下二・三　文錄四・八　小校五・三四　三代一一・三二

釋　文　癸未、王才（在）圃。雚（灌）京。王賁（賞）遂貝。用乍（作）父癸寶障（尊）。

癸未、王、圃ニ在リ。京ニ灌ス。王、遂ニ貝ヲ賞フ。用テ父癸ノ寶尊ヲ作ル。

解　說　窓齋には御方尊蓋と名づけている。すると、蓋のみ傳存したらしい。今はその蓋の圖影を見ることも出來ない。疑えば、殷金文であるか否か、やや確實さを缺くが、內容事實が卜辭に傳えるところと酷似しているので、殷金文とする。作者の名を示す字形が判然としないので、攈古に倣い、癸未尊と名づけておく。

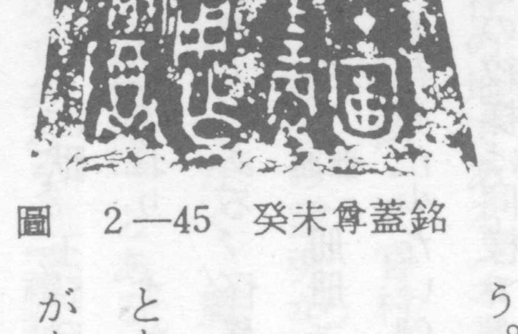
圖　2—45　癸未尊蓋銘

□　外框が切れているが、圃の字である。甫田、つまり大田のある地をいう。この圃田の地には農祭のために社土が設けられる。西周初期金文召尊銘（河出一・一七六）に圃宮があるが、それは圃田の祭宮であると思う。

□□　□は雚、假りて灌の意に用いている。

貞、婦井（妌）黍（種）、其□（灌）。（後下四〇・一五）

王往黍（種）、萑、藉。（甲三四二〇）

とあるように、農耕祈年の祭には、播種して水を注いで、穀物の生長を祈る儀禮があった。この儀禮が終ってから、畝を耕すということにもなる。

□　字形通りには喬の字であるが、□（京）の字が掘り起こしの際に訛變

したものと思う。京は殷王朝にとって早くから聖地であって、ここに祈年祭の藉田が作られた。

令𦥑圣田于京。（燕四一七）

于京灌。（鐵二六二・二）

武乙の時期の卜辭に、

癸亥貞、于𡚬圣田、（受禾）。癸亥貞、王令多尹圣田于西、受禾。癸亥貞、其𢍏禾自上甲。乙丑貞、王令圣田于𡆥。戊辰貞、𢍏禾自上甲、其𡧊。（平凡一・一〇・三）

とある。これによれば、京を中心として、𡚬その他、四方の地に畝を修作して、そして、上甲以下の先王神、山川その他の先公神、および天神を祀る祈年祭が行われたのである。この銘文は正しくこのような祭典のときのことである（本書「殷王朝における上帝祭禮の復原」を參照）。

なお、甲骨文には、單に京と稱するもの以外に、殸京（掇二・一一）・𨺅京（人一九二九）・朱京（後下二五・一四）など、某京と稱する聖地が見えている。いったい、京とは、『説文』に「人所爲絶高丘」とあるが、その族、その地の守護の聖山、またはそれを模して定めたその聖山を祀る地をいったものと思う。族守護の神靈は、その聖山から降って來ると信じられていたのである。

殷代の耕田は、

戊辰卜賓貞、令永圣田于㽙。（前二・三七・六）

山麓水邊の地に開拓された。そこで、『詩經』鄘風定之方中篇に、

升彼虛矣、以望楚矣、望楚丘與堂、景山與京、降觀于桑、卜云其吉、終然允臧。

と傳承されているように、國造りには、楚丘、つまり景（京）山なる聖山と、それを祀る京堂と、さらにその

七一三～七一四

靈を桑田に迎える桑社とが立てられた。その祭の形態は殷代に成立していたのである。それが周代に繼承されていたことは、西周初期金文令方彝銘に、洛邑成周の都制を定めて、

甲辰、明公用牲于京宮。乙酉、用牲于康宮。咸既。

という祭事を行ったとある。京宮は前記の京堂、『尚書』召誥篇の「郊」であり、康宮は「社」である（貝塚茂樹『中國古代史學の發展』一四五頁）。『詩經』大雅文王篇にも、「殷士膚敏、祼將于京」とある。ただ、京は、王朝にあっては、王都の郊にあって、「三后在天、王配于京」（大雅下武篇）の如く、配天の祭を行う聖地なので、この點から、京は京師、王都の專稱となるのである。

[illegible] 人名。字劃が判然としない。逨（らい）か。武丁の時期には、灌禮は、王または婦妌が行い、まれに小臣その他の人物が行っている。これは小臣の一人か。

二六 作册友史鼎銘 (46)

著　錄　博古一・七　歷代一・一六　嘯堂上一　西淸三・二〇　續甲一・一三　續乙一・一〇　積古一・一二　攈古二・三・五七　二百蘭一　愙齋六・三　三代四・一一

釋　文　庚午、王令寢農省北田四品。在二月。乍（作）册友史易（錫）𧶠貝。用乍（作）父乙𨤏（尊）。丰 册。

庚午、王、寢農ニ令シ、北田ノ四品ヲ省セシム。二月ニ在リ。作册友史、𧶠貝ヲ錫ハル。用テ父乙ノ尊ヲ作ル。丰 册。

解　說　日月の記載法が、例えば、

丙辰卜旅貞、翌丁巳、𣪊于中丁衣、亡𡆥。在八月。（粹二二四・Ⅱ）

癸亥王卜貞、旬亡𡆥。王𦛅曰、吉。在七月。（珠二四四・Ⅴ）

の如き卜辭と一致しており、また下記のように、卜辭に見える北田の語があるので、殷代の作であると考える。文末の記號は 丰（丰）冊冊（册册）とある。西淸・二百蘭所載のものは、これと同形らしい。してみると、宋代出土器の淸代に傳存した少ない例の一であることになる。

鼎の摹寫圖が博古にある。怪異な饕餮紋と雷紋とがあり、高さは七寸、耳高一寸三分、深さ三寸とある。

續甲には、器の紋樣は同樣であるが、獸首飾の足を備え、高さ五寸七分、深さ三寸二分、耳高二寸という鼎を載せている（圖二—四六—a）。銘文の字形も少しく異なり、缺字がある。積古・攈古の據ったものはこれ。さらに續乙に同銘の方鼎を載せているが、字體最も崩れ、僞刻または僞器であると思われる。

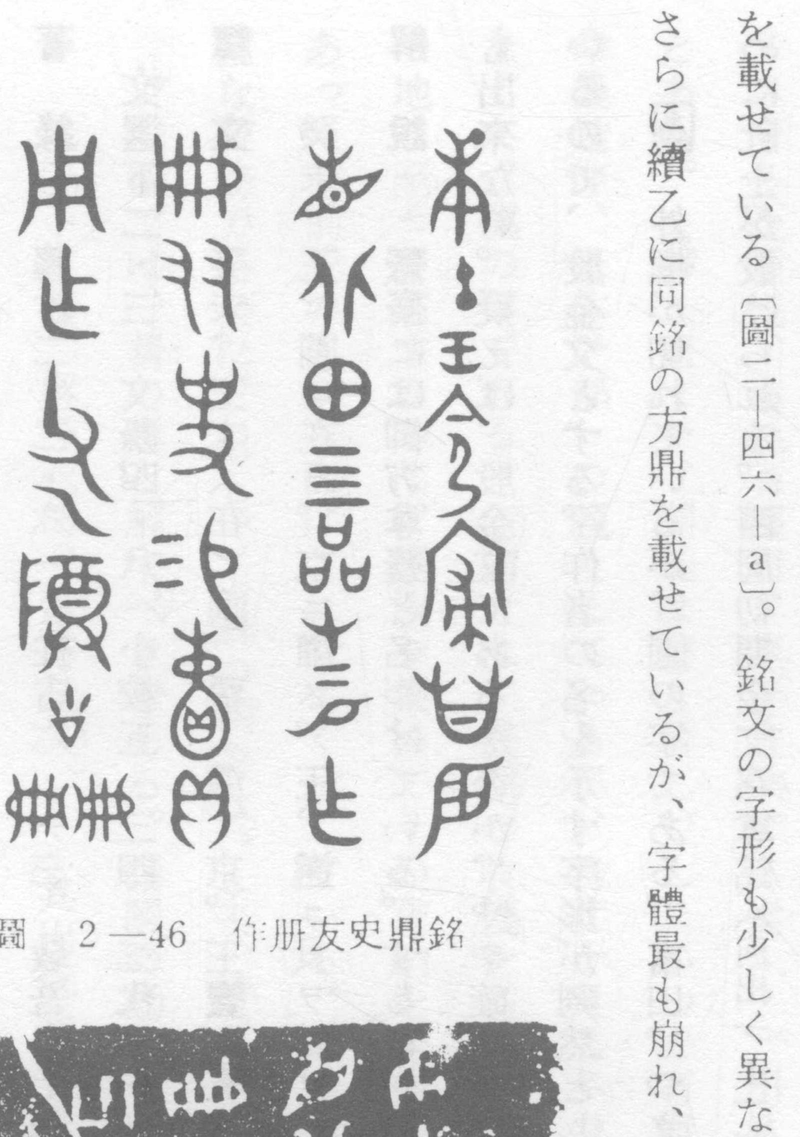

圖　2—46　作册友史鼎銘

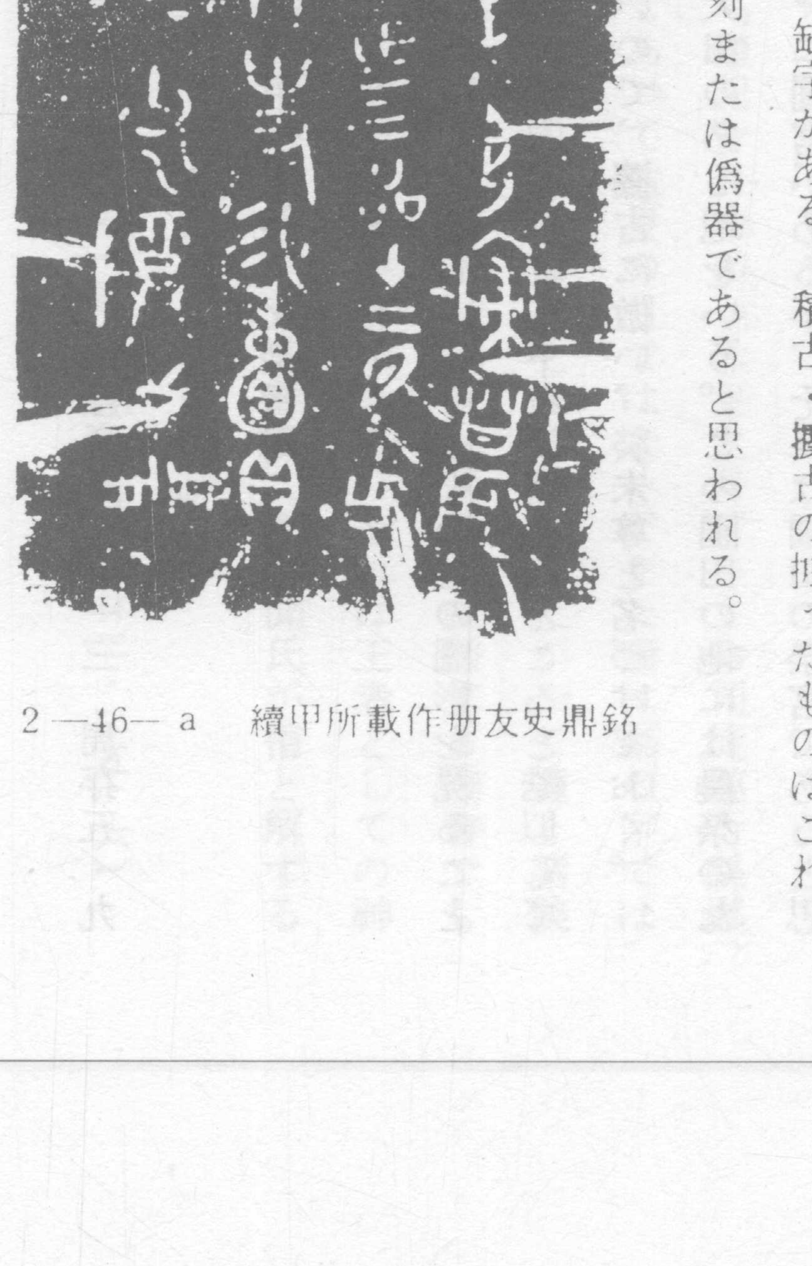

圖　2—46—a　續甲所載作册友史鼎銘

愙齋・三代などの拓本は、西淸所載の鼎によったらしいが、その銘文の石刻とも少異があり、また殷周の器の拓本とは思われない。淸代所傳のものは僞作を疑わざるをえない。

[illegible] と書いたものと思う。寢（寢）農である。農祭場を管理する意の官名であろう。

省北田　これは所謂春省である。農耕民を督促勉勵すること。卜辭にも、

我北田不其受年。（乙五五八四、乙六二四一）

とあるによれば、前記(45)癸未尊蓋銘について說いた四方の田があったことは確かで、これは、その北田における行事である。

四品　玉のような物についても、人についても、一般的に單位詞として品を用いた。これは北田の四單位の田であるが、四區劃の田を設けたものか、または北方の四地區の田かであろう。

丰冊冊 もと 丰冊 に作ったものではなかろうか。三代六・二七にその記號をもつ彝がある。それならば、丰册册（作册して册すの意）と讀むべきであろう。

七一五～七一六

二七 子𡕒觥銘 (47)

著　錄　積古五・二〇　攈古二・一・三五　綴遺二二・九　愙齋二一・一一　周存五・七一　殷存下三二　小校五・四三　三代一八・二〇

釋　文　子𡕒才（在）甫。乍（作）文父乙彝。

子𡕒、甫ニ在リ。文父乙ノ彝ヲ作ル。

解　說　甫の地名と子𡕒の名とによって、殷金文と考える。

圖　2—47—1
子楚觥・蓋銘

圖　2—47—2
子楚觥・器銘

〓　何の字か明確を欠く、積古に燮の字を當てているのは誤りで、燮の字は卜辭に別に〓がある。楚の異體字ではなかろうか。萌え出る生草と音符の疋（足）とから成っているであろう。假りに楚を當てておく。

〓　積古は、『說文』に「〓、國也。从邑丰聲。〓、古文。」とある古文によって、これを邦の字と解している。卜辭には〓土なるものがあり、これに稔を祈っている。

貞、勿𠦪年于〓〓。（前四・一七・三）

王國維は、この〓土を解して、「〓、从田丰聲。與邦之从邑丰聲、籀文社之从土丰聲者同。古封邦一字、說見史籀篇疏證。邦社、卽祭法（『禮記』）之國社。漢人諱邦、改爲國社。古當稱邦社也」（「殷禮徵文」『海寧王忠慤公遺書』第二集）と解している。ところで、〓は、族名でもあり、

戊申卜貞、〓骨不于壴舌八人〓五人。（簠歲二四）

また〓の字にも作る（京三〇九八には〓に作る）。

貞、〓其遘邛方。（續三・七・二）

而して〓は、殷王朝にあっては、次の如く、

壬申卜㱿貞、〓畢麀。（前四・四・二）

貞、〓其侑〓。隹（維）其侑腊。（粹一二六九）

丁酉卜㱿貞、我受甫耤在始年。三月。（乙二一五四）

丁酉卜爭貞、甫秜于始、受年。（乙三二一三）

田獵・祭事、特に農耕祭に從事していた。また、その名の地名も卜辭に現れており、

庚申卜在甫（貞）……王步于𣪘。（前二・八・四）

殷末においても、王の巡遊の地であり、殊に、

乙亥貞、其召衣于亘、遘雨。在甫魯。十一月。（後上三・一）

辛未卜貞、今丁小魚麑。十月。在甫。（京三一七六）

の如く、祈年の祭儀を行う地である。さらに、

甲戌卜賓貞、甫受黍年。貞、𢀛受年。（乙六五一九）

によれば、殷王國と關係の深い一國である。

〓・〓・〓が、田地に草が豐盛するさまをあらわし、〓（丰）を音聲とする字であることは確かである。その點では邦の字と解してもよいかも知れない。だが、字形の近似から推せば、〓（甫）の字である。〓は前記のように圃の音符であり、また圃と相通ずる字としなければならない。甫田や圃の甫は、「東有甫草」（『詩經』小雅車攻篇）の甫、生い茂る若草、つまり〓から起こった語であると考える。故に、今は『說文』の字解にかかわらず、〓を甫と解し、〓をその緐文とする。なお、〓（亳）を甫と同一地と解する說があるが、兩者は別字、別地である（本書「殷王朝における『土』の祭祀」甫土と亳土の項を參照）。甫族・甫國は、そこに殷王朝の祈年祭を行う甫田があり、そこの住民がそれに奉仕して、その名を得たので

七一七～七一八

ある。甫土はその地に設けられた祈年祭を行う土壇である。これを邦社と解するのは適當ではない。

要するに、この觥は、子楚なるものが甫地における祈年祭に從事したことを記念して、父に供えるために作ったものである。文という語は父靈の美を頌する詞である。

なお、續殷存下一六著錄の爵（圖二—四七—a）は、この觥と同時の作器で、「子楚在甫」という省略文の銘がある。

圖　2—47—a
子楚爵銘

二八　戊寅亞受鼎銘 (48)

著錄　積古一・一〇　攈古二・二・五六　奇觚一六・六　殷存上七　文選下一三　文錄一・四〇　三代三・三七

圖　2—48　戊寅亞受鼎銘

釋文　戊寅、王曰、𪓐（獻）陷馬、酒。易（錫）貝。用乍（作）父丁𢍉（尊）彝。亞受。

戊寅、王曰ク、「陷ニ馬ヲ獻ジ、酒セヨ」ト。貝ヲ錫ハル。用テ父丁ノ尊彝ヲ作ル。亞受。

解說　神名陷・亞受號・書體などによって殷金文であると考える。

〓　舊來多くは月と解しているが、月をこのように書く例はない。〓（曰）の一劃を缺いたものである。

〓　左偏は〓（虎）の字とは異なり、〓（虘）の字（俎侯矢簋銘參照）で、この字の音を示す。そこでその音によって推せば、獻の字である。積古の摹寫には〓に作っており、三代の拓影を見ると、〓の如く認められる。㗊または〓が原來字劃であったか、銹の凹みが現れたものか辨別し難い。原來の字劃であったとしても、㗊には喧の音があったので、器を獻の音符とすることには渝（かわ）りがない。

〓　甲骨卜辭に〓なる地がある。この字は〓（京三八七二）・〓（續四・二八・三、甲五三九）・〓（續四・二二・九）などとも書いている。これらの字形と比較すれば、〓のへを上にあげてこの銘文の字形に書くこともあったと見なければならない。この地は殷末の田獵地の一であるが、

其𠦪年于〓。（粹八五一）

の如く、祈年祭を行う聖地でもあり、〓〓（京）という稱の存する（鄴初下三三・一）によれば、山丘を控えた地である。陳夢家氏は隕の字を當てている（『殷虛卜辭綜述』二六九頁）が、右旁は貝形には似ない。むしろ臼、谿谷のさまである。そこで近似の字を求めれば、『說文』に「〓は危なり」とある隉の字を當てるべきである。險阻な丘陵谿谷の地である（本書「甲骨文に見える神々」社木と季の項を參照）。

獻馬　小屯・西北岡・武官村・大司空村などの殷代遺跡から車馬坑・馬坑が發掘されている。それを殉葬することによって、死者の靈魂が死後もこれを驅って往來することを願ったのであろうが、これによって推せば、馬は殉葬としてだけでなく、廣く犧牲に使用されたことと推測される。『詩經』大雅皇矣篇には、「是類是禡、是致是附、四方以無侮」とある。毛傳には、「殺而獻左耳曰馘、於內曰類、於野曰禡」とあるが、むしろ、禡は馬を屠ったのであろう。『禮記』王制篇には、「天子將出征、禡于所征之地」とあり、また、蘇秦が趙の肅侯に說く詞に、「令天下之將相、會於洹水之上、通質、刳白馬而盟、要約曰、秦攻楚、齊魏各出銳師以佐之。云

七一九～七二〇

云」（『史記』蘇秦列傳）とある。これらによれば、軍行にあたっては、犧牲として屠る馬の靈力によってその軍勢を張る呪術があったとせねばならぬ。また、『詩經』小雅吉日篇に、「吉日維戊、既伯既禱」とあり、その毛傳に、「伯馬祖也。……將用馬力、必先爲之禱其祖。禱、禱獲也」とあるが、これも馬祖に禱るといえば、田獵にあたっても、軍行に倣って、馬を屠るのが古代の儀禮であったと思われる。禡・伯は同一語源の字である。『周禮』甸祝の職の文に、「甸祝、掌四時之田表貉之祝號」とあるが、表貉は伯の緩言である。『周禮』の鄭玄の注に、「田者、習兵之禮。故亦禡祭。禱氣勢之十百而多獲」とある。但し、『詩經』周頌桓篇の序に、「桓、講武類禡也」とあり、桓篇には、「綏萬邦、婁豐年」といっているによれば、禡祭は、軍行や田獵だけでなく、祈年祭にも行われることもあったのであろう。

酉彡　これは、卜辭にも、

貞、辛酉、酉彡河、沈牢、𡨦。（乙五三二三）

癸未王卜貞、旬亡禍。在四月。甲寅、酉彡翌日自上甲。（佚九〇六）

とあるように、先公神にも先王神にも廣く使用されている祭儀である。甲金文では酒の意には酉を使用しており、酉彡は酉（酉）を字素として、これに酒の香氣の發散を示す符號をつけた字である。酒とは區別していたようである。彡を音符とすれば、湛（浸）の字となろう。しかし、𡨦祭が火や煙をあげ犧牲を燒いて降神する祭儀であるに對し、これは大地・河川、または犧牲に酒を注いで降神する祭儀であって、文獻でいう酎・注などに當り、酎・注はもと酒と同音である。そこでこれに酒を當てる。

錫貝　貝を錫與されたのは亞受であろう。亞受が、獻馬の儀式に奉仕し、その功を賞されたのである。

祖先祭關係金文

二九　咎卣銘 (49)

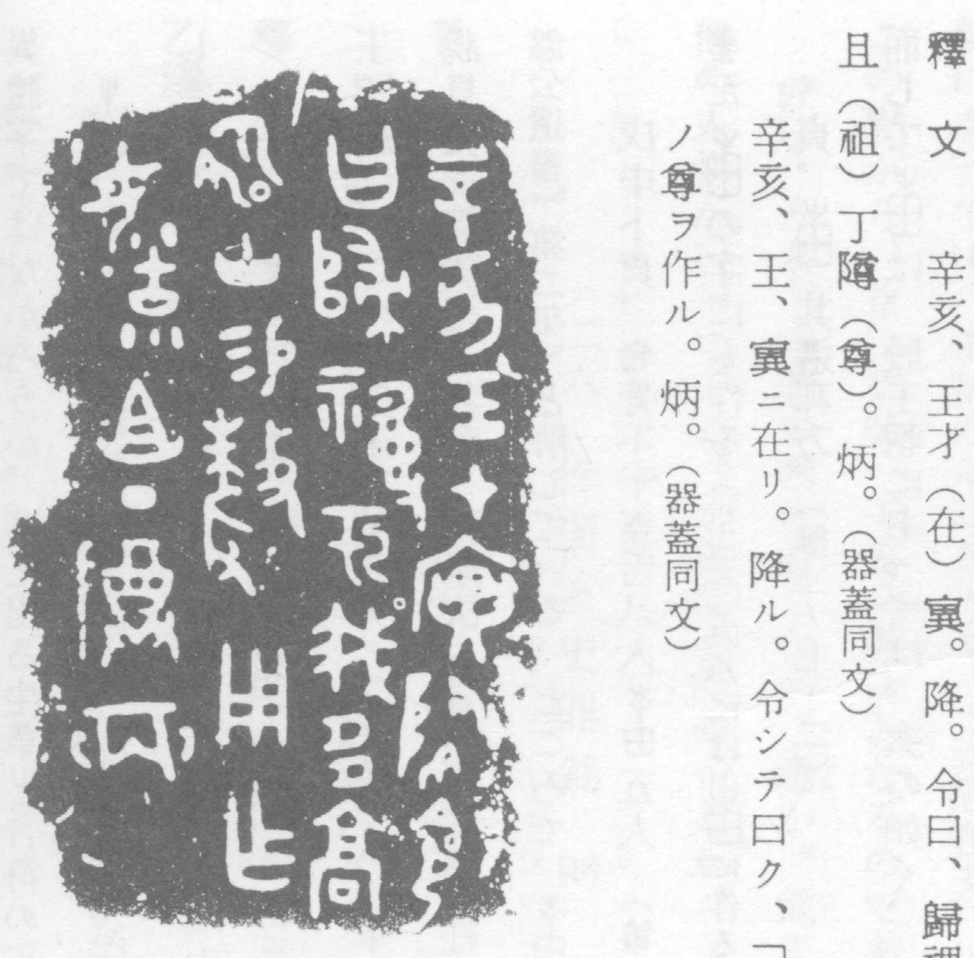

圖　2—49—1　咎卣・器銘

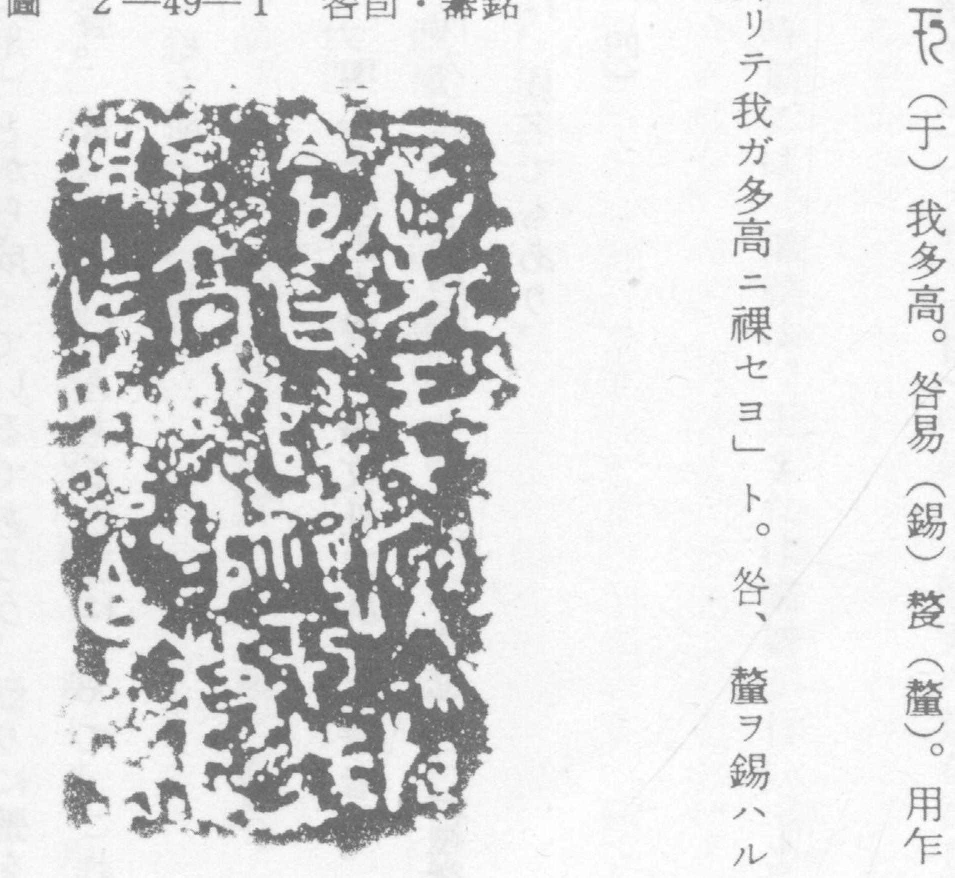

圖　2—49—2　咎卣・蓋銘

著　錄　貞松補上三四　文選下二・二　貞松續中二一　小校四・五九　三代一三・三八

釋　文　辛亥、王才（在）寠。降。令曰、歸祼于（于）我多高。咎易（錫）𩰫（鬯）。用乍（作）毓（后）且（祖）丁障（尊）。炳。（器蓋同文）

辛亥、王、寠ニ在リ。降ル。令シテ曰ク、「歸リテ我ガ多高ニ祼セヨ」ト。咎、鬯ヲ錫ハル。用テ后祖丁ノ尊ヲ作ル。炳。（器蓋同文）

解　說　殷金文であることは明白。后祖丁の稱と書體の特徴から推定すれば、廩辛・康丁の時期の作であろうと思う。器・蓋に同文の銘がある。

辛亥　辛日であることから推すと、祖辛または小辛の祭を行った時のことである。

寠　『說文』に「祀、或从異」とある。巳と異とは古音同じである。宀下の異に作るは祀室の意味であろう。卜辭の中には、いまだこの字を見出していないが、司室（前四・二七・八）がある。司と祀とはまた同音である。

降　通常「降命」で句にしているが、降で斷句すべきである。西周初期金文大豐簋銘に、「王祀于天室、降、天亡尤」とある。祀室を降ってから、庭前に集まった諸人に命ずるのである。

祼　(51)亞若我鼎銘に說く祼と同字である。神前に酒尊を手で傾けるさまであって、酒を注ぐ祭儀、祼の意である。

多高　卜辭に高と稱するものには數種ある。その第一は祈年の聖地（甲七八五）であり、殷末の田獵地（前二・一二・二）であり、高族（三代一四・五二）の據るところであったと思われる高である。これは多高の名に適わしくないので、別にすれば、第二は廩辛・康丁の時期から始まる高祖夒（粹一）・高祖王亥（後上二一・一四）であり、第三は武丁の時期に見える高祖乙（乙三五九七）であり、第四は廩辛の時期から始まる單に高祖というものであり、第五にはこれらよりも早く既に武丁の時期から稱されている高妣（乙二六二六）・多高妣（明四六二）である。多高とは、これらの中の何れを稱するか。通常指摘されているように高祖乙の如き稱とするのでは后祖乙に區別するためのものであって、多高の名に適しない。最も顯著に高祖を稱する廩辛・康丁の時期には夒・王亥の如き先公神にまで及ぼしているので、この高の稱は先王に限らず、先王・先妣の系譜で考えられるすべての遠祖を總稱したものであろう。咎はこの時の賞賜によって后祖丁の尊器を作っている。してみると、

后祖丁まで多高の中に含んだのであろう。

咎　卜辭に、

丙午𡆥。己咎。（乙一三二四）

とある咎に外ならない。口を凵に書きかえることは往々ある。『說文』に「咎、災也」とあるが、卜（尸）と各とから成っており、人靈のいたりつくことを原義とするであろう。ここでは人名。下記の(50)佫卣の佫と同族で、人靈に仕えることを職分とするものであったろう。

𩰫　鬯、つまり鬯の字。さいわい。恐らくは酒禮に用いる酒を指しているであろう。

毓且丁　毓を甲骨文では后（後）の意に用いている。后祖丁。この稱は廩辛・康丁の時期から始まる。それ故、多高の稱と字體とを併せ考えて、その時期の作とする。后祖丁が何人かについては、董作賓氏は武丁を指すとし、陳夢家氏は小乙の父祖丁を指すとしている。董說が妥當であると考えられる。咎は后祖丁の祭祀を掌どる人であったので、その器を作った。后祖丁が咎の祖であるわけではない。

附　佫　卣　銘 (50)

著　錄　積古一・三四　敬吾心下一二八　移林一六　十二家雪一一　續殷存上六〇　小校五・二八　三代一一・二九　河出一・一五六

釋　文　佫乍（作）父癸寶障（尊）彝。用旟（旅）。

佫、父癸ノ寶尊彝ヲ作ル。旅ニ用キン。

解　說　佫の名によって殷金文と考える。

〓『説文』に咎と㑋とを區別しているので、これには㑋の字を當てる。ただし、咎と㑋とは同一文字であるとすべきものである。殷末の卜辭に、

……。己未王卜在羌貞、今日步于〓、亡災。庚申王卜在〓貞、今日步于勳、亡災。……（前二・三五・四＋前二・二六・一＋前二・七・八）

とあるが、この〓が銘文の㑋の地であろう。そしてこれは〓字の時期による異體であろう。加藤博士は咎の音により、㑋を王に侍御する句躬の宗教人と推定される。

なお、㑋の名を有するものに、集㑋簋「集㑋乍（作）父癸寶障（尊）彝」（懷米上二一、筠清五・八、攈古二・一・二一、敬吾心下三七、愙齋一〇・四、奇觚一七・一一、殷存上一八、善齋金禮七・五八、小校七・七三、三代七・一八）（圖二—五〇—a）がある。だが、容庚氏によれば僞器である（通考上二三三頁）。

圖　2—50　㑋卣銘

圖　2—50—a　集㑋簋銘

〓　旅の字。また〓と書く、殷周の青銅器には、「旅彝」・「旅宗彝」などと記しているものが多い。これについて、從來は、主として行旅の用に供する祭器、つまり軍行には宗廟の木主を載せて行くので、これを祭るためか、または旅行の途次その土地土地の神を祀るためのものと解釋されていた。小屯の殉葬群には、庖厨を職としたと思われるものが觶・觚等を備えて出土したことが報告されているので、右の解釋も捨て難い。

加藤博士は、旅彝は僂器または僂居器であるとし、これを作り用いる宗教人の職能をあらわしているという。

三〇　亞若我鼎銘 (51)

圖　2—51　亞若我鼎銘

著　錄　文選下一四　續殷存上二六　尊古二・一八　三代四・二一

釋　文　隹（維）十月又（有）一月丁亥、我乍（作）禦（禦）〓（血？）且（祖）乙匕（妣）乙且（祖）己匕（妣）癸。我禱𣪘二女、咸烝。遣祼三〓（來？）貝五朋。用乍（作）父己寶障（尊）彝。亞若。

維レ十月有一月丁亥、我、祖乙ノ妣乙、祖己ノ妣癸ヲ禦血スルヲ作ス。我、二女ニ禱𣪘シ、咸ク烝ス。祼三ト來ノ貝五朋ヲ遣ラル。用テ父己ノ寶尊彝ヲ作ル。亞若。

解　說　尊古に器影があるが、器の大きさは不明。盨に似た器形で、蓋があり、銘文は蓋の内側にある。出土地も不明。

十月又一月　十有一月の意味である。十月又一という表現は廩辛の頃から始まるが、十月又一月という例は卜辭には見ない。だが、「十犬又五犬」（佚一九四）の如き例があるので、殷代には十月又一月という表現がなかったわけではないであろう。

〓　我。卜辭には、自稱代名詞として使用する外、動詞（河三六七）・族名（南師一・七六、京三〇三六）として使用している。ここでは、その我族から出ている人の自稱と解すべきであろう。

〓　廩辛・康丁の時期の卜辭に、

甲戌卜王、馬㞢殙（馬骨）、其〓于父甲亞。（河三一二）

其〓妣辛。于多母〓。（鄴三下五七・八）

とある。この〓（禦）は、〓（〓）、つまり卸（御）の繁文と考えられる。これは、

貞、其〓于父丁、其十五小宰。（粹二〇）

貞、〓于河羌三十人。（甲二四九一）

貞、卸叀牛三百。（前四・八・四）

貞、卸王〓（墨）于沃甲。（乙八四二）

貞、卸婦好于妣甲。（林一・二二・一一）

貞、卸子漁于父乙。（鐵一二四・二）

貞、卸王于上甲。（鐵一九・三）

貞、其大〓、王自上甲〓用白豕九、下示㞢……。（粹七九）

の如く、ある祭儀を意味する語として使用されている。

ところで、禦とは如何なる祭儀かについては異説が多く、その一は、禦王・禦婦好・禦子漁などの用例を重視して、禁禦（王國維『戩壽堂所藏殷虛文字』攷釋一二頁）・攘除（楊樹達『積微居甲文說』上一八頁）の意に解し、その二は、御に迎える意味があるので、迎尸・爲尸（董作賓「甲骨文斷代研究例」三八二頁）の意であるとし、その三は、御に食を進める意（吳其昌『殷虛書契解詁』一續、四四八頁）があるとしている。迎尸・爲尸の解は臆斷に過

ぎる點がある。王といい、婦好といい、子漁といい、その他御某といわれるものは何れも祭事において主要な役目を占める人物であるから、御某ということは、その人物を祭者として推薦することであると解さねばならず、そこに不祥を攘う意味はない。王の卜せる墨骨を神に御するといい、犧牲を御するというにおいては、進獻する意が主であることは明白である。卽ち、進獻を御・禦の通誼とすべきである。ただ、既に大御という語があるように、單なる進獻以上の祭祀目的があったと思われるが、それは明らかにし難い。

〓　前記大御の卜辭に見るように、御祭には〓の祭儀がある。〓と近似の字に、

卜兄貞、其酒……辰其射〓。（前六・一八・三）

貞、王賓祖乙〓歲、亡尤。（南師二・二三〇）

〓がある。〓は〓（盟）の原字であり、〓は血の字であるとされている。『説文』には、「〓（血）、祭所薦牲血也」、「〓（盟）、殺牲歃血、朱盤玉敦、以立牛耳。从囧皿聲。〓、篆文从朙。〓、古文、从明」とある。何れも血祭である。〓は〓か〓の變體であると思う。血か盟か判斷しかねるので、しばらく血の字に比定しておく。

且乙匕乙・且己匕癸　祖乙と祖己との續く系譜を殷の先王について求めると、武丁の父の小乙と武丁の子の祖己である。これを祖乙・祖己と稱するのは武乙以後であるが、武乙の時期には小乙といっておって、祖乙といっている卜辭例はない。殷末の帝乙・帝辛の時期になると祖乙・祖己の稱が見える。だが、祖己は所謂直系ではないので、祖己の配妣を記した卜辭例はない。また、小乙の配妣は妣庚であって妣乙ではないばかりでなく、妣乙を配妣とする先王はない。以上の點から考えると、これは殷王室の先王先妣とは別系の祖妣についてか、または王室以外の祭祀かに關するものであろう。

我禱　于省吾氏は、我の字ではなくて、𢓊（　）の字としているが、拓影は　で誤りがない。　は、　で禱の字。　（𣪠）は、卜辭では、

貞、唐歲、王其𣪠。（續一・三〇・六）

庚辰卜即貞、王賓妣庚禘𣪠、亡尤。（後上七・八）

其𣪠蔑。（粹一五三八）

壬申卜、其𣪠子癸叀犬。（南明六五〇）

庚辰卜大貞、來丁亥、其𣪠禘于大室、勿禘用𥫗。（前一・三六・三）

の如く使用され、また　・　・　・　などの諸體に作っている。この字は、羅振玉が、『說文』に「　、楚人謂卜問吉凶曰𣪠。从又持祟、讀若贅」とある𣪠の字と解して以來、これに基づいて、或いは介、或いは祝禱、或いは報賽などの意に解しているが、單刀直入、字形の束薪を神前に捧げる意を取るのがよい。祟禮である。ただ、賓禮が野外で行われるに對して、これは室內で行うことを主とする。賓禮にも犧牲を燒くが、これも歲禮と連事で、犧牲を伴っている。『禮記』郊特牲篇には、「既奠、然後焫蕭合羶薌」とあるが、それは周に始まる儀禮ではなくて、殷代から神靈を妥安するに用いられていたのである。

二妣　妣乙・妣癸である。殷代には、このように女性祖神だけが祭られることがあった。

咸烝　咸は、ここでは、とどこおりなく遂行する意。　は　・　（丞）の繁縟體の文字、升・拯の意。ここでは烝の意、つまり、煮た物を供える意で用いている。『禮記』祭統篇に「冬の祭を烝という」とあるのは、これを主とする祭禮が、季節の祭禮の名として定着したものである。

　卜辭には、

庚申卜行貞、王賓夕　、亡禍。（後下二五・四）

壬寅卜即貞、王賓　祼、亡禍。五月。（粹五一〇）

丙戌卜、　歲。（粹五二〇）

甲申卜貞、王賓上甲祼。（前一・五・一）

　于祖乙、告王　□。（乙三一九八）

の如く使用されている。酒尊を神前に捧げて釃ぐ形で、降神の儀禮である。夕禮と伴うことが多く、また縮禮と相伴っている。但し、ここでは名詞であって、祼禮に用いる酒三壺である。

　地名。卜辭に、

己酉卜行貞、王其步自勭于　、亡巛。（後上一二・一二）

とある來の繁縟體の文字か、または、

壬申卜、斯于　侯。（乙八四〇六）

とある舞（?）侯の地であろう。

亞若　加藤博士の說によれば、王に侍御する豎者である（「王若曰考」『二松學舍記念論集』）。

三一　小臣系石簋銘　52

著　錄　胡厚宣『殷墟發掘』圖二八

釋　文　辛丑、小臣系（䜌）入（納）　（畢）俎。才（在）□。䢅𣪘。

辛丑、小臣䜌^(レン)、畢^(ヒッ)セル俎ヲ納^(ヲサ)ム。□ニ在リ。𣪘（簋）ヲ䢅テス。

解　說　一九三五年、第十一次の殷墟發掘の際に侯家莊西北岡の一〇〇三號大墓の西墓道北壁から出土した石製の簋の耳部殘片に刻されていた銘文である。

系　卜辭には、　・　・　・　などの字形に作り、一に、ある祭儀を指す語として使用され、

癸亥卜貞、旬亡禍。在十月。不系。（河七七）

貞、旬有（禍）、不系、有尤。（續五・二六・六）

𠌱犬系于京。（續六・七・九）

甲戌卜王曰貞、勿告于帝丁、不系。（粹三七六）

丁巳卜賓貞、奏系于東。（乙六七〇八）

乙亥卜賓貞、翌乙亥、酒系、昜日。乙亥、酒、允昜日。（前七・四・一）

辛亥貞、生月乙亥、酒系、立中。（粹三九八）

癸未卜貞、王賓系自上甲至于多后衣、亡尤。（前二・二五・二）

乙未、酒系品上甲十、報乙三、報丙三、報丁三、示壬三、示癸三、大乙十、大丁十、大庚十、賓……祖乙。（粹一一二）

二には、武丁の時期の甲橋刻辭の署名の所謂史官の名として、また康丁の時期の方國名として、人名または族名として使用されている。

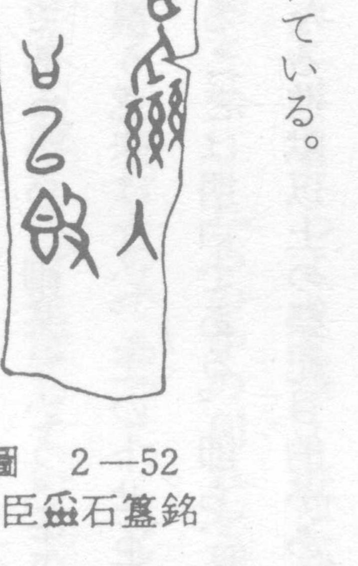

圖　2—52
小臣系石簋銘

系方叀盧方乍伐。（鄴三下四三・四）

乞自喦二十屯、小臣中示。系。（前七・七・二）

其𠌱系先。（粹三七六）

これらは相關連する同族のものであろう。そしてこの簋の小臣系もその族に名を負うものと考えられる。且つ、　方と字體が酷似しているところから見ると、この簋も康丁の時期のものであるかも知れない。ところで、系の字は、䜌の字に解されており、それによって陳夢家氏は、系方は虢季子白盤の　方、秦公簋の　夏と同じく蠻方であるとしている（『殷虛卜辭綜述』二九九頁）。しかし、蠻では祭儀としては通じない。『說文』には、「　、亂也。一曰治也。一曰不絕也。从言絲。　、古文䜌」とある。系と『說文』の古文との字形の類似からは䜌の字に當てざるをえないかのようである。だが、いまだ系即蠻とはすべきでない。

『說文』には、また「　、縣也。　、籀文系。从爪絲」とある。むしろこれに從うべきものであろう。系の字形を見ると、絲を連ね、これに手を加えて治めるさまである。ただ、系は䜌の字源となるもので、連ねる意が主となっているであろう。それ故に、系なる祭儀は、系して上甲から多后に至るまでに衣するといい、酒して上甲以下の各先王に犧牲を備えて品列するということを問うている卜辭に明らかなように、多先祖を合わせてその順序に從って祭ることをいったものである。京に系するというのは、京でその系祭を行うことである。ただ、系を奏^(すす)めるというのは、系の轉音牽、つまり生牢の意に使用したのではなかろうか。なお、系方は、姓氏としては、晉の欒氏の出るところであろう。

　『說文』所載の篆文「　、箕屬、所以推糞之器也。象形」の字形に當るが、推糞の器ではなくて、それ自體が、竿のさきに網のあるかもち網の象形で、　（畢、田網也）の字の原字である。

翌癸亥、王獸　。（鐵三四・一）

翌日乙、王其田（畋）革。（甲二七六五）

壬申卜㱿貞、甫𢀛麋。丙子、陷、允𢀛二百又九。一月。（前四・四・二）

□　缺損していて字形がはっきり見えない。

陳夢家氏は、□の字と見ている（「殷代銅器」『考古學報』第七册二四頁）。□であるならば、それは、

辛卯卜貞、田□、往來亡𡆥。王𦥑曰、吉。（前二・二九・四）

のように、殷末、王が巡遊し、しばしば田獵を行った所である。この字は何の字に解すべきか明らかでないが、甲骨學者はその字劃をとって𡨦と書く。

𣪘器の名である。この器種は、經書に現れている名稱によれば、簋である。

入畀𣪘在𡨦目𣪘　簋の出土地點から推察すれば、先王の祭にあたって、𤇾が𡨦での獵の獲物を俎にし、それをこの簋にいれて、その先王の大墓に奉納したものと思う。大墓には、通常、南と北とに墓道がある。祭事にはこの墓道のある地點まで入って供薦したのであろう。卜辭に、

要子廣、入俎十羌。（菁一）

とあるのは、やはり同樣な祭儀のものである。

附　小臣𤇾卣銘 ⑸③

著　錄　攈古二・二・二八　窓齋一八・二　貞松續中二〇　續殷存上八六　小校四・五六　三代一三・三五

丁山「殷商氏族方國志」『甲骨文所見氏族及其制度』六七―七二頁

釋　文　王易（錫）小臣𤇾。易（錫）才（在）𡨦（寢）。用乍（作）且（祖）乙𢍉（尊）。𡨦𢍉。

王、小臣𤇾ニ錫フ。錫フトキ寢ニ在リ。用テ祖乙ノ尊ヲ作ル。𡨦𢍉。

解　說　三代によれば、二器あり、その一器は器部と蓋部とに同文の銘があり、易才𡨦に作っている。字體はやや硬直である。他の一器は器銘だけで、少しく鮮明さを缺くが、易才小𡨦に作っていたかと思われる。攈古以下の據るところが前者であって、早くから現れており、後者は續殷存・三代に見るもので、あとになってから現れたものと思われる。

圖　2—53—1
小臣𤇾卣第一・蓋銘

圖　2—53—2
小臣𤇾卣第一・器銘

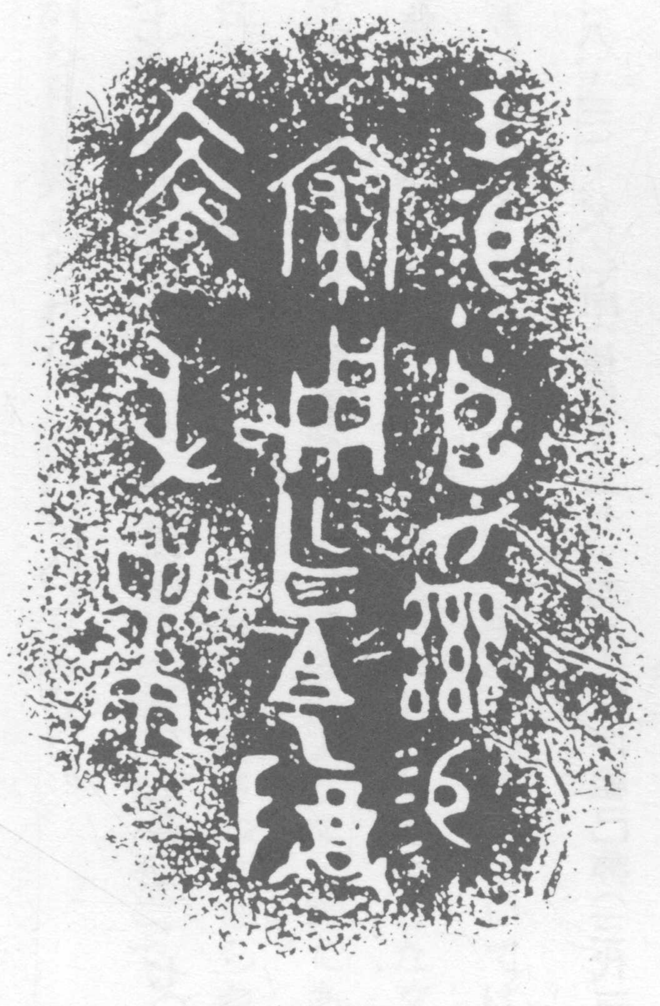
圖　2—53—a
小臣𤇾卣第二銘

七三三～七三四

前記の⑸②小臣𤇾石簋と比較すれば、殷代のものとすべきであろう。

王錫小臣𤇾錫在𡨦　錫の字が重複するが、前句は錫與のあったことを、後句は錫與の場所を記したのである。それにしても「錫在𡨦」の錫は削るべきである。

𡨦　卜辭に乂・𠘧の字があり、

貞、侑于盡戊。貞、勿𠕋蔑。貞、王勿獸（狩）于乂。貞、王獸于乂。……（前一・四四・七）

……己未、□□𢍉□（澤）自乂圏……。（後下四一・一）

乂または𠘧は殷王朝初期の獵場の一である。

また、咸戊・盡戊とならんで、

貞、侑于𠘧戊𠘧。（後下四・一二）

𠘧戊なるものがある。これによれば、乂・𠘧・𡨦はほとんど同一文字で、繁簡の書體に過ぎず、また𠘧戊は𠘧なる地に關係ある神であると思われる（本書「甲骨文に見える神々」㡀戊・盡戊の項を參照）。

𠘧の作器には、𠘧父乙簋（殷存上一一）・𠘧父丁簋（續殷存上三七）があり、これに對し𡨦の作器には、𡨦父乙簋（殷存上一一）・𡨦祖丁斝（續殷存下六五）その他がある。このことも、𠘧と𡨦とが一字である證になろう。

卜辭には𠘧戊を□戊と書しているものがある。

丁未卜扶、侑咸戊□戊。（粹四二五）

□は㡀の字である。してみると、𠘧はまた㡀である。

□　卜辭に、

貞、勿令□从、我稱册。十月。（前六・一二・五）

癸丑卜在□貞、王旬亡禍。（金七一八）

辛亥王卜在𣏟貞、今日步于□、亡𡆥。（金五八三）

の如く、人名として、また殷末期の王の巡遊地の一として使用されている□なる文字がある。この銘の□はこれに外ならない。丁山氏は、徐中舒氏の說を引いて、□は敢の字であり、敢と函とは古音相近いので、𠘧敢は𠘧函、つまり殸函であると解している。しかし、敢は□（令簋）・□（毛公鼎）・□（齊陳曼簠）などに作り、部分的な類似はあるが、これとは別字であり、その變化の跡も考え難い。且つ、加藤博士の說によれば、敢（篆文□）は雙手に從い□（監）の聲の字である（『漢字ノ起原』(七)一二頁）。□は□と□とから成り、□は寸の字に外ならず、□は□の繁縟體であろう。寸史が合して如何なる字となるかは明らかにし難い。但し、甲骨文字では、□の形に作らず□（柲）の形に作っているものも少なくない。してみると、□は音符、□は意符で、これは𢦏、神事に奉仕するある職分を表したものかも知れない。

𤇾と𠘧と□との關係も明らかにし難い。𤇾が族稱である限りは、器の製作にあたったものが𠘧□であったか、𤇾が□となったかであり、𠘧が族稱でないならば、𠘧（學）なる祭宮があったのであろう。また𡨦は乂よりも後起の地名と考えられる。ある職分名による地名であろう。

なお、𡨦𢍉の作には、父乙角（殷存下二二）がある。

また、丁山氏は、前記𠘧・𡨦の諸器について、𡨦父乙角・𠘧父乙簋・𡨦父乙簋は殷の小乙の時期、この小臣𤇾卣と𠘧父丁簋とは武丁の時期、𡨦祖丁斝・𡨦妣辛爵（殷存下二八）は祖甲の時期の作としているが、確證的ではない。

七三五～七三六

三二　龔鬲銘(54)

著録　攈古二・二・三二　綴遺二七・一　殷存上九　文選下一・二二　文録四・二二　小校三・七〇　三代五・三〇

釋文　亞敍。龔入〓(鬺)〓(于)好。用乍(作)又(侑)母辛障(尊)彝。

亞敍。龔、鬺ヲ好ニ入ル。用テ母辛ニ侑ムル尊彝ヲ作ル。

解説　龔・好などの人名によれば殷代のものと考えられる。

亞敍　この記號を有するものには父辛觶(殷存下二八・三)・父乙卣(續殷存上七三四)・曆作祖己彝(三代三・一一)などがあり、敍伯の名を記するものに卣(冠斝上五六)がある。

卜辭には未だ敍なる族名・地名を見出していない。殷金文には、上記の(22)小臣敍犧尊銘に敍の名を見る。敍が族名と考えられることは既述。加藤博士の説では、亞敍・敍伯は小人の意で、君側の侍御者であるという。

圖　2—54　龔鬲銘

〓　卜辭には、王の巡幸の地に、

□未卜在龔貞、王今夕亡禍。(前二・一三・六)

〓が見え、それは人名または族名でもある。

貞、令龔〓戮。(前七・三一・四)

殊に、その族神には、

侑司(祠)龔、卯子亦。(續五・六・六)

七三七～七三八

祠龔なるものがあった。龔祠の意である。祠龔は、また、著しく象形的に〓〓と書いているものもある(佚九四二)。殷王室と同盟の古族の一であったのであろう。龔の名を有する器は多い。『商周金文錄遺』によっても、下記の(55)龔姛鼎のほか、子龔鼎(三七、三八)・龔妻簋(一二一)・子龔簋(一二二)・亞龔父辛尊(一九六)・龔妻觚(三四〇)・龔戊觚(三三九)・龔女觶(三六二)・龔子勺(五二五)などがある。これらが殷墟から出土したものとすれば、龔の殷王室との關係を推知すべきであろう。龔は龍の象形と雙手とから成り、龔の字である。そこで或いは山東省寧陽縣の龔丘をその故地にあてている。亞龔というもののあるによれば、龔族の身分は亞者であったのかも知れない。但し敍と龔との關係は明確ではないが、恐らくは亞龔の敍の意であろう。

〓　〓は音符、〓は意符で、意符は鬲形の器に穀粒をいれて火をあてているさまである。〓は、『說文』の〓(量、古文〓)の字形に近いが、量と解すべきではない。金文では鐘の字を〓(虢叔鐘)・〓(虘鐘)・〓(楚公鐘)・〓(師嫠簋)などに作っている。これによれば、〓が鐘の音符である。なお『說文』には〓(鐘)と〓(鍾)とを區別しているが、右によれば、字源上は理由のないことである。さて、〓は辛と東とから成る。その音は職容切であろう。この銘文の〓は、やはり、その頭を大書した〓(辛)と東とから成る。〓は、それに飲食物である意を示す匕を加えているのであるから、その音が職容切に近いものであったことはほとんど疑いない。そこで、その意符と相俟って近音の字を求めれば、鬺(式羊切、にる)である。『詩經』召南采蘋篇に、「于以鬺之、維錡及釜」(韓詩說による)とあり、『史記』封禪書には「黃帝作寶鼎三。象天地人。禹收九牧之金、鑄九鼎。皆嘗亨鬺上帝鬼神」とある。鬺をすすめることは重要な儀禮として傳承されている。

〓〓　女子の二字ではなくて、〓(好)の析書でなければ、母好の意で女子と書いたと解さなければならない。卜辭には婦好なるものがあり、

甲午卜賓貞、王叀帚(婦)〓令征夷。(佚五二七)

御婦好于父乙。(前一・三八・二)

貞、婦好侑〓、隹(維)有巷。(乙四〇九八)

などとあるように、さかんに征伐・祭事に從事している。殷王族が子姓であるとするならば、これは殷王族の女性の巫長となっていた者であろう。卜辭にも、

辛卯卜爭(貞)、㐱取奠〓〓。(乙四七三八)

の如く、好を析書し、且つこれを祀っている例があるけれども、この銘の好は生存中の人と解さねばならぬ。

甲申卜㱿貞、㐱婦好先共人于龐。(前五・一二・三)

貞、隹(維)龐司巷婦好。(乙七一四三)

とあるように、婦好は龔と關係のある龐に出向くことが多かった。「龔入鬺于好」とは、好が龐の地に來たときに、龔が鬺を好に奉ったことをいうのであろう。

附　龔姛鼎銘(55)

著録　錄遺七七

釋文　龔姛(姒)易(錫)商貝于司。乍(作)父乙彝。

龔姒、商ノ貝ヲ司ヨリ錫ハル。父乙ノ彝ヲ作ル。

解説　于省吾氏は司作父乙鼎と名づけているが、作者は龔姒であって、「錫貝于」は、受動に解すべきである。前器と同じく龔族と關係のある婦人の作である。

七三九～七四〇

〓　女と〓(司)とから成る。姛の字。姛の字はまた〓(嗣)に作り、〓(始)に作る。ところで、台と以とは古音同じであるから、〓・〓・〓は經書には姒と書する字、つまり姒姓である。卜辭には、

㐱〓〓于癸宗、若、王弗毎。(林二・二五・三 V)

と龔姒が見えている。この銘文の龔姒はこの類の婦人であろう。

商貝　商の聖地の貝である。錫商、つまり錫賞という熟語ではあるまい。

〓司。龔姒の姒姓の基づく司公であろう。だが、龔姒と司との族關係は如何であろうか。西周金文では、嫁し行く女を季姜の如くその姓を以て稱する場合と、嫁して來た女を妥國名と合わせて魯姜の如く稱する場合とがある。龔姒は後者の例であろう。龔も一姓であり、姒も一姓である。西周後期の金文頌鼎銘では、「皇考龔叔、皇母龔姒」とあって、考・妣の姓を區別している。

司なる族名・地名・人名をまだ卜辭の中から見出していない。

丁未貞、勺歲于〓、冓。(粹四三一)

壬辰卜貞、設〓室。(前四・二七・八)

卜辭では、司は、右のように祠事・祠室の場合に用いられている。また、祀神の意味に用いられ、特にこの場合には、龔と關係がある。

圖　2—55　龔姛鼎銘

貞、㐱行取于龔、侑于司祏以……。(前四・三〇・一)

というのも、龔の地で芻薪を刈り、それを龔の祠祏に供えること

をトしたものと思われる。

□□〔卜〕卽貞、……侑于龔[glyph]。（南明三六二）

とある[glyph]も司と同音同意の異體字であろう。また、

丙寅卜、侑伐于[glyph][glyph]三十羌卬三十豕。（粹四三〇）

を、郭沫若氏は司で斷句し、[glyph]を嗣の意に解しているが、「貞、侑伐于土羌」（粹一七）の語法例によれば、司で斷句すべきではなく、また[glyph]は正しく姛の字である。司姛とは姛（つまり姒姓族）司（祠）の倒言か、または司を姒姓の意、姛を祠の意に用いたかであって、どちらにしても、姒族でも祀神を祠と稱していたと解され、龔族と姒族との關係の密接さを示唆している。

貞、侑于[glyph]。貞、侑于蔑。般、湆、龍。（後上九・五）

[glyph]（𡚸）も司を字素としている神名であるが、この神を祭ることをトしているト骨上に龍の名が見えている。このことも姛（姒）・龍などが司で結ばれていることを暗示しているであろう。

ト辭・殷金文から姓氏の本支關係を見出すのはなかなか容易ではない。この點で興味があるのは龍・龔・𪚥である（本書「甲骨文に見える神々」龍の項を參照）。これらは何れも國族名であり、龍を重要な字素としていることから推せば、本來同族であったと思われる。龍族は、

貞、仵帚妍伐龍方。（續四・二六・三）

貞、亩追龍、从朱西及。（燕五九〇）

の如く、殷とは敵對關係にあったが、

貞、仵龍以羌。（乙七八一〇）

七四一～七四二

の如く、王事に服するものでもあり、殊に、

乙未卜貞、黍在龍囿𦵯、受有年。（前四・五三・四）

のように、その地で祈年祭を行うこともあった。

また龐は、

戊申卜㱿貞、仵帚好先登人于龐。（前五・一二・三）

のように、殷にとって要衝の地となっており、𪚥はやはり、

庚申卜貞、黍（穜）于𪚥。（續五・三四・四）

その地で殷王朝の祈年祭が行われている。これらによれば、龍方が本族であり、そのうちには殷王朝に服屬した龍族があり、また龍族から分かれたのが龐・龔・𪚥であろう。

さきに指摘したように、龔族と姒族とは密接な關係にあったと思われるが、

貞、隹（維）𪚥司㞢婦好。（乙七一三四）

とあるによると、𪚥族も祀神を司（祠）と稱していた。このことから演繹すれば、姒族・𪚥族、ひいては龍族は祀神を祠と稱するのが一般的な特色であったろう。龍族と姒族とは相近い地方に居住し、同じような文化の特色をもち、或いは對婚族であったのではないかと思う。ところで、姒の原字は、前述のように、姛である。この字は、司に、その女性であること、ないしは女性が系譜を繼ぐ意で女を加えたものと解さねばならぬ。つまり、その族はその神を祠と稱し、その祭祀權をもつ族長は司といい、その族名も司と言った。そこで、龔族に嫁した女性の龔姒が、恐らくは歸寧して本族の司から貝を與えられた、というのであろう。

中國では、神をいうのに、神・祀・禩・祠・祉などさまざまな稱がある。その異稱が生ずるには、その指す所の相違もあるが、方言の相違が一つの條件になっていたであろう。少なくとも、祠は司族から起こり、姒姓族・龔族間に行われて、殷にも流入したのであろう。

以上のように殷代に姒姓が存在したことは疑いない。そればかりでなく姒姓族は殷啇子姓族とも密接な關係があったと思われる。一九五〇年、殷墟武官村から高さ一〇四糎、口徑縦一〇六糎、横七一糎の大方鼎が出土した。その銘に「司娍」（錄遺五〇）〔圖二―五五―a〕とある。その葬った人に捧げたものであろう。その銘は母戊を祠ると讀むべきではなく、司（姒）の母戊と讀むべきである。このように姒の女性が殷王室で重要な地位を占めていたとすれば、難解な亞醜銘についても一の解釋が得られよう。

圖　2―55―a　司母戊鼎銘

七四三～七四四

附　亞醜諸器銘

① 鼎（三代二・二八）〔圖二―五五―b〕　亞醜、父辛。

② 觥（殷存下三二）〔圖二―五五―c〕　亞醜、每。

③ 卣（續殷存上七六）〔圖二―五五―d〕　亞醜、杞婦。

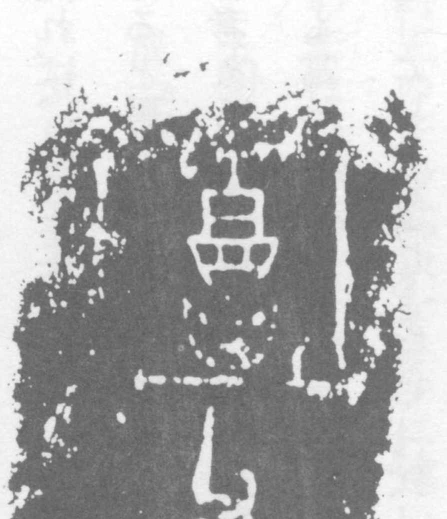

圖　2―55―b　亞醜鼎銘

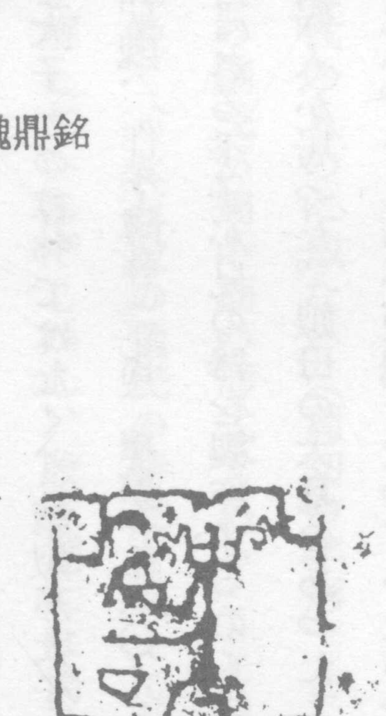

圖　2―55―c　亞醜觥銘

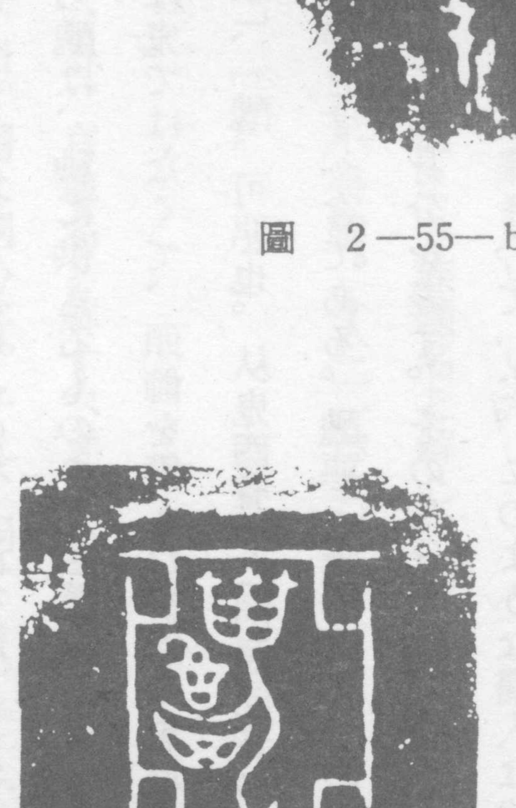

圖　2―55―d　亞醜卣銘

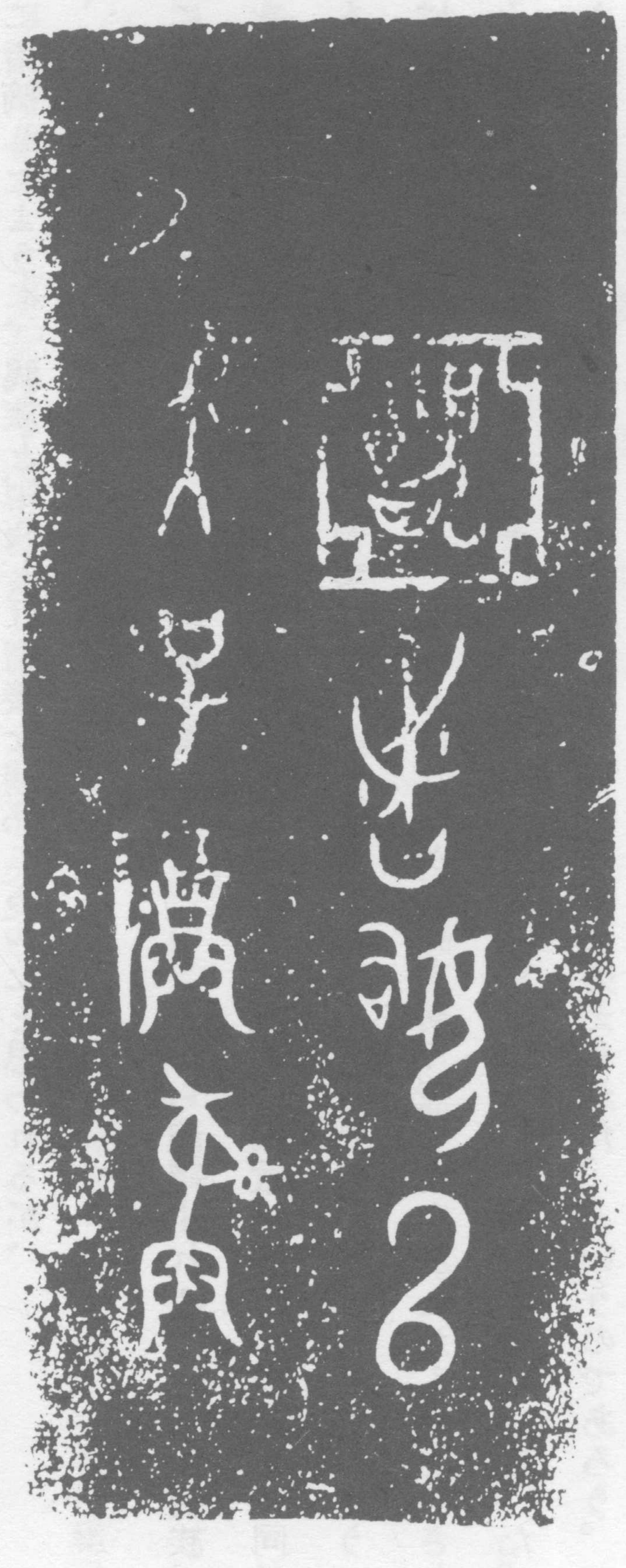

圖　2—55—e　亞醜尊銘

圖　2—55—f—1
亞醜爵・內側銘

圖　2—55—f—2
亞醜爵・鋬內銘

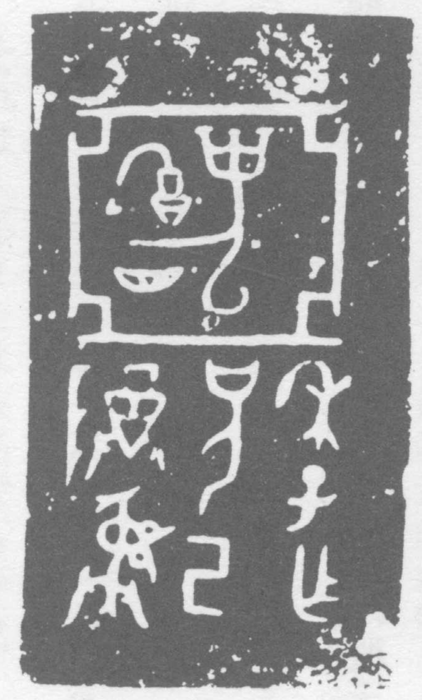

圖　2—55—g
亞醜季鼎銘

④ 尊（續殷存上六〇）（圖二—五五—e）　亞醜、者（諸）姛（姒）㠯大子尊彝。

⑤ 爵（三代一五・四〇）（圖二—五五—f）　亞醜、亞司。

⑥ 鼎（續殷存上二三）（圖二—五五—g）　亞醜、季乍（作）兄己尊彝。

七四五～七四六

解說　亞醜の銘を有する器は多數あり、その書體も傑れている。その器影の存するものについて見ると、何れも秀麗である。亞醜については、郭沫若氏は、卜辭に、

其大出。吉。[illegible]其[illegible]（後）至于攸、若。王繇曰、大吉。其徲于止、若。（前五・三〇・一　V）

辛卯王〔卜貞〕、……小臣醜其作圉于東對。王繇曰、吉。（林二・二五・一〇　V）

とあるのを引いて、醜を氏族號とし、且つ醜ではなくて、邵の原字であるとした（「殷彝中圖形文字之一解」『殷周青銅器銘文研究』）。その後、容庚氏も亞醜と讀んで、氏族名とした（通考上七〇頁）。なお、醜關係卜辭の文の完整なものは前五・三〇・一だけである。これによれば醜の至るは大出の場合であり、その至るは諸否を卜問するほど重大なことであった。林二・二五・一〇の文は缺損があって、直ちに小臣醜と連接してよいか否か疑問である。

これらと大いに異なるのは加藤博士の說で、博士は、亞を惡の意、惡醜を惡の重言で、惡者、つまり佝僂人を指し、結局、王の「側近の小臣」を意味しているとされる（河出一・八五の解說）。

亞醜の器は多いが、その父祖の號を有するものは母・父乙・父丙・父丁・父己・父辛で比較的少なく、父祖號によって族系統を辿ることは出來ない。それよりも注目すべきは、この記號を有するものには、③婦杞の器を含んでいることである。杞は夏禹の後胤であり、禹は姒姓と傳えられている。それはともかく、これと④「者姛（姒）」とを比較すれば、「者」は族名または職名と解するよりも、何らか亞醜に所屬している諸姒と解すべきである。⑤爵の鋬內銘に[illegible]とあるのも、それは[illegible]の字に外ならないと考えられ、それが姒姓のものの作であると考えられ、亞醜中には姒姓のものを含むことを旁證するであろう。

[illegible]の字は、[illegible]だけに作っているものがあるから、主意はこれに盡きる。著しく酒尊を傾けているものがあり、また必ず酒尊から流れ出るさまを示しているので、酒を作り、または酒を注ぐ會意的要素を持っていると考えなければならない。卽ち醜は、神に供えるもののうち最も神聖な酒を管掌する宗教的職務に従っている者の稱である。また醜の右旁は鬼ではなくて、頭飾を備えた女人の象形である。『說文』には、「㱿、醜也。一曰、老嫗也。从女酋聲、讀若蹴」、「醜、可惡也。从鬼酉聲」と同意同音の二字を收錄しているが、金文の醜から見れば、㱿を正字とし、醜を訛變とすべきである。醜惡・老嫗というのは、宗教人にまといつく後世の轉義であると思う。卽ち亞は宗教人としての身分を表す。その身分の醜（㱿）は祭祀に奉仕する職能者たちであったと考える。そこには多く姒姓の婦人が集まっていた。このような婦人は後宮にあって王后に從って王子の養育にも當っていたであろう。④「亞醜、諸姒㠯大子尊彝」という銘文（「亞醜、諸姒大子尊彝」—觚、續殷存上三一—という銘文もある）は、諸姒と太子との尊彝ではなく、諸姒が太子に用いる尊彝の意味である。また⑥「亞醜、季作兄己尊彝」という銘（「亞醜、作季障彝」—卣、續殷存上八〇—という銘文もある）は、亞醜が王子養育の任にあったとすれば、その養育される季子が兄の器を製作するのも當然で、その器であることをいうのであろう。要するに、殷王室に姒姓の婦人が居った。姒母の大墓のあったことから推せば、姒姓は殷の對婚族であり、諸姒とは王姒の媵ではなかったか。それらが亞醜となっていたのであろうと思う。

附　弋剅尊銘 (56)

著　錄　平凡一・四三

釋　文　弔（弋）剅易（錫）貝[illegible]（于）王婦（姒）。用乍（作）寶障（尊）彝。

弋剅、貝ヲ王姒ヨリ錫ハル。用テ寶尊彝ヲ作ル。

七四七～七四八

圖　2—56　弋剅尊銘

解說　氣力橫溢した美事な字體である。內藤戊申氏は、製作時代を西周初期に比定している。婦の字は、明らかに殷金文と認められるものにはない。『詩經』大雅思齊篇に、「大姒嗣徽音、則百斯男」と、文王の妃が姒姓であったことを傳え、また厲王の妃は褒姒であったという。これから推せば、周は姒姓を通婚族としていたのであろう、明らかに西周の金文である鄦侯旨鼎・耆彝などに婦があるによれば、姒姓は周王族に對し有力な位置を占めていた。そこで、王姒は、王姜の例のように、周王の妃と考えなければならなくなる。しかし、この金文は、內藤氏も指摘しているように、殷金文の特徵を備えている。特に[illegible]という名は殷金文ではないかと思わせるのである。[illegible]の字は、通常、弔に隸定し、叔の意の字と解しているが、杙に絲をからんだ形で、弋の字である。弋と叔とは發音甚だ近いので、伯仲叔季の叔に借用しているのである。

卜辭では、

癸巳卜、王逐鹿。[illegible]弗獲。（前三・三二・三）

と、ほとんどその原義で用いている。

貞、御[illegible]于兄丁。（前一・三九・三）

は、その弋獵の獲物、または弋人を兄丁の祭に進めることを卜したものであろう。その弋獲を掌どるものがあった。

丁酉矣貞、多君來[illegible]以[illegible]。王曰、余其啚、王……。十月。（後下一三・二）

また弋なる地名（佚一五二）もあった。この銘文の〓は、やはり叔ではなくて弋である。

〓　大盂鼎銘に「勿〓余乃辟一人」とある剋の字であって、刀をもって割くことを意味する。卜辭には、剋の字を見ず、克の字がある。次の卜辭の克は剋の意で用いられていると考えられる。

貞、于沃甲御〓〓將。（乙一三九四）

獵の獲物をとる弋とそれを割く剋とは意味に類縁があり、連事である。そこで、弋剋は殷の官職名であったろう。この銘文は殷代のものであったろうと考える。この銘文が殷代のものであるならば、上記の奴姓が殷と對婚族であって、多くの奴姓の婦人が殷王室内にあったということは、この王奴によって確實となるであろう。王奴は殷の或る王の妃であろう。

三三　亞古父己簋銘 (57)

著　錄　鄴三上二六　丁山「殷商氏族方國志」『甲骨文中所見氏族及其制度』一四六頁　錄遺一四七

釋　文　己亥、王易（錫）貝。才（在）廟門。用乍（作）父己障（尊）彝。亞古。（器蓋同文）

己亥、王、貝ヲ錫フ。廟門ニ在リ。用テ父己ノ尊彝ヲ作ル。亞古。（器蓋同文）

解　說　『鄴中片羽』は、殷墟出土の遺物を買い集めて、その器影を登載したものであるから、この簋も殷代の作であることは疑いない。その器影を見ると、大小は不明であるが、形式は善齋器六六（通考下二三一重出）著錄の父乙簋に似た有蓋の簋で、兩獸（兩蛇か）の珥があり、ただ紋樣は足部と腹部とに一筋の雷紋があり、また父乙簋よりやや長めの器である。

蓋と器との內側に同文の銘がある。

七四九～七五〇

廟　卜辭には宮室に關する用語が多數見えるが、廟の字は見ない。この簋銘によれば、ある種の廟制があったことは確かである。廟門において、ある行事、恐らく祖先の祭祀か、そこで卜問することかであったろうが、それがあった時に、亞古が王からその功績を賞され貝を賜わったのである。

〓　古の字。武丁の時期の貞人に〓というものがある。例えば、甲骨文字の〓を金文で〓と書くように、甲骨文字では空劃に作るものを金文では實線にするので、〓と〓とは同一字で、古である。亞古は貞人〓の同族の人かも知れない。なお、甲骨文字に〓という文字があり、〓はまた〓に作っている。この字を祜と解する說があるが、金文で〓に作るものを甲骨文字では特に〓に作るべき理由を見出し難いので、〓はそれとは別字であるとしなければならない。亞古は亞祜、つまり嘏辭を掌どるものであったろう。

鄴三上四二には、亞古父己の銘を有する觚を著錄している。饕餮紋・環紋の外は比較的簡素な、しかも古雅な氣品のあるものである。この簋と同時の作であろう。

圖　2—57—1
亞古父己簋銘（器蓋未詳）

圖　2—57—2
亞古父己簋銘（器蓋未詳）

補　戍嗣鼎銘（補1）

著　錄　郭沫若「安陽圓坑中鼎銘考釋」『考古學報』一九六〇年第一期「新中國的考古收獲」『考古學專刊』甲種第六號三二〔參考〕趙佩馨「安陽後岡圓形葬坑的性質討論」『考古』一九六〇年第六期（未見）劉克甫「安陽後岡圓形葬坑年代的商討」『考古』一九六一年第一期

釋　文　丙午、王商（賞）戍嗣（嗣）貝廿朋。才（在）廟閒〓。用乍（作）父癸寶〓（餗鼎）。隹（維）王〓（嘗）廟閒大室。才（在）九月。犬魚。

丙午、王、戍嗣ニ貝二十朋ヲ賞フ。廟閒ノ〓ニ在リ。用テ父癸ノ寶餗鼎ヲ作ル。維レ王ノ廟閒ノ大室ニ嘗（スス）メシトキ。九月ニ在リ。犬魚。

解　說　一九五九年五月、安陽考古隊が、安陽後岡南坡で、口徑一・九メートル、深さ二・四八メートル、底徑二・一五メートルの圓坑を發掘した。その中央の屈肢の一體の外、全軀一七、頭部だけ五、その他三の男

圖　2—補1　戍嗣鼎銘

七五一～七五二

の人骨があった。年齢は一四—一九歳の間のものが多いという。銅器七件が伴出し、ただこの一鼎にだけ銘があった。郭氏は、「この人、罪によって死んだので、葬はやや簡略なのではないか。しかしなお少なからぬ殉葬の奴隸と殉葬品を伴っている」という。

一九六〇年に考古隊が發掘を進めたところ、葬坑は二層になっており、下層からは二九體の人骨が出、うちに三—六歳の童子を含み、また陶器・骨簪・貝飾などを伴出した。そこで、趙氏は、この坑は大墓または建築物に附隨するものであって、坑中の一群はその首領と戍卒であろう（劉氏論文中の引用による）という。

劉克甫（クリューコフ）氏は、①「王」の字形が殷代のものに似ない（周初の字形）こと、②器形が周の成王・康王の時代の大盂鼎によく似ていること、③同出の銅戈が周中期の形式であることを擧げ、ただ陶器には殷式特性のあることを認めて、この坑は、殷代よりは晚く、ただ殷の遺民の特性を具えているものであるとし、銘中の「王」を紂王の子の武庚をさすに違いないと解している。しかし、殷末期には周の特色に近づくものの出るのが當然なのではなかろうか。今は、この銘が殷の特性を備えていることによって、殷金文として扱う。

〓　商を賞、つまり賞の借字として用いている。

戍〓　戍を、郭氏は(42)俎子鼎銘により族國名と解し、趙氏は官職名と解する。卜辭によれば、戍は、

其𢓊戍御羌方于義祖、𢦏羌方、不喪衆。（人二一四二）

叀戍射畢。（甲一五五四）

叀戍置畢。（鄴二下三八・三）

の如く軍事・畋獵に從事している。官職名と解すべきである。〓を、郭氏は嗣子の合文とし、劉氏は一字と解する。左側は損傷か字畫か不明。〓は嗣の字。子は、嗣ぐものは子であるから、嗣ぐ意を念を押して加えた

のであろう。一字で、嗣の繁文と解する。劉氏は貝の產地とするが、戍の私名である。

〓〓 (57)亞古父己簋銘の廟門を參照。〓が廟の字。恐らく〓〓は廟と開との合文であろう。〓が、開の字。廟門の附近であろう。廟の祭禮では門がそれを行う場所になる。

〓 不明。戍の名ではあるまい。宰とは異なる。宮室を意味するのであろう。

〓 鬻、つまり餗の原字である。肉・菜・米を合わせ煮ることをいう。

〓 周初の金文の〓（饔）に似ているが、饔が肉を供える意を主としているのに對して、これは食を嘗める意を主としているのであろう。甲骨文の飮——〓（乙三二八五）・〓（乙二〇五）——に似て、人が舌を出してなめるさまが字素になっている。

大室 祭禮を行う正室である。

己丑卜𡗗貞、其祼告于大室。（金四六）

犬魚 恐らくは戍嗣の屬する族名であろう。續殷存上一九・一に宗犬魚鼎がある。

七五三〜七五四

饗宴關係金文

三四 宰甫簋銘 (58)

著　錄 愙齋一一・二六　周存三補　文選上三・一　小校八・一八　三代八・一九　河出一・一五九

釋　文 王來獸。自豆菉（麓）。才（在）𥠻餗（次）。王卿（饗）酉（酒）。王姿（光）宰甫貝五朋。用乍（作）寳（寶）𣪕。

王、來タリテ獸ス。豆麓ヨリス。𥠻次ニ在リ。王、酒ヲ饗ス。王、宰甫ニ貝五朋ヲ光フ。用テ寶𣪕ヲ作ル。

解　說 愙齋のいうところによれば、陝西の商人が拓したものである。その出土地も陝西省內にあったのかも知れない。

〓 甲骨文字では〓・〓と書き、西周金文では〓・〓と書く。〓（獸）の原字。あみと犬とから成り、狩をする意。けものの意に用いるのは、その轉義である。

豆 この地名を卜辭のうちに見出していない。宰甫は既述の甫の族名を負うものと考える。

自豆麓 田獵に關する卜辭には、

己卯卜行貞、王其田亡〓、在杞卜。庚申卜行貞、王其步自杞于□、亡〓。（後上一三・一）

翌日壬、王其迖于宮、亡𢦏。从凡。亡𢦏。从𣓗、亡𢦏。其雨。（粹一〇一七）

貞、㐰田从南。貞、㐰田从東。貞、㐰田从北。貞、㐰田从西。（綜圖二一・三）

の如く、獵場に某方向からすることを問うているものがある。これは、「其逐鹿自東北」（粹九八〇）の如き卜辭と併せ考えると方位の吉凶觀と關係があろう。

圖　2—58　宰甫簋銘

この銘文のばあいも豆麓の方向から狩獵を行ったのであり、その中心地は𥠻にあった。

〓 卜辭に〓の字があり、

獲二十有五〓。（後下三八・七）

戊午卜、〓弗其以我中女不……。（前七・五九・七）

己未卜、雀獲虎、弗獲。一月。在〓。（天八〇）

〓于祖丁……。（粹二六〇）

の如く、單位名・人名・地名および動詞に使用されている。〓の偏はこれと關係があるかも知れない。〓の字を、唐蘭氏は而と解している（天八〇釋文）。しかし『說文』には、示の古文に〓、禮の古文に〓をあげている。示の訛變かも知れないが、これをかりて〓の字劃を寫す。現行の何の字に當るかは不明。

餗 丘の意の自と音符朿とから成る。止まる所の意を表す。古文獻では次を用いる。

饗酒 『詩經』小雅吉日篇によれば、「發彼小豝、殪此大兕、以御賓客、且以酌醴」とある。田獵のあとには饗宴があった。これは殷代以來の風習でもあったろう。卜辭に、

王其迖于𣓗、亡𢦏。翌日壬、〓〓。叀𢓍田射。（粹一〇一九）

戊申卜貞、王田于囚麓、往來亡〓。玆御。獲兕一𡗗四。其征〓。（前二・二八・三）

とある〓〓または〓に當ろう。これを、董作賓氏は、馭𤼵または延𤼵とし、福を進める意に解している（「釋馭𤼵」『安陽發掘報告』第四期）。その〓の字解と征𤼵を成語とするのとは當っていないが、〓が𤼵・𧯷の字であることはいうまでもない。田獵を終っては神を祀り、饗宴し、且つ福胙を頒けたものと思う。

七五五〜七五六

〓〓（光）の人の部分に代えて〓（女）を用いたのである。光はここでは貺の意に借用。

〓 既述の甫の字である。卜辭にもこの形に作っているものがある（京三〇九八）。甫の銘を有するものには、觚（三代一四・一六）・甫女丁鼎（續殷存上一七、河出一・一三二）・甫父乙尊（續殷存上五三、河出一・一三三）がある。

〓 物を將める器の意。

三五 𦓤尊銘 (59)

著　錄 積古一・二〇　懷米上七　筠淸二・一八　攈古二・二・二七　從古一〇・一四　敬吾心上四一　綴遺一七・二六、二六・六　愙齋一九・一九　奇觚五・一一　奇觚一七・五　小校五・三一　三代一一・三〇　河出一・一五八　〔參考〕加藤常賢「殷の金文」『定本書道全集』第一卷二六九頁

釋　文 王舌（說）攸、田𦓤。𦓤乍（作）父丁𠂤（尊）。㒸。

王、攸ニ說シ、𦓤ニ田ス。𦓤、父丁ノ尊ヲ作ル。㒸。

解　說 三代によれば、二行でそれぞれ少しく書體の異なった銘二と、四行の銘一とがある。諸著錄書を綜合すると、器蓋に銘をもつものと、一銘だけのものとの二器があったらしい。

人名・地名の甲骨卜辭との一致により、殷金文であること明らかである。

〓 加藤博士は冑の象形（『漢字ノ起原』㈤五九頁）と考え、古の字と推定され、ここでは祜、つまり福を求める意と解しておられる。だが、甲骨文字に古と解すべきものに〓があり、姑を下記のように〓に作っているによれば、異解を容れる餘地があろう。舌の原形で、曰・說とほぼ同義に用いているのであろう。

『周禮』の六祝に説があり、『詩經』鄘風定之方中篇には、「説于桑田」とあり、衛風碩人篇には「説于農郊」とある。説祝は郊社に用いられている。田獵については、『周禮』甸祝の職に「掌四時之田、表貉之祝號」とある。その祝號のうちに「説」も含まれるのであろう。私見によれば、『詩經』周南の麟趾篇、召南の騶虞篇は、本來、田獵の説祝の詩である。

圖　2—59
虁尊第一銘

圖　2—59—a
虁尊第二・器銘

圖　2—59—b
虁尊第二・蓋銘

〓　攸の字。卜辭には次のようにある。

乙巳王卜在漬貞、今日步于攸、亡〓。（金五四四）

癸卯卜黃貞、王旬亡尤。在正月。王來征夷方。在攸。侯喜啚永。（南明七七六）

攸は田獵地の近傍にあり、且つ帝辛の夷方征伐の途次にある。そこで、從來はこれを鳴條に比定し、最近、陳夢家氏は條と通用の字として、河南省永城縣の南部、安徽省宿縣の西北に比定している（『殷虛卜辭綜述』三〇六頁）が、なお正確な地理は明らかにし難い。

〓　加藤博士は田虁を一字として、田と二耒と三犬から成っているので、畎の字であると解しておられるが、卜辭には、

癸未卜爭貞、王在玆〓、咸、獸。十月。（續三・四〇・四）

をはじめ、「〓田𤡸」（甲一七六二）、「田𤡸」（後下二三・一三）、「在𤡸」（粹五五）、「戊子卜貞、王其田𤡸、亡𢦔。辛卯卜貞、王其田𤡸、亡𢦔」（粹九七三）などのように、武丁の時期以來顯著な獵場である𤡸があるので、田と虁とは二字とし、且つ虁と𤡸とは字形の繁簡の相違だけで同一實體を指すと解すべきであろう。攸と𤡸との地理的關係を示す卜辭はないが、攸は田獵地の近傍なので、攸と𤡸とは遠隔ではあるまい。既述のように獵場に入るには方向があるので、攸で前祝し、次いで獵場の虁に入ったものと思う。その時にその地の虁が王に從って獵を行ったのである。

〓　武丁の時期のものと見られる卜辭に、

田〓……（甲一五五一。なお、摭續一三一參照）

〓なる地が見えている。これは水と〓とから成る字であるが、この〓と同一文字である。〓は卜辭に少數例しか現れていない。しかし、

勿㽞〓。（乙三五九九）

鄭來五十、在〓。（乙六二六四）

其將顯于〓。（粹一一九四）

癸丑卜、王其田于〓、叀乙畢。（甲六七三）

人名・神名・地名に使用されている〓の字があり、また、

王在自〓犅。王在自酋犅。（河七一六）

王其田〓、剛于河。（後上一五・四）

のように、祖庚の時期以後には、〓なる地名となっている。

これらは、恐らく「〓人」（前七・一六・二）・「子〓」（京一三四一）・「〓白」（後下四・一一）なる族名と關係があろう。

田〓、湄日亡𢦔。（前八・七・二）

王曰貞、〓先祖曰吹。（庫一五〇六）

してみると、〓も〓族の水邊に住するものであろう。これらの諸族は次の卜辭例の先公神、

辛亥卜、侑𡨦于〓。辛亥卜、侑𡨦于羔。（續一・五〇・一）

己丑卜、燎〓罒羔羊。（甲七八八）

壬申卜、桒四土于〓。（南師一・一三一）

〓𡨦彡、有（雨）。（粹五三四）

〓から出ていると考えられる（本書「甲骨文に見える神々」その他の先公の項參照）。〓の字解については諸説があるが、今は字形の近似をとって、〓を兒とし、〓を㴱としておく。ところで、㴱と虁との關係は如何であろうか。〓・〓が由來のある古族であるならば、㴱はその支族であり、さらに㴱が本族となって虁がその支族であったのではなかろうか。或いは虁の作器の製作にあたったのが㴱であったのであろうか。加藤博士は上記の辭例とはかかわりなく、〓は汃（ひん）で、その音から便僻の意に借りたと解される。つまり、王の側近に侍するものの職分を示すものという。

三六　尹光鼎銘(60)

著錄　恆軒四　綴遺四・七　窓齋六・三　奇觚二・四　文選上二・一　文錄一・九　續殷存上二五　小校三・二　三代四・一〇

釋文　乙亥、王□才（在）㝬餗（次）。王卿（饗）酉（酒）。尹光邐（釃）。隹（維）各（格）。商（賞）貝。用乍（作）父丁彝。隹（維）王正（征）井（邢）方。㮊。

乙亥、王、□シテ、㝬次ニ在リ。王、酒ヲ饗ス。尹光、釃ス。維レ格ル。貝ヲ賞ハル。用テ父丁ノ彝ヲ作ル。維レ王ノ邢方ヲ征セルノトキナリ。㮊。

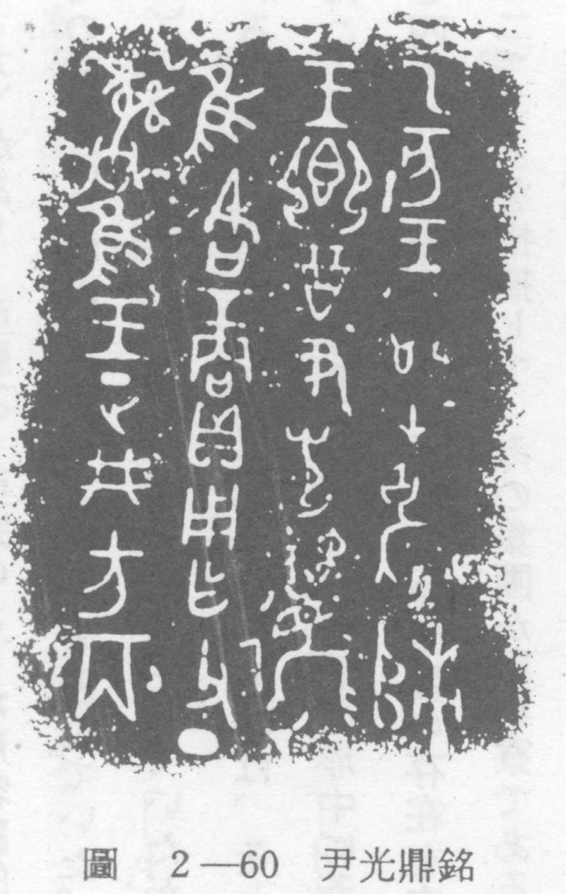

圖　2—60　尹光鼎銘

解　說　王□　王の下の字は一部分しか見えないが、〓（啚＝㝬）の字ではなかろうか。それならば、穀物を收納すること、ないしはそれを視察することである。

〓　(7)「㝬婦」の項を參照。

卿酉　この語は前記の(58)宰甫簋銘にも見える。卿は食に嚮（むか）

いあっている形で、饗の原字である。酉は酒の意。乙亥の日は、何かの祭日（恐らく農事の祭の日）にあたっていたので、王が祭事をあげ、神前に供えた酒を聞こし召して、神福を受けたのであろう。

尹光〓光下の一字、下記の(61)亯京彝銘には〓に作っている。『說文』に、「〓、行邐々也」の如く邐の字がある。字形これに最も近い。于省吾氏は「邐は侑なり」と解している。だが、釃の假借字とすべきである。釃・縮・莤はもと同音で、同意である。蕭茅に酒を灑いで祭ることをいう。尹は、

命尹作大田。（乙一一五三）

其命多尹作王寢。（續六・一七・二）

弜不饗、叀多尹饗。（甲七五二）

の如く、圃田・寢宮の築造に任ずるほか、饗禮の執行に從事するものであった。この銘の飲酒の儀禮にあたっても、尹の光なるものが、祼酒の禮を行ったのである（本書「甲骨文に見える神々」尹の職掌の項を參照）。

隹各　各は格（いた）る。ここでは王宮に歸着することであろう。

征邢方　邢方という國が存し、それに對する征伐については、卜辭には、次のように、

癸卯卜賓貞、司（祠）井方于唐宗、彘。（後上一八・五　Ⅰ）

衛率伐井……（甲三八〇五　Ⅰ）

己巳貞、執井方。（粹一一六三　Ⅳ）

武丁の時期と武乙・文丁の時期とに現れている。陳夢家氏は、この鼎の作は帝乙・帝辛の時期にあるとしている。長銘の殷金文の作は殷末に多いことからの推定であろう。武丁の時期には商を〓に作り、この銘の形には作らないので、武丁の時期のものでないであろう。しかし、殷末の柔軟でしかも鋭い書體とも異なった趣がある。文丁の頃のものではなかろうか。

〓　この記號を有する銅器は甚だ多い。机邊から香氣の立上る形であろうか。假りに炳と釋しておく。

七六一～七六二

三七　亯京彝銘(61)

圖　2—61　亯京彝・蓋銘

著　錄　貞松四・四七　文選下二・七　文錄二・一六　續殷存上四八　小校七・四三　三代六・四九　（參考）白川靜「殷の族形態」『說林』第二卷第一號

釋　文　辛巳、王畬（飲）多亞耶（㫃）。亯京邐（釃）。易（錫）貝二朋。用乍（作）太子丁〓（幾＝器）。

辛巳、王、多亞ノ㫃ニ飲ム。亯京、釃ス。貝二朋ヲ錫ハル。用テ大子丁ノ器ヲ作ル。

解　說　殷金文であることは明白である。銘文は左書き。これと對になるものがあったのであろう。

多亞　殷代から西周末にかけて亞者なるものが存在した。加藤博士は、亞は醜惡な佝僂の宗教人の意であると解される。これに對して、島邦男氏は卜辭の亞字の用例を檢討して、亞は將帥の職であるとされる（「亞の官職」『甲骨學』第六號）。だが、島氏の論は、殷の雄族雀および畢を中心とするものであって、亞の職司をつくすものではない。亞が宗教的儀式を司どることは、

丙戌卜、亞其尊其豊。（南明四四五）

壬子卜貞、亞克擧侑將。（南師二・一二一）

の如き明文がある。ただ卜辭における亞字の用法は一律ではなく、亞侯・亞の地のような固有名詞（乙八一七二、鄴三下四三・九）があり、亞祖乙・亞宗のような形容詞的用法（燕二五三、後下二七・一）があり、また宗教人といっても、その職司は宗教に限らず、征伐にも及んでいた。殷代には、亞の職司にも既に分化を生じ、多馬亞（甲二六九五）の如く戰爭を主職とするものを生じていたが、その發生的意義は宗教的司長であることにあったと考えられる。殊に亞の殷代における特殊な性格は、それらが、白川靜氏が指摘したように、職能的集團體を成していたことにある。加藤博士は、一つの亞字形中に若癸・師乙・受丁・斿乙四人の名を收めている銘（三代六・四〇）を四人共同の作器として、多亞集團體の存在を立證し、且つ亞者中には卿と稱するものを含んでいる（鄴三上・一二）ことを指摘して、その集團が卿事寮であるとされる（河出一・九二解說）。卜辭には、

庚辰卜、命多亞畋犬。（寧二・一六）

多亞に命じて儺祭させたことを記し、また、多亞という所があったことを示している。

乙丑卜、在多亞……。（甲三〇九八）

丁丑卜、其兄（祝）、王入于多亞。（摭續一六七）

多亞なる所は、この銘文の多亞㫃の類をいうのであろう。

〓耶。ここでは、(2)𠨘其卣第二銘の〓（㫃）の省略體の字。

貞、亞以王族眔黃……五族出西北。（誠三五六）

己亥卜在長貞、王命亞其从殳伯伐南方、不啚𢦔。在十月又□。（前二・八・五）

亞者の身分は高かった。そこで、殷金文に多くの亞某の記號があるのは、それが多亞集團に屬する身分であることを示すに主意があろう。

亯京　殷の聖地であり、殷末には、王の狩獵地となっていた所に〓（亯）がある。

己酉卜貞、于〓彝。（珠八）

戊子卜貞、王田亯往來亡災。（前二・四二・三）

亯は分書して亯京（前二・三八・二）とも書く。この亯という人物は、その同名地の出身であろう。

己未卜、其又于子亯。（粹四一〇）

右のように、子亯が祭られている卜辭があるのによると、その族は殷王室と同族であろうか。

〓　(60)尹光鼎銘に見えた邐の字。釃の假借である。釃とは飲酒の儀禮をあげるにあたって、先ず酒を蕭茅にそそいで祭ること。辛巳の日といえば、祈年の時節の祭日であったと思われる。その時に亯が莤禮を行ったのである。

〓　于省吾氏は文末の圖象記號と解しているが、正しく幾の原字であると思う。『說文』には、篆文〓を擧げて、

从㒳从戍。戍兵守也。㒳而兵守者危也。

と解說しているが、迂曲であり、また幾の音のある所以が明らかでない。幾字の下部戍は、實は戍ではなくて、〓、つまり殷圖象金文に見る〓（例えば、續殷存下三、三代二・二八）・〓（三代二・四）であって、人の首を斫ることを表した。殷代には斫首の犧牲が多かったが、この圖象金文はその職司を示しているものであろう。かく幾の下部が斫首の形であるならば、その音は既に斫（幾）であったはずであるが、さらに臼を加えてその音を明確にしたのではなかろうか。幾の㒳はその臼の訛變した形であろう。幾は、元來、斫首の意であるから、危殆の意となり、また微妙の意にも引伸する。『禮記』郊特牲篇・少儀篇などに離幾と熟する語があるが、それは幾の原義を用いているであろう。幾の原義が亡び、危殆・微妙の意が通義となって、字形も小篆の形に變

七六三～七六四

わったものと思う。但し、この銘文では、幾は同音の器の意に使用されているのである。

亞字銘金文

三八 㠱侯盉銘 (62)

圖 2—62—1
㠱侯盉・器銘

著錄 綴遺一四・二六 窓齋一六・一九 殷存下三三 文錄四・三一 小校五・三三、九・五二 三代一四・一〇

釋文 亞㠱（紀）侯矣（疑）。匽（郾）侯易（錫）亞貝。乍（作）父乙寶隮（尊）彝。

亞紀侯疑。郾侯、亞ニ貝ヲ錫フ。父乙ノ寶尊彝ヲ作ル。

解說 既出以外の亞字銘を有する金文を以下に集める。亞㠱侯疑の名によれば、殷代のもの。

字面通りに讀めば、亞㠱侯疑であるが、亞疑が身分ならびに官職名、㠱侯が國族（長）名である。すでに(9)征作父辛角銘・(12)小臣邑斝銘について見たように、亞疑單獨でも記されていることは、それが身分ならびに官職名であることを示している。亞疑とは、君の顧問に備わる意である。亞疑の職を加藤博士は、君側の小人の意とされる（河出一・四四の解說）。

圖 2—62—2
㠱侯盉・蓋銘

亞疑だけの銘を有する器も多數傳わっている。亞疑の官職にあったのは㠱侯または㠱族だけであったか否かは明らかでない。ただ㠱族が亞疑として顯著な位置を占めていたことは確かである。してみると、廩辛・康丁の時期の貞人に、

庚辰卜矣（疑）貞、今夕亡禍。八月。（粹一三七六）

矣（疑）というものがあるが、それは㠱侯に外ならないであろう。卜辭書體の纖巧な廩辛・康丁の時期にあっても、特に纖麗な貞人矣の書體は、この銘文の書體と相通ずるものがあるように思う。殷末には㠱侯は老㠱侯（別記）と稱されているので、殷王朝との關係は密であったと思う。

なお、亞㠱侯疑の同時の作器には亞㠱侯疑父乙簋（續殷存上四二）がある。その外、亞㠱侯關係の銘文には、

卣（殷存上二八、續殷存上八二）〔圖二—六二—a〕　亞㠱矣、乍(作)母辛彝。（亞㠱疑、母辛ノ彝ヲ作ル。）

尊（殷存上二四）〔圖二—六二—b〕　同右

尊（三代一一・二九）〔圖二—六二—c〕　亞㠱矣䙴、乍(作)母辛寶彝。（亞㠱疑䙴、母辛ノ寶彝ヲ作ル。）

簋（續殷存上四二）〔圖二—六二—d〕　亞㠱侯矣、父日己。（亞㠱侯疑、父日己〔ノタメニ作ル〕。）

甗（續殷存下四五）〔圖二—六二—e〕　亞㠱、妣己。（亞㠱、妣己〔ノタメニ作ル〕。）

尊（續殷存上五九）〔圖二—六二—f〕　亞㠱侯、乍(作)父丁寶旅彝。（亞㠱侯、父丁ノ寶旅彝ヲ作ル。）

甗（殷存上九）〔圖二—六二—g〕　亞㠱、父己。（亞㠱、父己〔ノタメニ作ル〕。）

などがある。

匽侯　は匽の字。西周金文もこの字形、東周の金文は　・　に作る。文獻では燕と書く。郾侯は卜辭には見えないが、周初、召公奭が燕に封ぜられたと傳えられ、また近年遼寧省凌源縣から周初の郾侯盂が出

圖 2—62—a
亞㠱母辛卣銘

圖 2—62—b
亞㠱母辛尊銘

圖 2—62—c
亞㠱母辛尊銘

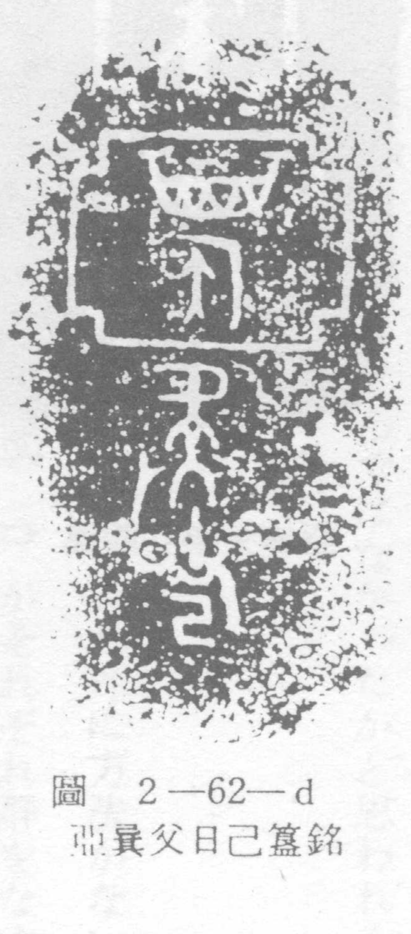

圖 2—62—d
亞㠱父日己簋銘

圖 2—62—e
亞㠱妣己甗銘

圖 2—62—f
亞㠱父丁尊銘

圖 2—62—g
亞㠱父己甗銘

土している（『文物參考資料』一九五五年第八期）ことによって逆推すれば、殷代にすでに燕國が存したことはほとんど疑いがない。

　亞の字。㠱侯亞疑の自稱であること言うまでもない。文頭の亞㠱侯疑はその族稱および職名を掲げたのであって、文末にそれを置くのと同趣向である。この亞字形にその特色が顯著であるように、この銘文の書體は柔軟な書體の多い殷金文中でも特に柔軟であり、裝飾的である。この書體は、西周に入っても、東方諸國の基準書體となったように考えられる。

附 亞㠱䚘鼎銘 (63)

著錄 巖窟上八 錄遺六五

釋文 亞㠱矣（疑）䚘（䚘）乍（作）母癸。

亞㠱疑䚘、母癸ノタメニ作ル。

解說 同文銘のものに、

尊（錄遺二〇一）〔圖二—六三—a〕

卣（錄遺二六二—器蓋同文—）〔圖二—六三—b〕

爵（巖窟上四六）〔圖二—六三—c〕

斝（鄴三上三六、錄遺二八八）〔圖二—六三—d〕

がある。何れも安陽の殷墟の出土であろう。

圖　2—63—b—1
亞㠱䜌・卣銘（器蓋未詳）

圖　2—63
亞㠱䜌・鼎銘

圖　2—63—c
亞㠱䜌・爵銘

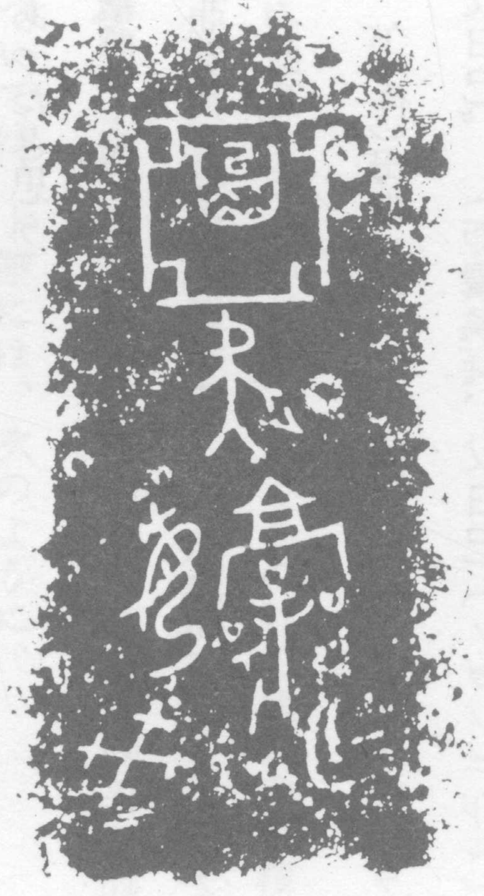

圖　2—63—b—2
亞㠱䜌・卣銘（器蓋未詳）

圖　2—63—a
亞㠱䜌・尊銘

圖　2—63—d
亞㠱䜌・斝銘

七六九～七七〇

[illegible]　于省吾氏は亮の字形に寫しているが、高の內は𠷎と亡とからなり、正しく喪の字である。但し、喪の意をとったのではなくて、噪の音を借りた。つまり、これは『玉篇』の䜌の字である。䜌と噣・咢とは聲が近い。㠱國出身の亞疑の官職にあった或る一人の私名である。

補　王獻唐『黃縣㠱器』は、殷代㠱國の器として四三種七三件を擧げ、それは、殷の武丁の時期から殷末に及んでおって、㠱國が一大雄族であったと論じ、その本據を山東省莒縣と推定している。一九五一年には、山東省黃縣から周代の㠱伯の銅器が出土している。㠱器は、山東の古文化について問題を提供している。

三九　亞害夫諸器銘　(64)—(75)

亞害夫卿宁鼎　(64)

著錄　鄴三上一二　河出・一・六七　錄遺七二

圖　2—64—1
亞害夫卿宁鼎・前銘

圖　2—64—2
亞害夫卿宁鼎・後銘

亞害夫父丁卣　(65)

（器蓋同銘。一銘は陽文、一銘は陰文。）

著錄　敬吾心上四三　三代一三・一二　鄴初上二〇

圖　2—65—1
亞害夫父丁卣・蓋銘

圖　2—65—2
亞害夫父丁卣・器銘

亞害夫尊　(66)

著錄　懷米上九　攈古一・三・二一　敬吾心上四二　續殷存上五五　小校五・一三　三代一一・一八

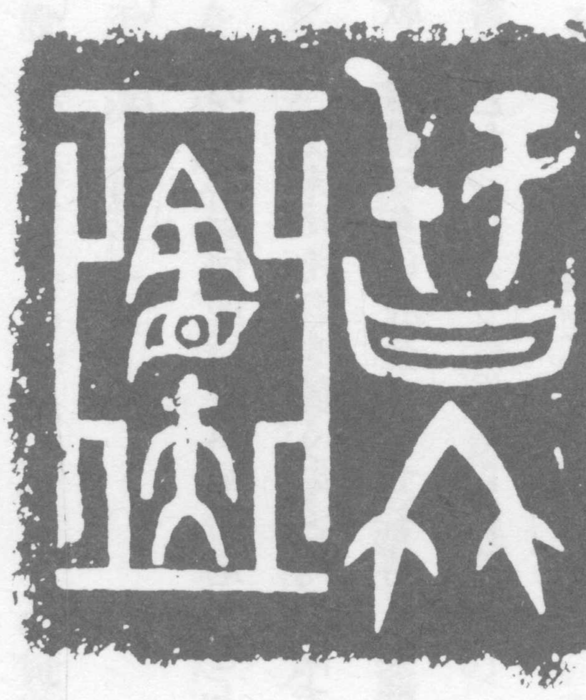

圖　2—66　亞害夫尊銘

圖　2—67　亞害夫止鼎銘

亞害夫止鼎　(67)

著錄　綴遺五・二　續殷存上六　三代二・一五

亞害夫鼎（二器）　(68)

著錄　續殷存上六　三代二・九

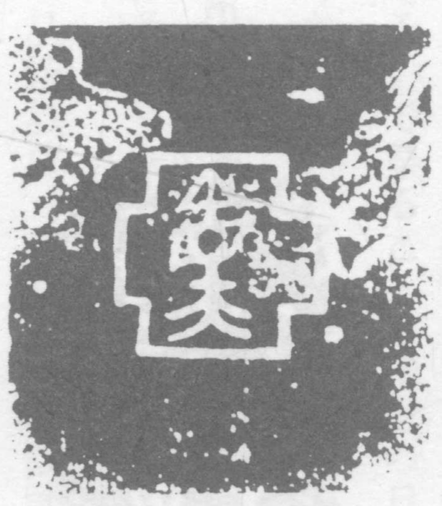

圖　2—68
亞害夫鼎銘

亞害夫樂女鼎　(69)

著錄　錄遺六一

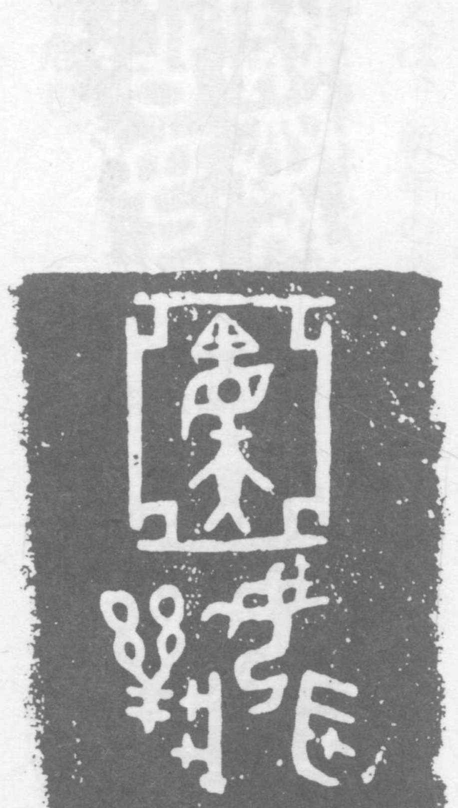

圖　2—69
亞害夫樂女鼎銘

亞害夫爵　(70)

著錄　錄遺四三八

七七一～七七二

圖　2—70
亞害夫爵銘

圖　2—71—1
亞害夫方彝第一・蓋銘

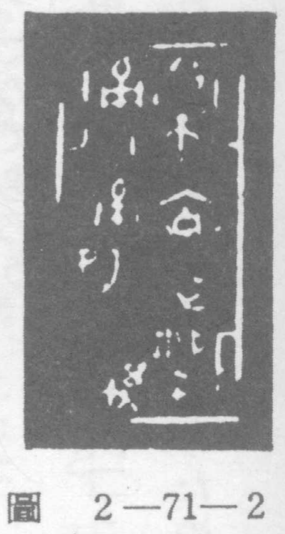

圖　2—71—2
亞害夫方彝第二・器銘

亞害夫方彝（二器）(71)

（一器は器蓋同銘、一器は蓋なし。）

著　錄　西淸一三・六　古文審五・一九　文選下二・八　文錄二・一八

亞害夫父癸方鼎　(72)

著　錄　博古一・一九　歷代一・二八

圖　2—72
亞害夫父癸方鼎銘

亞害夫方鼎　(73)

著　錄　續乙一・一二　積古一・九

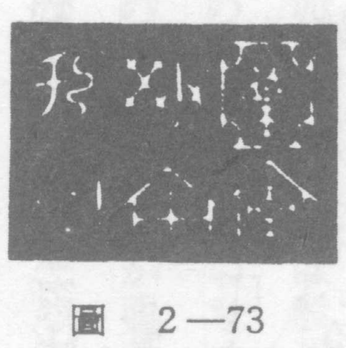

圖　2—73
亞害夫方鼎銘

亞害父逌方鼎　(74)

著　錄　博古一・一六　歷代一・二八　嘯堂上一　綴遺五・三

圖　2—74
亞害夫逌方鼎銘

告派方彝　(75)

著　錄　錄遺五〇七

圖　2—75　告派方彝銘

解　說　(64)甚だ難解な銘文である。そこで〓の記號を有する主な銘文を集めてみた。僞器を含むかも知れないが、(64)と(65)とは安陽殷墟の出土であること確かで、何れも『鄴中片羽』に器影があり、前者は牛首狀、饕餮紋豪壯、これに雷紋を配しており、後者はやや丈高な卣で、やはり雷紋が特徵になっている。何れも古奥な優品である。(66)は器影を見ない。攈古は、銘文の字形が特に大きいので、果たして古器であるか否かを疑っている。(67)以下は器影の存否を知らない。(71)は西淸に二器の摹寫圖を錄しており、器蓋に饕餮紋を中心として鳥紋・虺紋を配し、細かな雷紋で蔽っている。通蓋高九寸九分、一器は蓋を失っておって、高さ六寸一分、前者よりやや小形。(72)は博古に摹寫圖があり、紋樣は前者とほぼ同樣で、器高七寸、耳高一寸五分、ロ徑縱五寸一分、橫三寸八分。(73)は續乙に摹寫圖があり、紋樣は前者に似ており、器高五寸五分、耳高一寸三分、ロ徑縱四寸二分、橫五寸。積古に、その銘文を手拓したとあるが、刊本の字形に大きな變化がなかったとすれば、字體不自然（〓・〓）なものがあって、僞器ではないかと思われる。(74)は博古に摹寫圖があり、紋樣は前者の範とするところではなかったかと思われる。器高五寸九分、耳高一寸二分、ロ徑縱五寸一分、橫三寸九分。(75)は器影の存否不明。

これらの銘文を讀解するには、通覽して語群を分別し、それぞれの意味を考えていくより外に方法がない。その意味では、(64)を基準にして言えば、(イ)〓・(ロ)〓〓・(ハ)〓〓・(ニ)〓〓がそれぞれ群をなすものと思う。

(イ)〓は一種の記號であるから、これを最後に廻して、(ロ)群から考える。作器の何らか主格となるものを求めると、作器の對象、または動因をなしている語の上にあるものとして、つぎの語が相對應して語群を作る。

(72)〓（參考(71)・(73)）　(75)〓〓　(74)〓〓（參考(66)）　(65)〓〓〓　(64)〓〓

〓　加藤博士は、宀内の〓を亞と同じく平原の地下穴居住居の象形であって、宇の字である（『支那古代家族制度研究』五四七—五七二頁、河出一・六七解說）とし、宇は「おく」の意であるとされる。だが、おくと解しては(65)・(75)には通じ難い。西周の金文に、これに似た文字があり、

敢對揚明公尹氏〓。（令方彝銘）

〓公〓〓孟〓束貝十朋。（孟卣銘）

の如く用いられている。これと同一字と見て、賞賜の意に解する說もあるが、(64)と(65)とにおいて、一方では〓が賞賜するものとなり、他方では賞賜されるものとなって矛盾する。且つ〓と〓とが同一字であるか否かはなお問題がある。加藤博士は〓を墉の字で、庸に借用と解される。卜辭中には〓を見出していないが、これに近いものに〓（京二四二二—意味不明）があり、また〓がある。

辛未卜㱿貞、〓告于祖乙。（乙一二〇四）

〓は〓・〓・〓なども作り、卜辭では主に、

己未貞、王其告、其从〓侯。（粹三六七）

のように族名に使用されている。〓は、その結構が〓（亯）や〓・〓（郭）などと似ている。〓侯の族は、恐らく家屋の連なる居住地を作る部族であったろう。而して〓は、宀を加えてそれを區別し、その支族であることを示すのではなかろうか。

〓　郭沫若氏は竹の字に解している（『殷契粹編』攷釋第一二〇葉）が、確かではない。字形の最も近いところをとって、『說文』に「〓、毛冄冄也。象形」とある冄の字とすべきであろう。卜辭によれば、冄は甲橋刻辭に、

〓入十。（乙四五二五）

とあって、王室に對し貢納の盟約のある國であり、また骨臼刻辭の示者の一人に〓〓（林一・二〇・七）がある。その婦人は王室に入って神事に從事していた。また、同族の冄は、

壬辰卜扶貞、令毌。(後下二四・一〇)

丁亥卜王貞、令毌于𡆧、載朕事。(前八・一四・二)

貞、不隹(維)毌設。(續五・二四・八)

とあるように、しばしば王朝の祭事に奔走している。殊に、

己酉卜毌、侑𣁋、允。(金六二二)

丙寅卜吴貞、卜毌曰、其㞢于丁宰、王曰弜(斯)禱。翌丁卯、〓若。(河五一九)

とあるによれば、毌は貞人の位置にも立った人物である。同版所見の貞人吴から推せば、毌も祖庚・祖甲の時期の人である。とにかく、毌は殷王室と關係の深い一族であった。あるいはこの銘文は貞人たる毌のものであったかも知れない。なおこの(ロ)語群で明らかに族名と認めうる文字は毌だけである。

〓・〓は知(智)の字である。『説文』に、

〓、詞也。从口矢。

〓、識詞也。从白亏知。〓、古文智。

とある。訛變の跡を知るべきであろう。ところで、卜辭では、知は詞・知識の意味では用いられずに、

其𠦪河、叀舊〓用于𣴎、酒。(南明四八四)

とある。〓の字は、他の卜辭では、

其𠦪年于河、叀舊〓用小宰。(南明四五四)

其用舊〓□。(南明四五五)

の如くに作っている。この字はまた、

其卽〓〓于……肜日、酒酒。(前五・一七・三)

乙未卜貞、自武乙肜日衣袝事、其卽〓五牢、正、王受祐。(金七四〇)

の如くに作る。要するに祭儀を意味するものとして使用されており、その用法は、

叀卽〓用、𡧊〓、卯一牛。(後上二四・二)

丁未卜、𡧊于兒、〓二牛。(福一八)

などの𣁋とほぼ同様である。卜辭の册の字形は數種あり、その儀禮にも稱册・𣁋册・典册などがあるので、その意味内容に或る種の區別があったろう。しかし、册の類は犧牲を供する祭儀とされている。それが借りて刺また删の意を表すのでないならば、犧牲に册書を加えて供することをいうのであろう。〓の〓は矢の形であって、陳ねる意を表し、〓は、子とは異なって稚の音を表し、また支解の意を含んでいたのではなかろうか。〓とは、𣁋と區別すれば、犧牲を秩序正しく陳ねることをいうのではなかろうか。とにかく、〓は祭儀の一つであり、その特色は、分書している例があることから推せば、〓に在るであろう。この銘文の知(智)はこの祭儀から來た職名であろう。

さて、以上を要約すれば、〓は恐らくは〓と同じであって、〓の支族であるという本族を示し、毌はさらに氏族を示し、智は官職を示すものと思う。それ故、その本族を主にしては〓をもって代表し、氏を主にしては毌〓といい、毌〓智といい、官職を主にしては智毌といったのであろう。

(ハ) 作器の事實の主體が明らかになれば、これに次ぐものはその事由であろう。そのうち(65)「丁父(＝父丁)」、(75)「父戊」、(72)・(73)「父癸」などの語は、それぞれの器の作者が、それぞれ父丁・父戊などのために作ったというのである。

〓于川の川は地名である。卜辭に、

乙丑、其侑勺歲于祖乙白牡三、王在川卜。(粹二三五)

とあり、また、

貞、侑于沓。侑于川。(前一・五三・二)

とあるように、殷王巡遊の聖地であった。〓は宅の字である。つまり、この器を川の地に宅くというのである。川に作器者の墳墓があったか、または川の聖所に祭って、その所にこの器を備えておくというのであろう。これは注目すべき記述である。

さて難解なのは(71)「作册〓〓川〓〓」と(64)「〓〓」とである。この宅を(72)・(73)の場合と同様に動詞と見ても通じないでもないが、上に官名の作册があるので、宅はその名と解すべきであろう。

〓 正しくは〓と書くべきであろう。框に矢を容れた形で、箙の字である。甲骨文では、貞人名に〓がある外、

丁亥卜□(貞)、辛卯、侑三宰〓羌。(前五・九・七)

貞、〓羌骨凡侑〓。(前五・一〇・二)

のように犧牲を供する意味の動詞として使用している。一矢を字素とするのも、二矢とするのも意味にかわりはない。動詞として使用している場合は、その箙の音によって推せば、『周禮』に「以疈辜、祭四方百物」とある疈の字、つまり犧牲を副判剖割する儀禮を意味する。この銘文の箙もその意味である。川〓の川は、西清の摹寫は、原文に凵に作ってあったとすれば二十の字、八に作ってあったとすれば八の字であるが、川である。それならば、地名に解さざるを得ない。つまり、「川に疈す」と讀む。

〓 卜辭には、

辛酉卜〓貞、于〓(矢)先置。一月。貞、于〓先置。一月。(前一・四八・三)

と、矢において獵すべきか、〓においてすべきかと卜問されている〓なる地がある。この矢なる地は、

貞、斬于王〓宰。(前一・四五・三)

という如き殷の先公神王矢の故地と考えられるので、それと併稱される〓(豩)も古族の地であったろう。また、〓なる族があり、

壬申余卜、〓至。　乙未余卜、卒(執)〓。(前八・一・一)

とある。〓は〓の省略體に外ならないので、〓も族名である。殷代においては、羌・夷のような先住民はしばしば人身犧牲に供されているので、疈〓は〓人を疈したと解しても不適當ではないであろう。ただ、〓の字の原義に遡って考えると、それは鮮であると思う。『説文』に「豩、二豕也。豳从此」とある。豩(〓)の音は伯貧切であろう。ところで、『説文』にはまた「燹、火也。从火豩聲」とあるが、この字は『唐韻』では蘇典切で、鮮と全く同音である。いったい、豕の音は式視切であるから、これを語原とする豩は、聲調を變えたにしても、審紐または禪紐であるのが自然であろう。また、審・禪は心紐(蘇)に移り易い。西周初期金文大豐簋銘には、

丕顯王作省、丕〓王作庚。

とある。丕顯に對する丕〓という語は、『詩經』の例で推せば丕承(署陵切)である。丕承は詩語として聲が伸びて韻が異なったが、そのもとの語は丕豩ではなかったろうか。もしそうであるならば、豩が審・禪紐である旁證にはなろう。その點から更に推して、豩は燹の音と同一源であるか、近音であったろうと思うのであ

る。また豕は𠭯の字の重要な字素であって、實は𠭯と豩とは密な關係があると考えられる。そのことについては(79)亞舟祖丁簋銘の解説で述べる。ただ𠭯の邪という音は轉音であったろう。

かく豕に「セン」の音があったとすれば、豩の音も「セン」である。その字形について見ると、豕を肆(つら)ねて撲擊するさまである。卽ち犧牲を生きながら殺すこと、またはその肉の意を表している。これは、「鳥獸の新たに殺せるを鮮という」という鮮の字義と全く同じである。犧牲の生肉をいう語には鮮・羶・牷などがあるが、何れも形聲の後起の文字であり、しかも蘇典切と同音であるか近音である。このことも豩がむしろ鮮の原義・原字である旁證となろう。古代においては、犧牲の生肉が最も靈威のあるものと信ぜられていた。それ故、丕豩（豩は豩の借字と見るべきである）は丕顯と相對して靈威をいう成語となったものと思う。

□ 鄸三はこの字形である。錄遺ではこの字の頭部に飛白があって、或いは若の字ではないかと疑われないでもないが、今は□の字形によって光の字と解する。つまり借りて貺の意に用いているのである。(71)の鼉豩のその生肉を賜與したと解する。

㈡ この語群として考えるべきものは、(64)□・(67)□・(69)□□・(70)□・(72)□□・(74)□・(75)□□などである。この中容易なものから解していく。

(70) □ □（矛先）を倒逆した形で、䒨の字ではなかろうか。作器者の私名であろう。

(69) □□ □ は樂の字。卜辭によれば、

癸未卜□貞、翌甲申、雨。（粹七四八）

の如く貞人に樂があり、また、

丙午卜在商貞、今日王步于樂、亡𡆥。　己酉卜在樂貞、今日王步于𩰫、亡𡆥。（續三・二八・五）

の如く、その地は殷末の王の巡遊の地である。これはその樂族出身の女。□は爿（牀）と乍（乍）の異體との合文で、器の意であろう。これによれば、同じく亞𠭯の記號を冠していても、その作器者には智𡈼以外のものがあることが明らかである。

(74) □ 卣（逌）の字。卜辭に、

丁酉卜犾貞、王田于□、大畢。吉。（甲一六〇三）

とある。地名である。この地居住の族人の作器であろう。

(75) □ □ は派の字。卜辭によれば、武丁の時期に、

派受年。（前六・三〇・四）

年を受けるか否かを卜問されている派國があり、また祈年祭を行う地（前四・一三・一）に派があり、さらに、

戊辰卜賓貞、令派𦉞田于𦎫。（前二・三七・六）

のように、王朝の祭事に從事しているものに派がある。結局、派は一國族の名であり、早くから殷王朝に服事していた。その派族の、恐らくは族主であろうが、それが殷の末期には、

癸未卜派貞、王旬亡尤。在正月。甲申、祭祖甲、𦎫陽甲。（前一・一九・五）

という卜辭に見るように、祭政の要務を掌る貞人の位置に立っている。この派は、その何れの時期の人物かは銘文の限りでは判然としないが、その派族の出身であることは確かである。また、□（告）は、恐らくは、派の官名であろう。なお、この(75)の銘文は、殷金文には省略文の例が多いが、これもその一例と見るべきで、告派が𡈼□から賞賜され、それを記念して父戊の祭器を作ったということを表しているものと思う。

(72) □ □ この二字は主文の對面に刻されている。□の字は歷代の字形であるが、博古では□になっている。恐らくは、次の銘文の□の缺劃であると思う。暫らくその銘文を檢討する。

附　汱盉銘(76)

著錄　綴遺一四・二五　殷存下三三　續殷存下七三　小校九・五一　三代一四・九

釋文　汱乍（作）父乙障（尊）彝。木吠冊。

汱、父乙ノ尊彝ヲ作ル。木ノ吠、冊ス。

解說　□ 巛（水）と犬とから成る。汱。殷代には、文獻に獫狁として傳えられている犬族（續五・二・二）があった。そのうち殷王室に服事していた多犬・犬征があった。

壬戌卜㱿貞、𠬝多犬网鹿于𪊽。（乙五三二九）

貞、令犬征田于京。（河五三三）

圖　2—76　汱盉銘

汱は、これらの犬族のうちの河川邊に住む一支族であろう。

□ 木と吠とから成っているが、一字ではあるまい。武丁の時期の聖地に、□（木）がある。また、それは人名でもある。

𡧊于木三犬三羊。（南師一・五〇）

庚寅貞、王命木其酒告。（甲六〇〇）

してみると、木がまた族名であると見なければならない。木の地は、帝乙・帝辛時期には王の田獵地となっている。吠と汱とは同じく犬であるという類緣があるので、それぞれ犬族の支族で、そのうちに木地に在ったのが[木犬]族ではないかと考えられる。

[木犬]を二字に分けて木の吠と讀む。そうすると、汱と[木犬]とは同一人ではないから、[木犬]冊は汱の官名ではなくて、[木犬]が汱の作器に對して冊祝したことをいうと解さなければならないであろう。

さて、(72)方鼎に返って考えるに、□は吠または[木犬]の缺劃ではなかろうか。それならば、(72)方鼎の亞𠭯夫の父癸を祭る器に對し、冊官の吠か[木犬]が祝冊したことをいうと解さなければならない。

(67)鼎の□は足趾の形であって、止の原字である。卜辭では□と書き、

己酉卜貞、亞从止侑𦥑。三月。（後下二五・九・一）

とあるによれば、それは族名または人名を表す。またその地も止といった。恐らくは祖乙以下三代を葬った地（庇）であったと考えられるが、その神は止若と稱されており、

斯𠦪于□若。（粹一四二）

壬于𠬝使人于𦎫于□、及伐望、王受祐。（南上一〇〇）

のように、殷末に至るまで尊崇されていた。鼎銘の止は卜辭の止と同じで、族名であろう。

(64)鼎の□は、二人が食に嚮(むか)い合って手を加えているさまで、卿の原字、饗の意である。殷代においては、神を祀って饗宴することと來朝する族長を迎えて饗應することは重要な王朝行事であった。そこから、既に見たように、饗を主宰する卿事の官職が成立する。この銘の卿もその一人であろう。

□ 宁。紵の原形。絲卷きを横書きした字である。殷代には宁という國族があり（乙二一四九）、また、

己巳卜我貞、使犬宁。（乙四八一四）

貞、勿𠬝宁壴……。（續五・二四・五）

庚申貞、宁□□婦不。在茲卜。（前四・三三・六）

某宁・宁某というものがあった。この宁は恐らく官職名であろう。多宁というものもある。

癸丑貞、多宁其祉又勹歲于父丁。（佚四一五）

貞、祝、多宁㠯鬯自上甲。（粹二三七）

多宁は宁職者の集團であろう。宁の職は、

……爭貞、令亳宁（貯）雞貝……。（掇二・五九）

とある卜辭から推せば、貝・その他の物資を収納し貯積し管理することであったろう。そのうち卿宁は、卿の職掌から考えて、饗膳の物を保管する職であったろう。

なお、この卿宁の二字は、(72)の册吠と同様に主文の對面に刻されている。ただ(72)においては册者を示しているに對して、これはこの器の作者を示していると思う。既に解したところによれば、(64)鼎銘の主文には賞賜者があって受賞者がないので、この卿宁こそその受賞者としなければならない。卿宁が川の地で行った䰍の祭に參與して、その胙肉を賜わり、それを記念してこの鼎を作ったのである。圖形的な記號は、族符號、官職記號などと解されている。そう解釋しなければならないものがあるのも事實であるが、相當程度に社會分化の進んでいた殷代社會に一律にそれを適用するには注意を要しよう。殊に解釋の困難なのは、亞害と卿宁とのように二重の記號を持っているものである。これはその點で一の解釋の示唆にはなりはしないか。

とにかく、卿宁は〓尋とも、ないしは亞害とも、同一人であるとは考えられない。亞害の記號内には諸族人の作器者を含むことは既に指摘してきた。また〓尋その人の作器(65)・(66)・(72)・(73)には卿宁の名はない。逆に、『鄴中片羽』には、卿宁觚（初上二三）・卿宁父乙鼎（三上一四）・卿宁方彝（三上二一）・辛卿宁觚（三上四一）など安陽殷墟出土と思われる卿宁の諸器と銘文とを登錄しているが、亞害諸器と父號も一致せず、またその記號も〓尋の名もない。このことは亞害記號、〓尋の名と卿宁とは別であることを證していよう。

(イ)〓さて最初に殘しておいた問題にかかることになるが、この記號は特に〓尋に係るものであり、しかも諸族と關係しうるか、または含みうる、いわば集團的なものであろうと考えられる。亞が亞者である身分を示すことは既述の通りである。

〓 西周初期伯害盃および伯害鼎の銘に召伯の子伯〓なる名が見えるによれば、害は一字であり、且つ憲の音符で、その音はケン（許建切）である。その字形について見ると、目上（從って頭）に兜を蒙った形である。ここで聯想しなければならないのは、卜辭に見える沚〓なる人物の〓の字である。

戊午卜賓貞、王从沚〓伐土方、受祐。（後上一七・五）

沚〓なる人物は、胡厚宣氏が武丁の時期の大將軍であるといっている程、殷王朝の軍事に活躍しているものである。沚〓の名のうち、沚は明らかに族名であるから、〓は、職名か、またはその職から來た私名である。この字についてはまだ定解がないが、戩の原字ではないかと推量する。その推量の當否は措いて、この字の重要な意味要素となっているのは〓の字である。この字を見れば、やはり頭上に物を蒙った形であって、これこそ害の字の省略または別構であると思う。

〓三百射仵……。（『殷虛卜辭綜述』五一三頁所引哲庵一〇三。なお、佚九八二參照）

〓は、右のように、それ自體、射人の集團名としても用いられている。

叀戍・馬・〓仵、允王受祐。王其仵、允受祐。（粹一一五六）

〓は、戍・馬その他、射・箙・衛などと相竝ぶ武人職であったのである。（『殷虛卜辭綜述』の武官にはこれを脱している。）そこで、次のように、

七八五～七八六

壬午卜自〔貞〕、仵御方于啇。壬午卜自貞、王令多〓御方于〔啇〕。（綴合一四七＝後下四一・七＋後下四二・九）

多〓という語がある。多射・多馬・多尹・多亞などと同様に、〓が集團を成して軍事に從っていたのである。〓が武人の集團的職能名であることは、それを冠する〓尋が䰍儀を行わせていることとも、（何れかといえば武事に屬することなので）、照應するであろう。なお、憲を法の意味とする通義は、害が軍事から軍令を意味したことに起源するのではなかろうか。要するに、害はほとんど〓と同一字であって、武人の職をいうと解釋する。

〓 (65)の陽刻の器銘では〓に作っているが、〓を基準體としてよい。夫の字である。卜辭では、大の意に使用している（前五・二・四）外に、

戊辰卜賓、仵師般取于夫。（後上一一・一六）

丁卯卜貞、王田夫、往來亡災。（前二・二七・八）

癸巳王貞、令□長□令夫祉戋。（前五・三二・一）

とあるように、地名・人名に使用している。それを族名とするものがあったのである。しかし、ここでは夫の原義で用いたと見るべきものと思う。害者の長たる者をいうのである。

要するに、亞害夫は軍事職能集團の記號である。亞はその身分を示し、害夫はその武人の長であるという職能を示す。害夫は一人に限らない。止や㚔も亞害夫であったろう。亞害夫のなかでも最も著名なのは尋〓智であった。〓と尋との關係はなお明確でないが、尋は族名であって、その人の出自を示す。智はその世襲的な職を示しているのであろう。これも害夫の職と無關係ではない。また、亞害夫は集團記號であるが故に、それに所屬するものの記號とすることが出來る。卿宁や作册宅や吠や酒は亞害夫の部下であったろう。また樂女は亞害夫に仕えるものであったろう。告派は亞害夫には所屬せず、尋宇から賜與を受けたに過ぎないので、その記號を記さないのであろう。

以上に疏通したところによって讀を加えれば、次の如くである。

(64) 亞害夫尋〓智光毅（鮮）。卿宁。（亞害夫ノ尋〓智、鮮ヲ光フ、卿宁、〔ツクル〕。）

(65) 亞害夫〓智尋、丁父。（亞害夫ノ〓智尋、父丁〔ノタメニツクル〕。）

(66) 亞害夫智尋。（亞害夫ノ智尋、〔ツクル〕。）

(67) 亞害夫止。（亞害夫ノ止、〔ツクル〕。）

(68) 亞害夫。亞害夫。

(69) 亞害夫樂女〓。（亞害夫ノ樂女ノ器。）

(70) 亞害夫㚔。〓（亞害夫ノ㚔、〔ツクル〕。）

(71) 亞害夫〓乍(作)册宅箙(䰍)川、箙(䰍)毅。乍(作)彝。（亞害夫ノ〓ノ作册宅、〔命ゼラレテ〕川ニ䰍シ、毅ヲ䰍ス。〔用テ〕彝ヲ作ル。）

(72) 亞害夫〓、父癸、宅于川。柭册。（亞害夫ノ〓、父癸〔ノタメニ作リ、コレヲ〕川ニ宅ク。木ノ吠册ス。）

(73) 亞害夫〓、父癸、宅于川。（亞害夫ノ〓、父癸〔ノタメニ作リ、コレヲ〕川ニ宅ク。）

(74) 亞害夫智尋、逌。（亞害夫ノ智尋〔タマフ。用テ〕逌、〔ツクル〕。）

(75) 尋〓、父戊、告派。（尋〓〔タマフ。用テ〕父戊〔ノタメニ〕告派、〔ツクル〕。）

七八七～七八八

附　晉　鼎　銘〔圖二—七六—a〕

著　錄　癡盦二

釋　文　亞𠫤（疑）宮（休）晉𤔲（鮮）。侯俎。

　亞疑、晉ニ鮮ヲ休フ。侯俎〔ツクル〕。

解　說　癡盦に器影がある。高さは一尺三寸八分、口徑は一尺七分。口緣外に虺形の夔紋・雷紋をめぐらしている朴素な古器である。だが、𤔲の字が通常見るような形ではなくて、殷に似ていること、書體は匸賓祖己鼎に似ていて、豪快ではあるが、やや裝飾的意識があること、またこの器の口部と腹部とは補修の跡があるということなどから推すと、僞刻ではないかと疑われないでもない。

　李泰棻氏は、蘇象乾所藏の鼎銘「亞召夫室智光𤔲卿櫝」（前記の64亞𡩜夫卿宁鼎銘）と比較して、これは晉侯の作、かれは晉の六卿の一、智氏の作であって、東周前期の作であると言っているが、器は殷代のものと見て誤りがないと思う。

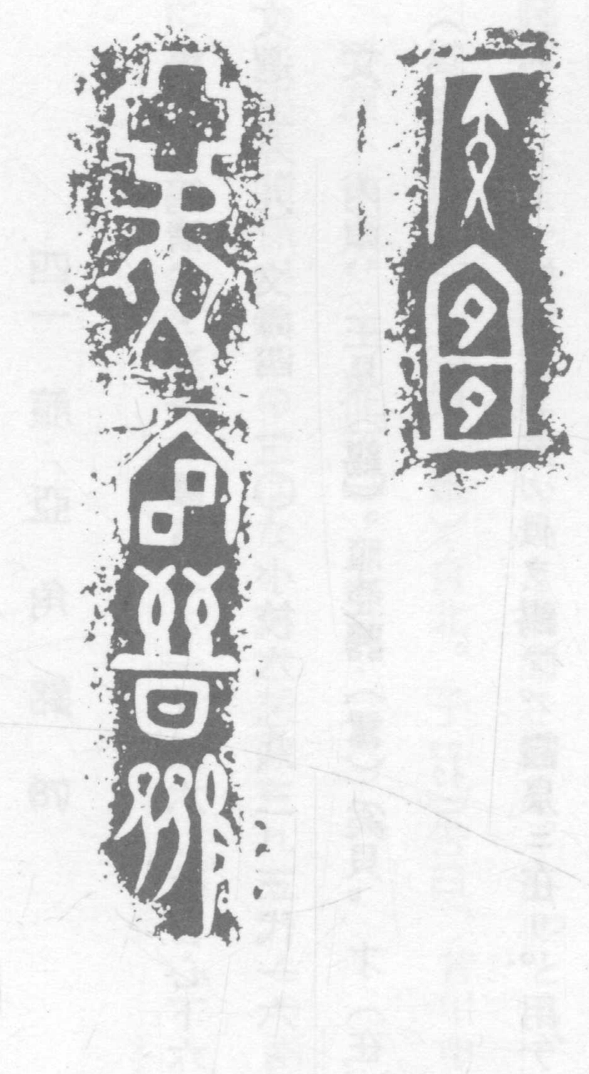

圖　2—76—a　晉鼎銘

　亞疑が亞𡩜夫と同一人であるとは考え難い。ただ文體に類似性があるだけである。

　[glyph] 宮の字、李氏はこれを卿宁鼎の [glyph] と比較して、これは宮、かれは室で、宮室相對すると解するが、臆說である。宮と近音の

既の意に解すべきである。

　[glyph] 李氏は役の字と解しているが、理由はない。比較すれば𤔲、つまり鮮の意の假字と見るべきである。

　侯俎の二字は、前面と對面に刻されている。卿宁などの場合も同樣である。僞刻でないとするならば、この侯俎は別記の俎鼎の俎と同族であろう。

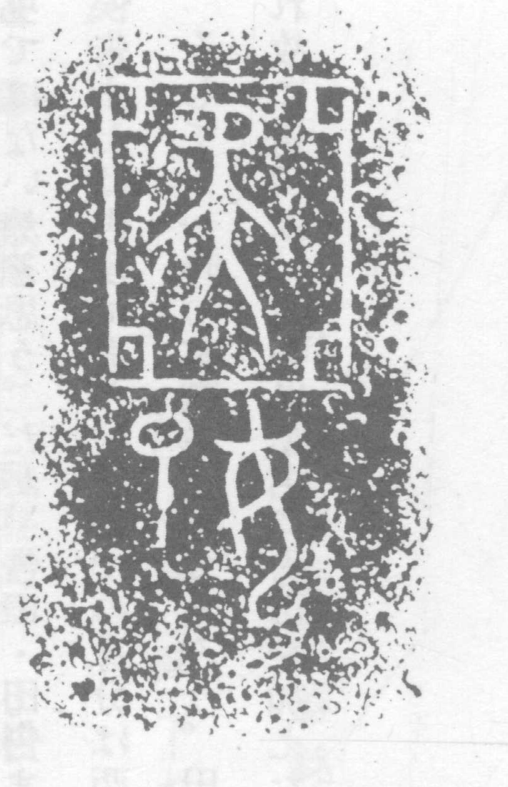

圖　2—76—b　亞疑妃盤銘

補　一九七三—四年、北京市西南郊の琉璃河鎭附近から、周の郾侯關係の銅器とともに、亞疑妃の銘のある銅盤〔圖二—七六—b〕が出土している（『考古』一九七四年第五期）殷の遺民の作であろう。

四〇　罴　鼎　銘　(77)

著　錄　綴遺四・六　陶齋一・二六　續殷存上二四　小校二・六四　三代三・二九

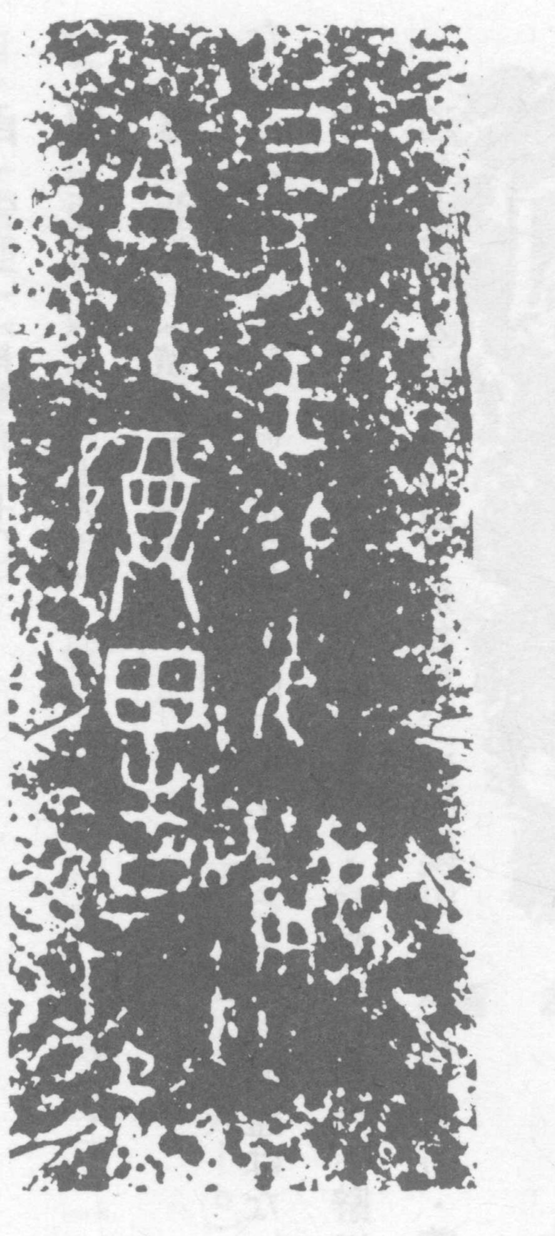

圖　2—77　罴鼎銘

釋　文　己亥、王易（錫）罴貝。用乍（作）且（祖）乙障（尊）。田告亞。

　己亥、王、罴ニ貝ヲ錫フ。用テ祖乙ノ尊ヲ作ル。田告亞。

解　說　告侯田というものが帝乙・帝辛の時期に存するので、その人物に關連するものとして、この銘を殷金文

であると考える。また告田の記號を有する卣（貞松圖上四四、通考下六三三）・方鼎（脅古一・二五）・觥（陳仁濤『金匱論古綜合刊』第一期圖版五・六・七）の器が現存し、何れもすぐれた殷代の作と考えられる。

[glyph] 人名。私名であろう。何の字に當てるべきかを知らない。

　田告　陳仁濤氏によれば、告田觥には、蓋に告田の銘、器に田告の銘があり、兩者は同一實である（『金匱藏器攷釋及其他』『金匱論古綜合刊』一〇五頁）。容庚氏は、田告（告田）の作器には、

　告田觶「告田」（續殷存下五四）
　田告罍「田告」（續殷存下六七）
　田告卣「田告父乙」（續殷存上八三）
　女告田父乙卣「女告田鳥父乙」（貞松圖上四四）
　田告𥂴「田告父丁」（續殷存上四〇）
　告田父丁觶「告田父丁」（殷存下二九）
　告田母辛方鼎「田告作母辛尊」（續殷存上二二）
　告田𥂴「作祖乙𪀚侯叔尊彝　告田」（殷存上一八）

などがあり、その父乙は時期が降ればその祖乙に外ならないと考えられるので、田告は族名であるとしている。饒宗頤氏は、殷金文に牧の字を牛・攴と分書している例があり、また留國の留の字はもと卯と書き、後に田を加えて𠁹と書くようになったのであるから、これから推すと、告田は分書例に屬するものである。それ故、告田とも田告とも書き、實は𠷎の一字であり、その原字は告である。告は郜の原字であり、郜と𠷎とは同一實體の異字である。郜の地は、『左傳』桓公二年所見の北郜（山東省城武縣東南）と、『左傳』隱公十年所見の宋國

の邑である南郜と、『左傳』成公十三年所見の郜（山西省祁縣境）とがあるが、もと北郜に本住地があり、後に宋邑に移ったのであろう、と論じている（『金匱論古綜合刊』一〇六頁）。『左傳』に郜の大鼎の說話のある郜國である。興味ある推論である。

　しかし、甲骨卜辭によれば、武丁の時期に、

　貞、王叀侯告从征夷。（乙二八七一）

　□亥卜𣪊貞、王勿隹𠂤（伯）𢦏从。貞、勿隹侯告从。貞、我不其受年。（乙七二四六）

の如く、王の征伐に從い、祈年の祭事に從うものに侯告なるものがあった。これは郜侯と考えてよいであろう。また、

　己未卜貞、翌庚申、告亞其入于丁一牛。（佚三四〇）

のように、告亞なるものがある。恐らく告侯（郜侯）と同一族人であろう。だが告亞を田告亞、つまり郜亞、または郜侯と考えるには、なお疑問がある。何故なら、第一には、田の記號を有する、

　彝「田父甲」（三代六・一一）
　斝「田父甲」（三代一三・四九）
　爵「田父甲」（三代一六・三）
　鼎「田父辛」（三代二・二七）
　觚「婦田」（三代一四・二二）

などが存するとともに、告また亞告のみの銘の、

　兵器「告」（續殷存下八三）

卣「告亞」(續殷存上七〇)

鼎「亞告」(續殷存上六)

簋「亞告」(續殷存上三四)

などがあり、それが同一族人の異時の器であるという明證はないので、田と告または田告とは異族として區別しなければならない。且つ、第二に、帝乙・帝辛の時期の卜辭に、

乙丑卜貞、今囚巫九备。余其𢀛、遣告侯田册𢦏方・羌方・羞方・繐方。余其从侯田告伐四邦方。(續三・一三・一)

とある。この卜辭はすべての字の横劃を缺いているが、この解讀に誤りはないものと思う。してみると、帝乙・帝辛の時期には告侯田または侯田告なる人物が存した。したがって、告田または告田亞の諸器はこの人物の同族のものとしなければならないであろう。

要するに、告を郜の原字とする限りでは饒氏の解は誤りがないと思う。そしてその族は武丁の時期の侯告から始まるであろう。その故地は何れか確かではないが、羌方・羞方を伐っているによれば、むしろ山西の祁縣境ではないかと思う。だが、告田・田告または田告亞の二字または三字すべてが族名ではない。國號としては侯告または告侯であり、王朝での身分は亞であろう。

そして、一時の官職名は田であろう。田は甸と同じであって、田野の農耕を監督・管理する意であろう。それ故に告田は、さらに私名にも田を加えた𦊚を用いているものと思う。魚は農耕にとって瑞祥である。

四一　箙亞角銘 (78)

著　錄　筠清二・五一　攈古二・一・二六　敬吾心下六四　綴遺二六・二七　窓齋二一・一六　殷存下二三　文選上二九　文錄四・三〇　小校六・八三　三代一六・四七　平凡一・三二

釋　文　丙申、王易(錫)箙亞𠷎(𦊚)奚貝。才(在)嗇泉。用乍(作)父癸彝。(以上器蓋同文)　蟬。(以上鋬内銘)

丙申、王、箙亞𦊚ニ奚ノ貝ヲ錫フ。嗇泉ニ在リ。用テ父癸ノ彝ヲ作ル。(以上器蓋同文)　蟬。(以上鋬内銘)

解　說　器と蓋とに同文の銘がある。字體は(12)小臣邑斝銘に酷似している。殷の末期の作であろう。

箙　箙の原字。弓射に關係する。卜辭では、䨻の意に用いられ、また武丁の時期の一貞人の名である。箙なる地(鐵五五・二、乙七〇〇九)もあり、多箙(乙四二一二)なる集團を示す語もある。この銘文の箙は作器者の族名であるが、それは弓射を專門とする官職に由來しているであろう。

𠷎　㗊と虎とから成る字は現存しない。虎を意符とし、㗊を音符として虎號の盛大を表す文字であって、𦊚または號に當る。亞箙の私名である。

奚　卜辭に、

壬午卜貞、王田[illegible]、往來亡𡆥。(前二・四二・三)

とあるように、殷の後期の田獵地の一である。殷代には各族の聖地から貝を徵集してこれを王朝に貯藏し、時に盟服のものに賜與した。この奚貝も、その奚の地から徵集した貝の意に解すべきであろう。

嗇　卜辭に、

圖　2—78—1　箙亞角・器銘

圖　2—78—2　箙亞角・蓋銘

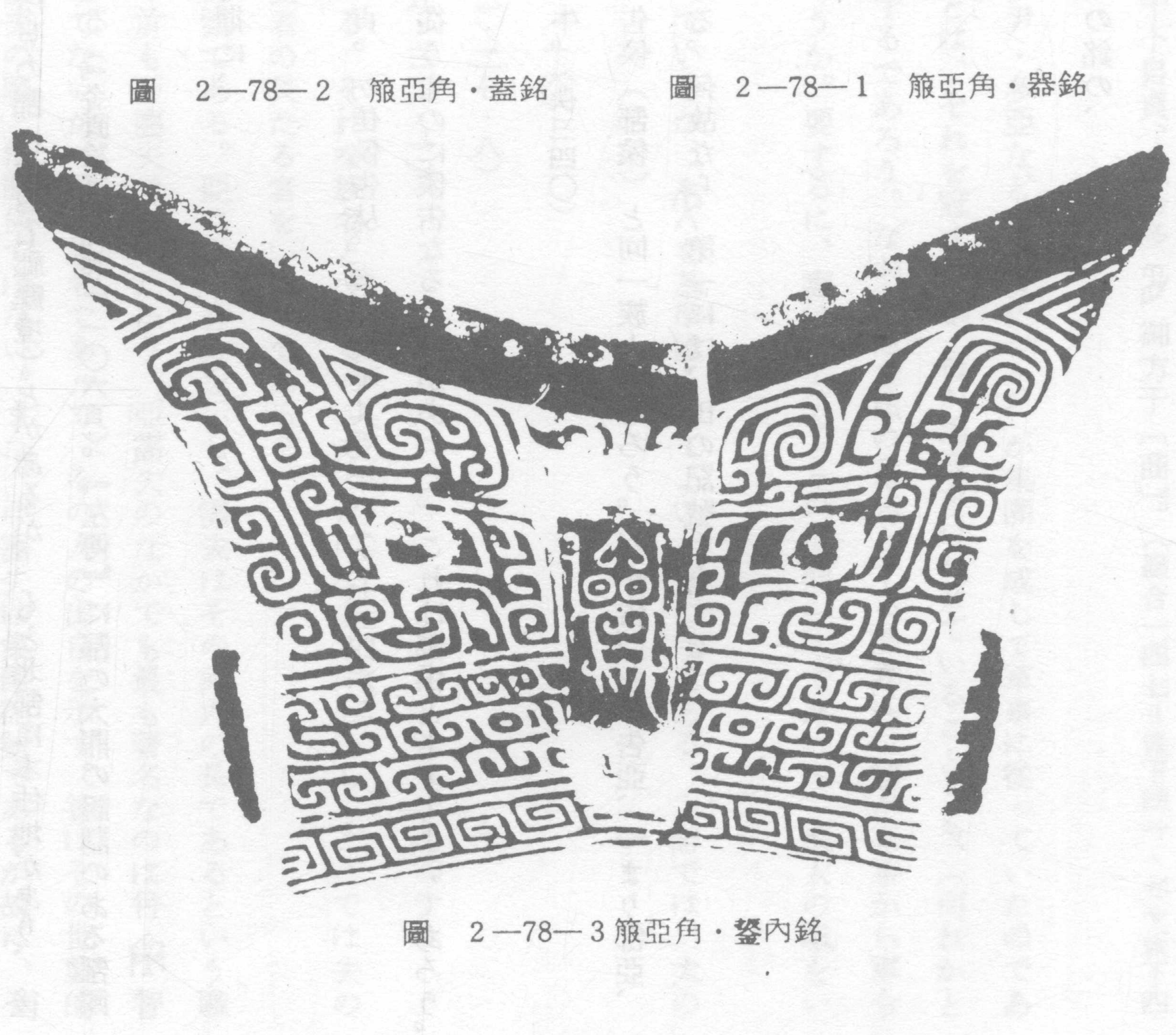

圖　2—78—3　箙亞角・鋬内銘

辛酉卜在上嗇貞、王旬亡𡆥。在九月。(前二・三・五)

とあるように、殷後期の王の巡遊地の一に上嗇なる地があった。上嗇があれば、嗇という地もあったろう。そして嗇泉は嗇と泉との合文である。地名には、麥泉を[illegible](寧三・二七九)に作り、箙山を[illegible](鐵五五・二)に作るように、合文の例が少なくない。殷代人は一物は一文字で表さねばならぬとしたのであろう。王が巡狩して嗇泉に來たとき、𦊚はこれに扈從したか、または謁見したかして、貝の賜與を受けたのである。

蟬　蟬形は殷周の比較的古い銅器に見る紋様である。蟬脫は古代人にとって神祕的現象であり、そこに不死の靈があると考えられたのであろう。この銘は鋬部にある銘であるが、箙𦊚と關係があり、恐らくその族徵號であろう。

四二　亞舟祖丁簋銘 (79)

著　錄　窓齋七・一六　奇觚三・一五　小校七・八七　三代七・三四

釋　文　乙亥、王易(錫)……𤞷玉十朋章(璋)。用乍(作)且(祖)丁彝。亞舟。

乙亥、王、……ニ𤞷ノ玉十朋ト璋トヲ錫フ。用テ祖丁ノ彝ヲ作ル。亞舟。

解　說　この簋の作者は亞舟である。卜辭に、

于舟、焚、雨。(甲六三七)

と地名の舟が見えているが、地名のあるところに舟なる族があったに違いない。また卜辭には、

貞、于𪚔先置。(前一・四八・三)

壬辰余卜、[illegible](𪚔の省略體)至。(前四・五三・一)

と貕なる族があったことを示している。これらによって殷金文であると考える。

賜玉の殷金文は少數である。王錫以下の二字または一字が缺けている。亞舟の名を明らかにしたものであったはずである。したがって貕は地名である。玉の産地である。するとその地は河南省ではなく、山西省または陝西省の地方に求められるであろう。

貕なる族名を見たついでに、豳について少し考えたい。豳は、周王族興起の地とされているものである。『説文』には、邠をその正字とし豳を假借字としているが、逆であろう。豳は豩に从う文字である。すると貕が實は、豳の原字であるか、少なくとも貕族が豳族の起源となる一要因ではないかと推測される。もっとも、卜辭には同じく豩に从う族名に訇がある。

三日庚申、亦有來嬄（艱）自北。子〓告曰、昔甲申、方征于牧。（菁五）

癸酉卜爭貞、……征〓。（寧二・二八）

恐らく同族關係があるのではないかと想像される、この兩族名は殷から西周初期にかけての金文に現れている。次にその主なものを集めてみる。

圖 2—79 亞舟祖丁簋銘

七九七〜七九八

附 訇・貕・毄諸器銘

訇 鼎〔圖二—七九—a〕

著 錄 窓齋六・二 殷存上六 小校二・四五 三代三・八

圖 2—79—a 訇鼎銘

仲 貕 卣（器蓋同文）〔圖二—七九—b〕

著 錄 攈古一五三・五四 敬吾心二・六九 綴遺一二・一六 周存五・一〇三 貞松八・二〇 小校四・四二 三代一三・一八

圖 2—79—b 仲貕卣銘

貕 伯 鬲〔圖二—七九—c〕

著 錄 三代五・一六

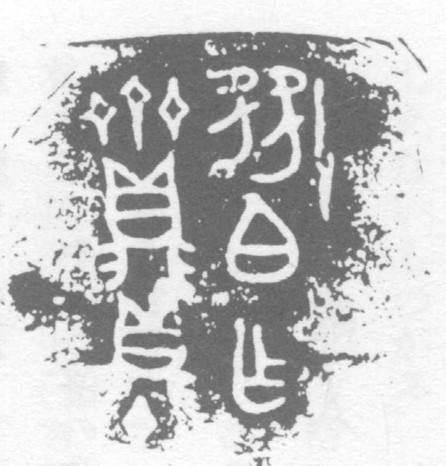

圖 2—79—c
貕伯鬲銘

毄 作 父 辛 卣〔圖二—七九—d〕

著 錄 貞松補中一〇 海外圖四六

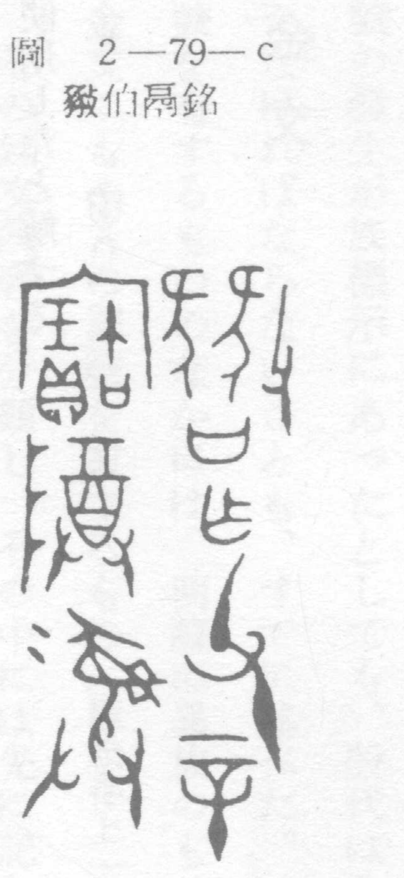

圖 2—79—d—1
毄作父辛卣銘

毄 作 父 辛 尊〔圖二—七九—e〕

著 錄 貞松補上三三 海外圖七三

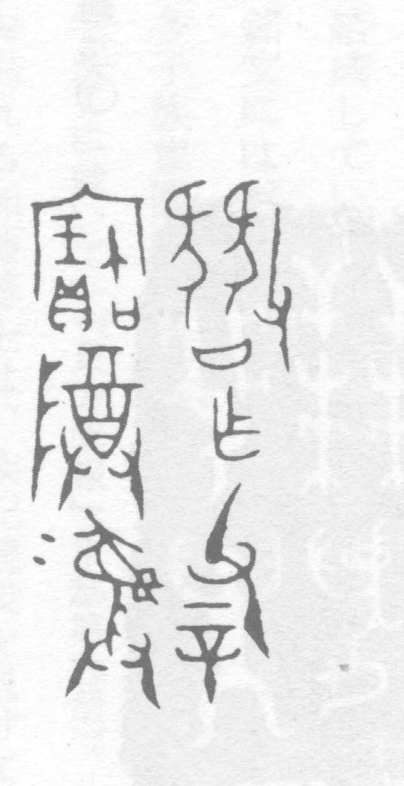

圖 2—79—d—2
毄作父辛卣銘

解 說 右の諸器銘は殷周の間の作と思われる。西周中期の金文になると、師邦周と耦になって周の大射禮に參加した〓盉があり（靜簋銘、三代六・五五）、周王の隷下に〓師がある（〓鼎銘、三代四・三三）。つまり、新たに毄なる族が興り、それは周王室の股肱の武族となったのである。

毄 王 盉〔圖二—七九—f〕

著 錄 長安一・二八 攈古一・三・六〇 攀古上四八 恒軒九二 綴遺一四・二七 周存五・六六 小校九・五三 三代一四・九

圖 2—79—e
毄作父辛尊銘

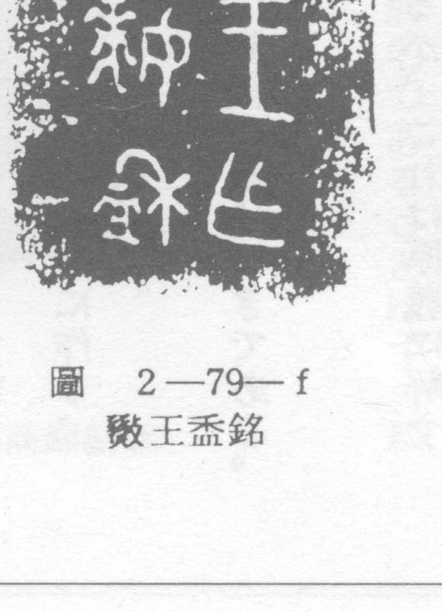

圖 2—79—f
毄王盉銘

解 說 右は西周後期の作と思われる。後期には毄に王號を稱するものが現れているのである。以上の經過を表示すると、

〓 貕 ＞〓——〓——豳

という文字の變化とともに、その族の消長が展開したことになるであろう。なお、〓が火に轉じ、火が山形に轉ずることは、往々にありうる現象である。

傳說では、周の祖先公劉は豳の地に興ったという。だが、公劉とは犧牲を剖割する靈威ある君という意の名である。貕という字は、既述のように犧牲を竝べ殺してその生鮮の肉をうることを原義としている。してみると、周の先祖に公劉があったというのは、事實は殷の古文化を持っている一部族であった貕が、周王朝に同盟し、その建國に協力したという史實の反映に外なるまい。『詩經』の諸作品のうち獨特の樣式をなしている大雅の公劉篇、生民篇、その他所謂豳雅・豳風・豳頌を傳えたものは、正に文字通り豳族であった。だから、そ

七九九〜八〇〇

れらの詩篇は、その族の傳統で、農耕祭禮の詩であって、しかもなまなましい犧牲を屠る儀禮を伴っているのである。

ところで、宣王の時には千畝の藉田の儀禮を廢止したという。これは農耕の祭儀・歌舞を掌どる豳人が失脚したことである。失脚した原因は、宣王の不敬であるよりも、豳人が王號を稱する程、周王室と背離した勢力となり、その族が分散させられたことにあろう。だから離散した豳人の詩、所謂豳風には假托の諷刺が多い。

このように、この豩關係の金文は、周民族發展の側面を語るものを持っていると思う。

補　㪍史鼎銘（補2）

著　録　中國科學院考古研究所・北京市文物管理處・房山縣文教局琉璃河考古工作隊「北京附近發現的西周奴隸殉葬墓」『考古』一九七四年第五期

圖　2—補2　㪍史鼎銘

釋　文　㪍（豳）史乍（作）考障（尊）鼎。

豳史、考ノ尊鼎ヲ作ル。

解　説　周の郾侯關係の器とともに、この鼎が出土している。これも豳族が諸地方に分散したことを證するであろう。

四三　亞來寇豊卣銘 (80)

著　録　擦古二・一・八〇　綴遺一三・三　綴遺二六・七　續殷存上八四　三代一三・三二

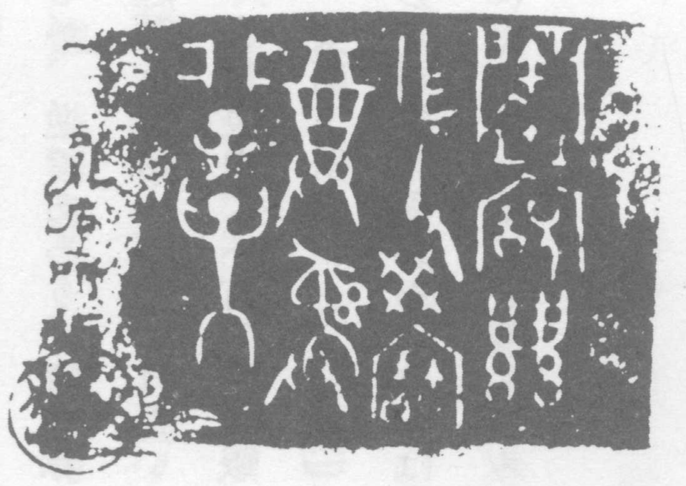

圖　2—80—1　亞來寇豊卣・器銘

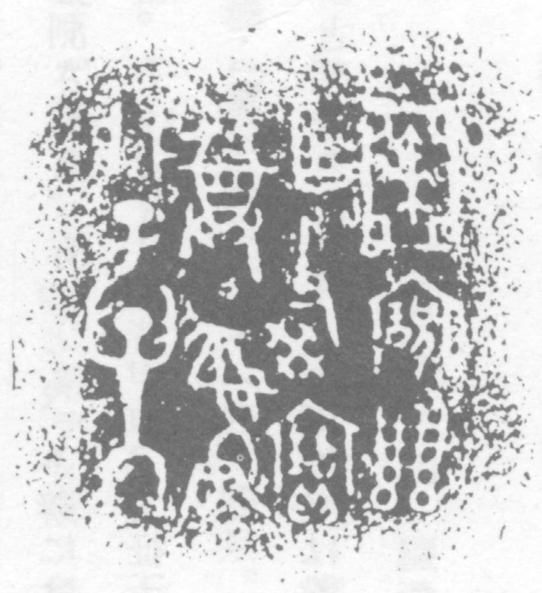

圖　2—80—2　亞來寇豊卣・蓋銘

釋　文　亞來寇（兕？）豊。乍（作）父癸寶障（尊）彝。冀。（器蓋同文）

亞來、豊ニ兕フ。父癸ノ寶尊彝ヲ作ル。冀。（器蓋同文）

解　説　器と蓋とに同文の銘がある。綴遺では罍とし、また壺としているが、三代の器種名に従う。

〓　加藤博士は、亞來、つまり、『史記』殷本紀に「〔紂王〕又用惡來。惡來善毀讒」とある惡來であろうと推定される。なお、來についてはすでに述べた。

〓　兄を字素としているところから推すと、兕の意を表す字ではあるまいか。去形のものは缶の字か。

〓　(90)姟簋銘の〓の左偏の字であろう。また〓も同一文字の異體であろう。してみると、殷存に亞〓父辛鬲（上九）・盉（下三二）があるので、豊も亦亞者の身分であった。

附　亞來舞優卣銘 (81)

著　録　西淸一六・三三　殷存上三八　三代一三・一〇　三代一三・二三

釋　文　舞夒（優）乍（作）父丁彝。亞來。（以上器銘）　父己母癸。冀。（以上蓋銘）

舞優、父丁ノ彝ヲ作ル。亞來。（以上器銘）　父己・母癸〔ニ用キル〕。冀。（以上蓋銘）

解　説　〓（冀）の記號は西周初期にも行われ、旂鼎銘・䧹尊銘などに見るが、大部分が殷金文である。そこで、この記號を有する銘文の特殊なもの一、二を擧げてみる。

この銘文とすでに記した(26)文父甲鼎銘とは、僞作を疑われないでもないが、拓本器形の寫眞を見ての程度では、僞作と斷言することは出來ない。この卣は、西淸所載の摹寫圖では、高さ九寸三分、饕餮紋怪異で、やはり殷代の古器としなければならない。

器・蓋銘文が異なっており、殊に一方には父丁の彝とありながら、他方には父己・母癸とある。だが、有名な保定出土の勾兵銘には父日己・父日辛・父日癸・中父日癸・大父日癸・祖日乙などの號を一器に刻している。同族の集團生活を考えれば、多父・多祖を持つことは奇異ではなく、したがってこの銘も父乙のために作り、また父己・母辛のためにも用いると解すべきで、これによって僞器と疑うことは出來ない。

亞來　亞來と冀とを同一人、ないしは亞來は冀に所屬するものとは見られないから、舞優に屬すべきである。亞優鼎（三代二・八）・亞優爵（三代二・一五）はこの舞優の同時の作であろう。

圖　2—81—1　亞來舞優卣・器銘

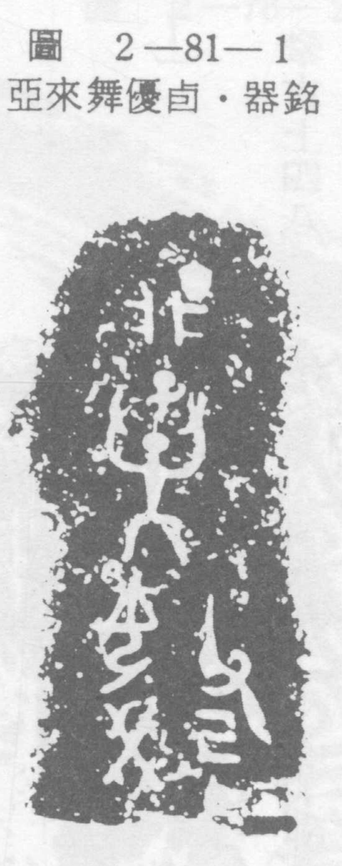

圖　2—81—2　亞來舞優卣・蓋銘

〓〓　舞の字は、西周金文では否定詞無に用いる外、國名鄦（許）に用いているが、これは原義に解すべきである。〓は、通常、夒の字とされているが、これはそれが夒と同文字である明證であって、もと同音の優の意に解すべきである。舞を行う俳優である。『尙書』には、帝舜の時、夒は典樂となり、神人を和し、百獸を率い舞わせたと傳えている。その意味でも夒と夒とは本來同一の文字である。

附　〓優觶銘 (82)

著　録　懷米上三〇　擦古二・一・四九　綴遺二四・六　窸齋二〇・一三　殷存下三〇　小校五・九四　三代一四・五四

釋　文　冀。〓優乍（作）且（祖）辛彝。

冀。〓優、祖辛ノ彝ヲ作ル。

解　説　〓　字不明。あるいは〓（楳）か。

〓　やはり優の意に使用したと解する。

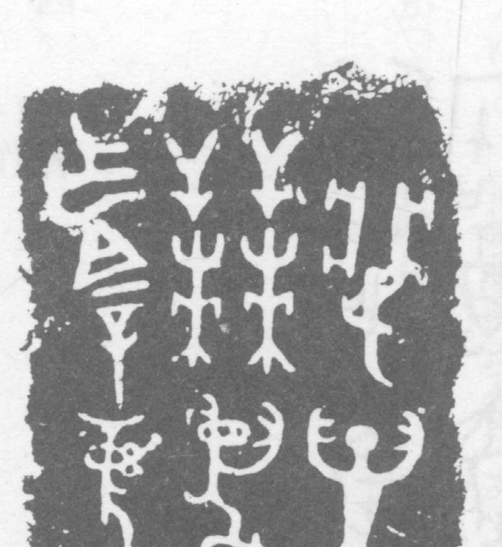

圖　2—82　〓優觶銘

婦人器金文

四四　婦闖卣銘 (83)

著　録　〔卣〕綴遺一二・三　陶齋二・三六　周存五・九三　殷存上四一　小校四・五四　三代一三・三二、

三代一三・三三　平凡一・四一

〔鼎〕殷存上七　三代三・二〇

〔甗〕殷存上九　殷存上一〇　三代五・八七

〔斝〕善齋金禮六・六八　貞松續中二四　小校六・八七　三代一三・五三

〔觥〕攈古二・一・七〇　從古一四・二六　愙齋二一・一〇　奇觚六・二六　周存五・七〇　簠齋二觥一

小校五・四四　三代一八・二一

〔爵〕綴遺二二・三〇

釋　文　婦闟乍（作）文姑日癸障（尊）彝。冀。（器蓋同文）

婦闟、文姑日癸ノ尊彝ヲ作ル。冀。（器蓋同文）

解　説　貝塚氏は西周初期のものとされる（平凡一・四一解説）が、先に掲げた(7)㮚婦觚の例から推して殷代に屬させる。同文の銘が器・蓋にあり、また同文銘を有する器が、三代の著錄するところは、鼎一・卣三・斝一・觥一である。綴遺に爵を擧げているが、器種名に誤りがあろう。

〓この記號の意味についてはなお未解決の點がある。宋代の學者は、〓は孫、〓は子を表す（考古）ものとし、さらに〓を析の字として、析子孫と讀み、「孫子に貽す」という意味を表す（博古）と解した。臆說であること言うまでもない。だが、この解釋が意識的にも無意識的にも最近に至るまで襲用されてきた。これに對し新解釋を加えたのが郭沫若氏である。氏は一般に殷金文の圖象的記號は古代國族の族記號であると解した（「殷彝中圖形文字之一解」『殷周青銅器銘文研究』）。特にこの記號については、卜辭に、

圖　2—83—1
婦闟卣第一銘（器蓋未詳）

圖　2—83—2
婦闟卣第一銘（器蓋未詳）

圖　2—83—a—1
婦闟卣第二・器銘

圖　2—83—a—2
婦闟卣第二・蓋銘

圖　2—83—b—1
婦闟卣第三・器銘

圖　2—83—b—2
婦闟卣第三・蓋銘

貞、〓不其伻來。（前六・二一・六）

とあることを指摘して、卜辭に現れているこの族の記號に外ならないとした。確かに圖象的記號が何らかの意味で族を標示していることは事實であって、その二、三はすでに指摘した。だが、族記號としてだけでは解釋しえないものが多い。記號の發生が族標示にあったとしても、殷代はそれよりは遙かに進步した狀態にあって、記號の多元的な性格を考えなければならないことも、すでに述べた。

〓にしても、この記號を有するもののなかには、明瞭に異族のものを含んでいる。また〓と〓とが同一族である實證はない。金文にも〓の記號を有するもの（續殷存上二）もある。その後、貝塚氏は〓記號を有する銘文一七〇を集め、その銘文內容を分類し、その中には先に記した(36)小子省卣以下の子錫小子某形式の銘文が多數含まれ、しかもこの形式の銘文には〓以外の記號がない事實を指摘して、その甲骨卜辭研究の一の歸結である、殷代には貴族の子弟は軍事的宗教的訓練團體を結成していたという所謂多子族集團說と相俟って、その多子族集團の記號と解された。また〓記號を有する銘文には、先に記した(7)㮚婦觚やここに掲げた婦闟卣のように婦人の器を含んでいる事實も指摘して、「殷代多子族集團は青年女子集團を包含していたと解してよかろう」とされたのであった（「殷代金文に見えたる圖象文字〓に就いて」『東方學報』京都第九册）。

これとは別方向から、やはり殷代社會の構造に研究を進めておられる加藤博士は、族記號說を退けて、〓はその構成を異にするが、「異」と同一字で、「異」は鬼頭を蒙った神尸の形を表し、神の降り憑る人を意味する。〓はその頭部の飾りであると解される（河出一・九五―九七解說）。つまり〓（冀）は宗教的職能を表す記號であるとされる。

卜辭には子某の名が數多く見え、胡厚宣氏は五十餘名を擧げ（「殷代婚姻家族宗法生育制度考」『甲骨學商史論叢』

初集）、島邦男氏は九七名を擧げている（『殷墟卜辭研究』）。その名の大部分は地名・族名を負い、また、祭祀・征伐に從事しているものが少なくない。そこで卜辭に、次のように、

貞、命多子族从犬眔亼叀載王事。（前六・七一・六）

多子族といっている集團は、これら青年の集團に外ならないと考えられるのである。殷金文と考えられるものにも子某の銘を有するものが甚だ多く、その中には卜辭の子某名と一致するものもあり、また金文をもって卜辭の子某名を增加することも出來る。それらの大部分は多子族集團に屬していたのであろう。

(83)婦闟卣銘の闟が族名である證據を卜辭の中に見出していないが、(7)婦㮚觚の㮚が族名であることはすでに指摘した。その他、婦人の作器二、三を集めてみる。

四五　商婦甗銘 (84)

著　錄　殷存上九

釋　文　商婦乍（作）彝。冀。

商婦、彝ヲ作ル。冀。

四六　亞女卣銘 (85)

著　錄　三代一三・一一

釋　文　冀。父癸、女亞。

冀。女亞、父癸〔ノタメニ作ル〕。

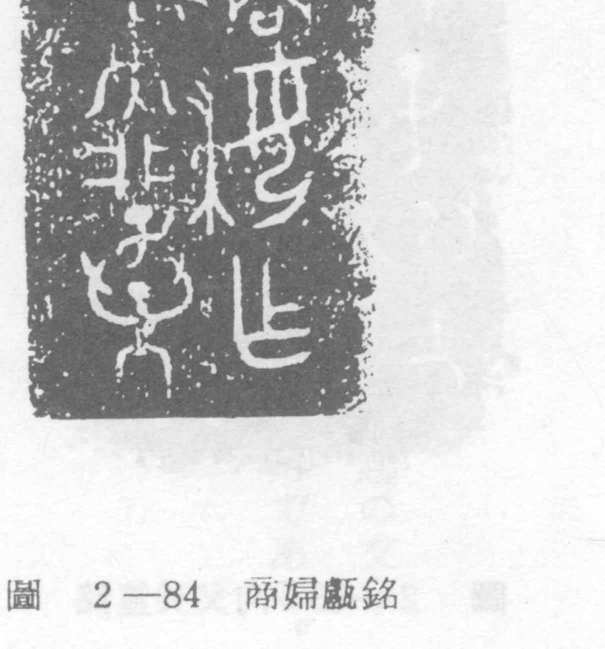

圖　2—84　商婦甗銘

四七　齊婦鬲銘 (86)

著錄　三代五・一四

釋文　齊婦。冀。

齊婦〔作ル〕。冀。

解說

貞、𢦏命𦎫𢀛衆𡆥（缶）。（後上二七・一四）

癸巳卜、王其命五族戍𡆥（缶）……。（粹一一四九）

癸巳卜貞、王旬亡尤。在二月。在𠫑（齊）次。佳（維）王來征夷方。（前二・一五・三）

貞、𠂇𦎫从𣅀。（前七・一九・四）

貞、𦎫（商）至于來。十月。在兒。（前二・一一・七）

以上諸器の商婦・女缶・齊婦は、卜辭と對校すれば、それぞれの族名を負っている。

これに準ずれば、婦𨶒の𨶒も族名である。そしてこれらは冀という記號と關係がある。卜辭には女某・婦某と稱するものが、胡厚宣氏の檢索によれば、六十數名ある。また島邦男氏は八〇名を擧げている（『殷墟卜辭研究』）。その名は族名を負っている者が多く、それぞれの族から王朝に出仕して何らかの祭事に從事したものと考えられる。殷金文と推定されるものにも女某・婦某の銘を有するものが約三十あり、その中には、卜辭には見えず、卜辭の女某・婦某の數を補うことができるものがある。

圖　2—86　齊婦鬲銘

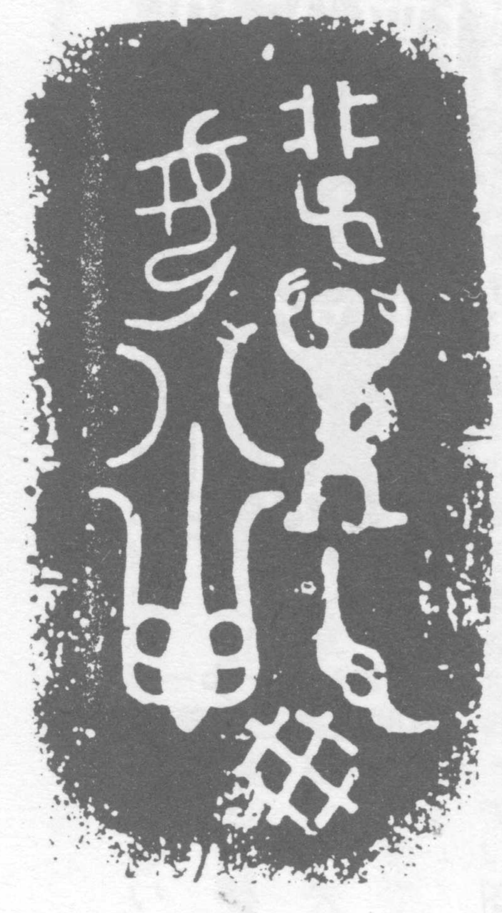

圖　2—85　缶女卣銘

四八　咸妹子鼎銘 (87)

著錄　續殷存上二二

釋文　咸妹子乍（作）且（祖）丁障（尊）彝。

咸ノ妹ノ子、祖丁ノ尊彝ヲ作ル。

解說　右の妹も朱という族名（後下四〇・一四、乙四七）を負っているものであるが、妹は卜辭に見えない。

さて、諸族の婦女が殷王朝に出仕しておれば、その多婦がある集團體をなしていたことは推測しうることである。しかし、冀がその集團記號であるということは決定的ではない。子錫小子形式の金文はほとんど冀の記號に限られているにしても、子錫を記する金文でも冀の記號でないもの（(37)𣪘角銘）があり、子某の銘の金文では冀の記號を有するとは限らない。冀の記號は、さまざまな族・職・身分の作器と關係しており、それが多子族に關係があるとしても、それに限定されてはいない。また多子族と多婦の集團とは連帶關係があったとしても、一が他を包含していることは考え難い。また女某・婦某にも冀の記號を有しないものがある（(90)妏簋銘參照）。

圖　2—87　咸妹子鼎銘

されば と言って冀が何らかの意味で直接的に作器者自身の記號であると解するには、男性・女性を含み、多くの族に亙り、亞來舞優の如く身分職能を表しているものにまで及んでいるので、甚だしく難點がある。冀父己爵（殷存下二〇）に對して冀祖己爵（殷存下二一）があるので、冀も何らか世襲的な、宗教的職能を持っていたと考えられる。このような冀の自作器の場合は別として、その族以外の子・婦・その他の場合の記號は、その器物の製作にあたった職能者の記號ではなかろうか、そうでなければその器物製作の原因となった公事の關係者であったことを示しているのではなかろうか。(36)小子省卣の銘に冀が文中に入っているのも、豫め冀の范型があったからで、かかることがあるのは、その製作に特殊な關係があったことを示していると思う。

四九　向父癸簋銘 (88)

著錄　續殷存上四六

釋文　向乍（作）父癸寶障（尊）彝。

向、父癸ノ寶尊彝ヲ作ル。

附　向簋銘〔圖二—八八—a〕

著錄　續殷存上四五

釋文　向乍（作）厥障（尊）彝。冀。

向、厥ノ尊彝ヲ作ル。冀。

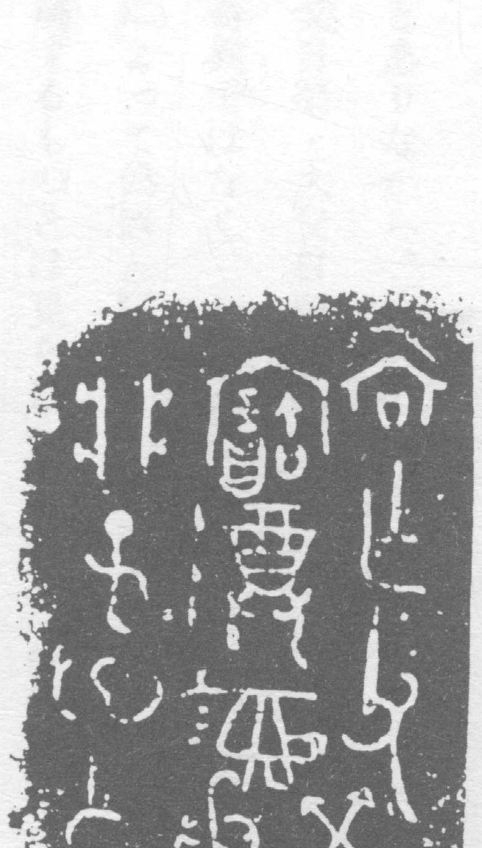

圖　2—88　向父癸簋銘

圖　2—88—a　向簋銘

五〇　者夫作甗銘 (89)

著錄　三代五・八

釋文　者夫乍（作）祖丁寶障（尊）彝。冀。

者夫、祖丁ノ寶尊ヲ作ル。冀。

解說　右の三種の銘文も殷金文であり、向・者はそれぞれ族名である。しかも冀という記號を刻している例である。

癸亥卜在𠆢貞、王旬亡𡆥。（粹一四六五）

庚戌王卜在𤰈貞、今日步于𣲖。（金五八三）

圖　2—89　者夫作甗銘

圖　2—89—a　復作父乙簋銘

圖　2—89—b　冀鼎銘

補　琉璃河考古工作隊の報告「北京附近發現的西周奴隸殉葬墓」（『考古』一九七四年第五期）によれば、西周の成王・康王ごろのものと思われる郾（燕）國の墓から、匽侯賞（賞）復冖衣臣妾貝。用乍（作）父乙寶尊彝。□。という銘のある簋〔圖二—八九—a〕の外、□という銘のある鼎一〔圖二—八九—b〕が出土している。この□（冀に外なら

ない）の類は、復とともに燕に服屬した殷の餘民のある者が作器にあたったことの記號であろう。

なお、同時に、

侯賞（賞）攸貝三朋。攸用乍（作）父戊寶障彝。啓乍（作）〓（䢅）。

という銘のある簋（圖二—八九—c）が出土している。攸は殷の餘民であろう。䢅は恐らく紀（記述）の意であって、啓作䢅とは、同じく殷の餘民の啓（(22)子啓尊銘參照）が銘文を作ったことをいうのであろう。それならば、これは作器の主とその製作に當った者を明記している珍しい例であって、䢅の性格を考える好參考である。

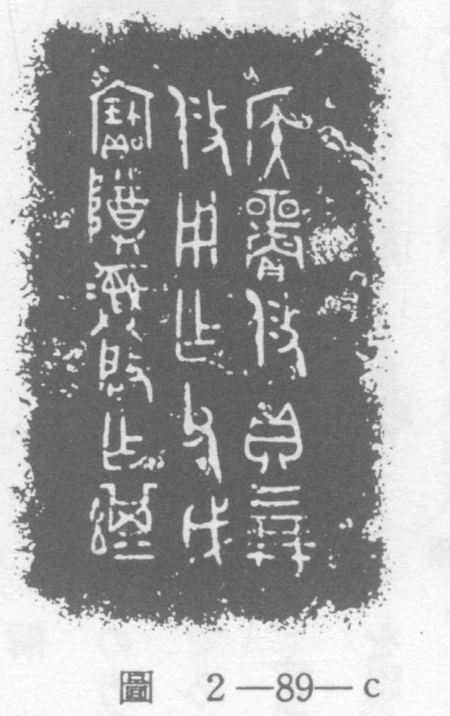

圖　2—89—c
攸作父戊簋銘

五一　妏　簋　銘(90)

著錄　貞松五・一五　武英六三　小校七・八〇　三代七・二三

釋文　〓（休）〓（妏）。用乍（作）〓（〓）辛〓（〓）殷（簋）。〓冊。

〓、妏ニ休フ。用テ〓辛ノ〓簋ヲ作ル。〓冊ス。

解說　象紋、獸首珥のある美麗な簋で、高

圖　2—90　妏簋銘

さ三寸五分。容庚氏は、郭沫若氏の説を引いて殷代の作としている。

〓　卜辭にはこの字を見ないが、その左偏は

〓令〓。（前四・四一・一）

壬申卜、街旨于〓。（粹一一二五）

癸亥貞、旬亡禍、在〓。（前七・一二・一）

とある國族號〓の異體であろう。それならこれは〓と女の合文である。

〓　宀内は玉と求（裘の象形）とから成っている。つまり球の字であろう。よって同音の字を求めれば、休・貺の意である。

〓　卜辭に、

己酉卜貞、取帚〓……。（京二〇一三）

とある。女と帚＝婦とは近似の意味であるから、〓と〓とは同意の字であろう。即ち、妏の字である。但し、交族の女性をいうのであろう。

〓　『說文』に、「訇、駭言聲。从言勻省聲。西城有訇鄉。又讀若玄」とある訇の字である。ここでは、玄の音によって親屬稱謂を求めれば、昆（〓）、つまり兄の意であろう。

〓　卜辭には、所謂周祭の一に、〓がある。

癸未王卜貞、旬亡畎。王繇曰、大吉。在十月。甲申祭陽甲、〓沃甲、〓𠀠甲。（續一・五〇・五）

この字は祖甲の時期には〓（前一・二二・六）・〓（續一・一〇・二）に作っている。これは〓（食）を意符とし、〓（事）または〓（載）を聲符としている。煮た食物を供えることである。

したがって、『說文』に「〓、設飪也。从丮食才聲。讀若載」とある〓の字である（于省吾「釋〓」『雙劍誃殷契駢枝』參照）。

五二　嘪　卣　銘(91)

著錄　貞松續中二一　小校四・五一　三代一三・三七　錄遺二七二

釋文　嘪乍（作）母辛障（尊）彝。嘪易（錫）婦〓（楙女）、曰、用〓（將）于乃姑〓（礿）。

嘪、母辛ノ尊彝ヲ作ル。嘪、婦楙女ニ錫ヒテ、曰ク、「用テ乃ノ姑ノ礿ニ將メヨ」ト。

解說　明證を缺くが、殷金文であろう。

〓　如何なる文字か明らかでない。假りに嘪をもって寫す。卜辭に、

〓亦𢦏𠚤。（前七・一七・一）

貞、庚戌步于〓。（前二・二一・四）

丙辰貞、王步于〓。（後上一三・四）

〓（莧）なる族名・地名がある。これと關係があろう。

〓　卜辭に、

己未貞、〓咼凡侑〓。（餘一六・三）

とある〓の字か。楙女か。

嘪錫婦〓　殷周の文では、受動と能動との文法上の區別が判然としないので、文の前後關係から推定しなければならない。そして、金文の通例からすれば、某作といえば、その某錫は受動に解すべきである（(3)切其卣第三參照）が、これは母辛と姑と稱謂が異なっており、且つ姑は舅姑の姑の意と思われるので、嘪が作って婦〓に與えたと解する。婦〓は嘪族の婦となったのであろう。このような例は少ないけれども、(93)子作婦㛰卣銘と併せ考えれば、奇異なことではない。

圖　2—91　嘪卣銘

〓　將。羞める意。

〓　〓を、葉玉森氏（『殷契鉤沈』六）・陳夢家氏（『殷虛卜辭綜述』四七〇頁）らは升の字と解し、陳氏はさらに禰の借字としているが、妥當とは思えない。これは、

〓（秦公簋）・〓（𡧊淵宮鼎）・〓（小篆）＝斗

〓（秦公簋）・〓（𡧊淵宮鼎）・〓（小篆）＝升

の如き秦漢の文字と比定する誤りを犯しているのである。これらは、指事符を増し加えた明らかに後起の文字であることを示している。むしろ訛變しているが、小篆〓（勺）に比較すべきものである。〓は杓の形である。

卜辭には、

其登新鬯二〓一卣、王受祐。（續一・四〇・五）

とあり、〓が斗升の單位ではなく、卣に對する栝杓に盛った量であることを示している。〓は杓を意味する外、卜辭では、主として、

癸丑卜王貞、翌甲寅、王其賓父甲〓（以下、礿で表す）。（後下七・一）

癸巳卜、祖甲祏礿……。（粹三三一）

〓古（酤）于小乙、祏于祖丁礿。（粹二六七）

其既（饋）礿父庚。（粹三三三）

乙巳卜貞、自武乙肜日、衣礿袝其既（饋）知冊五牢、正、王受祐。（金七四〇）

癸酉卜、翌日乙亥、王其侑彳于武乙礿、正、王受有祐。（前一・二〇・七）

などのように、礿、または酌の意味で用いられている。また、

甲申卜貞、武乙礿丁（庭）其牢。（續一・二六・七）

丙午卜貞、文武丁礿丁（庭）其牢。（前一・一八・一）

というものがある。武乙礿丁といい、文武丁礿丁といい、

……祖乙歲、其祝于祖丁父甲、在礿。……于宗……禣……彡。（別二Ⅷ六）

甲子卜、祝、在礿。（摭續一五八）

また礿の所をいう例がある。この表現は、

丙戌卜貞、武丁丁（庭）其牢。（前一・一七・一）

甲寅卜貞、武乙宗丁（庭）其牢。（續一・二五・八）

丙戌卜貞、文武丁宗丁（庭）其牢。（粹三六〇）

などの丁、宗丁の丁と同じであって、丁は庭の意である。礿庭は礿宮の庭と解すべきである。卜辭には[字]を見ないが、これこそ礿宮に外ならない。そして、

癸亥、其至于妣癸礿丁（庭）。（南明七八五）

甲辰卜行貞、其俎于（妣）庚礿。（前五・三七・二）

とあるによれば、先妣にも礿宮があり、その庭があった。

礿とは如何なる祭祀であるかは、卜辭のうちでも祖先に對する祭であること以外には明らかでない。『爾雅』によれば、礿は夏祭である。『詩經』周頌には酌の一篇があり、序に「酌、告成大武也。言能酌先祖之道、以養天下也」とあるが、大雅に泂酌篇があり、「泂酌彼行潦、挹彼注玆、可以餴饎。豈弟君子、民之父母」と歌っている。むしろ、夏、新麥の熟するとき、酒に水を添えて宗廟に薦めて豐年を祈る祭ではなかったかと思う。『禮記』内則篇の「十三にして勺を舞ふ」というのは、この時の舞であったろう。

五三　肄女方鼎銘（92）

著　錄　西清二一・七　筠清二・一三　攈古二・二・二五　古籀下一　古文審五・九　貞松三・一二　文選下八　文錄二・二三　三代三・四〇

釋　文　……𦘔（肄）女堇（覲）𠀂（于）王。癸日、商（賞）𦘔（肄）女貝二朋。用乍（作）𦘔（肄）女（母？）障（尊）彝。

……肄女、王ニ覲ス。癸日、肄女ニ貝二朋ヲ賞フ。用テ肄母（？）ノ尊彝ヲ作ル。

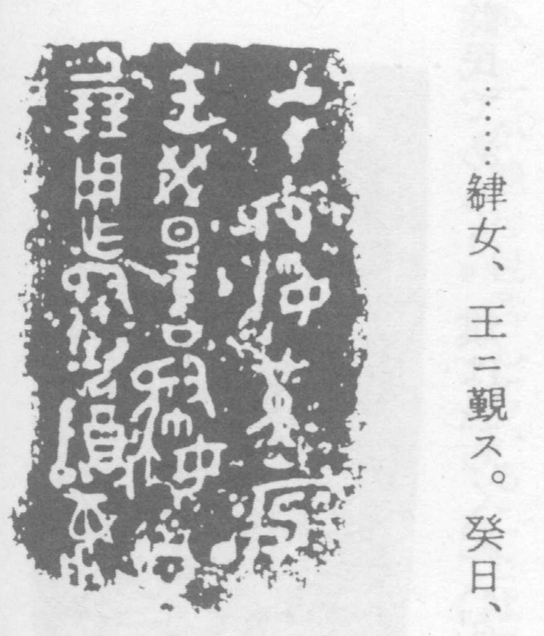

圖　2—92　肄女方鼎銘

解　說　西清によれば、高さ四寸七分、口徑縱三寸五分、橫四寸五分の方鼎で、芭蕉葉形の紋樣がある。肄女は既述(21)肄彝の肄と同族の女性であり、それと同時期頃の作であろうと思われる。

堇于王　堇は覲の借字である。卜辭および殷金文に婦某といい、族名を附する婦人が多數現れており、殷王朝支配下の部氏族から部氏族長の外に、その族の女性も王朝に出仕していた。

そこで肄女が王に朝覲することもあったのである。

癸日　癸日という日附けの仕方の例は他に見ない。卜辭によれば、

癸巳王卜貞、旬亡畎。王繇曰、吉。在六月。癸巳王卜貞、旬亡畎。王繇曰、吉。在六月。甲午肜𢦏甲。

癸卯王卜貞、旬亡畎。王繇曰、吉。在七月。甲辰肜沃甲。（珠二四三）

のように、癸日ごとに次一旬の吉凶を卜問する王室の制度があったが、この癸日には單に次旬の吉凶を卜問するだけではなく、卜辭例に祖先祭を記しているように、その他の行事もあったのであろう。その行事によって肄女は賞賜を得たものと推定される。

[字]障彝　母の字は拓影不明瞭である。肄女みずからのために作ったのではなくて、肄母のために作ったのであろう。[字]は、肄と女との合文である。

五四　子作婦婤卣銘（93）

著　錄　三代一三・三五

釋　文　子乍（作）婦𡛷（婤）彝。好母庚𥁕（礿）祀障（尊）彝。[字]（𠑹）。

子、婦婤ノ彝ヲ作ル。好ノ母庚ノ礿祀ノ尊彝ナリ。𠑹。

解　說　好の字を女子の二字と析書していることによって、殷金文と推定する。

[字]　卜辭に、

貞、仵蜆途子[字]來。（前六・二六・五）

と、㚬なる名がある。婦某というものは、ほとんどすべて族名を負っているといってもよいので、缶も族名であろう。この銘の婤は㚬の異體文字ではなかろうか。匋は、缶と缶を作る网で成っている。

好母庚　毎子母庚ではなく、好の母庚である。

[字]　すでに(62)𠑹侯盉銘で說いた。

この器は、子が匋から來嫁した婦のために作り、それを用いてその族の先妣である母庚の祭事を掌らせた。婦人はその家妣代々の祭祀を執り行った。『詩經』召南には采蘩・采蘋の兩篇があり、「于以采蘩、于沼于沚。于以用之、公侯之事」、「于以采蘋、南澗之濱。于以采藻、于彼行潦」とあって、何れも、上記の泂酌篇の例から類推すれば、礿祭のものであり、且つ年若い女性が奉仕していた。毛傳には、「古者、女師教以婦德・婦言・婦容・婦功。祖廟未毀、教于公宮三月。祖廟既毀、教于宗室」（周南葛覃傳）とある。これによって、鄭玄は、采蘋篇は嫁に先立つ三月間の女子教育を歌ったものと解しているが、そうした歌謠であるとは解し得ない。現に年若い女性が祭事に奉仕しているのである。族主の祭事に族内の季女が召出されて、その族の主婦の指導に

圖　2—93—1
子作婦婤卣銘（器蓋未詳）

圖　2—93—2
子作婦婤卣銘（器蓋未詳）

従って奉仕したと解さなければ通じない。つまり、この作品の時代には、主婦の祖妣祭祀はなお行われていた。毛傳の「古者、女師云云」とは、そういう族集團行爲に對する傳承であると思う。

なお、子に曩の記號があるのは、この子が曩族であることを示すものであろう。

その他

五五　矩尊銘 (94)

著錄　錄遺二〇三

釋文　〔舌〕白(伯)曰、矩卸(御)乍(作)障(尊)彝。曰、母入于公。曰舌白(伯)白(伯)子曰、矩爲厥父彝。丙日。唯(維)母入于公。

舌伯曰ク、「矩御ヨ、尊彝ヲ作レ」ト。曰テ曰ク、「母、公ニ入レ」ト。舌伯ノ伯子ニ曰ヒテ曰ク、「矩、厥ノ父ノ彝ヲ爲レリ」ト。丙日ナリ。維レ、母、公ニ入リシトキナリ。

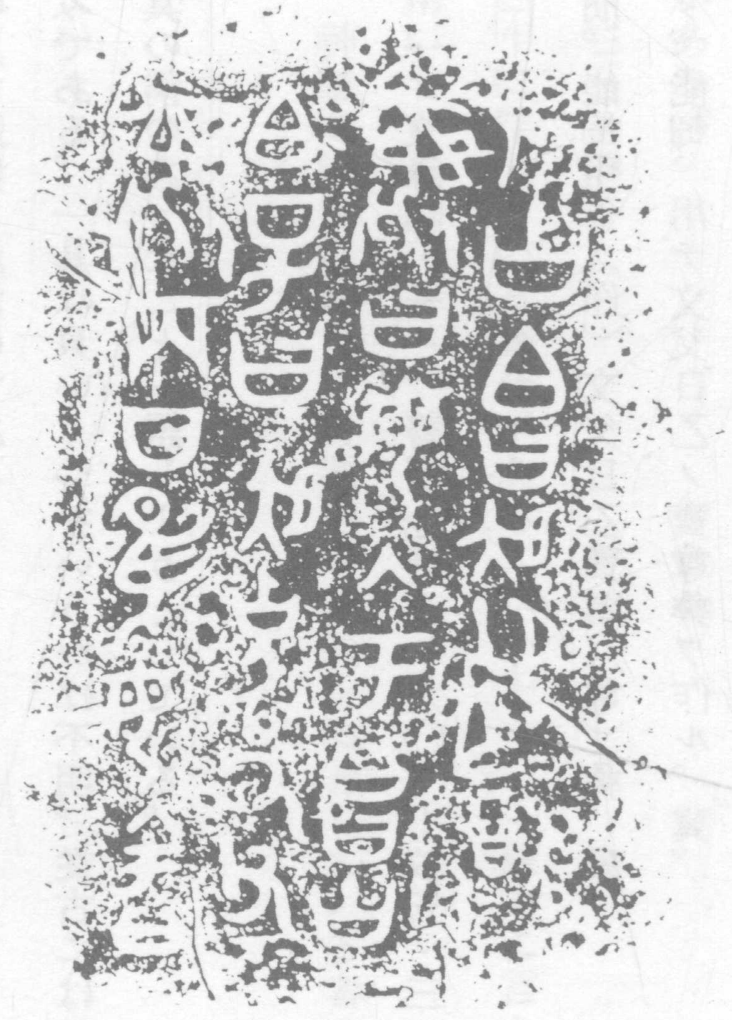

圖　2—94　矩尊銘

附　舌伯卣銘 (95)

著錄　錄遺二七〇

釋文　舌伯曰、七月、乍(作)父丙寶障(尊)彝。

舌伯曰ク、「七月、父丙ノ寶尊彝ヲ作ル」ト。

解說　右記の二器とも極めて異例の文體である。〓〓〓の上部に〓の形があるように見える(あるとすれば、舌ではなくて、㫚の字であろう)が、判然としない。下文の〓〓の部分にはそれがないこと明瞭。于省吾氏は由・㫚などに見ているが、確實さを缺く。〓白であるならば、卜辭に、

貞、殻以省白(伯)〓。　貞、殻弗其以〓。(前一・四六・三)

圖　2—95—1　舌伯卣銘(器蓋未詳)

圖　2—95—2　舌伯卣銘(器蓋未詳)

八二一～八二二

𦜡告曰、方〓今夏凡、受有祐。(前七・二八・四)

とある省伯舌または方舌という類の者であろう。

〓　矩の字。殷周間のものと思われるものに矩また伯矩の作器が多く存する。次の觚銘參照。

附　矩作觚銘 (96)

著錄　雙劍金上四六

釋文　矩乍(作)且(祖)己障(尊)彝。交。

矩、祖己ノ尊彝ヲ作ル。交。

解說　矩を〓のように作っている。『說文』には、「巨、規巨也。从工、象手持之」とあるが、この〓こそ正しく規矩を持つ形である。〓は繁縟體であり、〓は原形である。漢隷に矩に作るのは、大の形を矢に誤り寫したものと思う。陳夢家氏は、武丁の時期の貞人(董作賓氏は武乙・文丁の時期に屬させているが、陳氏說をとるべきものと思う)の〓は矩の字であることを指摘している(『殷虛卜辭綜述』一四五頁)が、従うべき說である。特に〓の貞人群においては、

丁亥卜〓、余令曰、……(南坊五・二三)

乙亥卜自貞、王曰、有孕、嘉。〓曰、嘉。(佚五八六)

の如く、話語を寫す獨特の卜辭の文體を持っている。この矩の卜辭の特徵と、また舌が省伯舌であるならば、この銘文の特徵と併せ考えて、この銘文は殷の武丁の時期またはそれに近い時期の作

圖　2—96　矩作觚銘

とすべきである。この銘文の書體と矩の卜辭の書體とには少しく委靡の風があって相通ずる。

(95)の〓西周金文では通常〓に作る。象の後から手を加えてなつけるのも、前面から服役させるのも、會意は同じ。爲の字。

尊と卣とは主作者は異なるが、製作者は同一人矩であり、また同時の作器である。曰の字が多く、かえって文意の疏通を害するが、(94)・(95)の兩銘を併せ考えると次のようである。

七月、舌伯が祭事をあげるに先立って矩に言った。「矩御(〓)は七月の合文とは見えない。御の原字の卸である。御は近御の意味と解する)よ、祭に供える尊器を作れ」と。また「汝の母は公宮に入って祭事に奉仕せよ」と。矩は舌伯の器(卣の外にもあったろう)を作って舌伯の伯子に申上げた。「私は御父上父丙の祭器を作りました」と。そして獻じた。そこで矩は自ら器を作って、そのこと、その日、そしてその折に母が公宮に入って祭事に從ったことを記念した。

安陽・鄭州などから鑄銅址が發掘されているが、鑄銅が容易であり、諸族に自由であったとは考えられない。銅器の製作者は身分の比較的高い臣工であったろう。矩という名は、そういう臣工であることを聯想させる。そして矩が貞人〓であるならば、銅器製作者の身分の高さを實證しよう。矩の住地とすべきところを卜辭中に見出し得ない。あるいは矩は舌伯と同族であったのかも知れない。

五六　戠駮卣銘 (97)

著錄　攈古二・二・三九　從古七・七　敬吾心下六七　綴遺一一・二七　周存五・九三　小校四・五七　三代一三・三六

八二三～八二四

釋　文　辛巳、王易（錫）酓駿（駿）八貝一具。用乍（作）父己隮（尊）彝。（器蓋同文）

辛巳、王、酓駿ニ八ノ貝一具ヲ錫フ。用テ父己ノ尊彝ヲ作ル。（器蓋同文）

解　説　器と蓋とに同文の銘がある。八の地名によって、殷金文と考える。

[illegible] [illegible] 第一行と第二行との文首にそれぞれ一字ずつ刻されているが、二字で作器者の名を表し、これを分書したものと思う。[illegible] は酓の字。酒の色の意。ここでは人名である。

[illegible] の字は、或いは駿と解しているが、適當でない。綴遺は、[illegible] は [illegible]（更）で鞭の形としているが、支を精しく書いたものと見るべきであろう。西周金文には [illegible]（盂鼎）・[illegible]（師寰簋）に作っている。つまり駿の字。酓の字は、これを卜辭に見出していないが、族名であろう。駿は官名であろう。卜辭には、

八　分の音符となっている八の字。物を分別した形である。卜辭には、

醫廄在八、侑月其奴。其雨。（粹五一八）

圖　2―97―1　酓駿卣・蓋銘

圖　2―97―2　酓駿卣・器銘

庚午卜賓貞、八、玫、㽙鄭。（前七・二九・四）

の如く族地名として使用されている。その八なる地の貝を賜與されたのである。

一 [illegible] 一具。貝を一具と數えるのはこの金文のみである。一具は貝いくつをいうかは不明。從古には、『尚書』盤庚篇に「具乃貝玉」とあるのを引いて、貝一具の稱のあったことを證しようとしている。

八二五～八二六

五七　能匋尊銘　(98)

著　錄　寧壽三・二九　貞松七・一八　文選下二・一　文錄四・一一　善齋金禮三・九〇　小校五・三五　三代一一・三三　雙劍器上一五

釋　文　能匋易（錫）貝于厥盈（盈）公矢。宣五朋。能匋用乍（作）文父日乙寶隮（尊）彝。𠑹。

能匋、貝ヲ厥ノ盈公矢ヨリ錫ハル。宣ノ五朋ナリ。能匋、用テ文父日乙ノ寶尊彝ヲ作ル。𠑹。

解　説　寧壽には高さ五寸、口徑五寸六分とあるのに、善齋金には高さ一尺六分、口徑八寸四分とあるのは、善齋金は補作したからである（通考上二二三頁參照）。雙劍器に眞物の寫影がある。牛首形の饕餮紋怪異で、殷末周初のものであろう。

[illegible] 熊の象形で、能の字。くまの意に熊を用いるのは借用で、能が原字である。『世本』に、黃帝は有能（熊）氏で、その後は周の成王の時に楚に封ぜられたというが、その傳説に殘る熊姓である。

[illegible] 𨊠と缶とで、匋の字。陶器の陶の原字。能は姓、匋は私名か。(93)子作婦媰卣銘の媰と關係があろう。

[illegible] 『說文』に「[illegible]、秦人市買多得爲𠄎。从乃从夊。益至也」とある𠄎の字である。但し、『說文』には、また「[illegible]、滿器也。从皿𠄎」とある。むしろこの盈の字の原字と解すべきである。肉とこれを刺して取る道具とで成っている。肉を盛る、ひいて盛大の意に用いる。ここでは矢公の美稱として用いている。

[illegible] 卜辭に、

辛酉卜[illegible]貞、于矢先買。一月。貞、于𤜵先買。一月。（前一・四八・三）

侑王矢伐一卯宰。（乙五三一七）

とある矢なる地の先公神王矢の後であろうか。

もっとも、西周初期の金文と推定される矢王方鼎蓋銘にも矢王の名が見え、後期金文散氏盤銘にも矢王の名が見えている。

[illegible] 明らかでない。地名であろう。

日乙　乙日に祭るという意。

圖　2―98　能匋尊銘

五八　乚賓祖己鼎銘　(99)

著　錄　續殷存上二四　三代三・二一

釋　文　乃孫乍（作）且（祖）己宗寶。[illegible]（用）[illegible]（䰜）。乚[illegible]（賓）。

乃孫、祖己ノ宗ノ寶ヲ作ル。用テ䰜セン。乚賓。

八二七～八二八

圖　2―99　乚賓祖己鼎銘

附　乚賓父癸鼎銘　(100)

著　錄　錄遺六四

釋　文　乚賓乍（作）父癸彝。

乚賓、父癸ノ彝ヲ作ル。

解　説　右の二器のうち前者の器影が『故宮』第二七期に載っている。その形式甚だ大盂鼎に類似している。高さ二尺一分の大鼎である。容庚氏は殷代のものとし、銘文の

圖　2―100　乚賓父癸鼎銘

書體を氏の所謂雄壯派の代表としている（通考上八六頁）。殷代のものとする確證にはやや乏しいが、參考のため掲げる。後者も出土地不明。

〓または〓は、卜辭に、

□□〔卜〕賓貞、其酒〓于河。（燕三七一）

貞、侑〓于南室。（甲二一二三）

□□〔卜〕㱿貞、侑匚酒于王亥。（乙五三五五）

の如く使用されている字で、その字は、『說文』に「匚、受物之器。讀若方。〓、籀文匚」とある匚に外ならない。卜辭の侑匚とは苞苴を薦めることであったろう。

〓卜辭では〓（賓）の字を〓に作った例がある。

貞、王咸酌登、勿〓翌日、貞、王〓翌日。（乙三二七四）

してみると、〓と同じく賓である。且つ、〓は〓に作っている場合がある（佚八七二）。一般的に言えば、動詞の場合には〓を用い、名詞の場合には〓を用いている。

したがって〓も亦〓と同意であろう。匚賓は、神靈に匚を進めて、賓遇する祭儀を職としている者の名としたのであろう。

〓用の字であろう。

五九 丙寅卣銘 (101)

著録 博古一〇・二一―二三 歷代三・一一 嘯堂三七 文錄四・一二

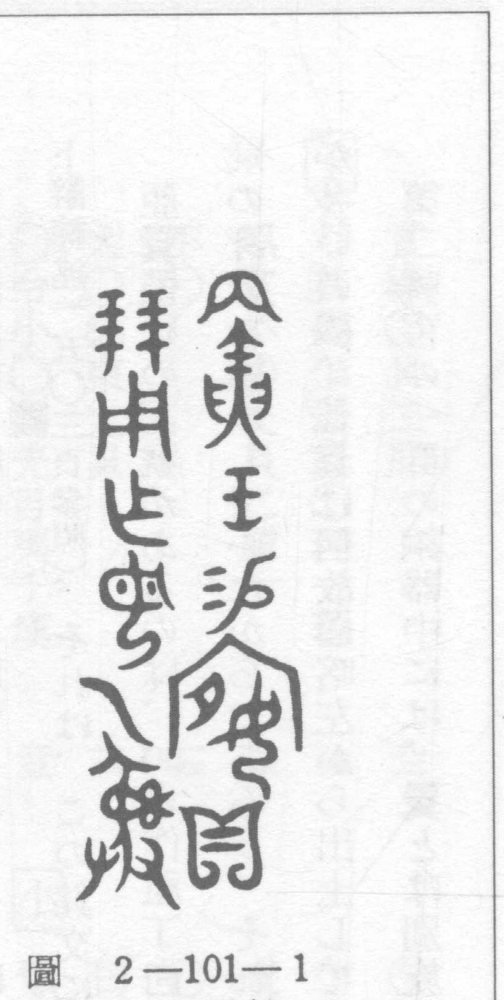

圖 2—101—1 丙寅卣・器銘

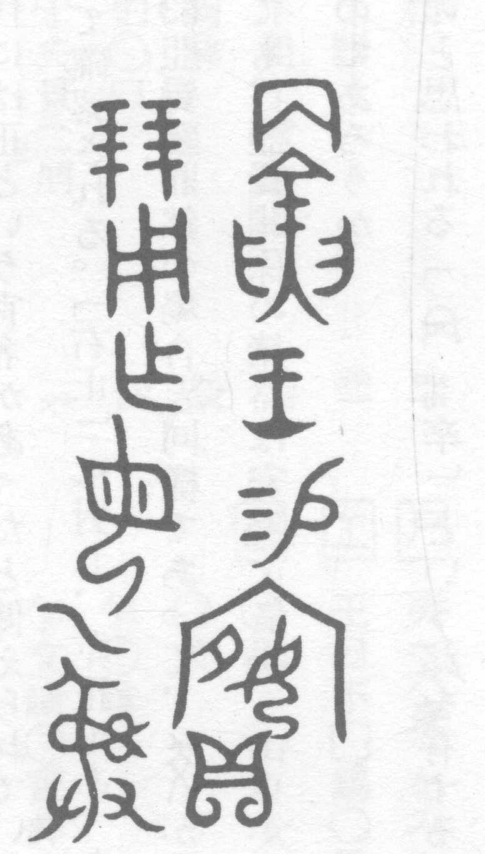

圖 2—101—2 丙寅卣・蓋銘

釋文 丙寅、王易（錫）宛貝〔二？〕朋。用乍（作）母乙彝。

丙寅、王、宛ニ貝二朋ヲ錫フ。用テ母乙ノ彝ヲ作ル。

解說 〓卜辭に、

貞、仔子〓卯出母于父乙、亜牢、曹服二。（乙六七三二）

子宛という名が見えている。〓はこの文字を寫したものであろう。女某という某は、卜辭の通例として族名である。してみると、これも族名であって、殷金文とすべきであろう。

また卜辭には、

丙申卜永貞、仔〓侯。（乙二六四一）

貞、子〓不其獲。（京二〇八三）

貞、子〓不祉出〓。（後下三七・五）

辛卯卜貞、在〓、其先遘串。貞、在〓、王其先遘串。五月。（金四七七）

宛侯・子宛・子窀・窀という族名・地名が見えている。〓と〓とは同一族であろう。

六〇 羌卣銘 (102)

著録 三代一三・三〇

釋文 王易（錫）羌（羌）高呂（琚）。乍（作）彝。

王、羌ニ高ノ琚ヲ錫フ。彝ヲ作ル。

解說 〓卜辭に現れる羌の字は甚だ異體が多い。通常〓・〓・〓などに作るが、次のように、

……再曹〓从……（存上三四九）

〓（または〓―京二九九一）で表しているものがあり、その他〓（粹一一六七）・〓（續存下六大二）などに作っているものもある。このことから類推すれば、〓は羌の異體であると思われる。（なお、羌族の傳統と殷王室との關係については、本書「殷王朝における『羌』の祭祀」を參照。）

〓卜辭によれば、次のように

貞、于〓賓。貞、出〓、羌其囚。（前六・一・五）

其校高、有雨。（粹六五七）

乙卯卜貞、㚔年高賓九牛。（甲七八五）

丁巳卜貞、王田（畋）高。往來亡〓。（前二・三二・七）

高は、殷王室にとって祈年・乞雨の祭を行う聖地であり、また殷末には遊幸田獵の地であった。この銘文の高

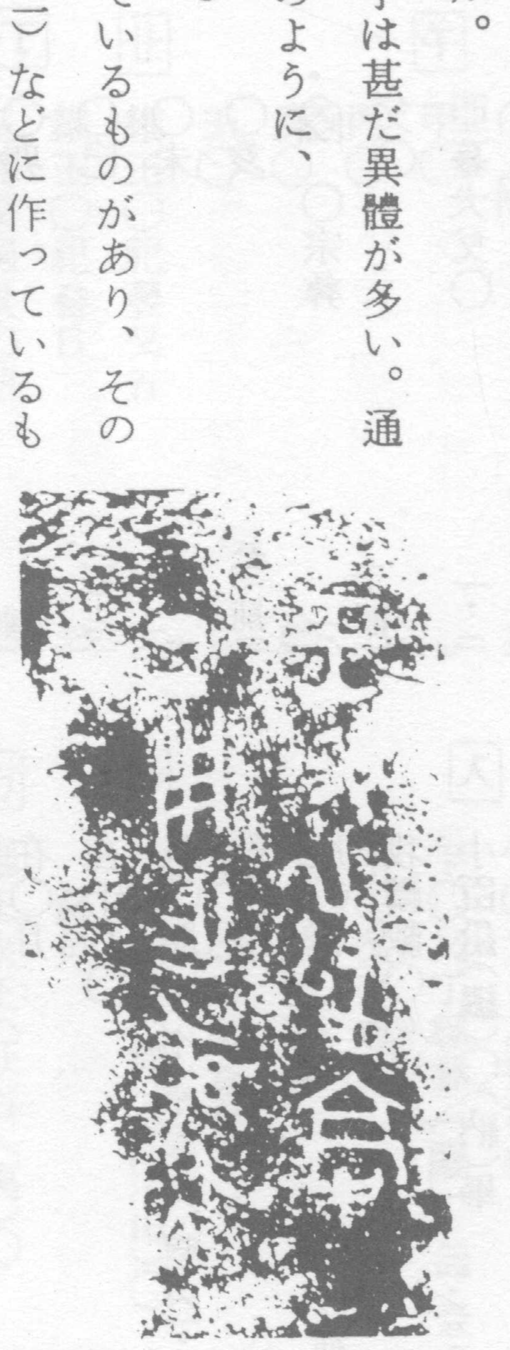

圖 2—102 羌卣銘

はその地に外ならない。また高を名とする族があったことは、「高作父乙彝」なる銘の觶（善齋金禮四・八六、小校五・九二、貞松九・二七、三代一四・五二）がある。

二 郭沫若氏は、これを〓、つまり氷の字とし、掤の字に借用、葡（箙）の意であると解している（『兩周金文辭大系』攷釋第九五葉）が、それは氷の象形と似ておらず、高の箙というのも文意が順でないので、呂、つまり呂と書くべきものを二點としたものと見て、琚の借字と解する。

補 〓方鼎銘 （補3）

著録 喀左縣文化館・朝陽地區博物館・遼寧省博物館・北洞文物發掘小組「遼寧喀左縣北洞村出土的殷周青銅器」『考古』一九七四年第六期

圖 2—102—1 〓方鼎器腹銘

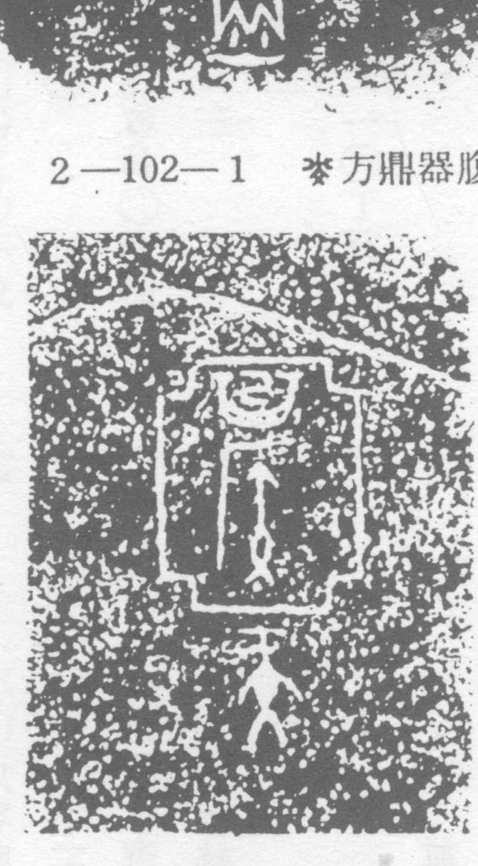

圖 2—102—2 〓方鼎內底銘

釋文 丁亥、〓商（賞）又（右）正〓嬰貝。才（在）穆。朋二百。〓〓（揚）〓商（賞）、用乍

（作）毎（母）己障（尊）鬻（鬺）。（以上器腹銘）亞㠱侯矣（疑）。（以上内底銘）

丁亥、𠨘、右正〓ニ嬰ノ貝ヲ賞フ。穆ニ在リシトキナリ。朋二百ナリ。〓、𠨘ノ賞ニ揚へ、用テ母己ノ尊鬺ヲ作ル。（以上器腹銘）亞㠱侯疑。（以上内底銘）

解　説　一九七三年五月、長城の喜峰口から東北約一五〇粁離れた遼寧省喀喇沁左翼蒙古族自治縣の北洞村南に在る孤山頂の第二號窖から、方鼎一・圓鼎二・罍一・簋一・帶嘴鉢一の六器一群の銅器が出土した。右は、その一群の首位に立っていた方鼎の銘である。銘文中の〓（恐らくは、紋様のさまと、文とから成る𢍰の異體字であろう）という人名と嬰（發掘小組の説によれば、貝の產地）・穆という地名とを甲骨文字中に見出すことはできないが、𠨘・亞㠱侯などから推して、殷代のものと考えられる。發掘小組の説では、その器形から見て、殷代晩期のものという。

この銘と𠨘關係諸器の銘(1)―(5)などとを比較すれば、𠨘ないし𠨘の地位の高かったことが確認される。朋二百は、貝二百朋の意である。これによれば、(35)小子𣪘簋銘の貝二百も貝二百朋であろう。こんな多量の貝が賜與されることがあったのである。

大盂鼎銘に「殷の正と百辟」とあるように、殷代には正という官名があったと傳えられている（陳夢家『殷虛卜辭綜述』五〇三頁參照）。それは、この銘文によって確認される。「右正」に對し、左正もあったろう。

亞㠱侯疑の記號があるのは、(10)孝作祖丁卣銘・(63)亞㠱𩰫鼎銘の場合と同様であって、〓が㠱族の出身で亞疑の身分を繼承していたからであろう。それにしても、亞㠱關係の諸器は安陽・洛陽・山東から出土するものが多いのに、これは何故に喀左から出土しているのであろうか。

第二號窖の一群の銅器中には、㠱とは別族のものと思われる「〓父辛」という銘を有する圓鼎を含む。また鼎一・簋一は周初の作（發掘小組説）という。第一號窖よりもやや前に發掘された第一號窖（第一號窖の西南三・五米）から殷代中期のものと認められる罍五・瓿一の一群の銅器が出土しており、その一罍には、これまでの㠱とは別族の「父丁、智𠭰、亞長（發掘小組は微と讀解）」という銘がある。（遼寧博物館・朝陽地區博物館「遼寧喀左縣北洞村發現殷代青銅器」『考古』一九七三年第四期）。

喀左の地からは、多くの殷周の際の銅器を出土している。特に、一九五五年には、北洞の西南約七・五粁の馬岸溝から「郾侯盂」を含む二〇器が出土している。そこで、發掘小組は、周初、殷の雄官の㠱や𠭰は郾（燕）に隷屬することになったのであって、北洞の銅器は郾侯以下が山川を祭る典禮を行ったとき窖藏したのだという見解を執り、(62)㠱侯盉銘をその隷屬の一證としている。

筆者は、殷の雄族にはもともと北土の開拓もあり、郾國も存在したのであり、周はその故地・故族の郾によったのである。そこで、ここでは族制が維持されているのであると考えているが、あるいは發掘小組の説の通りかも知れない。とにかく、この銘文の出土は、殷周の際の北土經營について、興味ある問題を提供している。

殷金文考釋釋文索引

凡　例

一、目錄所收諸器銘の用字例檢索を目的とした。
一、器名は標題器名下に附した番號で示した。
一、文字は畫數で分け、さらに畫ごとに概ね部首によって排列した。
一、必要に應じ（　）を以て原字を示し、〔　〕を以て釋字を示した。
一、父甲〔乙、丁〕の如きは、父甲・父乙・父丁を一括したことを示す。

[匕] 妣(七畫)をみよ
[匚] ○賓　九九
○賓乍父癸彝　一〇〇
[十] 貝○朋　三・二四
玉○朋　七九
在○月一　二
在○月彡日　二四
在○月二　三
在○月又三　三九
維王○祀魯日五　一八
維王○祀又五彡日　三
維○月又一月丁亥　五一
[又] 在十月○(有)三　三九
維王廿祀翌○五　一九
維王十祀○五彡日　三
維十月○一月丁亥　五一
乍○(侑)母辛尊彝　五四
[川] 亞害夫 ⊠ 乍册宅䛘○䛘
猣乍彝　七一
亞害夫 ⊠ 父癸宅于○　七三・七三

三畫

[三] 在十月又○　三九
遣祼○(來?)貝五朋　五一
[上] 既(饋)𠭯(茜)于○帝　一
在○兒(丫)餗(次)　三〇
[于] 王命卯其祝鳌○夆田　一
遘○妣丙彡日　一
既(饋)𠭯(茜)○上帝　一
𠭯見事○彭　五
麋婦錫貝○𠭯　七
王田○麥菉(麓)　一三
遘○武乙彡日　一四
王𨒪(過)○乍册般新宗　一六
戍鈴尊俎○𩰫(召)　一八
遘○妣戊　二二
子令小子𠭯先㠯夷○熯　二三
王令俎子遳(會)西方○省　四二
王在寠降令曰歸祼○我多
高　四九
襲入𩰫○好　五四

龔妸(姒)錫商貝○司　五五
弋剋錫貝○王婦(姒)　五六
亞害夫 ⊠ 父癸宅○‖　七三・七三
曰用𩰫(將)○乃姑𡧊(酌)　九一
𦁧女堇(覲)○王　九二
曰母入○公　九四
丙日維母入○公　九四
能匋錫貝○厥𠬝(盈)公
矢　九八
[大] ○乙(大)(無)　一
在𩰫○𠂤　二
○子錫朿○貝　一六
乍宫○子乙家祀尊　三三
維王嘗廟間(門)○室　補一
乍○子丁器　六一
[女] 子曰貝唯蔑○曆　三三
我禱𣪊二○咸烝　五一
亞害夫樂○器　六九
父癸○甬　八五
𧢻錫婦嫛(楙○)　九一
𦁧○堇(覲)于王　九二

賞𦁧○貝二朋　九二
[子] 卯其錫乍册隻○琜一珏　三
𠭯賞小○夫貝二朋　六
不○　一四
大○錫朿大貝　一六
○令小○𠭯先㠯夷于熯　二三
○光賞𠭯貝二朋　二三
○曰貝唯蔑女曆　二三
維○曰令望夷方𡨦　二三
□賞小○□貝十朋　二四
○錫𩰫(𩰫=髦)貝　二九
○錫小○𡨦王賞貝　三〇
乍宫大○乙家祀尊　三三
中○𡨦泓乍文父丁尊彝　三三
卿事錫小○䝱貝二百　三五
○賞小○省貝五朋　三六
○錫𣪊貝　三七
○錫䣓　三八
○錫□貝　三九
○光賞○啓貝　四〇
王令俎○遳(會)西方于省　四二

○𦎫在甫　四七
乍大○丁器　六一
咸妹○乍祖丁尊彝　八七
○乍婦姛彝　九三
曰舌伯○曰　九四
[小] 𠭯賞○子夫貝二朋　六
子令○子𠭯先㠯夷于熯　二三
□賞○子□貝十朋　二四
子錫○子𡨦王賞貝　三〇
卿事錫○子䝱貝二百　三五
子賞○子省貝五朋　三六
王錫○臣邑貝十朋　二
王錫○臣餘𠭯貝　三
好○臣兒乍己尊彝　三一
王錫○臣告𠈇賨(貢)五年　三三
○臣𡨦(繇)入(納)𡨦
丮　五三
王錫○臣𡨦　五三
王錫宰丰寢○㚥(知)兄
(祝)　一三
卯(御)付倉在○圃　四三

[尸] 夷(六畫)をみよ
[工] 王曰不□錫○毋不戒　一四
[己] ○酉　二・一八
○亥　五・五七・七七
乍○尊彝　三一
乍文嬪○寶彝　三九
乍父○尊彝〔寶𠤳、尊、寶尊、寶彝、寶尊彝〕　六・一六・二五・三〇・三六・五一・五七・九七
乍祖○尊彝〔宗寶〕　九六・九九
祖乙妣乙祖○妣癸　五一
父○母癸　八一
[巳] 乙○　一・二三
丁○　一七・二三
辛○　四三・六一・九七
癸○　一三・二四
[弋] ○剋錫貝于王婦(姒)　五六
[才] 在(六畫)をみよ
[矢] 能匋錫貝于厥𠬝(盈)公○　九八
[凡] 乍○彝　二九

八三七～八三八

四畫

[不] 王曰○□錫工毋○戒　一四
○子　一四
[丑] 辛○　五三
[中] ○子𡨦泓乍文父丁尊彝　三三
[丰] 王錫宰○寢小知祝　三
[五] 在○月　一三
維王十祀魯日○　一八
維王十祀又○彡日　三
維王廿祀翌又○　一九
王錫小臣缶湡賨(責)○年　三三
貝○朋　一・一九・三六・五一・五八
𡧊○朋　九八
[井] 邢(七畫)をみよ
[从] 王在闌王各(格)宰椃○　一九
[公] 曰母入于○　九四
丙日維母入于○　九四
能匋錫貝于厥𠬝(盈)○矢　九八
[六] 在○月　三・一九
維王○祀翌日　三

維王○祀彡日　三・一三・一四
[毋] 亞害夫○ ⊠ 智　六四
亞害夫 ⊠ 智○　六五
亞害夫智○ ⊠　六六・七四
○ ⊠　七五
[午] 甲○　七
丙○　二・補一
庚○　四六
壬○　一三
[廿] 維王○祀翌又五　一九
維王○祀魯日　二一
王賞戍嗣貝○朋　補一
[友] 乍册○史錫𧶠貝　四六
[反] 王令俎子遳(會)西方于省
維○　四二
[壬] ○午　一三
[夫] 𠭯賞小子○貝二朋　六
亞害○　六四・六五・六六・六七・六八・六九・七〇・七一・七二・七三・七四
者○乍祖丁寶尊彝　八九
[尹] ○光𨒪　六〇

[弔] 弋(三畫)をみよ
[文] 王曰隣○武帝乙俎　二
乍○父甲寶尊彝　二六
乍○父乙彝　四七
乍○父日乙寶尊彝　九八
乍○父丁尊彝〔𩰫〕　二四・三三・三四
乍○父辛尊彝　四〇
乍○嬪己寶彝　三九
乍○姑日癸尊彝　八三
[戶] 弜師錫䊷(肆)(由)(由)○
𧶠貝　二一
[方] 維王來正(征)尸(夷)○　二三
維子曰令望夷○𡨦　二三
維□令伐夷○𡨦　二四
王俎(詛)夷○舞敄(務‖
侮)咸　二五
王命俎子遳(會)西○于省　四二
維王正(征)井(邢)○　六〇
[日] 遘于妣丙彡○　一
遘于武乙彡○　一四
維王六祀彡○　三・一三・一四

維王十祀又五彡○　三
遘乙翌○　二
維王四祀翌○　二
維王六祀翌○　三
維王九祀魯○　一七
維王十祀魯○五　一八
維王廿祀魯○　二一
乍𢆶(嫗)○乙尊彝　七
乍文父○乙寶尊彝　六八
乍文姑○癸尊彝　八三
丙○維母入于公　九四
癸○賞𦁧女貝二朋　九二
[曰] 王○尊文武帝乙俎　二
王○不□錫工毋不戒　一四
王○𣪘(獻)陟馬洒　四八
王在寠降命○歸祼于我多
高　四九
子○貝唯蔑女曆　二三
維子○令望夷方𡨦　二三
𧢻錫婦嫛(楙女)○用𩰫
(將)于乃姑𡧊　九一

舌伯○矩卯(御)乍尊彝　九四
○母入于公　九四
○舌伯子○矩爲厥父彝　九四
舌伯○七月乍父丙寶尊彝　九五
[月] 在正○　一
在二○　四六
在四○　二・二三
在五○　一三
在六○　三・一九
舌伯曰七○乍父丙寶尊彝　九五
在九○　一七・一八・補一
在十○　二四
在十○一　二一
維十○又一○丁亥　五一
在十○二　二三
在十○又三　三九
[木] 𣳾乍父乙尊彝○吠册　七六
[止] 亞害夫○　六七
[毋] 王曰不□錫工○不戒　一四
[父] 乍○□彝　四四
乍文○甲寶尊彝　二六

乍○乙寶彝〔彝、盃、尊、寶尊彝、尊彝〕　二・四一・四二・四三・四六・五一・五五・六二・七六
乍文○乙彝　四七
乍文○日乙寶尊彝　九八
乍○內寶尊彝　九五
○乙　三三
○丁　六五
亞幕犬○丁　一・二
乍○丁尊彝〔𩰫、尊簋、尊、彝〕　一四・一五・一九・三五・四八・五九・六〇・八一
乍文○丁尊彝〔𩰫〕　二四・三三・三四
○戊　七五
○己　八一
乍○己尊彝〔寶𠤳、尊、寶尊、寶彝、寶尊彝〕　六・一六・二五・三〇・三六・五一・五七・九七
乍○庚尊彝　五
乍○辛彝　九
乍文○辛尊彝　四〇

八三九～八四〇

八四一～八四二

○癸　七二・七三・八五
乍○癸彝〔尊彝、寶尊、寶尊彝、寶䵼〕　二七・三七・三八・四五・五〇・補一・七六・八〇・八八・一〇〇
爲（乍）厥○彝　九四

【爻】○妛　五三

【犬】亞暮○　一・二・三
○魚　補一

【王】○令𠨘其祝釐于夆田　一
維○二祀　一
○曰尊文武帝乙俎　二
維○四祀翌日　二
○在棌　二
維○六祀翌日　三
○錫小臣邑貝十朋　三
維○六祀肜日　三・一三・一四
○田于麥菉（麓）　一三
○錫宰丰寢　一三
○曰不□錫工毋不戒　一四
○賞宗庚豐貝二朋　一五
○戔（過）于乍册般新宗　一六
○賞乍册豐貝　一六
○錫嵩㽙貝　一七
維○九祀魯日　一七
維○十祀魯五　一八
○在闌（闌）○各（格）　一九
維○廿祀翌又五　一九
維○廿祀魯日　二一
○省夒祖○錫小臣艅夒貝　二二
維○來正（征）尸（夷）方　二三
維○十祀又五肜日　二三
○俎（詛）尸（夷）方、舞敄（務＝侮）咸　二五
○賞乍册般貝　二五
○在□（寬）賞寬敄□貝二朋　二八
子錫小子䢅○賞貝　三〇
○錫小臣缶湡責（責）五年　三一
○命俎子迨（會）西方于省　四二
○賞戍甬貝二朋　四二
○光賞御沚貝　四三・四四
○在圃雚（灌）京○賞遂貝　四五
○命寬（寢）農省北田四品　四六
○曰敮（獻）陷馬酒錫貝　四八
○在寘降令曰歸祼于我多高　四九
○錫小臣𢦏（繇）錫在寬（寢）　五三
弋剋錫貝于○姻（姒）　五六
○錫貝在廟門　五七
○商（賞）戍嗣貝廿朋　補一
維○嘗廟間大室　補一
○來獸自豆菉（麓）在䆜餗（次）　五八
○卿（饗）酉（酒）　五八
○妛（光）宰甫貝五朋　五八
○舌（說）攸田　五九
○□在䆜餗（次）　六〇
○卿（饗）酉（酒）尹光邐（麗）　六〇
維○正（征）井（邢）方　六〇
○酓（飲）多亞耶（聽）　六一
○錫鬳貝　七七

○錫箙亞器（䰞）奚貝　七八
○錫□□瑴玉十朋章（璋）　七九
肄女堇（覲）于○　九二
○錫戠䞧（駿）八貝一具　九七
○錫宛貝　一〇一
○錫羌高呂（琚）　一〇二

【夃】盈（九畫）をみよ

五畫

【且】祖（十畫）をみよ

【丙】○寅　三九・一〇一
○辰　一
○午　二・補一
○申　七六
○日　九四
遘于妣○肜日　一
乍父○寶尊彝　九五

【乍】作（七畫）をみよ

【付】卯（御）○倉　四三

【令】命（八畫）をみよ

【兄】乍○癸彝　一七
王令𠨘其○（祝）釐于夆田　一
王錫宰丰寢小䭫（知）○（祝）　一三

【册】𠨘其錫乍○隻子琫一瑱　三
王戔（過）于乍○般新宗　一六
王賞乍○豐貝　一六
王賞乍○般貝　二五
來○　二五
乍○友史錫䙴貝　四六
□○　四六
亞害夫□乍○宅　七二
亞害夫□父癸宅于＝吠
○　七三
洑乍父乙尊彝木吠○　七六
廌○　一九・八〇

【北】王令寢農省○田四品　四六

【卯】丁○　四二
辛○　二九
雔○𠨘乍母戊彝　四

【刊】乍○（媪）日乙尊彝　七

【𠨘】○（媪）彝　八
王令○其祝釐于夆田　一
○其錫貝　二
○其錫乍册隻子琫一瑱　三
雔卯○乍母戊彝　四

【古】亞○　五七

【召】𩐁（二十四畫）をみよ

【史】作册友○錫䙴貝　四六
㱿○乍考？尊鼎　補二

【司】韻姛（姒）錫商貝于○　二五

【四】在○月　二・一三
維王○祀翌日　二
王命寢農省北田○品　四六

【宁】亞害夫𠭯□智光瑴（鮮）
卿○　六四

【宧】乃孫乍祖己宗寶用鬻匸
○（賓）　九九
匸○（賓）作父癸彝　一〇〇

【目】子命小子𦥑先○夷于㯓　一二三
小臣𢦏（繇）入（納）畢俎
在□○𣪘　五三

八四三～八四四

【戊】○寅　四八
○辰　三
雔卯𠨘乍母○彝　四
維王廿祀魯日遘于妣○　三
𠭯□父○告派　七二

【未】乙○　一五・三五
丁○　二・九
癸○　四五

【正】在○月　一
維王來○（征）尸（夷）方　三
維王○（征）井（邢）方　六〇

【母】乍○乙彝　一〇一
乍○戊彝　四
乍○（每）己　補三
好○庚礿祀尊彝　九二
乍○辛彝（尊彝）　三三・九一
乍○辛彝　三三
乍又（侑）○辛尊彝　五四
乍○癸尊彝　三三
亞㠱疑鬳乍○癸　六三
父己○癸　八一
乍肄○？尊彝　九二
○入于公　九四
○（毋）不戒　一四

【玉】□錫鳳○　一二
王錫□□瑴○十朋章（璋）　七九

【用】○乍　三・五・六・九―一二・一四―一七・一九・二二・二三―二六・二八―三〇・三三・三五―四六・四八・四九・五一・五三・五四・五六―五八・補一・六〇・六一・七七―七九・八〇・九二・九七・九八・一〇一・補三
○乍抑（媪）日乙尊彝　七
○□丁宗彝　一八
乍父癸寶尊彝○䢼（旅）　五〇
嘄錫婦嫛曰○𤔲（將）于乃姑穷（礿）　九一
乃孫乍祖己宗寶○（□）鬻　九九

【田】王令𠨘其祝釐于夆○　一
王令寢農省北○四品　四六
王○于麥菉（麓）　一三
王舌（說）攸○鬈　五九
○告亞　七七

【由】弜師錫𦫅（肄）○（□）戶䙴貝　三

【甲】○寅　三六・三七
○午　七
乍文父○寶尊彝　二六

【申】丙○　七六
庚○　一九

【白】伯（七畫）をみよ

六畫

【亥】乙○　三・三〇・六〇・七九
丁○　五一・補三
己○　五・五七・七七
辛○　二八・四九
癸○　一六

【伐】維□令○夷方䍙　二四

【休】𢿨○（□）敽（姣）　九〇

【先】子令小子𦥑○目夷于㯓　二三
羊○　四一

【光】王卿（饗）酉（酒）尹○邐　六〇

子○商（賞）䜌貝二朋　二三
子○賞子啓貝　四〇
王○賞御沚貝　四三・四四
亞害夫𠭯□智○瑴（鮮）　六四
王○（姿）宰甫貝五朋　五八

【姿】○妛　五三

【卸】御（十二畫）をみよ

【各】格（十畫）をみよ

【后】咎錫釐用乍○（毓）祖丁尊　四九

【向】○乍父癸寶尊彝　八八

【在】才（在）正月遘于妣丙肜日　一
○四月維王四祀翌日　二
維王六祀肜日○四月　二
○五月維王六祀肜日　三
○六月維王六祀翌日　三
○六月維王廿祀翌又五　一九
○九月　補一
○九月維王九祀魯日　一七
○九月維王十祀魯日五　一八
○十月一維王廿祀魯日　二一
○十月肜日　二四
○十月二維子曰令望夷方䍙　二三
○二月　四六
○十月又三　三九
王曰尊文武帝乙俎○𩐁大甫　二
王○棌𠨘其錫貝　二
王錫嵩㽙貝○□　一七
王○闌（闌）王格　一九
□賞小子□貝十朋○□自　二四
王○□（寬）賞寬敄□貝二朋　二八
王賞貝○□（上兒）餗（次）　三〇
卯（御）付倉○小圃　四三
御□（春）□○寬（寢）　四四
王○圃雚（灌）京　四五
子𤔲○甫乍文父乙彝　四七
王○寘降令曰歸祼于我多高　四九
小臣𢦏（繇）入（納）畢俎○
□　五三
王錫小臣𢦏錫○寬（寢）　五三
王錫貝○廟門　五七
○穆　補三
○廟間□　補一
王來獸自豆菉（麓）○䆜餗（次）王饗酒　五八
王□○䆜餗（次）王饗酒　六〇
王錫箙亞器（䰞）奚貝○酓泉　七八

【多】歸祼于我○高　四九
王酓（飲）○亞耶（聽）　六一

【夷】維王來正（征）○（尸）方　三
子令小子𦥑先目○于㯓　二三
維子曰令望○方䍙　二三
維□令伐○方䍙　二四
王俎（詛）○方舞敄（務＝侮）咸　二五

【好】○小臣兒乍己尊彝　三一
亞艅䪺入鬳于○　五四
○母庚穷（礿）祀尊彝　九二

【宅】亞害夫☒作册○鼎＝鼎 猴乍彝 七
亞害夫☒父癸○于‖ 七三・七三
【方】儐（十六畫）をみよ
【㝉】䞈錫婦㜏曰用䵼（將）于乃姑○（礿） 九一
好母庚○（礿）祀尊彝 九三
【屰】亞害夫○ 七〇
【年】王錫小臣告渦賚（責）五○ 二三
【弜】○師錫肄由戶䕃貝 二二
【戍】○衿尊俎于䜌（召） 一八
王賞○甬貝二朋 四二
王賞○嗣貝廿朋 補一
【次】在𠂇（上兒）○（諫） 三〇
王來獸自豆彔（麓）在䅘○ 五八
王□在㝯○ 六〇
【百】卿事錫小子𨟻貝二○ 三五
朋二○ 補三
【羊】○先 四一
【考】𢼄史乍○障鼎 補二
【臣】王錫小○邑貝十朋 一三
王錫小○餘夔貝 二三
好小○兒乍己尊彝 二三
王錫小○告渦賚（責）五年 二三
小○𢦏（縊）入（納）畢俎 五三
王錫小○𢦏錫在寝（寢） 五三
【自】王來獸○豆彔（麓） 五八
【舌】○伯（白） 九四・九五
王○（說）攸田𤔲 五九
【舟】○ 二七
亞○ 七九
【血】𥁕（不定畫）をみよ
【西】王命俎子迨（會）○方于省 四二
【自】在□○ 二四

七 畫

【伯】舌○（白） 九四・九五
○子 九五
【作】○册 册（五畫）をみよ
對象（人）による分類
○父〔文父〕某器 父（四畫）をみよ
○祖〔后祖〕某器 祖（十畫）をみよ
○母某器 母（五畫）をみよ
○婦𡛷（姛）彝好母庚㝉（礿）祀尊彝 九三
○丮（嫗）日乙尊彝 七
○文嬴（婧）己寶彝 三九
○文姑日癸尊彝 八三
○兄癸彝 一七
○㫚（䋣）辛𣪕（𣪘）段（簋） 九〇
○大子丁𢀛（幾＝器） 六一
○亯大子乙家祀尊 三三
○己尊彝 三
○禦血？祖乙妣乙祖己妣癸 五一
（對象のないもの）
○尊彝〔寶彝、寶尊彝、寶䵼、彝〕 二〇・二九・五六・五八・七一・八四・一〇二・九四

八四五〜八四六

自名の器種名による分類
○某䵼〔寶䵼〕 一五・五八
○寶甗 一六
○寶䵼 補一
○鬲 三四
○尊段（簋） 三五
○𣪕（𣪘）段（簋） 九〇
○盉 四三
○𢀛（幾＝器） 六一
○宗寶 九九
○尊 一〇・二五・三三・四六・四九・五三・五九・七七・補三
○寶尊 二八・三〇・四五
○彝 四・九・一一・一七・二三・二七・二九・四三・四四・四七・五五・六〇・七一・七八・七九・八一・八二・八四・九三・九四・一〇〇・一〇一・一〇二
○寶彝 二一・二九・三六・三九
○尊彝 三・五・六・七・一二・一四・一九・二〇・二四・三二・三三・三七・三八・四〇・四一・四八・五四・五七・七六・八三・八七・九一・九二・九三・九四・九六・九七
○寶尊彝 二六・五〇・五一・五六・六二・八〇・八八・八九・九五・九八
○尊鼎 補二
【役】𡨦○（𠄎）𡩜賞豐 一四
【畢】畢（十一畫）をみよ
【君】省揚○賞用乍父己寶彝 三六
【吹】父癸宅于‖○册 七三
𢼊乍父乙尊彝木○册 七六
【告】丹☒父戊○派 七五
田○亞 七七
【告】王錫小臣○渦賚（責）五年 二三
○用乍亯大子乙家祀尊 三三
【呂】琚（十二畫）をみよ
【夅】王命卯其祝盩于○田 一
【妣】祖乙○（匕）乙祖己○癸 五一
遘于○丙彤日 一
遘于○戊 二
【姿】光（六畫）をみよ
【孝】□𠭰錫○□用乍祖丁日 一〇
【𠭰】○見事于彭車叔賞○馬 五
○賞小子夫貝二朋 六
𢆶婦錫貝于○ 七
○賞征貝 九
○賞又正 補三
□○錫孝□ 一〇
○錫鳳玉 一二
既（饋）○（酉）于上帝 一
【征】𠭰賞○貝 九
【我】歸祼于○多高 四九
○乍禦血？祖乙妣乙祖己妣癸 五一
○禱叡二女咸烝 五一
【戒】王曰不□錫工毋不○ 一四
【攸】王舌（說）○田𤔲 五九
【敀】○（施）儐貝五朋 一
【沚】王光賞御○貝 四三・四四
【洑】○乍父乙尊彝 七六
【甫】子𧻚在○ 四七
王姿（光）宰○貝五朋 五八
【甬】王賞戍○貝二朋 四二

【矣】疑（十四畫）をみよ
【彤】○日 日（四畫）をみよ
【見】𠭰○事于彭 五
亞○ 四三
【豆】王來獸自○彔（麓） 五八
【豕】○一 二
【貝】敀（施）方（儐）○五朋 一
卯其錫○ 二
𠭰賞小子夫○二朋 六
𢆶婦錫○于𠭰 七
𠭰賞征○ 九
王錫小臣邑○十朋 一三
賞○ 一四
王賞宗𢊁豐○二朋 一五
王賞乍册豐○ 一六
大子錫朿大○ 一六
王錫𡨦𠙵○ 一七
𦚏賞○朋 一八
王各（格）宰㭒从錫○五朋 一九
弜師錫肄（肄）由戶䕃○ 二二
王錫小臣餘夔○ 二三
子光賞𢦚○二朋 二二
子曰○唯蔑女曆 二三
□賞小子□○十朋 二四
王賞乍册般○ 二五
王在寝賞寝敄□○二朋 二八
子錫𡨦（髦）○ 二九
子錫小子䍙王賞○ 三〇
卿事錫小子𨟻○二百 三五
子賞小子省○五朋 三六
子錫𢽁○ 三七
子錫□○ 三九
子光賞子啓○ 四〇
王賞戍甬○二朋 四二
王光賞卯（御）沚○ 四三・四四
王賞遂○ 四五
乍册友史錫䕃○ 四六
王曰𤡾陮馬酒錫○ 四八
遣祼三𣎵（來？）○五朋 五一
𩑹姛（奴）錫𪗇○于司 五五
弋𠛖錫○于王婦（奴） 五六
王錫○ 五七
王賞戍嗣○廿朋 補一
王姿（光）宰甫○五朋 五八
王饗酒尹光邐維格賞○ 六〇
王飲多亞廍亯京邐錫○二朋 六一
匽（郾＝燕）侯錫亞○ 六二
王錫䍙○ 七七
王錫箙亞𪗇（𥃩）奚○ 七八
賞肄女○二朋 九二
王錫𨡷駿（駿）八○一具 九七
能匋錫○于厥盈公矢宣五朋 九八
王錫㚸○朋 一〇一
嬰○ 補三
【車】○叔賞𠭰馬 五
【辛】○丑 五二
○卯 二九
○巳 四三・六一・九七
○亥 二八・四九
乍父○彝 九
乍文父○尊彝 四〇

八四七〜八四八

乍母○彝〔尊彝〕 三三・九一
乍又（侑）母○尊彝 五四
母○ 三
乍祖○彝 八二
乍𤔲○𥁕段 九〇
【辰】丙○ 一
戊○ 二
【邑】王錫小臣○貝十朋 一三
【邢】維王征○（井）方 六〇
【酉】乙○ 一四
己○ 二・一八
酒（十畫）をみよ
【世】其（八畫）をみよ

八 畫

【事】𠭰見○于彭 五
卿○錫小子𨟻貝二百 三五
【亞】○葬犬 一・二・三
○矣（疑） 九・一二
○𡨦侯疑 補三
○𡨦侯疑匽（郾＝燕）侯
錫○貝 六二
○𡨦疑𪗇（𥃩）乍母癸 六三
○□ 一五
○見 四二
○ 四三
○受 四八
○若 五一
○餘 五四
○古 五七
王𦤔（飲）多○耶（廍） 六一
○害夫 六四—七四
田告○ 七七
王錫箙○𪗇（𥃩）奚貝 七八
○舟 七九
○來 八〇・八一
【京】王在圃蘿（灌）○ 四五
王𦤔（飲）多亞耶（廍）亯
○邐（𩰫） 六一
【來】維○東 一八
維王○征夷方 三
王○獸自豆菉（麓） 五八
○册 二五
亞○ 八〇・八一
遣祼三○（𣎵）貝五朋 五一
【侑】乍○（又）母辛尊彝 五四
【兒】在上○（𠂇）諫（次） 三〇
好小臣○乍己尊彝 三
【兕】王田于麥菉（麓）隻（獲）𦎫戠○ 一三
【其】王命卯○兄（祝）盩于夅 一
卯○錫貝 二
卯○錫乍册隻子拜一珏 三
【具】八貝一○ 九七
【匋】能○錫貝于厥乃（盈）公矢 九八
能○用乍文父日乙寶尊彝 九八
【叔】車○賞𠭰馬 五
【受】亞○ 四八
【𠬝】○ 七・一二
𩰫○ 三三

○鬲　三四
【命】王○(令)𢦏其祝釐于夆田　一
子○小子蠡先吕夷于熯　三三
維子曰○望夷方𦉢　三三
維□○伐夷方𦉢　二四
王○俎子迨(會)西方于省　四三
王○寢(寢)農省北田四品　四六
王在寏降○曰歸祼于我多
高　四九
【咎】○錫𤼷(釐)　四九
【姑】婦闟乍文○日癸尊彝　八三
曰用𩰫(將)于乃○勻(酌)　九一
【姒】龔○(姛)錫商貝于司　五五
弋剋錫貝于王○(㛰)　五六
【姛】姒(上項)をみよ
【宗】王賞○虒豐貝二朋　一五
王戔(過)于乍册般新○　一六
用㓹丁○彝　一八
乃孫乍祖己○寶　九九
【㛓】姿○　五三
【庚】○寅　四四
○午　四六
○申　一九
乍父○尊彝　五
好母○勻(礿)祀尊彝　九三
【征】維王來○(正)夷方　三
維王○井(邢)方　六〇
【朋】貝○　一八・一〇一
貝二○　六・一五・二三・二六・四二・六一・九二
貝五○　一・一九・三六・五一・五八
錫貝于厥乃(盈)公矢𠀠五
○　九八
貝十○　三・二四
貝廿○　補一
玉十○　七九
【東】維來○　一八
【武】王曰尊文○帝乙俎　二
冓(遘)于○乙肜日　一四
○乙𠘧(無)　三
【㚇】中子曩○乍文父丁尊彝　三三
○乍文父丁𩰫　三四
【玤】𢦏其錫乍册隻子○一珏　三
【知】小○(𥏻)兄(祝)　一三
【礿】○祀　勻(六畫)をみよ
【祀】維王二○　一
維王四○翌日　二
維王六○翌日　三
維王六○肜日　三・一三・一四
維王九○魯日　一七
維王十○魯日五　一八
維王十○又五肜日　三
維王廿○翌又五　一九
維王廿○魯日　二
乍亯大子乙家○障　三
好母庚勻(礿)○尊彝　九三
【戔】過(十三畫)をみよ
【門】王錫貝在廟○　五七
【隹】維(十四畫)をみよ
【彔】菉(十二畫)をみよ
【㐆】春(十一畫)をみよ

九　畫

【亯】告用乍○大子乙家祀尊　三

王酓(飲)多亞庣○京𩰫　六一
【侮】舞○　孜(九畫)をみよ
【侯】亞曩○疑　一〇・六三・補三
匽(郾=燕)○錫亞貝　六三
【俎】王曰尊文武帝乙○　二
戍鈴尊○于𠤎(召)　一八
小臣𨊠納畢○　三三
王命○子迨(會)西方于
省　四三
王○(詛)夷方　二五
【剋】弋○錫貝于王㛰(姒)　五六
【䰜】疑(十四畫)をみよ
【匽】亞曩侯疑○(郾=燕)侯
錫亞貝　六三
【咸】王俎(詛)夷方舞孜○　二五
我禱𣪘=女○烝　五一
○妹子　八七
【品】王令寢(寢)農省北田四
○　四六
【魯】維王九祀○日　一七
維王十祀○日五　一八
維王廿祀○日　三
【啓】啓(十一畫)をみよ
【妹】咸○子乍祖丁尊彝　八七
【姣】𣪘𡨦(休)○(𣪘)　九〇
【室】維王𦎫廟間大○　補一
【宛】王錫○貝朋　一〇一
【帝】既(饋)𠇍(酉)于上○　一
王曰尊文武○乙俎　二
【律】康虒𥜽九○𥜽賞貝朋　一八
【孜】王俎(詛)夷方舞○(務=
侮)咸　二五
舞○用乍文父甲寶尊彝　二六
○乍父癸彝　二七
王在𠕁(寢)賞寢○□貝
二朋　二八
【柬】大子錫○大貝　一六
【施】○(攸)儐貝五朋　一
【泉】王錫𢍜亞𨊠奚貝在𠂤○　七八
【派】𣎆㓹父戊告○　七五
【炳】○　一七・四九・六〇
【癸】○巳　一三・二四
○未　四五
○亥　一六
○日　九二
父○　七三・七三・八五
乍父○彝〔尊彝、寶尊、
寶尊彝、寶甗〕　二七・三七・三八・四五・五〇・補一・七八・八〇・八八・一〇〇
乍祖○尊彝〔彝、寶尊〕　三・一一・二八
乍兄○彝　一七
母○　八一
乍母○　六三
乍母○尊彝　一二
乍文姑日○尊彝　八三
妣○　五一
【盈】能匍錫貝于厥○(乃)公矢　九八
【省】王○夔祖　一三
王令寢(寢)農○北田四品　四六
子賞小子○貝五朋　三六
○揚君賞用乍父己寶彝　三六
王命俎子迨(會)西方于○　四三

八四九～八五〇

○夫乍祖丁寶尊彝　八九
【耶】庣・耶(十二畫)をみよ
【亩】王錫寶○貝　一七
父癸女(母？)○　八五
【若】亞○　五一
【𤔲】乍○(𦉢)辛貴(𣄨)𣪘(簋)　九〇
【降】王在寏○令曰歸祼于我多
高　四九
【陌】王曰𧆞(獻)○馬酒　四八
【鈴】戍○尊俎于𠤎(召)　一八

十　畫

【倉】卯(御)付○在小𠂤　四三
【俗】○乍父癸寶尊彝　五〇
【圃】卯(御)付倉在小○　四三
王在○雚(灌)京　四五
子𡔷在○(甫)　四七
【奚】王錫𢍜亞𨊠(𥧤)○貝　七八
【娟】姒(七畫)をみよ
【孫】乃○乍祖己宗寶　九九
【宰】王錫○丰寢　一三
王各○梳从　一九
王姿(光)○甫貝五朋　五八
【家】乍亯大子乙○祀尊　三三
【師】弜○錫緯由戶囊貝　二
【旅】○　二
【格】俗乍父癸寶尊彝用○(𦉢)　五〇
王在闌王○(各)宰梳从　一九
王饗酒廾光邐維○　六〇
【烝】我禱𣪘二女咸○　五一
【矩】舌伯曰○卯(御)乍尊彝　九四
○爲厥父彝　九四
○乍祖己尊彝　九六
【祖】王省夔○(且)　三
我乍禦血？○乙妣乙○己
妣癸　五一
乍○乙尊　五三・七七
乍○丁尊〔彝、尊彝、寶
尊彝〕　一〇・七九・八七・八九
乍毓(后)○丁尊　四九
乍○己尊彝〔宗寶〕　九六・九九
乍○辛彝　八二
乍○癸尊彝〔彝、寶尊〕　三・一一・二八
【祝】○嫠　兄(五畫)をみよ
【納】入(二畫)をみよ
【羌】王錫○高呂(琚)　一〇三
【能】○匍錫貝于厥乃(盈)公矢　九八
○匍用乍文父日乙寶尊彝　九八
【般】王戔(過)于乍册○新宗　一六
王賞乍册○貝　二五
【迨】王命俎子○(會)西方于
省　四三
【酌】勻(六畫)をみよ
【酒】王曰𧆞(獻)陌馬○　四八
王卿(饗)○(酉)　五八・六〇
【酓】王○(飲)多亞耶(庣)　六一
【隻】𢦏其錫乍册○子玤一珏　三
獲(十七畫)をみよ
【馬】車叔賞○　五
王曰𧆞(獻)陌○酒　四八
【高】王在寏降令曰歸祼于我
多○　四九

王錫羌○呂(琚)　一〇三
【𢍜】○　六
【𣪘】嫠伇○賞豐　一四

十一畫

【務】孜(九畫)をみよ
【卿】○事錫小子野貝二百　三五
○宁　六四
王○(饗)酉(酒)　五八・六〇
【商】隻(獲)○戠兕　一三
龔姛(姒)錫○貝于司　五五
○婦乍彝　八四
以上地名
他は賞(十五畫)をみよ
【啓】子光賞子○貝　四〇
【唯】貝○蔑女曆　三三
【堇】緯女○(覲)于王　九二
【婦】𣪘○錫貝于𠇍　七
𣪘○𡰥(嫗)彝　八
○闟乍文姑日癸尊彝　八三
商○乍彝　八四
齊○　八六
嘪錫○嫢曰用𩰫(將)于乃
姑勻(酌)　九一
子乍○㛸彝　九三
【㛸】子乍婦○(𡟰)彝　九三
【寅】甲○　三六・三七
丙○　三九・一〇一
戊○　四八
庚○　四四
【寢】寢(十四畫)をみよ
【將】用○(𩰫)于乃姑勻(酌)　九一
【虒】王賞宗○豐貝二朋　一五
康○𥜽九律𥜽賞貝朋　一八
○册　一九・九〇
乍凡彝○　二九
【康】○虒𥜽九律𥜽賞貝朋　一八
【既】○(饋)𠇍(酉)于上帝　一
【望】維子曰令○夷方𦉢　三三
【梌】王在○　二
【𣪘】簋(十七畫)をみよ
【況】𤼷乍父丁尊○　五九
【珏】𢦏其錫乍册隻子玤一○　三
【畢】小臣𨊠(織)入(納)○(畢)
俎　三三
【𥏻】小○(知)兄(祝)　三三
【禦】禦(十七畫)をみよ
【章】璋(十五畫)をみよ
【翌】遘乙○日　二
維王四祀○日　二
維王六祀○日　三
維王廿祀○又五　一九
【春】御○(𠬝)□在寢　四四
【曹】既(饋)○(𠇍)于上帝　一
【豚】𥜽賞貝朋丂(儐)○　一八
【責】王錫小臣告漢○(責)五年　三三
【逌】亞害夫智毌○　七四
【戠】王錫○駿(駁)八貝一具　九七
【魚】犬○　補一
【麥】王田于○菉(麓)隻(獲)商
戠兕　一三
【𢍜】子錫小子○王賞貝　三〇
○用乍父己寶尊　三〇

八五一～八五二

㠱 中子○弘乍文父丁尊彝 三三
亞○(紀)侯吴(疑) 六三
好母庚勺(礿)祀尊彝
○(北) 九三
厥 矩爲○父彝 九四
能匋錫貝于○乃(盈)公矢 九八

十二畫

聑 在𣪊大○ 二
廊 王酓(飲)多亞○(耶) 六一
害 亞○夫 六四—七四
尊 王曰○(障)文武帝乙祖 二
戍鈴○俎于𩁹(召) 一八
乍某○ 以下作(七畫)をみよ
○殷(簋)
寶○
○彝
寶○彝
幾 𢆶(不定畫)をみよ
彭 𠇷見事于○ 五

御 ○(卸)付倉在小圃王光賞
○沚貝 四三
○春□在寢王光賞○沚
貝 四四
舌白(伯)曰矩○乍尊彝 九四
戩 王田于麥菉(麓)隻(獲)商
○兕 一三
揚 省○君賞用乍父己寶彝 三六
○𠇷賞用乍母己尊 補三
智 𠬝𠦪○ 六四
𠦪 ○𠬝 六五
○𠬝 六六・七四
小○(㫖) 一三
梀 王在闌王各(格)宰○从 一九
淍 王錫小臣缶○責(責)五年 三三
爲 矩○厥父彝 九四
琚 王錫羌高○(呂) 一〇二
罽 維子曰令望夷方○ 二三
維□令伐夷方○ 二四
𢽺 我禱○二女咸烝 五一
菉 麓(十九畫)をみよ

詛 王○(沮)夷方舞敄(侮)
咸 二五
覎 亞來○(寇)豊 八〇
間 在廟○(𠂤) 補一
維王嘗廟○大室 補一
郾 匽(九畫)をみよ
𪊶 康虒○九律○賞貝朋 一八
餗 次(六畫)をみよ
豊 亞來寇(覎)○ 八〇

十三畫

𩰫 咎錫○(盦) 四九
嗣 王賞戍○(孪)貝廿朋 補一
寇 亞來○(覎?)豊 八〇
亘 能匋錫貝于厥乃(盈)公矢
○五朋 九八
𠊱 遘(十四畫)をみよ
新 王浅(過)于乍冊般○宗 一六
會 王令俎子○(逌)西方于省 四三
㯱 嘆錫婦○女(𡛒)曰用將于
乃姑衲 九一

八五三～八五四

楳 ○(𣏟)優乍祖辛彝 八二
煮 丙午𩰫丁未○ 二
魋 子○在甫 四七
裸 令曰歸○于我多高 四九
餘 王錫小臣○要貝 三
亞○龔入𩰫(鬺)于好 五四
竇 責(十一畫)をみよ 三
農 王令寢(寢)○(𠂤)省北
田四品 四六
過 王○(浅)于乍冊般新宗 一六
飲 王○(酓)多亞耶(廊) 六一
𧘝 㚸師錫○(肄)𠙵(由)戶
𩰫貝 二
殘 ○錫駒用乍父乙尊彝 四一
𢦔 小臣○(緣)入(納)里(畢)
俎 五三
王錫小臣○ 五三
𡨵 乍𠤎(𩰫)辛○(𩰫)殷
(簋) 九〇

十四畫

嘗 維王○(𠁁)廟間大
室 補一
嫗 麋婦錫貝于𠇷用乍○(𠛱)
日乙尊彝 七
麋婦○彝 八
婧 乍文○(㚸)己寶彝 三九
寢 王錫宰丰○(甯) 一三
王在○(𠔉)賞○敄□貝
二朋 二八
御春□在○ 四四
王令○農省北田四品 四六
王錫小臣𢦔(緣)錫在○ 五三
寏 王在○降令曰歸裸于
我多高 四九
𧻚 數○(休)𢾭(姣) 九〇
獻 王曰○(獻)陌馬酒 四八
𩠐 乍○(后)祖丁尊 四九
疑 亞○ 九・一三
亞㠱侯○ 一〇・六三

亞㠱○𩰫(𩰫) 六三
禝 王來獸自豆菉(麓)在○餗
(次) 五八
箙 王錫○亞𩰫(䡗)奚貝 七八
維 ○王 王(四畫)をみよ
○來東 一八
○子曰令望夷方罽 一三
○□命伐夷方罽 二四
王命俎子逌(會)西方于省
○反 四三
○十月又一月丁亥 五一
○王嘗廟間大室 補一
王饗酒⺾光邐(䴡)○各
(格) 六〇
○母入于公 九四
舞 王俎(詛)夷方○敄(務‖
侮)咸 二五
○敄用乍文父甲寶尊彝 二六
亞來○要(優)乍父丁彝 八一
說 王○(舌)攸田𩰫 五九
殯 它(五畫)をみよ

遘 ○于妣丙肜日 一
○乙翌日 二
○(𠊱)于武乙肜日 一四
○于妣戊 三
遣 ○裸三𣎆(來?)貝五
朋 五三
髦 子錫○(𩬊)貝 二九
鳳 𠇷錫○玉 一一
齊 ○婦 八六
𢾭 數𧻚(休)○(姣) 九〇
肄 㚸師錫○(𧘝)由戶𩰫貝 二
○女堇(覲)于王 九三
賞○女貝二朋 九三
用作○母尊彝 九三

十五畫

嫵 大乙○(𩰫) 一
武乙○(𩰫) 二
廟 王錫貝在○門 五七
在○間𠂤 補一
維王嘗○間大室 補一

暮 亞○犬 一・二・三
樂 亞𠤳夫○女器 六九
𤅢 子命小子𩰫先㠯(人夷)于
○ 三三
璋 王錫□□𤣩玉十朋○(章) 七九
蔑 子曰貝唯○女曆 三三
賞 車叔○(商)𠇷馬 五
𠇷○小子夫貝二朋 六
𠇷○征貝 九
○貝 一四
𡨦侵𤔲○豊 一四
王○宗虒豐貝二朋 一五
王○乍冊豐貝 一六
𪊶○貝朋 一八
子光○𩰫貝二朋 二三
□○小子□貝十朋 二四
王○乍冊般貝 二五
王在𠔉(甯)○甯敄□貝
二朋 二八
子錫小子𩰫王○貝 三〇
子○小子省貝五朋 三六

省揚君○用乍父己寶彝 三六
子光○子啓貝 四〇
王○戍甬貝二朋 四三
王光○御沚貝 四三・四四
王○𨒅貝 四五
王○戍嗣貝廿朋 補一
○貝 六〇
○肄女貝二朋 九三
𩰫 子命小子○先㠯夷于𤅢 三三
子光賞○貝二朋 三三
○用乍母辛彝 三三
障 尊(十二畫)をみよ
駒 殘錫○用乍父乙尊彝 四一
鬃 髪(十八畫)をみよ
𩰫 卿事錫小子○貝二百 三五
數 ○𧻚(休)𢾭(姣) 九〇
嬰 ○貝 補三
𠧪 𣦼(二十二畫)をみよ

十六畫

儐 攸(施)○(㫃)貝五朋 一

八五五～八五六

冀 𪊶賞貝朋○(𠀍)豚 一八
○ 八・一三・二四・二六・三〇・三一・三三・三五・三六・三九・四〇・八〇—八六・八八・九八
器 乍大子丁○(𢆶‖幾) 六一
亞𠤳夫樂女○ 六九
曆 子曰貝唯蔑女○ 三三
燕 亞㠱(紀)侯疑○(匽‖郾)
侯錫亞貝 六三
在○ 補三
遂 王賞○?貝 四五
錫 𠨘其○貝 二
𠨘其○乍冊隻子玤一珏 三
□𠇷○孝□ 一〇
𠇷○鳳玉 一一
王○小臣邑貝十朋 一三
王○宰丰寢 一三
王曰不□○工毋不戒 一四
大子○柬大貝 一六
王○𡨦亩貝 一七
王各(格)宰梀从○貝五朋 一九
㚸師○肄𧘝(由)戶𩰫貝 二一

王○小臣餘要貝 三
子○𩬊(髦)貝 二九
子○小子𩰫王賞貝 三〇
王○小臣缶淍責(責)五年 三三
卿事○小子𩰫貝二百 三五
子○𢾉貝 三七
子○㪍 三八
子○□貝 三九
殘○駒 四一
乍冊友史○𩰫貝 四六
○貝 四八
咎○𩰫(盦) 四九
王○小臣𢦔(緣)○在寢 五三
龔姛(似)○商貝于司 五五
弋刧○貝于王姒 五六
亯京邐(䴡)○貝二朋 五七
王○貝 六一
匽(郾‖燕)侯○亞貝 六三
王○罽貝 七七
王○箙亞𩰫(䡗)奚貝 七八
王○□□𤣩玉十朋章(璋) 七九

嘆○婦𡛒曰用𩰫(將)于乃姑
勺(礿) 九一
王○畝駿(駿)八貝一具 九七
能匋○貝于厥乃(盈)公矢 九八
王○宛貝朋 一〇一
王○羌高呂(琚) 一〇二
雊 ○卯𠨘乍母戊彝 四
餗 ○鼎 補一
駿 王錫畝○(駿)八貝一具 九七
罽 王錫○貝 七七
麋 ○婦 七・八
王□在○餗(次) 六〇
嘆 ○乍母辛尊彝 九一
○錫婦𡛒曰用𩰫(將)于乃姑
勺(礿) 九一
𨺅 子乍婦○(㛮)彝 九三
𩰫 乍𠤎(𩰫)辛○(𡨵)殷 九〇

十七畫

優 亞來舞○(要)乍父丁彝 八一
𣏟(楳?)○乍祖辛彝 八二

【殸】○史乍考障鼎　補二
【禦】我乍○(御)𠃏(血?)祖
乙妣乙祖己妣癸　五一
【簋】乍父丁尊○(殷)　三五
㠯○(殷)　五三
乍𠣾(𦉍)辛夐(𤔲)○　九〇
【獲】王田于麥荼(麓)○(隻)
商戠兕　一三
【肇】俗乍父癸寶尊彝用○(旅)　五〇
【齒】丙午○丁未煮　二
【器】王錫箙亞器(貫)奚貝在○
泉　七八
【闌】王在○(闌)王各(格)宰椃
从　一九
○乍尊彝　二〇
【駿】王錫酗○(駿)八貝一具　九七
【鮮】猴(十八畫)をみよ
【𩁹】亞𡉚疑○(𩁹)乍母癸　六三
【𦉍】乍○(𠣾)辛夐(𤔲)殷(簋)　九〇

十八畫

【髟】子錫○(髟=髦)貝　二九
【彝】𡗫婦邛(媢)○　八
𢀛丁宗○　一八
好母庚𢀛(礿)祀尊○　九三
爲(作)厥父○　九四
乍某○　以下作(七畫)を
みよ
寶○
尊○
寶尊○
【歸】王在寠降令曰○祼于我多
高　四九
【覲】肄女○(堇)于王、　九二
【豐】𡩜伇𢀛賞○　一四
王賞宗庚○貝二朋　一五
○用乍父丁𩰫　一五
王賞乍册○貝　一六
【猴】王錫□□○玉十朋章(璋)　七九
亞害夫𡵂 𢀛 智光○(鮮)　六四
亞害夫 𢀛 乍册宅𩰫=𩰫　七一
○

【寶】賞(十五畫)をみよ
【䀇】王令𠀠其兄(祝)○(䀇)于
夆田　一
【𤼈】咎錫○(𤼈)　四九
【雚】王在圃○(灌)京　四五
【𡩜】○伇𢀛賞豐　一四
王錫○舌貝　一七
【鷹】𩰫(二十一畫)をみよ
【龍】○　五・三七・三八
【𡐓】乍父己寶○　一六
【敢】子錫○貝　三七
【𠨍】子錫○　三八

十九畫

【夒】王省○祖王錫小臣艅○貝　三
舞○(優)　優(十七畫)を
みよ
【嬰】𡗫錫婦○(𡜊女)曰用𩰫
(將)于乃姑𢀛(礿)　九一
【學】嗣(十三畫)をみよ
【獸】王來○自豆彔(麓)　五八

【盨】乍父乙○　四二
【禱】我○叡二女咸烝　五一
【𢆶】小臣○(𢆶)　五二・五三
【麓】王田于麥○(菉)隻(獲)
商戠兕　一三
王來獸自豆○(菉)　五八

二十畫

【寶】乍某○(盥)　以下作(七畫)
をみよ
○𩰫
○鼒(餗鼎)
宗○
○尊
○彝
○尊彝
【器】王錫箙亞○(貫)奚貝　七六
【獻】王曰○(𡧊)陌馬酒　四八
【𩰫】亞害夫 𢀛 乍册宅○=○
【𩰫】𩰫(二十一畫)をみよ
猴乍彝　七一

二十一畫

【貫】王錫箙亞○(器)奚貝　七六
【𢼸】𢼸(十七畫)をみよ
【灌】王在圃○(雚)京　四五
【闌】闌(十七畫)をみよ
【饋】○(既)𥁕(酉)于上帝　一
【𩰫】乍文父丁○　三四
用乍母己尊○　補三
亞艅龏入○(𩰫)于好　五四
母己尊○(𩰫)　補三
乃孫乍祖己宗寶𠂤(用)
○(𢼸)　九九
【鷊】中子𡉚泓乍文父丁尊彝○
(𩰫)𣪕　三三
泓乍文父丁𩰫𣪕○　三四

二十二畫

【夔】夒(十九畫)をみよ
【𧷸】𢎘師錫肄𤔲(由)戶○
(𧷸)貝　二

乍册友史錫○貝　四六
【饗】王○(卿)酉(酒)　五八・六〇
【鼒】乍父癸寶○(餗鼎)　補一
【龏】○入𩰫于好　五四
○姛(姒)錫商貝于司　五五

二十三畫

【邐】𩰫(二十六畫)をみよ
【𩁹】亞𡉚疑○(𩁹)乍母癸　六三

二十四畫以上

【𩰫】王舌(說)攸田○○乍父
丁尊　五九
【𩰫】王曰尊文武帝乙俎在○
(召)大庙　二
戍𠸄尊俎于○　一八
【𩰫】𩰫(二十一畫)をみよ
【𩰫】乍父丁○　一五
乍寶○　五八
𡗫錫婦嬰冂用○(將)于乃
姑𢀛(礿)　九一

八五七～八五八

【醴】王卿(饗)酉(酒)尹光○
(邐)　六〇
王會(飲)多亞耶(庖)亯
京○　六一
【闌】婦○乍文姑日癸尊彝　八三
【𢆶】乍文○(嫙)己寶彝　三九

不定畫

【𡩜】王錫𡩜舌貝在○　一七
[illegible] 𢎘師錫肄○(由)戶𧷸貝　二
[illegible] 在○(上兒)餗(次)　三〇
[illegible] ○册　四六
[illegible] 我乍御(禦)○(血?)祖
乙妣乙祖己妣癸　五一
[illegible] 遣祼三○(來?)貝五朋　五一
[illegible] 乍大子丁○(幾=器)　六一
[illegible] 亞害夫𡵂○智　六四
亞害夫○智𡵂　六五
亞害夫○　七一・七二・七三
𡵂○　七五
[illegible] ○(楳?)優乍祖辛彝　八二

[illegible] ○(𡉚)　九三
[illegible] ○　九六
[illegible] ○(用)𩰫　九九
[illegible] 于(三畫)をみよ
[illegible] 維王○(嘗)廟間　補一
[illegible] 在廟間○　補一
[illegible] 𥁕賞又正○　補三
[illegible] ○𥁕賞　補三
[illegible] ○貝　補三
三 彡(七畫)をみよ
[illegible] 儐(十六畫)をみよ

八五九

引用甲骨文・金文關係書名略號表

〈甲骨文〉

鐵　劉鶚『鐵雲藏龜』一九〇三年
前　羅振玉『殷虛書契（前編）』一九一二年
菁　羅振玉『殷虛書契菁華』一九一四年
餘　羅振玉『鐵雲藏龜之餘』一九一五年
後　羅振玉『殷虛書契後編』一九一六年
明　明義士『殷虛卜辭』一九一七年
戩　姬佛佗『戩壽堂所藏殷虛文字』一九一七年
林　林泰輔『龜甲獸骨文字』一九二一年
簠　王襄『簠室殷契徵文』一九二五年
拾　葉玉森『鐵雲藏龜拾遺』一九二五年
福　商承祚『福氏所藏甲骨文字』一九三三年
燕　容庚・瞿潤緡『殷契卜辭』一九三三年
通　郭沫若『卜辭通纂』一九三三年
續　羅振玉『殷虛書契續編』一九三三年
佚　商承祚『殷契佚存』一九三三年
鄴初　黃濬『鄴中片羽初集』一九三五年
庫　方法斂・白瑞華『庫方二氏藏甲骨文字』一九三五年
柏　明義士『柏根氏舊藏甲骨文字』一九三五年
河　孫海波『甲骨文錄（河南通志文物志）』一九三七年
粹　郭沫若『殷契粹編』一九三七年
鄴二　黃濬『鄴中片羽二集』一九三七年
七　方法斂『甲骨卜辭七集』一九三八年
天　唐蘭『天壤閣甲骨文存』一九三九年
零　李旦丘『鐵雲藏龜零拾』一九三九年
珠　金祖同『殷契遺珠』一九三九年
金　方法斂『金璋所藏甲骨卜辭』一九三九年
鄴三　黃濬『鄴中片羽三集』一九三九年

八六一～八六二

誠　孫海波『誠齋殷虛文字』一九四〇年
摭　李旦丘『殷契摭佚』一九四一年
六　胡厚宣『甲骨六錄』甲骨學商史論叢・三集、一九四五年
龜卜　金祖同『龜卜百二十五片』一九四八年
甲　董作賓『小屯・殷虛文字甲編』一九四八年
乙　董作賓『小屯・殷虛文字乙編』一九四九—五三年
摭續　李亞農『殷契摭佚續編』一九五〇年
綴　曾毅公『甲骨綴合編』一九五〇年
寧　胡厚宣『戰後寧滬新獲甲骨集』一九五一年
南　胡厚宣『戰後南北所見甲骨錄』一九五一年
掇一　郭若愚『殷契拾掇』一九五一年
掇二　郭若愚『殷契拾掇第二編』一九五三年
京　胡厚宣『戰後京津新獲甲骨集』一九五四年
平凡　『書道全集』（平凡社）第一卷、一九五四年
存　胡厚宣『甲骨續存』一九五五年
外　董作賓『殷虛文字外編』一九五五年
合　郭若愚・曾毅公・李學勤『殷虛文字綴合』一九五五年
綜圖　陳夢家『殷虛卜辭綜述』圖版、一九五六年
丙　張秉權『小屯・殷虛文字丙編』一九五七—七二年
陳零　陳邦懷『甲骨文零拾』一九五九年
人　貝塚茂樹『京都大學人文科學研究所藏甲骨文字』一九五九年
明後　明義士・許進雄『殷虛卜辭後編』一九七二年

〈金文〉

考古　呂大臨『考古圖』一〇九二年（自序）
博古　王黼等『博古圖錄』一一一〇年前後
歷代　薛尚功『歷代鐘鼎彝器款識法帖』一一四四年
嘯堂　王俅『嘯堂集古錄』一一七六年（跋）
西清　『西清古鑑』一七五一—二年（成）
寧壽　『寧壽鑑古』一七三六—九五年（成）
續甲　『西清續鑑甲編』一七九三年（成）
續乙　『西清續鑑乙編』一七九三年（成？）
十六長　錢坫『十六長樂堂古器款識考』一七九六年（開雕）
積古　阮元『積古齋鐘鼎彝器款識法帖』一八〇四年
懷米　曹載奎『懷米山房吉金圖』一八三九年
長安　劉喜海『長安獲古編』一八四〇年前後（刻）
筠清　吳榮光『筠清館金文』一八四二年
濟寧　徐宗幹『濟寧金石志』一八四五年
攈古　吳式芬『攈古錄金文』一八五〇年前後（成）（一八九五年・刊）
從古　徐同柏『從古堂款識學』一八五四年以前（成）
敬吾心　朱善旂『敬吾心室款識』一八五四年以後（一八八六年・刊）
二百蘭　吳雲『二百蘭亭齋收藏金石記』一八五六年（成）（一九〇八年・刊）
攀古　潘祖蔭『攀古樓彝器款識』一八七二年
古籀　孫詒讓『古籀拾遺』一八七二年（成）（一八八八年・刊）
恆軒　吳大澂『恆軒所見所藏吉金錄』一八八五年
古文審　劉心源『古文審』一八九一年
綴遺　方濬益『綴遺齋彝器款識考釋』一八九四年（成）（一九三五年・刊）
愙齋　吳大澂『愙齋集古錄』一八九六年（成）（一九一八年・刊）
奇觚　劉心源『奇觚室吉金文述』一九〇二年
陶齋　端方『陶齋吉金錄』一九〇八年
移林　丁麟年『移林館吉金圖識』一九一〇年（重刊）
周存　鄒安『周金文存』一九一五—二一年
夢郼　羅振玉『夢郼草堂吉金圖』一九一七年（序）
殷存　羅振玉『殷文存』一九一七年（序）
簠齋　鄧實『簠齋吉金錄』一九一八年

八六三～八六四

泉屋　濱田耕作『泉屋清賞』一九一九年（序）
寶蘊　容庚『寶蘊樓彝器圖錄』一九二九年
澂秋　孫壯『澂秋館吉金圖』一九三〇年
貞松　羅振玉『貞松堂集古遺文』一九三一年
貞松補　羅振玉『貞松堂集古遺文補遺』一九三一年
文選　于省吾『雙劍誃吉金文選』一九三三年
文錄　吳闓生『吉金文錄』一九三三年（跋）
武英　容庚『武英殿彝器圖錄』一九三四年
善齋金　劉體智『善齋吉金錄』一九三四年
白鶴　嘉納治兵衛『白鶴吉金集』一九三四年
貞松續　羅振玉『貞松堂集古遺文續編』一九三四年
雙劍金　于省吾『雙劍誃吉金圖錄』一九三四年（序）
十二家　商承祚『十二家吉金圖錄』一九三五年
貞松圖　羅振玉『貞松堂吉金圖』一九三五年
鄴初　黃濬『鄴中片羽初集』一九三五年
續殷存　王辰『續殷文存』一九三五年
海外　容庚『海外吉金圖錄』一九三五年
小校　劉體智『小校經閣金文拓本』一九三五年（序）
尊古　黃濬『尊古齋所見吉金圖初集』一九三六年
三代　羅振玉『三代吉金文存』一九三六年（序）
癡盦　李泰棻『癡盦藏金』一九四〇年
雙劍器　于省吾『雙劍誃古器物圖錄』一九四〇年
通考　容庚『商周彝器通考』一九四一年
鄴三　黃濬『鄴中片羽三集』一九四二年
巖窟　梁上椿『巖窟吉金圖錄』一九四三年（序）
冠斝　梅原末治『冠斝樓吉金圖』一九四七年（序）
積微　楊樹達『積微居金文說』一九五二年
平凡　『書道全集』（平凡社）第一卷・第二六卷、一九五四・六六年
斷代　陳夢家『西周銅器斷代』㈠—㈥、一九五五—五六年
河出　『定本書道全集』（河出書房）第一卷、一九五六年
錄遺　于省吾『商周金文錄遺』一九五七年

後　記

昭和四十九年に東京大學文學部の赤塚忠教授が定年退官されるについて、私たち中國哲學研究室のメンバーを中心とする後輩・受業生の有志の者は、その記念事業として、同教授の論文集を編輯刊行する企畫を立てた。

赤塚教授は、中國古代思想研究の大家で、從來普通に行われてきた、文獻資料による先秦思想史の研究に止まらず、さらに古い出土文字資料をも縱横に驅使し、加うるに宗教學・民俗學などの方法を以てして、この分野における蔚然たる赤塚學の體系を構築された。後述するような種々の都合から、本書に収めえた教授の業績は、その一部を示すに過ぎない結果となったが、第一―第三論文で取り扱われた「河」「啇」「土」のいわゆる殷代の自然神の性格の解明、および第四・第五論文で取り扱われた殷王朝の諸神の體系的把握の試みは、教授の出土文字資料および文獻資料の兩面にわたる該博な知識のもとにはじめて可能となったのであり、これによって黎明期の中國思想史解明への條軌が敷かれたことは、大方の認められるところであろう。また、最後の「殷金文考釋」は、その捜集の御努力はもとより、金文資料が、甲骨文および各種の文獻を比較資料とすることによって、どこまで解讀しうるかを例證してみせた、瞠目すべき業績といえよう。

ところで、數多い教授の業績の中でも、特に出土文字資料たる甲骨文・金文を用いた研究の成果は、ほとんどすべてが謄寫版印刷によって發表されていて、元來不完全な形であるうえ、現在では入手極めて困難となって好學の士を慨嘆せしめているので、これらの論稿をまとめて刊行できれば學界を裨益すること甚大であると

八六五～八六六

考えた。また、退官記念の論文集といえば、知友・後輩などが書いた論文を集めて獻呈するのが普通の方式であるが、私たちがあえて教授御自身の論文集を計畫したのは、右のような事情があるのに加えて、もし他日、夫子自らそういう論文集を作ろうとされたとしても、普通の條件の下ではまず實現不可能と思われるので、この際、退官記念事業として編輯刊行のお世話をさせていただくのは大いに意味がある、と考えたからである。

ともかく、右のような論文集の企畫を立てて、豫め教授の御諒解を得ようと思ったが、研究が未完成だからとの仰せで固辭され、どうしてもウンと言って下さらない。何度もお願いしてやっとお許しが出たのは、すでに御退官寸前、三月末のことであった。そのため、私たちの記念事業は進行のテンポがおそく、御退官後になってから正式に編輯委員會を組織して活動を始めたような始末であった。

以來、すでに三年の月日が流れ、その間にいろいろなことがあった。まず最初に、この大難物の出版をどこで引受けてもらえるか、大いに心配したが、これは幸いに角川書店の御好意に頼ることができた。

次に、當初の計畫では、舊稿をそのまま活字に組みなおすつもりでいたが、原稿整理の段階で著者の加筆をお願いしたところ、「修正」の程度をはるかに越えて健筆を揮われた結果、原論文は随所において面目を一新し、とくに「甲骨文に見える神々」などは、量がもとの數倍にふえるという大變貌を遂げた。そのため、舊稿を集めた論文集ではなく、「序論」をも書き加えられて全く新たな著書として生まれ變る（というよりもむしろ「生まれ出る」）ことになった。なお、分量が非常に増大したため、當初の計畫よりも範圍をしぼり、三部編成にする豫定であったうちの第一部に當る部分だけを刊行することに、計畫を變更した。

このように、本書の内容は、最初の計畫とは大幅に變って、赤塚教授退官直後における新著作と稱すべきものとなったが、各章それぞれにもとになっている論文があるので、その關係を明らかにするために兩者を對照して示せば、次のとおりである。

（本　書）	（原　論　文）
殷王朝における「河」の祭祀	殷王朝における河の祭祀とその起源（『甲骨學』第四・五合併號、一九五六年）
殷王朝における「啇」の祭祀	殷王朝における啇の祭祀と中國における山岳信仰の特質(一)（『甲骨學』第六號、一九五八年）
殷王朝における「土」の祭祀	甲骨文に見える「土」について（『高田眞治博士古稀紀念論文集』一九六三年）
甲骨文に見える神々	殷代における祈年の祭祀形態の復元（上・中）（『甲骨學』第九號・第一〇號、一九六一・六四年）
殷王朝における上帝祭禮の復原	殷代における上帝祭禮の復原（『二松學舍大學論文集・昭和四一年』一九六六年）
殷金文考釋	『稿本殷金文考釋』（自刊油印本、一九五九年）

さて、角川書店の意向もあって、文部省に研究成果刊行費の補助を申請したところ、これまた幸いに許可を得ることができた。つまり本書は、昭和五十一年度文部省科學研究費補助金による刊行物である。

かくて私たちの記念事業もおそまきながらやっと軌道にのって進行しはじめたが、編輯委員會自體の仕事としていちばん苦勞したのは、何といっても甲骨文・金文關係の文字の問題で、延べ約五千字、重複を除いて二千種近くにものぼるそれらの文字を選び出し、最終的には印刷所にまわすための原字を書く作業に至るまで、言葉ではつくせぬ大變な努力と技術とを傾けており、この最も困難な部分は、松丸道雄氏が、加納喜光氏や持井康孝氏の協力を得て處理された。加納氏が五千の甲骨文・金文を一覽表に整理し、持井氏が資料的檢討を加えて草稿を作り、松丸氏がさらに檢討したうえで淨寫した。三百を越す圖版や表の整備も容易な業ではなかったが、それらの仕事も松丸氏と持井氏とを煩わすほかなかった。

八六七～八六八

ともかくこのような厄介な文字が多いうえ、ページ數も豫定をはるかに超過して、九百ページ近くにも達したために、校正關係の仕事も大變な難事業となったが、これは、戸川芳郎氏の指揮の下に、助手の關口順氏をはじめ、かつて教授の受業生であった中哲の大學院の學生諸君をほとんど總動員して事にあたり、最後はまさに戰爭さながらで、赤塚教授御自身にも獅子奮迅の御活躍を願わざるを得なかったが、ともかくも、われわれのもてる總力を結集してこの本は出來上った。私（山井）も、校正刷には全部目をとおして、特に印刷の樣式の統一に努めた。

本書の所論の内容については、いうまでもなく著者の赤塚教授に全面的に責任を負っていただくほかはないが、刊行の企畫および編輯・校正など、本の出來ばえの形式面については、編輯委員會がその責任を分有するものである。ただ力及ばずして、その責任を果たし得たかどうかをあやぶんでいる。

なお、編集委員會發足以來すでに三年を經て、その間、勤務の都合その他で委員の顔ぶれにも異動があった。全委員の氏名は左記のとおりである。（五十音順。○印が現委員。）

上田弘毅　小野澤精一　○加納喜光　○關口順　○戸川芳郎
前川捷三　○松丸道雄　三石善吉　○山井湧

最後に、本書の出版に格別の御盡力をいただいた、角川書店の佐野正利・太田朝男兩氏、厄介なことこの上もない印刷を引受けて下さった熊谷印刷の照井彦兵衛氏、その後を引繼がれた安道昌浩氏、編輯・印刷にかかわるもろもろの複雜な實務を處理して下さった太陽プロジェクトの鯨井延方氏、およびアイディア・ステーションの松井誠氏を始めとして、その他、一々お名前はあげきれないが、本書の完成に力を貸して下さった多く

の方々に對し、委員會を代表して深甚なる謝意を表したい。そしてそういう謝意をこめつつ、このように出來上った本書を赤塚教授に捧げる。

一九七七年三月十五日

編輯委員會代表　山井　湧

RELIGION AND CULTURE IN ANCIENT CHINA

A Study of the Rituals
of the Yin Dynasty

by

KIYOSHI AKATSUKA D.Lit.

Professor Emeritus
of the University of Tokyo

TOKYO KADOKAWA PUBLISHING CO., LTD. JAPAN

1977

First Published — March, 1977

Type-set and printed by Kumagai Printing Co., Ltd., Morioka

殷商青銅器編年の諸問題

水野清一

據一九五三年《東方學報》京都第二十三册本影印

殷商青銅器編年の諸問題

水　野　清　一

一

古來、中國の青銅器は、夏殷周三代の銅器とよびならはされてゐる。宋の呂大臨の『考古圖』(一〇九二年編)には夏、殷、周、三代の銅器をいふが、これが夏器だといふ銅器はない。ただ庚鼎、辛鼎、癸鼎について、謚なく、十干の人名を記したのは、おそらく夏商の器であらうといつてゐる。また鄴郡亶甲城(おそらくいまの安陽の殷墟)からでた兄癸彝(卣)を商器とした。これは(1)この器が殷墟からでたこと、(2)王の紀年を祀でかぞへたこと、(3)兄弟相續のこと、(4)十干による人名のこと等を理由にしてゐるのであつて、今日といへども、したがふべき見解である。それよりすこしおくれてできた徽宗御撰ともいふべき『宣和博古圖』(一一二三年編)は、商と周をわけてゐるが、いくらか疑辭をのこしてゐる。あるときは款識により、あるときは制作によつて時代をきめたのである。ことごとくしたがふことはできないけれども、大綱はあやまつてゐない。南宋の薛尙功『歷代鐘彝器款識』(一一四四年刻石)には、なほ二つの夏器をあげてゐる。しかし、これは一般にみとめられてゐない。清朝の銅器をいふものは、すべて殷周以下の器である。清朝金文學の建設者である阮元(一七六四―一八四九)の『積古齋鐘鼎彝器款識』(一八〇四年刊)は、薛氏の書によつてゐるが、夏器をけづり、殷周秦漢の四つにわけてゐる。ことに開卷第一の古銅器概說は「商周銅器說」と題されてゐる。學問の進歩した結果、清朝の學者は殷周の器しかいはないが、銅器といへば、つひ三代の銅器といひ、三代といふかぎりは漠然とでも夏殷周の三代がかんがへられてゐるのである。とにかく、殷器の鑑別に關するかぎりは『考古圖』以後の發展はなかつた。

ところが一九〇〇年ごろから、河南省安陽の小屯、つまり『史記』のいふ殷墟から、ぞくぞくと殷の遺物があらはれるやうになり、殷の文化が再認識され、殷の銅器が確認されるやうになつた。その先覺者は羅振玉(一八六六―一九四〇)である。羅振玉は、あらゆる安陽遺物について研究したが、とくに殷代の金文として『殷文存』(一九一七年刊)を、京都において刊行した。その標準としたのは十干による人名と圖形的な文字の存在であつた。羅氏の序文には、圖形文字は象形で文字の原始にあたるから、このなかには殷よりふるく夏にさかのぼるものがあるかも知れず、また十干の日名を人名にすることは、本來殷の風習であるが、なほ周のはじめにおよんでゐるかとおもふが、どちらにしても、要するに殷を中心としてゐるから、これを標準にして殷代の金文をあつめたのだといつてゐる。

ところが、一九二八年、馬衡氏は、東京における第一回の東亞考古學會總會において「中國之銅器時代」(考古學論叢、第一輯、一九二八年刊)を發表し、殷器を判別する標準數則をあきらかにした。

第一は殷墟の甲骨文によること、すなはち、

(甲)紀時法。甲骨文によると殷人は日を記し、ことをのべ、最後に「日、月、王、祀」といふ。この紀時法をとるものはみな殷器である。すなはち、つぎの諸器である。

(1)乙酉父丁彝(父丁彝)薛氏鐘鼎彝器款識卷二「乙酉、商貝王曰市□錫工毋不奔𨗨于武乙、四月隹王六祀四日、崔內假客商甹、用作父丁尊彝(圖形)」

(2)己酉戌命彝 薛氏鐘鼎彝器款識卷二「已酉、戌命尊宜于召㪔□□乂□□商貝十朋、方□川室丁宗彝、在九月隹王十祀劦日作(圖形)」

(3)兄癸彝(兄癸卣)考古圖卷四「丁己、王錫𩁹𠚤貝、在寢、用作兄癸彝、在九月、惟王九祀、劦日、(圖形)」

(4)戊辰彝(肆父乙彝)殷上一九「戊辰、弜師錫肆𦉘𠂤𩏂貝、用作父乙寶彝、在十月惟王廿祀劦日、遘于妣戊武乙奭、豕一(圖形)」

(5)𩛥尊(小臣𩛥尊)殷上二六「丁巳、王省夒且、王錫小臣𩛥夒貝、惟王來征人方、惟王十祀又五、肜日」

(6)庚申父辛角(宰椃父辛角)泉屋八六「庚申、王在𦆁、王各、宰椃從、錫貝五朋、用乍父丁尊彝、在六月、惟王廿祀翌又五」

「康冊」

(乙)甲骨文によると、その父祖を祭るに、かならずその父祖の名の日をもちひてゐる。そのうへ祭名「遘」、またその配偶たる妣を意味する「奭」の語があらはれる。さういふものは、みな殷器である。前記の(1)父丁彝は乙酉の日をもつて「遘于武乙」、(4)父乙彝は戊辰の日に「遘于妣戊」、しかも、妣戊のことを「武乙奭」といつてゐる。

(丙)甲骨文には祭日として「劦日」「肜日」があり、この語をふくむものとして、(2)己酉戊命彝、(3)兄癸卣、(4)肆父乙彝は「劦日」の語があり、(1)父丁彝、(5)小臣𩛥尊は「肜日」の語がある。

(丁)甲骨文によく「征人方」の語をみる。(5)小臣𩛥尊に「惟王來征人方」といひ、(7)殷甗殷文上一〇に「王徂人方」といふ。

第二は安陽殷墟の出土地によつて殷器をきめること。『考古圖』の(8)乙鼎一卷(9)戊饕餮鼎一卷(10)亶甲觚五卷(11)足跡罍四卷および上述の(3)兄癸卣四卷である。

これは羅振玉より一歩すすめたもので、今日といへども、これ以外の方法はない。その後、王振によつて『續殷文存』(一九三五年刊)がつくられ、金文の數は倍加したけれども、羅振玉とまつたくおなじ方針であるから、全部を殷の金文とみとめるわけにはいかない。かへつて、わが貝塚茂樹氏の「殷代の金文」(『中國古代史學の發展』一九四六年刊)によつて馬衡氏の方法が擴充され、多くの確實な殷代の銅器が追加された。たとへば、

(12)小臣邑母癸斝冠上三九「癸巳、王錫小臣邑貝十朋、用作母癸彝、惟王六祀、肜日、在四月、亞𠤏」

(13)小子𦉘母辛卣白鶴一二「乙巳、子命小子𦉘、先以人于𦉘、子光賞𦉘貝二朋、子曰、貝惟丁蔑女曆、𦉘用作母辛彝、在十月、月隹巳、曰令望人方、𩰫」

(14)父乙鼎博古圖卷一「王命宴蔑、省北田四品、在二月、作冊友史錫𩏂貝、用作父乙尊」

(15)尹光父丁鼎續殷上二五「乙亥、王□在㚔師、王饗酒、尹光邐惟格、賞貝、用作父丁彝、惟王征井方、𠦪」

(16)后祖丁卣三代一三「辛亥、王在廙、降命曰、歸福于我多□、錫𪔢、用作后丁尊、𠦪」

などである。しかし、この方法では、安陽から出土したものか、特定の記銘をもつたものだけが、判定できるだけで、何百にのぼる殷の銅器すべてには適用できない。だから、どうしても、ここになにか別の方法、すなはち様式的方法を採用する必要がある。

これよりさき、わが國で様式的研究の出發となつたのは濱田耕作博士等の『泉屋清賞』(一九一八年刊)であつた。これは殷周漢の銅器を區別してゐるが、傳統的な見解に對しては極度に懐疑的であつた。その後『刪定泉屋清賞』(一九三四年刊)になつて、やうやく周秦漢の様式的推移はあきらかにされたが、殷銅器はまだ周様式のうちに包攝されてゐる。

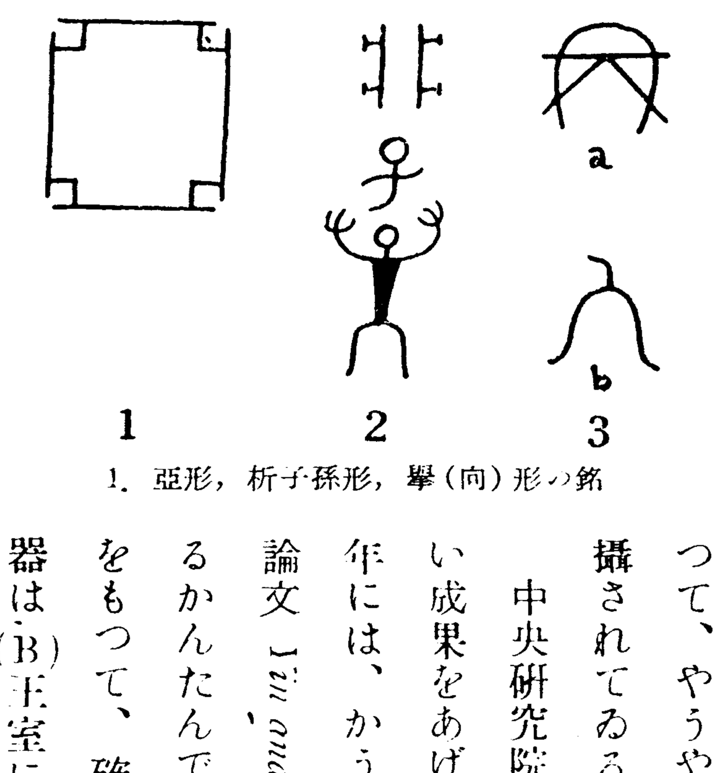

1. 亞形，析子孫形，舉(向)形の銘

中央研究院の安陽殷墟の學術的發掘は、すでに一九二八年からはじまり、續々とすばらしい成果をあげることになつたが、その正式な報告はほとんどでなかつた。しかし、一九三六年には、かういう發掘も刺戟して、殷周銅器を區別しようといふカァルグレン氏の劃期的な論文 *Yin and Chou in Chinese Bronze* (BMFEA, Vol. 8) があらはれた。その出發點はすこぶるかんたんである。すなはち、いはゆる殷文中(1)亞形、(2)析子孫形、(3)舉(向)形の三種*(第一圖)をもつて、確實な殷の標識として、これのある銅器(A)を殷銅器ときめ、これに對する周銅器は(B)王室に關するもの、(C)列國に關するもの、(D)姓をもつもの、(E)、父の人名をもつものによつて決定した。カァルグレン氏は、その後も *New Studies on Chinese Bronzes* (BMFEA, 9, 1937), *Some Early Chinese Bronze Masters* (BMFEA, 16, 1944), *Once Again the A and B Styles in Yin Ornamentation* (BMFEA, 18, 1946), *Bronzes in the Hellström Collection* (BMFEA, 20, 1948) と、ぞくぞく論文を發表して、自説を敷衍した。

* あきらかに二種の圖形である。カ氏は一種として舉(chü)の字によんでゐる。ここでは括弧内にいま一種の字をいれておかう。區別する必要がのちにおこるかも知れないからである。

八一～八二

郭沫若氏の『兩周金文辭大系』は、最初一九三二年にあらはれ、その圖錄『兩周金文辭大系圖錄』は一九三四年に發行されてゐた。容庚氏は、これについで『商周彝器通考』(一九四一年刊)を發表して殷代の器におよんだのである。容庚氏の方法は、まづ個々の記銘で時代をきめ、いくらか器制を參照する程度で、けつきよく器制の様式については一貫した方針がたつてゐない。カァルグレン氏のも記銘にもとづいた研究であるが、嚴密な論理がつらぬいてゐるので、容庚氏のやうな破綻はない。けれども、銅器の器制にもとづいた様式的研究でなく、記銘にもとづいた研究であるといふ點ではおなじである。

しかし、安陽殷墟の發掘は一九三七年までつづいて十年間おこなはれ、その間にますます重要な發見をした。小屯の版築基址、侯家莊の王墓といふやうに實にすばらしい發見があつた。はじめて殷の青銅器が學術的に記錄され、發掘されたのである。そのかがやかしい成果は、大きく世界に喧傳され、その情報をうらがきするやうに、おびただしい殷墟の盗掘された銅器が、古玩市場にあらはれ、世界中にひろくちらばつた。その盗掘狀況をしめすものが、北京の古玩舖、尊古齋黄濬氏の『鄴中片羽』三集である。第一集は一九三四年、第二集は一九三七年、第三集は一九四二年に刊行されてゐる。また梅原末治博士の『河南安陽遺寶』(一九四〇年刊)をはじめとする各種の圖錄類である。そのうち、やや異色のあるのは梁上椿氏の『巖窟吉金圖錄』(一九四三年刊)で、一々出土地の名をつたへてゐる。

戰後最初にあらはれたのは、陳夢家氏のすぐれた様式的研究、*Style of Chinese Bronzes* (Archives of the Chinese Art Society of America, I, 1945–1946) である。カァルグレン氏に對する適切な批評もふくまれてゐるし、様式分析も徹底してゐるし、論述も明晰である。きけばハァヴァァト・燕京研究所がやつてゐるアメリカ蒐藏の中國古銅器集成の一部であるといふから、この全體が發表された日には、中國古銅器の研究は面目を一新するにちがひない。ここで殷器の標準とされたものは、

(1)書體が周の金文より古く甲骨文に似るもの

(2)文の構成が甲骨文に似るもの

(3)歷史的事實が殷に關するもの

(4)安陽の遺跡から出土したもの

の四點であつた。例示されたものは卣だけであるが、きはめて穩當な見解で、結論は正しい。

中央研究院の發掘成果も、やうやく、このころになつて發表されるやうになり、いままでの斷片的知識は、すこしづゝ體系づけられることになつた。そのうちでも、とくに李濟氏の「記小屯出土之青銅器」上篇、容器的器制(中國考古學報、第三册、一九四八年刊)は小屯出土の青銅器の總論で、實に有益な文章である。なほ同氏の「記小屯出土之青銅器」中篇、鋒刄器(中國考古學報、第四册、一九四九年刊)、「豫北出土青銅句兵分類圖解」(歷史語言研究所集刊、第二二期、一九五〇年刊)、および石璋如氏の「小屯殷代的成套兵器」(歷史語言研究所集刊、第二二期)など一連の殷墟利器の研究も殷代青銅器の理解に大いに役たつものである。さうして、その結果は、濱田博士が古銅器の様式的研究をはじめられた三十五年まへと、まつたくちがつた青銅器觀にみちびかれることに氣がつくのである。つまり、殷の青銅器が意外に發達してゐたのである。殷の青銅容器は、鼎、鬲、甗、毁、禽獸尊、方彝、兕觥、尊、卣、罍、壺、觚、觶、爵、角、斝、盉、盤、匕、勺等のあらゆる形式をふくみ、青銅利器には、戈、戣、鉞、矛、鏃、短刀、庖刀、斧、斤等の形式をもち、その形制、裝飾ともに豪壯のおもむきをそなへ、

八三～八四

古銅器中もつとも格調のたかいものであり、古銅器中もつとも本格的なものであることがわかつた。これにくらべると、西周前期の器はいくらかこれに肉迫するが、西周後期になると、もはやはるかにおよばないのである。いはゆる「三段地文」の豪壯な器が周の盛期でなく、殷末周初、むしろ殷末の器であること、總地文の細密な器が秦漢のものでなく、むしろ殷器中の殷器だといふこと、うすづくりの簡素な器が、退化期のものでなく、むしろ殷の初期にさかのぼるといふやうなことがわかつたのは、銅器の様式的研究に革命がもたらされた感がある。

さて、かうなつてみると、この盛大な殷器を、さらにさかのぼつてゆくと、いかなる銅器があるだらうか。こんな發達したものが突如としてあらはれるものではない。かならずや、それにいたるながい道程があるにちがいない。それはどんなものであらうか。またいくたの變化をもつた、おびただしい殷の銅器が一時につくられたわけでもない。約三百年をこえる殷の安陽期にいくたびかの變遷はあつたはずである。卜辭の變遷にも、五つの時期が區別されてゐる。銅器も、その初期と末期とをくらべればあきらかにちがつてゐる。それなら、いくつの種類、つまり時期にわけれらるか。しかし、かういふ殷の銅器をたしかにつかむためには、まだもうらうたる殷周銅器のちがひをまづあきらかにしなければならない。かうして、いま殷商青銅器編年の問題は三つの主要問題に要約できるとおもふ、つまり、(1)殷周の青銅器はいかにしてわかちうるか、(2)殷の青銅器はいくつの時期にわかちうるか、(3)殷以前の青銅器はあるか、この三つである。

二

さて第一の殷周銅器をわかつ問題は、カァルグレン氏の *Yin and Chou in Chinese Bronzes* と容庚氏の『商周彝器通考』とが、いちおうの解答をあたへてゐる。けれども、これによつて殷周の銅器が截然と區別されて問題がなくなつたといふわけではない。カァルグレン氏は、その後の論文で、ますます殷銅器の確立に努力されたが、その最近の見解をみるものは、最後の論文 *Bronzes in the Hellström Collection* (BMFEA. 20, 1948) の附錄(三二七—三二八頁)であらう。さうして、それには『商周彝器通考』に對する批判も、かんたんながらふくまれてゐる。いま、これを中心に殷周青銅器區別の問題をかんがへてゆきたい。

カァルグレン氏は、最初の發表以來、亞形と析子孫形と舉(向)形の字のあるかぎり、殷器とする說をもちつづけてゐる。このかぎりでは、どこにも異論がない。ことに中國の金文學者では、むしろ『殷文存』以來の通說でさへある。しかし、カァルグレン說の特色は、この三項をもつとも確實な銅器判定の標準だとして、ほかのものをかへりみない點にある。殷墟の發掘および甲骨文研究の發達によつて、殷器判定の標準がいくらもあるにかかはらず、それらを一切みとめてゐないのである。安陽出土と傳稱する銅器については、いちおう、これをみとめてゐる。けれども、中央研究院の發掘物以外についていへば、不たしかであつて、むしろこの亞形、析子孫形、舉(向)形の三字、とくに亞形の存在によつて判定したものの方が、より信賴できる(同書三〇頁)といつてゐる。また、その他の殷器判定の標準のうち、比較的よわい標準である十干の人名、あるひは兩方の時代にわたつてゐるらしい族記號「天黿」の二項を例にだして、亞形、析子孫形、舉(向)形の三字以外はよるべからず(同書三一、三二頁)といつてゐる。つまり、カァルグレン氏によれば、亞形、析子孫形、舉(向)形の三項が殷器を判定する絕對無二の標準であつて、そのほか中央研究院の發掘物、それからやや信賴度のおとる傳安陽出土品があるほかは、確實な殷器判定の方法はないといふことである。

これともう一つカァルグレン說の特色は、この亞形と析子孫形と舉(向)形によつて殷代の銅器だといふ時代が判定され、それはたんに殷の様式という意味でない(同書三一頁)といふ。もちろん、中國の金石學者のばあひは、殷といへば殷代のことであり、殷王朝のことである。しかし、それもごく漠然たる潛在の觀念である。反省されたばあひには、『殷文存』の著者、羅振玉でも、そこに收錄された金文が周初におよぶことをみとめてゐる。カァルグレン氏のばあひは、それがはつきりと意識されながら、しかも、それは様式とはちがふ、時代を判定する規準だとして主張してゐるのである。さうしてイェッツ氏の "first phase" といふ様式的命名に對しては、殷はけつして第一の段階ではない(同書三〇、三一)と反對してゐる。

カァルグレン氏が、亞形、析子孫形、舉(向)形の字を殷器判定の規準にしたのは、中國金石學者の說もさることながら、統計的事實によつたのである。つまり、この三字のどれかをもつたものが、ことごとく殷代の銅器であり、しかも、この三字はけつして周代の銅器にあらはれないといふ事實(同書二八—三〇頁)からである。さうして陳夢家氏*が、これら三つの記號が殷にかぎられず、周代初期にもおこなはれたといふ批判に對しては、證據のともなはぬ議論には承服しがたい(同書二九頁)と一蹴してゐる。しかし、かんがへれば、この點に問題があるといへる。いつたい、カァルグレン氏が周代の銅器にあらはれないといふばあひの「周代の銅器」は、あきらかに周代の人名とか事實とかをふくむ銅器をさしてゐるので、これは承認できるが、この三つの記號をもつものを檢するに、みな殷代の銅器であるといふばあひの「殷代の銅器」は、ただあきらかな周代の人名と事實とをもたない銅器をさすだけで、かならずしも、ことごとくが殷代の青銅器であるかどうかは明證がない。殷代の青銅器Aはもとより周代の人名をふくんでゐないはずであるが、周代の青銅器にはさういふものをふくんだものBがあるとともに、さういふものをふくまないものB′がありうるからである。これについては貝塚茂樹氏の析子孫形の集成が役にたつ。**それによると析子孫形をもつた銅器はほとんど殷器であるが、その記銘のすすんだ殷階のものには、あきらかに周器がある。カァルグレン氏が、これを參照しなかつたのは遺憾である。容庚氏は、もう一歩すすんで明晰に、十干の人名に日の字を冠して日乙、日癸などとよぶ人名は、殷にはじまるが、周代に多く、西周後期にまでいたつてゐる(商周八〇、八一頁)といつて、その例をたくさんあげてゐるが、このなかに亞形、析子孫形、舉(向)形がある。カァルグレン氏は、これをかんたんに例外だ。例外はなににでもあるといつてゐるが、いま過渡期の問題では、たんに例外として無視するわけにはいかない。この例外的なものが、ある程度みつかるのは、過渡期だからで、つまり、それだけ前代の傳統がつづいてゐるわけである。だから亞形、析子孫形、舉(向)形といへども、殷以後の周器にあらはれるのである。その點、他のいろいろの殷代の圖形、乃至十干の人名と同様である。ただ十干人名の方がよりながくつづいたといふことはあるかも知れない。そのかはり、たんなる十干の人名でなく、日の字をするもの、公の字をそへるものなど、あたらしい形式がうまれてゐるのである。(商周八〇、八一頁參照)

* Ch'en Mêng-Chia, *Style of Chinese Bronzes* (Archives of the Chinese Art Society of America, Vol. I) 1945–46, p. 65.

** 貝塚茂樹「殷代金文に見えた圖象文字𦣞𠬝に就いて」(東方學報、京都第九册)。とくに六三頁。

さきの周代の固有名詞と事實とをふくむ周器B群については、あまり異論がない。そのだいたいは、容庚氏の『商周彝器通考』でも、郭沫若氏の『兩周金文辭大系』でも、吳其昌氏の『金文厤朔疏證』(一九三六年刊)でも、ちかくは貝塚茂樹氏の『中國古代史學の展開』でも、一とほりの概念はえられるであらう。それから、さういふものをふくまない殷器については、安陽の出土品とたしかな殷文をもつものA群とさうでないものA′群とにわかちうるであらう。さうしたばあひ、この殷器A′群と周代の固有名詞と事實とを記銘のうちにふくまない周器B′群とは、いかにしてわかちうるであらうか。いまかりに『善齋彝器圖錄』(容庚編、一九三六年刊)のうち殷、初周の百七器についてみると、周器B群が二十六、殷器A群がないので、そのあと八十一器が殷器A′群と周器B′群とになるわけだが、これをわかつ原理は、まつたくないのである。ただカァルグレン說によればこのうち18、21、40、45、106、111、115、125、135、145、164の十一器は、非常な確實性をもつて、殷器Aだといふことになる。その證據は、ただこれらの「殷器」に、右の圖形があるからであるが、それでは、あきらかな周代の固有名詞も事實もあらはれてゐない、あとの七十器は、いつたい、みな周器B′になるのであらうか。あるひは、さういふ殷器A′と周器B′になるのであらうか。當然、後者が推定されるわけであるが、それにもかゝはらず、これをわける手

八五～八六

八七～八八

段は、すこしも考慮されてゐないのである。

このうち、とくに55 作父癸先夔鳳帶文段と156 父乙臣辰先宙田帶父爵とは、臣辰尊、令方尊、矢令段、鼒卣、作册大鼎等とともに四十餘器、一九二八、九年、洛陽において伴出したことがつたへられてゐる。伴出とつたへられるのみならず、文も關係があり、これらの二器はあきらかに周器であるが、その文字のかきかたにおいて、殷器111、115、125の體例とほとんどかはりがない。器をつくるもの（個人、あるひは族團）と、器を献せられるものとの名を記し、ときにこれを作の字でむすんでゐる。つまり、かういふごくかんたんなやりかたが周初にまでおこなはれてゐた事實をみとめるよりほかないのである。臣辰先の一群は、臣辰尊、令方尊、矢令段、鼒卣の銘文から成王、作册大鼎から康王の世と推定されてゐる。周の第一代武王は伐殷ののち七年にして崩じ、成王の初年は祿父等殷民の大反亂があり、周の王祚がほぼかたまつたのは、成王の五年、殷民をうつし、洛都を經營したころとかんがへられるので、成王のころ、なほ殷ふうのやりかたがひきつづいておこなはれたことは、至極ありうべきことである。武王克殷により、なにからなにまで、すつかりかはつてしまつたとかんがへるのは、むしろ不自然である。

1　2　3　4　5　6　7　8

2. 臣辰諸器の短文の銘 (1,2殷, 3–5爵, 6盉, 7,8卣)

さて事態はかういふことであるが、それでは、いつたい、この三つの記號をどう解釋してゐるのであらうか。カァルグレン氏は、どれに對しても、「いはゆる亞形」、「いはゆる析子孫形」、「いはゆる擧(向)形」といひ、析子孫といふ傳統的な解釋はあやまつてゐるし、擧もただ擧と釋するだけでなにの意味もない（同書二八頁）といつてゐる。なほ最初の論文 *Yin and Chou in Chinese Bronzes*（二一頁）では、この記號の意味は從來論議されたけれども、なほまつたく不明瞭であるといつてゐる。つまり、意味に關係なく、ただ時代決定の標準にしただけである。もちろん、それはそれで形式的にはさしつかへないが、いまそれが殷だけでをはつて、周までつかはれなかつたかどうかを吟味するばあひには、やはりその意味についても、いちおう吟味しておく必要があるだらう。さうして、このことだけはほとんど異論のないことだとおもふ。それは、このいはゆる析子孫と二種のいはゆる擧の字が、個人名でなく、氏族、もしくは集團の名稱、あるひは記號であり、亞形はその集團と密接な關係をもつたものであることである。郭沫若氏は、これを國族の名號で、トォテムのなごりだ（殷周青銅器銘文研究上四）といひ、容庚氏（商周八一一七四頁 六）も族名と解してゐる。すなはち、これらを族名とすれば、この種の圖形文字は、すべて族名と解すべきで、かならずしも、この三種にかぎらぬわけである。さうして殷代には、その族名が多くつかはれ、(a)かんたんなものは作器者の族名のみが記され、あるひは、献せられた祖宗の人名のみが記され、(b)ややくはしくは、その双方が記され、(c)さらにすすんだものは、彝、寶彝、寶尊彝の器名がつき、それらが作の字によつてむすばれて文章となり、(d)また彝、寶彝、尊彝、寶尊彝の器名がくはより、(e)これ以上にくはしいものもあるが、さうなると内容が豐富になつて、かへつて殷周いづれかの判定はつきやすい。いちばん殷周器をわかつために問題になるのは、この(a)から(d)にいたる諸器である。

八九～九〇

かうしてみると殷器にあらはれるのは、もとより殷代の族名である。殷代の諸族が、いくつあつたかわからないが、それらの諸族が、殷の滅亡とともに、ことごとくなくなつてしまつたとみることはできない。むしろ周初にのこり、またその族名も、ときにつかはれたものとみるべきが當然である。さうすると、天龜の記號が、周器である獻侯鼎（商周三八、寶蘊八）、勅𣪘鼎（商周四八、善齋二三）のながい銘文の末尾にきても、それと同時に、その他の天龜諸器、たとへば天龜父乙角（上二五 巖窟）、天龜父辛尊（一〇〇 寶蘊）、天龜父辛尊（上二五 雙劍）、龜父辛甗（九八 精華）等が殷器であつてもさしつかへないのである。だから殷周兩器のちがひは天龜とか、亞形とかいふ文字そのものにあるのでなく、その文字のありかたにあるといつた方がよいのではなからうか。つまり亞形だ、天龜だといつてわけてしまふのでなく、それに周の文字があるか、殷の文字があるかによつてわけ、そのいづれともわからないものは、その文章の形式によつてわけてゆく。たとへば天龜の四、五十器は長文で西周であることのあきらかな獻侯鼎と勅𣪘鼎を第一類とし、日を記し、個人名を記し、賜與のことを記し、用乍某尊彝でむすんだ□□父丁鼎（殷文上八）、珽父庚鼎（殷文上七 續殷上二四）、㝉父癸卣（商周七〇頁）、㝉父癸角（商周六九頁）を第二類とし、賜與を記し、某作某尊彝と記した父辛卣（殷文上四一）を第三類とし、某作某、あるひは某作某彝の形式を有する龜父辛甗（精華九八）、天龜父戊方鼎（商周六九頁）を第四類とし、族名と祖宗名を記す天龜父癸鼎（商周一二四）、天龜父癸觚（商周五六三）、天龜父乙角（巖窟上二五）、天龜父乙卣（武英一二七）、天龜父辛尊（寶蘊一〇〇）、天龜父辛尊（雙劍上二五）等を第五類とし、族名だけを記す天龜盉（武英一二五）、天龜段（武英七一）等を第六類といふやうにわけるべきだとおもふ。そして、この第五から第二類までを殷代といふことができなければ、殷式といふべきである。貝塚氏（前書一二〇頁以下）も、この問題に言及して、この第二類以下を小臣艅尊、宰椃父辛角等の完備した殷文の略式とみ、準殷文と稱してゐる。この見解はただしいとおもふ。しかし、第二類以下が、ことごとくさうした略形式だとはかんがへがたい。略形式もあるけれども、それ以前の形式もありうるであらう。ただ、そのみわけがむつかしいといふだけである。*

* 筆者は、かの完備した日づけ倒敍の殷文のおこる以前に、やはり第四類以下のおこなはれた段階をみとめるものである。またそれ以前に無銘器の段階をもみとめるものである。だから第1、無銘器の段階、第2、圖形、祖宗名だけの段階、第3、章句をなす段階を、右の第二類の完備した殷文の段階以前にみとめたいとおもふ。もちろん、そのために第2段階以後に無銘器が共存し、第3段階以後に圖形祖宗名だけの器が共存し、第4段階以後にわづかに作字でむすばれた文章の器が存續することを否定しないし、またそれらが周代にまでおよんでゐることもみとめるが、とにかく青銅器銘文の發達として右のごとき段階のあるべきを信ずるのである。この點、いづれ後段にふれる機會があるとおもふ。いま、貝塚氏との見解（前書、一二五、一二八、一三〇頁）の相違を註記しておく。

要するにカァルグレン說が、殷器の確實な基準として亞形と析子孫形と擧(向)形の三項をえらんだことには異議はない。ただし、それはあくまで時代を決定するものでなく、様式をきめるものと解すべきである。いかにも、この三件が殷代の銅器に多いといふことはみとめられる。けれども、これあるがゆゑに殷器だといふ論理は、けつしてうまれてこない。そして、事實、いくたの例外があるのである。だから嚴密に殷代の器と周代の器とをわかちうるのは、よい條件にめぐまれた、きはめて少數の器にかぎられるのである。一般の青銅器を殷周二期にわけることは様式的判定よりほかはない。さうして亞形、析子孫形、擧(向)形による區別も、また一種の様式的區別にほかならないのである。

九一～九二

だから殷(式)器を判別するためには亞形、析子孫形、擧(向)形だけでなく、中國の學者がいつてゐるやうに、いはゆる圖形文字一般をつかふべきである。圖形文字と日名をもつて殷器の基準とすることは『殷文存』以來の常法である。そして、その後、逐年增加する安陽出土品によつて、ますます確信されるにいたつてゐる。しかし、論理的には、あくまで殷式であつて、

第六類　「天龜」(1)天龜鼎（續殷上一〇） (2)同卣（殷文上二九） (3)同段（續殷上三六 武英七一） (4)同爵（續殷下一八） (5)同爵（殷文下八） (6)同角（殷文下二二） (7)同觚（殷文下二五 續殷附四） (8)同盉（武英一二五） (9)同？二（續殷附四）

第五類　「天龜父乙」(10)天龜父乙鼎（續殷上一八） (11)同鼎（殷文上一六） (12)同鼎（殷文上五） (13)同段（殷文上一二） (14)同彝（殷文上六一） (15)同斝（殷文下三一 殷文上一六） (16)同尊（續殷上五六 續殷附七） (17)同卣（殷文上三四） (18)同卣（續殷上七七） (19)同卣（續殷上七七、商周六四一、武英一二七） (20)同觶（殷文下二八） (21)同觶（續殷下六一） (22)同觶（殷文下二八 續殷下六一） (23)同爵（續殷下三三、善齋一六二、雙劍上三三、巖窟上二五、商周四四三） (42)同爵（續殷下三三） (25)同爵（續殷下一九）

「龜祖乙」(26)龜祖乙觚（續殷上一六）

「天亀父丁」(27)天龜父丁彝（殷文上一六）

「龜父丁」(28)龜父丁鼎（殷文上四） (29)龜父丁鼎（續殷上一四）

「天亀父戊」(30)天亀父戊卣（殷文上三四） (31)同盉（續殷下七二 殷文上二三）

「龜父巳」(32)龜父己觶（續殷下五七）

「天龜父辛」(33)天龜父辛尊（商周五〇〇七 寶蘊一〇〇） (34)同尊（雙劍上二五 續殷上五六）

第四類

「父辛黿」(35)黿父辛卣 殷文上三二
「天黿父癸」(36)天黿父癸方鼎 寶蘊一六、商周一二四、續殷上二〇七 (39)同卣 殷文上三五 (40)同觶 續殷下六二 (41)同觚 寶蘊一一〇、商周五六三、續殷下四六 (42)同盤 殷文下三四 (37)同彝 殷文上一六 (83)同尊 續殷上五
「天黿作父戊彝」(43)天黿父戊方鼎 殷文上六

第三類

「黿作父辛」(44)黿作父辛甗 精華九八
「且生商盤、用作父辛尊彝、天黿」(45)父辛卣 殷文上四一

第二類

「甲寅、子錫㛸貝、用作父癸尊彝、天黿」(46)㛸父癸角 殷文下二三
「子錫㛸、用作父癸尊彝、天黿」(47)㛸父癸卣 商周七〇頁
「己亥、玐見事于彭車、叔商玐馬、用作父庚尊彝、天黿」(48)玐父庚鼎 殷文上七 (49)同鼎 續殷上二四
「丙午、天君鄉視酉在斤、天君商貝、乃征人斤貝、用作父丁尊彝、天黿」(50)父丁鼎 殷文上八

第一類

「唯成王大𠦪、在宗周、賞獻侯𪏐貝、用作丁侯尊彝、天黿」(51)獻侯鼎 商周三八 寶蘊八
「𠭯𨸏作丁侯尊彝、天黿」(52)𠭯𨸏鼎 商周四七 善齋二三

3. 天黿諸銘集錄

中國の學者の漠然とかんがへてゐるやうに時代別とみるわけにはいかない。つまり、大部分は貝塚氏のいふ準殷文 前書一二〇頁 であつて、ほんたうの殷文と證明できるものはわづかしかない。したがつて記錄により判定しうる殷器も、そのとほりなのである。準殷器はたくさんあるが、殷器のかずはすくない。けれどもわすれてはいけない、それは證明されうる殷器のかずがすくないといふ意で、實際には殷器のかずが多く、周器のかずがすくないのである。さうして、この周器を、さらにこまかい形式的研究によつて除外する努力をおこたるべきではなからう。容庚氏が、周器中圖形をもち、また日名をふくむものを列擧して注意し、とくに日名のうち日を冠するもの、公をくはへたものを周器として殷文から除外した 商周七六一八二頁 のは、さうした努力のあらはれである。かういふ努力によつて準殷文のグルゥプは、ますます殷文にちかづくのである。

カァルグレン氏は容庚氏の『商周彝器通考』を批判して 前書三二頁 その五十九の殷段のうち安陽出土のものをのぞき、また亞形、析子孫形、舉(向)形のものをのぞき、あとの四十三器は殷器といふわけにいかぬ。「史」とか「戈」といふだけでどうしてそれが殷代ときめられようか。そのなかには、あきらかに周器にみられる天黿段 商周二〇七 さへあるではないか。容庚氏の殷器とは安陽出土品との類同によつてきめた樣式上の殷器にすぎないのだといつてゐる。いかにも、さういへばそのとほりである。さうして、さらにいへば亞形、析子孫形、舉(向)形の器もふくめて、安陽出土以外の五十二器はみな殷樣式の銅器にすぎないのである。考古學上の立場は、一般にかうであつて、それをただ便宜のため殷器、周器といつてゐるのである。もちろん、考古學者も、殷器、周器が、殷代の器、周代の器であることをのぞんでゐる。さうして、それに一致さすやうにとつとめてゐる。しかし、銘文のそろはないのに、すべての銅器を樣式的に分類してゆかうとすれば、どうしても、かういふ立場にたたざるをえない。それは美術の樣式が、かならずしも、政治的變革に應じて、ことごとくかはつてしまふといふことがないからである。殷代の樣式が多少とも周初におこなはれたこと、周初の樣式がいくらか殷末にあらはれたこと、これは當然のことであつて、ほかにも例のあることである。

カァルグレン氏は、なほ周初の極度に保守的であつた點をのべてゐる。文樣も、器形も、すぐれた鑄造家のあひだでは神聖な傳統としてながくつづいた。殷が滅亡して、かれらはあたらしい王朝にひきつがれたが、舊來の傳統はそのままもりつづけられた。さうして傳統的な殷の形式が百年間 前一〇二七一九〇〇 もつづいたのである。かうなると樣式的見地から殷代の器をきめることはできない。殷代といふかはりに、正確には「殷、または周初」といふほかはない 前書、三三頁 三二 といふ。議論としては、いかにももつともな意見である。けれども、さうだからといつて殷周樣式が區別できないわけではなく、また殷周樣式といふ名稱を不當にするほど、樣式の時代に對するずれがあるわけでもない。ここで、つぎの三つの點に注意を喚起したいとおもふ。

第一は、かういふふるい傳統の存續がけつして周初にかぎらぬといふことである。たとへば漢初でもさうである。われわれは漢以前の青銅鏡を秦式鏡とか、戰國式鏡の名でよんでゐるが、それは重圈式その他のいはゆる前漢式鏡に對するものである。しかも、この前漢式鏡が前漢の武帝 前一四〇一八七 以前にさかのぼるといふ證據はないし、秦式鏡が秦の滅亡 前二〇七 後全然つくられなかつたといふ證據もない。むしろ、今日一般にゆるされてゐる見解では、前二世紀は、いはゆる秦式鏡の時期と、漠然とではあるが理解されてゐるとおもふ。

第二は、この傳統的な殷の形式も百年以上つづいた證據はない。カァルグレン氏は、陳夢家氏とおなじく『竹書紀年』によつて武王克殷を前一〇二七年とするから、氏のいふ九〇〇年は第五代穆王の中期である。穆王の中、末年が大きな轉換期であることは事實で、大きくいへば傳統的な殷の器制はここまでおよんでゐるといへよう。けれども、そこには、もう殷の器物と區別さるべきいろいろの特徴があらはれてゐる。たとへば靜段 兩周一四六 靜卣 兩周一四六 をみよ。まことに殷器と區別しがたいものをもつてゐるのは臣辰諸器の成王ごろまで約五十年間とおもふ。

第三は、殷の諸器と區別できないといつても、すべてにわたつて區別できないといふのではない。できないものがあるといふだけである。たとへば方鼎、鬲鼎、甗、兩耳段、豐壺卣、圓筒尊などである。これについては、カァルグレン氏があげた區別しがたい殷周銅器對照圖（BMFEA, 20）は有益である。

同書圖版四七、(殷)亞莫犬形父丁鬲鼎 夢郼續四 ――(周)臣辰先父癸鬲鼎 貞松上一六
同書圖版四八、(殷)亞醜形父丙方鼎 商周一二九 ――(周)作冊大方鼎 善齋四三四四
同書圖版四九、(殷)向形父丁豐壺卣 精華八二 ――(周)臣辰豐壺卣 精華八五
同書圖版五〇、(殷)圖形父癸鬲鼎――(周)匽侯旨鬲鼎 泉屋二
同書圖版五二、(殷)文□□方鼎 武英八 ――(周)伯㦰方鼎 商周一三三

この五個の對照は、いづれも、さきにいつた、わかちがたい器形、方鼎、鬲鼎、豐壺卣に屬してゐる。さうして、これら周の器は、おほむね成王以前とかんがへられるもので、康王初年にあてられる作冊大鼎の作ゆきは、蛇虫帶文百乳方鼎の形式であつても、かなり型のくづれたもので、末期的徵候をしめしてゐる。したがつて器形、文樣をこまかく比較してゆけば、これらの殷器、周器にもなほ微細な相違のみいだしうべきことが期待されるであらう。*

かういふふうにかんがへてくると、殷周兩器は、樣式的に區別しうるし、またそれは時代の區別とさうかけはなれたものでもない。殷周樣式の對立は、だいたい殷周時代に相應ずるものであり、その時代のずれもせいぜい成王までの五十年くらゐである。しかも、その殷周いづれとも識別できぬ器形も、そのすべてではない。その一部分にすぎない。いま、かういふ立場で、殷周兩器の區別を主として器形の方面からかんがへてみたいとおもふ。さうすることによつて、容庚氏の見解とのちがひも、おのづからあきらかになるであらう。

* なほ同書圖版五一の扁脚鼎、五四の鼎、五六の圓筒尊は、どちらかが殷か周初の判定がつかないもの、五三、五五、五八2と一一2との比較は、それぞれ小部分のものであるから、頻發する性質のもので、ここでは問題にする必要がないとおもふ。

三

まづ殷、周初の器形をつぎのごとくわけて逐次分析してみよう。第六圖參照 器形の分類は、李濟氏のあたらしくこころみたものがあり*、器形に對して、いかにも論理的に分類されてゐる。だが、あまりにも論理的であつて、殷周の器をわかたう

圖版一 鼎 C_2—C_4 型

C_2 盾形帶文饕餮鼎

C_3 ⟐ 饕餮鼎

C_3 擧形父丁帶文鼎

C_4 鬳鼎（帶文）

圖版二 段 b_2—b_5 型

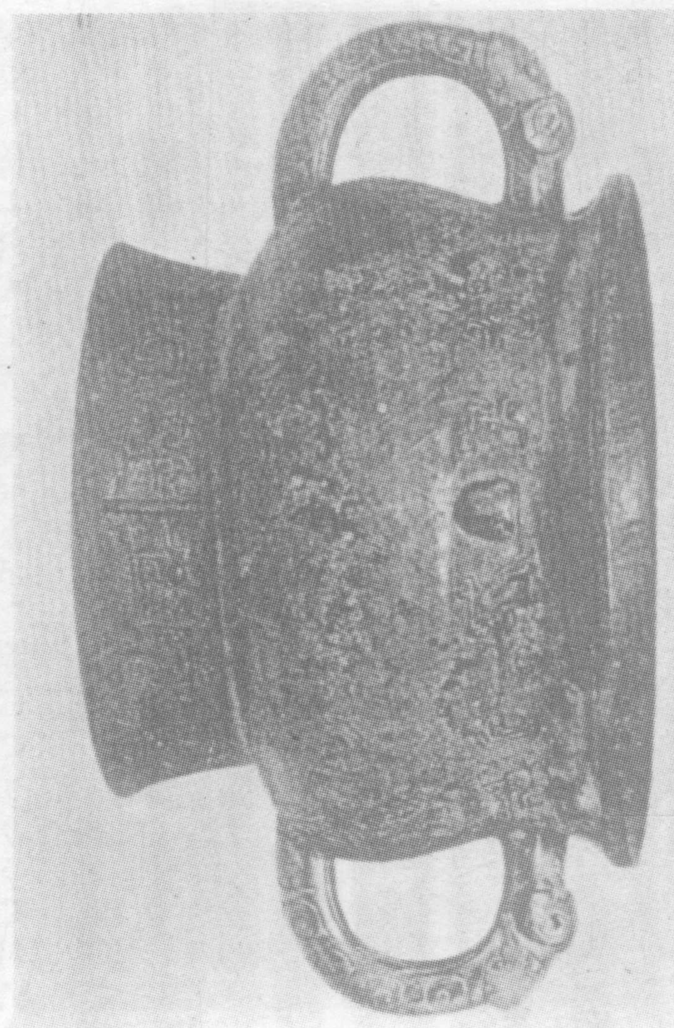

b_2 亞矢形父乙帶文段

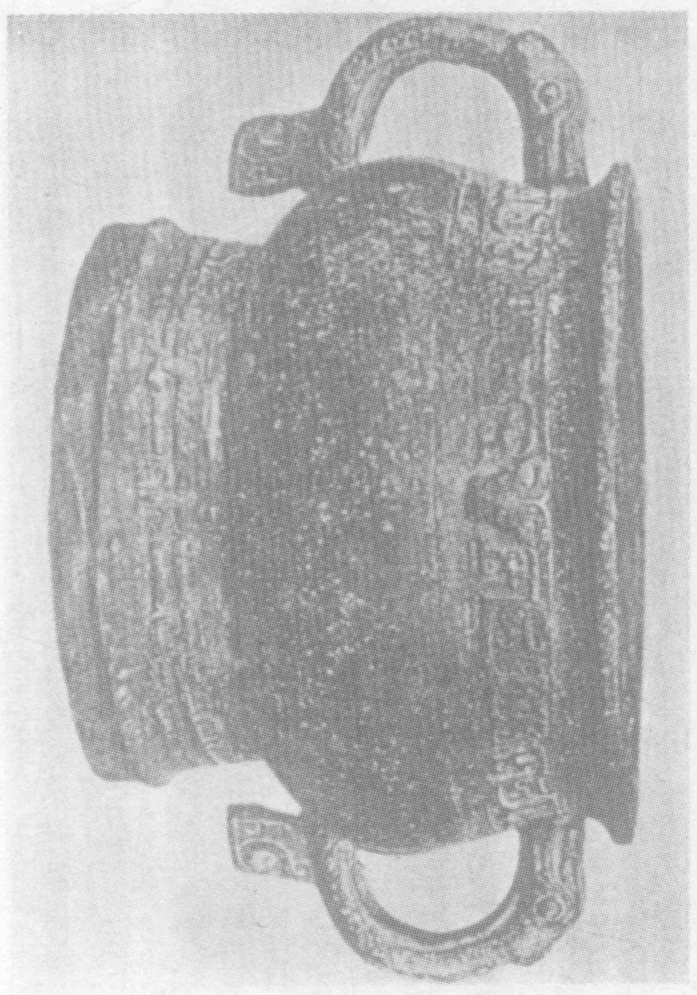

b_4 伯帶文段

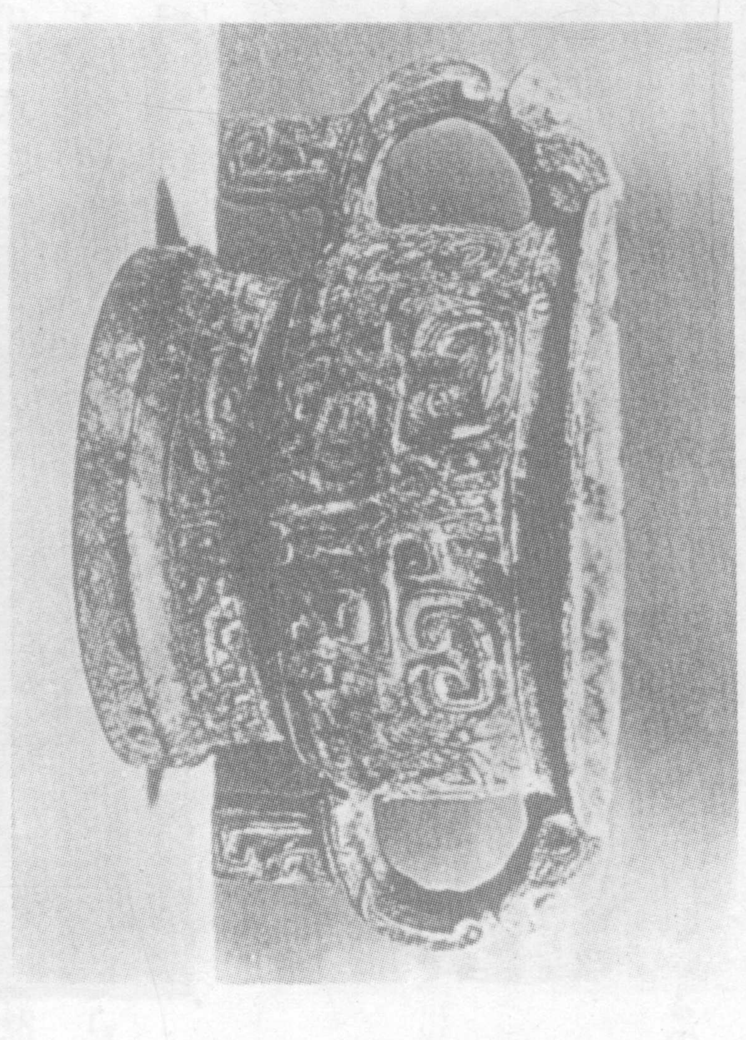

b_3 饕餮段

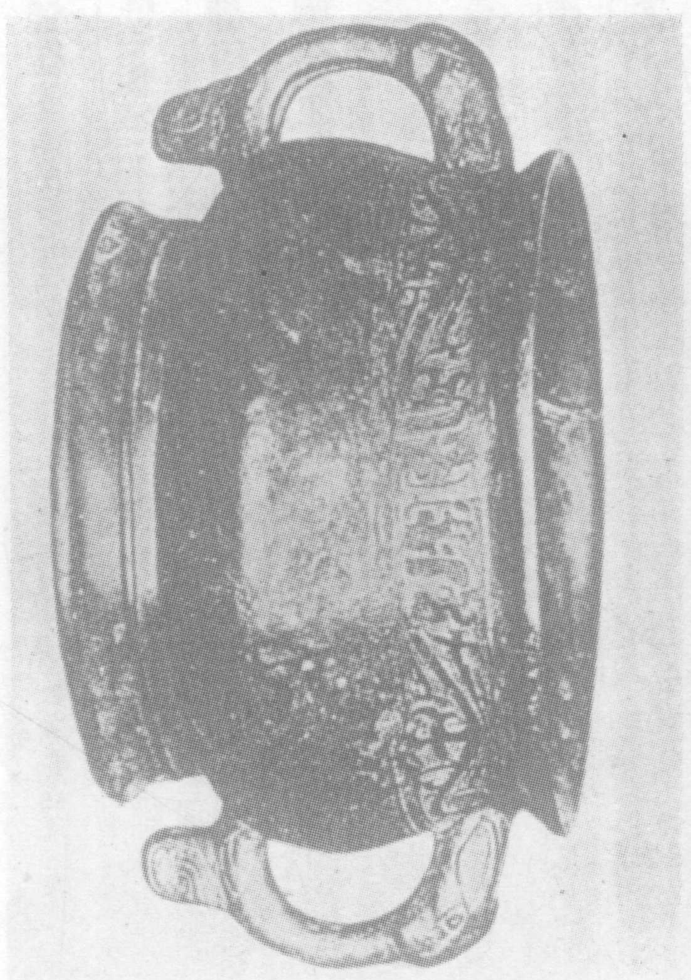

b_5 御正衞帶文段

圖版三 段耳六種

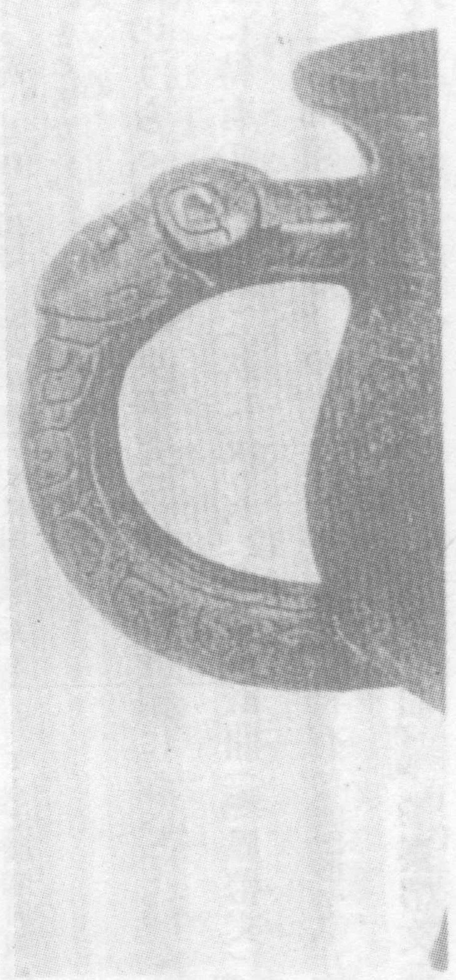

1（泉屋 37）

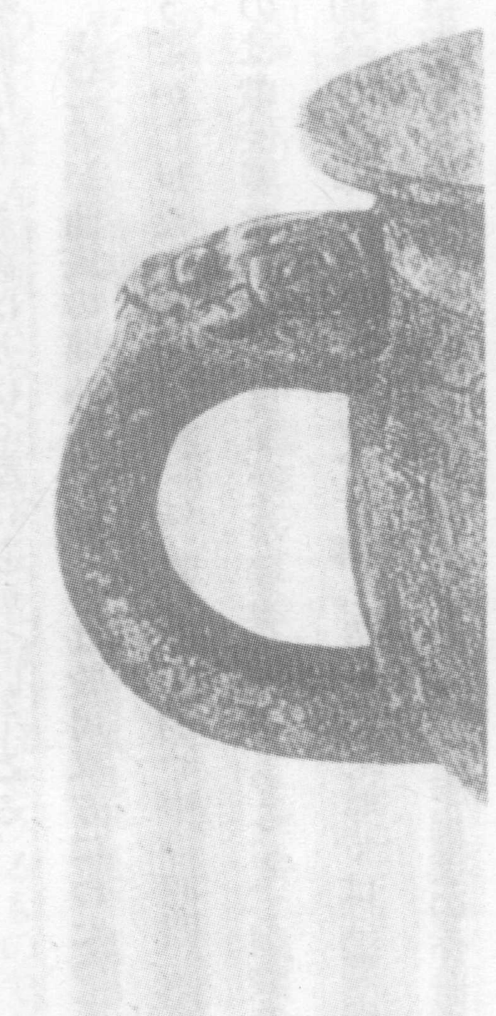

2（冠斝上 20）

3（泉屋 35）

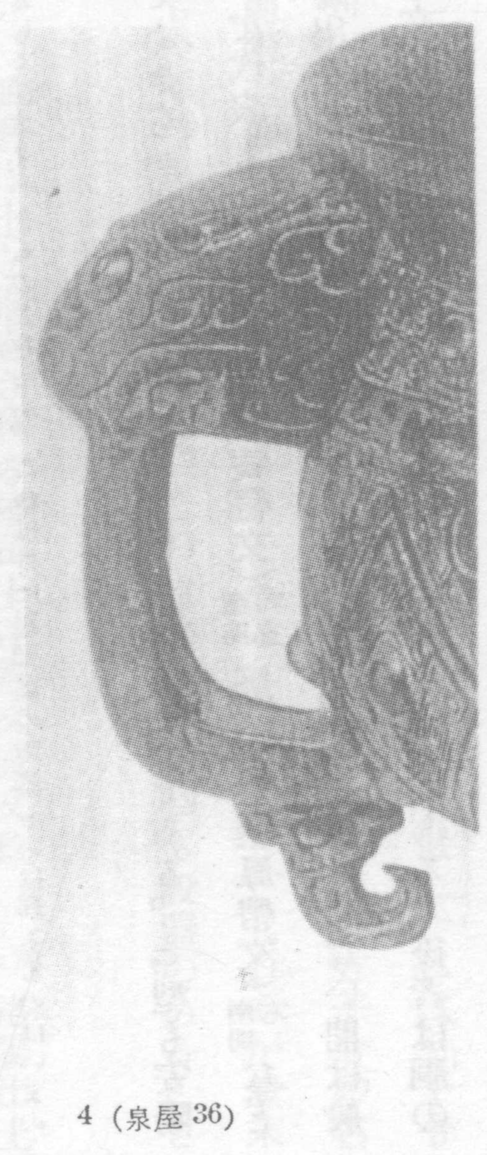

4（泉屋 36）

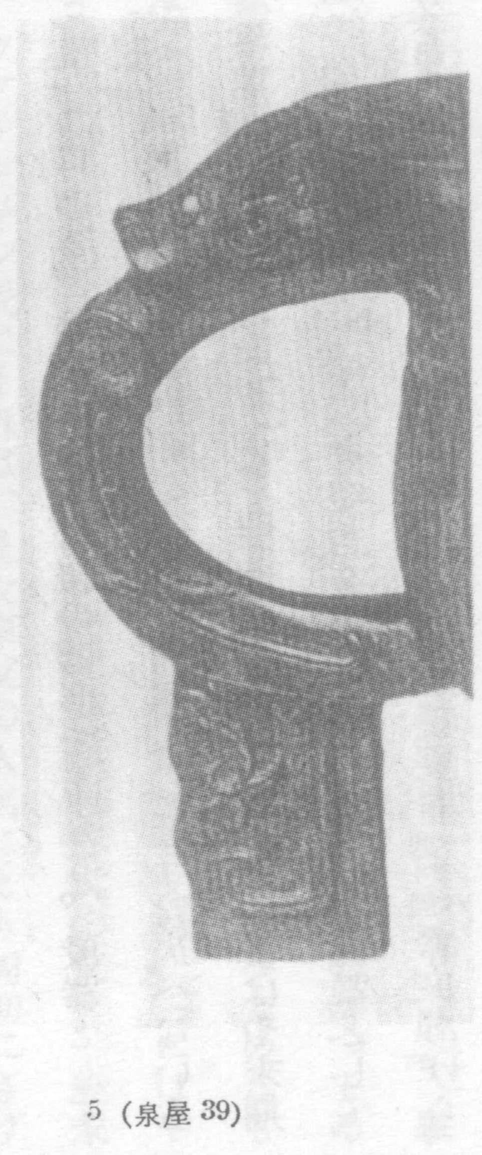

5（泉屋 39）

6（F G 28）

圖版四 段 C_1—C_4 型

C_1 女魚形帶文卣

C_2 帶文夔鳳卣

C_3 帶文卣

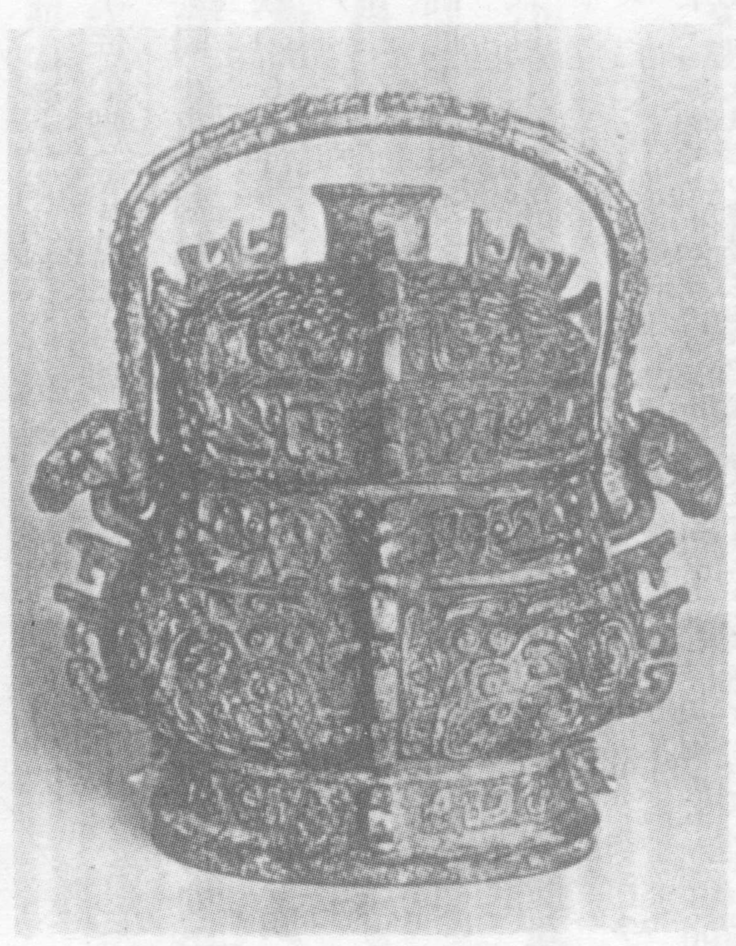

C_4 臣辰帶文象文卣

圖版五　罍壺

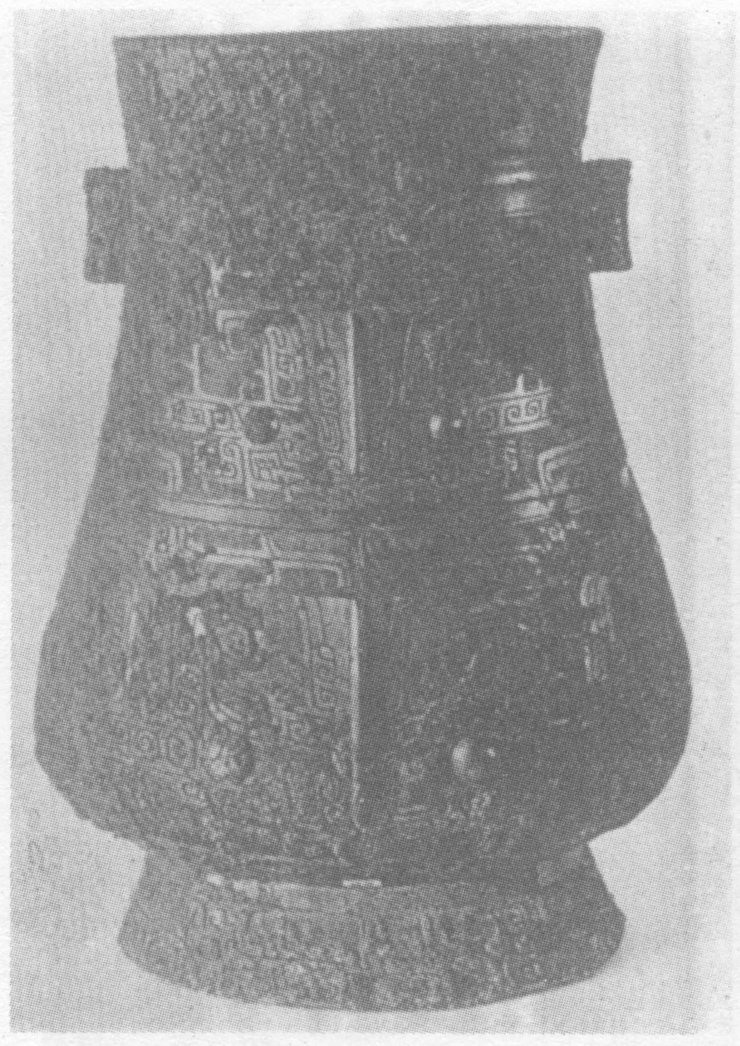

罍壺a　饕餮罍壺

罍壺　𦉜餮𦉜壺

細壺　奪父丁山形雷文細壺

𦉜瓿　饕餮𦉜瓿

圖版六　盉　a—c型

a　父乙弦文盉

b　臣辰饕餮盉

c_1　炇子弦文盉

c_2　帶文盉

といふ目的には、かならずしも適切でない。たとへば盉などは、三脚器、四脚器、圏台の器と、三つのところにわかれ屬することになる。圏台といへば盛穀の段も、盛酒の兕觥も、尊も、飲酒の觶も、和酒の盉も、承水の盤も、みな、いちおう一括されてしまふ。これでは『博古圖』以來の慣用からもはなれてゐる。ここでは、むしろ慣用にしたがひ、いささか修正をくはへた程度ですすめてゆく。なにぶん、殷、周初といへば青銅器の最盛期で、その器形論であるから、ほとんど青銅器の主な各形式にわたつて論及することになる。これでは充分に圖版を挿入することはできないので、主として容庚氏の『商周彝器通考』の圖版を參照しながら論をすすめることにした。容庚氏の圖錄を座右にして讀んでいただきたい。

＊「記小屯出土之靑銅器」中篇（中國考古學報、第四册）以下小屯と略する。

I　烹熟の器

1　鼎

殷、周初の鼎を器形によつてわけてみる。まづ(a)尖底の脚、(b)扁平の脚、(c)圓柱狀の脚といふふうになり、(a)尖底脚と(b)扁平脚のものは殷代特有、いづれも中央研究院の安陽小屯發掘品小屯九、一〇中にあり、『鄴中片羽』の安陽出土品中にあり、それ以外では、ほとんどみないものである。＊(c)圓柱狀のものは、もつとも普及し、變化も多い。その胴のはりぐあひで區別すると、c_1胴のまるく、頸のしまつたもの、c_2胴のまるく、口のひらいたもの、c_3胴のはらないもの、c_4胴がはらず、ややしもぶくれのものと四種になる。これらはみな圓底といへるが、もう一種c_5は脚のところがそれぞれふかくなり、いくらか鬲の底をおもはすものがある。カァルグレン氏は、これを鬲鼎とよび、李濟氏は曲底といつてゐる。さらにもう一種ある。それは方鼎c_6である。（圖版一）

＊扁脚鼎のうち鮮父饕餮帯文鼎（十二家、雪三）は容庚氏の集錄にのせてゐない。カァルグレン氏がBMFEA二〇卷圖版五一3に周鼎としてあげてゐるのは鮮父を白雛文、白懋文のたぐひの名稱として周器としたもので、それ以上の根據はない。某作寶尊彝の形式は、いはゆる殷文中末期のものとみとめられるが、これを周器と斷定することは困難である。要するに殷末周初の器として注意すべきものとおもふ。これ以外に扁脚鼎の周器といはれるものはいまのところない。

このうちc_1型は、中央研究院の安陽發掘においてはじめてあきらかになつたもので、もとより殷器である。c_2型も安陽出土に特有のもの。これに反し、c_4型は𢼸鼎（夔鳳帯文）商周五三を代表とし、大盂鼎（饕餮帯文）商周四五、庚贏鼎（夔鳳帯文）兩周六など、この部類にいる。つまり周初の器に特有な器形で、安陽出土品にはみられない。ところがc_3型の胴ばりのない鼎は殷器にも多く、周初の器にもある。𡭴饕餮鼎商周一、子𧶠帯文垂花文鼎商周九等は殷器、勅𣪕弦文鼎商周四七は周器である。後者は胴の裝飾なく、そのはりはc_4型にちかづいてゐる。

ところが曲底の鼎c_5と方鼎c_6とは殷周双方にわたつて、さうたうにある。けだし殷末周初の器形であらう。殷器としてうごかしがたい曲底の鼎c_5は『鄴中片羽』中の四器一上一一、一二、三上九、一二、『巖窟吉金圖錄』中の一器上五、周器としてうたがへないものは獻侯饕餮鼎商周三八、臣辰先父癸饕餮鼎四〇であるが、剌𠭯帯文饕餮鼎商周四三になれば、おなじ曲底の鼎といつても、もはや末期的な症狀はおほひがたい。方鼎c_6も殷器としては『鄴中片羽』の三器二上一三、一四、三上一四と『巖窟吉金圖錄』の一器巖窟上四、周器としては河南濬縣出土の伯𢦏帯文饕餮鼎商周一三三、洛陽出土の作册大帯文百乳鼎商周一三四、それに周公鼎博古圖二3、厚趠饕餮鼎商周一三八等があげられ、いづれも成王、康王の世をくだるものでない。ところが作册大鼎にも、厚趠鼎にも、すでに形式のくづれがあらはれてゐる。かういふ意味でカァルグレン氏BMFEA二〇卷の圖版四七、四八、五〇、五二の殷周類似器の對照圖は、はなはだ示唆的である。こまかく器形から文樣まで比較してゆくと、そのあひだにわづかながら變化があり、どちらかといへば、やはり殷器より周器の方が一歩すすんでゐることがわかる。ただし、四八の亞醜形父丙鼎、五二の文彝析子彝が殷のものだといふ決定はむつかしい。たとへ、殷器であるにしても、その最末期のものであらう。ここでは、もつぱら器形について分析をすすめてゆくことにする。

方鼎でありながらも、めづらしいのはシカゴ美術館の亞啓形父乙夔鳳帶文鼎(四 BC)で、全然稜飾をみない。角はまるみがある。これをc_7とする。おそらく安陽出土の殷器であらう。

2 鬲

鼎に關連した鬲は、どうしたわけか、確實な安陽出土品がないので、たんに形式論にをはるが、まづ(a)尖脚と(b)平底脚とにわけよう。尖脚の(a)型はもとよりふるく、殷器である。容庚氏の『商周彝器通考』には一器(一四八)ある。京都大學にも一器ある。*文様の彫りかた、器の作ゆきが、古式饕餮帶文盉(商周四八六)に一致するからである。平底脚の(b)型は、b_1頸の凹曲がゆるい鬲(商周一四九、一五一、一五三)b_2凹曲が急な鬲(商周一四六)b_3つよくびれて段になつた鬲(商周一四七、一五二)、さらにb_4口のひらいたひくい鬲(商周一五五、善齋四六)にわけられる。そのうち容庚氏の判定によれば、b_1型の伯𠛬帶文鬲(商周一五三)のみが周器である。これは、いちおう、みとむべき見解であるが、三脚鬲底盉c_2型からすれば、b_3型も周器にありうる形である。

* 梅原末治『北支那發見の一種の銅容器と其の性質』(東方學報、京都第一册)一九三〇年刊

3 甗

甗の區別は困難である。といふのは形式上の變化がすくないからである。しかし、まづ標準型として饕餮になつた鬲脚を(a)型(商周一七七、一八五、一八八)とすると、饕餮脚はないが、そのカァヴが、よくこれに似てゐるものが(b)型(商周一八六、一八七、一八九)となり、饕餮脚もなし、形もややこれからはなれてゐるものが(c)型(一七六)となる。中央研究院の安陽小屯發掘品は二器(M三三一墓、一八八墓)とも(c)型に屬し、□父己弦文甗(商周一七六、續殷下三〇)も(c)型である。その脚のふとく、またまるく、ぶこつな點は、ふるいからであらう。容氏のあげた(b)型三器は、河南濬縣出土の伯甗第二器(無文)(商周一八六、濬縣六)、河南出土の伯庸甗(無文)(商周一八七、頌齋二四)および□伯甗(商周一八九)で、みな周初の器である。これに反し、饕餮脚の(a)型甗はあきらかな殷器および周器をふくんでゐる。容庚氏のあげた六個の殷器(一七七、一八二)はほぼ賛成のできるもの、四個の周器(一八五、一八八、五、一八)は河南濬縣出土の伯甗第一器(五一八)山東壽縣出土の大史友甗(三一八)泉屋(一一)山東黃縣出土の遹甗(四一八)をふくみ、明白な周器である。だから、この(a)型は殷から周初にわたつてゐることがあきらかである。ザルモニィ氏があげた殷以前と稱する甗は、亞醜形の文字をもつた饕餮甗*で、けつして殷をさかのぼるものでなく、饕餮脚(a)の形式からすれば小屯の墓群にまでも達せぬ後期のものであらう。

* A. Salmony, *The Problem of Pre-Anyang Bronzes* (Reprint), Fig. 1.

II 盛穀の器

4 毁

穀物をもつた器は、いろいろの名があるが、殷と周初では毁(簋)の一式である。これは耳の數によつて(a)無耳、(b)兩耳、(c)三耳、(d)四耳の四類にわけられる。とともに器腹のふくらみによつて五類にわけられる。(1)口のななめにひらいたもの、(2)口がひらき、胴がはり、頸のつよくくびれたもの、(3)口のひらきがすくなく、胴ばりもすくないもの、自然に頸のくびれもすくなく、直線的である。それに(4)口のひらきがすくなく、胴のはりのあるもの、したがつて胴が口緣よりそとにでてゐる。さらに(5)胴のしもぶくれのもの。これをくみあはせると、(a)ではa_1 a_2 a_3のみで、a_4 a_5つまり無耳で胴のとくにふくれたものはない。(b)ではb_1 b_2 b_3 b_4 b_5の各種類をふくみ、(c)ではただ一例(商周二五〇)しかない。(d)はd_3がふつうで、d_4をふくんでゐる。(圖版二)

(a)無耳毁　a_1型は帶文百乳毁(巖窟上一六)a_2型は圖形帶文毁(鄴二上一三)圖形帶文毁(BMFEA 二〇巻二ノ二)圖形帶文百乳毁(遺寶三一)a_3型は亞告形弦文毁(頌齋七)父牧形父己帶文毁(十二家貯八)亦車形帶文饕餮毁(FG九)いづれも安陽出土の殷器である。この(a)型にはあきらかな周器がない。

(b)兩耳毁　b_1型は圖形父己帶文百乳毁(商周二一三、鄴二上一六)、圖形帶文百乳毁(鄴三上二五)および有蓋ではあるが圖形帶文毁*(鄴三上二六)b_2型は戈形帶文毁(鄴三上二七)舉形父己帶文鉤連毁(鄴三上二八、商周二〇六)いづれも安陽出土の殷器である。ところが、これに對する明確な周器はない。いちおう殷だけの器形とみとめられる。

* 作器者の名と被作器者との名をつらねて器名とすることは、一般におこなはれてゐる。いま、それに裝飾の狀態をしめすために文様の名をくはへた。帶文、帶文百乳、帶文鉤連といふのはそれである。ただ作器者の名をしめす圖形文字は活字化しにくいので、便宜上「圖形」と稱してこれを略したばあひがある。また圖形文字を「戈」とか、「鳥」とか、「析子孫」とか、今字をもつて釋するにはいささか不穩當とおもふので、現在の字をあてながらも、かならずしたに形の字をそへ「戈形」「鳥形」「析子孫形」とした。周器は作器者名によりつけられた名稱がかなり習用され、いまこれに裝飾による命名をくみあはせることの熟しないこと、またさうしなくても各個にかなり個性があるので、裝飾による名稱は括弧内にいれて參考に供することにした。

b_3型も安陽出土品がない。けれども、無銘乃至圖形文字のものは多い。容庚氏の集錄でみると、殷器と稱するもの史形帶文饕餮毁(二〇一)亞醜形饕餮毁(二〇三)無銘饕餮毁(二〇四)串形父辛帶文饕餮毁(二〇五)𠬝形帶文直文毁(二〇八)戈形帶文直文毁(二〇九)𠬝形父丁帶文直文毁(二一〇)圖形帶文直文毁(二一一)帶文直文毁(二一二)執形父辛帶文毁(二一六)子令形父癸帶文毁(二一七)圖形祖己帶文毁(二一八)圖形帶文毁(二一九)舉形帶文毁(二二一)伐形父癸帶文毁(二二四)圖形帶文毁(二二五)𠬝形帶文毁(二二六)向形帶文毁(二二七)圖形素文毁(二二九)等十九器の多きにのぼつてゐる。このうち亞醜形、舉形の二毁(二〇三、二一一)および析子孫形をもつた向形帶文の一毁(二二七)はカァルグレン氏も殷器とみとめるものであるが、その他の器も、それとおなじ程度には殷器とみなしてさしつかへない。ことに最後の圖形素文毁(二二九)にはやや長文の銘(寶蘊四九)があり、「辛未、事父錫𡚸貝廿朋、𡚸用作父丁彝、□」といふ。干支をトップにした賜貝形式の文で、殷末のいちばん最後くらゐのところにはのぼせうるものである。カァルグレン氏によれば、また事父の人名により周初にさげられるかも知れぬが、とにかく殷末周初の兩方の性質をもつてゐることは事實である。また子令形父癸毁(二一七)には「子令作父癸寶尊彝」の銘(故宮三四)がある。これも、その文體からすれば某作某寶尊彝の形式で、周器かも知れぬが、一方子令の名は子蝠、子槀等一連の殷に多い命名法であつて、これも殷周兩方の性質をもつてゐるといへる。要するに、これらが殷末周初のものであるとともに、以上の諸器には、かならず殷器もいくつかはあるはずで、この意味からb_3型も殷器のあることをみとめてよいとおもふ。

それとともに、b_3型の毁には明瞭に周器であるものも多い。濬縣出土と推定される浴司土逘帶文直文毁(商周二五九)洛陽出土の先父乙帶文毁(二二六)先作父癸帶文毁(二六三、頌續三三)小臣宅弦文毁(二六六、兩周一二)靜毁(帶文夔鳳)(二七一、兩周二七)等は、もつとも異論のないものである。しかし、このうちでも先作父癸文毁(二六三)靜毁(二七一)は、やうやくひくくなり、しもぶくれのb_5型にちかづいてゐること、また後者が異例な夔鳳文によつて、その胴腹をかざられてゐることは、ともに末期的徵候をしめすものとして注意される。靜毁は穆王、その他の五器は成王のころに比定されてゐる。

b_4型は安陽出土品がない。容庚氏の圖錄をみれば、殷器とする天黿形直文毁(二〇二)向形帶文毁(二〇七)𠬝形父丁弦文毁(二一八)周器とする伯帶文百乳毁(二六〇)伯𩛥龍帶文毁(二六四)は、ともにこの形式に屬してゐる。いづれも時代の確證をもたないが、b_3型についで殷末周初の形式としてよいであらう。

4. 家畜形作從無文毁

ところが兩耳毁b_5型になると、容庚氏のあげた四器(商周二六七、二六八、二七五、二七六)は、みな明瞭な周器である。これは柱脚鼎b_4型に應ずる器胴として當然であらう。あきらかな殷器はないが、容庚氏の圖錄には作從無文毁(商周二三〇、善齋六〇)が殷器としてあげられてゐる。器が無文なので時代判定のたよりになるものは銘文しかないが、これには二馬一家の家畜のまんなかに手足をひろげた圖形がある。この圖形のあるもののうち、作器者の名のないのが、これをふくめて三器(雙劍上一二、續殷一六)あり、作器者の名をしるしたものが二種六器(精華八一、六一、六二、善齋二四、二五、續殷上四七)あり、その名は屯と辨である。かういふ個人名とおぼしきものをもつものは概してあたらしく、その器形のあたらしいのを參照にいれると、むしろ周器とする方がふさはしく、たとへ殷器として

も、もつとも最後の段階と判斷されるわけで、兩耳段b_5型がおほむね周に屬することは、ほとんどうたがひをいれない。

なほここで、兩耳段b_3 b_4型の獸耳と帶文について一言する必要があるとおもふ。すなはちb_3 b_4 b_5型の兩耳段には兎形の耳が壓倒的に多く、器腹の裝飾も頸のところに帶狀文をほどこしたものが多い(圖版三3)。兎形といふが角はある。ただ耳がながく、眼がまるく、口がおとなしさうなので、兎のごとくみえるまでである。容氏の圖錄ではb_3 b_4 b_5型四十六器中、二十六器が、この兎形の耳である。そのつぎに多いのは角ばつた耳をもつた獸形(圖版三5)で、鼻も角ばつてゐる。これが九例ある。このほかに平面的に立ちあがつた獸耳が一例(圖版三6)ある。これらは、たしかに獸頭であるが、耳環には羽翼がつくられ、環のしたには鳥脚と鳥尾があらはされてゐる。これに對し、兎形の耳では耳環は雷文で、環下には山羊ひげのごとき鉤形のものがさがつてゐる。ところが、注意すべきは、この兎形がけつしてb_2型にあらはれず、b_1型にもめつたにみないことである。また、穆王の靜段になると、すつかり變化してゐることが注意される。つまりb_3 b_4 b_5型、とくにb_3 b_4型がそのおこなはれた時代にも密接な關係のあることがわかる。(圖版三)

帶文についても、ほぼ同樣なことがある。つまり帶文、弦文、無文のものが四十六器中二十四をしめ、器腹全面に裝飾をもつたものは饕餮か、帶文に結合した饕餮、もしくは直文で、ただ一例百乳があり、靜段ごろになつて夔鳳のかざりが多くなり、耳まで夔鳳の耳になる。つまり、この帶文裝飾と兎形の耳とはb_3 b_4型とともに殷末周初に盛行した形式であることがわかる。おなじ帶文といつても、ふるくは頸部と器台におなじものをみるが、のちになると器台の帶文はかんたんな弦文になるか、まつたく省略されるのである。いはゆる殷器では、ほとんどかういふ省略はないが、まづ周器の先作父癸段三二六では器台の帶文がはぶかれ、御正衞段商周二六七縣妃段八二六作寶段九二六がみな弦文になり、靜段一二七がまた省略されてゐるのは、裝飾の一般的傾向を知るうへに重要であるとともに、このb_3 b_4型の位置をたしかめるにも役だつとおもふ。

b_6型。なほ二、三の例であるが、口のつぼまつたものがある。『商周彝器通考』の作父丁帶文段商周二五三 Trigger Collection の□帶文段BMFEA二〇ノ五五1である。これらの器は兎形の耳であるうへ、器台の裝飾が省略されて弦文になつてゐる。周器といふほかはない。なほ、これに似た附耳の段が一器三二八有台の段が一器六二九ある。後者は夨令鉤連段である。みな周初の器であらうか。

なほ兩耳段(b)にはb_7附耳段、b_8有台段、b_9有脚段、b_{10}方段の變化がある。附耳段b_7は耳がたてにつかず、よこにつく。器側に水平につき、まがつてうへにあがつてゐる。容庚氏の圖錄には八器あがつてゐるが、雍嬰帶文段商周二九九は有台で、同時に有台のb_8型、小臣遽弦文段五三〇は同時に有脚のb_9型、ともに器腹はb_3型である。逨帶文垂花段FG二五九九〇、命帶文段BC二八二四伯䧹帶文段五二八叔賓父饕餮段六二八作旅弦文段六三〇は器腹b_1型で、最後の一器は有脚のb_9型である。なほ、いま一器の䧹仲段三二八は、さきのb_6型作父丁帶文段三二五につぐ形式である。小臣遽段、命段、伯䧹段、叔賓父段、みなあきらかな周器である。その他もみな粗略で確實に殷器とすべきものはない。やや古式で、殷末周初にさかのぼりうべきものは、ただ逨帶文垂花段のみであらう。

b_8有台の兩耳段は、あきらかに周器である。夨令帶文鉤連段商周二九六をふくみ、容庚氏のあげた十二器二八八—二九七、二九九—三〇一は、みな周器となつてゐる。器形をいふと夨令段六二九はめづらしいb_6型で、周器とするにふさはしく、滕虎帶文段三二九過伯帶文段五二九作寶帶文段四二九みなb_5型にちかく、雍嬰帶文段九二九も附耳のb_7型で、これも周器といふは確實である。その他仲再𠄐龍段BC二〇二九〇白者父帶文饕餮段FG一九以下八器はb_3型であるが、長文のうへ二器は、もとより周器であり、あと短文の二器二九一二九二無銘の四器二八八、二九七、二八九、三〇〇も、とくに殷器とする理由はない。いづれも角ばつた耳のいかめしい獸耳で、文樣も器腹をおほひ、豪壯ではあるが、やや繁雜のかたむきがある。だから有台段b_8は周初の形式とみとめられるが、おそらくすでに殷末に成立した形式であらうとおもはれる。

b_9型、すなはち有脚兩耳段は、さきに附耳段b_7としてあげた小臣遽弦文段商周三〇五が成王のときの器とされ、周器であり、

一〇三～一〇四

河北易縣出土の季保弦文段商周三四六頁も周初の器であらう。容庚氏のあげた仲子日乙弦文段二五二、善齋七ノ三八は、圖形文字があるため殷器としてゐるが、これは確證がない。ことに中子の稱、おなじ十干名でも日を冠した日乙の稱はむしろ周器たるの可能性が大である。だから有脚段b_9も、また周初の形式で、殷末に出現した器形であらう。

b_{10}方形の兩耳段は、容庚氏の書に亞醜形帶文饕餮段商周二五一故宮一四と無銘饕餮段二八七、精華一二とがあげられ、前者を殷器とし、後者を周器としてゐる。なほ『寧壽鑑古』卷六一には作宗寶尊彝段商周三四二頁があり、後者と形制がおなじである。これらの殷周の判定は微妙で、かんたんに斷定することはできないが、とにかく殷末周初の形制たることは確實である。一方、$1c_6$方鼎7方彝、$8d$方尊、$12d$方觚$14d_1$方形爵、$17c_2$四脚鬲底平脚盉等が、殷末周初におこなはれたことと相連關してゐるのである。

(c)三耳段　史形百乳段商周二五〇が、ただ一例あるのみである。ややあさいが、(1)型にちかい器形、その文字と裝飾文樣をあはせかんがへて殷器とみとめられる。

(d)四耳段　容庚氏の書には、殷器が三商周二四八、二四七、二四九周器が二商周二一八、二八二あがつてゐる。殷の三器は、荷貝形父乙帶文段二四七十二家雙六析子孫形逋帶文段二四八、殷上三五續と無銘の百乳直文段FG二八二四九で、無銘の百乳直文段が殷か周かについては確定困難であるが、とにかく殷末周初の器たることはまちがひない。まへの二器も、たがひに相似た器形で、これを殷末の器とすることは、あまり異論のないところであらう。周の二器は山東壽張縣出土の大保饕餮段一二八と邢侯段〇三二八二、精華一EC一三であるから、これも異論がない。要するに四耳段は殷末周初の形式で、前三者と大保段はb_3型の器腹、邢侯段はb_5型の器腹であることも、これを傍證するであらう。

右を四耳段d_1型とすると、なほ有台のd_2型と有脚のd_3型とがある。無銘の帶文百乳段商周二五四は、無台の百乳直文段九二四とおなじ意味で、殷器とみとめてよからう。陝西省出土の天亡𠄐龍段八二九は周初武王の器である。それに集偺作父癸圓渦文段二五五、二家選一十であるが、これは殷器といふより周器であらう。それは銘が「集偺作父癸寶尊彝」となつてゐて、圖形文字をふくむとはいへ、ほぼ字形をなしてゐるし、また整然たる文章をなしてゐる。そのうへ器台には邢侯段二二八その他周初の器にみるやうな象の文樣があり、周器と鑑する方が妥當とおもはれる。それにしても圓渦文は、さきの四耳段d_1二四七、二四八、つぎの四耳四脚段d_3二五六、三〇三にもあらはれて、四耳段d_1 d_2 d_3型相互の關係の密接なことをしめすこととともに、そのおこなはれた時期の共通することをものがたつてゐる。四耳段(d)は四耳段としてたがひに關連するが、また方形器とも無關係でなく、したがつて、これらが相併行して殷末周初におこなはれたことは、きはめて自然であるとおもはれる。

III　盛酒の器

酒を盛る器は、いたつて變化が多い。まづ禽獸をかたどつた異常の(5)禽獸尊からはじめ、これも異常な獸形器(6)兕觥にうつり、やや單調な(7)方彝それから(8)尊、(9)卣、(10)罍、(11)壺と順をおうて述べてゆかう。

5　禽獸尊

禽獸尊としては(a)鴞尊、(b)象尊、(c)羊尊、(d)牛尊がある、いづれも銘がないので時代の判定はむつかしく、容庚氏の分類も、まつたく條理をかく。ただ亞獸形鴞尊商周六八六善齋一三五の一器に亞獸の圖形があつて、まづ殷器といへる。いま一器の鴞尊商周九八七も、形式的にこれにちかく、また殷器と判定できる。それから容氏の殷器としてあげた鴞尊三器六八七—六九〇も、第一器六八七、BC一三第三器六九〇がすこしちがふが、だいたいの作ゆきが角ばつた段耳の獸形に似てをり、また四足の兕觥六八四に共通したものがあり、殷末周初の器とみとめられる。殷器と斷定する根據はない。つぎに鴞尊六九二象尊六九六、FG二四象尊六九七遽父癸象尊六九八、精華三五それから羊尊六九九EC八を周器としてゐるのは、べつに根據はない。むしろチェルヌシィ象尊六九六エゥモルフォプロス羊尊六九九は、その平面的な饕餮面から、フリア・ギャレリィ象尊六九七は、そのよこ腹の黄目文から、むしろ殷器との共通性がみとめられる。梅原龍三郎氏所藏の牛尊も殷器である。なにぶん器數がすくなく、變化が多い器であるから、概論するの

一〇五～一〇六

はむつかしいが、殷末の器とみることが穩當であらう。

6　兕觥（觥尊）

兕觥にも往々勺をともなひ、酒をもる器であることがあきらかである。兕觥にはかならず流（注口）があり、蓋があつて、これを獸形にかたどるのが特徴である。器體は、だいたい段に似てゐる。だから(a)蓋ばかりでなく、器體まで獸形にしあげたもの（商周六七四、六八四）と、(b)器が圓形段に似たもの（六七五—六八一）と、(c)方形段に似たもの（六八二、六八三）との三種になる。

(a)型觥尊の第一器（商周六七四、尊古一ノ一九）はフリァ・ギャレリィの一器（FG五下）とよく似てゐる。これらは、そのかはつた器形と平面的な總地文により殷器と判定されるが、後者には、なほ殷器たることをしめす簡素な圖形文字がある。他の觥尊とちがひ、環耳のないことも、また段としては無耳段の段階をしめすものであらう。これより一歩前進して耳をもつた一例が『鄴中片羽』第三集（下五）にのつてゐる。(a)型觥尊第二器（六八四、精華一四三）は四脚である。その四脚が尖底脚である。殷の斝の尖脚を想起されたい。二段になつた裝飾、角ばつた獸形は、殷末であらうが、とにかく殷とする方がふさはしい。

(b)型觥尊『鄴中片羽』の(b)型觥尊（鄴三下四）フリァ・ギャレリィの(b)型觥尊（FG七）白鶴美術館の(b)型觥尊（遺寶四三）は二段になつた總地文で、殷器たることうごかない。容庚氏のあげた八器は、段形でいへばd_3型で、殷周双方にわたつたものである。そのうち四器（六七五—六七八、六八一）は圖形文字と十干の名をもつたもので、器制からも殷器とするにふさはしい。一器（六七九）は弦文であるが、器制に一種のおもむきがあつて殷器とおもはれる。二器（六七七、六七八）は二層の浮彫裝飾文で、やはり殷末の器とかんがへられる。のこる一器（六八五）も二層の浮彫であるが、「守宮作父辛尊彝、其永寶」の銘があり*、周器とすべきであらう。これが、また器台に帶文をかき、弦文になつてゐるのも、周器としてふさはしい。

* W. P. Yetts, *A Chinese Bronze Wine Vessel* (Burlington Magazin, 1934 June).

(c)型觥尊は容庚氏の圖錄に二器（商周六八二、六八三）しかのせてゐないが、その形制は、さきの方形段（一二五）あとにのべる方彝（五九九）方尊（五五一）と相似てゐるから、殷末周初の器とかんがへられる。このうち(d)型觥尊第一器（六八一）と方彝（五九五）方尊（五五一）とは亞形の一字銘があり、同出である。

7　方彝（彝尊）

方彝は蓋がある。屋根型の蓋である。師遽夔鳳彝（商周六〇四）をみると、蓋に小孔があつて勺をうけるやうにできてゐる。やはり酒をもる容器であることがわかる。これは(a)鴟鴞にかたどつた鴟鴞彝（商周六〇〇）と、ただ(b)方形の枡形のものと、(c)方段などのごとく、胴がはり、台がひろがつたものとの三種がある。(a)鴟鴞彝（商周六〇〇）は鴟鴞卣との比較から殷器とみとめてよいが、ただ一例である。(b)枡形彝は安陽出土のものが七例（鄴一上一五、二上一一、一二、三上二二、巖窟上二〇、商周五九三）安陽發掘のものが二例（小屯一九）あつて、作ゆきにも共通性があり、殷器の特徴があきらかである。これから推せば容庚氏の圖形饕餮方彝（五九五）無銘饕餮方彝（五九八）はあきらかに殷器、亞醜形饕餮方彝（五九六）擧形饕餮方彝（五九七）無銘帶文直文方彝（六〇一）は、やや分段が顯著になり、稜が發達してこの形式の終末をしめすものであらうが、まだ殷器としてさしつかへなからう。これに反し、方段のかたちにちかづいた段彝(c)は令段彝（六〇三、FG二一）匽父辛段彝（商周六〇二）炆父辛彝（BC二四）師遽段彝（商周六〇四）のごとくあきらかな周器、裝飾のうへにも周器の特徴がみとめられる。したがつて亞形の饕餮段彝（商周五九九）も殷より周器にちかいといへるであらう。

8　尊

尊はかならず口がひらき、台がはり、胴がふくれてゐる。そのうち、ふとくて、肩がとびだしてゐる有肩尊(a)とややたかくて、筒形の筒形尊(b)とがあり、有肩尊にも、筒形尊にも、それぞれ方形のもの(c)(d)がある。

(a)圓形の有肩尊は、ふつう「三羊尊」とよばれてゐるもので、口は大きくひらき、台は直線的につよくはり、はりでた肩部に三つの犧首がある。代表的な「三羊尊」（小屯三七）が安陽小屯のM三三一墓*よりでてゐる。それより古式とおもはれる犧首のない、口もあまりひらかぬ有肩尊が安陽小屯のM三八八墓とM三三三墓から三器でてゐる。『鄴中片羽』にも五器（二上八、一〇、一一、一〇b、三上一九）ばかりのつてゐる。文字もめつたになく、あつても圖形文字一二といふところである。おそらく殷器獨特の形式といへよう。容氏の圖錄には出土地未詳のものが六器（四九三、四九五、四九八、五二五）のせられてゐる。

(b)有肩方尊は、前者に對して一歩すすんだものである。いまある亞醜形帶文饕餮尊（商周五四九）無銘帶文饕餮尊（商周五五〇）無銘夔鳳尊（商周五五二、FG一八）等は、いづれもすすんだ複雜な裝飾文樣をもち、筒形の方尊(d)にちかづいてゐる。稜の複雜化といふ點からは夔鳳尊（五五八）無銘饕餮尊（五五〇）亞醜形饕餮尊（五四九）といふ順になるが、夔鳳尊の稜は、ただの未發達といふものでなく、すでに盛期をとほりすぎた退化のあとがみられる。だから、いま時代の順序にならべれば無銘饕餮尊（五五〇）亞醜形饕餮尊（五四九）無銘夔鳳尊といふふうになる。さうして、どのあひだに殷周の一線がひかれるかは今後の研究にまたなければならぬが、とにかく、その境界線上にあるものといはねばならない。ただ第一器が殷であり、第三器が周であることは、その器制の比較からも、ほぼたしかであるとおもふ。

(c)筒形尊は有稜のものc_1と、無稜のものc_2とがあり、無稜のものの變種として、胴がしもぶくれになり、台がひくくなつたものc_3があり、また、これに耳（鋬）のついたものc_4がみられる。c_1型有稜の尊は、まだ安陽出土品をみぬが、ところが臣辰彖『商周彝器通考』の九器（四九九—五〇六、五一六）はみな圖形文字、十干の名稱をもち、すくなくとも大部分は殷器である。ところが臣辰彖文尊（商周五三六）はたしかに周器であり、兕夔鳳尊（FG二三）無銘夔鳳尊（五三七）も、その文樣からおなじころと推定される。この二器は稜も、こまかく分節され、嘴狀にまがつてゐる。稜飾として發達しきつた、終末期の形制といへよう。これに對して前者の一群をみると、祖乙饕餮尊（四九九）だけが、とくに凸起のつよい稜をもち、他のものはそれほどでない。もし、かうして稜制によつて三分すれば、プリミティヴな第一群は大部分が殷器、發達した第三群は周器、中間の第二群は、この間にあり、どちらかといへば方尊のグルップで、周初にくだるものかとおもふ。

c_2無稜の筒形尊は安陽小屯M三八八墓から弦文尊がでてゐる。『鄴中片羽』にも安陽出土の饕餮尊（二上九）がでてゐる。どちらも無銘である。容庚氏のあつめた天□己饕餮尊（五〇八）から子𩫏饕餮尊（五二五）にいたる十六器は、圖形文字、日名、およびその他の器制から、殷器と判斷されてゐる。しかし、このうちには、いろいろのものをふくんでゐて、おもなものをみても(一)器台にまで裝飾のある饕餮尊（五〇八—五一〇）(二)器台に裝飾のない黃目尊（五一七、五二二）(三)同種の夔鳳尊（五一四）(四)器腹の文樣の帶文化した諸尊（五一五、五一九、五一八、五二〇）あるひは(五)ひくくなつた諸尊（五一三、五一五—五二〇）といふふうに區別がある。これを容氏のあげた周の八器にくらべると、ちがひのあるのは、第一群だけで、その他のものとのあひだには、せいぜい黃目文樣の異色が目につくくらゐである。容氏の周器は濬縣出土の湁伯逘饕餮尊（商周五三五）おなじく㸚㸚虺龍帶文尊（五三八）洛陽出土の敔卿士饕餮尊（五三四）および睘尊（弦文）（五四二）欽尊（夔鳳帶文）（五三九）をふくみ、確實なものばかりである。だから二段文樣の第一群はしばらくおいても、第二群以下の大部分は周器とする方が適當である。ただ、ここでは器體の吟味を主としてゐるので、これ以上の細論は略したい。

c_3しもぶくれの筒形尊は、西安出土の効尊（帶文夔鳳）（商周五四四、白鶴九）作寶彝尊（帶文夔鳳）二器（五四五、五四六）は明瞭な周器、洛陽出土の段金歸尊（夔鳳帶文）（五四七）おなじく辛尊（弦文）（五四八）も周器としてよからう。圈台がひくくなり、帶文のなくなつたのも、周器としてふさはしい。容庚氏は殷器として亩形父乙弦文尊（五三九）令募高父乙帶文尊（五三〇）の二器をあげてゐるが、これは圖形文字のうへからも、とくに殷器とする理由にとぼしい。

c_4型（耳）つきの尊は、みな器台がひくくc_3型に似る。環耳は兕形の獸頭で、文樣は帶文か、弦文である。すでに段、尊でみたやうに、いづれも末期的な傾向である。容庚氏は無銘饕餮帶文尊（五三一）偖作父癸弦文尊（五三二）執司土幽帶文尊（五三三）の三器をみな殷器としてゐるが、これは理由がない。ただ執司土幽尊（五三三）の方形に對し、安陽出土の方形の觶（遺寶五〇）が想起される程度で、全體はむしろ周器とすべきであらう。

(d)筒形方尊は、(c)型に對應する器形であるが、裝飾からみると、かへつて(b)型にちかい關係にあることがわかる。洛陽出土の令饕餮尊（五五四）炆子饕餮尊（五五三、白鶴二五）服饕餮尊（五五六）も銘から周器と推定されるし、無銘夔鳳尊（五五五）は、その細密な夔鳳文から

周器と斷定される。容氏のあげた、ただひとつの殷器、鬲形饕餮尊一五五は、さきの方彝五九と同群で、殷末かも知れないが、むしろ周器である。稜の發達からいふと鬲形尊一五五、炊子尊三五五が第二段階で、令尊四五五以下の三器が第三段階の嘴狀である。

9 卣

卣は提梁のあるのを原則とするが、古いものには提梁をもたないものがあるらしい。まづわけると(a)象形のもの商周六五〇—六五二、六四七—六四九(b)短軸に提梁のかかつたもの商八、周六〇七、六一〇—六一二(c)長軸に提梁のかかつたもの商周六〇九、六一三、六三四(d)器形が筒形のもの商周六二五、六二六、六二九、六三〇(e)器形が罍のもの商周六二八(f)まるい壺形のもの商周六三一—六三三(g)扁平の壺形のもの商周六四〇—六四二、六五六—六五九(h)方形のもの商周六二七と八種になる。

(a)象形の卣は鴟鴞を合した横斷面扁圓形の鴟鴞卣a1がいちばん多い。無梁の二器鄴三上二三、商周六五〇有梁の二器鄴二上一八、三上三四は安陽出土で、殷器である。フリァ・ギャレリィの無梁卣FG一一も、その二層の總地文から殷器たること明白で、おそらく、これも安陽出土であらう。なほ住友家の有銘の一器泉屋七〇無銘の二器泉屋六九、七一も、その器制から殷器とされる。住友家の虎卣六五一、泉屋六八a2は二段浮彫で、細部にでてくる獸形をみると、むしろ殷末の器とおもはれる。白鶴美術館の「大保鑄」の銘ある鴟卣白鶴四a3は、衞の國都たる河南省濬縣の出土で、大保の銘があることよりすると、あきらかに周初の器である。

(b)短軸に梁のかかつた卣は無銘帶文饕餮卣二器遺寶二二、三三が安陽出土といはれてゐる。フリァ・ギャレリィの戈鳥形帶文饕餮卣FG一六も、その器制から殷器と判斷してあやまりがない。たぶん、安陽出土であらう。容庚氏のあげた五器のうち一器六一一、泉屋五八は、これと同制、したがつて、子雨形饕餮卣六一〇は總地文のあきらかな殷器で、他の三器は陝西省鳳翔縣出土の鼎形帶文直文卣商七、周六〇八無銘帶文夔鳳卣商周六一二、FG二九は、浮彫裝飾で地文がおとろへ、突起のはげしい脊稜や梁頭に、殷末の器で、周初にかかるを保しがたいものがある。

(c)長軸の卣は、さきの鼎、段の器腹にならつて四種にわけることができよう。一は胴のまるくはつたもの、これを無稜c1と有稜の二種c2とし、第三c3は上部提梁のつけねがくびれ、いくらかしもぶくれの器腹、第四c4は器全體がひくくなり、蓋も前者のなかだかなのに反し、たひらになる。『鄴中片羽』等に安陽出土例が十器ある。そのうち八器鄴一上一九、二〇、三上三一、三二、續殷窟上二一、二二、二三、BMFEA二〇ノ一五2は無稜のc1型、二器鄴二上一七、一八は有稜のc2型である。前者はほとんどよぢ縄狀の梁で、兩端に獸頭をみない。蓋上のつまみも鈕狀である。後者の梁はよぢ縄狀でなく、扁平で、ときに獸頭があるが、蓋上のつまみは同樣である。容庚氏の圖錄でいふと九器商周六一四—六一八、六二一—六二四が前者で、四器六〇九、六一三、六五三、六五四が後者である。前者は容氏のいふごとく、ことごとく殷である。後者のうち無銘饕餮卣商周六〇九、FC二六は冊衞形父乙饕餮卣鄴一上一八に比して當然であるが、□召形饕餮卣商周六一三、故宮三は、その稜飾の發達からいつて、周器と鑑定された作寶尊彝*帶文饕餮卣商周六五三、泉屋五九無銘夔鳳卣六五四、精華七五と同類である。

* この文字は疑問である。

c3型の長軸卣は雍作父甲帶文卣商周六一九遽冊帶文卣六二〇、善齋一四□作父乙卣六三五、泉屋六二である。よぢ縄狀の梁、蓋上の鈕、器形の曲線に古調がみとめられるけれども、殷器と確定することはむつかしい。雍作父甲卣六一九と□作父乙卣六三五は、その銘文よりすると周器の方がふさはしい。遽冊帶文卣六二〇は、作冊の遽冊尊雙劍上一六が無稜圓筒尊、腹部の黃目文樣が古式、兩方から殷器の可能性は多い。しかし、とにかく䨶卣(無文)六六八、善齋一八衞卣(無文)六六四、精華七八嬴季卣(弦文)六六七、故宮九期北伯卣(虺龍帶文)六六六、精華七七はあきらかな周器である。䨶卣以外は梁端に獸首があり、蓋上は例外なく圓圈である。よぢ縄狀もこの數器にはない。

c4型の長軸卣は臣辰父癸卣(帶文象文)六五五、白鶴一九をはじめとして競卣(夔鳳帶文)六六二、泉屋六三周乎卣(帶文)六六五、故宮二七孟作父丁卣(無文)六六九、劍上三二雙邢季卣(夔鳳文)六六〇、泉屋六七炊子卣(夔鳳文)白鶴二六□形帶文卣BC二七等はみな明瞭な周器である。容氏は、なほc4型の五器六三四、六三九、六六〇—六六一を殷器としてあげてゐるが、これには確證がない。無銘帶文饕餮卣六三四、K一七Aは、その隆起線よりなる文樣の手法が宰梳饕餮角四四六、泉屋八六に似てゐるといへば、殷末までさかのぼるかも知れない。しかし、他の四器六三九、六六〇—六六一はみな扁平の梁で、獸首があり、蓋上にも圓圈がある。さきの周器とかはるところがないのみでなく、その銘文はみな「某作某寶尊彝

(圖形)」の形式で、いはゆる殷文中でも、もつとも發達したものである。むしろ周器とした方が穩當である。

d筒形の卣、告亞形帶文直文卣六二六、海外四二は安陽の出土、他の四器、圖形丁帶文饕餮卣六二五、泉屋七二亞其夷形帶文直文卣六二九、MFEA八B〇ノ二圖形祖辛帶文直文卣六三〇、精華八五無銘帶文直文卣六四六、精華八六は、その銘文と器制から殷器とみとめられる。しかし、べつに洛陽近郊から出土した父戊帶文直文卣白鶴撰二四がある。器制を比較すると、ちやうど亞其夷形卣六二九と圖形祖辛卣六三〇とのあひだにゆくべきもの、しかも、その出土地から周器とすべき可能性がかなりある。これよりも、さらに形制のくづれたものは住友家の虺龍帶文卣泉屋七四である。ますます周器としての可能性は多い。(圖版四)

e罍卣はただ一器商周六二八無銘であるが、罍の形制から殷器たること明瞭である。

f壺卣は横斷面正圓の、ややたかい壺形である。安陽發掘品が一例、出土品が二例ある。發掘品はM三三八墓の無銘饕餮壺卣小屯八で、出土の第一例は無銘帶文壺卣鄴三上三三、第二例は無銘饕餮壺卣遺寶三五である。容庚氏の亞冊形父辛弦文壺卣商周六三二は、これらに似て殷器とみとめられ、告田父乙帶文壺卣六三三、松上四四、貞は胴ばり、蓋形、梁制から殷器としてほぼあやまりなからう。いま一器、容氏のあげた無銘帶文鉤連壺卣六三一は殷器としてゐるが、そのまるい胴、こまかくなつた鉤連文から尊父丁帶文鉤連附耳鼎九八二、白鶴二三との近似がみとめられ、周初のものかともおもはれる。

g型壺卣は横斷面扁圓の豐壺である。容庚氏によれば向父丁帶文壺卣六四〇、精華八二天黿父乙帶文壺卣六四一、武英一二七圖形無文壺卣六四二、武英一二九の三器は殷代であり、圖形帶文壺卣六五六、精華八三洛陽出土の臣辰父乙帶文壺卣六五七、精華八四おなじく臣辰先父乙帶文壺卣六五八、十二家尊五一濬縣出土といわれる濬伯遙帶文壺卣六五九、古二ノ一四の三器は周代である。この個々の年代づけは、きはめて至當であるが、六器の形制は實によく似てゐて、そのあひだに大した變化はない。要するに、殷末周初にあたり、一時期におこなはれた器形であらう。

h方卣であるが、これは多くもない器が四例まで安陽出土である。すなはち『鄴中片羽』にのつた帶文夔鳳卣二上一七b帶文饕餮卣三上三a『安陽遺寶』にのつた白鶴美術館の饕餮卣遺寶三四、白鶴一一中央研究院の小屯で發掘したM三三一墓の饕餮卣小屯八である。そのうち銘のあるのは白鶴の饕餮卣で、□の圖形文一字である。ほぼ似かよつた器制で、すつかり方形の彝壺10a2に似たものと、上身が壺卣fに似たものとの二形式があるが、そのいづれも殷代のものである。*

* 陳夢家氏の卣の分類は、まづAからH型にいたる八類にわけ、その各類がa b等に細分されるほか、AB型、AD型など組合せで、いろいろの型ができるしくみである。さうして二百五十器を檢してつぎの分類をつくつてゐる。これを本文の分類と對照するとつぎのごとくである。

陳夢家分類	筆者分類
A	c_1
B	g, 盉17eの一器
AB	c_1c_3f
C	a_1
D	b
AD	c_2
BD	d
E	d
F	f
Ga	a_2
Gb	a_3
Gc	盉17eの一器
Ha	c_4
Hb	c_4
H_4	c_4

すつかり型のちがふ盉17eをここにいれたのは、卣の用途をとくに祼禮に關するものとしたからかも知れないが、不適當とおもふ。A型とB型をならべ、H型をわかつたのは、いちおうみとめられるが、AB型は混亂してゐるとおもふ。第八圖兄癸卣は『考古圖』のかきかたがわるいので、正しくは氏のAB型である。第十圖は、筆者も器を實驗してゐないので斷言をはばかるが、横斷面正圓のつもりで、氏のF型(筆者のf型)にいれたい。からすればAB型は筆者のc_3型にあたる。筆者のc_3型には氏のHb型の一器□作父乙盉(第三四圖)をもふくみ、かなり雜然たるもので、まだおちつかないのであるが、これは將來もつと細分してすつきりさせたいとかんがへてゐる。それにしてもAB型、AD型、BD型などの組合せは、もつと有機的にやるべきだとおもふ。また筆者の彝卣(e)、豐壺卣(g)方卣(h)があらはれないのはどうしてであらうか。Ch'en Mêng-Chia, *Style of Chinese Bronzes*, Pls. I—IX.

10 罍

殷と周初の罍は、まづ(a)たかい罍壺と(b)ひくい罍瓿とにわけられるであらう。この二種はともに安陽發掘品中にみいだされる。すなはち、(a)帶文垂花罍壺M二三八墓出土(b)饕餮罍瓿M二三二墓出土饕餮帶文罍瓿M一八八墓出土帶文鉤連罍瓿M一八八墓出土帶文百乳罍瓿M一八八墓出土の二種五器である。どれにも銘がない。とともに方形の器をみない。傳安陽出土としては(a)罍壺鄴二上三七、三八、三上三〇、遺寶四一、四二(b)罍瓿鄴一上三〇、遺寶三九の二種六器があり、そのうち三器鄴二上三八、遺寶四一、四二は方形罍壺である。銘は圖形文字が一字づつ、西形無文罍壺七九八、亞夷形方形罍壺鄴二上三七、又牧形方形罍壺遺寶四二および矦形無文罍瓿鄴一上三〇にあらはれるのみ。(圖版五)

なほ圓形の罍壺a1は白鶴美術館の女形饕餮垂花罍壺白鶴一四雷凹帶文罍壺七九三、白鶴一七、住友家の癸丁圓渦帶文罍壺七九一、泉屋一七二向形父

丁圓渦帯文罍壺（七九二、泉屋一七三）の諸器、いづれも器制が出土品に一致し、殷器と判斷される。方形の罍壺 a_2 は白鶴美術館の圖形夔龍帯文垂花文罍壺（白鶴撰一三）シカゴ美術館の蟬形圓渦帯文垂花文罍壺（BC九）も、おそらく安陽出土であらう。その他住友家の夔龍帯文饕餮罍壺（六八六、泉屋二六）をはじめとして、容庚氏の集録するところ、なほ七器（七八四、七八五、七八七一七九〇、七九七）あるが、いづれも前記の變化内にあり、だいたい殷器とみてさしつかへない。

圓形の罍瓿 b_1 は容庚氏の集録に、なほ十二器（七九五、八八八一八九七、九〇一）あげられてゐる。* そのうち無銘饕餮帯文罍瓿（七九五、泉屋五六）一器を西周後期にしたのはあたらない。これも、さきの出土例とくらべて、ほかの器と同様に殷とすべきであらう。みな、ふしぎに無銘である。容庚氏は罍壺を酒器とし、罍瓿を瓿とよび水器としてゐるが、あるひは、そのやうな用途のちがひを暗示してゐるのであらうか。それよりも、いまここで問題になるのは住友家の夔龍帯文饕餮罍瓿（八九〇、泉屋五一）で、文様が浮彫的になつたところと、稜飾に鉤狀凸起のみられるのは、時代の周初にさがるかをうたがはせる。** しかし、その大多数については、ほとんど問題はないであらう。

* 『商周彝器通考』九〇一の一器は北京故宮武英殿の蒐藏であつたが、獸形の耳は後補であらう。

** しかし『鄴中片羽』子孫形饕餮觚（二集上二一）、匕形饕餮觚（三上四三）の鉤狀稜飾をみると、これもあながち周代としなくてよささうにおもふ。

方形の罍瓿 b_2 はただ一器（商周八九九）容庚氏の圖錄にあがつてゐる。たひらな饕餮地文の器である。蓋についた鳥形よりすれば、殷末の器とみてよいであらう。

11 壺

殷と周初の壺はふとい豊壺(a)とほそい細壺(b)である（圖版五）。前者は横斷面が扁圓であるのが特色である。安陽小屯では兩方とも發掘されてゐる。すなはち、M二三八墓の(a)饕餮豊壺（小屯五八頁）M三八八墓の(b)弦文細壺（小屯五八頁）である。銘はない。『鄴中片羽』にも安陽出土の豊壺が三例（鄴一上一七、二上一六、三上二九）まであがつてゐる。容庚氏は(a)豊壺（商周七〇九四一七一二）(b)細壺（七〇四一七〇八）を一括して殷器としてゐるが、細壺はすそのしまつた b_1 型とすそのしまらぬ b_2 型とを區別すべきである。豊壺(a)はもとより殷器である。爈妊山形雷文豊壺（七一六）を周器とすると、なほ周にもつかはれてゐたらしい。容庚氏が卣としてあげた二例（六六六七一二三）は、ともに豊壺といふべきであらう。さうして伯矩饕餮壺（六七二、精華一三四）は、周に龜文饕餮壺（六七三、泉屋七三）は殷に歸せらるべきであらう。

細壺 b_1 型はあきらかに殷器である。細壺 b_2 型は安陽に出土例がない。だから容氏が周器と判定した才無文細壺（七一四）□無文細壺（七一五）までふくめて、あらためて、その手がかりをもとめなければならない。手がかりのひとつは𢑚父丁山形雷文壺（白鶴二二）である。これはその同銘の饕餮帯文鉤連附耳鼎（白鶴二三）から周初の器とみとめられる。さうして、これにいちばんちかい器として山形雷文細壺（七〇五）があげられる。ついで叔形父丁山形雷文細壺（七〇四）がある。これは叔形父丁開口矮卣（一五五）と同銘で、その意味から殷器にのぼりうるものである。その點、康冊父庚鱗文細壺（七〇六）もおなじであるとおもふ。西周初期に、かなり一般的であつたことは、成王のときと推定される無文の呂行壺（西清古鑑一九8）それから無文の才壺（七一四）無文の□壺（七一五）についで、西周後期の交君壺（七一七）にまで、その器制のうけつがれてゐることから察せられる。

IV 飲酒の器

飲酒の器は、いふまでもなく(12)觚、(13)觶、(14)爵、(15)角、(16)斝である。

12 觚

觚はふるくさかのぼると、ひくくふとくなる。比例だけでいふと圓筒の尊8cと區別しがたくなる。安陽小屯の發掘品にはこの類が多く、M二三二墓の一器、M三三一墓の一器、M三八八墓の一器はこれである。さらにM三三一墓、M三八八墓の二器をくはへて、たかさが、およそ腹徑の三倍から四倍のものを(a)型とする。* 容氏の圖錄でいへば圖形癸饕餮觚（商周五六五）がこれにあたり、『鄴中片羽』でいへば亞□形父己直文觚（鄴三上四二）である。稜飾がなく、装飾文が腹部か、腹部と器台にかぎられ、たいてい型もちの十字孔があいてゐる。これに對し五倍前後のものを(b)型とする。安陽小屯でもM一八・四墓、M二三二墓、M二三八墓、M三三一墓、M三三三墓（小屯五）からでてゐる。『鄴中片羽』等には五器（二上二三、四三、三上三八、四四、巖窟上五〇）ある。これになると稜飾もあり、口杯部に山形文様もある。** さうなると器台の文様はかくことがない。さらにたかくなると(c)型であるが、たかさは腹徑の七倍、八倍、九倍になる。それはたかいとともに腹徑のほそくなつたことを意味する。たかくて、ほそい觚である。しかし、これもすでに安陽小屯M二三八墓中に二器（小屯五）ある。『鄴中片羽』等にも六器（一上二三、九、四〇、三上三、四四、巖窟上四九）ある。ほとんど稜飾があり、口杯部に山形文様がある。

* 李濟「記小屯出土之青銅器」上、圖版五〇、李氏もたかさと腹徑の百分比で觚をわかつてゐる。ここの a 型は李濟の P、Q、R にあたり、b 型は R、S にあたり、c 型は T にあたる。

** この例は『鄴中片羽』第三集、上四三であるが、この稜はほそいが、鉤狀にまがり注意される。

(d)型、方觚は容庚氏のあげた亞醜形饕餮觚一器（商周五六八）である。器の比例からいふと(b)型群にはいる。圖形文字から殷器とされてゐるが、嚴密にいへば殷末周初の器である。

いま觚については、かういふやうに殷器が多い。容庚氏の圖錄には殷器しかだしてゐない。それは周器の明瞭なものがないからである。大勢はさうであつても、しかし、周代に絶滅したともいひがたい。それは、のちに言及するが、周代と推定される洛陽邙山の十四器群（形態四四）また錫製七器の群（形態四五）にみいだされるからである。それは中位の、稜飾のない無文器である。末期的なことはおほひがたいが、とにかく周代にもある。

13 觶

横斷面扁圓の觶は、その正面形から三つにわけられる。頸のまるくくぼんで、胴のまるくはつた(a)型、カァヴの傾向はおなじだがややたかい(b)型、それからすこししもぶくれの(c)型である。容庚氏の圖錄では(a)型十二（商周五六九一五七四、五七六一五八一、五八五）(b)型二（五八二一五八四）(c)型四（五七五、五八七一五八九）があがつてゐるが、そのうち(a)器には蓋のあるものが多く、安陽出土のもの（商周五六九、五七三、五七四、五七六）が四器まである。ほかに『鄴中片羽』『巖窟吉金圖錄』『安陽遺寳』にも安陽出土が三器（鄴中三下一八一六〇、巖窟上五、遺寳五〇一）あり、みな(a)型である。(a)型、(b)型ともに、はつきりした周器がない。これに反し(c)型は三器（商周五八七一五八九）あるが、いづれも周器、『博古圖』卷六の中觶（二三）も周初の器である。このうち、齊史疑無文觶（五八八、頌齋八〇）諸兒無文觶（五八九、頌齋八一）は洛陽出土、その銘文から周器と判定されたのであるが、帯文夔鳳觶（五八七、精華五一）は、その腹胴にある夔鳳文から周器と推定される。なほ安陽出土の有蓋帯文觶（遺寳五〇2）は(c)型に似て、しもぶくれであるが、すみまるの方形で、またべつの一型(d)とされる。

14 爵

爵は圓底といふより卵底で、それに三脚二柱、流あり、尾あり、鋬がある。この定型(a)が厭倒的に多い。けれども、底がゆるく圓底になつたもの(b)があり、このうちに二柱 b_1、一柱 b_2、無柱 b_3 の各種があり、たひらな平底(c)型もあり、方形の(d)型もある。定型 a_1 は、安陽發掘品* のほかに安陽出土器（鄴一上二六、二七、二上二五一三二、三上四五一五〇、八、三〇、三一、三三、三四、三六一三八、四〇、四二、巖窟上六一二、四四一四八）も多く、その變化のほども知られるが、また同時に確實な周器もある。それは御正や饕餮帯文爵（商周四四一、善齋一五五）臣辰先父乙雷田帯文爵（商周四三九、善齋一五六）先弦文爵（商周四四〇、頌齋二〇）先父乙變形饕餮帯文爵（巖窟上四一）などである。これらを通じてみられる周器の特色は裝飾の衰退といふ現象である。弦文と帯文としかみられないのは定型爵 a_1 の末路をしめすものであらう。この四つの爵は、ほぼ成王の世とかんがへられてゐる。

a_2 は單柱で、安陽小屯のM三二九墓出土品** しか知られてゐない。

a_3 は無柱で、ただ一器しかない。魯侯雷田帯文爵（商周四四二）の周器である。

* 小屯、圖版一五、一六、M二三八墓出土品。まだあまりつよい卵底でないのは卵底爵の發生期を暗示するやうである。

** 小屯、圖版一五、一六。しかし、この爵もまだ完好な卵底でない。

圓底爵(b)は、まづ二柱爵 b_1 として安陽小屯M二三八墓發掘の饕餮爵（小屯一六）があり、獸形斜雷文爵（商周四二九）がある。いづれも殷

一一五～一一六　一一七～一一八

器である。一柱爵b₂として小屯M二三二墓發掘の饕餮爵、M三八八墓の饕餮爵小屯五、一六一があり、また饕餮爵商周四三六無文爵四三七がある。これらは、かなり變化があり、搖籃期の作であることがわかる。無柱爵としては發掘品がない。ただ有蓋饕餮爵商周四三二と亞醜形有蓋饕餮爵四三一の二であるが、器制と銘文から、ともに殷器とみてよいであらう。

平底爵(c)は安陽小屯M三三三墓發掘に饕餮文爵小屯一六が一例ある。河南汲縣三彪鎮發掘品も一例*ある。住友コレクションにも一例商周四三三泉屋八五ある。みな殷器といへよう。

* 關野雄「輝縣における殷墓と戰國墓」（考古學雜誌、第三八卷三號）一九五二年刊。

方形爵(d)はまづd₁型亞醜形諸姤饕餮方爵商周四三八で、角ばつて稜飾がある。容庚氏は殷器としてゐるが、周器の可能性もある。要するに、殷末周初におこなはれた方形器の一種とみるべきであらう。現に同銘の器に方尊一器故宮二がある。*しかし、方形爵も、ややまるみをおびたものd₂型はやくからあり、安陽小屯M三三一墓の二柱饕餮方爵小屯八、一九一が注意される。まるみをおび、饕餮文も精巧で、作ゆきは前者四三八とまつたくちがひ、シカゴ美術館の亞啓形父乙方鼎BC四や安陽出土の帶文方觶遺寶五〇などとともに、殷器獨特の共通性がみとめられる。

* 『商周彝器通考』三七七頁、方尊（故宮二）觥（陶三、三四）爵（精華六三）。この方形爵は、うたがはしい點が多い。

なほかういふ爵のほかに、尖尾のなくなり、兩方に流をもつた角ともいへぬ爵がある。器腹もまるく、獸頭の蓋があるので、兩柱は附耳のやうにわきからでてゐる。二器商周四三四、精華六四、四三五白鶴二〇たがひによく似て、まるい器腹に鉤連文がある。柱わきに、どちらも「長隹壺」の銘がある。かりに壺爵(e)とよんでおかう。銘文および鉤連文の制から周器とみとめられる。

15　角

角は卵底(a)と曲底(b)とがある。前者は容庚氏の圖錄に九例商周四四三一四五〇あがつてゐるが、多く蓋をもつてゐる。うちに王二十五祀庚申の年紀を有する代表的殷器、宰椃饕餮角商周四四六泉屋八六がある。その他の器も、圖形文字、日名をもち、いちおう殷器とみとめることができる。いまのところ周器としての證據はない。曲底a₂の一器商周四五一鄴二上三三は安陽出土、總地文の饕餮、ほそい稜飾があり、みごとな獸頭の鋬があり、みるからに殷器である。

16　斝

斝は二柱三脚一鋬であるが、流がない、尾がない。器腹は爵より、はるかに大きい。器形は平底にちかいもの(a)型、圓底のもの(b)型、曲底のもの(c)型、以上は尖底脚がつくが、いま一種は三つにわかれて平底の鬲脚をはる(d)型である。容氏の圖錄でいふと、(a)型四器商周四五二一四五五(b)型四器四五七一四六〇(c)型一器四五六(d)型三器四六一一四六三である。

尊に似て口のひらいた(a)型の尊斝は、安陽小屯M一八八、M二三二、M三三一、M三三三、M三八八の諸墓から九例小屯一一四一でてゐる。安陽出土のものも二例鄴三上三五巖窟上二四あり、容氏圖錄の四器はみなこの形制で、殷器*である。圓底の斝(b)は、三脚のものb₁が安陽から一例鄴三上三七四脚のものb₂が六例鄴一上二一、二二b、二上一九b、二〇、三上三七b、二上一九出土、一例はM二三八墓小屯八、一九一から發掘されてゐる。容庚氏の四器も、この範圍をでない。シカゴ美術館の圖形饕餮斝BC五も、フリア・ギャレリィの圖形饕餮斝FG一も、寶に優秀な殷銅器で、たぶん安陽の出土品であらう。

* なほ區別すれば口のしまつた一種を區別しうるが、これはおなじ殷器ゆゑ、このなかにふくめることにした。（白鶴吉一八、饕餮斝）

鬲底尖脚の(c)型斝は、上身尊に似て、(a)型にちかい。住友家の鳥柱帶文饕餮斝商周四五六泉屋八八の一器は殷器である。(d)型はおなじく鬲脚だが、平底脚である。代表的な一器鄴三上三六が安陽からでてゐる。容庚氏三器のうち一器は王六祀四月癸己の日づけをもつた代表的な殷器の小臣邑母癸斝商周四六三十二家貯一一である。他の二器四六一四六二は、これによく似た弦文斝で、圖形文字および日名をもち、いちおう殷器とみとめてよいであらう。しかし、同形のものが錫製七器群圖版一一のうちにみられるのと、これに似た鬲底平脚斝17(c)が周初にもおこなはれてゐるのをみると、この形式が周代におよんだことも、當然みとめねばならないであらう。

(e)　空足尖脚斝　ここに、ただ一器異例があるのは『博古圖』卷一五〇二の斝で、上體は(a)型の尊斝に似るが、三脚が中空尖底の鬲脚たるところに特色がある。のちの空足尖脚盉に比せらるべく、したがつて殷器である。

V　和酒の器

17　盉

盉は酒を和する器、大腹で蓋があり、嘴（注口）があり、鋬（耳）がある。脚のあるのは火にかけたためか。圈台のものもある。(a)圓底柱脚、(b)曲底圓柱脚、(c)鬲底平底脚、(d)鬲底尖底脚、(e)圈台にわけられるであらう。(a)圓底圓柱脚の盉は安陽小屯M三三一墓出土品小屯一八にある。側面まつたく卵形の器である。容庚氏圖錄の四器商周四六九一四七二は、みな頸がくびれ、弦文、また帶文をもつてゐるが、全體のまるみがよく似てゐて、前者の器形からでたことは明白である。容氏はみな殷器にしてゐるが、ひくくなつた父乙弦文盉四七二、善齋一〇九は、あるひは周器かも知れない。（圖版六）

(b)曲底圓柱脚の盉は、ふしぎにみな四脚方形である。容氏の六器商周四七三、四七四、四七六一四七九のうち臣辰饕餮盉四七六、善齋一〇七伯害弦文盉四七七、頌續五六麥無文盉四七八、泉屋一〇一伯定帶文盉四七九故宮四はたしかに周器である。北大饕餮盉商周四七三故宮二七期子祖壬帶文盉四七四、FC五六を殷器としてゐるが、これを立證することはかんたんでない。しかし、殷末周初にさかんであつた方形器の風潮にのつたものであることは想像される。

(c)鬲底平底脚の盉は、三脚のものが容氏の圖錄に六器商周四六四一四六八、四七五ある。うち炊子弦文盉四七五、頌齋五四戈形炊子帶文盉四六七、尊古三ノ一三はともに周器*とかんがへられるが、前者は頸のところが凹曲し、後者は段になつてゐる。前者をc₁型、後者をc₂型とする。前者c₁型は魚從弦文盉四六八、頌續五五子父乙饕餮盉四六四、精華七父丁子帶文盉四六五、寶蘊八九爻形帶文盉四六六、寶蘊八八と、だんだん丈がたかくなり、(a)型圓底柱脚盉に似てゐる。この方がふるくからの器制である。

1　2　3　4

5. 炊子諸銘

* 炊子の諸器は三つの群になる。

第一群（第五圖1）、シカゴ美術館の饕餮方彝（BC二四）、白鶴美術館の饕餮方尊（白鶴二五）、同館の夔鳳長軸無稜卣（白鶴二六）の三器。

第二群（第五圖4）、父戊夔鳳帶文平脚盉（冠斝補五）父戊弦文平脚盉（頌齋續五四）鼎、鬲、毁、盤の諸器。

第三群（第五圖3）、戈形炊乍□の銘を有する帶文平脚盉（十二家尊一二）等の諸器。

銘文からは第一群は周器、第三群は殷器とするのが通說のやうであるが、器形は三群とも非常にちかい。多少時期はちがつたにしても同一人の作かとかんがへられる。第一群と第二群については異論があるまい。第三群については、第一群の卣とまつたくおなじ意匠の夔鳳圓筒の尊が白鶴美術館（白鶴二七）にある。銘文はまつたくちがひ「旨中乍文己彝戈形」（第五圖2）となつてゐるが、この戈形は、まさしく第三群にみる族記號の戈形である。だから、これを媒介として第一群と第三群の密接な關係があることがわかり、したがつて、これをおなじ字の異體とみるのである。ともに周器である。

c₃鬲底平底脚の四脚の盉は、根津美術館の三器商周四八五のみで、異常の器である。蓋なく、口が中央にないのも、ふるい制をうけてゐる。それはつぎの(d)鬲底尖底脚の器をみれば諒解されるであらう。

(d)鬲底尖底脚の盉は安陽出土の一器商周四八七がある。口が中央にあかず、嘴もうへについてゐる。脚は中空の鬲脚で、めづらしい器であるが、類例がないことはない。容庚氏はいま一器四八六、精華一四二あげてゐる。『博古圖』卷一五二にも「漢虎斝」といふ名で一器のつてゐるが、もとより殷器である。

最後に(e)圈台の盉は壺卣9fに似て、丈たかく提梁のあるもの商周六四四、故宮三がある。銘文および器制ともに殷器である。なほあたらしく『鄴中片羽』第三集では人面蛇身の盉上三〇FG一三が安陽からでてゐる。器制のうへからも殷器として、うたがふ餘地がない。最近ミュンステルベルヒ氏とウォタァベリィ女史*が、この器の解釋にあたり論爭をおこしてゐるが、ともに周初の器としてゐるのは、樣式的分析のたりないからである。陳夢家氏は正しく殷とし、比較的初期のものと解してゐる。**

* H. Munsterberg, *An Anthropomorphic Deity from Ancient China* (Oriental Art, III 4), 1951. F. Waterbury, *Speculations on the Significance of a Ho*

in the Freer Gallery (Artibus Asiae, XV 1—2), 1952.
** Ch'en Mêng-chia, *Style of Chinese Bronzes*, p. 40.

VI 承水の器

18 盤

最後に水をうける盤について記し、勺、七その他は略したい。安陽小屯のM二三二墓から弦文の盤（小屯二〇 第八圖b）がでてゐる。『鄴中片羽』にも安陽出土が五例（一上二八、二上三四 三下六、八、九）ある。いづれも内面に文様があり、外側に帶文か、弦文がついてゐる。帶文をわかつ犧首もなく、圈台の凹曲してひろがつたものはない。また耳がついてゐない。これが(a)型で殷器である。これに反し、作周公蟬形帶文盤（商周八二九 EC六四）はよく似てゐるが、帶文は浮彫的で、帶文をわかつ犧首があり、附耳がある。緩父饕餮帶文盤は附耳はないが、帶文をわかつ犧首があつて安陽出土の盤とちがふ、周器としてよいであらう。さうして、これらを(b)型とする。これらに對し、第三のものは附耳があり、圈台が凹曲してひろがる。これを(c)型とする。容庚氏のあげた周の夔鳳帶文盤（商周八三四）渦雲帶文盤（八三〇）は、これに屬し、さらに散盤（渦雲帶文）（八三六）のかたちにちかづいてゆく。

四

要するに、以上六類十八種百八項にわたつて分析したところを表示すると、第六圖のごとくである。つまり殷だけにみられる器形A式が六十六項、周だけにみられる器形B式が二十五項あり、兩方にわたつた器形AB式が十七項である。これは現在立證しえられる範圍でいつたのである。なほ諸種の事情を考慮して、殷の器制といひながら周初に微弱ではあるがおこなはれたらしいものA(B)式十二項、また周の器制であつても殷末の發生がうたがはれるもの(A)B式九項をのぞくと、殷の

一二三～一二四

器名	A	B
I 烹熟の器		
1 鼎		
a 尖脚鼎	A	
b 扁脚鼎	A	
c 柱脚鼎		
c_1型柱脚鼎	A	
c_2型柱脚鼎	A	
c_3型柱脚鼎	A	B
c_4型柱脚鼎		B
c_5型曲底柱脚鼎	A	B
c_6型方形柱脚鼎	A	B
c_7型方形柱脚鼎	A	
2 鬲		
a 尖脚鬲	A	
b 平脚鬲		
b_1型平脚鬲	A	B
b_2型平脚鬲	A	
b_3型平脚鬲	A	B
b_4型平脚鬲	A	
3 甗		
a 甑釜甗	A	B
b 擬甑釜脚甗	A	B
c 非甑釜脚甗	A	
d 開口矮甗	A	
II 盛穀の器		
4 段		
a 無耳段		
a_1型無耳段	A	
a_2型無耳段	A	
a_3型無耳段	A	
b 兩耳段		
b_1型兩耳段	A	
b_2型兩耳段	A	
b_3型兩耳段	A	
b_4型兩耳段	A	B
b_5型兩耳段		B
b_6型兩耳段		B
b_7 附耳段		B
b_8 有台兩耳段	(A)	B
b_9 有脚兩耳段	(A)	B
b_{10} 方形段	A	B
c 三耳段	A	
d 四耳段		
d_1 無台四耳段	A	(B)
d_2 有台四耳段	(A)	B
d_3 有脚四耳段	(A)	B
III 盛酒の器		
5 禽獸尊		
a 鴟鴞尊	A	(B)
b 象尊	A	
c 羊尊	A	
d 牛尊	A	
6 兕觥（觥尊）		
a 獸形觥尊	A	
b 圓段形觥尊	A	B
c 方段形觥尊	(A)	B
7 方彝（彝尊）		
a 鴟鴞彝	A	
b 直方彝	A	
c 方形段彝		B
8 尊		
a 有肩尊	A	
b 有肩方尊	A	(B)
c 圓筒尊		
c_1 有稜圓筒尊	A	B
c_2 無稜圓筒尊	A	B
c_3 型圓筒尊		B
c_4 有鋬圓筒尊	(A)	B
d 方形尊	(A)	B
9 卣		
a 禽獸卣		
a_1 鴟鴞卣	A	
a_2 虎卣	A	
a_3 禽卣		B
b 短軸卣	A	(B)
c 長軸卣		
c_1 無稜圓腹卣	A	
c_2 有稜圓腹卣	A	B
c_3 型長軸卣	A	B
c_4 型長軸卣		B
d 圓筒卣	A	(B)
e 罍卣	A	
f 壺卣	A	(B)
g 豐壺卣	A	B
h 方卣	A	
10 罍		
a 罍壺		
a_1 圓形罍壺	A	
a_2 方形罍壺	A	
b 罍壺		
b_1 圓形罍壺	A	(B)
b_2 方形罍壺	A	
11 壺		
a 豐壺	A	(B)
b 細壺		
b_1 型細壺	A	
b_2 型細壺	(A)	B
IV 飲酒の器		
12 觚		
a 矮小觚	A	
b 中型觚	A	(B)
c 高細觚	A	
d 方形觚	A	(B)
13 觶		
a 定型觶	A	
b 長身觶	A	
c 型觶		B
d 方形觶	A	
14 爵		
a 卵底爵		
a_1 二柱卵底爵	A	B
a_2 單柱卵底爵	A	
a_3 無柱卵底爵		B
b 圓底爵		
b_1 二柱圓底爵	A	
b_2 單柱圓底爵	A	
b_3 無柱圓底爵	A	
c 平底爵	A	
d 方形爵		
d_1 型方形爵		B
d_2 型方型爵	A	
e 壺爵		B
15 角		
a 卵底角	A	(B)
b 鬲底角	A	
16 斝		
a 平底尖脚斝	A	
b 圓底尖脚斝		
b_1 三脚圓底尖脚斝	A	
b_2 四脚圓底尖脚斝	A	
c 鬲底尖脚斝	A	
d 鬲底平脚斝		B
e 空足尖脚斝	A	
V 和酒の器		
17 盉		
a 圓底柱脚盉	A	(B)
b 曲底柱脚盉	(A)	B
c 鬲底平脚盉		
c_1 型三脚鬲底平脚盉	A	B
c_2 型三脚鬲底平脚盉		B
c_3 型四脚鬲底平脚盉	A	
d 空足尖脚盉	A	
e 圈台盉	A	
VI 承水の器		
18 盤		
a 型盤	A	
b 型盤		B
c 型盤		B

6. 殷周銅器形式分類

一二五～一二六

器制は五十四、周の器制は十六、兩者にわたるもの三十八といふことになる。ところがこの兩方にわたるAB式十七項も、その兩方におけるありかたは同一でない。おなじ程度にあらはれても、比較的ながい期間にわたつておこなはれたものと、たとへば、9g型豐壺卣のごとく殷末周初のごくかぎられた時期におこなはれたものとのちがひがある。それはけつきよく、もつと器形を細分し、文様をあはせ考察してゆく必要がある。だが、ここでは、もつぱら右の結果を、同出、もしくは同時製作の銅器群にあてて、再檢討してみたい。ただ安陽關係の青銅器諸群については、つぎの殷銅器編年の項にゆづり、臣辰四十餘器については、前記分析の基礎になつてゐるためはぶき、いまは、それ以外の諸群、たとへば逗簋十一器の群、魚從七器の群、邙山十四器の群、錫製七器の群、寶鷄十二器の群、炆子七器の群にかぎりたい。いまかんたんにするために表示すると左のごとくである。

7. 殷末周初青銅器群形式對照表

型式	器名 ＼ 群名	寳雞	魚從	逗簋	錫製	邙山	炆子
A式	12a 矮小觚		○				
	13a 圓腹觶	○					
	13b 長身觶	○○○					
	18a 古式盤		○				
A(B)式	9b 短軸卣	○○					
	12b 中型觚	○		○○	○	○○	
	15a 卵底角	○					
AB式	$1c_3$ 柱脚鼎		○	○		○	
	c_5 曲底柱脚鼎			○			
	$2b_3$ 平脚鬲					○○	
	3b 擬甑釜甗			○		○	
	$4b_4$ 兩耳段			○	○	○	
	$8c_1$ 有稜圓筒尊	○					
	$8c_2$ 無稜圓筒尊		○	○	○		
	$9c_3$ 長軸卣		○		○	○	
	9g 豐壺卣			○			
	$14a_1$ 二柱卵底爵	○		○○	○	○○	
	16d 鬲底平脚斝	○		○	○		
	$17c_1$ 鬲底平脚盉	○	○				○○
(A)B式	8d 方尊						○
	17b 曲底柱脚盉					○	
B式	$4b_5$ 兩耳段					○	
	7c 方段彝						○
	$8c_3$ 圓筒尊					○	○
	$9c_4$ 長軸卣				○		○
	$17c_2$ 四脚鬲底平脚盉						○

一、魚從六器群（圖版七）

1、帶文c_3型長軸卣　雙劍 上三〇　9　c_3
2、無文圓底柱脚鼎　頌齋 續一三　1　c_3
3、弦文a型盤　頌齋 續四六　18　a
4、弦文三脚鬲底平脚盉　頌齋 續五五　17　c_1
5、無文無稜圓筒尊　頌齋 續六〇　8　c_2
6、弦文矮小觚　頌齋 續七〇　12　a

二、寶鷄十二器群（圖版八）

1、鼎形帶文立文短軸卣　校禁 六　9　b
2、鼎形帶文直文短軸卣（有台）　校禁 一〇　9　b
3、鼎形饕餮有稜圓筒尊　校禁 四　8　c_1
4、弦文鬲底平脚斝　校禁 二〇　16　d
5、饕餮三脚鬲底平脚盉　校禁 二〇 1　17　c_1
6、饕餮中型觚　校禁 一七 2　12　b
7、饕餮二柱卵底爵　校禁 一六　14　a_1
8、饕餮卵底角　校禁 一七 2　15　a
9、饕餮圓腹觶　校禁 二一 1　13　a
10、帶文長身觶　校禁 二一 2　13　b
11、帶文長身觶　校禁 二三 3　13　b
12、弦文長身觶　校禁 二三 4　13　b

三、逗𢓊十一器群（圖版九）

1、無文圓底柱脚鼎　十二家 梨六　1　c_3
2、弦文曲底柱脚鼎　十二家 梨七　1　c_5
3、弦文擬饕餮甗　十二家 梨九　3　b
4、弦文b_3型兩耳段　十二家 梨八　4　b_4
5、無文中型觚　十二家 梨一三　12　b
6、無文中型觚　十二家 梨一四　12　b
7、無文無稜圓筒尊　十二家 梨一〇　8　c_2
8、無文鬲底平脚斝　十二家 梨一二　16　d

四、錫製七器群（圖版一〇）

1、帶文b_4型長軸卣　形態 四五 6　9　c_4
2、帶文c_3型長軸卣　形態 四五 5　9　c_3
3、饕餮無稜圓筒尊　形態 四五 1　8　c_2
4、帶文二柱卵底爵　形態 四五 4　14　a_1
5、饕餮中型觚　形態 四五 2　12　b
6、帶文b_3型兩耳段　形態 四五 7　4　b_4
7、弦文鬲底平脚斝　形態 四五 3　16　d
9、弦文二柱卵底爵　十二家 梨一三　14　a_1
10、弦文二柱卵底爵　十二家 梨一六　14　a_1
11、弦文豐壺卣　十二家 梨一一　9　g

五、邙山十三器群（圖版一一）

1、弦文b_4型兩耳段　形態 四四　4　b_5
2、無文c_3型柱脚鼎　同　1　c_3
3、弦文b_4型兩耳段　同　4　b_4
4、無文b_3型平脚鬲　同　2　b_3
5、帶文c_3型圓筒尊　同　8　c_3
6、無文b_3型平脚鬲　同　2　b_3
7、弦文c_3型長軸卣　同　9　c_3
8、帶文擬饕餮脚甗　同　3　b
9、帶文四脚曲底柱脚盉　同　17　b
10、雷文中型觚　同　12　b
11、帶文二柱卵底爵　同　14　a_1
12、帶文二柱卵底爵　同　14　a_1
13、雷文中型觚　同　12　b

圖版八　鳳鷄十二器群

圖版七　魚從七器群

圖版九　逞征十一器群

圖版一〇　錫製七器群

圖版一一　郘山十三器群

圖版一二　炊子七器群

六、炊子七器群（圖版一二）

1、炊子饕餮方形毁彝	BC一四	7	c
2、炊子饕餮方尊	白鶴二五	8	d
3、炊子夔鳳 c_4 型長軸卣	白鶴二六	9	c_4
4、戈形旨中父已夔鳳 c_3 型圓筒尊	白鶴二七	8	c_3
5、炊子父戊弦文三脚鬲底平脚盉	頌齋續五四	17	c_1
6、炊子父戊帶文三脚鬲底平脚盉	冠斝補五	17	c_1
7、戈形炊作帶文四脚鬲底平脚盉	尊古三ノ一三	17	c_2

これでみると、寶鷄十二器群は、まづ古い構成をもつてゐる。A式の觶が四器、A(B)式の卣、觚、角が四器で、その他はAB式、B式はない。魚從七器群もA式の觚と盤とをふくみ、あとはAB型である。寶鷄十二器は同出であるが、記銘は各個にちがひ、その間に一貫したものがみられない。やや特殊な事情のもとに、成立したことはうたふべくもないが、そのまとめられた時期は鼎形記銘のみられる二卣と尊のときであらう。この器形にともなふ浮彫的な文樣も、發達した稜も、すでに安陽出土品、たとへば、かの直文夔鳳卣遺寶五〇i冊衛形父乙饕餮卣鄴一上一八にみられる。周代とみるよりは、むしろ殷末の成立をかんがへた方が、諸種の事情を考慮してふさはしいとおもふ。魚從群の矮小觚は、たかさふとさの關係で、この矮小觚12aの部類にはいるが、なにぶん無裝飾、不整形のそまつなものゆゑ、殷器の觚と同一視するのは異論があるかも知れない。あるひは退化期の粗製品かも知れない。しかし、盤も古式である。それに帶文長軸卣のAB式が古式であつて、これも殷代とすべく、寶鷄群の成立よりははやいであらう。

これに比すると逗𤼷十一器は完全にAB式である。ただA(B)式として中型觚12bをもつてゐるが、實はさきにものべたごとく中型觚の器制12bをA(B)型とすることがなほ檢討を要する問題である。さきには中型觚制の確實な證據がなく、A式とすべきところを、諸種の事情を考慮してA(B)式としたのである。いま、ほとんどAB式でなりたつ逗𤼷十一器群、錫製七器群に中型觚をともなふのは、むしろこの種の觚のAB式とすべきをしめすとおもふ。すると逗𤼷十一器群は全部がAB式になる。AB式といふことは殷とも周とも斷ずることはできない。ただ殷末周初といふほかないのである。ことに殷末周初の比較的短期間と推定される豐壺卣をもつことは、いかにも暗示的である。銘は二字、亞形をともなつたもので、カァルグレン氏によれば確實な殷器群になる。しかし、十干の日名はない。亞中の逗はおそらく族名、𤼷は個人名であらうか。あきらかに省略形式である。

これに對し錫製七器群は中型觚12bをAB式とすると、みなAB式で、ただ一器ひくい長軸卣$9c_4$がB式である。この長軸卣の存在によつて周代のものといへる。また邙山十三器群も、みなAB式で、ただ四脚の曲底柱脚盉17bが(A)B式、しもぶくれの圓筒尊$8c_3$がB式である。b_4型兩耳毁もB式のb_5型兩耳毁にちかく、下腹が口緣よりつよくでてゐる。それに平脚鬲3b擬饕餮甗3b四脚曲底盉17bの器腹がつよくくびれてゐることも、その退化の段階をしめし、周器たるはあきらかである。銘文には父己、父乙の日名がみえるが、錫製七器よりは一歩すすんだ段階であるとおもふ。

さらに炊子等の六器をさきにのべたやうな理由で一群としてとりあつかふと、これは、またすつかりB式で、それに(A)B式の方尊8dと、AB式の三脚平脚盉$17c_1$をともなつてゐるのである。したがつて、いま、これらを一系列のうちにしめせば左のごとくなる。

魚從群 → 寶鷄群 → 逗𤼷群 → 錫製群 → 邙山群 → 炊子群

殷 ………… 周

これによつて、いちおう殷末周初の樣式推移がわかるのではなからうか。一器一器としてみるときは、殷周をわかちえないAB式でも、かうして一群一群とみるときには殷器周器の見當がつき、殷と周との樣式的ちがひが明瞭になる。おなじAB式の器制でも、殷にあつては、さきの形式の終點であり、周にあつては、つぎの形式の起點である。その意味は、まつたくちがふ。つまり、おなじAB式も殷にあつてはそこまで變化してくるといふことにより、ある動向を內包してゐる。だから、一器のうちにも、その方向のくみとれるものがあるし、一器のうちにくみとれないでも、そのまはりの諸器を檢すると、おのづからその動向ははつきりする。これに反し、周にあつてはさらに、變化してゆかうとする別の動向がある。その動向は、またその一器にみあらはされないでも、その器の周邊をみわたせばあきらかになる。だから、前章の形式分類では、いちおう靜態的に各器制をとりあげたが、實は殷にあつては殷の動向、周にあつては周の動向、その方向は究局においておなじであつても、段階がちがふものとして動態的に把握すると、殷周樣式の對立は、もうすこししつかりしてくるとおもふ。圖式的にあらはせば殷はA→AB式であり、周はAB→B式であるといふことになる。

さうしてみると、李濟氏の「豫北靑銅句兵分類圖解」の結果は、すこぶる示唆的である。それによると、句兵の戈は胡のない安陽小屯の式と胡の小さい濬縣辛村の式と胡の發達しきつた汲縣三彪鎭の式との三つに大別され、いちおう靑銅利器においても殷式と西周式と東周式の三大別が可能なことを暗示する。ところが安陽侯家莊の殷遺蹟では小屯式の戈のほかに辛村式の戈が混在する。あたかも靑銅容器におけるAB式のごときものである。それで、いまこれを靜態的にみることをやめて、戈の小屯式から辛村式への變化の動向を殷式とし、辛村式から三彪鎭への變化の動向を西周式と動態的にとらへるならば、これで充分に殷式、西周式、東周式の發展が理解されるであらう。

〔補記〕　なほ、ひきつづき殷代靑銅器の編年、殷以前の靑銅器の問題をとくつもりであつたが、豫定の紙數をこえ、豫定の期限も超過したので、ひとまづこれで筆をおくことにする。いづれ機をえてつづけるかんがへである。

〔追記〕　さきに小臣艅尊が、まちがひない殷の器だといふことのべたが、その器形については確實な資料をもたなかつた。ところが近著の Archives of the Chinese Art Society of America, VI (New York 1952) をみると、ウェンレィ (A. G. Wenley) 氏の一文 *A Hsi Tsun from The Avery Brundage Collection* があつて、この尊を紹介してゐる。それによると、いままでにない、めづらしい犀形の犧尊5eである。四つ脚でたつて、背なかに大きな口があいてゐる。蓋はうしなはれてゐるらしい。地文は全然なく、ヴォリュウムはゆたかで、寫實もすぐれてゐる。梅原龍三郎氏所藏の牛尊に、いちばんちかい。ともに殷末の器として標準になるであらう。

一二九〜一三〇

一三一〜一三二

參考書略稱

陶齋吉金錄　八卷、續錄　二卷　端方	一九〇八年刊	陶齋
夢郼草堂吉金圖　三卷、續編　一卷　羅振玉	一九一七年刊	夢郼
寶蘊樓彝器圖錄　二冊　容庚	一九二九年刊	寶蘊
頌齋吉金錄　一冊、續錄　二冊　容庚	一九三三年刊	頌齋
武英殿彝器圖錄　二冊　容庚	一九三四年刊	武英
雙劍誃吉金圖錄　二卷　于省吾	一九三四年刊	雙劍
十二家吉金圖錄　商承祚	一九三五年刊	十二家
貞松堂吉金圖　三卷　羅振玉	一九三五年刊	貞松
鄴中片羽三集　六冊　黃濬	一九二四、一九三七、一九四三年刊	鄴
善齋彝器圖錄　三冊　容庚	一九三六年刊	善齋
尊古齋所見吉金圖　四冊　黃濬	一九三六年刊	尊古
濬縣彝器　一卷　孫海波	一九三七年刊	濬縣
癡盦藏金　一冊　李泰棻	一九四〇年刊	癡盦
故宮　四十五冊　故宮博物院編	一九二九年刊	故宮
殷文存　二卷　羅振玉	一九一七年刊	殷文
續殷文存　二卷　王辰	一九三五年刊	續殷

書名	著者	刊年	略稱
三代吉金文存 二十卷	羅振玉	一九三七年刊	三代
兩周金文辭大系圖錄 五冊、考釋 三冊	郭沫若	一九三五年刊	兩周
商周彝器通考 二冊	容庚	一九四一年刊	商周
巖窟吉金圖錄 二冊	梁上椿	一九四三年刊	巖窟
記小屯出土之青銅器、上篇 容器的形制（中國考古學報 第三冊）	李濟	一九四八年刊	小屯
冠斝樓吉金圖 三冊、補遺 一冊	梅原末治	一九四七年刊	冠斝
泉屋淸賞 七冊、續編 二冊	濱田耕作等	一九一九年刊	泉屋
支那古銅精華 七冊	梅原末治	一九三三年刊	精華
桜禁の考古學的考察	梅原末治	一九三三年刊	桜禁
白鶴吉金集	梅原末治	一九三四年刊	白鶴吉
白鶴吉金撰集	梅原末治	一九五一年刊	白鶴
河南安陽遺寳	梅原末治	一九四〇年刊	遺寳
古銅器形態の考古學的研究	梅原末治	一九四〇年刊	形態
Bulletin of the Museum of Far Eastern Antiquity, Nos. 1—24, Stockholm 1929—1953.			BMFEA
W. Perceval Yetts, *The George Eumorfopoulos Collection, Catalogue of the Chinese & Corean Bronzes, etc.*, London 1929.			EC
Ch. F. Kelly and Ch'ên Mêng-chia, *Chinese Bronzes from the Buckingham Collection*, Chicago 1946.			BC
The Staff of The Freer Gallery of Art, *A Descriptive and Illustrative Catalogue of Chinese Bronzes, acquired during the Administration of John Ellerton Lodge*, Washington 1946.			FG
J. Trübner, *Yu and Kuang*, Leipzig 1929.			YK

〔卷頭圖版〕 饕餮兕觥

本書の分類でいふとb型觥尊である。フリァ・ギャレリィの觥尊、白鶴美術館の觥尊に匹敵するもので、作ゆきが凜々しいのみならず、綠一色に風化して玉のごとく鮮麗、かつ滋潤である。もとより明確な殷器、たぶん安陽出土品であらう。部分的に、なほ黄土と朱が附著してゐる。全器は、「虎頭彝」の名にふさはしく、一方に虎頭を挺起し、他方に鳥身の耳をつけて、均衡をとる。しかも、器自身は、さうした附加飾にまけないだけの、彫りのふかい饕餮文をもつてかざられてゐる。器體は、ほゞ毀のかたちに似るが、實に堂々として安定してゐる。豪華であるとともに、莊重である。殷人のきびしい宗教生活をみごとに反映してゐる。器胴の大きな全身饕餮に對し、器臺には相むかふ虺龍があり、口緣にはさかさまになつた饕餮面があり、またこれにそうた虺龍文がある。蓋は雙角の虎頭に對し、鳥嘴をあげ、雙角をたてた饕餮面をまうけ、そのあひだになほ二つの饕餮面をうめてゐる。鮮銳な獸形の累重とこまかい雷文の塡充とは、殷銅器構成の根本原理である。しかし、そのあひだにも二つの彫法が區別してもちひられてゐる。ひとつは器體と蓋の兩端で、こゝには二段の浮彫——上面は獸形の浮彫でもりあがり、しかも匕面のやうにそがれた面でつよい印象をあたへ、下面はこまかい雷電の總地文でめだゝぬ背地の役をする——があり、他は蓋の中央で、二段の總地文——下面はもとより雷電の總地文であるが、上面の獸形にもこまかい雷電の地文をうめる——がある。この二つの彫法は、それぞれ別個のもので、むしろ前者はあたらしく、後者はふるい起源をもつやうであるが、この器には兩方が併用されてゐる。たぶん殷末の器であらうとおもふが、青銅器藝術としては、もつとも頂點にあるものであらう。もと香港陳仁濤氏蒐集、いま京都河合尚雅堂藏。

鉞と矛について

——殷商青銅利器に關する一研究——

岡崎　敬

一、殷商青銅利器の研究について

一九三一年の春、國立中央研究院による殷墟小屯地區第四次の發掘の際、四月に入つてほりひろげたE區から、徑一・七メートル、深さ地表下九メートルあまりのふかい圓坑[1]が發見された。發掘者はこれをE16坑と名づけたのであるが、ここから甲骨やその他多くの遺物にまじつて一群の銅利器がほり出された。この坑の出土品は種類も多いばかりでなく、斧、戈、刀子、鏃など青銅利器[2]もはじめての豐富な出土であつた。從來斷片的に發見せられた遺物がともかく一つの孔から發掘されたのであり、ことに青銅利器が甲骨とともに見出されたことはいろいろの問題を提起したのである。いまにしておもふと李濟氏の「殷墟銅器五種及其相關之問題」においてとりあげた銅利器の編年系統論はE16坑出土の資料が出發點となつてゐる。この論文では殷墟出土の銅利器五種類、矢、句兵、矛、刀、空頭斧の形式分類を行ひ、早期、晩期の二期にこれを分けて考へた[3]のである。甲骨文は董作賓氏がこれをとりあげて「甲骨文斷代例」においてこの坑出土のものを第一・二期のものと斷定[4]した。この比定からE16圓坑は第二期祖甲以後廢棄せられたと考へ、したがつて坑内の遺物たとへば銅利器の年代もおのづからその中にふくまれると想定[5]したのである。この考へは『小屯』甲編自序[6]にもくりかへされてゐる。

さてE16坑の發見によつて殷代の銅利器の諸形式が知られ、殷代が利器の段階からみて青銅器時代であることが確認されたわけであるが、その後ひきつづく殷墟小屯および侯家莊地區の發掘によつて墓葬中においてセットとなつた武器として副葬されてゐる例が知られるやうになつた。墓葬の場合では一つの組合せがわかるのみならず、その使用法も推測されるものがあり、石璋如氏は「小屯殷代的成套兵器」[7]において種々の資料を紹介してゐる。李濟氏は小屯出土の青銅器、青銅利器、石器[8]をひきつづき分類紹介し、また河南省北部出土の青銅戈について聚成的研究[9]をこころみた。李濟、石璋如兩氏の研究によつて小屯に關する銅利器類はおほむね紹介せられたといつてよいやうである。ただ一九三四年より開始せられた侯家莊西北岡の發掘および出土遺物の詳細が知られないのは遺憾といふ外はない。[10]

さて中日事變の發生によつて發掘は不幸中斷せられたのであるが、終戰後中央研究院の諸學者によつて、調査の報告が陸續と公刊されてゐるのである。しかし資料の增加とともに問題はますます增加するといつてよろしい。たとへばE16坑の甲骨を董作賓氏は第一・二期と推定、坑の廢棄を第二期祖甲以後とし、坑内出土の遺物——銅利器を第一・二期のものと考へたことは前にのべた通りである。ところがこれに對して李濟氏はきはめて否定的である。有釉陶、白陶、若干様子のことなる銅鏃が出ており、比較的形式のさがるものが、かへつて最下層より出てゐる。坑に祖甲の甲骨が入つてゐたからといつて、これを祖甲の時代ときめてしまふのは宋版の書籍が圖書館にあつたからといつてその圖書館を宋のものときめてしまふのとひとしいとさへいつてゐるのである。[11] 李濟氏はその後の發掘資料から考へてE16圓坑を殷盛時のものと考へ、その期間を比較的長く考へた[12]のであつた。もともとこのE16坑は用途不明の深坑であり、墳墓のやうに明確な同時存在を證明しがたいうらみがある。しかし大部分の銅利器はほぼ同層の一括遺物であり、再び殷墟銅利器の體系の中で考へ

る必要があらう。また甲骨文の斷代も未だ充分に完成されたとはいひ得ないとしても、少くもその共存關係を否定しえないものがあり、問題は今後にのこされてゐるとはいはなければならぬ。

さて殷墟十數次による發掘において從來まつたく遊離して發見された遺物が同一遺構よりセットとして發見されたことの意義は大きい。發掘による第一の貢獻は、青銅器、利器、玉器その他の遺物が墳墓その他の遺構より共伴關係としてたしかめられたことであるが、銅利器の研究においてもそれが武器といふセットの一つ一つとして理解される。したがつて戈といひ矛といつても一つ一つの形式學的な系列とともに、全體の組合せの變遷が當然問題になつてくる。斧頭、戈については、殷墟發掘の初期にすでに梅原末治博士がその形式の變遷を論せられ[13]、又李濟氏も五種の銅利器にこれをこころみられたのであるが、いままた新たな段階において考慮しなければならぬ。

その第二は發掘によつてそれぞれの用途の具體的比定が可能になつたことである。從來「博古圖」には旂鈴とるし、あるものは馬額帶と稱し、またあるものは弓矢の倚としたものが、發掘によつて石璋如氏は弓につける弭と考へた[14]。これはまつたく發掘による結果である。いまだその用途または機能は充分につきとめなければならぬものは多いのである。

その三は青銅器や甲骨文との共伴關係、もしくは共存關係をたしかめる問題である。これはE16坑の場合のやうにかならずしも現在考古學的遺物と甲骨文の斷代とを照應させる段階にはいつてゐない。また青銅器に銘を有するものがあるが、單なる記號または製作の記録にとどまり、紀年銘ではない。いはば歴史時代のものと同樣にとりあつかへない。つまり考古學的編年と甲骨文、金文を中心とする斷代を平行させて考へること、例へば殷墟における青銅器文化をいくつかの層にくむことは出來たとしてもそれが甲骨文の何期に平行するかといふことはいまだいへないわけである。

しかしながら甲骨文において斷代研究が行はれてゐる如く、銅器、銅利器においてもその斷代―編年の研究は行はれねばならぬ。その方法として殷墟出土品より基本的な樣相を抽出し形式學的な系列をたどり、ことに河南濬縣出土品のグループを中において周初の樣式とつなぐことが考へられよう。少くも殷終末期のものと、それをさかのぼる時期のものをわけて考へることは出來はしないか。一度個々の系列をつくつてみた上で銅器、銅利器上の文樣や銘文を比較し、その同一樣式に屬するものを聚成する。この作業は銅器銘と甲骨文の比較、ことに實際の遺蹟における共伴共存關係をたしかめる外に一貫して行ふ必要がある。ことに今問題とする殷墟の銅利器の基本的樣相とその變遷の樣相は明らかにされねばならぬ。

殷墟より發見せられる青銅器文化は青銅利器のほかに青銅器を盛んに鑄造し、かなりすゝんだ樣相をもつてゐる。しかし、今日それ以前の中國における青銅器文化の樣相を我々は知らないのである。ではこれらの青銅器文化が自生であつたのか、他からの影響を考へねばならないのか、具體的には今どこまで考へうるのか問題であらう。最近綏遠＝オルドス地區ならびに露領ミヌシンスク地方に殷墟の青銅利器と相似た形式をもつものがあり、その年代と系統についてカールグレン氏[15] (B. Karlgren)、キセレーフ氏[16] (S. V. Kiselev) とマックス・レール氏[17] (M. Loehr) の間にまつたく異つた見解があり前者は殷墟の年代を古く考へ、後者は殷墟のものを北方經由の影響と考へてゐるのである。こゝにもいまだ問題がのこされてゐる。

中國においてはあきらかに新石器時代の文化をもつてゐる。この中から青銅器の自生をたどるにはいまだ距離がありすぎるのである。そこで從來有孔石斧の形を摸したといはれる青銅鉞と、世界各地においてきはめて相似た形式をとる青銅矛の二つを殷墟の青銅利器の中からとりあげた。資料の紹介をかね、その基本的な形式を明らかにし、その發展の諸相を明らかにしながら、以上のべたいろいろの角度から、いささか疑問點を整理することにしたい。

註(1) 李濟「安陽最近發掘報告及六次工作之總估計」(安陽發掘報告第四期)、一九三三年、五六四頁。(本書卷末地圖參照)

(2) 銅利器は前引報告によると、地下(メエトル)

一三七～一三八

四・九〇―五・二〇　土層如前、出大宗銅器、有雕戈及空頭斧、鏃、各數件、又有大宗獸骨與龜版、中有牛腿骨。

五・二〇―五・六〇　下層漸有粗沙、但不普遍、坑形向下漸成長方形、斜向西南、西南多獸骨、並出字甲二塊。北出銅、南出陶器、龜殼多在北。出土物品爲龜殼、銅矛、已腐花骨、黑陶、多數蚌殼、大塊木炭、零碎銅塊、白花陶片、銅鏃、猪骨等。

とみえ、四・九〇―五・六〇の間に銅利器の大部分が埋沒してゐたやうである。銅鏃は七・一〇―七・六〇のところにもみられる。銅利器の種類および數は矢鏃二十三、空頭斧四、厚背刀二、鐶頭刀一、直内有銎句兵三、曲内有銎句兵二、曲内戈一、矛二、曲内失援一、失内戈形五である。

(3) 李濟「記小屯出土之青銅器」中篇鋒刄器(中國考古學報第四册)、一九四九年

李濟「殷墟銅器五種及其相關之問題」(慶祝蔡元培先生六十五才論文集)、一九三三年。

この際李濟氏は左の編年を想定した。

	(早期)	(晚期)
矢	骨矢	銅矢
句兵	以銎安柲	以内安柲
矛	筩透矛尖	筩止於柄
刀	柄端無環	柄端有環
空頭斧	長方或平圓銎、仄而不對稱	長方銎、仄而對稱

(4) 董作賓氏はE16坑中の甲骨文中、父乙(小乙) 4.0.0144 は武丁の時の卜辭、また祖甲(陽甲) 4.0.0264、祖庚(盤庚) 4.0.0264、祖辛(小辛) 4.0.0047、祖乙(小乙?) 4.0.0044、兄己(祖己) 4.0.0026 とあるのは、祖庚の時は、往々兄己、兄庚同祭、ここでは兄己をまつるのみであるから、祖庚の時の卜辭であることが知られるとした。祖庚、祖甲は武乙の時の卜辭であり、祖辛、祖乙は文丁、帝乙の時の卜辭にもある。さうすると圓井中出土の卜辭は第一、第四、第五各期を包括することになる。しかし字形、貞人、書體から考へてもつと早い時代つまり第一、第二期のものと考定した。

董作賓「甲骨文斷代研究例」(「慶祝蔡元培先生」六十五才論文集)一九三三年

(5) 董作賓「帚矛說」(安陽發掘報告第四期)、六五三頁にもE16坑の銅矛を前期にあてゝゐる。

(6) 董作賓「殷墟文字甲編自序」(一九四八年)中國考古學報第四(一九四九年)所收。

(7) 石璋如「小屯殷代的成套兵器」(國立中央研究院歴史語言研究所集刊第二十二本)、一九五〇年

(8) 李濟「記小屯出土之青銅器」上篇容器的形制(中國考古學報第三册)一九四九年

李濟「記小屯出土之青銅器」中篇鋒刄器(中國考古學報第四册)一九四九年

李濟「殷墟有刄石器圖說」(國立中央研究院歴史語言研究所集刊第二十三本傅斯年先生紀念論文集下册)、一九五二年　台北

(9) 李濟「豫北出土青銅句兵分類圖解」(國立中央研究院歴史語言研究所集刊第二十二本)、一九五〇年

(10) 侯家莊の殷墓ならびに出土品の詳細が報告せられてゐないことは殷墟の銅器、銅利器を通觀しえないうらみがある。主査にあたつた梁思永氏なき今日、李濟、石璋如氏らの報告を心から期待せざるを得ない。本稿もその報告を得てさらに檢討する機會をまちたいと思ふ。ここでは梅原末治博士が南京において囑目した『國立研究院總報告』を參照して、その概略を報告された左の論文によることが多かつた。

梅原末治博士「河南省彰德府外侯家莊古墓群の概觀」(上・中・下)(寶雲第二十九、三十、三十一册)一九四二年

(11) 李濟「跋彥堂自序」(董作賓「殷墟文字甲篇自序」のあとにのす)(中國考古學報第四册)

(12) 李濟「記小屯出土之青銅器」(中國考古學報第四册)六〇頁

(13) 梅原末治博士「支那古代の銅利器に就いて」―斧頭と戈類―(『東方學報』京都第二册)一九三一年、のち『支那考古學論攷』に拾錄。

(14) 石璋如「小屯殷代的成套兵器」三九頁。

(15) B. Karlgren, *Some Weapons and Tools of the Yin Dynasty* (Bulletin NO. 17, The Museum of Far Eastern Antiquities) Stockholm 1945.

(16) S. V. Kiselev, *Drevnaia istoria iuzhnoi Sibiri*. Moskva, 1951.

Karl Jettmar, *The Karasuk Culture its South-Eastern Affinities* (Bulletin No. 22, M. F. E. A.) Stockholm, 1950. はその紹介である。カールグレン教授、キセレーフ教授はミヌシンスク・カラスク期およびオルドスの青銅器文明は殷青銅器文明の影響のもとにおこつたとし、キセレーフ教授はミヌシンスク・カラスク文化期の民族を中國より移動したものと考へた。

(17) Max Loehr, *Ordos daggers and knives new material, classification and chronology*, Artibus Asiae, Vol. XIX, 1/2 1951.

二、鉞について

鉞は李濟氏のあげた小屯出土の銅利器の中には紹介せられてゐない。しかし殷墟出土と傳へるものが少くなく、その形式文樣などから考へて殷代銅利器の一つと數へてあやまりがない。

この形は青銅器の銘にその象形がある。說文卷十二下に「戉大斧也」といひ「戚戉也」といつてゐるが、漢の畫像石にこの形のものがあり[1]、かかるものを戉と呼んだものらしい。『唐六典』では鉞斧の名がみえる[2]。いまここでは鉞の名によつてよぶことにする。

鉞は刄身は方形、もしくは長方形、一方に柄がつく。その重みはものを切斷するのに便利である。その柄の裝着法は、その金文にみるものからいつて、戈とほとんど同じである。刄の部分に一孔を有するものが少くなく、まれに二孔のものがある。いま裝着法によつてこれを分類すると有銎式と無銎式の二つにわかれるであらう。

一三九～一四〇

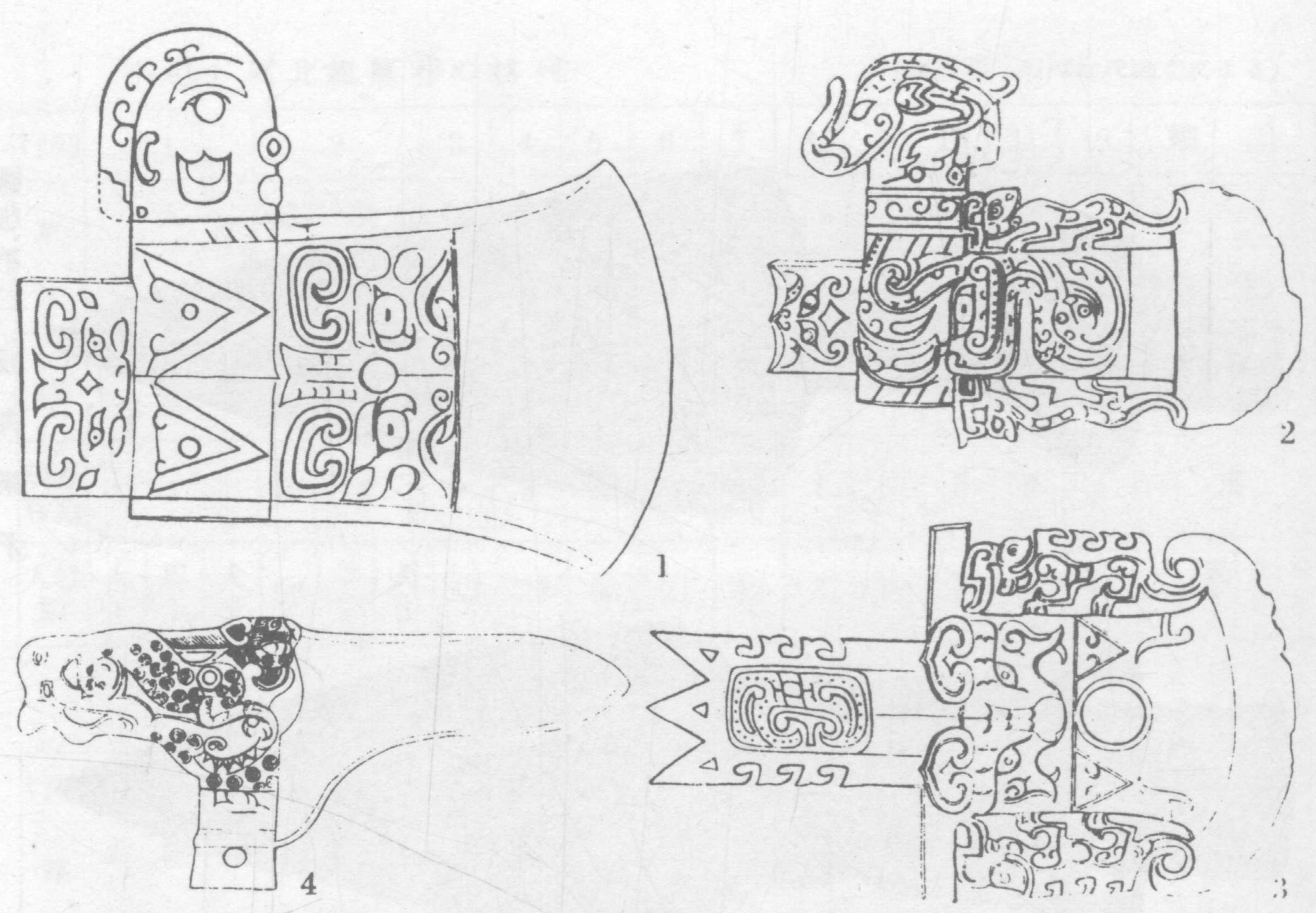

第一圖　青銅飾鉞および飾戈　1. 饕餮人頭飾鉞（支那古銅精華七）2. 夔龍象紋銅鉞（同七）3. 夔龍饕餮紋飾鉞（白鶴美術館藏）4. 有銎虎飾戈（晩周）

(1)有銎式　第九圖1・2・3・7は銎の様式は全く同一である。扁平な身に銎がつく。内は方形である。1は無孔、2、3は有孔、7は内の部分に饕餮と蛇形の記號があり、身は有孔、銎にちかく一段を有する。第一圖1は銎が身と同長圓柱形となり内もこれに應じてひろがりこれに饕餮を附す。身には饕餮の文様帶があり、眼と眼の間に一孔がある。銎の上に突起がある。この形式が前四者をもとした形式であることは明らかであらう。2はさらに附加物がます。銎はまつたく圓柱狀をなし、その上に象形の突起を附す。身は刄の部分がとくにひろがつており、身の兩側には夔龍形を附着せしめてゐる。かうなると實用の器といふよりも儀飾の器といふのがふさはしい。この銎はチューヴ狀をして、身に銎がついたといふより、銎に身がついた形である。この形式の鉞は前者よりの發展形式であることは明らかである。

(2)無銎式　身の部分にひらたい内の部分がつく。銎のかはりに、めくぎ孔もしくは紐孔などがあつて裝着に便にしており、身の柄につくところには突出した隆起があつて柄

一四一～一四二

にそはすやうにしてゐる。有孔のものに、比較的小形のもの(第九圖5・6・10)比較的大形のもの(第九圖8・9)がある。無孔のもので、身に饕餮文、夔龍文帶のある形式のもの(第九圖12—18)がある。文樣帶は浮彫、または透彫となり、内にはおほむね饕餮文を配する。この形式は長大雄偉なものが少くなく、第九圖17は刄幅一九・七センチ、18は一六・六センチをはかり、ストックホルム極東考古博物館（The Museum of Far Eastern Antiquities）所藏の鉞は實に刄幅二七センチ、長さ三四・五センチをはかるといふ。[3] この形式のもので内が身の一方によつており、また文樣帶のはしが突起してまきかへつてゐるものがあつて、鉞として特殊な發展をしてゐることがみとめられる。有銎式の前述の饕餮文樣帶をもつもの(第一圖1)は無銎式のこの段階に相應する。さて無銎式のものでさらにすすんだ一形式がある。(第一圖3)これでは刄の部分がまきかへり、饕餮の耳は獨立して隆起する。身の兩側は夔龍形が附着し内のはしは鋸歯狀にきざまれる。しかしこれらはアクセサリーのみつけ加はつたものであつて、その基本タイプは第九圖の6・8・9・10の如きものである。これらの形式から儀飾の加はつたかかる複雜な形式へ轉化したにすぎない。いま有銎式のもつとも複雜な例(第一圖2)とこれとを比較すると銎の裝着法をのぞいて互ひに近いものをもつてゐる。ことに刄のひろがりや身の兩側の夔龍形はきはめて近い表現に出でこの兩者をほぼ同時期の所產とすることが考へられるのである。饕餮の耳が隆起する例は『鄴中片羽』三集(卷下十二)の鉞にもみえてゐるが、内のはしが鋸歯狀に切れ、饕餮の耳の隆起してゐる青銅戈が河南省濬縣古墓中42號墓[4]より出土してゐる。かかる式の銅戈は殷墟にはほとんどみない。したがつてこの種の戈と同じ特長の繁縟な儀飾をもつ銅鉞は周初に下るのであらうか。

さていま裝着法を主として分類をこころみたのであるが、この二者は平行して用ひられたやうである。有銎のものははじめ扁平な刄身に銎を附したものにはじまり、次第に身と同じ長さになり、さらに圓柱狀（tube）になる。無銎式のものはきはめて長大なものがあり、特殊な發展を示す。ところがこの兩者のもつとも基本的なものは扁平長方形の刄身に柄を附したものであり、ことに中央に一孔もしくは二孔をつくる所有孔石斧(第二圖)を髣髴するものがあるのである。有孔石

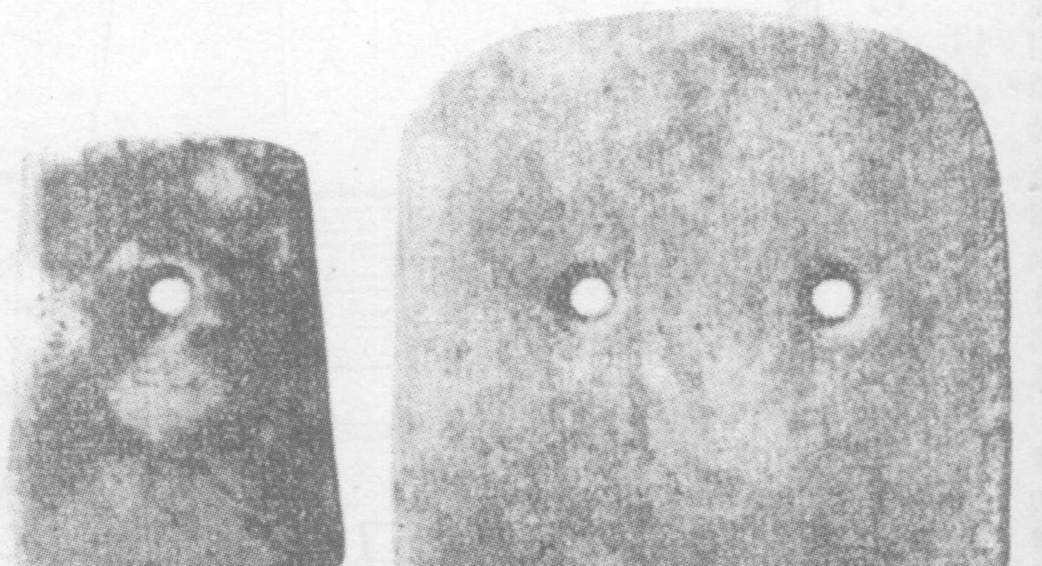

第二圖　北支那有孔石斧　1. 京都大學考古學教室藏　2. 包頭購入品

斧は北支那黑陶文化期にともなふ磨製石斧であり、山東省城子崖[5]、日照鎭[6]、河南省不召寨[7]などの黑陶遺蹟より出土し、殷墟小屯[8]においても採集されてゐる。この形式の石斧は周邊地區に波及した磨石器文化においても襲用せられ關東州貔子窩[9]や羊頭窩[10]などにおいても見出されてゐる。鉞がこの形の傳統をおそつたとする推定は有力である。[11] 石器の際は中央の孔はとめ孔として必要であるが、この形が青銅にうつされた場合必ずしもこの孔は必要ではない。青銅鉞では銎もしくは、ひも孔、とめくぎ孔で柄につけるのであつて孔は全く意味のないものになつてゐるのである。

鉞は形態きはめて特殊なものがあり、戈・刀子・弓・矢が一般兵士の裝備と考へられるのに對し、かかる常備的なものとは考へられない。では一體何のためにこれがつかはれ、どうしてこれが特殊な發達をとげたのであらうか。

戈はほぼその大きさ一定してゐるとみて戈の柲（柄）の長さを石璋如氏は一・一二八メートルと想定した。金文中出てくる人間の高さと戈の柲の長さの平均比を一〇〇分の七〇・五とし、人間の高さを一・六〇メートルとして計算したのである。[12] 鉞もその象形が青銅器の銘の中にかなり多數あらはれてゐる。三代吉金文存その他から拾錄したのが第3圖である。1は比較的小形、2は比較的大形の鉞をもつてゐる。同じ鉞といつても第九圖にみるやうに大小かなりの差があるので、その柲の長さを平均して出す勇氣はない。鉞には3・16のやうに有孔のもの、11のやうに刄幅がひろく表現されたものがある。3・5のやうに鉞のみをあらはしたものもあるが、多くは人形の上

一四三～一四四

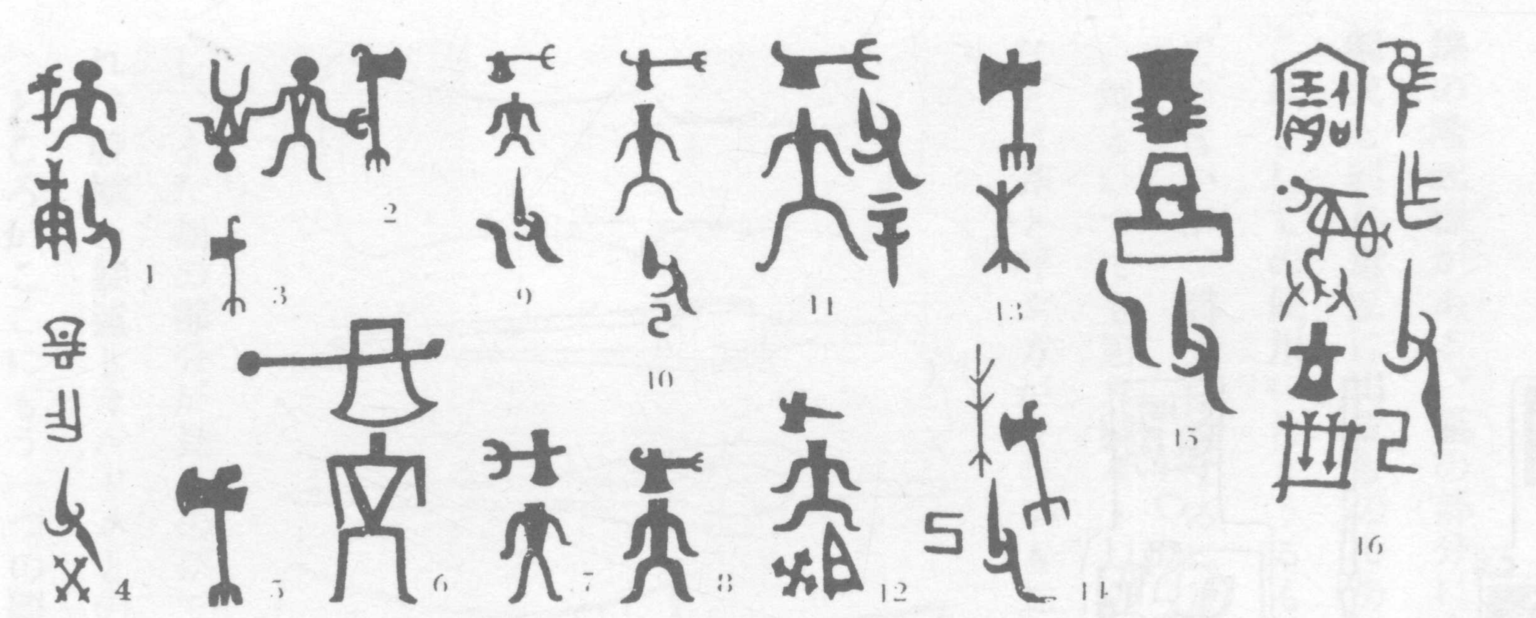

第三圖　青銅器銘にあらはれた鉞

に鉞をよこたへたものである。(6—12)ところが仔細に人形をみてみると不幸にして首がない。人の頭部は1・2のやうに圓くあらはされてゐるのであるから、この記號は白刄一尖、首のなくなつたところをしめしてゐるといはなければならぬ。つまり鉞は首を斬るものとしてかかれてゐる。さういへば2の倒さになつた人物は、これからはねられる人物かも知れぬ。

斬首の風習は戰闘の際捕虜を殺戮する場合や刑罰の一つとして行はれる場合がある。しかし殷墟における發掘は、墓葬において首胴所をことにしたものが少くないことを明らかにしてゐる。

その實例については發掘者のくはしい報告を將來にまたねばならないが、石璋如氏は小屯の墓葬十一種のうち亂置といふ一種を設けてゐる。同氏[14]はいふ。

「(四)亂置・墓形長方、但不整齊、以南北向的爲最多、人架的數目沒有一定、仰、俯、側、屈、也不一致、頂向更不規則。頭與脊權、相距徂遠、甚至有頭臚集在一處、而分不出來那一個頭屬於那一架軀骸的。這明明是頭臚被割下後纔埋入的。這類墓葬大都沒有殉葬物、間或有之、也不遇在身旁放置幾個蚌泡等」

とのべ一一五墓を例としてあげてゐる。第一四、一五次における小屯C區の發掘では、このやうに首胴はなれた埋葬が少くなく、石璋如氏はこれを「馘墓」として報告[15]してゐる。C區では馘墓が二十七個、この中から一百二十五の人骨が見出されてゐる。この内およそ百ばかりは斷頭白骨俯身葬であつた。そののこりの五人のうち、M

圖版第二　殷青銅矛

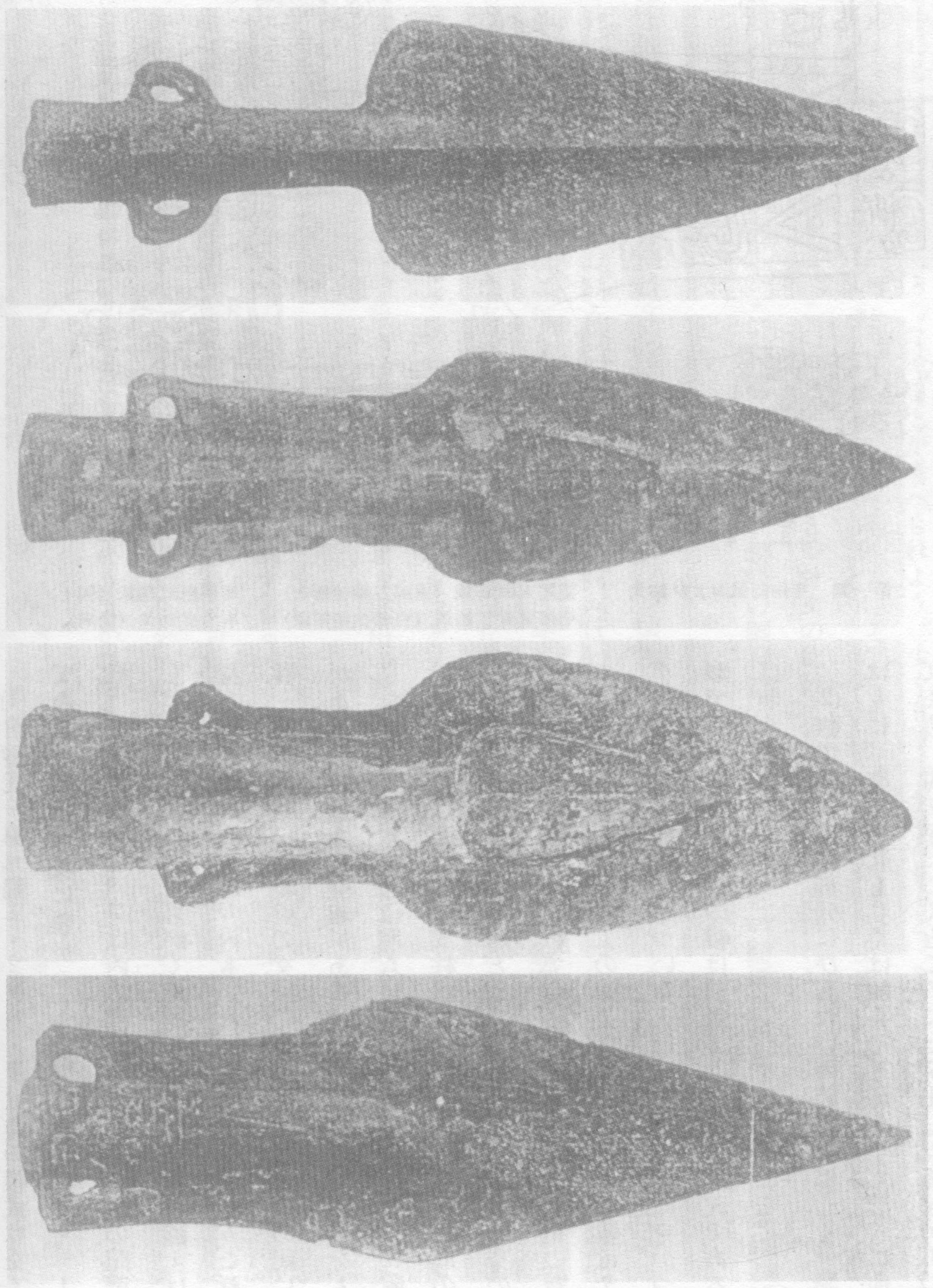

1. 第一類　京都守屋正氏藏　2. 第二類　京都藤井有鄰館藏　3. 京都貴志彌三郎氏將來

圖版第一　殷青銅鉞

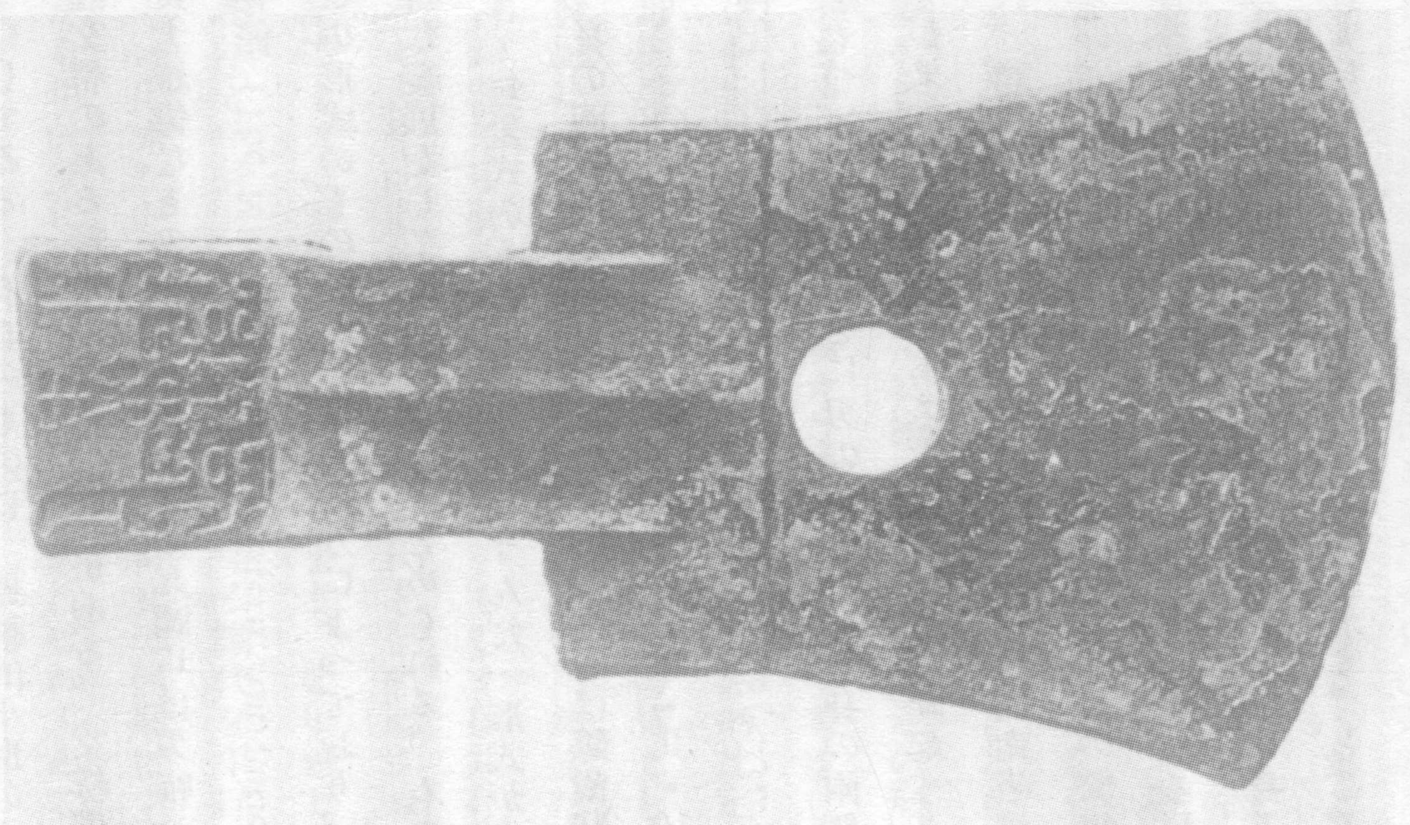

1. 有銎有孔青銅鉞　L. 17.3 cm　大阪　江口治郎氏藏

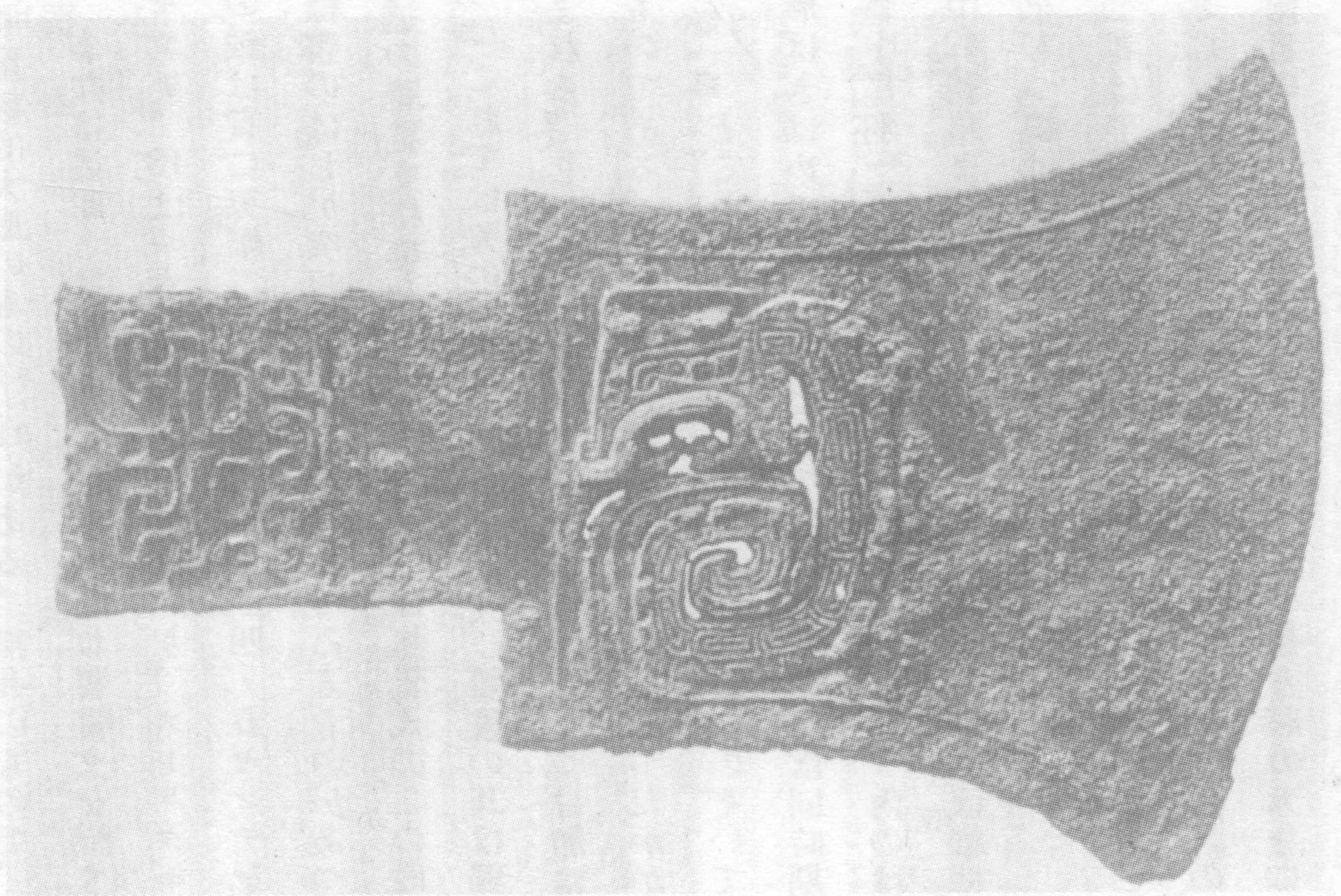

2. 無銎饕餮文青銅鉞　L. 17.8 cm　大阪　江口治郎氏藏

第九圖　青銅矛聚成圖

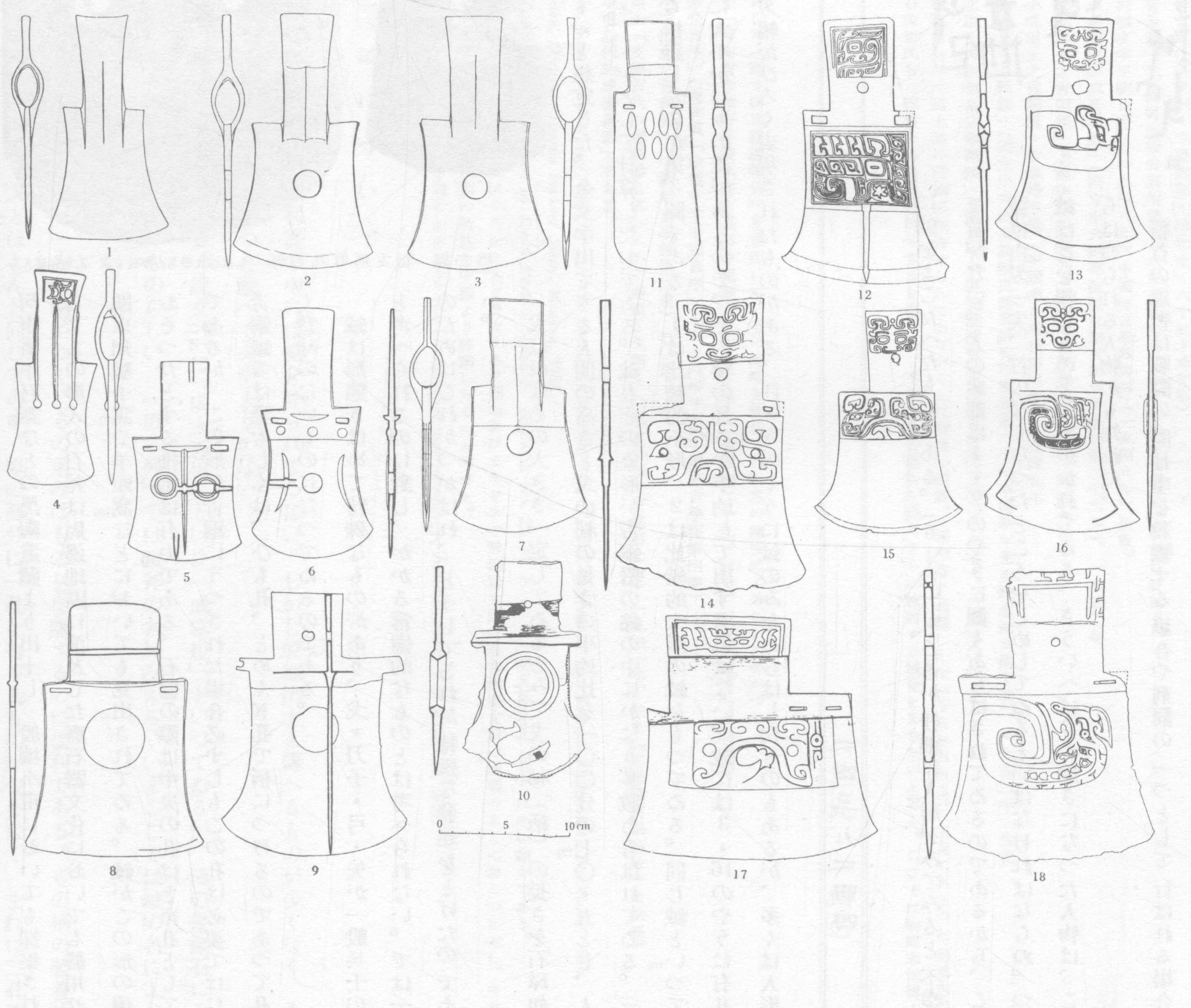

青銅鉞聚成

挿圖番號	人文科學研究所考古資料番號	全長	刃幅	銎	孔	備考	所藏者
1	817	17.0	9.0	○	×	綠鏽ある褐銅色。	北京　陸懋德氏
2	817	19.5	10.5	○	○	〃	北京　陸懋德氏
3	2811	19.4	10.6	○	○	褐銅色、一部分にきはめてうすき綠衣。	京都大學 人文科學研究所
4	4257	16.2	6.5	○	×	〃	奉天博物館
5	1453	15.2	8.7	×	○○	暗綠銅色を呈す。	東京　武内金平氏
6	822	19.0	9.0	×	○		北京　陸懋德氏
7	6690	17.3	10.2	○	○	綠鏽にておほはる、銎部に木目のこる。	大阪　江口治郎氏
8	6563	19.5	13.7	×	○	刃部にあらい布目あり。	京都　藤井有鄰館
9	2088	20.3	14.2	×	○		京都 貴志彌三郎氏將來
10	821	16.6	現(9.4)	×	○	綠鏽あつし。河南出土をつたふ。	北京　陸懋德氏
11	2087	19.4	6.7	×	×	刃の部分雷文狀壓痕附着	東京　國立博物館
12	1451—1452	20.3	12.9	×	×		東京　武内金平氏
13	3161	18.5	12.2	×	×		葦屋　黒川幸七氏
14	2082	22.2	14.5	×	×		京都 貴志彌三郎氏將來
15	2207—2208	17.0	11.3	×	×		〃
16	6689	17.8	12.0	×	×	もともと刃の傾斜せること明らかなり。	大阪　江口治郎氏
17	6302	18.7	19.7	×	×	銅鏽はなはだし。	東京　國立博物館
18	2081	22.2	16.6	×	×		東京　國立博物館

小屯C區北組墓葬の排列　(集刊23. 石璋如氏論文による)

行列	1			2			3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	總計			
墓類	人馬墓			鹹墓	獸坑		鹹墓	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃				
現存墓數	1			12	1		9	8	11	8	10	1	5	3	6	4	79			
人牲數	人 1	馬 1	犬 2	56	羊 3	犬 3	52	37	66	21	82	3	9	3	33	15	人 378	馬 1	犬 5	羊 3

小屯C區中組墓葬の排列　(集刊23. 石璋如氏論文による)

行列	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		13			14		15			總計
墓類	單人墓	鹹墓	鹹墓	鹹墓	鹹墓	車坑	三人墓	三人墓	五人墓	五人墓	車坑	跪負銅器墓	五人墓	跪墓	車坑	五人墓	童墓	五人墓	羊坑	殉狗墓	隨器墓	
墓數	1	7	8	2	1	1	5	4	1	1	3	1	1	2	1	1	2	1	1	1	2	47
人數	1	39	45	8	3	3	18	12	5	5	9	7		10			20		9羊	13		198

86墓の東邊の一人の如く、頭上に一個の蚌花、その兩邊に各一個の蚌圓泡をおいたものがある。石氏は一二五人の埋葬中四つの階級を考へM86墓のそれを最高のものとし、もつとも數の多い斷頭のものを「隨車的步卒」としたのである。

かかる特殊な埋葬例のもつとも大がかりのものは侯家莊における大墓で見出された。その報告は未だ明らかにされてゐないが『總報告』によつて梅原博士がこれを紹介[16]しておられる。侯家莊一五〇〇大墓にもみられるが、ことに眼をひくのは第一五五〇大墓であつて、同博士の記述によると

「此の墓の平面は長方形をして、その墓室の面積は二百卅五メートルあり、地表下九・五メートルで槨室中部に朽木の形迹を認め、十・九メートルにして槨底

一四五～一四六

に至るとある。第一〇〇一墓と同じく室の底部には中央と四隅とに各一個の小殉葬坑が穿たれてゐて、うちに一人或は一人一獸の遺骸を存したのみならず、本墓室では四方にある墓道中のそれの室に近い所に、毎列十個の人頭骨を數列に並べ置いた原形をとどめて居り、更に槨の頂部の上にも祭祀の犧牲腿骨が見出されて、當時殉葬の風の盛であつたことを如實に物語るものがあつた」

とある。しかしかかる大墓に對して侯家莊の小規模な墓葬においても頭蓋を欠いた肢體骨や、また逆に肢體のない頭骨を埋葬したものが總報告にみえてゐて[17]、かかる風習が決して稀有の例でないことがわかるのである。

かかる殉葬の例は一九五〇年行はれた中國科學院の殷墟の發掘でも見出された。郭寶鈞氏の指揮のもとに武官村北方地區で大小二百餘個の試掘坑が穿たれた結果、整然と配列された殉葬坑二十三個と大墓一基が發見された。殉葬坑からは合計二百體ほどの無頭人骨が出土した。大墓の墓室は東西十二米・南北十四米・中心部の深さ八米以上で室の南北に各々羨道が通じてゐる。墓室の南半地表下三米のところから青銅製の戈、多數の石刻片、殉葬者の頭骨、小兒の遺骸などが出土した。さらにほりすすむと地表下四・二米のあたりに木槨の上邊があらはれ、それとほぼ同じ高さの層位から殉葬人骨三十四體、獸骨十五、六體、各種の青銅器、玉器、石製裝飾品、骨などが發見された。木槨は長方形をなし、東西五米餘、南北六米餘、深さ二・八米の大さで現地表から槨底までの深さは七・二米ほどである。槨底の中心部には深さ一・二米の小殉葬坑が穿たれてゐる。北の羨道の北端に馬葬坑が「品」の字形に並び中から合計十六體の馬骨が出土した。東西二馬坑の間に人葬坑があり、蹲つた二人物の遺骸の痕跡と銅戈頭一、鈴一が發見された。南の羨道は民間の墓地の下になつてゐて完全な調査はできなかつたが、ここでも殉葬人骨一體、馬骨數體、犬骨一體などが發見されたといふ。（關野雄氏「中國科學院の考古學活動」中國研究一四による）　註 挿圖1、2參照。

かかる殉葬の儀禮が墓葬にあたつて一般化してゐることから、この際の刄器として當然考へられるのは先にのべた青銅鉞である。もともとの形は、有孔石斧にうけたにせよ刄の廣い長大な形式、饕餮、夔龍などを配した儀器的な形式への發展はかかる儀禮をのぞいては考へられぬであらう。

以上のべたやうに鉞は有孔石斧がそのもともとの形式であり、斬首の儀禮はそれを特殊な發達へと導いたと考へられるのであるが、以上の鉞の外に殷墟發墟とつたへる[18]小形の有銎の斧鉞があるのである。おほむね一二—一三センチ、比較的粗末なつくりで、長方形の刄身と銎と銎につく內の部分は瘤狀の突起から成つてゐる。刄身はきはめて薄手、その上に横

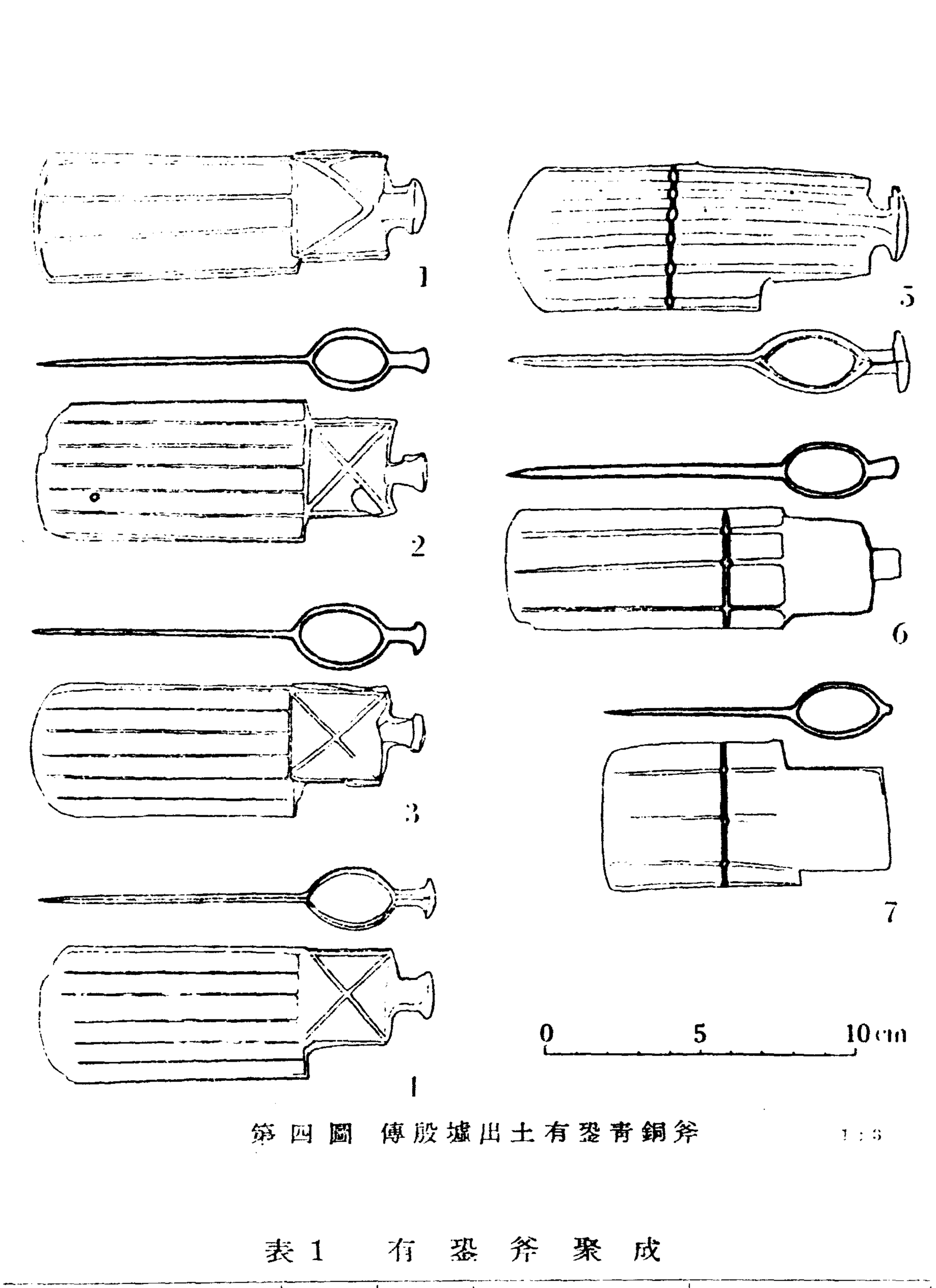

第四圖　傳殷墟出土有銎青銅斧　1:3

表1　有銎斧聚成

挿圖番號	人文科學研究所考古資料番號	全長	刄幅	備考	所藏者
1	6559	12.6	4.2	放し布。布目附。	京都　藤井有隣館
2	6559	12.6	4.4	鑄放し。銎部木質部のこる。	〃
3	6559	12.7	4.5	〃	〃
4	6692	12.7	4.4	銎部木目をのこす	大阪　江口治郎氏
5	2822	12.8	4.7		京都貴志彌三郎將來
6	4489	12.7	3.8		〃
7	4489	9.2	4.8		〃

一四七～一四八

線の隆起線がある。銎の部分に十字にかかつた隆起線はおそらく柄にかけたひもをかたどつたもので、小屯E16坑出土の銅戈[19]と同じ意匠に出るものである。これは先にのべた鉞と區別して斧といつた方がよいであらう。先端は磨研し、これはこれとしての使用にたえうるものであり、決して實用品の仿製と稱すべきものではない。正式に發掘された例が紹介されてゐないが、將來注意するに足るのである。

鉞といつても第九圖4・11のやうに無孔の刄幅のせまいものがある。「戉大斧也」といふ說文の語法にしたがへばこれなどは斧と呼ぶ方がよいかも知れない。4は有銎であり、11は無銎である。ところがここで注意すべきことは綏遠地區で4の形に近い有銎斧が發見されてゐることである。（第五圖）1は江上波夫・水野清一兩教授の大同購入品、2は江上教授の歸化城（綏遠）購入品である。1とともに有銎の粗製の青銅戈がもたらされており、その黑色のさびなどから考へて綏遠地區の發見品とみるべきである。カールグレン教授はオルドスならびに綏遠發見と稱する青銅戈を紹介[20]してゐる。オルドスのものは殷墟の有銎戈の仿製の感があり、また綏遠出土と稱するものも同じく有銎、銎は圓柱狀で內の方形なることやはり殷墟の青銎戈のおもむきをそなへてゐる。河南濬縣出土の戈では有銎の形式はほとんど姿をけし、また胡の部分が長くのびてくるので、以上の綏遠＝オルドス青銅利器は殷代に平行するか、近い時代の所產と考へられ、殷墟と綏遠＝オルドスとの交渉が考へられるのである。

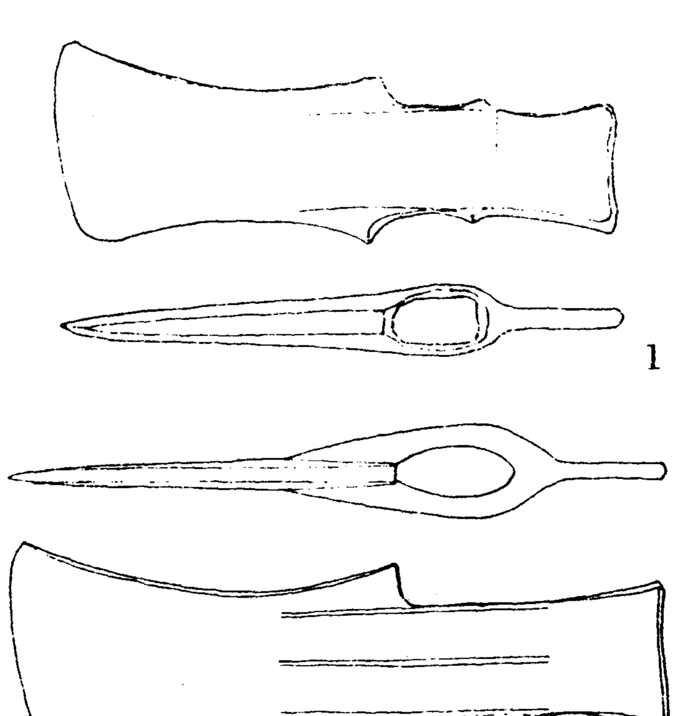

第五圖　綏遠北支那出土有銎青銅斧（A）1:3
1、大同購入品（東京大學考古學教室藏）
2、綏遠購入品（東京國立博物館藏）

ところがここにもう一つの問題がある。それは有銎の青銅斧で北支那發見と稱する所屬不明の一群があるのである。

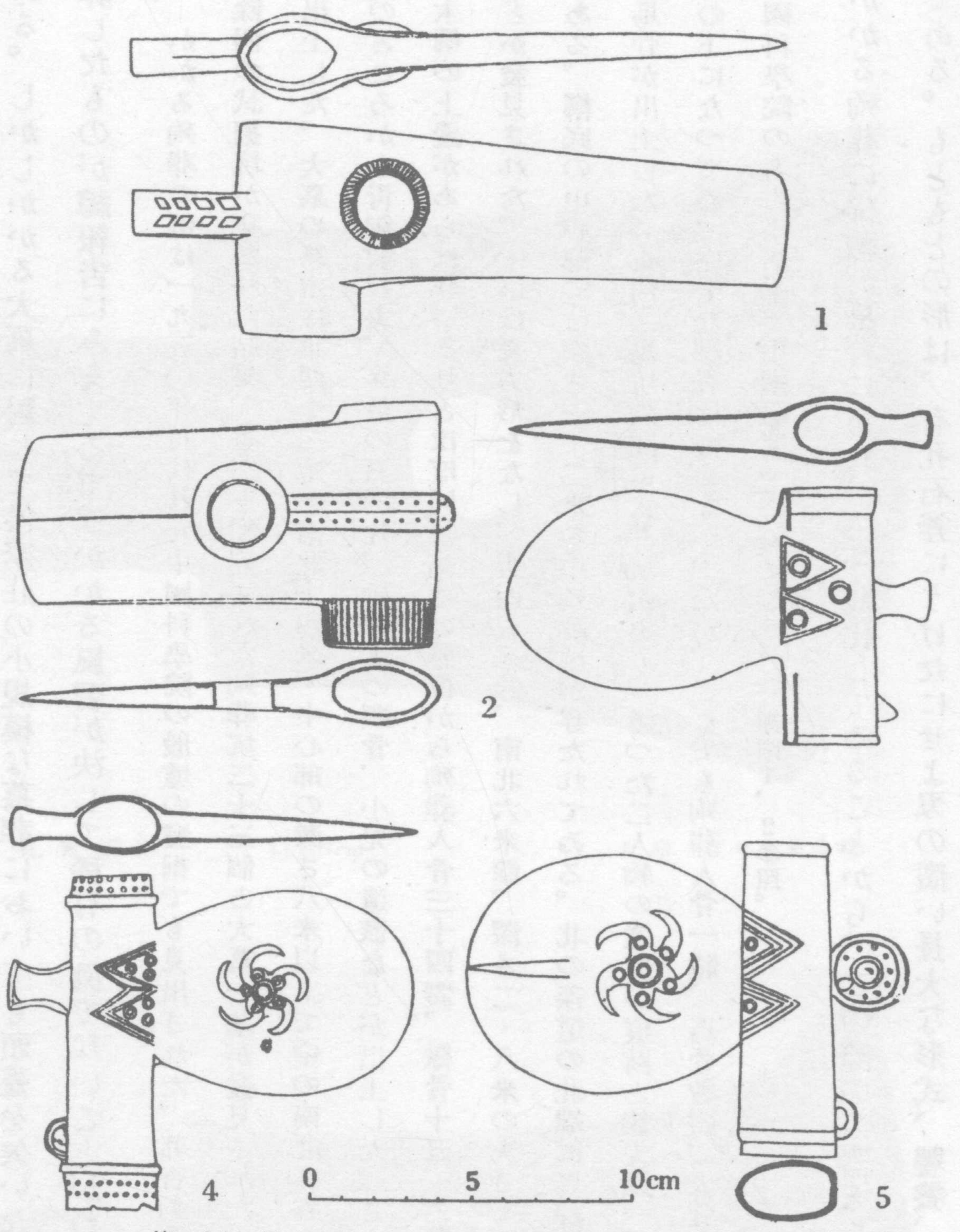

第六圖　綏遠・北支那出土有銎青銅斧　(B) 3:1

表2　有銎青銅斧(B)聚成

挿圖番號	人文科學研究所考古資料番號	全長	銎部長	刃幅	備考	所藏者
1	818	20.5	6.8	3.6		北京　陸懋德氏
2	583	13.7	8.2	5.1	銅質よからず。銅質かたし	〃
3	583	13.2	8.1	6.2	〃	〃
4	6558	12.7	10.5	9.4	裏面巴文なし	京都　藤井有鄰館
5	6303	13.7	9.8	7.5		東京　國立博物館

(第六圖)これには一は長方形の刃身をもつもの(1・2)と一は橢圓形の刃をもつもの(3—5)がある。1は斧身がながく、銎の一方に突起がある。2は斧身に圓孔のある點、有孔石斧のおもむきがある。またユーモルフォプーロス氏[21]およびストックホルム極東考古博物館所藏[22]の有銎斧は斧身に圓孔のあるものがある。殷墟出土を傳へる青銅有銎斧(第四圖)と相似たおもむきがある。第二は長い圓柱狀の銎に橢圓形の斧身を附したもので、銎には瘤狀の突起または圓圈を附し、其の基部に

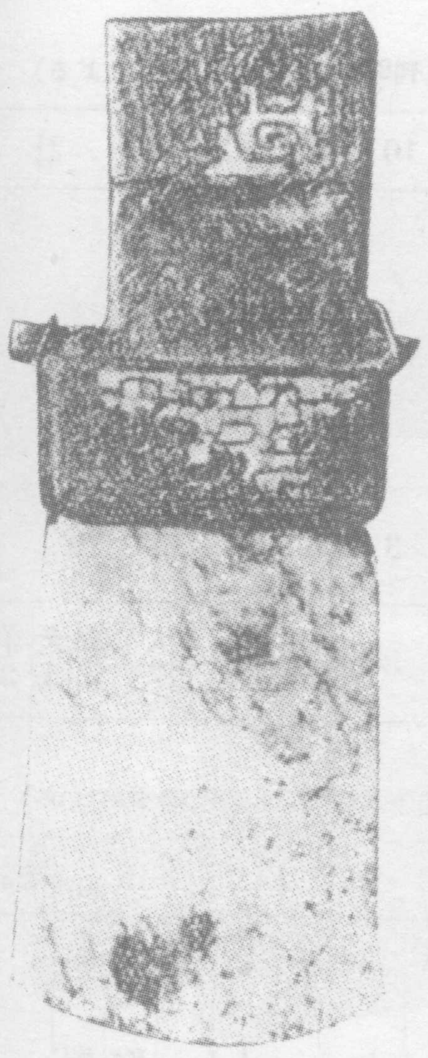

第七圖　玉　鉞
ダヴィッド・ワイル氏藏

有孔の耳がつく。斧身には圓圈または海星狀の文樣があり、銎部には鋸齒文があり、その間に珠文を配する。4・5は割に精巧なつくりであるが、3はやや粗末である。この形式のものでダヴィッド・ワイル氏(David Weil)藏のものに動物裝飾[23]を附けたものがあり、またストックホルム博物館に斧身に動物の陰刻[24]のあるものがある。

この形式で刃の部分が戈の形をした「一星戉」「三星戉」といふものを善齋吉金圖にのせてゐる。さて以上の斧をアンダーソン氏にオルドス・ブロンズとして紹介し、張家口蒙古文化研究所に刃部圓形のものが保存せられ、[25] ほぼ中國西北地區にその分布圖があるやうにみえる。さてこの時代であるが「善齋吉金錄」には刃部橢圓形のもので、「且日乙戉」といふのをのせてゐるが、銘は保證しがたい。殷文存の中に圓形の鉞が出てくるし、これを殷代のものと考へるものもあるやうであるが、その戉のチューブ狀の發達は殷代銅利器にみられず、むしろ周以後にみられること。又その動物の刻文表現からみて、周代後期に動物裝飾文をもつた有銎の戈(第二圖4)が中國にみられること。またチューブ狀の銎はミヌシンスク・タガール期の一般の傾向[26]と考へられることなどから考へて、綏遠=オルドス地區に殷以降つづいた青銅器文化が、特殊化したものと考へられるのである。今にはかにその年代を決定出來ないが、この際「一星戉」「三星戉」は中國の戈(たとへば第一圖4)との併行關係は考へられはしないか。ヤンセー教授[27](Olov. Jausé)はヨーロッパ・ハルシュタット期(Hallstadt)の影響を考へてゐるが、必ずしもそう考へる必要はあるまいと思ふ。

鉞にはその玉製品がある。ダヴィッド・ワイル氏所藏のものは、青銅の內の文樣帶に嵌石で饕餮文をあらはし、刃の部分は玉で青銅の台にはめこめてゐる。[28] 第九圖でいへば11—15の玉製品化といへるであらう。また玉でそのままうつしたものがみられる。[29] 第七・八圖及び青銅器銘文中第三圖15のやうに一孔あり、刃身の兩側に數條の突起のあるものがある。從來「玉戚」「玉圭」とよばれたものである。[30] 李濟教授によればE16坑や侯家莊一〇〇一大墓[31]などから出土してゐる。この數條の隆起は青銅鉞の文樣帶の隆起を示したものであらうか。玉鉞はいふまでもなく鉞の寶器化といつて差支へないであらう。

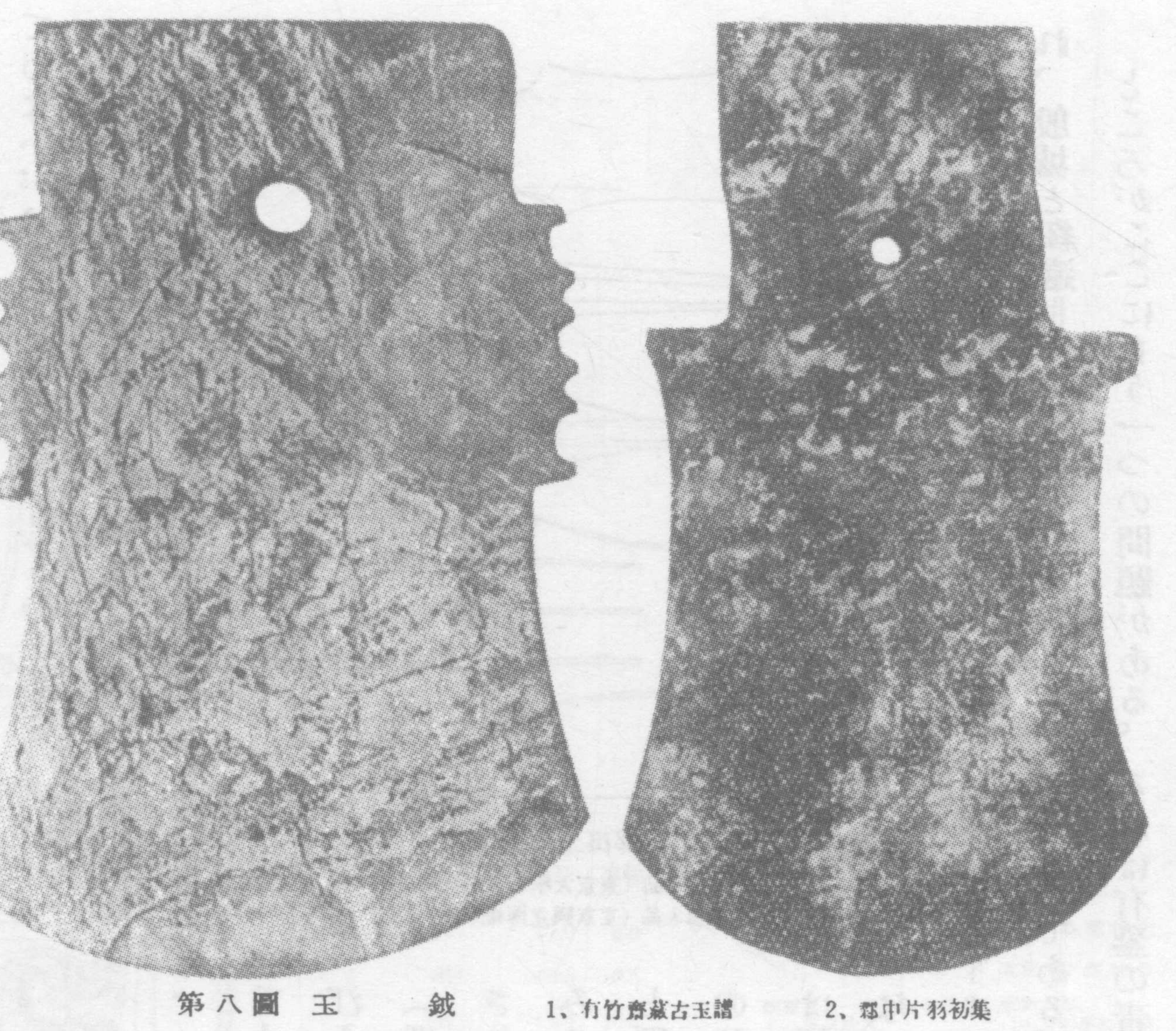

第八圖　玉　鉞　1、有竹齋藏古玉譜　2、鄴中片羽初集

註
(1) 山東省肥城縣孝堂山畫像石西壁下層、關野貞「支那山東省に於ける漢代墳墓表飾附圖」第十六圖。
E. Chavannes, *Mission archéologique dans la Chine septentrionale*, Planche, Pl. XXVIII. Paris, 1909.

(2) 唐六典武庫令卷十六
鉞斧、石氏星經曰、天鉞一星、在井旁、輿服志曰、鉞黃帝所造、塗以黃金、行則載以車、可以斬戮、傳云、湯伐昆吾、躬把大鉞、武王入商國、周公把大鉞、畢公把小鉞、以夾王、以鉄爲之。六韜云、武王軍中有大柯斧、刃廣八寸、重八斤、名爲天鉞、卽今之大鉞也、魏晉巳來上公親征猶假其器

(3) B. Karlgren, *Some New Bronzes in the Museum of Far Eastern Antiquities* (Bulletin, No. 17, M. F. E. A.) Stockholm, 1945.

(4) 「濬縣彝器」(河南通志文物志吉金編上)北京　一九三七年。
李濟「豫北出土青銅勾兵分類圖解」圖版三・四

(5) 傅斯年、李濟、董作賓、梁思永、吳金鼎、郭寶鈞、劉嶼霞『城子崖』(山東歷城縣龍山鎭之黑陶文化遺址)中國考古報告集之一、南京一九三四年。圖版三十五。

(6) 國立中央研究院の發掘。南京歷史語言研究所舊藏。岡田芳三郎氏の教示による。

(7) J. G. Anderson, *Prehistoric sites in Honan* (Bulletin, No. 19, M. F. E. A.) Stockholm, 1947, Pl. 121—126.

(8) 李濟「殷墟有刃石器圖說」圖版六・七・八

(9) 濱田耕作「貔子窩」—南滿洲碧流河畔の先史時代遺跡—(東方考古學叢刊第一册)一九二九年。圖版第一九。

(10) 金關丈夫・三宅宗悅・水野清一「羊頭窪」—關東州旅順鳩灣內における先史遺蹟—(東方考古學叢刊乙種第三册)一九四二年。圖版一二。

(11) 林泰輔博士は支那古玉に見える斧・戚が有孔石斧の形を玉にうつしたものとし、濱田耕作博士は戚璧にもこの見解を及ぼし、銅斧の類も有孔石斧の系統をうけたものとされた。林泰輔「支那上代の石器玉器より見た漢民族」(『史學雜誌』第三十篇第七・八號)、濱田耕作博士「支那古玉概說」(『有竹齋古玉譜』所藏)「戚璧考」(『東洋美術史研究』所收)、梅原末治博士「支那古代の銅利器に就いて」(『支那考古學論攷』所收)四四頁。

(12) 石璋如「小屯殷代的成套的兵器」六二頁。

(13) いま次に鉞の銘をもつ器とその出典をかかげる。

	器	出典
1、	爵	三代吉金文存
2、	觚	〃
3、	鼎	尊古齋所見吉金圖錄
4、	爵	三代吉金文存
5、	鼎	貞松堂吉金圖
6、	鼎	頌齋吉金續錄
7、	尊	善齋彝器圖錄
8、	爵	三代吉金文存
9、	爵	〃
10、	鼎	善齋吉金錄
11、	觚	〃
12、	爵	三代吉金文存
13、	爵	三代吉金文存
14、	觚	〃
15、	彝	〃
16、	彝	〃

橫鉞殺頭形記號の下に父祖の名をそえたものがある。いま『三代吉金文存』によつて器と銘を整理すると次の如くなる。

父口銘ナシ	父乙	父丁	父己	父辛	且癸
觚	鼎	盉	鼎	鼎	爵
爵	盉	蓋		觚	
	鉞				

(14) 石璋如「殷墟最近之重要發現、附論小屯地層」(中國考古學報第二册)六五頁。

(15) 石璋如「小屯C區墓葬群」(中央研究院歷史語研究所集刊第二十三本、傅斯年先生紀念論文集下册)台北　一九五二年。

(16) 石璋如「殷墟最近之重要發現附論小屯地層後記」(中國考古學報第四册)に「現在僅把這些墓葬認爲是建築物落成典禮的犧牲品」といつてゐる。

(17) 梅原末治博士「河南省彰德府外侯家莊古墓群の概觀」(寶雲二九)
前論文に頭蓋をかいた肢體骨やまた逆に肢體のない頭蓋を埋葬した小墓について「國立中央研究院總報告」を要約した梅原教授の記述がある。參考のため煩をいとはず左に引用する。

1 南北の主軸の長さ二・三米、幅一・二米、底深約四・七米の稍々深いもので、その主軸は北から東に十度偏してゐる。うちに葬置せられた遺骸は頭蓋を缺いた肢體骨のみであるが、而も副葬品として銅刀・銅戚・砂岩製磨石などが存した。この種の墓は第一次の調査期間に見出されたもの五座の多きを數へたとある。

2 前者と相似て稍々小形の墓壙（南北長約二米、幅〇・八米、底深四・三米）に同じく肢體骨のみを埋めて、副葬品を缺くもの。これまた單なる一例でないことが、その墓壙の大さを擧げた下に「間有較大及較小者」と注記してゐることから察せられる。

3 墓壙がほぼ方形で而も南北の長約一米、東西約〇・九米、底深地表面下約三米と云ふ割合に小さなうちに、今度は肢體のない頭骨十個を整然と排列埋葬したもの。この種の墓は第一次の發掘に六座を數へたが、內一座を除いた外には副葬品はなかつたとある。

4 主軸の長二・〇米、幅〇・九米、底深四・一米の南北に長い墓壙內に頭蓋骨のない肢體骨を埋め、副葬するに大銅刀九口を以てしてゐたもの。本墓は遺物の項の記載からすると發掘者の第一三五五號墓と呼ぶものに相當する樣に思はれる。

5 これは前者よりもやや主軸の短い同式の墓壙內に同樣な無頭の遺骸を葬つたものである。本墓では銅戈十個が副葬せられてあつた。

6 次のものと共に第三次の發掘に於ける所見で、その墓壙は南北の長約〇・九米、東西約一米の方形をなし、地表下二・三米の壙底に(3)同樣肢體のない人頭十個を埋葬、副へるに銅製の小鈴十個即ち頭蓋一に鈴一を以てしたもの。

7 前者同樣また頭蓋のみを埋葬した墓壙であつて、擧げられてゐる規模また前者に等しい。然し副葬品を缺く。その頭骨の數が二十七個から三十九個に至るとある所からすると、これも亦數例あつたことが自ら推されるのである。

(18) 梅原末治博士「河南安陽遺寶」圖版一八・5・6・7
B. Karlgren, *Some Weapons and Tools of the Yin Dynasty* (Bulletin, No. 17, M. F. E. A.) 1945, Pl. No. 23—34.
『冠斝樓吉金圖』卷中五〇。

(19) 李濟「記小屯出土之靑銅器」（中國考古學報第四册）Pl. XXVII, No. 57.
この形のものは『巖窟吉金圖錄』卷下三五にも收められてゐる。

(20) B. Karlgen, *ibid.*, Pl. 35, No. 204, 205.

(21) W. P. Yetts, *The Eumorfopoulos Collection*, Vol. 1, London 1929, A 145, A 146.

(22) O. Jansé, *Quelques Antiquités chinoise d'un caractère Hallstattien* (BMFEA No. 2) 1930, Pl. III. J. G. Andersson, *Hunting Magic in the Animal Style* (BMFEA No. 4) Pl. V. 5. J. G. Andersson, *Selected Ordos Bronze* (BMFEA No. 5).

(23) O. Jansé, *ibid.*, Pl. III, 3.

(24) J. G. Andersson, *Hunting Magic in the Animal Style.*

(25) 京都大學人文科學研究所考古資料五四〇七の寫眞による。

(26) S. V. Kiselev, *ibid.*, p. 241.

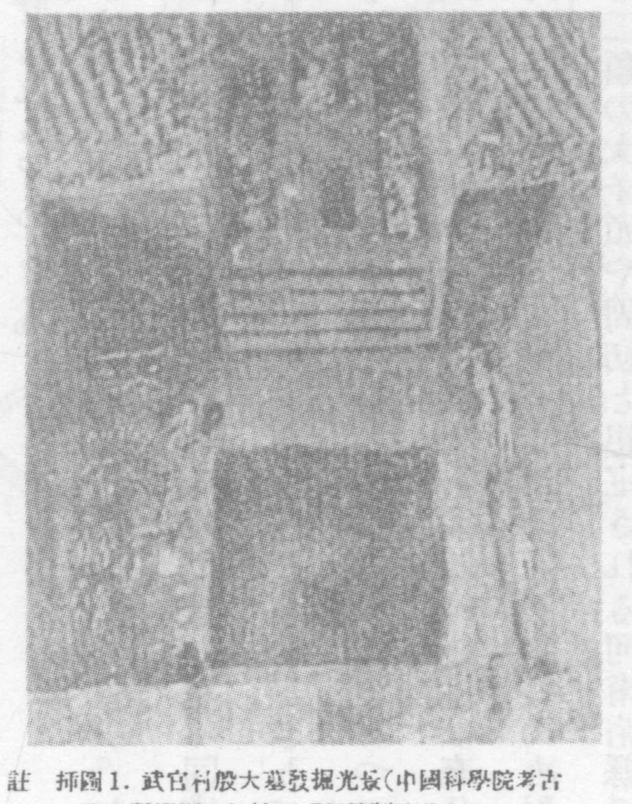

註 挿圖1. 武官村殷大墓發掘光景（中國科學院考古研究所撮影—郭沫若『奴隷制時代』による）

(27) O. Jansé, *ibid.*

(28) 歐米蒐儲『支那古銅精華』七・九一。

(29) 『鄴中片羽』初集卷下一五

(30) 『古玉圖攷』には有孔石斧形のものを「鎭圭」としてのせてゐる。或はよこに鋸齒狀の突起を有してゐる。 濱田耕作博士『有竹齋藏古玉譜』「支那古玉概說」一五頁。

(31) 李濟「殷墟有刃石器圖說」圖版八。安陽出土とつたへる玉戈、玉戉について左を參照。
梅原博士「安陽出土と傳へる二三の玉援の戈について」（『河南安陽遺物の研究』所收）

三、矛について

戈、鉞がたたきることがその機能であるならば、矛はおしてつく刺兵である。

矛の字は靑銅戈の內に◆の銘のあるものがあつて、董作賓氏はこれを矛とよんでゐる。[1] 甲骨文では「矛」の字は明らかでない。小屯では第三次の發掘で橫十三丙區より二本、[2] 第四次ではE16圓坑より二本出土してゐる。[3] 侯家莊の發掘では第一〇〇一號大墓から「大矛頭」が出土したとあるが、[4] いまだ詳細な報告はない。しかし殷墟ものとして知られる銅矛の類は少くない。『鄴中片羽』その他にものせてゐるが、いま人文科學研究所に實測圖のある殷代と推定される銅矛の類を紹介することにする。（第一四圖）

さて銅矛は大きくいつて二類にわかつことが出來よう。一類は柄がみねとなつて、きつさきまでとほつてゐるものである。柄は中空となり、中に木をさしこんだもので、今木片をのこしてゐるものがある。柄の基部には二つの耳がとりつけられてゐる（第一四圖 1—5）E16坑出土の銅矛はいはばこの形式であるが基部に饕餮の文樣帶がある（第一〇圖 1）。藤井有隣館所藏の一器で鋒のもとがまきかへつてまだ心葉形になりきらぬものがあるが、[5] これは第二類への移行を示すものであらうか。第

註 挿圖2. 武官村殉葬坑（Wkm19）の無頭遺骸

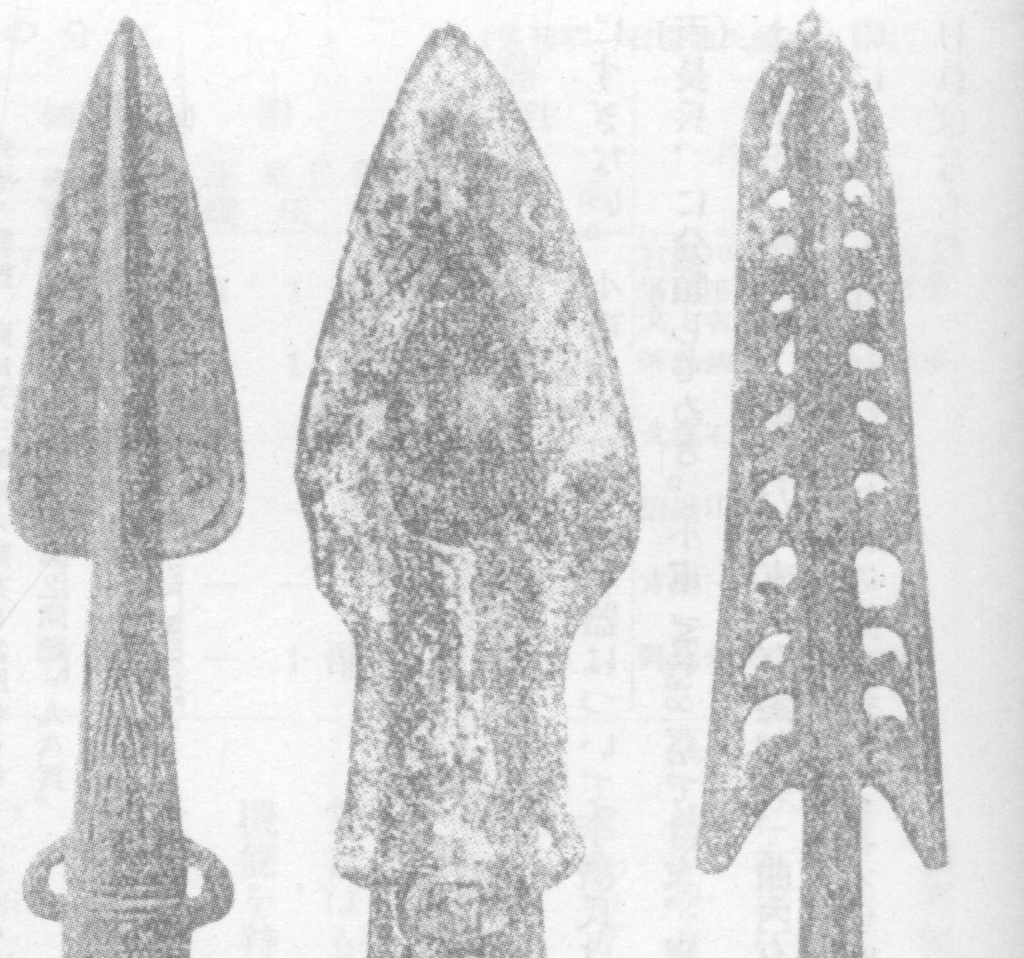

第一〇圖 靑銅矛三種
1、小屯E16坑出土 2、鄴中片羽 3、河南濬縣墓一出土

二類は鋒の部分から刃が柄の双方にひれ狀にのびたものである。13・14ではいまだ耳の痕跡をのこしてゐるが、9—11ではもう耳といふ意識はなく、ひれのねもとに穿孔した感じである。鋒は扁平、鋒と柄との間には心葉形のくぼみがある。15はこの形式で特大のもので「大矛頭」とでも稱すべきもの、『鄴中片羽』第二集卷下には基部に亞字形の記號のあるものをのせてゐる。さていま一類と二類とを比較すると、二類が一類を基本として發展した形式であることはあきらかである。一類の銅矛は銅の扁平な鋒部に木の柄を附したところから導かれる形であつて、世界各地靑銅器時代靑銅矛の完成したポピュラーな形にほかならない。

しかし二類は柄はみねとなつて鋒までとほらずその部分が心葉形としてくぼみ、柄の基部の双耳もひれの中にふくまれてしまふのである。7はひれをかくけれども鋒が扁平で第二類の成立してからの形かも知れない。

第二類では13・14のやうに第一類からの變遷を辿りうるもの、15のやうに特大のもの、9—12のやうに耳がひれの穿孔としてかはつてしまひ、柄の上に記號を附するものの外に12のごときものがある。前三者がきはめて堅緻、刃の周緣をとぎあげて、實用に充分にたえるのに對し、これは薄手、きはめてもろく、銎も扁平小形であり、實用的な機能をかいてゐるといはなければならぬ。分析の結果[6]によると銅七三・九四に對して錫わづかに〇・一二であり、そのかはりに鉛は一六

・九二をふくみ、鉛をもつて錫にかへたこと明らかである。この成分は戈の扁平なものにもみられるところで、實際の使用にたえがたい。これは墓葬において明器として製作せられ、實物にかへたと解する外はない。いまこの形をみると柄が半ばでとどまる點、鋒の扁平な點、第二類の銅矛をうつしたものであることはうたがひない。

第二類の銅矛は獨特な方向へ、發展するわけであるが、河南濬縣[7]では第一〇圖3の如き形式の銅矛が出土してゐる。第一四圖16はこの形式のものであるが、鋒は比較的薄手で長くかへりをもつており、鋒部に隨所にすかしがある。表裏ことなり、裏部に耳がついてゐる。この形式は第三類から生れたものであらうが、一つの飛躍がある。この形式は周初のものとしてほぼあやまりなからう。

戈、鉞に玉製品があるやうに、矛にも玉製の矛がある[8]（第一一圖）。玉製の鋒部と靑銅製の柄の組合せからなるが、靑銅の柄には

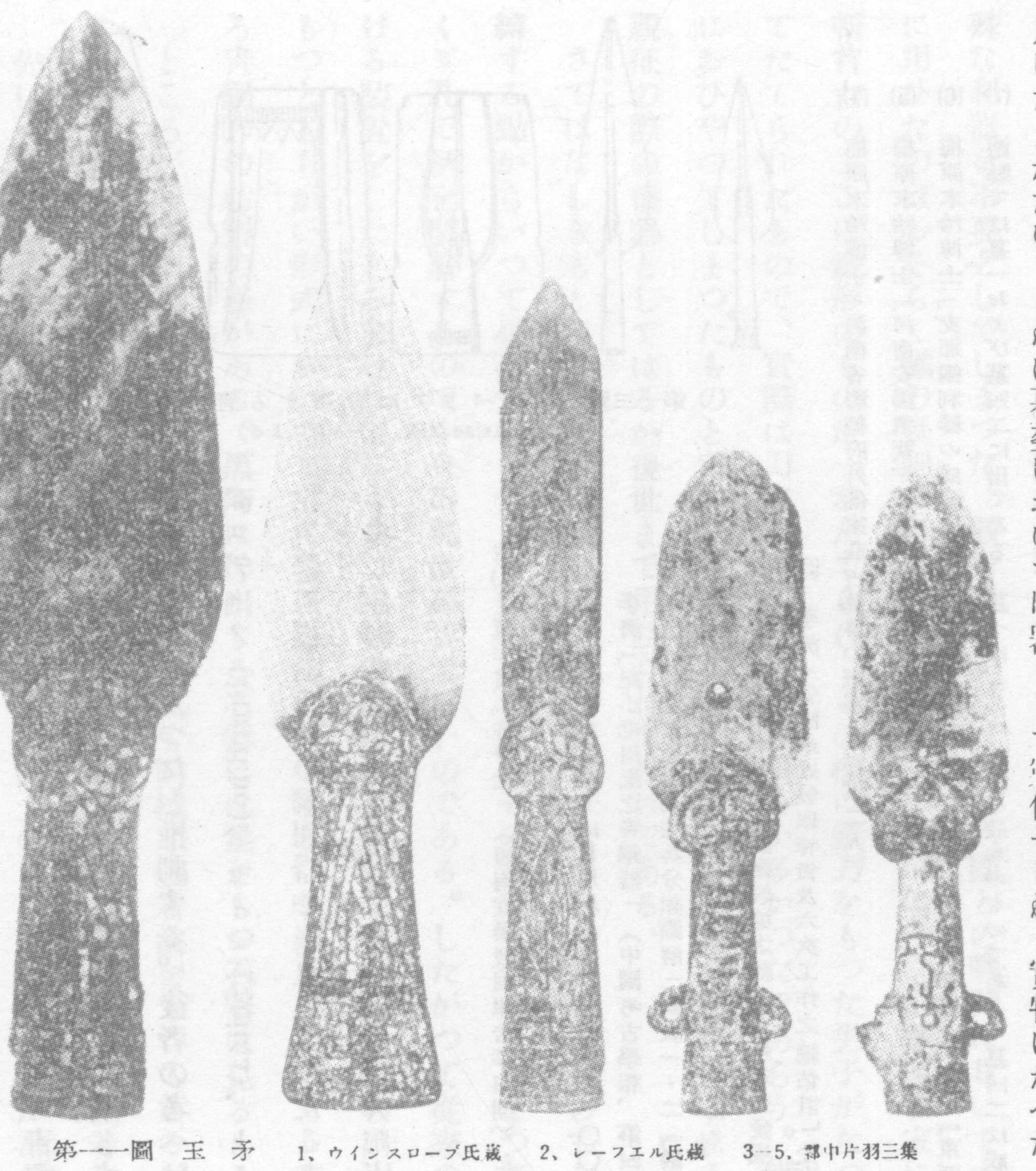

第一一圖 玉矛 1、ウインスロープ氏藏 2、レーフエル氏藏 3—5、鄴中片羽三集

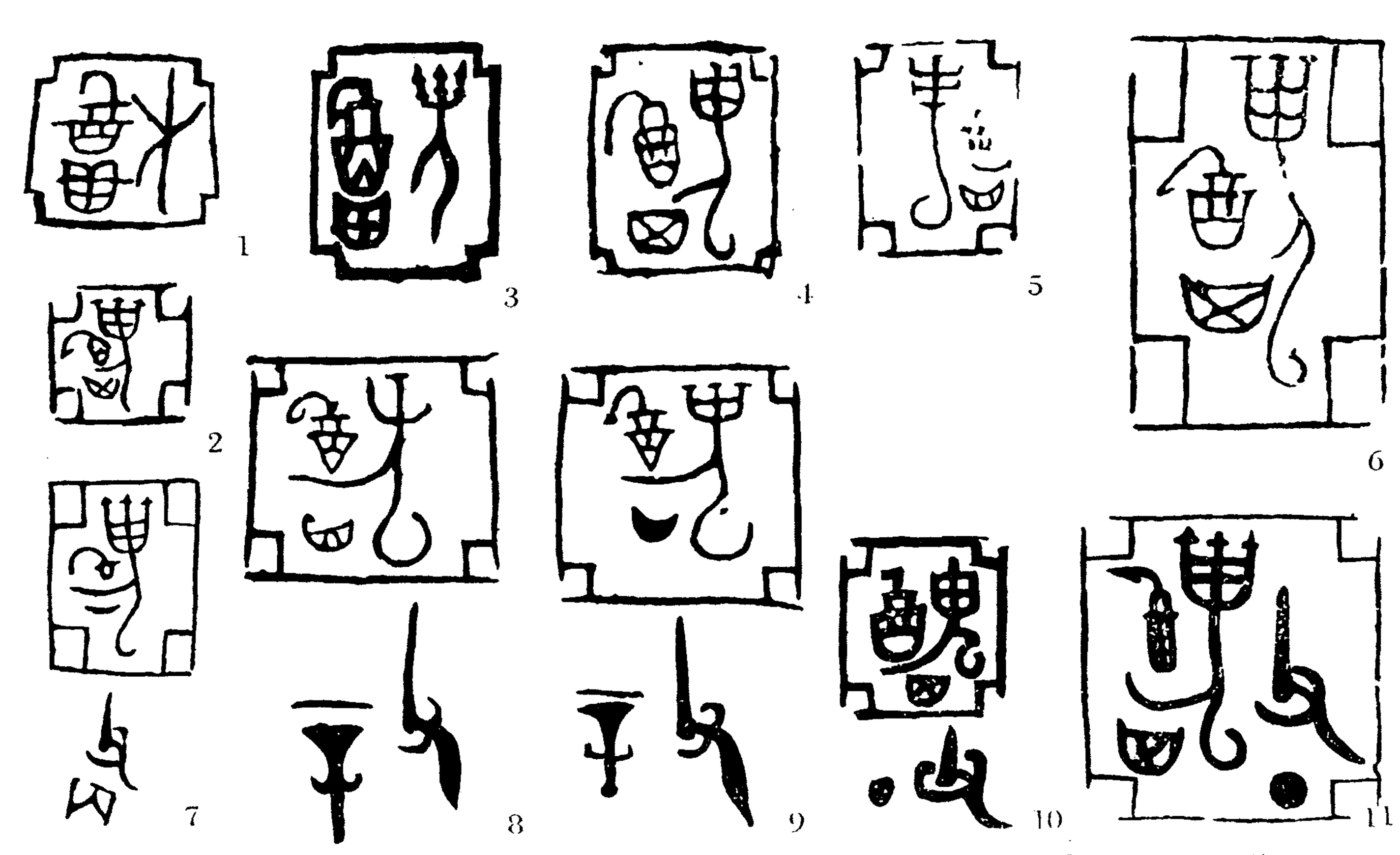

第一二圖　青銅器・青銅利器にあらはれた亞醜銘　（1. 青銅矛　2—11. 青銅器）

綠松石をちりばめたゴージャスなものがある。玉の鋒をささえるのは心葉形のつくり出しで、銅矛でいへば心葉形のくぼみが想起される。4、5は柄に双耳を有する點は銅矛でいへば第一四圖7のおもむきがある。しかし双耳はおほむね省略に從つてゐる。玉鋒の形、心葉形のつくり出しから考へて第一類よりも第二類の銅矛のうつしと想定する。これはもとより寶器的儀禮的なものである。

實用的な銅矛はさらに實用不可能な明器的なものと寶器的、儀禮的な玉矛とを生んだ。明器は實用品にくらべて、つくりも質も粗惡であつて價値も低いものであつたらう。墓葬の時實用品にかへてこれを副葬したものと想像される。これに對し寶器的なものは、その材料が玉であり、また綠松石でかざり、實用品をはるかにこえる價値があつたに相違ない。後出の形式と考へられる銅矛に實用品の外に、それ以外の特殊な機能をもつてゐるイミテーションがそれぞれの方向に分化してゐるのは注意を要することと思ふ。

さて二類のものの中に柄に青銅器と同じ銘を有するものが少くない。いまここにあげたのは亞字形の中に右に光の如き字（亞醜）を、左に酉と台の如きものを示したものである（第一二圖）。この銘を[9]青銅器の銘と比較すると、銅矛では光とみえるのは實は鬼字形を略したものであることがわかる。つまり鬼が酉をかかへてゐる形で、「醜」の字と解せられるであらう。

青銅容器にこの形の銘を有するものが少くなく、形の明らかなものでも、鼎、方鼎、觚、尊、段、爵、器蓋などがある。また此の銘に「父丙」「父辛」「父丁」の名のくみ合さつたものがある。これは「[亞醜]」その他のいはゆる氏族標識と全く同樣である。[10] いま「亞醜」の記號を有する器の一群を見ると鼎では目や耳の大きな饕餮が凸出したやり方で器全面をかざり、爵もその底が圓くカーヴして、李濟教授の報告した小屯出土の鼎や爵[11]とおもむきをことにする。むしろ後期形式であつて、殷終末期のものと考へられる。第二類の矛はこれらの表象の盛行した時期すなはち殷終末期の作品とする可能性は充分に考へられる。第一類、第二類ともに充分實用にたえるものがあり、戈の外に矛の隊があつたか、また門螯警備のため用ひられたか、いづれにせよ實際に用ひられたことが考へられる。しかし、第二類の大矛頭や周初と想定される河南濬縣の例はまさしく一種の儀飾もかねてゐたとみなければならぬ。

かうしてみると殷代の銅利器は基本の形式と考へられるものからいろいろの變異をうんだのである。

さて殷代の銅矛は第二類の方向へ發達したが、その基本形式は第一類であることは先程のべた。現在われわれは第一類の型以前のものを殷墟に於いて見出すことが出來ぬ。李濟氏が銅矛について「箭透矛尖」のものを早期とし、「箭止於柄」のものを晩期[12]としたのは、妥當である。E16坑より出土した銅矛はこの點古いタイプをもつてゐるといつて差支へない。

さて第一類の銅矛が殷墟における古いタイプとすると、この形は青銅矛としてすでに完整した形式である。[13] 中國において現在この段階までの銅矛の發展系列を見出すことが出來ない。黑陶文化期において石製の刺兵は見出すことを得ない。この形は金屬製の鋒を木製の柄につけるところにはじまるとすれば、現在殷の第一類以前のものについての知識は中國においてまつたくブランクである。この場合二つの場合が考へられるであらう。一つはこのブランクは現在の段階未だ調査せられないそれ以前の青銅文化期があり、ここで第一類矛以前の單純な形式が存在すると推測するのである。二つは現在未調査の領域は多いとしても中國において青銅器の文化が自生したと考へられない。したがつて青銅利器は外來と考へる。もし外來とすればある段階の銅利器たとへば銅矛では第一類位の形で入つたと推測する。後者の考へはマックス・レール氏が代表的である。[14] 彼はボロディノ（Borodino）、セイマ（Seima）、トムスク博物館藏の銅矛・斧の鎔范とならべて北アジア經由で他の銅利器とともに入つたことを考へてゐる。トムスク博物館の銅鎔范のうちに銅斧の鑄型がある。この問題は銅斧などの銅利器とともに將來再檢討を要するところである。

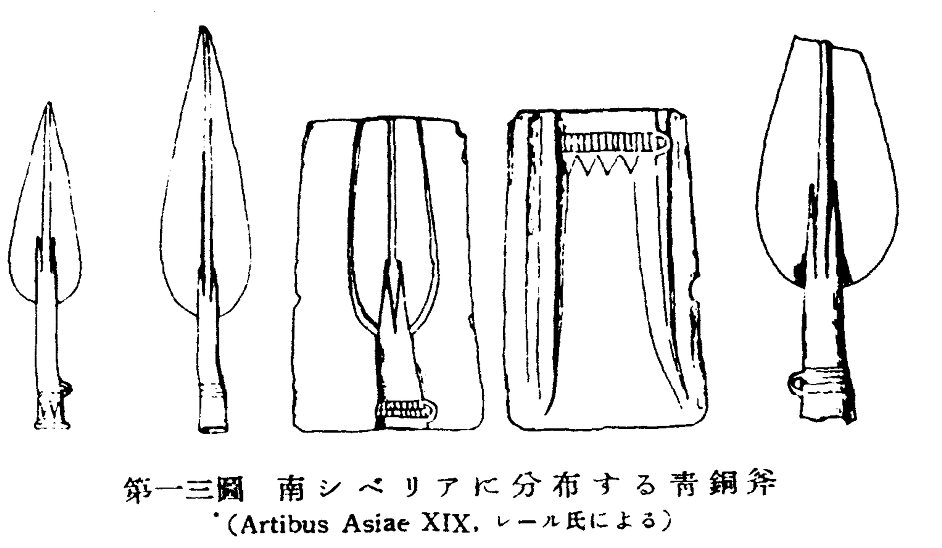

第一三圖　南シベリアに分布する青銅斧
（Artibus Asiae XIX. レール氏による）

註(1)　董作賓「帯矛説」（河南安陽發掘報告第四期）ただし甲骨文中「矛」とよんだものは、今では「屯」と釋してゐる。
[⸸]形の銘のある銅戈はE16坑の外、侯家莊第一〇〇四墓にも出てゐる。
李濟「記小屯出土之青銅器」（中國考古學報、第四册）挿圖三十五。
李濟「豫北出土青銅句兵分類圖解」圖版一・二『嚴窟吉金圖錄』卷下二一にこの銘をもつた有銎の戈がある。
梁上椿氏は董作賓氏にしたがつて矛と釋してゐる。

(2)　李濟「民國十八年秋發掘殷墟之經過及其重要發現」（安陽發掘報告第二期）

(3)　李濟「安陽最近發掘報告及六次工作之總估計」（安陽發掘報告第四期）

(4)　梅原末治博士「河南省彰德府外侯家莊古墓群の概觀」（寶雲二九）

(5)　梅原末治博士『河南安陽遺寶』圖版一八。

(6)　梅原末治博士「支那銅利器の成分に關する考古學的考察」（『東方學報』京都第十一册、『東亞考古學論攷』所收）

(7)　濬縣では墓一および墓四二に出てゐる。墓一はここにおける最大のものであり、墓四二は成周および晉の銘のある青銅戈がでてゐる。周初において差支へあるまいとおもはれる。（『濬縣彝器』三十一）

(8)　梅原末治博士『河南安陽遺寶』圖版第二十五。同博士『河南安陽遺物の研究』第二十七圖。
『鄴中片羽』初集卷下十三・十四

(9)　『鄴中片羽』第三集卷下十四
いまいはゆる「亞醜」の銘を有する銅器は左の圖錄を參照。

1、戈　第一四圖10	5、觚　武英殿彝器圖錄	9、蓋　夢鄣艸堂吉金圖
2、段　武英殿彝器圖錄	6、方鼎　〃	10、鼎　支那古銅精萃二
3、方鼎　〃	7、異形爵　尊古齋所見吉金圖錄	11、方鼎　善齋彝器圖錄
4、罍　善齋吉金圖錄	8、段　〃	

(10)　貝塚茂樹「殷代金文に見えた圖象文字[亞醜]に就いて」（東方學報京都第九册）一九三八年。

(11)　李濟「記小屯出土之青銅器」（中國考古學報第四册）、いはゆる「亞醜」銘を有する鼎、方鼎、段などの形式、文樣は、小屯出土のグループとことなる點が多い。小屯のものを殷墟盛時のものとすれば、この形式を殷墟終末期のものとすることが出來よう。この問題については本學報中別に收められた水野清一教授、岡田芳三郎氏の論文を參照せられることをのぞむ。

(12)　李濟「殷墟銅器五種及其相關之問題」九八頁。

(13)　李濟は前論文において、イギリス青銅矛發達の例をひいて説明してゐる。前著八七頁。

(14)　Max Loehr, *Ordos daggers and knives, new material, classification and chronology*, Artibus Asiae, Vol. XIX, 1/2, 1951.

四、結　　語

前二章において鉞と矛との二つの青銅利器について敍述をすすめて來た。しかしこれは殷代銅利器において一部分たるにすぎない。小屯に於ける銅利器について李濟氏は、これをI尖器、II端刀器、III邊刃器、VI雙刀器、(甲)句兵、(乙)刺兵、(丙)長兵、に分類[1]してゐる。小屯M238墓では戈、鐶小刀、鏃などが、すでに青銅器[2]とともに出土してゐる。E16圓坑からは空頭斧、厚背刀、鐶頭刀、直内有銎句兵、曲内有銎句兵、矛、などを出してゐるが、句兵または鐶頭刀などM238のものにもつとも近い。われわれの第一類とよぶ矛の時期では小屯では銅利器のみならず銅容器の製作が行はれてゐたとみなければならぬ。

第一四圖　青銅矛聚成圖

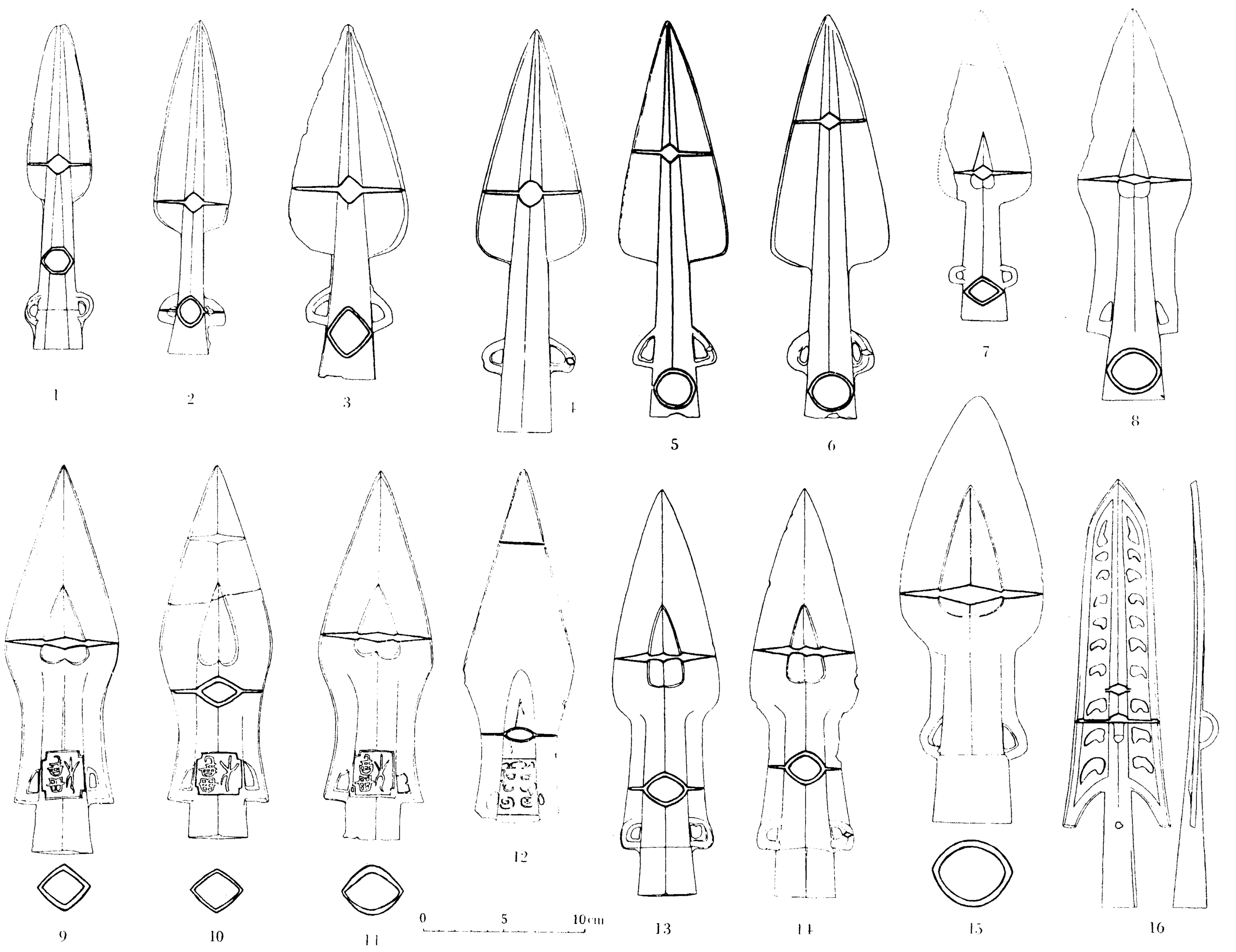

青銅矛聚成

挿圖番號	人文科學研究所考古資料番號	全長	鋒幅	備考	所藏者
1	2217	20.3	4.0		東京大學文學部考古學研究室
2	824	20.8	4.8		北京　陸懋德氏
3	2813	22.2	7.4	あざやかな青綠鏽あり、一面に網代の如きもの附着	京都大學人文科學研究所
4	6564	25.3	6.8	青色のさびあり	京都　藤井有鄰館
5	6840	25.2	6.9	表面土鏽、鑄上り後鋒一面に刄をつく	京都　守屋正氏
6	6840	25.5	7.4	〃	京都　守屋正氏
7	2814	現(16.0)	現(4.9)	薄手つくり。銎部に木質ややのこる。	京都大學人文科學研究所
8	823	24.7	7.1	河南將來をつたふ。綠鏽。	北京　陸懋德氏
9	6556	24.1	7.1	裏面記號なし。鑄造後刄をとぐ。	東京　國立博物館
10	1935	23.1	7.0	褐銅色、袋内に木質片附着。	東京山本梯次郎氏
11	6556	23.0	7.1	裏面記號なし。	東京　國立博物館
12	710	22.0	6.9		京都大學文學部考古學教室
13	6564	25.0	6.7	周圍の刄とげり。孔磨滅のあとなし。	京都　藤井有鄰館
14	6564	25.2	6.7	先端内彎	京都　藤井有鄰館
15	2084	26.3	8.8	おもたく頑丈。綠鏽、袋部木質。	京都　貫志彌三郎氏將來
16	1652	26.2	6.7	一對あり。同形なるも破損して接合のあとあり。柄にめくぎ孔あり。周初の形式か？	京都　清野謙次氏

小屯六套兵器の分布　　（集刊23．石璋如氏論文による）

套數	墓號	類別	兵器						附件						備考
			弭	弣	矢	戈	刀子	礪	玉環	長玉環	獸頭	短玉管	瓏	泡	
1	M 20	車墓	2	1	20	1	1	1	1	1	1	2	—	—	石鏃10個、銅鏃10個、弭爲玉質、戈下有箙痕戈上有盾痕
2	M 20	〃	2	1	20	1	1	1	—	1	1	2	1	—	弭爲銅質、鏃全爲銅質
3	M 20	〃	—	—	—	1	1	1	1	—	—	—	—	—	戈爲石質
4	M 40	〃	—	1	20	1	1	1	1	—	—	—	—	—	銅鏃10個、骨鏃10個
5	M 164	人馬犬墓	—	1	5	1	1	1	—	—	—	—	—	3	骨泡一、蚌泡二
6	M 238	人墓	1	1	12	1	1	1	—	1	—	—	—	1	弭爲牙質、泡爲蚌質

銅利器の大部分は斧頭の外は武器とみるべきものであつて石璋如氏は弭、弣、矢、戈、刀、礪を小屯の發掘例に徴して一套の兵器と考へた[3]。青銅器の銘に右手に戈をとり、左手に楯をとる人形がある。戈はふりおろし、ひつかけて相手をたほす。殷墟では銅劍はないが、後の刀劍のごとく戈が一般に用ひられたものであり、出土の分量も最も多いのである。

かくみると鉞はその形も特殊であり、一般兵士の常用裝備品とは考へられない。その形の起源は黑陶文化期の有孔石斧にあつたであらう、またその使用の當初はものの切斷に出發したであらうが、葬祭などにおける斬首の儀禮はこの機能を特殊化した。この形はきはめて擴大化し、刄幅も二十糎から三十糎にわたるものが生じたのである。小屯C區、侯家莊大小墓、さらに武官村北方地區の例にみられるやうにあきらかに殉葬とみとめられるものがあり、埋葬にあたつて頭と胴と所を異にしたものが少くないのである。また金文中にもこの光景を記號にしたものを少からずみとめる。鉞の中に特殊な用途のものあること明らかである。

鉞に饕餮や夔龍の文樣が附加され、また必要以上の裝飾をほどこしたものへと發達する。殷墟に於いては殉葬における斬首は明らかであるが、この外おそらく戰鬪において捕虜が斬首されることは少くなかつたであらう。「尙書」や「詩經」などに王の親征に際し、「鉞」または「黃鉞」をとることがしるされてゐるが[4]、この場合の鉞は權威の象徵ともいふべきであらう。第一圖の鉞のごときは實用品といふよりかかる附加された儀禮的なものをになつてゐると考ふべきであらう。戰國時代以降は實例はきはめて稀である。刀劍の發達はこのやうな特殊な利器を不要としてしまつた。關野雄助教授は秦が六國との戰鬪において大量の斬首を行つた例を列擧して、秦が斬首に用ひたのはおそらく鐵の長劍であらうと推測した[5]。山東省孝堂山畫像石室に戰鬪の光景をかいたところがある。これに斬首台のよこに鉞形のものが一双たてられ、その横に鐶刀をもつた男子がたつてゐる。鉞はおそらく實用でなく威儀としてたてられたもので、實際は刀によつて行はれる場合が多かつたであらう。鐵刀劍の發達は鉞を全く象徵的な儀器の立場においやつてしまつたものと考へられるのである。先にひいた『唐六典』にも「魏晉以來上公親征獨假其器」とみえる。親征の際の儀器としてはるか後世まで用ひられたわけである。

さてはなしをもとにもどして銅鉞の形が有孔石斧に起源をもとめたとしてこの際石器の中央に孔をうがつことは柄を緊縛する點からいつて必要であるが、青銅鉞の場合はその意味を失つてしまつてゐる。青銅鉞では銎もしくはひも孔、とめくぎ孔で柄を裝着するので中央の孔は必要でないのである。したがつて從來の形の傳統をのこしたまま、別に柄をとりつける裝置をしたとみなければならぬ。ところがこの際問題になるのは銎の出現である。第一四圖2・3の如き有孔石斧にもつともちかい形式においてすでに銎はあらはれてゐる。李濟氏は小屯[6]より有銎の石斧（13123）を見出してゐるが、むしろ青銅斧の仿製の感がある。黑陶に伴出する石器には銎をもつ石器は見ることが出來ないのである。

ところが有銎の裝着法は鉞にとどまらず、戈も同樣な裝着法をもつてゐる。鉞の場合周以降銎は圓柱狀になる傾向を先に指摘したが、有銎戈は河南濬縣出土品にはほとんどみず、周以後この裝着法はあまり用ひられなくなつたやうである。先に小屯E16坑出土の銅利器は小屯M238墓の出土のものに似た形式があるといつたが、M238墓出土の銅器はM232、M333、M388のものに比してややすんだ形式をもつてゐる。M232、M333、M388では直內無銎の戈が出土してゐる。

M238の戈は方形の内をもつ點、鉞の有銎のもの第二圖2・3と同形式であるが、この銎をのぞいたところ有孔石斧にもつとも近いのである。

M238の有銎直内戈は侯家莊第一〇〇三墓出土の有銎直内戈[7]にくらべると、後者は胡が發達し、前者より一歩すすんだものであること明らかである。第一〇〇三墓では外に無銎直内戈があり、胡の發達は有銎戈とほぼ同形であり、河南濬縣古墓のものにきはめて近い形をとる。かりにM238のものを盛殷のものとすれば第一〇〇三墓のものは殷末の形式におくことが考へられる。殷墟において我々のみるかぎり有銎戈はすでに無銎戈とともに存在してゐると考へられる。有孔石斧そのままの形が青銅器にうつされたものはいまだ見出されてゐない。現在みとめられるのは戈などと同じく、別に銎をつける段階においてみとめられるのである。青銅鉞が有孔石斧をヒントとして成立したのは、殷墟の時代をあまり隔らぬ時代ではなかつたかといふ疑問が當然うまれるのである。

では銅矛の場合はどうであらうか。殷墟においてともかく第一類から第二類まで發達したのである。第二類がすくなくも後出の形式であることはうたがひない。ところが矛の第一類は決して銅矛として決して古い形ではあり得ない。この形の銅矛はすでにまとまつた形をとつてゐるのであつて、それ以前の發展系列を當然考へねばならぬこと李濟氏のとくが如きである。このことは空頭斧の場合も同様であつて、石斧より青銅斧の形の轉移を伺ふは困難である[8]。李濟氏は小屯H250 H379の灰坑出土の刀子を小屯におけるもつとも古い青銅利器[9]にあててゐる。ところが現在中國黑陶期から青銅器が自然發生した痕跡をあきらかにすることが出來ぬ。殷墟小屯文化期以前の青銅器文化の一段階をみとめるとしても、黑陶期の石器より大きな飛躍のあることをみとめなければならぬのである。

殷周の交代時代を一千年代の末葉においたとして、西方の世界、オリエントおよびエーゲ海地方は青銅器の使用より鐵器時代に入つたころである。シェーファー（C. F. A. Schaeffer）の編年によれば、シリアのラス・シャムラ中期第一期より第二期（Niveau II. 1—2 Ugarit moyen 1—2）に有銎の斧、矛が銅利器の基本[10]となつてゐる。有銎の斧は斧に柄をつけたもの、乃至双孔のある圓双斧があり、鬪斧としての威力を發揮したに相違ない。この時代を彼は紀元前二一〇〇—一九〇〇、一九〇〇—一七五〇年と推定し、この編年の併行關係を小アジア各地に適用させてゐる。ルリスタンの中期（シェーファーは前二一〇〇—一七〇〇と推定）はほぼラス・シャムラ中期第二期併行の銅利器を出す。ルリスタン新期になると双部が擴大し、馬山羊などの動物裝飾にかざられたいはゆるルリスタン銅器[11]となる。シューファの想定した年代の細部については未だ問題があるにせよ、兩河地方周邊、小アジアの青銅器文化中期に有銎斧、銅矛が普遍的な銅利器となつており、その段階は殷墟の基本的樣相に近い段階にあるといへるのである。いまこの兩者を結び、中國の青銅器の起原を先進地域にもとめることはもとより一つの假說である。北シベリア、綏遠青銅器のあるものに殷青銅利器の影響をみとめても、中國青銅器文明の起源はそのまま問題としてのこる。現在の段階で、中國の青銅器文化が自生したことが證明困難である以上、充分に檢討の餘地があるのである。

青銅鉞においてはその形はきはめて石器に近い。しかし石器から自然に導かれるのでなく一度青銅の技術が知られて柄を附してつくられたものではないか。石器の使用の年代と遠くはなれてゐないのではないか。殷墟青銅矛は形式からみて當然その前の段階を考へねばならない。我々のみとめる殷墟青銅文化期の前段階において金屬の使用がはじまつたのではないか。この前段階の時期に石金の過渡期を想定せざるを得ない。

しかしながら殷墟においては青銅利器は青銅器とともに獨特の發達をとげ、またその發達分化が急カーブをえがいてゐるのである。鉞といふ形は單に有孔石斧のイミテーションにとどまらず、殷代の埋葬その他における斬首といふ特殊な儀禮を基礎とし、發達したのである。殷墟出土の銅利器が青銅器と同樣な文樣、記號をもつてゐる。このことはかかる一群の武器が青銅器の使用者と密接な關係をもつてゐることを意味する。殷代銅利器はかかる支配層が製作を掌握したものとみなければならぬ。この狀態のもとで獨自な展開をとげたものであらう。

以上鉞と矛からはじめた殷代銅利器の研究は、その說くところ鉞と矛の資料の紹介からはじめ、中國研究院の殷墟發掘の結果を參照しながら、その使用法と殷代銅利器中における位置を考へた。ともに殷代において特殊な發達をとげたが、殷代社會の一面を反映してゐるのである。本稿にのべた諸問題については、將來さらに檢討の機を得たいと考へてゐる。

一六三～一六四

註

(1) 李濟「記小屯出土之靑銅器」（中國考古學報第四册）

(2) 李濟前揭論文（中國考古學報第三册、第四册）

(3) 石璋如「小屯殷代的成套兵器」

(4) 尙書牧誓「王左杖黃鉞、右秉白旄、以麾曰逖矣西土之人」
詩經商頌「武王載旆有虔秉鉞如火烈烈則莫我敢遏」

(5) 關野雄「中國初期鉄器文化の一考察」—銅鉄過渡期の解明に寄せて—（『史學雜誌』第六〇編第一〇號）一九五二年。八七九頁。

(6) 李濟「殷墟有刃石器圖說」六一〇頁。

(7) 李濟「豫北出土靑銅勾兵分類圖解」

(8) 李濟「殷墟銅器五種及其相關關係」九四
中國において石器の形に似た靑銅斧は有孔石斧＝鉞のごときもののみであり、靑銅斧そのものの展開をみられないことは注意を要する。シベリアにおいては兩耳のミヌシンスク型靑銅斧はクラスノヤルスク型銅斧に先行するが、殷墟の靑銅斧はむしろ後者の段階である。
江上波夫、水野淸一「綏遠靑銅器」（東方考古學叢刊乙種第一册『內蒙古長城地帶』所收）一九三五年。

(9) 李濟「記小屯出土之靑銅器」（中國考古學報第四册）

(10) C. F. A. Schaeffer, *Stratigraphie Comparée et Chronologie de l'Asie Occidentale*, London 1948, Fig. 49, 56.

(11) C. F. A. Schaeffer, *ibid*, Fig. 264—266.

一六五

貝塚茂樹著

中國古代史學の發展

弘文堂刊行

據一九五三年弘文堂本影印

圖版一　五期甲骨標準遺物　1.第一期 2.第二期 3.第三期 4.第四期 5.第五期 6.子卜貞形式　（東方文化研究所藏）

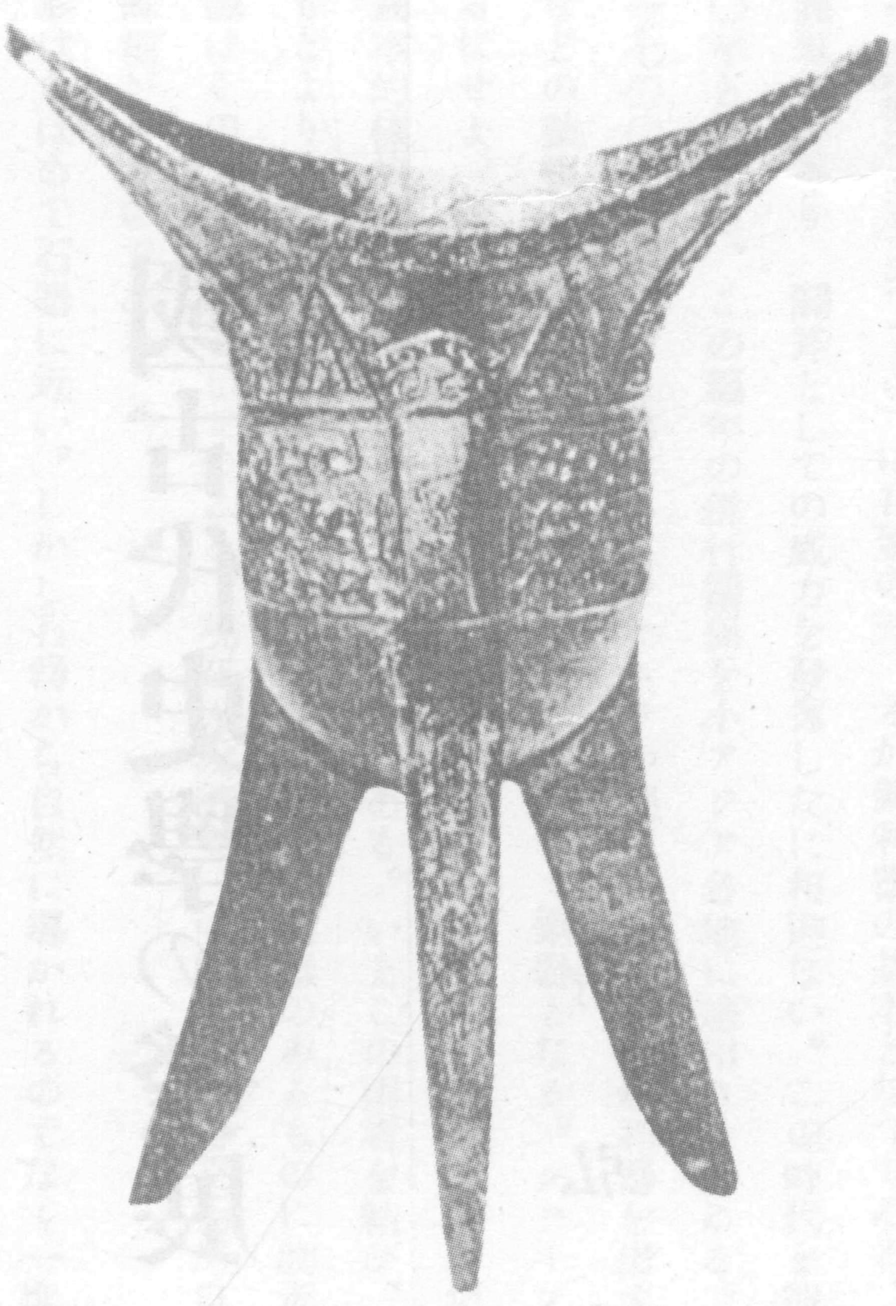

圖版 二　殷代標準遺物 庚丁父辰角

（住友氏藏）

圖版 三　子錫小子銅器標準遺物 母辛卣

（嘉 納 氏 藏）

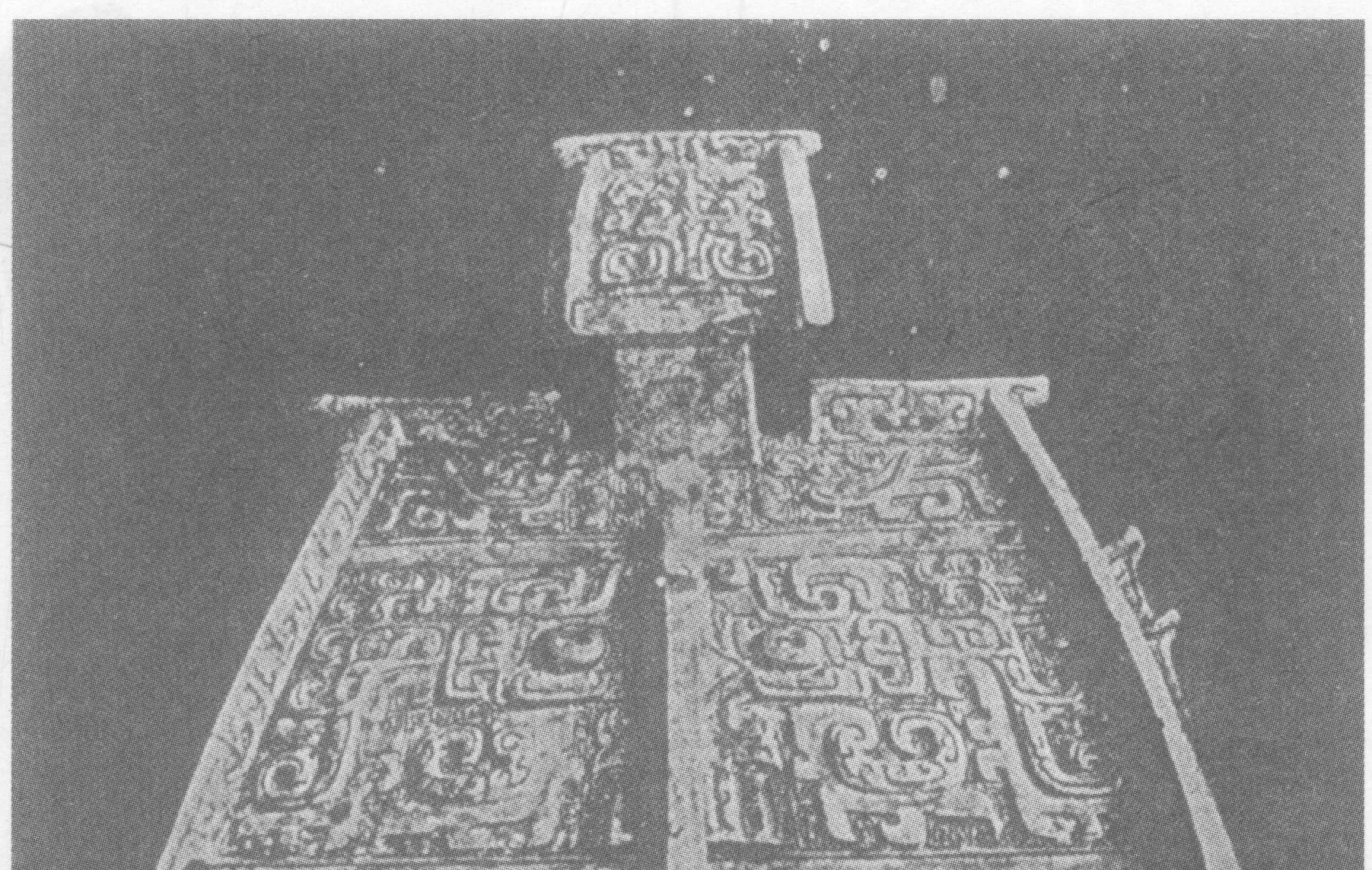

圖版四　周初銅器標準遺物（成王時代）

圖版 五　周初銅器標準遺物（康王初期）

作冊大鼎

圖版 六　周初銅器標準遺物（康王末期）

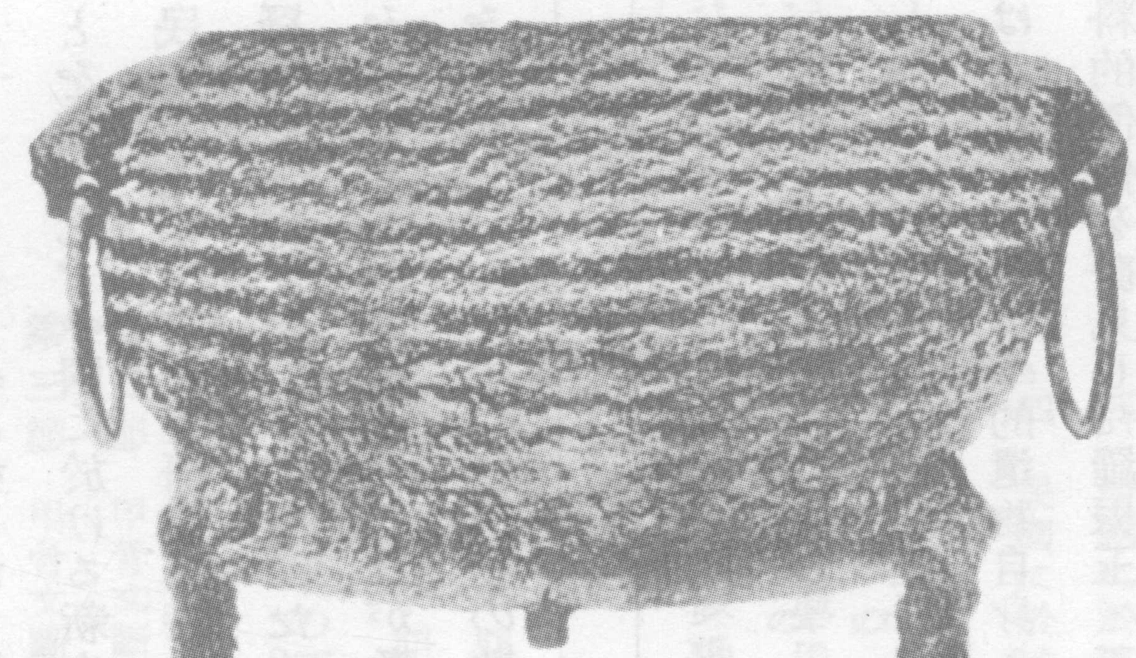

圖版 七　西周中期銅器標準遺物　遹段

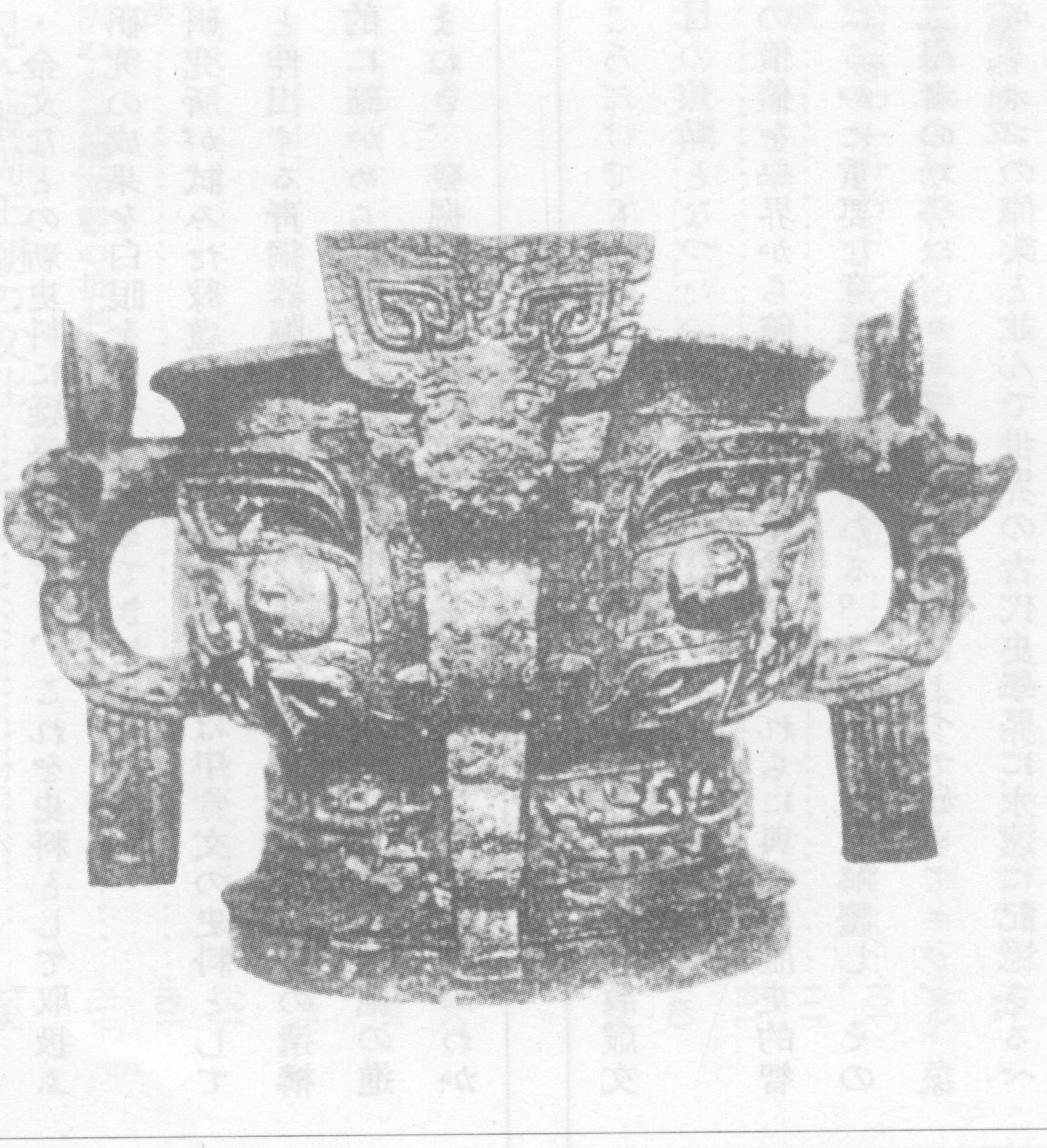

圖版 八　梁山出土銅器遺物　一、大保段

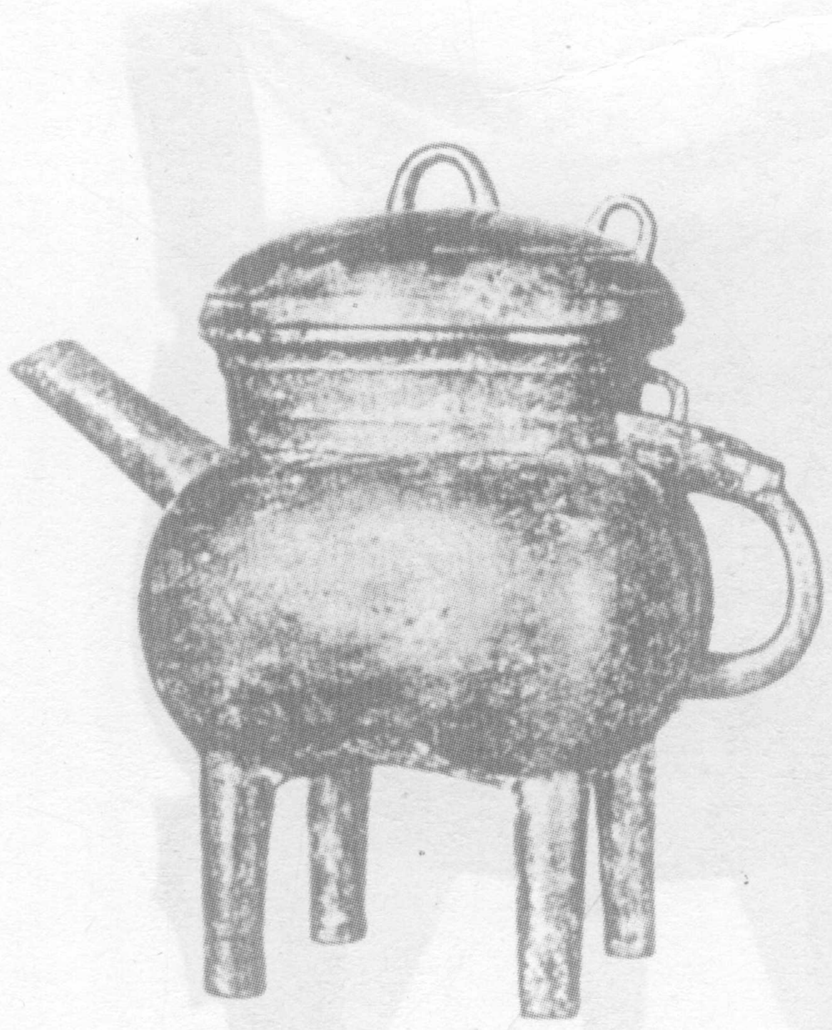

圖版九　梁山出土銅器遺物
二、伯害盉

圖版十　同三、大史友甗
（住友氏藏）

圖版十一　西周後期銅器標準遺物
頌壺

序

古代史はわが東洋史學のなかでもつとも進歩の遲れてゐる部門である。さういつたときわたくしは內藤・白鳥・林諸博士の過去に於ける輝かしい業蹟の數々を決して忘れてゐるものではない。そして現在もなほ老來健筆を振つてゐられる津田博士の活躍を無視するものではない。しかし現在のわが古代史學界は津田博士を代表とするもつぱら古代史文獻の本文批判に力を注いでゐる學派、中國の所謂疑古派によつて占められてゐる。わが國の疑古派には中國に一步先んじた優れた研究がないわけではないが、中國ではこれと對立しむしろそれより優越した位置を占めてゐる甲骨文・金文などの新史料をもととする所謂考古派あるひは釋古派の業蹟を全然顧みないことはわが古代史學の覆い難い缺陷である。わが古代史學は始めから甲骨文・金文などの新史料に疑惑をいだき、これを史料として取扱ふことを拒否し、中國に於ける新史料の研究の成果を白眼をもつて眺めてきた。

民國十七年以來中央研究院歷史語言研究所が試みた殷虛遺跡の科學的な發掘は甲骨文の史料としての疑點を一掃するものであつた。甲骨と伴出する青銅器陶器骨器等の豐富な遺物と莊麗な建築の遺構等を包含する殷虛遺迹の狀態が考古學的に確かめられた。日華事變の勃發は不幸にしてこの發掘の進行を阻止し、今までの發掘物の散佚をまねき、發掘報告の刊行を頓挫せしめたため、その全貌がわからないのは遺憾であるが、傳へ聞くところだけでも殷虛文化の內容には驚くべきものがある。殷虛文化が最近に於ける歐米の考古學界の注目の焦點となつたのは當然といはねばならぬ。

一〜二

しかしこの發掘によつて史料としての價値を學界から確認された甲骨文がわれらに與へる歷史的智識はこれらの考古學的遺物自身よりははるかに重要な意義をもつてゐる。この甲骨文を解讀し、その史料的價値を發見した羅振玉・王國維二學者の功勞は、ロセッタ石の碑文によつて始めてエジプト象形文字の解讀に成功した佛國のシャンポリオンの偉業と並んで世界の古代史學界に永遠に記憶さるべき不朽のものである。しかしシャンポリオンに比較すると羅王二氏の甲骨文の解釋はずつとたやすくでき上つてゐる。その理由は中國に於ては甲骨文より派生した金文・篆文・隷書の原始的字體が漢以來言語學者によつて十分研究され盡してゐたためである。

わたくしは十年來東方文化研究所で甲骨文・金文の如き新史料の研究に從事しささやかな勞作を公にしてきたのであるが、わが古代史學界にこの新史料派の研究の認識を深めるためには、甲骨文・金文の解讀の手引きとなる概說を提供するのが何より急務であることを痛感してゐた。昭和十七年京都帝國大學考古學科で金文の講義を囑された機會に古代史料としての金文が如何に研究され、現在どの點まで史料の本質が明らかとなつたかを講じて見た。この講義のノートと東洋史研究・書苑等に寄稿した甲骨文の紹介を集めて第一部としたのである。

古代史史料論である第一部に對して第二部は新史料を通じて見た殷周文化の概觀である。第一部は

今までの學界の進歩の跡を忠實に追跡し、矛盾する諸學説をできるだけ融和して、私說の混入をなるだけ避けて穩當な學界の通說を紹介するにつとめた。史料の價値論はこれによつて大體決定したと信ずるが、この史料はその本性上斷片的であり、既存の文獻と比較して綜合しても、なほ殷周二代の文化を完全に再現するまでには大きな距離がある。そこで今までの中國の學說だけの紹介に止ることができず、多少自己の獨自の解釋を加へて見た。第二部は要するに試論の域を脱せぬ未熟なもので、わたくしは異日これをさらに書き直して見たいと思つてゐる。この部分は白楊社刊行の支那政治史中の著者の古代政治史をもととして補訂を加へ、新たに書き下した節が相當にある。餘論はこの自說の基礎となる特殊研究で、東方學報・東洋史研究等に寄稿したものである。

終戰前起草したこの書の組版が東京の戰災を奇蹟的に免かれ、終戰後世に出ることになつた。挿入の圖版の原圖を描いてくれた青山淸君はその間に世を去られるなど、今から考へると桑滄の感が深い。講義ノートを提供された內藤戊申・大島利一兩君及び校正を見て下さつた藤枝晃君などの勞とともに著者の銘記して忘れ得ないところである。

昭和二十一年八月九日

著者識

目次

三

序論　中國古代史研究の二つの道
―疑古と釋古―

三

一

過去を再建することが歷史家のつとめであるが、われわれ現代にあつて中國古代史に專攻するものにとつてはこの過去の再建といふことはとりわけて重大な意味をもつてゐる。

われわれの研究の對象としてゐる中國古代世界はもつぱら儒敎の經典によつて傳へられた古典的世界である。中國民族のつゞくかぎり永遠に搖がし難いものの樣に見えた嚴然たるこの古典的世界も、一度西歐の近代文明の侵略の嵐に直面し近代的科學文明の奔流に捲き込まれると忽ちにして根柢から顚覆し崩潰してしまつた。今迄無條件で信頼されてゐた經典の權威は地に落ち、その本文には容赦ない批判のメスが下され、そのなかに描かれてゐる古代世界の像は荒唐無稽な後世の傳說としてその史的現實性を完全に否定された。

われわれはいまこの颱風の一過した後の廢墟に立つて、かつて壯麗を極めた古典世界の殿堂の見るも無殘に破碎された殘骸を前にしてゐるのである。この殿堂の再建それがわれわれの當面の任務である。疑はれた古代世界の實在性を如何にして說き明かしたらよいであらうか。失はれた經典の權威を如何にして取り戻すことができるか。すべてこの樣なことは中國古代史を再建することに外ならないが、その最善の方法はこの古代世界の殿堂の崩壞した過程、すなはち所謂近代的な古典批判の學問の生成發展の徑路をたどることであつて・これによつて自然にかつ容易に諒かにすることができよう。

そこで先づ古典批判學の勃興の當初に歸つてその學史を極めて簡單に一瞥して見よう。

現代の中國古代史學界は大ざつぱに云つて疑古學派と釋古學派の二つの相對峙する陣營に分けることができる。細かに云へばまだ信古、考古などの諸學派を擧げることもできるであらうが、すべてこれ等の學派の分れめは何よりも學者が古代史の史料とそれに現はされてゐる古代世界に對してとる態度の差異にねざすのである。

中國古代史は普通には中國歴史の開闢から秦始皇帝の統一帝國の成立まで（西紀前二二一）すなはち先秦時代の歴史を取扱ふものとされてゐる。中國の正史の始めをなしてゐる漢の司馬遷の史記は秦より少し下つて自身の生きてゐた漢の武帝時代までの通史を記述してゐる。

晉の譙周の古史考は史記の秦以前の時代の記事の經書と矛盾した箇所を訂正したものであると云はれるから、彼の云ふ古史とはまさしく現に我等の古代史と同じ時代を取扱つたものの樣に見える。しかし章宗源の隋書經籍志考證によると秦以後の時代にも及んでゐたと見られるふしがある。隋書經籍志は歴史の書籍を分類して正史の次に古史と云ふ項を設けたが、春秋と同じ編年體の史を指してゐて、漢紀以下六朝の編年史までを含んでゐるから、吾人の所謂古史とは違つて記述の體裁をもとした範疇である。

宋の蘇轍の古史六十卷は史記の秦代以前の部分を編輯しなほしたものであるから、吾人の古代史と全く一致する。その序文に古代の帝王は皆聖人であつて、この政治下にあつては無爲のうちに天地萬

四～五

物人事が正しく運行したが、夏・殷・周の三代の末から聖人がすでに起らず、その道は春秋以後次第に衰へて、秦漢に至つて全く絶えたといつてゐる。蘇子のその古史とは堯舜以下三代の聖人の王の事蹟を書きしるすことによつてその道を顯彰しようとするものに外ならなかつた。

蘇子によると中國の古代世界は聖人の支配する聖なる世界であつたのであるが、彼はこの聖なる古代世界の構造、それと秦漢以後の近代世界との差異を明らかにしてゐない。中國人は古代・中世・近代の歴史三區分説をもつてゐないから、古代世界の崩壞から同時に近代世界に移ると考へるのである。この古代世界と秦以後の近代世界との差は一般に封建制と郡縣制の政治制度の差違に根ざすと觀られてゐる。中國人によつて古代の封建制と云はれてゐる古代社會の構成を主從の恩義忠誠關係を基礎とした西歐の封建制と比較すると、一方に於て少からぬ類似點を持つものではあるけれども、他方に於て重要な差異點をもつてゐて、特に中國人の意識の上では政治的側面が强調されてゐることが目立つ。中國人の所謂封建制は秦漢以後に成立した現實の郡縣制國家と完全に對立し、これに先だつ制度として頗る觀念的に構成された制度である。秦漢の郡縣制國家は天子が天下を郡縣なる政治區劃に分け、自己の任命派遣する官僚によつて直接に統治する國家である。封建制とは天子が自己の任命する官僚により直接に天下を統治することなく、天下を國に分割し、諸侯にこれを與へて世襲的に統治せしめる制度であると考へられてゐるのである。

蘇子の古史は司馬遷の史記をもととして多少筆を加へたものに過ぎないが、この司馬遷の史記の據り所となつたものは、彼の時代に漢武帝の保護を受け國定の教學と認められ始めた儒教の經典であつた。彼は『學者は載籍極めて博きも、なほ信を六藝に考ふ』と云つて學者は廣汎な文獻の信憑性を儒教の經典である禮・樂・書・詩・易・春秋などを標準として批判せねばならないと考へてゐた。儒教の經典のうちもつとも古代の歴史について語る所の多いものは尙書であるが、これは古代の理想的君主である堯及びこれを繼いだ舜の治蹟を書いた堯典から始つてゐる。司馬遷はなほ傍系の儒家經典である大戴禮などの記事によつてこの前に黄帝・顓頊・帝嚳の三帝を補ひ、堯舜を加へた五帝が相次いで帝位についた事から説き起し、更にこれを承けて興亡した夏・殷・周三王朝の歴史を書いてゐるのである。司馬遷の記述に從ふと黄帝は先行する炎帝神農氏を亡して代つて中國全土の帝王として君臨したものであるから、彼の古代史は天地開闢乃至は中國民族の起原から説き起されたものではなくて、既に成立した東亞の世界即中華を統治する世界的帝國の聖王黄帝の事蹟から書き始められ、尙書に現れる堯・舜二聖帝の治世に入つて高潮に達して來るのである。儒教の經典、特に尙書を根據としてその上にでき上つた中國古代史は、五帝といふ聖帝の下に中國全土を統一する既成の世界帝國が記述の出發點となつてゐるのである。

尙書の堯典によると堯舜の二帝の國家は十二州に分けられ、各州は牧と呼ぶ長官によつて統治され、全國同じ曆を授けられ、同一の律度量衡を使用してゐる。帝は五年に一度四方を巡視して、四方の名山である四岳の下に各地の諸侯を會合し、その朝禮を受け政狀を奏聞せしめ、その治績を審査して有

六～七

功者には車服などの勳位を與へてゐる。これによつて見ると堯舜の帝國は諸侯國に完全に分割せられたのではなくて、州を單位とした政治區劃があり、諸侯に對する監督權も可成り嚴重であり、諸侯は世襲的領主であるよりは寧ろ任免される官吏の色彩を帶びてゐるのである。

堯舜に次いで夏朝の創始者である禹王については尙書に禹貢の一篇が殘され、王國を九州に區分し、九州の地味に從つて田賦の負擔額を決定し、また首都よりの距離に應じて王室に對する諸侯の貢獻服務の差違を五服の制度として立てたと云はれる。これによると禹の創始した夏王國は東は支那海から西は中央アジアまで及び、東亞世界の全體を版圖とする世界的帝國として成立してゐたことになる。もしこれが歴史事實であるとすると中國古代の封建制國家なる觀念とは頗る矛盾するものとなる。

儒教の經典として中國古代史の傳統的な史料のうちもつとも正統的な史料と認められ且尊崇されてゐる尙書が吾等に展開して見せる中國文化草創期に於ける世界の姿はこの樣なものである。儒教學派は春秋末期孔子によつて創められたのであるが、これより稍遲れて周代末期西紀前六世紀の中葉から前三世紀の後までの所謂戰國時代に入ると、中國思想界は空前絶後の多産期を迎へ、あひ對峙して覇權を爭つてゐた秦・齊・韓・魏・趙・楚・燕の七國の開明君主例へば魏文侯、齊宣王などの宮廷には新思想を標榜する游說の士が群り集つて、その雄辯を競つた。その雰圍氣のなかから獨創的な大思想家が踵を接して現れ、その主唱する學說は儒家以外の道家・墨家・楊家・法家などの諸子百家となつて中國哲學の黄金時代を作つた。

ぐわんらい周國の制度を創設した周公の道への復歸をば政治的な主義として起つた儒教學派は主として周公の殘した尙書などの經典を捧持して、これに現はれる道德政治の道をば理想と仰いだに對して、墨子以下はこれまた別な古代の聖人に關する傳承を根據とするさらに古い時代の道德政治の理想をもつてこれを排擊し、その上に出ようとした。こゝに於てこれ等の諸傳承の示す古代世界の像は各〻矛盾し、著しく複雜した樣相を示すに至つた。夏・殷・周三王朝及びこれに先ずる五帝の制度の差違は戰國末期に至つて、鄒衍によつて各帝各王朝は木火土金水の五德を代表し、五德の循環によつて制度も變化すると說明されるに至つたけれども、五帝の名とこれに對應する五德について異說があり、また五德循環の原理についても相勝・相生の二理論があり、そこにまた對立と混亂とを生じて來た。

漢代に儒敎一尊の國是が確定して以來諸子百家との對立は一應解消し去つた樣に見えるけれども、儒教內部に於て諸經典の解釋に關してまた分岐を生じて來た。詩・書・禮などのやうに異つた時代、異つた環境、異つた學者によつて作られ、長い年月の傳承の間にさまざまの附會變容を被つた諸經典を一つの古代世界の道德・制度を示すものとして、これを平面的に統一しようとする所謂經學的解釋に於て種々の矛盾と異說の出るのは已むを得ない。元來書かれた文獻に對して異常な尊敬を拂ふ中國人の傾向は漢の儒家一尊の形勢の定つた後には、儒家經典に對する尊信から何時しか一般に先秦の文獻全體に對する無差別の尊信に移行し、古代について書かれてゐる有ゆる文獻を文字通りに信用したので、そこにまた一段の混亂を生じたのである。

しかし一般には文獻に對する信賴と、經典への尊信の故に、實際は錯雜した古代史に關する諸傳承は、その矛盾を摘發されることなく、その記述は其儘史實として受け入れられて來た。最近までの一般の中國學者は古代の文獻に書かれたことを無批判に史實として信用する信古といふ態度をとつて來て居り、古代史學界は一般に信古學派によつて充たされてゐたのである。

二

この間にあつて司馬遷は既に述べたやうに諸子百家の古史傳承の信を六藝すなはち儒家の經典に考へ、これによつて批判し、大體は儒家經典の傳承を根柢として古代史の體系を構成して史記の著をなしたのであるが、この精神は淸朝中葉の學者崔述に引きつがれ、彼は儒家の傳承のなかでも、詩・書並びに論語・孟子等の經書をば基準として、他の經書及びこれらに附せられた秦漢以後の註釋を始め諸子百家に現れる古史の傳承のうちこれと合致しないものを徹底的に否定排除した考信錄といふ著書を現はした。經傳註釋諸子百家の古史傳承の史料的價値の差違を明白に意識して分別したことは、從來これ等の雜然たる古史傳承を全體として其儘信用してゐた信古學派の中に於て珍しい卓識であつた。

儒家の經傳のうちでも尙書の周書五誥詩の雅頌の樣な重要な部分は周代初期の史料を比較的純粹な形で保存してゐるから、他の諸傳承に比べるとその史料的價値には高いものがあるけれども、なほ尙書の堯典をはじめ虞・夏・商書などは後世の編述にかゝるものが大部分であり、その史料的價値は區區である。これを一樣に第一次的史料と見做した所に崔書の重大な缺陷が潛んでゐる。孔子の語錄である論語は、戰國諸子より一時代古い春秋末期の知識を現はしてゐる點に於て、他の戰國諸子百家の所傳よりは貴重さるべきものが含まれてゐる。そして儒教學派は春秋末期に於て魯國宮廷に保存された史籍等の文獻及び典禮を採訪する一方、村落自治鄉團である鄉黨に於て長老及び博識の樂師を饗食してその語り繼いできた過去の知識をきくといふ鄉飮酒禮なる慣習を學習の形式にとり入れ、この樣な典禮の保持實行によつて封建的な學識を養成しようと企圖した。春秋中期以降には鄭の子產・晉の叔向などの博識家が故事をば語つた長い雄辯が左傳・國語などのうちに載せられてゐる。周室の貴族政治下では官職は世襲であり、有ゆる政治上の疑義は老年の賢者に問ひ、その記憶する先例故事に從つて裁決された。春秋時代の列國の國際的會盟に於ける論爭も各國使臣の提出する自國に有利な故事によつて決められた。孔子は鄉黨・廟堂・會盟の如き社會的政治的生活に於て最高の準則として權威をもつてゐた故事先例をば、人間的な敎養の原泉として新しい倫理的な準則に高めようとした。孔氏の門では政治道德の理念を語るに當つては必らず先王の道として說き出したといはれてゐるが、この先王の道は春秋時代まではまだ諸國の政治社會を强い力をもつて支配し、それ故に可成り忠實に保存せられた故事先例の記憶傳承を核心として成立してゐる。戰國時代に入ると七國の爭覇は全く武力・經濟力などの實力そのものによつて決せられたので、故事先例の權威は全く地に落ち、その傳承は次第に忘れられて行つた。墨子以後の諸子百家の說く先王の道は、古代の故事傳承からは乖離して、自己の理論によつて相當な變形を受けてゐる。であるから儒教の保持する經典は、古代の傳承としては概して戰國諸子の論據とする古代の故事よりは原形に近いことは承認される。

崔述が儒教の少數の經典を唯一絕對の根據として、諸子百家經書の註釋などを排擊したことはこの意味に於て一應是認してもよい。しかし孔門に於ても古代の傳承はそのまゝで政治道德の準則として適用されたのではない。禮記學記篇は學習の道を述べて、單に古書を諳誦する記問の學を排斥し、古書の文句を基として、これの道德的意義を師弟の問答によつて明らかにする語といふ方法を重要視してゐる。論語とは正しくこの樣な孔子と弟子との間に交された語をば編輯したものである。儒教の傳へる先王の道を載せる經典は、本來は魯國に殘つた古代の傳承を核心としてはゐながらも、解釋によつて漸次變化され、原形を失ひ、或は擬古的な經典の新作を附加して行く傾向は免れない。崔氏がこのやうな儒教經典を唯一の標準とした古史傳承の批判は、せいぜい儒教の正統史觀を確定したに止つて、直ちに古代史實の再建に成功したものとは云ふことができないのである。

崔述の考信錄の古史傳承批判は一世に拔んでた著作ではあつたが、窮局に於ては儒教を基調とする淸代學術の制約を超越することができなかつた。儒教經典を基礎として成立した傳統的古代史の體系は淸朝末期に至つて中國の舊文化が西洋近代文明との接觸によつて急激な變化を受けるやうになると、その根柢から搖ぎ出した。近代的國家制度を採用し、西歐の帝國主義的侵略に抗して淸國を維持しようとした康有爲は、その變法自彊論を提唱する傍ら、光緖二十一年孔子改制攷を著し、その最初

に於て崔述の考信錄を引用して、更に一歩を進めて從來儒敎經典によつてそのまゝ史實と信ぜられてゐた黃帝・堯舜及び夏・殷・周の三代の歷史は、孔子が自家の懷抱する理想の世界を古代に托して作り上げた一種の黃金世界の夢に過ぎないとの說を公けにした。

これは經書を基とする傳統的古代史に對する根柢からの不信の表白であつて、舊來の信古學派に對して、儒敎の傳へる古代傳承の史實性を疑ひ、その史料的價値を批判的に研究しようといふ疑古的な新らしい態度がこゝに誕生したのである。

この樣な疑古的な傾向は、我が國に於ては一步後れて明治四十年頃、那珂博士による崔述の考信錄の飜刻に始り、白鳥博士の堯舜抹殺論となつて現れた。これに對して林博士の駁論はあつたが、微力に止り、結局は明治時代の學界を支配した啓蒙主義的風潮に根ざした疑古的批判主義が勝を占めた。傳統的な中國古代史傳承の史實性の懷疑の念から、これを神話傳說と見做す批判的研究が相次いで發表されると共に、一方に於て內藤博士によつて儒敎經典のうちもつとも重要な位置を占める尙書の本文批評である尙書稽疑が發表された。かくして疑古學派は我が古代史の大勢を支配し、中國古史傳承の史實性の否定を主張し、儒敎經典への本文批判をば重要な課題として全精力をこれに傾注することとなつた。

中國に於てはこれよりさらに遲れ民國八年以後胡適・陳獨秀の主唱にかゝる新文化運動は儒敎道德をば封建的舊道德として否定しようとした。儒敎の權威が全く地に落ちると共に經書を中心とした傳統的中國古代史觀は更に痛烈な批判の矢面に立たなければならなくなつた。そしてこの新文化運動の驍將胡適・錢玄同氏の暗示の下に顧頡剛氏の古史辨第一冊が民國十五年公刊されるに及んで、疑古學派が中國に於て一個の學派として結成されるに至つた。

一二～一三

顧頡剛氏を中心とする疑古學派の主張とその生成の過程は古史辨自序に自敍傳的に詳細に語られてゐる。氏の云ふ所によると、康有爲の影響をうけて中國の古史が信賴できないことを知り、更に胡適が米國の Dewey の實用主義を輸入して中國思想史を研究して歷史的發展の見地から傳說の變遷を追求し、嚴密な考證法によつて史料を批判しようとした中國哲學史大綱の研究方法に敬服し、胡氏が傳說の變遷の追求に適用した發展史的觀念をば顧氏は中國古代史史料批判に應用して、中國古代の神話が周代以後歷史化されて行く變化の過程を追迹しようとしたものであると。

崔述は考信錄に於て古人ほどその古史の知識は正確で、時代が下る程雜駁となり、不正確な知識が混入して來る。孔子の編纂した史記は古史を堯舜から始めてゐるが、司馬遷の史記は黃帝に溯らしてゐる。史記はそれでも黃帝以前の傳說を刪つて載せないが、晉の譙周の古史考、皇甫謐の帝王世紀になると更に古い伏羲氏から記述してゐて、宋代以後には盤古氏の天地開闢から說き起すに至つたと述べてゐる。顧氏はこれを基礎として、後世になるほど神話がより古代の史實として歷史化されて前へ前へと積み重ねられて行く傾向があることを發見し、これを層累地造成的古史觀と稱してゐる。

この假說の下に禹は西周時代までは土地の神卽ち社神であつたが、東周時代に夏王朝の始祖として歷史上の人物と化し、堯舜は元來天神であつたが、春秋末期孔子時代に夏王朝に先だつ唐虞王朝の皇帝とし歷史化され、戰國に至つて堯舜以前に黃帝その上に神農・伏羲氏が置かれて行くことを論證しようとした。これは我が內藤博士が富永氏の出定後語の佛典批判を中國經典に適用された所謂加上說なるものと暗合するものであつて、中國民族のもつてゐた神話が歷史化されて行く過程を說明する有力な假設を提出した功績は否定出來ない。

崔述・康有爲の樣な先覺の優れた研究が出てゐるに係らず、民國の學術界は一般になほ信古學派によつて充たされてゐて、黃帝・堯・舜・禹は歷史上の實在人物として無條件に信用してゐたから、民國十年顧頡剛が始めて層累地造成的古史觀なるものを錢玄同に與へて古史を論ずるの公開狀として發表した時、異常なる衝動を受けた。錢玄同・胡適の兩師はこれに贊意を表し、積極的な聲援を送つたが、一方に於て保守的な學者劉掞藜・胡董人等から激越な反駁を被り、數次の論爭を展開した。今にして考へると、顧氏の論考自體も問題の取上げ方が一面的であり、考證に於ても疎漏のあるのを免れないが、反駁者の議論は感情的で幼稚を極めてゐる。しかし顧氏の學問はこの今から見れば幼稚な論爭を通じて次第に成長し、その研究方法も明確となり、多くの同志を獲得して行つた。氏はこれ等の論爭及び同志との往復書簡等を編輯し民國十五年古史辨第一冊を出版し、また學界に多くの波紋を投じた。古史辨はその後も續々公刊され、一昨年厖然たる第七冊の巨作を出してゐる。顧頡剛氏は神話上の禹が歷史人物化される過程を研究したときから、禹の治水事業を中心に中國本土の地志をゑがいた尙書禹貢篇に興味を持ち、その本文批判に沒頭して行くうちに、中國の歷史地理學研究に手を染め、機關雜誌の禹貢を編輯發刊を通じて氏の學問は廣汎な影響を及ぼし熱心な追隨者を作り、疑古學派は鬱然たる陣營を形成するに至つた。

現在我が國及び中國を通じて古代史界に絕大な勢力を獲得してゐる疑古學派の研究は儒敎の經典を基礎とする中國の傳統的古代史料を對象とし、これに嚴密な本文批評を加へその製作年代を明らかにし、後世の僞作附加の史料を陶汰して、古代史研究の基礎作業を行ふとするものである。今のところその業績は古典に於ける古代史の傳承が戰國・秦・漢及びそれ以降の政治學說の影響により如何に甚しい變容を被つたかを文獻學的に證明する點に指向されてゐる。顧氏の如き神話の歷史化されて行く所謂加上說の假設を證明しようとするのであるが、主たる關心が經書の本文に置かれ、その神話が文獻化され、政治學者によつて自家の理想を托するものとして觀念化され、變形される過程だけに注意が置かれてゐる。顧氏の傳說研究の對象はたゞ既存の文字に書かれた文獻上のものに限定されてゐるので、或は神話傳說の變形はたゞ文獻の上だけで行はれ、すべて文獻によつて說明されると誤認してゐるのではないかとさへ考へられる。

中國民族は神話を持たない民族であるとか、或は神話を發展させなかつた民族であると見做されてゐる。しかしこれは儒敎經典を中心として構成された古代史文獻の外形だけを見た議論である。中國民族の持つてゐた神話傳說が儒敎學派によつて文獻化される以前或は一部が文獻化された後に於て、

一四～一五

全部或は一部は口頭傳承として豐富に保持されてゐた筈である。神話傳說は口頭傳承されてゐる間に於ても文獻化される以後と同樣に變化を受ける可能性がある。文獻化され歷史化された神話傳說の變形は社會的の必然性を背景としながら主として政治家の作爲・學者の創意などのやうな個人的要因によつて引き起される。これに對して口頭傳承で傳へられた神話傳說の變形はこれを保持する社會的集團によつて行はれる。文獻化された神話傳說の變化と云ふよりは寧ろ神話傳說の文獻化と云ふべき過程はとかく時間的な變化の系列として考へられ、加上說の如き假設が有力となる。しかし文獻化された神話傳說の變化も單純な時間的なものではなく、空間的な差異も考慮に入れねばならない。

秦始皇帝による中國本土の統一以前の中國特に問題となつてゐる春秋戰國時代の中國は或は十二大諸侯國及び無數の小侯國、或は七强國に分れて覇を爭つてゐた。勿論これ等の分立する春秋戰國の國家の間に共通な中國民族としての意識、一つの國際的な文化が存在してはゐたであらうが、地域的な文化の差違は決して輕視できぬものがあつた。これ等の諸國の間に主として口頭傳承によつて保持された神話傳說は可成り多樣であり、その變化はこれを保持する諸國の文化の地域的要素を考慮に入れねばならず、その過程は複雜を極めることを覺悟せねばならない。これは顧氏の時間上の變化系列だけを考へた層累地造成的史觀の到底よく說明し得るところではないのである。顧氏を中心とした疑古學派の經典本文批評の根本的な假設がもつ缺點、從つてかゝる假設を基とした文獻學的研究に乘り越え難い限界のあることはおのづから明らかであらう。

三

顧氏を師とする疑古學派のうちから、該研究方法に根本的な修正を施すことによつてこの限界をば超えようと企圖する新機運が現れた。それは楊寛氏の唱道する所の新釋古學派であつて、楊氏は近刊の古史辨第七册に寄せた中國上古史導論と題する長篇に於て、中國神話傳說の新しい研究方法を提出したのである。氏は自ら顧氏の層累地造成說なる神話の歷史化の理論にあきたらず、かつて蒙文通が古史甄微に於て說いた鄒魯・晉・楚の三地域に於てそれぞれ中國古代史の異つた傳承が發生し、維持されたといふ創說に深い影響を受け、この古代中國世界三分說を改めて、支那の古代民族を殷・東夷・淮夷・徐戎・楚・郯・秦・趙を包含する東方系民族と周・羌戎・蜀などによつて代表される西方系民族とに區分し、これ等の東西二系の民族が各〻互ひに異る神話傳說を分化發展させたといふ理論を提唱したのである。顧氏の層累地造成說が文獻化された神話傳說を問題とし、政治家學者の個人による神話傳說の時代的變化を取扱つたに對して、楊寛氏は東西二系民族による傳說の分化發展の場所的因子を加味した變化を取扱つてゐる。顧氏は文獻化され、學者によつて取上げられた後の傳說の變化を文獻學的に研究するに對して、楊氏は文獻化されぬ以前民族によつて恐らく口頭で傳承されたとでも考ふべき神話傳說の變化をば文獻に現れた痕迹を通じて追求しようとするものである。先秦の種々の文獻に書かれてゐる相矛盾する古代史の傳承をば、その文獻が成立した地域・環境を東西二系民族の

何れかに分屬せしめつゝ、東西二系民族の保持する異つた神話傳說の分化の結果として說明しようとするのである。これは疑古學派は矛盾した傳承の一をば後世の僞作の史として排除し去るに對して、傳承の矛盾するには何等かの原因がある、何等かの史實の反映が存する筈であるとして、この原因をば探究するものであり、この意味に於て楊寛氏は自己の研究方法をば釋古的と呼び、釋古學派なるものが成立し得べきことを主張してゐるのである。

以上顧氏の疑古學派から楊氏の釋古學派が生れ出る必然的な大きな理由を說明した。しかし顧氏の多くの論文を仔細に讀むならば氏も決して純粹に疑古的な立場に終始してゐるのではなくて、往々にして釋古的な立場に立つてゐる箇所を發見することができるのであり、楊氏はこの點を捉へて更に强調したものであるとも云ひ得る面があることを見逃してはならない。

われわれはこれまでに釋古學派をば疑古學派のなかから生れたものとして、その派生の過程を說明した。然し實は釋古學派の發生にはなほ別な契機が存在してゐるのである。楊氏は釋古的な研究方法の創始者として王國維を推してゐる。けだしその著書である古史新證の總論に王氏が、上古では傳說と史實とが混合し、史實の中にも潤色が多くて傳說と違はないものもあれば、傳說のうちにも史實が素地となつてゐるものがある。漢代以降僞作附會の文獻が多く現はれたが、後人は知らずしてこれを信用し、信古の學風の過りに陷つてゐた。近世に至つて孔安國の古文尙書の僞作などが證明され、疑古の學風が起つたが、その餘弊は堯舜禹の歷史的實在を疑ふに至つた。これは古史の史料について十分整理しなかつた爲である。しかし幸に紙上に書かれた材料の外に地下から出た新材料がある。此の種材料によつて紙上の材料を補正し、經書の或部分が實錄であり、諸子百家の正統でない記事も一面の事實を表示してゐることを證明することができるとして、氏の所謂二重證明法なるものを揭げてゐるのであるが、楊氏はこの研究方法をば釋古の本質を示すものと推賞してゐるのである。

この史實を直接に記述する實錄的史料の外に、何等かの意味で史實を反映してゐる史料の存在を說く所は、われわれの所謂口頭傳承で傳へられた神話傳說の文獻への反映として說明する釋古的方法の精隨を道破してゐるものがあると云へる。

王氏はこの樣な紙上材料卽ち傳來の古代史の文獻の史料としての價値を文獻相互の比較によつてではなしに地下の新材料卽ち新に河南省安陽縣の殷虛の殷代首都の遺迹から發掘された甲骨文、或は支那の各地の殷周代の遺迹古墓から發見される銅器銘文卽ち金文と比較することによつて證明しようとしたのである。

王國維は民國十六年、顧氏等の疑古學派が勃興しかけた時期に既に世を去つたけれども、近代の大國學者としてその流風を被る學徒は夥く存し、ことに古代史に於ても彼の研究法を襲ふ學徒は極めて多く、生長しつゝある疑古學派に對立して一大陣營を形成してゐる。それは王國維氏及びその師で　る羅振玉にならつて新出の甲骨文及び金文をば主史料として古代史を研究しようとするものである。その對象が考古學的遺物である點から楊寛氏は彼等を考古派と呼んでゐる。甲骨文・金文の研究に從事

する考古派は一般に疑古派の如く經典本文に深い關心を持たないものが多いが、新史料と關連してその史料的價値を論ずるものがあるので、或る學者はその研究方法からしてこれを釋古派と名附けてゐる。一つの學派が對象により考古派と、研究方法により釋古派とも名附けられてゐるのである。冒頭に中國古代史が疑古と釋古との二つの陣營に分れると云つたその釋古とは楊寛氏の所謂考古派を指すのである。楊氏の自稱する釋古學派は、考古學派（卽ち我等の所謂釋古學派）と疑古學派とを、疑古學派の立場から綜合する所の新釋古學派と命名するのが至當である。

疑古と釋古との二學派は中國古代史を兩分し、それぞれ舊史料と新史料との別な史料を主なる對象として研究を進めてゐるけれども、同じく古代史を研究する學徒として無關係であるわけではなく、また無關係であつてはならない。釋古派の創始者である王國維は既に紹介した通り、古代史の舊史料の本質に透徹した理解をもち、舊史料の價値を決定する標準として新史料を活用して、あの華々しい業績を收めてゐるのである。しかるに現在釋古學派の中には郭沫若氏の如く旺盛な疑古學派的な關心をもつ學者もあるけれども、概して舊史料の本文に對する深い文獻學的理解に缺けてゐる感があり、新史料の解讀に當つて、經典諸子百家の舊史料を無差別に引用することによつて、これが如何なる史實を語つてゐるかを比定し得たりとして自ら足れりとする傾向があるのは遺憾である。

また疑古學派の祖師である顧頡剛氏の古史辨自序によつて見ると、釋古派の羅振玉・王國維に於ける疑古的精神の缺乏に對しては、不滿の意を表してゐるけれども、その學術上の功績には、敬意を排ひ注意を怠つてはゐない。我が內藤博士に於ては羅・王兩氏と不斷の交渉を持たれ、王亥・續王亥を著して、その創說を我が學界に紹介して居られる。內藤博士や顧氏が尙書の本文批評を行はれ、その堯典の製作年代を引下げられた裏面には、羅・王二氏の殷虛の甲骨文の解讀の結果によると、殷の高祖神として帝俊卽ち帝嚳及び王亥、祖宗神としては上甲微以下を比定したに止り、儒家の經典の堯・舜が現はれてゐないといふ事實が有力な理由として潜んでゐるのである。然し最近の郭沫若氏の說によると、帝俊と帝舜とは音通であつて、帝舜とは殷の高祖神である帝嚳から分化した神名であることが明らかとされ、尙書に現れる帝舜を中心とした禪讓傳說の一部分は殷代に於ける高祖神に關して語られた神話に起原を持つことが推定せられた。現在の堯典の編纂年代は疑古學派の論證した樣に戰國以後に下り、秦漢の際に於ける潤色が加へられてゐることは事實であるとしても、堯舜の傳說の文獻化が新しいことによつて、堯舜傳說自體の古さを云々することは出來ないのである。

舊文獻の本文批評を本務とする疑古派も決して釋古學派による新史料である甲骨文・金文の研究の結果に無關心であることは許されない。疑古派のうちから楊寛氏の如きが現れ、釋古派の方法と成果とを十分に攝取して新釋古派とも稱すべき新しい境地を開拓しつゝあることは現代に於ける古代史研究の進むべき道を暗示するものである。

我が國の中國古代史學界は東京に於ては白鳥博士、京都に於ては內藤博士の感化の下に經典の本文批評を主要な課題とする疑古學派的な傾向が一般に支配的である。內藤博士は前にも述べた如く、釋

古學派に深い同情を持たれ、その晩年には新出の金文資料の蒐集に努力され、この方面に於て新しい構想を持たれ、決して單純に疑古學派に歸屬さすことは當らない。また東京に於ても故林泰輔博士は早くから新出甲骨文の蒐集整理に從事され、その解讀に先鞭を附けられ、新興の甲骨學史上に不朽の名を止められてゐる。わが古代史學の先人は疑古のみならず釋古の領域に於ても、決して中國の學界に劣らない優秀な業績を殘して居られるのである。現代の我が學界が支那に於ける釋古學派の進歩を度外視し、疑古の領域に閉居して晏然たり得る筈がない。

最近に於ける中國古代史學の發展を語るこの小さい著述が我が國に於ても目醒しき發展を遂げ、むしろ中國學界をばリードするの感がある疑古學を避けて、中國に於て現に開華しつゝある釋古學の業績の紹介に力を注いだのは、及ばずながら我が中國古代史學の明日の發展の足場を提供しようとする微意に外ならない。

第一部　最近に於ける中國古代史學の發展

第一章　金文學の發展

第一節　序　論

一

最近中國內地の諸遺迹から續々として發掘される古代の青銅器は、その豪壯魁偉にして奇怪を極めた外形と精巧緻密を極める細部の意匠完璧の仕上げとをもつて、日本並びに西歐の古美術愛好者の間に世界工藝史上無比の偉觀とたゝへられ、世界各地の美術博物館の圖錄や個人收藏家の蒐集目錄中の最も重要な頁を埋めてゐる。これに伴つて內外の美術考古學者による中國青銅器の器形・裝飾・文様についての考古學的美術史的の研究が鬱然と起り、豪華美麗な圖譜として出版せられ愛書家の書架を飾る有様である。

中國古銅器の名聲がこの様に世界に籍甚したのは最近十數年來のことであるが、中國人の間では早くも前漢の昔から注意せられてゐて、時々偶然それが發掘されると忽ち朝廷に獻上され、記憶すべき國家の重大事件として國史に記載せられ、史記漢書の如き正史に書き止められてゐる。陰陽五行思想の如き迷信の囚となつてゐた漢代の人々は、これを一つの瑞祥と考へたのでこの様な大袈裟な取扱ひをしたのであるが、漸次此銅器の歷史的な由來を明らかにしようと志し始めると共に、往々この古銅器の上に彫られてゐる製作銘文が問題とされ出した。もとより文字を極度に尊崇する中國人のことであるから、古銅器自體よりは寧ろこの上に存在してゐる銘文の方に多くの關心を抱くのは當然である。宋代に於てこの銘文の解讀が眞率に行はれはじめ、これを研究する專門の學問が生れほゞ體系をとゝのへ、元明時代には稍衰微したが、清朝に入つて復活し、その末期に至つて幾多の碩學が輩出し隆盛を極めた。この氣運は民國にも持ち越され銘文研究の學問は空前の黃金時代を現出してゐる。

中國では古銅器の上に鑄出され或は彫り込まれた銘文を金文と呼び、この金文を對象として專門に研究する學問を金文學と稱してゐる。これから私は金文を特に中國古代史の史料として取扱ふとするものであるが、この見地の下に金文學が漸次に中國古代史學の重要な分科としての地位を獲得するに至るまでの道筋について少しばかり語つて見ようと思ふ。

宋代に於て成立した金文學は金文の文字の解讀から着手して文章全體の意味を一應了解し得る段階にまで到達し、さらに經典・史書等の既存文獻と比較してその間に一致を見出し、その內容を歷史事實として解釋しようと努力し、すでに若干の見るべき成果を擧げてゐる。しかしその歷史的解釋は時に非凡な着想を見せながら利用し得た金文資料がなほ少數であつたのと、基礎作業である文字の解讀が不確實であつたがために、屢牽强附會に陷るのを免れ得なかつた。金文の古代史史料としての價値が正しく認められかつ發揮されたのは清朝末期以來のことであり、金文學が中國古代史學の重要な部門を形成したのは民國に入つてからの最近三十年來の現象である。古代史學の一分科としての金文學を目あてにするならば、現在の金文學を說くだけで十分であるやうに見えるかも知れない。すべて學問の研究方法を捕捉するには、その學問の歷史を辿つて見ねばならない。中國古代金文の研究方法も、宋代以後の金文學史を通じて、古來如何なる研究方法が或は生じ或は滅んでもつて現代の研究方法に到達したかを追迹することによつて確實につかむことが出來る。元來我が古代史學界が金文の史料としての價値に對して懷疑的な態度をとり、中國金文學の業績に對して不安不信の念を今なほ强く抱いてゐる現狀のよつて生ずる原因についてはまた様々な學史的な理由が考へられるであらう。私は我が國にて中國金文學史の知識が普及せず、現代の金文學の研究方法の正しさ、これの生れる必然性が理解せられてゐないことがその重要な因子であることを認めるが故に、一見迂遠に取れる金文學史の敍述に力を注ぎたいと思ふ。

二

中國では或る文字を竹・木・紙・帛などの諸物體の上に筆墨をもつて書き或は印刷した普通の文書に對して、銅器石器石造物玉器土器甲骨などの上に刀をもつて彫刻し又は鑄造した特殊の文書である

銘文を區別して、その材料の種類によつて金石文と呼び、これを研究する學問を金石學と名付けてゐる。金石文は普通には

一　金　　文
二　錢　幣　文
三　璽　印　文
四　石　刻　文
五　玉　　文
六　陶　　文
七　甲　骨　文

の七種に大別され、從つて金石學は七種の金石文を研究する七科に分けられる。* 金文學はこの金石學の一分科をなすものとされてゐるのである。たゞこの分類は甚だ常識的であつて、分類の標準は大體に於て材料の性質種類に置かれてゐるが、一方に於てその材料によつて製作された器物の用途も考慮されてゐる。例へば銅製の貨幣の銘文である錢幣文及び璽印文中の銅印の文は、母體の材料からすれば金文のなかに包含さるべきであり、璽印文中の玉印文は玉文に入れられるべきであるのに、この材料にはよらずに製作された母器の性質用途に從つて分類されてゐるので、この分類の體系は嚴密に云へば錯雜し、多くの矛盾を含んでゐるのである。

更に金文自身について考へて見ると、中國の靑銅器の種類用途は可成り雜多であつて、禮器（主として祭祀饗食に使用する飮食器）樂器兵器などの他に佛像などの雜器も含まれてゐる。

* この分類は容庚氏『金石學論著目』の分類に從つた。

我々がこれから硏究しようとするのは中國古代の金文である。古代とはこゝでは中國風の時代區分で云ふところの先秦或は三代に當るもので、秦帝國の統一以前である夏・殷・周三王朝の時代を指してゐる。支那に於いて靑銅器の盛行したのは殷周二王朝で、周末期の戰國時代には兵器農具として鐵器が使用されだし銅鐵併用期に入るけれども、秦漢時代に於ても靑銅器製作は續行され、それらの中には製作銘文を有するものが相當見出される。しかし今迄知られてゐる秦漢金文の量は古代金文に比較すれば比較にならない少數である。*

その上後節に說く樣に秦帝國は中國古代世界を征服すると共に、それまで東西の地方に對立して行はれてゐた古文と籀文との二書體を統一して篆書體を定め、やがて篆書を簡略化した隸書を使用するやうになつた。** 篆隸の書體で書かれ、說文などの旣存字書によつて容易に解讀し得る秦漢金文に對して、これ以前の金文は說文に載せてゐる諸書體と頗る差異のある字體で書かれてゐるから、それだけを研究對象とすることは十分意味をもつてゐる。さらにこの古代金文としては禮器樂器兵器の諸銘文特に前二者の銘文が大多數を占め、佛像以下の雜器銘が殆んど含まれないから、その器具の性質が純一である。秦以前の古代金文を研究することは、宗廟に祖先を祭り或は燕饗に賓客を饗宴するときに

二八～二九

使用する食器樂器の類、卽ち中國人の所謂彝器の銘文を研究することであり、禮に使用される器具を通じて古代中國の禮の文化を理解すると云ふ意味をもつものである。

* 王國維原著羅福頤增補の『三代秦漢金文著錄表』に載せられてゐる三代の金文は四千六百十一器に上るに對して秦金文は八十八器漢金文は九百六十一器に過ぎない。

** 第二節四〇頁、四六―八頁參照。

中國古代史の傳統的史料である易・詩・書・春秋・禮などの諸經を始めとした先秦の典籍は、その製作年代が不明確であり、文獻として現在の如き形態に固定し寫し定められる以前に、永い間口頭をもつて傳承せられ、その文獻として固定する以前の形態は流動的で一定しなかつたと考へられる。此等の典籍が重に口頭で傳承された長い期間に、傳誦者によつて無意識の裡に多樣な潤色を加へられたと想像される。

これらの典籍は周代のある時期に重に竹木を削つて作つた札である竹簡木簡の上に筆墨で書き寫され書かれた文獻として成立し、その後帛や紙に轉寫されて今に傳つた。その長期に亙る傳寫の期間に生じた誤寫、殊に古文篆書から隸書、隸書から楷書に書き改める際に特に多かつたと信ぜられる誤謬、及び數次に及ぶ編纂によつて蒙つた意識的の改竄とによつて、その本文は顯著な變容を受けてゐる。この樣な經書の本文を文獻學的に復原しようとするのは至難な事柄に屬する。淸朝考證學の古代語に對する言語學的研究と廣汎な資料を涉獵した綿密な本文校勘とをもつてしても、僅に隸書通行時代である前漢の狀態まで復原し得たに過ぎなかつた。

中國に於いては、筆墨で書かれた文書と金石甲骨に彫刻された金石甲骨文と何れが始原的であるかはなほ不明である。殷虛に都した殷王朝が旣にこの三者を併用してゐたことは最近の發掘によつて明らかとなつてゐる。* 從つて郭沫若の如き金文學者が『周代彝銘進化觀』に於て、詩書などの經書は本來靑銅器銘文を基としてこれを竹木に書き寫したものであり、經書などの書かれた古代文獻はすべて銅器上に彫刻された金文から發生したと稱へた說は承認し難いとしても、竹木紙帛の上に書かれた文書の原物が早く腐朽して湮滅し、遙か後代の寫本刊本を殘すのに過ぎない傳世の古代史料に對して、その材料が耐久性をもつためそのまゝの形で保存され、先秦時代の現行の書體の文章を目前に見得る靑銅器銘文卽ち金文の史料として持つ優越性には否み得ないものがある。金文の中國古代史料としての長所は歷史的事件が直接に遺した遺物、卽ち同時史料である點に存するのである。

* 董作賓氏は、中央研究院の殷虛第五次發掘に於て發見された朱及び墨をもつて書かれた文字の存する骨片を紹介し、殷虛では筆も使用されてゐたことを說いてゐる（『甲骨文斷代研究例』蔡元培記念論文集上册四一八頁）。

金文は祭祀燕饗に使用された禮樂器の製作の銘文であり、製作の動機となつた王侯よりの賞賜策命の儀式と、製作者の長壽繁昌を祝する壽詞とを中心とする頗る宗敎的な儀禮の記述がその主要部分をなしてゐる。それは中國古代の宗敎的生活所謂禮の文化を直接に表現するもので、宗敎史の文獻としては非常な貴重な資料をなすものである。禮は中國古代の生活の指導原理であり、宗敎は古代中國人

三〇～三一

の生活の有ゆる面に浸潤してゐるから、金文は中國古代文化の重要な面に關する史料を提供すると云つてよい。然し形式的な宗教儀禮の記述は往々にして平板單調に失し千篇一律に流れる傾向を多分に持つものであるが、金文も亦この例に洩れない。金文はこの形式的宗教的儀式自體の記述に止まり、この儀禮が如何なる歷史的事件に關連するかと云ふ史的背景について概して餘り多くを語らない。[*]金文の作者の關心は極めて狹隘であり、その題材は甚しく限定されてゐるものであるから、今我等の手にする金文が中國古代人の生活を全面的に表現するものでないことは勿論である。從つて金文に現はれてゐることが殷周人の全生活全文化であるとの前提の下に、これを金科玉條として經書等の舊古代史料の記事を批判する樣な態度は嚴に警戒されねばならない。この樣な傾向は現に郭沫若氏の如き優れた金文學者の論述中にも看取せられ、經書の本文批評を目的とする疑古學派の學者が喜んで自家の論據として援用してゐる所である。[**] 史料としての本質をよく了解し上に述べる樣な過信や誤用に陷らないやうに注意さへ怠らねば、古代金文は經書等の舊史料を批判補正する好き標準となり得るであらう。

* 朱爲弼「補周王錫命證」（蕺齋館文集卷一）、徐中舒「金文嘏辭釋例」歷史語言研究所集刊六本一分

** 郭沫若「金文所無考」金文叢攷所收

三

私はこれから古代史の史料として金文を研究しようとするものであるが、これはとりもなほさず銅器銘文である金文をその刻された母體である銅器自身から一應切り離し、これを純粹な一個の文書として、すなはち史料として取扱ふことである。銅器自體についての考古學的研究である器形學と一應絕緣し、專ら銅器銘文だけを對象として、先づこれを文字學的に研究解讀し、次にこれを古代史史料としてその歷史的內容を理解すると云ふ道を辿りたい。この研究態度は器形學を無視することを意味するのではなく、たゞ金文學をして獨自の領域に止まらしめるとともに、一方に於て器形學に對してその獨自の領域を尊重し自由な研究を容すことを意味するのである。

後にも述べるやうに金文學の成立期である宋代では文字學的研究と器形學的研究とは密接に結合してゐたが、その完成期に達した淸代では、文字學の發達が著しかつたが爲に金文學はその一分科と化し、器形學的研究は全く等閑に付せられた。近年郭沫若氏が周代の金文の編年的研究を試みるに至つて、製作年代を知る標準として銘文の外に器形をも參照し、器形の年代的發展觀をとり入れた。[*] 郭氏に暗示を受けたカールグレン氏は更に確實な遺物によつて金文の編年的研究を行ひ、これを基礎とし銅器の器形及び文樣の時代的な發展の體系を建設しようとした。[**]

* 郭沫若「兩周金文辭大系圖編序說」（邦譯「靑銅器形象學試探」靑銅器研究要纂所收）

** Karlgren, Yin and Chou in Chinese Bronzes.

分化した金文學と器形學とを再び結合して新しい學問を形成しようとする金文學の最近の傾向には、その意圖に於て何人も贊意を惜しまないものがあるが、實際に現れた結果について見ると、郭氏

に於ては銘文の編年的研究が主體であつて器形學的研究は副次的にとり上げられ前者を補足するために參考にせられた程度で、器形それ自體の組織的研究は前者に從屬するに過ぎない。カールグレン氏に於ては銘文の編年的研究は器形學の前提として極めて輕く取扱はれてゐて、器形學に對して金文學が從屬的位置に立つてゐる。金文の年代的研究も器形の樣式的研究も未完成であり、ことに後者は最近十年來開始されたばかりであつて確實な結論に到着してゐない。この不確實な兩部門の研究結果からデータを搔き集めて綜合を試みることは今なほ早計であつて兩部門相互に累を及ぼす憂がある。

金文の史料としての優越性はその同時史料である點にある。然るに大多數の金文は後にも述べる如くその製作年月の明記を缺いてゐるのであるから、何等かの方法によつてこれを確定する必要がある。郭沫若の金文の編年的研究は西周の重なる金文を群に大別して、各群每の年代を決定しようとしたものである。これは金文を古代史料として考察しようとする我々の研究の基礎をなすものであるから、本論に於て詳細に考究するであらうが、氏が試みた器形學的研究との性急な綜合の方は上述の理由によつてこの際、暫く留保しておきたいと考へる。

金文を史料として取扱ふに當つて次に考慮すべきは現在われわれが利用し得る資料の性質である。專門考古學者の手による中國內地に於ける遺迹の科學的な發掘は漸く近年に至つて緖についたのであるから、これによつて出土狀態と伴出遺物などが正確に知られてゐる銅器の遺物は、非常な少數に止つてゐる。われわれが今もつぱら使用してゐる金文資料集に載せてゐる靑銅器はこの樣な科學的な發掘によつて出土したものでなくて、無敎養にして射利心の强い中國地方民によつて盜掘せられたものである。彼等は自己にとつては寶庫であり財源である銅器の出土地點・出土狀態などの眞相を容易に他人に明さない。また金文資料の編輯者である淸朝以降の金文專攷學者或ひは好事家は近代考古學の素養を缺いてゐるので、考古學的遺物として銅器を見ず、その出土狀態はおろか出土地點を注記してゐるものも頗る限定された少數に過ぎない狀態である。[*]

また編者の關心が銅器自體よりは銅器銘文に存するので、これを資料集として公刊するに當つても、多くは銅器銘文の拓本或はその模本だけを模刻あるひは影印出版し、そのうちの少數が銅器の全形拓本乃至はその不正確な見取圖を添へた圖譜として公刊されてゐるに過ぎない。銅器全形及び細部文樣の寫眞及び實測圖等を完備した圖錄は、我が國の梅原末治博士の編輯にかゝる諸書に始るものであつて、現在ではなほ非常に少數に止つてゐる。[**] 銅器器形と銘文とを綜合して研究しようとするならば、その資料を考古學的遺物として最も價値を有する所の學術的發掘により得られた靑銅器に限定し、たとひ多少その範圍を擴大するとしても完備した圖錄所載の銅器に限定する要がある。然るにそのやうな善備な資料集所載の金文はその編年的研究を許すだけの量を持たない爲に、この有効な研究は現在のところまだ不可能に近い有樣である。

* 柯昌濟「金文分域編」二十卷は從來知られてゐる出土地の明らかな金文の地域別分類目錄である。

** 第三節一〇四頁參照

銅器器形から引き離して青銅器銘文自體を史料とし文書として見るならば、その取扱ひはずつと簡單となる。古銅器は中國のみならず世界各國の好事家に珍重され、驚くべき高價で賣られるため、その模造偽造が盛んに行はれてゐる。この器物自體の鑑別は實物乃至はせいぜい完全な圖錄による外はないのであるが、銘文だけを問題とするならばその識別は實物以外に拓本模本によつても割合に容易に行ふことができる。

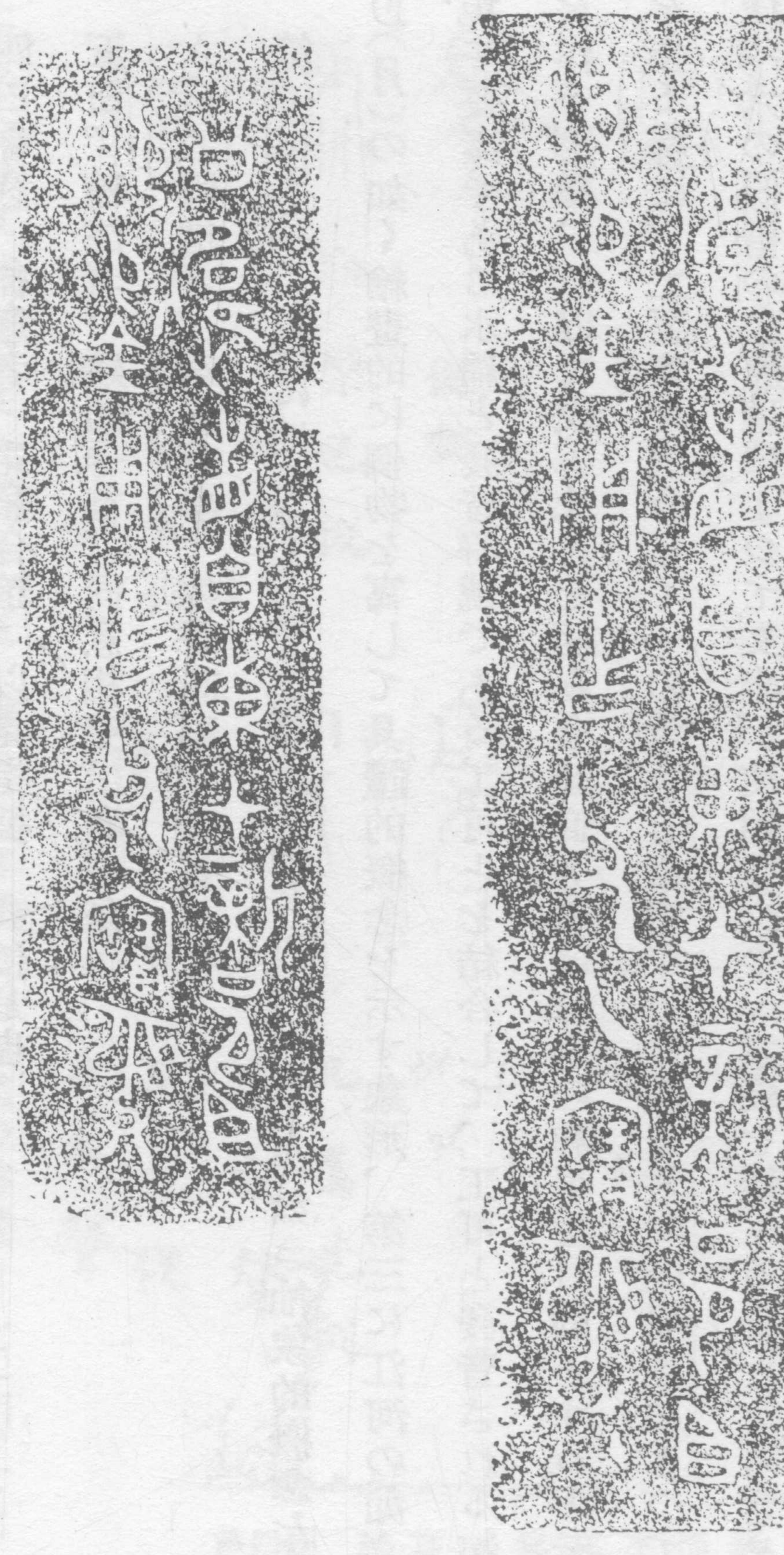

第一圖　模刻銘例
右 匜卿敦模刻　左 匜卿敦原刻

民國の甲骨及金文學者商承祚の研究によると金文の偽造方法には種々あるが、最も多いのは宋代或は近代の金文資料集中の既存金文拓本により模刻したものであり、これに次いで既存銘文拓本より文字を寄せ集め、或は文章の一部分をとつて刻した輯字模刻銘があり、最後に全然架空の偽刻銘がある。*我等がこゝに金文を史料として取扱ふ場合にもつとも警戒すべきものは第二・第三、特にその內容が全然架空偽作である第三の偽刻銘であるが、これは文字の續き具合、行の配列、文章の內容等によつて拓本資料集を通じても判別することができる。第一の模刻の鑑別はより困難ではあるが、文字書體等の細部を問はないでたゞ史料として見るならば云はば或る眞なる文書の複寫本に相當するもので、その文書の內容の眞であることは申す迄もない。

* 商承祚『古代彝器偽字研究』金陵學報三卷二期。

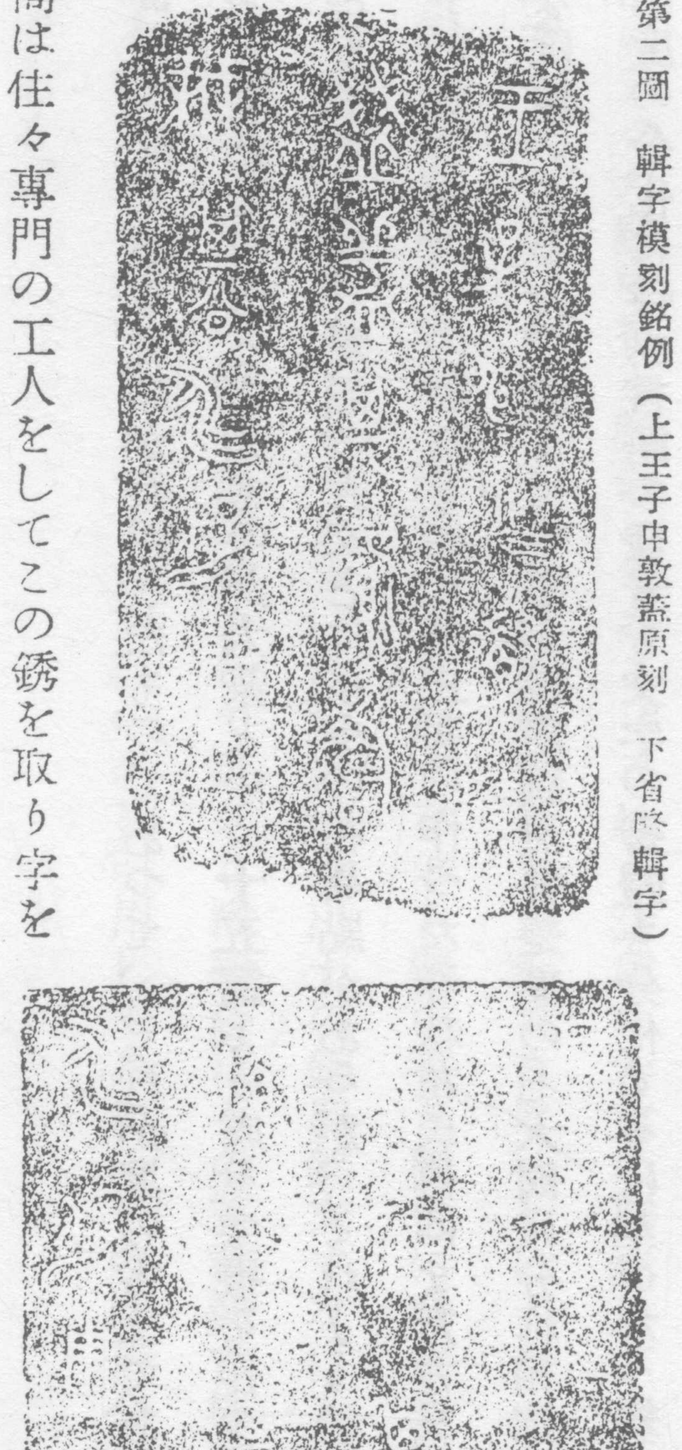

第二圖　輯字模刻銘例（上王子申敦蓋原刻　下省略輯字）

古銅器はもと土中に埋藏せられてゐた爲に腐蝕を受け、銹が銘文の一部を覆つたものが多い。支那の骨董商は往々專門の工人をしてこの銹を取り字を掘り起さしめることがあり、これを剔字と稱してゐる。舊出土の銅器は剔字の技術が未發達であつた爲多少文字の形を亂したものがあるが、これも前者と同じく或る文書の粗惡なる模寫本と見做されるから、細部の文字字劃の考證に際しては警戒が肝要であるが、銘文の全體をば史料として利用するのには十分役立つことも云ふ迄もなく明らかであらう。

このやうに史料として排除すべき輯字銘は金文資料集の模刻によつても鑑別できるのであるから金文を銅器實物から一先づ切り離して考察しようといふ吾人の行き方は、實は金文を史料として利用せんとする本研究の當面の目的と、金文資料集の原狀に即する處の極めて實際的な處置なのである。以下に私は王國維・容庚等の諸氏が現在の金文資料集所載の金文について行つた鑑別を參照とし、上に述べた配慮に從つて

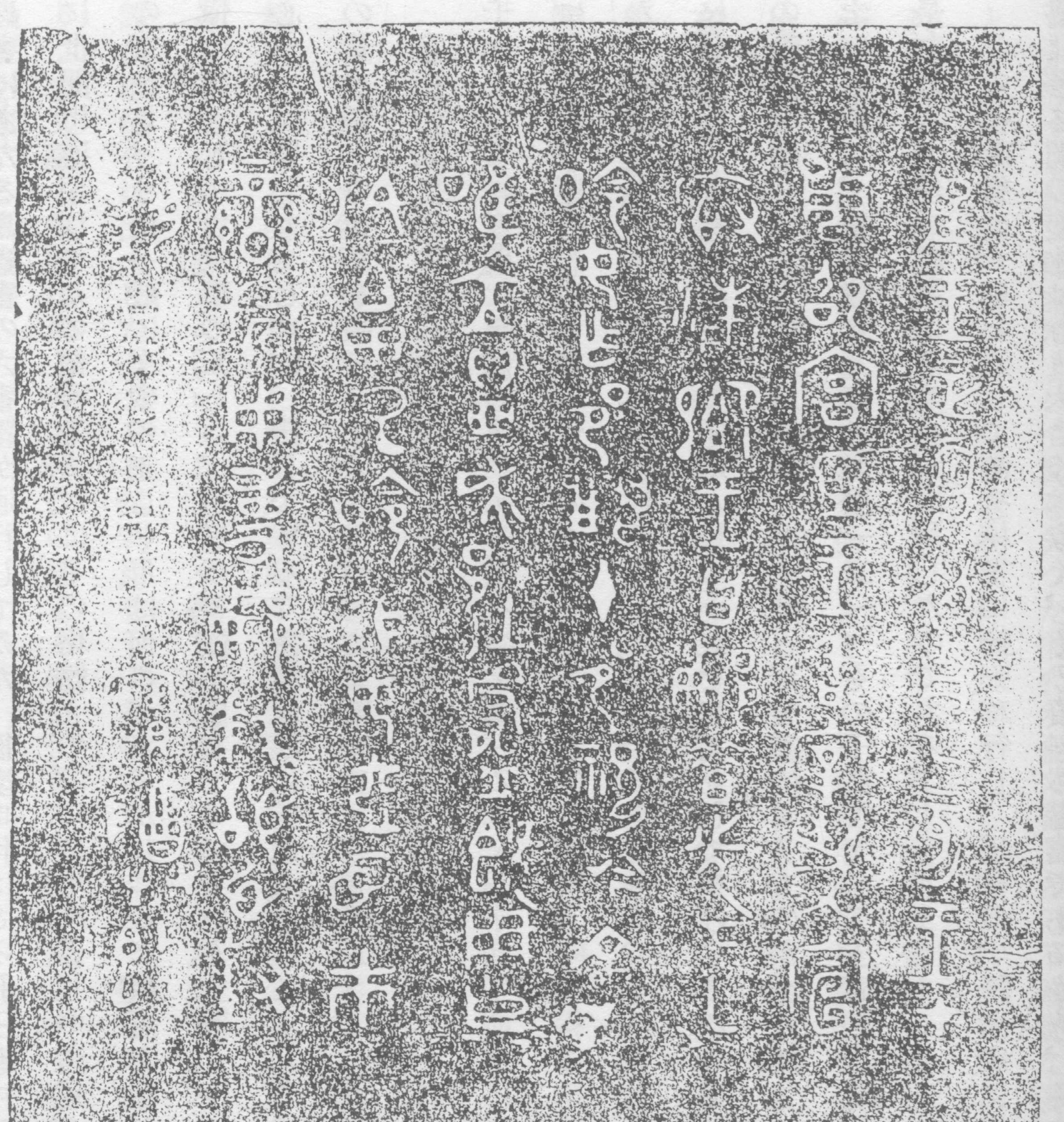

第三圖　偽刻銘の一例

輯字偽刻銘文を除外し、史料として活用し得る限りの金文を資料集中から取材して研究の對象としようと思ふ。*

* 王國維原著羅福頤補『三代秦漢金文著錄表』八卷、容庚『西清金文眞偽存佚表』燕京學報五期。

第二節　金文の字體とその解讀

一

祭器樂器兵器として使用された古代の銅器の多くはその製作者の死後當人の墳墓に副葬品として埋藏せられたもので、後世に至つて偶然に發掘されて世人の眼に觸れ、金文學者の研究の對象となつたのである。新に發見された古代の銅器上の銘文すなはち金文はどんな書體で書かれてゐるか、またこの書體は文獻によつて既に知られてゐる古代の諸種の通行書體とどんな關係にあるか、從つて金文の解讀には如何なる手掛りがあり、どんな手續きによつて行はれるかを考へて見たい。

中國古代の文字書體の變遷について纏つた知識を提供するのは、中國に現存する最古の體系的な辭書である後漢の許愼の著した說文解字十五卷である。許氏はその第十五卷の後序に於て古代から後漢に至るまでの間の文字書體變遷の過程を述べ、これをもととして說文撰述の動機及び趣旨、編纂の方法並びに全書の體系を說明してゐる。これによると

黄帝之史倉頡。見鳥獸蹏迒之迹。知分理之可相異也。初造書契。百工以乂。萬品以察。…及宣王太史籒著大篆十五篇。與古文或異。至孔子書六經。左丘明述春秋傳。皆以古文。厥意可得而說。其後諸侯力政。不統於王。惡禮樂之害己。而皆去其典籍。分爲七國。田疇異畮。車涂異軌。律令異法。衣冠異制。言語異聲。文字異形。秦始皇帝。初兼天下。丞相李斯。乃奏同之。罷其不與秦文合者。斯作倉頡篇。中車府令趙高作爰歷篇。大史令胡母敬作博學篇。皆取史籒大篆。或頗省改。所謂小篆者也。

ぐわんらい中國の文字は黄帝の臣である倉頡が發明したものであつて、これが眞の古文である。西周の末葉周宣王の時代になつて歴史官の籒といふものが大篆といふ十五篇より成る字書を作つた。この字體はまた大篆とも籒文とも稱せられ、倉頡の古文とは多少の相異點があるが、これより後れて周の春秋時代の終り頃魯の孔子が著した六つの經書を始め左丘明の作つた春秋左氏傳はまだ古文で書かれてゐるから古文の傳統はなほ續いてゐた。然るに中國が韓趙魏燕齊楚秦の七大國に分れ相抗爭した戰國時代になると、諸國の制度の分化に伴ひ言語の發音も文字の書體も分化するに至つた。秦始皇帝が天下を取ると首相の李斯は上奏して全國の通用文字を統一し、秦國の文字の形と一致しない各國の文字を廢止して倉頡篇爰歷篇博學篇などの樣な國定の字書を頒布した。この書體は大篆を更に簡略化したもので小篆と呼ばれたと述べてゐる。

また說文の後序によると漢字は

一曰指事。指事者。視而可識。察而可見。丄(上)丅(下)是也。
二曰象形。象形者。畫成其物。隨體詰詘。日(日)月(月)是也。
三曰形聲。形聲者。以事爲名。取譬相成。江(江)河是也。
四曰會意。會意者。比類合誼。以見指撝。武信是也。
五曰。轉注者。建類一首。同意相受。考老是也。
六曰。假借者。本無其字。依聲託事。令長是也。

第一に丄・丅の樣に地平線上或は線下に點をかいて上下の如き抽象的概念を示す指事、第二に日(日)月(月)の如く繪畫的に個物を寫して具體的概念を示す象形、第三に江河の如くに象形指事的に事物を現す要素である水扁と發音符號である工可とを結合して、工可と發音される河流である江河といふ字を作る形聲、第四に戈と止とを組み合せ武力戰は終局の和平を目的とすると云ふ意味を表して武の字を作る樣に、二要素を統合して一の意味を象徵する會意などの四原理によつて構成され、更に五の轉注、六の假借の二原理によつて文字が使用されつゝ意義を變ずることをも含め六書卽ち六つの原則をかゝげてゐる。許愼は

倉頡之初作書。蓋依類象形。故謂之文。其後形聲相益。卽謂之字。文者物象之本。字者言孳乳而寖多也。

文字は先づ少數の繪畫的に物象を現した象形指事の原理によるものが作られ、これを文と云つた

四〇～四一

が、次第に二つ以上の文を要素として形聲會意などの原理によつて結合した字が多數に生れて來たとして、文字が象形に起原し形聲會意へと發展することを說いてゐる。大小篆の書體には象形文字の名殘である繪畫的曲線的な筆劃がしばしば用ひられてゐるため、書寫するのに非常に暇がかゝつた。秦始皇の時代は北に匈奴南に越との交戰があり軍國多事を極めたので、これに應ずるために曲線を分解してなるべく直線的な筆劃に改め、書き易くした隸書と云ふ新書體が發生した。秦代には既述の大篆・小篆の外に符節の上に書く刻符、旗に書く蟲書、印に彫る摹印、題字の署書、兵器に題する殳書と今述べた隸書とを合せて所謂八體の書體が並存したと云はれるが、勿論大篆、小篆・隸書が普遍的に行はれた代表的書體であつて、他の五體は特定の材料の上に或は書き或は刻せられるもので、限定された使用範圍しか持たない。

秦が滅び漢王朝がこれに代ると、隸書はますます盛んに使用され、漢代の通行書體と化し、これと並んで更に簡略化して早書きに適する艸書まで發生した。前漢の武帝が秦王朝の抑壓してゐた儒教を復興し官學として採用したので、かつて湮滅に歸せんとしてゐた儒教の經典が再び蒐集されその整理が行はれ始めた。後漢に入つてこの傾向はより顯著化し、秦の統一した小篆體以前に行はれた古文書體で書いたといふ經書がもてはやされて來た。前漢の末王莽の時代の通行書體は第一に孔子の家の壁中に藏された經書卽ち壁中書の書體古文、第二にこの古文のうちでも稍奇異な形態をもつ奇字、第三に前述の小篆に相當する篆書、第四に秦の隸書にあたる左書、第五に印章に刻する繆篆、第六に秦の蟲書にあたる鳥蟲書の六書體が通行してゐた。後漢時代はこの孔子壁中書の書かれた古文書體と普通に世間に通用してゐる篆書隸書或はその俗體との間には可成甚しい差違が存在する爲に、古文の字體の正しさ、また一般に文字の正しい形は何れであるかについて疑惑を生じて來た。古文經を奉じる許愼は主として古文經の正しさ、古文の書體が虛妄でないことを立證しようといふ古文學派としての關心から出發したらしいが、決して狹隘な黨派意識に拘束せられることなく、小篆を標準とし廣く現行の諸字體との連關を附けることによつて古文經の正しさを示さうとした。

宣王の太史籒の著した大篆卽ち史籒篇と李斯の倉頡篇を始めとしそれまでにできた字書は、後世の千字文の樣に童蒙に記憶さすため必要な字を選びこれを四字句の韻文に編んだもので、文字を系統的に排列し字義の說明を加へたものでないから、實際は字書と呼び得る形態をもつたものではなかつた。許愼はこれ等の字書を整理して九千三百五十三字を得て、これを文字の構造に應じて五百四十部に分類し、各文字について原則として小篆を正文として揭げ、それに通行文の隸書で字義と文字構造の說明を附し、古文籒文（大篆）が小篆と形を異にするものがあればこれを附載し、十五卷の說文解字を完成し、後漢建光元年（西暦一二一）その子許沖をして安帝の上覽に供した。こゝに中國に於て最初にして然も體系的な字典が出現したのである。

その後隸書は六朝を通じて漸次楷書に變形移行し、楷書の字體は唐に至つて固定した。隸書から楷書に移る間の變化は餘り大きくはなく、その資料も豐富であるから、その變遷の過程は比較的容易に

四二～四三

かつ確實に辿ることができる。古代の金文を解讀することはその文字を楷書に寫しかへることであるが、その手掛りとなるものは隷書をもつて古代文字の解說を與へてゐる說文解字である。金文をば先づ說文に載せてゐる小篆・古文・籀文などの古代の諸書體と比較しその一致乃至はその關係を見出すことによつて楷書へ寫しかへることが可能となるのである。

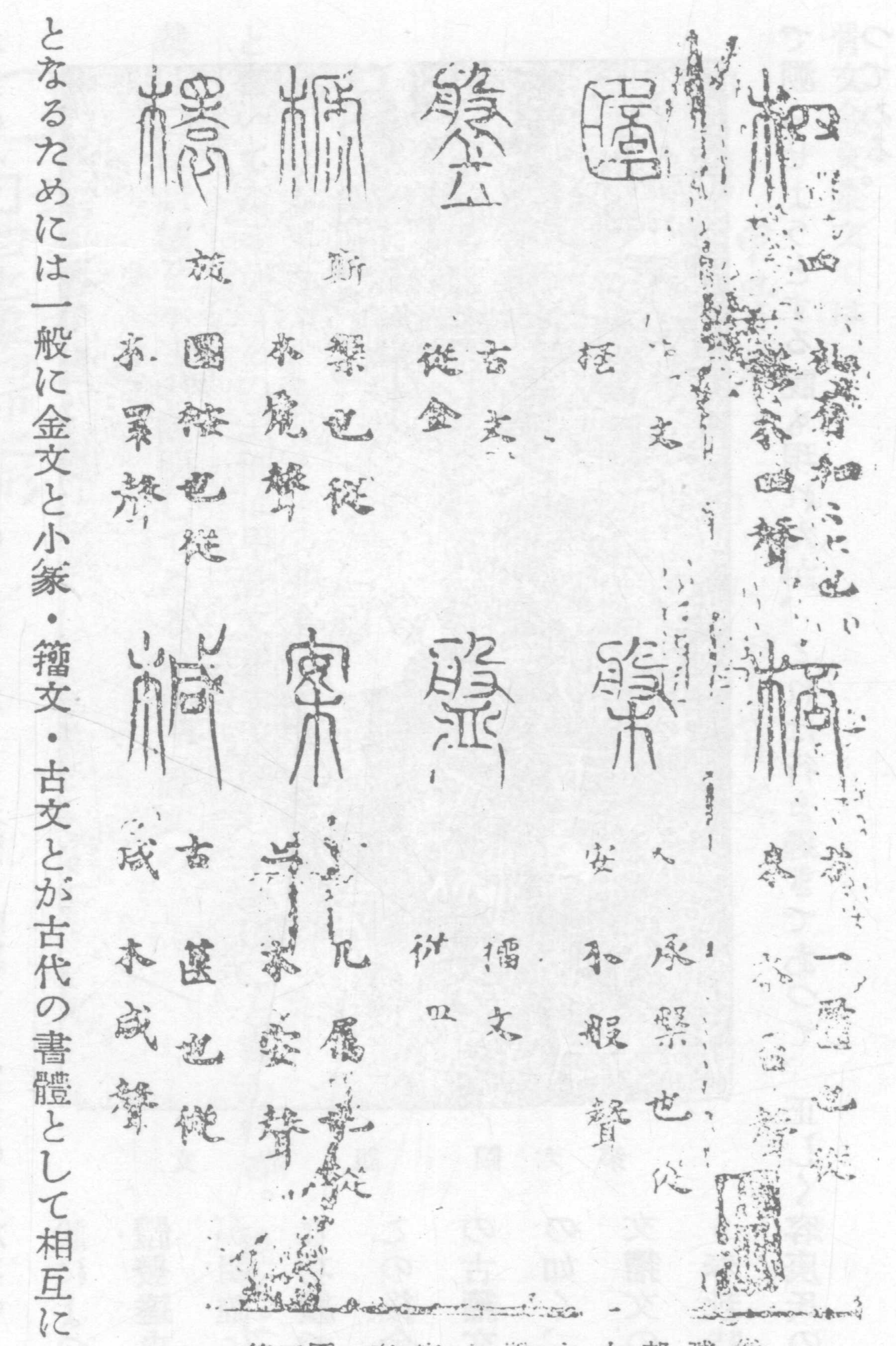

第四圖　唐寫本說文木部殘卷
栝字下に籀文、槃字下に古文籀文をかゝぐ

そこでこれが可能となるためには一般に金文と小篆・籀文・古文とが古代の書體として相互にどんな關係をもつてゐるかといふ問題を解決して置く必要がある。

許愼の說文の後序には王莽時代の六書體のなかの古文卽ち壁中書といふものについて

壁中書者。魯恭王壞孔子宅。而得禮記尙書春秋論語孝經。又北平侯張蒼。獻春秋左氏傳。

四四～四五

壁中書とは前漢時代に魯恭王が孔子の屋敷を壞したとき發見した禮記尙書などと、張蒼が獻上した春秋左氏傳を指すといつた說明につゞいて

郡國亦往往於山川得鼎彝。其銘卽前代之古文。皆自似。雖叵復見遠流。其詳可得略說也。

漢を通じて諸地方の山野から鼎彝卽ち古代の銅器が發掘されたことがある。その銘文を見るとやはり秦漢以前の古文と同一で前に云つた壁中書と類似してゐる。これら諸種の古文の原流及び相互の關係ははつきり說明することはできないが、それでも大體は說明することができないわけでないと云つてゐる。一般にこの文章を丁寧に讀まない者は、漢代の古文經すなはち壁中書と同代に發掘された古銅器銘文とはぐわんらい同じ古文體に屬するものであり、許愼は漢代出土の銅器銘文すなはち金文を說文中にも採錄したと解釋しやすい。淸末の銅器蒐集家として著名な潘祖蔭はその著書攀古樓彝器欵識の序文中に說文に載つてゐる古文のうちでもとづく古文經の名を引用してゐないものは皆金文から取つたものだと云つてゐるのである。

潘氏と同鄕の蘇州人であつて然も無二の同好の友である吳大澂は光緒九年（西紀一八八四）金文を重な資料とし、傍ら古代の石刻である石鼓文・古貨幣文・古印文・古陶文などをもとつてこれを說文と對照して比定し、說文の順序に準じて配列して說文の古文籀文を補ふ字書である說文古籀補十五卷を撰した。* 金文から取材した古文の辭書は古く宋代に王楚の鐘鼎篆韻・薛尙功の廣鐘鼎篆韻の二書があるが今は亡びて傳はらない。淸朝では汪立銘の著した鐘鼎字源五卷・莊述祖の說文古籀疏證六卷などが存するが、模刻によつて眞を失つた宋代の金文書などの不確實な資料をもとした上、その說文との比定に牽强附會が多い點で信賴し得なかつた。これに對して吳氏の著書は金文その他の資料は何れも確かな器物銘文の原拓をもととし、然もその取材範圍は當時の能事を盡した上、說文との比定は一方に於ては鋭い直觀と豐富な想像力とをもつて卓拔な解釋を提出するとともに、一方に於て說文に比定すべき字が見當らない場合は各部の末尾及び第十五卷に附載するといふ愼重な方法をとつた。金文の解讀に略ぼ確實な基礎を與へたところの劃期的な名著と云はれる。現在もつとも完備した金文辭典である容庚氏の金文編も材料を金文に限定したのと、それ以後に發表された資料と學說とによつて補正しただけで、その體例は全く吳氏を襲つたものに過ぎない。**

* 吳太澂は光緒二十四年自ら更に增補重刊した。

** 容庚氏『金文編』十八卷、民國十四年刊、同廿七年增訂。

この優れた古文辭書である說文古籀補の編纂のため、金文の字形を說文中に收められた古文・小篆・籀文などと全面的に比較して見た吳氏は、從來の金文と古文とを同一視する定說に疑問を抱き始めた。その序文に於て說文の引いてゐる古文籀文が金文とは全く字形が類しないものが多いことに氣付き、許氏は漢代に出土した金文を全然利用せず、その古文とはたゞ壁中の古文經の寫本を指したものであり、古文經の書體は周末戰國時代の國ごとに分化した字體に過ぎず、金文こそ周代の標準字體であらうと主張した。

四六～四七

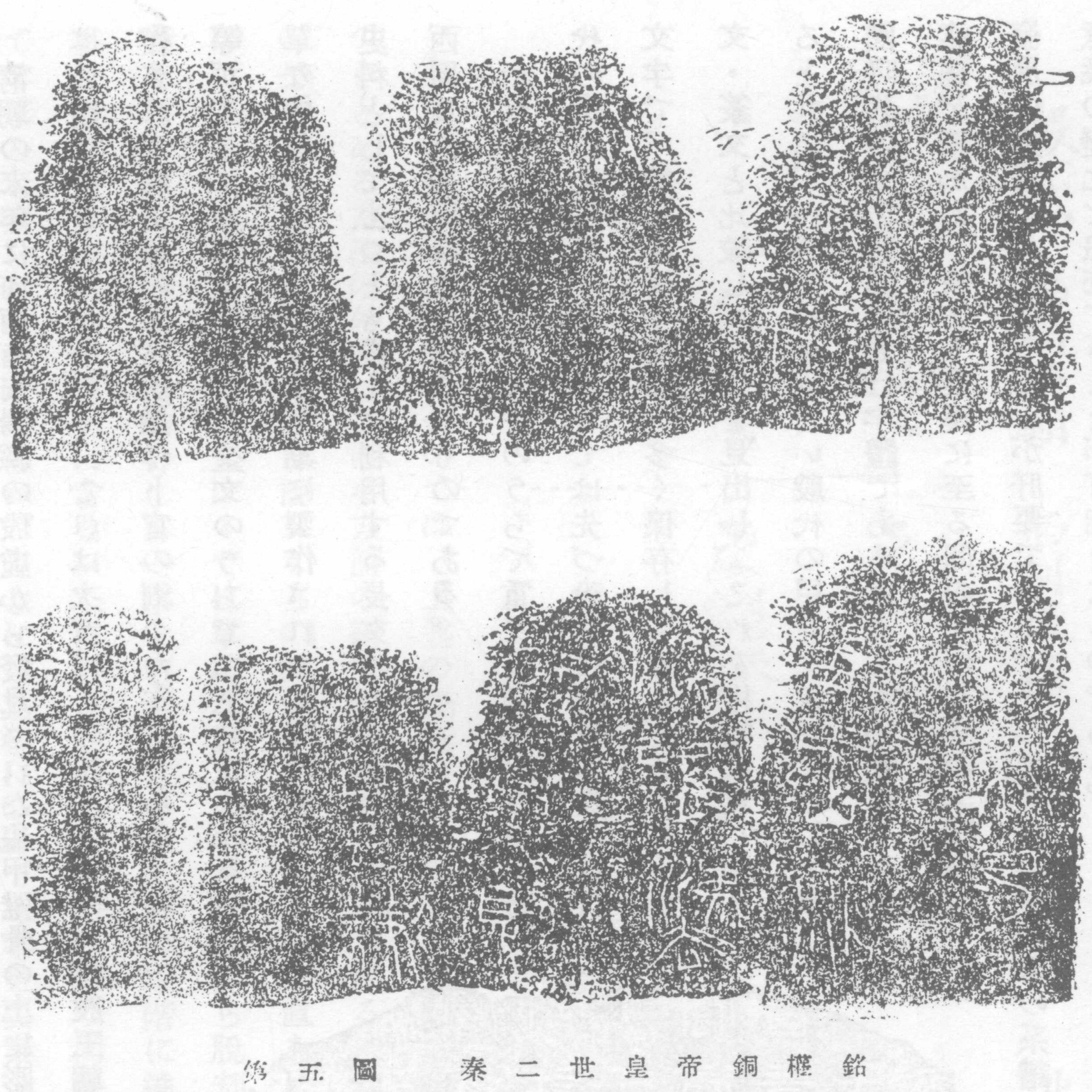

第五圖　秦二世皇帝銅權銘

さきに引用した說文後序の文を精讀する人は、許氏が孔子壁中書の古文と、古銅器文とを同じく古文とは呼びながらも、かく斷言することを非常に躊躇してゐる語氣が存することに氣付き、從來の定說が必らずしも不動のものでないことを感ずるであらう。然し王氏の通說を根柢から否定する大膽な革命的ともいふべき新說はなほ時人の理解するところとならなかつた。

吳氏の著書に遲れること三十餘年の民國五年王國維氏は說文の籀文と金文とを比較し

て史籀篇疏證（王忠愨公遺書初集）といふ研究論文を公けにした。王氏はその序文のうちで、說文中の籀文を殷周時代の一般金文と比較すると、象形的繪畫的な線が乏しく、寧ろ筆劃的となつてゐる點で著しく相違すること、また籀文を戰國時代の秦國の金石文たとへば秦孝公十六年（西紀前三四六）に製作された秦の大良造である鞅の作つた銅量（この銘文は模糊としてゐるので第五圖として同字體の銅權銘を示した）或は詛楚文（第六圖）などの石刻と並べるとその字體が全く同一であることを指摘し、これによつて史籀篇とは周宣王時代に作られた字書ではなく、戰國時代の秦の通行字を集めたものであると論じ、また說文に引かれてゐる古文は秦を除いた東方韓趙燕楚齊の六國の兵器・陶器・璽印・貨幣の字體と酷似してゐて、兩者ともに籀文との相違が餘りに甚しいことから、古文とは戰國時代東方六國の使用した字體であらうと論斷した。

王氏は更に『戰國の時に秦は籀文を用ひ六國は古文を用ふるの說』（觀堂集林卷七）と題した論文に於て今迄古文と籀文とは時代を異にする字體であると考へられてゐたのを、前者は戰國時代に於ける東方地域の六國、後者は西方地域の秦國に並行して使用された字體であることを明瞭にし、なほ進んで、この二字體は殷周時代の文字から發生したものではあるが、秦は西周の故地に居たから、文字もその遺風を受けてゐて、籀文及びこれから派生した篆文も東方諸國の所謂古文よりはかへつて殷周の書體に近似してゐると結論した。

吳大澂の說を更に徹底的に發展さした王國維の新說は當時の古文字學界を驚嘆さした。その間にあつて容庚氏は齊魯の東方諸國の器文と秦の器文と比較して大なる異同がないと云つて王說に反對したが、王說の東西二土書體異同論は戰國末期の時代に關しての立言であり、容氏のそれは春秋乃至戰國初期の金文を材料としてゐるのであるから、王說を轉覆するだけの力がないことは明らかである。* 王說によつて金文が中國古文字書體發達史上に於いて占める位置が明確に理解されたことは非常な功績であつた。

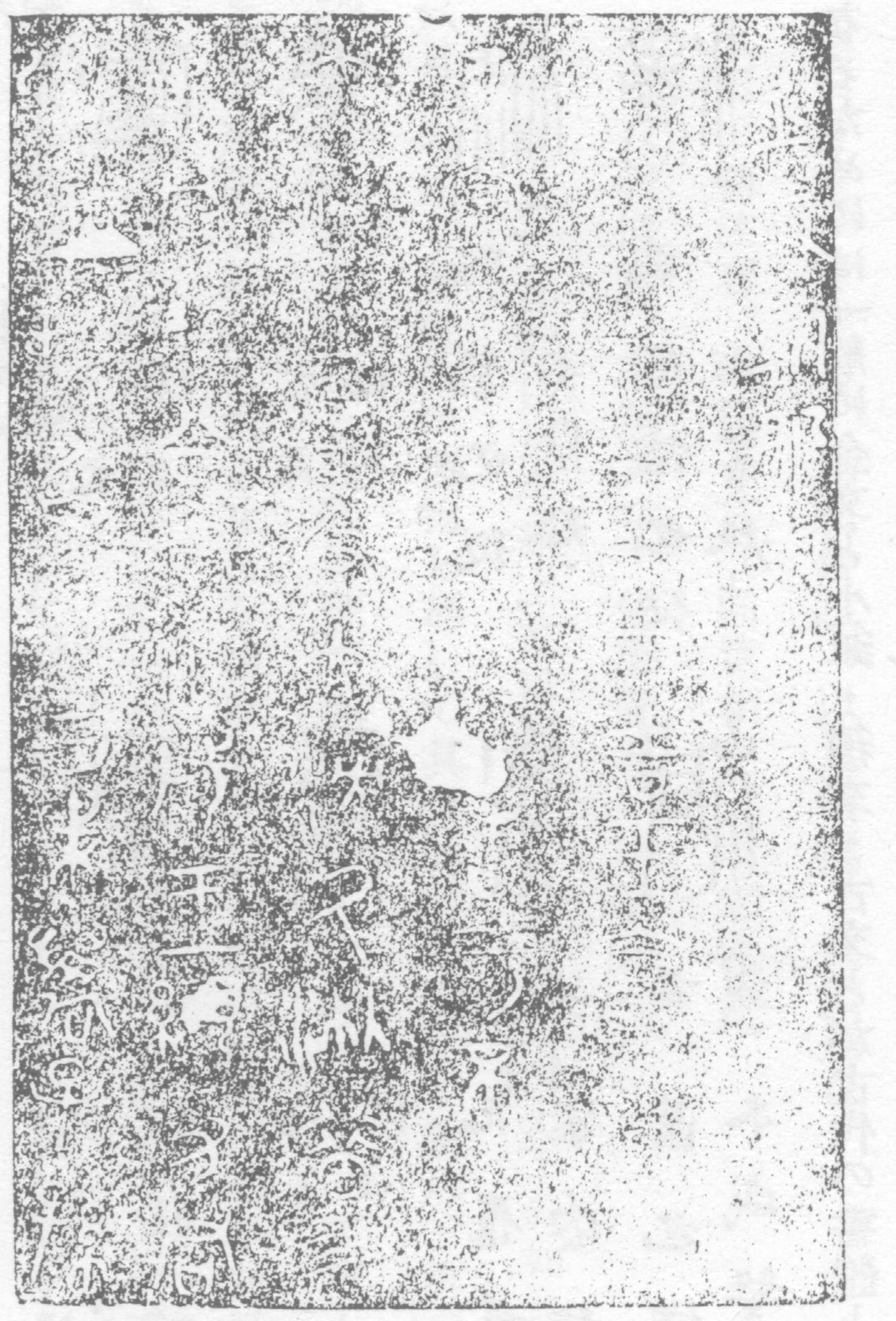
第六圖　詛楚文

この後金德建氏の『古代東西土の古籀文字同じからざるの考』の如く、東西二地域に於ける古文籀文の分化對立を戰國時代より春秋時代、さらに西周時代まで溯らせようとする說も現れたが、これは行き過ぎであつて、正しく容庚氏の極力否定する所にあたつてゐる。**

* 容庚氏『古文字學形編』

** 文瀾學報第一卷二號所載論文

淸朝の末年に河南省安陽縣の殷虛から發見された龜甲獸骨の上に彫られた卜ひの文は或は甲骨文或は殷虛卜辭とも稱せられる　これは次章にも詳說する樣に大體殷王朝後期武丁以後滅亡迄の期間に製作された殷王朝の王室所屬の卜官の刻つた文字である。我等がこゝに取扱ふ中國古代金文のうちで二三字より成る簡單な內容をもつものは殷末期に製作されたものであるが、史料としてもつとも盛んに利用する長文の金文の大部分は西周及び東周時代に屬するものである。

われらが古代金文特にそのうちで重なる部分を占める周代の金文を解讀するに當つては先づ說文に現れる秦の通行文字で、然も西周の遺風を多く保存してゐると云はれる籀文・篆文と比較して一致を見出し、これを楷書に寫しかへると共に、一方これより古い殷代の甲骨文並びに新しい戰國時代の東方諸國の通行字體である古文とも比較し、その連關を確かめ、殷より秦漢に至る間のその文字の字體變遷の系譜を打立てることが肝要である。そしてこの字體變遷の系譜に卽して始めてこの文字の持つ意義の變化を追迹することが可能となるのである。

第七圖　魏正始三體石經（上段隸書、中段古文、下段篆文）

二

こゝに正といふ字の字體變遷の系譜を設定する過程を實例にとつて、殷周から戰國秦漢に至る間の文字書體の分化發展と、これに應ずる字義の變化を圖式的に示して見よう。

說文は正字を第二篇下に部首とし載せ

正是也。从一。一以止　凡正屬皆从正。𤴓古文正。从二。二古文上字。𤴔古文正。从一足。足亦止也

正とはただしいと云ふ意味でその篆文正は一と止との二要素を結合し一所に止るといふ意味を示す會意の字である。古文では𤴓といふ形で上の方は二卽ち上を要素としてゐる。また古文では𤴔とも書き一と足との二要素から成る會意の字であると述べてゐる。許氏は小篆の外に古文の書體の二形をかかげてゐるのである。

甲骨文及び金文では正字は次の如き形で書かれてゐる。

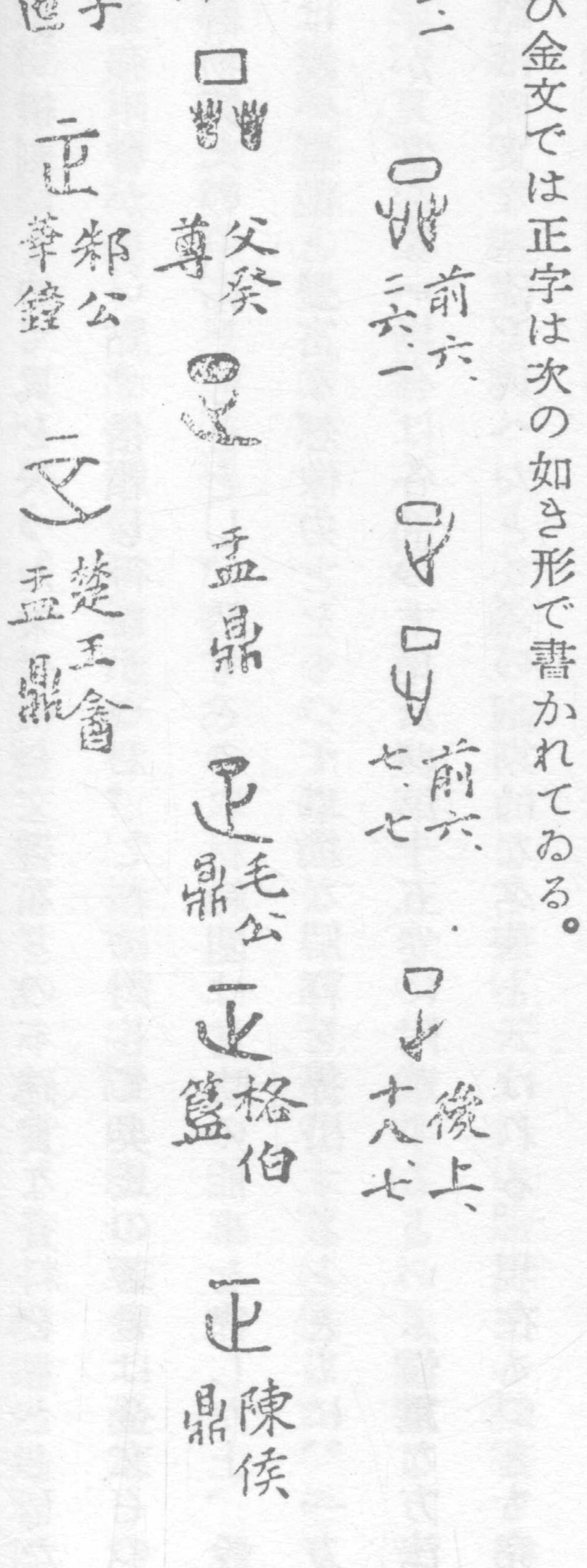

甲骨文及び金文では下部は趾に書いたものがある。止は足迹を象形し、或場合には両足一般には片足をもつて現してゐるのである。上部の一は甲骨文及び或る金文では□□●と書いてゐる。邑字は甲骨文金文篆文では

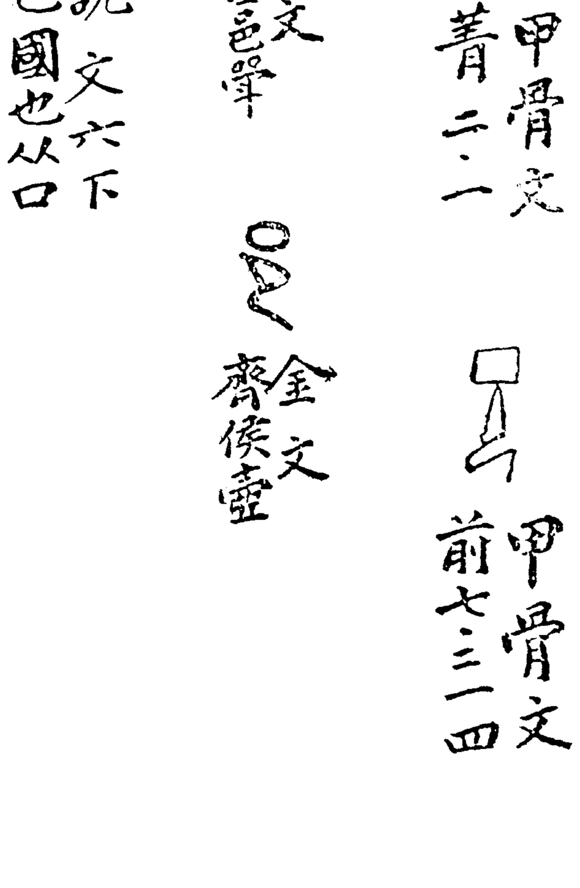

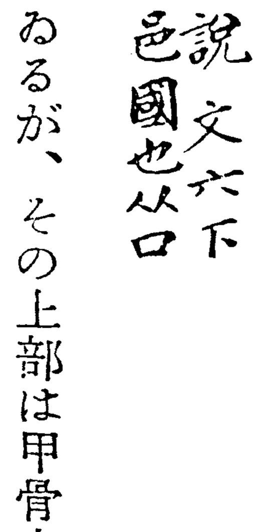

と書いてゐるが、その上部は甲骨文正字と同じやうに□と書かれる。說文は□と卪とより成り、段玉裁は□は封域を示すと說明してゐるのは、說文の

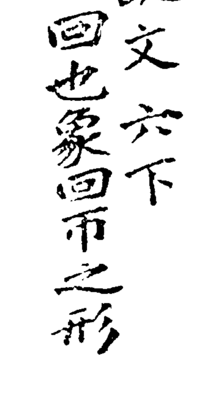

に從つたのである。卪は說文では符節と解してゐるが、甲骨文等によるとすさしく人が坐つてゐる形を現はし、上の□はその坐つて居住する地域即ち都市村落を示してゐることは明らかである。正字の上の□も同じ樣に圍まれた地域即ち都邑を指してゐるのであり、これと足形とを結合した正字は或る町か村へ向つて步行する動作を現はしてゐるので、原義は「正しい」といふ樣な抽象的な觀念ではないのである。甲骨文の實例について見ると

癸巳王卜貞。旬亡畎。王來正夷方。（龜甲獸骨文字卷一・一葉一〇片）

甲寅卜□貞。戊其獲正土方。（戩壽堂殷虛文字一二葉一四片）

などの樣に「夷方を正す」「土方を正す」といふ如く征伐の征の意味で使用されてゐる。下つて周代の金文には

のやうにイ即ちイを附した征字が現れると共に、上位のものが下位のものを征伐することは不正を正すことだと云ふ聯想から正は專ら抽象的な道德的意味で使はれることとなつた。正の上部は金文では鑄造の技術上の便利の爲□から●に變化し、また下部の●は足迹の形が筆劃化されて止即ち止の形をとり始めた。西周後期の毛公鼎では一と止とが結合し、同時代の善夫克鼎では上が一から一に變じて正となつた。これは說文の篆文と全く同形であつて、この小篆は籀文を踏襲したものであるが、この籀文は溯つて西周後期の金文に現れる周代通行字體を其儘承けついでゐるのである。王國維氏の籀文が西周代の通行文字であるといふ說は、正確には西周後期の通行の文字に起原すると云ふべきであるのである。

また陳子匜・邾公華鐘その他余（＝徐）王義楚耑は正月の正を正と書いてゐるが、これは陳・邾・徐など春秋時代の東方の國が製作した銅器の字形が說文の古文第一形に一致するのである。近年壽州から出土した楚王酓忎即ち楚幽王能悍（西紀前二三七――二二八）の銅器には正字を𧾷と書いてゐるが、それは說文の正字古文第二形に近似してゐて、恐らく古文はこの金文と同じ字體を誤寫したのであらうと考へられる。これによつて見ると所謂孔子の壁中書から取られた說文の古文は或は戰國時代末期の東方六國中の楚國の通行字體と一致し、或は春秋時代の東方の小國陳・邾・徐などの通用字とも一致するのであるから、王氏の所謂古文が西周の字體から分化し出した萠芽は戰國時代より古く春秋時代に溯らすことができるのである。

なほ注意すべきことは金德建の說によると、春秋時代の東方諸國の金文には古文と同じ正形のみが用ひられてゐるから、東方諸國の通行文字所謂古文は既に早くも春秋時代に完全に成立してゐたと說いてゐる。けれども同じ東方の陳侯鼎などは西周後期乃至それ以前の字體と同一形の正と書いてゐるのであるから、春秋時代に於ては東方諸國の古文字の字體はすでに西周の文字から分化しかけてゐたとは云へ、まだ完全に獨立しては居らなかつたのであり、金氏の說は一面的であり、やゝ行き過ぎてゐることである。

上に述べた正字の字形變化を系譜化して示さう。

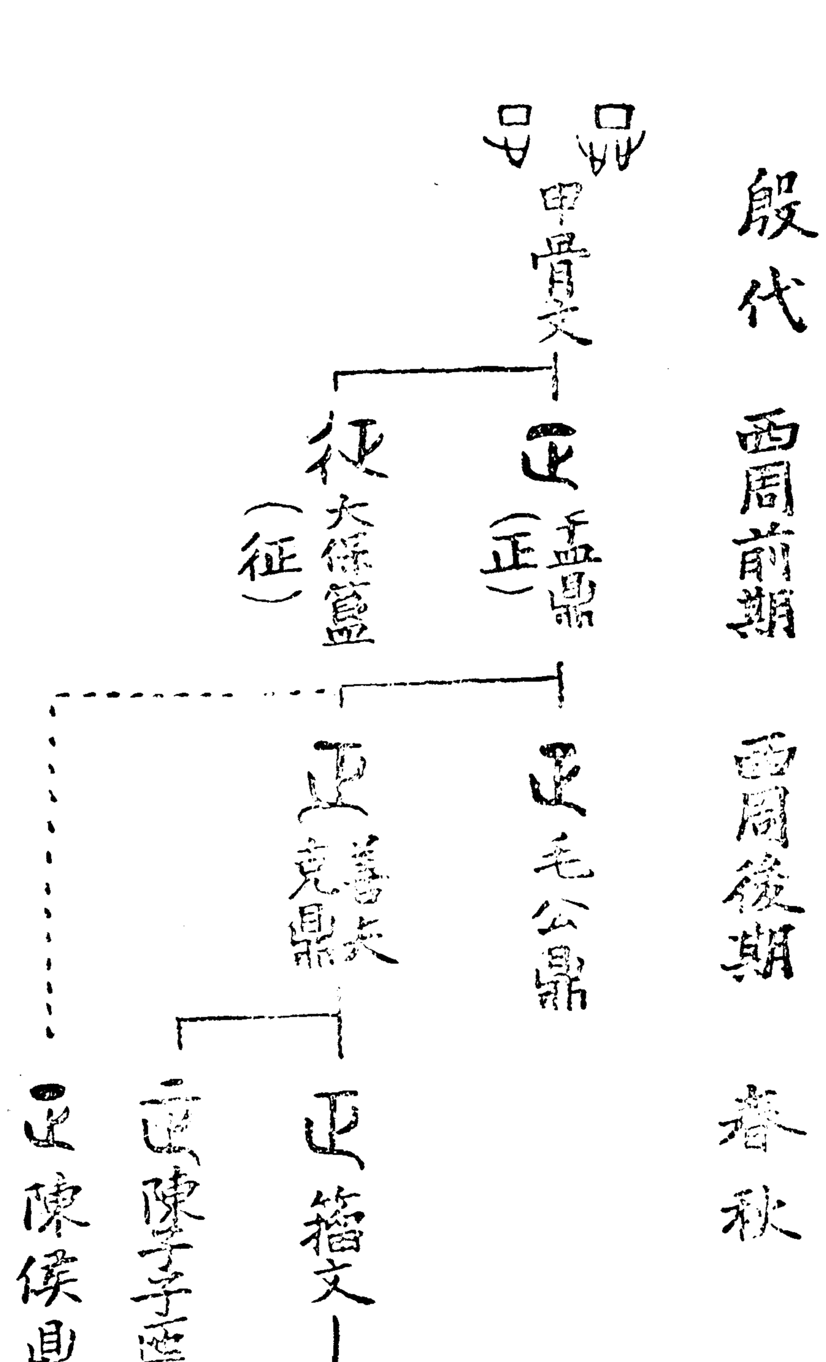

金文の字形學的研究については、上述の先秦の諸字體と比較し、時代的地域的の變化分化の過程をつきとめる方法の外に、なほ多方面の研究法を必要とする。或る未知の金文を解讀するに當つて、その一字だけを孤立させこれを說文などの既知の字形と比較して直ちにその一致を決定しようとするのは可成りの危險が伴ふ。金文はすでに單純な象形文字の段階から脫却して、二つ以上の象形文字を要素としこれを偏傍として結合して一字とした會意會聲文字の段階に達してゐる。この字と同じ要素が多くの會意會聲文字のうちに含まれてゐることが多い。これ等の同要素を共通にもつ文字を一群として字形の考察を行はねばならぬ。さきに、正字について正字を要素とする征字をも連關して考察した

のはこの趣旨によるのである。

征字は會聲文字であつて正はその聲符すなはち發音符號をなすものである。そこで金文の研究は單なる字形學的研究に終始することを得ないから、字音を取扱ふ音韻的研究に進まねばならず、さらに字音に結び付いた字義を取扱ふ訓詁學的研究が必要となつて來る。清朝末期の金文學者吳大澂・孫詒讓、民國の王國維・郭沫若等は何れもこの字形・字音・字義の三方面からの研究を綜合して金文の研究を行つてゐるのである。王國維は兩周金文韻讀、郭氏は兩周金文韻讀補を著はし、金文中の押韻を研究し、金文の音韻學的考察の基礎を確立した。また孫海波の古文聲系は清朝古音學の成果を利用し甲骨文金文を二十二部の韻別に分類した。瑞典の Karlgren の Gramata Serica は氏が半生の努力を傾注して復原した中國の古代音の體系を基礎とし、甲骨文金文の同音の文字を類別編纂してゐる。甲骨文金文の字形學的考察に於ては孫氏の著が優るが、音韻學的な體系に於てカ氏が秀れてゐることは言を俟たない。兩書一長一短あるけれども何れも發音を加味した金文辭書卽古代文字辭典の先鞭をつけたものとして有用である。

なほ金文の字形學的研究に對する我が國の高田忠周氏及び中島竦氏の寄與を忘れることが出來ない。高田氏は甲骨文・金文・石刻・陶印・錢幣文等の諸古代書體を網羅して古籀篇百卷の字典を編纂された。吳大澂氏の說文古籀補を更に大規模にした古文字の綜合字典である。特にその配列は說文に從準據せず、氏獨特の文字構造をもとにした體系によつてゐる。古代文字を純粹にその視覺的形象に從つて分類し文字構成の原義を發見しようとする高田氏の方法は中島氏によつて主として金文の研究に應用されて書契淵源の著書を生み出した。この書は說文の成見から拔け出した自由鮮新な着想にもとづいた數多の新解釋を提出してゐる。金文の字形學的研究に新生面を開くものとして注目に値する。

五六～五七

第三節　金　文　學　史

一　漢代に於ける金文學の胚胎

金文が研究の對象となつたのは、墳墓に埋葬された銘文をもつた古代の銅器が後世に至つて偶然發掘され世人の目にふれたことが最初の機緣をなすことは自明のことである。然し古銅器の發掘は何時の世にも起る偶然の出來事であるが、それを機會として金文の研究が起り、金文學まで生長するためには別に學術史的な條件が必要である。發掘された金文はその時に通用してゐる文字とは異つた古代の文字として研究の對象となつたのであるから、發掘當時の社會少くとも學界に古文字に對する强い關心が存在してゐることが不可缺の前提條件である。

禮記大學篇には

湯之盤銘曰。苟日新。日日新。又日新。

と殷王朝の創業の君成湯の製作した水を盛る器である盤の銘文をば引いてゐるが、この文は康誥・大甲・帝典（卽ち堯典）の諸篇などと並べて引用してゐるのであるから、恐らく銅器實物の銘文を直接に見たのではなく、或はこれを記錄した成書なり或は傳承の記憶によつたものと思はれるかも知れない。その本文も現在吾人の知つてゐる金文には類似した句法を發見することができないが、郭沫若氏＊はこれを商代兵器の銘文の誤讀した結果であると云ふ新說を立ててゐるから、元來は先秦銅器銘文の原文を寫したものであつた。

＊郭沫若『湯盤孔鼎之揚推』（金文叢攷卷四）

同じ禮記中の祭統篇には

衞孔悝之鼎銘曰。六月丁亥。公假于大廟。公曰。叔舅。乃祖莊叔。左右成公。成公乃命莊叔。隨難于漢陽。卽宮于宗周。奔走無射。啓右獻公。獻公乃命成叔。纂乃祖服。乃考文叔。興舊耆。欲作率慶士。躬恤衞國。其勤公家。夙夜不解。民咸曰休哉。公曰。叔舅。予女（衍文カ）銘（＝命）若纂乃考服。悝拜稽首曰。對揚以（台ノ誤リカ）辟之勤大命。施于烝彝鼎。

と衞孔悝の作つた鼎の銘を引用してゐるが、この文も衞莊公がその臣孔悝にその祖父と父との功績を述べ父の官職を襲ふことを許した策命を詳しく書いてゐる。現に見る西周末期から春秋時代にかけての金文とその體裁內容ともに全く一致してゐて、二三の誤字衍文と思はれるものが見出されるだけである。この篇の原作者はこの鼎を作つた春秋末期の衞の孔悝と餘り多くは隔たらない時代にこの銅器實物を手にし、その銘文が通行の書體であるため何等の苦勞もなく讀みかつ書き寫し得たのであると信ぜられる。＊確かな金文を載せた書物としては禮記祭統篇は嚆矢と云つてよいのである。然しそれは製作者とほとんど同時代人が利用したのであるから、そこには古文字解讀のための學問的素養を必要とするものがなく、金文學としては前史の出來事に屬する。

＊郭氏前揭論文は金文によつて禮記鄭注の誤りを正さうとした。懸解もあるが、牽强がないではないから注意を要する。

なほ禮記祭統篇がこの孔悝の鼎銘を引いたのは

夫鼎有銘。銘者自名也。自名以稱揚其先祖之美。而明著之後世者也。爲先祖者。莫不有美焉。莫不有惡焉。銘之義稱美而不稱惡。此孝子孝孫之心也。唯賢者能之。銘者。論譔其先祖之有德善。功烈。勳勞。慶賞。聲名。列於天下。而酌之祭器。自成其名焉。以祀其先祖者也。顯揚先祖。所以崇孝也。身比焉。順也。明示後世。敎也。夫銘者。壹稱而上下皆得焉耳矣。是故君子之觀於銘也。既美其所稱。又美其所爲。爲之者。明足以見之。仁足以與之。知足以利之。可謂賢矣。賢而勿伐。可謂恭矣。

銅器の銘とは祖先の功業をば天下後世に告げ、祖先を祭り、その名を擧げ、子孫に敎を垂れるために作られたものであり、孝道の現れだといふ理論の實例として引用したのである。銅器は祖先を祀る宗廟の祭器であつて、その製作の目的は祖先に孝養を盡すことにある。しかしその銘文は、例へば孔悝鼎銘に見る樣に、この製作當事者が天子或は諸侯から恩賜策命を受けたので、國へ歸つて祖先の廟にこれを告げ、祖先を祀る宗廟の祭器を鑄造したことを記述してゐるのである。この銘文のうちには天子諸侯から賜つた策命である命書の內容をそのまゝ轉載してゐて、その命書は往々にして受命者の

五八～五九

祖先の盡した功勞を賞めたゝへる言葉が見出されるけれども、銘文自體がこの祖先の功業を記念することを目的として書かれたものではない。この意味で禮記祭統篇の議論は銘文の性質を正しく捕捉したものとは云ひ難いのである。祭統篇及び大學篇は何れも金文をそれ自體として問題としたのではなく、儒教の孝道を盡し身を修める道德的敎訓自體、或は敎訓を實行した例として引用したのである。先秦の儒敎學派では金文の道德的意義が問題となつてゐたばかりなのである。

陰陽五行說が學界を風靡し、これと關連して神仙說を說く方士が橫行した漢代に於ては、古代の銅器は製作當時の意圖とは全く離れて、一個の不思議な力をもつ神異な靈物とされ、偶然これが發掘されることでもあると非常な瑞祥と見做された。春秋戰國の頃から周室には夏王朝の開祖である禹が鑄造した九鼎と呼ぶ寶鼎が傳へられ、周室の天下統治の權力はこの寶鼎のもつ靈力に依存すると考へられ、天下統一を企圖する强國君主の窺窬の對象となつてゐた。然るにこの九鼎は秦帝國の天下一統の際に亡佚したと云はれ、その行方が問題となつてゐた。*

漢初には、一般的には瑞祥として、特に錬金術と相關連した不老長生の手段として九鼎をば考へてゐた。武帝の元鼎元年（西紀前一一六）に山西省の汾陰の后土の祠の傍から銅器が發掘され、この祥によつて年號が改められた。この寶鼎出現は方士新垣平の詐僞的行爲ではないかといふ說さへあつて、果して先秦銅器かどうか多少疑問視されてゐる。周時代の方士の李少君は武帝の藏してゐた銅器の由來についてたづねられ、齊桓公の卽位十年柏寢臺に置いたものだと答へたが、その銘文を調べて見ると果して齊桓公の器であつたので、その神通力に驚嘆したことが史記封禪書に書かれてゐる。その銘文の內容を載せてゐないから精密に解讀せられたのではないらしい。要するに武帝の時代に瑞祥とされ尊ばれたのは銅器自體で、銘文は餘り注意されてゐなかつたのである。**

* 史記封禪書參照
** 同書參照。

六〇～六一

それから約五十年後の宣帝の神爵年間（西紀前六一－五八）今の陝西省扶風縣にあたる漢の右扶風の美陽縣下から鼎を掘り出して獻上した。有司は元鼎年間の故事と同じ樣に宗廟にすゝめようとしたが、京兆尹の張敞はその鼎の銘文を按じて上書して

臣聞。周祖始乎后稷。后稷封於斄。公劉發迹於豳。大王建國於郊梁。文武興於酆鎬。由此言之。則郊梁豐鎬之間。周舊居也。固宜有宗廟壇場祭祀之藏。今鼎出於郊東。中有刻書曰。「王命二尸臣。一官二此栒邑。一賜二爾旂鸞。黼黻琱戈。一尸臣拜手稽首。曰敢對二揚天子丕顯休命。一」臣愚不足以迹古文。竊以傳記言之。此鼎殆周之所以褒賜大臣。大臣子孫刻銘其先功。藏之於宮廟也。…不宜薦見於宗廟。（漢書郊祀志下）

この鼎の出土地は周の祖先后稷・公劉・大王・文王・武王の居つた都の遺迹には相當せず、その上銘文を讀んで見ると周王が尸臣卽ち大臣に恩賞を與へ、その子孫が祖先の功業を銘してその家の廟に藏したものである。要するに周の王室の宗廟の祭器ではなく私家の祭器であるから、これを漢の帝室の宗廟に薦めるのは不倫であると云つたので、この上奏は帝の嘉納するところとなり、宗廟薦見の議はとりやめとなつたと書かれてゐる。

この張敞の上奏に引用されてゐる美陽出土の鼎の銘文を見ると、現に我々がもつて西周後期の金文と認めるものと非常によく似てゐる。すなはちその形式は私が西周後期の策命記述形式金文と名付けてるものと全く一致してゐる。*張敞はこの銘文を原文通り引いたのではなく節略して大意を傳へたのであるが、その要點を大體に於て誤らずに述べてゐるのは偉とすべきである。

* 第三節一五八頁參照。

漢書藝文志によると秦丞相李斯の著した字書倉頡篇には古字が多くて讀めない箇所が多くなつたので、宣帝は儒學の中心地の東方齊國人の學者を招いて校讀せしめたことがあり、張敞はこの傳授を受けて古文字に明るかつたので、當時通行の隸書とは著しく差違のある西周後期の金文を可成り正確に判讀することができたのである。古文字としての金文を解讀したのは張敞が最初であり、この意味に於て張敞は中國金文學の鼻祖と云つてもよいのである。

張敞は此の銘文を正しく讀んだばかりではない。さらに此の銅器の出土地が周の祖宗の遺迹でないことを理由として周の王室の器でないことを論斷した。これは古代銅器の云はゞ考古學的遺物としての價値を理解し、これを論證に應用したのであつて、宋代の呂大臨及び淸末民國の王國維などの優秀な金文學者に至つて漸く氣付いて使用した方法であるから、その識見には驚くべきものがある。この意味に於て、張敞は金文學の開祖にして、然ももつとも優れた大師の一人であると云つてもよいのである。

六二～六三

張敞によつて開拓された古文學すなはち小學はその孫張竦・外孫杜鄴を經て其の子杜林に傳へられた。杜林は後漢光武帝の建武年間（西紀二五－五五）まで在世し、小學に詳しく、古文尙書の寫本を得て寶藏し、これを同鄕の賈逵馬融に傳へ傳注が附せられ、遂に後漢に於ける古文經學の源流となつた。張敞の古文字學が後漢の杜林に至つて古文尙書學として結實したことは經學史上有名な事實であるが、張敞が新しい學問として始めて打建てた古文字學特に金文學の方の學統は、後漢の歷史に現れない。しかしその知識は學界に相當普及傳承せられたらしい。

後漢時代に於ても古代銅器の發掘は瑞祥として尊ばれ明帝の永平六年（西紀六三）の王雒山の銅鼎、章帝の建初七年（西紀八二）の岐山の銅器出土などのことが正史の記事となつてゐる。特に和帝の永元元年（西紀八九）匈奴を征伐して大勝を博した漢將軍竇憲に對して南單于は古鼎を遺つた。後漢書本傳によるとその銘は

仲山甫鼎。其萬年子子孫孫永保用。

と刻されてゐたと述べてゐる。この文も銘文の原文を逐語的に寫したものではなくて、大旨を書いたのであるが、この形式は私が西周後期の周室臣僚の自作器と呼ぶ形式の銘文と類似してゐる。この類の金文の簡單なものは

仲殷父作ㇾ鼎。其萬年子子孫孫寶用。

仲殷父といふ字（アザナ）のものが製作した鼎であると書いてゐる。後漢書の仲山甫鼎銘はこの「作」一字を除いたゞけで他は變らない。この作者の名は普通字（アザナ）をもつてするので例へば

伯正父作旅匜。

仲叡父作朕考遲伯王母遲姬尊敦。

といつた樣に伯正父・仲叡父などと書かれてゐる。この樣に西周後期の自作金文の作者で仲某父と書いた例は多いから、匈奴が獻じた仲山甫卽ち仲山父鼎の山字が原文を正確に寫したのか、或はかつて西周宣王の時代に北方の匈奴の前身たる玁狁を破つて有名な將軍仲山甫に牽强附會したのであるかは斷じ難いが、その形式から云つて原器は西周後期の作品と見做して誤りはないらしい。西周後期の自作器銘文は形式は簡單であり、その文字は槪して讀み易いから、これを正確に讀むことはさほど困難な事業ではないとは云へ、後漢の金文學も相當の水準にあつたことは確かである。このことは下つて晉の武帝太康二年（西紀二八一）に河南省汲縣の魏の襄王の陵から發掘された木簡の上に漆で書いた戰國時代通行體、卽ち古文の典籍が晉の儒臣荀勗等により整理解讀されて穆天子傳・竹書紀年などの書物となつて今に殘つてゐて、この時代でもなほ相當に文字學の知識が保存されてゐたことによつて見ても明らかであらう。

この樣に古代をさること遠くなく、史籀篇倉頡篇などの籀文・篆文の字書が保存されてゐた漢魏晉

の時代に於ける古文字の知識は現在から考へても可成り高度のものであつた筈である。後漢の世に於ては許愼がその說文後序に於て語つてゐる樣に漢帝國の諸郡縣から古代の銅器が屢々發掘され、その上に刻されてゐる銘文は一部有識者の注意するところとはなつたけれども、これを對象として當時の古文字の知識を應用して解讀研究する金文學的研究が興起するに至らなかつた。前漢の張敞に於ては倉頡篇等の既成字書による古文字學的知識が直ちに新出の金文に適用せられて驚くべき成果を示したに係らず、後漢以後これを繼承發展するものが無かつたことは不思議である。

前に述べたやうに張敞に發する前漢古文字學の傳統は後漢の初頭の杜林を通じて後漢の古文經學派に連つてゐる。杜林が寶藏した古文尙書の寫本の原形は今見得ないけれども、ともかく許愼等の所謂古文卽ち戰國時代東方六國の通行書體で書かれてゐたことは確かである。後漢の古文經學派はこの古文經を眞に孔氏の遺書として捧持し、夏殷周三代の古文字體で書かれてゐると誤認したため、これと甚しく差違のある西方秦國に通行し實は殷周の通行字に近似したところの字體の字書倉頡篇に對する關心を喪失してしまつたらしい。＊ そしてその結果西方書體の籀文・篆文に近い新出土の西周の古銅器の銘文に對しても深い注意を拂はなくなつたのではないかと考へられるのである。この間にあつて異色とすべきは許愼の說文解字である。倉頡篇以下の大篆小篆字體を中心として、これに古文經の文字を參考して字書を編纂したのであるが、こゝに於ては西方系文字が標準とされてゐるのである。しかし經書の古文をば三代の古書體と考へてゐたため、これとは異る古銅器銘文をばとり上げて研究する

には至らなかつた。

＊前節四六頁參照。

なほ後漢に於ける金文學の興起を妨げた原因として銘文の適當な複寫の手段を缺いてゐたことが擧げられるであらう。當時にはなほ紙が未發明であつて、拓本の樣な優れた模本の製作技術は起りやうがなかつた。寶として尊ばれその上容積重量の大である銅器の銘文を直接に實見し利用し得る人は限られてゐるから一般の學界人がこれを資料として金文を研究する便宜をもち得ない以上、金文學の發展は期し得ないことは明らかである。

以上に述べた種々の原因が結び付いた結果後漢に於ては張敞の系統を引く古文經學の隆盛に係はらず、いなその故にこそ、金文學は遂に發達して一個の學問を形成することができなかつたのである。漢代はこの意味に於て金文學の胚胎期であつたが、遂にその誕生を見るに至らずに早產に終つたと云ふべきである。

二　宋代に於ける金文學の成立

漢室の滅亡後魏晉南北朝隋唐の中世を通じて古銅器の出土は跡を絕つことが無く、その記事はこの時代の正史の諸處に散見してゐるが、漢代と同じく瑞祥として重んぜられたので、出土した銅器銘文については全く注意されなかつた。當代の古文字學が後漢中葉にできた說文の影響下にあり、これは

絕對的の權威をもつて文字學界を支配し續け、今は傳はらない晉の呂忱の字林・北魏の江式の古今文字の如き字書は說文を基にして多少の增補編輯を加へたものに過ぎないと云はれてゐて、原書である說文と元來著しい差違がなく、特徵が認められなかつた爲に亡佚したらしい。古文字學がすでに委靡し新味がないことこの樣であつたとすれば、これを應用して金文の解讀を試みるものゝ生れなかつたことは當然であつた。

たゞ此の間にあつて異例とすべきものは魏の有名な經學者王肅が論敵である後漢の經師鄭玄の禮器の犧尊に對する注釋を論駁するため太和年間魯地方から發掘した齊大夫子尾といふ者が女を送つた媵器の形を論據としてゐることであつて、古銅器の器形學的研究に先鞭を付したものとして記憶せらるべきである。＊ 然し器形學的研究の萠芽がかつて存在したといふまでであつて、それが學問として成立したことを意味するものではない。

＊毛詩閟宮疏。

南北朝を統一した隋を承けて唐帝國が成立するに及んで、國家制度文物の完備、學術の興隆に伴つて字學も重んぜられ、官吏登庸の一科として明字科が立てられ、說文・字林・石經等が試驗の科目とされたが、說文等の書を寫すだけに止つた。これは唐初に顏師古が太宗の信任を得て經籍の誤字を正して楷書書體の統一を行つたのと相表裏するものであつて、云はゞ說文・字林等によつて篆書等の古文の標準字體を制定しこれを習熟せしめたのであつた。唐帝國の天下統一は楷書の固定をもたらした

のであるが、これとともに一方古文書體にも統一固定が企てられたのであつた。*

＊武内義雄博士『支那の文字学』（岩波講座日本文學）參照。

唐の中期玄宗時代の安史亂以降（西紀七五五）の唐王朝權力の衰微と社會情勢の變化は、學術の世界にも深刻な影響を與へずには置かなかつた。經學に於ても國家試驗の公認の注釋書である經書の正義・權威が動搖し、これとは分離して自由な態度をもつて經書の本文に解釋を加へようとする陸淳啖助等の學派が現れた。古文字學界に於ても說文の權威が衰頽し篆書の名書家である李陽冰の如きは自己の臆見によつて說文本文に改定を加へようとする樣になつた。これは古文字學界に於ても今まで不動であつた說文の權威が少しゆるぎはじめたことを示すものである。

唐中期の文字學に於て注意すべきは石鼓文の流行である。石鼓文は唐初今の陝西省鳳翔縣に當る陳倉から發見された十個の石碣の刻文で、その形が鼓に似てゐるため石鼓文と通稱されてゐる。時の王の狩獵を主題とした四字句の韻文である。その製作の年代については嘗ては或は西周の宣王の時代と云ひ、或は秦と云ひ、或は宇文周の代とし定說がない。その字體が大篆と酷似する點、及びその內容からして秦の刻石とする說が妥當らしい。* 李吉甫の元和郡縣志には唐初の名筆虞世南・歐陽詢・褚遂良等が稱揚したと云つてゐるが確かでない。その名の喧傳されたのは李陽冰より一時代後の韓愈韋應物が石鼓文を主題とした詩を作つた中唐以後のことである。石鼓文は初唐の名筆家によつて注意されたことが事實であつたとしても、書道といふ藝術的鑑賞の對象となつてゐたに過ぎないのである。

六八〜六九

＊『金石粹編』卷一。馬衡『石鼓爲秦刻石考』等參照。

韓退之は弟子張籍の持參した拓本によつて此の石鼓文を讀んで感激措く能はず、石鼓歌と題する七言古詩の長篇を作つた。退之は六朝以來續いて行はれてゐた四六駢體文を排擊し、孔孟二氏の樣な自由な形式の散文を再興しようとする古文運動の首唱者であつた。彼は李陽冰の子に從つて科斗の體で書かれた孝經と衞宏の官書とを受けてこれを家に藏したくらゐで、古代書體について相當の知識と關心とを抱いてゐた。さればこの拓本を見てこの字體は隸體でもなければまた世に古文として知られてゐる蝌蚪文とも違ふところの古代通行の字體で書かれ、その詩章は措辭嚴正で寧ろ詩大雅小雅の諸篇を凌ぐ雄篇であると考へ、孔子がこれを詩に收めなかつたことを嘆じてゐる。彼は古代文字で書かれた古代文學として注意を拂つたのである。これは金文ではなくて石刻文ではあるけれども、ともかく古代文字が後の古文派の新文學運動の先驅者によつて取上げられたことは注目すべきであり、韓退之の影響の下に古文を稱導した歐陽修によつて宋の金石學が基礎を据へられたことと一縷の脈絡があり、古文運動が金文石刻文を含めて廣く古文字研究復興の精神史的の地盤をなした事情を洞見せしめるものである。

李陽冰によつて口火を切られた說文臆改の傾向は唐末期に至つてますます顯著となつて、通行の說文は甚しくその原形を損ずるやうになつたと云はれてゐる。唐末五代の中原の戰亂をよそに江南の一角に太平を享受し、盛唐文化の遺產を維持した南唐の宮廷に仕へた徐鉉徐鍇の兄弟の學者によつて、殘害された說文を原形に復しようとする校訂の業が企てられた。弟の徐鍇の說文繫傳が先づ成り、後れて兄徐鉉の說文の定本が現れた。前者を小徐本後者を大徐本と通稱し我等が今日使用する說文はこの二徐校訂本に外ならない。

徐鉉は南唐の滅亡後宋朝に入仕し、宋代の文字學を開いたのであるが、說文の篆文・籀文・古文等の古代書體の校正の任に當つた際に、說文寫本の外に古代文字の資料を求めたと見え、秦始皇帝の會稽刻石の模刻を殘してゐる。二徐とほゞ同時代で北方の後周朝の書學博士であつた郭忠恕は古文字資料の蒐集に一層の精力を注ぎ、その頃世に傳つてゐた古文經、張揖の集めた古文その他の字書類の外、北方に居て徐氏よりは入手に便宜が多かつたため多數の石刻文まで手を伸ばし、これ等に載せられた古文を說文に準じて編輯して汗簡を著した。

五代末宋初徐氏及び郭氏により喚起された古文資料の搜集の興味は、傳世の古文經寫本・魏三體石經・秦漢以降の石刻拓本等の資料には倦きたらず更に確實な古文の新資料を要求するに至つたが、この要望に應ずるものとして新出の古代銅器銘文がとりあげられた。宋眞宗咸平三年（西紀一〇〇〇）乾州好畤縣から發掘した鼎を宮中に獻上した。帝はその上の銘文をば儒臣句中正・杜鎬の二人に命じて調べさせたところ

維六月初吉。史信父作ル旅甗ヲ。其萬年子子孫孫永寶用セヨ。

と讀まれた。鎬はまたこの銘文によつて、此の四足の方形の器の名は甗と呼ぶべきであると附言した。* この銘文の讀み方は第一に作器者の名である史信父の史が中の誤りであり、信字の讀みかたもすこし疑はしいのであるから、大切な點に於て問題を殘してはゐるが、銘文によつて甗といふ器の種を定めたのは正鵠を得てゐて、現在でもこの命名法を踏襲してゐる狀態である。宋代金文學の第一頁を占める此の杜句二氏の史信父甗の校讀に於て來るべき宋代器形學發達の兆を藏してゐることは見逃せない。

＊歐陽修『集古錄跋尾』（歐陽文忠公全集）

ついで仁宗の慶曆年間（西紀一〇四一―八）長安から獻上された秦公鍾を樂官に付してその音律の測定をさせたが、皇祐三年（西紀一〇五一）に至つて秘庫・大常の官庫に集められてゐた全國から出土して朝廷に奉納された銅器をば一括して樂官に實測させ、その銘文の拓本を學者に班つて解讀せしめた。* 阮元は淸朝中期金文學の代表作とされる名著『積古齋鐘鼎彝器款識』の卷頭に附した『商周銅器說』に於て、中國人の對銅器觀の變遷を述べ、三代の世は鐘鼎は國家の權威を表徵する重器として寶藏せられた。漢より唐代の間では神異な力をもつものとし、その出現は瑞祥と考へられ、容易に學的研究の對象となり得なかつたが、宋代以後に至つて銅器自體の神異性を認めず、その出現も神瑞視せず、一般人は重に工藝美術品として玩賞し、學者は學問的對象として自由に器形釋文の考究を試みるに至つたとして、これを三段階に分けて說明してゐる。

＊翟耆年『籀史』

七〇〜七一

阮氏が金文の學的研究の可能となるためには先づこの様な中世的とも云ふべき銅器に對する神秘觀念よりの解放が先行する必要があることを洞察したのはまことに正しい。

もはや新出土の古代銅器が神秘的な魔力をもつとは考へなかつた北宋の宮廷人は、これをば朝廷に於て現に使用してゐる祭器樂器と同じ種類に屬し、さらにこれの模範となるところの古代に使用された器具と見做した。古代に行はれた理想の禮制に復歸するため、これに使用する禮器も古代の禮器と同一のものを製作せねばならないといふ理論から、新出銅器を範として新に祭器を鑄造しようといふ試みが現れた。そしてこの様な企圖はあたかも宰相王安石の政策である新法の施行と連關して、禮樂制度方面に於ける革新政策の現れとして實現されようとした。政和二年（西紀一一一二）七月禮制局が置かれ、翌三年六月には當時宮中の宣和殿に收藏されてゐた多量の銅器の圖錄である宣和博古圖を編してこれを群臣に班布しこの圖錄を基として宗廟の祭器樂器を模製しようとした。*

* 玉海卷八十九參照。

宋代の銅器の研究は後の淸朝のそれが原器とは離れて單に銘文だけの解讀研究、即ち狹義の金文學的研究に傾いたに反して、銘文はその祭器の名稱を明らかにする手段とし重視されたまでで、原器の形制をば對象とする器形學的研究により大きな力を注いだ觀がある。宋代に於ける器形學的研究の發達は、實に金文學が宋朝廷が理想の禮樂制度復興の手段として新祭器の模範として新出銅器を調査しようとする生きた政治的關心によつてかり立てられた結果と解することができよう。

前に紹介した眞宗咸平三年好畤出土の仲信父甗の銘文の校讀を擔當した句仲正杜鎬の二人は宋代に於ける最初の金文學者と稱してもいゝ筈である。然し彼等は一介の儒臣で、單に天子の命を受けて受動的に文字學の知識を働かしたにとゞまる。自ら中心となつて積極的に多數の學者を鼓舞して金文學の研究の機運を作り出したのは仁宗朝の歐陽修であつて、彼こそ宋代金文學を開拓した大師の名譽を荷ふものである。

歐陽修は唐の韓愈を祖述し、古文を稱道する文學上に新運動をもつて文藝思想界の中心を占めたから、彼の好尙は直ちに多くの學者に影響を與へ時代の風潮を作る力をもつてゐた。彼は早くから古代銅器に注意したらしく、慶曆年間（西紀一〇四一―八）の大常所藏の鐘の音律の測定も彼に端を發したもので、皇祐三年の銅器實測も亦直接間接に彼の指導によつてゐる。彼は金文及び石刻の拓本の蒐集に力を盡した結果、嘉祐八年（西紀一〇六三）その拓本に解說を加へ集古錄跋尾十卷を著した。しかし金文を取扱つた部分は卷一の前半に過ぎず、石刻の拓本に關するものが大部分を占めてゐるから、彼自身はつひに金文學の專書をなすには及ばなかつたのではあるが、彼の幕下には楊元明・章友直等の文字學の專家が蝟集し、新に金文が出土するごとに競つてその校讀に任じ、互に議を戰はしたので、宋代の金文學はこの雰圍氣のなかで誕生し、搖籃期を送つたのであつた。

修を圍む金文學者中でも頭角を拔いてゐたのは同時代の史學者であつて歐陽修と特に親交厚かつたところの劉敞であつた。嘉祐年間（西紀一〇五二―六二）關中永興の司徒の官に就いたが、この地方が、恰も西周の故地であつた關係から先秦の古銅器が陸續として發掘された。固より古文字の素養深く、また銅器に關心を寄せてゐた敞は、赴任すると銳意搜集につとめた結果、その銅器十一點の器形見取圖と銘文の模本とを石に刻し、『先秦古器』と題しその拓本を同好に頒つた。これは器形圖と銘文模本とを兼備した金文專著の濫觴をなす書物である。原石・拓本ともに早く散佚して現在では後の金石書と劉敞の文集である公是集に部分的に引用された所からその體裁を想像することができるだけである。けれども公是集に引かれた殘つた序文には

禮家明其制度。小學正其文字。譜牒次其世諡。

禮の專家はこれの器形により禮器の制度を明らかにし、小學家即ち文字學者はこの銘文を解讀し、系譜家はこれによりこの器を作つた者の家系諡號を研究せんことを希望すると云つてゐる。これこそ器形學・文字學・歷史學の三部門を綜合する古代銅器の研究法を道破した文章である。宋代の金文學はこの劉敞のうち建てた方法論から出發し、この三部門に亙つてそれぞれ研究の步を進めながら、これらを綜合して美事な成果を上げたのである。*

* 王國維『宋代金文著錄表序』

神宗時代に歐陽修劉敞によつて基礎を置かれた金文學は、哲宗の天佑七年（西紀一〇九二）に至つて呂大臨の考古圖十卷を生んだ。嘉祐以來三十年、宋の王室貴顯の銅器に對する好尙は大いに昂まり、朝野を擧つて逸品の蒐集を競つた。この様な機運に際會した呂大臨は、遇目した宮中府中及び民間三十七人の同好者所藏の銅器の銘文拓本及び器形圖に釋文解說を附して出版したのが、現存の最古の然も最も完備した金文專書となつたのである。

此の書物の第一の特色は、著者が公私の雜多のコレクションに屬する多數の銅器を編纂するに當つて、原則として銅器自體をば綿密な態度をもつて調査しその器形見取圖を取ると共に、大きさ容量の實測數字を揭げ、またその銅器の收藏者名を明記し、收藏者が購買した地點、出土の地點、出土の事情の明かなものはこれを附記したことである。この最後の購買乃至出土事情を明記したことは考古學的遺物としての銅器の價値を十分に理解してゐたことを意味するものであり、これ以後の中國歷代の金文學者が全然閑却し去つた點であるから呂氏の態度は賞讚に値すると云はねばならない。*

* 濱田耕作博士『泉屋淸賞序』

第二の特色は銅器の時代的分類をきはめて實證的な方法によつて行つてゐることである。中國古代の銅器は普通三代の器と汎稱されてゐるが、これを何等かの標準によつて夏殷周の三時代に區分するのは中國金文學の重要な課題となつてゐる。周代の金文は普通は長文のものが多く、そのうちには例へば頌壺の銘が

維三年五月既死覇甲戌。王在周康邵宮。旦王格于大室。即位。宰弘右頌入門。立中庭。尹氏授王命書。王呼史虢生冊命頌。

「周の都の康邵宮と云ふ宗廟の一室に於て、周の某王の卽位三年五月甲戌、この銅器の製作者である

頌といふ者に周王から策命が行はれた」といふ風に、製作が周時代の出來事であることを明記する文句が含まれてゐるものが多い。

これに對して時代を明記しない短文の金文がまた非常な多數を占めてゐるが、これの時代の所屬を決定することは可成りの困難を伴ふ仕事である。たとへば考古圖卷四所載の父己足迹卣は

足跡父己

の樣に、最初に足迹と釋せられてる一字、及び次に解釋のついてない著しく繪畫的な文字があつて、また次に祭られる者の名の父己の二字が置かれるといふ四字の銘文しか持つてゐない。

呂氏は文字が繪畫的な純象形文字から始つて、後世になるほど筆劃が增したと考へたから、この樣な文字をば原始的な段階にある文字と見做し、これを含む銘文をもつ銅器は周代以前に屬するのではないかと疑つてゐる。

また呂氏はこの銘文は父己と云ふ名稱を書いてゐるが、祖丁とか父己の如く甲乙の十干に祖または父を附ける人名の出て來るのは、司馬遷の史記の夏・殷の王系によつて見ると、この二代はまだ謚の制がなくて、その君王を皆甲乙の十干に祖・父を附けて呼んでゐるから、多分周以前の夏商の器であらうと推定してゐる。この樣に呂氏は銘文中に繪畫的な象形文字を含む字數の少い金文で、そのなかに祖丁・父己の樣に甲乙の十干を祖・父に附けた人名の含まれるものをば周以前即ち夏商二代の銅器

七六～七七

ではないかと想像はしてるけれども、この條件だけによつて夏商の銅器とは斷定することを避けて單に解說にその時代推定の趣旨を述べただけであつた。

そして呂大臨が銅器の命名に商代と明示したのは實に卷四に收めた商兄癸彝一器だけに止るのであるが、その銘文は圖の如く、呂氏の讀み方によると

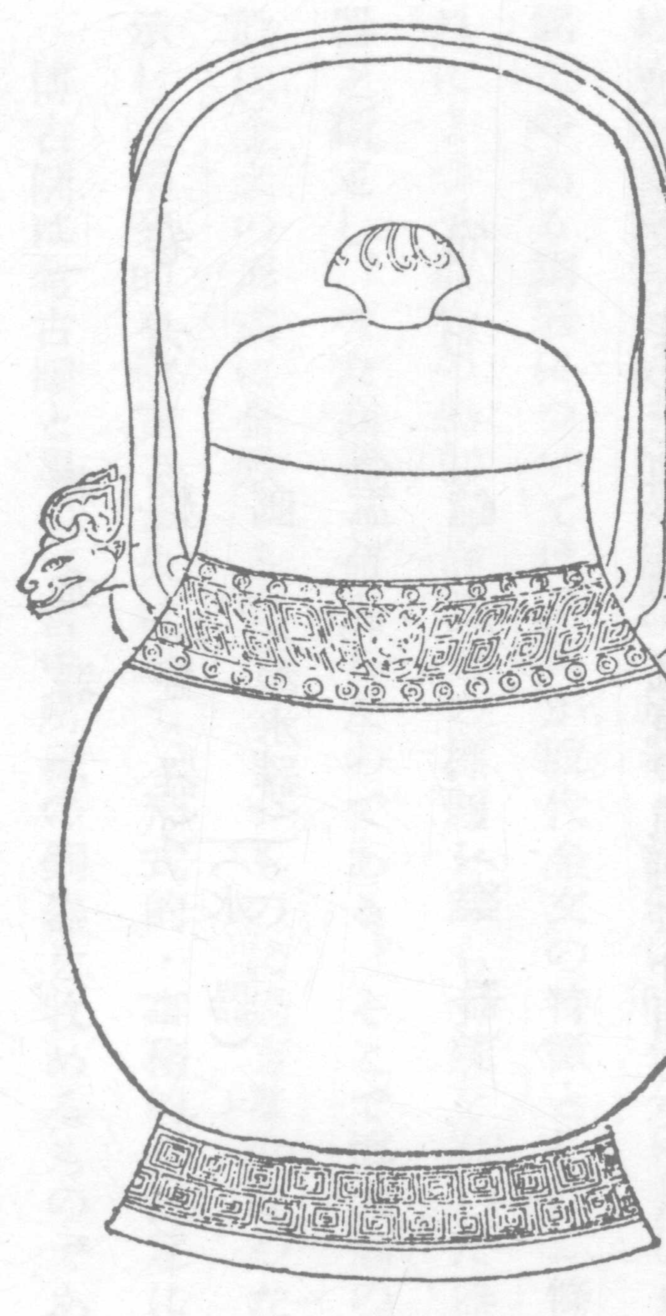

第八圖 商兄癸彝器形

丁子王錫爵兩八甲貝。在寒。用作兄癸彝。十九月惟。王九祀世昌鬲

と書かれてゐる。呂氏の釋文を現在の金文學の讀み方に從つて直すと、次の如く

丁巳。王錫二𪆀𣪘貝一。在二䆿一。用作二兄癸彝一。在二九月一。惟王九祀𦣻日。𣎵。

と讀まれる。呂氏はこれを特に商器と命名した理由について

右得於鄴。按河亶甲居相。卽鄴郡。其文又稱九祀。爲商器無疑。云兄癸者。商以兄弟相及之辭也。故祀其先王。或稱祖。如祖丁卣之類。或稱父若父。辛旅彝之類。或稱兄。若此彝之類。商人質無謚。皆以甲乙記。

第一にその出土地が殷の帝河亶甲の都の遺迹である鄴であること、第二に銘文に王の卽位年數を九祀と稱してゐること、第三に祭られる人名を兄癸としてゐるのが殷王室の兄弟承繼制と合致することの三箇條を揭げてゐる。

第一の條件たるこの銅器の出土地の鄴は現在の河南省安陽縣に相當し、恐らく今盛んに殷代の遺物の發掘される帝盤庚以後の殷國都であつた殷虛に當ると推定せられる。さきに呂大臨が考古學的遺物としての銅器の出土地出土狀態について注意を怠らなかつたことを述べたが、この配慮は本銅器の時代比定に於いて成果を結實したのである。呂氏が本銅器を敢へて商器と銘打つた最大の動機は、この出土地が殷都であることに存するのである。單に十干を含む兄某といふ人名、或は年數を某祀といふ紀年法などの銘文だけによつて殷代金文の形式的分類を行ふことを避けて、殷都から出土した銅器についてのみ商器の名を許したのは驚くべき愼重な實證的な時代決定法であつたと云はねばならない。銘文のみでなく銅器自體の考古學的遺物としての價値を正當に認識し、これと銘文とを相關連さして實證的に硏究した呂大臨の考古圖は、宋代のみならず淸朝民國を通じた金文學史上に獨自の地位を占めるものである。

第九圖 同銘文

七八～七九

呂氏の考古圖はまた器形學的方面にも大きな貢獻を加へてゐる。重に宗廟の祭器として製作使用された先秦の銅器は、宗廟祭祀に於ける複雜な儀禮上の用途に應じて多種に分化し多樣な形態をもつてゐる。この多樣な形狀の銅器を如何に命名し如何に分類すべきかは器形學の最も重要な課題である。さきに眞宗朝金文學者杜鎬が新に發掘された銅器の銘文「史信父作旅甗」に從つて此の器を周人が甗と呼ぶ種類に屬することを知つて史信父甗と命名したことを紹介した。呂氏も大體この方針により銘文の呼び方に從つて器の種名を定めた。この器稱の定め方は常識的で他奇がないがその分類配列には注意すべき點がある。

- 卷一 鼎 ── 鼎
- 卷二 鼎 鬲 ── 鬲・甗 （享熟器）
- 卷三 簋 鬲 ── 敦・簋・簠 （盛器）
  - （以上 食器）
- 卷四 彝 卣 ── 彝・卣

卷五　爵屬　尊・壺・罍（盛器）、爵・觚（飲器）――（酒器）
　　　豆屬
　　　雜食器
卷六　盤（盛器）・匜（瀉水器）――（水器）
　　　（盂）
卷七　鐘（樂器）

彼は銘文によつて鼎・鬲・甗等の種別に分類したばかりでなく、この三種を鼎屬なる一類に、敦・簋・簠の三種を簋屬の一類に、爵・觚の二種を爵屬の一類に統轄してゐる所から、更に組織立つた分類を作らんと意圖してゐるらしい。この種類の配列をよく觀察すると、彼は明瞭に言葉に現はしてゐるのではないが、この裏面には

一、食器
二、酒器
三、水器
四、樂器

とに銅器を大別し、食器では享熟の器を先にし盛器を後にし、酒器では盛器を先にして飲器を後にし、水器では盛器を先にし瀉水器を後にすると云ふ樣な用途に應じた秩序整然たる銅器分類の體系を頭腦中に意識してゐたことがわかる。この銅器の用途論的な分類の體系の大綱は殆んどそのまゝ後世まで襲用され、容庚氏の近著『商周彝器通考』の分類もこれを出ることがないと云つてよい。呂大臨の金文學に於ける第二の功績はこの用途論的銅器分類體系の基礎を樹立した點に求められる。

呂氏が頭腦中に描いた分類の體系は、理論的には完全であるけれども、具體的には多くの缺點をもつてゐる。彼は銅器の器形を精密に觀察し、その形狀によつて器種を定める方法によらず、專ら銘文の自稱する器名によつて決定したゝめに、實際は同形同種の器でありながら他の種名を附せられてゐるものが多數存在してゐる。この樣な部分的な缺陷を探すと際限がないが、こゝにはその最大の弱點である彝といふ器種について一言しよう。

器の銘文に彝と名付けられてゐる銅器例へばさきの商兄癸彝は、銘文に「作兄癸彝」と書かれてはゐるが、考古圖の器形圖を檢すると、その器形は酒器中の卣に屬するから正しくは商兄癸卣と命名せねばならないから、銘文の彝は銅器の總名と解すべきである。然るに呂氏はこの器を銘文によつて彝

として取扱つてゐる。勿論呂氏も

冏作皇祖益公文公武伯皇考龔伯𬴊彝。

といふ銘文のある銅器は、銘文によると彝であるが、その器形は敦であるからとの理由で敦の部に編入してゐるから、銘文だけを盲信したのではない。しかし彝が特稱でなく總名であることに氣が付かなかつたか、或はたとひ氣が付いてゐながら注意が徹底的に及ばなかつたのか、彝の器種の下に實は卣・甗・盉・簋と呼ばれるべき器が含められてゐる。考古圖の分類體系の美點を稱揚する反面に於て、具體的にはこの樣な誤謬が介在し、十分に批判の餘地のあることは忘れてならない。*

* 八四頁、一〇六頁參照。

考古圖に後れること約三十年、徽宗帝自身の趣味から天下に命じて蒐集獻上させ宮中の宣和殿に藏してゐた銅器の圖錄を刊行させた。この書物の作者及び製作の時期等に就いてはすでに宋代目錄學者の間に異說が行はれ歸一するところを知らなかつた。容庚氏の考證によると大觀初年徽宗皇帝が金石學者の黃長睿等に命じて勅撰し、更にこれに宣和五年（西紀一一二三）以後王黼に命じて新獲の銅器を加へて重修したのが現に見る重修博古圖錄三十卷であると云ふ。*

* 容庚『宋代吉金書籍述評』（慶祝蔡元培六十五歲論文集下）

博古圖錄を考古圖に比較すると先づ考古圖が公私所藏品を併せて銅器二百十一器を收めたに對して、これは八百三十九器を網羅し、その收載銅器數が飛躍的に增大してゐることが注意せられる。博古圖の編纂は考古圖に後れること約三十年であるから、徽宗皇帝の飽くことのない蒐集慾を充たすために、その宣和・保和その他の諸殿の收藏銅器は非常に增加したことがその重な原因となつてゐるが、今一つ重要なのは二書の成立の差違である。考古圖は呂大臨が過目した公私の收藏品中の逸品の圖錄であつて、登載された銅器は殆んど銘文を有するものに限られてゐる。これに對して博古圖は銘文の無い銅器も多數含まれてゐるのでその間登載品について多少選擇を加へたかも知れないが、ともかく秘庫銅器の全圖集の形式をもつてゐることである。收載器數の增大は一つは圖錄の性質にも起因する。

博古圖錄は李公麟の考古圖を模範としたとも云はれるが、李氏の書は今傳はらない。これから出て更に完備した呂大臨の考古圖をも參照とした點が多いであらうから、呂書と博古圖とを比較して見る必要がある。そして比較して見ると、博古圖の體裁は大體に於て呂氏の書を學んでは居るが、その差異もまた少くないことがわかる。

第一に博古圖は器形學的研究に於ては考古圖に比較すると長足の進步を遂げてゐることである。博古圖は各器種毎に總說を設け、各種の銅器の形狀と用途について詳しい解說を與へてゐる。そして各種銅器を全面的に考察した結果、考古圖の銅器器名の決定その分類の體系を承繼しつゝその誤りを發見し訂正を與へてゐる點も少くないのである。さきに考古圖が銅器銘文中の彝といふ器の名稱は特定の器種ではなく祭器の總名として使用されてゐることを十分理解しなかつたゝめ雜多の器を彝類に入

れた失考を詰つて置いた。博古圖は

彝則法之有常而寓於器者。皆可謂之彝。故周之伯寶卣。其銘有曰尊彝。周之召公尊亦曰父乙寶彝。

彝とは常といふ意味で、常の器である。あらゆる器はこれを彝と總稱することができる。周の伯寶卣の銘文に「伯尊彝」と書かれ周召公尊には「父乙寶彝」としるされてゐるのは總稱としての彝であることに注意して、これに對して

若夫特謂之彝。則惟周官六彝爲正名無二焉。

これに對して水を盛り鬱を盛る器としての特稱の彝が區別されることを論じ、この様な盛器の特稱としての彝に屬するものを卷八に收めてゐる。かくして博古圖が考古圖の分類體系のもつとも重要な缺陷に修正を與へたのであるが、そのほか考古圖の個々の器の器種の決定が不確實で誤認が少くなかつたのに對して、博古圖は嚴密な訂正を施した。銅器の形狀用途器種の決定等に於ては博古圖は殆んど完璧の狀態に達してゐて、現在に於てもこの範圍を多く出ることはできない狀態である。

第二に博古圖は銅器の器形學的研究の分野を擴大して銅器形態と文様の研究を開拓したことが注目される。博古圖は徽宗皇帝の御撰の圖錄である。徽宗時代は皇帝の保護奬勵の下に美術工藝が高度の發達を遂げたことは周知の事柄である。書道・繪畫の鑑賞批評が盛んとなり、一般に美術工藝品をば審美的に觀察する態度は銅器研究に於ても現はれ、工藝品としての銅器形態文様に注意を向け出した。

銅器の器形學的研究の擴大といふ現象のうちにはこの徽宗時代の美術工藝批評精神の興隆と云ふ精神的な要因のほかに、なほ博古圖編纂に於ける特殊な事情が加はつてゐる。それは博古圖がとつた銅器を時代的に分類する編輯法のもたらした結果であつて、考古圖は繪畫的象形文字及び十干の一を名とした人名が含むことを殷代金文を周代金文から區別する特徵と認めたが、なほ愼重な態度をとり、この條件に合致する金文の若干例を考釋に於て注意指摘するに止めた。然るに博古圖はこれに一歩進めて所載銅器をばすべて商器・周器・漢器に時代分けをしようとした。その商器と周器との區別は、銘文のある銅器については呂氏が殷代金文の特徵とした二條件をそのまゝ借用したが、呂氏が直にこれによつて殷代の器即ち商器との標題をはらず疑を存した器を博古圖ではこの銅器をすべて直ちに商器と斷定し、また商器と命名したのである。そこで博古圖の商器は實證を經たものではなくて、單に殷代金文の形式に合致する銘文をもつものに過ぎなくなつた。博古圖では考古圖の時代決定に當つて示した學究的な愼重さが失はれて、形式的・事務的な決定に墮したのである。

八四～八五

博古圖は考古圖と異つて宮中所藏の銅器を收めるものであるが、そのうちには無銘のものも少からず存在する。先秦の銅器を殷周二代に分類する方針をとる以上、無銘の銅器をも何等かの方法によつてその時代を分けねばならない。この分類は專ら銅器自體の形態文様等を考察する外はない。そしてこの爲には殷代式及び周代の銘文をもつ銅器の實例によつてその形制の特徵を歸納し、これを標準として無銘の銅器の時代を決定するといふ科學的な方法の萠芽は多少現れてはゐるけれども、これを全面的に推し及ぼすまでには至つてゐない。殷代銅器については一般にその製作が純厚であるとか或は質古であるとかいふ言葉によつてその形態の特徵を現してゐる。殷代の文物は質を尙んだに對して周代は文を尊んだと云ふ傳統的な殷周二代文化基調の差違觀から演繹された極めて觀念的な判斷に過ぎないから、これに多くの信頼を置くことが出來ないことは申す迄もない。ある商器について文縟典雅でまことに眞商器であると云つてゐる箇所があるのは明らかに前述の商器の特徵と相矛盾するところであつて、博古圖の形制の特徵による商器決定は恣意的であるとの謗は免れ難いであらう。

博古圖の試みた銅器形制による年代決定法は餘りに獨斷的恣意的に過ぎて實證的理論的な域に到達してはゐなかつたので、その結果は餘り高く評價することはできないけれども、少くとも編者が銅器の形態に眼をむけこの形態の變化を文化一般の發展と關係づけようとした偉大な功績を見逃すことは出來ない。

この時代的分類の要求とゝもに無名銅器の命名のためには、銅器形態を精細に觀察し、これを特徵づけて敍述にもちきたす必要が感ぜられた。銅器の細部に對する色々な術語はこの必要から發生して來た。特に今も用ひられてゐる銅器の文様についての饕餮・蟠夔・夔龍・雲紋・雷紋・直紋・方紋・魚紋などの熟語の多くは博古圖の命名にかゝるものであつた。

北宋の金文學及び器形學特に後の器形學的研究を集大成し後世に拔きがたい影響を殘した博古圖に遲れることさらに三十餘年南宋高宗紹興十四年（西紀一一四四）に宋代金文學の研究を集成した薛尙功の歷代鐘鼎彝器款識法帖二十卷が石に刻せられた。上述の考古圖博古圖錄が銅器の器形圖とその說明並びに銘文模本と攷釋を完備したに反して、この書は器形圖及びその說明が全く除かれ、銘文模本とその考釋だけから成りその名の示す通り法帖の形式をとつてゐる。

靖康の難によつて北宋國都汴京が金人の入寇に覆沒したとき、眞宗以來徽宗に至る諸帝が帝王の威力によつて全帝國から采訪獻納せしめた宣和殿の三代の銅器の大蒐集を始めとして多くの貴戚大官の收藏は擧げて鐵蹄の蹂躪下に委せられ、殆んど散佚に歸した。南宋の金文學者はもはや銅器の實物を手にして硏究する機會を惠まれなかつた。

薛氏の書の粉本は北宋政和年間（一一一一―一一一七）趙明誠が古銅器銘文拓本を石に模刻した石本古器物銘十五卷である。趙氏の石本は佚して傳はらず、今その所藏金石目錄及び跋尾を集めた金石錄三十卷により梗概を知るのみである。翟耆年の籀史によるとこの古器物銘は商器三卷周器十卷秦漢器二卷から成ると云はれる。博古圖錄は器種別に卷を分け各種の器の內で商器周器漢器を分類した。これに對して趙氏の書は先づ全書を商・周・秦・漢の時代に分けたのは著しい差異である。薛氏の書は更に夏代の器を增して全書を夏器半卷、商器五卷半、周器十一卷、秦器半卷、漢器二卷半に分けてゐる。こゝに於て古代の金文は夏・商・周・秦・漢の五代に分類せられたのであつて金文の時代的分類はこゝに完成した様に見える。

そのうち商器・周器の分類は博古圖の方法を其儘に採用したので他奇はない。博古圖の時代分類に

八六～八七

就いて述べた吾人の批評をそのまゝこゝに當てはめて差支がない。たゞ薛書は博古圖の樣に無銘の銅器を取扱つてゐないだけにその分類が容易でありかつ結果も妥當に近いといふに止る。その殷代金文とは象形文字及び十干人名の二標準をもつところの形式の金文を意味し、歷史的に實證された殷代金文ではあり得ない。

夏代金文は全く薛氏の獨創にかゝるものらしいが、その判別の特徴は全然史的根據を缺いた空想的なものに過ぎない。その實例としては夏琱戈と夏鈎帶の二器しかなく、第十圖にかゝげた銘文の模本に示すやうに裝飾的な文樣を附加した特殊な字體で書かれてゐる。

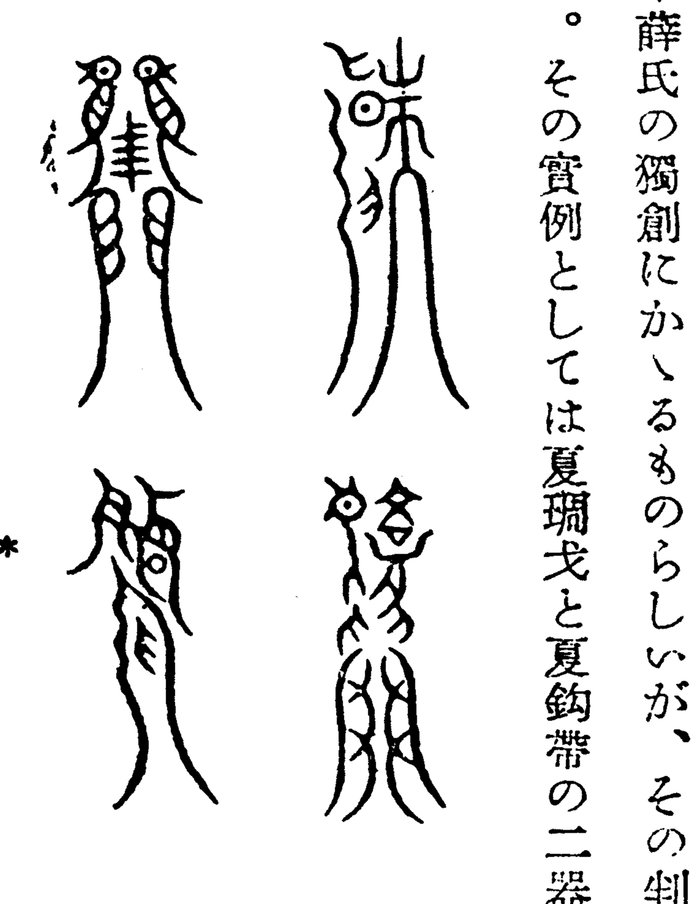

第十圖　夏琱戈銘文

この種の字體については最近の容庚氏の研究によると、說文後序に云つてゐる鳥蟲書に當るものである。* 簡略ではあるが同じ書體で書かれた鐘銘を薛氏は商鐘として商器としてゐるが、この銘文に

隹正月王春吉日丁亥。戉(=越)王□夷□自睪(=擇)厥吉金。自爲禾(=和)鐘。

自らよき金を擇びこの鐘を鑄たといふ越王□夷は、竹書紀年に出て來る越王句踐の子鹿郢、吳越春秋にこれを與夷と稱してる者に比定された。この鳥書で書いた金文はこのほかに越王之劍・吳季子之劍

などがあるから、春秋戰國の交にかけて江南地方に盛んに流行した書體であらうと推察される。吳越二國は春秋末期江南に勃興した新興國家である。吳越の劍は鋭利をもつて天下に有名であるから、恐らくこの使用武器が優秀であつた爲武力をもつて霸者となつたのであらう。越王の劍の一が陝西省の寶雞縣から出土してゐる。恐らくこの有名な新武器が戰國初期中國に輸入された結果、その上に刻された特異な書體も伴つて中國に傳播したのでなからうかと想像される。要するに薛氏が夏器と決めた金文の特異の書體は春秋戰國に江南地方に主として流行した鳥書に相當するので、これを夏代金文に比定するのは全く謂れがないことである。

* 容庚『鳥書考』『同補正』（燕京學報第一六・一七期）

薛氏の書は夏殷周秦漢の五時代に金文を分類し整然たる組織をなす樣に見えるけれども、その斷代の基礎は博古圖古器物銘よりも夏代を增加したゞけ寧ろ蛇足の觀を免れ難いのである。

薛氏の書は銘文拓本及び考釋を收めた法帖であつて、銘文を銅器實物から引離して研究する南宋の金文學の方向轉換を具現した著書である。器形學との密接な連關を保つた宋代金文學の特色がこゝに失はれ始めたのは悲しむべきであるが、そこには前にも述べた北宋覆沒といふ大事件の影響の已むべからざるものがある。ただ薛氏には今は亡びたけれども廣鐘鼎篆韻七卷の著書があり、宋代に於けるもつとも完備した金文字典であつたと稱される。薛氏が文字學に素養が深く、文字としての金文に興味を持つて居たこともその書を法帖化せしめた一原因をなしたのであらう。

薛氏の書は上に述べた缺點をもつものであるけれども、劉敞・李公麟等の亡佚書及び考古圖博古圖等の銘文考釋の衆說を集めたもので、宋代金文學の解讀研究の精華はこゝに集成されてゐる。この書を尊重し覆印せしめた阮元を祖とする清朝金文學は、大體としてこの書の影響下にあつて、清朝の斯學は銅器實物を離れた金文の文字學的研究に更に拍車をかけて行つたのである。

宋代に於てもこの種の法帖體の金文書としては王俅の嘯堂集古錄二卷・王厚之の鐘鼎款識一卷がある。しかし宋代の金文學は薛書を最後として次第に凋落に赴いた。ほゞ同代の翟耆年の籀史一卷はこの時點から宋代の金文學を回顧した宋代金文の目錄學であり、宋代金文學史の史料として重要視されてゐる。

三　清朝に於ける文字學の一分科としての金文學の完成

南宋滅亡以後元明二代を通じて理學が學術・思想界を風靡し、實證的な研究は全く忘れられたので、さしも盛大を極めた金文學もこれを受けつぐ學者がなく、その傳統は絶えるが如く絶えないが如くで殆んど見るべき著作も現れなかつた。明末の王陽明末流の空疏の學を排して清朝考證學の基礎をすゑた顧炎武（西紀一六一三—八二）は宋の歐陽修の集古錄を讀んで金石文を趣味としてではなく經典歷史を補證する史料として貴重なことを悟り、足迹天下に遍き史料采訪旅行の間に金石の資料をも鋭意蒐集し、これを史書と參照し考證を加へて『金石文字記』六卷を著した。金石と云つてもその內

容は石鼓文を始めとする石刻文を對象とした考證が大部分で、清朝に於て史學の補助學科としての金石學特に石刻文の研究を開拓した重要な文獻である。たゞこのうちに丹徒縣の焦山寺に藏した通稱無專鼎の銘文を解いた釋文を同好の朱彝尊の考證と併せて載せてゐる。清朝金文學に於ても顧炎武は朱彝尊と並んで先驅者の位置を占めてゐる。

しかし清朝に於ける金文學の勃興の直接機運をなしたのは清朝文化の絶頂を作つた開明君主乾隆帝の保護奬勵である。帝は乾隆十四年（西紀一七四九）梁詩正蔣溥汪由敦等に命じて內府儲藏の銅器の圖錄西清古鑑四十卷を編して同二十年刊行せしめた。宋の徽宗皇帝の勅撰にかゝる宣和博古圖錄を模範とし、器形圖銘文摸本に考釋を添へたもので、體裁としては完備してゐるけれども、收錄した內府銅器約千五百器中には明代以後の仿製の器が頗る多く、容庚氏に從ふとその三分の一を占めるとまで云はれる位で、基礎である銅器の鑑別が粗雜であるのみか、その器形圖も繪畫的に過ぎる。殊に銘文摸本も縮少摸抄し全く原拓の眞を傳へないので、銅版の豪華な印刷にも係らずその價値は博古圖錄と到底比肩することは出來ない。*

* 容庚『西清金文眞僞存佚表』（燕京學報五期）

これと相次いで編纂され遙か下つて宣統年間から民國にかけて出版された乾隆御撰の寧壽鑑古十六卷・西清續鑑甲編二十卷同乙編二十卷は何れも同じ缺陷を持つてゐるから、これを資料として使用する場合には最近の容庚氏による鑑別を參照とし、仿製器のよりわけに嚴重な注意を拂ふ必要がある。

高宗御撰にかゝる西淸古鑑等の成書自身の出來榮は現在の金文學者の眼から見ると甚だ物足らないものがあるけれども、元明以來積微の形勢にあつた學界の水準から見るならば已むを得ないことであるのみか、この文化的君主の權威を背景とした出版が學界に與へた刺戟に至つては絕大なものがあつた。これによつて銅器愛玩の趣味、その銘文への學的興味は忽ち官僚貴族の間に喚起され、畢沅阮元の如き學界の大立物が銅器並びに銘文拓本の蒐集に手を染めだし、その成果は嘉慶時代に至つて結實するに至つた。

嘉慶元年（西紀一七九六）錢坫（一七四四―一八〇六）が自家所藏の銅器の圖錄に考證を添へて十六長樂堂古器款識四卷を印行した。彼は淸朝一代を通じた大史學者である錢大昕の從子で、經學史學に通じた純粹の學究であつた。特に說文には深い造詣を有し、說文解字斠詮十五卷の著述があり、これを金文の解讀に應用し畢沅の所藏に歸した新出の曶鼎銘文の釋文を發表したことがある。この著述は自家所藏の銅器の器形圖銘文摸本に考釋を附して印行したもので、銅器實物とは獨立した銘文の研究が盛んに行はれた淸朝の金文學界にあつて、宋の考古圖博古圖の傳統を受け器形銘文の綜合研究を試行つたものとして獨特の地步を占める。彼は金文を一々得意の說文と字形と對照して正確な比定を試み、宋代以來の金文解讀の誤謬を訂正したことが少くなかつた。錢氏が字形考證に於て示した嚴密な態度は固より賞讃に値するが、これにも增して本書を價値づけるものは器形學に於ける貢獻であつた。

九二～九三

その一例は食器の一種である敦を簋と改稱したことである。宋代の呂大臨の考古圖では食器のうち穀物を盛る器として簠類なる類を立て、その下に敦・簋・簠の三種を包括さした。卽ち簋は一方に於ては類の名であると同時に種の名とされてゐた。博古圖錄になると類名としての簋は除かれ、簋は單に敦と並列する種名として使用されてゐる。然るにこれ等の宋代金文書について見ると、敦も簋も器形上何の區別も認めることができない。そこで錢氏は平仲簋の銘文

平仲作寶𣪘。

について從來敦と讀まれてゐた𣪘を改めて簋と解し、敦なる器種を全く廢して簋種に歸屬せしめた。これは宋代以來の器形の分類命名の大きな誤謬を正したものとして注目すべきである。現代に於ける銅器分類の體系を整理した容庚氏の如きも、錢說を基としてなほ精細に考證した黃紹箕の說によつて敦簋を同一字として簋と稱してゐる。*

* 容庚氏『商周彝器通考』下編第一章四節。

錢氏の著書より稍遲れ嘉慶九年（西紀一八〇四）に阮元の積古齋鐘鼎彝器款識十卷が出版された。この書は阮元の名を冠するが實は阮氏の門下で金石に明い朱爲弼の編定にかゝるものである。錢氏の書が自家所藏の銅器のみを對象とし器形銘文の綜合的研究方針をとつたに對して、阮氏は自家所藏の器物以外に孫星衍・錢坫・趙魏等十二家收藏の銅器を對象としたので、すべて銅器實物を實際に調査する事ができず、專ら此等の收藏家から贈られた銘文拓本を資料としたので、この書は銘文摸本とその釋文及び考證とから出來てゐる。錢氏の著述が北宋の考古圖博古圖の傳統を繼いでゐるのに對して阮元のこの書は自序にも明らかな如く南宋の薛尙功の歷代鐘鼎彝器款識法帖の流れを汲むものであつた。阮元は嘉慶二年薛氏の書を飜刻し、同七年には王厚之の鐘鼎款識を再刊しこの二書を範として同じ方法でもつて當代の金文資料を編輯したのである。

阮元は學問上の先輩である程瑤田が考工創物小記一卷（通藝錄所收）に於て新出土の銅戈・戟・劍・爵・鐘などの先秦銅器實物を周禮考工記のこれらに關する制度の記載と精密に比較研究を行つた後を承けて、古戟圖考（揅經室集所收）のやうな銅器實物と古典の記述と對照する研究を行つてはゐるけれども、その關心は寧ろ實物よりはその銘文に向けられた。宋代の理學の反動として起つた淸代の考證學はこの時代に於て空な思索によつて義理を論ずることなく、專ら古代の言語文字に卽いて語言學的に意味を明らかにしようとする訓詁學としての性格を顯にしつゝあつた。阮元は自ら論語論仁論・孟子論仁論・性命古訓の諸篇を著すとゝもにこの樣な傾向の學風を保護奬勵し、淸朝經學を確立したのであるが、古代の言語文字の始原的な意味を語原的に明らかにしようとする學問の傾向からすると、今迄世に知られてゐるもつとも古い字體である銅器銘文は極めて貴重な資料となるであらう。阮元は此の書の自序に於て

此器之作。此文之鑄。尙周公孔子未生以前。

銅器の製作せられ銘文の鑄られたのは、經典の作者と云はれる周公孔子以前の時代に屬するから訓詁學の資料として金文の尊ばれねばならぬことを說いてゐる。阮元は總督の大官に上り、多數の後進學者を誘掖して嘉慶道光年間の學界の指導者の位置にあつたから、その選述にかゝる積古齋鐘鼎彝器款識は、小規模ではあるが學的な立場からは優れた出來榮を示す錢氏の圖錄が殆んど世に行はれなかつたに反して、大いに流行し專ら拓本と考釋とを收錄する編輯方針はこれ以後の金文資料集の定型となり、銘文を器形から引き離す研究方法は淸朝金文學の基本的な傾向を形成するに至つた。乾隆帝の西淸古鑑編纂公刊によつて勃興した古銅器愛玩の好古趣味は、阮元の著書によつて訓詁學と結合して銘文を對象とする文字學的研究を主體とする淸朝金文學を成立せしめるに至つたのである。

本書の體裁は凡ね薛書によりながら、その夏器の項を削つて商器・周器・秦器・漢器の四時代區分をとつてゐる。その資料として仰いだ金文拓本は王厚之の鐘鼎款識などの傳世の法帖の如き全く原器とは離れたものも混じてゐるのみならず、原器の存してゐるものでも宋朝以來の倣製器、或は淸代以後の僞刻から取られたものが相當含まれてゐる。興隆期に際しなほ銅器實物乃至銘文に對する鑑識が嚴密を缺いたのは已むを得ないけれども、現在これを史料として引用する爲には、王國維の國朝金文著錄表を參考とし僞疑の材料を陶汰する注意が肝要である。銘文の解讀に於ても當時は錢坫・吳東發（『商周文拾遺』）諸氏以外に見るべき專家がなかつたので、宋代金文學特に薛尙功の成說を其儘踏襲した點が多く、宋人の金文解讀を集大成して新に金文學への路を開かうとする氣運を示したに止るの感がある。阮元氏自身或は同學によつて提出された新說は、說文との字形比定がなほ粗雜であるのと、

九四～九五

やゝもすれば經典の本文に牽强附會するの弊を免れず、業績自體としては批判の餘地が多い。この樣に現在の斯學の眼から見ると種々の難點はあるけれども、此書が當時の學界に與へた刺戟は甚大で、淸朝中期嘉慶・道光年間の金文學を代表する名著としてその價値は不易である。その登載銅器は五百餘點に上り、同期の錢氏の前著、曹載奎の懷米山房吉金圖一卷、吳榮光の筠淸館金文五卷とは比類し得ない大規模の金文資料集である。薛氏の法帖が宋代に於ける第一次の金文資料の聚成であるならば、阮元のこの書は淸朝中期に於ける第二次の金文資料聚成をなすといふことができよう。

嘉慶・道光間阮元を中心として一時に興隆した金文學も、道光末年（西紀一八四九）元の沒後その明年太平天國の亂が勃發して文化學術の淵叢である江南地方が賊軍の手中に陷り一切の舊文化を擧げてその破壞に委ねられるに至つて、また一時衰微の兆を示したが、同治六年（西紀一八四六）髮賊が平定され江南に平和が齎されるとともに以前にも增す力をもつて再生した。これ以後淸朝滅亡までに至る同治・光緒・宣統（西紀一八六二―一九一〇）の金文學は嘉道の興隆期に對してその完成期をなしてゐる。そしてこの淸朝末期は大體南北二學派に地域的に分けて說くのが便利である。

北方の金文學は山東省に生れた。こゝは周代に東方の文化國として推された齊・魯二國の古地であつて、その遺迹からは先秦の銅器・瓦當・封泥等の遺物が發掘せられ、また秦漢時代にも儒學の中心地であつた關係から古石碑その他の石刻類も夥しく殘存した。この樣な環境から金石に對して趣味を抱いてゐた此地方の人士は、嘉慶二年巡撫として此地に赴任した畢沅が阮元と共同して此地方の金石史料を采訪して山左金石志二十四卷を刊行するに至つて漸く高潮し始めた。幸に太平天國の亂の波及を免れたので、畢阮二氏によつて鼓吹された山東の金石學はその傳統を維持し、淸末に及んで幾多の金石學者特に金文の專家を輩出した。

南方の江南の金文學者に對比して山東の金文學者の特徵とするところは銅器の鑑別力が正確である點に存する。淸朝の學術特に文字訓詁の學の中心は江南にあつたから、金文の文字學的考證は彼等の最も得意の壇場であつた。許瀚の樣な文字學の名家は寧ろ例外的な存在で、槪して山東の學者の文字學的素養は南方の學者に比して著しい遜色あるを免れない。然し此の地域が豐富な古代遺物の出土地であり、この地を本據とする骨董商により陝西河南地方の遺物も容易に手にし得たので、銅器實物を直接に手にし得る機會は南方學者に比して遙に惠まれてゐるので、その經驗から生れた鑑識は江南學者の到底企及し得ないところであつた。

そのなかでも毛公鼎を始として多數の金石の蒐集家として著名な陳介祺の銅器の眼識は一時に喧傳し、例へば潘祖蔭の如き江南の學者收藏家は、新出の器を獲るや必らずその銘文拓本を彼の下に送つてその鑑別を求めた位であつた。彼は一家の著述は殘さなかつたが、江南の學者と往復した手紙が後に簠齋尺牘として出版され、そのうちには銅器銘文の鑑定法を說いた實例に富み、同じく死後影印されて銅器拓本の作製方法銅器の銘文上の銹を除き字を掘り起す剔字法と稱する技術を說いた傳古別錄一卷と共に、支那では珍しい銅器實物の鑑別の參考書として貴ばれてゐる。

九六～九七

山東の學者は銅器實物だけではなくその銘文拓本についても資料蒐集上形勝な位置を占めてゐたので、陳介祺・吳式芬などは金石の拓本采訪に心血を注いだ。陳氏の金文拓本のコレクションはその死後やゝ散佚し、一部が國立北平圖書館に入つて殘つたに止るが、吳氏の生前に編輯された銘文拓本蒐集は、許瀚氏等の釋文及び考證を附して光緖二十一年攈古錄金文三卷としてその子弟の手によつて出版せられた。これは登載器數千三百餘に及び當時に於ける最大の金文拓本資料集である。同氏はこれとは別に金石を通じた所藏拓本目錄を攈古錄二十卷として公けにしたが、この三代の金文の部分には銅器原物の所在相傳の所藏者名を明記してゐるから、攈古錄金文と相待つて淸朝末期の金文學完成期を代表する金文資料集として質量ともに完璧な姿を誇つてゐる。王國維の淸代金文著錄表の如きもその材料は淸代金文現在目錄とも云ふべきこの二書に仰ぐものであつて、これは薛尙功の歷代鐘鼎彝器款識法帖、阮元の積古齋彝器款識に次ぐ第三次の金文資料の聚成と云ふべきである。

銅器實物の鑑定に熟達した山東學派に對立するものは、文字學の豐富な知識を活用し銅器銘文の解讀を得意とする江南學派である。この中心をなすのは蘇州の潘祖蔭・吳大澂及び浙江瑞安の孫詒讓等である。潘祖蔭は名家の財力と聲望とを背景として太平天國の亂によつて破壞された江南文物の復興に努め、金石・古書の蒐輯に力を盡し、金文學には特に熱心な奬勵を惜まなかつた。彼の淸朝末期金文學に於ける位置は淸朝中期の金文學に於いて畢沅・阮元のそれと同じである。彼自身は單に金文學の愛好者たるに止まり、僅に同治十一年自家所藏銅器の圖錄である攀古樓彝器款識二冊を印行したのみである。潘氏の蒐集は後年更に增大したから、彼一家蒐集の圖錄としても完全なものとは云へない程のものである。

同縣の親戚にして然も同學の盟友吳大澂が光緖十年（西紀一八八四）初版を出し、光緖二十四年（西紀一八九八）に增訂完成した說文古籀補十四卷附錄一卷については既に述べた。吳氏の攈古錄が金文實物資料に明い山東學派の手に成る完備した金文資料集であるに對して、文字の解讀に長じた江南學派より生れた金文を主要對象とする古代文字の獨創的な辭書として淸朝末期否淸朝一代の金文學の代表作の盛名を馳せてゐる。吳氏の研究法の特色は經書の傳統的解釋を脫却し、頗る自由な態度をもつて金文を史料として活用した點にある。金文の史料としての獨自な價値はこれによつて遺憾なく發揚せられ、漢代以來の經學が永く持ち續けてゐた誤謬が二千餘年の後に始めて發見されるやうになつたものが少くない。吳氏は前書の編纂中にこの樣な研究法によつて得た創說をばやゝ詳細に亙つて說明し、これを個々の文字の語原解釋の短篇論文集の形式で字說一卷として公刊した。そのうち例へばその文字說と題する小論では尙書大誥篇中の

予曷其不下于二前寧人圖功一攸上レ終。

寧王遺レ我大寶龜。

の寧人寧王は金文によると文字は、

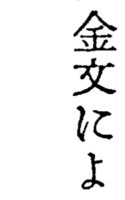

九八～九九

と書かれその字形は寧字と似てゐる。尙書大誥篇ではもと文人とあつたのを漢儒が寧と誤つて隷書に寫し改めたのであらう。この寧人或は寧王は文人或は文王の誤に外ならないと論斷した如きは、誠に漢儒の誤謬を千古の後に匡した懸解であつて、その斬新な着想は瞠目に値するものがあるが、一面餘りに獨創的に過ぎ經書の本文を離れて空想に墮した缺點は免れ得ない。文字說に寧王を文王と解した餘勢を借つて、書序の大誥篇とは周公が殷の叛軍討伐を成王の命と稱して諸侯に告げたものであると云ふ成說を破つて、武王が殷王國を伐つときの宣言であると斷じた如きは、この缺點を露呈したものである。なほ吳氏は自家蒐聚にかゝる金文拓本に攷釋を附した原稿があり、愙齋集古錄二十六册として民國七年（西紀一九一八）影印された。この書のうちにも毛公鼎釋文を始め多數の貴重な論考が含まれてゐる。

吳氏とほゞ同時代の孫詒讓氏も同一の硏究方法で金文の解讀を試み、薛氏・阮氏及び吳榮光の筠淸館金文の三書の解讀の誤りを正した古籀拾遺三卷（光緖十四年西紀一八八八刊行）攈古錄金文の補正を試みた古籀餘論三卷（民國十八年西紀一九二九刊行）などの著作がある。孫氏は吳大澂に比較すると經學文字學に更に深邃な學殖を貯へてゐたから、その獨創力に於ては吳氏ほどの天馬空を行くの慨には乏しいけれども、その文字比定は遙に精密な手續きをもつて遂行され、宋代以來の誤讀が訂正された點が少くない。孫氏は晩年に河南省安陽縣から新に發掘された殷代の甲骨文の解讀に始めて手を染め契文擧例二卷の稿を成したが、甲骨文と金文とを綜合して文字の原形原義を明らかにしようとして名原二卷をも刊行し（光緖三十一年西紀一九〇五）金文と甲骨文と比較硏究に先鞭を附した。

淸朝末期は前にも述べた如く金文學の完成期であつて、吳式芬の攈古錄によつて完備した金文資料集が生れ、吳大澂・孫詒讓二氏の著作によつて金文の解讀もまた殆んど完璧に達したのであつた。そして吳孫二氏の解讀は文字學的に最高の水準に位すると同時に、經書の成見を脫して金文を獨自の史料として硏究しようとする自由な立場にも立つ様になり、民國の古代史學の一分科としての金文學への轉換の兆候をうちに孕んでゐるのであつた。

一〇〇～一〇一

四　民國に於ける古代史學の一分科としての金文學の成立

淸朝末期に於て完成した文字學としての金文學の傳統は、淸朝滅亡中華民國の成立とともに大體繼承せられつゝ更に新な方向への展開を開始した。民國初の金文界に指導したのは前淸の遺臣である羅振玉・王國維の二碩學である。羅氏が多方面の新舊資料蒐集整理公刊によつて淸末民國初の國學界に寄與した功績は偉大なものがあるが、特に金石學に於ける史料校刊者として殘した仕事は、殷虛發見の甲骨文卜辭資料を采訪して厖大な資料集を公刊し、更にこれに適切な解讀を與へ甲骨文の殷代史料としての價値を確定し、その利用の路を開いた甲骨學の開祖として不朽である。金文學にも史料蒐集公刊の手を延ばし、殷虛卜辭によつて得た知識を基として民國六年（西紀一九一七）自家所藏の金文拓本から祖乙・武乙・父乙など十干の一をとつて名とした人名と繪畫的な圖象文字とを含む金文を選び出して殷代の金文と擬定し、これを編輯影印して藝術叢書の一篇として殷文存二卷を出版した。宋の博古圖錄・歷代鐘鼎彝器款識法帖以來問題となつてゐる商器を周器から區別する古代金文の時代的分類が、こゝに於て明瞭な客觀的標準によつて或程度迄科學的に遂行せられて、多數の殷代金文を網羅する聚成を提供したことは注目すべきである。なほこれと同方針で遺漏及び新出史料を補つたものに王辰の續殷文存二卷（民國二十四年西紀一九三五）がある。この様な殷代金文の類聚方法の當否については後に詳論するが、機械的に十干人名を含む金文を抽出して編輯した羅氏の殷文存には、周初になほ十干人名の制が殘存してゐたため、相當多數の周代金文を混入する結果に陷つた。この集成を殷代史料として使用するに當つては細心の配慮を必要とすることは言を俟たない。

羅氏のこの書と前後して鄒安によつて同じ藝術叢書の一として周金文存六卷が刊行され、二者相待つて殷周金文の集成をなすのであるが、羅氏は鄒氏の編纂方針に飽きたらずその後も絕えず新出金文資料の收集を怠らず、この摸本を貞松堂集古遺文十六卷（民國十九年西紀一九三〇）同補遺三卷（民國二十年）同續編三卷（民國二十三年）として公刊したが、民國二十五年（西紀一九三六）に至つて半生の心血を傾注して集めた金文拓本を擧げて影印して三代吉金文存二十卷を出版した。この前年金石の大收藏家である劉體智所藏金文拓本が小校經閣金文拓本十八册として公刊された。その原資料には多くの精拓本を交へてゐるが、その鑑別・選擇・編輯・新史料の采訪・印刷の精粗など質量ともに羅氏の著述に比肩することが出來ない。羅氏の三代吉金文存は登載器數四千八百餘で、もつとも豐富にしてしかも正確に複製された金文拓本資料聚成として前の三次の金文聚成に對して現代金文學の偉容を示すものである。

たゞ三代吉金文存は單なる拓本を編輯複製したものに過ぎないから、原器の來歷、多數の同文異器の判別等に當つてこれを參照すべき目錄を缺いてゐる。この點に於ては淸朝末期の聚成である攈古錄金文が釋文考證を伴ひ、さらに拓本原器の傳來を明記した攈古錄を別行した周密な用意には及ばないのは遺憾である。羅氏の高弟王國維が前に羅氏の墨本を整理し淸代に出版されて金文資料集と比較して異同を校正編纂した淸代金文資料集分類目錄とも云ふべき國朝金文著錄表六卷（民國三年）があるが、更にこれを基礎とし、羅福頤が增訂を加へて三代秦漢金文著錄表八卷（民國二十二年）を出版した。これより稍遲れて民國二十六年出版された J. Fergusson の編纂にかゝる宋代金文資料集をも包含した歷代著錄吉金目とともになほ多數の新出資料集を增補する必要はあるけれども、これを併せて參照することによつて或程度まで前書の缺陷を補足することができよう。

從來の金石書は木版乃至は銅版彫刻によつて印刷されてゐたため、拓本及び器形圖の不完全な摸本の複刻に滿足せざるを得なかつた。淸朝末年に新に輸入された寫眞石版の印刷法が金文資料集の印刷に應用せられ、劉心源の奇觚室吉金文述二十卷（光緖二十八年西紀一九〇二）端方の陶齋吉金錄八卷（光緖三十四年西紀一九〇八）同續錄二卷等は拓本を寫眞石版によつて印刷したので、殆んど原拓本

一〇二～一〇三

の面影を其儘に傳へることが出來るやうになつた。羅氏は資料集の公刊に際して、さらに珂羅版印刷術を應用したので、拓本の複製は一層眞に迫り、殆んど原拓本を手にすると變りがない位に進んだ。なほ羅氏は家藏の銅器の圖錄夢郼草堂吉金圖三卷續編一卷（民國六年西紀一九一七）には原器寫眞をコロタイプ版に附したので、舊來の繪畫的な見取圖乃至は不完全な器形の拓本展開圖では窺ひ得なかつた銅器實物の形態がこれによつて或程度まで正確に知ることが出來るやうになつた。我が國に於ては濱田博士の編せられた泉屋清賞の影印版（大正八年）を始めとして白鶴帖（昭和五年）白鶴吉金集（昭和九年）等の圖錄は何れも原器及び拓本の寫眞を精巧なコロタイプ版によつて印刷した。歐米に於いても褚德彝 Bronzes antiques de la Chine appartenant à C. T. Loo et Cie.（一九二四）Yetts, The George Eumorfopoulos Collection, vol. I. II.（一九二九—三〇）等の如きは何れも同種の圖錄である。たゞ歐米には銘文を摸拓する技術が知られてゐないので銘文を複製する手段に缺いてゐる。我が梅原博士の歐米蒐集支那古銅精華、戰國式銅器の研究、古銅器形態の考古學的研究、河南安陽遺寶等に至つては、銅器全形並びに細部の寫眞版に、銘文及び細部文樣の寫眞の外になほ正確な器形實測圖を附して資料集として完璧の體裁を整へ、銅器の器形文樣をば對象とする形態學的研究が開始せられた。清朝の金文學は文字學の一科として完成し、原器器形に關する考察を怠つてゐたが、こゝに於て本邦の梅原博士を始めとする諸考古學者並びに Karlgren 氏等を始めとする歐米美術考古學者の刺戟によつて民國の金文學者も漸く銘文のみでなく銅器形態にも注目するに至つた。故宮銅器の調査等により實物調査に經驗が深く、銅器器種の命名に特に注意し、早く殷周禮樂器考略（民國十六年燕京學報第一號）を著した容庚氏は、寶蘊樓彝器圖錄一卷・頌齋吉金圖錄一卷・同續錄一卷・武英殿彝器圖錄二冊・善齋彝器圖錄三冊・海外彝器圖錄三冊等の圖錄を相次いで出版したが、何れも銘文考釋器形寫眞を備へ、特に武英殿圖錄及び商承祚の編した十二家吉金圖錄二冊は、銅器文樣の拓影をも併せ載せてゐるのは、民國金文學の新しい動向を示すものである。

容庚氏は我が梅原博士及び瑞典のカールグレン教授の銅器の形態的研究に刺戟を受け、民國三十年殷周禮樂器考略の器形學的研究を更に擴大して、商周彝器通考二冊を燕京學報專號の一として出版した。上冊は銅器の發見・類別・時代・銘文・文樣・鑑別・文獻目錄等を說いた通論と、食器・酒器・水器・樂器の各種について器形の特徵とそれに刻された銘文とを對比考察した各論とに分け、下冊はこの各論の資料を仰いだ上述の諸圖錄の器形寫眞を分類編輯してゐる。宋代以來の中國金文學器形學の研究の成果を殘り無く集めて大成した好提要書として推賞される。容氏の器形學的研究のきつかけを與へたのは日本及び歐洲の考古學者の樣式論的研究であるが、氏のもつとも得意とした所で同時に通考の特徵をなしてゐる銅器各論の基礎をなしてゐるのはその師である王國維の論考であり、容氏はこれを擴大發展さしたものと見受けられる。

羅振玉氏の金文學に於ける貢獻が主として資料の采訪とその公刊にあつて、金文自體に對する研究は僅に斷片的な考證があるのみであつたに對して、その高弟である王國維の業績は先づ金文資料の整

理から始り、進んでこれを古代文化を窺ふ史料として多方面に利用する端緖を開いた點に存した。王氏の宋代金文の器名著錄索引である宋代金文著錄表一卷と、前述の國朝金文著錄表の編纂は金文資料整理の基礎作業に屬するものであつた。

王氏の金文學に於ける多面的な研究として先づ器形學が擧げられる。氏の學術論文を集めた觀堂集林第三卷に收められた斝・觥・盉・彝等の銅器種名を考證した諸篇はこれに屬する。宋代以來調味の器とされてゐた盉をば酒に水を混じて薄める酒器の一種であることを論じ、宋の博古圖以來敦に似て稍小さい器を彝と呼んで水及び鬱鬯を盛る器と見做した。彝とは實は黍稷を盛る敦に外ならず、銅器の總稱であつて種名とすることが出來ないことを證明した如きは皆不動の鐵案である。容庚氏の器種名決定方法は王氏の研究方針及びその結論を踏襲した點が多いのである。

㊅ 王氏の金文學への寄與の第二は既に紹介した金文書體論であつて、現在に於ては容庚氏の如きの反對說も提出されてゐるけれども、古代文字書體の系統に就て下した卓拔な見解が說文に載せられた古文籀文に對する傳統的な觀念を反省せしめた功績は否定できない。次に王氏が金文を古代文化史料として驅使した研究としては、周代金文に現れる生霸死霸等の名稱から四分月卽週制の存在を說いた生霸死霸考、宗廟室名から周代の宮室制度を復原しようとした明堂廟寢通考、策命に干與する史官の名稱たる作冊尹氏などから周代史官制度を窺知しようとした釋史、また玁狁征伐の記事から古代北方民族の名義疆域を論じた鬼方昆夷玁狁考等の諸篇を擧げることができる。これ等の諸論考を通じて看取せられることは、王氏が經書史書の成見に泥まず、金文の獨自の史料的價値を重視しよく獨到の結論を導き出したことである。これは清代末期の金文學の大成者である吳大澂・孫詒讓の金文解釋法の精神をよく發揮したものと云つてよい。

清朝末期特に光緒末年には西歐諸國の東侵によつて清朝の國威が衰へ累卵の危地に追ひ込まれると共に、儒敎を基礎とする中國舊文化は西洋の近代的文明の浸透によつて沒落の道を辿りつゝあつた。易・詩・書などの儒敎が神聖視した經典の權威が失墜し、これに說かれてゐる三皇五帝などの聖帝によつて統治される古代王朝の實在性が疑はれ始め、これ等に容赦なく本文批評を加へ、結局戰國以後の諸政治思想家が理想を過去に托した黃金世界觀に過ぎないと說く疑古學派が誕生した。經書に現れる古代の歷史はすべて後世の附加潤色にかゝる傳說であり僞史料であるとして全面的に歷史的實在性を否定せんとする傾向が强く現はれ、强固なる疑古史學の陣營が結成せられ、民國十四年以後顧頡剛の主唱の下に古史辨と呼ぶ論集が刊行せられ始めた。我が國に於ても、これ等とは獨立して經書の本文批評が盛んに行はれてゐた。

王國維はこの樣な環境にありながら古典に對する極端な懷疑主義に陷ることなく、古史新證の講義中で、地下の新史材料卽ち甲骨文・金文を根據として紙上の材料卽ち經書の記事を補正し、その中から實錄卽ち正確な一次的史料に屬する部分を選り出し、また諸子百家の從來正統的でない史料とされてゐたもののなかから史實を反映する一面を發見しようとする二重證明法なるものを提唱してゐる。

これこそ吳・孫二氏の金文古典の綜合的解釋の眞髓を明快に表現したものである。王氏の金文及び甲骨文の新史料を根據とする古代史研究は着々と結果を擧げ、その精粹を集めた論文集である觀堂集林は中國上古史研究に志す者の必讀の名著と推されてゐる。王氏の學統を引く學者はその研究對象が新出の考古學的資料である點から考古派と呼ばれ、またその古典の記事を正面から否定することなく新しい史料を基として適當な解釋を與へることにより新しい意味を賦與して生かそうとする取扱ひ方法から釋古派とも稱され、現在に於ては疑古派と古代史學界を兩分し寧ろこれを淩ぐ觀を呈してゐる。王國維氏が金文學に殘した業績は觀堂集林中の諸篇と毛公鼎・大盂・克鼎等の考證を集めた觀堂古金文考釋等があるに過ぎないから、その量に於いて多いとは云へないが、これらは何れも如上の研究方法に基き卓拔な獨自の見識を示し珠玉の如き光を放つてゐる。

王氏の古史研究方法は史料的價値の不定な經典等の舊史料の記事よりも先づ同時的史料として價値の安定した金文甲骨文の如き新史料から出發して、前者の史料的價値を後者によつて明瞭にしようとするものである。より確實な史料によつて不確實な史料を批判するといふ方法である。この方法は金文自體の研究にも推し及ぼされる。

前にも述べた如く金文のなかには明確に時代が明示される周代金文と製作時代の明示されない金文があり、後者と殷周二代の金文を區分する所謂斷代的研究は非常に重要な課題である。こゝに於ても王氏はより確實なる史料によつて不確實な史料の價値を決定するといふ方法をとつた。すなはち殷代

一〇八〜一〇九

金文を選ぶ標準をば不安定な金文よりは遙に確に殷代の作品と決定されてゐる殷虛卜辭から導き出す方法をとり、これによつて確實な殷代末期金文の形式を發見するに至つた。

この殷代金文決定法の詳細は次節に說明するであらうから、こゝには詳述しないが、王氏によつて始めて確實な基礎を据ゑられた金文の斷代的研究は現代の金文學の重要な問題として取上げられ、王氏が散氏盤その他の二三兩周金文について試みた製作年代決定法は更に全面的な西周金文の編年的研究に發展し、郭沫若・徐中舒・吳其昌・カールグレン諸氏の優れた勞作を續出するに至つたのである。こゝに於ても王氏の感化は力強く働いてゐる。

金文の斷代的編年的研究と並行した現代金文學の重要課題はこの地域的研究である。王國維は有名な散氏盤の散國位置の考證に於て同地名の多く現れる大克鼎の出土地が陝西省寶鷄縣附近であることを根據として散國を大散關に當てたことがある。* 銅器銘文內容の考證に際して意味不明な金文の內容に史的解釋を施すに當つて原銅器の出土地によつて類推する方法に訴へたのである。考古學的遺物としての金文の價値が銘文解釋に於ても有力に發揮されたのであつた。近年殷虛・河南濬縣・山西渾源・安徽壽州・河南新鄭・洛陽金村等の遺迹から出土の一フンドとも見做すべき銅器群が發見せられ、銅器實物及び金文の地域的研究が漸く勃興して來た。** またこれに刺戟された郭沫若氏は金文をその銘文に現れる作器者の所屬國名によつて地域的に分類する方法によつて兩周金文辭大系中の東周金文を編輯してゐる。柯昌濟の金文分域編は從來の地志・金石書に記錄されてゐる金文の出土地に從つて配列したものである。同様な方法をもつて山東省出土金文の聚成を試みたのが山東金文集存である。此等は科學的な發掘の結果出土した確實な遺物ではないからその考古學價値は餘り高くない。金文の地域的研究は中國各地に考古學者の手による科學的發掘が盛んに行はれた曉は更に面白い結果を生むであらうと待望されてゐる。

* 『散氏盤考釋』（觀堂古金文考釋）

** 容庚『兩周彝器通考』第二章、發見の項參照。

現代の金文學は編年的地域的に金文の古代史史料としての價値を確定することに全力を注ぎ見るべき成果を收めてゐる。民國の金文學は淸末に文字學の一科として確立した淸末金文學の傳統を受けついで、更にこれを中國上古史史料として研究する方向に發展した。かくして文字學の一科として出發した現代の金文學は、今や中國上古史の重要な一分科として成立したのである。

金文の上古史史料としての價値が決定されたのでこれを利用した史的研究が企てられる機運が起つた。金文を史料とする研究のうちで郭沫若氏の中國古代社會研究中の周金中的社會史觀がもつとも注目すべきである。氏は唯物史觀を中國上古史に適用して金文をば中國古代社會史の史料として利用しようとした。民國の社會は激しい轉換期にあつたので、この書を契機として中國古代社會の構造についての左右兩翼の理論鬪爭が盛んに起つた。郭氏の初期の述作であるため、その金文史料の解讀利用にも缺陷があり、決して成功した著作とは見做し得ないが、一代の風氣を作つた點は見逃し得ない。

一一〇〜一一一

郭氏以後金文に素養の乏しい經濟史家が頻りに甲骨文金文資料を引用することが流行したが、その使用方法は郭氏の著作に比較して餘り進步した點は見受けられない。最近に至つて吳其昌氏の如き金文專家の中國古代田制史（社會學季刊第三卷）などが現れやゝ本格的研究の緖につくに至つた。

第四節　金文の編年的研究

古代史學の一分科として成立した現代の金文學の最も重要な課題は金文の史料としての性質を明らかにすることであり、そのためには先づ金文の製作年代を明らかにし、これを編年的に整理編輯しなければならない。金文にはその製作の時代年代を明記したものが極めて稀であるから、この金文の編年的研究は甚だ重要性をもつものであるに係らず、絕大な困難が伴ふがために、近年着手せられ最近に至つてやゝその緖についたばかりであつて、未だ完成の域には遠いものがあるけれども、問題のもつ重要性の故に王國維・郭沫若氏の研究を基として諸學者を參照しつゝやゝ詳細にその研究過程及び方法を紹介したい。

一　殷代の金文

宋代の金文學史を講じた際にすでに說明して置いたやうに、多數の先秦時代の金文のうち主要な部

分を占めるものは周代の金文である。銘文字數が十字を越えるやゝ長文のものの大多數はこれに屬する。それ等は概ね記事の内容のうちに周首都宗廟の名或は侯國名などが含まれてゐるので容易に周代に製作された器であることが知られる。然し十字乃至はもつと少い字數の金文でその記述が簡單であつて、製作時代を明記しないものは量から云へば非常に多數存在してゐるから、先づこの時代の決定が問題となるであらう。呂太臨を始めとする宋代の金文學者は第一に父乙・祖乙などのやうに十干のーからとつた人名、第二に繪畫的な圖象文字、この二項を標準條件としてこれを含む金文を殷代金文と定めてゐる。この時代決定方法を更に大規模に現代の金文資料に適用して殷代金文を聚成したのが羅振玉の殷文存・王辰の續殷文存であつて前者は凡そ七百器後者は千六百器を網羅してゐる。然しこの殷代金文決定の標準となつてゐる二條件は、これを嚴密に見ると殷代金文だけに特有する性質ではない。繪畫的な圖象文字は一見文字の非常に原始的な階段にあること明らかであるから、大局的見地からするとこれを含むといふことが周代に先立つ殷代金文の特質であり、その一條件であると考へて差支ない樣である。しかし仔細にこの種の文字の用例を觀察すると、此等の文字は文章のなかで普通名詞或は動詞・形容詞・副詞としてではなくて銘文末尾に孤立してのみ使用されてゐる。例へば

敔作二父彝辛一。[illegible]（殷文存。以下略稱殷上・二五敔尊）

公束鑄二武王成王異(＝禩)鼎一。隹四月既生霸己丑。公賞二作冊大白馬一。大揚二皇天尹大保休一。作二祖丁寶尊彝一。[illegible]。（兩周金文辭大系考釋。〔以下略稱大系〕三三。作冊大鼎。圖版五、挿圖第十一參照）

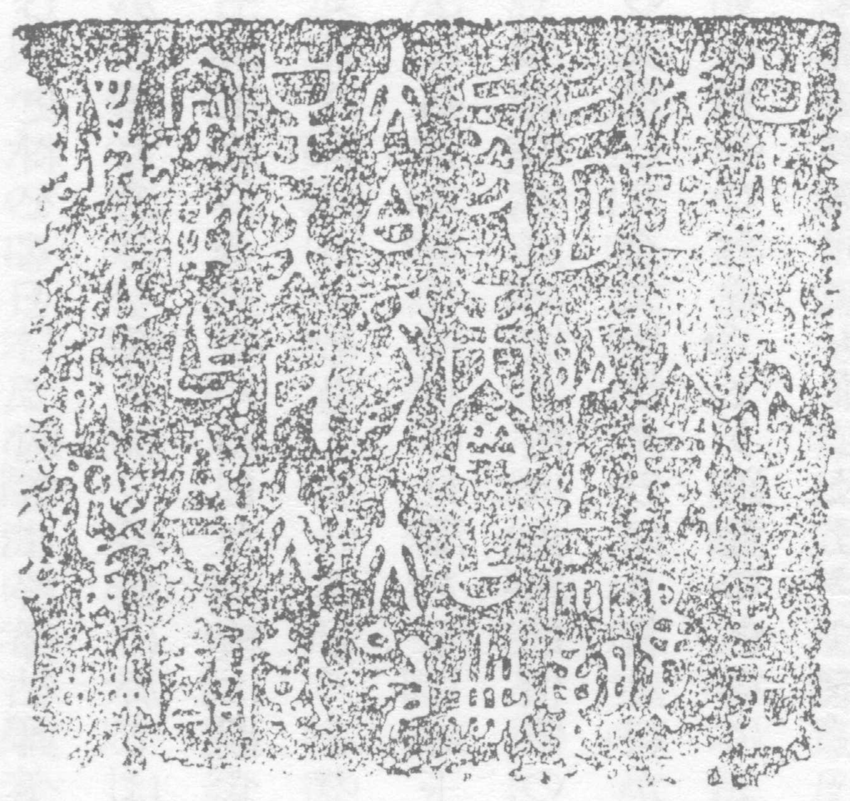

第十一圖　作冊大鼎銘文

の最後の一字の圖象文字の如きはこれに屬する。前器は多分殷器であらうと想像されるが、後者は明らかに周成王に繼ぐ康王時代に太保召公奭の臣下の作冊すなはち史官の大といふものが召公から恩賞を受けたときに製作した器である。二器文の最後の圖象文字の類は郭沫若氏によると何れもこの器を作つた者の屬してゐる部族或は氏族の標識であらうと云はれてゐて、普通の文章中の用語ではなくして氏族を示す紋章の樣な意味で附加されてゐる。* これが銘文中に存するからと云つて一概に原始時代或は殷代の金文であると論斷することは出來ないのであつて、現に後者の樣な周代器の銘文にも使用されてゐるのである。

＊郭沫若著『殷彝中圖形文字之一解』（殷周靑銅器銘文研究）

第二の十干人名にして見ても司馬遷の史記あるひは殷代の帝王に祖乙・小乙・武丁・父丁などの十干名をとつたものが少くないから、殷代に盛んに行はれた習慣には相違ないけれども、周代初期では齊國の丁公呂伋・乙公・癸公・宋の丁公など十干を號としたものがあり、前に引用した周代金文の作冊大鼎でも祖父を祖丁と呼んでゐるから、少くとも周初までは殘存した習慣であり、殷代金文の特徴

と見做すことは不可能である。この樣な殷代金文の排他的な特徴でないものを標準として殷代金文を機械的に拾ひ出すことは可成りの危險がともなふものであり、殷文存等には周器の相當數が誤つて殷器として採られてゐるのである。

＊史記齊世家。

そこでこの樣な手續きで作られた殷代金文聚成は安心して使用することができない。これはせいぜい大體に於て殷代的な形式をもつた金文と呼び得るかも知れないが、この殷代金文の形式はこの樣な不確實な方法ではなくしてもつと確實な手續きでもつて決定することができる。それは河南省の殷虛から發掘された龜甲獸骨上に彫られた殷代の卜辭或は甲骨文と呼ばれる確實な殷代の史料との比較研究によつてこれを確かめることができるのである。

卜辭との比較研究による殷代金文の決定に先鞭をつけたのは王國維の洛誥解（觀堂集林一卷）である。尙書洛誥篇の最後の章は

戊辰。王在二新邑一。烝祭。歲二文王騂牛一一。武王騂牛一一。王命二作冊逸一。祝冊。惟告二周公其後一。王賓。殺禋咸。格。王入二太室一裸。王命二周公後一。作冊逸誥。在二十有二月一。惟周公誕二保文武受命一惟七年。

とあるが、これを殷虛出土の甲骨文例へば

（2）　（1）

第十二圖　殷虛出土彫骨刻文

(3)

壬午。王田二于麥麓一。獲二商戠兕一。王錫二宰丰寢一。小指祝。在二五月一。惟王六祀肜日。（殷契佚存五一八片。本例著者補入）

の如き獸骨刻字（第十二圖）と比較するとその文章の構造は酷似してゐることは何人にも一見して感ぜられるであらう。この二つの文章の類似點はこの事件の起つた年月を記すに文章の冒頭に日の干支を書いて、事件の記事が終つた文末にその月、最後にその年を王の即位紀元を示す記述方法である。これは殷末周初の慣用で殷代の卜辭及び

第十三圖　庚辰父丁角銘文

(1)庚辰。王在二□闌一。王格。宰椃從。錫二貝五朋一。用作二父丁尊彝一。在二六月一。惟王廿祀翌有五。（亞形）

一一六～一一七

（殷上二六。庚辰父丁角。圖版二、十三圖參照）

殷の庚辰父丁角とも完全に一致すると云つてゐる。これは殷虛卜辭と周初の洛誥に現はれる特異な日・月・年の倒敍法を基準として殷末周初の金文を決定しようとしたのである。周初の洛誥篇では「惟周公誕保文武受命惟七年」と云つてゐる所を、甲骨文では「惟王六祀」と云つて、紀年の年に代へて祀といふ語を使用し、殷代では年を紀するに祀をもつてしたといふ爾雅の所傳と一致するから、日・月・祀の倒敍形式は殷代の文獻の特徵であり、時代を明記しない金文のなかから殷代の金文を選び出すもつとも手近でしかも確實な標準であることが發見せられたのである。

＊王氏以外林泰輔博士『支那上代の研究資料について』（支那上代の研究）內藤博士『支那歷史思想の起原』（史林一九卷一號）參照。

その後馬衡氏は殷虛卜辭と金文とを比較した結果

一、日月年倒敍法

の外になほ次の樣な共通點をもつものがあることを發見した。即ち

二、妣の祭禮

殷虛卜辭では時の王の祖父及びそれ以上の直系の祖の后は皆妣某と稱する。例へば

丙寅卜。貞王賓二大乙爽妣丙一翌日亡尤。（前一・三・七）

丙寅の日にトひ王朝の祖宗である大乙（即ち成湯）の爽即ち妃である妣丙に翌の祭りを行つて咎無いかと問ふと云ふ樣に、妣の祭りを行つた例が多い。この祭りは周代に見當らぬが金文のうちには

(2)戊辰。弜師錫二貄𦉥卣𧸘貝一。用作二父乙寶彝一。在十月惟王廿祀𦎫日。遘二于妣戊（武乙爽）彖一。（貄彝。殷上一九葉）

と云つた樣に王武乙の妃である妣戊の祭祀のことを書いてゐるものがある。

三、𦎫肜等の祭禮。

殷虛卜辭には

庚寅卜。貞王賓二盤庚𦎫一日。亡尤。（前一・一六・三）

己丑卜。貞王賓二盤庚肜一日。亡尤。（前一・一六・四）

祖宗例へば盤庚に𦎫・肜などといふ祭りを行ふことをトつてゐるが、金文でも二に引用した貄彝に𦎫、次の

(3)癸巳。王錫二小臣邑貝十朋一。用作二母癸彝一。惟王六祀。肜日。在二三月一。亞𠔀（小臣邑斝續殷文存。以下略續殷。下六六葉）

にも肜の祭祀が現れてゐる。

四、殷王朝の人方征伐の記事。

殷虛卜辭には

癸巳卜。貞王旬亡尤。在二二月一。在二齊師一。惟王來征二人方一。

一一八～一一九

と云ふ樣に殷の王が人方を征伐して齊師と云ふ土地でトつたものがある。人方は即ち夷の國で殷の末帝紂が東夷を征伐した時の卜辭である。金文のなかでも

(4)丁巳。王省二夒且一。王錫二小臣艅夒貝一。惟王來征二人方一。惟王十祀有五。肜日。（艅尊。殷上二六葉）

の樣に人方を征伐したとき殷王紂に從軍した者の作つた器もある。

そして馬氏はこの樣な共通點を多くもつこれ等の金文は殷代に製作されたものであると斷定した。＊この三項の殷虛卜辭との類似點を含んでゐる金文の例を見ると何れも日月祀倒敍形式をとつてゐるから、馬氏の研究は日・月・祀倒敍形式をば殷代金文の特徵と認めた王氏の前論文を基とし、さらに殷虛卜辭との全面的比較によつてこれを確證したものと見られる。そして倒敍形式は殷代金文のもつとも本質的な特徵をなし、馬氏の補つた三つの共通點はこれに附隨した特徵である。そこで我等は殷代金文のもつとも確實にしてもつとも本質的な日・月・祀倒敍形式を殷代金文を拾ひだす基本標準とし、出殷代祭名・殷代人方征討事件等をばその補助的標準とするならば殷代金文を容易くかつ間違ひ無く聚集できることが判つたのである。

＊馬衡『中國之銅器時代』（考古學論叢第二）

私は以上にこの倒敍形式の殷代金文の四例を擧げたが、なほその外に宋代の考古圖に呂大臨が商器

と斷定した兄癸卣の外なほ二器を併せて都合七器を數へ得るのである。

この倒敍形式金文は(1)の庚辰父丁角を例にとれば「庚辰。王在東闌。…父丁尊彝」と「在六月。惟王廿祀翌有五」との二節に分れる。銅器製作銘文としては前節だけでその趣旨は完了してゐるのであるから、これが主文章であり、後節はその附加的部分で、前節に述べる銅器製作の機縁となつてゐる王及び主君から作器者への恩賞が如何なる時に際してゐるかを補説するもので、云はゞ副文章である。この時日を更に補足的に説明する副文章は(1)では月數と王卽位祀數だけであるが、(2)(3)(4)ではその恩賞が行はれたときの王室にどんな祖先の祭りが行はれたかを細說してゐる。(4)では月數が略されるが、王の卽位紀元祀數祭日名の前に人方征伐のときのことであると云ふ說明が這入つてゐる。であるから殷代の日・月・祀の倒敍形式の更に完全なものは副文章に月・祀の外になほ祭祀・軍事等の國家大事の記事を混へて、日・祀・國事の形式をなしてゐるのである。そしてこの月以下の副文章の要素は或は月數・國事或は先に引用した人方征伐の卜辭の如く祀數が省略せられる如く任意に省略されることがあることが明らかとなつた。そこで副文章のなかの或要素の脫落した金文があればそれは標準的殷代の金文の省略形式として準殷代金文として取扱ふことができるわけである。

この準殷代金文は前七器を殷代金文の第一類とすれば

第二類　王卽位祀數を缺く例へば

(5)庚午。王命寢蒐。省北田四品。在二月。作冊友史錫賚貝。用作父乙尊。(博古圖一、七。寢蒐鼎)

一二〇～一二一

の如きもの

第三類　月數及び卽位祀數を缺くもの、例へば

(6)乙亥。王□在𣪘師。王饗酒。尹光邐惟格。賞貝。用作父丁彝。惟王征井方。[illegible]。(續殷、上・二五。尹光鼎)

の如き形式を分けることができる。

(5)はこの本文記述のうちに殷代と擬定するに足る補助標準がないから果して殷代金文か斷言できないから、これを史料として使用するには、十分の考慮が必要である。

(6)は殷虛卜辭に屢現れる地名𣪘及び井方を含んでゐるから確に殷代に屬すると見做される。この種の金文は確實な殷代金文と疑似の間にあるものとを含んでゐるから更に補助標準に照らして精密に考證せねばならない。

なほ副文章全體を省略し主文章だけからなるものも存在する。卽ち

第四類　副文章を缺き日の干支に始る主文章のみから成るもの。例へば

(7)辛亥。王在廙。降令曰。歸福于我多□。錫鼄。用作后祖丁尊。[illegible]。(三代吉金文存卷十三后祖丁卣。)

の如きものを擧げることができる。殷虛後期の卜辭では武丁を后祖丁と呼んで祭つてゐる。この器の后祖丁もそれで、恐らく殷代末期に作られた武丁の祭器であらう。しかし此の類には一方に於て

乙亥。王有大豐。…王衣(＝殷)祀于王丕顯考文王。…(大系考。一葉。大豐簋)

の如く周武王が文王を祭つたことを述べた明らかに周代初期の金文も混つてゐるから、殷虛卜辭周代金文その他の史書を涉獵し愼重な態度で補助標準の手がかりを探さねばならない。そしてこれ等は以上のほかに約十數器を擧げることができる。

以上日・月・祀大事記の倒敍形式及びこれの省略形式の金文のなかから、確かな殷代金文を選び出しその聚成を作ることができた。此等の金文の內容を見ると宋の呂大臨以來殷代金文の特徵と認められ所謂殷代金文を選擇する基準として使用されてゐた十干人名圖象文章をその銘文中に含んでゐるものが多いことが發見せられる。そこで宋以來の殷代金文決定方法の正當性が見直されたものである。圖象文字はすでに述べた通りこの銅器製作者の屬する部族の標識である。我等が今その形式によつて決定した殷代金文に現れた圖象文字は殷代に存在した部族標識であるから、これを含む金文は殷王朝治下に於て全盛を極めた部族の製作した銅器に屬する。これ等の部族は周王朝によつて征服せられ、その部族は分割せられ周都洛陽或はその他の諸侯に配屬され移住を命ぜられたものが多かつた。銅器の製作の樣な奢侈的な行爲は、恐らくこれ等の部族が殷王朝治下に於て王朝と親密な關係にあつて榮華を誇つた時代に行はれたであらうと想像されるから、これ等の標識を含む金文には周代に屬するものも多少は存在するであらうが、大部は實際殷代に製作せられたと推定されるのである。

部族標識は周代に入つても多少用ゐられてゐるから、周王朝所屬の部族のそれとの混雜をさけるために、羅氏の如くに無差別にこれを取上げず、たゞ上述の標準的殷代金文に現はれるものだけを集めてこれを廣義の殷代金文として聚成するのが妥當であらう。

これ等の準殷代金文は概して短文であるが、それについて種々な形式を分けることができる。準殷代金文では例へば(1)の如く文尾に[illegible]といふ部族標識が附加せられてゐた。廣義の殷金文でも

第五類　例へば

叡作父辛彝。[illegible]　(叡尊。前出)

の樣に作器者叡が祀先某の銅器を作つたといふ簡單な製作銘文の後に同じ標識が附加されてゐる。

第六類　例へば

[illegible]。作父乙彝。(殷。上三七葉。父乙卣)

の樣にこれから作器者名を省略したものも存在する。

第七類　例へば

[illegible]　父癸。(續殷。上、二〇。父癸卣)

の樣に前類をもつと簡略にし部族標識と祖宗名だけを書きつけたものがある。

第八類　例へば

[illegible]　(殷。上二。鼎)

の樣に部族標識だけを刻したものも存する。

一二二～一二三

この廣義の殷金文の四類だけを取出して見ると、第八類の圖象文字だけを書き付けたものが最も原始的な金文であり、時代が進むにつれて第七類の如く次第に別な要素が加はり、更に第六類第五類に入つて文章を形成し、それに更に日月年の敍事まで加つて標準的殷代金文まで發達したといふ風に、これ等の形式が第八類から第一類まで逆の順序に起原から完成された形態への時代的發展段階を代表してゐると考へられるかも知れない。

然るに私が今敢てこれと逆の順序に配列したのは、單に殷代金文決定の研究方法の順序に從つたばかりではない。周代初期金文でも

隹王大龠于宗周。出館蒡京年。在五月。既望辛酉。王命士上逮史寅殷于成周。豐百姓豚。逮賞卣・鬯・貝。用作父癸寶尊彝。臣辰冊光。（大系考。三二葉。臣辰盉。）

と云ふ長文の銘をもつ盉及び卣・尊の三器が、

父癸臣辰光。（小校經閣金文、九、四九。盉。）

作父癸光。（善齊一〇七、簋）

父乙臣辰光。（小。二、三九。鼎）

などの銘を有する二十餘器とともに民國十七年洛陽から出土した。この父癸臣辰光等の短い銘文をもつ銅器が長文の三器と同時同人によつて作られた器であることは疑問の餘地はない。これは同時同一人によつて製作された一つの組みの銅器の一部分だけに長文の完全な銘文が鑄られ、他の銅器にはこ

一二四～一二五

れを省略した短文の銘文を刻るに止めた場合があることを示してゐる。殷代についても同樣な例も考へられる。標準的殷金文(1)の銘文は角の器腹に彫られるに反してこの部族標識である[illegible]だけは角の外側の把手の內側卽ち鋬のなかに孤立して彫られてゐるのである。この部族標識の部分は特に重要と考へられ、それだけで意味をもつので、他から分離孤立する傾向があることはこれによつて明らかである。その長文の銘文を省略し標識だけを銘文としたのが第八類と考へられないであらうか。

また第二類に屬する殷金文のうちには

(8)乙巳。子命小子𡧊。先以人于𢍰。子光賞𡧊貝二朋。子曰。貝惟丁蔑女曆。𡧊用作母辛彝。

…（白鶴吉金圖）（圖版第三、插圖三四圖參照）

の如きは長文の銘が器の腹底內に彫られ、これと並んで

[illegible]母辛。

なる三字の銘文が蓋に彫られてゐる。もしこの蓋の銘文だけが分離し全體の銘文を代表するものとして他の同時製作の器に彫られたならば第七類の形式となる筈である。

周代金文に於いて同一作者による一組の銅器中長文の銘を錄したものと、圖象文字を含む簡單な銘文を刻したものと二種があること、並びに殷代金文が器銘文に長文、蓋の銘文乃至鋬內銘文に圖象文字を含む短文が彫られてゐる事實から、一般に第五類以下の圖象字を主體とする殷金文は第一類より第四類に至る長文の標準殷金文のある者と同一人・同一時に製作された一組の銅器に刻された省略形

式の銘文と解釋すべきものが多いのではなからうかと考へられる。そしてもしこの樣な解釋が許されるとすると、第八類から第一類までの所謂廣義狹義（標準殷金文をかりにさう解する）の殷金文は大體原始時代から殷代末期までの間に於ける文字の歷史的發展段階を代表する異つた時代の銅器銘文を代表するものは寧ろ少くて、同一時代に並存した銅器の完全な製作銘文及びその種々の省略形式銘文と見做されるものが多いことになる。

第一類の標準的殷代金文の時代は既に說いた如く最近に於ける殷虛卜辭の斷代的硏究の結果から見ると、卜辭は

丁未卜。賓（卜官の名）貞今日出于丁。六月。

と云ふ樣に殷虛遷都直後の武丁時代の第一期では卜ひの行はれた日の干支を冐頭にして卜問の內容を記するのが普通で、時々最後に更に六月と月數を記入することがあるばかりであるに對して

癸未。王卜貞。酳彡日。自上甲至多后衣。亡𡆥。自猷。在四月。惟王二祀。（前三・二七・七）

の樣に「在四月。佳王二祀」。と月數の上に在を附し文章として上文に續け、また王の卽位祀數を附加したのは、所謂第五期帝乙帝辛時代の殷王朝末期の卜辭に始めて現れるところであるから、その時代は殷王朝末期に屬すると推定された。

第一類のみでなくその省略形式である第四類までの卜辭をなほよく見ると、例へば第一類の(2)には武乙と云ふ殷の祖王の名が現れる。殷虛卜辭ではすべて時の王の祖父以上は祖某と呼ぶのが例であ

一二六～一二七

り、殷の王系中十干の乙を名としたのは

大乙　祖乙　小乙　武乙　帝乙

の五王があつて、これを單に祖乙と呼んでは混同するので、大小武などの稱號を附して區別する樣になつた。武乙が祖乙となり、上の三祖乙と區別するために武祖乙卽ち武乙と稱せられる樣になつたのは、武乙の孫である帝乙の時代以後でなければならぬ。文中に現れるこの武乙の稱號によつて(2)の金文は確に殷代末期、卜辭で云へば第五期に相當する時代に製作されたことがこれによつて證明せられたわけである。*

* 卜辭の時代決定、五期區分については次章參照。

第四類の(7)は后祖丁の祭器である。殷虛卜辭では丁を名とした祖宗は

大丁　沃丁　中丁　祖丁　康丁　文武丁

等の七王であるが、武丁の孫王である廩辛・康丁の時代以後には武丁は祖丁の稱を受けることとなるから、その祖である祖丁と區別するため后祖丁と云ふ稱號が作られたと解釋されてゐる。この廩辛庚丁の時代は卜辭の第三期である。(8)の金文も亦第三期以後に製作された銅器なのである。

この樣に現れた祖王の名稱によつて見ても、狹義の殷金文の時代は最も早くとも卜辭の時代區分では第三期廩辛・康丁二王の代より以後、正確には第五期帝乙乃至帝辛の治世と決定されたのである。廣義の殷金文も大體同時代に並存したと見做されるのであるから、殷代金文は殷代末期に屬するもの

が多數なりと見られるのである。この事實は銘文をもつ限りの銅器の製作時代が後期を著しくは溯り得ないことを意味する。もし無銘の銅器も亦有銘の銅器とその製作時代が並行してゐるとするならば、これはやがて支那に於ける青銅容器の製作の開始された年代は現在までに知られた銅器だけから云へば殷代後期にあつたとさへ考へられるのである。

我々は今迄標準的殷金文の特殊な形式の方面だけを考察して來た。この特殊な殷金文の形式の意義は、その內容と連關して考へるときに始めて明らかとなつて來るであらう。標準的金文の特色は日の干支から始つてこの銅器の製作に關する直接の事實を語る主文章とその後に附加せられた製作の月數と、殷王の卽位祀數及びこの時に於ける殷國家の大事件である軍事或は祭祀の行事を記述する所の吾人の所謂大事記を含む副文章とから成つてゐる。手近な銅器製作の事實をばこの樣な殷王朝時王の卽位年數と大事とに結び付けて記述することは、この銅器の製作者が殷王朝を中央政府と仰ぎ、その政令に服從することを、その配付する曆を奉行する卽ち正朔を奉ずると云ふ形式で表現してゐることに外ならない。殷虛第五期卜辭にも同樣な日月祀大事記の倒敍形式が現れてゐるけれども、卜辭の大部分は殷王朝に直接間接に屬する卜官の司つたものであるから、この樣に王の卽位紀元を書き、また殷國の大事を記述することは寧ろ當然の書式としてそのもつ歷史的意義が看過されるかも知れない。

標準的殷金文の內容を讀むとその製作者は(1)(3)(4)(5)(6)(7)は何れも殷王からの賞賜を得た殷に服屬する臣下がこれに答へるために祖先祭器を作つてゐるのである。そのうちでも(7)は殷王室の祖宗の武丁を后祖丁と稱して祭つてゐるのであるから、その製作者は武丁の王子を父祖とする殷王族の一員に相違ない。(2)(8)は直接王から賞與を受けたのではなく、(3)は弜師及び(8)は子から恩賞を受けたのである。然るにこれ等の者までが或は殷の正朔を奉じ、祖宗の祭祀王國の大事を記述してゐるのは、矢張り殷王朝と特殊の親密な關係にあるものでなくはならない。(8)は後に詳論する子錫小子形式金文と云ふ特殊の金文であつて殷の多子族と稱する王子を根幹とする殷王族青年團體の成員中の小子がその族長である子から賞賜を受けたことを書いたものである。

標準的殷代金文の大多數は殷王朝の王族乃至親密な關係をもつてゐる部族に屬する人の製作した祭器である。そこでこれが殷王朝の正朔を奉じ王の卽位祀數と王國大事記とを附加してゐることは決して不思議なことではなく寧ろ當然の事柄と見られるに至つた。そして殷金文ではこれ等の製作者の多くは直接殷王から或は殷王子の氏族團體長から受けた賞賜をその祖廟につげ祖廟を祭る祭器を鑄造したのである。

狹義の殷代金文は殷王朝の王族・多子族及び王朝に服屬して親緣を維持する人々によつて殷王及びその王族長などからの賞賜を記念する意味で製作されたことが判つた。廣義の殷金文については、それは上述の狹義の金文の省略形式銘文であるから、その銘文は簡單で製作者の身分及び製作事情は明瞭ではないが、多くは狹義の殷金文と同じであらうと想像される。從つて殷代末期の金文の大多數は殷王朝の王族乃至はこれと親密な部族の成員によつて、直接間接に王朝からの恩賞を記念するために

一二八〜一二九

銅器が作られたことを語つたものである。殷代金文を通じて吾人は殷の銅器の大部分が殷王朝の關係者によつて直接間接王朝の權威に服從することを現はす意味で鑄造せられたのであることを知つた。これは殷代銅器は殷王朝の末期の王族及び隷屬部族によつて王朝の强化した王權をたゝへるために作られたものであることを示すのである。もし更に大膽な云ひ方が許されるならば、中國の青銅器は殷王朝末期に於て王族隷屬部族によつて王國の保護の下に製作され始めたとも云へるのである。

以上は銅器實物とは全く離れ專ら銘文のみから考へた殷代銅器起原論に過ぎないが、試案として提出して江湖の敎示を仰ぎたい。

二　周代の金文

さきに時代を明記しない十數字以上の比較的長い金文のうちに、殷虛卜辭と共通な吾人の所謂日・月・祀・大事記の倒敍形式といふ特殊形式をもつもの、及びこれと類似した派生形式の金文が殷代末期に製作されたことを證明した。この殷代金文を除き去つた殘餘の長文の金文の大多數は直接間接に周代の製作にかゝることを示す何等かの徵候を記事のなかに含んでゐる。

例へば

惟成王大𠦪。在宗周。賞獻侯□貝。用作丁侯尊彝。(大系、三一葉。獻侯鼎、周初金文例五〇)

の樣に周成王が宗周卽ち宗廟のある首都鎬京に於て祭りを行ひこれに參列した獻侯といふ諸侯に寶貝を賞したと書いてゐる。

隹王來格于成周年。(大系。二九葉。周初金文例四六)

の如きは周の某王が成周卽ち政治的首都である洛邑の朝會に出座したことを書いてゐる。

隹王廿有三年九月。王在宗周。王命善夫克。遹正八師之年。(大系。一一三葉。小克鼎)

の樣に周王が宗周卽ち鎬京に於て、善夫すなはち膳夫の職にある克といふものに、成周すなはち洛邑に赴きその駐屯軍團の成周八師を檢閱することを命令してゐるものもある。これ等は明らかに周王朝が西方の陝西省の宗廟のある鎬京卽ち宗周と、河南省の政治的首府の洛邑卽ち成周との二都をもつてゐた西周時代の製作にかゝる金文である。これ等に對して製作者の所屬する諸侯國名を示すものがある。例へば

鄭伯大司工(＝空)召叔山父。作旅𥂴。(大系。一八一葉。召叔山父簠)

本器の製作者召叔山父は周の一諸侯鄭國の大司工卽ち大司空の職にあつた。鄭の始祖桓公は周厲王少子友で周宣王母弟である。宣王がこれを西周畿內の鄭(西安府華州)に封じた。幽王の東遷の際鄭も東徙し新鄭(河南省新鄭縣)に國を建てた。鄭國の創立は西周末期にあり、東周春秋の世に榮え戰國に入り康公二十一年(西紀前三七五)韓に亡ぼされた。されば此器は西周末期より戰國初迄の間に製作された器である。此の類の諸侯國人によつて製作せられた銅器は相當に多く、郭沫若は之を列國器銘と名付け二百六十一器を擧げてゐる。本例は鄭の國の創立年代から恐らく東周時代の器と察せら

一三〇〜一三一

れるが、他器に於てもその大部分は東周時代に屬すると推定される。

後にも述べる如く一般に西周時代の金文は周王或は王室の大臣武將等から賞賜策命を受けた諸侯或は臣僚等がこれを祖廟に告げ、その祭器として製作した賞賜策命器とも呼ぶべきものが大多數である。これに對して東周時代の器で周王朝の賞賜策命を受けたことをしるすものは二三例あるだけで、多くは前の鄭召叔山父簠の如くその由來を書かぬもので、

隹正月吉日丁酉。郐王義楚擇余吉金。自作祭鍴。（郐王義楚鍴）

と云つた樣に自己の自由意志で製作した器である。西周の賞錫策命器に對してこれは自作器と呼ぶことができる。

自作器のうちでも

史頌作簠。永寶。（攈古錄、一之三、六二葉。史頌簠）

の如きものは、その製作者史頌が西周策命器である頌壺・史頌簋等の作者であるから、西周時代にも多少は存在したのである。從つて

衛肇作厥文考己仲寶鼎。用𠦪壽匄永福。乃用饗王出入使人。逮多朋友。子孫永寶。（善齋彝器圖錄。二八　衛鼎。）

の如き直ちに西周・東周のどちらの時代に屬さしていゝか判らぬものもある。たゞし此の器もその器形やその銘文の文體などから西周の作器であらうとの推定はつくけれども、他の器に於ては更にその擬定に困難なものもある。

しかし此等の西周・東周何れの時代に屬するか不明な自作器の量はそれ程多數ではないし、その銘文も十數字の周代金文としては短い方であり、その內容も上の例でも明らかな樣に單に銅器を製作したといふことだけを書いてゐて重要な歷史事實に關係をもたないから、その史料的價値には見るべきものがない。今暫くこれを度外視して置いても支障はないであらう。

周代金文は賞賜策命器である西周金文と自作器である東周金文とに分類されるわけである。自作器である東周金文はやはりその銘文內容の史實に關するものが割合に少數である。郭沫若氏は兩周金文辭大系に於てこの東周金文を各國別に分類編輯してゐるが、この編纂法も大體に於て妥當であり、重要な史料は洩れなく採錄されてゐる。郭氏はこの東周列國の金文のうちその時代を推定し得るものを取出し標準器としてゐるが、その或る物例へば𠫑羌編鐘等の製作年代について諸金文學者の意見の分岐がある外には割合に問題の起る餘地は乏しい。*

* 徐中舒『𠫑氏編鐘圖釋』Karlgren, On the date of the Piao-bells. (B. M. F. E. A. No. 8).

西周時代の賞賜策命器には周代の政治社會史について重要な問題を提供する記述が見出され、またそのなかでも王より作器者への策命の儀禮を記した西周後期の金文には、例へば前に擧げた小克鼎のやうに隹王二十有三年と當時の周王の卽位年數を書いたものが多い。單に王と云つてゐるだけであるから、此の王が西周の誰れに當るかが問題である。この樣に時代を知る多少の手掛りがあり、しかもそれが十分明確でないところに西周金文の製作時代の研究の必要が起り、古來幾多の金文學者によつてその編年的研究が試みられた理由が存する。

從來の金文學者がとつた周代金文の製作年代の決定方法は、個別的年代決定法と、群別年代決定法の二つに分けられ、さらに前者について二つの方法を區別することができる。

第一個別的研究方法といふのは先づ個々の金文と古史書に現れる歷史事實との對應を發見することによつてその金文の年代を決定しようとする方法である。宋代以來大部分の支那金石學者が依據してゐる方法であつて、既存文獻に傳ふる歷史事實と金文との一致を、或は人名・地名・事件―特に戰爭會同の如き歷史上の大事件―に求めようとする。

例へば鄦𣪘の

隹二年正月初吉。王在周邵宮。丁亥。王格于宣射（＝榭）毛白（＝伯）內（＝入）門立中廷。右祝鄦。王の祝鄦に對する策命に當り、右者の役を務めた宗周の中央政府の長官毛伯がある。宋の歐陽修の集古錄跋尾卷一の冒頭に此器を毛伯敦の名の下に考證を試みてゐるが、これによると當時の金文學者の泰斗劉原父は此の毛伯を史記周本紀に見える毛叔鄭と定めてゐる。史記が周武王が殷王紂を滅し、商邑の紂の宮廷に入り、太社の南に於て天命を受けて、周の天子たるの策命を受けた時の儀式を記述した

毛叔鄭奉明水。衞康叔封布茲。召公奭贊采。師尙父牽牲。尹佚策祝。

なかに、師尙父卽ち呂尙・召公奭・衞康叔封・尹佚の四大功臣と並列せられる毛叔鄭がある。これを金文の毛伯に比定し、此の器を以て周武王時器と擬したのである。此の如き個々の器に出て來る人名地名を取つて直ちに歷史的人名事實と比定することは實は極めて危險な方法である。金文には毛を號する周の諸侯は班簋の毛伯、或は毛父毛公鼎の毛公曆があるから、本器の毛伯がまづこれと同一人か別人かが吟味されねばならない。此の如く人名地名の比定は一器に止ることができず、なほ多くの器に就て參照せねばならない。その結果として非常に多數の金文に就て、その相互の間に、同時或は前後する關係が存するかを調べねばならなくなる。茲に自ら第三の群別研究方法に導かれるべき必然性が生れて來るのである。個々金文と歷史事實との比定は金文の年代附けとして決して不必要ではないが、極めて素朴な方法であり、金文の群別研究と相關係させて始めて效果を擧げ得るのであつて、夫れ自身としては不完全な方法に過ぎぬ。

第二に金文に見えたる曆日記事を基として曆法により推算する方法がある。此の方法を最初に應用したのは淸の曆算家羅士琳である。焦山に藏せられる有名な無叀鼎の

隹九月既望甲戌。王各格于周廟。遂于圖室。嗣徒南仲右無叀內入門立中廷。王呼史友冊命無叀。……

の周王が無叀に策命した時右者の職に任じた司徒南仲と同名の南仲が詩小雅常武・出車篇に見え、傳は一を文王時の將として一を宣王時の臣とし別人として解釋してゐる。此器の南仲が文王時宣王時兩南仲の何れに屬するかを決定せんが爲に、羅士琳は四分曆により文王時代の曆譜と對照し、宣王十六

年九月戊午朔癸酉望卽ち無叀鼎の策命月日を得べきを以て、鼎の年代をば宣王十六年九月と決定し、從つて司徒南仲は宣王時の名將に外ならぬと論じた。*

羅氏の曆術の推算の正確不正確は暫く措く。金文に見えた記年曆術記事の推算により金文の年代附けを行はんとする方法は張穆の『虢季子白盤文跋』に受け繼がれ淸末の劉師培は『周代吉金年月考』に於て三統術を基として周代の二十五器の年代を記定するに至つた。

＊羅士琳『周無叀鼎銘考』

近年王國維が『生霸死霸考』に於て金文曆日記事に頻繁に見える生霸・死霸・初吉・既望に就て月を四分せる原始週なりとの說を唱へたが、此の考說を基として周代金文の曆日記事を天文學的に推算し年代附けを行はんとする研究が輩出した。我が新城博士の『上代金文の研究』に始まり、吳其昌の『金文曆朔疏證』『同續補』莫非斯『西周曆朔新譜』及其他は此の傾向に屬する。本方法の缺陷は周代の基礎とする西周の諸王の在位年數に就ては劉歆三統術の傳承或ひは後人の推論等を利用したのでこれが絕對的に信賴を置き得ない點にある。これも決して無用な研究とはいへないが、今のところ何れも試論に止つて、その結果を決定的な結論と認める事が出來ない。此等の諸家の考證せる銅器年代附けが互ひに非常に矛盾する結果に到達してゐることによつても、その危險性が明らかに看取される。但し吳其昌は金文の曆日記事の推算を重要視するが、之と相並んで金文を個々に孤立せしめず多くの器に共通に現れて來る受策命者史官右者の人名等により若干の金文の群別にする研究方法を併用してゐる。

第二に標準金文の年代決定を基礎とする群別研究法がある。吾人が玆に群別研究法と稱するものは金文の各器文に現れる共通の人名・地名或は史實等を手掛りとして若干個づつの金文を群として取扱ひ、その群中の年代の明瞭な金文を標準として群全體の金文の年代を決定しようとする方法である。

今これを西周後期金文の具體例について見よう。西周後期金文(6)(13)（一八六頁）は何れも同一人の趞曹と云ふ者の別の機會に製作した鼎である。この同一人の製作した器を一群と考へることは當然である。(6)(13)の二器は作器者である趞曹を群標織として第七小群を形成する。(6)の銘文には

隹七年十月既生覇。王在二周般宮一。旦王格二大室一。井伯入右二趞曹一。立二中廷一。北嚮。（大系六八葉）

としてこの作器者が周王朝廷で恩賜策命を受けたことが書いてある。この作器者を先導する右者である井伯は周の宰相であつて、或は井伯或は司馬井伯の名前で西周後期金文の(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)の七器に右者として現れてゐる。この七器を井伯を群標識として第一群を作ることも容易である。そしてこの第一群と第七群とは趞曹を媒介として結合せられ一つの群に複合せられる。これが群組織方法であつて一見簡單明瞭であらう。そしてこの(6)の

隹十有五年五月既生覇壬午。共王在二周新宮一。（大系。六九葉）

共王は郭沫若氏によつて史記に現れたる西周の恭王と比定され、この器が周恭王卽位十五年の製作にかかることが明らかとなつたので、これを標準年代器としてこの二群の金文の時代が凡そ周恭王の治

一三六～一三七

世にあることが知られるのである。

群を構成する標識に選ばれるものはこの例では周天子の策命に被策命者卽ち作器者を先導する周の宰相であつた。(7)師虎毁

隹元年六月既望甲戌。王在二杜居一。格二于大室一。井伯入右二師虎一卽二位中廷一北嚮。王呼二內史吳一曰。冊二命虎一。

の如くなほ天子の命を受けて被策命者に策命卽ち命書を讀みきかせ、これを手交する史官の內史の職の吳がまた(17)にも現れ、內史吳自身が受策命者で作器者である(16)とともに西周後期の第八群を構成してゐる樣に、策命に干與する史官も亦群の標識として度々使用されてゐる。周初期金文では宰相軍將である周公太保召公奭軍團長伯懋父等が天子の策命儀禮の司會者たる右者としてではなく直接に自己の名に於て周國の臣僚に賞賜を行つてゐるので、この宰相大將等の名が賞賜者として多くの器に現れるから、これ等が群を組成するものとして屢使はれる。周初金文で

(3)王來伐二商邑一。（著者『新出檀伯達器考』東方學報京都第八冊一八一―二二五頁）

(8)王後レ反。克レ商。在二成師一。（大系。二葉）

の樣に周武王の殷王國征伐の樣に著名な歷史事件が二つの器文を結ぶ群標識とされることもあるけれども、西周前後二期を通じて寧ろ稀である。

周王室の執政或は軍將史官等をばその重な群標識として組織された周代金文の各群は大體に於て同一世代に製作された器物を包含する。更に異れる執政・史官名を標識とする他の群を結合した大群の大系は、なほ二・三世代或はそれ以上の時代に跨ると考へられる。その時代は各大群中の標準年代器を中心として前後の二三世代にずれることがあり得る。我等がこの大群を漠然と西周初期西周後期と命名してゐるのはこの樣な理由によるのである。

西周金文の群別研究方法を創建したのは民國二十一年に出版された郭沫若氏の兩周金文辭大系である。これよりさき新城博士の周初年代の論文に啓發された吳其昌が金文歷朔疏證を燕京學報に寄稿して西周金文に現れた曆日記事によつてその製作された絕對年代を算出しようとした。これはすでに述べた如く大體に於て個別的年代決定法によつたのではあるが、同一人の作器或は共通な史實に關する記載を含む一群の器物を一括してその年代を問題としてゐる箇所があり、群別研究への道を暗示してゐた。郭沫若氏は曆日推步による絕對年代の決定を排して、專ら群別研究方法によつて一群銅器の年代決定を行ひ西周金文の編年的體系を作り上げたのであつた。吳氏はこれに刺戟されて金文疑年表（國立北平圖書刊六卷五號民國二十一年）金文厤朔疏證續補（武漢大學文哲季刊二卷二―四號）などを出し、郭氏では十分明瞭にされてゐなかつた群別研究法をば意識にもち來し、西周金文を八大組五小組に區分して、これを基として編年の體系をつけようとした。二氏の體系の基礎となつてゐる小群の組織の手續きは簡單明瞭で、疑問の餘地が乏しいから、著しい異同がない。數個の小群を結合して大群を構成しその時代を定める點に至つて可成りの差異を生じてゐる。もつとも重大なのは令彝と毛公

一三八～一三九

鼎の年代である。殊に後者は今迄知られてゐる金文中の最長の銘文として高名であるから、この製作年代の早晩の問題で兩氏の間に論爭が交はされた。郭氏は昭和十年兩周金文辭大系を改訂し考釋・圖錄二部より成る金文聚成を出版した。吳氏はこれに對して金文曆朔疏證正續・金文疑年表等を合せて民國二十五年金文曆朔疏證の單行本を刊行した。郭吳兩氏の編年體系の優劣は後にも觸れるであらうが、吳氏は最初の出發點が金文曆日記事の推步による絕對的年代決定にあつたため、純粹な群別研究法に徹しない傾向があるが、その外師と仰ぐ王國維の成說に拘泥したため編年に可成りの不合理な點を生じてゐる。全體として云へば郭氏の體系の方が遙に合理的であるが、郭氏のは群組織の系列を明示しないこと、及び所載資料に遺漏があることなどの缺陷をもつてゐる。二書並べて參考に供する必要がある。容庚氏の商周彝器通考の通論の時代の章が大體郭氏の說に從つて西周金文を兩周諸王時代に配列してゐるのは、もつとも穩當な見解である。

郭氏は西周金文の編年に當つて銘文のみでなく銅器の器形にも注意し、その樣式の變遷を年代決定の重要な手掛りとしてゐる。カールグレン氏は銅器自身の殷式・殷周式・中周式・淮式の如き時代的樣式を見出すための基礎として銅器製作銘文たる金文の文獻的年代決定を前行せしめてゐるが、その金文の年代決定に於て吳氏郭氏の群別研究方法を殆んどそのまゝ利用し、金文をば

一、殷代金文

二、西周前半期金文。武王・成王・康王・昭王・穆王の五王　傳統的紀年によれば前一一二二年より九四七年に至る一七五年間。

三、西周後半期金文。共王・懿王・孝王・夷王・厲王・共和・宣王・幽王九王　前九四六より七七一年に至る一七五年間。

四、列國金文。

五、周の「某」父作器文。

の五類に分類してゐる。そしてこれに應ずる銅器の樣式としては一、殷代金文は殷式、二、西周前半期金文は殷周式、三、西周後半期金文は中周式と命名されてゐる。此の分類中西周金文を前期と後期とに區別する試案は實は金文の群別研究から導き出されるところでもある。西周の金文は二十一の群を包括する周初金文の一大群と、同數の群を包括する周後期金文大群とに截然と分けられ、二大群は相互の間に全然何の關連も認められないのである。カールグレン氏の西周を前後期に時代區分する方法は群別研究方法にも頗る重大な意義をもつてゐるのである。

周初金文の一大群と西周後期金文の一大群の外に、別に周康王末年から昭王穆王時代にかけて製作された一類の金文があり、兩半期金文を繫ぐ過渡的な性質を多く保有してゐるから、兩周中期金文として一項を立て得る。吾人は次に西周金文の編年的研究を西周初期・西周中期・西周後期の三期に分けて述べよう。印刷の便宜上各期の敍述の終りに各期金文群組織表と主要金文の本文若干を抄出して各期金文範例を揭げることとした。

一四〇～一四一

西周各期金文の本文は郭氏の兩周金文辭大系考釋所載のものは大體にこれに從ひ、その著しい誤謬を訂正し、又未收錄の金文を適當に補入して西周金文範例として揭げた。各期金文群組織圖解表の劃をもつて圍んであるのが群を作る基礎となる群標識であり、例へば周初金文群組織圖解表中の一檀伯達とは檀伯達をば群標識とする第一小群を意味し、その下の括弧にくゝられた(1)達鼎(2)檀伯達尊(3)檀司徒達毁はこの標識をもちこの小群に屬する金文の器名を擧げたのである。範例は同じ器名番號を附してこれと對應してその本文を錄した。器文の出所は、大系に所載のものはその下に大系考釋葉數を記し、未收のものは適當な書名を一つだけを擧げ、詳しい所載金文資料集名及び葉數は大系の表乃至は通行の金文著錄表に讓つて一切省略に從つた。

西周初期金文

西周初期の金文は後期の金文がおもに定時的な策命だけを記述したものが多く史實に觸れないのに反して、殷王朝の征討及び殷叛軍を鎭壓しこれと通じた東夷を遠征した戰役など、周王朝成立當初の國家的大事業に參與した將士によつて製作せられ、この史實の片鱗を傳へてゐるから、周初政治史の舊史料である詩經・書經等を補正する貴重な新史料である。この群組成の說明は、同時に新史料による周初の政治史の再檢討の意味をもつものであるから、やゝ詳細な說明を試みることとしたい。

第一・二・四小群は(3)檀司徒達毁を媒介として一群を形成する。作器者たる檀伯達の檀は國號、達は人名であり、[illegible]はその氏族を示す圖象文字である。(1)(2)(3)(4)は近年河南濬縣辛店の古墓から發掘された銅器の銘文であり、その餘も恐らく此地の出土と推定せられる。濬縣は周代の黃河の古河道特に殷の故地から東南方交通要津の白馬津に當る地點であつた。

周武王が殷王朝の最後の帝王紂を牧野の一戰に破つた後、殷帝國の遺民を監視し、特に東方殷と密接な關係をもつ東夷との交通を抑へるためその要津であるこの地に衞國の始祖康侯圖の隷下の檀伯達をこの地に駐在させたのであり、一・二小群の器は皆此等の侯・伯の作成した禮器である。その時代は武王時代に屬する。この新出の器は郭氏吳氏はなほ收めるに及ばなかつたが、著者が新出檀伯達器考（東方學報第八冊）に於て周初金文の新群として補入した。容氏の通考にはこれを武王時代の器中に數へてゐる。

(8)によつて武王時代の一群と連絡を保ちながら周公を中心とする第五小群と第六小群を一九とする一群が次に現れる。

本群の群標識である「周公」に就ては、これを武王の弟で成王の叔父である有名な周公旦の外に、同じく列代周公と號し宗周卽ち鎬京附近に封ぜられた周公の後裔にあてはめることも不可能ではない。しかし小臣單觶の武王を助けて殷を打つた周公、禽毁禽鼎に楚を征伐し然も周公の長子で魯に封ぜられた伯禽に當る禽に命令してゐる周公はみな周公旦自身以外には考へられない。令彝の「周公子明保」は通說では周公の子明保と讀まれ、この周公は或は周公旦その人或は周公旦の子孫が宗周附近に

一四二～一四三

第十四圖　令彝銘文

封ぜられ世々周公と號したその一人であると解釋されてゐる。令彝は近年洛陽の附近から「作冊大鼎」等と同時に發掘せられた新出器文であ

る。その文百八十七字を數へ、班彝に次ぐ第一群中の長文銘文であり、又西周初期金文中でも有數の長銘文である。銘文中の記述が史實に關する所多く、尙書周書中の康誥酒誥召誥洛誥等の諸篇の所傳と比較研究できるところも少くない。西周初期の一新重要史料である。之に現れる多くの人名はまた他の器文にも共通して居り、從つてその群標識となり數多の小群に屬してゐる。「周公」は第五小群、「明公」或は「明保」は第六小群、「令」は第七小群、「父丁・鳥形冊」は第八小群それぞれの群標識となつてゐる。「令彝」は此等の四小群を結合する連鎖であり、この連鎖を通じて第一群の武王第二群の周公を中心とする群が、第七・九・一〇・一一・一七・一八小群を包含する太保召公奭を中心とする東夷征伐のことを記した一群と第八・一二・一三・一四・一五・一六・一九・二〇・二一小群を網羅する太保以外の諸將の東夷征伐のことを主題とする第四群とに結合せられてゐるのである。令彝は群別研究上周初金文の一大群の中心をなす非常に重大な意義をもつ器文である。

出土以來中國著名の金文學者の注意の的となり、羅振玉氏(令彝考釋)を始め郭沫若(殷周青銅器銘文考。大系)・吳其昌(金文厤朔疏證)・于省吾(吉金文選)・唐蘭(國學季刊、四卷一號)・馬叙倫(同上)・吳闓生(吉金文錄)・溫廷敬(史學專刊一卷二期)等の多數の學者が相次いでその解讀を試みてゐる。然るに本器文中の中心人物である「周公」「明保」或「明公」に就ての解釋が諸家によつて區々で今もつて明快な斷案に到達してゐない。

郭氏は令彝に令矢の亡父の號として「父丁」があるが、令彝と同じく鳥形冊の民族標識を有し同じく作冊即ち史官の職にある大の作器である作冊大鼎には「祖丁」の號が見えるので、これによつて作冊大を作冊矢の子であつたと推定してゐる。作冊大鼎によると作冊大は「太保」を上官としてゐる。大保は第十六第十七小群にその南征のことが現れてゐる。であるから作册令と同時の周の執政者である明公明保は令の子たる作冊大時代の執政者たる太保即ち召伯に比して一時代早いことがわかるので周公子明保を周公の子である明保としながらも、その時代を成王に置いて居り、容庚氏(善齋彝器圖釋)も亦これに贊成してゐるのである。

然るにこの彝文には「用牲于康宮」といふ祭の行はれてゐる康宮なる成周洛陽の宮名が現れるが、唐蘭・吳其昌氏は康宮を周康王を祭つた宗廟と解したので、この器文の製作は康王の次の昭王の時代にあると論斷したのである。すると西周初期の周公中心の第一・二群と、太保中心の第三群西周初期の東征諸器との連鎖は一應切斷せられ、武王成王の初期と昭王とに長い時を隔てて分離することとなる。これは前述の作冊大鼎との連關による明保が太保に前だつ宰相であるとの事實に矛盾する。そこで吳氏は太保と明保との同一人說を提出してこの難點をのり切らうとする。

郭吳二氏によるこの樣な疑義は要するに周公子明保の本體を明らかにしないがためにひき起されたのである。著者は「周公子明保」を「周公の子なる明保」と讀まず「周の公子なる明保」と讀み、周の公子は即ち周公であり、經典史書の周公旦その人であり、旦がその名であるに對して名字相應で旦明と熟せられる明をもつて字として明保と云はれたとの解釋を提出したい。第二部第二章第三節にも

述べる如く周の王子の團體を司る族長は公族と呼ばれてゐて、王子は公子と呼ばれてゐた。周公旦も亦武王の弟として王子であり公子と呼ばれる資格がある。

周公子明保が周公旦であることが確かであるならば、周公が、昭王は云ふ迄もなく康王の時代にまで生きてゐる筈はないのであるから、康宮の宮名も康王の宗廟と解することはできないことは勿論である。郭氏は康を美稱として解釋しようとした。吾人は康は單に抽象的な美稱でなく、文字通り嘉禾を意味し、康宮とは嘉禾を供へて祭る宮であり、即ち穀物の豐凶を支配する社神を祭る廟であると解釋する。尙書の序に

康叔得禾。異畝同穎。獻諸天子。王命康叔。歸周公于東。作歸禾。周公既得命。旅天子之命。作嘉禾。

衞國の康叔が嘉禾を得て成王に獻じ天子がこれを周公に送つたので、周公はこれを記述して嘉禾と稱する一篇を作つたと云つてゐる。これは尙書中の逸篇であつて今は傳はらないし、書序の本文も文獻學的に疑はれてゐる。周公が成周の社神に實際嘉禾をもつて祭つたことが歷史的事實であつたかどうかは判らないまでも、周代の社神に嘉禾を供した習慣のあつたことを語る傳承である。康宮が康王の宗廟ではなくてもとは嘉禾を供する社名であつたといふ說を旁證できるのではなからうか。

尙書召誥篇は

若翼日乙卯。周公朝至于洛。則達觀于新邑營。越三日丁巳。用牲于郊。牛二。越翼日戊午。乃社于

新邑。牛一羊一豕一。

周公が成周の新首都を經營するに當つて、先づ牲をもつて郊に天を祭り、翌日に都內の社に牛羊豕を獻じて祭つたと述べてゐる。これは令彝に周公明保卽ち明公が癸未の日に成周に諸侯を集めて大朝會を行つた後

甲申。明公用牲于京宮。乙酉。用牲于康宮。

その翌日に京宮に牲をさゝげ、その翌日に康宮に牲をさゝげたと云ふ記事と祭法が全く一致する。この京宮は周公が成周經營の際に建てた天を祭る郊の祠であり、康宮とは同じくその時に都內に立てられた地を祭る祠に相當する。これによつて康宮が社神であり、その名は周康王の廟を意味するのでなく、恐らく嘉禾卽ち康を供する廟といふ意味をもつてゐたことが確證せらると信ずる。

金文には康邵宮康穆宮などの宮名が現れる。京宮卽ち郊を天に配し在天の祖神たる大王・王季・文王などの成周新都とは全然關係を持たぬ諸祖宗の靈を降下して祭つたに對して、社廟にはこの新首都の建設者である成王以下の靈位を安置する廟を昭穆に分けて建築し、そこに神位を奉じて附祠したのではなからうか。

令彝に現れる周公子明保が周公旦を字によつて呼んだものであることは、これによつてほゞ論證され盡したであらう。この銘文は周公旦は成周建設後その攝政の位を讓つて成王の親政に歸した後、尙書洛誥篇にも書かれてゐる通り成王に策命せられて洛邑に止り東方殷民族の餘民の統治に任じた。洛誥が周公が讓位して洛陽に留守となる當初の策命を書いてゐるに對して、令彝は成王がいよ〳〵中央の政治的首都となつた洛陽成周に周公をして諸侯百官を大會同して正式に中原に執政を代行することを公表せしめたときのことを記述するのである。その時代は周成王の初年にあることは明らかである。

令彝の中心人物である周公子明保・明公が周公旦であること及びその成王初年の製作にかゝること が確定した。令彝の諸大群の連鎖としての位置も確かめられ、これを中心として五・六小群が八―一二小群と殆んど同時代の周初の器文であると解釋して差支なくなつた。第五・六小群以下を分割して昭王時代に入れる吳氏の群組織は全然誤謬であり、郭氏の大系の方が太保召公奭に關する第九・一〇・一一小群以下を佚してゐるとは云へ、その群組織が吳氏のそれに比較して遙かに多くの妥當性をもつことがこれによつて明らかとなつた。

周初金文大群中の第一・二小群の周武王の殷王國征服の役に關係した器物はこの群の製作時代の上限をなしてゐる。周公に關係した第三・四・五・六小群などの時代が周公攝政及び成王の親政時代の初期に當ることは明らかであつてこれに次ぐものである。これ等に對して太保召公奭に關係した第九・一〇・一一・一七小群がまた重要な位置を占めてゐる。太保奭は尙書召誥にも示されてゐる樣に周公と同時代に於て相並んで執政に任じてゐたが、周公沒後にも長く存命し、成王の崩御康王の踐祚の儀式を記述した尙書顧命に宰相として現れてゐるから、康王時代にも在世在職した。

周初の金文大群中(19)作冊大鼎が

公奭鑄武王成王禩(＝祀)鼎。

として召公奭が武王成王を祀る祭器を鑄たことを記するから、康王時代の器であることは疑ひを挿む餘地がなく、この大群の時代の下限をなしてゐる。この外太保に連關する器のうち(20)(28)(29)の匽侯諸器の如きその時代は康王の世まで下るのではないかと想像される。周初金文大群の製作された時代は凡そ周武王の殷王國征服に始り、周康王初年の太保召公奭の宰相在位年代に終ると考へて間違がない。この金文に現れる歷史事實を吟味すると大體この時代の史實に當てはまり、この群の時代推定の誤りでないことを驗證するに足るものがあるが、詳しくは後に述べる機會があるであらう。

たゞこゝに注意すべきは以上の周初期金文の大部分は周の部將・家臣等が周王室・軍將・宰相よりその從軍の軍功に報ゆるために賜つた恩賞を記念する祭器であつて、戰功錫與の儀禮を記述してゐることである。殷國征服東夷南夷叛亂鎭定など周初に於て大征役が連續して生起した。幾多の金文小群が互ひに連絡して一大群を組成してゐることはこの周初の史實に照應するもので、周初金文の群組織の確からしさを反面から驗證するのである。これに對して平時に於て周室乃至執政の朝に賜つた賞賜を記念するために周の文官・官僚・諸侯が作成した銅器は令彝の如く比較的少數しか見當らない。平時策命の器は著名な歷史事件とは關係しないので概して他器との連絡を見付け出すことが不可能である。そのなかに於て範例冒頭にかゝげた(1)大豐段は前に殷文存の項で明らかにした樣に周武王時代に父文王を祭つた大封の禮に奉仕し賞賜を被つた所謂周室助祭の臣工が作つた器である。なほ範例の最後に附加した(50)獻侯鼎は成王が宗周の都に於て行つた大祈年祭に參列して恩賞を賜つた諸侯の一人である獻侯の製作した器である。同時の作器ではないかと推定されてゐる(51)の臣辰盉とともに群の組織には關係をもたないが、その本文に書かれてゐる周の父王時王の名によつて武王成王の時代に屬することが明白であるから周初期金文大群の後に附載したのである。

周武王から康王初年迄の時代を包含する周初金文大群から孤立して康王末年の(52)大盂鼎(53)小盂鼎(55)周公段(56)麥尊(57)麥彝(58)麥盉等の一群がある。大盂鼎小盂鼎ともに淸朝末年陝西省鳳翔縣より出土した器で、南公の子の盂と呼ぶものが周王より受けた恩賞を記した同一人の作器である。郭沫若氏は小盂鼎には

用牲禘周王□王成王。

成王までを禘祭してゐる時王は恐らく康王であらうと推定したのは正しい。大盂鼎は冒頭に「佳九月。王在宗周。」として最後に「佳王廿有三祀」と結び小盂鼎は「佳八月既望。在甲申。」と冠して文尾に「佳王廿有五祀」と附せられてゐる。二器ともに周康王廿三年廿七年の製作にかゝることが明らかであり、これを標準としてこの群の金文が康王末年の作であることが推定されるのである。またこの記事の曆日の記載が月日を文首に王の卽位年數を年を祀に變へて文尾に分けてゐるので既に王國維氏或は林泰輔博士（『支那上代の研究』）內藤博士（『支那歷史思想の起原』史林十九卷一號）が殷虛卜辭を基とし殷及び周初通有の曆日記載法によるものとして注意せられた。

第十五圖　大盂鼎銘文

前に述べた様に殷虛卜辭及び殷代金文の暦日記載は吾人の所謂日月祀倒敍形式であつて日の干支だけが文の冒頭にあり月祀が文の末に附せられるのであつた。これに對して大盂鼎では月數が冒頭に、小盂鼎には月數及び週を示す既望と日の干支日が文頭に置かれ、王の即位祀數だけが文末に離れて置かれてゐるので、眞正の暦日倒敍形式とは可成りの差違がある。特に小盂鼎の週を示す語が日の干支の間に挿入せられてゐるのは、旬日制をとつてゐる殷虛卜辭等には絶えて發見されぬ所の周初特有の暦日記載法である。すでに成王時代の(11)令毀は「隹十月。日吉。癸未」としてこの周獨特の暦日を書いてゐる。この大・小盂鼎の暦日記事法は周初特有の月・週・日の暦日記載法の後に殷の文尾祀數記事だけを附加したものであつて、記事法としては周制を基としてこれに殷制を取り入れたといふに過ぎない。すでに周初成王時代の金文(12)䚄卣は「隹明保殷二成周一年。」として祀でなく年を現し、また(30)𡩜卣は冒頭に「隹十有九年。」として文王受命紀年を文の始めにかゝげてゐる。また(15)令毀は「隹王伐二楚伯一。在レ炎。隹九月既死霸丁丑」と文首に注してゐる。この始の「王が楚伯を伐つて炎に在り」との所謂國の大事記は殷末の倒敍法では王の祀數と結合して文末に置かれてゐるのである。西周初頭に於ては「年・月・週・日」の西周暦日記載法の完全な實例はまだ發見せられてゐないけれども、(12)(15)(30)から類推すれば多分既に成立してゐたらうと考へられる。康王末年に於ける大小盂鼎の紀年法は殷王朝末期の日・月・祀の紀年法が周初其儘の形式で周王朝に採用せられ、その後變化して大小盂鼎の殷周混合形式紀年となり、それが更に變化して純周式の年・月・週・日紀年法に變化したものと見做すことはできない。周初武王成王の交に於て純周式年月・週日記年法がすでに成立し一般に使用されてゐたのが、康王の末年に至つて殷式を取入れた混合形式の記年が突然出現したが、その勢力は餘り大でなく僅に恭王初年の㚔彝が「隹二月初吉丁亥。……隹王二祀。」と書いたのに名殘を止めやがて忘却されてしまつたのだと解釋せねばならないのである。

この様な云はば突然の殷式紀年法の混用といふ現象は如何にして起つたか。それは周公が殷の武庚の叛亂を鎭定して後、その遺民の一部を遷して成周の首都建設に奉仕せしめ、一部は東方に宋國を建國せしめるを手初めとして諸方に分割配隷せしめた。その結果として新興の周民族は始めて前の殷王朝の遺民に直接に觸れることとなり、遺民の荷つてゐた殷王朝の文化が漸次周王國の内部に浸潤し、遂に康王の末年になつてその影響を表面に現はしたのが、大小盂鼎の殷周兩式混合形態の紀年であつたと見做すべきではなからうか。

大盂鼎には康王が盂に與へた策命のなかで先づ

丕顯文王。受二天有大命一。在二武王一嗣二文王一作レ邦。闢二厥匿一。敷二佑四方一。畯正二厥民一。在二于御事一。𠭰酒無二敢酷一。有二柴烝祀一。無二敢擾一。故天翼二臨子一。法二保先王一。□二有四方一。

「周の文王武王が天命を受けて天下を保つも、その有司は酒に淫することなく、柴烝祀などの祭りにも亂に及ぶことが無かつた。それ故天はその子先帝即ち成王を助けて天下を撫有せしめた。」ことを說いた後に

我聞下殷墜レ命。隹殷邊侯田。與殷正百辟。率肆二于酒一。故喪レ師上。

として、殷王朝が天命を失ひ亡國の破目に立至つた原因は、殷の末世には殷の邊境の諸侯と田即ち男は、殷王朝の中央の長官たちとともに飮酒に耽つて官紀の頽廢したことにあると云つてゐる。殷代失德の歴史のやゝ詳しい傳承が周の文王・武王・成王の遺業と對比して訓誡として語られてゐる。この周民族の傳統の故事と前王朝殷民族の故事とが並立せられたことは、殷の文化が周民族の敎養の中で重要な位置を占めてゐることを意味する。この様な政治的社會的情勢のうちに於て周式紀年法と殷式紀年法の二要素の複合が試みられたのである。

尙書の周書中文獻として内容形式のもつとも古いのは五誥であるが、そのなかで、もつとも周初の原形を殘してゐるのは召誥洛誥の二篇である。さきに殷代金文の項で洛誥が殷末周初の卜辭及び金文の日月祀倒敍形式を殆んどそのまゝ受容れて日月年の倒敍形式によつて書いてることを擧げたが、まさしく二誥の文獻としての信頼性を裏書きするものである。この二誥に於ては殷が天命を失つたのに鑑みて道德を重んぜねばならぬと云つてるだけで、この天命喪失の原因がどこにあるかを詳しく語つてゐない。この殷君臣が飮酒に節制がなかつた爲に亡國に至つたといふ說は酒誥に初見するところである。その田獵に耽つて農耕を疏にしたことは無逸篇に始めて說く所である。無逸篇に續く多士多方君奭諸篇に至つて殷の故事はまた詳細に語られてゐる。その多方篇には

王若曰。猷告二爾四國多方一。

と冒頭に書かれてゐるが、殷虛卜辭では外國を某方と呼んでゐるから、多方とは殷代の用語であり四國とは周代の用語である。文中の他の個所では皆單に多方と云つてゐるから冒頭の四國と多方とを並べたのはその周人が後に說明のため入れた註釋が本文に誤入したのである。殷代の故事をしかもなる

べく殷代らしい表現で述べようと云ふ傾向も尙書では召誥洛誥より稍遲れて多士多方にはじまつたと考へられるが、その製作年代は盂鼎の製作された康王末年の邊に置き得るのではなからうか。

大小盂鼎の重要性は先づこの様な殷代文化の周民族への浸透を表現する點に存すると云つてもよい。しかし所屬器の少數であるこの一群金文の重要性はもつと別な方面に存する。それはこの西周金文の形式發展史上にもつ意義である。大盂鼎及び麥尊が周の天子が作器者の盂或は麥に對して交付した長文の辭令である命書の內容を其儘書寫してゐること、及び小盂鼎が策命の儀式を細敍してゐることである。ぐわんらい殷周の金文はその古文書としての形式から二つに分類することができる。殷代及び周初金文は例へば(23)旅鼎

隹公大保來伐反夷年。在十有一月。庚申。公在盩師。公錫旅貝十朋。旅用作父尊彝。

(例二三)

といふ樣に太保卽ち召公が東夷の叛亂を討伐した年(これに從軍した)臣下の旅といふ者に寶貝十朋を賞したので、旅はこれを記念するために父の廟に告げこれを祭る銅器を製作したと書いてゐる。これは錫與者が被錫與者(すなはち作器者)に恩賞を與へたことを簡明に敍述してゐる。その恩賞の內容はおもに寶貝であるから、これを寶貝錫與形式金文と呼稱して置く。

これに對して西周後期の金文は例へばその(11)頌鼎、の或は頌壺

(一)隹三年五月既死霸甲戌。(二)王在周康邵(=昭)宮。旦。王格大室。卽位。(三)宰弘右頌入門。立中廷。(四)尹氏授王命書。王呼史虢生冊命頌。(五)王曰。「頌。命汝官司成周。貯廿家。監司新造。貯用宮御。賜汝玄衣黹純。赤市(=韍)朱黃。鑾旂攸勒。用事。」

(六)頌拜䭫首。受命冊。佩以出。反入堇章。

(七)頌敢對揚天子丕顯魯休。用作朕皇考恭叔皇母恭姒寶尊鼎。

(八)用追孝祈匃康□純祐。通祿永命。

(九)頌其萬年眉壽。畯臣天子。令終。子々孫々寶用。(周後期金文例(1)十八圖)

として、天子が頌と呼ぶ周の史官に策命した儀禮をば、それが(一)時日は王の卽位年數月日を書き、(二)場所は周の宗廟の康昭宮に於て擧行した。その朝天子は宗廟の主室である大室に出御した。(三)天子の下にこの儀式を主宰する右者と呼ぶべき役をつとめる宰の弘といふものが策命を受ける頌を先導して式場の所定の位置につかしめる。(四)天子は尹氏詳くは作冊尹或內史尹と云ふ史官の長から命書を受けとり、史官の一人の虢生に命じて頌に命書を讀みきかせる。(五)頌に與へられた「成周洛陽の二十家を管しその賦をもつて宗廟の新造にあたらしめる。また頌に朝服馬具等を恩賞するから、これを着て王につかへまつれ」と云ふ命書が全部寫されてゐる。(六)頌は命書を受けて首にかけて一應退出しまた登朝して命書を受領したるしるしとしてまた忠誠を誓ふ證しとして玉を奉る。(七)頌はこの天子の洪大な恩賞に對へるため亡父母の鼎を製作する。(八)そしてこれをもつて父母を祭り多福長命を祈る。(九)頌の長壽まで天子に臣事して安らかな往生を遂げ、子々孫々までこの祭器を寶として用ひんことを祈る壽詞が最後に置かれてゐる。

一五六～一五七

西周後期の金文はこの例によつて明らかな樣に作器者が周の天子の朝廷に於て官職を敍任し車服を恩賜する策命を受けた事實について、その策命の儀禮と命書の內容とを詳細に記述するのである。西周後期金文は前期の寶貝錫與形式金文に對して官職車服策命形式金文と呼稱することができよう。この金文の兩形式は周王朝の策命權の實現の形態を示すものであり、それぞれ西周前後期の周室王權の盛衰と王朝の政治形態をもつともよく表現するものである。金文に現れた錫與策命形式を詳しく分析することは後に讓つて、こゝでは大小盂鼎が西周前期と後期の兩形式の過渡的形態を示してゐることに注意したい。

それは前にも一寸觸れた樣に小盂鼎に於ては

隹八月既望。辰在甲申。昧爽。三左三右多君。入服酒明王格周廟。……粤若翌日乙酉。□三事□□[入服]酒。王格廟獻王邦賓。徃王命賞盂□□□□弓一。矢百。……具冑一金干。……用作□伯寶尊彝。

盂が鬼方を擊つて大勝を博し、その捕虜鹵獲品を王に獻じて弓矢甲冑干戈等の恩賞を得たことを記してゐる。この王よりの錫與の儀禮及び恩賜品內容を詳記することは周前期錫與形式金文には殆んど見當らない特異性であり、かへつて周後期金文に類似してゐる。

大盂鼎は前にも引用した通り王の長文の策命書を引用してゐるが、このことはまた前期金文に見ることのできない特徵である。殊に

王曰。盂迺詔夾尸司戎。敏敕罰訟。夙夕詔我一人。烝四方。粤我其遹相先王受民受疆土。錫汝鬯一卣。冕衣。綾舄車馬。錫乃祖南公旂。用獸。…

尸戎といふ官職に任じ祭器車馬朝服衣冠を恩賜せられたことも前期でなく後期に合致するのである。たゞしこの小盂鼎の策命儀禮の記述が後期金文とは著しく相異する點があることは、二者の何れとも類似異同點をもつものであり、卽ち過渡的性質を明示するものであり、本形式が後期の形式の先驅をなしてゐることを語るものである。吳其昌氏は毛公鼎の策命內容が大盂鼎のそれと類似してゐることによつて、毛公鼎を盂鼎と同代の西周前期まで引上げようとした。前期の末に於て策命形式金文の先驅形式として現れたこの大小盂鼎を根據として、後期金文の典型的作品である毛公鼎をば同時代の作品と斷定したのは、金文形式の發展史について無理解であることを示すに止るものである。

西周後期車服策命金文は周王朝の中央集權的傾向の增大確立を現はすものであるが、この先驅形式が康王末年に出現したことは、成王康王二代を通じてこゝに西周王朝が一應安定し王朝の統治權が確立したことを意味するものである。

一五八～一五九

西周後期金文群構成表一

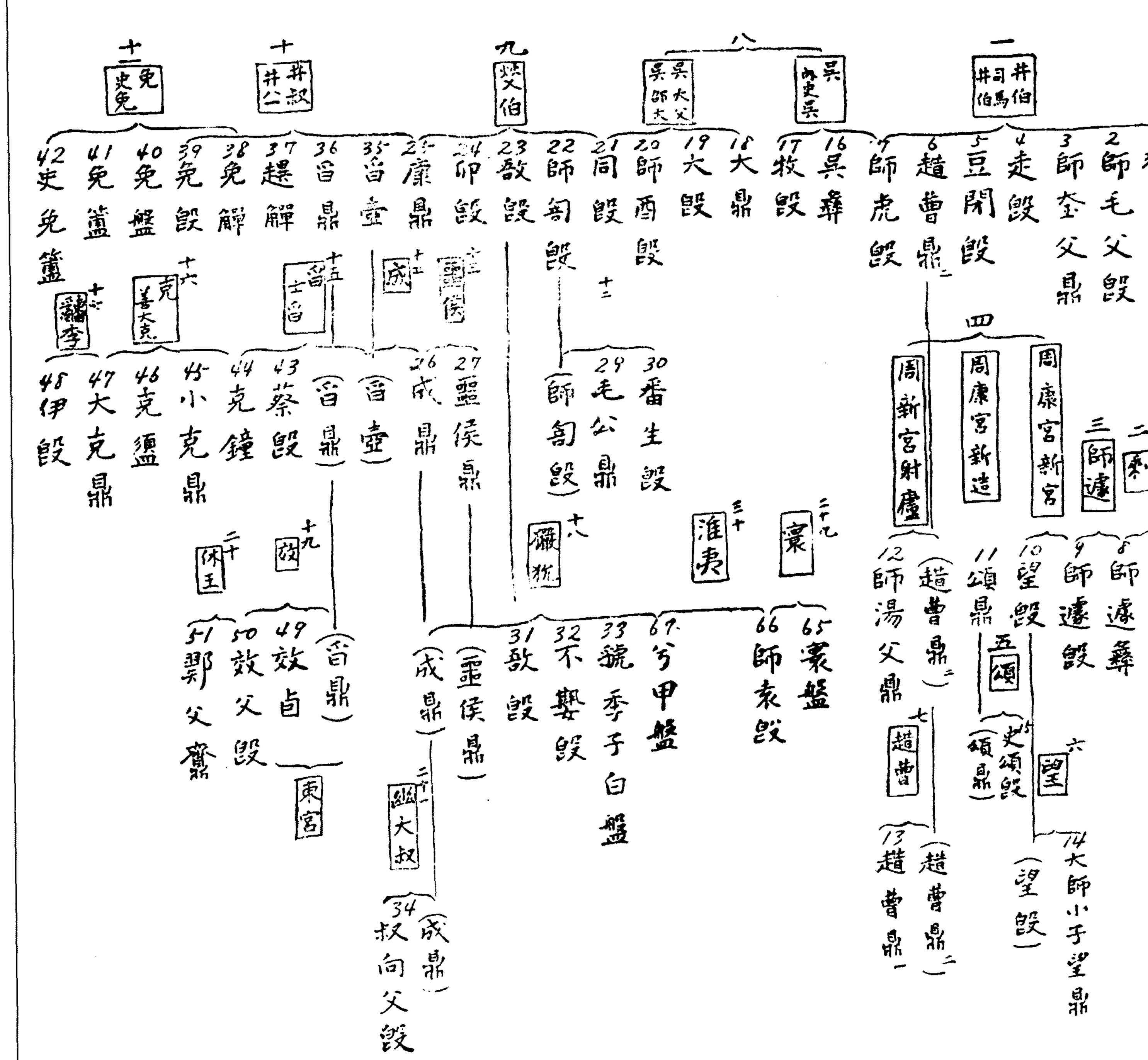

周初金文範例

1
【大豐毀】乙亥。王有大豐(＝封)。王凡三方。王祀于天室。降。天亡佑。王衣祀于王丕顯考文王。……(大系一)

2
【達鼎】朋。達作寶尊彝。(東方學報七册。一八五)

3
【檀伯達尊】朋。檀伯達作厥考寶旅彝。(東方學報七册一八四)

【檀司徒達毀】王來伐商邑。誕命康侯啚于衛。檀司徒達。眔啚。作厥考尊彝。朋。(東方學報七册一八四)

4
【作册夨鼎】康侯在床師。錫作册夨貝。用作寶彝。(三代。三、二)

5
【康侯鼎】康侯丰作寶尊。(擦一之三、四三)

6
【𠹗尊】丁巳。王在新邑。初饉工。王錫𠹗士卿(＝卿)貝朋。用作父戊尊彝。(三代。一一、三二)

7
【公違鼎】公違省自東。在新邑。臣卿錫金。用作父乙寶尊彝。(澂。四)

8
【小臣單觶】王後反克商。在成師。周公錫小臣單貝十朋。用作寶障彝。(大系二。)

9
【𡘇鼎】隹周公於征伐東夷。豐伯敷古咸戈。公歸薦於周廟。戊辰。禽𣪘酉。公賞𡘇貝百朋。用作障鼎。(疏證。一、三)

10
【禽毀】王伐楚侯。周公謀。禽祝。禽有敗祝。王錫金百鋝。禽用作寶彝。(大系。一二)

11
【令彝】隹八月。辰在甲申。王命周公子明保尹三事四方。受卿事寮。丁亥。命夨告于周公宮。公命徃同卿事寮。隹十月。月吉癸未。明公朝至于成周。徃命舍三事令。遝卿事寮。遝諸尹。遝里君。遝百工。遝諸侯。侯田甸男。舍四方令。既咸令。甲申。明公用牲于京宮。乙酉。用牲于康宮。咸既。用牲于王。明公歸自王。明公錫亢師鬯金小牛。曰。用禘。錫令鬯金小牛。曰。用禘。迺令曰。今我隹令汝二人。亢遝夨。爽左右于乃寮。以(＝與)乃友事。作册令敢揚明公尹人室。用作父丁寶障彝。敢追明公賞于父丁。用光父丁。鳥形册。(大系五)

12
【䚄卣】隹明保殷成周年。公錫作册䚄鬯貝。䚄揚公休。用作父乙寶障彝。冉册舟。(大系一〇)

13
【明公毀】唯王命明公遣三族。伐東國。在𥴖。魯侯有囚工。用作旅彝。(大系一〇)

14
【作册大鼎】公束鑄武王成王禩鼎。隹四月既生霸己丑。公賞作册大白馬。大揚皇天尹大保室。作祖丁寶障彝。馬形册册。(大系三三)

15
【令毀】隹王伐楚伯。在炎。隹九月既死霸丁丑。作册夨令障宜于王姜。姜賞令貝十朋。臣十家。鬲百人。公尹白丁父祝于戍。戍冀嗣三。令敢揚皇王休丁公文報。……用作丁公寶毀。用障史于皇宗。用饗王逆造。用廏寮人。婦子後人永寶。鳥形册。

16〔太保毁〕王伐彔子耶。叡厥反。王降征命于太保。太保克敬亡遣。王沭太保。錫休徐土。用茲彝對命。(大系。二三)

21〔富鼎〕唯九月既生霸辛酉。在匽。侯錫富貝金。揚侯休。用作召伯父辛寶尊彝。富萬年子子孫孫寶光用太保。(擦古錄金文二之三、五三)

23〔旅鼎〕隹公大保來伐反夷年。在十有一月。庚申。公在盩師。公錫旅貝十朋。旅用作父隮彝。𠂇(大系二七)

30〔睘卣〕隹十又九年。王在厈。王姜命作冊睘安夷伯。夷伯儐睘貝布。揚王姜休。用作文考癸寶隮器。(大系一四)

35〔小臣謎毁〕叡東夷大反。伯懋父以殷八師征東夷。唯十又一月。遣自𡴃自。述東陕。伐海眉。雩氒復歸在牧師。白懋父承王命。錫師遳征自五齵貝。小臣謎蔑曆。逮錫貝。用作寶隮彝。(大系。二三)

36〔呂行壺〕唯四月。伯懋父北征。唯還。呂行捷。孚貝。氒用作寶尊彝。(大系。二五)

42〔中鼎三〕隹王命南宮伐反虎方之年。王命中先相南國。:中呼歸生鳳于王。埶于寶彝。(大系。一七)

46〔厚趠鼎〕隹王來格于成周年。厚趠有償遣公。趠用作氒文考父辛寶尊彝。(大系。二九)

47〔疐鼎〕隹王伐東夷。遣公令疐眔史旟曰。以師氏眔有司後國蕺伐腺。疐俘貝。疐自作餐公寶尊彝。(大系。二八)

48〔員卣〕員從史旟伐鄶。員先入邑。員俘金。用作旅彝。(大系。二八)

50〔獻侯鼎〕唯成王大桒在宗周。賞獻侯䵼貝。用作丁侯尊彝。(大系。三二)

51〔臣辰盉〕隹王大禴于宗周。出館葊京年。在五月既望辛酉。王令士上逮史寅殷于成周。豐百姓豚逮賞卣鬯貝。用作父癸寶尊彝。臣辰冊冊先。(大系。三二)

52〔大盂鼎〕隹九月。王在宗周。命盂。王若曰。盂丕顯玟王。受天有大命。在珷王嗣玟作邦。闢氒匿。匍有三方。畯正氒民。在于御事。叡酒無敢醺。有柴烝祀。無敢擾。故天翼臨子。灋保先王。□有四方。我聞殷墜命。隹殷邊侯田。逮殷正百辟。率肄于酒。故喪師。已汝妹辰有大服。余隹即朕小學。汝勿剋余乃辟一人。今我隹即刑稟于玟王正德。若玟王命二三正。今余隹命汝盂。紹焚。敬雝德經。敏朝夕入諫。享奔走。畏天威。王曰。而命汝盂型乃嗣祖南公。王曰。盂。廼紹夾尸嗣戎。敏敕罰訟。夙夕紹我一人烝四方。粵我其遹相先王受民受疆土。錫汝鬯一卣冕衣絨舄車馬。錫乃祖南公旂。用獸。錫汝邦嗣四伯。人鬲自馭至于庶人六百有五十有九夫。錫夷嗣王臣十有三伯。人鬲千有五十夫。遹𢦚𡆥自氒土。王曰。盂。若敬乃正。勿灋朕命。盂用對王休。用作祖南公寶鼎。隹王廿又三祀。(大系。三三)

〔周公毁〕隹三月。王命焚逮內史曰。舍井侯服。錫臣三品州人東人鄘人。拜稽首魯天子。造厥順福。克奔走上下。帝無終令于有周。追孝對不敢墜。邵朕福血。朕臣天子。用典王命。作周公彝。(大系。三九)

西周中期金文

西周中期昭王穆王二王の時代に屬する金文として認められるのは僅に昭王の時代の(1)宗周鐘と穆王時代の(2)遹段の二器に過ぎない。郭沫若氏は(1)の宗周鐘には王が文王武王の開いた疆土を巡省し南國の君服𨑓の叛亂を撃つたので周に降服し

來逆二邵王一。南夷東夷具見廿有六邦。

邵王卽ち周昭王を迎へ、南夷東夷二十六國君が朝見したと解して、これを昭王時代の器と定めた。これに對し唐蘭氏等の邵を詔と讀む異說があるが、まだ世に認められてゐない。しかしこの讀み方によると「來逆詔王」と動詞が三個重なり詞をなさないから郭氏の樣に邵王を昭王の假借と見る方がこの一句に關する限り優つてゐる。昭王が南征して漢水を渡つた際溺死したと

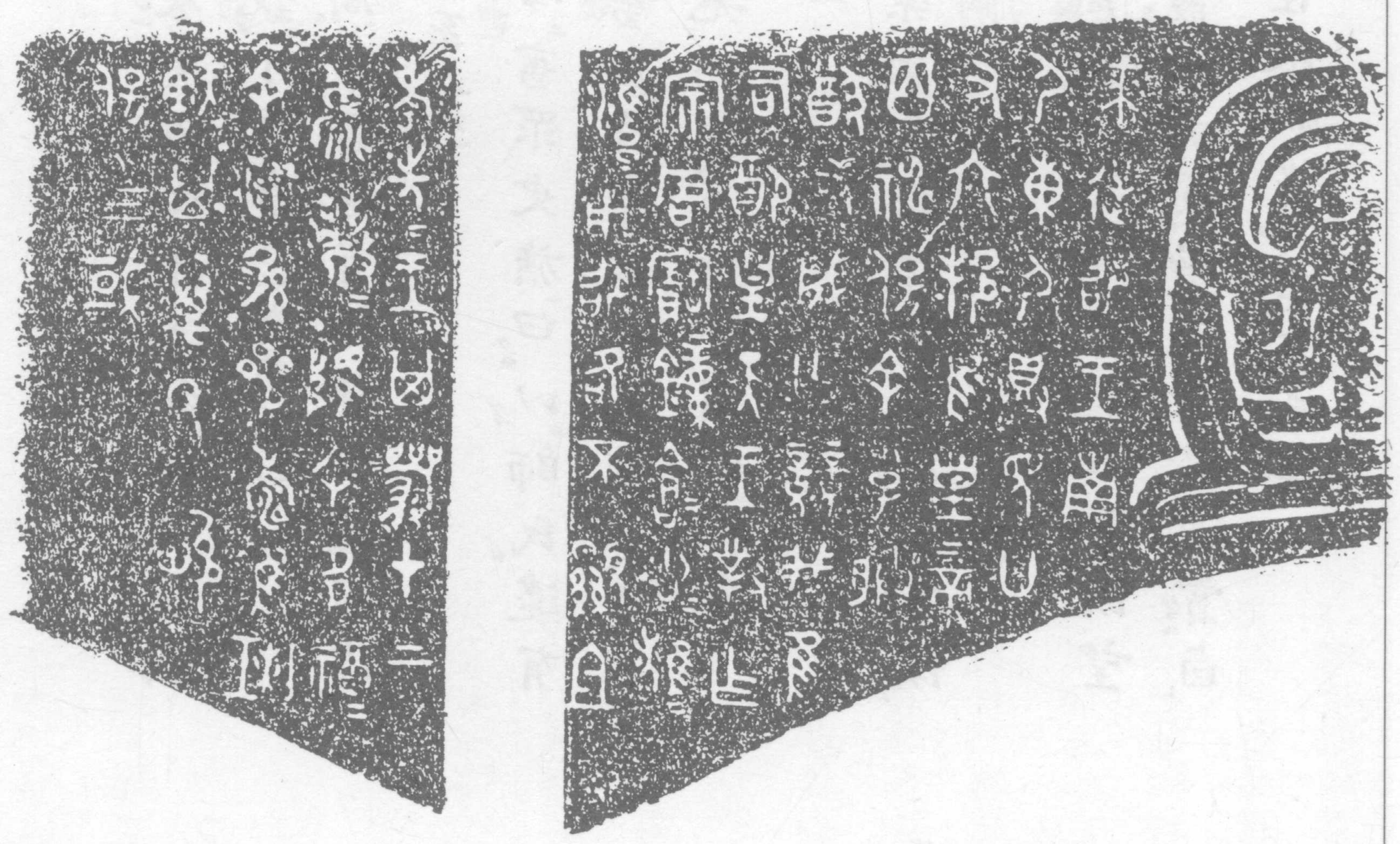

第十六圖　宗周鐘銘文

一六八～一六九

いふ傳說は國語左傳等に載せられてゐる。この金文はまさにこの傳說が幾分か史實を反映してゐることを證明するものである。(2)遹段は王國維によつて

隹六月既生霸。穆王在莾京。呼漁二于大池一。王饗レ酒。遹御。亡レ遣。穆王親錫二遹𩁹一。遹拜首稽首敢對二揚穆王休一。用作二文考父乙尊彝一。

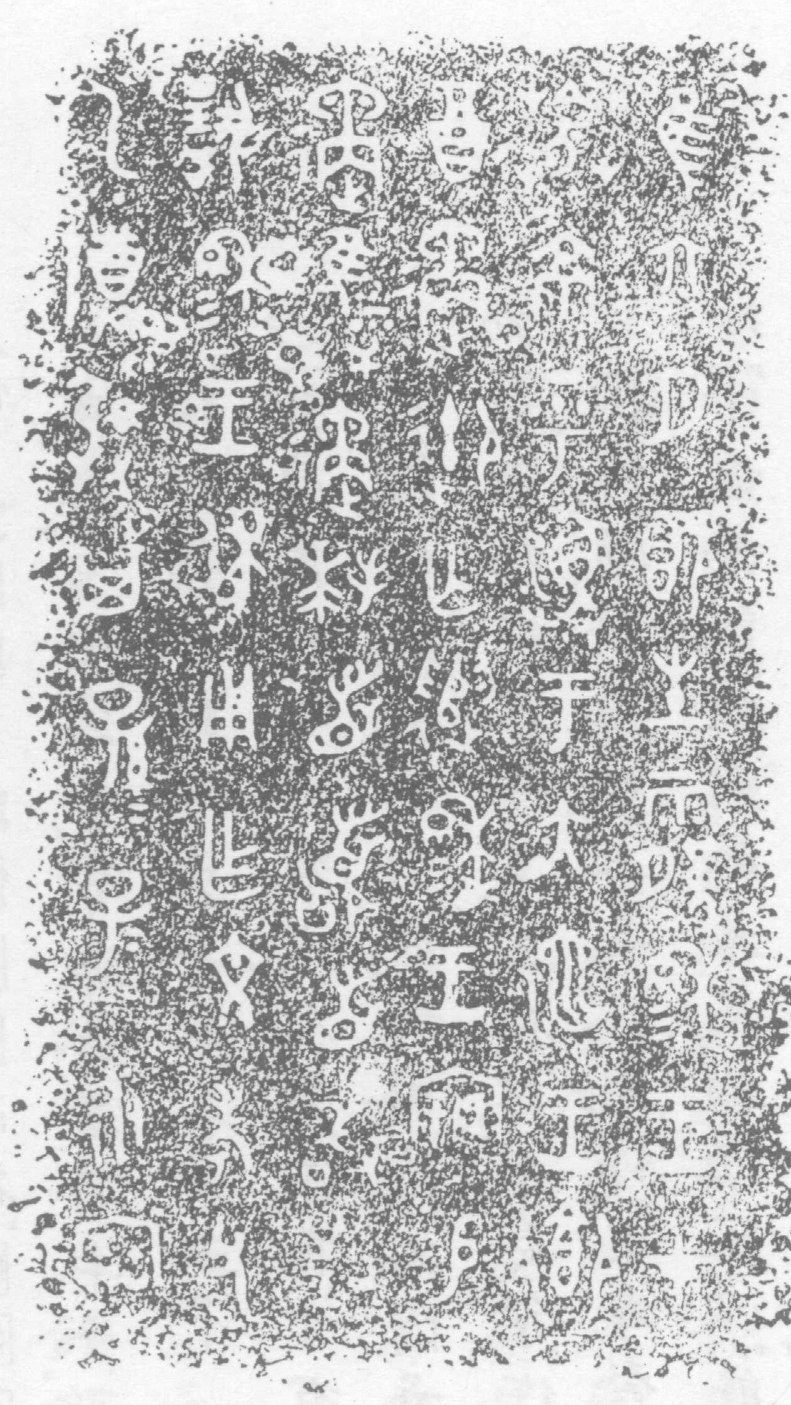

第十七圖　遹段銘文

と三度現れる穆王が穆王の生稱であることを發見され、その穆王時代の製作器であることが確證され（觀堂集林巻十八）、郭氏以下一般金文學者の賛同を受けてゐる。

郭氏はこの外に王が荊卽ち楚國を打つたことを記する鼎段をば昭王南征の時の器と定め、また遹段と同じ場所莾京で王の策命が行はれたことを記する(3)靜段・(4)小臣靜彝、南夷征伐のことを記した(5)彔段等約七器の一群をば穆王時代の南淮夷を征伐した出來事と比定してゐるが、まだ確證を缺いてゐる。なほ氏が(6)呂鼎剌鼎の樣に錫與・策命兩形式の中間形式と思はれる數器を周中期金文のうちに編入してゐる。しかしこれ等もなほ決定的ではない。現在のところ以上の二器を除く外は前・後期の過渡的形式をもつ金文として取扱ふに止めるのが安全であらう。

西周中期金文範例

1〔宗周鐘〕王肇遹省文武勤疆土。南國𠬝孳敢臽虐我土。王敦伐其至。𢦚伐厥都。𠬝孳廼遣間來逆邵王。南夷東夷具見廿有六邦。隹皇上帝百神保余小子。朕猷有成亡競。我隹司配皇天王。對作宗周鐘。……歅其萬年。畯保四國。（大系五二）

2〔遹段〕隹六月既生霸。穆王在莾京。呼漁于大池。王饗酒。遹御亡譴。穆王親錫遹𩁹。遹拜手稽首。敢對揚穆王休。用作文考父乙尊彝。其孫々子々永寶。（大系五五）

3〔𫹉段〕𫹉御從王南征。伐楚荊。有得。用作父戊寶尊彝。（大系五四）

4〔靜段〕隹六月初吉。王在莾京。丁卯。命靜司射學宮。小子遝服遝小臣遝尸僕學射。雩八月初吉庚寅。王與吳𠦪呂犅卿豳蓋師邦周射于大池。靜學無斁。王錫

一七〇～一七一

静鞞剢。静拜頴首。對揚天子不顯休。用作文母外姞䵼毀。子々孫々其萬年用。(大系五五)

5 [剌鼎] 唯五月。王在図。辰在丁卯。王禘。用牡于大室。禘卲王。剌御。王錫剌貝卅朋。天子萬年。剌對揚王休。用作黃公䵼䵼彝。其孫々子々永寶用。(大系。五九)

6 [彔戒卣] 王命戒曰。獻淮夷敢伐內國。女其以成周師氏戍于𧊒𠂤。白雝父蔑彔曆。錫貝十朋。彔拜頴首。揚伯休。用作文考乙公寶尊彝。(大系。六二)

西周後期金文

われわれがこゝに西周後期金文と稱するものは周共王・懿王・孝王・夷王・厲王・宣王・幽王の七王の時代の金文に外ならない。西周前期が武王・成王・康王の三王、中期が昭王・康王の二王の治世を含むに對して、この後期は七王の治世を包含してゐる。西周諸王の在位年數は漢の司馬遷が史記のなかの十二諸侯年表で初年としてゐる周宣王共和元年(前八四一)以前は精確に判らない。これによると宣王の治世だけでも既に四十六年に上り、共和十四年を合せて六十年に及び、幽王の治世は十一年を數へてゐる。七王の治世を包含する西周後期は前・中二期に比しその年數は可成り長かつたらうと推

第十八圖 頌壺銘文

定される。郭沫若氏の兩周金文辭大系の所載金文をこの三期に分けると、前期は四一器、中期は二八器

一七二～一七三

後期は一〇四器を數へる。この器數及び年數から云つて、一見すると前期中期に比してやゝ均衡を失する様に考へられるかも知れない。しかし本期の金文の殆んど全部はさきに頌鼎を例に擧げて説明した所謂車服策命形式金文に屬してゐて、その形式内容ともに大同小異である。そしてこの策命儀禮には天子の宰相としてこの儀式を主宰し、被策命者を先導する所謂右者の人名、及び策命書を讀み上げて被策命者に交付する史官の人名が殆んど例外なしに現れてゐて、この宰相史官が群を組成する標識として選ばれることもまた前に紹介した所である。この共通な宰相史官名が相互に小群を結び合せて、約六十器に上る第一大群と約二十器に上る第二大群とを組成してゐるのである。これ等の同一の形式と内容とをもちしかも相互に緊密に組成された群に屬する諸器文を一括して取扱ふことは極めて自然な方法と思考される。

この第一大群の時代を決定する標準器としてはさきに擧げた共王卽位十五年の器である趞曹鼎第二器がある外に、第二十小群(50)郊父毀等に現れる「休王」といふ王名を郭氏は懿王の子共王の孫として孝王と史記に書いてゐる王に比定してゐるが、唐蘭氏の休を動詞と讀む反對說があつて決定的とは云ひ兼ねる。なほ(47)大克鼎には作器者克が祖先の功業を述べて朕(ワガ)文祖師華父…克恭保二厥辟恭王一(チシクンズソノキミ)(＝共王)。と云つてゐる。克の祖先が共王を輔弼したのであるから、克の時代はこれより二世代の後であり、孝王前後と推定せられる。共王時代の趞曹鼎が第一大群の年代の上限をなすに對して、孝王前後の大克鼎は確かな年代の下限を提供してゐるのである。

また第一大群の第九小群の群標識をなすのは王が康・同・敔・師・訇等の諸臣に策命恩賞を賜うた際に右者として彼等を先導した時の宰相である燮伯である。燮伯については今迄その文字の解讀も十分でなく、史書との比定に至つては全然手が附けられなかつた。吾人はこれを榮と讀みこの金文に周室の宰相として現はれる榮伯こそは國語周語に孝王の子である厲王時代に卿士卽ち宰相として重用されたといふ榮夷公に當るのではないかと考へるものである。周語には厲王が芮良夫といふ賢臣の諫をきかず、國家の財政收入の利の多いことだけを圖らうとする榮夷公を卿士の職に任じたので、諸侯の不評を招き、朝貢するものもなく、遂に叛亂が勃發し、關中の首都鎬京を追はれて東北方山西省汾水中流の彘(今の霍縣)に流竄するの已むなきに至つたとしるしてゐる。

史記周本紀は尙書の逸篇の序を引用して成王の東夷討伐により息愼(これは卽ち滿洲に住する異民族の肅愼のことで、僞古文の序には肅愼と書いてゐる)が來朝し慶賀したので、成王はこの貢物を榮伯に賜つた。尙書の逸篇の賄息愼之命といふのはこの榮伯への賞賜策命のことを記したものであると云つてゐる。この書序に現れる成王時代の榮伯と周語に見える厲王時代の榮夷公とは時代が懸絕してゐて、たとへ同國の君主としても遠祖遠孫の關係にあるに過ぎない樣に一應は取れるかも知れない。しかし國語とか尙書序の樣に春秋戰國乃至秦漢の交に周初の事を追述したものは、成文の記錄によるものではなくて、語り繼がれ僅に瞽師史官の記憶に殘つた口頭傳承を基礎としたものであらうと考へら

一七四～一七五

れる。一つの歷史事實が永い口頭傳承の間に聯想によつて思ひもかけぬ變化を被り、さらにこれを編纂する學者の手によつて圖式化される傾向をもつてゐる。尙書逸篇の序の肅愼の貢物を天子より賜り賄肅愼之命の策命を受けたといふ榮伯と、厲王に重用された好利の卿士であるといふ榮夷公とは賄・財利に關した點に一脈の連絡が存する。周王室の朝會を右者卽ち宰相として司會した榮國の君があつた歷史事實をば、國語では國家の財利に干與し國庫增收を圖る政策に反對する儒敎的政治思想により榮夷公を厲王の失脚を將來した好利の臣として說話化したに對して、尙書序では榮伯をば國語魯語に孔子が陳侯の質問に應じて說明した肅愼氏の石鏃に關して、武王時代に肅愼が石砮楛矢をもつて來貢した故事の如きと連關させ、この貢物の分與を受けた臣として榮伯を描いたのである。第一大群九小群金文の策命司會者として現はれる榮伯こそ、或は周初の諸侯として或は厲王の失政を增長した奸相として過つて傳へられた榮伯榮夷公の眞の姿を示すものではないかと看做される。これによつて第一大群の時代の下限は厲王の治世まで降し得ることが暗示されるのである。

なほ本大群には第十八小群の諸器例へば(一三三)虢季子白盤の

搏二伐玁狁于洛陽一。折首五百。執訊五十。是以先行。桓々子白。獻二馘于王一。

虢國季子白が洛水の南に玁狁（獫）の侵攻を邀擊して潰走せしめ、首級五百・捕虜五十人を得て王都に凱旋したことを記した如く、匈奴の前身たる北方の游牧民族で西周王朝の勁敵であつた玁狁と交戰して軍功を擧げた將士への恩賞策命を載せた金文が含まれてゐる。そのうちの(31)敔殷には榮伯が直屬の軍將乃至長官として現はれ、前に述べた如く厲王の治世に屬することが大凡推定せられるものもある。しかしまた(67)兮甲盤には兮伯名は甲字は吉父なる者が王に從つて玁狁を討つたことを書してゐるが、王國維は『兮甲盤跋』に於てこの兮伯甲字は吉父なるものこそ詩小雅六月篇に

薄伐二玁狁一。至二于大原一。文武吉甫。萬邦爲レ憲。

とて玁狁を擊破して大原に至つた宣王の臣である吉甫所謂尹吉甫と一致せしめた。またこの器の後文には南の淮夷が周室に軍賦を出さないので、これを討伐するため先づ兮伯吉父を成周洛陽から東南に軍糧の輸送を監督することを命令したことが詳述されてゐる。

淮夷征伐に關するものは兮甲盤の外に(66)師寰殷がある。郭氏はこの作器者である寰卽ち亘を小雅采芑篇に

蠢爾蠻荊。大邦爲レ讎。方叔元老。克壯二其猶一。方叔率止。執訊獲醜。…顯允方叔。征二伐玁狁一。蠻荊來威。

として宣王時代に南方の荊蠻北方の玁狁征伐の功を稱へられてゐる方叔の名であらうと考證したのは正しい。

これによつて本大群のうちに南淮夷征伐に關係し更に宣王の治世にまで降下する器文が見付け出された。しかし最後の二十九・三十小群は兮甲盤の玁狁征伐標識の記事による十八小群を通じて本大群に歸屬するものである。古本竹書紀年に夷王が虢公に命じて大原の戎を征せしめた記事があることに

一七六～一七七

よつて見ても、山西省の大原附近まで南下して來た玁狁民族との交戰は早くも夷王時代に始まつてゐて、この北方民族の制御は西周後期を通じた重大な問題であつた。從つてこの北方民族との交涉記事をば唯一の連鎖として本大群に組み入れられた二十九・三十小群が確に宣王治世に入るものがあるからと云つて、直ちにこれが本大群全體の下限年代とすることは出來ないけれども、本大群の年代下限の厲王よりなほ降下する餘地の存することは承認せねばならない。

第一大群のうち(29)毛公鼎を中心とする第十二小群諸器の年代については兩周金文の編年に於て最も困難でありかつ紛糾を極めた。中でも毛公鼎は道光末年陝西岐山縣に出土し、收藏家陳介祺の有に歸してより著名となつた。銘文總字數四百九十七字に上り、古代銅器銘文中最も長いものであるのみならず、その內容は時の周の天子が毛公父厝なる者に與へた命書全文を忠實に寫したものであり、文章の典雅字句の彫琢また金文中の最高に位し、吳大澂がこれを尙書五誥に匹敵するものとして周誥遺文と稱したのも決して過辭とは云へない。その銘文の解讀は徐同柏（『從古堂款識學』）を始め吳式芬（『攈古錄金文』）吳大澂（『愙齋集古錄』）孫詒讓（『古籀拾遺』及び『籀膏述林』）劉心源（『奇觚室吉金文述』）などの清末諸家が手を染め、民國に至り王國維（『觀堂古金文考釋』）が衆美を萃めて略ぼ定解を得、その後郭沫若氏が（『毛公鼎之年代』金文叢攷所載）二三の新解を施しその難解な本文も漸く大意を讀み得るに至つた。

この毛公鼎の年代に關しては徐氏吳氏王氏の如くこれを周成王初年少くとも周初の器なりとする見解が一般に行はれてゐたが郭氏が毛公鼎之年代の一文を草し周宣王時代の器なりと論斷しこれを基として兩周金文辭大系を公にしてから舊說を守る吳其昌氏（『金文曆朔疏證』）との間に激烈な論爭が展開せられこの間更に溫廷敬氏（『毛公鼎之年代』『史學專刊』一卷三期）の穆王初年說を提唱するなどがあつて問題は複雜化し歸一するところを知らない狀態となつた。

これを周初或は周成王時代の器物とする舊說の根據は一般にその措辭が尙書周書の諸篇に酷似することにあつて、特にこの作器者の毛公と逸周書克殷解の周公を助ける重臣である毛叔鄭、卽ち尙書顧命篇に成王の重臣で康王の踐祚に立會つた毛公の一致を求めようとしたのであつた。毛公鼎と尙書との文體表現字句が類似することは云ふ迄もないが、郭氏は尙書のなかでも殊に周平王が晉文侯仇に賜つた命書と稱せられる「文侯之命」とあたかも一手に出るかの如き感があるとして、寧ろ西周末期以後の文體であると考へる。これに對して吳其昌氏は郭氏等も周康王時代の器と認める大盂鼎と毛公鼎の命書との文體表現字句の類同を指摘し、毛公鼎を周初の文章であると論ずる。かゝる文體の鑑別は兎角主觀的な獨斷論に陷り易い。周書・大盂鼎との對比の如き、單に類似の語句を拾つただけでは決定的な結論は得られぬ。周の王室から諸侯・卿士百僚に賜る策命書の如きものは務めて舊い形式を模倣し墨守しようとする傾向があり、本質的には擬古文であるから、この片言隻句だけをとつて時代判定の標準とすることは出來ない。問題を更に深くその微細な表現方法陰影の差異にまで掘り下げて見たとき、始めて或る結論にまで到達することができるかも知れない。こゝでは詳論する場所ではない

一七八～一七九

第十九圖　毛公鼎銘文　右半

第十九圖　毛公鼎銘文　左半

一八〇〜一八一

ので、約言することが許されるならば、康王時代の大盂鼎と毛公鼎とは內容に於て字句に於て多くの一致點はあるけれども、その表現方法を見ると大盂鼎が簡素で直敍的であるに對して、毛公鼎は形容詞が多く迂曲繁重を極めてゐる。毛公鼎は命書として見るならば大盂鼎の如き原本の形式を襲ひながらそれに著しい修飾を加へたもので、明らかに後代の發展形態であると見るべきであつて、その點に於ける吳氏の文體論的見解は皮相に過ぎない。

郭氏は命書の內容についてその時代の背景を論じて、第一段には時代を隔てて宗周文王武王を追懷するの情が強く、當時が「愍天疾畏」「䵼々四方。大縱不レ靜」などの如く騷亂の世であつたことを語つてゐること、第二段第三段に於て、毛公に委して政治紀綱の復興を圖らんとするの意圖が溢れてゐること、これはまさに厲王流竄共和專政の後を承けた周室中興の英主と稱される宣王の時代の作品とするに適はしいと見る。そして第四段に「汝推于政。勿雍累庶民」と庶民の民意を壅塞せしめない樣にと說くところは、國語に先王厲王が衞巫をして庶民の謗を止め、下情上達の路を閉したことに對する反動であるなど、宣王時代の政情を反映するものが多いと主張するのである。

この點に關しては吳氏の「愍天疾畏」といふ句が周初から存在した成語であるといふ反駁の如き、その典據も逸周書商誓詩小旻の樣な不確實なものに過ぎない。溫氏がこの薄弱な反證に雷同して直ちに郭氏の論據が擊破されたと斷じたのは淺見である。しかし西周中期穆王以後は周室の外夷に對する統治權の强力と反比例して外夷の侵攻も漸次頻繁となり疆場漸く多事ならんとしたことは、古本竹書紀年の夷王の大原征伐の役などの記事によつて窺はれる。毛公鼎の「四方不靜」といふことは文字通り四夷殊に北方玁狁、南方淮夷との紛爭が生じたと解釋するならば、この形勢は西周後期夷王以降の諸王の何れの治世にもあてはまるのである。郭氏の如く宣王が厲王の流竄を承けたと解釋するのはやや穿鑿に過ぎる感がある。これを前提とした命書訓誡內容を宣王の治績と推しあてたのもすべて同じ牽强附會の嫌がないではない。要するに毛公鼎の命書の表現及びその內容は西周後期的な色彩を帶びてゐることは殆んど確言して差支ないが、これを特定の宣王の治世に決定することは今の處論據不充分と云はねばならない。

毛公鼎の毛公厝は卽ち師訇𣪘の作器者である師訇と同一人名の異字であることは諸家異論がない所である。師訇の策命の右者であり、當時の卿士であつた燮は吾人の所謂厲王時代の榮伯である。この師訇𣪘を通じて、毛公鼎等の小群の年代は厲王時代前後と推定せられるのである。郭氏吳氏がこの金文群別研究方法上の基礎的な事實を無視するか、或は忘却してゐるのは吾人の了解に苦しむところである。

毛公鼎の年代も厲王前後と決定され、かくして第一大群の年代は主として西周後期中の前半及び中葉を包含することがほゞ明らかとされた。

約五十器を網羅する西周後期第一大群と區別して十三器を包む第二大群が作成せられる。この金文の策命儀禮を主宰する司馬共或は伯龢父卽ち師和父は、名字相通の理による共と和とは同一人の名字

一八二〜一八三

であり、史記が周厲王が出奔した後召公周公が二人で國政をとつたから年號を共和と稱したと云ふのは誤傳である。竹書紀年に共伯が王位を犯したと云ふのは、(57)師毀毀によると、

白龢父若曰。……

と王と同格で策命を與へてゐる白龢父と共伯と同一人であるから、共伯和父は厲王の亡命後攝政となつてゐたことを示すものである。この共伯和を中心とする第二大群が厲宣時代に屬することは明白で疑問の餘地がない。

第一第二大群に屬する金文を通じた特色は前にも述べた通り周王より臣下への官職敍任車服賜與の策命を中心として記述することである。國語によると周室式微の形勢が次第に顯著となつたと云はれる周後期に於て、この樣な周の王室に於て周王の名に於て官職車服の策命が行はれたといふこと、つまり中央集權的な政治現象が現れたことは一見受取りがたいと思はれるかも知れない。しかし詩小雅・大雅の諸篇には卿士・諸侯が周の王室に車服美々しく行裝を凝らして入朝し、王よりまた一段高い車服官職の策命恩賞を受けて歸國することを主題として繰返して、これを領主の無上の榮譽としてほめたゝへて歌つてゐるのである。周室への入朝・官職・車服・策命は西周後半期を通じて全版圖の領主達のあこがれの的であつたのである。その理由については將來また觸れる機會があるであらう。ともかく官職・車服・恩賞策命形式をとる上の二大群の時代が全體として西周後期に屬することはこの事によつても裏書きせられるであらう。

周初金文群組織圖解表

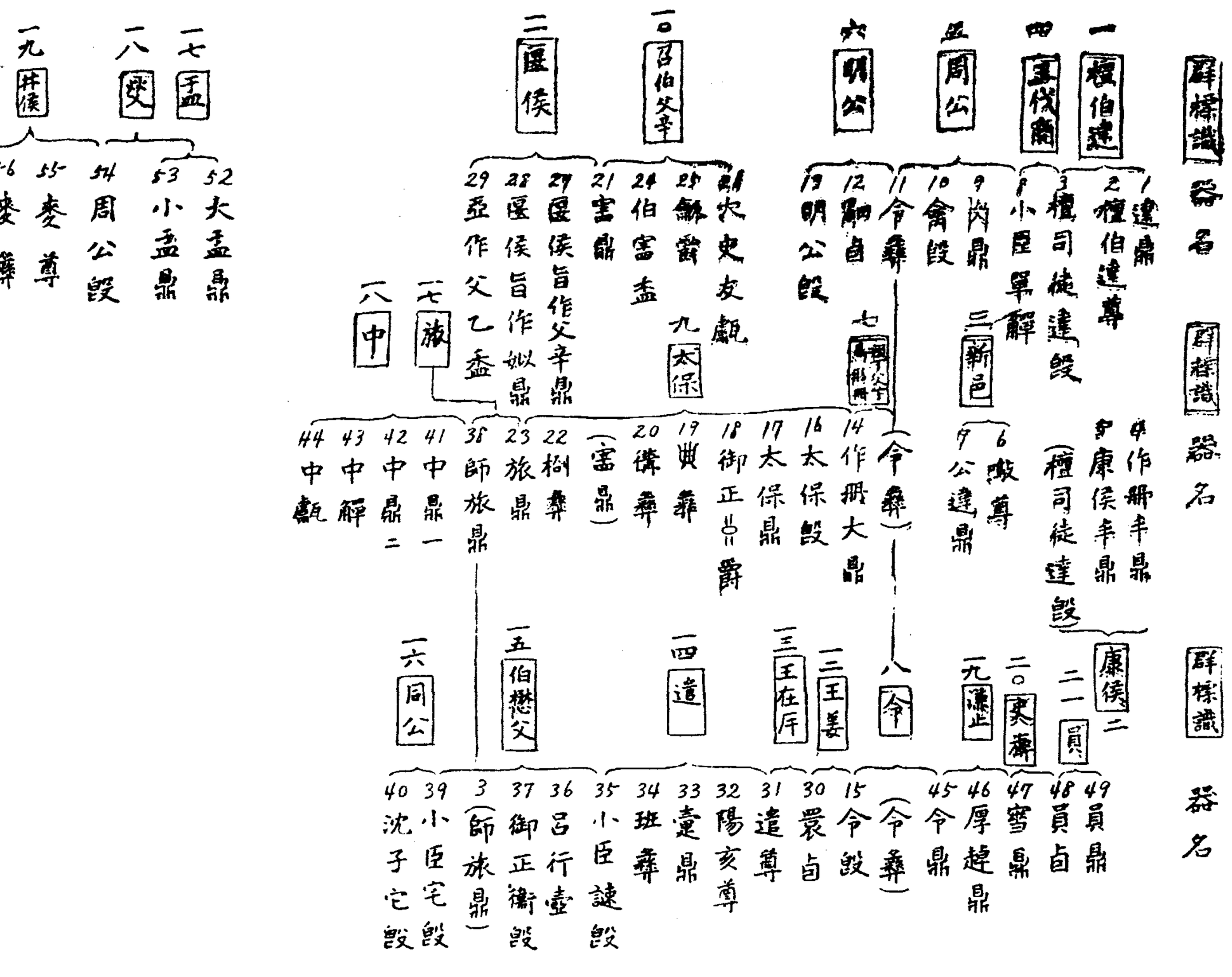

禮記郊特牲篇には天子が堂から下つて諸侯の入朝に對面するのは周夷王以後のことであると書かれてゐる。これは儀禮覲禮の天子が堂上に於て諸侯に接見するといふ禮を周室の本來の典禮と認め下堂接見をもつて周王威失墜の結果と見做したのである。これは全く逆で、周の典禮は天子は本來宗廟大室中庭に於て臣下を策命したので、堂上に於て策命することは無かつたのであつて、儀禮の禮こそ後起の式典であつた。この郊特牲篇に說く天子下堂接見の禮こそ、正しく周後期金文の敍任車服策命の禮に合致するものであり、この禮が夷王以後周室に於て盛大に行はれたことを記憶に止めたものである。この禮記の記事こそ車服策命形式金文の二大群が西周後期の作品であることを示す有力な傍證である。

西周後期金文群構成表 二

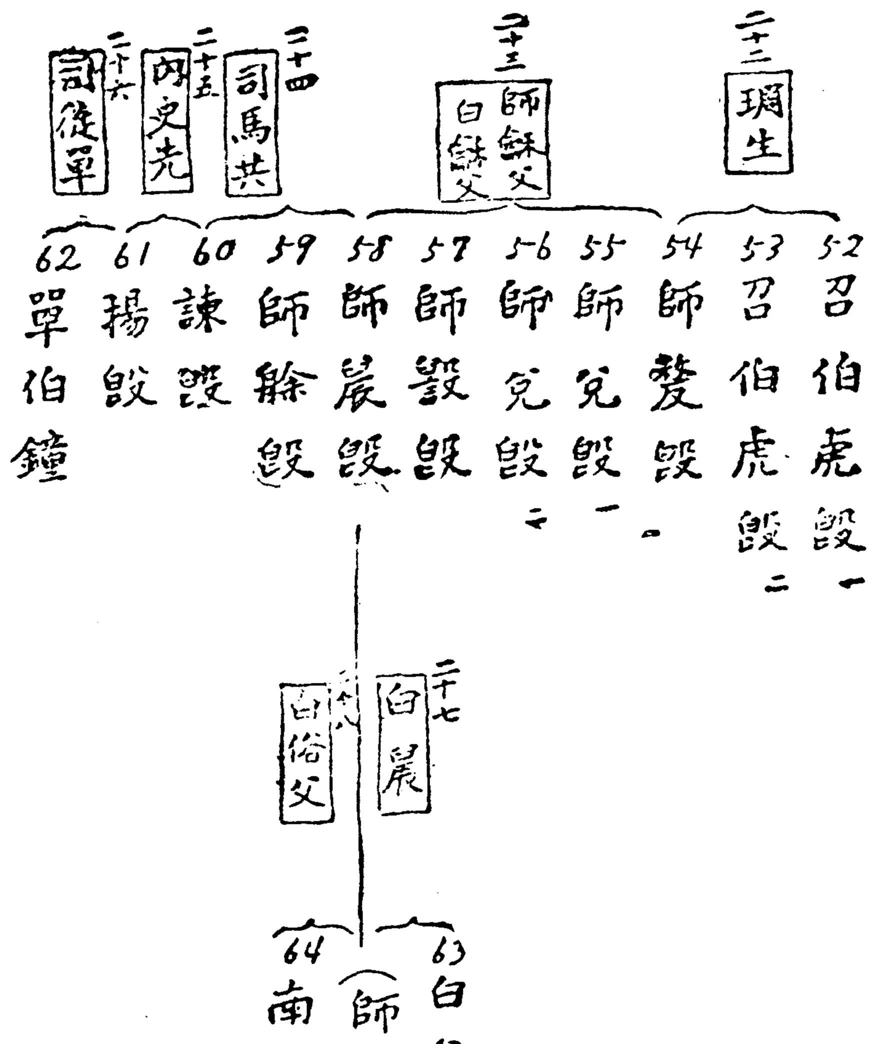

西周後期金文範例

6 趞曹鼎(其二) 隹十又五年五月既生霸壬午。龏(共)王在周新宮。王射于射盧。史趞替錫弓矢虎盧□□百十殳。趞替拜頡首。敢對䚄天子休。用作寶鼎。用饗朋友。(大系。六九)

7 師虎毀 隹元年六月既望甲戌。王在杜居。各于大室。井伯入右師虎。卽位中廷北嚮。王呼內史吳曰『冊命虎』王若曰『虎。載先王既令乃祖考事。適官司左右戲緐荊。今余隹帥型先王命。命女更乃祖考。適官司左右戲緐荊。敬夙夕勿廢朕命。錫女赤舄。用事』虎敢拜頡首。對䚄天子丕杯魯休。用作朕烈考日庚尊毀。子々孫々其永寶用。(大系。七三)

50 效父毀 休王錫效父□三。用作氒寶尊彝。⋈八人。(大系。九五)

29〔毛公鼎〕王若曰。父厝。丕顯文武。皇天弘厭厥德。配我有周。膺受大命。率懷不庭方。亡不閈于文武耿光。唯天將集厥命。亦唯先正畧辥厥辟。勞勤大命。肆皇天亡斁。臨保我有周。丕巩先王配命。愍天疾威。嗣余小子弗彶。邦將害吉。𤔔々四方。大從不靜。烏虖。懼余小子。圂湛于艱。永攻先王。王曰。父厝。余唯肇巠先王命。命女辥我邦我家內外。惷于小大政。屏朕位。虩許上下若否。雩四方。尸毋動。余一人在位。弘唯乃智。余非庸又昏。女毋敢妄寧。虔夙夕惠我一人。雝我邦小大猷。毋折緘告余先王若德。用卬昭皇天。離𤔔大命。康能四國俗。我弗作先王憂。王曰。父厝。雩之庶出入事于外。敷命敷政。埶小大胥賦。無唯正昏。引其唯王智。廼唯是喪我國。歷自今出入敷命于外。厥非先告父厝。父厝舍命。毋有敢𢦔敷命于外。王曰。父厝。今我唯𤕌先王命女。女亟一方。圉我邦我家。毋雝于政。勿雝建先□貯。毋敢龔橐。龔橐。魚善夫廼又正。敢湎于酒。女毋敢家。在乃服。𤔔夙夕敬念王畏不賜。女毋弗帥用先王作明刑。俗女弗以乃辟臽于𦣻。王曰。父厝。已曰。及茲卿事寮大史寮于父即尹。命女𤔲嗣公族雩參有嗣小子師氏虎臣雩朕褻事。以乃族干吾王身。取𧶠卅寽。錫女秬鬯一卣。祼圭瓚寶。朱市。悤黃。玉環。玉珪。金車。𠦪縟較。朱鞹𩌦靳。虎冟熏裏。右厄。畫𩌏。畫輯。金甬。錯衡。金踵。金豙。𠂔䪊。金簟弼。魚箙。馬四匹。攸勒。金𩊚。金膺。朱旂二鈴。錫女茲关。用歲用政。毛公厝對揚天子皇休。用作尊鼎。子々孫々永寶用。（大系一三四）

33〔虢季子白盤〕隹十又二年正月初吉丁亥。虢季子白作寶盤。丕顯子白。壯武于戎工。經維四方。搏伐玁狁。于洛之陽。折首五百。執訊五十。是以先行。桓々子白。獻馘于王。王孔加子白義。王格周廟宣廟爰饗。王曰。白父。孔覭有光。王賜乘馬。是用佐王。賜用弓彤矢。其央。賜用戉。用征蠻方。子々孫々。萬年無疆。（大系一〇四）

57〔師毀𣪘〕隹王元年正月初吉丁亥。白和父若曰。師毀。乃祖考有勞于我家。女有隹小子。余令女尸我家。𤔲嗣我西偏東偏僕馭百工牧臣妾。董裁內外。毋敢否善。錫戈琱戟𢐗柲彤緌十五鍚鐘一磬五金。敬夙夜用事。毀拜頓首。敢對揚皇君休。用作朕文考乙仲將𣪘。（大系一一四）

58〔師晨鼎〕隹三年三月初吉甲戌。王在周師彔宮。旦王格大室。即位。司馬共右師晨。入門。立中廷。王呼作冊尹冊命師晨。……（大系一一五）

結語

西周前・中・後の三期に分けて、郭沫若氏及び吳其昌氏によつて主唱された西周金文の編年的研究をやゝ詳細に批評紹介した。最後に現代の西周金文の群組織は、主として恩賞策命に干與した宰相・史官・軍將を群標識として形成せられてゐる。この群所屬の各金文の正確な製作年代は群の標識である以上の人物の在生在職年代の長短によつて可成りの誤差がある。幾多の小群を包攝する大群中の諸器の相互年代に至つては、そのうちの一・二個の標準年代器を基としたのであるから、その誤差範圍が更に區區であり、嚴密に時代の前後をつけることは困難である。郭氏吳氏はこの群組織を直ちに編年的秩序に改變し、これを編年的な系列を示すかの樣に配列してゐる。吾人は大群の全體として年代の上限下限は考へ得るとしても、組織の體系を編年的系列とは一應區別して考へるべきであることを銘記する必要がある。この群組織の本質を正しく把握し、その年代觀適用の限界を意識して利用するならば二氏の提供する西周金文の編年的體系は周代政治文化の研究に際して有力な手掛りを與へるであらう。

第二章　甲骨學の新展開

第一節　甲骨學史

現代の中國に於いて正統歴史學界の寵兒として、最も多くのアカデミックな史學者とその專門家とを吸收してゐる分科は今茲に述べんとする甲骨學である。甲骨學は新資料發現の結果二十世紀初頭に初めて呱々の聲を揚げた新興の學問であつて、其の點に於て民國革命後世に出た前清內閣所藏の明清檔案の研究と相似の運命にある。民國十七年國立中央研究院歴史語言研究所が成立した時、その歴史組の事業として選ばれたのが明淸檔案整理と河南省安陽縣附近の殷虛發掘の二工作であつた。王國維の歿後、羅振玉も學界に遠ざかり、稍沈滯の氣味にあつた甲骨學は、民國十七年秋に開始された殷虛の科學的發掘に於て獲られた甲骨其他の遺物の研究により甚大な刺戟を受けて、異常の活氣を呈し幾多の新研究を輩出して急速な進步をたどりつゝある。

此の甲骨學の流行に伴ひ甲骨學史及び甲骨學文獻目錄の類は中國に於ては夥しく出版されてゐる。學史の類では、古くは容庚の『甲骨文字之發見及其考釋』〔國學季刊一ノ四、（民國十二年）〕の如きも獨自の甲骨文字の新解釋を包含し甲骨學通論の如き觀があり、純粹に學史の形態を取らないけれどもやはりこの類に屬し、後に甲骨學目錄を附してゐる。王國維の『最近二三十年中中國新發見之學問』〔民國十四年淸華大學講演、學衡第四十五期（民國十五年）及衞聚賢編中國考古小史（民國二十二年）所收〕中の殷虛甲骨文字の項も斯學の建設者の自述として貴重すべきものがある。文獻目錄の類では、先づ容庚の『金石書錄目』卷七甲骨の類〔民國十九年初版、民國二十三年補訂再版〕は單行本を主として集めたが、陳準の『殷契書目錄』〔圖書館學季刊六ノ一、及甌風雜誌一ノ七〕董作賓の『甲骨文論著目錄』〔北平圖書館讀書月刊二ノ七（民國二十二年）〕李星可『甲骨學目錄並序』〔中法大學月刊四ノ四。（民國二十三年）〕等は諸雜誌揭載論文にも及ぼしてゐる。更に陳振東の『殷契書錄』（民國十九年）によつて着手せられた解題提要の試みは、近くは邵子風氏『甲骨書錄解題』（民國二十四年）により厖大なる一部の書となつて現はれた。分類目錄にして、多少の學史的用意あり、尙簡單な解題を附する競明『三十五年來的甲骨學』〔考古、三（民國二十四年）〕もこれと相並んで便利である。しかし古く甲骨を主とする殷虛遺物の發見發掘經過及び研究書出版を年表にして示した董作賓『甲骨年表』〔中央研究院集刊二ノ二（民國十九年）〕は最近の中央研究院の殷虛發掘の結果とその後の研究文獻を補ひ、單行本・論文の分類目錄人名索引を補つて民國二十六年中央研究院歴史語言研究所から發行された。現代甲骨學の第一人者の手になつたもつとも完備した甲骨學史の決定版である。

斯の如く彼の地に於て隆盛を極める此の學問に對して嘗て甲骨學は勃興期に於て林泰輔博士の如き永久に甲骨學開拓者の一人として記憶せらるべき先覺を出し、又王國維の劃期的な殷先王先公考等の述作を逸早く紹介し、その研究に暗示と鼓舞とを惜まれなかつた內藤湖南博士の如き碩學を出した我學界が、近來種々の理由から全く雲烟過眼視、或は白眼視し去つてゐて、僅に石濱純太郎氏の『殷墟學文獻小志』〔龍谷史壇五十四（昭和九年）〕、同補〔同十八、昭和十一年〕があるのみで、近頃長瀨誠氏の殷虛卜辭の書が出たが、中央研究院殷虛發掘以來の斯學の最近の動向に對して餘り考慮が拂はれてゐないのは遺憾の極みである。支那の甲骨學の一般についての概觀、或は文獻目錄は上揭の中日諸書に讓り、茲には主として民國十七年以後、董作賓氏を主動者として起つてきた甲骨學の新展開に就て紹介を試み、我學界に閑却されてゐる斯學に注意を喚起したい。

河南省安陽縣附近の殷虛から出土する龜甲獸骨が始めて學者の注意を惹いたのは、光緖二十四五年の交（一八九八―一八九九）淸末の山東の金石學者王懿榮が商賈の齎した甲骨上に文字の刻せられるを認め、之を寶藏したに始る。甲骨の最初の收藏者たるの光榮は同時の著名な金石家端方に與へらるべきだと云ふ說もあるが、蒐集の甲骨が後の斯學研究の中心對象となり、斯學勃興の機緣をなした點に於て、王氏の發見の方が特記せらるべきは言を俟たない。王懿榮は間も無く義和拳匪の亂に殉じ、その所藏甲骨は擧げて丹徒の劉鶚に歸し、劉氏は更に收集を續け、光緖二十九年（一九〇三）その甲骨上に刻せられた文字の拓本を撰擇影印鐵雲藏龜六卷を出版した。之が甲骨の廣く學界に紹介された權輿である。次で翌光緖三十年、當時の經學の耆宿瑞安の孫詒讓が專ら劉書を資料として、此等の龜甲獸骨上に刻せられた文字を解讀して、その文章が、古代の祭祀游獵軍旅などをトつた卜辭であることを知り、契文擧例二卷の稿本に成した。これは民國六年に至り吉石盦叢書の一として羅振玉氏により出版されたので公刊の年次はやゝ新しいが、その成稿はもつとも古く、專ら殷虛出土の甲骨上の刻文を資料とし、これが解讀を試み更に諸方面から研究を加へんとしたもので甲骨學の礎石は茲に置かれた。

淸朝に於ける小學の一傳統を受け、又特に淸朝中期以後より靑銅器銘文たる金文を硏究して、着々と業績を收め、既に吳大澂の說文古籀補により相當完備した先秦文字の辭典を有してゐる處の淸末の金石學者が、金文に連絡類似の乏しくない甲骨文字に接するや、驚喜して一途にその文字の解讀に專心したのは當然である。その間にあつて羅振玉氏の如き、人を派して殷虛遺跡を確かめしめたのみでなく、民國四年身親しく實地を踏んで採集を行ひ、甲骨のみならず、その伴出物にも注意を拂つて、銅器玉器石器彫骨の如き殷虛出土の遺物を集め、民國五年殷虛古器物圖錄を出版した。これはなほ考古學的の嚴密な遺跡の調査發掘とは云ひ難いけれども兎に角當時にあつては非凡の着眼であり、後に中央研究院による科學的發掘の先驅をなすものであつた。

然し一般に文字を愛好する中國人の嗜好趣味と淸末の文字學への一科として存した金石學の傳統と相俟つて、多くの學者は殷虛遺跡の調査或は遺物一般には殆ど無關心を示し、たゞ甲骨だけ特にそれも甲骨實物よりはひたすら甲骨上の文字のみに注意を向けた。羅氏の『殷虛書契菁華』（民國三年）が

特別に甲骨を寫眞印刷に附した以外は、前の『鐵雲藏龜』を始め羅氏の『殷虛書契前編』八卷（民國元年）『鐵雲藏龜之餘』（民國四年）『殷虛書契後編』二卷（民國五年）姫佛陀氏の『戩壽堂所藏殷虛文字』（民國七年）林泰輔博士の『龜甲獸骨文字』二卷（大正六年）葉玉森の『鐵雲藏龜拾遺』（民國十四年）王襄の『簠室殷契徵文』二卷（同）の如き拓本を影印したものと、明義士 Menzies の『殷虛卜辭』Oracle Records of the Waste of Yin.（民國五年）の模寫影印したものとである。中國の學者は主として以上の文字の拓本影印を資料として甲骨文字解讀に腐心したのであつた。

孫氏に端を發した甲骨文字考釋は林泰輔博士の『河南省湯陰縣發見の龜甲牛骨に就きて』（史學雜誌二十ノ八、九、十）によつてうけつがれ、これに刺戟された羅振玉氏は宣統二年『殷商貞卜文字攷』一卷を著し、後更に增補して民國三年『殷虛書契考釋』の書を成した。これは書契前後編、菁華及び鐵雲藏龜に見えた卜辭につき解讀し得た處を綜合的に述べたものであつて、孫詒讓により始められた甲骨解讀の學はこれに於て一應完成したとも云ふべきであつて、以後の甲骨學は總て此の一著を出發點としてゐる。

王國維の論考『殷卜辭中所見先公先王考』『同續』『殷周制度論』（民國六年）『戩壽堂所藏殷虛文字考釋』（民國八年）が此の書の考史の部分たる都邑帝王人名地名諸篇に對する補訂であり、商承祚の『殷虛文字類編』（民國十二年）がその文字篇を說文の順序に配列した如き、またその他の羅氏の門以外の著述著作、葉玉森の諸論文『殷契鉤沈』（民國十二年）『說契』『揅契枝譚』（民國十三年）を始め爾餘の書は何れも何等かの連絡をこの書にもつてゐる。こゝに一先づ形式を備へた甲骨文字考釋の學はその後暫くの間は餘り見るべき進步を示さなかつたので羅氏が民國十年考釋の補訂版を出した時にも、多少の補正と僅に引例の類が稍豐富になつた外はその大綱は變らない上に、原著の引用書の葉數を削去した事などにより改惡と評せられた事によつても知られる樣に、民國十年代の學界は稍沈滯の狀態にあつた。これは拓本を通じて文字の硏究のみに終始しようとした硏究法の固定の將來した結果と思はれる。この舊套依然たる硏究法は民國十七年以來中央硏究院の殆ど每年繼續して行つた殷虛の科學的發掘の直接間接の影響によつて大革新を與へられるに至つた。

殷虛發掘の結果に就ては第七回迄の結果は簡單ながら四冊の中央硏究院から報告によつて公表されたが、なほ全般の詳細な報告は未發表である。殊に第八回以後、從前の發掘地小屯から少し隔つた侯家庄附近の恐らく殷代の王墓と推定せられる巨大なる墳墓の發掘の結果は、今迄未知の豐富なる副葬品の發見となつたが、之に就ては微かに傳聞するのみで未だ詳細な公報に接し得ない。安陽發掘の全貌は未だ一般には窺知せられず、その考古學上の業蹟の評價は將來に待つべきであるが、最初より殷虛發掘の目標が甲骨にあつた爲、その發掘の結果の影響は先づ甲骨學に於て現れ出した。

民國十七年秋の第一回發掘の結果獲られた甲骨資料は董作賓氏により整理され、翌年『安陽發掘報告第一期』に『新獲卜辭寫本』として摸本が公にされた。殷虛出土の龜甲及び獸骨―主として牛の肩甲骨―は今まで一個の完全な形で出土したものはなく、悉く大小無數の斷片、破片として掘り出され

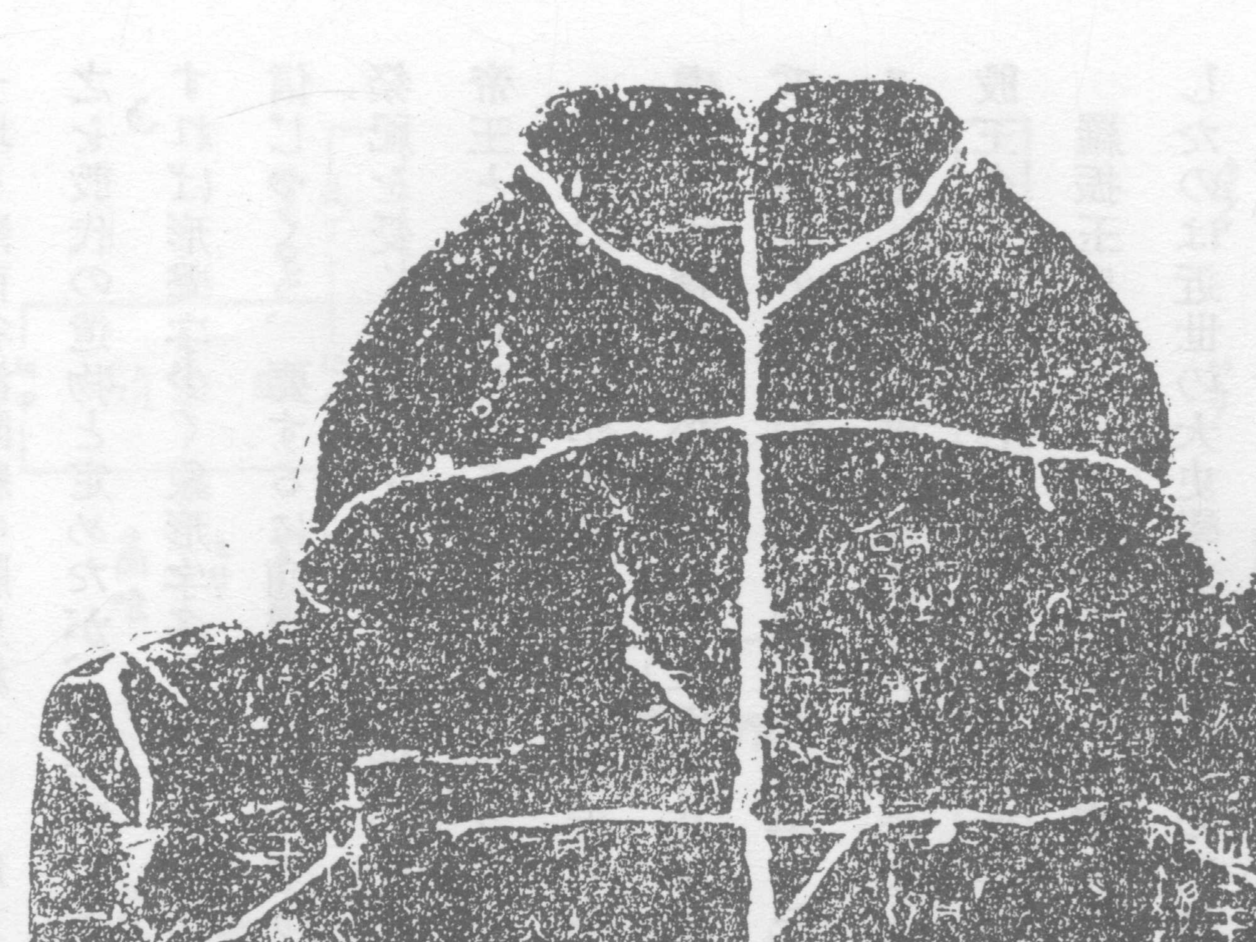

第二十圖　中央研究院發掘大龜第一版拓本

てゐた。然し本來は龜甲ならば龜の完全な腹甲或は背甲、骨ならば肩甲骨が其の儘に卜の用に供せられ、裏面に多數の穴を穿ち、そこに火を當て焦灼し、表面に生ずる裂目により事の吉凶を卜し、その問ふた事柄を表面に刻した文字が甲骨文なのである。一つの甲骨の全體―これを中國では甲骨大版と呼んでゐるが―は一回の卜ひに當てたものではなく、その全面に亙つて何回となく焦灼を施し生じた卜兆の傍に卜の文句即ち卜辭を刻してゐる。その各の卜辭は極めて短文であつて一甲骨大版上には短文の卜

第二十一圖　同大龜卜辭摸本

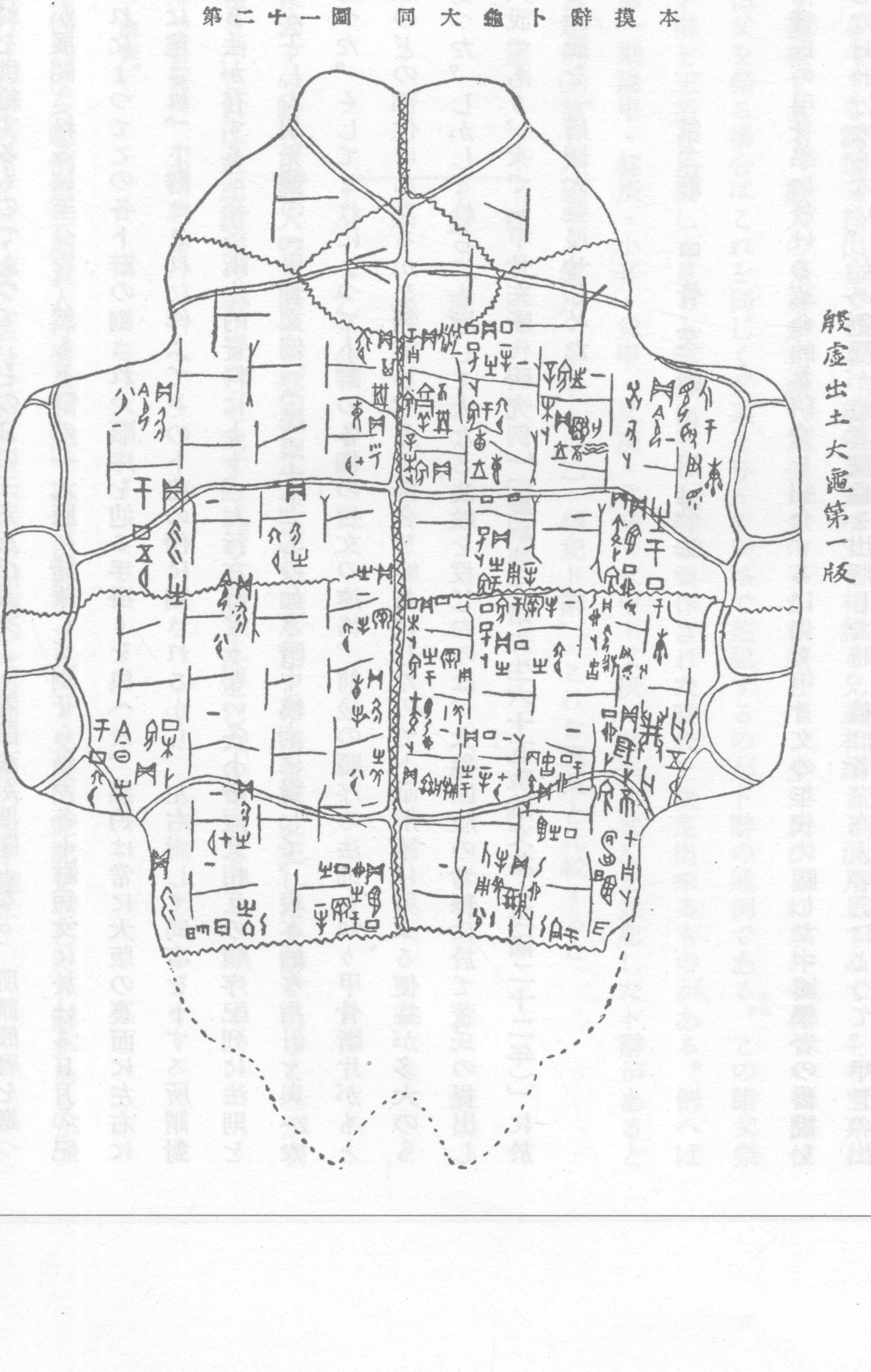

辭が多數縱橫に刻せられてゐる。殷虛出土の甲骨斷片はその短文の卜辭の若干文字を止めるに過ぎぬから、極めて不完全な資料であつてこれ等の斷片を何等かの方法で接合復原する必要がある。卜辭の內容の研究に於ても單に現れた個々の短文の解讀だけでは纏つた史實は知り得ないから更に進んでは完全な甲骨の大版にある多數の卜辭を綜合して考察すべきである。

既に王國維を始め甲骨學者は甲骨文の解讀に當り時々拓本斷片の接合を試みては居たが、董作賓氏は殷虛發掘の甲骨實物を手にし之を整理するに當つて、如上の必要を痛感したらしい。されば此の甲骨接合復原を系統的に行はんとし、先づ現在の生龜の形狀を調べ、之と比較して殷虛の龜甲斷片が龜甲の如何なる部位に相當するかを知り、かくして部位決定された斷片を綜合して、龜甲に卜焦の施さるゝ方法を知らんとして『商代龜卜之推測』〔報告第一期所收〕を公にした。

幸にして殷虛第三回の發掘に於て、大連坑と稱する點に於て古代の窖と覺しき深部より、全面に卜辭を刻した龜甲の殆んど完全な版卽ち大版が四枚相重つて發見せられた。董氏はこの大龜四版の寫眞に考釋を附し、『大龜四版考釋』とし、中國動物學界の權威たる秉志に屬して現在の附近產出の龜殼を調査した『河南安陽之龜殼』と共に『安陽發掘報告第三期』(民國二十年)に發表した。

大龜四版の發見が甲骨學界にもたらした贈物の第一は上述の甲骨斷片の系統的接合の要求に合致し、これに原物による準則を提供した事にあつた。

大龜四版の各卜辭は日の干支のみならず多くはその月次をも記してゐるが、これは古代の厤法の貴

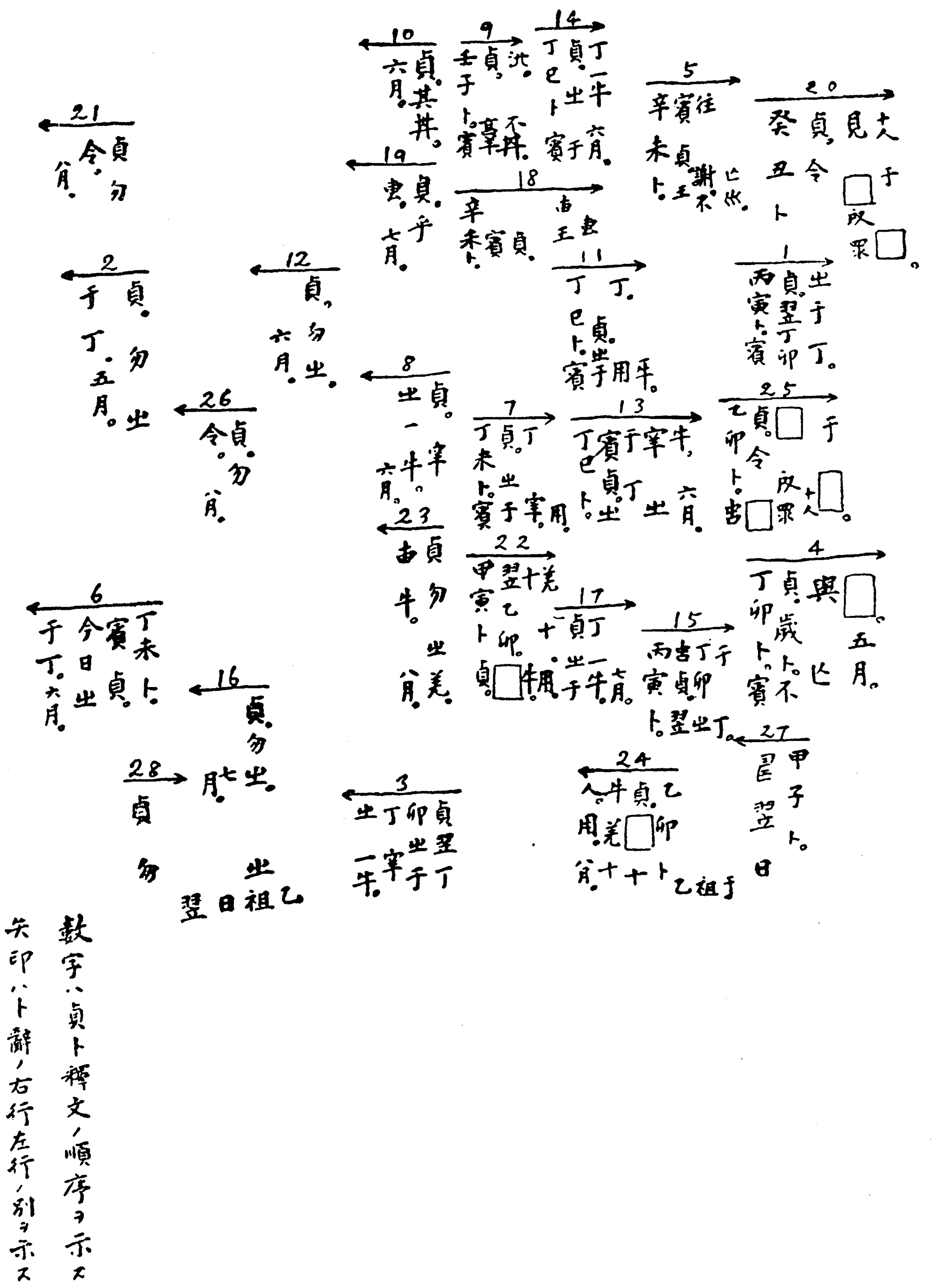

第二十二圖　同大龜卜辭釋文

重な資料を供給するものであつて、その日の干支及び月次より置閏法が問題となり、所謂殷曆を廻つた論爭が展開されるに至つた。然も卜辭の一大版に錯雜して刻せられた各卜辭短文に於ける日月の記載はこれによつてこの各卜辭の刻された順序を辿る手掛りを與へた。焦灼は常に大版の裏面に左右に對照的に施され、卜辭はこれに伴ふてその卜兆の傍に刻されるから、左右對して同事を卜する所謂對卜の如き法が存する。今迄斷片的資料により、左行右行定りない各卜辭短文相互の順序配列に法則を見出さんとした胡光煒の『甲骨文例』(民國十七年)の如き暗中模索に對して、根本的な指針を與へたのであつた。そしてこれによつて卜辭の各個の短文の連絡、前後の順序の法則を知り甲骨斷片がもとの大版のどの部位にあたるかを判定し、その接合を容易にしたので卜辭解讀に與ふる便益が多大のものがあつた。しかしこれらにも增して大なる波紋を投じたのは、大龜四版の考釋に於て董氏の提出した貞人說であり、次で『甲骨文斷代研究例』〔慶祝蔡元培先生六十五歲論文集(民國二十二年)〕に於て此の新說を一層擴大發展せしめた。

第二節　甲骨文斷代研究法

董作賓氏の甲骨學に於ける革命的な研究を紹介するに先ち甲骨文の年代に關した中國學者の舊說を一顧しなければならない。始め劉鶚が鐵雲藏龜を出版した時、彼は骨董商人の言によつて、甲骨の出土地を河南省湯陰縣の牖里城なりと序文に記した。劉氏は單に卜辭に見える祖乙辛等の人名により、之を殷代の遺物と定めたが、孫詒讓は此出土地を顧慮した爲でもあらうが、甲骨文字を兩周金文に比すれば形聲字少く象形字多き點より、字體上周金文より古き文字であり、恐らく商代の文字ならんと信じつゝも、要するに商周間の文字なりとの留保を附せざるを得なかつた。同樣にして卜辭に見える祭祀を受くる祖乙・祖辛・祖丁等の十干を以つて名とせる人名に就ても、直ちに史記殷本紀等の殷の帝王と一致せしめることを躊躇したのであつた。

甲骨の出土地が河南省安陽縣附近の小屯であることを知つた羅振玉氏は、『商貞卜文字考』及び、『殷虛書契考釋』に於て一方では甲骨文に現れる祖宗の名稱を史記に傳へる殷の王系と比較し、また他方では殷代の帝都の位置に關した古典の記事を參照し、殷王朝が安陽の殷虛に都したのはその末期である武乙・文丁・帝乙三王の時代であるとの說を提唱し、卜辭に現れる大乙以下の人名を史記殷本紀の殷王名と一致せしめ、甲骨文字は此の期間の殷代の王者の祭祀を卜した史料であると推定した。

羅振玉氏を助けて甲骨文字の內容についての歷史的考證を進め、甲骨文の史料としての價値を確定したのは近世の大史學者王國維氏の功績である。羅氏の『考釋』を讀み羅氏の考證した殷王名以外になほ卜辭中から比定し得る王名があることを覺り『殷卜辭中所見先公先王考』『同續考』を著し、後に『古史新證』の講義稿本にこれを綜合的に敍說した。これによると羅・王二氏によつて甲骨文中の人名は、史記殷本紀及び三代世表に載せられてゐる殷の王系と徹底的に比較研究が行はれた結果、卜

辭に史記の王系に出て來る本名と全然同一名で現はれるもの大丁・大甲・以下武乙に至る十六王と、卜辭と王系と名を異にしてゐるけれども、卜辭の夒卽王系の帝嚳、土卽相土、季卽冥、王亥卽核等の如く考證により比定し得る十九王とを見出し得たのであつた。王氏は更に二つの卜辭の斷片を接合し、これによつて史記の

微—報丁—報乙—報丙—主壬—主癸—大乙

の王系が誤りで、卜辭によつて

微—報乙—報丙—報丁—示壬(＝主壬)—示癸(＝主癸)—大乙

と訂正すべきことをも發見した。その後郭沫若氏は更に一斷片を接合してこれを完璧にしたので示癸と大乙の承繼が確となつた(卜辭範例(5)第四期先公先王合祭卜辭參照)。王氏はかくて史記殷王系中天下を統一した大乙以後の三十帝の內沃丁・雍己・河亶甲・沃甲・廩辛・帝乙・帝辛八帝を除く外二十二帝を卜辭の人名と一致さすことに完全に成功した。王氏はこの外では卜辭中に祭られる先王の名を個別的に比定したゞけで、その世次については確證する史料をもたなかつたが、中央研究院の發掘によつて新に數個の斷片を發掘し、これを接合した結果、上甲微から大丁・大庚・大戊・中丁・祖乙・祖辛・祖丁に至る十祖宗を祭ることをトふ卜辭であることがわかつた(卜辭範例(2)第一期上甲以下十示合祭卜辭)。この樣にして羅・王二氏によつて試みられた史記の殷王系及び世次とを照合して校訂する試みは、その後の殷虛の學術的發掘により獲られた確實な甲骨遺物の新資料によつて着々として確か

二〇三～二〇四

められつゝあるのである。これは一方に於て出土狀態が不明確であるため考古學的資料としての價値が劣り、從つて一部の學者にはこれを利用するに當つて一抹の危惧を感ぜしめてゐた殷虛卜辭の史料としての價値を確認せしめるとともに、一方に於ては史記殷本紀・三代世表の王系が或點に於て誤謬を含んではゐるけれども、全體とし見ると正確な史實を傳へてゐることが判明したのである。王國維の提唱した古書と新史料とによる二重證明法はその後の新史料の發見によりますますその效力を發揮し、今迄確實な史料がなかつたために疑はれてゐた殷王朝の實在性は確かめられ、殷代は今や確實に歷史時代と見做されることとなつた。次に揭げるは董作賓が作成した史記と甲骨文とを並記した殷王朝世系表(二十三圖)である(『甲骨文斷代研究例』所載二圖)。王國維の卜辭未發見の八帝中帝乙・帝辛は末期卜辭の時代になほ生存中であつたので卜辭に現れないのは當然であるからこれを除いて、雍己・河亶甲・廩辛も卜辭に比定され、沃丁・沃甲については、董氏の比定は郭沫若氏の反駁に遇つてなほ決定的とはなつてゐないけれども、ともかく殆んど全殷代列王名が卜辭中に見出された。

またこの樣に殷虛から發見される甲骨上の卜辭が殷朝の祖王の祭祀をトしてゐる以上、これが殷王室の卜師が王室の祭祀その他の行事をトした同時史料であることもおよそ確かとなつた。王氏は殷虛が帝都であつた期間について古典中の多くの矛盾撞着する舊說を批判した結果、古本竹書紀年の盤庚が殷に遷都してから紂が周に滅されるまで不動であつたと云ふ記事がもつとも眞實を得てゐると斷じた。* これに從ふと殷虛から出土する卜辭は盤庚・小辛・小乙・武丁・祖甲・祖庚・廩辛・康丁・武乙・文丁・帝乙・帝紂・十二王八世の間のものと考へられる。その點に關しては王氏はまた卜辭から以下

第二十三圖　史記卜辭對照殷代王系表（董作賓原圖）

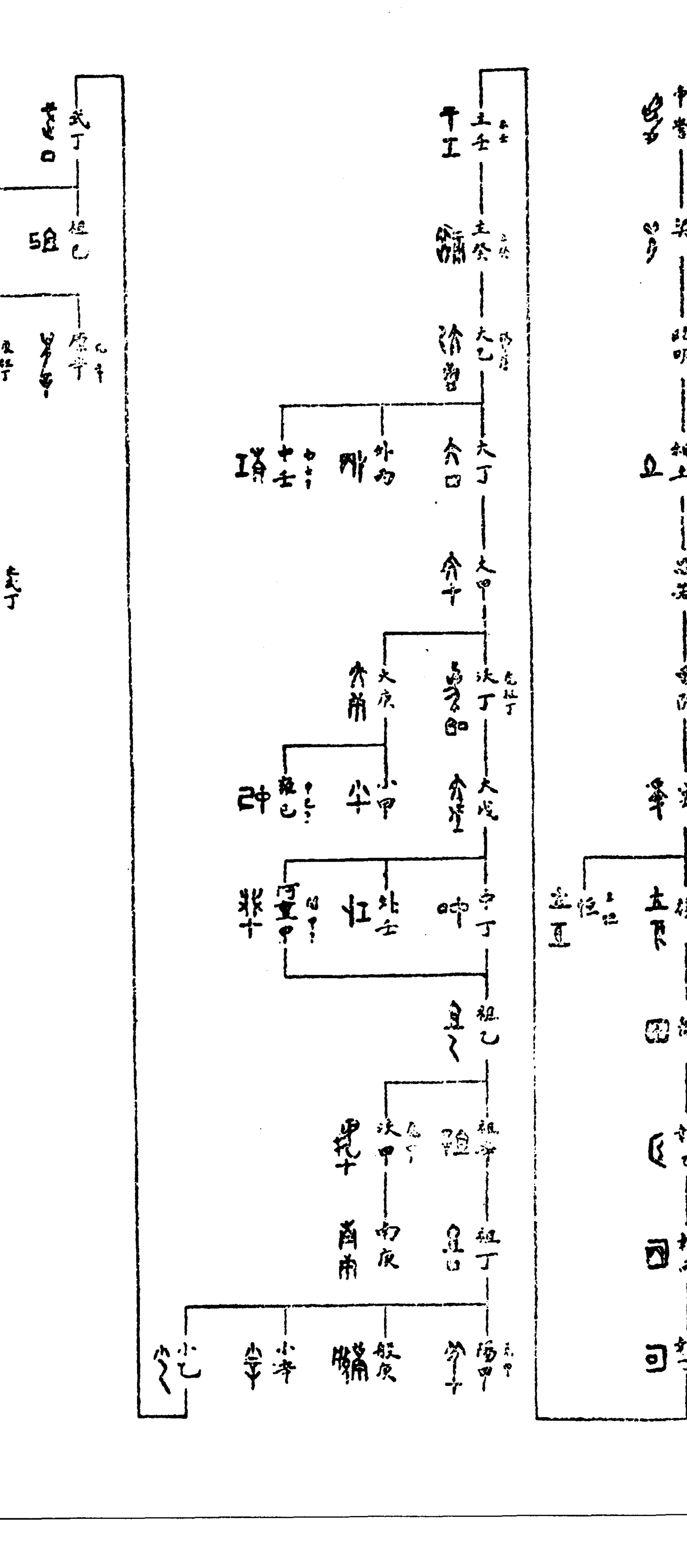

二〇五～二〇六

に述べるやうな證據を提出してゐる。殷の王室は父子相續と兄弟相續とを混用してゐて、その王系はかなり複雜である。數人の兄弟が相續した後にその子が相續して、生父及びこれ以外の相ついで卽位した伯父を祭る場合はこれを同じく父某と呼んで同格で並祀するのが卜辭の通例である。** この諸父祭祀の卜辭を王系と比較して見ると容易にその卜辭の製作された時代を決定出來るものがある。例へば範例第一期陽甲・盤庚・小辛・父甲・父庚・父辛・父甲・父庚・父辛・父乙を並祀した卜辭があるとする（範例(1)第一期陽甲・盤庚・小辛・小乙・祭祀卜辭)。これを王系と比較すると

祖丁—陽甲
　　　├盤庚
　　　├小辛
　　　└小乙—武丁

の樣に武丁の時代に四人の父陽甲・盤庚・小辛三帝乃至小乙との四帝を並祀した卜辭であることが明白に判る。これは並祀諸父の稱によつて武丁時代の卜辭と決定したのである。

*『古史新證』『先公先王考』

** 同書。

また例へば（範例第二期貞人行署名卜辭）の樣に父丁・兄己・兄庚の並祀をトした卜辭があるが、丁と名づけた父の下に己・庚と名付けた二王が兄弟相續したのは王系の示す樣に

武丁─孝己
　├祖庚
　└祖甲

武丁の子孝己・祖庚・祖甲の代しかない。此卜辭は祖甲時代に父武丁・亡兄孝己・祖庚の祭祀を卜したものに相違ない（範例(3)第二期貞人行署名卜辭參照）。これは並祀された父兄の名により祖甲時代の卜辭と決定したのである。王國維はこの時代の決定された卜辭を助けとして、殷虛の帝都であつた期間、從つてこれから發見される殷虛卜辭の製作せられた時代の上限下限を定めたのである。＊王氏の上述の様な考證によつて殷虛卜辭が盤庚から紂までの間、殷の王室で國家の大事を卜つた言葉を刻したものであることが更に明瞭となり、卜辭の同時史料としての價値が確認せられたのである。

＊殷虛卜辭の製作された時代の下限について、董作賓氏は王氏によつて殷王朝の末帝紂即ち帝辛として、卜辭中最も新しい第五期卜辭を帝乙・帝辛二代の間の製作にかゝるものとした（『甲骨文斷代研究例』）。これに對して郭沫若氏は帝王世紀によつて帝乙時代に殷虛から朝歌に遷都したといふ說を稱へた（『卜辭通纂』序、及び後記）。これによると殷虛卜辭の下限は帝乙時代に溯ることになる。兩說はどちらも轉々引用された竹書紀年、帝王世紀の不確實な本文を典據とした意見の相違に過ぎない。金祖同氏は形式字體からすれば董氏の所謂第五期卜辭である

丙午卜貞。文武。丁宗。其牢。（殷契遺珠）

に牢を捧げて文武丁即ち文丁の祭祀をトつてゐる以上、この卜辭は帝乙でなく帝辛のトつたものであると云つてゐる。一般に卜辭では現王の父は例へば父某として十干に父字を附して呼ぶが、祖父以上は祖某として十干に祖字を附して呼んでゐる。大丁・沃丁・中丁・祖丁・武丁・文丁の様に十干中でも同じ丁日に生れた祖はすべて祖丁と呼ばれるので、何等かの方法で區別する必要から卜辭では大丁・中丁・武丁、或は后祖丁なぞの字を附した廟號を與へたのである。この廟號の原則から見ると文武丁といふ廟號はその孫である帝辛の時代に始めて生じたものであつて、子である帝乙の時代は單に父丁と呼はれてゐた筈であり、現に字體形式から第五期卜辭と推定されるものが、

丙寅卜貞。父丁祊。其牢。（遺珠六五片）

父丁と稱して祭つてゐるものは、帝乙がその亡父文丁の祭祀をトつたものに外ならないのである。この様な卜辭の通例からして文武丁の廟號を含む第五期卜辭が存在する以上、その製作時代が帝辛時代に屬することは確實で疑をはさむ餘地はない。筆者はこの卜辭自身の示す徵表によつて卜辭の製作時代の下限を帝辛時代に置く董・金二氏の說に贊成するものである。

王氏が時代を決定した卜辭は上に擧げた二例に止るので一々の殷虛卜辭に就て精密にその時代を決定するには至らなかつた。此の點に對して新しく貢獻をなしたのは南京中央研究院の殷虛發掘の主宰者の一人董作賓研究員であつた。董氏は王國維によつて試みられた殷の先王の稱謂を手掛りとする特定の卜辭の時代決定を氏の所謂貞人名を媒介として一般の卜辭に推し及ぼさうとした。貞人とは例へば

癸卯卜。亘貞。㞢于父甲犬。

と云ふ様に、卜辭は普通卜を行つた日の干支を冒頭に置き、「癸卯卜す」に始り次に一字亘をおいて貞字がある。貞は問ふと云ふ義で「父甲に犬を供して祭ることを問ふ」と讀まれる。この卜下貞上の亘の如き字は數十の異字があり、從前は或は官名或は地名或は卜問內容の種類を示すと解され定論がなかつた。氏は或は某日に「卜在向貞」「卜在㴱貞」と云ふ如き地名である場合には、必らず在字を上に加へてゐるから、上の「卜亘貞」の亘は地名とは解釋できない。また大龜四版の卜問の種類から云ふと全部次旬の吉凶をトふト旬の辭であるが、卜下貞上の字は賓以外に六つの異字があるから卜問事類とも解釋できない。また卜辭には某日に「王卜貞」「卜王貞」と書いた文例が多く、これは殷の王が親らトひ問ふたことを示してゐる。この後者の王は人名であり文法的には貞問の主格である。上の「卜亘貞」は全くこれと一致した用法であるから、貞の主格である人名と考へねばならない。亘は龜卜骨卜に際して甲骨を焦灼するに先だつてまづ甲骨に對して疑問をとひかける人であり、儀禮士喪禮の龜卜では命龜貞問といつてる手續きを司る宗人と呼ぶ禮官の一人に當るのである。董氏はこれを卜師の一種として貞人と呼んでゐる。亘の如き卜下貞上の字はこのトひのときに命龜貞問の任に當つた貞人が自己の名を自署したものであると解釋した。一個の龜甲牛骨は數回以上數十回の卜に用ひられ、その上には數十の卜辭が刻せられてゐて、各の卜辭に異つた貞人が署名してゐるものが少くない。この同一版上に共在する貞人名を調査すると、ほゞ一定の組合せがあることがわかる。先づその組合せを基とし貞人を若干の集團に分け、次に各貞人集團の卜辭中には先王の稱謂によつて時代決定出來るものがある。これを標準として各貞人集團の時代を決定する。上の例に父甲とあるのは武丁がその庶父陽甲を祭つたので、亘は武丁時代の貞人と考へられるのである。董氏は大體以上の様な手續をふんで『大龜四版考釋』（安陽發掘報告第三期）に於て十一人の貞人集團を武丁時代に擬定したが、甲骨文斷代研究例に於ては更に約三期の貞人集團を區分した。卽ち

第一期　武丁時代貞人集團　賓・韋・永等十一人。（第二十圖・第二十一圖・第二十二圖大龜卜辭參照）

第二期　祖庚・祖甲時代貞人集團　大・出・兄・旅・卽・行・口六人。（範例(3)第二期貞人行署名卜辭參照）

第三期　廩辛康丁時代貞人集團　彭・逆・宁等六人。（範例(4)第三期卜辭參照）

を定めたのである。また卜辭の內には貞人名を省略した形式例へば

癸卯。貞二旬亡[卜]。

の様に日の干支の直ぐ下に貞字があつて卜問を記するものがある。この類の卜辭には範例第四期干支貞形式卜辭の如くその內容が上甲微より直系祖神十三示を奉祀したものがあるので上甲微より大乙・大丁・大甲・大庚・大戊・中丁・祖乙・祖辛・祖丁・小乙・武丁・祖甲を祖甲の孫である武乙時代に祭つた卜辭と推定されるものがあり、また出土の坑位等によつて武乙・文丁時代を推定される。そこで

第四期　武乙文丁時代干支貞形式卜辭の一類が立てられる。

癸巳王卜貞。旬。亡尤。

の様に日の干支の下に「王卜貞」と連書したものがあり、この王の親しく卜貞を司つた形式の卜辭は黃冰二貞人名を持つ卜辭、また貞人名を省略し「干支卜貞」の形式をとる卜辭と一類で、その中例へば範例第五期王親卜貞卜辭の如くその內容が人方卽ち東夷征伐の際の卜辭があり、史書に傳へる殷帝紂の東夷征伐說話と一致することによつて殷代末期帝乙帝辛時代と推定されるものがある。そこで

第五期　帝乙帝辛時代王親卜貞形式、干支卜貞形式、貞人黃冰卜辭

の類が成立する。すべて此等を合せて殷虛卜辭は五期に區分せられることゝなる。大多數の卜辭はこの貞人署名、或は獨特の形式を基準として一目して五期の何れに屬するかその精密な製作年代が推定されるわけである。

董氏の貞人集團について見ると、餘りその時代を劃然と區別し過ぎた嫌がある。例へば第一期貞人の時代は武丁の沒後、祖庚・祖甲時代に下るものが相當多數含まれること、また次節に述べる如く第一期にはこの十一人の集團の外になほ王族、多子族の貞人集團の卜辭を考へねばならぬこと、第二期貞人は同版上に並存する卜辭署名の組合せによつて大・出・兄等の早期貞人群と行・旅・即等の晩期貞人群とに區別されることなど、細部に於て相當の修正を要するものがあるけれども、大體に於て正鵠を得て居り、これによつて卜辭は各々精密に年代の決定された同時史料に化したのである。

甲骨文斷代研究は上の貞人說を根本として、外に坑位、即ち殷虛よりの甲骨の出土の狀態の關係、或は十干十二支を始め文字の字形の變遷、或は卜辭に使用せられる吉凶を記する慣用句その他用語の差違、又刻せられた文字の書體の變化等が、悉く此の貞人と殷祖王稱謂を標準とした五期の區分に適合することを、多くの實例を擧げて說明してゐる。董氏はこれによつて甲骨文は正確に時代が決定され、年代的に五期の檔架に分ち整理されたと自稱し、顧頡剛氏の所謂古代の檔案たる甲骨文の研究はその第一步の工作を踏み出した。

董作賓氏の最初の大龜四版考釋に於て貞人說を提唱した當初、その卜下貞上の一字が卜人名なりとの論證及びその時代の比定はまだ極めて不完全で確實な證據を有せぬ推測に過ぎなかつた。それ故これに疑問を抱く瞿潤緡氏の大龜四版考釋質疑〔燕京學報十四〕、陳君憲氏の貞人質疑〔國立中山大學文史學研究所月刊二ノ一〕の如きものを續出した。瞿氏は卜下貞上の一字は、貞人名でなく卜の兆の名稱であらうとし、陳氏は卜辭は王事であるから史官が官の名を記する故がないと論じた。

然るに董氏の大著甲骨文斷代研究例が出るに及んで、その稿本を贈られた郭沫若氏は一讀その所論に服し直ちに貞人二三を補充して、印刷當に成らんとする卜辭通纂序文に絕贊の辭を述べたのを始め、吳其昌氏も殷虛書契前編解詁（文哲季刊二ノ一）に於いて貞人說を其儘採用してゐる。筆者がかつて北平で一夕在平金石學者、唐蘭、徐中舒、劉節、吳其昌の諸氏に面悟した際に董氏の大著に對する意見を求めたところ、一座共に董氏の說に贊成なる旨を答へられたことを記憶してゐる。

甲骨文編の著者、孫海波氏が甲骨斷代研究中の謬說を訂して卜辭斷代之探討の一文を草するの意ありと云つたが、〔燕京學報十七、『卜辭歷法小記』中の記事による〕今に至るも尙その公表に至らない爲に、所謂謬說が、董氏の論文の根本的なる缺陷を指すのか、然らずして部分的の問題に止るか詳にし得ない。甲骨斷代研究例の極めて大膽な研究法、然も多岐に亘つた議論は細部の甲骨文資料の使用、或は解讀の仕方に少からぬ缺點を藏してゐることは董氏も自認する處であらう。然し凡そ或る新學說殊に新研究方法の當否は、單なる蓋然的な論議、或は新學說の論證の方法の細部理論構成のみの批判では決せられぬ。窮極にはその研究方法が、果して實際に適用して多產な學的成果を擧げ得るか否か

二一一～二一二

が重要である。王國維氏の殷先王世系の研究が、近出の甲骨資料に徵して益確證され行くが如きはその適例である。董氏の大龜四版考釋に提出した貞人說は、斷代研究例に於て甲骨文斷代研究の基準となり、字形、文法、書體其他多方面の實例に即して極めて豐富な結果を得、又多くの一流の甲骨學者が之を應用して好果

殷墟卜辭範例 (1)

第一期陽甲盤庚小辛小乙祭祀卜辭

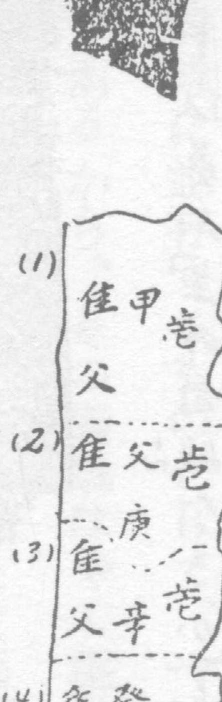

(一)隹父甲(＝陽甲)壱る。(二)隹父庚(＝盤庚)壱る。

(三)隹父辛(＝小辛)壱る。(四)隹父乙(＝小乙)癸巳の日壱る。

(鄴中片羽三九葉一片)

第一期陽甲盤庚小辛祭祀卜辭

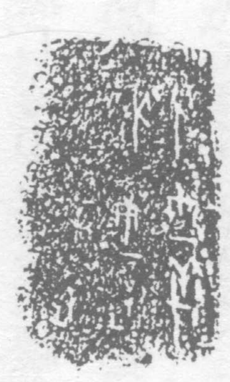

父甲一牡
父庚一牡
父辛一牡

父甲(陽甲)に一牡、父庚(盤庚)に一牡。父辛(小辛)に一牡

(殷虛書契後編上卷二五葉九片)

二一三～二一四

を得てゐることに徵して、甲骨斷代整理の方法としての極めて多產的であることは否めない事實である。

第一期上甲以下十示合祭卜辭 (2)

(一)□申雨文大辛未。(この卜辭不完全で文章を成さない)

(二)□未卜ひ上甲(微)より大乙・大丁・大庚・大戊・中丁・祖乙・祖辛・祖丁に至る十示(十神位)に來り牡の羊をもつて來ることを問ふ

(三)□(乙?)申卜ひ辛酉□大乙・大丁・大甲・大戊・大庚・中丁・祖乙・祖辛・祖丁牡羊をもつて(來ることを問ふ)

(四)□上甲より大乙大丁大庚(大戊・大庚・中丁・祖辛・祖丁)に雨を來る(ことを問ふ)

(中央研究院三・二・〇〇七四。七五。六三。一二〇。合片)

第二期貞人行署名卜辭

(3)

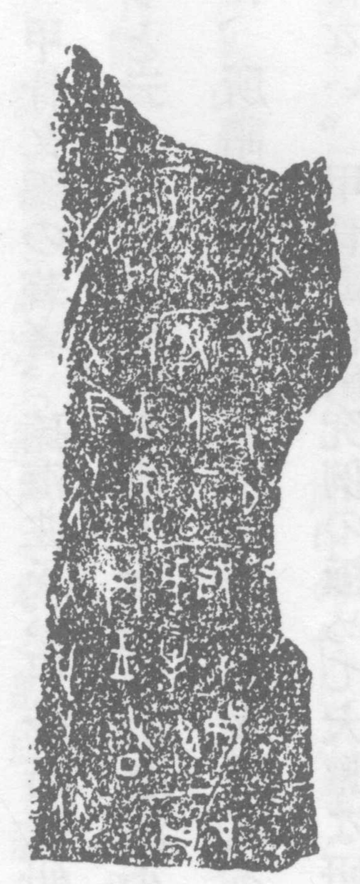

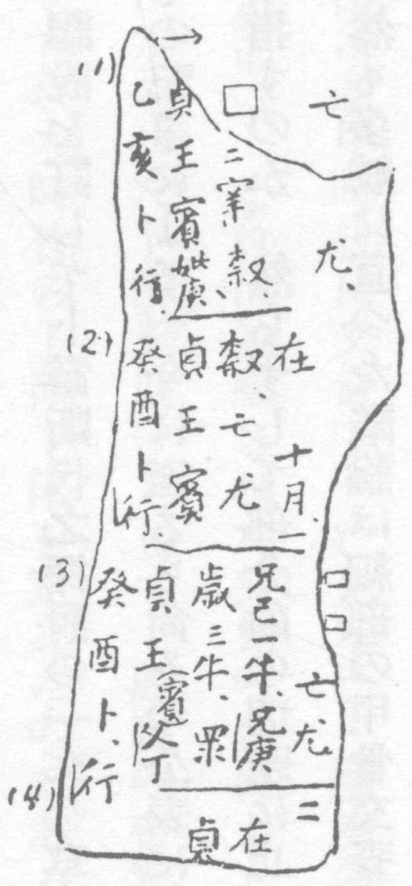

(一)乙亥の日卜ひ行(貞人名)貞ふ。「王妣庚(小乙の妃)を賓き二羊を□す。叙(祭名)尤なきか。」と

(二)癸酉の日卜ひ、行貞ふ「王叙に賓す。尤なきか」と

(三)癸酉の日卜ひ行貞ふ王父丁(武丁)を賓き三牛を兄己(孝己)に一牛兄庚(祖庚)に一牛を歳す。尤なきか。」と

(殷虚書契後編上巻一九葉一四片)

第三期卜辭

(4)

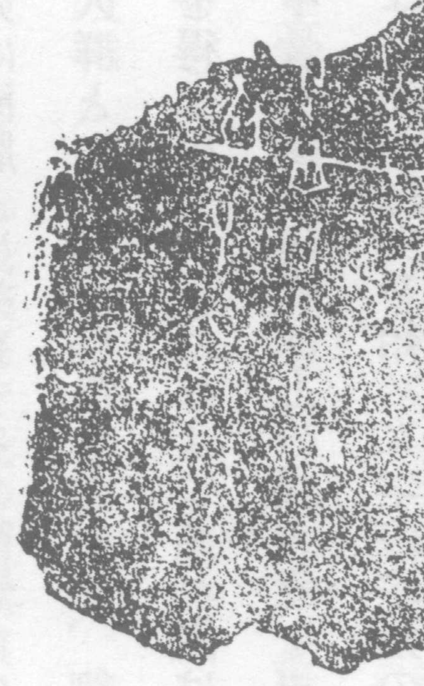

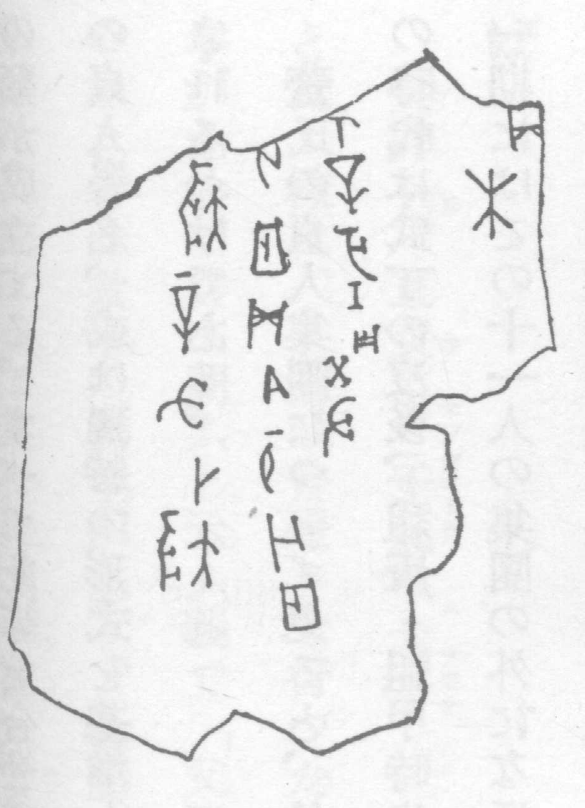

(1)辛丑の日卜ひ、狀(貞人)貞ふ。「今夕田なきか」と

(2)某某の日卜ひ狀貞ふ「今夕田なきか」と

(甲骨文斷代研究例八圖三)

二一五～二一六

第四期先公先王合祭卜辭

(5)

乙未の日三品(=犬羊牛の三牲?)を田(上甲微)に七、□(報乙)に三、冋(報丙)に三、示壬(主壬)に三、示癸(主癸)に三、大乙(湯)に十、大丁に十大甲に十、大庚に七と釆三、……祖乙に七……をさゝげ標燎る。

(甲、後編上巻八葉十四片。乙、戩壽堂殷虚文字一葉十片。丙、殷契粹編一一二片。王國維・郭沫若の綴合による。)

第三節　甲骨文斷代研究法の書體變遷觀の批判

董作賓氏の甲骨文斷代研究法は大旨は前節に述べた様なものである。董氏の著作の現はれた當初、瞿潤緡・陳君憲氏などの駁論も現はれたが、郭沫若・呉其昌・唐蘭の諸權威續々之に贊意を表するあり、甲骨學界に新紀元を劃するものとたゝへられた。然しその說は大體に於て首肯せらるるものがあるが、部分的には各貞人集團の時代を餘り劃然と區別し過ぎた嫌があることを始めとして多くの疑問の餘地を殘してゐる。吾人はその一例として董氏の甲骨文書體の時代的變遷觀を問題

第四期干支貞形式卜辭

(一)乙未貞ふ「それ田(上甲微)より十三示(直系祖神)に牛をもて小示(旁系祖神)に羊もて奉らんか」と。

(二)乙未貞ふ「大甲に奉らんか」と。

(後編上巻二八葉八片)

二一七～二一八

第五期王親卜貞卜辭

(6)

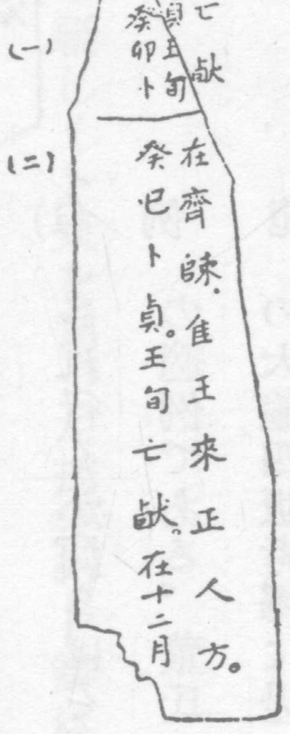

(一)癸卯卜ひ貞ふ「王の旬畝なきか」と。

(二)癸巳卜ひ貞ふ「王の旬畝なきか」と。十二月に於て齊師に於て隹れ王來り人方(夷方)を征するときのことなり

として見たい。

甲骨文字解讀に先鞭を附けた淸末の經學の大家孫詒讓は劉鶚によつて始めて世に公けにされた甲骨文の影印『鐵雲藏龜』を資料としてその解釋を試み『契文擧例』二卷を出版した。氏はこの自序に甲骨文の字形は大體に於て既知の金文の如きと類似してゐるが、その筆劃は更に簡單であり、且つ發音符號を文字の要素とする形聲字が未發達で、直接に物の形を繪畫的に示した象形字が多きを占めることに注意した。

劉氏に次いで羅振玉氏は自ら苦心蒐集にかゝる甲骨文を影印して『殷虛書契前編・同後編・同續編・同菁華』等を出版すると共に、之を材料として『殷商貞卜文字考』之を增補編纂した『殷虛書契考釋』を著して甲骨文字解讀の基礎を確立した。その前著『殷商貞卜文字考』には甲骨文字字體の特徵を擧げ、金文と比較すると、より象形的で、書かれたと云ふより畫いたので、字劃が自由に或は複雜化、或は簡略化され、一定の固定した形態をとらぬ傾向があると云つてゐる。

金文と甲骨文の二字體相互の關係に就ては後に讓つて、甲骨文が現在吾人の目睹し得る漢字の最古の字體であることは云ふ迄もない。然し孫羅二氏ともに甲骨文字に象形字多く形聲文字が少ないと云ひ、特に羅氏は繪畫的で筆劃が繁簡自在で一定した形態をとらぬと云つて、その原始的な性質を强調してゐる。二氏とも新發見にかゝる奇古の形をした甲骨文字の原始性古代性を過大視した傾向があることは爭へない。羅振玉氏は甲骨文中の羊・馬・鹿・豕・犬・龍の六字に就て第二十四圖の示す如く

二一九～二二〇

第二十四圖　羊・馬・鹿・豕・犬・龍六甲骨文字異體表（羅氏原圖）

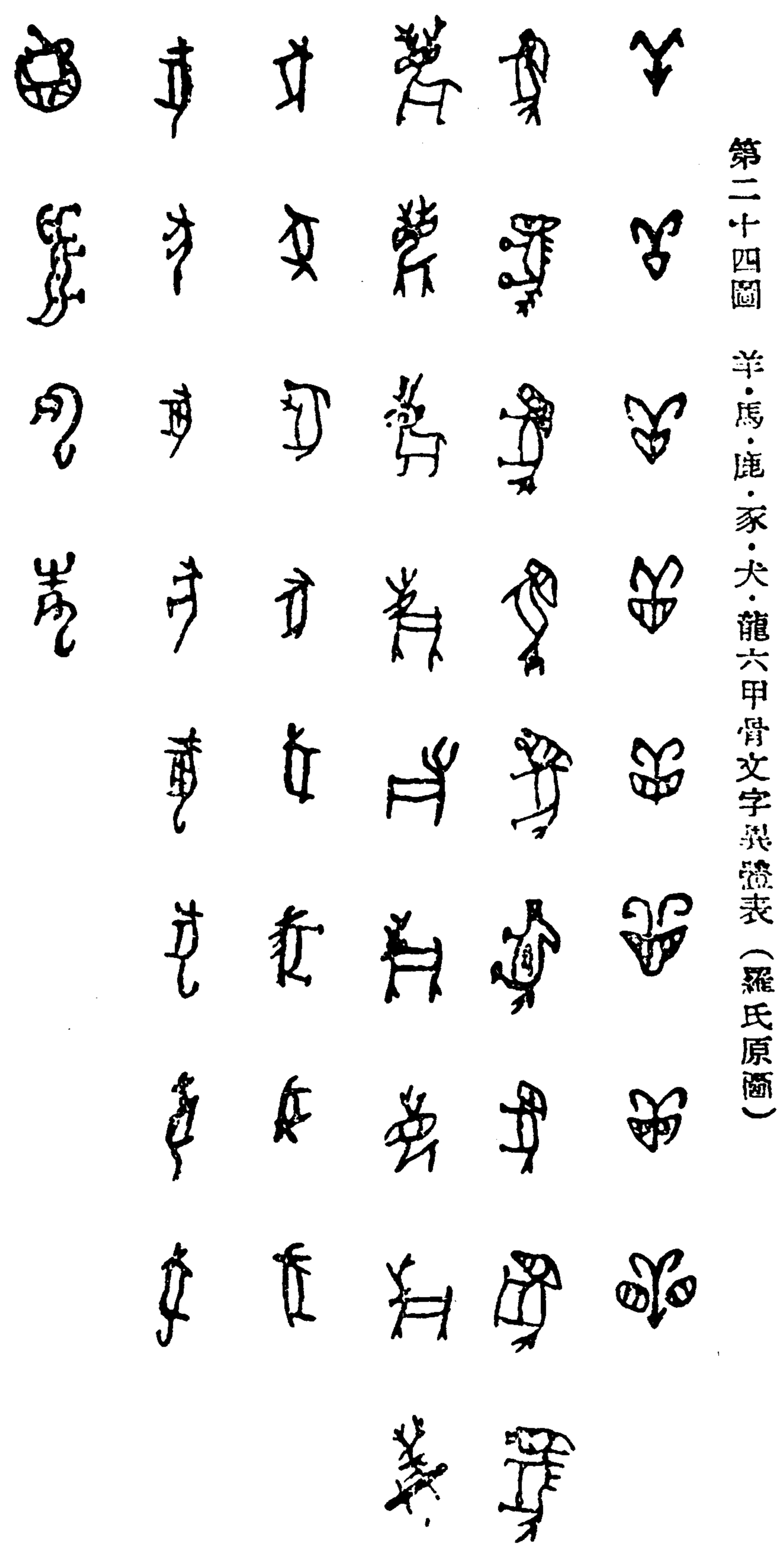

これ等の繪畫的な文字は例へば羊はその圓く曲つた角と廣い額、馬はふさふさした尾と長い頭、鹿はその枝の生えた角の樣な特徵さへ明かに現せば足る、その細部の筆劃に於ける多少の差違は問題とせぬと云ふ行き方であると指摘してゐる。然し此の擧例を今少し吟味して見ると、先づ羊の二體の內、前者の[illegible]は犧牲に供せられる羊、普通名詞の羊に使用せられるに對して、後者の[illegible]は祭名として使用されてゐる。形は似てゐるが獨立した二名詞であつて、一つの羊字の異體と考へたのは錯誤である。

次に馬字に就ても[illegible]及び羅表に現れない[illegible]の二つの形式に分れる。前者はより繪畫的であり、後者は篆體に近づいてゐる。此の二形を甲骨文の實例について董氏の甲骨文斷代研究法を適用して見ると、前者は多く第一期稀に第二期貞人の卜辭に現はれ、後者は第二期以後の貞人及特殊形式の卜辭に多く現はれてゐる。二つの馬の異つた字體は同時代に並存したのではない。第一期には繪畫的な字體が使用せられ、第二期以後漸次筆劃が固定し、篆體に近い字體に變化したのである。羅振玉氏がこの時代によつて異る一字の二體を同時に並存するものとして、一字の筆劃が繁簡自在に變化出來る繪畫的文字の特徵を示す例としたのであるから、その議論はやゝ穩當を缺くことは否めない。

甲骨文字の繪畫に近く筆劃並びに形態が不定であることを强調した羅振玉の說は、以上の二例でも判る樣に現在では其の儘では受取り難い。特に馬の字の例は、甲骨文字の字形の差違を斷代研究法を應用して、年代的の變化の過程として理解すべきであると云ふことを我等に敎へてゐるのである。

董作賓は斷代研究例の字形篇に於て五期に應じた字形變遷の過程を跡づけ、特に字形の變化が顯著で之をもつて時代未知の卜辭の時代を決定する標準とすることができる例を得ようと努力してゐる。氏によると十一王、五期、二百有餘年間に於ける甲骨文字の字形變化は之を一言で現はすならば簡單から繁複化へと云ふ言葉に盡きると云ふ。例へば萅字は[illegible]の三體がある。第一體の萅は木を結び合はした形を表はす。萅は引申されて相遇ふの意味となる。第二體は止を加へてこの引申義を明かにする。以上二體は第一期の卜辭に見える所であるが第二期以後萅止に更に彳を加へた第三體が出現する。これ等は意義の擴張に伴ふ字劃繁化の一例である。

全然意義の變化を伴はない單純な筆劃繁化も存在する。其字が第一期から四期までは[illegible]であるが第五期は[illegible]で一劃を增加してゐる如きはこの例である。

二二一～二二二

第二十五圖　董作賓氏十干十二支字體變遷表

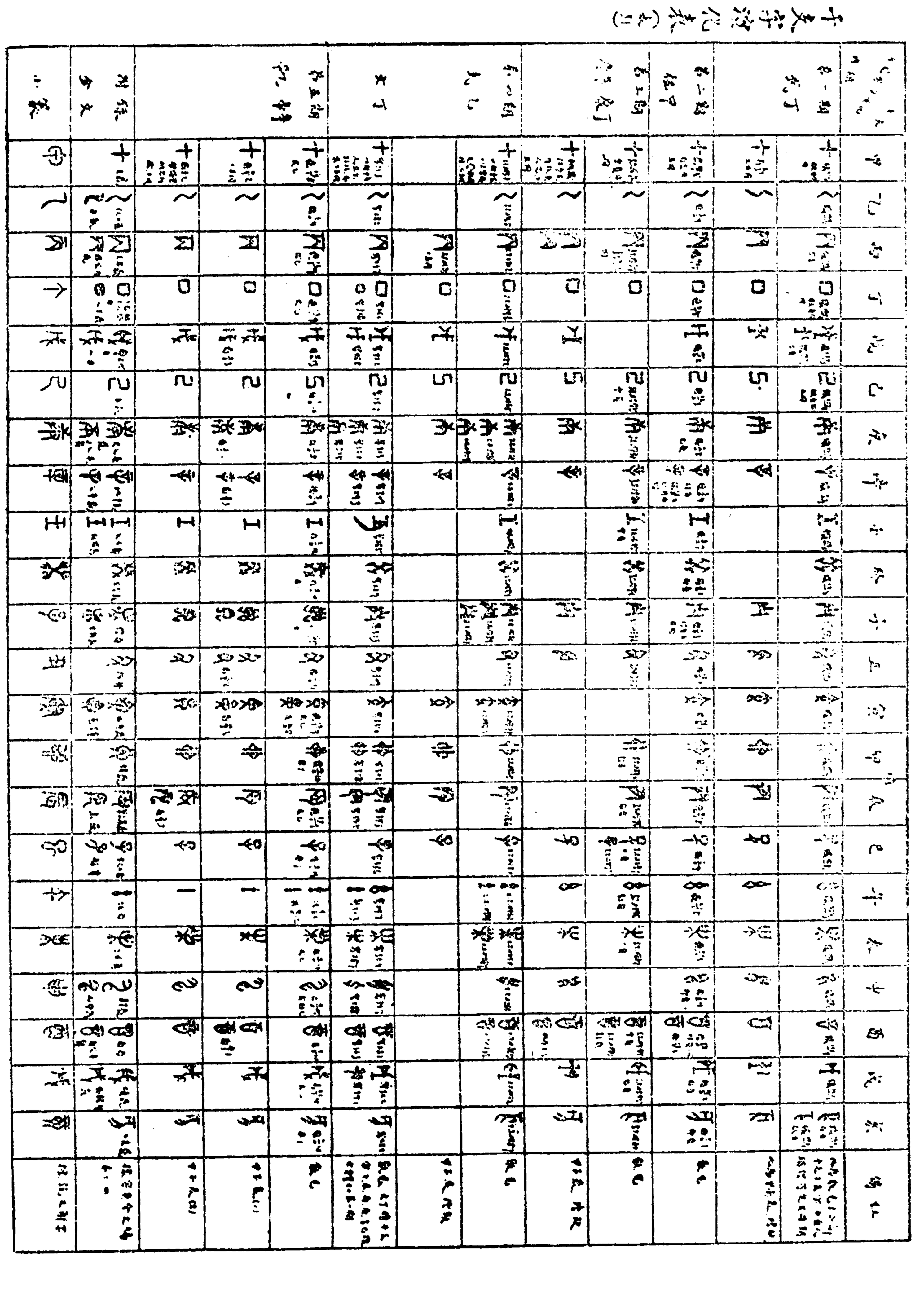

また董氏は象形字から形聲字への變化の例をあげ、之も亦筆劃繁化現象の一としてゐる。例へば鳳字が第一期では[illegible]の様に象形字であつたが、第四・第五期では凡の聲符を附した形聲文字となり、[illegible]となつてゐる如きは之であると。

董氏がもつとも力を入れて研究したのは十干十二支字形の變化であつて、その字形變化を干支字演化表として圖示してゐる(二十五圖)。干支字形は第一期第三期の間には著しい變化がなく其儘踏襲されたが、第四期の前半武乙時代に庚・子・辰・巳・午・未等の字に大變化が起り、次の文丁時代に庚・午・未・辰等は第一期に復古された。しかし第五期に至つてまた變化して戊・庚・子・寅・辰・申・酉が特殊の字形をとるに至つた。凡そ殆んど凡ゆる卜辭には日附が干支で示されてゐる。卜辭には貞人名を缺く形式のものもあり、また本來貞人名の記せられた卜辭も、甲骨が碎けて破片となつた爲貞人名の失はれたものが多い。その內には內容形式から時代のわかるものもないではないが、また一寸見當のつかぬものも多い。之等の卜辭は之に含まれる日附の干支字を以上に述べた様な時代による字形の變化と照合し、之を標準として年代の決定出來る場合も少からずある。

干支字形の變化は貞人名と相並んだ甲骨文斷代の重要標準であるから、その變遷過程は細心な注意をもつて檢討せねばならぬ。然るに氏の干支變化表に重大な缺陷が潜んでゐることが今迄看過されてゐたことは頗る遺憾である。董氏が干支字形變研究の主要な資料としたのは

甲子　乙丑　丙寅　丁卯　戊辰　己巳　庚午　辛未　壬申　癸酉

二二三～二二四

甲戌　乙亥　丙子　丁丑　戊寅　己卯　庚辰　辛巳　壬午　癸未
甲申　乙酉　丙戌　丁亥　戊子　己丑　庚寅　辛卯　壬辰　癸巳
甲午　乙未　丙申　丁酉　戊戌　己亥　庚子　辛丑　壬寅　癸卯
甲辰　乙巳　丙午　丁未　戊申　己酉　庚戌　辛亥　壬子　癸丑
甲寅　乙卯　丙辰　丁巳　戊午　己未　庚申　辛酉　壬戌　癸亥

と云ふ六十干支表であつて、之を貞人名によつて年代の明かな卜辭に散見する干支字とを參照してその年代を定め、之等を綜合して干支字形演化の表を作つたのである。

董氏の利用した干支表は第一期及第五期に屬するものであるが、(第二十六圖及び二十七圖ノ二)その他に尙一種の干支表が忘れられてゐる。この干支表の二斷片は故林泰轉博士の『龜甲獸骨文字』第一卷に載せられ、郭沫若氏が同一版の破片であることに氣付いて接合した。最近金祖同氏は之と接合し得る一片を三井源右衞門氏所藏の骨中に見出して『殷契遺珠』卷下に影印してゐる。不幸にしてその拓影が闡明を缺くので、こゝには林氏の書の一斷片を載せる。(第二十七圖ノ一)

第二十六圖　甲骨文干支表範例一

第一期干支表

(前編三卷三葉一片)

二二五～二二六

第二十七圖　甲骨文干支表範例二

予卜貞卜辭形式干支表

第五期干支表

此の干支表の字形が非常に特長ある書體で書かれてゐることはこの拓影を一見すれば直ちに氣付かれる。字劃が極て細く、又甲骨文は契刻の技術から普通直線折線の筆劃が愛用され、雄勁な勢がある

に對して、此の字體は曲線的で、寧ろ柔媚の姿がある。

今の干支表の字形を董作賓の干支字形の表中の特に字形變遷の激しいものについて比較して見ると第二十八圖子卜貞卜辭董氏干支表對照圖一の酉・丑・巳・午の如く第一期と一致せず、第二・三期以降の期に一致し、特に辰は全く五期と同一體、子は五期と同一體、子は五期にもつとも近い。之等か

第二十八圖　子卜貞卜辭董氏干支表對照圖一

子卜貞卜辭干支表	董氏干支文字表		
酉	第一期	第二—四期	第五期
丑	第一—二期	第三—五期	
巳	第一—二期	第三—五期	
午	第一—三期	第四—五期	
未	第一—四期後半	第五期	
辰	第一—三期	第四期	第五期
子	第一—三期	第四期	第五期

第二十九圖　子卜貞卜辭董氏干支表對照圖二

子卜貞卜辭干支表	董氏干支文字表		
戌	第一期	第二—四期	第五期
戊	第一・三四期	第二期	
丙	第一—四期	第五期	
癸	第一—四期	第五期	
寅	第一—四期	第五期	
申	第一—四期	第五期	

ら想像すると後期特に五期に屬するのではないかと思はれる。

然るにまた第二十八圖子卜貞形式の中の戊・戌・丙・癸・寅・申の諸字形は一期より四期に至る字體と合して、第五期とは全然合はぬ。特に戊は二期、戌は一・二期と最も近い。であるからこれ等から見ると五期以前早期のものに屬すると推定される。此の干支表の字形變遷を指標とするならば、その所屬時代の推定は全く昏迷に陷らざるを得ない。

幸にも此の干支表と極めて類似、否全然同一の干支字形を含んでゐる一種の卜辭が存在してゐる。それは「干支子卜」「干支子卜貞」に始まる特殊形式の卜辭である。此卜辭について董氏は『五等爵在殷商』と云ふ論文の中で言及し、今迄知られてゐる約三十片位が、その字劃纖細を極めてゐることに注意してゐる。先づこの字劃の纖細、その筆勢の曲線的で柔い點が、全く先の干支表に合致する。更にその干支字形を表と比較すると完全に同一であつて、今更茲に再錄する必要がない。

第三十圖　貞人爭冰書體

卜辭は卜用に供された甲骨の表面上、卜兆の傍に彫りこまれてゐる。中央研究院の殷虚發掘第二・三回に際して骨版上に朱・墨で書かれた文字が數字發見せられた。之から考へると、卜辭の契刻はぶつゝけに刀を下したのでなく、先づ甲骨上に墨或は朱で筆書した下書があり、之を基にして刀を以つて刻んだのであることがわかつた。この下書の筆者は恐らくその卜の貞問を掌つた貞人自身であつたらしい。同一版上に刻された同一時代の異れる貞人の卜辭にして互に著しく書風を異にするものがあるのは此の故であると解される。第三十圖の上方は爭、下方は冰の卜辭であるが、前者は筆劃太く稍鈍重であるが、後者は筆劃細く鋭いのはその適例である。

董氏は更に貞人ごとにその作風に多少の差はあるが、之を大觀する一時代には共通な特色があると云つて、五期の書風を擧げ

第三十一圖　子卜貞形式卜辭範例

第一期子卜貞形式卜辭

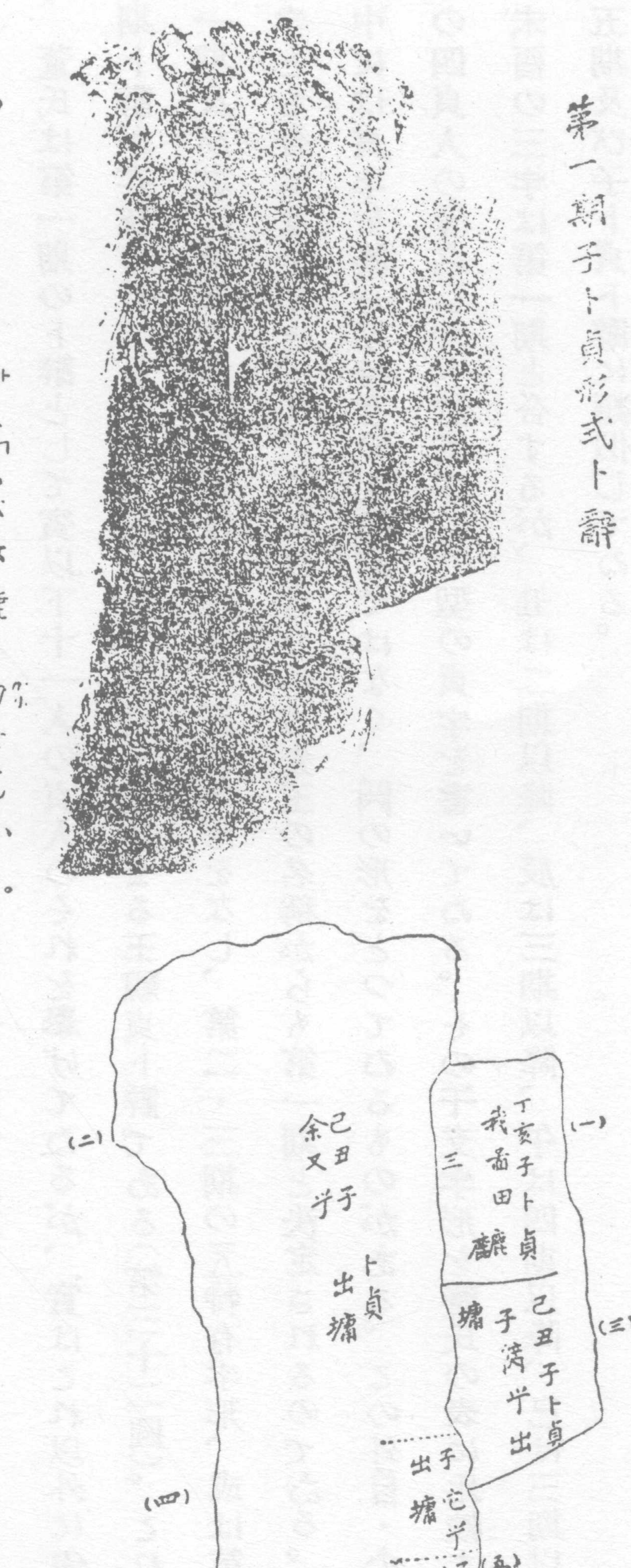

(一) 丁亥子卜ひ貞ふ「我が鄙廩を田せんか」と。

(二) 己丑子卜ひ貞ふ「余れ呼ばれて墉を出ることあらんか」と。

(三) 己丑子卜ひ貞ふ「子旹(子商)呼ばれて墉を出るか」と。

(四) 「子它呼ばれて墉を出るか」

(五) 子□呼ばれて

(東方文化研究所藏骨三九片、殷虚書契前編八卷一〇葉一片接合)

第一期　雄偉

第二期　謹　飭
第三期　頽　靡
第四期　勁　峭
第五期　嚴　整

と云ふ言葉で評してゐるがこれは大體に於て當を得てゐる（五期卜辭範例參照）。

子卜貞卜辭はその纖細な作風によつて見ると同一人の手書にかゝる卜辭であらうと思はれる。郭沫若はこの子は王の略稱だと云ふが、之は妥當でない。董氏は一人の王子の略稱であらうと云つてゐるのが取るべきである。筆者は幸にも東方文化研究所藏の甲骨中の子卜貞卜辭の

己丑子卜貞二余有一呼（ヨバレ）出（ルカト）一墉（ルチ）。

と云ふ骨の斷片が殷虛書契前編卷八の子卜貞卜辭

己丑子卜貞二子商呼（トフ）出（バレテルテチ）一墉。

と完全に接合し得ることを發見した（圖版第一の六、第三十一圖）。この卜辭は一は同日に同一人が「余が呼ばれて墉を出るあるか」を卜し、他は「子商が呼ばれて墉を出るか」を卜したのである。同時に同事を再三卜するのは卜辭の通例であるから、之は全く同一の事柄に相違なく子商は卜貞した子の自稱に外ならない。すると子卜貞卜辭は子商の自ら卜ひ貞ふた卜辭であることがわかつた。子商は第一期卜辭中に度々現れて來る殷王武丁の群王子の一人であるから、この子商自卜貞卜辭は第一期、遲くとも第二期を下らないことは自ら明らかである。

この子卜貞卜辭が第一期或は第二期の初頭の時代に屬することは他の方面に傍證がある。劉鶚の『鐵雲藏龜』に現れる貞人名を調査すると、第一期貞人及び第二期中でも早期の人と目される大・出・

第一期王親貞卜辭

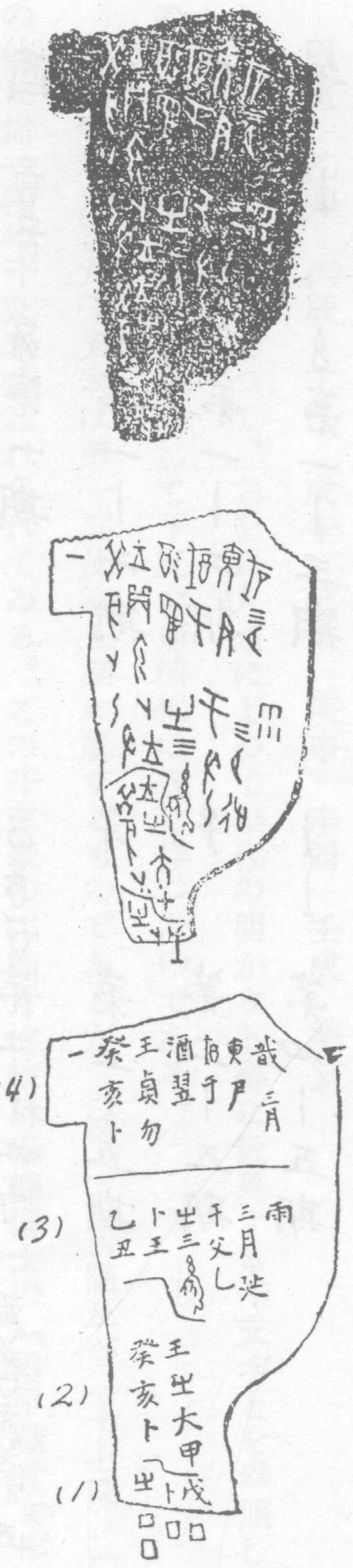

第三十二圖　王親貞卜辭範例

兄の名しか見出し得ない。之は氏の蒐集が甲骨出土の初期であつて、その所藏品が或る限定された場所、一定の地層の出土にかゝるものであつた故であらう。この鐵雲藏龜の中に子卜貞卜辭が二例含まれてゐる。これも子卜貞卜辭が第一期遲くも第二期に屬することを語る一證左であらう。

子卜貞卜辭從つて問題の干支表が第一期のものとすると、此等の干支字形が半ば早期のものと一致しながら、半ば後期のものと合致すると云ふのは何故であらうか。人は或はこの矛盾をとらへて、之を董氏の斷代研究の致命的缺陷であるとし、之によつて此假說が根柢から崩れるのではなからうかと想像するものもあるかも知れない。然し筆者はこの速斷に俄に同意出來ない。

董氏は第一期の卜辭として賓以下十一人の貞人のそれを擧げてゐるが、實はこれ以外に尙多數の一期卜辭が存在する。その一は「干支卜王貞」に始まる王親貞卜辭である（第三十二圖）。これは王字が一期及び之に模倣した第四期後半特有の太の字形をなし、第二・三期の𠙵特有字形、或は第五期の王字とも合はないこと、又、これに含まれる先王の名稱からも第一期と決定されるのである。この類の中には貞字を第一期特有の𠕁の形ではなく、𠕀の形をとつてゐるものがある。この外𠂤・𡗜・𢎪・出の四貞人の署名した卜辭も亦この型の貞字を書いてゐる。その干支字形を董氏の表に比較すると、庚未酉の三字は第一期と合するが、丑は二期以降、辰は三期以降、午は四期以降、己は三期以下、子は五期及び子卜貞卜辭に類似してゐる。

これ等の王以下五貞人の署名卜辭は互ひに同版に並存して刻されてゐるものがあるので、同一時代に生き密接な關係をもつてゐた一集團をなすものであることは明らかである。この一集團の貞人署名卜辭に含まれる殷の祖宗の稱謂には

父甲　父辛　父乙　母庚

等がある。父甲・父辛・父乙は前節でも明らかにした如く武丁時代にその諸父陽甲・小辛實父の小乙を呼んだ廟號であり、母庚は同じく武丁時代に小乙の妃を祭つた廟號である。これによつて見るとこの貞人集團が武丁時代に屬することは殆んど疑をさしはさむ餘地がない。董氏の武丁時代と比定した第一期の十一貞人集團の卜辭は非常に多數出土してゐるに對して、王以下五貞人集團の署名した卜辭は少數ではあるが、その例は今迄出版された資料集に載せてゐるものを集めると百例を下らない。*この樣に可成りの實例が知られてゐるにもかゝはらず、そして五貞人が董氏の十一貞人集團と同じく武丁時代に屬するのに、この二集團貞人署名卜辭が同一甲骨版上に並んで刻された例が今迄に殆んど見出されてゐない。

＊詳細は近刊の筆者『甲骨文の研究』（東方文化研究所報告）參照。

これによつて見ると同一時代にありながら十三貞人集團と五貞人集團とは、貞人として同一の甲骨版を共通に使用して卜問を行ひ署名卜辭をその上に並んで刻する機會が全然無かつたのであるから、殷王朝に於て互ひに別な占卜機關に屬してゐたのではなからうかと想像される。そのために兩集團が相互間で交渉を持たず、從つて二集團貞人の書きまた刻つた卜辭の書體も自然に分化し、日常使用さ

れる干支字に於て可成りの差異を示すに至つたのではないかと考へられるのである。

さきに子卜貞卜辭が、これに現れる王子の名前から第一期武丁時代卜辭に入れるべきものと推定されるにもかゝはらず、その書體は干支字によつて見ても董氏の十一貞人の卜辭書體と顯著な相違を示してゐることを擧げた。子卜貞卜辭も今迄に十一貞人集團卜辭或は五貞人集團と同一甲骨版上に並存する例が發見せられてゐない。子卜貞卜辭も亦十一貞人集團、五貞人集團とは別な占卜機關に屬し相互に關係なく獨特の書風を發展させたのであらうと解釋されるであらう。

子卜貞卜辭の文章上の主格でありこの卜問を主宰する子とは、後に第二部第二章第三節にも說く樣に殷の王子を主要成員とする多子族なる殷氏族の青年團體の族長なのである。子卜貞卜辭とはこの多子族族長が多子族所屬の占卜機關に命令して多子族に關係した行事をば龜卜骨卜によつて判斷せしめたものであらう。

第一期の卜辭の

貞下令二多子族一从二犬逮冬〓一古中王事上。（殷虛書契前編卷六、五一葉七片）

には多子族に命令して犬侯と冬〓と稱する殷に服屬する邊境の諸侯を從へて殷王の軍役に從事せしめることの吉凶を問ふてゐるから、殷の氏族青年團體である多子族は戰時に於ては殷王朝の主力軍團として邊境の諸侯を指揮して出征したのである。また同じ第一期卜辭

ー以二王族一从二冬〓一古二王事一。六月。（後下卷三八葉二片）

には王族をして諸侯冬〓を從へて出征せしめてゐる。多子族と相並んで王族といふ軍團が殷王朝の軍隊の主力を形成してゐる。多子族が殷の諸王子の團體に隷屬する部族であつたに對して、王族とは殷の最高主權者である王個人に隷屬する部族であつたらしい。多子族の族長には附屬する占卜機關があり、數人の貞人が專屬してゐたが、王族にも王に直屬する占卜機關があり、若干の貞人が配されてゐた。吾人が今問題としてゐる王及び𠂤以下五人の貞人はこの殷王個人に屬する占卜機關である。それは殷王個人に屬するからその卜ひの手續きもやゝ簡單であり、王自身で命龜貞問を司り貞人として王と自署したこともあつたのである。

王以下の四貞人集團が第一期に於て殷王武丁個人に屬する部族である王族に置かれた私的の占卜機關に屬する貞人であつたに對して、董氏の十三貞人集團は殷王朝の公的な占卜機關に屬する貞人であつたと考へられる。第一期に於いては殷王朝公的占卜機關と、王族所屬の私的占卜機關及び多子族所屬の私的占卜機關の三個の占卜制度が並存し、各自獨立して專屬の貞人を養ひ、獨自の立場で龜卜骨卜を行つてゐたのであり、從つて三派の貞人による三派の書體をもつ卜辭を各機關に屬する龜甲獸骨上に刻するやうになつたのである。

そのうちもつとも有力でもつとも多數の署名卜辭を殘したのは云ふまでもなく王朝の公的占卜機關に務める十一人の貞人集團である。董氏が第一期貞人としてこの派の貞人集團だけを數へたことは大局に於ては誤つてはゐないけれども、他の二派の貞人集團を見逃したことは部分的には多少の缺陷を

結果としてもたらしたことは否定できない。

その第一は書體の變遷觀である。董氏は公的貞人の一派の書體だけを第一期の書體と見て、これから第二・三・四・五期の書體が年代的な順序を追つて一元的な發展の系列を作つてゐると解釋した。しかし第一期に他の二派の書體が並存する事實を正視するならば、第二期以後の書體の變化は一元的な時間を追ふた變化の系列としてゞはなくて、第一期に於ける異つた三書體を出發點として三要素の互ひに錯雜し影響しながら新しき書體を作り出して行く複雜な三元的な要素の組み合さつた變化の過程として解釋されねばならない。實際問題として考へると王朝の公的貞人と多子族の私的貞人の書風の差異はもつとも大で對蹠的とも云ふべきものがあり、王族所屬貞人のそれはこの中間に位し二者の過渡的書風を存してゐる。第一期の書體としては十三貞人集團卜辭に對立して多子族の子卜貞卜辭を考慮に容れゝば十分である。

以上は殷虛卜辭の書體に於て董氏の考へた五期に於ける字體發展過程がやゝ單純に失し、さらに二元的三元的の變化系列を想定せねばならないことを說明した。これは字體に限らず一般に董氏の「斷代研究法」がもつてゐる缺點であつて、董氏の五期の發展過程の觀念は有ゆる方面から十分批判檢討せらるべき餘地を殘してゐることを忘れてはならない。

第二部　新史料を通じて見た殷周王朝の文化

第一章　中國文明の起源

前世紀の終り頃まで全中國人を支配し、現在に於てもごく少數の近代的教養を享けた知識人を除く大多數の中國人を支配してゐる傳統的な歴史觀念によると、中國の歴史時代は夏殷周三代の王朝に先だつ所の三皇五帝なる聖帝の治世から始るとされてゐる。三皇五帝が誰を指すかに就て或は大皡氏・神農氏・黄帝を三皇、少皡氏・帝顓頊・帝嚳・帝堯・帝舜を五帝とし、或は大皡氏・女媧氏・神農氏を三皇、黄帝・帝顓頊・帝嚳・帝堯・帝舜を五帝とし、或は三皇を天皇・地皇・人皇としたり、或は三皇を考へずに單に黄帝以下の五帝を數へるなど、時代と學派の差によつて諸說まちまちで一定してゐない。ともかく歴史時代の始から中國民族は現在とほゞ同樣な疆域に於いて相繼いで君臨した三皇五帝の聖帝の下に統一ある大國家を形成してゐたとされてゐるのである。

かゝる考へは云ふ迄もなく或は將に成立せんとして待望され、或は現實に既に成立した中國民族の政治的統一の根據を遙に遠い過去に求めて、そこに於ける出來事として說明し理論附けようとする一種の神話に過ぎない。三皇はそのなかでも晩期に附加せられたもので根幹をなすものは五帝である。五帝及びこれに續く夏殷周の三代の王朝はそれぞれ土・木・金・火・水の五德を代表し、王朝の交代はこの五德の循環によつて說明するのが五德卽ち五元を天地萬物の運動變化の原理とする五行說であつて、戰國時代の季頃(西紀前三世紀半過)、齊國の鄒衍を中心とする學派によつて唱導されたのである。當時七國に分裂して爭つてゐた中國の統一の機運は漸く萠してゐたが、やがて七國中の西方新進の秦國の始皇帝によつて遂に天下一統の事業が完成し(西紀前二二〇)、獨裁的な君主を戴く中央集權的な大帝國が出現した。五帝說はこの秦及びこれに續く漢帝國の政治的統一を反映する神話である。中國の歴史の始原から秦帝國の統一までを範圍とする我々の古代史は或意味から云つてこの神話の成立に於て反映する中國民族統一の過程を敍述するものに外ならない。

五行理論に根柢を置き、重に政治的な側面の强調されてゐる五帝神話には更に文化的な意味が結合されて來る。五帝說は中國歴史の始に於て五聖帝の道德的な統治による黄金世界を想像によつて作り上げたものであるが、戰國秦漢の政治思想家はこれに止らず理想的な政治統一の基礎が此の世界に於て完成されたばかりではなく、中國人の文化生活の基礎もまたこの世界で完成されたと考へ出した。易繋辭傳には伏犧氏が八卦を創作したことを始めとして、神農氏が農具・市場を、黄帝・堯・舜が牛馬の飼育その外弓矢など百般の文化技術を製作したと云つてゐるのは、この樣な中國政治神話の文化的な側面への發展を示すものである。上述の樣な三皇五帝說に結晶してゐる中國の傳統的な古代歴史觀念から見るならば、中國民族及その把持する中國文明の起源の問題は極めて簡單であつて、兩者とも中國の國土に生れ他の民族と外來文明の影響から獨立して完成したものと解釋せられるのである。

戰國の末期に萠芽し秦漢の交に成立した三皇五帝傳說はその根柢をなす五行說に相勝・相生の二理論が存在するため種々の異說を生じ、三皇五帝の擧げ方が時代學派によつて區々となると云ふ事態を生じた。* 舊中國人の中でも多少とも科學的な頭腦を持つ歴史家は此の傳說のもつ矛盾自家撞着に氣附き、これに對して批判的な態度をとるものがないではなかつた。淸朝中葉の史學者崔述(西紀一七四〇—一八一六)の考信錄の如きはこれに屬する。然しもとより前淸の保守的な社會に於てこの革命的な學說が容認せられる筈はなく、全學界から默殺忘却せられる運命に逢つたのは致し方がない。

* 內藤博士『支那上古史』二四頁。

三皇五帝によつて統治せられる古代黄金世界を夢想する中國の傳統的史觀は、儒教を基礎とする中國舊文明が西洋近代文明の急激な移入によつて一路沒落の道を辿らうとするに及んで根柢から搖がざるを得ない。近代的國家制度を採用することによつて西歐諸國の侵略と脅威とに對抗して自國を守らうとする變法自彊論の急先鋒となつた康有爲によつて舊史觀に對する攻擊の第一彈が放たれ、長く忘れられてゐた崔述の批判的精神が新な裝ひをもつて復活せられた。彼は光緒二十二年出版した『孔子改制攷』の冒頭に考信錄の趣旨を敷衍し、中國の上古は茫昧で史料に缺けてゐる、黄帝・堯・舜及び夏・殷・周三代の盛世は孔子が古に托して說き出した理想の世界に過ぎないと喝破した。

これより稍遲れて明治四十年頃から我國に於ても中國古代の傳說に對する批判的な研究が起り、那珂博士による考信錄の飜刻、白鳥博士の堯舜抹殺論などが相繼いで世に現れた。これらは勿論當時の

學界思想界を支配した啓蒙主義的風潮を背景とするものではあるが、一面に於ては丁度その少し以前西歐の東洋學の感化の下に、漢學から絶縁獨立したばかりの我が東洋史學の先覺者たちによつて、我が漢學者にも把持されてゐる中國傳統的上古史觀の破壞が好個の題目として取り上げられた觀がないではなかつた。この當初の動機の詮索は兎も角として、中國古文獻に現れる上古の記述を一應懷疑の目をもつて眺める文獻批評的な態度が現在でも我が東洋史學に於ける古代史研究の顯著な性格となつた。

中國に於ては儒教を基調とする德治主義の國家組織の傳統は社會に深く根を下してゐる。康有爲の變法自彊の運動は西太后を戴く保守勢力の反動によつて僅に百日にして失敗に歸した。上古史に對する康氏の批判もこれを繼ぐものがなく、暫し時間をへて清朝帝政の沒落、中華民國の成立後に至つて再び息をふき返した。康有爲は中國の上古史の傳說を否定はしたが、孔子及び儒敎學派の思想への尊信の念は確固として動かず、却つて孔子に托して理想を說かうとした。民國八年以後胡適・陳獨秀の主唱にかゝる新文化運動が起るに及んで、秦漢以來二千有餘年中國を支配し續けて來た孔子の道卽ち孝道を基礎とする家族制度的道德をもつて封建的舊思想舊道德とし根本から否定破壞しようとした。儒敎思想が全面的な危機に逢着することになると、これと密接に結合してゐる中國上古史觀も亦根柢から動搖しないわけには行かない。新文化運動を繼いで、中國の傳統的古文觀念を打破し、その束縛を脫して經書を始めとした多くの中國古典の本文を自由に批判檢討しようとする疑古學派が誕生したのはこのやうな理由によるのである。

二四四～二四五

疑古派の中心は顧頡剛氏であつて、民國十年錢玄同に與へて古史を論ずるの書と云ふ論文を雜誌に發表し堯舜禹などの聖王を神話上の神格としてその歷史性を否定した。この論文は中國の學界に大なる衝動を與へ、胡適・錢玄同の兩師はこれに贊成して激勵の辭を惜まなかつたが、一方に於ては猛烈な反對論者が現れ、顧氏との間に數次に亘る論戰が交へられた。氏はこの論爭を中心とする古史批判の論文を集錄して民國十五年古史辨第一冊を出版し、また新しく學界に多くの問題を提供した。その後續々と刊行せられて遂に第七冊に至つた古史辨に集大成されてゐるこの學派の仕事は、中國の古典に現れる古代に關する傳承が戰國・秦・漢及それ以降の後世の政治學說の影響を受けて如何に甚しい變容を被つたかを文獻的に證明しようとすることにあつた。かゝる純粹に文獻學的な研究にはもとより越え難い限界がある。中國古代の傳承は一面に於ては原始時代の遺存として神話學的民族學的社會學的な研究の對象となり得る。グラネ・マスペロ等の西歐中國學者の研究はこの文獻學の限界のなかに新しい學問の分野を開拓しようとするものである。

中國古代史に對する文獻學的な研究と社會學的民族學的な研究とは各々獨自の立場を持ち、相ひ依つて進まねばならないものであるに係らず、現在に於て兩派の見解は著しい背馳を示してゐる。たとへば舜が庶民から身を起し、四岳十二牧等の推薦を受け、治水その他多くの試みを經て遂に帝堯の禪を受けて帝位に卽くと云ふ帝位禪讓の傳說は儒家の信奉する經典尙書の最古の部分虞夏書の劈頭堯典に揭げられてゐる。この禪讓の說話に對して社會學的な解釋をとる郭沫若氏は虞時代は母系中心社會で父子相續がなく、部族會議の推薦を經て就任する酋長選擧制を示すものとする。[*] グラネ氏の如きもやはり父系制確立以前の二部制社會組織の遺存と考へてゐる。[**] 然るに文獻學的立場に立つ顧頡剛氏は舜が一介の庶民から遂に讓を受けて帝王になると云ふ如きことは戰國以前の階級の區別が嚴重で、官位の世襲される封建社會では到底想像を許さぬところである、孔子學派は一方に於て尊賢主義をとり賢人を尊びながらも他方親親主義によつて血統を重んじたが、之に對して稍後れて出現した墨子の學派は、戰國時代に於ける階級制度の動搖に應じ、專ら尊賢主義をとり、出自の如何を問はず賢才を選擧して政治を執らしめよと主張した。[***] 禪讓傳說は本來この墨子學派が自己の尊賢主義の主張を正統にするため理想を古に托し案出した神話に過ぎず、之をもつて古代社會の選擧君主制などの遺制と解するのは全くの妄說だとして斥けてゐる。この文獻學的な論證をさらに推し進めれば堯舜抹殺論にも至るであらう。

* 郭沫若「中國古代社會研究」一〇頁。

** Granet, Danses et légendes de la Chine ancienne, p. 295.

*** 顧頡剛「禪讓傳說起於墨家考」（古史辨第七冊）

顧氏が堯舜禪讓傳說に投じてゐる戰國時代の墨子學派の影響を指摘したのはまことに正しい。そして郭氏やグラネがかゝる文獻批評に顧慮することなく、簡單に原始社會の遺制として說明したのは手續上に於て大きな粗漏があることも認めねばならない。然し顧氏が僅に春秋或は戰國時代、古くとも西周初期を溯り得ない文獻をもつて遙かに古い中國文明の創始期の原始社會の制度自體について立言するのは文獻學的に見て明白な越權である。堯舜傳說の成立に際して墨子學派のつとめた役割は決定的であるとしても、堯舜傳說が全く想像によつて突如として創作せられたものでない以上—たとひ一步讓つて想像の中に殘つてゐる古代社會の遺存が問題となるけれども—その要素となつた古代の神話傳說の存在は否定出來ない。堯舜傳說に就ての水掛論を避けるためには、既存の文獻以外に何等かの別の手掛りを求めねばならない。

二四六～二四七

この手掛りは最近目醒しい進步を見せてゐる中國及びその周邊に於ける考古學的發見の成果であつて、特に河南省安陽縣殷虛から發見された殷代の卜辭は此の點に於て有力な示唆を與へるものである。この殷虛卜辭に就ての詳しい說明は第一部に詳述したが、殷代中葉の帝武丁から帝紂の滅亡迄に至る期間、殷王室の卜官が占卜に用ひた龜甲獸骨の上に卜問及びその結果を現した文章を刻したものとせられる卜辭は信賴すべき中國最古の文獻であつて、この解讀の結果こそ中國古代史特に問題の堯舜傳說の解決に鍵を與へるものである。顧氏も殷虛の考古學的發掘及び卜辭の解釋によつて殷代の文化がなほ牧畜漁獵時代を脫せず、既存文獻に傳へる樣な强大な王朝の存在を實證するものがないこと——この點についても後章に細說したい——が古代黃金世界觀を打破する疑古派の運動に對して側面から助力を與へたことを認めてゐる。堯舜傳說についても、顧氏が堯舜神話自體の否定にさへ出かね

ないと云ふことも、實は卜辭解讀の結果が暗示を與へてゐるのである。

殷虛卜辭には殷の祖宗或は山川諸神の祭祀を卜つたものが多い。王國維氏はかつてその中から殷の高祖神としては夋即ち帝俊(=帝嚳)及王亥、祖宗神として上甲微以下文丁に至る三十餘代の王名を比定した。* これによると殷の高祖神としては五帝の內では帝嚳しか見出されないのである。帝嚳以外の五帝である黃帝・堯・舜等の神話の存在自體が疑はれる隱れた有力な根據はこゝに存してゐるのである。しかし王國維氏はその後夋を改めて夒と解釋する說を發表してゐる。** 郭沫若氏はこの王氏の後說を更に發展させて、夒と嚳と發音が似てゐるから夒から音訛によつて帝嚳が生じたのである。また夒の古文一體と夋とは字形が相類してゐるから、夒から字形上の誤りによつて夋すなはち帝俊(=帝嚳)が出て來た。帝俊と帝舜とはまた發音が類似し、同一神名を同音異字によつて現はしたものに過ぎないとしてゐる。*** こゝに於て五帝中の帝嚳と帝舜とは名は異ふがともに殷代に於て高祖神として非常な尊信を受け、手厚く祭祀されてゐる夒から派生したものであることが判明したのである。帝舜が夒から派生したことが確かであるとすると、尙書に現はれる帝舜を中心とする禪讓傳說の少くとも一部分は殷代に於てその高祖神夒に關して語られてゐた神話に起原をもつことは想像に難くない所である。堯舜傳說に於て古代原始社會の遺制を求めようとする民族學的社會學的解釋はここに於て可能となつて來るのである。

* 王國維『殷卜辭中所見先公先王考』（觀堂集林卷九）

** 同『殷先公先王考附注』（觀堂別集補遺）『古史新證』。

*** 郭沫若『卜辭通纂攷釋』五六葉。

これを要するに中國文明の起原に關してかつて中國人の抱いてゐた三皇五帝によつて統治される古代黃金世界觀は近代に於ける啓蒙運動特に疑古學派の文獻學的辨證に逢つて、それが戰國秦漢の政治學說によつて甚しい變化を受けた結果成立したものであることがわかつた。これと共に一方最近に於ける殷虛卜辭の研究の進步はこの五帝傳說の痕迹を殷代の神話に溯らすことに成功してゐるのである。中國文明起原の問題も、考古學的發見特にそのうちもつとも重要な殷虛卜辭を基準としつゝ、神話學的な問題として解決の曙光を待つてゐるのである。

中國人によつて抱懷せられてゐる中國文化獨自起原說に對して、專ら西洋の學者によつて考へられてゐるのは中國民族或は文明の西方起原說である。前說が漢民族の自國文化の矜持、自國を萬邦を包括する世界帝國の中心とする中華意識から生れたとすれば、後說は白色人種の優越、有色人種の劣位と云ふアーリャ人種の自尊心に根ざすものである。前說がかなり後代に成立した傳說以外に文獻的な根據を持たないと同樣、否それ以上後說には確固たる文獻的徵證を缺いてゐる。せいぜい科學的發掘の結果次第に明らかとなつた近東のメソポタミア或はエジプト文明の起原の絕對的或は相對的年代の疑ひ無い古さを根據として、中國文明をその派生と解しようとするに止る。然し唯一の論據も最近の東亞考古學の進步によつて基礎を失つてしまつた。

二四八～二四九

人類の文化は石器時代・靑銅時代・鐵器時代の三段階を經て發達したのであるが、中國に於ては周代の靑銅文化の以前に當る石器時代の文化の遺迹は近年まで中國及その附近では見出されたことがなかつた。中國民族は中國の本土で石器時代を經過せず、中國本土には新石器時代以前には人類が居住しなかつたのかとさへ疑はれてゐた。然るに西紀一九二七年から二九年にかけて北京の西南西山の周口店の石灰洞窟から發掘された人類の頭骨及齒が伴出遺物によつて第四期初頭の時代と推定され、直立原人よりは新しくネアンデル人よりは稍古いと見られるに及んで、學界に甚大な反響を呼んだ。この發見によつて華北大平原の一角が第四紀の始めから一種の原始人類によつて居住されたことが判明したのである。その後この骨格を精密に研究したワイデンライヒによると、直立原人始め第四紀古人類にも類似點があると共に一方蒙古人特に近代中國人の特徵である顎骨の異常な隆起を持つてゐることが指摘されたといふ。これが確かとすると華北が第四紀の初期の悠久の昔に於て現代中國人と親緣ある人類によつて棲息せられてゐたと云ふ、驚くべき事實を示すものである。*

* Creel, Birth of China. p. 41.

周口店では石器・骨器・木炭・灰などが共に發見されたが、果してこれらが北京人類の殘した遺物かどうか多少の疑問の餘地が存在してゐた。舊石器時代の後期・新石器時代の文化遺迹はこれより前から、中國本土及周邊から陸續として發見された。佛國の宣敎師リサン及シャルダン氏によるオルドス・甘肅・陝西の北部地帶に於ける舊石器時代の遺迹が報告された。リサン師はまた東蒙古地方で、新石器時代前期の遺迹を發見してゐる。舊石器時代の遺物は華北一帶を被覆する厚い黃土層の下に存在するが、新石器時代の遺迹はこの黃土層の上に見出された。こゝに黃土の堆積、華北の黃土大平原形成時代を隔てた舊新兩石器時代の人種及文化の間の關係如何と云ふ重要な問題を殘してゐる。

新石器時代後期の主な遺迹は、スエーデンのアンダーソン博士の發見にかゝり、博士は一九二〇年に河南省澠池縣仰韶、一九二一年に奉天省錦西縣沙鍋屯、一九二三年以來甘肅省の各地から多數の石器土器の遺物を發掘した。此の土器の內に、表面を磨研し赤色の地の上に黑色で模樣を描いた美しい彩文土器の存在は際立つて注目をひいた。博士はこれをアナウ Anau スーサ Susa トリポリエ Tripolje 等の中央亞細亞・波斯・南露の各地から發掘されてゐる彩文土器と比較して同一系統に屬すると斷じ、此等の西方の彩文土器の文化に沃してゐた原中國人が新石器時代に中亞から中國の西疆を經て甘肅省から河南省に迄移住し、この土器を殘したのであると推測した。この結論は中國文明西方起原說に新に有力な援助を與へるやうに見える。然し彩文土器と同時に黝黑色の三足の鬲形の土器が多量に存在し、その形は殷周の銅器に類似し、中國固有の文化を代表すると見られ、また河南・甘肅・奉天の遺迹から出土した同時代の人骨は現代中國人と親緣があつて原中國人とも云はるべきものである。かつ此等の遺物遺迹の文化段階は考古學的に見て、新石器時代の末期金石併用時代に屬すとされてゐる。そこで新石器時代に於て早くから原中國人が中國本土を占據して鬲形土器の文化を維持してゐた所へ、西方から新しく彩文土器の文化或は之を持つ民族自體が流入して來たのであらうと解釋せられる

二五〇～二五一

のである。*

* 濱田博士『東亞文明の黎明』（日本文化名著選）二一―二頁

中國文明の起原に關して、中國古典の文獻學的研究、或は東亞に於ける考古學的發掘は何れも近年漸く緒に就いたばかりであり、なほ無限に開拓の餘地を持つものがあるから、現在に於てこれを根據として早急に決定的な結論を引出すことは愼まねばならない。中國の文明が古代に於て早くも獨自に完成したと考へる傳統的古史觀も勿論誤りではあるが、中國文明が西方から既成品としてそつくり中國に移入されたと云ふ樣な西方起原說も斷じて斥けられねばならない。かゝる悠久の昔に於ける中國文明の絕對的の起原に就ての空虛な觀念的な論議を去り、それ自身書かれた歷史を持たず、僅に後世の神話、或は純粹に考古學的な遺物によつてしか知られない先史時代から自ら書いた歷史を豐富に持つ殷代の時代に降つて殷代文明の起原及その發展の過程を考へて見たい。

二五二

第二章　殷虛卜辭を通じて見た殷代の文化

中國の傳統的な上古史では三皇五帝の聖世に續いて夏・殷・周三代の王朝のかはるがはる起つたことを說いてゐる。それによると夏王朝の始祖の禹は帝舜に擧用され洪水を治め、支那全土を九州の行政區劃に分け、地味產物距離に應じた貢賦の制度を確立した功によつて舜の崩御後、代つて帝位に卽いた。禹はまた南方に巡游中に崩じたが、それまで帝堯・舜・禹の三賢者の間に禪讓によつて傳へられて來た帝位が、禹の偉大なる治水の功業が尙世人の記憶に新であつたのか、當時の名賢の益をさしおいて禹の英明の資をうけてゐた子の啓によつて相續されて、こゝに世襲による夏王朝の統治が始つたと書かれてゐる。儒家の重要な經典『尙書』は夏代に關する史料として禹の治水及び九州五服制定の顚末をかいた禹貢と啓の有扈氏を討滅した時の宣戰の辭である甘誓の二篇が收められてゐる。また前漢の司馬遷が當時殘存してゐる史料を集成した中國最初の系統的な古代史である『史記』には、禹以下桀の滅亡に至るまで十七代の王系を載せてゐるので、夏王朝の實在性は疑ひないやうに見える。

しかし廣大な全版圖を九州の行政區劃に整然として區分すると云ふ禹貢篇に現れる樣な統一帝國は古代に於て想像も出來ない所であり、戰國時代の學者によつて空想的に構成された地理觀念の著しい影響が觀出される。禹の治水傳說は世界各地に分布する天地開闢洪水傳說の現れであり、本來は神話上の神である禹が後世に於て歷史化されたに過ぎない。甘誓篇も亦戰國以降流行した五行思想が混入して居て、一個の擬古文學的作品と見られる。*司馬遷の十七代の王系はその頃傳つてゐた世本と呼ぶ系圖集を典據とするものであるが、この世本の系譜のうち殷王朝より以下は大體確實と見られるが、それ以前の夏代の部分には全面的な信頼を置くことが出來ない。**

* 內藤博士『支那上古史』四一頁、顧頡剛『尙書研究講議』丁種三

** 內藤博士『支那上古史』六三頁。Creel, Studies in Early Chinese Culture, p. 98.

この樣に夏代については信頼すべき史料に乏しい爲に、殷王朝に先行する夏と呼ぶ王朝の漠然たる存在だけは考へられるけれども、詳細の點は全く不明であつて、現在では一般に傳說時代と見做されてゐる。夏王朝の中期太康・小康・后羿諸王の傳說に現れる地名が山東省內に比定されるものが多いので夏王朝は東夷であり、本據は山東省にあつたと云ふ說が稱へられてゐる。然し一方に於て夏を山西省南部にあつたとする論者があり、夏王朝の首都の所在すら確定出來ないのである。*

* Creel, Ibid, p. 120. 楊寬『說夏』、揚向奎『夏民族起于東方考』（禹貢半月刊七卷六・七期）。

夏王朝を滅し、之に代つて中國の中原に國を立てたのは殷王朝である。殷代に關しては尙書の商書中の盤庚・高宗肜日及び周書中の牧誓・無逸・君奭等の諸篇、或は詩の商頌を始め、古典中にすでに相當豐富な史料を見出すことが出來たが、近年に至つて河南省の安陽から龜甲獸骨上に刻された殷代

二五三～二五四

の卜辭が發見され、これによつて殷王朝の後半期は確實な同時史料を具備し、完全に歴史時代として取扱はれることになつた。中國古代史界に於ける劃期的の事件とも云ふべき殷虛卜辭の發見及びその文字の解讀研究の經過に就てはすでに詳細に紹介した。

第一節　游牧民によつて建設せられた殷王朝の成立

殷虛から發見される甲骨に刻せられた卜辭が、殷代少くともその後半期を確實に歴史時代化し、その解讀によつて特に殷代の精神文化を窺ひ得られるに對して、殷虛遺跡の考古學的發掘の結果は、かかる精神文化の地盤をなす物質文化に就て豐富な資料を供するものである。吾人はこれからこの殷虛遺跡發掘の結果得られた考古學的な知見を背景としつゝ、專ら同時史料である殷虛卜辭の記事を典據として殷代の政治史を概觀して見よう。

さきに河南省安陽縣小屯村附近の殷虛が甲骨の出土地として注目されたすえ、羅振玉氏が實地を訪ふて、甲骨及び銅器石器骨器を發掘したことを紹介した。羅氏の志は西洋の考古學の敎養を受けた若い中國考古學者たちによつてひきつがれ、國立中央研究院歴史語言研究所の重要な事業の一として殷虛遺跡の科學的調査が企劃され、民國十七年以來日支事變突發直前まで十三回に亙る大發掘が實施された。そのうち前七次の發掘について同所の安陽發掘報告が極めて簡單な豫報を行つたのみで、詳細な報告が公表されないけれども、前半期の豫報及び後半期六次發掘の輪廓について當事者及び參觀者から洩らされたところだけ見ても、その成績には驚嘆すべきものがある。

中央研究院によつて行はれた殷虛及びその附近の發掘はその遺跡の性質に應じて二類に區分せられる。第一は小屯村北の洹水に臨んだ高臺及びこれに近接した殷代の住居遺跡と考へられる地域、第二は小屯村の西北侯家莊附近の殷代の墳墓群である。甲骨が出土するのは主として第一の住居跡であるが、土民によつて度々盜掘され地層が著しく攪亂されてゐるために、こゝから出土する多量にしてかつ大量の遺物、例へば玉器・石器・骨鏃・銅器・白色土器・黑色土器・彩文土器のうち何の範圍までが、甲骨文及び竹書紀年の記事によつて實證された安陽に殷の首都があつた盤庚以後紂に至る十二代の王の治世（大約西紀前十四―十二世紀）の遺物と見做すべきか、決斷に迷はしめるものがある。これに比較するときは侯家莊の墳墓群、特に殷の王陵と想像されてゐる雄大な規模を有する大古墳墓群から發掘せられた遺物は、卓越した技術をもつて作られた青銅器・大理石彫塑を含む豪奢にしてまたかなり純一な內容をもつてゐる。後者を規準とすることによつて、住居阯中から發見された基壇上の礎石・大理石彫刻の柱礎等の宮殿遺構もほゞ同時代、卽ち殷虛が殷の帝都であつた殷代後期の遺物遺跡と推定することができるものである。これによつて殷代の後期は普通に考へられる樣な金石併用時代の如き低級な文化階段にあるものではなく、少くとも王室及び一部の貴族階級は優秀な青銅器の兵器祭器を常用し、莊麗な裝飾ある宮殿に住み、死後はまた之と相應した莊大にしてかつ美麗な裝飾・

豪華な副喪品を伴ふ墳墓に葬られたので、可成り高度な文化生活を送つてゐたと想像されるのである。

この殷虛に於ける青銅器文化と石器時代文化の關係に關して大なる光明を投じたのは、民國二十年小屯より一粁ばかり東方の京漢鐵路に近接する洹河の南岸の小丘陵地である後崗の調査であつた。その前年中央研究院の吳金鼎氏は山東省龍山鎭城子崖に於て重に黑色土器所謂黑陶を多數包含する新石器時代遺跡を發掘したが、後崗に於ては最下層に彩文土器卽ち彩陶、中層に黑色土器卽ち黑陶、上層に白色土器卽ち白陶との三つの文化遺物を包含する層が整然たる層位をなすことが發見された。* その後殷虛附近の高井臺子・河南省濬縣附近大賚店の石器時代遺跡に於ても黑陶が上層、彩陶が下層より發見せられてゐるので、後崗に於て見出された層序關係の正確さが實證されて來た。** この層序は河南省の平原地帶に於ては新石器時代に於て最も古くは彩陶の文化が普及し、次にこれが黑陶の文化にとつて代られ殷虛に於ては更に後にこれが白陶文化に變つたことを示すものである。白陶は侯家莊の殷王墓からも發掘され、その文樣形態が銅器のそれに酷似するので殷虛の青銅器文化を代表すると考へられる。

* 『安陽發掘報告』第四期六一三―六頁

** 『中央研究院田野考古報告』第一册

黑陶は城子崖大賚店のほか關東州からも出土して居り、現在のところその文化は東は遙か關東州の沿海から、海を越えて山東省及び河南省の平原地帶を覆つてゐたことが知られて居る。河南省平原の西端の遺跡で黑陶文化が彩陶文化の上層をなしてゐることは、西方に起原を有し甘肅山西から河南平原迄達した彩陶文化が、後に東方山東省沿海地方を中心とする黑陶文化によつて驅逐されたことを表すものである。山西・河南の彩陶文化遺跡から出土する石器には、鍬或は鶴嘴に供せられた磨製石斧、鎌として使用されたらしい有孔石庖丁等の農具が夥しく、穀粒さへも發見されるので、當時は已に農耕が行はれてゐたと信ぜられてゐる。そこからはまた豚と犬の骨のみで馬・牛・羊の骨が出土しないので、豚・犬の如き小家畜のみが飼養され馬・牛・羊の樣な大家畜はまだ馴らされてゐないこと、卽ち彩陶文化は本質的に農耕文化であり、大規模の牧畜文化とは無緣であつたことが想像されるのである。山西省の萬泉縣及び河南省澠池縣で穴居阯の存在が報告されてゐるので、彩陶文化の擔持者である民族は大なる聚落を形成せず小集團で散居してゐたと想像される。

これに對して城子崖の黑陶文化も亦彩陶文化と類した石斧・石庖丁の樣な農具をもつてゐるので、農耕を行つてゐたことは明らかであるが、一方に於て遺跡からは多數の獸骨が發掘され、豚・犬の外に馬・牛・羊等が見出される。豚・犬の樣な小家畜と並んで馬・牛・羊の樣な大家畜が馴養されてゐたことは黑陶文化を持つた民族が農耕以外に牧畜をも重要な生業として營んでゐたことを示してゐる。牛羊は恐らくはその肉を食ひその乳を飮むため養はれたのであらうが、馬は或は戰車を牽くために飼はれたのかも知れない。城子崖に於ける重要な發見は凡そ四百米四方の遺跡が土を固めて作つた城壁によつて圍まれてゐることである。その高さは六米厚さは基部に於て少くとも十米に及ぶと云はれ

二五九～二六〇

る。城子崖の黑陶文化の民族は小集團で散居することなく、大聚落をなし、城壁内に住んで都市的生活を送つてゐたのである。これは小群で散居してゐた彩陶文化の民族に比較するならば長足な進歩と云はねばならない。

城子崖遺跡に於ける更に重大な新發見は卜に使用された鹿骨である。その鹿の肩甲骨を裏面から穴を穿ち焦して表に出た兆によつて吉凶を卜ふ方法は、殷虛から發掘される龜甲牛骨の卜法と殆んど同一である。特に注意すべきは城子崖では卜骨の穴の穿ち方卽ち鑽に二方式があることである。無秩序に一骨に多數の鑽を施す單鑽と、三つ宛並んで鑽を施す三連鑽との二形式に分けられるのであるが、單鑽骨は上下兩層から出るに對して、三連鑽骨は上層に限つて發掘される。それは後者が前者に比して發達した形式であることを示すものである。殷虛に於ては第一期の甲骨にはなほ三連鑽の痕跡が存してゐて、第二期以後は更に複雜な卜法に轉じる。元來三連鑽は一つの事柄について卜ふに當つて一度では不安心なので三度卜つて多數に從つて決したのである。これは龜卜骨卜を行ふ人間の智能が多少發達した結果である。城子崖に居住した民族は既にやゝ高等な思考力の發達があつたのである。また城子崖の黑陶に甲骨文字にやゝ似た符號らしいものが見出される。これが文字であるかどうか疑問であるが、文字がすでに發生しかけてゐることだけは認めねばならない。そして城子崖の後期に發現した三連鑽が殷虛の第一期に於て痕跡が見出されることは殷虛に遷つた初頃の殷王盤庚武丁時代の文化階段が、城子崖の後期のそれにかなり近接したことを表し、實は西方の彩陶文化の原始農耕民族を追つて東方の黑陶文化の擔持者が侵入したのではないかと想像させるのである。山東省を中心とする黑陶文化の遺跡は城子崖以外にはまだ詳細に調査されてゐない。城子崖は都城遺跡であるから相當の文化中心には相違ないが、將來その他の地點でもつと發達した高度の文化卽ち殷虛第一期の具現する樣な黑陶文化の中心地である遺跡が發掘される可能性がないとは云へない。

現在の東亞考古學の與へる資料だけでは山東省を中心とする黑陶文化を持つ牧畜民族卽ち殷民族が西方に進出し彩陶文化をもつ農耕民族を征服し河南省殷虛に於て殷王國を建てたと云ふ假設を確實に證明するに足りないかも知れない。然し別に卜辭及び古典の文獻的な證據がこの考古學上のギャップを補足するものがある。城子崖の黑陶文化民族は農耕と共に馬・牛・羊の家畜を重要な生業としてゐたことを述べた。殷虛卜辭で神に犧牲として供せられる家畜は牛・羊がもつとも多く稀に豚・犬が用ひられる。[*] 神に供せられ神に愛好される食物は人間少くとも王室貴族の賞玩するものでなければならない。殷民族特に王室貴族は牛・羊を食物として常用したか、少くとも特別の嗜好を持つたに相違ない。侯家莊の王墓に馬骨のみの陪冢が發見せられた。馬が陪葬せられたことは、馬が殷代にあつて乘用或は車を牽くに常用せられてゐたことを示す。殷民族少くともその貴族階級は馬・牛・羊の家畜を大量に使用してゐたのである。殷王朝は馬牛の家畜化をもつてまた自己の祖王の功業に歸してゐる。前にも說明した樣に史記の祖本で殷の王系について可成正確な知識を傳へてゐる古代系譜の集成書である世本には、殷の祖王の相土が馬を乘用し、核が牛を家畜化したと傳へてゐる。相土は卜辭の土卽

二六一～二六二

ち社神、核は卜辭及び竹書紀年・山海經の王亥である。これらは殷の普通の祖宗神とは異る特に神話的の高祖神であつて、殷民族の文化的英雄神であつたのである。[**] 殷虛に於ける殷王朝が一般に祭祀の犧牲として牛・羊を多く用ひたこと、また牛馬の家畜化を創めた二神を高祖神として非常に厚く祭祀してゐることは、殷王朝が特に牧畜に秀でた民族によつて結成されたことを示すものである。

* 羅振玉『殷虛書契考釋』八一葉

** 『卜辭中所見先公先王考』

農耕牧畜併用民である山東の黑陶文化の擔持者が卽ち殷虛の殷王朝の前身であると云ふ假設は、ここに卜辭及び文獻に現はれる殷民族の持つ神話及祭儀によつて有力な證據を得た。

殷王朝が盤庚以後殷虛に遷都した事情に關しては古典に種々の異說がある。特に盤庚以前の都は或は水災によつて轉々したとも傳へられ、その地點がはつきりしない。前節に於て王國維氏が古本竹書紀年を根據として、盤庚が殷虛に遷都し滅亡迄居つたと云ふ說を取つたことに言及した。實は王氏は竹書紀年はこれに止らず盤庚が奄と云ふ土地から殷虛に遷つたと書いてゐることを失念してゐた。殷虛遷都の年代に關して古本竹書紀年の說が正しいとすれば、その前住地を奄と云ふ所傳もまた尊重されねばならない。奄は後に周初に周公の子伯禽が封ぜられた魯國の國都今の山東省曲阜縣にあつた先住民の國名である。竹書紀年の記事は盤庚が今の山東省の曲阜から殷虛に遷都したと語つてゐるのである。山東省がかつて石器時代末期に黑陶文化の中心地であつたこと、また殷虛に於て彩陶の上に黑陶の文化層があると云ふことは、上述の文獻と相適合するものであつて、黑陶を作り農耕と共に、否牛馬羊の牧畜をそれ以上重な生業とした殷民族が盤庚に引率されて山東半島の基部の曲阜地方から西方河南省安陽に侵入し、農業を營み彩陶を持つ民族を征服して殷王國をこゝに建設したのではなからうか。

殷民族が遠くは滿州朝鮮に及ぶ東方海岸諸民族の一支であつて、古くは東方にあつて夷と稱せられたが、遂に西方の夏王朝を滅して殷王朝を立てたといふ假說が嘗て中央研究院の歷史語言研究所所長傅斯年氏によつて唱道された。氏は多方面に傍證を求めたが、吾人の今指摘した竹書紀年の直接證據を忘れてゐる。傅氏の多岐に亙る論證はこれによるとこゝにもつと明確な結論に到達することができるであらう。[*]

* 傅氏『夷夏東西說』（慶祝蔡元培先生六十五歲論文集下册）

遊牧農耕併用の殷民族が山東省から河南省に侵入して土着の農耕民族を征服し、殷虛を都と定め、これを商と呼び、殷王朝を建設したと云ふ假設が一應證明されたこととし、これを前提に置いて、殷虛に於ける武丁以後の殷王朝の政治史を鳥瞰して見よう。

殷王朝後期の歷史は前にも述べた樣に殷虛卜辭が第一の同時史料である。しかし卜辭は短文のものが多く、またこれを刻した甲骨は細小片に破碎されたものが大部分を占めてゐるから、之によつて歷史事件を嚴密に年代記的に追迹することは非常に困難である。幸に董作賓氏が斷代研究法を提唱し、これによつて時代的に五期の時代に分類することに成功したので、各期卜辭に於ける顯著な現象だけ

はとらへることが出來る。この各期の特徴的な現象は政治社會經濟宗教等の有ゆる側面に於て示現してゐるのであるが、こゝには專らその政治的側面に於てこれを觀察することとしたい。

殷王朝は帝盤庚に率ゐられて山東省から河南平原に侵入し、土着農耕民を征服して殷王國を建設した。殷王朝に征服される以前にはこの農耕民族がどんな社會集團をなしてゐたか、史料がないので不明である。殷虛卜辭に現れる殷王朝の統治政策によつて溯つてそれを推測し得るに止る。

殷代の地方政治組織については舊史料にはその詳細にわたつた記事がない。たゞ末帝紂の時代には三公として九侯・鄂侯・周侯昌（文王）また單なる諸侯として崇侯などのことが史記に書かれてゐるから、侯といふ諸侯が地方を封建君主として支配し、その或者は選ばれて中央政府の執政に任じたものもあつたらしいことが漠然として知れるばかりである。

この舊史料中の傳說的記事の信憑性を、例によつて同時史料である殷虛卜辭を基準として判斷して見よう。卜辭に現れた殷代の封建制に就いては最近に董作賓が殷代に於ける五等爵制と題する論文を著はして卜辭中から封建制に關した史料を殆んど洩れなく蒐集した。然し彼はたゞ周代末期に於て始めて成立した公侯伯子男五等爵の使用例を殷虛卜辭中からとり出し、公以外の四者が稱號として使用されてゐることを示したゞけであつて、この侯以下の四稱號の關係を明らかにしてゐない。諸侯の位階として定められた周代爵制をばそのまゝ殷代に溯源し得るかどうかといふ問題についても深く考究してゐないのである。* そこでこの提供された史料を基としてわれわれ自身で考へて見なければならない。殷代に於ける爵制は單に諸侯稱號の位階制としてゞはなくて殷王朝の地方統治の組織と聯關して考察されねばならないからである。

* 董作賓「五等爵在殷商」（中央研究院歷史語言研究所集刊六本三分）參照。以下殷代の封建諸侯制については右の論文と同氏の「甲骨文斷代研究例」中の方國の項に引用してゐる事例を主史料としてこれに著者が管見した史料を補ひつゝ記述した。

殷代卜辭では苦方・土方・盂方などの如く某方と稱するものが度々王國の邊境に侵入し王國はこの防備に忙殺され王朝側からもこれに對抗するために外征の師を屢々起してゐる。方とは殷の政令に完全に服從しない獨立國であり外國敵國に對して與へられる名稱で古くは邦と同音で國を意味する。尙書の多方篇の多方といふのは殷代に於けるこの樣な諸外國を意味する用語を周王朝初期でも踏襲したのであるが、周では方の代りに國といふ字が次第に一般的に使はれ、諸外國をば四國といふ語で現はすやうになつた。殷王朝はこの獨立國の君主を卜辭で「夷方伯」「盂方伯」といふ樣に方伯と呼んでゐる。卜辭で諸侯の稱號としてもつとも頻繁に使用してゐるのは侯であつて伯子等はこれに比較すると非常に稀にしか用ひられない。侯は外國すなはち方の征伐に際して王命を受けて從軍し王國の軍隊を先導して敵國に侵入してゐる例が多い。これによつて見ると侯は直接に殷王朝の政令を受ける諸侯であつた。また卜辭には王の盂方といふ外國の君である盂方伯を征伐した際に

丁卯。王卜貞。「余其从二多田于多伯一。征二盂方伯一」

と卜つてゐる例によると「田」と呼ぶ諸侯を統轄し王命を直接に受けて從軍するものに伯と呼ぶ諸侯

二六三～二六四

があつた。周初期の金文である大盂鼎に引用してゐる盂が周康王から錫つた策命中には

我聞下殷墜レ命。惟殷邊侯田。與二殷正百辟一。率肄二于酒一。故喪中𠂤已上。

と、殷王紂の亡國の原として殷の邊境地方の侯と田の諸侯が殷の中央政府の官吏らと共に酒宴に耽つたことが敎誡とされてゐる。殷王國の邊境地方には直接に王朝の政令を奉じ王國に奉仕する侯・伯等の諸侯國が置かれ、その下には田といふ小諸侯卽ち附庸國が屬し侯伯を通じて間接に王朝の政令に服してゐたのであつた。殷代に於てはすでに王と侯伯、侯伯と田との一次的・二次的封建關係の存在してゐた形迹があり、これに應じて諸侯の位階は侯及び伯を上位として田を下位とする二級が考へ得られるのであるが、侯と伯との間に高下の位の差があつたか否かは不明である。これによつて見ると殷代には諸侯の五等爵制は實在せず僅に二級制だけの存在を知り得るのみである。*

* 餘論第三章で說く周の三級五等制の起原はこの二級制にある。

次にこの樣な諸侯伯及び田と方伯等と殷王朝との地域的統屬關係から殷王國の統治の組織を綜合的に考察して見よう。殷王朝の統治は首都商邑卽ち殷虛を中心として、凡そこれからの距離に應じて三種の異つた統治方法を適用したものと想像される。第一種は商邑及其郊外の殷王室の直轄領地であつて、殷王國を形成する王族・多子族等の諸部族がこゝに住し、征服民族の或者を奴隸民として牧畜農耕に使役してゐた。第二種は商邑郊外から更にその外を包む地域であつて被征服民族の以前から存在してゐた部族國家が、殷王朝の承認した侯或は伯の監督下に商朝に對しては賦役・兵役の義務を負擔することを誓ひ、その下に半獨立的な保護國家群を形成してゐた。第三種は方と呼ばれ、商邑からもつとも離れた所にある獨立國家群であつて、殷王朝の直接の統治は之に及ばないけれども、極めて輕い意味で殷王の宗主權を認め、時に使節を遣はし入貢することもあつた。卜辭には殷版圖內の第一及第二種地域の內政的な行政の實際を語る史料が極めて乏しいので、上述の記述はこの乏しい史料を基として理想的に構成された一つの圖式に止る。

第三種の方に就ては卜辭は相當に豐富な史料をもつてゐる。東方から侵入し來つて土着農耕民族を征服して國を立てた牧畜農耕民族の殷王國は、こゝに西北支那の草原地帶を本據とする更に剽悍な游牧民族の國家に直面したのである。武丁時代の第一期卜辭には西北方の苦方・土方と呼ぶ游牧民の國家が屢〻侵入掠奪したこと、またこの防禦のため大規模に軍隊を徵集して討伐を行ふことを卜つたものが非常な多數を示してゐる。* 然し第二期以後になると、さしも激烈であつた西北游牧民國家との抗爭が殆ど全く姿を消して仕舞ふ。これは第一期武丁時代に於ける討伐が一擧に功を奏して、完全にこの民族を征服或は驅逐したのではなくて、恐らく東方から俄に河南省に侵入して來た同じく牧畜民族である殷王國が、最初これ等の西北游牧民と接したとき、非常に激しい摩擦を生じたのであるが、次第に時を經るに從つて兩民族相互の間に或る融和的感情が芽生へ、政治的妥結が行はれ、平和的な關係を保持するに至つたと解釋すべきであらう。

* 董作賓「甲骨文斷代研究例」方國の項、郭沫若「卜辭通纂攷釋」征伐の項、餘論第一章三八四頁參照。

二六五～二六六

殷王朝の西北遊牧民國家に對する交渉は大成功を收め武丁の子祖庚・祖甲及びその孫の廪辛・康丁時代迄は殷王朝は西北の脅威を脱して非常に平和な時日を送つてゐたのであるが、所謂第四期武乙文丁、第五期帝乙・帝紂時代に入つて新に東方の民族と葛藤を生ずることゝなつた。東方の山東半島は本來殷王朝の原住地であり、殷王朝が西方河南に遷徙した後も親縁のある民族が居住してゐた筈である。西方に遷つた直後に於ては殷王朝はこの祖宗の故地を等閑に附することなく、その宗廟の靈地には不斷の祭祀を奉じてゐた。然し殷虛に奠都してから日を經るに從つて、土着の被征服農耕民族と或る程度に融合し、次第に高度の文化生活を營む樣になると、祖宗の故地を蔑しろにし、こゝに故地に殘つた同一系統に屬する民族との間に阻隔を生ずるやうな傾向をもつてきたらしい。

そこで山東半島内に散在してゐた各部族は聯合してかつて親縁のあつた殷王朝の政令に服せず獨立の國家を作つて殷王朝に對立することとなつた。この新興の國家は第四期卜辭に初めて人方卽ち夷方の名の下に現れ、第五期に於ては殷の時王恐らく帝紂が大兵力を以つて之を討伐した事が記される。山東省壽張縣の梁山から出土した鵌尊と呼ばれてゐる銅器の銘文に殷帝紂の十五年に人方を親征して此の地に至つて祖祭を行つたことを述べてゐるのは、此の大征役の殘した記念物であり、この征伐が人方に大打擊を與へ、相當の成功を收めたことを語るものである。* 然しながら、大軍をかゝる遠方に派遣することは非常な經濟力の損耗を來し、またその精銳なる兵士の死傷による戰鬪力の低下をもたらさゞるを得ない。前門の虎たる人方を追つた殷王紂は意外にも後門の狼である周民族によつて脆くも壞滅さるゝこととなつた。

＊ 餘論第一章三八三頁參照。

周民族に關しては詳細は後章に讓つてこゝでは殷王朝との政治關係だけを說きたい。周は周侯の名の下に第一期武丁時代の卜辭に數度現れてゐる。既に述べた樣に、侯は殷王朝から承認されて周圍の小部族國家を監督する大部族國家である。帝紂と同時代の周文王に至つて西伯に任命されて、陝西省を中心として殷の西方諸侯の間に覇を稱したと云ふ傳說があるが、之は後世に於て周文王を英雄化したものに過ぎず、實は早くから侯卽ち西方の伯であつたのである。* 周民族も牛・羊・馬の家畜を使用してはゐたが、本來は農耕を非常に重視してゐた民族であつた。この本來西方に位した農耕民族の周國が中原の殷王朝を覆滅させるに至つたのは、殷王朝の統治策にからんだ深い動機が潜んでゐる。

＊ 史記周本紀。また第三章第二節三一四頁參照。

殷虛の第一期卜辭には牧畜に關する行事としては王が牛の繁殖を祈りまたその繁殖狀態を親閱する省牛の行事があり、民族の特技とする家畜の飼養に注意を惜まなかつたことを示してゐる。然し自民族に比して恐らく比較にならない程の多數の農耕民族を征服しその上に君臨した結果、自己の依存する農耕民族の貢獻への經濟的關心と云ふよりは寧ろ宗敎的動機からして、自己の祖宗に求雨の農耕行事を盛大に擧行することにより、殷王室の宗敎的權威を農耕民に確立しようとした。第一期卜辭には求年・求雨の行事をトつたものが夥しく現れてゐるのは專ら此の理由による。殷王の農耕行事は相當後期まで續行されてはゐるが、初期に比するとその度數が著しく減少して來る。* これに對して第三期廪辛康丁時代に始り、第四期武乙文丁時代第五期帝乙帝紂時代に入つて頂點に達するのは帝王が親く四方の獵場に狩獵を行ふ現象である。第一期に於ても帝王の狩獵の卜辭はないではないが比較的少數であつて、後期、特に第五期は最も多數を占める。殷末期の帝王が狩獵・酒宴の逸樂に耽つた爲に國を亡したと云ふ傳說には、周代以後の訓戒或は宣傳の爲の多少の誇張はあるかも知れないが、全く架空で作り出された話ではなかつたのである。狩獵の樣な荒々しい娛樂に心を奪はれると共に國民の多數をなす農耕民の生活農耕に關する祭祀は忘れられ勝ちとなつた。その上に帝紂によつて企てられた東夷征伐の役のために一般農耕民族の負擔が非常に增加した。農耕民の不平が增大したことは當然豫想される。

＊ 次節二八一頁參照。

本來農耕を主要な生業としてゐた周侯國もまたこの過重な負擔に苦しみつゝあつたが、殷帝國版圖内の被征服農耕民族の小國家の受けつゝあつた壓制に對しても恐らく多大の關心を持つてゐたであらう。周武王自身が始めから殷王朝に對して野心を藏してゐたのではないらしいが、殷帝國内の不平農耕民族國家、及舊來西伯として統轄してゐた屬國の多數の要望によつて、遂に決意して之等を率ゐて河南の孟津より黃河を渡河し、商邑の郊外牧野の地で殷王帝紂の率ゐる軍隊と大決戰を行つた結果、帝紂は敗死し、都城は擧げて周軍の蹂躙に委せられ、湯以來三十代連綿として引繼いだ殷王國はこゝに滅亡に歸したのである。この牧野の戰に際して全軍に與へた告辭が『尙書』の内の牧誓篇であるが

その内に商王が厥の祭祀を忘れて奉祀せず、親族を棄て、亡命者を信任して殷の人民に暴虐の限を盡したと述べてゐる。その祭祀を棄てたと言ふのは、殷が農耕民に君臨した帝王としてもつとも重要な任務である農耕行事を怠つたことを特に指すものであらう。

第二節　神政國家としての殷王國の組織

山東より起つて中原の農耕民族を征服し、河南省の安陽の殷虛卽ち殷虛卜辭に云ふところの商邑に國都をたてた殷王朝の統治の形態は、一言にして云ふと宗敎的權威による統治すなはち神聖政治であつた。禮記表記篇に孔子の言として「殷人は神を尊び民を率ゐて神に事へ、鬼を先にして禮を後にす、…周人は禮を尊ぶ。施しを尙び鬼に事ふ。神を敬して遠ざく」と云つてゐる。これは弟子季路に鬼神に事へる道を問はれた孔子が「未だ能く人に事へず。いづくんぞ能く鬼に事へん」と答へたといふ論語先進篇に現れる問答を根據としてこれを展開させたものである。現實に存する人倫を重しとし鬼神をばそれより輕く視て、その祭祀の禮を尊ぶ所の孔子の人倫に基づく禮樂觀をば、過去の三代の歷史に推しあて、周の統治原理は鬼神自體よりもこれを奉祀する禮に中心を置くに對して、これより古い殷の統治原理は鬼神自體を尊ぶことにあつたと說明してゐるのである。

鬼神を尊ぶと云ふことすなはち鬼神自體を尊ぶとは死した祖先の精靈の實在を信じその精靈に生人

と同じ様に仕へると共に、この精靈のあらたかな靈力によつて未來の出來事を豫知し、この祖靈の判斷によつて百般の行動を規制しようとすることである。この目に見えず聲を聞けない祖靈に未來の出來事の豫言將來への指示を求める方法は二つある。一つは聽覺に訴へる方法であつて、特別な能力をもつてゐる神巫に降下憑依する祖靈の神托をその口から聞かうとするシャーマニズムである。他の一つは視覺に訴へる方法であつて、祖靈に供獻せられる犧牲を祖靈と同一體と見做し、その犧牲の特に靈力ありとする肉體の一部分の狀態によつて神意を判斷する龜甲獸骨などを使用する卜占である。巫もトもその語原は付くといふ動作を示す言葉であつて、神靈が人或は物につくことを意味し、次第に二つの語に分化したのである。

殷王朝が鬼神を尊んだとは具體的に云ふと巫とトとの二方法によつて祖靈の神意を知り、宗教祭祀は固より政治・軍事の重要事をはじめとして日常生活をすべて神意に從つて決定したことを意味する。

表面は周公が召公に與へた訓誡を錄したと云ふ形式になつてゐるが、實は周公の問答の形式を借りて周初に於ける巫師の傳承を逃べたものである尙書君奭篇によると、殷の開祖の成湯をはじめ大甲・大戊の如き初期、祖乙の如き中期の名王、殷虛に遷都後この都を經營し中原に於ける大帝國の基礎を確立した英主武丁などの治世は、伊尹・保衡・伊陟・臣扈・巫咸・巫賢・甘盤が王を助けて國政を司つたので、殷王朝はよく天命を受けて長年に亙つて國を維持することができたと云つてゐる。

この等の殷の名相賢臣と云はれるもののうちに巫咸・巫賢の二人の巫師が混つてゐる。巫咸は

貞レ出二咸戊一。（殷虛書契前編一卷四三葉一五片）

咸戊を出さんかと貞ふ。

といふ殷虛卜辭に現れる咸戊に相當し、殷代ではまた巫のことを咸と呼んだらしい。さきの君奭篇の甘盤の甘も或はこの咸と同聲で巫を意味する言葉ではないかと想像される。

戊辰卜。賓貞。呼二師盤一祭中大戊上。

戊辰の日卜ひ賓（卜官の名）師盤（巫師の名）を呼んで大戊（殷の祖宗の名）を祭らんかと問ふ。と云ふ第一期武丁時代の貞人の賓の署名した卜辭に、殷王に命ぜられて殷祖宗の大戊の祭を掌らうとした師盤は恐らく君奭篇に武丁に仕へた名相と云はれる甘盤と同一人であらうと考へられてゐる。

古代中國では祖先を祭るとき、子孫を尸卽ちかたしろとして神に代つて祭祀飮食を享する尸と呼ぶものを立てる制度が存する。詩の小雅楚茨篇には祭祀饗食を享ける尸をまた神保と呼んでゐる。保も附くといふのが原義で、尸となつた子孫に死者の靈魂が憑依するところからかく名付けられたのであらう。君奭篇の保衡とはこの樣に祖神の憑依する人と云ふ意味であり、巫と本質的には同一であると云はねばならない。保衡は詩商頌長發篇では阿衡と呼ばれてゐるが阿もまた倚るの意で、神の憑依することを指したものらしい。この保衡或は阿衡は伊尹の別稱だと云はれるが、伊は阿と古音は通じやはり神靈の付き倚ることを現はしてゐる。

國語楚語には殷王武丁が賢者傅說を民間から登用して大臣に任じ大いに治績を上げたと逃べてゐる

が、傅說の傅は保と同じく神靈の付くと云ふ意味で巫師の職を示し、說はその名であつた。武丁がその德を敬しみ神明に至つたとは、國語によると傅說を求める以前の事柄として書かれてゐるが、實は傅說の如き巫師の助けを借りてよく神意を明らかにしてゐたことを、求賢傳說の型に入れるために前後敍述が錯誤したのであらう。

要するに尙書君奭篇に殷の名臣賢相としてその名を傳へられてゐる伊尹・保衡・伊陟・巫咸・巫賢・甘盤と國語に現れる傅說等は殷王朝の神巫であり、王國を主宰するものはこれらの神巫に外ならなかつたのであつた。

殷王朝に於て龜甲獸骨による卜占が盛んに行はれたことは、殷虛から發掘される夥しい卜辭を刻した甲骨の實物によつて直接に示される。卜辭によると殷虛に都した武丁以後の諸王は天地山川及び祖宗の祭祀・王の病氣、その出入・漁獵・外國征伐・年穀の豐凶・雨霽・次旬の吉凶等について一々龜卜骨卜によつて天意を伺つてゐるので、王朝の公的生活王の私的生活は殆んど全部が龜卜骨卜によつて決せられてゐると云つても過言でないのである。祭政一致の神聖政治を行つた殷王朝に於ては、占卜は單なる宗教的な行事ではなく、國家の大事である軍事祭祀政治等を裁決する政治的行動であり、卜辭は單なる宗教史料でなくて同時に政治史料であつた。

殷王朝に於て龜卜がこの樣に重大な意味をもつてゐるとするならば、占卜がどんな手續をもつて行はれるかと云ふことは、殷王朝の最高の政治が如何にして決定されるかを示すものであり、この占卜に干與する機關は殷王朝の最高の行政機關を意味するのである。

殷代の龜卜が如何なる手續きを踏んで行はれたかは、殷虛卜辭自身の記述の形式について窺知する外はない。卜辭は例へば

癸己卜。賓貞。旬亡[卜]。

癸己卜ひ賓（次の）旬に[卜]なきやを貞ふ。

と書かれてゐるが、この賓とは卜ひに際して龜の甲に對して「次の旬にとがめがないか」といふ問ひの文句、すなはち所謂命辭をば讀み上げる役すなはち貞人と呼ぶト師の名であり、この貞人が自らこのトひに使つた龜甲にこの卜辭を彫りつけるときに自己の名を署名したのである。さきに董作賓氏がこの同一龜甲獸骨上に多くの貞人の署名した卜辭が並んで刻られてゐる例から、その貞人の署名の組合せに一定の秩序があることを見出し、三つの時代に屬する三群の貞人集團の存在したことを論證した氏の所謂甲骨文斷代研究法を紹介した。この三群の貞人はそれぞれ第一期武丁時代、第二期祖庚祖甲時代、第三期廩辛・康丁時代の貞人集團を構成してゐるのであつた。*

この帝武丁から帝廩辛康丁まですなはち殷虛前半期ではこの樣な貞人が署名してゐる形式の卜辭が非常に盛んに行はれ、その時代の卜辭の殆んど大部分を占め、これに對し貞人署名を省略した形式の卜辭卽ちトつた日の干支に始り、次に卜字の下の貞人名がなくて直ちに貞字の現れる吾人の所謂干支卜貞形式卜辭は僅少に止つてゐる。そこでこの貞人署名形式の卜辭について、この時代の龜卜がどん

な手續きをもつて行はれたかを考察して見よう。

＊ たゞト辭の記事は簡單を極めてゐるから、これだけによつて殷代の龜トの手續きを詳細に亘つて知ることは不可能である。幸にして儀禮の士喪禮篇には周代に行はれた龜トの儀式を記載してゐるから、これと比較することによつて、やゝ殷代の龜トの儀式を想像できる。以上の貞人の職掌、命辭などの用語は皆これからとられた。

殷虛前半期の貞人署名卜辭の冒頭の部分例へば「干支卜。賓(貞人名)貞。」の如きは干支の日に龜トの儀式が行はれ、貞人の賓といふ者が命辭を讀んで龜甲に未來の豫測を問ひかけたことを述べた記事の文章である。貞字以下はこの命辭が引用せられた記言の文であつて、その內容も極めて簡單であつて、卜辭は普通それで終つて仕舞ふのであるが、特定の種類の卜問、例へば次旬の十日に凶事がないかとトふト旬の卜辭では、(第三十三圖の巨大なる獸首上に刻された第一期のト旬の辭中の第五のト辭)貞人の「次旬に王繇曰く凶事がないか」といふ命辭の次に「祟あり、それ艱來ることあらん」といふ王の繇辭なるものが附加されてゐる。この繇辭とは貞人が龜に對して命辭を問ひかけた後、卜師が龜甲を灼いてひゞ破れ卽ち兆の生じた龜甲を、この龜甲の儀式を主宰する殷王に手渡し、王は自らこれを見てこれが吉凶何れを現はすかを判斷した言葉である。

この様な卜兆の判斷は何れの龜卜骨卜でも必要であるに係はらず、一般の卜辭には存在せず、ト旬の卜辭に限つてしかも凶事がある祟があるといふときだけ王の繇が附せられてゐるのは何故であらうか。元來命辭は「明日雨が降るか」「明日は天氣になるか」「明日祖先の祭りをしてよいか」などと

二七五～二七六

いふ極めて簡單な構造の問ひであり、その解答は肯定・否定の二様しかない。從つて兆もこの肯定・否定二種に分ければよいのであるから、比較的その判定は容易であつたので、特別な繇辭を必要としなかつたのである。これに對して、繇辭の附加せられてゐるト旬の命辭は、次旬十日の內に凶事がある

第三十三圖　第一期王繇辭附加卜旬卜辭

第一期巨大獸骨卜辭

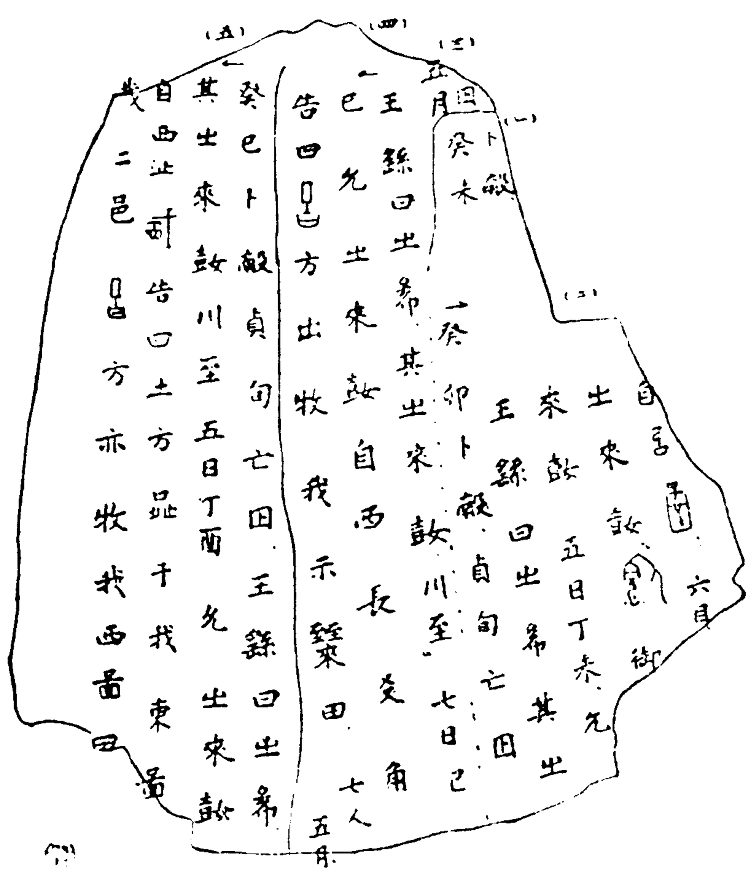

(一)癸未卜ひ殼(貞人名)……

(二)癸卯卜ひ殼(貞人名)貞ふ「旬に囚なきか」と。王繇て云ふ「祟ありそれ艱來ることあらん」と。五日にして丁未の日果して艱來るあり……(殘缺文義不明)。六月。

(三)……(旬)囚なきか……五月。

(四)……王繇て云ふ「祟ありそれ艱來るあらん」と。七日己巳の日に至りて果して艱西より來るあり。長友角(人名)告けて曰ふ「𢀛方(外國名)出でて我が示𥠻の田の七人を執ず」と。五月。

(五)癸巳卜ひ殼(貞人名)貞ふ「旬に囚なきか」と。王繇て曰ふ「祟あり、其れ艱來るあらん」と。五日丁酉に至りて果して艱西より來るあり。沚(の國の)𢦏(人名)告げて曰ふ「土方(外國名)我が西鄙を征して二邑を𢦔つ。𢀛方亦た我西鄙の田を牧す……」

(殷虛書契菁華二葉)

かと問ふのである。しかも吉凶何れであるかといふことは破れ目を見ただけでも前の一般の場合と同じで判定できる。けれども、しかし祟があるといふ場合、十日のうちの何の日にあるであらうといふ答へが要求される場合は、果して兆を見ただけで判定出來るであらうか。そのためには兆を少くとも十干の日に應じしかもその各日に吉凶を配して二十種に分類せねばならぬ。これは容易ならぬ仕事である。

そこで、卜旬の辭に對する王の繇辭は單に兆を見ただけで視覺的に判斷されたものではなく、恐らく他の補助手段によつて決定されたであらうと考へられる。そしてこの補助手段とは巫による口頭の神託であり、殷王が十干のそれぞれの日を代表する十人の巫を筮によつてその一人を選び、その一人の神託を聞いて判斷を決したのであらうと想像されるのである。このト旬といふ特殊の形式の龜卜命辭に對しては卜兆の視覺的判斷による神意の判定では不十分なので、十人の巫師による口頭の神意の判定をば必要としたのである。[*] そして王は此等の十人の巫師の主宰者・巫師長であつたと解せられる。[**]

＊ 詳細は拙著『甲骨文の研究』に讓る。なほ十人の巫師とは尙書大誥篇に、周公が周室には文王の殘した寶物の神甲がある上になほ民獻十夫ありといつてゐる民獻十夫に相當する(本書三二八頁參照)。『龜卜と筮』東方學報十五册四分。

＊＊ 陳夢家氏は卜辭の民族學的解釋に於て王者を巫師長と定義してゐる。(『商代的神話與巫術』燕京學報二十期)。

この様な手續きをもつて行はれたのが貞人署名形式卜辭による龜卜である。この様な形式の龜トは前にも述べた如く第一期から第三期までの前半期に盛んに行はれたが、第三期を界として、別の形式

二七七～二七八

の卜辭が勢力を得て來た。それは貞人名を全然省略した形式の卜辭である。第三期に干支卜貞、乃至干支卜形式の貞人省略形式卜辭が現はれ出した。

干支卜貞形式乃至これの省略體である干支卜形式卜辭はすでに、第一・二期にも存在するけれども、その例は稀であつて、同時代の卜辭の主流をなすものは、云ふ迄もなく大部分をなす貞人署名形式卜辭であつた。第三期に至ると貞人署名形式は稍減少し干支卜形式が漸く頻繁に現れて來るが、第四期に至ると貞人署名形式は完全に影を潛め、干支卜貞形式及びその省略體である干支貞乃至干支卜形式だけが流行したのであつた。第五期に於ては干支卜貞形式がもつとも度々使はれてることはこの第四期の傾向を承け繼ぐものに外ならない。第五期に屬する貞人は僅に黃・派等の三人で、その署名した貞人署名形式卜辭の數も極く少數であるに對して、貞人署名を略した干支卜貞形式卜辭が大多數を占め、更に王が親しくトひかつ貞問した王親卜貞形式卜辭がこれに次いで多數存在するのである。この様な卜問形態の變遷は何を意味するであらうか。

先づ貞人署名形式の廢滅、干支卜貞・干支卜・干支貞形式の盛行といふ現象は殷王朝に於て此等の貞人の所屬する公的占卜機關の權力が著しく失墜したことを意味するものであり、この反面に於て殷の帝王自身の權威の興隆が想定されるであらう。そしてこれをさらに具體的に示すのは第五期に於ける干支卜貞形式に附隨した王親卜貞形式の出現である。

董作賓氏が本期に於ける王親卜貞形式卜辭の重要性を認め、本期をば王親卜貞的時期と命名したの

はまことに當を得たものとして稱揚に値するものである。しかし董氏は卜辭の形式と龜卜骨卜の儀禮とを對比してかくの如き卜辭の形式が具體的にどんなことを意味してゐるかといふことを考へて見なかつた。董氏はこの形式の卜辭は殷の帝王が單なる貞問だけではなく卜事をば司つたことを現はすものであるとしてゐるが、卜事とは如何なることがらを指すか、また卜事と貞問とはどういふ相違があるかといふことを深く考へてゐない樣である。

禮書特に儀禮士喪禮に記述されてゐる龜卜の儀式を卜辭の形態と比較し、卜辭の形式が實際龜卜に於ける如何なる儀禮上の手續きと對應するかを考察したい。卜辭に於て文法上貞問の主格として指示される所謂貞人は、儀禮に於ては龜甲に對して未來の事柄の豫測をば問ひかける命龜貞問をば職掌としてゐる宗人に相當するものである。これに對して王親卜貞形式卜辭に於て卜の主格として示される殷の帝王を儀禮中に於てこれに相當するものを求めるならば、宗人の命を受けて龜甲を燋灼することを司る卑官である卜師に對比さすことは勿論不可能であるから、この龜卜の儀式を統監する卜に莅む者である族長を措いては外にこの官がない。第五期の王親卜貞形式卜辭に於て殷の帝王は龜卜を主宰する者としてこの龜卜骨卜の儀式に親臨してゐることはほゞ確實と見てよい。

殷の皇帝は第一期から第三期に至る迄は或場合は親ら貞人として命龜貞問の任に當ることもあり、その結果として王親貞形式の卜辭を殘した、また王は龜甲骨版を焦灼した結果生じた裂痕である兆についてその吉凶何れを現はすかを判斷して繇辭を宣告することを任ともしてゐる。即ち一般に前期卜

二七九～二八〇

辭では殷の帝王は龜甲に對し命辭を讀み上げ龜甲を通じて神意の啓示を求める貞人すなはち祝としてか、或は龜甲の兆について神意を解釋する巫師の長として現はれてゐるのである。これらの巫祝は何れも人間と神とを仲介するところの接神の聖職であり王は龜卜骨卜に於てかゝる聖職に任じてゐたのである。

これに對して第五期では殷の帝王は恐らく貞問をば黃・派等の專門の貞人に委ね、王親卜貞形式卜辭に現はされる如く自らはかゝる職務を直接掌るよりはむしろこの龜卜骨卜の儀式に臨席しこれを主宰する位置に立つてゐる樣に見える。殷の帝王はこゝに於ては龜卜骨卜に直接關係する接神の聖職者としてではなく、むしろ龜卜骨卜を行ふ政治社會の主權者として世俗的君主として親臨するものである。これは殷虛早期に於ては殷王朝の元首は最高の聖職者として、云はゞ司祭長としてそのもつ宗教的權威によつて殷王國を神政的に統治する者であつたのが、晩期に至つてはこの聖職者たる司祭長の宗教的權威から漸次分化して政治的な權力を一身に集中し、世俗的な獨裁的君主として王國を統治する者に轉化したことを意味するのである。

この樣に王權が宗教的な權威から世俗的權力に轉化することは古代社會に共通な現象であるのみならず、殷代末期に關する舊史の所傳にもその痕迹を見出すことができる。例へば史記殷本紀に載せられた帝武乙が人形を作つてこれを天神と名付け、これを相手に博奕を行ひ、天神が敗けたときはこれを辱しめ、また革囊に血を盛つてこれを天神と見立てて弓で射るなど、天神を凌辱した報のため狩獵中に雷に打たれて崩じたといふ挿話がある。これは太陽神に對する儀禮、特に日蝕に際した調伏儀禮から生れた說話であらうが、これが殷代の歷史の上では惡德で有名な帝紂ではなくて云はゞ無名の帝である武乙の事蹟として語られてゐるのには何等かの歷史的理由がある筈である。武乙は董氏の殷虛卜辭の斷代研究法によると第四期に屬するものであるから、此の傳說は殷虛末期に於いてかつては司祭長として高祖神卽ち天帝或は祖宗神の祭祀を自ら擔當しその神意を媒介する最高の巫祝であつた殷の帝王が、その世俗的權力が增大し政治的に獨裁君主と化するに伴つて高祖神・祖神に對する尊敬の念を喪失しつゝあつたことを反映すると解釋できるであらう。

さらに殷代の末帝紂に至つては書牧誓篇・微子篇によると、同時の周國人乃至殷國人によつて祭祀を荒怠して顧みないのみならず、これに捧ぐべき犧牲をば橫領したことが重大な惡德であるとして非難されてゐるのである。かつて帝王のもつとも神聖な任務であつた宗教的行事を忘れて廢絕せしめた帝紂は、史記殷本紀によるとかくして自己の保持する獨裁的な君主權を行使して租稅を重課し、これによつて大規模な土木事業を企てて壯嚴な宮殿を建築し廣大な園囿を設置しこゝに於て豪華な酒宴を催すなどあらゆる豪奢な現世的生活に耽溺したと云はれてゐる。帝紂の惡政についてはこれを滅した周王朝側の宣傳によつて誇大にされ、更に春秋戰國時代の儒家を始めとする諸子百家の政治學者たちによつて理想の聖帝堯舜に對して夏の末王桀とともに極惡非道の暴君の典型として說話化され惡德の數々が附加累積された傾向がないではない。しかし後にも述べる如く、素朴な農耕生活を送つて來た

二八一～二八二

周民族が始めて殷帝國末期の獨裁君主下の治下の首都殷虛の豪奢な都市生活に接して受けた驚異の印象がそのうちに宿つてゐないとは何人も云ひ得ないであらう。殷虛卜辭の卜問形態の變遷の示す殷王朝の元首の性格の變容はまたこれを側面から支持するものである。中央研究院による殷虛侯家莊王墓の發掘はその實物による證明である。

殷虛卜辭の卜問形態の示すところによると、殷虛に於ける殷王朝は先づ神政國家として發足した。そしてそこでは恐らく氏族聯合の公的占卜機關であらうと思はれる貞人群の宗教的權威は確固として存在し、王朝の龜卜骨卜の儀式に干與して、その龜骨版上に自己の名を署した卜辭を殘した。またそこでは王者は專らこの公的占卜機關の主宰者として、王朝の筮師の長として、司祭長として現れ、聖職にある者としての宗教的權威をもつて王國を支配してゐた。殷虛中葉以後諸貞人の屬する氏族聯合の公的占卜機關の權威は漸次失墜し、その貞人はもはや王朝の龜卜行事の上に於ても重要な役割を與へられず、甲骨上の卜辭にその名を署名する習慣も喪失して仕舞つた。王者は司祭長たる聖職者たるつとめを忘れて事實は世俗的獨裁君主として王國に君臨した。しかも自らは殷王朝に下された天命、元來宗教的な信仰によつて維持され、高祖祖宗神に對する宗教儀禮の實行の義務に裏付けられた天命を、この義務を怠りつゝもなほその不變を信じて、王國の永久の存續を夢みて居た。そこに殷王朝の末路が用意されてゐたのは餘りに當然であつた。

第三節　殷王朝の氏族制度

史記殷本紀及び三代世表の中に載せられてゐる殷王朝の王系は羅振玉・王國維の二氏によつて殷虛卜辭に現れる殷王朝の祖宗の稱謂と比較研究せられた結果、史記の傳へる殷王朝の世系はほゞ歷史的事實を得てゐることが確かめられたことは前に紹介した。いまかくして得られた殷王朝の王系表（第二十三圖）を見ると大庚の子の小甲・雍己・大戊、大戊の子の中丁・外壬・河亶甲、祖丁の子の陽甲・般庚・小辛・小乙、武丁の子の祖己・祖庚・祖甲、祖甲の子の廩辛・康丁等の諸王の世代では兄弟相續が行はれてゐる。この著しい現象については王國維自らもこれに注目し、殷先公先王考・同續考に於て論及したばかりでなく、殷周制度論に於ては殷王朝の兄弟相續制と周王朝の父子相續制との對照を指摘し、兩王朝の政治的社會的組織の差違がこれを基礎として生じて來ると論じた。左翼の社會經濟史觀に立つ郭沫若氏は王國維の論文の提供する史料に社會史的な解釋を施し、殷王朝の祖宗の稱謂は亞血族的氏族制度のそれと一致すると論じた。そしてこの郭氏の論文は新出の卜辭金文を史料として利用する中國古代社會史研究の先驅をなした。これから以後多數の若き社會經濟史學者の追隨者を輩出し、古代社會經濟史に於て一つの劃期的の著作となつた。この樣に現在に於て深い影響を持つてゐる王氏・郭氏の學說はその典據とする卜辭にまで溯つて精細に檢討される必要がある。しかるに若き社會史家は單に郭氏の社會史理論を攻擊するに急であるのみであつて、この典據にまで掘り下げて批判を加へるものがないのは吾人の遺憾に堪へない所である。

卜辭では一般に祖父以上の祖宗を合祭する場合、弟によつて繼がれた傍系の王を省いてその子によつて王位を繼がれた直系王だけを祭る例になつてゐるから、遠い傍系の祖宗については史記の傳へる兄弟繼承が何處迄正しいかは確かめることができない。第一部で說いた樣に今知られてゐる卜辭の製作された時代は武丁に始り帝辛の滅亡までの殷王朝の後半期に相當する。卜辭では時の王は實父以外の兄弟相續をした傍系の父までも實父と同じ樣に父某と稱して區別せずに祭るのが例となつてゐる。武丁の時代卽ち第一期の卜辭ではその父の列にある陽甲・般庚・小辛・小乙をば父甲・父庚・父辛・父乙といふ名の下に祭り、廩辛・康丁の時代卽ち第二期卜辭は父の祖己・祖庚・祖甲を父己・父庚・父甲の名の下に祭り、武乙の時代すなはち第三期卜辭は廩辛・康丁を父辛・父丁と呼んで祭祀してゐる。そしてこの稱謂法が卜辭の製作時代を決定するもつとも大切な標識として利用されてゐることともに既に觸れて置いたところである。兄弟相續制を卜辭の實例によつて確かめ得るものは殷代王系中武丁の父である陽甲以降に限定されるのであるが、この期間に於ては今擧げた樣にその前半期は武丁を除き前後の三代は四王・三王・二王などが兄弟相續を行つてゐるのである。これはその後半期武乙以下五王が完全に父子相續制を續けてゐるのに對して著しい對照を示すものである。

般庚の時代に殷王國は河南の殷虛に遷都して來たと傳へられてゐるから、殷代に於て兄弟相續制を確かめ得る陽甲以下の時代は大體に於て殷虛時代の殷王朝に當るわけである。殷虛初期に於ては殷王朝は殆んど完全に兄弟相續制を行つてゐたが、後期に於て父子相續制に轉じて滅亡迄繼續したと云ふことができるのである。今迄氏族制度の徵標として殷王朝の兄弟相續制を論じた論者は、たゞ史記の殷世表に含まれてゐる兄弟相續制をば漠然として取上げたに過ぎず、その兄弟相續制が父子相續制と如何なる重さをもつて殷の相續制を支配してゐたかといふことに深い考慮を拂はなかつた。私は今董作賓氏によつて提唱された甲骨文斷代研究法を適用することによつて、この二承繼制の實行された時代を明瞭に示し得たのである。

殷代の兄弟相續制が氏族制度下の類別的親族組織と密接な關係があることは多くの論者によつて說かれて來たところである。殷王朝の兄弟相續制は今擧げた卜辭の例の如く單なる兄弟相續制ではなく、直接に子が實父とその他の父の兄弟とを區別することなく父某と云ふ同じ稱謂をもつて呼ぶところの類別的親族組織と結び付いてゐるのである。それであるから殷虛前半期の殷王朝は類別的親族組織をもつ氏族制度下にあつたともつと強い態度で主張することができるのである。

しかし殷虛前半期の殷王朝が氏族制度社會であつたといふことを單に史記の王系と殷虛卜辭の祖宗祭祀の稱號だけから論斷するのは餘りに一面的に過ぎる。さらに殷王朝の現實に行つてゐた族的生活に卽してこのことを論證すべきであることは何人も認めるところであらう。幸にして我々はこれを窺ひ得る史料を殷代金文と卜辭のなかから探し出すことができるのである。以下に具體的な史料に卽して詳しく紹介しよう。

われらの研究の手掛となるのは先づ次に掲げる五個の金文である。

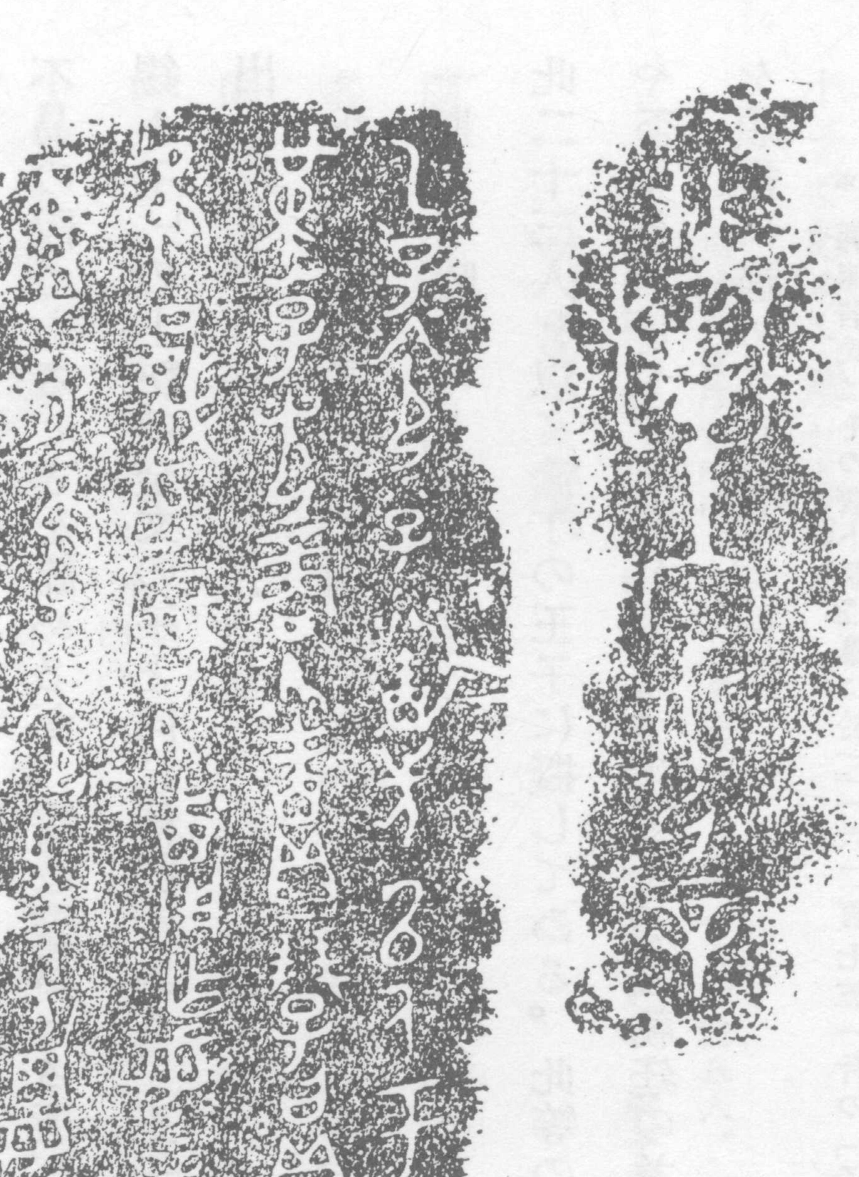

第三十四圖　卣銘文

(1) [illegible]卣（松八 三一　白[illegible] 三一三 四二）

（器）乙子巳。子命小子[illegible]先以人于觀。子光賞[illegible]貝二朋。子曰。貝、唯蔑女曆。[illegible]用作母辛彝。在十月二。唯子曰命望夷方亡悔。

（蓋）[illegible]母辛

(2) 小子□作文父丁殷（續殷上 四九　小八 四〇）

癸子巳。子賞小子□貝十朋。在□□。命伐夷方亡悔。小子□用作文父丁尊彝。在十月四。[illegible]

(3) 小子畀鼎（筠四 三〇　擴二・三 二〇　朱上 四〇　奇二 一　續殷上 二五　小二 八五）

乙亥。子錫小子畀王賞貝。在先師。畀用作父己寶尊。[illegible]

(4) 小子相卣（松八 二九　三一三 三八　續殷）

甲寅。子賞₌小子相貝₋(䀠)五朋₋。相揚₌君賞寶貝₋用作₌父己寶彝₋

(5) 啓作文父辛障(陶一四五　小五三三　殷續上一六)

子光₌[小]子䀠啓貝₋用作₌文父尊彝₋

附(1) 小子𩰫段(奇二〇三　窓七四　續殷)

乙未。卿士錫₌小子𩰫貝一百₋。用作₌父丁尊簋₋。䀠。

附(2) 丙寅匜(博三二〇三　薛一二)

丙寅。子錫₌[黽]貝₋。用作₌文[illegible]己寶彝₋。在₌十月又三₋。(器内銘)䀠(蓋内銘)

附(3) 小臣[illegible]鼎(三三五三)

王錫小臣[illegible]束貝。五禾𠂤。[illegible]用作亯大子乙家祀尊。䀠。父乙。

この五つの長文の銅器銘は共通して

子錫小子某。

と云ふ形式をとつてゐて、「子」なる稱號の者より小子なる稱號の者へ寶貝が恩賜され、小子某が之を記念して製作した器であることを錄してゐるのである。その(1)(2)(3)(4)等は何れも冒頭に乙己等の干支によつて日を記し、特に(1)(2)には「在十月二」「在十月四」と紀月を末尾に有し、殷代末期金文に多く見る紀年法を取つてゐるので、恐らく五例ともに殷代末期に屬する器文であらうと推察せられるのである。此の五例に共通した錫與者の稱號「子」及被錫與者の稱號の「小子」とは如何なる資格であらうか。

この子の稱號に關しては郭沫若氏が子は「王」の別稱であると説明したことがある。*然し(2)による と子が小子𩰫に王から賚された寶貝を轉じて賜與してゐる。また(3)には小子は子よりの寶貝の錫與に對へて「君の賚せる貝に揚ふ」と云つて、子を王と稱せずして君と號してゐる。此二例によつて子は王でないことが明らかである。

殷虚卜辭中に

癸丑子卜貞。來丁。酒₌伊尹₋。至。

とある如く、子なる稱號のものが、卜事と貞事を行つたことを記するものが、數十例ある。董作賓氏は第五期甲骨文の「王卜貞」と記し、王者が親ら卜し、貞問のことを司つたのと類似し、普通の史官が單に貞問の事を職つた卜辭とは相違するから、この子は王子某の名を略して、子の稱のみを殘したのであると説明してゐる。** 董氏の想像説は東方文化研究所所藏の獸骨斷片と殷虛書契前編(卷八、一〇、一)所載の斷片と接合することにより、完全な實證を得られる。此の接合の結果(圖版一ノ六・第三十一圖)前編の骨片に

己丑。子卜貞₌子𧦝呼 出₋𤊞

となるに對して、本所の骨片の同日の卜辭は

己丑。子卜貞。余有₌呼出₋𤊞。

とある。前者は子𧦝が呼ばれて𤊞を出ることの吉凶を子が卜ひ問ふと記してゐる。これは卜貞の主格たる子が即ち子𧦝に外ならぬことを示すものである。子卜貞卜の卜貞の主格である子とは子𧦝の略稱に外ならぬことが確證されたのである。

董作賓氏によると、殷王武丁の王子二十三人中の一人に同名の子𧦝があると云ふ。それならば子卜貞の子𧦝は之と同一人で單に王子の資格で、卜問したのであらうか。吾人は董氏の子即王子説は誠に不易の説であることを認めるが、尚ほ盡さゞる所があるのを遺憾とするものであり、進んで子とは「子錫小子」の上記の金文の子と同じ稱號であり、王子中でも特定の王子たる、大子であらうとの説を提出したい。

吾人は董作賓氏によれば殷代の武丁時代の王子なる子𧦝につき先づ考へたい。子𧦝以外にも、又第一期武丁時代の卜辭中には「子漁」「子央」等子某と呼稱するもの二十三人が見出される。董作賓は此二十三人を以て武丁の王子に擬してゐる。此等の子は殷王室の父祖宗廟の祭祀にその職に任ずべきや否やをトしてゐる辭が多い。諸王子は殷朝廷の首都附近に居住し、最も神聖なる王室宗廟祭祀の職を順番に務めてゐたのである。***

* 郭沫若氏はその著卜辭通纂に於て一六二頁七五一片の「子卜貞」卜辭の子について

子卜與王卜同例。蓋天子之省稱也。

と云つてる。本金文類に關する解ではないが、問題を展開さす爲に引用した。子卜貞の子に就ては葉玉森の停と讀む説があるが、之は全く問題とならない。(殷虛書契前編考釋)

** 董作賓氏は「卜辭中有稱「子卜」或「子卜貞」者。凡三十餘見。字劃者甚纖細。似出于一人手筆。子余卜與貞。與他辭言王卜貞同。既能自卜。且主貞事。與史官之作貞人者異。疑此子乃王子某。但稱子不自署名而已。」(『五等爵在殷商』集刊六本三分。四二一頁)と云つてゐる。

*** 同 四二二頁。

金文にも「子某」の銘を有するもの少からず存する。そのうち

1、子𩰫鼎(淸乙三一八　松二八　續殷九上)

2、子𩰫爵(續殷二下九)

3、子弓觶(三一四八)

子𩰫、子弓は卜辭の二十三人中の子弓・子𩰫と同一人であることが明らかである。此事實からその他の多數の「子某」を銘文に有する器は恐らく殷代の王子の器であらうと推考せられる。更に「子某」の銘を持つた銅器は最近に殷虛から多數出土したらしく『鄴中片羽』及『頌齊吉金續錄』によると、左記の

1 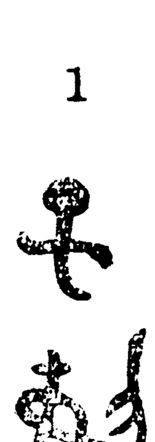 鼎(續殷九上　鄴九　三一二)

2 爵(小二一七八　三三一〇五　頌續八三)

三器は安陽附近から出土したと云ふから、これによると殷代の殷の首都附近に多數の王子が居住してゐることが知られるのである。

3 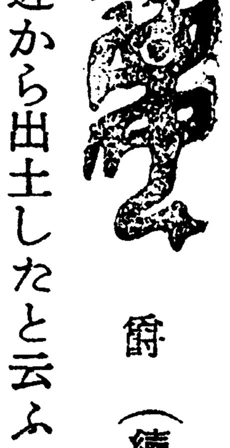 爵（續殷下一六 三一五 二九 頌續九二）

董作賓氏は此等の王子の集團が卽ち卜辭に見える多子族であると推定した。* 卜辭には王が多子なるものを饗した記事が現れ、** その集團たる多子族が犬侯なる邊疆防衛の諸侯に卒ゐられて西隣の强敵國の征討に派遣せられた記述も見出される。*** 多子族とは平時には王の祭祀に際して饗食に與り、戰時には殷の軍隊の主力をなしてゐた。多子族とは卽ち王子等に對して祭事・軍事等の宗教・軍役の訓練を行ふ王子の團體であつた。

郭沫若氏が新出の卜辭を引いて證した所によると、殷代には殷民族の王子のみでなく多方卽ち殷に服屬した四方の外國の小子・小臣が殷都へ留學して敎育を受けてゐたといふ。恐らく此の小子・小臣は、前述の殷王子を主幹とする團體たる多子族へ入團したのであらうと推察される。****

かゝる殷民族の王子以外各國の貴族子弟及び隸屬の小臣を包容する多子族の團體には之を統率する團長の職を必要とするのは自明の理である。吾人は此の多子族々長は、卜辭の「子𦤎」卽ち「子」金文の「子錫小子」の子に外ならぬのではないかと想像するのである。

「子錫小子」金文の子及び小子が卜辭の多子族集團中の子・小子等に當るべきことは多言を要せぬ。

卜辭の多子族は、王子なる子某及び諸國の小子・小臣等の集團である。金文の子は例(1)から(4)によると小子を統轄して居り、又附(3)によると小臣をも統率してゐたらしい。又卜辭の多子族は宗敎及び軍事的訓練團であつた。金文の子・小子集團は例(1)(2)(3)により外國征伐に赴いた軍事集團であることが判り、附例の(1)により祭祀饗食に參した共同祭祀饗食團體であることが知られる。***** 兩者全く性質を同じくする團體である。

* 『五等爵在殷商』集刊六本三分。四二七頁

** 例へば、甲寅卜。彭貞。多子其卿(＝饗)。（四二七頁、董氏引新獲卜辭三、二、〇六五九）

*** 例へば、己卯卜。𡧊貞。令多子族从犬侯。寇周。古王事。（殷虛書契續編五・二・二）

**** 郭氏は殷契粹編一一六二片の「丁酉卜其乎(＝呼)以多方小子小臣。其效(＝敎)戒」に解説して「多方」多國也。言多方之諸侯子弟。遊學于殷也。」と云ひ、序文にも之を引いて特筆大書してゐる。

足知有所本。「以多方小子小臣其效戒」當爲一辭。效卽敎字。見說文。戒殆戒之省。據此。可知殷時隣國。多遣子弟。遊學

***** 例一六五によると、小子𣪘は卿事より貝を賜つてゐる。卿は饗に通ずる。小子が王饗食に參し饗食の事を司る卿事卽ち卿士より恩賜されたのである。

子・小子・小臣の如きその成員の稱呼が同一で、しかも同じく宗敎軍事團體たる性質を帶びる集團は恐らく一であつて二ではないであらう。卜辭金文の兩資料は共に同一の殷代の多子族集團のことを書いてゐるものと斷じて支障がないであらう。そして此の多子族集團の小子に對する統率者たる子と云ふ稱呼は正しく云へば「大子」であつて多子族々長ではあるまいかと考へられる。

大子なる稱號は殷代の金文中にときどき發見される。例へば豐鼎には

癸亥。王𨒅二于作冊般新宗一。王賞二作冊豐貝一。大子錫二東大貝一。用作二父己寶鼎一。

とある。* これには殷王と同列で作冊般の新建造の宗廟に行幸し、殷王が史官の豐に貝を恩賜した時、東なる者へ大貝なる珍らしき寶を錫與した大子と稱號するものがある。大子が王者と同樣の神聖なる資格を有する聖職であることがこれによつて判る。その他に殷代金文と思はるる麗𣪘には

辛子巳。王𩚬二多亞一。耶亯京麗。錫二貝二朋一。用作二大子丁𢍜一。

といふ。** 亞耶及び亞京が作つた器は大子丁を祭るところの宗廟の祭器であり、大子は祭祀上でも特典をもつてゐたらしい。

金文の大子丁が王と相並んだ神聖な職であるに對して、卜辭に見える子は、王者と同樣に親ら龜卜と貞問とを司つた聖職であつた。卜辭の「子」卽ち「子𦤎」金文の「子錫小子」の子は前記の豐鼎の「大子」と同一の神聖な資格のある者で、子とは大子の略稱であらうと想像される。

* 豐鼎（博二六 𢑚上一四 薛一〇一〇四 復一三 阮四一七 阮二・三四四）

** 麗𣪘（松西四七）

小子なる官名は周禮夏官にあるが、下士二人、史一人、徒八人の卑賤の少數の吏を率し、小祭祀の牲の供御を司る小官に過ぎない。* 殷代の殷王朝の大子に統せられる多子族團の王子等の稱なる小子とは殆んど日を同じくしては語られない差違である。殷代多子族の王子が屢々祖先の祭祀の聖職に任じたことは卜辭に語られる所である。この祭祀の供御の職のみが分化して卑官となつたのが此の周禮の小子であると解せられる。

* 周禮夏官序官には、小子。下士二人。史一人。徒八人。小子職には、小子掌祭祀羞羊肆羊殽肉豆而掌珥社稷。祈于五祀。凡沈辜侯禳釁積共其牲。釁邦器及軍器。凡師田。斬牲以左右徇陳。祭祀贊羞徹焉。

周代の金文中には普通の官名として莒小子□、遣小子䣙、[illegible]小子□等があるが、* これは周禮の如き多少とも固定化した官職としての小子に當るかも知れない。散氏盤の「散人小子眉田」と云ふものは、同器に見える他の官名から推して地方的の小官に過ぎぬ。**

* [illegible]小子句鼎（松二二六 小二四六 善）莒小子□彝（攈二・三八 三六四九）遣小子䣙𣪘（阮六八 攈二・二七 徐五一四 奇一六二六 窓一二四 三七二八）

** 散氏盤（陪六八 攈三・三七 奇八二一 窓一六四 周四一）

これに對して以下の西周の金文に見える小子はやゝ趣きを異にする。

王射。有𤔲司眔師氏小子𠇗射。（周初金文例四五）

王命靜𤔲司射學宮。小子眔服眔小臣眔夷僕學射。（周中期金文例四靜𣪘）

命女𤔲嗣公族・雩參有𤔲・小子・師氏・虎臣雩朕褻執事 以乃族干扞吾敔王身。（周後期金文例二九毛公鼎）

そのうち毛公鼎は最も固定した官制を傳へ、毛公の任ぜられたのは公族を司るの職であり、公族とは三有𤔲即ち小子・師氏・虎臣の三階級より成つてゐるから、この公族を率ゐて王の親衞に任じたのである。この小子は靜𣪘と令鼎の小子であり、專ら學宮にあつてその部下の師氏・小臣を敎習してゐたのである。此の公族こそは殷王朝の多子族に當るものであり、小子はその最も高級の成員であり、周室の同姓王子等を包含するものと想像される。令鼎毛公鼎には小子と並んで師氏の稱號がある。師氏は被征服異氏族出身の虎臣を統屬する軍團であつて、西周時代には成周所在の八師氏の軍團は屢々東南夷征伐に分遣せられた。

此の公族を中心とし、之に下屬する師氏軍團は、平時には公族王子たる小子と專門軍士なる虎臣と共に學宮に合宿して射術等の戰技を訓練し、又王者の親衞軍をなし、戰時には王國の主力軍團として四方に出征する。その主要員たる小子は氏族の青年團體であり、師氏はその老人の任ずる敎師であり、本來は氏族青年倶樂部に起原を發するものである。*

* 拙稿『金文に見えたる錫臣の記事に就て』（東方學報京都第三册）參照。

殷代の多子族は卜辭及び殷代金文に僅かの史料を止めるのみであつて、その組織・機能等に就て詳細に知ることが出來ない。殷國の多子族の後身であり周國の氏族青年組合である師氏と比較することによつてその組織が稍明瞭にされる。殷代の多子族も亦、周の師氏と同じく、殷氏族の青年倶樂部を核とし、之に屬國の貴族子弟を包含せしめた團體である。

周禮によると周の師氏は保氏と相關連する官である。師氏が中大夫が當るに對して保氏は下大夫が任ぜられ、その胥徒も師氏の半數であつて、一段卑い官とされてゐる。その職掌も國子の敎育に際しては、師氏が德行を敎ふるに對して、保氏は道藝を敎へる。道藝の中には六藝の禮樂射御書數が含まれてゐる。此の師氏と保氏の職掌の區別は餘りに抽象的な分類に失してゐる如くである。

保氏の保は大保の保に通ずる。周初に召公奭が大保の任にあつたこと周書の召誥顧命諸篇が語る處である。史記周本紀は周公が師、召公が保に任じたとして、大師・大保に對立させてゐる。然し周公が師に任じたことは書の本文に明證がない。秦漢の儒者の空想である。師氏・保氏も亦此の大師・大保と同じく抽象的な空想化された分職である。*

* 書君奭序に、「召公爲保。周公爲師。相成王爲左右。召公不說。周公作君奭。」とある。崔述『豐鎬考信錄』卷八召康公條には召公が周公の攝政して師となつたことを悅ばなかつたとする書君奭序の說を駁してゐる。

周初の金文例一四作册大鼎には大保召公奭のことを「皇天尹大保」と呼んでゐる。尹とは手に筆を執る象形であつて、史官の長たる內史長である。* 大保は又神聖なる史事を司る史官の長として天字を附して天尹大保と敬稱されてゐたのである。周禮の保氏が敎へる六藝內に「書」がある。此の保氏が「書」敎を司ることだけは、上記の史官の長の天尹たる大保の職と相通ずる處がある。此の點から考へると、保氏は全然の空想の產物ではなくて實在の官職らしい。

* 王國維『釋史』（觀堂集林卷四）

二九五～二九六

卜辭には殷の多子族の族長たる子が伊尹を祭祀したものが二例ある。* 伊尹の尹は史官なるが故に附せられた稱號である。殷の多子族長の大子が自ら伊尹を祭ることをトしたのは伊尹が多子族にとつて特に親密な關係ある神であつたが故に外ならぬ。伊尹は恐らく神聖なる「文字」を司る神として祭られたのであらう。之は樂正が神瞽を祭祀するのと同様であつて、云はゞ、多子族なる氏族青年團體の祖神であると見られる。**

以上の考證により周の師氏・保氏の原形たる殷の多子族の組織は、大子を族長と仰ぎ、多數の王子を主要成員となし、之に外國の貴族子弟を混じた氏族青年團體であり、殷の史官の伊尹をその氏族の擬制祖神として崇敎祭祀することによつて團結してゐたことが想像されるのである。

斯の如き組織を有する殷王朝の多子族の成員たる殷王子たる小子の製作した器が例(1)から(5)に至る五器なのである。特に例(5)の小子啓とは殷末帝辛の王子にして殷滅亡後周により宋國に封ぜられた微子啓であり、父辛とは帝辛即ち紂と解せられる。小子啓が殷滅亡、帝紂の敗死後、或は、周によりて洛陽に遷された殷民が尙多子族制を有し、その長たる大子某より賚を受け、以て父帝辛の宗廟の器を製作したのが此の器なのである。*** 西周時代には成周八師なる者が洛陽に置かれてゐた。之は恐らく殷多子族の殷八師の洛陽に遷されたものであらう。**** 此の例(5)の考證によつて、「子錫小子」の六器文が殷王朝の多子族の成員の作器である實證が得られると共に、殷多子族の西周初頭に於ける殘存が確實に知られた。

* 癸丑。子貞。來丁。酒伊尹至。（殷虛書契菁華一一・一八）□□子卜來□伊尹。（殷虛書契前編八・一・一一）

** 國語周語に伶州鳩が景王に對した答の內に

古之神瞽。考中聲而量之以制云云。とあり、韋昭は之に

神瞽。古樂正。知天道者也。死以爲樂祖。祭於瞽宗。謂之神瞽。

と注してゐる。周景王時の伶州鳩なる樂官の對に托して樂官の傳承が語られてゐるのであつて、周景王時代の事蹟とすることは出來ないが、少くとも先秦時代の樂官がその樂の祖神を祭記した慣習あるを知らしめる。

*** 史記によると、「帝乙長子曰微子啓。啓母賤。不得嗣。少子辛。辛母正后。辛爲嗣。帝乙崩子辛立。是爲帝辛。」（殷本紀）と、微子啓を帝紂の庶兄としてゐる。庶兄たる啓が弟たる帝辛を父として祭ることは一見不合理に見えるかも知れない。然し、史記によると

周武王伐紂克殷。微子乃持其祭器。造於軍門。肉袒面縛。左牽羊。右把茅。膝行而前以告。於是武王乃釋微子。復其位。如故。武王封紂子武庚祿父。以續殷祀。

として、周武王が殷を征服した時に、殷國の代表として降服したのは武王により殷故地に封ぜられたと云ふ殷王子たる武庚祿父ではなくして微子啓に外ならなかつた。此の傳說は左傳僖公六年の

蔡穆公將許僖公以見楚子於武城。許男面縛銜璧。大夫衰絰。士輿櫬。楚子問諸逢伯。對曰。昔武王克商。微子啓如是。武王親釋其縛。受其璧。焚其櫬。禮而歸之。楚子從之。

とあるのが典據である。楚國に傳つた周開國時の舊辭として相當の信頼を置き得る傳說である。思ふに殷滅亡に際して、殷國內には、直ちに周に服從せんとする一派と、最後迄周に抵抗せんとする一派とに分裂し、前者は微子啓、後者は武庚祿父が代表者であつたのではなからうか。武庚祿父は周に封ぜられて殷の祀を繼いだと云ふが、周の勢力は武王が殷を亡した當初では尚微弱であつて、その及ぶ範圍も廣大でない。武庚祿父は周に封ぜられ殷祀を續いだと云ふが、實は周の化外に國を建てたのであつて、完全に征服されたのではない。成王、周公の所謂武庚祿父の叛亂鎭定により殷の故地は完全に周の支配する所となつたのである（傅斯年『大東小東說』集刊二本四分參照）。されば武王征服時直ちに周に降服して、殷の正統と

二九七～二九八

して の待遇を受けたのは武庚祿父ではなくして微子啓であつた。微子啓が殷多子族の一員小子として周に歸屬し、殷の祭祀を奉じ、帝紂を祭祀するには、庶兄たると否とに關せず、帝紂を父として、自ら子とする周氏族の宗法制度に據つたと解釋することが出來る。

**** 拙稿東方學報第三册二七頁。

以上に於て殷王朝に於ける王子の共同祭祀訓練團體である多子族の制度を、卜辭殷代金文の同時史料を主史料とし、多子族と同一性質に屬する集團である周王朝の公族の制度を參酌しつゝやゝ詳細に跡づけた。卜辭によると殷虚前半期では王はその實父のみならずその庶父の兄弟相續したものを同じく父某といふ稱呼の下に奉祀してゐる。この樣な諸父の奉祀を擔當するものは單なる王個人ではなくて王子等もその任に與るものとされてゐる。第一期武丁時代の卜辭に於て

壬申卜。賓（貞人名）貞呼二子漁一出二父乙一牢。

王子の子漁が武丁の父である小乙卽ち父乙の祭祀を擔當してゐることが書かれてゐるのはその例である。董氏はこの樣な王子二十餘人をば武丁の王子であると認め、その團體をば多子族と命名した。吾人はこれ等の子某と呼ばれるものは武丁の王子でなくて陽甲・般庚・小辛・小乙等を實父とする諸王子であり、多子族とはこれ等を主要成員とし庶父を始め殷の祖宗を共同祭祀する團體であつたと解釋したい。そして父某と稱する死んだ父の類別的親族稱呼と相應じて、子某と稱するその諸子の類別的親族稱呼が存在したと考へたい。

殷虚第一期卜辭及び金文に現れる多子族とはこの樣な類別的親族組織の氏族團體であつた。實父のみでなく諸父を共同の父とする諸子は同じ場所に共住し共同に祭祀・訓練に服する强固なる多子族團體を作つてゐた。第一部第二章に說いた如く、主權者たる王個人に屬する王族と相並んで第一期では獨自の宗教的權威を持ち、そして戰時には殷王朝の主力軍團を形成してゐた。龜卜骨卜の如き神聖なる行事についても、王朝公屬の占卜機關の外に王族が私屬の占卜機關をもつてゐた樣に、多子族もまた私屬の占卜機關をもち、多子族族長である大子卽ち子は多子族に關する行事をこれに屬する卜師に命じて龜甲獸骨によつて卜はせてゐた。多子族はこの樣に殷代初期では宗敎的・軍事的に絕大なる權力をもつ團體であつた。多子族の生活活動を卜辭金文によつて現實に詳細に再建することができた。今や殷王朝の氏族制度なるものはこゝに始めてその生態に卽して具體的に知り得たのである。

卜辭によると殷虚前半期では兄弟相續制が行はれ、後半期に至つて父子相續制に變化した。多子族の成員である子某が現はれるのは、概ね第一期武丁時代の卜辭に於てである。軍團としての多子族も第一期卜辭に現れるのみである。殷王朝の承繼が前半の兄弟相續制から父子相續制に移行するに伴つて、多子族なる集團も亦微力となつたのではないかと想像される。殷虚後半期に於て殷帝國の勢力が强大となり、王權が强化し、王の專制權が確立されて來るとゝもに、王に私屬する王族が擴大强化され、王族と對立し殷王朝の氏族制を代表してゐた多子族が無力となつたのであらう。多子族族長である子がその族の行事をトつた子卜貞卜辭が第一期にのみ見出されその後の時代に現はれぬことは、多子族の衰頹、氏族制の王族制への移行の兆が、その現實の轉期である殷虚中期よりは早期に於てすでに兆してゐたことを意味するものであらう。

そしてこの樣な殷虚早期に於ける父子相續制への移行を別の方面から示すものに矢張り早期卜辭に現れる現王の祖父以上の遠祖を合祭する祖宗祭祀の制度がある。第一期武丁時代の卜辭には殷の始祖の人王である上甲微から祖父の祖丁まで

上甲微　大乙（湯）大丁　大甲　大庚　大戊　中丁　祖乙　祖甲　祖丁

の十祖宗を十示と稱し、或は上甲微を省いて湯（大乙）以下の九祖宗を九示と稱して同時に祭ることをトつた合祭卜辭がある。* また祖神をその后妃である妣と共に祭ることをトふ祖妣合祭卜辭が第二期から出現する。これらの二種の合祭卜辭に於て祭祀を享ける祖宗を殷王系に對照して見ると、前の十示合祭の例でも明らかな如く、直接に自己の子によつて承繼された諸王に限られ、弟によつて兄弟相續されたものは全然含まれてゐない。殷王朝の祖宗祭祀に於て重要な位置を占める合祭に列する一資格は父子相續制を基として定められてゐるのである。祭祀の典禮から見ると、殷王朝に於ては一方に於て現王の諸父・諸兄及び諸遠祖一般の無差別な個別的祭祀が行はれると共に、他方に於て嚴密に父子相續による王統に列する諸祖宗の合同祭祀が存してゐた。殷虚早期に於て兄弟相續制に對して父子相續制がすでに相當の優越を示す傾向を見せてゐたのである。

この二種の合祭卜辭は殷虚末期に於ては王室祖宗祭祀の主要な部分を占め、個別的祭祀從つて庶父

庶兄祭祀は稀にしか擧行されぬ樣になり、この點に於ても父子相續制は殷虚後期に至つてはもはや確立したことが明らかに示されるのである。**

* 二一四頁第一期上甲以下十示合祭卜辭參照。

** 董作賓『甲骨文斷代研究例』稱謂條參照。

三〇三～三〇四

第三章　金文より見た周代の文化

吾人は前章に於て殷代の同時史料である殷虛出土の卜辭を主要の典據とし、かたはら古典の記述及び最近の考古學的發掘の結果を參考としながら殷代の政治史を概觀した。殷に代つて支那中原を支配した周王朝の歷史は、普通にはその版圖の中心に當る洛陽に帝國の政治上の首都を建設しながらも、その祖宗の原住地である陝西省に宗周の都を置きこゝを本據としてゐた西周時代と、宗周を異民族犬戎によつて侵掠せられ、陝西省の地を全く放棄して洛陽に本據を遷した所謂周室東遷以後の東周時代とに區別せられてゐる。吾人はこの時代區分に從つて周代を二分し、先づ前期である西周時代の政治史を考へて見よう。

西周時代は文王・武王・成王・康王・昭王・穆王・恭王・懿王・孝王・夷王・厲王・宣王・幽王の十三王の治世を包含する。漢の司馬遷の史記は周宣王が幼少であつたため大臣によつて攝政されたと云ふ共和元年即ち西紀前八四一年をもつて周王朝以下十二諸侯の年表の始めとしてゐるから西周の末期に至つてやつと確實な年代を與へてゐるわけであつてそれ以前は王侯の世系を記載するに止めてゐる。周武王が殷王朝を亡した年代に就ては經史に別に所傳があり、學者によつてこれをもととして種々の考證が試みられてゐるけれども、その正確な絶對的年代はまだ決定されるには至つてゐないので、大體西紀前十一・二世紀の交と思はれる。これを起點として幽王の末年西紀前七七一年に至る大約三百餘年間に亘る西周の歷史を知るべき史料は、殷代よりは時代が近いため古典の內に可成豐富に見出される。

周が殷王朝を亡して天下を統一する以前の時代に關しては、堯舜の世に后稷として農官を司つた始祖棄に始り文王に及ぶまでの間に於て、世本は十六代、これに據つたと思はれる史記には十三代の系圖を擧げてゐる。この期間は丁度殷王室の三十帝十七世、夏の十七帝十五世に相當するから、兩王朝を合はせた代數から比較すると周の代數は過少であるので、この系圖は從來からも疑問とされてゐた。この間の史料としてはまた詩の大雅の諸篇がこの后稷の孫不窋が意を得ずして北方に逃れ、匈奴の前身である北方の游牧民族の間にあつて迫害を受けながら國を維持し、遂に文王の勃興を見るに至る迄の諸公の功業を歌つてゐるものがある。しかし、要するに周室の開國傳說であつて、その傳說は周王朝の成立後、この詩篇の出來上る西周末期迄の間に相當の潤色を受けてゐる。

＊內藤博士『支那上古史』九三―六頁

殷時代の末期に當つて紂の惡政壓迫に對してよく國を持し、諸國の信望を集めた周文王の事蹟は上にも述べた通り詩の大雅諸篇に美化されてゐる。文王の子武王が兵を擧げて殷王朝を亡し、その崩御後伯父周公旦及び召公奭が幼子成王を助け殷民族の反亂を治め周王國の基を開き、その子康王に傳へる迄の周王室創業の際に就ては尙書周書の諸篇がもつとも直接な史料である。康王以後の西周中期については昭王の南方經營、穆王の巡游、北方の犬戎征討が國語・穆天子傳などに語られてゐる外、非常に史料が缺乏してゐる。西周末期、夷・厲・宣・幽諸王の時代に關して、宣王の中興の英業、幽王が妖姬褒姒に淫し犬戎の侵攻を招致し周室東遷の因をなした事件が中心となつて、大小雅の詩篇、國語周語が可成り詳細な記事を殘してゐる。

しかし此等西周時代の史料を大觀して見ると、第一に史料が特定の時點・事件に集中し、一方に於て完全な空白時代が殘されてゐることが大きな缺陷として痛感せられる。第二に此史料がまた極めて獨特な形式をとつてゐて、多少とも纒つた年代記的な記述を提供する書は國語左傳の樣に專ら口頭で傳承せられた知識が非常に後代に至つて編纂されたものであるから、その核心となる史實は確かとしても細部に至ると先づ嚴正な批判を要し、別に何等かの確實なる史料の助力をまつものがあつて、それ自體をそのまゝ利用することは出來ない。これに對して同時史料である尙書の諸篇――同時史料と云つても儒家の數次の編纂を經て多少づゝ潤色が加へられ、その同時性は篇によつて差異がある――は君王の訓誡宣言などの言葉だけを傳へたもので、その訓誡などが行はれるに至つた前後の事情を記述せず、その內容も極めて一般的な道德的な訓誡を繰返したものであつて、勿論その點に西周初期の政治の特色は現れてゐるのではあるが、これによつて歷史的事件の連絡を辿り、その全貌を明らかにしようとする歷史家には遺憾を感ぜしめる點が多い。

三〇五～三〇六

こゝに殷代に於ける卜辭の樣に、西周代にも古典の既成史料を補足する新出史料が要望せられる。この要望に幾分か添ふものは周代靑銅器上の製作銘文即ち周代金文に外ならない。周代金文は宗廟に供する酒・食を盛る祭器或は宗廟に演ずる樂器などの銅器の製作銘文であつて、多くは周都に於ける策命恩賞のことを述べてゐるものである。この西周の金文について、三百年に餘る西周時代の何れの王の世代に屬するかゞ決定されねばならない。この種の金文のなかには王の卽位年數、策命の行はれた月日を詳記するものも多數あるけれども、概して王名を書いてないので、もつとも重要な王の世代が不明である。從來西周金文の年代決定は種々の方面の學者によつて、種々の方法が試みられてゐたが、之に對して郭沫若・徐中舒・吳其昌氏等によつて金文群別硏究法が最近に案出された。

これは共通の人名地名等を標識として、大體同世代に製作されたと思はれる多數の金文の系列をもつて群別に編年的に整理しようとするのである。

かゝる多數の金文の中には史籍に照して自ら年代を決定するに足る記事をもつものが發見される。例へば趞曹鼎と云ふ金文には

惟十有五年五月。既生霸。壬午。共王在周新宮云云。

とある。この共王こそ西周の共王の生前の號であり、從前から考へられてゐたやうな謚號ではなかつたのである。これによつてこの銅器が共王十五年の製作にかゝることが決定され、此の鼎を標準年代器文とし、之と同一群の系列に屬する多數の金文の年代が決定されて來る。これが金文の群別硏究方

法の一例である。全西周金文をこの群別研究方法によつて年代的に整理しようとしたのは郭沫若氏の兩周金文辭大系の西周の部分、吳其昌氏の金文曆朔疏證の二著である。二者の間には多少の意見の相違がある。郭氏は純粹に群別研究法のみによつてゐるが、吳氏は曆日記事による金文の絶對年代決定法を並用し、その爲に群の體系に錯雜を來してゐるので、槪して云へば郭氏の年代附けの方が正鵠を得てゐる。金文群別研究法については第一部第一章に詳述した如く、最近に於ける金文學界の最大收穫であつて、個々の點に於てはなほ議すべき點もあるけれども、その基本をなす構想は何人も贊成を惜まぬ所であり、將來の金文學は此の方法を基礎として更に大なる躍進を期待されてゐるのである。

郭氏の兩周金文辭大系によると周武王時代の金文二、成王二十七、康王十一、昭王七、穆王二十、恭王十六、懿王十七、孝王八、夷王九、厲王二十六、宣王十五、幽王四、總計百六十二器を西周金文として各王の代別に編輯してゐる。既に第一部に於て注意した樣に、金文の群組織はそのまゝに編年的な系列を示すものとは云へないから、郭氏或は吳氏の如く金文の精密な編年を其儘信用することは出來ない。現在に於ては特定の年代の判明した器文以外は各小群の組織する大群の全體としての年代を頭に入れ、例へば西周前期・中期・後期の時代さらに各期中の早晚等に區分して取扱ふのが妥當である。西周十二王の各王治世に亘つて、多少の厚疏はあるが、殆んどむらなく萬遍に存在してゐるこの多數の金文は、西周時代のある程度まで編年的に整理された同時史料の貴重な集成を供したものである。吾人は本章に於て、上の樣な注意の下にこの金文を基本史料とし、前・中・後期に亘つての文獻を參考としながら、西周時代の政治史を槪觀しようと思ふ。

第一節　周民族の起源と周王朝の建設

西方から崛起して中原に君臨する殷王國を亡し周王國を建設した周民族の原住地はどこであるか。また何時殷王朝と交涉をもちまたどんな關係を保つてゐたのであるか。すべてこれ等の周民族の始原期の出來事に關して今迄の古代史家の賴つてゐたのは舊史料のなかではまづ詩大雅・周頌などの諸篇であつた。

詩篇の註釋家や歷史地理學者は、周の先祖である后稷の封ぜられた邰(武功縣)、公劉の居つた豳(邠縣)、大王がこれより遷住した岐(岐山縣)などの故地は何れも陝西省西部の涇水渭水兩河の上流に位置し、文王・武王の世になつて始めて渭水下流今の西安附近の豐・鎬二京の都を奠めたので、周は漸次西方から東方へ移住した民族であると考へて疑はなかつた。近年北京大學の錢穆氏は周民族の發祥の地は陝西省ではなくて實は山西省西南部の汾水の流域にあつたが、大王古公亶父の世に至つて陝西省の岐山に西徙したといふ說を提出し、專ら歷史地理的史料を縱橫に驅使することによつて論證しようとした。* 錢氏の創說は漢代以後の地誌に記載されてゐる地方的傳說をとつて、詩大雅に歌はれてゐる周開國期の史實に當てはめたところに大きな缺陷を孕んでゐるけれども、舊說に對して新な疑問を

三〇七～三〇八

投げかけた功は沒することができないであらう。

* 錢穆氏『周初地理考』(燕京學報第十期)

その上に周王朝に屬する宮廷詩人によつて歌はれてゐる詩大雅の周開國期の傳承の確かさ、その成立した時代が問題視されるとき、たとひ周民族の發祥地は不明であるとしても、別の史料によつて或程度迄溯つて見ることは古代史家當然の要求であらう。そしてこの周王朝に屬する宮廷詩人によつて歌ひつがれた周の開國期に關する傳承を補正するものとして、第一に顧みられねばならぬのは、殷王朝側の卜官のしるした殷虛卜辭の同時史料である。

殷虛卜辭のうちでもつとも古い武丁時代に作られたといふ董作賓氏の所謂第一期卜辭のうちに、早くも周と稱する侯國に關する記事が存在してゐる。中國の甲骨學者古史家はこの周侯を直ちに周王國と一致させて疑はないけれども、なほ十分愼重な考察を必要とする。* これらの卜辭を見ると

壬戌卜。「令周□。」若(=諾)。(藏龜一二八)

の如く周は殷王の政令に服し侯の稱號を受けてゐたことがわかるが、また

己卯卜率(=第一期貞人名)貞。「令多子族(=殷王子親衞軍團。第二章第二節參照)。从犬(=犬侯)寇周。古王事」(三字意義不明)。(續五・二二)

貞。「令多子族眔犬侯寇周。古王事。」(前五・七・七。又六・五・七)

の樣に殷王武丁は多子族なる殷王朝の主力軍團である多子族に命じて、犬侯といふ侯國の君主を率ゐて周國を侵攻する試みの吉凶如何を卜問してゐる。今までこの犬侯については注意を拂はれてゐないが、當然後の周王朝の西北に隣する遊牧民で西周の首都である宗周に入寇して幽王及びその寵妃褒姒を殺害しつひに周室の東遷を促した犬戎民族の祖先と認むべきであらう。

* 郭沫若『釋寇』(同『甲骨文字研究』所載)。同『卜辭通纂考釋』一一七頁。孫海波『由甲骨卜辭推測殷周之關係』(禹貢一卷六期)。傅斯年『新獲卜辭寫本後記』(安陽發掘報告第二期)。孫次回『周人開國攷』(歷史與考古第二回)。丁山『由三代都邑論其民族文化』(中央研究院歷史語言研究所集刊五本一分)。

ぐわんらい第一期武丁時代の卜辭には殷王朝の西北に位置し絶えず王國の邊境に入寇し人民家畜を掠奪する遊牧民族である𢀛方・土方・羌方・馬方などの記事が豐富に現はれて來る。* 一般に卜辭はこれらの殷王朝の政令を奉じない獨立國をば「方」と呼んでゐるに對して、周侯・犬侯・蒙侯などのやうに殷王朝に服屬して、これを宗主國と仰いでその政令を奉じる邊境の屬國をば侯と稱してゐる。** 周易經既濟の爻辭には「高宗鬼方を伐つ。三年にして克つ」といふ本文があり、殷の高宗である帝武丁が西北方の遊牧民族の强國鬼方を征伐したことをトつた辭が周易のうちに取入れられたのであらうと考へられてゐる。王國維はかつてこの鬼方とは、商周の間には或は混夷或は獯鬻と稱せられ、宗周時代には玁狁、春秋以後に戎・犬戎・狄と呼ばれた北方民族で、戰國以後の匈奴の祖をなすものであることをこれらの名稱の發音の類似と、居住地域の同一とによつて證明しようとした。*** 今にして考へると鬼方は西周時代初期に通用した北方民族に與へられた名稱で、殷代では矢張りこれと類似した音値

三〇九～三一〇

をもつ卜辭中の苦方卽ち𢀛方がこれに相當する民族名であり、周易經は殷の龜卜の繇辭を基としながら、この民族名を宗周初頭の用語によつて置き換へたのであつた。また王國維は周穆王が西征したといふ犬戎といふ名稱は西周時代の玁狁に對して後人が呼びかへたものと見做してゐるが、戎といふ民族名が起つたのが東周時代であるとしても、犬といふ國號は決してしかく新しいものではない。卜辭に現れる犬侯の犬はまさにこれに相當する。

前に武丁時代の第一期卜辭は西北の强敵として遊牧民族である苦方の邊境侵略、殷王朝側のこれに對する防衛の吉凶をトつたものが多數あるが、祖庚・祖甲の治世に入るとこの時代卽ち第二期卜辭には全くこの記事が消滅して仕舞ふ事實に注意した。****今第一期卜辭に殷の政令に服する周侯に對して殷王朝が、犬侯を手引きとして、王朝の主力軍團である多子族を遣つて征伐を試みたといふことは、殷の西北邊境では已に第一期末迄に西北遊牧民族の宣撫が進捗しつゝあり、苦方卽ち鬼方の一部は既に殷王朝に服屬して侯に奉ぜられた犬侯の如きも現れたのであり、周も同じく殷の屬國として侯として殷に服事してゐたのであるが、一面に於ては兩民族の嫉視反抗それを助長し利用した殷王朝側から、周侯國征伐の役が起されたのであると解釋される。孟子が詩大雅緜篇を基として說くところの文王の祖父に當る大王古公亶父が昆夷により豳の故地を追はれて岐山に西徙したといふ傳說があるが、實は詩の昆夷と卜辭の犬侯とは同一民族・同一國家名の異れる寫し方に過ぎないのである。詩に云ふ古公が昆夷の侵害を受けたといふ事件はすなはち殷王武丁時代の卜辭にトつてゐる殷が犬侯に命じて殷の軍隊を先導して周を侵攻したことであり、同一の史實を周殷兩面から寫したのである。この間に殷王朝の策動があり、昆夷卽ち犬侯は殷王武丁の旨を受けて周の古公をその原住地に於て襲ひ、これを遠く西方へ追ひ拂つたのがもとの歷史事實であらうと推定せられる。こゝに於て卜辭の周侯をば歷史上の周王朝の祖先に一致させる中國甲骨學者の說は十分に驗證されたと信ずる。

＊ 董作賓『甲骨文斷代研究例』方國の項（慶祝蔡元培先生六十五歲論文集上冊）。

＊＊ 同『五等爵在殷商』（中央研究院歷史語言研究集刊六本三分）。

＊＊＊ 王國維『鬼方昆夷玁狁考』（觀堂集林卷十三）

＊＊＊＊ 前章第一節二六六頁參照。

殷王朝は前章に述べた如く山東半島を原住地とする東夷民族の一部であり、帝盤庚の時代に西に移住して河南省の安陽に首都を建設した。この河南平原に於ける殷王國の建設に具象される東夷民族の西方大移動は直に中國及びその周邊に定住或は半定住する諸農業・遊牧民族の配置に深刻な影響を與へたことは察するに餘りがある。西北方の草原地方を原住地とする遊牧民族が中國本部に侵入する際先づその侵掠の目標とされるのは陝西省の渭水下流流域及び山西省汾水流域を包含する豐沃な農業地帶であつた。殷王朝の壓力は先づこの地帶を確保し、この地方の住民を王朝の統治權の下に服せしめようとするのは當然であり、そこから遊牧民族を西北の故地である草原地帶への驅攘が行はるべきであつた。こゝに於てこの地帶の異民族の西北遷住の運動が開始された。殷王武丁が犬侯に命じて周侯

國を襲擊せしめたのも、この大なる民族移動の一環をなすものと解されるのである。

卜辭によつて殷王武丁の治世に於て河南の殷虛を首都とする殷王朝と交渉をもち、その邊境の侯國として服屬してゐたことを確かめられた周民族の居住地は何處であり、また如何なる生活を營んでゐたかが問題である。敍述の便宜上第二の問題の方から考へて見よう。詩大雅生民之什には周の祖先である后稷の降誕の傳說についで公劉が后稷の業を修め、都區を經營し、井田法を作つて田制を定めたことが詳しく敍述されてゐる。內藤博士は世本によつて史記が傳へた周の祖先の系圖には公劉の孫以下に皇僕・高圉・亞圉などの牧畜に關係した人名が現れ、周人が先づ農業を行ひ、次に牧畜を行つたことになるのは經濟發達の段階に合致せぬので、初め周人は牧畜時代の傳說を有し、後に農業が行はれてから、公劉の說を生じ、更に后稷を農祖にして周祖とする傳說が發生したのであらうと推論された。＊卜辭についてこれを見るとまづ注意されるのは周といふ侯國の號である。普通卜辭に現はれる遊牧民族の國名は、馬方・羊方などその得意とす畜獸の名前をもつものが多い。＊＊侯國でも苦方の一派犬侯のやうに牧畜狩獵に缺くことのできない有用の家畜である犬をば侯國名として呼ばれてゐる。然るに周侯の國號は甲骨文では

と書かれ、また金文では

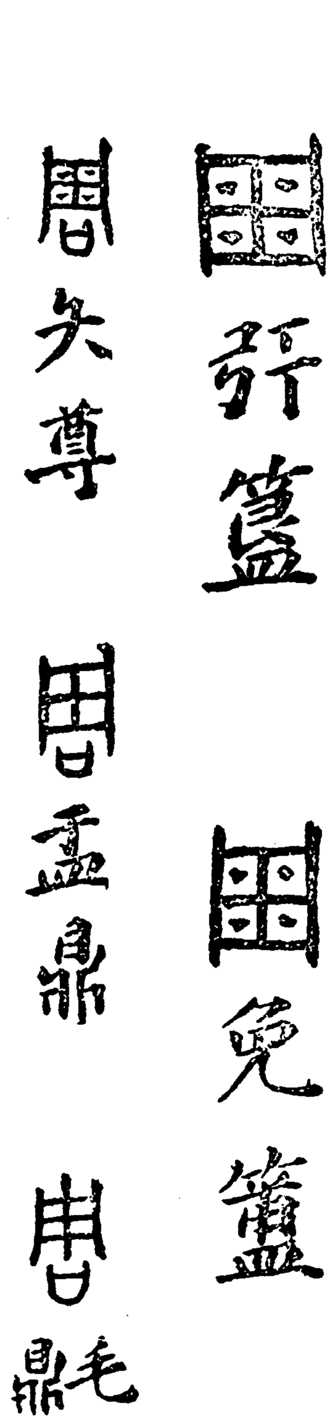

と書かれ、正方形に區分した田地に農作物を種植する象形であり、周圍を區劃するといふ意味をその發音に示したと見られる。これによると殷の武丁の王朝に服事した周民族の祖先はすでに遊牧生活を脫却して農耕生活を主生業としてゐたのではないかと推察される。また一方今迄に知られてゐる周侯に關する卜辭を見ると、周侯國側から殷王朝を侵略することをトつたものが全然見當らず、殷王朝が周侯に命令を與へることがトはれてゐるだけである。これによつて見ても周侯國は侵寇を事とする遊牧民族の國家でなかつたことが判る。それのみでなく殷王朝は近衞兵團である多子族を動員し、周の隣國の遊牧民の犬侯を手先として周侯國の根據地へ入寇を試みたのである。周侯國はこの殷王朝の征伐進寇の對象となるに足るだけの財力富力をその首都に集中し、當時の邊境の侯國としては可成りの高度の生活を送つてゐたと想像されるのである。

＊ 內藤博士『支那上古史』九七頁。

＊＊ 董作賓『甲骨文斷代研究例』方國條參照。

このやうに農耕を主要な生業として、近隣の遊牧民族の侯國のみならず、中央の殷王朝からも注目

の的となるだけの財力を擁してゐた周侯國の住地は殷の西境に於てはさきに述べた山西省汾水陝西省渭水流域を包含する農耕地帶を除いてはこれを考へることができない。しかも殷王朝の近衞軍團がこの周侯國の本據襲擊掠奪に殷の首都から派遣されてゐるのであるから、この農耕地帶中でも遠い西方の陝西の渭水流域よりはもつと河南省の殷都に接近した山西省の汾水流域に求めるのは極めて自然であり、錢氏の新說は從來の通說に對して優越するもののあることが感ぜられる。汾水流域は現在に於ても山西省内では氣候溫和地味豐澤で農作物・家畜類も頗る豐富である。* 周民族は遊牧生活から脫しこの惠まれた自然的環境をなすこの地帶にかなり早くから定著し、農耕を主生業として繁育しつゝあつたと推定されるのである。

さらに山西省汾水流域のもつ地理的環境としての一の優點は、近來京大宮崎市定敎授によつて主張されてゐる如く解州の鹽の原產地を近傍にもつ點にある。** 周侯國が殷王朝の手先きとなつた昆夷によつてこの地を奪取追放の憂目を見るに至つたのは、この地方がさきに述べた如く氣候地味生物に於ける一般的に惠まれた自然環境をなした爲でもあるが特に重要な食鹽の產地であつたことが與つて力があつたことも想像されるのである。良好な自然のなかで農耕を營み、かつ鹽池の利を控へて富裕な生活を送りつゝあつた周の祖先は、たちまち近隣の犬戎卽ち昆夷の如き遊牧民の羨望を招き、その覬覦を受け遂に殷王朝の干涉を受けるに至つたのであつた。

* 昭和十七年この流域を踏査された研究所同僚水野淸一學士の談話による。

** 宮崎敎授『東洋に於ける素朴主義の民族と文明主義の社會』第一章、「原商」東洋經濟研究二十卷三號。

惠まれた原住地を追はれて古公亶父に率ゐられて西方の陝西岐山に移住した周民族は永く農耕生活に慣れ勤儉力行をもつて民族性をなしてゐたので、この新しい土地に於て營々として都邑を建設し、忽ちのうちに國家を再建した。竹書紀年にはその子季歷の時代には着々と四隣の强敵の戎民族の諸部落を擊破してこれを併呑し、國勢大いに伸張したので、ときの殷王文丁はこれを牧師に任じたと書いてゐる。また詩大雅大明篇に殷王國はまた女を周に降嫁せしめたこと、その女が文王を生んだ大任であると稱してゐる。殷王朝はこの西邊の雄者王季に對して官職と婚姻との二策によつてこれを懷柔しようとしたのである。しかし周の國力が餘りに强大であるのを憂へ、竹書紀年には文丁はつひに策を設けて王季を殺したことを記してゐる。これを要するに周民族の祖先は早くから農業をもつて國を建て、勤儉をもつてよく殷富な生活と强大な國力とを作り上げ、殷王朝に服事して早く侯に封ぜられたが、その後惡辣な干涉政策により迫害を被り故鄕を流離するに至つたが、またその强固な民族性によつて國を建て直し數次の迫害にも屈せず、遂に周王季の子である周文王の時代に至つて多年養ひ來つた實力から飛躍的な發展を遂げ、その子武王に至つて多年の殷王朝に抑壓され鬱積した忿懣は一擧に激發して殷王國擊滅天下一統の大業を成したのである。この累次の迫害をよく隱忍自重しつゝ國運を開拓した周民族の堅忍不拔な國民性には驚嘆すべきものがある。

周武王・成王を輔佐して軍事統制の衝に當つた周公の政令である尙書の諸誥、文王武王の偉業を周帝室詩人の歌詠諷唱した詩大雅周頌の諸篇は、後に儒敎のもつとも重要な經典の地位に升され、永く中國民族の政治・道德の規範となつた。かくて周の民族性は支那の民族性の原型となつたのであるが、この周の民族性は周公一人の力で一朝にして創造されたものではない。周の始祖以來の永い民族の閱歷を通じて形成されたものに外ならない。そしてこの周民族の閱歷卽ち開國の前史は詩書諸篇だけを通じては勿論知り得ないところで、是非とも上に述べた如き新出の殷虛卜辭の如き史料の助力を必要とするのである。

王季は殷王武丁の手にかゝつて非業の死を遂げたが、周國はこれに少しも怯まずその國力は日增しに充實し來つた。殷王紂の治世に及んでは、一度は文王を都に招致して幽閉したが、遂に放つて國に歸らしめ、西疆の覇者として近隣の諸小國を統率する西伯の稱號を與へるの已むなきに至つた。文王がこの際紂の意を迎へるために多くの珍寶美女を獻じたと傳へられてゐるが、これは或る程度まで事實であつたらう。農耕を主生業とする勤勉な周民族の長年月の間に涵養した國富は侮り難いものがあり、その入朝に際して齎した貢物財賄は莫大の量に上り、殷王朝の帝王紂以下の王族貴族の好尙に投じ、經濟的に次第に殷王國内に勢力を浸透して行つたのである。しかし五十年に餘る文王の治世の中葉までは、周國はその貯え來つた實力により周圍の異民族征服版圖の擴大には努力したにもかゝはらず、開國以來の農業國として、殷國に服事し和平關係を保つ傳統を固持して、武力をもつて東方を侵略しようとする意圖はもたなかつたらしい。

しかるに文王がその末年に至つて突如として東方に兵を出し、華北平原地帶に進軍を開始したのであるが、この裏面には殷王紂の無暴な外交政策のもたらした東亞の國際的情勢の變化が有力な素因として働いてゐることを見逃してはならない。殷王國が山東から出て中原の安陽に都を建てた武丁時代にその强敵をなしたのは、周易の鬼方卽ち卜辭に苦方と呼ばれる西北の遊牧民族であつた。この勁敵が間もなく殷の勢力に押され或は撫順されて行つた反面に、殷の故地である山東地方には何時の間にか人方卽ち東夷民族の强大な國が成立してゐた。殷の周國に對してとつた歷代の陰險なる軍事外交政策によつて示される如く、西北の民族をば極力抑壓して强國の出現を防ぐのは殷王國の傳統的な國策であつたが、殷王紂はこれを一擲して新に大軍を起して東方の人方を征伐しようとした。*

* 第二章第一節及び餘論第一章參照。

周の文王はこの殷の外交策の轉換に伴ふ西方に對する壓力の減少から生ずる間隙を縫つて急速に東方に進路を開いたのである。文王は虞芮の兩國の爭訟を解決したことによつて天下の信賴を博したとは詩大雅緜篇の述べるところであるが、秦の伏生の尙書大傳などはさらにこれにより天命を受けて王と稱しこの年を文王受命元年と稱したといふ說明をつけ加へてゐる。これがはたして史實であるかどうかは或は頗る疑問とされるかもしれない。しかし虞芮は黃河河畔を陝西から河南の平原に出る中流の要衝であり、後に春秋中葉晉國が山西から中原に進出する際にも先づこの地の虞・虢二國を亡してゐる。文王が虞芮の訴を聞いたといふことは、實はこの黃河中流の要地を確保して中原進出の第一步

を踏み出したことを意味する。文王が天命を受け王號を稱したといふ傳說はこの半面の事實を儒教的に潤色したものに外ならないのである。

さらに尙書大傳はその翌年受命二年には文王は于といふ國を討つたと傳へてゐる。これは第五期の殷虛卜辭に

丁卯王卜貞。…「余其从多田于多伯。征盂方伯。…」（中央研究院藏甲骨三、二、〇二九五。董作賓氏『五等爵在殷商』集刊六本三分所引）

とある樣に帝紂が諸伯諸田などの樣々な稱號の諸侯を從へて大征伐の軍を起した盂方伯と比定すべき國である。その位置は今の河南省懷慶縣に當り、黃河北岸の河內平原に位して洛陽から北方殷の朝歌安陽に通ずる黃河の要津である孟津・溫をば制壓する軍事上の據點である。殷帝紂は一方東夷に兵を用ふるとともに一方恐らく西の周國の力をも借り東西から盂を挾擊したものと見える。これは夷をもつて夷を制する支那の傳統的外交策であつたが、その結果は更に周國をして東方に進出せしめる機緣を與へたのである。そしてこゝに於て周は完全に華北大平原の一角に足を進めたのみか、黃河の要津までも手に收めたのであつた。盂方が占據する孟津・溫の要津は殷が西方の周國の東北進を阻む主要な防禦地點であるから、これを自分から喪失した殷國は、その主要防塞を撤去し、國都を裸にして周の前に曝したも同然の有樣となつた。

殷王紂の東夷征伐は殷の兵力と國力とを擧げた大事業であり、紂はこれに成功し山東半島の聖地にして好獵場である山東省滕縣の梁山を恢復したけれども、國民の主體をなす農耕民族はその反面、軍事財政の負擔に苦しみ、遂に帝紂の壓制に堪へ得ず、西伯として文王時代から西方の覇者と認められまた天命を受けて王とも稱した周國を慕ひ、文王の崩御後これを繼いだ子武王の力を借りて帝紂の虐政から免れやうとする希望をもつに至つた。

周武王はこれらの殷王國內外の情勢を利用して、西方蜀地方などの諸國をば與國として糾合し、大軍を擧げて東に向ひ、容易に孟津の黃河渡津を渡り、殷都朝歌の郊外の牧野に直進してそこで殷王紂の軍と大會戰を交へ快捷を博し國都を陷れ、帝紂を弑してこゝに殷王國は一度滅亡の運命に逢着した。しかし武王はなほ殷王國に代つて直ちに中國中原を支配するまでの強い決心を持たなかつたと見えて、殷王紂の子武庚を立て三監に任命してこれを監督せしめて西方の本據陝西へ引揚げた。

殷周王朝交代の際の出來事についてのもつとも根本的な史料は、周武王が牧野の戰の將に開始されようとする日の未明周民族を始めとしてはるばる巴蜀地方から參加した友軍に至るまでの全軍に對して殷王紂の惡政を鳴らしその徹底的討滅を誓つた牧誓を始めとし、この激戰を歌つた詩大雅大明篇などがあるけれどもその敍述は簡略に止つてゐる。西周の中葉からその終末の宣王頃までの間にかけて形成された周頌・大雅等の周初のことを詠じた詩篇のうちには、周文王の盛德と開國の功業をば主題としてゐるものが多數存するにも係らず、武王が殷王朝を亡して中國の世界を統治する王朝として周國を作り上げた武王の功績を傳へるものが殆んど見當らない。

三一九～三二〇

西周末期までに編纂された史料中、武王の殷軍擊滅、殷王紂戮殺、殷王朝並びに殷民族以下の中原の住民に對してとつた善後處置については、尙書逸武成篇・佚周書克殷解・世俘解・作雒解などを始め、孟子以下の戰國諸子が稍詳しい記述を殘してゐる。戰國時代以降の文獻では聖帝の模範である堯舜に對し、夏の末帝桀と並んで殷帝紂は暴君の典型として取扱はれてゐる。* 周武王は上に述べた史料特に逸周書克殷解では殷軍を擊破し、その國都に入つて殷王紂を自殺させ、正式に入城式を行ひ、殷の遺民を引見した後、囚はれてゐた殷の賢者の箕子を救ひ出し、同じく虐政の犧牲となつて牢に繫がれてゐた多數の庶民を解放し紂が百姓より收奪して貯へてゐた財穀を發して貧民を救恤したことが詳述されてゐる。周武王はこれらに於ては殷紂の虐政の救濟者として表はされてゐるのである。

* 顧頡剛『紂惡七十事發生的次第』（古史辨第二册）

もしこの樣に帝紂の壓制になやむ殷國民の救世主として起つたとするならば、周武王の殷國攻擊は仁義の師であり、民心の完全に背離した殷王軍との牧野の會戰は周軍にとつては極めて容易な一戰であつた筈であらうと思はれるに係はらず、逸書武政篇等は周軍と殷の大軍との戰鬪が激烈を極めたことを書いてゐる。逸周書克殷解・世俘解の傳へる武王の殷に於ける捕虜を戮殺し人身供御として神に戰捷を告げる入城式の狀況も腥慘の感を呈してゐる。そこで民心の離反し天命の去つた紂をば最早や天子でなく匹夫と看做し、天命を受けた周武王をば仁義の師としてこの革命を正當化する孟子の如きはこの武成篇を無稽として排斥し去らうとしたのであつた。

すべてこれらの文獻は戰國時代列國間の激烈な交戰、民衆のこれによつて被つた慘禍、また平時に於ける王家貴族地主による誅求などの生々しい經驗によつて色彩づけられた點に於てその傳說化に當つて當時の社會狀態の反映があることは被ひ樣もないところである。これ等の傳說を排擊する孟子の如き儒家哲學者の批判もまた古代の殷王朝とその下にある周の如き部族國家との關係をば戰國時代に於て成立した中央集權的官僚國家の君臣關係を前提とした名分論によつて律しようとした論議であり、一つの戰國的な傳說解釋の態度を現はすものである。

このやうにこの傳說には、戰國時代的な潤色が濃厚に施されてゐることは事實であるけれども、一面に於て周初から傳へられた傳承がその核心として存在してゐることも見逃してはならない。そこには陝西の邊境から農業を主生業とし小さな部族國家の枠のなかで小規模にして質實な生活を送つて居た周民族が、俄に中原に來つて親しく見た殷王朝末期の絕對的王制の組織、その首都の巨大な王宮殿の建築、珍らしい動物植物に充ちた苑囿、そこに東亞の世界からこゝに集中して來る種々の朝貢を基として營まれる豪奢な都市生活によつて受けた驚異の印象があり〳〵と殘存してゐるのである。

たとひ東夷征伐によつて國力兵力を消耗したとは云へ、殷王紂の率ゐた軍隊は多數でその武器もまた精銳であつたらうから、これと新興の周武王の軍との牧野の決戰が悽慘を極めたことは想像に難くないところであつて、武成逸周書等の傳承を單なる戰國的潤色として斥けることはできないのである。武王がこの大規模な世界國家である殷王國にとつて代つて直ちに中原を支配しようとする自信を持

三二一～三二二

たなかつたので、自殺した殷王紂の遺子武庚・祿父等を立てゝ統治させ、周王族管叔・祭叔等を目付役として駐在せしめるに止めて自らは陝西の本據に一旦歸還したことは、周室の當時の實力から見て當然の處置であつた。

武王は文王の後を承けて即位四年に殷王朝を滅したのであるが陝西の都鎬京に歸つて後二年在位僅に六年で崩御した。後に殘された嗣子成王はなほ幼少であつたと見え、武王の皇后で成王の生母である邑姜が成王を奉じて假に攝政として所謂垂簾の政を行ひ、武王の弟で周の諸王子即ち公族長として周室内に牢固たる勢力をもち政治軍事に經驗深い周公旦が庶弟の一人である召公奭とともに國政を實際に執行した。

この武王崩後の王位攝政の事件は尚書金縢篇以下の周書諸篇・禮記・荀子・韓非子等の諸子及びこれらの注釋を基として、經學者の間で激しい論爭の的となつてきた大問題である。周公が成王の代りに假に王位についたとする周公攝位說、周公が成王を補佐して政治をとつたとする周公攝政說、及び周公が冢宰の位にあつて成王が武王の喪に服してゐる期間攝政したといふ周公諒闇攝政說などに分岐して歸一するところを知らない有樣であつた。* 筆者がこゝに提出するのは周武王妃邑姜攝政說とも稱すべきものであるが、これは從來の諸說が尚書等の舊史料のみを根據とする經學的な論議であつたに對して、睘卣及び令毀と呼ばれる周初の二銅器銘文の新史料から導き出された史學的な解釋である。

周公攝政攝位は紀年に表はれるからこの政治史的な問題は周初に於ける紀年の年代學的な問題とし

三二三～三二四

て取扱ふことができる。王國維の『周開國年表』は周初紀年の側面から周公攝政問題を解決しようとしたものに外ならない。** 王氏は周初の紀年は周文王受命元年即ち元祀をもつて紀元とし、七年即ち七祀の文王崩御後武王の即位を見ても更に改元せず、十一祀の殷國征服十三祀の箕子采訪並びに武王の崩御成王の即位後もまたそのまゝ文王受命紀元を用ひたが、周公が殷の武庚を滅し洛邑に宗周の政治的首都を建設するに至つて遂に成王の即位紀元に改元したと看做した。

王氏はもつぱら尚書洛誥・洪範等の既存文獻によつて此の學說を立てたのであるが、郭沫若氏はさらに周初の金文(30)睘卣の

維十有九年。王在ㇾ斥。王姜命二作冊睘一安二夷伯一。夷伯賓二睘貝布一。揚二王姜休一。用作二文考癸寶尊器一。

の十九年は文王受命紀元の十九年成王六年に當り、この器の製作者である作冊といふ史官を職とした睘といふものに命じて東夷の君である夷伯を饗應せしめた王姜は即ち成王の后で、成王が淮夷を討平した時の事件である。これこそ王氏の『周開國年表』の周初には文王受命紀元が行はれたといふ說を裏書きするものだと論じた。*** 然し郭氏の解釋はなほ學者を滿足させることができず、岡崎博士の成王十九年說、吳其昌氏の昭王十九年說のやうな異議が挿まれてゐる。**** 郭氏の論證ではこの器の製作が必然的に成王六年にありときめるだけの力をもたないからである。

* 林泰輔博士『周公とその時代』。諸橋轍次博士『周公の居攝を論ず』（同『經史八論』）。鄧嗣禹『周公史說演變考』（女師大學術季刊二卷二期）

** 王國維『周開國年表』（觀堂別集補遺）

*** 郭沫若『兩周金文辭大系攷釋』睘卣條

**** 岡崎文夫博士『周再雜識』（支那學第十卷）。同『古代支那史要』第七章。徐中舒『謚敎考釋』（集刊三本二分）。吳其昌『兩周金文曆朔疏證』

郭說は年代の比定には正鵠を得てゐるにかゝはらず王姜をば成王の妃と比定した爲に十全の結論に到達し得なかつた。今王姜をば史に見える武王の后にして成王の生母であると見るならば如何であらうか。王姜はこの金文によると周王室の史官である作冊睘に東夷の君を接待することを命令してゐる。

また令毀には

維王于伐二楚伯一。在ㇾ炎。維九月既死霸丁丑。作冊矢令尊二且于王姜一。王姜賞二令貝十朋臣十家鬲百人一。

と王が楚伯を伐つた役に、作冊の令なるものが王姜を饗した勞を酬るため、彼女は令に寶貝と多數の臣と呼ぶ軍士及び鬲と呼ぶ隷民とを頒ち與へてゐる。この樣な大きな權力を行使する王姜をたとひ古代の貴族にありがちの年長の婦人との早婚の風習の存在を想定するとしても、幼少の成王の皇后に當てることは不自然である。その上成王の皇后は何姓であるかを詳らかにしないが、武王の皇后は姜姓氏族の女であつて邑姜と呼ばれてゐるからこれこそ此の金文の王姜に相當し、武王の崩御後皇太后として成王を奉じて攝政したのであつたと解釋すべきである。そしてこの睘卣の記事は文王受命紀元十九年・武王崩御後六年・王姜攝政六年、恐らく周公・召公奭とともに東南の淮夷を征討したときの出

三二五～三二六

來事を書いたものと見做され、また令毀の王姜が成王を奉じて楚伯を討つたといふ記事も同一戰役中の關連ある事件であらうと思はれる。睘卣と同一作者が同一時に制作した他の睘尊には

在ㇾ斥。君令二余作冊睘一安二夷伯一。

として王姜のことを君と書き、また睘卣・令毀何れも王と王姜とを別人として現はしてゐるから、王姜は自ら王位に即いたのではなくて飽く迄政治の大權をかりに行使した攝政に過ぎないのであつた。

思ふに周武王崩御當時の周國は殷王朝を一旦討滅したとは云へ、僅に管叔蔡叔等をして監視せしめてゐるだけで、その中原に於ける勢力は拔き難いものがあり何時矛を執つて西方へ復讐の師を向けて來るかも測り難い情勢に面してゐた。これは若年にして未經驗の嗣子成王には到底負ひきれぬ重大な時局であつたので、特に皇太后王姜が攝政して大權を掌握し、その行使は叔父中もつとも有能有力な周公旦及び召公奭に一任して、この緊急の事態を突破しようとしたのである。（周初金文）令彝には周公旦は周公子明保として現れ召公奭は太保毀に太保と書かれてゐる。二公は二保として成王・王姜を輔弼したのであつた。崔述は周公の攝政の原因をもつて諒闇の故に歸したのは誤りであつて、太后の攝政は戰時緊急事態に起因すると看做すべきである。

周武王の崩御後成王の即位、王姜の攝政の時代が始るのであるが、この間軍國の大事を一身に擔つて奔走したのは周公旦であり、その東方の中原に於ける權力は絕大であつたので、後に洛邑に在住することゝなつたのである。書洛誥には受命紀元廿祀成王七年をば

惟周公誕ニ保文武受命ヲ惟七年。

と云つてゐるから、東方では成王卽位王姜攝政の紀元をば周公が明保として事實上政を攝したものと考へ、周公攝政の紀年を用ゐてゐたのであつた。以下に周開國の紀年を表示しよう。

文王受命元祀

七祀	文王崩	
八祀	武王元年卽位	
十一祀	四年 殷國征伐	
十三祀	六年 武王崩御	
十四祀	王姜攝政元年（周公保文武受命）	周公明保
十九祀	六年 王姜淮夷征討（睘卣・令𣪘）	
二十祀	（周公保文武受命） 七年	洛邑經營（書洛誥）
二十一祀	成王元年	

この様な工作が西方の周國で進められてゐる際東方の中原地方では周が天下を統一して日も淺く人心はなほ安定してゐなかつたので武王の崩はこれに大きな衝動を與へたと見て、殷の武庚はこの機を窺つて殷の故地である山東の奄國等と通謀して兵を擧げて叛亂を起し、一擧にして周王朝を覆滅し殷王國の再興を圖っうとした。周公旦は太保召公奭と協力し、與國に檄文を發し、成王・王姜の親征を請ひ大軍を擧げて殷の叛軍の征伐に赴いた。この開戰の宣言は尙書大誥篇である。この一篇は周室が内憂外患交々至つて如何に深刻な危機に直面してゐたかを語るものゝ如く、周公は討伐軍の擧が已むを得ずかつ天意により成功すべきことを說き、辭を盡して與國の參加を求めてゐるのである。今大誥本文の大意を窺ふに周公は「周室には周文王が殘して置いた靈威あらたかな龜甲がある。今これによつてトつて見た。また周室には新に殷國から來歸した十人の巫師がある。（彼等は元來龜トの結果凶であればこの事が次旬十日のうち何れの日に起るかを判ずることを司る重要な職務をもつものであるが）。これに龜甲の兆をば判じさせたところが、決して凶ではなく吉であり、この討伐は成功することを確言した。*靈威あらたかな文王の龜甲の兆と、殷の王室に居た有名な巫師たちの判定は成功を約束してゐる。早く來つて討伐軍に投ぜよ」と懇願してゐるのである。これによつて周公を始めこのころの周王室はなほ龜トを絕對に尊重し、これを判定する巫師の機關を重要視する完全な神聖政治を行つてゐたのであり、殷王國の神聖政治と全く同一の機構をもち、殷の巫師の傳統をば承けついでゐることを誇りとして、この機關を恃みとしてゐたことが判るのである。

* 大誥篇本文「天降威。用寧王遺我大寶龜。紹天命。即命曰。…今翼日民獻有十夫。予翼以于敉寧武圖功。…」の寧王は界大澂が金文によつて文王の誤寫であることを發見した（『字誥』）。民獻は今文尙書では民儀と書いてる。殷虛卜辭では龜に對して疑問をとひかける命龜の辭について、龜甲を灼いて出來た破れ目である兆を見てその吉凶を判じて繇辭を宣告する。この際王者を助力して、次旬十日のうち何れの日に凶事があるかを神托として語る十人の巫者があり、これが民獻十夫であると筆者は考へる。詳しくは著者の東方學報十五册四分『龜トと筮』參照。

周軍は殷の叛軍を一敗せしめ、その國都に入り、殷王國を完全に征服することができた。周公は康侯を殷の故地衞に封じて殷の故王領を統治させた。第一部第一章に紹介した周初金文で最近河南省濬縣から出土した一群の銅器中(3)𣳚司徒逘𣪘の金文はさきに周武王がこの商邑卽ち殷を征服し康侯鄙なるものを衞地に封じ、さらにこの康侯の侍立の下に、その部下として濬縣の地に𣳚司徒逘を封建したことを記したもので、(4)(5)によると康侯には作册邦なる子があつてそれがこの武庚沒落後周公に命ぜられて康侯鄙をついで康侯邦となつたらしい。尙書の康誥酒誥の二篇は周公がその弟康叔封を衞地に始封するとき與へた訓戒だと云はれてゐるが、實は衞に始めて封ぜられたのは恐らくその父と推定される康侯鄙であつて、康叔封はその二代目で正しくは康侯邦と呼ばるべきことがわかつた。*

周公は太保召公奭とともに成王の母である王姜を奉じ、武庚と策應して東方の殷の故地に東夷の奄國などと兵を擧げて周室に反抗した祿父を撃つて山東壽張縣の梁山に至り、殷の聖地で高祖夔の廟がありそれに因むで夔京と稱せられた別都をば陷れた。二公は更に逃ぐるを追つて山東半島の東北渤海沿岸の黃縣の附近まで達し、殷代の人方卽ち東の本據をば覆滅し、兵を返して梁山に歸つた。王姜は太保奭の軍功を賞するため此の地方を徐方と名付けこれを太保召公奭の采地として與へ、召公はその長子𤔲侯旨をこゝに止めて東夷鎭撫に任じた。この經緯は淸朝道光末年梁山から出土した銅器群の銘文——本書の周初金文中の(16)太保𣪘(21)𤔲鼎等によつて始めて明らかとなつた所である。**

* 著者『𣳚司徒逘器考』（東方學報京都第八册）參照。

** 本書緒論第一章參照。

なほこの叛亂に加つた東夷は山東半島に住するものだけではない。この時代の東夷はこれ以外に淮水下流に住する後の淮夷・徐夷を始めとして一般に中國東南海岸の海岸島嶼民族が含まれてゐる。春秋時代湖北湖南を本據として中原に侵入して周室及びその同姓諸侯に大脅威を與へた楚國の遠祖も亦この地方に住む東南海岸島嶼民族の一であつて、これに呼應したと見えて、逸周書作雒解には熊盈の族すなはち熊氏の部族が叛亂に加り討伐されたことを書いてゐる。熊は楚の王族の氏族名であるから或はこれこそ楚國の祖先ではないかと考へられる。*

周初金文(10)禽𣪘(15)令𣪘は周公が邑姜を奉じて楚を伐つたことを書いたものであり(41)(42)(43)(44)の中鼎等の一群も亦周が南國虎方卽ち楚を征伐したときの器であると推定され、ともに逸周書の記事の僞でないことを裏附けるものである。

前章に於て述べた如く、殷民族の原住地は山東半島の腹部ではないかと想像され、殷民族は支那東南海岸島嶼民族所謂東夷民族を代表するものであつた。周民族の原住地は舊說の如く陝西省ではなくて山西省の西南部にあつたらしいけれども、こゝは苦方・鬼方・獫狁・犬戎・昆夷・㹊狁など色々の

名前の下に呼ばれる西北遊牧民族が雁門關を越え中國內地に南下する要路であつた。周民族は早く農業を生業として開化したけれども、これ等の遊牧民族に隣してその侵害に苦んだので、實は西北遊牧民族と密接な交渉を持ち寧ろその開化された代表分子として東方の殷民族と對立したのである。

＊郭沫若（兩周金文辭大系考釋）吳其昌（金文曆朔疏證）を始め中國の金文學者は周初の諸金文に現れる周公等の討伐したる楚をば直ちに春秋の南方の强國楚と一致せしめ、同國の祖先と見做してゐる。そのなかに於て胡厚宣の『楚民族源於東方考』（北京大學潜社史學論叢第一册）は傅斯年『新獲卜辭寫本後記跋』（安陽發掘報告第二册）の暗示に基づき、周初の楚民族の居住域は後世の江漢地方ではなくて黃河下流にあり、東夷民族の一派であり、西周以降次第に南下したものであることを歷史地理的資料と金文とを綜合して詳論してゐる。

周武王が牧野の一戰によつて殷王紂を敗死せしめ國都を陷れることにより殷王朝は一度は滅亡したけれども、東方の東夷民族は容易にこの西北遊牧民族代表者に服從しない。周武王の殷王國滅亡は實は西北民族の代表者としての周王國と東夷民族との對立抗爭の第一頁を開いたものと見做される。東夷を如何にして征服せしむるかは西周王朝を通じた大課題をなしたのであり、そしてこの事業は一歩一歩確實に進められて行つた。

たゞこの西周王朝を通じて連續した東夷征服事業のうちに於いて、周召二公の山東半島遠征は空前絕後の壯擧であつた。交通運輸の不便な古代に於て渤海東北岸まで到達することは容易なわざではない。これによつて東夷の本據は一應掃蕩され、山東の夷民族はこれ以後兩周を通じて周室に對して大規模な反抗を試みることが不可能となつたのである。そしてこれに代つて淮水下流地方の淮夷徐夷及びその一派の漸次西南に溯江した楚民族が强敵として對峙する形勢を生んだ。（35）小臣謎段は伯懋父が周に歸服した殷民族より成る殷の八師を率ゐ東夷の反亂を征し海眉を伐つたと云つてゐるのは、恐らく周召二公の遠征に部將として從ひ殷の降服した軍隊を引率してこれを先導として進軍したのであらうと想像される。

三三一～三三二

東夷平定の事業が一段落を告げたので周召二公は邑姜を奉じて一度西方陝西の首都宗周卽ち豐鎬に凱旋した。殷王國の餘衆及び東夷の叛亂が鎭定され、周の統治圈はいよいよ黃河下流の北支大平原に於ける殷の舊版圖の全地域に擴大された。陝西の宗周はこの新領土の大平原から餘り遠距離にあつて統治上不便なために、周召二公は丁度その大平原より陝西の關中に入る門戶をなす洛陽に地をトして殷の遺民を黃河以北から此地に多數移住せしめ全王國の勞力を集中して成周の都をこゝに建設した。この新都經營の完成を待つて、二公は周成王を宗周より成周に迎へ、こゝに周王朝に屬する諸官吏のみでなく新附の諸外國諸侯を一堂に會して大朝會を擧げ、周成王に入見せしめ、周成王が正式に周王の位についたことを宣言した。

そしてこのときまで周國は文王受命紀元でもつて年を數へてきたのであるが成王が正式に中國全土の王者となつたこの年をば改めて元祀とし成王卽位元年としたのであつた。周公はすでに中國の全土に平和が恢復し周室にとつて緊急の情勢もなくなつたので中原に於て今迄殆んど軍政の要務を獨裁してゐたのであつたが、成周卽ち洛邑の新首都建設の大事業を了へると共に周成王を陝西の宗周卽ち鎬京の宗廟のある都からこゝに迎へこの新首都に遷都して王者として中原の殷民族始め諸異民族を親しく統治せんことを奏請し、自己は陝西に退隱しようとしたのであつた。しかし成王は周公の偉大なる功績をたゝへ周公に洛邑の新都に於てなほ續いて至難な新附異民族の懷柔馭御に任ぜんことを求めた。この洛邑建設の過程と周公が成周に定駐した經緯を召公奭と周公旦及び成王との間にとりかはされた問答によつて詳細に記述したのが尙書召誥洛誥の二篇である。殊に後者は第一部でも說いた如く殷代金文と類似した紀年法をもつて書かれてゐるので、完全に同時史料と認めて差支へない。秦漢以來の經學者の成見を離れこの二篇をば前に擧げた新出の金文史料と對照して精細に讀んで見ると、周公攝政に關する二千餘年來の疑竇を解決することができる。

前に說いたやうに周武王の崩じた直後內外の危機に面した周室は皇太后王姜が遺子成王を奉じて攝政となり周公・召公が二相としてこれを輔佐したのであつたが、さらに殷の東夷・淮夷の叛亂が勃發するに及んで周公は特にこの叛亂鎭定のため陝西から關を出て、東方の各地に轉戰した。東方經營の責任とこれに伴ふ軍事政治の權限は擧げて周公に附與せられた。この七年の間は周公は東方に於て獨裁權をもつてゐたのであるが、平和克復洛邑完成後成王にこの中原支配の權力を返還しようとしても遂に聽きとゞけられなかつたため、周公はその薨去まで中原の政務を統轄してゐた。周初金文（11）令彝は成王が宗周に歸つた後に、また周公子明保すなはち周公旦に成周に於て百官諸侯を朝貢せしめて政令を正さんことを命じたのである。その朝會の行はれた月日が書召誥・洛誥と一致しないし、また書洛誥の如く洛邑を新邑と書かず成周と書いてゐるから、新邑完成の際の第一回朝會の後、また別の機會恐らく第二回目朝會を周公の主宰下に成周に開いたものと想像され、周公が晚年までなほ洛邑に於ける諸侯の朝會を主宰する權力をもつてゐたことを示すものである。周公の在世中は成王は宗周鎬京に於てはこれに王として君臨してゐたが、東方に對してはまだ直接の支配權を持たず、成周に常駐する周公を通じてこれを統治したに過ぎなかつた。この周初の東西二地域の首都としての二都制に伴ふ政權の分割制が生れ東周地方の統監である周公が西周に於ける成王を攝政した或は攝位さへしたといふ傳說を生み出すに至つたのである。

二地域分治制・二都並立制の變態的な政治機構を續けたとは云へ洛邑の建設はともかく名義上中國全土を支配する世界帝國としての周王國の確立を意味する。これを契機として周公の指導の下に漸次周王朝獨自の制度文物が形成されて行つた。このことは節を改めて說きたい。

三三三～三三四

第二節　殷周革命の本質

周公召公によつて成周の新都が建設せられ周成王の行幸を奏請して大朝會がこゝに開催されたことは、今迄當時の中國文化世界では西の邊彊に過ぎない陝西省の宗周を首都としてゐた周室が、天下の中心地である洛陽に政治的根據を確立し、いよ〳〵全中國世界の王者として華北平原の統治に乘り出

したことを意味する。此地に駐在して中原統治を擔當したのは周公である。彼の指導の下に周室の天下統治の原理が確定せられ、これに基いて諸般の政策が實行にうつされ、新しい政治組織、社會制度が制定せられた。郁々として文なりと稱せられる周一代の制度が整備され、文物が開華したのはこの周公の成周經營を契機として生起した一連の現象に外ならない。そしてこの周公による新しき制度の創設こそ世に殷周革命と稱される中國古代政治史上の大事件である。

殷周革命が支那史上において非常に重大な意義をもつことを唱道したのは王國維氏の殷周制度論である。* 氏は殷周革命は單なる殷周の二王朝の交替と云ふ政治的な變革に止らず、文化的・社會的の大變革であり、その故にこそ中國史上の最大變革と云はなければならないとし、それを種々なる方面から論證しようとした。この論文は實證的な個別的研究に終身を捧げた王氏には珍らしい概論的な論作であつたがために、氏の古代史家としての令名の故に久しくその聲價を保つてゐたが、今やその所論は漸く種々の方面から檢討し直さるべき時期に到達したかの樣に見える。吾人は殷周制度論の含んでゐる重要な缺陷として、第一に氏が儒敎學派が傳へる禮經中の禮制をばその學派の誇稱する通り周公の制定した周初の制度と見做して、これと殷虛卜辭に具現せられる殷王朝の制度との比較を試み、それを基として殷代の氏族的制度を打破し新しき封建的な禮制を制定する事業が周公一個人の力によつて突然に實現せられたと推論をしたことを擧げたい。

* 王國維『殷周制度論』（民國四年『學術叢編』又『觀堂集林』卷十三）

王氏が殷王朝の制度を窺ふ史料として仰いだ殷虛卜辭はたとひ王朝卜官の占卜の記錄として限定された內容を持つとは云へ、殷虛遷都以後武丁以下の諸王の各時代の同時史料として搖がし難い確固たる價値をもつてゐる。從つて卜辭を主史料とした殷王朝の族制に關する所論の如きは、社會學的見地からする洗練の餘地を存するものではあり、またその故にこそ中國家族制の起原を問題とする學者になほ多産の成果を約束する貴重な資料を提供するものであつた。

これに反して周初の禮制に關して王氏が主要な史料として使用したのはさきにも云つた樣に孔門學派の傳ふる儀禮・周禮・禮記等の禮書中に記述せられる諸制度であつて、その史料的價値はなほ未確定の狀態にあると見られる。專らこれ等の史料的價値の不安定な史料によつて再構成された周初の王朝の諸制度の體系は眞正の同時史料による驗證を必要とすることは云ふ迄もない。周初の同時的史料或はこれに近い準同時的史料としては周書五誥を中心とする諸篇、周初の製作と推定せられる靑銅器銘文、やや降つて詩雅頌中の周初を歌つた詩篇等を算へることが出來るであらう。王氏は殷虛卜辭及び殷末周初の製作と推定せられる金文等の新出の同時史料の硏究の成果を巧みに取入れ、周書中の洛誥・顧命の兩篇の新解釋を試み、その同時的史料としての價値を確認してゐるが、この樣な硏究法を廣く周初の舊史料に適用することによつて周初制度史の基礎史料を確立し、この確實な土臺の上に殷周制度論を再建すべきである。**

* 郭沫若の『中國古代社會硏究』（民國十九年）『甲骨文字硏究』によつて引き起された新史料を基とした中國古代社會構造論は實に王氏のこの論文を出發點とするものであつた。

** 王國維『洛誥解』『周書顧命考』『同後考』（『觀堂集林』卷一）

殷周制度論の所論はおよそ二部に分けることができる。第一は殷周革命の政治的側面を取扱つたものである。周以前の虞・夏・殷諸王朝の首都は皆東方卽ち華北大平原及びその以東にあるに對して、周王朝だけが西方の陝西省から起つて東方王朝の傳統を受けついだ殷王朝を滅したのであり、この古代に於ける中國の政治的中心の移動が殷周間の政治的變革の基調をなす重要な現象であると主張した。前にも觸れた通り、虞王朝の始祖舜は卜辭によつて殷王朝の神話的高祖神の夒卽ち帝嚳から派生した同音同形の神格であると認められるから、殷王朝との連絡は一應つくけれども、それはせいぜい殷王朝の祭祀をさゝげた非常に遠い高祖神としての神格であるから、これを現實の王朝の帝とし、古史に見える首都の所在をそのまゝ史實と見做すことはできない。夏王朝に至つても、周初に於て殷王朝に先行する王朝として傳へられたゞけで、その首都はなほ考古學的な發掘によつて確かめられるに至らないし、楊向奎・楊寬などの古傳說硏究家によつて或は山東省を中心として居住した東夷民族の祖神とし、或は西方の陝西省の西戎民族の祖神とするなどの矛盾した考說が行はれてゐるので、その政治的首都はおろか王朝乃至民族の居住してゐた地方も不確定である。*

そこで虞夏王朝は暫らくこれを措いて問はないこととして問題を殷周二王朝にとつて考へよう。先づ中國に於ける最近の河南省安陽縣殷虛及び山東省龍山城子崖等に於ける考古學的發掘の結果新に發見された黑陶文化を殷王朝と結び付け、殷王朝をば山東省海岸地方に本據を置く東夷民族の一支族が中原に移住して統一國家を建設したといふ中國の考古學者民族學者たちによつて提出されてゐる學說がある。

* 楊寬『說夏』、楊向奎『夏民族起于東方考』（禹貢半月刊七卷六七合期、古代地理專號所載）

卜辭には殷の王が他所から首都殷虛へ還幸することを卜つた卜辭があつて、それには

貞㆔今七月王入㆓于商㆒（前二、二、一）

としてこの都のことを商と呼んでゐる。史書ではたとへば尙書牧誓篇に

今商王受。四方之多罪逋逃。以爲㆓大夫卿士㆒。俾暴㆓虐于百姓㆒。以姦㆓宄于商邑㆒。

と云つて單にその首邑名としてではなくてその王朝名として商といふ字を用ひてゐる。殷王國は本來は商邑といふ首都の自稱名をば都市國家全體の國家名として擴大させたものに外ならない。

* 羅振玉氏がこの種の卜辭に注目したのは烱眼であるが卜辭の商を國號と見做しこれに對して經典の殷を邑名としたのは贊成できぬ（『殷虛書契考釋序』）。

これに對して殷といふ王朝名は卜辭には見當らないから王朝の自稱にかゝるものでないことは明らかである。周が殷國を亡して天下を統一した後に出來た文獻たとへば尙書酒誥篇などでは

辜在商邑。越殷國滅無罹。

の樣に首都名として商邑といふ言葉を使つた外は、國家王朝民族名としては專ら殷といふ語を用ひて

ゐるから、殷といふ國家名は周國が殷王朝を滅した前後に周王朝側からつけられた稱呼であらうと推定される。*

＊郭沫若氏は殷といふ國號は卜辭に現れる衣といふ殷の離宮名から起つたとし、その地を河南沁陽縣に當て、周はこれをもつて殷國の國號としたと云つてゐる（『卜辭通纂考釋』一六三頁）。

周公は殷の餘裔武庚の叛亂を鎭定した後、殷の舊領を邶・鄘・衛の三國に分けて統治したのであるが、殷の京畿に當る地方は衛と呼ばれ公の弟である康叔が侯に封ぜられた。衛と夷とは發音近く、また殷はその語尾に鼻音の加つたもので三字は極めて近似した發音をもつてゐる。殷は祭名であつてまた衣祀とも書き多くの祖先の合同祭祀のことであるから、殷とは統一ある多數全體といふ意味をもつらしい。周王朝はすべて陝西省の自國の本據から見て東方に住居する諸東夷民族、その居住地域、それの構成する王朝をば同じ意味に似た發音をもつ夷・衛・殷の語で呼んだのである。

このやうな夷・殷・衛などの民族名・王朝名・地域名によつて周が殷王朝をば陝西省に本據を置く自國から見て東方にある一環の東夷諸民族、恐らくその代表として眺めてゐたことが知られるのである。殷周二國の抗爭は東西二地域に住む民族の對立の生んだ結果であつたと解釋することができよう。王國維が殷周制度論に於て發表した古代中國に東西二地域の對立を想定する學說は虞夏王朝をば除外し殷王朝に代表される東夷民族と周王朝に代表される西北民族との二大文化圈の對立として解釋することによつて新な意義を持つこととなつた。從來中國古代文化は一元的な起原をもつと考へられてゐたが、こゝに於て東西二文化圈の相互の對立と交渉による中國古代世界形成の過程を說明する有力な假說が提出され、民族學・神話學・考古學の諸領域に適用して豐富な成果を收めつゝある。

たゞこゝに注意すべきは殷虛時代の殷王朝の文化を純粹に東夷文化としてのみ解してはならないことである。たとひ殷王朝が本來は黑陶文化を代表する東夷民族の一派によつて形成せられたとしても東夷文化圈から發足した民族が河南省の中原に侵入し彩陶文化の代表者である民族を征服し殷虛に王國を開いた時、この土着の文化との交渉を無視しそれが東夷文化を純一に保持し得たとは考へられない。既に示した如く殷虛末期の殷王朝は土着の民族を包攝しその文化を吸收同化しつゝ中原に於て當時の全中國文化地域をば支配する世界國家として自覺を持ち絕對的な專制政治を行はんとした。殷虛末期の文化と東夷文化とは同一ではない。それは東西二文化を或程度まで綜合した世界文化であつたと考へなければならない。

さきに略述しまた餘論に於て詳述する様な殷虛末期の卜辭及び金文に現はれる殷紂王が山東地方に居住する夷方と呼ぶ外國を征伐したといふ記事は、末期の殷王朝が漸く中原の文化に化せられその發祥地である山東地方の住民との間に著しい文化の差違を生じつひに後者を外夷と見做すやうになつたことを具體的に示す例である。殷王朝末期に於ては殷國はもはや東夷民族の文化を純粹に持ち續けることができず土着の中原の文化に同化せられてゐたのであつた。殷虛末期の文化は東西二文化を或程度まで融和した中國中華世界の文化を創造しつゝあつたのであつた。王國維の殷周制度論及びこれの

三三九～三四〇

影響の下に成長した現代中國民族考古學者の東西二文化圈說は殷王朝末期の文化に關する限り相當の留保制約を附する必要があることを忘れてはならない。

殷王朝と周王朝とは地域を異にする東西の二文化圈に屬すると考へた王國維氏は殷王朝の舊制度と周公によつて創造せられた新制度とは根柢的に性質を異にするものと看做した。王氏によると、殷周二王朝制度の差違は家族制度に於ける承繼制から生ずる。史記に載せられた殷王朝の系圖によつて見ると殷王室は兄弟相續制をとつてゐて亡王の兄弟がない場合に始めてその王子に位を傳へた。周王室も大王が第三子の王季に位を傳へ王季が長子伯邑考を措いて文王に位を傳へたまではなほ少子相續制が行はれてゐた。周武王の崩御後、その弟として位を繼ぐことが可能であつた周公自らが攝政の位置に止まつて武王の子である成王を卽位させたことによつて始めて長子相續の原理が導入せられ、周王朝一代の王位繼承の典則が確立された。この長子相續制から宗法及び喪服の制度が生れ封建制度もまたこれから派生した。周室の獨特の禮制はすべて周公によつて長子相續制の基礎の上に創造されたとするのである。

殷虛早期に於ては、殷王朝は王室承繼法としては兄弟相續制をとりつゝも、祖宗の祭祀に於いて王統は父子相續制を基とする直系祖宗のみの合祭を行つてゐた。晚期には王室の承繼法としても父子相續制を原則とするに至つてゐた。王國維が兄弟相續制から父子相續への移行が殷周革命の本質でありこの新しい父子相續制は周公の獨創によつて發見せられたと說いたのは大きな誤謬である。殷虛末期に於ける殷朝の世界帝國の完成に伴つて王室の承繼制に於ける父子相續制はすでに成立してゐたのであつた。周室に於てはこの時分にはなほ少子相續制が行はれてゐたので、周公はこの殷王朝の父子相續制を模範として取り入れて周室の父子承繼制をば制度化したと見做され、この重大な點に於て王氏の所說は修正を必要とするのである。

王氏は周公の長子相續制の創定は封建制度を生み出したと考へた。まことに殷王朝は殷虛初期に於ては王子群は多子族なる一團をなして氏族的共同生活を營んでゐたのであるから、王子を王の生前に分封する王氏の所謂封建制度は存在しなかつたことはこの時代には當てはまるであらう。しかし多子族團體は殷虛末期の卜辭に現れないから、後期には全く消滅しないまでも少くとも前期の如く王子群が王都の近郊で氏族的集團的生活を行ふ習慣は廢れる傾向にあつたことは明らかに看取される。しかも第五期卜辭には㠱(箕)侯なる諸侯が出て來るが、これは殷王紂の王子で父の虐政を諫めて聽かれず都を去つて奴となつたといはれてゐる箕子に相當するものではなからうか。箕子が殷を去つたことは實は王子にして遠國の河北省に封ぜられた事實を、例の惡王の典型としての殷王紂が忠諫を排斥するといふ失德として傳說化したと解釋すべきである。もしこの解釋が成立するならば殷虛末期に於ては既に父王の存生中に王子を分封する慣例が存したのである。王子分封制もまた周公の創制にかゝるものではなくて殷虛末期の殷王朝が少くとも部分的には實施してゐた制度であり、周公はこれを採り入れて周の封建制度を制定したのであつた。この點に於てまた王氏の所說は大きな補正を必要とする。

三四一～三四二

さらに周公の制定した封建制度の政治組織を前代の殷の組織と比較して見ると、周はこの點に於ても前代を踏襲してゐるのである。

周公は新に征服した殷民族及びこれと密接な關係のある東夷民族を統治するために封建制度を創設した。この周公の制定した封建制度は孟子・荀子・禮記王制・周禮などの戰國時代の儒家及び諸子の說く所によると、周室は諸侯を公・侯・伯・子・男の五等爵に分け、この階級に應じて方百里―五十里までの采領を封じて各々獨立國として統治せしめたものであつたと云はれる。* しかし西周の直接史料である尙書五誥及び西周金文などには、この樣に嚴密に規定された五等爵の封建制度はなほ見出せないことが、近年郭沫若・傅斯年兩氏によつて注意せられた。**

* この樣な諸侯五等爵の位階制は春秋時代以後に始まり、儒家禮制として成立したものである。(餘論、五等爵制の成立參照)

** 郭沫若『金文所無考』六、五等爵制（『金文叢攷』所收）、傅斯年『論所謂五等爵』（中央研究院歷史語言研究所集刊二本一分）

周初の同時史料、例へば書酒誥によると周室の諸侯百官を列擧して

越在外服侯甸男衞邦伯。越在內服百僚庶尹。惟亞惟服宗工。越百姓里居。

と云つてゐる。これは恰も周公子明保すなはち周公旦が周成王の命を受けて成周に於て定時的大朝會（成周新邑落成當初の第一次朝會に次ぐ恐らく第二次の朝會であらうと推定される）の模樣を書いた周初金文(11)の令彝の

隹十月月吉癸未。明公朝至于成周。出令舍三事令。及卿事寮。及諸尹。及里君。及百工。及諸侯侯田男。舍四方令。

と大體相應する。たゞ前者は外服の方に重心を置いてこれが先に擧げられてゐること、及び本文が轉轉傳抄せられる間に里君を誤つて里居とした樣な誤謬があるが、新出の此の金文によつて訂正することができるのである。この兩者を綜合して考へると、周公が洛陽に於て召集したのは卿事寮卽ち周の內閣大臣に當る卿士と、以下中央諸官廳の長官である尹、諸地方長官の里君、諸官廳の官吏等の內服の諸官と、そのほかに外服の侯・田・男などと三種の稱號をもつ諸侯とに分れる。酒誥にはこの外服諸侯のことを「殷獻臣、侯甸男衞」と云ひ、召誥には「庶殷、侯甸男、邦伯」と云つてゐるから、新に征服した中原の舊殷國の版圖をば諸侯に封建し侯・田・男の等級を設けて分治せしめたのである。內服はこれに對して陝西省にある宗周すなはち周室固有の諸中央諸官及び部族長等をば指すものに外ならない。

この內服の政治組織は三人の卿士によつて率ゐられた三鄕の周室直屬の部族を根幹とするものである。後三卿制は東西、左右に配して倍加して六卿制となつた。戰時に於てはこの六卿は六個の師氏軍團を組織して周王朝の軍隊の主力を形成する。* 殷王朝の軍隊の主力をなすものは多子族であり、氏族軍團としての本質は周の師氏軍團と同一であるが、殷の多子族軍團は周の六師に對して八師より成つてゐて、その軍團數を異にする。** この樣に殷・周の內服諸官職、卽ち王朝の根幹をなす部族の數を異にしてゐるが、この部族軍團單位數の差異はたゞ表面的の數の差として見過すことはできないのであつて、それ以上に深い殷周二王朝の軍隊組織の本質的の相違があるのではないかと思はれる。すなはち周の三部族制は三軍制から派生したのであり、三軍制は左・中・右の三軍に分れた行軍戰鬪の陣形を構成するものである。それは山地高原の險しい地形に適し、機動性を帶びた陣形であつた。早く農耕生活に入つてはゐたが、不斷に周圍の遊牧民族と接觸交涉をもつた周民族がこれより學び輸入した陣形であらう。そこには西北遊牧民族の生活の樣式が現はれてゐる。これに對して殷の八師軍團は四方四門に配置せられたのであり、平原に定著し、城廓生活を營む民族が持つに適した配備である。元來は遊牧農耕併用の强悍なる民族として中原に侵入した殷王朝は、中原に定著し、農耕民族を支配し、高度な都市生活に慣れるやうになつて、自然にこの樣な生活にふさはしい八軍團の配置を取り、王朝部族もこれに應じて八氏族に區分せられるやうになつたのではないかと推察せられるのである。

* 上の金文の令彝には成王が周公に命令して三事令と四方令とを主宰せしめてゐる。三事令の三事とは詩小雅雨無正篇の「三事大夫」に當り、恐らく三人の卿であり、これを主宰する周公は詩篇の正大夫に相當するであらう。同金文の下文では卿士寮とあるのはこの三人の卿士を意味する。周公は周王室の內服である周王朝の部族組織のなかでは、三卿卽ち三部族の長である三卿の上にあつてこれを支配する最高の位置にあつた。尙書顧命篇に記せられる康王踐祚の際の儀式には太保奭・芮伯・形伯・畢公・衞公・毛公の六卿が現はれ、太保は六卿の一にして同時にこれを支配する最高の宰相に任じてゐた。顧命はさらに太保は西方の諸侯を率ゐて正門を入つて左に位置し、畢公は東方の諸侯を率ゐて、右に位置すると云つてゐる。周室の洛陽に政治的首都を建設し、宗周の宗都と二都が並立してから、東・西諸侯を率ゐる二相卽ち二公が生じ、各三卿を率ゐたので六卿六鄕六師制が生れた。これはやゝ因襲的經學的な解釋に墮する樣にとられるかも知れないが、小盂鼎には康王時代の朝會の模樣を書いて

隹八月既望。辰在甲申。昧爽。三左三右多君。入燎酒。

と云へば、この顧命篇の六卿が左右に分れ諸侯を率ゐて入場する儀式と全く一致してゐるから、右の解釋は誤りで無いと思はれる。周の六卿制は三卿を單位としてこれを東西二京、儀式に於ては左右の位置に配置して倍加したものである。六卿により率ゐられる六鄕が周王國の基幹部族數なのであつた。戰時にこの六鄕から出兵するのが六師である。

** 著者『金文に見えたる錫臣の記事に就て』（東方學報京都第三册）及び次節三五四頁參照。

このやうに周の宗都陝西に於ける中央の部族組織を基礎とした政治組織に於ては周公は周室固有の制度をそのまゝ維持したに係はらず、東方の新に征服した舊殷王國の版圖內に於ては殷王朝の地方制度、卽ち前節に述べた樣な男及び田といふ附庸諸侯國を侯或は伯といふ大諸侯國をして支配せしめ、王朝は侯・伯を通じて間接に王國の邊疆地帶を統治するといふ所謂封建制度を殆んどその儘踏襲し侯・田・男の位階をなした諸侯を封じ、間接に統治する方針をとつたのである。所謂封建制度の創設に於ても周公は殷の舊制度を模倣した點が大であることは否定できないのである。たゞ後節にも述べる如く周の封建制度は原則として王室の子弟を邊境諸侯に分封したものである點に於て、殷代が異姓の有力國家に諸侯の稱號を與へたのとは非常な差異點をもち、こゝに周公の獨創があることを許してもよい。しかし子弟分封制もすでに述べた樣に殷代末期には部分的には行はれた形迹があるから、周公の絕對的創意に歸することはできないけれども、この殷代末期の新傾向をとり上げて、子弟分封を原則とした新封建制度をもつて殷舊版圖の統治の組織を作り上げた周公の見識と實行力とは十分尊重さるべきである。

以上王國維の殷周革命論を檢討した結果、周公によつて家族制度に於ける兄弟、少子相續制から長

三四三～三四四
三四五～三四六

子相續制への轉移が行はれ、これを基として封建制度が制定されたといふ論旨は現在では相當の修正の餘地があり、周公は何れの點に於ても、殷代末期に於て既に或程度迄殷王朝に兆してゐた傾向を採り入れ、これを基礎として全面的な改革を實施したものであることを明らかとした。王氏のとなへた殷周革命に於ける周公の政治家としての功績はその獨創性よりは寧ろ老練にして周到な實行力によつてかち獲たものであつたと云ふべきである。

周公の政治家としての獨創性はかくして評價が低められ、殷周革命なるものゝ史的意義も稀薄となつた觀があるけれども、吾人は別の側面に於て殷周革命の重大性を强調したいと考へるものである。それは外でもない。殷・周二王朝の文化の基調の變化である。殷王朝の世界帝國の統治は、宗教的權威によるものであり、殷王朝の世界國家はまた神政國家であつたことはすでに述べたところである。然るに周王朝に至つて、全く一變した。前にも引用した禮記表記篇は二代の文化を比較して

殷人尊神。率民以事神。先鬼而後禮。先罰而後賞。尊而不親。其敝蕩而不靜。勝而無恥。

周人尊禮尙施。事鬼敬神而遠之。近人而忠焉。其賞罰用爵。別親而不尊。其民之敝。利而巧。文而不慙。賊而蔽。

と云つた孔子の評言を載せてゐる。これは勿論孔子自身の言葉ではなく、論語先進篇の季路が鬼神に事へる道をたづねたのに答へた

未能事人。焉能事鬼。

三四七～三四八

さらに死者に事へる道を問はれて

未知生。焉知死。

といつた語などを中心として後學者が二代の文化二代の制度の差異論に發展させたものであるけれども、二代の文化の本質の差異をよく言ひ盡してゐる。殷人は神を尊んだに對して周人は禮を尊んだ。殷代で神を尊んだとはもつと具體的に云ふと、鬼神すなはち超人間的な神の實在を信じ、神意をうかがひ、これによつて政治を行つたことを意味する。殷虛から發見される王室のトひに使はれた夥しい龜甲獸骨の破片は、この殷人が龜甲牛骨の如き靈物を借つて鬼卽ち祖先の靈乃至超人間な神意の啓示を求めた豫占の遺物である。

この神意の啓示を求める豫占といふ習慣は本來はトひといふよりはかくして欲する結果を獲ようとする豫祝の呪術的行爲であつた。しかし殷代に於ける豫占ではすでにこの呪術的意義が失はれ、その意圖は自然界・人間界の現象の定つた道筋を鬼神によつて知らうといふことにだけかゝつてゐたらしい。これは運命、すなはち中國人の言葉では天命の一定不變を信じこれを豫知しようとするのであつた。これの根柢は定命思想が基となつてゐるのである。

周人も亦龜トをば行ひ、東周の春秋時代頃まで相當盛んに使はれてゐた。西周の初頭の史料たとへば尙書大誥篇の如きは殷の三監の叛亂を討伐する際に周公が天下に參加出軍を要請した檄文であるが、文王の殘した龜甲を灼き、さらにそれによつて出來た龜甲の表の破れ目すなはち兆を殷王室から亡命して來た十人の巫師に制斷させたところが吉であつたことを何よりの根據として大々的に宣傳してゐるのである。周公自身もこのときまでは自ら信ずると否とに係はらず、龜トの如きを重要視せずには居られず、大誥篇では周公は全く定命思想家として現れてゐるのである。

しかるに周公が三監・東夷の叛亂を平げ、新に、洛陽に成周の政治的首都を建設し、成王を西の宗周より迎へ、周室百官、諸侯を召集して大朝會を催し、周公が攝政の位を退き、成王の卽位を天下に告げた召誥に於ては、召公は夏・殷二王朝の亡國の先蹤を成王に敎訓して

我不㆑敢㆑知。曰有夏服㆓天命㆒惟有㆓歷年㆒。我不㆑敢㆑知。曰不㆓其延㆒。惟不㆑敬㆓厥德㆒。乃早墜㆓厥命㆒。我不㆑敢㆑知。曰有殷受㆓天命㆒。惟有㆑歷㆑年。我不㆑敢㆑知。曰不㆑㆓其延㆒。惟不㆑敬㆓厥德㆒。乃早墜㆓厥命㆒。

夏の王朝の年數は定つた天命があつて、もつと永く續いた筈であつた。殷王朝の命數も亦同じであつた。それに定つた永い年數を維持できなかつたのは何故であらうか。勿論夏殷の王桀紂の如きが德行をつとめず折角の壽命を縮めたのである。

今王嗣㆓受厥命㆒。嗚呼若㆓生子㆒。罔不在㆓厥初生㆒。自貽㆓哲命㆒。今天其命㆑哲。命㆓吉凶㆒。命㆓歷年㆒。知㆓今我初服㆒。宅㆓新邑㆒。肆惟王其疾敬㆑德。王其德之用。祈㆓天永命㆒。…

いま王は夏殷の命を受けついだ。この王朝の初めは丁度赤子の誕生と似てゐる。子供の誕生の際は天は三つの命を與へる。第一は天折するかしないか、成人できるか。*第二に一生の禍福如何、第三に壽命この三つである。新王朝の誕生で、新首都に居て丁度この三命を受けるのである。王よ早く德行をつとめもつて天の永命を授けんことを祈願せよ云云とさとしてゐる。

* 哲命の哲のまゝでは意味が不通である。著者は試みに折の假借字として夭折の義と解して見た。

三四九～三五〇

召公によると天は個人の誕生の際、新王朝の如き團體の成立の際に命を與へる。天命は與へられるけれども、しかしこれは一定不變ではない。德を敬することにより、德行によつて天命は保持されるが、德をないがしろにすると忽ち天命は去り短くなると云ふのである。大誥篇に於て龜トに信賴し、定命論に屈服してゐたが、召公はこゝで定命論を或程度抜け出て、德行を積むことにより、倫理的な行爲により左右できる。しかし德行により完全に命を支配することはできない。德行は與へられた範圍の天命を維持し保證するに止るとしてゐる。この樣に大きな限定をもつにしても、先天的な絕對的であつた天命に對して、人間の修養による或程度後天的な支配の可能性を認めたことは殷代の絕對的自然的定命論の傳統の重壓にうち克ち、人間の道德的自由を僅かながらも確保したものであり、中國古代精神史上に於ける劃期的な進歩であつた。*

* 殷代末期に於いてはすでに宗教的權威は微弱となつて、王は司祭長の聖職者から世俗的君主に變りかけてゐた。しかしなほ定命論からは脫せず、むしろこれらを利用して單なる君主獨裁權の確立に資するに止つた（第二章第二節參照）。

周民族は前節にも述べた如く、一方農耕民族として近隣の遊牧民族の侵害を受けながら、一方殷王朝の詐謀による迫害を被りつゝも、勤儉力行、國家の基礎を確立して來たのであり、耐乏勤儉はその民族精神をなしてゐた。周公はこの民族精神を地盤として、殷民族の定命思想から脫却の一歩を踏み

出したのである。周人はそこで禮記にも云ふ如く鬼神には禮を盡しつゝもこれを遠ざけた。もはや鬼神の靈によつて天の定命を知る必要性がなくなりつゝあつた。そこで鬼神を敬して遠ざけることが可能となり、供獻禮拜に宗教的活動を集中したのである。禮を中心とする周代文化の原形はそこで形成せられた。殷周二王朝二文化の差違はこの定命論から非定命論への轉換によつて精神史的に基礎附けられてゐるのである。

郭沫若は古代中國に於ける天道の思想を研究して、尙書周書諸篇の中に一方に於て天命の不變に懷疑を抱き、德を敬ふことより、道德的行爲により人間の努力により天命を支配しようといふ思想と、天命の絕對的權威を認め殷の滅亡をも天意に歸した思想とが混在してゐる矛盾を摘發して、前者は周公が周民族に對して天命に安んぜずに德操の勵行をすゝめたものであり、後者は天命觀を利用し殷民を統制したもので、二者相待つて西周政權を鞏固にしようとする周公の政治家的の狡智に出るものであると論斷した。* 今私は周公の天命觀を年代的に追迹した結果、三監誅伐の役の前の大誥篇にはなほ定命觀の支配を受けてゐたが、周天下の統一を具體化した成周新邑の朝會に至つて初めて定命觀を僅に脫却して人間の修養により、道德による天命の維持に着想する過程を明らかにした。周公に於ける定命論と、天命は人の行事によるといふ傅斯年氏の所謂命正論とは同時に並立したものでなくて、時間的に前者から後者へ移つて行つたものであり、召誥はその轉換の機をなしてゐるものである。** これを郭氏の如く同時存在の矛盾觀念として、政治的狡智の結果と見做すのは穿ち過ぎた解釋である。

三五一～三五二

* 郭沫若『天の思想――先秦思想の天道觀――』(岩波講座東洋思潮)。

** 傅斯年『性命古訓辨證』(國立中央研究院歷史語言研究所單刊乙種之五)。

王國維が殷周制度論に於て周公が長子相續・宗法・喪服・封建等の諸制度を創設した目的は

在下納二上下於道德一。而合二天子諸侯卿大夫士庶人一。以成中一道德之團體上。

周國家上下を擧げて一つの道德的團體を結成する點にあつたと述べたのは正しい。周公のこの改革によつて中國民族は漸く宗敎的權威への服從天命の絕對的支配から蟬脫して倫理的規範の認識、個人の德行修養による天命の變改の可能の曙光を發見したものである。しかしそこではなほ人爲による天命の自由變改までは認められてゐないで、定命觀がなほ力強く殘り、宗敎的な權威は儀禮として慣習として保存せられ、倫理的規範は純粹な形式では確立されるには至らなかつた。宗敎と倫理とは慣習に於て融合せられ、禮として世界を支配する原理となつた。鬼神を尊んだ殷人の世界觀に對して禮を尊んだ周人の世界觀はこゝに於て成立したのであつた。そして殷周革命の本質はこの點に存在するのである。しかも周公により發見せられた禮はそれ以來現在に至るまで殆んど不變の力をもつて中國精神を支配し、中國社會の構成原理となつたのであつた。

第三節　西周王權の發展とその沒落

殷及東夷の叛亂が鎭定され、周の統治圈はいよいよ黃河下流の東方大平原に於ける殷の舊版圖全體に擴大された。陝西省の宗周は餘りに遠距離にあつて統治上不便なため、周召二公は地を今の洛陽にトし、殷の遺民を殷虛から此地に多數移住せしめ新首都成周をこゝに建設した。周公の攝政七年、文王の卽位紀元二十年、周召二公は成王を奉じて成周に行幸し、周王朝の勢威の及ぶ限りの諸國家をこゝに入朝せしめ、周公が攝政の位を退き、改めて成王の卽位したことを天下に告げ、東方の東夷文化圈に屬するこゝに中國中原の王者としての成王の治世が開始されたことは前節に述べた通りである。

西方の西夏文化圈から出た周は新に征服した殷民族及び之と密接な關係のある東夷民族の統治策には細心の注意を拂ひ、殷の舊首都のあつた河南北部地方には康叔を封じて衞侯國を立て、その北方の要地なる河北には召公奭の長子を封じて燕侯國とし、東夷の居住地山東地方には奄卽ち曲阜に周公旦の長子伯禽を封じて魯侯國を建てると共に、姬姓である周民族と常に通婚して親密な姜姓民族の軍師太公望呂尙を封じて齊侯國を建てた。周の同姓及異姓でも最も親しい姜姓の四侯國が各要地を占め、これを方伯とし、同姓の小國及び多數の異民族の附庸國を支配監督せしめる制度を取つた。こゝに於て周王朝の東方異民族の居住區域に對する經營の大方針が確立した。侯を方伯として附庸小國を支配せしめる組織は周代封建制度の核心をなすものであつて、周代の封建制度は原來異民族統治の目的の爲に制定せられた組織に外ならない。

こゝに注意すべきは前に述べたとほりこの方伯卽ち侯によつて附庸小國を支配し、周王は間接にこれを監督すると云ふ制度は、殷王國の邊境統治組織に類してることである。* 周王朝は實は殷王國の舊制を模倣しこれを採用したのである。たゞ殷の制度と周の制度とは外形は同じ樣に見えるが、實質上には非常な差異があることを見逃してはいけない。殷王朝はもとより兄弟承繼制をとり、兄が死ぬと王位を弟に傳へ、傳ふべき弟が無い場合に始めて最後の王の子が父子相續する定めであつた。これは殷王朝に於ては同一血統、卽ち同一世代のものが密接な關係にあり、なほ氏族制度的な組織を持つてゐたことを示すものである。殷の卜辭に現はれる多子族と云ふ團體はこの王子の集團を指すものであつて、王子は王都に於て集團的の生活を營み、平時は祭祀狩獵等に共同に從ひ、戰時は殷王室の最も有力な親衞兵團として出陣したのである。從つて王子が首都外に封建されることは末期を除いては比較的少なかつたのである。**

* 第二章第三節參照。

** 同上。周公はこの樣な殷末期の傾向をば周の新制度に採り入れたものであることも前に述べた(前節參照)。

かくて殷王朝の邊侯はその實權極めて大であるにも係はらず、同姓の王子を封ぜられることなく、被征服民族中の異姓の有力國が任ぜられてゐたのである。かくの如き政治組織の弊害は、一旦王朝の權威が失墜し、邊侯と王との紐帶が破れると、邊侯は附屬諸國を率ゐて獨立し、王國の分裂を來しやすい點にある。殷王國の滅亡の根本原因はこの制度の上の缺陷に存してゐた。賢明な周公はこの殷王國の氏族制度の生んだ弊害を熟知してゐたので、殷の方伯侯制を採用するに當つて重要な侯國には同

三五三～三五四

姓の王子及び特別の關係ある姜姓を封じ、無數の小部族國家をこの數個の大侯國によつて統轄或は牽制せしめた。この樣に諸侯國に同姓王子を封建することにより、血統を紐帶として新興の周大王國の統一を維持しようと圖つた周公の政策は確かに或程度の成功を收めた。然し同一血統も時代を經るに從つて疏遠となり、この封建制度に內在してゐる分裂傾向が現れ、王國の統一を破壞する作用を防止することが出來ない。かくして周の封建國家は異民族國家の叛亂によつての脅威を免れたが、時代とともに諸同姓國家の對立抗爭が生じて來た。東周、特に春秋時代に於てこの傾向が露呈して、遂に戰國の强國對立時代を現出した。この形勢を生じるに至る原因はすでに周初の封建制度の內に內在してゐたのである。

周公召公二相の努力によつて、殷及東夷の征服に次いで洛陽に政治的首都成周が建設され、諸異民族統治の爲の封建制度が創定された。これ等の事業の完成によつて周王朝の中國統治の基礎は一應確立され、その後周民族はこの二相の定めた方向に從つて徐々に順調な發展をたどつて行つた。成王・康王の二代は非常な平和時代であると傳へられてゐるが、特に東方の異民族に關するかぎり比較的に平和の內に周王朝の經營が進んだのは事實であらう。康王末期の金文である(52)大盂鼎(53)小盂鼎には王の卽位紀元年數を「惟王廿三祀」「惟王廿七祀」として年によらず、祀によつて現はし、これを文の末尾に附加してゐる。これは殷代の倒敍式紀年法の部分的な採用であり、この現象は殷王朝の征服後、漸くこの時代に至つて被征服民の殷の舊文化が征服民である周民族に影響し始めたことを示す

三五五～三五六

ものであつた。* それとともにこの二鼎は周が西北の異民族鬼方に對して大規模の征伐を收めたことが語られてゐるから、この成康二王治世も絕對的な平和の世ではなくて比較的の平和時代と云ふに過ぎず、次の昭王穆王時代の目醒しい外征の素地は準備されてゐたことが知られるのである。

* 第一部第一章第四節一五三頁參照。

昭王に關しては、『國語』『左傳』などに昭王が南方に大征伐を行つて漢水を渡る際溺死したと云ふ口碑を傳へてゐる。この口碑の實否は頗る疑はれてゐたが、宗周鐘と呼ぶ樂器の銘文に邵王が東南夷を征伐し東南二十六國を歸服させたことを述べられてゐる。邵王は卽ち昭王の生號であることが最近郭沫若氏によつて考證せられ、こゝに昭王南征の傳說が或程度迄史實であることが確かめられた。* この宗周鐘は西周初期金文の肥筆方形の字體ではなくて、やゝ瘦筆で長方形の西周後期の字體で書かれてゐるし、また鐘と云ふ樂器は西周前後にはなく、後期に於て始めて現はれる所である。** この後期の特殊字體及び鐘の新樂器は昭王が南方を征伐して、南國の文化に接した結果將來されたものであらうと想像される。

* 同一六九頁參照。

** 第十六圖參照。

次王の穆王は北方經略に乘り出し、犬戎に兵を進めてその獵場を侵した爲め、永年周と友好關係にあつた此國と不和を生じ、遂に入貢しなくなつたと傳へられてゐる。要するに昭王穆王の時代は成康二王の平和な治世の間に養はれた周王國の國力をもつて大規模な外國經營の政策に轉換した時期と見られる。昭王穆王は後世の儒敎學派によつて、徒に武力を以つて外國を征服せんとした尙武的外交策を非難されてゐるけれども、實際に於ては二王の時代は周室の國力のもつとも充實した最盛期をなすものと見られる。*

* H. Maspero, La Chine antique, p. 100. 內藤博士『支那上古史』一四四頁

穆王より共王・懿王・孝王・夷王を經て厲王に至つて、周の國勢は漸次衰頽して來た。厲王は專制主義者で人民を壓迫した爲、民心を失ひ、叛亂が勃發した爲に山西省に流竄し、一時王の空位時代が起つた。宰相たる司馬共卽ち師和父が國政を攝つたが、厲王の崩後に至つて宣王が卽位した。當時周は內亂の後を受け、四方の異民族、特に北方から玁狁と呼ぶ遊牧民族の侵略を受け、非常な危機に陷つてゐたが、宣王は英明の主で、名相尹吉甫に命じて北方の玁狁を擊攘し、方叔・召公虎に南方の荊蠻東南の淮夷を征服せしめた結果、周王室の權威はまた恢復された。宣王は周室中興の主として多くの詩篇にその德を歌はれてゐるが、一方『國語』には、魯武公の太子括を廢して少子戲を立てさせたが、國人が從はず之を弑して太子を立てたので、怒つて魯國を征討し、遂に戲の弟孝公を後嗣としたが、この擧によつていたく諸侯の信望を失つたとして、宣王晩年の失政が非難されてゐる。この詩・國語兩文獻の間の記事の矛盾は、史家の問題とされ、宣王の初期は善政を施したが晩年に至つて墮落したと說明されてゐる。*

三五七～三五八

* 崔述『豐鎬考信錄』及び第一部一八五頁以下參照。

然しこの說明は一種の調和說に止る。實はそこに西周時代の統治觀念の變遷と云ふ西周政治史の重要問題が潛んでゐることが忘れられてゐる。吾人は宣王の失政が天子が諸侯の後嗣に對する策命權を恣意的に强制行使した點にあることを見るのであるが、この天子の諸侯策命權については、策命の記述が大部分を占めてゐる西周金文に就て通觀して見る要がある。

群別的に年代附けした西周金文を通覽すると、穆王を境界として前期・後期は各判然として異る二形式をもつてゐることはさきに述べた。西周前期の金文は周王或は周の將相諸侯が部下の戰功或は平時の祭祀奉仕に對して恩賞を與へたことを記述するもので、之を錫與形式金文と呼ぶ。周後期金文は王が周の朝廷に於て宰相史官の參與の下に入覲した臣僚に對して官職の敍任策命を行つたことを記するもので策命形式金文と呼びうる。* 錫與形式の金文は部下の功勞を賞するのであるから、錫與の原因である被錫與者でかつこの銅器の製作者である本人の與つて功勞のあつた戰爭** 乃至は祭祀等*** の平時の行事についての可成り詳細な記述を先行するのが常例となつてゐるが、この錫與が行はれた儀式自體についてはその記述は極めて簡單であつて、概ね君主がその臣下である被錫與者に寶貝を賞賜したことを略述するに止つてゐる。***

* 第一部第一章第四節一五五頁以下參照。

** 周初金文範例の(8)(9)(10)(13)(15)(13)(23)(30)(35)(42)(46)(47)(48)等は皆この樣な戰時に於ける策命であり、例へば

（8）「王後反克商。在成師」といふ樣に何等かの文句によつて參加した戰役のことが書かれてゐる。

*** 周初金文例(11)(12)(14)(46)(50)(51)は平時に於ける策命であり、例へば(12)「隹明保殷成周年」と成周の朝會のあつた年といつた樣にしてこの作器者の干與した行事のことが、金文の初めに記錄されてゐる。

**** 例へば例(8)の「周公錫小臣單貝十朋」と云ふ樣にその儀禮の記述は極めて簡單であり、恩賞品の内容も(8)(9)(12)(15)(21)(30)(35)(36)(47)(50)(51)の如く一般に寶貝のみ、或場合にはこれと他物の金、布等混へるのが例である。

これに對して策命形式の金文は少數の戰時の戰功に對する策命の場合は別として、* 一般にその多數を占めるところの平時の策命に於ては、その策命の行はれた先行の事情、すなはち祭祀政治上の行事儀式については全くその記述を缺き、策命の行はれる儀禮と策命の際に交附せられる策命書の内容を詳述し、特に策命に干與した被策命者を誘導する右者、策命書を起草しまた讀み上げて交付する史官の名前を明記し、また策命の内容は王より敍任せられる官職名その職掌内容、これに關する心得書きを始め就中官職の敍任に伴ひ王よりの車服を始め多數の附屬品の恩賞品目を詳細に亘つて列記するのが例となつてゐる。**

* 西周後期金文中の戰事策命は六七器中僅に範例(33)を始め表中の(31)(32)(53)(65)(67)等の數器に過ぎない。

** 一五六頁に引用した(11)頌鼎(十八圖の頌壺も同文)(7)(58)等はこの實例であり、西周後期平時金文の大部分はこの形式に屬する。その間に於て例(29)毛公鼎の知き策命書の内容が主となつて引用され、策命儀禮を略記した類もある。しかし毛公鼎の如き命書が長文にわたる點でまた頗る後期の特長をなしてゐる。

この樣に西周前期の錫與形式金文が西周後期に於て策命形式の金文に變化したといふ金文の文體形式發展上に於ける顯著な現象は單にこれのみとして見過すことは許されない。* 吾人はこれをもつて西周前後二期の間に生起し來つた周室の世界統治の原理上の重大な變革に對應するのではないかと考へるものである。對比の便宜上視界を戰時策命を除き平時策命に限定して述べよう。西周前期の錫與形式の金文は例へば令彝の如く、その被錫與者で作器者である令といふ史官は王に命ぜられて周公旦が成周に於いて開いた東方の諸侯に至るまで全中國世界の民族を召集して大朝會に參列して、前後奔走した功勞があつたのであるが、この器文はこの大朝會の顚末を、それは令の恩賞にさまで關係しない細部に亘つて長々と記述し殆んど全文の三分の二までをこれの記事に費してゐるのである。そしてその後に於て周公からこの朝會に參劃した同僚の史官と令との二人に對して銅器と青銅原料との恩賞が行はれたことが手短かに書かれてゐる。** これによつて明らかな如く西周前期の錫與形式金文の敍述の重點はこの恩賞の行はれる儀禮自身よりはむしろこの錫與に先行したこの恩賞の理由となつた天子封建諸侯等の君主の祭祀朝會等の行事に置かれてゐるのである。それは被策命者のこれ等の行事に奉仕した功勞を嘉賞する意味を明らかにするものである。

* 以下に述べる如くこのやうな形式の變化は實は西周中期の金文を過渡的形式として生起した。そしてこの西周中期金文を媒介とすることによつてこの兩形式の轉化の必然性が明らかにされると共に、兩形式の本質の差と、その連關もまた理解されるのである。

** 一六三頁周初金文範例(11)令彝本文參照。

三五九～三六〇

これと對蹠的な差違を示すものは云ふ迄もなく西周後期の策命形式金文である。そこでは例へば頌鼎のやうに周室の作器者である臣僚が周の朝廷に入朝し、右者である周の宰相である宰弘に引率せられて周の天子に謁見を賜ひ、天子より史官の長官尹氏及びその下僚史虢生を通じて、官職及び車服等の恩賞の策命書を受けたことを詳細に敍述してゐる。* この敍述の重點はもとより策命儀禮自體に存してゐる。この策命儀禮は卽ち周室臣僚が、西周の王庭に入朝し、天子に引見されて、渝らない忠誠を誓ふに對して、天子よりこれを嘉して官職車服の恩賞を受けるといふ主として政治的な意味を持つた定時的な入覲の儀式に外ならない。

* 一五六頁參照。

逆にこれと對照すると西周前期の金文の重點となつてゐる行事は、同じく令彝の如き大朝會であるが、この大朝會は京宮・康宮といふ宗廟社稷に於ける祭祀の前提をなすものであり、或は臣辰盉の如く大禴の祭祀の後に於て開かれた宴會の性質をもつものであつた。* この行事自體がすでに祭祀的な意味をもつてゐる。西周前期に於て臣僚諸侯は周室の朝會に入京して來るが、これは單に朝會に出席して天子に謁見を錫ふといふことだけが目的ではない。周室の祭祀に奉仕することを第一の目的とするものであつた。このことを具體的に示すのは西周中期の金文である。その剌鼎によると五月の某日に周王卽ち穆王が牡牛をもつて宗廟大室で父昭王の禘祭を行つた。剌なるその作器者はその行事に奉仕したので、王は彼に寶貝三十朋を賞したと書かれてゐる。** これによつて見ると同じく宗廟六室で行はれた西周後期の入覲の儀式も、本來はこの西周中期の金文に示す樣に、宗廟の祖先祭祀に附隨した儀式であつたのである。西周中期以前では入覲に上京して天子に忠誠を誓ふといふ政治的な行事が、天子の宗廟に於ける祖宗祭祀に奉仕するといふ宗教的行事を通じて實現されてゐたのであつた。これはまさに西周前期の政治が祭政一致的な性質をなほ濃厚に保有してゐたことを示すものであり、この點に於て殷代の神政政治への連關を感ぜしめるのである。

これに對して西周後期の策命形式の金文の中心は縷述した如く入覲の儀式そのものにある。入覲の儀式は始原的には天子の宗廟に於ける祭祀奉仕に附隨する儀式であつたものが、この形式の金文では完全に忘却せられ、その敍述の關心は專ら政治的意味をもつた入覲の行事にだけ集中せられてゐる。これは西周後期に於て周初に於ける祭政一致的な統治の精神が忘れられ、祭祀といふ宗教的行事から獨立して政治的な入覲朝會の行事が成立し、政治的行事が中心となつて、宗教的行事はその前提として第二次的な意義しか持たなくなつたことを示すものである。

* 周初金文例(51)

** 西周中期金文例(5)。このほか例(2)(4)の錫與形式のものに於ても、被錫與者は何れも周の祭祀行事に奉仕をなしたことを明記した後に、恩賞の簡略な記述が付せられてゐる。西周中期金文のもつ前後二期の形式の過渡的性質はこの點に於てよく表現されてゐる。二期形式の轉換の過程がこれによつて證明されるばかりでなくて、溯つて、西周の金文を前、中、後期に分ける形式分類、さらに溯つてこの前提となつてゐる金文の群別編年體系の正確さを立證するものであらう。

三六一～三六二

西周初期の錫與金文には王が周の朝廷で臣僚に直接恩賜を與へたものも多數あるが、將相が部下に

對して恩賞を與へたものも相當の量を占める。* 之に對して西周後期の策命金文は周王が周の朝廷に於て入覲の臣僚に策命を與へたものが殆んど全部である。また前期金文の恩賞品は寶貝が大部分であり寶貝は貨幣的な機能を持ち、王より恩賞された寶貝を臣下が更に陪臣に分與することも稀でなかつた。** 後期金文の恩賜品は重に車服及その附屬服飾であつた。車服は或る位階を表示するものであり、この賞賜は一定の資格の賦與を意味し、これを他人に贈與することは不可能である。西周前期金文は寶貝が賜與され、天子より臣下、臣下よりその陪臣への恩賞の二次的分化が認められてゐるから、大體に於て封建的な政治機構を表現すると云へる。これに對して後期金文の西周の朝廷に於て入覲した諸侯臣僚に對する官職及び一定の位階を表示する車服の給與は、周王室の支那全國に對する支配權の强化、西周朝廷の中央集權的な性格を現はすものと云へよう。

* 周初金文例(8)(9)(11)(12)(13)(14)(21)(23)(35)(36)(47)(48)等は周公、召公伯、懋父等の將相が臣下に恩賞したもの(10)(16)(50)(51)は成王の恩賞である。

** (35)は伯懋父が王から受けた貝を更に臣下のこの作器者に分與したのである。

『國語』に書かれてゐる周宣王の失政の記事のうち、宣王が即位後上帝に供すべき穀物を天子が親耕する籍田の儀禮を廢したことは、祭政一致的精神の衰頽と云ふ西周後期の一般的傾向の現れであつて、宣王は之により明瞭な歸結を與へたに過ぎない。宣王が羌との戰に敗れて南國の兵力を失つたので、民を太原に集めて戸口を調査したことも一の失德として非難されてゐるが、宣王は北方南方の異民族の侵入に對して周の國土を防衞する爲に國內の制度を改新し、當面の時局に無用の祭祀行事を廢するとともに、今迄國民の支配は諸侯に委任し、諸侯を通じて間接に支配する所謂王土王民主義をとつてゐたのが、これでは刻下の軍國の急に應ずるに足らないので、周の國民を直接に徵募するために戸口の調査を强行したのであつた。これは天下の民を悉く王臣として直接に支配しようとするもので、この觀念は『詩』の「溥天の下王土に非るはなく、率土の濱王臣に非るはなし」と云ふ言葉に現はされる王土王臣主義的思想と云へよう。* 宣王の失政として後世より非難されてゐる點こそ、軍國の急を救ふ爲に宣王が執つた新政策の根幹であつたのである。周宣王が魯國の後嗣に關して自己の恣意に委せて策命したと云ふ事件の實否は判らないが、要するに西周後期に於ける策命制度の確立、天子の策命權の强化の一の現れに過ぎないと見られる。

* 餘論第二章四四八頁參照。

以上に述べた樣に周宣王の中興の新政は周室の臨んでゐた軍國の危機に對應し、西周後期に於て一般化した中央集權的傾向を極端に推し進めたものである。この新政は或る程度の成功を收め目前の危機を救つたけれども、王土王民主義を根本とする傳統的德治政策の放棄、王土王臣主義の集權的統治策採用の民心に與へた惡影響は深刻で、周室は外形だけでは外夷を攘つて昔の盛時に歸つた樣に見えるけれども、民の信望を失つたために、その完成した軍國組織は實質的には非常な不安定な基礎の上に立つてゐた。

三六三～三六四

周宣王の長い治世を次ぐのは短い周幽王の時代であつた。周幽王は愛姬褒姒に迷つて、正后の出の太子宜臼を廢して、褒姒の子伯服を立てんとした。正后の外戚申侯は怒つて北方の游牧民族犬戎を招いたので、この强暴なる民族は忽ち軍を進めて幽王を驪山の下に殺害し、宗周の都は北方の蠻族の蹂躪する所となつた。晉文侯衞武公秦襄公の如き諸侯の協力によつて後嗣平王が東の洛邑に卽位し、周室は僅に大諸侯の力によつて東方に再生した。これが周室の東遷と呼ばれる大事件である。中國の傳統的な歷史はこの周室の東遷を專ら愛姬に迷つた幽王一人の失德の結果としてゐるけれども、この全責任が治世の短い幽王一人に歸せられるべきものでないことは明らかである。吾人は少し詳細に亘つて說いた所の周宣王の中興の新政に於いて中央集權的軍國政策が國內及び外國の信望の喪失を賭して强行されたことに對する反作用が後嗣の幽王の世に强力に現れたのであると解釋したい。西周を中興したのは宣王の功業であつたが、宣王の新政は同時に周の沒落の第一步を印したものと云へよう。

三六五

餘論

第一章　殷末周初の東方經略に就いて

特に山東省壽張縣梁山出土の銅器銘文を通じて

一　緒　言

中國の中原を南北に縱貫する大運河は山東省の西部に於ては南から微山・昭陽・獨山・南陽・蜀山・東平の諸湖を縫ふて黄河を横斷北上してゐる。上記の湖沼地帶の東北には山東半島の脊梁をなす泰山山系が聳えてゐるが、この西南は中國大平原の一部をなしてゐる。最北の東平湖の南端から西方十粁餘の地點に、梁山と呼ばれる海拔僅か百二十米を越えぬ小丘陵が一望障るものゝない大平原の中から頭をもたげてゐる。梁山の位置は壽張縣から東南方約三十三粁、東平縣から西方二十四粁、鄆城縣から東北二十七粁、汶上縣から西北三十五粁の所にある。行政區域上ではその内二番目に遠い壽張縣に屬し、他の三縣に深く入り込んだ東南端になつてゐる。[1]

梁山には前淸時代都司一人が駐在し、之を長官として梁山營と呼ぶ一の警吏分遣所が置かれてゐた。[2] 今梁山の丘陵地を圍く取圍んだ土城があるのは此の前淸時代の梁山營の名殘りらしい。[3] 低い勾配の緩い丘陵、その麓に數個の小聚落と二三の寺廟があるばかりの極めて平凡な場所に特に營所の設けられたのは別に理由がある。[4] 實はこの梁山こそ小說水滸傳に名高い宋江の本據梁山泊に外ならないのである。梁山の南側の丘の上に現存する城は梁山泊山塞の遺構であると傳へられてゐる。[5] 度々の黄河河道の轉移に伴つて此地方の地形も隨分ひどい變化があつた。五代北宋時代にかけては黄河が梁山下を通過し、この山を圍んだ一帶は梁山濼と呼ぶ湖水をなしてゐたので、現に山東測量局製十萬分一地形圖にも梁山の西方に湖沼遺跡が記入されてゐる。[6] 水滸傳に現される一目渺茫とした湖水を控へた梁山泊山塞の景觀は決して單なる空想の所產とは云へない。黄河の汎濫して出來た湖水に包まれた梁山泊は、匪賊の輩にとつては官軍の討伐を避ける絕好の根據地であつたのであるから、宋江の山塞があつたと云ふことは恐らく歷史的事實であらう。[7] この樣に梁山は中世では匪賊の避難所として單に他から隔絕した軍事上の要害であつたに止るが、古代ではもつと積極的な意味を持つ政治的文化的中心であつた。

現在梁山の屬してゐる壽張縣は前漢では東郡壽良縣及び范縣の一部分に相當する。壽良縣が後漢時代に世祖光武帝の叔父の名を諱んで壽張縣と改められたのである。[8] 梁山も同樣に前漢時代には良山と呼ばれてゐた。梁孝王が良山卽梁山に狩獵を行つたことが史記に書かれてゐるが、之が梁山の史書に現れる最初の記事である。[9] 梁山は大野澤の東北端、濟水の北へ流れ出る口に臨んでゐる。[10] 大野澤は春

秋時代、魯國の獵場であつて、魯哀公の麟を捕獲したのは此の野に於てであつた。大野澤の周邊の草木が繁茂した叢地が多數の鳥獸の棲息する好獵場であつたからである。[11] 附近低濕地の獵場を控へた丘陵地の梁山が狩獵を愛好した古代の王侯の注意に上り、狩獵場の基地とされたことは當然と云ふべきである。特に殷代末期の樣に狩獵に異常な趣味を持つた帝王が天下各地の獵場に離宮を設け、之を巡りながら大規模の游獵に日を送つて居た時代では大野澤周邊獵場の基地としての梁山の價値はもつと高く見積らねばならない。[12]

然し古代に於ける梁山の價値は單に獵場としてのそれだけでは十分に評價せられない。古代中國文化世界に占める優越した地理的位置が忘られてはならぬ。濟水は河南省滎陽附近で舊黃河と分れ南北濟渠に分れて大野澤に入り、更に之から出て渤海に注いでゐた。東西に走る南北濟渠には白馬瀆が南北に交はつて之を古代の黃河河道に繫いでゐる。梁山から大野澤、濟渠、白馬瀆を經て水路黃河の重要渡津白馬津に達することが出來る。[13] この濟水から白馬津を經て北方安陽縣の殷虛にある殷國首府に通ずる交通路は山東の東夷民族の文化世界と殷國の政治中心を結ぶ重要な幹線であつた。[14] この幹線上にあり、然も附近低地の好獵場を背景とし、絕えざる河水汎濫の水禍を免れる平原中の小丘陵地である梁山は古代民族の居住地としては極めて好適な條件を備へたものと云ふべきである。漢書地理志は壽張縣管內の文化的遺跡の一として、梁山から濟水に沿ふて少し北へ下つた處に朐城がある事を記錄してゐる。[15] 朐城は顓臾・任・宿と共に蒙山の東蒙山神と濟水河神を祭祀として奉じた魯國の先住民族である風姓の須句國の都城である。[16] 又他の一としては鉅野澤の東邊稍南方の闞鄉城に高さ七丈に餘ると云ふ巨大な蚩尤の墓があると述べてゐる。[17] 果してこれが黃帝と鬪つたと云ふ中國神話上で有名な蚩尤の古墓であるかどうかは判らない。然しかゝる巨大なる古墳の存在は魯國の先住民族の一である須句國の遺跡と相並んで梁山を中心とし此大野澤近傍がかつて東夷民族の居住地帶であつたことを暗示するものと云つてよからう。

以上は附近の地勢及び既存の文獻から、今は山東西部平原中の一丘陵地の平凡な小寒村に過ぎない梁山が古代に於てかつて持つてゐたであらう文化史的な意義を論じて見たのである。乏しい文獻から知り得る知識はこれに止る。この知識は以下に述べる梁山附近から出土した遺物の語る豐富な史實とはとても比較することは出來ない。

今から約百數十年前淸朝の乾隆末年から道光年間にかけて多數の銅器が梁山の麓から掘出されたことがある。この銅器の中には、隨分長い銘文を鑄出したものがあつて、今この銘文を綜合して考へて見ると、紛れも無く此の地を舞臺として行はれた歷史的な大事件の姿がほのかに浮び上つて來るのである。

梁山から銅器の出土した乾隆末年から道光年間にかけては丁度淸朝の金石學の興隆期にあたつてゐる。特に山東省はこゝに來任した黃易・畢沅・阮元の影響を被つて、地方から著名な金石學者、收藏家を輩出し始めてゐた。梁山から出土した銅器は直ぐに土地の收藏家の手に入り、その銘文の拓本は

學者の手許に送られ、その硏究を受け、金石書に載錄される運びになつた。

右の樣な次第で、直ぐ金石學者に注意され、その出土地點迄記錄されたのは非常な幸運であつたし、その銘文も多くの學者によつて硏究し盡された觀がある。然し今迄の學者の硏究は大體に於て個個の銅器銘文に向けられ、全部の銘文を綜合して見ることなく殊に出土地梁山の古代に於いて持つてゐた地理的な特殊性を全く忘却して居り、少からぬ誤を含んでゐる。筆者が既刊の金石書から梁山出土の銅器銘文を拾ひ集めて來て事新しく紹介しやうとするのは、右の樣な在來の硏究の缺陷を補ふとするものである。その出土地の地理的位置、その銘文の語る事件の歷史的背景を重視しながら、一群の銘文を綜合的に考察し之によつて殷末から周初にかけて、兩王朝の東方經略に關するかくれた史實を出來るだけ再現させて見ようと思ふ。[18]

註① 梁山の位置、地形などは民國十六年山東陸軍測量局十萬分一地形圖を基とした。康熙初年壽張縣令であつた曹玉珂の過梁山記と題した紀行文には、梁山の山形を「壘然一阜。坦首無銳。外有二三小山。亦斷而不聯」（光緒重修壽張縣志卷八）と云つてゐる。

② 同志卷五職官條に「都司一員。駐梁山。名梁山營。」とある。大淸一統輿圖に見える梁山營は之に相當する。

③ 縣志卷首梁山圖、十萬分一地形圖による。

④ 同、梁山圖參照。

⑤ 同、卷八、曹玉珂の過梁山記にも山上に宋江寨があると記し、梁山圖にも宋江山寨が畫かれてゐる。

⑥ 大淸一統志卷九十九に「梁山濼。在縣東南梁山下。久湮。五代史（卷九）。開運元年。河決滑州。環梁山。入於汶濟。…宋史河渠志。天禧三年。滑州河溢歷鄆濮曹濟注梁山濼。…蓋梁山濼即古大野澤之下流。汶水自東北來。與濟水合於梁山之東北。廻合而成濼。宋時決河匯入其中。其水益大。故政和中。劇賊宋江結砦於此。其後河徙而南。濼亦漸淤。」と云つてゐる。

⑦ 胡適は明代の小說水滸傳の原本となつたものは元代雜劇中の梁山泊故事であつて、この元曲の中に梁山泊山寨の有樣を述べて「梁名水滸。泊號梁山。縱橫河港一千條。四下方圓八百里。東連大海。西接濟陽。南通鉅野金鄉。北靠青齊兗鄆（雙獻功）。」と云ふ樣になつたのは、梁山泊故事が傳承されて行くに從つて誇大化された結果であると考へてゐる（「水滸傳考證」）。成程この元曲に述べてる梁山泊の景觀は、今の梁山を基とすると餘りに誇張されてゐるので、全然の空想の樣に見える。然し前にも擧げた樣に宋代には黃河の河道が變つて、此地を通過し、梁山濼と云ふ廣大な湖水を作つてゐたのである。これは河道の變化に伴つて段々埋れて行つたが、元代では尙一部分は沼澤として殘存してゐた。元曲の梁山泊景觀は、元時代の梁山濼の現狀態及び溯つては宋代の記憶が反映してゐるのであつて、全然空想の所產とすることは出來ない。

⑧ 漢書卷二十八上、東郡壽張縣條下に應劭が「世祖叔父名良、故曰壽張」と注してゐる。

⑨ 史記卷五十八、梁孝王世家に「(梁孝王)北獵良山。」と云つてゐる。司馬貞が注意してゐる樣に漢書卷四十七の同王の傳には良山を梁山と書いてゐる。

⑩ 註⑥大淸一統志參照。又註⑩の史記本文に對して索隱は劉宋の郭緣生の述征記を引用して「良山際濟水。」と云つてゐる。南北朝時代の梁山が水に臨んでゐたことがわかる。

⑪ 左傳哀公十四年傳文に「西狩於大野。叔孫子車子鉏商獲麟。」とある。爾雅は十藪中に魯には大野ありと云ひ、周禮夏官には袞洲澤として大野を擧げてゐる。禹貢では徐州の條に「大野既豬。」と云つてゐる。

⑫ 三八四―五頁參照。

⑬ 濟水流域が古代の東西交通幹線として重視せらるべきは、岡崎博士も說かれてゐる（「黃河の流」文藝春秋十六卷四號三三八頁）。濟水、濟渠、白馬瀆等は楊守敬の水經注圖によつて迹づけて見た。然し殷周時代の古水道はどうなつてゐたか、俄かに判らない。黃河は宋代のみではなく古くは王莽時代にも汎濫して瓠子河となり一時梁山附近を通過してゐる。古代の黃河の分流の水道がこの邊を通過して居たことは想像される。

⑭ 拙稿『檀伯諸器考』參照。(『東方學報』京都第八册)
⑮ 漢書二十八卷上地理志壽張縣下本注に「有朐城。」と云つてゐる。
⑯ 以下三九二頁參照。
⑰ 註⑯の地理志の條下本注に「蚩尤祠在西北涑(濟)上。」と云ひ、史記五帝本記注には皇覽を引いて「蚩尤冢在東平郡壽張縣闞鄕城中。高七丈。」とある。
⑱ 筆者は嘗て『檀伯諸器考』に於て、この壽張縣梁山出土の器文に就て論及したことがあつた。其の論旨を更に發展させたのが本論文である。

二　梁山銅器出土の顚末

淸朝の金石書類の記事によつて見ると、山東省壽張縣下の梁山から銅器が發掘せられたことは凡二回ある。一は山東學政阮元が巡撫畢沅と共に完成した山左金石志（嘉慶二年、西紀一七九七年刊。）及阮元の自著積古齋鐘鼎彝器欵識（嘉慶十年、西紀一八〇五年刊。）の記事である。前書の亞爵、後者の亞舟爵と呼ぶ二器はいづれも時の兗州府運河同知黄易が濟寧で得たもので、黄氏はこれらの二器は近頃壽張縣の梁山下で土中から掘りだしたものであると云つてゐる。①黄易が兗州府運河同知の職に就いてゐたのは乾隆五十四年から六十年（西紀一七八九～一七九五年）のことである。②その銅器購入の時は勿論この期間であるし、銅器の出土も亦此の時或は之を去ること遠くない時で大體乾隆末年と見てよからう。此二器を第一次梁山出土銅器群と名付けて置かう。

一は濟寧州知州徐宗幹の著濟寧州金石志（道光二十五年、西紀一八四五年刊）に引用せられてゐる楊鐸の記述である。楊氏は徐宗幹の幕賓で同書の幕賓上の編輯者の一人である。彼は濟寧の鍾養田が近年壽張縣梁山の麓で鼎三・彝・盉・尊・甗各一計七個の古銅器を手に入れたが、その內魯公鼎・犧尊とは曲阜の孔子廟に歸して仕舞つたと云つてゐる。③この七器とは同書に載せられてゐる周召伯鼎・周大保鼎第一器・同第二器・周大保彝・周召伯盉・犧尊の六器と同書にはないが別に鍾養田の所藏してゐたと云はれる大史友甗とに外ならない。④楊氏が曲阜孔子廟の魯公鼎を入れて大史友甗を脱したのは何かの思ひ違ひである。⑤鍾養田が梁山で七器を得たのは同書の出版された道光二十五年を去ること餘り遠くない時であつて道光年間のことと考へてよからう。⑥吾人は此の七器を第二次梁山出土銅器群と名付けて置く。

之等の銅器出土の狀態に關しては金石書類にこれ以上詳細な記事がない。恐らく同地に古墳群があつて、そこから發掘されたのであらう。二次の發見銅器が、同一古墳からの伴出遺物群であるか、或は數個の古墳から別々に發掘されたのであるかを知り得ないのは殘念である。かゝる點に就ては逆に銅器自身或は銘文內容の考察によつて、相互の連關性を吟味するより外に仕方が無い。

梁山出土の銅器は阮元及び楊鐸によつて報告せられた兩次發掘の九器に盡きるものではあるまい。兩次の發掘に際して、記載には洩れたが、別に多くの銅器が伴出したかも知れぬ。また一度銅器が出土して重價を以つて買取られたとなると、地方の土民等が俄に同古墳或は隣接する古墳群の盜掘を試みる結果、一時に多數の銅器が骨董商の手を經て著名な收藏家に齎らされるのは中國に於てはもつとも普通に見られる現象である。この梁山の場合に於ても恐らく同樣であつたらう。

三七五～三七六

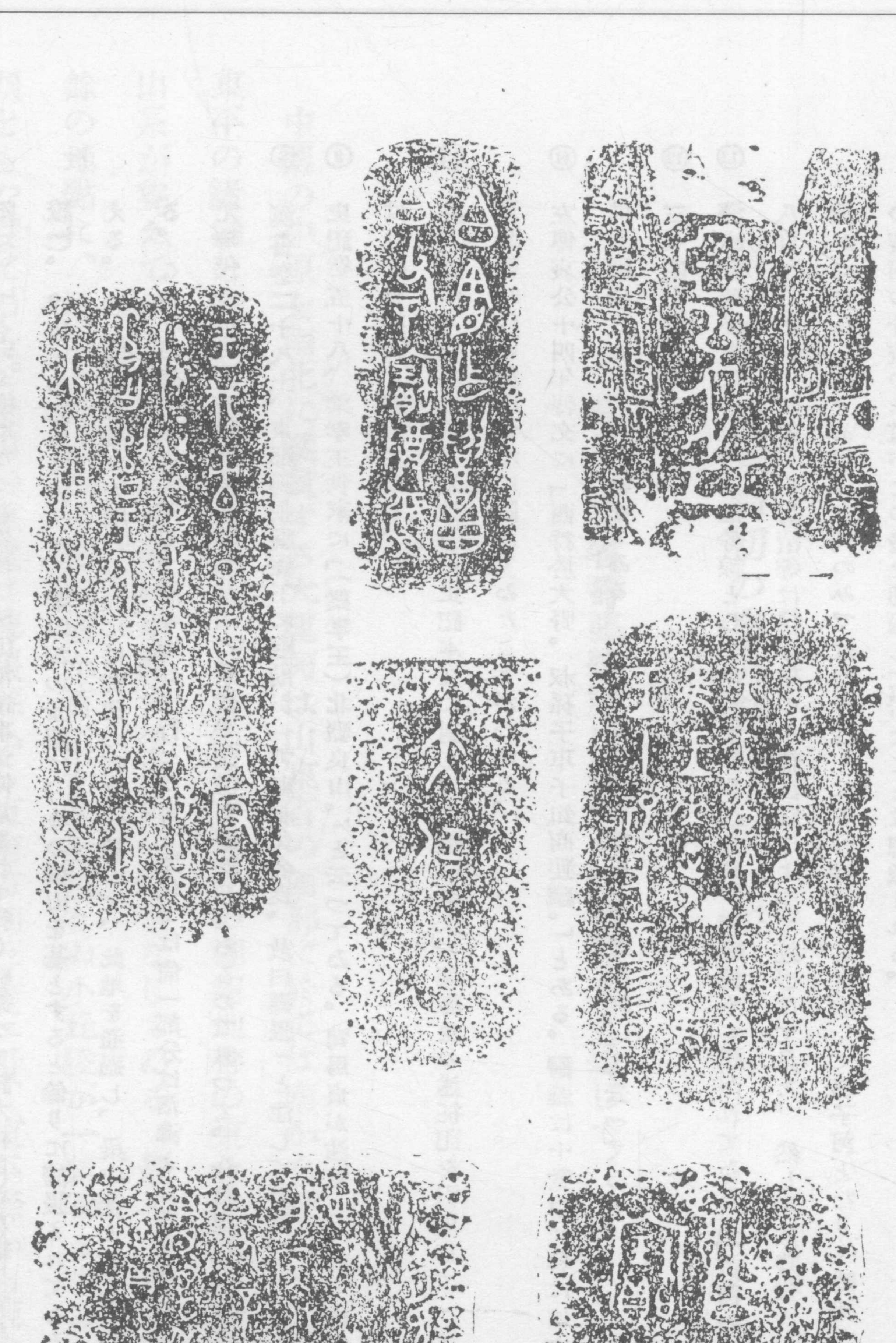

第三十五圖　梁山出土銅器銘文（右上、亞䙴舟爵、右中、𩰫尊、右下、大史友甗、中上、伯害盉、中、大保鼎第一器、左上、大保𣪘、左下、害鼎）

中國の金石類に著錄されてゐる銅器で、出土地の明記されてゐるものは非常に少數である。餘の出土地不明の銅器の內に實は梁山より出土した銅器が若干含まれてゐるかも知れない。金石書に採錄された銘文の內容から推定できるものがないではないが、後に論ずることとして、先づ以上の九器について考へて見たい。

第一次梁山出土銅器群

(一) 亞䙴爵

亞䙴

【著錄】山左金石志卷一、六葉。濟寧州金石志(以下略稱『濟』)卷一、三葉。續殷文存(以下略稱『續殷』)卷下二十葉。

(二) 亞䙴舟爵（三十五圖）

亞䙴舟

【著錄】積古齋彝器款識(以下略稱『積』)卷二、三葉。擽古錄金文一卷之二、一五葉。綴遺齋彝器款識考釋(以下略稱『綴』)卷一九、三〇葉。續殷、下卷、三十二葉。

第二次梁山出土銅器群

(三) 害鼎（三十五圖）

唯九月既生霸辛酉。在匽。侯錫害。貝金。揚侯休。用作召伯父寶尊彝。害萬年子子孫孫寶光用。大保。

【著錄】濟寧、卷一、一〇葉。擽、卷二之三、五十三葉。綴、卷四、九葉。周金文存(以下略稱『周』)二卷補遺。小校經閣金文(以下略稱『小』)、卷三、四葉。吉金文錄(以下略稱『錄』)卷一、十三葉。吉金文選(以下略稱『選』)、下卷一、六葉。金文曆朔疏證(以下略稱『曆』)卷二、二三葉。

三七七～三七八

楊鐸によるとこの銅器はもと破片となつてゐたのを修理接合したので、繼ぎ目に當る字が漆で隱れて仕舞つたと云ふ。現に通行の金石萃所載の拓本には多少の精粗の差があつて、彼此參照して見ても九字だけはどうしても判らない、然るに于省吾の吉金文選及び吳其昌の金文曆朔疏證ばかりは日照の丁麟年の移林舘金文拓本によつて九字を補つてゐる。出土の時代に接近し同器の收藏家鍾氏と同じ濟寧に居て、親しく之を見たこともある楊氏が既に九字の殘缺した拓本しか知らず又他の同時代及それ以後の山東を始め中國各地の著名金石學者も皆殘缺本しか持たないに、丁氏ばかりはどうして完全な拓本を手に入れたのか、その徑路がはつきりしない。移林舘金文拓本の原冊も複製も目睹し得ないので、しばらく于吳二氏の云ふ所を信用して之によることゝした。□格內に入れた字は普通の本には殘缺してゐる字である。

（四）　大保鼎第一器

大保䀇　（三十五圖）

【著錄】　濟卷一、十一葉。攈、卷一之二、五葉。敬吾心室彝器款識（以下略稱『敬』）下册、五十一葉。奇觚室吉金文述（以下略稱『奇』）卷一、十四葉。綴、卷四、二葉。小、卷二、二十一葉。三、卷二、三十二葉。曆、卷二、一二葉。文選、卷下之一、六葉。文錄卷一、一三葉。

（五）　大保鼎第二器

大保䀇

【著錄】　濟、卷一、十五葉。

（六）　大保𣪘　（三十五圖）

王代彔子耵。𠭰厥反。王降征命于大保。大保克芍敬亡遣。王𠂤大保。錫休余徐土。用茲彝對命。

三七九～三八〇

【著錄】　濟、卷一、一二葉。攈卷二之三、八二葉。愙齋集古錄（以下略稱『愙』）卷七、五葉。尊古齋所見吉金圖（以下略稱『尊』）卷二、七葉。錄三卷、三葉。選卷上三、二葉。小卷八、三八葉。三卷八、四〇葉。兩周金文辭大系考釋（以下略稱『兩考』）二七葉。曆卷二、一二葉。

（七）　𡨦盉（器・蓋同文）　（三十五圖）

伯𡨦作召伯父辛寶尊彝。

【著錄】　濟、卷一、一三葉。攈卷二之一、五五葉。從古堂款識學（以下略稱『從』）卷一一、三一葉。殷、卷下、三三葉。小、卷九、五二葉。頌齋吉金續錄五六圖。曆、卷二、二三葉。

（八）　艅尊　（三十五圖）

丁巳。王省夒且祖。王錫小臣艅夒貝。隹王來正征人夾方。隹王十祀有五肜日。

【著錄】　濟、卷一、十四葉。攈、卷二之三、四六葉、愙、卷十三、十葉。奇、卷五、一二葉。殷、上卷、二十六葉。周、卷五、五葉。綴、卷十八、卷二。小、卷五、三十七葉。錄、卷四、一八葉。選卷下二、一葉、卷三、三四葉。

（九）　大史友甗　（三十五圖）

大史友作召公寶尊彝。

【著錄】　攈、卷二之一、四二葉。小、卷三、九一葉。三、卷五、八葉。泉屋淸賞十一圖。

以上の九器の銘文の內、重要なのは二十七字の艅尊、三十四字の大保𣪘及び三十九字の伯𡨦鼎である。文字の解讀に就て、またその內容の史的解釋に關して多くの問題が含まれるのはこの三器銘文である。此の三器銘文の史的解釋が此の論文の中心をなすのであるが。九器は同地からの出土品である

と云ふ點から、その銘文內容から見ても頗る密接な關係があり、相互に連關せしめて、始めてその意味が明瞭となるのである。此の九器全體を同一地出土の遺物として、相連關するものとしてその銘文の解釋をしなかつたことこそ、從來の支那金文學者の手落であつた。筆者はこの九器銘文を相連關せしめつつ解釋を行ひたいと思ふ。

一地の出土品たる九器の間でも相互の關係が密接なものと然らざるものとがある。この銘文の相互の連關性に應じて、次の二類に分けて考察を進めたい。

註①　『山左金石志』一卷六葉に（亞𣪕）、『積古齋鐘鼎彝器款識』二卷三葉に〔亞舟𣪕〕の器銘の粗末な模本が載せられてゐる。近著『續殷文存』下卷二十葉、及三十二葉の拓本影印により、明瞭に二器であることがわかる。『山左金石志』には「右亞𣪕。黃司馬易得於濟寧。……黃司馬曰。器凡二。近人從壽張縣梁山土中得之。」と云つてゐる。

② 黃易の運河同知在職の期間は『咸豐濟寧直隸州志』卷六の國朝河道職官表によつて知られる。

③ 濟寧州金石志卷一、召伯鼎條下に「商城楊石卿云。濟寧鍾養田。近在壽張山下。得古器七種。鼎三彝一盉一尊一甗一。其魯公鼎犧尊。已歸曲阜孔子廟矣。」とある。楊氏の言は近年陳氏叢書の一として出版された同氏專著『函靑閣金石記』卷一に全文がある。楊氏と同時の著名の金石學者で、同志の編輯に助力した許瀚は「濟寧鍾養田得古銅器於壽張。凡五器。」（樊古小廬雜著卷九）として、鍾養田の得た銅器の數を五としてゐるのは疏略であつて、許氏は恐らく鍾氏の全器を實見したのではなからう。同志の編輯者として、一々實物に當つた楊氏の言が信頼すべきであることは云ふ迄もない。

④ 周召伯鼎は一卷十葉、周大保鼎第一器は十一葉、第二器は十五葉、周大保彝は十二葉、周召伯盉は十三葉、周犧尊は十五葉に載せられてゐる。

⑤ 攈古錄卷二に、大史友甗は濟寧鍾養田の藏品であると云つてゐる。銘文內容によつても此器が梁山出土のものに相違ないことが判る。同器は住友家の藏に歸してゐるから、梁山出土の器の實物標本を手近に見ることができる。

⑥ 濟志の周大保鼎第二器の條では同器が壽張梁山出土七器の一なりと云ひ、又今曲阜孔廟に藏されると附記されてゐる。周犧尊についても孔廟の現藏と附記してゐる。魯公鼎を梁山出土、孔廟藏とする楊氏の前言の間違であることは言を待たない。この誤は柯昌濟が金文分域編卷九、壽張出土の七器を述べた條で指摘してゐる。但同氏は大保甗を以つて七器の一に當てゐるが、大保甗は攈古錄卷二によると南海吳氏の藏器で既に古く積古齋鐘鼎彝器款識にも載せられてゐるのであるから、之を數に入れるのは妥當でない。

三八一～三八二

三　艅尊に現れた殷王朝時代の東夷經略

梁山出土の九銅器は同一の土地に埋れてゐたのであるから、相互に何等かの連關を有してゐる筈である。この相互の關係にも親疏の差があり、これに應じて類を分けて銘文を考察して見る必要がある。第一類として第一次出土の（一）亞㝃𣪕（二）亞㝃舟𣪕と第二次出土の（八）艅尊の三器を一群として取扱つて見たい。

第一類の（一）亞㝃𣪕（二）亞㝃舟𣪕は後者が最後に舟形が附加される點が異るのみで、殆んど同文である。二字乃至三字しかなくて、それのみでは完全な文章を成さない一の圖形文字であつて、金文中でも特に原始的な種類に屬するものである。特に文首に位する亞形はカールグレン氏が殷代金文を選ぶ標準としたものである。[1] 氏の如く亞形を含む金文は凡て殷代の器物と定めるのは少しく早計であ

る。遲くとも周初を下るものでないことは確かであるが、その器物の年代は各個に就て愼重に吟味した上で決定されねばならない。[2]

圖象文字にも色々の種類があるが、氏族・民族を示す標識と解すべきものがあることは近代の金文學者によつてとなへられてゐる。[3] この二器の銘文についても之を氏族或は民族の有する標識として解釋できないであらうか。亞下の

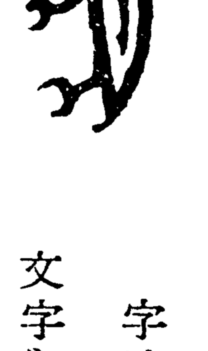

字は或は兕觥の形と說き或は犧の形とする說があるが、首肯出來ない。[4] 圖象文字を今の何字に當るかを決定することは、文字が何の象形であるかを解釋することに外ならぬから、兎角恣意的な結論を生み易い。故に二爵の圖象文字自體に就てその象形を論ずることを避け、二十七字の可成りの長文を有する睮尊の方から手を付けて見よう。睮尊の銘文は丁巳の日、王夒の祖の祭をみそなはし、近臣の睮に夒の寶貝を賞したまう。時はこれ王來り夷國を征したまふの年、王の卽位十五祀(＝年)彤祭の日なりとある。この丁巳の日の干支を冒頭にし、文の終りに、隹れ王來り夷方を征するの時、と國の大事を繫けて「王の十有五祀、彤日」と卽位年號と、この賞賜の行はれたよき祭の日を書いて結んだのは、王國維によつてはじめて發見され、その後の學者によつて確められた殷代金文及殷虛卜辭―殊にその最終期の帝乙、帝辛時代の卜辭―に特異な紀年法である。[5] この樣な紀年法を持つ本金文はそれだけで殷代末期と時代決定することができる。

三八三～三八四

郭沫若・董作賓兩氏の研究によると、[6] 殷代末期の帝辛卽紂が東夷を征伐したと云ふ傳說が左傳に載せられてゐるが、第五期、卽ち帝乙帝辛時代の卜辭の中に殷王の人方卽ち夷方の征伐に際するものが少からず存在し、その卜を行つた場所の內に齊・顧などの山東省の地名があることによつて、夷方が東夷に外ならず、左傳の帝紂東夷征伐傳說が或程度迄史實を傳へてゐることが明らかにされた。董氏は本金文をも引用し、之が帝紂卽位十五年の人方卽ち東夷征役中に製作されたものであると定めてゐる。[7] 吾人は董氏の推定に贊成するものであるが、董氏は尙、說いて詳かでなく、又此の器が梁山から出土したと云ふ大切な出土地に關する知識を忘却してゐる。

梁山から出士したのは此の銅器のみではない。後にも述べる樣に周初の太保召公奭が東夷を征伐して此地方に封地を得その一族が太保から賞賜を受けて作つた一群の銅器も之と同時に此地から發掘されてゐる。

燕國の始祖である召公の名が此一群の金文中に現れると云ふ事實は、許瀚の樣な學者をして梁山出士銅器は原來燕の宗器であつたが、戰國時代に齊の田單が燕都に入つた際、戰利品となつて齊地に遷されたのであると斷ぜしめるに至つた。[8] この說は第一に同時出土の器の內に本器の如き殷代のものを含んでゐることを考慮に入れてゐないこと、第二に出土地である梁山の古代の地理的位置を充分に理解してゐないこと、此二條の重大な缺點を持つてゐる。

今の壽張縣は漢代の東郡范縣及壽良縣に當り、梁孝王が狩獵したと云ふ良山が今の梁山であり、更に古くは大野澤の一端に當り、近傍に豐富な獵場を控へた地である。近來の甲骨文斷代研究によると末期の卜辭の多數を占める田獵關係の記事は殷代特に末期の諸帝が諸方の獵場に離宮を建て、絕えず巡狩して田獵に日を送つたことを示すことが明らかとされた。[8] 良き獵場を控へることは古代の都邑に於ては缺くべからざる要素であつた。此の地が古代の東夷民族の中心地であつた理由の一半はこゝにある。殷帝辛の東夷征伐の原因の一は或は田獵を異常に愛好した帝自身の大野澤附近の好獵場を獲得せんとする慾望に求められるかも知れない。[9]

また梁山が大野澤の北端濟水の流出口に當り、大野澤より濟渠を溯れば水路今の河南濬縣の白馬津に達し、之より北上殷都安陽に行く東西交通の幹線に沿ふてゐることは既に前にも說いた。[10] 梁山はこの交通の要衝にあるのみならず、その地は山東西部の平野、大野澤周圍の沼澤地の眞中に孤立して聳えた小丘陵地である。絕えず黃河等の洪水に襲はれる恐れのある周圍の平野・沼澤地に對してその危險のない丘陵地は古代民族の居住地としては理想的な條件を備へて居るものと云ふことができる。

この東西の重要交通幹線たる濟水に近く、良獵場を附近に控へ、平原中の低丘陵で直接水害の恐れのないと云ふ樣な地理的地位を有する梁山が古代特に殷末周初に於て、此地方に住する民族の中心となり、又殷及周王朝の東方經略の根據地とされたことがあつたらうとは容易に想像せられる所である。

梁山出土七器銘文內容の歷史的解釋に、以上の樣な出土地梁山の地理的位置を豫備知識として、その全き理解を基礎として進められねばならない。かゝる立場から第一に派生してくるのは梁山出土の銅器を、此地方に居住した古代民族自身の遺物として、考へて見ようと云ふことである。之は後に亞夒爵の標識文字の解釋に於て吾人の取らうとする考へ方である。[11] 第二には此の古代東夷民族の中心都邑は同時に殷周王朝の東方經略の根據地ともなり得るものであらうから、梁山出士の銅器をこの殷周王朝からこの東方經略の基地に派遣駐屯し、或はここを采地とせしめた將帥諸侯の殘した遺物として解釋しようとする立場が出て來る。之は睮尊以下の器物の解釋に於て吾人の取らうとする考へ方である。此等の立場は前にも述べた樣に此が今の北平を都とする燕國から遷されて來た銅器であると斷定する許瀚の考へ方と全然反對するものである。吾人のとる見解が正しいか、許瀚の見解が正しいか、

三八五～三八六

この二つの假設の當否は前にも少し觸れた。要するに梁山七器の銘文の歷史的解釋に於て、どちらの假設がより良く妥當するか、何れの假設がより矛盾なく然も豐富な結論を產み得るかと云ふことによつて具體的に判定すべきである。だから吾人は茲でこの問題を全面的に說くことをせず、全體の器文の解釋を終へた後、結論に於て回顧して見ようと思ふ。

以上の樣な吾人の立場から、睮尊の銘文に書かれてゐる歷史的事件が、梁山或はその附近に於て行はれたものとして解釋して見ようとする。第一に此の器は先にも述べた樣に殷帝紂の人方卽ち夷民族東征の際に起つた出來事を述べてゐるのである。梁山がその優越した地理的位置から東方民族の中心都邑となり、從つて殷周の東方經略の策源地となり得ることを指摘したが、この人方卽ち夷方を梁山附近に居住する民族卽所謂東夷民族と考へることは此點から十分に理由があると云はねばならない。

郭沫若及び董作賓二氏の人方卽夷方を東夷民族とする考證は茲に有力な支持を見出すのである。[12]

銘文には殷王—恐らく帝紂—が東夷を征伐し、夔且、卽ち夔の地に於ける祖祭に親臨し、その際、扈從して居た近臣の艅に夔地の寶貝を賞賜したことを語つてゐる。本器はこの小臣艅が、この王の恩賞を記念するために製作したものである。第二に考へて見たいのは此の夔地である。

寶貝を臣下に恩賞として給することは金文、特に殷代及び西周初期の金文に屢見える。貝は一朋を單位として數へられるのが普通である。[13] 朋數を略して單に貝と云ふこともあり、或は本文の樣に夔貝と熟して用ひられることもある。天君鼎には天君が斤地に於て征人に「斤貝」を賞賜したと述べてゐるので、[14] 本文の夔も亦地名であり、王がこゝの祖祭に臨幸しこの夔地に貯藏されてゐた寶貝を從軍の將帥に恩賞したものであることがわかる。祖祭がこの地で行はれてゐること、寶貝の藏されてゐる場所であること、この二箇條によつて考へると、夔地は東方民族の間に於て重要な聖地とされてゐたらしく見える。先に梁山の地理的位置が、この地方では如何に優越してゐるかを説いた。この銘文に見える聖地夔こそはその器の出土地たる梁山の殷代の地名ではなからうか。

此の夔字は原文では

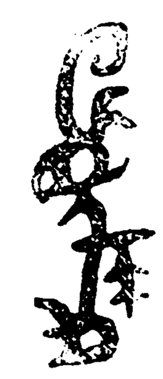

に作られてゐる。或は康或は彝字と當てられてゐたが、[15] 孫詒讓氏に至つて始めて夔字に當てられ、ほぼ定説となつた。[16] 説文によると夔字は

の形で山神が身體は龍の如く一足で手があり人間の顏をし、頭に角に持つものを象形してゐるのである。[17] 本金文の夔と説文の夔と一致させることは大體に於て受入れられるが、一つ問題がある。説文では左方の止が右手、右方の巳が左手を象形すると説いてゐるが、止が手の象形であることは是認されるが巳は到底左手の形とは見えない。金文でも左手の方は不个の形で手では無くて、寧ろ鳥・蟲類の羽らしい。[18] 之は果して如何なる理由によるか。此の點に關しては説文もまた孫氏も何等の解答を與へてゐない。

前に保留した(一)亞夔爵(二)亞夔舟爵の圖象文字の解釋が茲で問題となつて來る。この字は原文では

となつてゐる。之の頭部には二角二眼があり、身體は鳥の如く、足が二つある。この二角二眼を有する頭部は夔字と似てゐる。頭部を夔が側面から見てゐるに對して、この字は正面から見てゐる點が違ふばかりである。この字は從來から定解が無かつたが、殷虛卜辭に本字と殆んど同形の字が發見され、甲骨文字の方から解讀が試みられ始めた。甲骨文字では

の如く筆劃に繁簡があり、形も變種がある。葉玉森氏は之を蟬の象形と考へ、蟬は夏季特有の虫である所から借りて夏字に用ひられたので篆文夏の字形は之の系統を引くものであるとの説を稱へ、董作賓氏が之に贊成してゐる。[19]

之に對して唐蘭氏はこの字形が蟬とは似ないで寧ろ龜に類し、頭部に角樣の突起のあるのが異るのみであり、説文にはないが他の字書に殘つてゐる蠅字と讀むべく、籀文の蠅、篆文の秋に當る字であるとの説を提出した。[20]

蟬の象形とする葉説は唐説によつて一應くつがへされた。然し秋字と解する唐説も未だ完全とは云へない。一般に甲骨文字の象形を明らかにしようとする時には、その字の有ゆる變形を平面的に並列させて考察するのでは不十分である。甲骨文字の年代に關しては近年董作賓氏によつて提出せられた殷虛の時代約二百餘年を五期に區分する方法がある。この時代區分に從つて文字を配列して字形の變化を觀察すると、一般に早期のものは繪畫的要素に富み、後期のもの程形式化される傾向がある。之は象形文字の發展の當然の過程であらう。

甲骨文字の意義を知るためには先づ斷代研究方法を應用し、繪畫に近く純粹の象形であるその早期の字體に就て、象形の意義を明にし、それから末期のものに就てその筆劃の簡單化され、一定の形式化されて行く過程を通覽する必要がある。本文字を見ると上方の二字は第一期の字體であるが、爬虫類を側面から見た象形であることは明らかである。[21] 唯甲骨文の龜と比較すると、龜も側面から見た象形であつて、

の樣で、[22] その體部及び足は類似してゐるが、頭部は人頭人面・角なく、又羽翼も無い。であるから、唐氏の樣に龜の變種と見ることは絕對に不可能である。

この甲骨文字の形が身體は爬虫類に似て、頭に角あり、人面或は獸面をなし、かつ羽翼を有するものを現はすとすると、このものは到底現實の動物に求めることは出來ない。まさしく想像によつて構成されたものであり、神、或は怪物に相違ない。

先に艅尊説文の夔字は頭に二角を有し、顏は人に似て手一つ足一つ、羽翼を備へ身體は龍に似てゐる動物を現はしてゐると云つた。龍の身體は蛇に似たものを想像されてゐる。山に現れる怪物である夔の屬性は上に述べた卜辭及び亞夔爵の文字の表現する所によく適合してゐる。卜辭亞夔爵の此字は艅尊の夔字の一變體として、後にも述べるやうに、夔文字と類形異音の夒と讀まれるべきである。

以上は純粹に字形の上から字の比定を試みたのであつて、云はゞ假設に止る。之を他の方面から檢證する必要がある。

第一に、艅尊も亞夔爵も同じ土地から出土した器物である。艅尊に於て殷代の梁山の地名と推定される夔と類形の夒が、二つの爵の銘にも圖象文字として出て來ることは同地出土の三器にとつて當然の事であつて、夔とこの梁山の場所との非常に密接な關係のあることを示してゐるのである。

更に進んで梁山を殷代の夔地であるとするならば、現在殘つてゐる既成の史料で何かこの事を明示するものがなからうか、これが問題となる。

前にも述べたとほり、今の壽張縣は前漢の壽良縣に相當し、その濟水岸の近くには須句國の遺

跡である朐城が存在してゐた。[23] 須句國は左傳によると任・宿・顓臾と共に風姓の國であり、春秋時代魯國の屬國で、大皞と濟との祭祀を司つてゐた小國である。[24] 左傳にはまた郯子の言として黃帝氏・炎帝氏・共工氏・大皞氏・小皞氏の五帝がそれぞれ雲・火・水・龍・鳥を官名としたと云ふ傳說を載せてゐる。大皞氏が龍を官名としたと云ふ傳說が周と同姓の姬姓の民族ではなくして東夷の一小國君主によつて語られてゐるのは、東夷民族の持つてゐる神話或は信仰を或程度迄保存してゐるものとして、頗る貴重すべきものがある。[25] 實は風姓四國の祖神たる大皞氏自體が龍身の神と考へられてゐたのでは無からうか。而て夔が龍身の神であるとすると夔卽ち大皞ではないかと想像される。

說文には夔と同形で上の角を缺いた夒字があつて貪慾な獸或は猿の一種と考へられてる。その字形からすると頭に角が無いだけで、それ以外は全く同じであつて人間の顏・手・足を持つた獸である。[26] この字形が殆んど相似た二字は又意味の上でも一は山神、或は森林の怪物であり、[27] 一は矢張り森に住む猿の一種とも云はれる怪獸と云ふので連關が無いではない。現實に森林に住む猿である夒が想像によつて擬人化、神化されて夔となつたのであらうか。[28] 或は夔と夒とが本來は森の怪物或は山神を示す同じ起原を持つ言葉であつたが、何等かの理由で、說文では二字に分化し、音も異る樣になつたのであらう。甲骨文及亞夒爵の問題の字は夔字と同義類形で音を異にする夒字と讀まれねばならない。[29] 夒字の音は段玉裁の所謂三部にあつて大皞少皞の皞とは同部に屬し、その發音の類似は皞卽夒と風姓四國の祖神である龍神の大皞を同一と見ようとする想像を更に强めさせるものである。

三九一～三九二

梁山附近の古代の聖地の名である䕫と風姓四國の祭神との關係は又他の方面からも考へることが出來る。

論語によると孔子の在世の時に魯の執權季氏が、自家の邑である費に近い顓臾を伐たんと計つたことがある。孔子の弟子で季氏の臣となつてゐる冉有と季路から此の計畫を洩れ聞いた孔子は昔から東蒙の主として蒙山の祭祀を職として魯に仕へ、魯國の版圖內に國を立てた屬國である顓臾を伐つことの不當を說き明かしてゐる。[30]

之によると風姓四國の祭神は大皞でなくして蒙山に祭られる東蒙であることになる。蒙の字は說文篆文では

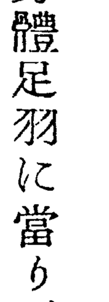

の形に作られてゐる。此の字形を甲骨文の夒字に比較すると艸は頭の角、冖は顏面、豕はその身體足羽に當り、殆んど同一字の樣に見える。[31] 風姓四國の祭神と云はれる蒙山の神卽東蒙の蒙の字は梁山の古地名䕫と字形が殆んど同一であるのである。

以上の事實は結局梁山の古祭地名䕫と、附近に住した古代風姓民族の祭神との間の密接な關係を暗示するものである。梁山の古地名である䕫、或は皞は本來風姓四國の祖神に外ならず、夒の字形が變化して東蒙の蒙となり、夒の音が變化して大皞の皞となつたのではなからうか。[32]

夔と風姓民族の祖神との連關は又他の傍證がある。左傳には昔有仍氏に一人の娘があつた。髮は漆黑で顏が輝くばかり美しかつたので名を玄妻と呼ばれた。樂正卽樂師の長である后夔が娶つて伯封を生んだがこの伯封は有窮國の后羿に滅され、后夔の祭りが斷絕したと云ふ物語が載せられてゐる。[33] 后夔が娶つたと云ふ有仍氏の仍は先秦典籍では任とも通用してゐる。[34] 任は須句と同じ風姓四國の一であつて、今の山東省濟寧に當る。之によると風姓の一國の女が夔に嫁したといふ傳說があるのである。風姓民族の保持した神話の中で夔と云ふ神が重要な位置を占めて居たことを示すものである。字形字音から夔と風姓四國の祖神蒙或は大皞との一致を說いた上の假說は、風姓民族自身の持つ神話によつて實證することが出來るのである。

今迄述べた所によつて梁山出土の銅器銘文に現れる夔は元來はこの附近に居住した風姓民族の祖神の名であり、之から轉じて此の神の祭られる梁山の聖地の地名となつたことが明らかにされた。先に夔と同形同源の異音の字として夒字があることに注意したが、この夒字は殷虛卜辭にも高祖夒と呼ばれ、殷王室の祖先として厚く祭祀されてゐる。この殷の遠い祖先である夒と同源の夔が東夷民族の住地の地名となつてゐたことは一見不可思議のやうである。

次に此の問題を考へて見よう。前に夏の日樂正后夔が有仍氏から女を娶つた說話を紹介して、風姓民族と夔との關係を論じたが、この有仍氏は中國古代の神話では重要な役割を占める民族である。有仍氏は、夏桀が此の地で會をし、或はその國と戰つて敗れたと云ふ有戎卽ち有娀と同一で、有娀氏の女は商の始祖たる簡狄の女である。[35]

有娀氏卽有仍氏は后夔の妻を出すと共に殷朝の高祖母神簡狄をも出してゐるのである。夔は亦殷の高祖と認められてゐるのであるから、此の二つの傳說は一は殷の始祖夒の妻に關し、一は始祖母神簡狄に關して語られてゐるが、どちらも殷國と婚姻關係にあつた隣國有娀或有仍氏のあることを示してゐる。有娀氏の國の遺跡は確かには判らないが、山東曹縣附近かと云はれてゐる。有仍氏の仍は前述の如く先秦典籍で任と通用してゐるから、須句と同族の風姓任國—今の山東省濟寧縣に當る—卽ち仍國であり、有仍氏の國だらうと云はれてゐる。もしさうであると梁山に國を建てた須句國も實は殷の始祖母神を出したその隣國卽有娀卽有仍氏族の國であることになる。[39] 殷代にこの梁山附近は殷國の外婚關係にある部族有仍氏がこの地に居住したのみならず、殷王朝も地方に居住し外婚關係を結んでゐたことを考へられる。もし一部論者の云ふ樣に殷代が族內婚制を取つて居たとするならば、有仍或は有娀こそ殷民族自身だと云はねばならず、もし外婚制を取つたと考へるならば、殷民族と外婚關係にあつた所の他氏族が有仍氏である。[37] どちらの解釋をとつても、梁山地方が、殷王朝の祖先の原住地であつたと云ふ想像に有利な證據を與へるものである。

一方には殷の始祖たる夒卽帝嚳から契・昭明を經て三代目にあたる相土の東都が泰山下にあつたと云ふ傳說がある。盤庚が河南省安陽に國都を奠める以前に殷は何度も遷徙して居た。殷民族の起原、原住地を何處に求むべきかは頗る困難な問題であつて、輕々には論斷し得ぬ。けれども、上述の殷朝始祖の傳說及び風姓國の傳說と此の銘文の夔地とを結びつけて考へると一度は山東半島の基部、濟泗水流域が殷民族の勢力範圍に屬してゐたことがあり得るのである。[38] さうすると銘文の夔地は、その時

三九三～三九四

代、殷の祖先の夒の祭祀が行はれた聖地であつたので、その祖先の名と同源の語夒を以つてその地に名附けたのであつた。その後殷の西遷によりその勢力が此地方に及ばなくなつてから、此地方の住民たる東夷民族—殷民族中の一部族が分離して故地に止つてから、著しい分化を遂げたのかも知れない—の聖地となつてゐたのが、殷末期の東征により、殷王朝の手に奪回されたのであらう。

要するに餘尊は殷の末期帝紂が東夷民族を征伐し、その聖地夒に於ての祖祭に親臨し、その地の社に藏する寶貝を從軍した小臣の餘に賞賜したことを記するので、夒地とは此の時代の梁山の地名である。以上が此銘文の內容を檢討して得た結論である。

此の恩賞を受けた小臣餘は此地を基地として其後東夷民族鎭撫の事業に當つたらしい。恐らく梁山出土の器物と推定される周初此の地を征伐した太保召公奭の一族の器の內に林抧及び伯寍の二人の器物には銘文がありその最後には亞形中に餘字を入れた標識を附してゐる。之は此地方が殷末の小臣餘の封地であつたと云ふことを記念する爲めの標識ではなからうか。㊴

註① Karlgren: Yin and Chou in Chinese Bronzes. (B M. F. E. A. — NO. 8. 19-23) 參照。

② カールグレン氏は亞形・析子孫形・擧形等の圖形文字を銘文に有する銅器を殷代銅器と定めてゐる。析子孫形を含む金文の內旅鼎・員卣が周代金文であることは、その銘文內容・及び他の關係する金文によつて明瞭であることは、前に筆者も注意して置いた(東方學報京都第九册六四頁註八)。亞形に就いても、本論文に引用した亞盉(第五章參照)は文の始めに亞形中に㠱侯の二字を入れた形がついてゐる。此の銅器は周初、今の北平に當る薊に封ぜられた匽(=燕)の始祖侯旨が部下の亞に寶貝を賜つたことを書いたもので、周初の器物であることは疑を容れる餘地がない。

③ 郭沫若の『殷彝中圖形文字之一解』(『殷周靑銅器銘文研究上』、一—一一頁)等。(詳細は東方學報京都第九册、五七—五九頁參照。

④ 阮元は兕觥形と解して(『積古齋鍾鼎彝器款識』卷二、三葉)「下體作一尾二足。象雀之形。上作犧首兩角兩目。初不可解及周兕觥蓋。正作犧首形。兩角觩然。」と云つて頭に兩角、目があり、犧首の形、身體は一尾二足で雀の形を象る、それは丁度兕觥の蓋の形に似てゐるので兕觥形としたのである。方濬益はこの頭の形のみに着目して犧形としてゐる(綴遺齋、卷一九三四葉)。

⑤ 王國維『洛誥解』(觀堂集林卷一所收)馬衡『中國之銅器時代』(考古學論叢所收一、一三—一五頁)高去尋『殷周銅器探試』(史學論叢第一號)參照。

⑥ 郭沫若『殷虛卜辭攷釋』一二四葉、董作賓『甲骨文斷代研究例』(慶祝蔡元培先生六十五歲記念論文集上、三六七—三七三頁)

⑦ 董氏同書三六八頁。

⑧ 許瀚『攀古小廬雜著』卷九、伯憲盉の條に「他器銘有云召伯。有云太保。蓋周召公家物。召公封燕而器出壽張。壽張齊地。疑即孟子所云重器爲齊所遷者矣。」と云つてゐる。

⑨ 三七〇—七一頁參照。

⑩ 三七一頁參照。

⑪ 三八七頁以下參照。

⑫ 郭氏卜辭通纂攷釋一二七葉。董氏三七二頁。

⑬ 殷末周初の金文に見える貝朋の賞賜に就ての金文の資料は郭沫若の『卜辭通纂攷釋』一〇一葉に集められてゐる。

⑭ この斤夒が地名であることは孫詒讓『古籀餘論』卷二同器條に述べてある。

⑮ 吳式芬は彝、劉心源・方濬益は㝩と釋した。劉氏は後に夒字と改釋してゐる。

⑯ 孫氏、同書同條。

⑰ 說文卷五下「夒貪獸也。如龍。一足。从文。象有角手人面之形。」

⑱ 孫氏は同書に「說文夒頁巳止文其手足。巳止爲手。文爲足。此从不个正象手形。而盂鼎从彡。尤完備。左象肱臂肱臂横出右象手下垂。此右與彼同而左有闕耳。」として不个を手の象形と考へてゐるのは賛成できない。甲骨文夒字に見る樣に不个は裝飾的の羽毛を示すものである。

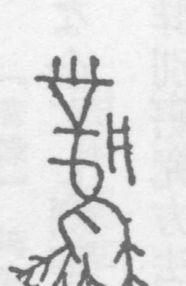

⑲ 葉玉森『研契枝譚』甲卷。董作賓氏『卜辭中所見之殷曆』(『安陽發掘報告』第三期五一一—四頁)。

⑳ 唐蘭氏『古文字學導論』下篇、四〇—四二葉。

㉑ 第一字は當研究所所藏の龜甲に刻された「庚寅卜。穷貞。今夒(=秋)王往狩」の卜辭に出て來る。穷は第一期の貞人である。第二字は殷虛書契前編卷二、五葉、第三片から取つた。その書體、及び庚寅王卜。在□貞。と云ふ文法から見て典型的な第五期卜辭である。

㉒ 甲骨文編卷十三、三葉參照。

㉓ 三七一頁參照。

㉔ 左傳僖公二十一年

任宿須句顓臾風姓也。實司大皡與有濟之祀。以服事諸夏。

と云つてゐる。

㉕ 同 昭公十七年に「秋。郯子來朝。公與之宴。昭子問焉。曰少皡氏鳥名官。何故也。郯子曰。吾祖也。我知之。昔黄帝氏以雲紀之。故爲雲師而雲名。炎帝氏以火紀。故爲火師而火名。共工氏以水紀。故爲水師而水名。大皡氏以龍紀。故爲龍師而龍名。我高祖少皡摯之立也。鳳鳥適至。故紀於鳥。爲鳥師而鳥名。」と云つてゐる。此の說は戰國以後に流行した五行と結びつけられた五帝說とは異る點があり、この物語を聞いて「仲尼聞之。見於郯子。旣而告人。曰吾聞之。天子失官。官學在四夷。猶信。」と、孔子が感心したと云はれてゐる。仲尼が聞いて感心したと云ふことは歷史的な事實であるかどうか判らないが、左傳の出來た時にはこの傳說が中夏民族の保持する傳說とは異り、夷民族の持つてゐる傳說と考へられてゐたことを示すものである。之に語られてゐるとほい祖先少皡氏に就ての郯國の本綠傳說に相違ない。大皡氏の後風姓四國も少皡氏の後の郯子も、魯國の國境にある附庸の夷民族の國である。大皡、少皡同じく皡字の附いた神を祖先としてゐることは、二氏が本來同一の神たる皡を祖先とした一民族に屬してゐた故でなかならうか。もしさうすると郯子の傳へる傳說の內大皡氏の龍を以て官名としたと云ふ傳說は少皡氏が鳳を以て官名としたと云ふ傳說と相關連し、同一民族內の異氏族祖先傳說を傳へたものである。郯子の述べた大皡氏の傳說は相當に信賴出來るものである。

㉖ 說文六下「夒貪獸也。一曰母猴。似人从頁。巳止夂其手足。」と云つてゐる。

㉗ 國語に「木石之怪夔罔兩」。と云つてゐる。夒は木即ち森林の精である。

㉘ 韋昭は國語に注して「或云夒一足。越人謂之山繅。或作渠。富陽有之。人面猴身能言。」と云つてゐる。富陽地方では夒が人面で猿の身體を持つてゐたと云ふ傳說があつた。韋昭は三國の吳の人であるから、その引用したのはその地方の傳說として信賴しても可い。

㉙ 段玉裁は夒字には渠追反の反切を與へ、古音十五部にありとするが、夒には奴刀切の反切、古音三部にあるとしてゐる。もし甲骨文及金文の問題の字を夒と讀むとすると、卜辭によつて現れる今夒(注㉑參照)或は「甲申卜貞。告夒于河」(殷契佚存主二七片)の告夒の夒は同じく古音第三部にある秋の假借と見做すべきであらう。この結論は唐蘭氏の說に一致するが、推論の過程は全然異る。

㉚ 論語季氏篇。

㉛ 說文一下、艸部、蒙字。

㉜ 大皡、少皡二神は本來皡と呼ばれる神の分化ではないかと云ふことは注㉕からも考へられる。

㉝ 左傳昭公二十八年に晉叔向の母の語として「昔有仍氏生女。鬒黑而甚美。光可以鑑。名曰玄妻。樂正后夔取之。生伯封。…有窮后羿滅之。夔是以不祀。」と云つてゐる。

㉞ 顧頡剛氏は『有仍國考』(禹貢半月刊五卷十期二〇頁)に「任仍古通。左傳桓公五年。天王使仍叔之子乘聘。穀梁傳作任

叔可說。」と述べてゐる。

㉟ 王國維氏は始め帝嚳の名である夋と解したが、後に改めて夔と釋した。郭氏は夔と釋する說に賛し、帝嚳の嚳とは音通であつて、夔が嚳となり、夋は夔の古文の形の僞變だとして王の兩說を連絡せしめた。（『卜辭通纂』攷釋）。

㊱ 此の有仍有娀氏のことに關しては、顧頡剛の前揭論文に詳述されてゐる。

㊲ 郭沫若氏『中國古代社會研究』

㊳ 傅斯年『夷夏東西說』（慶祝蔡元培先生六十五歲論文集下編）二〇七頁參照。

四　大保殷と憲鼎の記事內容の檢討

第二類の金文の中で史料として重要な價値があるのは比較的長文の（六）大保殷と（三）伯憲であつて、短文の（四）（五）大保鼎二器（七）憲盉（九）大史友甗は上の二器銘文を多少補足する點があるだけであまり重要でない。

（四）大保鼎第一器（五）同第二器の銘文は三字で大保の器と云ふだけで、その銅器製作の詳しい事情は判らない。（六）大保殷の銘文は三十四字で

王彔の君聑（＝聖）を討つて歸り給ふ。この役王征伐の命を大保に降し、大保かしこみてとがなかりき。王大保を嘉みし、徐の土を賜ふ。大保此器を作つてもつてみことに對へまつれ。

と述べてゐる。王の彔國征討の軍に從つて功績のあつた大保が、その功によつて徐の土地を恩賞された時に製作した器であることがわかる。史料として此銘文を取扱ふ際に第一に問題となるのは、此の王が殷・周何れの王朝の第何代目の何王であるか、即ち銘文の出來た時代如何と云ふことであらう。此の問題は銘文に現れてゐる他の固有名詞に解釋を與へることによつて自然に解決される。先づ王の征討した彔國の君は彔子聑と書かれてゐるが、彔子聑とは何人であるか。次に此の役に從軍して恩賞を受けた大保とは何人を指すか。又大保が恩賞を受けた地は余土と書かれてゐるが、之は何處に當るか。以上の三點が明らかとなれば、王が殷周何れの王朝の君であるかと云ふことは容易に決定されるのである。

他の三器の內で、（九）大史友甗は銘文九字で

大史友召公の寶器を作る。

とあり、大史の職にあつた友と云ふ者が作つた召公の廟の祭器である。（七）憲盉と（三）憲鼎とは同一人の憲が作つた召伯父辛の宗廟の祭器である。（七）憲盉は銘文十字で

伯憲召伯父辛の寶器を作る。

と頗る簡單であるが、（三）憲鼎は銘文三十九字で

これ九月の日既霸生霸の辛酉の日。匽にましまし〻時、侯憲に寶の貝と赤金を恩賞し給ふ。憲侯の賜にこたへて召伯父辛の寶器を作る。憲萬年子々孫々に至る迄此器を寶として用ひんことを。大保。

とある。伯憲が匽と云ふ土地に於て侯から寶貝と銅とを賞賜せられ、これに對へて作つた召伯父辛の宗廟の器である。伯憲盉も恐らく同時に製せられたものであらう。憲鼎の銘文を史料として見た場合問題となるのは第一に匽と云ふ土地が何處に當るか、第二に伯憲が君主と仰ぎそれから恩賞を受けてゐる侯と云ふ稱號で現れて來る者は何人であるか、第三に憲から父辛と呼ばれたその亡父に當る召伯父辛とは何人を指すか、第四に文の末尾に附加せられてゐる大保と云ふ稱は何を意味するか、右の四點である。

大保殷及伯憲銘文內容を歷史的に見る時、特に問題となる以上の諸點に關して未熟な解釋を四項に分けて展開して見たい。即ち第一に大保と召伯父辛の二人名の關係、第二に彔子聑が何人を指すか、第三に徐土とは何地に當るか、第四に匽侯旨とは何人か、この四ヶ條である。最後の匽侯旨と云ふ人名は此の二器文には現れず、伯憲鼎には匽と云ふ地名があり、そこで侯が伯憲に賞賜したことだけが述べられてゐる。然し、後にも論ずる樣にこの侯こそ、他の匽侯旨鼎に出て來る匽侯旨に外ならないので、匽侯旨と云ふ人名の問題として提示したのである。

（一）　大保と召伯父辛

伯憲鼎・大保殷に現れる大保と、伯憲鼎同盉・及大史友甗に出て來る召伯父辛或は召公との連關は早くから學者に注意されてゐた。梁山出土の銅器を見た馮雲鵷は大保鼎について、その銘文には單に大保とのみ云つてその名を擧げぬが、周成王時代に召公奭が大保の職にあり、尙書に保奭と稱してゐるから、この大保は即ち召公奭であらうと云つてゐる。[1] 金文の大保を尙書の召誥・君奭・顧命諸篇に現れる太保奭と比定したのは結論としては正しいが、その論證の過程に於て多くの問題を殘してゐる。[2]

第一に梁山出土の銅器銘文の內には大保と召伯父辛の二名が共在してゐるものもあるが、その宗廟祭器を製作せられた召伯父辛の故人と、現に活躍してゐる大保と呼ばれる人の關係は決して明瞭に示されてゐない。この大保と召伯父辛との關係が先づ問題にされなければならない。

梁山出土の器は九器に止るものではなからうから、之等の大保召伯父辛の出て來る金文の中には實際は梁山から出土したものがあるかも知れない。出土の事情に關し正確な記錄がないので、最早確かめるすべがないのは殘念であつて、次の樣に銘文內容から逆に推定するより仕方がない。

幸に召伯父辛或は大保を含む金文は既刊金石書中には可成多く見出される。前に述べたやうに、梁

一般に出土狀態の明瞭な確かな銅器のフンドを持たない支那銅器の研究に當つては、同文或は類似の銘文を持つ銅器をもつて一の群を構成し、之を手掛りとして研究するのも一の研究方法である。或る固有名詞、即ち人名地名、或は歷史事件の記事等を標識として、之を持つ金文を集めて一の群を作り、此等の群標識を二つ以上同時に持つ金文を連鎖として群相互の連絡を附けその內に含まれる年代の明な金文を標準として全體の編年を考へようと云ふのが、近年の西周金文の基礎的研究方法である。[3]此の群別研究方法を適用し、大保・召伯父辛を標識とする金文の群を作り、之によつて兩者の關係を考察しよう。

第一群　大保を群標識とする金文

（三）　伯憲鼎　（既出）

（四）大保鼎第一器（既出）
（五）大保鼎第二器（既出）
（六）大保殷（既出）
（10）旅鼎
　隹公大保來伐夷年。在十有一日庚申。公在盩自。公錫旅貝十朋。旅用作父□尊彝。〓。
【著錄】攈、卷二之三、八三葉。暦、卷二、一一葉。兩攷、二七葉。綴、卷四、二葉。選、卷下之一、五葉。錄、卷一、一一葉。三、卷四、一六葉。攈云長樂梁臣林藏。
（一一）御正〓爵
　隹四月既望丁亥。今大保賞御正〓貝。用作父辛尊彝。〓。（此字在鋬內）
【著錄】善齋吉金錄（以下略稱善吉）、卷七、五五葉。貞松堂集古遺文（以下略貞）、卷十、二二葉。小、卷六、七七葉。善齋彝器圖錄（以下略善彝）、一五五圖。三、卷一六、四一葉。暦、卷二、二四葉。劉體智藏。
（一二）作冊大鼎第一器
　公奭鑄武王成王異鼎。隹四月既生霸己丑。公賞作冊大白馬。大揚皇天尹大保休。作祖丁尊彝。鳥內冊冊。
【著錄】善吉、卷三、一一葉。貞、卷三、二五葉。錄、卷下之一、九葉。小、卷三、一四葉。選、卷一、一二葉。暦、卷二、八葉。兩攷、三三葉。善彝、四三圖。三、卷四、二〇葉。劉體智藏。

（一三）作冊大鼎第二器。（同文）
【著錄】善吉、卷三、一二葉。貞卷三、二六葉。小、卷三、一三葉。三、卷四、二〇葉。劉體智藏。
（一四）作冊大鼎第三器。（同文）
【著錄】頁、卷三、二六葉。三、卷四、二〇葉。
（一二）（一三）（一四）は令彝・令簋と同時に洛陽より出土した。
（一五）榭彝。
　大保錫厥臣榭金、用作父丁尊彝。
【著錄】夢鄣草堂吉金圖續一七葉。周金文存、卷三、一一一葉。三、卷六、四五葉。暦、卷二、一二葉。
（一六）大保宗室鼎
　大保。□作宗室寶尊彝。
【著錄】卷二之一、三三葉。從、卷一一、七葉。小、卷七、三八葉。三、卷六、四二葉。陳楓崖及嘉善蔡氏藏。
（一七）遣鼎第一器。
　遣作尊彝。大保。
【著錄】積、卷五、三〇葉。攈、卷一之三、四三葉。奇、卷一、一四葉。陶齋吉金錄（以下略稱陶）、卷七、一六葉。小、卷二、四二葉。暦、卷二、一三葉。鄒安、費華臣藏。
（一八）遣鼎第二器。（同文）
【著錄】西淸古鑑甲編（以下略稱西甲）卷一、一〇葉。貞松堂集古遺文補遺（以下略稱貞補）、卷上、七葉。三、卷三、六。

四〇三～四〇四

暦、卷二、一三葉。
（一九）遣鼎第三器。（同文）
【著錄】三、卷三、六葉。
（二〇）㝬鼎
　㝬作寶尊彝。大保。
【著錄】筠淸館金文（以下略筠）、卷五、一九葉。攈、卷二之一、四葉。三、卷三、一〇葉。暦、卷二、一三葉。
附。（二一）奭卣
　公賞奭。用作作父辛于彝。
【著錄】貞補、卷中、一〇葉。三、卷一三、三〇葉。黃縣丁氏、陶齋藏。丁氏によると黃縣萊陰から出土した器である。
第二群　召伯父辛を標識とする金文
（二二）伯害鼎（既出）（五）伯害盉（既出）
（二三）䋣爵
　䋣作召伯父辛寶尊彝。
【著錄】攈、卷二之一、三五葉。愙　卷六、三葉。奇、卷五、一六葉。善吉、卷六、五三葉、小、卷六、七六葉。劉體智藏。攈。奇は彝となし、愙は鼎と誤つてゐる。
附。（九）大史友甗（前出）
　大保が現れる十二の金文の內で最重要なのは(一二)作冊大鼎の銘文である、此の銘文は

　公奭武王成王の祀鼎を鑄たまふ。これ四月既生霸の乙丑の日、公、史官大に白馬を賞せらる。大尊き史の長なる大保のめぐみにこたへんと、祖たる丁の器をつくる。鳥內冊冊

とある。作冊大が公奭卽ち天尹大保より白馬の賞錫を受け、その祖なる祖丁の爲に作つた器である。重要な點はその年代を察知することが出來る所にある。第一に此器は洛陽から作冊令彝・令殷と共に出土したものである。④ 令殷令彝は作冊令の亡父である丁の爲に作つた器であるに對して、作冊大鼎は作冊大が祖丁の爲に作つた器である。之は作冊と云ふ史官を父令と子大とが世襲し、令からすれば父の丁、大からすれば祖父である祖丁の器を作つたのであると解せられる。よつて令彝令殷と作冊大鼎とは長くば一世代少くとも若干年を隔てた時代の製作であること、卽ち相對的な年代が決定せられるのである。⑤

　次に作冊大鼎の銘文の始には公奭（實は之を奭と讀むことが一つの假設である）が武王・成王の祀の爲の鼎を鑄たと述べてゐる。この文は周康王時代、恐らく康王の卽位後間もなく初めて洛陽に於て武王・成王を並祀した時、宰相たる大保が、その二王の祭器を鑄造したことを示すものである。⑥ 之は作冊大鼎の製作の絕對年代を表示するものである。

　公奭の奭の字は此の銘文では

と書かれてゐる。之を𡗜字と寫すのが通說であるが、郭沫若氏は朿は音奭に通じ得る、康王初年の大保公朿は召公奭に相違ないと結論してゐる。郭氏は、此器の絕對年

四〇五～四〇六

代の記事を論據とし尙書顧命篇に康王の踐祚の禮を主宰する執政として現れる太保奭と金文の天尹大保公奭とを一致せしめたのである。[7]

郭氏の考證には西周の金文の編年研究を專門とする吳其昌氏の反對があつて、なほ一般の承認を得てゐない。[8] 郭氏と吳氏の西周初期金文の編年の體系が此の器及前に擧げた令彝令毀に關して全然背馳してゐるからである。郭氏は此の考證に於て作冊大鼎の絕對年代を第一の論據とし、令彝令毀との間の相對的な年代差を考慮に入れはしたが、一般に令彝令毀を中心として之に連關した西周初期金文群との關係を十分に檢討しなかつた。また大保に關する金文として作冊大鼎以外には僅に大保毀と(一〇)旅鼎とを採錄したのみで、梁山出土の銅器群及その他の多數の大保に關する金文を參考に供することを忘れてゐた。[9] 郭氏の太保奭と解する說が學界一般の支持を受けるに至らなかつたのは、一にこの參照すべき筈の絕好の論據を忘れてゐたからである。

次に召伯父辛を含む金文の內で、前出の伯富鼎の銘文が最も詳細である。之によると、伯富は匽地に於て侯から賞を受けたので、父である召伯父辛の寶器を作つたのである。[10] この伯富の君とする侯は何者か之だけでは判らない。又、文の最後に大保の二字が附加せられてゐる。これが何を意味するかも問題である。大保の作器である大保毀と同時一地から出土したのであるから、伯富は勿論、侯も亦大保と密接な關係があることは確かである。(三)䌛爵の作者たる䌛、大史友甗の大史友も同樣に大保と關係があるらしい。

此の事に關連して新しい史料となるのは、先の第一群に附加した(二)奭卣であつて、作冊大鼎の朿と同名の、朿なる者が公から賞を受けて父辛の器を作つたと書いてゐる。[11] この朿は卽ち作冊大鼎の皇尹大保なる公朿と同一人ではなからうか。また朿が、爲に寶器を製作した父辛は伯富盉等の召伯父辛に外ならないのではなからうか。之は當然思ひ浮べらるべき想像である。

第二群の金文の內に大保からその臣下に恩賞を與へたと明記した金文が(一〇)旅鼎[12]・(一一)御正良爵[13]・(一五)梱彝[14]と三ある。(一〇)は旅と云ふ者が大保から寶貝の賞を受けて作つた器であると云ふが、その器は父の下の一字がかくれ、その父の名が明らかでない。(一五)は梱が大保に銅の賞を受けて製造した所の父丁の器である。(一一)は御正良が大保から賞を受けて作つた父辛の器である。大保の臣の作つた器の內に父辛の器が含まれてゐることは注意に値する。

先に疑問とした、燕地に於て伯富に賞賜を與へてゐる其君主に當る伯富鼎の侯に關しては、恐らく之と同一人に相違ないと思はれる燕侯旨の作器がある。之は、後に第四節に於てその銘を揭げ詳しく考へようとする(二八)燕侯旨鼎である。それには燕侯旨が父辛の尊を作ると銘せられてゐる。[15] この燕侯も亦父辛の宗器を作つてゐるのである。燕侯旨が(三)の燕地に於て伯富に寶貝を賜つた侯と同一人であるとすると(三)は伯富が召伯父辛の爲に製作した器であるから、この父辛も亦召伯父辛の略であつて、燕侯旨も伯富も共に亡父召伯父辛の子に當る兄弟であり、特に旨が年長である爲に燕侯の位にあつて弟富が之に臣事し、之より寶貝を錫與されたのであると解釋される。

四〇七～四〇八

この解釋が成立すると(二)に大保公朿が父辛の器を自作し、[16] (一一)にその臣下御正某が、父辛の器を作つてゐるのは前の燕侯旨と伯富との關係と同樣であつて、大保朿と御正某とは共に父辛を亡父とする兄弟であつて、大保が兄で、之が君として尊ばれたのであらう。[17] 而て(一三)[18]の召伯父辛の器の文尾には大保の標識があるから、前の父辛はこの召伯父辛の略であり、大保朿・御正某・燕侯旨・伯富は共にこの亡父の兄弟であつたことになる。更に(一三)の燕侯旨の部臣弟伯富の器に大保の標識のあるのは大保が燕侯より上位にあり、恐らく最長兄で燕侯旨が之に次ぎ伯富・御正某等が末弟であつたのであらう。

召伯父辛が大保公朿の父であつたと云ふ上述の論證が成立するならば、作冊大鼎の大保公朿の朿を奭と解し尙書の太保奭卽召公奭と比定する郭沫若氏の論證、更に溯つて馮氏の梁山銅器を召公奭の器とする說は最早搖ぎない基礎の上に立ち、殆んど疑問の餘地がないといはれよう。

尙書の本文には太保奭、或は保奭、もつとも普通には太保と云はれてゐる。[19] 作冊大鼎に皇天尹大保と呼んでゐるが、尹とは史官の長の義であつて、史官の長である大保の意味である。作冊と云ふ史官の職にある大と大史の職にある友が[20]尹大保、召公の爲に器を作つたのは、召公奭が史官の長である尹の職にあり、彼等の長官であつた故によるのである。[21]

尹がその職であるとすると大保はその官職と云ふよりは、寧ろ召公の呼び名であると解すべきではなからうか。大保の保は原文では

の形に書かれてゐる。人・王・子とから成つてゐる。幼き王を保育する者と云ふ意味を示すものである。大保の保も此意味で、始原的には職掌の一種である。然し大保と熟した時には既に召公奭なる個人の呼名と化してゐた。

このことは別の方から論證することが出來る。金文にはこの大保と同種の用語に明保がある。先に作冊大の父である作冊令の作つた令彝・令毀に言及したが、令彝には成周卽洛邑に於いて周公子明保が王命を受けて周の卿士以下天下の諸侯の大朝會を開いた時周公子明保の下に働いた作冊令が明公から賞を受けてこの器を作ることを記述してゐる。令彝以外に明保、或明公の出て來る金文が多數ある。[22] 周公子明保・明保・明公の解釋に就て金文學者の意見が一致しない。吳氏の如く大保と明保とが同一人なりとする說すらある。[23] 吾人の大保卽召公奭との說が正しいならば、周公の子であるか或は周の公子なる明保が大保召公奭と同一人になり得ないことは勿論である。周公子明保に就ては、更に別の機會に詳論することとして、こゝでは簡單に結論のみを云つて置きたい。

吾人は周公子明保を通說の如く周公の子である明保と讀まず、周の公子である明保と讀み、之こそ周公旦に他ならず、明保とは周公の別の呼び名であらうと解するのである。蓋し明保の明と周公旦の旦とは相連關する語であるからである。郭氏は令彝令毀を中心として、周公明公明保を標識として多數の金文を含む群を構成してゐる。[24] この群の金文は、作冊大の父なる作冊令の時代に作られ、作冊大鼎より多少古く明保卽周公旦が執政として權力を振つた時代にその臣僚の作つた器物である。

四〇九～四一〇

之に對して作册大鼎は周公が先づ沒し成王崩御、康王の踐祚以後、召公奭が周室第一の老臣として獨裁的な勢力を占めた時の器である。保とはその原義は王の保であるが、周公の明保、召公奭の大保何れも特別な呼稱で、官職の名ではないのである。單に大保として金文に現れるものは凡て特定の個人召公奭を指すものに外ならない。

註① 楊鐸は馮集軒（＝雲鵬）の「稱太保而不名。攷周成王時。召公爲太保。故書稱保奭。……此鼎與召伯鼎甗同時而出。安知非召公之器乎（函靑閣金石記卷一、周太保鼎）」。と云ふ語を引いてゐる。

② 召誥篇の「大保先周公相宅」について僞孔傳の「大保三公官名。召公也」との說は僞古文周官篇の「立太師太傳。茲惟三公。…」と相照應せしめたもので、重視するに足りないが、閻若璩も太師太傳等の三公の官は周初に存在したことを主張し「周太公爲太師。太公薨。周公由太傳遷太師。周公薨。畢公繼之。若召公則終身爲官太保」と云つてゐる。もし太保を官名とすると召公奭以外にこの官に任じたものがあつたかも知れぬとも考へられる。

③ 郭氏の『兩周金文辭大系』は全くこの群別研究方法を採用して周代金文を編年的に體系附けんとしたものである。吳其昌の『金文曆朔疏證』は金文を孤立せしめてその曆日の推算によつてその金文の絕對年代を算出しようとする方法と、群別研究とを併用してゐる、前者によつて後者を規正せんとするため、却つて誤謬に陷つてゐる點が多い。カールグレンの Yin and Chou in Chinese Bronzes も亦銘文による群別研究から出發してゐる。

④ 羅振玉は「（大作且丁）鼎三。文同。皆近出洛陽。…與此器同時出土者。有矢方彝一矢方尊一矢敢二。不知此外尙有他器否。（貞松堂集古遺文卷三）」と云つてゐる。

⑤ 令彝・令𣪘何れも作册令なるもの製作した器で、何れも鳥形册の標識が文尾にあり「作册令敢揚明公尹休。用作父丁寶尊彝」（令彝）とある、郭氏が「作册大乃矢令子。令爲作册。大亦爲作册。父子世官。令之父爲丁。在大自爲祖丁。令器有鳥形文族徽。此（＝作册大鼎）亦然。（兩周大系攷釋一二三葉）」と云つてゐるのは正しい。

⑥ 郭氏はまた「令器作于成王時。此（＝作册大鼎）言。鑄武王成王異鼎。知在康王之世也。」（同書）と云つてゐる。

⑦ 郭氏は「公束卽下「皇天尹大保」康王初年之大保。仍是召公。知此公束卽召公君奭也。」（同書）と斷じてゐる。

⑧ 吳其昌は令彝・令𣪘・作册大鼎等を一括して周昭王の時代に下げてゐる。之は郭氏の注意した大鼎と令器との世代の差を閑却した點に先づ難點があり、吾人は到底贊し得ない。吳氏は大保を令器の明保、明公と一致せしめるので、公束の名には全く觸れてゐない。

⑨ 郭氏大系攷釋二十七葉旅鼎、大保𣪘條參照。

⑩ 四〇〇頁參照。

⑪ 四〇五頁參照。

⑫ 四〇三頁參照。

⑬ 四〇三頁參照。

⑭ 四〇四頁參照。

⑮ 四二四頁參照。又潘祖蔭『攀古樓彝器欵識攷釋』卷一、匽侯旨鼎條參照。

⑯ 四〇五頁參照。

⑰ 四〇三頁參照。

⑱ 四〇〇頁參照。

⑲ 『顧命』には「太保奭」「君奭」には保奭、一般には太保と略稱される。

⑳ 作册大鼎（四〇三頁）、大史友甗（四〇〇頁）本文參照。

㉑ 王國維『釋史』（觀堂集林卷三）には史官は金文では作册と呼ばれ、その長は作册內史と云ひ、又尹とも書かれてゐることに注意してゐる。

㉒ 令彝には周公子明保・周公・明公（大系攷釋五葉）、𨟻卣には明保（同一〇葉）明公𣪘には明公（同）と云ふ名稱が出てゐる。

㉓ 金文曆朔疏證には旅鼎の條に「公大保」卽上作册大伯鼎之「尹大保」亦卽矢彝矢尊之「周公子明保」也。（卷二、一一葉）と云つてゐる。

㉔ ⑤參照。

（二） 彔子耶

梁山出土の第二類の銅器中最も重要な、大保𣪘及伯富鼎二器銘文に現れる大保が周初の名相召公奭であることが確定せられたとすると、此等一群の銅器の年代は召公奭の在世時代を出ないことになる。召公が要職にあつて活動してゐたのは周武・成・康三王の時代であるが、更に適確に云ふとこの銅器の出來たのは何王の代であるか。① 之を知るためには先づ中心となる大保𣪘に書かれてゐる大保召公奭が王に從軍した東夷征伐の役の實相を極めねばならぬ。

大保𣪘に王が彔子耶を討つと述べられてゐる。耶は原文では

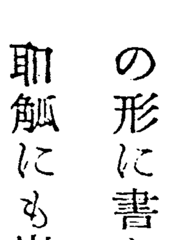

の形に書かれてゐる。孫詒讓が始めて耶と讀んで以來それが通說となつた。② 耶字はまた耶觚にも出て來て、天子耶が父丁の彝を作ると書かれてゐる。吳其昌氏が天子耶こそ、彔子耶と同一人だと解したのは正しい。③ 吾人は嘗て大保𣪘を引用して、彔子耶とは殷の公子祿父であると云ふ說を提出して置いた。④ 周武王が殷王國を征服し、帝紂を燒殺した後、殷王朝の舊領土に紂の子武庚祿父を封じたと史記は書いてゐる。⑤ 尙書の僞孔安國傳には祿父は武庚の一名だと解釋してゐるが、⑥ 伏生の尙書大傳、王充の論衡等は武庚と祿父とを二人と見做してゐる。⑦ 之によつて見ると前漢の今文學派は武庚・祿父別人說をとつてゐたらしい。武庚・祿父が別人とすると、武庚は殷の故都今の安陽附近に封ぜられるのであるが、祿父の封地は何處であらう。尙書大傳に周武王が崩御し成王が幼にして卽位するや奄の君薄姑が祿父にその虛を狙つて擧兵すべしと勸めたことが載せられてゐる。⑧ もし此が眞とすると祿父と奄君の二國の位置は相接近した筈である。奄國が魯の都曲阜にあたるならば、祿父の都は何處にあつたのであらうか。⑨

吾人はこの問に對して祿父こそ、大保𣪘の彔子耶であり、祿父はこの大保𣪘の出土した梁山に封ぜられてゐたのであると解答したい。

第一に考へられるのは梁山の位置が曲阜とは遠くなく、同じ東夷民族の居住區域內にあり、こゝに祿父の國があるならば曲阜にゐる奄君薄姑と通謀するのが極めて容易であることである。然も𩚳尊の條で考證した樣に、殷王紂が東夷民族を征伐して、殷の原住の聖地䰜卽ち梁山を回復し別都を建設したことが事實であるとすると、この殷の祖先の祭祀の行はれる聖地は周成王が殷を亡した後に王子の一人武庚を殷の都安陽に封ずると共に、他の一人祿父を封じて、殷の祭祀を奉ぜしめるのにもつとも適當した場所と云はねばならぬ。恐らくかゝる理由によつて祿父卽ち彔子耶は梁山卽ち䰜に封ぜられたのであらう。

大保𣪘の彔子耶が殷王子祿父であつて、當時の䰜、今の梁山に封ぜられたのであるとの解釋に有力な論據を供するものに前述の彔觚がある。觚には

天子耶父丁の器を作る

との銘文が刻せられる。殷虛末期卜辭には殷國都のことを大邑商と呼び、或は天邑商とも書いてゐる。⑩この樣に自分の國都を天邑と呼ぶことは、殷末諸帝の漸次絕對君主化して來た傾向を示すものと思はれる。⑪天子耶と云ふ表現も亦此の天邑と類似し本來は殷末帝王の自稱であつたので、王子祿父卽ち衆子耶が梁山に封ぜられた後にも此の稱號を襲用したのであり、天子耶とは衆子卽祿父の自稱に外ならぬのである。⑫

衆子耶が殷の王子祿父であるとするならば、その叛亂の時期は、大體見當がつく。司馬遷によると武王の沒後殷虛に封ぜられた武庚が三監と共に叛亂を起した。成王は之を討つて平げ、殷の遺民を遷し、成周の都を洛陽の地に建設した。その後、召公が保周公が師の任に當り成王を奉じて淮夷を討ち、其の君を薄姑に遷したと云つてゐる。この淮夷及奄の叛亂は尙書大傳にも說かれる樣に、公子祿父との通謀の結果である。史記は祿父と武庚の別人であることを明知しなかつたのか、單に奄・淮夷の叛亂と考へたのである。史記の說は尙書周書の諸篇篇次を追うて敍述してゐるので誤謬がある。多士・多方篇はその本文によると孰れも王が武庚叛亂の直後奄を征し、軍を歸して洛邑に殷の遺民を集めて諭したのである。⑬從つて王大保の奄國および衆子耶の征役は武庚叛亂と相關聯した一聯の事件であつて太保召公の外に周公旦も加はり、共に周成王を奉じて東征したのである。

(二) 𤼈卣に公が𤼈に貝を賞賜したと云つてゐるが、公とは周公旦に外ならない。𤼈卣が山東黃縣から出土したとの記事が信用出來るならば、之は周公召公が山東半島の渤海岸迄遠征し、この大遠征の

果に周公が同行の召公をねぎらつたのを記念して戰陣中の僅の暇に召公が作つたものである。⑭書君奭篇に周公が太保奭に告げて

嗚呼篤棐時二人。我式克至于今日休。我咸成文王功。于不怠不冒。海隅出日。罔不率俾。

と云つてゐる。此の篇は後にも述べる樣にこの遠征より一先づ梁山に歸還し、召公奭に徐州の地方を采領として封じた際に周公が召公に與へた告辭であつて、周公はこの告辭のなかで、渤海灣頭まで召公と二人相携へての長途の行軍をば無量の感慨をもつて回顧したのである。これこそ周書の舊史料と黃縣出土の𤼈卣の新史料とが映發して、吾人の眼前に展開する周初の大征役の史實であり、𤼈卣の作器者𤼈が召公奭であることを確證するものである。此の器文に周成王が現れないのは、王がこの大行軍に加はらず、周召二公が將となつて軍を進めた故であらう。周召二公の山東半島北岸への遠征に從軍した部將に伯懋父がある。小臣謎段には伯懋父がもと殷の中央の常備軍であつた殷八師を統率して東夷を征し海眉を伐つたと云つてゐるが、海眉はこの山東の東北岸を指し周召二公の軍に屬して此地方に赴いたのである。⑮

大保段は周公・召公が山東半島海岸迄の長途の遠征から、恐らく周成王が滯留してゐたであらう根據地の殷の故都𨞲に引返して來た時に成王が召公の功を嘉して恩賞を下したことが書かれてゐるのである。

註① 召公奭は史記燕世家では「召公奭與周同姓。」として周の同姓と云ふのみであるが論衡氣壽篇には「邵公周公之兄也。至康王之時。尙爲太保。出入百餘歲。」と、文王の子、周公の兄で周公の歿後康王時代まで、在世し非常な高命であつたと云ふ。文王の子であつたと云ふ說は白虎通不臣篇にもあり、漢代今文家の間に傳はつてゐる說である。太保奭は尙書顧命篇に出て來るから、少くとも康王の始まで生きてゐたことは確實である。

② 古籀餘論卷二、三十一葉參照。

③ 『金文曆朔疏證』(卷二、二七葉)は耶觚に「天子耶作父丁彝。(攈、卷二之一、一七葉。窓、卷二十一、九葉、周金、卷五、一一六葉。殷文存、卷二、二六葉)」を引いて「天子耶卽太保段之衆子耶。亦卽上小臣夌鼎之楚禁。」と云つてゐる。衆子耶と天子耶とを一致せしめたのは正しいが、衆を小臣夌鼎の楚禁と同じと云ふのは贊成來ない。

④ 『新出檀伯達器考』。(東方學報京都第八册)二一三頁以下。

⑤ 司馬遷は「封紂子武庚祿父。以續殷祀」(『史記殷本紀』。)と云つてゐる。

⑥ 尙書序には「成王旣黜殷命。殺武庚。」と云ひ、僞孔傳は之に注して「一名武庚」としてゐる。

⑦ 伏生の尙書大傳には「武王殺紂。立武庚而繼公子祿父。」(邶鄘衞譜正義所引による)とあり、鄭玄は之に注して、繼者以武庚爲嗣役也として武庚と祿父とを一人の異名としてゐるが、論衡恢國篇には「尊重父祖。復存其祀。立武庚之義。繼祿父之恩」とあつて、二人としてゐる樣にも見える。

⑧ 大傳には「奄君薄姑謂祿父曰。武王旣死矣。成王尙幼矣。請舉事。」と記してゐる。

⑨ 左傳昭公四年。

⑩ 董作賓氏は天邑商と云ふ語の現れる卜辭約八文を接合してゐる。その文に例へば「壬戌卜貞。在□。天邑商公宮衣。……」とある。董氏は「天邑商卽他辭之大邑(前三、二七、六)猶周人自稱大邑周(孟子引逸書)爲商人自尊之辭。」と云つてゐる(『五等爵在殷商』集刊、六本三分、四一三頁)。

⑪ 郭沫若氏は殷末の王が帝乙、帝辛の如く帝の稱號をもつてゐることに注意した(先秦天道觀之發展六葉)。之こそ殷王權の至上化を示すものではないか。

⑫ 祿父の名が文獻に記載がないので金文の衆子の名たる耶と比較出來ないのは遺憾である。

⑬ 史記魯周公世家には「管蔡武庚等果率淮夷而反。周公乃奉成王命。興師東伐。作大誥。遂誅管叔。殺武庚。放蔡叔。寧淮夷東土。二年而畢定。伯禽卽位之後。有管蔡等反也。淮夷徐戎亦並興反。於是伯禽率師伐之于肸。作肸誓。」とあり、周本紀には「周公奉成王命。伐誅武庚管叔。……成王旣遷殷遺民。周公以王命告。作多士無佚。召公爲保。周公爲師。東伐淮夷奄。遷其君薄姑。成王自奄歸在宗周。作多方。」とあり、敍事が混雜してゐる。周公召公が成王を奉じて奄或は淮夷徐戎を征したのが何時かはつきりしない。淮夷の叛亂も再度あつた樣にも見え、孔傳はこの王再征說をとつてゐる。崔述が顧炎武を敷衍して論じてゐる樣に、今の尙書多方篇は多士篇の前にあるべきで、奄が再叛したことは事實でない。(『豐鎬考信錄卷四』)

⑭ 柯昌濟の金文分域編卷九、黃縣の條に本卣を擧げて「黃縣丁榦圃拓本印記云。丙申年。黃萊陰出器。」と云つてゐる。出土地の黃縣の人である丁氏の言は信用出來る。召公奭が此地に遠遠征した際に殘した祭器であらう。

⑮ 小臣謎段には「叡東夷大反。伯懋父以殷八師征東夷。唯十有一月。遣自□師。述東□。伐海眉。」(大系攷釋二三葉)とある。

(三) 徐土

太保召公奭が周公と相携へて山東東北海岸への長途の行軍で疲勞した部隊を引率れて𨞲の都に歸りつくのを迎へて、周成王はこの未曾有の大遠征の勞をねぎらひ、軍功に對する恩賞を與へた。大保段は召公奭が恩賞として徐の地を采地として賜つたと云つてゐる。この器銘には周初金文の例として、召公がこのときに受けた命書の內容を詳しく引用してゐない。尙書君奭篇は周公がこのとき召公に對してこの東夷の居住する新采地統治についての施政方針を懇々と說いたものであり、そのなかには多

少の後世の附加潤色も混つてゐるかも知れないが、前に引用した「海隅出日」の句でもわかる如く、その核心をなすのは明らかに此の際の命書である。

殷虛卜辭或は殷代金文では此地方の民族の總稱として、人方卽ち夷方と云つてるので、この地に對する徐土と云ふ稱呼は見られない。恐らく徐土は周代に始めて現れる名稱と見るべきであらう。然らば此の名は如何にして出來たのであるか。

今筆者は之を徐土と云つたが、實は大保段の原文では次の様に

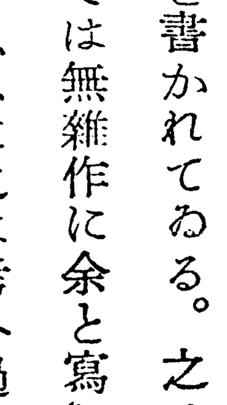

と書かれてゐる。之は何字と讀むべきであるか。郭沫若は兩周金文辭大系の初版では無雜作に余と寫し徐と讀んだが、改訂版の考釋にはこの解を捨てゝ桧の古文だとの説を提出した。① 思ふに之は考へ過ぎの改惡である。成程余の字は金文では古くは个、後にも余の形に書かれてはゐる。この字の如く下を木形に作ることは殆んど無い。大保段の銘文は、その文辭が雄渾であつて、誠にこの大征役の最後を飾るに適しい大文章である。その字も周初金文としては大字の方で筆劃極めて雄勁であつて省筆が多い。保の字は周初金文では例へば大保の保の字を作冊大鼎では前出四一〇頁の如く人・王・子より成るのが普通である。此の文では單に

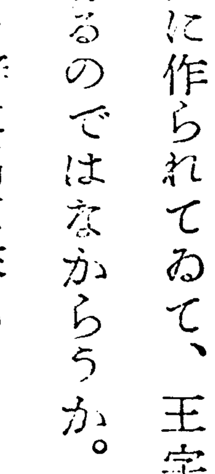

と仔に作られてゐて、王字が略されてゐる。この例から推すと問題の余字にも省略が有るのではなからうか。

吾人はこの余を殷虛卜辭に出て來る

四一九～四二〇

字の省略と解したい。② この字は桧と寫される字である。桧は殷王の游獵をトした末期の卜辭に出て來る狩獵地の一である。その地は何處か不明であるが、殷都を去ること餘り遠くない箇所であることは頻繁に王が行幸して狩獵を行つてゐることから當然想像される。③ 大保段の余字は此の桧字の省略體であつて今の下部を略し亼とし、之と木とを上下に結合したものに外ならない。

余字は西周或は春秋時代の金文に現れないが、戰國時代の金文、特に楚國の銅器に郐國のことを

と書いてゐる。④ 之の右旁は余字の繁文であるとされてゐる。楚器では又之を變化して邑を略して

と書いてゐる。③ 之によつて郐字の根幹をなす余字が楚國では普通の余ではなく、亼木を根として之に裝飾筆劃を附加した字形で寫してゐることがわかる。此の楚國特有の余字字形は周初大保段の余字に遙かに系統を引くものであつて、此の楚器の異字こそ大保段の余を桧の略體卽ち余と讀む吾人の説に適切な證據を提供するものである。

かくして大保段の余が余字の異體であると云ふ説が成立するならば、更に進んで余字を徐字と讀み、余土卽ち徐土であるとする郭氏の前説が生き還つて來る。此の徐土と讀む考は此の銅器の出土地梁山とは關連のある地名である。梁山の地は禹貢では徐・兗二州の境界地方に當る。⑥ 或は禹貢の九州が戰國の知識が混入して構成されてゐることを恐れる人があるかも知れない。

詩大雅常武篇は西周末期、宣王時代の東南夷征伐のことを歌つたのであるが、淮夷の居住する所を淮浦とし、その本國を徐方と呼び、その地を徐土と名付けてゐる。⑦ 春秋時代の徐國の都は漢の臨淮郡治のあつた徐縣附近、今の安徽省泗縣で、大保段の出土地梁山から遙かに南方にある。⑧ 後にも述べる様に徐土の統治は太保召公奭の長弟たる燕侯旨に委ねられ、燕侯旨の都たる燕は奄國卽ち曲阜に置かれたのであるから、梁山はこの徐土から中原に通ずる要衝として、燕侯旨の弟たる伯富の封地となつたのである。⑨ 詩に現れるやうに西周末の徐國が周と對立する東夷民族の大國であつたとすると、直接或は間接にその勢威の及ぶ版圖は相當に廣大であつた筈である。徐國は栢翳の後で嬴姓の民族であるが、皐陶の後裔と稱せられる群舒以下の偃姓の民族と本來は同一であつたと推定される。⑩ 嬴姓・偃姓民族の國家たる郯・莒・奄・徐・江・黄・葛・菟・裘・費・群・舒・六・蓼・英氏等の位置からその居住領域を考へると山東省南境河南省東端から南は徐州に及ぶ一帶の地に當る。⑪ 又春秋時代に齊都臨淄から西南方に通ずる關を徐關と云つてゐるのは周初東南方の大國徐國の北境が直接齊と境を接してゐた時代を示すものではなからうか。⑫ さすれば梁山も亦徐國の大領域内にあつたことも想像される。梁山が古の徐國の版圖内にあつたならば、大保段の余土は徐土であり、周成王が大保に殷代の人方を賞賜するに當つて桧を略して余土卽ち徐土と命名したのである。殷代の人方の名稱に代り、東夷民族の國を總稱する徐方が之から派生した。

十干を以つて祖考の名とする殷及周初の金文の内には父辛の器と名付けるものが多い。前に大保爵・

四二一～四二二

匽侯・侯旨鼎の如きは父辛の器が、他の方面から大保の父である召伯父辛の器と推定された。以下に擧げる亞形中に鵌字を入れた標識を有する父辛の器も此に類する。

(二三) 寍 卣

寍作父辛尊彝。[亞形鵌]。

【著錄】 西淸續鑑乙編、卷八、八葉。寶蘊樓彝器圖釋、九八葉。貞、卷八、二三葉。積古齋卷一に著錄せられる宥鼎の銘文は第一字の作者名宥を除く外は全く同文である。宥は恐らく寍字の誤刻であらう。

(二四) 林[illegible]鬲

林[illegible]作父辛寶尊彝。[亞形鵌]。

【著錄】 貞續、卷上、二六葉。小、卷三、六二葉。三、卷五、三〇葉。

寍と林[illegible]の二人が製作した二器銘文の亞形中にある鵌字の形は梁山出土の殷代銅器鵌尊に現れる小臣の鵌の名と、父辛は召伯父辛の廟號に一致してゐる。鵌尊によると殷帝紂の人方征伐に從軍した小臣鵌は此の梁山に當る夒の聖地で寶貝の賞賜を受けたと記せられてゐる。恐らく彼は一時此地に駐屯するなり或は封地を受けて、人方の經略に從事したのであらう。⑬ 而て周初召公が受けた新領土は嘗て殷代に於て小臣鵌が其の舊領であつたので、召公の同父兄弟たる寍伯と林[illegible]が此地に於て此祭祀を奉ずる職を示してゐるのであるまいか。殷代の獵場名桧とその附近に封ぜられた殷の小臣の名鵌と共に余を聲符としてゐる。此兩者及び余卽ち徐の三名の間には深い連關があるらしい。

註① 初版には、余土と寫し、「余土當讀爲徐土。大雅常武省此徐土。」(二二頁)と注してゐる。然るに改訂版では余と寫し「余字乃从亼从木。當即柗之古文。飯匜也。當誤釋爲余。」(大系攷釋二七葉)と云つてゐる。

② 徐字の字形は甲骨文編附錄四二葉に載せる所によると、㐅亼に從ふ字と木亼に從ふのと二體ある。

③ 郭沫若氏は『卜辭通纂』に於いて殷末期帝王の田獵に赴いた地名が、二つ以上同一版の卜辭にあるものを拾ひ出して之等の地は相接近してるであらうとして、今の地名に當てることを試みてゐる。その第六一五片に於いて鄂と召とが共在してゐる。召を山西絳州垣曲縣の邵城、鄂を史記殷本紀の鄂侯の城である野王縣の邘城(今の河南沁陽縣)に當てる。呂は亦宮・雝(第六二〇片)などと同版にある。徐は雩(第六五一片)、宮(第六五六片)などと同版にある。之によると召・雩・宮・柗は相接近した殷王の畋游地であることとなる。吾人は郭氏の云ふ如く同版の諸地名は必ずしも相接近するものではなく、殷都から容易に往復し得る諸獵地たるのみと解する。

④ 新出壽州出土銅器の一と思はれる鑄客盤の銘文に「鑄客爲郐酯爲之。」(『十二家吉金圖錄』葉氏藏器之二)とある。この郐字が圖の如く書かれてゐる。

⑤ 商承祚は、同書で定遠方氏藏の壽州出土銅器楚王酓忎鼎の圖の如く寫した字を釋して、郐とし、之等は單なる繁文に過ぎないとしつゝも大保鼎(殷の誤り)の余字が同構であることに注意してゐる。

⑥ 胡渭『禹貢錐指』卷六。

⑦ 詩大雅常武篇には「王謂尹氏。命程伯休父。左右陳行。戒我師旅。率彼淮浦。省此徐土。……濯征徐國。王猶允塞。徐方既來。……」と歌つてゐる。

⑧ 顧棟高『春秋大事表』列國爵姓表。

⑨ 四二五頁參照。

⑩ 傅斯年『夷夏東西說』一一二三―四頁參照。

⑪ 同一一二四―七頁參照。

⑫ 左傳成二年傳文に齊侯が郤克の軍と鞌に戰つて大敗して臨淄の齊都に引き上げた際に「遂自徐關入」。と述べてゐる。左傳會箋は山東省濟南府淄川縣西にありと云つてゐるが、その可否を知らぬ。齊都から西方、今の濟南に通ずる道に沿ふ關であり、成十七年にも「齊侯與之(＝國佐)盟于徐關」。とあるから、齊都の近傍の關であることは確かである。

⑫ 三九五頁參照。

(四) 匽侯旨

召公奭は東夷征討の役に從つて、周公と共に軍を遙かに渤海岸迄進め、東征の一根據地である奄都に歸つて、成王から、附近の徐土一帶を封領として恩賞せられた。然し明保周公と相並んで周の二相である太保召公奭は此の梁山附近の徐土に共儘定住することは許されない。恐らく太保は間もなく成王周公と共に西方の洛邑、卽ち成周に歸還したのであらう。多士・多方の諸篇は成王の洛邑歸還を說いてゐる。①

召公奭の西方歸還の後、彼の新采たる徐土は如何に處置せられたであらうか。この消息を語るものは伯富鼎に見える侯なる君主が匽地に於て伯富に寶貝を賞賜したと云ふ記事である。この侯なる君主は何人であるか此の器文だけでは判らないが、幸に次の

(二五) 匽燕侯旨鼎

匽燕侯旨作父辛尊。

【著錄】 攈古樓彝器款識、卷一、十五葉。愙、卷六、二葉。恆軒所見吉金錄、十六葉。殷文存、卷上、六葉。綴、卷四、一〇葉。小、卷二、四五葉。潘祖蔭藏。

四二三～四二四

によると、燕侯旨が父の父辛の爲に器を作つたとの銘文がある。この父辛が召伯父辛の略であり、燕侯旨とは伯富鼎の匽にあつて伯富に賞を與へた侯に外ならないとは直ちに想ひ當るであらう。②二者の一致が成立すると、伯富等は同じく召伯父辛を父とする兄弟の一人なる燕侯旨に君事してゐたことゝなる。恐らく燕侯旨は同父兄弟中の年長者であつて、次弟の伯富等を統率してゐたのであらう。之によつて見ると、召公奭の西方歸還の後を受けて彼に代つて此地に止り、召公奭の封土徐州の地を總監して、新領土の開發或新しく服屬した東夷民族の宣撫に從事したのは伯富等の召公羣弟子中の年長者である燕侯旨であり、匽侯旨は彼の弟たる伯富等一族を糾合し、彼等を勵し、恩惠をかけつゝ東土開拓の事業に努力した。彼は自國の都を匽卽燕と名付け、地名によつて燕侯と號したのであらう。此匽卽燕は恐らく奄國卽魯の首都曲阜であらう。③燕侯旨が都を淮夷の中心奄に奠めると同時に弟伯富は東征の基地梁山を領したものである。奄に國を立てた燕侯旨の東夷宣撫は相當の成功を收め、東夷民族の間に拔くべくもない信望を博したらしい。之は水經注に傳へる徐偃王の傳說によつて窺はれる。東夷の間に仁義を以つて名あり、三十六國の朝貢を受け、廣大なる版圖を作つた徐偃王は、周穆王と同時の王で、穆王の爲に滅されたと云はれてゐる。徐偃王及周穆王の傳說は果して何處迄が歷史事實かは容易に解りかねる。然し徐偃王の傳說は最も古くは嬴姓民族の一たる秦國先祖の造父に關係してその片鱗が述べられてゐるのであつて、相當の信賴が置ける。また水經注の所傳は當時なほ江淮の民間に存在した徐偃王信仰に伴つた傳を採取したものであつて、好事の學者の單なる空想による創作ではないのである。④

吾人は東夷卽ち嬴姓民族間の傳說的英雄である徐偃王のなかに周初徐國の最初の君主となり、東夷の信望を得た召公の長弟匽侯旨なる歷史上の實在人物の投影を見得ないであらうか。徐土に封ぜられた匽侯と、徐偃王との不思議な名前の一致は吾人に此のことを暗示するのである。

匽侯旨が奄卽曲阜で徐州を統治した期間は餘り長くはなかつた。匽侯旨は、東夷民族の感謝の內に此の領土を去ることになつた。この匽侯旨の徐土を離れるに至つた事情は別の金文の資料から明らかとされる。

(二六) 匽燕侯旨鼎第二器

匽燕侯旨初見事于宗周。王賞旨貝廿朋。用作𤔲尊彝。

【著錄】 泉、圖。□周存卷二補。貞、卷三、一六葉。兩周、錄卷一、一六葉。三、卷三、五〇葉。海外吉金圖錄、二圖。住友氏藏。

(二七) 亞盉、𠭯矣匽燕侯錫亞貝。作父乙寶尊彝。

【著錄】 愙、卷一六、一九葉。殷文存卷下、三三葉。周存、卷五、六九葉。卷一四、二六葉。錄、卷四、三一葉、小、卷九、五二葉。三卷一四、一〇葉。潘祖蔭藏。

(二八) 匽侯旨鼎に就ては既に紹介した。匽侯旨鼎の所藏者である潘祖蔭によると、同治丁卯の年に北京城外から數個の銅器が發掘され、潘氏は一爵を得、その他は利津の李氏の手に歸した。李氏の得たのは盉爵觚卣合計四器倶に一人の作る器で、盉の銘文中に匽侯の文字が見出されたと云ふ。⑤然るに

四二五～四二六

利津の李氏佐賢の銅器所藏目錄には易州出土の器として

亞形中其形𠬝卣　亞作父乙寶尊彝觚　白□白作鐳　□作文庚□旅彝　亞形中己其侯形
𠬝亞父乙爵
𠬝匽侯作乙盉

六器が載せられてゐる。⑥ 之によると出土地も北京ではなく易州であり、器數も多い。原藏者の言の方が信賴すべきは勿論である。そのなかの盉は後に潘氏の手に歸し、(二七)は之に當る。潘氏の書に初見の(二五)從つて(二六)も同地出土品と推定される。

易州から匽侯旨關係の器が出土したことがたしかとするならば、匽侯旨は伯寓鼎に名を止めた後間も無く易州の地に移封されたので自身或は部下の作器をこゝに殘すことゝなつたと解せられる。燕召公奭が薊に封ぜられたと云ふ通說は誤らしい。⑦

その後燕侯國は何時しか中原諸國と隔絕して、春秋の歷史に稀にしか現れず、戰國に始めて中原との交涉を頻繁に持つに至つた。⑧ 從つて燕國の古い歷史は不明であつて、史記燕世家にも燕召公が始めて封ぜられたとは書いてあるが、その後九世は諡號と名すら忘れられ、惠侯以後に至つて始めて明記されてゐる。之は司馬遷の據つた世本に既に缺けてゐたのであらう。

かゝる史料の狀態からすると燕召公奭が果して七國の燕と關係あるかどうかを疑ひ、七國の燕が自國の歷史を紛飾せん爲に周の開國の名相召公奭を祖先とする說話を創作したのではないかと疑ふものもあらう。

されば匽侯諸器の易州出土は燕國初期の暗黑の歷史に新史料を加へたのであつて、之によつて燕國始封の場所は薊ではなく易州であること、封ぜられたのは召公奭自身ではなくその弟の匽侯旨であること、又その始封の年代は武王時代ではなくて成王或はそれ以後の時代であること、以上三箇條について舊史の所傳を訂正し得る。⑩ 然も以上の如き部分的な誤謬を含みつゝも、舊史の燕國を召公奭に關係づける所傳は大體に於て是認せられ、決して後世の空想の所產でないことが明白にされたのである。

匽即ち奄(後の曲阜)に首都を置いて徐方を統治した匽侯旨が徐地方から易州に移封せられた理由は明確ではないが、周公の長子伯禽が、曲阜に封ぜられる際に移封が起つたのでないかと想像される。⑪

王國維は詩の邶・鄘・衞の三地方名を、衞は衞國即ち殷の故都附近、鄘は奄と音通で魯國の附近、邶は易州で燕國に當ることを考證した。周が殷を滅した後三地方に分けて統治したと云へば、この三地方は殷の舊版圖内の三大文化的中心であつたのである。始め奄即ち鄘に封ぜられた匽侯旨が、之に匹敵する移封地を殷の舊版圖内に求めると、既に衞地が康侯の國となつてゐる以上、邶地を措いてはない。⑫ 燕侯旨の易州遷徙は右の事情の下に於て行はれたのであらう。

燕侯旨の新領土たる邶地は殷民族の多數居住してゐる區域である。彼は茲に於ても此の土着の曩民族の統御を重要な任務としなければならなかつた。亞盉は燕侯旨の部下の亞が寶貝を賞賜に受けて製作した器である。その文の冒頭には亞形中に曩侯なる文字を入れた標識が附せられてゐる。之は亞なる者が曩侯の子孫であるか、或は曩侯の舊領に封ぜられたか、少くともこの曩侯の祭祀を奉ずるを職としたことを示すものである。逸周書には武王が殷を滅した後、召公に命じて殷帝紂により幽囚されてゐた殷宗室の賢者箕子を放免したことが書かれてゐる。⑬ この箕子こそ金文の曩侯に外ならず、亞盉は召公の弟たる燕侯旨の箕子舊領を安堵する政策を表はすもので、⑭ 逸周書の記事は燕侯旨による箕子舊領宣撫の歷史事實を兄たる召公と結び付けた傳說の片鱗を存するものであらう。

燕侯旨鼎によると易州に遷つた後間も無く燕侯旨は始めて宗周鎬京に入朝して寶貝の恩賞を被つてゐる。周初に於ては燕と周の中央政府との交涉は密接であつたのである。春秋時代に燕と中國との交涉が一時史上から消えるのは、周王室の勢力失墜と共に、大行山脈東麓の交通路が北方の山戎民族の南下侵入によつて杜絕した結果ではあるまいか。⑯

註① 多方篇には「惟五月丁亥。王來自奄。至于宗周。」とあり、多士篇は「王曰。多士、昔朕來自奄。」と云つてゐる。又(一〇)旅鼎には公大保が夷を伐つて歸つた年盩自に恩賞したと云つてゐる。盩は陝西省の盩厔縣と比定されてゐる(兩周金文辭大系攷釋)。此が正しいとすると大保の宗周歸還を語る一史料となる。更に盩司徒幽尊なる金文があり盩司徒幽作祖辛旅彝。【著錄】貞、卷七、一五葉。善吉、卷四、八六葉。小、卷五、二七葉。積殷、卷上、六〇葉、善彝、一三三圖。

それによると盩司徒幽が祖辛の器を作つてゐる。この祖辛は召伯父辛を指し、幽は召伯父辛の孫に當り、恐らく、旅鼎の旅の子で父を繼いで盩の司徒を職としたのであらう。召伯父辛の一族がかく陝西に定住してゐる處をもつて見ても召伯の本家は勿論陝西に定住したのであつて西周宣王時代の名相召穆公はその後裔であらう。(左傳僖公二十四年參照)

② 四〇七頁參照。

③ 燕國の金文は國號を記するに燕字の代りに匽字を用ひてゐる(郭沫若、兩周金文辭大系攷釋二五〇葉。吳其昌、金文世族譜第二篇三七～八葉)。匽を冠とした古地名には偃師(河南省偃師縣)郾縣(河南省郾城縣)等があるが、匽侯旨の都の匽との關係が見出せない。この匽は同音の奄の假借で、今の奄國の都であつたと云はれる後の魯國の都曲阜に當るのではなからうか。傅斯年氏は燕國の初封地を以つて上述の郾城縣にあると稱してゐるのは從ひ難い。唯、燕の初封地が今の河北省の燕或は薊でないことに注意した功は沒せられない。

④ 史記秦本紀によると「(周繆)王西巡狩而忘歸。徐偃王作亂。造父爲御。長驅歸周。一日千里。以救亂。繆王以趙城封造父。」と述べてゐるのは、司馬遷が國祖たる造父に就て秦國に行はれてゐた傳說を取つたのである。また秦國の高祖は伯翳で嬴姓とされてゐる。嬴姓の國は「秦之先爲嬴姓。其後分封以國爲姓。有徐氏郯氏終黎氏運奄氏菟裘氏將梁氏黃氏江氏脩魚氏白冥氏蜚廉氏秦氏。」(『秦本紀』贊)と云ひ、是等の位置から考へられた嬴姓民族の居住地域は山東省南の南境河南省東端から南方の徐州に及ぶ一帶の地であつた(傅斯年『夷夏東西說』一一二七頁)。傅斯年氏は秦は嬴姓民族の一分派であつて本來は此地方に居住したが、山東半島から西方に向ふ殷民族に壓迫されて西北方へ遷徙したのであらうと云つてゐるが(同一〇九九頁)、秦が山東河南交境の嬴姓民族の主集團から離れて西北に居住した原因は確かではない。秦本紀に引用してゐる所の徐偃王の叛亂に際し秦の先祖造父が周穆王の御となつて從軍し功によつて趙に封ぜられたと云ふ傳說は、實は周穆王の嬴姓民族たる徐方征伐の際に之に服屬して自己同姓民族に背いた嬴姓民族の一部が、周により西北方に封地を與へられて移住したことを示すものかも知れない。要するに秦本紀は嬴姓民族の祖先傳說を保存したものであつて、特に同民族の祖國たる徐國の英雄、偃王に就ての所傳は戰國秦漢の交の系譜學者、或は諸子百家が自由に創作したものではなく、秦が自民族の本緣を語つた傳說の一として相當に信賴すべきであらう。水經注卷八には劉成國の徐州地理志を引用して

偃王治國。仁義著聞。欲舟行上國。乃通溝陳蔡之間。得朱弓矢。以得天瑞。遂因名爲號。自稱徐偃王。江淮諸侯服從者。三十六國。周王聞之。遣使至楚令伐之。偃王愛民不鬬。遂爲楚敗。北走彭城武原縣東山下。百姓隨者萬數。因名其山爲徐山。山上立石室。廟有神靈。民人請禱焉。依文郎事。似有符驗。但世代縮遠。難以詳矣。

と云つてゐる。晉代にも彭城地方で徐偃王の廟があり、人民の祈禱を受け靈驗ある神と信仰せられてゐた。地志に取られた傳說は秦本紀の傳說とは別個に殘つた昔の嬴姓民族の祖國徐の聖王たる偃王に關する民間の傳承に依據したに相違ない。

⑤ 攀古樓彝器款識第一册偃侯(旨)鼎の條に「(潘祖)蔭按此匽當爲燕之借字。同治丁卯間。京師城外出土數器。蔭得一爵外。李氏所得盉一爵一觚一卣一。俱一人所作器。內盉銘文中正有匽侯字。爲蔭皆一證。」と、此の李氏の銅器群を北京城外の出土としてゐる。

⑥ 李佐賢編『石泉書屋藏器目』(『靈鶼閣叢書』所收)。

⑦ 史記周本紀の「封召公奭於燕」の條下の正義は幽州薊縣が古の燕國の町であると說いてゐる。

⑧ 春秋經傳に燕國が現れるのは莊公三十年傳文に「冬遇于魯濟。謀伐山戎也。以其病燕也。」が最初でその後久しく春秋經傳に見えず、左傳の襄公二十八年の傳文に「夏、齊侯陳侯蔡侯北燕伯杞伯胡子沈子白狄朝于晉」と云ふのが最初であるが、經文には現れない。覇者晉國の朝會に晉國が參加して無かつた爲魯の國史を基とした春秋には載せられず、左傳の傳承は晉國の朝會たる「乘」を基としたのであらう。經文では昭公三年「冬、北燕伯出奔齊。」が初見であり、以下昭公七年、十二年に現れる。

⑨ 史記燕召公世家に「自召公已下。九世。至惠侯。」とあつて、共和の時に當る惠侯迄の九世が不明である。

⑩ 史記周本紀には前引の召公奭の燕國初封を齊魯管蔡と並べて武王時代のこととしてゐる。

⑪ 前注にも云ふ樣に史記周本紀は武王が周公旦を魯に封じたと記してゐるが信用し難い。周公の子伯禽が魯に封ぜられた年代は、史記魯世家にも「周公卒。子伯禽固已前受封。是爲魯公。」と云つて、周公旦の逝去以前にありとしてゐるが、その年代を明示しない。僞孔傳は洛誥の「戊辰。王在新邑。烝祭。歲文王騂牛一武王騂牛一。王命作册逸祝册。惟告周公其後。王賓殺禋咸格。王入太室祼。王命周公後作册逸誥。」の告周公其後には「告曰。尊周公。立其後爲魯侯。」と云ひ、王命周公後には「王爲册書。使史逸誥伯禽封命之書。」と注してゐる。之によると伯禽の封は洛誥の製作された年卽ち文武受命の七年となる。然し此の命周公後は同篇の「王曰。公予小子。其退卽辟于周。命公後。」の命公後と同じ用語であつて、蔡傳に「此下成王留周公治洛也。成王言我退卽居于周。命公留後治洛。蓋洛邑之作。周公本欲成王遷都。以宅天下之中。而成王之意。則未欲捨鎬京而廢祖宗之舊。故於洛邑舉祀發政之後。卽欲歸居于周。而留周公治洛。謂之後者。先成王之辭。猶後世留守之義。

四三一～四三二

先儒謂封伯禽以爲魯後者。非是。」と、成王が西方の舊都宗周の鎬京に引き上げるに際して周公に天下の中心たる成周洛邑に留つて新附の殷民族の統治を委任した意味であると解したのは妥當であつて、崔述も蔡傳に贊意を表してゐる。伯禽が魯に封ぜられたのは洛誥の製作より更に後の時代であつたらう。

⑫ 王國維『北伯鼎跋』(『觀堂集林』卷十八)。

⑬ 逸周書克殷解には「(武王)乃命召公。釋箕子之囚。」とあり、史記周本紀は之を采つてゐる。

⑭ 㠱侯の名は殷代の第五期卽ち帝乙帝紂時代の卜辭の中に見出され(前二、二、六)、「……貞。翌日乙酉。小臣其□……又考㠱侯王其……」とある。この片は上部が缺けてゐるので全文意が不明であるが、㠱侯は商王朝に屬した諸侯の名であることは明である。㠱は紀の假借とせられてもゐるが、殷代の末期卜辭に現れる㠱侯は箕侯卽ち箕子と解すべきではないか。

⑮ 尙書大傳には「武王釋箕子之囚。箕子不忍爲周之釋。走之朝鮮。武王聞之。因以朝鮮封之。」と云つてゐる、所謂箕子朝鮮開國傳說は燕侯旨が初封の際に箕侯卽ち箕子を領內に安堵した事蹟が燕國遺民によつて傳說化して朝鮮に傳蒔されたものではあるまいか。

⑯ ⑧所引の左傳莊公三十年傳文參照。この齊桓公が山戎を伐つて燕を救つたことは史記齊世家、燕世家、國語齊語、管子小匡篇にも見える。この際直接燕と齊との交渉があつたか否かは判らない。

五　結　論

乾隆末年及び道光年間の兩次に亙つて山東省壽張縣下の梁山と稱する平原中の小丘陵から發掘された九個の銅器は、その出土の時が恰も清朝金石學の勃興時に際會したので、直ちに收藏家の手に入り金石學者により銘文が解讀され金石書に登載された。此等の銘文の內には大保・召伯の名があつたので學者は之を周初の名宰相燕召公奭と一致せしめ、之を燕國の宗器と見做しその出土地梁山は齊國の領內にあるから、齊の田單が燕都に攻め入つた時戰利品として齎して歸つたものであると速斷した。

然此等の銅器の內には、その書體、文體、內容から見て殷代の金文と見られる銘文を持つ亞夒爵・亞夒卂爵・餘尊の三器が含れてゐる。前二者は簡單な圖象標識文字二字乃至三字から成る所謂殷代金文に屬する。餘尊は二十數字の銘文を持ち、日の干支を冒頭に、王の卽位年數で結ぶ紀年法からして殷代末期の金文であることが明白である。その內容を見ると殷の王の卽位十五年、王が人方を征伐した際、夒の祖祭に親臨し、從征の近臣小臣餘に夒地の寶貝を賞賜したことが書かれてゐる。

人方の親征は殷代の第五期、帝乙帝紂時代の卜辭に屢現れる所であり、左傳に帝紂が東夷を討つたと云ふ傳說と一致し、人方とは夷方卽ち東夷民族の國家を示し、本金文は帝紂の東夷征伐中の出來事を書いたものである。此の銅器の出土地たる梁山は山東省西部の平原地に孤立した小丘陵地であつて河水の汎濫を避け得る古代民族の居住適地であり、附近には大野澤の好獵場を控へ、濟水に臨み、殷都より東方にある山東半島基部の東夷民族の文化綱に通ずる要衝に當る。この附近には亦古代神話中に名高い蚩尤の巨大な古墳があり、又魯國の先住民たる風姓民族の一たる須朐國の都城遺跡が殘存してゐて、古代東夷民族の一中心地であつたと推測される。餘尊に見える夒と云ふ聖地はこの古代東夷民族の中心地梁山の古名ではなからうか。

亞夒爵の夒字は夒と類形同源の字でその字音は風姓民族の祖先として祭祀を奉じた大皞の皞と同韻

四三三～四三四

であつて、風姓民族がその祖先を祭る祭器ではなかつたかと想像される。夒はまた殷代卜辭にも現れる殷朝の高祖神である。殷の高祖神に當る夒と同源の字である夒が東夷民族の聖地たる梁山の古名であつたのは一見奇異であるが、殷王朝が河南省の安陽縣の殷虛に都を定める前に屢々遷徙したのであつて、その夒から三代目の相土の時代東都と云ふのが之に當るのではないか。而て此地方が殷民族によつて曾て居住されたことがあり、その中心地梁山で祖神夒を祭祀したので夒とその地が名付けられ、その後民族の西徙と共に東夷民族の手に歸したのが、殷末帝紂の東夷征伐によつて再び奪回されたのであらう。

梁山から出土した殷代の三器文が梁山の土地に關係附けて解釋せられるとすると、同時に同地から出土した他の周代金文も亦この出土地との連關を考へる必要が生じる。この周代金文中の主要なる位置を占める大保毀は王が彔子聑を征伐した際大保が從軍の功によつて徐土の恩賞に預つたと書いてあつて大保の自ら製作した宗器らしい。その次に重要なのは伯富鼎であつて伯富が燕地に於て燕侯から寶貝を受けて製作した召伯父辛の宗器であり、文尾に大保の名を標識としてゐる。伯富の同時に製作した召伯父辛の器が別に一器又大史友が製作した召公の宗器甗が同時出土したのである。

同時同地出土銅器銘文中に現れる大保と召伯父辛の二名は直ちに周初の名相で大保の職にあつた燕召公奭と一致せしめられた。郭沫若氏は近出の作册大鼎の大保朿の朿を奭字と讀んで、一般に金文の大保が召公奭であることを更に確證した。此等の論斷は正しいが、生きて活躍する人物大保と廟に祭

られた故人の號である召伯父辛との關係が明瞭でない憾がある。吾人は大保の名の現れる金文を廣く金石書から集めた結果その中には伯富御正□爵の如きが召伯父辛及びその略たる父辛の宗器があることを知り、又奭卣によつて公から賞賜を受けた朿卽ち大保朿自身が父辛の器を製作してゐることによつて召伯父辛とは太保召公奭の父であることを發見した。

之によつて大保毀の大保は太保召公奭に外ならないことが確證されたが、召公が王に從つて征伐した彔子耶に就て從來歷史的の解釋も試みられなかつた。吾人はこの彔子を以つて殷王子武庚とは別人で同じく殷王朝の舊領土、特に東方の聖地で東夷文化圈の中心たる夒卽ち梁山に封ぜられたのであると解した。彼は武王の沒後附近の曲阜を都とする奄君薄姑の勸誘によつて叛亂を起したので、周公召公成王を奉じて之を討伐しその本據梁山に到つたのである。周公、召公は茲に止らず、更に逃ぐるを追つて、東方の山東半島北海岸に迄進軍した。奭卣は山東省黃縣から出土した銅器であるが、之はその長途行軍の結果、山東省北海岸に達した際に周公が同行の召公奭に賞賜したことを記してゐるのである。

周公召公が長期の遠征から歸るを待つて成王は之を迎へ梁山なる夒京に於て賞賜を行つた。大保毀は此の出來事を述べたものに外ならない。大保は成王よりこの地方の徐土を恩賞された。國政の樞機を司る要職にあつた太保召公奭はこの新封の徐土に常駐してその支配に當ることは出來ない。彼は成王周公と共に直ちに成周洛陽を經て宗周鎬京へ凱旋した。彼はその際新領土の管理を同じく召公父辛

四三五～四三六

を父とする兄弟、恐らく彼の直ぐ下の長弟燕侯旨なる者に讓つたらしい。燕侯旨は燕地卽ちもとの奄國今の曲阜に首都を奠め、その弟の伯富を成周洛陽の政治中心と東方徐國とを結ぶ水路交通路の要衝である殷の聖地夒、今の梁山に駐在せしめたのである。梁山の古墳より出土した殷周の交の銅器群は殷代末の東夷征伐の役に從軍し、この夒地に封ぜられた小臣艅の宗器と周初成王に從軍して此の地に彔子を討つた太保召公奭の弟で、徐土の總督長弟燕侯旨に直屬し、此の要地に封ぜられた伯富の製作した燕召伯父辛の器、史官の長たる尹の職にあつた大保の部下であり、その一族らしい大史友が此地に留つたと見えて、召公の爲に作つた器、此等を包括してゐる。伯富は小臣艅の祭祀を繼續したので、小臣艅尊は其儘彼の手に保存され、彼の墳墓に伴葬せられたのか、或は小臣艅の墳墓が之と並立してそこから殷代金文の群が發掘されたのか、出土の記事が詳細でない爲に不分明なのは殘念である。

梁山出土の銅器銘文を通じて見た殷末西周初頭の東夷經略の事情は大要右の如くである。我等は梁山出土の銅器を燕の宗器が齊國內の本地に運ばれて來たと云ふ先人の說に反對して、元來此地に來往し、或は之を封領として定住した人々の製作した器物として解釋しようと試みたのであつた。

最後に附言すべきは、伯富鼎に見える侯と同人で又召伯父辛の子として其宗器を作つた燕侯旨及その部下の銅器群が易州から出土してゐることである。彼は徐土の中心地たる奄卽ち燕を都とし、東夷諸國を支配し、よく人心を保握したらしい。東夷の間の傳說的英雄である仁愛に富んだ徐偃王の內には歷史的實在人物である徐土の燕侯旨の投影があると解釋される。然し彼は永くこの地に駐在出來ず

周公旦の長子伯禽が魯國に封ぜられるに際してその地を讓つて東北の殷民族の居住中心であつた邶國と呼ばれた易州に移封され、こゝでも獨特の宣撫策によつて賢公子と呼ばれた箕子の後を安堵せしめるなど近傍の異民族と協和して後に六國の一となる燕國の基礎を築いたらしい。右の如き燕國始封・移封の事情は史記燕世家の樣な既存文獻に書き洩らされてゐるところで、燕國初期の歷史は此の梁山及易州出土の金文によつて始めて闡明されるのである。

山東半島基部を中心としてその近傍に擴つてゐる古代東夷民族に關しては、或は殷代末期の卜辭に現れた東夷關係の記事が甲骨學者によつて發見せられ、或は城子崖遺迹の發掘が企てられるなど學界の注意を引き、傅斯年氏は夷夏東西說なる長論文を草して東夷民族が中國民族形成の過程に於て如何なる役目を持つたかを論じてゐる。

然し城子崖の史前遺迹の發掘は歷史時代の文獻と直接に關連せしむべき書かれた文獻を發見出來なかつた。甲骨文は殷の首都安陽から發掘されたものであるため、人方卽ち東夷民族の居住地域を明確にし得ない。傅氏の硏究も東周以降の文獻に見える歷史地理的な知識を基として古代を推測したもので、その議論は確實性を缺いてゐる。

吾人の梁山出土の銅器群銘文を主資料とした本硏究は、東夷民族の居住地域から發掘された殷周の交の東夷民族の經略に關する直接史料を根據とした考察であつて、如上の東夷民族の硏究の缺陷に伴ふ種々の誤謬を補正し、之を稍確實な基礎の上に置かうとするものである。

梁山の銅器發見は百餘年以上も昔の遇然の出來事であつて、科學的な發掘の結果では無く、發見の顚末の詳しい記錄も無いのは遺憾である。之を基とした吾人の不完全な考證が遺迹の考古學的の調査發掘によつて書き變へらるる日を待望して擱筆する。

四三七～四三八

第二章　西周時代に於ける罰金徴收制度

西周時代—特にその後半期の—の金文を資料として、之に現れた罰金徴收の制度に就て管見を述べたい。此の金文に見えた罰金制度を、西周時代に於ける貨幣流通の一形態として見れば、一個の經濟史的研究の對象となり得るであらう。周代に於ける貨幣經濟に就ては、既に小島博士[1]による文獻的研究があり、之と並んで濱田博士[2]による貨幣實物の考古學的な研究がある。中國古泉に就て知見の薄い筆者は、此の重大なる經濟史的なる問題の徹底的な研究を異日に期し、茲には主として金文に見えた罰金徴收の組織に就ての若干の解説を與へ、特にその組織が西周後期の朝廷に於て、官制化されてゐる事實の政治史的な意義を訪ねようと思ふ。

一

尙書呂刑篇に、古文では「鍰」今文では「率」に作られ、字は異るが同じく贖刑に使用せられる金の單位の名稱がある。此の鍰或は率が實際如何なる重量の單位であるか、古文今文兩學派の問題となつた處である。[3]許氏の說文は金部に於て鍰字と共に今文率字と音相近き鋝字を相並べて表出してゐる。此の二字は、その前者は古文尙書から後者は周禮から取られたので別字として說解を附せられてゐるが、字體が似てゐるため相誤つて混用せられる。金文では之に當る字としては金扁を缺く寽字があり、[4]或は貝某寽、或は金某寽として、貝貨或は金屬貨幣の單位として賞賜或は贖刑の罰金に使用されてゐる。

罰金として用ひられた例は後に讓つて、先づ賞賜に用ひられた例を見る。周初に周公の子にして初めて魯に封ぜられた伯禽の器と認められてゐる禽毀[5]及び精密な年代は不明であるが字體内容よりして西周中期と推定される𥎦卣[6]との二例がある。之を後に述ぶる罰金として使用された例が西周後期を主とし、前期を混えて總計七例なるに比すると極めて例が少いと云はねばならない。且つ後に觸れる如く、此の寽が、何よりも贖刑の單位として特に屢〻使用されてゐることは、一つの特異の現象として注目すべきであつて、呂刑の贖刑に金鍰を用ふる規定は、その戰國的な潤色は別として此の點のみに就ては古い傳承に起原を有してゐるのである。

罰金としての寽の用例は後に讓り、先づ寽が如何なる物か、禽毀𥎦卣の文面によると一は金百寽他は貝三十寽とある。之は文字通り西周初期迄は貝貨と、金屬貨幣と混用されたのか、或は實際には金或貝の一方のみ通用し他は名目上のみであるのかは尙問題である。それは本論文にとり問題外であり、且中國古代貨幣の實物に就ての研究が必要であり、今迄其の方面からも問題とされて來た處である。例へば濱田博士は中國に於て發見された貝貨及びその骨製模造品を調べ、金屬貨幣の一種たる蟻鼻錢は貝貨を模造せる金屬貨幣であり、貝貨より金屬貨幣への過渡的形態と考へられてゐる。[7]我等は論文の順序上一應實物を離れて、金文その他の文字の字形によつて考へて見たい。

我等が已に上に示した如く、西周の金文に於て、寽は重に罰金の單位として、稀には賞賜の單位として使用せられてゐるが、その內西周初期の金文中の一例に於ては寽は金屬であり、他は貝貨として示され、一見西周初期には兩者混用される樣である。然、先づ西周後期の金文中、例へば曶鼎[8]に於ては寽は金屬であることが明示されて居ること。又寽字の字形に徵するに

受字の𦥑に作ると同樣の構成で中央の物品が異るのみで一方の手から一方の手へ物品が渡される貌、六書から云へば會意の文字であつて、中央の交付される物品は一に作られ、甲骨文得字に於ける𢔶の如く貝形に作られず、且一は金字の全の構成要素たる=と同一である事。又殷末西周初の金文に貝の商賜として賜はる際には、その裝飾品的、首飾としての狀態を明瞭に象形した朋をもつて單位とし、寽としては一例しか現れない事。[9]上の理由からして、たとひ次節にも見える如く罰金としての寽は或は遚某寽と云はれ、[10]遚は的確なる意義或は說文の何字に當るかは不明であるが、その字形は

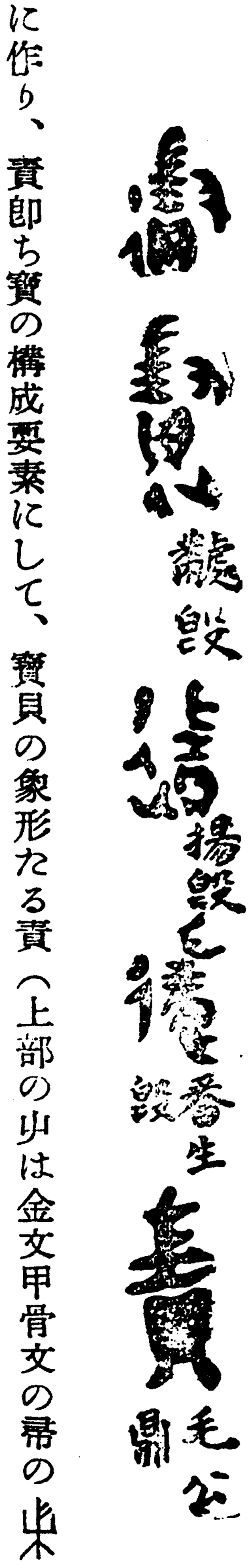

に作り、賁卽ち寶の構成要素にして、寶貝の象形たる賁（上部の𡳿は金文甲骨文の帚の𡳿の上部と形狀が同一であるが、その意味は不明）に類似し更に辶及び又を付し、移轉せられる寶貝なることを示す事から見て、寽の實體は、本來は貝貨に淵源し、その金屬の模製品であつたかも知れないが、兎に角周代に於ては通常は金屬製であつたのではないかと想像される。

二

一種の金屬幣たる寽が西周金文に於ては、上節の賞賜として使用される二例を除いて、壓倒的な多數を占めるのは贖罪、罰金の單位たる例である。西周初期の金文たる師旅鼎に、周の東征軍の指揮官たる伯懋父が、その命令に違背し征役に從はざる部將師旅の部屬に對して三百寽の罰金を徴收したのはその例である。[11]之と連關するものは、西周後半期の金文に多くの例を見出す處の、罰金徴收、或は賠償金徴收權を周の王室より臣下にその一部を比率的に委讓する慣例であり、金文に於ける寽の用例中最も多きを占むるものであるのに、現在迄その正當な意義を看過、或は誤解され來つたのは頗る遺憾に堪へない。吾人は本論文に於て主として此の金文に見えた慣習を中心とし、その意義を考へたい

四三九～四四〇
四四一～四四二

と思ふ。先づ金文の內から七例を拾ひ出すことが出來る。

(一)(𤔲毀) 王若曰、𤔲、命女嗣成周里人眔者諸侯大亞、訊訟罰取遺五寽。易女夷臣十家。[12]
(二)(揚毀) 王若曰、揚乍嗣工、官嗣景田甸眔𤔲居眔𤔲芻眔𤔲寇眔𤔲工司。賜女赤市𢧢旂。訊訟取遺五寽[13]
(三)(趞鼎) 王曰、趞命女作𢻱自家嗣馬、啻官僕射士、訊小大右隣、取遺五寽[14]
(四)(番生毀) 王令藉嗣公族卿事大史寮、取遺廿寽[15]
(五)(毛公鼎) 王曰。父厝、己曰復丝卿事寮大史寮于父卽尹。命女藉嗣公族雩參有嗣、小子師氏虎臣雩朕褻事。以乃族于吾王身、取遺卅寽。[16]
(六)(牧毀) 王若曰。牧、昔先王既命女作嗣士。今……、易女秬鬯一卣、金車、……舍馬四匹、取□□寽。[17]

周代の金文、殊に西周後半期に屬する策命を中心とする形式の金文に於て、その策命中に、王より臣下に對する官職敍任、それに次いで名譽の表徵たる車服、或は采領奴僕の恩賜が記せられる。(一)(二)(三)の如くその敍任と恩賜との中間、或は(四)(五)(六)の如く恩賜最後に取遺采寽との句がある。社會史的關心から最初に注意したのは郭沫若氏であつて、氏は之を以つて官吏に對する寽なる金屬貨幣の俸料の支給なりと解釋した。氏は(四)番生毀以下(五)(六)の西周後半期中でも比較的晩期の金文により、それに恩賜品の最後に此句が位置してゐる事、及び趞鼎の取遺五寽に先つ「僕射士訊小大右隣」の句が牧鼎の「厥訊庶右𠳹、不井不中」・「雩乃訊庶右𠳹、毋敢不明不中不井」の句と相當り、訊は訊訟の官、大右は司右、小右は羣右であり、庶右は之を統稱したものとする獨自の銘文解讀を根據としたのである。牧毀の當該文句と趞鼎の句との間に聯關があることだけは、郭氏の指す如くであるが、矢張りそれ自身意味不明な牧毀の句によつて訊以下が官名なりと斷定することは極めて危險ではなからうか。

(二)(三)に於ては取寽の句は官職敍任の句に續けて訊訟の語を冠し、殊に(一)に於ては𤔲に命じて東都たる成周の里人及び諸侯の屬官たる大亞等を管理支配するの職務に任ずると共に、上記諸統屬者の間の訴訟を訊して、その爭訟に對して罰金としては五寽を徵すべしとの文意極めて明白である。西周初の金文たる前述の師旅鼎に於て、或は王命によるか否かは知らないが、兎に角軍將が部屬に對して罰金徵收權を有した事實と照して、此等の諸例は正に王より此爭訟の裁判に際して一定の比率の寽を單位とする罰金の徵收權を王より賦與せられたと解すべきである。而て(五)(六)に之を明記せぬのは省略した句法に過ぎず、且つ(四)の句の訊は動詞として、隣は小臣謰毀[18]の「謰代海眉」の隣と同字で徐中舒の釋した如く懲と讀んで意味通じ、必らずしも訊以下官名と見る必要はない。不明な牧毀の句法の解釋から出發するよりは、文意の明瞭な𤔲毀の句を根據として解釋を進めるのが當然であらう。

かく解すると西周後期の金文中の策命に於て、臣僚に對して、或る官職の任命と共に、その官職下の被統屬者の爭訟に對して五寽、廿寽、卅寽の數字に示さるゝ如く或る定率の罰金の徵收權が周王より賦與せられる慣例が存在することとなる。之が若し事實であるとするならば、かゝる事實は如何なる意味を有するであらうか。次に之を考へて見たい。

三

上の問題に先つて、第一に考へねばならぬことは、罰金の徵收權の賦與が策命に現れるのは西周後半期の金文に於てであるが、之が此の時に始つたものであつて西周初期に於ては全く無かつたか否かと云ふ事である。事實西周初期の金文に於て此事を記すものは全くない。前述の如く師旅鼎に於て東征軍將伯懋父は部下に對して罰金を課してゐるのであるが、之が周王より賦與せられた特權であるか否か判らない。元來金文に於て策命が中心となりその策命儀禮及策命書が一定の形式の下に詳述せられるのは西周後半期金文の特徵であつて、西周前期の金文に於ては、概して記述の之に及ぶものなく、たとへ記述が之に及んでも極めて簡單であるか、或は之を詳述するもその儀禮等の形式が著しく異つてゐる。されば、かゝる敍述形式の著しく異つた、卽ち敍述の際の關心の全く異つた二種の金文に就て、後者にのみ見える問題の罰金徵收權賦與が前者に存しないからと云つて直ちに西周前期に此の慣習が無かつたと想像することは出來ない。

例へば尙書多士篇に「予大降爾四國民命、我乃明致天罰、移爾遐逖」と云ふ如く、周初人の意識に於ては、罰は天の罰であり、天より降さるゝものであり、且、天の罰は天の代理者たる王者によつて施行せられるものとされてゐた。詩大雅緜篇に「虞芮質厥成。文王蹶厥生」と歌つたのは、西伯文王の王業の兆として爭訟の裁判を擧げたのであり、裁判權を王權の表徵と認めてゐる。甲骨文字に於て士と王とが同一字の別體に過ぎず、周初金文に於て士と王とが分離することは、士が特に裁判を掌る官職とせられる點より考へて、之も亦王權と裁判權との密接な關係を想像せしむる一傍證とも見られる。[19]

かくの如く、理論的には王者に歸屬する裁判權は、諸侯の分封と共に、地域別に分割せられる。周成王が康叔封を衞侯に封じた策命と傳へられた尙書康誥、酒誥等の篇に、新に征服せられ、衞の版圖に屬する殷の遺民の統治策が訓戒せられた中にあつて、特に裁判の心得が何度も繰返して述べられたのは、此の分封に際して、特に裁判權の分割委讓が重要視せられた事を物語るものと云へよう。

右に述べた裁判に關する周初人の觀念、及び周初の分封策命から、周初に於て諸侯に對して裁判權の分割委讓が存在したことは大體想定せられるが、康誥等に彼れ程縷述せられた裁判心得中、一度も罰金が見えないのは何故か。此は任意の額の罰金を徵收し得る一般的なる裁判權の委讓があり、西周後半期策命の如き一定の率を定めて罰金の徵收權を委讓する慣習が存在しなかつたのではなからうか。此の推定を確かめ得る一の資料は師旅鼎である。郭沫若氏は師旅鼎に伯懋父が三百寽の莫大なる罰金を徵したことに就て、寽に殷代と周代との古今二種の單位が存在した事を考へてゐる。[20]

筆者は、此の周初の師旅鼎の記事と、他の周中期金文との爭訟の罰金額に就ての差異、卽ち毛公鼎等の三十寽、二十寽、五寽等に對して、茲に三百寽の巨額が擧げられた事を、郭氏の如く、本文に確證なき單位の變動により說明するよりも、寧ろ後者が、裁判權の臣下委讓に伴ひ、王室に歸屬すべき罰金額の或部分が臣下に分與せられること、卽ち率を示す數字なるに對して、前者が臣下の隨意に徵收した罰金實數を示すが故であると解釋したい。

四

小島博士が嘗て尙書呂刑篇の贖刑制度を論ぜられた際に述べられた如く、呂刑の贖刑制度は、その貨幣經濟の完全な卓越を示す點に於て、春秋末期戰國初期的な時代の外貌を持つが、その贖刑制度の根柢には、更に古代の血族團體間の復讐行爲を禁絕する賠償金制度の傳統が存在する。氏族間の紛爭に於て支拂はるべき賠償金、平和金の一部が、部族國家等の上級團體に歸屬することは、賠償金制度の發達に於て屢〻見られる現象である。氏族間の賠償金制度に就て直接にその制度を指示する史料は中國古代には餘り見當らない。然しながら前述の尙書周書諸篇或は金文師旅鼎の示すが如く、少くとも西周初期に於て此賠償金制度は既に罰金制として存在し、周王或は諸侯、或は軍將に一般的裁判權と共に罰金徵收が委ねられたらしい。西周初の此の單純な裁判權一般の讓渡に對して、西周後半期の罰金徵收を一定比率の金寽によつて臣下に委讓せられる制度は稍複雜化した制度である。

我等は西周後半期の金文に於ける策命制度一般の形式化に現はれ來る所の西周諸官制の完成、外面的な中央集權的官僚制度化—反面に於ては分裂の危機を含み、東周の諸侯制覇時代の前兆をなす—等と相伴なふ社會事象政治現象として此罰金徵收權賦與を解釋したいと思ふ。此の西周後半期策命制度に就てはその詳細な論述を他日に讓るが、その中心をなす西周後半期の政策の指導理念は幽王の時代の作と云はれる北山篇の「溥天之下、莫非王土、率土之濱、莫非王臣」の詩に漠然と表現せられてゐる如き王土王臣思想である。天下の諸侯以下庶民に到る迄、悉く王臣、卽ち王の直接に支配する臣僚であるとする觀念である。

西周初期にあつては、尙書梓材篇の「皇天既付中國民、越厥疆土于先王」或は大盂鼎の「我其遹相先王受民受疆土」の如く、周王は天より土地と人民とを付せられたと考へてはゐたが、梓材篇に「封、以厥庶民、曁厥臣、達大家、以厥臣達王惟邦君」とある如く、庶民迄は王の直接に支配する處ではなくして、康誥に、周成王が衞侯封に命じて「已汝惟小子、乃服惟弘王、應保殷民、亦惟助王、宅天命、作新民」と云つた如く、諸侯に分封して支配を委ねた。今假に之を王土王民主義として後期の思想と區別したい。

王土王臣主義と王土王民主義とは、人民の支配に對する態度が異る。王土王臣主義にあつては、分封せられた王土王民は形式的には王土王民で終局は王の支配の及ぶ處であるが、その支配は一般的に諸侯に委ねられてゐる。王土王臣主義は、この王民をば王臣として直接に支配せんとする態度である。

之に伴つて諸侯に對する王の策命權の强化が來る。國語周語に見える周宣王が魯侯の繼承問題に對して魯侯の意を排して己が好む太子を立てんとした事は、王による諸侯策命權の强行と解すべきである。かゝる政策が裁判權に關して執られた時に「訊訟取寽」の條項となる。卽周初に於ては無條件に分封庶民に對する罰金徵收權を諸侯に委讓されてゐたものを、茲に分封民を王臣となし、其裁判權が原理的に王室に歸屬することを想起して、之に對する王室の上位裁判權を確立し、その上で比率的な罰金徵收權を特別の恩典として特定臣僚に賦與したと解釋し得られないであらうか。據るべき資料に乏しいが爲に稍獨斷に馳せた嫌はあるが、以上が筆者の理解する西周後半期金文に見える罰金制度の史的解釋である。

西周後期の罰金徵收制に關して、勿論金屬貨幣使用と連關して、西周後期に於ける貨幣經濟の或程度の勃興が考へられる。唯茲で金屬貨幣は一擧に自然物經濟を壓倒し去つたのではない。春秋時代に於ても一般の交換の手段としては、家畜、織物等が使用せられた事は小島博士の文獻的證明がある。金文に於ても、裁判事件に關する獨特にして貴重な資料たる曶鼎に就て見るに、—曶鼎は實物が早く失はれ且つ剔字の技術拙劣にして字體眞を失し、缺字多くして解讀に非常な困難あり、今迄に多數の釋文あるも異說尙多くして歸一する所を知らない。唯だ確に知る得る最少限度として—曶と㕁との兩人間に奴隸と馬匹束絲との交換契約が成立した後、㕁が違約したので王の參門の朝に出頭して公式に金寽を以つて賣買を誓約してゐる。金寽はこゝでは普通の賣買、交換の手段としての家畜或絲と異つて王の朝廷に於ける公式の爭訟、或は賣買立券の際の手續きとして必要な單位である。然も小島博士の指摘された如く此は金屬貨幣と云つても、純粹に貨幣の用途のみ持つものでなく、寧ろ銅器の鑄造の原料とされる場合が多いのである。されば、西周後期の一般經濟狀態に就ては、確かの見透を與へることは現在に於て尙不可能であつて、一概に論じることは困難である。

註
① 小島祐馬博士、『經濟上より觀たる「尙書」の贖刑』（支那學第一卷五號）同『春秋時代と貨幣經濟』（同　六號七號）
② 濱田耕作博士、『支那古代の貝貨に就いて』（東洋學報第二卷二號）同『貝貨考補遺』（同三號）
③ 呂刑本文に就ての詳細なる考證は小島博士の前論文（四二七—四三三）を參照。
④ 容庚氏金文編卷四寽字注に寽が孳乳し鋝となるとし、又呂刑本文の鍰は鋝に作るべしとの戴震說を金文に據つて贊してゐる。
⑤ 「王伐楚侯、周公謀禽祝、禽有𢼸祝。王錫金百寽。」（兩周金文辭大系攷釋十二）禽𣪘は淸朝の錢獻之以來著錄された高名の器である。最近は貞松堂遺文卷三に「禽鼎」として同文の銘が著錄せられてゐる。字體は前者に比し後者は稍肥重であつて前者の方が原型に近いと考へられる。「大祝禽鼎」と相似て吳其昌は祝禽を伯禽とは認めずして昭王時代に置いてゐるが、（『金文歷朔疏證續補』文哲季刊二ノ三、六一三頁、及び『金文疑年表』國立北平圖書館刊六ノ五、三九頁）字體等より見るも到底昭王には下げられず、郭氏の創說に贊する。
⑥ 兩周金文辭大系六〇、普通には彔𢦚卣等と呼ばれてゐる。彔伯𣪘、彔𣪘、彔𢦚卣、𢦚觶、遹甗等は一群の銘文であつて、郭氏は之を穆王時代に置いてゐるが、銘文の內容から確に時代が定められない。吳其昌氏は之を周宣王時代に下げてゐるが、（『疑年表』六ノ六、八〇頁）その字體より見て西周中期以降には下げられず、郭氏の說は大體當つてゐる。
⑦ 濱田博士　前揭論文
⑧ 「𤔲效父廼許𠭯曰、于王參門□□木榜、用償延賣茲五夫、用百寽、非出五夫□□𩛥、𠭯𩛥𩛥𩛥寽」（兩周金文辭大系九七）曶鼎は極めて難解であつて異說が多い。此處には郭氏の釋文のみを擧げて置くが、寽が金であることだけは大體推察せられ

る。(本文四四九頁參照)

⑨ 郭沫若氏『卜辭通纂』釋文一〇一頁には、貝朋賞錫例を豐富に擧げてゐる。

⑩ 四四三頁第一例

⑪ 「惟三月丁卯、師旅衆僕不從王征于孟方、䦒(?)使厥友弘目告于白懋父、在莽、白懋父迺罰得叅古三百守、今弗克厥罰」(『金文大系』二六)師旅鼎は新出の器で、盧江の劉氏に藏せられ、善齋彝器圖錄等に著錄せられる。伯懋父は小臣宅段、小臣謎段呂行壺御正衛段等に見え、孫詒讓が逸周書作雒解の「俾中旄父宇于東」の中旄父と比定したのは、「東」の位置に關する考證の當否は別として、卓見と云ふべきである。(古籀餘論)

⑫ 前器と同じく新出土の器で劉氏所藏にかゝる(大系一一九)。郭沫若は厲王時代と定めたが、揚段との字體類似によるのみで確證はない。要するに西周後半期の命文たることは間違ひないが郭說よりは今少し時代は上るかも知れぬ。

⑬ (大系一一八)策命に干與せる史官内史先は諫段にも現れる。此等の器はその人名には更に廣く他器とも連關し一大群をなすもので、大體時代が定つて來る。厲王時代とすることには、郭氏も吳氏も一致する。

⑭ (大系五七)郭氏は𣪘旨の字が靜段に見えることによつて一群として穆王の時代に置いてゐる。但、その字體は靜段等の整正に比して此の器は頗る墮落してゐるから、今少し時代が下るのではなからうか。

⑮ (大系一三二頁)陶齋舊藏の器で、次の毛公鼎と内容極めて類似し、その文は簡である。郭氏は此の器の番生を詩十月篇の「番維司徒」の番と比定して、厲王の時代として、毛公鼎を宣王の時代に置く。吳氏は其師王國維の舊說を墨守し毛公鼎を成王の時代と定め、番生段をも附載する。毛公鼎の年代を廻つて郭氏吳氏の間に數次の論戰が交へられた。平心に之を論ずれば、毛公鼎の文體、策命形式、器制、文樣、字體から考へ周初の時代に置くことは他器との比較上到底不可能である。郭氏の番生に關する創說が果して正しいか否かは尙問題であるが、兩器ともに西周後半期の作品たることは疑ひ無い。

⑯ (大系一三四)

⑰ (大系七五)此の策命に干與する史官内史吳によつて、師虎段吳彝等と共に一群で郭氏は之を共王の時代に屬せしめる。

⑱ (大系二三)新出の器で、劉氏所藏にかゝる。徐中舒の釋文は集刊二・三に載せられてゐる。伯懋父の小臣謎に賜與せることを記したので、西周初期の器文たることは疑無い。(註⑪參照)

⑲ 徐中舒「士王皇三字探源」(中央研究院集刊四ノ四)參照

⑳ 註⑪參照。

四五一～四五二

第三章　五等爵制の成立

——左氏諸侯爵制考——

一

周代の封建諸侯が公・侯・伯・子・男の位階をなす稱號を有し、之に應じて異つた身分的な資格を有してゐたと云ふ所謂諸侯の等爵制は、儒家の經典特にその禮書に多く記述せられる所である。周禮の如きは諸侯の公・侯・伯・子・男の爵に伴つた禮遇の等差を有ゆる生活の部門に亘つて定めた規制によつて全書が被はれてゐると云つても過言でない位である。此の種の諸侯國の等爵に應じた萬般の制度を貫く機械的な等殺制の體系を更に簡明に表したものは禮記王制篇の記述である。禮記王制篇の諸侯等爵制は孟子萬章篇の系統を引き、多少改修を加へたものである。周禮及び禮記王制は何れもその製作年代が不明である。諸侯等爵制の起原或は成立等を研究せんとするならば、先づ可成り製作年代の明らかで戰國時代の作品たること疑無い孟子が出發點とされねばならない。王制と孟子との問題の條文を對照して下に揭げる。

禮記王制第五。

王者之制祿爵。公侯伯子男凡五等。諸侯之上大夫卿・下大夫・上士・中士・下士凡五等。天子之田方千里。公侯田方百里。伯七十里。子男五十里。不能五十里者。不合於天子。附於諸侯。曰附庸。天子之三公之田視公侯。天子之卿視伯。天子之大夫視子男。天子之元士視附庸。諸侯之下士。視上農夫。祿足以代其耕也。中士倍下士。上士倍中士。下大夫倍上士。卿四大夫祿。君十卿祿。次國之卿三大夫祿。君十卿祿。

孟子萬章章句下

北宮錡問曰。周室班爵祿也。如之何。孟子曰其詳不可得聞也。諸侯惡其害己也。而皆去其籍。然而軻也。嘗聞其略也。天子一位。公一位。侯一位。伯一位。子男同一位。凡五等也。君一位。卿一位。大夫一位。上士一位。中士一位。下士一位。凡六等。天子之制。地方千里。公侯皆方百里。伯七十里。子男五十里。凡四等。不能五十里。不達於天子。附於諸侯。曰附庸。天子之卿。受地視侯。大夫受地視伯。元士受地視子男。大國地方百里。君十卿祿。卿祿四大夫。大夫倍上士。上士倍中士。中士倍下士。下士與庶人在官者同祿。祿以代其耕也。次國地方七十里。君十卿祿。卿祿三大夫。大夫倍上士。上士倍中士。中士倍下士。下

四五三～四五四

小國之卿倍大夫祿。君十卿祿。

士與庶人在官者同祿。祿足以代其耕也。
小國地方五十里。君十卿祿。卿二大夫。大夫倍上士。上士倍中士。中士倍下士。下士與庶人在官者同祿。祿足以代其耕也。

孟子は冒頭に周の諸侯を始め一般の爵祿の制度の文獻は、春秋或は戰國の諸侯にとつて不利なるため、悉く廢毀されて仕舞つたので、自分の述べる所は全く傳聞した所だと斷つてゐる。孟子の云ふ如く、周代の爵祿制度の文獻が嘗て存在し周の諸侯列國により故意に堙滅せしめられたものか否かは問題であるが、孟子が據るべき成書の文獻を持たなかつた事は確かである。然し孟子は傳聞をどの方面から得たかが問題である。吾人は之を春秋の經に對する解釋學である春秋傳より承けたと考へるのであるが、此は後に讓る。

禮記王制では諸侯を公・侯・伯・子・男の五等としてゐるが、孟子では天子を一位とし、子男合せて一位として五等としてゐる。もし王制が諸侯五等制をとるとせば、孟子は天子を除いて四等制をとるものである。王制は次に諸侯の臣下の卿・大夫・上士・中士・下士の五等を考へるが、孟子はそこにも君を一位入れて六等としてゐる。王制の五等諸侯は諸侯の臣五等と相對照するもので、孟子の方が未整理であつて王制の方が外面の形式は整つてゐることは此點の比較でも明らかであるが、特に孟子が公・侯・伯に次いで子・男を合せて一位としてゐる點は注意せられる。

「爵」は本來「齒」或は「親」と對立する觀念である。孟子は「天下有達尊三。爵一齒一德一。朝廷莫如爵。鄉黨莫如齒。輔世長民莫如德。」（公孫丑下）と云つてゐる。朝廷、鄉黨に對して輔世長民は具體的の社會的集團を地盤とするものではないから、之を省いて「昔有虞氏貴德而尚齒。夏后氏貴爵而尚齒。殷人貴富而尚齒。周人貴親而尚齒。」（禮記祭義篇）に現れて來る「親」の語を取り、その地盤として鄉黨と對立して「宗族稱孝焉。鄉黨稱弟焉。」（論語）の宗族を考へたい。宗族の宗廟等の會、鄉黨の鄉飲酒の禮、朝廷の朝會の儀に於て位次の決定の標準となる基本觀念が夫々「親」「齒」「爵」である。宗族卽ち血族團體に於ては血緣の疏密、鄉黨の隣保團體にあつては年齡の高下が會合の位次を決定する要素である。爵は白虎通爵編に「爵者盡也。各量其職。盡其才也。」とあつて、政治社會である朝廷においては才或は功を量り、職により給せられる後天的な資格である。朝廷の會の位次は之によつて決せられる。

漢書百官表には秦爵に起原する漢爵二十級を擧げてゐる。爵は身分的な資格を示し、種々の段階特權を伴ふものであるが、本質的に朝廷の位次を決定するものであり、何よりもそれは單なる稱號でなく上下の位級を形成せねばならぬ。

諸侯に於ける爵は常に普通の臣下のそれと異つて、天子の朝廷或は諸侯相互の會盟に於ける位次を決定する標準たるべきである。爵が本質的に位級であるべきであるとするならば、王制の公・侯・伯・子・男の五等制は爵の制度としては最も完成してゐる。之に反して孟子の子男を合して一位とするの四等制は、子男は個々の稱號であつて尙それ自身位をなさず完全な爵とは成つてゐないのである。

然し一方王制に於ても次の公侯等の國の領域の廣さを規定する段に至つては孟子と同じく天子方千里以下公侯百里・伯七十里・子男五十里と記する。天子を除いて諸侯のみに就て云へば、公侯・伯・子男の三等制であつて五等制ではない。不徹底に見えた孟子の四等爵制は、子男及伯に於て却つて之と合致し、公侯を分つ點が異るのみ、完全に見えた王制の五等制は子男に於ても田制と背馳する結果となる。

王制及孟子はその下に公侯の百里の國を大國とし、伯の七十里の國を次國とし、子男の五十里の國を小國として、各々國の卿・大夫・上士・中士・下士の祿を定める詳細の條文が附加せられてゐる。王制及孟子の諸侯五等或四等爵制は、同時に採用した諸侯の國の領域・卿大夫封祿の三等制との間に大なる矛盾を包含してゐる。孟子及王制には一方に於ては諸侯の五つの稱號の位級制と云ふ理論、他方に於ては、諸侯の領地の廣さ、之より派生する家臣封祿高に於ける三等制の理論との二つの獨立した要素を接合せるものである。この二つの要素は春秋左氏傳に於て如何に現はれてゐるか。以下に之を吟味すべく先づ春秋諸侯三等制の理論を見よう。

二

春秋の諸傳中今文家、特に公羊學派の春秋諸侯の爵制に三等なることを明瞭に說いてゐる。公羊傳隱公五年傳文に「天子三公稱公。王者之後稱公。其餘大國稱侯。小國稱伯子男也。」と云つて、公・侯・伯子男の三等制を考へてゐる。公羊傳の三等制說に就ては後に詳述する。茲では公羊傳では孟子王制の公・侯・伯・子男三等制とは多少異り、公・侯・伯子男の三等制が明瞭に說かれてゐる事を指すに止める。

之に對して左傳の諸侯爵制說に就ては左傳の內に餘り明瞭には述べた箇所がないが爲に今迄割合に閑却されてゐた。章太炎の遺著『春秋左氏疑義答問』卷一に

問。傳稱（僖公二十九年）。在禮。卿不會公侯。會伯子男可也。吳語稱命圭有命。固曰吳伯。而春秋但書吳子。公羊亦云春秋伯子男一也（桓公十一年）。義與此合。據周官（天官大司盟）。上公九命。侯伯七命。子男五命。今春秋序班悉異。豈非素王改制之徵。

按自厲王流彘。天子失官。宣王中興。必多損益。其後桓文迭伯。事與古殊。傳所稱禮。自是時王新令爾。魯語稱叔孫穆子言。伯子男有大夫無卿。帥賦以從諸侯。傳稱申之會。子產獻伯子男會公之禮六（昭四年）。平丘之會。子產言鄭伯男也（昭十三年）。並以伯子男爲同班。二子在春秋未修以前。豈懸知素王改制事邪。吳本伯國。自桓文攘夷。內外有截。夷狄雖大曰子。此當時之定法。又與伯子男同班之說異

也。公羊不媚典禮。獨此一說與左氏爲近。然素王改制。彼傳本無明文。特仲舒輩傅會成之。乃云文家五等。質家三等。此爲負公羊爾。

と、左傳及び國語に於ては公侯と伯子男との二等制說が取られ、伯子男を同一位にあるとする點に於て公羊傳說と合致する事を說いた事は注意に値する。

左傳の諸侯爵制と公羊の三等制との關係を指摘した學者には古くは惠棟があり、「左傳補注」中に、章氏の問題とした昭公十三年傳文の「鄭伯男也」を引用して「董仲舒春秋繁露云。周爵五等。春秋三等。合伯子男爲一爵。故云伯男也。外傳作伯南。古南男字通。公羊桓十一年。鄭忽出奔衞。傳云。忽何以名。春秋伯子男一也。辭無所貶。何休云。春秋改周之文。從殷之質。合伯子男爲一。」と云ひ、周語の鄭伯南也の南と男とは音通なること、此の昭十三年傳文と魯語の文は鄭伯を男と定義するものであり、公羊說と合致すると考へた。

更に陳立は『句溪雜著』中に『鄭伯男也說』を揭げ、鄭衆服虔の「鄭伯爵在男服也」の說は鄭の位置、京師より去る所の距離が周制の王城千五百里の男服に當らざることを理由とし、又賈逵の「男當作南。謂南面之君」說は子產の貢を爭ふ際の語としては意味通ぜざるの理由で、又鄭志の「男子男也。周之舊俗。雖爲侯伯。皆食子男之地。」王肅注の「鄭伯爵而連男言之。猶言曰公侯。足句詞也」と云つたのも臆解として、凡て排擊し「左傳僖九年云。王曰小童。公侯曰子。明公與侯皆降等从男之稱矣。……要之伯與子男俱爲一等。故僖二十九年左傳云。卿不會公侯。會伯子男可也。明公與侯尊。不敢與會伯子男卑。故可是亦以三爵爲一等。此云鄭伯男也。言鄭國伯爵。男猶之也。舉其至卑者。自承與爭貴之意。似合二傳之說。本無差異。其周禮之五等。孟子之伯一位。蓋古籍散亡。不無所聞異詞。」として、鄭伯は男なりとは、一位の伯子男の中の最卑の男を擧げて官重き貴爵に非らざるを辯じたのであつて、左傳說も本來は公羊傳と同樣に伯子男一爵說なりと斷じてゐる。

章太炎の說は惠棟に發せられ、公羊學者陳立によつて稍精しく論證せられた左傳の「鄭伯男也」の句に就て鄭伯は男と一爵なりの解釋が、公羊家の伯子男一爵說に合致する事を、更に古文家の立場に立つて左傳中心に考へて見たのである。「鄭伯男也」の句に就ては最近顧頡剛氏は『戰國秦漢間人的造僞與辨僞』の論文の內で傅斯年の『五等爵論』に贊し、公・侯・伯・子・男の五等は周代に實在せず、眞正の五等爵は書康誥の「侯・甸・男・邦・采・衞」に見える侯・甸・男・采・衞であると主張し、左傳の「鄭・伯男也」及「曹爲伯甸」(定四年)を解して伯は長の義にして、鄭は男の長、曹は甸の長を意味した。甸男制が忘却せられた後、只鄭と曹とは伯とだけ呼ばれるに及んだと云ふ新解釋を提出せられた(史學年報第二卷第二册二二四頁)。顧氏の新解釋にして成立するならば、左氏伯子男一爵說の重要なる根據の一が崩壞するの結果に至る。顧頡剛氏の說の批判は後に述べる。兎に角こゝに一の問題があることが注意せられる。

次に左氏の伯・子・男一爵說に對する一の障害となる如く見えるのは杞子用夷禮の事である。左傳の僖公二十三年經文に「冬十有一月。杞子卒」に對して傳文は「杞成公卒。書曰子。杞夷也」と云ひ、

四五九～四六〇

同二十三年經文の「春杞子來朝」に對して傳文は「春。杞桓公來朝。用夷禮。故曰子。公卑杞。杞不共也」とあり、襄二十九年經文に『杞子來盟』の傳文には「杞文公來盟。書曰子賤之也」として三度迄杞子の夷禮を用ひた爲に貶された事を記する。二十三年經文の杜注に「成公始行夷禮以終其身。故於卒貶之。杞實稱伯。仲尼以文貶稱子」の注にも見える如く春秋の莊公二十七年「杞伯來朝」以來多く杞伯と書せられた杞國が、杞子と稱せられたのは仲尼が夏朝の後なる杞が夷に化せられたのを罰して魯史の舊文を改めた新意であるとするのである。之は明らかに伯爵と子爵と同一位でない事を示すものであつて、左傳伯子男一爵說の最も有力な反證をなす樣である。

杞は桓公三年及十二年經に杞侯と書せられてゐるが、莊二十七年經に至つて杞伯と書せられ、僖二十三年に至り杞子と書せられ、中間又杞伯と稱せられたが、襄二十九年に至つて再び杞子と書せられた。杞侯が始めて杞伯と書せられた僖公二十三年杜注には「無傳。杞稱伯者。蓋爲時王所黜」としてゐる。更に孔氏正義には杞は本侯爵なりと記する位で、春秋中に於て、侯・伯・子の三を雜用せられてゐるのである。

劉逢祿は左氏春秋考證中に於て左傳に書曰と冒頭した孔子が魯史の春秋舊文を收めた書法を說明した理論に屬する部分は、前漢末劉歆が公羊傳等に模倣して附加纂入した處だと論じてゐる。果して劉歆の附加か否かは今尙決定的に云へないが、兎も角、書曰の文が、左氏傳中に於て最も晚期の附加ではないかとの疑のある箇所であることだけは注意せられねばならぬ。此の「書曰子。杞夷也」の三度現れる句の如きも、此の附加の部分では無いかと先づ疑はれる。近くは陳槃氏の如きは『增訂春秋杞子用夷貶爵辨』(禹貢第七卷第一・二・三合期)に於て更に全面的に春秋用夷貶爵と云ふ左傳の書法の無稽なることを駁してゐる。されば此書法の如きは、左傳伯子男一爵說に對する餘り重大な反證を爲すものでなからう。

左傳の公・侯・伯子男三等爵制に對する反證は、原本左傳に關する限り一應は問題外に置かれたが、尙疑問は解消し盡さない。伯子男一爵制の史料として鄭伯男也以外に第一に前述の章氏說にも擧げられた昭公四年傳文の記である。申の會盟の覇者楚王が宋左師と鄭子產に會盟の禮を問ふたに對して、左師は「小國習之。大國用之。敢不薦聞。」と云つて、「獻公合諸侯之禮六。」と、子產は「小國共職敢不薦守。」と云ひ「獻伯子男會公之禮。」と云へば、宋國の傳へた公が諸侯を會する禮と鄭國の守る伯子男の公に會する禮とが二つ對立して用ゐられてゐる。是左傳の公と侯と伯子男の三等制を支持する强き證據を提供する。

次には章太炎がその所論の始めに引いた史料がある。卽ち僖公二十九年、經文に「夏六月。會王人・晉人・宋人・齊人・陳人・蔡人・秦人。盟于翟泉。」とあるに對して傳文は「夏。公會王子虎・晉狐偃・宋公孫固・齊國歸父・陳轅濤塗・秦小子憖。盟于翟泉。尋踐土之盟。且謀伐鄭也。」とあつた後に「卿不書。罪之也。在禮。卿不會公侯。會伯子男可也。」と云つて、經文に魯僖公を始め周の王子虎以下の列國の卿の名を略された理由を說明する春秋の書法を述べた條である。されば僖公二十九年傳文

四六一～四六二

四六三～四六四

は左傳の記事の文ではなく春秋の書法を逃ぶるの文である。もし伯と子との二爵說を前提とする杞子用夷貶の書法が、その性質上春秋書法說明の理論で記事の文で無い事によつて、晩期の附加かも知れぬと云ふ理由で捨てられたとすると、此の文も亦同樣な理由で留保を附せられねばならぬ。結局最も信賴すべきものとして前述の昭公四年の文が殘るのみとなるのである。

之に對して一見伯と子男とを分けて二爵とするを示す史料がある。哀公十三年夏吳と晉とが黃池の會に際して覇者の權を爭つた。吳子夫差は會に出席した魯哀公を吳國の私屬の諸侯として、會合に際し魯公を自ら引率し晉侯に謁見せしめんとした。魯子服景伯が吳使者に之を斷つた外交辭令に「王合諸侯。則伯帥侯牧。以見於王。伯合諸侯。則侯帥子男。以見於伯。自王以下。朝聘玉帛不同。敝邑之職貢於吳。有豐於晉。無不及焉。以爲伯也。今諸侯會。而君將以寡君見晉君。則晉成爲伯矣。敝邑將改職貢。魯賦於吳八百乘。若爲子男。則將半邾以屬於吳。而如邾以事晉。且執事以伯召諸侯。而以侯終之。何利之有焉。」と云つてる。魯子服景伯の言によると、杜注には伯は諸侯長とあつて、卽ち覇者が諸侯を會合する時は侯が子男を率ゐて伯に謁見させるのが禮であり、子男は侯と伯とに職貢を賦し、兩方に私屬すると云ふ。伯と侯と子男の三等爵を取つてゐる樣に見える。此は公・侯・伯・子・男の五等爵に對して伯・侯・子男の三等爵を擧げる樣に見える點に於て、非常な異色の記事である。伯を覇者の稱號として最高位に置き、次に侯、次に子男を位せしむる。もし五等爵制を周代の固定的の爵制とする傳統に執着するならば、杜注の如く公・侯・伯・子・男の中の伯が覇者の伯と紛れる爲に脫せられ、子男が代表とされ、侯の方も公が代表すると說明するのは一法かも知れない。然し公・侯・伯・子・男の五等制を周の固定せる爵制と見ないならば、此の傳文を文字通りに解して、伯・侯・子男制なるものを考へる事が可能である。

伯・子・男を一爵とする說の根據となる史料は左傳の書法の文を除いては、「鄭伯男也」と云ふ鄭の子產の辯及び申之會で鄭の子產が楚王の會盟禮の問に應じて伯子男が公に見える禮を獻じたと云ふ二文である。何れも鄭の子產の言行と傳へられてゐるのである。之に對し伯者の伯を上に侯・子男と續ける制度は魯の子服景伯の言と傳へられてゐる。此等の魯及鄭の二賢者の辭令に現はれて來る覇者の會盟に際する諸侯の列位及之と應じる貢賦の等級制の問題は、左傳の諸侯爵制を論ずるに當つては頗る貴重なる史料を提供するものである。此等の辯が果して子產、或は子服景伯その人の實際の外交辭令であるか否か、勿論問題となる。然し之は當時の歷史情勢を精査すれば或程度まで判定が出來るが、此は第五節に讓る。

三

元來左傳には、諸侯の爵制に就ての說は餘り明瞭に表現されて居ない。公侯伯子男の諸侯五等爵制の位級を記した條は僅に指を屈する程しかない。之に反し侯國內の卿大夫の身分を示し、天子よりの策命の儀の厚薄を表はす命數等は屢正確に記錄する。例へば僖公三十三年八月傳文の「(晉)襄公以三命命先且居。將中軍。以再命命先茅之縣賞胥臣。曰擧郤缺子之功也。以一命命郤缺爲卿」は(晉)襄公の臣下策命の際の命數を正確に書くものである。成公二年傳文の「公會晉師于上鄍。賜三師大路三命之服。司馬司空輿師侯止亞旅。皆受一命之服。」は、魯成公が他國の晉の將帥への策命の際に賜る朝服の命數を明示する。襄公十九年傳文には「公享晉六師蒲圃。賜之三命之服。軍尉司馬司空輿尉侯奄。皆受一命之服。」と云ふのも同例である。魯國の卿の命數も、昭公十四年傳文に「叔孫昭子比再命。及平子伐莒克之。更受三命。」として明記されてゐる。此等はその一例に過ぎない。

四六五～四六六

諸侯に對する錫命の禮及び賞賜の策命の內容を記するものは左傳中にも其の例乏しくない。僖公二十八年の傳文に晉文公が覇者となつた際の策命の內容を詳記するが晉侯は侯伯とされ、大輅之服等を賜つたのであるが、此の命數は記してない。齊魯に對する度々の賜策命に於ても、魯侯齊侯の命數等諸侯の爵制に應じた身分を示す標準には少しも觸れてゐない。

公・侯・伯・子・男の五等諸侯の位級を完全に書き下した箇所は僅に襄公十五年傳文のみである。楚康王が令尹公子午・右尹公子罷戎以下よく英才を登用し、國人を靖んじた事の後に加へられ「君子謂。楚於是乎能官人。官人國之急也。能官人則民無覦心。詩云。嗟我懷人。寘彼周行。能官人也。王及公侯伯子男甸采衞大夫。各居其列。所謂周行也。」と云つた　楚國內の卿大夫の任用を賞める辭として、わざ〳〵公・侯・伯・子・男の五等に甸采衞を附加して諸侯の等級を詳細に示さんとした。殊に後の甸男采衞の服制說の附加は、周書康誥の「四方民大會。侯甸男邦采衞百工。」の句より得來つた知識である。この康誥の序句四十八字は宋以來或は洛誥の錯簡かと疑はれてゐる疑問の句である。周書中でも召誥篇には諸侯の服を說いて「命庶殷侯甸邦伯」とあつて、采衞の語なく、顧命篇に「王若曰、庶邦侯甸男衞」康誥と一連の酒誥には「侯甸・男衞邦伯」及「侯甸男衞」として衞字が附加されるが采字が見えない。采服の名は禹貢篇に、五百里侯服中に百里采二百里男邦を始め周禮大司馬職に「男服外方五百里爲采畿」（職方解作服 周書 又侯）とあるに見える。何れも周初の確實な文獻ではなくして、春秋或は戰國の時代に屬すと考へられる文獻に初見する處である。此采字の附加は康誥序句の晚出を示す一證と考へられる。左傳の君子謂の辭に於て、公侯伯子男に續けて甸采衞とあるのは、全く五等爵制公侯伯子男と康誥の序句「侯甸男邦采衞」の服制との奇怪な習合に過ぎず、此の采字の存在だけでも左傳の君子謂以下の內容の成立の晚期なるべきを想像せしめる。（東方學報八卷「新出檀伯達器考」註三參照）。

その他諸侯五等爵制を書いた左傳の文は前引の僖公二十九年傳文の「卿不會公侯。會伯子男可也」の如く左傳の春秋書法を論じた部分にある。

又諸侯の爵制に就ての記述も、例へば桓十年傳文の「初北戎病齊。諸侯救之。鄭公子忽有功焉。齊人餼諸侯。使魯次之。魯以周班後鄭。鄭人怒。請師於齊。齊人以衞師助之。故不稱侵伐。先書齊衞。王爵也。」と云つて居るが、傳の本文は魯が諸侯會盟の班卽ち列位の順序を周の舊制に從つて鄭國を後としたに對して鄭が怒つた事に就き、書法を說明し、先づ齊衞を書いたのは王爵なればなり、王爵に據つたものと云つてゐる。盟會の位次を決定するものは諸侯爵制なりとの明瞭な意識は左傳の書法の

部分に出てゐるのである。

又隱公十一年の傳文に「六月戊申。公會齊侯鄭伯于老桃。壬戌。公敗宋師于菅。庚午。鄭師入郜。辛未。歸于我。庚辰。鄭師入防。辛己。歸于我」の後に「君子謂。鄭莊公於是乎可謂正矣。以王命討不庭。不貪其土。以勞王爵。正之體也。」と附加する。鄭莊公が自ら占領した郜の邑を魯に讓つたのは、魯の侯爵に比し鄭が伯爵であつて、低位の爵の諸侯として高位の爵の諸侯に讓つたのは禮を知るものとして賞讚した。是も亦諸侯の爵制の意識の明白に表れてゐるのが、左傳中に於ても最も晚期の附加ではないかと疑はれてゐる君子謂の句中にある例である。

されば前引の昭公四年、宋向戌が公會侯之禮、鄭の子產が公會伯子男之禮を楚王に贈つた條が左傳の本文中にあつて、稍五等爵の完全な位級化を示すが如く見える一例を除いて五等の完全な位級制を示す文獻はもとより、諸侯に於ける爵制の存在に言及する左傳の文章は、或は君子謂く云々の句の中に、或は書曰の春秋の筆法を說明する文句の中に存在するのである。此等は左傳に於いては、その附加が何時の時代にあるかは問題としても、兎に角左傳本文の內にあつては附加的部分であり、製作時代が概して晚期に屬することは度々指摘した通りである。されば左傳の附加的部分を除き原本的部分である本文の內では、完全せる諸侯五等爵位級制の意識が尙明瞭に現はされてゐぬと云ひ得るのである。

四

左傳の原本的な部分に於て諸侯五等爵制の意識は尙十分に現れず、又諸侯の間の爵による身分の等差の體系は尙十分に完成したものとしては現れてゐない事は前節に指摘した如くである、左傳には諸侯自身の稱號位級と一應分離した諸侯の國の格式が意識にのぼり、その格式により、諸侯及諸侯の卿大夫の相互の間の禮遇が規定されてゐる。此諸國の格式は以下にも述べるが如く大國・次國或は列國・小國の如き國の領域の大小に依存する名稱によつて表現されてゐるのである。

成公二年傳文に晉の荀庚と衞の孫良夫とが魯に來り盟ふた時、魯では二國の二卿の禮遇を如何にすべきか問題となつた。魯成公の諮問は「中行伯之於晉也。其位在三。孫子之於衞也。位爲上卿。將誰先。」と云ふことであつた。臧宣叔は「次國之上卿。當大國之中。中當其下。下當其上大夫。小國之上卿。當大國之下卿。中當其上大夫。下當其下大夫。上下如是。古之制也。衞在晉不得爲次國。晉爲盟主。其將先之。」と答へた。此の大國・次國・小國に就て、杜注は、「古制。公爲大國。侯伯爲次國。子男爲小國。」として古制は公・侯伯・子男との三等爵に配分してゐるが、更に「春秋時以强弱爲大小。故衞雖侯爵。猶爲小國。」と云つた。孔氏正義も「古制公爲大國。侯伯爲次國。子男爲小國。以土地之大小命數等差也。春秋之世。彊陵弱。大吞小。爵雖不能自改。地則以力升降。諸侯聚會。彊者爲雄。史書時事。大小爲序。此事不可改易。仲尼卽而用之。宋公在齊侯之下。許男在曹伯之上。不復計爵之尊卑。故衞雖侯爵。猶爲小國。以地狹小故也。」と述べ、現實の領土の廣さが大中小國の標準であつて、公侯伯子男の爵を基準とする三等制ではないと斷つてゐる。此の臧宣叔の辯に出て來る大國・次國・小國の用語は正に孟子・王制に出て來るものと同一である。孟子・王制は卿と大夫の二等につき其祿は國の大小により差あるを規定するが、臧宣叔の各國の卿に三等、大夫に三等を考へるのは餘りに形式的であり、禮數等殺を弄した觀があつて、果して周の古制度であるか否かは勿論問題であるし、此の禮說と孟子等の說との關係、その發生の時代の早晚は俄に斷じられぬ。卿・大夫の身分に就ての繁雜な上下を規定するに意を用ひるに反して、諸侯の方では五等爵を恰かも無視するかの如くであり、大國・次國・小國の用語のみを表面に現してゐることは注目に値する。大國・次國・小國の諸侯國の等級制は左傳中には他に見當らぬけれども、此と類して此の內次國を除いた大國小國の用語が屢現れて來る。

襄公元年經文に「邾子來朝。冬。衞侯使公孫剽來聘。晉侯使荀罃來聘。」に對して傳文は「九月。邾子來朝。禮也。冬。衞子叔晉知武子來聘。禮也。凡諸侯卽位。小國朝之。大國聘焉。以繼好結信。謀事補闕。禮之大者也。」とあつて、左氏凡例と見做さるゝ部分に晉衞を大國とし、魯を小國とする大國・小國の用語がある。

然し左傳の筆法を說明する凡例を除いた左傳の最も中心內容をなす本文の部分に於ても大國小國の用語例は非常に頻繁に見出される。襄公十九年傳文に魯季武子が晉に如き晉侯の享を承け、晉侯范宣子の黍苗を賦したに對し季武子再拜して「小國之仰大國也。如百穀之仰膏雨焉……。」と云つた此小國は魯を、大國は晉國を指す。季武子の言は一の謙辭であつて、同じ侯國でも霸者晉國は大國、魯國は小國の禮制上の區別が有つたとは見られないと考へられるかも知れない。然し一方では大國小國の語は單なる謙辭ではなくて一般の通用語ともなつてゐる。

襄公二年傳文に「楚公子申爲右司馬。多受小國之賂。以偪子重子辛。楚人殺之。」とある。小國は爵制との連絡無く、楚の如き霸王の大國に對して隸屬する諸弱小國の意味である。之に對して襄二十五年傳文、晉に使した鄭の子產が、鄭の陳國を擊つた理由を詰問せられたに對する辭に「且昔天子之地一圻。列國一同。自此以衰。今大國多數圻。若無侵小。何以至大焉」と云つてゐる。大國は明らかに複數であつて、鄭の如き列國よりすれば强國たる晉・楚或は齊の如きをも暗に指す極めて一般的の名稱の樣に見える。

而して此等の小國よりすれば複數の大國間にあつても、現實の中原の霸者はその間でも大國と稱されてゐたのは事實である。襄公二十三年傳文に、齊莊公が襄公十八年に晉に敗れた平陰の戰の復讐として晉國の征討の師を興さんとするや、晏平仲は「君恃勇力。以伐盟主。若不濟。國之福也。不德而有功。憂必及君。」と、崔杼は「臣聞之。小國間大國之敗而毀焉。必受其咎。君其圖之。」と交々諫言した。崔杼の所謂大國は晉を、小國は齊を指す。此の大國小國の語は齊侯と其大臣との間の問答であつて一概に謙辭とは見られない。桓公の世に一度は中原に霸を稱した齊侯國にして、たとへ齊侯の驕慢を戒めるの意ありとしても、晉を大國と呼び自ら小國としてゐるのは何故であらうか。崔子の大國は晏平仲の語にある「盟主」の語に對して用ひられ、崔子は又その直後陳文子に語つて「以(晉)爲盟主。

四七一～四七二

而利其難。」と云つてゐる。齊國から晉が大國と呼ばれる理由は一にその盟主卽ち覇者の國たるに存する樣である。襄公二十五年前後は中原の覇者晉に對し、南國の小國を率ゐ更に中原を窺つてゐる現實の南國の覇者楚國があり、云はゞ晉楚兩覇國對立の時代である。鄭は常に晉楚兩覇國の間に介在して去就に苦んでゐたのである。襄公三十一年傳文に鄭子產は晉侯に對して「以敝邑褊小。介於大國。誅求無時」と云つた。大國は楚と晉二國を指す事は明らかである。故に襄二十五年傳文の子產の云ふ所の複數の大國も實は現實の二覇國晉・楚を特に指すと解し得られる。此の晉楚二覇國對立狀態は遂に襄公二十七年宋の盟に至つて二覇の聯立會盟の結果となつた。此の際に晉趙武と楚の屈建との間に盟の先後の猛烈な論爭が行はれたことは傳文に詳しい。この宋盟に就て傳文は更に宋子罕の辭として「凡諸侯小國。晉楚所以兵威之。畏而後上下慈和。慈和而後能安靖其國家。以事大國。所以存也。……」とある。晉楚二國を大國としてその他の諸國、齊・魯・蔡・衞・陳・鄭・許・曹等を小國と呼んでゐるのは當に此の例である。されば左傳に於ては一般的には覇者の國を大國、それ以外の諸侯國を小國の名稱を以つて呼んでゐる事が認められる。襄公二十八年傳文に、晉に朝した歸路鄭に立寄つた蔡侯が鄭伯の享を受けながら不敬の態度があつた。鄭の子產が之を評して「君國事大國。而惰傲以爲己心。將得死乎。」と云つた大國は覇者の晉國を指す。同年の齊朝が將に晉に朝せんとした時の陳文子の言の「小事大。未獲事焉。」の小は小國の略で齊國、大は大國で覇者晉國を示す如きその例である。大國小國の例は左傳の各處に頻々と見出されるが、皆此の定義を適用し得るから、茲には一端を擧げるに止める。左傳に頻繁に現れる大國小國の名稱は左傳の編纂者――春秋時代から多少とも年を隔てた後代の人であらう――が恣意的に案出使用した言葉であらうか。覇者の會盟が連年行はれ、覇國列國の使臣の來往織るが如き春秋――特に中期以降――時代に於て列國の使臣が覇國に對し、相互の國を呼ぶ語が何等かの辭令上の定り文句として實在した事固より想像に難くない。昭公六年傳文に、その夏晉に赴いた魯の季孫宿は晉侯の享を受けたが籩豆の數が常禮より多かつた。そこで「武子退。使行人告之。曰小國之事大國也。苟免於討。不敢求貺。得貺不過三獻。今豆有加。下臣弗堪。無乃戾也。」としてこの禮を受くるを謝絕した。此の季武子が行人をして告げしめた辭の中に大國・小國の語がある。之こそ大國・小國が辭令を司る行人の用語であつた事、或は少くとも行人の用語として似合しいと考へられた事を示す。大國・小國の名稱は本來外交辭令を司つた春秋時代の行人の用語であり、後に一般化したものであらう。

此の左傳に於ける覇者の國を大國、列國を小國と呼ぶ國の等級的な稱呼と相關連して考へらるべきものは、同じく左傳に於いて覇者に對して附せられた稱號である。卽ち左傳は覇者の身分を普通の列國の諸侯と區別せんが爲に種々の特別な用語を案出してゐる。その或者は全然他の古典に其の類似を見出し得ぬ特種の稱號をなしてゐるのである。

成公二年傳に齊が鞏朔をして齊との戰の捕虜と戰利品を周に献ぜしめた。周定王は親ら謁見せず、單襄公をして婉曲に「齊甥舅之國也。而大師之後也。寧不亦淫從其欲以怒叔文。抑豈不可諫誨」と辭

四七三～四七四

せしめた。王は「禮之如侯伯克敵。使大夫告慶之禮。降於卿禮一等。」と鞏朔を卿ではなく大夫の禮を以て遇した。茲に於ても侯伯と熟して使用せられてゐる。卿と大夫との爵の區別が明に記せられてゐるに對して、諸侯の等爵は公侯伯子男の一を擧げず侯伯と熟して使用してゐる。此侯伯は普通の列國諸侯に對して左傳が特に用ゐた覇者たるものを示すの稱號であつた。

襄公四年傳文に、夏晉に赴いた魯使者叔孫豹が晉侯の享を受けて、肆夏の樂文王歌を聽いて拜せず、鹿鳴四牡皇皇者華を歌ふに及んで三拜した。その理由を「三夏。天子所以享元侯也。使臣弗敢與聞。」と說明した。その辭中にある元侯の語は杜注に「元侯牧伯」と云ひ、正義は周禮大宗伯の八命作伯、九命作伯、鄭注を引いて伯は諸侯に長たる方伯、牧は州の長伯であつて、元は長の義であるから元侯は卽ち牧伯に當ると云ふ。

然し前述の如く左傳には諸侯及覇者の命數を明示する規定を全く傳へてゐないのであるから、前述の元侯に就ても命數を基準とした周禮の規定を其儘に適用することは嚴重に警戒されねばならぬことは論を待たぬ。此の命數の規定を別として此の「元侯」の稱號が普通の列國諸侯とは異り、覇者の身分を表す特殊の用語であることは疑無い。

左傳の「元侯」或は「侯伯」等の特殊の稱號を覇者に附してゐることは正に盟主の國を大國、列國を小國とする左傳の用語と共に、同一の事情の生んだ結果である。

本來は行人の用語である大國・小國が次第に一般化して國の格式を示す名稱となる傾向が見えて來る間にあつて大國と小國との二稱では諸侯國の全體の位級として不完全であるので別に之を補充する用語として列國なる語が生れた。昭公二十三年傳の晉國に使して邾人の讒訴の爲囚へられ邾大夫と對問せしめられた魯の使者叔孫婼が毅然として邾大夫と同坐審問を拒否した時の辭に「列國之卿。當小國之君。固周制也。邾又夷也。寡君之命。介子服回在。請使當之。不敢廢周制故也。」と云つてゐる。邾子の如き魯の隣國で屢々來朝してゐる魯よりは稍格式の下る國に對して、魯は自ら覇者の國ではないが、之より一級上の國であるとして列國の名稱を以つて自ら呼んでゐるのである。

此の國の格式が正常の用語化するならば、大國卽ち晉楚或は齊の如き覇主の國、列國卽ち魯衞の如き獨立侯國、更に邾子の如き小國との三級となる可能性がある。然し最初に擧げた大國・次國・小國の等級制は夫自身として發展する事なく、諸侯の稱號と相連絡ある爵制による等級化の方へ進んだのである。

五

第三節にも述べた如く左傳の原本の部分に於ては公・侯・伯・子・男の諸侯の五等爵の位級の意識は明瞭に現れて居ない。公羊傳に於ては第二節にも示した通り、春秋の諸侯は公・侯・伯子男の三等制の位級があることを明晰に說いてゐる。前漢武帝時代の公羊學者董仲舒は之に就いて理論的な解釋を與へてゐる。彼は

「春秋曰。伯子男一也。……何以爲一。曰周爵五等。春秋三等。……」「春秋曰。杞伯來朝。王者之後稱公。杞何以稱伯。春秋上黜夏。下存周。以春秋當新王……王者之法。必正號。絀王謂之帝。封其後以小國。使奉祀之。下存二王之後。以大國使服其服。行其禮樂。稱客而朝。……是故周人之王。……下存禹之後於杞。存湯之後於宋。以方百里爵稱公……。春秋作新王之事。變周之制。當正黑統。而殷周爲王者之後。絀夏改號。禹謂之帝。」（春秋繁露三代改制質文第二十三）と云ひ、周の爵公・侯・伯・子・男を改正した春秋の新法である。王者は自己王朝に先づる二王朝の後裔を特に保存し、大國として其の王朝禮樂制度を奉行し、王の朝會には客として列する。春秋は新王の法を說くものであるから、夏の後の杞國の伯爵として小國の列に入れ、殷の後宋と周とを王者の後とし大國の公とするのであると云ふ。

董仲舒が春秋の筆法を解釋せんとした理論が確固たる歷史的な根據を持つものでないことは言を待たない。周の諸侯の公・侯・伯・子・男の五等爵制が西周初から東周にかけての實在の制度であるか否かが、既に問題である。郭沫若氏の金文所無考文中の五等爵條（金文叢考所收）或は傅斯年の論五等爵（國立中央研究院歷史語言研究所集刊第二本第一分所收）等を始め多くの近人の五等爵に關する疑問は皆、周の五等爵制が實在の制度であるか否かの點に集中されてゐるのである。周書の五誥或は金文の中の「令彝」の如き周初の最も確實な直接の文獻には、五等爵制の中の個々の稱號侯或は男の如きものはあるが、公・侯・伯・子・男の位階五等爵制の完全した體系を認める事が出來ない事は、既に郭・傅二氏の辯證でも明白動かし得ない

四七五～四七六

所である。吾人は今更之を本論で繰返して述べる愚を避ける。

但郭傅二氏が春秋經に見える公・侯・伯・子・男の五つの稱號を不定に使用する若干の例、或は金文と春秋と稱號との不一致から、春秋時代の諸侯稱號が全く不定的のものと斷じたのは稍行き過ぎの觀がある。

瞿同祖氏が其著『中國封建社會』に於て論じた如く、春秋の諸侯稱號の不定は僅少の例に過ぎず、大部分は稱號が一定してゐるのである。稱號には本來一定の位級上下の關係は現はされてゐない。諸侯の稱號の位級を判定する資料は春秋經に見える諸侯會盟の際に於ける盟を承ける列次である。然し諸侯の盟會に於ける位次は、普通の五等爵の最高なる宋公が霸者たる齊侯晉侯或は楚子の下に位する外、伯・子・男等の位次は各々特殊の事情によつて國により略一定の位置にはあるが、五等爵の位とは一致しない。故に四節の始に引用した成公二年の孔氏正義には、春秋の盟會の順位は公・侯伯・子男の三等制の爵とも無關係で、全く國の大小の實力に依つて規定されたので、孔氏は單に魯國の歷史記錄を其儘に沿用し、特別な改修を行はなかつたと說いてゐるのである。此の孔氏の見方は大體に於て當を得てゐる。

顧頡剛は前揭論文『戰國秦漢人的造僞與辨僞』に於て公・侯・伯・子・男の五等爵は全く春秋作者の意を以つて定めた位級だと云つてゐる。果して然るか。吾人は寧ろ諸侯爵制の意識は既に春秋末期に起原すると考へるものである。前節にも明らかとした如く、春秋の大國霸者が盟主となり列國或は小國を統率し、互ひに連盟を行つた時代に於て、盟主の國と一般列國更にその列國の附庸の位置にある小國との間國としての格式の相違が意識せられ始めた。之は諸國の君主、卿大夫の禮遇と云ふ聘使會盟の來往激しい春秋時代に於て、行人等の職の頭を惱ます問題であつたので、大國・次國・小國の等級も出來つゝあつたことは已に述べた如くである。

一方に於て此の諸列國の雜多の稱號を盟會の位次と相連關せしめ、稱號を一定の上下位級と解し、之を霸者への貢賦定額と比例せしめんとする方法が提出された。第二節に擧げた昭公四年の申の會に鄭子產が、昭公十三年黃池の會に魯の子服景伯が言及した制度は當に之である。鄭の子產魯の子服景伯の辭令が何處迄歷史事實を反映するものであらうか。此の問題は同時代の列國の國內國際の事情を考察することにより大體判定出來るであらう。先づ鄭國の子產の場合から考へて見よう。

鄭國は春秋初期に於ては鄭莊公の如き東周の王室に卿士となり、中原に活躍した時代もあるが、春秋の中期以降は黃河北岸に進出した晉國と南方より黃河流域に北侵して來た楚國との兩霸者の間に介して、楚の勢力强き時には楚に、晉の勢强き時には晉にと、絕えず兩國の間を往來して、その勢力の均衡を利用して僅に國を維持したのである。鄭の子產はかゝる鄭國の國際的地位が產み出した大外交家にして大政治家であつた。鄭が苦んだのは單に晉・楚兩國の政治的壓迫のみではない。軍事的な侵略は外交的手段により兩國を操る事によつてその直接災害を避けねばならぬ。かくて平和の間にも、兩國の政治的壓力は絕えざる貢賦を鄭國に要求した。此の要求は容易に拒絕し得ない性質のものであつた。

四七七～四七八

昭公四年の楚靈王の霸者となつて蔡侯・陳侯・鄭伯・許男・徐子・滕子・頓子・胡子・小邾子・宋世・子佐・淮夷を申に會した會盟は實に楚に取つては劃期的の大事業であつた。會に先立ち楚王は臣椒擧に會盟の方法を聞いた。椒擧は之に「臣聞諸侯無歸。禮以爲歸。今君始得諸侯。其愼禮矣。霸之濟否。在此會也。夏啓有鈞臺之享。商湯有景亳之命。周武有孟津之誓。成有岐陽之蒐。康有酆宮之朝。穆有塗山之會。齊桓有召陵之師。晉文有踐土之盟。君其何用。宋向戌鄭公孫僑在。諸侯之良也。君其選焉。」と多數の歷史的會盟の例を擧げ何れの先例によつて申の會を爲さんか隨意に選べと云つた。楚王は「吾用齊桓。」と答へたので宋の左師向戌と鄭公孫僑即ち子產に禮を問はすこととなつたのである。その模範となつたのは齊桓公の召陵の會なる中原の霸者の會盟方法であつた。

當時の中原の霸者晉が小諸侯國に對して如何なる政策を以つて臨んで居たか。襄公二十九年傳文に晉より魯國に來使して魯の侵した杞田を治めて魯に歸さしめた。魯は之に哀訴して魯の盟主晉國に對する貢賦の狀態を記して、「魯之於晉也。職貢不乏。玩好時至。公卿大夫。相繼於朝。史不絕書。府無虛月。如是可矣。何必瘠魯以肥杞」と云つてゐる。嘗て古くは齊桓公の霸業時代から、會盟に霸主が主盟者となり、或は諸侯が共同の防衛に軍隊を屯戍征伐に派出する事、又軍賦を負擔し、列國相助ける事を約した事は恐らく存在したであらう。然しこの霸業の性質は晉の霸業が繼續する間に大に變質して來て、春秋中期以降、魯宣公成公襄公昭公時代に至りて、霸者の晉國の小國に對する誅求は漸く度を越えて來た。前に揭ぐる襄公二十九年傳文はその一例に過ぎない。宣公十四年傳文に孟獻子が

魯公に强國楚子に會せんことを勸めた時の辭に「臣聞小國之免於大國也。聘而獻物。於是乎有庭實旅百。朝而獻功。於是有容貌采章。嘉淑。而有加貨。謀其不免也。誅而薦賄。則考及也。」と賄を以つて覇者、强國の歡心を買ふべきことを始めとして、晉國の誅求の例は夥しい。襄二十二年傳文には晉が鄭の朝貢を促したに際して子產が使者として晉に到つた。その際の答辯の内には、鄭が一定の時期を隔てゝ朝貢の義務を劣らなかつた事を述べ、その後に朝貢以外に「不朝之間、無歲不聘。無役不從。以大國政令之無常。國家罷病。不虞荐至。無月不場。豈敢忘職。……」と云つたのも其の一例である。

かゝる强國への貢獻の風は前引宣十八年の如く、最初專ら武力に賴つた南方の楚國にも行はれ始めた。宋の左師向戌が楚靈王に獻じた公が諸侯を會する禮、或は鄭子產の獻じた伯子男が公に會する禮の内容は知るを得ない。唯齊桓公の會禮を復興すると云へば、晉式の覇業の殆んど限制の無い小國より貢納の徵收に對して或る限制を附せんとする禮を提唱したに相違ない。

然し如何なる限制を設けたにしても、南方の覇者に新たに隷屬した鄭は、之に負擔する貢獻を國内にて徵收する方策を考へねばならぬ。鄭に歸國した子產が最初に着手したのは賦の改革である。昭公四年傳文には、子產が丘賦の法を作り、その結果國民の怨望を買つた。子產は國家存亡の危機に際して、國民の誹謗を無視して國民負擔の急增を意とせずして强行した。蓋し子產は楚に對しては伯子男の小國が覇者の國たる楚に負擔すべき貢賦の定額を決定すると共に、國内に於てその楚國への決定貢賦額に充當さるべきだけの財源を獲得せんとしたのであらう。子產の外交政策に國外に於て無制限貢

四七九～四八〇

獻を拒否する。昭十二年傳文には晉國への貢獻を制限せんとすることを語つてゐる。楚に對しても同斷であつたらう。

前引の鄭伯男也の子產の辭は、昭公十三年の劉子・晉侯・齊侯・宋公・衞侯・鄭伯・曹伯・莒子・邾子・杞子・薛子・滕伯・小邾子の平丘の會盟に子產が承を爭つた時の言である。承とは杜預の注によると貢賦の次であると云ふ。子產は曰く、「昔者天子班貢。輕重以列。列尊貢重。周之制也。卑而貢重者甸服也。鄭伯男也。而使從公侯之貢。懼弗給也。敢以爲請。諸侯靖兵。好以爲事。行理之命。無月不至。貢之無藝。小國有闕。所以得罪也。諸侯脩盟。存小國也。貢獻無極。亡可待也。存亡之制將在今矣。」と云つて、遂に晉人をして許さしめた。

子產は周制は盟會の際の列位と負擔すべき貢賦とは相應すると云つてゐる。盟會の位を見ると鄭伯は齊侯・宋公・衞侯に次ぎ茲では曹伯の上にある。以下は莒子邾子等の附庸に近き全くの小國が列し、鄭は曹伯と共に侯の大國と子の小國との中間にある。公侯爵國の貢賦の數に從ふか子男の制に從ふか最も問題をなす位置にある。然し此の平丘會の列位には現れないが、多くの會盟例へば僖公五年の首止の會に「公及齊侯・宋公・陳侯・衞侯・鄭伯・許男・曹伯會王世子于首止。」の如く許男は必らず鄭伯の後に來る。許は隱六年鄭が秦山下邑と交換に魯より得た屬國であつた。「鄭伯男也」は自らの貢獻の負擔の少きを欲した鄭伯が、盟會に常に己の下列にある附庸國許の稱號男と自己の爵が同一位なるを强調せん爲子產が一の現實的要求を爵制理論に擬裝表現したものである。

鄭子產が述べた諸國の盟會の列位と覇者に對して負ふ貢賦とは相關關係があり、列位高いものが負擔が重いと云ふ制は、果して春秋の終始を通じた覇者からの制であるか。吾人は寧ろ春秋中期成襄時代の晉楚の無制限の誅求により、小國漸く負擔に堪へ難くなつて來た昭公四年の申の會盟に於て、楚靈王の覇業會盟が齊桓公の時代の會盟の禮を採用せんとし、宋向戌及び鄭子產から敎へられた、無制限なる小國誅求を廢して諸侯が周の格式により一定の標準によつて覇者への貢賦を負擔せんとする空氣が生むに至つた制度ではないかと推察する。

此の際、中原の名外交家子產の案出し、更に昭公十三年の晉の平丘の會に於て晉に對して要求した諸侯の軍賦負擔は會盟の列位に應じ、又諸侯の稱號の階級に應ずると云ふ方案であつた。鄭の子產は自國が侯なる稱號をとらず、又嘗て許男と列位を班した故事によつて、公侯を列國として、自己と同格の陳、蔡諸國の班に入らず、子・男の小附庸國と同列に入る制度を舊制とし認めしめたのである。鄭國は之により魯・衞・陳等の列國より小額の貢賦を負擔するに止まつたのである。之は鄭子產の外交手腕により收めた驚くべき成功であつた。

申の會に於て、子產が楚靈王に獻じたと云ふ伯子男の公に會する禮は、當に之の草案であつた。それが齊桓公の遺制の名の下に楚に輸入されたのである。この齊桓公の遺制なる傳承は全く無稽ではないかも知れない。夫は公羊傳の三等制は全く鄭子產の所謂公會伯子男禮——齊桓公召陵會禮——と一致するかの如く見えるからである。

四八一～四八二

諸侯貢賦及び列位を規定する爵制に就て、春秋末期に提出せられた鄭の會盟禮の草案が唯一ではない。第二節に前者と共に引用した如く鄭の子服景伯の案も亦別の特色を持つものである。之は伯の會については伯(＝覇者)・侯・子男の三級を認め、之と並んで王の會盟の禮が述べられる。

この場合には、伯が侯牧を率ゐて王に謁見せしむると云ふ王・伯・侯牧の三爵が考へられてゐる。此の哀公十三年の說に出て來る爵の稱號及び位級は禮記曲禮の說と不思議の類似を持つてゐる。禮記曲禮篇は

五官之長曰伯。是職方。其擯於天子也。曰天子之吏。天子同姓。謂之伯文。異姓。謂之伯舅。自稱於諸伯。曰天子之老。於外曰公。於其國曰君。

九州之長。入于天子之國曰牧。天子同姓謂之叔文。異姓謂之叔舅。於外曰侯。於其國曰君。

其在東夷北狄西戎南蠻。雖大曰子。於內自稱曰不穀。於外稱曰王老。庶方小侯入天子國。曰某人。

於外曰子。自稱曰孤。

と、伯卽ち公、牧卽ち侯、蠻族の國及小國の子と三つの稱號の說明を與へてゐる。第一の五官長伯は左傳の王會及び伯會の現れる伯に外ならぬ。第二の九州長牧は左傳王會の侯牧、伯會の侯に當る。第三の子は左傳の子男の子で、男が略されてゐる。大體に於て子服景伯說と曲禮とは一致する。之は齊を起原とし鄭に發展した三等爵制に對して別に魯で特に發展した學說らしい。魯は春秋末期晉と齊と吳との三國の間に於て鄭と同じく貢賦の誅求に苦んだ。然し魯は鄭と異り、周公の正統としての傳統

の自己の稱號侯の爵制化に當り子男を率ゐるものとしての權威を持たしてゐる。子服景伯の爵制は實に魯國の此の傳統と自覺との生み出した魯國中心の諸侯爵論の理論であると云つてもよい。伯を子男と區別する孟子・王制說はこの子服景伯と曲禮に代表される魯の傳統を引くものかも知れない。

孟子書中には孔子が春秋を作つた動機を述べ、或は「世衰道微。邪說暴行有作。臣弑其君者有之。子弑其父者有之。孔子懼作春秋。春秋天子之事也。是故孔子曰。知我者。其惟春秋乎。罪我者其惟春秋乎。……孔子成春秋。而亂臣賊子懼。」（滕文公下）と云ひ、又春秋後の戰爭を批判して「春秋無義戰。彼善於此則有之矣。征者上伐下也。敵國不相征也。」と云ひ、更に「王者之迹熄而詩亡。詩亡然後春秋作。晉之乘・楚之檮杌・魯之春秋一也。其事則齊桓晉文。其文則史。孔子曰。其義則丘竊取之矣。」と春秋の成立を說き、春秋が魯の史記を基として、覇者の歷史を孔子自ら之に大義を寓して記述したと云ふ。之は春秋の特質を一言に現はしたものであつて、春秋の學に深き者に非ずんば能く道破し得ない所であらう。

孟子の春秋學の造詣を考慮に入れるならば、諸侯班爵秩制の根據となつた傳聞が、春秋經に對する解釋たる春秋傳の一種であつた事は殆ど疑無いであらう。孟子の據つたと云ふ傳聞は春秋傳を意味するのではないか。春秋經は一の文獻であるが、之に對する解釋は師弟の相承する口頭の傳承であるが故に傳聞と呼ばれたのでないか。孟子の依據した春秋傳が、公羊・穀梁・左氏三傳の何れであるか。或は現在既に佚して仕舞つた鄒氏、夾氏傳の如きであるか。本田博士は孟子の春秋說は左傳に最も近似すると云ふ意見を述べられてゐるが尙決定的な事は云へない。孟子と左傳と近似してゐる事が事實としても、現在の形の左傳が孟子說と直接關係があるのではなくして、恐らく孟子と孟子時代の原本左傳との關係に歸せらるべきであらう。（支那經學史論九五頁）。

結　語

之を要するに、春秋左傳の原本的部分には諸侯五等爵制の意識が稀薄である。春秋に見える諸侯五稱號位級化の最も完成したのは孟子より系統を引く王制の製作時代に於てである。然し五稱號の位級化は決して、孔門の一派の春秋經典化の時に始つたのではない。春秋末期に於ける會盟に參加した諸侯の覇者に對する貢賦負擔の限制を與へんとする方案に起原を有する。現在の左傳には、鄭と魯との兩國の提出した二方案が傳承されてゐるのであつて、一は公羊傳、一は曲禮・孟子へ系統を引いてゐる。

附　錄

戰中戰後の古代史學

弘文堂の八坂淺太郎君が來訪されて、中國古代史學の發展の增版のことを圖られた。この書の原稿は第二次世界大戰の末期昭和十九年ごろに起草されたので、中國および西歐諸國で戰爭中に出版された研究を利用することができなかつた。戰後海外の文献がぽつぽつ入手できるやうになつて、多數の重要な著作によつて中國の先史學及び甲骨金文學が飛躍的な進歩をとげつゝあることを知つた。拙著はこれらの新研究新史料によつて徹底的に書き直されなければならない。また本書の出版以後、海內外の同學の方々から多くの懇切な批評を賜つたので、これに答え、その有益な指教を生かさねばならない義務を感じてゐる。

新發掘によつて重要な新しい史料が出土し、新智識が日々附加されて行く先史學、古代史學の分野において、本書の起稿以來けみしてきた十年の歲月は、本書の根本的改訂を必要とすることは當然である。著者はもちろんその用意を進めてゐたのであるが、京大人文科學研究所長に就任して以來、俄に繁忙を加へた身邊はこの計畫の實現を不可能ならしめた。そこで增版にあたつてせめて戰中戰後の古代史學の新展開の概觀を紹介したいと考へたのであるが、許された紙幅と期限の關係から、こゝで極めて簡單に一瞥して置きたい。

古代史學の前提となる先史學の分野では數々の發掘が行はれた。從來彩陶に代表される仰韶文化の遺迹は甘肅河南山西奉天地方に限定されてゐた。それ以外陝西省では寶雞縣鬪雞臺が一九三三年北平研究院によつて發掘されたゞけであつたが、一九四〇年、四三年に主として中央研究院の石璋如氏によつて涇渭兩河の流域に數十の遺址が發見され、四川省で一九四〇年西北大學によつて漢中城外で遺迹の發掘が行はれた。南支那では一九三二年フィン氏によつて香港の舶遼州大灣遺迹が注意されたが、一九四〇年國分直一氏によつて澎湖島の良文港の遺迹が見出され、つづいて金關丈夫教授によつて高雄の桃子園が發掘された。このやうに仰韶の彩陶文化の遺迹が南北支那の各地に發見され、その分布が非常な廣範圍にわたつてゐることを確かめ得たのであつた。

これらの新遺迹の發見とならんでさらに注目されるのはアンダーソン博士等による江南甘肅の彩陶遺迹發掘の本報告がストックホルム極東博物館に相次いで發表されたことである。博士の所論は三〇年前の『支那遠古の文化』『甘肅考古記』と本質的には大差がないやうであるが、その後の中央研究院の殷墟、城子崖對の諸發掘の結果を參照し、多くの部分的な修正が施されてゐる。何よりもこれに盛られた豐富な資料は驚くべき量に上つてゐる。中國の先史考古學、とくに土器の形式的研究、その編年にはこれを基として考へ直されねばならなくなつた。とくに彩陶と黑陶、灰陶との關係が問題となり、關野雄氏の『華北先史土器の一考察—特に灰陶と黑陶とについて—』(史學雜誌五八ノ五)のやうな論文が生れた。黑陶及び黑陶系の土器は河南北部山西南部から彩陶とともに出土してゐることから、江上波夫氏の說を支持して、黑陶は黃河下流固有のいはゆる灰陶とともに、その燒成技術を彩文土器に應用して考案され、山西南部に發生したものである。そして彩陶とともに河南西部に波及し、さらに彩陶よりもやゝ遲れて河南北部に達したものである。山東省城子崖の黑陶は黑陶としては發達した有史時代に下るものであり、黑陶と彩陶を夷夏東西說と結合するのは不合理だとされた。

燒成技術によつて、黑陶が彩陶から派生したとされる見解はまことに傾聽すべきものを含んでゐる。そしてかりに氏に從つて山西省南部において黑陶が彩陶から派生したとしても、河南省北部において黑陶が彩陶の上位にあるといふ層序關係が存在する以上、河南北部に黑陶と彩陶とは時間的にはつきりと先後して影響してゐることは明らかである。その起原においては黑陶は彩陶から派生したものとしても、河南北部に關する限り、彩陶と黑陶とは先後した別の文化として現はれたものであつたことは否定できない。この意味の黑陶文化と彩陶文化の中心が、どこにあるかといふことは一つの大きい問題として殘るであらう。黑陶の起源の問題から、一擧にしてこの意味における黑陶文化自體を否定するのは行きすぎであるやうに思はれる。

歷史考古學の分野にはいると中央研究院歷史語言研究所の殷墟發掘の報告が部分的に公刊され出したことは、大きな福音であつた。甲骨文に關して、『小屯』甲編『小屯乙編』上、中三冊が發行されたが、これについては附載した專論に讓りたい。甲骨文以外の遺迹遺物に關しては、まだ正式の報告は出ないが、『中國考古學報』『中央研究院歷史語言研究所集刊』等に李濟、石璋如の論文が發表され、

四八八～四八九

とくに第十次發掘以後の今まで全然未知の事實が報告されてゐる。そのなかで石氏による殷墟小屯から發掘された殷代の甲士の武具のセットの記述が注目される。これに含まれるいはゆるスキタイ氏の青銅刀子はオルドス及びシベリヤのミヌ・レンスク・カラスクの青銅文化に共通に見出される樣式をもつてゐる。これに關しては、カールグレンは後者が殷代青銅文明の影響の下にできたとするにたいして、キセレーフは後者の民族が中國に移動したとする論爭點となつた。中國の青銅器文明の起原に關する重大な問題を提供するものであつた(岡崎敬『鉞と矛について』東方學報二十三冊、殷周青銅文化の研究專號)。一般の青銅容器の樣式的編年はカールグレン教授、李濟博士、陳夢家氏等によつてさらに推進された(水野清一『殷周青銅器編年の諸問題』東方學報同上)。金文學自體に關しては董作賓氏が『殷曆譜』の方法を周代に及ぼした『西周年曆譜』(集刊二十三本下冊)がもつとも注意される。氏はこのいはゆる復原された周初曆のなかで毛公鼎の一群を周初の康王初年におかうとした(『毛公鼎考年』大陸雜誌五卷八期)。しかしこの傾向は吳其昌氏の『金文曆朔疏證』を襲ふもので、著者は贊意を表することはできないのを遺憾とする。

古代史學に關する最近の最大問題は董作賓によつて公刊された『小屯』の甲骨文資料集と、殷代長曆の復原である『殷曆譜』とにあるといつてよいであらう。これに關しては以下にさきに雜誌『甲骨學』第一號か第二號に『甲骨學の進むべきみち』と題して紹介した一文を附載することとする。

四九〇～四九一

最近における甲骨學の問題

最近の甲骨學界における最大の事件は董作賓氏によつて編纂された殷墟發掘の成果である甲文の資料集と同氏の研究になる『殷曆譜』の兩書の出版であつた。

中央研究院によつて一九二七年以後一九三七年に至るまで、十五次にわたつて行はれた殷墟發掘によつて出土した甲骨資料を公刊した『小屯』甲編乙編は、始めて近代考古學者の手によつて、科學的に發掘された甲骨資料の影印である點において高い價値をもつものである。甲骨文の資料の眞僞の鑑別は、斯學の素養をもつ學者にとつては容易であるから、專門の學者によつて編輯された從來の資料集には一二の例外を除いて、僞物は殆んど混入してゐない。だからこの書の出版は眞正の資料の集成として特殊の價値があるのではなくて、考古學的に發掘された、出土狀態の明確な資料の公刊である點において、獨自の價値をもつのである。たゞ殘念なのは第一次から第十二次までの發掘品を收めた甲編と第十三次を收めた乙編の上・中、計三冊が刊行されたが、最後の下冊が未刊なことである。これに收めた拓本は出土當時に附した番號が記せられてゐて、第何次の發掘の標本であることは明らかであるが、何坑のどの層位から出たかといふことが甲編では不明なことである。これらについては、殷墟發掘の詳しい報告の出版されるまで待たねばならないのが、現在におけるわれわれ甲骨學者の最

大の恨事なのである。

たゞ乙編については一九三六年の春期に行はれた第十三次發掘中、直徑二米深さ一米の坑から發見された約二百餘の完全な龜甲大版、總計一萬七千八百餘片を主として收めてゐるのである。董作賓氏は、この原坑がまだ後人の擾亂を經てゐないこと、その同所出土の數量の多いことにおいて、甲骨文字出土以來の最高記錄であるといひ、また甲骨上に朱墨をもつて書いた文字があり、卜兆を刻劃した跡があることなど甲骨學上の重要發現だと述べてゐる（「殷代建築宗廟的隆重儀式」大陸雜誌）。甲骨學者にとつてもつとも重要なのは、この同時同所から發掘された、一つのフンドに屬する甲骨資料の內容の檢討である。

この出土の始めに當つて、董作賓氏は、この文字について見るとそのうち百分の九十までは第一期卽ち武丁時代の物であつて、㱿・亘・永・內・𡧊・𠚤・𠳋などの貞人が署名してゐるが、第二期祖庚祖甲時代の𣏟の貞人の署名が僅に一見してゐるだけである。その他には第三期廩辛康丁時代の卜辭に似た小字が十餘版見出される。思ふにこの坑は或は廩辛康丁時代に埋藏された物ではなからうかと述べたことがある（「甲骨年表」）。しかるに甲骨小屯乙編の序に到つて、この貞人𣏟その他小字の卜辭をもつて第四期後半期、文武丁時代に屬するものであるといふ新說を提唱した。董氏が前說を飜した理由如何であらうか。

四九二～四九三

董氏が一九三一年大龜四版考釋（「安陽發掘報告第三期」）において始めて發表した**「貞人說」**に基づき、翌一九三二年に更に發展させた甲骨文を五期に年代的に分類する體系に對して大きな修正を與へるものである（「甲骨文斷研究所」中央研究院歷史語言研究所集刊外篇・蔡元培先生六十五歲慶祝論文集上冊）。この修正は果して妥當であらうか。甲骨文斷代研究例が甲骨學上における革命的な新說であつたとされるだけ、この修正は非常に重大な意義をもつものである。

殷墟は盤庚以後帝紂の滅亡に至るまでの殷王朝後半期の遺迹であると見なされ、甲骨文は一括して、この時代の遺物と考へられてゐた。從つて甲骨文資料集は、拓本をその製作年代によらず、たゞその內容によつて分類してきた。例へば帝王名・人名・地名とかにより、また祭祀、田獵、祈年・風雨征伐などの內容によつて區別し整理してきたのであつた。しかし殷墟後半期二百七十年を五期に年代的に區分する說が生まれ、それが大體において學界の承認を得た以上は、甲骨文資料は從來の如く不明確な內容によつて分類するよりは、先づ第一着手として五期による時代的に分類し、その次に內容による分類を加ふべきものである。然るにこの甲骨文資料の整理の基礎となるべき斷代研究に對し董氏自身によつて重大な修正が與へられたのである。

甲骨文の整理に關して甲骨文斷代研究例の體系の吟味、とくに董氏の修正が問題であるとするならばこの修正說の提起される根據となつた第十三次發掘の同一フンドに屬する甲骨の檢討は、現代における甲骨學の最大の課題である。然るにこれらの同一フンドの龜甲を收めた乙編の上・中二冊のみが出版されて、下冊が未刊であることはわれわれ甲骨學者によつては非常な焦躁感を與へるものである。

小屯乙編下冊の續刊を鶴首するは、望蜀の望みではなくて必然の願望である。しかし、ともかく乙編上・中冊によつて、この珍重すべきフンドの大體の狀態は知ることができる。われわれは全力を擧げて、このフンドの內容の檢討に從事しなければならない。現代の甲骨學の進むべき方向の一つはこの點にある。そして著者の最近發表した『甲骨文斷代研究法の再檢討—董氏の文武丁時代卜辭を中心として—』（東方學報同上）はこの一つの解答を與へようとしたものに外ならない。

最近大陸雜誌の四卷八期から十期にわたつて連載された氏の「甲骨文斷研究の十個の基準」と題した論文は、前の「甲骨文斷代研究法」の單なる要約ではなくして、其後の新研究の結果によつて全面的な修正が施されてゐる。例へば時代の明らかな貞人としては、董作賓氏の舊說では第一期十一人第二期六人、第三期八人、第五期一人、合計二十六人を擧げたに過ぎなかつたのに對して、この論文では第一期に十四人、第二期に十二人、第三期に五人、第四期に文武丁時代の十七人、第五期に三人を補充して前著と合計して七十六人を數へるやうになつたことなどが明らかにされてゐる。

この論文で、董作賓氏は貞人を新派の貞人と舊派の貞人と二つに分けてゐる。舊派は第一期の武丁時代から第二期の前半の祖庚時代まで續くが、その後半の祖甲時代に至つて一轉して新派となり、第三期の廩辛康丁時代まで支配したが、第四期武乙文武丁時代になつて再轉して舊派が起り、武丁時代の卜辭の形式を再興した。第五期帝乙帝辛時代となると三轉して新派がまた舊派を壓倒したといふのである。この二派は甲骨文字の書體、卜辭の文體、占卜の內容などにおいて明白な差異がある。たとへば書體は舊派が豪放であるに對して、新派は謹嚴を極めてゐるといふやうな類である。董氏のいふ所によるとこの新舊兩派の區別は、彼が「殷曆譜」を書いてゐる時に始めて導入した考へであり、この舊派の再興第四期卜辭と類似した特徵をもつてゐる卜辭の一群に注目して、これを文武丁時代にぞくせしむるといふ考へに到達したのであるさうである。

四九四～四九五

『殷曆譜』は戰爭末期民國三十四年（一九四五）四川省で出版せられた甲骨文を資料として、殷代の曆を復原しようとする非常に野心的な大著述である。われわれは戰時中の出版であり、部數も少なかつたため、とくに我國ではこれを見ることは出來なかつた。董氏の修正說のもとはこの『殷曆譜』における新舊兩派の卜辭の分類にもとづくものであるから、もしこの新說を吟味しようとするならば、是非この大著に溯らなければならないわけである。最近京都大學の梅原博士のもとにこの大著の一部董氏から寄贈され、永年の渴望をいやすことができるやうになつたわけである。この『殷曆譜』の內容を學界に紹介し、新說を根柢から批判しうることとなつた。

資料の編年的整理と相並んで重要な基礎工作は、甲骨學研究文獻の整理である。甲骨學の文獻については、董氏の「甲骨年表」を始め多くの目錄があるが、戰前の編纂であるため、戰爭中及び戰後が完全にブランクのままになつてゐる。一九三四年齊魯大學から出版されたといふ「甲骨學類目」は未見であるが、水澤氏の「契學綜覽」はこれの一部分を補ふものであるが、大戰末期においてなほ大きな空隙が殘されてゐる。この間に中國及び海外で出版された甲骨學關係の文獻を完全に集めることが、

我が學界にとつて第一の問題である。この點について、戰中戰後の出版されすでに我國に將來された甲骨學の文獻の目錄と合せて、まだ手にすることのできないでゐる論作の待訪目錄を早く公けにしたいと計畫してゐる。

甲骨學文獻目錄の編纂について、これらの文獻によつて到達された五十年の甲骨學の進歩を手早く概觀するための索引が必要である。そのなかで多くの學者によつて試みられた甲骨文の解讀を字書の形で整理することがまた最大の急務である。羅振玉の『殷墟書契考釋』をもととして商承祚が『殷墟文字類編』を公けにしたのは一九二三年のことであつた。それ以後、一九三三年に朱芳圃の『甲骨學文字編』と翌三四年に孫海波の『甲骨文編』とが相次いで出版された。前者は今迄の各々の文字についての諸家の解讀を集成したものであり、後者は定說となつた解讀をもととした『鐵雲藏龜』『殷墟書契前後編』『龜甲獸骨文字』『戩壽堂所藏殷墟文字』などの前期の資料集の文字索引である。それ以後のいはゆる甲骨後期の資料集と解讀とが全く未整理になつてゐる。後期資料に對する『甲骨文後編』と後期解讀の『甲骨學文字後編』との編輯が斯界には强く要望されてゐる。このうち朱書を次ぐものとしては大戰中に李考定氏が『甲骨文字集釋』を完成したが、未刊のままで、革命以後その原稿の所在も不明と董氏が述べてゐる。孫海波氏が親ら着手しすでに完成してゐた『甲骨文後編』の原稿も戰後全く行方不明となつてゐる。この兩書の原稿がともに失はれたか、または近い將來に刊行の見込が全くないことは甲骨學界の深く遺憾に堪へないところである。わが人文科學研究所の歷史研究室では伊藤、林兩君の手によつて「集釋」のための基本カードを作成中で、その工程の三分の二を了へてゐるから、近い將來に同學の諸君の御利用に供しうるやうに目下その工を急いでゐる。『甲骨文編』の續編の編纂はこれとは比較にならない大事業であるから、我が學界で資料集別に各研究機關、研究者で分擔して基本カードを作製し、これを一箇所で纏めて編輯するやうな方法をとるべきかも知れない。さらに五十年間の甲骨學史全體については一九三四年の朱芳圃の『甲骨學商史編』について、胡厚宣氏の小著『五十年甲骨文發現的總括』と董作賓氏が大陸雜誌に連載してゐる「甲骨學五十年」の諸編、とくに後者がいい概觀を與へてくれるであらう。

五十年間の甲骨學の資料と研究文獻の整理についての當面の問題を列擧してきた。われわれは、甲骨學はこれらの整理された資料をもととしてどんな方面の研究に着手すべきかが第二の大きな問題である。甲骨學は好事家の趣味としての研究に止るものではなく、何よりも人類の歷史の一環として研究すべきものである。世界の古代史學の一分科であり、東亞古代史の一部門であるといふ意識の下に進められねばならないことは言を待たない。郭沫若氏の『中國古代社會研究』と『甲骨文字研究』とが、甲骨學を金文學、並びに文獻學的に幾多の缺點を包藏するにもかかはらずよく甲骨學に一期を劃し、事實上甲骨學後期の盛運を開く著述となり得たのは、革命家としての氏の人類史に對する情熱によるものであることに思を致すべきであらう。

このことは直ちに甲骨學の刻下の研究は社會經濟史の方面にもつぱら向けらるべきであることを意

四九六～四九七

味するものではない。もちろん社會經濟史は將來の甲骨學研究のなかの重要な部門をなすものであらうことはいふまでもない。しかしこれだけが問題であるわけでもないし、またこれだけに研究を限定することは却つて社會經濟史の研究自體を不具にする恐れがあることを警戒すべきである。

まず第一に甲骨文は殷代の社會經濟史、とくに社會組織、社會階級などを知る史料としては、非常に貧弱であることを知らねばならない。それは殷王國の王室專屬の卜師たちが王室のために卜つたものであり、王室の祭祀などの年中行事的の卜辭なのである。それは何よりも廣い意味の宗敎史的史料である。殷王朝はいはゆる祭政一致の神聖政治を行つてゐたのであるから、これは單なる宗敎史の史料に止まるものでなく、この宗敎行事を通じて殷王朝の政治史を知り、さらにこれを通じて殷代の社會史をも明らかにすることが出來る。しかし殷代の政治史も社會史も、まづこの殷王朝の祭祀を通じて、これを手掛りとして、間接に知り得るに過ぎないのである。直接に殷王室の政治組織を語る史料は例外的にしか殘存してゐない。地方行政組織、とくに農村社會を直接に指示するものに至つては全然見當らないといつても過言でないのである。私は度々社會經濟史の專門家から、卜辭に現はれる社會經濟史の史料について質問を受けたことがあるが、いつも對手を滿足さすだけの十分の史料を持合はせてないことを告白せねばならなかつた。

大陸雜誌に載せられた董作賓氏の『中國古代文化的認識』といふ講演の筆記は現代の甲骨學の最高の權威者が甲骨學の全知識を傾けた殷代文化史の要約として高き價値を有するものであるが、氏は卜辭は殷王の御用的專利品であるから、社會問題についてはこれから間接に推測する外はないと斷つてゐるのはこの消息を語るものであるといつてよいであらう。

殷墟卜辭を史料として殷王室の政治制度、社會組織を研究しようとするときに注意を要することは、これを周代の禮などのやうな、經書に傳承せられた古代王朝の制度と輕々しく一致させて、經學的の學識で解釋してはならないことである。周代王朝の五等爵と同じ侯伯などの稱號が卜辭に現はれるからといつて、董氏が直ちに殷代の封建制を論斷したのは輕率である。詩書などの史料は周代の金文とは直接に結び付けて解釋しうるものが多いから、金文解釋には經學を直ちに應用しうる範圍が廣い。これに反して殷代の史料としては、僅に世本などに傳へる王系と、楚辭などの傳說的記事以外に經書のなかには直接史料は殆んど皆無であるといつてもよい狀態にある。從つて卜辭の記事を經書と關連さすより前に、先づ卜辭は卜辭として、それ自體において解釋した後、徐々に既成史料との綜合を試みるべきであることを注意したい。周代後期の儒家によつて作られ禮をもととした、經學的常識によつて早急に卜辭を解釋することは、卜辭の獨自の史料的眞價を減却するだけであるからである。

四九八～四九九

松丸道雄編

西周青銅器とその國家

東京大學出版會

據一九八〇年東京大學出版會本影印

目次

西周青銅器とその國家

序説

松丸道雄

西暦前十一世紀後半のいわゆる殷周革命によって西周王朝が創建されてから、前八世紀前半のいわゆる周の東遷までの約二世紀半は、通常、西周時代と呼ばれる。そして、この時代を最も特徴づけているのが、その青銅器文化である、という點については、おそらく異論のないところであろう。

中國における青銅器文化は、これに先だち、かつ現在のところその實在を確認しうる最古の王朝である殷代（前十七世紀？〜十一世紀）の前期からはじまった、と考えられている。考古學的には、通常、二里頭期と呼ばれているこの時期の青銅製遺物としては、簡單な武器や工具の他に、早くも爵のような容器類や、鈴のような樂器類が見出される。これからすれば、中國における金屬の意圖的生産ないし使用の開始期は、將來においてもう少し溯りうる可能性をもつと言えよう。[1] このあと、中國における青銅器文化の展開は、まさに驚異的とも言える速度と規模を示した。すなわち、殷代中期のいわゆる二里崗期になると、通耳高一米にも及ぶ大型の方鼎をはじめとする食器、爵、斝、觚、罍、

壺等の酒器や、盤などの水器等の、これ以後の青銅器文化の主流をなす彝器類がはやくも出揃い、また、武器類も多樣化して、戈、刀、鉞、鏃など、これ以降の青銅器の類型の基本が、ほゞ完成するのである。しかも、そこには、後代のそれに比すれば粗末なものであるとは言え、饕餮文・夔文などを配して、中國古代青銅器の基本形ができあがるのであり、技術的にもまた、急速に高揚したものと考えざるをえない。これに引き續く殷代後期、すなわち、考古學的にいうところの安陽期になると、青銅器文化は、あらゆる面で、もはやその極盛期を迎え、世界史上類例のない大規模な青銅器文化が開花することになったのである。

これを引き繼いだ西周時代の青銅器は、技術的には、明らかにこの殷代後期には完成していた技術體系をそのまま繼承したものであって、この時期における新たな技術的展開は殆ど見られなかった、というべきであろう。周初の青銅器は、おそらく殷人技術者集團によって製作されたものと考えられ、殷末のそれと周初のそれとの間には、器形・器制・紋樣・製作技術等の上からは明確に區分することが、相當に困難なのである。

しかし、その青銅器のうちにあって、西周期に入ると直ちに大きな變化の現れた部分がある。それは、青銅器内面に鑄込まれた銘文に關してであり、第一に、著るしく長文化したこと、第二に、内容的に殷代のそれと明瞭に變化したこと、である。尙、これに付隨して、統計的な數字はいっさい擧げ得ないが、全器數のうちで、無銘器に對する有銘器の割合が、西周期に入ると著るしく增大すると考えられることも、指摘されてよいかもしれない。

第一の長文化の問題であるが、殷代器にあっては、有銘器といっても、その大多數が、いわゆる圖象銘（その性格をめぐって多くの議論があるが、ここでは簡單に、その器を使用した族の紋章のごときものと解しておく）と、その器を用いて祭祀を行う際の祭祀對象（つまり祖先名）のみが記されている。聊かの例外的存在があって、二、三十字に及ぶものが、多く見積って數十例指摘しえようが、[2] かなり例外的であるとともに、殷代最末期にこれらが集中しているように考えられる。[3] ところが、西周期に入るとたゞちに、一八七字の令彝・令尊、一一一字の令段、七七字の大豐段のごとき長文の銘が出現し、僅か降って、大盂鼎・小盂鼎のごとく二百字を越す銘文もでてくる。この傾向は西周期を通じて變ることはなく、後期には、遂に、金文中最長銘といわれる五百字に近い毛公鼎が作られた。周の東遷後、各諸侯によって作られた、いわゆる列國器のうちには、これに匹敵するような長文のものはない。すなわち、長文の金文が書かれ青銅器に鑄込まれた、という意味において、西周期は、極めて特異な時代だったと言いうるであろう。

第二に、その内容についてであるが、少數例しかない殷金文の大多數は、武勳その他によって、王から寶貝を賞賜され、それを記念して作器した、とのことを簡單に記している。卽ち、王と受賜者との間の一回性の事件が作器のモメントである。しかるに、西周金文の多くは、王（王室）の、諸侯に對する敍任を内容とするのであり、それは西周「封建」國家の形成そのものに關わる問題であった、と言わなくてはならない。[4]

これは、西周王朝の創建時において、極めて意圖的に政策的に行なわれた、青銅器の性格の變質化だったのではあるまいか。王と諸侯の關係を主軸として構築された西周國家構造全體のうちで、それはどのような意味をもつものだったのであろうか。その點の解明こそが、西周時代を特徴づけるところの青銅器文化の形成された眞因を明らかにすることになるのではないか。すなわち、西周青銅器文化とその國家形成との間に何が伏在していたのかを構造的に明らかにすることこそが、歴史學としての青銅器研究の課題とされなければならないであろう。

宋代にすでにかなり組織的に開始された殷周青銅器に關する研究は、その當初より、かなり明瞭に指摘しうる、問題關心についての二方向が存在したといえよう。そのひとつは器物そのものに向けられた關心であり、もうひとつは、銘文に向けられた關心である。呂大臨『考古圖』は、中國における青銅器の圖録の嚆矢として著名であるが、これは、もとより銘文を無視するものではなかったとしても、著るしく器物そのものに強い關心を示した點で、まさに〝考古〟學的な著作であった。そして、これに稍、後れて編まれた薛尙功『歴代鐘鼎彝器款識法帖』は、關心を銘文にのみ向け、この字解・解釋を目指したものであって、好個の對照をなしている。清朝に至って、考證學の隆盛の影響下で、大いに展開を見せたいわゆる金石學も、この二分化傾向をそのままに引き繼いだものだった、と言えよう。[5] そして中國における傳統的な學問が、歐米の學問體系のなかに再編された際には、前者は考古學（ないし、歐米では時に美術史）のうちに定着したが、金文研究の側面は、トータルな形で定着するための場を失って、當代を研究對象としようと試みる研究者によって、歴史研究、思想史研究、言語學等々のうちに分散・埋沒してしまったのである。

一方、西周時代史研究、という觀點から見ると、これは、これに引き續く春秋戰國期と比べるのはもとより、先行する殷代に關する研究よりも立ち遲れている、といえよう。その最大の理由は、もとより史料的制約に由來する。殷代、殊にその後期に關しては、大量の甲骨文と、安陽殷墟の王墓を中心とした考古資料によって、その研究の基礎が、一應確立されたのである。特に甲骨文のいわゆる斷代研究の精緻化によって、大部分の甲骨片の編年化が可能となり、このことが以後の甲骨文に基づく殷代史の解明に寄與したところは極めて大きい。しかるに、西周史研究のための史料の大宗であるべき金文に關しては、甲骨文に比してはるかに長大な研究史をもつにも拘らず、尙、未だ十分に客觀性をもった編年が可能となっていないのであって、このことが史料として用いる際の多大の制約となっている。かつ、

考古調査においても、近年あらましの所在の推測は可能になったものの、西周都址の發掘は極めて限定されたものでしかなく、王墓に至っては、ひとつも發見されぬままである。こういった史料状況のうちで、ほゞ一九三〇年代から、西周社會の歴史的性格をめぐって、主としてマルクス主義史學の研究者間にあって、中國史の時代區分への關心から論戰がくりひろげられるようになったのであるが、その多くは、史料の扱い方に關する限りまさに斷章取義的であって、西周史研究そのものに對して稔り豊かな成果をあげたとは言いがたいであろう。これとは別箇に、戰後における我國においては、特に、貝塚茂樹、白川靜、伊藤道治氏らによって、金文史料を中心とした西周史研究が、個別的に行なわれてきた。これらは、はるかに實證面において愼重な手續きのもとに、着實な成果を擧げてきたというべきであろうが、尙、西周史の條軌が敷かれえたとは言いがたい憾みがある。(6)

そういった研究状況のなかで、從來見落されていた、ないしその意味を十二分に積極的には認識されぬままにきたひとつの問題點があったように、私は考える。それは、すでに述べたように、西周青銅器とは、もとより美術工藝品として作り出されたものではなく、また、單純に祭器としての用途のために作り出されたものでもなく、その大部分は王室が、その支配體制を形成しまた存續する目的で、すなわちまさに政治そのものの目的をもって、國家機關によって作られていたものだった、という視點である。したがって、青銅器ないしその銘文の一々に對するとき、われわれは、それが、いかなる國家目的のもとに作られ、書かれたのかを、その背後關係、銘文に隱された裏側の意圖にまで立ち入って判斷しなくては、眞の理解にはつながらないのではあるまいか、という點である。そうしてそのような視角から、青銅器やその銘文に分析を加えていくことが、西周國家の構造の解明に連っていくことであろう。

本書は、右のような問題關心から編まれたものである。聊か奇異に受けとられるかも知れぬ『西周青銅器とその國家』なる書名は、そのような意圖をなるべくそのまゝに表わしたいと考えたからに外ならない。松丸第一論文は、右のような問題關心を、二、三の事例をもとに分析を加え、そこから西周期における青銅器製作の國家目的を検討しようと試みたものであり、かつ、西周青銅器には、大部分の王室製作器のほかに、少數の諸侯製作器があったことを論じた。松丸第二論文は、第一論文の補篇であって、青銅器をめぐっての王室―諸侯關係と同樣の關係が、諸侯―下臣間にも存在した事例を擧げて、西周國家を支えた支配層の內部の累層的關係を明らかにしようと試みた。持井論文は、從來洛陽近郊で發見された〃殷代〃陶范とされるものが、實は西周時代の前半に屬することを論じて、成周洛陽には王室所屬の鑄銅工房が存在して王都としての重要な機能をはたしていた筈である、とする先の松丸の論點を、考古遺物によって補强した。武者論文は、西周王室作銘金文中の大宗をなす、王の諸侯敍任を內容とするいわゆる册命金文を可能なかぎり集成、分類して、多方面から分析を試み、西周支配體制の形成の實體を探るための基本史料の整理を試みた。高山論文は、王―諸侯間の、すなわち西周支配機構內部の秩序構造は「天命」(天の恩寵)に對して王が、また王命に對して諸侯側が、肯定的・積極的に對應していくことによって維持されたのではないか、と論ずる。豐田論文は、周王至自身が、王朝の成立した根據をどこに求めていたのかを問題とし、文王が「天命を膺受」し、武王が「四方を匍有」するという二重性をもっており、それが、「天子」と「王」の語でそれぞれ呼ばれたものであって、以後の各王位繼承者は、文・武の二面をともに世襲していったものであったろうとした。以上、所收の六篇はいずれも、大局的には、青銅器ないし銘文と西周國家との關りを、それぞれの關心から探ろうと努めたものであり、もとより未解決の問題を大きくかゝえこむ論攷のみではあるが、今、われわれなりの摸索の結果を一書として廣く批判を求め、今

七～八

後の我々の前進のための資としたい。

1 飯島武次「殷前期の提言 (8)～(11)――青銅器Ⅰ～Ⅳ――」古代文化第三一卷第四號、第三一卷第八號、第三二卷第一號、第三二卷第三號、一九七九―八〇年。
2 赤塚忠「殷金文考釋」『中國古代の宗教と文化』一九七七年、所收、參照。
3 松丸道雄「殷周國家の構造」『岩波講座世界歴史』4、一九七〇年、六五―七一頁。
4 本書、武者論文參照。
5 この點については、松丸道雄「殷周青銅器と陳夢家氏の研究」、陳夢家編・松丸道雄改編『殷周青銅器分類圖錄』一九七七年、汲古書院、においてやゝ詳しく述べておいたので、參照されたい。
6 なかでも白川靜「西周史略」白鶴美術館誌第四六、四七輯、一九七七年は、それに先立つ、厖大な「金文通釋」同誌第一～四〇輯、一九六二～七三年、による金文の基礎的研究と「通論篇」同誌第四一～四五輯、一九七四～七五年、における研究史ならびに研究方法論上の反省とに基礎を置いた、はじめての西周時代通史とも呼ぶべき性格の著作であって、今後の西周史研究にとって、これを如何に批判的に發展させていくかが大きな課題であろう。

九

西周青銅器製作の背景

——周金文研究・序章——

松丸道雄

はじめに

西周史を考究しようとする際に、當代の青銅器銘文——西周金文——が、その中心史料となるについては、縷説する必要はあるまい。殷代史研究における最重要の文字史料が甲骨文であって、殷代金文はその數量のみからいっても

一一～一二

はるかにこれを下回るものであり、また、春秋戰國期研究においては、文獻史料が中心とならざるを得ないその中間にあって、西周時代は、いわば〝金文の時代〟であろう。殷代後期にはじまって連綿と續きながら、次々にその性格を變貌させていった金文の歷史のうちでも、それは、その內容の豐富さにおいて、頂點を形成するものであり、長文の金文が大量に殘されているという意味でも、この時代が最盛期を形成している。これを對象とするいわゆる金文研究もまた、宋代以來の永い研究史をもつものであるが、そこで多く問題とされてきたのは、おおよそ、解讀と編年と辨僞とであり、また、その基礎研究の上にたつ史實の推測であった、といえよう。また當然、金文を鑄刻している青銅器そのものを對象とした考古學的研究も、これと密接不離の關係にあって、その面での研究も、宋代以來の傳統をもっている。

しかし、これらの厖大な研究のうちにあって、ひとつの重要な問題點が、從來、見過されてきたのではないかと思う。それは、金文に卽して言えば、その金文の文章を書いた人閒がどのような立場の人閒だったかという點であり、また青銅器に卽していえば、それを製造した人閒がどのような立場の人閒だったか、という點である。これに關して、佐藤武敏氏は、すでに次のような指摘をしている。

しかしこうした長年にわたるまた多方面に及ぶ研究にもかかわらず、中國の古代の青銅器について、なお明らかでないいくつかの問題が殘されている。その一つに、當時の青銅器の製作がどのような社會構造で行われたか、という重要な問題がある。この問題に關する研究は、從來ほとんどなく、ただ他の問題に附隨して若干の簡單な說が出されている位である。

とし、[1]これについては、郭沫若氏のいささかこれにも觸れる說、すなわち、殷末周初は中國の奴隷制生產の最盛期で

あり、當時の手工業は無數の工藝奴隷が擔當し、工官がこれを監督していた、とする考え方を紹介した上で、

郭氏はそれを官府の經營と考え、工官が工藝奴隷を管理して行ったとしている。しかし工官とは具體的にどのような人たちを指すのか、また技術的に最高度の段階に達していた當時の青銅器の生產がすべて工藝奴隷により擔當されていたと考えてよいかどうか、などの疑問がある。

と批判し、[2]ついで、殷代と春秋戰國時代のそれぞれの青銅器工業についての研究を行なって、

殷周時代、青銅器の生產を擔當したのは、工藝奴隷でなく、氏族的な構成をもつ職業集團であった、と考える。

とした。[3]類例のない貴重な研究というべきであるが、殘念なことに、西周時代に關しては、具體的には何ら觸れることがなく、また、私が本稿で問題としようとする課題とは、いささか問題關心の上で差違がある。佐藤氏は、對象を專ら器物としての青銅器とし、その實際に手を下した製作者を追究しようとしており、そのことは私にとってもひとつの大きな關心事ではあるが、私は更にこれに合せて、青銅器に鑄刻されている金文銘を文章として起稿した人物が、當該金文銘にあらわれる諸關係のなかで、どのような立場の人物であったかを同時に追究し、そのことを通じて、金文銘の古文書としての史料的性格を明らかにし、あわせて、西周時代にこれら青銅器が大量に製作された歷史的背景を考察したいと考えるのである。

問題點を、より具體的に述べておこう。西周國家は、王とその册命を受けた諸侯との閒に形成された支配服屬關係を基本とする。[4]西周金文は、このような君臣關係のなかにあって、王ないし王室側の人物が、その臣下に對して、寶貝や官職車服等を賜與し、これを受けた臣下が、その事を記念するために、自らの祖先を祀るための祭器を作った、ということを記すのを、骨子とする。五百字に及ぶ長文銘も、もとよりこれ以外の様々な事柄に言及はしていても、

一三～一四

その基本的關係については、いささかも變らない。今、西周金文、と私は述べたが、實は西周末期になると、いわゆる列國金文が現れはじめる。そこでは、西周王室の支配から離脫して自立した諸侯が、

自ら、某々のための障彝を作る。

と明記するに至るのであり、先にのべた作器の事情は、金文銘に徵して、明確に異ってくることがわかる。この銘文內容から劃然と區別しうる二大群を、郭沫若氏は、『兩周金文辭大系』において、〝宗周器〟と〝列國器〟の語をもって呼んだ。嚴密には、ごく一部ながら、列國器は西周末に溯るので、その意味では郭氏に從って前者は、西周器と呼ばずに、宗周器と呼ぶ方がよいようである。しかし、これらがことごとく、宗周の官府において製作された器と解すべきかとなると、そこにはまた大きな問題がある。先に述べた佐藤氏の引用からも明らかなように、郭氏は、どうやら、これらすべてを右のごとく考えているようであり、その故の宗周器なる命名なのであろう。この大量の一大青銅器群のうちには、克殷前の武王を溯ると思われるものは、今のところ、ひとつもない。また、東遷後の周室によって作器されたと認定されるものもない。すべては武王～幽王十二代、大約三百二～三十年間の西周期に屬する。その意味で、ここでは、右のような留保のもとに、この種の金文を西周金文と呼んでおこう。

したがって、この西周金文においては、王（ないし王側）＝賜者、臣下＝受賜者＝作器者、という關係が成り立っているのである。ここにいう作器者とは、銘文中に常に、

……用某作〇〇寶障彝。

のごとくに、受賜者が、王の恩寵にこたえるために、某がその當該青銅器を「作」したことを明記しているところから、そのような立場に在るものとして銘文中に出てくる人物を指して、研究者が呼ぶところの謂である。それはもと

より、たとえば後代の器物や書畫を實際に手を下して製作した人が、自己の製作品であることを明示するために署名したごときものでは、とうてい、ありえない。しかし、はたしてそれは、受賜者が、自分のもつ鑄造工房なりにおいて、自己の組織をもって作ったことを意味するものであろうか。また、その銘文の文章は、銘文中に記されている受賜者某によって起稿されたものなのであろうか。

金文銘中に明記されている「某作……」をそのまま形式的に解釋するとすれば、當然右のごとくに考えられることになると思われるにもかかわらず、一方で、靑銅器そのものについては、これらすべてを、受賜者側において、各々鑄成した、と考える考古學者は、おそらくいないのではあるまいか。前引の郭氏が言うところからも、またそれを郭氏が〝宗周器〟と呼んでいるところからも窺えるように、これら一大靑銅器群が、その殆どは西周王室によって作られたと見なすのが、從來の通念だったのではなかったろうか。問題そのものが、このような形で考えられることがまずなかったために、實はその點についての明確な考え方は、殆ど提示されていないのが現實ではあるが、その器種、器制上の大きな意味での一貫性からして、漠然とではあれ、器物を對象とする多くの研究者からは、そのように解されてきたもののように、私には受けとれる。

この、金文銘に明記されているところと、靑銅器そのものから推測されるところとの乖離は、いったいどのように統一的に理解されるべきなのであろうか。このような疑問を懷いて、改めて金文をみれば、そこにはまた更に次のような疑問が繼起してくるのである。銘文は、あくまで、王の恩寵にこたえて、受賜者が「作」したことをたてまえとしながらも、たとえば、次の𨚕尊銘には、

唯王初遷宅于成周、復□武王禮、福自天。在四月丙戌。王誥宗小子于京室、曰「昔在爾考公氏克逨文王。肆文王受茲大命。唯武王既克大邑商、則廷告于天、曰、〝余其宅茲中國、自之乂民。〟烏虖、爾有唯小子亡識、視于公氏、有勞于天、徹命。敬享哉。」叀王恭德裕天、訓我不敏。王咸誥。𨚕錫貝卅朋、用作□公寶尊彝。唯王五祀。

これ、〔成〕王、初めて成周に遷り宅み、武王の禮を復□し、天〔室〕にありて福〔禮〕す。〔時に〕四月丙戌に在り。王、宗小子に、京室に于いて誥して、曰く「昔に、爾の考公氏にありては、克く文王を逨けたり。肆に、文王、茲の大命を授かれり。これ、武王は既に大邑商に克ちて、則ち、天〔室〕に于いて廷て告げて曰く、『余は、それ、茲中つ國に宅して、ここ自り、民を乂むべし』と。嗚呼、爾は、これ小子なれば識る亡からむも、公氏に視ひて、勞を天に有ち、命に徹すべし。敬しみて享せよ」と。叀れ、王の恭德にして、天に裕ひて、我の不敏なるを訓へたまへり。王、誥を咸る。𨚕は、貝卅朋を錫はり、用って、□公の寶尊彝を作れり。これ、〔成〕王の五祀のことなり。

とある。(5) 一九六三年、寶鷄にて發見された尊であるが、器內底にある銘文に氣づかれず、ごく近年、銘が發見された、という。十二行百二十二字に及ぶこの銘文中、右にいう作器事情としては、末尾第十一行と十二行に僅かに、

𨚕は、貝卅朋を賜はり、用って、□公の寶尊彝を作れり。

と簡單に記しているのみであって、それ以前、長文を連ねて述べているのは、王の誥文であり、かつ作器者𨚕の父が、いかに克殷以前より周室に功勞があったかを、「作器者」𨚕に對して力說强調した文章である。いったい、𨚕が、ここに記されているように、もし王からの賜貝にこたえて祭器を作るに際して、この銘文を、𨚕側において起草したと

一五～一六

すれば、かかる內容にはたしてなりうるであろうか。「𨚕……用作……」の部分を除いて考えれば、あくまでこの銘文內容は、王室側に立つ人物の手によって起草されていると見るのが、自然であるように思われる。

以上のように考えていくと、西周靑銅器および銘文についての、その〝作者〟をめぐっての史料的な性格に關する疑問は、はてしなくひろがっていくのである。佐藤武敏氏は、殷代靑銅器に關しては、工藝奴隷ではなく、職能氏族によって作られたものであろうという。その是非は別として、西周時代において私が問題としたいのは、これら靑銅器およびそこに鑄込まれている銘文の、いわば製作主體が、支配層內部での王室側であったのか諸侯側であったのかということなのである。

一般に、史料批判 Quellenkritik の學においては、これを外的批判と內的批判とに分け、更にその外的批判とは、(1)眞純性の批判 Kritik der Echtheit (2)來歷批判 Herkunftskritik (3)本原性の批判 Kritik der Ursprünglichkeit に分けられる、という。そして來歷批判とは、その史料の作られた (イ)時、(ロ)場所、(ハ)作者 について吟味をおこなうものとされる。また、內的批判とは、そこに陳述されている內容についての可信性、信憑性の批判であるとされる。(6) これを、いま永年に亙ってなされてきた金文研究に即していうならば、前述した解讀と辨僞と編年のうち、解讀は、史料學 Quellenkunde に屬するものと考えられるから別として、辨僞研究は、〝眞純性の批判〟に相當し、編年研究は、來歷批判のうちの〝時〟を定置せしめようと試みるものだった、といえよう。そして、私が上述したところで問題にしようとするのは、まず、來歷批判のうちの、史料の〝作者〟に關する吟味なのであり、それはまた必然的に〝場所〟の問題にも、また更には、後述するところから明らかなように、當該靑銅器が原器であるか、當代における倣製器であるかを考えてみることからすれば、〝本原性の批判〟にも深く關わってくる問題である、と整理してみることができよう。かつ、辨僞研究（眞純性の批判）とも密接不離の關係を有し、また、銘文起草者が、王室側であるか受賜者側であるかを決定することは、支配者側か服屬者側かという全く相對立する立場のいずれかになる以上、銘文そのものを史料として史實を解明しようとする際の〝可信性〟を考えるための基礎を提供するものでもあろう。即ち、これらが相互に深い關聯をもちあっており、問題は〝史料批判〟の全域に及ばざるを得ないのである。尙、本稿では、金文銘中の受賜者には、王朝內において實は樣々な立場があることを考慮しつつも、その問題を專論することを目的とするものではないために、これらを一括して、あくまで便宜上、諸侯という語で呼んでおくこととした。この點については、今後、精しく檢討されなくてはならない。

本稿では、右のような問題關心のもとに、まず、西周靑銅器のうちには、右のような意味でいう諸侯による製作器が存在することを、ふたつの事例のもとに、まず確認しておきたい。第一は、貭尊の場合であって、これは、受賜者貭によって、周室製作の貭卣銘が改作されたものであること、第二は、師𩛥段蓋第一號の場合であって、これは周室製作の師𩛥段蓋第二號をもとに、諸侯によって倣製されたものであることが、確認される。すなわち、この考察によって、西周器のうちには、周室製作器と諸侯製作器の雙方が混在していることが、確認されるのである（第一、二節）。

その檢討の上にたって、西周器全體を、その製作主體によって如何に分類してみることが可能かを、器と銘文のそれぞれにわたって考えてみたい。しかし、そこには當然、後代製作された〝僞器〟・〝僞銘〟が混入している可能性があり、それはその點をも考慮した分類でなくてはならない。從來、多くの研究者の參加によって、この辨僞問題が考究されてきたが、右のような理解によって、周代における製作主體を二分する考え方を導入してみると、辨僞研究を混迷に導いていた原因をかなりよく說明しうることに氣づいた。從來の自分の研究法への自己批判も含めて、この問

一七～一八

題解決の方向を示唆したい（第三節）。

更に、新たな觀點から、殷周時代製作器と後代製作器とを辨別するための新方法として、いわゆるスペーサーと銘文との閒に密接不可分な關係が認められる場合には、その銘文が鑄銘であると判斷しうることから、兩者の辨別が可能になるであろう、という提唱を行ないたい（第四節）。

西周青銅器は、前述したように、西周國家の基本構造をなす王對諸侯の閒の秩序形成の媒體であった。したがって、それが、王と諸侯との君臣關係のなかにあって、支配者側の製作によったのか、服屬者側の製作によったのかは、單にその銘文の作者がだれかをその古文書としての性格決定のために考察しなくてはならない、ということ以上に、その國家構造全體をいかに理解するかという根本的な問題に直結していくはずである。本稿末尾では、それ以前の考察によって明らかにしえたところを基礎として、上記の問題についてのひとつの見通しの提示を試みたいと思う（おわりに）。

以上、本稿は、青銅器ないし金文を取り卷く現在の研究情況を、綜合的にかつ多面的に採り上げようと試みるものである。その結果、種々、多岐な問題に亙っているが、それらはすべて、從來深く考察されることなしに濟まされてきた金文の史料としての基本的性格の解明を、目的とするものである。

1　佐藤武敏「中國古代の青銅工業」『中國古代工業史の研究』吉川弘文館、一九六二年、三〇九—三一〇頁。

2　同右、三一一頁。尙、ここにいう郭沫若氏の考え方は、その著『青銅時代』一九四六年初版、『十批判書』一九五〇年初版、などに斷片的に語られているところに基いて佐藤氏によって考えられたものであるが、郭氏自身は「官府」の語は用いていないようで、たとえば、「這些工官和工奴不用說都是官家畜養的」（『青銅時代』一九五四年刊本、三〇六頁）と、官家といっている。

3　同右、三一四頁。

4　この點についての私の理解は、「殷周國家の構造」『岩波講座・世界歷史』4、一九七〇年、第四節「西周時代における王と諸侯との關係」を參照。

5　唐蘭「㺇𣪕銘文解釋」文物一九七六年第一期、の釋文をもとに、いささかの私見を加えた。

6　E・ベルンハイム、坂口昂・小野鐵二譯『歷史とは何ぞや』岩波書店（原著 E. Bernheim, Einleitung in die Geschichtswissenschaft, Berlin, 1920）、一九三五年、今井登志喜『歷史學研究法』東京大學出版部、一九五一年、林健太郎『史學概論』有斐閣、一九五三年、等を參照。

一九〜二〇

一　諸侯改作銘器の事例

上述の問題を考えていくために、私は、本節ではまず甖卣・甖尊について檢討を試みたい。この二銘の閒の異同を考察することによって、從來、見過されてきた問題を考えていく端緒が見いだせるのではないかと考えるに至ったので、やや詳細に、この二銘について檢討してみたい。[1]

まず、二銘の內容を考える前に、この二器が世に出現してからの情況・背景を檢討しておこう。

甖卣が、金文關係諸著錄中に初見するのは、吳榮光『筠清館金石文字』であって、これは、道光二十二年（一八四二年）刊である。本書の當卣の項には、

筠清館搨本。

と付記されていて、このことは、當卣の摹本が吳氏自藏の拓本に據って製作されて本書に錄入されたことを示している。原器の收藏者についての言及はない。その後、吳式芬（一七九六—一八五六）撰『攈古錄』（家刻、刊年不詳）には、

文三十五。山東海豐吳氏藏。筠清館箸錄。文二十八甖尊、文略同。

という。山東海豐の吳氏とは、撰者吳式芬自身のことである。自著に自藏のことをいう（ただし、本書は、式芬歿後に子の吳重周らが手を加えて刊行したものらしい）のであるから、まず誤りはあるまいが、吳式芬の藏器目である『雙虞壺齋藏器目』[2]には、當卣を載せていない。したがって、正確なことはわからないが、當卣が式芬の有に歸したのは、比較的晚年だったろうと推定しておいても大過ないであろう。當卣は、その後、おそらくは式芬の歿後であろうが、潘祖蔭（一八三〇—一八九〇）の藏するところとなっている。綴遺に、

潘伯寅尙書所藏器。

といい、また、愙齋、周存、小校に收める拓にいずれも、潘祖蔭の收藏印を鈐しているところからも、明らかである。

一方、甖尊の初見するのは『攈古錄』であって、その卷二第四九葉に、

甖尊、文二十八、山東海豐吳氏搨本。

というところからすれば、こちらは吳式芬が原器を收藏していたのではなく、自藏の拓本によって、自著に錄入したものであることが明らかである。また、『攈古錄金文』には、その拓より描き起したに相違ない摹本が收められ、これは、尊古以下に收められる拓本を比較して、後の諸書に載せる拓本と同一物であると認定してよいであろう。

ところが、このようにいったんは世に紹介された甖尊は、その後次々と現れた金文集大成的な著錄類からその姿を

二一〜二二

表 1　甖卣主要著錄表

銘文號碼	器名
ins.	甖卣

圖象			銘文			注・釋		
繪	繪圖		摹	摹本		注	附注	
拓	全形拓		拓	拓本		釋	釋文	
影	影片		影	影片		考	考釋	

© Michio MATSUMARU 20.9.1968.

書名	刊年	圖	銘	釋	卷葉等
考古	1092序	繪	摹	釋	
博古	1110?刊	繪	摹	釋	
歷代	1144刊	—	摹	釋	
續考古	1162?刊	繪	摹	注	
嘯堂	1176跋	—	摹	釋	
復齋	?	—	摹	釋	
西清	1751/2成	繪	摹	釋	
寧壽	?	繪	摹	釋	
續甲	1793成	繪	摹	釋	
續乙	1793成	繪	摹	釋	
十六長	1796開雕	繪	摹	釋	
積古	1804刊	—	摹	考	
求古	1813刊	繪	摹	考	
金索	1821開雕	繪	摹	釋	
清愛	1838刊	—	摹		
懷米	1839刊	繪	摹	釋	
長安	1840?刻	繪	摹	—	
筠清	1842刊	—	摹	考	2.44
清儀	1848?成	—	拓	考	
•攈古錄	1850?成	—	—	釋	2.55
攈古	1850?成	—	摹	釋	2.3.86
從古	1854-成	—	摹	注	
敬吾心	1854?成	—	拓	注	
二百蘭	1856開雕	繪	摹	釋	
攀古	1872刊	繪	摹	考	
兩罍	1872序	繪	摹	考	
•古籀	1872成	—	—	考	下1.7
恒軒	1885刊	繪	摹	—	
從古	1886刊	(1854-成)			——
古籀	1888刊	(1872成)			——
古文審	1891刊	—	摹	考	4.8
綴遺	1894成	—	摹	考	12.9
攈古錄	?	(1850?成)			——
攈古	1895刊	(1850?成)			——
愙齋	1896成	—	拓	考	19.22
奇觚	1902刊	—	拓	考	
•餘論	1903序	—	—	考	
敬吾心	1908刊	(1854?成)			——
陶齋	1908刊	繪	拓	注	
陶齋續	1909刊	繪	拓	注	
衍林	1910重刊	拓	拓	考	
周存	1915/21刊	—	拓	注	5.89

書名	刊年	圖	銘	釋	卷葉等
雙王	1916?刊	影	拓	—	
•彝華	1916?成	—	—	考	庚上.5
夢郼	1917序	影	拓	—	
殷存	1917序	—	拓	—	
愙齋	1918刊	(1896成)			——
夢郼續	1918序	影	拓	—	
簠齋	1918刊	—	拓	注	
•泉屋	1919序	影	—	注	
清儀	1925刊	(1848?成)			——
•泉屋續	1926序	影	—	注	
•夢坡	1927刊	拓	拓	考	
餘論	1929刊	(1903序)			——
寶蘊	1929刊	影	拓	釋	
澂秋	1930刊	拓	拓	注	
貞松	1931刊	—	摹	釋	
貞松補	1931刊	—	摹	釋	
大系	1932刊	—	—	考	11
頌齋	1933刊	影	拓	考	
•歐華	1933刊	影		注	
•文選	1933刊	—	—	考	下3.10
文錄	1933跋	—	—	考	4.9(摹)
武英	1934刊	影	拓	釋	
•善齋金	1934	繪	拓	注	
•白鶴	1934刊	影	拓	注	
•删訂泉屋	1934刊	影	—	注	
貞松續	1934刊	—	摹	釋	
雙劍金	1934序	影	拓	考	
綴遺	1935刊	(1894成)			——
彝華	1935刊	(1916?成)			——
圖錄·圖	1935刊	繪	—	—	
圖錄·錄	1935刊	—	拓	—	5
•攷釋	1935刊	—	—	考	14
十二家	1935刊	影	拓	考	
貞松圖	1935刊	影	拓	—	
鄴初	1935刊	影	拓	—	
•續殷存	1935刊	—	拓	—	
海外	1935刊	影	拓	考	
小校	1935序	—	拓	釋	4.61
•尊古	1936刊	影	拓	—	
•善齋器	1936刊	影	拓	考	
•三代	1936序	—	拓	—	13.40
•鄴二	1937刊	影	拓	—	
•頌齋續	1938刊	影	拓	考	
著錄目	1939刊	—	—	釋	184

書名	刊年	圖	銘	釋	卷葉等
癡盦	1940刊	影	拓	考	
雙劍器	1940刊	影	拓	—	
讀詞	1940~刊	—	摹	考	
山東	1940序	—	拓	釋	
通考	1941刊	影	—	釋	
癡盦續	1941刊	影	拓	考	
白鶴撰	1941				
青山	1942				
鄴三	1942刊	影	拓	—	
巖窟	1943序	影	拓	釋	
海外銅器	1946刊	影	—	注	
冠斝	1947序	影	拓	—	
冠斝補	1947·	影	拓	—	
積微	1952刊	—	—	考	185
平凡·1	1954刊	—	拓	釋	37
斷代	1955/6刊	—	—	考	Ⅱ.117.圖9
河出·1	1956刊	—	拓	釋	
錄遺	1957刊	—	拓	—	
通論	1958刊	影	—	—	
故宮	1958刊	影	拓	注	
五省	1958刊	影	拓	—	
積微餘	1959刊	—	—	考	
銅玉	1959刊	影	—	注	
日華	1959/64刊	影	影	注	
稿本	1959序	—	摹	考	
陝西	1960刊	影	拓	釋	
通釋	1962~刊	影	拓	考	5-22
扶風	1963刊	影	拓	考	
二玄	1963/4刊	—	拓	考	174
上海	1964刊	影	拓	釋	
張家坡	1965刊	影	拓	考	
平凡補	1966刊	—	拓	釋	
天理	1967刊	影	—	注	
朝日	1968刊	影	影	釋	
國朝	1914	—	—	—	3.32
拾遺	1924	—	—	釋	下.2
銘文研究	1930	—	拓	考	上.52
歷朝	1936	—	—	考	2.29
圖錄新	1957	—	拓	—	5
永壽	?	—	拓	釋	

表 2　睘尊主要著錄表

銘文號碼	器名
ins.	睘尊

圖象			銘文			注・釋		
繪	繪圖		摹	摹本		注	附注	
拓	全形拓		拓	拓本		釋	注釋文	
影	影片		影	影片		考	考釋	

© Michio MATSUMARU 20.9.1968.

書名	刊年	圖	銘	釋	卷葉等
考古	1092 序	繪	摹	釋	
博古	1110? 刊	繪	摹	釋	
歷代	1144 刊	—	摹	釋	
續考古	1162+ 刊	繪	摹	注	
嘯堂	1176 跋	—	摹	釋	
復齋	?	—	摹	釋	
西清	1751/2 成	繪	摹	釋	
寧壽	?	繪	摹	釋	
續甲	1793 成	繪	摹	釋	
續乙	1793 成	繪	摹	釋	
十六長	1796 開雕	繪	摹	釋	
積古	1804 刊	—	摹	考	
求古	1813 刊	繪	摹	考	
金索	1821 開雕	繪	摹	釋	
清愛	1838 刊	—	摹		
懷米	1839 刊	繪	摹	釋	
長安	1840? 刻	繪	摹	—	
筠清	1842 刊	—	摹	考	
清儀	1848+ 成	—	拓	考	
・攈古錄	1850? 成	—	—	釋	2.49
攈古	1850? 成	—	摹	釋	2.3.50
從古	1854- 成	—	摹	注	
敬吾心	1854+ 成	—	拓	注	
二百蘭	1850 開雕	繪	摹	釋	
攀古	1872 刊	繪	摹	考	
兩罍	1872 序	繪	摹	考	
・古籀	1872 成	—	—	考	
恒軒	1885 刊	繪	摹	—	
從古	1886 刊	(1854- 成)			——
古籀	1888 刊	(1872 成)			——
古文審	1891 刊	—	摹	考	
綴遺	1894 成	—	摹	考	
攈古錄	?	(1850? 成)			——
攈古	1895 刊	(1850? 成)			——
愙齋	1896 成	—	拓	考	
奇觚	1902 刊	—	拓?	考	
・餘論	1903 序	—	—	考	
敬吾心	1908 刊	(1854+ 成)			——
陶齋	1908 刊	繪	拓	注	
陶齋續	1909 刊	繪	拓	注	
移林	1910 重刊	拓	拓	考	
周存	1915/21 刊	—	拓	注	

書名	刊年	圖	銘	釋	卷葉等
雙王	1916? 刊	影	拓	—	
・釋華	1916? 成	—	—	考	
夢郼	1917 序	影	拓	—	
殷存	1917 序	—	拓	—	
愙齋	1918 刊	(1896 成)			——
夢郼續	1918 序	影	拓	—	
簠齋	1918 刊	—	拓	注	
・泉屋	1919 序	影	—	注	
清儀	1925 刊	(1848+ 成)			——
・泉屋續	1926 序	影	—	注	
・夢坡	1927 刊	拓	拓	考	
餘論	1929 刊	(1903 序)			——
寶蘊	1929 刊	影	拓	釋	
澂秋	1930 刊	拓	拓	注	
貞松	1931 刊	—	摹	釋	
貞松補	1931 刊	—	摹	釋	
大系	1932 刊	—	—	考	
頌齋	1933 刊	影	拓	考	
・歐華	1933 刊	影		注	
・文選	1933 刊	—	—	考	
文錄	1933 跋	—	—	考	
武英	1934 刊	影	拓	釋	
善齋金	1934	繪	拓	注	
・白鶴	1934 刊	影	拓	注	
・刪訂泉屋	1934 刊	影	—	注	
貞松續	1934 刊	—	摹	釋	
雙劍金	1934 序	影	拓	考	
綴遺	1935 刊	(1894 成)			——
釋華	1935 刊	(1916? 成)			——
圖錄・圖	1935 刊	繪	—	—	
圖錄・錄	1935 刊	—	拓	—	
・攷釋	1935 刊	—	—	考	
十二家	1935 刊	影	拓	考	
貞松圖	1935 刊	影	拓	—	
鄴初	1935 刊	影	拓	—	
・續殷存	1935 刊	—	拓	—	
海外	1935 刊	影	拓	考	
小校	1935 序	—	拓	釋	
・尊古	1936 刊	影	拓	—	1.36
・善齋器	1936 刊	影	拓	考	
・三代	1936 序	—	拓	—	11.36
・鄴二	1937 刊	影	拓	—	
・頌齋續	1938 刊	影	拓	考	
著錄目	1939 刊	—	—	釋	116

書名	刊年	圖	銘	釋	卷葉等
癡盦	1940 刊	影	拓	考	
雙劍誃	1940 刊	影	拓	—	
讀詞	1940~刊	—	摹	考	
山東	1940 序	—	拓	釋	
通考	1941 刊	影	—	釋	No.542
癡盦續	1941 刊	影	拓	考	
白鶴撰	1941				
青山	1942				
鄴三	1942 刊	影	拓	—	
巖窟	1943 序	影	拓	釋	
海外銅器	1946 刊	影	—	注	
冠斝	1947 序	影	拓	—	上34
冠斝補	1947 ・	影	拓	—	
積微	1952 刊	—	—	考	25
平凡・1	1954 刊	—	拓	釋	
斷代	1955/6 刊	—	—	考	
河出・1	1956 刊	—	拓	釋	
錄遺	1957 刊	—	拓	—	
通論	1958 刊	影	—	—	
故宮	1958 刊	影	拓	注	
五省	1958 刊	影	拓	—	
積微錄	1959 刊	—	—	考	
銅玉	1959 刊	影	—	注	
日華	1959/64 刊	影	影	注	
稿本	1959 序	—	摹	考	
陝西	1960 刊	影	拓	釋	
通釋	1962~ 刊	影	拓	考	5-22付
扶風	1963 刊	影	拓	考	
二玄	1963/4 刊	—	拓	考	
上海	1964 刊	影	拓	釋	
張家坡	1965 刊	影	拓	考	
平凡補	1966 刊	—	拓	釋	
天理	1967 刊	影	—	注	
朝日	1968 刊	影	影	釋	
國朝	1914	—	—	—	3.16
金文研究	1930	—	—	考	上.53
歷朝	1936	—	—	考	2.29
永壽	・	—	拓	釋	

二三～二四

消してしまうのである。いま、その閒の事情を比較して見られるように、表示してみよう。表一は睘卣、表二は睘尊の主要著錄表である。[3]

この二表を比較すれば一見して明らかなように、ほぼ同時期にこの世に出現し、著錄された兩器であるにもかかわらず、睘卣はその後に出刊された主要な著錄に繰り返し採り上げられているのに反して、睘尊は、それ以後、ながく採り上げられることなく、はるか降って、尊古、三代に至って、ようやく再び採り上げられるのである。そして、念のために言うならば、この時期に出現した器のそれ以後の著錄への收錄のされ方としては、睘卣のような場合が通例であって、睘尊の如く、長期閒、著錄書から消え去ってしまうというのはかなり珍しい事例なのである。特に、綴遺、愙齋、周存、貞松、小校といった、それぞれの時期において編まれた金文の網羅的著錄書のいずれにも集錄されなかったという點は、ここで、後述する論點との關聯もあって、特に注目しておく必要がある。

嘉慶・道光年閒に輩出した金文研究の諸家の閒には、互いに親交があって、競って青銅器の蒐集が行なわれたと同時に、新得の銅器があれば、その銘文拓本を製してこれを交換しあうという情況が、そこには現出していた。拓本をそのまま付印する技術の出現する前であっただけに、原拓を尊重し、その入手と情報交換のための熱意は、今日の想像を超えたものがあったようである。この睘卣・睘尊がこの世に出現した——ないしこれら金石家の閒に知られるようになった——と考えられる一八四〇年代についてみれば、吳榮光、徐同柏、曹載奎、劉喜海、吳式芬、吳雲、陳介祺といった名だたる金石家の活躍期であり、彼らの閒に、親密な交流のあったことは、それぞれの著した金文著錄の資料來源を尋ねれば、ただちに明らかなところである。また降って、一八七〇年代をとってみれば、鮑康、吳雲、陳介祺、潘祖蔭、吳大澂、王懿榮らの閒に頻繁な交友關係のあったことは、たとえば、『兩罍軒尺牘』、『簠齋尺牘』、『吳愙齋尺牘』、『吳愙齋赤牘』等に徵すれば明白である。そこに交された往復書簡の隨所に、新得金文拓本蒐集のための執念ともいえる熱意や、また眞贗鑑別のための努力を、讀みとることができる。

睘卣・睘尊が世に現れたのは、陳介祺三十歲代であり、それは、恰かも、大盂鼎、虢季子白盤、毛公鼎といった、西周重器中の重器といわれる大器が、陸續として發見された時期であった。こういった情況のなかで考えてみると、ほとんど同時に世に現れたと考えられるこの二器のうち、睘卣拓本のみが諸家の閒に流布し、睘尊銘の方は、いったん著錄されて諸家の閒にその存在が知られるにいたったにもかかわらず、さしたる理由もなしに、顧られることがなかった、と想定するのは、かなり困難である。

陳介祺は、つとに銅器の眞贗鑑定に令名があり、一見して、たちどころにその眞僞を判別した、といわれる。後に睘卣銘と睘尊銘との詳細な比較を試みたいが、その拓本を一見すれば、睘卣銘の整正優美な文字に對して、睘尊銘の拙劣なることは、誰の目にも明らかであろう。

以上、述べてきたところから、私は、睘尊銘拓本は、その出現後、いったんは金文研究の諸家の閒にも流布しながら、これが僞銘ないし僞器と判定されて、それ以後の金文著錄書中から意識的に除外されたのであろう、と推測したい。睘尊程度の銘は、僞銘と見なして排除する〝眞贗判別〟が、當時の諸家の通念だったのではあるまいか。そして、それは、この時代の金石家に限らない。時代は降るが、この尊は、北京・尊古齋を經て、一九四〇年代には、大連の古銅器蒐藏家榮厚の有に歸したようで、『冠斝樓吉金圖』（一九四七年序）に收錄された。その目次には、當尊を指して、

　　獸首素文尊　　銘二十五字（後代附加銘カ）

と記している。つまり、ここでは、器そのものを良しとみた上で、後代の僞銘であろうと疑っているのである。本書の梅原末治氏序文から察するに、この目次も、おそらく梅原氏自身によって、作製されたものと思われる。この見解が道光以來の金文研究諸家の通念を受け繼いだものとは必ずしも言いがたいが、この場合、その審定が一致したものであるように、私には考えられる。

もっとも、主要著錄書への採錄に關するかぎり、右に述べた通りではあるが、尊古に至るまで、研究者に一顧もされなかったかといえば、そうではない。攈古以後、もっとも早く睘尊銘に言及しているのは、管見の及んだかぎりで、王國維『國朝金文著錄表』（一九一四年刊）であって、そこに王氏は、當尊を「作冊睘作皇考日癸尊」なる器名のもとに、收錄している。本書は、それ以前の著錄書にあらわれた金文の一覽表にすぎないが、一器ごとに王氏自身の審定を加えたもののようで、その審定結果を書き加えたものの數は必ずしも多くはないものの、王氏が僞作と斷じたものには「僞」、疑問を感じたものには「疑」なる注記を加えている。しかし、當尊に關しては何ら注記していないところからすれば、王氏の審定を一應合格したものと見なすべきであろう。次いで、一九三〇年には、郭沫若氏が「令彝令設與其它諸器物之綜合研究」[4]において、睘卣銘との比較から尊銘を採り上げ（その內容については後述）、兩周攷釋においても、當器を項目としては採っていないが、睘卣の項で言及し、更に、吳其昌『金文曆朔疏證』二・二九（一九三六年）にも、睘卣とともに、睘尊を史料としている。尊古以前に睘尊に觸れているのは、管見のかぎり、以上ですべてである。郭・吳兩氏にあっても、睘尊銘を疑問としていないのであり、このことが、それ以後、羅氏三代、容氏通考、楊氏積微、陳氏斷代、白川氏通釋等の諸書にあって、當尊銘の眞僞を改めて檢討することを怠らしめる契機になったのであろう。いずれも睘尊銘を採用しながら、その眞僞問題に言及しているところはない。

以上、この二器の、出現以來の情況を、推測を交えつつ述べてきたが、その出土の事情に關しては、もとより何ひ

二五～二六

とつ判明していることはない。したがって、以上のような情況、二器が共に吳式芬の比較的晚年に近い時期——道光初年から中葉ころまで——に、吳式芬のかなり近い身邊に出てきたのであろう、ということを一應念頭においた上で、ほぼ、次のような場合を豫測させよう。

(1) 二器が、この時期、(同時に?) 出土した。

(2) この時期、一器(たとえば睘卣)が出土し、直後に、これに類似させたもう一器(たとえば睘𢍜)が、僞作された。この場合、睘卣と別に、セットをなす無銘の𢍜が伴出し、これに現睘𢍜銘が作文されて加刻された、と推測する場合を加えておいてもよい。

(3) この時期、セットをなすような卣・𢍜二器が同時に僞作された。

このような豫測は、かりに睘𢍜銘に關する清朝諸家の疑惑(?)を別としても、常に念頭に置いておくべき問題であろう。本稿は、決して當器の眞僞辨別を主要な課題とするのではないが、出土事情の明瞭でない金文銘を取り扱う際の、それは一般的に注意すべき問題點だからである。これは、しかし、のちに再び觸れたい。本稿では、論述の都合上、一應兩器を、共に周代器であり、從って(1)の立場をとるものとして論述し、のちに再検討を加えることとしたい。

尚、兩器の器影は、卣は斷代に、𢍜は𢍜古(通考はこれを轉載する)と冠斝とに載せるのみであり、ともに現藏者は不明である。

さて、この睘卣銘と睘𢍜銘には、銘文上いささかの異同がある。𢍜銘につき、たとえば白川氏は、

𢍜は本器(睘卣を指す—松丸)と同時の作で、殆ど同銘である。(傍點松丸)

(1) 器銘　(2) 蓋銘

圖1　睘卣銘拓本(縮尺約 2/3)

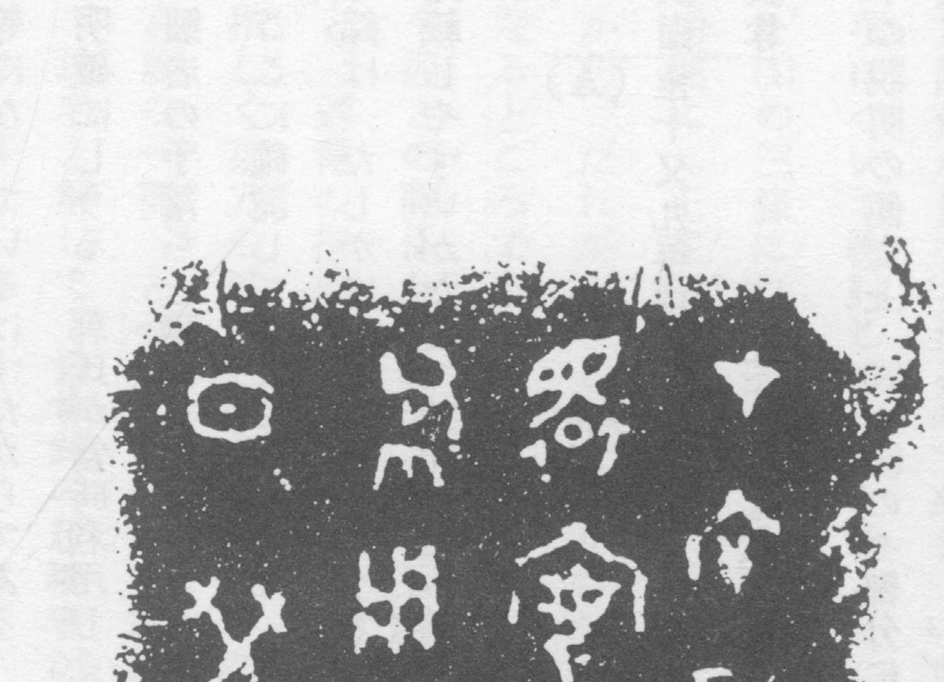

圖2　睘𢍜銘拓本(原寸)

というが、(5) 僅かな差違というべきかもしれないこの二銘の異同關係が、實は作器事情に關するこの二器の無視しがたい相違を示すものではないか、と私は考えるのである。西周初期と目される當二器について、以下に考えてみようとする事情を、比較對照のうちから推測しうる史料はきわめて乏しいので、ここにその異同を詳細に検討してみたい。まず、はじめに、睘卣の銘を示そう(圖1)。器蓋二銘あり、各三十三字、重文二字であって、器銘と蓋銘との間に文言上の異同はない。

⑴　睘卣（大小未詳）

⑵　睘尊（通口緣高約20.5cm）

圖 3　睘卣・睘尊器影

隹十又九年、王在㡯。王姜令乍册睘安尸〻白〻。賓睘貝・布。揚王姜休、用乍文考癸寶障器。

これ十有九年、王は㡯に在り。王姜は、作册睘に命じて、夷伯を安んぜしむ。夷伯は、睘に貝と布を賓す。〔睘は〕王姜の休(たまもの)に揚(こた)へ、用って文考癸の寶障器を作れり。

讀み方としては、現在、右のように讀むことに殆ど問題はないであろう。考釋上、「王」とは誰を指すか、「王姜」とは誰か、これと「夷伯」との關係、さらに、「作册睘」と「王姜」ないし「夷伯」との關係をいかに解すべきか、「作册睘」は「夷伯」からの賜物を得ながら「王姜の休」に揚(こた)えて作器しているのはなぜか等々、問題は多々あるけれども、當面、ここで採り上げようとする問題點に直接の關りはないので、のちに必要に應じて觸れることとする。

次に、睘尊銘を見よう（圖2）。尊銘であるから、僞銘でないかぎり、器の內底にあるはずである。二十四字、重文二、別に圖象銘一。

在㡯。君令余乍册睘安尸〻白〻。賓用貝・布。用乍朕文考日癸旅寶。[圖象]。

㡯に在り。君は、余乍册睘に命じて、夷伯を安んぜしむ。賓するに貝・布を用ってす。用って、朕(わが)文考日癸の旅寶を作れり。[圖象]

これも、當面、讀み方の上では、さしたる問題はあるまい。郭氏は、前引「令彝令𣪘與其它諸器物之綜合研究」に、

此銘之前當奪一行、卽《隹十又九年、王》之六字。

といい、(6)兩周攷釋睘卣條にも、

當泐去首行六字。

といい、また容庚氏も通考・上三九八に、

疑缺〃隹十又九年王〃首行六字。

といっている。しかしすでに白川氏が指摘しているように、(7)尊古、三代、冠斝の三拓から判斷しても、右邊にもう一行あったとは考えがたい。また、このことは、三代拓、冠斝拓の紙じわの狀態から判斷して、この四行銘が器の內底中央にあると判定しうることからも想定しうる。すなわち、右邊にもう一行あったとすれば、今の第二行は第三行でこれが器內底の中央にあるはずであり、したがってその場合には、左右の紙じわの狀態は、これとかなり相違して左右不均等になっているはずだからである。更にこのことは本節末尾および第四節で詳述するスペーサーの位置からしても、明確にしうる。郭氏が當時利用しえたのは、攈古の摹本のみであったはずであるから、睘卣銘との比較から、摹本作製者の手落ちと臆測したのも無理からぬところである。この一行の有無は、以下の論旨にかなりの影響をもつので、ここに確認しておく必要がある。

睘尊銘は、たしかに、卣銘とその文意は類似しているが、その表現の上では、かなりの相違がある。いま、この二銘を比較しやすいかたちで並記してみると、次のようになる。

	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)
睘卣	隹十又九年	王在㡯	王姜令　作册睘安夷伯	夷伯賓　睘貝布	揚王姜休	用作　文考　癸　寶障器	[圖象]
睘尊		在㡯	君　令余作册睘安夷伯	夷伯賓用　貝布		用作朕文考日癸旅寶	[圖象]

以下の説明の便宜上、(A)〜(G)の七部分に區切っておこう。この七部分のいずれも、多少なりとも、二銘閒での相違點を含んでいる。

まず、檢討の手はじめとして、この短い金文中に登場する人物についての書かれ方に注目したい。當銘にかぎらず、一般に、西周金文は王ないし王室の、これに服屬する諸侯ないし周室の官などに對する賜與と、この恩寵にこたえて作器する次第を述べるのを基本とするのは改めて言うまでもないところであり、したがって、そこに登場する人物は、その立場上、

(1) 王ないし王室側で、賜者として登場するもの

(2) (1)から受賜する側で、同時に當器の「作器者」としてでてくるもの

(3) 右の當事者でなく、いわば第三者としてでてくるもの

の三類に分けて考えてみることができよう。いま、この分類に則して、二銘に出てくる人物がどう表現されているかを表示してみると、次のようになろう。

表3 睘卣・睘尊銘登場人物表記法對照表

		睘卣銘	睘尊銘
(1)	(B)	王	×
	(C)	王姜	君
	(E)	王姜	×
(2)	(C)	作册睘	余作册睘
	(D)	睘	×
	(F)	文考癸	朕文考日癸
	(G)	×	[illegible]
(3)	(C)	夷伯	夷伯
	(D)	夷伯	夷伯

右表の(2)のうちの「文考癸」「朕文考日癸」は、作器者の父で、祭祀對象であるから、(2)に含めるべきではないかもしれないが、あくまで作器者サイドの人物であるから、その立場によって分類する、という意味で、敢て右のごとく表示しておくこととする。

さて、一見して明らかなのは、卣・尊閒で、(3)に關しては相違はないにもかかわらず、(1)および(2)の七項については、その全てについて同じものはひとつもない、という點であろう。卣銘をもととしていえば、尊銘はすべての場合にわたって、省略、附加等を行なって、異った表現を試みている、といえよう。そして、更にその點を、(1)と(2)に分けて考えてみると、(1)に關しては、卣銘では叮嚀な表現をとりながら、尊銘では削除するか、代名詞に置き換えるなどしているのに反し、(2)に關しては、逆に、卣銘に對して、尊銘で叮嚀な表現がとられている、という、きわめて顯

三三～三四

著な對立關係が見てとれるのである。いま假りに〝叮嚀な表現〟と呼んでおいたが、そのことの具體的な意味も含めて、各項について檢討してみよう。

まず、(1)の三條について考えよう。

（B） 卣銘に「王在庌」というが、尊銘は王字を削除してしまっている。しかもこれが尊銘としては冒頭をなすわけであるから、だれがどうしたというのか、これでは、意味を失なってしまうことになる。郭氏のように首行を缺くと見たくなるところであるが、それが成り立ちがたいのは、前述したとおりである。金文としての例も乏しい。王を、當器と令段との關係から成王と見る王國維氏以來の說[8]は、おそら・正當であろう。昭王とみる唐蘭氏の所說の信じがたいこと、通釋の指摘の通りである。庌を、郭氏は、南宮中鼎の「寒餗」と同一地で山東濰縣境とみ、白川氏は「成周より稍しく東方の地」という。たしかに地名としてみるのが妥當であろうが、陳氏は、麥尊「霽王才厈」と同じく、莽京の宮寢の一部、とみる。[9]睘尊銘を解釋するためには、陳說であれば、まだ解釋の餘地もあるかと考えられるが、ここは、地名と解して、睘尊銘の起稿者が、卣銘を念頭におきつつ、文意が通じ難くなるのを承知の上で、王字を抹消したものと解しておく。以下の(C)部分、(E)部分にも同樣の意圖が働いていると解しうるからである。

(C)部分以下には、兩銘を通じて、王は全くあらわれない。睘に命じているのは、王姜である。そうしてみると「王在庌」の句は、實はこの銘文と直接の內容的な關りをもっていないように見られる。いわゆる大事紀年に近い內容の句と解してよいかもしれない。もっとも、いわゆる大事紀年は、甲骨文から鄂君啓節に至るまで、實は、それと前後する文章との內容的な關りを意識して記されている場合が多いのではないかと考えられるのであるが、その點については別の機會に論じたい。ただここでは、大事紀年であったとしたら、王字を缺落させることでその意味をまったく失なわせてしまうようなことを、何故尊銘において行なったのか、という點に問題が殘るとしなくてはならない。

（C） 王姜は、異說がないわけではないが、成王の妃と解してよいであろう。[10]王姜は、この他、令段、叔隋器、不壽段にも見える。何らかの理由から、王に代行して、王姜が睘に命じたのであろう。尊銘では、この王姜の名を抹消して「君」なる代名詞に置きかえている。このことから、郭氏は「君者女君也。」といい、陳氏は斷代で、西周初期金文中の「朕天君」(友鼎)、「天君」(天君鼎)、「皇辟君」(召圜器)が、いずれも王姜を指す、というが、必ずしもそのように解さなくてはならぬ理由はない。殷金文ではあるが、小子省卣蓋銘に「甲寅、子商小子省貝五朋、省揚君商、…」とあり、この場合は「君」が、「子」を指す代名詞であることは疑いない。君とは、男女の別なく、王以外の上に用いられる代名詞であろう。ここで卣と尊の銘文上の位置關係のみからいえば、王姜が君と置き換えられている、とするのが常識的であるが、尊銘のみを見れば、冒頭の王字が抹消されてしまった以上、王と王姜とを合せて、漠然と周室を指して、あえて曖昧な表現をとった、と見られないわけではない。しかし、この際、君が何を指すかではなく、睘尊銘作者が、王姜なる固有名詞をここに書き記すのを、意識的に避けた結果であろうと想定しうることを重視しておくべきであろう。

（E） 尊銘では、卣銘の王姜の名のみならず、「覭王姜休」という一句が、そのまま抹消されてしまっている。そもそも、通常の西周金文は、周室の恩寵を記念するために作器した、ということを强調して示すところに、その中心的な意味があるのであり、その觀點からすると、この部分は、當金文の中心部分でなくてはならないはずである。それをそっくり缺落させているのは、尊銘起稿者によってなされたきわめて意識的な行爲だと考えるべきであろう。この點は後に再度檢討したい。

三五～三六

次に、(2)の四條について考えよう。

（C）　卣銘「作册睘」は、至極、通常の表現である。固有名詞睘に、その周室の官名作册を冠したものである。これに對して、尊銘の「余作册睘」は、少くとも、受命者側の表現としては、頗る異例というべきであって、管見の限りでは、他に例をみない。逆に王が自らを言う場合にはいくつかの例があり、たとえば、大盂鼎に「余乃辟一人」（余、乃の辟、一人）、宗周鐘に「余一人」とあるが如きがそれであって、王が臣下に對して自らの立場を殊更に强調しようとする際にとられる表現法である。『尚書』においても王が自らを「予一人」という場合はきわめて多く、たとえば湯誓に「爾尚輔予一人致天之罰」といっているのは、その一例にすぎない。すなわち、尊銘にあって、「余作册睘」と敢て言い直しているのは、自己の立場を殊更に强調しようとした意圖のあらわれとしか、解釋のしようがないように思われる。楊樹達氏は積微二五に、

二銘所記事同、自是同時之器。惟卣文第云令作册睘、而尊文云令余作册睘、既自稱余、又具官職及私名、似嫌複沓。然僖公九年左傳云『小白余、敢貪天子之命、無下拜。』既自擧小白之名、又自稱余、與此文相類、知古人固有此文例。異者、銘文余在人名上、左傳文余在人名下耳。（傍點松丸）

といって、左傳中に、臣でもこのような表現をとっている場合の擧例をしている。しかし、あくまで例外的であり、少くとも西周金文としては極めて異例であることを指摘しておくことは、この際、何らさしつかえなかろう。そのことが、單に〝複沓を嫌〟っただけでこのような異例の表現をとったと解してしまうわけにはいくまい。そうであるとするなら、これ以外の無數にある同文銘金文の場合を、いかに解したらよいことになるのであろうか。この場合にかぎって〝複沓を嫌〟ったからには、その特別な理由を説明しないのは手落ちだと言わざるを得ない。

（D）　卣銘は通常の文體である。尊銘に睘一字を省いているのは、すでにその直前で「余作册睘」と强調しておいた以上、繰り返す必要がなかったからであろう。深い寓意はないように思われる。敢て考えれば、形容詞なしで睘との み名を記すのを嫌って、構文を變えて睘字を「用」字に置き換えたともとれないことはないが、考えすぎかもしれない。

（F）　卣銘「文考癸」は、言うまでもなく、作器者睘のすでに物故した考を指す。尊銘「朕文考日癸」なる表現も、この場合は珍しい例とはいえない。作器對象たる作器者の父祖名に「朕」字を冠しているのは、決して少くはない。ただし、それらは中期以後に偏していて、最も早い場合で、郭氏によって昭王期とされる獻彝からである。したがって、成王期と目される當尊は、西周初期金文のうちでは、例外的だと言えよう。しかし、その點は別として、卣銘と對比していうなら、この朕字を尊銘において加えているのは、作器者が、自己の父祖のための祭器を作るのだ、ということを、殊更に强調したかったためであるといって差しつかえあるまい。[11] また、「日」字を加えている點も、例外的とはいえない。例えば、師虎段に「用作朕列考日庚䵼彝」という。ただ、「文考癸」よりも「文考日癸」が、より叮嚀な表現である、とはいいうるであろう。積微二五に、

『用作朕文考日癸肇寶△』卣文則云、用作文考癸寶䵼器。或曰癸、或曰日癸、蓋殷俗以甲乙至癸十日之名爲名、即以日字加於甲乙諸字之上、上虞羅氏藏商三句兵、銘文有大祖日己祖日丁祖日乙祖日庚云云、彼爲殷器、恰足説明此事。周沿殷俗、故此銘亦有日癸之稱。二銘互校、知文考日癸與文考癸同是一人、決無疑義。然清儒考釋金文、尚有不知此義而別爲異説、如吳大澂跋公姒段、愙齋錄捌卷拾參葉上 謂父乙寶彝爲父廟之第二器者、殊可怪也！故今不惜覼縷明之云。

という。その論旨は正當であるが、いわゆる商三句兵は、把手をつけた狀態で考えれば、銘文は天地逆になるので、

近年の附加刻銘であることは明白である。

（G）　卣にはなく、尊にいわゆる圖象銘を加えている。圖象銘の性格については、多くの説があるが、[12] ある種の集團の標識である點は誤りない。この場合、作册睘の所屬する、ないし出自の族集團を示していると解してよかろう。圖象銘は、殷器に多く、西周初期金文にも珍しくないので、その點だけを考えるならば、二銘閒の圖象銘の有無から特別の意味を考えることはできなかろうが、上述してきたように、この二銘閒には、卣銘においては王室側を、尊銘においては作器者側を顯揚しようとする意圖にもとづいた表現がとられていることがこれほど明瞭であってみれば、この尊銘における圖象銘附加も、その一環であると見なしうる可能性があろう。

以上、二銘中の人物の表現法の相違を問題としたが、これ以外、(A)部分、(F)部分においても、相違がある。

(F)の卣「寶䵼器」と尊「旅寶」については、當面の課題からすれば、問題とすべきことはないように思われる。白川氏が指摘するように「寶䵼器」という表現は、例が少ない。また尊は「旅寶」というが、このあと「䵼」「彝」といった文字を省記したものであろう。おそらく、圖象銘を書き加えるスペースの關係上、敢てした省略であろう。尚、後述するように、この二器は、あくまで、セットとして用いることを意識して作器されていると思われる。尊銘に「旅寶」ということをもって、これがいわゆる旅宗の器であり、卣はそうではない、と考えるとすれば、それは實狀に合わないようである。

(A)部分の相違に關しては、上述した線上に沿って解釋することが可能であろう。一般に、古代において曆の製作、頒給、使用の强制は、王朝の權能のひとつであり、その曆を使用することは、服屬する側にとって、王朝支配の確認を意味するものであったことは、認めうるところであろう。春秋期以降のいわゆる列國器においては、周正を用いずに、

隹越十有九年、……（者沪鐘）

隹鄀正二月、……（鄀公敄人段）

隹鄧九月、……（鄧公段）

のように、各國において曆が作製され、それが自國の獨自の曆であることが、明記、强調されるのである。そのような理解の上にたっていうなら、卣銘の周正による紀年が、尊銘において削除されているのは、それ以下に、王・王姜の語がすべて削除されているのと、全く同様の意圖にでるものというべきであろう。卣銘で「隹王十有九年」とせずに王字を省略しているのは、これにつづいて「王在庌」を大事紀年として書くためであろう。そうであってみれば、尊銘で「隹十有九年、王」を全面的に削除しているのは、尊銘の起稿者がここで周正を用いたくなかった意圖の表れと解しても、牽强とはいいがたいであろう。

さて、以上、二銘を比較檢討することによって尊銘のうちから一貫して讀みとりうるのは、作册睘による、王室の押しつけに對する反撥と、强い自己主張である。そして、この二銘閒の相違を考えてみたことから、ほぼ次のように言いうるであろう。

(1)　尊の起稿者は、明らかに、卣銘を意識しつつこれを意圖的に書き改めている。

(2)　尊銘の起稿者は、作册睘自身であるか否かは不明としても、睘の意圖に基いて起稿した、睘側の人物であろう。

(3)　このような行爲を睘側になさしめた原因が、卣銘にあったことは明らかである以上、卣銘の起稿者は王室側の人物であろう。

今、時間的な順を追っていうなら、王室側で起稿された銘文を鑄込んだ卣が作製され、睘に授受されたが、これを

見た睘は強い憤滿を懷き、その睘側によって、睘卣銘を改竄した銘文が起稿され、新たに卣とセットをなす尊を作る際に、その改作銘を鑄込んだ、と想定されるのである。

私は、本稿「はじめに」において、金文銘は、表現上のたてまえとしては、あたかも受賜者が作文したごとくに作文されているけれども、はたしてそのたてまえのまま解釋してよいかには疑問が殘ることを、指摘しておいた。今、この卣銘を尊銘と比較對照することによって、この卣銘が、その作文上のたてまえとは異って、實は、周王室側の人閒によって書かれたに相違ないことを、確認しえたと考える。そして、西周金文全體のなかで、この二銘を考えてみるならば、尊銘はたしかに多くの點で異例とすべきであるが、卣銘は、その書式上、異例ではなく、一般の書式と何ら變ることはないのである。ただ、「揚王姜休」として、「揚王休」としていない點のみ、やや他の多くの金文銘と異なるとすべきであるが、それはおそらく、ここで問題にしようとしていることと關係ある問題ではあるまい。金文銘として一般性をもつ睘卣銘を、異例の睘尊銘と對比してみることによって、右のごとき性格のものであることを確認しえたのは、金文一般の史料的性格を確認するうえで、この際、極めて重要だとしてよいであろう。

しからば、睘側によってこのような改竄を試みさせたような、王室への憤滿は、どこに起因するのであろうか。その具體的なことは、この短い卣銘から充分に知りえないのは當然である。しかし、改めて、この銘文を通讀してみると、それを聊か臆測させるものがないわけではない。

卣銘によれば、作册睘は、王姜の命によって、夷伯を「安」んじたのであり、その結果、夷伯が、睘に貝布を贈った、とされている。そして、そのことをもって、「王姜の休にこたえて」作器した、とされているのである。これについて、白川氏は「睘が夷伯から儐物を受けたのは王姜の恩命の致すところであるから、王姜の休に對揚してこの器を作ったのである」と解説しており、この卣銘の解釋としては、その通りなのであるが、その點にこそ、作器者睘の不滿が存したのではあるまいか。たしかに王姜の命によってではあるが、夷伯を「安」んじたのは睘自身であり、その結果として、自分が夷伯から貝布を贈られたのであり、王姜ないし王室から贈られたのではない。卣銘の言うところからすれば、命を發した、ということが、その後の睘の功業を無視して、「王姜の休」に直結されてしまっているのであり、それは自分の功績を無視するような言い方ではないか、というのが、睘側の憤滿の根源なのではあるまいか。白川氏は、令段の王姜の語に關聯して、この卣銘に關して、

前二器（睘卣と睘尊を指す――松丸）には「王在庠」といい、下に「安夷伯」とあるので、征行の際のものである。これらにおいて王姜は王に代る行爲をしているが、睘・不壽（不壽段に「……王在大宮、王姜易不壽□、對揚王休、用作寶」というのを指す――松丸）は「王休」に對揚して器を作っている。この器（令段を指す――松丸）においても、下文に皇王の宔に對して器を作る旨が記されている。また上文に王と稱しながらその聘使・隮宜・賜賞のことが王姜によって行われているのは、何らか特に理由のあることであろう。

といって[13]、その特殊な事情が存したであろうことを推測しており、この際、この指摘に敎示を受けるところは大きい。西周金文の通例に反する表現がとられるに至る何らかの特殊な事情が存し、そのことが尊銘の起稿されるに至る事情と結びつくのかも知れないが、その閒の脈絡を辿ってみることは、殘念ながら、今はできない。王室と受命者との閒の軋轢である以上、それが、單純に卣銘そのものに對しての不滿からだけではなく、樣々な事情が伏在した中で、直接には卣銘に對する不滿という形をとって表出した、と受けとる方が、より現實的であろう。[14]「揚王姜休」の句を削除するだけならいざしらず、王・王姜の名を悉く削除し、加えてその周正をも削除してしまうというのは、當時の

四一～四二

作册睘の立場からすれば、極めて大膽な行爲だったに相違ないと考えられるからである。

このような大膽な改竄を敢てした銘文を鑄込んだ靑銅器が、他の多くの靑銅器と同樣に、そして特に睘卣と同樣に、周室の工房において作製されたとは、とうてい考え難いであろう。さきに私は、卣銘の起稿者は周室側の人物であり、尊銘の起稿者は睘側の人物であろう、としたが、この兩器の場合は單に銘文の起稿のみならず、それを鑄込んだ靑銅器そのものが、それぞれの工房において作製されたと想定するほかないのではなかろうか、と思われるのである。この點を、少しく別の觀點から檢討してみたい。

まず、銘文の文字について考えてみたい。すでに述べたように、睘尊は、その發見後、永年に亙って僞銘と疑われ、その結果、各著錄書から外されてきたもののようである。そしてそのような淸末民初の金石學者たちによる審定は、おそらく、恰かも文首を缺いたような特異な文體と、その文字そのものとに由來したのは誤りあるまい。文字について、結論的に言うなら、それは、西周金文を見慣れた者としては、そのような審定を下したくなるのが充分首肯しうるほどに、稚拙である。

一般に、殷周靑銅器において、その銘文の文章が起稿されてから、靑銅器の鑄型にそれが刻りこまれるまでに、どのようなプロセスで、如何なる人々の手を經たかは、本稿「はじめに」において述べたように、全く不明であり、從來、それについての推測も殆どなされてきていない。しかし、文章を草した人はおそらくそれを簡牘ないし布帛上に書寫したであろうし、それを鑄型上に書き、刀子ないし箆をもってこれを刻したのは、當然別の工人であったろう。一般の、殷周王室の工房において製造されたと私が推測しておきたい靑銅器の銘文は、文字の巧拙は別として、その刻跡を實物に卽して觀察すれば、いずれもその刀遣いに熟達した、相當の技倆の持主によって刻されていることは、充分に察知しうるところである。かつ、例外的な場合を除いて、銅器の紋樣の刻法とは全く異なっている。私は、王室の銅器工房には、鑄型に銘文を刻するための專門の工人が居たに相違ないと推測している。ここに、例外的な場合、といったのは、殷代靑銅器に主としてみえる、圖象銘のみの場合のうちの一部であって、例えば牛鼎、鹿鼎の各圖象銘の場合のごときがこれであり、私がこの二鼎を實見したところによれば、これらは各線の刻し方が一般の銘文とは全く異なり、その斷面は、淺い箱型になっている。この場合の銘は、文字を刻する工人によったのではなく、紋樣を刻する工人によったのであろうと推測されるが、別に專論すべき問題であろうから、今はこれ以上は觸れないでおく。ここに一般の銘文といっておいた大多數の銘文を刻した工人は、當然筆によって下書きされていたはずと思われる文字のニュアンスを微妙なところまで刻り表しているのであり、したがって相當程度まで、文字そのものについての知識ももっていたのではあるまいか。このことは、睘卣銘の拓本を仔細に觀察することだけからでも、充分察知しうることと思われる。たとえば、毛筆によって書かれていたに相違ない下書きの筆意が巧みに刻られて、その肥瘦が忠實に表現され、この筆者の特徵と思われる又、年、布、休、考の諸字の右下に拔く際の癖がよく現われ、また姜、令、夷、揚の諸字の左下に拂う終筆の特徵もよく傳えている。しかし、一方、睘尊銘を見ると、その刻者は、必ずしも文字が充分にわかっていなかったのではないかと思われる。次節で述べる師痕段一號蓋銘の場合には、文字を全く知らない人物によって刻されたことは確實であり、睘尊銘の場合は、これと比すれば數等優っているが、たとえば、朕、文、考字などは、筆畫を全く崩してしまっており、また、余字は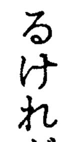につくっているけれども でなくてはならず、工人が見誤った末にこのように刻したと思われ、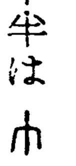も、下半は であったはずで、工人による誤りであろう。

四三～四四

そういったことを考慮しつつ推測してみれば、その下書きとなっていたはずの睘尊銘の文字は、それ程でたらめを極めているわけではない。むしろ、明瞭な誤字は、ここでは指摘しがたい。大小不揃いの、決して巧妙な文字ではないが、それなりの纒りないし一貫性はあるのである。圖象銘と重文を去った睘尊銘二十四文字のうち、睘卣銘に出てきて重複している文字は十八字、新加は君、余、朕、日、旅、寶の六字であるが、今かりにこの二群に分けてその文字を比較観察してみても、その巧拙に關する落差は特に見いだしがたい。ということは、尊銘の筆者が卣銘を頼りに敷き寫したものでなく、自らの書體でこれを書き上げたことを意味する、といえよう。尊銘の僞銘であろうと思わせたようなその拙劣さは、筆者のふなれさと、刻者たる工人の無知の故であろう、と推測される。そしてそれは當然なのであって、卣銘を基に改竄を試みる以上、筆者にその程度の文字に關する知識は必須だったに相違ないからである。尊銘の出來の惡さは、睘が自ら持った工房に、周室のそれと比肩しうる程の技倆をもった刻字専門の工人をかかえていなかったことに由來したものと考えられる。そのことは、逆にまた、睘尊が周室の工房でなく、睘自身の工房で鑄造されたのであろうとした推測を裏づけるひとつとなるであろう。

次に、これを器形・器制上から考えてみたい。鼎・爵等々のいわゆる器種やそれの組み合わせ方には、それぞれ時代的な流行り頽りがあるが、西周初期に卣・尊がセットとして出てくる場合の多いのは、かなり顯著な傾向である。いま、比較的長文の銘をもち、そこから時期を西周初期と判斷して差しつかえない場合のみを抜き出してみても、次のような例がある。[15]

員卣 —— 員尊 （圖4參照）

四五～四六

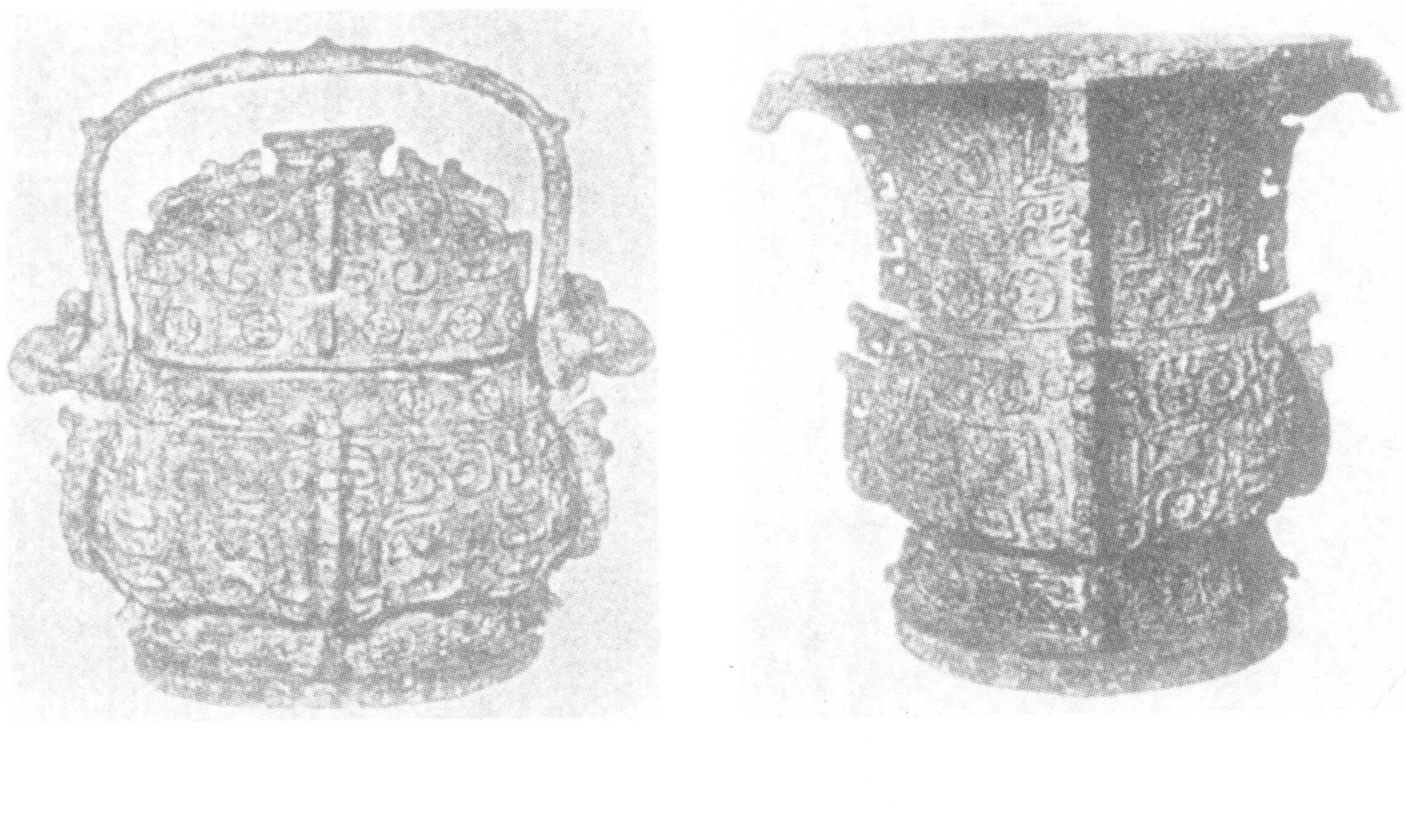
(1) 員卣（通蓋高約26.0cm）　(2) 員尊（通高約22.1cm）
圖 4　員卣・員尊器影

(1) 效卣（大小未詳）　(2) 效尊（通高約21.2cm）
圖 5　效卣器形圖と效尊器影

(1) 趞卣（通蓋高約24.2cm）　(2) 趞尊（通高約20.6cm）
圖 6　趞卣・趞尊器影

(1) 啟卣（通蓋高約22.7cm）　(2) 啟尊（通高約18cm）
圖 7　啟卣・啟尊器影

四七～四八

效卣 —— 效尊 （圖5參照）
趞卣 —— 趞尊 （圖6參照）
啟卣 —— 啟尊 （圖7參照）

いま、これら四組の卣・尊の器影を通覽すれば、その器形上の特徴、ならびに器腹の紋様のそれぞれの共通性から、各々がセットとして製作されていること、および、その器形上の特徴からする時代的な共通性を容易に見てとることができよう。卣・尊を通じて、器形は著しく類似しているといわなくてはならない。圈足の形狀はいずれも類似し、これとその上の器體とのプロポーションも、共通している。最も特徴的なのは、器體の下脹みになったその張り方であって、重心が下にさがったような曲線は、相互に著しく類似しているといわなくてはならない。[16]それに反して紋様は全く異なっているが、各セットごとには、説明を要するまでもなく極端に類似しており、これらがいずれもセットとして作製されたものであることは、あえてその銘文に照するまでもなく、明らかである。

さて、これら西周初期のセットとして出てくる卣・尊に關する基礎知識を得ておいた上で、このうちに睘卣・睘尊を加えてみると如何であろうか。まず卣についてみると、圈足、下腹の脹らみ具合など、この一群中に置いて何ら異とするところがないであろう。しかるに、睘尊の場合は、明瞭に異質である。四尊に特徴的な、もたれ下ったような下腹の張りが全く見られず、この部分は圓球狀をなしている。また、圈足も開きすぎて形狀を異にし、口縁部も同樣に開きすぎていて、四尊と異なっている。この、睘卣の器形は他の諸卣と合致するにも拘らず、睘尊の器形はその諸卣とセットをなす諸尊と明白に異なっている、という事實ほど、睘尊のもつ特殊な情況を雄辯に説明するものはないであろう。私は、ここに擧例した全十器のうち、睘尊を除くすべてが周室の工房において製作され、睘尊のみは、こ

れと異なった工房、すなわち買自身の工房において製作されたためであると考えたい。また、それにも拘らず、買卣と買彝における紋様上の類似性を指摘しうることは、他の諸器の場合を念頭に置いて比較すれば、多言を要しまい。つまり、買彝は、買卣とセットを成す意圖をもって、これらとは異った工房において製作されたのである。

買彝銘のごとき特殊な内容の銘文をもつ器が、買の工房で製作される際に、それが、彝という器形をとったのは、あるいは偶然でないかもしれない。それは、ひとつは多數ある器種のうちでも、この時代の彝は最も簡單な形狀のもののひとつであり、複雜な器形の銅器鑄造に要する高度の技術がなくても、比較的容易に出來たであろうこと、および、彝の場合の銘文の部位はその內底と定まっており、これは各器種のうちで最も讀み難い部位――𤔲彝銘がながらく發見されなかったほどに――だからである。通考に、當彝は、高さ六・四寸（約二〇・五センチ）とあり、これから器影をもとに推算すると、最も細くくびれた部分の內徑約九・二センチに對して、口緣から銘文の部位までの深さは約一五・四センチとなり、その最下部に銘文が陰刻されているので、たいへん讀みとりにくいはずである。これは、多くの彝銘を手にとって實見し、また採拓した經驗のある者には誰しも、常に實感されるところであろう。

さて、銘文の內容・文字・器形に亘って樣々に檢討を加えてみて、私は、買彝は、買自身ないし買側の人物によってその銘が起稿され、熔范上に筆寫され、買の工房の工人によって刻され、その工房において鑄成されたのであろう、と推測した。本節のはじめ（一七頁）に、彝一器、あるいは卣・彝二器が、ともに近代の僞器であるかもしれぬ可能性を考慮する必要性を指摘しておいた。そして、殊に彝の場合、たしかに清末民初の多くの金石學者から無視されてきたように、これを眞器か僞器かと單純に二分して考えようとする際には、多くの〝疑いを起すに足る〟理由を持っていた、といわざるを得ない。しかし、以上、縷々述べたところが大綱において誤りないとするなら、それは、そのような疑問を懷かせるに至った理由を、具體的に說明していることになる筈である。したがって私は、冒頭に考え方の問題として述べておいた買卣・買彝についてその眞僞問題を改めてここで述べる必要はないであろう。ただそれに加えて、ここでは、この銘文と〝スペーサー〟との關係についての私の見解を述べて、これが周代に鑄成されたと考える一證としておきたい。ただ、これに關する基礎的な私の考え方は些か多言を要するので本稿第四節において詳しく述べることとし、今、ここに述べる部分は、前後して恐縮であるが、その部分を一讀されてから、再讀されたい。

今、この銘文の範圍で、確實に見てとれるスペーサーは圖8におけるCとDであり、またA・Bも、三代拓に約半分ほどあらわれているようである。A・B・C・Dは、大略正方形をなす位置に配置され、その對角線の長さは、拓本から判斷して約八・五センチである。また器體と圈足の接合部分の圓形は、先と同樣の推算によれば、直徑約一〇・五センチである。したがって、この四つのスペーサーは外底部分では圈足の內側約一センチの部位でこの部分を補强し、內底では、銘文の四圍を、理想的な位置で補强している。中央のEについては、言うまでもない（スペーサー

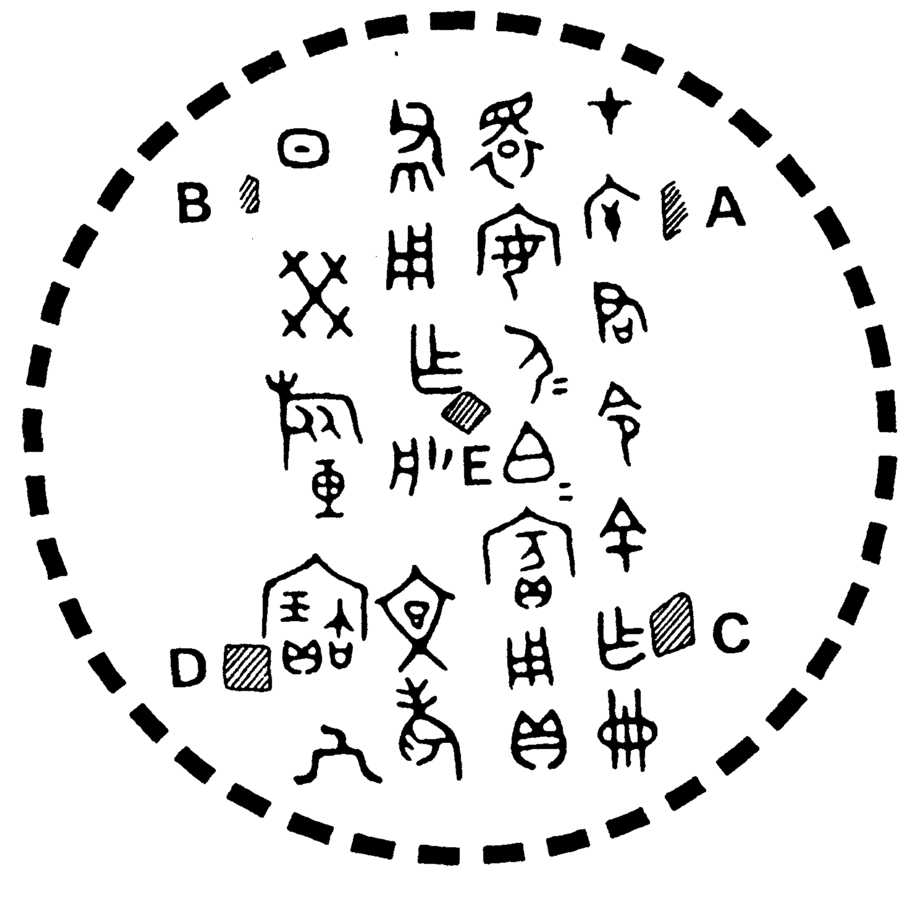

圖8　買彝のスペーサーと圈足部位
（外圓は，內底にある銘の外側にある圈足の接合部位の推定位置を示す。直徑約 10.5cm）

Eはかなり見にくいが、原刊本三代拓を參照されたい）。これによっても、當彝が近代の鑄作になったり、近代の附加銘であったりすることはありえないことが、確かめうるであろう。

以上で、買卣・買彝に關する檢討をひとまず閉じたい。人はあるいは言うであろう、このような買卣―買彝のごとき內容の銘をもつ金文は、西周金文中のまったくの例外に過ぎない、と。そして、私も、それは正しいであろうと考える。管見の及んだ限りで、これ以外に、上述したような意味での「諸侯改作銘」の事例を見いだしえずにいる。しかし、そのことは、買彝銘が、西周金文全體を理解しようとする際にもつ意義を、いささかも減ずるものではなかろう。この唯一の例が、早くも西周初期と目される段階にあって、第一には、王室より賜與された青銅器の銘文に對して不滿を懷いてその腹癒せにこれを改作して自己の祭器群に加えるような諸侯が存在した、ということ、第二には、作器の多くは周室所屬の工房においてなされたろうけれども、諸侯側において作器する場合もありえたこと、の二點を、明瞭に示唆している、と考えられるからである。

前者は、西周時代における王ないし王權とそこに列する諸侯との關係を考察していく上でのひとつの重要なポイントたりうる問題であり、後者を確認することは、青銅器ないし金文全體の性格を把握していこうとする際に、新たな展望を拓く問題點たりうるように考える。さして長文ではない二銘の考察を私なりに可能なかぎり詳細に論じてみたのはその故であり、以下には、これを端緒として、これらの問題を考えてみたい。

1　買關係器としては、別に買段（筠清三・四七、攈古二・一・二七、小校七・七三、曆朔二・三一、通釋五・二三付）があり、筠清には「吳子苾藏器」とするところからすれば、あるいは買卣・買彝と同出したのかとも疑われるが、「𢍜𤔲作寶段、其永寶用」とのみある短銘であり、買と讀まれている文字が、卣・彝銘とは結體を異にしていること、字體から西周初期とは考えがたいこと、器影が傳えられていないこと等々から、ここでの檢討からは除外し、後考をまちたい。

2　『雙虞壺齋藏器目』小文選樓刊、刊年未詳、松丸未見。又、『元和江氏靈鶼閣叢書』一八九七年刊、第五集所收。

3　表1、表2中の書名略號については、本書末尾の「金文關係主要著錄類略號表」を參照されたい。この「略號表」中には、必ずしも本稿に引用していない文獻をも含んでいるが、表1、表2がもつ意味の說明のため、この際、あえて加えておいた。本稿において以下に用いる略號は、これにもとづく。

4　郭沫若『殷周靑銅器銘文硏究』文求堂、一九三〇年、所收。

5　通釋第五輯、二四五頁。

6　郭前掲書、五三頁。

7　通釋第五輯、二四六頁。

8　王國維「周開國年表」『觀堂別集』卷一、所收。

9　陳夢家「西周銅器斷代」㈠、考古學報第一〇册、一九五五年、「趞卣」の條。

10　これについては、例えば通釋「令段」「作册買卣」「泉伯卣」の各條に、諸說の紹介と問題點の指摘がある。

11　この點から、作器對象に「朕」字を冠している場合は、常にこの彝銘に類した、王ないしそれに類似の人物を意圖的に削除した銘文であるか、という推測は、なりたたないようである。郭沫若『兩周金文辭大系』の宗周器として揭げる一六二器銘のうち、作器對象に朕を冠しているものは四十五例を數えるが、うち四十二例は、王・天子に言及しており、わずかに不嬰段・伯克壺・師毀段の三銘にのみ、王・天子があらわれない。しかしこのことは、ここでの買卣と買彝の比較のもとに朕字が用いられた理由として考えられたところの推測を、否定するものではないであろう。

12　諸說については、たとえば林巳奈夫「殷周時代の圖象記號」東方學報・京都第三九册、一九六八年、を參照。

13　通釋第六輯、二六四頁。

14　この點について、作器者貫の官名が「作册」であることからするひとつの推測が、あるいは可能かもしれない。白川靜氏は「作册考」『甲骨金文學論叢』二集、一九五五年、五〇―五一頁において、作册は殷代の重要な官職であり、かつその職は世襲されてゐたものと思はれる。從つてその職にあるものは、殷代にあつては勿論、周初においても、なほ殷人がこれに任ずる習はしであつた。今までにあげた關係金文（貫卣・貫尊を含む――松丸）は、例外なくその父祖の名を干名を以て稱ぶものであつて、みな殷人もしくは殷系の人の器である。すなはち、周初においても、殷人はその傳統的な官職を以て新しい征服者に服事してゐたのであつて、このことはたとへば殷の身分的呼稱であつた小臣、祭祀官であつた史の職が、そのまま殷人によつて西周期に至るも世襲されてゐたのと同じ事情である。そして作册の職が、西周期においてもなほ殷人によつて沿襲されていたといふ事實は、西周中期の昭穆王期を經て、次の恭王期頃までは明らかに追跡することができるのである。

としている。周初における作册が、すべて殷人によって占められていたか否かについては、必ずしも疑問がないわけではないが、克殷後の周室の實務を司った官に殷人が多く登用されたろうことは、種々推測しうるところである。もし、作册貫が殷系氏族の出自であったとしたならば、たとえそこに官を得ていようとも、克殷後間もない時期において、被征服者の征服者に對する内心の反撥は充分理解しうるところであり、ここに言う〝伏在〟した事情の背景を、首尾一貫して説明しうることになろう。周初における殷人の情況を考えていく上での一問題たりうると思うが、當面の課題から外れるので、ここに注記して、後考に俟ちたい。

15　ここに掲げた四組の卣尊の年代に關して、員・趞の二組をいずれも成王期と見なすことについては、兩周、通考、斷代とも共通しており、問題はないであろう。新出の啟卣／啟尊には、報告者は、その銘文の「王出狩南土」「啟從王南征」を、左傳僖公四年の「昭王南征而不復」のこととして、昭王後期の作とするが、特にこれに限定するわけにはいかないであろう。效卣／效尊は、兩周に孝王期とするが、これははなはだ疑問である。斷代に康王期とし、通釋にも郭氏孝王説に反對して「少くとも昭穆期より下るものではない」という。これら四組がいずれも成・康期、下っても昭王期までと見なしておいてよいであろう。

尙、ここに掲げた卣・尊セットと酷く類似し、これより僅かに時代の降るかと思われるものに、井季㚟卣／井季㚟尊のセットがある。樋口隆康「西周銅器の研究」京都大學文學部研究紀要第七、一九六三年、一〇三―四頁參照。樋口氏は、これについて、「主文の鳳形は康王の時器とされる效尊に最も近い。周初の風をもってはいるが、ややデカタンスしており、中期の初頃にあてるべきかもしれない」といっている。妥當な意見というべきであろう。また別に、周初器とされる臣辰卣／臣辰尊の場合がある。この卣は右に擧げた器形と酷似するが、尊は、右の一群とも、また貫尊とも類せず、ほっそりと背の高い、殷式の器形である。おそらく殷代のそれがそのまま周の最初期にもちこまれ、この直後に、右に擧げた尊の器形が生れたのではあるまいか。

16　尊についての適當な論文は見當らないが、卣に關しては、Ch'en Meng-chia, Style of Chinese Bronzes, Archieves of the Chinese Art Society of America, Vol. I, 1945-6（邦譯「殷周靑銅器の形態」陳夢家編・松丸道雄改編『殷周靑銅器分類圖錄』汲古書院、一九七七年、所收）が、器形上の變遷を系統的に理解するに有効であるので、參照されたい。

五三～五四

二　諸侯倣製銘器の事例

前節の考察に大過ないとすれば、西周青銅器と目されるものの多くは周室直屬の工房において製造されたのであろうが、なかには、そのかなり初期のものから、諸侯の工房において製作されたものも混在しているであろうことが、推測されるに至った。貫尊の場合、例外的な表現をとっている極めてまれな事例であるとしなくてはならないとしても、諸侯による作器という事例がひとつでも確認された以上、そのような工房をもつ諸侯の存在をも、極めてまれな例として排除することはできないと考えられるからである。

從來、諸侯自作器なるものは、西周末期ないし春秋時代に入って王室の支配から離脱した諸侯が、その自立を謳い上げるために、その自作青銅器の銘文中に、「某々、自ら、この器を作る」と明記したものとして把えられてきた。いわゆる列國器がこれである。しかしそれは、あくまで、諸侯がこの時期自立しはじめた、ないし、自立を宣言しはじめたことを明示した、というに止まるのであって、そのことは、この時期に至って諸侯による青銅彝器の作製そのものが開始された、ということではなかったはずである。實は、この點は、從來これに對する否定的見解があった、というわけではなく、問題として充分考えられぬままに曖昧に見過されてきた、というべきであろう。

いわゆる諸侯自作器のほとんどは、あえてここに擧例するまでもなく、青銅器そのものとしても、かなり粗末で、製作技術も劣り、また銘文の文字も稚拙であるのが、通例である。これは一般西周器に比して言いうる事柄であるところから、ともすれば、時代的な技術水準の低落として把えられ勝ちであるけれども、私はむしろ、周室工房の作器と諸侯工房の作器との閒にある技術水準の相違として把えるべきであろうと考えたい。そして、西周器のうちにも、實は拙劣な作が相當數存在することも、注目を要するところである。

このような事實を全般的な視野のうちに入れておいた上で、今、師㝨段の事例をとり上げて、この問題への接近を試みたい。

師㝨段は、蓋のみ二個あり、器は存在しない。一鼎とともに、一九六三年、陝西省武功縣にて、農民によって發見された(1)。同出の鼎は、無銘であるが、器腹の瓦紋からすると、西周中～後期と見なして、誤りなかろう。ただ脚部が三足ともほぼ同じ長さに切斷されており、いかなる事情によるかは明らかでないが、極めて珍しい例である。

まず、その出土事情についてかなり詳細な記述があるので、紹介しよう。

一九六三年四月二日、武功縣南仁公社の北坡村社員である郭崇謙らは、土を掘って土地を平らにしている際に、數件の銅器を發見した。調査をしたのち、我々も資料を收集し、また現場についての實地觀察を行なった。

五五～五六

圖 9　師㝨段蓋（1號）銘文拓本（縮尺約 3/5）

圖10　師瘨𣪘蓋（２號）銘文拓本（縮尺約 2/3）

⑴　１號蓋器影（直徑19.7cm）

⑵　２號蓋器影（直徑19.7cm）

⑶　１號蓋內面

⑷　２號蓋內面

圖11　師瘨𣪘１、２號蓋の器影と銘文寫眞

この村は武功縣普集鎭の東北三華里の渭惠渠の西邊にあり、地勢は平坦で、村の北數百米の外は、稍高くなった平原をなしている。銅器は、渭惠渠の東岸五米ほどのところから出土したのであり、村とは渠を隔てて相對しており、附近は野菜畑で、東北は高さ一米にも達しない平地、西邊は新しく掘られた低凹地となっており、器物は、この低凹地の東邊の、地表からは一米にも及ばないところから出土した。發見者の話によれば、はじめ出土した際には、二個の𣪘蓋は、銅鼎の口の上に、重ねてあおむけに置かれていた、という。調査によれば、出土地の周圍はすべて生土であって、人が擾動した痕跡はみられなかった。附近の田からは、秦漢時代の瓦片や瓦當が發見され、この群銅器は、墓葬の隨葬器ではないと推測される。

という。[2] 報告者が、この程度に詳細に出土の事情を報告しているのは、中國からの報告例としては、むしろ珍しい部類に屬する。後述するように、このうちの一𣪘蓋は、たしかにこれだけを出土記錄なしに示されれば、從來の金文研究者からは、さしずめ僞作品と見なされてもやむをえない程度の稚拙な遺物である。その點を考慮したからこその、詳細な報告なのであろう。

二𣪘蓋の銘文と器形とを示そう(圖9、10、11參照)。報告に從って、以下に本稿でも、兩器を一號𣪘蓋、二號𣪘蓋と稱しておく。兩銘の內容および文字の配列はまったく變りない。なお、この器に關して專釋を加えたのは、今までのところ、何氏報告と白川氏通釋[3]以外にはないようである。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
一	隹	二	月	初	吉	戊	寅	王	在	周
二	師	嗣	馬	宮	各	大	室	卽	立	嗣
三	馬	井	白	睍	右	師	瘨	入	門	立
四	中	廷	王	乎	內	史	吳	册	令	師
五	瘨	曰	先	王	既	令	女	今	余	唯
六	䌛	先	王	令	女	官	嗣	邑	人	師
七	氏	易	女	金	勒	瘨	拜	稽	首	敢
八	對	䚄	天	子	不	顯	休	用	作	朕
九	文	考	外	季	障	𣪘	瘨	其	萬	年
十	孫〻	子〻	其	永	寶	用	亯	于	宗	室

とあり、

これ、二月初吉戊寅の日、王は周師の司馬宮に在り、大室に格りて、位に卽く。司馬井伯□、師瘨を佑け、門に入りて、中廷に立つ。王、內史吳をして、師瘨に册命せしめて曰く、「先王、すでに汝に命じたり。今、余、これ、先王の命を嗣ぎ、汝をして、邑人・師氏を官司せしめん。汝に金勒を賜はるべし」と。瘨、拜稽首して、敢て天子の丕顯なる休に對揚し、用って朕が文考外季のための障𣪘を作る。瘨は、それ、萬年、孫〻子〻、それ、永く寶として用ひ、宗室に享せよ。

と讀んで、ほぼ差しつかえなかろう。一行目「王在周師嗣馬宮」を、報告者何漢南氏は、「王在周、師嗣馬宮」として、師嗣馬を大司馬のこととするが、通釋に言うごとく、周師は守宮盤に見える周師と同じく、大族の一と見てよいであろう。二〜三行目「司馬井白」の下の一字は判讀しがたいが、何氏に從って、井伯の名と見ておく。七行目「易女金勒」の女金を、何氏は鋚一字の析書と見なしているようであるが、二號𣪘ははなはだ不鮮明ながら女字の痕跡を殘しており、逆に一號𣪘は、後に詳述するように、これが何であるか解らずに殘畫のみを摹寫・倣刻したのであろう。何釋は、この訛體によって說をなしたものと見られ、ここは當然、「易女(＝汝)金勒」でなくてはならない。[4]

いずれにせよ、その大意は、王が、すでに先王によって册命を受けていた師瘨に對して、それを再認するとともに、金勒を賞賜し、この王の恩寵にこたえて、師瘨が、自らの考外季を祀るための祭器を作ることにしたことを銘記したものである。西周中〜後期金文として最も普遍的な內容をもつものであり、內容上および文體上、疑問の箇所はほとんどないといってよかろう。後述するように、白川靜氏は一號蓋を僞器と斷定し、二號蓋についても、「懸念がないわけではない」との疑問を呈しているけれども、同時にその內容については「銘文は共懿期の樣式に近く、資料としても司馬井伯・周師・內史吳など、關聯器の多い人名を含んでいる」として、[5] さして疑問をさしはさむ餘地のないことを述べざるを得なかったほどに、內容上からは疑點の少ない金文銘であるといわざるをえないのである。

さて、この兩𣪘蓋の銘文を一見して明らかなのは、二號𣪘蓋銘が整齊であって、西周中〜後期金文として標準的な書體を示しているのに對して、一號𣪘蓋銘が、極度に稚拙な、文字の知識を殆どもたない者によって記されたと考えられる程度の劣惡な文字であり、結體上も、多くの誤りを指摘しうる點である。このために、報告者何漢南氏は、次のように言っている。

この兩𣪘蓋の銘文の內容はたがいに同じであって、したがって一時期に作製されたはずであるが、ただし表面の花紋は異っており、また兩器の字畫の大小や作風にも差異があり、その製作時期は同時であっても、一人の手にいずるものではない可能性があり、そうでなければこういった差異はありえない。

その上で更に、二蓋の文字の異同については、次のようにいう。

兩𣪘銘文中の字畫には、いささかの異同があって、たとえば、一號𣪘蓋のあとに出てくる「女」字(六行目第五字)は、たて畫は垂直につくられて、極めて「中」字に似ていて、前に出てくる「女」字(五行目第七字)が屈折しているのと似ていない。また、一號𣪘蓋の「䌛」字の下邊には、ひとつの「〇」形をよけいに加えていて、下の「先」字にいっしょになって、まるで「先」字の偏傍のようになっている。「鋚」字の筆畫はほんの少しになり、かつ二文字分の場所を占めている。第一の「師」字(二行目第一字)の「𠂤」は右邊にあり、あとに出てくる二つの「師」字(四行目末字、六行目末字)が左側にあるのと異っており、これらは、みな珍しい現象である。

何氏は、兩銘をかなりよく觀察しているというべきであろうが、それにもかかわらず、二蓋の「銘文內容がたがいに同じ」であることから、ただちにこの二蓋が「一時期に作製されたはずである」という推定を下しており、これは、從來の金文研究のもっていた通念からする誤りであろうと考えられる。以下に、當時の作器事情を考慮に入れつつ、考察を試みたい。

この點について、白川靜氏は、前引した出土事情についての報告を引用した上で、次のようにいう。

出土事情を詳しく紹介しておいたのは、器が周時の墓葬品でないことを確かめておくためである。蓋のみが出土して器がないことも不審であるが、兩蓋のうち、一蓋は銘をも含めて僞器、一蓋は特に疑うべきところがない。おそらく一號蓋は二號蓋によって仿製したものであろう。陝中には蘇兄弟のような仿製の名手がおり多數の僞器が作られたが、僞器はしばらく窖藏して古色を加えるとされており、この一號蓋のごときはその窖藏が偶然發見されたものであろう。(五〇八頁)

また、

一號は字形支離、模刻極めて拙劣で一見してその僞刻を知りうるものであるが、……(五〇九頁)

本器と同出の鼎は、鼓腹淺く、立耳環文、極めて短い三小尖足をもつ異様なもので、底下に煙薫のあとあり、足內に塡土が殘されているという。おそらく𢦚季鼎通考・七九などを模した仿造の器ではないかと思われる。同出の一號蓋・鼎がすでに僞器であるとすれば、二號蓋にも懸念がないわけではないが、その銘文は共懿期の様式に近く、資料としても司馬井伯・周師・內史吳など、關聯器の多い人名を含んでいるので、しばらくここに錄入しておく。(五一四頁)

という。

まず、件出の鼎についていうと、前述したように、何故、三足が、ほぼ中程から切斷されたのかが不可解であるけれども、その點を除けば、當器を近年の僞作と考えるべき根據はどこにもないように思う。銹で覆われた鼎底に隙く龜裂の內側から烟薫の跡を見いだせるのは、逆に、眞器であることを證明するものである。長期間實用に供され、烟薫が器底を厚く覆ったのち、永年に亙って土中に在って銹を生ずる場合、この烟薫を覆いつくすような形で銹が出來るが、靑銅質と銹との中間に厚い烟薫層が介在するために、銹が剝落しやすい狀態になっている、といった鼎を、われわれは、しばしば實見することがある。出土後、剔銹し磨き上げられた、たとえば臺灣・故宮博物院に見られる多くの靑銅器のような場合には、當然のことながら見られないのであるが、剔銹せず、いわゆるウブのままの狀態でおかれている靑銅器には、しばしば見られる現象であって、疑うよりも、逆に、眞器であると考えるための有力な根據たりうるものである。なぜなら、かりに近年の僞作者がその事實を知って、その製作にかかる鼎の器底に烟薫を故意に附着させた上で、古色を付けるために土中に埋めたとしても、烟薫上に銹質が回って、これを覆いつくすようになるまでには、おそらく非常な長年月を要するに相違ないと考えられるからである。

また、鼎足を切斷したとすれば、內部の范土が見えるのは當然であり、扁足鼎などの例外を除く全ての鼎がその脚部には、范土を包みこんだままでいるのである(我國の鑄作者はこの種の范土を〝オイテコイ〟と呼ぶ)。鼎と鬲の相違點は、そこにあるといってよい。元來、短足であったと思われる𢦚季鼎(又、武英二四)とは、例を異にするものであろう。

二號段蓋と鼎とが、近年の僞造に出るものではありえないとするなら、一號段蓋を僞作品とする場合、何故、二個の眞器と一個の僞器を合せて、土中に埋めておかねばならなかったか、を說明するのは、かなり困難であろう。

このことは、更に、白川氏が「器が周時の墓葬品でない」ことから、僞作者によって「古色を加えるために」窖藏されたのではないか、との推測が下されたらしいことと、關聯しよう。鼎の例からして、前述のように、この窖藏が近年のものとは考え難いのであるが、「墓葬品でない」ことが右のような推測を生むための一條件として考えられているとするなら、それは不可解である。解放後の出土記錄を伴って發見報告された西周靑銅器全般について精査しなくてはならないけれども、少くともかなり多くが、とりわけ群銅器として發見される場合、それが墓葬ではなく、單なる竪穴から發見されているのである。この點について、たとえば、同じく陝西省の扶風縣康家村から出土した、函皇父諸器を含む百餘の銅器群について、『陝西省博物館・陝西省文物管理委員會藏靑銅器圖釋』の編者は、

又據經紀此批彝器人說〝與此批器物同時同窖發現者、凡一百餘件、毎四五器成一疊、放置窖內、均甚整齊、決非墓葬遺物〟。如果這樣、則此批宗廟重器、可能是周室東遷時埋藏窖內的、特爲記出、以備參考。

といい[6]、また、伊藤道治氏も、

六三～六四

孟簋は、師旋簋など十數個の靑銅器とともに、ある竪穴から發見された。また幾父壺、柞鐘も十數の靑銅器が一つの竪穴に埋められていた。いずれも墓に入れられていたのではない。この二つの群の靑銅器が竪穴から發見されたについては、つぎのように(ママ)理由があった。この陝西の都は、幽王のとき、犬戎という蠻族の侵入を受け、貴族たちは難をさけて亡命した。その時、貴重な靑銅器は、重量があり、携行することができないので、穴を掘って埋め、再び都に復歸した際にとり出すつもりであったらしい。しかし西周王朝は、ついに陝西の都宗周を回復することができず、そのため王朝の貴族たちも、ふたたび寶器をとり出すことはなく、今日になって考古學者の手によってとり出されることになったのである。

といっている。[7] 窖穴から出土する多くの例のすべてを、周の東遷時に埋藏されたと限定して考えてよいかどうかは、また一問題たりうるとは思うが、當の師痕段もまた陝西での發見であり、少くとも窖藏の理由をそこに求めるうる可能性は、今のところ、否定しがたいであろう。すなわち、墓葬からの出土でないことをもって疑問のひとつと數えることは、少くともなりたたないのである。いったい、西周靑銅器の本質を考えるとき、それらが、墓葬中より發見される場合のあることの方が、むしろ問題ではないだろうか。西周中期〜後期金文においては、その大部分にあって、末尾に、「それ、子〻孫〻、永く寶として用ひよ」とある。王から册命・賞賜をうけた諸侯が、それを記念するために(と、通常は理解されている)自らの父祖を祀るための祭器を作った、と記したあとで、その祭器が、宗廟の祭祀において、子〻孫〻、代々うけつがれて、用いられることが求められているにもかかわらず、それが何故墓葬中から發見されるのかは、問題とされなくてはならない。それは、本稿が目標とする、西周靑銅器の製作事情を追及しようとする際にも深く關わるところであり、かつ、西周社會においてこれら彝器類がもった機能をどう把えるか、という問題でもあるが、後考に俟ちたいと思う。しかし、その點を別としても、蘇億年・蘇兆年兄弟に限らず、近世以降、この三器が古色をつけるために窖藏されたろうと推測するに足るような事實はどこにも見られないことを、確認しておく必要がある。

さて、二號段と一號段を比較すると、前述のように、二號段の整齊に比して、一號段はいかにも拙劣である。かつ、何氏は同時・別人の作と見なすが、別人である點は誤りないとして、私は、一號段は、完成品たる二號段を側らに置きこれを見ながらの摸寫によるもの、と考える。以下、二段銘の異同を、その主な文字について比較してみよう。

一―4 初 二號においては漫漶していて字畫が僅かしか見えない。一號は、この見える部分のみを不正確に寫している。この場合、逆に一號が元で、二號がこれを摹したのではないことは、二號の不鮮明箇所の字畫を補ってみれば初字として不都合ないが、一號はそのようにしても初字として成りたちがたいことから、明らかであろう。

二―1 師 一號は二號の反轉文字(Reversal)である。[8]

二―3 馬 三―1および當器と時代の近接すると思われる師兌段の例などからすれば、二號は、[illegible]に作ったものであろう(『金文編』一〇・一參照)。一號は、二號の見える部分をつなげて訛體をつくりあげた。

二―8 即 二號右邊下部が消えており、これを、一號は忠實に摹している。

三―1 馬 二號は二―3と同體に作っているようであるが、一號のこの字は、三―1の明瞭な部分のみをひき寫し、結果として、二―3と異體(Inconstancy)[9]となっている。

三―4 二號の文字は、殘畫あるのみで、不明。一號はこれを忠實に摹す。

三―5 右 一號は、二號のキズを字畫と誤認してそのまま摹している。

三―6 師 一號は、二號の不鮮明箇所をそのまま摹し、結果として他の師字(二―1、三―10、六―10)と異體

六五～六六

(Inconstancy) となる。

四—1 中 二號は上部を缺損しているが、元來は、□につくっていたはずである（『金文編』一・一二參照）。一號は、そのことを知らず、上部を缺いたまま摹している。

四—6 史 二號は元來□のはずであるが、上部橫畫が不鮮明。一號は、これに基づき、橫畫を缺く。

五—1 瘨 二號の第四、第五行の首部は鑄銅時の〝湯まわり〟が惡かったのであろう、「中」字と同樣、この字も上部を缺くが、一號はこれを忠實に摹している。その結果、三—7、七—5と異體 (Inconstancy) となる。

五—3 先 二號は、元來□のはずであるが（『金文編』八・二五參照）、〝湯まわり〟が惡くて不鮮明であり、一號は、その見えるところのみを不正確に摹した結果、でたらめな結體になっている。

六—1 鬻 一號左半の結體は判然としないが、二號の同部分をいい加減に摹したと思われる。

六—2 先 二號は不鮮明ながら、その文意からみて、五—3と同じく、先字であり、□につくっていたことは疑いない。一號は、この見うるところのみを摹し、その結果、五—3と異體 (Inconstancy) となっている。加えて、二號の先字の右邊にみられる方形は、明らかに字畫ではなくスペーサーの痕跡であるが、一號の摹刻者はそれが解らずに、これを字畫と誤認して寫し、先字の訛體の右旁として刻畫している。(10)

六—4 令 一號は二號の反轉文字になっている。

六—5 女 二號は不鮮明ながら明らかに女字の筆意をうかがわせている。一號はそれと知らずに摹し□につくり、女字としての筆意を失い、その結果、五—7の女字と異體 (Inconstancy) となっている。

七—2 易 二號にみられる鑄銅時の瑕が、一號で寫しとられて、字畫になっている。

七—3 女 前述（五〇—五一頁）のように、一號は、二號の殘畫を摹して、不可解な結體となった。

七—10 敢 一號は、二號を粗雜に觀察しながら摹したため、不可解な結體の文字となり、かつ右邊の又を書き洩している。

八—6 顯 二號の鑄上りが惡く不鮮明なため、一號も體を成さぬ文字となっている。

八—8 用 一號は二號の見える部分のみを摹している。

九—4 季 一號は字體崩れていると同時に、二號の反轉文字になっている。

九—9 萬 二號の鑄成時の瑕を、一號は字畫としている。

十—5 寶 一號は二號の見えるところのみを寫し、かつ反轉文字になっている。

十—8 于 一號は二號の反轉文字である。

以上、二段銘を、一字づつ仔細に比較對照すれば、その大部分の文字から、一號段の銘文は、二號段そのものを側らに置いて、これを見ながら摹寫したものであることが、明白になろう。屢々指摘しておいたように、二號段の鑄上りは決して良好ではなく、漫漶してその字畫が明瞭でないところが、かなり多く見られる。一號段が、その不明箇所をそのままに摹寫している事實からすれば、右の事情は、疑う餘地のないところであろう。このことは、更に、二號段六—2の先字の右邊にあるスペーサーを、一號段においては、それと知らずに、字畫として寫しとっている事實にもっとも端的に表われている。このような點から判斷すれば、一號段銘の筆寫者（ならびに刻者——この場合に限っていえば、それは同一人であったかもしれない）は、文字を全く解さない、文盲であったと考えざるを得ないであろう。一號段製作時には、これにたずさわった人々のなかに文字を解する人閒がおらず、その文字、文意も解らぬまま、ただいい加減に文字を寫しとり、これを鑄作した、としか考えようがないのである。

ただひとつ、今のところ私にとって不可解なのは、この一號段銘凡一〇〇字のうち、師（二—1）、先（六—4）、季（九—4）、寶（十—5）、于（十—8）の五字に關しては、文字を裏がえしに書いた、いわゆる反轉文字（Reversal）で書かれている點である。右に考えたように、この銘が、文盲の工人によって見よう見まねで書かれたとするとき、何故このようなことが起りえたかについて、解釋の方法がたたない。これは、文字が寫しとられてから、内范上に、陽文の銘が埋めこまれるまでの複雜な工程に由來するかと想像されるが、その工程そのものが、今のところかならずしも充分解明されずにおり(11)、その間に反轉文字になり得る可能性を具體的に説明することができない。この點については、將來の課題として、後考に俟ちたい。

(1) 1號紋樣（縮尺約 2/5）

(2) 2號紋樣（縮尺約 2/5）

圖12 師瘨段1號・2號紋樣

器についてこれをみると、報告に、二號段蓋を口徑一九・七センチ、通紐高七・五センチ、一號段蓋を口徑一九・七センチ、通紐高八・一センチという。またその器形も全く類似し（圖11參照）、このことから、一號段蓋が、何らかの必要から、二號段蓋を摹して、複器として作製されたことが、明らかであろう。しかし、雙方の一帶の

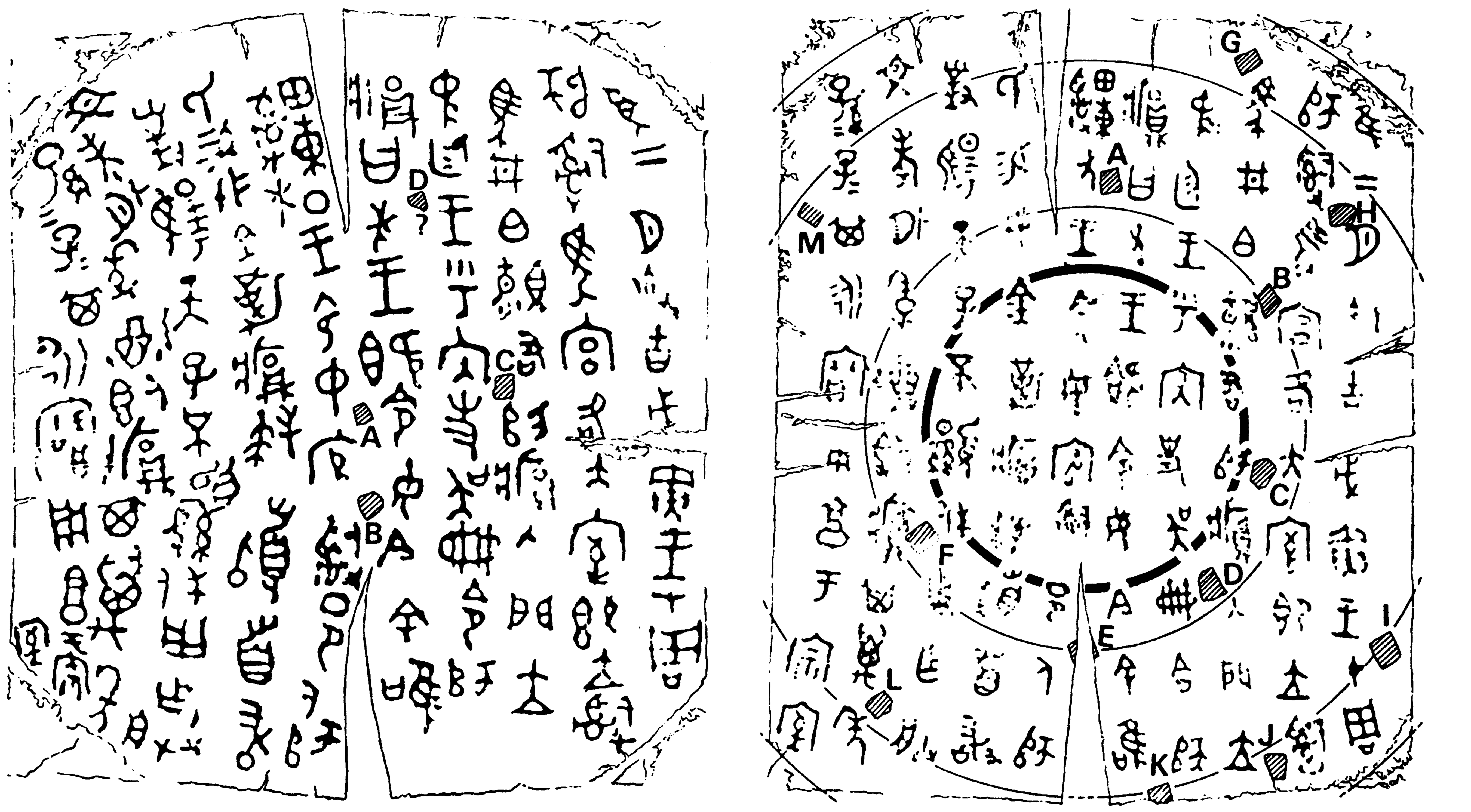

(1) 1 號 (2) 2 號

圖13 師瘨段蓋1號、2號のスペーサー位置

紋様は異っており（圖12參照）、二號は、鳥紋で、容庚氏が「首無冠而回顧」として擧例した嬴霝德簋蓋（頌齋續圖四二）と酷似し、[12]その線も亂れることなく、優美な仕上りを見せており、この作者の優秀な技倆が察知できるが、一號は類例のない、何を表わしたか判明しない紋様であるのみならず、線が著るしく不安定で、その刀の切れ味の惡さは、二號と比較して歴然たるものがあって、この工人の技倆が、はるかに劣ることを示していよう。

以上を總合し、かつ前節において睘卣・睘尊の檢討によって明らかとなった諸侯自身による作器の實例という事實とを勘案して考えてみるならば、この師瘨段一號蓋は、二號蓋を摹して、師瘨により、おそらくは師瘨自身の工房において製作されたのであろうと想定して、大過ないのではあるまいか。その製作技術の格段の相違は、これらが同一工房の製作に出づるものではないことを、明らかにしているであろう。[13]

なお、ここでもまた、この二蓋のスペーサーについて、言及しておこう。第一節末で述べたように、この問題については、第四節中に詳論するので、その部分を讀まれてから、以下の部分を再讀されたい。

まず二號蓋について見ると、圖13(2)に示したように、稍不鮮明なものまで含めてA〜Mの一三箇ほどのスペーサーが觀察される。これらを、A〜Fの六箇と、G〜Mの七箇に分けて考えてみると、二つの同心圓として配置されて

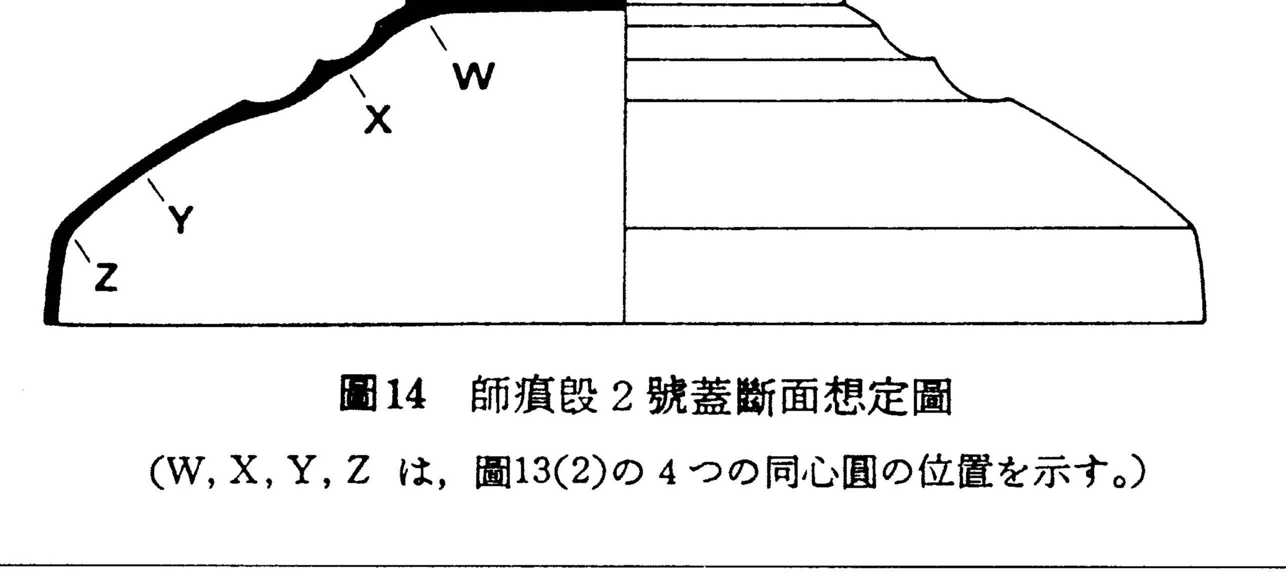

圖14 師瘨段2號蓋斷面想定圖

（W, X, Y, Z は、圖13(2)の4つの同心圓の位置を示す。）

七一〜七二

いることが明らかであろう。もとよりそれらは銘の文字を避けて置かれているから、眞圓にはなりえないが、鑄作者が、二重の同心圓を意識して配置したことは、ほぼ疑えない。器影と、口徑一九・七センチというところから計算すると、蓋紐は、約七・三センチの直徑をなして蓋と接しているようである。したがって、A〜Fは、蓋紐の外周約一・五センチの部分で圓を成している。これらは、ほぼ等間隔に置かれていたであろうから、A〜Fの圓には更に二箇ほどの、また、G〜Mの圓には更に七箇ほどのスペーサーがあって、計二十二箇ほどあるものと推測されるが、もとより、今、この拓本からだけでは確かめえない。

次に、一號蓋銘からは、はなはだ殘念ながら、三〜四箇のスペーサーしか讀みとりえない。しかし、その部位から考えて、二號と異なる配置であることは確實であろう。この少數例を結んで考えてみても、配置上の規則性は見い出しがたいように思う。いくぶんの保留をつけておく必要はあるが、おそらく、後述する不規則型の配置であろうと思われる。

この節でとり上げた師瘨段蓋の場合は、以上の考究に大過ないものとすれば、周室工房製作による原器と、それを與えられた諸侯側での倣製器とが同出したということ、および、それが詳細な出土記錄をもつ、というふたつの好運事に支えられることによって、はじめて推考しえた事柄である。この二點のいずれが缺けても、その推測は、ほとんど不可能なものとなったはずである。林巳奈夫氏が、「もし二號蓋がなく、單に一號蓋だけが出土した場合、……僞物と考えてしまいかねない」というのは、[14]その閒の事情の一斑を端的に明示しているものであり、また假りに二蓋同

出したとしても、出土記錄を伴わないとしたならば、白川氏の僞作説に疑問を提出するのは、容易ではなかったであろう。このような好運の重なりによってはじめて論じえた事柄であってみれば、逆に、これらの條件を備えていない事例が極めて多く存在したと想定しても、それは決して不思議ではないはずである。以下には、そこから敷衍して考察されるべきいくつかの問題について、考えていきたい。

1　陝西省文物管理委員會「陝西省永壽縣・武功縣出土西周銅器」文物一九六四年第七期（執筆人・何漢南）。

2　同右、二三頁。

3　白川靜「金文通釋」白鶴美術館誌第二一輯、一九六八年。

4　攸勒・金勒に關しては、林巳奈夫「西周金文に現れる車馬關係語彙」甲骨學第一一號、一九七六年、八九―九〇頁を參照。

5　通釋、二一一五一四頁。

6　陝西省博物館・陝西省文物管理委員會編『陝西省博物館・陝西省文物管理委員會藏青銅器圖釋』北京、一九六〇年、二一頁。

7　伊藤道治「新出金文資料のもつ意義」『書道全集』平凡社、第二六卷・中國補遺、四―五頁。

8　反轉文字（Reversal）については、後述する。また、「西周金文の辨僞をめぐって」甲骨學第一一號、一九七六年、二七―三〇頁を參照。

9　これについては、本稿第三節に後述する。又、前註8所引箇所を參照。

10　この事實に最初に注目したのは、私ではなく、京都大學人文科學研究所「金文辨僞の會」において當器を檢討した際（一九六九年一二月一二日）、樋口隆康氏が見いだしたことである。その點については、「西周金文の辨僞をめぐって」甲骨學第一一號、四三頁を參照。尙、私が當器のもつ問題點に最初に注目するに至ったのは、一九六六～六九年間のオーストラリア國立大學におけるノール・バーナード氏との共同研究の際であったが、これを更に展開しえたのは、その後、上記「金文辨僞の會」に參加しえたことによる。ここにその間の事情を記して、感謝の意を表する。

11　これについては、たとえば、N. Barnard, Bronze Casting and Bronze Alloys in Ancient China, Tokyo, 1961, pp. 157–168 を參照。また、本稿八六―八七頁にも、私の推測するところを簡單に記しておいた。

12　通考上一二四頁。

13　このような推測は、實は私にとって急に思いついたものではない。一九七三年二月四日に京都大學人文科學研究所において、西周金文の辨僞問題について行なわれたシンポジウムにおいて伊藤道治氏が、眞僞辨別の基準のひとつとして考えられた〝通例に違反する文字の存在〟を問題としようとする際の〝通例〟という點を問題として、これを時代的に押えてみなくてはならないだろう、という趣旨の發言に對して、私は以下のように發言した。「もとより、時代的に字形・書體の變遷を押えて行くというのはたいへん重要な點で、今後、われわれが努力していかなくてはならない一課題だとは思うのですが、ただそれだけで濟むかというと、そういうわけにもいかない複雜な問題點が、いろいろとあると思うんです。例を擧げると、師殰殷蓋は、先程話に出たように、二號蓋が先にあって、これを見ながら一號蓋が製作されたという關係が明瞭である、という興味あるケースですが、この二銘を見ていて、一號蓋が無知に基づく誤字だらけという字形上の問題は別として、書體上も全く違った、關係ないもののように見うけられる。この二銘は、出土事情からしても、時期的に大いに距ったときに作られたとはちょっと考えにくいとすれば、こういった點をも含む、書體變遷觀といったものを、時代という觀點だけから作りあげていくことが出來るかどうかについて、だいぶ疑問ではないか、という氣がします。このようなことが何故起りえたのかを何か別の觀點から説明してみないことには解決がつきそうにない。銘文については餘り言われないけれども、靑銅器については、〔考古學者が――松丸補〕時折、地方差（〝地方デキ〟の誤り。考古學者が、優良な作柄の遺物を〝中央デキ〟と稱し、これに對して粗惡な作柄のものや、退化形式のものを〝地方デキ〟と稱する場合のあることを指す。――松丸補）という言葉で説明しようとしている場合を見かけますが、しかし銘に書かれている內容を勘案しつつ、それならばどういう事情で、地方において靑銅器が鑄造されたのか、と考えてみると西周期に關するかぎりさっぱり譯がわからないし、説明を試みたものもあまりなさそうです。私は、ほんの假説にすぎないけれども、大部分は周室內府で鑄造されたし、本來そうあるべきものだったけれども、何らかの事情で（この〝事情〟には、實に樣々な場合が考えられますが）、與えられた靑銅器をもとに、與えられた側でコピーを作る、ということがあったのではないか。これは、單に地方差〔デキ、の誤り。松丸補〕というのとは違った問題だと思うんです。これはひとつの場合についての假説にすぎないけれども、そういったことも考慮のうちに入れておかないと、時代による書體・字形の變遷というだけでは解釋のつかない場合が多々でてきそうだ、という印象をもっています。」（「西周金文の辨僞をめぐって」前引、四五―四六頁）これは、私が貫卣・貫尊の事例に氣付く前のことであったために、單に一假説として述べたにすぎないが、今、この事例と合せて考えるならば、ここで述べている師殰殷の場合のみから想定した見通しが、大きく誤ったものではなかったことを確信する。

14　前揭「西周金文の辨僞をめぐって」四三頁。

（補註）本稿擱筆後しばらくして、張光裕『僞作先秦彝器銘文疏要』香港、一九七四年、のうちの「六十字以上僞先秦器疏證」中の附錄として、この師殰殷蓋一號をとりあげていることに氣づいた。本書四二六―四三二頁。張氏は、何氏報告を詳しく紹介したのち、一號銘文と二號銘文とを比較して、異なる點を一三條に亙って指摘し、更に、白川氏の僞器説を紹介した上で、結論部分では「上述したような種々の疑點からすれば、もしこれが一篇の僞作銘文であると主張したいとあれば、それはそれとして、疑うべからざるものがあるのである。もし實物を考察しうるなら、はっきりと論斷できることになるだろう」と、いささか回りくどい表現をとりながら、强い疑いを表明しつつも、現狀での斷定を避けている。從來の眞僞に二分しようとする場合に當然陷入る混迷のうちに、入りこんだというべきであろう。これに對しての私の意見は、本文中に述べたところからすでに明白であろうから、今はここにそれを繰り返さない。また、本論文中での私の論旨には影響がないので、ここに附記するにとどめ、本文中に採り上げなかった疎漏を、張氏と讀者にお詫びする。

三　西周器分類の試み、およびそれと〝辨僞〟研究との關聯について

以上に考察してきたところによって、西周靑銅器のうちには、周室がその工房において製作して諸侯に賜與した靑銅器のほかに、諸侯自身が、その工房において、周室より賜與された靑銅器中の銘文を改作した上で作器した場合や、受賜した靑銅器の銘文をそのまま摸倣して作器した場合のあったことが、實例に照して明らかになった、としてよいであろう。前者、すなわち諸侯改作銘器の場合はまれなケースであったかもしれないが、後者、すなわち諸侯倣製銘器の場合は、相當多量に存在したと豫想しても差しつかえないように考えられる。諸侯が靑銅器を製作するシステムをもっていたのであれば、周室のそれとは、技倆の上で比肩しうるものではなかったとしても、製作そのものが極めてまれなケースだったと想像するのは、かなり無理があるからであり、また以下に述べるように、ひとたびそのように考えてみるとすると、樣々に思い當る多くの事例が存するからに他ならない。論證しうる事例が乏しいのは、特殊例外的な條件の積み重ねによってはじめて論證が可能になったためなのであり、實態としては、このような背景をもとに製作された西周靑銅器は相當量ある筈だ、と考えておく方が、考え方としてはるかに自然なはずである。

ところで、上記二事例は、その銘文に卽していえば、各々、周室からの賜與器が存在し、それを元として、改作あるいは倣製した場合であった。そのような例でなければおそらく論證が不可能であったと考えられるその推論過程からすれば、それは當然のことであった。今、これらをまとめて〝諸侯製作器〟と呼んでおくとすれば、右の事情を考慮した際に、逆から考えて、この諸侯製作器に書かれる銘文は、右の二種のみに止まると考えてよいであろうか。前

述したように、西周末にはじまる、王室支配から離脱した諸侯によって作られはじめた、いわゆる列國器には、彼らが周室から自立したことを宣言する目的をもって「某々、自らこの器を作る」と明記されている。西周諸侯にとって、周室の支配下にある際に、そのような内容の銘文をもった青銅器を製作することはありえなかったのは當然としても、あくまで周室に服屬することを前提とした上で、ある種の文章を自ら草して、これを銘文とする青銅器を鑄作した場合もあったであろうことは、考慮しておくべきではなかろうか。この點は、先の改作銘、倣製銘の場合と異なって、現狀で事例を擧げえぬものであり、それは、比較對照すべきものを持たない以上、存在するだろうと考えた場合にも、その銘文の內容そのものの分析によって考察していく以外にないため、より論證が困難な性格の銘文であるはずである。しかし、これを作業假說として設定しておく方が、今後の研究の指針としては、より有効であろうと考える。今、このような場合を考えて、この種の器を〝諸侯作銘器〟と呼んでおこう。

實は、一歩進めて考えてみれば、諸侯改作銘器は、一種の諸侯作銘器であるといえなくもない。諸侯が、自らの立場で、その文章を書きおろしているのである。したがって、分類としては、諸侯製作器は、諸侯作銘器と諸侯倣製銘器とに二分し、改作銘器は、作銘器の中の一小項目と見なす方が、分類上は筋が通るかもしれない。ただ、作銘器という枠組みそのものが、前述のように今のところ論證をともなわないものであるだけに、今はこのように考えておき、次の檢討に俟ちたい。また、倣製銘器についても、全文倣製銘器と、節錄倣製銘器とに二分することが考えられる。當然、師𩣭設蓋一號は、全文倣製銘器であるが、これと異なって、おそらくは原器銘文の一部を抄寫したのかと疑われる金文銘があるためであるが、それを論證するとなるとかなりの困難があるので、今は擧例をさしひかえておきたい。

以上は、有銘青銅器に關して、その銘文の起稿主體を考慮しつつ、そのありうる可能性を考えてみたものであるが、西周器と目される青銅器全體を視野のうちに入れてみれば、そこには多數の無銘器が存在している。右のような青銅器の製作事情を前提とするならば、何を規準として分別するかは全く別問題として、この無銘器のうちにも、相當量の諸侯製作器があることは想定しなくてはならないであろう。

いま、以上のような、作業假說をも含む、西周青銅器の製作主體およびその銘文の起稿主體についての推測を、一覽表として示せば、ほぼ、次のようになろう。

七七～七八

表4 西周青銅器とその銘文の分類表

製作工房による分類	銘文起草主體による分類
諸侯受賜器＝周室工房製作器	周室作銘器
	無銘器
諸侯製作器＝諸侯工房製作器	諸侯作銘器
	諸侯改作銘器
	諸侯倣製銘器
	無銘器

右は、現狀での一應の私の構想であるが、これには、もとより種々の問題があろう。上述したところは、西周青銅器全體のうちには、諸侯製作器と稱すべきものが存在することを論じてそれを剔出しようと試みた結果、右のごとき分類表となったが、それでは、殘餘の多數を占めると思われる有銘青銅器を、諸侯受賜器＝周室工房製作器＝周室作銘器、と理解してよいかとなると、そこにもまた大きな問題が伏在するのを否定しえない。ただ、私がここではっきりさせておきたいのは、從來このような觀點から西周器を分けてみようとする試みが何らなされぬままに、青銅器およびその銘文の研究者によって、それらすべてが一括して一律に取り扱われて來たことに對して反省してみなくてはならないだろう、という點である。ひとたび、右表のごとき大まかな見通しの提示が、假說としてであれ、なされるならば、今後なすべきことは、大量の全青銅器の再點檢によるかかる意味での分類化の試みであり、また同時にそのことによって、今後、右表自體が、細分化され、修正されていくことであろう。

そのような觀點から、全青銅器の再點檢を行なおうとする際に、現在の青銅器研究の現狀からいって、當面、大きな關わりをもってくると考えられるのが、いわゆる〝辨僞〟問題である。本稿の第一節、第二節における考察の過程で、いずれの場合もこの問題に關與せざるを得なかったことからも窺いうるように、これは相互に密接な關係をもつ問題であり、右のごとき分類を試みる前に、まず、西周器そのものをひろい上げなくてはならず、また逆に、從來の辨僞研究にあって、右のような觀點を導入していなかったところから來る混迷がきわめて大きかったと考えられるのである。以下にこの問題を考えていくために、辨僞研究の現狀を、そこで何が問題になっているかという點から、考えてみたい。

辨僞研究、ないし眞僞を辨別するための作業そのものの歷史はきわめて永く、すでに宋代よりはじまっていて、今ここにその研究史を古くから辿ってみる餘裕はない。今世紀に入ってからは、すでに第一節で觸れたように、王國維『國朝金文著錄表』があって、[1] 彼の眞僞判定の結果を表示しており、容庚「西淸金文眞僞存佚表」も、その線上に沿った作業であったが、[2] その後、一九三〇年代になると、辨僞のための方法を論ずるいくつかの論著が、商承祚、鄭師許、徐仲舒、容庚といった金石學者、考古學者によって、引きつづき、著わされた。[3] これらは、青銅器そのもの及びその銘文にあって、僞器ないし僞銘と考えるための標準をたて、それに從って、多くの事例を提示する、という形をとっており、その各々を今ここに檢討することは省略するけれども、方法としては、多くの場合、首肯うしるものではあっても、實際にそこに擧例されているものは、經驗を積んだ金文研究者には、一見して僞器・僞銘と判定しうる、程度の低い事例が殆どであった、といってよい。

七九～八〇

しかるに、一九五九年に、ノール・バーナード氏は、"New Approaches and Research Methods in Chin-Shih-Hsüeh" を發表し、[4] 科學的に發掘され、したがって眞器であることを疑う餘地のない宜侯夨設と長由盉の二銘、および甲骨一片（殷虛文字綴合二五七）を資料として銘文の檢討を行なった結果、

これらすべての科學的に發掘された銘文にあって、それぞれの銘文のうちでは、二度またはそれ以上繰りかえし出てくるどの文字も、また、繰りかえして出てくるどの文字（それが同一の文字であれ異った文字であれ）の要素〔扁旁の意——松丸〕も、つねに〝同一の構造的原則〟(the same structural principles) で書かれている、ということを發見したのである。……この特性を、私は〝文字構造の齊一性の原則〟('the principle of constancy of character structures') と名づけておく。

として、[5] 確實な遺物の銘文中には、同じ文字ないし同じ扁旁は、同一の構造で書かれているとした上で、毛公鼎および散氏盤を例としてとり上げ、この二銘中には、同一字でありながら異なる構造のものがいかに多いかを指摘した。そして、更に、

もし、このように〝文字構造の齊一性の原則〟を理解すること——つまり、〝非齊一性〟（Inconstancy）を僞物の證據と見なすこと——が誤りでないとすれば、それは殘餘の全ての銘文に對して、その眞僞判定のために、應用されうるものであるに相違ない。

[6]として、この方法の眞僞判定への適用を提唱したのである。これに對しての大方の受けとめ方は、その方法そのものの是非を檢討すべきであるとするよりも、毛公鼎、散氏盤といった著名な西周重器中の重器というべき銘文を僞作とする結論の突飛さの故に、あえてそれを默殺する、というに近かったというべきであろう。

その後、鄭德坤氏が、一九六三年に刊行されたその大著 Chou China においてこの問題に觸れて、否定的な見解をのべると、[7] ただちにバーナード氏は長文の反論を展開し、[8] 次いで、これを契機として、李棪氏が方法論的な反論を、甲骨文を素材として加えると、[9] バーナード氏はこれにも反論した。[10] その後、李棪、[11] 鄭德坤[12] 兩氏が再反論し、また、張光遠氏が、毛公鼎について、それを存分に利用しうる立場から、詳細にわたって、バーナード氏説に反論した。[13] いまこれら論爭內容の紹介は省略するが、總じて、バーナード氏とこれら中國人學者との間にかわされた論議は、バーナード氏自身が述懷するように、[14] 反論者によるバーナード氏の意圖の誤解にでているところが少くない。その點に關しては、かなり不毛な論爭の繰り返しであったというべきであるが、ただ、論爭はしだいに、Inconstancy 論の是非に止まらず、それによって僞器とされる青銅器が、他の樣々な方法を加えてみることによって、やはり僞といえるか否か、という方向に展開し、文字そのものから發する敍上の問題のみならず、銘文の語句上の問題や、青銅器の鑄造上の樣々な問題等に及んで論議が展開されるに至ったことは、大きなメリットであったというべきであろう。なお、近年、張光裕氏が僞作問題を專論する大著を發表し、[15] 從來の諸研究の整理を試みており、そのなかでこの問題については、方法として參考に資すべきものであるが、その擧例を誤っている、と論じている。[16]

一方、この問題は、日本においては、ながい間、全く觸れられずに來た。わが國の金文研究者からは、全く顧られることなく、默殺されてきた、というべきであろう。ここで、私自身の個人的情況を述べることをゆるされたい。私は、バーナード氏との共同著作 Archaeological Documents of Ancient China（『金文集成』）の準備のため、一九六六―九年の間、オーストラリアにおいて、バーナード氏と金文の共同研究を行なった。その結果、上述の問題に深くたずさわることとなり、歸國後、その時までに考えたところを、學會において、「殷周金文の眞僞問題」と題して、口頭發表した。[17] この際、私は辨僞のための方法として、

1 同一銘中の同一文字の不齊一性（Inconstancy）
2 文字上の疑問點
　a 後代の文字知識の混入
　b 誤った文字が多數見られる場合
　c 文字が轉倒している場合
3 「型モタセ」（Spacer）が文字にかかる場合
4 他史料との比較
　a 他の金文銘からの借用
　b 殷金文の甲骨文との比較
5 語法

八一～八二

6 書式
7 鑄銘と刻銘
8 出現の事情

を項目としてかかげて、それぞれについて實例をあげ、更に、一〇〇字以上の長文の金文凡六十七銘についての檢討結果を表示して、そのかなり多數に疑問の存することを指摘した。[18]

他方、京都大學人文科學研究所においては、一九六八年一一月より繼續して、この問題を考究するために、林巳奈夫氏の主宰による研究會「金文辨僞の會」が組織され、精力的にこれに檢討が加えられるに至った。[19] この會において〝通常、眞物として通用しているものに關して、僞ではないかと疑いを起すに足る標準〟として考えられたのは、次の通りであった。[20]

1a 文字構成の非恆常性（Inconstancy）
1b 筆劃の形、筆法の非恆常性
2 通例に反する筆劃の存在
3 鏨彫・エッチングの形跡、その他、器と同時の鑄造でないことを示唆する證據（例えば Spacer に文字がかかる等）の存在
4a 字體が銘文の內容乃至それの着けられた器の形式から推測される年代に通行するものと相違すること
4b 用語、語法が4aと同樣な違反を示すこと
5 銘文記述の形式が通例に外れていること
6 銘文の着けられた位置が異例であること
7 文意が通じ難いこと

この〝標準〟と前揭した私の〝辨僞法〟とは、その大綱において類似しているというべく、ことにバーナード氏の Inconstancy 論を、一應の規準として擧げて、これによって、在來の金文銘を檢討してみるとどのような結果がでるかを、ひとつの大きなポイントとしている點で、共通するものであった。「辨僞の會」は、その後四ケ年以上を要して、新出約一〇〇器と『兩周金文辭大系』宗周器部分の約二五〇器を、右の〝標準〟に照して檢討することを續けて、それを終えた段階で、前記の總括討議を行なった。そこでは、右七項目の各項についての解說と、しかしそのような標準に適合し、したがって僞物と考えるべきかと疑われるにもかかわらず、たしかな發掘記錄をもつなどの點から、僞物とはなしがたい場合が相當數存在することが、明らかにされた。たとえば、Inconstancy について、一九六〇年、陝西省扶風齊家村の周墓より發見された西周後期と目される幾父壺二器は、それぞれの銘文のうちに、明らかに Inconstancy と見なさなくてはならない場合があることを指摘しうるのである。[21] そのような點から、林巳奈夫氏は、これら標準は、すべて「〝僞ではないかと疑いを起すに足る根據〟であって、〝僞物と決める規準ではない〟」のであり、「僞と決める規準としては役にたたない」のであって、今後新たな規準をたてるためには、「地中から科學的に發掘された、確實な遺品のみに賴らねばならない」が、そのための規準確立には、なお考古學的データが不足している。しかし、僞物の混入はかなりの程度まではっきりしてきている以上、條件が不充分とはいえ、この考究を行なわざるを得ないはずである、とした。[22]

この討議は、青銅器・金文研究者が、なが年集中してその辨僞問題に取り組んだ上で立ち至った研究の現況を、よ

八三～八四

く傳えたものといえよう。一方で方法としての論理的合理性と實際上の有效性とが確認されながらも、他方で、その方法を適用した際に、科學的發掘品であって僞物とはなしがたいものの場合に適用しがたいものが發見されるのであれば、改めて方法そのものが正當であるか、ないし、その適用の仕方に誤りがないかを自省してみる以外にはないはずである。このような、いわば自己撞着を自覺するものにとっては、なが年の檢討のはてとはいえ、それを成果としては公表しがたいものであった。討議記錄として、その研究情況を赤裸々に示して、將來の研究のための捨石としてみる他なかったのである。このいわば自己撞着が、研究を押し進めていけばいくほど、また、中國からの新出土物の報告が增大すればする程、ますます大きな蟠りとなっていかざるを得なかったのである。

さて、以上のような辨僞研究の現況を、本稿で考えて來た〝諸侯製作器〟の問題、ひいては表4(六八頁)として示した、作業假説を含む西周青銅器分類のための試みのうちにとり入れて、再度、考え直してみると、どのようになるであろうか。表4を擴大し、これに想定される僞器・僞銘をも加えてみれば、現在私の構想しうる分類表は、次の表5のごとくになる。

今、この表に即して、解説を試みる。從來の考え方にしたがって、器および銘についてそれぞれ眞と僞を考え、かつ無銘の場合も考慮に入れれば、これは、眞器を、(甲)眞器にして眞銘、(乙)眞器にして無銘、(丙)眞器にして僞銘、の三通りと、僞器を、(戊)僞器にして僞銘(すなわち有銘僞器)、(丁)僞器にして無銘、の二通りの、計五通りに分けて考えうる(もとより、僞器にして眞銘ということはありえない。またこのうち、(丙)は加銘される前は(乙)だったはずであり、したがって、後述するⓂ→①′、Ⓝ→②となり、これがとりまとめて、Ⓤ後人附加銘器とされる所以である)。(戊)僞器僞銘のうちには、(乙)→(丙)の場

表5 後代器を含む西周青銅器とその銘文の分類表

(甲)眞器眞銘
(乙)眞器無銘 ── ①周室工房製作器 ── Ⓐ周室作製銘器(例・睘卣、師𤸫𣪘二號蓋)
　　　　　　　　　　　　　　　　　 Ⓜ無銘器(多數?)
　　　　　　 ── ②諸侯工房製作器 ── Ⓑ諸侯作製銘器(假説)
　　　　　　　　　　　　　　　　　 Ⓒ諸侯改作銘器(例・睘尊)
　　　　　　　　　　　　　　　　　 Ⓓ諸侯倣製銘器(例・師𤸫𣪘一號蓋)
　　　　　　　　　　　　　　　　　 Ⓝ無銘器(多數?)
(丙)眞器僞銘 ── ①′周室工房製作器 ── Ⓤ後人附加銘器 ── Ⓥ後人倣製銘器
　　　　　　 ── ②′諸侯工房製作器　　　　　　　　　 Ⓦ後人作銘器(例・邲其卣第一、二外底銘)
(丁)僞器無銘 ── ③後代工房製作器
(戊)僞器僞銘 ── ③後代工房製作器 ── Ⓨ後人倣製銘器(例・兮甲盤乙器)
　　　　　　　　　　　　　　　　　 Ⓩ後人作銘器(無數)

合と同様に、あとから銘が附加される場合もないわけではないが、實際には鑄銘が殆どである。以上、從來の考え方をあえて〝眞僞二分論〟と呼ぶとすれば、そこから考えうる器・銘それぞれの眞僞の組み合せはこの五種であり、これはこの五種のいずれかに分屬させようとする努力だったといえよう。

しかし、今、〝諸侯製作器〟の觀點をとり入れてみると、ほぼ次のごとく分類することが出來よう。まず、器と銘をそれぞれその製作主體によって分け、器については①、②……の算用數字、銘についてはⒶ、Ⓑ……のアルファベットをもって表わす。器は、①西周工房、②諸侯工房、③後代工房の三種に分類しうるのであり、それと、眞器・僞器に二分した際との對應關係は、右表中の(甲)、(乙)……と、①、②……とを結ぶ關係によって表示されよう。一方、銘に關するもののうち、①、②……と、Ⓐ、Ⓑ、Ⓒ、Ⓓ、Ⓜ、Ⓝとの關係についてはすでに詳述したところである。(丙)眞器僞銘とは、卽ちⓊ後人附加銘器のはずであり、これは、その銘文內容からすれば、Ⓐ、Ⓑ、Ⓒ、Ⓓを借りて寫した場合、すなわち、Ⓥ後人倣製銘器と、まったく後人の作文に出ずるところのⓌ後人作銘器とに二分しえよう。その關係は、(戊)僞器にして僞銘の場合にも考えられなくてはならないから、これを、Ⓨ後人倣製銘器と、Ⓩ後人作銘器とに二分しておかなくてはならない。更に、この分類のたてまえからすると、ⓋおよびⓎの來源はⒶ、Ⓑ、Ⓒ、Ⓓであるから、これによって分類されなくてはならない。また、ⓋとⓌはタガネによって加刻されたか、藥品によって化學的に加銘されたかは別として、いずれも鑄銘ではないはずであり、Ⓨ、Ⓩには鑄銘が多いけれども、刻銘の場合もありうる。したがって當然そのような意味で、それぞれⓋは四分類、Ⓨは八分類、Ⓩは二分類されなくてはならないが、表が煩雜になるのを避けて、今は省略しておく。

このように分けて考えてみると、從來、われわれが、眞・僞に二分しようとしていた對象をかなり細かく認識することができるようになったといえよう。器については、①、②、③の三類に分けられ、眞・僞は、①、②と、③との間で線を引いて考えられるが、しかし青銅器を取扱う考古學者にとっては、①と②をいかに區分するかは、編年その他の作業にとりかかる前提として、重要なはずである。それは、睘尊の器形、師𤸫𣪘蓋一號の花紋が端的にそのことを示している。

また、銘文に關しても、銘文を文獻史料として利用しようとする場合と、文字資料として用いようとする場合での利用しうる範圍の相違が、これによって明示しえよう。すなわち、文章を用いる場合には、排除されるべきは、Ⓦ、Ⓩの場合のみで、Ⓐ、Ⓑ、Ⓒ、Ⓓ、Ⓥ、Ⓨは用いうる。しかし、この場合も、Ⓐ・Ⓓと、Ⓑ・Ⓒとの閒の、古文書學的來源の相違は、明瞭に區別されなくてはならない。おそらく、金文研究にとって、これが今後の大きな研究課題とされるべきであろう。また、銘を文字資料として用いる立場からすると、まずⓋ、Ⓦ、Ⓨ、Ⓩが排除されるべきであり、Ⓐ、Ⓑ、Ⓒ、Ⓓは、いちおう用いうるものとなるはずであるが、たとえば師𤸫𣪘蓋一號の場合のごとき文盲の文字を、いかにして用いるかは、それとして充分配慮されねばならず、したがってここでは、殊に、Ⓐと、Ⓑ・Ⓒと、Ⓓとの三者の相違がはっきり區別される必要があろう。

以上のような考察の上で、今改めて、從來の辨僞研究を反省してみると、その矛盾撞着に落ち入っていたかなりの部分を、これによって解消しうるように考えられる。

まず、Inconstancy of Character Structure の問題であるが、これは、元來、その時代に通行する書體を、文字知識を有する同時代人が、自己の書風をもって書きおろした場合には起りえず、後代の何者かによって、手本を側らに置いて書き寫す際に起りうる現象である、とするのがこの論の前提とされていたはずである。したがって、これは眞―僞を區分するための方法と考えるまえに、まず「第一次銘器」と「第二次銘器」(ないしそれ以下)とを分ける規準であると考えるべきだったはずである。書道の分野では、手本なしに自己の書風の文字を書くことを、自運と呼び、手本を側らに寫すことを臨書という。今、この用語を借りれば、第一次銘器とは、「自運銘器」、第二次、第三次……銘器とは、「臨書銘器」と呼んでおくこともできよう。Inconstancy とは、この兩者を誤りなく二分する論理ではな

く、この兩者が混在しているとき、全體のなかから、臨書銘器の一部を選びだす（なぜなら、すべての臨書銘が Inconstancy を示すとは限らない）ための方法だったはずである。

右のように考え直してみれば、問題は極めて簡單に解決される。これは、表5に即していえば、有銘器のすべてⒶ、Ⓑ、Ⓒ、Ⓓ、Ⓥ、Ⓦ、Ⓨ、Ⓩのうちから、臨書銘器、すなわちⒹ諸侯倣製銘器、ⓋおよびⓎの後人倣製銘器のうちの或るもの（場合によっては、ⓌおよびⓏの後人作銘器をも含みうる）を選びだす方法として役立たせねばならないのである。信頼するに足る出土記錄をもつ器銘のうちに、この Inconstancy が見出され、それを〝僞銘〟とはなしえないところから生じた混迷は、上記のように考え直すことによって、簡單に解消する。すなわちそれは、Ⓓ、Ⓥ、ⓎのうちのⒹであるに相違ないのである。

この點を、前節に論じた師瘨毀蓋一號についてみよう。次の五字は、それぞれ二字またはそれ以上、同一銘文中にあり、相互の閒に Inconstancy があると考えられる場合を擧げると、次のようになる（四九—五〇頁および圖9を參照）。

馬　二—3
　　三—1
先　五—3
　　六—2
師　三—6
　　四—10

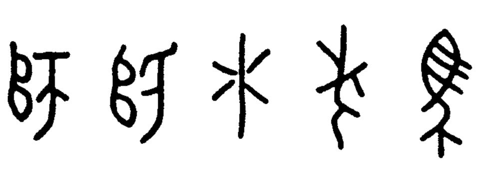

（他に六—10はこれと略同じ。二—1は、これの反轉文字。）

瘨　五—1
　　九—7
　　七—6
女　五—7
　　六—5
　　七—3

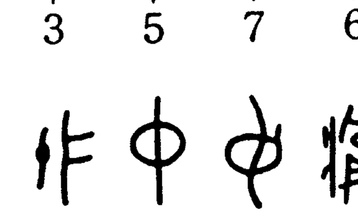

（他に三—7はこれと略同じ）

これらは、いずれも典型的な Inconstancy であるといえよう。これは明らかに、自運銘である二號蓋銘を、文盲が臨書したことによって生じた Inconstancy なのであり、原銘と第二次銘とを比較して示しうる點で、いかにして Inconstancy なるものが生じうるかを説明するための好個の實例だと言えよう。

このように考えてくると、信頼しうる出土記錄があり、したがって表5の①ないし②としか考ええない器の銘において、明瞭な Inconstancy が指摘しうる場合は、すべて、Ⓓ諸侯倣製銘器ではないかと疑ってみる可能性はある、としなくてはならない。バーナード氏の主張は、その意味で、全體のうちからⒹの一部を選び出すための規準として、改めて利用しうることになろう。バーナード氏の場合、原器＝眞器、第二次器＝僞器という等式がア・プリオリに想定され、それが無用の混亂を惹き起していた、というべきであろう。ある言い方をもってすれば、Ⓓ諸侯倣製銘器は、〝周代における僞器〟であったともなしうるかもしれないが、いずれにせよ、これを單純に近・現代の〝僞器〟と見なそうとしていたところに、論議を混亂せしめる眞因が潛んでいたものと、私は考える。

八九〜九〇

以下、從來、眞僞二分のための規準として考えてきたものを、表5に照して再考してみると、たとえば、「通例に反する筆劃の文字の存在」という場合にしても、「通例」の考え方にもよるが、これは全體の中から、Ⓑ以下のすべてのうちの或るものを選びだすことを意味していたことになろう。Ⓐ周室工房製作器にのみ、「通例」に反する書き方がされなかったろう、と豫想しておく方が、この際、安全であろう。長安張家坡から一括出土した三十二の有銘靑銅器（銘文としては一一種）のうちには、この通例に合わない文字の銘の多いことが指摘されているが、[23] これら殆どが、諸侯製作器（すなわちⒷ、Ⓒ、Ⓓのいずれか）であったと疑ってみる餘地は充分にある。また、文章・語句・書式の上で疑問が生ずる場合については、その選びだしたもののうちに、Ⓑ、Ⓒ、Ⓦ、Ⓩ（および、Ⓥ、Ⓨのある場合も）を含んでいる可能性があるのである。

私は、現在のところ、近年集中的におこなわれてきた〝辨僞〟研究は、右のような觀點から、更にもういちど考え直されるべきではなかろうか、と考えるに至った。改めて、今考え直してみれば、〝僞物〟という言い方そのものに問題があった、といえよう。われわれが今日研究對象としなくてはならない大量の靑銅器のうちには、たしかに相當量の、殷周靑銅器に假託して作られた後代の製作品が混入していることは事實であろう。それらを取り除く作業は、どうしても不可缺だと言わざるをえない。しかし、そのような後代作を、その製作の意圖まで忖度して〝僞〟物と決めつける必要はない。要は、殷周器かと一應は思われる器物が、はたして、眞に當代の作であるか、後代の作であるかを見わければ良いのである。そして、上述のような反省を前提とした上で、當代作か後世作かを、何を規準として、如何に分別していくか、それが新たな課題でなくてはならない。本稿の直接の課題からは、聊か外れるようではあるが、一面、どうしても乘り越えていかなくてはならない問題でもある。その點について、次節で考えてみたい。

1　本稿一六頁參照。
2　容庚「西淸金文眞僞存佚表」燕京學報第五期、一九二九年。
3　商承祚「古代彝器僞字研究」金陵學報第三卷第二期、一九三三年。鄭師許「吉金彝器之辨僞方法」學藝雜誌第一二卷第六、七號、一九三三年。徐仲舒「論古銅器之鑑別」考古社刊第四期、一九三六年。商承祚「古代彝器僞字研究補篇」考古社刊第六期、一九三六年。容庚『商周彝器通考』一九四一年、第一二章「辨僞」。
4　Noel Barnard, New Approaches and Research Methods in Chin-Shih-Hsüeh, 東洋文化研究所紀要第一九册、一九五九年。
5　Ibid., p. 25.
6　Ibid., p. 28.
7　Chêng Tê-k'un, Chou China, Archaeology in China, Vol. 3, Cambridge, 1963, pp. 287-292.
8　Noel Barnard, Chou China: A Review of the Third Volume of Cheng Te-k'un's Archaeology in China, Monumenta Serica, Vol. XXIV, 1965, pp. 408-428.
9　李棪「卜辭貞人何在同版中之異體」聯合書院學報、第五期、一九六六—七年。
10　Noel Barnard, The Ch'u Silk Manuscript, Monographs on Far Eastern History 5, Department of Far Eastern History, Research School of Pacific Studies, Institute of Advanced Studies, The Australian National University, Canberra, 1973, Chapter 2, The Characters and the Calligraphy of the Ch'u Silk Manuscript, pp. 19-54.
11　李棪『金文選讀』第一輯、序論、香港、一九六九年。又、次註（12）によれば李氏に Structural and Calligraphic Inconsistencies of Chinese Characters as found in Oracle Inscriptions, duplicated copy, Hong Kong, 1970 がある由であるが、未見。
12　Cheng Te-k'un, The Inconstancy of Character Structure in Chinese Writing. 香港中文大學中國文化研究所學報第四卷

九一〜九二

第一期、一九七一年。

13 張光遠「西周重器毛公鼎」故宮季刊第七卷第二期、一九七三年。

14 N. Barnard, The Incidence of Forgery amongst Archaic Chinese Bronzes, Monumenta Serica, Vol. XXVII, 1968, p. 167.

15 張光裕『僞作先秦彝器銘文疏要』一九七四年、香港。

16 同右一四二―九頁。

17 一九七〇年一一月、史學會大會東洋史部會における報告。その要旨は、史學雜誌第七九編第一二號七七頁。また、佐藤武敏「一九七〇年歷史學界、回顧と展望―殷周」史學雜誌第八〇編第五號一七七―八頁參照。

18 これが、內容としてはバーナード氏との共同硏究の成果を含むものであることは、右要旨に明記した通りであるが、方法としてとりまとめ、擧例したのは、私の個人の責任においてである。

19 その閒の事情については、この「辨僞の會」において、西周金文の檢討を終えた段階で、それを總括する意味をもって行なわれた討議の記錄「西周金文の辨僞をめぐって」（討議參加者、伊藤道治、大島利一、貝塚茂樹、小南一郎、近藤喬一、內藤戊申、永田英正、林巳奈夫、樋口隆康、司會・松丸道雄）甲骨學第一一號、一九七六年、に詳しい。

20 同右「西周金文の辨僞をめぐって」參照。

21 同右三二頁。

22 同右「付記」（林巳奈夫）六四―八頁。

23 同右四三―五頁。

九三～九四

四　青銅器鑄造法、とくに銘文とスペーサーとの關係について

前節で試みた分類に卽して言うなら、目下の急務は、出土記錄をもつ新出器は別として、それ以外の、いわば在來器とも稱すべき大量の青銅器および新發見のうち出土記錄をもたぬもの全體のうちから、周室作器であると諸侯作器であるとを問わず、周代器と認定しうるものと、後代作器と考えられるものとを、いかにして辨別するか、という點にあろう。それを銘文について言うなら、表5のⒶ、Ⓑ、Ⓒ、Ⓓと、Ⓥ、Ⓦ、Ⓨ、Ⓩとを、いかにして區分するのか、という問題である。從來の眞僞二分論にもとづく方法をもってしては、諸侯作銘器（Ⓑ、Ⓒ、Ⓓ）のうちの或るものは眞、或るものは僞とされてしまう可能性が大きいと考えられるからであり、新たな方法が考えられなくてはならないと思われる。

そのための方法に苦慮したあげく、私はひとつの新しい方法に思い當った。それは、青銅器を、いわゆる〝陶模法〟によって製造する際に必要とされるスペーサーに關するもので、これと銘文との關聯を問題にしようとするのであるが[1]、これを說明するためには、まず青銅器の鑄造法そのものについて、簡單に觸れておかなくてはならない。

一般に、近代以前の青銅器の鑄造法としては、(1)直接法、(2)蠟模法、(3)陶模法、と呼ばれる三種がある。[2]直接法は、石板ないし粘土板などに直接その雌型を刻し、その二枚を締め合わせて、隙間に湯（この場合、湯とは熔かした狀態の青銅素材を意味するが、一般に鑄造のために熔解させてある金屬をいう）を注入するもので、銅劍・銅戈・鑑鏡などや、のちの貨幣など、構造的に簡單な、平面的な鑄成品に對してだけに用いられた。複雜な形狀の、たとえば容器類の如き立體的なものを製するには、蠟模法ないし陶模法による。蠟模法は、陶製の內范（內胎、ウチガタ）の上に一定の厚さで密蠟を塗りつけ、器の紋樣などを刻したのち、更にその上から泥土で全體を厚く包み覆う。この部分が外范（ソトガタ）を成すが、この際、當然、容器の開口部分で內范と外范は一體となる。一部に流出口を作っておいて全體を燒成すると、密蠟は流れ出し、空腔が出來るので、そこに湯を注入して、冷却後、內・外范を破碎すれば製品が得られる。ここで以下の論述のために特に注意しておくべき點は、蠟模法による際は、內范と外范が一體として作られるので、特に內范と外范とを支えるための特別な配慮を要しないところにある。これは陶模法に比べてはるかに簡單な技法で、しかも精緻な細工が可能である點で、極めて秀れた技法というべきであるが、中國にこの製法が知られたのは西曆前二世紀頃と推定され、中國におけるこの製法による最も早い遺物例は、雲南省石寨山の青銅器群であろうと考えられている。[3]中國における密蠟の一般的利用、ひいては養蜂が盛行するに至ったのは、西曆後五―六世紀と推定されている。[4]

かかる技術の知られていない殷から東周にかけての青銅容器は、すべて、陶模法によって製作された。[5]殷周青銅器の製作の手順等について槪說したものが見當らず、また、以下の論述の前提として必要な知識でもあるため、ここに、いくつかの論文に散見される見解や、現在の實作者から敎示を受けたところ、および青銅器を實見して考えられたところ等を綜合して、現在、私の理解する殷周青銅器の鑄造手順についての再構を簡單に試みておく。[6]

まず、陶土塊をもって、模（＝原型、A）をつくる。この際、容器の物を入れる部分は陶土で充滿していることになる。その表面に、紋樣の彫刻を行なう。この際に施す紋樣は、たとえば饕餮紋のような、浮彫り的な部分だけであろう。その上で、離型劑を塗り（今日、離型劑としては、油または黑鉛を用いる。當時何が使われたかは、わからない）、これに陶土を

九五～九六

壓着させてその型をとり、外范（＝ソトガタ、B）をつくる。模から外范をはずす都合上、外范は、數箇、時には十數箇に分割されなくてはならない。その上で更に外范には細かな紋樣――たとえば雷紋――が加刻され、燒成される。次に、模の表面を一定の厚さだけ（すなわち、鑄成品の器體の肉厚だけ）、全面に亙って削り落された上で、燒成される。これが內范（＝ウチガタ、中子（ナカゴ）、C）となる。ところで、一定の厚さに削り落すのは、削っているうちにすでに削った分がどのくらいかがわからなくなってしまい、不可能ではなかろうかと考え、この方法によって模から內范を製作したのであろうとする考え方に關して疑問をもっていたのであるが、永らく懷いていたこの疑問は、山田月山氏の敎示によって、一擧に氷解した。それによると、削り落す前に、木片に釘樣のものを、削り落したいだけとび出させておき、これで模の全面にわたって、一寸おきくらいに表面にこすりつけていく。そうすれば、一定の深さの線條が模に入れられることになり、その上でその線條が見えなくなるところまで削ればよい、というのである。こうして作られた中子（內范）を〝ステガタ〟といい、このような手法を〝ケズリ肉〟という。殷周青銅器もまた、おそらくこの技法でつくられていたに相違ないであろうことは、次の二點から確認しえよう。第一には、表面に造形的な紋樣が加えられている場合、その部分の內面に當る部分が凹んでいる場合が存することである。たとえば殷墟出土の牛鼎の器腹には、大きな水牛の顏が浮彫り的にとりつけられているが、それに對應する內壁は、それに沿って凹んでいる。[7]これは、右の手法で一定の厚さに削られたことを示していよう。第二には、鑄銅遺址からの發見物は、范に限られていて、模がほとんど發見されていない點である。陳夢家氏は、そのことから、模は別の材質で作られたのではないか、といっているが、[8]實は、削り落されて內范に作り變えられてしまっているために出土しないのだと考えるべきであろう。

銘文を加える場合は、次のように想像される。まず銘文を入れるべき部分に相當するC內范部分に粘土を壓着して

九七～九八

型（D）をとる。この際、Dのどの部分に銘を入れたらよいか解らなくなるのを避けようとする場合には、あらかじめ、Cの表面に、方格で輕く線を入れておく。當然、Dの表面には、陽文の方格ができる。ことに長文銘の場合に、多くこれが見られる。この部分に、銘の文字が筆書された上で、陰刻される。その上で、これから更に型（E）がとられ、C內范の、アタリのつけられている部分が刻り凹められ、その部分に、Eが埋めこまれる。銘文部分を埋め込んだ痕跡は、銘文拓本からは判然とする場合と、わからない場合とがあるが、器物そのものを手にして仔細に觀察すれば、殆どの場合、銘文の四圍一―二センチの部分に、微細ながら段差があったり、粘土でならした痕跡を見いだせることから、このような手順がとられたことを知りうる。即ち、Eを埋めこんだC內范の表面には、銘文が凸文で、また方格のある場合にはこれが陰刻で、入れられていることになる。その上で、Cも燒成される。

內・外范の素材は陶土であるが、これには草、モミガラ等を細片化したものやオガクズなどを混入しておき、燒成される。[9] したがって、植物性物質は燒かれて、氣泡狀の范がえられる。これはひとつには、鑄銅時のガス拔きのためであるが、更に重要なのは、內・外范を脆弱化させておくことにある。なぜなら、注湯後、湯は急速に冷却し收縮するが、その際、收縮しても製品が破損しないためには、范の方が先に破損してくれるような材質でなくてはならないのである。堅硬な素材のために范がこわれなければ、製品が〝鑄割レ〟をおこして、失敗に終るのである。

さて、C內范の周圍に、注銅のための空隙を殘しながら、分割されたB外范を固定し、湯口より熔銅（湯）が流し込まれて、成形される。この際、分割された外范相互の合わせ目には、いかに精巧に外范が製作されようとも、個々に燒成されたものだけに、どうしても、喰いちがいがおこる。これを〝ハグミ〟と稱する。このハグミ部分からは、どうしても餘分な熔銅が、はみ出さざるを得ない。これを〝バリ〟または〝イバリ〟と稱し、內・外范が取りはずされたあと、砥石などによって削り落し、磨き上げられる。これを〝鑄浚エ〟というが、しかしどうしても、〝バリ〟ないし、〝ハグミ〟の痕跡は殘ってしまう。これは、陶模法青銅器の特徵であって、蠟模法青銅器と區別する際の、もっとも注目すべき部分である。注意深く觀察すれば、これを辿ってみることによって、その青銅器が、いくつの內・外范を合范（〝カタアワセ〟）して作られたかを、殆ど確實に知りうる。

ところで、この際、極めて重要なのが、內・外范の開に、必要以上の厚さではなく、また、ある程度以下でもない、空隙の厚みが確保されなければならないという點である。必要以上に厚ければ、青銅素材が不經濟であるのみならず、製品が不必要に重くなってしまう。逆に薄すぎると、湯が末端に屆く前に冷却してしまい、先端まで流れていかない。鑄型に注入された湯が、複雜な經路を通り、鑄物になるべき空隙部に完全に充滿する性質を、その金屬の流動性というが、青銅の場合、經驗的に知られている流動性にもとづく最小肉厚は、表6のようになる。[10] 試みに、神戶・黑川古文化研究所藏の大鼎である尉攸從鼎を實測してみると、通耳高四六・三センチであり、湯口（脚の先端）から最も遠くまで湯の走る耳端までは、大約八〇センチ程であるが、その肉厚は、四～五ミリであって、ここにいう

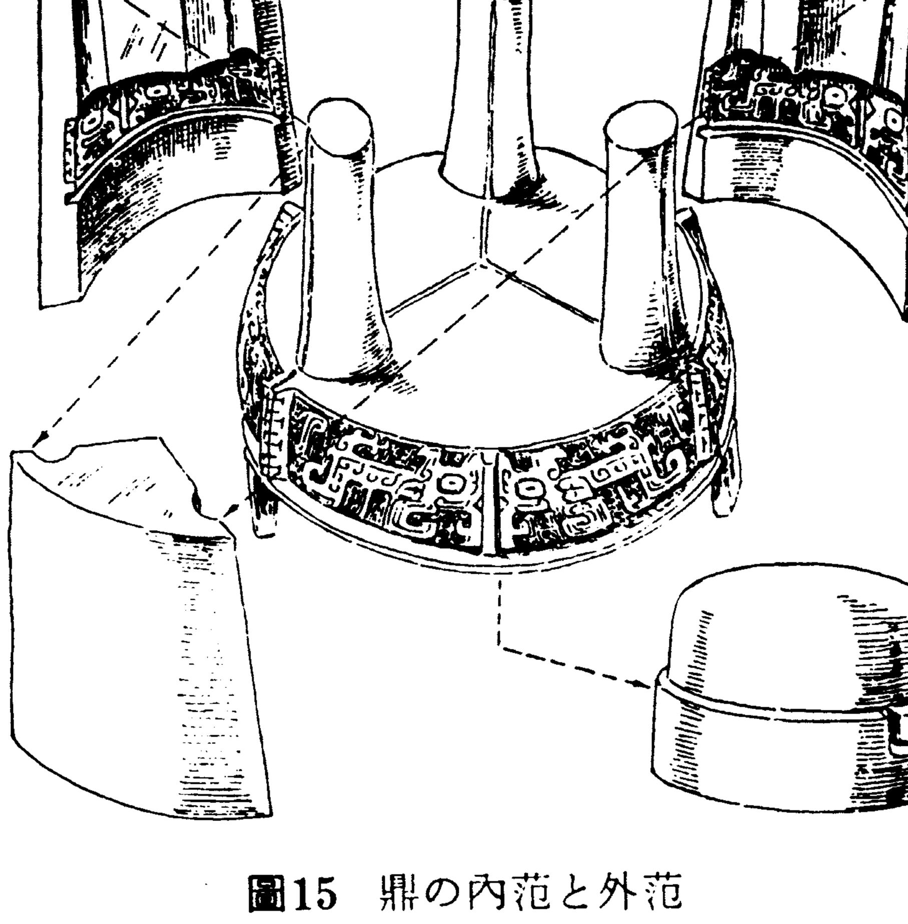

圖15　鼎の內范と外范

九九～一〇〇

最小肉厚に極めて近い數字である。このことは、當時、すでにこの最小肉厚に關する知識があったこと、また、製品の肉厚を最小にしようと心がけたのであろうし、またそれを實現するだけの精密な技術が存在したことを物語るものであろう。

さて、この內范と外范を組み合せて、必要な空開を保持するためには、いくつかの方法があるが、殷周青銅器においてもっとも一般的なのは、必要な厚みの青銅小片（通常、五～一〇ミリ角の不整形）を、內・外范の中開に點在せしめ、その上で、全體を強くしめつけて、固定する方法である。この際、粘土を水で溶いたもの（〝ハジロ〟という）をもって、內范にはりつけ、その上から外范を固定する。植物質ないし動物質の糊・膠のごときもので接着せしめても、高溫の湯が注入されると燒けて接着力を失ない、青銅小片は流されてしまって役に立たないが、ハジロの場合は、高溫によって粘土が陶質化して內范に固着し、流されないのである。[11] このような湯と同質の金屬小片で成品のうちに〝鑄グルミ〟してしまうものを〝ケレン〟と稱する。[12] これ以外にも、湯よりも融點の高い金屬棒で內・外范を貫いて兩者を保持し、注湯後、金屬棒を拔きとって、あとの穴を補塡する方法もあり、これを〝カンザシ〟と稱するが、この方法は、殷周時代では行なわれていない。青銅より融點の高い金屬棒を得にくかったことと、あとで巧妙に補塡することが技術的に難しかったためであろう。また、例外的には、粘土をもって、內・外范を保持せしめている場合もある。たとえば、觚の圈足部には、多くの場合、十字形の穴が二箇所に空いているが、これは、いわゆる土釘を用いた跡であり、これは、穴のあいたままにしてあって、補塡されていないのが通例である。從來、鑄銅技術について述べる際、多くは、これら〝ケレン〟〝カンザシ〟〝土釘〟を總稱するはずだと思われる〝型持（カタモタセ、またはカタモチ）〟の語をもって、ここに言う〝ケレン〟を指していたように思われる。英語では spacer（また時には、chaplet）の語が用いられ、臺灣の研究者は、〝墊片〟と呼んでおり、これらはいずれも、ここにいう〝型持〟と同義と思われるが、實質的には、せまく、〝ケレン〟を指している。以下では、從來の呼稱に從って、spacer または型持の語を用いておくけれども、それは、右に言う〝ケレン〟を意味するものである。

スペーサーは、注湯によって、完全に熔けてしまう場合もあるが、しかしこれではもとより、役に立たない。周邊が溶けて、湯とよく〝ナジム〟のが最も理想的であるが、殆ど溶けずに、〝湯ザカイ〟ができてしまう場合もある。ことに、注湯時のガスが逃げきれずに取り殘されて、この部分に集りやすいので、〝湯ザカイ〟ができやすいのである。殷周青銅器の場合、銹に覆われているものはもとより論外であるが、剔銹後の磨き上げられたものの場合には、この〝湯ザカイ〟を見てとれるものがたいへん多い。內・外范の素材から、ガス拔きを完全に行なうのが、かなり困難だったからではあるまいか。しかし、全く、〝湯ザカイ〟の觀察しにくい場合も、もとより存する。しかし、spacer は、鑄作に失敗した青銅器を碎いて小片化させたものを使用したと考えられ、[13] したがって、どうしても湯とその青銅組成が僅かながら異なり、色の違いによって、觀察しうる場合も、少くないのである。[14]

表6　青銅の最小肉厚（單位：mm）

器物の大きさ	＜ 200	200～400	400～800	800～1250
肉　　厚	2.5	3	4	5

さて、かって、バーナード氏は、銘文が鑄銘か刻銘かを區別するための一方法として、銘文の文字がスペーサー部分に切り込んでいる場合は、刻銘――すなわち私のいう後代附加銘――と斷定しうるとした。[15] 少くとも西周末までは、銘文はことごとく鑄銘であり、鑄作したあとで銘を加刻する技法は存在しなかったと考えられるから、右のごとき製

作過程を考慮するなら、この説は、その限りで正當だといわなくてはならない。ゲッテンス氏もまた、フリア美術館藏の青銅器中より、いくつかの例を擧げて、説明している。[16] しかし、これはいささか理論倒れの感があり、林巳奈夫氏のいうように、[17]『兩周金文辭大系』宗周器部分の約二百五十器について檢討してみても、これに該當する例は、まったく見出しえない。つまり妥當ではあっても、辨別のための有效な規準であるとはいいがたいのである。

しかし、これについて私は、種々考慮を重ねるうちに、この論理を逆轉させて用いれば良いことに氣づいた。すなわち、銘文に對して相當數のスペーサーが配置されている場合、そのスペーサーの配置の仕方が、銘文を保護し、鑄作が充全に行ないうるような鑄作者の配慮を、銘文とスペーサーとの關係において察知しうるときには、その銘文は後代の附加銘とは考えられない、ということである。まず、簡單な例を擧げよう。圖16は、神戸・白鶴美術館藏の〃夔鳳波形雷文壺〃[18]で、器體全體は灰黑色を呈しているが、點々と白銅質の小片が嵌入されているのが觀察されよう。これが、スペーサーである。この場合、銅質が顯著に異っていて、觀察が容易であるが、實物に照すれば、大略三～四センチ間隔で、斜め方向に、極めて規則的に、器體全體に配置されていることがわかる。ところで、當器には、その長頸の內側に、「乍旅壺」の三字銘が在るが（圖17參照）、この乍字と旅字の中閒、および壺字の直下に、二つのスペーサーが配されている。器體全體へのスペーサーと、この三字銘に近接して置かれた二つのスペーサーとは、その配置の仕方が異なっており、これは明らかに、鑄作時に內范上に三字銘が凸文で作られていて、この部分を特に保護する必要上、鑄作者がこの位置だけ特別にスペーサーの配置の仕方を變えて、配置したものに相違ないのである。前述のように、各青銅器は、その器體の大きさに應じた最小肉厚をもってつくられているが、銘文のある部位は、それ以上に內范と外范が接近してしまい、湯マワリの惡い部分になる。通常、銘文の深さは、大略〇・五～一・〇ミリ程度

一〇一～一〇二

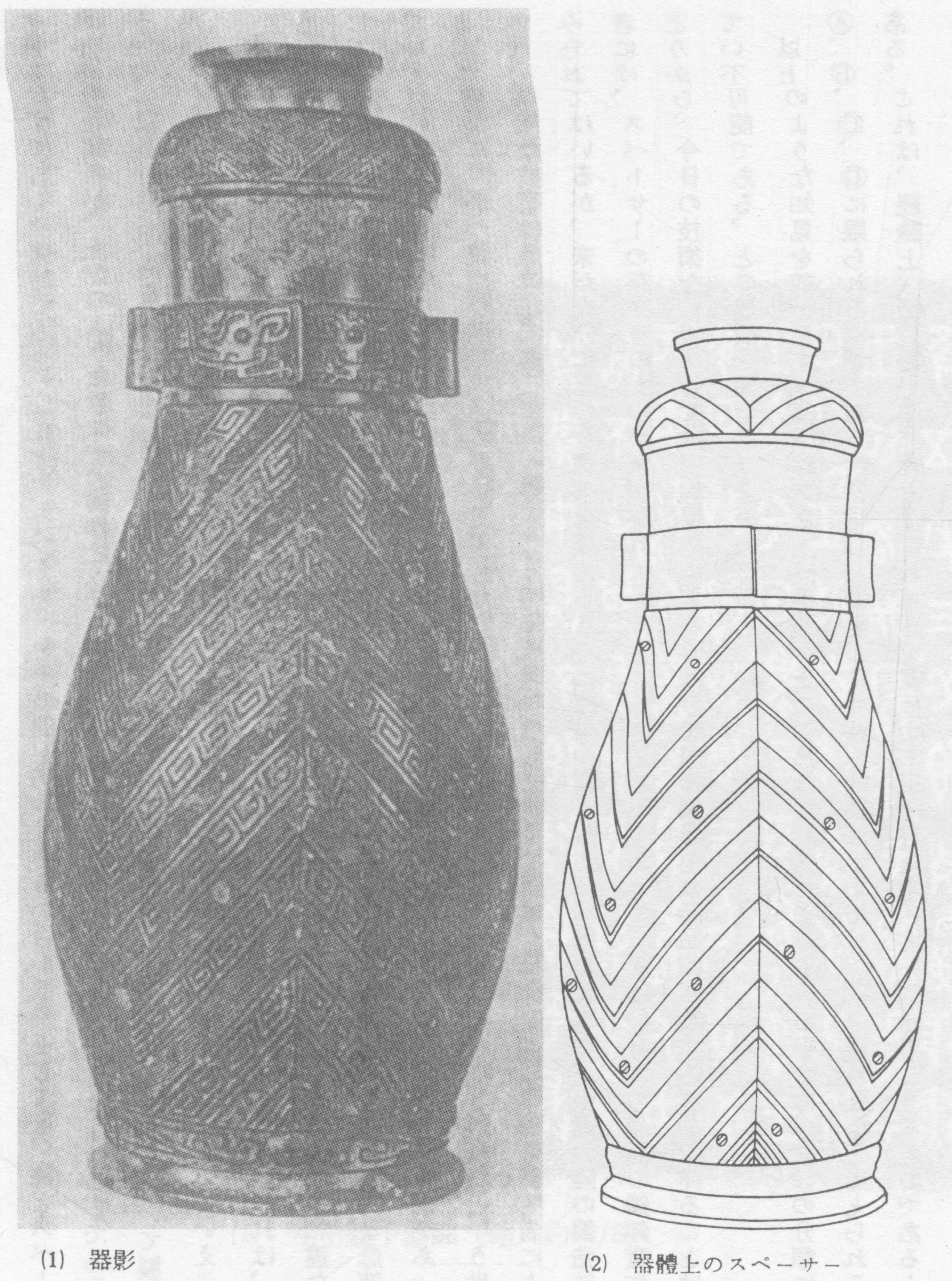

(1) 器影　(2) 器體上のスペーサー

圖16 夔鳳波形雷紋壺とその器體のスペーサー
（通蓋高 35.6cm）（神戸・白鶴美術館藏）

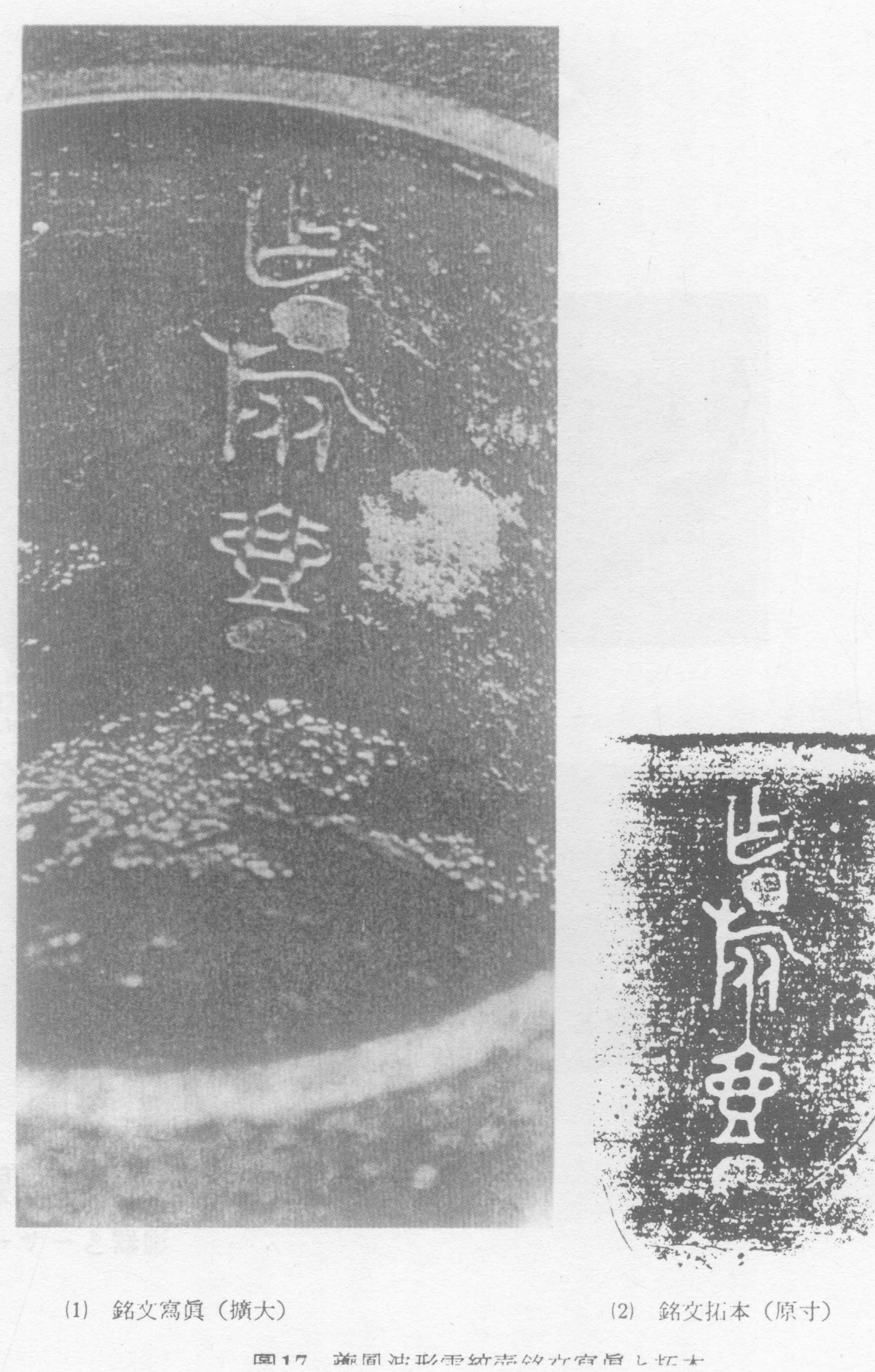

(1) 銘文寫眞（擴大）　(2) 銘文拓本（原寸）

圖17 夔鳳波形雷紋壺銘文寫眞と拓本

であり、したがって、銘文部分の肉厚は、他の部分より一段と薄くなり、內范上の凸文字と外范とが、特に接觸しやすい部位である。接觸してしまえば、もとより湯（熔銅）がまわらず、いわゆる〃鑄切レ（イギ）〃をおこして鑄造は失敗に終る。また假りに接觸しなくても、ある程度以上に內・外范が接近している場合には、湯がまわらない。注銅によって、一氣に熔銅が內・外范によって作られている、いわば壁狀の空閒に侵入していくわけであるが、その際、當然、內部の空氣が高溫度の熔銅のために膨脹して、侵入する熔銅を押し返そうとする力として作用する。そのために、様様な工夫をこらしてガス拔きが考えられるのであるが、[19] それにもかかわらず、ある程度（それは器體の大きさそのものなど種々の條件で異なってくる）以上に內・外范が接近すれば、當然、失敗の原因となる。したがって、鑄作者の立場からしてみれば、この部位の嚴密な空閒保持に對する特別な配慮は、失敗を避けるために不可缺のものだった筈である。

右のような鑄造上の知見の上にたって、この三字銘と二個のスペーサーとの位置關係を見れば、これが、上述のごとき配慮のもとに、銘のごく近邊に、もとより銘文そのものは損わないように、しかもこの部分で鑄成上の失敗が起らないように心掛けられた鑄作者の配慮を、十分、察知しうるはずである。私は、これを「銘文とスペーサーとの不可分な關係」と呼んでおきたい。

當器の調査時にその點に氣づいて以來、今日までの約三年閒に、私は國內の博物館その他において、約一〇〇器に近い有銘青銅器を手にし觀察しえたが、蠟模法にもとづいた後代製作器は別として、この銘文とスペーサーの關係について、その殆どすべての場合に、上記の點を確認することができた。時としてスペーサーが融銅のなかに埋沒して見られなくなってしまっている場合もあるが、注意深く原器を觀察すれば、まず殆どの場合に確認しうる。

さて、右のごとき觀點が承認されるならば、このことによって、當器の銘が、刻銘ではなく、鑄銘であることが確認

一〇三～一〇四

されるはずである。刻銘であってみれば、スペーサーをその銘が切っているか否かは別としても、銘とスペーサーとの不可分な關係が、上記のような意味で、鑄作に必要な配慮を、われわれに讀みとらせるはずはないからである。したがって、以上の點が、ある器について確められるとすれば、それは、その器が、殷周時代の技法にもとづいて製作され、かつ、その銘が刻銘——つまり後代附加銘——ではない、卽ち當代の作銘であることが確められる、といえよう。

西周時代の青銅器は、まさに中國の〝青銅器時代〟の文化の極點を示すものだった、といえよう。これは、當代のもっとも尖端的文化であり、その技術は、他のどの分野にも先驅ける指導的役割を擔うものであったに相違ない。そしてこのすぐ後に訪れる鐵器の出現によって、その時代における諸技術體系全體のうちでの指導的役割を急速に失っていく。もとより鑄銅技術全てが消滅するわけではないが、加えるに、前述したような密蠟技術の將來があって、はるかに簡易に、かつ精緻な製品を作りうることになり、この煩雜きわまりない外范分割による陶模法という世界に類のない高度な技術は急速に凋落していくのである。殷周時代鑄銅技術の再構成が、今日世界各地の研究者によって試みられてはいるが、未だ充分にその全體系を復元しうるには至っていない。前述のように、中國大陸の鑄造技術研究者には、スペーサーの存在そのものが氣づかれていないふしさえある。かって、私は、日本の最高の鑄銅實作者のひとりから、今日の技術をもってしては、陶模法によっては、殷周青銅器中の優品に匹敵する作品を作ることは、とうてい不可能である、との述懷を聞いたことがある。(20)

以上のような知見を前提とすれば、銘文とスペーサーとの不可分な關係がよみとれる場合は、表5の分類に從えば、Ⓐ、Ⓑ、Ⓒ、Ⓓに限られるはずである。Ⓑ、Ⓒ、Ⓓも、その基本的技法の上では、Ⓐと變りないと考えられるからである。これは、經驗上、Ⓥ、Ⓦ、Ⓨ、Ⓩと、これらとを區分する規準として、大いに活用しうるものであると確信する。

一〇五～一〇六

ただ、このことは、剔銹後の原器を實見しうる場合には、殆ど常に確認しうるところであるが、拓本のみを資料とする時には、判定に苦しむ場合も少なからずある。スペーサーと注銅との間に、〝湯ザカイ〟のない場合には、拓本には表われないからであり、第一、採拓者が從來そのような配慮をしていないので、餘計、判定しにくいのである。

その點は、この規準によって判斷を下そうとする際に、特に注意を要するところである。

拓本のみからでも、充分に推測可能な一例を擧げておこう。圖18(1)は靜段銘拓本であるが、これのみからでも、銘の首行右側と、末行左側に、各三箇のスペーサーが秩序正しく排列されて、器內底の銘文全體を支えていることが明瞭であろう。私のこれまでの經驗から判斷すると、この場合、この程度の字數の銘文であれば、中央すなわち第四行と第五行の中間に、左右と同位置で三箇のスペーサーが置かれていても良いように思う。そう思ってみると、圖18(2)のGの位置には、A～Fより小型のスペーサーが配されているようにも見える。とすれば、當然、H、Iの位置にもあったはずである。しかし今、拓本からは全く見られない。中央三箇があるとすれば、その九箇のスペーサーは、ほぼ等しい距離關係で、田字型に配されていることになる。器底を護るためには、この配置が理想的である。しかし、A～Fの六箇のみだったと考えても、不可あるまい。この六箇については確實であり、それらが、銘文を意識せず、銘文と無關係に配置されたスペーサーであると考える人は、よもやあるまいと考えられるからである。とすれば、當器は、表5に卽していえば、器としては①、②であり、銘としてはⒶ、Ⓑ、Ⓒ、Ⓓのいずれかである、ということになろう。その上で、實は、そのうちの何であると考えたらよいか、という點が最も困難なところである。右のようなための擧例としては何を選んでもよいなかで、今この器を擧げたのは、實は、文字そのものを仔細に檢討すると疑問

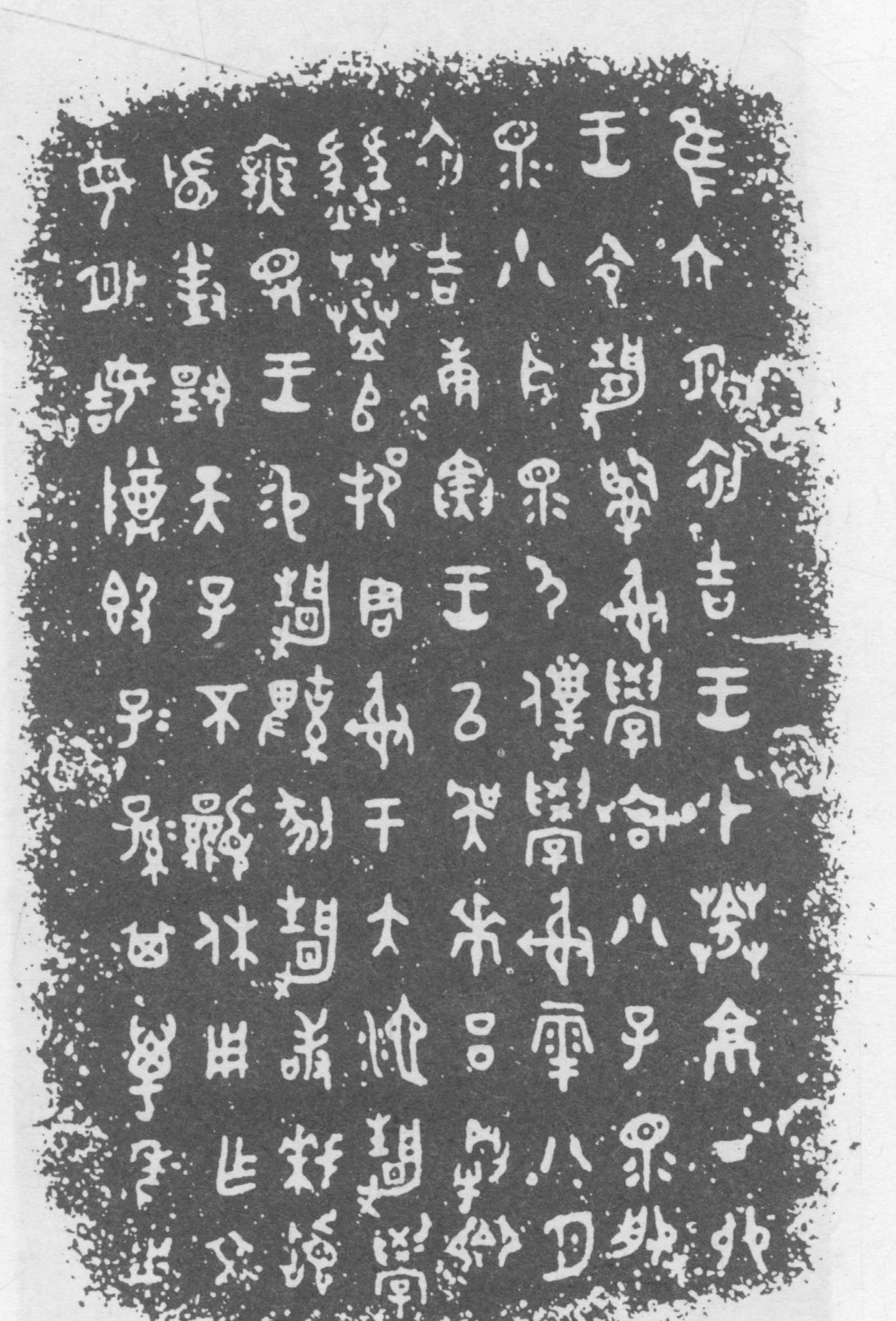

(1) 靜段銘拓本

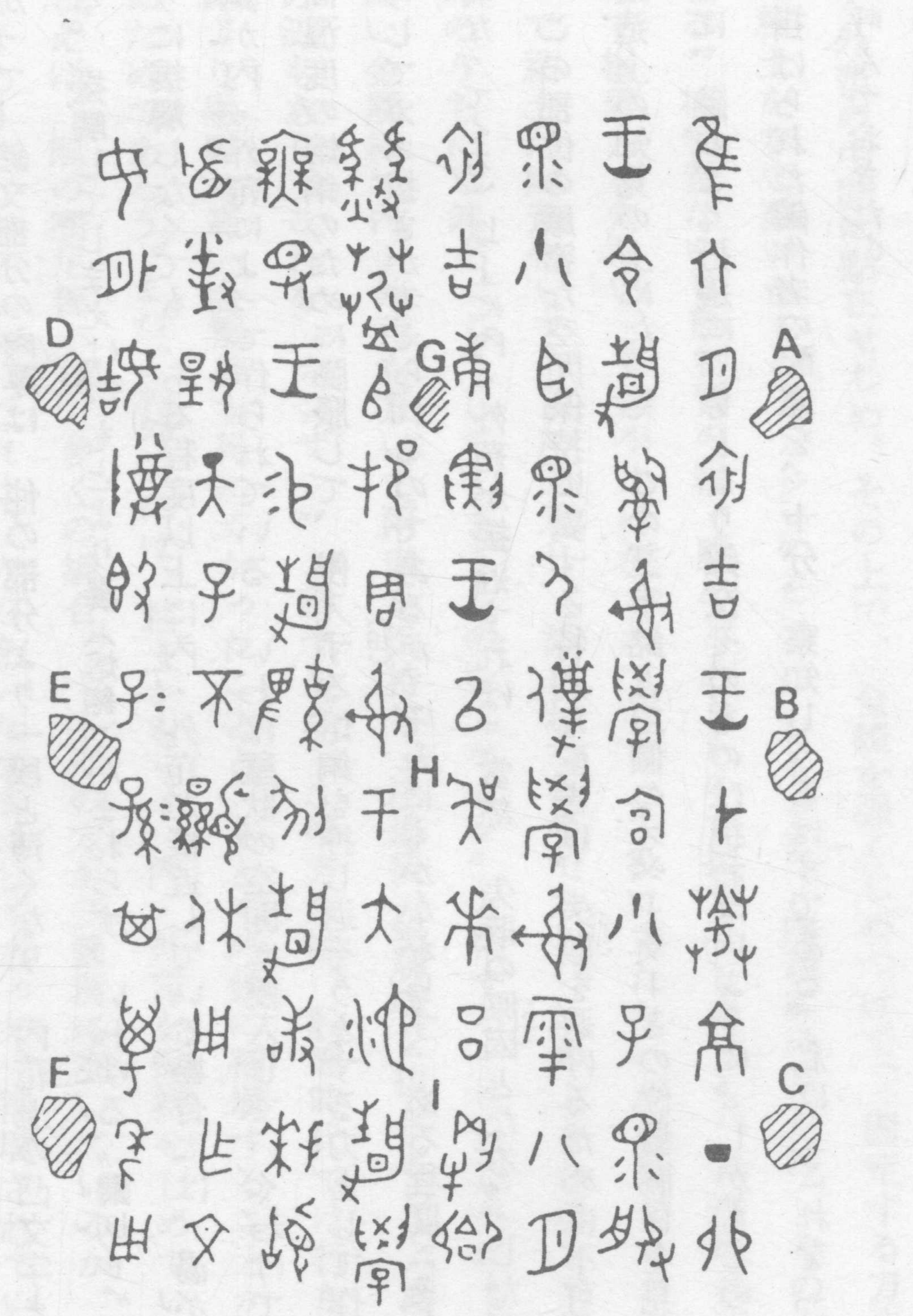

(2) 靜段銘部分のスペーサー

圖18 靜段銘拓本とスペーサー（縮尺約 4/9）

⑴ 兮甲盤甲器銘（縮尺約 3/8）

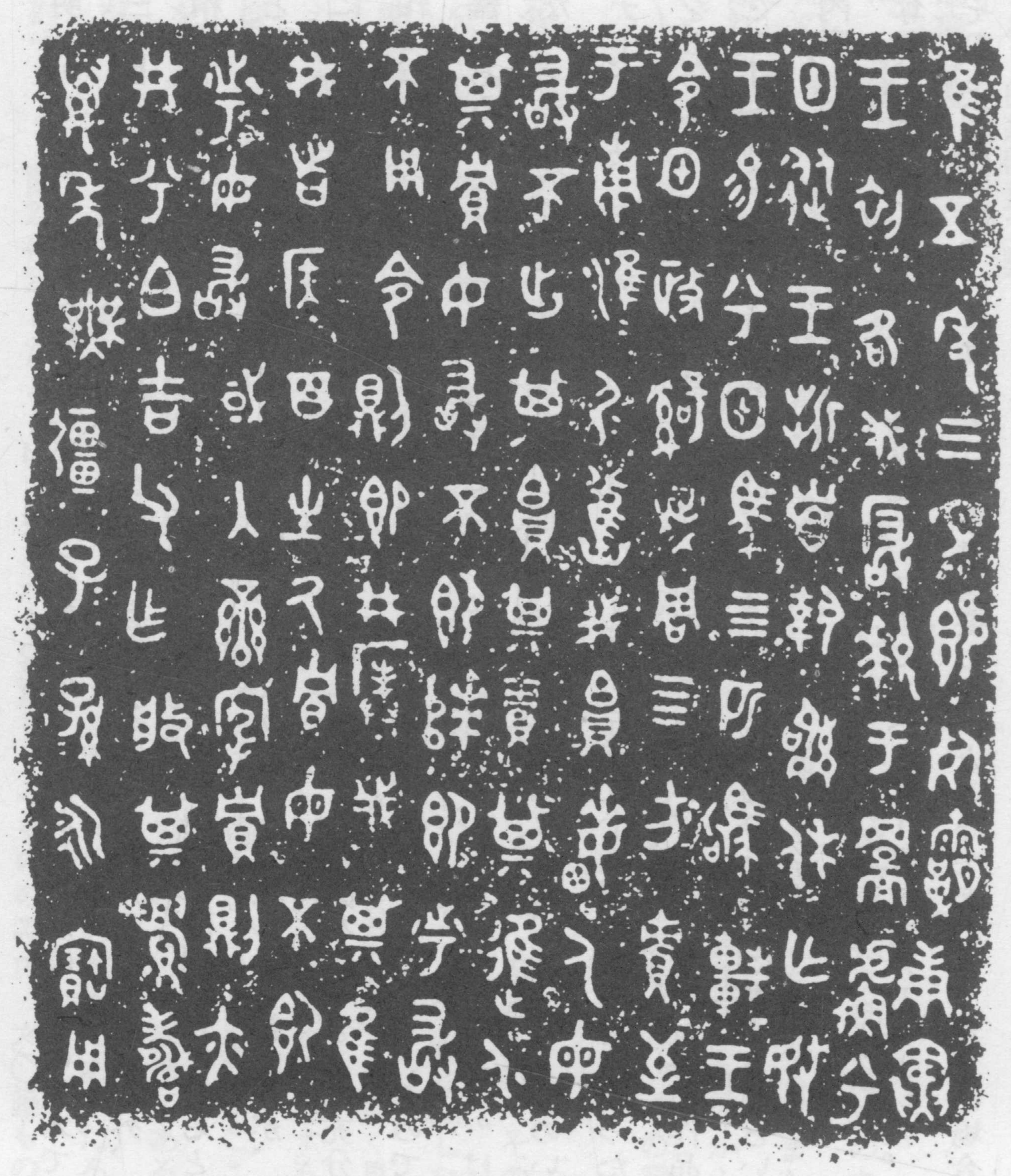

⑵ 兮甲盤乙器銘（縮尺約 3/8）

圖19 兮甲盤甲・乙兩器銘文拓本

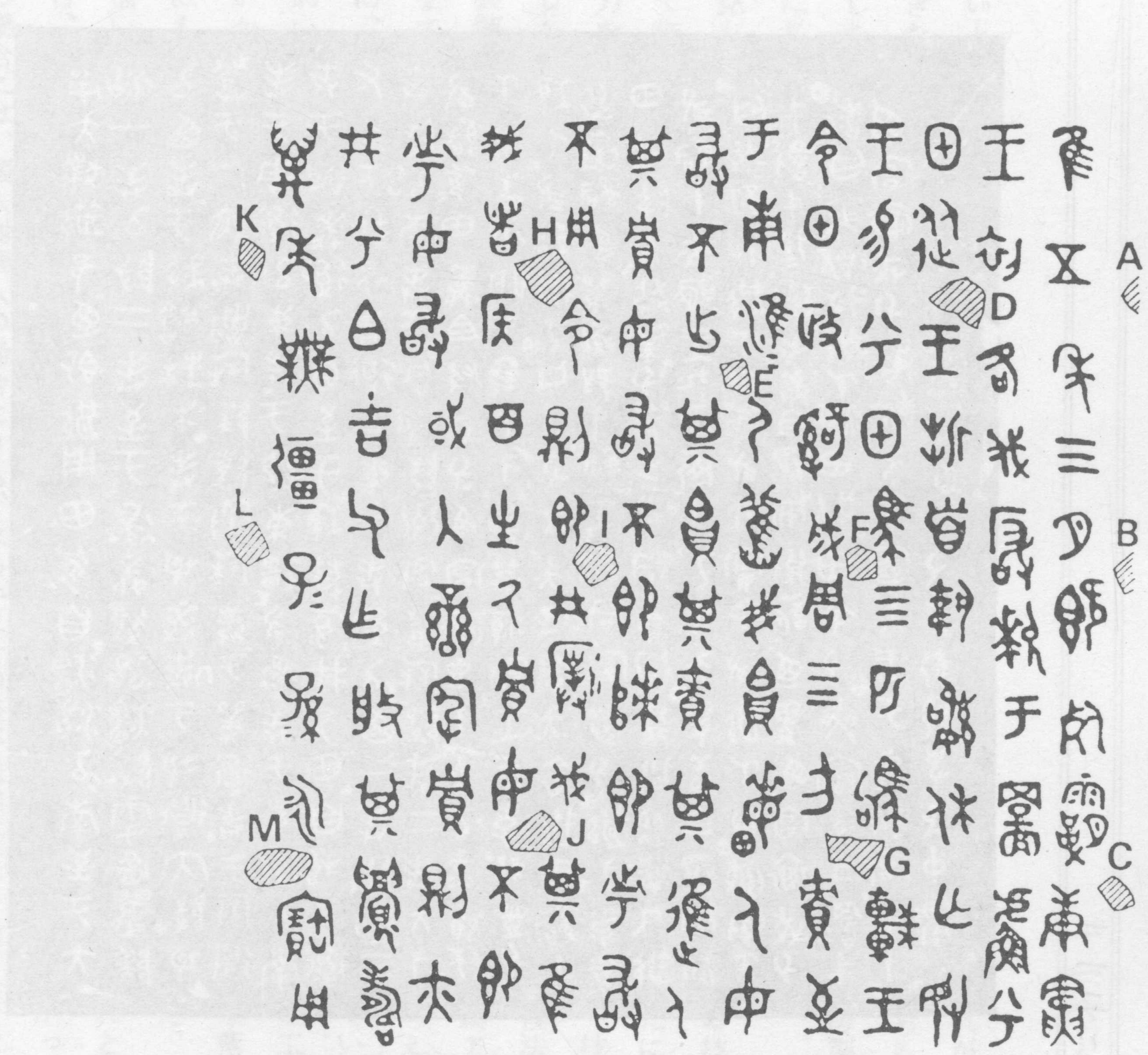

⑴ 兮甲盤甲器銘文部分のスペーサー

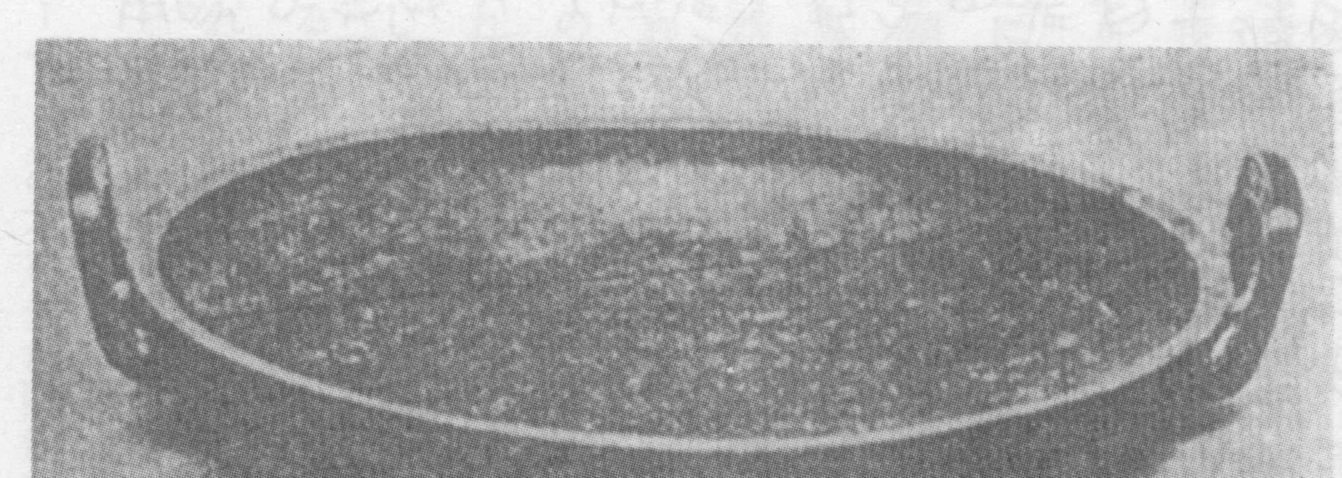

⑵ 兮甲盤甲器・器影

⑶ 兮甲盤乙器・器影

圖20 兮甲盤のスペーサーと器影

がないわけではないと私が考えたためであり、しかも文章の内容からすれば、周室の起稿になることは確實であろう。そのことから推測されるのは、當銘が、Ⓓ諸侯倣製銘器ではないか、とする疑問なのであるが、もとより現狀で結論を下しえない問題なので、これ以上の言及は避けたい。ここではただ、器として③、銘として、Ⓥ、Ⓦ、Ⓨ、Ⓩに屬するものでないことを知りうるための擧例としておく。

もう一例、擧げておこう。圖19は兮甲盤銘拓本である。白川靜氏は、通釋三二・一九一に、

この盤は元代以來知られているもので、極めて古い傳世の器であるが、當時收藏の家で餠皿に使用され、圈足を失ったといわれている。器はいま書道博物館にあり、圈足部が備わっている。その銘を諸著錄に比較すると泐蝕の部分などに相違がある。傳世のものとの同異は明らかでないが、別器があるとも思われず、あるいは補修になるものであろう。

という。しかし、これに先だってすでにバーナード氏が指摘したように[21]、當器が二器存することは明らかで、圖19に示す二拓の銘文を精密に比較すれば、一方が、他の精巧な寫しであることは見てとれるであろう。張光裕氏も二拓の異同を論じて、たとえば、第三行第一字目の囲字の、口(クニガマエ)の中の十の縱畫は、甲器では左傾しているのに、乙器では右傾している、などの點を指摘し、かつ、甲器には墊片痕があるが、乙器にはない、という點も指摘している[22]。これは、正當であり、甲器の行閒に見られるのは、張氏の指摘する通り、スペーサーなのであって、白川氏のいう「泐蝕」ではない。ところで、今、この器について指摘したいのは、それがいかにも規則的に配置されているその情況である。バーナード氏は、京大人文研藏『弘齋藏三代吉金文字』中の原拓本にもとづいて、「七箇のスペーサーが、行閒に、やや亂雜にちりばめられている」といっているが[23]、圖19に示した兩周新版所收の于省吾氏收藏拓本によると、

一一〇～一一一

周邊部分のスペーサーも明らかで、計一二箇が確認できる。この配置のされ方からみれば、この拓本では不明ながら、當然、第一行第二字目と三字目の中間の右わきにも、もうひとつ存在するはずと考えられ、それ以外、圖20(1)に示したBとCの位置が、他と稍異なってはいるものの、全體としては、きわめて規則的に配列されていると言わざるをえない。これは、盤の內底というかなり廣い平面全體に銘文が鑄成されようとするに際して、鑄成者が、この部分に均一な肉厚を保持するために、ほぼ等閒隔に銘文中にスペーサーを配置した、その意圖を汲みとるに充分であろう。甲器が陶模法によって作られたのみならず、當銘が同時の鑄銘であることを、遺憾なく表わしているのである。一方、乙器が蠟模法による倣製器であることは確實で、當器を實見したところでも、〃ハグミ〃や〃バリ〃は見られず、また、スペーサーもみられない。したがって、表5の分類に卽していえば、甲器は、Ⓐ、Ⓑ、Ⓒ、Ⓓのいずれかであり、乙器は、Ⓨである。バーナード氏は、甲器が、元代に出現しながら、約五百五十年閒行方不明になったあげくに陳介祺の有に歸したという點をとらえて、甲器にも僞器である疑いを示しているが[24]、甲器が元代以降の作品でないことは、上述したところから、すでに明らかであろう。問題はむしろ、Ⓐ、Ⓑ、Ⓒ、Ⓓのいずれに屬するかという點にあろうが、これについての銘文內容上の檢討は、今ここでは避けておく。

私は、第一節末尾に畀𢍜の、また第二節末尾に師𡨦段蓋一、二號のスペーサー部位を示しておいた。本節で論じたところをもってすれば、そのもつ意味については、もはや多言を要しないところであろう。畀𢍜の場合、A、B、C、D四箇のスペーサーは、圈足內側に、それと同心圓狀に配されていると解してよいであろう。畀𢍜が、後代製作器ではありえぬこと、また首行一行を缺くものでないことは、もはや自明であろう。

銘文に對してのスペーサーの配列の仕方には、これまで私が觀察してきたところによると、ほぼ次の三類があるよ

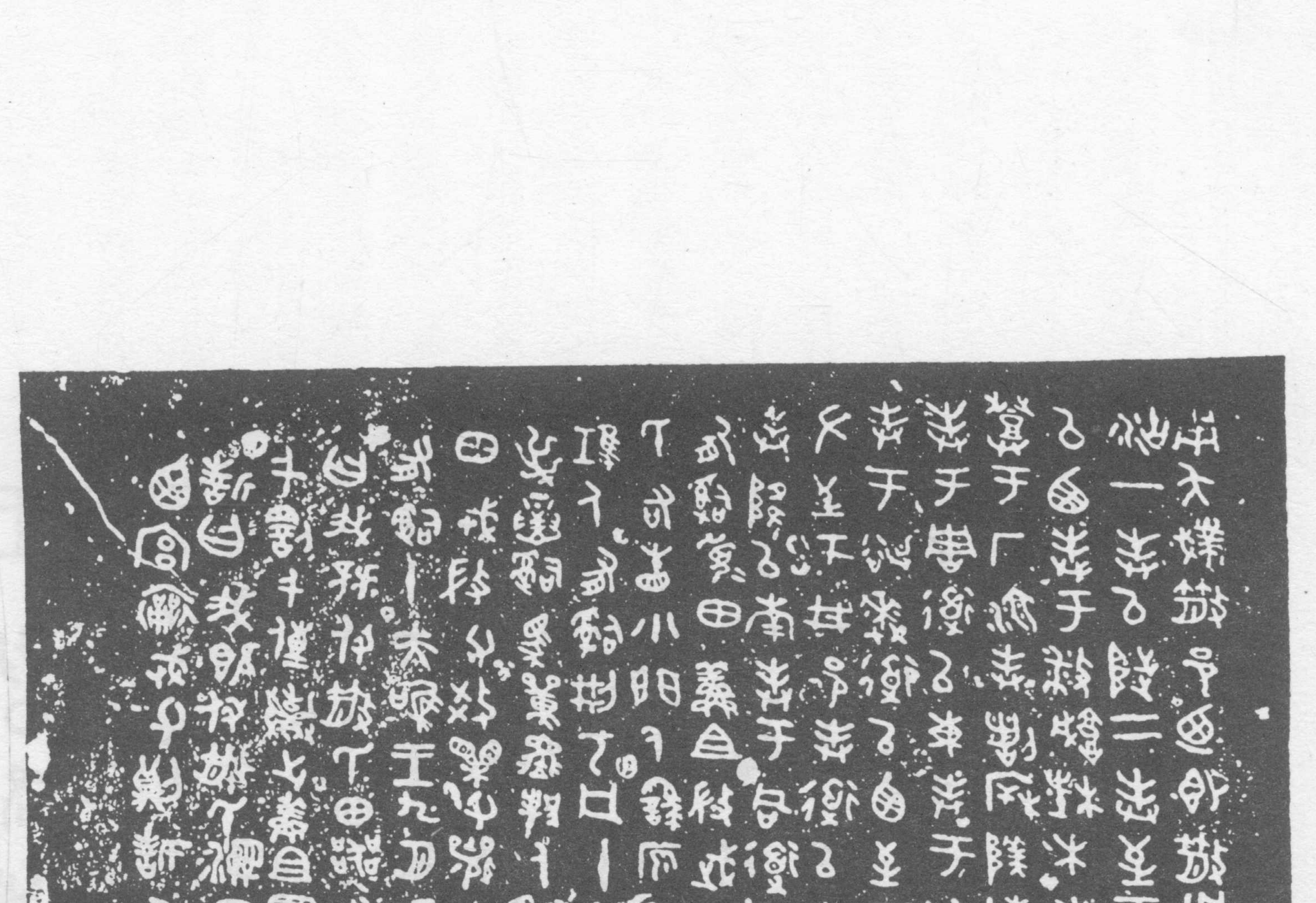

圖21 散氏盤銘拓本（縮尺約 1/4）

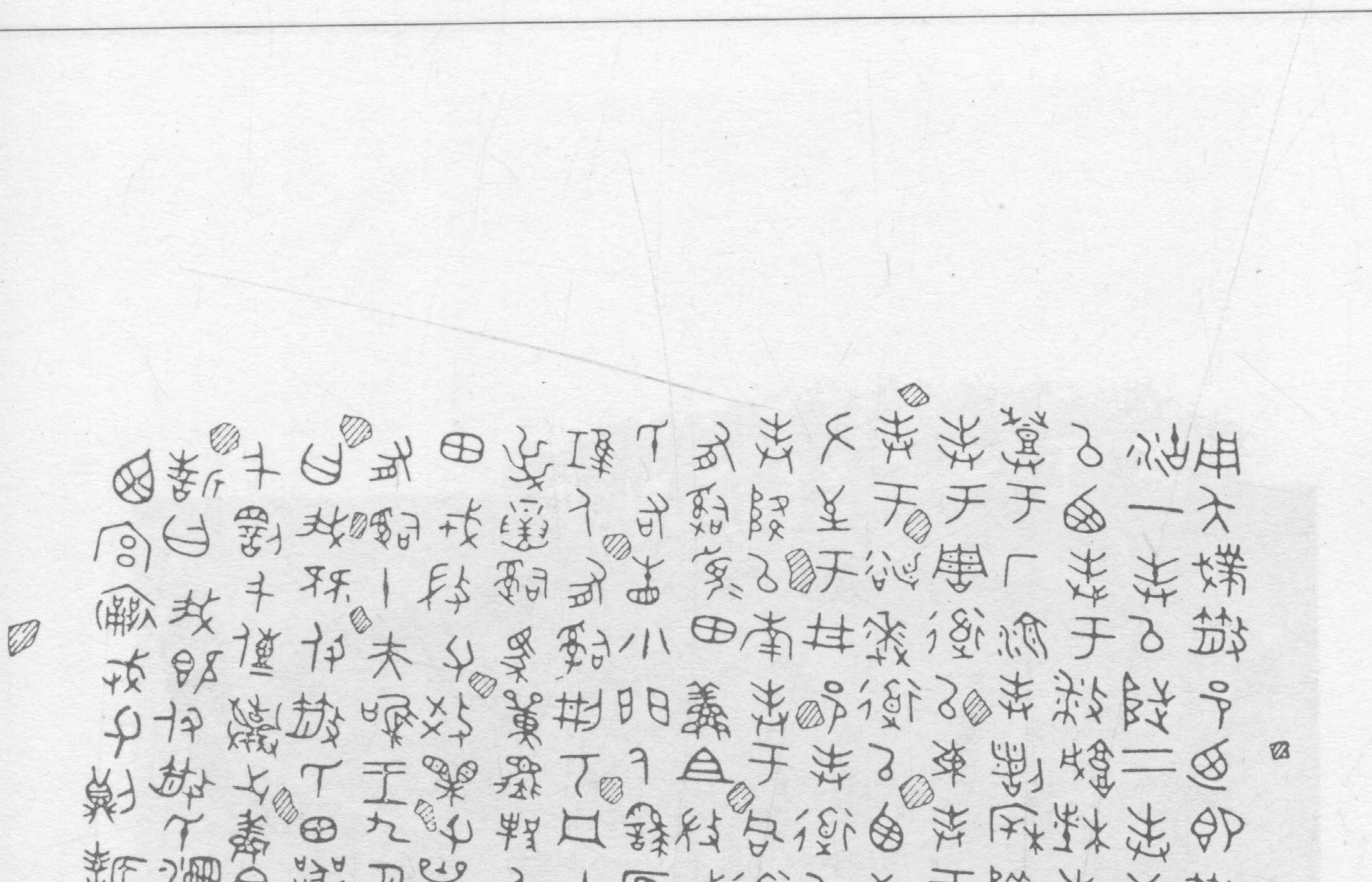

圖22 散氏盤銘部分のスペーサー

一一二～一一三

うである。未だ充分な形式分類ができずにいるが、とりあえず、次のように分けておく。

(1) 井字型　例　靜𣪘、兮甲盤甲器
(2) 同心圓型　例　畀盨、師瘨𣪘蓋二號
(3) 不規則型　例　師瘨𣪘蓋一號

これと器種との關係は、今後の檢討課題であるが、𣪘、盤、鼎のように、比較的平板な部位に銘のある場合には、井字型が多く、盨、𣪘蓋のように、椀狀の部位に銘のある場合には、同心圓型が多いようである。また、①周室工房製作器には、井字型であれ同心圓型であれ、規則的に配列しているものが多く、②諸侯工房製作器かと疑われるものには、規則的配列をしているものもあると共に、かなり不規則型が多いように觀察される。今、その意味で、一例を追加しておこう。

乾隆中葉に出現した著名な散氏盤は、その當初より疑問が存したようで、たとえば、呉頴芳は、その釋文を試みるに際して、これを十節に分解して、順序を變えて通讀を可能にしようと努力しているし[25]、僞銘と斷じたものも少なくない[26]。しかし、これらは間もなく忘れ去られて、一九五九年にバーナード氏が、Inconstancy が多く見られることをもって當器を僞器と斷じたとき[27]、むしろ新説として受けとられたといってよい。當器を仔細に檢討するとき、その銘文內容、文字、器形等、樣々な點から、疑問が續出してくるのは、認めざるを得ない。その疑問をここに列擧する遑まはないので、別に專論を試みたいが、そのような檢討結果から、私もまた、當器をもって僞器であると決めつけたことがある[28]。眞僞二分論をもって當器に立ち向おうとすれば、それはある意味で當然の結論であったろう。しかし今、當銘中のスペーサーを檢討すると、圖22に示したように、拓本から判定しうるもののみで、六〇箇ものスペーサーが、

銘文全面に鏤められていることが判る。その配置の仕方には規則性は見出し難いようであり、私が右に言う、不規則型の一典例となしえよう。不規則とはいえ、銘文とスペーサーとの不可分な關係をよみとりうることには誤りない。とすれば、當器をもって、③後代工房製作器とするわけにはいかない。私はこれを、今や、②諸侯工房製作器であろうと推測せざるを得なくなった。全十九行の銘のうち、第十四行五字目から讀み始められるべきだと考えられる當銘は、その點だけからでも、その製作事情の背後にある複雜さを推測させるのであり、土地約定を內容とする當器銘は、西周後期における諸侯閒の複雜な事情、およびそれと王室の絡み合いによる產物であることを暗示しているように私には思われる。

有銘の青銅器が科學的に發掘されたのは、おそらく一九三二—三年の濬縣辛村に始まるであろうが、その數を次第に增して、それについての一定の概念をわれわれが持ちうるようになったのは、いわゆる解放後のことに屬する。今日までに、中國において公刊された『考古』『文物』誌をはじめとする報告類のうち、成文の有銘青銅器は約二〇〇を數え、圖象銘のみの場合や小字數の有銘青銅器を合せれば數百器に及ぶであろう。これらは、いわゆる文化大革命後、急激に增大しつつ、今日に至っている。このうち、たとえば古銅・廢銅中より發見されたような、ごく一部を除いて、大多數は科學的發掘によってその出土記錄をもつか、ないし偶然發見されても、その發見時の記錄をもつ遺物である。一方、それ以前から知られていた銘文は、宋代著錄に約一千、西清四鑑に約四千、三代その他に六～七千を數えると見なしてよいであろうから、優に一萬を越える。これらを今、先の新出金文に對して、便宜上、在來金文と呼んでおこう。この在來金文を對象として研究を行なってきた者が、次々にその數を增しつつある新出金文に接する

うちに、次第に、ひとつの疑問を增大させてきたのは、おそらく研究者に共通するところであったろう。それは、新出金文のうちには、何故か、在來金文にはまれにしか見られないような拙劣な文字の銘が著しく多いことである。師瘨𣪘蓋一號については既に詳述したところであるが、このような類例は枚擧に遑まがないといいうる程で、たとえば、一九六〇年、陝西省扶風法門公社より出土した一九器のうち、有銘器は一四あるが[29]、これらはいずれも、いたって拙劣な文字のものであり、出土記錄がなかったとしたら、當然僞銘と考えられてしまうに相違ない銘文といえよう。

このことを、以上に考察してきたところから、私は次のように考えてみたい。宋代以來、金文研究者は、辨僞問題をひとつの大きな課題としてきた。その過程で、實は、右のような有銘青銅器が、もとより出土記錄なしに、器物ないし銘の拓本のみに基いて研究者の審定を受け、後代の僞銘として排除されてきてしまったのではあるまいか。それは、②諸侯工房製作器において、殊にはなはだしかったと考えられる。今日、ようやく數百器を通觀しうるようになって、そこから得られる知見をもってすれば、この僞器として排除され、歷代の著錄書には登載されぬまま闇にほうむり去られたこれらの諸侯製作器は、實は相當量にのぼったのではあるまいか。そして更に推測を重ねれば、一方で巧緻を極めて製作された後世の僞銘は、Ⓐ周室作製銘器を手本としたに相違なく、こういった器銘が、いまだに、在來金文のなかに混在しているのではないか。このような、〝すりかわり〟によって今日の在來金文の實態が構成され、研究者の金文に關する〝通念〟もまた、それによって作りあげられてきたということはないだろうか。在來金文と新出金文との閒にみられる異樣さは、このように解釋してみることによって、說明しうるように私には思える。

以上、銘文とスペーサーとの不可分な關係をよみとることによって、多くの場合、それが、後代製作器ないし後代

附加銘器ではないと判定しうることについて論じた。この方法の適用によって、近年われわれが、あるいは僞器ではないかと疑ってきたもののうち、ある程度までを、再び、當代製作器として考え直す必要のあることが確かめられるようになった。しかし、依然、問題は多く殘されている。もっとも大きな問題は、①周室工房製作器と②諸侯工房製作器をどのようにして判別していくかであろう。

しかし、その點も、それほど絕望的ではあるまい。殷周王室における青銅器工房は、當代の技術の粹を集め、その經濟力を傾注して作られた大工房であり、そこには、技術的傳統を誇る大工人集團が存在したに相違ないのである。その人力と經濟力を傾注して作られた製品は、他の諸侯が作るそれとは、一見して明らかな、技術的落差があったと推測できよう。しかも、前述したように極度に複雜なプロセスをもってしか作りだせない陶模法青銅器の場合、おそらく素材金屬の製錬からはじまって、模・范作製や、銘文の刻成、鑄造、製品を得てから〝鑄アマリ〟を削り落して研磨するに至るまで、極めて多人數が、分業體制をとりつつ、共同してこれに當っていたと考えられる以上、王室工房の產品のなかに、そう際立って技術的な差のある製品が、少くとも同時代に、作りだされていたとは考えにくい[30]。一方、諸侯側においては、おそらくは西周中期までは、これに匹敵しうるような製品をつくる工房は、持ちえずにいたのではあるまいか。後代、陶磁器においてはいわゆる官窯と民窯との間には、その技術的な落差は著しいものがあり、今日、遺物にもとづいてその兩者を區分することには、さしたる困難はないという。また、繪畫においても、職業的宮廷畫人の描いた作品とそれ以外との閒には、歷然たる技術的落差があって、容易にそれと識別しうるという。殷周青銅器の場合、ひとつの製品を作り上げるに要する人數は、陶磁器や繪畫との比ではなかったはずであり、されば、集團對集團の場合には、個人對個人の場合よりも、はるかにその差が歷然とするはずなのである。しかも、陶模

法青銅器の製作とは、實は精緻を極めた陶業そのものである。製品を得るに至るまでの勞力と技術とは、擧げて精緻な內・外范を作成しこれを燒成するところに費やされるのであって、最後の注銅は瞬時にして終了する。その意味ではこれはまさに陶業技術であり、そうであってみれば、〝窯〟ごとの特徵をとらえて區別することは、不可能事ではあるまい。青銅器において、今日そのような辨別ができていないのは、辨別しようとする志向をもたなかったためだと考える方がよい。今後、鑄造上の技術的な檢討が、個々の青銅器について、より深くなされるべきであろうと思われる。

また同時に、銘文內容も、改めて全面的に再檢討されなくてはならないであろう。本稿で論じたような觀點から、銘の起稿者を辨別してみようとする試みは、まったくなかった。書式の再檢討もまた、同時に行なわれなくてはならない。青銅器および銘文の研究は、改めて新たな地平から、始められなくてはならないであろう。

1　この點については、私はすでに簡單にではあるが、指摘しておいた。「西周金文の辨僞をめぐって」前揭、五〇頁の松丸發言を參照。

2　これに關する簡單な解說は、樋口隆康『中國の銅器』中央公論美術出版、一九六九年、中口裕『銅の考古學』雄山閣、一九七二年、等を參照。

3　Noel Barnard & Tamotsu Sato, Metallurgical Remains of Ancient China, Tokyo, 1975, p. 75.

4　吉田光邦「熔范（鑄型）について」『中國科學技術史論集』日本放送出版協會、一九七二年、九九―一〇一頁參照。

5　殷周青銅器の製作法については、ながらく蠟模法によったとする見解が支配的であった。しかし、それは今日の鑄金の技術水準から判斷して、その精緻な作品は密蠟使用なくしては不可能である、と考えた現代の實作者の誤った先入觀から出たものであり、殷墟より大量に出土した陶製の范片にもとづいて行なわれた研究、劉嶼霞「殷代冶銅術之研究」安陽發掘報告第四期、一九三三年や、O Karlbeck, Anyang Moulds, BMFEA, Vol. 7, 1935 および、近年の山西省侯馬からの大量の陶范にもとづく研究、張萬鐘「侯馬東周陶范的造型工藝」文物一九六二年第四、五期、等によって、殷から東周に至る青銅器はことごとく、密蠟を用いず、陶製の模范のみによって製されたことが、確認されるに至っている。ただこの點が、研究者の共通の知識となったのは、さして古いことではない。右のような誤解が生じたのは、後代、より簡便な蠟模法が一般化したことにより、それまでの複雜きわまりない工程を要する陶模法が衰退した結果、その技術が失なわれて、蠟模法による以外、殷周青銅器のごとき精緻を極めた作品ができるはずがないと思い込まれたためとしか、考えようがない。最近に至っても、たとえば、劉勝利「殷（商）時代の青銅器に關する一報告」中國總合研究（日本中國總合研究會紀要）創刊號、一九七五年、二〇五頁に、「殷代の鑄造技術は決して原始的なものではなく、鑄型を蠟型のまわりにつめて、溶かした青銅を流し込むとその蠟型が燒けてしまう方法、つまり『蠟拔き型』の技術なのであった。」などと述べているものがあり、理解に窮する。

6　東京目黑在住の鑄金家（無形文化財）香取正彥氏および群馬縣太田市在住の鑄金家・山田月山氏から、多くの教示をえた。また、N・バーナード氏、林巳奈夫氏との談論からも多くの啓發をうけた。記して感謝の意を表する。

7　『殷墟出土青銅鼎形器之研究』（古器物研究專刊・第四本）、南港、一九七〇年、圖版二七、1　を參照。

8　陳夢家「殷代銅器」考古學報第七册、一九五四年、三九頁。

9　張萬鐘、前揭論文、三八頁。

10　綜合鑄物センター編『鑄物の實際知識』東洋經濟新報社、一九七六年、一〇二―三頁。

11　山田月山氏の教示による。

12　川口寅之輔編『金屬材料辭典』（增補改訂版）一九七〇年、には、「ケレン、chaplet, *Kernnagel*; *Kernstütze*――中子がずれて鑄物の肉厚が變動しないように鑄型空隙部に入れ、型をもたせるもの。ドイツ語からケレンという名がある。一般にこの斷面はI型の鐵片で、中子押エともいわれる。冷シ金同樣サビのないことが必要で、軟鋼板を加工し、これに黃銅メッキを施してある。これは鑄込にさいし溶湯中に鑄グルミされる」とある。また、Der große Brockhaus, Wiesbaden, 1954 の Gießerei（鑄造法）の項目中でも、ほぼ同樣の說明がみられる。これらは鐵鑄物について解說したもののようであるが、日本語の〝ケレン〟が、ドイツ語の Kernnagel ないし Kernstütze の略訛であるとするのが正しいならば、今日の日本でのこの種の技術は、近代ヨーロッパの技術が移入されたもので、古代中國のそれが傳えられているものではないように思われる。

13　R. J. Gettens, The Freer Chinese Bronzes, Vol. II, Technical Studies, Washington, 1969 には、器物の無紋の部分に〝鑄グルミ〟されているスペーサー（ただし、ゲッテンス氏は、これを chaplet と呼んでいる）の表面に雷紋の見られる場合を四例（Fig. 113―116）ほど擧げ、「このことは、明らかに、チャプレットが、破碎したか放棄されたスクラップ・ピースから作られたことを示している」としている。正當な推測というべきであろう。加えて、前注（12）にいうように、現代用いられるスペーサーはその使用時にサビていてはいけないのでメッキが施されている、というところからすれば、私は、メッキの技法のなかった殷周時代にあっては、鑄造に失敗した廢銅を破碎して小片化したのは、その使用直前で、それによって、湯と接する部分の銹化を防いだのであろう、と推測しておきたい。

14　不可解なことに、このスペーサーについて、中國の青銅器研究者は、殆ど觸れるところがない。たとえば、陳夢家氏は、前引「殷代銅器」四二頁、において、無耳段を例にとりつつ、まず內范を伏せた狀態で平面上に置き、空間を殘しながら、その周邊に外范を置いたのだろう、と想像し、その上で、いったい圈足內部の外范を、どのように保持したのか、推測に苦しみつつ、前述の〝カンザシ〟または〝土釘〟を想像している。しかし、この技法によったのでないことは、實物に檢すれば、ただちに明らかだったはずである。また、張萬鐘氏も、前引「侯馬東周陶范的造型工藝」四〇―四一頁、において、大量の侯馬出土陶范をもとに、鑄造法の再構を詳細に檢討しながらも、そこで、內范と外范とを保持するための方法として、(1)〝內范座〟を用いる場合、(2)〝支釘〟を用いる場合、の二通りを擧げている。詳細な說明は避けるが、それらは小品、たとえば鼎耳、鼎足等を鑄造する際の方法ではありえても、容器の器體を鑄造する際には不可能である。張氏の場合、陶范のみから、そのアッセンブリングの方法を見出そうと勉めたために、陶范上には殆ど痕跡を止めないスペーサーの使用に思い及ばなかったのであろうか。

15　N. Barnard, The Incidence of Forgery amongst Archaic Chinese Bronzes, Monumenta Serica, Vol. XXVII, 1968, pp. 157―163.

16　Gettens, op. cit., Chapter VI, Inscriptions.

17　前揭「西周金文の辨僞をめぐって」四九頁。

18　梅原末治編『白鶴吉金撰集』一九五一年、二一。ここに、「傳洛陽出土、周初器」という。

19　前述したように、內范のもとは模であり、したがって、これには精緻な紋樣等が彫刻される必要上、外范のような素材を用いるわけにはいかない。內范と外范では異った素材の用いられていることは、前揭、張萬鐘論文（三七―四〇頁參照）によって確認されているところである。

20　香取正彥氏から教示を受けた際、伺いえたところである。

21　N. Barnard, New Approaches and Research Methods in Chin-Shih-Hsüeh, pp. 3―6.

22　張光裕、前揭書、四〇六―四一二頁。

23　N. Barnard, The Incidence of Forgery amongst Archaic Chinese Bronzes, Monumenta Serica, Vol. XXVII, 1968, p. 118.

24　前揭論文、一一八―九頁。

25　王昶『金石萃編』一八〇五年序、卷二所收吳頴芳釋文、參照。

26　たとえば、陸和九「散盤眞僞辨」國學叢編一―三、一九三一年、嬰闇（秦更年）「金文辨僞・二」靑鶴第一卷一九期、一九三三年、など。

27　N. Barnard, New Approaches and Research Methods in Chin-Shih-Hsüeh.

28　松丸道雄「殷周金文の眞僞問題」朝日新聞、昭和四六年三月二日夕刊。

29 史言「扶風莊白大隊出土的一批西周銅器」文物一九七二年第六期。

30 たとえば、楊根・丁家盈「司母戊大鼎的合金成分及其鑄造技術的初步研究」文物一九五九年第一二期、では、司母戊大鼎一器を作製するのに、ほぼ二、三百人を要しただろうと推算している。

おわりに

以上、私は、本稿で、西周青銅器のうちに、諸侯製作器と稱すべき一群の青銅器が存在する筈であることを中心に論じてきたが、しかし、それに止らず、青銅器の製作主體の問題、それを通して青銅器全體をいかに分類・整理するかという問題、それと近年における辨僞研究との關聯の問題、青銅器鑄造技術の考察から知られる問題等、多岐に亙って考察を試みた。これらの諸問題が、青銅器の製作事情を推測し、そこから金文の古文書としての性格を理解していこうとする際に、どうしても解決されなくてはならない密接な關聯をもつ問題と考えられたためである。このような考察を前提として、本稿のまとめとして、金文の古文書としての性格を再び考えてみたい。

第一節における睘卣銘と睘尊銘との比較檢討から、私は、尊銘が諸侯側によって作文されたとしか考えられず、それとの對比よりすれば、卣銘の作文者は王室側でなかったはずはない、と考えた。そして、西周金文の大部分は、睘卣銘と同性格であることは、この一大史料群を通觀するものには、容易に認めうるところであろう。第三節において西周青銅器とその銘文の新分類を考えるにあたって、①周室工房製作器——Ⓐ周室作製銘器を、まず第一に擧げたのは、そのために他ならない。

一二二～一二三

そうだとすれば、本稿「はじめに」において問題提起しておいた、西周金文中に、從來研究者が「作器者」と呼び慣わしているものが、殆ど常に王と諸侯との關係において諸侯側であり、受賜者であるということと、しかし現實に銘の作文をし、器物を製造したのが王室側であると考えざるを得ないというこの二事を、いかに統一的に理解すべきかは、依然、解決されなければならない重要な問題點である。むしろ、本稿での考察によって、右のような條件のなかで問題を解決しなくてはならないということが明確にされた、というべきであろう。

私は、右の條件のなかから、當然、銘文中の「作器者」は、その青銅器の製作依賴主であり、王室工房は、受注者であり、製作實務擔當者であったという關係が推測されるはずであると考える。卑近な例ながら、我々は、たとえば服を新しく誂えたとき、他に對して自ら「服をつくった」と稱する。しかしその場合、自らは單に注文主であって、實際に手を下して服を製作したのは、受注者である洋服屋ないしそこで働く裁斷者・縫製者である。このような關係を想定してみれば、銘文中に「某作……」として記されている名は、その限りで、洋服の內側に縫製者によって縫製者の書體をもって縫いつけられた、注文者の〃ネーム〃のごときものであって、當然、洋服屋や縫製者の名ではありえない。從來の金文研究においては、かかる關係を讀みとって、「作器者」と「作文者」を意識的に區別し、その上にたって金文銘のもつ史料的性格を明確にしようとする志向そのものをもたずにきたとしか、言いようがない。

王室工房製作器においては、銘文の文章もまた製作そのものを擔當する王室側の人間によって作文され、その際發注者の名が、その祭祀對象たる依賴者の父祖の名とともに、その文章中に、その器の「作器者」および「祭祀對象」として、書き込まれたのではないか。文章が「作器者」側において作文されなかった理由は、たとえば師瘨段蓋一號にみられるように、作文しようにも文盲のみしかいないという現實的な問題も、ひとつにはあったろう。しかし、おそらくそれだけではあるまい。むしろ、王朝側において作文された文章がそこに鑄刻されなくてはならなかった西周社會の史的背景が、そこに存するように私には考えられる。その點を、もう少し考え進めてみたい。

本稿「はじめに」において引用した狪尊は、王の賞賜によって狪が「作」器したことを記すのを骨子としている。しかし、それは末尾に近い部分一行ほどにて簡單に片づけられ、それ以前、銘文の九割にも及ぶ部分では、西周建國以來の諸王の功業が、美辭を連ねて强調され、かつそれへの狪の父の參加が、作器事情を述べる部分への導入として附加されている、と讀みとってよいであろう。作文者の主眼は、あくまで、王室の偉大さの誇示、王室と狪の父祖以來の關係の力說、しかもその中での王室の狪に對する優位性の强調、といった點にあったのである。これは、王室と狪との關係の、王室側からする確認の强要に外ならない。とすれば、王室側は、名儀上、狪に代行して銘の作文を行なうとはいえ、かかる行爲を、王室側が支配の確認のために積極的に行なう王室側からする强い要請があった、と考えねばならない。

睘卣銘を見て發憤した作冊睘の心情は、右のごとき情況を背景として考えてみて、はじめて充全に理解されうるものである。王室對諸侯の關係のなかにおけるこのような當時の王室製作青銅器がもつ基本的性格は、もとより作冊睘にも、充分諒解されていたところに相違ない。しかし、それにも拘らず、睘自身の功業は王室による恩寵の結果であるとの强辯を敢てした睘卣銘における行き過ぎを、それはとがめだてるものだったのであろう。

西周金文の大部分を占める周室作銘器の銘文は、このような情況のもとで作文されている、と理解することによってはじめて、史料としての位置づけが可能となるのであり、また銘文そのものを統貫して、よく讀み下しうるようになると考える。改めて、とりまとめて言えば、これは、王室側にたつ人、おそらくは王室の史官によって、しかしたてまえとしては諸侯側で作文・作器したという立場のもとに、內容としては王室側の主張・要請を盛り込み、王室側からする君臣關係の形成・存續を目的として、書かれた文章である。たとえば、西周金文末尾には、常套句として、「作器者」の「眉壽萬年」と、その「子々孫々」が、この祭器を永く寶として用いるべきことが、記されている。一例を擧げれば、師瘨段では、

瘨、其萬年、孫〻子〻、其永寶用、享于宗室。

という。從來、この部分は、作器者・瘨が、自らの長壽を念じ、また自らの子孫が、この〃師瘨段〃を大切に代々使いつづけていくように、すなわち、この一族が永く存續するように、と祈願した文章のように考えられてきた。[1] しかし、作文者が王室側の人物であったとするなら、それはおそらくそうではあるまい。これは、王室側の作文者が、この銘文を介して君臣關係を再確認したこの機會に、王室として瘨が長壽であり、その子孫が永續していくことを、形としては瘨のために念じつつ、王室側の意圖としては、支配下に屬する瘨一族が安泰であることを通して、周室の支配體制全體が不動永劫であるべきことをも合せて祈願していると讀みとるべきではなかろうか。しかも、そこでは同時に、周室が支配原理とした宗法制を維持・强化するための方策としての祖先祭の執行が、周室側から强く求められているのである。

古文書としての金文の史料的性格を、右のように確認することによってはじめて、史料としての位置づけが可能となるのではあるまいか。金文が、他の史料と異なる特殊性のひとつは、それが青銅彝器という、それだけで研究對象として充分に厄介な素材の上に記されているところにある。しかし、これら青銅器とその銘文とを對象として、多くの分野の研究者が參加して、たとえば、考古學者が青銅器の器形や紋樣の樣式研究から編年を目指し、文字學者が銘

一二四～一二五

文の釋義を試み、言語學者が古代語法の資料をここに求め、自然科學者が青銅素材の化學分析や金相學的研究を行なうなかにあって、そこに參加する歴史研究者としては、その獨自の立場として、まず、銘文の古文書としての基本的性格の解明——史料批判——を試みるところから、その作業を開始すべきだったのであろう。

以上、古文書としての金文史料の性格を考えてきたが、すでに述べたところからも明らかなように、それは同時に、西周時代における王と諸侯の關係そのものを解明していくための手がかりたりうるものである。青銅器の製作事情が右に述べたごときものであってみれば、そのような意味と關係をもった青銅器が、王と諸侯との君臣關係を基礎としたなかで、基本的には相互に容認された上で作文され、製作されたに相違ないのである。そうでなければ、西周時代を貫く支配原理のなかで、それが永續的に機能したはずがないからである。おそらくは諸侯の側にとっても、自己の立場を周室が確認し、保證したものとして、また自己の領内では周室の權威をそのような形で示すことによって、自らの立場を誇示するに役立ったことであろう。周室製作青銅器とその銘文とが、西周社會において、王—諸侯—領民の閒を貫いて擔った役割は、まず第一に、そのように理解されなくてはならないのであろう。

しかし、これはそれだけには止まらない。王室は、かかる意義を荷った青銅器のうちに鑄込んだ銘文を通じて、諸侯側における祖先祭を强要していく。これら周室工房において製作された青銅器は、いずれも、諸侯の宗廟において、諸侯が自らの父祖を祀る際に並べ供せられる祭器として製作されたのであり、その銘文のうちには、王室によって、かかる祭祀が、當の諸侯や、それのみならず諸侯の子孫に至るまで、永くとり行なわれるべきことが强く求められている。これは、西周王室の政治支配理念とされた宗法制を、このような祖先祭祀を通じて確認し、存續していくことが求められていることを意味するに他ならない。[2]

そして更に、第三には、これはこれまで全く觸れずにきたところの問題點であり、單にひとつの見通しを述べておくに過ぎないが、王と諸侯の關係において、これら青銅器を王室がその工房において製造したということが、王室經濟にとって何の意味ももたなかったとは考えにくいという點である。そのことを直接示す史料は、今のところ思いあたらない。しかし、推測を交えつつ、一般の周室作銘を讀んでみれば、その閒の事情は汲みとり得るように思える。例を再び痾彝にとれば、王室が痾に與えたのは、貝三十朋にすぎない。睘卣・睘彝の場合は例外であり、まさにそのことが紛議のもとになったのであるから、例外として、師嫃段においては、「金勒」が與えられているにすぎない。これは、馬車用の馬の頭部分に付する飾り馬具でしかない。[3] これら王室からの賜與に對し、受賜者は、「王の休に對揚して」青銅彝器を、王室工房に發注することが强要される。そこにおいて製造される青銅彝器は、おそらく貝三十朋や金勒とは比較にならない經濟價値をもったものではなかったか。そして、言うまでもないことであるが、周室作銘のどれを見ても、これら青銅器が王室から受賜者に對して賜與された、とは書いてない。王室が賜與するものだったら、貝や馬具よりもまずそのことを記して、銘文は、「王、この器を作り、用って汝に賞す。用ってその祖某々に享せよ」といった文意のものにならぬはずはないのである。師嫃段に「汝に金勒を賜ふ。嫃、拜稽首して、敢て天子の丕顯なる休に對揚し、用って朕が文考外季の障段を作れり」という。王の休に「對揚」するとは、具體的には、王の賜物にこたえて、王室工房での彝器作製の依賴を上申することの謂ではなかったのか。こう考えてみると、これら王室工房で製作されることになった青銅彝器は、依賴主によって、重直をもって工房から購われるものだった、と考える方が、無償で王室側から與えられたと考えるよりも、はるかに考えやすい。そうであったからこそ、王室工房製作器は、諸侯工房においては企及しえない精緻を極めたものでなくてはならなかったのであり、王室工房の技術の極度に洗錬されていくメカニズムが、そこにあったのではなかろうか。このような經濟的背景をも一面で持ちつつ、以上のような王室工房での青銅彝器製作は、强力に推進されて擴大し、再生產されていく基盤となったのであろう。

以上のように考えてくれば、周代における青銅彝器とは、第一には、王と諸侯の閒を結合する政治的な秩序形成の具象物であり、第二には、祭祀國家を理念的に支えるものであり、第三には、王室經濟に深い關わりをもつ、という意味において、西周時代の國家構造の中樞的位置を占める存在だったと考えられるのである。このような、青銅彝器を基軸として展開され、王朝全體が、このからくりのうちに包攝されていたというこの背景なしには、世界史上類例のない青銅器文化が、あれ程まで大規模に、また外范分割という複雜な工程にもかかわらず、その極限まで技術を追求して技術體系を急速に完成させ、開花させていった條件は、準備されなかったに相違ないのである。

さて、ここに述べたような西周青銅器の基本的性格は、私の分類に從えば、周室工房製作器に關して言うところのものである。しからば、諸侯工房製作器は、この中で、いかに位置づけるべきか、が當然問題として殘るのである。實は、本稿において私は、西周時代大約三百年の歴史の中における變化を殆ど問題として採り上げずにきた。範疇の確立を當面の課題とし、まずその點を確認しておくことが、作業を進める上で第一に必要だと考えられたためであるが、その上で、それが西周時代において、どう變化していったかを檢討しなくては、この作業は完結しない。それについては、私はひとつの見通しのもとに簡單に觸れておくに止めざるをえないけれども、おそらく、周初、右のような王室による青銅器製作が、その中心的な位置を占めていたが、周室の支配權が次第に衰退していくなかで、中期以降、諸侯側の作器が、增大していったのではないかと考える。これは、恭王期以降、時期を追うごとに、同一器種での同一銘の青銅器が急激に增大していくことにも、その一端を窺い知れるように思う。しかし、これらの問題は、詳細に檢討される必要があるので、次稿以下では、西周青銅器および金文の製作事情が、時期的にどう移り變ったかを、史料全體のなかで多角的に檢討していく作業を試みたい。その意味で、本稿は、その副題に示すように、私の周代金文研究の序章をなすにすぎない。（一九七六年一〇月二八日稿了）

1　たとえば、「西周金文の辨僞をめぐって」甲骨學第一一號、五二—三頁を參照。ここでの貝塚、林兩氏の發言は、通常は、私がここに記したような解釋が行なわれていることを前提にした上で、なおそれでは理解しがたいものが殘るところから發した疑問と解すべきであろう。

2　松丸道雄「殷周國家の構造」『岩波講座・世界歴史』4、一九七〇年、第四節「西周時代における王と諸侯との關係」2「王と諸侯との結合秩序」の部分を參照。

3　林巳奈夫「西周金文に現れる車馬關係語彙」甲骨學第一一號、一九七六年、八九—九〇頁。また、同七〇頁、圖一參照。

挿圖出典

圖1 (1)　『小校經閣金文拓本』四・六一ウ下

(2)　『周金文存』五・八九ウ

圖2　『三代吉金文存』一一・三三・四

圖3 (1)「西周銅器斷代」(2)、圖版九左
(2)『尊古齋所見吉金圖』一・三六
圖4 (1)、(2) 京都・有鄰館藏、京都大學人文科學研究所藏考古資料
圖5 (1)『長安獲古編』一・一七
(2) 神戸・白鶴美術館藏、松丸撮影
圖6 (1)「西周銅器斷代」(2)、圖版一〇
(2) Freer Chinese Bronzes, Vol. I, Pl. 73
圖7 (1) 文物一九七二年第五期、圖版七・二
(2) 同右、圖版七・一
圖8 描圖
圖9 文物一九六四年第七期、二六頁
圖10 同右、二七頁
圖11 同右、圖版伍、2、3、4、5
圖12 同右、二四頁
圖13 (1) 描圖
(2) 描圖
圖14 描圖

圖15 古器物研究專刊第四本『殷虚出土青銅鼎形器之研究』五頁
圖16 (1) 神戸・白鶴美術館藏、松丸撮影
(2) 描圖
圖17 (1) 神戸・白鶴美術館藏、松丸撮影
(2) 同右、松丸所拓
圖18 (1)『三代吉金文存』六・五五・ウ
(2) 描圖
圖19 (1)『兩周金文辭大系圖錄』(新版) 一三四
(2)『小校經閣金文拓本』九・八三ウ
圖20 (1) 描圖
(2)『商周彝器通考』下册、八三九
(3) 東京・書道博物館藏、樋口隆康氏撮影
圖21『兩周金文辭大系圖錄』一二七
圖22 描圖

一三〇～一三一

附論 金文中の反轉文字について

本論文中において、師痕殷蓋の二銘を比較して、一號殷銘は、二號殷をかたわらに置きつつ、文盲の人によって寫しとられた上で、鑄作されたものであろう、と推測したが、ただ、一號殷銘一〇〇字のうち、五字までもが、文字を裏がえしにした、いわゆる反轉文字で書かれている現象については、解釋の方法が立たず、あるいは、複雜な銘文の鑄造過程から生ずる問題であるかもしれないけれども、具體的に説明しえないので後考に俟つ、としておいた。(1)

ところが、その點につき、偶然の機會から、全く異った研究分野でそれが問題になっていることを知りえた。すなわち、幼兒の文字學習の初期にあっては、これと全く同樣な現象が屢々見られ、これが教育學、ことにそのうちの發達心理學とよばれる研究分野においては、樣々に問題にされていることを知りえたのである。幼兒の文字學習の初期においては、上下を取り違える b—p reversal、左右を取り違える b—d reversal (および論理的にはその兩者を含む b—q reversal) のうち、特に b—d reversal が多く、これは日本に限らず、世界中の子供に見られる現象だと考えられている。そして、文字の世界でなければ、例えば人形が右を向いている時と左を向いている時とで、人形の名前が變るといったことはありえない以上、文字體驗をもっていない子供にとってみれば、左右いずれに向いていても同じことだと理解されるものと考えられる、(2) というのである。このような①誤りの起る原因については、研究者によって、(i)經驗不足から來ると考える立場と、(ii)神經系の未成熟に由來すると考える立場とがあり、また、②學習によって文字の見分けが可能になる理由についても、(i)各文字について「原型」を記憶し、文字に出會った際に「原

一三二～一三三

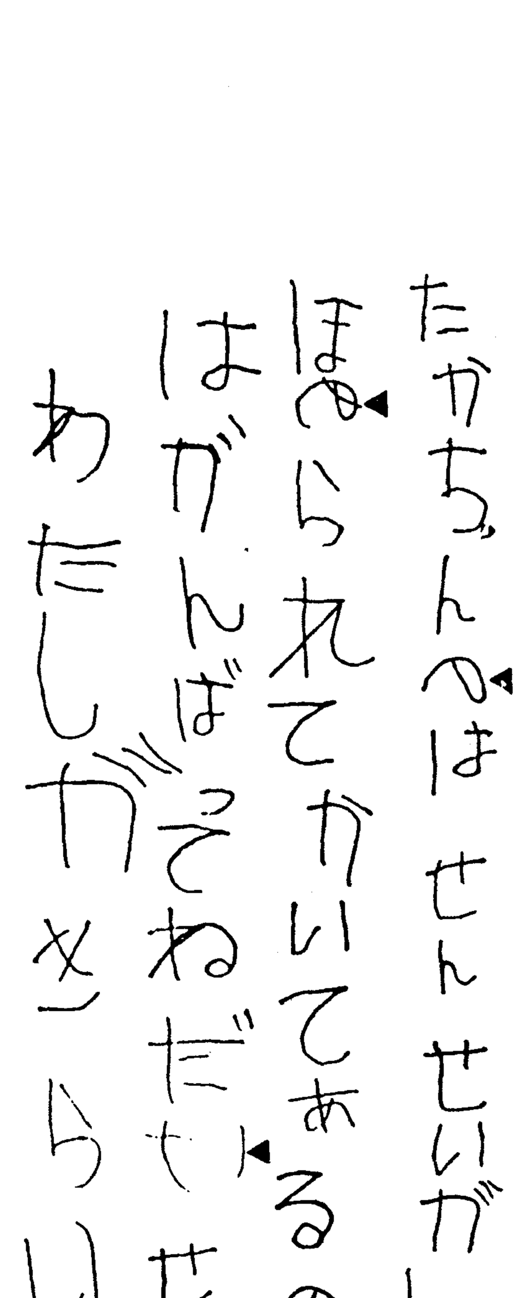

附圖 1 幼兒による反轉文字の實例

型」との照合を行なうためだろうと考える立場と、(ii)文字を見分けるのに必要な「見どころ」(distinctive feature) を體得するようになるため、と考える立場がある、とのことである。(3) 今、前述するところを理解するための資として、私の收集した幼兒の反轉文字の實例(一九七九年七月十三日付、毎日新聞東京版、所載)を、圖として示しておこう。

この發達心理學の分野では、もっぱら幼兒が研究對象とされていて、成人の文盲に關しては如何であるかについては、問題とされていないもののようである。しかし、もし成人を對象とした識字教育のうちでも、同樣の問題があるとすれば、それは前述①の問題に對して、ある程度の解答を用意することになるのではあるまいか。つまり、(ii)神經系の未成熟のため、というよりは、(i)經驗不足(＝無知)が原因であろうと思われるのである。

青銅器銘文中での反轉現象(いわゆる鏡文字)は、これまで金文研究者の間でさほど意識的に問題にされたことはなかったと思うが、實は極めて普遍的に見られる現象である。私がかつてN・バーナード氏と共同で金文釋文の作成に當った際に、(4) 屢々論議の對象となったところであった。その後、私は青銅器ないし銘文の眞僞を論ずる過程で、い

わゆる inconstancy との關連でこの問題に言及したことがある。[5] その際は、現象を指摘するのみで、その原因については何ら推測しえなかったのであるが、あらたに前述のような知見をもとにして見れば、今後、各器の銘文作製過程を考察していく上での問題解決のためのひとつのポイントたりうることになるかも知れない。金文中に見られる反轉現象を全面的に調査検討して見ることが必要になろう。

ただ、この際、注意しておくべきもうひとつの問題點は、甲骨文中で、いわゆる對貞形式の卜辭において、肯定辭と否定辭を左右對稱に刻辭する際、その各文字についても、反轉させる場合があることである。甲骨文研究者には周知の事柄であるが、ここに一例を擧げておこう（附圖2）。この例で、中央點線から右が肯定辭で、行も右行しており、左側が否定辭で行も左行している。共通する文字八字のうち、丙・子・貞の三字は、原字では左右對稱であるから、問題にしえないが、卜・韋二字には、それぞれ b—d reversal が見られ、我・受・年三字には、それが見られないのである。このことは、當時として、各文字に反轉させて書いても構わない文字と、反轉させてはいけない文字、として二種に區別するような意識があったのかどうかについて、改めて疑問を投げかけている、といえるのではあるまいか。甲骨文の書契者[6]は、文字書寫・契刻において極めて熟練度の高い人々であって、到底文盲などではありえなかったからである。そういった人々が、當時文字の反轉現象に對して或る緩かな意識をもっていたのか、對貞形式という限定された占卜時においてのみ特殊に、反轉文字を意識的に用いることが必要だと考えていた

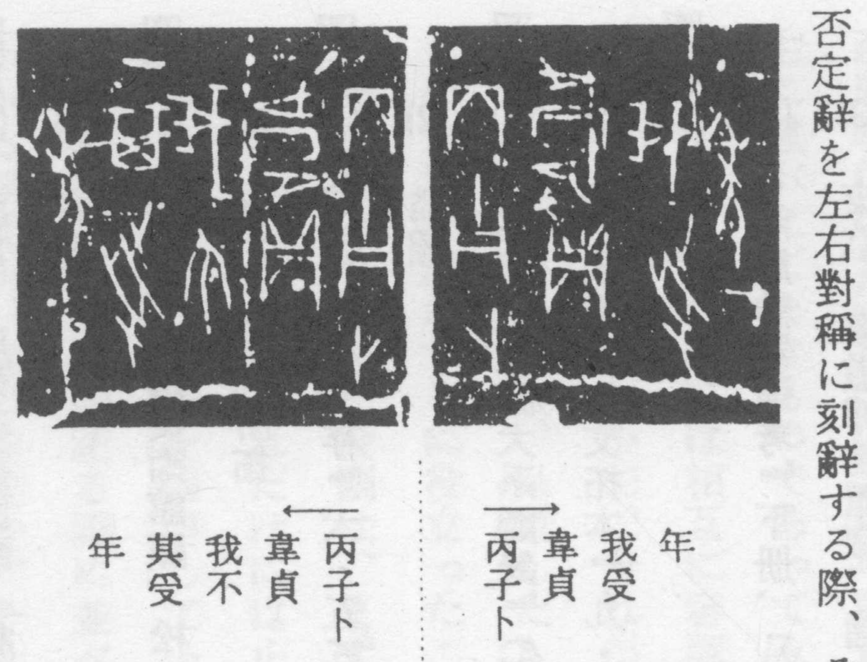

附圖 2　殷虛文字乙編 867 の一部

のかは、今後の検討課題のひとつであろう。

そしてもしそれが前者であったとして、そういった意識ないし觀念が、このあと、西周期にまでも、ある程度もち越されたのかどうかも、問題になるところであろう。金文中に反轉現象が見られることを根據に、その銘が、ただちに私のいわゆる第二次銘器（又は、臨書銘器）[7]であろうと考えてはならず、今後、愼重に検討されるべきであろう。ただし、師㝨𣪘蓋第一號の場合について言えば、この反轉現象の問題を全く別に置いて、それ以外の點から、當銘の筆者が文盲だったに相違ないと推測しえたのであり、したがって、ここでの反轉現象は、私の師㝨𣪘蓋第一號銘筆者＝文盲説を裏づける一證として良いというべきであろう。

最後に、發達心理學の研究成果に關して述べた部分については、國立教育研究所の永野重史氏から、全面的な教示を得た。記して感謝の意を表したい。（一九八〇年三月二十日）

1　本書六九頁。
2　英國中央教育審議會の年頭報告書、A Language for Life, 1975 (Bullock Report) の擧例を引用。
3　Johanna Turner, Cognitive Development, 1975, Methuen. 永野重史「發達と學習と認識」『講座・情報社會科學』第一二卷、學習研究社、一九七三年、等を參照。
4　本書八二頁。
5　討論「西周金文の辨僞をめぐって」甲骨學第十一號、一九七六年、二九—三七頁。
6　これは、通常考えられているような貞人（卜人）とは別箇の人物であろう。かつて私は、そのことについて、簡單に論じたことがある。松丸『甲骨文字』奎星會出版部、一九五九年、七—八頁。尙、その點については、キートリー氏もまた同樣に論じている。David N. Keightley, Sources of Shang History, California, 1978, pp. 48—9.
7　本書八八頁。

西周青銅器中の諸侯製作器について
——周金文研究・序章その二——

松丸道雄

はじめに

前稿「西周青銅器製作の背景——周金文研究・序章——」[1]において、私は、從來、研究者によって殆ど問題として採りあげられることのなかった西周青銅器の製作者とは、基本的には王とその册命を受けた諸侯との間に形成された西周國家の構造の内部において、いかなる位置・立場の存在であったか、という問題を考察する必要のあることを論じ、その結果、金文の多くは、形式的には諸侯側によって書かれているような表現がとられていながらも、實は王室

側において起草された文章であり、また青銅器そのものも、王室に付屬する工房において製作された場合が多いと考えられるが、一部には、これと性格を異にして、諸侯側において書かれ、また製作された場合もあることを、ふたつの事例を擧げて、指摘した。その第一は、睘尊の場合であって、これと對比して考察されるべき睘卣の場合は王室で作文・作器し、それが睘側に引き渡されたものであるのに對し、睘尊は卣銘の内容に不滿を懷いた睘が、この卣銘を手直しして新たに書き下し、これを鑄込んで、睘側の工房において製作したものとの推測が可能であるとして、これを、「諸侯改作銘器」の事例であると認定した。その第二は、近年出土した師瘨殷第一號の場合であって、この場合も、對比すべき同時出土、同一内容の銘をもつ師瘨殷第二號は、王室工房において作文・作器されたと考えられるのに對し、それを引き渡された後に、師瘨側において、その理由は不明であるとしても、その副器とでも言うべきものを、この場合は文章は改變することなしにそっくり敷き寫し、師瘨側において作器されたとの推測が可能であるとして、これを「諸侯倣製銘器」の事例であると認定した。

さて、その際、以上のような、王室からの授受器がまず存在し、その銘文に基づいて〝改作〟なり〝倣製〟なりをする事例が認めうるとするなら、當時すでに諸侯が、王室に關わりなく、獨自の立場で作文し、それを銘文とする器物を、自らの工房において作製する場合もまた當然ありえたであろうとして、あらかじめ「諸侯作製銘器」とでも稱しうる事例の存在を想定しておく方がよいであろう、と提唱した。そして更に、近年、多くの研究者によって論じられている近代の僞作器をも、この視野のうちに含むものとするなら、西周器全體は、その器そのものとその銘文との關連において、ほゞ次のような分類表に纏め上げうるのではないか、とした。[2]

後代器を含む西周青銅器とその銘文の分類表

- 甲眞器眞銘／乙眞器無銘
  - ①周室工房製作器
    - Ⓐ周室作製銘器（例・睘卣、師瘨殷二號蓋）
    - Ⓜ無銘器（多數？）
  - ②諸侯工房製作器
    - Ⓑ諸侯作製銘器（假説）
    - Ⓒ諸侯改作銘器（例・睘尊）
    - Ⓓ諸侯倣製銘器（例・師瘨殷一號蓋）
- 丙眞器僞銘（乙より）
  - ①周室工房製作器（Ⓜより）
  - ②諸侯工房製作器（Ⓝより）
    - Ⓤ後人附加銘器
      - Ⓥ後人倣製銘器
      - Ⓦ後人作銘器（例・𨙸其卣第一、二外底銘）
- Ⓝ無銘器（多數？）
- 丁僞器無銘——③後代工房製作器
- 戊僞器僞銘——③後代工房製作器
  - Ⓨ後人倣製銘器（例・兮甲盤乙器）
  - Ⓩ後人作銘器（無數）

さて、その上で、前稿末尾で、次稿以下では、西周金文全體を對象として、その製作事情の解明を試みたい、としたが、今、その前に、右で述べたⒷ「諸侯作製銘器」と見做すべき事例について、〝假説〟としてではなく、論じておく必要を感ずるに至ったので、とりあえずここに前稿「序章」の補篇として小稿を草し、補足を試みたい。

1　松丸道雄「西周青銅器製作の背景——周金文研究・序章——」東洋文化研究所紀要第七十二册、一九七七年、又、本書所收。

2　松丸前掲論文、七六頁。又、本書八六頁。

一　諸侯作製銘器の事例

本稿では、前述の問題のための一例題として、通常、麥關係四器と呼ばれている一群の青銅器を採り上げたい。近年、多くは、麥尊、麥彝、麥盉、麥鼎と名づけられているが、當初、『西淸古鑑』では、邢侯尊、邢侯方彝、邢侯盉と命名され、この名が永らく用いられていた。また邢侯のかわりに、金文のままの井侯を用いている場合もある。又、陳夢家氏は、麥方尊、麥方彝、麥方盉、麥方鼎と、いずれも方器とみなしている。これらが各々同一器物を指していることは言うまでもない。

まず、この麥關係四器の銘文内容を考察の對象とするための前提として、出土狀況やその後の傳來等をはじめとして、必要ないくつかの點を確認しておこう。

表1「麥關係四器著錄類一覽表」に見られるように、この四器のうち、鼎を除く三器はいずれも乾隆帝勅撰『西淸古鑑』一七五一年に收錄されている。[1] 當書は、乾隆帝の勅命により乾隆一四年（一七四九）にその編纂の業がはじまり、二年後に完成した、淸朝內府藏器の四次に及ぶ著錄の第一をなすものであって、ここに收錄されたということから、この三器がいずれも十八世紀中葉に確實に淸朝內府に藏儲されていた點について、疑う餘地はない。ここには、いずれも器の側視形圖（描繪）と、銘文のおそらくは摹本の木刻（あるいは拓本がその基になっていたかもしれないが、しかしいずれにせよ相當にくずれている）とが收錄されている。

表 1　麥關係四器著錄類一覽表

著錄名	刊年(他)	麥尊 銘文	麥尊 器形	麥尊 釋注	麥彝 銘文(器)	麥彝 銘文(蓋)	麥彝 器形	麥彝 釋注	麥盉 銘文	麥盉 器形	麥盉 釋注	麥鼎 銘文	麥鼎 器形	麥鼎 釋注
西清	1751 成	摹 8.33ウ	描 8.33	8.34	摹 13.10ウ	摹 13.10ウ	描 13.10	13.11	摹 31.31ウ	描 31.31	31.32			
古文審	1891 刊	摹 3.2		3.4										
綴遺	1894 成								摹 14.2)ウ		14.30			
國朝	1914 刊										3.34			
泉屋・I	1915 刊								拓A No.74	影 No.74	No.74			
周存	1915～刊								拓B 5.61					
述林	1916 刊													7.29
韡華	1916±成										庚下1ウ			
泉屋・II	1919 序								拓A No.101	影 No.101	No.101			
存佚表	1929 刊			869				872			851			
三代表	1931 刊										4.29			
貞松	1931 刊								摹 8.42ウ					
大系	1932 刊			39										
文選	1933 刊			上 2.20				下 2.9			下 3.14			下 1.9
文錄	1933 跋			4.6				2.19			4.29ウ			1.30
刪訂泉屋	1934 刊										87			
兩周	1935 刊	摹 20ウ	描 No.199	40	摹 21	摹 21	描 No.56	42	拓C 21	影 No.195	42ウ			42ウ
海外	1935 刊								拓D No.121					
小校	1935 序								拓B 9.54					
曆朔	1936 刊			1.49				1.49			1.49	拓A 1.50		1.50
三代	1936 序								拓E 14.11					
著錄目	1939 刊			121				684			447			880
通考	1941 刊									影 No.478	388		影 No.143	309
積微	1952 刊			132										
錄遺	1957 刊											拓B No.91		
兩周(新)	1957 刊	摹 20ウ	描 No.199	40	摹 20ウ	摹 20ウ	描 No.56	42	拓C 21	影 No.195	42ウ	拓B 21		42ウ
二玄	1963 刊											拓A No.164		No.164
通釋11輯	1965 刊	摹 11-60付	11-60付	11-60付	摹 11-60付			11-60付	拓C 11-60	影 11-60	11-60	拓A 11-60付	影 11-60付	11-60付
新修泉屋	1971 刊										90			

注　拓本についてはA，B，C‥‥で異同をあらわしてある。すなわち，同一アルファベットは同一原拓からの複製，ないし，そのまた複製であることをあらわす。

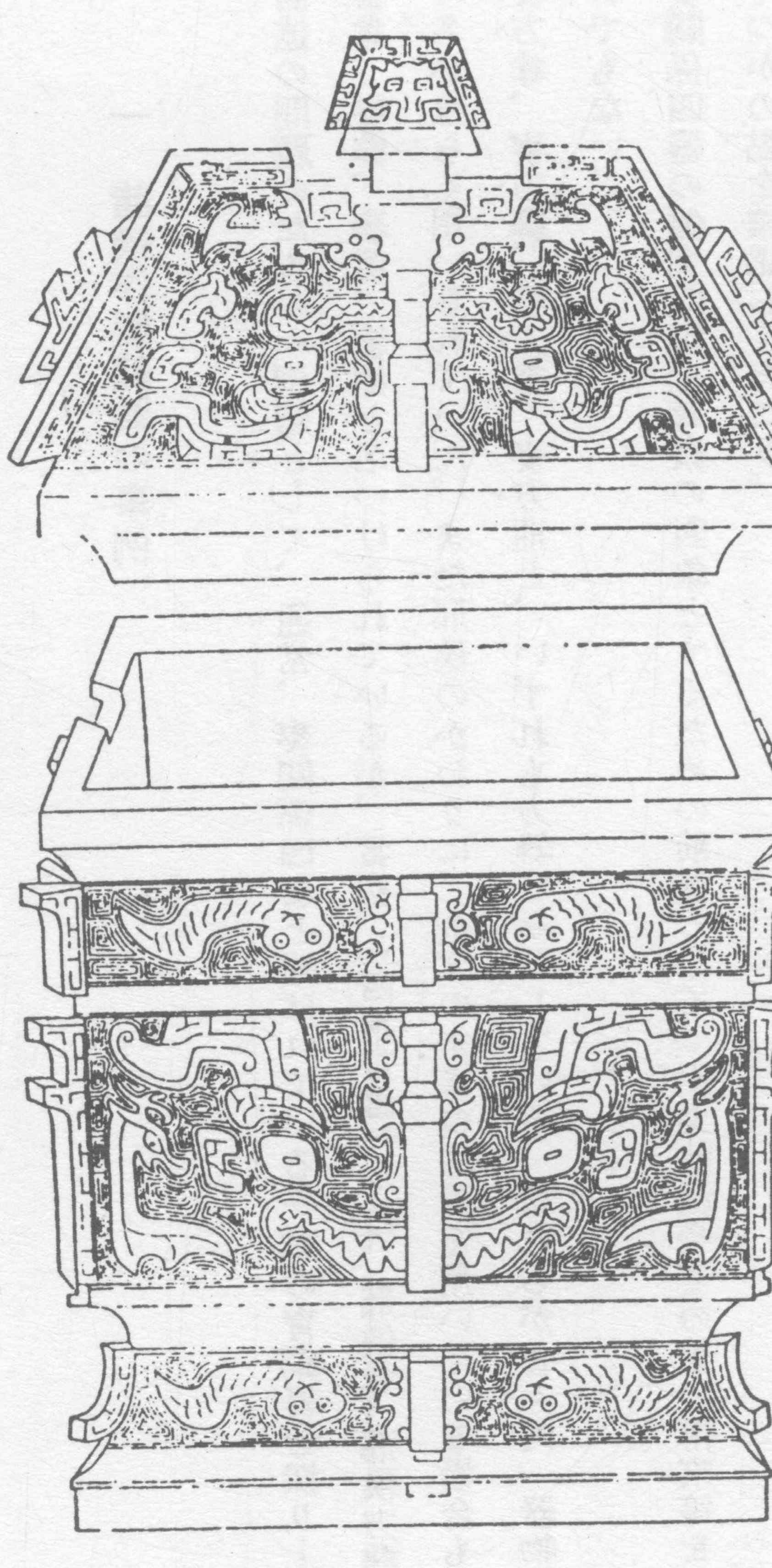

圖1　麥彝器形圖（通蓋高約二七糎）

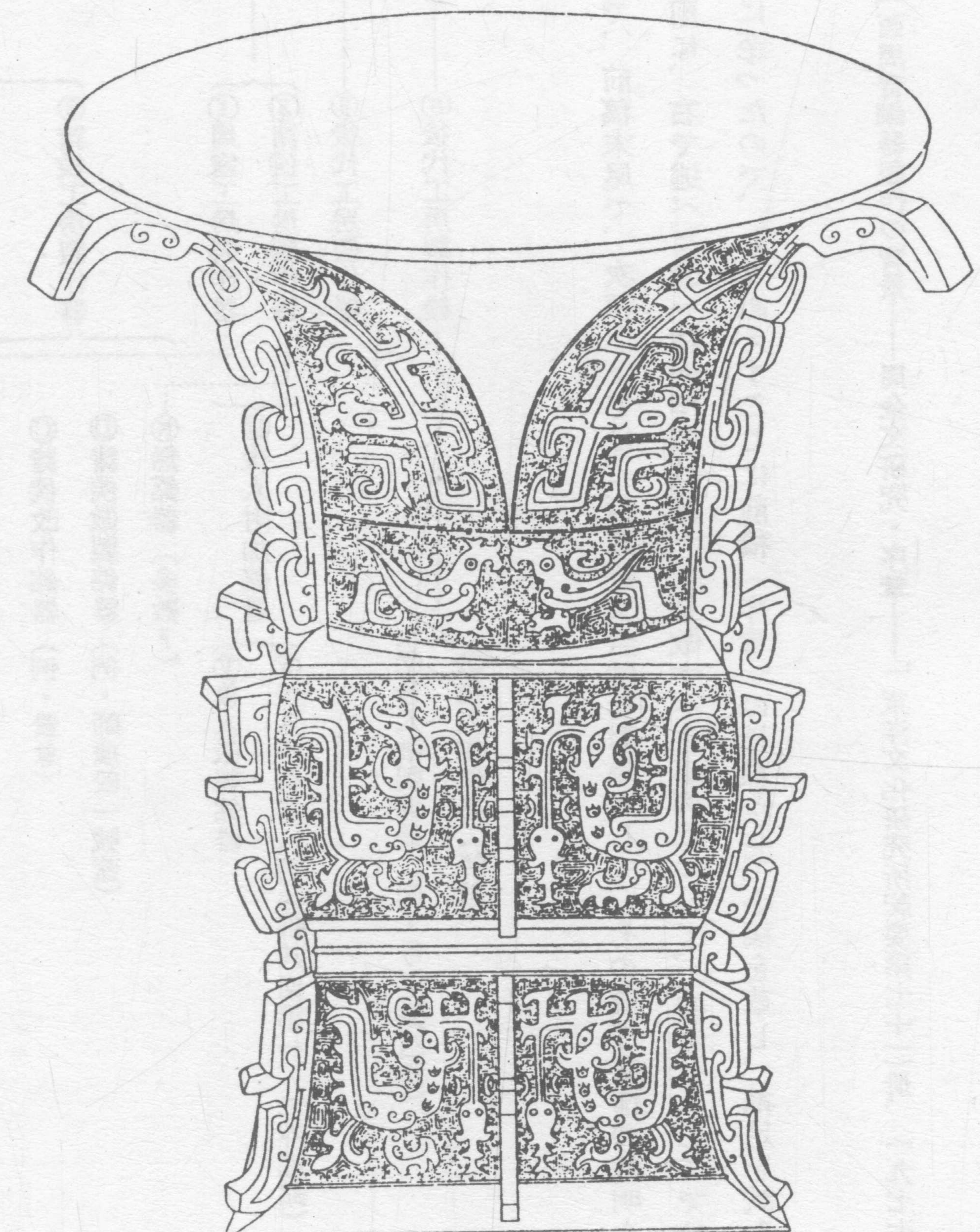

圖2　麥尊器形圖（通蓋高約二五糎）

圖 3　麥鼎器影（大小不詳）

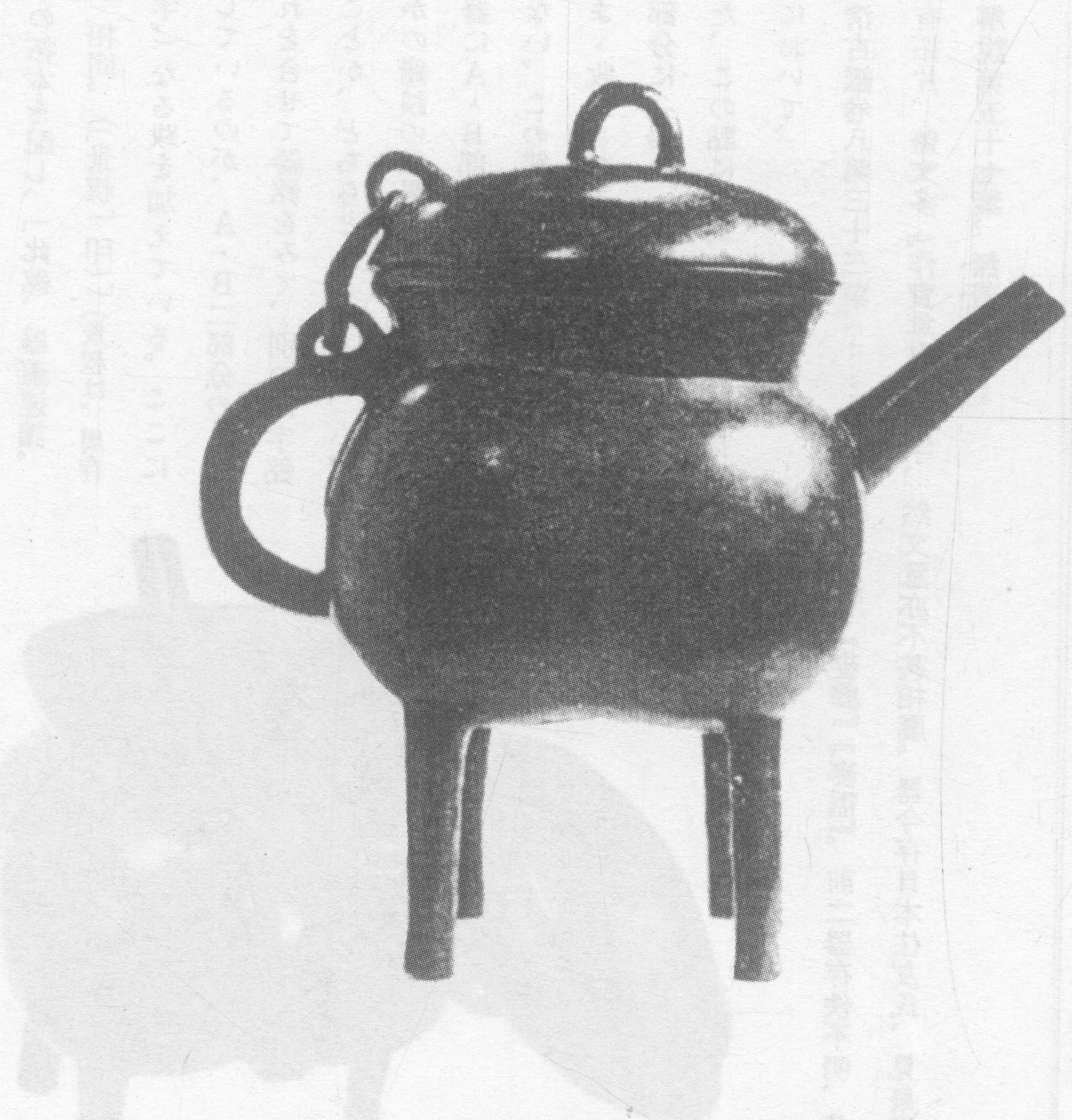

圖 4　麥盉器影（通蓋高約 26 糎）

このうち、盉を除く、尊と彝とが實見者によって著録されたのは、この西清が最初の最後であって、われわれには、この不完全な記錄が二器に關する唯一の資料である。民國十六年（一九二七年）以降、內府藏儲についての「古物鑑定委員會」が設けられて、そのうちの〝鑑定金石雜品委員〟であった馬衡・容庚氏らが內府收藏の青銅器を檢分したときには、これらはすでに存在していなかったようである。卽ち、一九二九年に發表された容庚「西清金文眞僞存佚表」[2]は、西清四鑑中の有銘器一一七六器を列擧し、その各々の眞僞とともに、その時點で器の存在しているものないし後世の著録に收められたものは、その由を注記しているのであるが、この二器については、何ら記していない。[3]

盉についても同樣に西清に著録されているのであるが、この方は、どういう事情でか、民間に流出し、綴遺には「今爲丁小農觀察所藏」とあり、また周存目次にも、收藏者の項に「歸安丁氏」としている。『金石學錄補』卷四・廿二葉に、「丁彥臣、字筱農、浙江歸安人、歷署山東督糧道、性喜金石篆隸、藏有……井医盉、……」とあって、この井医盉は、言うまでもなく、ここに言う麥盉で、前記所傳と合致する。丁彥臣は、一八二九年生―一八七三年歿であるので、內府からの流出時期の下限は、その歿年ということになろう。その後、我國に舶載されて住友家の有に歸し、一九一五年に刊行された第一次『泉屋淸賞』古銅器類之三に、早くも著録され、今日に及んでいる。本稿で問題にする四器中、現存の事實そのもの、ないし現藏者を確認しうる唯一器である。

最後の鼎のみは、『西淸古鑑』中に見られず、文獻に初見するのは、孫詒讓『籀膏述林』卷七に收める「周麥鼎攷」においてであって、その中で孫氏は「光緒丙申三月、得此鼎於永嘉」という。光緒丙申はその廿二年（一八六九年）であり、孫詒讓は浙江瑞安の人であって、永嘉とさほど遠くない。このころこの附近において出土したものであるか、かなり以前に出土し、古董商などを經て、そのころ永嘉にあったのか、不明である。しかしこのことは、後述するように、この四器のうちでは、鼎のみが、それぞれの器種のうちできわ立って特異な形狀をしていることと、あるいは無關係ではないかもしれない。つまり、內容上極めて關係の深い四器のうち三器までが、ほゞ同時期、淸朝內府に在ったのであれば、三器はもとより、四器とも一括出土した可能性は大いにあり、このうち、極端に異樣な形態の鼎のみが、切り離され、出土事情を考慮するといった近年の考古學的觀點がないまゝに、永らく、僞物あつかいを受けていた、といった事情は、想像できないでもない。後述するような、四器の內容上の類似性からすれば、この四器が一括出土した可能性を、あながち、否定しえないであろう。

一四四～一四五

ところで、孫氏はこの鼎銘に考釋を加えており、またその手拓一本を黃中弢に贈ったとも言うのであるが、[4]これも永らく公刊されることなく、吳其昌氏がこの拓本を入手して『金文曆朔疏證』（一九三六年）にはじめて收錄し、その後は、于省吾氏が『商周金文錄遺』（一九五七年）に別拓を收錄しているのみで、兩者とも、その時點での收藏者等には言及していない。一方、その器影も、通考に載せるのみであるが、本書中で容氏が「大小未詳」としているところを見ると、容氏もまた器を實見したのではなく、器影のみを入手したものかと思われる。これ以外、直接の材料は全くなく、比較的近年まで存在していたらしいことは想像できるものの、それ以上は明らかにしがたい。

尙、盉銘については、從來の著録中に、いささかの混亂があるので、觸れておく。當器は、その器影から明らかなように四足分襠盉とでも呼ぶべきもので、細い四足それぞれの上に、四球を載せてつなぎ合わせたような主體部があり、更にその上部に、上開きの高さ三センチ程の口緣部をもって器體がつくられ、この主體部には注口と鋬がつけられてこれに把手つきの蓋を鎖で繫いでいる。そして銘は、器體の注口をもつ面の口緣部內側全面〔A〕と、更にそれに連續する口緣部內側半分〔B〕までにつけられている（圖5參照）。蓋には銘は一切ないのである。[5]しかるに、周存

には、この部分の拓（つまりAとB）のそばに、別に「作寶隣彝」四字の拓本を配し、「此銘、器蓋連讀。與李山農藏農卣、相同。（「景叔」印）」（景叔は、周存の編者・鄒壽祺の字。）なる跋を加えている。ここに「器蓋」と見なしているのが、A・B二部分のことを指すのか、これを合せて器銘をみて、別の四字銘を蓋銘と見てのことか、どちらともとれるが、いずれにせよ、何らかの錯誤の結果であって、現在、原器を検するに、器にA・B部分の銘を有するのみで、蓋には一切銘はない。この錯誤は小校に引き繼がれ、全く同拓がそのまゝ收錄されて、跋文を除いた上でわざわざA・B部分に「器」、四字銘に「蓋」と書き加えている。また、この點に言及して、郭沫若氏は「大豐𣪘韵讀」において、

邢侯尊見西淸古鑑卷八第三十三葉。……當稱爲『麥尊』、『麥彝』『麥盉』。前二器存佚不明、後一盉周金文存卷五第六十一葉有拓片、蓋文多『作寶尊彝』四字、然文意亦不甚相屬。器今存日本住友氏、見泉屋清賞彝器部圖版第一〇一版、解說第五十七葉、無蓋。……

一四六～一四七

圖5　麥盉とその銘文の位置

という。(6) 最後の「無蓋」の意はとりかねるのであって、引用の泉屋の器影に嚴然と蓋は寫っている。「無蓋銘」の誤記であろうか。また、容氏は、前引「存佚表」に、

周邢侯盉。共卅四字、古鑑卅一・卅一、周存五・六、此缺蓋上四字。

といっており、(7) この方は、周存を不用意に信じこんで、西淸では蓋銘の著錄を缺落させてしまっている、と見たわけであろう。いずれにせよ、周存以來の誤りないし不充分な記載がいろいろ尾を引いているのであるが、原器を檢分の結果、この四字銘は當盉に何ら關係ないことは確實であるので、ここにそれを明記して、表1中に加えないとともに、今後の檢討から除外することとする。

次に、銘文內容の檢討を試みる前に、右に述べたような資料的制約を考慮しながら、可能な範圍で、器形・文様・銘文の配置狀況・文字等について、考察しておこう。

まず、器形であるが、尊および彝は、西淸描圖のみしか見られないものの、それぞれの器種のうちにあって、格別特異な點を指摘してうるわけでなく、それぞれについて類似の數例を指摘しうるのである。特に注目すべきは、尊については、その器形が令尊と近似していることである。紋様も、その描圖がかなり不正確と思われるから、たしかなことは言えないとしても、また一部同一と思われる部分をもっている。更に令尊との共通性を指摘しうるのは、尊としてはこの二器のみが例外的長文をもつことのみならず、その銘文のスペースが、横幅に對して約二倍半ほどの縱の長さをもっていることである。一般の尊銘は、多字銘の場合必ずといってもよい程、正方形をなして、器の內底に配されているが、この二器のみが例外をなしている。私が臺北の故宮博物院に現藏される令尊（亦名、矢令尊）を實見し

圖6　令彝器影

圖7　令尊器影

たところによれば、銘は、内底より約七糎ほど立ち上った内壁（それは、外范が三段にわけられている中段の最上部に相當する）から書きはじめられて、内底から更に反對側の同一部分にまで及んで布字されている。(8) 麥尊の場合も、まずこのような布字がされていたものと推測してよかろう。また、麥尊は西清に「高八寸四分」とあり、これは約二七糎に當るが、令尊の實測値（松丸）は二七・九糎で、全く同じといってよい。

麥尊を考えるには令尊をも問題にしなくてはならず、このことはまた後に觸れよう。麥彝は西清圖で見ると、蓋および器の稜が直線であり、これに下開きの方臺がつけられているが、他例で見るかぎり、稜が直線の場合、方臺もこれに連續しているものが殆どである。麥彝の場合のような方臺をもつ彝は、殆どの場合、稜線がわずかにカーブした曲線をなしているのであって、これは、あるいは西清の圖の描き方に問題があったのではないかと思われる。西清の圖には屢々このような問題がある。この場合も、もとより斷定しがたいものの、たとえば令彝の如き形狀の器だったのではないかと疑われるのである。

この二者には、器體全面が紋樣で覆われているが、その點で全く對照的なのが他の二器麥盉と麥鼎であって、こちらには全く紋樣がない。後述するように、この四器は、單に麥なる人物が、從來の研究者の所謂〝作器者〟として出て來る、ということ以上に、内容上著るしく類似するものをもっているのであるが、それにも拘らず、紋樣に關して、尊・彝と盉・鼎は全く對照的である、ということの事實は決して無視してよいものではないと考える。

麥盉にも、類似の器形の器を指摘できる。陳夢家氏は、冈盉（分類A三三三）について、これと器の形制ならびに文飾の近いものとして、白害盉（頌續五六、所謂梁山七器の一）とこの麥盉を擧げているのである。冈盉（圖8）および白害盉（圖9）は、蓋上部に犧首をつけており、また、蓋および器頸部に各二本の圈線をつけているが、麥盉にはこれ

圖9　白害盉器影

圖8　冈盉器影

らを全く缺いているなど、稍相違點はあるものの、全體の形狀としては、かなり類似していて、無關係とは言いがたく、いずれかがいずれかを模倣したのではないかと推測するのも、それほど無理ではあるまい。麥盉原器を仔細に觀察して氣づくのは、當器が他に例のない程、完全に砥石（?）によって磨き上げられている（但し、器の外底部は除く）ことであって、當然あったに相違ない〝バリ〟ないし〝ハグミ〟は完全に削り落されて痕跡をとどめず、またスペーサーの周邊に出來ていたはずの〝湯ザカイ〟もまた、まったく見られない。たゞし、スペーサーは銅質が異るために、その色から判別しうるのであって、器體全體に、整然たる配置のもとに、三十九個、觀察される。泉屋Ⅱに、「通體黝黑にして鮮綠紫褐の斑群あり」といっているが、この斑群とはスペーサーを指すものであろう。これは、完全研磨を意圖したために、製作當初から、前二器の犧首や圈線を全く廢して、完全な素紋の器とした、と見うるほどのものであって、その意味での通常の青銅器との作柄の相違を、ここでは注意しておくべきであろう。尙、麥盉については、その銘文の部位の異狀さも指摘しておかなくてはならない。部位そのものは前述したところであるが、このような部位に銘をもつ盉は、おそらく今までのところ、これだけであろう。試みに陳氏分類圖錄を檢すると、殷周器の有銘盉を十二器收めているが、鋬下と蓋內にあるもの五器、鋬下のみ三器、蓋內のみ三器、部位不記載一器であって、盉銘の通常の部位は、器銘の場合は、他の爵、斝等の有鋬器と同樣にその鋬下に付せられるのであり、器內面に付せられる例はないのである。麥盉の例外性を示すひとつの顯著な點となしうるであろう。

最後に麥鼎であるが、これは前三者の場合と異って、方鼎としては全く例を見ない形狀のもので、器體部が、橢圓に近い長方形で、通常の方鼎がほゞ完全な平面で成り立っているのと全く異なり、またとりわけ異樣なのはその四足が獸脚形をなしている點であろう。脚部に犧首等をとりつけている場合はもとより多いが、脚部全體が寫實的な獸脚

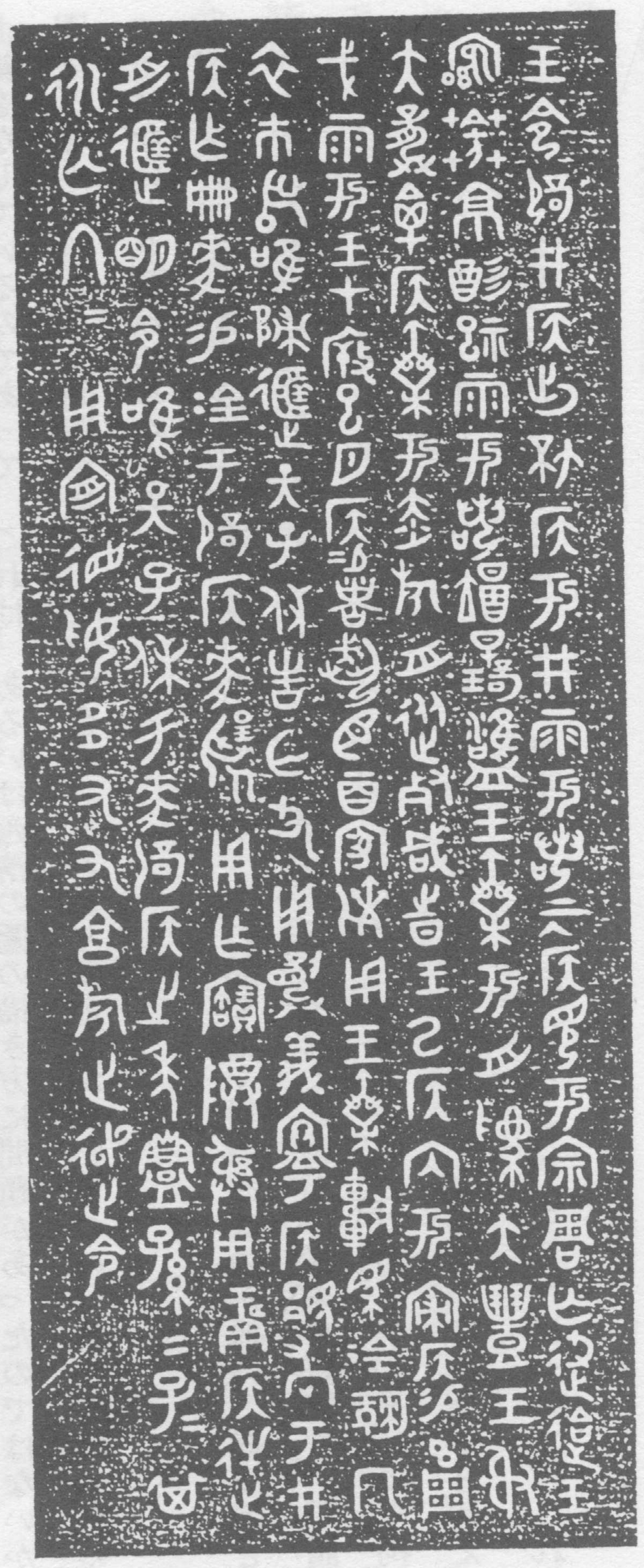

圖 10　麥尊銘（縮尺約 3/5）

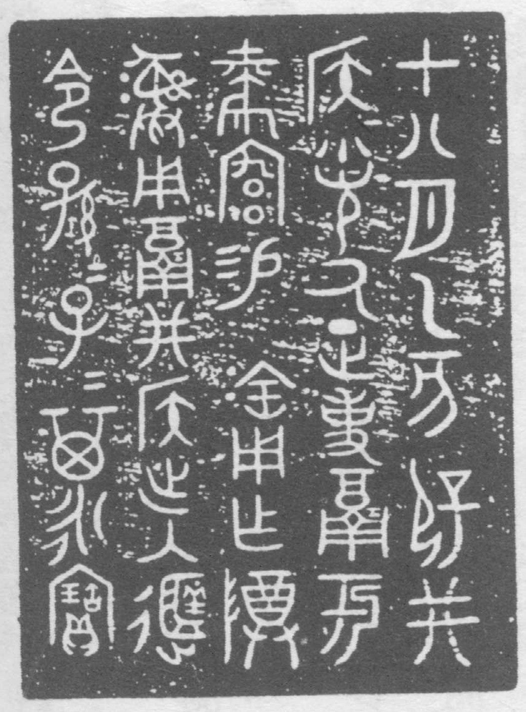

蓋　銘

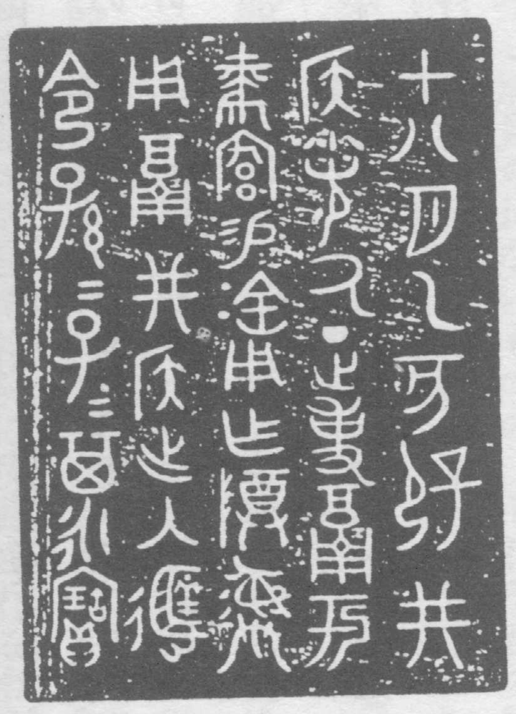

器　銘

圖 11　麥彝銘（縮尺約 3/5）

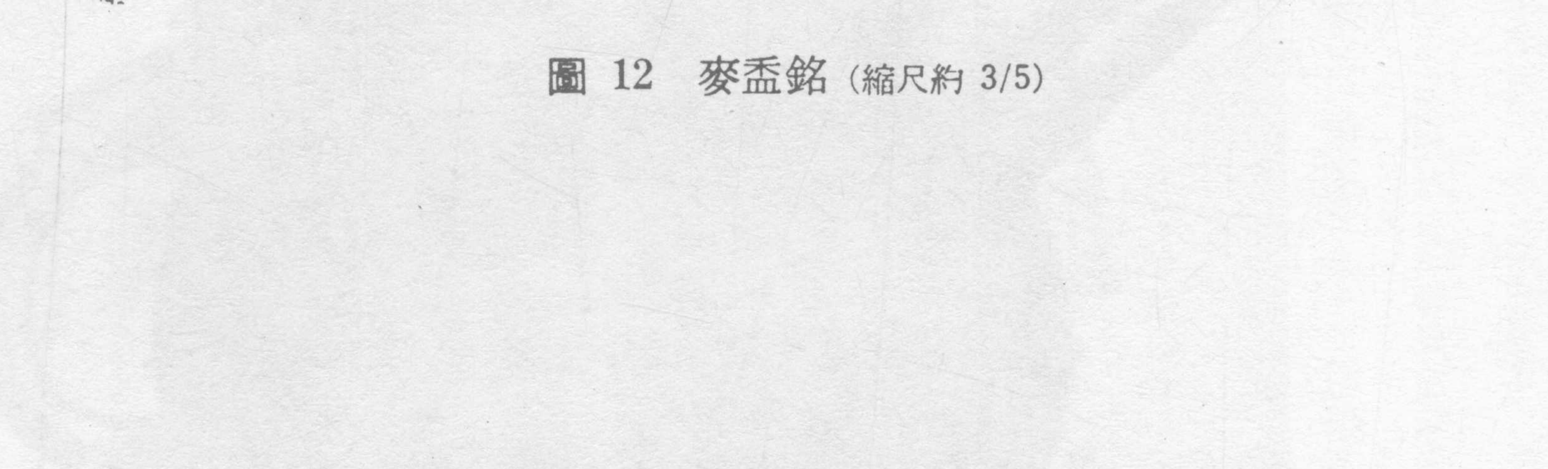

圖 12　麥盉銘（縮尺約 3/5）

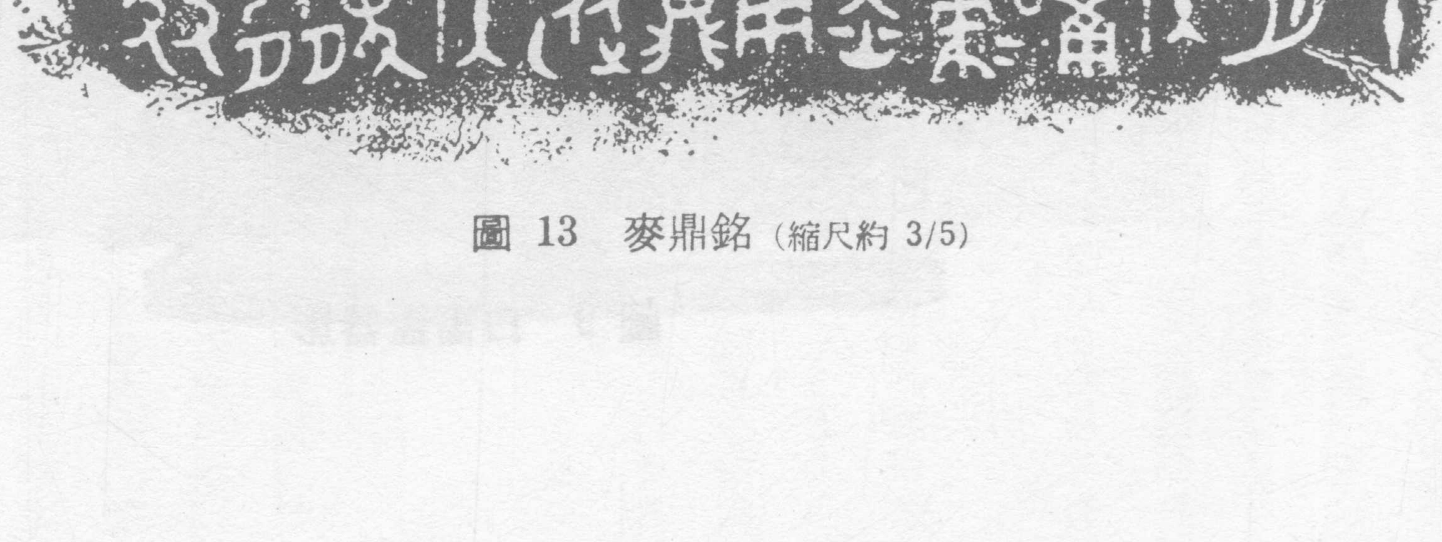

圖 13　麥鼎銘（縮尺約 3/5）

形をなしている例を、私は寡聞にして知らない。もしこの器が銘文をもっていないとすれば、當器が殷周彝器だとは到底考え難いほどに、特異である。尙、全くの素紋で、〝バリ〟等を削り落しやすい形狀で作られていると考えられる點で、麥盉と共通していると言え、注目に價するところである。また、その銘の布置にしても、各行二、三字で、十三行に及ぶ、その點でも麥盉と酷く類似しながら、他には例の乏しいものであって、この點も、この鼎が通常の鼎に比してひどく特異な存在であることを示していよう。

一方、銘の文字について言うと、これはまた逆に、堂々と雄渾な筆致で、當器を最初に發見して跋文を殘した孫詒讓は、

此鼎、篆體峭勁、橫畫發端、率用方筆、而標特纖銳、斜曲處又善爲波折之勢。與吳縣潘尙書所藏盂鼎、似同出一原。昔魏晉人、僞託孔安國尙書敍謂、壁中古文、爲科斗形。王隱晉書亦謂、汲冢竹書字、頭麤尾細、俗名科斗文。竊訝自宋迄今所出彝器、不可枚擧、獨罕見有如孔王所云者。今以此鼎及盂鼎校之、或卽所謂頭麤尾細之遺象乎。又說文隹字云、象形。而篆文則鳥形、殊不相似。唯此鼎首隹字、乃眞象鳥喙首腹翼足尾之形、尤彝器文所僅見、沮竊意倉制字之初本、如是作、後世整齊變易之、遂失其初恉、猶馬之古文、本作　、後整齊之、迺成　字也。若此之類、劇可寶貴。

として(9)、その筆勢勁く銳いこと、いわゆる科斗文の風のあること、大盂鼎に似ること、隹字が古形を存すること等を述べて、尊重すべき銘文だとしている。更に、吳其昌氏も、この「隹」字について、

知此鼎「隹」字、乃直繪一鳥形。彝器中僅周公東征鼎、周公彝（卽、周公𣪘、亦㚇𣪘——松丸）、及商器二母父己鼎之「隹」字、爲直繪一鳥形。而此鼎與之同、知此鼎之在周初、且與周公彝尤近、而在康王時矣。

といっている。[10] 孫氏歿後に發見された周公段に孫氏が言及していないのは當然であり、當鼎銘の書體は吳氏の言うように、周公段との强い關連性を、疑問の餘地なく、示しているといえよう。獨特な書風でありながら、これは決して後代作とは考え難いのである。

そして、鑄上りがあまり良好でないために必ずしも、麥鼎銘ほどに優良な書風には見えないけれども、麥盉銘の文字も、これと强い關連を示すものである。ましてこれが、乾隆年間に存在したことが確實なのであってみれば、當時の知識によって製作しえたとは到底考えがたい。

因みに、麥盉を、泉屋Ⅰ（一九一五年）で、「漢素盉」といい、泉屋Ⅱ（一九一九年）では「思うに周末（ここでは戰國期を指すのであろう――松丸）或は漢代の器ならむ」といい、新修泉屋（一九七一年）では「口緣の內側に二字十五行の長銘があるが、明らかに後刻である」というが、銘文の書體からすれば、明らかに西周前半期以外考え難い。新修の論は、器の年代をかなり降ったものと前提し、これと銘の年代が合致しないと考えたところから、說をなしたものかと思われるが、當器を仔細に見ると、二部分に分けられた銘文部分（前述參照）の范土が內范上に埋め込まれた樣子が極めて判然と觀察されるのであって、到底、刻銘ではありえない。後述するように、鼎銘と盉銘とは內容的にも强い關連をもつのであり、右の諸事情を總合的に考えれば、器も銘も、いずれも後代作ではありえないのである。

鼎・盉二器が後代作ではありえないとなれば、極めて不完全な資料しか殘されていないものの、尊・彝二器もまた、銘文上、前二器と强い關連をもち、かつ乾隆期に實在したことをもって、西周時の製作器だと判斷しないわけにはいかなかろう。この兩者の銘文の文字は、必ずしも鼎・盉のそれとは類似しないように見うけられるけれども、もとより西淸摹本の不完全さを念頭においた上で、その點はこれ以上深入りしない方がよかろう。

大凡以上のような事情を前提として、以下に、この四銘の內容を比較檢討してみたい。鼎銘・盉銘は拓本を見うるが、尊銘・彝銘は摹刻を見うるのみであって、文字の細部に疑問の生ずる場合も多い。また、彝銘のみは器・蓋二銘をもつが、兩者間に特に注意すべき相違點は見られない。まず一應の釋讀と訓讀を示し、ついで本稿の立場から必要なかぎりで、解釋上の諸說に及んで檢討を試みよう。

まず、鼎銘には、

隹十又一月、井医征、𠭯𢦏麥、麥易赤金、用乍鼎、用從井医征事、用鄉多諸友。?

これ十有一月、井医征は麥に𠭯し、麥は赤金を賜はる。用つて鼎を作り、用つて井医の征事に從ひ、用つて多諸友に饗せよ。

とあり、次に盉銘には、

井医光厥吏麥、𠭯于麥宮、医易麥金、乍盉、用從井医征事、用旋走夙夕、𠭯卻[illegible]。

井医、厥の吏、麥を光やかし、麥宮において𠭯す。医は麥に金を賜ふ。〔麥は〕盉を作り、用つて井医の征事に從ひ、用つて奔走夙夕し、卻□に𠭯せよ。

とあり、第三に彝銘には、

才八月乙亥、辟井医光厥正吏、𠭯𢦏麥宮、易金、用乍障彝、用𠭯井医出人、遅命、孫々子々、其永寶。

八月乙亥〔の日〕に在り、辟が井医、厥の正吏を光やかして、麥宮に𠭯し、金を賜り、用つて障彝を作る。用つて井医の出入に𠭯し、命にこたえよ。孫々子々、それ永く寶とせよ。

一五五～一五六

とある。のちに詳しく比較したいが、そのおおよそを見ても、この三銘が、大意において共通したものをもっていることは、明瞭であろう。しかるに、尊銘のみは、これと、少くとも部分的には大幅に異っている。今、一應の釋讀を試みる。

〔Ⅰ〕王命辟井医、出𣴎、医𢦏井。霸若二月、医見𢦏宗周、亡述。迨王客莽京、彭祀。霸若翊日、才璧雝、王乘𢦏舟、爲大豐。王射大龔、畢。医乘𢦏赤旂舟、從、死、咸。之日、王、呂医、內𢦏𠖥。医易玄周戈。霸王、才㡿、巳□、医易者妍臣二百家、劑用王乘車馬・金□、冂衣・市・舃。唯歸、遅天子休、告、亡尤。用龔、義寧医顯考于井。

〔Ⅱ〕医作册麥、易金𢦏辟医。麥揚、用乍寶障彝用𩁹医逆造、遅明命。唯天子休𢦏麥辟医之年。鎣孫々子々、其永亡終。終用□德、妥多友、享旋走令。

〔Ⅰ〕王、辟たる井医に命じて、「𣴎を出で、井に医たれ」と。ここに二月、医、宗周に見ゆるに、尤めなし。王の、莽京に格り彭祀するに、迨へり。ここに〔その〕翌日、辟雍に在り、王、舟に乘りて、大豐を爲せり。王、大龔を射して、禽ふ。医、赤旂の舟に乘りて從ひ、□す。咸る。この日、王、医を呂ゐて、寢に入る。医、玄琱戈を賜はる。ここに、王、㡿に在りて、巳□し、医に諸妍臣二百家を賜り、王乘に用うる車馬・金□、冂衣・市・舃を齎らる。ここに〔井に〕歸り、天子の休に遅へ、告ぐるに、尤めなし。用つて龔し、医の顯いなる考を井に義寧せり。

〔Ⅱ〕医の作册麥、金を辟たる医より賜はる。麥は、揚へて、用つて寶障彝を作り、用つて医の逆造を𠭯し、明命に遅へんとせり。唯、天子の、麥の辟なる医に休せられし年なり。孫々子々に□するまで、其れ永く、終る亡らんことを。終に用つて德を□し、多友を妥んじ、享く命に奔走せよ。

多くの先學の考釋を、その各字句について網羅的に取りあげて批判を行なうのはかなり繁雜であり、また、一面そのような方法によっては何程もより妥當な解釋に接近できるとも考えないので、ここではそれを避けて、全體の大筋の通釋を試みたのみである。[11] 本論の論旨に深く關與する部分については、必要に應じて、のちに詳說することにしたい。さて、尊銘について、これは從來、指摘されていないようであるが、私は、明瞭に、大きく二分すべき部分から成りたっていると思う。右の尊銘考釋において、〔Ⅰ〕と〔Ⅱ〕としておいた部分が、それである。そのもっともはっきりしている理由は、

(1) 〔Ⅰ〕においては、王と井医の關係する事柄が敍述されているのに反し、〔Ⅱ〕においては、井医と麥との關係する事柄のみが敍述されている。卽ち、すくなくとも、それぞれの部分の行爲の當事者としては、〔Ⅰ〕部分には、麥はまったく現れず、〔Ⅱ〕部分には、王にまったく現れない。

(2) 〔Ⅱ〕部分は、その敍述形式・敍述內容において、鼎・盉・彝三銘と著るしく類似する。

という、二點である。以下に、この二點について、考えてみたい。

〔Ⅰ〕の部分は、まず、いつのことかは不明であるが、あるとき王が「𣴎から井に赴き、その医となれ」と命じた。當然、〃医〃はその命にしたがい、かくて「井医」となったのであろう。その後、何年のことであるかはわからないが、ある年の二月に、井医は封じられた井の地を出て、宗周に赴き、王に接見したのである。その折、王に從って辟雍において大豐の事をなすをゆるされ、また、多くの賜物を與えられ、つまり、大いに王の厚遇を得た。その上で、〔井医は井に〕歸り、このような天子の賜った恩寵について〔自らの宗廟に〕報告し、かつ井医の父を、井の地に「義寧」

一五七～一五八

（意味不明）した、というのが、その大意であろう。ここには、麥のことは一切あらわれず、單に井医が宗周に赴いた際の一連の事柄が敍述されているに過ぎないのである。ただ、それに關連して、この〔Ⅰ〕部分で、多少とも麥に關連するかと思われる點は、冒頭に「辟井医」という表現がでてくる點であって、これは、〔Ⅱ〕〔Ⅱ〕において頻繁にあらわれる「医作册麥（医の作册たる麥）」は、金を辟医より賜はる」とか、「麥辟医（麥の辟たる医）」といった表現と同一の立場の用語法であり、少くとも表現の上では、麥の立場で井医を指している語だとしなくてはならない。しかし、このことは、もとより、井医の宗周行きに麥が隨行したか否かという問題とは、何の關りもない。單に表現上、この部分でこのような、麥の立場からする井医についての表現がとられていることに注意しておき、そのことのもつ意味は、〔Ⅱ〕の部分と考え合わせて、後に觸れることにしたい。

次に、〔Ⅱ〕の部分を見たい。この部分の比較檢討のために、他の三銘の全文と尊銘〔Ⅱ〕部分とを並べて共通部分を見やすいようにし、かつ段落ごとに(A)〜(L)に句切って示すと、次頁のようになる。

このような比較し易い形にならべてみてまず氣づくのは、この四銘が著るしく通常の西周金文とその敍述形式や語句表現において異っているにも拘らず、四銘の間では強い類似性を示している、という點であろう。以下に順を追って考えてみよう。

(A)〜(C)部分は、三銘間では、大略共通の文意である。これに相當する部分は、尊銘にはない。しからば、(A)〜(C)の內容に相當するものが、尊銘〔Ⅰ〕であるかというと、必ずしもそうは言えないであろう。三銘の(A)〜(C)部分は、すでに、井医と麥との關係について述べ、そのことが(D)以下の行爲の前提とされている、そういった書き方がされているのに對し、尊銘〔Ⅰ〕は、既述のように、麥には一切言及せず、少くともそこに書かれている限りにおいて、(D)以下の前提と

	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)
麥鼎	隹十又二月	井医征	嗝于麥	麥昜赤金		用作鼎	用從井医征事
麥盉		井医光厥吏麥	嗝于麥宮	医昜麥金		作盉	用從井医征事
麥彝	在八月乙亥	辟井医光厥正吏	嗝于麥宮	昜金		用作障彝	用嗝井医出入
麥尊				医作册麥昜金于辟医	麥揚	用作寶障彝	用嗝医逆造

	(H)	(I)	(J)	(K)	(L)
麥鼎				用饗多諸友	
麥盉				用	奔走夙夕嗝卻□
麥彝	遅	命	孫々子々其永寶		
麥尊	遅明命	唯天子休于麥辟医之年	盤孫々子々其永亡終	終用□德妥多友	享奔走令

なるような書き方がされているわけではない。つまり、形式的には尊銘は、(A)〜(C)に相當する部分をもたずに、いきなり(D)からはじまっているのであり、三銘は、(D)への導入として、それを說明するような(A)〜(C)の敍述部分をもっている、と解釋すべきであろう。

三銘のこの部分で最も問題になるのは、鼎銘に「井医征」としている征を、郭沫若、于省吾、吳闓生氏らは誕として虛詞とみるのであるが、ひとり白川靜氏のみは、(F)の鼎・盉の「井医征事」の征をも徃とみなした上で、井医の名であるという。これは、徃盤さらには令彝・令尊等と當器との關係をいかに見るかにつながる重要な點なのであるが、まず第一に、(G)の征は、原字を檢するに、明らかに征につくって「井医徃」の徃とは結體を異にしている。鼎銘(B)の徃を人名と解するための索强というべきであろう。白川氏のように解するとすれば、井医を指す語が四銘中に十八回に亙って出てくるにもかかわらず、この箇所でのみ、その名が書かれたという、かなり不自然な解釋をとらなくてはならないことになるであろう。征を虛詞と見ることの是非は別として、人名と見ることには、疑問が殘るのである。

(D)では、盉銘で、動詞易が能動態で用いられているのに對し、他の三銘ではいずれも同じ動詞が受動態で用いられているのであるが、金文銘において、動詞の能動と受動が嚴密に區別されておらず、どちらにでも用いられていることは、一般に研究者に認められているところである。[12] したがって、この場合、四者とも全く同意だと見ることに問題はない。賜物としては、三者が「金」、鼎銘のみ「赤金」というが、おそらく同義であろう。銅の地金を賜ったものであろう。西周金文中で、「金」「赤金」を賜ることは、比較的少なく、これについては、興味ある問題であるが、詳細は別に讓りたい。[13]

(E)は、尊銘のみ「麥揚」という。「麥揚医休」と言うべきところを略記したものであろう。他の三者は、これを盡く略したものであろう。この四銘は、多少とも表現を變えながらも、全體としては極めて類似している。また、(A)部分からも、この四銘の間には、時間的前後關係の存することは、察知しうる。このことからすれば、四者のうちで、尊銘が最も早く書かれ、他の三者（その間の前後關係は不明だが）は、尊銘のあとで、尊銘をある程度まで參照しながら作

文されたのであろうと推測してよいであろう。

その點については、次の(F)部分も同樣であるが、この部分については、そのこと以上に注意しておくべき點がある。それは、四銘とも、單に「作寶障彝」「作障彝」「作盉」「作鼎」とのみ言って、金文の通例である「作某々障彝」のように通常研究者によって「作器對象」と呼び慣わされている、その祭器によって祭祀を受けるべき父祖の名を缺いているのである。およそ、殷・西周期の靑銅器銘文は多樣ではあるが、その最も基本的要素となるのが、いわゆる「作器者」と「作器對象」とであって、これを缺落させては、何のための祭器か不明である。十數字までの短文銘中には、屢々これを缺くものも見られるが、おそらくそれはここで問題にしようとしていることとは別であろう。長文銘の四器がいずれもその「作器對象」を缺いていることは、そのことだけでも、これが通常の金文と著しく性格を異にすることを示しているといってよかろう。

(G)については、はたしてこのように一欄に並列して比較すべき內容のものであるのか稍疑問もあるが、前後のつながりからすれば、このように見ておく方が妥當であろう。とすれば、ここには、尊・彝と盉・鼎との間にかなりはっきりした相違を見出せることになる。器紋の有無などで顯著な對比をみせる兩者が、作器目的を記すと思われるこの部分で、同樣の對比を見せていることは、興味深い。尊・彝銘で、井医の「出入」「逆造」に「嗝」する際に用いることを言い、その「嗝」とは、(C)部分で、井医が「麥宮」において「嗝」なる同一の儀禮を行なっているのであってみれば、(G)部分でのべられている作器目的は、「麥宮」での用器としてである、と考えられよう。それに反して、盉・鼎では、「井医の征事に從う」という。つまり、麥が、井医の外征に隨行する際の用器ということではあるまいか。一般の西周金文で「旅器」と稱するところと同一性格のものではあるまいか。そうだとすれば、この二器が素紋である

こともそのことと關連づけて理解されるべきことであるかもしれない。(H)は、(G)の「嗝」に連續して希求されるべきことであったのであろう。

尊銘のみにある(I)部分は、ここでは、尊銘〔Ⅰ〕の部分をうけて、いわゆる大事紀年ふうに、その年を表示した挿入句である。一般に、金文銘中で大事紀年と稱されている諸例を檢討すると、當該金文の內容に無關係な大事が記されるのではなく、密接に關係する事柄が採り上げられていると考えられることが多い。この場合も、その顯著な例である。

これ以下、尊銘は(J)(K)(L)三句に分けうるが、その各句と略々對應しうる句が、一句づつ、殘り三銘に存する。特に意味があるとも思えないが、四銘中では、まず尊銘が最初に存在し、他の三銘はその影響下に作文されたのではないかとする先の推測を補强するものであろう。

以上に、四銘の簡單な比較を試みた。前述のように、尊〔Ⅰ〕部分は全く他の部分とは無關係であるが、鼎・盉・彝の三銘および、尊〔Ⅱ〕部分の四者は、著しく類似しており、かつ、四銘內部での比較を專らとしたために、充分論及しえなかったが、これら四銘が全體として一般の西周金文とは、その書式・內容・表現の多くの點において、大きな相違があるのである。今、そのことを前提として、比較の中から知りえた主要な事項を整理してみよう。

(1) 四銘の書式・內容は、通常の金文と著るしく異っている（その點は、器そのもの、文字についても、部分的に言いうる）。

(2) 四銘中、尊銘がもっとも早く書かれ、他の三銘はいずれも何らかの形で參照しながら書かれ、主要部分を尊銘から節錄しつつ、書き改めたものと考えられる。

(3) 鼎・盉・彝三銘の各全文と尊銘〔Ⅱ〕部分が、大略、內容的に同一である。

(4) 以上三點を總合的に考えれば、尊銘全體においては、尊銘〔Ⅱ〕が作銘目的にとっての基幹部分であり、尊銘〔Ⅰ〕は、〔Ⅱ〕のための導入部分として必要と考えられて付加されたもの、と考えられる。

(5) (3)にいう部分には、井矦と麥との關係のみが敍述されている。

(6) 尊銘〔Ⅰ〕の部分には、王と井矦との關係のみが敍述されている。

(7) 以上からすれば、四銘はいずれも、井矦と麥との關係において作銘され、王と井矦の關係の敍述は、基幹部分のための導入として有效と考えられて付加された、と見なしうる。

ここにいう尊銘〔Ⅰ〕部分は、多數の西周金文中においても、『白虎通』その他の古典中に見られる辟雍における儀禮について敍述する唯一例として、極めて注目されてきた部分である。そのこと自體には私としても何ら異義はない。ただ、私はこの部分が、尊銘全體のうちでは、井矦が宗周に赴いた際、いかに王から厚遇を受けたかを、麥に對して誇示してみせる目的をもって記され、付加された部分であることを讀みとることが、まず何よりも必須であると考えるのである。辟雍の儀の仔細を記述すること自體に、その金文銘が作文された目的があったのではなく、極論すれば、具體的にはどのようなことでもよく、井矦が王にいかに厚遇されたかを、何者かに强く印象づけうる事柄でさえあれば、そこに何が書かれようと構わなかったのであろう。そして、この部分には、改めて指摘するまでもなく、「麥」の名は全くあらわれない。〔Ⅱ〕の部分との關連から推考して、この一連の井矦の宗周行きに、麥が隨行したに相違なく、その功の故にこそ後段でいう賞賜が行なわれたのであろう、とする論者があるが、[14] 少くとも表現せられた限りでは、麥が隨行したとは書いていない。もちろん、いずれとも斷言はしがたいが、麥が隨行した場合には、それを身近で見聞していたであろうから、それを改めて仔細に敍述してみるに値いしたかどうか、やゝ疑問である。どちらかと言えば、麥のあずかり知らぬ處での事象が敍述されている、と見做す方が、銘文全體としては生きるのである。

以上のような推考に大過ないとするなら、この四銘がいずれも、井矦ないし井矦側の人によって、その立場から、麥を對象として書かれた文章である、と讀みとらないわけにはいかないであろう。井矦（側）は、自らの「作册」である麥（側）に對して、王室の權威をかりて、一定の壓力を加えることを目的としてこれを作文しているのである。かくて、私は、この麥四器の銘文は、前稿において假說として提唱した「諸侯作製銘器」の一實例である、と主張したい。

銘文內容からみて、この文章が井矦側の人物によって書き下されたものだと判斷するなら、次には、この銘の文字を書いた人物、および、器物の製作者ないし製作工房は、どこに所屬していたであろうか。

その文字について、拓本を觀察しうる麥鼎・麥盉については、これは、通常の周初金文とは異るいわゆる科斗書の風をも示す獨特の書風であり、しかも、孫詒讓・吳其昌らが强調するように、著しく勁峭なうちにも巧妙な文字であり、また、その字形には、古意を存する。その製作狀況から想起してよいと考えられる睘尊銘や師褢𣪘一號蓋銘の場合とは、全く異なるとしなくてはならない。諸侯製作銘器の場合にも、單に優劣という點のみからすれば、極めて優秀な書き手による銘もありえたのだと考えなくてはならないのである。麥尊・麥彝の銘については、前述のように、考察すべき材料が著しく不完全であり、その對象から除外せざるを得ない。

しからば、このような銘をもつ器がどのような狀況で作製されたのか、したがってまた、どのような工房において製作されたのか、その推測のためには、もう少し、別の觀點から考えてみる必要があろう。

1 本表および本論文中に用いる書名略號については、卷末の「金文關係主要著錄類略號表」を參照されたい。

2 容庚「西淸金文眞僞存佚表」燕京學報第五期、一九二九年。

3 容氏前揭論文、八六九頁及び八七二頁。

4 孫氏と同鄉という。『金石學錄續補』卷上二四葉參照。

5 一九七七年十一月廿日、京都・泉屋博古館において實見の結果である。當館の御高配に深謝する。

6 郭沫若「大豐𣪘韵讀」『殷周靑銅器銘文硏究』一九三〇年、二〇頁脚注。又、一九五四年改編本、一七頁脚注。

7 容氏前揭論文、八五一頁。

8 一九七八年三〜四月、臺北の國立故宮博物院において、八十數器の調査を行なった際、令尊をも實見・實測しえた。當館の御高配に深謝する。

9 孫詒讓「周麥鼎攷」『籀膏述林』卷七・二十九葉。

10 曆朔一・五一。

11 但し、最新の考釋である白川氏通釋をもっとも多く利用させていただいた。

12 この點については、たとえば、赤塚忠「殷金文考釋」『中國古代の宗教と文化』所收、一九七七年、六三八頁を參照。

13 これまでに私が氣づいたところでは、「易金」の事實は、周室作銘器には極めて少なく、諸侯作銘器に、相當數の見られる事柄であって、何か特殊な事情をその間に推測しないわけにはいかない。後日、稿を改めて論じたい。

14 通釋第十一輯、六四一―二頁。

二　諸侯工房の成立とその史的背景

井医の名が金文中にあらわれるのは、この麥關係四器の他では、さきに麥鼎銘とその書體が酷似するとして擧げた、周公段（又、邢侯段、燮段ともいう）に、見られるのみである。當銘は、

　隹三月、王令燮眔内史曰、𩛥井医服、易臣三品、州人・䡅人・𩫏人、拜稽首、魯天子帘厥順福、克奔走上下帝、無終令于有周、追孝對不敢㒸、邵朕福盟、朕臣天子、用典王令、作周公彝。

とあって、二、三の文字を除いて隷定にはさして問題はないが、しかし、全體の文意の把握しがたい點では、西周金文中、屈指の難解な金文といえよう。形式上のいわゆる「作器者」にしても、その讀み方の相違から、「作周公彝」の主語をどれとみるかについて、異論がある。代表的な例をあげれば、貝塚茂樹氏は、「燮および内史」を形式上の主語と見做し、かつ、「個人名＋史官名」という受策者兼作器者の書き方は、策命形式金文の前驅形式で、その器については、「作器者」は上位のものであった筈だと主張し、この場合、燮が「作器者」であるとする。[1] 白川靜氏も、受命者を「燮および内史」、作器者を燮と見る點では同じである。[2] 他方、陳夢家氏は、

　末句謂因册王命而作周公之器、則此器作者是受王命的井医……

という。[3] この場合の「此器作者」とは、私が問題にする、どこの工房での作器か、ということではなく、あくまで銘文のうちで「作」した人間として出て來る、從來研究者が「作器者」と呼び慣わしてきたその人物のことを意味するのであり、この銘文の場合、極めて例外的であるが、少くとも明確に、この銘中の登場人物中の誰が「作器者」であるかが示されていないところから、特に論じられているのであって、それを、ここで陳氏は井医だ、というのである。かつ、井医は、『漢書』古今人表にある「邢侯、周公子」の邢侯に當ると考えた上で、「作器者」名をもって金文に命名する慣例にならって、陳氏は、當器を「邢侯段」と呼んだのである。

このように、周公段銘は、銘文内容を理解する上で最も基本的な部分さえも決定しがたいのであって、麥四器との關連を考察していく上に多大の困難がつきまとうのであるが、しかし、その上でもなお、當器と麥四器との内の密接な關連を示すいくつかの事實を擧げうるのである。

金文の井医が、前引『漢書』古今人表その他にいう、邢侯であろうことは、すでに多くの研究者によって指摘されているところであって、私もまたほゞ認められてよい事實であろうと考える。周公段の作器對象が「周公」であり、文獻上の邢侯が、周公の子とされていることと合致することが、その大きな傍證である。

もうひとつ、麥器と周公段を結びつける上での重要な意味をもつ器に、征盤がある。英國の Victoria and Albert Museum の藏器であって、

　征作周公障彝。

とあり、僅か六字銘であり、かつ、從來、公表されていた拓本（三代六・三七・二）で見る限り、いかにも拙劣な文字で、後代作であることを疑わせるに充分なものである。白川氏もこの銘につき、

　その字は勁直なるもいかにも稚拙の感がある。剔抉のよくない點もあろうが、周の字などはどうみても雅馴の筆致とはいえない。器の精巧なるに比して、字迹がかなり見劣りするようである。……僞刻というほどのものではないようである。

一六七～一六八

圖 14　征盤銘寫眞

といっており、[4] 釋然としない表現をしている。しかし、近年、當器を實見、撮影した林巳奈夫氏の御厚意でその銘文寫眞（圖14）を入手しえたが、これによると、全く剔抉を行なっていない、いわゆるウブな銘で、明瞭にこれが鑄銘であること、また器形からは、完全ないわゆる殷式の盤であって、降っても、極く周初としか考えがたいことが判明した。

麥鼎の「井医征」の征を征として人名と見てよいかには、疑問の存することを述べておいた。しかし、もし、これを人名と見るなら、

　麥鼎　　「井医」「征」
　周公段　「井医」「周公」
　征盤　　「征」「周公」

の語が、それぞれに見られることになり、この三者は、強い關連をもつことになる。但し征盤銘の書風は、前二者と同一視するわけにはいかない。

井医の封地の地望については、すでに陳夢家氏の説がある。

　井医之井卽左傳僖二十四周公之胤之邢、說文〝邢、周公子所封、地近河内懷；衛世家〝而迎桓公弟于邢而立之〟。邢地有二：一、漢書地理志趙國下〝襄國、故邢國〟、今邢臺縣：二、漢書地理志河内郡平皐下注應邵曰〝邢侯自襄國徙此〟、左傳宣六〝赤狄伐晉圍懷及邢邱〟、今溫縣附近。

というのがそれであって、[5] これによれば、邢医の初封は今の河北省邢臺縣、のち、洛陽近くの溫縣に從ったもののようである。これを信ずるなら、麥尊銘の

一六九～一七〇

王、〔麥の〕辟たる井厌に命じて、「朴を出でて、井に厌たれ」と。

という、その井は、河北邢臺縣（安陽市の北約百粁に當る）であったと見てよいであろう。

はたしてそうだとするなら、周初、宗周の地から洛陽成周に従った周公とその一族のうち、その子たる邢侯が、成周を中繼點として、更に河北方面に移封されたもの、と考えれば、周初の封建の一端を無理なく一貫して考えてみることができよう。西周中期以降、周室の勢力が急速に低落するなかで、邢臺方面にはもはや留りえず、洛陽近邊の縣にまで後退したと見うるとすれば、それもまた、無理なく理解しうるのではあるまいか。

そういった狀況のなかで、井厌が、自らの作册である麥のための器を作り、しかも特に尊銘においては、前半約三分の二の文字數を費して、自らが宗周に赴いた際に周王から受けた厚遇ぶりを記し、麥に對して自らの立場・地位を示威しようとした意圖が讀みとられるのであってみれば、井厌にとっての麥とは、井厌に扈從して、井地に赴いた舊來の家臣ではなく、井厌が新封された地での在地權力であったと解する方が、はるかに理解し易いであろう。銘文全體に祕められた作銘目的は、封建されて周王の權力を背景に新任地に赴いた井厌にとっての、在地の有力者であり作册なる官職を與えた麥なる人物に對する、一面での權力の誇示と、反面での宥和とにあった、と見られるのである。麥關係四器が製作された背景とは右のごときものだったと理解することによって、はじめてこれをとりまく諸狀況を說明しうるし、また、銘文自體も、かゝる理解を基礎にして、はじめて正確な意味の把握が可能になるであろう。

麥の名は、金文には、右四器のほかないが、甲骨文中には、地名として、あらわれる。その多くは、殷王のいわゆる田獵地であって、多數存在した田獵地のうちでも、第一～五期に一貫して田獵地とされている比較的珍らしい例であるが、[6] この地は、當然殷王の常住地の近傍だった筈で、[7] 麥器との直接の關係は考えがたい。[8] これよりも、あるいは關連を考えるべきかと思われるのが、帝辛期と考えられる、いわゆる「人方遠征」の途次に、「漻」なる地を經過したものの如く考えられている點であって、たとえば、董作賓氏によれば、帝辛十祀九月より十一祀六月までを要した東方への大遠征の途次、十一祀正月に、漻を通過したものと考えられている。[9] 一般に、古代の人名・地名・族名が不可分であったことは、甲骨金文研究者によって認められているところであり、殷王の通過地「漻」が、井厌の作册麥の本貫で、井厌の封ぜられた「井」の範圍に入る部分であったのかもしれない。そうであれば、麥とは、殷代のかなり古くからの地名であり、作册麥が、その地の殷以來の有力氏族だった可能性があろう。

さて、前節末において、麥四器の銘文は、井厌側の人物によって作文されたものであろうが、製作した工房はどこだったのかは、別途に考えねばならぬむねを述べておいた。本節でのこれまでの考察は、その前提を探ることをひとつの目的としながら、多くの推測をしてきたのであるが、ここではやはり、右の如き推測を基礎に、更に推測を重ねていく以外にない。

この際ひとつの手懸りたりうるかと思われるのは、周公毁が洛陽出土器であるとされている點である。すなわち、河昌濟『金文分域編』（一九三五年刊）の洛陽縣の項に、

周公彝。兄云、辛酉洛陽出土。歸英國。集古遺文著錄。

とあり、「兄」とは、河昌泗を指し、辛酉とは一九二一年に當る。又、同氏韡華己一八にも（當書では、當器を邢侯彝と呼んでいる）を、「近時出土洛陽」といっている。[10] この他には、水野清一氏が、これら記述にもとづいたものか、「そのおちつきのある典雅な形式は、さすがに西周洛陽の器である」といい、[11] 洛陽出土器と斷定しているほかは、當器の

出土地について言及している論著を知らない。この一九二一年洛陽出土が確實だとすれば（疑がわなくてはならぬ積極的理由はない）、當器は、その後、逸早く英國に齎らされたもののようで、一九二三年六月にロンドンで開かれた王立アジア學會の大會で L. C. Hopkins は、George Eumorfopoulos Collection に加えられた當器についての報告を行ない、そのなかで、

當器と、もうひとつの素晴しいがしかし無銘の器（Bowl）とが、どの地方で、また何年に出土したのかは、確かめえない。私が〔その點に關して〕報告しうるのは、當器の現在の收藏者が、ロンドンにおける著名な中國古董商から、一九二二年に購得したものであること、そして、そこのところで、出土時に關する檢索は途絶えざるを得ない、ということなのである。

と述べており、[12] 河氏の所傳と矛盾するところはないと言えよう。すなわち一九二一年に洛陽に出土し、その後直ちに英國に持ち出されたのであろう。

征盤については一切不明である。しかし、當器もほゞ周公毁と同時期に世に知られるに至り、同じく G. Eumorfopoulos Collection に加えられているのであり、當時の古董商と蒐藏家との結びつき、およびその內容上の關連性を想起すれば、當器が洛陽出土で、しかも、周公毁と同時の出土品だったか、と思われる。

周公毁のいわゆる「作器者」が癸であるか否かは、前述のように、依然疑問であるが、この癸關係の器を求めると、「癸子」を「作器者」とする傳洛陽出土器が多數存在することが知られる。卽ち、陳夢家氏は、分類A六四八の榮子方彝の「說明」の項で、この「作器者」の名の器、方彝一、尊一、卣一、盤一、盉二、鼎一、鬲一、毁二の計十器が、いずれも傳洛陽出土で、その形制から、いずれも成王期であろうとしているのである。[13]

そして、このうちの尊＝癸子方尊（白鶴五、白鶴撰二五）、および、方彝（分類A六四八）と器形上酷似するのが、前節において述べた令尊・令彝であるが、この二器は、一九二九年に、洛陽馬坡から、一括五〇～一〇〇器が出土したうちにあった、との所傳をもっている。[14] この一括出土器は、銘のいわゆる「作器者」によって二群に別けられ、一が令關係、一が臣辰關係とされる。そして、この臣辰關係諸器もまた、繁褥な器紋を器體全體に繞らせている等、上記、洛陽出土器に共通する性格を色濃くもっているのである。

一九二〇年代以降、洛陽近邊から、西周初期と目される彝器が大量に盜掘され、折から歐米及び日本での中國古銅器蒐集熱の波にのり、古董商の手を經て、個人蒐集家や博物館の有に歸したのであるが、その際、この一見してわかる特徵をもつこれら洛陽出土品を、古董商は、〝洛陽もの〟と稱して尊重した。前引水野氏の、周公毁を指して「さすがに西周洛陽の器」という表現には、多分にこの古董商的感覺がある。

この〝洛陽もの〟として器物そのものだけからも一見區別しうる特徵とは、實は同一工房の產品だったからだと考える以外、說明しがたいのではあるまいか。しかも、これら特徵ある一群が、現實に洛陽近邊から集中的に出土するのであってみれば、當然、その工房の所在を洛陽の地以外には、求めがたい。周初、宗周を去って、周公が成周を創建した際、おそらくは、それ以前に成立していた周室の宗周工房から、一部の工人を引きつれて成周に至り、ここに新たに成周青銅器工房を創設したのではあるまいか。銘文內容も、たとえば周公毁が、「周公〔を祀るための〕彝を作る」とされ、周公との結びつきが強いことにも示されるごとく、周公ないし成周との深い關りを示すものが少なくない。私は、周室の青銅器工房として、宗周工房の他に、おそらく周公によって、成周工房とも云うべきものが創設されたのであり、今日〝洛陽もの〟といわれる周初期の、特徵ある優美繁褥な彝器類は、あげて、この成周工房の產品

であったと考えたい。

しからば、そういった状況のなかで、麥四器については、如何に考えるべきであろうか。私の理解する限りでは、この四銘の文章は、いずれも、井医側の人物によって、起稿されたもののはずである。かつ、時間的前後關係のすべては不明であるが、前述したところから、尊銘が最も早く、他三銘は、これより遲れるものと思われる。しかし、尊と彝とについては、器制上、令尊、㚇子尊や令彝、㚇子彝、臣辰彝等、私が成周工房産品と推測する器物と強い關連性を示し、とりわけ、令尊と麥尊とのみに見られる銘文の布置狀況の類似は無視しがたいものがあって、銘文の内容を度外視すれば、右と同じく、成周工房産品と見做さないわけにはいくまいと思われる。

麥尊・麥彝は、井医によって麥のために作られた器であることは、ほゞ確實であろう。そうであってみれば封建されて領地に赴いた井医が、在地の有力者麥を慰撫するための方途のひとつとして、麥を對象とした銘文を起草した上で、これを鑄込んだ器の鑄造を、周公との強い結びつきから、優秀な技倆をもつ成周工房に依頼して行なわしめたと考えるのは、はたして無理な推理であろうか。

他方、麥盉・麥鼎はどうであろうか。これを〝洛陽もの〟の一群中に置いてみるなら、その作柄の顯著な相違は、たれの眼にも明らかなはずである。私なりの理解のしかたからすれば、これは、到底、成周王室付屬工房産品ではありえない。また、宗周王室付屬工房産品のはずもない。これらは、井医が、その任地井において設營した、井医の工房において鑄製されたと考えるのが、この際、最も自然ではあるまいか。井医工房の工人が、技倆の上で、成周工房より、格段と低いものであったことは當然であろう。麥盉の場合、前引の〔字〕盉ないし白害盉に類する手本を手元に置いて、これを模倣したのであろうと思われる。しかし、その際、犧首や紋様を鑄製する技術はなかったのではあるまいか。麥盉を仔細に觀察すると、その鑄造技術は、他の多くの殷周器に比して、かなり劣惡であり、銘文部位の范の、器體の范への嵌入技術もまた至って惡い。しかし、鑄成後の徹底した磨研は、いかにも技術の低さを、時間をかけることによって補おうとした樣子を想像させるに、充分である。

原器を實見しえない麥鼎の磨研の樣子はよくは知りえないが、器影からのみでも、素紋の器體に〝イバリ〟の類は全く見あたらないようであり、これも、充分なる磨研を經たもののように見うけられる。なぜこのような特異な器形が採用されたかについては、いくつかの假說は考ええても、それ以上を出ないので、ここでの論議は避けたいが、これもまた、井医工房の産品だと考えておいて特に支障をきたす問題はあるまい。

以上のような推考に基づくならば、更に次のような事情が想定される。克殷後、宗周に都して、おそらくはすでに武王期から、その地に鑄銅工房が創設されたものであろう。その際、殷都の工人集團が、そのまゝ宗周の地に連れてこられて、その技術者集團が、宗周工房の中核になったのではあるまいか。殷末と周初の青銅器が、銘文は別として、器形・文樣等の上からは、極めて區分しがたいことは、これまで、考古學者によって、屢々指摘されてきたところであるが[15]、それは、以上のような事柄を想定してみることによって、當然のこととして、解釋できよう。次いで周公が、宗周から成周に移徙するに際し、殷人である宗周工房の工人集團中から、ある程度の技術者集團を、再び連れていったのではないか。西周ごく初期からの、周公にまつわる銘文を含む彝器が洛陽近邊から多く發見される事實は、こうした事情から出たものであろう。そして更に、宗周王家からも成周周公家からも、多くの封建諸侯が、各地に派遣され、その際、諸侯にとって最大の問題だったのは、當然のことながら、舊來の在地の勢力に對して、いかにして支配者として臨むか、であったに相違ない。そのための方途のひとつとして、青銅彝器が、當時の先進文化として青銅器それ自體がもったであろう呪力に宗教性が付加されて、支配のための有力な武器として有効に利用されたのは、極めて自然であり、そのために、諸侯は、新任地で競って、青銅器工房を創設しはじめたのではあるまいか。井医工房は、そのような史的背景のもとに、井医の任地において創設され、麥盉・麥鼎は、そこでの産品であったと考えられるのである。

このような諸侯工房は、もとより、井医のみの例外だったとは考えにくい。右のような理解を基礎として、改めて西周金文を檢討すれば、多くのこれに類する事例に行き當るのである。たとえば、紙面その他の關係で、考證はいっさい省いて次稿以下に述べたいが、同じく周公の子である魯侯伯禽が創設した工房での産品が、禽𣪕（三代六・五〇・一）、魯侯爵（三代一六・四六・六）、明公𣪕（三代六・四九・二）等だったのではあるまいか。また、召公關係の多くの器も、當然、召公工房での産品だったのであろう。個々の精細な檢討が、行なわれなければならない。

今、以上に論じたところに従って、本稿はじめに轉載した「後代器を含む西周青銅器とその銘文の分類表」に、いささかの補訂を加えれば、表2のごとくになろう。

表2　後代器を含む西周青銅器とその銘文の分類表（改補）

- ㊙眞器眞銘・㊁眞器無銘
  - ①周室工房製作器
    - 宗周工房製作器
    - 成周工房製作器
      - Ⓐ周室作製銘器（例・睘卣、師㝨𣪕二號蓋）
      - Ⓜ無銘器（多數？）
  - ②諸侯工房製作器
    - Ⓑ諸侯作製銘器（例・麥尊、麥彝）
    - Ⓑ諸侯作製銘器（例・麥盉、麥鼎）
    - Ⓒ諸侯改作銘器（例・睘尊）
    - Ⓓ諸侯倣製銘器（例・師㝨𣪕一號蓋）
    - Ⓝ無銘器（多數？）
- ㊂眞器僞銘
  - ⑴周室工房製作器
  - ⑵諸侯工房製作器
    - Ⓤ後人附加銘器
      - Ⓥ後人倣製銘器
      - Ⓦ後人作銘器（例・邲其卣第一、二外底銘）
- ㊃僞器無銘 ―― ③後代工房作製器
- ㊄僞器僞銘 ―― ⑶後代工房製作器
  - Ⓨ後人倣製銘器（例・兮甲盤乙器）
  - Ⓩ後人作銘器（無數）

この表には、尙、別の要素として、銘文の筆者の問題を加えねばならないと考えるのであるが、あまり繁煩になるので、今はこれだけの補訂に止めておく。

1　貝塚茂樹「新出檀伯達器考」東方學報・京都第八册、一九三七年、のち、『貝塚茂樹著作集』第三卷、一九七七年、一八八―九頁。

2　通釋第十一輯、「㚇𣪕」。

3　斷代㈢、七六頁。

4　通釋第三輯、一二四頁。

5　斷代㈢、七四頁。

6　松丸道雄「殷墟卜辭中の田獵地について」東洋文化研究所紀要第三十一册、一九六三年、表9（七四頁）及び表14（一〇〇頁）の地名№20「麥」を參照。

7　松丸前掲論文參照。尙、當論文についての本格的反論は、今のところ、私の知るかぎり Hsü Chin-hsiung, The Menzies

Collection of Shang Dynasty Oracle Bones, Vol. II, The Text, The Royal Ontario Museum, Toronto, Canada, 1977 のうちの Supplementary Text, Chapter Three: Divination on Hunting のみであるが、この反論は、私の論旨を基本的に誤解した上で、なされている。貞卜の結果、田猟が行なわれたか否かは、この際、何ら關係なく、その貞卜を行なう前提として、貞卜地から一日で往復しうる距離に貞卜者（＝王）が存在していなくてはならなかったはずだという、貞卜の前提條件の存在を指摘すれば、充分である。より詳細な反論は、別稿において行なうであろう。ただ、その地望については、殷墟を中心としてではなく、おそらくこれより、稍、南、たとえば朝歌邊を中心とした田獵區として、考え直さなくてはならないかもしれない。殷墟が、實は殷都ではなく、殷王室の墓地兼宗廟の地であったにすぎず、殷王常住の地はこれより稍南方だったろうとする考えは、宮崎市定氏の近年の指摘にはじまるが、これについての私見は、「一九七一年歴史學界——回顧と展望——、殷周」史學雜誌第八一編第五號、一九七二年五月、一七八—九頁、を參照していただきたい。

8　もっとも、松丸前掲論文一五四—七頁に述べたように、殷王居住地近傍に多數點在した田獵地の名稱の由來が、遠隔の支配諸族の名稱であったという考え方もありうる。

9　董作賓『殷曆譜』一九四五年、下編卷九、帝辛日譜、參照。尙、研究會の席上、金文「麥」と人方遠征途次の麥との關連を、私に想起させたのは、持井康孝氏の發言による。記して感謝する。

10　後付の「金文關係主要著錄類略號表」のなかでは、韡華につき、一九一六年前後（成）、一九三五年刊、としておいた。それは、本書の周進の序文（民國二十四年七月記）中に、「他著作……爲最精博韡華閣集古錄跋尾者、二十年前、純卿（＝河昌濟）尙未弱冠、讀欵識時之所作也」とあり、これを信ずれば、民國五年（一九一六年）前後には、原稿が完成していたことになる、と考えたためである。しかるに、今、その書中に「邢侯彝」を收めてその出土時を「近年」と稱し、別に同氏の著である『金文分域編』には、その「近年」が一九二一年であることが明らかにされているとなれば、周進序文の記述が、どこまで信ずべきものであるか疑わしくなってくる。今は、右を注記して、韡華が一九一六年前後の成稿であったと見倣したこれまでの私の記載は、そのままにしておく。

11　銅玉、二五頁。

12　L. C. Hopkins, On a Newly Discovered Early Chou Inscribed Bronze. Centenary Supplement of the Journal of the Royal Asiatic Society being a Selection of Papers Read to the Society during the Celebrations of July, 1923, published in Oct., 1924, p. 10. 本稿が、周公段に關する最初の報告であろう。尙、本稿の補訂である The Eumorfopoulos Bowl and the Historical Memoirs of Ssu-ma Ch'ien, A Wrong Translation and its Correction. JRAS, April 1928, pp. 301-4 もあるので付記しておく。

13　分類一二三頁。

14　斷代(2)、八六頁。

15　たとえば、水野清一「殷商靑銅器編年の諸問題」東方學報・京都第二三冊、一九五三年、を參照。

おわりに

本稿では、前稿において、假説として後に殘しておいた問題、即ち、私のいわゆる「諸侯作製銘器」について、一事例をもとに檢討を試み、あわせてそれを取りまく歴史的背景についての推測を試みた。前稿序章の補說とする次第である。今このような考察によって明らかにされた「諸侯作製銘器」のもつ性格の一端にふれて、本稿の結びにかえたい。

前稿において述べたように、西周時代の王室作銘器は、王と諸侯との間の君臣關係の形成と維持を目的としたもの

一七九～一八〇

であった。(1) 周室におけるもうひとつの作器目的は、周室が自己の宗廟等において用いるための器であるが、これは、無銘器であった可能性が強い。時代は溯るが、殷大墓發見の靑銅器類が、多く無銘であること、また、あってもいわゆる圖象銘のみの場合が壓倒的に多いことが、この際、想起されるべきであろう。(2) 一方、本稿でもっぱら問題にした諸侯作製銘器、ないし諸侯工房製作器にもまた、かかる關係は當然、想定されるべきであろう。即ち、諸侯が諸侯自らのために作器する場合と、自己の臣下のために作器する場合とである。かつ前者には、周室とは無關係に獨自の立場で自用の祭器を作ることもあったかもしれないが、前稿で明らかにしたように、師痕毁一號蓋の如く、周室下賜の二號の倣製を試みる場合や、特異な例であろうが、周室下賜品の改竄を試みる例もまた、このうちに數えられよう。そして、諸侯が臣下のために作器するという場合が、即ち本稿で事例とした麥諸器の場合であって、その場合にも、おそらく父祖以來の家臣的存在に對する作器もありえたろうし、封建された領地での在地有力者で臣下に加えたものも對象にされたであろう。周初において王—諸侯間のみならず、諸侯—臣の間にも、こういった靑銅彝器製作を契機として、支配被支配が貫徹していくのであり、周王朝の支配構造全體のうちで、重要な一翼を荷うものだったと考えられる。これは、西周王室によって極めて意圖的、政策的に採りあげられた支配手段だったのであり、その意味では、西周王朝における靑銅器政策とでも名づけるべき性格のものであったといえよう。

ところで、西周王室と諸侯との間のために、王室側によって作りだされた靑銅器は、前稿において指摘したように、西周王室の政治支配理念とされた宗法制を維持・存續せしめようとするために王室が諸侯に强要した祖先祭祀をとり行うための祭具としての意味をもっていた。この際、祖先祭祀とは、政治支配體制のための血緣理念の反覆確認を意味する。ただ、それは、西周時代において、王—諸侯間の秩序理念だったのであり、諸侯以下に及んだものではなかったと考えられる。(3)

このような觀點から、改めて、麥四器を見れば、四器が、すでに本文中に指摘しておいたところであるが、四銘文比較對照表の(F)部分において、いずれも、その作器對象を全く記していない事實を、重視しないわけにはいかない。王—諸侯間での周室作銘器の場合、よほどの例外をのぞけば、「作父乙障彝」「作文考乙公寶障彝」といった、その祭器によって誰を祀るかが明記されている。それは、少くとも私の理解するかぎり、いわゆる「作器者」の父祖の名であり、かつ、周室から分族したこれら諸侯と王室を結ぶ線上の人物の名だったと思われる。そのような名を銘文中に盛り込むことに、周室側において周室作銘器を作る、周室側にとっての基本的意義が存したはずだからである。

麥四器に、かゝる祭祀對象を全く記していないのは、このような、王—諸侯間の秩序理念たる血緣觀念が、諸侯以下には及んでいなかったことの、極めて明白な反映ではなかろうか。私が、これ以外にも、諸侯作製銘器と見倣すべきかと考えるかなり多數の銘文中にも、それは、概して、言いうるところである（たゞ、主從關係の幾世代が續いた場合、また血緣關係を基礎とする主從關係の場合にも、全く同樣に、このことが言えるかについては、今のところ留保しておきたい）。このことは、諸侯にとって、自ら作銘した靑銅器を受けとった臣下が、それによって誰の祭祀を行なおうと、それは關心外の事だったという事實を示すものであり、そこに、周室作製銘器のもった意味との性格上の基本的相違點があったのではあるまいか。更に、はたしてそうであったとすれば、諸侯とそれ以下とを結びつけることを可能にしたところの秩序理念は何だったのか。

このような問題に接近していくためには、今日も尙陸續と多量に發見され續けている厖大な西周彝器全體についての精細な史料批判を行なって、各々の靑銅器の史料的性格を明確にした上で分類を行ない、群ごとの、また群內部で

一八一～一八二

の比較検討をしていくなかから、明らかにされていかなくてはならない。そして、それが、次稿以下の課題である。

（一九七八年一一月五日稿了）

1 松丸道雄「西周青銅器製作の背景」前掲、一一六—八頁。又、本書一二六—八頁。

2 李濟『殷虚出土青銅爵形器之研究』（古器物研究專刊・第二本）一九六六年、下篇第五章「爵形器上的銘文及其所引的問題」参照。

3 松丸道雄「殷周國家の構造」『岩波講座・世界歴史』4、一九七〇年、九六—九九頁。

挿圖出典

圖1 『西清古鑑』八・三三

圖2 『西清古鑑』一三・一〇

圖3 京都・泉屋博古館藏、松丸撮影

圖4 『商周彝器通考』下册、圖一四三

圖5 京都・泉屋博古館藏、松丸撮影

圖6 『善齋彝器圖錄』圖一三一

圖7 Lodge, Wenley and Pope: A Descriptive and Illustrative Catalogue of Chinese Bronzes, Freer Gallery of Art, Washinton, 1946, Plate 21.

圖8 『殷周青銅器分類圖錄』圖A三三三

圖9 『頌齋吉金續錄』圖五六

圖10 『西清古鑑』八・三三ウ

圖11 『西清古鑑』一三・一〇ウ

圖12 『泉屋清賞』（第一次）古銅器類之三、說明書、圖七三

圖13 『商周金文錄遺』圖九一

圖14 英國 Victoria and Albert Museum 藏、林巳奈夫氏撮影

一八三～一八四

西周時代の成周鑄銅工房について

——洛陽出土の熔范をめぐって——

持井康孝

はじめに
一 洛陽近郊西周遺蹟の概観
二 東周王城西壁出土の「饕餮紋陶銅范」について
三 泰山廟墓葬區出土の「雲雷紋銅觚陶範」について
おわりに

はじめに

西周時代を代表する遺物のひとつに青銅製の容器がある。𣪘・鼎・尊・卣をはじめとするこれら西周青銅器は、當代史研究の最重要史料として、宋代以來、あるいは古器物學的に、またあるいは金文學的に研究されてきた。だが、從來の青銅器研究においては、そのうちの銘文が異常とも言えるほど重視されてしまい、この銘の鑄込まれた青銅器そのものにたいする研究者の關心は、極めて薄かった。もとより、研究者の關心が銘文以外の、例えば器形・紋樣等に全く向けられずにきたと言うのではない。[1] しかし、西周史研究という立場から見るならば、かかる銘文以外の要素に對する研究は、銘文の編年を行なう必要から行なわれたというのが實情に近く、西周青銅器に接する研究者の基本的態度は、あくまでも青銅器の銘文を出土文字史料として取り扱うという點に止まっていたのである。

西周史研究は青銅器の銘文、卽ち金文を主史料とし、これによって古典中の錯綜した傳承を取捨選擇しつつ史實を解明するというところから開始された。周知のごとく、かかる手法を方法として提示しつつ古代史研究を行なったのは、王國維『古史新證』に始まる。[2] この王氏の提唱した方法を以て行なわれた西周史研究は、郭沫若・呂振羽・侯外廬・貝塚茂樹・李亞農・岑仲勉・陳夢家・白川靜氏等によって西周史研究に適用されて、一應の結實を見たが、[3] これら諸氏の研究は、その根本史料である金文の史料批判において次の三つの缺陷を含むものであった。その第一は、金文を青銅器から遊離させて、その史料的性格についても、器の製作時の狀況を缺落させた狀態で考察してしまったこと、第二は、研究者の推定とその妥當性の檢證という手法上の問題とかかわることであるが、青銅器銘文の作文と器の製作が、當時の王と諸侯、諸侯とその臣下という君臣關係間の如何なる枠組みのなかで行なわれたのかということを明確に把握した上で、この枠組みを提示し、それを、當該金文の史料的性格に關する自己の推定の檢證に使用するという方法的指向に缺けていたこと、そして第三には、いわゆる殷周器と宋代以降の近世器を識別するための有効な規準を提示しえなかったことである。これらのうちの特に第三點は、考古學的出土記錄を伴った青銅器が大量に出土して、その概略が知りうるようになった近年に至って初めて可能となったことであり、諸氏の研究のうちの初期のも

一八五～一八六

のにこれが缺けているのは無理からぬことであるが、それにしても、諸氏の史料批判中に第一・第二の視點が含まれていたならば、ノール・バーナード氏の提起した金文の眞僞論（一九五九年）[4]にたいしても、また別の對應の仕方が可能だったのではないかと反省されるのである。

かかる反省の上に立って西周時代史の再構を目指す新しい青銅器研究の方法が、近年、松丸道雄氏によって提起された。[5]氏のアプローチは先ず史料批判の基本に立ち返るところから始まる。即ち、それが何時、何處で、誰の如何なる目的によって製作されたものかということを檢討しつつ、箇々の器の史料的性格を明らかにし、その上で、青銅器なるものが西周時代に擔っていた機能と、更にはそのような機能を青銅器に付與していた西周という國家の構造およびその性格を併せ考究しようとするものである。本稿の試みもかかる線上に位置するものであって、そのうちの特に何處で製作されたのかという「場所」の問題を解明するための糸口を求めて行なうものである。

武王克殷（前一〇二七年）から平王東遷（前七七〇年）にいたる西周時代約二五〇年間に製作された青銅容器の總數は萬を以て數えるものであったと推測しても、おそらく不當ではなかろう。かかる數萬點の青銅容器は一體どこで製作されたのであろうか。この點についても、松丸氏はひとつの見通しを提示した。即ち、當時の有銘青銅器は基本的には王と諸侯、諸侯とその臣下という關係をその製作の場としていると理解したうえで、かかる青銅器中に諸侯改作銘器・諸侯倣製銘器が存在し、その製品の作柄に著しい優劣があることから、西周青銅器の鑄造は王室工房と諸侯工房の雙方で行なわれていたものと推定し、[6]更に、このうちの王室鑄造工房については、當面、宗周・成周の二箇處にその存在を想定しておくべきであろうとしたのである。[7]

青銅器の製作地を考えようとするばあい、鑄銅遺蹟そのものを調査・發掘することが先ず肝要である。各鑄銅工房の特徴とその時代的變遷を明らかにした上で、箇々の器の製作地とその製作時代を明らかにするというこの手法は、恰も陶磁器研究における窯とその製品との關係の如くであるが、かかる手法を青銅器研究に適用しようとするばあい、考古學的調査・發掘の現狀は極めて不充分であると言わざるをえない。

一八七～一八八

もとより、鑄銅遺蹟についての報告が皆無だというわけではない。殷代については、その中期のものとして河南省鄭州市からの報告例があり、[8]また後期のものとしては、河南省安陽市のいわゆる殷墟の例がある。[9]また、春秋戰國時代のものとしては、山西省侯馬市發見の鑄銅址に關する詳細な報告が公表されており、[10]これらにもとづいて當時の鑄銅工藝についての研究が行なわれている。[11]これに對して、西周時代の鑄銅址に關する報告は皆無であるが、西周青銅容器の熔范を出土した遺構の例としては、陝西省西安市長安縣の馬王村第一〇號灰坑に關する報告がある。[12]この馬王村の灰坑からは、土器・骨器に混って二六塊の熔范が出土しており、そのうちの段の頸部の范と推定されるものには、殷末周初に盛行した夔龍紋が雷紋地の上に施されていた。[13]この馬王村第一〇號灰坑は灃水西岸の、いわゆる宗周の範圍内に位置する遺構であって、周初の宗周工房を考究する際には重要な手懸りを提供するものと思われる。

西周青銅容器の熔范の出土地として報告された遺構は、この馬王村第一〇號灰坑の例だけのごとくであるが、青銅容器の熔范は河南省洛陽市からも出土している。[14]この洛陽出土の熔范について、報告者はこれを殷代の遺物として紹介しているが、[15]周知のごとく、この洛陽こそは陝西に本據を置く周王室が、その東方支配の根據地として、周初に成周を建設した地と理解されているのである。そこで本稿では、この洛陽出土の熔范を取り上げて、特にその製作年代についての檢討を行ない、併せてそこから派生する若干の問題について推測を試みたい。箇々の熔范の檢討にさきだって、まず、洛陽市近郊の西周時代遺蹟について概觀しておこう。

1 例えば、郭沫若『兩周金文辭大系圖錄』一九三五年、文求堂書店・東京、容庚『商周彝器通考』燕京學報專號之一七、一九四一年、哈佛燕京學社・北平、中國科學院考古研究所『美帝國主義劫掠的我國殷周銅器集錄』一九六二年、科學出版社・北京（又、陳夢家編・松丸道雄改編『殷周青銅器分類圖錄』一九七七年、汲古書院・東京）など。なお、これら三氏の研究は、濱田耕作『泉屋清賞』（一九一九年）、『同・續編』（一九二六年）、およびその視點を繼承した梅原末治『歐米蒐儲支那古銅精華』（一九三三年）から多大の影響を受けたものと推定される。梅原氏には、この他にも『日本蒐儲支那古銅精華』（一九五九—六四年）をはじめとする一聯の業績があるが、これら兩氏の研究にあっては、かかる青銅器が歷史研究の史料であるとする認識が著しく稀薄であるので、ここでは附記するに止めたい。

2 王國維『古史新證』一九三四年、來薰閣・北京。

3 例えば、郭沫若『中國古代社會研究』一九三〇年、上海聯合書店、第四篇「周金中的社會史觀」、呂振羽『殷周時代的中國社會』一九三六年（又、一九六二年、生活・讀書・新知三聯書店・北京）、「西周——初期封建社會（公元前一一二二—二四五年）」、貝塚茂樹『中國古代史學の發展』一九四六年、弘文堂書房・東京、第三章「金文より見た周代の文化」、侯外廬『中國古代社會史論』一九五五年、人民出版社・北京、岑仲勉『西周社會制度問題』一九五六年、新知識出版社・上海、李亞農『西周與東周』一九五六年、上海人民出版社、陳夢家「西周銅器斷代」(一)—(六)、考古學報第九册—一九五七年第一期、白川靜「西周史略」金文通釋（白鶴美術館誌）第四六—七輯、一九七七年、など。

4 Noel Barnard, New Approaches and Research Methods in Chin-Shih-Hsueh, 東洋文化研究所紀要第一九册、一九五九年、pp. 1-31. なお、當論文にたいする諸研究者の反應については、松丸道雄「西周青銅器製作の背景——周金文研究・序章——」東洋文化研究所紀要第七二册、一九七七年、七〇—五頁（本書八〇—五頁）を參照されたい。

5 松丸氏前揭論文。

6 同右、一〇—六三頁。松丸道雄「西周青銅器中の諸侯製作器について——周金文研究・序章その二——」東洋文化第五九號、

一八九～一九〇

一九七九年、三九—四二頁（本書一七五—八頁）。

7 松丸氏前揭論文（一九七九年）、三八—四一頁（本書一七四—七頁）。

8 例えば、河南省文物工作隊第一隊（安金槐—執筆）「鄭州市古遺址・墓葬的重要發現」考古通訊一九五五年第三期、一八—九頁、河南省文化局文物工作隊第一隊（趙全古・韓維周・裴明相・安金槐—執筆）「鄭州商代遺址的發掘」考古學報一九五五年第一期、五六—七頁、安金槐「鄭州地區的古代遺存介紹」文物參考資料一九五七年第八期、一七—八頁など。詳しくは、Noel Barnard and Satō Tamotsu, Metallurgical Remains of Ancient China, Nichiō Sha, Tokyo, 1975, pp. 170-5 を參照。

9 例えば、趙霞光「安陽市西郊的殷代文化遺址」文物參考資料一九五八年第一二期、三一頁、中國科學院考古研究所安陽發掘隊（安志敏・江秉信・陳志達—執筆）「一九五八—一九五九年殷墟發掘簡報」考古一九六一年第二期、六七—九頁、周到・劉東亞「一九五七年秋安陽高樓莊殷代遺址發掘」考古一九六三年第四期、二一三頁など。詳しくは、Noel Barnard and Satō Tamotsu, pp. 174-7 を參照。

10 例えば、山西省文物管理委員會「山西省文管會侯馬工作站工作的總收獲（一九五六年冬至一九五九年初）」考古一九五九年第五期、二二三—四頁、山西省文管會侯馬工作站（張守中—整理）「一九五九年侯馬〝牛村古城〟南東周遺址發掘簡報」文物一九六〇年第八・九期、一一—四頁、侯馬市考古發掘委員會「侯馬牛村古城南東周遺址發掘簡報」考古一九六二年第二期、五五—六〇頁など。詳しくは、Noel Barnard and Satō Tamotsu, pp. 242-3 を參照。

11 陳夢家「殷代銅器、三篇」考古學報第七册、一九五四年、一五—五九頁、Noel Barnard and Satō Tamotsu, pp. 1-81d.

12 中國科學院考古研究所灃西發掘隊（徐錫臺—執筆）「陝西長安鄠縣調查與試掘簡報」考古一九六二年第六期、三〇七—八頁。

13 同右。

14 郭寶鈞・林壽晉「一九五二年秋季洛陽東郊發掘報告」考古學報第九册、九二頁、中國科學院考古研究所洛陽發掘隊（郭寶鈞等—執筆）「洛陽澗濱古文化遺址及漢墓」考古學報一九五六年第一期、一七—八頁、郭寶鈞・馬得志・張雲鵬・周永珍「一九五

四年春洛陽西郊發掘報告」考古學報一九五六年第二期、一八頁。

15　同右。

一　洛陽近郊西周遺蹟の概觀

まず、洛陽市近郊の主な西周遺蹟を圖1として示しておこう。(1) この邙山を背にして伊水・洛水に臨む洛陽の地が中國の政治・經濟・文化の中心地となったのは、周公による成周建設と、それに引き續く成王の「遷宅」に始まる。この「遷宅」は成王の在位五年目のことであったと思われるが、(2) 以來この地は、五代の後唐が開封に都を遷すまで、歷代諸王朝の首都もしくは陪都であった。澗水東岸の漢河南縣城、瀍・洛二水にまたがって建設された隋唐洛陽城、白馬寺の東に營まれた漢魏洛陽城は、その名殘りである。この三城の他に、明・清時代に河南府の置かれた洛陽城が瀍西洛北の地にあって、現在は「老城」と呼ばれている。解放後の洛陽は、特にこの老城の西に擴大・發展した。この都市開發の過程で、燒溝の漢墓群・漢河南縣城・東周王城の發見およびその比定を含む考古學的諸知見を得たが、成周の營地に關する考古學的確認は未だ行なわれていない。

しかし、『尙書』洛誥には、

周公拜手稽首曰、朕復子明辟王、如弗敢及天基命定命。予乃胤保、大相東土、其基作民明辟。予惟乙卯、朝至于洛師。我卜河朔黎水。我乃卜澗水東・瀍水西、惟洛食。我又卜瀍水東、亦惟洛食。伻來以圖、及獻卜。

とあり、『逸周書』作雒にも、

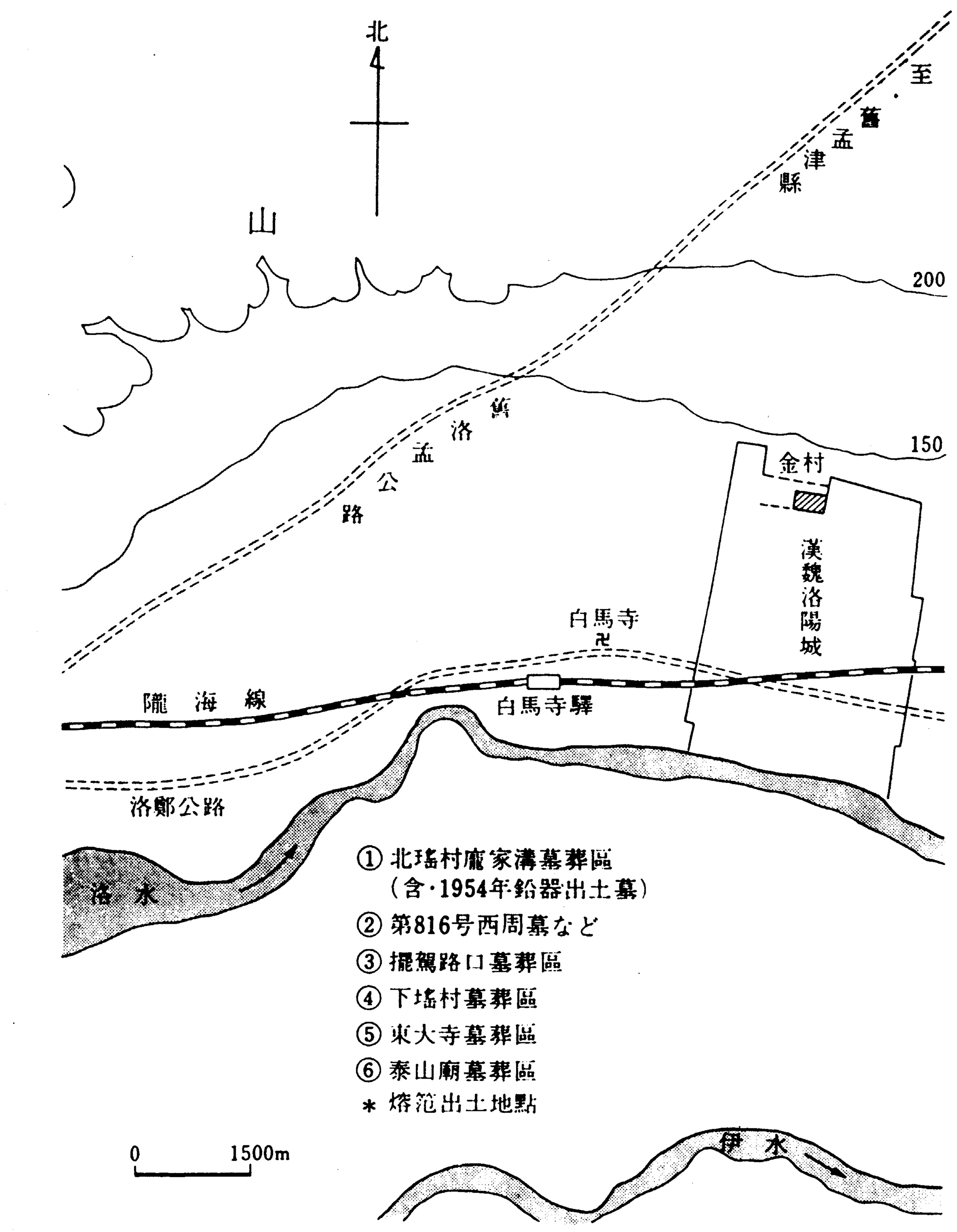

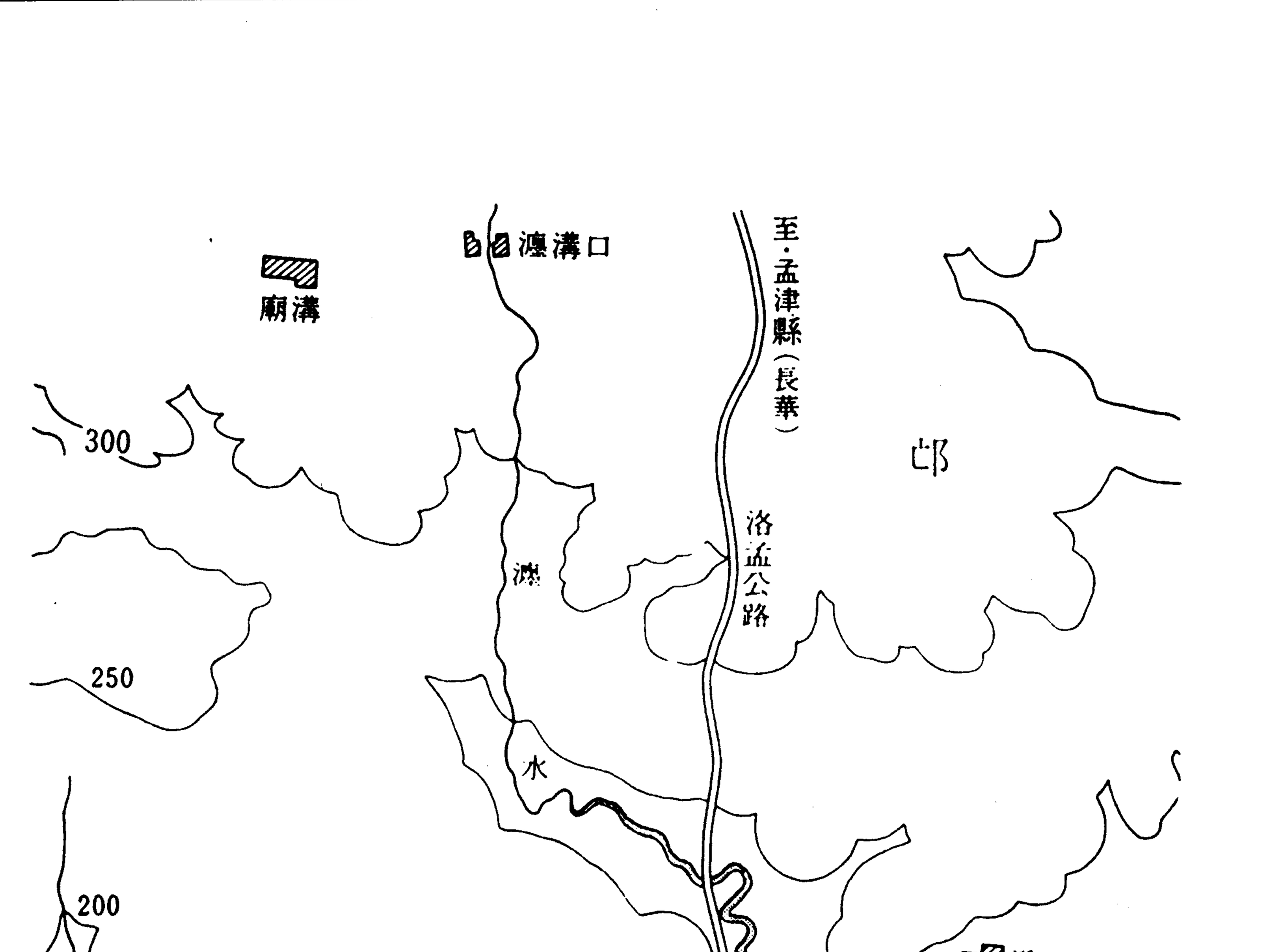

圖1　洛陽市近郊圖

周公敬念于後曰、予畏周室不延、俾中天下、及將致政、乃作大邑成周于土中。立城方千七百二十丈、郛方七十里。南繫于雒水、北因于郟山（朱右曾曰、郟山在河南府城北――筆者――）、以爲天下之大湊。

とあって、この成周が澗水・瀍水の流れる邙南洛北の地に建設されたと理解するのが、研究者間の通念である。(3)

この洛陽からは、周公𣪕（別名、邢侯𣪕・㚇𣪕）をはじめとする幾多の西周青銅容器の出土が傳えられていて、(4) そのうちの戰前出土の有銘器については、『金文分域編』・『同續編』に一應の集成がなされている。(5) これら兩書に收錄された器のうちの令彝・令尊・令𣪕・作冊大方鼎および臣辰の諸器、それと解放後に紹介された叔矧彝は邙山南麓の馬坡出土と報じられ、(6) 競𣪕・競卣をはじめとする競關係の諸器は、廟溝出土と傳えられている。(7) このうちの廟溝については、あるいは苗家溝の誤傳ではなかったかと思われるが、(8) その孰れとしても、今はこの馬坡・廟溝・苗家溝の地が現在の一五〇メートル等高線の北に位置していることに注目しておきたい。

解放後の考古學的調査・發掘においても、瀍水西岸の隴海線沿線の龐家溝（圖1・①）では約二萬五千平方メートルの區域から三百餘基の西周墓が發見されており、(9) 漢河南縣城西部の中州路（圖1・②）からは一〇基、(10) そして瀍水以東の洛陽驛（おそらく老城北方の舊洛陽驛＝現洛陽東驛のことであろう――筆者――）・白馬寺間の鄭州鐵道局鋼鐵工場の敷地内からは、[illegible]射の銘をもつ尊・甗をはじめとする青銅製の諸容器と、玉製の人形等を副葬した西周初期の墓の發見が報じられ、(11) 隴海線の北から舊洛孟公路の南にかけての擺駕路口（圖1・③）・下瑤村（圖1・④）・東大寺（圖1・⑤）・泰山廟（圖1・⑥）の各墓葬區からは、周初の殷人墓を含む計二六基の西周墓が發見されている。(12) このうちの鄭州鐵道局鋼鐵工場の所在については、それが果して龐家溝（圖1・①）の附近なのか、その東の擺駕路口（圖1・③）・下瑤村（圖1・④）の附近なのか、それとも更に東方なのかという點が不明であり、また、龐家溝の墓葬區と擺駕路口・下瑤

村・東大寺・泰山廟墓葬區との關係、それに、令彝・令﨑等が出土したと傳えられる馬坡村の遺構と、例えば擺駕路口墓葬區との關係などについても未だ充分な報告がない。加えて、これら西周遺構は全て墓であって、住居址は今のところ發見されていないのである。しかし、この現象から逆に、當時の居住區と墓葬區は別々の場所に營まれていたとも推定しうるのであって、今これによれば、當時の人々は、これら墓葬區以外の、おそらくは墓よりも南の低地に居住していたものと推測されるのである。

現在の洛・澗・瀍水の流路が西周時代そのままであったのか否かという點についても、充分考慮しておかなくてはならないであろう。東周王城西壁の狀態は、當城築造時の澗水の流路が現在よりも聊か西に寄っていたことを示している。洛水もまた、漢魏洛陽城の南壁の狀態から考えれば、漢魏の頃には今よりも南の地を流れていたと思われるのである。もとより、これは東周時代・漢魏の頃のことであって、西周時代の水路が具體的にどうであったかということにたいする回答と見るわけにはいかない。これら三水の西周時代における具體的流路については、別途に考えなくてはならないであろう。しかし、一方でかかる現象が存在することからすれば、當時の三水の流路についても、多少の幅をもたせて考えておくべきであろうと思われるのである。

成周の居住區について、これを西周墓の分布狀態から考えるならば、あるいは現在の中州路と洛水に挾まれた澗・瀍間の地に求めうるかのごとくである。しかし、『漢書』地理志の河南郡雒陽の條には、

雒陽　周公遷殷民、是爲成周。

とあって、この記事によるならば、後漢時代の班固は、成周が現在の漢魏洛陽城ないしその近邊に建設されたものと理解していたと考えざるを得ない。現在までのところ、この漢魏洛陽城そのものからの西周遺構の發見は報じられていないが、この漢魏洛陽城を含む瀍水以東の地にたいする考古學的調査・發掘も、その報導のされ方から判斷するならば、決して充分とは言えないようである。したがって、現時點において成周の居住地區を具體的に比定することは差し控えたいが、成周の營地については、當面、北は現在の一五〇メートル等高線の附近から南は洛水の稍南まで、西は東周王城から東は漢魏洛陽城の稍東までの區域のいずれかの地に想定しておくべきであろう。

右の概觀を念頭において、以下では、東周王城西壁附近と泰山廟墓葬區から出土した熔范について檢討したい。

一九五～一九六

1　當圖の作製には、次の諸圖とその說明を參考にした。
桑原隲藏『考史遊記』一九四二年、弘文堂書房・東京（又、『桑原隲藏全集』第五卷、一九六八年、岩波書店・東京、二八〇頁・第三圖）。
W. C. White, Tombs of Old Lo-yang——A Record of the Construction and Contents of a group of Royal Tombs at Chin-tsun, Honan, probably dating 550 B.C. ——, Kelly and Walsh, Ltd., Shanghai, 1934, Sketch Map of Li-mi-cheng (Old Loyang), Honan.
丁文江・翁文灝・曾世英『中國分省新圖』第四版、一九三九年、申報館・上海、三五頁「洛陽」。
考古通訊一九五五年創刊號、一四頁・圖一、一八頁・圖五。
考古學報第九册、一九五五年、九二頁附「洛陽東郊發掘區域圖」、一一九頁・圖一、一二四頁・圖二、同一九五六年第二期、三二頁附・圖版一、同一九五九年第二期、一六頁附・圖一。
文物一九七八年第七期、四六頁・圖一、四七頁・圖二、圖版四。
中國科學院考古研究所（蘇秉琦・安志敏・林壽晉—執筆）『洛陽中州路（西工段）』中國田野考古報告集・考古學專刊丁種第四號、一九五九年、科學出版社・北京、圖版八九。
中國國際旅行社『中國旅行（鄭州・洛陽・安陽・林縣）』一九七七年、中國旅游出版社・北京、四四頁「洛陽市游覽圖」。
山泉『河南』中國知識叢書、一九七七年、中華書局香港分局、八四頁・圖三三、八五頁・圖三四、八六頁・圖三五、九二頁・圖三九。

2　唐蘭「㺇﨑銘文解釋」文物一九七六年第一期、六一頁、馬承源「何﨑銘文初釋」文物一九七六年第一期、六五頁。

3　例えば、林泰輔『周公と其時代』一九一五年、大倉書店・東京、八一—九一頁、宮崎市定「中國城郭の起源異說」歷史と地理第三二卷第三號、一九三三年（又、『アジア史研究』第一、一九五七年、東洋史研究會・京都、五八—六〇頁）、大島利一「中國古代の城について」東方學報（京都）第三〇册、一九五九年、四六—九頁、後藤均平「成周と王城」『和田博士古稀記念東洋史論叢』一九六三年、株式會社講談社・東京、四〇八頁、伊藤道治「先秦時代の都市——その一、考古學的に見た都城——」研究第三〇號、一九六三年、四四—五一頁など。

4　例えば、梅原末治「洛陽發見と傳へる一群の古銅器に就いて」美術研究第五七號、一九三六年（又、『東亞考古學論攷』第一、一九四四年、星野書店・京都、二五四—二六九頁）など。

5　柯昌濟『金文分域編』餘園叢刻、一九三五年、卷一〇第一五葉、『同續編』一九三七年、新々印書局（代印）、卷九第三四葉。

6　侯鴻鈞「洛陽市在文物普查中收集到西周珍貴銅器」文物一九六二年第一期、五六—七頁。

7　郭沫若『兩周金文辭大系攷釋』（一九三五年刊）第六六葉の競段の條には、「器は洛陽から北へ十二、三里許りの邙山の廟溝から出」土したとあり、陳夢家氏は「西周銅器斷代」㈤、考古學報一九五六年第三期の一一一頁において、競卣が「一九二六年あるいはその前年に、洛陽邙山の廟溝から出土して、今は日本の住友氏の許にある」とした上で、更に、「競組の銅器は一つの墓から出土したとすべきである。盜掘されたために、出土後に分散して、その大部分は開封の﨟なる古董商の手に渡り、轉じて懷履光の得るところとなった——別に二段（卽ち兩周圖六四所錄）あって、これらも、北京に運ばれた後に懷氏の物となった——。一九四六年の三月に、私はカナダのトロント博物館で當群の大部分を見たが、但、該館が同墓所出の器を全部で一四點であると稱する點は、別に信ずべきことではない。そこで、當時の記錄にもとづいて、競組の器と認めうるものを、以下に列記する」と述べて、關聯諸器の集成を試みている。しかし、陳氏が一九二六年あるいはその前年に出土したとする競卣は泉屋Ⅰ（一九一一年刊）に著錄されていて、一九二六年は泉屋Ⅱの序文が書かれた年である。出土年に關する陳氏の記述は、氏の知りえた初出著錄にもとづく推測である、と理解すべきであろう。

8　前揭注（7）に紹介した郭氏の記述は、方位と距離を明示している點において無視すべからざるものであるが、郭氏はその取材源を明らかにしていない。手許の史料で「廟溝」なる地名を探すと、確かに老城北壁から約一二、三キロメートルの地に同名の集落を得るが、郭氏の言う「十二、三里許」が果して公里・市里（もし市里ならば「十二、三里許」は約六、七キロメートル）の孰れか不明である上に、この『兩周金文辭大系攷釋』執筆時に、郭氏は日本に滯在していたのであって、この出土地に關する氏の記述は傳聞にもとづくものと推測される（なお、この記述は一九三二年刊の『兩周金文辭大系』には見えない）。また、この圖1西北隅の廟溝は、餘りにも他の西周期の遺構と離れている。あるいは、この「廟溝」とは苗家溝の誤傳ではあるまいか。出土時を遠く隔てた今日において、その出土地點を確認することは困難であるが、ひとつの可能性として、右のごとき推測を加えておきたい。

9　洛陽市文物管理委員會（賀官保—執筆）「洛陽市北窰龐家溝出土西周銅器」文物一九六四年第九期、五四—五頁、洛陽博物館「洛陽龐家溝五座西周墓的清理」文物一九七二年第一〇期、二〇—三一頁、圖版三。この龐家溝墓葬區の範圍はもう少し廣く考えておいてよいのではあるまいか。おそらく、洛陽博物館「洛陽北瑤西周墓清理記」考古一九七二年第二期、三五—六頁、圖版四、河南省文化局文物工作隊第二隊（若是—執筆）「洛陽的兩箇西周墓」考古通訊一九五六年第一期、二七—八頁、圖版七—八として紹介された西周墓をも、その一部としていたものと思われる。なお「洛陽的兩箇西周墓」に第三・〇一號墓として紹介された遺構からは、計八點の鉛製明器が出土していて、このうちの卣は、當初、文物參考資料一九五四年第九期の圖版七において「河南洛陽出土の殷代鉛卣」として紹介されたものであるが、當墓出土の鉛器中には周固有の觶が含まれていること

一九七～一九八

を指摘しておきたい。當遺構の築造は西周時代のことと理解すべきである。

10 考古研究所洛陽發掘隊（安志敏・林壽晉—執筆）「一九五四年秋季洛陽西郊發掘簡報」考古通訊一九五五年第五期、三〇頁、圖版六—七、中國科學院考古研究所前掲書、五三—六〇、一三九—一四〇、一五二頁、圖版一〇、四〇—四、九〇—一を參照。

11 傅永魁「洛陽東郊西周墓發掘簡報」考古一九五九年第四期、一八七—八頁、圖版三—四、鄒衡「試論殷墟文化分期」北京大學學報（人文科學）一九六四年第四—五期（又、一九七三年、朋友書店・京都、二八頁附・圖三）。

12 郭寶鈞・林壽晉「一九五二年秋季洛陽東郊發掘報告」考古學報第九册、九一—一一六頁、一二圖版。

二　東周王城西壁出土の「饕餮紋陶銅范」について

この「饕餮紋陶銅范」は、周代の王城址を求めて一九五四年春に行なわれた調査・發掘の際に、澗水東岸の第四號灰坑（圖1・*1、圖2參照）(1)内から出土した二塊の熔范のうちのひとつで、WWH4:4なる注記番號で報告されたものである。(2)この第四號灰坑は第七號B探溝西端の第四層中にあって、地面下二・六メートルのところに開口する口徑一・四—二・四五メートルの不規則な筒形をした竪穴で、坑深は一・〇五メートル、底徑は一・六メートルあって、床面には草拌泥が塗られていた。(3)坑内からは、鼎足（圖3・5—8）・甑底・器形不明器圏足部（圖3・2）・同肩部（圖3・3）・同口緣部（圖3・4）などと推定される土器の破片九點、紡輪數點、石杵（圖3・10）・石鎌の破片（圖3・9）、骨錐（圖3・11）・用途不明骨器（圖3・12）・班（ママ）鹿角一點、熔范二點を含む計二十點以上の遺物とともに、炭末と紅焼土が發見されている。(4)この時の

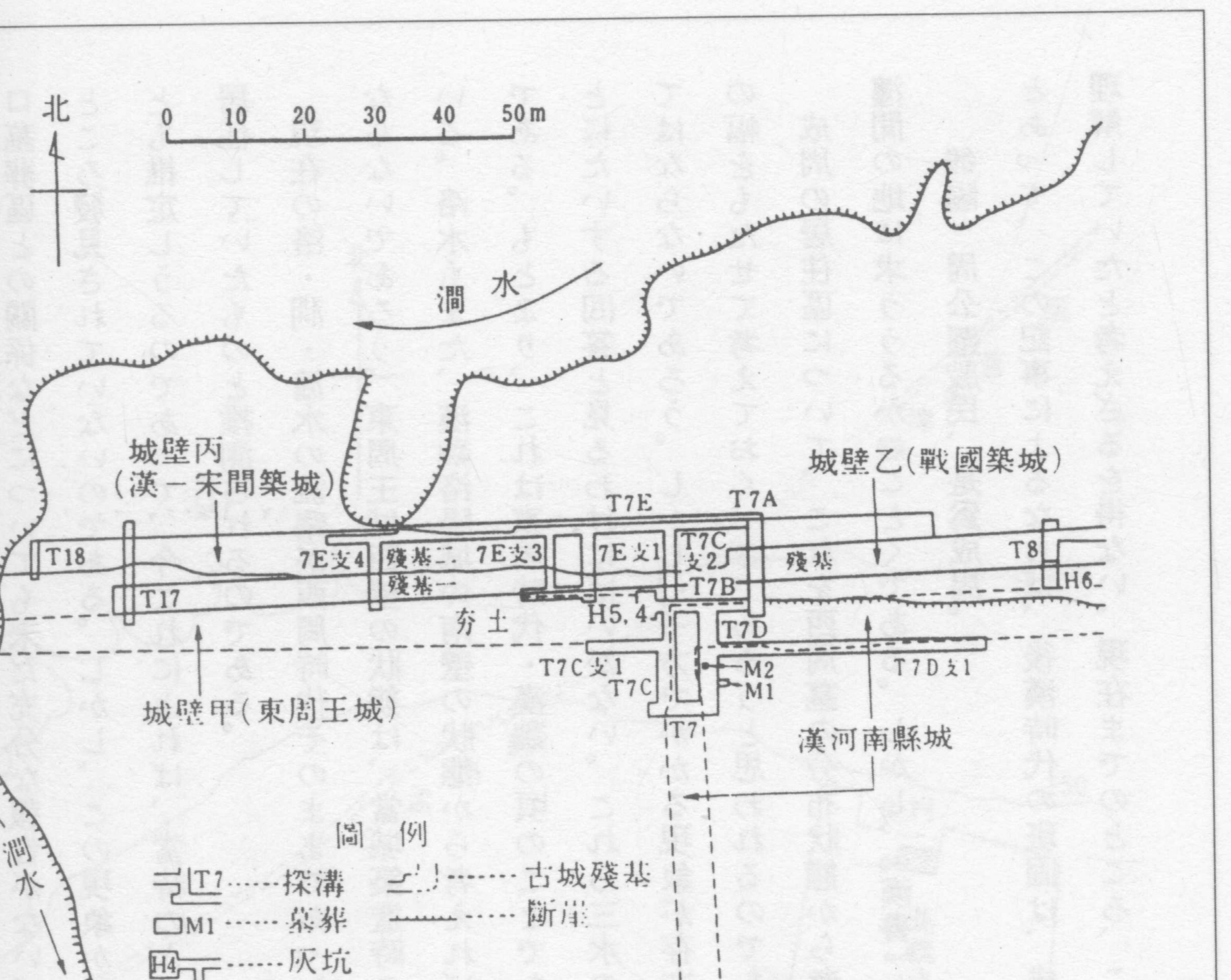

圖 2　東周王城西壁第4・第6號灰坑の位置

發掘では、當灰坑の東約六十メートルの地點の地面下二・八五メートルに開口する第六號灰坑（WWH6）からも、六點の熔范が發見された。この第六號灰坑は坑深一・三メートルの竪穴で、その東・西・北の三面は戰國時代の城壁によって切られており、(5)熔范の他にも土器と石器が出土したと報じられているが、その具體的形狀を知りうるものは、圖4・1—2に示した熔范と骨笄の兩破片のみである。(6)

これら第四・第六號灰坑出土の熔范について、報告者は次のように述べている。(7)

鑄銅用の陶范（ママ）　4:4（……中略……本稿の圖3・1、圖5——筆者——）は、外面が不規則な形狀を呈する土塊で、その土質は粗い。施紋面は入念に仕上げられていて、太い線や細い線を使って饕餮紋が刻まれている。現存部分の大半は微かに火で焼かれて、黄褐色を呈して

いる。〔施紋面は〕縱・横ともに約五センチメートルである。また、6:2（……中略……本稿の圖4・1——筆者——）なる一范は青灰色を呈し、焼製されており、その焼製溫度は4:4よりも高くて、土質は頗る堅い。内面に雕紋がなくピシッとした角度がつけられているのみである。當范の縱・横も、共に五センチメートル前後である。この他にも、第四號灰坑からは一塊が、また第六號灰坑からは五塊の熔范が出土しているが、これら諸熔范のすべてには、鑄込み後に特有な光凹が見られて刻紋が無く、内面に銅渣のこびりついているものもあるし、出土地一帶には銅渣が散在していて、これによれば、澗水沿岸で殷代に銅器を鑄造していたことが分るのである。

右の報告によると、これら東西に約六十メートル距って穿たれた二つの灰坑からは計八塊の熔范の破片が出土したとのことであるが、現狀において、その紋樣および器形について多少とも檢討しうるものは、WWH4:4のみである。したがって、以下ではこのWWH4:4について檢討を試みるが、このWWH4:4（圖3・1、圖5）を見て直ちに氣づくことは、そこに施された紋樣が顧鳳紋だということである。報告者はこれを「饕餮紋」と呼んでいるが、この點は先ず訂正すべきことである。これとよく似た顧鳳紋は、例えば〓觶（圖7・2）・作旅彝尊（圖9・1）・庚嬴卣（圖9・5）・靜毀（圖8・1）のごとく、觶・觶形尊・卣・毀の器腹またはその蓋の主紋としてよく見かけるもので、その鳥としての特徵は、嘴が長く、しかもその先端が丸まっており、頸の後に「先が丸くふくらんだ重さうな感じの」(8)肉冠を垂らしていることである。かかる特徵を具えた顧鳳を、以下では特に括弧を付して「顧鳳」と呼ぶことにしたい。

ところで、當熔范の「顧鳳」には雲のごとき紋樣が嘴と背の間を埋めるべく配されており、頸部にも一鱗紋が付されている。この二つの要素を兼ね具えた「顧鳳」は、管見の限りでは靜毀（圖8・1）に着けられたものを唯一とするが、靜毀の「顧鳳」は頭でっかちの猪頸の鳥で、しかも、雲のごとき紋樣が鳥の頭の横に配されていて、この點にお

圖 3　東周王城西壁第4號灰坑出土主要遺物

いて當熔范上の鳥とは異なっているのである。特に、頭から頸へかけてのプロポーションが異なる點は看過しえないであろう。むしろこの點では、雲のごとき紋樣を肉髹で表わしている圖7・2の「顧鳳」に注目すべきであろう。

圖4　東周王城西壁第6號灰坑出土主要遺物

この〓觶(圖7・2)は、現在、アメリカのフリア美術館に收藏されており、通口緣高一二センチメートル、腹徑一一センチメートル、重さは〇・八二キログラムあって、その平面圖は角丸の長方形を呈している。[9] 著錄としては、

夔鳳文觶　高四寸　華府　フリア美術館藏

として歐華一・五一(一九三三年)に初出するが、フリア氏による當器の取得は一九一九年のことである。[10] その出土および傳來に關する詳細は不明であるが、一九世紀中葉から今世紀前半にかけての代表的著錄である攈古・小校・三代・著錄目などに收錄されていないところから考えると、あるいは一九一〇年代の後半に出土して、その後、直ちに渡米したものかと推測される。

當觶が近世出來でないことは確かであって、The Freer Chinese Bronzes, Vol. Iによると、器壁下部の無紋帶と内底に各一箇のスペーサーが露顯していて、これらの箇處には、他にも幾つかのスペーサーが配されているものと推測されている。[11] 銘も鑄銘とのことで、[12] おそらく本

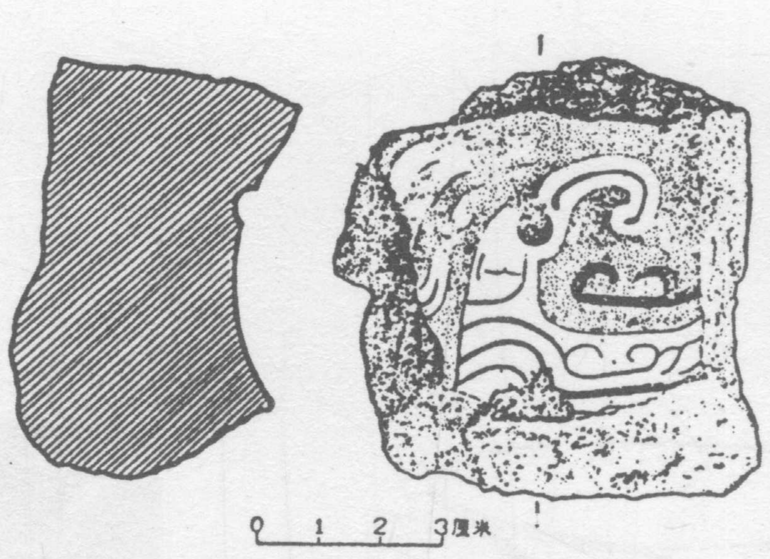

圖5　「顧鳳」紋器范描圖

來は有蓋觶であったものと推測されている。[13] 同書は、當觶の製作年代を「周代早期(前一〇世紀)」としているが、[14] 同書は西周期の諸王の在位年代を次のように算定しており、

武王(前一〇二七—一〇二五年)・成王(前一〇二四—一〇〇五年)・康王(前一〇〇四—九六七年)・昭王(前九六六—九四八年)・穆王(前九四七—九二八年)・共王(前九二七—九〇八年)・懿王(前九〇七—八九八年)・……

これによれば、當觶の製作年代は、康王末年から懿王初年にかけてのいわゆる西周前期の末から同後期の初めにかけてということで、略妥當な比定というべきである。では、洛陽出土の「顧鳳」紋器の熔范についても、そのように考えてよいのであろうか。

既に述べたように、報告者はこの「顧鳳」紋范の年代を殷代に比定していた。この時代比定は、當范の出土地點の層位と同出諸器物の時代判定の結果にもとづいて行なわれたものであるが、當范の出土地附近の地層について、發掘報告は次のように述べている。[16]

地層内に六層の堆積を含むものは、ただWWT7B(……中略……本稿の圖2——筆者——)の例があるのみである。

第一層　農耕土、厚さ〇・一五—〇・二五メートル、戰國以來の各種の土器片と現代瓷片を含む。

第二層　黃褐土、厚さは〇・一—〇・五メートルあって、地面下〇・三—〇・七メートルのところに堆積している。包含物には漢代以前の鬲・盌・甕・罐等の破片が多い。

第三層　紅褐土、第二層との境界はさほど明らかでない、堆積の厚さは約〇・八—〇・九五メートルあって、地面下一・五五メートルの附近に堆積している。包含物には鬲・罍・罐・大口尊等の破片があり、多くは殷代あるいは周初の泥質および夾砂繩紋陶片であり、戰國あるいはその以後の遺物はない。

第四層　淺灰土、厚さは〇・九—一・六メートルで、地面下二・四—二・九メートルのところに堆積しており、第三・第五層との境界ははっきりしている。當層の上部には紅燒土粒を僅かに夾雜し、下部に包含しているものは、すべて殷代および殷以前のものである。當層の西端の第五層上には植物の燃え殘りが堆積していて、下(ママ)には殷代灰坑の第四號灰坑(第四層から掘りはじめられている)があり、その包含物については、『考古學報』一九五六年第一期の「洛陽澗濱古文化遺址及漢墓」なる一文中に詳しい。

第五層　灰褐土、炭末を夾有していて、土質は頗る堅く、厚さは〇・四—〇・九メートルあって、地面下三・〇—三・九メートルのところに堆積している。包含物は多くなく、仰韶期の磨光紅陶片・夾砂質陶鼎・平底罐等の破片が少しばかり有るだけであるところから考えると、當層は仰韶期の文化層である。當層内の西端には仰韶期の灰土穴なる第五號灰坑が一基あって、第六層を掘り進んで地山(ぢやま)に達しており、包含物は非常に豐富である(『考古學報』一九五六年第一期「洛陽澗濱古文化遺址及漢墓」を見よ)。

第六層　紅土、土質は粘土で硬く、厚さは一・一メートルあって、地面下五メートルのところに堆積しており、いかなる出土物もない。この下は黃土の地山である。

WWT7Bの所在地點は四壁中もっとも高く且つ流れに近いところであって、ここは、仰韶期の人々が選擇して、殷人がこれを繼ぎ、周・漢の時代に築かれた城壁が廢棄された後には、城壁の土が復びその上を覆ったために、この地點のみが六層の堆積を保って今日に到ったのであり、この地は城壁下を人類が最も早く開發した一地點である。

聊か長い引用となったが、これによれば、「顧鳳」紋器の熔范の出土地附近の地層は、仰韶期以前から現代に至る六層の堆積からなり、當熔范が出土した第四號灰坑の營まれた第四層は、上・下二層に分かれつつも、第四層としては第五・第三層と明確に識別しうるとのことである。そして第四層の時代については、第四號灰坑出土遺物が殷代のものであること、その下の第五層が仰韶期の文化層であること、そして第三層中に殷代ないし周代初期の土器の破片が多く、戰國時代以後の遺物が無い、という三つの理由から、報告者はこれを殷代と判定したのである。

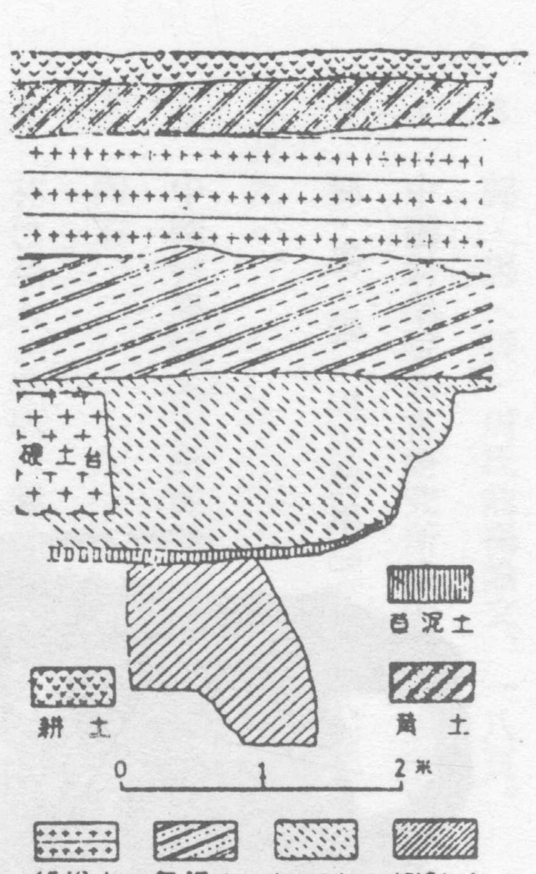

圖6　東周王城西壁第7號B探溝西壁斷面圖

しかし、かかる推定が成り立つためには、その前提として、當探溝(WWT7B)の入れられた地點の堆積に攪亂や混入のないことが確認されなくてはならないであろう。圖2によれば、この第七號探溝の附近には四基の古城が築かれていて、第四號灰坑にかかる城壁甲は東周王城に、そしてこの城壁甲の東部をその一部として利用しつつ第四號灰坑の東で南に延びる古城壁は、漢代河南縣城に比定されている。また、城壁甲の北に相接して築かれた城壁乙および城壁丙は、それぞれ戰國期および漢—宋間に築かれたものと推定されているのである。[17] つまり、當探溝の附近では、東周以來宋代までに、大規模な土木工事が少くとも四回は行なわれたのであって、しかも、當灰坑の南部は城壁中に延入しているというのである(圖6)。[18] これによれば、當灰坑附近の堆積が自然狀態において行なわれたとは考え難く、報告者の推定は、その立論の根據を失なうことになる。しかも、當灰坑出土遺物の時代比定には、遺物相互の間に時間的幅を考えておかなければならないのである。この點は報告者も認めるところであって、例えば圖3・5—7、圖

(3) (2) (1)

圖 7 「顧鳳」を主紋とする觶と有臺毁

(2) (1) (4) (3)

圖 8 「顧鳳」を主紋とする毁

圖9 「顧鳳」を主紋とする尊と卣

3・8などは、それぞれ殷代中期・殷代晩期に比定されている。(19) 各遺物の出土狀況に關する報告がないために、確言はできないが、右に指摘した諸狀況を考慮するならば、この「顧鳳」紋器の熔笵の製作時代を考えるばあいに、強いて他の同出遺物と關聯させて考える必要はないであろう。

では一體この「顧鳳」紋笵の製作時代は何によって決めることが出來るのだろうか。私見によれば、それは紋樣を措いて他にない。

この「顧鳳」紋を主紋とする器を既刊著錄中から蒐めて、器種ごとに纏めると、圖7—圖9を得る。(20) 圖7・2は[illegible]觶、圖7・3は孟段、圖8・1は靜段、圖9・5は庚嬴卣であり、また、圖9・1と同4には共に「作旅彝」なる銘があって、いわゆる卣・尊セットのひとつと推定される。ところで、これら一二器の器影を一見すれば、その時代は容易に知りうるであろう。尊が全て觶形尊であることはその製作が殷ではなくて西周期に屬することを示唆するものであるが、(21) これら一二器の下腹部の脹らみ方、圏足の側視形の狀態は、これら一二器の製作時期が、いわゆる西周初期の末から後期の初めに至る間であったことを明瞭に物語るものである。(22) 第四號灰坑出土の「顧鳳」紋器の熔笵も、この時期に製作されたと考えるのが最も自然であろう。

1 本圖は主として郭寶鈞・馬得志・張雲鵬・周永珍「一九五四年春洛陽西郊發掘報告」考古學報一九五六年第二期、四頁附・圖五にもとづいたが、若干の點については、考古研究所洛陽發掘隊（陳公柔—執筆）「洛陽澗濱東周城址發掘報告」考古學報一九五九年第二期、二八—三二頁の記述にもとづいて補訂した。

2 中國科學院考古研究所洛陽發掘隊（郭寶鈞等—執筆）「洛陽澗濱古文化遺址及漢墓」考古學報一九五六年第一期、一一—二八頁、郭・馬・張・周氏前掲論文、一一—三一頁。

二一〇～二一一

3 郭・馬・張・周氏前掲論文、一八頁。

4 中國科學院考古研究所洛陽發掘隊前掲論文、一六—一七頁。

5 郭・馬・張・周氏前掲論文、一八頁。なお、當城壁の築造時代については、考古研究所洛陽發掘隊前掲論文、二九頁を参照されたい。

6 中國科學院考古研究所洛陽發掘隊前掲論文、一七—一八頁。

7 同右。

8 林巳奈夫「鳳凰の圖像の系譜」考古學雜誌第五二卷第一號、一九六六年、一九頁。

9 Pope, J. A., Gettens, R. J., Cahill, J., and Barnard, N., The Freer Chinese Bronzes, Vol. I, Catalogue, Washington, 1967, p. 398.

10 Ibid.

11 Ibid., p. 400.

12 Ibid., p. 401.

13 Ibid., p. 400.

14 Ibid., p. 398.

15 Ibid., p. 17.

16 郭・馬・張・周氏前掲論文、一四頁。

17 考古研究所洛陽發掘隊前掲論文、二八—九頁。

18 郭・馬・張・周氏前掲論文、一八頁。

19 中國科學院考古研究所洛陽發掘隊前掲論文、一七頁。

20 なお、西清二六・二六（著錄目四一五頁）に「周亞觶」（通蓋高約一六センチメートル）として紹介された器については、あるいは「顧鳳」紋觶かと思われるが、紹介された紋樣および器影が西清所載のもののみであることから、一應、考察の對象から外しておきたい。また、西清九・七（著錄目一一〇頁）所載の「周草尊」（通蓋高約一六センチメートル）については、移林に、「𢍰卣蓋　圖小于器十分之二　款鑄器中　南海李氏宗岱舊藏」と紹介された卣蓋の紋樣拓本において、嘴の先が鋭く尖っていることから、「顧鳳」紋ではないと判斷した。おそらく、兩器はセットとして使われることを豫想して製作されたものと思われる。また、日華二・一五五の「夔鳳文尊」（觶形尊）については、その內底の銘および頸部帶紋中の顧鳳に疑問があるので、考察の對象から除外した。

21 松丸道雄「殷周靑銅器分類表」、陳夢家編・松丸道雄改編『殷周靑銅器分類圖錄』一九七七年、汲古書院・東京、所收。

22 林巳奈夫「殷西周間の靑銅容器の編年」東方學報・京都・第五〇册、一九七八年、一―一五五頁。なお、嘗て陳夢家氏は、西周銅器の紋樣に表わされた鳥を、①不分尾的長鳥・②成對的小鳥・③不垂啄的大鳥・④分尾的長鳥・⑤垂啄的長鳥・⑥分尾而垂啄的長鳥・⑦垂啄的大鳥の七種類に分類した上で、「康初興起的分尾與垂啄之鳥仍流行于康王以後」と指摘したことがあった（斷代㈢、考古學報一九五六年第一期、九二―三頁）。陳氏の⑦垂啄的大鳥の中に含まれるものが本稿の「顧鳳」であるが、少なくともこの「顧鳳」については、陳氏のごとく理解して誤りないであろう。

三　泰山廟墓葬區出土の「雲雷紋銅觚陶範」について

この「雲雷紋銅觚陶範」は、中國科學院考古研究所・北京大學歷史系・文化部社會文化事業管理局が合同して、一九五二年の秋に、隋唐洛陽城の東北部一帶の擺駕路口・下塲村・東大寺・泰山廟で發掘を行なった際に、泰山廟墓葬區の第二號灰坑から出土した大量の熔范のうちのひとつである。[1] この第二號灰坑は泰山廟廢址の東約二十メートルの地點に入れられた第五一號探溝中から發見されたもので、これら第五一號探溝および第二號灰坑について、報告者は次のように述べている。[2]

二一二～二一三

第五一號探溝は泰山廟廢址の東側に入れられた南北長一〇メートル・東西長二メートルの一探溝である。溝內の地層は、表面は黃褐色の農耕土（厚さ〇・〇七―〇・一メートル）であり、中層は混入した褐色の土砂と、攪亂されていない堆積土（厚さ〇・四―〇・八三メートル）で、包含遺物は頗る雜多である。下層は黃土で、比較的單純である。北端から二・七―四・七メートルの地面下〇・五六メートルのところで、平面圖が不規則な楕圓形を呈する東西長三・四二メートルの灰土坑、すなわち第二號灰坑を發見した。坑內の中層は深灰色土で、さくさくと軟かい。下層は黃灰土で、中層よりもしまっていて硬い。灰土內の包含遺物には陶片・骨笄・龜甲、それと大量の鑄銅用熔范の破片があった。なかでも重要なものは方形の鑿の施された龜板……（中略）……と銅觚用の陶範（……中略……上記の二點については本稿の圖10を參照されたい――筆者――）で、共に濃厚に殷人の作風を帶びていて、この地區が、確かに殷代に曾つて人が居住していたところであることを示している。但、第二號灰坑の南の部分は磚瓦を含む攪亂層によって破壞されているので、灰坑の大半は、已にその本來の姿を保持しえなくなってしまっている。

右の報告によると、この第二號灰坑は、地面下〇・五六メートルのところ（第五一號探溝の中層）に開口する東西に長い不規則な楕圓形の竪穴で、その南側の坑壁から坑內にかけては、磚瓦を含む攪亂層によって破壞されている。開口部における東西長は三・四メートルあって、その南北長は第五一號探溝にかかる部分で二メートルと報じられているが、その坑深に關する記述はない。坑內からは大量の熔范の他に、土器の破片・骨笄・龜甲等が出土したと報じられているが、その出土狀況については不明である。また、その器影を確認しうるものは、「方鑿龜板」（圖10・1）と「雲雷紋銅觚陶範」（圖10・2）の二點のみであって、他の遺物については、器影はおろか、出土點數についても報告が無いのである。

報告者は、この「方鑿龜板」と「雲雷紋銅觚陶範」に殷人の濃厚な作風を認めたうえで、「この地區が、確かに殷代に曾つて人の居住していたところであることを示している」と述べているが、この點は如何であろうか。まず「方鑿龜板」について見てみよう。周知のごとく、占卜用の龜甲・獸骨の裏面に施された鑿の形狀は、いわゆる殷墟出土のものをはじめとして、その殆どは、平面圖が圓形・楕圓形・長八角形・長六角形などの形狀を呈しており、圖10・1のごとき方形のものは、一九五六―七年に陝西省西安市長安縣張家坡の第四二二號灰坑から出土して、西周時代の遺物として報告された龜版（H22:17）のものを唯一の例外とするのであって、[3] この張家坡における知見を得た現在、「方鑿龜板」に殷人の作風を認めて、その時代を殷代とすることには今少し愼重であるべきであろう。

では、「雲雷紋銅觚陶範」（圖10・2）についてはどうであろうか。まず、當熔范が觚の范であることは、その稜を含めた施紋面の形狀と、その圈足の口徑が約九・二センチメートルと推定しうるところから確認される。[4] 觚の圈足部の外側は四胎の范を組み合わせて鑄製されるものであり、當范はそのうちの一胎の下半に相當する。紋樣はいわゆる散開饕餮であるが、雷紋の地に眉・目・耳・鼻・口などを太い凸線で畝立てして、その峰筋に一本の細い溝を切ったものである。かかる技法の散開饕餮を、以下では特に括弧を付して「散開饕餮」と呼ぶが、或る器物の命名をその紋樣にもとづいて行なおうとするばあい、その主紋を以て命名するのが研究者間の通念であることからすれば、圖10・2の熔范は、「散開饕餮」紋觚范と呼ぶべきであろう。

二一四～二一五

(1) 方鑿龜版

(2) 「散開饕餮」紋觚足部熔范

圖10　泰山廟第2號灰坑出土主要遺物

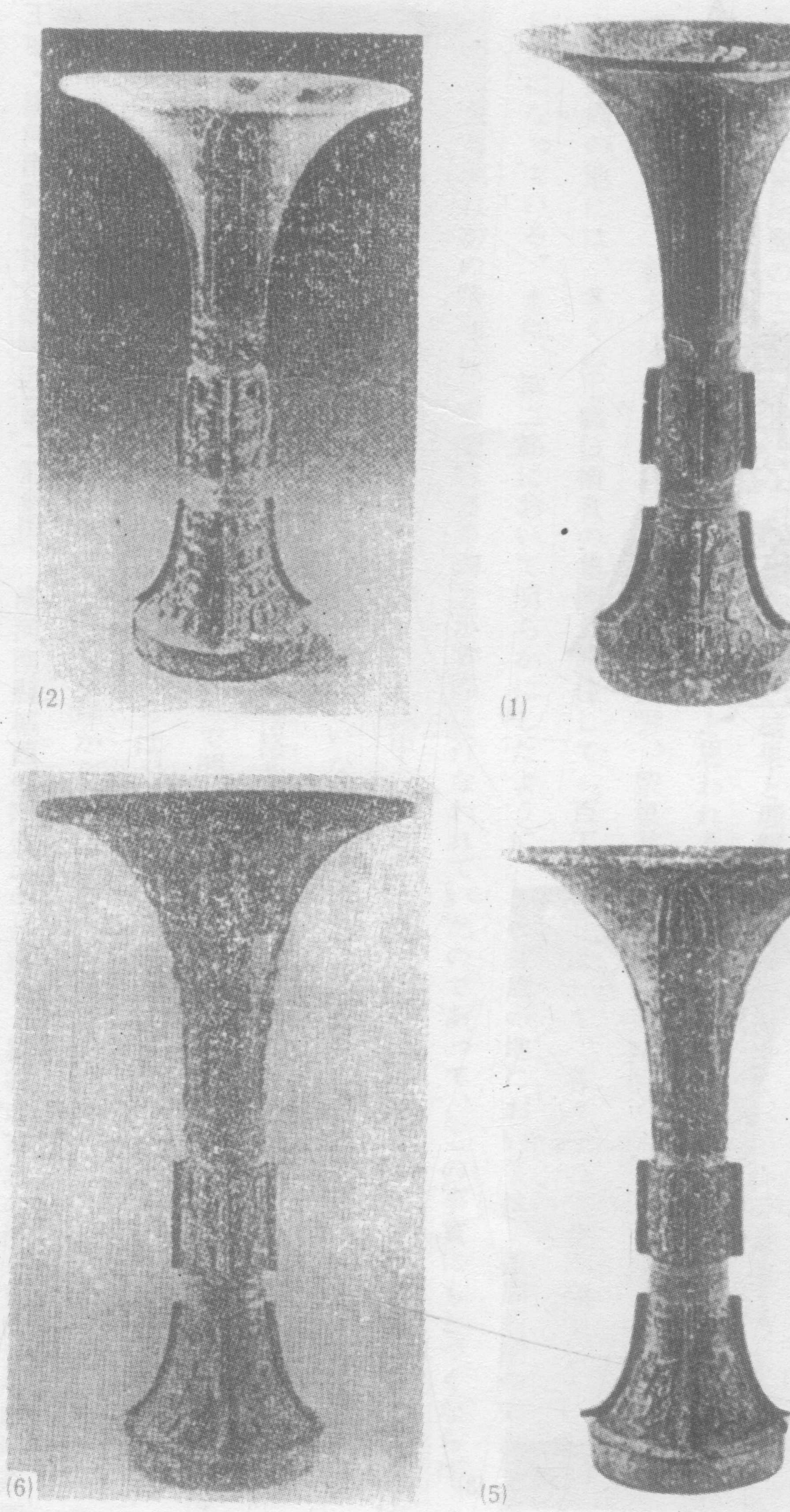

圖11　主要な「散開饕餮」紋觚

二一六～二一七

この「散開饕餮」紋を付した觚は、從來あまり見かけないもので、管見の限りでは、表1に掲げた一四器を得るのみのごとくである。このうちの①には、[銘文]という銘があって、この①觚(圖11・1)は、同銘・同紋の爵(圖12)とセットをなすものと推定される。また、⑥は一九七三年一月に河南省西部の靈寶縣澗口公社王家灣から爵・鉼・刀(各一點)とともに發見されて、その製作年代を武丁ないしそれより稍後に比定されたものであり、[5] ⑪は、一九六六年に、河北省南端の磁縣下七垣村の地下八メートルの地點から、殷代晩期に比定される一一點以上の青銅器と一緒に出土した攼觚である。[6]

これら一四器のうち、その寸法が明示されているものについてみると、通口緣高は二七－三二・七五センチメートル、口徑は一五・五－約一八センチメートル、足部口徑は八・九－約一一・一センチメートルであって、その大きさは、ごく標準的な大きさの觚に相當する。また、全一四器中、無棱觚は一點もなく、⑥については破損のためにその詳細を知りえぬものの、他の一三器には、その腹部と足部に、各四條の棱が凸出している。おそらく⑥にも、他器と同じ狀態で棱が凸出していたものと思われる。この棱に關する現象は、「散開饕餮」紋觚に共通する特徴のうちのひとつとして注目してよいと思われる。

紋樣について見ると、各部の紋樣の組み合わせには、表1のI－Vのごとき五種類の組み合わせが見られる。だが、このう

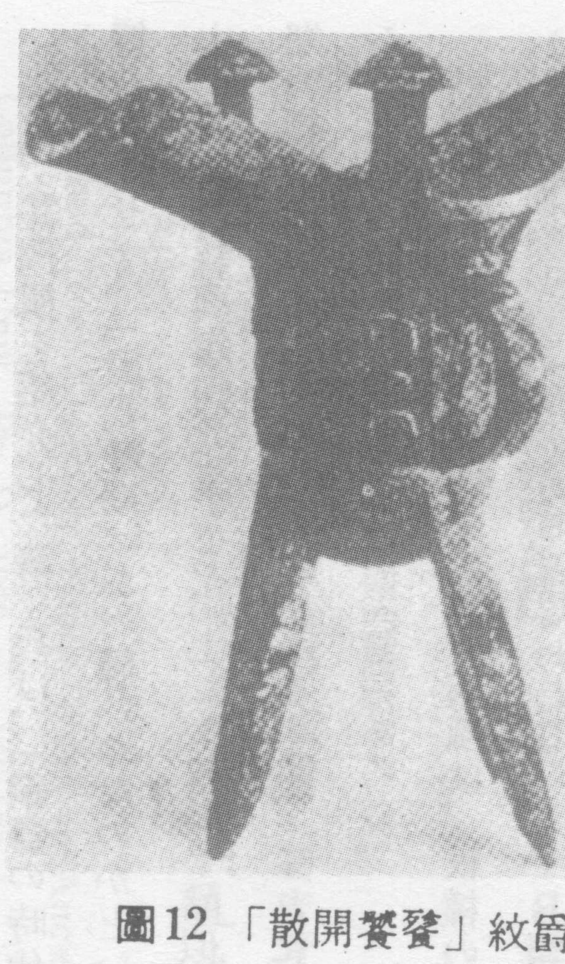

圖12「散開饕餮」紋爵

表1「散開饕餮」紋觚一覽表

事項 ＼ 類	① A	② A	③ A	④ A	⑤ A	⑥ A	⑦ A	⑧ A	⑨ A	⑩ A	⑪ A	⑫ A	⑬ B	⑭ C
紋樣	I	I	I	I	I	I	I	II	III	IV	IV	IV	V	I
器影	圖11・1			圖11・2				圖11・3	圖11・4	圖11・5	圖11・6		圖11・7	圖11・8
頸部 上	蕉葉	〃	〃	〃	〃	〃	?	蕉葉	〃	蕉葉饕餮	〃	〃	〃	蕉葉
頸部 下	蛇	〃	〃	〃	〃	〃	?	四辨花	蟬	蛇	〃	〃	〃	〃
腹部	「散開饕餮」	〃	〃	〃	〃	〃	?	「散開饕餮」	〃	〃	〃	〃	〃	〃
足部 上	虎	〃	〃	〃	〃	?	虎	〃	蟬	虎	〃	〃	夔鳳	虎
足部 下	「散開饕餮」	〃	〃	〃	〃	?	「散開饕餮」	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
棱 頸	無	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
棱 腹	有	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
棱 足	有	〃	〃	〃	〃	?	有	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
口徑(cm)	16.8	17.3	16.8	16.1	17	?	15.8	?	〃	〃	17.2	?	約18	15.5
通口緣高(cm)	29.7	31.6	30.1	28.2	29.8	?	28.2	?	〃	〃	32.7	31.7	約31.8	27
足部口徑(cm)	?	〃	〃	9.8	?	〃	8.9	?	〃	〃	9	?	約11.1	?
出典	Bronze Culture of Ancient China Pl. 14	人文考古資料一一七五〇	Bronzen aus dem alten China 41	考古一九七九・一二二頁、圖三・一圖版七・一	分類A四七八	The Freer Chinese Bronzes. Vol. I, Pl. 11	分類A五一七・R四七〇	鄴初上二二	人文考古資料八三〇二	New Studies on Chinese Bronzes Pl. 22 (805)	文物一九七四・一一、九一頁・圖二、九四頁・圖二四－五	人文考古資料九六三二	朋來居清賞	海外銅器圖四三

二一八～二一九

ちの例えばⅠ—Ⅲについてみると、その相違點は頸部下段の紋樣(蛇・四辨花)と足部上段の紋樣(虎・蟬)中に表わされた圖案の違いのみのごとくであって、その他にはⅠ・Ⅱ・Ⅲを獨自の群として分類すべき相違點は、少くとも寫眞を見た限りでは見出し難い。また、Ⅳについても、これを例えばⅠと比較してみるならば、その相違點は、頸部上段に施された紋樣が單純な蕉葉紋(Ⅰ)か、それともこれに眉・目等を加えた蕉葉饕餮紋(Ⅳ)かということなのであって、これら兩群間の施紋技法上の相違點は單に繁簡の差にとどまるもののごとくである。いまⅠ—Ⅳの眉・目・耳・鼻・口等の凸線を見てみると、その斷面は等しくドーム型を呈している(圖11・1—6を參照)のであって、施紋技法にみられるかかる共通性は、これらⅠ—Ⅳの一二器の製作を擔當した者たちがその背景に共通の技術的傳統を有していたことを示唆するものである。これらⅠ—Ⅳの一二器を纏めてA類と呼んでおこう。

かかるA類一二器の製作年代を考える上で注目すべきは、靈寶縣出土の④と磁縣出土の⑪攸觚に付された報告者の判定であろう。④の觚について楊育彬氏は、その器形・紋樣が安陽大司空村商代M267:2觚および安陽殷墟M5:63觚と酷似しているとして、その製作時期を殷代「武丁期もしくはそれより稍晚れる」とした。[7][8] しかし、安陽大司空村商代M267:2觚は、同じ散開饕餮のうちでも、畝立てした眉・目等の上に、更に雷紋を飾るという別の技法で製作されたものであるし(圖13・2參照)、氏のいわゆる「安陽殷墟 M5:63」なる觚については、現狀においてその具體的形狀を確認することが不可能である。[9] したがって、この二點についての氏の言及については、當面、これを訂正・保留しておかなくてはならないが、しかし、靈寶縣の④觚と大司空村商代M267:2觚の器形が酷似していることは氏の指摘のとおりなのであって(圖11・2、圖13・1參照)、兩觚は共に、いわゆる大司空村の第二期ないし第三期に時代比定すべきものである。

二二〇～二二一

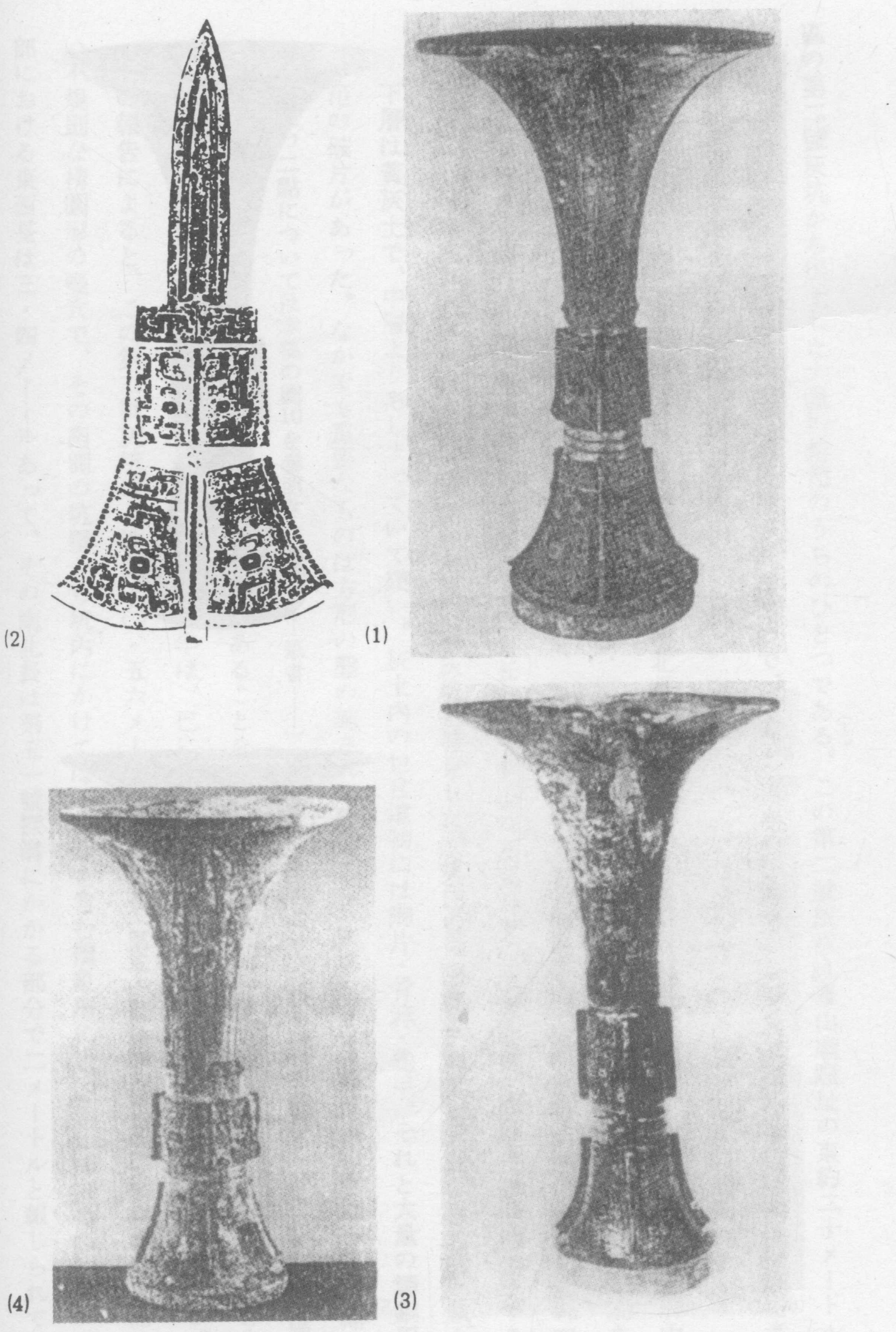

(1) (2) (3) (4)

圖13 「散開饕餮」紋觚の年代を考える上で參照すべき觚

他方、⑪攸觚を紹介した羅平氏は、「銅器の時代は殷代晚期とすべきである」[10]と述べるのみで、その時代比定の根據を明示せず、「殷代晚期」が一體いつなのかということについても明言していない。しかし、この⑪攸觚の器形は山東省長清縣興復河北岸から出土した䍜觚[11]と酷似していて(圖11・6、圖13・3參照)。この䍜觚は、大司空村第四期後期の標準遺物のうちのひとつであるから、[12] これによれば、⑪攸觚の製作年代は、殷の最末期の帝乙・帝辛の時代を中心とする時期に比定するのが妥當であろう。

これにたいして、B類・C類の兩觚は、紋樣の組み合わせもさることながら、その製作時の狀況において、A類とは聊か異なるところがあると思われる。まずB類の⑬觚(圖11・7)であるが、この⑬觚は通口緣高約三一・八センチメートル、口徑約一八センチメートル、足部口徑約一一・一センチメートルの胴太の器で、圈足內壁に、𠬝なる銘が鑄込まれている。當器が後代製作器でないことは、スペーサーの點から確認しうるのであって、頸部下段の蛇紋と腹部「散開饕餮」紋の間の無紋帶の然るべき部位に露顯している。しかし、當器においては、例えば雲紋などの彫りが淺く、且つ口緣部などの仕上げも他のA・C兩類のものに較べると入念さに缺けているのであって、その作柄が全體に雜であることは否めない。このような諸特徵から考えるならば、當器は例えば明器用に製作されたもののごとく、その製作目的において、A類やC類とは異なるものであったと理解しえよう。

次にC類の⑭觚(圖11・8)であるが、このベルリンの觚は、入念に仕上げられた優品であるという點においてはA類の諸器と共通するものの、次の諸點において、A類の諸器とは異なっている。卽ち、口緣部および足部の擴がりに比して腹部が太く、しかもその位置が低いこと、また、「散開饕餮」を構成する眉・目等の凸線の斷面が薄い板狀になっていて、しかもその幅が廣く、そのためか、足部「散開饕餮」の角に當る凸線上に、二本の溝が入れられていると

二二二～二二三

いうことである。かかる相違點のうち、凸線の斷面がドーム型(A類)であるか、薄い板狀であるか(C類)という點は、おそらく、施紋技法上の相違として理解すべきものであろう。このベルリンの觚の製作年代について、陳夢家氏はその解說において「第一期」としている。[13] 氏の言う「第一期」とは「商・商周の間・周初」のことであるが、[14] その一方において、氏は、確實に殷代のものであると認めた器については、その解說において「第一期上」と注記している。[15] だが、このベルリンの觚についてはかかる注記がないのであって、今はこの點を重視すべきであろう。前に指摘したごとく、當器は優品であるにもかかわらず、腹部が太くて、その位置も低いなど、いわゆる殷代の觚とは趣を異にするものであって、かかる器形上の特徵は、むしろ一九五四年に陝西省長安縣普渡村の西周中期の墓から長甶盉などとともに出土した□□亞觚(第〇〇八號觚、[16] 圖13・4)に近づいている。周知のごとく、觚は殷代に盛行して、周代に入ると漸次その姿を消す器種であると理解されてきた。[17] 上述のごとき手法を以て製作された觚も、管見の限りでは、このベルリンのものを唯一とするのであるが、今、これらの諸點から考えるならば、このベルリンの觚は周初に製作されたと考えるのが最も自然であろう。

ところで、泰山廟の第二號灰坑から出土した「散開饕餮」紋觚范は、これらA・B・Cの三類のうちの孰れの系統に所屬するものなのだろうか。圖10・2からも窺いうるように、その施紋の入念なことからすれば、當熔范がB類のものでないことは確かであるが、紹介された寫眞からでは、その凸線の斷面が果してドーム型であるのか(A類)、それとも薄い板狀(C類)を呈しているのかという點までは判斷しえない。したがって、當熔范の製作年代が果して殷代であるのか、それとも周代に入ってからなのかという問題を古器物學的手法のみから解決することは困難であるが、しかし、今は、殷式の「散開饕餮」紋觚(A類)のうちにも殷の最末期の器形のものが含まれている點をこそ重視すべ

きであろう。

周知のごとく、いわゆる殷末周初の器は、そのごく一部を除いて、その實際の製作が殷代に行なわれたのか、それとも周代であったのかということを識別しえないのが現狀である。これは、周初の周室における青銅器の製作が主として舊殷王室所屬の工藝技術者によって擔當された結果と理解されるのであって、かかる鑄銅工藝技術者は、成王初年の成周建設にともなって、この地に遷されたものと思われる。成王時代の令彝・令尊の銘には、「隹十月月吉癸未、明公朝至于成周、徣令、舍三事令、眔卿事寮、眔諸尹、眔里君、眔百工、眔諸侯・侯・田・男、舍四方令」とあって、この成周の地には、多くの工藝技術者の集團が居住して「百工」と呼ばれて[18]、各々その生產に從事していたことが明らかになっている。また、第二節において明らかにしたように、この成周の地においては、西周前期の末から後期の初めに至る孰れかの時期に、青銅容器の鑄造が實際に行なわれていたのであって、この事實にもとづくならば、これを溯ること數十年の成王期に製作された令彝・令尊銘中の「百工」のうちに、鑄銅工藝に從事する集團（當銘のばあいは、おそらくその集團の長を指すと思われる）が含まれていなかったと考えるのはむしろ不自然である。

確かに、東は漢魏洛陽城から西は澗水にいたる邙南洛北の地からは、西周時代の遺物のみではなく、仰韶期から殷代にいたる遺蹟・遺物の發見が報じられている[19]。ここで問題となるのは殷代の遺蹟であるが、「散開饕餮」紋觚笵を出土した泰山廟第二號灰坑の直ぐ側らの第四號灰坑からは、あるいは大空司村の第二期ないし第三期の頃のものかと推測される數點の土器が出土しており、また澗水の東岸からも、東干溝北方の東周王城の北・西壁下、小屯南西の東周王城・漢河南縣城接合部附近（第一節參照）、漢河南縣城西壁附近の中州路下、瞿家屯東北の澗水東岸、それに東周王城現存南壁東端附近の各地點から、殷代早期および晚期の灰坑が發見されたと報じられている[21]。

しかし、澗水東岸の諸灰坑のうち、東周王城現存南壁東端下のもの、漢河南縣城西壁附近の中州路下のものは、それぞれ「殷代早期」・「鄭州洛達廟期」のものに似ると報じられており[22]、晚期のものについては、第一節の圖3、4を例外として、その器影が殆ど公表されていないので、その時代比定が果して報告のごとくであるか否かという點を吟味しえない。これら諸灰坑の他にも、東周王城の城壁中には、「殷代文化層」と呼ばれる堆積の存在することが報じられているので[23]、この澗水東岸の地には、少なくとも殷代に人々が居住していて、その遺蹟・遺物は兩城の築造時に相當破壞されたと考えておく必要はあろう。しかし他方において、これら「殷代灰坑」に對應する大規模な墓葬が發見されていないことも注目すべき點であって、この點は、泰山廟の第四號灰坑にも當てはまることである。

確かに、單に論理の上から考えるならば、未だ發見されていないということを以て今後も發見されないと斷定することは無法である、と非難されるかもしれない。しかし、前述のごとき西周時代に關する古典の記載と考古學的知見の雙方を熟慮してみるならば、單に人々が居住して聚落を營んでいたということと、その地において青銅容器の鑄造が行なわれていたこととは別のことであることに、容易に想い到るであろう。この洛陽の地における青銅容器の製作は、克殷を背景とする成周の建設と、これと相前後して編成されたと思われる成周八師の駐留を背景とする時代狀況の中で開始されたと推測されるのであって、この泰山廟第二號灰坑出土の「散開饕餮」紋觚笵は、その初期に製作されたものと思われるのである。

1　郭寶鈞・林壽晉「一九五二年秋季洛陽東郊發掘報告」考古學報第九册、一九五五年、九二頁。

2　同右。

3　中國科學院考古研究所（王伯洪・鍾少林・張長壽・胡謙盈—編寫）『灃西發掘報告——一九五五—一九五七年陝西長安縣灃西

二二四～二二五

鄉考古發掘資料——』中國田野考古報告集・考古學專刊丁種第一二號、一九六二年、文物出版社・北京、一一一頁、圖版六三・五。

4　郭・林氏前揭論文の圖版二・二によると、當熔范の圈足の起ち上がり部分における棱から棱までの直線距離は約六・五センチメートルであり、この數値にもとづいて左圖のごとき圓Oを想定すると、この六・五なる數値は AB に、また、圈足部の口徑は圓Oの直徑（2OA）に相當する。そこで、2OAを求めると、左記のごとく、

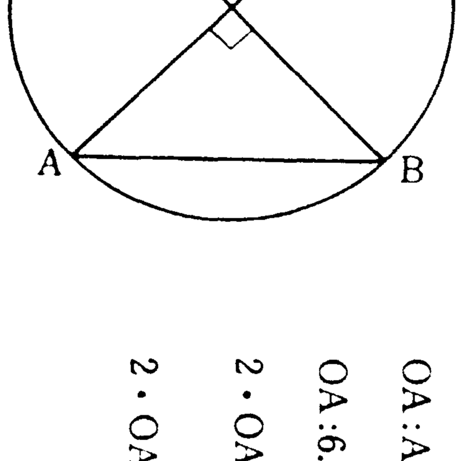

$$OA:AB=1:\sqrt{2}$$
$$OA:6.5=1:\sqrt{2}$$
$$2\cdot OA:13=2:2\sqrt{2}$$
$$2\cdot OA=\frac{26}{2\sqrt{2}}=\frac{13\sqrt{2}}{2}\fallingdotseq 9.2$$

約九・二センチとなる。この數値は、觚の圈足口徑としては容認されるが、尊の圈足としては小さすぎる。なお、同じ施紋法にもとづく觚形尊の例としては、分類A四一七を參照されたい。

5　河南省博物館・靈寶縣文化館（楊育彬—執筆）「河南靈寶出土一批商代青銅器」考古一九七九年第一期、二〇—二頁。

6　羅平「河北磁縣下七垣出土殷代青銅器」文物一九七四年第一一期、九〇—四頁。

7　馬得志・周永珍・張雲鵬「一九五三年安陽大司空村發掘報告」考古學報第九册、一九五五年、四八—九頁、圖版九。

8　河南省博物館・靈寶縣文化館前揭論文、二二頁。

9　あるいは、この安陽殷墟M5は、一九七六年に安陽市小屯村で發見されて 76AXTM5 と命名された墓のことで、M5:63 とは、M5:630 の誤記ないし誤植かとも考えられるが、これについては、今後の詳報に俟ちたい。因に、この AXTM5:630 觚について、中國社會科學院考古研究所安陽工作隊（鄭振香・陳志達—執筆）「安陽殷墟五號墓的發掘」考古學報一九七七年第二期では次のように述べている。

高體圈足觚、二十餘件、大きさは割りと大きく、その製作も比較的精巧である。標本六三〇は……（中略・筆者）……、腹部と足部に各々四條の突棱がある。口緣下には蕉葉紋を飾り、腹部と足部には均しく饕餮紋を飾り、圈足下部には對稱的な夔紋を飾っている。………

この 76AXTM5:630 の腹部と足部を飾る饕餮紋が果して「散開饕餮」であるか否かについては、同論文中に紹介された寫眞（同論文・圖版一一・二左）からは判斷しえないが、「圈足下部飾對稱的夔紋」と報じられていることからすれば、この 76AXTM5:630 と靈寶出土の④觚とは一應別の類のものと見なすべきであろう。

10　羅氏前揭論文、九〇頁。

11　山東省文物管理處・山東省博物館『山東文物選集——普查部分——』一九五九年、文物出版社・北京、圖六九。

12　林巳奈夫『中國殷周時代の武器』一九七二年、京都大學人文科學研究所、四六〇—八頁。

13　陳夢家『海外中國銅器圖錄』六九頁。

14　陳氏前揭書、二頁。

15　陳氏前揭書、六九頁、圖四〇說明。

16　陝西省文物管理委員會（何漢南—執筆）「長安普渡村西周墓的發掘」考古學報一九五七年第一期、八二頁、圖版四・二。

17　陳夢家「西周銅器斷代」(一)考古學報第九册、一九五五年、一三八頁、樋口隆康『中國の銅器』一九六七年、中央公論美術出版社・東京、一四八頁。

18　David Noel Keightley, Public Work in Ancient China——A Study of Forced Labor in the Shang amd Western Chou, Columbia Univ., Ph. D., 1969, pp. 155-179.

二二六～二二七

19　郭寶鈞「洛陽古城勘察簡報」考古通訊一九五五年創刊號、一六頁、考古研究所洛陽發掘隊（安志敏・林壽晉—執筆）「一九五四年秋季洛陽西郊發掘簡報」考古通訊一九五五年第五期、二六、三〇頁、中國科學院考古研究所洛陽發掘隊（郭寶鈞等—執筆）「洛陽澗濱古文化遺址及漢墓」考古學報一九五六年第一期一一—九頁、郭寶鈞・馬得志・張雲鵬・周永珍「一九五四年春洛陽西郊發掘報告」考古學報一九五六年第二期、一四、三〇—一頁、考古研究所洛陽發掘隊（陳公柔—執筆）「洛陽澗濱東周城址發掘報告」考古學報一九五九年第二期、一六、三一頁、考古研究所洛陽發掘隊（馮承澤—執筆）「洛陽澗濱仰韶・殷文化遺址和宋墓清理」考古一九六〇年第一〇期、一〇—三頁、中國科學院考古研究所（蘇秉琦・安志敏・林壽晉—編寫）『洛陽中州路（西工段）』一九五九年、八—九、五三頁。

20　郭・林氏前掲論文、九二頁、圖版三。

21　陳公柔氏執筆前掲論文、一六、三一頁。なお、具體的出土地點については不明ながら、馮氏執筆前掲論文の一〇—二頁によると、澗水の東岸で五基の殷代灰坑を發見したとのことである。

22　東周王城現存南壁東端下のものについては、陳公柔氏執筆前掲論文の三一頁を、また、漢河南縣城西壁附近の中州路下のものについては、中國科學院考古研究所前掲論文の九頁を參照。

23　陳公柔氏執筆前掲論文、二〇、二二、二九—三一頁。

おわりに

以上、二節に亙って檢討した結果、泰山廟第二號灰坑出土の「散開饕餮」紋觚笵の製作時期は周初に比定することが妥當であり、東周王城西壁の第四號灰坑から出土した「顧鳳」紋器の熔笵は、西周前期の末から後期の初めに製作されたと考えうるに至った。勿論、これら兩灰坑の内部において實際に青銅容器の鑄造が行なわれていたか否かということについては依然として不明であるが、兩灰坑は各々瀍水・澗水の近傍に位置していて、この立地條件は、安陽の殷代墓葬區附屬鑄銅遺蹟（洹水）・西安張家坡の熔笵出土遺構（灃水）のばあいと一致している。おそらく、當時、これら兩灰坑の近傍で青銅容器の鑄造が行なわれていたものと推測して誤りないであろう。

ところで、泰山廟第二號灰坑と東周王城西壁第四號灰坑は直線距離にして約八キロメートル離れているが、この兩灰坑を含む地域を當時の成周の範圍に含めて考えることに、おそらく異論はないであろう。今、成周の地に營まれた鑄銅工房を成周工房と呼ぶならば泰山廟附近は周初の成周工房の所在地、また、東周王城西壁附近は、西周前期の末から後期の初めにかけての成周工房の所在地ということになる。もとより、各時期における成周工房所屬の作業場が一箇所に集中していたのか、それとも數箇處に分散されていたのかという點については、今のところ不明であるが、少くとも兩灰坑の所在地附近がそれらのうちのひとつであったことだけは確かである。

では、この成周工房においては一體どのような器が製作されていたのであろうか。泰山廟の第二號灰坑からは、「散開饕餮」紋觚笵を含む大量の熔笵の破片が出土したと報じられたのみであるが、例えば一九三六年春の殷虚第一三次發掘の際に安陽小屯のB區乙五基址西傍で發見された第四二號灰坑（YH 042）から出土した熔笵の中には、觚と爵の笵が含まれていた。(1) この觚・爵の兩器種には同銘同紋のセットが多く、(2) それが「散開饕餮」紋のものにも現われていることについては、既に第三節において指摘したごとくである。この泰山廟の工房においても、觚の他に爵を製作していたと考えておく方が自然であろう。おそらく、東周王城西壁附近の工房をも含めて、これら成周工房では異なる器種を製作するに足る技術水準を保持していたと思われるのである。

それでは、具體的にどの器が成周工房で製作されていたのであろうか。この點を檢討する段になると、史料紹介の現狀は極めて不充分であると言わなければならない。しかし、その途が全く閉されているということでもないようである。以下では、令彝・令尊、叔剋彝・叔剋尊の兩尊・彝セットを取り上げて、この點を檢討してみたい。

まず令彝・令尊であるが、この兩器は、令毁・作册大方鼎などとともに、一九二〇年代の後半に、洛陽北郊の馬坡から出土したと傳えられている。(3) これら兩器は同銘で、しかも方形の器形・紋樣・施紋者の技倆・施銘者の癖にいたるまで酷似しており、以前から、同時鑄造の器と理解されていた。(4) 兩器が作器されるにいたった直接の契機は、

隹八月、辰在甲申、王令周公子明保、尹三事・四方、授卿事寮。丁亥、令矢告于周公宮。公令造同卿事寮。隹十月月吉癸未、明公朝至于成周、造令、舍三事令、眔卿事寮、眔諸尹、眔里君、眔百工、眔諸矦・矦・田・男、舍四方令。既咸令。甲申、明公用牲于京宮。乙酉、用牲于康宮。咸既用牲于王。明公歸自王。明公賜亢師鬯・金・小牛、曰「用禱」。賜令鬯・金・小牛、曰「用禱」。迺令曰「今、我唯令汝二人亢眔矢、爽左右于乃寮、以乃友事。」作册令敢揚明公尹厥宮、用作父丁寶障彝。敢追明公賞于父丁、用光父丁。〔圖象銘〕

なる銘から明らかなように、王命によって成周に赴いて卿事寮の長官となった明公（卽ち周公旦の子の明保）が、その職務を遂行する上で、成周において、令にたいして賞賜を行ない、その協力を求めたことである。この作器者・令は成周に居住して、作册なる官を以て、おそらくは卿事寮に仕えていた人物と思われる。しかも、この銘文に言う明公の成周赴任は成周工房成立以後のことと考えられるから、これによれば、この令彝・令尊の製作は、成周工房において行なわれたと理解するのが最も自然であろう。(5)

では、叔剋尊・叔剋彝のばあいはどうであろうか。圖14を一見すれば明らかなように、この兩器も銘文・紋樣ともに一致した方形の尊・彝セットであり、尊はフリア美術館に所藏され、彝は洛陽市博物館に陳列されているという。(6) その器高についてみると、尊は二七センチメートル、(7) 彝は通高三三センチメートルとのことで、(8) これによれば、令彝（三五・六センチメートル）(9)・令尊（二七・六センチメートル）(10) よりも一まわり小振りの同時鑄造の尊彝セットである。兩器は、おそらく他の同時鑄造セットがそうであるように、(11) 同じ遺構から出土したと思われるが、共に傳世品であるために、この點についての確認はとれない。(12) しかし、このうちの彝について、侯鴻鈞氏は次のように述べており、

一九六〇年の年初に、洛陽市區で文物普查工作を行なったところ、收集した幾多の歷史文物の中に、非常に珍しくて貴重な銅製（ママ）の方彝を發見した。この銅製（ママ）の方彝は洛陽馬坡村の南から出土したもので、「矢令方彝」（ママ）の形式・大きさと殆ど變らぬもので、通高は三三・長壁の長さは二一・奥行は一六センチメートルあって、重さは七・七五キログラムある。………

これによれば、この叔剋彝は洛陽馬坡村の南から出土して、一九六〇年の年初に洛陽市內で收集されたとのことである。その正確な出土年については不明であるが、一方の尊のフリアへの入館が一九五〇年であって、しかも、兩器ともに一九五〇年より前の著錄に登載されていないことから考えるならば、その出土は一九四〇年代のおそらくは後半であったと思われる。

この叔剋の尊・彝の器形が令彝・令尊と酷似していることは異論のないところである。叔剋彝に關する侯氏の指摘については既に紹介したごとくであるが、叔剋尊についても、ケイヒル氏（Dr. James Cahill）は次のように述べている。(14)

當器と矢令方彝……（中略・筆者）……との樣式的類似性は、その年代が周代の初期——おそらく成王の時代（前一〇二四—一〇〇五年）——の頃であることを示すに充分であって、現在、臺中の故宮博物院に收藏されているこの

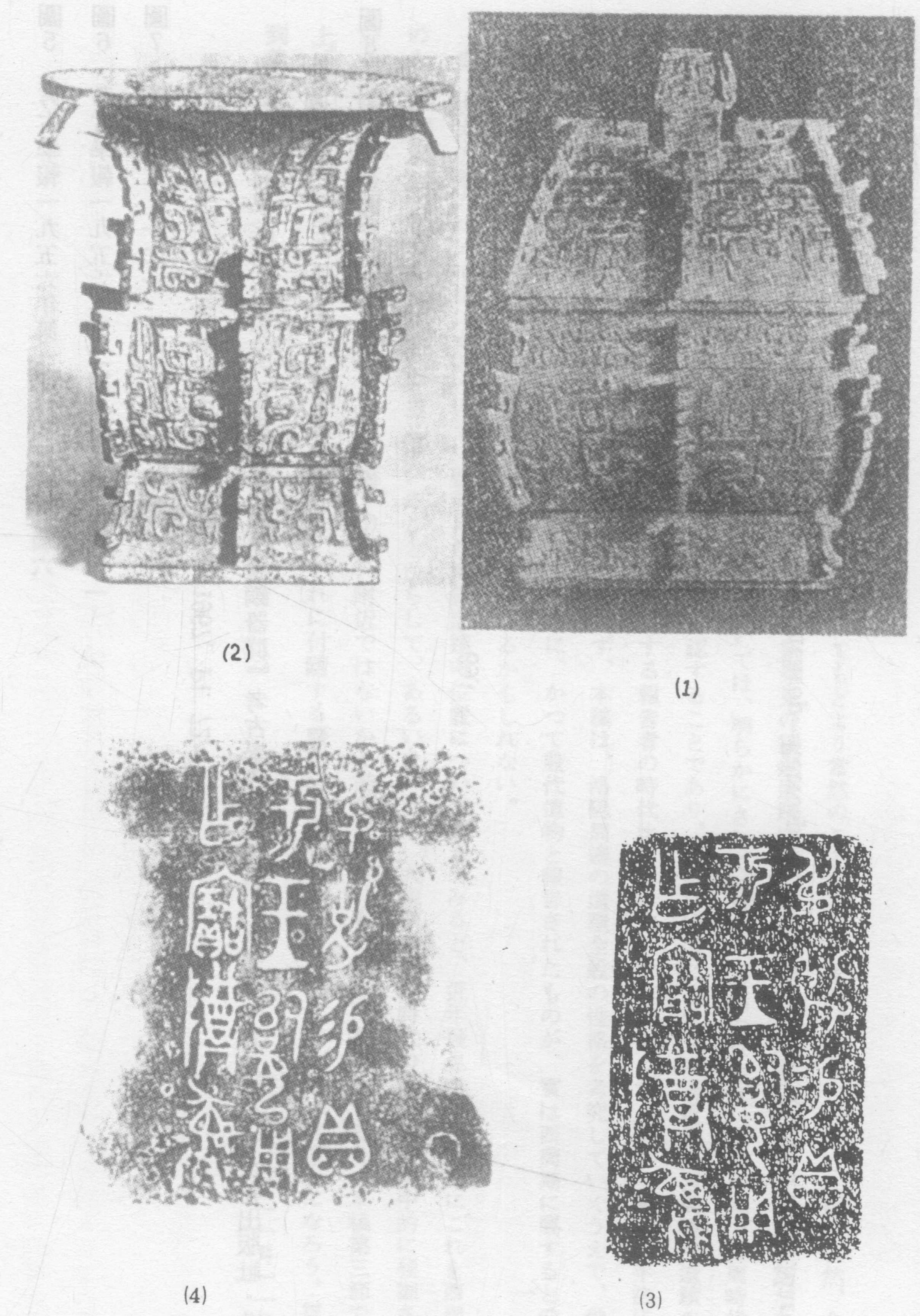

圖14　叔剋彝と叔剋尊の器影と銘

矢令セット中の方尊は、まことに當器と酷似している。即ち、この叔剋の尊・彝セットは、方形の器形・紋樣の精巧さ・出土地に關する傳承等々の點において令の尊・彝セットと相類いするものであるが、いまひとつ、このふたつの尊・彝セットにおいては、銅質が酷似しているということにも注目すべきであろう。

殷周青銅容器の銅質に關する調査のうちで、現在もっとも信頼しうるものは、フリア美術館所藏の諸器にたいして行なわれたものである。[15] この調査によると、同館所藏の殷末周初の二六器において、その銅・錫・鉛の含有率の平均値は表2のごとくである。[16] ここで注目すべきは特に錫と鉛の項であるが、この殷末周初の諸器における錫と鉛の平均的含有率を令彝・叔剋尊の數値と比較するならば、この兩器の數値が極めて特異なものであって、しかも酷似していることに氣づくであろう。錫と鉛の和は殷末周初の平均値（一九・一パーセント）においても令彝（二一・二および二二・七パーセント）・叔剋尊（一九・九パーセント）の値においても略一致しているが、錫對鉛の比は、殷末周初の平均値と兩器の數値との間で著しく相違しているのである。叔剋尊における錫と鉛の含有率について、ゲッテンス氏（Rutherford John Gettens）は"high-tin, low-lead"と表現したが、この「錫多鉛少」なる表現は洵に正鵠を射たものである。

表2　令彝・叔剋尊・遺卣・遺尊の銅質

器名(Access. No.) ＼ 主要成分（%）	銅	錫	鉛	計
令　彝　(30・54)	77.9	20.3	0.9	99.1
	77.7	21.5	1.2	100.4
叔　剋　尊　(50・18)	75.8	19.1	0.8	95.7
遺　卣　(60・20)	83.3	15.1	0.1	98.5
遺　尊　(11・40)	82.2	14.8	――	97.0
付・「商代晩期―周代早期」に比定される26器の平均値	78.1	14.9	4.2	97.2

現在までのところ、その青銅成分の分析値が明らかにされているものは、

二三二～二三三

令・叔剋の兩セット計四器のうちの令彝・叔剋尊の二器のみであって、他の令尊・叔剋彝の數値については不明である。しかし、同じく同時鑄造の卣・尊セットの例として近年その存在が注目されていた遺卣・遺尊の分析値を參照するならば（表2）、未調査の令尊・叔剋彝をも含めて、この令・叔剋の兩尊・彝セットの銅質は酷似している、と言いうるであろう。

もとより、單に銅質が均質なることのみをもって、その製作が同じ工房で行なわれたと結論することは厳に愼しむべきである。この銅質については、原鑛石の種類、精錬から鑄込みにいたる諸工程における加工の問題、そして各工房は必らず固有の精錬場を持っていたのか否か等々といった未解決の問題が山積しており、したがって、この銅質からするアプローチは、他の諸現象を充分考慮した上で做されるべきものである。しかし、他に幾つかの類似點を指摘しうるばあいには、この銅質における一致は、兩者を結びつけて考える上での有力な證據となるのであって、この令・叔剋の兩尊彝セットのばあいは、まさにこの例に該當すると思われる。以上に指摘した諸點から考えるならば、これら四器は周初の成周工房において製作されたと考えるのが最も自然であろう。

申すまでもなく、成周工房の本格的解明は、その遺蹟の全面的發掘を俟って開始されるものである。關聯諸施設をも含めた遺蹟全體の把握と、その製品に現われた工房の特徴を明確にすることが肝要であり、このうちの後者においては、特に熔笵の詳細な檢討が必要である。令彝・令尊のように、その銘文の上から製作地を推定しうる器が極めて例外的なものであることからすれば、この成周工房出土熔笵の重要性は自ら明らかであろう。幸なことに、泰山廟第二號灰坑からは大量の熔笵が出土したと報じられている。今は、それらが周代のものであることを指摘するに止めて、その詳報が一日も早く公表されることを祈念しつつ、今後の本格的成周工房研究への備えとしたい。

1　李濟・萬家保『殷虚出土青銅觚形器之研究』中國考古報告集新編・古器物研究專刊第一本、一九六四年、中央研究院歴史語言研究所・南港、圖版四四―八、同『殷虚出土青銅爵形器之研究』同第二本、一九六六年、同、圖版三―八。

2　たとえば、梅原末治『古銅器形態の考古學的研究』東方文化研究所研究報告第一五册、一九四〇年、東方文化研究所・京都、圖版第四〇・四など。

3　陳夢家「西周銅器斷代」㈡考古學報第一〇册、一九五五年、七七、八六頁。

4　梅原氏前掲書、圖版第四二・一

5　松丸道雄「西周青銅器中の諸侯製作器について――周金文研究・序章その二――」東洋文化第五九號、一九七九年、三八頁（本書一七四頁）。

6　侯鴻鈞「洛陽市在文物普査中收集到西周珍貴銅器」文物一九六二年第一期、五七頁。

7　J. A. Pope, R. J. Gettens, J. Cahill, and N. Barnard, The Freer Chinese Bronzes, Vol. I, Catalogue, Washington, 1967, p. 110.

8　侯氏前掲論文、五六頁。

9　Pope, Gettens, Cahill, and Barnard, p. 212

10　松丸氏前掲論文、一三頁（本書一四九頁）。

11　たとえば、「作文考日己寶障宗彝、其子々孫々萬年永寶用（圖象銘）」なる銘をもつ方形の尊・彝・兕觥・セット（梁星彭・馮孝堂「陝西長安・扶風出土西周銅器」考古一九六三年第八期、四一四―五頁、圖版二）や、史墻盤などと共に出土した折方尊・折方彝セット（陝西周原考古隊「陝西扶風莊白一號西周青銅器窖藏發掘簡報」文物一九七八年第三期、一―一八頁、圖版二―八、黃盛璋「西周微家族窖藏銅器群初步研究」社會科學戰線一九七八年第三期、一九四―二〇六頁、圖版一―五）など。

なお、一九五五年に陝西省郿縣李家村から出土したと傳えられる盠方尊・盠方彝のセット（李長慶・田野「祖國歴史文物的又

二三四～二三五

一次重要發現――陝西郿縣發掘出四件周代銅器――」文物參考資料一九五七年第四期、五―九頁）も、おそらくこの例のうちに數えるべきものであろう。

12 侯氏前掲論文、五六頁。

13 Pope, Gettens, Cahill and Barnard, p. 110.

14 Ibid., p. 113.

15 R. J. Gettens, The Freer Chinese Bronzes, Vol II, Technical Studies, Washigton, 1969. なお、各器に含有される諸成分のうちの銅・錫・鉛の割合については、Pope, Gettens, Cahill, and Barnard, 1967 にも、その概要が記載されている。

16 Pope, Gettens, Cahill, and Barnard, pp. 110, 212, 308, and 402 および、Gettens, 1969, p. 54.

17 Pope, Gettens, and Barnard, p. 113.

18 松丸道雄「西周青銅器製作の背景――周金文研究・序章――」東洋文化研究所紀要第七二冊、一九七七年、三七頁・圖六（本書四七頁・圖六）。

插圖出典

圖1 描圖（本稿「第一節」注1參照）

圖2 同右（主に、考古學報一九五六年第二期、四頁附・圖五にもとづく）

圖3 考古學報一九五六年第一期、二八頁附・圖版四―五

圖4 同右

圖5 考古學報一九五六年第一期、一八頁・圖六

圖6 考古學報一九五六年第二期、一四頁・圖一一

圖7 (1)日華二・一二
(2)The Freer Chinese Bronzes, Vol. I, 1967, Pl. 72.
(3)中國科學院考古研究所『長安張家坡西周銅器群』考古學專刊乙種第一五號、一九六五年、文物出版社・北京、圖版Ⅲ・1

圖8 (1)貞松金圖三三
(2)武英四八
(3)The Freer Chinese Bronzes, I, 1967, Pl. 69.
(4)Ibid., Pl. 70.

圖9 (1)西清一〇・二
(2)分類A四四八
(3)故宮下上圖一一五
(4)武英一三〇
(5)Fogg Museum of Art, Grenville L. Winthrop—Retrospective for a cllector (January 23-March 31, 1969) —, No. 37.
(6)泉屋Ⅱ六六

圖10 (1)考古學報第九冊、一一六頁附・圖版二・一
(2)同右・圖版二・二

圖11 (1)W. C. White, Bronze Culture of Ancient China, 1956, Toronto, Pl. 14.
(2)考古一九七九年第一期、圖版七・一
(3)鄴初上二二
(4)人文考古資料八三〇二
(5)B. Karlgren, New Studies on Chinese Bronzes, BMFEA, No. 9, 1937, Pl. 22 (805).
(6)文物一九七四年第一期、九一頁・圖二
(7)朋來居清賞
(8)海外銅器圖四三

圖12 東京國立博物館『東洋館開館記念東洋美術展目錄』一九六八年、東京國立博物館、圖版二三二。

圖13 (1)考古學報第九冊、九〇頁附・圖版九
(2)同右、四九頁・圖一九
(3)山東文物圖六九
(4)考古學報一九五七年第一期、八五頁附・圖版四・二

圖14 (1)文物一九六二年第一期五七頁・「銅方彝」
(2)同右五六頁・「銅方彝銘文」
(3)The Freer Chinese Bronzes, Vol. I, 1967, Pl. 18.
(4)Ibid.

（一九七九年六月三〇日稿了）

〔追記〕本稿擱筆後の一〇月下旬に、松丸道雄先生から、新着の北京鋼鐵學院《中國古代冶金》編寫組（黄務滌―執筆）『中國古代冶金』（一九七六年一二月初稿、一九七七年一〇月定稿、一九七八年一二月刊、文物出版社・北京）のうちに、

最近、洛陽の北郊で、面積約十萬平方メートルの西周時期の鑄銅遺址を發掘した。試掘したところ、大量の爐壁の殘塊、および煉渣の大塊、それと青銅製の生產工具の出土を見るとともに、一萬片以上の陶范も見出された。この遺址は、鑄造作坊の規模が巨大なものであったことを表明している。當時の手工業中にあって、青銅冶鑄生產は、その重要な地位を占めていたのである。

なる記事があって、洛陽において西周時代の鑄銅工房遺蹟が既に發見・試掘されている旨のご教示を得た。そこで、七箇月ほど前に到着していた北京鋼鐵學院《中國冶金簡史》編寫小組（編）『中國冶金簡史』（一九七八年二月、科學出版社・北京）の存在を急遽想起して、これを繙いたところ、はたしてその二六頁に、ほぼ同内容の記事のあることを見出した。すなわち、

西周の青銅冶鑄業は、奴隷たちの辛勤な勞働によって更に新に發展し、洛陽北郊の西周時期の鑄銅遺址は、面積が概ね九～一二萬平方メートルある。現在、そのうちの二百平方メートルを試掘したが、一萬塊を上まわる陶范が出土し、大量の爐壁の殘塊、および煉渣の大塊、それと青銅製の生產工具の出土をもみた（注―河南省洛陽市博物館提供の資料による）。

とあるのがこれである。兩書の日本到着は、その刊年からそれぞれ約一年を經てからではあったが、『中國冶金簡史』の到着は本稿稿了以前のことであり、當書を繙讀することなく本稿を執筆したことは、洵に疎漏の極であり、この點については不明を恥じるの

みである。

但し、この兩書の記述からは、その書物の性格からいってもとより當然のことであり、また、そういったことは、當然、今後の發掘報告によって明らかにされるに相違ないであろうが、新發見の鑄銅遺蹟は何にもとづいて西周時代のものと認定されたのか、また、「洛陽北郊」とは具體的にどこなのかという點については、明らかにされていない。本稿の目的は、洛陽の地で西周時代に青銅容器の鑄造が實際に行なわれていたことを考古學的に確認することであり、この目的のために、洛陽近邊の西周時代遺蹟の性格とその分布狀況を把握したうえで、箇々の出土遺物にたいする報告者の時代比定を吟味したのであった。かかる視點と手法において、前記兩書によって齎されたニュースの有無にかかわらず、本稿は、洛陽周邊の遺蹟全般の性格を考究していくうえで、尙聊かの存在意義もあるであろうし、また、正式報告書の刊行前に、かつて殷代遺物と報告されたものが、實は西周期に屬するとの見解を明らかにしておくことは、報告書作成者への一助たりうるかもしれない。

尙、この近着のニュースにもとづいて、新發見の鑄銅遺蹟の位置について考えてみると、近年發見され、直ちにこれを西周時代のものと認定し、しかも「北郊」と報じていることからして、あるいは、近年、大規模な西周時代の墓葬區が集中的に發掘されている北瑤（窰）村龐家溝（本稿一九三頁・圖1①）の附近ではないかと推測される。もしそうであるとすると、本稿第三節で取り上げた「饕餮」紋觚范の出土した泰山廟の灰坑は、これに付隨する廢棄坑のうちのひとつとでも考えるべきことになろう。詳報の到着を待ちたい。

（一九七九年一一月一一日）

西周册命金文分類の試み

武者章

はじめに

今日に至るまでに、殷周青銅器の研究は、銘文・器形・文樣の三方面から行われることが多かった。その中で、銘文については、宋代以來金文學の立場から釋文・考釋・內容の考究の努力がなされてきたし、器形・文樣については、考古學的研究がなされてきた。[1]これらの研究史の概要と論評については、白川靜「金文通釋」第四一輯から第四四輯に詳しいので、[2]それに讓ることにしたい。ここでは、最近新たな視點に立った西周青銅器銘文研究の方向が、わが國でも呈示されるようになってきたことに注目しておきたい。その一つは『甲骨學』第十一號の「西周金文の辨僞をめぐって」と題する座談會の筆記である。[3]この題から窺われるように、西周金文の眞僞を主題とする座談會が行われて、青銅器銘文の眞僞問題が公けの場に引き出され、科學的に問われるようになった意味は大きい。

青銅器銘文の眞僞問題を承けた論述に、松丸道雄氏の「西周青銅器製作の背景——周金文研究・序章——」がある。[4]松丸氏はその論文中で初めて青銅器銘文の眞僞問題から發展して、製作主體者の問題を提起されている。その詳細は、松丸氏の論文を讀んで頂く他はないが、今日まで一般的には、西周青銅器銘文は周王室において起草され、その工房

において鑄造されていたと考えられてきたのを、松丸氏は、罝卣・罝尊の例をもって諸侯改作銘の例、師𩓚段一號・二號の例をもって諸侯倣製銘の例の存することを論證されている。卽ち、西周青銅器銘文の中に、わずか二例であるが、西周王室で作器されたのではなく、諸侯の側で作器された例が認められたのである。

このような諸侯側で作器された例がどの位存するのかは、今後の問題であるが、松丸氏によってひとたびこの問題提起がなされた以上、青銅器銘文の解釋・內容の考察もさることながら、一つ一つの銘文の基礎的性格を明らかにしていかなければならない、と考える。その基礎的作業の上に立って、青銅器銘文の解釋・內容に立ち至って行くという研究の方向が、松丸氏によって示されたことになるからである。それとは逆に、青銅器銘文を、文章と內容の違いによって大分類し、大分類した中の一つの分類を取り出して、そこに分類された一つ一つの銘文の文章と內容を比較して行くならば、一つの大分類がさらに幾つかの類型に中・小分類されることになろうし、また、その比較を行うことができるようになろう。比較の結果、中・小分類しうることの意味が知られようし、一つの大分類の性格づけが可能になろう。その時、製作主體者の問題の考察は、一つ一つの青銅器銘文の基礎的性格を知るばかりではなく、さらに大分類された青銅器銘文の分類しうることの意味を明らかにすることになるのではあるまいか。このような見通しの上に立って、西周金文の分類を試みたい、と考える。

さて、西周金文の分類、わけても內容から見た分類は、容庚『商周彝器通考』『殷周青銅器通論』、貝塚茂樹『中國古代史學の發展』、陳夢家『海外中國銅器圖錄』「西周銅器斷代」、水野清一『殷周青銅器と玉』などに端緒的に見えるが、[5]現在に至るも、體系的な分類は行われずにきた。分類がなされないままに今日まで至ったということは、分類しにくい要素が多々存するからであろうが、本稿では、青銅器銘文中比較的分類しやすい冊命金文を取り上げ、分類を試みたい。冊命金文に注目するのは、分類し易いということとともに、冊命金文が西周王朝の支配の基本的構造を具體的に示す史料であるからである。同時史料としての冊命金文を分類し、比較檢討し、冊命金文の史料としての意義を明らかにすることが、本稿の目的である。

1 金文の立場からは、郭沫若『兩周金文辭大系』一九三二年が發表され、考古學的立場からは、容庚『商周彝器通考』一九四一年が代表的著述である。

2 白川靜「金文通釋」白鶴美術館誌第四一—四輯、一九七四—五年。

3 甲骨學第十一號、一九七六年。

4 松丸道雄「西周青銅器製作の背景——周金文研究・序章——」東洋文化研究所紀要第七二冊、一九七七年、又、本書所收。

5 容前揭書、八二頁。貝塚茂樹『中國古代史學の發展』一九四六年、一一一—一九〇頁。陳夢家『海外中國銅器圖錄』一九四六年、五一—四頁、「西周銅器斷代」㈠—㈥考古學報第九冊、一九五五年、同、第一〇冊、同年、同、一九五六年第一—四期。水野清一『殷周青銅器と玉』一九五九年、八四—八頁。

一 冊命金文の分類について

本稿で用いる冊命金文という語は、從來、「策命金文」「策命形式金文」「官職車服策命形式金文」[1]、「廷禮冊命形式金文」[2]等の用語で示され、又、冊命の儀禮は「錫命禮」[3]とも呼ばれてきた。これらの語には、すでに『尙書』文侯之命に見える策命の觀念が入りこんでしまっていると見られるため、本稿ではそれを避けて、冊命金文という語でこれを呼ぶことにしたい。西周金文中に見える冊命の實態を金文のみに卽し、文獻を離れて考究したいからである。

本稿では、冊命金文をさらに第Ⅰ類から第Ⅲ類の三つに分類し、各分類毎に內容の比較を行なって行きたい。その分類の規準は、次の如くである。

冊命金文第Ⅰ類　「冊令」「冊命」「冊」字を有する金文。

冊命金文第Ⅱ類　冊命金文第Ⅰ類に共通する表現・內容を有し、かつ職事に言及する金文。

冊命金文第Ⅲ類　冊命金文第Ⅰ類に共通する表現・內容を有し、かつ職事に言及しない金文。

本稿ではこの分類に從って、各分類の內容を考究するつもりである。

なお、冊命金文第Ⅰ類に共通して見える「冊令」「冊命」「冊」の「冊」字について觸れておきたい。「冊」字は、甲骨文に初見する。島邦男氏の『殷墟卜辭綜類』[4]に整理されている例を見ると、第一期武丁期に最も多く見える。[5]

乙卯卜爭貞、之[illegible]爯冊王从伐土方、受㞢又、（續三・一〇・二、簠征三六重出）

……………、…[illegible]爯冊王从伐𢀛……。（續三・五、簠征三重出）

という爯冊の例が多く、祭祀用語である。[6]又、「冊入」（甲二三七）の例があり、冊は族名としても見えてくる。すなわち冊字の甲骨文における用法には、祭祀用語と族名の二通りがあることになるが、別に、「作冊」（京七〇三）の例があり、白川靜氏は、これを殷代の作冊の官の例とするには疑問を呈されている。[7]

殷金文に、寢蓐鼎（博古一・七）に、「作冊友史」が見え、官職名として用いられている。[8]作冊という官職名に關する考察は、白川靜氏の「作冊考」に詳しいのでそれに讓るが、[9]殷金文における冊字の用法は、官職名としての作冊と、前記寢蓐鼎に見えるような、所謂圖象銘の一部として用いられていることの二つの用法が見られる。

西周初期金文では、殷金文の冊字の用法を引き繼いでおり、令段（兩周錄三）には、「作冊矢令」という官職名と鳥形冊が見えている。新出器では、折觥（文物七八・三）に、「作冊折」という官職名とともに、圖象銘の一部に冊字が用いられている。

殷代から西周初期に至るまでの時期の冊字の用法については、大約以上の如くであるが、西周中期になると、全く突然のように「冊令」という動詞としての用法が出現する。周初の周公段（兩周錄二〇オ）に「用典王令、作周公彝」とあり、「用って王の命を典し、周公を祀るための器を作る」とある典字は、字形上冊字に近く、のちの冊命の意味とも近接していると考えることができるが、もしそう考えて大過ないとすれば、周初の周公段製作の時代にすでに、のちの冊命に當る行爲が王によって行なわれていたことになろう。

1 冊命金文の分類

西周時代の冊命の制度としての在り方については、つとに陳夢家氏が金文と文獻との對比を行うことによって論究されている。[10]陳氏は、西周期の初期・中期・晚期の三つの時期に名稱を少しく異にする史官卽ち作冊・內史・史・作冊尹・命尹・作冊內史・作命內史・內史尹・尹氏などが、「冊命」の命書を作製し、王に代わってそれを讀み上げたのであることを、阮元・孫詒讓・王國維の諸說を引きながら述べている。次に、「西周金文の命は、三大類に分けることができる。第一類は王の策命と賜與であり、第二類は王が大吏に令して、命を成周に舍かしめることであり、第三類は君后・侯伯の命と賜與である」と指摘する。陳氏は、冊命金文五八器を、時期上西周初期の成王・康王期とそれ以降とに區分し、王の冊命の形式上の相違によって分類したのち、「策命的地點」・「右者」に着目しつつ、冊命の儀禮の

次第を明らかにしている。最後に、金文と文獻との對比、卽ち、「周書」・『詩經』・『左傳』・『國語』・『儀禮』・『禮記』・『逸周書』等との比較を行い、西周時代の册命制度が、金文と文獻とで表現上大體符合していることを述べる。[11]

陳氏のこのような所論には、金文の取り上げ方に問題が存する、と私は考える。陳氏は西周時代の册命制度を明らかにするために、五八器に上る金文を提示しているが、そのうち銘文に動詞として「册令」「册命」「册」字の見えるものが二九器、内容から考えて册命金文と見なしうるものが一三器で、合わせて册命金文は四二器である。殘りの十六器については、表現された文章を讀む限り、册命金文であるか否か、明確ではない。又、後述するように、陳氏が擧げた五八器中の四二器の册命金文では、册命文の表現に類似性が見られ、殘りの一六器とは相違する。その一六器が册命金文では決してない、という保證は必らずしもないが、明らかに册命金文と見なしうるものと、表現上の相違が見られるのであるからには、これを當面排除してかからねば、册命金文の分類は表現されまい。

以上の理由から、册命金文の分類は、まず銘文中に「册令」「册命」「册」という動詞を有する金文に限定して、その册命文の特徴を明らかにし、その結果、文章上これと類似の表現を持つ金文の分析を行なって行くことにしたい。

2 册命金文第I類〔表1①—㊻〕[12]

册命金文第I類は、「册令」「册命」「册」という動詞を有するという大きな特徴を持つ金文である。貝塚茂樹氏が官職車服策命形式金文の例として擧げられている頌鼎[13]（例1、表1・①）銘を例として見て行きたい。

表1・①の頌鼎の銘文は次の如くである。

二四七～二四八

表1　册命金文著録表

册命金文第I類

番号	器名	著録
①	頌鼎	両周録 四五
②	頌段	〃 四八
③	頌壺	〃 五七
④	師虎段	〃 五八オ
⑤	呉彝	〃 五八ウ
⑥	牧段	〃 五九
⑦	師毛父段	〃 六〇オ
⑧	豆閉段	〃 六〇ウ
⑨	師奎父鼎	〃 六一オ
⑩	走段	〃 六一ウ
⑪	利鼎	〃 六二オ
⑫	望段	〃 六二ウ
⑬	師酉段	〃 七六オ～七八ウ
⑭	免段	〃 七九オ
⑮	舀壺	〃 八四
⑯	趩觶	〃 八五ウ
⑰	蔡段	〃 八七ウ
⑱	師晨鼎	〃 九九オ
⑲	師艅段	〃 一〇〇ウ
⑳	諫段	〃 一〇一
㉑	揚段	〃 一〇三
㉒	大克鼎	〃 一一〇
㉓	伊段	〃 一一六
㉔	寰盤	〃 一一七オ
㉕	寰鼎	〃 一一七ウ
㉖	師嫠段	〃 一三八ウ～一四〇オ
㉗	休盤	〃 又一四三オ
㉘	無專鼎	〃 又一四三ウ
㉙	師兌段一	〃 一四六オ～一四七ウ
㉚	鄭段	〃 一四八オ～一五〇オ
㉛	師兌段二	〃 一五〇ウ～一五一オ
㉜	害段	考古 三・一五
㉝	師穎段	年暦譜 七二
㉞	善夫山鼎	文物 六五・七
㉟	南宮柳鼎	陝西 七九
㊱	盠方彝	学報 五七・二
㊲	盠方尊	〃 〃
㊳	輔師嫠段	〃 五八・二
㊴	弭叔段	文物 六〇・二
㊵	師旋段一	張家坡図 八・九
㊶	師瘨段	文物 六四・七
㊷	弭伯段	〃 六六・一
㊸	此段	〃 七六・五
㊹	此鼎	〃 〃
㊺	十三年痶壺	〃 七八・三
㊻	痶盨	〃 〃

二四九～二五〇

册命金文第II類

番号	器名	著録
㊼	令彝	両周録 二ウ～三オ
㊽	令尊	〃 三ウ
㊾	班段	〃 九オ
㊿	大盂鼎	〃 一八
51	周公段	〃 二〇オ
52	静段	〃 二七ウ
53	趞段	〃 二九ウ
54	善鼎	〃 三六オ
55	康鼎	〃 七一オ
56	卯段	〃 七三オ
57	同段	〃 七三ウ～七四オ
58	免簠	〃 七九ウ
59	免卣	〃 八〇オ
60	免尊	三代 一一・三六ウ
61	舀鼎	両周録 八三
62	虢季子白盤	両周録 八八
63	禹鼎	〃 九一
64	南季鼎	〃 九八オ
65	師毀段	〃 九八ウ
66	𩰫段	〃 一〇四ウ～一〇五オ
67	微䜌鼎	〃 又一二五ウ
68	叔向父禹段	〃 一二九オ
69	番生段	〃 一三〇オ
70	毛公鼎	〃 一三一又一三三
71	師訇段	〃 一三二オ
72	兮甲盤	〃 一三四
73	㦰段	〃 一四三ウ
74	牢鼎	愙齋 六・六
75	次卣	三代 一三・一九
76	次尊	〃 一一・三五・二
77	郘𥃝段	録遺 一六五
78	師克盨	文物 六二・六
79	詢段	〃 六〇・二
80	柞鐘	〃 六一・七
81	恒段	〃 七五・八
82	即段	〃 〃
83	公臣段	〃 七六・五

册命金文第III類

番号	器名	著録
84	彔伯㦰段	両周録 三五オ
85	師望鼎	〃 六三
86	單伯鐘	〃 一〇三オ
87	虢叔旅鐘	〃 一二八ウ～一三三ウ
88	井人妄鐘	〃 一四〇ウ～一四三オ
89	梁其鐘	文物 五九・五
90	痶段	〃 七八・三
91	痶鐘甲	〃 〃

例1　頌鼎銘

銘文	訓讀
隹三年五月既死覇甲戌	これ、三年五月既死覇甲戌、
王在周康邵宮。旦、王各大	王 周の康邵宮に在り。旦に、王
室、卽立。宰弘右頌入門、立	大室に格り、位に卽く。宰弘 頌を右けて門を入り、
中廷。尹氏受王令書。王呼	中廷に立つ。尹氏 王に令書を授く。
史虢生册令頌。王曰『頌、令	王 史虢生を呼び、頌に册令せしむ。王曰く、「頌よ、
女官嗣成周貯廿家、監嗣	汝に令す、成周の貯廿家を官嗣し、
新造貯、用宮御。易女玄衣	新造の貯を監嗣せよ。用って宮御せよ。汝に、
黹屯・赤市・朱黃・緣旂・攸勒、	玄衣黹純・赤市・朱黃・緣旂・攸勒を賜う。
用事。』頌拜䭫首、受令册佩	用って事えよ」と。頌 拜䭫首して、令册を受け、佩びて、
以出、反入堇章。頌敢對揚	もって出で、堇章を返納す。頌あえて、
天子丕顯魯休、用作朕皇	天子の丕顯なる魯休に對揚して用って
考龔叔皇母龔姒寶隮鼎。	朕が皇考なる龔叔・皇母なる龔姒の寶隮鼎を作れり。
用追孝□匄康□屯右、通	用って追孝し、康□純右・通祿永令を□匄る。
彔永令。頌其萬年眉壽	頌其れ萬年眉壽
畯臣天子、霝冬。子子孫孫寶用。	畯く天子に臣たりて、霝終ならんことを。子々孫々寶用せよ。

とある本銘文は、紀年を記すことに始まり、册命前辭、册命、受命後の廷禮、作器のこと、を述べ、子々孫々に至る

二五一～二五二

まで寶として用いられることを期待して終っている。冊命金文の典例と言われる金文である。

冊命文は職事と賜與の二部分から成り、これも常例であるが、職事を命じるに當っては、

頌、令汝官嗣成周貯廿家、監嗣新造貯、用宮御。……（賜與）……用事。

と述べ、「官嗣」「監嗣」という「嗣」字を含む語を用いて命じている。この「嗣」字を銘文中に有する點が、冊命金文のもう一つの特徴である。その例を以下に示すと、次の如くである。

〈官嗣〉

①頌鼎　官嗣成周貯廿家
㉑揚段　官嗣東田甸眔嗣□眔嗣寇眔嗣工事
㉘無叀鼎　官嗣穆王□側虎臣
㉜害段　官嗣夷僕小射□□
㉝師穎段　官嗣□闇
㉞善夫山鼎　官嗣飲獻人于□
㊵師旋段一　官嗣豐還左右師氏
㊶師瘨段　官嗣邑人師氏

〈監嗣〉

①頌鼎　監嗣新造貯

〈啻官嗣〉

④師虎段　啻官嗣左右戲緐荊

〈嗣〉

⑤吳彝　嗣□眔叔金
⑧豆閉段　嗣窔艅邦君嗣馬弓矢
⑨師奎父鼎　嗣乃父官友
⑬師酉段　嗣乃祖啻官邑人虎臣・西門夷・𩰫夷・秦夷・京夷・身夷・新
⑭免段　嗣林
⑰蔡段　嗣王家。……嗣百工
⑱師晨鼎　嗣□人隹小臣・善夫・守□・官犬眔鄭人・善夫・官守友
㉖師嫠段　嗣小輔。……嗣乃祖舊官小輔眔鼓鐘
㉙師兌段一　嗣左右走馬・五邑走馬
㉛師兌段二　嗣左右走馬
㉟南宮柳鼎　嗣六𠂤牧陽矢口、嗣羲夷陽田史
㊱盠方彝　嗣六𠂤・王行參有嗣、嗣土・嗣馬・嗣工
㊳輔師嫠段　嗣輔

〈死嗣〉

⑫望段　死嗣王家

二五三～二五四

⑰蔡段　死嗣王家外内

〈攝嗣〉

⑲師艅段　攝嗣□□
⑳諫段　攝嗣王宥
㉛師兌段二　攝嗣走馬
㊱盠方彝　攝嗣六𠂤眔八𠂤埶

〈攝官嗣〉

㉓伊段　攝官嗣康宮王臣妾百工

以上、重複する場合があるが、二九銘である。冊命金文第Ⅰ類は、計四六銘あり、それから賜與のことのみを言う九銘を差し引いた三七銘中の二九銘であるから、冊命金文第Ⅰ類の八〇％近くまで、「嗣」ないし「嗣」字を含む動詞が使用されていることになる。

このように、「嗣」字は冊命金文において極めて使用頻度の高い文字である。「嗣」字程ではないが、冊命文に共通的に使用される文字を次に擧げると、足字がある。

〈足〉

⑩走段　攝足□
⑭免段　足周師嗣
⑰蔡段　攝足對・各、死嗣王家外内
⑱師晨鼎　足師俗嗣□人隹小臣・善夫・守口・官犬眔鄭人・善夫・官守友
㉙師兌段一　足師龢父嗣左右走馬五邑走馬
㉛師兌段二　足師龢父嗣左右走馬
㊴弭叔段　楚弭伯

この「足」字の場合、「嗣」字と意味的に連關する用い方をされることが多い。㊴の弭叔段では、「楚」と釋したが、字形上「足」に「林」が付いたのが「楚」字であり、意味も「足」と同義と考えられるので、ここに列記したものである。足・楚下には、必らず人名が來ている。(14)

〈續〉

④師虎段　續乃祖考啻官嗣左右戲緐荊
⑮𦉢壺　續乃祖考作冢嗣土于成周八𠂤
⑯趩觶　續厥祖考服
㉖師嫠段　續乃祖考嗣小輔
㊳輔師嫠段　續乃祖考嗣輔
⑧豆閉段　 乃祖考事、嗣窔艅邦君嗣馬弓矢
㉜害段　 乃祖考事、官嗣夷僕・小射・□□

「續」字は、この字に訓ぜられるが（兩周攷七三ウ）、必ず下に祖考を伴っている。又、「嗣」と意味的連關を持つ場合が多い。⑧の豆閉段「 」と㉜の害段「 」は、字形が全く異なるが、下に祖考を伴うこと、「嗣」と連關

して職事を言う點、同様の例とみられる。

〈帥型〉

④師虎段　　今余隹帥型先王令

⑥牧段　　牧、女敢〔弗帥〕先王作明型用

の二例が冊命金文第I類で見えるが、但し、⑥の牧段の例は、郭沫若氏の解（兩周攷七五ウ）に従った。

〈䌛亶〉

⑥牧段　　今余隹䌛亶乃命

⑰蔡段　　今余隹䌛亶乃令

㉒大克鼎　　今余隹䌛亶乃令

㉖師嫠段　　今余隹䌛亶乃令

㉚鄭段　　今余隹䌛亶乃命

㉛師兌段二　　今余隹䌛亶乃令

㉝師頴段　　今余隹肇䌛乃令

㊶師瘨段　　今余唯䌛先王令

八例中、㉝師頴段と㊶師瘨段の二例は、少しく異なる表現になっているが、いずれも、すでに出されていた冊命を改めて再命する時の表現である。例えば、㉛師兌段二では、「余、既に汝（師兌を指す）に命じて、師龢父を足けて左右の走馬を嗣めよ。今、余、隹乃命を䌛亶して、汝に命じて、走馬を攝嗣せしむ。」とあるように、師兌は、先に王より

師龢父の下にあって左右の走馬を掌ることが命ぜられ、今、再命が下って、今度は直接走馬を司ることを命ぜられている。これも冊命金文特有の表現である。

〈作〉

⑥牧段　　昔先王既令女作嗣土

⑮曶壺　　續乃祖考作冢嗣土于成周八自

⑰蔡段　　昔先王既令女作宰嗣王家

㉑揚段　　作嗣工

㉚鄭段　　昔先王既命女作邑、攝五邑祝

㉞善夫山鼎　　作憲司貯

㉝師頴段　　在先王、既令女嗣土

㊸此段　　旅邑人善夫

この表現も冊命金文特有の言い方である。官職に任じる際、⑥牧段のように、「嗣土と作れ」と言うのである。㉞善夫山鼎の「作憲司貯」の讀みは、難解である。白川靜氏は、「憲司は地名」、「貯は租徵を集積するいわば屯倉にあたるもの」で、「憲司の貯を作る」と解されている（通釋二六・一五四）。

貯は、頌鼎銘にも見え、「官嗣成周貯廿家監嗣新造貯」とあり、官嗣し、監嗣するものとして表現されている。又、冊命金文では、右の例の⑥牧段、㉑揚段では嗣土、⑮曶壺では冢嗣土、⑰蔡段では宰、㉚鄭段では邑、と官職名が作字下に來るのが例である。この「作憲司貯」は、「憲となりて貯を司れ」という讀みの可能性があろう。ここに列記

表2　冊命金文第I類共通表現表

番号	嗣	足	續	帥型	䌛亶	作	欠職事
①②③	○						
④	○		○	○			
⑤	○						
⑥				○	○	○	
⑦							○
⑧	○		○				
⑨	○						
⑩		○					
⑪							○
⑫	○						
⑬	○						
⑭	○	○					
⑮			○				
⑯			○			○	
⑰	○	○			○		
⑱	○	○				○	
⑲	○						
⑳	○						
㉑	○					○	
㉒					○		
㉓	○						
㉔㉕							○
㉖	○		○		○		
㉗							○
㉘	○						
㉙	○	○					
㉚					○	○	
㉛	○	○			○		
㉜	○		○				
㉝	○				○	○	
㉞	○					○	
㉟	○						
㊱㊲	○						
㊳	○	○					
㊴		○					
㊵	○						
㊶	○				○		
㊷							○
㊸㊹						○	
㊺							○
㊻							○

したのは、その故である。悳はこの場合、官職名として解するが、その職責は、不明である。

㉝師類段は、「先王に在りては、すでに汝に命じて、嗣士とならしむ」と讀める。嗣字上の作字が脱落したものと、見なしうるので、列記した。㊸此段も同様に、旅字上に作字を缺いた例と解される。いずれも官職敍任の例である。

右に見たように、册命金文第I類の册命文の表現の共通性は、顯著に認められる。それをまとめたのが、表2である。倘、同銘を有するもの、①・②・③頌關係、㉔・㉕寰關係、㊱・㊲盠關係、㊸・㊹此關係は一つにまとめ、官職・職事の記載を缺く⑦師毛父段、⑪利鼎、㉔寰盤、㉕寰鼎、㉗休盤、㊷弭伯段、㊺十三年㾓壺、㊻㾓盨の場合、缺職事という特徵によって、表2のその欄に記入している。この表2では、例えば嗣の欄の〇印は、「官嗣」「監嗣」「啻官嗣」「死嗣」「嗣」などの「嗣」字ないし「嗣」字を含む動詞表現を有する金文である。以下、足・纘・續・帥型・作についても同種表現を持つ金文には〇印を付している。

表中、缺職事、卽ち官職・職事の記載を缺く⑦・⑪・㉔・㉕・㉗・㊷・㊺・㊻の各器は、その記載を缺くに至った何らかの事情が存した、と考えられるが、それら以外の各器についても、類似表現が樣々に組み合わされて、册命文を構成しており、各々事情を異にした作器の背景が想定しうる。先に、①頌鼎銘を册命金文第I類の典例として示したが、表2で知られるように、幾つかの類似表現が組み合わされて册命文が成り立っていると見た時、同一の組み合わせが極めて少い。このことは、實は、册命文の典例が存するのであろうか、という疑問を生じさせる。逆に、作器に至る事情が、各器毎にそれぞれ異なっていることを示すのではあるまいか。

3　册命金文第II類〔表1 ㊼—(83)〕

「册令」「册命」「册」という動詞を有しないが、册命金文第I類と類似する表現を持ち、かつ官職・職事の任命を明記する金文の聚成が、册命金文第II類である。册命金文第I類の金文の册命文では、官職・職事・の任命を言うのが一般であるが、職事・官職の記載を缺き、賜與のことに直ちに及んでいる場合でも、「册令」「册命」「册」の動詞の存在によって册命金文であることを識別しうる。しかし、册命金文第II類では、官職・職事の任命のことを缺いている場合、金文それ自體の持つ意味が異なってくる、と見ることができよう。又、官職・職事の記載を缺けば、必然的に册命金文第I類との册命文の表現の共通性も失われることになる

册命金文第II類の一例として、康鼎銘（表1・(55)）をとりあげてみよう。

例2　康　鼎

唯三月初吉甲	唯れ三月初吉甲戌、
戌、王在康宮、焚	王　康宮に在り、焚伯
白内右康、王命	內りて康を右く、王　命ず、
死嗣王家、命女	王家を死嗣せよ、と、汝に、
幽黃・攸勒。康拜	幽黃・攸勒を命す。
頴首、敢對揚天	康　拜頴首して敢て、
子丕顯休、用作	天子の丕顯なる休に對揚して、
朕文考釐白寶	用って朕が文考釐伯の
障鼎。子ゝ孫ゝ其萬	寶障鼎を作る。子々孫々其れ萬年

年永寶用。黛井	永く寶用せよ。黛井

ここでは「册令」「册命」「册」という動詞を缺くばかりでなく、少しく簡略な銘文となっているが、「死嗣王家」という册命文の表現は、册命金文第I類と變るところがない。第I類の類似表現檢討と同樣に、册命文中の動詞に着目していくと、嗣ないし嗣を含む動詞では、次の如くである。

〈嗣〉

(52)靜段	嗣射學宮
(57)同段	嗣場林吳牧
(58)免簠	嗣鄭還林眔吳眔牧
(61)舀鼎	嗣卜事
(65)南季鼎	嗣□
(66)𩰫段	嗣成周里人眔諸侯大亞
(75)次卣	嗣田人
(80)柞鐘	嗣五邑甸人事
(81)恆段	嗣直□
(82)卽段	嗣琱宮人虢□
(83)公臣段	嗣朕百工

〈死嗣〉

㊿大盂鼎	死嗣戎
(55)康鼎	死嗣王家
(56)卯段	死嗣焚公室、……死嗣莽人。……死嗣莽宮莽人
(65)師嫠段	死我家

(65)師嫠段の場合、「死」のみで、「死嗣」の意で使われていると考えられる。

〈攝嗣〉

(65)師嫠段	攝嗣我西隔東隔僕馭百工牧臣妾
(67)微䜌鼎	攝嗣九陂
(69)番生段	攝嗣公族卿事大史寮
(70)毛公鼎	攝嗣公族雩參有嗣卜子・師氏虎臣于朕褻事
(74)𥨊鼎	攝嗣鄭田
(78)師克盨	攝嗣左右虎臣

〈官嗣〉

(73)𢦏段	官嗣耤田

〈啻官嗣〉

詢段	啻官嗣邑人・先虎臣・後庸・西門夷・秦夷・京夷・𥜿夷・師□側新・□華夷・由□夷・□夷・成周走亞・戍秦人・降人・服夷

〈政𤔲〉又は〈政〉

⑫兮甲盤　政𤔲成周四方貯
㉒虢季子白盤　政蠻方
㊃禹鼎　政于井邦

⑫兮甲盤に見える政𤔲の𤔲字は册命金文では他に例がない字形であるが、①頌鼎銘の「官𤔲成周貯廿家」と用法が似ており、字形上も近似している。この𤔲字は、恐らく他の𤔲と同義かと考えてよいと思われる。㉒虢季子白盤と㊃禹鼎の政は政𤔲の略であろうと思われるが、用例としては、周王の內服としてではなく、外服に關して用いられている點、注意したい。

〈足〉

㊄善鼎　左足𩵦侯、監豳師戍
㊼令彝　奭左右𤔲乃寮𠂤乃友事
㊷同段　差右吳大父、𤔲場林吳牧
㊄南季鼎　左右俗父、𤔲□
⑰師詢段　左右先王、作厥乙□
⑬𢦚段　楚走馬

册命金文第Ⅰ類で「足」字の用法にあたるものをここに列記した。㊄善鼎の左足という表現が、第Ⅰ類の表現に最も近いが、㊷同段、㊄南季鼎、⑰師詢段では「差右」「左右」と表現を異にするが、用法としては、「足」字に代わるものと見ることができる。ことに、「差右」「左右」の下には、必らず人名ないしそれに代わる語が來る點、「足」と變わるところはない、と見られる。㊼令彝の場合、時期的に最も古い周初の器銘であり、册命金文の原初的形式を示すものと考えられる。左右の上字は、意味不明であるが、位置から言って、動詞と見られる。(15)

〈續〉

㊾班段　續虢城公服
㊀𦣞鼎　續乃祖考、𤔲卜事
㊇師克盨　續乃祖考、攝𤔲左右虎臣
㊁恆段　續□克、𤔲直□
㊀周公段　□井侯服
㊃禹鼎　□朕祖考、政于井邦
㊆部㽙段　□乃祖考事、作𤔲土

㊾班段、㊀𦣞鼎、㊇師克盨、㊁恆段の例は、册命金文第Ⅰ類の「續」字と比較すると、續字下に父祖を言う點、同例とみなしうる。㊁恆段は少しく異例で、父祖を言わず、「續□克」となっているが、その「□克」は、他の例から推して、父祖の名と解しうる部位の所である。㊀周公段、㊃禹鼎、㊆部㽙段の例は、すでに册命金文第Ⅰ類「續」字の項で見たように、その下に父祖を伴い、職事を言うことから、同例と考えてここに列記した。

〈帥型〉

㊇叔向父禹段　帥型先文祖
㊈番生段　帥型皇祖考丕丕元德
㊿大盂鼎　型乃嗣祖南公
⑩毛公鼎　帥用先王作明刑

册命金文第Ⅰ類では、④師虎段、⑥牧段の二例いずれも、先王に則ることを言うのが例であったが、㊇叔向父禹段・㊈番生段・㊿大盂鼎では、作器者の父祖に則ることを言う點、相違がみられる。

〈𩍐𩏂〉

㊄善鼎　𩍐𩏂先王令
⑩毛公鼎　𩍐𩏂先王命
⑰師詢段　𩍐𩏂乃令
㊇師𡨦　𩍐𩏂乃令

いずれも、册命金文第Ⅰ類と同例である。

〈作〉

㊂趞段　作豳𠂤家𤔲馬、啻官僕射士訊小大又鄰
㊇免簠　作𤔲土、𤔲鄭還林眔吳眔牧
㊈免卣　作𤔲土
⑬𢦚段　作𤔲土、官𤔲耤田
㊆部㽙段　作𤔲土

表3　冊命金文第Ⅱ類共通表現表

番号	嗣	足	續	帥型	[illegible]賣	作	左右
㊼㊽		○					
㊾			○				
㊿	○			○			
51			○				
52	○						
53						○	
54					○		○
55	○						
56	○						
57	○						○
58	○					○	
59 60						○	
61	○		○				
62	○						
63	○		○				
64	○						○
65	○						
66	○						
67	○						
68				○			
69	○			○			
70	○			○	○		
71					○		○
72	○						
73	○					○	○
74	○						
75 76	○						
77			○			○	
78	○		○		○		
79	○						
80	○						
81	○		○				
82	○						
83	○						

冊命金文第Ⅰ類と變わるところのない表現である。

以上、冊命金文第Ⅱ類に共通して見える表現を検討した。それを表にまとめると表3のようになる。今、表2と表3を比較すると、嗣ないし嗣字を含む動詞が冊命文に多く用いられていることに變化はないが、足字に代わって、左右という動詞が冊命金文第Ⅱ類では比較的多く使われる傾向にあったことが知られる。

4　冊命金文第Ⅲ類〔表1 84〜91〕

冊命金文第Ⅲ類は、第Ⅰ類及び第Ⅱ類と同じ表現を有しながら、職事任命の記述を缺く冊命金文の聚成である。例を84彔伯㦰毀銘に取ってみよう。

例3　彔　伯　㦰　毀

隹王正月、辰在庚寅。王若曰、彔伯㦰、繇自乃祖考又勲于周邦、右闢四方、惠張天令。女肇不㒸。余易女秬鬯一卣・金車賁幬較・賁韓・朱虢斬・虎幭朱裏・金甬・畫玉轄・金厄・畫轉・馬四匹・攸勒。彔伯㦰敢拜手䭫首、對揚天子丕顯休、用作朕皇考盤王寶障毀。余其永萬年寶用。子ミ孫ミ其帥型受茲休。

隹れ王の正月、辰は庚寅に在り。王若く曰く、「彔伯㦰よ、繇、乃の祖考よりして周邦に勲あり。四方を佑闢し、天命を惠張す、汝、肇ぎて墜さざれ。余、汝に秬鬯一卣・金車・賁幬較・賁韔・朱虢斬・虎幭朱裏・金甬・畫玉轄・金厄・畫轉・馬四匹・攸勒を賜う」と。彔伯㦰、敢て拜手䭫首して、天子の丕顯なる休に對揚して、用て朕が皇考なる盤王の寶障毀を作れり。余其れ永く萬年まで寶用せん。子々孫々、其れ帥型して、茲の休を受けんことを。

とある當銘の場合、末句に見える「帥型」が冊命金文で使用される表現である他には、特に冊命金文の特徴というべきものはない。職事に任ずる文も見えず、ただ「繇、自乃祖考勳于周邦、右闢四方、惠張天命、女肇不㒸」に冊命のことが窺われるのみである。これを白川靜氏は「冊命形式をもたないその先驅的形式を示すもの」と言う（通釋一七・九二、二二二頁）。

ここではこのように具體的に言及しないが、表現としては、冊命金文と同一の部分を持つ金文銘を、冊命金文第Ⅲ類とする。表現上から見て行くと、次のような用字法が、見られる。

〈帥型〉

84彔伯㦰毀	帥型
85師望鼎	望肇帥型皇考
86單伯鐘	余小子肇帥型朕皇祖考懿德
87虢叔旅鐘	旅敢肇帥型皇考威儀
89梁其鐘	梁其肇帥型皇祖考
88井人妄鐘	妄不敢弗帥用文祖皇考
90瘨毀	不敢弗帥用

⑼1 旟鐘甲　旟不敢弗帥祖考

册命金文第Ⅲ類では、第Ⅰ類・第Ⅱ類ではそれほど多く見えなかった「帥型」「帥用」「帥」という動詞が使われている。「帥型」は肯定文、「帥用」「帥」は、二重否定の場合に用いられている。近出の⑼0旟段には、なお「顆皇祖考嗣威儀」とあり、「嗣」字が用いられているが、第Ⅰ類・第Ⅱ類で使用されているような、職事に任ずる動詞ではなくなっている。

以上、册命を内容とする册命金文を、その表現の仕方に着目して三類に分け、表現上の類似性と檢討してみた。次章以下では、この分類が表現のみならず、册命前辭形式・册命主體者・賜與物の數・天子と王の呼稱の仕方・器の種類・出土地・時代など、多くの點で相違を見せていることを指摘するとともに、かかる相違がどのように生じたのであろうかを考察してみたい。

1　貝塚茂樹『中國古代史學の發展』一五八頁。
2　白川靜「金文通釋」白鶴美術館誌第四七輯、一九七七年、八一頁。
3　齊思和「周代錫命禮考」燕京學報三二期、一九四七年。
4　島邦男『殷墟卜辭綜類』一九六七年、四二一五頁。
5　島前掲書、四二二一三頁。
6　白川靜「作册考」『甲骨學金文學論叢』二集、一九五五年、二一一二頁。
7　白川前掲論文、四五頁。
8　松丸道雄「殷周國家の構造」岩波講座『世界歷史』4・古代4、一九七〇年、六六一七頁。
9　白川前掲論文。
10　陳夢家「西周銅器斷代」㈢考古學報一九五六年第一期、九八一一一四頁。
11　陳前掲論文九八一一一四頁。
12　表1に册命金文のすべてを揭示したが、すべてで九一銘あり、①―⑼1まで番號を付けている。以後、册命金文の器名と番號を併用して行くこととする。
13　貝塚前掲書、一五六一八頁。
14　陳前掲論文㈥考古學報一九五六年第四期、八七免段、一〇六頁。
15　郭沫若は兩周攷九オで、「義則當爲配偶」と說くが、これでは文義がつかめない。

二　册命金文の比較

1　册命前辭形式

册命金文において、册命文を述べる前に通常その儀式の次第を述べる部分があるが、それをここでは册命前辭と呼んでおく。册命金文第Ⅰ類の例として擧げた頌鼎銘で、冒頭の「隹三年五月既死霸甲戌、王在周康邵宮」の部分は、册命金文特有の表現ではなく、册命金文以外にも一般的な表現であって、册命金文に特有の前辭に當ると見ることはできない。これに引きつづく「旦、王各大室卽立、宰弘右頌入門立中廷、尹氏受王令書、王呼史虢生册令、王曰」を、ここでは册命前辭と見なしておく。④師虎段以下⑷6旟段までの册命金文第Ⅰ類の册命前辭を列記すれば、次のようになる。

④師虎段　各于大室、井伯內右師虎卽立中廷、北卿。王呼內史吳曰、册令虎、王若曰、
⑤吳彝　旦、王各廟、宰朏右作册吳入門立中廷、北卿。王呼史戊册令吳、
⑥牧段　各大室卽立公□□入右牧立中廷。王呼內史吳册令牧、王若曰、
⑦師毛父段　旦、王各于大室、師毛父卽立、井伯右、內史册命、
⑧豆閉段　王各于師戲大室。井伯入右豆閉、王呼內史册命豆閉、王曰、
⑨師奎父鼎　王各于大室。嗣馬井伯右師奎父王呼內史駒册命師奎父、
⑩走段　各大室、卽立。嗣馬井伯〔入〕右走、王呼作册尹〔册令〕走、
⑪利鼎　王客于般宮、井伯內右利、立中廷、北卿。王呼作命內史册命利曰、
⑫望段　旦、王各大室、卽立、宰倗父右望入門立中廷、北卿。王呼史年册令望、
⑬師酉段　各吳大廟、公族□釐入右師酉、立中廷。王呼史□册命師酉、
⑭免段　昧爽、王各于大廟、井叔有免、卽令、王受作册尹書、卑册令免曰、
⑮曶壺　王各于成宮、井公內右曶。王呼尹氏册令曶曰、
⑯趩觶　各大室、咸井叔入右趩、王呼內史册令趩、
⑰蔡段　王各廟、卽立、宰曶入右蔡、立中廷。王呼史尤册令蔡、王若曰、
⑱師晨鼎　旦、王各大室、卽立。嗣馬共右師晨入門立中廷。王呼作册令師晨、
⑲師艅段　旦、王各大室、卽立、嗣馬共右師艅入門立中廷。王呼作册內史册令師艅、
⑳諫段　旦、王各大室、段立。嗣馬共右諫入門立中廷。王呼內史先册命諫曰、
㉑揚段　旦、王各大室、卽立、嗣徒單伯內右揚、王呼內史先册令揚、王若曰、
㉒大克鼎　旦、王各穆廟、卽立、齍季右善夫克入門立中廷、北卿。王呼尹氏册命善夫克、王若曰、
㉓伊段　旦、王各穆大室、卽立、齍季內右伊、立中廷、北卿。王呼命尹封册命、
㉔寰盤　旦、王各大室、卽立、宰頵右寰入門立中廷、北卿。史□受王令書、王呼史□册、
㉖師嫠段　各于大室、卽立、宰琱生內右師嫠、王呼尹册命師嫠、王若曰、
㉗休盤　旦、王各大室、卽立、益公右走馬休、入門立中廷北卿。王呼作册尹册、
㉘無叀鼎　王各于周廟、述于圖室。嗣徒南仲右無叀、入門立中廷。王呼史翏册無叀、曰、
㉙師兌段一　各康廟、卽立、同仲右師兌入門立中廷、王呼內史尹册令師兌、
㉚鄸段　王各于宣射、毛伯內門立中廷。右祝鄸、王呼內史册命鄸、王曰、
㉛師兌段二　各大廟、卽立、𩛥伯右師兌入門立中廷。王呼內史尹册令師兌、
㉜害段　宰屖父右害、立。王册命害、曰、
㉝師頮段　旦、王各大室、嗣工液伯入右師頮、立中廷北卿。王呼內史□册令頮、王若曰、
㉞善夫山鼎　各圖室、南宮呼入右善夫山、入門立中廷北卿。王呼史𦿓册令山王曰、
㉟南宮柳鼎　武公有南宮柳卽立中廷北卿。王呼作册尹册令柳、
㊱盠方彝　王各于周廟、穆公右盠立于中廷北卿。王册令、……曰、
㊳輔師嫠段　各大室、卽立、燮伯入右輔師嫠王呼作尹册令嫠、曰、
㊴弭叔段　各于大室、卽立中廷。井叔內右師宋、王呼尹氏册令師宋、

㊵師旋段一　　王各廟、卽立、遟公入右師旋卽立中廷。王呼作册尹克册命師旋、曰、

㊶師𤸫段　　各大室、卽立、嗣馬井伯□右師𤸫、入門立中廷。王呼內史吳册令師𤸫、白、

㊷弭伯段　　王各于大室、焚伯內右師藉、卽立中廷。王呼內史尹氏册命師藉、

㊸此段　　旦、王各大室、卽立、嗣土毛叔右此、入門立中廷。王呼史翏册命此、曰、

㊺十三年𤸫壺　　各大室、卽立、遟父右𤸫、王呼作册尹册、

㊻𤸫盨　　各大室、卽立、嗣馬共右𤸫、王呼史年册、

どの銘を取っても一様の前辭であるかに見えながら、少しずつ異なっている。どのように異なるかを表4に示した。表4では、頌鼎銘の前辭の「旦」に當るものを1、「王各大室」を2、「卽立」を3、「宰弘右頌」を4、「入門」を5、「立中廷」を6、「王呼史虢生」を8、「册令」を9、「王曰」を10とする。なお、頌鼎では7を缺くが、④師虎段では、「卽立中廷」と「王呼內史吳曰」の間に「北卿」という語が入るので、これを7とする。表4では、①頌鼎から㊻𤸫盨までの各前辭でこの1から10に該當する語があれば、○印を、缺く場合には、空欄となっている。又、表現を異にする場合、⑭免段では、1の「旦」が「昧爽」と表現されているような時には、その表現を欄中に記しておいた。

表4で見る通り、①頌鼎と全く同一の前辭は他にない。同一の前辭を有する例は、⑥牧段と⑰蔡段、⑱師晨鼎と⑲師餘段、⑳諫段と㊸此段㊹此鼎、㉔寰盤㉕寰鼎と㉗休盤、㉙師兌段一と㉛師兌段二、㊺十三年𤸫壺と㊻𤸫盨などがあるが、前辭形式としての典例は求めようがない程、前辭表現1から10までの組み合わせは異なっている。すでに册命金文第Ⅰ類の册命文の特徴を檢討した際、册命文の典例が存在するのかどうか疑問を呈したが、前辭形式においても同様のことが指摘できるのである。

表4　册命金文第Ⅰ類前辭形式

番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
①②③	○	○	○	右	○	○		○	○	王曰
④		○	○	内右		○	○	○	○	王若曰
⑤	○	○		右	○	○	○	○	○	
⑥		○	○	入右		○		○	○	王若曰
⑦	○	○	○	右					○	
⑧		○		入右				○	○	王曰
⑨		○		右				○	○	
⑩		○	○	入右				○	○	
⑪		○		内右		○	○	○	○	曰
⑫	○	○	○	右	○	○	○	○	○	
⑬		○		入右		○		○	○	
⑭	昧爽	○		有					○	曰
⑮		○		内右				○	○	曰
⑯		○		入右				○	○	
⑰		○	○	入右		○		○	○	王若曰
⑱	○	○	○	右	○	○		○	○	
⑲	○	○	○	右	○	○		○	○	
⑳	○	○	○	右	○	○		○	○	曰
㉑	○	○	○	内右				○	○	王若曰
㉒	○	○	○	右	○	○	○	○	○	王若曰
㉓	○	○	○	内右		○	○	○	○	
㉔㉕	○	○	○	右	○	○	○	○	册	
㉖		○	○	内右				○	○	王若曰
㉗	○	○	○	右	○	○	○	○	册	
㉘		○		右	○	○		○	○	曰
㉙		○	○	右	○	○		○	○	
㉚		○		右	○	○		○	○	王曰
㉛		○	○	右	○	○		○	○	
㉜				右		○			○	曰
㉝	○	○		入右		○	○	○	○	王若曰
㉞		○		入右	○	○	○	○	○	王曰
㉟			○	有		○	○	○	○	
㊱㊲		○		右		○	○		○	曰
㊳		○	○	入右				○	○	曰
㊴		○	○	内右		○		○	○	
㊵		○	○	入右		○		○	○	曰
㊶		○	○	右	○	○		○	○	曰
㊷		○		内右		○		○	○	
㊸㊹	○	○	○	右	○	○		○	○	曰
㊺		○	○	右				○	册	
㊻		○	○	右				○	册	

冊命金文第Ⅰ類の前辭に關しては、さらに次の點を指摘しておきたい。まず一つには、表4の4に當る部分についてである。頌鼎では、ここは、「宰弘右頌」とあり、宰弘という王朝側の人物が被冊命者である頌を右けている。④師虎段では、「丼伯内右師虎」とあり、「内右」となっていて、①頌鼎の「右」とは異っている。⑭免段では「丼叔有免」と「有」と記されるが「右」と同様表現と見られ、⑥牧段では「公□□入右牧」とあって「入右」とあるがこれも「内右」と同様表現と考えられる。このように、「右」又は「有」、「内右」又は「入右」の二種の表現が存する。この表現の相違に着目して、表4の4で右又は有と記されている右形式の表を表5、内右又は入右と記されている入右形式の表を表6としてまとめてみた。この二表から、まず9の冊令又は冊命と記される部分で、冊とのみ記されている例は、すべて右形式に屬することが知られる。又、先に前辭形式の同一な例を擧げたが、前辭形式の等しい例は右形式に多い。右形式——⑱と⑲、⑳と㊸㊹、㉔㉕と㉗、㉙と㉛、㊺と㊻、入右形式——⑥と⑰である。表中10に當る部分は、頌鼎では「王曰」であるが、別に「王若曰」(例④師虎段)、「曰」(例⑪利鼎)、不記(例⑤吳彝)の四つのタイプがある。表5と表6を比較すると、「王若曰」タイプは、入右形式では六例、右形式では一例であり、「王若曰」タイプでは入右形式に多いことが知られる。次には、表の1に當る部分は、①頌鼎では「旦」と記されているが、「旦」を記す例は右形式では一二例、入右形式では三例であり、「旦」を記すのは右形式に多い。表の5に當る部分は①頌鼎では「入門」を記すが、右形式では一五例、入右形式では一例と、「入門」を記すのも、右形式が多い。

以上のように、右形式の前辭と入右形式の前辭とでは異なる要素を持つことが知られるが、このことは、何を意味するのであろうか。一つには、右形式の前辭を持つ冊命金文と入右形式の前辭を持つ冊命金文とでは、冊命儀禮の次第が異なっていた、ということが考えられる。入右形式の前辭では、「旦」と「入門」を記さぬ例が、右形式の前辭の

表5　冊命金文第Ⅰ類前辭右形式

番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
①②③	○	○	○	○	○	○		○	○	王曰
⑤	○	○		○	○	○	○	○	○	
⑦	○	○	○	○					○	
⑨		○		○				○	○	
⑫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
⑭	○	○		有					○	曰
⑱	○	○	○	○	○	○		○	○	
⑲	○	○	○	○	○	○		○	○	
⑳	○	○	○	○	○	○		○	○	曰
㉒	○	○	○	○	○	○	○	○	○	王若曰
㉔㉕	○	○	○	○	○	○	○	○	冊	
㉗	○	○	○	○	○	○	○	○	冊	
㉘		○		○	○	○		○	○	曰
㉙		○	○	○	○	○		○	○	
㉚		○		○	○	○		○	○	王曰
㉛		○	○	○	○	○		○	○	
㉜				○		○			○	曰
㉟			○	有		○	○	○	○	
㊱㊲		○		○		○	○		○	曰
㊶		○	○	○	○	○		○	○	曰
㊸㊹	○	○	○	○	○	○		○	○	曰
㊺		○	○	○				○	冊	
㊻		○	○	○				○	冊	

場合以上に多く、入右の入が單純に考えて入門の略であるとすると、門を入る順序が右形式の場合と異なってくる。(1)即ち、右形式の例である頌鼎の場合、「宰弘右頌入門」とあり、右者である宰弘が頌を右けて入門するのであり、入右形式の例である④師虎段では、「丼伯内右師虎」とあり、これを丼伯が門を入りて師虎を右く、と解したならば、そこに冊命儀禮の次第の相違が見られることになる。入右形式の例で㉞善夫山鼎の場合では、「南宮呼入右善夫山、入門」とありこれを南宮が門を入りて善夫山を右け、門を入る、と解したならば、入門のことを二回記していることになり、冊命儀禮がさらに異なっていることを示すことになる。

右形式の前辭と入右形式の前辭を持つ器の種類の點から見た相違は、右形式には同銘異種の器の例が存することである。その例は、①・②・③、㉔・㉕、㊱・㊲、㊸・㊹の四例である。㊺・㊻も後述するように、同一の銘から二器作器されたと考えられる點があるので、これを含めると五例見えることになる。入右形式には、この同銘異種の器の例はない。このことは、右形式と入右形式という二つに冊命金文第Ⅰ類を分類したとき、右形式では、王朝側ないし諸侯側の要請によって、同銘異種の器が作器される場合があり、その點で入右形式の器とは事情を異にするものであることを示している、と考えられる。

表6　冊命金文第Ⅰ類前辭入右形式

番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
④		○	○	内		○	○	○	○	王若曰
⑥		○	○	○		○		○	○	王若曰
⑧		○		○				○	○	王曰
⑩		○	○	○				○	○	
⑪		○		内		○	○	○	○	曰
⑬		○		○		○		○	○	
⑮		○		内				○	○	曰
⑯		○		○				○	○	
⑰		○	○	○		○		○	○	王若曰
㉑	○	○	○	内				○	○	王若曰
㉓	○	○	○	内		○	○	○	○	
㉖		○	○	内				○	○	王若曰
㉝	○	○		○		○	○	○	○	王若曰
㉞		○		○	○	○	○	○	○	王曰
㊳		○	○	○				○	○	曰
㊴		○	○	内		○		○	○	
㊵		○	○	○		○		○	○	曰
㊷		○		内		○		○	○	

次に冊命金文第Ⅱ類では、前辭がどのように表現されているのかを見て行きたい。冊命金文第Ⅱ類の前辭は、第Ⅰ類のそれとは異なり、前辭の各要素が整わない例が多く、かつどれを前辭と考えるべきか判斷し難い場合がある。以下、前辭と判斷されるものを次に擧げておきたい。

㊼令彝　曰

㊾班段　王令
㊿大盂鼎　令盂、王若曰……王曰
51周公段　王令燮眔内史曰
52靜段　王令
53趞段　王各于大廟、密叔右趞卽立、内史卽命、王若曰
54善鼎　王各大師宮、王曰
55康鼎　燮伯内右康、王命
56卯段　燮季入右卯立中廷、燮伯呼命卯曰
57同段　各于大廟、燮伯右同立中廷、北卿。王命同
58免簠　令免
59免卣　王各大室、丼叔右免
61曶鼎　〔王〕若曰
62虢季子伯盤　王曰
63禹鼎　禹曰
64南季鼎　伯俗父右南季……曰
65師𣪕段　白龢父若曰
66𨭬段　王曰

(67)微䜌鼎　王令微䜌
(68)叔向父禹段　叔向父禹曰
(69)番生段　王令
(70)毛公鼎　王若曰……王曰
(71)師訇段　王若曰……王各于大室、焚内右訇
(72)兮甲盤　王令甲
(73)𢦚段　王各于大室、穆公入右𢦚立中廷北卿。王曰
(74)窄鼎　趞仲令窄
(75)次卣　公姞令次
(77)卻咎段　王各于大室、康公右卻咎……曰
(78)師克盨　王若曰……王曰
(79)訇段　王若曰……旦、王各、益公入右訇
(80)柞鐘　仲大師右柞
(81)恆段　王曰
(82)即段　各大室、定伯入右即、王呼命…曰
(83)公臣段　虢仲令公臣

これに基いて、冊命金文第Ⅰ類と同様に冊命金文第Ⅱ類前辭形式の表を作ると、表7の如くである。但し、表中の9

表7　冊命金文第Ⅱ類前辭形式

番号	1	2	3	4	6	7	8	9	10
(47)(48)								○	曰
(49)								○	
(50)									王曰
(51)								○	、曰
(52)								○	
(53)		○	○	右				即命	王若曰
(54)		○							王曰
(55)				内右				○	
(56)				入右	○		○	苂伯令	曰
(57)		○		右	○	○		○	
(58)								○	
(59)(60)		○		右					
(61)									王若曰
(62)									王曰
(63)									禹曰
(64)				右					曰
(65)									白龢父若曰
(66)									王曰
(67)								○	
(68)									叔向父禹曰
(69)								○	
(70)									王若曰
(71)		○		右					
(72)								○	
(73)		○		入右	○	○			王曰
(74)								遣仲令	
(75)(76)								公姞令	
(77)		○		右					曰
(78)									王若曰
(79)	○	○		入右					王若曰
(80)				右					
(81)									王曰
(82)		○		入右				○	曰
(83)								虢仲令	

表8　冊命金文第Ⅱ類前辭形式

番号	1	2	3	4	6	7	8	9	10
(47)(48)								○	曰
(51)								○	曰
(56)				入右	○		○	苂伯令	曰
(64)				右					曰
(77)		○		右					曰
(82)		○		入右				○	曰
(50)								○	王曰
(54)		○							王曰
(62)									王曰
(66)									王曰
(73)		○		入右	○	○			王曰
(81)									王曰
(53)		○	○	右				即命	王若曰
(61)									王若曰
(70)									王若曰
(71)		○		右					王若曰
(78)									王若曰
(79)	○	○		入右					王若曰
(63)									禹曰
(65)									白龢父若曰
(68)									叔向父禹曰
(49)								○	
(52)								○	
(55)				内右				○	
(57)		○		右	○	○		○	
(58)								○	
(59)(60)		○		右				○	
(67)								○	
(69)								○	
(72)								○	
(74)								遣仲令	
(75)(76)								公姞令	
(80)				右					
(83)								虢仲令	

は、冊令ではなく、令の欄である。

一見して、冊命金文第Ⅰ類前辭形式（表4を參照）とは異なり、第Ⅱ類になると前辭を構成する諸要素に脱落するものが多いことがわかる。比較的記述されることが多いのは、表中2に當る「王各大室」、4の「右」又は「入右」、9の「令」、10の「曰」の欄である。冊命金文第Ⅰ類で見せた4の右形式と入右形式との差は、冊命金文第Ⅱ類では看取されない。特徴としては、9の「令」か10の「曰」のいずれか一方しか表現されていない銘が、三四例中一八例で、五〇%以上であることである。又、他の要素としては、2の「王各大室」が九例、4の「右」又は「入右」が一二例ある位で、1・3・5・6・7・8は表4の冊命金文第Ⅰ類の前辭形式と比較すると、極端に表記されることが少なくなっていることがわかる。

この冊命金文第Ⅱ類前辭の一つの大きな特徴は、表中10の「曰」の欄にあると考えられる。冊命金文第Ⅱ類の「曰」には、次の五つのタイプがある。即ち、「曰」、「王曰」、「王若曰」、「某曰」、不記の五つである。ここに着目して表を作ると、表8が得られる。表8を見て行くと、9の「令」の欄との關連が見られる。「曰」の場合、9の「令」は六例中四例見えるが、「王曰」の場合は、「令」は、六例中一例にとどまり、「王若曰」でも「令」の欄は六例中一例である。「某曰」の場合は、「令」は見えず、逆に不記の場合は、一三例中一二例に「令」の欄が見える。「某曰」の三例は、(63)禹鼎は、「禹曰」で、(68)叔向父禹段は「叔向父曰」で銘文が開始し、(65)師嫠段は、「隹王元年正月初吉丁亥、白龢父若曰」と銘が始まり、周の紀年日辰を言うも、王ではなく、白龢父が師嫠に命じている。この三つの某曰の例は、1から9までの前辭の各要素を缺くことで共通しており、かつ銘の主内容は、王朝側にではなく、諸侯側に密着している。この二つのことは、銘文作製上、緊密な關係を持つと考えられる。「曰」の例である(56)卯段では、「苂伯乎命卯曰」

とあり、命令者は苂伯という諸侯であって、周王ではない。(56)卯段の例は、それでも王朝の前辭形式の要素を幾つか有していて、4の入右形式、6の立中廷、8の王呼史官の三つの要素を持っているが、(74)窄鼎、(75)次卣・(76)次尊、(80)柞鐘、(83)公臣段の例では、命令者はいずれも諸侯であり、前辭も(80)柞鐘が4の右形式を有する他は表記されていない。作器主體が王朝側でも、冊命金文第Ⅱ類では前辭が表現されなくなるが、諸侯側の作器主體の場合、より顯著に前辭が省略されている。又、前辭を持つ銘でも(71)師訇段、(79)訇段では、双方共に「王若曰」で銘が開始し、末文に紀年・前辭が配置されている、という極めて異例の構成が取られている。この二銘は、元々この構文で作器されたものとは考え難い。紀年・前辭は、通例通り文頭に配置されていたのを、何らかの意圖をもって、末文に配されたものと考えられる。その意圖は、王朝側のではなく、諸侯側のそれと考えざるを得ない。

このように冊命金文第Ⅱ類には、諸侯側の意圖が反映された銘文が現れるのである。

冊命金文第Ⅲ類の前辭には、どのような特徴が見られるのか、それを見ていきたい。

(84)彔伯𢦚段　王若曰
(85)師望鼎　大師小子師望曰
(86)單伯鐘　單伯昊生曰
(87)虢叔旅鐘　虢叔旅曰
(88)井人妄鐘　井人妄曰
(89)梁其鐘　梁其曰
(90)痶段　痶曰

⑨①痶鐘甲　痶曰

八例中七例まで、某曰で銘が始っている。⑧④彔伯𢦚段も「隹王正月、辰在庚寅、王若曰」で始っており、月日を言うのみで、直ちに王の言葉が記録されている。冊命金文第Ⅲ類では、今見たように、某曰或は王若曰で始り、直ちに諸侯或は王の言辭が記録され、諸侯側の或は王側の意圖を表現しているのを常としているのが、特徴である。

以上、冊命金文第Ⅰ類・第Ⅱ類・第Ⅲ類　前辭の特徴を檢討して、冊命文の文體の特徴に共通性を持ちながら、前辭形式に大きな相違を見せていることが知られた。

2　冊命主體者

冊命そのものが、王朝側から行われたのか、諸侯側で行われたのか、をここでは檢討しておきたい。

冊命金文第Ⅰ類では、前辭中に「冊令」「冊命」「冊」という動詞を持つことから自明のように、すべて王朝側によって冊命が行なわれている。問題は、第Ⅱ類、第Ⅲ類である。冊命金文第Ⅱ類の中には、明確に王朝側ではなく、諸侯側によって行われた例がある。

⑤⑥卯段　　焚伯呼令卯曰

⑥③禹鼎　　禹曰……肄武公亦弗叚服朕聖祖考幽大叔懿叔、命禹□朕祖考、政于井邦

⑥⑤師𣪘段　伯龢父若曰、師𣪘、……余令女死我家攝嗣我西隔東隔僕馭百工牧臣妾

⑦④𥧚鼎　　趞仲令𥧚攝嗣鄭田

⑦⑤次卣　　公姞令次、嗣田人

⑧⓪作鐘　　仲大師右作、易□・朱黄・䜌、嗣五邑甸人事

⑧③公臣段　虢仲令公臣、嗣朕百工

右は、王ではなく、諸侯がその臣下に冊命している例で、七例ある。かつ

⑥⑧叔向父禹段　叔向父禹曰、余小子司朕皇考、肇帥型先文祖……

という、諸侯が自らに冊命している例すらある。冊命金文第Ⅱ類は三四例中八例、王室側によらぬ冊命金文を含んでいる。冊命金文第Ⅲ類になると、冊命主體が明確でないものが出てくる。

⑧⑥單伯鐘　單伯旲生曰、丕顯皇祖剌考來匹先王、勳堇大令。余小子肇帥型朕皇祖考懿德。

⑧⑧井人妄鐘　井人妄曰、覭叔文祖皇考克哲厥德、渾沌用魯永終于吉、妄不敢弗帥用文祖皇考穆々秉德。

⑨⓪痶段　痶曰、覭皇祖考嗣威儀、用辟先王、不敢弗帥用。夙夕、王對痶楙、易佩、作祖考段。其□祀大神、大神妥多福、痶其萬年寶。

⑨①痶鐘甲　痶曰、丕顯高祖亞祖文考克明厥心、足尹□厥威儀、用辟先生。痶不敢弗帥祖考秉明德、□夙夕左尹氏、皇王對痶身楙、易佩。敢作文人大寶協龢鐘、用追考、□祀邵各樂大神、大神其陟降嚴祜□、妥厚多福、其豐々纍々、受余純魯、通祿永令、眉壽霝終、痶其萬年永寶日鼓。

⑧⑥單伯鐘の例では、先王の記述が見えているが、銘文中に王朝側の意圖を窺わせるものは、見い出し難い。⑧⑧井人妄鐘では、王ないし天子の語が見えず、銘文全體の調子は、諸侯側に沿う內容となっている。⑨⓪痶段と⑨①痶鐘甲は、よく似た內容の文章であるので、比較の爲に全文を出した。兩銘ともに王と先王の語が見られ、同様の用法であるが、さらに檢討を加えるために、左によく似た箇處を對照させると次のようである。

⑨⓪痶段　　　痶曰[A]……用辟先王[B]…………不敢弗帥用[C]……王對痶楙[D]……易佩[E]……
⑨①痶鐘甲　　痶曰……用辟先王……痶不敢弗帥用祖考秉明德……皇王對痶身楙……易佩……

⑨⓪　其□祀大神[F]……大神妥多福……[G]痶其萬年寶[H]
⑨①　……□祀邵各樂大神……大神…妥厚多福　痶其萬年永寶日鼓

說明上記號A～Hの部分を見て行きたい。兩銘はこのA～Hの部分において、顯著な相似性を見せている。特にA・B・Eは同一であり、Eに見られる賜與物の佩まで一致している。Cにおいては、⑨①痶鐘甲の銘「痶不敢弗帥祖考秉明德」で、痶が祖考の秉りし明德を帥することが明らかになるが、⑨⓪痶段では、それが明らかではない。Dの部分では、⑨⓪痶段より⑨①痶鐘甲の方がより丁寧な言い方がされており、かつ⑨①痶鐘甲では「皇王」という表現が取られている。

このような現象は、F・Hの部分においても見られる。兩者を比較してみると痶段は痶鐘甲を參考にして例えばCの部分が容易に理解しうるようになるのであるから、痶鐘甲は原銘又はそれに近いものである、と考えてよいだろう。この場合痶段銘は痶鐘甲銘だけでなく、既製の同様な內容の銘文を參考としているだろうことも、考えておかなくてはなるまい。こう考えてくると、痶段銘は痶鐘甲ないし同様の內容を持つ銘文を參考として諸侯側の要請の下に製作されたという考えが導き出されよう。このことは又、銘文製作主體者の問題とも關係しており、第8節で改めて取り上げることとして、冊命金文第Ⅲ類にも銘文自體に諸侯側の意圖が示されている銘があることを指摘するにとどめたい。以上の結果を表にまとめると表9になる。表中イは周王朝による冊命、ロは諸侯による冊命、ハは自分自身の冊命である。表のように冊命金文第Ⅰ類では、すべて周王朝による冊命であるのに反して、第Ⅱ類・第Ⅲ類になると諸侯自身による冊命があらわれてくることに注目したい。

表9　冊命主體者

	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	計
イ	46	28	7	81
ロ	0	8	0	8
ハ	0	1	1	2
計	46	37	8	91

3　賜　與　物

冊命金文には、冊命を記すとともに賜與のことが記されるのが常である。賜與物には車馬具・衣服が選ばれるが、その一つ一つの解說は、林巳奈夫氏の「西周金文に現れる車馬關係語彙」に詳しい。(2) ここでは賜與物の數を問題としたい。第Ⅰ類から順に銘文中の賜與に關する部分を列擧し、各銘文の最後尾に、賜與物の數を付しておいた。

冊命金文第Ⅰ類

①頌鼎　　易女玄衣黹屯・赤市・朱黄・䜌旂・攸勒〔5〕

④師虎段　易女赤舄〔1〕

⑤吳彝　　易秬鬯一卣・玄□衣・赤舄・金車・賁張・朱虢靳・虎幭熏裏賁較・畫轉・金甬・馬四匹・攸勒〔12〕

⑥牧段　　易女秬鬯一卣・金車・賁較・畫輯・朱虢張靳・虎幭熏裏・旂〔7〕

⑦師毛父段　易赤市〔1〕

⑧豆閉段　易女□衣・輔市・䜌旂〔3〕

⑨師奎父鼎　易□市・冋黄・玄衣黹屯・戈琱戟・旂〔5〕

⑩走段　　易女赤□□□旂〔3〕

⑪利鼎　　易女赤輔市・䜌旂〔2〕

⑫望段　　女赤輔市・䜌〔2〕

⑬師酉段　易女赤市・朱黃・中冋・攸勒〔4〕
⑭免段　易女赤輔市〔1〕
⑮𦣻壺　易女秬鬯一卣・玄□衣・赤市・幽黃・赤舄・攸勒・䜌旂〔7〕
⑯趩觶　易趩□衣・□市・冋黃・旂〔4〕
⑰蔡段　易女玄□衣・赤舄〔2〕
⑱師晨鼎　易赤舄〔1〕
⑲師䠶段　易赤市・朱黃・旂〔3〕
⑳諫段　易女攸勒〔1〕
㉑揚段　賜女赤輔市・䜌旂〔2〕
㉒大克鼎　易女叔市・參冋□悤、易女田于埜、易女田于□、易女井家□田于□、㠯厥臣妾、易女田于□、易女田于匽、易女田于陣原、易女田于寒山、易女史小臣靈籥鼓鐘、易女井□□人、攝易女井人奔于□〔14〕
㉓伊段　易女赤市・幽黃・䜌旂・攸勒〔4〕
㉔寰盤　易寰玄衣黹屯・赤市・朱黃・䜌旂・攸勒・戈琱戟・厚必・彤沙〔8〕
㉖師嫠段　易女叔市・金黃・赤舄・攸勒〔4〕
㉗休盤　易休玄衣黹屯・赤市・朱黃・戈琱戟・彤沙・厚必・䜌旂〔7〕
㉘無叀鼎　易女玄衣黹屯・戈琱戟・厚必・彤沙・攸勒・䜌旂〔6〕

二八六～二八七

㉙師兌段一　易女乃祖市・五黃・赤舄〔3〕
㉚鄭段　易女赤市・冋□黃・䜌旂〔3〕
㉛師兌段二　易女秬鬯一卣・金車・賁較・朱虢鞃靳・虎幎熏裏・右厄・畫轉畫輯・金甬・馬四匹・攸勒〔11〕
㉜害段　易女□朱市・玄衣・□□□・攸勒、易戈琱戟・彤□〔6〕
㉝師𩒛段　易女赤市・朱黃・䜌旂・攸勒〔4〕
㉞善夫山鼎　易女玄衣黹屯・赤市・朱黃・䜌旂〔4〕
㉟南宮柳鼎　令女赤市・幽黃・攸勒〔3〕
㊱盠方尊　易盠赤市・幽亢・攸勒〔3〕
㊳輔師嫠段　易女玄衣黹屯・赤市・朱黃・戈彤沙琱戟・旂五〔9〕
㊴弭叔段　易女赤舄・攸勒〔2〕
㊵師旋段一　易女赤市・冋黃・麗般〔3〕
㊶師𤸰段　易女金勒〔1〕
㊷弭伯段　易女玄衣黹屯・赤市・金亢・赤舄・戈琱戟・彤沙・攸勒・䜌旂五〔12〕
㊸此段　易女玄衣黹屯・赤市・朱黃・䜌旂〔4〕
㊺十三年㾓壺　易㾓畫□□□・赤舄〔2〕
㊻㾓盨　易□□・虢市・攸勒〔3〕

賜與を言うにあたって、易字の代わりに令字が使用されているのが、㉟南宮柳鼎に見える。(55)康鼎「令幽黃・攸勒」と同例である。㉑揚段では、易字に代わって賜字が使われている。(62)虢季子白盤「王賜乘馬、…賜用弓彤矢・其央、賜用戉」と同例である。冊命金文では賜與を言う時、易字に代わって、令字・賜字を使うことがあるが、例としては極めて少ない。

賜與されるものとしては、車馬具・衣服の類が通例だが、冊命金文第Ⅰ類では、㉒大克鼎の場合が、極めて異例に屬する。衣服の他に、田及び人を賜わっている。大克鼎自體がそもそも奇妙な構成の文章で、あたかも二つの銘をつなぎ合わせた如くの銘文となっている。(3) その他不審な點があるが、その考察は後考に待ちたい。

賜與物の數え方は、ここでは㉒大克鼎の場合、地名の異なる田を一つに、又職掌の異る人間を一つに數えている。馬・牛などは頭數に關わらず、一つと數えることにした。それによって得られたのが表10である。これによると、冊命金文第Ⅰ類では、四一例中二八例で賜與物數1－4に見えている。又、賜與は必ず表記されている。

表10　冊命金文賜與物數

賜與物の数	第Ⅰ類	第Ⅱ類	第Ⅲ類	計
0	0	5	4	9
1	6	6	2	14
2	6	6	0	12
3	9	7	0	16
4	7	1	0	8
5	2	1	0	3
6	2	0	0	2
7	3	2	0	5
8	1	1	0	2
9	1	0	0	1
10	0	0	0	0
11	1	0	0	1
12	2	0	1	3
13	0	1	0	1
14	1	0	0	1
16	0	2	0	2
19	0	1	0	1
25	0	1	0	1
不明	0	0	1	1
計	41	34	8	83

冊命金文第Ⅱ類

㊼令彝　易鬯・金・小牛〔3〕

㊾班段　易攸勒〔1〕
㊿大盂鼎　易女鬯一卣・冂衣・市舄・車馬、易乃祖南公旂、用獸、易女邦𤔲四伯人鬲自駭至于庶人六百又五十又九夫、易夷𤔲王臣十又三伯人千又五十夫〔7〕
(51)周公段　易臣三品、州人・東人・墉人〔3〕
(52)靜段　易靜□□〔1〕
(53)趞段　易女赤市・幽黃・䜌旂〔3〕
(54)善鼎　易女乃祖旂〔1〕
(55)康鼎　令女幽黃・攸勒〔2〕
(56)卯段　易女□章四□一・宗彝一・將寶、易女馬十匹・牛十、易于作一田、易于□一田、易于隊一田、易于□一田〔31〕
(57)同段　不記〔0〕
(58)免簠　易□衣・䜌〔2〕
(59)免卣　易□市・冋黃〔2〕
(61)𦣻鼎　易女赤輔〔市〕・〔旂〕〔2〕
(62)虢季子白盤　賜乘馬、是用左王、賜用弓・彤矢・其央、賜用戉〔5〕
(63)禹鼎　不記〔0〕
(64)南季鼎　易赤輔市・玄衣黹屯・䜌旂〔3〕

二八八～二八九

⑥⑤師𣪘段　易女戈琱戫・□必彤□・兜五・鍚・鐘一・磬五・金〔16〕

⑥⑥𣄰段　易女夷臣十家〔1〕

⑥⑦微䜌鼎　不記〔0〕

⑥⑧叔向父禹段　不記〔0〕

⑥⑨番生段　易朱市・悤黃・□□・玉環・玉□・□電軫・賁□較・朱□䩛靳・虎幎熏裏・□衡・右厄・畫䡈・畫轉・金童・金□・金簟□・魚□・朱旂□・金𦨶二鈴〔19〕

⑦⑩毛公鼎　易女秬鬯一卣・祼圭瓚寶・朱市・悤黃・玉環・玉□・金車・賁□較・朱□張靳・虎幎熏裏・右厄・畫䡈・畫轉・金甬・□衡・金踵・金厄・勒□・金簟□・魚箙・馬四匹・攸勒・金□・金雁・朱旂二鈴〔25〕

⑦①師詢段　易女秬鬯一卣・圭瓚・夷訊三百人〔3〕

⑦②兮甲盤　易兮甲馬四匹・駒車〔2〕

⑦③𢦏段　易女□衣・赤韍市・䜌旂〔3〕

⑦④窐鼎　不記〔0〕

⑦⑤次卣　易裘〔1〕

⑦⑦卲曶段　易□衣・赤市〔2〕

⑦⑧師克盨　易女秬鬯一卣・赤市・五黃・赤舄・□□・駒車・賁較・朱虢䩛靳・虎幎熏裏・畫䡈・畫轉・金甬・朱旂・馬四匹・攸勒・素戉〔16〕

⑦⑨詢段　易女玄衣黹屯・□市・冋黃・戈琱戫・𠦪必・彤沙・䜌旂・攸勒〔8〕

⑧⑩柞鐘　易□・朱黃・䜌〔3〕

⑧①恆段　易女䜌旂〔1〕

⑧②卽段　命女赤市・朱黃・玄衣黹屯・䜌旂〔4〕

⑧③公臣段　易女馬乘・鐘五・金〔7〕

車馬具・衣服以外の賜與として見えているのは、㊼令彝・㊿大盂鼎・(51)周公段・(56)卯段・(62)虢季子白盤・⑥⑤師𣪘段・⑥⑥𣄰段・⑦①師詢段・⑧③公臣段などである。內容を見て行くと、

金　㊼令彝・⑥⑤師𣪘段・⑧③公臣段

人間　㊿大盂鼎・(51)周公段・⑥⑥𣄰段・⑦①師詢段

田　(56)卯段

彝器　(56)卯段・⑥⑤師𣪘段・⑧③公臣段

武器　(62)虢季子白盤・⑥⑤師𣪘段

となっており、冊命金文第Ⅰ類では、人間・田を除いて、賜與されていなかったものである。(56)卯段に見える田の賜與の仕方は、㉒大克鼎の文體と少しく異なる。

冊命金文第Ⅱ類においては、車馬具・衣服を通例とすることに冊命金文第Ⅰ類と異ならないが、今指摘した點で、冊命金文第Ⅰ類の賜與物と違っていることを注意しておきたい。

冊命金文第Ⅱ類の賜與物の數は、表10に示した如くである。冊命文第Ⅰ類との大きな違いは、賜與物を記さない例

二九〇～二九一

が五例存在することである。卽ち、(57)同段・(63)禹鼎、⑥⑦微䜌鼎、⑥⑧叔向父禹段、⑦④窐鼎である。もう一點は、冊命金文第Ⅰ類中最多の賜與物を記すのは、㉒大克鼎の一四、それに次いで⑤吳彝・㊷弭伯段の一二であるが、冊命金文第Ⅱ類になると、最多の⑦⑩毛公鼎は二五、それに次いで⑥⑨番生段の一九と、數的に增加するものが現れてくる。

冊命金文第Ⅲ類

⑧④彔伯㺇段　易女秬鬯一卣・金車・賁幬較・賁䡇・朱虢靳・虎幎朱裏・金甬・畫䡈・金厄・畫轉・馬四匹・攸勒〔12〕

⑧⑤師望鼎　不記〔0〕

⑧⑥單伯鐘　記載の有無不明

⑧⑦虢叔旅鐘　不記〔0〕

⑧⑧井人妄鐘　不記〔0〕

⑧⑨梁其鐘　不記〔0〕

⑨⑩𤼈段　易佩〔1〕

⑨①𤼈鐘甲　易佩〔1〕

八例中四例まで賜與物の記錄を缺いている。⑧⑥單伯鐘は、銘の後半が存在しないので、賜與物の有無は、確認できないが、冊命文第Ⅲ類は、⑧④彔伯㺇段の賜與物の數の多さは、例外的で、⑨⑩𤼈段・⑨⑩𤼈鐘甲の一つがせいぜいで、記載されないことが多い。この結果は表10の如くである。

以上のように、冊命金文は、第Ⅰ類・第Ⅱ類・第Ⅲ類では、賜與物の內容でも異なり、數的にも異なる面があることが知られるのである。

4　天子と王

ここで問題とするのは、①頌鼎銘で、「頌敢對揚天子丕顯魯休、用作朕皇考龏叔皇母龏姒寶障鼎」とあるなかで、對揚語「天子丕顯魯休」と作某彝「朕皇考龏叔皇母龍姒寶障鼎」との對應關係が、冊命金文の各類の間でどのような相違を見せるか、という點である。以下に各類每の銘の該當部分を列記していきたい。

冊命金文第Ⅰ類

	對揚語	作某彝
①頌鼎	天子丕顯魯休	朕皇考龏叔皇母龏姒寶障鼎
④師虎段	天子丕丕魯休	朕剌考日庚障段
⑤吳彝	王休	靑尹寶障彝
⑥牧段	王丕顯休	朕皇文考益伯寶障段
⑦師毛父段	王休	寶段
⑧豆閉段	天子丕顯休命	朕文考釐叔寶段
⑨師奎父鼎	天子丕丕魯休	障鼎
⑩走段	王休	寶障段
⑪利鼎	天子丕顯皇休	朕文考□伯障鼎

二九二～二九三

冊命金文第Ⅱ類	對揚語	作某彝
⑫望𣪘	天子丕顯休	朕皇祖白甲父寶𣪘
⑬師酉𣪘	天子丕顯休令	朕文考乙伯究姬䵼𣪘
⑭免𣪘	王休	䵼𣪘
⑮曶壺	天子丕顯魯休令	朕文考釐公䵼壺
⑯趩觶	王休	寶䵼彝
⑰蔡𣪘	天子丕顯魯休	寶䵼𣪘
⑱師晨鼎	天子丕顯休令	朕文祖辛公䵼鼎
⑲師𩛥𣪘	天子丕顯休	寶𣪘
⑳諫𣪘	天子丕顯休	朕文考叀伯䵼𣪘
㉑揚𣪘	天子丕顯休	朕剌考憲伯寶𣪘
㉒大克鼎	天子丕顯魯休	朕文祖師華父寶𩰫彝
㉓伊𣪘	天子休	朕顯文祖皇考□叔寶𩰫彝
㉔寰盤	天子丕顯叚休令	朕皇考鄭伯鄭姬寶般
㉖師嫠𣪘	天子休	朕皇考輔伯䵼𣪘
㉗休盤	天子丕顯休令	朕文考日丁䵼般
㉘無叀鼎	天子丕顯魯休	䵼鼎
㉙師兌𣪘一	天子丕顯魯休	皇祖城公𩰫𣪘
㉚鄭𣪘	天子休命	朕皇考龔伯䵼𣪘
㉛師兌𣪘二	天子丕顯魯休	朕皇考釐公𩰫𣪘
㉜害𣪘	王休命	文考寶𣪘
㉝師穎𣪘	天子丕顯休	朕文考尹伯䵼𣪘
㉞善夫山鼎	天子休令	朕皇考叔碩父䵼鼎
㉟南宮柳鼎	天子休	朕剌考䵼鼎
㊱盠方彝	王休	朕文祖益公寶䵼彝
㊳輔師嫠𣪘	王休令	寶䵼𣪘
㊴弭叔𣪘	天子休	朕文祖寶𣪘
㊵師旋𣪘一	天子丕顯魯休命	朕文祖益仲䵼𣪘
㊶師瘨𣪘	天子丕顯休	朕文考外季䵼𣪘
㊷弭伯𣪘	不記	䵼𣪘
㊸此𣪘	天子丕顯魯休命	朕皇考朱癸䵼𣪘
㊺十三年𤼈壺	王休	不記
㊻𤼈盨	天子休	文考寶𣪘
㊼令彝	明公尹厥室	父丁寶䵼彝
㊾班𣪘	不記	邵考爽益
㊿大盂鼎	王休	祖南公寶鼎
㉛周公𣪘	不記	周公彝
㉜靜𣪘	天子丕顯休	文母外姑䵼𣪘
㉝趞𣪘	王休	季姜䵼彝
㉞善鼎	皇天子丕丕休	宗室寶䵼
㉟康鼎	天子丕顯休	朕文考釐伯寶䵼鼎
㊱卯𣪘	焚伯休	寶䵼𣪘
㊲同𣪘	天子厥休	朕文考叀仲䵼寶𣪘
㊳免簠	王休	旅𩰫彝
㊴免卣	王休	䵼彝
㊶曶鼎	不記	朕文孝究伯𩰫牛鼎
㊷虢季子白盤	不記	寶盤
㊸禹鼎	武公丕顯耿光	大寶鼎
㊹南季鼎	王休	寶鼎
㊺師𣪕𣪘	皇君休	朕文考乙仲將𣪘
㊻𩁹𣪘	王休命	寶𣪘
㊼微䜌鼎	不記	朕皇考𩰫彝䵼鼎
㊽叔向父禹𣪘	不記	朕皇祖幽大叔䵼𣪘
㊾番生𣪘	天子休	𣪘
㊿毛公鼎	天子皇休	䵼鼎
㉛師訇𣪘	天子休	朕剌祖乙伯同益姬寶𣪘
㉜兮甲盤	不記	般
㉝𢦚𣪘	王休	朕文考寶𣪘
㉞𥨪鼎	遣仲休	朕文考釐叔䵼鼎
㉟次卣	公姞休	寶彝
㊲命𦥑𣪘	王休	寶𣪘
㊳師克盨	天子丕顯魯休	旅盨
㊴詢𣪘	天子休令	文祖乙伯同姬䵼𣪘
㊵柞鐘	中大師休	大林鐘
㊶恆𣪘	天子休	文考公叔寶𣪘
㊷即𣪘	天子丕顯休	朕文考幽叔寶𣪘
㊸公臣𣪘	天尹丕顯休	䵼𣪘

二九四～二九五

二九六～二九七

册命金文第Ⅲ類

	對揚語	作某彝
㉞彔伯𢦏𣪘	天子丕顯休	朕皇考釐王寶障𣪘
㉟師望鼎	天子丕顯魯休	朕皇考究公障鼎
㊱單伯鐘	不明	不明
㊲虢叔旅鐘	天子魯休	朕皇考叀叔大林龢鐘
㊳井人妄鐘	不記	龢父大林鐘
㊴梁其鐘	天子丕顯休	朕皇祖考龢鐘
㊵癲𣪘	不記	祖考𣪘
㊶癲鐘甲	不記	文人大寶協龢鐘

以上が册命金文第Ⅰ類・第Ⅱ類・第Ⅲ類に見える對揚語と作某彝の對應關係である。これを表にまとめると、表11の如くである。表11―1は、册命金文第Ⅰ類の對揚語と作某彝との對應關係をまとめたものである。對揚語の欄の天子とは、①頌鼎銘で、「頌敢對揚天子丕顯魯休、用作朕皇考龔叔皇母龔姒寶障鼎」に天子の語が見えているような場合で、頌鼎銘ではさらに、「朕皇考龔叔皇母龔姒寶障鼎」と「朕＋祖考名＋器名」となっているので、これを作某彝の欄では「朕某彝」と表している。對揚語の欄の「王」は、天子ではなく王が、「別人」は、天子・王以外の人物が見える場合で、「×」は、對揚語を缺いている例である。作某彝の欄の「某彝」は、朕字を缺き、祖考名＋器名の場合で、「彝」は器名のみの例、「×」は、作某彝の記載を缺いている例である。

このようにして得られた表11―1册命金文第Ⅰ類について檢討すると、天子と朕某彝・某彝の例が、四一例中三〇例を占めている。殘りは、對揚語中に王の見える例が一〇例、對揚語を缺く例が一例となっていて、七〇％以上の例に、天子の語が見えている。又、朕某彝の例が、四一例中二六例で、半分以上見えていることが知られる。表11―2册命金文第Ⅱ類では、對揚語中に天子・王・別人・×の例は、際だった差異を見せて來ない。對揚語によって、周王の休に對えることを明言すべきところを、王以外の人物の見える例が八例存在する點は、册命金文第Ⅰ類と顯著に違っている。作器主體が、周王以外の人物に移っていることをこのことは明示しており、册命金文第Ⅰ類では、見られない現象である。さらに對揚語を缺く例が七例存することも、册命金文第Ⅰ類と異なっている點注意したい。作器主

表 11-1　册命金文第Ⅰ類天子と王

對揚語＼作某彝	天子	王	別人	×	計
朕某彝	24	2	0	0	26
某　彝	2	2	0	0	4
彝	4	5	0	1	10
×	0	1	0	0	1
計	30	10	0	1	41

表 11-2　册命金文第Ⅱ類天子と王

對揚語＼作某彝	天子	王	別人	×	計
朕某彝	4	1	2	3	10
某　彝	4	2	1	2	9
彝	3	5	5	2	15
×	0	0	0	0	0
計	11	8	8	7	34

表 11-3　册命金文第Ⅲ類天子と王

對揚語＼作某彝	天子	王	別人	×	計
朕某彝	4	0	0	0	4
某　彝	0	0	0	3	3
彝	0	0	0	0	0
×	0	0	0	0	0
計	4	0	0	3	7

體を明示する對揚語を缺くことは、作器主體が示されなくなるのであるから、それが周王から他の人物へ移って行ったことを示すと推測することが可能になろう。この問題は第8節で改めて考察することとしたい。表11―2で今一つ指摘しておくと朕某彝と某彝卽ち祖先名を有する例が、合わせて一九例、彝卽ち器名のみの例が一五例で大きな差異を數の上で示していない。表11―1册命金文第Ⅰ類では、朕某彝と某彝の例が合わせて三〇例、彝のみの例が一〇例である。册命金文第Ⅰ類では、祖先名を言う例が明らかに多くを占めているのに反して、册命金文第Ⅱ類では、祖先名を記す例と記さない例との數字上の差は、大きくはない。但し、作某彝の語中に祖先を言わない例が出てくるのであって、銘文全體に祖先のことに言い及ばない例が多くなったことを意味するものではない。

表11―3册命金文第Ⅲ類になると、㊱單伯鐘の例は銘の後半を缺いているので七例しか存しないが、對揚語には天子が見えるか、對揚語を缺くかの二通りの場合しかない。又、祖先名は必ず記されているのが例である。

右のように、册命金文第Ⅱ類になると、周王以外の人物が、册命金文第Ⅰ類での周王の如くに休を與え、それに對えて作器者が、作器する例が出てくるのである。

5　册命の時

册命にあたって、何年何月どの月相のどの干支の日に行うかを記す銘は、少くない。いずれの時に册命が行われているのか、を見て行きたい。左に各類毎に列擧するについて、①頌鼎では「隹三年五月既死霸甲戌」とあり、年・月・月相・干支の順で記されているが、⑤吳彝では、「隹二月初吉丁亥」に始まり、「隹王二祀」で銘文が終っている。卽ち、月・月相・干支・祀（年に同じ）の順序である。左に列記するときは、⑤吳彝などの例は、その順序のままに擧げて行くこととしたい。

册命金文第Ⅰ類

①頌鼎　隹三年五月既死霸甲戌
④師虎𣪘　隹元年六月既望甲戌
⑤吳彝　隹二月初吉丁亥……隹王二祀
⑥牧𣪘　隹王七年十又三月既生霸甲寅
⑦師毛父𣪘　隹六月既生霸戊戌
⑧豆閉𣪘　唯王二月既生霸、辰在戊寅
⑨師奎父鼎　隹六月既生霸庚寅
⑩走𣪘　隹王十又二年三月既望庚寅
⑪利鼎　唯王九月丁亥
⑫望𣪘　隹王十又三年六月初吉戊戌
⑬師酉𣪘　隹王元年正月
⑭免𣪘　隹十又二月初吉
⑮曶壺　隹正月初吉丁亥
⑯趩觶　隹二月初吉乙卯……隹王二祀
⑰蔡𣪘　隹元年既望丁亥

三〇二～三〇三

⑱師晨鼎	隹三年三月初吉甲戌
⑲師艅段	隹三年三月初吉甲戌
⑳諫段	隹五年三月初吉庚寅
㉑揚段	隹王九月既生霸庚寅
㉒大克鼎	不記
㉓伊段	隹王廿又七年正月既望丁亥
㉔寰盤	隹廿又八年五月既望庚寅
㉖師嫠段	隹十又一年九月初吉丁亥
㉗休盤	隹廿年正月既望甲戌
㉘無叀鼎	隹九月既望甲戌
㉙師兌段一	隹元年五月初吉甲寅
㉚鄭段	隹二年正月初吉……丁亥
㉛師兌段二	隹三年二月初吉丁亥
㉜害段	隹四月初吉
㉝師穎段	隹王元年九月既望丁亥
㉞善夫山鼎	隹卅又七年正月初吉庚戌
㉟南宮柳鼎	隹王五月初吉甲寅
㊱盠方彝	唯八月初吉
㊳輔師嫠段	隹王九月既生霸甲寅
㊴弭叔段	隹五月初吉甲戌
㊵師旋段一	隹王元年四月既生霸……甲寅
㊶師瘨段	隹二月初吉戊寅
㊷弭伯段	隹八月初吉戊寅
㊸此段	隹十又七年十又二月既生霸乙卯
㊺十三年瘐壺	隹十又三年九月初吉戊寅
㊻瘐盨	隹四年二月既生霸戊戌
册命金文第Ⅱ類	
㊼令彝	隹十月……乙酉
㊾班段	隹八月初吉……甲戌
㊿大盂鼎	隹九月……隹王廿又三祀
51周公段	隹三月
52靜段	隹六月初吉……丁卯
53趞段	唯二月……戊寅
54善鼎	唯十又一月初吉、辰在丁亥

三〇四～三〇五

55康鼎	唯三月初吉甲戌
56卯段	隹十又一月既生霸丁亥
57同段	隹十又二月初吉丁丑
58免簠	隹三月既生霸乙卯
59免卣	隹六月初吉……丁亥
61㫚鼎	隹王元年六月既望乙亥
62虢季子白盤	隹十又二年正月初吉丁亥
63禹鼎	不記
64南季鼎	隹五月既生霸庚午
65師毀段	隹王元年正月初吉丁亥
66𩰫段	唯王正月、辰在甲午
67微䜌鼎	隹王廿又三年九月
68叔向父禹段	不記
69番生段	不記
70毛公鼎	不記
71師詢段	……隹元年二月既望庚寅
72兮甲盤	隹五年三月既死霸庚寅
73𢦚段	隹正月乙巳
74䆃鼎	隹王九月既望乙巳
75次卣	隹二月初吉丁卯
77郘㽙段	隹元年三月丙寅
78師克盨	不記
79訇段	唯王十又七祀
80柞鐘	隹王三年三月初吉甲寅
81恆段	不記
82卽段	隹王三月初吉庚申
83公臣段	不記
册命金文第Ⅲ類	
84彔伯㦰段	隹王正月、辰在庚寅
85師望鼎	不記
86單伯鐘	不記
87虢叔旅鐘	不記
88井人妄鐘	不記
89梁其鐘	不記

⑨⓪瘨段　　不記
⑨①瘨鐘甲　不記

冊命金文第Ⅰ類では、㉒大克鼎に年・月・月相・干支を缺く他はすべていずれかが記載されている。冊命金文第Ⅱ類では、⑥③禹鼎・⑥⑧叔向父禹段・⑥⑨番生段・⑦⓪毛公鼎・⑦⑧師克盨・⑧①恆段・⑧③公臣段、冊命金文第Ⅲ類では、⑧⑤師望鼎・⑧⑥單伯鐘・⑧⑦虢叔旅鐘・⑧⑧井人妄鐘・⑧⑨梁其鐘・⑨⓪瘨段・⑨①瘨鐘甲が、年・月・月相・干支の記述を缺いている。㉒大克鼎は第二章第一節で述べたように、極めて異例な構成の銘で、「克曰」で始まり、半ばに至ると筆蹟を明らかに異にして、「王在宗周、旦、王各穆廟、卽立」以下、冊命金文第Ⅰ類の文となっている。その後半部には、しかし年・月・月相・干支は記されない。

冊命金文第Ⅱ類では、⑥③禹鼎「禹曰」・⑥⑧叔向父禹段「叔向父禹曰」で銘が開始し、⑦⓪毛公鼎「王若曰」・⑦⑧師克盨・⑧①恆段「王曰」で始まっていて、某曰形式・王若曰形式・王曰形式を取り、年・月・月相・干支及び前辭を省略したような體裁を取っている。これは、冊命金文第Ⅲ類の⑧⑤師望鼎「大師小子師望曰」・⑧⑥單伯鐘「單伯昊生曰」・⑧⑦虢叔鐘「虢叔旅曰」・⑧⑧井人妄鐘「井人妄曰」・⑧⑨梁其鐘「梁其曰」・⑨⓪瘨段「瘨曰」・⑨①瘨鐘甲「瘨曰」もすべて某曰形式で同樣である。冊命金文第Ⅱ類の⑥⑨番生段は、「丕顯皇祖考穆々克誓厥德、嚴在上」で始まり、年・月・月相・干支・前辭を全く持っていない。⑧③公臣段は、「虢仲令公臣、嗣朕百工」で始まり、これも年・月・月相・干支を記していない。冊命金文第Ⅲ類では、⑧④彔伯刻段以外すべて某曰形式を取り、紀年日辰を記していないことが注意される。

右のように、前辭を缺くことと紀年日辰を缺くこととは、冊命金文においては相關關係にあることが認められる。冊命金文第Ⅰ類で、⑤吳彝「隹王二祀」・⑯趩觶「隹王二祀」、冊命金文第Ⅱ類で⑤⓪大盂鼎「隹王廿又三祀」の例は、銘の最末部に記され、いずれも年字を用いず、祀字で年を表現している。(4) ⑦①師詢段では、すでに指摘したように「隹元年二月既望庚寅、王各于大室、焚伯右詢」で終り、⑦⑨詢段では「唯王十又七祀、王在射日宮、旦、王各、益公入右詢」で終っていて、⑦⑨詢段では祀字を用い、⑦①師詢段では、年字を用いている。この二例の場合、紀年日辰は銘の最末部ではなく、以下に前辭を伴っている點、⑤吳彝・⑯趩觶・⑤⓪大盂鼎の場合と異なっている。前三者と後二者とでは、作器の事情を異にしている、と考えられる。(5)

先に擧げた各銘の年・月・月相・干支の表れ方を表にまとめると、表12—1〜12—4の如くである。表12—1年では、左欄は年、上に左から各類を示し、冊命金文第Ⅲ類では、例がない。冊命が行われたのは、表で明らかなように、王の元年が三四例中一〇例で最も多く、王の三年が五例でこれに次いでいる。最も遲い例は、③④善夫山鼎の卅又七年で、一例のみである。試みに、王の七年までの累計を出すと、冊命金文第Ⅰ類では一五例、冊命金文第Ⅱ類では六例、合わせて二一例で、三分の二近くが、王の七年までに冊命が行われたことになる。

表12—2月を見ると、冊命金文第Ⅰ類で四回以上行われているのが、一月・二月・三月・五月・六月・九月で、二月と九月に七回行われているのが最多である。冊命金文第Ⅱ類で同じく四回以上の例が見えるのは、一月・三月で三月が七回と最多であり、冊命金文第Ⅰ類と第Ⅱ類とで、多少の喰い違いを見せている。第Ⅲ類は、一月に一例あるばかりである。各類の月毎の合計を見ると、六回以上行われているのが、一月・二月・三月・五月・六月・九月で、そのうち一月・三月が各一一回で最多、二月・九月が一〇回でそれに次いでいる。全六六例中、一月・二月・三月に三二回行われており、半ば近くは、これらの月に行われていたことが知られる。又、⑥牧段には十又三月の例が見えていることが注意される。

三〇六～三〇七

表 12-1　年

年＼類	I	II	III	計
1	6	4	0	10
2	2	0	0	2
3	4	1	0	5
4	1	0	0	1
5	1	1	0	2
7	1	0	0	1
11	1	0	0	1
12	1	1	0	2
13	2	0	0	2
17	1	1	0	2
20	1	0	0	1
23	0	2	0	2
27	1	0	0	1
28	1	0	0	1
37	1	0	0	1
計	24	10	0	34

表 12-2　月

月＼類	I	II	III	計
1	6	4	1	11
2	7	3	0	10
3	4	7	0	11
4	2	0	0	2
5	5	1	0	6
6	4	3	0	7
7	0	0	0	0
8	2	1	0	3
9	7	3	0	10
10	0	1	0	1
11	0	2	0	2
12	1	1	0	2
13	1	0	0	1
計	39	26	1	66

表 12-3　月相

月相＼類	I	II	III	計
初　吉	20	11	0	31
既生霸	9	3	0	12
既　望	8	3	0	11
既死霸	1	1	0	2
計	38	18	0	56

表 12-4　干支

干支＼類	I	II	III	計
甲　戌	7	2	0	9
甲　午	0	1	0	1
甲　寅	5	1	0	6
乙　亥	0	1	0	1
乙　酉	0	1	0	1
乙　巳	0	2	0	2
乙　卯	2	0	0	2
丙　寅	0	1	0	1
丁　卯	0	3	0	3
丁　丑	0	1	0	1
丁　亥	9	5	0	14
戊　寅	4	1	0	5
戊　戌	3	0	0	3
庚　午	0	2	0	2
庚　寅	5	2	1	8
庚　戌	1	0	0	1
計	36	23	1	60

三〇八～三〇九

表 12-5　干支表

	一	二	三	四	五	六
1	甲　子	甲　戌	甲　申	甲　午	甲　辰	甲　寅
2	乙　丑	乙　亥	乙　酉	乙　未	乙　巳	乙　卯
3	丙　寅	丙　子	丙　戌	丙　申	丙　午	丙　辰
4	丁　卯	丁　丑	丁　亥	丁　酉	丁　未	丁　巳
5	戊　辰	戊　寅	戊　子	戊　戌	戊　申	戊　午
6	己　巳	己　卯	己　丑	己　亥	己　酉	己　未
7	庚　午	庚　辰	庚　寅	庚　子	庚　戌	庚　申
8	辛　未	辛　巳	辛　卯	辛　丑	辛　亥	辛　酉
9	壬　申	壬　午	壬　辰	壬　寅	壬　子	壬　戌
10	癸　酉	癸　未	癸　巳	癸　卯	癸　丑	癸　亥

表 12-6　冊命金文干支分布表

干支＼旬・類	一		二		三		四		五		六		計
	I	II	I	II	I	II	I	II	I	II	I	II	
1			7	2				1			5	1	16
2				1		1				2	2		6
3		1											1
4		3		1	9	5							18
5			4	1			3						8
6													0
7		2			5	2			1				10
8													0
9													0
10													0
計	0	6	11	5	14	8	3	1	1	2	7	1	59

表 12-7　十二支

類＼支	I	II	III	計
子	0	2	0	2
丑	0	1	0	1
寅	14	5	1	20
卯	2	3	0	5
辰	0	0	0	0
巳	0	0	0	0
午	0	3	0	3
未	0	0	0	0
申	0	0	0	0
酉	0	1	0	1
戌	11	2	0	13
亥	9	6	0	15
計	36	33	1	60

表12—3月相の表では、初吉の例で冊命金文第I類で二〇例、第II類で一一例あり、それぞれ最多となっている。全五六例中三一例と半數以上が初吉に行われていることが知られる。既死覇を選んで行われた例は、冊命金文では二例のみであり、その意味で、冊命金文の典例としてしばしば引き合いに出される①頌鼎が既死覇に行われていることは、銘の基本的性格を考える上で注目すべき點であろう。

表12—4干支の表では、冊命が行われた日が、限定されていたことを窺わせる。六〇干支のうち、冊命金文第I類では八干支、第II類では一三干支、第III類は一例のみで一干支である。すべてで六〇例中、六〇干支のうち一六干支しか見えない。表12—5は干支表であるが、算用數字1—10の段は、甲—癸までの十干を、漢數字一—六の各欄は、旬をそれぞれ表していることになる。表12—6は、この干支表に従って、冊命金文第I類及び第II類に見える干支の分布情況を示したものである。表中、1の二のIに7と記してあるが、これは、冊命金文第I類では甲戌の例が七例存する、という具合である。冊命金文第III類は⑧④彔伯㦰段の庚寅が一例あるのみなので、表には加えなかった。表12—6で、冊命金文第I類の分布を見ると、第一旬には例がなく、第三旬の一四例が最多で、第二旬一一例、第六旬七例と續く。冊命金文第II類では、やはり第三旬の八例が最多で、第二旬の五例がこれに次いでいる。旬毎に冊命金文第I類と第II類の總計を見て行くと、第三旬が二二例、第二旬一六例、であり、第三旬と第二旬を合計すると三八例となり、六〇例中の半ばを越える。以上のように冊命が行われるのは、第三旬と第二旬が多かったことが知られるのである。

三一〇～三一一

次に十干で見ると、冊命文第I類では、甲日に一二例で最も多く、丁日九例、庚日六例である。冊命金文第II類では、丁日九例が最多で、甲日・乙日・庚日が各四例でこれに次いでいる。冊命金文第I類と第II類と合計すると、丁日一八例が最も多く、甲日一六例、庚日一〇例ということになる。一方、各旬の前半と後半を見ると、甲日から戊日までの各旬の前半で、六〇例中五〇例見えており、そのうち丙日はわずかに一例しか存しないが、甲日・乙日・丁日・戊日で六〇例のうちの四九例を占めていることに注意したい。卽ち、丙日を除く、各旬の前半に冊命が行われることが多いのである。旬の後半では、庚日に一〇例見え、その他の日には例がないことも注意される。冊命金文第III類でも、⑧④彔伯㦰段は庚寅で、やはり庚日の冊命である。

表12—4に戻るが、冊命金文第I類では、丁亥が九例で最も多く、甲戌七例、甲寅と庚寅が各五例となっている。冊命金文第II類でも、丁亥の五例が最も多い。第I類と第II類と第III類を合計すると、丁亥の一四例が最も多く、甲戌九例、庚寅八例となる。丁亥は、六〇例中一四例で、丁亥の日の冊命が比較的多かったことを示している、と考えることができる。又、十二支で見ると、冊命金文第I類では、寅の日が三六例中一四例あり、戌の日が一一例、亥の日が九例である。冊命金文第II類では、亥の日が二三例中六例あるが特定の十二支が選ばれてはいないようである。冊命金文第I類第II類第III類と合計してみると、寅の日が六〇例中二〇例で三分の一を占めており、亥の日が一五例、戌の日が一三例で、寅・亥・戌の日は、六〇例中四八例占めていることになる。このように冊命は、十二支で見ると、寅・亥・戌の日が選ばれて行われることが多く、特に、寅の日が多かったことが知られるのである。

以上のように、冊命するにあたって、年・月・月相・干支は、特定の規準によって選定されていたことが知られるのである。卽ち、王の元年の一月・二月・三月・九月のいずれかの月の初吉で、旬の前半、十干では甲日か丁日、十二支では、寅の日が多く選ばれているのである。

6　器の種類

冊命金文第I類・第II類・第III類の各類に、どのような種類の器が存するのか、をまとめてみたい。まず、本稿では便宜上、同一の銘を持つ異種の器に關しては、一つの器銘で代表させてきたが、同銘異種の器は次の如くである。①頌鼎・②頌段・③頌壺、㉔寰盤・㉕寰鼎、㊱盠方彝・㊲盠方尊、㊸此段・㊹此鼎、㊼令彝・㊽令尊、㊿⑧免卣・⑥⓪免尊(6)、⑦⑤次卣・⑦⑥次尊。

これら同銘異種の器銘を含めて、冊命金文各類でどのような數的分布を示すのかを表13に示した。この表から、冊命金文第I類と第II類に共通して、段が最も多く、鼎がこれに次いでいることがわかる。又、數的に多くないが、尊に作銘されている場合、セットとして彝又は卣にも同一銘文が作銘されている。㊱盠方彝と㊲盠方尊、㊼令彝と㊽令尊、⑤⑨免卣と⑥⓪免尊、⑦⑤次卣と⑦⑥次尊の例がそれであり、尊銘は以上の他には存しない。冊命金文第III類では、段・鼎ではなく、鐘銘が多いことが注意される。

表 13　器の種類

類＼器	鼎	段	簠	盨	尊	彝	卣	壺	觶	盤	鐘	計
I	10	26	0	1	1	2	0	3	1	2	0	46
II	9	17	1	1	3	1	2	0	0	2	1	37
III	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	5	8
計	20	45	1	2	4	3	2	3	1	4	6	91

7　出土地と時代

多くの西周靑銅器の出土地については、科學的發掘物以外はほとんど知られることが少ないのが實情だが、冊命金文においても、その條件に變わりはない。そういう情況の下でなお、出土地の知られる例は、左の如くである。

冊命金文第I類

器名	出土地	著録
⑥牧段	陝西扶風	考古三・二四
⑧豆閉段	西安	窓齋一〇・一〇ウ
⑨師奎父鼎	關中	窓齋賸稿上一五ウ
⑳諫段	陝西武功	兩周攷一一七ウ
㉚郿段	陝西扶風	考古三・一一オ
㉞善夫山鼎	陝西扶風	文物六五・七
㉟南宮柳鼎	陝西寶鷄	陝西七九
㊱盠方彝	陝西眉縣	考古學報五七・二
㊲盠方尊	陝西眉縣	考古學報五七・二
㊳輔師嫠段	陝西兆元坡	考古學報五八・二
㊴弭叔段	陝西藍田	文物六〇・二
㊵師旋段一	陝西長安	張家坡一
㊶師瘨段	陝西武功	文物六四・七

三一二～三一三

㊷弭伯段	陝西藍田	文物六六・一
㊸此段	陝西岐山	文物七六・五
㊹此鼎	陝西岐山	文物七六・五
㊺十三年㾓壺	陝西扶風	文物七八・三
㊻㾓盨	陝西扶風	文物七八・三

冊命金文第Ⅱ類

器名	出土地	著録
㊼令彝	河南洛陽	斷代二・七七
㊽令尊	河南洛陽	斷代二・七七
㊿大盂鼎	陝西眉縣	斷代三・九四
(62)虢季子白盤	陝西寶鷄	攈古三・二・三八
(63)禹鼎	陝西岐山	陝西二四
(70)毛公鼎	陝西岐山	董作賓『毛公鼎』一
(73)戜段	陝西扶風	考古三・二三オ
(78)師克盨	陝西	文物六二・六
(79)詢段	陝西藍田	文物六〇・二
(80)柞鐘	陝西扶風	文物六一・七
(81)恆段	陝西扶風	文物七五・八
(82)卽段	陝西扶風	文物七五・八
(83)公臣段	陝西岐山	文物七六・五

冊命金文第Ⅲ類

器名	出土地	著録
(87)虢叔旅鐘	陝西長安	愙齋賸稿上一オ
(89)梁其鐘	傳陝西扶風	上海六〇
(90)㾓段	陝西扶風	文物七八・三
(91)㾓鐘甲	陝西扶風	文物七八・三

右で知られるように、冊命金文第Ⅰ類では、出土地の知りうるものは、陝西省に限られている。冊命金文第Ⅱ類では、西周初期の㊼令彝・㊽令尊が河南洛陽出土である他は、やはり陝西省出土である。冊命金文第Ⅲ類でも、出土地が知られている例は、すべて陝西省である。

出土地については、冊命金文第Ⅰ類で、四六例中一八例、第Ⅱ類で、三七例中一三例、第Ⅲ類で、八例中四例であり、知られているのは、結局九一例中三五例であって、資料とするには、少しく例が不足していることは否めない。しかしながら、陝西省出土例が壓倒的に多いことも又、事實である。ことに冊命金文第Ⅰ類では、新出土の器も含めてすべて陝西省出土、卽ち周の王畿内出土であることは、重要な意味を持っている、と考えて差支えあるまい。卽ち、周王が冊命を行いえた諸侯は、周の王畿内の者であった、と考える根據を得たことになろう。但し、すべての冊命金文の出土地の資料が與えられない現情では、推測の域を出ない。

又、その時代についても、樋口隆康氏が「西周銅器の研究」[7]において指摘したごとく、諸研究者の間に、その編年上の一致を見い出しえないのが現狀である。本稿では郭沫若氏の『兩周金文辭大系』の編年を用いる。それは、この郭氏の書には、今日の目から見れば、箇々の器に關して問題點がないではないが、その編年の方法を明示した上で、主要な西周金文の編年を試みた、いわば金文の編年的研究の出發點とも言うべき書だからである。

冊命金文第Ⅰ類では、『兩周』に、共王期に始って次の各器が配されている。

冊命金文第Ⅰ類

〈共王期〉 ①頌鼎 ②頌段 ③頌壺 ④師虎段 ⑤吳彝 ⑥牧段 ⑦師毛父段 ⑧豆閉段 ⑨師奎父鼎 ⑩走段

⑪利鼎 ⑫望段

〈懿王期〉 ⑬師酉段 ⑭免段

〈孝王期〉 ⑮曶壺 ⑯趩觶

〈夷王期〉 ⑰蔡段

〈厲王期〉 ⑱師晨鼎 ⑲師餘段 ⑳諫段 ㉑揚段 ㉒大克鼎 ㉓伊段 ㉔寰盤 ㉕寰鼎

〈宣王期〉 ㉖師嫠段 ㉗休盤 ㉘無叀鼎

〈幽王期〉 ㉙師兌段一 ㉚鄹段 ㉛師兌段二

郭氏に依れば、以上の如くである。今、便宜上、西周期を、初期・中期・晩期の三期に區分する陳夢家氏の方法[8]を準用してみると、冊命金文第Ⅰ類は、中期の共王・懿王・孝王・夷王期に一七例、晩期の厲王・宣王・幽王期に一四例となり、共王期の一二例と厲王期の八例に集中が見られることになる。

新出土の器に關しては、郭沫若氏は、懿王期として㊱盠方彝・㊲盠方尊[9]、厲王期として㊳輔師嫠段[10]・㊵師旋段一[11]、宣王期として㊴弭叔段[12]を指摘している。郭氏の編年は、全面的に受け入れられぬ點（例えば、㊱盠方彝・㊲盠方尊は時代をもう少し早く考えるべき點がある）も殘るが、郭氏に依れば、冊命金文第Ⅰ類の製作時期は、共懿期に舊出土と新出土を合わせて一六例あり、この時期に製作集中期と見られる點が存することは見逃せない。[13]郭氏が編年を行なっていない、㉜害段・㉝師穎段・㉞善夫山鼎・㉟南宮柳鼎・㊶師瘨段・㊷弭伯段・㊸此段・㊹此鼎・㊺十三年㾓壺・㊻㾓盨の一〇例は、いずれも西周中～後期に屬する例であるが、これらをも含めて、編年に關する諸問題は、後考に待ちたい。

冊命金文第Ⅱ類

〈成王期〉 ㊼令彝 ㊽令尊 ㊾班段

〈康王期〉 ㊿大盂鼎 (51)周公段

〈穆王期〉 (52)靜段 (53)趞段 (54)善鼎

〈懿王期〉 (55)康鼎 (56)卯段 (57)同段 (58)免簠 (59)免卣 (60)免尊 (63)禹鼎

〈孝王期〉 (61)曶鼎

〈夷王期〉 (62)虢季子白盤 (64)南季鼎

〈厲王期〉 (65)師毀段 (66)鬴段 (67)微䜌鼎 (68)叔向父禹段 (69)番生段

〈宣王期〉 (70)毛公鼎 (71)師詢段 (73)兮甲盤 (73)戜段

冊命金文第Ⅱ類では、西周初期の成王期からすでに例が見える。中期では、共王期に例はなく、懿王期に七例と最も

多く、後期では、厲王期の五例がこれに次いでいる。新出の器に關しては、次の各器について編年している。(78)師克盨を厲王期とし、[14] (79)訇段を宣王期、[15] (80)柞鐘を夷厲期と[16]いずれも西周後期に配している。郭氏の編年に依れば、西周初期の成・康期に五例存し、中期の穆王期に三例、共王期には例がなく、懿王期以後後期に至るまでに二二例存することになる。さらに懿王期には七例配されているが、孝王以後一五例が編年されていて、册命金文第Ⅰ類では集中的に見えていた共懿期より少しく遲れて中期〜後期の册命金文第Ⅱ類の例が現われ出す結果になる。郭沫若氏が編年していない西周中〜後期の例には、(74)窐鼎・(75)次卣・(76)次尊・(77)卲咨段・(81)恆段・(82)即段・(83)公臣段の七例があるが、共懿期より溯る器とは考え難い。

册命金文第Ⅲ類

〈穆王期〉 (84)彔伯㦰段

〈共王期〉 (85)師望鼎

〈厲王期〉 (86)單伯鐘 (87)虢叔旅鐘

〈宣王期〉 (88)井人妄鐘

册命金文第Ⅲ類では、鐘銘が多いことはすでに指摘したが、郭沫若氏の編年では、(86)單伯鐘・(87)虢叔旅鐘・(88)井人妄鐘はいずれも晩期に屬している。第Ⅲ類の(89)梁其鐘・(90)瘐段・(91)瘐鐘甲も共懿以後と見られる。册命金文第Ⅲ類は、西周中期の共懿以後に製作の時期が考えられる。

8 製作主體者

三一八〜三一九

製作主體者の問題の考究は、稿を改めて論ずることにしたいが、本稿では一つの指摘をしておきたい。

松丸道雄氏が提出した製作主體者の問題を考究するにあたっては、まずスペーサーの存在及び位置を確認し、これによって松丸氏の「後代器を含む西周青銅器とその銘文の分類表」中のⒶ〜Ⓓのどれに該當するものであるのかを検討しなくてはならない。[17] そののちに、銘文の一つ一つの文字について、Inconstancy が存するか否かを確認すれば、製作主體が周王室側にあるのか諸侯側にあるのかが、知られることになる。[18]

册命金文に關して、この調査の次第を論ずる餘裕は本稿では持てないが、指摘だけは行なっておきたい。册命金文第Ⅰ類では、明確に周王室で作器された例は、松丸氏が「周王室工房製作による原器」[19]とされた㊶師瘨段二號蓋以外には見出し難い。册命金文第Ⅱ類では、周初の㊼令彝・㊽令尊・㊾班段・(51)周公段については、周王室側で製作されたと考えるべき點があるが、それ以外の諸器には、周王室側で作器されたと考えられる點が少ない。册命金文第Ⅲ類でも、周王室製作器と考えられる金文が見出せなかった。

以上のように、册命金文には、周王室製作器と見なしうる器銘が少いということを指摘した。このことは、それではどういう意味を持つのか、どのように考えて行けばよいのか、などはこれからの課題であり、後考に待ちたいと思う。

1 陳夢家前揭論文㈢考古學報一九五六年第一期、一一〇頁の圖で、陳氏は、册命儀禮の際の門を一つと考えている。

2 林巳奈夫「西周金文に現れる車馬關係語彙」甲骨學第十一號、一九七六年。

3 松丸道雄氏の東京大學東洋文化研究所におけるゼミナールにおいて、このことが氏自身の口からしばしば話題とされたことを付記しておきたい。

4 白川靜『通釋』一九・一〇五、趩觶、三七五頁に「年紀に祀を用い、これを銘末におくのは、殷金文の形式である」と注意している。

5 白川靜『通釋』三一・一八二、訇段、七〇七頁に、年紀を文末に記し、かつ「唯王十又七祀」のように祀というのは殷式の紀年法である、と說くが、師訇段では年紀を文末に記すも、「隹元年」と年を用いている。かつ、訇段と師訇段の場合、双方とも册命前辭を伴う點、前の趩觶の例とは明らかに異なっている。

6 免卣・免尊に關して、從來混同されて扱われてきた。しかしながら、東京大學東洋文化研究所における松丸道雄氏のゼミナールの方式に従って、免卣・免尊に關する全著錄の拓本・摹本を比較検討した結果、下表を得た。銘は三種あり、寧壽に初出し、三代で初めて拓本が紹介されたものが、免尊である。周存で初出し、鄒安が「是卣器文至精、蓋遠遜、當是後配、壬子見於滬上、今不知何在」と言っているのであるから、鄒安が實見しているのが免卣である。文字の筆蹟の違いは拓本で知りうるが、器に比べて蓋の器としての出來が遜色あったのかどうかまでは、鄒安も明らかにしていない。文字の良し悪しで後配か否かを決定するのは、早計であろう。

免卣・免尊著錄表

書名	巻葉等	一 蓋	一 器	二
寧壽	3・16			3・16（尊）
積古	5・33〜34			5・33ウ（彝）
攈古	3・1・31			3・1・31ウ（彝）
奇觚	17・15			17・15ウ（彝）
餘論	3・5			
周存	5・83	5・83ウ（蓋）	5・83オ（器）	
韡華	己 17			
文選	下2・11			
文錄	2・17			
両周（旧）	No. 205 80・91		80オ（觶）	
小校	7・48	7・48オ（蓋）	7・48ウ（器）	
三代	11・36 13・43		13・43ウ（卣）	11・36ウ（尊）
麻朔	3・30			
断代	6・112			
両周（新）	No. 205 80・91		80オ（卣）	
二玄	283		283（卣）	
通釋	21・115		115（觶）	
永壽	2・25	2・25ウ（彝）		

三二〇〜三二一

7 樋口隆康「西周銅器の研究」京都大學文學部研究紀要第七册、一九六三年、一六―二〇頁。

8 陳夢家『西周年代考』一九四五年、五三頁。

9 郭沫若「盠器銘考釋」考古學報一九五七年第二期。

10 郭沫若「輔師嫠段考釋」考古學報一九五八年第二期。

11 郭沫若『長安張家坡銅器群』一九六五年。

12 郭沫若「弭叔簋及訇簋考釋」文物一九六〇年第二期。

13 白川靜『通釋』四七では、廷禮册命形式金文成立の時期が共王期にあるとされ、「……辟雍儀禮が本來神事的なものであるということはいうまでもないが、その儀禮の秩序はまた現實の政治的秩序と對應するものであった、そしてそのような祭政的形態からの神事と政治との分離する時點において、やがて廷禮が生まれ、廷禮册命の儀禮が成立する」（八二頁）という。

14 郭沫若「師克盨銘考釋」文物一九六二年第六期。

15 郭沫若「弭叔簋及訇簋考釋」文物一九六〇年第二期。

16 郭沫若「扶風齊家村器群銘文彙釋」『扶風齊家村青銅器群』一九六三年。

17 松丸道雄「西周青銅器製作の背景」東洋文化研究所紀要第七二册、一九七七年、七六頁。又、本書八六頁。

18 松丸前揭論文七八―八〇頁。又、本書八八―九〇頁。

19 松丸前揭論文六二頁。又、本書七二頁。

おわりに

以上、冊命金文の内容から見た分類とその比較を試みた。冊命金文は、單に文章と内容から、第Ⅰ類から第Ⅲ類まで、三つに分類しうる。冊命金文第Ⅰ類は、銘文中に「冊令」「冊命」「冊」という動詞を持つ金文であり、冊命金文第Ⅱ類は、冊命金文第Ⅰ類と共通する表現・内容を有し、かつ職事に言及する金文であり、冊命金文第Ⅲ類は、冊命金文第Ⅰ類に共通する表現・内容を有し、かつ職事に言及しない金文である。冊命金文に關しては、從來、冊命の仕方・賜與物の內容の共通性などから、一様に取り扱われてきたが、冊命金文第Ⅰ類の冊命文を検討して行くと、その典型的な例が見い出し得ないことが知られた。冊命金文第Ⅱ類・第Ⅲ類では、冊命文においては第Ⅰ類と大きく相違することはない。冊命金文を分類することによって、以上のことが知られる。

冊命金文の各類を比較していくと、冊命前辭形式については、冊命金文第Ⅰ類の場合、前辭を構成する諸要素の組み合わせが異なるのが通例で、前辭の典例は求め難いことが知られる。このことは、冊命文においても同様の事實を指摘しうる。又、前辭の要素の一つである「右」又は「入右」に着目すると、冊命金文第Ⅰ類は、さらに二つに分類することができる。分類が可能であることの背景として、冊命儀禮の相違・作器に至るまでの諸事情の介在が考えられることを指摘した。冊命金文第Ⅱ類では、前辭を構成する諸要素が脱落する例が多いことを指摘した。前辭の要素である「曰」に着目すると、冊命金文第Ⅱ類は、「曰」「王曰」「王若曰」「某曰」「不記」の五つのタイプに分類でき、「某曰」の場合は、明らかに諸侯による冊命であり、「不記」の分類中にも、諸侯による冊命の例があり、冊命金文第Ⅰ類とは異なる面を持っている。冊命金文第Ⅲ類は、「某曰」又は「王若曰」で銘が始っていることを特徴としている。

三二二～三二三

冊命の主體者については、冊命金文第Ⅰ類に、周王朝側に冊命主體があったと認められるが、第Ⅱ類・第Ⅲ類には、諸侯側に冊命主體が移っている例がある。

賜與物については、冊命金文第Ⅰ類では必らず賜與が記述されるが、第Ⅱ類・第Ⅲ類では記述を缺く場合がある。又、冊命金文第Ⅱ類に見える賜與物の中には、第Ⅰ類では賜與の對象とはなっていなかったものも見える。賜與物の數については、冊命金文第Ⅱ類には、第Ⅰ類の賜與物の數より多い例が見え、第Ⅲ類では、(84)彔伯𢦏毀の賜與物數一二が例外的で、賜與の表記が無いか、有っても一つが通例である。

天子と王については、冊命金文第Ⅰ類では、天子と朕某彝の對應が多く見られるのに對して、第Ⅱ類になると、對揚語中に諸侯又は表記なしの例が少なからず現われてくる。第Ⅲ類では、對揚語に天子は表記なしの二つの場合しかないが、作某彝の某、即ち祖先名が必らず記されている。

冊命の時については、冊命にあたって、年・月・月相・干支は、一定の規準によって選定されていた、と考えられる。

器の種類については、冊命金文第Ⅰ類・第Ⅱ類では毀と鼎が多く、第Ⅲ類では鐘が多い。

出土地と時代については、出土地の知られる冊命金文は、極めて限られた數でしかないが、陝西省に集中していることが知られている。時代については、冊命金文第Ⅱ類と第Ⅲ類は、第Ⅰ類より時期的に遅れる傾向にある。

製作主體者については、冊命金文各類ともに、周王朝製作器と見なしうる器が少く、諸侯側で製作されたものと考えられる器が多い。

以上が冊命金文の分類とその比較によって知り得たことがらである。從來、冊命金文は銘文の共通性・類似性をもって一括して取り扱われがちであり、かつ文獻の知識が觀念として定着していた結果、冊命金文の持つ基礎的性格が見失われがちであったように思われる。歴史史料として金文を扱う限り、その基本的性格がまず明らかにされなければならないと考えて、冊命金文の分類を試みたわけだが、なお檢討すべき問題が多々殘ってしまった。ひるがえって、冊命なる行爲は、西周史において、いかなる意味を持つのであろうか。本文中で明らかにした如く、冊命金文には典例が見い出せず、特に冊命文中では様々な用語法が見られ、一貫した政策に基づいて王命が下されていたとは考え難い。このことは次のように理解しうる。即ち、王朝側の發意に基づいて冊命するという形式を取りつつ、隨時、諸侯側の強い要請下に冊命が行われたのだ、と。かかる理解の上に立って西周中期以降盛んに實行された冊命の意味を考えるならば、冊命とは、王畿内の諸侯が西周王朝の支配機構に積極的に入り込み、自己の勢力の強化と擴大に努めたことを内に含む行爲であったと言えよう。もとより、このように理解するには、なお精密な檢證を要するが、以後の課題として考え續けて行きたい。

三二四

西周國家における「天命」の機能

高山節也

はじめに

かねてより春秋・戰國から漢初にいたる法家系の思想に對して興味を抱きつづけてきた關係から、私の興味の對象は、これらの時代における法家文獻以前の法刑の實態や、その思想などに必然的に遡らざるをえないことになる。ところで春秋・戰國は、さらにそれ以前の殷・西周との一貫した流れの中にとらえられてよい。とすれば、春秋・戰國以前の法刑、あるいは法思想への遡及は、春秋・戰國におけるそれらの検討とあいまって、あるいはそれらの検討以前になされてしかるべきである。しかし、その實この問題に關する專論を、私達は數多く所有しているとはいいがたい。その理由は、恐らく殷・西周における法刑に關する具體的資料の乏しさに、多く歸せられるであろう。もっとも『荀子』正名篇の

後王の成名。刑の名は商に從ひ……

とか、『左傳』昭公六年の

……商に亂政有りて湯刑を作り、周に亂政有りて九刑を作れり。

といった記載には、殷刑、周刑の實在の可能性を窺わせるに足るものがある。しかしその實在を承認するとしても、そこには何らの具體性も見出されず、またそこに展開される思想も、『荀子』の、あるいは『左傳』の、それぞれの時代を背負ったものであるにちがいない。とすれば私は殷・西周への遡及において、法刑といったいわゆる規範的概念をより擴大して、法刑をも含むであろう一般的秩序とでもいうべきものを、まず考察の對象に設定すべきではあるまいか。そしてこの場合の秩序として、人間の集團的、組織的活動を規制する最も基本的なものとしての支配と被支配の關係、あるいはそれをささえる理念等を想定することは、恐らく妥當であると思われる。このことは、まさに具體的法刑の基礎となるべき國家構造そのものを考察の對象にすえることを意味する。であれば、殷あるいは西周における國家構造の考察は、中國古代における法刑に關するあらゆる検討に對して、その礎石を提供するものであるとも

三二五～三二六

いえよう。

ところで、殷代と西周を比較するに、西周は儒家による文武周公の顯彰にはじまり、漢代における儒教國教化以後の慢性的儒家思想の隆盛に到る歷史的過程において、著しく潤色され、理想化（特にその創始期について）されたきらいがある。それに對して殷代は、文武に對置すべき成湯を設定されるとはいえ、武王放伐の對象としての意識が強く、西周に較べ不遇をかこっていたともいえる。しかしこのことは殷代に關してはそれだけ先入觀の作用する幅の狹いことにもつながるのである。殷、あるいは西周における秩序の検討が、全般的になお多くの問題をかかえつつある中で、そうした觀點からすれば、西周期における秩序の問題は、ことさらに同時資料に基く愼重な問題解決への努力を必要とするといえる。したがって私は、本論文の中心を同時資料による西周期の秩序の検討に置き、西周との關連において殷代の秩序の検討にも及ぶこととしたい。

ところで、こうした秩序を問題とする場合、その對象とする人間集團は必然的に二種類に區分されると思われる。つまり一方は、頂點にある周王と、それに從屬するところの諸侯とその臣下といった、いわゆる支配階級であり、一方はより下層の被支配階級である。ただ後者の被支配階級は、曶鼎銘（兩周錄八三）にみられるように、一種の隸屬民として、職務内容を明確に規定されたうえで賣買されうるもの[1]として、一方的に支配階級の作り出した秩序に從屬する立場にあったとみるべきであろう。とすれば、西周社會における秩序の構造なり意識なりを検討する場合、その對象に選ぶべきは、必然的に支配階級において自覺されていた秩序の構造、あるいはその意識ということになろう。

かくして私は西周期における王と諸侯と、それらに附隨する臣下群における秩序を検討の對象とすることになる。しかし一概にこれら支配階級における秩序の検討といっても、ここでいう支配階級なる名稱が、あくまで隸屬民に對比して設定されたものであれば、支配階級内部における、さらなる支配、被支配の關係を無視しては、いかなる秩序の検討も何らなしうるものではない。つまり、支配階級における秩序とは、支配階級内部における支配と被支配との階級構造の承認のもとに、それを前提としてなされる一切の規範的行爲の體系であるということである。そして、それらの規範的行爲は、頂點にある周王と、その下位に存在する諸侯の間にある階級構造そのものの持つ正當性根據に裏づけられたものでなければならない。

ところで支配階級内部の規範行爲としては、先にも述べたように、西周期における法刑に關する資料の不備なことからして、それ以外の規範的性格を持つ概念を考えなければならない。とすればその場合、最も明瞭な規範性を持つものとしては、王の命令があげられる。しかし王の命令は、階級構造の正當性に裏づけられて、はじめて規範としての性格を維持できるのであれば、支配階級内部における規範的行爲の根本には、王の存在そのものを正當化する根據としての、根本規範ともいいうるものが存在するはずである。

西周期における支配階級内部の秩序構造を、ひいては階級的頂點を形成する周王の存在そのものを正當化する根據は、端的にいえば周王室の保有するとされる天命に他ならないと思われる。天命あるものが王たるにふさわしいとする思考は、たとえば『尙書』大誥の

……予れ惟れ小子、敢て上帝の命を替てず。天寧（文）王に休し、我が小邦周を興す。寧王惟だ卜を用ひ、克く綏んじ玆の命を受く。……

あるいは召誥の

……嗚呼皇天上帝、厥の元子、玆の大國殷の命を改む。惟れ王、命を受く。……

三二七～三二八

などの記載の根底に明瞭に流れていると思われるが、それではその天命が、周王と諸侯との關係において、具體的にはどのような形態をとりつつ作用するものであるか、さらには周王室の發する命令と天命はどのように關連するか等の問題については、なお未解決の部分が多いと思われる。[2] かくして私は、以下の檢討の主眼を、特に第一の點に置きつつ、西周期支配階級内部の秩序構造における天命の機能に、可能なかぎり接近したいと考える。[3]

天命を、西周期における支配構造を支える上での、一種の根本規範として私が一應把握していることは今述べたとおりである。しかし、こうした根本規範的觀念は、國家的規模の人間集團を想定する場合、むしろ必然的に現れるものではないだろうか。特に古代中國における國家構造の總合的性格、つまり個別的諸邑、あるいは諸國の總合體としての國家を考える時、それらの統一的支配は、何らかの形でそれらの諸邑・諸國的地平を超越する觀念の領域からの抑制を必要としないであろうか。

ところで先にも觸れたように、殷代・周代における刑の存在を示唆する記載が、文獻にはしばしばみえるが、その場合の刑とは、おおむね刑罰規定をいうものと解しうる。[4] とすれば、これらの規範は、諸邑・諸國の總合體としての國家構造において、それを統一せしめる主體としての王の立場を、直接正當化するものではない。つまりそれは、かかる國家形態の成立を基盤とした、より具體的な現實に則して細分化された法規範としての性格を持つものであってかかる國家形態の形成を正當化するための根據たりうる類のものではないと言える。より具體的にいえば、そうした法的規範の施行と適用を命令しうる王の資格、それこそが殷周國家構造の形成を正當化するための根據であるということになる。かくして、私の關心からすれば、ここで採り上げられるべき問題は、王の王たる所以、換言すれば王命の規範的價値のよって立つ根據を、對象とするものでなくてはならない。これこそが西周期における秩序構造の基盤をなすものであったといえる。

以上のことを考える時、周代のいわゆる封建的政治形態においては當然として、殷代においても何らかの形で根本規範的觀念が存在したであろうことを、私は推測せざるをえない。というのも、殷王朝の構造が諸邑の總合體的形態を有するとされるからである。[5] であれば、その觀念は殷王の王としての立場を正當化し、王の命令を正當なるものとして認識せしめるものであったはずである。これをまず明確にするのでなくしては、周代における根本規範的觀念の特質は明らかにされえないと考える。

さて、我々が殷代の資料としてまず第一に想起するのは、おびただしい量にのぼる卜辭群であり、第二には『尙書』『詩經』その他の文獻である。卜辭と文獻とはその內容において、根本的に性格を異にする。つまり卜辭は殷王朝における個々の事例に則した占卜の辭である故に、著しく個別的、具體的であるのに對して、文獻の記載はより概括的である。概括的であることは、當然そこに或る種の抽象化への意志が作用しているであろうが、たとえば『尙書』にしても、その內殷代について述べるところの諸篇の成立が、周初五誥の成立以後であることがほゞ確實であれば、その抽象化への意志は、もはや殷代的意志からは、かなりのズレを持っているはずである。むしろ私は、よくいわれるように、眞の意味での同時資料としての甲骨文の、その具體的、個別的辭例から、殷代の根本規範的觀念を抽出すべきであろう。

一方、周代に關して檢討する際の資料として、同時資料たる價値の最も高いものは、いうまでもなく西周金文である。ところで文獻資料としての『尙書』五誥が、その成立において相當に古いものであるという意味では、これらも資料的價値の高いものとすべきである。しかし、それが後代經書として認識されうるに足る抽象化を經たものであることも、また平岡氏の指摘されるとおりである。[6] 私は本論文においては、殷代の場合と同樣、ナマの資料としての西周金文の具體的個別的性格を、もっとも重視したいと思う。それは、周王と諸侯の關係における天命の具體的機能を檢討しようとする本論文の目的にも、ふさわしいものであると思われる。

そしてそれらの場合、王が王としての立場を政治的にもっとも良く發揮するのは、命令を發することにおいてであり、命令が成文法的規範以外の具體的個別的規範ともいいうるものであることを考えれば、卜辭においても金文においても、命令に關する記載を注視すべきであると思われる。そのためには、卜辭、あるいは金文中から「命」字の記載されるものを廣く抽出する必要がある。そして、それら個々の命令の內容や主體、あるいは命令の對象、また命字そのものの持つ意味などを詳細に檢討することから、「王命」の背後に存在する、王の王としての權威、あるいはそれを頂點とする總體的國家形態そのものを正當化する根據の實態を明白にしていくべきであると思われる。

以上、本論文における目的や資料の問題についておおまかに觸れたが、これらのことをふまえて、本論文は以下の構成をとることとする。

まず第一章においては、殷代において王が命令を發することそれ自體の階級的正當性の根據として、上帝が想定されていたこと、そしてその場合上帝と王の關係は一種の君臣關係にあり、しかもそれが王側における人間としての主體性の滅却された、一方的に天に從屬する形での君臣關係であったこと、さらに以上のことと關係して、卜辭における第一期から第五期に到るまでの上帝に關する記載の變遷その他によって、殷代の秩序構造のおおまかな變化と、上帝の政治的機能を明確にしようとする。

第二章は、西周における秩序構造の基底にある天命の觀念をとりあげる。本論文の主たる部分である。本章はすべて四節に分かれる。第一節では、金文資料を扱う場合の留意點を述べる。第二節では、金文にみえる命について多面的にとらえ、特に殷代にはみえなかった善義の命、賜與義の命に重點を置きつつ、金文にみえる「休」字との對比によって、命字に本來的に善的發想の存在することを明らかにしようとする。第三節では、善的發想を導く根據がどこにあるかを檢討し、それがおおむね西周期秩序構造への諸侯側の積極的參加を善とみなす發想に基くものであったことを明らかにしようとする。そしてこの秩序構造は、王―諸侯、諸侯―臣下の二重構造をとるものであり、善的發想は、廣くいえばこの構造を維持し承認することにかかわるものであったことを述べる。第四節は、そうした善的發想の根據となる秩序構造そのものは何故に正當であるかを檢討し、金文にみえる德との關連から、秩序構造そのものの正當性の根據として天命を把握し、さらにその實態を、一種の恩寵として把握し、その機能を明白化しようとする。

最後に結びとして、殷代との比較において、再び西周期における根本規範ともいうべき天命の觀念を鮮明化しようとする。

本論文は以上の構成において記述される豫定である。

1 白川靜『金文通釋』第二三輯、一九六八年、による。

2 天命については、郭沫若「天の思想」岩波講座『東洋思潮』一九三五年、貝塚茂樹『中國古代史學の發展』弘文堂、一九六七年、にそれぞれ言及されているが、天命の具體的機能や形態に關しては、いまだに不明瞭とせざるをえない。

3 松丸研究室における「殷周青銅器銘文研究」のゼミナールの席上で、豐田久氏は受命と君主權の性格に關する氏獨自の見解

をしばしば表明されていた。私が以上の問題設定に到る過程において、氏の發言から多くの示唆をうけるところのあったことを記して、ここに謝意を表明したい。

4　『荀子』正名、「刑名從商」の楊注に「商之刑法未聞。康誥曰、殷罰有倫。亦言殷刑之允當也」とあり、『左傳』昭公六年、「商有亂政而作湯刑」の疏に、「乃遠取創業聖王當時所斷之獄、因其故事制、爲定法」とあるように、おおむね罰、獄に連關する概念として、刑を解釋する。

5　これについては、松丸道雄「殷周國家の構造」岩波講座『世界歴史』四、一九七〇年、第一章邑制國家、に詳細な論述がある。そこで松丸氏は總括的に、「以上のごとき、大邑—族邑—屬邑の間に見られる累層的關係が、殷周時代におけるもっとも基本的な國家構造である。多くの屬邑を從屬せしめる族邑が單位をなす邑制國家であり、更に、これら多數の邑制國家が、大邑＝殷周王室に從屬していた」と指摘される。

6　平岡武夫『經書の成立』全國書房、一九四六年、一五九頁—一六三頁參照。中でも「しかるに經典尙書に於ては、現實の王の具體的な行爲ではなしに、萬世に通ずる普遍的な王者の道が期待されてゐる。……それは卽ち書かれたもののもつ古代的な傳統が、情緒の世界より理智の世界に推移し、その精神が客觀的に把握されて理念の形をなした時を意味するのである」という指摘は、經書における具體的事例の抽象的把握の指摘にほかならない。

一　殷代における上帝について

卜辭における命は〓と書かれる。これは殷金文においても同じである。殷代にはまだ左偏に口を加えた命はなく、すべて本來令字に隸釋されるべき〓のみである。西周金文に到って口を加えた〓が現れるが、その場合

三三三～三三四

も意味的には〓あるいは〓と通用しており、後代のような明確な區分はない。したがって本論文においては、字體の相違にこだわらず、一樣に命と釋しておく。

ところで、殷代における命は、〓と〓からなるが、〓は人が膝を屈して坐する形と見るのが一般であろう。〓は說が分かれるところである。[1] 邑字が人の集住する區域を示す〓と、人の坐形〓からなることを考えれば、恐らく〓においても〓と〓の會意的構成を想定しうると思われるが、正確なことはわからない。いずれにしても、卜辭の用例からみて、〓は命令としての字義を想定してよいと思われる。[2] たとえば

乙丑、貞、王令（命）圣田于京。

乙丑に貞ふ、王令じて田を京に圣かしめんか。（人二三六三）

のような使役的發想を含むものと同時に

貞、今日令〓尹。

貞ふ、今日、〓尹に令ぜんか。（甲六三五）

のような、命令と解せられざるをえない用例が、しばしば現れることによって明らかである。使役それ自體も、他者に特定の行動を強いる意味で、命令と表裏の關係にあると考えれば、卜辭にみえる命においては、使役と命令を一括して扱いうるであろう。それ以外の命字の用例はほとんどないといってよい。たとえば

……辛亥卜㱿貞、于乙門令。辛亥卜㱿貞、勿于乙門令……

……辛亥に卜して㱿貞ふ、乙に令を門せんか。辛亥に卜して㱿貞ふ、乙に令を門すること勿からんか。（粹一〇四三）

のような場合、「門令」なる用語自體が不明確ではあるが、郭沫若氏によれば、王命を門にかける意とされるのであり、[3] 命は名詞的に使用されるものの、一般の命令義とほとんど差はないといいうる。

であれば、こうした命令を發する主體の相違を、まず問題としなければならない。卜辭における命令主體は、おおむね四種に分類しうるようである。それは、王、帝、諸神、諸臣の四種であるといえる。[4] その內、最も量の多いものが王命であり、次が帝の命令であって、諸神、諸臣は極めて少ない。

王命に關しては、特に王を主語として明記しないものを含めれば、それはおびただしい數にのぼる。王の命令內容も多樣である。ただその內容は、祭事にせよ、軍事にせよ、田獵にせよ、事實上王の政務の個々の場面で發せられた、具體的命令であると規定して大過ないと思われる。

次に用例の多いものとして、帝を主語とするものがあげられる。帝は上帝と明記される場合もあり、ごくわずかな例外を除いて、諸神の長として天上に君臨するものである。これを主語とする命の內容は、壓倒的に自然現象が多い。たとえば、それは降雨であり、雷電であり、風雪である。ちなみにこれらの自然現象、特に降雨は穀物の收獲と密接な關連を持つ。

帝、令雨正年。……貞、帝、令雨弗其正年……

帝、雨を令じて年を正さんか。……貞ふ、帝、雨を令ずるも、其れ年を正さざるか。……（前一・五〇・一）

のように、帝は降雨による穀物の收穫に深甚なる影響力を持つものであった。このことは、帝が殷王朝の經濟的基盤である農耕を左右する意味で、殷王朝存立の基盤を掌握していることを意味する。

こうした帝は當然人格神的に把握されてよいが、殷王は王朝の維持を目的として、帝の意向をくみとらねばならな

三三五～三三六

い。したがってそれは年穀、降雨にかぎらず

……貞、王……冊〔伐〕召方、受又。

……貞ふ、王……召方を冊〔伐〕するに、又（祐）を受けんか。（掇一・四五〇）

のように、征伐行動においても、帝の祐護を得られるか否かを卜することになる。このことは、命字のみえる卜辭において、たとえば、

貞、王、勿令䇂氐衆伐𢀛方。

貞ふ、王、䇂に衆に氐して𢀛方を伐つことを令ずること勿からんか。（後上一六・一〇）

のような場合にもいえることで、䇂が王命を奉じて𢀛方を伐つことへの、帝の意向を確認しようとしているのである。

ところで、卜辭そのものの性格は、これまでの數例においても理解しうるように、帝の意向を知るための作業としての性格が顯著である。とすれば、王の命令內容については

大令衆人、曰劦田、其受虎年……

大いに衆人に令じて、劦田せよ、其れ虎年を受けん、と曰はんか。……（續二・二八・五）

といった例もあるとおり、つまり王の命令が、あらかじめ命ずべきか否かを卜することによって、命ずべきとの結果が得られた場合にのみ發せられることになるのであれば、王の命令は常に帝の承認を得ている結果になるのである。その意味で王の命令は、人王の恣意的作爲としては認識されず、十分その正當性を確保していることになる。かくして、上帝の承認は殷王における命令の正當性の根據たりえたのであるが、殷王の命令がその時點で現存する殷室とその配下の諸邑全體の秩序を維持し、その存續を何らかの形で企圖するものである以上、命令內容の正當性はそうした

殷代秩序構造そのものの正當性へと派及することになる。このことは、白川氏が卜辭の本質に關して、卜問に對する王の占斷（繇辭）と現實の結果（驗辭）との合一する卜辭例に基きつつ指摘された、卜辭の宗教的性格と政治的意味、つまり卜辭を「王の占斷の正しかったことを、したがって貞卜の最高の責任者である巫祝王としての王の權威を、示すもの」とし、また「神を絶對化するものではなくて、むしろ神意を介して王を絶對化する道であった」とすること[5]と、何ら矛盾をきたすものではない。貞卜という行爲は明らかに宗教的性格を具備するものであるが、王命の是非を卜することは、そこに濃厚な政治性を付加し、まさしく「神意を介して」その命令の正當性、ひいては殷室の支配そのものをも正當化する結果をもたらすのである。

ここにおいて、さらに上帝と王との政治的關係を、卜辭内容における第一期から第五期にいたる變化の觀點からみてみよう。まず目につくのは帝の語の漸次的減少と、人王の帝稱の出現という事實である。赤塚氏の指摘によれば[6]、上帝は第一期に最も多く、それ以後は急激に減少していく傾向にある。それに對して、第三期あたりから

己卯卜晛貞、帝甲祉……

己卯卜して晛貞ふ、帝甲に祉し……（後上四・一六）

のような人王の帝稱が始まるとされる。このことは第五期に到って

乙丑卜貞、王、其又勺于文武帝、礿、其以羌其五人、正、王受又又。

乙丑卜して貞ふ、王、其れ勺を文武帝に又めて、礿して、其れ羌其れ五人を以ゐるに、正しくして、王、また又を受けんか。（簠帝一四三）

のように、明白な形をとるようになる。それと同時に、五期に到って王の卜占における專斷が目立つようになるが、

三三七～三三八

このことは後期卜辭における貞人の減少の事實と明瞭に比例していると考えてよかろう。

こうした事實は、極めて素朴に考えて、王の權力の强大化を物語ると思われる。上帝の語が減少したからといって、上帝の觀念そのものが消滅したわけではない。であれば、第一期において王の命令に嚴然たる正當性を付與しえたと考えられる上帝の觀念は、第三期以降における人王の帝稱の出現とともに、それ自體の存在は承認されつつ、人王そのものの内部に浸透しきったのであり、上帝と王との連關は第一期に比較して、はるかに强固となったとみるべきであろう。

このような變化は、いかなる原因に誘發されたものと考えるべきであるか。ここに貝塚氏による一つの興味深い事實の指摘がある[7]。受年の占卜において、第一期には

甲辰卜、商、受年。

甲辰卜す、商、年を受くるか。（前三・三〇）

戊午卜、環、受年。

戊午卜す、環、年を受くるか。（佚七三四）

□寅卜、萬、受年。

□寅卜す、萬、年を受くるか。（前三・三〇）

のように、受年は殷王の都邑をも含めて、諸邑ごとに占卜せられた。それが第四期以降になると

癸卯貞、東方受禾、北方受禾、西方受禾、〔南方受禾〕。

癸卯貞ふ、東方禾を受くるか、北方禾を受くるか、西方禾を受くるか、〔南方禾を受くるか〕。（續二・二九）

のように、四方としての世界把握がなされるようになるというのである。このことは、さらに第四期において「大邑」、第五期において「天邑」なる王都の呼稱の出現することとも、關連づけられている。そこではさらに記年法の變化などをも加えて、殷末における天下的世界構造とでもいうべき國家構造の認識が明らかにされているのである。このことと先の帝號の問題は、恐らく密接な關連を持つと思われる。

諸邑の氏族は、當然のことながら、それぞれに本來祭祀對象を持っていたと思われるが、第一期の受年卜辭は、こうした諸邑の獨立性、ひいては諸邑獨自の祭祀對象を强く意識していたと考えられる。ということは、その場合における上帝の靈力は、諸邑に配分的に作用するのであって、殷王と上帝との結合はその分だけ弱められるとみてよい。しかるに、殷王室を中心とした天下的世界構造において作用する上帝の靈力は、東西南北なる發想が、中央を意識してはじめて可能であることとあいまって、必然的に中央に集中すると思われる。その意味で殷末における上帝は、初期に比してはるかに殷王室に對する密着度を强めているのである。であれば人王である殷王が帝號を自稱することも、さほど不思議なことではないといってよいのではあるまいか。

いずれにしても、龜甲獸骨に刻された文字は、上帝、あるいはその帝廷に臣從する諸神を祭祀對象として意識しつつ、一方では王命の正當性を基礎づけ、結果的には殷王の諸邑の長としての階級的立場をも確立する機能を果したと考えてよいように思う。かくして卜占の直接の對象たる上帝は、いわば殷王朝における秩序構造を維持するうえでの、根本規範ともいいうるものであった。ただその觀念は、初期においては商邑をも含めた諸邑に均等に作用する傾向の强さにおいて、いまだ殷王室の絶對的權威を構成するものではなかった（このことは、殷王室の諸邑統合體の長としての立場が、武力等の强行手段によって確立されたのではなく、漸次的に成立したのではないかという想像をも促すのであるが、それについては今は觸れない）。しかし後期に移行するにつれて、上帝は祭祀主體たる殷王そのものと合一していく傾向をみせた。この傾向は、獨立的諸邑統合體から天下的世界構造への移行と平行して生じたのであり、殷王朝の秩序構造における上帝の根本規範としての立場は、この點において一層强力に殷王室の階級的正當性を立證するものとなったといえよう。

最後に、今一つ注意すべき點を指摘しておく必要がある。これまで述べてきたように、卜占は上帝の意志を問う作業であった。そのことは殷王の命令の正當性を裏づける機能を果すと同時に、他面では殷王の上帝への從屬という結果をもたらす。卜占の作業そのもの性格から、殷王の命令は結果として上帝の意志の範圍を出ることができず、したがって殷王は、天に對する人間としての主體的意志を持ちえないことになる。その意味で、殷王と上帝との同一化の傾向は、社會的變化に對する秩序構造上の對應として、いわば當然のなりゆきであったのではないか。

ところで、松丸氏は、殷代における秩序構造の形態として、諸邑と殷室の關係における擬制的血緣關係の形態を明示された[8]。これは卜辭にみえる殷室の祖考が、同時に諸氏族の祖考として把握されることにおいて、殷室と諸氏族とは擬制的血緣關係にあるというものである。こうした發想は、恐らく殷代における天人關係の性格からして、やはり必然的發想であるといえよう。つまり殷王は人王としての意志において諸氏族を統括しえないのであれば、自らが從屬する天に、諸氏族をも包含することが、最も適切、かつ簡明な支配措置であった譯である。このことは同時に、松丸氏が指摘される、周金文における祖考が諸侯側の祖考を指示することの意味をも豫測せしめるのであるが、それについては周代の檢討を通じて、おのずから明らかにされるのであろう。

三三九～三四〇

1 〓については、禮冠の形（白川靜『說文新義』白鶴美術館、一九七一年、卷九上、六〇一二頁）、璽符（加藤常賢『漢字の起源』角川書店、一九七〇年、一七七頁）、人を集める形（藤堂明保『漢字語源辭典』學燈社、一九六五年、四七五頁）などあって、一定しない。
2 陳夢家『殷墟卜辭綜述』科學出版社、一九五六年、五六三頁に類似の指摘がある。
3 郭沫若『殷契粹篇』一〇四三片考釋。
4 王命、帝命に關しては、本文中の用例を參照。諸神については、たとえば、
貞、翌甲戌、河不令雨……（乙三一二一）
また諸臣については、
貞、叀小臣令衆黍、一月。（前四・三〇・二）
などがある。
5 白川靜『甲骨文の世界』平凡社、一九七二年、二八頁—三一頁。
6 赤塚忠『中國古代の宗教と文化』角川書店、一九七七年、五一三—四頁。
7 貝塚茂樹「卜辭を通じて見た中國の古代國家」『貝塚茂樹著作集』中央公論社、一九七七年、卷二所收。
8 松丸道雄「殷周國家の構造」前掲書、第二章、第三節參照。

二　周代における天命について

1　資料としての金文

西周期を檢討する場合の資料として、私が同時資料としての金文を使用することはすでに述べた。そこで實際の檢討に入る前に、金文を資料として扱う場合の、私なりの留意點をまず述べておきたい。その場合、先にも述べたように、命字を含むものを基本資料として扱うことはいうまでもない。

まず第一に、金文の眞僞について。西周眞器としての信頼度の最も高いものは、新出の銅器のごとく、その發掘が科學的になされ、發掘狀況において西周と確認しうるものであることはもちろんである。したがってまずこれらの金文を最も資料價値を有するものと判斷する。一方、こうした科學的發掘記錄のないものに關しては、一層の愼重さが要求される。ところで、私が以下において特に注目するのは、一個の器全體としての青銅器ではなく、特にそこに鑄込まれた銘文である。銘文それ自體が、內容、文章構造、字體等の面から、青銅器の眞僞を判別する基準の一つともなりうる性格のものであれば、銘文そのものを檢討することは、未然に僞銘を切りすてる結果を招來するといえるかもしれない。しかし、その眞僞の判別はさほど容易ではない。先に銘文における注意點を三つほど掲げたが、それすら松丸氏の最近の研究[1]によれば、作文者、作器工房の問題とからめてみる以上、單純にそれらの奇異なものを僞と決定しえない狀況になりつつある。であれば、むしろ私は眞器の判別の根據として、やはり松丸氏の示した方法、つまり陶模法による作器の場合、內範と外範の間隔を確保し、同時に銘文を保護する目的をもって配置されたスペーサ

ーの有無をまず確認し、スペーサーの有る場合は一應陶模法による作器とみなしうることから、その作器年代を春秋以前とし、さらに銘文を保護する位置にスペーサーのある場合、その銘文は作器と同時に鑄込まれたものであると判定するという方法を用いることとしたい。この方法を利用すれば、若干の春秋器をも含めたそれ以前の銅器を、まずリストアップしうる。その上で、內容、字體等から春秋器あるいは殷代器をはねていけばよい。ただ、拓本、摹本からは、スペーサーの位置あるいは有無が確認できない場合もある。そうした資料は參考として示す範圍で使用することとする。ただし、その場合も他の面から眞器の可能性の十分あるもの以外は使用しないこと、いうまでもない。

第二に、諸器における作器年代の問題。西周金文においても、甲骨卜辭の場合と同樣、周代から西周末までにそれなりの變下が認められるはずである。ただ、金文の場合は卜辭の場合ほど斷代が明確化されていないきらいがある。そこで諸器の斷代には、これまでの研究成果としての、『兩周金文辭大系』、『商周彝器通考』、『西周銅器斷代』の三書における結果を照合し、斷代結果の一致するものを最も信頼に値する結果として承認し、さらに三書の內二書は一致し、他の一書が著しく異る場合については、おおむね多數派の意を入れることとした。ただし、種々の理由から私自身の考えとひどくくいちがう場合はそのかぎりでない。また斷代結果の照合において、『金文曆朔疏證』を省いたのは、曆法計算による恣意的調整が認められるとされることによる[2]。さらに新出銅器の場合は、『文物』『考古』その他における斷代結果を、おおむね承認することとした。ただそれらの場合も、個々の王に正確に諸器を配當することは、ごく一部の例を除いて至難の業であることから、以上の諸點を參考として、西周を前中後の三期に大別し[3]、さらに諸書の斷代結果に基いて、その內部において順序を決めるという方法をとった[4]。なお命字を含む金文で、斷代結果の不明なものも多數存在するが、これらはやはり二次的資料として使用するにとどめる。

第三に、命字を含まぬ金文を資料として扱う場合も、上記の二點については、その都度檢討を加えることとする。

最後に、本論文においては、本論文の論旨に最も重要な關連を持つ資料として引用された銘文の場合は、第一級の資料としてその都度本文中に眞僞の檢討を加えたが、それ以外の場合は繁雜を避けるため、これを省略したことをことわっておく。

2　命の概括的檢討

金文における命は、三種の字形を持つと考えられる。〓、〓、〓の三種がそれで、この三字はおおむね意味的に通用しており、〓と〓、〓と〓が同一銘中に重複して用いられることもあるが、それぞれの字形がその場合も意味內容によって使いわけられているわけではない[5]。したがって、この三字については以下一括して命と表記することにする。

ただ〓と〓の二字はその使用される時期において明確な區分が認められる。つまり〓は甲骨文、殷金文にみられる字形であるが、西周金文においても、康王期頃までの比較的初期の銘文にのみ使用され、それ以後は消滅する。それに對して、〓は穆王期頃から西周末まで使用され、初期にはない。一方で〓については、初期から後期にわたって、常にみられる形であるといえる。これらのことは、殷式の字體から後の令と命の二字の分化していく過程を物語る事實であると思われるが、命・令二字の意味的分化は、先にも述べたようにいまだに完成してはいない。

このように三種の命字は、その意味においてほとんど同一と考えうるのであるが、意味自體は殷代の命に比較して、

はるかに多樣化してくる。殷代の命字は、主語、內容のちがいこそあれ、ほとんど命令の意に解しうるのであった。ところが西周期に到って、命字の意味は單なる命令にとどまらなくなる。休命、永命、天命、賜與義の命、善義の命などがこれに加わるのである。これらの命が全く命令の意味を拂拭しさったものであるとは斷言できないが、これらの命の用例が殷代にみえなかった點において、この新しい命の字義は西周期における命字の特質として把握しうるものである。以下、いわば非殷代的ともいうべき命について、少しく詳細にみてみよう。

まず最初に、命令義と最も隔絶した意味ともいうべき、善義の命を取りあげてみる。ただしこれは今のところ一例を數えるのみである。一九七四年十二月五日、陝西省扶風縣强家村出土の一群の銅器中の師𩛥鼎がそれである。報告(6)によれば、これを含む一群の銅器は、窖藏の器であり、その窖口は周代地層にあり、後人の作爲の跡もなかったという。西周眞器と判斷してよいと思われる。ちなみに銘文中には明瞭なスペーサーが判別できる(圖一參照)。ところで師𩛥鼎における善義の命とみなしうるものは、王命を受けた𩛥の答辭中にみられる。その部分は

……用厥刺且令德、……

……その刺且の令德を用ふ……

と讀みうるものであるが、命は明らかに德にかかる修飾辭であり、たとえば『詩經』大雅假樂に、「假樂君子、顯顯令德」とあるのと同一とみてよいものと思われる。文獻にみえる令德の令は、すべて善に訓じられている。師𩛥鼎の場合も、それ以外の意味は考えにくい。ただ文物所掲の拓本をみると、命字は完全な形をとどめず、上部の〓は消滅していて、〓の側面に縱畫がみえる。したがって報告では明確な釋字をせず〓としている。ちなみに〓が中央下部に位置する字としては、令以外に參、見、苟(敬)、光、などがある。一方本文において前文に多く德をいい

三四五～三四六

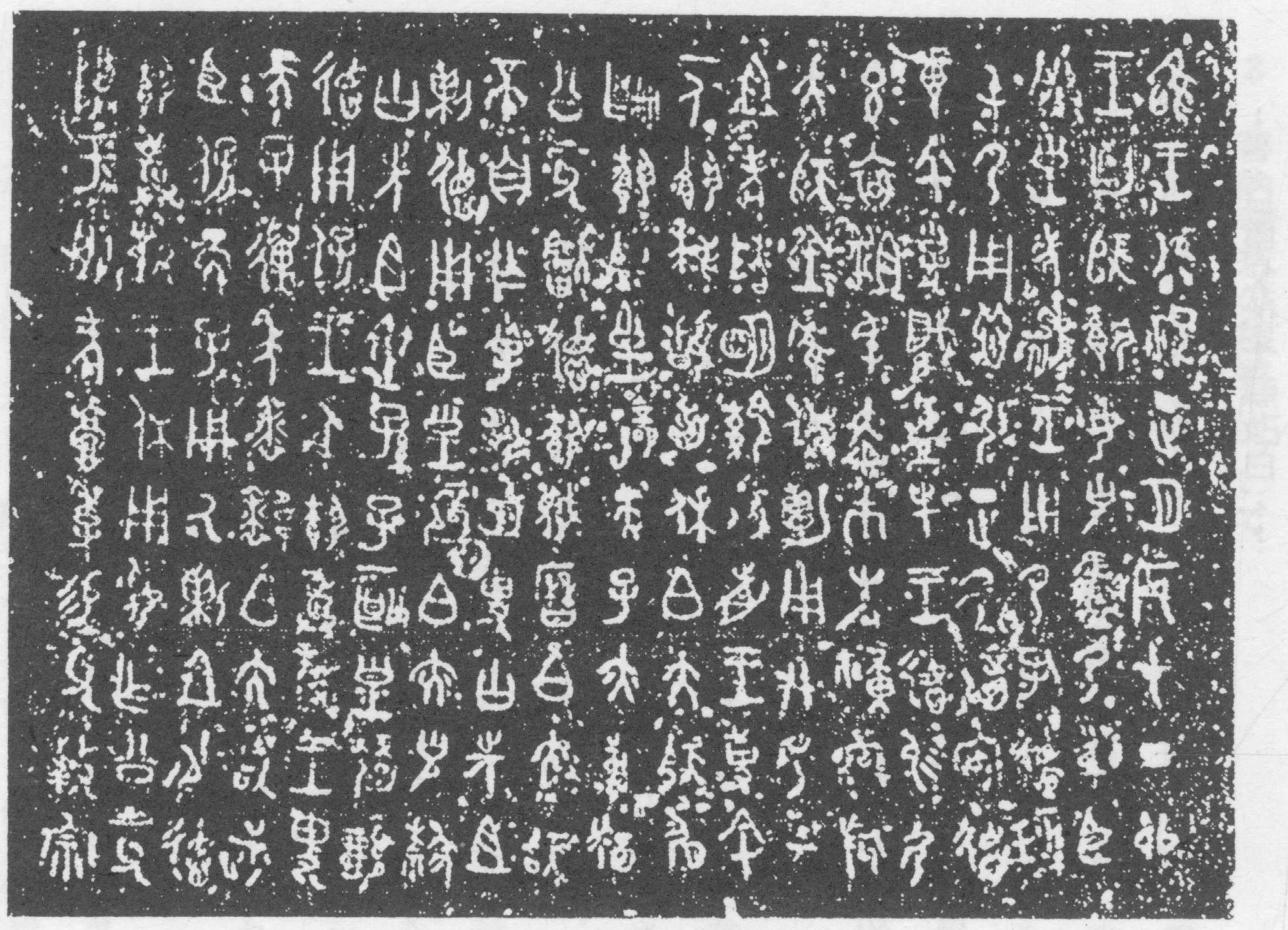

圖1　師𩛥鼎銘

そのことごとくに「孔德」「安德」「先王德」「㝬德」「刺德」「懿德」と、異る修飾辭を附することからして、〓德の〓も當然修飾辭でなければならない。とすれば〓が中央下部に來る字において、修飾辭たりうるものは、令以外には敬、あるいは光が考えられる。しかし拓本によれば〓頭部は左上方に突出して、當底敬〓、光〓ではありえない。とすれば本字が令である可能性は十分あるといえる。ところで「靈德」なる語を記す金文が二銘存在する。靈德鼎(三代三・六オ)□靈德段(三代七・一五オ)がそれである。鼎銘には方格があり、段銘にはスペーサー(頌齋續四一拓參照)が見え、特に段銘は西周鑄銘と判斷しうると考えられるが、兩者とも「靈德」は作器者の名である。しかし表意文字としての漢字による名號は、その漢字の體する意を意識して作られる以上、「靈德」なる人名は「靈德」なる觀念を意識しているはずである。一方金文における靈は、しばしば「靈終」と熟して使用されるが、(7)これは『詩經』大雅既醉の「昭明有融、高朗令終」と同樣、「終を令くす」と釋される「令終」に他ならない。(8)とすれば令と靈の近似性は疑いもなく「靈德」は「令德」と同義で、師𩛥鼎における〓德が、令德に釋しうる可能性は金文語彙における靈德の存在からみても、さらに高まったといいうる。しかも〓における右邊縱畫は位置的にスペーサーの可能性が高く、したがって〓德は令德と釋して、命字が善義に用いられる實例であると考えてよいと思われる。ちなみに師𩛥鼎には穆王の名がみえ、したがって作器年代は共王と推定されている。つまり西周中期において命字が善義に用いられる事例であるといえよう。

つぎに、假りに賜與義ともいうべき命をみてみる。この用例は四例數えられる。西周初期の獻段

隹九月既望庚寅、𢉅白于遘王、休亡尤。朕辟天子𢉅白、令厥臣獻金車。對朕辟休、乍朕文考光父乙。十枻不𦣞、獻身才于畢公家、受天子休。(兩周錄二三オ)

中期の段段(9)

隹王十又四祀十又一月丁卯、王才畢、烝。戊辰、曾。王蔑段曆、念畢中孫子、令龔𡚬、遺大則于段。敢對揚王休、用乍段。孫〻子〻、萬年用享祀、孫子□□。(兩周錄二四ウ)

即段

隹王三月初吉庚申、王才康宮、各大室。定白入右即。王乎、命女赤市、朱黄、玄衣、黹屯、䜌旂。曰𤔲琱宮人𧼛𥥉、用事。即敢對揚天子不顯休、用乍朕文考幽叔寶段。即其萬年子〻孫〻永寶用。(文物一九七五年八期、五八頁)

および康鼎(10)

唯三月初吉甲戌、王才康宮、焚白內右康、王命死𤔲王家、命女幽黄、鋚革。康拜頓首、敢對揚天子不顯休、用乍

三四七～三四八

朕文考釐白寶隮鼎。子〻孫〻其萬年永寶用。奠井(兩周錄七一オ)

であるが、中でも出土記錄の明確な即段についてみてみよう。即段は、先の師𩛥鼎と同じ一九七四年扶風縣强家村出土の銅器群に含まれる。時代は共王と推定される。

上記の銘文を參照されたい。これは內容からみると冊命儀禮を伴う銘文であるが、この形式の一般的記述からはやずれたところがある。一般的には、「王乎」の部分で王が冊命官を呼び、即を冊命させるという記述となり、その後に官職內容が明記されるが、ここでは冊命官が缺落し、また冊命內容と賜與物が逆轉している。しかし、こうした事例は他に皆無という譯ではなく、(11)そのことと命字の賜與義的使用方法に、何らかの關連を見出すことは困難と思われる。

さて、問題の命であるが、傍點部を訓讀すると

女に赤市、朱黄、玄衣、黹屯、䜌旂を命ふ。

と讀める。「命ず」とは讀みにくい。先にも述べたように、銘文自體に省略があることからいえば、たとえば豆閉段(兩周錄六〇ウ)の

……王乎內史、冊命豆閉。王曰、閉、易女戠衣、　市、䜌旂。……

……王內史を呼びて、豆閉を冊命せしむ。王曰はく、閉よ、汝に戠衣、市、䜌旂を賜ふ。……

といった文の省略とも考えられないことはない。しかし康鼎の、「王命死𤔲王家、命女幽黄、鋚革」は、省略形とは考えにくいものである。やはり命字はこの場合、賜與義に近い意味で使用されていると考えるのが妥當である。

金文において賜與を示す字は、本來は〓(易)である。しかしそれ以外に、易休、休、宝などが用いられることがある。休と宝は同義と考えてよい。ところで、西周金文における休は、後に述べるように、その字義において命と密

接なかかわりを持ち、さらに殷金文あるいは卜辭に見出されないものとして、すぐれて西周的概念と考えられること[12]から、しばらくは休の檢討を行い、西周金文における命の特質を明確化するための一助としたい。

たとえば、小臣䜌鼎（錄遺八五）の

……休于小臣䜌貝五朋……

……小臣䜌に貝五朋を休す……

盂卣（兩周錄二四オ）の

兮公、宔盂鬯束貝十朋……

兮公、盂に鬯束貝十朋を宔す……

效觶（兩周錄八七オ）の

……王休貝廿朋……

……王の休せる貝二十朋……

のように、休（宔）は賜與物と關連して、動詞として用いられることがある。ただこれらの休と易を全く同一の觀念を示す字と解してよいかというと、やや問題がある。耳尊（錄遺二〇六）の

……侯、休于耳、易臣十家……

……侯、耳に休して、臣十家を易ふ……

縣改段（兩周錄三八オ）の

……白屖父休于縣改曰……

……白屖父、縣改に休して曰はく……

のように、易と竝記される場合、また賜與物を直接休の對象としない場合などがある。これらの用例は、むしろ休が賜與といった具體的卽物的字義を持つよりは、より精神的意味を含めて使用されると考えうるものである。つまり休は、耳尊の場合、耳の功績を顯彰し、その賞として臣十家を與えると解するのが、文例上妥當であろう。休には恐らくこのような恩賞的發想があると思われる。先の小臣䜌鼎、盂卣、效觶の場合も、おおむねこの義で考えて通じる。

ところで休のごく一般的用例は、銘文末尾に

某拜頴首、敢對揚某休、用作……

というものである。こうした用例における休は、某のたまものと讀まれており、一般に某の恩寵と解される。その場合銘文から判斷して、休は具體的には某の恩寵としての何を指すかが、當然この問題とかかわりを持つと思われる。先の卽段の場合、「天子不顯休」に該當するものは、赤市以下の賜與物であるか、あるいは「嗣琱官人、𩰫旂用事」という王の命令であるか、この二通りが想定される。しかし、某休に對揚することをいう銘文を通觀して氣づくことは、命令がなく賜與物のみ書されている場合が、かなりの數存在することである。このことは休が命令よりも賜與物をうける意識の强いことを暗示するようであるが、それと關連して某休の某が誰を受けるのか、つまり作器動機において誰を意識するのかが、さらに問題となる。

銘文中の登場人物が、命令者と作器者といった具合に單純であり、しかも命令者が同時に賜與者である場合は、某休の某はほとんど問題を孕まない。しかしたとえば叔隋器[13]の

隹王𠂤于宗周。王姜使叔史于大保。賞叔鬱鬯、白金、□牛。叔對大保休、用乍寶隮彝。

隹れ王宗周に𠂤す。王姜、叔をして大保に使せしむ。〔大保〕叔に鬱鬯、白金、□牛を賞す。叔、大保の休に對へて用て寶隮彝を作る。（錄遺一六二）

という記載と、睘卣[14]の

隹十又九年、王才厈。王姜令乍冊睘、安尸白。尸白賓睘貝布。揚王姜休、用乍文考癸寶隮器。

隹れ十又九年、王、厈に在り。王姜、作冊睘に命じて夷白を安んぜしむ。夷白、睘に貝布を賓す。王姜の休に揚へて、用て文考癸の寶隮器を作る。（兩周錄五オ）

とを比較してみよう。ともにほぼ成王期のものと推定される。これによると、それぞれ作器者に對する命令者と賜與者が異る。しかも前者は、休は賜與者である大保休となり、後者は命令者たる王姜休となっていて、どちらの場合もありうることを示している。小臣宅段（兩周錄一二オ）の場合も、同公が宅に命じて白懋父に仕えさせ、白懋父が宅に賜與する事情を記して、最後に「公白の休に揚へ」と明記する。

こうしたことから、休は命令、賜與兩者を超越して、兩者に通用する觀念を體した概念であるとみることができる。となれば、休が賜與の意ではなく、命令、賜與兩者に共通する意識をふまえていると考えることができよう。

圖 2　員鼎銘

ところで休には、それとは別に善義で使用される例がある。員鼎の例をみよう。員鼎は拓本のみ存在して、器そのものの所在は不明である。また、拓本も初出の『綴遺齋彝器款識考釋』に、「攈濬益所輯拓本摹入」とあることによって、方濬益みずから器を實見していないことがわかる。その字體も格別すぐれたものとはいいがたい。しかし『窓齋集古錄』の拓本によると、銘文右上の唯字右側に明瞭なスペーサーがみえる。銘文を保護するためのスペーサーの目的に鑑みるに、左邊上方父字左側、『窓齋』拓ではみえないが、右邊下方酉字右側等、それらしい痕跡がある（三代拓も參照されたい）。ほぼ陶模法による鑄銘であるとみてよいであろう。文末の圖象形は殷金文にみえるが、命字を　に作るものは殷金文にはなく、諸家の斷代も成王に入れるものが主である。周代眞器とみてよい。

唯征月既望癸酉、王獸于昏歔。王令員執犬。休善。用乍父甲𩰫彝。

唯れ正月既望癸酉、王昏歔に狩す。王、員に執犬を命ず。休善とせらる。用て父甲の𩰫彝を作る。圖象。（兩周錄一四オ）

この銘の大意は、員が王命を受けて、その遂行が善であったと解するのが妥當であろう。この場合、休と善は同義語の連文と解すべきであり、こうした休は修飾語として、「休天君」（尹姞鼎、錄遺九七）、「休沈子」（也段、兩周錄二三ウ）、「休王」[15]（效父段、兩周錄八二ウ）といった用例にも現れる。

結論を急ぐ。命令、賜與兩者に共通する意識とは、この場合善ではなかったか。休が一般的には恩賞、恩寵として意識されるものであったことと、善義の用例との存在は、休の字義において當然密接な關連を持つであろう。員鼎にあるように、命令の遂行が善と評價されることは、恩賞、恩寵が何らかの正の價値に對して付與されるものであることと、當然關係をもってしかるべきである。つまり命令は、被命令者の命令に對する善なる對應、つまり命令者の滿足のいく對應を期待されるものであり、恩賞、恩寵は被命令者の善なる對應に對して付與されるということになる。

以上のように、休はそれ自體が善義を持つと同時に、賜與的發想に近い恩賞といった意味をも保有した譯であるが、このことは命字の場合にはなはだ近似するといってよい。こうした類似は一つの歸結として、休命なる語を生み出す結果ともなろう。休命は實際例のすべてが、「對揚某休命」の形態をとり、「對揚某休」の場合の休とほとんど同じ意味で使用されているとみてよい。(16) もちろんそこには、一字の休とは異る思考が介在している可能性も十分推測されるのであるが、休と命の近似性も、やはり疑いがたいと思われる。

とすれば善義の命は當然として、賜與義ともいうべき命も、休との相似からして善義を含むであろうことは、恐らく容易に推察されるであろう。即毀の場合も、命は「たまふ」と讀んで誤りではないが、意味的には「恩賞を與える」、「恩寵を施す」の意に解してよい。命字にはこのように善的發想の込められた用法が、かなりの數存在したことが明らかにできたと思う。このことはさらにいえば、命そのものが恩賞、恩寵の觀念と不可分の關係にあったことをも想定させるのである。

殷代の命字の用例は、甲骨文においても、金文においても、このような發想を直接感得せしめるものはない。強いていえば、王命は上帝の承認したものである故に、善であり、上帝の祐助、恩寵のもとに命を發するといえるであろうが、そうした發想が現實にそれ自體として文中に現れる、つまり明記されることはない。殷金文においては、休の用例さえ見出されないのである。(17) ということは、休、あるいは命における善、あるいは恩賞、恩寵的發想が、すぐれて西周的であることの證左ともなる。それではこうした發想は、どのような具體的根據から生じるものであろうか。節を改めてこの問題を檢討しよう。

3　善的發想の根據について

善的發想は、いうまでもなく特定の價値判斷の顯現である。西周金文における善的發想は、西周金文それ自體の政治的性格からして、政治的價値判斷から生起するものであるといえる。それでは西周金文に現れた善的發想における政治的價値判斷とはどのようなものであるか。つまりその價値判斷の基準が何であるか。そしてそれが當時の政治的情況に、いかなる形で連關していくのかについて、まず檢討すべきであろう。

先の即毀の例を參照されたい。即毀銘は、冊命における日辰、場所、冊命補助者を記載することにおいて、西周中期以降定着した冊命形式の簡略化されたものであったといえる。こうした儀禮形式冊命金文ともいうべき銘文の增加は、冊命儀禮の完成と全政治的式典における冊命の位置の確立を物語るであろう。その場合、賜與は王の官職任命に付隨して行なわれる政治的行爲であり、恐らく定形化された儀禮の一環に含まれるものであった。賜與物の品目が、この形式の金文の場合、かなりの共通性をもつことも、そうした想定を裏づけるであろう。

それでは、儀禮化した賜與行爲というのは、臣下において何ら賜與に値する功績がなくてもなされるかといえば、そうではない。つまり儀禮形式冊命金文の場合、冊命それ自體が王の命令として、その命令の完遂を期待されており、賜與はそうした臣下の忠勤を先取した形でなされていると考えられる。

ところで、即毀のように賜與が冊命に先立って記される例は他に多くあるが、たとえば師奎父鼎（兩周錄六一オ）の

……王乎內史䛂、冊命師奎父。易載市、同黃、玄衣黹屯、戈琱戟、旂。用嗣乃父官友……

……王、內史䛂を乎び、師奎父を冊命せしむ。載市、同黃、玄衣黹屯、戈琱戟、旂を易ふ。用て乃の父の官友を

三五三～三五四

嗣めよ……

のように、賜與は明確に冊命內容の遂行を条件としているのであり、これこれを與える故に、汝は汝の職に勵めといった論法となっているのであり、臣下の忠勤は必然的に義務づけられている。こうした發想は、儀禮形式冊命金文に限らず、その他一般の冊命を示す金文のすべてに共通する發想と考えて問題はない。

つまり、冊命金文における賜與は、臣下に職務を命ずる時點での一種の慣例化した儀禮の一環であったと同時に、賜與を行う反對給付として、臣下の職務への忠勤が期待されていたといってよい。ということは王室側の觀點に立てば、冊命への忠勤という行爲が、西周期の秩序構造の承認とその體制の維持を意味する以上、賜與を行う根據は最終的には西周秩序構造への積極的參加という點に集約されると思われる。であれば、即毀にみえる賜與的命における、善的發想は、まさしく西周秩序構造への積極的參加をよしとする思考であるといえよう。

ところで、賜與的發想の命を使用する金文には、明らかに王室と臣との關連においてとらえられない例が一例ある。獻毀がそれである。器そのものは有銘の殘銅をもとに補綴されたもので、西周眞器ではもとよりないが、銘文に關しては、銘文を保護するスペーサーは、隹字の右、第二行第三字の左（夢鄣上二五拓參照）、第三行第七字の左、終行第四字左にみえ、鑄銘であることは確實である。斷代もおおむね西周初期に一致しており、命字も〓形に近い。周初の眞銘としてさしつかえあるまい。

隹れ九月既望庚寅、楷白于に王に遘ふ。休にして尤亡し。朕が辟天子楷白、厥の臣獻に金車を命ふ。朕が辟の休に對へて朕が文考父乙〔の隮彝〕を作る。十世黷れず、獻が身は畢公の家に在りて、天子の休を受けよ。（原文は一五五頁參照）

三五五～三五六

圖 3　獻毀銘

この銘には、二三の特異な點が見られる。作字以下が作器對象のみで、原銘には「……寶隮彝」等の常套句がない點、またここでいう天子が周王を指示しないと考えられる點などである。その他の金文ではおおむね天子は周王を指すが、ここでいう天子は文面から推して、楷白でなければならない。天子の呼稱が王のみならず、諸侯の次元でも使用されうることはすでに指摘されていて、(18) さほど問題ではないが、金文における天子の一般的用例からみて、やはり本銘は特異とすべきものである。

しかし、これを解決する手段がない譯ではない。つまり作文者が楷白側の人物であるとすれば、金文における諸侯作銘器として、十分諸侯次元で天子の呼稱が使用される可能性は存在するといいうるのである。この銘で明白なことは楷白と獻は君臣關係にあり、王と楷白とはやはり君臣關係にあることである。ただこの銘に表明された情況は、ほとんどが楷白次元の事柄であって、王との關連は「楷白于遘王」の五字に言及されるのみである。楷白は「遘王」なる行爲において、「休亡尤」であったにもかかわらず、王から當然與えられたであろう休については全く明記されず、

反面「遣王」なる㲻白の功績とは直接無關係とも考えられる獻が前面に出されてくる。㲻白が王から賜與を受け、その一部を獻に賜與したとも考えられるが、その場合獻が賜與を受ける理由が何であるか全くわからない。恐らくこの銘文の作文者の意圖は、㲻白が獻に賜與したことに最重點を置き、それによって銘文末尾にあるような、獻と㲻白の階級的結合の永續と堅固化を目論んだと考えるべきであろう。とすると、命における價値判斷の根據は、諸侯次元における階級秩序への積極的參加ということになる。

ここで卽𣪕の場合と獻𣪕の場合を總合してまとめると、以下のごとくなると思われる。卽𣪕銘は恐らく王室側の人物による作文であると考えられるが、その場合の命における善的發想は、王室と諸侯との秩序構造に對する諸侯の承認と従屬という判斷根據を持つと考えられたのであり、また獻𣪕銘は、獻の君たる㲻白側の人物による作文と考えられるが、その場合は諸侯とその臣との秩序構造に對する臣の承認と従屬という判斷根據を持つと考えられる。このことは秩序構造の二重性を示している。つまり王と諸侯、諸侯とその臣という區分された秩序體系が確立されていることを示している。

ところで、ここには今一つ問題がある。それは獻𣪕銘の鑄造者に關する問題である。諸侯サイドの作銘の例として、松丸氏は睘尊の例を示し、その作銘が改作銘であると同時に、器形、字體等から睘尊の鑄造は睘側の工房においてなされたと推定された。このことは獻𣪕の場合も該當させえないとしない。まず字體からみて、少しく奇異を感じさせるものがないではない。たとえば、文頭の唯字を [illegible] に作るのは、尾のつき方が普通でなく、また三行目冒頭の辟字は [illegible] に作るのが普通と考えられるが、これを [illegible] に作ることなどである。しかしながら、一方では字體そのものは統一性があり、全體として周初ののびやかさを表しているといってよい。つまり周初の字體に一應習熟した人物が原稿を書き、それを版に筆寫したのであろうが、先の二字の內、後者の例は同一字について二例とも同一體に作るところから、筆寫の際に誤った可能性は薄い。とすると原稿作製の段階ですでにこの字が用いられていたことになる。また、その筆寫の技術はかなり優れたもので、原稿における筆致を巧妙に筆寫している。

これらのことから、松丸氏が睘尊の場合にいう文字をよく知らぬ工人が、筆寫段階で字體を奇異にしたという想定[19]は、獻𣪕の場合あてはめにくくなる。とすれば、獻𣪕の鑄造については、王室工房で作製されたか、㲻白側の工房に優れた技術者が存在して、そこで作製されたか以外に考えられないのであるが、一般に諸侯工房製作と考えられる器、あるいは銘文の拙劣さ、あるいは王室工房製作と考えられる銘文の巧妙さに鑑みるかぎり、獻𣪕銘は王室工房製作とみることが、最も妥當であると思われる。松丸氏は、「一般の、殷周王室の工房において製造されたと私が推測しておきたい青銅器の銘文は、文字の巧拙は別として、その刻跡を實物に卽して觀察すれば、いずれもその刀遣いに熟達した、相當の技倆の持主によって刻されていることは、充分に察知しうるところである」と述べておられる。[20] 私は獻𣪕銘の實物を見てはいないが、筆寫技術の巧妙なることについては、拓本からも推測せられるのであり、とすれば松丸氏の指摘を獻𣪕銘に適用することも十分可能であると思われる。

ここに到って問題は明確化する。諸侯側の作文になる銘を、王室側の工房で鑄造するとすれば、それは何を意味するであろうか。睘尊のような場合は、王室側の作文に對する睘の不滿の表明として解釋がつくが、獻𣪕の場合は銘文內容それ自體において、王室側との軋轢はほとんどない。一方的に諸侯內部の事柄の記載である。それを王室工房で鑄造することは、このような銘文內容が王室側において、十分承認されうるものであったことを示している。ということは、周初の段階において、王室と諸侯の秩序構造における二重構造が十分妥當なものとして、西周期支配構造の

三五七～三五八

內部で定着していたことと同時に、命における善的發想が、諸侯次元において使用される場合、その判斷根據は王室側から承認され、それによって王室次元と諸侯次元の秩序構造が一貫性を保持しうるという結果に到達するであろう。

以上のごとく、命における善的發想は、その窮極の判斷根據として、西周期における王室と諸侯それぞれの次元における秩序構造の承認と維持の發想を保持していたのであり、またそれは王室と諸侯を通貫するもの、つまり全西周的秩序構造の承認と維持の發想をも保持していたといえる。命における善的發想の根據は、まさしくここにあるというべきであろう。そしてこの發想は、西周金文に現れる多種多樣の王命が、直接間接に西周期全體の秩序の維持を目的とすることを考える時、一擧にあらゆる用例における命の付帶性格にまで擴大されてよいように思われる。つまり西周期における種々の命は、西周期の國家秩序の維持という目的を被命者に課するという點で、被命者の善なる對應を期待するものであったのである。このことは、換言すれば、命それ自體が本質的に善であったということにもなろう。

それでは、命、特に王命が善であるとする思考の正當性はいかにして確保されるか。殷代における王命の正當性は、上帝によって承認された內容のみを王が命ずるといった形態によって確保された。しかし先にも述べたように命を善と結びつける發想は殷代にはない。ちなみに善義を持つ休の用例も殷代には見いだされない。[21] とすれば、西周期において顯在化した善的發想は、西周的方法によって正當化されなければならない。その正當化の方法こそは、王命の正當根據、ひいては西周期秩序構造の形成を正當化する根據、いわば根本規範であるといえる。以下節を改めて、この問題を檢討する。

4 天命の思考と機能

命を善とする發想の正當性はいかにして確保されるか。換言すれば、西周期における秩序構造の維持という目的にかなうことが、何故に善であるか。これがいわば最後の問題なのであるが、この結論自體は比較的容易に想定しうる。つまり西周期における秩序構造そのものが、維持されるべきものであるからであり、また維持されるべき正當な理由がそこにはあるからである。それではその正當な理由とは何かといえば、それこそは周室が天命を保有するとされる事實であろうと思われる。

周王は殷に替って天下を統一し、そこに秩序ある世界を形成すべしとの天の命令を受けた。それ故に周王が天下に王として君臨することは正當であり、また周王室を頂點とする、周王と諸侯との階級的秩序構造の存在そのものも正當である。こうした周人の發想は、文獻にも示されていることであるが、今私は同時資料たる金文銘にみえる天命の概念を、西周における天命の實態であるとみなし、以下詳細にその思想の形態や機能、善との關連等について檢討してみたいと思う。

まず金文における天命は、おおむね「大命」と記されることを斷っておく。「天命」と記す例は、彔白𢦚𣪕（兩周錄三五オ）及び摹本のみしか殘されていない師訇𣪕（兩周錄一三二オ）の二例のみである。大命は王命等の人間の命と區別して、天命を至大の命として把握したのかもしれない。いずれにしても、大盂鼎（兩周錄一八）にいうように、「天の有する大命」といった表現からみて、金文における大命が天命を意味することは確實と思われる。

ところで、その天命の用例が、特定の形式の銘文に偏在することは、一應認識しておく必要がある。まず實例とし

三五九～三六〇

て、長文ではあるが大盂鼎銘を以下に示す。[22]

Ⅰ佳九月、王才宗周、令盂。

佳れ九月、王宗周に在り。盂に命ず。

Ⅱ王若曰、盂、不顯玟王、受天有大令、才珷王、嗣玟乍邦、闢厥匿、匍有四方、畯正厥民、才雩御事、𠭯酒無敢䤖、有□糞祀、無敢䤔。古天異臨、子灋保先王、□有四方。我聞、殷遂令、佳殷邊侯田雩殷正百辟、率肄于酉、古喪𠂤。

王若くのごとく曰はく、盂よ、不顯なる文王、天の有する大命を授けられ、武王に在りては、文を嗣ぎて邦を作せり。その匿を闢き、四方を匍有し、その民を畯正し、御事に在りては、酒に𠭯ぶとも敢て䤖ふことなく、□し、烝祀すること有るも、敢て䤔ること無かりき。故に天、翼臨し、いつくしみて先王を灋保し、四方を□有せしむ。我聞くに、殷の命を墜せるは、これ殷の邊侯甸と、殷の正百辟と、率ゐて酒に肄ひたればなり。故に師を喪ひたり。

Ⅲ已、女、妹辰又大服。余佳卽朕小學。女勿毘余乃辟一人。今我佳卽井稟于玟王正德、若玟王令二三正。今余佳令女盂、𤔲焚。敬雝德巠、敏朝夕入讕、享奔走、畏天畏。

已、汝、昧辰に大服のことあり。余は佳れ朕が小學に卽かむ。汝、余、乃の辟一人に毘ぶること勿れ。今、我は佳れ卽ち文王の正德に刑稟し、文王の命ぜる二三正に若はんとす。今、余は佳れ汝盂に命じて、𤔲焚せしむ。德經を敬雝して、敏しみて朝夕に入りて諫め、享く奔走して天畏を畏れよ。

Ⅳ王曰、[illegible]、令女盂、井乃嗣且南公。

三六一～三六二

王曰はく、於、汝盂に命じて、乃の嗣げる祖南公に刑らしむ。

Ⅴ王曰、盂。迺𤕌夾死嗣戎。敏諫罰訟、夙夕𤕌我一人、登四方。雩我其遹省先王受民受疆土。

王曰はく、盂よ。迺ち𤕌夾して戎を死嗣せよ。罰訟を敏しみ諫しみ、夙夕に我一人を𤕌け、四方に烝たらしめよ。我において、それ先王の授けたる民と授けたる疆土とを遹省せよ。

Ⅵ易女鬯一卣、冂衣、市、舄、車馬。易乃且南公旂。用狩。易女邦嗣四白、人鬲自駿至于庶人六百又五十又九夫。易夷嗣王臣十又三白、人鬲千又五十夫。遜□□自厥土。

汝に鬯一卣、絅衣、市、舄、車馬を易ふ。乃の祖南公の旂を易ふ。用て狩せよ。汝に邦嗣四伯、人鬲、駿より庶人に至るまで、六百又五十又九夫を易ふ。夷嗣王臣十又三伯、人鬲千五十夫を易ふ。亟やかにその土より□□せよ。

Ⅶ王曰、盂、若敬乃正、勿灋朕令。

王曰はく、盂よ、乃の正を若敬し、朕が命を灋する勿れ、と。

Ⅷ盂用對王休、用乍且南公寶鼎。佳王廿又三祀。

盂用て王の休に對へ、用て祖南公の寶鼎を作る。佳れ王の廿又三祀。

大盂鼎は、淸の道光初期に陜西省郿縣から出土し、その後數度收藏者を變えたが、一九五一年に公有に歸して、現在は上海博物館にある。拓本によれば、かなり大形のスペーサーが銘文周圍に置かれ、銘文の信憑性はほとんど問題がない。

ところで、この長文の銘を全文引用したのは、天命に關する金文銘を總合的にみる場合、この銘が一つの典型的性格を帶びると思われたからである。

まずその形式からみると、王（康王であるとする說に誤りはないと思われる）が盂に對して官職を授與し、その任務を詳述している點で、册命金文の部類に入れてしかるべきものと思われる。ただ、册命なる語そのものは、西周中期から現れ、すべて儀禮形式册命金文に含まれる。したがって大盂鼎の場合は、王命の內容において、册命の語のみえるものと同系であると判定しうることから、これを王曰形式册命金文と呼稱することとしたい。[23] 王曰の前に、日辰、また簡單な場所や情況を付加するものをも含めて、これは一つのグループを形成するものである。銘文冒頭が王曰をもって始まるものの中には、官職の授與を明記しないものもある。例えば何尊（文物一九七六年一期、六〇頁）[illegible]白段（兩周錄、一三七ウ―一三八オ）などがそれであるが、文面にそれぞれ作器者側の祖考の周室への忠勤が述べられ、作器者がそれにならって周室を輔翼し、天命ある君に忠勤を盡すことを、陰に陽に記述している點、恐らくは大盂鼎等の册命の明記された者と、銘文の意圖において同系と考えてよいと思われる。したがって、一應これらをも王曰形式册命金文に含めておく。天命について記載のある銘は、ほとんどこの形式に集中して現れる。

ただ數例、他の形式のものに天命が現れる。單白鐘（兩周錄一〇三オ）と番生段（兩周錄一三〇オ）がそれである。この兩銘も王曰形式册命金文と異るとはいえ、それなりに類似する點もあるのであって、たとえば作器者の官職授與のことをいい、銘文冒頭に「單白昊生曰」といった某曰の語が置かれることである。また作器者の祖考の德に作器者が帥井（のっとる）することをいう點なども、內容的にも類似する點が窺われる。そこでこの形式を、某曰形式册命金文と呼稱することとしたい。これら某曰をもってはじまる銘文中にも、官職授與のことに觸れないものが多數あるが、先の王曰形式の場合と同樣の意味で、それらも一括して本形式に含めることとする。

さて、金文における天命の記載は、以上の二形式の銘文を大半として、それ以外のものは班段（文物一九七二年九期、一二頁）一例を數えるにすぎない。[24] そこでまずそれらの銘文の作文者を想定してみよう。つまり、天命の語がどのような立場の人間によって、どのような觀點から、どのような意圖をもって使用されたものであるかは、天命の秩序構造に及ぼす機能を知るうえで、無視しえない問題であるからである。

王曰形式册命金文の例として、先の大盂鼎を參照されたい。銘文は全體を內容からみて八部に分割されるであろう。その內、作器者側における作器事情の記載は、第八節のみであって、量的には全文二九一字中一二字にすぎず（年時記載は省く）、全體で二十分の一にも滿たない。それ以外は、王から作器者に下賜された賜與物の記載を除外して、すべて王の誥文である。またその內容は、周王室における祖考文武の顯彰と、殷王がいかにして王權を失い、周室が何故に王權を獲得し維持することが正當であるかを述べる言辭と、盂への册命と、それへの盂の忠勤を促す言辭とで全てを占められている。

金文銘における作文者の問題を始めて提唱された松丸氏の論法によれば、[25] これが王室側の作文者による銘であることを疑う餘地はないといえる。松丸氏はその論證の實例として、一九六三年發見の何尊を、王室作銘として例示している。大盂鼎と何尊の銘文を比較するに、銘自體の長短による粗細の差はさることながら、その意圖、內容においては、まさしく同性格のものと判斷して問題はないであろう。

それでは、他の王曰形式册命金文は、すべて大盂鼎と同系として把握してよいか否かが問題となる。大盂鼎銘を基本として、作器時期その他に基くであろう細部の相違を除外した場合、次の四項を王室作銘であると判斷するポイントとしたい。

a・作器者側の觀點に立って、作器事情の記載の貧弱と思われるもの。

三六三～三六四

b・周室側の祖考の顯賞がなされること。

c・周室と作器者側の祖考時からの關係が强調されること。（これは大盂鼎の場合は第三節に極めて簡略に暗示されるのみであるが、何尊銘を王室作銘と判斷した松丸氏の根據に缺かせない一點である。）

d・周室における天下支配の正當性に、何らかの形で言及していること。（これは場合によっては、かなり觀念的文章讀解に左右される可能性のある點であるし、bとも重複する面をも持つが、正當性根據として大盂鼎が天命を設定している點からも、本論文の性格上、一應一項として立てるべきと思われる。）

いま私が王曰形式册命金文と判斷する例に、これらの四項をあてはめてみると次のようになる。

何尊	a	b	c	d
大盂鼎	a	b	c	d
彔白𢦏段	A		c	
師𤔲鼎	A		c	
恆段	a			
[illegible]段	a			
訇段	a	b	c	d
師訇段	a	b	c	d
師克盨	a	b	c	d
毛公鼎	a	b		d
史墻盤	A	b	c	d
乖白段	A	b	c	d

三六五～三六六

先に提示した四項全てを備えるものは、他に特別の記載のない限りは王室作銘として斷定してよいと思われる。表でいえば、何尊、大盂鼎、訇段（文史論集一九六一年、三四八頁）師訇段、師克盨（文物一九六二年六期、八頁）がそれに當る。大文字のAとするのは、大盂鼎程簡略ではないが、たとえば乖白段に

……歸夆敢對揚天子不杯魯休、用乍朕皇考武乖幾王障段。用好宗朝、享夙夕、好倗友雩百者婚遘、用𣄨屯彔永命、魯壽子孫。歸夆其萬年、日用享于宗室。

……歸夆敢て天子の不杯なる魯休に對揚し、用て朕が皇考武乖幾王の障段を作る。用て宗廟に好し、夙夕に享し、倗友と百諸婚遘に好し、用て純祿永命、魯壽子孫を𣄨る。歸夆其れ萬年、日に用ひて宗室に享せよ。

とあるように、作器事情に關する記載そのものはかなり長文であるが、それが作器者側と王室側との君臣關係の緊密化、または宗廟の祭祀の維持による周代秩序形態における宗法の承認などをいう意味で、決して作器者側の純粹な意圖に出るものでなく、王室側の意圖の反映が濃厚に讀みとれる點で、aの基準と同じ意圖の、より積極的表現と考えられることを示す。とすればAはそれだけで王室作銘を見分ける根據たるの性格を保持するといえる。とすれば彔白𢦏段、師𤔲鼎、乖白段、史墻盤（文物一九七八年三期、一四―五頁）も王室作銘と判斷してよい。毛公鼎（兩周錄一三一）は四項中cを缺くが、諸侯作銘であると判定すべき根據は全くなく、內容的にみて大盂鼎における王の誥文と比較してもさして遜色がない。これも王室作銘と斷定してよかろう。殘る二器、恆段（文物一九七五年八期、五九頁）[illegible]段（兩周錄一〇四ウ―五オ）は、銘文自體が簡略であるが、やはり諸侯作銘とする根據にも明瞭な決め手を缺くが、王室側に含めることを否定する積極的根據もない。とすれば、王曰形式册命金文は、一應曖昧なものをも含めて、すべて王室作銘であるといいうることになる。

それでは某曰形式册命金文の場合はどうか。天命に觸れる二銘の內、番生段は、冒頭に「番生曰」の語がなく、「不顯皇祖考」で始まる。しかし、それ以下の表現は、一方の單白鐘（文は不完）の文と近似し、叔向父禹段（兩周錄一二九オ）虢叔旅鐘（兩周錄一一八ウ―一二三ウ）などと共通する形態を備えると思われる點、また本段は蓋のみを存するが、銘文の四隅が一字分程づつ缺格となっている意味で、蓋內に銘を收容する意圖をもって、器銘において完備したものを意識的に缺落させたことも考えられる點、恐らく某曰形式册命金文の變形とみてよいであろう。器そのものの信憑性については、出土は不明であるが、銘文中のスペーサーは不整形の同心圓狀をなしており、僞銘の可能性は少いといえる。以下番生段銘を示す。

〔番生曰〕不顯皇且考、穆〻克誓厥德、嚴才上。廣啓厥孫子于下、勵于大服。番生不敢弗帥井皇祖考不杯元德。用[illegible][illegible]大令、甹王立、虔夙夜、專求不朁德、用諫四方、𩓷遠能犾。王令𦓤嗣公族、卿事、大史寮、取遺廿寽。易……（以下、賜與物の記載省略）……。番生敢對天子休、用乍段。永寶。

〔番生曰はく〕不顯なる皇祖考、穆〻として克く厥の德を誓らかにし、嚴として上に在り。厥の孫子を下に廣啓して大服に勵はしむ。番生敢て皇祖考の不杯なる元德に帥井せずんばあらず。用て大命に[illegible][illegible]し、王位を甹け、夙夜を虔しみ、專ら不朁の德を求め、用て四方を諫し、遠きを𩓷んじ、犾きを能む。王、公族、卿事、大史寮を𦓤嗣するを命じ、遺廿寽を取らしむ。……（以下、賜與物の記載省略）……を易ふ。番生敢て天子の休に對へ、用て段を作る。永く寶とせよ。

三六七～三六八

圖 4　番生段銘

冒頭に番生の祖考の徳をいい、番生がそれに帥井して王を輔弼し、四方の治を正すことを述べ、さらに王の册命が加えられて、最後に賜與と作器事情が付加される形態である。本銘にいわれる祖考は徳者として把握されることがわかるが、その徳に帥井することによって番生が行うべき行爲は、他でもなく王の輔弼なのである。ということは、番生𣪘銘そのものは、作器者たる番生の祖考を主に顯彰して、周室側の先王に觸れない點では確かに作器者側が強く前面に出ているようではあるが、最終的には周室に服屬して周室に忠勤を盡すことを期待されている點において、周室側の息のかかった作文であるとみてよいように思われる。こうした番生𣪘銘の性格は、たとえば師望鼎（兩周錄六三オ〜ウ）に、

……不顯皇考寛公、穆ゝ克盟厥心、哲厥德、用辟于先王、得屯亡斁。……

……不顯なる皇考寛公、穆ゝとして克く厥の心を盟にし、厥の德を哲にして、用て先王に辟し、純を得て斁亡し。……

虢叔旅鐘に、

……不顯皇考叀叔、穆ゝ秉元明德、御于厥辟、得屯亡斁。……

……不顯なる皇考惠叔、穆ゝとして元なる明德を秉り、厥の辟に御し、純を得て斁亡し。……

というに極めて近い。某曰形式册命金文中、これらと同系に含まれると判斷するものは、今すべての銘を示すことは不可能であるが、番生𣪘、師望鼎、虢叔旅鐘、單白鐘、叔向父禹𣪘、大克鼎（兩周錄一一〇―一）及び新出の𤼈鐘甲組（文物一九七八年三期、六頁）𤼈鐘丙丁組（文物一九七八年三期、七頁）がそれであると考えられる。

ただこれらの作文が、王室側の人間の息のかかった者によるとすれば、何故に某曰の形式をとり、王曰の形式をとらなかったかに疑問が殘るのであるが、それについて、先の王曰形式册命金文と比較して氣づくことは、作器者側の祖考について述べることの詳細なのに對して、王側の先王についてはほとんど具體的記述がみえないことである。ところで、これらの某曰形式册命金文は、師望鼎が西周中期と推定される以外は、すべて西周後期と考えられており、いずれも周室の凋落期に當ることに注目したい。これは王曰形式册命金文が西周初期から後期にわたって散在するのと、明確な相違をなしている。ここで私は某曰形式册命金文の先の特質について、以下のように考えてみたい。周室の權威の凋落に反比例して、作器者側の實力が增大した結果、服屬諸侯中比較的周室との紐帶の弱い部分は、王曰形式册命金文に對する不滿を抱きはじめ、周室側の作文に對して異議を唱え、著しく作器者側の意圖に引きつけようとしたのであり、王室側はそれに抗しきれずに讓步しうる限りの讓步を餘儀なくされたのではないか。なおかつそれにも不滿のある場合、さらに師𣪕𣪘（兩周錄九八ウ）のような諸侯内部における某曰形式册命金文を作り、あるいは諸侯自作器の出現へと展開していったのではないか。この推定は、あくまで推定にとどまるが、現狀においてさほど突飛な推定とは考えられまい。

これまで作文者の問題に多くの紙面を使用してきたが、以下本題に戻ろう。これまでの檢討を總括してみると、金文にあらわれる天命は、王室側の作文によるものに限定されるとみて誤りないようである。それでは王室側における天命の把握は、實際どのようなものであったか。先に引いた大盂鼎銘を參照されたい。

大盂鼎銘に「天の有する大命」とあるとおり、天命は大命と稱されることが多い。さてこの大命を授けられる理由として、大盂鼎は次のように述べる。

……我聞くに、殷の命を墜せるは、これ殷の邊侯甸と、殷の正百辟と、率ゐて酒に肆ひたればなり。……Ⅱ

これからすれば、天命は酒に溺れぬ者に授けられる可能性が強い。そのことは

……御事に在りては、酒に戲ぶとも敢て醺ふことなく、□し、烝祀することあるも、敢て酗るること無かりき。故に天、翼臨し、いつくしみて先王を灋保し、四方を□有せしむ。……Ⅱ

とあることで、一層强調されるであろう。先王については、成王、文武等諸說あるが、ここでは四方□有のことをいうこと、文脈は武王の事跡として「畯正厥民」で一たん切れるが、そのまま「御事」に接續することなどから考えて、武王を指すと思われる。ただ天の翼臨の根據が酒亂に陷らぬこととする點で、後半の殷の墜命と對比して、この部分に文王受命の義を含めうるかもしれない。しかし、何尊に、文王の大命授與のことをいい、さらに武王克殷後の廷告として

……余其宅茲中國、自之乂民。……

……余は其れ茲の中國に宅り、ここ自り民を乂めん。……

というのによれば、周初における觀念として四方保有、天下統一はおおむね武王に配せられ、文王は初代受命者として認識されていたように思われる。このことは克殷における實質的主役が武王であるという史書の記載とも符合するのであり、大盂鼎におけるこの場合の先王は、武王一人を指すとみてよいと思われる。酒亂に對する自戒が天命授與の條件たる以上、恐らく文王においてそれが最初になされたであろうが、武王はそうした文王の方針を嗣いで、實質的に四方を保有し、さらにそれによって文王に續いて天の翼臨を受けたものであろう。とすれば、天命は王室側の自認する觀念として、文王における施政方針を嗣ぐことによって維持しうるものであったということになる。大盂鼎は、第Ⅲ節において

……今、我はこれ卽ち文王の正德に刑稟し、文王の命ぜる二三正に若はんとす。

という。かくして、周王室の保有する天命の維持は、ひとえに文王にのっとることに依據するのであった。そしてそれは、周王室が自らに課した責務でもあった。

それでは何故に王室側が、こうした責務を自らに課したかについて、金文銘そのものから明確な解答を抽出することは容易ではない。しかし、この問題における一つの解答として、大盂鼎にみえる殷の墜命を、酒亂という一種倫理的頽廢ともいえる原因から根據づけようとする思考が、人間を越えた攝理の作用（つまり天命の降下）に關して、人間の側からその攝理をある程度左右しうるという結果、つまり人間が倫理的に自戒することによって、天命を新たに獲得し、またそれを維持しうるといった結果を招來し、それによって克殷というはなはだしく人爲的な王權交替を正當化しようとしたと考えることは可能であろう。貝塚氏によれば、そうした發想は成王期頃を上限として現れるとされる。三監討伐における周室の誥文たる『尙書』大誥は、いまだそれ以前の攝理の絕對性、つまり殷代にみられる上帝の威光の絕對視を繼承する時期のものであると貝塚氏は指摘する。(26) とすれば大盂鼎的發想は、第二次克殷後の、實質的周王朝支配體制成立後のものといえるわけであり、大盂鼎の斷代がおおむね康王期に考えられることと矛盾をきたさない。しかし、王室側が文王にのっとることを責務とすることには、より明確な意味があったのではあるまいか。天命を維持する方策として文王にのっとる場合、その眼目は文王の正德といわれる。しばらく、この德について詳細に檢討してみよう。

私の通觀した限りでは、德字の現れる銘文は二六例ある。その内、人名と思われるもの四例を除いた二二例中、王曰形式册命金文が七例、某曰形式册命金文が九例あって、それ以外のものは六例にすぎない。また、王側にしろ諸侯

表 1　德字記載金文例

時代	器　名	作文者	銘文形式・內容	德 關 係 記 載 例	著錄	その他
前期	何　尊	王　側	王曰形式册命金文	…叀王龏德谷天…	拓　文物 1976-1.62頁	
	班　段	王　側	軍事	…才顯，隹敬德，亡逌違…	拓　文物 1972-9.13頁	
	大盂鼎	王　側	王曰形式册命金文	…今我隹卽井稟于玟王正德，…敬雝德巠…	拓　兩周錄・18	△
	麥　尊	王　側	册命	…用遊德妥多友…	摹　兩周錄・20ウ	
中期	善　鼎	王　側	儀禮形式册命金文	…唯用易福，虩前文人，秉德共屯…	拓　兩周錄・36オ	
	伯彧段	諸侯側？	某作形式	…秉德共屯，焦匃萬年…	摹　兩周錄・35ウ	
	師𩛥鼎	王　側	王曰形式册命金文	…用乃孔德琊屯…正乃辟安德，…叀余小子肇盄先王德，…天子亦弗忘公上父𠄞德，…夙夕專由先且剌德，…𡌨孫子一嗣皇辟懿德…用𤔲剌且令德…	拓　文物 1975-8.61頁	△
	史墻盤	王　側	王曰形式册命金文	…上帝降懿德大甹…	拓　文物 1978-3.14～5頁	△
	𤼈鐘丙丁	王　側	王曰形式册命金文	…上帝降懿德大甹…	拓　文物 1978-3.12頁	△
	𤼈鐘甲	王　側	某曰形式册命金文	…𤼈不敢弗帥且考秉明德…	拓　文物 1978-3.13頁	△
	師望鼎	王　側	某曰形式册命金文	不顯皇考寬公，穆穆克盟厥心，哲厥德，…望肇帥井皇考…	拓　兩周錄・63オ～ウ	△
後期	梁其鐘	王　側	某曰形式册命金文	…不顯皇且考，穆穆異異，克悊厥德，…梁其肇帥井皇且考秉明德…	拓　錄遺・3	△
	番生段	王　側	某曰形式册命金文	不顯皇且考，穆穆克哲厥德，…番生不敢弗帥井皇且考不伓元德，…專求不朁德…	拓　兩周錄・130オ	△
	單白鐘	王　側	某曰形式册命金文	…余小子肇帥井朕皇且考懿德…	拓　兩周錄・103オ	△
	虢叔旅鐘	王　側	某曰形式册命金文	…不顯皇考叀叔，穆穆秉元明德…	拓　兩周錄・118ウ～123ウ	△
	大克鼎	王　側	某曰形式册命金文	…穆穆朕文且師華父，悤𢍰厥心，宖靜于猷，盄悊厥德…	拓　兩周錄・110～111	△
	毛公鼎	王　側	王曰形式册命金文	…不顯文武，皇天弘猒厥德，…	拓　兩周錄・131	△
	師訇段	王　側	王曰形式册命金文	…哀才，今日疾畏降喪，秉德不克妻，…	摹　兩周錄・132オ	
	井人妄鐘	王　側	某曰形式册命金文	…顯盄文且皇考，克哲厥德，…妄不敢帥用文且皇考穆穆秉德，…	拓　兩周錄・140ウ～143オ	△
	叔向父禹段	王　側	某曰形式册命金文	…余小子司朕皇考，肇帥井先文且，共明德，秉威儀，…	拓　兩周錄・129オ	△
斷代未詳	曆　鼎	諸侯側？	某作形式	曆肇對元德，考友唯井…	拓　三代・3-45オ	
	叔家父簠	諸侯側	某作形式	…用蘄眉考無疆哲德，不亾孫子之𩐴，	拓　三代・10-22ウ	
	德克段	諸侯側	某作形式	人名	拓　三代・8-11ウ	
	叡其段	諸侯側	某作形式	人名	拓　三代・7-44ウ～45オ	
	□𩁹德段	諸侯側	某作形式	人名	拓　三代・7-15オ	
	𩁹德鼎	諸侯側	某作形式	人名	拓　三代・3-6オ	

側にしろ、祖考と德が直接關連づけられているものが一五例ある。ちなみに某曰形式册命金文の場合は、すべてが作器者の祖考における德の顯彰となっている。また作文者に關しては、某作形式金文（銘文が「某作……障彝」の形式で始まるもの、或はそれに含みうるもの）以外は、すべてが王室側作文と考えられ、これら三點を總合して考えると、二二例中二十例までが、いずれかの基準に含まれることとなる。またさらに、これら三點を同時に滿足する例も一四例を數える（表一に△印で明示するもの）。とすればいわゆる倫理的語彙と一般に目される德字の用例は、王室作文、王曰・某曰形式册命金文、祖考との關連、という著しいかたよりをみせるということになる。このことは、德の概念がすぐれて王室的發想であることを物語るであろう。そして、そのそもそもの發想の端緒が「文王の正德」であったと思われる。

先に、私は德について倫理的語彙なる概念規定を便宜上採用したが、實際に金文中の德字が、いわゆる個人的道德の德と全く同一の概念であるとの確證はない。「文王の正德」の場合も、酒亂の自戒とそれとが合同するのか、あるいは他の觀念がさらに付加されるのかについて、容易には判斷しかねるというべきであろう。德が王室側の發想と限定しうる事實は、德を純粹に個人的な倫理體系の內に編入しさることの危險性を示唆している。

そもそも中國における德が、後代特に儒教においては濃厚な政治的色彩を帶びた概念であったことをも思いあわせれば、金文銘にみえる德の政治性は、むしろ動かしがたいといえよう。ただその場合も、修身齊家的個々の人格陶冶を基盤とするごとき德を想定してよいか否かに、やはり問題が殘る。酒亂の自戒を一種の人格陶冶と解釋するとして、それのみが西周三百年を通貫する德の內容であったとは思えない。德が西周全期にわたって繰り返し王側から主唱される背景には、德そのものに含まれる普遍的政治的發想が存在してよいのではあるまいか。

この點については、すでに小倉氏の論考で觸れられている。[27] 氏は、卜辭における省と金文の德の字形的關連、また麥尊における兩字の通用性の指摘、さらに德の內容の實態を基盤として、德における政治性を强調し、春秋期における德刑の二概念が、周代金文における德に混在すると指摘された。私は、德の政治性を强調される氏の論旨には、そこで引用される金文例の妥當さからして、全面的に贊意を表明するものであるが、その具體的內容については、さらに別の觀點から檢討すべき點があるように思える。つまり私は、德が遹省、征伐といった軍事的內容を含みうる概念であるか否かは別として、そうした周王の政治的行動を、あるいはそうした行動を命令する周王の權威を絕對化し、また正當化する根據が、先の倫理的感覺とは別に、德には含まれていると考えるのである。

王室側作文と推定される新出の史墻盤及び𤼈鐘丙丁組銘は、この問題に一つの示唆を與えるであろう。これらの器は、一九七六年一二月一五日、陝西省扶風縣白家村出土の窖藏器百三器中に含まれる。文物にみえる拓本からはスペーサーの位置は確認できないが、發掘報告にある、窖口が西周文化層內にあり、後人の操作の痕跡がないという指摘からすれば、これらの器が西周時代のものであると斷定してよいであろう。

この兩器は文面に著しい相似點がみられることから、恐らく同族內に含まれる二人の作器であると考えられる。あるいは史墻と𤼈が同一人物であるかもしれないが、銘文字體を比較すると、筆寫した者、あるいは鑄銘工人はやはり別人らしく、器自體は個々に別鑄されたようである。史墻盤は合文三、重文五を含む二百八十四字に及ぶ長文で、文王から穆王に到る先王の事跡と、史墻側の武王期以前の高祖から史墻の父たる文考に到る六代の事跡を竝記する希有のものである。𤼈鐘丙丁組は、史墻盤銘を部分的に改篇したもののように思われるが、この兩銘にほぼ同文で

曰、古文王初𢽾龢于政、上帝降懿德大甹、有匍上下、迨受萬邦。……

三七四～三七五

曰はく、古、文王初めて政を敎龢し、上帝、懿德大甹を降し、上下を匍有せしめ、萬邦を迨わせ授けしむ。……

とある。鐘銘では「匍有上下」が「匍有四方」となる點が異る。文王に「匍有四方」をあてることについては、先の大盂鼎の場合と矛盾をきたすが、それについては別の機會にゆずる。(28)

さて、ここでは德は文王自身の人格にかかわる倫理的概念としては意識されず、上帝（天）の降すものとして把握されている。ということは、少なくともこの例からみる限り、德は個人的倫理的概念ではとうていありえない。

盤銘では上帝の降す「懿德大甹」に續けて、「匍有上下、迨受萬邦」をいうが、それらの主語は上帝と解すべく、降德は萬邦統一といった天下的世界構造の確立を輔翼する上帝の意志の、一つの表れであると解しうる。であれば先に觸れた德における政治的內容は、上帝の意志を基盤としたものとなるのであって、その意味で德を保有する人間は、天下的世界構造の積極的推進者たるの地位を確保するであろう。大盂鼎にみられる「文王の正德」にも、恐らくこうした上帝の意志が介在しているとみてよいのではあるまいか。克殷における直接の根據を、殷の酒亂に求めることと、上帝がそれに替るものとしての文王に政治的主導權を與え、それを積極的に輔翼しようとすることは、何ら矛盾しないはずである。とすれば、むしろ德は上帝（天）が人間に下賜する恩寵の觀がある。(29)

たとえば毛公鼎に

……告余先王若德、用印邵皇天、𤕌𤔲大命、康能四或、俗我弗乍先王憂。……

……余に先王の若德を告げ用て皇天に印邵し、大命を𤕌𤔲し、四域を康能し、我先王の憂を作さざらんことを欲す。……

という場合の「先王若德」も、先王に對して天から降された政治的恩寵をいうと解して問題はなく、大意は、先王の得た天の恩寵を再確認し、それによって天に仕え、天命をつつしみ、天下を治めて、先王の憂とならぬことを望む、というものであると解しうる。であれば、先王の德を後代の王が模範として帥井する發想は、天の恩寵をそのまま自己への恩寵として維持し續けることを意味し、したがって王室の存在基盤は永久に確保し續けられるであろう。師訇鼎に

……叀余小子肈盄先王德、易汝……

……叀に余小子肈ぎて先王の德を盄くし、汝に……を易ふ。……

とあるのも、先王における天の恩寵を自らも繼承し、それに基く自らの正當なる王室の權威において、汝に賜與を行う、と解すれば、全體的にみて王室作文であると推定される師訇鼎銘の性格が、さらに歴然たるものとなるのではないか。

このように考えるなら、先王における德は、大盂鼎に暗示される酒亂の自戒といった一種の倫理的發想と、史墻盤における周室の四方經營に對する天の恩寵、加護としての發想との二面を兼ねた概念であったといえるであろう。

ただここで問題なことは、德は必ずしも周王側の先王にのみ關連する概念ではないということである。むしろ諸侯側の祖考と德との關連をいう銘文の方が、量的には多い。このことは諸侯それぞれが、周室における先王と同樣に、天の恩寵をうけたことを意味するのであろうか。

たとえば番生𣪘には

……番生敢て皇祖考の不杯なる元德に帥井せずんばあらず。用て大命に𤕌𤔲し、王位を甹け、夙夜を虔しみ、專ら不朁の德を求め、用て四方を諫し、遠きを𩛥んじ、㹜きを能む。……

三七六～三七七

表 2　帥井記載金文例

器　名	銘文形式	主　體	對　象	語	帥井すべき內容
大盂鼎	王曰形式册命金文	王	文王	井𩒨	正德
		盂	且南公	井	
彔白𢦚𣪘	王曰形式册命金文	𢦚の子孫？		帥井	丝休
師虎𣪘	儀禮形式册命金文	王	先王令	帥井	先王既令乃𣈜考事，啻官𤔲左右戲緐荊
師望鼎	某曰形式册命金文	望	皇考	帥井	穆〻克盟厥心，悊厥德、用辟于先王
單白鐘	某曰形式册命金文	余小子（單白）	朕皇且考懿德	帥井	逨匹先王，䔲菫大令
虢叔旅鐘	某曰形式册命金文	旅	皇考威義	帥井	穆〻秉元明德，得屯亡敃
梁其鐘	某曰形式册命金文	梁其	皇且考	帥井	穆〻異〻，克悊厥德，農臣先王，得屯亡敃
叔向父禹𣪘	某曰形式册命金文	叔向父禹	先文且	帥井	共明德，秉威義
番生𣪘	某曰形式册命金文	番生	皇且考	帥井	穆〻克哲厥德，嚴在上廣啓厥孫子于下，勵于大服

とある。この「諫四方」「𩛥遠能㹜」等の發想が、大盂鼎における武王の「匍有四方」、毛公鼎の「康能四方」と同樣である以上は、諸侯側にもそれぞれ天の降德があったと考えてもさしつかえないようである。しかし、ここに指摘しておかねばならない事實がある。それは王室におけると諸侯におけるとの帥井對象の嚴然たる區分である。表2を參照されたい。王室側と諸侯側が、それぞれ德の機能として類似したものを持ちながら、こうした明確な模範の區分が存在することは、それぞれにおける德が、目的を同一にしつつも、本質的に相違する點を持つことを示唆する事實として、把握さるべきではあるまいか。

ここで諸侯側における德に言及する例を數例示してみる。なおそれらのすべての作文者は、番生𣪘と同樣の根據において、王室側の人物であると推定される。

……不顯皇考寬公、穆〻克盟厥德、悊厥德、用辟于先王。……（師望鼎）

……不顯皇且剌考、逨匹先王、䔲菫大命、余小子肈帥井朕皇且考懿德、用保奠……（單白鐘）

……不顯皇祖考、穆〻異〻、克悊厥德、農臣先王、得屯亡敃。梁其肈帥井皇且考秉明德、虔夙夕、辟天子、天子肙事。……（梁其鐘）

その他、師訇鼎、大克鼎、瘨鐘甲組、叔向父禹𣪘、虢叔旅鐘、井人妄鐘（兩周錄一四〇ウ―三オ）にも、同樣の記載がある。

これらの例にほぼ共通していえることは、作器者の祖考と先王との君臣關係におおむね言及し、それと德とを關連づけていることである。つまり諸侯側における德は、周室を君としてその體制下に服屬し、「四方を諫し」「王家を諫辪し、萬民を惠す」（大克鼎）といった事柄に直接結合したものであった。そうした德に帥井することは、とりもなおさず作器者たる諸侯の周室への服屬と、その支配體制への積極的參加を、祖考段階に遡って作器者に再認識させる効果をねらっていることになる。と同時に、帥井對象の分化は、いうまでもなく中心としての周室と、それに服屬する諸侯といった階級關係の恆久化を期待する意識の表明である。とすれば王室における德と、諸侯における德とは、その政治的目的においてそもそも異質であり、その下賜主體も王の場合とは異るように思われる。

私は諸侯側における德は、周室側から下賜された恩寵であったと考える。恩寵の觀念はすでに觸れたように、休としてあるいは命として銘文に定着している。休の觀念は殷代にはいまだ發見しえず、西周金文に到ってはじめて現れるが、それはつまり休あるいは命における善的發想が、西周秩序構造の維持につながることと密接に關連するであろう。王曰形式或いは某曰形式の册命金文の目的が、先の數例からみて西周秩序の承認と、その體制への諸侯側からの積極的參加にあることが明白である時、これらの銘文の末辭に現れる休、魯休、休命は、祖考の德に帥井することへ

三七八～三七九

の期待を内在している。そしてそれらの德はあくまで王室側の意識に基く作文中に現れるのであり、あくまで周室の休として把握されるのである。祖考の德に從うことに對して、周王がそれを善しとし、恩寵を下賜する時點で、その德がかつて周王自らによって諸侯に下賜されたものであったと考える場合、西周秩序構造への諸侯の服屬の意志は、より强調されるであろう。休が人間と人間の關係を越えて、天と人間の關係において記述される例のないことも、諸侯側における德の下賜主體に、人間を想定することの妥當さを增幅するであろう。

以上のように考えるならば、西周金文にみえる德は、周室と諸侯間の支配構造における、恩寵の階級性と機能を明示するであろう。つまり次圖に示すように、その階級性は

（周室）　天──（降德）──→先王←──（帥井）──現周王

（諸侯）　前周王──（降德）──→祖考←──（帥井）──現諸侯

といったパターンで把握しうるものである。であれば、諸侯に德を下賜する主體は王でありながら、その背後に存在する天が王の行爲を權威づけるという、一種理想的な支配構造の理念が現出されることになる。またその機能は、保德者たる先王への王の帥井による周室の權威維持と、保德者たる祖考への諸侯の帥井による周室への臣從の維持といった効果として作用するであろう。諸侯における德の下賜主體たる王が銘記されない點も、多くの場合祖考における王への臣從と德とが密着して記述されることで、必然性に乏しかったと判斷しうるであろう。

ここまで述べてくる過程で、すでに明確に豫測されるであろうことは、天命と王における德との通有性である。先にみた德における階級的パターンからして、またその政治的目的の性格からして、上帝の降す德は、周王に降された天命と同義ではなかったかと思われる。一般に文王における受命をいう所を、史墻盤が文王への降德というのも、命と德の同義的性格からくるとみて、ほぼ誤りではないと考える。とすれば、文王における受命は、天から下された周室による天下支配を輔翼し加護せんとする恩寵ということになる。周室克殷の最大の理論根據たる天命が、すでに恩寵であるならば、西周獨特の觀念たる休の發想の、その由來する所も明白であろう。また命字における善的發想自體も、天命における恩寵の觀念と當然連關すると思われる。

つまり西周期金文における天命は、周室が殷室にかわって天下を支配する實際的政策面において、輔翼、加護といった恩寵として認識された。そしてその恩寵は天命と同一のパターンで、王室から諸侯に德として下賜されることになった。しかも同時に極めて西周的觀念としての休の思考が現れ、それがおおむね西周秩序の維持と承認への期待と表裏して下賜された恩寵、あるいは恩賞の概念であったことは、西周全體の秩序の基底に恩寵の發想が存在したことを推測せしめるのであり、その緣源は、やはり天命であったと思われる。命における賜與、ひいては恩寵の意味も、當然こうした狀況から窺われるであろう。とすれば、少なくとも王室側から下された命令も、また諸侯からその臣下に下された命令も、發命者の恩寵をもって西周秩序の一端を荷わせる、といった發想が込められていたといえないことはない。

とすれば、恩寵たる命令に從うことによって、恩寵たる休が下賜され、それを銘する器が作られる。さらに、その命令が西周秩序の維持と承認を期待するものであり、それに答えることが善とされる發想は、最終的には天の恩寵に答えるということになる點で正當化されるであろう。西周秩序構造における天命の根本規範としての機能は、まさにここにあったと思われる。

1　松丸道雄「西周青銅器製作の背景」東洋文化研究所紀要、第七二册、一九七七年所收、又、本書所收。

2　この問題については、白川靜『金文通釋』第四四輯、一九七五年、通論篇第七章、三一〇頁以下に詳細な指摘がある。なお、西周曆譜研究には、董作賓『西周年曆譜』などもあるが、『金文曆朔疏證』と同樣、器製、銘文上奇異とせざるをえない斷代結果を默過する所がある。曆譜問題はいずれは解決せられるべき重要なテーマではあるが、現在の所では、先の三書における、銘文內容、字體、器形、花紋、曆譜等の總合的斷代結果が、最も信賴に値すると考える。

3　前中後の三期は便宜上の區分に過ぎないが、一應その區分の基準となる考え方を示しておく。前期は、おおむね周の建國からその世界經營の基礎の確立までとして、康王頃までをそれに含める。中期は、最も明確な基準を缺くため、後期との區分をどこに置くか曖昧であるが、周室の凋落が夷王期頃から始まるとみなして、中期を昭王から孝王、後期を夷王から幽王とすることとする。

4　諸器の嚴密な時代配當については、本論文では先の大區分のみで一應ことたりると思われるので、特に明示することはせず、必要に應じて本文中で觸れる豫定である。

5　[illegible]と[illegible]については麥尊（兩周錄二〇ウ）があるが、摹本のため資料としては完全とはいいがたい。[illegible]と[illegible]については、師酉段（兩周錄七六—八ウ）同銘の三器のそれぞれの器銘、蓋銘が、兩字の使用方法において特定の基準を持たぬごとくである點によって明らかである。

6　「陝西省扶風縣强家村出土的西周銅器」文物一九七五年八期所收。

7　たとえば頌鼎（兩周錄四一—二）の「天子靈終」小克鼎（兩周錄一一三—五オ）の「永命靈終」など。

8　徐中舒「金文嘏辭釋例」中央研究院歷史語言研究所集刊六・一、一九三六年二二—三頁。

9　拓本によれば、一・二行行間、及び四・五行行間に明瞭なスペーサーが見える。

10　字體はかなり異樣なものが多いが、スペーサーの所在は拓本から明確に判別でき、鑄銘であることは疑いがない。文章內容はいわゆる儀禮形式册命金文（後述）で、文末に族號標識かと思われる「龏井」の二字を付する。松丸氏のいわれる諸侯倣製銘器の可能性がある。

11　册命官を記さないものとしては、同段（兩周錄七三ウ—四オ）、康鼎があり、册命內容と賜與物の逆轉する例としては、豆閉段、師奎父鼎などがある。

12　このことについては、「殷周青銅器銘文研究」のゼミナールの席上において松丸氏のたびたび指摘された點である。以下の休に關する檢討は、氏の指摘から啓發される所が多かったことを記して謝意を表したい。

13　影片によれば、器形はかなり特異なものであるが、拓本中二・三行行間、三・四行行間にスペーサーがみえ、鑄銘であることは疑いがない。字體も「整齊にして力あり」（白川『金文通釋』第二輯、八三頁）、周初の眞器とみなしうる。

14　眞僞の問題に關しては、松丸氏「西周青銅器製作の背景」所收の、睘尊との比較檢討において、おのずから當器の眞なることが明らかにされている。

15　「休王」に關しては、白川氏は『金文通釋』第九輯、一九六五年、四九二頁、『金文の世界』平凡社、一九七一年、七一頁以下で、康王の生號とみているが、その最も基本的根據たる康王の名が金文にみえぬとする事實が、後述の史墻盤によって覆されたのであれば、「休王」の休はやはり修飾語として考えるべきであろう。

16　「休命」は、恐らく「休なる命」と訓讀しうるであろう。そうであるとすれば、むしろ「命」一字が「對揚某休」の「休」と同意で使用されると考えることも可能となる。柯昌濟『韡華閣集古錄跋尾』員鼎の註記に、「金文休命、蓋二事。口曰休、册曰命。合之則稱曰休命」とある。解としてうがち過ぎの感がある。

17　赤塚忠「殷金文考釋」所收の姣簋に、寍を休に訓じている例があるが、その確證は示されておらず、殷代における休の實例としての資料價値は低い。『中國古代の宗教と文化』角川書店、一九七七年、八一三頁。

18　山田統「天下という觀念と國家の形成」『共同研究・古代國家』啓示社、一九四九年、八六頁以下所收。ここでは、「元子」

「天子」が大子・長子の意を持つことから、個々の國が宇として同姓觀念を持つ以上、それぞれに天子が存在しうると述べている。

19 松丸氏前掲論文、三四頁―五頁（本書四四―五頁）參照。

20 松丸氏前掲論文、三三頁―四頁。又、本書四三―四頁。

21 甲骨卜辭には休の用例がみえる。しかし「□申卜……王休……」（甲五五）の考釋に、「休、地名。卜辭習見。疑卽孟子去齊居休之休」とある。『殷墟卜辭綜類』所收の休字例二二例中、地名と解しうるもの一四例、文不完のため解しえぬもの四例、休字とは思えぬもの二例、動詞のごとく思えるもの二例であるが、動詞と思えるものについても、「不其休」（金六九九）「壬寅卜㞢貞、王休」（林一・二三・一五）が、必ずしも西周金文の休と同じであるとする證左はない。

22 本銘の訓讀は、主に白川氏『金文通釋』第一二輯、一九六五年、に從った。ただ、段落の切り方については、やや細分化してある。

23 なお、册命金文の集成および分類については、松丸研究室における「殷周靑銅器銘文研究」なるゼミナールでの武者章氏の報告から多くの啓發を受けたことを記して、謝意を表明したい。

24 一九七二年六月に、永らく實物の失われていた本器の殘餘が、北京市の廢銅中から發見された。文物一九七二年第九期掲載の拓本によると、二・三行行間、六・七行行間最下部、九・十行行間、十三・四行行間、及び最下部に明瞭なスペーサーがあって、鑄銘であることはほぼ疑いないと思われる。本銘の作文者については、作器者たる班とその他の登場人物の關係がはなはだ不可解であるが、文末に班の祖考と周室の關係をいい、班自らもそれを忘れぬことを明記する點で、恐らく周室側の作文と判斷して良いと思われる。

25 松丸氏前掲論文參照。

26 貝塚茂樹『中國古代史學の發展』第二部、第三章參照。

27 小倉芳彦「『左傳』における覇と德」『中國古代政治思想研究』青木書店、一九七〇年、第四章參照。

28 現在私がこの問題について抱いている見通しを一應述べておく。西周前期においては、何尊、大盂鼎銘からみて、おおむね文王受命、武王克殷（四方匍有）の思考が定着していたと思われる。それが厲宣期に到って、すべて文武受命をいうようになる。訽設、師克盨、毛公鼎、師詢設、[illegible]白設がそうである。㾓鐘銘と史墻盤の銘文において、兩者が全體として類似するにもかかわらず、この點に關する記載が前者において「文王匍有四方」をいい、後者が「文王匍有上下、武王遹省四方」をいうといった相違のある點については、前期から後期へ受命の思考が轉換する過程における、思考の流動性を表す事實ではないかと考える。恐らくこうした變化は、受命と克殷における武力行使とを密着させることによる、武の强調に主眼が置かれたためと考える。そしてそうした思考の變化は、中期における大規模な外征（昭王、穆王の南北に涉る外征）あるいは後期における外寇內紛の多發といった社會背景が重要な契機として作用したものであったと思われる。機會をみて、この點については詳論したい。

29 德を恩寵と解する例は、文獻にしばしば現れる。大盂鼎においては、酒亂の自戒といったいわゆる倫理的發想と、德とが密接な關連をもって記述されてはいるが、嚴密にいえば、大盂鼎自體が德を倫理的德目として把握しているか否かには、確たる明證がないのである。他の德の例も、金文銘に關して倫理的德であると斷定しうるものは一つもない。とすれば、德は本來は恩寵的發想が强く、天の恩寵（德）を授かる原因としての酒亂の自戒が、徐ゝに德の意味內に浸透し、後代儒家の倫理的敎義に攝取されて、廣く定着したということも、十分考えうることであると思われる。

おわりに

最後に、これまで論述したところを簡略にまとめて本論文の結びとしたい。

殷代における上帝の觀念が、人間を主宰する王に對して、王の政策を承認し、その後にはじめて王の發令がなされたという形式をとる意味において、一種の根本規範たる位置を占めたことはすでに述べた。そしてこの形式は、いわば王が上帝の命令を代行するといった形態をとるのであって、王の權威はそれなりに保障される反面、王は上帝に從屬するのであった。天に對置するものとしての人間の主體性は、その意味でほとんど滅却されていた。しかし、帝は第三期卜辭頃から、徐々に人王の祖先を指す語としての用例を加えるに到った。この傾向は、諸邑の總合體的天下構造から、殷王室の中央集權的ともいえる天下支配への歷史的變貌を契機とし、また貞人を介在せぬ王の卜占における占斷の增化等の新しい形態をも生じる結果となったのである。つまり殷王室における帝の觀念は、第一期において、殷王室の行動を規制しうる觀念でありえたものが、殷末に移行する過程で、王と帝の合一化を生じ、王の權威はより强大化されると同時に、王の專制的傾向が增大したといえる。

そのような狀況において、殷を打倒した周室が、克殷の正當化根據として、倫理的槪念たる德を提唱したのは、それなりに納得のいく事實であった。しかし、文王受命の根據が文王における倫理的自覺と人格陶冶にあったとして、それが西周期全體を通貫する王室側の規範として、十分な効力を發揮しつづけることには疑問がある。かくして、德における恩寵としての觀念が明確にされなければならなかった。

恩寵の觀念は、それ自體を示す特定の語として、殷代にはついに現れない。第一期卜辭にみえる王の征討行爲に對する上帝の祐助、また年穀を豐饒ならしめる上帝の降雨、これらは當然恩寵的感覺を伴って自然である。しかし上帝の意志の代行者としての殷王の位置は、自己の存在それ自體を、人爲的攻伐によって確立された周室ほどの自覺的存在たらしめなかったであろう。その意味で、上帝と殷王の合一的發想は、潤滑になされえたであろう。またそうした觀念下における殷室と諸邑との擬制的血緣關係の自覺は、恩寵を下賜する主體と客體の區分を不明瞭化するものでもあったろう。

かくして恩寵の發想は、周室主導の世界構造の確立の內部に、新たに提出されたのである。西周初期の金文には、これを示す休（たまもの）の語のないものが相當數存在している。休字が以後確實に增加していく事實は、周室における自己存在の根據たる天德の保有、つまり天命の保有と、同一パターンの下部表現たる王室から諸侯への德の下賜とがあいまって、西周秩序の基底を構成する槪念として思考されていたことと、必然的に連關するものであったといえる。

西周金文全體において、そもそも王室側が自らのために作器する事例の極めて少く、王室側と諸侯側との關連を契機としてなされた作器事例が壓倒的多數を占めることは、西周靑銅器自體の存在が、周室を頂點とする西周秩序の內部で果した役割を想定せしめる一つの手掛りである。そして私は、これまでの檢討において、殷代にはみられなかった恩寵の觀念をそこに見出し、西周秩序構造の基底を構成するものが、諸侯への周室からの恩寵であり、周室への天からの恩寵であったと判斷するに到ったのである。

松丸氏の指摘にある、殷金文における父某が殷室側の祖考を指すのに對して、周金文における祖考が諸侯側のそれぞれの祖考に變化したことも、攻伐という人爲的手段による周室支配體制の確立による天人の分割の思考と、それに

關連する恩寵の發想の、支配秩序におけるパターン化の思考とに、根底においてかかわるであろう。つまりは周室は、天の降す恩寵の下賜客體として、天から一應獨立していたのであり、諸侯もまた周室の降す恩寵の下賜客體として、周室から獨立していたのである。

かくして天命、あるいは上帝の降德は、西周秩序の基底に存在し、その秩序パターンの原型として意識されるのであり、またそのパターンの上部への遡及における頂點として意識される點において、これらは十分に西周秩序における根本規範として、承認しうるものであった。

（補注1）原稿完成後に德字記載金文を數例見出した。ひとえに筆者の迂闊によるものであるが、すべて人名であり論旨に影響はない。補足すべき資料は叔德毁（斷代二・一〇九）德方鼎（文物一九五九年七期）德鼎（文物一九五九年七期）の三例である。

（補注2）同じく原稿完成後に、傅斯年氏の、『性命古訓辨證』（國立中央研究院歷史語言研究所單刊乙種之五、一九四七年二月再版）を見る機會を得た。原稿作製中に氣づかなかったのは、これも筆者の不注意によるものである。この著作は、阮元の『性命古訓』にみられる、素材、時代、派閥による誤りに留意しつつ、性命に關する語學的歷史的觀點からの再檢討を企圖する論文である。ここでは甲骨金文の資料が、かなりの量取り扱われているが、本論文と關連するものとして、令・命字の變遷、善義の令、上帝觀念の變遷などの問題がとり上げられている。令・命字の變遷については、ほぼ私の論文との一致がみられる。善義の令については、金文の靈と令は、私は結果として意味的關連があると判斷しているが、傅氏はこれを峻別する點で異なる。上帝については、殷代の帝が宗神的なものであったのに對して、周代の上帝は、その延長線上にありながら、普遍性の強化されたものであったことを述べる。その他の論旨は、文獻を中心とした先秦期性命論の變遷をたどり、漢代以降の儒家の性說を見なおすことであり、これが傅氏の最終的目的であって、私の論文の主旨とは相違するものである。

插圖出典

圖1　『文物』一九七五年八期、六一頁

圖2　『窓齋集古録』六・八オ

圖3　『兩周金文辭大系圖錄』二三オ

圖4　『小校經閣金文拓本』八・一〇二オ

周王朝の君主權の構造について

——「天命の膺受」者を中心に——

豐田久

はじめに

今日、秦・漢時代における、中國の皇帝制度の成立を中心とした君主權の構造について、多くのすぐれた研究が發表されている。(1) ところで、この秦・漢時代における皇帝支配が成立するよりも前に、所謂中國をまがりなりにも統一していたのは周王朝である。

この、皇帝支配に立脚する秦・漢時代の君主權の構造に對し、それより前の先秦時代の君主權の構造を比較檢討しようとする時、それが所謂中國における政治的統一體を問題にしようとするのであれば、個々の國々についてではなく、先ず、それらを一つに秩序だてていた、中國古代史の最初期に屬する周王朝そのものを問題にせねばなるまい。

確かに、周王朝體制下の一封建諸侯であった秦は、東周時代（春秋・戰國時代）を經て、その一國（一家）の性格のまま六國を併呑し中央集權體制を確立したのであるが、同時に、巨視的な展望をするならば、單なる一國（一家）でなく、〝四方〟の外民族（所謂外臣層）をも含めた政治的統轄者となったと理解すべきものであろう。又、そのことは、漢帝國についても同樣である。(2) そこで、秦・漢時代よりも前に、同じマクロ的世界を統合し、〝四方〟政治の統轄者として各國を一つに結びつけていた周王朝の君主權の構造を考えることは、秦・漢時代へとつながってゆく、中國史の流れを理解する上からも重要であると思える。(3)

又、西周時代に對し、周王室東遷後の春秋時代以降の研究は、周王室の弱體化と〝四方〟諸侯の隆盛という點をふまえて、『春秋』・『左傳』等の文獻史料の性格からしても、周王と諸侯との秩序關係よりも、周王朝を構成していた

個々の諸侯國内部の構造が研究の中心になっている（この時期は、一般的に、都市國家ないし邑制國家から、領土國家ないし領域國家への展開をたどる時期と考えられている）。又、それは、特に秦・漢時代の皇帝制度の成立を生み出す先行形態の推測という點からも重視されたものであった。[4] しかし、これらの〝四方〟諸侯の上に、政治的にも精神的にも、傳統的權威をもって、彼らを一つに結びつける機能を果していた周王室の存在を忘れてはなるまい。

西周時代の最も重要な史料である西周青銅器銘文は、周王室とその册命を受けた諸侯（王畿内の臣下も含めて）との關係を中心としたものであるから、周王朝の君主權の構造をそれによって把握し、そして次に、それを春秋時代以降の〝四方〟諸侯の上に投影してみることが、周代史の研究の上からも必要なことではないかと思われる。特に、この二つを重ねてみることによって、春秋時代に入って登場する楚の成王や齊の桓公など、實際に周王朝の諸侯を南・北で集める〝侯伯〟と、南・北を合わせた〝四方〟諸侯の統轄者として傳統的權威を有する周王室との關係が、より明確なかたちをとって顯われて來るのではないかと思われる。例えば、『左傳』僖公九年の條に

…夏、會于葵丘、尋盟且脩好、禮也、王使宰孔賜齊侯胙、曰天子有事于文武、使孔賜伯舅胙、齊侯將下拜、……

とあって、周の襄王は葵丘の會の時、周王朝の諸侯を集める齊の桓公に〝文・武の胙〟を賜與しているが、その意味も、このような視點から考えられるべきものであろう。

そのためにも、これらの總合的な周代史研究には、金文研究者と文獻研究者の協力が必要であるのだが、それぞれに複雜な史料批判の問題をかかえていることも周知の事實である。歷史家が取り扱う史料も、又、歷史の中でうごめく人によって作られている以上、それぞれが自分の主觀をもっていることを常に忘れてはなるまい。例えば、西周史研究の中心となる青銅器銘文について言えば、從來の眞僞論から、最近では作器主體・作銘主體の問題が取り擧げられるようになったのも、このためである。[5]

三九三～三九四

さて、以上のようなことを考慮しながら、本稿で、中國古代史の最初期に屬する周王朝の君主權の構造について考える場合、先ず問題にしたのは、そもそも周王朝の君主とは何か、中國を中心とする世界の政治的統轄とは何か、ということである。[6]

この周王朝の君主とは何かという問題は、同一王朝内の君主の位が、一般的に言って、王朝の創建者より繼承されることを考えれば（その手續きの問題も重要であるが）、周王朝が中國史に登場した際に、何によってその君主の位が確立したとされたのか、周王朝の創建について周王室は公的にどのように考えたのか、ということが最初に問題にされねばなるまい。この周王朝の創建について、從來の解釋では、文王・武王の創業を擧げることには異論はないけれども、その根據として、西周金文や「周書」の記述によって、天による〝文王・武王の受命〟、〝文王の受命〟ないし〝文・武の受命〟など、一樣に〝受命〟を擧げるのみであった。[7]

しかし、周王朝の創建について說く、西周青銅器銘文中に引用されている公的な性格をもつ王の誥文や命書に即して見ると、西周前期には「文王……、武王……」（珂尊・大盂鼎）とあって、周王朝の創建については文王と武王の二人の功績をそれぞれ分けて說いている。しかも、そこには〝文王の受命〟と並置されて、〝武王の四方の匍有（克殷）〟が擧げられており、〝受命〟について言うならば、〝文王の受命〟とあって、〝文・武の受命〟とは書かれていないのである。それが、後期金文の王の命書になると、文王の功績である〝受命〟と武王の功績である〝四方の匍有（克殷）〟とが一つに合わさって來て、この部分が「文・武……」（師克盨・師詢𣪘・詢𣪘・毛公鼎など）となって、〝文・武の受命、四方の匍有（克殷）〟という表現がとられるようになり、又、〝四方の匍有〟に當たる部分は缺落する場合もでてくる。

いずれにしても、それらは、文王と武王との合一によって生じたものである。

このことからして、從來のように、周王朝の創建の根據としてただ〝文王の受命〟だけを擧げるのは、文王の〝受命〟と並置されるべき武王の〝四方の匍有〟の功績を見落としていたことになると思われるし、〝文・武の受命〟だけを擧げるのは、文王と武王とが一つに合わされる過程や、元來、武王の功績に比定された〝四方の匍有〟に當たる部分を見落としたか、それが缺落していく過程を考慮しなかったのではないかと思える。そこで、西周青銅器銘文の王の誥文や命書を中心に、周王朝の創建について述べる西周前期の「文王……、武王……」から、後期の「文・武……」という變遷の過程をたどり、周王朝の創建の根據について周王室はどのように考えていたのか、逆に言えば、周王朝の創始が文王と武王という二人によって說かれていることの意味を、先ず考えてみたい。

次いで、周王朝の君主とは何かという問題を考える時、この周王朝の君主の稱號として、西周時代の初期より西周青銅器銘文や「周書」のなかに「天子」號と「王」號の二つが見えていることがただちに想起される。この、周王朝の創建者文王・武王を受け繼いだ周王朝の君主のもつ二つの稱號は、どのような意味をもつのであろうか。

從來、この二樣の稱號については、王は天命をうけた者であり、したがって、これを崇って「天子」と呼んだのであろうという程度の考え方で、その區別について明確には考えられてこなかったきらいがある。今、周王朝の創建が、從來の考え方のように〝受命〟だけでなく、〝受命〟と〝四方の匍有〟という、文王と武王の二人のそれぞれの功績を合わせて說かれたものとすれば、この文王と武王を受け繼いだ周王朝の君主の立場は、この二人の創建者より繼承されたものとなろう（〝受命〟者と〝四方の匍有〟者）。そこで、文王と武王の二人の功績を受け繼いだ周王朝の君主のもつ、その二つの基本的な立場を背景とした場合、周王朝の君主の性格を表わす「天子」と「王」の二つの稱號がどのような意味をもつと考えられるのかについて、考察を加えたい。

一方、この周王朝の君主の〝受命〟、一般に天の思想と呼ばれるものについては、〝受命〟そのものの具體的內容を史料に即して全體的に把握しようとすることが從來あまり行なわれてこなかった。[8] 例えば、王國維が洛誥解の中で

受民謂所受於天之民、立政曰、相我受民、又曰、以乂我受民、盂鼎曰、粵我其勵、相先王受民、受疆土、

と、盂鼎を引いて述べているのは、その一端であろう。[9] ところが、一九七六年、陝西省扶風縣に出土した史墻盤銘の冒頭に周六王の功績が列擧されており、その最初に擧げられた文王の功績が〝上下の匍有〟と〝萬邦を受く〟として解說されていたのである。そこから、〝受命〟の具體的內容を全體的に把握するヒントが與えられ、そのことが可能になったのである。[10] 王朝成立の一つの根據とされる天命は中國史を通じて見られるものであるから、中國古代史の最初期に屬する周王朝の〝受命〟の具體的內容を知ることは、中國史の上からも重要であると思える。

そこで、王の誥文や命書に見える周王朝の創建が文王と武王との二人の功績を合わせて說かれることを背景に置きながら、この史墻盤銘の文王の功績を解說した部分を分析して、〝受命〟の具體的內容を全體的に把握してみたい。

又、周王朝の創建者である文王・武王以降の、〝受命〟者としての君主の地位の繼承がどのようにしてなされたのかという問題も、周王朝の性格を知る上で重要である。これについては、西周青銅器銘文や「周書」の王の命書中に、〝文王の受命〟ないし〝文・武の受命〟という特定の〝人間〟の受けた〝受命〟とは別に、〝周邦（有周）の受命〟という考え方がみえているのに注目して、氏族的紐帶をもった世襲主義との結びつきについて、考えてみたい。

そして最後に、「周書」顧命にみえる具體的な王位繼承儀禮のなかにおける〝受命〟者としての地位の繼承の問題を、西周金文中の記述と比較しながら檢討したい。特にここでは、新たに即位する王に對する册命文に對象をしぼっ

三九五～三九六

て、その中に見える〃周邦〃と〃四方（天下）〃とに對する王權の二重的性格（二重構造）に注目し、加えて、これに〃周邦（有周）の受命〃という考え方をあてはめてみた場合に導き出されるところにつき述べたい。

以上のように、本稿は、秦・漢時代における中國の皇帝制度が成立するよりも前に、「中國」（西周の初めには、成周をそう呼んでいた）を中心とする世界の政治的統一をおこなっていた周王朝の基本的な君主權の構造について、西周青銅器銘文や「周書」を中心に、その骨組みを考察しようとしたものである。

1　秦漢帝國の君主權の構造については、西嶋定生「皇帝支配の成立」『岩波講座・世界歴史』第四卷、一九七〇年、同氏「漢代における卽位儀禮―とくに帝位繼承のばあいについて―」『榎博士還曆記念東洋史論叢』山川出版社、一九七五年、尾形勇「漢家の意義と構造―中國古代における家父長制的秩序と國家秩序―」山梨大學教育學部紀要第五號、一九七四年、同氏「中國古代における帝位の繼承―その正當化の過程と論理―」史學雜誌第八五編第三號、一九七六年、栗原朋信『秦漢史の研究』吉川弘文館、一九六〇年、同氏「秦と漢初の皇帝號について」『東方學論集』東方學會、一九七二年、等を參照。

2　栗原朋信「周・秦・漢の國家構造についての私見」『秦漢史の研究』吉川弘文館、一九六〇年、を參照。

3　殷周の國家構造については、松丸道雄「殷周國家の構造」『岩波講座・世界歴史』第四卷、一九七〇年、等を參照。

4　これらの問題については、宮崎市定「中國上代は封建制か都市國家か」史林三三卷二號、一九五〇年、同氏『中國古代史概論』ハーバード・燕京・同志社東方文化講座委員會、一九五五年、松本光雄「中國古代の邑と民・人との關係」山梨大學學藝學部研究報告三號、一九五二年、同氏「中國古代社會における分邑と宗と賦について」山梨大學學藝學部研究報告四號、一九五三年、增淵龍夫「先秦時代の封建と郡縣」『中國古代の社會と國家』弘文堂、一九六〇年、同氏「春秋戰國時代の社會と國家」『岩波講座・世界歴史』第四卷、一九七〇年、西嶋定生『中國古代帝國の形成と構造』東京大學出版會、一九六一年、小倉芳彥「補論・國家と民族」講座『現代中國』Ⅱ、大修館書店、一九六九年、等を參照。

5　伊藤道治・大島利一・貝塚茂樹・小南一郎・近藤喬一・內藤戊申・永田英正・林巳奈夫・樋口隆康・松丸道雄「西周金文の辨僞をめぐって」『甲骨學』第十一號、日本甲骨學會、一九七六年、松丸道雄「西周青銅器製作の背景―周金文研究・序章―」東洋文化研究所紀要第七十二冊、一九七七年、又、本書所收。

6　近年出土した䣄尊銘に、成周を〃中國〃と呼んでいるのは注目される。唐蘭「䣄尊銘文解釋」文物一九七六年第一期。

7　白川靜「周王朝の創業」『金文の世界―殷周社會史―』東洋文庫一八四、平凡社、一九七一年、同氏「文武の創業と王權」『金文通釋』第四六輯、一九七七年、赤塚忠「西周金文の展開」『定本・書道全集』一、河出書房、一九五六年、一五六頁。

8　郭沫若「天の思想―先秦思想の天道觀―」『岩波講座・東洋思潮』第七卷、一九三五年、等を參照。

9　王國維「洛誥解」『觀堂集林』卷一、一九二一年成、所收。

10　陝西周原考古隊「陝西扶風庄白一號西周青銅器窖藏發掘簡報」文物一九七八年第三期、唐蘭「略論西周微史家族窖藏銅器群的重要意義―陝西扶風新出墻盤銘文解釋―」文物一九七八年第三期、裘錫圭「史墻盤銘解釋」文物一九七八年第三期、李學勤「論史墻盤及其意義」考古學報一九七八年第二期、徐中舒「西周墻盤銘文箋釋」考古學報一九七八年第二期、にその發掘報告、銘文考釋が見えている。

一　「天命の膺受」者と「四方の匍有」者（天子と王）について

最初に、周王朝の君主權の性格、その權力・權威の來源を知るために、周王室は、何を以て周王朝が成立したと考えたのか、その事を西周金文に見てみたい。なぜなら、この王朝成立の根據として置かれたものが、後繼者に踏襲されて、それが中國の全體的統轄者である周王朝の君主の、君主としての地位の源を示していたと思えるからである。

この、周王朝の創建について、一九六三年、寶鷄に出土し、銹の爲に後に銘文が發見された、西周前期、唐蘭氏が成王時代の作とする䣄尊銘に[1]

……王誥二宗小子于京室一曰、昔在二爾考公氏一克逨二玟王一、肆玟王受二茲大令一、唯珷王既克二大邑商一、則廷告二于天一曰、余其宅二茲中國一、自レ之乂レ民、……

とあり、又、同じく西周前期、郭沫若氏が兩周攷釋において「本鼎乃康王時器、下小盂鼎言二『用レ牲啻二周王・□王・成王一』、其時代自明」として、[2]康王時代の作とする、道光の初め、眉縣に出土した大盂鼎銘（兩周錄一八オ）に

隹九月、王在二宗周一、令レ盂、王若曰、盂、丕顯玟王、受二天有大令一、在二珷王一、嗣二玟作邦一、闢二厥匿一、匍二有四方一、畯正二厥民一、……

とある。前者では、〔成〕王が「作器者」䣄の父の、先王に對する功勞を䣄に誥げた所、後者では、〔康〕王が「作器者」盂に對して册命した文の冒頭に、それぞれ文王・武王による周王朝の創建が述べられている。ところで、この兩器銘に載す王の誥文や命書は、陳夢家も述べているように、[3]基本的には、この銘文起草者が、現に臣下の䣄や盂に對して出された王の誥文や命書を元に、そのままではないけれども、これを祖本にして作銘したものと思われる。この銘文作成について、最近松丸道雄氏は、青銅器の作器・作銘主體の問題を取り舉げ、これらの製作者を支配層內部の王室側と諸侯側との二つに大きく分け、更にそれを幾つかの場合に分類して例證している。この䣄尊の銘文について言えば、氏は、十二行に及ぶ銘文中、作器事情については、末尾二行に僅かに「䣄錫二貝卅朋一、用作二□公寶尊彝一」と簡單に記すのみで、それ以前の長文は王の誥文であり、しかも作器者䣄の父の周室に對する功勞を「作器者」䣄に力說した文章であり、「䣄……用作……」を除いて考えれば、この銘文內容は王室側の起草になるものと考えるのが自然であろうと、氏の論考の中で、最初に問題提起している。[4]つまり、銘文中に「（誰々）……用作……」とあっても、それは必ずしも、所謂「作器者」側で作器・作銘したものではないという事である。今ここでは、銘文中に載せられた、實錄的意味をもつ王の誥文や命書を直接問題にしようとするものであるが、[5]以下、特にこれらを載す銘文の起草者が問題になる場合、この點を注記したい。

さて、この誥文や命書中に述べる文王と武王による周王朝の創建について、この䣄尊銘所載の王の誥文には、文王の功績として「茲の大令（命）を受く」とあり、武王の功績として「大邑商に克つ」とある。又、大盂鼎銘所載の王の命書には、文王の功績として「天有の大令（命）を受く」とあり、武王の功績として「厥の匿（かくれたる）を闢きて、四方を匍有す」とある。この「闢二厥匿一」の意味について、斷代に「廣雅釋詁三〃慝、惡也〃。〃辟二厥匿一〃卽刑二除紂及其惡臣一」とし、文錄・積微居等も伐紂の事と解しているが、[6]卽ちそれは、䣄尊銘の誥文に言う「克二大邑商一」に當たっていると思われ、更に大盂鼎の命書では、その結果「匍二有四方一」と述べている。この武王の「匍二有四方一」とは、後述する史墻盤銘の、文王の「匍二有上下一」と對文になる表現であるが、この「匍二有四方一」の意味について、王國維は「書金縢、乃命二于帝庭一、敷二佑四方一」と注し、「周書」金縢の「敷二佑四方一」を、この命書の「匍二有四方一」に當てて考えている。[7]又、氏は「與友人論詩書中成語書二」の中で、「如下書金縢云レ敷二佑四方一、傳云下布二其德敎一以佑中助四方上、案盂鼎云レ匍二有四方一、知下佑爲二有之假借一、非中佑助之謂上矣」と述べている。[8]ここで王氏は「敷」、「匍」については述べていないが、この金縢の「敷二佑四方一」について、王引之は「敷者偏也」とし、[9]兪樾も「敷之言偏也、詩賚篇曰二敷時繹思一、鄭箋曰二敷、偏也一、字通作レ普、亦通作レ溥、詩般篇曰二敷天之下一、北山篇曰二溥天之下一、孟子萬章篇曰二

普天之下一、是敷・溥・普、文異義同、佑乃俗字、當ニ作レ右而讀レ爲レ有、儀禮有司徹篇右几、鄭注曰ニ古文右作レ侑、右侑通用、故右有亦得ニ通用一」として、「敷佑」を「普有」とし、「普ニ有四方一、爲ニ天下主一」と解している[10]。又、楊筠如も、王氏と同じく、この大盂鼎銘を擧げて「敷佑、卽匍有也、盂鼎匍ニ有四方一」とし、意味については、兪氏と同樣に『詩』殷篇・北山篇を擧げ、「敷」・「溥」を通字として「古溥與レ匍爲ニ一字一也」とし、やはり「匍有」を「普有」の義に解している[11]。一方、積微居は、この「匍ニ有四方一」の「匍有」を、「匍當ニ讀爲レ撫」とし、『左傳』襄公十三年の「赫赫楚國而君ニ臨之一、撫ニ有蠻夷一、奄ニ征南海一、以屬ニ諸夏一」等を例に擧げて、この「撫有」に當てて考えている[12]。

いずれにしても、西周前期、珂尊・大盂鼎銘所載の王の誥文や命書には、周王朝の創建について文王と武王を擧げ、そして、文王の功績として「玆の大令（命）を受く」・「天有の大令（命）を受く」と、卽ち、神祕的な天命を受けた事が述べられており[13]、一方、武王の功績として「大邑商に克つ」、又は、その結果として「四方を匍有す」と（「匍有」の義が「普有」・「撫有」のいずれであっても）、卽ち、「四方」に對する現實の支配權を確立した事が述べられている。これらからして、周王朝の創建は、文王と武王、卽ち「受命」と「四方の匍有」（克大邑商）との二つを以て成立したとするのが、成・康時代の周王室のとった公式の考え方ではなかったかと思える。そして、この周王朝成立の根據とした「受命」と「四方の匍有」とは、換言すれば、神祕的な天命を受けたという事と、これに對し、現實の權力によって「四方」に對する支配權を確立したという事（それは武王による克殷によってなされたが）の、二つの事を意味していると思われ[14]、この二つを合せて、周王朝が成立したと考えていたものと思われるのである。

次に、西周後期の金文に、この周王朝の創建を述べたものを見てみたい。後期の金文にも、前期の大盂鼎銘と同樣に、銘文所載の王の命書の冒頭に周王朝の創建を述べる、師克盨・詢段・師詢段・乖伯段・毛公鼎銘の一連の冊命形式金文がある。

先ず、郭氏が他の克器との關係から厲王時代の作とし、現在ほぼ同銘のものが二器見つかっている師克盨銘には[15]、銘文の最初から、「作器者」師克に對する王の命書を載しているが、その冒頭に

王若曰、師克、丕顯文武、膺ニ受大令一、匍ニ有四方一、則隹乃先祖考、有レ勞ニ于周邦一、干ニ害王身一、作ニ爪牙一、……

とあり、ここに王が周王朝の創建を述べて、「丕顯なる文武、大令（命）を膺受し、四方を匍有す」とある。先に見たように、西周前期の珂尊・大盂鼎銘所載の王の誥文や命書には、周王朝の創建について、文王の「受命」と、武王の「四方の匍有」（克大邑商）とが、それぞれ二つに分けて述べられていた。しかし、この後期の命書に至ると、文王と武王とが一つに合わされ、連稱されて「丕顯なる文武」となっている。そして、先に見た文王の功績である「受命」と、武王の功績である「四方の匍有」もそのまま一つに合わされ、連稱されて「大令（命）を膺受し、四方を匍有す」となっており、用語もほとんど同じである。よって、この王の命書にある周王朝の創建を述べた「丕顯文武、膺ニ受大令一、匍ニ有四方一」の內容も、元來、前期に言う文王の「受命」と、武王の「四方の匍有」とを一つにまとめたものにすぎないのであるから、ここも「膺ニ受大令一」と「匍ニ有四方一」との二つの事に分けて理解すべきものであろう。又それは、先と同じく、神祕的な「天命の膺受」と現實的な「四方の匍有」との二つの行爲を意味していたと思える。

この他、郭氏が宣王時代の作とする師詢段（兩周錄一三二オ）・詢段・乖伯段[16]（兩周錄一三七ウ〜又一三七オ）銘も、この師克盨銘所載の王の命書と似た形式、卽ち、冒頭に周王朝の創建を述べ、次に「作器者」の先祖が先王（周邦）に克く勤めた事を擧げ、そして「作器者」に對する職事の冊命、賜與に及ぶところの命書を載している。そこで、これらの王の命書の冒頭にある、周王朝の創建を述べた部分を、前期の場合と用語が共通しているこの師克盨銘所載の命書を基準として比較すると、左の通りである。

器名	冊命作器者	周王朝の創建について	先祖と先王との關係
師克盨	王若曰 師克	丕顯文武 膺受大令 匍有四方	則隹乃先祖考、…
師詢段	王若曰 師詢	丕顯文武 孚受天令 亦則殷民	乃聖祖考、…
詢段	王若曰 詢	丕顯文武 受令	則乃祖、…
乖伯段	王若曰 乖伯	朕丕顯祖玟珷 膺受大命	乃祖、…

先ず、師詢段銘は宋代の摹本しか殘ってなく[17]、釋文は兩周攷釋に從ったが、この王の命書にも周王朝の創建について、やはり文・武と連稱して「孚ニ受天令一、亦ニ則殷民一」とある。この「亦則殷民」の意味について、郭氏は「亦字讀レ爲奕、大也、則字蓋讀レ爲レ惻」「亦惻ニ殷民一者、猶レ言ニ視レ民如レ傷」とし、白川靜氏は「亦は亦喪の奕。則は鼎に銘刻する象で典刑の義があり、奕則は奕刑に同じ」「殷に敗德あり、天はこれに奕喪を降し、文武に大命を與えたことをいう」と解している[18]。ここの「奕則」は「奕刑」の意味として、「孚ニ受天令一、亦ニ則殷民一」を右表に從って見てみると、「孚ニ受天令一」が「天命の膺受」に、この「亦ニ則殷民一」が「四方の匍有」（克大邑商）にそれぞれ當たっている。そこで、この「孚ニ受天令一、亦ニ則殷民一」の「亦ニ則殷民一」とは、神祕的な「天命の膺受」に對し、現實的な「四方の匍有」卽ち克殷の事實を指しているのではないかと思われる。次に、一九五九年藍田に出土した詢段銘[19]と、王國維が「此敦末レ知ニ出土之地一而形制文字、與ニ中原禮器一無レ異」と言う乖伯段銘所載の王の命書には[20]、右表のように、周王朝の創建について、やはり文・武と連稱はしているけれど、ここには「受レ令」、「膺ニ受大命一」とあって、「天命の膺受」の事のみを擧げ、これと對置されるべき、もう一方の「四方の匍有」に當たる部分がなく、すぐに先祖考の事に及んでいる。そこで、今まで見て來た王の誥文や命書において、又、右表の類似形式の命書の比較からしても、周王朝の創建が神祕的な「天命の膺受」（元來、文王の功績に比定された）と現實的な「四方の匍有」（克ニ大邑商一、亦ニ則殷民一）（元來、武王の功績に比定された）との二つを以て說かれて來た事からすると、この兩器の「四方の匍有」に當たる部分は缺落したものではないかと考えるのが自然ではないかと思える。つまり、元の王の命書にはあったのであるが、この命書を元に、今我々の見る事の出來る銘文になるまでの手續き、工程の中で、奪去されたものではないかと思われるのである。その點から、青銅器鑄造工程の研究も必要であるが、この銘文の節錄については、先の松丸氏の說く作器・作銘主體の問題が關係して來るのではないかと思われる。この兩器の場合、詢段は、前の師詢段と先に述べた意味での「作器者」が同一人とされるものであるが[21]、銘文起草者の點から見ると、師詢段・詢段銘とも、銘文の最後の二行に、それぞれ「隹元年二月既望庚寅、王格ニ于大室一、焚內右レ詢」（隹れ元年二月既望庚寅、王、大室に格り、焚內りて詢を右く）、「唯王十又七祀、王在ニ射日宮一、旦、王格、益公入右レ詢」（唯れ王の十又七祀、王、射日宮に在り、旦、王格り、益公入りて詢を右く）とあって、普通の冊命形式金文では冊命の前に來る廷禮を、共に銘末に記しており、他に見られない異例の形式のものである。又、乖伯段の場合、その「作器者」乖伯は邦君諸侯と思われ[22]、しかも銘末に「用作ニ朕皇考武乖幾王障段一」（用て朕が皇考の武乖幾王の障段を作る）と、乖伯の父に對し王號を稱するもので、王國維が「古諸侯稱王說」の中で、同じく邦君諸侯と思われる「作器者」彔伯の彔伯㦰段の銘末に、「用作ニ朕皇考釐王寶障段一」（用て朕が皇考の釐王の寶障段を作る）とあるの等と共に、諸侯の稱王の例として擧げる器である[23]。

この兩器の場合、その作銘主體卽ち銘文起草者が、銘文形式の異例さや、王號を稱する特徵などからして、松丸氏の言う諸侯側であったとすると、銘文起草者の主眼は、自家の强調、周室との關係に重點が置かれ、この王の命書中の王室に關する部分は、何かの理由で銘文の節錄が行なわれる場合に、奪去され易かったのではないかと思われる。[24] これらの銘文の節錄は、いろいろの角度から研究されねばならない問題であるが、いずれにしても、この訇𣪘・〓伯𣪘銘所載の王の命書冒頭にある周王朝の創建を述べた部分だけから判斷すれば、周王朝の創建は、文王と武王の神祕的な「天命の膺受」だけになってしまい、全體の構圖にある、武王の功績に比定された、もう一方の現實的な「四方の匍有」（克大邑商）を見落してしまうことになる。このような事からも、銘文解釋には祖本の設定が必要であろう。

次に、道光末年、陝西岐山縣に出土したと言われ、[25] 西周彝器中、最も長文の銘をもつ事で有名な、郭氏が宣王時代の作とする毛公鼎（兩周錄一三一オ～又一三一オ）にも、師克盨・師訇𣪘・訇𣪘銘の場合と同じく、銘文の最初から「作器者」毛公に對する王の命書を載しているが、その冒頭に

王若曰、父厝、丕顯文武、（皇天弘猒㆓厥德㆒、配㆓我有周㆒）、膺㆓受大命㆒、率㆓褱不廷方㆒、（亡㆑不㆑閈㆓于文武耿光㆒）、

……

とあり、やはり周王朝の創建が述べられている。長文であるが、これを先の師克盨銘所載の命書冒頭にある「王若曰、師克、丕顯文武、膺㆓受大令㆒、匍㆓有四方㆒」を、周王朝の創建を述べる後期命書の基準として比較してみると、この毛公鼎銘の「皇天弘猒㆓厥德㆒、配㆓我有周㆒」（皇天、弘く厥の德に猒き、我が有周を配すれば）、「亡㆑不㆑閈㆓于文武耿光㆒」（文武の耿光に閈（ただ）されざるなし）をカッコに入れた、卽ち「王若曰、父厝、丕顯文武、膺㆓受大命㆒、率㆓褱不廷方㆒」が、師克盨銘の「王若曰、師克、丕顯文武、膺㆓受大令㆒、匍㆓有四方㆒」と等置されよう。白川氏は、「率㆓褱不廷方㆒」の主語を「我有周」としているが、[26] 今まで見て來たように、前期、後期を通じた「丕顯文武、膺㆓受大令㆒、匍㆓有四方㆒」の形式からして、この「皇天……配㆓我有周㆒」までは、下文の修飾語としてカッコに入れて考えた方がよかろう。そこで、この兩者を比べてみると、「天命の膺受」に當たる部分は、師克盨 毛公鼎銘共に用語同じである。しかし、「四方の匍有」に當たる部分は、毛公鼎銘所載の命書には「率㆓褱不廷方㆒」（不廷方を率褱す）とある。この「率㆓褱不廷方㆒」の意味について、徐同伯は「率」は「率循」、「褱」は「褱柔」で、「不廷方」は「詩梁山、榦㆓不庭方㆒、傳、庭、直也、常武、徐方來庭、傳、來㆓王庭㆒也、此當㆑兼㆓二訓㆒」としているが、[27] 王國維は「案毛公鼎銘云、率㆓懷不廷方㆒、左隱十年傳、以㆓王命㆒討㆓不庭㆒、則不庭方謂㆓不朝之國㆒、非㆓不直之謂㆒也」として、「不廷方」を「不朝の國」と解している。[28]

つまり、この「率㆓褱不廷方㆒」とは、『詩』大雅常武の「四方既平、徐方來庭」のように、「四方」が王命に服し、王庭に來朝せざるものはなしの意味で、先の大盂鼎銘所載の王の命書にある「厥の慝（かくれたる）を闢きて、四方を匍有す」と同じで、克殷による現實の「四方」に對する支配權の確立を言うものであり、やはり現實的な「四方の匍有」（克大邑商）と同義である。このように、この王の命書にも、周王朝の創建について、神祕的な「天命の膺受」と、現實的な「不廷方の率褱」卽ち「四方の匍有」との二つが、やはりその根據として擧げられているのである。なお、カッコに入れた部分についても、例えば「皇天……配㆓我有周㆒」については、文・武という特定の「人間」の受命の外に、「周邦」と受命の關係を示すもので、重要であるが、後述したい。[29]

以上まとめてみると、周王朝成立の根據として、西周前期、成・康時代の王の誥文や命書には、文王の「受命」（冋尊・大盂鼎）と、武王の「克大邑商」（冋尊）又はその結果である「四方の匍有」（大盂鼎）との二つが、それぞれ分けて擧げられていた。しかし、後期になると、文王と武王とが一つに連稱され、兩者の功績も一つに合わさって、「丕顯文武、膺㆓受大令㆒、匍㆓有四方㆒」（師克盨）となり、又「四方の匍有」（克大邑商）に當たる部分は、「亦㆓則殷民㆒」（師訇𣪘）「率㆓褱不廷方㆒」（毛公鼎）とも表現された。そして、又一方、この「四方の匍有」に當たる部分は缺落することもあった。このように、少くとも文・武を繼いだ成・康時代以後、周王朝の創建は、文王と武王、卽ち「天命の膺受」と「四方の匍有」との二つを以て成立したと考えられており、又、この二つを換言すれば、神祕的な天命を受けたという事と、現實の權力によって「四方」に對する支配權を確立したという事の、二つの事を意味していたと思える。[30]

そこで、このように、周王朝が「天命の膺受」と「四方の匍有」との二つを以て成立したと考えたならば、文・武の後繼者、卽ち周王朝の君主は、この「天命の膺受」者としての立場と、「四方の匍有」者としての立場と、二つの立場を受け繼いだと思われる。周王朝の君主權は、元來、文・武の功績にそれぞれ比定された、この「天命の膺受」者と「四方の匍有」者との二つの立場を、その基本的な構成要素としていたであろう。よって、この「天命の膺受」者と「四方の匍有」者についてそれぞれ考察し、合せて總合的に周王朝の君主權のもつ性格を論及すべき問題であるが、本稿では、この内「天命の膺受」者について考え、もう一方の「四方の匍有」者については他の機會に讓りたい。

ところで、周王朝の君主のもつ、この「天命の膺受」者と「四方の匍有」者という二つの立場は、當然、彼に對する呼稱にもその事が反映されたものと思われる。周王朝の君主に對する呼稱には、金文や、「周書」に「天子」號と「王」號の二つが見えている。今假りに、郭氏の兩周錄に見てみると、「王」號は武王時代の作とする大豐𣪘（兩周錄一オ）銘に既に見え、[31]「天子」號は康王時代の作とする周公𣪘銘（兩周錄二〇オ）より見えている。そこで、この周王朝の君主が「天命の膺受」者と「四方の匍有」者という二つの立場をもっていた事と、彼に對する呼稱に「天子」と「王」とのやはり二つあったのとを結びつけて考えてみると、もし一般に言う天命を受けた者、卽ち「天命の膺受」者が「天子」であるならば、現實的な「四方の匍有」者は「王」であると考えたいところである。「天命の膺受」者の性格については後述するが、この「四方の匍有」者に當たると思える「王」號については、先に見た大盂鼎・師克盨・師訇𣪘・訇𣪘・〓伯𣪘銘所載の王の命書の冒頭に「王若く曰く、盂よ」、「王若く曰く、師克よ」、「王若く曰く、師訇よ」等と「王若曰」とあったように、金文や「周書」に習見する周王朝の君主が臣下に册命した公的な命書の冒頭には、「王若曰、（誰々よ）」（銘文所載の命書の冒頭に「王若曰」とあるものには、大盂鼎、趞鼎・兩周錄二九ウ、彔伯𢦚𣪘、牧𣪘・兩周錄五九オ～五九ウ、蔡𣪘・兩周錄八七ウ、揚𣪘・兩周錄一〇二オ～一〇二オ、大克鼎・兩周錄一一〇オ～一一一オ、師克盨、毛公鼎、師訇𣪘、訇𣪘、師寰𣪘・兩周錄一三五ウ～一三七オ、〓伯𣪘、師㝨𣪘・兩周錄一三七ウ～一三八オ、等があり、又「周書」には大誥「王若曰、猷、大誥㆓爾多邦越㆓爾御事㆒」、康誥「王若曰、孟侯、朕其弟小子封」、酒誥「王若曰、公、明㆓保予保沖子㆒」、多方「周公曰、王若曰、猷、告㆓爾四國多方惟㆓爾殷侯尹氏㆒」、文侯之命「王若曰、父義和」等がある）とか、「王曰、（誰々よ）」（銘文所載の命書の冒頭に「王曰」とあるものには、頌鼎・兩周錄四五オ～四六オ、豆閉𣪘・兩周錄六〇ウ、𨛭𣪘・兩周錄一四八オ～一五〇オ、等がある）とあって、[32] 常に「王」と稱し、決して「天子」とは稱していないのは、この「王」號の權力的性格をよく示しているであろう。つまり、周王朝の君主が、臣下に對する公的な册命において、常に「王」として臨んだ事は　殷を破り現實に「四方」に對する支配權を確立して、君臣關係を樹立した「四方の匍有」者と、この「王」號との等置關係を示しているのではないかと思える。卽ち、神祕的な「天命の膺受」者に對し、「四方」の現實の權力關係を、その力によって全體的に秩序立てる「四方の匍有」者は、その現實の力關係を公的に確認する册命書の冒頭で、西周前期・後期を通じて、常に臣下に對し、「王」として臨んだのである。[33] この事は、後述するように、「天子」に當たると思える神祕的な「天命の膺受」者の性格が、「上下」の司祭者であり、「萬邦」の膺受者であった事と比べ

四〇五～四〇六

四〇七～四〇八

てみると、よりハッキリすると思える。この「王」號に何々「王」と名號がつくのは、この「四方の匍有」者に當たると思える「王」が、その「四方」の全體的統轄者として、「四方」を秩序立てる者として、現實の力を問われるものであったからであり、そこに個人差があったからであろう。又、この周王朝の君主が、「天命の膺受」者と「四方の匍有」者という二つの地位を受け繼いだ事と、この「天子」號と「王」號との關係については、「周書」立政の冒頭に周公が成王に對し、「周公若曰、拜手稽首、告嗣天子王」（周公若く曰く、拜手稽首して、嗣天子王に告ぐ）とあり、成王が「嗣天子王」と呼ばれている事は注目される。この「嗣天子王」について、僞孔傳は「言嗣天子、今已爲王矣、不可不愼」とし、孔氏疏は成王親政時として「成王嗣世而立、故呼成王爲嗣天子、……此時既已歸政於成王、故言今已爲王矣、不可不愼也」とし、「嗣天子よ、今や王と爲られた」という意に解しているが、于省吾や楊筠如は「嗣天子王」を四字連文として讀み、又、赤塚忠氏も、僞孔傳に讀むような表現の例を他に見ないとして、「天子」と「王」とを同格の言葉として解している。[34] やはり、この「嗣天子王」の解釋は、赤塚氏等が述べているように、そのまま「天子」と「王」と二つの地位を嗣いだ者の意に讀むのが自然であろう。「嗣天子」という言葉は立政以外に見られないが、「嗣王」・「後嗣王」という言葉は、酒誥・多士・無逸にも見えている。つまり、「嗣天子王に告ぐ」とは、文・武の後繼者成王に對し、「天子」の位と「王」の位と、二つの地位を受け繼いだ者に告ぐと言っているのだと思われ、文・武の後繼者、卽ち周王朝の君主が「天命の膺受」者と「四方の匍有」者という二つの地位を受け繼いだのと、一致して考える事が出來るのではないかと思われる。この事は、成・康時代に、周王室が周王朝成立の條件として、文王の「天命の膺受」と武王の「四方の匍有」とを考えたとすると、最初に兩者を受け繼いだのは、文・武を繼いだ成王という事になるであろうが、[35] その意味からしても、まさに彼はここの表現どおり「嗣天子王」であったと思える

のである。本稿は、もともと、「天子」號と「王」號とを直接問題にするものではなかったが、以上のように、周王朝の君主に「天命の膺受」者と「四方の匍有」者という基本的な二つの立場が、周王朝成立の條件から導き出された時、この二つの立場と、周王朝の君主のもつ「天子」と「王」という二つの君主號とが自然に結びついたものである。「天子」號と「王」號の問題は、更にその用例の分析を必要とするし、又、金文の場合、それは銘文起草者が王室側か諸侯側かという問題と深くかかわり合ってくると思えるが、「天子」號と「王」號とを周王朝の君主權の全體の構造から見た場合、後述する「天命の膺受」者の性格と考え合わせ、以上のように考えられるのではないかと思われるのである。この點留意しておきたい。

なお、ここで「天命」という言葉を一般に使用したが、周初の金文には、例えば先の大盂鼎銘に「……令盂、……受天有大令、……殷墜令、……若玟王令二三正、今余隹令汝盂、勿廢朕令、……」とあるように、卜文以來の「令」字はあっても、まだ「命」字は表れず、「命」字が表れるのは、今假りに郭氏の兩周錄に見てみると、穆王時代に比定された趞鼎（兩周錄二九ウ）の「……內史卽命、王若曰、趞、命汝……」が最初である。やがて「天令」は「天命」、「王令」は「王命」とも書き表されるようになるが、これからして、一般に言う「天命」とは、元來「天令」であったと思える。「命」字の出現はそれ自體問題と思えるが、語源から見た場合、藤堂明保氏は「令」字について、基本義は「澄んできれいな」意であるとし、人を集めて屈伏させることを表わした會意文字で、令には神と首長よりのものがあるが、歷史的には「神の令」の方が先であろうとしている。又、「命」字については、基本義は「かすかで見えない、わからぬものをわからせる」意であるとし、「令と口」からなる會意文字で、相手の知らない何事かを、口でもってわからせることだと述べている。參考として、「命」と「令」とについて注意しておきたい。[36]

以上、周王朝の創建は〝文王の天命の膺受〟と〝武王の四方の匍有〟との二つで說かれていた。そして、その二者は各々「天子」號と「王」號とに當たるものであったろう。そこで以下に、そのことを背景とした上で、「天命の膺受」者の性格について考えてみたい。

1 唐蘭「䊸𣪘銘文解釋」文物一九七六年第一期。
2 郭沫若『兩周金文辭大系攷釋』三四ウ。
3 西周の册命制度については、陳夢家「西周的策命制度」「西周銅器斷代」㈢、考古學報第一一册、一九五六年、所收を參照した。
4 松丸道雄「西周青銅器製作の背景」東洋文化研究所紀要第七十二册、一九七七年、五―七頁。又、本書一五―七頁。
5 『周禮』春官內史に「內史掌書王命、遂貳之」とあり、受命者に與えた命書の外、その副本を王府に藏したとあるのは、册命形式金文の作銘主體が王側か諸侯側かを考える場合、注意してよかろう。
6 陳夢家「西周銅器斷代」㈢、考古學報第一一册、一九五六年、九六頁。吳闓生『吉金文錄』一・五。楊樹達『積微居金文說』卷二、六〇頁。又、『左傳』僖公二十八年にも、周王は晉の文公に侯伯の命を與え、「日謂叔父、敬服王命、以綏四國、糾逖王慝」とある。
7 王國維「盂鼎銘考釋」『觀堂吉金文考釋』、一九一六年跋、所收。
8 王國維「與友人論詩書中成語書二」『觀堂集林』卷二、一九二一年成、所收。
9 王引之『經義述聞』。
10 兪樾『群經平議』。

11 楊筠如『尙書覈詁』。
12 楊樹達前掲書、六二頁。
13 文王の受命について、「周書」には、大誥に「肆予曷敢不越卬敉寧王大命」（肆に予曷ぞ敢て卬に越て寧王の大命を敉えざらんや）とあり、この「寧王」の寧は、「文」の字「𠁁」の誤寫とされるもので（吳大澂『字說』文字說二九オ・ウ）、文王の受命を強調したものと思われ、康誥に「天乃大命文王、殪戎殷、誕受厥命」（天乃ち文王に大命し、戎殷を殪して、誕いに厥の命を受けしむ）とか、君奭に「天不庸釋于文王受命」（天庸って文王の受命を釋てず）、「文王……惟時受有殷命」（文王……惟れ時れ有殷の命を受く）とあって、文王の殷にかわる受命が成・康時代には主張されていたと思われる。
14 この二つは、「天」（神）對「人」の關係と、「人」對「人」の關係で取らえられるかもしれない。
15 郭沫若「師克盨銘考釋」文物一九六二年第六期。なお、同氏によると、師克盨は、陝西省博物館藏の師克盨蓋と、故宮博物院藏の師克盨蓋・器が有り、故宮藏の蓋・器銘には「則」字の下に「繇」字が入っている。
16 郭沫若「弭叔盨及訇𣪘考釋」文物一九六〇年第三期。
17 薛尙功『歷代鐘鼎彝器款識法帖』卷一四、一四オ―一五ウ。
18 郭氏『兩周金文辭大系攷釋』一三九ウ。白川靜氏『金文通釋』第三一輯、一九七〇年、九一二頁。
19 注16に同じ。
20 王國維『觀堂別集』卷二、羌伯敦跋。
21 注16に同じ。
22 白川氏前掲書、二八九頁。なお、乖伯𣪘銘の文・武には、「朕丕顯祖玟珷」と、「朕」・「祖」の字がついている。これは、下文に「乃祖克桒先王、異自他邦」（乃の祖、克く先王を桒け、翼けるに他邦よりす）ともあるように、周王は「他邦」の邦君乖伯に對し、周王朝を開いた文・武が自分の祖である事を特に强調したものではないかと思える。

23　王國維「古諸侯稱王說」『觀堂別集』卷一、所收。

24　又、王氏が諸侯稱王の例として擧げる彔伯戓𣪘銘（兩周錄三五オ）の場合も、そこに載す王の命書には、「王若曰、彔伯戓、繇自乃祖考、有勞于周邦、佑闢四方、……」（王若く曰く、彔伯戓よ、繇乃の祖考より、周邦に勞ありて、四方を佑闢し、……）とあり、ここに擧げる王の命書と同じ形式をもっている。もし想像を許されれば、この銘文の「王若曰、彔伯戓」と、「繇自乃祖考」との間に、元の王の命書には「丕顯文武、膺受大令、匍有四方」に相當する部分が有ったのが、㲋伯𣪘と同じように、この場合はすべて節錄されたとも考えられるのではないかと思える。なお、訇𣪘の「受令」の場合も、師克盨・㲋伯𣪘のように、元「膺受大令」とあったのが、「膺」字と「大」字を節錄して、「受令」になったとも考えられよう。

25　譚旦冏「毛公鼎之經歷」董作賓『毛公鼎』臺北、大陸雜誌社、一九五二年、所收。

26　白川氏前揭書第三〇輯、一九七〇年、六四九頁。

27　徐同伯『從古堂款識學』卷一六、毛公鼎の條。

28　王國維「與友人論詩書中成語書二」『觀堂集林』卷二、所收。

29　なお、「亡不閈于文武耿光」の方は、文・武と「四方の匍有」との關係を示しているが、郭氏が昭王期の作とする宗周鐘（兩周錄二五オ）にも、（昭）王の南征について、「王肇遹省文武勤疆土」とあり、「文武の勤めし疆土」と言っているように、文・武と「四方」とは關係して說かれていた。この事は、春秋時代に入っても、齊の桓公や越王勾踐などの春秋の霸者が、諸侯を集める權威化として、周王室から「文武の胙」を賜與されていたらしい事や、『國語』吳語に、周の諸侯を「文武の諸侯」と呼んでいる事など、やはり、「四方」政治において、文・武と「四方」とは密接な關係をもっていた事が分かる。おそらくその理由は、漢の高祖の場合と同じであるが、文・武という「人間」が、自分の力で王朝を開いた始祖とされ、その後の生まれながらの後繼者とは、自ら別であったと思える。この文・武と「四方の匍有」との關係については、稿を改めて論じたい。

30　本稿で問題にしている、周王室が周王朝の成立をどう考えたかという事は、靑銅器の製作時代からして、文・武死後の成・康時代以降の事になる。武王時代にどう考えたかという事は、武王時代の作器が極めて少なく、その例と思われる、一九七六年、陝西臨潼に出土した利簋銘には（唐蘭「西周時代最早的一件銅器利簋銘文解釋」文物一九七七年第八期）、その冒頭に「珷征商」とあるが、これは銘文の地の文であって、特に王朝の創建を說いたものではない。ただ「逸周書」克殷によると、克殷後、武王が殷社で天命を受ける儀式を行なっており、この記事を信ずるとすれば、金文や「周書」（注13參照）にある、成・康時代の文王の受命の主張との間に變化があった事になろう。その理由としては、王朝を開いた文・武の死後、三監の反亂など、その混亂の中から王朝成立の考え方が正式に決められた時、武王の力による克殷は、力による克周を正當化する危險があり、よって、文王の德の强調とともに、文王の受命が强調されるようになったのではないかと思われる。

31　前註の利簋銘にも「王」號が見えている。

32　册命形式については、陳夢家「西周的策命制度」「西周銅器斷代」㈢、考古學報第一一册、一九五六年、所收を參照した。

33　この王位と「四方」との關係は、郭氏が成王時代の作とする班𣪘銘（兩周錄九オ）に「王令毛伯、更虢城公服、甹王位、作四方亟」（王、毛伯に令して虢城公の服を更ぎ、王位を甹けて、四方の亟となり）とあって、王位と「四方」との關係が述べられている。又、郭氏が厲王時代の作とする番生𣪘銘（兩周錄一三〇オ）に「番生不敢弗帥井皇祖考不㔻元德、用離醞大令、甹王位」（番生、敢て皇祖考の丕㔻なる元德に帥型せずんばあらず、用て大令に離醞み、王位を甹け）とあり、臣番生が周王朝の君主を輔佐して、「離醞大令」が「天命の膺受」者に對し、「甹王位」が「四方の匍有」者に對し、それぞれ述べたものと思われる。

34　于省吾『香草校書』卷八。楊筠如『尙書覈詁』。赤塚忠『書經・易經（抄）』平凡社、一九七二年、二九二頁注㈡。

35　成王の立場については、第三章注4參照。

36　藤堂明保『漢字語源辭典』學燈社、一九六五年。「令」字、四七五―四七六頁。「命」字、五二〇―五二二頁。この「命」と「令」について、『史記』卷六秦始皇本紀に、天下統一の後、「命爲制、令爲詔」という有名な記事があるが、これと何か關係があるのか興味がある。又、「天下に號令す」と言っても、「天下に號命す」とは言わないが、金文においても「王命」は元來「王令」であるところからすると、この周王朝の地方分權體制、卽ち周王朝の統治が直接に及ばない邦君諸侯の領域を含めた政治體制と、この「令」字とに何らかの關係があったのかも知れない。この點について、『春秋』に周王朝の君主を、天に對應して「天王」と呼んでいる事が合わせ注意される。なお「命」字は、元來口でもってわからせる意とすれば、「令」字に比べ、「人間」的要素が强いものとして、歷史的趨勢をもって出現したのかもしれない。

二　「天命の膺受」者の性格について

一九七六年、陝西省扶風縣で窖藏された百件以上の西周青銅器が出土した。[1] その中にあって、最長の銘文をもつ、西周中期、共王時代の作とされる史墻盤は、[2] 銘文の前半に周の文・武・成・康・昭・穆の六王の功績を列擧している。この盤銘は後半に、「作器者」史墻の祖考、高祖・烈祖・乙祖・亞祖祖辛・文考乙公の五代の功績を列擧しており、銘文起草者は史墻側と思えるが、この五代の祖考の功績と對照するように、銘文前半に周の六王の功績をもってきたものと思える。そこで、前章で見た文王の功績である神祕的な「天命の膺受」と、この盤銘に擧げる文王の功績とを比較して、「天命の膺受」者とは何か、考えてみたい。

この盤銘の冒頭に、文王の功績として

曰、古文王、初敎和于政、上帝降懿德・大甹、匍有上下、迨受萬邦、䋣圉武王、遹征四方、……

とある。最初の「曰く」は、裘錫圭は『尙書』堯典冒頭の「曰若稽古帝堯」と同じで、周代人が古事を敍述する時の常套手段とし、李學勤は「惟」字と同じ、徐中舒は「史墻曰く」で、主詞省略とする。[3] これらを合せ考えてみると、ここは「（史墻曰く）、曰く」であったのかもしれない。次の「古文王、初敎和于政」（古の文王、初めて政を敎和す）は、唐蘭、裘氏は、「敎和」を、「敎」は「戾」で「戾和」とし、「致和」・「定和」の義とする。[4] 又、唐氏は「周書」君奭の「唯文王尙克修和我有夏」（唯れ文王、尙に克く我が有夏を修和す）の「修和」と、この「致和」との類似を擧げている。[5] そこで、この「周書」に擧げる文王の功績と、この盤銘に擧げる文王の功績とを比較してみると、この君奭の「（周）公曰、……惟文王尙克修和我有夏」の意味は、僞孔傳は「修政化、以和我所有諸夏」とし、孔氏疏は「謂三分有二屬己之諸國也」として、文王が所謂西伯となった事に解している。更に君奭は「修和我有夏」の後、「亦惟有若虢叔、有若閎夭、有若散宜生、有若泰顚、有若南宮括」以下、文王を輔佐する臣も、よく彼を助けた事を擧げ、そして

……乃維時昭文王、迪見冒聞于上帝、惟時受有殷命、哉武王、惟茲四人、尙迪有祿、後曁武王、誕將天威、咸劉厥敵、……

とあり、「……乃ち惟れ時れ文王を昭けたれば、（文王は）迪て上帝に冒聞せられ、惟れ時れ有殷の命を受く、武王に哉りても、惟れ茲の四人、尙迪て祿有り、後に武王と、誕いに天威を將い、咸厥の敵を劉せり、……」とあって、文王治政の事が上帝に聞えた結果、文王は殷にかわって天命を受け、武王に及んで殷を倒した事を擧げている。[6] 又、同じく「周書」康誥にも、文王の功績を述べて

……王若曰、孟侯、朕其弟小子封、惟乃丕顯考文王、……用肇造我區夏越我一二邦、以修我西土、惟時怙冒聞于上帝、帝休、天乃大命文王、殪戎殷、誕受厥命、越厥邦厥民、惟時敍、乃寡兄勖、……

とあり、「……王若く曰く、孟侯よ、朕が弟小子封よ、惟乃の丕顯なる考の文王は、……用て肇めて我が區夏と我が一二邦を造り、以て我が西土を修めたり、惟れ時れ怙いに上帝に冒聞し、帝休す、天乃ち文王に大命し、戎殷を殪して、誕いに厥の命を受けしむ、越に厥の邦と厥の民と、惟れ時れ敍せしは、乃の寡兄（武王）が勖めたればなり……」とあって、文王が克く西土を治め、それらの事が上帝に聞えて上帝が休した結果、文王は殷にかわって天命を受け、そして實際には、武王が殷を倒した事が、君奭と同じように擧げられている。この康誥・君奭に述べる、盤銘と同じ文王の功績を見ると、盤銘の「古文王、初敉和于政」の「敉和」は、やはり君奭の「文王……修和我有夏」の「修和」に、そして又それは康誥の「文王……修我西土」の「修」に近いのではないかと思え、又、盤銘の「初敉和于政」の「初めて」は、康誥の「文王……肇造我區夏越我一二邦、以修我西土」の「肇めて」に當たるのではないかと思える。つまり、この盤銘に言う「古の文王、初めて政を敉和す」とは、康誥や君奭に文王の政治的功績を說いて、文王が「肇めて、我が區夏と我が一二邦を造り、以て我が西土を修む」や「克く我が有夏を修和す」という、これらの事情を指しているのではないかと思われる。次に、盤銘の「上帝、降懿德・大甹」（上帝、懿德・大甹を降す）の「大甹」は、裘氏・徐氏・李氏は、「甹」を「屏」とし、文王の有力なる輔佐の義とする。(7) 金文には「甹朕位」（班段・番生段）、「甹朕位」（毛公鼎）とあるが、先の君奭に述べる文王輔佐の臣を指しているのかもしれない。そして、盤銘の文王の功績を擧げる最後の部分に、「匍有上下、迨受萬邦」（上下を匍有し、迨わせて萬邦を受く）とある。ここは、上文の「古の文王、初めて政を敉和し、上帝、懿德・大甹を降す」の結果、文王は「匍有上下、迨受萬邦」となったのであり、それは、先の康誥や君奭に同じ文王の功績を述べて、文王が克く「我が西土」・「我が有夏」を「修」め・「修和」し、それを「上帝」が休した結果、文王は天命を受けたとするのと比較すれば、その「天命の膺受」に當たる部分である。

このように、この盤銘の文王の功績を記す中に、前章で文王の功績として見た神祕的な「天命の膺受」、卽ち「受茲大令」（㝬鐘）、「受天有大令」（大盂鼎）、「膺受大令」（師克盨など）という言葉そのものはないけれども、この「上下を匍有して、迨わせて萬邦を受く」というところが、その「天命の膺受」に相當する部分である。この兩者の違いを考えてみると、前章で見た文王の「天命の膺受」という言葉は、現實の公的な政治の場で機能した、周王の臣下に對する誥文や命書の冒頭にあって、自己の祖先である文王ないし文・武の受命を强調して、自己の權威の來源を臣下に明示したものであった。しかし、この盤銘の方は、銘文を起草した史墻側が、盤銘の後半に述べる自家の五代の先祖考の功績を列擧するのと對照して、おそらく、周の史官たる史墻家にある傳承を元に、君たる周の六王の功績を列擧したものと思われ、そこに前章で見た王の誥文や命書中のものと、盤銘所載のものでは基本的な違いがあると思える。ここはむしろ、文王の「天命の膺受」を解說した意味あいが强いのである。以上のように、周王朝成立の一條件である文王の「天命の膺受」とは、「匍有上下、迨受萬邦」と言い換えられるものであったと思われる。そこで次に、この「天命の膺受」に相當する「匍有上下、迨受萬邦」とはどのような意味か、「匍有上下」と「迨受萬邦」との二つに分けて、更に論及してみたい。なお、武王については、盤銘の「遹征四方」以下、「四方」に對する征伐の事を擧げているが、「四方の遹征」とは、前章で武王の功績として見た現實的な「四方の匍有」（克大邑商）に等置されるものであろう。

四一七～四一八

1 「上下の匍有」者と「四方の匍有」者

先ず、この「匍有上下」の意味については、唐氏は前章に見た大盂鼎銘の「匍有四方」や「周書」金縢の「敷佑四方」を擧げ、「匍有」の「匍」を「敷」で「普遍」とし、「上下」は「概括各方面」で、「他（文王）完全掌握各方面」と解する。(8) 裘氏は「匍有」は積微居に從い「撫有」で、「（上帝が）使他（文王）撫有上天下地」と解し、この盤銘の文王の功績を述べた部分は「這跟《詩》、《書》中常見的文王受天命的說法、以及大盂鼎所說的〝丕顯文王受天有大命〟是一致的」と述べ、ここが『詩』『書』や大盂鼎銘にいう、文王の「天命の膺受」に當っていると している。(9) 又、徐氏は「匍同溥、大也、〝匍有上下〟言廣有天下臣民」と解し、李氏は「有可讀爲宥、〝呂氏春秋・去宥〟注、〝利也〟、上下指君民、意思是說文王諸臣能上利于君、下佑于民」と解している。(10) このように、「匍有上下」の解釋は諸說に分かれている。

しかし、この文王の「匍有上下」の意味を考える場合、考慮せねばならない事は、今述べて來たように、これが周王朝成立の一つの條件であった神祕的な「天命の膺受」に當たっているという事であり、その意味で、裘氏の指摘は正しいと思える。そして更に、この文王の「匍有上下」が、前章で武王の功績として擧げた周王朝成立のもう一つの條件、卽ち現實的な「匍有四方」と對になっているという事に注目せねばならない。つまり、この盤銘に載す文王の神祕的な「天命の膺受」に當たる「上下の匍有」と、先に見た武王の現實的な「四方の匍有」とを合せ考えてみると、周王朝の創建者と考えられた文王と武王は、文王が「上下の匍有」者となり、武王が「四方の匍有」者となっているのであって、この事からして、周王朝の成立は、「上下」・「四方」の對語によって說く事が出來たのではないかと思えるのである。そして、現實的な「四方の匍有」者が「四方」の全體的統轄者であり、「四方」を秩序立てる者であるならば、この神祕的な「天命の膺受」者に當たる「上下の匍有」者とは、「上下」の全體的統轄者であり、「上下」を秩序立てる者ということになろう(11)（そして、前章で見たように、もし、現實的な「四方の匍有」者が「王」であり、神祕的な「天命の膺受」者が「天子」であるならば、「四方」を秩序立てる者が「王」であり、「上下」を秩序立てる者が「天子」という事になる）。そうすると、前章に述べた文・武の後繼者、卽ち周王朝の君主が受け繼いだ「天命の膺受」者と「四方の匍有」者という二つの地位は、又、「上下」と「四方」との二つの匍有者としての地位を受け繼いだと、「匍有」の義が「普有」・「撫有」・「廣有」のいずれであっても、言い換えが可能であろう（「迨受萬邦」については後述する）。そしてその事は、周王朝の君主權の對象が、「上下」と「四方」とに分かれていた事を意味しているのである。このように見てくると、この文王の「上下の匍有」の意味を考える場合、同じ周王朝成立の條件でも、この「上下の匍有」と對になる武王の「四方の匍有」の方が、武王の「克大邑商」、卽ち克殷による現實の君臣關係の確立を意味している事を、合せ考える必要があろう。これらの點から見た場合、唐氏、徐氏、李氏のように、この「上下の匍有」を、「完全掌握各方面」とか「廣有天下臣民」、「文王諸臣能上利于君、下佑于民」と解するのでは、周王朝成立の根據が、文王の「上下の匍有」と武王の「四方の匍有」という、「上下」・「四方」の對語で說かれている事、換言すれば、この兩者を合せて、初めて周王朝が成立したと考えている事や、又、文王の「上下の匍有」が、神祕的な「天命の膺受」に相當し、對文となる武王の「四方の匍有」（克大邑商）が、現實の「四方」に對する支配權の確立を意味していた事が考慮されていたとは思われない。そこで次に、この「上下の匍有」が、今述べたように、神祕的な「天命の膺受」に當たっている事と、この「上下」が、もう一つの王朝成立の條件である、現實的な「四方の匍有」の「四方」と、「上下」・「四方」の對になっている事などを背景としながら、金文や「周書」に「上下」・「四方」の對語の用例や、又は、「上下」のみの用例を見て、「上下の匍有」者とは何か、「上下」を秩序立てる者とは何か、更に考えてみたい。(12)

四一九～四二〇

2 「上下」祭祀の主體者

金文における「上下」・「四方」の對文の用例を見ると、先の毛公鼎銘所載の王の命書に

……王曰、父厝、……惄于小大政、甹朕位、虢許上下若否雩四方、死母童、……

とあり、王が「作器者」父厝に册命して、「虢許上下若否雩四方」とあって、ここに「上下」・「四方」の對語の例が見られる。先ず、この「上下」について、ここに「上下の若否」と「若否」とあるが、この「若否」は、白川氏が「若否は若と不若。神意に合し、神佑をうるを若という」と述べているように、[13] 神意に關する言葉である。[14] よって、ここの「上下」・「四方」の對語になっている「上下」は、少くとも神意に關係し、しかもその事は、この文王の「上下の匍有」が意味している、「天命の膺受」という神祕的なるものと、同じ範疇に屬するであろう。次に、この部分の意味についてみると、「虢許」は、徐同伯・文錄は「讀爲虢虢許許」、「小心恐懼」で共に「恐懼」の義とし、[15] 高鴻縉は「虢爲儆懼、許爲嘉許」とし、[16] 白川氏は金文例を擧げ「虢は明、許は瑣」、又「明之」・「罔有弗欽」の義とする。[17] そして、高氏は「凡對於邦國之上下臣僚順於朝廷者嘉許之。逆於朝廷者儆懼之」と讀み、董作賓は之に從っている。[18] 白川氏は後述する周公段銘等を例として、高氏の解は金文の用語例に合わずとして反對し、金文例より「上下」は「上下帝」の意として、「上下の若否を四方に虢許にし、死めて動せしむること毋れ」と讀んでいる。[19] 氏の反論はもっともであるが、この「上下」と「四方」との對語は、先に述べたように、周王朝の君主が「上下の匍有」者と「四方の匍有」者であった事を考慮すれば（「匍有」の義が「普有」・「撫有」・「廣有」のいずれであっても）、上文に「朕が位を嚋けて」とあるように、父厝をして周王朝の君主を輔佐せしめる對象も、「上下の匍有」者に對する場合、卽ち「天命の膺受」者に對する場合と、「四方の匍有」者に對する場合との二つに分けて、「上下の若否と四方とに虢許めよ」と、「上下」・「四方」を並例して命じたものではないであろうか。次に、「周書」洛誥にも、

……王若曰、公明保豫沖子、公稱丕顯德、以豫小子、揚文武烈、奉答天命、和恆四方民、……惟公德明光于上下、勤施于四方、旁作穆穆、迓衡不迷文武勤教、豫沖子夙夜毖祀、……

とあり、ここに、成王は周公に對し「（周）公の德」が「明光于上下、勤施于四方」（上下に明光し、四方に勤施す）と述べ、「上下」・「四方」の對語が見られる。この「上下」・「四方」の對語も、文・武の後繼者である、周公の輔佐する君主成王が、やはり「上下の匍有」者と「四方の匍有」者とである事を考慮すれば、周公の君主成王を助ける德の對象も、その「上下」と「四方」との兩者に分けて述べたものと見るべきではないかと思われる。この「上下」について、僞孔傳には「言公明德光於天地、勤政施于四方」とあり、「天・地」に解している。そして又、この「惟公德明光于上下、勤施于四方」の上文に、成王は周公に對して「揚文武烈、奉答天命、和恆四方民」（文・武の烈を揚げ、天命に奉答して、四方の民を和恆し）とある。この部分は『尙書大傳』には「揚文武之德烈、奉對天命、和恆萬邦、四方民是以見之」とあるが、この「奉答天命」と「和恆四方民」（「和恆萬邦」）との對文は、上に「文・武の烈に對揚して」とあるように、前章に擧げた文・武の功績である「天命の膺受」と「四方の匍有」とに、それぞれ等置されるものであろう。又、この「（周）公の德」が「明光于上下」と「勤施于四方」との對文も、同じく文・武の功績である「上下の匍有」と「四方の匍有」とにそれぞれ當たるものと思われ、兩者それぞれ言葉を換えて言ったものである。しかも、周公が、同じ周王朝の君主成王を輔佐する德の對象として、兩者の對文がそれぞれ擧げられているから、「奉答天命、和恆四方民」（和恆萬邦）と「明光于上下、勤施于四方」とは等置されるものと思われる。

四二一～四二二

つまり、「奉答天命」は「明光于上下」に、「和恆四方民」（「和恆萬邦」）は「勤施于四方」にそれぞれ當たるであろう。よって、「奉答天命」が「明光于上下」に當たるものであれば、そこからも、「上下」・「四方」の對になっているこの「上下」が、「天命の膺受」と關係ある事を見る事が出來るであろう。このように、毛公鼎銘所載の命書や洛誥に說く、周王朝の君主權に關係する「上下」・「四方」の對文は、その「上下」が、やはり神祕的な「天命の膺受」に關係し、又、神意と關係ある事が分かるのである。なお、洛誥の「惟公德明光于上下、勤施于四方」の孔氏疏に、「言公之明德充滿天地、卽堯典格于上下、勤政施於四方、卽堯典光被四表也」とあるが、ここに引く「虞夏書」堯典の冒頭には「曰若稽古帝堯、……光被四表、格于上下」とあり、「四表」・「上下」の對語の例が見られる。これについて、僞孔傳に「故其名聞、充溢四外、至于天地」とし、吳汝綸は「廣雅、方、表也、四表猶四方」とし、屈萬里は「上、謂天神、下、謂地祇、論語、禱爾於上下神祇可證」とするが、[20] いずれにしても基本的には、ここと同じく、君主權の構造を「上下」・「四方」（四表）に分けて說いたものであろう。

次に、「上下」のみの用例を調べてみたい。韡華に「近時出土洛陽」とあり、[21] 松丸氏が成周工房の作器ではないかとしている、[22] 郭氏が康王時代の作とする周公段銘（兩周錄二〇オ）に

……拜韻首、魯天子㝬厥順福、克奔走上下、帝無終令于有周、追考對不敢㒸、卲朕福盟、朕臣天子、用册王令、作周公彝

とあり、ここに「作器者」が王休に對揚して、「克く上下に奔走して、帝、令（命）を有周に終えることなし」とある。先ず、この「上下に奔走す」とある「奔走」とは、文選・于釋・斷代等に『詩』淸廟の「駿奔走在廟」等を引くように、祭祀用語である。[23] よって、先の毛公鼎銘に周王朝の君主權について說く、「上下」・「四方」の對になっていた「上下」が、「若否」という言葉から神意に關係したのと同じく、この「上下」も、「奔走」という言葉から、祭祀對象となりうるものだった事が明らかである。又、その事からして、「上下の若否」の場合と同じく、この「上下に奔走す」の「上下」も、「上下の匍有」が意味している、「天命の膺受」という神祕的なるものと、やはり同じ範疇に屬するだろう。次に、この部分の意味について、白川氏は卜文の例から、上下・下上と帝とは同義として、合せて「上下帝」とし、これで一句として、「無終令于有周」とは、「作器者がその家の永終にして周室の恩寵を受けることを願った辭」としている。[24] しかし、先に述べたように、「上下の匍有」が「天命の膺受」に當たっている事を考慮すれば、この「上下」が卜文の上下・下上と關係があるのはそうとして、于省吾・陳夢家が說いて、この「帝無終令于有周」とは、「周書」召誥の「天既遐終大邦殷之命」や、多士の「殷命終于帝」と同例とし、[25] 內藤虎次郎氏も既に同樣の解を出しているが、[26] つまり、有周に對する天命が斷たれない事をいう意味として、「克く上下に奔走して」、有周に對する天命が斷たれない事をいうと解する方が、「上下」と「天命の膺受」の關係に合致するだろう。この器の「作器者」は㚇又は邢侯とされるものであるが、銘文を見ると「拜韻首」の主語や「追考」の目的語がなく、この元の文章がどうであったのか問題であり、又、銘文起草者と宗周工房、成周工房の取らえ方の問題等があるのであるが、いずれにせよ、ここの「克奔走上下、帝無終令于有周」とは、「上下」と「天命の膺受」との關係をよく示しているのではないかと思えるのである。そして、もしこのように言えるとすれば、この器銘は、「天命の膺受」と「上下」の關係が見られる現存西周金文で最初のものである。この器を郭氏に從って康王時代の作とし、これと、王朝成立について文王の「天命の膺受」と武王の「四方の匍有」とを擧げる、同時代の作と考えられる先の大盂鼎銘とを合せ考えると、「天命の膺受」に關係して說かれる「上下」と、現實的な權力支配で說かれる「四方」とを合せた周王朝成立の考え

四二三～四二四

方は、西周前期以來のものではなかったかと思えるのである。この他にも、「光緒十六年、陝西扶風法門寺任村出土」と言われ、[27]郭氏が厲王時代の作とする大克鼎銘（兩周錄一一〇オ～一一一オ）に、「克曰、穆穆朕文祖師華父、……肆克龔保厥辟龔王、……肆克□于皇天、頊于上下、……永念于厥孫辟天子、……」（克曰く、穆穆たる朕が文祖師華父、……肆に克く厥の辟共王を恭保し、……肆に克く皇天に□せられ、上下に頊はれ、……永く厥の孫の辟天子に念はる、……）とある。この器銘は「克曰」で始まり、この部分の銘文起草者については問題があるが、ここに「上下」が見えている。この「頊于上下」の「頊」は、奇觚は「信」、韓華は「琿」と釋し、「單」で「厚」の義、白川氏は「明顯」の義とし、上の「□于皇天」は天に感應あるをいい、天に感應して「上下」に明顯した意に解している。[28]この「上下」が臣側の事として述べてある事は注意を要するが（先に述べたように、武王の「四方の匍有」が「四方」を全體的に統轄するものであったと思えるが、その事と關係するだろう）、[29]ここも、のであれば、文王の「上下の匍有」も、「上下」を全體的に統轄するものであったと思えるが、その事と關係するだろう、「皇天」と「上下」の關係を示すものであろう。又、文王の「上下の匍有」を載せる史墻盤自身にも、六王の功績を述べた後、「天子眉無匄、褱祁上下」（天子、眉壽にして匄が無く、上下に褱祁す）とある。この「褱祁上下」について、徐氏、李氏は「褱祁」をそれぞれ「拔提」、「虔諟」の義で、「提拔上下各級大臣之意」、「上下、指君臣、本句是上下虔諟的倒文」と解し、裘氏は「褱祁」を「簨邢」と釋し、「寋產」の義で、「甲骨卜辭和金文、《詩》、《書》多以〝上下〟稱〝上下之神〟（卽天神地祇）。〝寋產上下〟大概是詰詘以事上下之神的意思」と、甲骨卜文、金文、『詩』『書』の「上下」が多く「上下の神」の義であるとし、ここを「上下の神」に對する虔敬の意にとっている。[30]同じ盤銘冒頭の文王の「匍有上下」の「上下」と、この天子が「褱祁上下」の「上下」とが、特に異なる意味をもつものとも思えず、又、上文の「天子眉無匄」が、嘏辭の形式に類するものとすれば、この「上下」も神祕的範疇に屬するものと言えるかもしれない。いずれにせよ、今まで見て來た現存金文資料の「上下」が、周王朝の君主に關して、「天命の膺受」や祭祀對象、神意と關係して說かれていた事からして、この「上下」を、「上下各級大臣」や「君臣」の意に解するよりも、裘氏が「上下の神」と解する方が、「上下」の上の動詞解釋の是非は別として、他の金文例に合うのではないかと思われる。[31]

四二五～四二六

次に、「周書」における「上下」の用例を見てみたい。先ず、君奭に

周公若曰、君奭、……在我後嗣子孫、大弗克恭上下、遏佚前人光在家、不知天命不易、天難諶、乃其墜命、……

とあり、ここに「在我後嗣子孫、大弗克恭上下」（我が後嗣子孫に在りては、大いに克く上下を恭せず）とある。この「上下」も、「我が後嗣子孫」卽ち周王朝の後繼者が、克く「上下」を恭敬しないで、「遏佚前人光在家、不知天命不易、天難諶」（前人の光の家に在るを遏佚し、天命の易からず、諶とし難きを知らず）の結果、「乃其墜命」（乃ち其れ命を墜さん）とあるように、周王朝の後繼者の「上下」に對する恭敬が、天命の永續につながる事が、やはり說かれているのである。これは先の周公𣪘銘に「克奔走上下、帝無終命于有周」とあって、克く「上下」に奔走する事が、天命の永續につながる事を述べるのと、合致するものであろう。この「上下」について、僞孔傳や屈萬里は「天・地」と解し、朱彬・曾運乾は「上天・下民」としている。[32]又、召誥にも、召公（又は周公）が成王に對して[33]

……旦曰、其作大邑、其自時配皇天、毖祀于上下、……越王顯、上下勤恤、其曰、我受天命、丕若有夏歷年、式勿替有殷歷年、欲王以小民受天永命、……

とある。前者の「上下」は、「毖祀于上下」（毖んで上下を祀る）と「祀る」とあり、この「上下」も祭祀對象として述べている。これは、先に「上下に奔走す」（周公𣪘）、「上下の若否」（毛公鼎）とあって、「奔走」「若否」が「上下」に附いて、その「上下」が祭祀對象であり、神意と關係ある事を示していたのと同じであり、又、それ故この「上下」も、「上下の匍有」が意味している、「天命の膺受」という神祕的なるものと、同じ範疇に屬するであろう。この「上下」について、僞孔傳は「天・地」とし、江聲は「上下神祇」、屈氏は「上、謂天神、下、謂地祇」と解しているが、池田末利氏は「屈氏のように天神地祇に限定する必要はなく、〝上〟は天の祖神とも考えられるから、多くの神々とみるべきである」と述べている。[34]一方、後者の「上下勤恤」の「上下」については、僞孔傳に「言當君臣勤憂敬德」と「君臣」の義にとり、屈氏も「上下、謂天子至庶人」とあるように、[35]諸家ほぼ之に從うようである。確かに「君臣」の義でも讀めるのであるが、今まで見て來た現存金文資料や「周書」の例からして、やはり周王朝の君主について說くこの「上下」も、「上下」・「四方」の對となり得るもので、「天命の膺受」と關係し、祭祀對象や神意と關係している可能性があると思える。しかも、この「上下勤恤」の下文に、「其れ曰く、我天命を受く、丕いに有夏の歷年に若い、式て有殷の歷年を替てることなく、王小民を以いて、天の永命を受けんことを欲す、と」とあり、有夏、有殷の如き天命の永續を願っており、やはりここの「上下」についても、「天命の膺受」との關係が示されているのである。そこでこの「勤恤」であるが、「勤」字は「勞勤大命」（單伯鐘・毛公鼎）と、神祕的な天命に對しても使用され、又「恤」字は「周書」多士に「自成湯至于帝乙、罔不明德恤祀、……殷王亦罔敢失帝、罔不配天、其澤」（成湯より帝乙に至るまで、德を明らかにし祀を恤しみ、……殷王も亦敢て帝を失うことなく、天に配されざるなく、其れ澤う）と「恤祀」とあり、「恤」字を祭祀にも使用している。多士は殷王の「明德恤祀」による有殷に對する天命の永續を述べているが、この「恤祀」の「恤」は、楊筠如は「恤與卹通、謂敬愼也、邾公釛鐘、用敬卹盟祀、是其義也」と、「敬愼」の義にとっている。[36]これらの事からして、ここの「上下勤恤」は、「上下、勤恤して」（上下に對する勤恤によって）と讀んで、「上下」に對する恭敬によって、多士にあるのと同じく、有夏、有殷の歷年の如き、天命の永續を願った意ではないかと思える。それは又、先の周公𣪘銘や君奭において、克く「上下」に奔走し、恭敬する事が、天命の永續につながる事を說くのと、同じではないかと思えるのである。ただ、この他の「周書」中の「上下」の用例を見ると、呂刑に「上下比罪、無僭亂辭」（上下罪を比するに、辭を僭亂することなかれ）とあり、この「上下」は、僞孔傳に「上下比方其罪」とし、楊氏は「上下、謂罪之輕重、下文所謂上刑下刑、是也」とするように、[37]「天命の膺受」とは關係していない。[38]しかし、呂刑が刑罰に關する特殊なものであり、今まで見た現存金文資料や、『書』の中で、比較的早い時期の成立と思われる召誥・洛誥や君奭の「上下」が、「天命の膺受」と關係し、祭祀對象や神意と關係して說かれていた事からして、この召誥の「上下勤恤」の「上下」も、その可能性があるのではないかと思える。最後に、『詩經』における「上下」の例を見ておくと、大雅雲漢に「旱既大甚、蘊隆蟲蟲、不殄禋祀、自郊徂宮　上下奠瘞、靡神不宗」（旱既に大甚し、蘊隆蟲蟲たり、禋祀を殄たず、郊自り宮に徂く、上下に奠瘞す、神として宗ばざるなし）とあり、この「上下奠瘞、靡神不宗」は、毛傳に「上祭天、下祭地、奠其禮、瘞其物」とあるが、この「上下」は祭祀と關係し、「上下の天地の神を祀り、神として尊ばざるものは無い」と解されている。[39]又、周頌閔予小子に「維予小子、未堪家多難、紹庭上下、陟降厥家、休矣皇考、以保明其身」（維れ予小子、未だ家の多難に堪えず、上下に紹庭し、厥の家に陟降す、休なり皇考、以て其の身を保明す）とあり、この「紹庭上下、陟降厥家」は、皇考の神靈とともに說かれており、ここは「武王の德は、明らかに天地に至って、其の神靈は登り降って周の王家を護っている」と解されている。[40]これらの「上下」も、それぞれ祭祀對象になるものとして、又、祖靈とともに說かれ

四二七～四二八

ており、今まで見て來た「上下」が、祭祀對象や神意と關係して說かれていたのと同じであり、やはり神祕的なる範疇に屬するものである。

以上まとめてみると、この周王朝成立の一つの條件である、神祕的な「天命の膺受」に當たる「上下の匍有」は、周王朝成立のもう一つの條件である、現實的な「四方の匍有」と對文になるものであった。この「上下」について、金文や「周書」に周王朝の君主權に關して述べる、「上下」・「四方」の對語となる「上下」の用例を見てみると、やはり「天命の膺受」と關係し（洛誥）、又「上下の若否」（毛公鼎）と「若否」とあって、「天命の膺受」という神祕的なるものと同じく、神意に關係する事が分かった。又、「上下」のみの用例を見ても、「克奔二走上下一、……帝無レ終二令于有周一」（周公毁）、「大弗三克恭二上下一、……乃其墜レ命」（君奭）のように、克く「上下」に奔走、恭敬する事が、天命の永續につながる事が述べられていた。そして、「上下に奔走す」（周公毁）、「上下を祀る」（召誥）と「奔走す」・「祀る」とあって、この「上下」が祭祀對象である事が明らかであった。そうすると、この「上下」が、神としての性格をもち、克く祭祀、恭敬する事が、天命の永續につながる事からして、「上下の匍有」者とは、「上下」の司祭者であり、又、先に述べたように、「四方の匍有」者が「四方」の全體的統轄者であり、「四方」を秩序立てる者であれば、「上下の匍有」者は「上下」の全體的統轄者であり、「上下」を秩序立てる者であるという事になるが、それからして、おそらく「上下」の匍有者とは、「上下」の神々の祭祀を全體的に統轄するという意味で、[41]「上下」祭祀の主體者としての地位をもつ者でなかったかと思える。[42] そして、この「上下」祭祀の主體者とは、これと對になる、現實的な「四方」に對する支配權を確立した「四方の匍有」者と對置されるものであろう。

3　合わせて「萬邦」を天より受けた者

次に、「天命の膺受」に當たる「匍二有上下一、迨受二萬邦一」の內、「迨受二萬邦一」について考えてみたい。この「迨」の字は、唐氏・裘氏等、「會」・「合」と同じとする。[43] 金文には、且子鼎銘の「王令二宜子一、迨二西方于省一」（王、宜子に令して、西方を省に迨せしむ）、[44] 保卣銘の「遘二于四方迨三王大祀二祓于周一」（四方、王の大いに周に祀祓するに迨するに遘う）、[45] 麥尊銘（兩周錄二〇ウ）の「迨下王客二葊京一酌祀上」（王、葊京に客りて酌祀するに迨す）の例がある。「受二萬邦一」については、唐氏は「他（文王）……接二納了萬國一」、裘氏は「（上帝が）使二他（文王）撫二有……四方萬國一」、徐氏は「合受二萬邦的朝賀一」、李氏は「受」は「親」で、「文王爲二西伯一、當時已有二許多方國服二屬于周一」と解するなど、[46] 諸說に分かれている。この部分の意味を考える場合にも、先と同じく、この「迨受二萬邦一」が、周王朝成立の一つの條件であった神祕的な「天命の膺受」に當たっているという事と、もう一つの周王朝成立の條件である武王の「四方の匍有」の方が、克殷による現實の支配權の確立を意味しているという事を、合せ考えておく必要があろう。これらからすると、唐氏、徐氏が「接二納了萬國一」、「受二萬邦的朝賀一」と解するのでは、むしろそれらは、前章の毛公鼎銘の「率二懷不廷方一」（王庭に來朝せざるものはなし）等と同じで、現實的な「四方の匍有」の方に當たる事であろう。又、李氏が西土の國々が西伯文王に親しんだと解するのでは、それはむしろ、先の盤銘の所で見たように、文王の受命の理由となる現實の政治的功績に當たるものであり、ここはその結果の周王朝成立の一つの條件たる、神祕的な「天命の膺受」を言葉を變えて言った部分である。そこで、これらの事を考慮しながら、この「迨受二萬邦一」の意味について考えてみたい。

この「迨受二萬邦一」の「受く」について、先の康王時代の作と考えられる大盂鼎銘所載の王の命書に「王曰、……

四二九～四三〇

雩我其遹二省先王受民受疆土一」（王曰く、……雩に我れ其れ先王の受民・受疆土を遹省す）と「先王の受民・受疆土」とあり、又、「周書」洛誥にも「王曰、……誕保二文武受民一」（王曰く、……誕いに文武の受民を保んじ）と「文武の受民」とある。王國維は洛誥解の中で、この「受民」について、大盂鼎銘の「受民・受疆土」や立政の「相二我受民一」、「以乂二我受民一」の例を擧げ、「受民謂下所レ受二於天一之民上」と述べている。[47] そうすると、王氏が、この「受民」や「受民、受疆土」の「受く」を、天より受けたものと解したのは、同じ周王朝の君主について述べる、この盤銘の「迨受二萬邦一」が、周王朝成立の一つの條件である「天命の膺受」に相當している事と一致して考える事が出來るであろう。卽ち、この「迨受二萬邦一」の「受く」とは、天より受けたものと解されるのである。ただ、「受民・受疆土」という表現が周初のものに、しかも王の命書中に見える事は、元來の王室の正式の見解として、その表現の時代的變化に注目してよいかもしれない。周王朝はその「民」と「疆土」とを直接統治するものでなく、諸侯國を介したのであるが、克殷後まもない周は、特に天よりその「民」と「疆土」とを受けた事を「四方」に對し强調したのではないかと思え、又、「迨受二萬邦一」という表現には、「萬邦」という言葉によって、直接的な「民」と「疆土」という言葉より、その表現の調子が落ちているのではないかと思えるのである。なお、これらの例は他にも、洛誥に「乃文祖受命民」（乃の文祖の受命の民）、梓材に「皇天既付下中國民越二厥疆土一于先王上」（皇天旣に中國の民と厥の疆土とを先王に付す）と「文祖（文王）の受命の民」とか「天が中國の民とその疆土とを先王に與えた」とかあって、先の「受民」・「受民・受疆土」と類似の表現が、「受命」や「皇天」との關連で說かれている。又、康王之誥に「皇天、……付二畀四方一」（皇天、……四方を付畀す）、『詩』大雅大明に「維此文王、小心翼翼、昭事二上帝一、聿懷二多福一、厥德不レ回、以受二方國一」（維れ此の文王、小心翼翼として、昭に上帝に事へ、聿に多福を懷う、厥の德回わず、以て方國を受く）と「皇天が四方を（文・武）に與えた」とか「文王が方國を受けた」とかあり、盤銘の「迨受二萬邦一」と類似の表現が、やはり「皇天」や「上帝」との關連で說かれている。[48]

以上のように見てくると、この「迨受二萬邦一」とは、この部分が神祕的な「天命の膺受」に當たっているように、「受民」（洛誥）、「受民・受疆土」（大盂鼎）と同じく、天より合せて「萬邦」を受けたものと考えたと思われる。そして、おそらくそれは、元來、「民」と「疆土」とを受けたと表現されていたものであったろう。

ところで、「受レ民、受二疆土一」とか「迨受二萬邦一」とは、天と周王朝の君主との關係を述べたものであるが、これを天と各邦國（萬邦）との關係から見た場合、周王朝の君主の立場はどのようになるのか、ここで、雜駁であるが私見を述べてみたい。周王朝の君主は、その天より受けたとする「民」と「疆土」とを直接統治したわけではなく、周知のように所謂封建制をとって、邦國を建てて分治せしめた。この時、周王が邦國に與えたものが、この天より受けたとする「民」と「疆土」であった事は、例えば伊藤道治氏が「封建は、土地と民との支配がその基本であり、土地と民とを賜與するという形式で行なわれる。この原則は、西周後期になっても同じであった。しかも土地と民とは原則的には、一體のものであり、諸侯國は一邑（＝一都市）一國というようなものではなく、多くの小邑（＝村落）を領內にもつ、『邑土國家』ともいうべきものであったのである」と述べているように、[49] 既に指摘されている事である。そうすると、封建が「民」と「疆土」との賜與を意味しておれば、天の所有物であり、殷周革命のように、何時でも天が取りあげるものであって、平岡武夫氏が「周書」の分析から、天民一體の觀念を述べて、天に屬するものであり、決して王に屬するものではないとするこの「民」と「疆土」は、[50] 天から周王朝の君主に渡り、更に周王朝の君主から、實際に支配する邦國に渡ったという事になるであろう。又、天が周王朝の君主に「民」と「疆土」を與えたとは、同

四三一～四三二

時に「萬邦」を與えたとも言い換えられるものであったから、その「民」と「疆土」は彼の身にとどまらず、邦國を建てて分治させる地方分權體制は、天の意向に従うものとされたと思える。つまり、周王朝の君主の立場から見れば、彼は天から「民」と「疆土」とを受け取り、それを邦國に與えるという、媒介者的役割をもっていた事になるのである。又、天から見れば、この天に所屬する「民」と「疆土」を、先ず周王朝の君主に與え、更に彼の身を介して邦國に與えたものと考えられるし、それを邦國の立場から見れば、この天に所屬する「民」と「疆土」が、周王朝の君主の身を經過して　天から與えられたと考える事が出來るであろう。このように見てくると、「民」と「疆土」を與えるという天命が、周王朝の君主の身に集められてはいるが（「天命を集める」という表現は、先の毛公鼎銘所載の王の命書に「王若曰、父厝、丕顯文武、……亾不閈于文武耿光、天將集厥命、……」と「天、將って厥の命を集む」とあり、又「周書」文侯之命にも「惟時上帝、集厥命于文王」と「惟れ時れ上帝、厥の命を文王に集む」などがある）[51]、そこに周王朝の君主が天命を受けただけでなく、彼を媒介者と見る事によって、更に邦國が天命を受けた事が考えられるではないかと思われるのである。ただ、この點について、西周時代の場合、資料としての西周金文の性格が、多く王室とその臣下との關係を强調するものであり、邦國の獨自性が出てくる列國金文や、春秋各國の歷史を表わす『左傳』等以前において、これらの點を西周金文に見る事は、もともと困難だと思われる。しかし、例えば郭氏が康王時代の作とする獻彝銘（兩周錄二三オ）において、銘文には周王室とその臣下との關係でなく、𫊸伯とその臣獻（王からは倍臣に當たる）との關係が述べられており、作銘主體は兩者どちらかと思えるが、白川氏の解釋に従えば、臣獻は君たる𫊸伯のことを、周王朝の君主が「天命の膺受」者としておそらく「天子」と呼ばれたのと同じく、「朕辟天子𫊸伯」・「受天子休」と「天子」と呼んでいるのは、その例ではないかと思われる。[52] 又、「周書」康誥の最後の部分に、周王が衞國に封建した康叔を戒めて、「王曰、嗚呼、肆、汝小子封、惟命不于常」（王曰く、嗚呼、肆、汝小子封よ、惟れ命は常に于てせず）とあり、僞孔傳に「故當念天命之不於常、汝行善則得之、行惡則失之」とあるが、衞侯に對し「天命は常でないぞ」とは、この時、衞侯が天命を受けていたと解釋出來るものであろう。春秋時代に入ると、例えば列國金文の秦公𣪘銘（兩周錄二八八オ）や秦公鐘（兩周錄二八九オ～二九一）に「秦公曰、丕顯朕皇祖、受天命、鼏宅禹蹟」（秦公曰く、丕顯なる朕が皇祖、天命を受け、禹蹟に鼏宅す）、「秦公曰、丕顯朕皇祖、受天命、造有下國」（秦公曰く、丕顯なる朕が皇祖天命を受け、下國を造有す）とあって、周王朝體制下の秦國の受命が明確に述べられている。又『左傳』にも邦國の受命を示す記事は多いが、例えば文公十三年の條に「邾子曰、……天生民而樹之君、以利之也」とある邾子の口をして言わしめている「天が樹てる君」とは、周王朝の君でなく、前後關係からして、邾子（文公）自身を指しているのである。そうすると、周王朝體制下の邦國の受命と周王朝の受命とは、矛盾なく統一される必要があるが、それには先に述べたような、周王朝の君主を媒介者とする立體的な構造を考える事によって解決されるのではないかと思えるのである。これらの考え方の浸透は、周王室との關係から、地域的・時代的差があったと思えるが、これらの邦國の受命は、周王朝の君主の場合と同じく、領内における「民」と「疆土」とに對する統治權の正當性を神祕づけ、又、後述するように、天命は氏族的紐帶をもった世襲主義と深く結びついており、邦内に對する傳統的支配を有效ならしめるものであったと思える。このように、周王朝の君主、この場合は「天命の膺受」者（おそらくは「天子」）は、天と、獨自の支配を行なっている各邦國（萬邦）との間に立って、兩者の間を一つに秩序立てていたと言えるのではないかと思え、「民」と「疆土」とを天から受け取り、それを邦國に與えるという媒介者的役割をもっていたのではないかと思えるのである。大雜把な考え方であるが、天と周王朝の君主との關係に、邦國を合せ考えてみた場合、天命が周王朝の君主という一點に集められているという構造を、ここで私見として述べ、これらの問題を留意しておきたい。

以上まとめてみると、周王朝の君主のもつ神祕的な「天命の膺受」者（おそらくは「天子」）としての性格は、「上下」祭祀の主體者であり、又「萬邦」（又は「民」と「疆土」）を合せて天より受けた者、であったと思える。

1　陝西周原考古隊「陝西扶風庄白一號西周靑銅器窖藏發掘簡報」文物一九七八年第三期。
2　唐蘭「略論西周微史家族窖藏銅器群的重要意義―陝西扶風新出墻盤銘文解釋―」文物一九七八年第三期。
3　裘錫圭「史墻盤銘解釋」文物一九七八年第三期、二五頁。李學勤「論史墻盤及其意義」考古學報一九七八年第二期、一四九頁。徐中舒「西周墻盤銘文箋釋」考古學報一九七八年第二期、一三九頁。
4　唐氏前揭論文、二三頁注⑬。裘氏前揭論文、二五頁。
5　唐氏前揭論文、二三頁注⑬。
6　『尙書』の讀みについては、加藤常賢『眞古文尙書集釋』明治書院、一九六四年、赤塚忠『書経・易経（抄）』平凡社、一九七二年、池田末利『尙書』集英社、一九七六年、を參照した。
7　裘氏前揭論文、二六頁。徐氏前揭論文、一三九頁。李氏前揭論文、一四九頁。
8　唐氏前揭論文、二二頁、二三頁注⑮。
9　裘氏前揭論文、二六頁、三一頁注②。
10　徐氏前揭論文、一三九頁。李氏前揭論文、一五〇頁。
11　「逸周書」諡法に「經緯天地曰文」とあるが、「文王」の文と何らかの關係があるのかもしれない。
12　なお、史墻盤と同時に出土した史墻の子𤼈が作器者である𤼈鐘丙組二件（陝西周原考古隊前揭論文、七頁）には、銘文連續して「曰古文王初盭和于政、上帝降懿德大甹、匍有四方、迨受萬邦、雩武王既𢦏殷、微史烈祖、來見武王、……」とあり、この鐘銘には「匍有四方、迨受萬邦」とある。𤼈の父親が作った盤銘と比較してみると、この鐘銘は、盤銘の周の六王の功績の中から文王の部分を取り出し、それを盤銘後半の微史家五代の功績の中から微史烈祖の部分を取り出し（盤銘後半の五代の先祖を述べる烈祖の部分には、「雩武王既𢦏殷、微史烈祖、廼來見武王」とある）、兩者をくっつけており、鐘銘に文・武と並んでいても、共に六王の傳承から取ったのでなく、周六王の傳承の中からと、微史家の祖先の傳承の中からと、別々に取り出して一つに合せたものである。このような作銘事情から見ると、この文王の「匍有四方」は、盤銘、又はその祖本の寫し間違いと思われ、父親の作った史墻盤銘の方を取るべきだろう。四（亖）と上下（二）の類似も、誤り易い原因だったかもしれない。史墻盤が出土しなければ、文王の「匍有四方」は、大盂鼎銘の武王の「匍有四方」と矛盾し、この部分の分析は出來なかったものであり、逆に𤼈鐘と盤銘とを比較すれば、銘文の作成を考える場合の、その祖本の設定について、一つの視點を與えるものであろう。
13　白川靜『金文通釋』第三〇輯、一九七〇年、六六一頁。
14　若、不若について、貝塚茂樹『京都大學人文科學研究所藏甲骨文字本文篇』一五三―五頁參照。
15　徐同伯『從古堂款識學』卷十六、毛公鼎の條。吳闓生『吉金文錄』一、二オ。
16　高鴻縉『毛公鼎集釋』八三頁。
17　白川氏前揭書、六六一頁。
18　高氏前揭書、八三頁。董作賓『毛公鼎』一九―二〇頁。
19　白川氏前揭書、六六一、六八七頁。
20　吳汝綸『尙書故』、屈萬里『尙書釋義』。

21 柯昌濟『韡華閣集古錄跋尾』己、一八オ。
22 松丸道雄、一九七六年十一月、史學會大會報告、プリント。
23 于省吾『雙劍誃吉金文選』上二、刑侯彝銘の條。同氏「井侯毀考釋」考古社刊四期、一九三六年、二五頁。陳夢家「西周銅器斷代」㈢、考古學報第一一册、一九五六年、七五頁。
24 白川氏前掲書第一一輯、六〇二―四頁。
25 于氏「井侯毀考釋」二五頁。陳氏前掲論文、七五頁。
26 內藤虎次郎「周公彝釋文」支那學論叢特別號、一九二八年、七四八頁。
27 容庚『商周彝器通考』上、二九七頁。
28 劉心源『奇觚室吉金文述』卷二、克鼎の條。柯氏前掲書乙中、五六オ―ウ。白川氏前掲書第二八輯、四九七―八頁。
29 臣側に見える「上下」について、注31參照。
30 徐氏前掲論文、一四三頁。李氏前掲論文、一五二―三頁。裘氏前掲論文、二七―八頁。
31 この他、列國金文になると、蔡侯𬭚盤銘（中央科學院考古研究所『壽縣蔡侯墓出土遺物』北京、科學出版社、一九五六年）に「元年正月初吉辛亥、蔡侯𬭚、虔二共大命一、上下陟否、孜敬不レ惕」（元年正月初吉辛亥、蔡侯𬭚、大命を虔恭し、上下陟否し、孜敬して惕たらず）とあり（尊銘に同じ）、この「上下陟否」を白川氏は、神意を奉戴する意としている（白川氏前掲書第三七輯、一九七二年、二九五頁）。この諸侯と「上下」との關係は、先の大克鼎の場合と同じく、周王から言えば臣側の事であるが、そうすると「上下の匍有」者とは、「匍有」が「普有」・「廣有」の義とされるように、おそらく、これら各「上下」の關係を全體的に統轄する者ではなかったかと思える。
32 屈氏前掲書。朱彬『經傳攷證』。曾運乾『尙書正讀』。
33 一般には、召公の言とされているが、于省吾『雙劍誃尙書新證』、陳夢家「西周文中的殷人身分」歴史研究一九五四年第六期、池田末利『尙書』集英社、等は周公説をとっている。
34 江聲『尙書集注音疏』。屈氏前掲書。池田氏前掲書、三五四頁。同氏「中國に於ける至上神儀禮の成立―宗教史的考察―」中國學會報第一六集、一九六四年、八頁。
35 屈氏前掲書。
36 楊筠如『尙書覈詁』。
37 楊氏前掲書。
38 なお、「虞夏書」皐陶謨に「天聰明、自二我民聰明一、天明畏、自二我民明畏一、達二于上下一、敬哉有土」（天の聰明、我が民の聰明により、天の明畏、我が民の明畏による、上下に達す、敬むかな有土）とあり、この「上下」を僞孔傳は「不レ避二貴賤一」と解し、祭沈は「上天・下民」としている（集傳）。又、『白虎通』禮樂篇に引く後得太誓に「前歌後舞、假二於上下一」とあり、『詩』大明正義の引文では「前歌後舞、格二於上天下地一」とされている。注が本文に入ったものであろう。
39 『詩経』の讀みについては、高田眞治『詩経』下、集英社、一九六八年を參照した。四九五―六頁。
40 高田氏前掲書、五九二―四頁。
41 注31參照。
42 これら「上下」祭祀の具體的對象が何んであるのか明らかでないが、又、殷との關係などについては、今後の研究に俟ちたい。
43 唐氏前掲論文、二三頁注⑯。裘氏前掲論文、二五頁。
44 吳大澂『愙齋集古錄』六・五ウ。
45 陳夢家「西周銅器斷代」㈠、考古學報第九册、一九五五年、一五四、一五五頁。
46 唐氏前掲論文、二二頁。裘氏前掲論文、二六頁、徐氏前揭論文、一三九頁、李氏前掲論文、一五〇頁。
47 王國維「洛誥解」『觀堂集林』卷一。

48 この他、「周書」僞古文泰誓に「嗚呼、惟我文考、若二日月之照臨一、光二于四方一、顯二于西土一、惟我有周、誕受二多方一」（嗚呼、惟れ我が文考、日月の照臨するが若く、四方に光り、西土に顯る、惟れ我が有周、誕いに多方を受く）とあり、「受二多方一」とある。
49 伊藤道治『中國古代王朝の形成―出土資料を中心とする殷周史の研究―』創文社、一九七五年、「第二部・西周史の研究」結語一六五頁。
50 平岡武夫『経書の成立』全國書房、一九四六年、「第三理念篇、第三章、天下的世界觀」。
51 この他、君奭に「（上帝が）其集二大命于厥躬（文王）一」（其れ大命を厥の躬に集む）とあり、又、召誥に「王厥有レ成レ命」（王厥れ命を成することあり）、「王末有レ成レ命」（王末に命を成することあり）とか、『詩』周頌に「昊天有レ成レ命、二后受レ之」（昊天命を成することあり、二后之を受く）などとあるが、この「成」は、やはり「集」と釋されるものである。この「成レ命」の「成」字については、殷を開いた湯王が「成湯」と呼ばれ、「四方」を秩序立てる中心地として建設された洛陽が「成周」と呼ばれ、文・武を合せたのが「成王」など、共通して「成」字がつくのは注意を要する。「成」は「序成」の成であるが、藤堂氏は「成」・「帝」を同じ單語家族で「ひと所に締めまとめる」意としている（『漢字語源辭典』學燈社、一九六五年、四七〇―二頁）。「帝」の性格と合わせ、これらの問題については、改めて考察してみたい。
52 白川氏前掲書第九輯、五〇八―九頁。𤔲彝銘には「隹九月既望庚寅、𤔲伯于遘レ王、休亡レ尤、朕辟天子𤔲伯、令二厥臣獻金車一、對二朕辟休一、作二朕文考光父乙一、……受二天子休一」（惟れ九月既望庚寅、𤔲伯、于きて王に遘う、休にして尤亡し、朕が辟天子𤔲伯、厥の臣獻に金車を令う、朕が辟の休に對えて、朕が文考の光ける父乙を作る、……天子の休を受けん）とある。この「朕が辟天子𤔲伯」の「朕」は獻自身を指すが、「辟天子𤔲伯」について、郭氏は「言下獻之君、天子與二𤔲伯一、錫レ之以中金與上車、金當二是天子所レ錫、車當二是𤔲伯所レ錫一」として、「辟天子」と「𤔲伯」とを二人に解している（『兩周金文辭大系攷釋』四五ウ）。しかし、白川氏は金文例から「金車」が「金」と「車」とに分つべきものでなく、一物として、「辟天子」と「𤔲伯」とを同位語として「朕が辟天子𤔲伯、厥の臣獻に金車を令う」と解している。讀みから言っても、「辟天子」と「𤔲伯」とを分けるのは無理があり、白川氏の解釋が正しいのではないかと思え、銘文最後の「天子の休を受く」の「天子」も、銘文中の對揚の語に周王朝の君主を「天子」と稱する例は多いのであるが、ここはやはり、周王朝の君主でなく「辟天子𤔲伯」を指すものと思われる。

三 「天命の膺受」者と世襲主義の結合について

さて、ここで、文王ないし文・武という特定の「人間」の受けた天命が、どのようにして後繼者、卽ち周王朝の君主に受け繼がれていったのかを考えてみたい。

今まで見て來たように、文王ないし文・武が「天命の膺受」者として擧げられていた。しかし、前章の郭氏が康王時代の作とする周公毀銘に、「克奔二走上下一、帝無レ終二令于有周一」とあったように、ここに「帝が命を有周に終えることなし」とあって、文王ないし文・武の受命とは別に、「有周」の受命が擧げられている。この「有周」と受命の關係については、又、第一章において、毛公鼎銘所載の王の命書にある周王朝の創建を述べた部分を見たが、その時に文・武の「天命の膺受」に當たる「丕顯文武、皇天弘猒二厥德一、配二我有周一、膺二受大命一」の「皇天……配二我有周一」の部分をカッコに入れて考えておいた。この文・武受命の修飾語である、カッコに入れた「皇天……配二我有周一」とは、この命書の後文に「肆皇天亡レ斁、臨二保我有周一、丕二鞏先王配命一」（肆に皇天、斁うこと亡く、我が有周を臨保し、先王の配命を丕鞏にす）とある「先王の配命」と同じで、王國維は「配對也、自レ人言レ之、則曰レ配レ天、曰レ配レ命、曰二配上

帝、自天言之、則配我有周矣」とするが、[1]「有周」に對する天の配命を言うものと思われる。つまり、ここの「丕顯文武」・「膺受大命」の間に入っている「皇天……配我有周」という修飾語からしても、文・武の受命とは、又同時に、天が「有周」に對して命を降したものと考えていたらしい事が、周公毀銘の「有周」の永命を願う辭とともに分かるであろう。次に、先に見た郭氏が康王時代の作とする大盂鼎銘所載の王の命書に

……王若曰、……我聞、殷墜令、隹殷邊侯田雩殷正百辟、率肆于酒、……

とある。ここに「我聞く、殷が令(命)を墜すは、隹れ殷の邊侯田と殷の正百辟とが、率いて酒に肆(なら)いたればなり」とあって、「殷」が天命を墜した理由を擧げているが、この事は逆に、「殷」が少くともその時までは受命していたと考えられている事を示している。

このように、周初の金文より、「殷」や「有周」が天命を受けていた事が見えているが、そこで、この天命を受けた「殷」や「有周」とは何か、更にこの點を、比較的周初の作と思われる「周書」の各篇に見てみたい。

先の大盂鼎銘所載の王の命書に說く、酒による「殷」の墜命は、これと類似の内容をもつ「周書」酒誥にも、「王曰、……尙克用文王敎、不腆于酒、故我至于今、克受殷之命」(王曰く、……尙(つね)に克く文王の敎を用いて、酒に腆(ひた)らず、故に我今に至りて、克く殷の命を受く)とか、「在今後嗣王(紂王)、……惟荒腆于酒、不惟自息、乃逸、……今惟殷墜厥命」(今に在て後嗣王、……惟(ただ)酒に荒腆して、自ら息(や)むることを惟(おも)わずして、乃ち逸し、……今惟れ殷、厥の命を墜す)とあって、やはり「殷」が酒に溺れて天命を墜した事が、大盂鼎銘と同様に論じられている。ところで、ここにある「受殷之命」の「殷之命」は、召詔には

……嗚呼、皇天上帝、改厥元子、茲大國殷之命、惟王受命、無疆惟休、亦無疆惟恤、嗚呼、曷其奈何弗敬、

四四一～四四二

天既遐終大邦殷之命、……

とあり、ここに「皇天上帝、厥の元子、茲れ大國殷の命を改む」とか、「天、既に大邦殷の命を遐終す」とあって、この天命を受けた「殷」とは、殷邦(國)の「殷」である事が分かるのである。更に、召誥には續けて、天命と夏・殷・周の關係を論じ

……相古先民有夏、……今時既墜厥命、今相有殷、……今時既墜厥命、……王先服殷御事、比介于我有周御事、……我不可不監于有夏、亦不可不監于有殷、我不敢知曰、有夏服天命、惟有歷年、我不敢知曰、不其延、惟不敬厥德、乃早墜厥命、我不敢知曰、有殷受天命、惟有歷年、我不敢知曰、不其延、惟不敬厥德、乃早墜厥命、今王嗣受厥命、我亦惟茲二國命、嗣若功、……上下勤恤、其曰、我受天命、丕若有夏歷年、式勿替有殷歷年、欲王以小民受天永命、……

とある。ここで、「有夏」・「有殷」が天命を受けたこと、そしてその「歷年」と、やがて天命を墜したことが、繰り返し一様に論じられている。そしてその後に、「我亦惟茲二國命」(我も亦、茲の二國の命を惟い)と「二國」とあるように、この「有夏」・「有殷」とは、夏邦(國)・殷邦(國)の事を指している事が分かるのである。これらからすると、「有周」も周邦(國)の意味であると思われるが、君奭にも

周公若曰、君奭、弗弔天、降喪于殷、殷既墜厥命、我有周既受、……

とあり、「殷、既に厥の命を墜し、我が有周、既に受く」とあるように、やはり「有周」が「殷」にあった天命を受けた事が述べられている。[2] このように、周初の金文より見える、天命を受けている「有周」や「殷」とは、周邦(國)・殷邦(國)の事を指していたと思われる。[3] このように、文・武の受命が、同時に周邦の受命と置きかえられるものであるならば、文・武が「天命を受けて、四方を匍有す」とは、又、周邦が「天命を受けて、四方を匍有す」と言い換えられるものであろう。

以上のように、文王ないし文・武という特定の「人間」が受けた天命は、又同時に、「有周」即ち周邦(國)が受命したと考えられていたと思える。そうすると、この周邦の君が、現實に氏族的紐帶をもって世襲されていた以上、周邦が天命を受けたという考え方は、この血統による世襲制と結びつけられ、こうして「天命の膺受」者即ち「上下」祭祀の主體者と、「萬邦」の膺受者としての地位は、周邦の君の世襲する道が開かれていたのではないかと思われるのである。[4]

1 王國維「毛公鼎銘考釋」『觀堂古金文考釋』、一九一六年序、所收。

2 王引之『經傳釋詞』卷三に「有、語助也、一字不成詞、則加有字、以配之、若虞夏殷周皆國名、而曰有虞・有夏・有殷・有周是也、推之他類、亦多有此、故邦曰有邦、家曰有家」とある。しかし、「周」一字があれば、それをすぐに國名としてよいか問題で、むしろ金文に習見する「王在周」の「周」は、鎬京說、岐山說などがあるが、普通國名とは解釋しえないものである(陳夢家「西周金文中的都邑」「西周銅器斷代(二)」考古學報第十冊、一九五五年、など參照)。國名や政府所在地など、「周」一字の意味するものの分析は別途に必要であるが、ここでは、受命したのが「殷」・「周」でなく、「殷」・「有周」とある點に注目しておきたい。

3 この他、「周書」には、大誥に「天休于寧王、興我小邦周」(天、寧王を休みし、我が小邦周を興す)、多士に「肆爾多士、非我小國敢弋殷命」(肆に爾多士よ、我が小國敢えて殷命を弋(と)るにあらず)、多方に「乃惟有夏圖厥政、不集于享、天降時喪、有邦間之」(乃ち惟れ有夏、厥の政を圖(す)て、享を集めず、天、時の喪を降し、有邦之に間(かわ)れり)とあり、「小邦周」、「小國」、「有邦」とあって、夏・殷・周の王朝革命の事が邦國單位で述べられている。

4 ところで、ここに擧げた「周書」召誥の性格について、以上の點から私見を述べてみたい。召誥には召公(又は周公)が成王に對し、「嗚呼、皇天上帝改厥元子、茲大國殷之命」に始まって、「有夏」・「有殷」の受命、歷年、墜命の事が繰り返し述べられ、最後に「能祈天永命」で終り、比較的周初の作と言われる「周書」五誥の中でも、特に邦國と受命の關係が强調されている。そこで、その理由を考えてみると、この問題を換言すれば、この成王の立場と邦國の受命とに、どのような關係があるかという事になろう。それは、邦國の受命が血統による世襲主義と深く結びついているとすれば、成王の立場がこの點に特に結びつけられていたのではないかと思えるのである。つまり、成王は周邦の嗣として、周王朝の創建者文・武の後を、生まれながらに嗣ぐ事になったと考えられ、召誥中に「今沖子嗣」、「有王雖小、元子哉」と言っているように、彼の現實の政治手腕はなお未知數であって、現に、同時期に成立したと思われる洛誥において、成王は周公に對し、新邑洛において「四方」に對する政治をとるように、文・武を祭って命じているのである。よって、成王の立場は、特に血統による世襲制と結びついた周邦の受命にこそ求められたのではないかと思えるのである。「有夏」、「有殷」という邦國の受命が繰り返し述べられているのも、この點にあったのではないだろうか。白川靜氏(「尙書洛誥解」說林第三卷八號、一九五一年、「周初の對殷政策と殷の餘裔(上)―特に召公の問題を中心として―」立命館文學第七九號、一九五一年)は、成王は殷の墜命を直接に承けている事、又、周王朝の正しい意味での成立は、成王が中土の新大邑に即位の大禮を行なった時としている。本稿で見て來たように、周王朝が文王の「天命の膺受」と武王の「四方の匍有」の二つを以て成立したと、成・康時代に考えられていたとすると、この兩者を最初から兼ね備える事になったのは成王に始まるであろう。その意味からして、確かに周王朝の正しい意味での成立は、成王にあったと言えるであろう。ただ、召誥における成王の受命の强調は、成王の立場を考えると、邦國の受命が、周邦の受命と世襲主義の結びつきを意味していた點に注目したい。文・武死後の混亂期については、周公即位說など古來問題が多いが、召誥における「受命」の强調に對し、洛誥には、文・武の强調とともに(文・武のもつ意味については、第一章注29參照)、周

四四三～四四四

公に現實の「四方」政治の實權をゆだねた事が述べられており、召誥と洛誥は、當時の周王朝の權力構造を示す對照的性格を示しているのではないかと思える。これらの問題については、稿を改めて論じたい。

四　「天命の膺受」者から「四方の匍有」者へ（天子から王へ）

最後に、周王朝の君主のもつ「天命の膺受」者と「四方の匍有」者という二つの立場の內、この「天命の膺受」者としての地位が、周王朝の君主たる權威の正當性を表示する、公的な卽位儀禮の中で、どのようにして繼承されていたのかを見てみたい。

周王朝の王位繼承儀禮を傳えるものは、金文には殘念ながら見えない。よって、王國維が「古禮經既佚、後世得㆑考㆓周室一代之大典㆒者、惟此篇而已」とする「周書」顧命に見てみたい。[1] 顧命は成王が死んで、子の康王釗が卽位する時の事を記すものとされる。その、成王死後に行なわれた王位繼承儀禮を見ると

……大保承㆓介圭㆒、上宗奉㆓同瑁㆒、由㆓阼階㆒隮、太史秉㆑書、自㆓賓階㆒隮、御㆑王册命、曰、皇后憑㆓玉几㆒、道㆓揚末命㆒、命㆘汝嗣㆑訓、臨㆓君周邦㆒、率㆓循大卞㆒、燮㆓和天下㆒、用答㆗揚文武之光訓㆖。王再拜、興、答曰、眇眇豫末小子、其能而亂㆓四方㆒、以敬㆓忌天威㆒、乃受㆓同瑁㆒、王三宿、三祭、三咤、……

とある。ここの、太史が「王（康王）に御いて册命す」以下、「皇后、玉几に憑りて」より「用て文・武の光訓に答揚せよ、と命ぜり」までは、康王に對する册命文である。その特色を見ると、

1　前の王（成王）の「末命」卽ち遺言として、それを根據として命じている事

2　「臨㆓君周邦㆒」（周邦に臨君せよ）と、「燮㆓和天下㆒」（天下を燮和せよ）と、「周邦」と「天下」の二つの支配權が命じられている事

3　文・武路線の繼承を命じている事

などがある。今、ここで問題にしている天命について見ると、この册命文の中に、天命のことは觸れられていない。しかし、册命が終った後、今度は「王再拜し、興ちて、答えて曰く」以下、「眇眇たる豫末小子」より「以て天威を敬忌せん」までは、康王の命書に對する答辭である。この中で、康王は命書に答えて、「其能而亂㆓四方㆒、以敬㆓忌天威㆒」（其れ能くして四方を亂め、以て天威を敬忌せん）と返答しているが、この「四方を亂め」は「四方の匍有」者として、「天威を敬忌せん」は「天命の膺受」者として、それぞれ答えたものと思われ、つまり、この王位繼承を命じた册命に對する、「答曰」以下の康王の短い公的な答辭の中に、第一章に述べた周王朝の君主のもつ、「天命の膺受」者と、「四方の匍有」者という二つの立場が表現されているのである。このように、康王の命書に對する公的な答辭の中で、「敬㆓忌天威㆒」と答えているように、この時、康王は既に天命を受けていたと考えられる。しかし、これ以前の記述には、特に天命を受ける儀式は見られない。そこで、どの時點で天命を受けたとしたのか、更に檢討してみたい。

この康王に對する册命文の中で、先ず「周邦に臨君せよ」とあり、次いで「天下を燮和せよ」とあって、「周邦」と「天下」とに對する二つの支配權が命じられていた。この「燮㆓和天下㆒」の「天下」という言葉は、安部健夫氏や山田統氏が詳しく述べるように、[2] 現存西周金文には見當たらず、ここの康王の答辭中にある「亂㆓四方㆒」の「四方」という言葉の方が、本稿でも見たように、西周金文には一般に使用されていた。卽ち、先の大盂鼎銘所載の王の命書に、所謂、武王が殷を破って天下を統一した事を「武王……匍㆓有四方㆒」とあったし、又、その命書の下文に「王曰、…

…〓㆓我一人㆒、登㆓四方㆒」（王曰く、……我が一人を〓け、四方に烝たらしめよ）とあるのも、「四方」の支配者、卽ち天下の支配者である自分を助けるように盂に命じているのである。よって、ここの「燮㆓和天下㆒」の「天下」は、むしろ、この命書に對する康王の答辭中にある「四方を亂めん」の「四方」の意にとるのが正しいだろう。この康王が支配を命じられている「周邦」と「四方」（天下）との對置については、既に山田氏が、大克鼎銘の「保㆓辥周邦㆒、畯尹㆓四方㆒」（周邦を保んじ辥め、畯く四方を尹す）や、彔伯𢦏毀銘所載の命書にある「自㆓乃祖考㆒、有㆑勞㆓于周邦㆒、佑㆓闢四方㆒」（なんじの祖考より周邦に勞あり、四方を佑け闢き）、師訇毀銘所載の命書にある「皇帝亡㆑斁、臨㆓保我厥周雩四方㆒、民亡㆑不㆓康靜㆒」（皇帝斁うなく、わがその周と四方とに臨み保んじ、民、康靜せざるなし）などを例として擧げて、「當時の國は、なおより多く領土をもつ國ではなく、城壁にかこまれた都邑がすなわち國であったが、そのような周邦、あるいはその周邊のいわゆる王畿の地をふくむ周に對して、他を四方といっているのであろう」と述べている。[3] この「四方」の意は、直接には、周王朝の君主のもつ「四方の匍有」者としての性格に關してくるが、「周邦」に對して外國を指したと思え、所謂、內服に對する外服に相當するものだろう。例えば、郭氏が成王時代の作とし、松丸氏が成周工房の作器ではないかとしている令彝銘（兩周錄二ウ～三オ）[4] に、王命を受けた「周公子明保」が、成周において「舍㆓三事令㆒、眔㆓卿事寮㆒、眔㆓諸尹㆒、眔㆓里君㆒、眔㆓百工㆒、眔㆓諸侯侯甸男㆒、舍㆓四方令㆒、既咸令」（三事の令を舍く、卿事寮と諸尹と里君と百工とともにす、諸侯たる侯・甸・男とともに、四方の令を舍く、既に咸く令す）とあり、この「周公子明保」が命令を出した「三事」に對する「四方」とは、「諸侯の侯・甸・男」に當たっている事が分かっている。そして、この「四方」に當たる「諸侯の侯・甸・男」とは、又「周書」酒誥に「王曰、封、……越㆓在外服㆒、侯甸男衞邦伯、越㆓在內服㆒、百僚庶尹惟亞惟服宗工越百姓里居、罔㆓敢湎㆒于酒㆒」（王曰く、封よ、……外服に越ては、侯・甸・男・衞の邦伯、內服に越ては、百僚・庶尹と亞と服と宗工越び百姓・里居、敢て酒に湎ること罔し）とある、內服に對する外服の「侯・甸・男・衞の邦伯」に當たっている事は、既に諸家によって指摘された事である。[5] 又、この康王が顧命の卽位儀禮の後、康王之誥の中で、太保と畢公の率いる「西方諸侯」と「東方諸侯」とに對し卽位を誥げて「王若曰、庶邦侯甸男衞」（王若く曰く、庶邦の侯・甸・男・衞よ）と呼びかけているが、康王が「四方」（天下）の支配者として卽位した事を誥げた相手とは、令彝銘や酒誥に言う王畿・「內服」に對する「四方」・「外服」の、東・西諸侯の「庶邦の侯・甸・男・衞」であった事は、「四方の匍有」者の性格と關連して注目される。本稿では「四方の匍有」者について言及しなかったが、この周初よりの內・外服の存在は、周が克殷による「四方の匍有」後に、從來の宗周（鎬京）に對し、新たに「四方」政治の中心として、東土に成周（洛陽）を建設した意味も、基本的には、この「周邦」と克殷後の「四方」とに對する王權の二重構造から考えられるのではないかと思われるのである。

そこで、この顧命册命文に見える二つの支配權を、金文に照らしてみると、先に山田氏が例として擧げ、前にも見た郭氏が厲王時代の作とする大克鼎銘に、臣克が周王朝の君主に對し、その支配權の永續を願って「克曰、……丕顯天子、天子其萬年無㆑疆、保㆓辥周邦㆒、畯尹㆓四方㆒」（克曰く、……丕顯なる天子、天子其れ萬年疆りなく、周邦を保辥し、畯く四方を尹めんことを）とあったが、これと顧命册命文とを比較してみると、克鼎銘の「周邦を保乂せよ」が顧命册命文の「周邦に臨君せよ」に當たり、克鼎銘の「四方を尹めよ」が顧命册命文の「天下（四方）を燮和せよ」に當たるであろう。このように、顧命册命文で新しい周王朝の君主に命じられている「周邦」と「四方」（天下）とに對する二つの支配權は、西周後期の金文にその證を見る事が出來るのである。この事と、周初以來の內・外服の存在を考えてみると、周王は內服（王畿の內）と外服（邦君諸侯の領域）と、卽ち內なる「周邦」と外なる「四方」とに對する二つの

支配權を、周初より行使したのではないかと思われる。この事は、「周邦」がそのまま擴大して、「周邦」の君のまま「四方」（天下）を支配したのではない事を意味しているであろう。

そこで、このように周王朝の君主が、「周邦」と、「四方」（天下）とに對する二つの支配權を命じられていたとすると、前章で述べた、周王朝の君主のもつ「天命の膺受」者としての地位が、「周邦」の受命という考え方によって、世襲主義と深く結びつけられていたのとを合せ考えてみるとどうなるであろうか。卽ち、それは、この顧命の册命文において、先ず「周邦に臨君せよ」と「周邦」の君となる事を命じられた時、「周邦」が受命していると考えられているのであるから、その時點で、彼は「天命の膺受」者、つまり「上下」祭祀の主體者と、「萬邦」の膺受者になったと思われる。そして、次いで、「天下（四方）を燮和せよ」と「四方」（天下）の支配者となる事を命じられた時、「四方の匍有」者になったのであろう。つまり、この册命文の中で、「天命の膺受」について觸れられてはいないが、「周邦」の君となる事によって、彼は「天命の膺受」者としての地位を受け繼いだと思われる。このように見て來ると、周王朝の君主は、「周邦」と「四方」とに對する二つの支配權を命じられる事によって、「周邦」の支配者が卽ち「天命の膺受」者となるのであるから、「天命の膺受」者から「四方の匍有」者へと、順次その位についたと思える。そして、それを言い換えれば、先ず「天命の膺受」者、卽ち「天子」となり、少し間を置いて、次に「四方の匍有」者、卽ち「王」となったと言う事が出來るのではないかと思われるのである。(6)

1　王國維「周書顧命考」『觀堂集林』卷一。

2　安部健夫『中國人の天下觀念―政治思想史的試論―』東方文化講座第六輯、一九五六年。山田統「天下と天子」『國學院大學紀要特集號、國體論纂』上卷、一九六三年、所收。

3　山田氏前掲論文、一五七頁。

4　松丸道雄、一九七六年十一月、史學會大會報告、プリント。

5　白川靜『金文通釋』第六輯、一九六四年、令彝の條、二九四―五頁、貝塚茂樹「周代の土地制度」史林第四九卷第四號、一九六六年、伊藤道治『中國古代王朝の形成―出土資料を中心とする殷周史の研究―』創文社、一九七五年、「附錄、三、參有嗣考」三二一―三頁、など。

6　『續漢書』禮儀志下の大喪の條に、新皇帝が卽位の際、先ず天子の位に卽き、次に皇帝の位に卽いているのは、これと同じ原理の上にあるのかもしれない。西嶋定生「漢代における卽位儀禮―とくに帝位繼承のばあいについて―」『榎博士還曆記念東洋史論叢』山川出版社、一九七五年、參照。

おわりに

本稿の要旨をまとめてみると、周王朝の創建は、西周前期の青銅器銘文所載の王の誥文や命書に卽して見ると、「文王の天命の膺受」と「武王の四方の匍有」（克殷）との二つをもって說かれていた。この二つを換言すれば、神祕的な天命を受けたということと、現實的な權力で「四方」を支配したということの二つを意味しているであろう。それが、後期の王の命書になると、周王朝の創建は、文王と武王との功績が一つに合わされて、「文・武の天命の膺受、四方の匍有」となり、又、「四方の匍有」に當たる部分は缺落して、「文・武の天命の膺受」となる場合もあった。いずれにしても、それらは前期にいう文王と武王の功績の合一によって生じたものである。

よって、西周史の最も重要な史料である青銅器銘文から判斷すると、從來の考え方のように、周王朝の創建の根據として、文王ないし文・武の「天命の膺受」だけを取り上げるのは、「文王の天命の膺受」と並置される「武王の四方の匍有」を見落としたか、又は「文王の天命の膺受、武王の四方の匍有」へ、そして「四方の匍有」が缺落して「文・武の天命の膺受」となる結論だけを取り上げたもので、元來武王の功績に比定された「四方の匍有」を見落としたものと言わざるをえない。(1)

このように、周王朝の創建は、從來の考え方のように「天命の膺受」だけでなく、「天命の膺受」と「四方の匍有」との二つで以て說かれたものであった。そしてそれは、元來、文王と武王との功績として、それぞれ比定されたものであったのである。

そこで、成・康時代より、周王朝の創建が「天命の膺受」と「四方の匍有」との二つを以て公的に說かれて來たとすると、文・武の後繼者、卽ち周王朝の君主は、「天命の膺受」者としての立場と、「四方の匍有」者としての立場と、この二つの立場を文・武より基本的に受け繼いだものと思われる（周王朝の君主の二面性）。(2)

又、周王朝の君主のもつ、この「天命の膺受」者と「四方の匍有」者との二つの立場と、周王朝の君主がもっていた「天子」と「王」という、周王朝の君主の性格を表わす二つの稱號とを考え合わせる時、どのようなことが言えるであろうか。

それは、卽ち、神祕的な「天命の膺受」者が一般に言う「天子」ならば、周王朝の君主が、現實の權力關係を示す臣下に對する册命の冒頭で常に「王」と稱し、決して「天子」とは稱していないことなどからしても、もう一方の現實的な「四方の匍有」者が「王」ではなかったかと考えられるのである。この問題は、文王と武王とによる周王朝の創建から、周王朝の君主に「天命の膺受」者と「四方の匍有」者との二つの立場が考えられた時、豫期しないことであったが、周王朝の君主のもつ「天子」と「王」の二つの稱號とが自然に結びついたものである。

次に、周王朝の創建の根據として擧げられる文・武の「天命の膺受」と「四方の匍有」の內、元來文王の功績に比定された、この神祕的な「天命の膺受」とは、又、「文王……匍有上下、迨受萬邦」（史墻盤銘）とも言い換えられるものであった。そこで、このことと、元來武王の功績に比定された現實的な「四方の匍有」とを考え合わせてみると、周王朝の創建は「文王の上下の匍有」と「武王の四方の匍有」という、「上下」・「四方」の對語で說かれるものではなかったかと思われる。よって、文・武を受け繼いだ、卽ち周王朝の君主は、「上下」と「四方」とをそれぞれ全體的に秩序だてる者としての立場を受け繼いだとも言うことが出來るであろう。

そこで、これらの構造を背景として、「天命の膺受」者としての具體的內容を、金文や「周書」に例を取りながら把握してみると、この「匍有上下」の「上下」とは、神意に關係し、祭祀對象であることが明らかであったし、又、「迨受萬邦」の「受く」とは、「受民・受疆土」（大盂鼎銘）の「受く」と同じく、天より受けたものであったと考えられる。つまり、「天命の膺受」者とは、「上下」祭祀の主體者であり、又「萬邦」（又は「民」と「疆土」）を合わせて天より受けた者、であったと思えるのである。

これらの周代における〝受命〟者としての具體的內容の追求は、從來あまりおこなわれてこなかった。今、中國古代史の最初期に屬する周王朝の〝受命〟者の具體的內容がこのようなものであったとすれば、秦・漢時代以降の〝受命〟者の性格とどのように關係してくるのか、今後の問題であろう。(3)

次に、この「天命の膺受」者としての地位の繼承は、周初より「周邦」の〝受命〟という考え方によって、「天命の膺受」と血統による世襲主義とが結びつけられ、「周邦」の君が「天命の膺受」者としての地位を世襲する道が開かれていたと思われる。

そして、この「天命の膺受」者としての地位の繼承を、具體的な王位繼承儀禮（「周書」顧命）の中で見てみると、〝受命〟のための特別の儀式は見當たらない。しかし、新たに卽位する王に對する册命文に對象をしぼって見てみると、この册命文の中で、彼は前王の遺言として、「周邦」と「四方」（天下）とに對する二つの支配權を命じられていた（王權の二重構造）。そうすると、彼は、先ず「周邦」の君となることを命じられた時、これに先の「周邦」の〝受命〟という考え方をあてはめてみると、彼は「周邦」の君となると同時に、「周邦」が〝受命〟しているのであるから、彼は「天命の膺受」者になったと思える（世襲主義との結合）。次いで「四方」（天下）の君となることを命じられた時、「四方の匍有」者になったのであろう。そして、「天命の膺受」者が「天子」であり、「四方の匍有」者が「王」であるならば、彼は「周邦」の君となることによって先ず「天子」となり、次いで「四方の匍有」者となることによって「王」となったといえるであろう。

もしそうであるとすれば、顧命にある册命後に行なわれた儀禮の内容も、この二つ、つまり、「周邦」の君卽ち「天命の膺受」者（天子）と、「四方の匍有」者（王）との二つに分けて整理出來るものではないかと思える。今後、「四方の匍有」者の性格の追求と合わせ、更に調べてみたい。[4]

以上のように、本稿では、周王朝の君主のもつ「天命の膺受」者と「四方の匍有」者という二つの立場の内、「天命の膺受」者の性格についてしか言及しえなかった。今後、もう一方の「四方の匍有」者の性格と合わせ、これらの構造を生み出す政治的、又は精神的意味や、これらに對應するさまざまな問題について（又同時に、金文の作銘主體やその製作過程、金文と『書』との關連などの問題も含めて）、更に研究してみたい。

四五三〜四五四

そして、本稿で見た、これらの周王朝の君主權の構造は基本的なものであり、これを骨組みとして、逆に、その時その時の時代に應じた政治情勢をつかむ必要があると思う。例えば、この周王朝の君主權に、これらの構造が基本的に考えられるとすれば、周王朝成立時の過程を傳えるといわれる、特に「周書」召誥と洛誥とに表れた内容は、どのように理解されるものであろうか。

召誥では、成王（特に「天命の膺受」者として）に對し天命の永續が强調されている。しかし、そこには「天命の膺受」のことが述べられているのにもかかわらず、文王ないし文・武の〝受命〟のことが一カ所も述べられてなく、かわりに世襲主義と結びついた邦國の〝受命〟のことがくりかえし强調されている。このことは、血統によって「周邦」の君を嗣ぎ、文・武を世襲した成王の立場から注意されるであろう。一方、洛誥では、成王（特に「四方の匍有」者として）が、成周において「四方」政治の實權を周公に委ねているが、そこでは召誥と對照的に、王朝の創建者文王・武王のことがくりかえし强調され、文王・武王を祭って周公にその位を與えている。これらのことは、成王と周公の置かれた立場、「周邦」と天命思想の結合、「四方」支配と王朝の創始者文王・武王の關係など、「上下」と「四方」、逆に言えば周王朝の政治構造をよく示しているように思えるのである。又、周公卽位說の問題も、このような君主權の構造、又はその形成過程を背景として論じられるべきものであろう。

更に、西周時代を中心として見て來た、この周王朝の君主權に、これらの構造が基本的に考えられるとすれば、東周時代（春秋時代〜）に入って周王室の弱體化と「四方」諸侯の隆盛とともに、「四方」支配に關してどのような現象が見られるであろうか。

周王と「四方」諸侯との間を秩序だてるこの君主權の構造を、東周時代（春秋時代〜）の「四方」諸侯の上に置いてみた場合、そこからどのようなことが分かるか興味がある。そうすることによって、東周時代（春秋時代〜）に入って、實際に南・北で周の諸侯を集める、部分的な「四方の匍有」者となった〝侯伯〟と、ともすれば見のがしがちな「四方」諸侯を一つに結びつけている周王室の機能との關係もより明確になると思えるのである（前にも述べたように、『左傳』僖公九年の條に、〝侯伯〟である齊の桓公が諸侯を葵丘に集めた時、周王室が桓公に「文・武の胙」を賜っているのは示唆的である。この例は、諸侯を集めることに關して、楚の成王・越王勾踐・秦の孝公・惠文君にも見られる）。

そして最後に、巨視的な展望を許されれば、周王朝の君主の君主たる根據と、母なる周王朝から生み出されてゆく秦、そして漢帝國のそれとは、いかなる結びつきがあったのであろうか。歷史の重みを感じるのであるが、これらの問題をも含みながら、一つ一つについて更に詳しく考察を加えてみたい。本稿は、私にとって、中國古代史研究の最初期のものである。

1 「周書」洛誥の最後の部分に「惟周公誕保文武受命、惟七年」とあるが、これは本稿で述べたように、文・武が天命を受け、四方を匍有してより七年、卽ち、武王の「四方の匍有」（克殷）の部分が省略されたものであろう。よって、克殷後七年、卽ち、成王五年のことを言っているものと思われる。この表現からして、この部分は西周中期以後の付加ではないであろうか。

2 なお、西周青銅器銘文で追ったのは、青銅器の製作年代によって、文・武を嗣いだ成・康時代以降であった。克殷時の武王時代に行なわれた革命の儀式や、その考え方については今後の課題としたい。

3 西嶋定生「皇帝支配の成立」『岩波講座・世界歷史』第四卷、一九七〇年、において、氏が前漢後半期に及んで見られる「皇帝」と「天子」の機能の内、「天子」の稱號について、蠻夷に對する場合と、祭祀に對する場合との二つを擧げているのは、これと關係して注目される。

4 册命後の顧命の儀禮が「乃受二同瑁一、王三宿、三祭、三咤、上宗曰饗」と、「太保受レ同、降、盥、以二異同一、秉レ璋以酢、授二宗人同一、拜、王答拜、太保受レ同、祭、嚌、宅、授二宗人同一、拜、王答拜」と、二つの儀禮に分けられるのは示唆的である。

四五五〜四五六

金文關係主要著錄類略號表

考古　呂大臨『考古圖』一〇卷、一〇九二年（自序）
博古　王黼等『博古圖錄』三〇卷、一一一〇年前後
歷代　薛尙功『歷代鐘鼎彝器款識法帖』二〇卷、一一四四年
續考古　佚名『續考古圖』一一六二年以後
嘯堂　王俅『嘯堂集古錄』一一七六年（跋）
復齋　王厚之（復齋）『鐘鼎款識』
西清　『西清古鑑』四〇卷、一七五一—二年（成）、（一七五五年刊）
寧壽　『寧壽鑑古』一六卷、一七八一年（成?）、（一九一三年刊）
續甲　『西清續鑑甲編』二〇卷、一七九三年（成?）、（一九一〇年刊）
續乙　『西清續鑑乙編』二〇卷、一七九三年（成?）、（一九三一年刊）
十六長　錢坫『十六長樂堂古器款識考』四卷、一七九六年（開雕）
積古　阮元『積古齋鐘鼎彝器款識法帖』一〇卷、一八〇四年
萃編　王昶『金石萃編』一六〇卷、一八〇五年（序）
求古　陳經『求古精舍金石圖』初集、四卷、一八一三年

四五七～四五八

金索　馮雲鵬・馮雲鵷『金石索』一二卷、一八二一年（開雕）
清愛　劉喜海『清愛堂家藏鐘鼎彝器款識法帖』一八三八年
懷米　曹載奎『懷米山房吉金圖』一八三九年。又、『文石堂重刊曹氏吉金圖』一八八二年（和刻本）
長安　劉喜海『長安獲古編』一八四〇年前後（刻）
筠清　吳榮光『筠清館金文』五卷、一八四二年
清儀　張廷濟『清儀閣所藏古器物文』一〇卷、一八四八年以後（成）、（一九二五年刊）
攈古錄　吳式芬『攈古錄』二〇卷、一八五〇年前後（成）
攈古　吳式芬『攈古錄金文』一八五〇年前後（成）、（一八九五年刊）
從古　徐同柏『從古堂款識學』一六卷、一八五四年以前（成）、（一八八六年刊）
敬吾心　朱善旂『敬吾心室彝器款識』一八五四年以後（成）、（一九〇八年刊）
二百蘭　吳雲『二百蘭亭齋收藏金石記』一八五六年（開雕）
志存　李光庭『吉金志存』四卷、一八五九年
攀古　潘祖蔭『攀古樓彝器款識』一八七二年
兩罍　吳雲『兩罍軒彝器圖釋』一二卷、一八七二年（序）
古籒　孫詒讓『古籒拾遺』三卷、一八七二年（成）、（一八八八年刊）
簠齋　陳介祺『簠齋吉金錄』（陳氏、一八八四年歿）、（一九一八年刊）
張叔未　張廷濟『張叔未解元所藏金石文字』一八八四年（序）

恆軒　吳大澂『恆軒所見所藏吉金錄』一八八五年
全上古　嚴可均『全上古三代秦漢六朝文』七四一卷、一八八七年
古文審　劉心源『古文審』八卷、一八九一年
綴遺　方濬益『綴遺齋彝器款識考釋』三〇卷、一八九四年（成）、（一九三五年刊）
愙齋　吳大澂『愙齋集古錄』一八九六年（成）、（一九一八年刊）
奇觚　劉心源『奇觚室吉金文述』二〇卷、一九〇二年
餘論　孫詒讓『古籒餘論』三卷、一九〇三年（敍）、（一九二九年刊）
陶齋　端方『陶齋吉金錄』八卷、一九〇八年
陶齋續　端方『陶齋吉金續錄』二卷、一九〇九年
移林　丁麟年『移林館吉金圖識』一九一〇年（重刊）
泉屋Ⅰ　住友家編・秦藏六解說『泉屋清賞』古銅器類一—三、一九一一—五年
國朝　王國維『國朝金文著錄表』六卷、一九一四年
周存　鄒安『周金文存』六卷、一九一五—二一年
遹林　孫詒讓『籒高述林』十卷、一九一六年
雙王　鄒安『雙王鉨齋金石圖錄』一九一六年前後
韡華　柯昌濟『韡華閣集古錄跋尾』一五卷、一九一六年前後（成）、（一九三五年刊）
夢郼　羅振玉『夢郼草堂吉金圖』三卷、一九一七年（序）

四五九～四六〇

殷存　羅振玉『殷文存』一九一七年（序）
夢郼續　羅振玉『夢郼草堂吉金圖續編』一九一八年（序）
永壽　高田忠周『永壽靈壺齋吉金文字』三卷、一九一九年（編者および刊年は高木文平「印章綜覧」による）
泉屋Ⅱ　濱田耕作『泉屋清賞』一九一九年（序）
大村　大村西崖『支那古美術圖譜』一九二三年
新鄭圖志　蔣鴻元等『新鄭出土古器圖志』初編・續編・附編、一九二三年
董盦　齋藤悅藏『董盦吉金圖』一九二四年
方氏　方子聽『定遠方氏吉金彝器款識』一九二五年
泉屋Ⅱ續　濱田耕作『泉屋清賞續編』一九二六年
夢坡　鄒壽祺『夢坡室獲古叢編』一二卷、一九二七年
寶蘊　容庚『寶蘊樓彝器圖錄』一九二九年
新鄭圖錄　關百益『新鄭古器圖錄』二卷、一九二九年
存佚表　容庚「西清金文眞僞存佚表」燕京學報第五期、一九二九年、八一一—八七六頁
有鄰　藤井善助『有鄰大觀』六册、一九二九—四二年
澂秋　孫壯『澂秋館吉金圖』一九三〇年
貞松　羅振玉『貞松堂集古遺文』一六卷、一九三一年
貞松補　羅振玉『貞松堂集古遺文補遺』三卷、一九三一年

三代表　王國維箸・羅福頤校補『三代秦漢金文箸錄表』八卷・補遺、一九三一年
大系　郭沫若『兩周金文辭大系』一九三二年
周漢　帝室博物館『周漢遺寶』一九三二年
頌齋　容庚『頌齋吉金圖錄』一九三三年
歐華　梅原末治『歐米蒐儲支那古銅精華』一九三三年
文選　于省吾『雙劍誃吉金文選』二卷、一九三三年
河南志圖　關百益『河南金石志圖』正編第一集、一九三三年
文錄　吳闓生『吉金文錄』四卷、一九三三年（跋）
武英　容庚『武英殿彝器圖錄』一九三四年
善齋金　劉體智『善齋吉金錄』一九三四年
白鶴　嘉納治兵衛『白鶴吉金集』一九三四年
刪訂泉屋　濱田耕作『刪訂泉屋淸賞』一九三四年
貞松續　羅振玉『貞松堂集古遺文續編』三卷、一九三四年
雙劍金　于省吾『雙劍誃吉金圖錄』二卷、一九三四年（序）
兩周　郭沫若『兩周金文辭大系圖錄攷釋』一九三五年、又、增訂新版一九五七年
十二家　商承祚『十二家吉金圖錄』一九三五年
貞松圖　羅振玉『貞松堂吉金圖』三卷、一九三五年

鄴初　黃濬『鄴中片羽初集』二卷、一九三五年
續殷存　王辰『續殷文存』二卷、一九三五年
海外　容庚『海外吉金圖錄』二卷、一九三五年
小校　劉體智『小校經閣金文拓本』一八卷、一九三五年（序）
曆朔　吳其昌『金文曆朔疏證』一九三六年
尊古　黃濬『尊古齋所見吉金圖初集』四卷、一九三六年
善齋器　容庚『善齋彝器圖錄』一九三六年
渾源　商承祚『渾源彝器圖』一九三六年
三代　羅振玉『三代吉金文存』二〇卷、一九三六年（序）
鄴二　黃濬『鄴中片羽二集』二卷、一九三七年
金村　梅原末治『洛陽金村古墓聚英』一九三七年
濬縣　孫海波『濬縣彝器』一九三七年
新鄭彝器　孫海波『新鄭彝器』一九三七年
頌齋續　容庚『頌齋吉金續錄』一九三八年
河南賸稿　孫海波『河南吉金圖志賸稿』一九三九年
著錄目　福開森『歷代著錄吉金目』一九三九年
鄭家　關百益『鄭家古器圖考』一二卷、一九四〇年

癡盦　李泰棻『癡盦藏金』一九四〇年
雙劍器　于省吾『雙劍誃古器物圖錄』二卷、一九四〇年
西淸拾遺　容庚『西淸彝器拾遺』一九四〇年
遺寶　梅原末治『河南安陽遺寶』一九四〇年
山東　曾毅公『山東吉金文集存・先秦編』三卷、一九四〇年（序）
讀詞　馬叙倫『讀金器刻詞』一九四〇年～。又、單刊本一九六二年
通考　容庚『商周彝器通考』一九四一年
癡盦續　李泰棻『癡盦藏金續集』一九四一年
靑山　梅原末治『靑山莊淸賞』古銅器篇、一九四二年
鄴三　黃濬『鄴中片羽三集』二卷、一九四二年
巖窟　梁上椿『巖窟吉金圖錄』二卷、一九四三年（序）
海外銅器　陳夢家『海外中國銅器圖錄』第一集、一九四六年
冠斝　梅原末治『冠斝樓吉金圖』三卷、一九四七年（序）
冠斝補　梅原末治『冠斝樓吉金圖補遺』一卷、一九四七年（序）
白鶴撰　嘉納治兵衛『白鶴吉金撰集』一九五一年
積微　楊樹達『積微居金文說』七卷、一九五二年
平凡　『書道全集』（平凡社）第一卷、一九五四年

楚文物　歷史博物館『楚文物展覽圖錄』一九五四年
楚器　安徽省博物館『楚器圖錄』一九五四年
全國　全國基本建設工程中出土文物展覽會工作委員會『全國基本建設工程中出土文物展覽圖錄』一九五五年
斷代　陳夢家「西周銅器斷代」㈠—㈥、考古學報第九册、一九五五年、同第一〇册、同年、同一九五六年第一—四期。
　又、單刊本『金文論文選』第一輯、一九六八年、所收
河出　『定本書道全集』（河出書房）第一卷、一九五六年
壽縣　安徽省博物館『壽縣蔡侯墓出土遺物』一九五六年
錄遺　于省吾『商周金文錄遺』一九五七年
通論　容庚・張維持『殷周靑銅器通論』一九五八年
故宮　國立故宮中央博物院聯合管理處『故宮銅器圖錄』一九五八年
五省　五省出土重要文物展覽籌備委員會『陝西・江蘇・熱河・安徽・山西五省出土重要文物展覽圖錄』一九五八年
積微餘　楊樹達『積微居金文餘說』二卷、一九五九年
銅玉　水野淸一『殷周靑銅器と玉』一九五九年
上村嶺　中國科學院考古研究所『上村嶺虢國墓地』一九五九年
山東文物　山東省文物管理處・山東省博物館『山東文物選集』一九五九年
日華　梅原末治『日本蒐儲支那古銅精華』一九五九—六四年
稿本　赤塚忠『稿本殷金文考釋』一九五九年（序）。又『中國古代の宗教と文化』一九七七年、所收

四六五～四六六

陝西　陝西省博物館・陝西省文物管理委員會『陝西省博物館・陝西省文物管理委員會藏青銅器圖釋』一九六〇年
竹石　三杉隆敏『竹石山房中國金石陶瓷圖鑑』一九六一年
泉屋新收　梅原末治『泉屋清賞新收編』一九六一年
古文物　人民美術出版『中國古文物』一九六二年
分類　中國科學院考古研究所『美帝國主義劫掠的我國殷周銅器集錄』一九六二年。又、覆刻改編本、陳夢家編・松丸道雄改編『殷周青銅器分類圖錄』一九七七年
通釋　白川靜『金文通釋』白鶴美術館誌第一—五二輯、一九六二—八〇年
侯家莊　梁思永・高去尋『侯家莊』第二—八本、一九六二—七六年
扶風　陝西省博物館・陝西省文物管理委員會『扶風齊家村青銅器羣』一九六三年
二玄　白川靜『金文集』一—四（書蹟名品叢刊）一九六三—四年
上海　上海博物館『上海博物館藏青銅器』一九六四年
觚形器　李濟・萬家保『殷虛出土青銅觚形器之研究』一九六四年
辛村　郭寶鈞『濬縣辛村』一九六四年
張家坡　中國科學院考古研究所『長安張家坡西周銅器群』一九六五年
周秦　黃公渚『周秦金石文選評註』一九六五年
平凡補　『書道全集』（平凡社）第二六卷・中國補遺、一九六六年
出光選書　杉村勇造『中國古銅器』（出光美術館選書3）一九六六年
爵形器　李濟・萬家保『殷虛出土青銅爵形器之研究』一九六六年
天理　『天理參考館圖錄』中國篇、一九六七年
朝日　水野清一『東洋美術』（朝日新聞社）第五卷・銅器、一九六八年
斝形器　李濟・萬家保『殷虛出土青銅斝形器之研究』一九六八年
熱海　箱根美術館・熱海美術館『箱根美術館・熱海美術館名品圖錄』第一集、一九六八年。又、改訂版、一九七三年
寧樂　中村準佑『寧樂譜』一九六九年
故宮選萃　國立故宮博物院『故宮銅器選萃』一九七〇年
鼎形器　李濟・萬家保『殷虛出土青銅鼎形器之研究』一九七〇年
新修泉屋　梅原末治『新修泉屋清賞』一九七一年
伍拾參件　李濟・萬家保『殷虛出土伍拾參件青銅容器之研究』一九七二年
新出土　『新中國出土文物』一九七二年
文革文物　出土文物展覽工作組『文化大革命期間出土文物第一輯』一九七二年
講談社　樋口隆康『中國美術』（講談社）第四卷・銅器・玉、一九七三年
故宮選萃續　國立故宮博物院『故宮銅器選萃續輯』一九七三年
講談故宮　關野雄他『故宮博物院』（講談社）一九七五年
松岡　松岡美術館『松岡美術館名品圖錄』一九七五年
古器選　文物出版社『中國古青銅器選』一九七六年

四六七

平凡上海　上海博物館『上海博物館—出土文物・青銅器・陶磁器—』（平凡社）一九七六年
白鶴英華　中村純一『白鶴英華』一九七八年
出光　出光美術館『中國古代の美術』一九七八年
廣西　廣西壯族自治區文物管理委員會『廣西出土文物』一九七八年
中日　巴納・張光裕『中日歐美澳紐所見所拓所摹金文彙編』一九七八年
黑川　黑川古文化研究所『中國古代青銅器展觀』一九七九年
陝西出土　陝西省考古研究所・陝西省文物管理委員會・陝西省博物館『陝西出土商周青銅器』（一）一九七九年

あとがき

本書に收められた六篇の論文のうち、五篇はすでに發表ずみのものである。卽ち、

松丸第一論文――『東洋文化研究所紀要』第七二冊、一九七七年三月刊、所收。

松丸第二論文、武者論文、高山論文、豐田論文――『東洋文化』(東洋文化研究所東洋學會、東大出版會刊)第五九號〝特集・西周金文とその國家〟、一九七九年三月刊、所收。

がこれである。持井論文、及び松丸「序說」は、新稿である。既發表論文五篇については、殆ど誤植を修正した程度の變更しかないが、松丸第一論文に「附論・金文中の反轉文字について」を書き加え、豐田論文については、「はじめに」と「おわりに」を書き改めた。

松丸の所屬する東京大學東洋文化研究所において、松丸が班主任を務める「西周時代史の綜合的研究班」があり、又、別に大學院ゼミ「殷周青銅器銘文研究」が行なわれている。近年の中國では、周知のように、考古學上の空前ともいえる大發見が相いついでおり、西周青銅器についても、もとより例外ではない。このことは、從來の青銅器ないし銘文研究を根本的に見直すことがせまられることにもなった。前記研究會およびゼミナールでは、そういった觀點から、青銅器銘文研究を行なってきたが、そのなかから、次第に共通の認識を持ちうるに至ったのであり、その結果生れ出たのが、ここに收錄しえた諸論文である。雜誌『東洋文化』が極く少部數しか印行されないために、ここで特集號として編まれたものを改めて單行書の形として再刊することは、これまでも幾度か行なわれてきたが、本特集號についても、東京大學出版會から慫慂をうけたのを機に、前記のような補訂を行なって、このような形の論文集として刊行することとした次第である。尙、英文要旨作製については、甲骨金文研究の專門家である、カナダのブリティッシュ・コロンビア大學助教授・高嶋謙一氏を煩わせた。記して感謝の意を表わしたい。

編者

四六九～四七〇

BRONZE CULTURE AND THE WESTERN CHOU STATE

edited by

Michio MATSUMARU

UNIVERSITY OF TOKYO PRESS

First Edition, 1980
Printed in Japan

CONTENTS

INTRODUCTION

by

Michio MATSUMARU

The Western Chou period is characterized by the particular way in which the bronze culture had developed. Although the bronze technologies of the Western Chou period continued in the tradition of the already-perfected technology of the end of the Yin period, the utilitarian aspect of the bronze vessels themselves had changed clearly to a kind of instrument for the formation of the control mechanism of the Western Chou polity. That is, the bronze vessels had come to play an important role in regulating the relationship between the Chou Royal House and its feudal vassals, as well as that between the feudal vassals and their subjects. This point must, therefore, be kept in mind in analyzing the Western Chou bronze vessels and the frequently long inscriptions that were cast inside them. Past researches on the bronzes carried out by archaeologists and art historians tended to analyze the bronzes as they were, while there was a comparatively small amount of research which tried to aim at understanding the state structure by employing the kind of studies done by the archaeologists and art historians. The six studies contained in this volume are made from such vantage points as history, archaeology and intellectual history, yet they all have in common their attempt to probe and dissect the Western Chou state organization. This latter point is the rationale for the title of this book.

BRONZE FOUNDRY IN WESTERN CHOU: PROLEGOMENA TO THE STUDY OF CHOU BRONZE INSCRIPTIONS

by

Michio MATSUMARU

Introduction: Whether the composers of bronze inscriptions produced their work from the standpoint of their king or from that of the vassals is a question which has not received adequate attention from the specialists. An expression such as "So and so made (this) precious vessel" (某作……障彝), found in many inscriptions, might suggest that the composer wrote the entire inscriptions from standpoint of the vassals. However, where we examine the content of the inscriptions, we find that they may also be understood as having been written from the standpoint of the king. The solution to this problem has important implications for the use of bronze inscriptions as an historical source.

Chapter 1 discusses an example of an inscription which was actually revised by a feudal lord. When we compare in detail the inscriptions of *Huan-yu* 睘卣 and *Huan-tsun* 睘尊 thought to have been unearthed during the Tao-kuang 道光 period (1821-1850), we are led to believe that the composer of the *Huan-tsun* inscriptions, *tso-ts'e Huan* 作册睘, was dissatisfied with the content of the *Huan-yu* inscription, and thus himself altered the text. This strongly suggests that the *Huan-yu* inscription, the content of which was not acceptable to a vassal, was made by the royal side. When we further take into consideration the epigraphic shape of the characters and the shape of the vessels, we will be led to conclude that the *Huan-yu* was made in a royal bronze workshop and the *Huan-tsun* in the workshop of *Huan* himself.

Chapter 2 discusses an example of an inscription which was in fact modelled after a royal bronze. The new insight obtained in Chapter 1 —that the vassals could have engaged in the business of bronze foundry— gives us another perspective from which to study the inscriptions. In

the case of *Shih-yüan-kuei* 師𡩜𣪘 No. 1 and No. 2 (unearthed in 1963 in Wu-kung-hsien, Shen-hsi 陝西武功縣), No. 2 was made by the royal side and then handed over to *Shih-yüan*, while No. 1 may be considered a copy of No. 2 by someone who could not write. Naturally this would imply that No. 1 was made in the workshop of *Shih-yüan*.

Chapter 3 attempts a classification of the Western Chou bronzes and discusses the problems involved in such an attempt vis-à-vis the problem of authenticity. The result of the studies made in Chapters 1 and 2 would suggest that there are many other inscriptions which were composed by Western Chou vassals, and this possibility is in this chapter set up as a working hypothesis to establishing "vassal bronzes" as a separate category. Past studies on the question of authenticity have been aimed at classifying bronzes as either authentic or inauthentic; however, they have always been fraught with the difficulty of establishing a principle of classification itself. The research presented in this chapter would imply that Dr. N. Barnard's "Inconstancy of Characters", proposed as the criterion of authenticity, has to be modified in its application. Similarly, the new hypothesis seems to explain the various reasons why the question of authenticity was led into confusion.

Chapter 4 takes up the question of the methods used for bronze casting, in particular of the relationship between the inscriptions and the "spacers", the small bronze fragments used between the "core" and "outer moulds" to maintain space. We have discussed in Chapter 3 the methodological inadequacies of past studies on the question of authenticity, but still face the task of establishing a method by which to distinguish the bronzes and their inscriptions made in Yin and Chou times from those made thereafter. The author has been concerned with the techniques employed in bronze casting of the periods mentioned and has in this work paid particular attention to the relationship between the spacers and the inscriptions. It follows that, whenever a definite relationship can be established between the two suggesting their contemporaneity, we may consider that the inscriptions were cast according to the technique then available. The bronze vessels exhibiting such a mutual relationship could not have been forged later, and this sort of

approach should prove effective in distinguishing the bronzes made in Yin and Chou times from those made thereafter.

Conclusion: The formulaic expression of many of the Western Chou bronze inscriptions suggests that the inscriptions as well as the vessels were made by the feudal lords; but nevertheless, we are led to conclude that the inscriptions were drafted by the historiographers of the Chou Royal House, since they contain elements consonant with the interests of this ruling group. Apart from these inscriptions, there are some inscriptions which were drafted by the feudal lords. To understand the general nature of individual inscriptions while keeping these two different kinds of inscriptions separate ought to be recognized as the first step in using them as historical data. At the same time, it suggests that the bronzes thus created gave expression to the indivisible political, religious and economic relationships which obtained between the royal house and its feudal lords. The bronze culture uniquely developed in ancient China had just such a multi-dimensional historical background.

THE BRONZE VESSELS PRODUCED BY WESTERN CHOU FEUDAL VASSALS: PROLEGOMENA TO THE STUDY OF CHOU BRONZE INSCRIPTIONS, PART II

by

Michio MATSUMARU

Introduction: My purpose in writing this article has been to provide further arguments for my previous paper entitled "Bronze Foundry in Western Chou" (*The Memoirs of the Institute of Oriental Culture*, No. 72, 1977, pp. 1-128). In Chapter 3 of the said paper, I have set up as a working hypothesis the existence of a group of "vassal bronzes". The present article discusses how this working hypothesis may in fact be substantiated.

Chapter 1 examines the four bronzes—namely, *Mai-tsun* 麥尊, *Mai-i* 麥彝, *Mai-ho* 麥盉 the existence of which has been known since the Ch'ien-lung 乾隆 period (1736-1795), and *Mai-ting* 麥鼎 which has been known since the middle of the 19th century. As a result of comparative study of the inscriptions, coupled with a comprehensive examination of the vessel shapes, epigraphical aspects and others, it has been made clear that the inscriptions themselves were written to *Mai* 麥 by and from *Ching-hou's* 井侯 own point of view someone affiliated with him.

Chapter 2 examines the relationship between the four *Mai* inscriptions and *Chou-kung-kuei* 周公毁 as well as *Chih-p'an* 征盤 which bear similarities with the *Mai* inscriptions in terms of content. The relationship between the four *Mai* inscriptions and *Ling-tsun* 令尊 as well as *Ling-i* 令彝 which bear similarities with the *Mai* inscriptions in terms of vessel shape is also examined in conjunction with the discovery sites of these bronzes. As a result of these examinations, the existence of a bronze foundry in Lo-yang as early as the beginning of Chou has become a certainty and, apart from this, that of a bronze foundry belonging

directly to *Ching-hou* has also become a virtual certainty. This chapter also presents a hypothesis that *Mai-tsun* and *Mai-i* were made in the Ch'eng Chou 成周 foundry of Lo-yang and that *Mai-ho* and *Mai-ting* were made in the *Ching-hou* foundry. The existence of vassal bronzes has in this way been verified.

Conclusion: Based on the analyses presented above, the concluding chapter discusses the historical significance of the bronze making by the Chou vassals in the Western Chou period and also in what way does such an activity throw light on the difference of characteristics between the vassal bronzes and the royal Chou bronzes.

THE CHOU BRONZE FOUNDRY IN CH'ENG CHOU 成周: A STUDY OF THE CLAY-MOULDS UNEARTHED IN LO-YANG 洛陽

by

Yasutaka MOCHII

Introduction: Where were the Western Chou bronzes made? A large number of bronzes found throughout China seems to have been made in only a limited number of bronze foundries. Among these, the two Royal Chou foundries located in Tsung Chou 宗周 and Ch'eng Chou are believed to have produced the most with technically the highest standards. The archaeological remains that would substanciate the existence of the Tsung Chou bronze foundry complex are found in Ma-wang-ts'un 馬王村 in Ch'ang-an-hsien, Shen-hsi 陝西長安縣. However, the clay-mould fragments unearthed in Ho-nan's Lo-yang City—considered to have been the site of Ch'eng Chou— have been dated as belonging to the Yin times by Kuo Pao-chün 郭寶鈞 and others, the reporters of these finds. The purpose of this paper is to re-examine the date of these clay-mould fragments found in Lo-yang.

Chapter 1: This chapter discusses a piece of the clay-mould fragment found in 1954 in pit No. 4 situated in the eastern shore of the Chien river 澗水. Kuo Pao-chün and others dated this mould to the Yin period on the basis of their judgement that the motif of the mould was a *t'ao-t'ieh* 饕餮 mask. It is pointed out in this chapter, however, that the picture and the drawing of this mould as presented in the report do not suggest the motif of the *t'ao-t'ieh* mask; rather, they suggest a bird with a long coiled beak, like an elephant's trunk with the head turned back. Typologically, the bronzes with this motif should be dated to the period from the end of the early Western Chou to the beginnings of the late Western Chou.

Chpter 2 : This chapter examines a fragment of the clay-mould excavated in 1952 in pit No. 2 of T'ai-shan-miao 泰山廟. It is also pointed

out by Kuo Pao-chün and others that the fragment belongs to the foot of a *ku* 觚-goblet. Furthermore, they claim that the pattern of the mould is the *yun-lei-wen* 雲雷紋, dating it to the Yin period. However, it seems that the primary pattern of the mould is that of a *t'ao-t'ieh* mask. In addition, there have been found twelve *ku*-goblets that bear similar pattern as the clay-mould in question. The comparative study of these bronzes *vis-à-vis* the present clay-mould, coupled with an examination of the historical background of the site of its discovery (i. e. Lo-yang), indicates that the mould was made in the beginning of the Western Chou—perhaps not much removed from the fifth year of King Ch'eng's 成王 establishment of Ch'eng Chou. This may well verify, archaeologically, the existence of a bronze foundry in Lo-yang in the very beginning of Western Chou.

Conclusion: It is a fundamental problem in the study of the Western Chou state to examine the roles played by Tsung Chou and Ch'eng Chou, as well as their relationships. Therefore, the existence of bronze foundries which has been shown to have been a virtual certainty even in Ch'eng Chou will serve as a key to a better understanding of the workings of the Western Chou state.

AN ATTEMPT FOR A COMPREHENSIVE CLASSIFICATION OF THE WESTERN CHOU BRONZE INSCRIPTIONS: THE CASE OF THE INVESTITURE OF FEUDAL VASSALS (*TSE-MING CHIN-WEN* 册命金文)

by

Akira MUSHA

Introduction: The Western Chou bronze inscriptions include a group of inscriptions referred to as the *tse-ming hsing-shih chin-wen* 策命形式金文. It has attracted the attention of researchers premainly for the purpose of knowing various rites involved and gifts given at the occasion of the kings' issue of orders to the feudal vassals. However, in the inscriptions that belong to this group there are those which mention that the feudal vassals issue orders to their retainers (e. g., *Mao-kuei* 卯毁), and this leads us to predict the heterogeneous nature of its material as historical source. The purpose of this paper is to examine such inscriptions in detail from various perspectives.

Chapter 1: Based on the style of writings, the *TMHSCW* is classified into three kinds: I, II, III, in which I, the first kind, is characterized by the inscriptions containing such phrases as *ts'e-ling* 册令, *ts'e-ming* 册命, and *ts'e* 册. (It is an understanding common to researchers that *ts'e-ming* 策命 in classics corresponds to *ts'e-ming* 册命 in the bronze inscriptions.) Although II and III do not contain the phrases *ts'e-ling*, *ts'e-ming* and *ts'e*, they contain phrases peculiar to their own (e. g., *shuai-hsing* 帥型). It is for this reason that they may be regarded as *TMHSCW*. The distinction between II and III is that while II mentions the conferment of court ranks, III does not. As a result of such a classification, it has become clear that the inscriptions which mention the feudal vassals' issuing of orders to the retainers are limited only to II.

Chapter 2: This chapter examines whether the three kinds of *TMHSCW* are in any way related to the following nine matters: (1) those who issue orders, (2) the occasion of issuing orders, (3) the place of issuing orders, (4) various rites preceding the issuing of orders, (5) gifts given at the occasion of issuing orders, (6) type of vessels, (7) exacavation site, (8) periodization of the bronzes, and (9) the question of the maker of the bronzes — whether made by the royal side or the feudal vassal side.

Conclusion: As a result of the above analysis, it has become clear that a group of inscriptions commonly referred to as *TMHSCW* has within it different contents and characteristics. In dealing with *TMH SCW* it will therefore be necessary to clarify the nature of each inscription from different perspectives.

THE FUNCTION OF THE "MANDATE OF HEAVEN" IN THE WESTERN CHOU STATE

by

Setsuya TAKAYAMA

In any nation-state consistory of the ruler and the ruled, the former requires some sort of basis upon which to legitimate his own position. In the Western Chou period it was the mandate of heaven (*t'ien-ming* 天命) that gave the Chou kings assurance to maintain their authority. The phrase *t'ien-ming* is generally understood to mean the order given by High God (*shang-ti* 上帝), but there is no received opinion on this term. The purpose of this paper is to examine how the *t'ien-ming* functioned in the relationships between Heaven and Chou kings on the one hand and between the Chou kings and the feudal vassals on the other, and this in conjunction with the way in which the word *ming* 命 is used in the Chou period.

Before discussing the problems mentioned above, I will in Chapter 1 discuss the relationship between Heaven and the kings in the Yin period in reference primarily to the usages of the word *ming*.

Chapter 2 presents an analysis of the usages of the word *ming* in the contemporary Western Chou bronze inscriptions at large. It also analyzes how the meaning of the word *ming* in the Chou period is related to the actual content of the *t'ien-ming*, further attempting to understand the function of the mandate of heaven. What follows below is an outline of such analyses.

Among the meanings of the word *ming*, I have first pointed out that a "good" (善) or "give" (賜與) sense is peculiar to the usages in the Chou period. The "good" sense of the word is derived from the thought in which the strengthening of the ties that bind the ruler and the ruled by the feudal vassals was considered "good ". Such a thought must be backed by the justifiability of the relationship between the ruler and the

ruled — in particular that of the position of the Chou rulers as kings. It was the *t'ien-ming* that served as their justification. On the other hand, *t'ien-ming* is also described as *te* 德, a kind of "grace" bestowed by Heaven. It appears as though *ming* and *te* are words that share similar concepts.

The above consideration leads us to examine another meaning of the word *ming*; namely, that of "give". "Giving" from the superior to the inferior is sometimes described as the superior's *te*. The *te* in that sense is close to the sense of grace or favor (恩寵). And it is generally the case that such favor is given by the ruler to the retainer when the latter has done or is expected to do some meritorious deeds. It follows, therefore, that *te* also has a "good" sense that the word *ming* does. In the bronze inscriptions, *te* is often mentioned in reference to the retainer's male ancestors. The male ancestors are regarded as those who had meritorious deeds for the Chou royal house, and each retainer was supposed to follow the *te* of his male ancestors. However, judging from the use of the word *hsiu* 休 in the inscriptions or from the motives for making the bronzes, the *te* possessed by the retainers can, in general, be understood as the favors given by the Chou kings. If this is correct, and so long *ming* and *te* are related, it is possible to understand that the Chou kings' receiving grace from Heaven and the Chou kings' giving favor to the feudal vassals are of the same pattern.

In conclusion, the *t'ien-ming* in the Western Chou period is understood as grace given to the kings from Heaven, and at the same time the kings bestowed favors to their retainers. The favors thus given to the retainers "functioned" to insure the authority of the kings as well as to maintain the position of the feudal vassals as retainers.

MONARCHICAL RIGHTS OF CHOU DYNASTY: WITH SPECIAL REFERENCE TO THE RECIPIANTS OF THE "MANDATE OF HEAVEN"

by

Hisashi TOYOTA

Before the establishment of the Ch'in and Han dynasties, it was of course the Chou dynasty that though imperfectly maintained the political authority.

The present study discusses the power basis of the Chou rulers. There are two ideological bases for the establishment of the Chou dynasty in which the royal Chou house itself believed; namely, the fact that in the reigns of the kings Ch'eng 成 and K'ang 康, following the death of the Kings Wen 文 and Wu 武, King Wen received an esoteric mandate of heaven referred to as the "receiving the mandate of heaven" (膺受天命) and also the fact that King Wu established powers by defeating the Yin and by maintaining the order in the four quarters (*ssu-fang* 四方) referred to as the "governing the four quarters" (匍有四方). It appears that the Chou rulers after the Kings Wen and Wu assumed the role of the recipients of the mandate of heaven and that of the governors of the four quarters. The former role is of the mysterious nature and the latter the practical one. And these two roles would correspond to the two titles possessed by the Chou rules; viz. *t'ien-tzu* 天子 and *wang* 王. The paper there tries to clarify what in concrete terms was meant by "receiving the mandate of heaven" (膺受天命). It is suggested that the concept associated with such a phrase may also be expressed by the expression "文王……匍有上下，迨受萬邦 (the *Shih-ch'iang-p'an* 史墻盤 inscription). When we consider the significance of King Wen's "establishing the order of *shang-hsia*" (匍有上下) and King Wu's "governing of the four quarters" (匍有四方), the establishment of the Chou royal house can then be explained by establishing the order of both *shang-hsia* and *ssu-fang*.

Furthermore, we can consider that the Chou Kings following Kings

Wen and Wu had taken over the role of the successors who maintained the order of the *shang-hsia* and the *ssu-fang*. With such a preliminary conclusion in mind, I have studied the meaning of "匍有上下，迨受萬邦", which should correspond to "膺受天命", in other bronze inscriptions and the *Chou-shu* 周書. Such a comparative study has led me to conclude that the *shang-hsia* had something to do with gods' will (神意) and was the object of sacrifices and, further, that *shou* 受 meant "to receive from heaven". That is, the recipient of heaven's mandate ("膺受天命"者) can be believed to have been the leader who sacrificed to the *shang-hsia* and who received from heaven the right to rule the myriad states (*wan-pang* 萬邦). Concerning the justification for the succession of the role as the recipient of heaven's mandate, the Western Chou bronze inscriptions and *Chou-shu* present the evidence that the Chou state (*Chou-pang* 周邦) received the mandate of heaven. Therefore, the mandate of heaven and the family lineage were connected. This prepared the hereditary succession of the rulers within the Chou State. I then tried to find out how the ceremony involved in the succession of the role as the recipient of the mandate of heaven was practiced in the concrete crown succession ceremonies (王位繼承儀禮). Although there was no such a specific ceremony involved, it is possible that at the time a Chou King was first designated by former King to the ruler of the Chou State he simultaneously became the recipient of the mandate of heaven by the belief that it is the State that received the mandate. Finally, on the basis of the structure of Chou's sovereign right presented so far, I analyze afresh the role of King Ch'eng as the recipient of the mandate of heaven mentioned in the *Shao-kao* 召誥 chapter of *Chou-shu*.

(*Translated by* Dr. Ken-ichi Takashima)

伊藤道治

中国古代国家の支配構造

―西周封建制度と金文

中央公論社

據一九八七年中央公論社本影印

神戸大学文学部東アジア研究センター研究報告

第一号

目次

中国古代国家の支配構造

——西周封建制度と金文——

序論

西周時代とは如何なる時代であったのか。この問いに答えることは、簡単なことではない。この時代の基本資料である金文は、その数量こそ多数あるが、個々の資料は、孤立した内容であり、一つの時期なり、或いは社会のある一つの面なりについて、当時の人びとの考えなり、包括的な記録なりを書いたものではない。勿論、郭沫若氏以来、金文の群別研究が盛んに行われ、関聯する銘文を集成することによって、ある時期の社会の相を復原することは、意図されて来た。その結果、可成りの金文の群別が実現した。この群別にも、研究者によって、ある群を西周時代のどの時期におくかが分れるものがあり、なお完全な群別と時期的な配列は達成されていない。しかも金文の内容には、偏りがあり、社会の全般にわたって、考察することを困難にしている。例えば、西周中期以降には、冊命賜与形式といわれる内容のものが多い。それは王が臣下をある官職に任命し、その職務上の地位にふさわしい衣服・車馬具などを賜与する旨の王命を記録したものである。しかし官職に関する職務の内容にまで立ち入って記載したものは殆んど見られない。そのために我われは、官職名と、官職間の大まかな聯関が知られるに過ぎず、当時の行政の実態については殆んど明らかにされないのである。

また西周時代の社会構成についてみても、封建制度と言われるものが、果して実際に行われたのか否か、行われたとして、どのような関係が周王と諸侯との間に結ばれ、それはどのような意識によって支えられていたのか、といった封建制度の上部構造についても、必ずしも明らかにはされていない。ましてその下部構造である王・諸侯・領主と農民との間の関係、換言すれば生産関係といわれるものについても、奴隷制説あり封建制説ありという状況であり、しかもそれらの説が必ずしも明確な考証によって立てられていないために、異説間の論争も稔り多い結果を生みだしてはいない。その根本的な理由は、金文の内容が、王と貴族、或いは貴族間の関係を述べたものであり、

農民層にまで及んだ記載は殆んどないからであるし、また『詩』の農事詩にしても、数が少く、しかも詩という性格上、内容は抽象的であり、その解釈、特に生産関係の考察への利用ということになると、各人各様の考え方が行われる結果となっている。

また、行政と封建制度との関係、或いは行政と生産関係といった、多面的な社会的機能相互の関係、或いは相互の関係の紐帯となるものは何か、といった問題になると、殆んどふれられては来なかったといっても過言ではない。その理由は、個々の資料の孤立性、或いはその内実の稀薄性といった、資料そのもののもつ限界にあることは言うまでもないが、その一方で、孤立性、内実の稀薄性を補い、内実化させるために拠り所とすることのできるような、伝承資料が存在しないという所にも、その理由の一つがあるように思われる。確かに『尚書』周書中の五誥をはじめとする比較的古く成立した諸篇、或いは『詩』の雅・頌の諸篇は、西周時代を研究する上で重要な資料であることは言うまでもない。例えば、『尚書』召誥・洛誥の二篇を、珂尊や令彝の銘文、さらには考古学的な知見と対応させることによって、西周時代における洛陽成周の重要性を描くことは重要であるし、可能である。さらに『逸周書』度邑などの篇も、この問題に重要な関わりをもって来ることは事実である。しかし、『尚書』には後世の偽作になるとされる諸篇があって、その資料的価値の決定には、大きな問題があるばかりではなく、これらの伝承資料も金文と同じように各篇が孤立したものであるという限界から逃れることはできない。或いは『春秋左氏伝』には、西周時代に関する説話が多く収められているし、また春秋時代には、当然西周時代からの遺制が多くあった筈であるから、それらの資料に拠って、金文資料の意味を考えてゆくことも不可能ではない。しかし、この『春秋左氏伝』は、その成立年代が疑問視され、前漢末の劉歆による偽作説すらある書物であるため、伝承の真実性を決定することは困難を極める。また西周時代の官職制度をまとめたとされる『周礼』は、その制度は周王朝創設の功臣周公旦によって作られたと伝えられるものではあるが、実際の書物としては、早くとも戦国時代後半になって成立したものであり、依然として劉歆の偽作説が完全には否定し切れないという危険な書物であるため、積極的に利用することは行われていない。かつて郭沫若氏によって、西周金文にあらわれる官職名と『周礼』の官職名との対比研究が行われた。若干の官職名の対応は可能であるが、その職務内容にまで立ち入っての検討は必ずしも成功してはいない。その理由は、『周礼』の成立が可成り遅れるため、その間に職務内容に変化が生じたものもあるし、また『周礼』が、すべての官職を六系統に分ける際に、本来の職務内容とは関係のない系統に分類されて、その内容を編者によって改変されたものがあるためであると考えられる。そのために、この『周礼』も西周史の資料としてはあまり使用されないというのが現状である。

このように、伝承資料である古典には、資料として使用する際に大きな制約があるのであるが、私はこの研究において、むしろ意図的に『周礼』などを使用することを試みてみた。それは、確かに大きな冒険であり、多くの方から批判を受けるであろう。然し、考えてみれば、たとえその成立年代が遅く、またその編者が誰であるかも不明であるとしても、それらは、中国の古代の学者達が、かくあったであろうとした一つの像であり、そこには何がしかの真実性をもった伝承が収められていると考えるからである。『春秋左氏伝』に伝えられる説話の内容がそのまま西周時代の一つの事件の具体的な事実であったと考えることは、私自身も毛頭考えてはいない。むしろそのような説話を通じて、ある制度にどのような理念を与えて考えていたか、或いは『周礼』というものによって、個々の官職の問題を考えるのではなく、どのような支配関係を考えていたか、それらによって金文資料を解釈し、一つの時代相を再構成してみようとする試みである。もしこの試みが失敗であれば、新しい方法を考え試みればよいと思う。伝承資料のもつ危険性に拘束されてその使用を控えることは、結局として、西周時代の復原が百年河清を待つことに終るのではなかろうか。

私が本書の執筆を思い立った直接の動機は、一九八〇年秋に、中国天津の南開大学において西周史の連続講演を行ったことにある。その際、私のそれまでに発表した論文が基礎となったのであるが、それらの論文は、時を異にして、異ったテーマについて書かれたために、内容に一貫性がなく、時には矛盾する所さえあるため、講演の原稿を作製する際に、頻々困難を感じ、もう一度自分の考えを再検討し、改めて西周史を構成し直す必要を痛感したからである。その作業にかかった当初は、旧稿に幾らか手を加えればと考えていたのであるが、仕事を進めるうちに、殆んど旧稿の姿をとどめないものとなってしまった。それには、新しい金文資料の発見によって、旧い資料の読みを改めざるを得なくなり、従って考え方そのものも改めたこともあるし、またある問題に関する私の考えが変った

ために、資料の解釈を改めた所もあり、結局殆んどを新たに書き下ろすことになって、予想外に時間を要することになった。本書の各章と旧稿との関係については、あとがきにあげるが、果して本書が旧稿より一歩を進めることになったか否か、必ずしも自信はない。諸賢の批判をまつ所以である。

なお、この時代の精神史とくに徳と天命をめぐる問題、先王朝期の周の文化などについては、本書ではふれることができなかった。時を改めて論じたいと思う。

第一章　西周金文とは何か

——恩寵と忠誠——

はじめに

西周時代の歴史を考えようとするとき、最も基本的で重要な資料は金文である。この金文というのは、主に祖先を祭るために鋳造された青銅器に鋳出された文章であり、母器が青銅という金属であるために、金文とよばれる。殷の後半から、青銅器に金文を鋳出することが始まるが、それらは、その青銅器を捧げられた祖先の名や、その青銅器を製作させた貴族の家系を示す記号など、極く簡単なものであり、殷の末期になって漸く文章らしい文章があらわれる。しかし、それらはなお二・三十字位の文章であり、内容も簡単で、孤立したものであるため、それによって殷の歴史の基盤を構成することは非常に困難である。これに対し、西周時代になると、その字数も百字をこえ、また同時期に鋳造されたと考えられる青銅器と銘文が増加し、それらを関聯させることによって、可成り具体的な歴史を構成することが可能となる。特に金文は、伝承される間に後人の手が加わった可能性のある古典とちがって、その時代の人が書いた同時史料であるという点で、重要な価値をもつものである。

しかし、同じく西周時代の金文といっても、その内容には、時期によって可成りの違いがある。たとえば前期（武王・成王・康王）と中期（昭王・穆王・共王・懿王）の前半とには、戦功、或いは何かの行事に際しての功績や、その功に対する王などの恩賞を記したものが多い。これに対して中期の後半から後期（孝王・夷王・厲王・宣王・幽王）にかけては、王による官職への任命と車服の賜与—官職を象徴するための—を記録したものが多く、また裁判や土地などの譲渡の記録もこの期間に多い。(1)

珷征商。隹甲子朝、歳鼎克䎽、夙又商。辛未、王在𩛥自。錫又吏利金。用作旜公宝障彝。

珷—武王—は商を征せり。これ甲子の朝に、歳鼎克䎽—意味は明らかならず—、夙に商を又—有—せり。辛未に、王は𩛥の自に在り。又吏—右吏—の利に金を錫えり。もって旜公の宝障彝を作らん。

この金文は、武王が殷を征した直後のものと考えられる。作器者は利という人物であり、𩛥において王から金—銅—をあたえられたことを記録したものであるが、利が金を錫与された理由なども省略した簡単な文である。(2) おそらく𩛥に於いて祭祀か何かが行われ、その際に利は何かの働きをしたものと考えられる。同じ前期のものでも、成王の時のものと考えられる㺇尊の銘

隹王初鄹宅于成周、復稟珷王豊禶自天。在四月丙戌、王誥宗小子于京室。曰、昔、在爾考公氏、克逨玟王。肆玟王受茲大命。隹珷王既克大邑商、則廷告于天曰、余其宅茲中或、自之辥民。烏虖、爾有唯小子亡識、見于公氏有労于天、徹令。敬享哉。恵王恭徳裕天、訓我不敏。王咸誥。㺇錫貝卅朋。用作

これ王が初めて鄹りて成周に宅り、珷王の豊禶を天より復し稟けたり。四月丙戌に在りて、王は宗の小子に京室に誥せり。曰く、「昔、なんじの考公氏に在りては、克く玟王を逨けり。肆に玟王はこの大命を受けたり。これ珷王すでに大邑商に克ち、則ち廷いに天に告げて曰く、『余それこの中或—中国—に宅りて、これより民を辥めん』と。ああ、爾あるいは小子にして識るなしと唯—雖—も、公氏の天に労することを有りしに見いて、令を徹せよ。敬みて享せよや」と。「これ王は徳を恭み天を裕して、わが不敏を訓したまえり」と。王は咸く誥せり。㺇は貝卅朋を

□公宝障彝。佳王五祀。

錫われり。もって□公の宝障彝を作らん。これ王の五祀なり。

には、成王の矪に対する訓誡のみならず、その訓誡を意義づけるために、武王の語すら引用され、また訓誡が行われた年が如何なる年であったかという説明も行われる。全文一二二字の長文である。(3)

中期の前半の昭王の頃と考えられる折觥の銘文

佳五月、王在庈。戊子、令作冊折貺望土于相侯。錫金、錫臣。揚王休。佳王十又九祀。用作父乙障。其永宝。𠦪。

これ五月、王は庈に在り。戊子に、作冊の折に令して、望の土を相侯に貺らしむ。金を錫わり、臣を錫わる。王の休を揚す。これ王の十又九祀なり。もって父乙の障を作らん。それ永く宝とせん。𠦪。

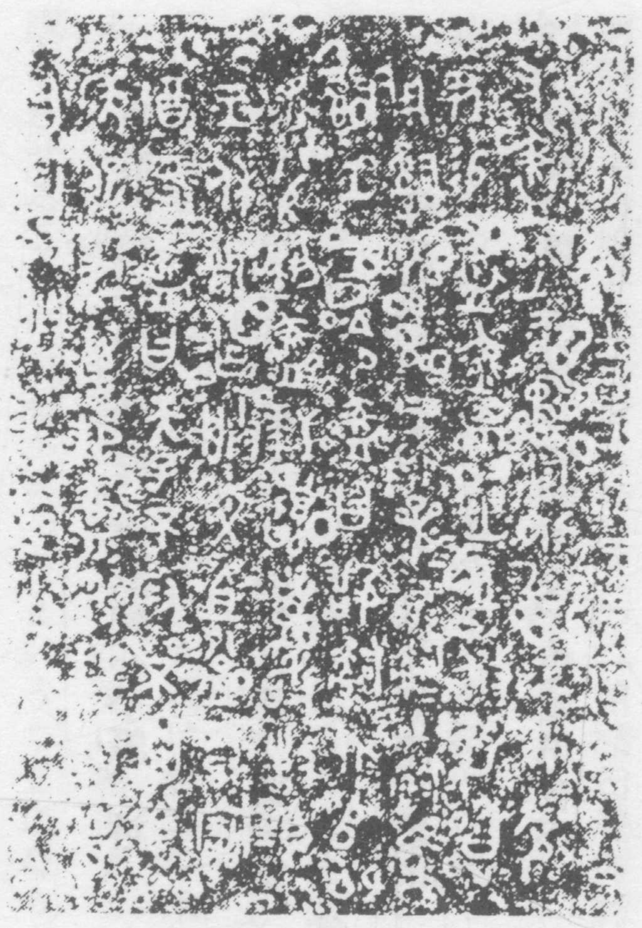
挿図1　盠彝銘

は、作冊の官であった折が、王の使者として相侯に王命を伝えたのに対し、金―銅―と臣とを錫与されたことを記したものである。これは、先にあげた利簋に比べると、その内容、特に作冊折自身の働きがやや詳しくなっている。この折觥は、のちに述べる如く、昭王の南征の過程において作られたものである。これに対して恭王を中心とする時期と考えられる盠彝の銘（挿図1）

一五～一六

佳八月初吉、王格于周廟。穆公右盠立于中廷、北嚮。王冊令尹、錫盠赤市・幽璜・攸勒。曰、用嗣六師・王行・参有嗣、嗣土・嗣馬・嗣工。王令盠曰、耴嗣六師眔八師埶。盠拝稽首、敢対揚王休、用作朕文祖益公宝障彝。盠曰、天子丕叚丕其、万年保我万邦。盠敢拝稽首曰、刺朕身、過朕先宝事。

これ八月初吉に、王は周廟に格る。穆公は盠を右けて中廷に立ち、北嚮す。王は令尹に冊し、盠に赤市・幽璜・攸勒を錫わる。曰く、「もって六師・王行・参有嗣たる嗣土・嗣馬・嗣工を嗣どれ」と。王は盠に令して曰く、「六師と八師の埶を耴嗣せよ」と。盠は拝し稽首し、「あえて王の休を対揚し、もってわが文祖益公の宝障彝を作らん。」盠は曰く、「天子は丕叚丕其―意味不明―にして、万年もわが万邦を保んじたまわらんことを」と。盠はあえて拝し稽首して曰く、「刺〻―烈〻―たるわが身は、わが先の宝事を過がん」と。

は、官職任命と車服の錫与を記録したものとしては、早い時期に属するものである。この銘文には、任命の行われた日、場所、王命の内容、錫与品が記録されている。(4) このような記録の内容は、中期後半から後期に多く、官職任命を記録した金文の基本をなすものである。これを後期の膳夫山鼎の銘文（挿図2）

佳卅又七年正月初吉庚戌、王在周。格図室。南宮呼入、右膳夫山入門、立中廷、北嚮。王呼史𦔻冊令山。王曰、山、令汝官嗣歓献人于冕、用作曹司貯。毋敢不善。錫汝玄衣・黹純・赤市・朱璜・鑾旂。山拝稽首、受冊、佩以出、反入瑾璋。山敢対揚天子休令、用作朕皇考弔碩父障鼎。用旛匄眉寿綽綰、永令霝終。子〻孫〻永宝用。

これ卅又七年正月初吉庚戌に、王は周に在り。図室に格る。南宮は呼ばれて入り、膳夫の山を右けて門を入り、中廷に立ち、北嚮す。王は史の𦔻を呼んで山に冊令せしむ。王は曰く、「山よ。汝に令して、歓の献人を冕に官嗣し、もって曹司貯と作さしむ。あえて不善なるなかれ。汝に玄衣・黹純・赤市・朱璜・鑾旂を錫う」と。山は拝し稽首し、冊を受け、佩びてもって出で、返りて瑾璋を入る。山はあえて天子の休令を対揚し、もってわが皇考たる弔碩父の障鼎を作らん。もって旛りて眉寿綽綰にして令を永らえ終を霝せんことを匄む。子〻孫〻永く宝として用いん。

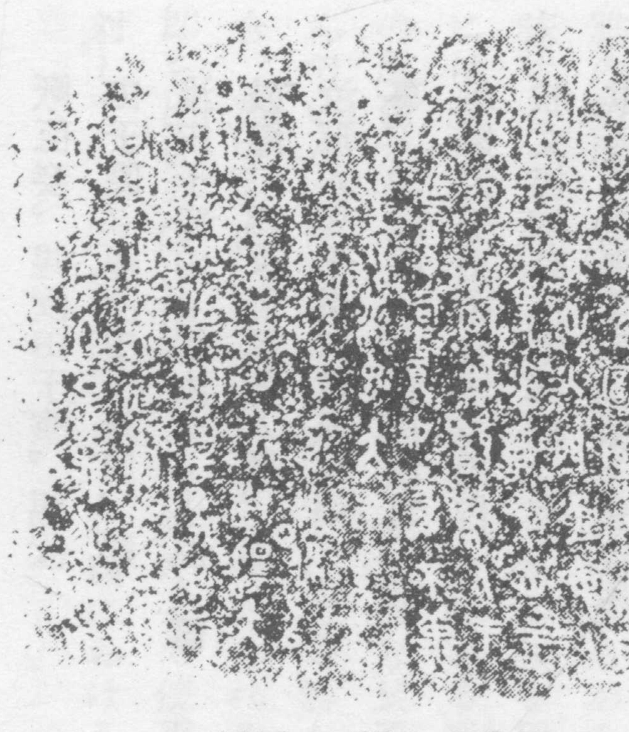
挿図2　膳夫山鼎銘

と比較すると、膳夫山鼎のほうが、任命の儀式の過程が詳細になっているのと、金文の末尾の語句にやや違いがあるに過ぎない。勿論この内容的な違いは、後述するように時期的特性をもつものであり、西周後期という時代を示す重要なものであるが、官職任命と錫与の記録としての基本点では同じである。このほか、中期の後半から後期にかけては、先にもふれた如く、土地譲渡や裁判に関する内容を記録した金文があるが、それらの内容は特殊であり、また数も少いので、ここではふれず、別の章に譲る。

第一節　金文を作った者は誰か

このような金文は、何のために記録されたのであろうか。古く『礼記』祭統篇には、

夫鼎有銘。銘者自名也。自名以称揚其先祖之美、而明著之後世者也。為先祖者、莫不有美焉、莫不有悪焉。銘之義、称美而不称悪。此孝子孝孫之心也。唯賢者能之。

（それ鼎に銘あり。銘なる者は、自ら名づくるなり。自ら名づけて以ってその先祖の美を称揚して、明らかに之を後世に著わすものなり。先祖たるもの、美有らざるなく、悪有らざるなし。銘の義は、美を称して悪を称せず。これ孝子孝孫の心なり。ただ賢者のみこれを能くす。）

一七～一八

挿図3　史墻盤銘

また、

銘者、論譔其先祖之有徳善功烈勲労慶賞声名、列於天下、而酌之祭器、自成其名焉、以祀其先祖者也。顕揚先祖、所以崇孝也。身比焉、順也。明示後世、教也。

（銘なる者は、その先祖の徳善・功烈・勲労・慶賞・声明有るを論譔し、天下に列して、これを祭器に酌し、自らその名を成し、以ってその先祖を祀るものなり。先祖を顕揚するは、孝を崇ぶ所以なり。身これに比ぐは、順なり。後世に明示するは、教なり。）

ともいうが、何れにしても、その目的は、祖先の功を顕称することが中心テーマとされている。西周時代の金文を見ると、例えば最近発見された史墻盤の銘文（挿図3）

曰、古文王、初盭龢于政。上帝降懿徳大甹、匍有上下、迨受万邦。𬚯圉武王、遹征四方、達殷畯民、永不巩狄虘、長伐夷童。憲聖成王、左右綬䋣剛鯀、用肇𢼄周邦。肅䝊康王、兮尹億疆。弘魯邵王、広𢿌楚荆、隹寏南征。𣥚顯穆王、型帥宇誨。𤔲寧天子、天子𡧊𦑡文武長剌。天子𩁹無匃、𩁹祁上下、亟獄𢍉𦎫、昊𪒴亡𡚻。上帝司𡡓、尢保受天子䋣令、厚福、豊年、方蛮亡不𡱂見。青幽高祖、在𢼸霊処。雩武王既𢦏殷、𢼸史刺祖、迺来見武王。武王則令周公舍圂于周、卑処。

甬恵乙祖、逨匹厥辟、遠猷匐心子㕣。㝬明亜祖祖辛、𢿌毓子孫、𩞁𢊁多孷、栗角𧹙光、義其𥜿祀。𢓊屖文考乙公、遽𢦚、𢊁屯、無諫、農嗇戉𤲸。隹辟孝友、史墻夙夜不㒸。其日蔑暦、墻弗敢沮。対揚天子丕顕休令、用作宝𤔲彝。刺祖文考、弋𡨦受墻爾𩞁、福褱、𦢊彔、黄耇、弥生、龕事厥辟。其万年永宝用。

曰く、「古なる文王は、初めて政に盭龢せり。上帝は懿徳ある大甹—屏—を降したまい、上下を匍有—敷有—し、迨く万邦を受けたり。𬚯圉—㔹圉—なる武王は、四方を遹征し、殷の畯民—畯民—を達し、永く狄虘を不巩—不䂂—にし、長く夷童を伐てり。憲聖なる成王は、〔その〕左右は綬䋣にして剛鯀—剛御—に、用って肇めて周邦を𢼄せり。肅䝊—肅哲—なる康王は、兮みて億疆を尹めり。弘魯なる邵王—昭王—は、広く楚荆を𢿌し、これ南行を寏んにせり。𣥚顯なる穆王は宇 誨 に型帥えり。𤔲寧なる天子よ、天子は文武—文王武王—の長剌—長烈—を𦑡しみ𡧊げり。天子よ𩁹—眉—にして匃—害—なく、上下に𩁹祁み、亟—近—きは獄び𢍉—遠—きは𦎫い、昊𪒴は𡚻なし。上帝は司𡡓し—意味明らかならず—、尢に天子に䋣令—長命—、厚福、豊年を保授し、方蛮は𡱂り見えざるなし。青幽—静幽—なる高祖は、𢼸—微—に在りて霊く処れり。武王すでに殷を𢦏—敗—るに、𢼸の史たりし—微出身にして周の史官となりし—刺祖—烈祖—は、すなわち来りて武王に見ゆ。武王はすなわち周公に令して圂—宇—を周に舍えしめ、処らしめたり。甬恵—勇恵—なる乙祖は、逨りてその辟—君—を匹け、遠く匐心—腹心—を猷りて子㕣—孜汲—す。㝬明—憐明—なる亜祖の祖辛は、子孫を𢿌毓—甄育—し、𩞁𢊁多孷—繁祓多釐＝多福の意—、栗角𧹙光—意味は明らかならず—、義くそれ𥜿祀—禋祀—せり。𢓊屖—舒遅—なる文考の乙公は、遽𢦚—彊爽—、𢊁屯—温純—にして諫らるることなく、農嗇—農穡—に戉—歳—ごとに𤲸—稼—せり。これ辟は孝友にして、史の墻は夙夜も〔君命を〕㒸—墜—せず。〔辟は〕それ日に〔墻を〕蔑暦せられ、墻はあえて沮らず。天子の丕顕なる休令を対揚し、用って宝𤔲彝を作らん。刺祖文考は、弋に墻に爾𩞁と福褱と𦢊彔—祓禄—と黄耇と弥生とを𡨦受—予授—し、その辟に事えるに龕—堪—しめられんことを。それ万年も永く宝用せん」と。

一九～二〇

の如く、前段で文王から共王に至る各王について、簡単に事績をあげ、後段では自己の高祖から父に至る五代の祖先の功徳を称揚し、最後に王の恩寵と自己の忠誠を述べたもの、或いは大克鼎の銘文

克曰、穆ゝ朕文祖師華父悤𧽊厥心、寍静于猷、盄悊厥徳。肆克龏保厥辟龏王、諫辥王家、恵于万民、擾遠能𤞷。肆克□于皇天、頊于上下。得屯亡愍、錫賚無疆、永念于厥孫辟天子。天子明□、顕孝于神、巠念厥聖保祖師華父、𠟭克王服、出内王令、多錫宝休。丕顕天子、天子其万年無疆、保𤔲周邦、畯尹四方。王在宗周。旦、王格穆廟、即位。𤔲季右膳夫克入門、立中廷、北嚮。王呼尹氏、冊令膳夫克。王若曰、「克、昔余既令汝出内朕令。今余隹𤔲𦎫乃令。錫汝叔市・参回・苹悤。錫汝田于埜。錫汝田于渒。錫汝邢家匔田于𨒈。以厥臣妾。錫汝田于康。錫汝田于匽。錫汝田于𨸏原。錫汝田于寒山。錫汝史・小臣・霝鼓鐘。錫汝邢遈匔人𩎟。錫汝邢人奔于量。敬夙夜用事、勿灋朕令。克拝稽首、敢対揚天子丕顕魯休、用作朕文祖師華父宝𤔲彝。克其万年無疆、子ゝ孫ゝ永宝用。

克が曰く、「穆ゝたるわが文祖師華父はその心を悤𧽊し、猷に寍静に、その徳を盄悊む。ゆえに克くその辟たる龏王—共王—を龏保し、王家を諫し辥め、万民に恵し、遠を擾げ𤞷を能す。ゆえに克く皇天に□し、上下に頊あり。純を得て愍むなく、賚を錫わること疆なく、永くその孫の辟たる天子に念わる。天子は明□にして、孝を神に顕かにし、巠にその聖保なる祖の師華父を念いて、克を王服に𠟭んでて、王の令を出内—出納—せしめ、多く宝休を錫えり。丕顕なる天子よ、天子それ万年も疆なく、周邦を保じ辥め、畯く四方を尹されんことを」と。王は宗周に在り。旦に、王は穆廟に格り、位に即く。𤔲季は膳夫の克を右けて門を入り、中廷に立ち、北嚮す。王は尹氏を呼んで、膳夫克に冊令せしむ。王は若いて曰く、「克よ、昔余すでに汝に令してわが令を出納せしめたり。今余これ乃の令を𤔲𦎫せん。汝に叔市・参回・苹悤を錫う。汝に田を埜に錫う。汝に田を渒に錫う。汝に邢家の匔の田を𨒈に錫う。その臣妾を以にす。汝に田を康に錫う。汝に田を匽に錫う。汝に田を𨸏原に錫う。汝に田を寒山に錫う。汝に史・小臣・霝鼓鐘を錫う。汝に邢の遈・匔の人の𩎟を錫う。汝に邢人の量に奔りしものを錫う。敬みて夙夜にもって事え、わが令を灋—廃—する勿れ」と。克は拝し稽首し、あえて天子の丕顕なる魯休を対揚し、もって朕が文祖師華父の宝𤔲彝を作らん。克はそれ万年も疆なく、子ゝ孫ゝ永く宝として用いん。

二一～二二

の如く、前段に自己の祖父である師華父がよく共王に仕えたことを述べ、そのおかげで、自分が王命を出納するという重要な職務を与えられ、また多くの錫与を受けたことを言い、後段にその任命の儀式での王の語と錫与の細目を記録している。後段の部分は、先にあげた膳夫山鼎の文と基本的には同じであり、前段が、大克鼎の銘文の特色となっている。この前段のもつ意義については後に述べる。

然し、少くとも、西周金文に関する限りは、この史墻盤・大克鼎の如く、祖先の徳功を詳細に説くものは、寧ろ少数であり、先にあげた利簋・折觥・盠彝・膳夫山鼎などの文がそれぞれの時期として一般的な形である。これらの例では、文の終りに、ある祖先の祭器を作ることなどを記しているに過ぎない。文の主体は、自己の功績・恩賞或いは官職任命にある。従って、『礼記』祭統篇の考え方は大克鼎の銘文の前段の説明とはなるが、西周金文の作られた目的を充分に説明することはできないと言わねばならない。

では一体どのような目的のために、青銅器に文章を記録したのであろうか。我われの常識的な考えでは、戦功をたてた人物、恩賞を受けた者、或いは官職の任命を受けた者が、そのことを記念し、祖先に報告をするために祖先の祭器を鋳造し、その祭器に事実を記録したものであるということであった。したがって、金文を作文し、青銅器

を鋳造させた者は、戦功をたてたりした者自身であるということになる。この場合、文章を作文し、鋳造の母型に文章を刻した書記や鋳造技術者は、技術的な媒介者であって、文章や青銅器を作った主体でないことは言うまでもない。

ところが、最近になって、これとは別の考え方があらわれた。それは松丸道雄氏を中心とする研究者、就中松丸氏によって提出された説である。[5]その要点は凡そ以下のようなものである。例えば、膳夫山鼎の銘文について見ると、この金文の文章を作った主体は、山に𣪘の献人を官嗣することを命じた王であり、王が山に対して、このような任命を行い、その任務に精励することを命じ、恩賞を与えた事実を、王の側において文章として作文し、それを青銅器に鋳出させたというのである。勿論、その青銅器の製作を発注し、費用を負担した者は、被任命者の山であるが、その文は、被任命者である山によって書かれたものではなく、任命し車服などを与えたという、王による恩寵を、被任命者に銘記させ、王の権威を確認させるために、王によって作られた―この場合も実際に文を作ったのは王室の書記であるが―文を与えて、青銅器に鋳出させたものであると考えるのである。この膳夫山鼎の文を見ると、第一行より第九行の半ばまでは、任命の儀式の行われた日時・場所・次第と、王の任命に当っての語を記録したものであるから、王の下にあった書記官による作文が基本にあると考えられるであろう。しかし、第十一行目の第四字から第十二行目にかけての「用㫃匃眉寿綽綰、永令霝終。子々孫々永宝用」（もって擶りて眉寿綽綰にして命を永らえ終を霊せんことを匃む。子々孫々永く宝として用いん。）という語はどうであろうか。この一段の文は、山が、自己の健康長命と子孫の永続を祈った語である、或いは第三者が山に対して述べた祝辞の語であると考えられて来た。これに対しても、松丸氏は、王の側によって作られた文であり、山の一族が安泰に永続することによって、周の支配体制そのものが維持されることを意識したものであると考えるのである。かくして、王は文章を与えて被任命者に青銅器を作らせることによって、王室の優位性を強調し、その支配に服することを、諸侯を含めた臣下に確認させるという働きを、松丸氏は金文に求めることになったのである。従って、金文は、受賜与者・被任命者が、その賜与や任命を記念し、祖先に報告するために書くというものではなく、むしろ王の支配を受賜与者らに認めさせることに主眼があったということになり、そのような意味を金文に見ることによって、初めて西周社会を

考察するための史料としての意義が確立すると、松丸氏は主張する。松丸氏がこのように考えるに到った理由、特に金文の解釈上の理由については、次節において検討するが、それ以外にも、当時の青銅器製作の工場―松丸氏は工房とよぶ―には、王室直属の工場と、諸侯或いは貴族に所属する工場とがあり、長文の金文をもつ青銅器の多くは、王室の工場で作られたのに対し、拙劣な、或いは意識的に省略された金文をもつ青銅器などは、諸侯などの工場によって作られたという、当時の技術上の問題、優秀な技術者が王室に属していたのに対し、それから除かれるような劣った技術者が諸侯や領主に所属していたということも理由とされている。この点については、別の章でふれるが、青銅器鋳造などの当時の技術者を王室や諸侯・領主などに属するものとして考えることによって、当時の社会的な構造を理解できるか否か、私にはそれでは説明できないのではないかという疑問が常に存することだけをここでは指摘しておく。

では、松丸氏が上に述べたように、金文の作文主体が王の側にあると考えるに到った理由は何処にあるのか。それは、睘卣・睘尊とよばれる一組の金文、今一つは師𩛥𣪘第一・第二の一組の金文をどのように理解するかという点にある。先ず、松丸氏の論考に従って睘卣・睘尊の金文から検討して見よう。はじめに、この一組の金文をあげる。(A)・(B)……(G)によって示した各構成部分の表示は松丸氏による。

	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)
睘卣	隹十又九年	王在厈	王姜令作册睘安夷伯	夷伯賓睘貝布	揚王姜休	用作文考癸宝障器	
睘尊		在厈	君令余作册睘安夷伯	夷伯賓用貝布		用作朕文考日癸旅宝	八

睘卣　これ十又九年、王は厈に在り。王姜は作冊の睘に令して夷伯を安んぜしむ。夷伯は睘に貝・布を賓る。王姜の休を揚―揚―し、もって文考癸の宝障器を作る。

睘尊　厈に在り。君は余作冊睘に令して夷伯を安んぜしむ。夷伯は賓るに貝・布を用う。もってわが文考日癸の旅宝を作る。八。

この睘卣と睘尊の二つの金文の大意はほぼ同じであるが、各構成部分について見ると、可成りの差異がある。(A)の部分は、松丸氏は成王の十九年であることを示す紀年であるとするが―この時の王が成王か或いは成王よりのちの王であるのかという問題については後述するが、ここでは一応松丸氏の説に従う―、睘尊には欠けている。(B)部では、睘卣では、「王が厈に在り」と言って、在厈の主格が王であることを示しているが、睘尊ではただ「厈に在り」というのみで、主格王を欠いている。[6](C)の部は、作冊という官である睘に、夷伯を安堵せしめることを命じたことを記録したものであるが、睘卣では、命を降した主格が王姜とされるのに対し、睘尊では君という普通名詞で示されている。また命を受けた睘を示すのに、睘尊では「作冊睘」の上に「余」という第一人称の人称代名詞を附しているが、睘卣ではこれがない。次の(D)部は、夷伯が王姜の命を伝えた睘に対して、貝と布を贈ったことを記したものであるが、睘尊では贈与を受けた睘の名を欠くかわりに、「用」という文字を加えている。したがって、この(D)部は、睘卣では、「夷伯が睘に貝と布を賓る」と読まれるのに対し、睘尊では「夷伯が賓るに、貝・布を用う」と読むことになる。(E)の部分は、命を降した王姜の恩寵―大命―を称揚することを意味する部分であり、作冊睘が夷伯より貝・布を贈られたのも、王姜より夷伯を安堵する命を伝えることを命ぜられたからであり、それは睘にとって非常な名誉であったことを意味する。ところが、睘尊では全くこの語を欠くのである。(F)部分は、この青銅器が誰の祭器として作られたものであるかを示す部分である。この部分は、睘尊の文が最も一般的な形であり、睘を意味する一人称代名詞の領格である朕を用いて、文考日癸が睘の父親であることを示している。これに対して、睘卣には朕字がなく、また文考―徳のある考―の下に日字を欠いている。祖先の廟号に十干を使用することは、殷以来の風習であり、西周時代の金文にも父乙・祖甲・日癸など可成り多数あらわれる。また睘尊が器のことを旅宝と呼んでいるのに対して、睘卣では宝障器と呼ぶ―宝障彝というのが一般的な呼び方で、器という例は少い―。この場合、旅宝とは、旅宝彝の略と考えられるが、旅というときには一般には宝を略して旅彝とよぶ。この旅彝は、軍旅即ち出征の際に携行し、祭祀などに使用したと考えられているが、確定的な意味は明らかにされていない。これに対して、宝障彝（器）は、宗廟における祭祀のための器であると考えられている。

以上のように、作冊の睘によって作られた二つの器の金文は、その内容においては、同じく睘が夷伯を安堵した際のことを記録したものであるが、その文章には可成りの違いがあることが明らかである。この違いは、金文というものの史料的な性格を考えるときに、どのような意味をもつのか。この点について、松丸氏の考えを見てみよう。

卣銘の(A)の隹十有九年は、つぎの(B)の王在厈とともに、大事紀年を構成するものであるが、尊銘が十又九年即ち王の在位年数を省略したことは、尊銘の文を起草した者が、周正即ち周王室の暦年を使用することを避けたと松丸氏は考える。即ち、松丸氏の言を借りるならば、「(もし) 作冊睘が殷系氏族の出自であったとしたならば、たとえそこ―周王室のこと、筆者―に官を得ていようとも、克殷後間もない時期において、被征服者の征服者に対する内心の反撥は充分理解しうるところであり」と言うごとく、この睘は、殷系出身と考えられることもあって、周正を拒否しようとしたと考えるのである。このことは、当然(B)項にも関係して来るのであって、卣の文においては、在厈の上に王字があるのに対して、尊銘では周王の存在を無視したいという意図から、王字を削除したと考えるのである。大事紀年においては、王字を欠落させれば、大事紀年としての意味が失われることを承知の上で、王字を省いたのは、睘の側に上述の如き意図と理由があったからであると考えるのである。

つぎに(C)項について見ると、卣の文では、作冊睘に下令した主格が王姜であるのに対して、尊では君となる。これは成王の妃である王姜の名を、君という普通名詞におきかえることによって、意識的に周の存在をぼかしたものであると、松丸氏は解する。そのことは、(E)項にも見られるのであり、尊の文において卣の「揚王姜休」を完全に抹消したのは、周王室への憤懣を明確に示したものであると説明する。一般に金文は、王或いは上司などの恩寵を記念するものと考えられて来たが、「揚王姜休」(王姜の休を揚す)、或いはより一般的には「対揚王休」(王の休を対揚す) という語こそ、その恩寵を人びとに明示し、それに対する感謝を表わす語であるからである。したがって、松丸氏によればこの(C)・(E)両項における二つの文の違いも、(A)・(B)両項における違いと同じ意味を、或いはさらにそれを強調したことになるといえよう。

さらにこの(C)項には、もう一つの違いがある。それは、尊の銘文では、作冊睘という名の上に、一人称主格或いは目的格を示す代名詞「余」という文字が冠せられているという点である。このことは、松丸氏によれば、「自己

の立場を殊更に強調しようとした意図のあらわれ」であると理解される。さらに、このことは、次の(D)項において、卣の銘文には書かれている「睘」という自己の名を、尊の銘文では省略した理由ともなっていると考える。即ち、(C)項において作冊睘の上に「余」字を冠して、自己を強調した以上、再び(D)項において名を繰り返す必要はなかったと、松丸氏は理解するのである。

次に、(F)項では、「用作朕文考日癸旅宝」(もって朕が文考日癸の旅宝を作る)という尊の銘文が一般的な句型であるのに対し、卣の銘文では、睘が自己の文考であることを示すための、「朕」という一人称領格の代名詞を欠落させている点に違いがある。松丸氏の表現に従えば、むしろ尊の銘文が「朕」字を「加えて」いるのは、作器者である睘が、「自己の父祖のための祭器を作るのだ、ということを、殊更に強調したかった」のであると理解することになる。また尊銘では、文考の下に日字を加えていることは、「より叮嚀な表現である、とはいいうるであろう」と解している。

最後の(G)項は、尊の銘文にのみあらわれるもので、睘の属する血族を示す記号である。これが、尊の銘文にのみ書かれるのは、作器者である睘の側を顕揚しようとするものであると、松丸氏は解する。

松丸氏は、以上のように、睘卣と睘尊の二つの銘文に、同じような内容でありながら、表現において違いが生じた理由を説明している。この相違とその理由は、卣の銘文が王室側、即ち作冊睘に夷伯を安堵させることを命じた王姜を含む王室によって起草され、王室の恩寵を強調するのに対し、この内容を知った睘が、自己の功績を無視されたものと怒り、改めて睘自身の立場を強調するために、尊の銘文を作らせたということを示すものであると解するのである。従って、西周の金文には、恩寵を与えた王室側によって起草された文章と、被賜与者側が自己の立場を主張するために起草した文章との二種類があったことになる。しかも、西周金文の大部分は、睘卣の銘文と同じような文型をもっているので、金文というものは、被賜与者—作冊睘の如き受命者をも含め—に対して、王室による恩寵を強調することによって、王室による支配を認めさせる目的で、王室によって文章の作られたものが多いということになる。このように考えることによって、先にあげた狗尊の銘文のように、王の狗に対する訓誡の語が記録され、その末尾に王が自分を訓誡してくれたことが、王の徳を示すものであるという語まで加えるに到ったのも、

二七～二八

当時の王と諸侯、或いは王と王臣との関係をよりよく示すものであること、即ち常に王の側から支配を確認させることが金文の主要な目的であったことを示すものであると理解することになる。

さらにこのように考えることをもととして、当時の青銅器鋳造の技術者には、王室に属するものと、諸侯に属するものがあったことが説かれる。即ち王室側によって起草された銘文をもつ青銅器は王室の工房において、睘尊の銘文のごとく、諸侯側によって起草された銘文をもつ青銅器は、諸侯の工房において作られたと、松丸氏は考える。

このように、西周の金文が王の支配を確認させるものであったのと同じことが、諸侯とその臣との間にも見られる。松丸氏は、そのことを邢侯とその臣である麦との間に見ようとする。この麦が被賜与者としてあらわれる金文は、鼎・盉・彝・尊の四種あり、彝と尊の二つは、『西清古鑑』にその摹本が載るのみで、器形も絵図が同書に載るに過ぎない。このうち尊の銘文は、一六〇余字から成るかなりの長文で、

王令辟邢侯、出矿、侯丂邢。雩若二月、侯
　見丂周、亡述。迨王
客莽京酌祀。雩若翌日、在璧雝。王乗丂舟、
　為大豊。王射、
大龔禽。侯乗丂赤旂舟、従死、咸。之日、
　王以侯内丂寢。侯錫玄琱
戈。雩王在厈、巳夕、侯錫諸矨臣二百家、
　儕用王乗車馬・金匴・冂
衣・市・舄。唯帰、遅天子休、告亡述、用
　龔義寧侯顕考于邢。

王は、辟たる邢侯に令し、矿を出でて、邢に侯たらしめたり。雩若に二月、侯は周に見えて述なし。王に迨して莽京に客りて酌祀す。雩若に翌日、璧雝に在り。王は舟に乗り、大豊を為す。王は射て大いに龔禽す。侯は赤旂の舟に乗り、従いて死どり、咸る。この日、王は侯を以て寢に内る。侯は玄琱の戈を錫わる。王が厈に在るに雩いて、巳夕、侯は諸矨臣二百家を錫わり、儕—賫—るに王の乗れる車馬・金匴・冂衣・市・舄をもちう。これ帰り、天子の休を遅し、述なきを告げ、もって龔—恭—みて侯の顕考に邢に義寧せり。

侯作冊麦錫金于辟侯。麦揚用作宝障彝、用
　嗝侯逆
遊、遅明令。唯天子休于麦辟侯之年。盥孫
　々子々、其
永亡終、終用遊徳妥多友、享旋走令。

侯の作冊たる麦は、金を辟たる侯に錫わる。麦は揚してもって宝障彝を作り、もって侯の逆遊に嗝し、明なる令を遅す。これ天子が麦の辟たる侯に休せし年なり。孫々子々に盥ぶまで、それ永く終る亡く、終いにもって徳を遊—造—し多友を妥—綏—んじ、享して令に旋走—奔走—せん。

の如く、前半は、麦の主君である邢侯が宗周において周王に朝見し、大豊の行事に参加し、王より矨臣二百家のほか、多くの賜与を受けたことを記録した文で、麦には直接の関係はない内容である。何故にこのように、麦に直接自己と関係のない邢侯のことを記録したのであろうか。松丸氏はこの問題を考えるに当り、麦の四つの器の銘文を比較するのであるが、その詳細は同氏の論考に譲る。結論を言えば、最も長文の尊の銘文は、邢侯の側によって作られ、邢侯が自己と周王との関係を書くことによって、「王室の権威をかりて、一定の圧力を(麦に)に加えることを目的とした」ものであると解するのである。他の三つの金文、例えば麦盉の

邢侯光厥吏麦、嗝于麦宮。侯錫麦金。作盉。用従邢侯征事、用旋走夙夕、嗝□□。
(邢侯はその吏の麦を光し、麦の宮—宮—に嗝す。侯は麦に金を錫わる。盉を作る。もって邢侯の征事に従い、もって夙夕に旋走し、嗝□□。)

という銘文は、この尊の銘文の後半部分である邢侯の麦に対する恩寵の記録を参照節録したものであると松丸氏は考える。したがって、邢侯は、自己の麦に対する支配を、複数の銅器の銘文によって、繰り返し確認させたことになる。

かくして、西周の金文の大半は、王から諸侯・領主へ、諸侯・領主からその臣下—王から見れば陪臣である—へと、支配の確認を常に上から求めていたことを記録したものであることを意味することになる。この松丸氏の考えは、従来受賜与者による恩寵の記録であると漠然と考えられて来た金文を、支配と被支配との接点に位置づけ、西周史研究の資料としての性格をより明確にしようとしたもので、その問題提起は、大きな意義をもつと言えよう。しかし、松丸氏の論証の過程を検討して見ると、私には必ずしも説得的なものであるとは考えられない点が多く、また西周時代の金文の大半が、周王室側によって起草され、その支配を受賜与者に確認させるものであったという結論には到底従い得ないものを感じる。この結論に対する、或いは金文のもつ意義についての私見を述べようと思うが、先ず、睘卣と睘尊の二つの銘文に対する松丸氏の論考の検討から始めようと思う。

二九～三〇

第二節　松丸道雄氏の説の検討

松丸氏は、上述の如く、睘卣と睘尊の銘文を七つの部分に分けて考察するのであるが、その最も主要な部分は、(C)項とされる部分で、睘尊の銘文において、作冊睘が自己を最も強調したとされる部分である。とくに重要な点は、尊銘の「余」という文字の意味であろう。さきにもふれた如く、この余という文字は、第一人称主格・目的格に使用される代名詞であるが、これを睘自身を示す「作冊睘」という語の上に冠したのは、松丸氏によれば、「自己の立場を殊更に強調しよう」とするものであった。確かにこの用法は、作冊睘の立場を強調するものであることには誤りはない。しかし、問題は、どのような意味において強調するものであったかという点であり、松丸氏の言うようには、必ずしも理解できないのではないかと考えられる。

金文における「余」字の用法のうち、最も多く見られるのは、賜与者・冊命者である王或いは諸侯などが、自称として使用するものである。例えば、大克鼎の「今余隹醽褎乃令」(いま余これなんじの令を醽褎せん)、師兌簋の

「余既令汝足師龢父嗣左右走馬」（余すでに汝に令して、師龢父を足けて、左右の走馬を嗣どらしむ）などがそれである。これらの余は、被令者を示す第二人称代名詞の汝或いは乃—汝の領格—に対するものとして使用されたもので、特に自己を強調したものと考える必要はないであろう。

これに対して、大盂鼎の「余乃辟一人」（われなんじの辟たる一人）、宗周鐘の「余小子」（われ小子）、毛公鼎の「余一人」（われ一人）などの余は、松丸氏の言う如く、「王が臣下に対して自らの立場を殊更に強調しよう」としたものであることは確かである。しかしながら、これらは単純に王が自らを強調しただけのものではないのである。例えば、大盂鼎では、この「余乃辟一人」の句のふくまれる前後の文は、

余隹即朕小学。汝勿剋余乃辟一人。今我隹即型稟于玟王正徳、若玟王令二三正。今余隹令汝盂闢栄。敬雝徳巠、敏朝夕入諫、享奔走、畏天畏。

（余これ朕が小学に即く。汝は余なんじの辟たる一人を剋する勿かれ。今われこれ即きて玟王の正徳に型り稟け、玟王の二三の正に令せられしに若わん。今われこれ汝盂に令して闢栄せしむ。敬しみて徳巠—経—を雝—雍—し、敏めて朝夕に入りて諫し、享して奔走し、天の畏を畏れよ。）

の如く、余という王を示す第一人称代名詞は、盂を示す第二人称代名詞の汝と対応するものとして使用される。即ち「汝勿剋余乃辟一人」、「今余隹令汝盂闢栄」の如く、余と汝が対応する。このような場合、「余乃辟一人」の余が強調されればされる程、「汝勿剋」の汝即ち余一人—汝の君たる—に対する行為者としての盂の立場—この場合は余＝王の汝＝盂—に対する希望或いは期待も強調されることになることを見逃してはならない。第二の「今余隹令汝盂」以下の文では、徳教を服膺して、王である余の誤りを諫めることに勤めることを命じているのであるから、盂に対する期待も非常に大きいことは明らかである。

また毛公鼎の「余一人」を含む部分の銘文は

王曰、父厝。今余隹肇経先王命、命汝。辥我邦我家内外、惷于小大政、甹朕位、虩許上下若否雩四方、尸毋動。余一人在位。弘隹乃智。余非庸又昏。汝毋敢妄寧。虔夙夕恵我一人、雍我邦小大猷、毋折緘。告余先王若徳、用卬邵皇天、申圝大命、康能四国、俗我弗作先王憂。

（王は曰く、父厝よ。いま余これ肇に先王の命に経り、汝に命ず。我邦我家の内外を辥め、小大の政を惷し、わが位を甹り、上下の若否と四方とを虩許し、尸どりて動ずる勿かれ。余一人位に在り。弘いなるこれなんじの智。余は庸—庸—にしてまた昏なるに非ず。汝あえて妄寧するなかれ。虔みて夙夕にわれ一人を恵み、わが邦の小大の猷を雍し、折緘するなかれ。余に先王の若徳を告げ、もって皇天を卬邵—仰昭—し、大命を申圝し、四国を康んじ能くし、我が先王の憂とならざるを俗—欲—む。）

三一〜三二

とあり、王である余一人が位に在ることを保持できるためには、弘大な乃の智が必要とされるのであり、我一人を朝夕に恵み、余＝王に先王の若徳—天命に若がった徳—を告げ知らせることが、汝＝毛公に対して期待されるのである。従って、冊命者である王＝余の王位というものも、汝である父厝即ち毛公あっての王位であることが説かれるのであり、必ずしも、王が自分のことのみを殊更に強調したものではないのである。王が自己を強調すればする程、相手である被令者の立場も強調されるものであることを忘れてはならない。宗周鐘の場合は、余につづく語が小子であるから、むしろ卑下を強調することになる。この場合は、余小子に対するものが、「皇上帝百神」（皇なる上帝と百神）であるから、当然自己を卑下する作用が強くなると考えられる。このように、金文中に使用される余字は、単に自己を強調するような語ではなく、自己を強調することによって、それに対する汝の存在意義をも強調する働きをもっていることを見逃してはならないのである。

ところで、上にあげた「余一人」という語は、『尚書』では「予一人」と書かれる。余と予とは音も同じであるから、この二つの語が同じものであることは明らかである。従って、『尚書』における予一人という語の働きを検討して見よう。例えば、松丸氏が引用する湯誓篇の「爾尚輔予一人、致天之罰」（爾 尚くば予一人を輔けて、天の罰を致せ）について見る。この句は、殷の成湯太乙が夏の桀王を伐つに際して、湯が人びとと誓った言葉の内にふくまれるものであるので、その前後を併せてあげる。

王曰、格、爾衆庶。悉聴朕言。非台小子敢行称乱。有夏多罪。天命殛之。今爾有衆、汝曰、我后不恤我衆、舍我穡事、而割正夏。予惟聞汝衆言、夏氏有罪。予畏上帝。不敢不正。……中略……今朕必往。爾尚輔予一人、致天之罰。予其大賚汝。爾無不信。朕不食言。爾不従誓言、予則孥戮汝、罔有攸赦。

（王の曰く、格れ、爾衆庶よ。悉く朕が言を聴け。台小子敢て乱を称るを行うに非ず。有夏は罪多し。天命じて之を殛せしむ。いま爾有衆よ、汝曰く、「わが后わが衆を恤えず、わが穡事を舍てて、夏を割正す」と。予これ汝衆の言を聞くに、夏氏に罪あり。予上帝を畏る。敢て正さずんばあらず。……中略……いま朕必ず往かん。爾尚くば予一人を輔けて、天の罰を致せ。予それ大いに汝に賚えん。爾信ぜざることなかれ。朕は言を食まず。爾誓言に従わずば、予すなわち汝を孥戮して、赦す攸ある罔からん。）

この全文は、夏を討つことを人びとに対してよびかけるものであるが、その末尾は、人びとがこの誓いに従わないなら、お前たちの子供までも死刑にして、赦すことはないと、強圧的な態度を示しているが、予一人を輔けよと言う時には、「尚」即ち「願わくば」という相手に対する願望・期待を示す語を使用しているから、予一人のみを強調したものではない。この場合にも、予一人に力点を置けば置くほど、爾衆庶に対する期待も強くなる。

この湯誓篇は、戦国時代に成立したものであろうと考えられているが、比較的古く西周時代後半には成立していたと考えられる康誥篇にも予一人の語があらわれる。即ち、

王曰、封。……中略……汝亦罔不克敬典。乃由裕民、惟文王之敬忌。乃裕民曰、「我惟有及」則予一人以懌。

（王の曰く、封よ。……中略……汝—封のこと—亦た典を敬うこと克わざること罔かれ。乃ち民を裕にするを由い、文王の敬忌を惟え。乃民を裕かにして、「我〔古えの政治に〕及ぶこと有らんと惟う」と曰わば、則ち予一人以て懌ばん。）

と言う如く、康叔封を殷虚に封建するに際して、その統治において、民を寛大に扱うという文王の方針に近づくことを考えてくれるならば、王としての予一人も嬉しいと訓誡したのであるが、この場合でもやはり康叔封に対する期待と表裏一体のものとして、予一人という語が使用されたと考えられる。

予一人という語は、以上のほか、金縢・康王之誥・呂刑・文侯之命などの諸篇にも見られるが、語調として、最も強いニュアンスをもつと考えられるものは、多士篇であると考えられる。それには、

王曰、猷告爾多士。予惟時其遷居西爾、非我一人奉徳不康寧。時惟天命。無違朕。不敢有後。無我怨。惟爾知。惟殷先人、有冊有典。殷革夏命。今爾又曰、夏迪簡在王庭、有服在百僚。予一人惟聴用徳。肆予敢求爾于天邑商。予惟率肆矜爾。非予罪。時惟天命。

（王の曰く、猷もて爾多士に告ぐ。予これ時れそれ居を遷して爾を西せんとするは、我一人の徳を奉じて康寧せざるに非ず。時れ惟れ天の命なり。朕に違うこと無かれ。敢て後〔の罰は〕有らじ。我を怨む無かれ。惟れ爾知れり。惟れ殷の先人に冊有り典有り。殷は夏の命を革めり。いま爾また曰く、「夏の迪簡いに王庭に在り、服して百僚〔の位〕に在る有り」と。予一人惟れ聴して徳を用いん。肆に予敢て爾を天邑商に求む。予惟れ肆に率いて爾を矜れむ。予が罪に非ず。時れ惟れ天の命なり。）

三三〜三四

とあり、殷の士大夫たちを成周に遷すに際し、そのことを殷の人たちに説得する言葉のなかにあらわれる。この文意は、徳のある人を用いるために、商の地に汝等—多士—を求めようとするのであるが、それは、お前たちも言うように、夏殷の交替に際して、夏の迪＝道を備えた人びとが殷に用いられたという先例に習っているのだと説くものであるから、特に予一人という語によって王が自己の立場のみを強調したものとは考えられないのである。説得に際し、殷の例をひき、最後に、このことは自分の罪ではない、天命なのだと説くのは、むしろ自己を正面きって

押し出すことを控えているように考えられる。勿論、予一人という語には、おそらく唯一つの天命を受けたるもの、或いは天命の代行者という意識がふくまれ、その故に予一人という語が王の自称として使用されたものと考えられる。しかし現実の政治の世界のなかでは、王の権威を相手に一義的に強調することにはならないことに注意する必要がある。

また、この睘尊の銘文のごとく、余字を私名に冠する例について見ると、金文には他に例を見ないが、『尚書』牧誓篇に一例がある。それは、「今予発惟恭行天之罰」（いま予発これ恭みて天の罰を行わん）という句にあらわれる。この句は、武王がいざ天に代って殷に罰をくださんという宣言であるが、武王の名の発に「予」を冠している。これは、「この発こそが」という意味で、発を強調したものであることは確実であるが、然しこの「行天之罰」という行為は、武王が語りかけた相手である友邦の冢君をはじめとする同行者に対して行われるものではなく、第三者であり、天命に叛いたために伐つべきものとされる殷の紂王に対して向けられるものであり、これまで検討した例とは異る立場におかれた発言である。自己の決意を強く前面におし出す必要があったのであるが、しかしこの場合でも、決意を強調すればするほど、語りかけた友邦の冢君ら、即ち爾―第二人称代名詞―をも激励し決意を固めさせるものであることが注意される必要がある。したがって、西周の金文や『尚書』における余＝予の用法は、自己を強調する働きのみをもつのではなく、自己を強調することによって、相手である汝・爾或いは乃に対する期待或いは希望も強められるものであったと言うことができる。

それならば、睘尊の銘文における「余作冊睘」の余はどのような意味をもっていたのであろうか。この場合、汝などに当るものは、発令者である君とよばれる人物、即ち睘卣の銘において王姜とよばれる人物である。松丸氏は、卣銘の王姜という名を、睘尊の銘文において君という普通名詞に置き換えたことについて、意識的に周の存在を示す語である王姜を避けたものと解した。確かに王姜という周王の皇后を示す名を、君という普通名詞に置き換えることによって、表面的に周王室を明示する語はなくなる。しかしそのことは直ちに睘の立場を強化することにはならないと考えられる。というのは、西周金文における君字の用法を見ると、皇君（令彝・史頌簋）・邦君（豆閉簋・梁其鐘）などのほかは、賜与者・発令者などに対する尊称として使用されるからである。例えば尹姞鼎の銘文

穆公作尹姞宗室于
繇林。隹六月既生覇
乙卯、休天君弗忘穆
公聖粦明弜事先王、
格于尹姞宗室繇林。
君蔑尹姞曆、錫玉五
品馬四匹。拜稽首、対揚
天君休、用作宝斉鼎。

穆公が尹姞の宗室を繇の林に作れり。これ六月既生覇の乙卯に、休なる天君は、穆公の聖粦明弜にして先王に事えしを忘れず、尹姞の宗室の繇林に格れり。君は尹姞の曆を蔑し、玉五品・馬四匹を錫えり。拜し稽首し、天君の休を対揚し、もって宝斉鼎を作らん。

に、天君・君としてあらわれる人物は、誰であるかは特定できないが、尹姞に対する賜与者であり、尊称として使用されたと考えられる。公姞鼎・天君鼎の天君も、固有の人物としては特定できないが、尊称として用いたものであろう。以上の三例は、君に「天」という語を冠しており、周王の后をさすと考えられる。[8] また蔇鼎の銘文

隹三月初吉、蔇来
遘于妊氏。妊氏令蔇事
保厥家、因付厥祖
僕二家。蔇拜稽首、
曰、休朕皇君弗忘厥宝
臣。対揚、用作宝障

これ三月初吉に、蔇は来りて妊氏に遘す。妊氏は蔇に令して事えてその家を保んぜしめ、因りてその祖の僕二家を付す。蔇は拜し稽首して曰く、「休なるわが皇君はその宝臣を忘れたまわず。対揚し、もって宝障を作らん」と。

では、蔇の妊氏に対する謝辞のなかで、妊氏を朕皇君（わが皇なる君）と呼び換えている。この場合、君は妊氏をさすことは明らかであり、皇なるという形容詞を附しているが、君は尊称として使用される。この例も妊氏という称から見て女性であったと考えられる。以上はいずれも西周後期の初めまでの時期にふくまれるものであるが、それ以後になると、男性に君を使用したものが見られる。例えば六年琱生簋の銘文では、「琱生対揚朕宗君其休」（琱生はわが宗君の休を対揚し）という語句のなかで、一族の棟領である召伯虎を朕宗君と呼び換えているし、また師嫠簋の銘文では、師嫠が自己の主君である伯龢父を「皇君」と呼び換えているが、この二例はいずれも、君字を男性の尊称として使用している。次節に引用する羌鼎の銘文では、羌に命を降す主格も君とし、対揚の対象としては君令としている。これも尊称として使用したことは明白である。

以上の如く、西周金文における「君」字は、その上に、「天」・「皇」などの相手をたたえる形容詞を伴うとしても、その文字自体が尊称として使用されていることがわかる。したがって、睘尊の銘文において、睘卣の王姜を君と書き換えたことは、松丸氏が言うほどに、睘の自己主張とは考えられない。蔇鼎などの例からすれば、固有名詞を使用せずに、君などと言い換えているのは、寧ろ相手に対する敬意を表わしていると言えよう。当時諱の制度が確立していたか否かは明らかではないが、「王姜」という称を直接呼ぶことをさけて、君という語を使用したということも考えておく必要があろう。

以上、余と君の二つの文字について、西周金文中の用例を検討した結果、松丸氏の考えられる如く、単純に、睘が自己を主張するために使用したとは考えられないことが明らかになったと思う。では何故、睘卣において「余作冊睘」という如く、余字を使用して自己を強調したのであろうか。結論を先に言えば、〃ほかならぬ私こと作冊睘が君に命せられた〃即ち他の多数の者のなかから、自分が君である王姜によって選ばれて命を与えられたということを示すものであったのである。この場合、自己を強調すればする程、発令者である王姜に対する敬意も強くなるのであり、そのことは、君という尊称を用いたこととも一致すると考えられる。

睘卣の銘文によると、王姜の睘に対する下命は、王―次章に述べる如く昭王―の十九年であったことがわかるが、[9] この年の周王の庁における駐留は可成り大きな事件であった。先にあげた近年出土の折觥の銘文にも、

隹五月、王在庁。戊
子、令作冊折貺望
土于相侯。錫金、錫
臣。揚王休。隹王十
又九祀。用作父乙
障。其永宝。䵼。

これ五月、王は庁に在り。戊子に、作冊の折に令して、望の土を相侯に貺らしむ。金を錫わり、臣を錫わる。王の休を揚す。これ王の十又九祀なり。もって父乙の障を作らん。それ永く宝とせん。䵼。

とあり、十九年の五月に庁において、作冊の折が王より相侯に望の土を貺ることを伝えることを命ぜられ、[10] 金と臣とを賜与されたことを記している。また趞尊の銘文

隹十又三月辛卯、
王在庁。錫趞采曰
㝪、錫貝五朋。趞対
王休、用作姞宝彝。

これ十又三月辛卯に、王は庁に在り。趞に采の㝪と曰うを錫い、貝五朋を錫う。趞は王の休を対し、もって姞の宝彝を作らん。

には、年祀の記録はないが、庁において、王が趞に㝪とよぶ地を采邑としてあたえたことを記録している。睘尊の銘の「安夷伯」（夷伯を安んぜしむ）という時の安の意味は、類似した用例がないため、正確にはわからないが、おそらく夷伯の所領を安堵したものと推測される。この推測が許されるとすれば、これら「在庁」に関する三種の銘文は、いずれも諸侯・領主の領地に関することが決定されたことを示すものであるとすることができる。昭王の南征過程における重要な行為であり、多数の貴族や官吏が、王に従っていたものと考えられる。多数の臣のなかから、夷伯を安堵するという任務に自分が選ばれたことをより強く表現したものが、「余作冊睘」と表現する睘尊の銘文であったと考えられる。しかも、このように庁における駐留が大事件であったことを考えると、それに参加していたものにとっては、「在庁」（庁に在り）と言えば、明白にその時―年祀―をも意識にのぼすことができた筈で

ある。この睘尊の銘文では、「在庍之年」という表現をこそとっていないが、「在庍」の二字によって、大事紀年法をも兼ねていたと考えて誤りはない。したがって、睘卣の銘文の「佳十又九年」という紀年を、睘尊の銘文において省略したとしても、松丸氏が言う如く、周正を拒否したものであるとしてよいか否かは疑問である。特に尊と卣とがセットとして使用されるという慣習があった時期であるから、睘卣が存在する以上、周正による紀年は、常に人びとに示されており、それを無視することはできなかった筈である。紀年の有無のみをとりあげれば、西周期、特に昭王期までの銘文には、紀年を欠くものが可成りあり、それらすべてを周正を拒否したとすることは不可能であり、むしろ鋳造の際により簡単な文章とすることによって、鋳造を容易にしようとするものであったとするのが穏当であると言わねばならない。またこの「在庍」が当事者たちにとり重要な事件であったのであるから、王姜を君と書き換えたとしても、それは王室の存在を抹消することにはならなかったであろう。庍において、作冊の官であった睘に夷伯を安堵せしめるような命令を下しうるような女性といえば、おそらく王姜以外の女性を考えることはできなかったであろう。以上において、睘卣と睘尊の銘文の(A)・(B)・(C)の三項の相違に対する松丸氏の論考を検討した結果、この二つの銘文の差異は、松丸氏の言う如く、睘尊の銘文が、殊更に睘自身を強調し、王室の存在を薄めるような働きをしていないことが明らかになったと思う。

それならば、睘卣の銘文の(E)項「揚王姜休」を、睘尊の銘文が削除したことをどのように考えるか。松丸氏が言う如く、周王室に対する憤懣を明確に示したものとしてよいのであろうか。この語は後に述べる如く、発令者・賜与者と、受命者・受賜与者との間の関係を考える上で重要な意味をもつ語であることは事実であるが、この睘尊の銘文において削除されている―というよりは、省略されていると言う可きであろうが―のには、特に意味はなかったと私には考えられる。この「揚某休」・「対某休」・「対揚某休」という語が、西周の金文にほぼ完全に定着するのは、中期では共王以後のことであり、昭王期をふくむそれ以前では、必ずしも使用されるわけではないことは、紀年と同様である。「揚某休」などの語を使用しなかった銘文をすべて、王室或いは君主に対する憤懣を示すものとすることはできないのである。むしろ鋳造を容易にするための字数とスペースとの関係で省略されたのであり、そのことは、実際の睘と王姜との関係においては、その感謝の気持ちという点では変化はなかったことを認めるべきであろう。そのことは上述の(C)項についての私の解釈からも明らかにされていると考えられる。

以上のように考えて来ると、睘尊の銘文は、松丸氏が言われるように、作冊睘が殊更に自己を主張しようとして、改めて睘の側において製作したものと解することは、いささか無理であると言わざるを得ない。王姜を君に書き換えたことは、むしろ発令者である王姜に対する尊敬の念を示したものとさえ考えられる。したがって、いずれが、周王室或いは発令者である王姜に対して、尊敬の念を示すものと当時の人びとに理解されたかは、それ程簡単には決められず、ひいては、睘卣と睘尊との二つの銘文を比較することによって、卣銘は王室の立場で、尊銘は睘自身の立場で製作されたと決定することも、松丸氏の如く簡単に断定することはできないのである。

しかも松丸氏は、その論考において、睘卣の銘文が先に鋳造され、その上で睘尊の銘文が作られたという前提のもとに論を進めるのであるが、その前提が何故成立するかについては殆んどふれていない。この睘卣・睘尊の作られた昭王前後の頃には、卣と尊とが同時に製作されることが多い。松丸氏のあげる員卣と員尊、效卣と效尊、趞卣と趞尊、或いは近年周原地域で出土した商卣と商尊、―この一組はやや時代が溯る―、豊卣と豊尊はいずれも、卣と尊との銘文が全くの同文であるばかりではなく、母器である青銅器の器形の上でも同じ時代的な特色を備えており、文様でも同じ主文と形をもっている。これに対して、睘卣と睘尊とでは、その器形の特色がことなり、また銘文の形式もことなる。したがって、この睘卣と睘尊とが異る時に作られたと考えることは可能である。[11] ただこの異る時ということは、せいぜい一・二年の範囲内のことであろう。しかも何れが先に製られたかということを決定する要素はない。松丸氏の如く、完全形式の睘卣の銘文があり、これをもとにして省略・改変したものが尊の銘文であるとすることも可能である。しかも、尊の文字は卣の銘文の文字の構成にくらべ、拙劣であることも松丸氏の指摘する通りであり、後日睘の工房で尊の銘文を鋳造されたとする論の根拠となっている。ただ松丸氏は殆んど考慮を払っていないが、睘尊の銘文の(F)項を見ると、この器を「旅宝」と称していることは、一つの看点を提供するものではなかろうか。この旅宝とよぶ器は、一般に軍旅に携行するための器であり、これに対して睘卣の如く「宝障器」と称されるものは宗廟で使用する目的で作られたものであるとされている。従って、この点からも、睘卣と睘尊との異時製作が肯定されるのであるが、その前後の関係となると、松丸氏とはちがって、睘尊とその銘文が先に作られ、睘卣は後日に作られたと考えることもできる。即ち、庍に駐留していた時に、その地で先ず睘尊が作られ、軍旅の途次であるため、その器は旅器とされたのである。夷伯の安堵という任務が終って庍に帰って、王姜に報告したのち先ず睘尊が作られたのである。ただし正確には旅=車器であり、旅=車と一字に旅と車とを合文にして表現した文字の方が古い字体である。したがって、現地において作製されたため、鋳造の技術者の腕も拙劣であった可能性があり、臨時の設備であったために、結果として拙劣になった可能性もある―この時期の技術者の性格については別の章で論ずる。また紀年が省略されたのも、その時その場で作られたため、特に記録する必要を感じなかったのかも知れないし、王姜を君と称したのも、より一層の敬意を示したものであり、また王姜という固有名詞を使用しなくても、充分明らかであったためであると考えられる。そののち成周か宗周に帰還した上で、尊と一セットとして使用するために卣を作ることになり、その際、銘文は、紀年をはじめとして、記録として完全な形式に整えられたと考えられるのである。

以上の如く、松丸氏の考え方について検討して来たが、その結論として言い得ることは、作冊睘によって作られた卣と尊の二つの銘文は、必ずしも卣銘が先に作られたとは言えず、また尊の銘文のほうが、より作冊睘が自己の立場を強調し、王室の存在を稀薄にしようとしたものではないということであり、ひいては、卣の銘文が王室の側によって作られたものであるということも、一義的には言い得ないということであった。然し、これまで私が述べて来た所では、睘卣の銘文が、作冊睘自身によって作られ、王室によって作られたものではないということを明らかにはしていない。そこで、以下において、この卣銘のような形式の銘文が誰によって作られたかという問題を考えて見たい。その際、松丸氏が、尊の銘文において、周王室への憤懣を明確にするために省略されたとする卣の銘文の(E)項である「揚王姜休」という語、より一般的な用例としては、「対揚王休」として用いられる語の意味を考えることによって、銘文作製者が誰であり、どのような目的から銘文を作ったのかということを考えようと思う。

第三節　対揚王休の意味

西周後期の師𤸫簋の銘文（挿図4）

佳二月初吉戊寅、王在周師嗣馬宮。格大室、即位。嗣馬邢伯䚄右師𤸫、入門、立中廷。王呼内史呉、冊令師𤸫。曰、先王既令汝。今余唯䌛先王令、令汝官嗣邑人師氏。錫汝金勒。𤸫拝稽首、敢対揚天子丕顕休、用作朕文考外季障段。𤸫其万年、孫ゝ子ゝ其永宝用、享于宗室。

これ二月初吉の戊寅に、王は周師の嗣馬の宮に在り。大室に格り、位に即く。嗣馬の邢伯䚄は師𤸫を右けて門を入り、中廷に立つ。王は内史の呉を呼んで、師𤸫に冊令せしむ。曰く、「先王すでに汝に令せり。いま余これ先王の令を䌛し、汝に令して邑人の師氏を官嗣せしむ。汝に金勒を錫う」と。𤸫は拝し稽首し、あえて天子の丕顕なる休を対揚し、もって朕が文考外季の障段を作らん。𤸫はそれ万年も、孫ゝ子ゝそれ永く宝として用い、宗室に享せん。

の第八行に、「敢対揚天子丕顕休」という語がある。[12] 先にあげた中期の睘卣の銘文の「揚王姜休」に比較すると、「揚」が「対揚」という二字の動詞となり、また「休」に「丕顕」（大いにして顕かなる）という讃美の形容語が冠せられている。西周後期には、この師𤸫簋の銘文の句形が一般的に用いられているので、句形から見れば、師𤸫簋の形が完成型と言うことができ、これに対して睘卣の銘文の形式は、先駆的或いは未完成な型であるといい得る。

このような句は、西周金文以外にもあらわれる。例えば、『詩』大雅蕩之什の江漢の篇は、宣王が召伯虎を封建した時のものであるが、その第五・六章は、

(5)釐爾圭瓚、秬鬯一卣、告于文人。錫山土田、于周受命、自召祖命。虎拜稽首、天子万年。

(6)虎拜稽首、対揚王休、作召公考。天子万寿、明明天子、令聞不已。矢其文徳、洽此四国。

(5)爾に圭瓚と秬鬯一卣を釐う、文人に告げよ。山土田を錫う、周に命を受くるに、召祖の命を自いん。虎は拝し稽首し、天子万年と。(6)虎は拝し稽首し、王の休を対揚し、召公の考を作す。天子万寿、明明たる天子は、令聞已まず。その文徳を矢ね、此の四国に洽からんことを。）

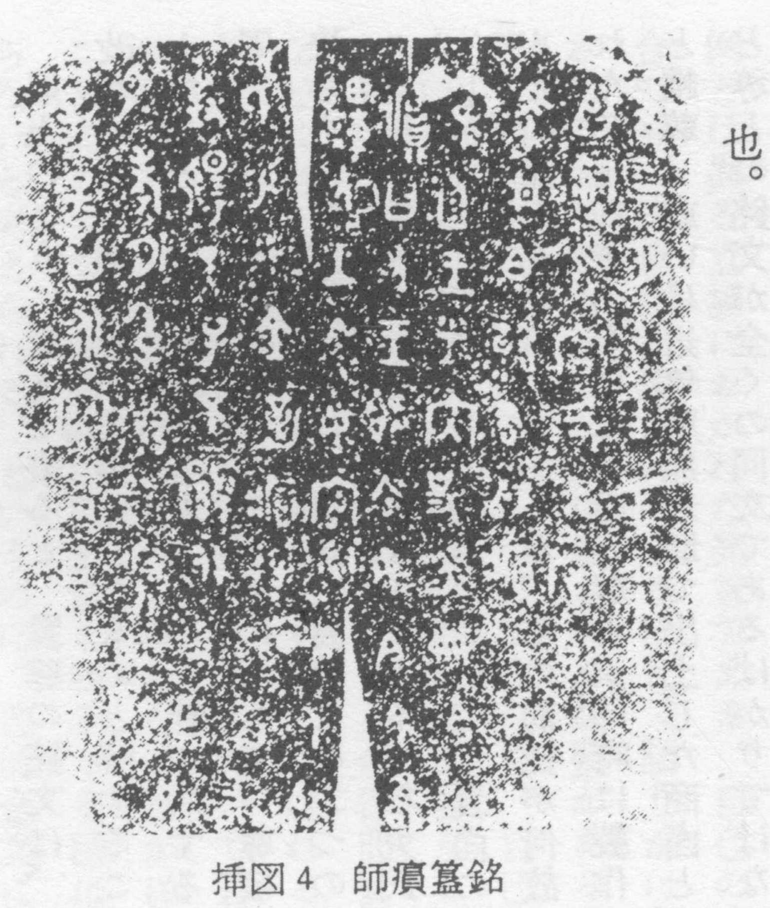

挿図4　師瘨簋銘

の如く、第六章に「対揚王休」として用いられる。後漢の鄭玄は、この第六章について、

対答、休美、作為也。虎既拝而答王策命之時、称揚王之徳美。君臣之言、宜相成也。王命召虎、用召祖命。故虎対王、亦為召康公受王命之時、対成王命之辞。謂如其所言也。如其所言者、天子万寿以下是也。

（対は答、休は美、作は為なり。虎すでに拝して、王の策命に答えるの時、王の徳の美なるを称揚す。君臣の言、よろしく相い成るべきなり。王が召虎に命ずるに、召祖の命を用う。故に虎が王に対えるにも、また召康公が王命を受けたるの時に、成王の命に対えるの辞を為す。その一召祖の一言う所の如くするを謂うなり。その言う所の如きとは、天子万寿以下これなり。）

と解している。即ち、対揚の二字を分けて、対とは、王命に答えることであると解し、揚は王の徳の美なるを称揚することと考えたのである。従って答と揚との二字は、意味においては、互いに独立しており、関聯は認めていない。宋の朱熹の考えも、

対答、揚称、休美、考成、矢陳也。言穆公（＝召伯虎）既受賜、遂答称天子之美命、作康公之廟器、而勒王策命之詞、以考其成、且祝天子以万寿也。古器物銘云、「郘拝稽首、敢対揚天子休、用作朕皇考龏伯尊敦。郘其眉寿、万年無疆」語正相類。但彼自祝其寿、而此祝君寿耳。既又美其君之令聞、而進之以不已、勧其君以文徳、而不欲其極意於武功。古人愛君之心、於此可見矣。

（対は答、揚は称、休は美、考は成、矢は陳なり。言は、穆公すでに賜を受け、遂いに天子の美命を答称し、康公─召祖─の廟器を作り、王の策命の詞を勒し、もってその成を考え、かつ天子に祝するに万寿を以ってするなり。古器物の銘に云う、「郘は拝し稽首し、あえて天子の休なる〔命〕を対揚し、用って朕が皇考龏伯の尊敦を作る。郘それ眉寿、万年疆り無からん」と。語は正にあい類せり。ただ彼は自らその寿を祝し、此は君の寿を祝するのみ。すでにまたその君の令聞を美として、これを進むるに、已まざるを以ってするは、その君に勧むるに文徳を以ってして、その─君の─意を武功に極むるを欲せざるなり。古人の君を愛するの心、ここに見る可し。）

と言う如く、対揚の二字に関する限りは、鄭玄と同じ考えである。以上の鄭玄と朱熹との間には、例えば劉勰は、『文心雕竜』章表第二十二において、章表の義である敷奏が、周代において、どのように行われたかを、

周監二代、文理弥盛。再拝稽首、対揚休命、承文受冊、敢当丕顕。雖言筆未分、而陳謝可見。

（周は二代に監み、文理いよいよ盛んなり。再拝し稽首して、休命を対揚し、文を承け冊を受け、あえて丕顕に当れり。言と筆と未だ分かれざると雖も、しかも謝を陳ぶること見る可し。）

と述べ、「対揚休命」を君主の恩に対する感謝の意をのべることと解しているし、また同じ章において、

原夫章表之為用也、所以対揚王庭、昭明心曲。

（かの章・表の用たるを原るや、王庭に対揚し、心曲（心情の委曲）を昭明する所以なり。）

とも述べ、対揚を、朝廷において、王に対して自己の意を陳述する意味に使用している。また南北朝時代には、対揚の語が対策或いは進対の意味で使用されるが、これらの用法は、江淹の詩の「対揚王休」が、王の美徳（鄭玄）・美命（朱熹）を称揚するのとはことなり、むしろ臣が自己の心情を吐露することに重点が置かれており、これは対揚の意味を誤解したものであることを宋の程大昌が指摘している。[13] 程大昌自身は、『尚書』説命篇の、殷の高宗の命を受けた傅説が、

拝稽首曰、敢対揚天子之休命。

（拝し稽首して曰く、あえて天子の休命を対揚せん。）

と言ったのについて、この対揚というのは、

受天子美言而答揚之於外

（天子の美言を受けて、これを外に答揚す。）

と説明している。この場合、「外に」ということは、「布於天下」（天下に布く）の意味であるので、鄭玄や朱熹などとはややニュアンスが異るが、意味としては称揚することとほぼ同じように考えていたことがわかる。従って、『詩』などの対揚という語は、ほぼ現在まで鄭玄の答えて称揚するという解釈が認められて来たと考えることができる。[14]

所が、一九六三年になり、沈文倬氏が、「対揚補釈」という論文を発表して、新しい解釈を試みた。[15] それによると、対揚の対は、『儀礼』士冠礼の

賓降、主人降。賓辞、主人対。

（賓降り、主人降る。賓辞し、主人対す。）

或いは郷飲酒礼の

主人坐取爵于篚、降洗。賓降。主人坐奠爵于階前、辞。賓対。主人坐取爵、興適洗、南面坐、奠爵于篚下、盥洗。賓進東北面、辞洗。主人坐奠爵于篚、興対。賓復位、当西序東面。

（主人は坐して爵を篚より取り、降りて洗す。賓は降る。主人は坐して爵を階前に奠き、辞す。賓は対す。主人は坐して爵を取り、興ちて洗に適き、南面して坐し、爵を篚の下に奠き、盥洗す。賓は進みて東北面し、洗を辞す。主人は坐し、爵を篚に奠き、興ちて対う。賓は位に復り、西序に当りて東面す。）

と言うときの、「主人対」・「賓対」の対であるとする。この対というのは、相手が遠慮したり辞退するのをとどめる行為をすることであり、短い言葉を伴った身振りで表現されたらしい。この時にどのような言葉が発せられたかは、鄭玄は、「辞対之辞未聞」（辞対の辞は未だ聞かず）と註に述べているが、沈文倬氏は、この言葉は短い簡単なものであったために、佚われて伝わらなかったのだと解している。従って儀式においては、主人或いは賓の身振りによって表現される要素が大きかったのであろう。金文などの対揚の対も、冊命や恩賞の儀式において、受賜与者や受命者が王などにたいして行った身振りであると考えるのである。然し沈氏はそれがどのような具体的な身振りであるかということについては何もふれていない。

また対揚の揚字の意味については、『礼記』玉藻に

古之君子必佩玉。右徴角、左宮羽。趨以采斉、行以肆夏。周還中規、折還中矩。進則揖之、退則揚之。然後玉鏘鳴也。

(古の君子は必ず玉を佩ぶ。右は徴と角、左は宮と羽なり。趨には采斉を以ってし、行には肆夏を以ってす。周還すれば規に中り、折還すれば矩に中る。進むには則ち之を揖し、退くには則ち之を揚ぐ。しかる後玉は鏘として鳴るなり。)

と言うときの「揚之」の揚であるという。このときの「之」字は語調を整えるために加えられたものであると考えられるが、この揚字の意味は、鄭玄の註によると、「謂小仰見於後也」(小しく仰げば(佩玉は)後に見ゆるを謂うなり)と説明し、孔穎達の疏は、「謂佩嚮後垂而見也」(佩は後に嚮いて垂れて見ゆるを謂うなり)と解説している。即ち尊者の前から退出するときには、身体を少しそり返るようにするので、体側にさげた佩玉が、身体のうしろに垂れて見えるようになることである。金文でも『詩』でも、「対揚王休」の句の前には、拝稽首即ち深々と頭をさげて礼をするという句があるので、それが終ったのち、王の恩賞或いは冊命にたいして、(それが自分には過分であるのでおしとどめるような―筆者)対という身振りをしたのち、王の前から退出するときに揚―少し身をそり返らせる―という動作をし、その対から揚という連続した動作の間に「王休」或いは「天子魯休」などの語を発したのであると沈氏は説明する。ただ沈氏はこの王休などの休がどのような意味であるかについてはふれていない。従って、対揚という語は、王休に答えてそれを称揚するということではなく、冊命などの儀式の過程で行われる受命者などの具体的な身振り、行為であるということになる。

然し、『儀礼』の対は、相手の辞退などをおしとどめる身振りであると解されているから、金文の対が、受命者などの辞退にたいして、王が行う行為であるならば、理解は容易になるが、実際は、受命者が王に向って行うものであるため、『儀礼』の対によって解釈することは疑問であるし、また当然「王休」の語の意味も説明されていないと、鄭玄以来の説にたいして、新説を提出した意味が弱くならざるを得ない。

この沈氏の論文が出た翌年になり、林澐・張亜初両氏による『「対揚補釈」質疑』が発表された。[16] その説によると、対揚が儀式中の行為であるとするならば、例えば睘卣の銘文の如く「王姜令作冊睘安夷伯。夷伯賓睘貝布。揚王姜休」(王姜は作冊の睘に令して夷伯を安んぜしむ。夷伯は睘に貝と布とを賓る。王姜の休を揚す―沈氏の説に従えば、《揚す、王姜の休よ》と読むこととなる―)というとき、夷伯が睘に貝布を与えているのであるから、夷伯休と言うべき筈である。また麦尊の銘文の「侯錫諸𤔲臣二百家……中略……。唯帰。遅天子休」(侯は諸𤔲臣二百家……を錫えり。これ帰り、天子の休を遅す―沈氏に従えば、《遅す。天子の休よ》となる―)と言うとき、恩賞を与えたのは王であり、また帰国したのち、遅―揚と同音仮借―したのは侯であるから、沈氏の言う如く、儀式中の行為とは到底考えられない。

また、林澐氏らは、大盂鼎の「盂用対王休、用作祖南公宝鼎」(盂もって王の休を対し、もって祖南公の宝鼎を作る)、膳夫山鼎の「山敢対揚天子休令、用作朕皇考弔碩父障鼎」(山はあえて天子の休令を対揚し、もって朕が皇考弔碩父の障鼎を作る)、或いは小子生尊の「用作段宝障彝、用対揚王休」(もって段宝障彝を作り、もって王休を対揚す)という如く、対揚云云という句と、作某器という句とが、「用」(用って)という助辞で結びつけられ、対揚云云が、宝彝を作ることの理由か目的のように表現されていることから考えて、『儀礼』や『礼記』の対・揚とはことなり、儀式中の動作とは考えられないとする。特に大保簋では「用茲彝対令」(この彝を用いて令を対す)、また天亡簋では「毎揚王休于障段」(敏めて王の休を障段に揚す)といい、光鼎では「光対揚君令于彝」(光は君の令を彝に対揚す)という如く、対揚或いは対・揚という動詞が、彝器そのものを間接目的として行われるものであることから見て、この対揚という動詞は、儀式中の行為ではなく、式の後に彝器を作ることと関聯する語であることは明らかであるとする。もっともこの三例のうち前の二例では、対揚の直接目的はいずれも令・命であり、休ではないが、先にあげた膳夫山鼎の如く、「山敢対揚天子休令」(山あえて天子の休令を対揚す)というように休と令とを併せて一つの熟語としている例があるし、西周の金文では、休と令とがともに錫=賜の意味で使用されているので、この二例の令、特に前二者の令を命令の意味と限定する必要はないが、また逆に命令と解しても意味としては通じる。この点については、再び後にふれる。[17]

四七～四八

また林澐氏らは、沈文倬氏が、無曩簋の「無曩拝手稽首曰、敢対揚天子魯休令、無曩用作朕皇祖釐季障段」(無曩拝手し稽首して曰く、あえて天子の魯なる休令を対揚し、無曩はもって朕が皇祖の釐季の障段を作る)の「曰」字を、『爾雅』に「粤、曰也」というときの「曰」字と同じく助詞であると解して、「曰敢対揚云云」(ここに敢えて対揚云云)としているのを批判して、この「曰」字は「説道」の意味であり、「敢対揚云云」がその内容であるとしている。この批判は当然であり、例えば盠駒尊の銘文(挿図5)

佳王十又二月、辰在甲申。王初執駒于㡁。王呼師豦召盠。王親旨盠駒、錫両。撲稽首曰、王弗忘乃旧宗小子、𤔲皇盠身。盠曰、王倗下不其、則万年保我万宗。盠曰、余其敢対揚天子之休、余用作朕文考大中宝障彝。盠曰、其万年、□子子孫孫永宝之。

これ王の十又二月、辰は甲申に在り。王は初めて駒を㡁に執う。王は師豦を呼んで盠を召さしむ。王は親く盠に駒を旨し、両を錫わる。撲―拝―し稽首して曰く、「王はなんじ―王―の旧宗の小子を忘れず、盠の身を𤔲かし皇にしたまえり」と。盠は曰く、「王よ倗下不其―意味不明―、則ち万年もわが万宗を保んぜられんことを」と。盠は曰く、「余はそれあえて天子の休を対揚し、余はもって朕が文考大中の宝障彝を作らん」と。盠は曰く、「それ万年も、……子と孫と永くこれを宝とせん」と。

の如く、「撲稽首曰王……。盠曰王……。盠曰余……。盠曰其……。」と四回にわたって曰字が使用され、しかも「曰」字の上にはいずれも固有名詞である盠が主格として置かれていること―ただし第一の場合は省略され、また撲稽首なる語がおかれているが―、また「曰」字の下には、王或いは余という、それ以下の語の主格となる名詞・代名詞が置かれていること―最後の一段では省略されているが―の二点から見て、林澐氏らの批判が正しいことがわかる。しかも、これらの例から見て、「対揚王休」などの語が、受命者、受賜与者が王にたいして述べた語であることも明らかになったとしている。したがって、この面からも、対揚を儀式中におけるある動作・身振りと考える沈氏の説は誤りであり、鄭玄が、『詩』江漢において、答受称揚の意味に解したのが正しいと結論づけ、『尚書』顧命篇の

挿図5　盠駒尊銘

太史秉書、由賓階隮、御王冊命。曰、皇后憑玉几道。揚末命、命汝嗣訓。臨君周邦、率循大卞、燮和天下、用答揚文武之光訓。

(太史は書を秉りて、賓階より隮り、王に冊命を御む。曰く、「皇后は玉几に憑りて道う。末命を揚げ、汝に命じて訓を嗣がしむ。周邦に臨み君となり、率いて大卞に循い、天下を燮和し、用って文武の光訓を答揚せよ」と。)

と言うときの「答揚文武之光訓」の答揚も、金文や『詩』の対揚と同じ意味であるとしている。

沈文倬氏の論文に対する林澐氏らの批判は正確であり、少くとも金文や『詩』にあらわれる「対揚王休」の対揚の意味は、『儀礼』などの対や揚とは異り、王などの休を答受称揚する意味にとるのが妥当であることは明らかである。しかし此処で問題になることは、対揚の揚が、称揚であり、王の休を称揚し、それを人びとに明らかに知らせることであったとしても、答であると解されている対が、一体どのような意識作用をもった語であるのか、特に対揚の二字で示される行為が、彝器を作るということと関聯したものであるとするならば、どうして答えるという意味の文字を使用する必要があるのかといった点になると、林澐氏らの論文によっても、溯って鄭玄らの説によっても明らかにはされていない。以下この点について考えてみよう。

四九～五〇

五一～五二

先にふれた如く、「対揚王休」という語は、「作某々彝」という語と、「用」という助詞によって結合されていることが多い。このように、対揚することが、彝器を作ることと一連の行為として考えられる理由は何であろうか。例えば羌鼎の銘文

君令羌、尸嗣車官。羌対揚君令于彝、用作文考寍叔䵼彝。永宝用。

君は羌に令し、車官を尸―主―嗣せしむ。羌は君の令を彝に対揚し、もって文考寍叔の䵼彝を作らん。永く宝として用いん。

には、君の令を彝に対揚することと、文考寍叔を祭祀するための䵼彝を作ることが、用という語で結びあわされていることから考えると、君令を対揚す可き彝が即ち寍叔の祭器であったことがわかる。即ち君の令を対揚するのは、祭器によって行われることを示している。また大保簋の銘文には、

王伐彔子耶。𠭯厥反、王降征令丂大保。大保克敬、亡㽙。王造大保、錫休余土。用兹彝対令。

王は彔子の耶を伐てり。ああその反するや、王は征令を大保に降せり。大保は克く敬みて、㽙なし。王は大保に造り、余―地名―の土を錫休す。この彝を用いて令を対せん。

とあり、この彝即ちこれから鋳造される可き大保簋そのものを用いて令を対すること、即ち令―彔子耶を征伐すべき令―を対するのは、彝器によって行われることを示している。彔子を征伐する命を王より受け、功績があったことにより、余の土地を賜休されたのであるから、大保にとっては記念すべきことであり、そのために令を対したものと考えられる。以上の羌鼎の対揚、大保簋の対の意味は、単に答えて称揚する、或いは答えるということではなかったと考えられる。師旂鼎の銘文

唯三月丁卯。師旂衆僕不従王征于方䨮。㠯厥友弘以告于伯懋父。在莽。伯懋父迺罰。得𢦏古三百寽。今弗克厥罰。懋父令曰、義敉。𠭯、厥不従厥右征。今毋敉。期又内于師旂。弘以告中史書。旂対厥賢于障彝。

これ三月丁卯なり。師旂の衆僕は、王が于方の䨮を征するに従わず。その友の弘をして以って伯懋父に告げしむ。莽に在り。伯懋父すなわち罰す。「〔師旂は〕𢦏古の三百寽を得ん」と。〔衆僕が曰く、〕「いまその罰に克ず」と。懋父は令して曰く、「敉す義―宜―し。ああ、それその征を右くるに従わず。いま敉す毋し。それ師旂に内―納―むることあれ」と。弘はもって中を史の書―人名―に告ぐ。旂はその賢―劾―を障彝に対す。

は、師旂が王の外征に従軍するに際し、師旂の衆僕が従わなかったため、師旂はその僚友の弘をして伯懋父に衆僕を告発せしめた。その結果、伯懋父は衆僕に罰金として三百寽を師旂に納めるべき旨の判決を下したので、師旂はそのことを青銅器に銘文として鋳出したことを示している。その末尾に、「旂対厥賢于障彝」とあるが、賢は劾で、判決の意味であり、即ち判決を障彝―この師旂鼎そのものをさす―に対するとは、白川静氏も言われる如く、判決を記録する意味であると考えられる。さきの大保簋の「対令」の対字も同じく記録する意味と考えるべきものであろう。さらに言えば、羌鼎の「対揚君令于彝、用作文考寍叔䵼彝」というときの対揚の対も、答えるという意味より、むしろ記録するの意味とするほうが、妥当であると考えられる。したがって、君の令を彝器に記録し称揚するために、父寍叔の祭器を作ったと解することができる。この時の揚も、先にあげた天亡簋の銘文末尾の「敏揚王休丂障」（敏めて王の休を障に揚す）の如く、障（彝）に王休を揚すという例から考えると、称揚するというよりも

五三～五四

記録するの意に解したほうがより明瞭であると考えられる。少くとも、称揚ということが彝器に記録することによって行われるものであることは明らかである。即ち王などの休を青銅器に銘文として記録することによって、人びとにそれを知らせる―称揚することになるとされていたことを示していると考えられる。しかもこの対揚ということは、王休を記録し人びとに称揚することを目的とするのみではなかった。彔伯㦰簋の銘文には、

隹王正月、辰在庚寅。王若曰、彔伯㦰、繇、自乃祖考、又労于周邦、右闢四方、恵圅天令。汝肆不㒸。余錫汝秬鬯一卣・金車・……中略……馬四匹・攸勒。彔伯㦰敢拝手稽首、対揚天子丕顕休、用作朕皇考釐王宝障𣪘。余其永邁年宝用。子〻孫〻其帥型受兹休。

これ王の正月、辰は庚寅に在り。王は若いて曰く、「彔伯㦰よ、ああ、なんじの祖考より、周邦に労する又―有―りて、右けて四方を開き、恵して天の令を圅む。汝肆に墜せざれ。余は汝に秬鬯一卣・金車……中略……馬四匹・攸勒を錫う」と。彔伯㦰はあえて拝手し稽首して、天子の丕顕の休を対揚し、もって朕が皇考釐王の宝障𣪘を作らん。余はそれ永く万年も宝として用いん。子〻孫〻それ受けたるこの休に帥い型らん。

とあり、彔伯㦰の祖考が、周のために勤労し、四方を治め、周が受けた天命を固めたことをほめ、彔伯㦰自身も祖先の勲功を失墜することがないようにと誡められて、秬鬯以下の多数の恩賞を与えられたことを記録している。対揚以下は西周中期の多数の金文にあらわれる文とほぼ一致するが、ただ最後の一句が、普通の型の「子〻孫〻永宝用」（子〻孫〻永く宝として用いん）とは異なり、「子〻孫〻其帥型受兹休」（子〻孫〻それ受けたるこの休に帥い型らん）となっている。したがって、この簋に記録された王の休は、彔伯㦰の子孫たちの模範とされるべきものであった。このほか、縣妃簋の銘文は、「肄敢陴于彝曰、其自今日、孫〻子〻毋敢忘伯休」（ゆえにあえて彝に陴（＝陳）て曰く、それ今日より、孫〻子〻あえて伯の休を忘るることなかれ）という語で結ばれている。この縣妃簋の銘において、縣妃に爵などを賜与したのは自犀父という貴族であり、恐らく縣妃という女性の出身した一族の長であると考えられるが、その休を銘文として残すことによって子孫にその休を忘れることのないように誡めとしたものであると考えられる。この二例はいずれも子孫への誡めとしたものであるが、次の史望簋の銘文には、

乙亥、王誥畢公。迺錫史望貝十朋。望古于彝。其于之朝夕監。

乙亥に、王は畢公に誥―誥―せり。すなわち史の望に貝十朋を錫わる。望は彝に占す。それこれにおいて朝夕に監みん。

とあり、彝器に王よりの錫与の事実を記録（占―この器一例しかない―）し、之即ち彝器によって朝夕監（鑑）として、王に対する自己の忠勤に怠りがないようにするものであることが示されている。即ちこの銘文は、自己に対する誡めとして記録されたものであることがわかる。また𤔲圜器では、「敢対揚王休、用作某々彝」という代りに、「𤔲弗敢忘王休異、用作歒宮旅彝」（𤔲はあえて王休の異なるを忘れず、もって歒宮の旅彝を作る）と書いている。これらの例から考えても、王休を対揚するということは、単に答えて称揚するということではなく、自分も忘れることなく、また子孫もそれを忘れないようにするために、銘文に記録として残すことであったと考えなければならない。[18]

ところで、王休というときの休字は、鄭玄や朱熹は美也と解し、王の徳の美（鄭玄）・命の美（朱熹）と解している。然し、楊樹達氏は、沈子簋の銘文に「休沈子肇田畂犾賓𢦏」（沈子に肇の田と畂犾の賓たる𢦏を休す）といい、效卣の銘文に「公錫厥順子效王休貝廿朋」（公はその順子たる效に王の休せる貝廿朋を錫う）とあることに基づいて、休には賜与と同じ意味があることを指摘している。王休というときの休も、鄭玄の言うように、徳の美なることといった抽象的な意味として考えるよりも、冊命・賜与を含めた恩寵と解するのが、当時の君臣関係から見

てより妥当であると考えられる。[19] 従って「対揚王休」ということは、王の恩寵を彝器に記録して人びとに知らせるとともに、自己への誡め、或いは子孫への誡めとすることであったと考えられる。さきにあげた盠駒尊の銘文の末尾の「其万年、子ₗ孫ₗ永宝之」（それ万年、子ₗ孫ₗ永くこれを宝とす）と言うのも、単に彝器を子孫が永久に大切にするだけではなく、その彝器に記録される王の恩寵を永久に忘れないことを意味していたと考えるべきものであったのである。

第四節　恩寵と忠誠

以上の如く、青銅器の銘文にあらわれる「対揚王休」という語が、王の恩寵を器に記録するということであったとすると、この事実と、先に松丸氏がこの句を含む畏卣などの銘文は王室の立場から作文されたものとした説との関係はどのように考えるべきであろうか。先にあげた師瘨簋の銘文の末尾は、「瘨拜稽首、敢対揚天子丕顕休、用作朕文考外季障段。瘨其万年、孫ₗ子ₗ其永宝用、享于宗室」（瘨拝し稽首し、あえて天子の丕顕なる休を対揚し、もってわが文考外季の障段を作らん。瘨それ万年ならんことを、孫ₗ子ₗそれながく宝として用い、宗室に享せん）という文で結ばれる。即ち父外季の障段を作るという一段と、瘨の永生及び子孫がこの段を永久に用いて、宗室の祭祀・賓客接待に使用するという一段とから構成される。このうち後段の瘨の永生と子孫の持続の語は、かつて貝塚茂樹氏によって、「作器者が天子、あるいは主君の策命恩賜にこたえてたてまつったことほぎの言葉」であり、「天子、主君の恩賞策命にこたえてつくった銅器の銘文が、本質的には天子、主君の『のりと』である策命にこたえて服従を誓った臣下たちの寿詞である」とされた。[20] その根拠は、先にあげた盠駒尊の銘文にある。この銘文の前段には、王が執駒の礼を行った際に、盠に二匹の駒を賜与したことを記し、後段には、

(1) 撲稽首曰、王弗忘乃旧宗小子、𡻮皇盠身。」
（撲―拝―し稽首して曰く、「王はなんじの旧宗の小子を忘れず、盠の身を𡻮かし皇にしたまえり」と。）

五五～五六

(2) 盠曰、王倗下不其、則万年保我万宗。
（盠は曰く、「王ょ倗下不其、則ち万年もわが万宗を保んぜられんことを」と。）
(3) 盠曰、余其敢対揚天子之休、余用作朕文考大中宝障彝。
（盠は曰く、「余はそれあえて天子の休を対揚し、余はもって朕が文考大中の宝障彝を作らん」と。）
(4) 盠曰、其万年、□子ₗ孫ₗ永宝之。
（盠は曰く、「それ万年も、……子ₗ孫ₗ永くこれを宝とせん」と。）

の如く、四部分に分けて盠の言葉が述べられている。この第四の部分は、多くの銘文では「曰」字がなく、「盠其万年」の如き形式で書かれているために―例えば師瘨簋の銘文では「瘨其万年」となっている―これは作られた器によって祭祀された祖先などが、作器者にこたえた嘏辞であると解されて来た。[21] 然し、一九五六年にこの盠駒尊が発見されるに及んで、この「其万年、子ₗ孫ₗ永宝之―之のかわりに用字があったり、宝で終るものも多い―」という語が、実は作器者によって言われたものであることが明らかになった。このことを根拠として貝塚氏の説が出されたわけである。いまこの四部分について考えて見ると、第一の部分は、恩賞を賜わったことは、旧く王室から分れた家の若者である自分を王が忘れずに、自分に光栄を与えられたことになるのを感謝する謝辞であると考えることができる。第二の部分は、「倗下不其」の一句の意味が明らかではないが、王に対して、万年も我々多くの家のものを安定させて呉れることを願った言葉であり、王に対する希望であるとともに、また王の永生と統治に対する祝辞であると考えられる。第三の部分は、王の恩賞を彝器に記録することを述べたもので、恩賞に対する答辞である。第四の部分は、盠自身とその子孫が末永くその彝器を大切にして、記録された恩寵を忘れないことを述べたもので、誓辞と考えることができる。この誓辞は、言葉としては、彝器を大切にすることとして表現されているが、その目的は、恩寵を忘れず、末永い忠勤を誓う意志を表現することにあったと考えられる。冒頭にあげた盠彝は、この駒尊と同時に発見されたものであるが、その銘文の後半は、

(1) 盠拜稽首、敢対揚王休、用作朕文祖益公宝障彝。
（盠は拝し稽首し、あえて王休を対揚し、もって朕が文祖益公の宝障彝を作らん。）
(2) 盠曰、天子不遐不其、万年保我万邦。
（盠は曰く、天子ょ不遐不其にして、万年もわが万邦を保んぜられんことを。）
(3) 盠敢拜稽首曰、剌ₗ朕身、遹朕先宝事。
（盠はあえて拝し稽首して曰く、剌ₗたる朕が身は、朕が先の宝事をつがんと。）

という三部から成り立っている。これを駒尊の後半の銘文と比較すると、駒尊の(1)の謝辞に当る部分は、彝銘には省略されている。彝銘の(1)の対揚・作器の部分は、「曰」字がないが、これは駒尊の(3)から考えて、省略されたものであることがわかる。また彝銘の(1)(2)の順は、駒尊では天子に対する祝辞が前に置かれ、前後の順が逆になることがあり得たことを示している。彝銘の最後の部分は、盠が祖先の忠勤を継承して、王に対して忠勤を誓った誓辞であり、誓辞としては、駒尊或いは中期以降の通例の句形である「某其万年、子ₗ孫ₗ永宝用」よりは、一層直接的な表現となっている。しかもこの二つの盠の器から考えると、此等の謝辞・祝辞・答辞・誓辞などは、受令者・受賜与者から王などに対して述べられたものであることがわかる。おそらく賜与を受けた場所、或いは冊命を受けた場所で、王或いは君主などに対して述べられたものと考えられる。『春秋左氏伝』僖公二十八年に記録される、晋の文公に対する冊令―策命―の儀式　即ち

己酉、王享醴命晋侯宥。王命尹氏及王子虎・内史叔興父策命晋侯為侯伯。賜之大輅之服……中略……虎賁三百人。曰、王謂、叔父、敬服王命、以綏四国、糾逖王慝。晋侯三辞、従命。曰、重耳敢再拜稽首、奉揚天子之丕顕休命。受策以出。出入三覲。

（己酉に、王は享醴して晋侯に宥を命ず。王は尹氏と王子虎・内史叔興父に命じ、晋侯に策命して侯伯たらしむ。これ大輅の服……虎賁三百人を賜わらしむ。曰く、「王は謂えらく、『叔父よ、敬みて王命に服し、もって四国を綏んじ、王慝を糾逖せよ』」と。晋侯は三たび辞し、命に従う。曰く、「重耳あえて再拝稽首し、天子の丕顕なる休命を奉揚せん」と。策を受けてもって出づ。出入して三たび覲せり。）

五七～五八

の如く、天子の丕顕なる休命を奉揚することが、策命の場で晋侯によって言われたものであることを示している。この文では、再拝稽首の語が、晋侯の言葉として記されたり、また作器のこと、或いは子孫の宝用のことなどが記されていない。省略されたか、或いは西周時代に此等の語のもっていた意義が失われたために言われなかったのか、現在では明らかにはできないが、奉揚以下のことが、策命の式場において王に対して言われたものであることは、よく伝承されていると言うべきであろう。

先にあげた𧎳鼎の銘文の末尾の「𧎳拜稽首曰、休朕皇君弗忘厥宝臣。対揚、用作宝障。」（𧎳は拝し稽首して曰く、休なるわが皇君は、その宝臣を忘れたまわず。対揚して、用って宝障を作らん）は、盠駒尊の(1)謝辞の後半と君（妊氏）に対する祝辞を省略し、且つ答辞も簡略化し、誓辞も省略されているが、謝辞の前半と答辞とを一つの「曰」でまとめて銘文に記録したものと考えられる。また無㠱簋の銘文の末尾の「無㠱拜手稽首曰、敢対揚天子魯休令、無㠱用作朕皇祖釐季障段。無㠱其万年、子孫永宝用」（無㠱は拝手し稽首して曰く、あえて天子の魯なる休令を対揚し、無㠱もってわが皇祖の釐季の障段を作らん。無㠱それ万年、子孫ながく宝として用いん）というのも、天子に対する謝辞と祝辞とを省略して、答辞と誓辞のみを、一つの「曰」字でくくったものであることがわかる。或いは令鼎の銘文の末尾の「令拜稽首曰、小子迺学。令対揚王休」（令は拝し稽首して曰く、小子すなわち学べり。令は王休を対揚せん）というときの、小子迺学は、令が藉田の射礼に参加して、射を学んだことに対する謝辞であり、答辞の後半及び祝辞・誓辞を省略したものであると考えられる。

これを『詩』の江漢について見ると、第五章の終りの二句[22]「虎拜稽首、天子万年」は祝辞であり、第六章のはじめの三句「虎拜稽首、対揚王休、作召公考」は答辞である。それにつづく五句は、再度述べられた天子に対する祝辞であると考えることができる。本来は、召伯虎に対する封建の冊命が行われた式場で、召伯虎より周王に向って述べられたものであり、「万年、子ₗ孫ₗ」という誓辞も当然あったものであるが、詩という形式に合わせるため

に、「曰」字はすべて省略され、また誓辞も省略されている。そのかわり、天子に対する祝辞が、江漢篇の最後である第六章の末尾に再び詳細にあげられているのは、この詩が雅歌であり、祝歌として再編されたことによるものと考えられる。天子の盛徳と天下の平安は、当時の貴族にとっても自家の繁栄を保障するものであったからで、祝宴などの際に歌われたものである。

しかし西周時代の金文では、天子に対する謝辞や祝辞が殆んど省略され、「某拝稽首、敢対揚天子休、用作某々障彝。某其万年、子々孫々永宝用」という、答辞・誓辞のみが記録されていることは、恩寵を与えられた臣下としては、恩寵を記録し、子孫までもそれを大切にするということを言い、それを銘文に記すことが、自己の忠誠を表現するための当時の重要な方法であったからであると考えられるし、それは、受命者・受賜与者が、自ら吐露すべきものであったと言わなければならない。西周後期の頌壺の銘文に、「頌其万年眉寿、吮臣天子、霊終。子々孫々宝用」（頌はそれ万年眉寿にして、吮く天子に臣となり、終を霊せん。子々孫々宝として用いん）という如く、天子に末永く臣として仕えることを言うのも、これが、頌自身によって言われた誓辞であったからである。

しかも、これらの彝器は、単に宗廟における祭器であったのではなく、令簋の銘文では、「令敢展皇王宣、用作丁公宝段。用障事于皇宗、用饗王逆遊、用廏寮人。婦子後人永宝」（令あえて皇王の宣—休—を展—揚—し、もって丁公の宝段を作らん。もって皇宗に障事し、用って王の逆遊に饗し、もって寮人を廏せん。婦子後人永く宝とせん）という如く、この器でもって、王の訪問を饗し、寮人をもてなすことが述べられている。また小臣宅簋の銘文では「揚公伯休、用作乙公障彝。子々孫永宝。其万年、用饗王出入」（公伯の休を揚し、もって乙公の障彝を作らん。子々孫永く宝とせん。それ万年、もって王の出入に饗せん）の如く、王への饗応にこの器が使用されることが述べられる。或いは十五年趞曹鼎の銘文の末尾には、「趞曹拝稽首、敢対揚天子休、用作宝鼎。用饗朋友」（趞曹は拝し稽首し、あえて天子の休を対揚し、もって宝鼎を作らん。もって朋友を饗せん）と述べている。これらの例からわかる如く、彝器は人びとの前で使用されるものであり、器上にかかれた王や君主の恩寵とそれに対する忠勤の誓いは、人びとに知らされることになり、王休を称揚することにもなったのである。

このように、「対揚王休」に始まる銘文末尾の語は、本来は、冊命や恩賞の場所において、答辞・誓辞として、

五九～六〇

言われたものであり、それは受命者・受賜与者の意志によって言われたものであることによって、初めて王の恩寵に対する臣の忠誠の誓いとしての意味をもって来るのである。その意味で、前節に引用した『尚書』説命篇が「拝稽首曰、敢対揚云云」と作っているのは、説命篇が偽古文であることは別として、対揚の意義を正しく伝えていると言うことができる。それは兎も角として、冊令や賜与に際して、王や君主は、臣下に対してその忠誠を期待したであろうことは言うまでもない。しかし、それはあくまでも期待であって、強制ではなかった。例えば、冒頭にあげた膳夫山鼎の銘文にふくまれる冊命の語は、

王曰、山、令汝官嗣㱃献人于晃、用作曽司貯。
（王は曰く、「山よ、汝をして㱃の献人を晃に官嗣し、もって曽司貯と作さしむ」）

につづいて、

毋敢不善。
（あえて不善なるなかれ。）

という語によって結ばれる。この句の敢は、山の意志を示す助詞であり、不善をしようとする、不善であろうとすることを示しており、王はそれを禁じようとするものである。したがって、不善をしようとはしないこともまた山の意志によるのであり、王は禁止の句形をとりながら忠勤を期待したものである。もっとも西周金文には、大克鼎の銘文の場合の如く、「敬夙夜用事、勿廃朕令」（敬しみて夙夜もって事え、朕が令を廃する勿かれ）という形で、より直接的に忠勤を求める場合もあるが、これらにしても、先に述べた如く、『尚書』や大盂鼎・毛公鼎に見られるように、王と臣下との関係が、直接的な命令というよりも、期待という関係として表現されるという西周時代の一般的な気風から考えるならば、それほど強圧的な命令ではなかったと考えなければならない。したがって、冊

令・賜与が、臣下に対して忠勤を期待するのに答えて、忠誠を表現する「対揚」以下の語は、当然臣下から王・君主に向って自らの意志によって表現されたものでなければならないのであり、盠駒尊・盠彝の銘文は、そのことを明らかに示しているのである。

このように考えて来ると、「対揚」に始まる語をもった西周金文は、松丸氏が言うように、王室側によって作文されたものではなく、むしろ作器者によって作られたものであると考えるべきものであり、またそのように考えなければ、その作器の意義も失われてしまうと言わざるを得ない。西周中期以降の多くの金文は、冊命の全文を再録するものが多い。その冊命の文は、確かに王室或いは君主によって作られ、述べられたものであるが、それを受命者が自己の祖先を祭る彝器に再録することが、君主に対する忠誠を表現する方法であったのであり、その忠誠は、決して君主によって強制されるものではなく、寧ろ臣下の意志によるものであったと言わなければならない。多くの銘文において、「対揚」という動詞の上に、「敢」という文字が置かれているのは、作器者が自己の意志によって行うものであることを示すと同時に、天子なり君主なりへの敬意がその文字にこめられていることを見逃してはならない。このような「敢」字の用法は古典にも見られる所である。

本稿の冒頭にあげた[犭可]尊の銘文は、松丸氏も言う如く、大半は王の誥語であるから、王室において作られた文章が銘文の多くの部分を占めていることは事実である。しかし、重要なことは、その誥語を、[犭可]が自ら再録することであり、それによって王の期待に対する忠誠を示すことが可能となったのである。この銘文には、対揚云云の語は見られないが、[犭可]が父である□公の祭器を作ると述べた句のはじめには、「用」字がおかれており、このことは、本来は[犭可]が王に対して述べた対揚云云の語があったことを示しており、銘文の字数と銘文の記録される尊の内底のスペースの関係から省略されたものと考えられる。盠駒尊の銘文の王に対する謝辞に相当する部分は、[犭可]尊においては

惠王恭徳裕天、訓我不敏。
（これ王は徳を恭み天を裕して、我が不敏を訓したまえり。）

という形で述べられているが、それを受けて、誓辞として、その誥語を銘記することを示す対揚云云が王に対して言われたと考えるべきであり、また忠誠の誓いを形として残すためにこの尊が鋳造されたと考えるべきであろう。[犭可]に対する訓誡の語は、[犭可]の父がよく文王をたすけた結果、文王は天命を受けたという内容の語で始められ、その父を見倣うことによって、周の天命を完遂するよう、勤めよという語で終るが、この事自体、この誥が王から[犭可]に対する一方的な命令として出されたものではなく、[犭可]の主体的な忠誠を期待するというものであったことを示している。かつて[犭可]の父である□公が、文王に対して「子々孫々永宝用」という語によって、子孫にわたる忠誠を誓ったであろうことに対して、成王はその子である[犭可]にその忠誠の実現を期待したのが、この誥であったのであり、その誥を銘文として残すことによって[犭可]はさらに子孫への教訓とその忠誠を示したものと考えるべきであろう。この銘文では、子々孫々云云は省略されたに過ぎない。このような王命と忠誠との表現の方法は、期待と自発という方法であり、先に述べた『尚書』などの誥誓に見られる君臣の関係と同じものであったと言うことができる。したがって、頌簋や膳夫山鼎の銘に見られるごとく、冊命の儀式において授けられた冊令の書を、受命者が彝器に再録することが必要でもあったと言うことができる。またこのような再録は、王と自己との関係、自分が王室と結ばれ、王の信任を得たものであることを人びとに示すことになったことも見逃してはならない。[犭可]尊の銘文が[犭可]によって鋳造されたのには、このような意味もあったのである。盠駒尊の銘文において、「王弗忘乃旧宗小子、蛰皇盠身」（王はなんじの旧宗の小子を忘れず、盠の身を蛰かし皇にしたまえり）という謝辞が記録されたり、大克鼎の銘文のように、その冒頭に、克が、その祖である師華父の共王に対する忠誠を現王が忘れず、そのことは自分を抜擢されることに結果したと述べるのも、謝辞であるとともに、また王室と結ばれた自己の立場を強調する目的をもっていたと解すべきであろう。先にあげた麦尊の銘文の前段が麦の主君である邢侯に対する周王の恩寵を記録しているのは、松丸氏の言うごとく、邢侯が麦に対する支配を強固にするためというよりは、麦が自己の主君である邢侯の背後に周王があることを誇示し、自分の与えられた恩寵が実は周王に由来することを示したものと解すべきであろう。この麦尊が作られた時代—成王期とするか、昭王期とするか決定されていないが—は、殷周の交替と周の膨張

六一～六二

という社会的な激動期であったことが、このような銘文を麦に書かせた理由であった。変動する社会の内部で、自己の家の立場を確立しようとしたのである。このほか、西周中期以降に多い官職叙任の銘文も、その冊命の再録が王に対する忠誠の表現であったばかりではなく、自己の官職就任及びそれにともなったであろう利益を、第三者に対して示し、時には王に対してその保証を求めるための証書の役割りをももっていたということも忘れてはならない。[23] 銘文にこのような役割りを背負わせていたことは、中期以降裁判判決を記録した銘文が幾つか作られていることが示している。[24] このように考えると、師𡖊簋蓋ⅠとⅡの銘文の関係も、松丸氏の如くⅡを王室作製、Ⅰを師𡖊作製とする必要はないのであり、ともに師𡖊によって作られたとすればよいのである。このⅠとⅡとの二つの蓋は、Ⅱが文様においても文字においても、西周後期の標準の体であるのに対し、Ⅰは文様も字体も完全に崩れているため、松丸氏はⅡは王室で作られたのに対し、Ⅰは後に師𡖊のもとで作られたと解したのである。しかし冊命賜与形式とよばれる銘文が、松丸氏の説とは異なり、受命者が作ったと考えなければならないとすれば、この師𡖊簋蓋のⅡも当然師𡖊によって作られたと言わざるを得ないし、Ⅰも同じく師𡖊、少くともその家の者によって作られたのである。ではなぜこのようにⅠが別に作られたのであろうか。おそらく本来器蓋が揃っていたⅡのうちの器が何かの理由によって失われたか破損したために、急遽作る必要が生じたが、費用か何かの理由により、拙劣な技術者に発注され、製作のより容易な蓋のコピーが作られたのであろう。当時は銘文が一種の証拠価値をもっていたために、コピーをもっていることが必要視されていたからである。

このように、西周時代の彝器の銘文は、受命者・受賜与者が文を作り、彝器に鋳造するものであったからこそ、

克盨の銘文

佳十又八年十又二月初吉庚寅、王在周康穆宮。王令尹氏友史趛、典膳夫克田人。克拜稽首、敢対天子丕顕魯休揚、用作旅盨。佳用獻于師尹・倗友婚遘。克其用朝夕、享于皇祖考。皇祖考其數〻𩡧〻、降克多福、眉寿永令、畯臣天子。克其日錫休無疆。克其万年、子〻孫〻永宝用。

これ十又八年十又二月初吉庚寅に、王は周の康穆宮に在り。王は尹氏の友たる史の趛に令して、膳夫の克の田と人を典せしむ。克は拜し稽首し、あえて天子の丕顕なる魯休を対して揚し、もって旅盨を作らん。これ用いて師尹・倗友・婚遘に献ぜん。克はそれ朝夕に用いて、皇祖考に享せん。皇祖考それ數〻𩡧〻として、克に多福を降し、眉寿永令にして、畯く天子に臣たらしめんことを。克はそれ日ごとに休を錫わること疆なからんことを。克はそれ万年も、子〻孫〻永く宝として用いん。

六三～六四

の如く、対揚・作器の語につづいて、克が自分の祖先を祭り、祖先が克に多福を降すことを祈る語句が書き込まれることが可能となるのである。もっとも、この銘文ではそれに続いて、長寿によって、永く天子に臣事する旨の語が書かれているから、祖先を祭祀することによって、王に対する忠誠を結果として招くことになり、一種の王に対する誓辞とも考えることができる。然しその誓辞は、天子より無窮の恩寵が与えられることを期待する—無疆によって、天子の永生を祝うことをも兼ねているが—語に引きつがれていることは、忠誠と恩寵との関係をよく示すものであると言うことができるし、またこのことは、克によって銘文が作文されたからこそ可能であった表現であると言えよう。特に數〻𩡧〻という克の祖先の霊の盛んな状態を表現する語が使用されていることは、この文が克によるものであることを明示している。しかもこの銘文は、天子の大いなる恩寵を対揚するために作られているのである。

しかし、克盨とほぼ同じ時代に作られた𦍧伯簋の銘文の後半

𦍧伯拜手稽首。天子休弗忘小裔邦。帰夆敢対揚天子丕丕魯休、用作朕皇考武𦍧幾王障毁。用好宗廟享、夙夕好倗友雩百諸婚遘。用旛純禄永命、魯寿子孫。帰夆其邁年、日用享于宗室。

(𦍧伯拜手し稽首す。天子休ありて小裔の邦を忘れたまわず。帰夆(=𦍧伯の私名)は敢て天子の丕丕として魯なる休を対揚して、用ってわが皇考にして武なる𦍧幾王の障毁を作らん。もって好く宗廟に享し、夙夕に倗友と百諸の婚媾に好くせん。もって純禄と永命、魯寿なる子孫を旛—祈—らん。帰夆それ邁年も日に用いて宗室に享せん。)

の如く、福禄と長寿、子孫の繁栄を祈ることが書かれまた天子への謝辞も記録されながら、克盨のような「畯臣天子」といった語が書かれないものもあらわれる。西周末期の不嬰簋なども同様である。このことは、本来対揚・作器・永宝用などの語によって王或いは君主に対する忠誠を表現した意味が次第に希薄になり、対揚云云の語が慣例的に用いられるに過ぎなくなったことを示していると考えられる。このような変化は、単に銘文の上での変化ではなく、基本的には周王の権威が衰え、恩寵に対する臣下の意識が低下したという西周後期の時代的な特徴を示していると考えるべきであろう。この時代的な傾向が一層顕著になる東周時代に入ると、対揚云云という語が急速に銘文から失われるようになるのも、君臣意識の変化を示しているのである。それとともに、臣下が君主に忠誠を示す誓辞であったと考えられる「某其万年、子〻孫〻永宝用」(某それ万年も、子〻孫〻永く宝として用いん)という語句も、王や君主の恩寵を子孫まで末永く忘れないことを意味していたものから、むしろ自己及び自家の永続・繁栄を祈るものへと変化したと考えられる。上にあげた𦍧伯簋や克盨の銘文において、祖先を祭ることによって、祖先が作器者である𦍧伯や克に、福禄と永命を与えることを願う文の後に、この語句が、何の不自然さもなくつづけられていることがこの事を示している。

西周末期の叔向父禹簋の銘文

叔向父禹曰、余小子司朕皇考、肆帥型先文祖、恭明徳、秉威儀、用𤕌𠡍奠保我邦我家。作朕皇祖幽大叔尊毁。其厳在上、降余多福繁釐、広啓禹身、勱于永命。禹其万年、永宝用。

叔向父禹は曰く、われ小子は朕が皇考を司—嗣—ぎ、ここに先文祖に帥い型り、明徳を恭しみ、威儀を秉り、もって我が邦我が家を𤕌𠡍し奠保せん。朕が皇祖幽大叔の障毁を作らん。それ厳として上に在りて、余に多福繁釐を降し、広く禹の身を啓き、永命に勱んでられんことを。禹はそれ万年も、永く宝として用いん。

六五～六六

は、禹が父のあとを継ぐにあたり、文祖—幽大叔か或いは禹鼎にあらわれる𨸏公を模範として我邦我家を強固に保持しようという決意を述べたものである。この決意が誰に対して述べられたものか、この銘文からは明らかにできない。この禹が作った今一つの禹鼎の銘文は、噩侯が東夷・南淮夷を率いて周の勢力下にあった東・南方の諸侯の領内に侵入した際に、武公の命を受けて、禹がその征伐に成功したことを記録したものであるが、その前半部

禹曰、丕顕趄皇祖𨸏公克夾紹先王、奠四方。肆武公亦弗叚忘朕聖祖考幽大叔懿叔、命禹侎朕祖考、政于邢邦。肆禹亦弗忝惕、恭朕辟之命。……以下略……

禹は曰く、「丕顕にして趄なる皇祖𨸏公は克く先王を夾紹け、四方を奠む。肆に武公もまた朕が聖祖考の幽大叔・懿叔を叚忘ず、禹に命じて朕が祖考を侎—継—ぎ、邢邦に政あらしむ。肆に禹もまた忝惕せず、朕が辟の命を恭しめり。……以下略……

によれば、邢伯であったと見られる武公によって、父祖を継承し、邢の政治をとることを命ぜられている。これに対して禹も怠ることなく、君命を恭しむことを述べている。これは任命に対する忠誠の誓いの語と考えられる。この禹鼎の銘の主題はむしろ省略した後半部の、武公の命を受けた禹が噩侯の征伐に成功したことを述べた部分にあり、前半は先にあげた大克鼎の前半部と同じく、自己の主君との親密な関係を述べた部分であるから、武公を意識したものであることは当然であり、また末尾を、「敢対揚武公丕顕耿光、用作大宝鼎。禹其万年、子〻孫〻宝用」(あえて武公の丕顕なる耿光を対揚し、もって大宝鼎を作らん。禹それ万年、子〻孫〻宝として用いんことを)と結んでいることから見ても、この銘文全体が、武公に謝意—噩侯討伐を命ぜられ、それに成功して、自己の栄誉を

可能にしたことに対する―を表明するものであったことからも、前半に武公の恩寵を説くこともまた自然であった。
この禹鼎と叔向父禹簋の銘文を比較すると、簋の銘文には、武公を意識した語句はあらわれない。したがって、この簋の銘文は、武公に対して述べられたものではなく、祖父である幽大叔の霊に対して、自己の邦家の保持を誓ったものであると考えられる。それとともに、天上の祖父の霊が、幸福と成功、長寿を与えて呉れることを祈り、その後に、「禹其万年、永宝用」（禹それ万年も、永く宝として用いんことを）と述べて、文を結んでいる。この最後の万年永宝川の語も、神である幽大叔に対する誓辞であったと解することもできるが、その直前で、「勵于永命」（永命にぬきんでらる）を祈っていることと併せ考えると、多分に一家の繁栄永続に対する願望の気持ちがこめられていたと考えられる―もっとも西周中期以降の一般の銘文に使用される場合においても多少なりともこの願望がこめられていたと考えられる。
このことは、西周東周の交に作られたと考えられる蔡姞簋の銘文

蔡姞作皇兄尹叔障
䵼彝。尹叔用妥多福
于皇考徳尹恵姫、用
𣎵匄眉寿、綽綰永令、
彌厥生霊終。其万年
無疆、子ゝ孫ゝ永宝用享。

蔡姞が皇兄尹叔の障䵼彝を作る。尹叔は用いて多福を皇考徳尹と恵姫に妥め、もって𣎵―祈―りて眉寿を匄めて、綽綰として令を永くし、その生を彌くし終を霊くせんことを。それ万年も疆なく、子ゝ孫ゝ永く宝として用いて享せんことを。

を見ると、一層明白となる。この簋は、蔡姞即ち蔡に嫁した姞姓の女性が、自分の兄である尹叔が父の徳尹、母の恵姫を祭祀するための器として作ったものであり、稀れな内容である。一般に「作皇兄尹叔障䵼彝」と言えば、皇兄尹叔を祭祀するための器を作ることであるが、次句に「尹叔用妥多福于皇考徳尹恵姫云々」とあるから最初の「作皇兄尹叔障䵼彝」は、皇兄尹叔の使用する器を作ると解釈せざるを得ない。おそらくこの器は、蔡姞から尹叔に贈られたものであると考えられ、尹叔がこの器によって父母に多福を祈り、長寿と一生を全うすることを求めるようにという、蔡姞の願望が銘文として鋳出されたものであり、ここに言う、「其万年無疆、子ゝ孫ゝ永宝用享」という語は、尹叔とその子孫に対する祝辞であり、蔡姞の願いを表現したものとなっている。さらに、東周の比較的早い時期に作られたとされる鄀公平侯鼎の銘文

隹鄀八月初吉癸未、
鄀公平侯自作障鏂。
用追孝于厥皇祖晨
公、于厥皇孝辟□公。用
錫眉寿。万年無疆、
子ゝ孫ゝ永宝用。

これ鄀の八月初吉の癸未に、鄀公たる平侯は自ら障鏂を作る。もってその皇祖晨公に、その皇孝―考―辟□公に追孝せん。もって眉寿を錫わらんことを。万年も疆なく、子ゝ孫ゝ永く宝として用いんことを。

を見ると、これは平侯が祖と父を追祀するために作ったものであることが明らかであるが、「自ら作る」と言っていることから見て、特に父祖に報告のための祭祀をするような事件もない時に作られたものと考えられ、「万年無疆、子ゝ孫ゝ永宝用」という語も、自分自身に対する願望をこめた一種の祝辞として使用されたのではないかと考えられる。
以上見て来た所をまとめると、金文の末尾にある「某万年、子ゝ孫ゝ永宝用」という語は、その語に担わされた働きに変化はありながら、作器者自らが発する語であったことがわかる。寧ろ西周中期以降に多い冊命賜与形式の金文をはじめ―おそらく前期のものも含めて―、本来この語が作器者によって発せられるものであったからこそ、西周末期から東周初期に及ぶ銘文においても、特に蔡姞簋などにおいても、何の不自然さを感ずることなく使用されたと考えられる。
従って、西周金文に見られる「敢対揚王休」に始まり「子ゝ孫ゝ永宝用」に終る語は、作器者自身が発することにおいて、その働きの意味が成り立つものであったことが明らかになったと言うことができる。寧ろ銘文というものが、作器者によって作られるものであることが重要であり、必要であったのであり、初めにあげた『礼記』祭統篇の、「銘者自名也」という語は、西周―おそらく殷も―以来の銘文の本来の性格をそれなりに伝えたものと言うべきであろう。特に西周中期・後期の史墻盤や大克鼎・禹鼎など一部の銘文のもつ雰囲気をよく伝えている。

おわりに

さて、以上の如く考えて来ると、松丸氏が言う如く、睘卣の銘は、王室の側によって起草されたものであり、睘尊の銘は、睘側によって起草されたものであるとすることは、疑問であると言わざるを得ない、寧ろいずれの銘も、睘によって作られたと言うべきものであることが明らかになったと言えよう。「揚王姜休」（王姜の休を揚す）という語も、睘が自ら発した語であり、それを睘自らが銘文とすることによって、この語のもつ社会的・政治的な意味が果たされるのである。松丸氏の論文とともに『西周青銅器と国家』に収められる武者章氏の論文「西周冊命金文分類の試み」は松丸氏が王室による起草と考える文型の金文を、三種類に分け、それぞれについて内容・文型を比較したものであるが、三種類併せて九一の銘文のうち、積極的に王室で起草されたと肯定されるもの、或いは王室で起草されたとしか考えられないものは、一つもないのである。もっとも師𩒨簋Ⅱ蓋の銘文については、松丸氏が王室起草としているので、それに従っているが、文章上からはそのような証拠はないし、むしろ上述の如くそのように考える必要はないのである。また令彝（令尊同文）・班簋・周公簋については、「周王室側で製作されたと考えるべき点がある」としているけれども、例えば周公簋の銘文の末尾の

拜稽首。魯天子𢆶厥瀕福。克奔走上下帝、無終令于有周。追孝、対不敢家、邵朕福、盟朕臣天子。用
冊王命、作周公彝。

（拝し稽首す。魯いなる天子はその順福を𢆶たまえり。よく上下の帝に奔走し、令を有周に終らしむること無からん。追孝し、対えて敢えて墜さず、わが福を邵し、朕の天子に臣たるを盟わん。もって王命を冊し、周公の彝を作る。）

という語句を本稿で述べて来た所にもとづいて考えるならば、むしろ作器者栄によって作られたことは明らかである。即ち拜稽首の次ぎには、本来ならば「曰」字があったと考えられる。魯天子以下有周に至るまでの語は、栄が周王に向ってのべた謝辞と祝辞であり、追孝以下終りまでは、自己の決意を述べた誓辞であったのである。したがって、実は武者氏が検討した九一の銘文はすべて、作器者によって作られたものであったのである。
それならば、松丸氏のような結果となったのは何故か。それは松丸氏の論考に誤りがあったからである。氏によれば、「(1)尊銘は、明らかに卣銘を意識しつつ、これを意図的に書き改めている。(2)尊銘の起稿者は、作冊睘自身であるか否かは不明としても、睘の意図に基いて起稿した、睘側の人物であろう。(3)このような行為を睘側になさしめた原因が、卣銘にあったことは明らかである以上、卣銘の起稿者は王室側の人物であろう」と言われている。しかし、上述の如く、卣銘が先に作られていたということは、何ら証明されていないし、また睘尊の銘文において、睘の立場を強調したと考える過程において、結論となるべき筈の卣銘が王室側によって作られたものであるということが、暗黙の前提とされているのであり、このことは前提をその前提によって証明しようとすることになる。この二つの銘を比較して言い得ることは、松丸氏の読みに従えば、尊の銘文が、睘の立場を強調したものであるということに過ぎないのである。しかも松丸氏がこの二つの銘文の解釈を行う場合、必ずしも厳密に用語の検討が行われたものではないことは、上述の通りである。また卣が「宝障器」と呼ばれるのに対し、尊が「旅宝―正しくは𩕢宝」とよばれていることも、松丸氏が言う如く「当面の課題からすれば、問題とすべきことはないように思われる」としてしまうことはできないであろう。上に述べた如くこのことが、二つの器の製作の事情を考える手掛りとなる可能性があるからである。さらに卣銘の「䝿―揚―王姜休」という語についても、「卣銘によれば、作冊睘は、王姜の命によって、夷伯を『安』んじたのであり、その結果、夷伯が、睘に貝布を贈った、とされている。そして、そのことをもって、『王姜の休にこたえて』作器した、とされているのである。これについて、白川氏は『睘が夷

伯から儥物を受けたのは王姜の恩命の致すところであるから、王姜の休に対揚してこの器を作ったのである』と解説しており[25]、この卣銘の解釈としては、その通りなのであるが、その点にこそ、作器者睘の不満が存したのではあるまいか。たしかに王姜の命によってではあるが、夷伯を『安』んじたのは睘自身であり、その結果として、自分が夷伯から貝布を贈られたのであり、王姜ないし王室から贈られたのではない。卣銘の言うところからすれば、命を発した、ということが、その後の睘の行為を無視して、『王姜の休』に直結されてしまっているのであり、それは自分の功績を無視するような言い方ではないか、というのが、睘側の憤懣の根源なのではあるまいか」というのであるが、「揚王姜休」を削ることによって睘の功績がどれほど強調されたかと言えば、何ら変わりはない。松丸氏は、「余」字を加えることによって功績を示したとされたのであろうが、それは行為者として示されるものではなく、あくまでも、君即ち王姜からの命を受けた者としての自己を強調したものであったのであり、「安」んずること自体、王姜の命があったからこそできたことであった。したがって、西周時代の金文の太半を占める冊命賜与形式の金文が、周王室によって起草され、受命者が殆んど強制的に王室の工房によって青銅器を作らされたものであるという考えは、その根拠を失ったと言わねばならない。

以上の如く、松丸氏の見解の検討を中心として本稿を論述して来たが、その結論は、西周の金文というものは、恩賞を与えられた者、官職に叙任された者が自らその事実を青銅器に記録することによって、王或いは君主の恩寵に対して忠誠を誓うことを示すためのものであったということである。自らその銘文を作ることがその眼目をなしていたのであって、王或いは君主が作った文を強制的に使用させられたものではないのである。このことは、単に銘文の作製者が誰であるかという問題に対する解答であるばかりではなく、当時の支配・被支配の構造を考えるにも重要な問題を提起するものであった。即ち支配者が一方的に被支配者に支配の確認を求めることによって、両者の関係が成立するのではなく、支配者が被支配者に恩寵を与え、それに対して被支配者が忠誠を誓うことによって、両者の関係が成立したのである。この関係は、支配者・被支配者という語によって表現することは寧ろ不適当と言うべきものであると言える。恩寵と忠誠によって結ばれる君臣関係と言うべきものであって、両者の意志が合一することによって成立する関係といわねばならない。しかもこの関係は、王或いは君主から恩寵が与えられることによって始まるということも重要である。安州六器の一つ中鼎の銘文

隹十又三月庚寅、

王在寒餗。王令大

史、貺褱土。王曰、中、

丝褱人。入史、錫于

珷王、作臣。今貺畀

汝褱土、作乃采。中

対王休令䵼父乙障。

隹臣尚中、臣𧴩𧴩。

これ十又三月庚寅に、王は寒餗に在り。王は大史に令して、褱の土を貺らしめたり。王は曰く、「中よ、これ褱の人なり。入りて史―使―え、珷王に錫わりて、臣と作れり。いま汝に褱の土を貺り畀―還―し、乃の采と作さしむ」と。中は王の休令を、父乙に䵼するの障に対せん。これ臣の尚中と臣の𧴩𧴩なり。

によると、褱の人であった中は、周の傘下に入って周王に仕えることになったが、武王と君臣関係を結ぶに当り、武王から恩賞―おそらく土地であろう―を与えられ、その上で初めて武王の臣となったと考えられる。同じようなことは、最近発見された史墻盤の銘文にも見られる。即ち「微史剌祖迺来見武王。武王則令周公舎圂于周、俾処」（微の史たる剌祖すなわち来りて武王に見ゆ。武王すなわち周公に令して圂を周に舎えしめ、処らしむ）というのによれば、史墻の四代前の祖である剌祖は、武王に来朝したが、武王は周公に命じて、周原において圂即ち宇―屋敷―を与えさせ、住まわせることにしたということが明らかである。これを契機として剌祖は武王との間に君臣関係をもち、以後その一族は、周王に仕えることになったものと考えられる。中が入事し、剌祖が来見したとき、貢物或いは贄などを周王に納めたことは容易に想像される。しかしそれは下位者よりする一種の挨拶のためのものであり、王から恩賞を与えられ、それに対して忠誠を誓うことによって、初めて君臣関係が成立したものと考えられる。中鼎・史墻盤ともに入事・来見が過去のことであったために、恩賞に対して行われたであろう忠誠の誓いなどは記載しなかったのであろう[26]。

七一～七二

このような関係は、王とその臣である諸侯・領主との間に見られるだけではなく、諸侯・領主と農民層との間にも見られる。第三章に見る曶鼎の銘文の第二段は、曶が𠤳から五人の正夫を贖ったことの記録であるが、その受け渡しに際して、曶から酒と羊と糸三寽とを五人の正夫に与えて、自己のものとしている[27]。このように当時の君臣関係・主従関係は、上からの一方的な要求によって成立するものではなく、上位者から何らかの恩賞を与えることが契機となって成立するものであったのである。

したがって、周王を頂点とする当時の支配構造は、周王と領主層、領主層と士階層、或いは領主層と民との間に、それぞれ恩寵と忠誠、時には保護と服従といった関係が結ばれ、それが積み重なって成り立っていたと考えるべきものであったのである。決して常に上から支配を要求することによって成立するものではないのである。勿論現実の社会においては、周王と領主層、領主層と農民の間の力関係には雲泥の差があり、上位者が強制的に関係を結ぶことを要求したことがあったことは容易に想像される[28]。然し社会理念としては、相互の意志の合致した所で、このような関係が結ばれるべきものと考えられていたのであり、その故に、下位者を心服させ、忠誠を誓わせることのできる上位者の徳が要求されたのであると言えよう。

西周時代の金文は、その前期と中期以降によって、内容に可成りの変化が見られる。前期の金文の内容の多くは、軍功或いは何かの功績をたてた臣に恩賞を与えることを記録したものである。一方中期以降の金文の内容は、ある臣に官職への就任を命じ、車服などを与えたことを記録したものが多い。このような時代による差異の意味については、別に論じたが[29]、両者に共通していることは、上位者と下位者との間に、すでに君臣関係が成立していたと考えられるものが多いということである。従って、いずれの場合にも、恩賞を与えること、官職に任命することを通じて上位者は重ねて恩寵を示し、それに対して下位者は忠誠を誓うことによって、両者の君臣関係が重ねて示されたのであり、このことによって西周王朝の支配関係が維持されたのである。

註

（1） この金文の時代区分は、必ずしも厳密なものではない。字体・文の内容、さらには母器の形態・文様などから大まかにこのように分けたものであり、実際には前期と中期、中期と後期との間には、いずれとも決定し難いものが多数ある。

（2） この利簋の銘文は、『尚書』牧誓編と関聯が深い点で重要であるし、またこの銘文にあらわれる地名𤔲は、安陽後岡で発見された戍嗣子鼎の銘文にもあらわれ、王―おそらく武王ならん―が𤔲の大室において祭祀を行ったことが記される。利簋の銘文によれば、討殷の戦いののち、此処に周王の軍が暫く駐留していたと考えられる。戍嗣子鼎の銘文の祭祀はこの駐留期間に行われたものである可能性がある。なお戍嗣子鼎は一九五九年五月に安陽で発掘、利簋は一九七六年三月に陝西省臨潼県において発見された。

（3） 附論三「西周王朝と雒邑」。

（4） 第四章第一節及び拙稿「盠彝銘考」（神戸大学文学部紀要　6）。

（5） 松丸道雄「西周青銅器制作の背景」（東洋文化研究所紀要　第七十二冊）、「西周青銅器中の諸侯製作器について」（東洋文化　第五十九号）、のち同氏編『西周青銅器とその国家』に再録。

（6） 銘文の安字の意味については、松丸氏はふれない。白川氏は王姜が自ら帰寧するかわりに、睘を派して安問せしめたと解される（註（25）参照）。しかし後述の如く、この庁に滞在した時期には、他の貴族への土地の賜与が行われたことを示す金文が幾つか存在することから考えて、所領安堵の意味に理解するのが妥当と考える。

（7） 麦盉には紀日がないが、麦方鼎には十又二月、麦彝には八月乙亥とあり、麦尊には二月とあって、四器ともに紀日は異る。然し、銘文の内容から見ると、いずれも金を邢侯から与えられたことを記し、且つ邢侯が麦の宮を訪ねていることを記している―もっとも麦尊ではこの訪問を明記しないが、そのように考えることは可能である。従って邢侯が麦に与えた恩寵の内容はいずれも同じであることになり、この点から松丸氏は、邢侯が自己の支配権を繰り返し確認させたと考えたものである。従って一回の恩寵を利用して、何回も確認をしたと考えられているものと推測されるが、果してそうであろうか。おそらく、邢侯は少くとも四回麦宮を訪問し、そのたびに金を与えたものであろう。

（8） 白川静『金文通釈』七〇尹姞鼎（白鶴美術館誌　第一四輯）。

（9） 唐蘭「論周昭王時代的青銅器銘刻」（古文字研究　第二輯）、李学勤「西周中期青銅器的重要標尺」（中国歴史博物館館刊　一九七九年一期）。

七三～七四

(10) この覭字は、金文では兒字に作られる。この銘と同じような用例は、中鼎と旟鼎に見え、何れも賜与される本人は、王命の発せられた場には不在で、使者が派遣されてその旨を伝えた時に使用される。
(11) ただし、この相異は、全く別個の時代の特性を示すものではなく、時代的に共存することに注意する必要がある。林巳奈夫『殷周時代青銅器の研究』(一九八四年、山川出版社) 参照。
(12) この簋は、蓋のみが二器あり、銘文は同文であるが、第一器は、文字の体が全く崩れ、文様も本来の意味を失うほど不出来である。そのため、松丸氏は、第二器は王室側で作製されたもの、第一器は師𬯎によって作られたものと解するが、ともに師𬯎によって作られたものであり、ただ第一器は、第二器の器が失われたのちに、急いで作製されたコピーであると考えるべきであろう。
(13) 程大昌『考古編』十「対揚」。
(14) 劉節「古代成語分析挙例」対揚(『古史考存』所収)において、六朝人が「拝舞」、「舞蹈」と称したことと同じであるとするが、この説が誤りであることは言うまでもない。
(15) 沈文倬「対揚補釈」(考古 一九六三年第四期)、この説は前註の劉節の考えを出発点としたものではないかと推測される。
(16) 林澐・張亜初「『対揚補釈』質疑」(考古 一九六四年第五期)。
(17) 楊樹達『積微居小学述林』巻六詩対揚王休解において、休を賜の意味に解している。然し、この場合の休を賜の意に解することは可能であるが、史頌簋の「休又成事」(休ありて事を成す又―有―り)、尹姞鼎の「休天君弗忘穆公聖𢡺明𢐗、事先王」(休ある天君は穆公が聖𢡺明𢐗にして、先王に事えしを忘れたまわず) という時の休を賜と解することはできない。また後者の休を嘉(よみす)と解し、天君が穆公のことを忘れなかったことを「尹姞」が嘉したと解する説もあるが、天君より下位の尹姞が、上位者の行為を嘉することはあり得ないことである。従って諸例に通じて考えられる休の意味は、「恩寵」、「恩寵を受けて」、「恩寵を与える者」と解すべきであろう。
(18) これらの諸例のほか、倗生簋の「鋳保毀、用典格伯田」(保―宝―毀を鋳て、もって格伯の田を典す)というのも、彝器に記録することを示している。
(19) 註(17)。
(20) 貝塚茂樹「西周金文末尾の吉語について」(『塚本博士頌寿記念宗教史学論集』、のち『貝塚茂樹著作集』第二巻再録)。
(21) 徐仲舒「金文嘏辞釈例」(歴史語言研究所集刊 第六本一分)。
(22) 「作召公考」は、本来は召公の宝障彝を作る意味の語が言われたのであるが、詩の句形に合わせるために省略され、さらに誤り伝えられて、このような語になったものと考えられる。
(23) 第二章おわりに参照。
(24) 第五章参照。
(25) 白川静「金文通釈」二二作冊睘卣(白鶴美術館誌 第五輯)。
(26) 前節に引用した『詩』江漢に対する朱子の考えは、興味ある指摘を行っていると言える。
(27) 第三章第三節参照。同第一節で検討する大簋の銘文に見える采邑主大と里君との関係も同様である。
(28) 第三章で述べる土地・民の譲渡において、その土地の下層住民や譲渡される民の、譲渡に対する意向は、全く考慮されていない。また第五章で述べる当時の裁判に関して、農民が一方の当事者としてあらわれるものは、今のところ皆無である。このことは、当時の下層の民がおかれていた位置を示していると言えよう。
(29) 拙稿『中国古代王朝の形成』第二部第一章「西周王権の消長」及び附録二「新出金文資料のもつ意義」。

七五~七六

第二章　西周封建制度の形態

第一節　古典に見える封建制度

殷を倒した西周王朝は、新たにその勢力下におくことになった東方を支配し、併せて、周王朝を護るために、一族の有力者や功臣の主だった者に、土地を与え、その地域と民との支配を許した。これが西周が行った封建制度と言われるものである。この封建制度については、『春秋左氏伝』昭公二十六年に

昔武王克殷、成王靖四方、康王息民。并建母弟、以藩屛周。
(むかし武王は殷に克ち、成王は四方を靖んじ、康王は民を息めたまう。并びに母弟を建て、もって周に藩屛たらしめり。)

と言い、また『詩』魯頌「閟宮」第二章には、

王曰、叔父、建爾元子、俾侯于魯、大啓爾宇、為周室輔。
(王は曰く、「叔父よ、爾の元子を建て、魯に侯たらしめ、大いに爾の宇を啓き、周室の輔となさん」と。)

と言う。この閟宮は、成王が叔父である周公旦の長子伯禽を魯に封建することを歌ったものである。さらにその第三章には

乃命魯公、俾侯于東。錫之山川・土田・附庸。周公之孫、荘公之子。
(すなわち魯公に命じ、東に侯たらしむ。これに山川・土田・附庸を錫えり。周公の孫にして荘公の子たる〔人よ〕。)

と言って、重ねて封建のことを歌い、これに山川・土田・附庸を錫与すると称している。この二章に分れて歌われていることを、同一のことの、言葉を変化させた表現とするか、或いは第二章を現在の河南省魯山県への封建、第三章を山東省曲阜への移封と解するかは別として[(1)]、この詩にも山川・土田の錫与が歌われている。或いは大雅「江漢」の第五章の

釐爾圭瓚、秬鬯一卣、告于文人。錫山・土田、于周受命、自召祖命。
(爾に圭瓚と秬鬯一卣とを釐る、文人に告げよ。山・土田を錫わり、周において命を受くるに、召祖の命を自いん。)

は、淮夷平定の功によって召穆公を周の宣王が封建した時の命を詩にしたものと考えられているが、ここにも山・土田の錫与が歌われている。このような封建の際の命を最も詳細に記録したものとしては、『春秋左氏伝』定公四年に載せる衛の大夫子魚の語といわれるものをあげることができる。即ち

昔武王克商、成王定之、選建明徳、以藩屛周。故周公相王室、以尹天下、于周為睦。分魯公以大路・大旂・夏后氏之璜・封父之繁弱・殷民六族条氏・徐氏・蕭氏・索氏・長勺氏・尾勺氏。使帥其宗氏、輯

七七~七八

其分族、将其類醜、以法則周公、用即命于周。是使之職事于魯、以昭周公之明德。分之土田・陪敦・祝宗・卜史・備物・典策・官司・彝器、因商奄之民。命以伯禽而封於少皡之虛。分康叔、以大路・少帛・綪茷旃旌・大呂・殷民七族陶氏・施氏・繁氏・錡氏・樊氏・饑氏・終葵氏。封畛土略、自武父以南、及圃田之北竟。取於有閻之土、以共王職、取於相土之東都、以会王之東蒐。聃季授土、陶叔授民、命以康誥而封於殷虛。皆啓以商政、疆以周索。分唐叔以大路・密須之鼓・闕鞏・沽洗・懐姓九宗・職官五正。命以唐誥而封於夏虛。啓以夏政、疆以戎索。三者皆叔也。而有令德。故昭之以分物。

（昔、武王は商に克ち、成王はこれを定めたまい、選んで明徳を建て、もって周に藩屏たらしめたり。故に周公は王室を相けて、もって天下を尹し、周に於いて睦たり。魯公に分つに、大路と大旂と夏后氏の璜と封父の繁弱—大弓の名—と殷民の六族たる条氏・徐氏・蕭氏・索氏・長勺氏・尾勺氏を以ってす。その宗氏を帥い、その分族を輯め、その類醜を将い、もって周公に法則り、もって命に周に即かしむ。ここにこれをして魯に職事して、もって周公の明徳を昭かにせしむ。これに土田・陪敦・祝宗・卜史・備物・典策・官司・彝器を分ち、商奄の民に因らしむ。命ずるに「伯禽」を以ってして、少皡の虚に封ず。康叔に分つに大路と少帛と綪茷の旃旌と大呂と殷民の七族たる陶氏・施氏・繁氏・錡氏・樊氏・饑氏・終葵氏を以ってす。土略を封畛して、武父よりもって南し、圃田の北竟に及ぶ。有閻の土に取りて、もって王職に共し、相土の東都に取りて、もって王の東蒐に会せしむ。聃季が土を授け、陶叔が民を授け、命ずるに「康誥」を以ってして、殷の虚に封ず。皆、啓くに商の政を以ってし、疆するに周の索を以ってせしむ。唐叔に分つに、大路と密須の鼓と闕鞏と沽洗と懐姓九宗と職官五正を以ってす。命ずるに「唐誥」を以ってして、夏の虚に封ず。啓くに夏の政を以ってし、疆するに戎の索を以ってせしむ。三者はみな叔なり。而して令徳あり。故にこれを昭かにするに、物を分つを以ってせり。）

である。この子魚の言は、魯・衛・唐—晋—の封建が、周王の子弟であることによって行われたのではなく、魯の周公・伯禽、衛の康叔、晋の唐叔がそれぞれ徳を備えた人物であったことによることを説いたものである。この物

七九〜八〇

	a	b	c	d	e	f
魯	分魯公、以大路・大旂・夏后氏之璜・封父之繁弱・殷民六族：条氏・徐氏・蕭氏・索氏・長勺氏・尾勺氏。	使帥其宗氏、輯其分族、将其類醜、以法則周公、用即命于周。是使之職事于魯、以昭周公之明德。		分之土田・陪敦・祝宗・卜史・備物・典策・官司・彝器、因商奄之民。	命以伯禽、而封於少皡之虛。	啓以商政、疆以周索
衛	分康叔、以大路・少帛・綪茷旃旌・大呂・殷民七族：陶氏・施氏・繁氏・錡氏・樊氏・饑氏・終葵氏。		封畛土略：自武父以南、及圃田之北竟。取於有閻之土、以共王職、取於相土之東都、以会王之東蒐。	聃季授土、陶叔授民。	命以康誥、而封於殷虛。	啓以商政、疆以周索
晋	分唐叔、以大路・密須之鼓・闕鞏・沽洗・懐姓九宗・職官五正。				命以唐誥、而封於夏虛。	啓以夏政、疆以戎索

語は、実際に衛の大夫子魚が語ったものであったとしても、魯などの封建が行われた西周初から五百年ほど後のことであり、果して、正確に封建のことを伝えたものかどうか疑問がないわけではないが、なお西周の封建制度を考えるのに幾つかの重要な示唆を与えるものがあるので、以下に検討を加えたいと思う。初めに魯・衛・晋のそれぞれに関する記載を内容によって分類整理し、比較の便のために表示する。

この表によって最初に気付かれることは、b・c・dに関する部分が、晋に全く欠けているという点である。これは省略したものではなく、おそらく伝承に欠けた点があったことによるものであろう。晋については、西周の末までは、侯の世系すら判明しないし、また国都の存在場所も正確には伝わってはいないので、西周時代の晋に関する伝承は、早く失われたものが多かったことによると考えられる。またその封建された地域の特殊性がそれには大きな原因となっていたと考えられるが、その点については後述する。

この三国について共通するaの部分を見ると、魯公らに分賜されたものとして、大路—諸侯と認められた者が使用する車、大旂・少帛などの旗類、封父の繁弱といわれる弓、闕鞏という名のついた甲冑、或いは大呂・沽洗と呼ばれる鐘や密須の鼓などの楽器類が見られる。これらは、共通して見られる大路という馬車が示しているように、諸侯としての身分を象徴するものとして、周王室に宝蔵されていた名器を分賜したものと考えられる。おそらく単に諸侯としての身分を示すばかりではなく、周王室の宝物を与えられていることによって、周室との親近さをもこれによって示したものと考えられる。これにつづいて殷民六族・殷民七族・懐姓九宗がそれぞれ分与される。これらがどのような目的で与えられたものかは必ずしも明白ではないが、最近の中国では、魯公に与えられた六族のうちの索氏は「縄索の工」、長勺氏・尾勺氏は「酒器の工」、康叔に与えられた七族のうちの陶氏は「陶工」、施氏は「旌旗の工」など、手工業に従事する氏族であり、殷の滅亡に際して周に降ったものを隷属民として与えたものであるとする説が有力である。[2] しかしこれが単に手工業の隷属民として分与されたものかどうかは問題がある。というのは、晋の場合には、懐姓九宗即ち唐—山西南部—の遺民である懐姓の九族につづいて職官五正というものがあげられているからである。この職官五正は、杜預が五官の長と解するほか、その内容については多くの説があるが、唐地の支配のための官吏であるという点では一致している。このことから考えると、殷民六族・七族や懐姓九宗と

八一〜八二

いうものも、魯・衛・唐—晋—の地を支配するために、与えられた下級の統治関係者であった可能性がある。この三国に関するf項は、支配のための政治の方針と土地管理の方針を述べたものであるが、政治の方針即ち民を啓開する—導く—には、商=殷の政を用いることが魯と衛には命ぜられ、晋には唐の地域に古く勢力のあった夏の政を用いることが命ぜられていたことを示している。そのために殷・夏の政治—むしろ慣習法と言うべきものであろうが—に習熟した殷民、懐姓の人びとを下級の民政官として与えたものと解することができると思われる。e項は、伯禽・康叔・唐叔にそれぞれ、「伯禽」・「康誥」・「唐誥」と名付けられた王の命令書を与えたことを記している。このうち、「康誥」は、現在の『尚書』中の康誥篇に相当するものと推測されるが、康誥篇のなかにも、成王が康叔に対して、東土即ち殷の故地に封ぜられたうえは、その地での政治には、「往敷求于殷先哲王、用保乂民。汝丕遠惟商耇成人、宅心知訓」（往きて殷の先哲王に敷求し、もって民を保乂せよ。汝丕いに遠く惟れ商の耇成人もて心に宅かば訓を知らん）の如く、殷のすぐれた先王や殷の遺老に学ぶことを訓しているし、また刑罰に関しても、「外事、汝陳時臬司、師茲殷罰有倫」（外事も、汝時の臬司を陳べて、この殷罰に倫あるを師せしめよ）、或いは「汝陳時臬事、罰蔽殷彝」（汝時の臬事を陳べて、罰には殷の彝—常法—を蔽いん）と訓している。このように、殷の故地を支配するために、殷の支配時代の慣習を熟知し利用する必要が認められていたことから考えても、周に服した殷民を利用することは有効な方法であったと考えられる。此等の殷民六族・七族といわれるものが、武王による克殷、成王による東方鎮圧後に服従したものか、或いはそれ以前より既に周の傘下にあったものかは勿論不明であるが、殷の八師とよばれる軍団が、西周前期に、周の東方征伐の有力な軍事力として利用され、西周末期まで継続していることから見ても、殷民と言われるものでも、すべてが周と敵対関係にあったのではなく、西周王朝に服し、その機構の一部となることによって自己の地位を保っていたものが可成り存在していたことは想像に難くない。近年北京琉璃河で発見された西周初期の墓葬群の多くの青銅器の銘文によれば、殷系出身と思われる人びとが、匽侯即ち燕侯から恩賞を与えられており、而もその人たちは複数の家系に分れていたことが明らかになっている。これらの殷系の人びとが、燕侯の封建に従って入植したものか、或いは燕の先住民であったのかは明らかではないが、燕侯から貝などを与えられていることから見て、燕侯との間に君臣関係が結ばれて、支配層に加わっていたと考えられ

る。[3] このa項で殷民六族・七族、懐姓九宗とよばれるものは、手工業などに従事する隷属民として与えられたものではないと考えるのが、当時の実際により近いのではないかと考えられる。

b項は、魯の伯禽に対する令のみに見られる語で、これは、直接的には伯禽に分与された殷民六族に対して、周公に仕える如く、伯禽に仕えることを命じたものと、杜預以来考えられて来た。もしそうであるなら、衛の康叔の場合においても、殷民七族に対する何らかの訓誡が含まれていた筈である。従ってこのb項は、伯禽の封建には特殊な事情があったためにつけ加えられた項目であろうと考えられる。その理由を考えるために、この項目の読みについて検討してみよう。このb項は、大きく分けて、

1　使帥其宗氏、輯其分族、将其類醜、以法則周公、用即命于周。
（その宗氏を帥い、その分族を輯め、その類醜を将い、もって周公に法則り、もって命に周に即かしむ。）

2　是使之職事于魯、以昭周公之明徳。
（ここにこれをして魯に職事して、もって周公の明徳を昭かにせしむ。）

とすることができる。ただ注意すべきことは、この二つの部分は、第二部の冒頭に「是に」という助詞がおかれているので、内容的に関聯するものであると考えなければならない。この場合の「是」[4]は連詞とされる働きをするので、第一部が第二部の前提或いは条件のような働きをしていることを示している。しかもこの二つの部分はともに使という使役の助動詞で始まるが、この使の主格は、伯禽に命を下した成王であることは言うまでもない。したがって、この二つの使役助動詞の目的格即ち第二部分の「之」字が何であるかを決定することが必要となる。そこで先ず第二部から考えてみよう。

この第二部は、「以」という助詞によって、二つの句が結合され、上の句の「職事于魯」（魯に職事する）ということが、とりもなおさず、「昭周公之明徳」（周公の明徳を昭らかにする）という事になることを示している。この明徳という語は、西周の金文では、虢叔旅鐘の

虢叔旅曰、丕顕皇考恵叔穆〻秉元明徳、御于厥辟、得純亡愍。旅敢肆帥型皇考威義、□御于天子。
（虢叔旅曰く、丕顕なる皇考の恵叔は穆〻として元明の徳を秉り、その辟に御し、純を得て愍なかりき。旅は敢て肆に皇考の威義に帥い型り、……天子に御せん。）

の如く、父の元いにして明らかなる徳として使用されたり、或いは叔向父禹簋の

叔向父禹曰、余小子司朕皇考、肆帥型先文祖、恭明徳、秉威義、用醽豳奠保我邦我家。
（叔向父禹曰く、余小子はわが皇考を司―嗣―ぎ、ここに先なる文祖に帥い型り、明徳を恭しみ、威義を秉り、もって我邦・我家を醽豳し奠保せん。）

の如く使用される。この叔向父禹簋の銘文では、禹が明徳を恭しむと書かれているので、明徳は禹自身のものの如くとられるが、その前句が、先文祖を帥井―帥型―即ち手本として法るという事であるから、おそらくこの明徳も、先文祖の或いは先文祖から受け継いだ明徳を意味していたのではないかと考えられる。このほか金文では元徳などの語も使用されるが、その用例は祖先に関して用いられることが多く、それ以外には、王或いは主君に関して少数が用いられるに過ぎない。したがって、この場合の周公の明徳を昭らかにするのも、周公の子孫即ち伯禽その人と考えざるをえない。ということは、前句の「職事于魯」（魯に職事）する者もまた伯禽でなければならないということになる。即ち使役助動詞「使」の目的格である「之」は伯禽を示すものであり、この第二部は、成王が伯禽をして魯に職事することによって、その父である周公の明徳を世の人びとに明示させようとしたという意味になる。この職事の職と事とは、『春秋左氏伝』においては同じ意味に使用されるし、また『国語』魯語では、事を職事の意味で使用している。西周時代の金文、例えば師嫠簋の

八三～八四

命汝嗣乃祖旧官小輔眔鼓鐘。錫汝叔市・金黄・赤舄・攸勒。用事。敬夙夜勿灋朕命。
（汝に命じて、なんじの祖の旧官〈管〉せる小輔と鼓鐘とを嗣どらしむ。汝に叔市・金黄・赤舄・攸勒を錫わる。用て事えよ。敬しみて夙夜にもわが命を廃するなかれ。）

というときの用事は、小輔と鼓鐘を司ることに従事することを内容としている。したがって、職事于魯とは、魯に封ぜられたことにもとづく任務に励むことを意味する。第二の部分の全体の意味は、「魯に封ぜられたのにともなう任務に従事し、それを果たすことによって、周公の明徳を一層輝やかしいものとする」ということになる。ただこの場合、全句に対して「使」という使役の語が使用されることは、これらの句が、伯禽に関して言われたとする考えをさまたげるかもしれない。たしかに西周金文には、とくに冊命の場合に、使役の語を用いることは殆んどない。しかしながら、冊命の文章は、多くの場合、王の命令という形式で書かれているので、そこに述べられる任務は「……せしむ」という形式で訓読されるものであることを考えるならば、ここに「使」字が用いられることもあながち不自然ではない。ちなみに金文における使役の語は卑・俾と書かれているが、[5] 上に引いた『詩』の魯頌「閟宮」には、「乃命魯侯、俾侯于東」（すなわち魯侯に命じて、東に侯たらしむ）という如く、俾が使用される。この詩の場合、上の句に「魯侯に命じ」とあるから、既に使役の意味が提示されているのであるが、下句にも改めて、「俾」という使役の助動詞を使用していることは、ここにとりあげた定公四年の文と同じであると考えられる。

つぎに第一部について見ると、これも「帥其宗氏、輯其分族、将其類醜」と「法則周公、用即命于周」とに分けることができ、下句の冒頭に助詞「以」を置いてこの二句を一連の事として結びつけている。従って上・下の二句は主格が同一人であると考えることができる。ところで、下句は、杜預によれば「使六族就周受周公之法制」（六族をして周に就いて周公の法制を受けしむ）と解され、「正義」は「将其族類人衆、以法則周公、令其移家居魯、用就受周公之命」（その族類人衆を将い、もって周公に法則し、それをして家を移して魯に居らしめ、用って周公の命を就き受けしむ）と解している。ともに「即命于周」を、周公に就いて命を受けると解している。しかし上に引用した『詩』大雅江漢のなかでは、この「即命于周」と同様の意味をもつ語を、「于周受命」（周において命を受く）と表現し、この場合の周は周王室、具体的には宣王をさしていると考えられることから見て、「即命于周」の周も、周公と考えるよりは、周王室をさすと考えるべきものであろう。なおこの「即命」という語は、西周中期の永盂の銘文にも、

益公内即命于天子。公迺出厥命。
（益公は内＝入りて命に天子に即く。公すなわち厥の命を出だす。）

とある如く、益公が参内して天子より直接命を受けたことを表わす語として使用されている。また趞鼎の「内史即命」（内史は命に即く）というのも、「于天子」が省略されているが、西周時代の冊命の儀礼や、銘文の前後から考えて、内史が、趞に対する冊命の内容を書いた命書を天子から受けたものであることは明らかである。これらの金文の用例から見ても、「即命于周」の周は周王室、具体的には周王をさすと考えるのが妥当であろう。もしこのように解することができるとすれば、直接成王より命を受けることができる人物は、伯禽をおいては考えられない。殷民六族の長ではあり得ないと言うことができる。

つぎに「法則周公」（周公に法則る）という時の法則という語は、西周時代の金文には見られず、かわって同義の語として帥井＝帥型という語が使用される。先に引用した虢叔旅鐘の銘文では「帥井皇考威義」、叔向父禹簋の銘文では、「帥井先文祖」の如く書かれ、また番生簋の銘文には

番生不敢弗帥型皇祖考丕丕元徳、用醽豳大令、甹王位。
（番生は敢て皇祖考の丕丕たる元徳に帥い型るあらずんばあらず、もって大令を醽豳し、王位を甹―屛―せん。）

八五～八六

と述べている。これらは何れも祖先を模範として周王或いは国に仕えることとして使用されている。従って今問題としている法則周公も、周公を父祖とするもの、この場合には伯禽が父である周公を模範として、その行いにならって、天子である成王の命を受けることを意味するものと考えなければならない。しかもこの「法則周公、用即命于周」は、「以」という助詞によって上句と結ばれているので、上句の「帥其宗氏、輯其分族、将其類醜」（その宗氏を帥い、その分族を輯め、その類醜を将い）るのも、伯禽が行うことであったと考えなければならない。即ち第一部の使役の助動詞「使」の対象は、魯に封建される伯禽であったのである。従ってこのb項の第一部と第二部はともに伯禽の行うべきこととして命ぜられたことが明らかである。杜預以来一般に殷民六族に対して命ぜられたと解されて来たb項は、伯禽が、一族中の本家・分家及び支族の人びとを統率し、父である周公を手本として、周王の命を受けて、魯侯として封地の経営に努めることによって、周公の明徳を顕彰する旨を命ぜられたことになる。

では、何故にこのようなことが、魯の伯禽に対してのみ命ぜられたのかということが当然問題になるが、これについては後述する。

次に衛に関するc項について見よう。この項は、衛の疆域を示す「封畛土略、自武父以南、及圃田之北竟」（土略を封畛して、武父よりもって南し、圃田の北竟—境—に及ぶ）という部分と、衛侯が周王に奉仕するために別に与えられた土地に関する「取於有閻之土、以共王職、取於相土之東都、以会王之東蒐」（有閻の土に取りて、もって王職に共し、相土の東都に取りて、もって王の東蒐に会せしむ）に分けることができる。はじめの部分は、衛の領域を示すもので、武父とは現在の河北省大名県の北にあった地と言われ、圃田は現河南省鄭州市の東北で、この二地によって衛の領域の北限と南限とを示したものである。衛の都は現在の河南省淇県におかれていたと言われるので、この南北の境界のほぼ中央に位置している。『漢書』地理志下に

河内本殷之旧都。周既滅殷、分其畿内為三国。詩風邶鄘衛国是也。邶以封紂子武庚、鄘管叔尹之、衛蔡叔尹之、以監殷民。謂之三監。故書序曰、武王崩、三監畔。周公誅之、尽以其地封弟康叔、号曰孟侯、以夾輔周室。遷邶鄘之民于雒邑。故邶鄘衛三国之詩、相与同風。

（河内はもと殷の旧都なり。周すでに殷を滅ぼし、その畿内を分ちて三国となす。『詩』の風の邶・鄘・衛の国これなり。邶はもって紂の子武庚を封じ、鄘は管叔これを尹し、衛は蔡叔これを尹し、もって殷の民を監す。これを三監と謂う。故に書序に曰く、武王崩じ、三監畔く。周公これを誅し、尽くその地をもって弟の康叔を封じ、号して孟侯と曰い、もって周室を夾輔せしむ。邶鄘の民を雒邑に遷す。故に邶・鄘・衛三国の詩は、相いともに風を同じくす。）

とある如く、殷滅亡後この地域には、北から邶・衛・鄘の三国が封建されたが、三監の乱ののち、改めて邶・鄘の領域をも含めて、衛として康叔を封じたものであった。[6] その三国の領域は先にあげた武父から圃田の北境に及ぶ範囲とも一致する。このc項の如き地域の表現方法は、現在の我われから見れば甚だ漠然としたものであるが、西周後期の同簋の銘文の

王命同、左右呉大父、嗣場林虞牧、自淲東至于河、厥逆至于玄水。

（王は同に命じて、呉大父を左右けて、場と林と虞と牧とを嗣どらしむ、淲の東より河に至り、その逆＝北は玄水に至るまでを。）

の如く、場などの範囲を示しているし、また『春秋左氏伝』文公八年には、

晋侯使解揚帰匡・戚之田于衛、且復致公壻池之封、自申至于虎牢之境。

（晋侯は解揚をして匡と戚の田を衛に帰さしめ、かつまた公壻池の封、申より虎牢の境に至るまでを致さしむ。）

とあり、いずれも同じような表現方法をとっている。当事者にとっては、これで充分明らかであったと考えられる。

ところで、この武父から圃田の北境までの範囲は、南北約一七〇粁にわたる。西周初期において、これだけの範囲を、現在の国家による支配と同じ意味で、衛が実際に支配したとは考えられず、特に現在の河南省延津県、鄭州市の北、輝県西南にはそれぞれ周公の子を封じたと言われる胙・祭・凡の三国があり、[7] 滎陽県の北には周と同姓の東虢、輝県にはやはり同姓ではないかとされる共とよばれる国が存在していた。しかし春秋時代への経過のなかで考えると、周の東方支配の根拠地であった成周—現在の洛陽市西—の東北にあって、成周から北・東への進路を確保し、成周を守るための重要な地点に位置して、最大の勢力をもち、此等の諸国を傘下においていたのが衛であり、上の武父より圃田の北境に至る間というのは、衛の統制下におかれるべき範囲として意識されていたと考えるべきものであろう。

では実際に日常的に衛が支配した地域はどのようなものであったのか。渣嗣土逘簋の銘文

王朿伐商邑、征令康侯啚于衛。渣嗣土逘眔啚。作厥考障彝。□。

（王は商邑を朿伐し、征て康侯に令して衛に啚せしむ。渣の嗣土の逘は眔に啚せり。その考の障彝を作らん。□。）

によると、王—成王—は、おそらく三監の征伐ののち、さらに東方の経営のために、かつての商の領域を征した。その際、その軍事行動の延長として、康侯に命じて、衛の地域の劃定を行わしめた。この時、渣の人で嗣土であった逘が、劃定の作業に参加した。その功によって、逘は周王か康侯—康侯の可能性が強い—から恩賞を与えられ、父を祭る彝器を作ったことが記録されている。この銘文にあらわれる康侯とは、衛に封建された康叔のことであり、衛封建以前に洛陽の南の河南省臨汝県にあった康に封建されており、三監の叛の平定後に衛に封ぜられたものであると考えられる。[8] この渣嗣土逘簋は一九三一年に河南省濬県で他の逘関係の数器とともに盗掘によって発見されたと言われるものである。この一群の銅器が盗掘された地点に近い濬県辛村では、一九三二・三三年の両年の春秋に

四回の発掘が行われ、大墓八座をふくむ、西周成王期から東周初期に至る八二の墓が発見された。[9] 多くが既に盗掘されていたため、この墓群の性格は明白ではないが、「衛師易」（衛師の易）という銘をもった銅円板が発見され、また中墓の一つからは、発掘以前に、「衛夫人作其行鬲。用」（衛夫人その行鬲を作る。用いん）という銘文をもった青銅鬲が盗掘されていたと伝えられることから、衛侯の一族或いは衛の大貴族一族の墓群であろうと考えられている。この辛村は、衛の都のあった淇県の北約二〇粁の地点にあり、当時の都の郊外であったと考えられる。この墓地の所在地と都との距離から考えて、北の境界である武父即ち現在の河北省大名県までの距離九〇粁は、衛の勢力範囲としてそれほど過大であったとは考えられない。したがって、その間に、幾つかの小国と衛の貴族の采邑をふくみながら、武父から圃田の北境までの範囲は、可成りよく掌握していたものと考えられる。

ところで、渣嗣土逘簋と同出した銅器のなかに、渣伯逘卣というものがある。その銘文は、

□。渣伯逘作厥　彝　□。渣伯の逘はその考の宝䵼障彝を作る。

考宝䵼障。

というものである。□は上引の簋の銘文の末尾にも見られるもので、逘の一族の族徽号である。この銘文で逘は渣伯と称していることから見て、衛の領域内に属する渣と呼ばれる地の小領主であり、恐らく身分としては大夫として康叔に仕え、嗣土に任ぜられたものと考えられる。[10]

次に「取於有閻之土、以共王職」（有閻の土に取りて、もって王職に共す）について考えてみよう。杜預は、「有閻、衛所受朝宿邑、蓋近京畿」（有閻は、衛の受くる所の朝宿の邑なり、蓋し京畿に近し）と解する。即ち衛侯が周王に朝勤するために周の都に上ったとき、逗留するために、別に有閻とよばれる地で邑を与えられたのであり、京畿に近い所だと言うのである。杜預はこの京畿が、宗周を意味するのか、成周を意味するのかについてはふれないが、現在の洛陽に近い所であったと考えられている。衛侯はしばしば成周に朝勤することを義務づけられていたと考えられる。辛村で発掘された四二号と言われる大墓は、西周後期のものとされているが、多数の戈などの武器

が残されていた。そのうちの一つに「成周」という銘文があった。おそらく衛侯が成周に滞在した折りに作られたか、成周で使用するためのものであったと考えられる。このほか六〇号墓からは⿱𦥑火尊が発見されたが、その銘文

佳公⿰貝彖于宗周、
⿱𦥑火從。公市既、洛
于官。商⿱𦥑火貝。用
作父乙宝障彝。

これ公は宗周に⿰貝彖し、⿱𦥑火は従えり。公は市既し、官に洛りたまえり。⿱𦥑火に貝を商―賞―さる。もって父乙の宝障彝を作る。

は、⿰貝彖・市既・洛など難解な動詞が多く、全文の意味は確定しないが、この公は衛侯であり、衛侯が現在の西安の西の宗周において王室の行事に参加した際、⿱𦥑火は衛侯に扈従補佐して功があり、衛侯から貝を恩賞として与えられたことを記録したものと考えられる。恐らく西周前期の頃までは、衛侯が宗周にまで出向くこともあったものと考えられる。それは兎も角、有閻の土において与えられた邑は、成周に朝勤した衛侯やその使者などの生活のために別に与えられたものであり、平常は小数の衛の臣によって管理されていたものと考えられる。

さらにこれにつづく「取於相土之東都、以会王之東蒐」(相土の東都に取りて、もって王の東蒐に会す)は、殷の先公である相の都の地の一部を湯沐邑として与え、王が東方を巡狩する際、王が泰山を祭るのを助けさせたものであると杜預は注している。杜預はその地が何処であるかは説いていないが、相土の都は帝丘といわれ、現在の河南省濮陽県の地であると言われる。[11] この濮陽県内には、春秋時代に晋が主となって、魯・斉などの東諸侯と中原諸侯の会盟が頻々行われた戚・檀淵とよばれた地が存在していた所で、衛を含む中原地域の東界をなしていた地域であり、周王の東方巡狩はこの附近が東の限界であったと考えられる。[12] 衛はその地に邑を与えられ、其処における周王を始めとする軍旅の滞在を助けたものと考えられる。

以上の有閻之土と相土之東都の二つの地は、衛侯が周王に対する奉仕を行うことができるように、本来の領地とは別に与えられたものである。このような土地は、魯に関しては記載がないのは何故であろうか。伝承から脱落した可能性も充分ある。例えば『春秋左氏伝』隠公八年に

鄭伯請釈泰山之祀而祀周公、以泰山之祊易許田。
(鄭伯は、泰山の祀を釈てて、周公を祀り、泰山の祊をもって許の田と易えんことを請えり。)

と言うときの許田について、杜預は、

成王営王城、有遷都之志。故賜周公許田、以為魯国朝宿之邑。後世因而立周公別廟焉。
(成王は王城を営み、遷都の志あり。故に周公に許田を賜わり、もって魯国の朝宿の邑となす。後世よりて周公の別廟を立つ。)

と解している。即ちこの許田は、衛における有閻の土と同じく、魯侯が成周に朝勤する際の宿邑であったというのである。然しこの許田は、一般に現在の河南省許昌市の東にあると考えられており、洛陽にあった成周から約一六〇粁の距離になる。この距離は朝宿の邑としてはあまりにも遠きに過ぎると言わざるを得ないし、また当時の成周と魯を結ぶ交通路から見ても適当な位置ではなく、この許田を魯が管理していた理由については、別に考える必要があると思われる。[13] したがって、魯の朝宿の邑や衛の相土の東都に当るものの存在は史料的には明らかではないと言わざるを得ないが、おそらく衛の如く明確に指定された朝宿の邑はなかったのではないかと考えられる。

では、魯にはb項が命ぜられ、衛にはc項が命ぜられたのは何故であろうか。この点についてはそれを明示する史料はないが、以下の如き歴史的な背景を考えることができるのではないかと思う。先ず魯に関して見ると、その封建に際して、一族の分裂があったということである。伯禽の父である周公は、成王を助ける名目のもとに中央にとどまり、長子の伯禽が魯に封建されたのであるが、周公の本来の領地である現在の陝西省岐山一帯にあった周の地は、周公の次子が継承することになった。しかも、成周の周辺には、周公の子が胙・祭・凡の三国に封ぜられており、また伯禽自身も、現在の河南省魯山県附近に封ぜられていたために、一族に分裂がおきていた。[14] その上、伯禽が遠く山東省曲阜に封ぜられることになったため、周公の一族に大きな動揺が生じ、特に一族の統率が重要な項目となったのではないかと考えられる。それとともに、伯禽が遠く山東に封建されたについては、周王室とくに成王に周公一族の勢力を削減する目的があったように考えられる。周公は武王の死後、幼い成王を輔けて、周王朝の確立に努め、政治の中心として、洛陽に成周を建設した。おそらく周公自身成周の政治的また経済的な重要性を熟知していたため、自己の勢力をこの地域に扶植することに努め、自分の子供たちを周辺に封建したのではないかと考えられる。伯禽の封建された魯山は、洛陽から南陽を経て漢水に出る交通上の要衝であった。また胙・祭・凡は成周から、東と北へ進む交通路の分岐点近くを抑える地である。これは意図的に周公によって行われたことと考えられる。しかし、自ら政治を行うことになった成王は、⿰犭可尊の銘文

佳王初鄘宅于成周、復稟
珷王豊禶自天。在四月丙戌、
王誥宗小子于京室。曰、昔在
爾考公氏、克逨玟王。肆玟
王受茲[大][命]。佳珷王既克大
邑商、則廷告于天曰、余其
宅茲中或、自之辥民。烏
虖、爾有唯小子亡識、眂于
公氏有労于天、徹令。敬
享哉。唯王恭徳裕天、訓我
不敏。王咸誥。⿰犭可錫貝卅朋。用作
□公宝障彝。佳王五祀。

これ王が初めて鄘りて成周に宅り、珷王の豊禶を天より復し稟けたり。四月丙戌に在りて、王は宗の小子に京室に誥せり。曰く、「昔、なんじの考公氏に在りては、克く玟王を逨けり。肆に玟王はこの大命を受けたり。これ珷王すでに大邑商に克ち、則ち廷いに天に告げて曰く、『余それこの中或―中国―に宅りて、これより民を辥めん』と。あゝ、爾あるいは小子にして識るなしと唯―雖―も、公氏の天に労すること有りしに眂いて、令を徹せよ。敬みて享せよや」と。「これ王は徳を恭み天を裕して、わが不敏を訓したまえり」と。王は咸く誥せり。⿰犭可は貝卅朋を錫われり。もって□公の宝障彝を作らん。これ王の五祀なり。

に言う如く、自ら洛陽の成周に遷り、父武王の意志をついで、成周の経営と天下の支配を行うことを企図した。そのために成王は三監の乱後の東方平定の機を利用して、最も力のあった伯禽を魯に封じたのではないかと推測される。その際、上述のような周公一族の分裂という問題がある一方、できるだけ周公一族の多くを東方へ移住させる目的で、その一族の団結とそれによって周公を顕彰することを説いたものと思われる。魯のd項に見られる如く、祝宗やト官・史官―以上は宮内官的性格が強い―或いは官吏、備物―佩用品―、典策―典籍簡冊―、彝器―重要な器物―などを別に与えているのも、その一族の官吏や器物の多くが、次子に継承されているために、新たに成王から分与されたものであろう。これに対して康叔の場合には、一族の分裂といった問題はなく、康から衛に移ったものと考えられる。

一方、衛に関しては、c項においてその領域の劃定が行われるのに対して、魯に関しては、d項において土田を分つと言うに過ぎない。このような相違があるのは、康叔の封建された衛の地域が、殷の中心地域であって早くから開けた地域であり、且つ康叔以前に一度邶・鄘・衛の三国の封建が行われており、周の王室においてもその地域の実態を或る程度把握していたと考えられる。これに対して魯の地域は、周にとっては大東即ち遼東の地域であり、その実態が掌握されていなかったのではないかと考えられる。[15] 西周時代には魯の地域は、東国と称され、春秋時代になっても現在の山東省定陶県にあった曹―文王の子の叔振が封ぜられた―以東の諸侯は東諸侯とよばれて、中原の諸侯と区別されている。[16] おそらくその領域を劃定することができず、その領域は魯侯による開拓と拡大に委ねたのではないかと考えられる。したがって、その領域を明示する必要もなかったし、またできなかったのである。このような衛と魯との差異は、d項にも見られる。衛に関して、「聃季授土、陶叔授民」(聃季は土を授け、陶叔が民を授く)と言われているのに対し、杜預は、「聃季、周公弟、司空」(聃季は、周公の弟、司空なり)と言い、「陶叔、司徒」(陶叔は、司徒なり)と注するに過ぎず、授土・授民が具体的にどのような行為であるかについてはふれないが、これは後述する如く、授土とは地籍簿或いは地図の如きものを授けることを意味し、[17] それによって、領

九一～九二

九三～九四

内の聚落・山川・耕地・林沼などの実情を把握できるようにすることを意味している。また授民は、戸籍など人口構成を記載した書類を授けることによって、衛侯として支配すべき民を明らかにしたものである。このような地図或いは地籍簿や戸籍などが当時存在したか否か疑問視する意見もないではないが、後述の宜侯夨簋や散氏盤などの銘文は、西周時代に、土地や民の把握が可成り詳しく行われていたことを示しているので[18]、衛の地域については、このようなことが可成り行われていたと考えるべきものであろう。

ところが魯については、その地の民については、「因商奄之民」（商の奄の民に因らしむ）と言うのみである。この場合の「因る」という語がどのような意味であるのかは必ずしも明らかではない。『詩』大雅崧高の

王命申伯、式是南邦。因是謝人、以作爾庸。

（王は申伯に命じて、この南邦を式せしむ。この謝の人に因りて、もって爾の庸となさん。）

は、西周後期に宣王が申伯を南国の謝に封建したことを歌った詩とされる[19]。この詩の「この謝人に因る」という句は、このd項の「商奄の民に因る」と同じであり、第三節に述べる如く、隷属する民として統治下におくことを意味していたと考えることができる。ただ衛の如く「民を授け」たのとは異り、その人口構成の詳細は示されなかったのではないかと考えられる。

以上、魯・衛それぞれのb・c・d項の内容とその問題点について述べて来た。最後に晋をも含めた三国のe・f項について簡単に見ておこう。「命以伯禽」・「命以康誥」・「命以唐誥」は、成王が伯禽・康叔・唐叔の三人を封建するに際して、その冊命の書が授けられるが、その冊命の書に、三人の名をとって名付けたものが、この「伯禽」・「康誥」・「唐誥」である。このうち「康誥」は、現在の『尚書』にも同名の篇があり、その内容は、康叔が衛即ち殷の都あとを中心とする地を統治するに際して注意すべきことを成王が訓したものであり、それは上述の如く、f項の「啓以商政」（啓くに商の政を以ってす）と対応するものであった。したがって、現本の康誥篇から当時の冊命書の一部を推測することができるが、西周時代の金文、例えば毛公鼎の銘文などと比較すると、少くとも本稿で検討して来たa・c・fの内容に当るものも冊命書には含まれていたと考えるべきであろう。「伯禽」・「唐誥」の二つは、早く佚われてしまったために、現在の『尚書』にはその篇名すら残ってはいない。若し「伯禽」・「唐誥」の篇があれば、少くとも、魯にはa・b・dのほか「啓以商政」が、晋ではaのほか失われたb・c・dに相当するものと、「啓以夏政」の内容が含まれていたものと考えられる。

では「疆以周索」（疆するに周の索を以ってす）・「疆以戎索」（疆するに戎の索を以ってす）とは何であろうか。杜預は「疆理土地以周法。索法也」（土地を疆理するに周の法を以ってす。索とは法なり）、「大原近戎而寒。不与中国同。故自以戎法」（大原は戎に近くして寒し。中国と同じからず。故に自ら戎の法を以ってするなり）と解している。この杜預の「土地を疆理する」とは多くの学者によって国境を設定する意味に理解されている。しかしその前の句である「啓以商政」などが、直接支配下の民を安定させることを目的としている以上、この疆ということも、民を直接の対象としたものと考えるべきであり、従って民―その大部分は農民である―の土地である耕地を劃定することであったと理解すべきものであろう。おそらく一種の検地の如きことが行われたものと理解すべきである。勿論これが、魯などで実施されたか否かは疑問であるが、後に述べる如く、西周中期以降の金文には、十三田とか八田といった、田という数量名詞で計算される耕地があったことが明記されていることを考えると、一定の面積を単位として土地が計量されていたことは事実であり、支配する領域内の耕地を計ったこともあり得た事である。この索字は、前述の如く杜預は法の意味に解しているが、縄と解する説もある[20]。ことは注意しておく必要がある。後説であれば、土地の測量を行う時に使用する標準尺度として用いた縄ということで、より具体的な説明となるが、前説によっても意味の説明は可能である。

このf項で注意すべきことが今一つある。それは魯・衛については周索を用いると言うのに対し、晋については戎索を用いるとして区別している点である。先に引用した如く、杜預は、晋の封建された地を山西省大原として、その地域は戎―即ち北方の蛮族―に近く、中国とは気侯も異って寒いので、戎索を用いたと解している。即ち杜預は気侯に重点をおいて考えたのである。この唐―晋―の始封の地に関しては、現在の山西省翼城県附近であったとする説が現在では有力であるが[21]、何れにしても山西の黄土台地上であり、其処には戎とよばれる人びとが多く住んでおり、土地に関しても魯・衛の華北平原とはちがった規準があったものと考えられる。近人楊伯峻氏はこの点について、

〔春秋左氏伝〕襄四年伝魏絳云、「戎狄荐居、貴貨易土」則晋周囲之戎狄、尚処遊牧時代、逐水草而居、則田間小径大路、自必与其遊牧生活相適応。

（襄公四年伝に魏絳云えらく、「戎狄は荐居し、貨を貴び土を易んず」と。すなわち晋の周囲の戎狄は、なお遊牧時代におり、水草を逐いて居れば、すなわち田問の小径・大路は、おのずから必ずその遊牧生活と相い適応せり。）

と述べているのも、この点を念頭においたものと考えられる[22]。ただ注意すべきことは、遊牧生活と言っても、後の匈奴などのように騎馬を利用した大規模なものではなかったことである。春秋時代の軍制の中心は戦車であったが、晋は戎や狄と戦う際には車隊を改編して、歩兵隊としていることは、戎や狄と言われるもの自体が歩兵を中心とする軍制であったからであり、また溝壑の多い黄土台地では戦車は不利であったからでもある[23]。このような地形は、華北平原とは自ら異った耕地の形態をとっていたろうし、杜預の言う如く、寒冷であることも農業の方法を異にしていた筈で、これが、「以周索」か「以戎索」かの差異を生んだものと考えることができる。

以上、『春秋左氏伝』定公四年に記載された魯・衛・晋―唐―三国封建の説話の意味について考えて来た。この説話は、衛の大夫子魚の語として記録されているし、また『春秋左氏伝』そのものが、その成立年代に疑問の多い書物であるから、この説話が果して正確に西周時代の封建制度を伝えているか否か検討する必要がある。以下において、西周金文を中心として考えてみよう。

第二節　金文に見える封建制度

隹四月、辰在丁未。王省珷王
成王伐商図、徃省東或図。
王立于宜□社南嚮。王令
虔侯夨曰、□、侯于宜。錫醓
鬯一卣、商鬲一□、彤弓一、彤矢百、
旅弓十、旅矢千。錫土、厥川
三百□、厥□百又廿、厥□邑卅
又五、□百又卅。錫在宜
王人十又七姓。錫鄭七伯、
厥鬲千又五十夫。錫宜庶
人六百又□六夫。宜侯夨揚
王休、作虔公父丁障彝。

これ四月、辰は丁未に在り。王は、珷王と成王が伐ちし商の図を省り、徃―出―でて東或の図を省れり。王は宜の…社に立ちて南嚮す。王は虔侯たる夨に令して曰く、「…、宜に侯たれ。醓鬯一卣と、商鬲一…と、彤弓一と、彤矢百と、旅弓十と、旅矢千とを錫わる。土を錫わる、その川は三百…、その…は百と二十、その…邑は三十と五、…は百と三十なり。宜に在るの王人十と七姓を錫わる。鄭の七伯を錫わる、その鬲は千と五十夫なり。宜の庶人六百と…六夫を錫わる」と。宜侯たる夨は王の休を揚し、虔公たる父丁の障彝を作らん。

この銘文は、一九五四年に江蘇省丹徒県において発見された宜侯夨簋とよばれるものの銘文である（挿図6）。内容は、周王―康王或いは昭王と考えられる―が東国を巡省した際に、宜とよばれる地の社において、虔侯である夨を、宜の侯に命じた。その際香酒の入った卣と鬲―ともに青銅製と考えられる―朱塗りの弓矢一組と黒塗りの弓矢十組を与えた。第二の賜与は土地であり、その土地には、川―水流―が三百をはじめ、不明のものが百二十、ある種の邑が三十五、普通の邑―村落が百三十含まれている。以下には賜与される民の種類があげられ、第一には宜に居住していた王人を十七族、第二には鄭の七人の伯とそれに隷属する鬲とよばれるもの千五十夫、第三が宜の庶

人—大多数は農民—六百と数十六夫が含まれている。銘文の末尾は、かくして宜侯となった夨は、王の恩寵を対揚するために、虔公—夨の前に虔侯であった—である父の丁を祭祀する障彝を作るという語で結ばれる。

この銘文は、その内容が、西周の封建制度の内実を詳細に示すものであり、特に土地と民の賜与が詳細に記録してあるため、多くの研究者の注目をあび、多数の研究が発表されているが、ここでは、前章でとりあげた『春秋左氏伝』定公四年の魯・衛・晋の封建の説話や『詩』の「江漢」などとの比較を行って見たい。第一の賜与に見られる𩰫鬯の𩰫の意味は不明であるが、呉方彝や彔伯簋の銘文に「䰞鬯一卣」、前章に引用した『詩』の「江漢」に「秬鬯一卣」と言うときの䰞・秬が黒黍であり、秬鬯というのが黒黍で造った香酒であることから見て、何か香酒の原料を示す語であろうと考えられる。商鬲は、「江漢」の詩に言う圭瓚即ち玉で作った酒を酌むための勺と同類のものであろうとも言われるが[24]、文字の要素に鬲字をふくんでいるので、鬲か鼎の一種ではないかとも考えられる。この二つのものは、さきの「江漢」の詩に、「釐爾圭瓚・秬鬯一卣、告于文人」（爾に圭瓚と秬鬯一卣とを釐わる、文人に告げよ）と言う如く、文人—即ち父祖の霊に告げ祭る際に使用するために賜与されたものであった[25]。新たに封建された宜の地において、自家の宗廟をたて、父祖を祭ることは諸侯として重要な任務であったのであり、その祭祀を通じて一族の統合を実現したのである。よく言われるように、西周の封建制度は、周王と諸侯との間における政治的な関係であるが、その裏面には、特に同姓の諸侯と周王との間には、宗法制とよぶ同族組織があり、王室の祖先祭祀を中心として機能していたと言われる。同様に諸侯の領内においては、諸侯と一族との間にも、やはり宗法制の組織が、祖先祭祀を中心として形成されていたと言われる。新しい封地において、政治的な支配力を維持するためにも一族の団結は必要であったのであり、この点について何もふれない衛の場合にも同様であったと考えるべきであろう。魯の「帥其宗氏、輯其分族、将其類醜」（その宗氏—本家—を帥い、その分族を輯め、その類醜を将い）というのは、上述の如く、特に

挿図6　宜侯夨簋銘

それが重要であったからである。

この祭器についてあげられる弓矢の類は、軍事力の象徴と言うべきものであり、その軍事力によって封地を支配し、また周王の命を受けて外征などに従事するものであった。魯の伯禽に与えられた封父の繁弱は、封父とよばれた昔の諸侯の所持した大弓であり、唐叔に与えられた闕鞏は有名な甲冑の名であると言われる。西周時代後期に属する伯晨鼎の銘文

佳王八月、辰在丙午。王命𨌲侯伯晨曰、詞乃祖考、侯于𨌲。錫汝秬鬯一卣・玄袞衣・幽亢・赤舄・駒車・画𩏂・幬較・虎幃冟衺里幽・攸勒・旅五旅・彤𢒼・旅弓旅矢・𢦏戈・皋冑。用夙夜事、勿灋朕命。晨拝稽首、敢対揚王休、用作朕文考順公宮障鼎。子と孫其万年永宝用。

これ王の八月、辰は丙午に在り。王は𨌲侯たる伯晨に命じて曰く、「乃の祖考を詞—嗣—いで、𨌲に侯たれ。汝に秬鬯一卣・玄袞衣・幽亢・赤舄・駒車・画𩏂・幬較・虎幃冟衺里幽・攸勒・旅五旅、彤𢒼・旅弓旅矢・𢦏戈・皋・冑を錫う。もって夙夜にも事え、朕が命を灋—廃—するなかれ」と。晨は拝し稽首し、敢て王の休を対揚し、もって朕が文考たる順公の宮の障鼎を作らん。子と孫それ万年も永く宝として用いん。

は、伯晨に、父祖を嗣いで、𨌲という地に侯たることを命じたものであるが、その際にも、秬鬯一卣、身分を象徴する衣服類や、駒車から攸勒に到る車馬具とともに、旅—干楯の類か[26]—、朱塗りの弓矢、黒塗りの弓矢、戈、皋—甲衣—、冑といった武具が与えられている。これらの武具の賜与は、諸侯の封建がもともと西周勢力の東進につれて、新しい征服地の支配のために行われたものであることから見ても、周王が諸侯の武力に期待して行ったものであることを示しており[27]、その慣習は、西周後期の伯晨鼎の銘文の如く、父祖の地位を継承して諸侯たることを命ぜられる場合にも行われていたのである。

第二の賜与は、土地に関するもので、その土地には川・邑などが幾つあるかという数字があげられている。この川と呼ばれるものが、自然の河川のみなのか、或いは灌漑のための溝洫などをも含むものか、当時水利工事が行われていたことは明らかであることから見て[28]、或いは溝洫をも含むものであった可能性がある。川に次ぐ第二の項目は百二十という数字のみがわかり、項目は不明であるが、丘陵の如きものと考えられる。前章に引用した『詩』の「閟宮」には「錫之山川・土田・附庸」（これに山川・土田・附庸を錫う）といい、「江漢」には「錫山・土田」（山・土田を錫う）というように、山や丘陵など、その土地に含まれるものの支配をも認められていることから考えて、この第二項は山の如きものとしてよいであろう。第三項は邑であり、厥という領格の指示代名詞—土をさす—と邑との間に、邑の性格を示す形容詞の働きをする文字が一字あるが、残欠して明らかではない。この邑は聚落を示す文字である。この邑に続く百三十も、その項目の文字が残欠のため不明であるが、上の□邑の数量を示す五の字と、この項目の数量を示す百の字との間のスペースから見て、「厥□」という二字を入れることは無理であろうと考えられる。従って此のスペースには「厥」という土を示す指示代名詞がなく、その前項の□邑と共通した性格のもの、おそらく一般の農民村落である「邑」ではなかったかと推測される。従って前項の□邑は、この宜領の中心である邑—宜邑と呼ばれていた筈である—を含む規模の大きな邑などであったと考えられる。

ところで、先に引用した『詩』には、山川とともに、土田というものが賜与されている。この土田の田は農耕地を意味すると考えられるが、これが、この銘文にはあらわれない。当時の社会の経済的基盤は農業であり、諸侯の収入の大半は農民の生産する穀物からの租によっていたと考えられる以上、この宜侯の領内にも当然可成りの面積の農耕地である田が存在していた筈である。然し銘文の上では田に関する記載があらわれてこない。その理由は、後に述べる如く、邑によってそれが代表されていたからであると考えられる[29]。例えば𤔲从盨の銘文によれば、田の数量を十三邑という如く記載しており、また後述の如く、原則としては聚落である邑と、その邑の農民の耕作する田とは有機的に一体化したものとして扱われていることから考えても、本銘の場合は邑をあげることによって、それと一体化している田をも含ませていたものと考えるべきものであろう。いずれにしても、この宜領内の土地の実態は、可成り詳細に数量的に把握されていたのであり、そのことは、衛の封建に際して、その地域の明示が行われていることと対応するし、また「聃季授土」（聃季が土を授く）というのが、地図或いは地籍簿の如きものを授けて、その土地の実態を把握させたと先に考えた理由でもある。しかもこのような銘文の存在は、周王室が、宗周・成周の周辺を含む王畿以外の四方とよばれる地域についても、その土地の実態を把握していたことを示すものとして、注意するに値する事実である[30]。

第三の賜与は、民の賜与であるが、その第一は「在宜王人十又七生—姓」といわれるものである。この王人について、郭沫若氏は、『尚書』君奭篇に殷のことを述べた語として記載される「百姓王人、罔不秉徳明恤」（百姓と王人は、徳を秉り恤いを明らかにせざるなし）の王人であり、周初に殷の貴族を王人と称したのであるとする。また生は即ち姓で、王人は本来貴族であったので姓をもっていたと解している。この場合の姓は氏姓と言うときの姓、即ち姫姓・姜姓というときの姓であり、十七の姓からそれぞれ一つの族が集められたものと解している[31]。これに対して、唐蘭氏は、王国の人、即ち『春秋』荘公六年の「王人子突救衛」（王人の子突が衛を救えり）の王人であり、また大盂鼎の銘文の「夷𤔲王臣十又三伯」というときの王臣とも同じであると解している[32]。この大盂鼎の王臣と王人とが同一であるか否かは、唐氏の如く速断をすることは危険であるが、唐氏がこの王人を王国の人即ち周の王族出身の人と解したのは、認めるべきものであろう。郭沫若氏はこの宜侯夨簋の製作時代を成王期におくため、この王人を『尚書』君奭篇の王人と同一視し、周初においては、なお周に降った殷の貴族を王人と称したと解したのであるが、唐蘭氏はこの器を康王期におき、この時期には周の王族出身の人びとを王人と称し、これを賞賜すること

ができるようになったのだと解したのである。ただ唐蘭氏は、この時期になって王人を賞賜することができるようになった理由については何もふれていない。

これらの説に対して、白川静氏はこの王人というのは王族出身のものではなく、王室所有の私人の意であろうと解している。その理由は必ずしも明らかではないが、賜与の対象とされていることから見て、隷属民である筈と考えられたことにあるようで、王室が経営する宜社に属するものとして、既に宜地に入居していたものと考えられている。しかし白川氏も言われる如く、西周時代の金文において、州人、同人などと言われる時の州・同などは、出身した族名或いは地名であることを考えると、この銘文の王人も、周王と同族の出身者を示すものと考えるべきものであり[33]、しかも「在宜」（宜に在る）と言われる如く、夨の封建以前から宜に在住していたのであるから、夨が宜侯として封建されれば、当然その支配下に入るべきものであったのであり、その意味で錫与の対象として記載されても不思議はないと考えられる。したがって王人は氏姓で言えば姫姓であり、十七姓の姓を郭氏の如く氏姓と理解することはできず、血族集団の意味に理解すべきものと言わざるを得ない[34]。従って「王人十又七姓」とは、王の同族出身のもの十七集団をいうと解すべきものである。

民の第二は、「錫鄭—原字は奠—七伯、厥鬲千又五十夫」（奠—鄭—の七伯と、その鬲たる千と五十夫を錫う）である[35]。この奠については、郭沫若氏は甸に通じ、田畯の類であろうかとし、陳夢家氏は甸服の甸であるとする。これに対して唐蘭氏と白川静氏は地名の鄭と解し、鄭地の七人の伯と解している。この七伯に属する鬲とよばれるものは、確解はないが、郭氏は甿隷の甿、唐氏は旗の初文であるとし、農業奴隷と解しているのに対し、白川氏は、唐氏が盧とする説に沿いながら、音と意味の近い人鬲の鬲であろうとする。この項の記載は、大盂鼎の銘文の「邦嗣四伯、人鬲自馭至于庶人六百又五十又九夫。夷嗣王臣十又三伯、人鬲千又五十夫」（邦嗣四伯と人鬲の馭より庶人に至る六百と五十と九夫。夷嗣王臣十と三伯と人鬲千と五十夫）と類似していることから、諸家がその注釈に、比較対照するところであるが、これらの伯と称される者に率いられる人鬲が、どのような機能を果たすことを目的として賜与されたのかは、必ずしも明らかにされていない。ただこの項については、前項の王人の「在宜」次項の庶人の「宜」といった、宜地に在住することを示す語が使用されていないので、恐らく、この封建に際して宜に移住を命ぜられたものであろうと推測される。また一伯につき鬲百五十人という、五・十の倍の整数であることから見て、計画的に組織された集団であったと考えられる。且つ白川氏の言う如く、これは成年男子のみによって構成された集団で、家族を含むものではなかったと考えられる。それと今一つ注意すべきことは、この七伯の伯は、五等爵制の公侯伯子男というときの伯とは異るものであり、次節に述べる如く、はるかに小規模の集団の長を意味しているということである。

最後の「錫宜庶人六百又□六夫」（宜の庶人六百と□六夫を錫えり）の庶人は、その社会的な階級は別として、宜在住の農民であるとすることは、諸家ほぼ一致している。この場合も夫をもって人数を称しているから、この六百又□六は、成人男子を意味しているが、この場合はおそらく家族を構成していたであろうから、農家としての人口は少くとも三千人位はあったものと考えられる。ただ夫といわれる成人男子が、穀物など農産物を租として徴収する時の単位となっていたために、これの数をあげたものと考えられる。しかもこのことは、当時の農民の耕作面積に一定の規準の如きものがあったことを予想させる。前節に述べた如く、数量名詞としての「田」というものが存在したこと、また「疆以周索」・「疆以戎索」という『春秋左氏伝』の語も、このような見地から考えるべきものであることも、この銘文の農民数の記載と対応するものであると言えよう[36]。

また王人十七姓の総人数は記載されていないが、一つの姓とよばれる集団の人数は、宜への移住の際にある程度平均化して構成されていたのではないかと考えられる。この集団はおそらく大家族集団であったと考えられ、それを構成する各世帯が、新たに領主となった宜侯と支配・被支配の関係をもったのではなく、大家族集団の長によって統率され、長を通じて宜侯との関係をもったものと考えられる。恐らく集団の数をあげれば、それが宜領内において担うべき機能が、当時の人びとには認識できたものであろう。何れにしろ、王人といい、鄭の七伯とその鬲といい、庶人といい、相当詳細な人的構成が明らかにされた上で、これらを賜与—実際にはその支配を許すという意味であるが—していることは、注意すべき事実であり、定公四年の衛の封建に際して行われた民を授けるということを、戸籍簿の如きものを康叔に授けたと解した理由もここにあるのである。ただ庶人は一応別として、王人や七伯に率いられる鬲が、この宜内においてどのような機能を果したのかを明らかにできないのは残念である。

一〇三～一〇四

それは兎も角、この宜侯夨簋の銘文の内容は、前節でとりあげた『詩』や『春秋左氏伝』の定公四年の封建制度の説話に述べられている構成要素とよく対応していることを示している。これを総括すれば、『春秋左氏伝』隠公八年の条に載せられる魯の大夫衆仲の語

天子建徳、因生以賜姓、胙之土而命之氏

（天子徳を建て、生に因りてもって姓を賜い、これに土を胙い、これに氏を命ず。）

にまとめられることになる。建徳とは徳のある人物を諸侯として封建することであり、生に因りて姓を賜うとは、楊希放氏によれば活動—生—して功をたてることによって血族集団の支配を許されることであり、この宜侯夨簋の、王人十七姓を錫わることであり、庶人などをも含めて言ったものである。土を胙わるとは土を錫わることで、一定の土地の支配を許し租の徴収を認めることである。では最後の「これに氏を命ず」とは何か、それは、簋の銘文の「侯于宜」（宜に侯たらしむ）或いは伯晨鼎の銘文の「侯于䡅」（䡅に侯たらしむ）に相当することであり、宜の侯として封建されることによって、夨は宜氏と称することができるようになることを意味する。定公四年の魯などの封建につづいて、蔡の封建について、

其子蔡仲改行帥徳。周公挙之、以為己卿士、見諸王而命之以蔡

（その子蔡仲は行いを改め徳に帥えり。周公はこれを挙げて、もって己が卿士となし、これを王に見えしめて、これに命ずるに蔡を以ってす。）

という時の、「命之以蔡」は「命之以蔡氏」（これに命ずるに蔡氏を以ってす）の略であり、「命之氏」と同じことであると考えられている[37]。前節に引用した『詩』閟宮の「俾侯于魯」（魯に侯たらしむ）も同じ意味であり、魯侯は、自己を魯氏と称する場合があるのも、氏という文字に、このような用例があるからであると言われている。このように諸侯が自己の家系を、封国の名即ちその封建された領域を代表する土地の名によって称するのは、諸侯の地位というものが、その封国を支配・領有することと切り離しては成立しえないものであったことを示している。次章にも述べる如く、その地位と領地との関係は、大夫などにおいても同じように考えられていた。諸侯や大夫による、封国・采邑の土地神である社の祭祀が、その地位を示す重要な儀式であったのも、このような意識によるものであった[38]。

以上の如く、西周時代の金文に記録された封建制度と『春秋左氏伝』に載せられた説話とが、可成り一致することが明らかにされたと言うことができる。勿論このことは、例えば、魯の封建に際して伯禽に与えられたものがすべて記載の通りであったということを意味するものではない。むしろその説話には、西周時代の諸侯封建に際して行われた事柄の本質的要素は、大凡誤りなく伝えられており、また西周時代の歴史的な情況をも反映したものであるという事を認めることができるのである。従って金文資料によって、西周時代の封建制度とその社会を考え再構成する際に、『春秋左氏伝』によって、金文資料の欠を補うことが可能な場合があると言えよう。

ところで、西周時代の金文には、封建制度に関聯して、幾つかの重要な事実を示すものがある。その第一は侯位の継承に関する点である。先にあげた伯晨鼎の銘文によると、王の冊命の最初に

飼乃祖考、侯于䡅。

（なんじの祖考を飼—嗣—ぎ、䡅に侯たれ。）

とある如く、父祖を嗣いで、䡅の地の侯たることを命じている。このことは、諸侯が死亡した場合、その子が侯位を継ぐにあたって、改めて周王から、封建の冊命を受け、初めて正式に侯となることができたことを示している。封建ということが、周王室の藩屏として奉仕させることを目的とするものであった以上、諸侯の子の人物を確認した上で、王が改めて封建するのが、本来の姿であったと考えられる。伯晨鼎の冊命の語の末尾に、「用夙夜事、勿灋朕命」（もって夙夜にも事え、朕が命を廃するなかれ）と言うのも、封建が単なる恩賞としての土地と民の錫与

一〇五～一〇六

ではなく、むしろ義務をともなうものであり、それだけに、子と雖も改めて冊命を受けることが必要であったと言えよう。然し、この原則が常に実行されたか否かということは問題で、実際には諸侯国内の政情によって継承権を握った子弟を追認するというのが実情であったと考えられる。特に西周中期以降、周王の力が弱体化し、社会が固定して来ると、新しく封建を行うことが困難となり、諸侯の子に父を継承させるために、改めて封建の冊命を行うことも次第に形式的なものとなったであろう。『国語』周語上の

魯武公以括与戯見王。王立戯。樊仲山父諫曰、不可立也。不順必犯。犯王命必誅。故出令不可不順也。令之不行、政之不立、行而不順、民将棄上。夫下事上、少事長、所以為順也。今天子立諸侯而建其少、是教逆也。若魯従之而諸侯效之、王命将有所壅。若不従而誅之、是自誅王命也。是事也、誅亦失、不誅亦失。天子其図之。王卒立之。魯侯帰而卒。及魯人殺懿公而立伯御、三十二年春、宣王伐魯、立孝公。諸侯従是而不睦。

（魯の武公は、括と戯―ともに武公の子―とを以て王に見ゆ。王―宣王―は戯を〔太子に〕立てんとす。樊の仲山父は諫めて曰く、「立つ可からざるなり。不順なれば必ず犯す。王命を犯せば必ず誅す。故に令を出すこと不順なる可からず。令の行われず、政の立たず、行いて不順なれば、民はまさに上を棄てんとす。それ下の上に事え、少の長に事うるは、順たる所以なり。いま天子の諸侯を立てて、その少を建つるは、これ逆を教うるなり。もし魯これに従いて、諸侯これに効わば、王命まさに壅がる所あらんとす。もし従わずして、これを誅せば、これ自ら王の命を誅するなり。この事や、誅もまた失し、誅せざるもまた失す。天子それこれを図れ」と。王ついにこれを立つ。魯侯帰りて卒す。魯人の懿公―戯―を殺して伯御―括―を立つるに及び、三十二年春、宣王は魯を伐ち、孝公を立つ。諸侯これよりして睦まず。[39]）

という説話は、周の宣王の失政として伝えられるものである。魯の武公が、長子の括と次子の戯とを伴って宣王に朝見した際に、宣王は次子の戯を魯の太子としたため、武公の卒後戯が位に即き懿公となった。魯の大夫たちはこれを嫌って、懿公を殺して、伯御を位に即けた。これは宣王の命を犯すものであり、宣王は魯を征伐して伯御を殺し、懿公の弟の孝公を位につけた。その宣王の行為は専横であると諸侯に受けとられ、その結果諸侯は周王に親しまなくなったと言うのである。この物語に登場する仲山父は周王の卿士であり、長子を差し置いて、次子を太子とすることは長幼の序を乱す不順な行為で、悲劇をおこすとして諫めている。この考え方はおそらく儒家的な礼の思想による潤色を受けたものと考えて誤りはないが、宣王の行為と、魯の大夫たちの反発という事件の骨格は、おそらく事実であったろうと考えられる。しかもこの事件は、侯位の継承は周王によって決定されるものであるという理念と、従来諸侯国内の政治情勢によって決定され、それを周王が追認して来たという実情との間の矛盾が事件として顕在化したものと言えよう。この事件によって、諸侯が周王から離叛していったというのも、周王の諸侯位継承に介入しないという慣例が破られたことへの不満によるものであるが、封建制度の理念から言えば、宣王の行為も必ずしも非難さるべきものではないと言える。

第二は本領安堵或いは所領の再賜与とも言うべき事項である。中鼎の銘文

一〇七～一〇八

佳十又三月庚寅、王在寒餗。王令大史、貺褭土。王曰、中、丝褭人。入史、錫于武王、作臣。今貺臭汝褭土、作乃采。中対王休令、䵼父乙障。佳臣尚中、臣[illegible]。

これ十又三月庚寅に、王は寒餗に在り。王は大史に令して、褭の土を貺らしめたり。王は曰く、「中よ、これ褭の人なり。入りて史え、武王に錫わりて、臣と作れり。いま汝に褭の土を貺り臭し、乃の采と作さしむ」と。中は王の休令を対し、父乙に䵼するの障〔を作らん〕。これ、臣の尚中と臣の[illegible]なり。

によると、中は、もともと褭という土地の出身であったが、周に仕えることになり、武王より恩賞を与えられて、周王朝の臣となった。今回、南征に際して、汝に褭の土地を返して、その采邑とするというのが、その王命の要旨である。[40] この鼎の作器者である中には、ほかに鼎・觶・甗などがあり、[41] いずれも宋代に現在の湖北省孝感県において同時に発見されたものである。これらの同出器の銘文によると、王の南征に際して、中は王命によって、先遣隊を率いて、行宮の設営、南方諸邦との応接に当っていることがわかる。おそらく中の出身地褭は河南の南部か湖北の北部にあった土地であり、南国の情勢に通じていたのを認められて、先遣隊の長を命ぜられたものと考えられる。[42] この時期の軍の構成から考えて、先遣隊の兵力は、中の衆僕即ち一族郎党から成っていたと考えられる。褭の土豪であった中は、殷滅亡という情勢を見て、周に入朝して仕えることを望み、旧来の自己の支配していた褭の地を王室に納め、替りに武王から王畿内かその近傍に土地を与えられて臣侍することになったと考えられる。銘文には単に錫とあって、何を賜与されたかを明記していないが、史墻盤の銘文に「雩武王既戋殷、微史刺祖、迺来見武王。武王劓令周公、舍圄于周、俾処」（武王すでに殷を戋つに雩いて、微の史―微出身で史官として仕えた―の刺祖は、迺ち来りて武王に見ゆ。武王すなわち周公に令し、圄を周に舍え、処らしむ）と言うが、この圄とは土地・屋敷を意味する語―寓とも書かれる―であることから見て、この中の場合も、土地を与えられたものと考えられる。これは前章でふれた衛の封建に際して、衛の土地とは別に、洛陽に近い「有閻之土」を与えられたのと、同様のものであったとしてよいかどうかは明らかでない。或いは史墻の祖と同じく采邑を与えられたのかもしれない。

一方、中の出身地である褭は、一応王室に納められたが、それは形式的なことで、中の一族のある部分がその地に残り、実質的に支配していたと考えられる。これは次節で述べる史墻及びその子の㿱とその出身地微との関係にも見られる。そこで、南征に際して、中を先駆として派遣したのち、中の離叛を防ぎ、働きを奨励するため、その旧領であった褭を中に還すことを命じたものである。[43] 銘文の「臭」字は一般の賜与とは異って、「返還」の意味をもつと考えられるからである。しかもこの返賜は、王から直接中に対して行われたものではなく、大史が使者としてその旨を伝えたものである。折觥の銘文

佳五月、王在庁。戊子、令作冊折貺望土于相侯。錫金、錫臣。揚王休。佳王十又九祀。用作父乙障。其永宝。[illegible]。

これ五月、王は庁に在り。戊子に、作冊折に令して、望の土を相侯に貺らしめらる。金を錫わり、臣を錫わる。王の休を揚す。これ王の十又九祀なり。もって父乙の障を作る。それ永く宝とせん。[illegible]。

における貺も、直接王の面前において、相侯に望という土地を賜与したのではなく、南征の途次、庁に滞在する昭王が、作冊の折を相侯のもとに派遣して、望土を与えることを告げしめたものと考えられる。ただこの銘文の場合は、中鼎とはことなり、新たに望の土を相侯に与えたものであり、おそらく望は相に近い土地であり、相侯の領地の拡大を許したものと推測できよう。[44] 中鼎は宋代に発見されたもので、銘文も摸本であり、器形・文様も絵図であるため、その製作年代は明確にはできないが、康王前後即ち成王末から昭王初と考えられる。一方の折觥は後述の如く昭王の時に製作されたと考えられる。いずれも周王の南征の過程において土地の還付・錫与が行われている。新しい周の勢力圏の拡大と、周王に従う諸侯や貴族達への恩賞或いは激励が、このような土地の錫与などを可能とし、また必要としたものと考えられる。

この折觥と同時期の製作になる趞尊の銘文にも、南征途次における、趞に対する采邑の錫与が行われているが、やはり同時期の作である睘卣の銘文

佳十又九年、王在庁。王姜令作冊睘安夷伯。夷伯賓睘貝布。揚王姜休、用作文考癸宝障器。

これ十又九年、王は庁に在り。王姜は作冊の睘に令して夷伯を安んぜしむ。夷伯は睘に貝と布とを賓れり。王姜の休を揚し、もって文考癸の宝障器を作らん。

一〇九～一一〇

によると、昭王の后妃である王姜が、作冊睘をして夷伯を安んぜしめている。この安の意味は、帰寧、或いは慰労などの意味にとる説があるが、[45]折觥や趞尊などと同時の作であることを考えると、夷伯の所領を安堵する意味ではなかったかと考えられる。周の南征に際し、東南地域にあった夷伯の動揺を防ぐためにとられた措置であると考えられる。

このように、中鼎や睘卣の銘文に見られることは、宜侯夨の封建や㫚・衛などの封建とは異るものであるが、土地の支配というものは周王によって許されてはじめて可能になるという共通した理念によるもので、当時の封建制度の一環として行われたものであるということができる。しかし、この二種の記録には、差異が見られることも事実である。その差異とは、宜侯夨などの封建、所謂封建制度そのものの場合には、「錫土」（土を錫わる）、「錫之山川土田」（これに山川土田を錫う）、「授土」（土を授く）と言う如く、土を賜与すると言われるのに対して、中鼎では「作乃采」（なんじの采となす）と言うように采という語が使用される場合があることである。この采というのは、『春秋公羊伝』襄公十五年の何休注に

所謂采者、不得有其土地人民、采取其租税爾。（いわゆる采は、その土地人民を有するを得ず、その租税を采取するのみ。）

と言う説に従って、その租税の収入のみを得ることを許されたもので、土地や民の領有支配は認められないものであると解するのが一般的な理解である。しかし中鼎の銘文によれば采となるべき土地を褱土と呼んでおり、また先に述べたような還賜の事情が認められるならば、この時の采は、何休の注に言う租税のみを采取するものとはことなり、土地と民とを支配することも許されたものであろうと考えられる。[46]中鼎にしても、折觥にしても土の賜与のみを言って、民のことには何もふれないが、後に述べる如く、当時の農民をはじめ人びとは土地と緊密に結びついた存在であったことから見て、当然その民の支配をも許されたものと考えるべきものである。

第三節　王畿と采邑

ところで、前章に引用した史墻盤の銘文後段には、史墻の祖先たちのことを簡単に記述して、史墻一家の歴史を示しているので、改めてその部分を引用し検討を加えて見たい。

青幽高祖、在微霝処。雩武王既𢦏殷、微史剌祖、廼来見武王。武王則令周公舍㝢于周、卑処。甬叀乙祖、逨匹厥辟、遠猷匐心子𠧤。粦明亜祖祖辛、𩛥毓子孫、繁猶多孷、栗角𤔲光、義其禋祀。舒屖文考乙公、遽趩、𢦔屯、無諫、農嗇戉𤰈。佳辟孝友、史墻夙夜不家。其日蔑曆、墻弗敢抯。

（静幽なる高祖は、微に在りて霝く処れり。武王すでに殷を𢦏るに、微の史たりし烈祖は、すなわち来りて武王に見ゆ。武王すなわち周公に令して㝢を周に舍えしめ、処らしめたり。勇恵なる乙祖は、逨りてその辟に匹し、遠く腹心を猷りて孜汲す。憐明なる亜祖の祖辛は、子孫を甄育し、繁猶多孷、栗角𤔲光、義くそれ禋祀せり。舒遅なる文考の乙公は、彊爽温純にして諫らるることなく、農穡に歳ごとに稼せり。これ辟は孝友にして、史の墻は夙夜も墜せず。それ日に蔑曆せらるるも、墻はあえて抯らず。）

の如く、高祖が微に在り、その子剌祖が克殷後に周王室に朝見し、武王より周に㝢—土地・屋敷—を与えられ、以後乙祖・祖辛・文考乙公を経て史墻に及んでいることを記録している。この剌祖が㝢を与えられた周とは、現在の陝西省扶風・岐山両県にまたがる所謂周原のことであり、周王朝の基礎が形成された土地であり、文王が鄷—西安市西郊—に遷都後は、周公をして支配せしめた地域である。従って以後史墻の一族は、この㝢に居住しながら、周王室に仕えた。この銘文によると、剌祖以後、乙祖が周王を補佐したことが記されるが、祖辛・乙公が周王に官仕したか否かは、この銘文のみでは明らかではない。

この史墻盤は、一九七六年に扶風県庄白で百余の青銅器とともに発見されたもので、そのなかに、先に引用した折觥をはじめ、豊尊（卣同銘）、瘐鐘などの銘文があり、祖辛以後のことを示す資料がある。折觥の銘文によると、折は作冊の官に就いており、周王の使者として、相侯に望の土を贈り、金・臣を賜与されて、父乙の障を作っているが、この折觥の製作時期は、昭王期である。次に豊尊の銘文

佳六月既生霸乙卯、王在成周。令豊殷大矩。大矩錫豊金・貝。用作父辛宝障彝。𠚤。

これ六月既生霸乙卯に、王は成周に在り。豊に令して大矩に殷せしむ。大矩は豊に金と貝とを錫えり。もって父辛の宝障彝を作らん。𠚤。

によれば、豊は王命によって、大矩を接待し、大矩より金・貝を与えられ、父辛の祭器を作っている。この時豊には官名が付けられていないので、特定の官職には就いていなかったと考えられるが、この銘文によれば、周王に従って成周まで出かけていることから見て、周の宮廷に奉仕する身分と義務を負う立場にあったことがわかる。この豊尊は器形・文様から見て、先の折觥よりやや製作期が降り、穆王期と考えられる。これに対して、先の史墻盤の製作期は、銘文の前半に文王より穆王までの事蹟を述べたのちに、史墻の時の王を天子と称して記述しているので、この天子は穆王の次の恭王であり、従って恭王期の製作であることがわかり、史という官名を称していることから見て、恭王の時に史官となっていることがわかる。

挿図7　瘐盨銘

次に瘐鐘（一式）の銘文の前段部分に

瘐趄〻夙夕聖趫、追孝于高祖辛公・文祖乙公・皇考丁公龢鐘。

（瘐は趄〻として夙夕に聖趫し、高祖辛公・文祖乙公・皇考丁公の龢鐘に追孝す。）

とある。即ち瘐は父丁公・祖父乙公・高祖辛公の三代を祭るための鐘を作っていたことがわかる。しかもこの瘐には他にも幾つかの銘文をもった青銅器があり、その一つ瘐盨の銘文（挿図7）

佳四年二月既生霸戊戌、王在周師彔宮。格大室、即位。𤔲馬共右瘐。王呼史年、冊錫𢽴冟・虢㪔・攸勒。敢対揚天子休、用作文考宝毀。瘐其万年、子〻孫〻其永宝。𠚤。

これ四年二月既生霸戊戌に、王は周の師彔の宮に在り。大室に格り、位に即けり。𤔲馬の共は瘐を右く。王は史の年を呼び、𢽴冟・虢㪔・攸勒を冊錫せしむ。あえて天子の休を対揚し、もって文考の宝毀を作らん。瘐はそれ万年も、子〻孫〻はそれ永く宝とせん。𠚤。

によれば、瘐に対する冊命の儀式に際して、𤔲馬の共が右者となっていることがわかる。この𤔲馬の共は、師晨鼎・諫簋などの銘文にも右者として登場する人物であり、その活躍した時期は孝王前後と考えられるから、瘐もほぼ同じであるとすることができる。

そこで、以上の四つの銘文の製作時代と、銘文にあらわれる祖先名を、周の王系と対照させて表示すると次頁の如くなる。[47]

この表によれば、この一族は、剌祖より瘐に至る六世代にかけて、連続して周王朝に仕えていたことがわかる。しかも、瘐豆の銘文

微伯瘐作簠。　微伯たる瘐は簠を作る。

其万年永宝。
（それ万年も永く宝とせん。）

器名＼周王系	文王	武王	成王	康王	昭王	穆王	共王	懿王	孝王	夷王
折觥			父乙		折					
豊尊			＝		父辛	豊				
史墻盤	高祖	刺祖	乙祖		祖辛	乙公	墻			
𤼈鐘（一式）					辛公	乙公	丁公		𤼈	

によれば、𤼈は微伯と称している。この場合の伯が、五等爵の侯伯の伯即ち諸侯の一つの級としての伯であるのか、采邑主の伯であるのか、或いは伯叔の伯即ち長幼を示す伯なのかは、この銘文のみからは明らかではないが、金文の例からすれば、伯叔の伯であったとしても、一族の年長者であり棟梁として、一族を率いており[48]、特に史墻盤に出る高祖は微の人であったことからもわかるように、微―その地が現在の何処かは不明―の領主であったと考えられる。したがってこの一族は、刺祖以来、周原に土地を与えられる一方で微を領有しながら、周王朝に奉仕し、主として史官系統の官に就いていたものであることがわかる[49]。特に𤼈には先の𤼈の銘文以外に、三年𤼈壺の銘文においては鄭と句陵において、十三年𤼈壺の銘文では成周において、王より賜与を受けたことが記録されている。このことは𤼈が常に王に扈従していたことを示しており、王の信頼を得ていたことがわかる。おそらく𦍩馬の共と結びついて、孝王頃に急速に王朝内で重要な地位を占めたと考えることができる。このような𤼈の立場から見て、その

一族は、刺祖の時に周の武王に仕えて、周原に宇を与えられて大夫の如き身分を手に入れ、一方で旧来の微をも領有していたものと考えることができる。

この周原の宇について、𤼈鐘（三式乙）の銘文には、

雩武王既𢦏殷、微史刺祖、来見武王。武王𠝤令周公、舍寓以五十頌処。
（武王すでに殷を𢦏つに雩いて、微の史たりし刺祖は、来りて武王に見ゆ。武王すなわち周公に令し、寓を舍うるに五十頌を以ってして処らしむ。）

と書く。史墻盤と比較すると、寓を舍えたが、その寓は五十頌という面積であったということを明記している点が異なる[50]。この五十頌の頌というのは数量名詞であり、唐蘭氏によれば方里の面積の土地十枚が頌であり、従って五十頌で、五百枚の方里の土地、畝に換算すれば四五万畝であり、その耕作農民は、四五〇〇夫であると言われている。このような計算が正しいか否かは、即断できないが、頌は一定の単位数量で示されるものであったことには間違いない。この事は、刺祖が与えられた宇が、中鼎や宜侯夨簋の銘文にあらわれる賜土の土とは異なった性格の土地であったことを意味している。というのは、宜侯夨簋などの土が山川などを含むある領域全体を意味するのに対して、単位数量で計量可能のもの、古代中国でそれが最も典型的に行われたのは農耕地であったから、この𤼈鐘の場合は、農耕地のみを与えられたものと考えるのが穏当であろう。ただこの史墻一族の屋敷はおそらくこの五十頌とは別であったろうし、これらの耕地を耕作する農民の居住する複数の邑もこの耕地の面積には含まれず、その近傍に別にあった筈である。

このような史墻の祖先が周原に与えられた土地は、『周礼』では都鄙とよばれる。例えば大宰の職文に

〔大宰〕以八則治都鄙。
（大宰は八則をもって都鄙を治む。）

とあり、鄭玄の注に

都鄙、公卿大夫之采邑、王子弟所食邑。周・召・毛・聃・畢・原之屆在畿内者。
（都鄙とは、公卿大夫の采邑と王の子弟の食する所の邑なり。周・召・毛・聃・畢・原の屆の畿内にある者なり。）

という如く、公・卿・大夫の采邑や、王の子弟の食邑で、畿内にあるものが都鄙であった。しかもこの都というのは総名として使用されたもので、『周礼』地官載師の職文に

以家邑之田任稍地、以小都之田任県地、以大都之田任畺地。
（家邑の田をもって稍地に任じ、小都の田をもって県地に任じ、大都の田をもって畺地に任ず。）

と言うのに対して鄭玄は、

家邑、大夫之采地。小都、卿之采地。大都、公之采地、王子弟所食邑也。
（家邑とは大夫の采地なり。小都とは卿の采地なり。大都とは公の采地と王の子弟の食する所の邑なり。）

と解し、先の公卿大夫之采地としての都鄙は、この家邑・小都・大都の三級の采地の通称であるとする。

しからば、この家邑・小都・大都の三級の采地の面積はどれ程のものと考えるのであろうか。『周礼』の注釈を大成した清末の孫詒譲によると[51]、

公食四都。実田方六十四里、井虚地計之、為八十里。更旁加十里、則一同方百里也。卿食四県。実田方三十二里、井虚地計之、為四十里。更加余地、則方五十里也。大夫食四甸。実田方十六里、井虚地計之、為二十里。更加余地、則方二十五里也。凡公卿大夫所食里数、並以倍半遞減。故於四都四県四甸之地、皆有羨余虚地、以治溝洫。実田則尽以自食。
（公は四都に食す。実田は方六十四里、虚地を并せてこれを計れば、八十里たり。さらに旁に十里を加うれば、すなわち一同にして方百里なり。卿は四県に食す。実田は方三十二里、虚地を并せてこれを計れば、四十里たり。さらに余地を加うれば、すなわち方五十里なり。大夫は四甸に食す。実田は方十六里、虚地を并せてこれを計れば、二十里たり。さらに余地を加うれば、すなわち方二十五里なり。およそ公・卿・大夫の食する所の里数は、並びに倍半をもって遞減す。故に四都・四県・四甸の地に於いて、みな羨余・虚地ありて、もって溝洫を治む。実田はすなわち尽くもって自ら食す。）

と解されている。此処に言う四甸・四県・四都は、『周礼』地官小司徒の職文に

乃経土地而井牧其田野。九夫為井、四井為邑、四邑為丘、四丘為甸、四甸為県、四県為都、以任地事而令貢賦。
（すなわち土地を経してその田野を井牧す。九夫を井となし、四井を邑となし、四邑を丘となし、四丘を甸となし、四甸を県となし、四県を都となし、もって地事に任じて貢賦を令す。）

という時の四甸・四県・四都であり、大夫は四甸即ち一県に、卿は四県即ち一都―先の小都―に、公は四都即ち大都に食すると解した。四都を大都とするのに対して、四県＝一都を小都と解するのである。この九夫即ち九人の農夫によって耕作される面積は九百畝であり、九百畝の面積の正方形の土地の一辺の長さが、一里である。一県即ち

四旬の正方形の土地は、一辺十六里である。然し耕作できない荒地があることを考えると、一辺二十里の土地があって、初めて実際に耕作できる土地として、一辺十六里の実耕地＝実田が得られる。さらに耕地の間には区画兼灌漑用の水路である溝や洫が必要であり、最終的には一辺二十五里の方形の土地で、一県即ち四旬ということになり、これが大夫の采邑となるのである。同様にして卿の采邑は一辺五十里の地が、公や王の子弟の采邑や食邑は、一辺百里の地が必要とされると、『周礼』の研究では解されていることになる。

これらの『周礼』の研究によって得られた数字が、西周時代に現実に行われていたとは到底考え難いが、然し、先にあげた瘨鐘（三式乙）の五十頌という土地が、唐蘭氏の言う如く一辺一里の土地五百枚即ち四五万畝であったとすると、これを正方形の土地として考えれば、一辺約二十二・三里ということになり、孫詒讓のいう大夫の采邑一辺二十五里に可成り近い数字となることは注意に値することである。さらに召圜器とよばれるものの銘文

隹十又三月初吉丁卯。召啓進事旋徙、事皇辟君。休王自穀吏賞畢土方五十里。召弗敢忘王休異、用作欮宮旅彝。

これ十又三月初吉丁卯なり。召は啓みて進み事えて旋徙＝奔走し、皇なる辟君に事う。休ある王は穀より畢の土の方五十里を賞せ吏—使—めらる。召はあえて王の休の異なるを忘れず、もって欮宮の旅彝を作らん。

によれば、召は皇辟君即ち周王に事えるようになったことにより、穀に滞在する王は、畢の土から方五十里を分割して召に賞として与えしめたということがわかる。この方五十里というのは、先に引用した孫詒讓の説によれば卿の采邑に相当するものである。しかも畢というのは、上に引いた大宰の職文の鄭玄注にいう「周・召・毛・聃・畢・原之属在畿内者」の畢で、現在の咸陽市の西北、渭水の北岸にあった地であり、文王の子畢公高がその地を与

えられたという。従って召の与えられた方五十里の土地も、王畿内の都鄙の一つの小都に相当するものであると言うことができる。即ち卿の采地に相当する。先の瘨鐘（三式乙）の五十頌は、方二十二・三里で大夫の家邑に相当するもので、その地が分割された周は、周公の土地であり、先の鄭玄の注によればやはり王畿内にふくまれる。

然しこの召圜器の銘文の読みについては、異説がある。即ち「畢土方五十里」の一句を「畢と土方の五十里」と読み、且つこの畢と土方を甲骨文にあらわれる畢・土方と同一とする考えである。甲骨文の土方は現在の河南省沁陽附近にあったと考えられ[52]、畢公もある時期成周の郊に滞在したとする伝承もあるから、その地を畢と称したと言われる[53]。またこの地域には、先に引用した『周礼』大宰の都鄙の鄭玄注に言う原—文王の子の食邑—もあるし、また武王の司寇であったといわれる蘇忿生の采邑も存在した。この蘇忿生の采邑も西周の金文にあらわれる。即ち史頌簋の銘文

隹三年五月丁子、王在宗周。令史頌省蘇。灋友・里君・百生、帥䊮盩于成周。休又成事。蘇賓璋・馬四匹・吉金。用作䵼彝。頌其万年無彊、日遅天子頵令。子々孫々永宝用。

これ三年五月丁子（巳）、王は宗周に在り。史頌に令して蘇を省せしむ。法友と里君と百姓は、帥䊮いて成周に盩せり。休ありて事を成すあり。蘇は璋と馬四匹と吉金とを賓れり。もって䵼彝を作らん。頌はそれ万年も彊なく、日に天子の顕かなる令を遅—揚—せん。子々孫々ながく宝として用いん。

によれば、王命を受けた史官の頌は、蘇の政治の監察をするため、蘇の諸官と里君と百姓を成周に集め、恩寵によって任を成しとげることができた。蘇公（或いは蘇伯）は、無事に監察の終ったことを謝して、玉・馬・銅を史頌に贈ったことを記録している。この銘文にある里君は、里と呼ぶ地域単位を統率するものであり、従ってこの蘇の地域には、里とよぶ地区が多数あったと考えられる[54]。したがってさきにあげた召圜器の五十里も、五十の里という地区と考えることができる。しかも蘇忿生の支配する地域が、武王より与えられた采邑であり、また原も文王の子の食邑であるから、この沁陽から原に及ぶ地域は王畿にふくまれていたことは明らかである。このことから考えて、召の与えられた畢・土方の地も、王畿内に含まれる地域であり、この五十里は、采邑として与えられたものであると言うことができる。したがって、この召圜器の銘文は、どちらの解釈をとるとしても、王畿内に采邑を与えられたものとすることができる。ただ里の意味が、前者の説では長さを示す単位となるし、後者の説では広がりをもった地区を意味することになる。一般的には、後者の説がとられているが、西周王朝というものの性格から見ると、前説もあり得たと考えられる。というのは、前節において見た如く、『春秋左氏伝』定公四年の説話に言われる、「彊以周索」（彊するに周の索をもってす）、「彊以戎索」（彊するに戎の索をもってす）ということが、土地の丈量に一定単位の長さが用いられた可能性の存在を示しているからである。なお里君については、後章で改めて論ずるが[55]、令彝の銘文の

隹十月月吉癸未、明公朝至于成周、徃令。舎三事令、眔卿事寮眔諸尹眔里君眔百工。眔諸侯侯甸男、舎四方令。既咸令。

（これ十月月吉癸未に、明公は朝に成周に至り、徃て令す。三事の令を舎するに、卿事寮と諸尹と里君と百工とともにす。諸侯たる侯・甸・男とともに、四方の令を舎す。すでに咸く令す。）

によれば、里君は政治的に三事と直接的に結びつく関係にあり、畿内にふくまれるものであることが明らかである[56]。したがって、史頌簋の銘文に見える蘇という地域も、畿内にふくまれるものであることは間違いない。

ところで、現在発見されている西周時代の金文資料には、卿・大夫という身分を示す語は確認されない。『尚書』では牧誓編に

乃惟四方之多罪逋逃、是崇是長、是信是使、是以為大夫卿士、俾暴虐于百姓、以姦宄于商邑。

（すなわち惟れ四方の多罪逋逃、これ崇びこれ長とし、これ信じこれ使い、これ以って大夫・卿士と為し、百姓に暴虐し、もって商邑に姦宄せしむ。）

とある如く、紂王が、逃亡して来た重罪人を用いて、大夫や卿士としたと説く文にあらわれる。そのほか卿士という語はしばしば用いられるが、その性格は明らかではないし、牧誓篇はその内容に疑問が多いものであるだけに、典拠とはなし難い。従って『周礼』に言うような公・卿・大夫とその采邑の制度が西周時代にあったとすることは、危険であるが、王畿内に采邑を与えられ、王との間に君臣関係を結び、ある種の身分を手に入れた者たちがあったことは事実であるとしてよい。しかし采邑の大小に応じて身分に差が考えられていたか否かは必ずしも明らかではない。例えば永盂の銘文

隹十又二年、初吉丁卯、益公内即命于天子。公廼出厥命、錫畀師永厥田𣶃昜洛、彊眔師俗父田。厥眔公出厥命邢伯栄伯尹氏師俗父遣仲。公廼命鄭𤔲土𨟭父周人𤔲工眉攸史師氏邑人奎父畢人師同、付永厥田。厥率旧、厥彊宋句。永拝稽首、対揚天子休命、永用作朕文考乙公障盂。永其万年、孫々子々永其率宝用。

これ十又二年、初吉丁卯の日に、益公は内りて命に天子に即く。公廼ち厥の命を出だし、師永にその田を𣶃易—陰陽—の洛に錫畀り、彊は師俗父の田に眔ぶ。厥の公と厥の命を出だせるは、邢伯・栄伯・尹氏・師俗父・遣仲なり。公廼ち鄭の𤔲土たる𨟭父・周人の𤔲工たる眉・攸史・師氏たる邑人の奎父・畢人の師同に命じて、永に厥の田を付さしむ。その率は旧、その彊は宋句なり。永は拝し稽首し、天子の休命を対揚し、永もって朕が文考なる乙公の障盂を作らん。永は其れ万年も、孫々子々ながく其れ率いて宝として用いん。

には、天子―周の共王―のほか、益公、邢伯、栄伯、尹氏、師俗父、遣仲、嗣土の函父、嗣工の眉など、王朝の役人と考えられるものがあらわれる。この銘文は、師永に対して田―土地の還附を命じたことを記録したものであるが、その王命を王より受領して布告したのは、益公であり、その実施を嗣土の函父らに命じたのも益公であった。その際、邢伯・栄伯ら五名が、その布告の場に立会っている。後に述べる如く[57]、この土地の還附は訴訟事件となっており、邢伯ら五名がその訴訟の審理に当った裁判官の如き地位にあったと考えられるが、その判決が周王の裁可を得て、王命として布告されたわけである。その際、王から最終的な王命を受領し、その実施の責任者となったのが益公であることから見て、おそらく益公は卿の如き地位にあったと考えられる。これに対して、邢伯らは大夫の如き地位にあったと推測される。西周前期末と考えられる班簋の銘文の前段

　隹八月初吉、在宗周。甲戌、王令毛伯、更虢城公服、甹王位、作四方望、秉繁・蜀・巣令。錫鈴勒。咸。王令毛公、以邦冢君・土駭・戜人、伐東国痡戎。咸。王令呉伯曰、「以乃師左比毛父」王令呂伯曰、「以乃師右比毛父」。

（これ八月初吉、宗周に在り。甲戌、王は毛伯に令し、虢城公の服を更ぎ、王位を甹り、四方の望と作り、繁・蜀・巣の令を秉らしむ。鈴と勒を錫わる。咸る。王は毛公に令し、邦冢君と土駭と戜人とを以て、東国の痡戎を伐たしむ。咸る。王は呉伯に令して曰く、「乃の師を以て毛父を左比せよ」と。王は呂伯に令して曰く、「乃の師を以て毛父を右比せよ」と。）

は、東国の痡戎を征伐するについて、主力軍の指揮官に毛公、その左翼軍の指揮官に呉伯、右翼軍の指揮官に呂伯を命じたことの記録であるが、ここで注意すべきことは、毛伯が虢城公の服を継ぐことによって、毛公と称せられるようになることである。毛伯と虢城公との間に父子或いは親近な血縁関係があるのかないのかは明らかにされてはいないが、服とは一般に王に対する奉仕としての職事と解されており、毛伯は、虢城公の掌握していた職事―具

一二三～一二四

体的には不明―を継承することによって、次の段階では毛公と称されるようになる。しかも職事の継承によって王位の藩屏となり、四方の諸侯から慕われるようになり、繁と蜀と巣の地域に対する政令を掌握することを命ぜられているから、恐らく卿士の如き地位におかれることになったものと考えられる。この時、錫与されたものは、地位を象徴する鈴と勒とであり、土地或いは民などは記載されていないので、先にふれた『周礼』載師及びその注釈に見られるような、大夫、卿、公などの身分による采地の差は、本来は確立した制度としてはなかったとするのが穏当な考えであろう。[58]

　それと同時に注意すべきことは、都鄙と総称される采地は、大夫なり卿士なりの身分に対応するものであって、その職事―官職をも含む―に対応して与えられるものではなかったであろうということである。西周中期以降に多い官職任命の記録を見ても、叙任と同時に賜与されるものの大半が車服であり、土地・民の賜与は例外的なものであることも、この事を示していると言える。従って車服などは、身分を象徴するというよりも、職位を象徴するものと言うべきものである。勿論ある官職に就くことによって、何らかの収入を得たであろうことは想像に難くないが、それは官職の実行にともなう附随的な現象であり、本来は、ある采邑を与えられて、大夫などの身分になることによって、その見返りとして、官職或いは職事を命ぜられることは、その身分に対する奉仕義務であったと考えるべきものである。先にあげた永盂と同じく共王期とされる裘衛の作になる五祀衛鼎、衛盉の銘文には、裁判の審理、契約の確認のために、それぞれ邢伯・伯邑父・定伯・琼伯・伯俗父、伯邑父・栄伯・定伯・琼伯・単伯という二組の五人の貴族があらわれる。永盂を含めたこの三つの銘文の紀年と五人の名を表にすると、

器	紀年		
衛盉	三年	伯邑父・栄伯・定伯・琼伯・単伯	邢伯・伯俗父
五祀衛鼎	五祀	伯邑父　定伯・琼伯	邢伯・伯俗父
永盂	十二年	栄伯	邢伯・師俗父・尹氏・遣仲

となり、衛盉と五祀衛鼎との間には、伯邑父・定伯・琼伯の三人が重複するのに対し、栄伯・単伯は衛盉のみに、邢伯・伯俗父は五祀衛鼎のみにあらわれる。一方、五祀衛鼎と永盂との間では、この邢伯・伯俗父―師俗父と同一人―二人が共通するのに対し、伯邑父・定伯・琼伯は永盂になく、かわって尹氏・遣仲・栄伯が永盂にあらわれ、うち栄伯は衛盉と共通する。このように共王の治世の間、特に衛盉と五祀衛鼎の如く、短い期間においても、訴訟・契約の審理・確認を行う五名の貴族に変化が見られることは、このような職事が、固定した人びとによって行われるのではなく、邢伯・栄伯など可成りの身分の人びとの内から、王命によって選ばれ、担当されたものであることを示している。特にいずれの場合も、官職名を附していないことから見て、このような職事は、一定の身分以上のものの奉仕義務として行われたものであると言えよう。

　ところで、以上の所で、「一定の身分」或いは「卿の如き」・「大夫の如き」と表現してきたのは、西周の金文においては、上述の如く、卿或いは大夫を明示する資料が得られず、中国の古典に示される身分的な呼称である卿・大夫をそのまま使用して来たことによるものである。金文では、邢伯など、領地の名を冠した伯は、一般的には五等爵制即ち公侯伯子男の伯と解されているが、西周金文に関する限り、五等爵制は確認されない。令彝の銘文では、「諸侯侯田男」（諸侯たる侯と田―甸―と男）という如く、侯・甸・男の三つを諸侯としてあげ、このなかに、伯は含まれていない。[59]このことは、西周時代の伯というものが、原則としては、王畿内に存在したものであったことを示している。西周金文に関する限り、侯と称するものは、魯侯といい、鄧侯といい、或いは邢侯・匽侯などいずれも、王畿外に所領をもつものが大部分を占め、特別な機会以外は、常時直接王に奉仕することはなかったと考えられる。これに対して、栄伯・邢伯などは、宗周などに定住するようにして、常時王に奉仕するような立場にあったのであり、それを可能にしたのが、王畿内、特に宗周の周辺において与えられた采邑であったと考えられる。もっとも金文には、第四章第一節に述べる如く、「三事大夫」と読むことのできる語があるが、これは嗣土・嗣馬・嗣工の長、即ち『周礼』に言う大司徒・大司馬・大司空に当る者と考えられ、おそらく邢伯などがこれに任ぜられたものと考えられる。

　このほか某伯と称するもののなかには、采邑と関係がないと考えられるものもある。例えば𦿆伯簋の銘文

一二五～一二六

隹王九年九月甲寅、王命益公征眉敖。益公至告。二月、眉敖至見、献貴。己未、王命中、致帰𦿆伯貔裘。王若曰、𦿆伯、朕丕顕祖玟珷、膺受大命。乃祖克𠦪先王異、自他邦又芾于大命。我亦弗究享邦。錫汝貔裘。𦿆伯拝手稽首。天子休弗忘小裔邦。帰夆敢対揚天子丕丕魯休、用作朕皇考武𦿆幾王障𣪘。用好宗廟享、夙夕好倗友雩百諸婚遘、用𣫌屯彔永命、魯寿、子孫。帰夆其邁年日用享于宗室。

これ王の九年九月甲寅、王は益公に命じて眉敖を征せしむ。益公は至りて告ぐ。二月、眉敖は至りて見え、貴を献ぜり。己未、王は中に命じ、帰の𦿆伯に貔の裘―裘―を致さしむ。王は若いて曰く「𦿆伯よ、わが丕顕なる祖の玟珷は大命を膺受したまえり。なんじの祖は克く先王を𠦪け異―翼―け、他邦より大命に芾するあり。我もまた享邦を究するあらず。汝に貔の裘を錫う」と。𦿆伯は拝手し稽首す。天子は休ありて小にして裔なる邦を忘れたまわず。帰夆は敢て天子の丕丕たる魯休を対揚し、もって朕が皇考の武𦿆幾王の障𣪘を作らん。もって好く宗廟に享し、夙夕に倗友と百諸の婚遘に好くし、もって屯禄と永命、魯寿と子孫あるを𣫌らん。帰夆はそれ邁年も日に用いて宗室に享せん。

によると、𦿆伯は周の南方にあった一つの邦であるが、王畿内には采邑はなく、領国の𦿆に住していたものと考えられる。その理由は、𦿆伯に対する錫与が、使者によって行われていること、即ち王は中に命じて、帰𦿆伯に貔裘の裘を致させていること、及び王の言葉のなかで、𦿆伯の祖先のことを、特に他邦より大命の成就に参与したと表現していることなどに見られる。一般に王或いは上長者からの錫与の際には、錫字を使用し、この時には王或いは上長者の面前において与えられるのが原則である。しかし本銘では特に致という文字を使用して区別している。さらに𦿆伯の天子に対する謝辞において、「天子は、休ありて小にして裔なる邦を忘れたまわず」と述べていることは、𦿆伯と周王室との関係が、可成り長期にわたり疎遠であったことを示している。したがって、𦿆伯の一家は、

一二七～一二八

周初に周に入仕した微伯とはことなり、王畿内に采邑を与えられてはいなかったと判断される。それにも拘らず、伯と称されたのは、その領国の規模が、魯・衛・楚など侯と称されるものより小さく、微伯と同程度であったと考えられるほか、この銘文に見える所から考えて、恐らく益公の眉敖征伐に際し、益公に従って、眉敖に周に降るように説くなど何らかの役割を果たしたことによるものと考えられる。即ち先にふれた中鼎の作器者である中の如く、眉敖の事情に通じている立場を利用して、益公のために働いた功を認められて、周王より恩賞を与えられたのであるが、その際、益公の指揮を受ける位置にあったため、伯と呼ばれたと考えられる。班簋の銘文における毛公と呉伯・呂伯との関係に類した立場と考えることができよう。

この幷伯などは、微伯或いは邢伯などより独立性の強いものであったが、西周金文には、王に対する隷属度の強いもので、伯と呼ばれていたものがあった。例えば、大盂鼎の銘文

錫汝邦𤔲四伯、人鬲自馭至于庶人六百又五十又九夫。錫汝夷𤔲王臣十又三伯、人鬲千又五十夫。

(汝―盂―に邦𤔲四伯と人鬲を馭より庶人に至る六百と五十と九夫を錫う。汝に夷𤔲王臣十と三伯と人鬲千と五十夫を錫う。)

によれば、康王より盂に錫与された人鬲の統率者である邦𤔲・夷𤔲王臣が伯と呼ばれていることは、注意すべきことと考えられる。この邦𤔲・夷𤔲王臣がどのような官職であるのかは、金文にも古典にも他に例がないため明らかではないが、夷𤔲王臣は、おそらく東夷南夷系の人で、周王に仕えていたものであろうと考えられ、周と同系の人ではなかったため、わざわざ王臣と称したものと考えられる。これに対して、邦𤔲の邦は、同じく大盂鼎に

在珷王嗣玟作邦。

(珷王に在りては、玟〔王〕を嗣ぎて邦を作す。)

と言う時の邦、即ち大克鼎に「周邦」というときの邦で、周の王国をさすものと考えられ、従って邦𤔲は、周系統の人であり、その統率する人鬲も恐らく周系統の人びとであったと考えられる。しかし問題は、此等の人びとが周の王室にとってどのような働きをしていたかということである。私はこれは、『周礼』地官載師に

以公邑之田任甸地。

(公邑の田を以って甸地に任ず。)

という時の公邑の管理者ではなかったかと考える。鄭玄の注によれば、

公邑、謂六遂余地。天子使大夫治之。自此以外皆然。

(公邑とは、六遂の余地を謂う。天子は大夫をしてこれを治めしむ。これより以外みな然り。)

と説明される。即ち、公邑は、王畿内の野に存在し、遂人によって治められる六遂を除く地であり、先にふれた卿大夫などの采邑の間にも混在しており、采邑を示す都鄙・都家に対して県鄙ともよばれたと言われている。[60] しかもその管理は、鄭玄の言う如く、大夫のみによって行われたのではなく、[61] 士などによっても行われたことは、既に清朝の学者によって指摘されている。西周時代の金文、例えば諫簋の

隹五年三月初吉庚寅、王在周師彔宮。旦、王格大室、即位。𤔲馬共右諫入門、立中廷。王呼内史年、冊命諫曰、先王既命汝、𤔲𤔲王宥。汝謀不又昏、毋敢不善。今余隹或𤔲命汝。錫汝勒。諫拝稽首、敢対揚天子丕顕休、用作朕文考恵伯障。諫其万年、子子孫孫永宝用。

(これ五年三月初吉の庚寅、王は周の師彔の宮に在り。旦に、王は大室に格り、位に即けり。𤔲馬の共は諫を右けて門を入り、中廷に立てり。王は内史の年を呼んで、諫に冊命せしめて曰く、「先王すでに汝に命じて、王宥を𤔲𤔲せしめり。汝は謀りて昏なることあらず、あえて不善なるなかりき。いま余はこれ(先王を)𤔲いで汝に命ずることあり。汝に勒を錫えり」と。諫は拝し稽首し、あえて天子の丕顕なる休を対揚し、もって朕が文考恵伯の障を作らん。諫はそれ万年も、子々孫々永く宝として用いん。)

一二九～一三〇

によれば、諫に対して王宥即ち王囿を𤔲𤔲することを命じている。この王囿の所在地などについては、銘文にはふれないが、おそらく公邑の一つとして、王室によって経営されていたものであろう。この時の諫が、『周礼』地官の囿人の如く、囿内の禽獣の管理のみを担当するものであったのか、或いはそれらをも含んだ囿の土地全体の管理を行ったものか、また王畿内にあるすべての王囿を管理したのか、或いはそのうちの一個所を管理したものかも明らかにされないが、恐らくある一個所の王囿全体を管理したものであろうと推測される。截簋の銘文にいう、

令汝作𤔲土、官𤔲藉田。

(汝に令して𤔲土となし、藉田を官𤔲せしむ。)

或いは微䜌鼎の銘文の

王令微䜌、𤔲𤔲九陂。

(王は微䜌に令して、九陂を𤔲𤔲せしむ。)

と言うときの藉田や九陂も公邑に含まれるものであろうと考えられる。この藉田が『国語』周語に言う「千畝」で[62]あるのか否かは明らかでないし、また九陂も場所は特定されないが、藉田の管理は単なる耕地のみの管理ではなく、藉田の儀式の準備・実施をはじめ、常時これを実際に耕作する農民とその農民の居住する邑をも併せてその管理下に置かれたものと考えられる。次章で述べる如く、当時においては、耕地である田と、耕作する農民、その農民の居住する邑とは、有機的に一つの機能体をなしていたからである。九陂にしても、単に陂堤のみではなく、陂池の管理を命ぜられたものであろうが、これにも陂池によって生活していた人びとその村邑が含まれていた。『周礼』地官の沢虞の職文に

沢虞、掌国沢之政令、為之厲禁。使其地之人、守其財物、以時入之于玉府、頒其余于万民。

(沢虞は、国の沢の政令を掌どり、これが厲禁を為す。その地の人をして、その財物を守り、時をもってこれを玉府に入れ、その余を万民に頒たしむ。)

と言う如く、沢にはその地の人があり、常時その地の人たちが沢を経営していたのと同じように、陂池についても、それを常時経営し、その産物を賦として納入していた住民があり、微䜌は、その人びととその居住する邑をも管理することになったと考えられる。

これらの金文の例は、土地を主眼とした管理を命ぜられたものであるが、以下の金文は、官人或いは隷属民の管理を命ぜられたものである。免簠の銘文

隹三月既生𩀱乙卯、王在周。令免作𤔲土、𤔲鄭還𣯯眔呉眔牧。錫戠衣・䜌。対揚王休、用作旅𩰫彝。免其万年永宝用。

(これ三月既生𩀱乙卯、王は周に在り。免に令して𤔲土と作し、鄭還の𣯯と呉と牧とを𤔲どらしむ。戠衣と䜌とを錫えり。王の休を対揚し、もって旅𩰫彝を作らん。免はそれ万年も永く宝として用いん。)

によれば、免は王命によって𤔲土の官に叙せられ、鄭還即ち鄭苑に所属する𣯯などの官人を管理したと考えられる。

𢽾は林であり、『周礼』地官の林衡、吳は虞であり、同じく山虞・沢虞といった官であり、牧は牧人の官と考えられている。[63] これらの官の下には、先にあげた沢虞の場合と同じく、山林沼沢によって生活し、産物を王室に納める民があり、免はこれらの民をも管理することになったと考えられる。また膳夫山鼎の銘文によると、山は

令汝官𤔲歙献人于㒷、用作𠬝司貯。

（汝に令して歙の献人を㒷に官𤔲し、もって𠬝司貯と作さしむ。）

と命ぜられている。即ち歙から王室に献上された人びとを、㒷という地に居住させて、これを官𤔲し、その人びとの生産物を𠬝司に貯積することを命じられている。この献人は、おそらく兮甲盤に言う淮夷の進人と同じく、[64] 歙の地から王室に送られて来た人びとであり、それを公邑の一つである㒷に入植させたものと考えられる。

しかも重要なことは、このような公邑或いは入植者の管理が父子相続された場合があるという点である。次にあげる師酉簋と訇簋の二つの銘文は、世代的に見て父子関係にある師酉と訇との二人によってそれぞれ作られたものである。即ち師酉簋の銘文

佳王元年正月、王在吳。格吳大廟。公族𤔲釐入右師酉、立中廷。王呼史𦿷、冊令師酉。𤔲乃祖啻官邑人虎臣・西門夷・㠱夷・舂夷・京夷・㚖身夷・新。錫汝赤市・朱璜・中㬎・攸勒。敬夙夜勿灋朕令。師酉拜稽首、対揚天子丕顯休命、用作朕文考乙伯・寃姬障𣪘。酉其万年、子ㄹ孫ㄹ永宝用。

これ王の元年正月、王は吳に在り。吳の大廟に格る。公族の𤔲釐は入りて師酉を右け、中廷に立てり。王は史の𦿷を呼び、師酉に冊令せしむ。「なんじの祖の啻官せる邑人の虎臣と西門夷と㠱夷と舂夷と京夷と㚖身夷と新とを𤔲どらしむ。汝に赤市と朱璜と中㬎と攸勒とを錫う。敬しみて夙夜わが令を灋―廃―することなかれ」と。師酉は拝し稽首し、天子の丕顯なる休命を対揚し、もってわが文考乙伯と寃姬の障𣪘を作らん。酉はそれ万年も、子ㄹ孫ㄹながく宝として用いん。

と、訇簋の銘文（挿図8）

王若曰、訇、丕顯文武受命、𠟭乃祖奠周邦。今余令汝啻官𤔲邑人先虎臣・後庸西門夷・舂夷・京夷・㠱夷・師笭側・新□華夷・由□夷・㕯人・成周走亜戍𣪕人・降人・服夷。錫汝玄衣・黹屯・戴市・同璜・戈琱㦸・㪔柲彤沙・鑾旂・攸勒。用事。訇稽首、対揚天子休令、用作文祖乙伯同姬障𣪘。訇万年、子ㄹ孫ㄹ永宝用。唯王十又七祀、王在射日宮。旦、王格。益公入右訇。

王は若いて曰く、「訇よ、丕顯なる文（王）武（王）は命を受けられ、𠟭ちなんじの祖は周邦を奠めり。いま余は汝に令して啻官して、邑人の先虎臣と後庸たる西門夷・舂夷・京夷・㠱夷と、師笭の側と新たる□華夷・由□夷・㕯人と、成周の走亜たる戍𣪕人・降人・服夷とを𤔲どらしむ。汝に玄衣・黹屯・戴市・同璜・戈琱㦸・㪔柲彤沙・鑾旂・攸勒を錫う。もって事えよ」と。訇は稽首し、天子の休令を対揚し、もって文祖乙伯と同姬の障𣪘を作らん。訇は万年も、子ㄹ孫ㄹながく宝として用いん。これ王の十又七祀、王は射日宮に在り。旦に王は格れり。益公は入りて訇を右けたり。

を比較すると、師酉、訇がそれぞれその青銅器を捧げた乙伯を、師酉は文考と呼ぶのに対し、訇は祖と称していることから、師酉と訇とは師酉が父、訇は子の世代という関係であったことがわかる。そして師酉が𤔲どっていた虎臣、西門夷・㠱夷・舂夷・京夷・㚖身夷と新はすべて訇によって継承されており、而かも師酉の𤔲どった虎臣以下は、「乃祖啻官」（なんじの祖の啻官せる）と言われ、また訇においても「啻官」としてと言われていることを考えると、[65] この師酉の一族において、祖先の時から継続して、𤔲どることを命ぜられていたことがわかる。訇が管理をしたうちの虎臣と走亜は、周の正規軍である六師・八師とは別個の、王室の親衛隊の如きものと考えられるのに対し、後庸・側・新などの性格は明らかではないが、何らかの役務に従事するものであり、これらの人びとは、夷・人ともに、王室の公邑などに居住していたものと考えられる。[66] 師酉にしても、訇にしても、虎臣・走亜の軍事的職務の集団や庸・側・新という役務に専従する集団を代々管理していたのである。このように殆んど世襲的に同じ任について来たことは、師酉一族と此等の集団の間に、管理者と被管理者という関係以上の緊密な関係を形成させたものと考えられる。而かも裁判に関する章でふれる如く、当時の官職における上下関係は、時に王権すら直接には関与しえない程、当事者間において自己完結するという強い関係をもっていたことを併せ考えると、このような関係は、本来は王室のための軍役であり、役務であったものが、管理者の私的なものへと変質しかねない危険をもっており、おそらく西周後期には、その危険が実際のものとなり、王権を弱体化させたと考えられる。特に西周王朝の基幹軍団である六師の構成要素に対して、貴族による管理が行われたことは、軍事力を弱体化させたであろう。例えば、盠彝の銘文

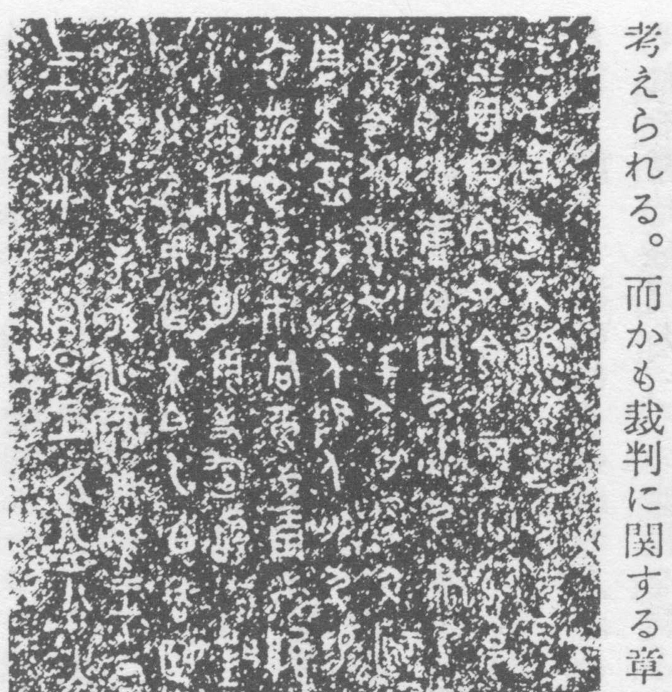

挿図8　訇簋銘

佳八月初吉、王各于周廟。穆公右盠立于中廷、北嚮。王冊令尹、錫盠赤市・幽黄・攸勒。曰、用𤔲六師・王行・参有𤔲：𤔲土・𤔲馬・𤔲工。王令盠曰、䝨𤔲六師眔八師𥜱。盠拜稽首、敢対揚王休、用作朕文祖益公宝障彝。盠曰、天子不叚不其、万年保我万邦。盠敢拜稽首曰、剌ㄹ朕身、𢓜朕先宝事。

これ八月初吉の日に、王は周廟に各る。穆公が盠を右けて中廷に立ち、北嚮す。王が令尹に冊し、盠に赤市・幽黄・攸勒を錫わる。曰く、「用て六師・王行・参有𤔲たる𤔲土・𤔲馬・𤔲工を𤔲どれ」と。王が盠に令して曰く、「六師と八師の𥜱を䝨𤔲せよ」と。盠は拝し稽首し、敢えて王の休を対揚し、用ってわが文祖益公の宝障彝を作らん。盠が曰く、「天子よ不叚不其にして、万年もわが万邦を保んじたまわらんことを」と。盠は敢えて拝し稽首して曰く、「剌々たるわが身は、わが先の宝事をつがん」と。

によれば、周の共王は盠に対して、六師と八師の𥜱を䝨𤔲することを命じている。六師は宗周におかれ、八師は成周におかれた、いずれも王朝直属の軍団である。𥜱とは、封であり、六師・八師の軍を構成する人員を出す地域、[67]『周礼』地官にいう「郷」の周辺の萊蕪地であり、牛などの飼育が行われていた土地であると考えられる。『周礼』地官には封人という官があり、王畿・侯国の疆界に木を植えて、疆界を設定するとともに、社稷を祭る土の祭壇を設営することを掌握している。これは、封界をすることによって、その範囲内の土地神を祭り、人間と土地との関係を強固にすることが必要となるからであり、そのために、その地域を象徴する土壇を設営するのに、もっともふさわしいのが、この封人であるからである。また封人は、都邑を作るときにも同じような仕事をするが、それ以外に、祭祀に犠牲とされる牛を管理する役をもっている。これは疆界周辺の萊蕪地などで牛を飼育し、それを封人が管理していたことから由来した役であろうと考えられる。この『周礼』にいう封人の官は、国の規模において考えられた職であるが、恐らく本来は各地域単位にみな境界を管理する役があったものと考えるべきであろう。盠の製作した今一つの駒尊の銘文によると、盠は、周王が㡀という地において、「執駒」の儀を行った際、王に召し出

され、駒二頭を与えられているから、おそらく王室の馬の飼育に関係していた人物であろうと考えられる。その動物に対する知識をかって、六師・八師の封を管理させたものであろう。また南宮柳鼎の銘文（挿図9）

佳王五月初吉甲寅、王在康廟。武公有南宮柳、即位中廷、北嚮。王呼作冊尹、冊命柳、嗣六師牧・陽・虞・□、嗣義夷陽・佃事。錫汝赤芾・幽璜・攸勒。柳拝稽首、対揚天子休、用作朕剌考障鼎。其万年、子ミ孫ミ永宝用。

これ王の五月初吉甲寅、王は康廟に在り。武公は南宮柳を有＝右けて、位に中廷に即き、北嚮す。王は作冊尹を呼んで、柳に冊命せしめ、「六師の牧と陽＝場と虞と□とを嗣どらしめ、義夷の陽＝場と佃の事とを嗣どらしむ。汝に赤芾と幽璜と攸勒とを錫わる」と。柳は拝し稽首し、天子の休を対揚し、もって朕が剌考の障鼎を作らん。それ万年も、子ミ孫ミ永く宝として用いん。

挿図9　南宮柳鼎銘

によれば、六師の牧・場・虞などの管理を命ぜられている。この牧は『周礼』地官の牧人、場は同じく場人、虞は同じく山虞・沢虞の類と考えられている。先の封人と同様に、『周礼』の官は、国の官であるが、六師の「郷」にも、牧地、場圃、山沢が含まれており、それらを日常経営している人たちを管理することを命ぜられたものと考えることができる。(68) 先の盠の場合も、この南宮柳の場合も、この銘文のみからは、それが世襲せられて来たものか、或いは将来に世襲されるものかは明らかでないが、前章で述べた如く、官職への任命は、王による臣下に対する恩寵と考えられており、その恩寵に対して臣下は子孫を含めた一族の王に対する忠誠を誓っていることから考えるならば、このような官職は、師酉と訇との間に見られた如く、世襲される場合が多かったのではないかと推測できる。したがって本来「郷」において管理され、戦車の牽引のための馬を飼育したり、或いは「郷」おける祭祀などの行事に必要な犠牲を供給したり、或いは軍用の財源として利用されたであろうものを、貴族に管理権を与えたことになり、しかもそれが世襲される場合があったことは、(69)「郷」の組織を破壊するばかりではなく、ひいては軍団そのものをも弱体化させることになったと考えられる。

先に一〇五頁であげた『春秋左氏伝』隠公八年に載せられた封建制度に関する衆仲の語は、さらに

官有世功、則有官族。邑亦如之。

（官に世功あれば、すなわち官族あり。邑もまたかくの如し。）

とも言い、官族・官邑というものを封建制度と関聯してとりあげている。杜預は

謂取其旧官旧邑之称、以為族。皆稟之時君。

（その旧官旧邑の称を取りて、もって族となすを謂う。みなこれを時の君に稟くるなり。）

とし、この族は姓と同義、即ち官名或いは邑の名を姓とすることと解している。然しこのような理解では、この語が、何故に胙土（土を胙う）という事柄を含む封建制度と関聯してとりあげられたかを説明することはできない。この語も、楊希枚氏が指摘する如く、

卿大夫任官守而有大功者、王公即封賜之以其所管守的県邑土地或族属。是即左伝所謂『官有世功、則有官族。邑亦如之』的封建制度。如賜姓胙土命氏係指封侯建国、則賜官族官邑当指王公諸侯封大夫、両者係属同一意義的政治措施。

（卿大夫の官守に任ぜられて大功ある者は、王公すなわちこれに封賜するに、その管守する所の県邑土地或いは族属をもってす。これすなわち左伝にいわゆる『官に世功あれば、すなわち官族あり。邑もまたかくの如し』の封建制度なり。もし賜姓・胙土・命氏が封侯建国を係指すれば、すなわち官族官邑を賜わるもまさに王公諸侯の大夫を封ずるを指すべく、両者は同一意義の政治措施に係属す。）

と解すべきである。(70) 楊氏は、官邑・官族を、卿大夫が県邑即ち公邑の土地或いは族属を管守して大功があった場合、その土地或いは族属を賜わるものと解し、これを封侯建国と同一のものと考えている。官邑・官族を公邑の土地・族属と解すること、これを賜わることを封侯建国と同一視することは正しいが、土地・族属を管守して大功があったからそれを与えられたと解するよりは、管守させるうちに、与えたと同じように、土地・族属が卿大夫の采邑と同じものになったと解すべきものであろう。官職上の上下の関係が、誓約によって強固にされ、日常的には王すらその間に介入できない慣習になっていたことを考えると、世襲的にある土地なり族を官職として管理することは、管理者である大夫と対象との間に、領地・領民支配に類似した関係が生ずることは明らかである。この関係を公認したのが官族・官邑である。しかも注意すべきことは、官邑の場合は土地を主としながらその土地—耕地のみではなく、山林沼沢、牧場をも含めた—を日常的に経営する民をも含めて管理するようになったであろうし、官族の場合は、民を主としながら、その民の経営する土地をも含めて管理することになったと考えられる点であり、だからこそ、官邑・官族がともに封建制度の一種としてとらえられていたのである。先にあげた大盂鼎の銘文にあらわれる邦嗣・夷嗣王臣と人鬲は、人数のみがあげられているが、実質的にはその人員の生活する公邑が、盂の支配下に入ったものと考えるべきものであろう。これに対して宜侯夨簋の銘文にあらわれる鄭七伯と夨とは、鄭地の公邑からひき抜いて、宜に移住させられたものである。これらの伯とよばれるものは、恐らく本来はその公邑に土着していた族長の如きもの、或いは入植させられた献人・進人などの統率者などをも含む時もあったと考えられる。特に前者が伯とよばれるものの一部を占めていたのではないかと考えられる。また先に引用した南宮柳鼎の牧・場・虞などは、『周礼』地官の牧人、場人、山虞などに批定され、官職とするのが一般的な考え方であるが、本来は、牧畜、果樹、山沢などによって生活していた集団の長であったのではないかと考えられる。それを支配の過程において、その長を官職化したものであろうと考えられる。この牧人などの官の長は、『周礼』ではいずれも士であるが、公邑のうちでも、特に農耕を主とする地域には、その管理者として、鄭玄の言う如く大夫に相当するようなものがあり、これが伯と呼ばれていた可能性を考えることができるのであり、それが大盂鼎の銘文にいう邦嗣、夷嗣王臣、宜侯夨簋の銘文の鄭七伯ではなかったかと考えられる。従ってこれらの伯とよばれるものは、采邑主としての伯よりも、王に対する隷属度が強く、鄭玄が大夫に命じて管理させたと言うよりも、寧ろ管理者を大夫に準じて扱ったと言うべきものであろう。しかも注意すべきことは、このような意味での「伯」は、あらわれない点である。おそらくそれ以降には、これらの「伯」の地位は低下し、采邑主としての伯、或いはそれより下級の貴族が、王命を受けて、「伯」の管理していた地域或いは族を治めるようになり、「伯」はその下位に位置するようになったのではないかと推測される。そのことは、公邑が、官邑・官族として貴族の支配下に入り、王の直接の支配を離れるようになることを意味している。

おわりに

さて、以上の各節において、西周の行った封建制度、或いは封建制度と同じような結果を生じさせる官邑・官族及び采邑について論じて来た。その基本的な機能は、土地と民とを支配させることによって、周王朝に奉仕させることにあったと言えよう。魯など王畿外の四方に封建された諸侯は、王畿内の采邑と同じような貴族の支配地をその領内に含みながら一つの政治的な領域を構成していた。(71) そのことは、先に引用した渣伯逘の諸器の銘文及びその出土地などの事実が示す衛侯との関係に示されている。ではこの采邑などの貴族の支配は、何休が言う如く、単に田租を徴収する権利のみを与えられたものなのか否か、この点については次章に詳しく論ずるが、ここに簡単にふれておきたい。この何休の考えは、おそらく漢代における列侯或いは関内侯などを念頭においたものではないかと考えられる。しかもその場合、采邑はおそらく、純粋な農耕地のみによって構成されたものと考えられていたので

はないかと推測される。然し、次章に引用する衛盉の銘文によっても明らかな如く、耕地の売買が行われたり、或いは次章で述べる九年衛鼎の銘文の如く、皮革製品などの代価として矩伯から山林が譲渡されていることから見て、采邑は農耕地のみではなく、山林をも包括しており、また耕地さえ譲渡可能であったことは、采邑が田租の徴収のみを対象とするものではないことを明示している。例えば『周礼』天官冢宰の職文に

乃施則于都鄙、而建其長、立其両、設其伍、陳其殷、置其輔。
（すなわち則を都鄙に施して、その長を建て、その両を立て、その伍を設け、その殷を陳ね、その輔を置く。）

とあり、その鄭玄の注に

長、謂公卿大夫王子弟食采邑者。両、謂両卿。
（長とは、公卿大夫王の子弟の采邑に食する者を謂う。両とは、両卿を謂う。）

とあり、采邑・食邑の内部にも卿があり、またそれ以下の伍・殷・輔については、この冢宰の職文の前条にある邦国即ち諸侯に関する職文にも同じものがあり、その鄭玄注に

伍、謂大夫也。……玄謂殷、衆也。謂衆士也。……輔、府史・庶人在官者。
（伍とは、大夫を謂うなり。……玄謂えらく、殷とは衆なり。衆士を謂うなり。……輔とは、府史・庶人の官に在る者なり。）

と言う如く、大夫・士及び庶吏のことであり、諸侯の領内におけると同じように、采邑などにも、身分制にもとづく官制があったと考えられている。このような身分制を明示する金文資料は存在しないが、金文資料、例えば次章で検討する散氏盤の銘文によれば、領主である散の下に嗣土・嗣馬・嗣工のほか甸官・有嗣などの官属があったことは明らかである。

さらに、『周礼』の冢宰の職文の「以八則治都鄙」（八則をもって都鄙を治む）の第八項に

八曰田役。以馭其衆。
（八に田役を曰う。もってその—都鄙の—衆を馭す。）

とあり、この文に対して、

謂采地之中、得田猟使役於民。
（采地のうち、田猟に民を使役するを得るを謂う。）

という賈公彦の考えが、清朝の注釈家にも認められ、軍役にも適用されると考えられている。[72] 噩侯の叛乱に際し、六師・八師という周の正規軍を救援した禹が率いたのは、邢伯であったと考えられる武公とよばれる領主の軍であった。[73] 即ち禹鼎の銘文

肆武公廼遣禹、逹公戎車百乗・斯駿二百・徒千。曰、于匡朕粛慕、叀西六師殷八師、伐噩侯駿方、勿遺寿幼。雩禹以武公徒駿、至于噩、臺伐噩。休、隻厥君駿方。肆禹又成。
（ゆえに武公すなわち禹を遣わし、公の戎車百乗・斯駿二百・徒千を逹いしむ。曰く、「于きてわが粛慕を匡にし、西六師殷八師を恵し、噩侯の駿方を伐ち、寿幼を遺すなかれ」と。ここに禹は武公の徒駿を以いて、噩に至り、噩を臺伐す。休ありて、その君駿方を獲たり。ゆえに禹は成すことあり。）

に言う如く、禹は決して六師・八師の一部として戦ったのではない。この武公がどのような身分であったのか。前節に引いた南宮柳鼎の銘文によれば、南宮柳が六師の牧などを管理することを王より命ぜられた際の柳の右者であり、また敔簋の銘文によれば、敔が南淮夷征伐後に、周王に対して献捷の礼を行った時の敔の右者であったことを考えると、「卿」として大司馬の如き地位にあった人物であると考えられる。[74] 勿論この資料のみでは、この武公の軍が采邑のみによって編成されたのかは明らかにされないが、この禹は、武公の一族と考えられ、しかもこの禹鼎は、百余の青銅器とともに陝西省岐山県任家村から出土したと伝えられることから見て、武公は周原の一部に可成りの采邑をもつ大族であったと考えることができる。禹鼎に言う武公の戎車・徒駿もおそらく此処において調されたものであろう。[75] 従って西周時代の王畿内に領地—采邑を含めて—を占めていた貴族は、領内において軍を組織することも許されていたと考えることができる。『周礼』の都家、即ち先に引いた地官載師の家邑・小都・大都を内諸侯と表現する孫詒譲などの考えは、[76] 西周時代の実情と照合しても、肯定さるべきものであったと言えよう。従って采邑を田租を得るのみとする考えは、金文資料によっても、また『周礼』によっても成立し得ないと言うことができる。栄夷公を信任した厲王を彘に亡命させたのも、この内諸侯であったのであるし、それを可能としたのは、彼等が兵力を采邑にもっていたからであった。

このような采邑主のもつ兵力は、周王の求めに応じて外征に従軍する義務を果たすことに必要であったことは、師旂鼎や禹鼎の銘文によっても知られる。また民を力役に徴するのも、単に自領内の必要のためにのみ行われるのではなく、次章にふれる五祀衛鼎の銘文に見られる如く、王より命ぜられた土木工事などの義務を果たすためにも、当然王から認められた権利であったと考えなければならない。単に田租の徴収のみを認められたのではなかったのである。

以上の如く、王畿外の四方におかれた諸侯も、王畿内に采邑—領地を与えられた内諸侯も、その機能は殆んどかわりがなかったと考えられる。ただ内諸侯は規模が小さく、王畿内には六師・八師とよばれ周王朝の基幹軍団のほか、王室或いは王個人に隷属する虎臣・小子・走馬などの軍事的な集団があり、王の統制を強く受ける立場におかれていたといい得る。また内諸侯らは、卿・大夫の如き身分にあり、前節で見た史墻の一族の如く、常に王に扈従し、或いは役職に任ぜられる義務を負わされていたと言うことができる。そのために、外諸侯と異って、宮廷官僚的な性格を多分に備えていたと考えられる。

このように、采邑の賜与とそれに対する忠誠と奉仕とによって、王と貴族とが結ばれるのであるが、もし王によって采邑が恣意的にとりあげられた場合にどのような事になるのか。このことを明示した金文はないが、それを暗示する金文があるので、最後にこの点について考えよう。前に述べた如く、西周時代においては、新たに周王に臣事しようとする者に対して、采邑、領地を与えることによって、恩寵を示し、それに対して、臣は一族の永遠に及ぶ王に対する忠誠を誓った。勿論、恩寵は土地のみによって示されるのではなく、衣服・玉器・車馬具の錫与によっても示されたが、土地によるのが最高の恩寵であり、それによって「大夫」としての身分を得ることができた。[77] それに対して臣は、王及び王室への忠誠を誓ったのであるから、もしその土地を王が正当な理由もなく取り上げれば、当然その臣は王への忠誠の誓約から解放されることになったであろう。実際には、その前に臣から異議の申立てが行われたと考えられる。次にあげる永盂の銘文[78]（挿図10）

佳十又二年、初吉丁卯、益公内即命于天子。公廼出厥命、錫奥師永厥田澮昜洛。疆眔師俗父田。厥眔公出厥命邢伯栄伯尹氏師俗父遣仲。公廼命鄭嗣土西父周人嗣工眉弢史師氏邑人奎父畢人師同、付永厥田。厥率旧、厥疆宋句。永拝

これ十又二年、初吉丁卯の日に、益公は内りて命に天子に即く。公廼ち厥の命を出だし、師永にその田を澮昜の洛に錫與り。疆は師俗父の田に眔ぶ。厥の公と厥の命を出だせるは、邢伯・栄伯・尹氏・師俗父・遣仲なり。公廼ち鄭の嗣土たる西父・周人の嗣工たる眉・弢史・師氏たる邑人の奎父・畢人の師同に命じて、永に厥の田を付さしむ。その率は旧、その疆は宋句なり。永は拝し稽首し、天子の休命を対揚し、永もって朕が文考なる乙公の隮盂を作らん。永は其れ万年も、孫々

稽首、対揚天子休命、永用作朕文考乙公障盂。永其万年、孫ゝ子ゝ永其率宝用。

子ゝながく其れ率いて宝として用いんことを。

によると、師永は、洛水の澮昜―陰陽―すなわち南北両岸にわたる田を錫わったが、その疆界は師俗父の田に及ぶ範囲であった。しかもこの錫与は、益公が周王の命を受けて布告したものであり、その際に邢伯・栄伯・尹氏・師俗父・遣仲の五名が立会い、その後、益公は嗣土の丙父らに命じて永に田を付与させている。邢伯らの五名は、おそらくこの田を錫与されるようになった訴訟を担当した裁判官であったと推測される。例えば、次章で検討する五祀衛鼎の銘文では、裘衛と邦君の厲との間で、土地の補償をめぐる訴訟があり、邢伯・伯邑父・定伯・琼伯・伯俗父―本銘の師俗父と同一人―の五名がその裁判を担当している。しかも五祀衛鼎の場合には、この五名によって判決が出され実施が命ぜられているが、この永盂の場合には、最終的な決定は周王の命という形式で行われ、その命は益公によって布告されている点で、同じ土地に関する訴訟でありながら、大きな差異がある。何故にこのような差異があらわれたのか、永盂の銘文そのものに、その理由を具体的に示す事情は得られないが、ただ、その第三行の命の内容を示す文章に、その事情を推測させるものがある。一般に土や田を与えられる時には、例えば、宜侯夨簋の銘文では「錫土」（土を錫う）と言い、大克鼎の銘文では「錫汝田于埜」（汝に田を埜に錫う）と言うように、「錫」字を動詞として使用する。この永盂でも、「錫」字が使用されるが、さらにその下に「畀」という文字が加えられている点で異る。この畀字は、西周金文では、前節でも引用した中鼎と次章にふれる鬲从盨の銘文にあらわれるにすぎない。中鼎の銘文

挿図10　永盂銘

王令大史兄褱土。王曰、中、玆褱人。入史、錫于武王、作臣。今兄畀汝褱土、作乃采。

（王は大史に令して、褱土を貺らしむ。王は曰く、「中よ、これ褱の人なり。入りて史え、武王に錫わりて、臣と作れり。いま汝に褱土を貺り畀し、なんじの采と作さん」と。）

によれば、中は本来褱と呼ぶ土地の人であり、武王から恩寵を与えられて、周の臣となった人物であり、もともと褱の土豪としてその地を支配していた人である。その中に褱の土地を貺り畀したということは、その領地であった褱を還附したものか、或いは所領安堵をしたものであると考えられる。また鬲从盨の銘文

章厥𢉅夫㠯鬲从田、其邑旃・𨛫・𨞺。復友鬲从其田。其邑㠱・𢘊言二邑。畀鬲从。

（章の𢉅夫は鬲从に田を㠯せしむ、その邑は旃と𨛫と𨞺なり。鬲从にその田を復友せしむ。その邑は㠱と𢘊言の二邑なり。鬲从に畀せしむ。）

は、その原因は明示されないが、鬲从と章との間に田をめぐる訴訟があり―恐らく章が鬲从の田を侵害したのであろう―、その結果、王の命によって、章の𢉅夫が賠償を行うことになり、それが「鬲从に畀す」という句で表現される。従って、この「畀」とは単なる附与の意味ではなく、還附或いは補償の意味を含む動詞であったと考えられる。従って、本銘の場合も、師永に還附したものと考えられる。そのために、「錫畀師永厥田澮昜洛」（師永にその田を陰陽の洛に錫畀す）という如く、師永にその田―即ち師永の田―を錫畀するという表現がとられているのである。

しかも、この銘文では、訴訟の被告があらわれていないし、また益公は、王朝の嗣土らに命じて、直接その田を永に渡させていることから見ると、おそらくこの訴訟の相手は、周王或いは王朝であったことを暗示していると考えさせるのである。五祀衛鼎の銘文は、衛と邦君厲との間の土地譲渡をめぐる訴訟の判決とその実施を記録したものであるが、それによると、裁判を担当した邢伯ら五名は、嗣土ら参有嗣と内史友とに命じて、現地の実地踏査をさせているが、実際に土地の引き渡しを行ったのは、邦君厲及びその臣らであった。このことと比較すると、この永盂の銘文では、土地の引き渡しが、王官としての嗣土らによって行われているので、この土地そのものも王朝或いは王に属していたと考えなければならない。しかもこの土地は、還附されたものであり、それは師永の訴訟にもとづくものであったことから考えて、もと師永の領地であったものが、何かの理由によって、王によって回収されたために、師永から訴訟が行われ、邢伯らが一応の審理を行ったが、被告にあたる者が王に関係するために、最終的には王命によって還附されるという形式をとったものと考えられる。そのために、畀一字のみを用いるのではなく、「錫」（たまう）の一字を加えたのである。このように、当時においては、周王或いは王朝を一方の当事者―被告―として、土地に関する訴訟をおこすことも可能であったのであり、この永の如く勝訴する場合もあったのである。従って一旦錫与した土地に関しては、王といえども理由もなく回収することは困難であったとしなければならない。これを強行すれば、臣下の忠誠を失うことを覚悟しておく必要があったのである。周王と臣との関係は、土地についても、一方的に周王によって与奪されるものではなかったのであり、ここにも封建制度の特性が見られる。

一四三～一四四

註

（1）傅斯年「大東小東説」（中央研究院歴史語言研究所集刊　第二本）。

（2）陳夢家「西周金文中的殷人身分」（歴史研究　一九五四年第六期）、楊伯峻『春秋左伝注』（一九八一年　北京中華書局）も陳氏の説による。

（3）中国科学院考古研究所・北京市文物管理処・房山県文教局琉璃河考古工作隊「北京附近発現的西周奴隷殉葬墓」（考古　一九七四年第五期）、魯琪・葛英会「北京市出土文物展覧巡礼」（文物　一九七八年第四期）、中国社会科学院考古研究所編著『新中国的考古発現和研究』二六〇～二六一頁（一九八四年　北京）。

（4）楊樹達『詞詮』是の項。

（5）例えば舀鼎の銘文に、「必尚卑処厥邑田厥田」（必ずつねにその邑に処り、その田を田せしめよ）とあり、免簠の銘文には、「王授作冊尹書、卑冊命免」（王は作冊尹に書を授け、免に冊命せしむ）とある。

（6）衛康叔の封建は、『漢書』地理志によれば、周公によって行われた如く記されているが、成王が行ったものか、武王が行ったものか、経学上の一つの問題となっている。然し、『春秋左氏伝』のこの文では、周公とは考えていないと理解される。

（7）陳槃『春秋大事表列国爵姓及存滅表譔異』冊二祭・東虢・共・凡、冊四胙の項、及び拙稿『中国古代王朝の形成』第二部第四章「姫姓諸侯封建の歴史地理的意義」参照。

（8）周法高「康侯殷考釈」（『金文零釈』一九五一年　台湾）。

（9）郭宝鈞『濬県辛村』（一九六四年　北京）。

（10）この時代の「伯」と称されるものの性格については、本章第三節参照。

（11）楊伯峻『春秋左伝注』頁一五三八。

（12）拙稿「春秋会盟地理考」（『田村博士頌寿東洋史論叢』所収）。

（13）楊伯峻『春秋左伝注』頁五八は、杜預に従って、許田を朝宿の邑とし、且つ魯の曲阜封建以前に、河南省魯山県に封建されていたことを否定する。然し朝宿のための邑としては遠く、むしろ魯山から曲阜への移封に際し、周公の一族の一部が残留し、許田を管理し、廟の祭祀を行っていたと考えるべきであろう。

（14）胙・祭・凡・蔣・邢・茅の六国はいずれも周公の子の封建されたものであり、その封建の時期は、唐蘭氏は康王の時と考えている（「宜侯夨殷考釈」考古学報　一九五六年第二期）。然しこれらの封建は、成周の重要性を熟知していた周公が、成周を自己の掌握下におくために、自分の子を配置したものと考えるべきものであろう。成王末年には、周公の力は成周では後退し、寧ろ召公奭が代って成周を掌握していたと考えられる。

（15）註（1）。

（16）註（12）。

（17）『礼記』曲礼の「献田宅者、操書致」（田宅を献ずる者は、書を操りて致す）とは、書によって田宅を象徴させていることをあらわしているが、この書とは田宅の内容の記録であると考えられる。この曲礼の文は、下位のものが上位者に献上する時のことを書いたものであるが、上位が授ける場合も同様であったと考えられる。

一四五～一四六

(18) 散氏盤の銘文によれば、矢が散に譲渡する土地の境界を設定したことを記したのちに、「厥為図矢王。于豆新宮東廷」(その図を為るは矢王なり。豆の新宮の東廷においてす)と記録しているから、西周時代に地図が作られていたことは明らかである。『周礼』地官大司徒の職文にも、「掌建邦之土地之図与其人民之数」(邦の土地の図とその人民の数を建てることを掌る)とあり、同遂人の職文に「以土地之図、経田野、造県鄙形体之法」(土地の図をもって、田野を経め、県鄙形体の法を造す)とあり、土地の管理には地図を使用することを述べている。

(19) 申伯の封ぜられていた申は、河南省南陽市北にある古申城とよばれていた地であり、これに対して謝は南陽市西南にあったとされる。したがって、申は、謝に徙封されたが、なおその後も申に国していたと解されて来た。然しこれは徙封と考えるよりも、謝まで申の領域を拡大することを周王が命じたか、或いは申伯が自ら拡大したものを周王が追認するために、改めて封建をしたものと理解すべきものであろう。陳槃前掲書冊二申の項参照。

(20) 竹添光鴻『左氏会箋』。

(21) 高去尋「晋之始封」(大陸雑誌 第一巻第四期)、趙鉄寒「晋国始封地望考」(同 第一五巻第七期)、「太原弁」(同 第一二期)、森 鹿三「晋・趙の北方進展と山川の祭祀」(『東洋学研究』歴史地理篇)。

(22) 楊伯峻前掲書頁一五三九。

(23) 『春秋左氏伝』僖公二八年に、晋では三軍のほかに、三行という軍を編成したとあるが、これは狄に備えた歩兵であったと言われている。

(24) 白川静「金文通釈」五二宜侯矢殷(白鶴美術館誌 第一〇輯)。

(25) 文という形容詞は、西周金文では、「文祖」、「文考」、「文祖考」、「文母」など祖先に冠する語として使用されることが殆んどであり、癲鐘(二式甲)の銘文には、「敢作文人大宝協穌鐘、用追孝、……」(あえて文人の大宝にして協穌せる鐘を作り、もって追孝し、云々)とあることから見て、この場合の文人も、召伯の祖先と考えられる。

(26) 白川静「金文通釈」一二五師晨鼎附伯晨鼎(白鶴美術館誌 第二二輯)。なお本銘の「侯于甹」(甹に侯たれ)の甹が王畿内の地か、畿外の地か明らかではないが、畿内の地であれば、西周後期には采邑主も侯と呼ばれていたことになる。「内諸侯」と言われる所以である。畿外であれば、恐らく別に采邑を畿内に与えられて、宮廷貴族となっていたものと考えることができよう。この場合、史墻一族とか中などと同じ性格をもっていたことになる。

(27) 註(7)拙稿参照。

(28) 五祀衛鼎の銘文にそのことが見える。第五章第一節参照。

(29) 第三章第二節参照。

(30) 第四章第一節参照。

(31) 郭沫若「『矢殷』銘考釈」(考古学報 一九五六年一期、『文史論集』再録)。

(32) 註(14)唐蘭論文。

(33) 江声『尚書集注音疏』には君奭篇の「百姓王人」について、「百姓異姓之臣。王人王之族人、同姓之臣也」(百姓は異姓の臣なり。王人は王の族人、同姓の臣なり)と言い、さらに「堯典云平章百姓。鄭注云百姓群臣之父子兄弟。毛詩天保伝云百姓百官族姓也。則百姓非王之同族。故云百姓異姓之臣。王人対百姓言、明非異姓。故已為王之族人同姓之臣也」(堯典に云う、「百姓を平章す」と。鄭注に云う、「百姓とは群臣の父子兄弟なり」と。毛詩天保の伝に云う、「百姓は百官族姓なり」と。則ち百姓は王の同族に非ず。故に云う、「百姓とは異姓の臣なり」と。王人は百姓に対して言えば、明らかに異姓に非ず。故にすでに王の族人にして同姓の臣なりとなす)としている。毛伝の如く、百姓を百官とすること、或いは鄭注の如く群臣の父子兄弟とすること、即ち百官或いは群臣という如く、直接王に仕えるものとする考え方には賛成し得ないが、王人を王の同族とする考えには従うべきであろう。

(34) 楊希枚「『姓』字古義析証」(中央研究院歴史語言研究所集刊 第二十三本)、「左伝『因生以賜姓』解与『無駭卒』故事的分析」(中央研究院院刊 第一輯)、「先秦賜姓制度理論的商榷」(集刊 第二十六本)、及び拙稿「楊希枚氏の『先秦賜姓制度理論的商榷』等を読みて」(東洋史研究 第一八巻第一号)。

(35) 陳夢家「西周銅器断代」一(考古学報 第九冊)。

(36) 第三章第四節参照。

(37) 註(34)楊希枚第二・第三論文。

(38) 第三章第四節参照。

(39) この『国語』の文は、三十二年春以降を別章とする系統の本もあるが、事件としては関聯するので、このように引用する。

一四七～一四八

(40) この銘文の解釈については、本章結論及び第五章第一節永盂の銘文の説明を参照。

(41) 中鼎(第二器)の銘文には、「隹王令南宮伐反虎方之年、王令中先省南国貫行、埶王应。……」(これ王が南宮に令して反せる虎方を伐たしむるの年、王は中に令して先んじて南国を省りて貫行し、王の应―居―を埶ぜしむ)とあり、中甗の銘文には「王令中先省南国貫行、埶应。在□。史兒至、以王令曰、『余令汝事小大邦、……』」(王は中に令して先んじて南国を省りて貫行し、应を埶ぜしむ。□に在り。史の兒が至り、王の令をもって曰く、『余は汝に令して小大の邦に事あらしめ、……』)とある。

(42) 第一章第三節に引用した師旂鼎の銘文によると、師旂はその衆僕を率いて、王の于方征伐に従軍している。

(43) 註(40)及び第三章第一節鬲从盨の銘文説明参照。

(44) 『詩』大雅崧高に歌われる申伯の謝地への封建は、謝地への領土の拡大を許したものと考えられるが、この相侯に対する望土の賜与も、新たな封建と言うより、相に近い望の土地への領地の拡大の意味に考えることができる。申伯の件については註(19)参照。

(45) 唐蘭「論周昭王時代的青銅器銘刻」(古文字研究 第二輯)、白川静「金文通釈」一二二作冊睘卣(白鶴美術館誌 第五輯)。

(46) 第三章第二節以下参照。

(47) 李学勤「西周中期青銅器的重要標尺」(中国歴史博物館館刊 一九七九年一期)。伍士謙「微氏家族銅器群年代初探」(古文字研究 第五輯)。

(48) 一九五九年に発見された弭叔簋の銘文には、「隹五月初吉甲戌、王在葊。格于大室、即位中廷。邢叔内右師宋。王呼尹氏、冊命師宋。錫汝赤舃・攸勒、用楚弭伯。師宋拝稽首、敢対揚天子休、用作朕文祖宝殷。弭叔其万年、子ゝ孫ゝ永宝用」(これ五月初吉甲戌に、王は葊に在り。大室に格り、位に中廷に即く。邢叔は内りて師宋を右く。王は尹氏を呼んで、師宋に冊命せしむ。「汝に赤舃・攸勒を錫う、もって弭伯を楚けよ」と。師宋は拝し稽首し、敢えて天子の休を対揚し、もって朕が文祖の宝殷を作らん。弭叔はそれ万年も、子ゝ孫ゝ永く宝として用いん)によると、師宋は弭伯を補佐することを王より命ぜられているが、この師宋は文末において自らのことを弭叔と称しているから、師宋は弭伯と兄弟か或いは族人であると考えられる。従って一族の長である弭伯との間に一種の臣従関係ができたのではないかと考えられる。また卯簋の銘文の冒頭には、「隹王十又一月既生霸丁亥、栄季入右卯、立中廷。栄伯呼令卯曰、……」(これ王十又一月既生霸丁亥に、栄季は入りて卯を右け、中廷に立つ。栄伯は呼んで卯に令せしめて曰く、……)とある。栄季は栄伯の弟或いは族弟であり、卯の右者となっているから、栄伯の宰の如き地位にあったと考えられる。これらの資料の弭伯・栄伯とくに栄伯は西周後期に大きな勢力をもった人物であり、栄伯の伯は年齢順を示すよりは、采邑主としての身分を示す語であるとするのが一般であるが、栄季の存在が、逆に栄伯が一族の年長者としての一族の棟梁でもあったことを示している。

(49) この史墻をはじめとする微伯一族は、周とは異族であったと考えられるが、このような異族の采邑主が王畿内に存在していたことは、宝鶏市茹家庄で発掘された強伯とその夫人と考えられる邢姫の墓の存在によっても知られる。宝鶏は周原の西南端に位置するが、この二つの墓から出土した随葬銅器や土器には明らかに西周文化に一般に見られるものとは異ったものが含まれている。そのほか茹家庄よりやや南の竹園溝の西周の貴族墓にも同様のことが見られる。このことは、強伯が他所―恐らく甘粛であろうとされる―より此処に移ったものであることが知られる。しかも強伯が周室との関係を強化するために、邢侯或いは邢伯の女を夫人としていることも注目に値する。また甘粛東南部の霊台県白草坡で発見された潶伯の墓の随葬銅器は殷文化の要素が強く見られ、殷の一族かと考えられるが、此等も西周王朝の建立後に、この地に封ぜられたものであろう。この甘粛東南部の地は、遅くとも文王時代には周の勢力下に入った地域であり、周原を中心とする王畿に準ずる地域として扱われていたと考えられる。この点については結論の章三二五頁以下を参照。宝鶏茹家庄西周墓発掘隊「陝西省宝鶏市茹家庄西周墓発掘簡報」(文物 一九七六年四期)、宝鶏市博物館・渭浜区文化館「宝鶏竹園溝等地西周墓」(考古 一九七八年第五期)、張長寿「論宝鶏茹家庄発現的西周銅器」(考古 一九八〇年第六期)、甘粛省博物館文物組「霊台白草坡西周墓」(文物 一九七二年第一二期)、甘粛省博物館文物隊・霊台県文化館「甘粛霊台県両周墓葬」(考古 一九七六年第一期)、甘粛省博物館文物隊「甘粛霊台白草坡西周墓」(考古学報 一九七七年第二期)、中国社会科学院考古研究所編著『新中国的考古発現和研究』(一九八四年、北京)。

(50) この頌を儀容の意味とする説、或いは卜筮のこととする説もあるが、寓という名詞と処という動詞の間におかれていること、且つ処という動詞の内容を規定する職務を示すのに以五十頌(五十頌を以って)という表現は適当ではないと考えられるので、唐蘭氏の説に従う。

(51) 孫詒譲『周礼正義』巻二十四載師疏(頁二三一七～八)。孫氏の正義は、楚学社刊箇湖精舎補校刊本によって、芸文印書館が影印したものによる。頁数は同書に附されたものである。以下の各章に註記するものもすべて同書による。

一四九～一五〇

(52) 陳夢家『殷虚卜辞綜述』頁二七二。
(53) 白川静「金文通釈」四五鹽簋器(白鶴美術館誌　第九輯)。
(54) この意味の里については、第三章第一節参照。この里は、『周礼』地官遂人に言う里より可なり規模は大きい。
(55) 註(54)。
(56) 第四章第一節参照。
(57) 註(40)。
(58) 孫詒譲「周礼正義」巻二十小司徒の頁一九四六以下において、この問題について論ずるが、『礼記』王制、『孟子』万章下などの間にも説の差異があり、結論が得られていないことは、西周時代の制度そのものに一定したものがなかったことによる。然し王制に、天子の卿の土地は、伯になぞらえ、また万章に大夫の地を伯になぞらえていることは、釆邑主と周王との関係を示していると考えられる。
(59) 殷の甲骨文にも、方伯・邦伯の語があらわれるが、これらは外服即ち畿外―令彝の銘文に言う四方―に属するものである。これに対して同じく甲骨文の多伯は邦内―内服であり畿内であると考えられる―に属するものとされている(陳夢家『殷虚卜辞綜述』頁三三一)。従って西周金文に某伯というものは、殷の多伯の性格を引きついでいると言えよう。
(60) 孫詒譲『周礼正義』巻二大宰の頁一八四に「案此都鄙為釆邑与県鄙為公邑亦異。凡釆邑与公邑地相比。経或合挙之。宰夫謂之娶都県鄙、司士謂之都家県鄙。蓋四等公邑自甸外、其稍県都三処並与三等釆地錯居。以其環繞国之辺竟故通謂之鄙。所居為公邑則為県鄙。所居為釆邑則為都鄙。其為鄙同、而曰県曰都則異。都鄙属於釆地之主、県鄙属於公邑之吏、官制迥不同。蓋都家為内諸侯。故亦立両設伍、略放邦国之制。若県鄙、則天子使吏治之、而領以県師、不得有両卿五大夫之等也」(案ずるに、この都鄙の釆邑たるは県鄙の公邑たるとまた異る。およそ釆邑と公邑とは地あい比す。経あるいはこれを合せ挙ぐ。宰夫(天官)にはこれを娶都・県鄙と謂い、司士(夏官)にはこれを都家・県鄙と謂う。けだし四等の公邑の甸より外、その稍・県・都の三処は並びに三等の釆地と錯居す。その国の辺竟を環繞するを以っての故に、通じてこれを鄙と謂う。居る所公邑たれば則ち県鄙と為す。居る所釆邑たれば則ち都鄙と為す。その鄙たること同じくして、而かも県と曰い都と曰うは則ち異る。都鄙は釆地の主に属し、県鄙は公邑の吏に属し、官制はるかに同じからず。けだし都家は内諸侯たり。故にまた両を立て伍を設くること、ほぼ邦国の制に放う。県鄙の若きは、則ち天子が吏をしてこれを治めしめ、而して領するに県師(地官)を以ってし、両卿・五大夫の等有るを得ず)とし、更に県鄙にも二つの類があるとして、巻二九遂人(地官)の疏において、「県鄙即遂之属。別与宰夫司常大司馬司士朝士諸職之県鄙為公邑者異」(県鄙はすなわち遂の属なり。宰夫(天官)・司常(春官)・大司馬(夏官)・司士(夏官)・朝士(秋官)の諸職の県鄙の公邑たる者の異なると別つ)としている。
(61) 公邑の治に関係するとされる県師(地官)・県士(秋官)などは、序官によればいずれも士である。
(62) 『周礼』によれば、藉田の管理は、天官に属する甸師によって行われたとするが、金文では嗣土によって行われている。金文にあらわれる旬官については第三章第二節参照。
(63) 白川静「金文通釈」一一五免觶附免簋(白鶴美術館誌　第二一輯)。
(64) 『周礼』地官旅師の職文に、「凡新甿之治、皆聴之。使無征役、以地之㜸悪為之等」(およそ新甿の治は、みなこれを聴く。征役無からしめ、地の㜸悪をもってこれが等となす)とあり、鄭玄は「新甿新徙来者也」(新甿とは新たに徙り来たる者なり)と注している。孫詒譲は『周礼正義』頁二八三三において、「蓋古者、外来之民、士工商皆於国邑受廛。而農則受田於野。郷遂夫家有定、不容増減。四郊地又無多。則客民受田、宜於遂外之公邑可知」(けだし古は、外来の民は、士工商はみな国邑において廛を受く。而うして農は則ち田を野に受く。郷遂の夫家は定有りて、増減を容さず。四郊の地また多き無し。則ち客民の田を受くるは、よろしく遂外の公邑においてすべきこと知る可し)としている。
(65) 啻官の啻字は、嫡字と解したり、適字に解したりされ、意味は明らかではないが、「啻官」或いは「啻官嗣」など管理の一形態を示す語として使用される。
(66) 庸・側・新については、拙稿『中国古代王朝の形成』第二部第三章第二節参照。なおこの二つの銘にあらわれる邑人の邑は、普通名詞ではなく、固有の地名をあらわす。例えば、一四二頁に引く永盂の銘文では、周人・畢人とともに用いられる。但し現在の何処であるかは不明。
(67) 第三章第一節参照。
(68) 註(67)。
(69) 註(67)。
(70) 楊希枚「先秦賜姓制度理論的商榷」(中央研究院歴史語言研究所集刊　第二十六本)頁一九六〜七。
(71) 拙稿『中国古代王朝の形成』第二部第四章第三節。

(72) 孫詒譲『周礼正義』巻二大宰頁一八二。
(73) 第一章結語に引用する如く、前文に、禹が武公より邢邦の政治を行うことを命ぜられているので、武公は邢伯或いは邢叔であったと考えられる。西周金文には、邢伯或いは嗣馬邢伯なるものがしばしばあらわれるが、この邢伯に関聯する金文はいずれも西周中期と考えられるので、たとえ武公が邢伯であったとしても、金文の邢伯とは別人であり、その子孫と考えるべきであろう。武公が嗣馬系統の官を継承していた可能性もある。
(74) 註(73)。
(75) 孫詒譲『周礼正義』巻五十四夏官序官頁五四二七に「蓋都鄙軍籍、雖不予定、至有事、征調及之、則亦必以都鄙之卒配都鄙之車。其不能易伍両之制可知矣」(けだし都鄙の軍籍は、予め定めざると雖も、事あるに至りて、征調これに及べば、則ちまた必ず都鄙の卒を以って都鄙の車に配す。その伍両の制(郷遂の兵の制度)易うあたわざること知るべし)と言う。
(76) 註(60)。
(77) 小南一郎「周代金文の語法と語彙の研究」頁二八、本書第三章第四節。
(78) 拙稿「永盂銘考」(神戸大学文学部紀要　2)においては、この銘文は、永と師俗父との間の土地に関する訴訟の記録であると解した。その理由は、「錫奥師永厥田滷易洛彊眔師俗父田」を「師永にその田―滷易(陰陽)の洛の彊と師俗父の田とを錫奥えり」と読み、師俗父が師永の洛水の陰陽即ち南北の岸にある田を侵したことがあったため、その田と賠償として師俗父の田の一部を返したと解したからである。然し、その後五祀衛鼎などが出土するに及び、この問題の句は、「師永にその田を陰陽の洛に錫奥う、彊―境界―は師俗父の田に眔ぶ」と読むべきものであることが明らかになり、従って訴訟も師俗父とは関係がないことも明らかになったので、本稿に述べる如く、師永と周王との間の土地問題に関する訴訟の記録と解することになった。

第三章　土地と農民の支配

第一節　郷・遂について

西周特に中期以降において製作された青銅器の出土は、その殆んどが陝西渭河流域から河南洛陽周辺に限定される。この地域は、前章に引用した『周礼』大宰の鄭玄注によれば、周王朝の畿内であったと考えられている。[1] この考え方は、後漢時代の一般的な考え方であったらしく、班固の『漢書』地理志にも、

初雒邑与宗周通封畿、東西長而南北短、短長相覆為千里。
（はじめ雒邑は宗周と封畿を通じ、東西は長くして南北は短く、短長あい覆して千里となす。）

と述べている。礼によれば、王畿は一辺千里の正方形の土地とされているが、実際には、そのような形では存在せず、渭河、黄河に沿った南北にある細長い土地が王畿であったと後漢の学者は考えていたのである。その考え方は、西周時代の周王の行動範囲が、大体成周を東限としていること、西周特に中期以降の官職叙任を内容とする金文にあらわれる地名が西の宗周と東の成周の周辺に限定されることから見て、妥当な考え方であると言うことができる。この事は、逆に西周中期以降の金文によって考察される事実が、特殊な外征に関する事項を除けば、王畿内において生起したものであるということを示すと言えよう。そこで、最初に王畿の構成を見ようと思う。

『周礼』地官の記載をまとめると、中央に面五百里の王城があり、王城はまた国中とも呼ばれる。その周囲百里の幅の地域が郊であり、ここに六郷がおかれる。さらにその外周百里幅の地域が甸とも呼ばれ、六遂がおかれる。その外周百里幅の地域を稍とよび、大夫などの采邑がある。さらにその外周百里幅を県とよび、卿・王の子弟の采邑・食邑をおき、最も外側の百里幅の地域を都とよび、公・王の子弟の采邑・食邑がおかれた。そのほか六郷のある郊には、宅田・士田・賈田・官田・牛田・賞田・牧田など官吏や商工業者に与えられた田や、馬・牛の飼育者に与えられた田が六郷に附属して散在していた。また甸・稍・県・都には、六遂や大夫などの采邑・食邑のほか、王が士や大夫に命じて管理させた公邑が各地にあったと言われる。これが、王畿の大まかな構成である。[2]

このうち王城内や近郊には、社・宗廟・王宮をはじめ、日常的に仕える大夫・士などの官吏の宅、商工業地区である市などが存在していた。これに対して、郊にある六郷は、大司徒・小司徒の職文によると、一郷は一万二千五百家から成り、大司徒の職文

令五家為比、使之相保。五比為閭、使之相受。四閭為族、使之相葬。五族為党、使之相救。五党為州、使之相賙。五州為郷、使之相賓。
（五家をして比と為さしめ、これをしてあい保たしむ。五比を閭となし、これをしてあい受けしむ。四閭を族となし、これをしてあい葬らしむ。五族を党となし、これをしてあい救わしむ。五党を州となし、これをしてあい賙わしむ。五州を郷となし、これをしてあい賓せしむ。）

によると、比・閭・族・党・州・郷の六級から構成されていた。この家は、家毎に耕地を与えられており、有時には一家より一正夫が徴集され、一軍を組織した。家数を基本にした比・閭・族・党・州・郷の各地域単位は、小司徒の職文

乃会万民之卒伍而用之。五人為伍、五伍為両、四両為卒、五卒為旅、五旅為師、五師為軍。以起軍旅、以作田役、以比追胥、以令貢賦。

一五四～一五五

（すなわち万民の卒伍を会してこれを用う。五人を伍となし、五伍を両となし、四両を卒となし、五卒を旅となし、五旅を師となし、五師を軍となす。もって軍旅を起し、もって田役を作し、もって追胥を比え、もって貢賦を令す。）

の伍・両・卒・旅・師・軍という軍を構成する単位と対応していた。この軍の各級の指揮官は、原則として各地域単位の長、いわば地方行政官が兼ねていたから、この六郷は、地方行政的な単位がそのまま六軍の組織に移行するように計画されたものであると言うことができる。[3] 従って一軍は一万二千五百夫から成り、六軍の総数は七万五千夫ということになる。この六軍は周王朝の基幹となる軍団であり、宗周におかれていた。この六軍は、他の経書、『詩』・『尚書』では六師とよばれていたと言われる。例えば『尚書』康王之誥篇の

張皇六師、無壊我高祖寡命。
（六師を張皇し、わが高祖の寡命を壊ることなかれ。）

がそれで、六師を盛大にすることによって、文王の与えられた天命を全うすることを求めている。このほか『詩』大雅などにも、六師が歌われ、いずれも周王朝の威はこの六師によるものとしている。このことから見ても、六師は周の基幹の軍団であったことがわかる。経書の研究ではこの六師が『周礼』の六軍と同一のものであるとされ、従って六郷は、この六師＝六軍を編成するために設けられた地域であると言うことができる。

次の甸におかれた六遂の遂は、『周礼』地官遂人の職文

五家為鄰、五鄰為里、四里為酇、五酇為鄙、五鄙為県、五県為遂。
（五家を鄰となし、五鄰を里となし、四里を酇となし、五酇を鄙となし、五鄙を県となし、五県を遂となす。）

という構成で、一遂は一万二千五百家、六遂は七万五千家から成ると言われる。従って正夫は七万五千人ということになる。一家に与えられる土地に関しては、同じく遂人の職文に

弁其野之土上地中地下地、以頒田里。上地夫一廛田百晦萊五十晦。余夫亦如之。中地夫一廛田百晦萊百晦。余夫亦如之。下地夫一廛田百晦萊二百晦。余夫亦如之。
（その野の土の上地・中地・下地を弁って、もって田里を頒つ。上地は夫ごとに一廛・田百晦・萊五十晦なり。余夫もまたこの如し。中地は夫ごとに一廛・田百晦・萊百晦なり。余夫またこの如し。下地は夫ごとに一廛・田百晦・萊二百晦なり。余夫もまたこの如し。）

とある如く、土地の肥瘠によって、萊即ち休耕すべき土地の面積が異なるが、その一年に耕作する土地については、家ごとに百畝が与えられることになっている。若しその家に、家長以外の成丁がある時には、これを余夫と称して、余夫一人につき二十五畝、萊も四分の一が与えられることになっていた。この土地の制度は、郷においても、遂と同じであったと考えられている。[4] これに対して、遂に関する軍役については、明文はないが、郷と同じであったと理解されている。したがって、郷と遂とはその所在する地域が、王城に近いものと、その外側にあるものという差異があるのみと考えられ勝ちである。しかし『周礼』の郷に関する各級の官の職文には、農耕に関する記載が殆ど見られず、軍役・田役などのことが非常に多い。これに対して、遂では役に関する記載とともに、稼穡即ち農事に関する記載が見られる。この郷と遂の差異は、本質的に、郷が軍事を主目的とした組織であるのに対して、遂は本来は農業地域であったものに、軍事的な能力を附加させて、例えば民兵組織のような働きをもたせて王城と郷の外周を固めるようにしたものと言うことができよう。この遂のある甸には公邑が混在しているが、これは大夫・士によって管理され、専ら経済的な収奪の対象とされていることも、本来の遂の存在する地域の性格を示していると言えよう。[5] 特に公邑には外来の民が居住させられているし、甸の外側には大夫・卿や王の子弟の采邑があるため、こ

一五六～一五七

れらから郷・王城を守るものとして、郷の外側に遂の組織を想定することになったと考えられる。

以上のような郷と遂とが、西周時代に実際に存在したのか否か、これについては、現在では、否定的な見解が一般的であると言えよう。ただ楊寛氏は、西周時代の金文にあらわれる六𠂤・八𠂤というものが、六師・八師であり、このうちの六師は、先に引いた『尚書』・『詩』に見られる六師即ち六軍であるとし、そのことから郷遂の制度も存在していたのだと解している。この考え方に対しては、𠂤が師であり、六𠂤は『尚書』などの六師であることを認めながら、郷遂制によるものではなく、屯田制に基づく軍団であると考える説もある。この後者の考え方には、𠂤字を屯字と釈した郭沫若氏の説が影響しているように考えられる。或いは𠂤は次であり、兵の駐屯することを言う語であるとする説もある。(6)

これらの説のうち、私は、結論としては楊寛氏の郷遂存在説に近く、少くとも郷の原型が存在したことを認めるものであるが、ただ問題は、この郷・遂が、『周礼』地官に言うものそのままであったか否かという点にある。この点に関しては、おそらく可成り異なったものであったと考えるべきであろう。『周礼』によれば、兵制の最大単位である軍が郷と対応するのであるが、西周金文には、軍字も、また地域組織としての郷字もあらわれない。また一軍は一万二千五百人、従って六軍は七万五千の兵をもつ組織であるが、これは当時としては過大な数であると見られる。これに対して、軍の一つ下の単位である師は、二千五百人からなり、六師で一万五千であり、甲骨文にあらわれる兵員数や、西周金文に見える兵員の数或いは捕虜の数と比較して、可能な数であったと考えることができる。(7)従って『尚書』・『詩』の六師の師は、これを『周礼』の六軍の軍と同一視するよりも、寧ろ軍の一つ下の単位であった師と対応させるべきではないかと考えられる。しかもこの師は、兵制上の単位であるばかりではなく、そのまま地域の単位としても用いられていたのではないかと考えられる。『周礼』によれば師に対応する地域単位は州であるが、この意味での州字は、西周金文にはあらわれない。しかし、前章にも引いた南宮柳鼎の銘文には、

王呼作冊尹、冊命柳、嗣六師牧・陽・虞・□、嗣羲夷陽・佃事。

(王は作冊尹を呼んで、柳に冊命せしめ、六師の牧と陽＝場と虞と□とを嗣どらしめ、羲夷の陽＝場と佃の事を嗣どらしむ。)

とある如く、六師に附属する牧・場・虞などがあったことを示している。この牧・場・虞などは、一般には『周礼』地官に属する牧人・場人・山虞などの官と考えられているが、その官の下には、当然牧場・場圃などがあり、それを日常的に経営する人びとがいた。しかも牧場などに働く人には生活のための耕地が牧場に接して与えられ、牧田などとよばれていたと『周礼』地官載師の職文に書かれ、しかもこれらはみな郊にあって六郷に属していたと解されている。(8)この六郷に属するものには、その職文によれば、廛里・場圃・宅田・士田・賈田・官田・牛田・賞田・牧田の九等の田があった。(9)これらの田のすべての性格が、これまでの研究によって充分に解明されているわけではないが、牛田・牧田が、牛・馬の飼育に従事するものの生活の資として与えられたものであり、また賈田は、商人のみならず工人をも含んでおり、いずれも農民の半分の耕地が与えられたと理解されている。牧田・牛田などを与えられたものは、馬・牛などを王朝に納め、工人は製品のなかから定められた率で武器や祭器などを納め、賈人はおそらく遠隔地からの商品のなかから何程かを納めたものであろう。孔広森が六郷から編成される軍の兵器車馬旗鼓の類は公家即ち国から支給されるとする考えは、孫詒譲らによっても承認されている説であるが、(10)恐らく六郷に属する牧場とか工人などから納入されたもののうちから支給されたと考えてよい。南宮柳鼎の銘文に見られる六師の牧・場・虞などは、このような働きをもつものとして考えることができる。したがって、兵制上の単位と考えられる師が、そのまま地域編成上の単位でもあったのが、西周時代の実情であったと考えるべきであろう。私はこのような看点から、西周時代に、のちに『周礼』に言う郷制の原型が存在していたと考えることができると思う。『周礼』が七万五千から成る六軍と、その基盤となる六郷を説くのは、軍事的な編成が拡大されるに到った春秋後半以降の世相を反映するものと考えられるのであるが、小規模な原型が西周時代の金文の𠂤であり、六𠂤即ち六師であったのである。

ところで、西周時代の金文には、この六師―時に西六師と呼ばれる―のほかに、殷八師、成周八師というものがあらわれる。例えば小臣謎簋の銘文の

一五八～一五九

𠭯東夷大反。伯懋父以殷八師、征東夷。

(ああ東夷大いに反せり。伯懋父は殷の八師を以いて、東夷を征せり。)

或いは、禹鼎の銘文に、

亦唯噩侯駿方、達南淮夷・東夷、広伐南国東国、至于歴寒。王廼命西六師殷八師曰、撲伐噩侯駿方、勿遺寿幼。

(またこれ噩侯の駿方は、南淮夷・東夷を達いて、広く南国東国を伐ち、歴寒に至れり。王はすなわち西の六師・殷の八師に命じて曰く、「噩侯駿方を撲伐し、寿幼を遺すことなかれ」と。)

と言うときの殷八師がそれであり、西の六師は先にふれた六師である。また㫚壺の銘文には、

王呼尹氏、冊令㫚曰、更乃祖考、作冢嗣土于成周八師。

(王は尹氏を呼び、㫚に冊令せしめて曰く、「なんじの祖考を更―継―いで、成周の八師に冢嗣土となれ」と。)

の如く成周八師というものがあらわれる。その成周八師・殷八師は、周に服した殷人によって構成され、成周に設置された軍であるが、これに関しては、古典には全く記載が残っていないし、『周礼』など礼に関する書物では、王畿をはじめ、その内部の王城や郊などいずれも正方形の地形によって考えているため、洛陽におかれた成周に関する制度などは殆んど考慮されていない。しかし、東方支配の根拠地として成周を設置し、一度は此処に王朝そのものが遷ることが行われようとしていたことを考えると、当然此処にも郷に類似した地域が設けられていたと考えられる。(11)それがこの八師ではなかったかと考えられる。前章にも引用した盠彝の銘文に

王令盠曰、䟽嗣六師眔八師䟽。

(王は盠に令して曰く、六師と八師の䟽を䟽嗣せしむ。)

という如く、六師にも八師にも、䟽即ち『周礼』地官の封人に相当するものが附属していたが、(12)この事を、先の六師の牧人などと比較すると、八師も一つの地域単位を構成し、それに「封」とよばれる周辺地域があったと考えることができる。即ち八師は一つの軍事組織であると同時に、地域組織でもあったのである。というよりも、六師にしても八師にしても基本的には、地域組織であり、それが有事には軍事組織として機能するように作られていたと考えるべきであろう。そのことは、『周礼』の六軍の人員や兵器などの管理に関する規定が、小司徒をはじめとする郷の官に見られるのに対し、軍制を扱う夏官司馬の所では、叙官の部分に、六軍の各級指揮官の身分、大司馬の職文中にその訓練法などを述べるにすぎない点にも見られる。しかも各単位の指揮官も、原則的には郷の各級の官がそのまま移行すると考えられていることから見ても、地域組織が基本であったと言うことができよう。(13)従って六師にしても八師にしても、軍事組織としてのみ見られ勝ちであるが、むしろ地域組織としての性格を考えておくことが重要である。その意味から見れば、㫚壺の銘文にある如く、成周八師に冢嗣土の官が置かれているのも当然であるし、或いは南宮柳鼎や盠彝の銘文にあらわれる牧・場・虞・封などの官がいずれも『周礼』では地官司徒に属するものであることとも整合すると言えよう。

以上のように、郷の原型としての𠂤即ち師は、牧・封などを含んで、地域組織であると同時に、軍事的な機能を果たしており、嗣土を中心とする参有嗣によって管理されていたと考えられる。日常的には嗣土―『周礼』の司徒―の系統に属する官によって治められており、軍事的な集団として機能する時には嗣馬―司馬―の系統の官によって指揮されたと考えられる。これに対して、嗣工―司空―がどのような点を管理したかは、現在の『周礼』からは司空の篇が失われているために明らかではないが、地官郷師の職文中に、

一六〇～一六一

大役、則帥民徒而至、治其政令。既役、則受州里之役要、以攷司空之辟。以逆其役事。
（大役には、すなわち民徒をひきいて至り、その政令を治む。すでに役しては、すなわち州里の役要を受けて、もって司空の辟＝法を攷う。もってその役事を逆う。）

とある如く、郷内の人びとを築堤・築城などの大役に使用する際の基準が、司空によって定められていたことから見て、郷人の労働力は、𤔲工によって管理されたと考えられるに過ぎない。このように師の構成の内部に関することは、殆んど不明であるが、(14)その理由は、現在我われが手にする西周時代の記録即ち金文というものの大部分が、王と各級の貴族との間の恩寵と忠誠を記録したものであるという点にある。これに対して六師や八師、特に六師は周王室と同族の下級の人びと―農民であったと考えられる―によって構成され、王朝直属の機関であったと考えられ、しかも各級の郷官をはじめ一般の人びととの身分なども世襲されていたため、釆邑などを与えられて王に臣従を誓った貴族が、王と師との間に介在することは原則として不可能であったから、記録に残ることがなかったのであると考えられる。先にふれた南宮柳鼎などの銘文にある六師の牧・場・封などが、貴族によって管理されることが可能であったのは、牧などが、機能においても、おそらく地域的な配置においても、六師の周辺部にあって、のちに述べる王室が経営する公邑と類似する性格をもっていたため、六師の中心部分である「郷」から切り離すことが可能であったからであると考えられる。然しこのことは六師の軍事集団としての機能に欠損を生じさせ、六師そのものを衰退させたと考えられる。(15)

以上の六師・八師に関する西周金文の記載と、『周礼』とを対応させて考えると、少くとも郷の原型―師―になるような地域組織が西周時代に存在していたことは、ほぼ誤りないと考えられる。これに対して遂に関しては全くと言ってよい程手がかりは得られない。九年衛鼎の銘文には、『周礼』地官遂人の職文において遂の下部の一単位とされる里とその下部組織である鄰とがあらわれるが、その地は矩伯の領地であり、郷遂の遂の地域ではなく、『周礼』で言えば都鄙の地域である。従って遂の存在については、不明と言わざるを得ない。然し、一つの推測として、次のような事が考えられる。即ち都鄙と公邑とは同じような土地形態をとり、従って地域編成も同じような形態をしており、(16)公邑内にも里が存在していたのではないか。その公邑の一部が、おそらく六師の弱体化の補強策として、遂として王朝直属の機関として再編成されたのではないかということである。

前章でもふれた如く、西周金文には里君というものがあらわれる。前章に引用した令彝の銘文には、内服即ち王畿―都鄙・公邑・郷遂からなる―に属する官として、卿事寮、諸尹、里君、百工があらわれる。また都鄙に属すると考えられる資料として、史頌簋の銘文に濼友・里君・百姓があらわれる。(17)このほか里に関係する資料として、先にふれた九年衛鼎と大簋の二つの銘文がある。(18)初めに九年衛鼎の銘文（挿図11）から見よう。

佳九年正月既死霸庚辰、王才周駒宮、各廟。眉敖者膚為使、見于王。王大黹。矩取眚車・較・賁鞃・虎幎・〓幃・画轉・鞭席・〓・白轡乘・金鑣鋞。舍矩姜帛三两。迺舍裘衛林晉里。𠭯厥佳顔林。我舍顔陳大馬両。舍顔姒虡咬。舍顔有司寿商貈裘、盠幎。矩迺眔溓粦令寿商眔啻曰、講、履付裘衛林晉里。則乃成夆四夆。顔小子具叀夆、寿商〓。舍盠冒梯羝皮二・□皮二・䜌舄俑皮二・朏白金一反・厥㠱喜皮二。舍溓虎幎・琜賁・𩎓鞃、東臣羔裘、顔下皮二。眔受、衛小子家。逆者其〓、衛臣虣朏。衛用作朕文考宝鼎。衛其万年永宝用。

これ九年正月既死霸庚辰に、王は周の駒宮に在りて、廟に各る。眉敖の者膚が使となりて、王に見ゆ。王大いに黹せり。矩は眚車・較・賁鞃・虎幎・〓幃・画轉・鞭席・〓・白轡乘・金鑣鋞を取れり。矩姜に帛三両を舍せり。迺ち裘衛に林を晉里に舍せり。𠭯、それこれ顔の林なり。我は顔陳に大馬両を舍せり。顔姒に虡咬を舍せり。顔の有司の寿商に貈裘を、盠に幎を舍せり。矩は迺ち溓鄰に眔びて寿商と啻に令して曰く、「講じて、履みて裘衛に林を晉里に付せよ」と。則ちすなわち夆を成すこと四夆なり。顔の小子の具がこれ夆じ、寿商が〓せり。盠に冒梯羝皮二・□皮二・䜌舄俑皮二・朏白金一反―板―、その㠱の喜に皮二を舍せり。溓に虎幎・琜賁・𩎓鞃を、東臣に羔裘を、顔下に皮二を舍せり。眔に受けしは、衛の小子の家なり。逆えし者にはそれ〓す。衛の臣の虣は朏せり。衛もってわが文考の宝鼎を作らん。衛はそれ万年も永く宝として用いん。

この銘文は、矩が衛より車輌と皮革製の車馬具等を入手し、また衛が矩の夫人である矩姜に対して帛三両を与えたので、それらの代償として、矩が衛に晉里の林を与えたことを記録したものである。ところがこの林は顔氏の管理する林―おそらくその一部で、晉里に属する部分―であったために、顔氏の長であった顔陳に馬二匹、その夫人の顔姒に虡咬―馬具か―、その有𤔲―有司―である寿商に裘、盠に幎を与えた。その上で、矩伯は顔氏の有𤔲の寿商らに命じて、現地を踏査して、裘衛に林を渡させ、顔の小子である具が境界の標示を行い、寿商が確認を行った。その後、衛が盠ら四人、溓ら三人にそれぞれ皮革製品をあたえた。そのあと衛側において饗応が行われている。以上がこの銘文の大意であるが、ここで問題になるのは、顔氏と林と里との関係である。これまでの研究では、この顔氏はかつて矩から山林の分与を受け、これを領有していたのであるが、今回、矩が代償としてこれを衛に再譲渡した。そのため顔氏は損害を受けることとなり、その補償として、衛が顔陳らに馬などを与えたと解されて来た。この説に従うと、矩が衛と行った交換が一応等価交換であったとすれば、衛にとって顔陳に対する補償は、如何なる経済的意味をもつのか、即ち衛は二重に製品を手離したことになり、ひいては矩との交換の経済的意味も失われることになる。また顔氏に一度分与したものを、矩が衛に再度与えることができたとすると、この林に対する権利は、二重に設定されていたことになり、矩が上級の権利、換言すれば所有権をもち、顔氏はその用益権のみを与えられていたことになる。この場合矩と顔氏との間の関係は、君臣関係にあったと考えるのが、もっとも説明しやすい方法である。一旦分与した林を、他に転与することは、たとえ大小の差はあったとしても、領主間の行為としてはそれ程簡単ではない。当時においては、一般的には周王にもそれ程の強権はなかったと考えられる。(19)土地は王或いは君主と臣とを結びつける重要な媒体であった。しかし、もし矩と顔氏との間に君臣関係を想定するならば、矩が顔氏に分与したと考えるよりは、臣である顔氏にその林を管理せしめていたと考えるほうが、より穏当な考え方であろう。おそらく顔氏は、この晉里を含む一帯の山林を生活の基盤としていた共同体の長であり、矩伯が周王からその領有を許されたとき、矩伯の支配下に入り、矩と君臣関係を結び、林を管理することを命ぜられたものと考えられる。顔氏はその際、矩に一定の租を納め、自らはその共同体を率いて山林を経営し―おそらく山林のみではなく、ある程度の耕地をも含んでいたと考えられる―、生活を維持し、長である顔陳らは個人的にも何らかの収益を得ていたものと考えられる。従って、矩がその山林のうち晉里に属する部分―或いは晉里のうちの溓鄰などに属する部分―を衛に譲渡することによって、顔氏に損失が生ずるために、衛がその収益分を補償したものと考えられる。

では林と晉里との関係はどのように考えるべきであろうか。私は、この晉里は、その林が所在していた場所を言うものであると考える。後述の如く、当時耕地である田の所在は、その耕地の属している邑によって示されるのと同じように、与えられるべき林が、晉里に属するものであることを示したのである。しかもこの里には、溓鄰とよばれる鄰が含まれていたことが銘文によってわかる。この林の割譲が実施される際、その具体的な検討と実地の踏査を矩が命じた場所が、この溓鄰であったことから見て、溓鄰が分与される林の中心であったのであろう。しかも銘文第十五行に、溓という人物が、衛から皮革製品を受ける第二グループの筆頭にあらわれることから見ると、溓は人名であり、溓鄰の長―『周礼』地官では鄰長と呼ばれる―であったと考えられる。同様に晉里という時の晉が、里の長であった可能性があるが―次にふれる大簋の銘文参照―、晉という人名は銘文にあらわれない。恐らく何かの理由によって、里の長がこの当時置かれていなかったので、かつての里の長であった晉の名によって、そのまま呼ばれていたのであろう。ただ、里の長に当る者が全く存在しなかっ

挿図11　九年衛鼎銘

たのではなく、第十三行に、衛から物品を与えられるうちの第一グループの筆頭としてあらわれる盠、第八行においても顔の有𤔲の一人として幎を衛から与えられている盠がおそらくこの里を管理していたものと考えられる。しかもこの盠は、盠鄕とも言うべき鄕の長でもあったと私は推測している。上にも述べた如く、この林の譲渡は、𦣻里に属するすべての林ではなく、その一部であろうかと推測したのは、このような理由による。

以上のような推測が許されるならば、この𦣻里は二つ以上の鄕から成っていたことになる。しかも譲渡に際して、衛がそれぞれの鄕を管理する長をはじめとする主要な人物たちに皮革製品を贈っているのは、それらの人物と衛との間に新しい君臣関係を結ぶ必要があったことを示している。盠を含む第一グループのなかに「厥呉―虞―」(その虞、即ち山林を管理する役)とされる喜なる人物がふくまれていることから見て、各グループとも、おそらく鄕の長や山林などの管理をする主だった人物であり、衛がこの林を手に入れて自己の領地とするに際して、それらの人物と衛との間に君臣関係が結ばれたのである。その際、衛から物品を贈って、恩寵を示すことが必要であり、それを承けて、盠や滋らが臣従を誓ったものと考えられる。これは前章で述べた王と大夫など采邑を与えられた者との間と同種の関係であった。しかも、このような人たちが各鄕に存在していたことは、この鄕が、先にも引用した『周礼』地官遂人の職文に、

五家為鄰、五鄰為里。
(五家を鄰となし、五鄰を里となす。)

と言う時の鄰より規模が可成り大きなものであったことを示していると考えられるし、従って𦣻里という時の里も、『周礼』の里とは規模も性格も異ったものであったとしなければならない。さらに、鄕が一つの血族的集団によって構成されるのではなく、複数の集団の出身者によって構成されていたと考えられるのも重要な点である。即ち滋の第二グループに顔下という人物が、滋鄕の主要な人びとの一人として加わっているが、この顔下は、𦣻里を含む地域の林全域の管理者であった顔陳の一族であったと考えられる。従って鄕は単に一つの血族集団から成るもので

はないのであり、それより上の単位である里は、当然より複雑な集団構成であったと考えざるを得ない。したがって、里そのものが一つの血族集団によって構成されるものではないし、里の長も、単一の血族の長ではなかったのである。

つぎに今一つの資料である大𣪘の銘文について見よう。

隹十又二年三月
既生霸丁亥、王在𥼶
仮宮。王呼呉師、召大、錫
趞睽里。王令膳夫豕、曰趞睽
曰、余既錫大乃里。睽賓豕璋・
帛束。睽令豕曰天子、余弗敢
𪭢。豕以睽履大錫里。大賓
豕(ママ)訊璋・馬両。賓睽訊
璋・帛束。大拝稽首、敢対
揚天子丕顕休、用作
朕皇考剌伯隮
段。其子〻孫〻永宝用。

これ十又二年三月既生霸丁亥、王は𥼶仮の宮に在り。王は呉師を呼んで、大を召さしめ、趞睽の里を錫えり。王は膳夫の豕に令し、趞睽に曰(いわ)しめて曰く、「われはすでに大になんじの里を錫えり」と。睽は豕に璋と帛束とを賓(おく)れり。睽は豕に令して天子に曰しむ、「われは敢えて𪭢(おし)むにはあらず」と。豕と睽とは大の錫わりし里を履む。大は豕に訊璋と馬両とを賓れり―賓字は一字を誤り重複す。睽に訊璋と帛束とを賓れり。大は拝し稽首し、あえて天子の丕顕なる休を対揚し、もってわが皇考剌伯の隮段を作らん。それ子〻孫〻ながく宝として用いん。

この銘文によると、王は、大に趞睽の里を与えたのであるが、この趞睽は、第四行から第五行にかけて、「曰趞睽曰、余既錫大乃里」(趞睽に曰しめて曰く、われすでに大になんじの里を錫えり)と言うことから見て、人名であることは明らかである。この趞睽と里の関係は、従来は趞睽は小領主であり、この里を領有していたのであるが、その里を王が大に転賜したと考えられて来た。然し、前章にも述べた如く、周王と雖も簡単には領主の土地をとりあげることはできなかったとすれば、この銘文の趞睽と里との関係をどのように考えるのがよいか。私は趞睽は王の公邑であった里を治める里君であったとするのが妥当であると考える。趞睽がこの里の地域の古くからの長であり、王によってその管理を命ぜられたものか、或いは王の大夫或いは士として管理を命ぜられたものかはこの銘文のみでは明らかにできないが、このように考えるならば、この里を大に賜与することは、王の一存によって可能であった筈である。かつて郭沫若氏は「周官質疑」において、里君というものを「疑是都家公邑之長也」(疑うらくはこれ都家・公邑の長なり)としたのは、優れた見解である。先の九年衛鼎の銘文の里は、矩の領内即ち都家の里であり、この大𣪘の銘の里は、公邑内の里であり、趞睽はその里君であったと考えられる。しかも九年衛鼎の銘から考えられる如く、里は、単一の血族集団によって構成されるものではなく、より高度の集団であったのであるから、この里君は血縁共同体の族長として里を管理するものではなく、官吏的性格の強いものであったと考えられる。前章で引用した史頌𣪘の銘文によると[20]、成周の北にあった都鄙内の采邑の一つである蘇を監察することを命ぜられた史頌が、成周において蘇の瀕友・里君・百姓と会している。このうち瀕友はおそらく蘇の下にあった有𤔲であり、𤔲士などを含むものであったと解される。百姓の姓は血族集団の意味で、従って百姓は多くの血族集団をさすが[21]、その集団員全員が成周に会したのではなく、実際にはその族長など主だった者が会したものであろう。この二者の中間に位置する里君は有𤔲と族長などとの中間にあった地域単位の管理者であったと考えることができ、一つの里の内部には、複数の姓＝血族集団が存在したと考えられる。里は地域行政的な性格の強いものであったと考えるべきであろう。したがって、この里が周王によって大に賜与されたことによって、里君である趞睽は、大の支配下に入り、蘇の下にあった里君と同じように大との間に君臣関係が結ばれたと考えられる。大が趞睽に訊璋―玉器―と帛を与えたのは、君臣関係を結ぶための恩寵の表現であったのである。もっとも、この贈与を、趞睽が里を大に譲ったことに対する補償と考える説がないわけではないが[22]、この里を与えたのはあくまでも王であることに注意しておく必要がある。また大が豕に訊璋と馬二頭を与えたのも、王の使者としての豕に与えたものと解すべきものであろう。豕が里の実地踏査を行ったのも、王の使者としての役目であったのであり、豕の立場は何よりも王の使者であった点にある[23]。先にふれた史頌𣪘の銘文の如く、蘇が史頌に璋と馬四頭と吉金を贈っているのも、史頌が王より

派遣された監察使であったからであり、また睘卣の銘文の如く、夷伯が睘に貝と布を贈ったのも睘が王姜の使者であったことによる。おそらく西周時代には、王或いは上長者からの使者に対する饗応の儀礼があり、使者への慰労としての贈与が通念であったと考えるべきであろう。その故に王より、趞睽に「乃里」を大に与えたことを伝える使者でもあった豕に対して、趞睽も璋と帛とを贈ったのである。単に利害関係からのみすれば、豕は、趞睽にとって、何のプラスにもならない立場である。

この様に考えて来ると、西周金文にあらわれる里は、『周礼』地官遂人の里より可成り大きな組織であり、その長である里君は、地域行政官的な意味をもったものであることが明らかとなる。里君という称に、君という語が用いられているが、君という語は、王后をふくめた上長者に対する尊称として用いられるほか、邦君という称にも用いられる。この邦君という称は、第三節でふれる五祀衛鼎の銘文に、王命による土木工事を担当した領主である厲という人物の称として用いられるし、或いは邦君𤔲馬という官名にも用いられる。この邦君𤔲馬は『周礼』夏官の都司馬であろうといわれる、即ち公卿の采邑内の軍政を管理する𤔲馬であり、従って邦君という語は、領主、采邑主を意味する語であるということができる。これと同じように君という語が用いられていることから見ても、里君は、『周礼』の二十五家を管理する里宰とは全く異る性格をもつものであったことは明らかで、はるかに大規模な地域を管理するものであることが明らかである。ただ注意すべきことは、遂人の里よりも大規模であったとしても、周王との身分的な関係からすれば、周王と直接的な関係をもちうる最下のもの、即ち士の如き身分ではなかったかと考えられる。然し里が采邑として臣に与えられると、采邑主との関係からすれば、里の下の鄕の長が最下のものとなり、里君はその上に位置したと考えられる。九年衛鼎の銘文に見られる衛と鄕の長との君臣関係がこのことを示している。王の場合と比較し、身分上の関係が、相対的に一つ下がると考えられる。

では、このような里・鄕が、遂人に言うような里・鄕となったのは、何時ごろにどのような理由によるものか。この問題も資料的には明らかにはなし得ないが、おそらく六師の衰退を補うために[24]、公邑のうちの農耕を生業とする地域の一部を遂として再編したことがあったのではないか。その際、里の内部にあった鄕を、最小の単位とし、その上に里をおいたのであるが、軍事的な編成に合わせるため、鄕・里ともにその規模を縮小したものであろうと

考えられる。しかし本来の里が農産物―主として穀物―を生産し、それを租として王室に納める公邑内の地域であったことは、『周礼』の遂関係の各級の官に、農耕の管理が重要な任務の一つとして負わされていることにその性格をとどめている。師即ち「郷」に属する官には、農耕に関することが殆んどないのと、極めて対照的であるし、また郷の最下級の比長が下士であるのに対し、遂では里の長である里宰が下士であり、その下の最下級の鄰長が庶人であることも、極めて対照的である。公邑内では里が行政上の最下級の単位であり、鄰が行政上の単位ではなかったという姿を、再編の時にも残したものであろう。

その改編の時期は、厲王か或いは宣王の時であったと推測される。即ち厲王が栄夷公―金文の栄伯―を重用した時に、大夫たちに命じて管理させていた公邑を回収して、王朝の直轄下に置いた可能性があり、前章で述べた如く公邑の管理は大夫らにとってはその領有化に等しいものであっただけに、それが回収されることは、大夫即ち国人にとって打撃となったであろうと考えられる。或いは宣王が、南国の師を喪った結果、兵力を補充するために太原に民を料った時に、遂がつくられた可能性を考えることもできるであろう。(25)

さて、以上の如く、西周時代における郷遂制の原型について見て来た。それによると、郷はむしろ𠂤即ち師として、地域組織であると同時に軍事組織として存在していた可能性があり、しかも師には、牧・場などが附属しており、それらを含めて一つの地域「郊」を構成していたことが明らかになった。また遂は、本来は都鄙特に公邑内の地域単位であった里及びその下にあった鄰などを再編成したものであることが明らかになったと言えよう。(26) しかも本来の里や鄰は、農耕地のみならず、山林や沼沢にも通じて使用された地域単位であり、複数の族集団の人員によって構成されており、里の長である里君は、族長というよりも、地域行政官的な性格を基本とするものであったと考えられるのである。従って耕地・農民をも含んで一つの聚落を構成する邑が即ち里であり、またそれが一つの血縁的な族集団によって構成され、里君即ち族長であると一般化して考えることは、西周時代の社会を考える際に、大きさな誤りを招くことになるであろう。

第二節　采邑・公邑における土地と民の支配　㈠

先にも述べた如く、郷の原型である師の組織の内部における農民である師の構成員の支配に関する記録は全く得られていないため、その内情は不明である。これに対して、都鄙即ち采邑などに関する記録は少数ながら存在する。(27) 以下において、采邑における土地と農民について考えて見たい。最初に散氏盤の銘文から見よう。

1　用夨戭散邑、廼即散用田。眉自濡、渉以南、至于大

2　沽一封。以陟二封、至于辺柳。復渉濡、陟雩、䖒𦤎𨸏。

3　以西封于𢾯城楮木、封于芻莱、封于芻道内。陟芻、

4　登于厂湶、封𠛱岸・𨸏陵・岡岸、封于𡨦道、封于原道、

5　封于周道。以東封于𩁹東彊、右還封于眉道。以南

6　封于𢓊莱道。以西至于𨾊莫。眉邢邑田自根木道、

7　左至于邢邑封道、以東一封、還以西一封、陟岡三

8　封。降以南封于同道。陟州岡、登岸、降棫、二封。夨人

夨が散の邑を戭〈伐〉てるを用て、すなわち散に即うるに田を用う。眉は濡―河川名―よりし、渉りて以て南し、大沽に至りて一封す。以て陟りて二封し、辺柳に至る。復濡を渉り、雩に陟り、𦤎𨸏に䖒―及―ぶ。以て西して𢾯城の楮木に封じ、芻の莱に封じ、芻の道の内に封ず。芻を陟り、厂湶に登り、𠛱岸・𨸏陵・岡岸に封じ、𡨦の道に封じ、原の道に封じ、周の道に封ず。以て東して𩁹の東彊に封じ、右に還りて眉の道に封ず。以て南して𢓊莱の道に封ず。以て西して𨾊莫に至る。眉の邢邑の田は根木の道よりし、左して邢邑に至りて道に封じ、以て東して一封し、還りて以て西して一封し、岡に陟りて三封す。降りて以て南して

9　有𤔲眉田鮮・且・微・武父・西宮襄、豆人虞丂、彔貞、師

10　氏右省、小門人䌛、原人虞艿・淮、𤔲工虎孝、龠豊父、

11　𨾊人有𤔲刑・丂、凡十有五夫。正眉夨舍散田。𤔲土

12　屰䡌、𤔲馬𩀦𡺱、𩁹人𤔲工騍君、宰徳父、散人小子眉

13　田戎・微父・效果父、𢦚之有𤔲㯱・州𡩜・倏从𦉢、凡散

14　有𤔲十夫。唯王九月、辰在乙卯。夨俾鮮・且・𡿺旅誓

15　曰、我既付散氏田器。有爽、実余有散氏心賊、則寽

16　千罰千、伝棄之。鮮・且・𡿺旅則誓。廼俾西宮襄・武父

17　誓曰、我既付散氏溼田・𤲬田。余有爽変、寽千罰千。

18　西宮襄・武父則誓。厥為図夨王。于豆新宮東廷。

19　厥左執要史正仲農。

同の道に封ず。州の岡に陟り、岸に登り、棫に降り、二封す。夨の人の有𤔲は、眉の田―甸人―たる鮮と且と微と武父と西宮襄と、豆の人にして虞―虞人―たる丂と、彔―麓官―たる貞と、師氏たる右省と、小門の人の䌛と、原の人にして虞たる艿と淮と、𤔲工たる虎孝と龠―籥師―たる豊父と、𨾊の人にして有𤔲たる刑と丂、凡そ十有五夫なり。眉の夨が散に舍えし田を正す。𤔲土たる屰䡌と、𤔲馬たる𩀦𡺱と、𩁹の人にして𤔲工たる騍君と、宰たる徳父と、散の人にして小子たり眉の田―甸人―たる戎と微父と效果父と、𢦚の有𤔲たる㯱と州𡩜と倏从𦉢、凡そ散の有𤔲十夫なり。これ王の九月、辰は乙卯に在り。夨が鮮と且と𡿺旅をして誓わしめて曰く、「我すでに散氏に田器を付せり。爽う有りて、実にわれ散氏の心の賊たることあらば、則ち寽千・罰千し、伝してこれを棄てよ」と。鮮と且と𡿺旅則ち誓う。すなわち西宮襄と武父をして誓わしめて曰く、「我すでに散氏に溼田・𤲬田を付せり。われ爽い変ずるあれば、寽千・罰千せよ」と。西宮襄と武父則ち誓う。その図を為るは夨王なり。豆の新宮の東廷においてせり。その要を左執するは史正たる仲農なり。

この銘文は、夨なる人物―実際にはその支配する民か臣―が散氏の邑を侵害した事件があり、おそらく訴訟・裁判を経て、夨が賠償として散氏に田を与えることになり、その与えられる田の封界を確定したことを記録したものである。当時の土地の区劃の実例を記録したもので、稀れな資料であり、ここにあらわれる地名と人名との関係は、邑と田と農民との関係を知る上で重要な資料である。

先ず最初に、第一行の「用夨戭散邑、廼即散用田」（夨が散の邑をうてるをもって、すなわち散に即うるに田を用う）の句を見ると、夨が散の邑を侵害したことに対し、その賠償として田があたえられたことがわかる。これによると、邑で示されるものと、田で示されるものとの間に、等質性があることがわかる。そのあと「眉自濡」より六行目「至于𨾊莫」までは、眉地の田の封境であり、それにつづく「眉邢邑田」より第八行目までは、邢邑の田についての封境である。この邢邑田という句から見ると、明らかにこの場合の田は邢邑に属するものであったことがわかる。逆に言えば、邢邑という言葉であらわされる地には田が附属していたのである。(28)

次の第八行「夨人有𤔲」より第十四行「凡散有𤔲十夫」までは、夨・散の両者の実際に封彊を劃定する仕事に従った人びとの名があげられている。この人びとにはそれぞれその属していた或いは住んでいた地名と、役職名が人名の上に冠せられている。例えば夨側で言うと、先ず最初の夨人有𤔲というときの夨人の夨は、文冒頭の夨、したがって銘文末尾の夨王の夨であり、周王の下にあった夨侯或いは夨伯のことであり、夨人の語によって、夨邑出身の有𤔲であったことを示している。そのほか豆人・小門人・原人・𨾊人という語によって、それらの人びとの属する地名を明らかにしている。孫詒譲は、これらの地名は、夨国に隣接した国邑の名であったとしている。おそらく近接する国邑の人びとが、証人のごとき立場で、封彊劃定に参加したと考えたものであろう。しかし王国維は、こ

れらの地名を、銘文第二段の封疆劃定の文に見られる地名と比定した。即ち原人とは銘文第四行にあらわれる原道の原であり、𨾴人とは第六行の𨾴である。また豆人の豆は、文末の「于豆新宮東廷」(豆の新宮の東廷に于いて)の豆であり、豆には夨王の新宮があったことがわかる。したがって、人名に冠せられた地名は、それぞれの人が属する土地或いは出身した土地の名を示すものであることがしられる。かつ豆の例から見て、原・𨾴などの地も夨王の領内の地であると考えられる。これらの某人を、『春秋』などにあらわれる魯人・宋人などの呼称と比較すると、夨人がこれにあたり、豆人・原人などは、むしろさらに小さい範囲の地域、おそらくその人が実際に居住している聚落の名であったと考えられる。(29)

しかしこうした小さい範囲の地もやはり邑と呼ばれていたろうことは、散の有𤔲のうちの州𡠧という人物を考えることによって明らかになる。この州𡠧の州は、銘文第八行の州岡の州であり、また𤔲馬𨾴𦕺の𨾴は第四行の𨾴道の𨾴で、何れも地名を冠したものと考えられる。このうち、州はのちに引く鬲从盨の銘文によると邑名であったことがわかる。したがってこうした人名に冠した地名は、その人が居住していた邑の名であり、こうした邑が、夨なり散なりの領内に多く存在していたことがわかる。夨・散そのものも、本来一つの邑を示す呼称であったが、その邑が所領の中心となるとともに大きな地域を意味することとなり、その内部にはさらに幾つかの邑をふくみ、それぞれの名でよばれていたのである。(30)

ところで、この銘文において、領域を劃定するために、その外周の要所に封を行った、おそらく土をもり、その上に樹木を植えたものと考えられるが、この封が行われた場所は、岡・岸・陵などのほかは、多く道で行われる。たとえば、𨾴道・原道などがそれである。この𨾴・原は、上述の如く小邑の名であった。この𨾴道などの道は、眉の地から𨾴邑に通ずる道であろう。同じようなことは原道・周道・𢼸道・眉道などにも適用出来るであろうから、𢼸も眉も同じように邑の名であったと考えられる。もし以上の如く、眉も邑名であったとすると、この銘文において区劃される土地は、この眉邑によって名を得た地域であり、聚落としての眉邑の周囲にあった地域の一部であり、その地域の外側には、原邑・𨾴邑などをそれぞれ中心として田をともなって展開する土地が隣接して存在していたことが想定できる。もっとも、銘文では、これらの眉・原などの邑の相対的な位置関係が明らかではないので、散に分与される地域の内部に、眉邑があるのか否かは明らかではない。また原邑などもその外周にあるのか、内部に含まれるのかも明らかではないが、もし内部に含まれるとすると、第十行の原人の虞である艿らや𨾴人の有𤔲の刑らは、夨から散の支配下に入る可能性が出て来る。最近そのような説が提出されているが、後述するような理由で、私はその説はとらない。旧説の如く、これらの人びとは、夨の有𤔲として境界設定を行った人びとであり、その後も夨のもとにあったものと考えている。また井邑の田は、言うまでもなく、井とよばれる邑に所属する田であるが、それにはわざわざ「眉の」という語が冠せられているので、何かの理由によって、井邑に屆する田の一部が分割されて、眉邑の田とともに夨の手によって治められていたものと考えられる。

一体、金文には、井家・井邑・井邦・井侯・井伯・井叔など、井を称する呼称がしきりにあらわれる。これらの井をすべて一つにするか、或いは幾つかに分けるかについては、色々な説があり、またそれぞれに問題を含んでいる。(31) しかし、いまこの散氏盤に関する限りは、それらすべてが問題になるのではなく、この盤とほぼ同時代に作られた、大克鼎の銘文が重要な関聯をもっている。左にあげる銘文

前略……王若曰、克、昔余既令汝出納朕令。今余隹緟崇乃令。錫汝叔市参絅茀悤。錫汝田于埜。錫汝田于渒。錫汝井家㔷田于𤰈、以厥臣妾。錫汝田于康。錫汝田于匽。錫汝田于陴原。錫汝田于寒山。錫汝史小臣霝龠鼓鐘。錫汝井遈㔷人𦖞。錫汝井人奔于量。敬夙夜用事、勿廃朕令。克拝稽首……後略

(……王が若(したが)いて曰く、「克よ、昔われすでに汝に令して朕が令を出納せしめたり。今われこれなんじの令を緟崇せん。汝に叔市・参絅・茀悤を錫う。汝に田を埜に錫う。汝に田を渒に錫う。汝に井家の㔷の田を𤰈に錫い、その臣妾を以(とも)にす。汝に田を康に錫う。汝に田を匽に錫う。汝に田を陴原に錫う。汝に田を寒山に錫う。汝に史・小臣・霝・鼓・鐘を錫う。汝に井の遈と㔷との人の𦖞―籍―を錫う。汝に井の人の量に奔りしものを錫う。敬みて夙夜にもって事(つか)え、わが令を廃するなかれ」と。克は拝し稽首して……)

は、この銘文の錫与に関する部分であり、多くの田が克に与えられたことが記録されているが、「錫汝井家㔷田于𤰈、以厥臣妾」(汝に井家の㔷の田を𤰈に錫い、その臣妾をともにす)と「錫汝井遈㔷人𦖞。錫汝井人奔于量」(汝に井の遈と㔷との人の籍を錫う。汝に井の人の量に奔りしものを錫う)とは特に重要である。これらの句のもつ意義については、すでにその概略を指摘したが、今一度ここで詳細に考えてみようと思う。はじめに前の句について見ると、井家の二字は㔷田が何に帰属するものであったかを指示する語として書かれている。井家の家の字の意味は余り明らかでないが、畢公家・畢王家・王家など、例えば蔡簋・卯簋などに見える家の字から考えると、単に建築としての家とその内部の人的・物的なものをさすのではなく、ある人物―王をも含めて―が領有或いは支配する地域の土地或いは地上のもの、人をも含んでいたものであることがわかる。(32) したがって、井家㔷田は井伯の領有していた地域のうち、㔷という所にある田をさすものと考えられる。𤰈は、㔷のうちの更に小さい区域か、或いは㔷をふくんだ広い地域をさすものであるが、「錫汝田于陴原」(汝に田を陴原に賜う)の陴原が『詩』にあらわれる溥原であるとすれば、恐らく𤰈は㔷田を含む地域であると考えられる。したがって、もと井伯の領内の𤰈地方の㔷という所にある田を与えたということになる。これにつづく厥臣妾の「厥」は井家をうけるもので、井家の臣妾のうち㔷に属したものをさすと考えられる。

次に「錫汝井遈㔷人𦖞。錫汝井人奔于量」について見ると、井はほとんど井家と同義であり、散氏盤で言えば井邑に当たるものと考えられる。遈と㔷とは、「井家㔷田」の語から見て、井領内の小地名であると考えられ、したがって井遈㔷人は、井人のすべてをさすのでなく、そのうちの遈・㔷に属する人をさすものである。㔷田の語から見て、おそらく㔷という小邑に住み、その周囲にあった田の耕作者であったと考えられる。「井人奔于量」即ち井人のうち量地に逃亡した人も、井人全体のうちのものではなく、遈・㔷邑の人のうちの逃亡者であったろうと考えられる。これらの人びとはすべて本来は井の㔷の田の耕作者であったのであるが、これらの人びとは、すべてその数が、登録されていたのである。大克鼎と同じく克によって作られた克盨の銘文には、

王令尹氏友史趛典膳夫克田人。

(王は尹氏の友たる史の趛をして、膳夫たる克の田と人とを典せしむ。)

とある如く、周王の書記官によって、田と人とが調査登録されたことから考えて、おそらく当時の田と人とは一般に籍にのせられていたのであり、井人も克に与えられる以前から、すでに王室において登録されていたのであろう。したがってこの「井遈㔷人𦖞」とは、遈や㔷の人の籍を与えることによって、それらの人びとを領有し支配することを許したものと考えられる。逃亡者を明らかにし得るのも、このような籍を前提として考えられることである。(33) 王国維はこの井人が逃亡した量は、散氏盤に出る𨾴と同一地ではないかとしているが、その当否は別として、この井家田と井邑田とは、おそらく連続した地域で、もと井伯の領行していた地であったと考えられる。(34)

さらに、その散氏盤・大克鼎の銘文と関聯あるものとして、大克鼎の作器者膳夫克の名が見える鬲从盨の銘文がある。

隹王廿又五年七月既望□□、王在永師田宮。令小臣成右逆□□内史無𢦚大史旟曰、章厥𨷾夫㠯鬲从田、其邑旆𢿺𩕈。復友鬲从其田、其邑𠬝𢿺言二邑。畀厥小宮㠯鬲从田、其邑𠬝𠭯句商児眔讎戈。復限余鬲从田、其邑競𣏟才三邑州瀘二邑。凡復友。復友鬲从日十又三邑。厥右鬲从、膳夫克。鬲从作朕皇祖丁公・文考恵公

これ王の廿又五年七月既……、王は永の師田の宮に在り。小臣たる成をして……内史たる無𢦚と大史たる旟とに右逆……して曰く―右逆は証拠書類に関することならん―、「章の𨷾夫に鬲从に田を㠯せしむ、その邑は旆・𢿺・𩕈なり。鬲从にその田を復友せしむ、その邑は𠬝・𢿺言の二邑なり。鬲从に畀す。𠬝の小宮に鬲从に田を㠯せしむ、その邑は𠭯と句商児と讎戈なり。復(また)鬲从に田を限余せしむ、その邑は競・𣏟・才の三邑と州・瀘の二邑なり。凡そ復友せしむ。鬲从に田十又三邑を復

盨。其子〻孫〻永宝用。

友せしむ」と。その右は爾从（が執れり）、膳夫たる克。爾从はわが皇祖丁公・文考恵公の盨を作らん。それ子〻孫〻永く宝として用いん。

この銘文は、個々の文字の解釈、金文の句読に多くの異説があり、その解釈は難解であるが、その大意は以下のようなものであると考えられる。[35] 即ち、周王―「令小臣成」（小臣の成に令す）の主格が省略されているが、王であったと推測される―が小臣の成に命じて、内史の無𡚬、大史の旟とともに、章の𣪕夫と亘の小宮に、次のような判決を申しわたさせた。章の𣪕夫は、旃・鈦・𩆂の三つの邑と亘・恣言の二邑とに属する田を爾从に返還すること、また亘の小宮は彸・句商児・讎戈の三つの邑に属する田、及び競・楙・才の三邑、州と瀘の二邑にそれぞれ属する田を返還すること。併せて十三の邑に属する田―原文は日と書くが、文意から見て、田字を誤記したものであることは明らか―を返還させる旨を記している。末尾の「その右は爾从、膳夫克」とは、同文二通の判決文が版に書かれ、二枚に割り印の如きものをつけ、その右の版を爾从が所持することを記したものである。膳夫克は、先の大克鼎の作器者であるが、おそらく証人のような立場で署名していたのであろう。この銘文では、田の所在が邑の名によって示されていることから見て、当時田と邑とが密接に結びついていたことがわかる。[36] 大克鼎の銘文の、田の所在を示す地名も、邑の名が多いと考えられる。それは兎も角として、この爾从には今一つ器があり、それでは爾攸从と称している。王国維はこの爾攸从を、散氏盤において散の有嗣としてあらわれる倏从𦉢と同一人ではないかとし、この厲王の時代は、西周末の混乱期で、王臣であった爾从が、散氏の臣、周王から見れば陪臣の地位に転落して了ったのではないかとしている。かつこの爾从盨には十三の邑名が見えるが、そのうちの州邑の州は、散氏盤の州であろう。おそらく、爾从が、散氏の臣となるとともに、その領有していた州邑も散氏の手に帰したのでないかと考えられる。

以上のごとく、大克鼎・爾从盨・散氏盤の銘文によって考えると、この地域には、厲王の時代に可成り激しい社会的変動があったことがわかる。邢邑はおそらく、永盂などの銘文に登場する邢伯の采邑であったと考えられる。この邢伯は穆王から共王・懿王期にかけて活躍する王の大夫であるが、それ以後、銘文から姿を消して了う。何かの理由があり、急激に没落した結果、邢邑及びそれに属する田が、複数の貴族に王より分賜されたか、或いは貴族によって分割され、その一部が、夨の手に入り、眉に附属させて支配したものであろう。[37]

ところが、この邢邑の田が附属していた眉という土地の田も、この銘文の事件がおきる前から既に少くとも夨と散の二者によって分割されていたことが、散氏盤の銘文からうかがわれる。この銘文の第八行末から第十四行初めにかけ、この区劃の設定に従事した夨と散の役人の名があげられているが、そのなかに、夨の側では「眉田鮮・且・微・武父・西宮襄」（眉の田の鮮と且と微と武父と西宮襄）の五人、散の側では「眉田戎・微父、效果父」（眉の田の戎と微父と效果父）の三人には、いずれも眉という地名を冠している。田は甸で、一般に『周礼』天官の甸師に類した役と考えられている。このように、夨・散両者に眉の甸官（田官）などが存在していたことは、銘文に記録される分割以前にすでに、眉とよばれる地域即ち眉邑を中心とする地域の田が、夨と散によって分割されており、しかも田を専門に管理する役人が存在していたということは、当時の社会を考えるのに、どのような意味をもっていたのであろうか。

先ず第一に明らかなことは、邑と結合した田が、田の支配者によって、邑から分離される傾向が可成り一般化して来ていたということである。それは邢邑の田のみの問題ではなかったのである。しかも本来二つの邑に属していた田が、地域が隣接していたこともあり、一系統にまとめて、田官によって管理されていたことが、この銘文によって知られる。即ち夨の下では、邢邑から分割された田を、眉邑の一部の田に附属させ、眉の田官によって管理させているからである。

銘文第十四行の後半から、第十八行の前半にかけての部分は、この田の譲渡について、異約があった場合に、夨の田官が罰を甘受することを、夨がその田官に誓わせた語の記録であり、二つの部分に分れている。第一は、田官のうちの鮮・且・𢍰旅の三人が、散氏に付与した田器に違約があれば罰を受ける旨を誓ったものであり、第二は西宮襄、武父の二人が、散氏に付与した田―これは溼田と𤰈田との二種に分れる―に違約があれば、罰を受けることを誓ったものである。この二つに分れた点について、郭沫若氏は、鮮・且・𢍰旅の三人は眉の田官であり、西宮襄・武父は邢邑の田官であるとしている。その理由は明らかにされていないが、分割される土地が、眉とよばれる部分と、それに付属する邢邑田とに分れることに対応させたものと考えられる。これに対して、最近この二組の田官はいずれも邢邑田を夨の役人として管理していたものであるという説が出された。[38] その理由は、境界設定に従事した夨側の人びとのうち「豆の人にして虞たる丂」、「原の人にして虞たる艿」、「唯の人にして有嗣たる刑」などと書かれる原・唯などの地名が、眉に関する境界設定の文章のなかに、「封于原道」（原の道に封ず）、「西至于唯莫」（西して唯莫に至る）としてあらわれ、これは夨から散に譲渡された眉の地域に含まれるのに対し、邢邑に関する部分には、このような人物、例えば「邢人の某…」の存在を示すような地名があらわれないのは、前述の如く邢邑と呼ばれる地域―田などをも含めた―に激変があり、自立的な機能を失った結果、「夨人の有嗣にして眉の田たる鮮」らによって管理されていたと考えたからである。然しその著者も言う通り、境界設定の文章においては、譲渡される地域と原・唯などの邑との位置関係、即ち譲渡される地域に含まれるのか否かを明示する記載は全く見られない。また著者が、境界設定を行った者が、土地とともに移譲されるとする説も、金文においては必ずしも認められない。例えば上に引いた九年衛鼎の銘文には、衛が盠とその下にあった㹄ら及び㸚とその下にあった東臣らに皮革製品を与えたのは、盠らが境界設定に参加するとともに、矩から山林とともに衛に移譲されたからであるとその論者は考える。原文には、境界設定を行ったのは、顔の有嗣である寿商と顔の小子である具であると記載し、盠らについては、このような記載はない。それにも拘らず、著者が以上のように考えたのは、同じく上に引いた大簋の銘文において、王が大に趞睽の里を与えた際、趞睽が境界設定を行い、且つ大から賜与を受けたのと同じであったと九年衛鼎の盠らを理解したからである。然し、趞睽と盠らとでは、その立場が全く異なることを見落してはならない。趞睽は前述の如く、公邑の里君としてその里を自ら管理していた者であり、その里全域が、公邑としての性格を失って采邑として大の支配下に入るものであるのに対し、盠らは必ずしも𦧡里の管理責任者でもないし、その里全体、さらには顔陳の管理する林全体が衛に譲渡されるのでもないから、その譲渡行為において占める立場が異なると言わざるを得ない。まして九年衛鼎の銘文自体に境界設定者を明記する限り、その記載に従って考えるのが自然である。従って、九年衛鼎の盠とその下の㹄ら及び㸚とその下の東臣らは、境界設定とは関係はなく、衛の支配下に入り、以後移譲される林とその住民を管理する役人として、衛と君臣関係を結ぶために、衛から賜与を受けたと考えるべきであろう。

従って散氏盤の銘文にあらわれる豆人・原人らも、夨から散へ移譲されると考える必要はないのである。また眉の田官である鮮らが、邢邑の田のみを管理するとすれば、譲渡違反に対する誓約が、何故鮮らのみによって行われたのか、換言すれば邢邑の田に関しては、違反が処罰の対象となるのに対し、それ以外の眉の地に関しては何故それが必要でなかったかが説明されねばならないであろう。特にその著者の言う如く、原などの邑が、夨から散に移譲される際に、主体的行動をとり得るだけの力があるとするならば、その移譲に際して、どのような条件と違反に対する処罰が相互の間で確認されるかは、或る意味で完全に支配権の移譲される邢邑の田より、はるかに両者にとって重要な関心事であった筈だからである。この時期の支配・被支配の関係は、一方的に支配者の力によって決定されるのではなく、両者の間の誓約によって成立する以上、これを明記することが何よりも必要であった。しかし、実際には、眉の田官による二つの誓約しか記されていないということは、この二つの誓約が、眉と邢邑田との両者に共通する誓約であったことを示していると考えるべきであろう。そのことは、眉とよばれる地域と、邢邑の田の地域とは、同質の地域であったことを示しているのであり、上に述べた如く、眉とよばれる地域がすでに分割されていたことが、これを裏付ける傍証であったのである。

さて、次にこの二つの誓約の内容を見ると、一つは田器に関するものであり、他の一つは溼田・𤰈田に関するものである。前者の田器とは、主として耒耜などの農具をさすと考えられる。溼田と𤰈田は、その意味は明らかではないが、或いは水田と乾田という如き、田の性質を言ったものであろう。従ってこの二つの誓約は農具と耕地とにのみ限定されたものであることがわかる。然し、夨から散氏に譲渡された土地には耕地以外のものがふくまれる。例えば、第一行、第二行に「眉自濡、渉以南、至于大沽一封、以陟二封、至于辺柳、復渉濡」（眉は濡より、渉りて以て南し、大沽に至りて一封し、以て陟りて二封し、辺柳に至りて、また濡を渉る）とあること即ち濡河を二回渉っていることから見て、濡と呼ぶ河川の一部がこの譲渡される地域にふくまれていることは明らかであるし、大

一七八～一七九

一八〇～一八一

沽はおそらくこの川につながった池沼であろう。また第三行には「封于芻莱」（芻の莱に封ず―芻は邑の名であろう―）とあるから、莱が含まれると考えられる。この莱が荒地であるのか、休耕地であるのかは不明であるが、農耕にはあまり適しない土地であろう。さらに邢邑の田においても、第七行に「陟岡三封、降以南封于同道」（岡に陟りて三封し、降りて以て南して同の道に封ず）とあるから、岡上では稜線にそってか、或いは岡を横断する形でか、境界が設けられていたと考えられ、岡の何れかの斜面が、譲渡地域に含まれていたとしなければならない。したがって、この地域は、耕地のみから構成されるのではなく、丘陵や川沢をふくんでいたことは明らかである。大夫らの采邑にしても、魯・衛などの諸侯の領地にしても、本来はこのように、山林や川沢を含むものであり、また当然人びとの居住地である狭義の邑を含むものであったことは言うまでもない。矢側の有嗣に虞―『周礼』地官の山虞・沢虞に当る―が含まれるのも、領内に山林・川沢を含み、その管理が必要であったからである。

このように譲渡される土地に丘陵・川沢を含みながら、それらに関する誓約が含まれないのは何故か、一つには、農業経営が当時の領主層の最大の関心事であったということによると思われる。それとともに、この事と表裏することであるが、当時の土地及び民の管理即ち領地の支配が農耕地を基本として行われており、その面では、王朝の監督が采邑内にまで及んでいたのに対して、山林・川沢などに関しては、領主の可成り自由な支配が行われていたことによるのではないかと考えられる。例えば、後に引く五祀衛鼎の銘文によると、裁判の結果、邦君の厲から衛に田が譲渡されることになるが、その際、裁判を担当した邢伯らは、王官である嗣土・嗣馬・嗣工と内史の属官に命じて、譲渡さるべき田の現地における確認を行わせている。また同じ衛の作った衛盉の銘文や先に引用した永盂の銘文でも、王官の嗣土・嗣馬・嗣工―永盂では嗣馬の代りに師氏が入る―による確認と譲渡が行われている。この事実は、采邑にあっても、田に対しては王官の参有嗣による監督が行われていたことを示している。このことは領主による采邑の日常的統治に介入することを意味するものではなかったと考えられるが、その移動などに対しては、王朝による監督と何かの規制があったと考えられる。それは采邑の領主が王に納める賦税、或いは労役や戦時による出兵の際の人数・車馬の数などが、いずれも田の規模、換言すればその田を耕作する農民の数を規準にして決定されたからであると考えられる。[39] 譲渡側である矢の役人のなかには、嗣工一人しか見られないが、受領側である散の役人には、嗣土・嗣馬・嗣工の参有嗣が最初にあらわれるのは、領主の側にも王官の参有嗣に対応する役人が存在していたことを示している。[40] 散氏盤の銘文では、田器と田との譲渡のことは述べられているが、耕作者である農民のことには何もふれない。これは田という語のなかに、農民を含んでいたことによると考えられる。先にあげた鬲从盨や大克鼎の銘文における田の返還や賜与も、農民にふれないのは、田のみの返還或いは賜与ではなくて、農民は田に含まれていたと考えるべきである。このことは、当時の公邑や采邑における支配が土地、特に耕地を基本にして行われていたことを示しており、農民は耕地に固定されているのが原則であったことを示している。[41]

これに対して、田以外の山林などはどうであったか。西周時代の金文には山林などに関する資料は僅かしかないので明確にはなし得ない。先に引用した九年衛鼎では、矩伯から衛に対して林の譲渡が行われるが、その譲渡に際しては、王官の参有嗣は登場せず、矩と林の管理者である顔陳の役人らによって、現地の確認と彊界設定が行われる。この九年衛鼎や、五祀衛鼎・衛盉・永盂はいずれも共王期のものであるだけに、九年衛鼎の銘文は、山林と田との差異を明示しているように思われる。

これらの銘文よりやや時代の降る尹姞鼎の銘文（挿図12）

> 穆公作尹姞宗室于
> 繇林。隹六月既生覇
> 乙卯、休天君弗忘穆
> 公聖𢦏明弜、事先王、
> 格于尹姞宗室繇林。
> 君蔑尹姞曆、錫玉五
> 品馬四匹。拜稽首、対揚
> 天君休、用作宝齋。

穆公は尹姞の宗室を繇林に作れり。これ六月既生覇乙卯に、休なる天君は、穆公の聖𢦏明弜にして先王に事えしを忘れず、尹姞の宗室の繇林に格れり。君は尹姞の曆を蔑し、玉五品・馬四匹を錫えり。拜し稽首し、天君の休を対揚し、もって宝齋を作らん。

によると、穆公が、尹姞という女性のために、宗室を繇林に作ったことが知られる。陳夢家氏は、穆公と尹姞とは夫婦であると考え、白川静氏は穆公を尹姞の父兄と考える。私は白川氏の説に従うものであるが、ただ宗室を宗廟のある所とされたのには従わない。西周時代の金文には、旧宗とか万宗といった語があらわれる。旧宗は、古く分れた家系をいい、万宗はあらゆる家系、すべての家系を言ったものである。室は、部屋或いは家といった建物の意味ではなく、家人或いは家産―土地も含む―などすべてを含んだ意味で使用されたものと考えられる。[42] 従って宗室とは、ある独立した家系のことであり、当然その家系の宗廟も新たに建立されたであろうが、この銘文では宗廟を作ったというよりも、尹姞を分家させ、繇林をその土地として与えて独立させたものと考えられる。この尹姞は吉姓出身の女性であり、女性が家系を独立させるということは、おそらく異例のことであったと考えられるが、当時においては貴族の女性は、想像以上に社会的に力をもっていたこと、及び白川氏も言われる如く、天君―共王の后か―と親密な関係にあったことが、このようなことを可能としたと考えられる。なお穆公は、共王期の盠彝にあらわれる人物であり、参有嗣と王行と六師という、西周王朝の中枢機構を掌握していた人物であり、卿の如き位置にあったと考えられる。この繇林は、穆公の領内の林―繇は地名―であり、それを独自に分割して尹姞に譲与したと考えられる。従って山林などは、領主の意向によって、可成り自由に処分することができたと言えよう。これに対して、耕地である田に対しては、少くとも王畿内においては、采邑に関しても、王朝による監督が行われており、譲渡についても規制が加えられる場合があったであろう。このことは、山林が、領主―公邑の所有者としての王を含めて―の家産的性格をもつのに対し、田が公的性格の強いものであったことを示している。しかも先に検討した如く、九年衛鼎に見られる林の地域の人的構成の複雑さは、山林などが、農民の村落から切り離されて、独自に管理されていたことを示しており、領主の家産として経営されていたと言うことができる。

以上のように、散氏盤の銘文は、田と山林などとの管理上の差異を示すとともに、今一つ重要なこととして、田器の問題を提出している。即ち銘文には、「矢俾鮮・且・斝旅誓曰、『我既付散氏田器。有爽、実余有散氏心賊、則爰千罰千、伝棄之』」（矢は鮮・且・斝旅に誓わしめて曰く、『われすでに散氏に田器を付せり。爽うありて、実に余が散氏の心賊たることあらば、則ち爰千・罰千、伝してこれを棄てよ』）とあり、鮮・且・斝旅の三人が、散氏に田器を渡したが、もし違約があれば、罰を受けることを誓っている。鮮・且の二名は、銘文によれば、矢の下の眉の田官であったことが明らかであり、斝旅もおそらく田官であったと考えられるが、この誓約は、田器が田官によって管理されていたことを示している。『礼記』月令の季冬之月に、

> 命農計耦耕事、脩耒耜、具田器。

（農に命じて、耦耕の事を計り、耒耜を脩め、田器を具えしむ。）

と言うときの田器に相当するものであろう。鄭注によれば、この田器とは鎡錤之属であると言われる。この月令の文の農とは、農民一般をさすのではなく、典農の官であると言われる。従って『礼記』では、耒耜・田器を合せた農具が、農官によって管理されるものと考えていたことになる。同じような事は『周礼』地官の遂人系統の官にも見られる。即ち遂大夫の職文に

> 正歳、簡稼器、修稼政。

（正歳には、稼器を簡し、稼政を修む。）

とあり、この稼器は、「耒耜鎡基之属」と解されている。即ち『礼記』の耒耜と田器を併せたものである。或いは鄙長の職文には、

> 若歳時簡器、与有司数之。

（もし歳と時とに器を簡するときは、有司とこれを数う。）

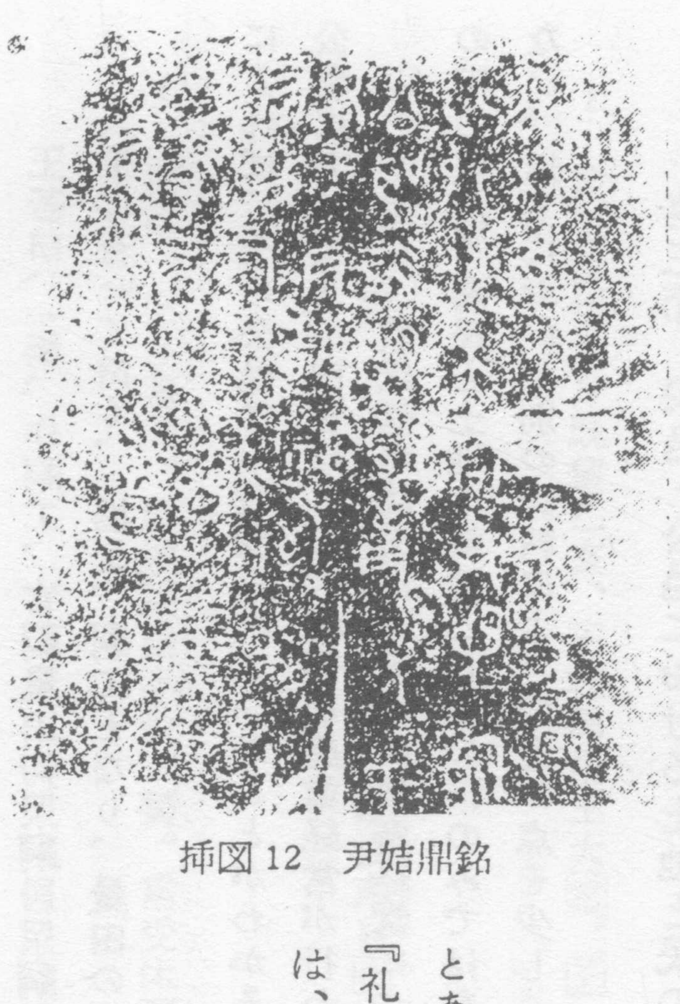

挿図12　尹姞鼎銘

とあり、この器は稼器であり―注では兵器も含むとするが―、有司とは遂大夫であると鄭注は解している。この二つの職文によれば、少くとも、年に一回は、遂内の役人によって、農具の点検が行われるべきものとされていた。

また『周礼』地官の里宰の職文

以歳時合耦于耡、以治稼穡、趨其耕耨、行其秩叙。以待有司之政令、而徴斂其財賦。

（歳時をもって耦を耡に合わせ、もって稼穡を治め、その耕耨を趨し、その秩叙を行う。もって有司の政令を待ちて、その財賦を徴斂す。）

によれば、農耕における共同労働者の決定、作業の手順なども、里宰によって監督されていたことがわかる。ここに引いた『周礼』遂系統の三官の職文を、一つにまとめたのが、『礼記』月令の季冬の文であると言えよう。従って農具や農作業が、地域的な官によって管理されていたことがわかる。おそらく西周時代にも、散氏盤の銘文の田官の如きものによって、耕地ばかりではなく、農具なども管理されていたとすることができよう。この田官は、一般に『周礼』天官の甸師に当てられる。その職文には、

掌師其属而耕耨王藉、以時入之、以共齍盛。祭祀共蕭茅、共野果蓏之薦。喪事代王受眚烖。王之同姓有辠則死刑焉。帥其徒以薪蒸役外内饔之事。

（その属を帥いて王の藉を耕耨し、時をもって入れ、もって齍盛を共することを掌る。祭祀には蕭茅を共し、野の果蓏の薦を共す。喪事には王に代りて眚烖を受く。王の同姓に辠あれば、すなわち死刑す。その徒を帥いて薪蒸をもって外内の饔の事に役す。）

とあり、農耕に関することは、王の藉田の管理のみで、他はむしろ呪祝に関すること―王の同姓の死刑を含め―が多い。藉田に関することと呪祝に関することが、一つに結びつけられること自体興味ある問題ではあるが、この職

文に関する限りは、金文の田官とは余りかかわりはないように思われる。金文の田官は寧ろ遂系統の官に近いものであったとすべきであろう。前に見た如く、遂系統の地域構成は、公邑における農業地域を再編成したものではないかと推測した。この公邑の地域は、また『周礼』地官載師の職文によれば、先に引用した如く、甸とも称されている。しかも『周礼』によれば、この公邑と采邑のある都鄙とは同じ地域区分、即ち小司徒の職文の

乃経土地而井牧其田野。九夫為井、四井為邑、四邑為丘、四丘為甸、四甸為県、四県為都。以任地事而令貢賦。凡税斂之事。

（すなわち土地を経めて、その田野を井牧す。九夫を井となし、四井を邑となし、四邑を丘となし、四丘を甸となし、四甸を県となし、四県を都となす。もって地事に任じて貢賦せしむ。およそ税斂の事も。）

という区分であったと言われている。郷遂の制度と同じく、このような区分が、そのまま西周時代に行われていたとは考えられないが、この区分は、郷遂の制度が、家＝戸即ち正夫の組織化を目的として作られた地域区分であるのに対し、農耕地を規準にして作られたものであることは、示唆に富むものと言えよう。おそらく公邑・都鄙―即ち采邑―の農耕地は、農業経営に適合するように、耕地を規準にした地域区分が行われ、田官によってその耕地・農具・農民が監督されていたものと考えられる。[43] しかもその地域区分の名称は、鄰・里をふくむ遂の原型となるようなものであったのではないかと考えられる。田官の職務が、『周礼』の遂系統の官の職文に最も近いことが、このように考えることを可能とするであろう。ただし、この田官が、遂人以下の如く、支配・行政上の職務をもっていたのか否かは明らかではないが、散氏盤の銘文には、散の有嗣として、田官とは別に嗣土・嗣馬・嗣工があらわれるので、田官は嗣土の属官として、耕地・田器と農業労働力としての農民を管理していたと考えることができよう。このような田官は、揚簋の銘文

王若曰、「揚、作嗣工、官嗣量田甸眔嗣居眔嗣芻眔嗣寇眔嗣工司。」

（王は若いて曰く、「揚よ、嗣工となり、量田の甸と嗣居と嗣芻と嗣寇と嗣工の司を官嗣せよ。」）

によれば、王の公邑にも設置されていたことがわかる。この銘文では、甸が嗣工の配下におかれることになるが、公邑においても、田官による大規模な農業経営が行われていたことを示している。

以上の如く、散氏盤の銘文は、当時の農業経営についても、多くの重要な問題を提起しているが、ただその譲渡の田の規模や農民と土地―耕地としての田のみではなく、その居住地である狭義の邑との関係については何もふれない。以下において別の資料によってその点を少しく検討してみよう。

第三節 采邑・公邑における土地と民の支配 (二)

隹正月初吉庚戌、衛以邦君厲告于邢伯・伯邑父・定伯・琼伯・伯俗父曰、「厲曰、『余執龔王恤工、于昭大室東逆栄二川。』曰、『余舍女田五田正。』」酒訊厲曰、「汝賓田否？」厲酒許曰、「余審賓田五田。」邢伯・伯邑父・定伯・琼伯・伯俗父酒講、使厲誓。酒令参有嗣：嗣土邑人趙・嗣馬頖人邦・嗣工陶矩・内史友寺芻、帥履裘衛厲田四田。酒舍寓于厥邑。厥逆疆眔厲田、厥東疆眔散田、厥南疆眔散田眔政父田、厥西疆眔厲田。邦君厲眔付裘衛田、厲叔子夙・厲有嗣讎季・慶癸・燹廛・荊人敢・邢人倡屖・衛小子□?。逆者其饗朔?。衛用作朕文考宝鼎。衛其万年永宝用。隹王五祀。

これ正月初吉庚戌に、衛は邦君の厲を以って邢伯・伯邑父・定伯・琼伯・伯俗父に告げて曰く、「厲が曰らく、『われ龔王の恤工を執りて、昭の大室の東逆―北―において二川を栄せり』と。曰く、『われ汝に田を五田舍して正さん』と。」酒ち厲に訊して曰く、「汝は田を賓するや否や？」と。厲は酒ち許して曰く、「われ審らかに田五田を賓せん」と。邢伯・伯邑父・定伯・琼伯・伯俗父酒ち講じ、厲をして誓わしむ。酒ち参有嗣たる嗣土の邑人の趙・嗣馬の頖人の邦・嗣工の陶矩・内史の友の寺芻に令して、帥いて裘衛の厲の田四田を履ましむ。酒ち寓をその邑に舍す。その逆―北―疆は厲の田に眔び、その東疆は散の田に眔び、その南疆は散の田と政父の田に眔び、その西疆は厲の田に眔ぶ。邦君の厲が眔に裘衛に田を付せしは、厲叔の子夙・厲の有嗣の讎季・慶癸・燹廛・荊人の敢・邢人の倡屖・衛の小子の□なり。逆えし者にはそれ饗朔す。衛もってわが文考の宝鼎を作らん。衛はそれ万年も永く宝として用いん。これ王の五祀なり。

ここにあげた資料は、先に引用した九年衛鼎と同出した五祀衛鼎の銘文（挿図13）である。[44] 内容は、邦君の厲が、共王より命ぜられた工事を行った際、事故があり、衛に田を五田賠償する約束をした。然し厲がそれを履行しなかったため、衛が提訴し、邢伯らが判決を下し、参有嗣らに現地に行かせ、四田の譲渡が決定され、その四境が確認された。以下に、邦君厲側と衛側との譲渡立ち合い人の名がかかれる。この銘文には興味ある点が幾つかある。第一に邦君厲は、共王から命ぜられて工事をするが、その際、衛に与えた損害は、王朝によって賠償されるのではなく、工事担当者である厲によって行われている点である。このことは、恐らく工事そのものが、厲の負担において行われたであろうことを暗示している。邦君というものが、どのような身分であるのか、采邑を与えられて伯を称するものに等しいのか、或いは外服の諸侯であるのかといった点は明らかではないが、豆閉簋の銘文によると、周王が豆閉に、窋俞という者の邦君嗣馬・弓矢を嗣どることを命じているから、ある程度の軍事力をもった領主であ

ることは確かである。厲は周王から封土を与えられて邦君となったことに対する奉仕として土木工事を命ぜられたものである。第二は、土地訴訟の裁判の経過が明らかにされている点であるが、その点については第五章でふれる。第三が、此処で主題としようとする田の問題である。

上に検討した散氏盤の銘文では、「用田」（田を用う）、「眉邢邑田」（眉の邢邑の田）と言う時の田は、実体としては、丘陵や川沢や或いは邑を含むものであり、耕地のみに限定されたものではなかった。前章で引いた宜侯夨簋の銘文の「錫土」（土を錫わる）の土と同じような内容をもつ語であった。これに対して、この銘文の「余舍汝田五田正」（われ汝に田五田を舍して正さん）、「余審賓田五田」（われ審らかに田五田を賓せん）、「帥履裘衛厲田四田」（帥いて裘衛の厲の田四田を履む）という時の、田五田、田四田の田は異った意味をもっている。田五田の上の田字は、散氏盤の銘文で言えば、「溼田」と言う時の田で耕地そのものをさす語であり、下の田字は、数量名詞としての田である。したがって、五田・四田と言う時の田は、一定の面積に区劃されていた耕地であったと考えられる。一田の面積が百畝であったのか、或いは一井即ち九百畝であるのか、或いは更に大きな単位であったものかは確定されていないが、私は後述のような点から考えて百畝説がよいのではないかと考えている。この一田が[45]、当時の耕地の最小の単位であったことは、この五祀衛鼎と同出した衛盉の銘文（挿図14）によって明らかである。即ち

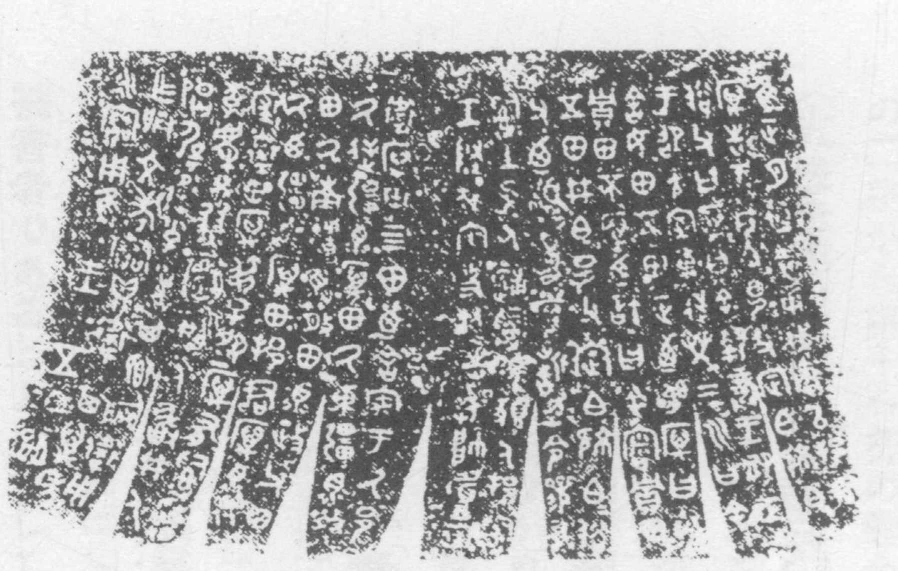
挿図13　五祀衛鼎銘

隹三年三月既生覇壬寅、王爯旂于豊。矩伯庶人取瑾璋于裘衛。才八十朋。厥賓其舍田十田。矩或取赤琥両・麀皋両・賁韐一。才廿朋。其舍田三田。裘衛迺彘告于伯邑父・栄伯・定伯・琼伯・単伯。伯邑父・栄伯・定伯・琼伯・単伯迺令参有嗣：嗣土微邑・嗣馬単旟・嗣工邑人服。眔受田、燹・趞・衛小子諡。逆者其饗。衛用作朕文考恵孟宝般。衛其万年永宝用。

これ三年三月既生覇壬寅に、王は旂を豊に爯(あげ)られたり。矩伯の庶人が瑾璋を裘衛より取れり。才―財―は八十朋なり。その賓にそれ田十田を舍せん。矩或(また)赤琥を両・麀皋を両・賁韐を一取れり。才は廿朋なり。それ田三田を舍せんと。裘衛は迺ち伯邑父・栄伯・定伯・琼伯・単伯に彘告せり。伯邑父・栄伯・定伯・琼伯・単伯は迺ち参有嗣たる嗣土の微邑・嗣馬の単旟・嗣工の邑人の服に令せり。眔(とも)に田を受けしは、燹・趞・衛の小子の諡なり。逆えし者にはそれ饗す。衛はもってわが文考の恵孟の宝盤を作らん。衛はそれ万年も永く宝として用いん。

挿図14　衛盉銘

によれば、第一回には矩伯の庶人が衛から瑾璋を手に入れ、その価格は八十朋―貝によって計算したと考えられる―になり、田十田によって支払われた。第二回には矩が赤琥一対などを手に入れ、その価格は二十朋になり、田三田によって支払われた。第一回の瑾璋が八十朋であるのに対して、第二回の赤琥などが四分の一の二十朋であり、従って第一回の田十田に対して、二・五田になる所を、切り上げて三田が譲渡されているのは、一田をさらに分割することが不可能であったことによると考えられる。数量名詞としての田は、当時の耕作地の面積のおそらく最小単位であったのである。この意味での田は、散氏盤の「用田」（田を用う）という時の田の意味とは異るのであり、二つの用法があることに注意しなければならない。

それは兎も角として、こうした数量名詞によって示される田も、その所在は、邑によって示された。西周後期の卯簋の銘文にも

一九〇～一九一

（栄伯）錫于乍一田。錫于宮一田。錫于隊一田。錫于截一田。

（乍に一田を錫う。宮に一田を錫う。隊に一田を錫う。截に一田を錫う。）

とある如く、乍など四つの邑にそれぞれ一田を与えられている。先にあげた鬲从盨や大克鼎の銘文では、田の所在地としての邑があげられており、その際の田は、邑に所属するすべての田、散氏盤の川沢などを含んだ意味での田として用いられているが、五祀衛鼎や卯簋では、邑に属する田のうちから、四田或いは一田が、分割されて渡されていることを示している。このように数量名詞として使用される場合の田は、敔簋の銘文

（王）錫田于敔五十田、于早五十田。

（田を、敔に五十田、早に五十田を錫わる。）

の五十田が最高である。この場合もやはり田の所在が邑の名によって示されている。さきの卯の場合は、栄伯の采邑内の分割であり、この敔の場合は、王の公邑内の分割であるが、いずれも、農業経営を主とする地域内での分散した土地の錫与である。五祀衛鼎・衛盉の四田・十三田の譲渡にしても、衛にすれば、邦君厲の領内と矩伯の領内での分散した土地の取得であった。五祀衛鼎の銘文には、四田の四方の境界が明示されている。即ち

厥逆疆眔厲田、厥東疆眔散田、厥南疆眔散田眔政父田、厥西疆眔厲田。

（その逆―北―疆は厲の田に眔(およ)び、その東疆は散の田に眔び、その南疆は散の田と政父の田に眔び、その西疆は厲の田に眔ぶ。）

とあり、北と西は厲の田と接し、東は散、南は散と政父の田に接していることがわかる。これを図示すると、左の

一九二～一九三

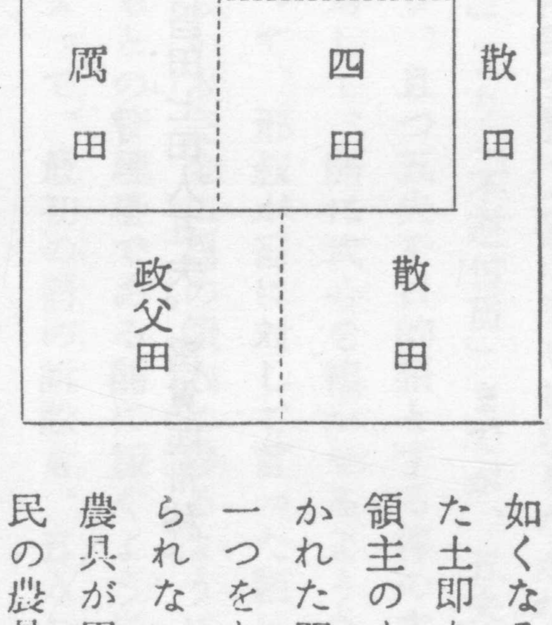

如くなる。この場合の厲田、散田の田の意味は、おそらく、山川などを含めた土即ち領地の意味と考えられる。したがって、この四田は、周囲を三人の領主のもつ采邑にかこまれていることが明らかである。このような情況におかれた四田は、耕作の面で、多く問題をもつことになったと思われる。水利一つをとっても、本来属していた邑の他の耕地との関係をぬきにしては考えられないし、また共同作業の必要もある。さらに散氏盤の銘文に見た如く、農具が田官によって管理されていたとすると、当然、この四田を耕作する農民の農具がどのように処分されたのか、さらに重要なことは、この農民の労働をはじめとする日常生活が誰によって、どのように管理されることになったのか、複雑な問題が生じた筈である。山川を含む広域の田の経営を「荘園領主」的とすれば、数量的に表現される田の経営を「地主」的ということができるが、この両者が混在することは、大きな問題を生じさせたであろうことは容易に想像できる。このような問題を検討するために、西周中期・後期の交あたりに位置する曶鼎の銘文について考えて見たい。

1　隹王元年六月既望乙亥、王在周穆王大〔室〕。〔王〕

2　若曰、曶、令汝更乃祖考嗣卜事。錫汝赤⊗〔市〕・□。

3　用事。王在遷庢。邢叔錫曶赤金・鬱。曶受休〔邢叔〕

これ王の元年六月既望乙亥、王は周の穆王の大室に在り。王は若いて曰く、「曶よ、汝に令してなんじの祖考を更(つ)ぎて卜事を嗣どらしむ。汝に赤⊗市と□とを錫う。もって事(つか)えよ」と。王は遷庢に在り。刑叔は曶に赤金と鬱とを錫えり。曶は休を

4 王。曶用絲金作朕文考𢀛伯䵼牛鼎。曶其万[年]

5 用祀、子〻孫〻其永宝。

6 隹王四月既生霸、辰在丁酉。邢叔在異為□。[曶]

7 使厥小子𩵦、以限訟于邢叔。我既贖汝五[夫][效]

8 父、用匹馬束糸。限許曰、𩵋則俾我償馬。效[父][則]

9 俾復厥糸束。𩵋效父迺許𩵦曰、于王参門□□

10 木榜、用償誕贖絲五夫、用百寽。非出五夫□□

11 旃、迺𩵋又旃眔䚄金。邢叔曰、在王人迺贖[用]□

邢叔と王とに受けたり。曶はこの金を用いて朕が文考たる𢀛伯の䵼牛鼎を作らん。曶はそれ万年用いて祀り、子〻孫〻はそれ永く宝とせん。これ王の四月既生霸、辰は丁酉に在り。邢叔は異に在りて…を為す。曶はその小子たる𩵦をして、限を以て邢叔に訟えしむ。われすでに汝五夫を效父に贖うに、匹馬と束糸を用う。限は許して曰く、「𩵋は則ちわれをして馬を償わしむ。效父は則ちその糸束を復さしむ」。𩵋と效父はすなわち𩵦に許して曰く、「王の参門…木榜において、償を用いて、誕いにこの五夫を贖うに、百寽を用いん。五夫を出だすにあらざれば…旃、すなわち𩵋は旃と䚄と

一九四～一九五

12 不逆付曶、毋俾弍于𩵋。曶則拜稽首、受絲五[夫]

13 曰陪・曰恒・曰𦍒・曰𩰫・曰眚。使寽以告𩵋、迺俾□

14 以曶酒及羊糸三寽、用致絲人。曶迺誨于𩵋[曰]、

15 [汝][其]舎𩵦矢五束。曰、必尚俾処厥邑田厥

16 田。𩵋則俾復命曰、諾。

17 昔饉歳、匡衆厥臣廿夫、寇曶禾十秭。以匡

18 季告東宮。東宮迺曰、求乃人。乃弗得、汝匡罰大。匡

の金を又—侑—せん」。邢叔が曰く、「王人に在りてはすなわち贖いて…曶に逆付せず、𩵋に弍わしむるなからん」と—非出以下は違約に関することならんも、意味不確定。曶は則ち拜し稽首して、この五夫、陪と曰い、恒と曰い、𦍒と曰い、𩰫と曰い、眚と曰うを受く。寽—人名—をして以て𩵋に告げしめ、すなわち…をして曶の酒及び羊と糸三寽とを以て、用てこの人を致さしむ。曶すなわち𩵋に誨えて曰く、「汝それ𩵦に矢五束を舎よ」。曰く、「必ずつねにその邑に処りその田を田せしめよ」と。𩵋は則ち復命せしめて曰く、「諾」と。昔饉し歳に、匡の衆たるその臣二十夫が、曶の禾

19 迺稽首于曶、用五田、用衆一夫曰𡘋、用臣曰疐・曰

20 胐・曰奠。曰、用絲四夫稽首。曰、余無卣具寇正□□

21 不□𨑈余。曶或以匡季告東宮。曶曰、必唯朕[禾][是]

22 償。東宮迺曰、償曶禾十秭、遺十秭、為廿秭。乃

23 来歳弗償、則□卅秭。迺或即曶用田二、又臣[一][夫]。

24 凡用即曶田七田人五夫。曶覓匡卅秭。

十秭を寇せり。匡季を以て東宮に告ぐ。東宮すなわち曰く、「なんじの人を求めよ。乃得ざれば、汝匡の罰は大なり」と。匡すなわち曶に稽首し、五田を用い、衆の一夫𡘋と曰うを用い、臣の疐と曰い、胐と曰い、奠と曰うを用う。曰く、「この四夫を用いて稽首せん」と。曰く「余無卣具寇正□□不□𨑈余」と—意味不明—。曶は或匡季を以て東宮に告ぐ。曶が曰く、「必ずこれ朕が禾をこれ償え」と。東宮すなわち曰く、「曶に禾十秭を償い、十秭を遺り、廿秭と為せ。乃来歳に償わざれば、即ち四十秭を…。すなわちまた曶に即えるに田二とまた臣一夫とを用いん。凡そ用いて曶に田七田と人五夫とを即えん」と。曶は匡の三十秭を覓めたり。

一九六～一九七

この銘文は三つの事件を併記したもので、第一段（第1～5行）は、懿王か孝王の元年六月に、曶が王から冊命錫与を受け、さらに邢叔からも銅などを与えられたことを記したもの。第二段（第6～16行）は、曶が五人の正夫を贖おうとして、契約違反がおきて裁判となったが、曶が勝訴した記録である。この第二段は、第一段の翌年四月の日付けをもつ。[46] 第三段（第17～24行）は、第一段より以前の事件を追記したもので、匡の衆らが曶の田の収穫を侵掠したため、訴訟となり、その決定した賠償を記録したものである。ここでは、第二段から見ようと思う。

第六行に邢叔が異に在りて云云とあるのは、おそらく邢叔が、王命を受けて畿内を巡察し、異という所で、その地域の官吏などを集めて会合を催したことを記したもので、その時を利用して、曶が提訴したことを示すものである。その提訴は、曶自らが行うのではなく、曶の配下にあった小子という身分の𩵦というものに代行させている。被告は形の上では限という人物になっているが、これも被告の代理人であり、真の被告は第七行・八行にあらわれる𩵋と效父の二人である。このように原告・被告に代理人が立てられることは、第五章で述べる如く当時の慣習であった。この𩵋と效父との関係は、次項から見て、𩵋が五夫の支配者であり、效父は𩵋の配下の管理者であったと考えられる。第七行後半から第八行にわたる「我既贖汝五夫效父、用匹馬束糸」（われすでに汝五夫を效父に贖うに、匹馬・束糸を用う）というのは、五人の正夫を效父から贖うのに、すでに馬一頭と糸一束とを支払ったことを述べたもので、それにも拘らず、なお五人の正夫が自分のもとに来ていないという現実の問題は省略されている。それに対して被告代理人である限は、許す即ち原告側の言い分を認めて、[47] 被告の一人である𩵋は、自分を介して馬を償わせようとしているし、效父は糸を復させようとしていることを伝えた。[48] さらに第九行から第十一行にかけて、𩵋と效父とは、王宮の参門に生えている或る木の所で、改めて五夫を贖うことをし、馬糸ではなく、銅百寽を代償としたいということを言い、若し五人の正夫を放出しなければ、以下のような、旃と䚄金とを罰として曶に与えることを承知する旨を述べた。この𩵋らの語は、法廷で限を通して伝えられたものであろう。この第十行末尾の不明

の二字から第十一行の諆金まで、正確な意味は明らかでないが、五夫を贖う新しい契約内容のあとに、「非出五夫」（五夫を出だすにあらざれば）という契約違反を示す句を受けて書かれているから、契約違反に対して、舀らが負うべき罰を示した文であることには誤りない。

以上のような被告の陳述を受けて、邢叔が裁定を下すが、その内容が、第十一行から第十二行中ほどまでの、「邢叔曰、『在王人、迺贖用□、不逆付舀。毋俾式于舀』（王人に在りては、すなわち贖うに□を用い、舀に逆付せず。舀に式わしむるなかれ）である。郭沫若氏は、この「王人」と言うのは、限のことをさすとし、限は王室の人であるから、売買契約が成立した以上は、この五人を必ず舀に渡さなければならず、限は、舀をして式言あらしめてはならないと解している（傍点筆者）。白川静氏も、「才王人」の才を郭氏が載という助詞に理解したのに対し、「王人に在りては」即ち王人の身分にある者としてはと解するほかは、郭氏とほぼ同じ解釈である。然しながら、最後の一句「毋俾式于舀」を見ると、郭氏らのように解することは語法上不可能であると言わねばならない。その理由は、郭氏のように理解するためには、舀字が使役詞俾と式との間に位置しなければならないからである。しかも動詞式と舀との間には「于」という動詞の目的語を示すための助詞が使用されている。このことは、舀が式言の被害者であることを示していると言わねばならない。従って舀に式心―私は式言より式心のほうがより適切であると考える―を懐く者は誰か、即ちこの句の使役詞俾の目的語は誰であるかが問題となる。

次に問題となる点は、その上の句「不逆付舀」の一句において、舀に逆付されるものは何かということである。郭沫若氏はそれについては、明示していないが、売買契約が成立したからには、付せざるべからずと解しているから、当然売買の対象、本銘で言えば五夫と解している筈である。然し逆というのがどのような意味かについてはふれない。これに対して、白川氏は逆付を反対給付と解しているが、何をどのような理由で反対給付するのかについてはふれず、郭氏より却って意味が不明瞭になっている。そこで逆字の意味を考えることが必要となる。金文では大別して二つの用法がある。その一つは、先に引用した五祀衛鼎の銘文にある「于昭大室東逆栄二川」（昭の大室の東逆において二川を栄す）、或いは「厥逆彊眔厲田」（その逆彊は厲の田に眔ぶ）という時の逆で、北の意味に使用されるものである。特に後者の例では、それに続いて「厥東彊」、「厥南彊」・「厥西彊」が挙げられているから、

一九八～一九九

逆が北の意味に使用されていることは確実である。第二は、㝬鐘の銘文の「（𠬝子）来逆邵王」（𠬝子は来りて邵王―昭王―を逆う）、或いは令簋の銘文の「用卿王逆遀」（もって王の逆遀に卿―饗―す）という時の逆字で、「迎える」の意味に使用されるものであり、衛盉や九年衛鼎の銘文の「逆者其饗」（逆えし者にはそれ饗す）、「逆者其𫊻」（逆えし者にはそれ𫊻す）という時の逆も迎えるの意味である。[49] 先に引いた令簋の「もって王の逆遀に饗す」と同じような用例は、麦尊の銘にも「麦揚用作宝障彝。用䧹侯逆遀、遅明命」（麦は揚―対揚の省略形―してもって宝障彝を作らん。もって侯の逆遀に䧹し、明かなる命を遅せん）という。従って侯の逆遀に䧹するには、作った宝障彝―麦尊―が用いられるが、同じ麦の作った麦彝の銘文

在八月乙亥、辟邢
侯光厥正吏、䧹于
麦宮。錫金。用作障彝、
用䧹邢侯出入、遅
令。孫々子々其永宝。

八月乙亥に在りて、辟たる邢侯はその正吏を光かし、麦の宮―宮―に䧹し、金を錫えり。もって障彝を作り、もって邢侯の出入に䧹し、令を遅―揚―せん。孫々子々それ永く宝とせん。

には、麦の宮で邢侯に対する饗応が行われて、その際に、麦は邢侯より金―銅―を賜与され、その銅を使用してこの彝を作り、その彝を用いて邢侯が麦宮に出入される時に饗応しようと述べている。この二つの麦の器の銘文によれば、尊銘の「䧹侯逆遀」に対して、彝の銘では「䧹邢侯出入」とあり、逆遀という語が出入と同じように使用されている。しかも二つの銘文ともに、邢侯に対する饗応は、麦の宮において行われているから、邢侯の出入と逆遀は、麦の宮に対して行われること、即ち邢侯が麦宮を訪問することを意味していることがわかる。同様のことは、王についても見える。即ち小臣宅簋の銘文には、「用卿王出入」（もって王の出入に饗す）とあり、この出入は、王が小臣宅の家に出入することを言うものであり、その際、この器を使用して饗応することを言うものである。従って出入の二字のうち、意味の重点は入字にある。これに対して、王の逆遀とは王を自分の家に迎え送ることであるが、その意味の重点は逆―迎える―にあることは言うまでもない。即ち王を自家に迎えて饗応することであり、この作器者にとっては、非常な名誉なことであったのである。

以上のように、金文の逆字には、北と迎との二つの用法があり、「反対に」―反対の方向に動く意味で―を意味する用法はない。また古漢語においても、迎・乱・拒・叛逆の意味に使用されるが、「反対に」という意味で使用されることはない。従ってこの銘の逆字も、衛盉や九年衛鼎の逆字も、ともに迎えるの意味として理解される。衛盉や九年衛鼎の迎える対象は、田や林の譲渡に伴って、土地とともに衛の配下に入るその住民であるが、本銘の場合では、舀と舀らとの間に受け渡しされるものは、五人の夫を除いてはない。「付舀」（舀に付す）べき五人と同一のものということになる。ただ「付舀」では舀が間接目的となるが、逆の場合は舀が主語となるべきものであって、逆と付との二つの動詞を連接するのは不自然な語法であるが、逆の目的語と付の直接目的語とが同一であるため、このような句法をとったものと考えられる。したがって、この「不逆付舀」という一句は、五夫は、舀が逆えいれる形では付与しないという意味になる。即ち舀はこの五夫を舀らから贖ったのではあるが、その五夫が完全に舀の配下に入るようなことは許されないという判決であったことになる。その理由は、この一段の最初にある「在王人」（王人に在りては）によって考えることができる。郭沫若・白川静両氏ともに、この王人は限をさすと解されている。その理由は、この限が舀・効父という被告の代理人であることを理解されず、限を契約の違反者である被告そのものであると解したことによるものであるが、この「在王人云々」が、「不逆付舀」の理由である以上、これは、「不逆付舀」の目的語である五夫に関するものであると言わざるを得ない。従って、王人というのは、この五夫の立場というか身分を示すものであったと言えよう。王人という語は、一般的には王室の出身者の意味に考えられるが、[50] 渭河流域には、周原来住以来の王人が多数定住し、一般農民化したものが多かったと考えられ、ある者は、六師の構成員となり、ある者は、公邑や采邑内の農民として、官吏や領主の支配下にあったと考えられる。宜侯夨簋の銘文にも、王から宜侯夨に賜与された民のなかに、「在宜王人十又七姓」（宜に在るの王人十又七姓）というものが含まれる。これは宜に移住していた王人十七血族集団ということで、彼らが十七の血族集団をつくって、宜に定住化していたことが知られる。渭河流域においても事情は同じであった筈である。

二〇〇～二〇一

では「毋俾式于舀」（舀に式せしむるなかれ）の一句における使役詞俾の目的語、動詞式の主語となるものは何か。「在王人」より「不逆付舀」までが、五夫に関して言われていることから見て、この句も五夫について言われたものであり、且つ五夫を目的語とする俾の主語は、今回この五夫を贖った舀をおいては考えられない。即ち舀は、この五夫に対して、舀に式心を懐かせるようなことをしてはならないということを、邢叔から命じられたものと解される。従って、邢叔が舀に対して言った語は、「この五人の夫は、本来王人であるため、それを贖うには□が必要であり、しかも完全に舀の領内に移るようにして譲渡することはできない。舀はこの五夫を配下に入れたとしても、五人のもとの管理者である舀に叛くように仕向けてはならない」という意味であると解される。このように解することによって、最初の舀の訴訟も、五人の身柄の扱い方に対する両者の誤解がその理由の一つになっていたと推測できる。

以上のように考えて来ると、この贖という行為は、五人の夫を、完全に舀の自由にし得るような支配対象として購入するというものではなかったことがわかる。おそらく、舀はこの五人に何らかの役務を負わせるか、或いは自己の配下の下級の役人として働かせるために購入したものであろうと考えられる。従って、この五夫の家族を含めた日常生活は、依然として舀の管理下にありながら、舀の下での役務は免除され、その分を舀の下で働いたものと考えられる。舀・効父にとっては、五人分の役務の労働力が減るため、その代償として、それぞれ馬と糸束或いは百寽を舀が与えたのである。

かくして、舀は五人の夫を贖うわけであるが、第十三行の「使寽以告舀」（寽をしてもって舀に告げしむ）とは、邢叔の裁定を承諾した旨を告げしめたと考えられ、その上で、舀の酒・羊及び三寽の糸をこの五人に与えて、招致せしめたのである。上にふれた衛盉などの「逆者其饗」（逆えし者にはそれ饗す）の饗も、この舀が酒・羊などを与えたのと同じ働きをするものであるが、ただ衛盉の逆えられた者は、土地とともに衛の支配下に入る点で、この銘の五夫とはことなることに注意しなければならない。銘文はそれに続いて「舀迺誨于舀曰、汝其舍𢿾矢五束。曰、必尚俾処厥邑田厥田。舀則俾復命曰、諾」（舀迺わち舀に誨えて曰く、「汝それ𢿾に矢五百本を舍えよ。」曰く、「必ずつねにその邑におり、その田を田せしめよ」と。舀則ち復命せしめて曰く、「諾せり」と）の文をもって終る。

この文の舀廼より矢五束までは、舀が敗訴者である䜌に対して、自己に代わって訴訟を担当した𣪘に矢五百本を与えるようにさせたという意味で、この点はそれ程問題がないが、次の一句になるとかなり問題がある。即ち「その邑」・「その田」の「その」が、文中の何をうけているかという点である。郭沫若氏は、この「その」は𣪘をさすのであって、𣪘をしてその邑におり、その田を田せしめよというのは、𣪘の田邑が以前に䜌の侵害をうけたことがあったので、今回の事件の勝訴に便乗して、旧怨をおさめようとしたのではないかと説明している。したがって、この句を𣪘に関するものであるとする理由は、その前の句が𣪘に関するものである以外は、この銘文の上には全くあらわれず、郭氏の推論によって理由が考えられたものである。

この𣪘という人物は、銘文によると、舀氏の小子で、その吏であった。この小子という称は、金文では大師小子師望のごとく、かなり高い身分を示す称として使用されると同時に、虎臣・師氏などとともに軍事関係の職名としても使用されている。この𣪘は、䜌から矢五百を贈られているところを見ると、この武職を示す小子であったかとも考えられる。しかし散氏盤銘第十二・十三行にも「散人小子眉田戎」(散人で小子であり、眉の田官である戎)の如く、小子の称があらわれる。この場合の小子は、おそらく身分的呼称であると考えられ、しかも銘文から見ると、同じ階層のものが三人あり、そのうち二人が眉の田官で、職を同じくしている点を考えると、それ程高い身分を示すものであったとは考えられない。[51] おそらく散の領有する眉の耕地・農民を監督して、散氏に隷属する立場にあったものである。この舀鼎の小子も同じ身分のものであったと考えられる。したがってこの文章にあらわれる「厥邑・「厥田」を自己が領有するような立場にあったとは考えられない。もしこの「厥」が領有者を意味するとすれば、当然舀をさすものとしなければならないが、舀はこのようなことをさせられるような身分ではなく、はるかに高位の身分であるから、舀をこれに当てることはできない。ではこの「厥」を実際の田の耕作者を意味したとすると、この点でも𣪘がその対象となることはおそらくないのではなかろうか。たしかに𣪘は舀に隷属するものではあるけれども、一方矢五束を受ける身分であることを考えると、これが日常耕作に専従する人間であったとは考えられないからである。

私はこの句は、舀が購入した五夫に関して言われたものではないかと考える。この五人は䜌から舀に渡ったのであるけれども、そのもと属していた邑に住み、もと耕作していた田を耕作させるように、五人のもとの管理者である䜌に誓約させたものと考えるのである。したがって使役動詞「俾」の対象はこの五人であり、䜌がその動詞の主格となっても、前に見た如き身分上からする矛盾はなくなる。銘文において、「其舍𣪘矢五束」に次いで、改めて「曰」として「必尚俾処厥邑田厥田」の句が書かれているのも、主格はともに䜌の動作として行われることでありながら、その対象を別とするために、改めて「曰」字を附して書かなければならなかったのである。

では、何故このようなことを䜌に誓約させる必要があったのであろうか。前にも述べた如く、この五夫は舀の配下に入るが、一方日常生活では䜌の管理下にあることになった。おそらく当時の身分関係からすれば、舀との結びつきが、䜌との結びつきよりも強い拘束力をもったであろう。そのため、日常生活の面で䜌から疎外され、邑から逃亡して生活のための田や邑内の住居を失うことになり勝ちであったためであろう。そのために、邢叔が舀に対して、この五夫が䜌に弐心を懐くことのないようにすることを求める一方で、舀は䜌に対して五夫を疎外しないよう求めたものと言える。[52]

以上で舀鼎の銘文第二段の一応の説明を終り、次に第三段に移る。この段の事件は、「昔饉歳」(昔饉えし歳)とあって、紀年を欠くが、おそらく数年前のことを追記したものであろう。事件は、匡の衆である臣の二十人が、舀の収穫前の耕地から十秭—二千把—の禾を奪ったため、匡季を東宮に告発した—匡季は匡の被告代理人である。東宮は、匡に対して、その二十人を探し出すことを命じ—おそらく舀に引き渡すために—、もしできない時は、汝の受ける罰は大きくなる旨の判決を下した。そこで匡は、舀に謝罪し、耕地五田と、衆一人臣三人の計四人とを渡すと告げた。銘文第二十行から第二十一行の「曰、余無卣具寇正□□不□㳄余」は、諸家ともに正確な意味は不明とするが、郭沫若氏は、寇したものは、それ程多くはないので、必ずしも強く自分を—匡—責めないでくれという意味であろうとする。白川静氏は、匡自身は、この事件に参加しなかったこともあって、東宮の裁定に不満で、これ以上責任は負えないことを言ったものと解している。この匡の謝罪条件を不満とした舀は、再び匡季を訴え、禾で賠償することを求めた。東宮は賠償として、奪ったと同じ十秭、贈与として十秭、計二十秭を、舀に渡すことを命じ、もし次年に賠償—二十秭ともであろう—しないときは、四十秭を渡すことか、或いは四十秭のうちの追加分の

二〇二～二〇三

二十秭の代りに田二田と臣一夫を加えて、計田七田と五夫を渡すことを、匡に命じた。舀は二十秭にも不満で、三十秭を要求した。銘文は此処で終っており、最終的な結論は書かれていないが、おそらく三十秭を入手したものであろう。

さてこの第三段で問題となる第一点は、田と人との関係である。銘文の第十九行・二十行に、「匡廼稽首于舀、用五田、用衆一夫曰𦞂、用臣曰寔・曰朏・曰奠。曰、用兹四夫稽首」。(匡すなわち舀に稽首するに、五田を用い、衆一夫𦞂というを用い、臣の寔といい、朏といい、奠というを用う。曰く、「この四夫を用いて稽首せん」と)とある。この文は二つの部分から成り、初めは五田と四人の地位と名を具体的にあげて、舀に対する賠償とすることを述べ、第二の部分は、第一の部分をまとめた形で四人の人数のみをあげて、田のことは全く省略し、賠償を四人で代表させた形式になっている。このことは、五田が四人に附属する形で引き渡されることを示していると理解できる。即ちこの五田は四人によって耕作されるものとして、舀に渡されるのである。この一田の面積は、前述の如く確定しないが、この銘文を以上のように理解すると、一田を百畝或いはそれに近い面積であったと考えることができる。従って五田のうちの四田は四人の言わば私田であり、一田が公田として、その収穫はすべて舀の手に入ることになる。この場合、五田は耕地という不動産であるから、当然匡の領内に残るし、四人も従来の匡の領内の邑に住むと考えられる。そのために舀の領内の農民が、この五田に出かけて耕作するとは先ず考えられないから、公田に相当する一田もこの四人によって共同耕作されることになる。一人当りの労働負担率は二五%である。これを所謂「井田制」の一二・五%に比較すると、倍の負担率で、可成り高いものとなる。また来年の禾そのものによる賠償が不可能な場合に引き渡される四十秭に代るものとしての七田と五夫の場合は、公田に相当する二田を五夫が耕作することになり、負担率は四〇%となり、「井田制」の三倍以上の負担率となる。おそらく当時は、その時・土地などの条件によって、負担率に可成りの幅があったのであろう。『周礼』地官載師の職文中に

> 凡任地、国宅無征。園廛二十而一。近郊十一。遠郊二十而三。甸稍県都皆無過十二。唯其漆林之征二十而五。
>
> (凡そ地に任ずるに、国宅は征なし。園・廛は二十にして一なり。近郊は十の一なり。遠郊は二十にして三なり。甸・稍・県・都はみな十の二を過ぐるなし。ただその漆林の征は二十にして五なり。)

とあり、甸・稍・県・都の地域、即ち公邑や大小の采邑・食邑の税は十分の二を限度とすると規定している。この率は、公邑に関して言われたものであるが、公邑と錯処する采邑も同じであったと解されている。[53] これは、この銘文の四夫五田の二五%よりやや低いが、実情はこの銘文に示されたようなものであったのであろう。もっとも、『周礼』のこの率は、産物地代としての率であるから、単純に労働地代と比較することはできないが、一つの日安として比較することは可能であろう。

第二の問題点は、舀があくまでも禾の現物による賠償に固執していることである。その理由については、二つのことが推測される。一つは、当時の農業生産の不安定性であったと考えられる。特に自然条件の影響を受けやすく、恒常的な生産を確保することが困難であったことによる。第二は、これがより根本的な理由であったと考えられるが、小規模な土地と農民を手に入れても、その土地は他人の領内—この場合は匡の—にあるため、新しい所有者が自己の思うような経営をすることが困難であったことによると思われる。特に散氏盤の銘文に見られた如く、地域の田官によって、農具の管理を受けるような場合があることを考えると、耕作上の共同作業に不利な扱いを受ける可能性がある。また農民にしても、従来の邑に居住する以上、村落共同体の成員としての規制を受けることになる。特にその邑の他の大部分の住民は旧来の領主である匡の支配を受ける以上、邑の行動、特に役務などの場合は、匡の意向に沿ったものにならざるを得ない。このような時、匡から舀に与えられる四人乃至五人というものは、邑内部において孤立し、疎外される危険が多い。さらにこの農民に対しては当然舀の側からする規制も加えられるから、二重の規制を受け、それに耐えられず時に他領への逃亡に追い込まれるようなことが発生し勝ちである。やや時代は下るが、上に引いた大克鼎の銘文には、「錫汝邢人奔于量」(汝に邢人の量に奔りしものを錫う)とある如く、邢伯の急激な没落によって、量に逃亡した邢人があったことを示している。このような事態になれば、田の維持すら困難になることは容易に推測できる。舀が、禾の現物による賠償に固執した理由は以上のようなことであったろう。

二〇四～二〇五

このように小規模な飛び地の田の農民の立場が不安定であったとすれば、第二段のように、何故に舀は五夫を贖うことをしたのであろうか。特にこの五夫はもとの䛨に対して弐心を懐くことのないことを要求され、また元来の邑に住み、田を耕作する者とされている以上、䛨の圧力を受けることは当然であった。それにも拘らず舀が贖ったのは、何故であろうか。私は、舀がこの五夫に農業生産上の収益を期待したのではなく、特殊な役務を負わせるか、或いは下級の役職に使用するためではなかったのかと推測している。この贖字は金文では売字に作り、この舀鼎の用例があるのみであるが、他に儥に作るものがある。君夫簋の銘文

唯正月初吉乙亥、王在康宮大室。王命君夫曰、儥求乃友。君夫敢敏揚王休、用作文父丁䵼彝。子々孫々其永用之。

これ正月初吉乙亥、王は康宮の大室に在り。王は君夫に命じて曰く、「なんじの友を儥い求めよ」と。君夫はあえて敏めて王の休を揚し、もって文なる父丁の䵼彝を作らん。子々孫々それ永くこれを用いん。

という時の儥がこれである。この儥求の意味を郭沫若氏は嗣治の意に解しているが、これが誤りであることは、白川静氏の指摘される通りである。(54) 白川氏はこの儥を贖とし、贖罪の意に解されている。即ち君夫の官友に、罪を犯した者があり、君夫が代って贖罪することを王が許したと解される。然し私は、この儥は、舀鼎の売即ち贖と同じであると考える。別に述べる如く、当時の官職は、ある官の長に任ぜられた者が、一族郎党を属官として職事を担当させたと考えられるが、その際、特殊な能力を必要としたりする場合は、一族外、領外に人を求め、官府を組織したのではないかと思う。その際、儥求した人物の、本来の管理者、或いは所有者などには、代償が支払われたであろうし、君夫と儥求された人物との間には、君夫から何かが贈られたり、饗応が行われて、君臣関係―恩寵と忠誠による―が結ばれたと考えてよい。舀鼎の場合も、これと類似した関係が考えられる、もっとも君夫の場合と比べて、社会的に見れば低いものであることは言うまでもない。散氏盤の銘文第十一行第十二行にあらわれる散の有嗣のうち、嗣土の㐭䵣、嗣馬の單𢀜に対し、嗣工には、䵼人という出身を示す語が冠せられているのは、このように他領から贖求されて、散に仕えている者と考えることができるのではなかろうか。少くとも舀が贖った五夫は、郭沫若氏が言うような奴隷ではなく、臣従関係を結んで、舀に仕えるものとして考えられていたのであろう。

二〇六～二〇七

第四節　人と土地との結びつき

前節で述べた如く、五祀衛鼎や衛盉の銘文によると、少くとも共王期には、三田・四田・十田といった小単位の耕地の分割が行われていたことが明らかである。このような小単位の耕地の分割が、何時頃から始まるものか。例えば旟鼎の銘文（挿図15）

挿図15　旟鼎銘

唯八月初吉、王姜錫旟田三于待劚。師櫨酤貺。用対王休。子々孫其永宝。

これ八月初吉、王姜は旟に田三を待劚に錫えり。師櫨が酤貺せり。もって王休を対せん。子々孫それ永く宝とせん。

によると、旟に対して王姜が田三を待劚において与えたことがわかる。この鼎は、王姜があらわれることによって、昭王期におくことができるが、器の形態、銘文の字体が康王期の大盂鼎に類似するから、昭王の初年におくべきものであろう。この銘文によって、昭王期に小規模耕地の錫与が行われたと考えることができるが、ただこの銘文では田三田というように数量を示す数字につづいて単位名詞が書かれていないので、田三田という時と同じように考えてよいのか、疑念が存しないわけではない。待劚という地名が、可成り大きな範囲を示す地名であり、その内部で邑単位のまとまった耕地を三ケ所与えたという可能性がないわけではないからである。しかし、それならば、邑を基盤とする耕地が分解されるような動きが全くなかったかというと、そうではない。前章で見た𩰫圜器の銘文に言う五十里とか㾓鐘（三式乙）に言う五十頌というように、数量によって示される土地の賜与は、完全に均一化されたとは言えないとしても、ある程度は均一化された里なり頌なりという単位面積が認められていないと、意味をなさないからである。このような単位による土地の賜与が行われる時には、当然邑―耕地・農民を含む―の分割、特に大きな邑にはそれが必然的に生じたと考えられる。このような意味での邑の分解は周初よりあったと認められる。そのために、耕地の組織の統廃合が行われ、大型の邑は邑そのものの、小邑においては大邑との、或いは小邑相互間の、時には小邑そのもののもっていた有機的な農耕上の働きが阻害されることが、往々生じたものと推測される。このような障害を克服するために、耕地の管理を新しく組織化することが必要であったし、またより効率的に農業生産を行うために、幾つかの邑に属する耕地を統合して生産を行う必要が生じ、それを主任務とする田官が設けられたのではないかと考えられる。散氏盤の銘文に登場する田官は、このような性格をもっていた。先にも述べた如く、邢邑といい、眉邑というもいずれも大邑としての統合力を失い、邢邑の田の一部と、眉邑の田の一部とが、夨の支配下において一系統にまとめられて、田官によって管理され、内部に小邑をふくみながら大規模な農業経営が行われていたと考えられる。『詩』周頌噫嘻の

噫嘻成王、既昭仮爾。率時農夫、播厥百穀。駿発爾私、終三十里、亦服爾耕、十千維耦。

（あゝ王を成す、既に昭かに仮る。時の農夫を率い、その百穀を播く。駿かになんじの私を発し、三十里を終え、またなんじの耕に服し、十千これ耦せよ。）

は、周王畿内の公邑における大規模な農耕作業を歌ったものである。十千という人数は、一万組―人数で言えば二万人が耦耕を行うことであるが、実際に二万人の農民ということではなく、非常に多数の農民が一斉に労働することを歌ったものである。これと類似したことが、采邑においても行われたであろうことは容易に想像がつくが、(55) それを暗示しているのが、散氏盤の田官である。夨のもとにおける田官は、その散に対する誓約において、一組は田器を専門に、他の一組は耕地を専門に対象としていることから見ても、眉と邢邑の田が一系統として扱われていることは明らかである。このような田官が公邑にも存在していたことは、揚簋の銘文に

王若曰、揚、作嗣工、官嗣量田甸眔嗣居眔嗣芻眔嗣寇眔嗣工司。錫汝赤⊖市・鑾旂。訊訟、取遺五寽。

（王は若いて曰く、「揚よ、嗣工と作り、量の田の甸と嗣居と嗣芻と嗣寇と嗣工の司を官嗣せよ。汝に赤⊖市と鑾旂とを錫う。訟を訊し、遺として五寽を取らしむ。）

と言うときの甸が田官であったことによって知られる。量は公邑の地名であり、公邑の田を管理する田官及び嗣居などの官を嗣どることを命じられたものである。このような田官は、先にも述べた如く、『周礼』の遂系統に類似する点をもちながら、『周礼』にはあらわれない。その理由は、公邑・采邑ともに農耕に関しては、特に記載しなかったというこの書物の性格によるものであるが、そのこと自体の理由は明らかではない。おそらく公邑や采邑の土地の内容の多様性のため、統一的に記載できない面があったものであろう。しかし全く古典にあらわれないわけではない。『詩』小雅の大田にあらわれる田畯は、この田官に類似したものであったと考えられる。大田の詩の第三章・第四章は、

有渰萋萋、興雨祁祁。雨我公田、遂及我私。彼有不穫穉、此有不斂穧。彼有遺秉、此有滞穂。伊寡婦之利。

（渰ありて萋萋たり、雨を興して祁祁たり。わが公田に雨ふり、ついにわが私に及ぶ。彼に穫らざる穉あり、此に斂めざる穧あり。彼に遺れる秉あり、此に滞れる穂あり。これ寡婦の利なり。）

二〇八～二〇九

曾孫来止、以其婦子。饁彼南畝、田畯至喜。来方禋祀、以其騂黒、与其黍稷。以享以祀、以介景福。
（曾孫は来り、その婦子と以にす。かの南畝に饁し、田畯至り喜ぶ。来りて方に禋祀し、その騂黒とその黍稷とを以てす。もって享しもって祀り、もって景福を介にす。）

というものである。この詩の曾孫と我とをどのように考えるかについては説の分れる所であり、また田畯についても、田官或いは農官とする中国古来の説に対して、田神―勿論人が扮するものであるが―とする説もある。前者の問題については、曾孫は領主、我は農民を意味するとする説に従うものであるが、後の問題に関しては、何れか一方にのみ限定する必要はないように思う[56]。祭祀に際して、田官のうちから、田神に扮するものが選ばれ、それが祭祀の中心となったことは容易に想像される。宜侯夨簋の銘文によると、夨に対する宜に封建する旨の冊命の儀式は、宜の地の社においてなされているが、このことは、諸侯と土地神との結びつきを暗示している。同じようなことは『春秋左氏伝』襄公二十五年に載せられた陳の鄭に降服した際の儀式にも見られる。即ち

六月、鄭子展・子産帥車七百乗伐陳。宵突陳城、遂入之。…中略…子展命師無入公宮、与子産親御諸門。陳侯使司馬桓子賂以宗器。陳侯免、擁社、使其衆男女別而纍、以待於朝。子展執縶而見、再拝稽首、承飲而進献。子美―子産の別名―入、数俘而出。祝祓社。司徒致民、司馬致節、司空致地。乃還。
（六月、鄭の子展・子産、車七百乗を帥いて陳を伐つ。宵に陳の城を突き、遂いにこれに入る。……中略……子展師に命じて公宮に入る無からしめ、子産と親しく諸門を御す。陳侯は司馬桓子をして賂るに宗器を以ってせしむ。陳侯免じて、社を擁し、その衆男女をして別れて纍し、もって朝に待たしむ。子展は縶をとりて見みえ、再拝稽首し、飲を承けて進み献ず。子美―子産―入り、俘を数えて出づ。祝は社を祓う。司徒は民を致し、司馬は節を致し、司空は地を致す。すなわち還る。）

とある如く、陳侯は鄭に降服するのに、自ら社主をだいてその儀式に臨み、祝官がその社主を祓って、亡国の穢れ

を去り、これを勝った鄭の指揮官である子展に渡したものと考えられる[57]。このことは、諸侯の地位が、領国の社神と、ひいては領国という土地と緊密に結びついたものであったことを示している。この結合は、王畿内に釆邑を与えられた大夫と釆邑との間にも見られる。小南一郎氏も指摘するように[58]、『礼記』曲礼の

凡家造、祭器為先、犠賦為次、養器為後。無田禄者、不設祭器。有田禄者、先為祭服。君子雖貧、不粥祭器。雖寒、不衣祭服。為宮室、不斬於丘木。
（およそ家の造には、祭器を先となし、犠賦を次となし、養器を後となす。田禄なき者は、祭器を設けず。田禄ある者は、先に祭服を為る。君子は貧なりといえども、祭器を粥らず。寒なりといえども、祭服を衣ず。宮室を為るには、丘の木を斬らず。）

という記載は、家即ち大夫の地位が成立した時に、最初に造るべきものが、祖先を祭るための器であり、田禄―即ち釆邑のないものは祭器を造ることはないということを述べている。祭器とは祖先を祭るものであり、これを造った自己はもとより、子ゝ孫ゝまで、宝用すべきもので、その大夫の家系の永続を背景に意識したものであることは言うまでもない。従って大夫の家系も、また釆邑と切りはなしては成り立たないものであった。このことは、『礼記』のこの条につづく

大夫士去国、祭器不踰竟。大夫寓祭器於大夫、士寓祭器於士。
（大夫・士の国を去るや、祭器は竟を踰えず。大夫は祭器を大夫に寓し、士は祭器を士に寓す。）

の如く、祖先を祭るための器は、その土地を離れることはできない。換言すれば、大夫としての祖先祭祀は、その釆邑を離れては成立しえないことを示している。このような祖先祭祀に対する大夫と釆邑との結びつきは、陳など諸侯においても同じであったとしてよい[59]。そして、釆邑における社の祭りは、釆邑を支配する公卿大夫によって主

宰され、さらに釆邑内の各邑や田の土地神の祭りは、邑や田を管理するためにおかれた家臣などによって行われた。そのことは、邑や田の支配者が誰であるかをも明らかに人びとに示す結果ともなったのである。その意味で、散氏盤の銘文にあらわれる田官が、夨の側では、「夨人有嗣」とよばれる者によって構成され、散の側では、「散人小子」とよばれる者によって構成され、豆人や䟽人ではなかったことが注目される。両者ともに領主の族人か、郎党が田官に任ぜられていたと考えられ、領主の釆邑、特に耕地である田との結びつきが強いことを示しているし、また当時の諸侯・領主の経済が田によって成立ち、いかに重要視されていたかも示している[60]。『詩』にあらわれる田畯もこのような田の管理者即ち田官であり、田の神の祭祀には、田官のなかから選ばれて、神の形代を演じたものであろう。

では、先に引用した『詩』小雅大田に見えるような公田・私田は果して存在したのであろうか。西周時代の金文には、公田・私田或いはそれと同じ意味と考えられる語は見られない。然し、前節で見たように、曶鼎の銘文の「四夫と五田」、「五夫と七田」を、「四夫と私田四田と公田一田」、「五夫と私田五田と公田二田」と考えることができるとすれば、当時の釆邑、さらには王室経営の公邑にも、私田と公田が存在したと言うべきであろう。勿論、孟子が言うように、九百畝の土地を井字型に九等分し、中央の百畝が公田、周囲の八百畝が農民八夫の私田といった形では存在せず、邑に属する田、或いは散氏盤の銘文の眉と邢邑の田のうちのある部分―恐らく良田のある地域―が公田とされ、他を農夫の私田としたと考えるべきであろう。この公田が白川静氏が言われるような、氏族共同祭祀田に由来するものかどうかを示す金文資料はない。このことは、白川氏の考えを否定するものではないし、私自身も同じような考えをもっている。しかし王朝成立後の西周金文によって当時の田制を考える時には、領主による設定と、収奪の対象として考えるのが、より実情に沿った考え方であろう。

このような公田により徴収される地代は、言うまでもなく労働地代であり、一夫当りの労働負担は、前述の如く可成りの幅が推測される。しかも散氏盤の銘文に見る如く、田器―たとえそれが大型の農具に限定されていたとしても―が田官によって管理されていたことは、農民がその土地に緊縛され、領主による経済外強制を受けやすい立場におかれていたことを示していると言えよう。しかも、このような場合には、邑或いは里などの区分とことなっ

た大規模な農場経営になっていたことに注意すべきであろう。『周礼』地官遂人にあげられる遂の溝洫の制度、或いは同匠人にあげられる畿内釆地の溝洫の制度が、遂の地域区分、公邑・釆邑の地域区分より大きな単位によって耕地を区劃しているのは、その西周時代における実施は別としても、大規模な経営が意識されていたことを示すものではないかと考えさせる[61]。溝洫の区分単位は、遂人や小司徒の職文に述べる、遂や公邑・釆邑の行政的な地域単位とは別であり、溝洫の管理を含めて、農場経営を掌握していたのが田官であると考えることができる。

このような領主による大規模な経営に対して、一方で、五田、三田或いは一田といった極めて小単位の耕地の所有が見られる。五祀衛鼎や卯簋の銘文に見られる耕地の譲渡・賜与がそれである。これらの銘文で注意すべきことは、その田の耕作者である農民については何もふれないことである。したがって、耕地のみの譲渡・賜与である可能性もあるが、私は農民をも含めたものであると考えている。と言うのは、五祀衛鼎の銘文の第十一行に

（上略）帥履裘衛厲田四田。迺舍寓于厥邑。
（帥いて裘衛の厲の田四田を履ましむ。すなわち寓をその邑に舍す。）

とあることは、農民に対して言われた可能性があるからである。この寓とは宇であり、屋宇の意味と一般に解されているが、この場合屋宇を分与されるのは、衛とは考えられないから、当然衛に譲渡される四田の農民の宇であると考えざるを得ない。その場所は「その邑」であるが、この「その」は文章の上から見れば、その上句にある四田を受けるものであり、四田が含まれる耕地の所属する邑であり、本来この四田の農民が居住していた邑である。したがって四田の農民は、その所有者は厲から衛にかわるが、従来の邑の屋宇に住み、四田を耕作することになったのである。また衛盉の銘文では、十田と三田が矩伯から衛に譲渡されるが、この銘文でもこれらの田の耕作者やその家のことについては、直接的には表現されていない。然し、第十一行末から第十二行にあらわれる

逆者其饗。

（逆えし者にはそれ饗せり。）

の逆者とは、前節に見た曶鼎の銘文から見て、矩伯の下から衛の支配下に迎え入れられた者即ち十三田の耕作者である農民を意味しており、その農民に対して新たに支配関係を結ぶために酒食の饗応が行われたことを示している。このことは、当然十三田の耕作者である農民の譲渡が伴っていたことを示していると言えよう。ただし衛盉の場合でも、農民はおそらく旧来の邑に居住したものと考えるべきであろう。[62] しかも、これらの場合、曶鼎の銘文とは異なって、農民の人数についてふれないのは、田の数量に対応する人数、即ち四田に対する四夫、十三田に対する十三夫であったからであると考えられる。

ところで、これら小単位の耕地が、それと対応する農民とともに譲渡される時には、その耕地を入手したものは、それに何を期待したのであろうか。例えば前節に見た曶鼎の銘文第三段の場合のように、農民の数より過剰する耕地—言わば公田—に対する労働地代を期待することはできない。また曶鼎の銘文第二段の如く、夫の人的能力を期待したものでもなかったのである。例えば、衛盉によると、田に対して貨幣価値的な評価を行った上で入手しているから、入手の目的は当然耕地であったと考えなければならない。従って期待される収入は産物地代としての穀物であったと言わざるを得ない。前節でも引用した『周礼』地官載師に言う、「甸・稍・県・都、皆無過十二」（甸・稍・県・都は、みな十の二を過ぐるなし）という条は、甸など四地域にある公邑における租率を述べたものであると言われるが、この場合も産物地代として考えられている。ただし、前述の如く西周時代の実際の租率はこれより高く、この『周礼』の記述は最低率と考えておくべきであろう。勿論これら金文に見える場合でも、農民が旧来の邑に居住していたとしても、新しい領主の支配下に入れば、当然力役なども賦課されたと考えられるが、主眼はあくまでも耕地から生産される穀物による地代収入にあったとすべきであろう。

以上の所から、西周時代における農民に対する収奪は、「公田」における労働地代による形式と、農民が自ら経営する耕地—この場合は当然「公田」・「私田」の別はなくなる—から生産される産物地代による形式とが併存していたことが明らかになる。前者では形式的には領主が田官を通じて多くの耕地を一括して経営する形態であった。

二一四～二一五

この場合、農具なども田官が管理し、耕作上の労働も集団的に行われる場合が多かったと考えられる。これに対して後者では、土地の所有者は、経営を実際の耕作者である農民に委ねることになり、おそらく農具なども次第に農民自身の所有に変化したと考えられる。地代の形態から言っても、農業経営の面から見ても、後者の方が進んだ段階であるが、当時の基本的な形態は前者であったと考えられる。特に後者のような形態は、資料の上では小規模な耕地の入手などの際のみに見られるに過ぎないが、例えば『周礼』地官司稼の職文に

巡野観稼、以年之上下出斂灋。

（野を巡り、稼を観（み）、年の上下を以って斂灋を出だす。）

と言うのによれば、必ずしも労働地代のみではなく、産物地代が行われていた可能性があるのであり、卯簋・衛盉などの小単位の田の譲渡を記した銘文は、その可能性を示していると言うことができる。

しかも、いずれの場合も、農民は耕作すべき田と、従来の住地である邑とに結びつけられていたことから見ると、当然邑—田をもふくめた広義の邑としても、居住地である狭義の邑としても—の集団としての機能が、実生活の上でも強く意識され、また強く作用していたと考えなければならない。とくに曶鼎の銘文第二段のように、五夫が人的な能力を主眼として分割譲渡される場合でも、王人であることによって、従来の田・邑に結びつけられ、従来の管理者への従属をも義務づけられていたことは、農民の土地との結びつきが如何に強く意識されていたかを示している。この場合の邑—邢邑・眉邑などの大邑ではなく、それによって示される地域の内部にふくまれる小邑であり、複数の農民とその家族によって構成される—が、血縁共同体であるのか、地縁共同体であるのかを示す資料は得られていない。私自身は、嘗ては血縁共同体の要素が強いと考えていたが、現在では寧ろ地縁共同体の性格を考えるべきであろうと考えている。その理由は、もし一般的に見て、血縁共同体であれば、族長を中心とした血縁による結合力が当然働くために、曶鼎の銘文第二段の如く、特に旧来の管理者への忠誠を誓約させる必要はなかったであろう。しかし、たとえ血縁共同体であっても、小規模な田や人の分割譲渡が行われれば、その共同体は地縁的なものへと変化していったと考えられる。

また大克鼎の銘文に見えるように、邢邑から奔逃した人を受け入れた量の邑では、当然それに邑や田の一部を割いたであろうし、膳夫山鼎銘の歓からの献人や、兮甲盤の銘文に出る淮夷からの進人を受け入れた公邑では、当然邑と田の一部を割いて与えた筈である。『周礼』地官旅師の職文に

凡新甿之治皆聴之、使無征役。以地之媺悪為之等。

（およそ新甿の治はみなこれを聴き、征役無から使（し）む。地の媺—美—悪をもってこれが等を為す。）

と言う時の新甿即ち鄭玄の注に「新徙来者」（新たに徙り来たる者）という者は、孫詒譲によれば、

古制、凡外来新民、皆於六遂外之公邑受田。

（古制に、およそ外来の新民は、みな六遂の外の公邑に於いて田を受く。）

と解されている。[63] 前章で見た師酉簋や訇簋の銘文に出る西門夷・匽人・戍秦人・服夷なども、庸・新・走亜などの役務に従事させるために、宗周や成周の公邑などに移され、田を与えて定住化させられたものと考えられる。『周礼』旅師の職文では、征役なしとされているが、それは公邑における荒地—萊—などの開墾を目的とする場合であり、特殊な恒常的役務に従事させる目的で、新たに受け入れられた者もあったのである。いずれの場合にしても旧来の邑の生活体系に大きな変更が生じたことは言うまでもない。

このように考えて来ると、西周時代の—ここでは王畿内の—邑というものは、血縁共同体というよりも、地縁共同体の性格が強かったと言わざるを得ない。六師を構成する自にしても軍事編成を目的とする人為的な地域編成であったことは言うまでもない。しかし、地縁共同体であったとしても、それに属する農民が、個人として周王なり、領主なりとの間に支配・被支配関係を結んでいたとは考えられない。公邑や采邑では里君や邑の長を通じて支配され、日常的な生活では、里や邑という地縁共同体の規制を受けていたものと考えられる。これに対して、小規模の田や人の移譲は、移譲された人びとが自己の地位を保全するために、新しい所有者や領主と個人的な従属関係を強めたと考えられる。曶鼎の銘文の第二段において、贖われた五夫に対して、もとの領主か管理者であった䛳に対する弐心を懐くことを誡めるよう曶に求めているのは、新しい所有者である曶と五夫との関係が、旧来の邑における地縁共同体としての生活を破壊することを警戒したからである。大克鼎の銘文にあらわれる量へ逃亡した邢人なども、新しい管理者である量の領主と、量の従来の邑人とは異った、より個人的な従属関係を結んだ可能性が強い。西周時代の歴史の流れから見れば、このような農民などの領主との個人的結合は次第に増加したと考えられる。これは、采邑の賜与によって、王と領主層とを結びつけていた封建制度を崩壊させるものであった。このような事が、少くとも既に共王時代に、王朝の公認の下に行われていたということは、封建制度の危機が早くからあらわれていたことを示すと同時に、唐蘭・林甘泉氏らが言うように、土地の経営の重要さを見失った領主層の存在を示すと同時に、小量でも土地を入手して、産物地代によって利益をあげようとする新しい土地所有者が存在していたことを示している。このような土地と民の支配の変化を背景として、土地を通じて民を支配するという政治理念が、民を通じて土地を支配するという方向へ変化しはじめたと考えられる。勿論、「郷」—金文の師—或いは「遂」というものは、民が基本におかれていたのであるが、それ以外の公邑や采邑においても、民が基準とされるようになったのである。本来土地を管理するものであった嗣土が、西周末に嗣徒となり、『周礼』において民を教導するものとされるのは、このような政治理念の変化によるものであり、同時に本来民力を管理した嗣工の職掌が不明確化したのであろう。

本章を終るに際し、最後に当時の商工業者について簡単にふれておきたい。一般的に見て、この時期の商工業者、特に手工業者は、周王或いは諸侯・領主に隷属するものと考えられている。勿論そのようなものが存在したことは否定できない。然し五祀衛鼎・衛盉などの器を作った衛は、また裘衛とも称している。この衛は、矩伯に対し、瑾璋などの玉製品や賁𩋡などの皮革製品或いは車馬具を売り、また新たに配下に入る人びとに多数の皮革製品を与えていることから、『周礼』天官の司裘、掌皮の如き官職に就いていたのではないかと考えられている。しかし、衛

二一六～二一七

盉の銘文に見える如く製品を可成り自由に販売したり、九年衛鼎の銘文に記する如く与えたりしていることから見て、皮革を扱う官職というよりは、寧ろ自営の皮革製造販売の業者であったとすべきものであろう。彼らは、『周礼』地官載師の職文に言う「賈田」を与えられて、都の近くに定住し、生活を確保しながら、皮革製品を製造販売し、製品の何%か、或いは王朝によって定められた必需品を、租税として納めていたと考えるべきであろう。[64] 彼らの或る者はその富によって、社会的にも高い地位を得たものと考えられる。この裘衛の作った衛簋の銘文

佳廿又七年三月既生覇戊戌、王在周。各大室、即位。南伯入右裘衛入門、立中廷、北嚮。王呼内史錫衛載市・朱璜・鑾。衛拝稽首、敢対揚天子丕顕休、用作朕文祖考宝毀。衛其子々孫々永宝用。

これ廿又七年三月既生覇戊戌に、王は周に在り。大室に各り、位に即けり。南伯入りて裘衛を右けて門を入り、中廷に立ちて、北嚮せり。王は内史を呼んで、衛に載市・朱璜・鑾を錫えり。衛は拝し稽首し、敢えて天子の丕顕なる休に対揚して、用ってわが文祖考の宝毀を作らん。衛は、それ子々孫々永く宝として用いん。

によれば、周王に謁して、市・璜・鑾を与えられている。先に引用した衛の諸器は共王の時に作られたものと考えられるのに対し、この簋は、共王の父の穆王の時のものであると考えられており、従って二十七年というのは、穆王の二十七年ということになる。この年に穆王より、市などを与えられて、宮廷に奉仕する身分を得、王に忠誠を誓ったのである。この衛の諸器は、一九七五年二月に三十四個の青銅器の窖蔵として発見されたもので、衛の諸器を時代的には最も古いものとし、宣王期にまで及んでいる。一族によって代々製作されたものであるが、宣王期の此鼎の銘文（挿図16）

佳十又七年十又二月既生覇乙卯、王在周康宮徲宮。旦、王格大室、即位。嗣土毛叔右此入門立中廷。王呼史翏、冊令此曰、旅邑人膳夫。錫汝玄衣・黹純・赤市・朱璜・鑾旂。此敢対揚天子丕顕休令、用作朕皇考癸公隮鼎。用享孝于文神、用匄眉寿。此其万年無疆畯臣天子、霝終。子々孫永宝用。

これ十又七年十又二月既生覇乙卯、王は周の康宮の徲宮に在り。旦に王は大室に格り、位に即く。嗣土の毛叔は此を右けて門を入りて中廷に立てり。王は史翏を呼び、此に冊令せしめて曰く、「邑人の膳夫を旅せよ。汝に玄衣・黹純・赤市・朱璜・鑾旂を錫えり」と。此はあえて天子の丕顕なる休令を対揚し、もって朕が皇考癸公の隮鼎を作らん。もって文神に享孝し、もって眉寿を匄らん。此はそれ万年も疆まりなく畯く天子に臣となり、終を霝せん。子と孫永く宝として用いん。

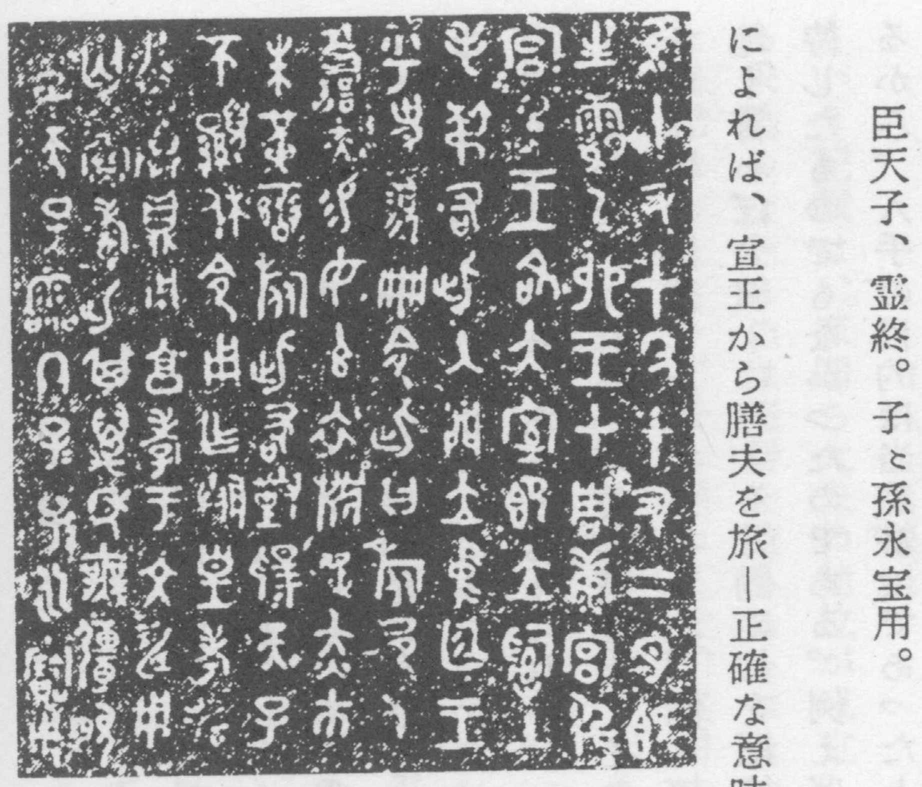

挿図16　此鼎銘

によれば、宣王から膳夫を旅―正確な意味は不明であるが、司どることならん―することを命ぜられているから、宮廷貴族の身分を保持していたことがわかる。おそらく皮革製品を中心とした商工業によって富―特に衛盉の銘文に見るような小規模な土地の入手を父祖の時から重ねて―を蓄積し、それによって社会的にも上昇する機会をつかみ、穆王時代に下級貴族の身分を手に入れたものと考えられる。

この裘衛のような例は、少数であったことは言うまでもないが、当時の商工業者などを一概に隷属民として見ることは危険である。のち鄭の国が東の新鄭に移るに際して、鄭侯と商人との間に交わされた誓約も、[65] 商人が単なる隷属民でなかったことを示している。近年洛陽の北郊において発見された、大規模な青銅器鋳造遺蹟も、成

周所属の王室の工場と言うよりは、王室から土地を与えられて営業を認められた青銅器鋳造業者の集団の工場と考えるべきものであろう。彼らは自営によって自ら再生産を計りながら、一方で王室の必要とするものを税として納めていたのである。[66] 諸侯・領主をはじめ、農民や手工業者などに、それぞれの段階・規模において自ら再生産を計らせながら―支配者にとっては再生産の失敗というリスクを避けやすい―、それを周王が統合しようとしたのが封建制度の支配形態であったのである。周王は六師などの圧倒的な武力を掌握しており、その力を背景として、采邑主である領主以下に対して、要求を強制することができたことは言うまでもないが、その事によって、封建制度の理念としての支配関係を無視することはできないのである。商工業者に田を与えて経営を認め、農民に耕作する田を与えることは、王や領主の恩寵の表現であり、それに対して、租税を納め、農民はさらに労役に服することが、服属の表現であったのである。もっとも、このように言ったとしても、支配者と被支配者とが対等の立場で結ばれていたと言うつもりはない。王と采邑主である貴族などとの間では、或る程度の抗訴権が下位者に認められるが、特に農民などは、曶鼎の銘文に見られるように、他に移譲されることに対して、おそらくそれを拒むようなことは、殆んど認められていなかったと考えられる。

註

（1）鄭玄の注には、「都鄙、公卿大夫之采邑、王子弟所食邑。周召毛聃畢原之属在畿内者」（都鄙とは、公卿大夫の采邑と王の子弟の食する所の邑なり。周・召・毛・聃・畢・原の属の畿内にある者なり）と言い、直接畿内の範囲を示してはいないが、周から原に及ぶものはいずれも王の子弟の食邑であり、その所在範囲は、周原から成周の対岸にいたる地域で、班固の言う封畿と同じである。

（2）『周礼』地官載師の職文及び『欽定周官義疏』巻四十五礼器図一による。

（3）『周礼』夏官司馬の序官の鄭注に「言軍将皆命卿、則凡軍帥不特置、選於六官六郷之吏。自郷以下、徳任者使兼官焉」（軍将はみな命卿なりと言えば―序官本文に―、すなわち凡そ軍の帥は特に置かず、六官六郷の吏より選ぶ。郷より以下、徳任ある者をして官を兼ねしむ）と言い、この考え方は現在まで認められている。孫詒譲『周礼正義』巻五四夏官司馬頁五四一三以下参照。

（4）『周礼』地官遂人の鄭玄注に、「遂之軍法追胥起徒役如六郷」（遂の軍法と追胥と徒役を起すこと六郷の如し）と言う。

（5）『周礼』地官旅師の職文に、「凡新甿之治、皆聴之、使無征役、以地之㜪悪為之等」（およそ新甿の治は、みなこれを聴て、征役なからしめ、地の㜪悪をもってこれが等をなす）とあり、鄭玄注に「新甿新徙来者也。治謂有所求乞也。使無征役復之也」（新甿とは新たに徙り来る者なり。治とは求乞する所あるを謂うなり。征役なからしむとは、これを復するなり）と言う。これについて孫詒譲『周礼正義』巻三十旅師頁二八三三には、「蓋古者、外来之民、士工商皆於国邑受廛。而農則受田於野。郷遂夫家有定、不容増減。四郊地又無多、則客民受田、宜於遂外之公邑、知可」（けだし古には、外来の民は、士工商はみな国邑において廛を受く。而して農はすなわち田を野に受けたり。郷遂の夫家は定め有りて、増減をゆるさず。四郊の地また多きことなければ、すなわち客民の田を受くるは、宜ろしく遂外の公邑においてすべきこと、知るべし）と解している。孫氏は巻二十九遂人の疏においても同様のことを述べている（頁二七三二）。

（6）楊寛「論西周金文中〝六𠂤〟〝八𠂤〟和郷遂制度的関係」（考古　一九六四年八期）、「再論西周金文中〝六𠂤〟和〝八𠂤〟的性格」（同　一九六五年十期）。于省吾「略論西周金文中的〝六𠂤〟和〝八𠂤〟及其屯田制」（同　一九六四年三期）、「関于『論西周金文中六𠂤八𠂤和郷遂制度的関係』一文的意見」（同　一九六五年三期）。徐中舒「禹鼎的年代及其相関問題」（考古学報　一九五九年三期）。

（7）甲骨文において、兵員の数を示すものとしては、「登婦好三千、登旅一万乎伐」（婦好の三千を登い、旅一万を登いて呼んで伐たしめんか）（庫三一〇）が最多であり、最も例の多いのが、「登人三千」（人を登いること三千）である。陳夢家氏は粋一一七一の「癸卯卜、大隻□其三万、不☒」（癸卯にトう、大いに□を隻―獲―すること、それ三万、……せざるか）の獲の対象である不明字を口と解し、獲人―俘虜の意味と考えているようであるが、不明字の字形は、口とはことなり、魚に近い形である。西周時代の金文では、兵員数としては、禹鼎に斯御百人、徒千人と言うのが明確な兵員の例である。小盂鼎の俘人万三千八十一人は、すべてが兵員とは考えられず、一般人を含めた数と考えられる。むしろ隻馘四千八百□二馘の四千八百□二人が兵員であったと考えられる。獲馘は獲首と同意であり、これが金文の最高数である。

（8）孫詒譲『周礼正義』巻二十四頁二三二四～二二六。

（9）『周礼』地官載師の職文には、「掌任土之灋、以物地事授地職、而待其政令。以廛里任国中之地、以場圃任園地。以宅田士田賈田、任近郊之地。以官田牛田賞田牧田、任遠郊之地。以公邑之田任甸地、以家邑之田任稍地、以小都之田任県地、以大都之田任畺地。凡任地、国宅無征。園廛二十而一、近郊十一、遠郊二十而三。甸稍県都、皆無過十二。唯其漆林之征、二十而五」（任土の法を掌り、もって地事を物して地職を授け、その政令を待つ。廛里をもって国中の地に任じ、場圃をもって園地に任ず。宅田・士田・賈田をもって、近郊の地に任ず。官田・牛田・賞田・牧田をもって、遠郊の地に任ず。公邑の田をもって甸の地に任じ、家邑の田をもって稍の地に任じ、小都の田をもって県の地に任じ、大都の田をもって畺の地に任ず。およそ地に任ずるには、国宅は征なし。園廛は二十にして一、近郊は十の一、遠郊は二十にして三なり。甸・稍・県・都は、みな十の二を過ぐるなし。ただその漆林の征のみは、二十にして五なり）という。廛里・場圃は国城内、郭内にあり、厳密には郷ではないが、実際には郷中にもあったのではないかと考えられる。また賈田には工人の田も含めて考えられる。江永の『周礼疑義挙要』に「漢志工商家亦以口受田、五口当農夫一人。然則百工造作官府者、其家当亦有田。或於官田中授之。其在民閒為工者亦予以田、如賈人之例。使之貢器物、以当田賦也」（漢志に云う、工商の家もまた口をもって田を受け、五口は農夫一人に当てると。然らばすなわち百工の官府に造作する者は、その家まさにまた田あるべし。或いは官田の中においてこれを授く。その民閒に在りて工を為す者もまた予うるに田をもってすること、賈人の例のごとし。これをして器物を貢せしめ、もって田賦に当つ）と言い、孫詒譲『周礼正義』巻二十四にも江説を是とする（頁二三〇九）。

（10）孔広森「軍乗考」（『礼学卮言』）、孫詒譲『周礼正義』巻五十四夏官序官疏（頁五四二六）。

（11）附論三「西周王朝と雒邑」。

（12）拙稿「盠彝銘考」（神戸大学文学部紀要　6）。

（13）註（3）。

（14）軍の組織における師という単位は、『周礼』大司徒の職文に言う地域単位州に対応することになるが、それ以下の軍・地域の各単位が存在していたのかどうかということすら全く不明である。班簋の銘文の「王令呉伯曰、『以乃師左比毛父』。王令呂伯曰、『以乃師右比毛父』」（王は呉伯に令して曰く、『乃の師を以いて毛父に左比せよ』と。王は呂伯に令して曰く、『乃の師を以いて毛父に右比せよ』と）に対して、班に向って「遣令曰、『以乃族従父征云々』」（遣は令して曰く、『乃の族を以いて父の征に従い云々』」と言うときの族が、大司徒の職文の州より下部の単位である族―一〇〇家よりなる―を意味するのか、血縁集団としての族であるのかは、明らかにできない。しかし甲骨文の族をも通じて、必ずしも血縁集団の意味として限定することも不可能と考えられる。

二二二～二二三

（15）第二章第三節参照。

（16）『周礼』地官小司徒の職文の「経土地而井牧其田野。九夫為井、四井為邑、四邑為丘、四丘為甸、四甸為県、四県為都、以任地事而令貢賦」（土地を経めてその田野を井牧す。九夫を井となし、四井を邑となし、四邑を丘となし、四丘を甸となし、四甸を県となし、四県を都となし、もって地事に任じて貢賦せしむ）という地域組織は、鄭注によれば、都鄙即ち采邑のものであるとされている。鄭玄は公邑の制は都鄙と異り、郷遂と同じとするが、その説は誤りであり、孫詒譲の『周礼正義』巻二十小司徒（頁一九二〇）に「至公邑之在甸稍県都者、亦当制井田、与都鄙同。鄭（玄）賈（公彦）謂公邑皆不制井田非也」（公邑の甸・稍・県・都にあるものに至りては、また当に井田を制すべきこと、都鄙と同じ。鄭注・賈疏の公邑はみな井田を制せずと謂うは非なり）とし、また巻二十四載師（頁二三一二）の疏に「今攷不井之田、唯甸公邑容或有之。其稍以外公邑、皆錯居都鄙之間、則無不制井田之里」（いま井せざるの田を攷えるに、ただ甸の公邑のみ或いはこれ有るをゆるす。その稍以外の公邑は、みな都鄙の間に錯居すれば、すなわち井田の里を制せざるなし）とし、公邑と都鄙とが同じ土地制度をとっていたと考えている。同巻八十五匠人の疏（頁八三六二）においても同様の考え方が重ねて述べられている。

（17）令彝の銘文については、第二章第三節（頁一二一）・第四章第一節（頁二四一）、史頌簋の銘文については、第二章第三節（頁一二〇）参照。

（18）この銘文については、林甘泉「対西周土地関係的幾点新認識―読岐山董家村出土銅器銘文」、唐蘭「陝西省岐山県董家村新出西周重要銅器銘辞的訳文和注釈」（以上文物　一九七六年第五期）、唐蘭「用青銅器銘文来研究西周史―綜論宝鶏市近年発現的一批青銅器的重要歴史価値」、周瑗「矩伯、裘衛両家族的消長与周礼的崩壊―試論董家青銅器群」（以上文物　一九七六年第六期）、拙稿「裘衛諸器考―西周期土地所有形態に関する私見―」（東洋史研究　第三十七巻第一号）参照。

（19）第二章おわりに参照。

（20）註（17）。

（21）第二章第二節（頁一〇三）参照。

（22）郭沫若『両周金文辞大系』考釈をはじめ、殆んどの説がこの考えである。

（23）松井嘉徳「西周土地移譲金文の一考察」（東洋史研究　第四十三巻第一号）は、豖に対する贈与を、彊界設定の行為に豖が参加したことに対するものと解しているが、豖が彊界設定に加わったのは、里の賜与を大に伝える使者として、その確認を行ったのであって、基本的には使者の立場が優先していると考えるべきものである。

（24）禹鼎の銘文に「王廼命西六師殷八師曰、『□伐噩侯駿方、勿遺寿幼』。肆師弥守匌恇、弗克伐噩」（王はすなわち西の六師と殷の八師に命じて曰く、『噩侯駿方を□伐して、寿幼も遺すことなかれ』と。いま師は弥しく守りて匌恇れ、克く噩を伐たず）とあるごとく、六師・八師ともに衰退していたことを示している。その理由は、第二章第三節にのべた如く、「郷」―金文では師―に附属する牧場などが、貴族によって壟断されたことにもよるが、「郷」そのものの人口構成・耕地の量が長年の間にその編成と齟齬するようになり、軍事力を弱体化させたと考えるべきであろう。

（25）『国語』周語上。

（26）ただし、公邑や都鄙における里より上の地域単位が存在したか否かは、資料的には不明であるが、令彝や史頌簋の銘文から見て、里が最大の単位であり、それ以上はなかったと考えてよいのではなかろうか。

（27）散氏盤の釈文及び読みは主として赤塚忠氏の説（平凡社『書道全集』第一巻）による。

（28）『春秋左氏伝』成公七年に、「楚囲宋之役、師還、子重請取於申呂、以為賞田。王許之。申公巫臣曰『不可。此申呂所以邑也。是以為賦、以御北方。若取之、是無申呂也。晉鄭必至于漢』王乃止。子重是以怨巫臣」（楚の宋を囲むの役に、師還えるや、子重は申・呂より取りて、もって賞田となさんことを請う。王はこれを許す。申公の巫臣が曰く、『不可なり。これ申・呂の邑たる所以なり。是をもって賦をなし、もって北方を御せり。もしこれを取れば、これ申・呂なきなり。晉・鄭は必ず漢に至らん』と。王はすなわち止む。子重はここをもって巫臣を怨む）とあり、杜預は、「言申呂頼此田成邑耳。不得此田、則无以出兵賦、而二邑壊也」（申・呂はこの田に頼りて邑を成すのみなるを言う。この田を得ざれば、すなわちもって兵賦を出だす無くして、二邑は壊るなり）と解している。杜預は兵賦の面のみから邑と田との関係を考えているが、より基本的には、申・呂が邑として―この場合の邑は、農民の住む邑としてよりも、むしろ地方における中心的な邑と考えるべきものであるが―成立する経済的な基盤が田にあったと考えるべきであり、この田のなかにさらに農民の住む邑としての小邑が散在していたのである。

（29）孫詒譲『古籀余論』巻三、王国維「散氏盤考釈」（『観堂古金文考釈』所収）。

二二四～二二五

（30）中心になる邑が、多くの小邑をふくむ地域全体の呼称になることは、拙稿『中国古代王朝の形成』第二部第二章第一節に述べたように殷代でも同様であり、またこのことは、同書第一部第二章第一節でも述べた自然神の集合化、上昇化の過程からも考えられることであり、当時の国家が、ギリシアのような一邑（＝都市）一国ではなかったことを示している。したがって某邑と言うとき、その邑そのものをさすときと、さらに広い地域をよぶときとがあることに注意しなければならない。この点は、宮崎市定博士が論じられた商邑の問題についても（「中国上代の都市国家とその墓地―商邑は何処にあったか」、同補遺、東洋史研究　第二八巻第四号・第二九巻第二・三号）、少くとも西周金文の商邑・商図を論ずる際には充分検討を加える必要があることを示している。即ち商邑の語が単に商の都をさすのではなく、商の領域を意味していた可能性が強いことを忘れてはならない。なお甲骨文に出る商邑が安陽小屯の殷墟のみを示すものではないことは、既に論じた通りである（貝塚茂樹・伊藤道治『甲骨文字研究』本文編頁二三八）。

（31）樋口隆康「西周銅器の研究」（京都大学文学部研究紀要　第七）、松井嘉徳「非人人妄鐘」（泉屋博古館紀要　第一巻）参照。なお、邢家という時の邢とは邢伯のことをさし、邢侯とは別と考えるべきであろう。邢侯は本来周公の子が封じられた侯国で、初封の地は、陝西省華県にあった棫林であると考えられ、のち現河南省温県に近い邢丘を経て、遅くとも成王の末には河北省邢台市に移ったと考えられる。この邢侯に関係する青銅器が最近邢台市の北の元氏県で発見され、その時代は昭王期と考えられているので（李学勤・唐云明「元氏銅器与西周的邢国」考古　一九七九年第一期）、邢伯は、邢侯の支族で、宗周附近に残留していたものの子孫であると考えられる。しかも、邢家田のあらわれる大克鼎は陝西省岐山県出土であり、邢邑田のあらわれる散氏盤はその西隣である鳳翔県出土と伝えられるから（柯昌済『金文分域編』巻十二）、初代邢侯が早くから、周公の領地であった周原一帯の一部に采邑を与えられており、棫林に移ったのち、その子の一人が、その采邑を継承し、それが子孫に伝えられていたものと考えられる。共王期にあらわれる邢伯は、初代邢侯の孫或いは曾孫に当ると考えられる。なおこの事から、早くから周原の近くに邢と呼ばれる地域があったと考えることができよう。

（32）郭沫若氏は、献彝銘の考釈において、畢公家を畢公之廟としているが（『両周金文辞大系』考釈第四五葉）、これでは王家などの語が理解出来ない。

（33）𣪘字は、郭沫若氏は『甲骨文字研究』において籍字と釈したが、のち「盠器銘考釈」（考古学報　一九五七年二期）において摂と釈し、兼の意とした。しかし盠彝の銘文の𣪘字は、摂と釈する必要はなく、もとの釈で充分通じるし、寧ろ銘文

全文の理解においては、兼の意に解するより、より妥当である（拙稿「盠彝銘考」神戸大学文学部紀要　6）。

(34)　註（31）。

(35)　鬲从盨の解釈については拙稿『中国古代王朝の形成』頁一九六―九参照。

(36)　註（28）。

(37)　一九四二年陝西省岐山県任家村で百余の青銅器とともに発見された禹鼎の銘文に、「命禹併朕祖考、政于邢邦」（禹に命じて朕が―禹の―祖考を併ぎ、邢邦を政めしむ）とある。この禹鼎は厲王期のものと考えられるが、この禹に邢邦を治めることを命じた武公が、邢伯の子孫である可能性があるが、或いは邢邑の一部が武公の領地に併合されており、それを禹に管理させたのかとも考えられる。もし前の考えによれば、邢伯の家系は継続していたことになる。武公は他の銘文にもあらわれ、この時期の有力貴族であったが、正確なことは不明である。

(38)　註（23）。

(39)　註（28）に引用した『春秋左氏伝』成公七年の文は、春秋時代の事であるが、西周時代にも、田に属する農民が、社会の構成の基盤をなしていたと認められる。

(40)　散氏盤の銘文には、土地の移譲を確認する王官としての参有𤔲があらわれないのは、移譲に至る前の、土地をめぐる紛争とその裁判の経過などとともに省略されたと考えるべきであろう。ただし、西周も後期になると王権が衰退するにつれ、王官による確認なども、次第に有名無実化したと考えられる。

(41)　本章第四節参照。大克鼎の銘文において他邑に出奔した農民のことが問題となるのは、農民が耕地―耕地の邑である居住場所をも含めて―に固定されているのが建前であったからである。

(42)　松本光雄「中国古代の『室』について」（史学雑誌　第六十五編第八号）。

(43)　註（16）。

(44)　この銘文については註（18）の諸研究参照。

(45)　註（44）に同じ。

(46)　曶鼎の銘文第一段によると、曶は邢叔より赤金などを賜与され、それを用いてこの鼎を作ったことがわかる。第二段の事件は、一般に第一段の翌年のことと考えられているが、第一段の銘文にある王から冊命を受けた事よりも、以前の訴訟事件であった可能性がある。その理由は、第二段の文にも、第三段の文にも、この鼎を作ったという記事がなく、第一段の冊命に関聯して作鼎のことが記されているからである。

(47)　本節の初めにあげた五祀衛鼎の銘文によると、邢伯ら五名が、衛の告訴を受けて、厲に対する訊問を行い、その訊問に対して、「厲迺許曰、云云」とあり、訊問の内容を認めたことを、「許」という語によって表現しているが、この場合も「限許曰云云」という文で、告訴の内容を認めたことをあらわしている。

(48)　この一段について、郭沫若氏は、「汝―限―不従約、許我―𢼸―曰、『命䎽還馬于我―𢼸―、命效父還糸』」（汝限は約に従わず、我𢼸に許して曰く、『䎽に命じて馬を我𢼸に還えさしめ、效父に命じて糸を〔我に〕還えさしめん』と）（『両周金文辞大系』考釈）と解している。この解では、限の言葉にある第一人称代名詞我を、限とせずに曶側の代理人である𢼸に解しているが、限の言葉にある以上、限自らのことと理解しなければならない。また郭氏は我を還馬・復糸の間接目的語としているが、構文から見れば、使役詞俾の目的語であり、且つ還馬・復糸の主語となるべきものであり、この点でも郭氏の理解は誤っている。これに対して白川静氏は「限は䎽に対しては馬匹、效父に対しては糸束をそれぞれ交付することを約した」（「金文通釈」一三五曶鼎、白鶴美術館誌　第二三輯）と解されている。還・復の二つの動詞を交付の意味に解されているが、これは単なる交付の意味ではなく、返還・返復の意味であり、䎽・效父をその間接目的語とすれば、全文中での意味を失うことになる。以下本文にあげる郭沫若・白川静両氏の説の出所は本註に同じ。

(49)　衛盉の銘文の「眔受田㚇趞衛小子𦗟逆者其饗」という一段を、「田を㚇・趞に受くるに眔び、衛の小子たる𦗟逆え、者其饗す」と読む説がある（松井嘉徳「西周土地移譲金文の一考察」東洋史研究　第四十三巻第一号）。九年衛鼎の銘文なども同様に読む。しかし、眔を時を表現するための助詞と解すること（白川静「金文通釈」補釈篇一一b九年衛鼎も同じ。但し衛盉では眔を「ともに」と解する）は、古漢語の構文から見て誤りである。その理由は、古漢語において、及・曁などの助詞を時を示すに用いる場合は、及などで始まる文の前に書かれている事柄がある時間継続し、それが及以下の時になって変化をしたりする時などに使用されるのであって、衛盉の銘文のように、幾つかの動作・行為即ち土地の確認・境界の設定・受渡しが順次行われる場合には、このような助詞を使用することはなく、行為を順次記述すればよいからである。

(50)　第二章註（33）（頁一四八）参照。

(51)　木村秀海「西周金文に見える小子について―西周の支配機構の一面―」（史林　六十四巻六号）参照。大師小子師望と

二二六～二二七

いうときの望は、周王の下の領主であり、身分としては「卿」・「大夫」の如きものであった。本銘の𢼸は、領主であり、「大夫」である曶の配下にある。従って、小子という語によって示される立場は、相対的なものであり、社会構成上の絶対的なものを意味するものではないことに注意する必要がある。

(52)　『尚書』多方篇に、成王が殷の下にあった諸侯に告げた語として、「今爾尚宅爾宅、畋爾田」（いま爾なお爾の宅に宅り、爾の田を畋す）がある。土地への定着を示す慣用的な言葉であったと考えられる。

(53)　孫詒譲『周礼正義』巻二十四地官載師疏頁二三四五及び註（16）。なお、鬲从鼎の銘の「虢旅迺使攸衛牧誓曰、我弗具付鬲从其租、射分田邑、則放」（虢旅すなわち攸衛牧をして誓わしめて曰く、われが鬲从にその租を具付し、田邑を射分するに弗れば、すなわち放たれん）という文には、租という語があらわれる。この鼎の記事は、その前段に攸衛牧が鬲从の田などを手に入れようとしたために、鬲从が提訴したことが記され、その結果、賠償として攸衛牧は鬲从に租を付し、田邑を分つことが決定されたのである。この鬲从鼎の銘文中の租と田邑との関係は、一つの否定詞「弗」によって否定されてはいるが、それぞれ具付と射分という動詞の目的語となっていることから考えて、租と田邑とは別のものであることがわかる。私はこの租は鬲从と攸衛牧との間の貸借にもとづく租ではなく、攸衛牧によって奪われた、本来鬲从がその所有する田から得ることのできた租であり、それを全額還付させたことを意味するものであると考えている。その上に賠償として何がしかの田邑が分けられたものであろう。なおこの文の射は一般に謝字であると考えられているが、舍と古音が同じであり、舍与の意味と考えることもできる。

(54)　郭沫若『両周金文辞大系』考釈、白川静「金文通釈」九五君夫簋（白鶴美術館誌　第一八輯）。

(55)　註（16）・（53）。

(56)　白川静『詩経研究』通論篇第三章農事詩の研究参照。

(57)　陳侯は社の主をだいて、降服の式に臨んでいるので、社を祓ったというのも、この社主を祓ったものと考えられる。その上で、社主を鄭の子展に渡し、陳の社の祭祀権が鄭に移ったことを示したものである。陳の社を祭るものが、陳の支配者となることを民に示したのである。なお、楊伯峻氏は、それに続く司徒ら三有司を鄭の官としているが、（『春秋左伝注』襄公二十五年）、これは楊希枚氏が戦敗国の三卿であると解する説が正しい（「先秦諸侯受降・献捷・遣俘制度考」―歴史語言研究所集刊　第二十七本）。

(58)　小南一郎「周代金文の語法と語彙の研究」（昭和五六・五六年度科学研究費補助金―一般研究C―研究成果報告書）。

(59)　先の『春秋左氏伝』襄公二十五年の陳が鄭に降った際に、陳侯が宗器―宗廟の彝器―を鄭の子展に賂ったのも、単に賄賂として贈ったものではなく、『礼記』曲礼に言う如く、祭器が土地と結びついて考えられていたことによると考えられる。また魯侯が、魯氏と称したりするのも、侯の身分が、魯という土地と密接に結びついて継承されるものであったことを示すと言えよう。

(60)　註（28）。

(61)　『周礼』地官遂人の職文には、「凡治野、夫間有遂、遂上有径。十夫有溝、溝上有畛。百夫有洫、洫上有涂。千夫有澮、澮上有道。万夫有川、川上有路。以達于畿」（およそ野を治むるに、夫の間に遂あり、遂上に径あり。十夫に溝あり、溝上に畛あり。百夫に洫あり、洫上に涂あり。千夫に澮あり、澮上に道あり。万夫に川あり、川上に路あり。もって畿に達す）とあり、考工記匠人に「九夫為井、井間広四尺、深四尺、謂之溝。方十里為成、成間広八尺、深八尺、謂之洫。方百里為同、同間広二尋、深二仞、謂之澮。専達於川、各載其名」（九夫を井となし、井の間は広さ四尺、深さ四尺、これを溝と謂う。方十里を成となし、成の間は広さ八尺、深さ八尺、これを洫と謂う。方百里を同となし、同の間は広さ二尋、深さ二仞、これを澮と謂う。川に専達し、おのおのその名を載す）と言う。鄭玄は遂人の記載を遂と公邑のもの、匠人の記載を釆邑のものと解するが、その誤りであることは、孫詒譲『周礼正義』巻八十五匠人の疏（頁八三六二）及び註（16）に見える。西周時代に水利工事が行われていたことは五祀衛鼎の銘文に見える（拙稿「裘衛諸器考」東洋史研究　第三十七巻第一号）。

(62)　五祀衛鼎の銘文では、逆者の逆が誤脱しているが、当然四田の農民は田とともに衛の支配下に入ったと考えるべきである。五祀衛鼎・衛盉の銘文では、田の農民は完全に衛の支配下に移りながら、居住地はもとのままであり、曶鼎の銘文第二段では五夫が完全には曶の支配下に入ることを許されていないのと明白なちがいがあることに注意しなければならない。

(63)　孫詒譲『周礼正義』巻二十九遂人疏（頁二七三七）及び巻三十旅師疏（頁二八三三）。

(64)　註（9）。

(65)　『春秋左氏伝』昭公十六年の伝文に、鄭の桓公が東遷するに際して、商人―賈人―と誓った語が載せられている。それには、「（鄭子産曰、……）曰、『爾無我叛、我無強賈、毋或匄奪。爾有利市宝賄、我勿与知。』恃此質誓、故能相保、以至于今……」（鄭の子産が曰く、……中略……、曰、『爾―商人―が我―桓公―に叛く無くんば、我は強いて買う無く、匄奪する

二二八～二二九

ことある毋からん。爾に利市・宝賄あるも、我は与かり知るなからん』と。この質誓を恃みて、故によくあい保って、もって今に至れり……下略……」とある。これは物語り性の強い話であり、誇張があると考えられるが、商人の置かれた立場が、完全な隷属民ではなかったことが、よく示されていると考えられる。

(66) 令彝の銘文に「舎三事令、眔卿事寮眔諸尹眔里君眔百工」(三事の令を舎するに、卿事寮と諸尹と里君と百工とともにす)とあり、この百工は里君とともに挙げられているから、奴隷のような隷属民でなかったことは明らかである。おそらく、土地を与えられて自営を許された手工業者の主要なもの、例えば業種別の主要なものと考えられる。その個々の経営の内部の労働者のなかには、奴隷などが含まれていたことは言うまでもない。これに対して、師毀簋の銘文の「我西隔東隔僕駿百工臣妾」(我―伯龢父―の西隔、東隔の僕駿と百工と臣妾)という時の百工は、伯龢父という領主の東・西の隔―軍編成の一単位と言われるが、確定しない―に属するもので、隷属度も高く、また仕事の規模も小さかったと考えられる。

第四章　行政と支配

第一節　参有嗣とは何か

西周時代の行政組織を考えるとき、その史料として先ず念頭に浮ぶのは、周公旦が整備した官制を記録したといわれる『周礼』―『周官』ともよばれる―である。この『周礼』によると、周代の官制は、天官冢宰・地官司徒・春官宗伯・夏官司馬・秋官司寇・冬官司空に分れていたといわれる。天官冢宰は主として宮内官、地官司徒は地方行政・教育に関する官、春官宗伯は宗教神事に関する官、夏官司馬は軍政に関する官、秋官司寇は警察・司法に関する官であり、以上の五官で、計三四七の官名を含んでいる。最後の冬官司空は、この『周礼』を、漢武帝の時に河間献王が入手した時に既に失われていたため、代りに「考工記」で補ったとされる。現本の『周礼』に含まれる「考工記」は車服・弓矢などの工人三十種をあげている。そのため冬官司空が、本来どのような職務内容と組織をもっていたかは明らかではない。後漢の鄭玄は、「考工記」の注において、

司空掌営城郭、建都邑、立社稷宗廟、造宮室車服器械、監百工者。
(司空は、城郭を営み、都邑を建て、社稷宗廟を立て、宮室車服器械を造り、百工を監するを掌るものなり。)

とのべ、建設・製造を扱う官と解しているが、一方『春秋左氏伝』の系統を引く学派では、後に述べる如く、司空は土地を管理するものと解している。何れが正しいかは後に検討するが、このように全く異った考え方が行われていること自体、失われた冬官司空の内容が、早く不明になっていたことを示している。

また現存する『周礼』の各部分においても、官職の内容に重複が見られるものが多く、『周礼』を編纂する過程で、各官の構成を揃えるために、同系統に属した官を別の部に移したりした可能性が見られるものもある。さらに『周礼』そのものの成書年代に異説が多く、この書物によって、周代の官制を考えることには、強い抵抗がある。そこで本稿では、西周時代の同時史料である金文によって当時の官制の基本がどのようなものであったかを考えるが、このような方法をとったものとして、郭沫若氏の研究をあげることができる。かつて郭沫若氏は「周官質疑」をあらわし、金文に見られる官職名を整理し、これと『周官』即ち『周礼』と比較し、『周礼』の性格を検討しようとした。[1] たしかにそれはそれなりの成果を得たものではあるが、しかしその目的が『周礼』の検討にあったために、勢い『周礼』にひかれ、西周時代の官制を把握することには必ずしも成功したとは言えない。そこで、私は西周時代の官制を考えるに当って、一九五五年に陝西省郿県李家村において、[2] 農民によって発見された盠彝の銘文をとりあげ、それを手掛かりとして、問題の所在をさぐって見ようと思う。この銘文は、つぎにあげる通りである。

佳八月初吉、王各于周廟。穆公右盠立于中廷、北卿。王冊令尹、錫盠赤市・幽璜・攸勒。曰、用嗣六師・王行・参有嗣：嗣土・嗣馬・嗣工。王令盠曰、耤嗣六師眔八師埶。盠拝稽首、敢対揚王休、用作朕文祖益公宝障彝。盠曰、天子不叚不其、万年保我万邦。盠敢拝稽首

これ八月初吉の日に、王は周廟に各る。穆公が盠を右けて中廷に立ち、北嚮す。王は令尹に冊し、盠に赤市・幽璜・攸勒を錫わる。曰く、「もって六師・王行・参有嗣たる嗣土・嗣馬・嗣工を嗣どれ」と。王は盠に令して曰く、「六師と八師の埶を耤嗣せよ」と。盠は拝し稽首し、「敢えて王の休を対揚し、もってわが文祖益公の宝障彝を作らん」。盠は曰く、「天子は不叚不其にして、万年

もわが万邦を保んじたまわらんことを」と。盠は敢て拝し稽首して曰く、「剌々たるわが身は、わが先の宝事を過がん」と。

曰、剌々朕身、過朕先宝事。

この銘文には、他に例を見ない語句が多くあり、全文の通読にはいろいろの問題があるが、ここでは本考に関係の深い第四行から第六行にかけてあらわれる官職名について論ずることにする。

まず第一にあらわれる六師は、周王朝に設置された六軍団をさすもので、西周後期の禹鼎に

王迺命西六師・殷八師曰、撲伐噩侯馭方。

(王すなわち西の六師と殷の八師に命じて曰く、噩侯馭方を撲伐せよと。)

とあるように、「殷の八師」とよばれるものとともにあげられた「西の六師」が、この盠彝銘の六師であると考えられている。このほか、陵貯簋や南宮柳鼎にも六師があらわれる。その六師は、『尚書』康王之誥篇に太保らが康王に述べた語のなかに

張皇六師、無壊我高祖寡命。

(六師を張皇し、わが高祖の寡命を壊ることなかれ。)

とある六師であるとされる。即ち六師を盛大にすることによって、高祖即ち文王が天より受けた類い稀な命を損ずることのないようにと言う所より見れば、康王之誥篇においては、六師が周王室にとって天命を維持して行くために重要な軍団であると考えられていたことは明らかである。このほか、『詩』の大雅棫樸には、

淠彼涇舟、烝徒楫之。周王于邁、六師及之。

(淠たる彼の涇の舟、烝徒これに楫さす。周王于き邁き、六師これとともにす。)

とあり、同じく常武には、

赫赫明明。王命卿士。南仲大祖、大師皇父、整我六師、以脩我戎。既敬既戒、恵此南国。

(赫赫明明たり。王卿士を命ず。南仲が大祖たる大師の皇父は、わが六師を整え、わが戎を脩む。既に敬し、既に戒め、この南国を恵む。)

とある。棫樸は文王を、常武は宣王を歌うと詩序は解している。このほか、小雅の瞻彼洛矣にも「韎韐有奭、以作六師」(韎韐奭たるあり、もって六師をおこす)と歌われる。この瞻彼洛矣の詩は、詩序によれば幽王を諷刺したもので、周の先王の盛時を歌ったものとされている。これらの詩序の説がそのまま適用できるか否かは勿論問題があるが、これらの詩や康王之誥の成立は遅くとも西周の末から東周初と考えられるから、西周王朝の中心に六師とよばれる軍団があったことは間違いはなく、その六師の興廃は、周王朝が受けた天命をも左右しかねないものとして、重視されていたことは明らかである。さきの銘文に記された六師は、これらの古典にあらわれる六師であると諸家によって解されている。ただ『詩』・『尚書』の六師は、古くから『周礼』夏官司馬にある六軍であると解されて来たが、一軍が一万二千五百人から成る六軍とすることは、余りにも規模が大となりすぎると考えられる。おそらく、軍の一つ下の単位である師が本来の周の兵団の最高の単位であったと考えるべきであろう。[3]

ところでこの銘の第六行には、「八師」というものがある。これは先にあげた禹鼎の「殷の八師」であり、西周前期の小臣謎簋には

伯懋父以殷八師征東夷。

二三三～二三四

(伯懋父が殷の八師を以て東夷を征せり。)

としてあらわれるものであり、さらに後に全文を引用する後期の曶壺に

王呼尹氏冊令曶曰、更乃祖考、作冢嗣土于成周八師。

(王は尹氏を呼んで曶に冊令せしめて曰く、「乃の祖考を更いで、成周の八師に冢嗣土と作らしむ」)

と言う如く、「成周の八師」としてあらわれるものであると考えられる。これは洛陽に建設された成周におかれた西周の軍団であり、主として周に服した殷の遺民によって構成されたものであると考えられている。[4]したがって、禹鼎の銘文に「殷の八師」と対置される「西の六師」は、東の成周に対して、西の宗周におかれたものであり、これは周王朝の中核をなす軍団であったと考えられる。『詩』の大雅や『尚書』の康王之誥篇などに、六師がとりあげられるのも、これが周の軍事力の中核をなし、周の人びとによって構成されたものであったからである。これに対して、八師はその構成から見ても、周の人びとの『詩』などにあらわれないのは当然と言えよう。

つぎに王行について考えてみる。郭沫若氏は、周王の任命する軍の将佐であり、『詩』魏風の汾沮洳に公路・公族とともにあげられる公行、即ち汾沮洳第二章の

彼汾一方、言采其桑。彼其之子、美如英。美如英、殊異乎公行。

(彼の汾の一方に、これその桑を采る。彼のその子は、美なること英のごとし。美なること英のごとくなれど、ことに公行に異る。)

の公行、或いは『春秋左氏伝』僖公二十八年の条にある

晋侯作三行、以禦狄。荀林父将中行、屠撃将右行、先蔑将左行。

(晋侯は三行を作り、もって狄を禦ぐ。荀林父は中行を将い、屠撃は右行を将い、先蔑は左行を将いしむ。)

というときの三行の行は、この銘の「王行」の行の意味をつぐものであるという。[5]郭氏はふれないが、『春秋左氏伝』の宣公二年にも

初麗姫之乱、詛無畜羣公子。自是晋無公族。及成公即位、乃宦卿之適子、而為之田、以為公族。又宦其余子、亦為余子。其庶子為公行。晋於是有公族・余子・公行。

(初め麗姫の乱に、羣公子を畜することなきを詛う。これより晋に公族なし。成公位に即くに及び、すなわち卿の適子を宦して、これが田を為り、もって公族となす。またその余子を宦して、また余子となす。その庶子を公行となす。晋ここにおいて公族・余子・公行あり。)

とある如く、晋の成公が設置した公族・余子・公行なるものがあり、公族は卿の嫡長子によってなり、余子は卿の嫡出子、公行はその庶出の子によって構成されると説く。さきの汾沮洳の毛伝は、「公行、従公之行也」(公行とは、公の行に従うなり)と解し、鄭箋は「云従公之行者、主君兵車之行列」(公の行に従うと云うは、君の兵車の行列を主るなり)と説明し、宣公二年の杜注は、「掌率公戎行」(公の戎行—軍隊—を率いるを掌どる)と説明している。しかも、『詩』・『春秋左氏伝』の注は、これらの公行或いは公族を官職の長の意味に解している。郭氏が将佐であるとしたのは、このような注の説に従ったものであるが、僖公二十八年の三行というときの行とは、師或いは軍と同じような集団を意味するものである。私は汾沮洳や宣公二年の公族、公行も本来は集団として設けられたものであると考えるが、いずれにしても此等は春秋の晋の制度と考えられるものである。

では、西周に関する資料に、この王行に当るものは見られないであろうか。たとえば『詩』周南巻耳に

二三五～二三六

采采巻耳、不盈頃筐。嗟我懐人、寘彼周行。
（巻耳を采り采るも、頃筐に盈たず。ああ、われ人を懐う、かの周行に寘かる。）

というときの「周行」について、朱熹の集伝は「大道也」と註しているが、毛伝はこれを「周之列位」と解し、鄭箋は、「周之列位、謂朝廷臣也」（周之列位とは、朝廷の臣を謂う）と述べている。この周行という語は、ほかに小雅鹿鳴や大東の詩にも見られ、この二つの詩では、詩全句の解釈に適合しない。そのために清朝の多くの学者は朱熹の説に従っている。しかしこの巻耳の毛伝・鄭箋の解では、巻耳の詩の後半は、『春秋左氏伝』襄公十五年において、楚国で公子午が令尹に任じられたほか、八人の貴族の官職任命の記事のあとに、

君子謂、楚於是乎能官人。官人、国之急也。能官人、則民無覦心。詩云「嗟我懐人、寘彼周行」、能官人也。王及公侯伯子男甸采衛大夫各居其列、所謂周行也。
（君子謂えらく、楚はここに於いてか能く人を官せり。人を官するは、国の急なり。能く人を官せば、則ち民に覦心なし。詩に云う、「ああ、われ人を懐う、彼の周行に寘かる」とは、よく人を官するなり。王および公・侯・伯・子・男・甸・采・衛・大夫おのおのその列に居るは、所謂周行なり。）

のごとく引用され、賢人をその才に適した官位につけることの例とされているので、古くはこの周行なる語を、周王朝の朝廷における列位にある者たちと考えていたことは明らかである。引用した文の最後の如く、王をはじめ諸侯・大夫ということであれば、必ずしも官職とは関係はなく、むしろ身分的な要素が強い語のようにも感ぜられるが、襄公十五年の記事の主要部分は、公子午をはじめとする九名の官職への任命であるから、おそらく本来は官職にある人――もっとも西周時代の官職は、身分ある者に対して任命されるから、この場合も身分と考えてよいかもしれない――を意味していたように考えられる。しかし汾沮洳や宣公二年の記載からすれば、軍事的な機能を備えた集団であったことは明らかである。

白川静氏は、本銘の考釈において、「王行」の行を按行の意に解し、王以下を、王が参有嗣たる嗣土、嗣馬、嗣工を行せりと読まれている。(6) その理由は、第四行第二字目の嗣を六師以下嗣工までのすべてにかかるものとすれば、軍政の全体を統轄することを命ぜられたことになり、受命者の威望が高きに過ぎることになると考えられたからである。しかしこの点は、実は本銘の「用嗣」以下「嗣工」までの文と、第五行の「䉜嗣」以下「八師䞐」までの文との関係をどう考えるかという問題とも関聯することである。即ち、第三行最後の「曰」字は、郭氏以下白川氏をもふくめて、すべての研究者によって、王が盠に対して命じたものと解されているのであるが、本銘全文の構成から考えて、再検討する必要があると考えられる。この点については、既に論じたのでここではふれないが、(7) 少くとも王行に関しては、一応郭説に従うのがよいと考える。したがって、王行は、王の近い一族によって構成された周王朝におけるいわば将校団と言う可きものか、或いは王の信任する貴族の子弟によって構成された王の親衛隊と言ったものであろう。

つぎに、参有嗣について考えて見よう。郭沫若氏をはじめ、すべての解説はこの参有嗣は、それにつづく嗣土、嗣馬、嗣工の総称であるとする。この結論については、全く異論がないのであるが、この語には、関聯して幾つかの重要な問題があるのでその点について論じようと思う。

その第一は、毛公鼎の

命汝䙴嗣公族雩参有嗣小子師氏虎臣雩朕褻事。
（汝に命じて公族と参有嗣、小子・師氏・虎臣とわが褻事を䙴嗣せしむ。）

という文の解釈をめぐる問題である。即ち参有嗣の下にある小子・師氏・虎臣を参有嗣の内容と考えるか、別個のものと考えるかということである。さらに言うならば、この文に使用される二つの竝列の接続詞雩が何を結びつけると考えるかという問題でもある。例えば、白川静氏は、「参有嗣は下文の小子・師氏・虎臣に竝列の雩を用いずに列挙しており、この三職を含めていうものであろう」と言われている。即ち白川氏によれば、小子・師氏・虎臣が参有嗣の内容ということになる。私自身もかつて、小子以下の三者を参有嗣の内容として考えたことがあるが、小子には、身分呼称的な性格が強く、また虎臣は王側近の、しかも王に対する隷属度の強い武臣集団であることを考えると、これらは、参有嗣とは別系列のものと考えたほうがよいであろう。そして毛公鼎の文は、公族と参有嗣が一組、小子・師氏・虎臣と王の褻事（執事）が一組をなすものと考えるべきものである。

王国維はこの毛公鼎の参有嗣について、その「毛公鼎銘考釈」において、

参有嗣、即三有事。詩小雅云、択三有事。又云三事大夫。書康誥云、陳時臬事。又云陳時臬司。知事嗣二字古通用矣。三有嗣、謂司徒司馬司空。牧誓云、司徒司馬司空。酒誥云、矧惟若疇圻父薄違農父若保宏父。皆以此三司並言。蓋古之六卿、冢宰総百官、宗伯治礼、司寇治刑。惟司徒司馬司空為治民之官。故雖天子之官、亦云参有嗣也。
（参有嗣とは、すなわち三有事なり。詩の小雅に云う、「三有事を択ぶ」と。また云う、「三事大夫」と。書の康誥に云う、「時の臬事を陳ぶ」と。また云う、「時の臬司を陳ぶ」と。事と嗣の二字は古に通用せるを知る。三有嗣とは、司徒・司馬・司空を謂う。牧誓に云う、「司徒・司馬・司空」と。酒誥に云う、「矧やこれ若疇の圻父・薄違の農父・若保の宏父」と。みなこの三司を以って並び言う。けだし古の六卿、冢宰は百官を総べ、宗伯は礼を治め、司寇は刑を治む。ただ司徒・司馬・司空は治民の官たり。故に天子の官と雖ども、また参有嗣と云うなり。）

と述べている。即ち参有嗣とは、三有事であり、『詩』小雅の十月之交にあらわれる三有事であり、雨無正の三事大夫であるとし、これは司徒・司馬・司空であり、天子の六官のうち、冢宰は百官を総べ、宗伯が礼を治め、司寇が刑を治めるのに対し、この司徒・司馬・司空は治民の官であると説くのである。参有嗣と三有事とでは、嗣と事との相違があるが、これについても『尚書』康誥篇によって嗣と事とが古くは通用したことを証している。(8) この十月之交の詩は、幽王または厲王を諷刺したものであるといわれているが、三有事に関する話は、伝箋の説によれば、ときの卿士であった皇父が、洛陽に近い向という土地に自己の都邑を作った際に、三有事を選び任命して民から聚斂を行おうとしたというのである。王国維が三有事を治民之官と考えたのは、右のような古註の解にもとづくものである。また雨無正の三事大夫については、鄭玄は三公であると解しているが、鄭玄の時代における三公とは、一般的には太尉―古く司馬―・司徒・司空を言うのであるから、おそらく鄭玄は司馬・司徒・司空を念頭においていたと考えられる。『毛詩伝箋通釈』の著者馬瑞辰も鄭玄の説をこのように理解している。ただ馬瑞辰は、それにつづいて、三事という語は、『尚書』の立政篇に「任人準夫牧作三事」とあるのによって、任人・準夫・牧という三つの官職をもって三事に当る可能性があることを指摘しているが、馬瑞辰は司馬などと立政の任人などとをそれぞれ天地人の三事に配分することによって、両者の関聯を考えている。(9) また、胡承珙は、立政篇の任人を任事之官、準夫を平法之官、牧を養民之官と考え、これこそ三事大夫であるとするが、(10) この場合も、この任人などを具体的な固有の官名と考えたのではなく、むしろ政治上の三分野を示すものと考え、さきに引用した立政篇の文につづいてあげられる虎賁・綴衣以下司徒・司馬・司空・亜旅を、三事の実施の責任を課された官名と考えている。ただ胡承珙は、どれが三事のうちのどれに当るかという点についてはふれていない。(11) 特に一九七五年に発見された五祀衛鼎・衛盉の銘においては、後にふれる如く、参有嗣の総称につづいて嗣土（司徒）・嗣馬（司馬）・嗣工（司空）をあげていることは、西周時代における参有嗣が何であったかを明示していると言えよう。しかもこの二つの銘文において、参有嗣が土地の譲渡の実施を行っていることは、王国維が、参有嗣を治民之官としたこと、ひいては十月之交の伝・箋が参有嗣によって民から聚斂を行うことを意味させていたことと重要な関係をもっていることを示しているが、これについては、後にふれる。

以上において盠彝の銘文にあらわれる六師・王行・参有嗣について見て来た。それによると、六師は、周王朝の軍事力の中核をなした重要な軍団であり、おそらく王室と同族や、早くから周に属していた族によって構成されて宗周に配置されていたものであると考えられる。これに対して王行は、周王の近親或いは近侍の貴族の子弟によって構成された集団で、近衛軍的な性格をもつものであったと考えられる。これに対して、毛公鼎にあらわれる師氏

は、『周礼』では地官司徒に属せしめているが、本来は、王宮の城門などを警備した軍事的な集団であり、師栞とよばれる下級の貴族らによって率いられ、その構成は周の同族或いは近侍などとは異なった構成をもったものであり、虎臣は『周礼』夏官司馬に属する虎賁に比定されるが、これも宮門などの守護などに従事するものであり、貴族から構成される王行とは次元を異にするものであった。このように、六師・王行が、周王朝の中核を構成するものであったとすれば、これと共にあげられる参有𤔲も、王朝の官制のなかで重要な地位を占めるものであったと言うべきであろう。そのことを明らかにするために、『詩』小雅雨無正の三事大夫という時の三事大夫、或いは三事という語について、今少し検討を加えてみよう。この三事という語は、左にあげる令彝の銘文（挿図17）の前半部にあらわれる。

佳八月、辰在甲申、王令周公子明保、尹三事四方、受卿事寮。丁亥、令矢告于周公宮。公令徃同卿事寮。佳十月月吉癸未、明公朝至于成周、徃令。舎三事令、眔卿事寮眔諸尹眔里君眔百工。眔諸侯侯甸男、舎四方令。既咸令。（以下略）

これ八月、辰は甲申に在り、王は周の公子明保に令し、三事・四方を尹し、卿事寮を受けしむ。丁亥に、矢に令して周公の宮に告げしむ。公は徃でて卿事寮を同ぜしむ。これ十月月吉の癸未に、明公は朝に成周に至り、徃でて令す。三事の令を舎す—布告の意—るに、卿事寮と諸尹と里君と百工とともにす。諸侯たる侯・甸・男とともに、四方の令を舎す。すでに咸く令す。

この文によると、三事は四方と対置されたものであることがわかる。そしてこの三事について、羅振玉・容庚氏など[12]は、『詩』の三有事・三事大夫と同じとし、司徒・司馬・司空をあて、郭沫若氏は『尚書』立政篇の準・夫・牧に当て、準を政務官、夫を事務官、牧を地方官と考え、三事はこれら百官の総称であり、第五—六行目に出る卿事寮・諸尹・里君・百工であると考えるのである。この二つの考え方では、さきに見た清朝の学者のように、『詩』と『尚書』の三事を関聯させようとする態度は見られない。また陳夢家・白川静両氏は、この三事を卿事寮以下百工までと対応させながら、立政篇の三事と対応させることには否定的である。[13] ただこれらの幾つかの説に共通するところは、この三事が四方と対置されるものであり、三事に関する命令は、四方に関する命令と明らかに区別されるものであることを指摘している点である。では四方とは何かと言えば、例えば『周礼』夏官職方氏の九服に相当するものであり、これは王畿と対置されるものであり、『尚書』酒誥篇に「越在外服、侯甸男衛邦伯」（および外服にありては、侯・甸・男・衛・邦伯）というところの外服に相当する。したがって令彝の第六—七行にあげられる「諸侯侯甸男」であるということになる。『周礼』職方氏の九服が、西周時代に実在したものでないことは言うまでもないが、[14] 甲骨文における四方と中央である殷商との関係から見ても、周の支配下にはあるが、周王の統治が直接的には及ばない諸侯の領域が四方と呼ばれていたことは当然である。したがって、この四方に対置される三事というものは、周王の直接統治下にある地域すなわち王畿であり、酒誥篇の「越在内服、百僚・庶尹・惟亜・惟服・宗工、越百姓・里居」（および内服にありては、百僚・庶尹・惟亜・惟服・宗工、および百姓・里居）というときの内服であり、また百僚以下がこれに関係する官職であることがわかる。したがって令彝の銘の卿事寮・諸尹・里君・百工が酒誥篇の百僚以下に相応ずることになる。[15]

しかし、このうちの卿事寮を、三事即ち王畿にのみ関する官職とすることには多少の問題がある。というのは令彝の銘の第二行に「尹三事四方」（三事と四方を尹す）とあるのにつづいて、「受卿事寮」（卿事寮を受く）とあるからである。即ち明保は三事と四方とを治め正すために、卿事寮を授けられ、それについで、また第三行目において明保が卿事寮を会同せしめているからである。したがって卿事寮のもつ性格には内服・外服両者に関係するものがあったことがわかるが、ただその場合、銘文の第五行末尾の「眔卿事寮」以下第七行の「甸男」までをどのように断句するかが問題となる。例えば白川氏は卿事寮以下甸男までの全部を「舎四方令」（四方の令を舎す）にかかる副詞句のようにして読まれるけれども、私は諸侯以下を「舎四方令」にかけ、卿事寮より百工までは「舎三事令」（三事の令を舎す）を修飾するものと考える。少くとも酒誥篇の内服と比較すれば、そのように考えなければならないであろう。

以上のべてきたところをまとめると、三事という語は、主として王畿即ち王の直轄地に関するものであるとともに、卿事寮は、布令の段階では三事に関聯するが、或る場合には諸侯領である四方にも関係をもつものであることが明らかになったと思う。そこでこの三事といわれるものが、一体何を意味するものか、上に述べた参有𤔲或いは三事大夫とよばれる司徒・司馬・司空を意味するものなのかということが問題になるわけであるが、それを考察するには、今一つの金文例である小盂鼎の銘文を手掛かりとして考えようと思う。

この小盂鼎は、現在器は失われ、僅かに一枚の拓本の複印のみが伝えられたにすぎなかった。しかももとの銅器が甚だしく銹びていたため、拓本の出来も悪く、文字の不明な部分が多く、全文の正確な解読が不可能であるため、ここでは全文を挙げることはしない。全文は二十行からなり、王命を受けて鬼方を伐った盂が、八月既望甲申の日に、蛮族の酋長二人、首級四千余、捕虜万三千余人とともに多数の牛馬武器などを戦利品として帰還し、それらを周廟において王に献じ、ついでその勝利を先王に告げる祭りを行った。さらに翌乙酉の日に周廟において、王より種々の恩賞が盂に与えられたことを記録したものである。すなわち、第一段には所謂献捷の儀式が行われ、第二段において先王に対するその報告祭が行われたことを記し、第三段において盂に対する恩賞が記録されているのである。問題の三事があらわれるのは、第三段の恩賞授与の式のときである。その部分の文を白川静氏の釈文によって左にあげると、

挿図17　令彝銘

雩若竭日乙酉、三事大夫入服酉。王各廟、𢍰。王邦賓徃。王令賓盂□□□□・弓一・矢百・画皞一・貝冑一・金干一・戯戈二・矢䈞八。

（ここに翌日乙酉、三事大夫入りて服酉〈酒〉す。王、廟に格り、𢍰す。王の邦賓徃〈侍〉す。王、令して盂に……・弓一・矢百・画皞一・貝冑一・金干一・戯戈二・矢䈞八を賞せしむ。）

である。この白川氏の釈文は、陳夢家氏の説をもとにして作られたもので、三事大夫の四字も陳氏によっている。[16] これを拓影について見ると、三事の二字は明確であるが、大夫の二字のうち、大はおぼろげながら、大と思われる字形を残し、夫は全く判じ難く、陳氏に先立つ多くの研究は、大夫の二字を釈読してはいない。ただこの文字のある位置が、日附と動詞との間であるため、当然服酉の主格となる名詞である筈であり、明確な三事の二字と、半ば字形のたどられる大字にもとづいて三事大夫と読んだものと考えられる。勿論それには先にあげた『詩』の三事大夫が念頭にあったと考えられる。私も同じような理由からこれを三事大夫と読んでまず間違いないものと考えている。この銘によると、三事大夫は、前日の献捷、報告祭の儀式には参加せず、恩賞賜与に際してはじめてあらわれる。その理由は、この小盂鼎の銘文からは明らかにすることはできない。またこの献捷に関する記録は、ほかに敔簋の銘文にもあるが、これは小盂鼎よりもはるかに簡単であるため、それによって考えることもできない。

そこで『春秋左氏伝』にのせられた幾つかの献捷の儀式に関する記載によって考えて見ようと思う。[17] 例えば僖公二十八年には、

五月、……丁未、（晋文公）献楚俘于王。駟介百乗、徒兵千。鄭伯傅王、用平礼也。己酉、王享醴命晋侯宥。王命尹氏及王子虎・内史叔興父、策命晋侯為侯伯。賜之大輅之服・戎輅之服・彤弓一彤矢百・旅弓矢千・秬鬯一卣・虎賁三百人。曰、王謂、叔父、敬服王命、以綏四国、糾逖王慝。晋侯三辞、従命。曰、重耳敢再拝稽首、奉揚天子之丕顕休命。受策以出。出入三覲。

（五月、……中略……丁未に、（晋の文公は）楚の俘を王に献ず。駟介百乗・徒兵千なり。鄭伯は王を傅け、平—平王—の礼を用いるなり。己酉に、王は醴を享して晋侯に宥を命ず。王は尹氏と王子虎・内史叔興父に命じ、晋侯に策命して侯伯たらしむ。これに大輅の服・戎輅の服・彤弓一彤矢百・旅弓矢千・秬鬯一卣・虎賁三百人を賜わる。曰く、「王は謂えらく、『叔父よ、敬みて王命に服し、もって四国を綏んじ、王慝を糾逖せよ』」と。晋侯は三たび辞し、命に従う。曰く、「重耳あえて再拝稽首し、天子

の丕顕なる休命を奉揚せん」と。策を受けてもって出で、出入して三たび覲せり。）

とある。この例では丁未の日に献捷の儀が行われ、中一日おいた己酉の日に恩賞の授与が行われ、そのときに尹氏・王子虎・内史叔興父の三人が策命に関与している。この三人について、杜預は、「尹氏・王子虎、皆王卿士也。叔興父大夫也。三官命之、以寵晋」（尹氏と王子虎はみな王の卿士なり。叔興父は大夫なり。三官のこれに命ぜしは、もって晋を寵するなり）という註をしている。したがって杜預は尹氏・王子虎・内史叔興父の三人を三官として総称していると言えよう。ところが、この三官が何であるかについては、杜預も、また孔穎達をはじめ、清の注釈家たちも考えを示していない。そこで、『春秋左氏伝』中において、三官という語が用いられた例を求めると、昭公四年に見える。すなわち

（杜洩）曰、夫子受命於朝、而聘于王。王思旧勲、而賜之路。復命而致之君。君不敢逆王命、而復賜之、使三官書之。吾子為司徒、実書名。夫子為司馬、与工正書服。孟孫為司空、以書勲。今死而弗以、是弃君命也。書在公府、而弗以、是廃三官也。若命服、生弗敢服、死又不以、将焉用之。乃使以葬。
（杜洩の曰く、「夫子は命を朝に受けて、王に聘せり。王は旧勲を思いて、これに路を賜われり。命を復してこれ―路―を君に致す。君はあえて王の命に逆らわず、またこれを賜い、三官をしてこれを書せしめり。吾子は司徒たり、まことに名を書せり。夫子は司馬たり、工正と服を書せり。孟孫は司空たり、もって勲を書せり。いま死して以いざれば、これ君の命を弃つるなり。書は公府に在り、しかも以いざれば、これ三官を廃するなり。命服が若き、生きてあえて服せず、死してまた以いざれば、まさにいずれに之を用いん」と。すなわち以いて葬らしめたり。）

によれば、三官とは司徒・司馬・司空であることがわかる。しかもこの文は夫子即ち叔孫豹に対して襄公が賞賜を行ったときのことであるから、賞賜に際しては、司徒・司馬・司空がそれを記録する必要があったことを示している。勿論このときには、賞賜を受ける叔孫豹が自ら司馬として記録に参加するのはおそらく異例のことであったろうが、それだけに工正がそれに立会ったのであろう。ただ当時の魯の情勢から見て、三桓氏が国政を専断していたときであるから、他のものが叔孫豹に代わって三官の一つに就任することはおそらく不可能であったと考えられる。したがって、僖公二十八年の条において杜預が三官と註した背後には、この昭公四年の文が念頭におかれていたものと考えられる。ただ僖公二十八年の条においては、三人のうち一人は明らかに内史の官であり、いま一人の尹氏も策命などを扱う官であったと考えられるから、これを昭公四年のように司徒・司馬・司空ということはできなかったのであるが、杜預は賞賜に際して、司徒・司馬・司空―この場合は叔孫豹の地位から見て、その長官即ち大司徒・大司馬・大司空であったと考えられる―が三官としてそれを記録するのが、例であると考えていたと推測できよう。さらに『国語』魯語上に載せる

是歳也、海多大風、冬煖。文仲聞柳下季之言、曰、信吾過也。季子之言、不可不法也。使書以為三筴。
（この歳や、海に大風多く、冬煖かなり。文仲は柳下季の言を聞きて、曰く、「まことに吾が過ちなり。季子の言は、法らざるべからず」と。書してもって三筴をつくらしむ。）

という一段の韋昭注に、「筴、簡書也。三筴、三卿卿一通也。謂司馬・司徒・司空也」（筴は簡書なり。三筴とは、三卿が卿ごとに一通なり。司馬・司徒・司空を謂うなり）とあり、司馬・司徒・司空の三卿がそれぞれ一通ずつ記録を保管していたと解している。清の董増齢の『国語正義』（巻四）は、この韋昭の説を先の昭公四年の条によって理解していることを附言しておこう。

さらにこの問題に関して、いま一つ献捷に関する記載についてふれよう。それは成公二年にあげられた、

晋侯―景公―使鞏朔献斉捷于周。王弗見。使単襄公辞焉、曰、蛮夷戎狄、不式王命、淫湎毀常、王命伐之、則有献捷。王親受而労之、所以懲不敬勧有功也。兄弟甥舅、侵敗王略、王命伐之、告事而已。不

二四五～二四六

献其功。所以敬親暱禁淫慝也。…中略…王使委於三吏、礼之如侯伯克敵使大夫告慶之礼、降於卿礼一等。王以鞏伯宴、而私賄之、使相告之曰、非礼也。勿籍。
（晋侯―景公―は鞏朔をして斉の捷を周に献ぜしむ。王は見えず。単襄公をして辞せしめて、曰く、「蛮夷戎狄、王命を式いず、淫湎して常を毀ち、王が命じてこれを伐たしめば、則ち捷を献ずること有り。王親しく受けてこれを労らうは、不敬を懲らし、功有るものを勧ます所以なり。兄弟甥舅、王略を侵敗し、王が命じてこれを伐たしむるは、事を告ぐるのみ。その功を献ぜず。親暱を敬し、淫慝を禁ずる所以なり。」……中略……王は三吏に委ね、これを礼すること、侯・伯が敵に克ち、大夫をして慶を告げしむるの礼のごとくし、卿礼より一等を降さしむ。王は鞏伯をもって宴し、私にこれに賄り、相をしてこれに告げしめて曰く、「礼にあらざるなり。籍するなかれ」と。）

である。これによると、晋の景公が、斉を討った戦果を、鞏朔をして周の定王に献じさせたのであるが、定王はこれを礼に反するとして受けなかった。ただ強国晋の感情を害することをおそれて、鞏朔に対して大夫の資格によって礼遇したわけであるが、その際、自らは出席せず、三吏にそれを委ねたのである。この三吏とは杜預によれば三公であると解している。ただし、杜預は三公を具体的に何と考えるかについてはふれないが、孔穎達は、これを鄭玄の三公に対する考えと関聯させようとしているから、おそらく司徒・司馬・司空を想定したものであろう。

しかも興味あることは、吏という文字は、金文においては、事という字と同じ形をとり、史とも殆んど同形で、三者は時に通用し、音も同部に属する文字であるということである。成公二年の条における三吏は、おそらく本来は三事であったものが、伝写のうちに三吏と書かれ、しかも後人にはこの方が意味が通じ易くもあったため、そのまま三吏として定着したものであろう。以上において、小盂鼎の銘文にあらわれる三事大夫―或いは三事―は、恩賞の賜与に際して、それを記録することも一つの職務としていたものであると考えることができるのではなかろうか。しかもそれは司徒・司馬・司空をいう参有𤔲である可能性が強く、而かもその長である『周礼』の大司徒・大司馬・大司空に相当するものであったと考えられる。

このように考えられるとするならば、盠彝において参有𤔲と呼ばれた𤔲土・𤔲馬・𤔲工―のちの司徒・司馬・司空―は、それに先行する時代の青銅器である令彝や小盂鼎では、三事或いは三事大夫とよばれ、主として内服即ち王畿内に関することを任務とするものであり、ときに諸侯や重臣に対する恩賞授与に立会いそれを記録することもその職務であったということができるのである。そこでつぎには、𤔲土・𤔲馬・𤔲工のそれぞれにつき、もう少し詳しくその職務を金文資料によって考えてみようと思う。

第二節　金文に見える𤔲土・𤔲馬・𤔲工

先ず第一に𤔲土について考えてみよう。免簠の銘文

隹三月既生覇乙卯、王在周。令免作𤔲土、𤔲鄭還𣝱眔呉眔牧。錫戠衣・鑾。対揚王休、用作旅𩰫彝。免其万年永宝用。
（これ三月既生覇の乙卯に、王は周に在り。免に令して𤔲土と作し、鄭還の𣝱と呉と牧とを𤔲どらしむ。戠衣と鑾とを錫えり。王の休を対揚し、もって旅𩰫彝を作らん。免はそれ万年も永く宝として用いん。）

によると、免は、鄭の還―苑―即ち現在の陝西省華県の近くにあった王室の苑囿である公邑に所属する𣝱―林―・呉―虞―・牧を管理することを命ぜられている。この林とは『周礼』地官の林衡に当るものであり、虞とは同じく山虞・沢虞に、牧も牧人に当るものと考えられており、いずれも現在の『周礼』でも司徒即ち金文の𤔲土に属するものとされている。また𢦏簋の銘文には

隹正月乙巳、王格于大室。穆公入右𢦏、立中廷、
（これ正月乙巳に、王は大室に格る。穆公は入りて𢦏を右け、中廷に立ち、北嚮す。王は曰く、「𢦏よ、汝に

二四七～二四八

北嚮。王曰、䚄、令汝作嗣土、官嗣籍田。錫汝戠玄衣・赤⊖市・鑾旂・楚・走馬。取償五寽。用事。䚄拝稽首、対揚王休、用作朕文考宝殷。其子々孫々永用。

令して嗣土となし、籍田を官嗣せしむ。汝に戠玄衣・赤⊖市・鑾旂・楚・走馬を錫う。償として五寽を取らしむ。「もって事（つか）えよ」と。䚄は拝し稽首して、王の休を対揚し、もってわが文考の宝殷を作らん。それ子々孫々永く用いん。

とあり。嗣土として籍田を管司することを命ぜられている。籍田は、王自ら耒耜をとって耕作し、社稷に稔りを祈る田であると言われるもので、王室の祭祀用の特殊な田の管司を命ぜられたものである。『周礼』によれば王室の籍田を管理するのは天官に属する甸師とされているが、金文にあらわれる甸官は、籍田とは関係なく、公邑や貴族の采邑において農業経営を管理している。本来は籍田も、本銘の如く嗣土―司徒―によって管理されていたと考えるべきであろう。甸官そのものも嗣土の属官であったが、籍田の儀礼性が強調されるようになったために、『周礼』では天官に属せしめたと考えられる。この籍田が何処に存在するものであったのかは明らかでないが、おそらく宗周の近くにあったものであろう。

以上は、王室の公邑に属するものであるが、これに対して、舀壺の銘文

隹正月初吉丁亥、王格于成宮。邢公内右舀。王呼尹氏冊令舀。

これ正月初吉丁亥に、王は成宮に格れり。邢公は内（い）―入―りて舀を右く。王は尹氏を呼んで舀に冊令せしむ。曰く、「乃（なんじ）の祖考を更（つ）ぎ、

曰、更乃祖考、作冢嗣土于成周八師。錫汝秬鬯一卣・玄袞衣・赤市・幽璜・赤舄・攸勒・鑾旂。用事。舀拝手稽首、敢対揚天子丕顕魯休令、用作朕文考釐公障壺。舀用匃万年眉寿、永齢多福。子々孫々其永宝用。

成周の八師に冢嗣土と作（な）れ。汝に秬鬯一卣・玄袞衣・赤市・幽璜・赤舄・攸勒・鑾旂を錫う。もって事えよ」と。舀は拝手し稽首し、あえて天子の丕顕にして魯（おお）いなる休令を対揚し、もってわが文考たる釐公の障壺を作らん。舀はもって万年眉寿、永齢にして多福なるを匃（もと）む。子々孫々それ永く宝として用いん。

によれば、舀は成周におかれた八師即ち上に述べた殷の八師の冢嗣土となることを命ぜられている。この八師は、一般には軍団と理解されているが、第三章にも述べた如く、本来八師は地域組織でもあったのであり、その地域を

治める嗣土に任ぜられたものである。この官名の冢嗣土の冢は、一般に冢宰の冢と同じく大の意味にとられるが、宗周以外の地域に置かれた官に冠せられた称である可能性が強い。

ところで、ここに引用した三例の嗣土の土はいずれも土と書かれているが、西周末の揚簋・無叀鼎の銘文においては嗣徒と書かれている。すなわち盠彝もふくめて、それまでの嗣土の土は徒と書かれず、西周末になってはじめて徒と書かれるようになるのである。[18] 土と徒とは同音であり、また徒字は土と彳とから構成される文字であり、徒御と言うときにも金文では土御と書かれるから、嗣土は即ち嗣徒―民を嗣どる―であるとすることもできる。確かに嗣土を古典にあらわれる官名と対比するときは、司徒として誤りではないが、本来は土即ち土地を嗣どるものであったと考えるべきであろう。金文における嗣土のもっとも早い例は、渣嗣土逘簋の銘文

王朿伐商邑。祉令康侯啚于衛。渣嗣土逘眔啚。作厥考障彝。𠕁。

王は商邑を朿―意味不明―伐せり。祉（ひ）―延―て康侯に令して衛に啚せしむ。渣の嗣土の逘は眔（とも）に啚せり。その考の障彝を作らん。𠕁。

であり、渣という地の伯であった嗣土の逘が康侯―のちに衛侯となる康叔―とともに、衛の地において土地の区劃を行ったのであるが、これこそ嗣土の本来の職務であったのである。[19] この銘文にあらわれる動詞の啚字の意味は、現在のところ確実な説はないが、この文字に□を附せば図字となり、「商図」・「東或図」などと金文に使用されて、一定の領域を示す語となり、また土地の疆界を主眼とした地図の意味にも使用される。[20] また雁伯鼎には、

王令雁伯、啚于之、為宮。雁伯作宝障彝。

王は雁伯に令して、之―地名―に啚して、宮を為らしめたり。雁伯は宝障彝を作れり。

の如く、宮殿造営に先立って、之という地において啚なる行為をおこなわせていることから考えて、土地の区劃を行ったものと理解して、先ず誤りはない。『周礼』によれば、司徒は教官之職即ち民を教導するのが基本の職務の如く分類されている。しかし、例えば大司徒の職文には、

大司徒之職、掌建邦之土地之図、与其人民之数、以佐王安擾邦国。
（大司徒の職は、邦の土地の図とその人民の数を建ることを掌りて、以って王を佐けて邦国を安擾せしむ。）

をはじめとして、

弁其邦国都鄙之数、制其畿疆而溝封之、設其社稷之壝而樹之田主。
（その邦国都鄙の数を弁ち、その畿疆を制してこれを溝封し、その社稷の壝を設けてこれが田主を樹つ。）
凡建邦国、以土圭土其地而制其域。
（およそ邦国を建つるに、土圭をもってその地を土（はか）りて、その域を制す。）
凡造都鄙、制其地域、而封溝之、以其室数制之。
（およそ都鄙を造るには、その地域を制して、これを封溝し、その室の数をもってこれを制す。）

などの如く、土地の疆域の設定に関するものが、その職文の前半を占める。これらは本来の嗣土の任を伝えたものである。ところが、西周末になって嗣徒と書かれるようになったのは、第三章に述べた如く、土地支配の方式に大きな変化があらわれ、田・邑を基盤とした土地支配にかわって、個々の農民―むしろ農戸と言う可きかもしれない

―を直接把握するようになり、それを通じて土地に対する支配を行うようになって来たことによると考えられる。教官之職とされるようになったのは、このような農民を直接掌握するようになったことを背景としていると考えられる。[21]

つぎに嗣馬についてみよう。金文には嗣馬とよぶ官そのものの職務内容を示すような資料はないが、例えば師㿠簋の銘文

佳二月初吉戊寅、王在周師嗣馬宮。格大室、即位。嗣馬邢伯親右師㿠入門、立中廷。王呼内史呉、冊令師㿠。曰、先王既令汝。今余唯䌛先王令、令汝官嗣邑人師氏。錫攸勒。㿠拜稽首、敢対揚天子丕顕休、用作朕文考外季尊毁。㿠其万年、孫〻子〻其永宝用、享于宗室。

これ二月初吉の戊寅に、王は周師の嗣馬の宮に在り。大室に格り、位に即く。嗣馬の邢伯親は師㿠を右けて門を入り、中廷に立つ。王は内史の呉を呼んで、師㿠に冊命せしむ。曰く、「先王はすでに汝に令せり。いま余はこれ先王の令を䌛ね、汝に令して邑人の師氏を官嗣せしむ。攸勒を錫う」と。㿠は拝し稽首し、あえて天子の丕顕なる休を対揚し、もってわが文考たる外季の尊毁を作らん。㿠はそれ万年も、孫〻子〻それ永く宝として用い、宗室に享せん。

によれば、周の師の嗣馬、すなわち金文にしばしばあらわれる軍事集団師氏―六師とは別―を指揮管理する嗣馬があり、邢伯の親という人物がその嗣馬であったことがわかる。さらにその配下にあった師㿠が、邑人―邑は地名―によって構成される師氏という集団の管嗣を命ぜられたことがわかる。この師氏は、現在の『周礼』では地官司徒に属するが、その職文の末尾に

二五三~二五四

使其属帥四夷之隷、各以其兵服、守王之門外且蹕。朝在野外、則守内列。

（その属をして四夷の隷を帥いて、おのおのその兵・服をもって、王の門外を守り、且つ蹕せしむ。朝の野外に在れば、すなわち内列を守る。）

とあるのが、おそらく西周時代の師氏の職務にもっとも近いものであり、職文の前半にあげられた教官としての職務は、むしろ後に附加されたものであろう。西周時代の金文によっても、六師という正規の軍団とは別個の軍事的集団であったと考えられるが、この銘文から見ると、この師氏も司馬の統制下におかれることがあったことがわかる。というのはこの師㿠の任命に際して司馬の邢伯が右者となっているからである。

これに対して趞鼎の銘文

佳三月、王在宗周。戊寅、王格于大廟。密叔右趞即位。内史即命。王若曰、趞、命汝作𤔲師冢嗣馬、啻官僕・射士。訊小大右隣、取遺五寽。錫汝赤市・幽亢・鑾旂。用事。趞拜稽首、対揚王休、用作季姜障彝。其子〻孫〻万年宝用。

これ三月、王は宗周に在り。戊寅に、王は大廟に格る。密叔は趞を右けて位に即く。内史は命に即く。王は若いて曰く、「趞よ、汝に命じて𤔲師の冢嗣馬と作し、僕・射士を啻官せしむ。小大の右隣を訊し、遺として五寽を取らしむ。汝に赤市・幽亢・鑾旂を錫う。もって事えよ」と。趞は拝し稽首して、王の休を対揚し、もって季姜の障彝を作らん。それ子〻孫〻万年も宝として用いん。

によれば、𤔲師とよばれる軍団に対して、趞が冢嗣馬として任命され、その軍団に属する僕・射士を管理することを命ぜられている。この𤔲師は、宗周の六師・成周の八師とは別に臨時に編成された軍団と考えられるが、この場合にも「冢」という文字が冠せられている。銘文によれば、その職掌の対象は𤔲師全般ではなく、僕と射士という一部に限定されていることから見ても、この冢を大の意味に解するよりは、むしろ宗周以外の地の嗣馬であることを意味するものと理解すべきであり、このことは先の曶壺の銘文の冢嗣士とも同様である。この𤔲師は、善鼎の銘文によると、㚤侯の指揮下におかれた軍団であることがわかり、おそらく㚤侯の独断を制するために派遣されたものであったと考えられる。[22] また豆閉簋の銘文

唯王二月既生覇、辰在戊寅。王格于師戯大室。邢伯入右豆閉。王呼内史冊命豆閉。王曰、閉、錫汝戠衣・㚇市・鑾旂。用併乃祖考事、嗣窔艅邦君嗣馬・弓矢。閉拜稽首、敢対揚天子丕顕休命、用作朕文考釐叔宝毁。用錫眉寿。万年永宝用于宗室。

これ王の二月既生覇、辰は戊寅に在り。王は師戯の大室に格る。邢伯は入りて豆閉を右く。王は内史を呼んで豆閉に冊命せしむ。王は曰く、「閉よ、汝に戠衣・㚇市・鑾旂を錫う。もって乃の祖考の事を併―継―ぎ、窔艅の邦君嗣馬・弓矢を嗣どらしむ」と。閉は拝し稽首し、あえて天子の丕顕なる休命を対揚し、もってわが文考なる釐叔の宝毁を作らん。もって眉寿を錫わらんことを。万年も永く宝として宗室に用いん。

によると、豆閉は王命によって、窔艅という人物の邦君嗣馬・弓矢を司どることを命ぜられている。邦君嗣馬は、『周礼』夏官司馬に属する都司馬で、王の子弟の采邑の司馬に当るものであり、弓矢は、王官としての司弓矢に類似した官で、邦君のもとにおかれていたものであろう。都司馬の職務は、

掌都之士庶子及其衆庶車馬兵甲之戒令、以国灋掌其政学、以聴国司馬。

（都の士庶子及びその衆庶・車馬・兵甲の戒令を掌る。国灋を以って、その政学を掌り、以って国司馬に聴く。）

二五五~二五六

と言われる。しかも『周礼』によると、この都司馬は、王によって任命されると考えられている。[23] この豆閉も明らかに王によって任命され、とくに祖考―祖父―の任を継承するものとして任命されていることを考えると、邦君の領内における軍事には、中央より強い規制が行われていたものと考えることができる。また、この豆閉の冊命に際して、その右者即ち紹介者であり介添役でもある邢伯は、豆閉と同時期に中央の嗣馬であったことが、先にあげた師㿠簋や師奎父鼎の銘文によって知られる。[24] 先にあげた都司馬の職文に、「国司馬に聴く」即ち中央の司馬の軍政に関する指示を受けると言われていることより考えると、おそらく豆閉は、嗣馬である邢伯の命を受けていたものと考えられる。[25] したがって、軍事を司る嗣馬の官は、王畿、或いは臨時の軍団や邦君の采邑を通じて、王によって任命され、中央の嗣馬によって統轄されていたと考えられるのである。

最後に嗣工について考えよう。免觶の銘文には、

佳六月初吉、王在鄭。丁亥、王各大室。邢叔右免。王蔑免曆、令史懋、錫免載市・同璜、作嗣工。対揚王休、用作障彝。免其万年永宝用。

これ六月初吉、王は鄭に在り。丁亥に、王は大室に格る。邢叔は免を右く。王は免の暦を蔑し、史の懋に令して、免に載市・同璜を錫わりて、嗣工と作らしめたり。王の休を対揚し、もって障彝を作らん。免はそれ万年も永く宝として用いん。

とあり、免に嗣工となることを命じているが、この銘文では嗣工そのものがどのような職務をもつものであったかは明らかではない。また揚簋の銘文

佳王九月既生覇庚寅、王

これ王の九月既生覇の庚寅に、王は周の康宮に在

在周康宮。旦、格大室、即位。𤔲徒単伯内右揚。王呼内史史光、冊令揚。王若曰、揚、作𤔲工、官𤔲量田旬罘𤔲居罘𤔲芻罘𤔲寇罘𤔲工司。錫汝赤⊗市・鑾旂。訊訟、取遺五寽。揚拝手稽首、敢対揚天子丕顕休、用作朕刺考害伯宝毀。子々孫々其万年永宝用。

り。旦に大室に格り、位に即く。𤔲徒の単伯は内りて揚を右く。王は内史の史光を呼んで、揚に冊令せしむ。王は若いて曰く、「揚よ、𤔲工と作し、量田の旬と𤔲居と𤔲芻と𤔲寇と𤔲工の司を官𤔲せしむ。汝に赤⊗市、鑾旂を錫う。訊訟には、遺として五寽を取らしむ」と。揚は拝手し稽首し、敢えて天子の丕顕なる休を対揚し、もってわが刺考害伯の宝毀を作らん。子々孫々それ万年も永く宝として用いん。

によれば、𤔲工として、量という土地の旬―田官―、𤔲居―宮殿など建築の管理官―、𤔲芻―牧畜関係の官か―、𤔲寇―警察・裁判の官―を掌握することを命ぜられている。これから見ると、𤔲工は可成り雑多な職務に関係しているように考えられる。特に『周礼』では、𤔲土―司徒―、𤔲馬―司馬―、𤔲工―司工―とともに六官の一つに算えられる𤔲寇を自己の配下にもつことは、𤔲寇という官職の成立を考える上で重要であり、その点は第五章に論ずるが、𤔲工が、裁判や田官をも掌握していたことは、この官が行政上重要な立場にあったことを示していると言うことができる。それとともに、注意すべきことは、一応𤔲土・𤔲馬・𤔲工の三官が存在しながら、𤔲馬を除く、𤔲土と𤔲工との間には職掌上、互いに重なる領域があったことを示しているし、𤔲工が下級の手工業技術者である百工を𤔲どることのみが、その職務ではなかったことを示していると言えよう。旬が『詩』小雅甫田にあらわれる田畯の如きものであるとするならば、𤔲工は、農耕の労働の管理をもその職務のうちに含んでいたと言わねばならない。[26] この点については、後にもう一度ふれる。

以上に見て来た𤔲土・𤔲馬・𤔲工に関する史料は、沓𤔲土逘簋の銘文が西周前期であり、盠彝の銘文が中期であるほかは、いずれも後期のものであり、特に前期にこの参有𤔲と総称される官が、どのような働きをしていたかは必ずしも明らかではないというのが実情である。とくに𤔲馬・𤔲工については、その史料が見られない。このことは、一般に言われる如く、西周中期以降になって周王朝の官職制度が整備されたということを意味しているのであろうか。以下において、この点について考えて見ようと思う。

二五七～二五八

第三節　参有𤔲の職掌と行政

次にあげる五祀衛鼎の銘文

隹正月初吉庚戌、衛以邦君厲告于邢伯・伯邑父・定伯・琼伯・伯俗父曰、「厲曰、『余執龔王恤工、于昭大室東逆栄二川。』曰、『余舎女田五田正。』」迺訊厲曰、「汝賓田否？」厲迺許曰、「余審賓田五田。」邢伯・伯邑父・定伯・琼伯・伯俗父迺講、使厲誓。迺令参有𤔲：𤔲土邑人逋・𤔲馬頌人邦・𤔲工陶矩・内史友寺芻、帥履裘衛厲田四田。迺舎寓于厥邑。厥逆疆罘厲田、厥東疆罘散田、厥南疆罘散田罘政父田、厥西疆罘厲田。邦君厲罘付裘衛田、厲叔子夙・厲有𤔲醽季・慶癸・燹𤔲・荊人敢・邢人倡屖・衛小子□。?逆?者其饗𤔲。衛用作朕文考宝鼎。衛其万年永宝用。隹王五祀。

これ正月初吉庚戌に、衛は邦君の厲を以って邢伯・伯邑父・定伯・琼伯・伯俗父に告げて曰く、「厲が曰らく、『われ龔王の恤工を執りて、昭の大室の東逆―北―において二川を栄せり。』曰らく、『われ汝に田を五田舎して正さん』と。」迺ち厲に訊して曰く、「汝は田を賓するや否や？」と。厲は迺ち許して曰く、「われ審らかに田五田を賓せん」と。邢伯・伯邑父・定伯・琼伯・伯俗父迺ち講じ、厲をして誓わしむ。迺ち参有𤔲たる𤔲土の邑人の逋・𤔲馬の頌人の邦・𤔲工の陶矩・内史の友の寺芻に令して、帥いて裘衛の厲の田四田を履ましむ。迺ち寓をその邑に舎す。その逆―北―疆は厲の田に罘び、その東疆は散の田に罘び、その南疆は散の田と政父の田に罘び、その西疆は厲の田に罘ぶ。邦君の厲が罘に裘衛に田を付せしは、厲叔の子夙・厲の有𤔲の醽季・慶癸・燹𤔲・荊人の敢・邢人の倡屖・衛の小子の□なり。逆えし者にはそれ饗𤔲せり。衛もってわが文考の宝鼎を作らん。衛はそれ万年も永く宝として用いん。これ王の五祀なり。

は、共王時代のものであるが、その内容は、邦君厲から裘衛に対して、賠償として四田が譲渡されたことの記録である。その譲渡に際して、参有𤔲である𤔲土邑人逋・𤔲馬頌人邦・𤔲工陶矩が、内史の属官である寺芻とともに、実地について四田を調査し、譲渡が決定されている。これと同じようなことは、同じく裘衛が矩伯から十三田を譲り受けた記録である衛盉の銘文

隹三年三月既生覇壬寅、王再旂于豊。矩伯庶人取瑾璋于裘衛。才八十朋。厥賓其舎田十田。矩或取赤琥両・麀萃両・賁韐一。才廿朋。其舎田三田。裘衛迺彘告于伯邑父・栄伯・定伯・琼伯・単伯。伯邑父・栄伯・定伯・琼伯・単伯迺令参有𤔲：𤔲土微邑・𤔲馬単旟・𤔲工邑人服。罘受田、燹・趞・衛小子𧽊。逆者其饗。衛用作朕文考恵孟宝般。衛其万年永宝用。

これ三年三月既生覇壬寅に、王は旂を豊に再ぐ。矩伯の庶人が瑾璋を裘衛より取れり。才―財―は八十朋なり。その賓にそれ田十田を舎せん。矩或赤琥を両・麀萃を両・賁韐を一取れり。才は廿朋なり。それ田三田を舎せんと。裘衛は迺ち伯邑父・栄伯・定伯・琼伯・単伯に彘告せり。伯邑父・栄伯・定伯・琼伯・単伯は迺ち参有𤔲たる𤔲土の微邑・𤔲馬の単旟・𤔲工の邑人の服に令せり。罘に田を受けしは、燹・趞・衛の小子の𧽊なり。逆えし者にはそれ饗せり。衛はもってわが文考の恵孟の宝盤を作らん。衛はそれ万年も永く宝として用いん。

によっても明らかである。[27] この衛盉の銘文では、参有𤔲の具体的な行為は記録されていないが、五祀衛鼎によって考えれば、その実地調査を命ぜられたと考えて誤りはない。[28] しかも永盂の銘文によれば、調査のみではなく、譲渡行為をも行うことがあったものと考えられる。即ち永盂の銘文

隹十又二年、初吉丁卯、益公内即命于天子。公迺出厥命、錫𢀛師永厥田湆昜洛。疆罘師俗父田。厥罘公出厥命邢伯・栄伯・尹氏・師俗父・遣仲。公迺命鄭𤔲土𠭯父・周人𤔲工眉・敓史・師氏・邑人奎父・畢人師同、付永厥田。厥率旧、厥疆宗句。永拝稽首、対揚天子休命、永用作朕文考乙公障盂。永

これ十又二年、初吉丁卯の日に、益公は内りて命に天子に即く。公迺ち厥の命を出だし、師永にその田を湆昜―陰陽―の洛に錫う。疆は師俗父の田に罘ぶ。厥の公と厥の命を出だせるは、邢伯・栄伯・尹氏・師俗父・遣仲なり。公迺ち鄭の𤔲土たる𠭯父・周人の𤔲工たる眉・敓史・師氏たる邑人の奎父・畢人の師同に命じて、永に厥の田を付さしむ。その率は旧、その疆は宗句なり。永は拝し稽首し、天子の休命を対揚し、永もって朕が文考なる乙公の障盂を作らん。永は其れ万年も、孫々子々永く其れ率いて宝として用いん。

二五九～二六〇

二六一～二六二

其万年、孫孫子子永其率宝用。

によれば、益公の命を受けた鄭人の嗣土酉父・周人の嗣工たる居らが、永に田を付与することを行っている。この永盂の銘文では嗣馬があらわれないが、師氏が嗣馬にかわる立場にあったものと考えられる。師氏は『周礼』によれば地官司徒に属するものとされているが、西周時代の金文に関する限り、むしろ軍事的な集団としての性格が強く、この場合は師氏の長であった奎父らが嗣馬を代理したものと考えられる。したがって、永の場合にも、参有嗣が土地の譲渡に関与したと考えられる。

以上の三つの銘文にあらわれる嗣土・嗣馬—師氏を含む—・嗣工はいずれも周の王朝における官であると考えられる。卿士と考えられる益公や邢伯などの五官の命を受けるし、内史の属官とも併挙されていることが、このことを示している。ただ、王官としての参有嗣ではあるが、彼らはそれぞれの長官である大司徒・大司馬・大司空を意味するものではなく、その属官或いはのちに『周礼』の地官・夏官・冬官にそれぞれふくまれるようになった職掌に従事する官を含んで考えられるべきものであることは言うまでもない。

一方、土地の譲渡・譲受の当事者である領主のもとにも嗣土・嗣馬・嗣工があったことは、第三章第二節において検討した散氏盤の銘文によって知られる。この銘文は、夨なる采邑主から、散氏という采邑主に賠償として土地が譲渡され、土地の境界を設定することを記録したものであるが、その設定に立会った散氏の有嗣十人の筆頭に、嗣土の屰寷・嗣馬の單𨸏・嗣工の駷君の三人があげられている。また夨の有嗣十五人のうちにも、嗣工の虎孝・師氏の右省—嗣馬に代る—が含まれている。

では何故このような場合に、嗣土などの参加が必要となるのであろうか。それは、この三つの官職が、土地支配のもっとも基本的な官であったからである。たとえば、『春秋左氏伝』定公四年に載せられた衛康叔の封建の物語

分康叔以大路・少帛・綪茷旃旌・大呂・殷民七族：陶氏・施氏・繁氏・錡氏・樊氏・饑氏・終葵氏。封畛土略、自武父以南及圃田之北竟。取於有閻之土以共王職、取於相土之東都以会王之東蒐。聃季授土、陶叔授民、命以康誥而封於殷虚。

（康叔に分つに、大路と少帛と綪茷の旃旌と大呂と殷民七族たる陶氏・施氏・繁氏・錡氏・樊氏・饑氏・終葵氏を以ってす。土略を封畛して武父よりもって南し、圃田の北竟—境—に及ぶ。有閻の土に取りて、もって王職に共し、相土の東都に取りて、もって王の東蒐に会せしむ。聃季が土を授け、陶叔が民を授け、命ずるに康誥を以ってして、殷の虚に封ず。）

の全文の意味については、第二章第一節に述べたが、そのなかに、「聃季授土、陶叔授民」という部分があり、杜預は、聃季は司空であり、陶叔は司徒であったと注している。しかも杜預は聃季を周公の弟と解していることから見て、この司空・司徒は、おそらく王官としての大司空・大司徒と考えていたものであろう。この二人は、康叔が封ぜられた衛の地において土地と民とを授けたものではなく、おそらく封建の冊命が行われた朝廷において地籍簿或いは地図と戸籍簿とを康叔に授けたものと考えられるが、土地と民との掌握がもっとも重要であったからである。

また『詩』大雅緜の

乃召司空、乃召司徒、俾立室家。其縄則直、縮版以載、作廟翼翼。

（すなわち司空を召し、すなわち司徒を召し、室家を立てしむ。その縄は則ち直なり、版を縮して以って載せ、廟を作るに翼翼たり。）

が、果して古公亶父の時のことであるか否かは別として、周原において新たに邑を建設し、邑内の家屋—宮殿・宗廟を含んでいると考えられる—を建てるに際し、司空・司徒が重要な働きをしていることを、この詩は示している。鄭玄は、この詩の司空と司徒について、

司空司徒卿官也。司空掌営国邑。司徒掌徒役之事。故召之、使立室家之位処。

二六三～二六四

（司空・司徒は卿官也。司空は国邑を営むを掌る。司徒は徒役の事を掌る。故にこれを召し、室家の位処を立てしむ。）

と説明している。これを前の定公四年の記事と対応させると、司空は土地を管理するが故に、国邑を営むべき土地を掌握したのであり、司徒は民を管理するから、建設のための労役を掌握したことになる。

また同じく『春秋左氏伝』襄公二十五年につぎのような話が載っている。

六月、鄭子展・子産帥車七百乗伐陳。宵突陳城、遂入之。…中略…子展命師無入公宮、与子産親御諸門。陳侯使司馬桓子賂以宗器。陳侯免、擁社、使其衆男女別而纍、以待於朝。子展執縶而見、再拝稽首、承飲而進献。子美—子産の別名—入、数俘而出。祝祓社。司徒致民、司馬致節、司空致地。乃還。

（六月、鄭の子展・子産、車七百乗を帥いて陳を伐つ。宵に陳の城を突き、遂いにこれに入る。……中略……子展、師に命じて公宮に入る無からしめ、子産と親しく諸門を御す。陳侯、司馬桓子をして賂るに宗器を以ってせしむ。陳侯免して、社を擁し、その衆男女をして別れて纍し、もって朝に待たしむ。子展は縶をとりて見みえ、再拝稽首し、飲を承けて進み献ず。子美—子産—入り、俘を数えて出づ。祝は社を祓う。司徒は民を致し、司馬は節を致し、司空は地を致す。すなわち還る。）

この資料は、陳が鄭に降服したときの儀式を書いたものであるが、その最後に、司徒が民を致し、司馬が節を致し、司空が地を致すという一段がある。これは鄭に降服した証拠として、陳国の司徒が民の戸籍を、司馬が軍を発するに使用する符節を、司空が地籍簿を、鄭側に提出したのである。これによって陳国の統治は全面的に鄭に委ねられたことを示すのである。この話でも司徒が民、司空が土地を管理している。

このように、『詩』や『春秋左氏伝』の本文や注釈では、司空が土地、司徒が民を掌握していたように説かれるのであるが、第二節で見た如く、西周時代の金文によれば、古典史料の司徒にあたる嗣土が、土地を管理していたということになると、司空即ち嗣工は何を管理していたのであろうか。『周礼』地官郷師の職文に

大役則帥民徒而至、治其政令。既役、則受州里之役要、以攷司空之辟、以逆其役事。

（大役にはすなわち民徒を帥いて至り、その政令を治む。すでに役しては、すなわち州里之役要を受けて、もって司空の辟—法—を攷え、もってその役事を逆う。）

と言うが、大役即ち堤防や城郭などの築造に民を使役するときには、司空の法が定められており、実情とその法との比較検討が郷師の職の一つとされていたことがわかる。このことは労役が司空によって統轄されていたことを示している。このほか現本の『周礼』のなかで司空があらわれるのが、罪人の労役に関することであることは、司空が労役をその任の重要な部分としていたことを示している。『礼記』王制の

司空執度度地、居民山川沮沢。時四時、量地遠近、興事任力。凡使民、任老者之事、食壮者之食。

（司空は度を執りて地を度り、民を山川沮沢に居らしむ。四時を時し、地の遠近を量り、事を興して力に任ず。およそ民を使うに、老者の事に任じ、壮者の食を食せしむ。）

という文によっても、司空の職掌が労役にあったことを示している。(29) 従って、考工記の鄭玄の注に

司空掌営城郭、建都邑、立社稷宗廟、造宮室車服器械、監百工者。

（司空とは、城郭を営み、都邑を建て、社稷宗廟を立て、宮室車服器械を造り、百工を監するを掌るものなり。）

と言うのも、これらの作業に民力を用いることを統括していたことを示している。(30) これに対して『韓詩外伝』に

山陵崩竭、川谷不流、五穀不植、草木不茂、則責之司空。
（山陵は崩竭し、川谷は流れず、五穀は植えず、草木は茂らざれば、すなわちこれを司空に責む。）

と言うときの司空は、土地を管理するものと考えられるようになってからの説であると言わねばならない。[31]

ではこのように、司空即ち𤔲工が土地を管理するものと考えられるようになるのは何故であろうか。第三章に述べた如く、西周後半に土地支配の方式に変化があらわれ、土地をもとにして農民を支配することから、農民を通して土地を支配するようになり、これが春秋時代を通じて一般化したため、本来は土地を管理した𤔲土が、農民の管理をも行うようになり、それまで農民―労働力としての―を管理していた𤔲工の職務が不明確なものになったことによるものであろう。その結果、農民の労働力が投入される土地が、司空の管理する対象であるかの如く考えられたのであろう。しかし現在の『周礼』に見られる如く、土地の管理は依然として司徒によって行われているのであり、司空はその職掌を失ったと言うことができよう。現本の『周礼』では、冬官司空が失われていたと言われるが、むしろ他の五官のように独立した一篇となるだけの機能が司空からは失われていたことが、冬官篇の軽視をまねき、再発見時にすでに亡佚されていた結果となったものと考えられる。もっともこのように考えて来ると、先にあげた揚簋の銘文において、𤔲工が、佃官や𤔲居・𤔲芻を官𤔲した理由を説明する必要が生じて来る。𤔲居が宮室の建設を掌る役であるとすれば、当然そのための専門の工人―例えば匠人の如き―が含まれていた筈であるし、また造営工事に必要な農民の労役の管理がその職にあった筈である。𤔲芻について言えば、牧草の穫り入れなどに農民を使用したことが考えられ、その農民を管理していたのが佃官であったために、𤔲工がこれらの官を管理したと言えよう。ただし、この揚簋の作られた西周後期には、王による官職の任命が、本来の官制を無視して、可成り恣意的に行われたと考えられるので、必ずしも厳密な官職の内容上の統属を強いて考える必要はないことを注意しておかねばならない。[32]

それはともかく、司徒＝𤔲土、司馬、司空＝𤔲工の三者が、国を支配するのにもっとも基本となるものと考えられていたことが、以上によって明らかになったと思うが、ここにとりあげた襄公二十五年の例は、春秋時代の陳侯の国における例であった。しかしこれは本来西周王朝においても同じであったと考えられ、それが本節にあげた衛に関する諸器や永盂の銘によって明らかにされていると言えよう。しかもこの銘文によって、王朝における𤔲土、𤔲馬、𤔲工が領主貴族の土地に関しても管理の対象としていたことがわかるのである。ただその場合注意すべきことは、王朝の𤔲土・𤔲工が直接貴族の領内の統治に関与したとは考えられないようである。たしかに領主のもとにもそれぞれ𤔲土・𤔲馬・𤔲工とよぶ役人がおかれていたことは、散氏盤の銘文によって明らかであるが、それらと王朝の𤔲土・𤔲工とを結びつけるような資料は見当らない。『周礼』地官司徒においても都司馬・家司馬に当る「都司徒」・「家司徒」の官が見られないことも、西周時代からの慣習を残していると言えよう。これに対して𤔲馬の場合は、前に見た豆閉簋の銘によって知られるように、王朝の𤔲馬の監督を受けたと考えられる。その理由は、𤔲馬の掌握するものが軍制であり、上下を一貫した命令系統にいれることが必要であったからであろう。第二章に見た如く西周の封建制度が、諸侯が周室の藩屏となることを目的の一つとしている以上、軍事上の任務が諸侯や畿内の采邑主の大きな義務の一つになっていたことは言うまでもないであろう。しかも、五祀衛鼎や衛盉に見られる如く、小単位の耕地の譲渡においても、必ず𤔲馬が関与していることは、諸侯・領主などの領内をはじめ、当時の軍制が農民を基本として構成されていたことを示すものと言えよう。このことは当時の軍制を考えるうえで重要な問題をもつものであることは、第三章第一節でふれた郷・遂の性格からも推測されるであろう。

このように考えて来ると、𤔲土・𤔲馬・𤔲工が、西周の封建制度において重要な位置を占めていたことがわかる。だからこそ小盂鼎の銘文において、盂に対する恩賞の授与に三事大夫が立会ったのであろう。このときの授与は土地或いは附庸などを含んでいないので、𤔲土らによって構成される三事大夫には直接の関係はないように思われるが、盂という領主に関する事柄である以上、三事大夫がそれを確認し記録する必要があったのであろう。その伝統が『春秋左氏伝』昭公四年の叔孫豹の事件にまで及んでいたものと言える。

ところで第一節において令彝の銘文によって、三事と四方とを論じた際、三事は内服即ち王の直轄領に関するものであり、四方は外服即ち諸侯領に関するものであると論じて、三事と諸侯に関することを明確に区別したけれど

二六五～二六六

も、それは実際の施政面において区別されたのであって、地籍・戸籍や諸侯自身の経歴に関することなどは、外服に関するものであっても、中央において記録が保管されていたと考えなければならない。それがなければ、封建や官職叙任の冊命や訴訟において、領地の実態を究明したり前歴を冊命の文に述べることは困難であろう。令彝においては、「三事」という語は、施政対象を示すごとく使用され、三事大夫即ち官職名としてはあらわれない。「三事」という対象に関聯してあらわれる官名は先にふれたように卿事寮・諸尹・里君・百工であると考えられるが、この銘文では、官職としての三事は卿事寮のなかに含まれていたのではないかと推測される。だからこそ先にもふれたように卿事寮は三事・四方の両者を治めるにさいして必要とされたのである。それが後期にはいると、卿事寮と三事即ち後期にいう参有𤔲とが分離したと言えるのではなかろうか。その例として先にもふれた毛公鼎の銘文をあげることができよう。即ち、周王が毛公に任務を命じた語は、

王曰、父厝、已曰、及兹卿事寮大史寮、于父即尹。命汝、䵼𤔲公族雩参有𤔲、小子師氏虎臣雩朕褻事。以乃族、干吾王身。取遺卅寽。
（王曰く、父厝よ、すでに曰く、「この卿事寮・大史寮を及し、父に即きて尹さん」と。汝に命じ、公族と参有𤔲、小子・師氏・虎臣とわが褻事を䵼𤔲せしむ。なんじの族をもって、王の身を干吾せよ。遺として卅寽を取らしむ。）

というものであるが、先ず、卿事寮と大史寮とが、毛公厝の監察を受くべきことが述べられ、改めて今回公族と参有𤔲、小子・師氏・虎臣と褻事を䵼𤔲せしめることを命じたものである。これによると、卿事寮・大史寮は、公族・参有𤔲などとは明らかに別個のものとして扱われている。したがって、令彝の時期には、卿事寮のなかに参有𤔲が含まれていたものが、次第に分離の傾向があらわれ、西周後期には、明確に分れたのではないかと考えられる。おそらく卿事寮に残された官は、『周礼』天官冢宰系統の官としてまとめられたのではないかと考えられる。これに対して大史寮は、内史・作冊などをも含めて、『周礼』春官大宗伯にまとめられることになったのではないかと推測される。[33] もっとも、『尚書』牧誓篇に

王曰、嗟、我友邦冢君、御事、司徒、司馬、司空、亜旅、師氏、千夫長、百夫長……下略……
（王が曰く、ああ、わが友邦の冢君、御事、司徒、司馬、司空、亜旅、師氏、千夫長、百夫長……よ。）

のごとく、友邦の冢君、司徒などとともに書かれている御事は、古註では「事を御する―事を治める―」という形容句とされているが、大誥篇では、

王若曰、猷大誥爾多邦、越爾御事。
（王が若いて曰く、猷もて大いになんじ多邦およびなんじ御事に誥ぐ。）

の如く、多邦とともに名詞としても使用されている。おそらく「事を御する者」たちの意味で使用されたものであろう。また同じ大誥篇には

肆予告我友邦君、越尹氏庶士御事、曰、予得吉卜、予惟以爾庶邦、于伐殷逋播臣。
（ゆえに予はわが友邦の君、および尹氏・庶士・御事に告ぐ、曰く、予は吉卜を得たり、予これなんじ庶邦を以いて、于きて殷の逋播の臣を伐たん。）

のごとく、友邦の君、尹氏、庶士、とともに御事があげられているが、おそらく此等の御事は、実際の行政にたずさわった官吏を言うのではないかと考えられる。一九七八年三月に河北省元氏県西張村で発見された叔趞父卣の銘文（挿図18）には、

二六七～二六八

二六九～二七〇

弔趞父曰、余考、不克御事。唯汝倏其敬辪乃身。毋尚為小子。余蚬為汝丝小鬱彝。汝其用饗乃辟軝侯逆䢔出内吏人。烏虖、倏、敬哉。丝小彝妹吹。見余、唯用諆醟汝。

弔趞父が曰く、「われ考—老—いて、事を御するに克えず。あゝ汝倏は其なんじの身を敬み辪めよ。なお小子たること毋れ。われは蚬—祝—して汝にこの小鬱彝を為くる。汝それもってなんじの辟たる軝侯の逆䢔と出内—入—の吏人に饗せよ。ああ、倏よ、敬めよや。この小彝を吹—隳—する妹—末—かれ。余に見えば、これ用いてそれ汝に醟—飲—まん」

挿図18　叔趞父卣銘

とある如く、「事を御するに克えず」とあり、牧誓篇の御事と同じように用いられている。この卣は器形から見て、昭王・穆王期と考えられ、また銘文の字体も比較的古い体を残したものであり、昭王期として誤りはない。したがって、少くとも西周中期には、御事—事を御する—という用語があったことは確実である。この銘文の内容は、叔趞父が、老年のために、主君である軝侯に充分仕えることができないので、代って仕えるよう子の倏を誡めた言葉である。従って、御事が特定の任務・官職を意味するものとして使用されたわけではないが、それだけに当時一般的に使用された語であったと考えられる。牧誓篇においても、特定の官職を示すものとして使用されたものではないと考えられる。古註の如く、司徒・司馬・司空を形容する語と考えるのが妥当であろう。しかし、牧誓篇の如く、殷との戦いを前にしての重要な誓いに諸侯である友邦の君について司徒・司馬・司空があげられることは、この三司が、周王朝の組織の中心にあったものであることを示しているといえよう。冒頭にあげた盠彝の銘文において六師・王行とともに参有嗣があげられているのと同じである。牧誓篇の成立については、戦国時代とする説もあるが、最近発見された利簋の銘文によれば、武王による殷の征伐が行われた日子は牧誓篇の冒頭に言う如く甲子の早朝であることが実証されたことを考えると、この篇の内容には、西周初期の史実が含まれていることが確実であると言えよう。後人の作為が加えられているとすれば、おそらく、武王が紂王や妲己について述べた部分であると考えられる。内藤虎次郎は、『尚書』の牧誓・梓材・立政の三篇に司徒・司馬・司空があらわれることによって、この三司が周初からあったものと説いているが、この説は、以上のことから誤りはないと考えられる。[34]

それは兎も角、牧誓篇の御事—事を御する—が司徒らを形容する語として使用されていたことは、当時の王朝における政治の実務がこの三司におかれていたことを示すのであり、このことは逆に、事を御する者と言われたときには、司徒・司馬・司空が先ず当時の人びとの念頭に浮んだであろうことを示している。大誥篇などの御事は、事を御する者の意味で使用されたものであるが、漠然と事を治める者を意味するのではなく、司徒・司馬・司空を指していたものと考えて誤りはない。この篇においても、牧誓篇と同じく、友邦の君とともにあげられていることは、初めに見た如く、令彝の銘における四方と三事、酒誥篇の外服と内服との別と対応するものであり、周初からこの司徒・司馬・司空即ち銘文の嗣土・嗣馬・嗣工が、王朝の内部機構において占めていた重要な地位を示すものと言えよう。

以上、金文資料・『尚書』などによって、嗣土—司徒—、嗣馬—司馬—、嗣工—司空—が、周王朝において、中心的な行政機構を占めていたことを見て来た。かつて王国維が指摘したように、『周礼』の六官のうち、地官司徒・夏官司馬・冬官司空が当時の治民の官であったのである。そしてこの三つの官は、金文では参有嗣、三事大夫として総称され、その職務内容は三事と称されたこと、さらに『尚書』における御事が、基本的にはこの三つの官を意味していたことが明らかにされたと思う。しかもこの参有嗣は、当時の土地を基盤とした支配形態に沿うものであったことも明らかになったと思う。即ち土地を領有し、その土地に居住し耕作する農民を労働力—軍事をも含めて—として掌握し、この二つを基盤として軍事力を維持することが、西周時代の封建制度の目的をなしていたのであり、その目的を達成するのが、嗣土・嗣馬・嗣工の参有嗣であったのである。王国維がこの参有嗣を治民の官としたのも、このような意味において理解されるべきものであるが、この三つの官を支配機構として見るとき、三者のうちでも嗣土が最も重要な位置を占めていたと見るべきであろう。第二章・第三章に述べた如く、王と諸侯・領主、王と六師・八師、或いは王・諸侯・領主と農民・商工業者・牧畜者などの被支配民、といった各段階・各種類の関係が土地を媒介としていたことから見て、土地を管理した嗣土がその中心にあったと考えることができる。

しかし、西周中期以降になると、少くとも中央の王朝においては、嗣馬の力が強くなり、特に宮廷貴族の間ではその傾向が強まったと考えられる。例えば共王期には、嗣馬邢伯がしばしば官職任命の金文中に右者としてあらわれるし、孝王、夷王期には嗣馬共が、右者として幾つかの銘文にあらわれる。[35] 例えば諫簋の銘文

二七一～二七二

隹五年三月初吉庚寅、王在周師彔宮。旦、王格大室、即位。嗣馬共右諫入門、立中廷。王呼内史年、冊命諫曰、先王既命汝、耤嗣王宥。汝謀不又昏、毋敢不善。今余隹或嗣命汝。錫汝勒。諫拝稽首、敢対揚天子丕顕休、用作朕文考恵伯障毀。諫其万年、子ゝ孫ゝ永宝用。

これ五年三月初吉の庚寅に、王は周の師彔宮に在り。旦に、王は大室に格り、位に即く。嗣馬の共は諫を右けて門を入り、中廷に立つ。王は内史の年を呼んで、諫に冊命せしめて曰く、「先王は既に汝に命じ、王宥を耤嗣せしむ。汝は謀りて昏なること又らず、あえて不善なる毋かりき。いま余はこれ嗣—嗣—いで汝に命ずること或り。汝に勒を錫えり」と。諫は拝し稽首し、あえて天子の丕顕なる休を対揚し、もって朕が文考なる恵伯の障毀を作らん。諫はそれ万年も、子ゝ孫ゝ永く宝として用いん。

によれば、王宥—王囿—の管理者を任命するに当って、嗣馬が右者となる。王の苑囿の管理は、『周礼』によれば、地官司徒に属する囿人によって行われるとされている。先にあげた免簠の銘文によれば、鄭の苑の管理は嗣土によって行われているのは、官制からすれば当然のことであるが、諫簋の銘文では、当然嗣土系統の官である箬の囿の管理に嗣馬が介入していたことを示している。このことは官制上の混乱を招いたと考えられる。しかも西周後半になり、土地を基礎とする支配から、人を通して土地を支配するという新しい傾向が生じ、人即ち労働力としての人の管理も嗣土の手に移りはじめたと考えられるが、このことは嗣工の職掌を空洞化させ、参有嗣の職掌を混乱させたであろう。[36] 毛公鼎の銘文から考えられる如く、参有嗣が卿事寮から分離したことも、参有嗣の職掌の混乱が、参有嗣そのものの重要性を減少させたことによると考えられる。中期以降に、官職任命の金文が多く見られるのも、官職の整備というよりは、宮廷貴族の欲望におされて、王が官制を無視して恣意的に行ったと考えるべきものであろう。これが、第二章第三節に述べた官邑・官族の問題を生じさせたのであり、これが更に参有嗣を中心とする支配行政の組織を混乱させ、ひいては封建制度をも崩壊させたと言うことができる。

註

(1) 郭沫若「周官質疑」(『金文叢考』一九五二年改編　北京)。
(2) この銘についての研究及び私の解釈は、拙稿「盠彝銘考」(神戸大学文学部紀要　6) 参照。
(3) 第三章第一節。
(4) 白川静『釈師』(甲骨金文学論叢　第三集)。ただし、この研究は、禹鼎が発見される以前のものであるから、西六師に対する考え方は訂正を要する。附論三「西周王朝と雑邑」参照。
(5) 郭沫若「盠器銘考釈」(考古学報　一九五七年第二期)。
(6) 白川静「金文通釈」一〇一盠方彝 (白鶴美術館誌　第一九輯)。
(7) 註 (2)。
(8) 王国維「与友人論詩書中成語書」二 (『観堂集林』巻二) に「如書康誥云、汝陳時臬司。孔伝読司字下属。案下文云、

汝陳時臬事。古司事通用。(〔原註云〕詩小雅択三有事、毛公鼎云粤三有嗣。)則臬司即臬事。孔読失之」(書の康誥に、この臬司を陳ぶと云うが如きは、孔伝は司字を読みて下に属す。案ずるに、下文に云う、この臬事を陳ぶと。古には司と事と通用せり。〔原註に〕詩小雅に「三有事を択ぶ」といい、毛公鼎に「三有嗣と」という。すなわち臬司は即ち臬事なり。孔の読みはこれを失す)と言う。

(9) 馬瑞辰『毛詩伝箋通釈』巻二十(皇清経解続編所収)に、「古以三公司天地人為三事。白虎通引別名記曰、司徒典名、司空主地、司馬順天、是也。此箋以三事為三公之義。周書立政曰、立政任人準夫牧作三事。某氏伝曰、常任準人及牧治為天地人之三事。盜官職雖多、天地人三事足以統之。又白虎通曰、諸侯有三卿分三事也。是諸侯三卿亦称三事。猶天子六卿称六事耳」(古は三公の天・地・人を司どるをもって三事となす。白虎通に別名記を引いて曰く、「司徒は名を典どり、司空は地を主どり、司馬は天を順う」とはこれなり。これ箋の三事をもって三公となすの義なり。周書の立政に曰く、「政を立つるに任人・準夫・牧が三事を作す」と。某氏伝に曰く、「常任・準人及び牧治を天地人の三事となす」と。けだし官職多きと雖ども、天地人の三事は、もってこれを統ぶるに足る。また白虎通に曰く、「諸侯に三卿ありて三事を分つなり」と。「これ諸侯の三卿もまた三事と称す。なお天子の六卿の六事と称するがごときのみ」)と言う。『韓詩外伝』にも「三公者何。曰司馬司空司徒也。司馬主天、司空主土、司徒主人。云々」(三公とは何ぞ。司馬・司空・司徒を曰うなり。司馬は天を主どり、司空は土を主どり、司徒は人を主どる。云々)と言う。(巻八第十九章)。

(10) 胡承珙『毛詩後箋』巻十九(皇清経解続編所収)。

(11) 郭沫若氏も、この三事を立政篇の三事によって考えるが、「令彝令毀与其它諸器物之綜合研究」(『殷周青銅器銘文研究』一九五四年再版)では任人・準夫・牧の三者と考え、さらに『両周金文辞大系』考釈(一九五七年新版)では立政篇の句読に新しい解釈を施し、準・夫・牧の三者で、しかも夫は本来は吏と書かれるべきであり、この三者はそれぞれ事務・政務・地方の三系統であるとしている。白川静氏も指摘される通りこの郭沫若氏の説には疑点があり、いささか服し難い点がある。白川氏はこの三事を行政一般と解しているが、それをどのような内容とするかにはふれられない(「金文通釈」二五令彝 白鶴美術館誌 第六輯)。

(12) 羅振玉「矢彝考釈」(支那学 第三巻第二号)、于省吾『双剣誃吉金文選』巻上之二矢令彝銘、容庚『善斎彝器図録』一三二令彝。

(13) 註(11)及び陳夢家「西周銅器断代」二(考古学報 第十冊)令彝の項。

(14) 拙稿『中国古代王朝の形成』第一部第一章「宗教の政治的意義」第一節参照。

(15) 貝塚茂樹「周代の土地制度」(史林 第四十九巻第四号、『貝塚茂樹著作集』第二巻再録)参照。

(16) 白川静「金文通釈」六二小盂鼎(白鶴美術館誌 第一二輯)、陳夢家「西周銅器断代」四(考古学報 一九五六年第二期)。陳氏は于省吾氏所有の原拓写真によって新しく釈字を行った。この原拓の写真より製版した原寸大図は、郭沫若『周金文辞大系』図録の一九五七年新版に収録されている。

(17) 先秦時代の献捷や降服の儀礼については、楊希枚「先秦諸侯受降献捷与遣俘制度考」(中央研究院歴史語言研究所集刊 第二十七本)にまとめられている。

(18) 一九六九年春に陝西省藍田県洩湖鎮において出土したと言われる永盂の銘文の嗣土の土字は、拓本では徒と見られがちな字形となっているが、これは銹をおとして文字を剔抉する時に誤ったものであると考えられる(拙稿「永盂銘考」神戸大学文学部紀要 2参照)。

(19) 第二章第一節(頁八九)参照。

(20) 第三章第二節において検討した散氏盤の銘文によると、夨から散に移譲した土地の境界について地図が製作されている。このことから見て、当時、既に領地の地図が作られていたと考えることができる。また宜侯夨簋の銘文の土地の錫与に関する部分によっても、土地の詳細な状況を示すに足るだけの記録—地図を含めて—が存在していたことは確実である。

(21) 第三章第三節・第四節参照。

(22) 拙稿『中国古代王朝の形成』第二部第一章「西周王権の消長」第一節参照。

(23) 都司馬は、王の子弟の食邑と三公の采邑におかれるものであり、これに次いで記載される家司馬は、卿大夫の采地の司馬であり、鄭玄は、「卿大夫之采地、王不特置司馬。各自使其家臣為司馬、主其地之軍賦、往聴政於王之司馬」(卿・大夫の采地には、王は特に司馬を置かず。おのおの自らその家臣をして司馬となして、その地の軍賦を主どり、往きて政を王の司馬に聴せしむ)と解している。この「王不特置司馬」以下の註が、都司馬の項には見られないため、賈公彦は、都司馬について、「王自以臣為司馬、遥掌都内」(王は自ら臣をもって司馬—都司馬—となし、都内を遥掌せしむ)と説明している。孫詒譲は、この賈説には否定的で、「都司馬亦当為家臣、非王所特置也」(都司馬もまたまさに家臣たるべし、王の特に置く所にあらざるなり)としている(『周礼正義』巻五十四夏官序官疏頁五五一一)。

(24) 師奎父鼎の銘文には、「隹六月既生覇庚寅、王格于大室。嗣馬邢伯右師奎父。王呼内史駒、冊命師奎父。錫載市・同璜・玄衣黹屯・戈琱戟・旂、用嗣乃父官友。……以下略。(これ六月既生覇庚寅に、王は大室に格れり。嗣馬の邢伯は師奎父を右く。王は内史の駒を呼んで、師奎父に冊命せしむ。载市・同璜・玄衣黹屯・戈琱戟・旂を錫わり、もって乃の父の官友を嗣どらしむ)とある。

(25) 『周礼』夏官によれば、卿大夫の采邑の司馬である家司馬も、その序官の文に「家司馬、各使其臣、以正於公司馬」(家司馬は、おのおのその臣を使い、もって公司馬に正さしむ)とあり、この公司馬は国司馬のことであるから、国司馬の監督を受けるものとされていたのである。

(26) 第三章第二節参照。直接農耕労働を管理するのは、甸官であったが、嗣工は農耕労働をも含めた労働力としての農民を管理していたと考えるべきであろう。殷代の甲骨文「壬辰卜、貞、叀𠭰令司工」(存一・七〇)にもとづいて、殷代にも司工(嗣工)の官が存在したとする説があるが、この文は、𠭰をして工を司どることの可否を卜ったものであり、これが直ちに司工という官職の存在を証明するものではないが、工を司どることが専門化し、機構化されて、官職となったと考えられる。なお殷代の工・百工については、肖楠「試論卜辞中的"工"与"百工"」(考古 一九八三年第三期)参照。嗣土・嗣馬に関する甲骨文資料は未だ発見されていない。

(27) この二つの銘文については第三章第三節参照。

(28) この銘文については第二章おわりにを参照。

(29) 『周礼』地官司救の職文に「凡民之有袤悪者、……役諸司空」(およそ民の袤悪ある者は、……これを司空に役せしむ)とあり、また秋官大司寇の職文にも、「凡万民之有罪過、而未麗於灋而害於州里者、桎梏而坐諸嘉石、役諸司空」(およそ万民の罪過ありて、未だ灋—法—に麗せずして州里に害ある者は、桎梏してこれを嘉石に坐せしめ、これを司空に役せしむ)とある。

(30) 嗣工の職は民力を管理するものであったから、当然役のみではなく、人としての民の管理にも大きな力をもっていた、或いは本来的には民そのものを管理するものであったとも考えられる。例えば『周礼』地官遂人の職文に、「凡治野、以下剤致甿、以田里安甿、以楽昏擾甿、以土宜教甿稼穡、以興鋤利甿、以時器勧甿、以彊予任甿、以土均平政」(およそ野を治むるには、下剤をもって甿—民—を致し、田里をもって甿を安んじ、楽昏—婚—をもって甿を擾え、土宜をもって甿に稼穡を教え、興鋤をもって甿を利し、時器をもって甿を勧め、彊予をもって甿を任じ、土均をもって政を平にす)とあり、この下剤とは、先に本文にあげた郷師の職文の州里之役要と司空之辟であると考えられており(恵士奇『礼説』伝別質剤要会)、孫詒譲もこれに従っている(『周礼正義』巻二十九遂人の疏頁二七三三)。野即ち遂の民を治める基本の第一に司空之辟—法—があげられていることから見て、嗣工は民を治めることを、その職掌にしていたと考えられる。

(31) 本文に引用した考工記の鄭注は、一般に司空が土地を管理することを示していると理解され、その意味で『礼記』王制や『韓詩外伝』の文の主旨ともあうと考えられて来た(孫詒譲『周礼正義』巻七十四冬官考工記序疏頁七四五七)。然し鄭注の説は、必ずしも土地の管理を意味するものではなく、城郭・都邑の建設をはじめとする労働を管理することを意味すると解すべきもので、もし土地に関係があるとすれば、城郭・都邑・宗廟などが建設される土地という労役の投入される限定された土地と考えるべきであろう。『礼記』王制の文にしても、労働力の管理に重点がおかれていると考えられ、その意味で、『韓詩外伝』の説とは、基本的に異ると理解すべきであろう。

(32) 拙稿『中国古代王朝の形成』第二部第一章「西周王権の消長」第二節及び第三章「西周『封建制度』考」第二・三節参照。

(33) 楊寛氏の「西周中央政権機構剖析」(歴史研究 一九八四年第一期)は、毛公鼎の銘文によって西周の中央機関として大史寮と卿事寮との二つを考え、参有嗣を卿事寮の下においているが、参有嗣そのものの機能については殆んどふれる所がない。またこのように大史寮・卿事寮に西周の官制を分ける考え方は、関西学院大学研究員木村秀海氏の研究でも行われ、金文資料に出る官職の分類が行われている。同氏「西周官制の基本構造」(史学雑誌 第九四編第一号)参照。

(34) 内藤虎次郎『支那上古史』一二五頁(弘文堂書房 昭和十九年五月刊)、内藤氏の論拠には金文資料は使用されていないが、金文資料によっても、その説は妥当であると考えられる。なお内藤氏の説は、皮錫瑞『今文尚書考証』巻四廿誓にもとづくものと考えられる。

(35) 本書附論二「西周王朝の構成とその特色」第一節及び拙稿『中国古代王朝の形成』第二部第一章「西周王権の消長」参照。

(36) 第三章第四節参照。

第五章　裁判の意味するもの

第一節　裁判の過程

一つの時代の支配・政治の構造を考えようとするとき、その時代の裁判制度或いは法体系が、その構造の重要な表現であり、裁判制度の意味を考えることが、支配・政治の構造を知る重要な手掛りであることは言うまでもない。西周時代の裁判・法とくに刑罰に関する史料としては、『尚書』呂刑篇や『周礼』秋官司寇を中心とする記載が、一応あげられる。呂刑篇は、穆王が、呂侯に命じて制定させた贖罪の規定であると言われ、『周礼』には獄訟―裁判―に関する官職名とその任が記載される。しかしこれらの古典的史料は、その解釈や成立年代に問題があるため、史料として一義的な価値を与えることはできない。幸い近年発見された西周時代の金文には、裁判や刑罰の制度について重要な示唆を与えるものが幾つかあるので、それらを検討することによって、当時の裁判・刑罰について考察し、併せて、周王を頂点とする当時の支配・政治の構造の特色を考えて見たい。

先ず初めに、当時の裁判がどのような手順で行われたかを考えよう。[1] 一九七五年に岐山県董家村で発見された裘衛製作による一群の青銅器のなかの五祀衛鼎の銘文は、左の如くである。

隹正月初吉庚戌、衛以邦君厲告于邢伯・伯邑父・定伯・琼伯・伯俗父曰、「厲曰、『余執龔王恤工、于昭大室東逆栄二川。』曰、『余舍汝田五田正。』」迺訊厲曰、「汝賓田否？」厲迺許曰、「余審賓田五田。」邢伯・伯邑父・定伯・琼伯・伯俗父迺講、使厲誓。迺令参有嗣：嗣土邑人趙・嗣馬頴人邦・嗣工陶矩・内史友寺芻、帥履裘衛厲田四田。迺舍寓于厥邑。厥逆疆眔厲田、厥東疆眔散田、厥南疆眔散田眔政父田、厥西疆眔厲田。邦君厲眔付裘衛田、厲叔子夙・厲有嗣醽季・慶癸・燹褱・荊人敢・邢人倡屖・衛小子□。?逆者其饗？剱。衛用作朕文考宝鼎。衛其万年永宝用。隹王五祀。

これ正月初吉庚戌に、衛は邦君の厲を以って邢伯・伯邑父・定伯・琼伯・伯俗父に告げて曰く、「厲が曰らく、『われ龔王の恤工を執りて、昭の大室の東逆―北―において二川を栄せり。』曰らく、『われ汝に田を五田舍して正さん』と。」迺ち厲に訊して曰く、「汝は田を賓するや否や？」と。厲は迺ち許して曰く、「われ審らかに田五田を賓せん」と。邢伯・伯邑父・定伯・琼伯・伯俗父迺ち講じ、厲をして誓わしむ。迺ち参有嗣たる嗣土の邑人の趙・嗣馬の頴人の邦・嗣工の陶矩・内史の友の寺芻に令して、帥いて裘衛の厲の田四田を履ましむ。迺ち寓をその邑に舍す。その逆―北―疆は厲の田に眔び、その東疆は散の田に眔び、その南疆は散の田と政父の田に眔び、その西疆は厲の田に眔ぶ。邦君の厲が眔に裘衛に田を付せしは、厲叔の子夙・厲の有嗣の醽季・慶癸・燹褱・荊人の敢・邢人の倡屖・衛の小子の□なり。逆えし者にはそれ饗剱せり。衛もってわが文考の宝鼎を作らん。衛はそれ万年も永く宝として用いん。これ王の五祀なり。

二七七～二七八

即ち、この銘文の第一行から第三行にかけての、「衛以邦君厲告于邢伯・伯邑父・定伯・琼伯・伯俗父曰」という句は、衛が邦君の厲を邢伯以下の五名に告げたという意味であるが、このような「……を以って……に告ぐ」という句は当時の告発を意味する慣用的な句法である。例えば曶鼎銘の後段の

昔饉歲、匡衆厥臣廿夫、寇曶禾十秭。以匡季告東宮。

（昔、饉し歳に、匡の衆たるその臣二十夫が、曶の禾十秭を寇せり。匡季を以って東宮に告ぐ。）

或いは鬲从鼎の

隹卅又一年三月初吉壬辰、王在周康宮徲大室。鬲从以攸衛牧告于王曰、云々。

（これ卅又一年三月初吉壬辰に、王は周の康宮の徲大室に在り。鬲从は攸衛牧を以って王に告げて曰く、云々。）

また後に全文をあげる師旂鼎の

隹三月丁卯。師旂衆僕不従王征于方䨽。𢦏厥友弘以告于白懋父。

（これ三月丁卯。師旂の衆僕は王の于方䨽を征するに従わず。〔師旂は〕その友の弘をして、〔衆僕を〕以って白懋父に告げしむ。）

など、いずれも原告である曶・鬲从・師旂がそれぞれ匡季・攸衛牧・衆僕を告発したことを示すものである。ただ師旂鼎の銘文では、「以」字の下にその目的格である衆僕が省略されているが、のちにふれる如く、衆僕がその対象であることは明らかである。[2] したがって、当時の裁判は、原告による告発によって開始されることがわかる。その告発の内容が、後に詳述する如く第三行第三字「曰」以下第五行半ばの「田正」までである。この第三字の「曰」は、衛が、邢伯ら五人に対して発言したことを示し、次の第四字「厲」以下は、被告とされた厲が、告発以前に衛に対して述べた語を引用したものである。おそらく、二人の間で交わされた誓約であったと考えるべきものであろう。その誓約の履行に問題が生じたために、訴訟となったものと考えられる。ではその告発はどのような内容であったのであろうか。

それは第三行第三字目の曰から第四行の二川にいたるまでの一節と、つぎの曰字以下第五行第六字目の正までの二つに分けることができる。前節は、厲が共王の意図した恤工を執行し、その際に昭大室の東北において、二川を栄したことを記したものである。この昭大室は昭王を祭る廟の大室と解されている。栄字を唐蘭氏は山川に対する祭祀である禜に解し、[3] 周瑗氏は営に解し、匝居の意味であると述べているが、[4] 二川に対してどのようなことを行ったかは、必ずしも明らかではない。私は釈字としては周氏の説をとるものであり、その内容は二筋の河川に対する治水などの土木事業を行ったものと考えている。すなわち共王がある事業を意図し、そのために厲は二川に対して土木工事を行ったのである。ここに言う恤工という語は、古典にもその用例を見ない語であるが、恤功であると解されており、これを用いた例として『尚書』呂刑篇に次のような文がある。

〔皇帝〕乃命三后恤功于民。伯夷降典、折民惟刑。禹平水土、主名山川。稷降播種、農殖嘉穀。三后成功、惟殷于民。

（〔皇帝―堯―〕はすなわち三后に命じて功を民に恤えしむ。伯夷は典を降し、民を折くにこれ刑もてす。禹は水土を平らげ、山川を主どり名づく。稷は播種を降し、嘉穀を農殖す。三后は功を成し、これ民を殷にす。）

この文の恤功は、古来より「功を恤う」即ち功を憂うと解されて来た。恤を憂うという動詞に解して来たのである。しかしこの銘文によれば、恤功を一つの成語として使用していると考えざるを得ないが、その内容は、呂刑篇によれば、(1)伯夷が礼典を民に教えた上で、民を制するに正しい刑法を用いたこと、(2)禹が水と地とを治めて、山川を

二七九～二八〇

司どり名づけたこと、⑶后稷が良い種を播くことを教え、嘉穀を育てたという三点である。この呂刑篇は周穆王が呂侯に刑の贖罪法を定めさせたものと言われ、刑罰が主題となっているので、伯夷の事蹟が第一におかれているが、第二に治水、第三に播種の教示がおかれていることを考えると、恤功という語の内容に治水工事をふくめて考えることが可能であり、本銘では、この治水工事を意味していたと解すれば、「栄―営―二川」の意味もより具体的に理解することができる。なお、呂刑篇が穆王の時に製作されたものか否かは、初めにもふれた如く問題があるが、この五祀衛鼎が、穆王の次の共王の時のものであることは、興味ある点である。

それは兎も角、以上につづいて句を改め、曰字を用いて次の段を始める。この曰字の主格が誰であるかについては、周瑗氏は衛であるとし、従って次の余も同じく衛ということになる。周氏によれば、この一節は、衛が汝すなわち厲に対して五田を与えて、土地の交換を申し入れたものと解したのである。これに対して、唐蘭氏は、文中には省略されているが、その主格は共王であると考え、この文は厲が二川を祭祀した功に対して、恩賞として厲に五田を舍したことを述べたものであると解し、さらにこの恩賞は正式のものではなかったと註している。この解によれば、銘文中の余は共王、汝は厲をさすことになる。しかし唐氏は後に説を改めて、この曰字の主格を厲とし、衛に対して五田を出租することを述べたものであり、しかもそれは周王の意向によるものだと解している。唐氏は、このように説を改めた理由については何もふれていないが、本銘の後半において、厲から衛に対して四田が舍―譲―せられたことが述べられているので、前半の文中の何処かに、厲から衛に田が渡されることが書かれていることが必要であると考えたからであろう。たしかにこの唐氏の新しい説は、この銘文の理解という点では、一歩前進したものではあるが、この一段の前半、すなわち第三行の余執から第四行の栄二川に至る間の文との関係をどのように考えるかについては何もふれていない。その点ではかえってこの一段の意味を不明瞭なものとしている。(5)

これに対して、周瑗氏が衛をその主格と解した理由は、第一行の以字を与の意味に解して、衛が邦君厲とともに邢伯らに告げたと解し、第三行曰厲曰以下を、その際に衛が厲に述べた語と解したからである。したがって周氏は第三行第三字目の曰字を謂字と同じと解しているのである。確かに西周の金文中には、後期の大簋の

二八一〜二八二

王令膳夫豕曰、趨嬰曰、余既易大乃里。

（王が膳夫の豕に令して、趨嬰に曰―謂―わしめて曰く、われすでに大になんじの里を錫えりと。）

の如く、曰字を謂字の意味に用いた例があるが、このような用例はむしろ例外的な用法であって、これに依拠することは危険であると言わねばならない。周氏がこのような解釈を行ったのは、はじめに述べた「以…告…曰…」という文が、金文中においてどのような場合に使用される形式であるかということを理解しなかったことによるのと、この銘文が衛と厲との間の土地の交換の記録である以上、厲が衛に五田を賓するのに対して、衛から厲に田を渡すことを述べた文章が当然この銘文中にある筈であると考えたからであろう。しかしこれは「以…告…曰…」という文が訴訟の文型であることを見落したために全文の理解を誤ったものと言わねばならない。(6)

私はこの一段は、この訴訟が行われるに至った理由を述べたものと解するのであるが、第三行の厲曰以下は、厲が衛に対して、共王の恤功を執行するに際して、昭の大室の東北で、二河川に対する土木工事を行うことを告げたものであると解する。おそらくその工事地域内或いは近傍に衛の土地がふくまれていたからであろう。而かもその工事に際し、衛の土地に何かの損害があったか、或いは衛が出費を必要とするような理由がおきたために、厲からその補償を出すことになり、それを約束したのが、第四行の曰字以下の文であると考える。したがって、この第四行の曰字の主格は勿論厲であり、文中の余は厲、汝は衛ということになる。しかしこの約束が履行されなかったために、衛の提訴となったのである。その際この工事がどのようなものか、また厲が約束した内容が何かを記しておけば、衛をはじめ関係者には、この事件の経緯とその訴訟の内容は明らかであったものと考えられる。勿論実際の訴訟状には、衛の被害情況や厲の約束不履行のことも詳しく述べられていたか、訴訟状にかわって口頭による陳述が行われたのであって、銘文ではその一々のことは省略されたのである。

このような告発を受けた邢伯らは、第五行後半から第六行前半にかけての如く、厲に対して、「汝は田を賓するや否や」と訊問を行う。この句の賓字の意味は正確には判明しないが、賦即ち割り当てるの意味であったと考えられ、先の訴状部分に含まれる「われ汝に田五田を舍して正さん」という誓約を実行するか否かを訊ねたものである。

これに対して、第六行後段の厲廼許曰、云云において、厲はその実行を認めた。(7) そののち、第七行から第八行にある如く、邢伯以下によって、「講」ということが行われ、判定が下される。そして、第八行中段にある如く、判決の実行を厲に誓約せしめるわけである。その判決文は、この銘文では記録されていないが、第八行後半から第十一行にかけて書かれている如く、参有𤔲である𤔲土・𤔲馬・𤔲工と、記録官である内史友の立会いのもとにおける土地の分与が四田であることを見ると、第五行にある衛と厲との間にあった五田の分与という誓約とは異った判決であったと考えられる。第七行から第八行にかけて書かれる如く、邢伯以下五名による「講」において、五田から四田へという変更が認められたのであろうが、それには、訊問の過程において、厲から最初に約束した五田に対して何らかの異論が提出されたものと推測される。そのような推測を許すものとして、次の㑀匜の銘文（挿図19）をあげることができる。

佳三月既死覇甲申、王在莽上宮。伯揚父廼成賢曰、「牧牛、䖒乃可湛。汝敢以乃師訟。汝上卭先誓。今汝亦既又卭誓、専趦嗇覿㑀𢔶亦兹五夫。亦既従辭従誓、弋可。我義俊汝千、𪓐𪓐汝。今我赦汝、義俊汝千、黜𪓐汝。今大赦（以上器銘）汝、俊汝五百、罰汝三百寽。」伯揚父廼或吏牧牛誓曰、「自今余敢擾乃小大事。」「乃師或以汝告、則到、乃俊千、𪓐𪓐。」牧牛則誓。乃以告吏䰧吏𦣞于会。牧牛辞誓成。罰金。㑀用作旅盉。（以上蓋銘）

これ三月既死覇甲申に、王は莽の上京に在り。伯揚父はすなわち賢―劾―を成して曰く、「牧牛よ、ああすなわち湛う可し。汝は敢て乃の師を以って訟せり。汝は先の誓を上卭せり。いま汝またすでに誓に卭うありて、専趦嗇覿㑀𢔶亦兹五夫―罪の一つであると考えられるが、意味不明―。またすでに乃の誓に卭う。汝もまたすでに辭に従い誓に従えば、弋ず可なり。我は義く汝を俊つこと千、汝を𪓐𪓐すべし。いま我は汝を赦し、義く汝を俊つこと千、汝を黜𪓐すべし。いま大いに汝を赦し、汝を俊つこと五百、汝に罰すること三百寽ならん」と。伯揚父はすなわち牧牛を吏―使―て誓わしむるありて曰く、「今より余はあえて乃の小大の事を擾さんや」と。「乃の師が汝をもって告ぐること或りて、則ち到れば、乃の俊は千、𪓐𪓐せん」と。牧牛は則ち誓う。すなわち以って吏の䰧と吏の𦣞に会に告ぐ。牧牛の辞と誓と成る。金を罰せり。㑀はもって旅盉を作らん。

二八三〜二八四

この㑀匜は、先にあげた五祀衛鼎などとともに発見されたものである。五祀衛鼎が、第六代共王の時のものと考えられるのに対し、この匜はやや遅れ、第八代孝王或いは第九代夷王の時に作られたと考えられる。従ってこれに記録される裁判に関する内容も五祀衛鼎よりやや遅れると考えられる。この銘文の内容は、西周後期金文としても比較的稀なものであるため、発見された当初より学界の注目を集めた。(8) その大要は以下の如きものである。牧牛と呼ばれる人物とその上司である㑀との間に訴訟事件がおき、これを裁いた伯揚父が、牧牛を非として論告を下した。その論告には、牧牛が上司を誣告し、しかも㑀との間で交わされた二回の誓約を破った。その罰として鞭打ち千回と重い墨刑―文身の刑―に処すべきである。しかし理由は明らかでないが、減刑して鞭打ち千回と軽い墨刑に処すとし、さらに再度大赦して鞭打ち五百回と三百寽の罰金―銅の地金―に処することにした。おそらく牧牛が二度にわたって刑に不服を唱え、それが認められたのであろう。(9) その上で伯揚父は、今後上司である㑀を煩わすことはしない、もしそのような事があって、㑀から告訴されそれが取りあげられたときには、最初の判決通り鞭打ち千回と重い墨刑を甘受することを牧牛に誓約させた。この判決と牧牛の誓約の内容は、官吏の会同の席において吏の䰧と𦣞とに報告され、正式に判決と誓約の文書が完成し、罰金が納められた。以上のことが、勝訴者である㑀によって

青銅器に記録されたのである。

このような事件であったのであるが、まずここで問題になるのは、牧牛と倗との関係である。銘文によると、伯揚父が牧牛を弾劾する言葉に、「汝敢以乃師訟」（汝あえてなんじの師を以て訟えり）とか、「汝上佃先誓」（汝さきの誓を上佃せり）と述べられている。この汝は言うまでもなく牧牛をさす語であり、したがって、倗は牧牛の師であると言われていたのである。この師とは、例えば克盨の銘に「師尹倗友」というときの師尹の師で、上司を意味する語である。したがって牧牛はその上司である倗と訴訟を行ったことになる。また「上佃先誓」の上佃は、諸家の註釈にも適解は見られないが、以前に結ばれていた倗と牧牛との間の誓約を、下位の牧牛が上に向って破ったことを意味する語であると解されている。[10] したがって、この事件は、官制上、上下の関係にある者の間で争われたものであることがわかる。ただし、先誓の内容が述べられていないし、「専趞嗇䙴僟宥亦丝五夫」の意味が不明であるため、具体的な争点は明らかではないが、最後に倗の小大の事（すべての業務）をみだしたときには、罰を受けると述べていることを見ると、倗の職務を妨害するような事が行われたと考えられる。小大という語は、毛公鼎では「誊于小大政」（小大の政につつしむ）、駒父盨蓋では「小大邦亡敢不□具逆王命」（小大の邦はあえて□具して王命を逆えざるなし）の如く使用され、「すべて」といった意味に使用される。

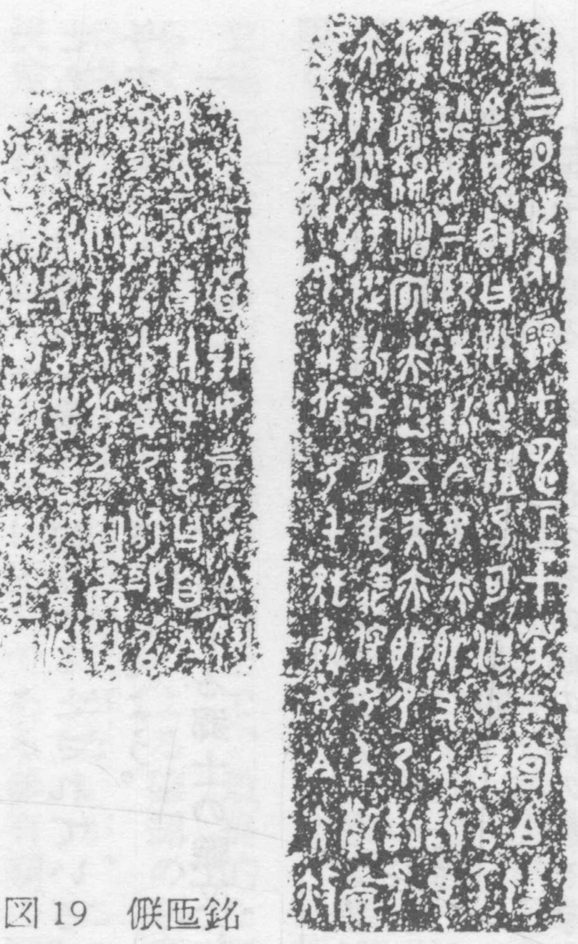

挿図19　倗匜銘

しかもこの二人の間には先誓を破った以後にも第四行から第五行にかけて記す如く少くとも二回にわたって誓約が行われ、牧牛によって破られていた。この二回の誓約が、訴訟以後に行われたものなのか、その以前に倗との間に直接行われたものであるのかは明らかではない。また最初に提訴したのが牧牛であるのか、倗であるのかも、この銘文からは明らかではない。上述のように、「汝敢以乃師訟」（汝あえてなんじの師を以て訟えり）と言われているのによれば、牧牛が告訴したように考えられるが、この「訟」とは、「説文」に「争也」とあり、あることをめぐって言い争うことであり、この一句は牧牛が上司である倗と言い争うことを敢えてしたという意味に解さねばならないのである。[11] しかし、「先誓」を牧牛が破ったというところを見ると、おそらく倗の側から告発したもので、そのことを省略したものであろう。告発の場合には、先にふれた如く、「以……告于……」という形式で記録される。この「汝敢以乃師訟」とは、この告発に対して牧牛が言い争うことを言うものと考えられる。西周金文にしばしば見られる「訊訟」という語の訟は、このような法廷で陳述して争うの意味であり、それは被告のみならず原告によっても行われたと考えられる。[12]『周礼』大司寇の職文に「以両造禁民訟」と言うときの両造とは、この両者が出廷し証拠によって陳述をすることであり、民訟を禁ずとは、民が自分たちで勝手に争弁することを禁ずる意味である。従って、公けの場で争弁が行われることをおそらく本来の姿としていたものと考えられる。

しかも、伯揚父による賨＝劾即ち判決は、二回にわたって変更されている。第五行後半は、「俟汝千、瀻瀻汝」（汝を俟つこと千、汝を瀻瀻す）であり、鞭打ち千回と瀻瀻―具体的には不明であるが、重い入墨刑―とされ、第六行では、それが赦されて、「俟汝千、黜瀻汝」（汝を俟つこと千、汝を黜瀻す）即ち鞭打ち千回と軽い入墨刑に軽減され、それが更に減刑されて、第七行に、「俟汝五百、罰汝三百寽」（汝を俟つこと五百、汝に罰すること三百寽）と記録される。即ち鞭打ちは五百回に半減され、入墨刑という肉体刑を三百寽という罰金に変更されているのである。このような減刑が行われるについては、当然被告である牧牛より不服である旨の訟―抗弁が行われたと考えられる。[13] しかも、牧牛と原告である倗との関係が、下僚と上司であったばかりではなく、後に述べる如く、領民―おそらく士の身分であろう―と領主の如き関係であったことを考えると、このような抗弁が可能であったことは、当時の領主による支配の性格を考えるとき重要な意味をもつと言えよう。

第二節　裁判と身分

次に、倗匜の銘文において裁判を行った伯揚父、或いは五祀衛鼎の銘文における邢伯らの性格について考えてみよう。この五祀衛鼎の銘文には、邢伯をはじめとして五名の裁判官があらわれるが、これと同じように、同じく土地の訴訟を記録した永盂の銘文

二八五～二八六

隹十又二年、初吉丁卯、益公内即命于天子。公廼出厥命、錫畀師永厥田滄昜洛。疆眔師俗父田。厥眔公出厥命邢伯栄伯尹氏師俗父遣仲。公廼命鄭𤔲土圅父周人𤔲工眉敳史師氏邑人奎父畢人師同、付永厥田。厥率旧、厥疆宋句。永拜稽首、対揚天子休命、永用作朕文考乙公障盂。永其万年、孫孫子子永其率宝用。

これ十又二年、初吉丁卯の日に、益公は内りて命に天子に即く。公廼ち厥の命を出だし、師永にその田を滄昜―陰陽―の洛に錫与り。疆は師俗父の田に眔ぶ。厥の公と厥の命を出だせるは、邢伯・栄伯・尹氏・師俗父・遣仲なり。公廼ち鄭の𤔲土たる圅父・周人の𤔲工たる眉・敳史・師氏たる邑人の奎父・畢人の師同に命じて、永に厥の田を付さしむ。その率は旧、その疆は宋句なり。永は拝し稽首し、天子の休命に対揚し、永はもって朕が文考なる乙公の障盂を作らん。永は其れ万年も、孫孫子子永く其れ率いて宝として用いん。

この銘文に記録された訴訟にも、邢伯・栄伯・尹氏・師俗父・遣仲の五名と益公を加えた六名があらわれる。この銘文には、師永と周王―共王―との間に行われたものと考えられ、そのために五名以外に、卿士に相当すると考えられる益公が、この五名と王との間に介在することになったと考えられる。[14] また後に引用する如く、五祀衛鼎と同じく衛によって作られた衛盉の銘文には、衛と矩伯との間の土地の譲渡の確認が、五祀衛鼎の銘文にもあらわれる伯邑父・定伯ら五名によって行われる。この三つの銘文は何れも共王の時に作られたものであり、それぞれの銘文の間の五名には出入があり、それぞれの時期によって、王により任命され、貴族間の土地に関する訴訟の審理・契約の確認を行っていたと考えられる。『周礼』によれば、裁判即ち獄訟を審理するのは、司寇の職と考えられているが、これらの五名には、何ら官名などは附せられていない所を見ると、司寇のような特定の官職であったとは考えられず、王より随時任命されたものであったと考えられる。[15]

然し、西周時代の金文に司寇即ち𤔲寇という官名が見られないわけではない。例えば、西周後期の揚簋の銘文に

王若曰、揚、作𤔲工、官𤔲量田甸眔𤔲居眔𤔲芻眔𤔲寇眔𤔲工司。錫汝赤𩙿市・鑾旂。訊訟、取遺五寽。

（王は若いて曰く、揚よ、𤔲工と作し、量田の甸と𤔲居と𤔲芻と𤔲寇と𤔲工の司を官𤔲せしむ。汝に赤𩙿市・鑾旂を錫う。訟を訊し、遺として五寽を取れ。）

とあり、𤔲工である揚が管理するもののなかに、𤔲寇という官職があげられている。しかしこの𤔲寇は、𤔲工、即ち司工の管下におかれていることから見て、『周礼』に秋官として独立する司寇とは異なり、量の田にかかわる地域的な官職であった可能性が強い。郭沫若氏は、この揚簋の銘文にもとづいて、司寇の職はもと重要な官ではなかったのではないかと考えている。しかもこの揚簋の銘文の𤔲寇は、裁判を担当したのではなく、警察に近い官ではなかったかと考えられる。中期の共王期に属し、先の五祀衛鼎の銘文にもあらわれる伯俗父に関係のある南季鼎の銘文

隹五月既生覇庚午、伯俗父右南季。王錫赤⊖市・玄衣・黹屯・鑾旂。曰、用左右俗父𤔲寇。南季拜

これ五月既生覇の庚午に、伯俗父は南季を右く。王は赤⊖市・玄衣・黹屯・鑾旂を錫う。曰く、「もって俗父を左右けて寇を𤔲どれ」と。南季は拝し稽首し、王の休を対揚し、もって宝鼎を作らん。それ万年も、子子孫孫永く用いん。

二八七～二八八

稽首、対揚王休、
用作宝鼎。其万
年、子と孫と永用。

に「嗣寇」という語があらわれるが、この場合の「嗣寇」は、冊命賜与形式の銘文の通例からすれば、「寇を嗣どれ」と読むべきものであって、官名ではない。寇字の意味は、第三章であげた曶鼎の銘文によれば、犯す・侵すという意味に使用されるから、犯罪を意味する文字であり、従って「寇を嗣どる」とは、犯罪を取り締るの意味であったと考えられる。これが揚簋の銘文の官名としての嗣寇の原義であったと考えられる。したがって、『周礼』の如く、西周時代に裁判—獄訟—を担当する官としての嗣寇が独立して存在していたかということは、疑問として残される。しかも『周礼』の本文そのものにおいても問題がある。と言うのは、地官大司徒の職文

凡万民之不服教而有獄訟者、与有地治者聴而断之。其附于刑者、帰于士。
(およそ万民の教えに服せずして、獄訟ある者には、地治ある者と聴してこれを断ず。その刑に附す者は、士に帰す。)

によれば、大司徒も獄訟の審理を行うと考えられている。また地官に属する郷師の職文にも、

各掌其所治郷之数而聴其治。以国比之法、以時稽其夫家衆寡、弁其老幼貴賤廃疾牛馬之物、弁其可任者其施舎者。掌其戒令糾禁、聴其獄訟。
(おのおのその治むる所の郷の数を掌どりてその治を聴く。国比の法を以って、時をもってその夫家の衆寡を稽え、その老幼・貴賤・廃疾・牛馬の物を弁ち、その任ず可き者とその施舎する者とを弁つ。その戒令・糾禁を掌どり、その獄訟を聴く。)

とある如く、郷師も裁判に関与するとされている。したがって司徒に分類されている官も獄訟即ち裁判に関与するものと考えられていると言えよう。

一方、『周礼』の秋官司寇に属する郷士の職文には

掌国中。各掌其郷之民数而糾戒之。聴其獄訟、察其辞、弁其獄訟、異其死刑之罪而要之。旬而職聴于朝。司寇聴之、断其獄弊其訟于朝。羣士司刑皆在。各麗其灋、以議獄訟。獄訟成、士師受中、協日刑殺、肆之三日。若欲免之、則王会其期。
(国中を掌る。おのおのその郷の民の数を掌りて、これを糾戒す。その獄訟を聴し、その辞を察し、その獄訟を弁し、その死刑の罪を異にして、これを要す。旬にして職もて朝に聴す。司寇はこれを聴し、朝にその獄を断じその訟を弊す。羣士司刑みな在り。おのおのその灋を麗べて、もって獄訟を議す。獄訟成り、士師は中を受け、日を協して刑殺し、これを肆すること三日なり。もしこれを免ぜんと欲せば、すなわち王はその期に会す。)

とあり、その大半は獄訟に関することであるが、冒頭にある郷の民数を掌どることは、先の郷師の任と重複する。このような郷師と郷士との職務の重複の関係は、地官に属する遂師・遂大夫と、秋官に属する遂士との間にも見られる。このことは『周礼』の司徒・司寇が本来は一つの官であり、これがのちに分化したものであることを予想させる。しかも『周礼』大司寇・小司寇の職文が簡単で、大司徒・小司徒に比べ抽象的であることも、この分化を示しているし、後に形式的に整えられたものであることを示しているといえよう。[16] ただ、このように言ったとしても、司徒即ち金文の嗣土が、裁判官としての職務を本来的に認められ、裁判官として独立した権限を与えられていたと考えると誤りであろう。金文にはその資料がないが、前章で引用した曶壺の銘文に見られるように、曶が成周八師の冢嗣土に任ぜられた場合、曶が裁判権をもつのは、成周八師に関する範囲内に限られていたと考えるべきである。

このことは先に引いた揚簋の銘文についても同様で、揚が嗣工として訊訟即ち獄訟を聴することができるのは、自己が管理下におく量田の甸官・嗣居・嗣芻・嗣寇・嗣工の職務に含まれるものに限られていたとすべきであろう。従って当時の裁判は、領主間の訴訟を審理する場合と、ある一定の管轄範囲内の訴訟を審理する場合とに分けて考えることができる。このうち後者の場合は、金文資料に関する限り、郷の原型である邑即ち師—曶壺—、或いは公邑—揚簋—など、政治機構としての周王朝に属する機関、王室の家産的性格の強い地域に関するものに限定され、領主の采邑・領地内に関する資料は現在の所見られないことを忘れてはならない。

ところで、五祀衛鼎の銘文の如く、五名の裁判官が決定を降す場合、その決定は五名の合議によるものであったことは、その銘文に衛による告訴をうけて、

邢伯・伯邑父・定伯・琼伯・伯俗父廼講、使厲誓。
(邢伯・伯邑父・定伯・琼伯・伯俗父すなわち講じ、厲をして誓わしむ。)

とあることによって知られる。この講字の意味は、『説文』三上言部に、

講、和解也。
(講とは、和解なり。)

とあり、段玉裁は

不合者、調龢之、紛糾者、解釈之。
(合わざるものは、これを調龢し、紛糾せるものは、これを解釈す。)

と説明しているが、より具体的には、先にあげた郷士の職文の「羣士司刑皆在。各麗其灋、以議獄訟」(羣士、司刑みな在り。おのおのその灋を麗べて、もって獄訟を議す)の議字がこの場合の講字の意味に近いと考えられる。勿論、その合議の過程において、原告・被告の言い分の聴取なども行われたであろうが、その訟を五人が検討した上で裁定を下し、それにもとづいて、邦君厲に裁定の履行を誓約せしめたのである。このことは、講という字こそ使用されていないが、先にあげた永盂の銘文においても同様で、邢伯・栄伯・尹氏・師俗父・遣仲に、おそらく益公を加えた六人によって合議され、その結論が周王に報告されていたと考えられる。

一方、𠊱匜の銘文には、この五人に相当するものはあらわれず、伯揚父一人があらわれるにすぎない。このことはどのような意味をもつものかという点については、二つの考え方がある。その一つは、永盂の益公と同じく、卿士であり、複数の裁判官を統轄するものとして、伯揚父一人をあげることによって、複数の裁判官を代表させたものとする考えである。したがって、銘文に「廼成劾、曰…」は、合議によって成立した劾文を、伯揚父が代表として読みあげたことになる。今一つの考え方は、さきにあげた揚簋の銘の如く、一定の管轄範囲に限って、「訊訟」を命ぜられた場合で、このときには、揚という人物の判断によって行われたのであろう。𠊱匜の場合には、𠊱と牧牛との間に上下の統属関係があるので、揚の場合と同じく、伯揚父は、その管轄下にある官吏の間におきた訴訟を裁定したものである可能性が大きい。

しかし、この場合においても、伯揚父の判定が最終的な決定であったのではない。この𠊱匜の銘文によれば、伯揚父の判決に、牧牛が承服して誓いをしたのち、そのことが二人の吏に対して報告されており、そののち最終的に判決とそれに対する牧牛の誼辞—おそらく、再び事を起こせば、俊うち千と重い入墨の刑を甘受するという—が文書化され、さらにその上で刑罰が施行されていることを考えると、中央の官吏であった二人の承認をうけて、はじめて最終的な決定を見ると考えられるのである。同様のことは、先にふれた𠊱匜より早い時期に作られた師旂鼎の銘文にも見られる。

唯三月丁卯。師旂衆僕不

これ三月丁卯なり。師旂の衆僕は、王が于方の䨻を征

従王征于方𤰈。卑厥友弘以告于伯懋父。才莽。伯懋父迺罰。得𢀛古三百寽。今弗克厥罰。懋父令曰、義敉。𠭯、厥不従厥右征。今毋敉。期又内于師旂。弘以告中史書。旂対厥賢于障彝。

するに従わず。その友の弘をして以って伯懋父に告げしむ。莽に在り。伯懋父はすなわち罰す。「〔師旂は〕𢀛古の三百寽を得ん」と。〔衆僕が曰く、〕「いまその罰に克ずと」と。懋父は令して曰く、「敉す義一宜一し。あゝ、それその一師旂の一征を右くるに従わず。いま敉す毋し。それ師旂に内一納一むることあれ」と。弘はもって中を史の書一人名一に告ぐ。旂はその賢一効一を障彝に対す。

この銘文によると、師旂の率いる衆僕が周王の外征に従軍することを拒んだため、告訴され、衆僕に罰金が課されている。この判決は伯懋父という人物によって下されているが、やはり書という名の吏に報告されている。この伯懋父という人物は、数例の金文にあらわれ、ある時期に将軍として外征に活躍したことが明らかであり、師旂とその衆僕はその管轄下にあり、儼匜の銘文における伯揚父と同じ立場にあったと考えられる。したがってこれらの場合、銘文の上では、ある個人によって裁決が下されていたとしても、それが効力をもつためには、中央の官吏に対して報告された上で文書化されることが必要であったのであり、儼匜の銘文においても、吏に報告された上で、判決とそれに対する牧牛の詛辞が文書化されている。さきにあげた『周礼』秋官郷士の職文によれば、死刑という限られた場合ではあるが、郷士による判決は、外朝において司寇によって検討され、その際、羣士らがそれぞれの立場の法にもとづいて議論をした上で、最終的な判決文が作成されることがわかる。この『周礼』の制度は、おそらく、西周時代の上述の如き官吏による確認の制度に由来するものと考えられる。これに対して、五祀衛鼎の銘文の場合には、このような確認の記載がないが、この場合には、王より任命された五人の裁判官による合議によって決定され、しかもその実施は王官である参有𤔲の𤔲土・𤔲馬・𤔲工と文書を担当する内史の属官によって行われるので、改めて吏に対する報告と確認を受ける必要がなかったと考えるべきであろう。

二九三〜二九四

この王官の吏による確認は、儼匜の銘文によると、「会」に於いて行われたと記されている。このような「会」は、他の金文資料に見られないため、その性格を明らかにはできないが、銘文の冒頭に、「王在莽上宮」（王は莽の上宮に在り）とあるのによれば、莽の上宮において、王によって官吏の会同が行われ、その機会に、牧牛に対する裁判の報告と確認が行われたと考えられる。五祀衛鼎の作器者である衛によって作られた衛盉の銘文によると、裘衛と矩伯の二人の間で行われた土地の譲渡について、

裘衛迺彘告于伯邑父・栄伯・定伯・琼伯・単伯。

（裘衛すなわち伯邑父・栄伯・定伯・琼伯・単伯に彘告す。）

とある如く、裘衛によって伯邑父ら五人に陳告されている。この銘文の冒頭には、

隹三年三月既生覇壬寅、王再旂于豊。

（これ三年三月既生覇壬寅に、王は旂を豊に再られたり。）

とある。これは一見単なる大事紀年の文のように見えるが、おそらく豊京において朝会が行われたことを示すものであり、その朝会を利用して、土地譲渡契約の確認が申請され、伯邑父ら五人の裁判官による検討と承認が行われたものと考えられる。したがって、単なる日時を示すための大事紀年というよりは、その確認がどのような機会に行われたかを示す重要な記事であったと考えるべきであろう。

この衛盉の銘文は、土地譲渡に関する裁判の記録というよりは、譲渡契約そのものの確認を記録したものと考えられるが、当時においては、契約というものは、裁判と同じような意味をもっていた。このことは、『周礼』において、契約などを扱う司約・司盟といった官が、秋官司寇に属するものとされていることにもうかがわれる。司盟の職文

掌盟載之灋。凡邦国有疑会同、則掌共盟約之載及共礼儀、北面詔明神。既盟則弐之。盟万民之犯命者、詛其不信者、亦如之。凡民之有約剤者、共弐在司盟。有訟獄者、則使之盟詛。凡盟詛、各以其地域之衆庶、共共牲而致焉。既盟、則為司盟共祈酒脯。

（盟載の灋を掌どる。およそ邦国の疑ありて会同すれば、則ちその盟約の載及びその礼儀を掌どり、北面して明神に詔ぐ。すでに盟えば、則ちこれを弐す。万民の命を犯す者に盟い、その不信なる者に詛することも、またかくの如し。およそ民の約剤ある者は、その弐は司盟に在り。訟獄ある者は、則ちこれをして盟詛せしむ。およそ盟詛には、おのおのその地域の衆庶を以いて、その牲を共して致さしむ。すでに盟えば、すなわち司盟のために祈れる酒脯を共す。）

によると、民の間で契約が交わされた場合、その副本が司盟によって保管されていたことがわかる。特に衛盉の銘文の如く、当時の支配機構の基礎である田一耕地一の移譲が行われた時には、その契約は中央に登録され、違反があった時の裁判に利用されたであろうし、また王朝にとっても、賦課の基準を掌握するために必要であった。[17] それは兎も角として、古代にあっては、契約は当事者間における単なる文書による約束ではなく、神に対して誓盟されたものであったと考えられるが、それに違反すれば、当然裁判となった。儼匜の銘文によっても、伯揚父は、牧牛に対して、誓いを履行しなかったことを責問しているが、この誓いは、おそらく、儼と牧牛との間で結ばれた官職上の誓いであり、それを牧牛が履行しなかったことが、裁判の原因であったと考えられる。しかも儼匜の銘文の末尾に、「牧牛則誓」（牧牛すなわち誓う）、「牧牛辭誓成」（牧牛の辭と誓と成れり）とある如く、この裁判の判決そのものの履行が、牧牛の言質と誓いによって、明確にされるものであった。このことは、裁判そのものが誓いによって成立するものであったことを示していると言えよう。第三章にあげた散氏盤の銘文は、土地の移譲を記録したものであるが、その末尾に

二九五〜二九六

唯王九月、辰在乙卯。夨俾鮮・且・𢐗旅誓曰、我既付散氏田器。有爽、実余有散氏心賊、則寽千罰千、伝棄之。鮮・且・𢐗旅則誓。迺俾西宮𥏻・武父誓曰、我既付散氏溼田・𤲞田。余有爽変、寽千罰千。西宮𥏻・武父則誓。

（これ王の九月、辰は乙卯に在り。夨が鮮と且と𢐗旅をして誓わしめて曰く、「我すでに散氏に田器を付せり。爽う有りて、実にわれ散氏の心賊たることあらば、則ち寽千・罰千し、伝してこれを棄てよ」と。鮮・且・𢐗旅則ち誓う。すなわち西宮𥏻と武父をして誓わしめて曰く、「我すでに散氏に溼田と𤲞田とを付せり。われ爽い変ずるあれば、寽千・罰千せよ」と。西宮𥏻・武父すなわち誓う。）

とある如く、譲渡者である夨が、自己の臣であり、甸官として直接その田などを管理し治めていた鮮や武父に対して、譲渡契約の遵守を誓約させているが、その誓約は、これに違反した場合には、寽千・罰千、即ち罰金千寽と鞭打ちの罰千回という罰を受けるという詛辞の形式をとっている。儼匜の場合でも、罰金、鞭打ちの刑を受けること以外に、今後もし違反を犯し、儼によって告訴が行われた場合には、鞭打ち千回と重い入墨の刑を受けるということを牧牛に誓わせているが、これは、裁判の判決の履行を、詛辞によって確約させたものである。先の『周礼』の司盟の職文にある「有訟獄者、則使之盟詛」（訟獄ある者は、則ちこれをして盟詛せしむ）という一段は、鄭玄以来孫詒譲にいたるまで、訴訟を行う者があった時には、あらかじめ盟詛せしめて、その真実なることを確認したのち、裁判を行うことを規定したもので、盟詛が真実でない者に対して裁判を行う手数を前もって省くためであると理解されている。[18] しかし西周金文に見える所から考えれば、判決の遵守を確実にするために、違反した場合にはさらに刑罰を受けることを盟詛せしめたと解すべきであろう。儼匜の銘文に「牧牛辭誓成」（牧牛の辭と誓と成る）と言うときの辭とは、このような詛辞であると理解することができる。このような誓い一契約・詛辞ともに一は神に対してなされたものであるが、それが成立すれば、法としての性格をもつこととなり、これに違反すれば、刑罰を受けることになったのである。そのためにも判決にもとづく被告の誓いが、官によって確認され、おそらく官に

登記されることが必要であったのである。

このように、五祀衛鼎・倗匜などの銘文によって考えて来たところをまとめると、西周時代の裁判は、およそ以下のような手順によって行われたと言うことができる。原告による告訴を受けて、複数の裁判官或いは官職上の管理者は、原告・被告両者の言い分―訟―を訊し、論告を下す。その際、論告に不服であれば、数度にわたって原告・被告、特に被告の意見が聴取され、刑の軽減などが行われる。その上で一応の判決がつくられ、それに対する被告の誓約が行われる。この誓約は判決の遵守というよりも、寧ろそれに違反した時には罰を甘受するという詛辞の形式をとった。かくして、判決と被告の詛辞が、朝会などの機会に報告され、中央官吏の検討・確認を経て正式に文章化され、そののちに刑が施行されたと考えることができる。

ところで、このような訴訟と裁判には、原告・被告ともに代理人がそれに当った場合がある。さきにあげた師旂鼎の銘文では、実際の告訴は、師旂の友―属僚―である弘という人物によって行われ、最後の官吏に対する申請も同じ弘によって行われた。また第三章で検討した、同じく訟訴の判決を記録した曶鼎の銘文においても、その第二段の五夫の贖の違反に対する場合は、この五人の所有者である𩵦の代理人である限が被告となり、原告も曶に代って、曶の郎党である小子の𪘲が当っている。また第三段では、本来の訴訟の相手は匡であった筈であるが、被告は匡の族弟であったと考えられる匡季とされている。これらは原告・被告がいずれも代理人によって行われることがあったことを示している。その理由は、例えば、『周礼』秋官小司寇の職文に

凡命夫命婦、不躬坐獄訟。

（およそ命夫・命婦は、躬らは獄訟に坐せず。）

とあり、鄭玄は

為治獄吏褻尊者也。躬身也。不身坐者、必使其屬若子弟也。喪服伝曰、命夫者、其男子之為大夫者。

二九七～二九八

命婦者、其婦人之為大夫之妻者

（治獄の吏の尊者を褻すためなり。躬は身なり。身ら坐せざる者は、必ずその属もしくは子弟にせしむるなり。喪服伝に曰く、命夫なる者は、その男子の大夫たる者なり。命婦なる者は、その婦人の大夫の妻となる者なり。）

と註して、身分上の問題として解している。しかし金文資料に関して言えば、師旂鼎銘の伯懋父や倗匜の銘文の伯揚父は、当事者である師旂や倗より上位の者であることは明らかであるから、鄭玄の「為治獄吏褻尊者」（治獄の吏の尊者を褻すため）とする考え方は誤りでる。しかし一定の身分以上のものが、直接訴訟に関与しない場合があったことは、事実であった。曶鼎の銘文における訴訟の真の告訴者であった筈の曶は、同人の作である曶壺の銘文によると、王命により、成周におかれた八師の冢𤔲土―特命による𤔲土―となっていることから見て、おそらく「大夫」もしくはそれ以上の身分であったことは確実である。[19] また師旂や倗も、「師」とよばれていることを考えると、「士」やそれ以下の身分ではなく、おそらく「大夫」であったと考えられる。[20]

このように、裁判において、身分上の差異が見られることは、先に引用した散氏盤の盟詛の辞にも関聯して来ると考えられる。即ち散氏盤の銘文の内容は、矢が散の領地を侵犯したために、その賠償として、矢から散にある土地が移譲されたことを記録したものである。したがって、この移譲の契約に対する責任は矢にあると考えられるのであるが、実際には、矢の旬官である鮮や武父が責任を負うことになっており、違約に対する刑罰は、鮮や武父に科せられる旨誓われている。[21] このことは、当時、刑罰が一定の身分以上のものに及ぶことを避ける場合があり得たことを示していると言えよう。代理を原告・被告として裁判が行われるのも、その裁判の結果が、直接高い身分の者に及ぶことを予め避けるためであったと考えられる。『礼記』曲礼の

礼不下庶人、刑不上大夫。

（礼は庶人に下さず、刑は大夫に上さず。）

という考え方と通じるものがあったのではなかろうか。この『礼記』の文は、社会的な意味づけが必ずしも明らかではないが、注疏の考えによれば、大夫というものは、本来が賢者であり、有徳者であるものを大夫としたのであるから、罪を犯すことはない筈である。だから大夫に関しては、犯罪の科条が設けられていない。しかしもし罪を犯した場合には、八議即ち『周礼』秋官小司寇の職文に言う八辟の定めによって、刑を軽重するのが主旨であるとされている。八辟とは、議親之辟、議故之辟、議賢之辟、議能之辟、議功之辟、議貴之辟、議勤之辟、議賓之辟であるが、いずれも、天子との関係、才能、功績などによって、刑を軽減することを意図したものである。[22] 従って一定の身分以上の者については、刑を軽減する考え方が行われていたことを、この文は示すと考えて誤りはない。西周時代の金文資料には、「大夫」という身分を示す呼称は見られないが、既に述べた如く、それに相当するものがあったこと、即ち采邑を与えられた者がそれに相当することから見て、[23] 裁判や刑罰の負担から、采邑主が免除される習慣が当時一般に認められていたとすることができる。このことから逆に、当時王から土地を与えられることが、如何に貴重な恩寵であると考えられていたかということも推測される。それとともに、散氏盤の銘文にあらわれる旬官の鮮らが、「士」の身分に相当するものと考えることを可能とすると言うことができよう。

以上において、西周時代における裁判に関与する者の性格を見たが、最後に、いま一度五祀衛鼎などにあらわれる邢伯など複数の人の裁判担当の問題にふれておこう。即ち倗匜や師旂鼎などでは、伯揚父ら一人によって裁判が行われているのに対して、五祀衛鼎や永盂では、五人乃至六人によって行われている。この差異は、前者は伯揚父らによって「𤔲」即ち管理される職務内においておきた事件であり、伯揚父が自己の責任において裁定すべきもの、或いは裁定が可能であったのに対し、後者は、対等の立場にある貴族の間―永盂は、王と永との間であったと考えられる―の事件であり、しかも土地をめぐるものであった。このような場合には、本来は王が裁定を下すものであったのではなかろうか。[24]『詩』大雅緜の

虞芮質厥成、文王蹶厥生。

（虞と芮はその成を質し、文王その生を蹶かす。）

という句に対する毛伝において、

虞芮之君、相与争田、久而不平。乃相謂曰、西伯仁人也。盍往質焉。乃相与朝周。入其竟、則耕者譲畔、行者譲路。入其邑、男女異路、斑白不提挈。入其朝、士譲為大夫、大夫譲為卿。二国之君、感而相謂曰、我等小人。不可以履君子之庭。乃相譲、以其所争田為間田而退。天下聞之而帰者、四十余国。

（虞と芮の君、あいともに田を争い、久しくして平らがず。乃ちあい謂いて曰く、「西伯は仁人なり。なんぞ往きて質さざる」と。乃ちあいともに周に朝す。その竟に入れば、則ち耕す者は畔を譲り、行く者は路を譲れり。その邑に入るに、男女は路を異にし、斑白なるものは提挈せず。その朝に入るに、士は大夫たるものに譲り、大夫は卿たるものに譲れり。二国の君は、感じてあい謂いて曰く、「我等は小人なり。もって君子の庭を履むべからず」と。乃ちあい譲り、その争うところの田をもつて間田となして退く。天下これを聞きて帰する者、四十余国なり。）

という説話が述べられている。この説話が事実であったか否かは問題外であるし、これが儒家による粉飾された説話であることは言うまでもないが、この説話は、土地の争いが、本来は王によって裁定されるべきものであったことを示している。しかし、共王をふくむ西周中期に儀礼が整備された際に永盂に見られるような卿士であったと考えられる益公と邢伯以下五名とによる裁定の布告、或いは五祀衛鼎に見られる邢伯以下五名による合議と裁定といった方式がとられるようになったと考えることができる。しかし後期になると、貴族や領主の間での土地や民の授受の裁定においても、単独の貴族によって行われるようになる。先にあげた曶鼎の、第一の訴訟では邢叔に、第二では東宮に告訴が行われ、それぞれ、邢叔と東宮によって裁定が行われている。また鬲从鼎では、土地に関する告訴が周王に対して行われる。これが恐らく本来の姿であり、後期までその考え方が存在していたことを示している

二九九～三〇〇

が、周王は書記官であった南に命じて、その裁定を虢旅という貴族に求めさせている。このような時代的な変化は、裁判における王の重要性—権力と義務—とが次第に失われて来ていたことを示すものであろう。これは実際の政治における王の権力が失われつつあったこととも表裏する現象であったといえよう。これに対して、ある官職機構内部における訴訟、例えば師旂鼎や㑭匜に記載された訴訟が、その長によって裁定されることは、おそらく本来そうであったと考えられる。師旂鼎の作製は昭王より降ることはないと考えられるからである。しかしこれも王による官職への任命によって、裁判権が認められたものであることは言うまでもない。ただこの場合にも、後期になると、後に述べる如く、貴族の収入源として重視されるようになり、裁判権の神聖性が稀薄になって来ることを注意する必要がある。しかもこのような傾向は、西周王朝による封建制度の変質とも表裏するものであったのである。

第三節　罰金とその社会的意味

つぎに、㑭匜や師旂鼎の銘文に見える罰金の性格とその問題点について考えてみよう。先に述べた如く、牧牛に対する刑罰は、最初鞭打ち千回と重い墨刑が決定されたが、牧牛が不服をとなえたために、鞭打ち千回と軽い墨刑に変更され、さらに大赦して鞭打ちを半分の五百回とし、墨刑を免じて罰金三百寽に減刑した。『尚書』呂刑篇によれば、墨刑を赦された場合、罰金百寽を課すことになっているが、牧牛の場合は鞭刑も半減されたこともあって、三百寽が課されたものと考えられるであろう。㑭匜の銘文によると、判決に対する詛辞と誓いが文章化されたのちに、「罰金」の二字が書かれて、それが実施されたことを記録しているが、五百回の鞭打ちのことは何も記録されていない。鞭刑の記載が省略され、罰金のみが記録されたのには、それなりの理由があったと考えられる。それは、牧牛の鞭刑は㑭自身にとっては直接関係がないのに、この罰金は直接関係があったからであると言えよう。即ちこの罰金—金は当時では銅を意味する—は、実は王朝或いは王に納められたのではなく、勝訴者である㑭に納められたからである。この銘文にはただ罰金の二字が書かれ、㑭に納められたとは記録されていないが、盛張氏が指摘するように、上にあげた同じく罰金のことを記録した師旂鼎の銘文と比較することによって、それが明らかになる。

この師旂鼎の銘文の内容は、前節でもふれたように、師旂の衆僕が王の外征に従軍しなかったため、師旂がその軍の指揮官であった伯懋父に提訴し、伯懋父の裁定によって、罰金三百寽が衆僕に課せられたのであるが、その罰金は、「氒又内于師旂」（それ師旂に内—納—ることあれ）と書かれているのである。[25] この㑭匜の銘の場合も、罰金は㑭に納められたのであり、そのために、文の末尾に「罰金」（金を罰す）の二字がとくに記入されたものと考えられる。したがって西周時代の罰金は、王朝或いは王に納められたものではなく、勝訴した者に納められたのであり、この場合の罰の文字は、刑罰或いは「辠之小者」（辠の小なる者）という意味ではなく、贖罪の意味に使用されたものと言わねばならない。[26] しかもこの場合の贖は、直接の関係者に対して行われるものであり、王或いは裁定者—裁判を行う者—、換言すれば政治的な権力者、特に伯懋父など行政—軍事を含む—の長である者に対して行われるものではなかったのである。したがって、このような罰金の性格から見て、当時の訴訟裁判、金文の語で言えば、「訊訟」（訟を訊す）、「訊訟罰」（訟罰を訊す）といわれるものは、刑事訴訟・裁判ではなく、民事的とも言うことができるような当事者間の訴訟・裁判の性格が強かったと言うことができる。

しかもこのことは、当時の官制・軍制、さらには社会的な構成を考えるのにも重要な問題を提起している。師旂鼎の銘文の場合、その訴訟のそもそもの原因は、師旂の率いる衆僕—その一部か全部かは明らかではないが—が、周王の外征に従軍しなかったことにあった。おそらく師旂その人が王命を受けてこの衆僕を率いて従軍していたものと考えられ、当然この衆僕の行動は、師旂の任務に支障をきたし、ひいては周王の軍事行動にも影響を及ぼしかねないものであった。しかし、金文に見る限り、この衆僕の行動、師旂の責任は、周王との関係においては取りあげられてはいない。師旂と衆僕との間の問題として裁定されているのであり、師旂とその衆僕との間で完結する関係として見られていたことを示している。㑭匜の銘文に見える㑭と牧牛との関係も同じであり、またさきにふれた揚簋などの「訊訟」も、揚らの管轄下において、同じような関係を処理するものとして行われたものと考えられる。したがって西周時代の官制・軍制における上司—伯懋父や伯揚父或いは揚簋の揚など最高の責任者は一応除くが—とその配下の下僚との関係は、単なる官制上の上下の関係ではなく、独自の小世界を形成するような結合をなしていたことを我われに示していると言えよう。その結合の紐帯になるものが、例えば血縁的—擬制的なものを含む—なものであったのか、或いは地縁的なものであったのか、そういった点は明らかになし得ないが、官制などにも一つの単位としてとり入れざるを得ないほどの力をもった結合であったと言わねばならない。おそらく一族郎党として、領主である師旂や㑭に仕えるものであったと考えられる。しかもその両者の間には、一種の契約的な関係があったことを留意しておく必要がある。牧牛が㑭に対して行っていた誓い—例えば銘文の「先誓」などはそのような意味をもっていたと考えられる。しかも三百寽の銅を納めることができたということは、牧牛が、その身分的な位置はどのようなものであったかは別として、少くとも可成りの収入を得る立場にあったことを示している。単なる農民のようなものではなく、少くとも、散氏盤の銘文にあらわれる矢や散の有嗣、或いは第三章で検討した九年衛鼎の銘文の矩と顔陳や、衛と盠などの間と同じ関係におかれていた人物であったと考えなければならない。

また師旂鼎の銘文の衆僕について見ると、衆は殷代にすでにあらわれ、郭沫若氏以来奴隷と理解する説が行われて来たが、現在では、ある族的な或いは職務的な集団を示すもので、奴隷より高い身分であるとされ、また殷族内の平民であるとする説もある。西周後半になると、その地位が低下し、隷属的な性格が強くなったと推測されるが、その場合も奴隷とは考えられない。例えば曶鼎の銘文第三段によると、[27] 賠償として四人の男が譲渡されることが述べられ、そのなかに臣三夫とともに衆一夫がふくまれる。この場合には、結局は現物の穀物によって賠償が支払われたため、四人の譲渡は実行されず、従って四人と曶との関係を示す記載は見られない。この曶鼎の銘文第二段にも五人の男が曶によって贖—購入—されることが記録されるが、この五人と曶との間には一種の契約的な関係が推測される。この場合の五人は、第三段の臣・衆の四人よりやや地位が高い可能性があるが、四人も単なる奴隷と理解することは誤りであろう。確かに隷属性があったことは事実であるが、その隷属性は、土地との結合によって生ずる隷属性であって、奴隷即ち物件としての人間の隷属性ではなかったと考えるべきであろう。また僕も西周後期にはその地位が低下したと推測されるが、本来は、領主・采邑主の下にあって、その軍事力の根幹を形成していたと考えられ、奴隷などではなかったと考えられる。したがって、㑭と牧牛、師旂と衆僕との関係は、㑭なり師旂なりが、王からある任務に任命されることによって生じた関係ではなく、それ以前から、領主とその一族郎党といった関係で結ばれていたものと考えるべきであろう。その関係にも、おそらく領主による恩寵と臣下の忠誠といった

誓約的な関係が存在したものと考えられる。

このような結合をもった集団を、官制・軍制などに組織化しようとしたとき、王の権力はこの集団の内部に対してどのような介入を行うことができたのであろうか。師旂なり㑭が、自己の配下の違反に対して、独断によって処分することを禁じ、王の任命したその組織の長官によって裁定を行わせ、それを中央の官吏に確認させることによって、間接的に介入していたのである。勿論、師旂や㑭をある地位につけるか否かは王の任命によるものではあるが、そのことは、その集団の内部に直接王権が介入することを可能にするものではなかったのである。したがって当時の軍・政の組織は、任命権と間接的な裁判権を通じて機能する王と集団の長との関係と、集団の長とその配下によって構成される実務集団的な関係という、二つの関係の重層的な構造によって維持されていたと言わねばならない。したがって、王の権威が衰退すれば、多くの実務的集団を統制して、組織化することが不可能になるであろうし、また王権の集団内部への介入が強まれば、その実務集団そのものの機能的な働きを阻害することになったと考えられる。即ち、二つの関係の間における力のバランスによって組織が保たれていたのである。ここにも封建制度の性格が見られるのである。下部の実務的集団には、経済上の意味とは異なるが、自律的な再生産を認めて、職務を行わせ、王は集団の長を掌握することによって統制し組織化したのである。

このことは、実は土地所有の面でも、重層的な関係があったことと密接に関聯していたのである。第三章・第四章でとりあげた裘衛の幾つかの器の銘文に見られる土地の譲渡は、裘衛と邦君厲や矩伯との間に行われたものであり、その譲渡行為そのものは、裘衛と相手方との当事者間において契約されたものであるが、それが法律的に公認されるためには、王官による確認を受けることが必要であった。五祀衛鼎の銘文によれば、邦君厲に違約があって訴訟事件となっているが、おそらく最初の賠償に関する誓約—五田を与える旨の—は、邦君厲と裘衛との間に行われたのちに、官に対して報告されていたのであろう。報告されたことによってその誓約は法的な力をもつことになる。また衛盉の銘文の場合には、譲渡契約が成立したのちに伯邑父らに報告されたことは銘文に明らかで、契約そのものは当事者間の行為であり、それを公認・確証することが王官によって行われたことを示している。[28] このことは、邦君厲や裘衛などの土地に対する権利が、暫定的な享有使用権であり、土地そのものは王の所有であるという

ような簡単なものではなかったことを示していると言えよう。むしろ王官による確認を必要とするという点で、釆邑主層の土地に対する権利に介入し規制しようとしたものではなかったかと考えられる。[29] 勿論、西周金文に見られるように、王による封建や土地の賜与が行われたことは事実であるが、一旦与えられた、或いは所有を公認された土地に対する釆邑主層の権利は、暫定的な享有権のようなものではなかったと考えられる。現在の資料では、具体的にその権利内容を規定することは不可能であるが、その土地と釆邑主との結合は享有権といわれるものよりはるかに強いものであり、その土地がなければ、釆邑主としての身分とその家系すら成立しえないものであったのであり、[30] またそれでなければ、特に封建制度に内包される軍事的な機能は有効な力をもつことはできなかったであろう。その軍事力を維持するためには、土地の管理と民の使役が必要であったからである。従って、土地は、王による賜与、王官による確認―王の承認でもある―によって、理念的には王のものとされながら、実際の面では釆邑主層の所有であり、支配によって管理されていたと言わねばならない。このような釆邑主層と土地との結びつきこそが軍・政の組織面での重層的な構造と表裏一体の関係にあったと言わねばならない。むしろ軍・政組織の重層的な構造は、土地所有の以上のような関係の上に成立していた構造であったのである。釆邑主層の軍事・政治或いはその他の任務はすべて、土地を賜与されていることから生ずる奉仕義務として行われるものである以上、その組織には当然土地所有の関係が常に反映されるのは当然である。五祀衛鼎の銘文に見られる土地譲渡の訴訟が、その譲渡の必要を生じさせた根本的な理由は周王の意図した行事にあったにもかかわらず、邦君厲と裘衛との間の当事者間の―いわば民事的な―訴訟として扱われているのも、このような土地所有の関係に理由があったのである。共王の恤功が、邦君厲の負担・奉仕によって行われるべきものと考えられていたために、この工事によって損害を受けた裘衛は、その補償を邦君厲に要求したのであり、それが王の任命した裁判官によって裁定されているということは、その補償をも、工事担当者が行うということが、当時の通念であったことを示している。

さて、以上のような社会的構造の問題はそれとして、当時の罰金を当事者間の贖罪・賠償といった性格のものであると解するならば、揚簋の銘文などに見られる「訊訟」につづいて記される「取遺五寽」（遺としての五寽を取れ）をどのように理解するかということが次の問題となる。かつて郭沫若氏はこの五寽は薪俸であるとし、貝塚茂

樹氏は罰金であると解された。[31] この語句に使用される「取」という文字は単に手に入れるという意味で使用される文字ではなく、上位のものが下位のものから強制的に入手するという意味で使用される文字である。[32] したがって、これは揚が訴訟を扱う際の薪俸を入手するというような意味の語句ではなく、訴訟の当事者から強制的に手に入れるものであることを示しているのである。また貝塚氏の言われる罰金ともことなるものであろう。というのは、倗匜や師旂鼎の銘文に見られるところでは、罰金は三百寽という可成り高額のものであるし、また土地の譲渡を記録した散氏盤の銘に見られる詛辞には「寽千罰千」（寽は千―罰金として―、罰―鞭打ち―千）という語があることから考えて、[33] 五寽から二十寽、三十寽という額は罰金としては少額であると言わねばならない。勿論、散氏盤銘の詛辞は、実際に課せられるものと言うよりは、一種の慣用語的な性格が強いが、当時の最高として千寽という通念が一般的にとられていたことを示している。また罰金は、その事件によっても、また免ぜられる刑によっても異るものであった筈であるから、[34]「訊訟」に際して予め一律に額が定められる筈のものでもなかったであろう。

しからば、この「取遺五寽」とは何であろうか。『周礼』大司寇の職文に、

以両造禁民訟。入束矢於朝、然後聴之。以両剤禁民獄。入鈞金三日、乃致于朝。然後聴之。

（両造をもって民の訟を禁ず。束矢を朝に入れ、然るのちこれを聴す。両剤をもって民の獄を禁ず。鈞金を入ること三日にして、すなわち朝に致す。然るのちこれを聴す。）

とあり、訟には束矢、獄には鈞金を朝に納めてはじめて裁判が開始されると説かれている。[35] この束矢や鈞金に対して説かれる理念的な意味の当否は別として、これらの納入が必要であったのは、その訴訟が仮初のものではなく、真実のものであることの保証と見なされたからである。一種の供託金といった性格が考えられるのである。おそらく「取遺五寽」と言われるものは、本来はこのような意味のものであったと考えられる。それが、西周後期になって裁判の担当者が、自分のものとすることを公認されたものである。或いは貝塚氏の説に従って、この金額が罰金であったとしても、それは罰金の全額ではなく、その内の一部を裁判担当者が一種の手数料として入手することを

三〇五～三〇六

公認されたものと解すべきものである。いずれにしてもその結果、これが慣習化されれば、裁判官が自己の収入としてこれを当然視するようになったと思われる。このことは、第二章において指摘したように、西周後期に周王室直轄領内の各種の役務者などを「官嗣」せしめることによって、本来王室に納められるべき収入の一部を貴族に与えることを認めたのと、おそらく一連の措置であったと考えてよい。[36] 官嗣権の移譲が、役務者の私有化につながったと同じように、供託金を裁判官―貴族であり、釆邑主層に属することは言うまでもない―の収入として公認したことは、王の名による裁判権が、貴族によって占有され、「私有」化されることになる途をひらくことになったと考えられる。

おわりに

以上の如く、五祀衛鼎をはじめとする、主として新発見の青銅器の銘文を中心として、西周時代の裁判制度を概観して来た。その結論は以下の如きものである。

当時の裁判は、原告の提訴によって開始される。その場合、事件がある官職の内部で起った場合には、その官職の長によって裁判が行われる。それ以外の貴族間の土地に関する訴訟では、古くは王による裁定が原則であったと推測されるが、王の任命する複数の貴族によって行われるようになったものと考えられる。さらに西周後期には単独の貴族によって行われるようになった。貴族による裁判が行われるようになったのは、西周中期における王朝内での儀礼の整備によるものであり、これは王が実務的な行事を離れ、儀礼を通じてその権威をより高めたということを示しているが、このことは、実際の裁判を通じて、王が自己の力を行使する機会を狭めたと考えられる。貴族のなかから任命された裁判官或いは官職の長は、原告・被告の申立てを検討して裁定を下すが、その裁定は、原告に対する被告の誓約という形式で文書化され、中央の官吏に報告され、効力をもつようになった。このことは、誓約に法的な効果をもたせることになり、当時の裁判が王権によって裏付けされていたことを示すものと考えることができよう。

しかし、貴族間における土地訴訟は言うまでもなく、現在なら刑事裁判になるような、官職内における訴訟においても、その裁定は被告から原告に対する罰金―贖罪―という形で行われていることは、当時の裁判が、当事者である原告・被告の間のものとして取扱われていたこと、言わば民事裁判的な性格のものであったことを示している。しかもこのことは同時に、当時の官職の遂行が、上下に位置する者の間で誓約という形で行われ、しかも官職を離れても、一族或いは領主と上級の領民という関係で結ばれていたことを推測させるものであった。したがって王権といえども、官職の内部への直接的な介入は、当時の通念としては認められてはいなかったと言うことができよう。これは、王権と貴族層の権利との重層的な関係という当時の社会の性格にもとづくものであり、そこに西周時代の王権の限界が明確に示されていると言うことができる。

このほか、本論中においては、当然のことの如く記述して来たことで、重要な問題がある。それは肉体刑にかわる贖罪的な意味をもった罰金の制度が、既に西周時代に存在していたという事実である。初めにもふれた如く、「尚書」呂刑篇は、周穆王が肉体刑にかえて罰金による贖罪の法を定めた時のものであるとされている。その贖罪に関する部分は、

墨辟疑赦、其罰百鍰。閲実其罪。劓辟疑赦、其罰惟倍。閲実其罪。剕辟疑赦、其罰倍差。閲実其罪。宮辟疑赦、其罰六百鍰。閲実其罪。大辟疑赦、其罰千鍰。閲実其罪。

（墨辟の疑わしきは赦すあり、其の罰は百鍰なり。其の罪を閲実せよ。劓辟の疑わしきは赦すあり、其の罰これ倍す。其の罪を閲実せよ。剕辟の疑わしきは赦すあり、其の罰は倍差す。其の罪を閲実せよ。宮辟の疑わしきは赦すあり、其の罰は六百鍰なり。其の罪を閲実せよ。大辟の疑わしきは赦すあり、其の罰は千鍰なり。其の罪を閲実せよ。）

の如くである。これによれば、墨辟即ち入墨の刑に相当する罪で、疑わしい場合は、肉体刑である墨刑を赦して、百鍰―金文の寽と同じ―の罰金でもって刑にかえるが、その時には罪状をよく調べて、罰金にかえられるような罪

三〇七～三〇八

かどうかを明確にせよというのである。以下、劓刑は二百鍰、剕刑は五百鍰、宮刑は六百鍰、死刑は千鍰でもって罰金とすることを示している。この呂刑篇は、前半部に引用される太古に関する伝承の成立年代、或いは罰金が一般的に行われるには貨幣の流通が普遍化していることが前提とされる可きものであることによって、東周―その前半の春秋の可能性が強い―時代に成立したものであると考えるのが一般である。

しかし、𠑇匜に見られる如く、墨刑を赦して罰金としていること、或いは散氏盤に見られる如く、詛辞中に罰金千寽が唱えられていることは、西周時代に罰金による贖罪が可成り普遍的に行われていたことを示している。この場合の罰金は、おそらく青銅製の貨幣によるものではなく、三百寽という重量の銅の地金によって支払われたと考えられる。罰金の「金」字は、金文では一般に銅の地金を意味しており、必ずしも貨幣経済の普及を必要とはしないと考えた方がよいと考えられる。当時、品物の取引は物々交換的な要素が強かった。例えば、第三章頁一九二に引用した衛盉の銘文の如く、矩伯が裘衛から瑾璋―玉製品―や赤琥などを購入し、代価として土地を割譲するが、その際にも、瑾璋などの価値を子安貝の数量に換算して、八十朋とか二十朋として表記している。この子安貝は、殷から西周前半まで、王などからの恩賞として盛んに賜与されるし、また戦いの際に、敵の邑を占領して、その邑に貯蔵される子安貝を手に入れたことを、功績として記録していることから考えて、当時においては可成り貴重視されていたことは事実である。しかも、この子安貝はのち東周時代の楚において使用された蟻鼻銭の原型になったものであるため、子安貝は貨幣として使用されたとする説もある。私自身は子安貝が貨幣であったか否か疑問をもつが、少くとも宗教的な意味をもった貴重品であったことには誤りはない。この貴重な子安貝の量によって、物品の価値を換算して表わすことが、西周時代に行われていたことを、この衛盉は示している。これと同様に、量刑を同じく貴重品であった銅の地金に置き換えることが当時行われたとしても不思議ではない。貨幣経済の普及とは別の問題として考える必要があると言わねばならない。したがって、呂刑篇の罰金制度も、少くとも貨幣経済の発達程度ということによって否定することは誤りであろう。師旂鼎の製作年代は、昭王を降ることは先ずあり得ないことから見て、穆王時代―実際にはそれ以前から―に銅の地金による肉体刑の代替としての罰金が行われていたことは認めて誤りはないであろう。おそらく穆王のときに、従来からあった罰金による贖罪の法を整備したことがあり、

三〇九～三一〇

それが呂刑篇に伝えられたものと考えるのが妥当であろう。このことは、現在の今本呂刑篇の成立年代とは別個の問題として考えることが重要である。では穆王が何故罰金の制度を整備したのか、孔伝や疏の如く、肉体刑の残酷さを減少するために行ったとするか、或いは蔡伝の如く、穆王の外遊による財政の欠乏を補うために行ったものとするか、俄かには決定できないが、穆王の時代は西周王朝にとって一つの転換期であり、以後王朝の力は徐々に衰えて行くことから見て、蔡伝の如く考えることも、一つの可能性のある考え方ではある。但し、西周の金文に見る限りは、罰金が国に納められた例はなく、むしろ原告に支払われているのであるから、前者の説の方がより実体に即していると言わねばならない。いずれにしても、穆王から次の共王にかけての時代は、一方では礼制の整備される時代であったことも、この罰金制度の整備を促したことは当然考慮しておいてよい問題である。ただこのような罰金による贖罪が、当時の庶人とよばれた農民まで適用されたものかということになると、明らかではない。師旂鼎の衆僕にしても、𠑇匜の牧牛、或いは散氏盤において詛辞を唱えた鮮などにしても、単なる農民―租税収奪の対象に過ぎない―ではなかったからである。鮮らは、散に土地を与えた夨の有嗣であり、師旂の衆僕は兵として従軍する能力をもっており、牧牛は𠑇の下僚であり、「士」という身分に相当すると考えられる。従って社会全般に適用することは保留すべきであろう。

しかし、このように罰金による贖罪が、部分的であれ、西周時代の中頃には既に行われ、後期には詛辞として一般通念化されていたということは、中国古代における刑罰の歴史を考えるうえで重要な問題を提起するものである。即ち西周中期には、社会の中間層あたりまでを含めて、肉体刑―おそらく追放刑をも含む―などを、贖罪の罰金でもって置き換えるようになって来ていたものと考えられる。従って、滋賀秀三氏が古い刑罰の遺制とされた春秋時代の追放刑なども、果して古い遺制として考えることでよいのか、現在の所、私には解答はないが、当時の貴族が血縁組織と土地を中心とする資産の保持を行う目的が、その背後にあったのではないかといった面からの再検討を必要とするように考えられる。

附記

西周時代の裁判に関する金文には、本章でとりあげた五祀衛鼎・𠑇匜のほか、主として第三章で全文を検討した曶鼎などがある。ここで、二つの章に分けて論じた裁判文書の形式について、まとめておきたい。と言うのは、一つ一つの金文には、省略があるため、必ずしも完全な文書の形式が明らかにされない憾みがあるからである。先ず第一に告訴・裁判の行われた日時・場所であるが、例えば曶鼎の「隹王四月既生霸辰在丁酉。邢叔在異為□」(これ王の四月既生霸、辰は丁酉に在り。邢叔は異に在りて□を為す)という句は、それに続いて「曶使厥小子𤔲、以限訟于邢叔」(曶はその小子の𤔲をして、限を以って邢叔に訟えしむ)と書かれていることから、この訴訟の行われた時と場所―異―を示していると考えられる。五祀衛鼎の「隹正月初吉庚戌、衛以邦君厲告于邢伯・伯邑父・定伯・琼伯・伯俗父曰云云」(これ正月初吉の庚戌に、衛は邦君の厲を以って邢伯・伯邑父・定伯・琼伯・伯俗父に告げて曰く云云)という場合は時のみが示されているが、場所についてはふれない。おそらく都において行われたものであろう。これに対して曶鼎の場合は、邢叔が巡察を行った時を利用したものと考えられるが、同銘文の第一段によれば邢叔と曶との間には統属関係があった可能性があったことによるものかもしれない。

然し、裁判関係金文に記録される日時・場所には、必ずしも提訴の日を示すとは考えられないものがある。例えば𠑇匜の「隹三月既生霸甲申、王在莽上宮。伯揚父迺成賢曰云云」(これ三月既生霸の甲申に、王は莽の上宮に在り。伯揚父すなわち賢を成して曰く、云云)という日時・場所は、𠑇匜の銘文の末尾にある「乃以告吏蜆吏曶于会。牧牛辞誓成。罰金」(すなわち以って吏の蜆と吏の曶に会に〔おいて〕告ぐ。牧牛の辞誓成る。金を罰す)の会において告げたことの日時・場所を示すものである可能性がある。従って、実際の告訴・裁判はそれより以前に行われたことになる。この事は、当時の裁判が一般的にどれ程の日時を費したかという事と関聯する問題でもある。私自身は比較的短時日であり、即決の場合が多かったのではないかと推測している。

第二に提訴に関する表現方法について見よう。先にあげた五祀衛鼎の銘文の「衛以邦君厲告于邢伯・伯邑父・定伯・琼伯・伯俗父曰云云」について見ると、衛が原告、邦君厲が被告、邢伯以下五名が裁判官である。同様に曶鼎では、曶が本来の原告であるが、実際には小子𤔲が訴訟の原告となっている。限は被告の地位におかれている。ただし限は代理被告であり、後述の如く𢼛・效父の二人が本来の被告である。裁判官は邢叔である。鬲从鼎の銘文「鬲从以攸衛牧告于王曰云云」(鬲从は攸衛牧を以って王に告げて曰く、云云)では、鬲从が原告、攸衛牧が被告、裁判官は王である。ただし王は形式的で、実際には虢旅が判決を下している。以上の例では告・訟の二つの動詞が使用されているが、告は告発の意、訟は法廷で言い争うの意味である。これらの例の以字は目的格を提示する働きをする助辞であり、「某を以って」と訓読されて来た。

所が最近になり松丸道雄氏は、この以字を「某と」と読む説を出し、曶鼎の銘文を「〔曶は、〕その小子𤔲をして、限とともに、井叔に訟せしむ」と訓読する。[37] そして限を曶側の証人としたのである。確かに松丸氏が指摘するように、金文には以字を「某とともに」と訓読する場合があることは認められよう。然し松丸氏が用例としてあげた金文のなかに五祀衛鼎・𠑇匜があげられていないのは何故であろうか。五祀衛鼎の「衛以邦君厲告于……」の場合、例えば周瑗氏はこの以字を与と同じ意味に解して、衛が邦君厲とともに邢伯に告げたと解しているのである。或いは𠑇匜の銘文の「汝敢以乃師訟」、「乃師或以汝告」などは当然その用例として提示され検討されるべきものであった筈である。私はこれらの場合でも、「衛は邦君の厲を以って邢伯……に告げり」、「汝(なんじ)はあえて乃の師を以って訟せり」、「乃の師、汝をもって告ぐることありて」と読むが、それは上に述べた如く五祀衛鼎では、周瑗氏らの如く読めば、全文の理解が不可能となり、裁判によって土地の譲渡が決定された記録とはなり得なくなるからであるし、[38] 𠑇匜の場合では、汝即ち牧牛と乃師即ち𠑇との間に事件があり、これが伯揚父によって裁断されていることは明白であるから、もしこれを「とともに」に読めば、全文の意味が成り立たないからである。もっとも、𠑇匜の「汝敢以乃師訟」の訟は言い争うことであるから、この以を「某と」と読むことはできるが、その場合は "A and B together" の意味にはならず、"A against B" の意味になることに注意しておく必要がある。ちなみに古漢語の訓読において「某と」・「某とともに」という意味で最もよく使用される与字にも against の意味で使用される場合があるし、また以を「某と」・「某とともに」の意に使用することは、金文においても古典においても、寧ろ例外的な

三一一～三一二

用法であることに注意しておく必要がある。[39] 少くとも、五祀衛鼎では、この以を「とともに」と読むことは不可能であることから考えて、曶鼎の場合にも「限とともに」と読む必要はないと言えよう。

第三は、告訴の内容の記録である。五祀衛鼎では、「告于邢伯……曰、」以下の「厲曰、『余執龏王恤工、于昭大室東逆栄二川』。曰、『余舍汝田五田正』」（厲が曰らく、『われ龏王の恤工を執りて、昭の大室の東逆において二川を栄せり』。曰らく、『われ汝に田を五田を舍して正さん』）がそれである。このうち前半の『われ龏王の云云』は後半の『われ汝に田を……』という事態を発生させた理由或いは事情を説明するもので、告発の重点は後半にあり、厲が衛に対して田を五田あたえて賠償することを誓約したことが述べられている。これは、その誓約の内容を示すことによって、問題が何かを知らせることであり、この銘文には書かれていないが、もとの告発にはそれが守られ実行されてはいないという言葉があったと考えるべきである。同様に曶鼎においても曶と㝬・效父との間に交わされていた売買契約が書かれているに過ぎないが、問題はそれが実行されていない点にあるのであって、そこに書かれている内容の以下でもないし、以上でもないのである。即ち曶は㝬に馬、效父に束糸を渡したにも拘らず、五夫の譲渡が実行されていない点にあったのである。松丸氏のように、この問題点以外に百寽というものが一番重要な問題であったとする必要はない。この二つの銘文は原告・被告両者の間に誓約或いは契約があり、その不履行が問題になっているのであるが、鬲从鼎ではむしろ誓約或いは契約が成立しないことが問題となる。その銘文の「汝覓我田牧、弗能許鬲从」（汝—攸衛牧—はわが—鬲从—田牧を覓めて、鬲从に許す能わず）とは、攸衛牧が鬲从の田牧を奪ったことに対し、鬲从がその賠償を要求したにも拘らず、攸衛牧がそれを認めようとしないことを意味し、そのために鬲从は裁判にもち込んだのである。曶鼎銘第三段の冒頭の「昔饉歲、匡衆厥臣廿夫、寇曶禾十秭」（昔饉し歳に、匡の衆たるその臣二十夫が、曶の禾十秭を寇せり）は、事件そのものを述べた語であるが、両者の間に和解・賠償が成立していなかったことは、その東宮による裁定と曶の要求とが一度で一致しなかったという裁判の経過によっても知られるから、冒頭の「昔饉歲云云」は、曶による告発の内容を示しているとも言い得る。

この告発の内容に続いて、第四に審理の経過が書かれる。五祀衛鼎では、「迺訊厲曰、『汝貯田否』」（すなわち〔邢伯以下が〕厲に訊して曰く、『汝は田を貯するや否や』」と、「厲迺許曰、『余審貯田五田』」（厲は迺ち許して曰く、『われ審らかに田五田を貯せん』）という、裁判官による訊問とそれに対する被告厲の答えから成る。曶鼎では、訊問が省略され、被告の回答である「限許曰、『㝬則俾我償馬。效父則俾復厥糸束』」（限は許して曰く、『㝬は則ち我をして馬を償わしむ。效父は則ちその糸束を復えさしむ）のみが書かれる。これは曶から五夫の代価として㝬らに支払われた馬と糸束を返還—ただし馬はおそらく代りの馬であったろう—しようと言うのであるから、契約違反を認めて、契約を解消しようということを意味している。さらに「㝬・效父迺許𩛥曰、『于王参門□□木榜、用償誕贖茲五夫、用百寽。非出五夫、□□旛。迺㝬又旛眔𧯷金』」（㝬と效父はすなわち𩛥に許して曰く、『王の参門の……の木榜において、償を用いてこの五夫を贖うに、百寽を用いん。五夫を出すにあらざれば、……旛。すなわち㝬は旛と𧯷との金を又—侑—せん」と続くが、これは、最初の契約が解消されたのを受けて、馬と糸束のかわりに百寽—銅の地金か？—を代価として五夫を贖うという新しい契約を提示し、さらにその契約に違反した場合には、旛と𧯷の金—何の金か不明であるが、ある種類の金＝銅—を罰として曶におくる旨の詛辞を加えたものである。この売買には、曶の側にも五夫の身分とそれによる移動の制限について誤解があったらしく、新しい契約の提示につづいて、邢叔による曶に対する誡告が行われ、その上で、五夫の授受が行われている。五祀衛鼎では、被告である厲の誓約確認が行われたのち、実際の田の授受が行われる。鬲从鼎では裁判官である虢旅の訊問とそれに対する攸衛牧の回答は省略され、賠償の内容及びその不履行の場合に罰を受ける旨の詛辞形式の攸衛牧の誓いの言葉が記録されている。この誓いの言葉は、攸衛牧がさらにこの賠償を履行しなかった時には、改めて契約違反の裁判の証拠書類として、原告である鬲从から裁判官に提出される筈である。曶鼎の場合も同じように㝬らによる誓いがなされたが、省略されたと考えるべきであろう。これに対して㑴匜—この銘文では、第一から第三の段階の記録が省略され、いきなり判決の提示ではじまる—では、牧牛に対する刑罰の宣告とともに、牧牛が再び同様な問題を起した時に減刑が取り消される旨の宣告が行われた上で、牧牛が誓っているので、やはり詛辞形式の誓い、即ち再び罪を犯した時には本来の刑を受ける旨の誓いが行われたと考えられる。

以上によって裁判は一応終るが、その後に、王朝の官吏に報告され、王朝で記録されて、判決は実効力をもつようになり、刑なり賠償が実施されたことは、㑴匜の銘文の末尾の「牧牛則誓。乃以告吏䢅吏曶于会。牧牛辞誓成。

三一三～三一四

罰金」（牧牛すなわち誓う。すなわち吏の䢅と吏の曶に会に告ぐ。牧牛の辞誓成る。金を罰す）によって知られる。五祀衛鼎の場合には、賠償行為の際に王朝の記録官である内史の友—属官—である寺芻が参加しているので、その時に最終的な記録が作製されたと考えられるが、この裁判は王官の裁判官である邢伯らによって行われているので、判決と賠償実施との間に行われる王官への報告は必要とされなかったのであると考えられる。曶鼎の銘文にもこの王官への報告は記されていないし、鬲从鼎の銘文にも見られないが、鬲从鼎では告訴を受けたものが王であり、また史官の南が王命を受けてこの裁判に加わっていたとみられるので、報告の必要がなかったと考えられるが、曶鼎では省略されたものと考えるべきであろう。

以上から考えて、裁判関係の金文の形式の基本は、(1)日時・場所、(2)告訴即ち原告・被告及び裁判官が誰であるかの記録、(3)告訴の内容、(4)審理の経過、と判決、及びそれに対する被告の詛辞、(5)王官への報告、(6)刑或いは賠償の実施の六部分から成っていたと言うことができる。

註

（1） この銘文については、龐懐清・鎮烽・忠如・志儒「陝西省岐山県董家村西周銅器窖穴発掘簡報」、林甘泉「対西周土地関係的幾点新認識—読岐山董家村出土銅器銘文」、唐蘭「陝西省岐山県董家村新出西周重要銅器銘辞的訳文和注釈」（以上 文物 一九七六年第五期）、唐蘭「用青銅器銘文来研究西周史—綜論宝鶏市近年発現的一批青銅器的重要歴史価値」、周瑗「矩伯、裘衛両家族的消長与周礼的崩壊—試論董家村青銅器群」（以上 文物 一九七六年第六期）、及び本書第三章第三節、拙稿「裘衛諸器考—西周期土地所有形態に関する私見—」（東洋史研究 第三十七巻第一号）参照。

（2） 唐蘭・林甘泉・周瑗の三氏は、この「以…告于…」の句形を訴訟を示すときのものとは考え及ばなかったようであるが、本銘の性格を考える重要な点である。

（3） 唐蘭氏がこのように解した理由は、氏の「西周銅器断代中的『康宮』問題」（考古学報 一九六二年第一期）において、昭王の廟は康王の廟に附置されていると考えているため、その東北の地で土木工事を行うようなことはなく、したがって渭水・涇水の二川に対する禁祭を行ったと解したと考えられる。

（4） 周瑗氏は、この㠯を匠居と解するが、それは皮革製造を業とする衛が、その仕事に便利なように、二河川のある地域に居を造ったと解するからである。この説には疑問があり、註（6）を参照されたい。

（5） 唐蘭氏が、舍田を共王の意によるものと考えた理由は明らかにされていないが、土地は原則として王の所有であり、諸侯などは収租権などを認められるに過ぎないと考えたことによるものであろうか。ただこの銘文のみからは、共王がそのような意図をもつに至った理由は不明であり、このように考える必要はない。

（6） 註（4）でもふれたように、周瑗氏は、裘衛は皮革製造に必要な水流の便を得るために、二川の流域で新しく居を構えたと解している。氏はその前の余執龏王恤工于昭大室東逆で断句し、しかも執を主、龏を供、恤工を謹慎服事する動詞とし、余すなわち衛は王に皮革を供することを主どり、昭の大室の東北で謹慎服事すと解しているが、文脈として不自然である。

（7） 唐蘭氏は、田五田で句とし、正を邢伯ら長官たちを示す語として、下句の主語とするが、銘文第七行以下に邢伯ら五人を再び列記することから考えて、この正は長官たちの意味とするのは不適当と考える。散氏盤に「正眉夨舍散田」（眉の夨が散に舍せし田を正せり）というときの正と同様の意味に解し、五田を舍することによって、混乱した境界を正しいものにしようとしたという意味にとる。なお許字は、裁判官による訊に対して、その訊を認めることを意味する場合もあるし、また係争中の当事者間で、相手の言い分を認める場合もあるが、曶鼎では邢叔による限に対する訊が省略されていると考えるべきである。

（8） 龐懐清・鎮烽等「陝西省岐山県董家村西周銅器窖穴発掘簡報」、程武「一篇重要的法律史文献—読㑴匜銘文札記」、唐蘭「陝西省岐山県董家村西周重要銅器銘辞的訳文和注釈」（以上 文物 一九七六年五期）、唐蘭「用青銅器銘文来研究西周史—綜論宝鶏市近年発現的一批青銅器的重要歴史価値」、盛張「岐山新出㑴匜若干問題探索」（以上 文物 一九七六年六期）。

（9） 第二節で検討する師旂鼎の銘文中の、「今弗克厥罰」（いまその罰に克えず）という句は、衆僕が申し立てた抗弁を簡単に記録したものである。

（10） 上𨚕の𨚕は、邦、邨などに釈されるが（註（8））、左偏は明らかに千万の千字であり、同音によって遷の意に用いられたのではないかと考えられる。

（11） 『周礼』地官大司徒の鄭玄の注に、「争罪曰獄、争財曰訟」（罪を争うを獄といい、財を争うを訟という）とあり、これ

三一五～三一六

に対して、孫詒譲は「経凡獄訟対文者、獄大而訟小也。鄭謂以争罪争財為異、似非経義。獄訟散文亦通」（経のおよそ獄訟対文なる者は、獄は大にして訟は小なり。鄭の争罪・争財をもって異となすと謂うは、経の義に非ざるに似たり。獄と訟は文を散ずればまた通ず）として、鄭玄の説に反対する（『周礼正義』巻十九大司徒疏頁一八五七―八）。また秋官大司寇の鄭玄の注「訟謂以財貨相告者」（訟とは財貨をもって相い告ぐる者を謂う）に対しても、孫詒譲は「鄭説訟獄之義、於経無塙証。小司徒云『民訟・地訟』、不必皆争財也。士師云『凡以財獄訟者、正之以傅別約剤』、則争財亦曰獄矣。詩召南行露次章云『何以速我獄』、末章云『何以速我訟』、非一争罪一争財。凡獄訟対文者、皆訟小而獄大。本無争財争罪之別」（鄭の説く獄訟の義は、経において塙証なし。小司徒に『民の訟には・地の訟には』と云うは、必ずしもみな財を争うにはあらず。士師に『およそ財をもって獄訟ある者は、これを正すに傅別・約剤をもってす』と云えば、財を争うもまた獄と曰う。『詩』召南行露の次章に『何をもって我を獄に速くや』と云い、末章に『何をもって我を訟に速くや』と云えば、一は罪を争い、一つは財を争うにあらざるなり。およそ獄訟対文なるものは、みな訟は小にして獄は大なり。もと争財争罪の別なきなり）としている（巻六十六大司寇疏頁六六一六）。西周時代の金文では獄を用いることはない。

(12) 第三章第三節（頁一九三以下）に引用し検討した曶鼎第二段の銘文に、「曶使厥小子𩰫、以限訟于邢叔」（曶はその小子の𩰫をして、限をもって邢叔に訟せしむ）とあるが、この訟字は、五祀衛鼎の銘文など一般的には告字が使用される所であるが、訟字を用いても、意味としては通じる。

(13) 註（9）参照。

(14) この銘文については、第二章おわりに及び拙稿「永盂銘考」（神戸大学文学部紀要　2）参照。

(15) 第二章第三節参照。

(16) 現在の『周礼』では司空・金文の𤔲工の篇が失われているが、第四章第三節で述べた如く、民の労働力を管理するのが、本来の職掌であったと考えられるし、また地官司救や秋官大司寇の職文には、罪人の労働を司空が管理することが述べられているから、𤔲工も裁判に関与することがあったと考えて、誤りはない。

(17) 第三章・第四章参照。

(18) 秋官司盟の鄭注には、「不信、則不敢聴此盟詛。所以省獄訟」（信ならざれば、すなわち敢てこの盟詛を聴かず。獄訟を省く所以なり）と言い、孫詒譲は、賈公彦の疏「此盟詛、謂将来訟者、先使之盟詛。盟詛不信、自然不敢獄訟。所以省事也」（この盟詛とは、将に来りて訟せんとする者には、先にこれをして盟詛せしむるを謂う。盟詛信ならざれば、自然あえて獄訟せず。事を省く所以なり）を引用するのであるから、鄭注・賈疏の説を認めていると見なされる（『周礼正義』巻六十九司盟疏頁六八七三）。

(19) 賈公彦の疏によれば、天子の士とその妻は命夫・命婦と称することができるとされており、孫詒譲もそれを認めている（『周礼正義』巻六十六小司寇疏頁六六六五―六）。ただ第二章で述べた如く、西周時代には、卿大夫士という身分は明確ではなく、釆邑を与えられた者が卿大夫に相当すると考えられるに過ぎない。

(20) 師とは、一般に軍事に関する官名と考えられているが、西周後期には身分的な称号となっていた可能性が強い。拙稿『中国古代王朝の形成』第二部第一章「西周王権の消長」頁一五二及び同註（31）参照。

(21) 第三章第二節参照。

(22) 『礼記』曲礼の鄭注には、「不与賢者犯法。其犯法、則在八議軽重。不在刑書」（賢者の法を犯すを与さず。その法を犯せば、則ち八議に在りて軽重す。刑書に在らず）と言う。賈公彦の疏はこの八議を『周礼』秋官小司寇の職文に「以八辟麗邦灋、附刑罰」（八辟をもって邦灋を麗し、刑罰に附す）と言う時の八辟にあてて考えている。一方『周礼』秋官大司寇の職文には「凡卿大夫之獄訟、以邦灋断之」（およそ卿大夫の獄訟は、邦灋をもってこれを断ず）とあり、鄭注はこの邦灋を、天官大宰の職文に「以八灋治官府」（八灋をもって官府を治む）と言うときの八灋で解している。この八灋は、さらに小宰の職文に言う六属、六職、六聯、八成などに関聯して行くもので、到底西周時代にこのような法の体系があったとは考えられない。一方『礼記』曲礼の「刑不上大夫」を、『周礼』小司寇の八辟で考えるのも、八辟などが西周時代に一つの法として整えられていたとは考えられないが、ある種の人たちが、裁判に直接関与しないこと、第三章第三節で見た曶鼎の銘文第二段の王人という出自―身分とは言えない―によって、その移譲に制限があったことを考え併せると、刑罰などの適用の際に、身分・出自などによって軽重の差があったと考えるべきであろう。なお大司寇の卿大夫の獄訟に関する規定は、賈公彦の疏では、命士にも適用されたと推定しており、孫詒譲もそれを認めている（『周礼正義』巻六十六大司寇疏頁六六三四）。

(23) 第二章第三節参照。

(24) 鬲从鼎の銘文「隹卅又一年三月初吉壬辰、王在周康宮徲大室。鬲从以攸衛牧告于王曰、『汝覓我田牧、弗能許鬲从。』王令眚。史南目即虢旅。虢旅迺使攸衛牧誓曰、『我弗具付鬲从其租、射分田邑、則放。』攸衛牧則誓。从作朕皇祖丁公皇考恵公尊鼎。鬲攸从其万年、子ㄹ孫ㄹ永宝用」（これ卅又一年三月初吉壬辰に、王は周の康宮の徲大室に在り。鬲从は攸衛牧をもって王に告げて曰く、『汝はわが田牧を覓めて、鬲从に許す能わず』と。王は眚―省―せしむ。史南はもって虢旅に即く。虢旅すなわち攸衛牧をして誓わしめて曰く、『我が鬲从にその租を具付し、田邑を射分するにあらざれば、則ち放て』と。攸衛牧は則ち誓えり。从は朕が皇祖丁公と皇考恵公の尊鼎を作らん。鬲攸从はそれ万年も、子ㄹ孫ㄹ永く宝として用いん）によれば、告訴は直接王に行われているが、王は史官に実情を検分させた上で、虢旅にその裁定を行わしめている。この銘文は古来の王の立場を伝えていると考えられる。また史官の南が実情検分を行っているのは、恐らく記録を担当する職掌から命ぜられたものであろう。五祀衛鼎の銘文に、参有𤔲とともに内史の属僚が、実地の検分と譲渡の立合いに参加しているのも、その事実の記録を作製する役目であったことと併せ考えるべきであろう。

(25) 容庚『善斎彝器図録』師旂鼎解説及び張盛「岐山新出㑹匜若干問題探索」（文物　一九七六年六期）。

(26) 『周礼』秋官職金の職文に「掌受士之金罰貨罰、入于司兵」（士の金罰・貨罰を受けて、司兵―夏官司馬の属―に入るを掌どる）とあり、その鄭注に「罰罰贖也」（罰とは罰贖なり）とあり、贖罪のために金或いは貨―泉・貝―を納めるとされている。もっとも『周礼』のなかでも、地官司救の「三譲而罰」（三たび譲して罰す）の罰は、「撻撃之也」（これを撻撃するなり）即ち刑罰の意味に解されている。また『尚書』呂刑篇の中でも、この二つの意味に使用されている。

(27) 第三章第三節参照。

(28) 唐闌「用青銅器銘文来研究西周史―綜論宝鶏市近年発現的一批青銅器的重要歴史価値」（文物　一九七六年六期）。

(29) 第三章第四節参照。

(30) 第三章第四節参照。

(31) 郭沫若『両周金文辞大系』考釈第五七葉、貝塚茂樹「西周時代に於ける罰金徴収制度」（『貝塚茂樹著作集』第二巻所収）。

(32) 駒父盨の銘文に「隹王十又八年正月、南仲邦父命駒父即南諸侯逹高父、見南淮夷、厥取厥服。堇夷俗家不敢不敬畏王命、逆見我、厥献厥服。我乃至于淮。小大邦亡敢不㘡具逆王命。四月、還至于蔡。作旅盨。駒父其万年永用多休」（これ王の十又八年正月、南仲邦父は駒父に命じて、南諸侯に即いて高父を逹がえ、南淮夷を見、それその服を取らしむ。堇夷の俗家は敢て王命を敬し畏れずんばあらず、逆えて我を見、それその服を献ず。我すなわち淮に至る。小大の邦はあえて㘡し具して王命を逆えざるなし。四月、還りて蔡に至る。旅盨を作らん。駒父はそれ万年も永く多き休を用いん）とあり、南淮夷から、その服を取るのに対して、夷の側ではその服を献ずと表現されている。『春秋左氏伝』隠公三年四月の「鄭祭足帥師取温之麦。秋又取成周之禾」（鄭の祭足は師を帥いて温の麦を取る。秋また成周の禾を取る）や、成公十六年の「宣伯通於穆姜、欲去季孟而取其室」（宣伯は穆姜に通じ、季孟を去りてその室を取らんと欲す）などの取は力ずくで奪取する意味である。また『韓詩外伝』巻五には「君取於臣、謂之取」（君が臣より取る、これを取と謂う）とあり。『儀礼』郷飲酒礼の疏には「尊者得卑者物言取」（尊者の卑者の物を得るを取と言う）とあり、強制をともなう場合に使用されている。

(33) 第三章第二節参照。

(34) 『尚書』呂刑篇には、後に引用する如く、「墨辟疑赦、其罰百鍰」（墨辟の疑わしきは、赦すあり、その罰は百鍰―金文の寽―なり）より、「大辟疑赦、其罰千鍰」（大辟の疑わしきは、赦すあり、その罰は千鍰なり）まで五段階に分ける。大逆罪などでも千鍰であるから、散氏盤の銘文の「寽千」は最高額であったろうと考えられる。逆にこの事から、散氏盤銘の詛辞が、当時の慣用的な成語であり、違反に際して、必ずしも千寽の罰金が実行されたことを意味しないと考えるべきものであることを示していると言えよう。誓いというものの重大さを意味させるための語と考えられる。

(35) この条の鄭玄の注には、「訟謂以財貨相告者」（訟とは、財貨をもって相い告ぐる者を謂う）、「獄謂相告以罪名者」（獄とは相い告ぐるに罪名をもってする者を謂う）とあるが、この説が必ずしも通用しないことは、註（11）の通りである。

(36) 第二章第三節参照。

(37) 松丸道雄「西周後期社会にみえる変革の萌芽―曶鼎銘解釈問題の初歩的解決―」（『西嶋定生博士還暦記念東アジア史における国家と農民』所収）。

(38) 拙稿「裘衛諸器考―西周期土地所有形態に関する私見―」（東洋史研究　第三十七巻第一号）。

(39) 松丸氏は、曶鼎の以字を「……とともに」或いは「……と」と読むための根拠として、三つの金文例をあげるが、そのうちの令彝の銘文「爽左右于乃寮以乃友事」は、私としては「爽めて乃の寮に左右し、乃の友を以いて事えよ」と訓読する。その理由は、寮は機関を示す語であるのに対して、友は属僚を示す語で、範疇が異るので、これを併列させて結ぶことは避けるべきものと考えるからである。

結論

西周時代の国家が都市国家であったか否か。王畿の中心に位置した王城は、また国中ともよばれ、面五百里、周囲を城壁によって囲まれていたと、古典では考えられている。この王城の位置は、現在の西安のやや西の豊鎬地区とよばれる地域であり、豊は文王の都、鎬は武王以降の都とされている。この豊と鎬とは近接した地域で、それぞれが都であったと言うよりも、むしろそれぞれが王宮であり、都城としては、一つの地域にふくまれると考えるべきもののようである。この地域は、近年考古調査が行われ、宮殿の存在を示す、夯土台基の残部や相当量の瓦—筒瓦・板瓦ともに—が発見されているから、この地域に宮殿が建てられていたことは確かであり、また竪穴住居や、青銅器を多数まとめて格納した窖穴も幾つか発見されているので、この一帯に可成りの貴族の邸宅が存在していたことを示している。しかし一方では、多数の墓や随葬のための車馬坑なども発見されているし、特に地区によっては、十余の製陶のための窰が集中して発見されているので、この地域が、邸宅のみの密集した市街地域のみから構成されていたものでないことも明らかである。この豊鎬地域は、のちに上林園や昆明池が造られたために、大きな破壊を受け、西周以降の遺蹟は大部分が湮滅した可能性がある。おそらく豊鎬地区の当時の様相を再現することは、大変困難であろう。まして当時の城郭はまだ発見されていないので、その外面的な輪郭すら把握できない現状である。そのために、西周の都には、城郭が造られなかったのではないかという疑問が提出されかねない。

一方、本書で使用した金文資料は、西安より百粁余西北、渭河の北岸の岐山・扶風両県にまたがる地域、即ち周原と呼ばれる地域で窖蔵として発見されたものが多い。この地域は、文王の祖父古公亶父が此処に移住し、新たに宮室などを建設して、周の根拠地とし、のちに殷を打倒する勢力を養った所である。最近この地域では、西周前期の大型の宮殿が幾つか発見され、また墓葬や、青銅器の窖蔵も幾所か発見されたが、まだ城郭は発見されていない。

三二一～三二二

古公亶父が此処に居を定めた時の様子は、『詩』大雅の緜編に歌われている。その第二章から第六章には、

周原膴膴、堇荼如飴。爰始爰謀、爰契我亀。曰止曰時、築室于茲。

(周原は膴膴たり、堇荼は飴の如し。ここに始めてここに謀り、ここに我が亀を契す。曰に時に止まり、室をここに築かん。)

迺慰迺止、迺左迺右、迺疆迺理、迺宣迺畝、自西徂東、周爰執事。

(迺ち慰んじ迺ち止まり、迺ち左し迺ち右し、迺ち疆し迺ち理め、迺ち宣し迺ち畝し、西より東に徂き、周はここに事を執る。)

乃召司空、乃召司徒、俾立室家。其縄則直、縮版以載、作廟翼翼。

(乃ち司空を召し、乃ち司徒を召し、室家を立てしむ。その縄はすなわち直なり、版を縮して以って載せ、廟を作ること翼翼たり。)

捄之陾陾、度之薨薨、築之登登、削屢馮馮、百堵皆興、鼛鼓弗勝。

(これを捄こと陾陾、これを度ること薨薨、これを築くこと登登、削屢すること馮馮、百堵ともに興ち、鼛と鼓は勝えず。)

迺立皐門、皐門有伉。迺立応門、応門将将。迺立冢土、戎醜攸行。

(迺ち皐門を立つ、皐門伉きあり。迺ち応門を立つ、応門将将たり。迺ち冢土を立つ、戎醜ここに行く。)

とあり、周原に新しく邑を建設したことを歌っている。このうち第四章の「縮版以載」(版を縮して以って載す)とは版築によって牆壁を造営するときの版—パネル—を積み重ねることであり、第五章は、その版築によって多くの土壁が一斉に造られて行く有様を唱っている。それに続いて、第六章では王の宮城の正門である皐門、王城の正門の応門の建立が歌われ、更に大社の造営にふれている。この第五章の堵とは、長一丈・幅二尺の木版を横に五段積んだものであり—これを積むことが第三章の版を縮して以って載すである—、高さは一丈となる。この版がパネルであり、壁の両面にパネルを積んだものの間に土を入れて上からつき固めて土壁を築くわけである。従って高さ一丈、幅一丈の壁面が、土壁の一単位となる。所で『周礼』考工記匠人によると、王の宮城は、方九里とされており[1]これを堵になおすと一辺一六二〇堵、四面で六四八〇堵ということになる。従って第五章の百堵というのは、勿論実数ではなく、概念的な多数を表現するものであったとしても、余りにも少いと言わねばならない。このことは、勿論百堵が当時の実際のものであったか否かということは問題外としても、周原に造営された周の根拠地というものが、偃師尸郷の二里頭期や鄭州の二里岡期とされる城郭、或いは東周期の各国の城郭から考えられる都市とは、比較にならない程小ぢんまりしたものであったことを示している。むしろそれは幾つかの宮殿の周りにめぐらした囲墻といった感じに近いものと言えよう。さらに注意すべきことは、第三章では、周原において疆界の設定を行うと同時に、「迺宣し迺ち畝す」という如く、耕地の整備が歌われていることである。この事は、周の宮室の比較的近い周辺にも耕地が展開していたことを示していると言えよう。勿論最近周原地区において、幾つかの宮殿建築地が発掘されたほか、板瓦、筒瓦、半瓦当なども発見されているから、この地区に少くとも西周期に王や貴族の邸宅が多数あり、そのなかには殷末周初にまたがる二百片近い甲骨文が発見された宮殿もあるから、周にとって重要な地域であったことは言うまでもない。然し、西周王朝が建てられてからその滅亡するまで、この地域には、第二章、第三章で述べた如く、周公、邢伯などの周と同族の有力貴族をはじめとして、異族と考えられる微伯などを併せて多数の貴族の采邑が境を接して存在しており、そのほか王室の公邑もその間に経営されていたことを考えると、この地域に大規模な城郭をともなった都城が存在したとは考え難いのではなかろうか。勿論貴族の邸宅などは、防禦のために牆壁をめぐらしていたと考えられるが、それらも簡単なものであったと考えるべきであろう。

ひるがえって、豊鎬地区に目をもどして見ると、現状では確かなことは言い得ないし、また西周時代の王墓と考えられる大型の墓も未だ発見されていないこともあって、西周時代の文化の高さというものもまだ確認できないと言えば言えないわけではないが、西周時代後期の青銅器は、一人の貴族によって同銘の器が多数一度に作られたりはするが、その青銅器の作りそのものは、前期・中期に比し美しさ或いは巧緻さに欠ける[2]。このことは、都市的な

三二三～三二四

文化の爛熟がなかったことを示しているように思われる。これは、周というものが本来もっていた農民的な性格が、そのまま滅亡まで持続し、都市らしい都市を発展させなかった可能性を示すものではなかろうか。

このことは、おそらく渭河流域の位置と地形によることが大きかったと考えられる。周原と呼ばれる岐山・扶風両県にまたがる地を中心として、西は鳳翔県、東は咸陽市に至る地域の地形を見ると、東西は約一五〇粁、北の岐山に連なる山並から南の渭河までの幅は広い所で約三〇粁、狭い所約一五粁と、比較的によくまとまった地域を形成している。しかも北の山並から渭河の南移によってできた河岸段丘までの傾斜は平均して三度以下、鳳翔から東の扶風への傾斜は一度以下と、ほぼ平原といってよい。この間を西から東へ漳河が流れ、この漳河に向って北から多くの支流が入る。現在ではこれらの漳河の水系は可成り深い溝壑となっているが、西周時代においては、浅い河流であり、これらが、周原を中心とする地域を、自然に幾つかの小地域に、分けていたと同時に、この地域の農業水利上の利点となっていたと考えられる。この岐山の山並は、西周時代には森林地帯であったとされるから、これらの小河川は、現在よりも、水量も年間の差が少く、また地下水も豊富であったろうとされる[3]。さらにこの地域の土壌は、塿土と呼ばれるもので、元来自然の肥力の高い褐土が、長期の農耕によって、より肥沃になった旱作の土壌であると言われる。勿論これは現在の情況について言われたものであるが、既に新石器時代よりこの地域では粟を中心とする農耕が行われており、西周時代には、先の「緜」の詩、或いは周頌の「豊年」の「豊年多黍多稌。亦有高廩、万億及秭」(豊年には黍多く稌多し。また高廩あり、万億および秭)[4]などと歌われたのも、誇張された詩的表現とは言え、全く現実を無視したものではなかったろうと考えられる。このような比較的まとまった、しかも農耕の適地であったことが、周王朝をして、第三章に述べた郷制の原型をとることを可能にしたのであり、また嗣土・嗣馬・嗣工の参有嗣による土地と農民の管理と六師の維持を可能にしたのであり、さらに、内諸侯らの采邑や王室の公邑の存在を可能にしたと言うことができよう。さらに周原の後背地とも言うべき岐山山並の北側についてみるならば、さらに北の甘粛東部にかけても、所謂シルクロードの入口としての甘粛とは異った景観があったことに注意しておく必要がある。岐山は標高一六〇〇米余の山塊であるが、その東側は、周原から徐々に高まる地域で、特に険しい地形ではない。岐山の北側は先にふれた褐土で、自然の肥力がある程度保持された土壌であり、甘粛東

部は一般的には黄綿土で、土地の管理がよければ肥力の高い旱作地であり、部分的には、黒壚土とよばれる肥力のある旱作土壌である。おそらく西周時代には、気温・水量から言えば現在より有利であったと考えられる。[5]甘粛東部の霊台県白草坡から潶伯・㢓伯とよばれる采邑主の墓が発見されている。これらの墓は西周前期とされている。この地域が周の勢力下に入ったのは、一般的には文王が密須を征伐した時と考えられるが、これは文王が東の酆邑に遷都する以前、即ち周原に居た時であるとされる。[6]しかし古公亶父の周原移住以前に、周が陝西省の旬邑県・彬県に居を占めていたとすれば、[7]おそらく密須があった霊台県地域とも既に関係をもっていたであろうと考えられる。しかもこの地域が、周原よりは劣るとは言え、農耕地域であったことは、周という王朝を考える時に重要で、早くから農地・農民の管理方法を心得ていたことを示していると考えられるし、また周王朝の人びとに農民的性格を与えていたと考えられる。さらに言うならば、このように全体としてまとまりながら、河川によって幾つかに分けられているという地形が、都城を必要とさせなかったであろう。私は一九八五年九月に、日本人として初めて周原の地に入り、岐山・扶風の西周遺蹟を参観することができた。その時私の眼前には、肥沃な平地が、渭河の段丘から岐山塊まで拡がっており、それは所謂黄土台地とは全く異る景観であり、予想とは余りにもちがうのに戸惑いを感じたが、実はこれこそ『詩』に歌われた周原であり、史念海氏の説がもつ意味も理解することができた。歴史の研究において、その舞台となった土地を自分の眼で確かめることが、如何に重要であるかを痛感させられたのである。

このような周の農民的性格が、支配構造として形をとったのが、嗣土・嗣馬・嗣工の参有嗣を中心とした土地と農民の管理・収奪の組織であったと考えられる。この参有嗣は周の王朝に設置されていたばかりではなく、貴族のもとにも置かれ、采邑の管理に当っていた。そのことは、周王を頂点とする支配層にとって、土地と農民の管理が最大の関心事であったことを示していると言えよう。しかも土地の管理に、軍制を司どる嗣馬が関与するということは、兵力が土地を基礎、換言すれば農民を基盤としていたことを示している。貴族間における小単位の耕地の移譲に際しても、王朝の嗣馬或いはこれに代るものが嗣土、嗣工とともにその確認に参加していることはその明証であろう。

采邑主である貴族は、王より采邑を与えられることによって、貴族の身分を手に入れると同時に、従軍、官職などの執行を奉仕することによって王に対する忠誠をつくすことを義務とした。その事は、采邑というものが、単にその農民の納める租に寄食するに過ぎないといったものではなく、采邑を支配することによって、自ら軍事力をもち、また一族郎党や領民を使用して、命ぜられた官職や工事を行うとともに、山林や川沢などは家産として経営することが許されていたことによって可能となったのである。本稿では資料的制約によって、畿外即ち外服の諸侯の内部にまで立ち入ることは全く不可能であったが、内諸侯とも呼ばれる采邑主の置かれた位置から、その王朝に対する義務は類推できるであろう。ただ、外諸侯とよばれるものの侯国の領域は畿内の采邑に比べはるかに規模が大きく、諸侯は、侯国内に同族・異族の多くの貴族を采邑主として配置しており、これらに対しては周王の諸侯や采邑主に対する立場と同じものであったろうことは、注意しておく必要があり、そこに春秋時代への連続が見られる。

所で西周時代の中期以降に多く見られる官職任命の金文を見ると、官職任命にともなう俸禄について述べたものはない。郭沫若氏がかつて俸薪と解した賁、遺というものは、裁判の担当にともなうものであって、官職そのものにともなうものではない。周代の官制を記録したと言われて来た『周礼』にしても、可成り後代の編者によって手を加えられたにも拘らず、俸禄に関しては全くふれない。個々の官の職務内容で、金文と比較し得るものは、必ずしも金文に見られる職務内容と一致しないものが多く、このことは、個々の職務内容に関しては、春秋以降の実情を反映し、また編者が分類にともなって手を加えた点があることを示していると考えられる。しかし、西周時代の官職のもつ奉仕としての性格はよく留めていると言うべきであろう。したがって、官職に任命された采邑主—「卿」・「大夫」とおそらく上級の「士」を含む—は、自己の能力によって、その職務を担当することになるため、自己の手足となるべき下僚や『周礼』に言う胥・徒などは、自己の采邑において配下にある一族郎党や領民を使用したものと考えられる。領民は力役に代るものとして、また一族郎党などは采邑内の各村邑の長や族長としての立場を認められていることに対する奉仕として働くことを義務づけられていたものと考えられる。特に下僚になるものは、おそらく自己の主人が官職に就かない時期には、領内を支配する有嗣としても奉仕したであろうが、彼らが罪に対しては、三百寽、千寽という罰金を支払う能力をもっていたことは、単なる耕地を割り当てられた農民ではなく、農民を日常的に管理し差配することによって、可成りの収入を得ることができる立場にあったことを示している。

三二五～三二六

その実体を示すことはできないが、おそらく姓とよばれる被支配族集団の長、或いは采邑主の族員として小規模の土地を分与されたり、村邑の管理を命ぜられて収入を得ることを認められていたものであったろうと推測される。したがって、これらの下僚たちも、土地支配を通じて采邑主と結ばれていたものと言うことができよう。一般の農民にしてからが、百畝前後の耕地の耕作を認められたことに対する奉仕として租—労役地代・産物地代を含め—と力役とが課されていたのであり、その力役が胥・徒として課される場合もあったものと思われる。もっとも一般農民の耕地は本来的には血縁的な村落共同体によって割り当てられたものであったと考えられる。然し、少くとも西周時代には、既にそのような村落共同体の割り当て地としてよりは、むしろ采邑主—公邑の場合は王—から割り当てられたものとして考えておくべきであろう。特に西周王朝は初期より、おそらくは先王朝期から土地と農民の支配を、可成り組織的に行って来たと考えられ、その組織の中心に参有嗣があったのである。農民などの生活が土地—耕地と邑(むら)—に結びつけられたものであったことは、本論において述べた通りであるが、これは、農民が村落共同体の成員として存在していたからという理由のみではなく、支配者層がそれを利用しながら、政治的に土地への緊縛をより意図的に強化した面があったことを見逃してはならないと思う。それは経済的収奪を確保し、兵力を維持する基本的な方法と考えられていたのである。

然し、このように言ったとしても、当時における血縁的な集団が完全に分解され、無力になっていたということを意味するものではない。第三章第一節でふれたように、采邑蘇の監察が行われた際、蘇の領内の百姓—多数の血族集団—の長が有嗣や里君とともに成周に集められているが、この事実は、血族集団が、支配の過程で何らかの役割りを果たしていたことを示している。おそらく村落の多くは、血族集団を中心にして構成されており、日常的な村落の生活は、族の長を中心にして行われ、農業労働にしても、族長の差配を受けることが多かったと考えられる。たとえ甸官を置いて幾つかの村落にまたがる大規模な経営が行われたとしても、その内部では個々の血族集団が機能していたことは推測にかたくない。しかしこれまで本書において、この点にふれなかったのは、このような血族集団の作用を意識しすぎると、資料にあらわれる支配機構とその働きを見失う、少くとも軽視する危険が生ずると判断したからである。

西周王朝の約二百五十年を通じて、参有嗣を中心とする土地支配が、常に同じように有効に働いたとは考えられないことは言うまでもない。実際に後期にはその支配機構は弛緩している。然し一方で農民の血族集団も分解に向っていたことも本書で見た通りである。そのために血族集団の分解を防ぐ措置がとられた場合があったと考えられる。第三章で見た曶鼎の銘文の第二段によれば、王人の分割譲渡には制約が加えられていたことは、この事を示す例であろう。宜侯夨簋の銘文にある如く、王人は十七の血族集団を構成したまま夨の支配下に入るが、この事は、周の同族の人びとが、血族集団を維持したまま宜に入植していたことを示している。おそらく周王朝にとっては、その勢力の基盤である同族の結合を重視し、その分解を極力避けようとしていたことを意味している。この事は逆に王人以外の血族集団に対しては、その同族結合を積極的には重視しなかったことを意味していると言えよう。宜侯夨簋の銘文で宜の庶人に関しては夫の人数をあげていることが、それを示している。それは血族集団としてよりも、個々の農民とその耕地、ということは、それに対応する租—労働地代・産物地代の何れかを問わず—と力役とをその支配の目的としていたことを示している。したがって実際の支配の過程においては、族長を通じて血族集団が機能していたことは事実であったろうが、支配の理念としては、血族集団よりもむしろ個々の農民を把握するのを目的としていたと言うべきであろう。

以上のように、西周時代の支配というものは、その支配の一つの手段である官職の運営ということをも含めて、常に土地がその基礎をなし、また目的でもあったと言うことができよう。封建制度というものは、土地を支配する方法であるとともに、王は王として、采邑主・諸侯は采邑主・諸侯として、さらにその下位にある下僚や有嗣はそれとして、それぞれ再生産を行うことを認めながら、収奪を行うことを意図したものであると言えよう。したがって最下層の農民は収奪の対象に過ぎないのであり、その意味でも、礼の外に置かれた存在であったと言えよう。だから、田とともに他の貴族に譲渡される場合にも、それに対して不服を唱えることなどは恐らく不可能であったろうし、裁判を受ける権利なども認められなかったと考えられる。然しこのことは農民が単なる生産のための奴隷であったことを意味するものではない。むしろ農民の自力による再生産を認めることによって、自己の采邑主としての収入と地位を永続させることを意図していたのであり、そのために農民との間に相互の信頼関係を築くことが意

三二七～三二八

図されていたのである。新たに配下に入れた農民などに肉と酒などを与えたのは、その方法であったと言うべきであろう。このことは上位者による恩寵と、それに対する下位者の忠誠という、封建制度を支える理念が、形式的には最下部まで滲透していたことを示していると言えよう。勿論、上位者のもつ力が圧倒的に強い以上、忠誠はむしろ強制される場合が多かったことは言うまでもないが、そのことによって、理念の存在とその働きを無視することは許されない。

所で、采邑主などの貴族は、某伯或いは伯某父など、伯と称する家長を中心として、(8) 王の恩寵である采邑を経営し、王に対する忠誠と奉仕を子孫にわたって行って来たものと考えられる。このようにしてその貴族の家系は永続することが図られるが、その際、世代を経過するに従い、一族の間に臣属関係が生じたと考えられる。例えば第三章第三節に引用した曶鼎銘第三段に被告匡の代理として登場する匡季はおそらく匡の族弟であり、匡家の家宰の如き地位にあり、衆・臣などを管理していたものと考えられる。また卯簋の銘文

佳王十又一月既生覇丁亥、栄季入右卯立中廷。栄伯呼命卯曰、䳒、乃先祖考尸嗣栄公室。昔乃祖亦既命乃父尸嗣葬人。……下略

(これ王の十又一月既生覇丁亥に、栄季は入りて卯を右けて中廷に立つ。栄伯は卯を呼び命じて曰く、「ああ、乃の先祖考は栄公の室を尸嗣―主司―どれり。昔乃の祖もまたすでに乃の父に命じて葬人を尸嗣どらしめたり。……下略」と。)

によれば、栄伯が家臣卯に冊命するに際して、栄季が右者となっているが、栄季と名乗ることから見て、これは栄伯の弟或いは族弟であったと考えられる。王朝の冊命における右者となるものは、「卿」の如き立場にあったものが多いことから類推すれば、この栄季は栄伯の家の卿か宰の如き地位であったと考えられる。或いは同じく第三章に引いた散氏盤銘の「散人小子眉田戎」(散の人にして小子たり眉の田―甸官―たる戎)、九年衛鼎銘の「顔小子具」(顔の小子たる具)などはいずれも散、顔の族人で、家長たる散や顔の役人として働いていた者と考えてよい。このように族人の間に臣従関係が形成されていると、その家を代表するものは当然家長であり、采邑主であり、恩寵と忠誠との関係を通じて、王と直接結びつくものもこの家長であったとされよう。

三二九～三三〇

しかし、金文資料によると、必ずしも某伯などの家長のみが王と接していたわけではない。曶鼎の銘文第一段と第二段にあらわれる邢叔は、第一段では、曶の冊命の右者となり、また第二段では王に代って地方の巡察を行っている。この邢叔は、邢伯よりやや時代が下ると考えられる。邢伯は共王・懿王期に嗣馬として大きな勢力を王朝においてもっていたと考えられるが、その後、第三章に見た如く邢伯の采邑には何かの理由によって分解が生じ、それに代って邢叔が登場することから見て、少くとも邢氏の分家の長も、王朝の「卿」として、王を補佐することがあり得たことは明白である。この邢氏は、周公の一族であり、王畿内の大族であったから、その分家といえども、独立した采邑主として勢力をもっており、王と直接結びつく力を有していたのであり、寧ろ特殊な例と考えられないことはない。然し、この邢叔が冊命の右者として登場する弭叔盨銘(挿図20)

佳五月初吉甲戌、王在蒡。格于大室、即位中廷。邢叔内右師宋。王呼尹氏冊命師宋。錫汝赤舃・攸勒。用楚弭伯。師宋拜稽首、敢対揚天子休、用作朕文祖宝毀。弭叔其万年、子ゝ孫ゝ永宝用。

これ五月初吉甲戌に、王は蒡に在り。大室に格り、位に中廷に即く。邢叔は内りて師宋を右く。王は尹氏を呼んで師宋に冊命せしむ。「汝に赤舃・攸勒を錫わる。もって弭伯を楚けよ」と。師宋は拝し稽首し、敢えて天子の休を対揚し、もって朕が文祖の宝毀を作らん。弭叔はそれ万年も、子ゝ孫ゝ永く宝として用いん。

によれば、弭伯を補佐すること、おそらく弭伯の官職上の職務を補佐することを王より命ぜられた師宋は、銘文末尾では弭叔と称していることから明らかなように、弭伯の弟か一族のものであると考えられるが、王から師宋―宋は名―とよばれていることから見て、王朝の成員としてある程度の地位を得ており、王から直接冊命を受けることができる人物であったことを示している。(9) したがって家長以外でも王に仕えることができたのであり、人によっては別に王より采邑を与えられる場合もあり得たし、またそれが一族の分裂などを促す場合もあったであろう。邢邑の分解と、邢伯から邢叔へという交替も、邢叔が王と強く結びついた結果であった可能性がある。

これと関聯して、叔と呼ばれるものの性格を見ておきたい。禹鼎の銘文の冒頭の文

禹曰、丕顕趄皇祖穆公、克夾紹先王、奠四方。肆武公亦弗叚忘朕聖祖考幽大叔・懿叔、命禹倂朕祖考、政于邢邦。

(禹は曰く、丕顕にして趄たる皇祖の穆公は、よく先王を夾紹けて、四方を奠めたり。ゆえに武公もまた朕が聖なる祖考の幽大叔と懿叔とを叚忘せず、禹に命じて朕が祖考を倂ぎ、邢邦を政しむ。)

によると、禹の祖は幽大叔、父は懿叔とよばれていることがわかる。一般に叔とは伯叔の叔で、兄弟のうち弟をさすとされるが、二代続いて叔とよばれ、また禹自身も、

挿図20　弭叔盨銘

叔向父禹曰、余小子司朕皇考、肇帥型先文祖、恭明徳、秉威義、用醽圝奠保我邦我家。作朕皇祖幽大叔障毀。……以下略

(叔向父の禹は曰く、余は小子にして朕が皇考を司―嗣―ぎ、ここに先文祖に帥型り、明徳を恭み、威義を秉り、もって醽圝してわが邦わが家を奠め保んぜん。朕が皇祖幽大叔の障毀を作る。……)

と、叔向父禹簋の銘文で、叔向父と称している。即ち三代にわたって叔を称していることから見て、この場合の叔は、各人がみな弟であったことを示すと考えるよりは、家系を示す称と考えるのが妥当であると考えられる。例えば春秋時代の魯の三桓氏の叔孫氏が代々叔孫某と称し、更にこれから分れた武仲休の氏が叔仲某と称する如く、この禹の家は、穆公から分れた家系であり、本家の当主が武公であったと考えられる。この場合の禹の家系は、武公の家の宰の如き地位を占め、その采邑を差配し、また武公の家の兵を率いて外征に従事しているが、この二つの銘文から見る限り、王との間に君臣関係はなかったと考えられる。分家とは言え、禹鼎は少くとも同銘のものが二個は作られていたことから見て、可成りの経済力を持っていたと考えられる。(10)

三三一～三三二

このように、貴族の家の内部で一方ではその分家が直接王の臣となる場合もあれば、他方では分家が本家に臣従するような場合もあったのであるが、西周時代を通じて見れば、後者の関係が次第に一般的なものとなり、氏の内部における君臣関係が強まって行ったと考えられる。これに対して西周前期から中期にかけては、前者の如き関係も相当見られたのではないかと考えられる。かつて述べた如く、前期には、周王の統制力或いは恩寵の賜与は、直接陪臣の段階まで及ぶことが可能であった。これは周王の力が強かった事にもよるのであるが、周の勢力が対外的にも発展する時期であったため、新たに采邑などを与えることも容易であり、貴族の兄弟をともに独立した采邑主とすることが可能であったことにもよる。これに対して中期になると新たに采邑を与えることが困難になって来たため、貴族の兄弟が家を別に独立することが不可能となり、しかもその采邑主としての氏を維持するために、家長を除く成員が、臣僚の如き地位に甘んぜざるを得なくなったものと考えられる。しかも同時に周王そのものの力が弱体化したために、貴族の家の内部にまで影響力を及ぼすことが困難になって来たことにもよると考えることができる。(11)

したがって、貴族の氏の凝縮化は、裁判における王権の象徴化、六師に附属する牧・場や公邑の官邑化、官職の官族化、官制の混乱、采邑の分裂と併合などと同時におこって来た現象であったのであり、そこに西周王朝の支配機構の弛緩と社会そのものの衰退があらわれていると言うことができよう。

最後に、当時の農民の立場についてふれておこう。農民が奴隷であったのか、農奴であったのか、或いはそのいずれとも別個のものであったのか、それを明確に示す資料は得られていない。王或いは貴族による収奪が、労働地

代として行われるか、或いは産物地代として行われるかにかかわらず、それらがどのような方法をもって強制されたのか。耕地をはじめ農具や居住地をも采邑主の有嗣らによって管理され、而かも土地に緊縛されていたことは、農民の采邑主らに対する立場を非常に弱いものにしていたと考えられる。また農民の移譲に対しても、異議を唱えることなども不可能であったと推測される。土地への緊縛にしても、それは農民の血縁的な村落共同体への帰属による所が大きく、そこに総体的な奴隷制を見ようとすることも不可能ではない。しかし第三章で見た如く、山林とは言え、鄰が一つの血縁共同体によって構成されてはいないということ、或いは村落である邑内の農民が二つの采邑主に分割されて支配されているということは、総体的奴隷制による支配というものを一般化して想定することを困難にするものである。しかも農民の管理に、嗣馬が関与するということは、農民が当時の軍制に何らかの形—直接兵役に当るか、或いは軍費の賦課を科されていたかは明らかでないが、—で組み込まれていたことを示しているし、その負担或いは地代などが、割り当てられた耕地の耕作による自活の代償としての奉仕義務であったことを考えると、封建制としてとらえる方がより妥当ではないかと考えられる。しかも、采邑主から農民に対して、毀・網などと言われる事が行われて、支配関係が結ばれることは、たとえそれが采邑主から一方的に行われるものであったとしても、其処に一つの信頼関係が求められているのであり、また兵制への負担というものも、この関係の上に可能であったと言うことができる。従って私見としては、一応封建制という考えをとりたいと思うし、これは上部構造である王と諸侯・采邑主との関係、言いかえれば封建制度とも対応していたと言うべきであろう。そしてその中心には常に土地というものが置かれており、これが上下を結ぶ力となっていたのである。

さて、此処に述べて来たのは、西周王朝に於いて行われた支配の構造についてである。この支配の構造が、どのような範囲にわたって施行されたものであるのか、という点について最後に私見を述べておきたい。西周王朝の創設ののち、東方の支配は、有力な同姓或いは異姓の諸侯を封建することによって行われた。これら東方の諸侯と、周の都のあった宗周との交流が行われていたことは、最近北京南郊の琉璃河において発見された堇鼎の銘文

匽侯令堇饎　　匽（燕）侯は堇に令して、大保に宗周に饎せしむ。庚申に大保が
大保于宗周。庚申、　　堇に貝を賞せらる。用って大子癸の宝障𩰫を作らん。[illegible]。
大保賞堇貝。用作
大子癸宝障𩰫。[illegible]。

によれば、現在の北京の近くに封建された匽＝燕侯が、その臣の堇を宗周に派遣して、大保おそらく召公奭その人であり、匽侯の父であった人物に饗応させている。このことは東国の諸侯と宗周との間に交流があったことを明示している。然し、この銘文の内容は、召公奭の家系内のことを記述しているに過ぎない。実際に、西周時代の金文には、これら東国の諸侯と周王との関係を示す内容をもったものが見られないばかりではなく、東方諸侯領内における支配構造を具体的に語るものもない。むしろ金文史料が語るのは、周原をふくむ関中平野、換言すれば渭河平原の情況であり、従って、土地や農民の支配についても、本稿で述べて来た所は、この地域に独特の構造であったのかもしれない。これを華北平原全体にまで適用できるか否かと問われれば、私としては、その可能性があったであろうという以上には答えることができないというのが実情である。また都城の存在にしても、この宗周には、それが存在しなかったであろうという推測を行ったが、この事は東方においても同じであったということを意味しはしない。事実、山東省曲阜の魯の故城の調査の結果では、西周時代の城郭の一部が確認されているし[12]、また北京南郊の琉璃河附近でも、西周の城墻の一部が発見されたと伝えられている。成周城が建設されたとされる洛陽附近からは、現在の所、東周初期に建設の開始された城郭が発見されているが、西周期のものは未だ発見されていない。しかしこの東周城の城墻の下層には西周から殷晩期に及ぶ墓や文化層が発見されており、また東周城のほぼ中央を東西に通る中州路の建設に伴う調査でもその西部からのみ西周期の墓が発見されているので、西周時代の都城は、東周城換言すれば澗河より西にあった可能性がある[13]。さらに溯って、河南偃師県の尸郷で発見された殷文化の前期即ち二里頭期の商城、或いは鄭州市で発見された殷中期即ち二里岡期の商城など、巨大な城郭がすでに存在していたことを考えると[14]、洛陽の成周にも都城があった可能性はあるが、おそらくこのような都城は、華北平原という無限に広がる平原においては、防禦のためにも必要であったであろう。これに対して宗周は、その地形的な条件から見ても、城郭を必要としなかった可能性があり、この点においても、一つの地域的な特性を認めざるを得ないのではなかろうか。従って、都城の有無という点でも、渭河平野は、特殊な地域であったといわざるを得ない。

しかし、この事は、西周王朝がこの地で行った支配構造は、ある時期、地域のものとしての意義しかもたないかと言えば、必ずしもそうではない。というのは、この支配構造のうち、特に田制と兵制とは、政治理念としてのちに影響を残しているからである。例えば秦を富強にさせた商鞅の改革にも、影響を与えているし、また商鞅の改革そのものが、渭河平原を舞台として行われている。さらに漢代の兵制や田制も直接的には秦の制度を継承したものであるが、理念としては西周の制度に由来すると言えよう。特に西周の制度は、戦国時代を通じて、思弁的にではあるが拡大整備されて、『周礼』としてまとめられたことによって、政治的な理念として影響を後世に与えたことは、忘れてはならないことであろう。

註

（1）焦循『羣経宮室図』上。
（2）本書附論四「中国青銅器とその背景」参照。
（3）史念海「古代的関中」（『河山集』一九六三年　三聯書店）、同「周原的変遷」（『河山集』二集一九八一年　三聯書店）。
（4）中国科学院南京土壌研究所編『中華人民共和国土壌図』（一九七八年　地図出版社）、中国科学院植物研究所編『中華人民共和国植被図』（一九七九年　地図出版社）、聶樹人編著『陝西自然地理』（一九八一年、陝西人民出版社）、中国科学院地理研究所経済地理研究室編著『中国農業地理総論』（一九八一年　科学出版社）。なお周原地域の地形については、国家地質総局水文地質工程地質研究所主編『中華人民共和国水文地質図集』（一九七九年　地図出版社）36関中盆地水文地質図が参考となる。
（5）註（4）の『中華人民共和国土壌図』、『中華人民共和国植被図』、『中国農業地理総論』及び『中華人民共和国水文地質図集』39甘粛東部黄土区農田灌漑水文地質図。
（6）第二章第三節註（47）。
（7）一般には、周原移住以前の周は、旬邑県・彬県に居たとされているが、必ずしも決定できない。拙稿『中国古代王朝の形成』附録四「西周文化の起源と宗周」参照。
（8）第二章第三節参照。
（9）郭沫若「弭叔簋及訇簋考釈」（文物　一九六〇年第一期）では師宋・弭伯・弭叔を同一人物とし、宋は名、伯は爵、叔は字と解しているが、容庚「弭叔簋及訇簋考釈的商榷」（文物　一九六〇年第八・九合期）では、この三称を別人とし、弭叔は師宋の祖父、弭伯は伯祖父と解する。容庚氏は、文末の「用作朕文祖宝簋、弭叔其万年、子と孫永宝用」を、「用作朕文祖弭叔宝簋、其万年、子と孫永宝用」を誤記したものと解する。この二説に対し、陳世輝「訇簋及弭叔簋小記」（文物　同期）は、師宋・弭叔を同一人とし、弭伯を別人と解する。この陳氏の説が最も穏当であり、本稿はこれに従う。
（10）木村秀海「陝西省扶風県強家村出土の西周青銅器銘文新釈」（関西学院大学　人文論究　第三十一巻第四号）参照。
（11）拙稿『中国古代王朝の形成』第二部第一章「西周王権の消長」及び本書附論二「西周王朝の構造と特色」参照。
（12）山東省文物考古研究所・山東省博物館・済寧地区文物組・曲阜県文管会編『曲阜魯国故城』（一九八二年　斉魯書社）。
（13）中国科学院考古研究所『洛陽中州路』（一九五五年　科学出版社）、拙稿「先秦時代の都市」（神戸大学文学会　研究三十号）、附論三「西周王朝と雒邑」参照。
（14）河南省博物館・鄭州市博物館「鄭州商代城遺址発掘報告」（『文物資料叢刊』一）、中国社会科学院考古研究所洛陽漢魏故城工作隊「偃師商城的初歩勘探和発掘」（考古　一九八四年第六期）、同河南第二工作隊「一九八三年秋季河南偃師商城発掘簡報」（同　一九八四年第一〇期）、「一九八四年春偃師尸郷溝商城宮殿遺址発掘簡報」（同　一九八五年第四期）。ただし、洛陽から偃師に至る地域は、北に黄河や邙山、南と東に嵩山山系、西に崤山山系があり、比較的限定された、また自然によって禦られた地域であるから、成周城などは建設されなかった可能性があることも一方では否定できないのが実情である。なおこの点については附論三「西周王朝と雒邑」参照。

附論 一 卜辞における「虚詞」の性格

――叀と隹の用例を中心として――

はじめに

私はかつて第三期・第四期の卜辞に使用される虚詞「𠂤」を検討した結果、次の如き結論を得た。即ち、𠂤字は、卜辞（主として命辞）の主題、主行為に含まれる行為者・日子・対象・種類・数量（例えば犠牲とされる動物の種類・数量）などの部分の選択のため、或いはそれらに代るものを提示するために使用された。而かも𠂤は恵の略体であり、惟（卜辞の隹）に通ずるとする唐蘭氏の説が釈字としては穏当な説であることも認めた。もっとも古典に使用される惟（唯を含む）には、卜辞の𠂤字の如き働きは認められない。一方𠂤字に関聯して、「共」字は、第三期・第四期卜辞においては、主題或いは主行為を提示するために用いられたものであることも明らかにした。[1] 今回は、卜辞中に使用される隹字即ち惟字と𠂤字の古体である叀字との関係を検討することによって、卜辞中の「虚詞」の性格について考えて見たい。ただし、その検討の方法上一つの難点がある。それは、𠂤字が最も頻繁に使用される第三期・第四期の卜辞では、隹字がほとんど使用されず、この隹字が頻繁に使用されるのは、第一期の卜辞であるという点である。一方、第一期においては、𠂤字は、𠂤組（例えば人三〇五三、丙六一四など）、子組（例えば丙六一一など）の卜辞に少数あらわれるに過ぎず、第一期の基本的な卜辞である賓組の卜辞では、𠂤字の古体である叀字が使用される。従って、先ず第一期の叀字の用法について考えてみる。

一

例えば、次の

（資料一）「一、癸酉卜、㱿貞、雀叀今日𢦏？　二、癸酉卜、㱿貞、雀于翌甲戌𢦏？」（丙二六三）

という二条の卜辞は、亀版の対称の位置にあり、対卜の文であることがわかる。癸酉の日に、㱿によって貞問が行われ、雀（人名）が一、今日即ち癸酉の日に𢦏という行為をするか、二、翌日の甲戌にするかを卜っている。一の今日の場合には、今日という語の上に叀字を冠し、二の翌甲戌には于字を冠している。今日、翌甲戌ともに日子を示す語であり、従って、叀字は于字と同じく時を示す語に使用する介詞（前置詞）であると考えることができる。陳夢家氏はこのように考えている。[2] また

（資料二）「貞、叀甲辰𢦏？」（人三七五四）

における叀字も、時を示す甲辰に冠した介詞とすることが可能である。

これに対して、次の

（資料三）「一　丁未卜、㱿貞、我為賓？　二　乙丑[卜]、[㱿]貞、我叀賓為？」（明後一五八九）

という資料の二では、動詞「為」の客語である賓字の前に叀字を冠して動詞の前に置いている。陳夢家氏や管燮初氏は、この場合の叀も介詞であり、この叀を冠することによって客語を動詞の前に置いたものと考えている。[3] 同じような例は、

（資料四）「一　辛酉卜、㱿貞、王从䇂？　二　辛酉卜、㱿貞、王叀沚䇂从？」（乙二〇九九）

の一、二を比較することによっても言い得る。この沚䇂は、第一期卜辞にしばしばあらわれ、商に服属する方国の一つであり、省略して䇂とも書かれる。二では動詞「从」の客語である沚䇂に叀を冠して、動詞の前に置いたものである。この場合も、陳氏は介詞と考えているのであるが、果してそれでよいのであろうか。この資料四の動詞「从」は、本来他動詞であり、直接目的である客語に介詞を冠する必要はないからである。むしろ沚䇂（この場合

は省略形の䇂）を強調するために冠せられた語と考えることはできないであろうか。その理由は、次の資料五の叀字を考えることによって明らかにされる。

（資料五）「貞、叀王往阱？　畢。」（丙六〇五）

この資料では、主語である王字の前に叀字がおかれる。動詞は往と阱であるが、往は自動詞であるから、王を客語とすることはできないし、阱は動物を陥穽におとしいれて捕獲する意味の動詞であるから、やはり王を客語とすることはできない。したがって、この資料五では、叀は主語に冠したものであり、介詞とすることはできない。同じような例は、祭祀に関する卜辞にもある。

（資料六）「貞、上甲叀王報、用五伐小宰？　用。」（丙一八二）

この卜辞の上甲は報祭の客語であり、動詞報の主語は王であり、叀字は主語に冠されている。この資料五・六の如き叀については、陳夢家氏は説明を加えていないが、管燮初氏は疑問副詞であるとしている。[4] 即ち、管氏は、この疑問副詞である叀は、単に動詞である往阱を修飾するのみではなく、主語である王字を含めた句全体を修飾すると説明している。資料五については、このように説明することもできるが、資料六の場合には、叀字の前にさらに客語である上甲がおかれているから、管氏の説明は無理であると言わざるを得ないし、卜辞特に命辞においては疑問副詞が必要とされるとは考えられない。命辞というものは、本來が疑問文であるから、疑問副詞を使用する必要はないのである。疑問の働きは、卜字或いは貞字に含まれている。卜・貞字が省略された場合も、文の働きとしては疑問である。したがって資料五・六の如き卜辞の叀は、疑問副詞でもないし、また介詞とすることも不可能であり、別の用法を考えることが必要となる。

私は、このような叀は、第三期・第四期の卜辞の𠂤に類似した働きをもっていたのではないかと考える。即ちこの叀を冠することによって、狩猟或いは祭祀の主語が王であることを明示する必要があったことによるのではないか。第一期の卜辞では、祭祀・狩猟・征伐・使令などの命辞に、主語を省略したものが多い。その場合、省略された主語は、一般に王であると考えられている。ここに引用した資料五・六などは、何かの必要があって、主語が王であることを明示強調することを意図したものであろう。

次にあげる

（資料七）「一　乙未卜、争貞、来辛亥酌萑報于祖辛？　二　来辛亥叀萑報酌祖辛？」（丙一二〇）

という二条は対卜であるが、一・二を比較すると、一では酌萑報となっているものが、二では萑報の二字に叀を冠して、酌の前に置いている。この萑報は

（資料八）「貞「王萑報于唐？」（人〇〇一二）

の如く、祭祀儀礼を示す語であり、[5] 酌と同格の語であり、酌の客語とはなり得ないものである。従って、辛亥の日の祖辛に対する祭祀儀礼中でも、特に萑報の二つを主要な問題として提示したものが二であると考えることができる。また

（資料九）「一　辛未卜、㱿、王叀㞢報酌于王亥？　二　辛未卜、㱿、今来甲戌酌王亥？」（丙一一六）

も対卜であるが、一の㞢報は、上の萑報と同義或いは同内容の祭祀儀礼であり、[6] 㞢報に力点を置いて行った卜問であるのに対して、二はむしろ今来甲戌（次旬の甲戌）という時に力点が置かれたものである。おそらく、祭祀儀礼と日子とをそれぞれ選択するために行われた貞問であると考えられる。次にあげる

（資料十）「一　貞、[令]陵从㝉侯帰？　不。　二　貞、叀象令从㝉帰？　三　貞、令陵从㝉侯？　四　貞、叀象令从㝉侯？」（丙二九八）

は、一と二、三と四がそれぞれ亀版の対称の位置に書かれ、一と三が亀版の右半、二と四とが左半に書かれている。一と二を比較した場合、令の客語陵に代って、二では象が客語であるが、これに叀字を冠して、動詞令の前に置いている。その場合重要なことは、命辞としては、一（三も同じ）に力点が置かれていたと考えられることである。というのは、亀版の左右対称位置に書かれる対になった命辞は、右に肯定形、左に否定形が書かれるのが原則であり、卜問の重点は右の肯定形に置かれていたと考えられる（もっとも肯定形と否定形との卜問が同時に行われた理由については、これまでに充分な説明はされていない）。したがって、資料十の場合も、右半に書かれた陵に令することが、第一義的な問題であり、左半に書かれた象に令するのは、第二義的なものであり、陵に代るものとして象をあげたものであると考えられる。このように考えられるとすると、この資料十の叀は、第三期・第四期の𠂤と

同じ働きをしていたとすることができる。

以上にあげた第一期の卜辞は、陳夢家氏が賓組とする貞人集団に属するものであるが、陳氏が同じく第一期とする午組に属する卜辞のなかに次のような例がある。

（資料十一）「一　乙未卜、御于妣乙？　二　乙未卜、御于妣辛・妣癸？　三　叀豜？　四　叀羊？　五　乙未卜、叀豭？　六　乙未卜、弜？」（丙九二、同版卜辞に貞人𠬝があらわれる）

以上のうち、二と三・四とが亀版の対称の位置にあり、五と六とがやはり対称の位置にある。一と二とが、それぞれ別個の卜占であるのか、或いは一と二との間で選択が行われたものであるのかは不明である。しかし、二と三・四とが対称の位置に書かれていることを考えると、二の妣辛・妣癸に対する御祭の卜占が第一の主題であるのに対し、三・四は御祭に使用される犠牲の選択に関する卜占であると考えることができる。一方、三・四と五とがどのような関係になるのかは明らかにできないが、五も同じような犠牲の選択であり、六は五の否定形の卜占である。

この資料十一における叀字の用法は、第三期・第四期の卜辞である

（資料十二）「一　叀宰、又正？　二　叀牛、又正？　三　叀一牛用？　四　叀二牛用？　五　叀三牛用？」（粹五九六）[7]

の叀の用法と同じである。資料十一の同版の貞人𠬝の卜辞は、陳夢家氏が午組として分類したものであるが、第十三次発掘においてはＹＨ一二七坑から賓組卜辞とともに出土しており、また『小屯南地甲骨』の序文にも指摘される如く、第一期武丁時代に賓組と共存したものであることは、先ず誤りはない。したがって、第一期においても、叀字には、第三期・第四期の叀字と同じ用法があったと認めることができる。以上のことから、賓組卜辞における叀字の用法は、「于」に類似した介詞、或いは疑問副詞として、個々の卜辞によって使い分けるよりも、むしろ卜占の関心が何におかれているかを示すための語と理解したほうがよいとすることができる。最初にあげた資料一の「一　雀叀今日𢦏！」、「二　雀于翌甲戌𢦏？」という二つの卜辞の場合も、叀は時を示す語に冠する介詞と考えるよりも、今日を提示するための語と考えればよいであろう。この資料一も、一が亀版の右半に、二が左半にあり、一の今日に重点が置かれていたと考えられる。これと同じような用例は、第三期・第四期にも見られる。

（資料十三）「一　其又妣己祖乙奭、叀今己亥酌？　二　于来日己酉酌？」（人一七九一）

では、一の其字ではじまる句が、主題であるが、その実施の日を己亥とすることをトうために、叀字を冠して提示したのである。[8] これらの資料は、第一期の叀と、第三期・第四期の叀とが同じ働きをもっていたことを示しているが、全体として見れば、第一期のほうが叀字を冠した語により強く力点が置かれているのに対して、第三期には選択的な働きがより強くなっていると言うことができよう。

以上とともに注意しておくべきことは、第一期賓組以外の、𠂤組・子組・午組の各貞人集団の卜辞には、叀字が使用されていることである。例えば

（資料十四）「庚寅卜、□貞、叀丁酉酌羌？」（人三〇五三　𠂤組）

（資料十五）「乙未子卜、貞、事叀日戠？」（丙六一一　子組）

などを挙げることができる。これらの叀字は、以上に検討した叀・叀の用法と全く同じであり、賓組の叀と𠂤組などの叀とは、同じ第一期における同字の異体であり、而かも叀が基本体であり、叀が異体であったといえよう。従って、第三期においては、第一期の異体であった叀が通行体となったと言うことができる。

二

初めにもふれたように、唐蘭氏は、叀・叀と隹即ち惟（唯を含む）とは相通じる文字であるとしているが、また陳夢家氏は、商代には叀・叀が介詞として使用されたが、西周時代になると、これに代って隹字を用いるようになったとする。また陳氏は、叀字が肯定形の命辞に使用されるのに対し、隹字は否定詞勿の後に附置され、「叀云々」と「勿隹云々」という、肯定形と否定形の対卜が行われたことを指摘している。[9] この場合の叀・隹も介詞であると考えている。例えば

（資料十六）「一　辛酉卜、㱿貞、王从沚戠？　二　辛酉卜、㱿貞、王勿从沚戠？　三　辛酉卜、㱿貞、王叀沚戠从？　四　辛酉卜、㱿貞、王勿隹沚戠从？」（丙一四）

は、一と二、三と四がそれぞれ亀版の対称位置に書かれた対卜の文である。いずれも命辞の主語は王、動詞は从、客語は沚戠である。これを資料四と比較すると、客語の沚戠を動詞の前におくために、肯定形では叀、否定形では隹を用いたと考えられなくはない。しかし陳夢家氏も引用する

（資料十七）「一　貞、叀王往伐𢀛？　二　貞、勿隹王往伐𢀛？」（前四・三一・三）

では、叀、隹ともに主語王の前に置かれている。これは、先にあげた資料五・六と同じく、介詞と解することはできないし、疑問副詞と解することも適当ではない。主語である王を提示し強調するために使用されたものである。したがって、資料十六の場合も、客語を提示するためのものであると理解すれば、資料十七などとも共通した意味を、叀と隹に与えることができると言えよう。このように肯定、否定の別はあるが、同じ用法として対卜の命辞に使用されていることから見て、この叀と隹とには共通する意味が与えられていたことは明らかである。特に否定形の場合、隹が否定詞勿の前に置かれることはなく、主語を含めた句の前に置かれていることは、隹と叀とがともに同じ句に関して使用されていることを示しているのであり、この二字の間には当然意味の同一性があったのである。したがって、張秉權氏の如く、この二字の意味を完全に同一視することも可能となるようにみえる。[10]

然し、一方、叀は肯定に、隹は否定にしか使用されていないということは、この二字の間に、何らかの区別が考えられていたことを暗示している。もし、この二字が完全に同じものであるならば、当然交互に入れ替った場合がある筈である。然しそのような例は見当らない。そこで、以下において隹字について検討する。

第一期卜辞における隹字の用法は、次の二つに大別することができる。第一は、上に述べた如く、否定詞勿の後に置かれる場合で、主語は、省略された場合でも、大体は王であると考えられる。動詞としては、从、令、伐などが使用される。したがって、この用法は、殷王が与国や臣に命令したり、地方を巡視したり、敵国を征伐することの否定形命辞と言うことができ、叀ではじまる肯定形命辞と対応する。

第二の用法は、

（資料十八）「貞、隹祖辛壱王？」（人〇〇二一）

のごとく、ある祖先が王などに壱＝祟をするか否かをトう命辞において、祖先の廟号に冠したり、

（資料十九）「甲寅卜、亘貞、隹禍？」（乙一〇七九）

の如く、禍字に冠したり、或いは

（資料二十）「其隹壬不吉？」（簠・典一〇五）

の如く、壬などの十干に冠して使用される。これらの資料では、隹字の冠される語は異なる。資料十八では祖先の廟号に冠し、壱をするのが、祖辛であることを提示して卜問するものであるし、資料二十では不吉の日が壬であることを提示している。資料十九は禍そのものを提示している。しかし、これらに共通する点は、壱・禍・不吉など、ある霊的な現象、しかも商王なり商の人びとなりにとって凶と考えられる現象を示す文字を含む句中に使用されているという点である。従って、隹字は、当時の人びとにとって好ましからざる現象を表現するときに使用する文字として意識されていたと言うことができる。次にあげる

（資料二十一）「一　乙卯卜、永貞、隹母丙壱？　二　貞、不隹母丙壱？」（丙二六七）

（資料二十二）「一　壬寅卜、㱿貞、不雨、隹兹商㞢作禍？　二　貞、不雨、不隹兹商㞢作禍？」（丙二〇三）

などの如く、肯定形・否定形で対卜される場合でも、すべてに隹字が使用され、他の文字、例えば叀字を肯定形に使用することはない。即ち、壱や禍などの場合には、隹字しか使用しないのであり、このことは、隹字には、凶の意識が強く含まれていたことを示すものである。

以上はいずれも命辞の冒頭に隹・不隹が置かれる例であるが、以下の二例は命辞中の一部に冠して使用される例である。

（資料二十三）「一　癸未卜、賓貞、兹霝不隹降禍？　二　癸未卜、賓貞、兹霝隹降禍？」（丙六一）

の霝は、雨と同じような自然現象であり、これが禍を降すか否かを対卜したものであり、霝は現実に存在している現象であるのに対して、それが商の人びとにとって禍となるか否かを卜問することになったため、降禍という述語に隹・不隹を冠したのである。また

（資料二十四）「一　貞、□隹西土？　二　貞、□不隹西土？」（丙五一七）

の□字は、虹などを含む自然現象を示す場合と、祭祀用語の場合の二つの用法があるが、この資料では、自然現象

を示す語として用いられたものであり、それが西土において起るか否かをトったものと考えられる。[11] この場合には場所を提示するために使用されたものである。

以上の如く、隹・不隹を使用する命辞からわかるように、隹字には、壱や禍などと密接に結びついた意識が含まれていたのであるが、このようなことは、甶字にはみられない。従って、甶と隹とは、一方では共通する意味をもちながら、他の一方では明確に区別されるものであったと考えざるを得ない。このことから、張秉権氏の如く、この二字を完全に同一視することもできないし、また陳夢家氏のように、時代的な前後の関係として考えることもできないことが明らかになる。

しかも、以上の如く、隹字に凶の意味が含まれていたことを考えると、隹字の第一の用法である、勿隹として使用される場合にも、同じような凶の意識が働いていたのではないかと推測される。この用法の場合、動詞は从・令・伐などであり、主語は商王もしくはそれに代る立場の人物であり、客語に対して積極的に働きかけるものであるが、それを否定する形式で発想することは、商の人びとにとって好ましくないこと、即ち凶であると意識されていたことを、我々に示唆しているように思われる。逆に言えば、勿隹と対称になる甶で始まる場合は、その行為の実現が吉であると考えられ、祈求されていたことを示しているのではないかと考えられるのである。

三

以上の如く、甶字は介詞とか疑問副詞として、その意味を考えるよりも、卜占の主たる関心が何であるかを提示強調する語と理解すべきものであることが明らかになった。一方、隹字も、甶と同じ働きをする語であると考えられるが、甶に肯定的な働きが強いのに対して、隹は否定的な意味が極めて強いことも明らかになった。このうち甶字は第二期卜辞では姿を消すが、第三期以降は叀と書かれるようになるとともに、意味の上で、選択・代替という働きを次第に加えながらも、一応全期にわたって、提示という働きをたどることができる。西周の卜辞においても

（資料二十五）「今秋王甶克往㦰？」（H一一：一三六）

（資料二十六）「☐、告于天、甶亡咎？」（H一一：九六）

などの如く、大体商の卜辞と同じように使用される。資料二十五は、先に挙げた資料七の二、資料九の一などと同じく、行為を提示したものである。資料二十六の亡咎は、商の第二期や第五期の祭祀卜辞に使用される亡尤と同義であるが、商の場合には、それに甶字を冠することはない。しかし、天に対する告祭を行うことが、咎を招くか否かが卜問の主たる関心事であったことを、この甶字によって示したと考えるならば、商代における甶の用法と変化はないし、このような文形（亡という否定詞を置いて咎を否定するという）をとることによって、天に対する告祭が吉であることを祈求し、予め想定したものであろう。[12] この祈求の働きは、西周前期や中期の金文にも見られる。例えば

（資料二十七）「叀王龏德谷天、順我不敏。」（珂尊）

（資料二十八）「叀余小子肆盄先王德。」（師𩛥鼎）

などをあげることができる。[13] ただし前者は将来への祈求というよりも、現在喜ぶべきことということもできる。このうち資料二十七の叀は、後にあげる資料三十四の㝬鐘における隹と同じ働きをもつとすることができ、資料二十八の叀は、後の資料四十大盂鼎、特にその前半の隹と同じく、意志といってもよいような働きをもっている。しかもこれらの金文における叀字の用法は、古典における虚詞恵と同じものと理解される。[14]

これに対して、隹字も第二期には卜辞から姿を消すが、第三期・第四期に再びあらわれる。次の

（資料二十九）「一　隹王亥壱雨？　二　隹亡壱？」（粋七五）

は、第一期の、隹を壱などと関聯させて使用するのと類似した用法である。しかし、大きな相違点もある。というのは、第一期の否定形の命辞では、否定詞の不が、句の頭に置かれ、隹字は否定詞と述語（主語を含む場合も多い）との間におかれる。このことは、隹字が壱などの現象を示す述語と緊密に結びついており、否定形とする場合には、隹と述語とが結合してできた句を否定するという形式を必要としていたことを示している。然し、資料二十九の二によれば、否定詞亡が隹と壱との間におかれ、隹と壱との直接的な結びつきが断たれる。おそらく、隹字がもっていた否定的な意味が弱まって来ていたことを示していると言えよう。このことは、

（資料三十）「一　癸酉貞、日夕又食、隹若？　二　癸酉貞、日夕又食、非若？」（双古・下三四）

の如く、肯定形の命辞である一にのみ隹が使用され、二の否定形には隹字が使用されていないことからも考えられる。この資料にある若という字は、神や王が人の行為などを承諾する意味に使用される場合があり、また雨の場合には、

（資料三十一）「一　癸亥卜、殻貞、丝雨隹若？　二　貞、丝雨不隹若？」（乙二二八五）

として使用され、肯定には隹若、否定では不隹若と書かれる。これは先にあげた資料二十三と同じ句形であり、隹と不隹とが対応するのであるが、然し、第一期における若字には、壱や禍の如き不吉な意味はなく、むしろ吉の意味が含まれているので、資料三十一の如き用法は特殊な用法であったと考えられる。第一期卜辞では、神や王などの意志を若字によって示すときに、隹字を伴うことはないのである。したがって、資料三十の二の如き非若という句は、却って吉を否定した不吉な意味をもって来ると考えられる。この場合に隹字を使用せず、吉の意味をもつ一の場合に、若に隹字を冠したことは、隹字のもっていた意味に変化があったことを示していると言えよう。且つ、以上の資料二十九・三十に見られる隹字の用法は、先にあげた西周の卜辞である資料二十六における甶字の用法と同じであることを注意しておく必要がある。したがって、資料としては明示し得ないが、隹字には、吉の意味から、さらに祈求されるものを示すという意味へという、用法上の変化もあったのではないかと推測される。第五期の卜辞には、このような用例は見られないが、西周時代の金文には、隹字に祈求すべきこと、喜ぶべきことを示す意味が含まれていたことを明らかに示すものが見られる。例えば、

（資料三十二）「隹朕又慶、每揚王休㐰降。」（天亡簋）

（資料三十三）「隹用安神褱、暁前文人、秉徳恭純。隹匄万年、子ゝ孫ゝ永宝。」（伯㦰簋）

（資料三十四）「隹皇上帝百神、保余小子、朕猷又成亡競。我隹司配皇天王、対作宗周宝鐘。」（㝬鐘）

などをあげることができる。これらの隹字には、商第一期卜辞のような否定的な意味は全く含まれていないし、むしろ将来への祈求の意味、さらに言えば、資料三十三の前半や資料三十四の後半の隹字には、これらの器の作器者である伯㦰や㝬の意志がこめられていると考えることができる。このような隹字は、古典における虚詞としての惟

と同じような用法であると言うことができる。[15]

一方、第五期の卜辞には、これらとは全く異なった用法の隹字があらわれる。次の

（資料三十五）「隹王八祀。」（粋八九六）

（資料三十六）「隹王来征盂方伯炎。」（後上一八・六）

の如く、年歳或いは時を示す句に冠して使用されるものである。これらの句は、殆んどが命辞の後に附刻された記事部分の末尾に書かれており、記録的要素の強いものである。卜辞のみではなく、商末の金文にも同じような記録がみられる。このような年歳或いは時を示す句に隹字を冠する用法は、西周時代にも継承される。

（資料三十七）「隹王大龠于宗周、祉饔莽京年。」（臣辰卣）

（資料三十八）「隹王十又八年正月。」（駒父盨蓋）

などがその例であり、また王字が省略された

（資料三十九）「隹九年正月既死霸庚辰。」（九年衛鼎）

といった形式のものもある。西周金文における隹字の用法は、先にあげた資料三十二などは少く、むしろ圧倒的多数はこのような時を示す句に用いられるもので、この用法も古典に継承される。

しかも、このような時を示す場合の隹字には「現在」という意識が含まれていたと考えられる。例えば

（資料四十）「今我隹即刑亩于玟王正徳、若玟王令二三正。今余隹令汝盂䌛焚、敬雝徳巠、敏朝夕入諫、享奔走、畏天畏。」（大盂鼎）

の如く、「今我隹」というように、主語我をはさんで、隹が今という時を示す語を受けて使用されている。更に西周後期になると、

（資料四十一）「王若曰、克、昔余既令汝。今余隹醽亶乃令。」（大克鼎）

の如く、「昔余既」と「今余隹」とが対文となり、昔と今、既と隹とが対応するようになる。このような例は、西周でも後期になってあらわれるので、既と対応する隹は後起の用法として分岐したと考えるべきものであるが、少くとも時を示すときの隹字には、このような「現在」という意識が第五期卜辞からすでに含まれていたと言うこと

がかできよう。このように考えるならば、資料三十五などの時を示す場合の隹も介詞ではなく、虚詞と考えるべきものであることが明らかになる。

では、このような時を示す際に使用される隹字と、資料三十や資料三十三などに使用された隹字との間に、どのような意味上の関聯を求めることができるのかということが、当然問題となる。これは難解な問題で、明確な答えはないが、例えば、資料四十の大盂鼎の隹は、後には既と対応して用いられる隹の前駆的な用法である。しかし、一方では、この今我隹、今余隹で始まる文全体を考えると、現在から将来への意志（前半）・祈求（後半）の意味がこめられていると考えられる。また西周金文（商末期金文をも含めて）において、時を示す場合は、そこに記録された時は、作器者が功績をたて、恩賞を受けた時であり、或いは王から訓誡を与えられたりした時であり、いずれも作器者にとって、幸いを与えられた「吉」の時であるという意識が人びとの心に働いていたのではないかと考えられる。現在の幸いと、将来の幸いへの祈求・意志が、この二つの用法における隹字を統一していた意識である。

おわりに

以上、卜辞・金文における叀・叀と隹との用法と意味とを考察して来た。その得られた結論は以下の如くになる。卜辞・金文の叀・叀の二字は、恵字の古体であり、意味の上では、強調的提示から、選択或いは代替のための提示へと変化し、さらに祈求の意味をもつようになって来たことが明らかになった。一方、隹字は、第一期卜辞に於いては、否定的意識を強く含んで、叀と対応して、提示の働きをもって使用されていたが、第三期・第四期になって、否定的意識が薄くなり、むしろ肯定的な働きに転化し、さらに意志・祈求の意味をもつようになり、叀・叀と同じ意味となった。西周時代金文では、古典に見られる虚詞としての恵・惟と同じ働きをするようになる。したがって、叀と隹とは、第一期卜辞においては、同じように提示の働きをもちながら、一方の叀が肯定的、他方の隹が極めて強い否定的な意味をもって対立していたものが、第三期以降に、隹字の意味に大きな変化がおこり、次第に同一の働きをするようになって来たと言い得る。この変化の背景には、宗教意識の変化があった。(16)

三四九～三五〇

しかも、卜辞における叀・叀と隹とは、陳夢家氏や管燮初氏の如く、介詞或いは疑問副詞としたのでは、その全般的な用法における意味を説明することはできず、虚詞とするのが、最も妥当であることも明らかになった。ただ、後代の虚詞とは異なり、その意味が限定され、また使用される文の内容にも限定があったということに注意しなければならない。

附　記

この論考は、一九八二年九月に米国ホノルルの東西センターに於いて行われた「商文明に関する国際会議」に提出した論文に補訂を加えたものである。

註

（1）拙稿「有関語詞『叀』的用法問題」（古文字研究　第六輯）、唐蘭氏の説は『天壤閣甲骨文存』第三十片注。
（2）陳夢家『殷虚卜辞綜述』第三章。
（3）管燮初『殷虚甲骨刻辞的語法研究』頁一七。
（4）註（3）頁三七。
（5）貝塚茂樹・伊藤道治『甲骨文字研究』本文篇〇〇一二註。
（6）註（5）。
（7）註（1）拙稿頁二五二。
（8）註（1）拙稿頁二五五。
（9）註（2）、なお、本節でとりあげる叀と勿隹、隹と不隹との対応関係については、髙嶋謙一氏に "Negatives in the King Wu-Ting Bone Inscriptions" (1973) という論考があることを、本稿初稿完成後に、「商文明に関する国際会議」の席上、同氏より知らされた。同氏の論考は、厳密な文法論にもとづいて展開されており、優れた結果が得られている。ただ拙稿では、これらの文字に含まれる意識の問題に関心があり、また第三期・第四期・第五期の卜辞、西周金文をも対象としているので、その論調には自ら差異がある。しかし髙嶋氏が行った厳密な文法的検討は、これまで等閑視されてきたものであるが、このような厳密な検討が卜辞の解読に重要であることは、本稿によっても研究者に理解されるものと思う。
（10）張秉権『殷虚文字丙編』上輯（一）考釈頁三二。
（11）註（5）〇〇三註。
（12）この西周卜辞の時代は、西周早期或いは前期としか限定できないが、叀の字体は、商第一期の体をとり、第三期以降の叀を使用していない。
（13）この二例の叀字は、第三期以降の叀をさらに複雑にした𠂤が使用される。
（14）唐蘭氏が叀即ち恵と隹即ち惟とを同一視するに至った根拠は、『尚書』酒誥篇の「予不惟若茲多誥」を、君奭篇では「予不恵若茲多誥」と書いている点にある。さらに重要なことは、唐蘭氏の引用する楊筠如『尚書覈詁』に指摘する如く、酒誥篇では、先の「予不惟若茲多誥」が、「予惟曰、汝云云」と対になっており、また君奭篇では、「予不恵若茲多誥」が、「予惟用閔于天越民」と対となり、またこれより上文にある「予不允惟若茲誥」と「予惟曰襄我二人云々」が対になっていることで、これらの惟・恵は、王或いは周公の意志を示すものと解される。
（15）註（14）。
（16）拙稿『中国古代王朝の形成』第一部第一章「祖霊観念の変遷」。

三五一～三五二

附論二　西周王朝の構造と特色

序　封建制度について

西周王朝は殷を倒した後、その国土を支配するために、封建制度を実施したと言われる。例えば『春秋左氏伝』僖公二四年には、

昔周公弔二叔之不咸。故封建親戚以蕃屛周。
（むかし、周公は二叔の咸からざるを弔む。故に親戚を封建して、もって周に蕃屛たらしめり。）

とあり、また昭公二六年には、

昔武王克殷、成王靖四方、康王息民。幷建母弟、以蕃屛周。
（むかし武王は殷に克ち、成王は四方を靖んじ、康王は民を息めたまう。幷びに母弟を建てて、もって周に蕃屛たらしめり。）

と述べている。この封建が、周公によって行われたものか、或いは武王以下の諸王によって行われたものか、少くともそれは周王の名によって行われたものであり、周公はその政策を立案した人物として、僖公二四年の文は理解

されるべきものであろう。何れにしても、この二つの文が示すところは、封建制度が、周王室の一族の親しい間柄の人びとを封建することによって、周を護るための蕃屛を創設することにあったことは明らかである。したがって、封建せられた者は、周を護ることが義務とされるのであり、当然それは軍事的な力をもつものでなければならなかったのである。もっとも『春秋左氏伝』のなかでは、その主眼が軍事的な力にあると説いたものはない。例えば定公四年に述べられた子魚の語のなかには、

昔武王克商、成王定之、選建明德、以藩屛周。
（むかし、武王は商に克ち、成王はこれを定め、明徳あるを選び建て、もって周に藩屛たらしむ。）

とあり、明徳をもつ人物を選んで封建することによって、周の藩屛としたと述べている。この語そのものは、後世の思想的潤色を受けたものであることは言うまでもないが、西周初期という時代を考えるならば、より実際的な軍事的性格が重視されたであろう。

ところでこの定公四年の子魚の語はこれにつづいて、魯・衛・唐（晋）の三国の封建について、具体的に物語っている。そのなかで衛の情況については、

分康叔、以大路少帛綪茷旃旌大呂殷民七族陶氏施氏繁氏錡氏樊氏饑氏終葵氏。封畛土略、自武父以南、及圃田之北竟。取於有閻土、以共王職、取於相土之東都、以会王之東蒐。聃季授土、陶叔授民、命以康誥、而封於殷虛。皆啓以商政、疆以周索。
（康叔に分つに大路と少帛と綪茷の旃旌と大呂と殷民の七族たる陶氏・施氏・繁氏・錡氏・樊氏・饑氏・終葵氏を以ってす。土略を封畛して、武父よりもって南し、圃田の北竟に及ぶ。有閻の土に取りて、もって王職に共し、相土の東都に取りて、もって王の東蒐に会せしむ。聃季が土を授け、陶叔が民を授け、命ずるに「康誥」を以ってして、殷の虛に封ず。皆―侯とともに―、啓（ひら）くに商の政を以ってし、疆するに周の索を以ってせしむ。）

と述べている。このうち大路以下大呂までは、車や旌旗・鐘などの器物であり、衛侯としての身分を象徴するものである。また陶氏などの殷民七族は、衛侯である康叔に隷属するものとして与えられたものであり、周に服した殷の民のうち七氏族を、康叔に奉仕するために与えられたものである。その社会的な身分は、奴隷と考える説もあり、また人によっては、衛の地を治めるためには商政によることが必要であり、そのための下級統治者として考えようとする説もあり、一概には決定できないものであるが、康叔に隷属するものであることには間違いない。陶叔が授けた民とは異質の性格をもったものである。この点については、後に再びふれるであろう。

つぎに記される封畛土略とは、領土の周囲に土盛りした境界標をたてて、その版図を定めることであり、その範囲が、武父（現河北省大名県北）から圃田（現河南省中牟県西北）までである。これは、現在の河北・河南の省界あたりから、南は黄河を渡った鄭州と開封を結ぶ線あたりまでを含んでいる。衛の国都は朝歌（現河南省淇県附近）にあったと言われるが、朝歌はこの南北の境界の大略中央にある。勿論この南と北の境界が西周初期から定められたものか、衛が封建されたのち次第に版図を拡大したのちのものか、問題はあり、恐らく後者であろうが、この一段は、封建には、領土の設定が必要であったことを示している。一九三〇年代前半に河南省濬県より出土したと伝えられる渣嗣土遝簋の銘文には、

王朿伐商邑、征令康侯啚于衛。渣嗣土遝眔啚。作厥考障彝。䏍。
（王は商邑を朿伐し、征（ひい）て康侯に令して衛に啚せしむ。渣の嗣土の遝は眔（とも）に啚せり。その考の障彝を作らん。䏍。）

とあるが、この康侯は康叔であり（衛に封建される以前は康―現河南省臨汝県―に封ぜられていた）、のちに衛に封建されたとき、その境界を設定した時のことを記録したのがこの簋の銘文であり、そのとき嗣土（のちの司徒）

としてその設定に従事したのが、渣の遝であった。この遝は同時に出土した尊や卣では渣伯と呼ばれているから、康叔に従っていた有力な領主の一人であったと考えられる。これらの器が出土したと伝えられる濬県では、一九三一年～三三年の間に、当時の中央研究院によって発掘が行われ、西周から春秋前期に及ぶ多数の墓が発掘され、衛夫人、衛師易などの銘文をともなった器が発見されている。この濬県は、朝歌よりやや東に位置し、当時衛の領内の地であったのである。何故にこのような濬県出土の器銘などを、此処でとりあげるかと言えば、この定公四年の物語りに示されている衛の版図が、全く架空のものではなく、その中核となる部分は、当時の実際の衛の領域であったことを示しているからである。それに続く「取於有閻之土、以共王職、取於相土之東都、以会王之東蒐」（有閻の土に取りて、もって王の職に共し、相土の東都に取りて、もって王の東蒐に会す）は、衛侯として周王に奉仕するために、別に与えられた小さい土地である。これらの土地―衛の版図を含めた―については、聃季が授け、その土地の民については、陶叔が授けたと言われているが、これは衛侯の支配下におかれることになる土地と民との授与が、封建ということの大きな要素となっていたからである。土地と民とを支配することによって、衛侯は諸侯として自らの地位を保ち、軍事力をもつことができたからである。後世春秋時代になり、魯の襄公二五年（B.C.五四八）、鄭が陳を攻めて降したとき、陳はその降服を示すために、陳の司徒が民を致し、司馬は節を致し、司空は地を致す（司徒致民、司馬致節、司空致地）ということが行われている。節とは軍を徴するための証であり、それを与えられたことによって鄭は、陳から軍を徴することができるようになったのである。致民、致土は民や土地を与えたことであるが、この時実際に行われたことは、民数の実態と土地の実情を明らかにすることのできる戸籍簿と地図或いは地籍簿の如きものを鄭に渡したものと考えられる。衛の封建の際に聃季・陶叔の行ったことも、このような簿書を、康叔に手渡すということであった。

このような封建に関して行われたことは、果たして西周時代にも実行されたことであるのかという疑問が生じる。というのは『春秋左氏伝』という書物が現在のような形としてまとまったのは、戦国時代の末であろうと考えられるからである。そこで西周時代の資料である金文について見よう。一九五四年六月に江蘇省丹徒県において発見された宜侯夨簋の銘文には、

隹四月、辰在丁未。王省珷王成王伐商図、徣省東或図。王立于宜□社南嚮。王令虞侯夨曰、□、侯于宜（一）。錫甗鬯一卣（二）、商鬲一□（四）、彤弓一彤矢百、旅弓十旅矢千。錫土（三）、厥川三百□、厥□百又廿、厥□邑卅又五、□百又卅。錫在宜王人十又七姓。錫鄭七伯、厥鬲千又五十夫。錫宜庶人六百又□六夫。宜侯夨揚王休、作虞公父丁障彝。
（これ四月、辰は丁未に在り。王は、珷王と成王が伐ちし商の図を省（み）り、徣（い）―出―で東或の図を省れり。王は宜の……社に立って南嚮す。王は虞侯たる夨に令して曰く。「……、宜に侯たれ。甗鬯一卣と、商鬲一……と、彤弓一と彤矢百と、旅弓十と旅矢千とを錫わる。土を錫わる、その川は三百……、その……は百と二十、その……邑は三十と五、……は百と三十なり。宜に在るの王人十と七姓を錫わる。鄭の七伯を錫わる、その鬲は千と五十夫なり。宜の庶人六百と……六夫を錫わる」と。宜侯たる夨は王の休を揚し、虞公たる父丁の障彝を作らん。）

とあり、このうち（二）の甗鬯以下旅矢千までは、さきの定公四年の大路より大呂までに当り、（三）の錫土以下は、定公四年の封畛土略より、聃季授土までに相当する。この銘文では、川・邑などの数があげられているが、それは聃季が授けた地籍簿或いは地図に記されているものの数のみを挙げたものである。ここで注意しておくべきことは、この錫土が単に耕地即ち田を与えることを意味するのではなく、一定の領域内にある川や邑、そのほか銘文が破損して不明のもの、おそらく山林などを含むものであったことである。『詩』大雅江漢の詩は、西周末の宣王が召伯虎を封建したときのことを歌ったものと言われるが、そのなかでは「錫山土田」（山・土田を錫う）と言い、また魯頌閟宮では、魯の封建を歌って「錫之山川土田附庸」（これに山川・土田・附庸を錫う）と言っている。一九七五年に岐山県董家村で発見された九年衛鼎によれば、矩伯が衛に林を譲渡しているから、林も諸侯領主の領有するものであったことは明らかである。

つぎに（四）の王人十七姓以下の三項が、定公四年の陶叔授民に相当するが、この三項のうちどれが、定公四年

の殷民七族に当るかは、現在のところ断定できない。しかし私見としては第二項の鄭七伯とその因千又五十夫ではないかと推測している。

では（一）の侯于宜は何に当るか、これは定公四年の「命以康誥、而封於殷虚」（命ずるに康誥をもってして、殷の虚に封ず）に当るが、これはまた『春秋左氏伝』隠公八年の衆仲の語とせられる

天子建徳、因生以賜姓、胙之土、而命之氏。
（天子は徳あるを建て、生に因りて姓を賜わり、これに土を胙いて、これに氏を命ず。）

のなかの最後の「命之氏」に相当するものであり、宜侯と称することが命ぜられるのである。この衆仲の語の賜姓は、従来姫姓というときの姓であると考えられて来たが、これは宜侯夨簋の（四）の王人十七姓以下の三項を意味するものであり、「胙之土」（これに土を胙う）は銘の（三）錫土に相当することは言うまでもない。では、因生とは如何なる意味であるのか。『春秋左氏伝』の杜預の注では、この生とは出生のことであると解している。然しこれは、楊希枚氏が指摘した如く、「正以生時有功而受褒賜」（まさに生時に功有るを以って褒賜を受く）（『春秋公羊伝』荘公元年疏）というときの生時有功即ち生きて活躍することによって、功労をたてることができるという理由で、褒賞を与えられることであり、生とはその人物が実際に活躍できる状態であることを意味しているものである。初めに、封建制度というものの軍事的な意味についてふれたのは、実はこのような『春秋左氏伝』の文に基づいていたのである。従って封建される人は、周の蕃屛となり得るような軍事的な働きをすることのできる者であったのである。このような諸侯の軍事的な位置づけについては、また後にふれるであろう。

以上の如く、『春秋左氏伝』に伝えられる西周初期に於ける封建制度に関する説話が、完全な歴史的事実であるか否か、とくに衛の封建に当って、周王より康叔に賜与された物品がすべて事実であったか、これは非常に疑問視されるものであることは言うまでもない。しかし、これを宜侯夨簋の銘文と比較するならば、封建制度として、諸侯を封建するとき、どのようなことが行われるのかということの骨子は大凡誤りなく伝えられていることは明らか

三五七～三五八

である。また衛の封建が実行されたものであることも、洛絅土遝簋の銘文や濬県辛村発掘の出土品によって明らかである。さらに衛よりはるか北にあたる西周初期の燕の封建も、最近行われた北京市房山の発掘によって得られた堇鼎や復尊の銘文が、歴史的事実であったことを示している。

ところで、上にとりあげた衛をはじめ、魯・唐、また燕などの諸侯は、いずれも周の王朝から分れた同族であった。これらを含めて、周が封建したといわれる同族の諸侯は、『春秋左氏伝』などに伝えられているものは約五十ヶ国ほどある。ところが、これらの国の西周時代における情勢は、殆んど完全にといってもよいほど不明である。特に最も確実な資料である金文で、その情勢を示すようなものは、西周初期の少数を除いては、発見されていない。したがってこれらの諸侯の国における政治・社会的な歴史を語ることはできない。このことは、当時の諸侯というものの性格を考えるのに、重要な点であるとともに、文字を書く技術、青銅器を鋳造する技術—金文の存在に必要な—をはじめとする技術の性格を考えるにも重要な点であるが、それは別の機会に譲りたい。

第一節　王権と諸侯

しかし、現在西安から宝鶏市に及ぶ地域即ち当時の宗周と周の発祥の地である周原地域では、以上の諸侯国とは可成り異った情況が見られる。清朝の時代より現在に到るまで、多数の青銅器が発見され、なかに当時の政治・社会を語る重要な金文が、我々の手中にある。そこで、先ず西周時代における周王を中心とする周の同族或いは異氏族の貴族などの間における勢力関係を見よう。

この地域には、現在の岐山には周公の一族が、咸陽の西には畢公の一族が、それぞれ領地を与えられていた。周公とは武王の弟であり、西周王朝創建の最大の功労者であり、山東省曲阜の魯に封ぜられたのであるが、西周初の激動期における政治の補佐のため、周公自身は宗周、或いは時に洛陽におかれた成周に滞在していたと言われる。魯に赴任したのは、その長子の伯禽であり、旧来の領地周には、依然として周公の次子がとどまっていた。康王前後といわれる令彝には、

佳八月、辰在甲申。王令周公子明保、尹三事四方、受卿事寮。丁亥、令夨告于周公宮。公令徣同卿事寮。……以下略
（これ八月、辰は甲申に在り。王は周公の子の明保に令して、三事と四方を尹し、卿事寮を受けしむ。丁亥、夨に令して周公の宮に告げしむ。公は徣—出—でて卿事寮を同せしむ。……）

とあり、周王が周の諸官吏・諸侯を成周に会同せしめて、内外の政治を監察することを周公の子の明保に命ずるが、それが実際に明保に伝達されるのは、三日後の丁亥の日である。現在の西安から岐山までは、直線距離にして約一三〇粁であるから、中二日をかけて、周公の領邑にある宮にその王命が伝えられたことを示している。このことは、少くとも康王前後には、周公の子或いは孫に当るものが、周原の地に領地をもって存在していたことを示している。この周原の地は言うまでもなく、周の祖先古公亶父以来の周の発祥の地であり、のち文王の時に、東の酆—現西安の西—に都を遷したのち、この地は周公に委ねられたものであろう。しかしその地に対する周の文王・武王の支配権が強く残っていたことは、一九七六年に扶風県庄白において発見された一群の銅器の銘によって確認される。とくに史墻盤の銘によると、

𢾊史烈祖迺来見武王。武王則令周公舎圓于周、俾処。
（𢾊の史たりし烈祖は、すなわち来りて武王に見ゆ。武王はすなわち周公に令して、圓を周に舎せしめ、処らしめたり。）

とあり、武王に仕えることになった史墻の祖に対し、武王は周公（弟の周公旦）に対して、周原の地において采邑を与えることを命じている。この史墻盤と同出した𤼈鐘（三式乙）によると、この部分を、

三五九～三六〇

𢾊史剌祖□来見武王。武王則令周公舎寓以五十頌処。
（𢾊の史たりし剌祖……来りて武王に見ゆ。武王すなわち周公に令し、寓を舎うるに五十頌を以ってして処らしむ。）

と記録している。これによると、史墻の烈祖に与えられた采邑は、五十頌という面積をもった土地であることがわかる。故唐蘭氏は、この鐘銘の五十頌とは五百の方里であるとしている。一方里は一井で九百畝の土地であり、一夫即ち一人の農民が百畝の田を耕すとすれば、この五十頌の地は、四千五百人の農業奴隷によって耕作されたことになり、この烈祖はおそらく中等程度の奴隷主であったろうと唐蘭氏は説明している。この農民が奴隷であったか否かは問題の存するところであるが、この五十頌といわれる面積の土地が、周公から、史墻の祖先に分与され、しかもそれは武王の命によっているのである。したがって、周の地—即ち周原—に対しては、武王の意向が強く働くことが明らかであり、したがって、文王より、その土地を委ねられた周公と雖も、文王の後を継いだ兄武王の意向に対して、逆らうことはおそらく不可能であったものと考えられる。

武王の死後、その子の成王が幼少であったため、周公は一時周王朝の全権を掌握するが成王が長じて、その政権を返還すると、次第に周公の勢力は衰退に向った。周公は死後、洛陽に葬られることを願ったが、成王はそれを許さず、文王の墓のある畢に埋葬させている。この周公の勢力の衰退には、やはり武王の弟であったといわれる召公奭（燕に封建されるが、赴任したのは、その子であり、召公自身は、周公と同じく中央にとどまっていた）との間の勢力の争いが原因の一つとなっているが、それのみではなく、たとえ最も有力な一族であったとしても、周王としての成王の権威はそれをしのぐものがあったからである。

この周公を葬った畢—現咸陽市の北—は、文王の葬地であり、おそらく周公の埋葬以前から文王墓の保護と、祭祀に対する奉仕を目的とするものとして、武王の弟の畢公高が封建されていたと考えられる。この畢公に関しては、『尚書』顧命篇によれば、成王が没するに当たり、召公奭とともに、畢公らに康王を輔佐することを命じたと伝えられ、また『史記』周本紀によれば、康王が、当時作冊の官であった畢公に命じて、成周における住民の居住区劃

をなさしめたと言う。これに対して、西周時代の金文にもやはり、畢公に関するものが幾つか伝えられる。たとえば、史望簋には、

乙亥、王蕁畢公。迺錫史望貝十朋。望占于彜、其于之朝夕監。

（乙亥に、王は畢公に蕁―誥―せり。すなわち史の望に貝十朋を錫う。望は彜に占せり。それこれにおいて朝夕に監みん。）

とあり、周王―康王か昭王―が畢公に恩賞を与え、そこで畢公がその臣である史望に貝十朋を与えたことを記している。この周王が昭王であれば、この畢公は、文王の子の畢公高の子であろうと考えられる。また成王時代に作られた献簋には、

隹九月既望庚寅、楷伯于遘王、休、亡尤。朕辟君天子楷伯令錫厥臣献金・車。対朕辟君休、作朕文考光父乙。十世不忘献身在畢公家、受天子休。

（これ九月既望の庚寅に、楷伯は王に遘うにおいて、休ありて、尤なかりき。朕が辟の君たる天子と楷伯は、その臣の献に金と車とを錫わらしむ。朕が辟の君の休を対して、朕が文考にして光たる父乙（の障彜）を作らん。十世も献の身から畢公の家に在りて、天子の休を受けたるを忘れざらん。）

とある。この楷伯は、郭沫若・陳夢家両氏とも畢公の子とし、段簋において畢仲とよばれる人物であろうとする。この献簋によれば、楷伯が、周王より恩賞を与えられた際、その臣である献も、銅・車を周王と楷伯から与えられたのであるが、そのことは、献にとっては、畢公の家に仕えているからこそ与えられたものと意識されていたことを示している。また段簋においては、畢において昭王が文王の祭祀を行った際、畢仲の孫子と自称する段が、王により恩賞を与えられたことが記されている。これらの資料は、成王から昭王にかけての時期に、畢公の家がなお、

三六一～三六二

畢に存続していたことを示している。

ところが、成王末か康王の頃につくられた𨛭圜器とよばれる器の銘文によると、

隹十又三月初吉丁卯、𨛭啓進事旋徙事皇辟君。休王自穀使賞畢土方五十里。𨛭弗敢忘王休異、用作𣪘宮旅彜。

（これ十又三月初吉の丁卯に、𨛭は啓みて進み事え、旋徙＝奔走し、皇いなる辟君に事う。休ある王は穀より畢の土の方五十里を賞せ使められる。𨛭はあえて王の休の異なるを忘れず、もって𣪘宮の旅彜を作らん。）

とある。この賞畢土方五十里をどのように読むかということは、多くの説があるが、陳夢家氏が言うごとく、畢という土地のうち方五十里を賞したものと解すべきであろう。これは先の史墻盤におけるのと同じく、畢公の領内から、方五十里が王によって分賜されたのである。この面積を先の㝬鐘と同率で計算すると二二五〇〇人の農夫ということになり、多きに過ぎる感がないでもないが、むしろ意識的に広い土地が分割されて、𨛭に与えられた可能性がある。というのは、この畢に対しては、周王によりその勢力の弱体化が行われたと考えられるのであり、郭沫若氏が恭王時代の作とする望簋には、

上略……王呼史年冊令望。死嗣畢王家。錫汝赤◎市・鑾、用事。……下略

（……王は史の年を呼んで望に冊令せしむ。「畢の王家を死―主―嗣どらしむ。汝に赤◎市・鑾を錫う、もって事えよ」と。……）

とある如く、恭王は、望に畢の王家を主司させているが、この王家の家は、土地・家屋及びそれに附属する民をも含む意味で使用される文字であり、恐らく畢に周王の離宮・苑囿がこの時までに設置されていたと考えられる。こ

の畢という侯国は、既に春秋時代に入る以前に滅亡しており、その滅亡の経緯も全く不明であるが、周王によってその弱体化が謀られたと考えてよい。

このように、周の王は、周公・畢公とよばれる同族の有力諸侯に対しても、可成り強い統制力をもっていたのであるが、当時の金文によれば、例えば穆王期の善鼎の銘には、

上略……王曰、善、昔先王既令汝佐足㠱侯。今余唯肇䌛先王令、令汝佐足㠱侯、監𡈼師戍。錫汝乃祖旂。用事。……下略

（……王は曰く、「善よ、昔、先王すでに汝に令して㠱侯を佐足けしむ。今、余これ先王の令を肇䌛し、汝に令して㠱侯を佐足けて、𡈼師の戍を監せしむ。汝に乃の祖の旂を錫う。もって事えよ」と。……）

とあるごとく、善をして㠱侯を輔佐させる名目で、㠱侯の率いた𡈼師の駐屯を監督せしめている。この𡈼師と呼ばれる軍団に対しては、ほかに趞なる人物が冢嗣馬として派遣されていたことが、趞鼎の銘に記録されている。したがって、穆王は、一つの軍団の指揮を㠱侯に命じながら、それを監督する目的で、中央から官吏を別に派遣していたと考えられる。このほか、恭王期の豆閉簋の銘によると、

唯王二月既眚霸、辰在戊寅。王格于師戲大室。邢伯入右豆閉。王呼内史冊命豆閉。王曰、閉、錫汝戠衣◎市鑾旂。用併乃祖考事、嗣窔艅邦君嗣馬弓矢。……下略

（これ王の二月既眚霸、辰は戊寅に在り。王は師戲の大室に格る。邢伯は入りて豆閉を右く。王は内史を呼んで豆閉に冊命せしむ。王は曰く、「閉よ、汝に戠衣・◎市・鑾旂を錫う。もって乃の祖考の事を併―継―ぎ、窔艅の邦君嗣馬・弓矢を嗣どれ」と。……）

とあるごとく、豆閉が邦君―規模の小さな諸侯―の下の嗣馬などを管治することを命ぜられている。このことは、

三六三～三六四

軍制の必要上からと考えられるが、諸侯の配下にある官職をも直接周王が任命していたことを示している。この銘文にあらわれる邢伯は、同時期の師奎父鼎の銘文では嗣馬邢伯としてあらわれる。これは王官としての嗣馬であり、この嗣馬が、邦君嗣馬―『周礼』に言う都司馬―を監督する者として、任命の右者となっていることは、邦君嗣馬に対して王官の嗣馬が直接命を降すことが可能であったことを示すとともに、当時の金文にあらわれる被任命者と右者との関係から見て、官職上の関係ばかりではなく、個人的な人間関係においても近い関係があったものと考えられる。

ところが、このような周王の諸侯に対する直接的・間接的な統制は、穆王・恭王頃から後になると、金文資料にも見られなくなる。それに代って、以下のような現象があらわれる。例えば師奎父鼎の銘によると、師奎父は嗣馬邢伯が右者となって、冊命の儀式に臨み、其の場において「用嗣乃父官友」という王命を受けている。この邢伯はこのほかにも、師毛父・師虎・師瘨・𣪕・利という五人の人物の任命にも右者としてあらわれる（師毛父簋・師虎簋・師瘨簋・𣪕簋・利鼎）。したがって、豆閉をはじめ、七人の人物の右者として邢伯があらわれるのであるが、このような現象は、孝王・夷王期の司馬共という人物を中心としてもあらわれる。たとえば師晨鼎の銘には、

隹三年三月初吉甲戌、王在周師彔宮。旦、王格大室、即位。嗣馬共右師晨、入門立中廷。王呼作冊尹、冊命師晨。足師俗嗣邑人隹小臣膳夫守□官犬眔鄭人膳夫官守友。……下略

（これ三年三月初吉甲戌に、王は周の師彔の宮に在り。旦に、王は大室に格り、位に即く。嗣馬の共は師晨を右けて、門を入りて中廷に立つ。王は作冊尹を呼んで、師晨に冊命せしむ。師俗を足けて邑人のこれ小臣・膳夫・守□・官犬と鄭人の膳夫・官守友とを嗣どらしむ。……）

とあり、嗣馬共が右者として、師彔宮において、師晨に邑人以下を司どることを任命している。この師晨の任命と同日・同所において師艅に対する任命も行われている。この師艅の場合は、「耤嗣□」（□を耤嗣す）ということが命ぜられているが、一字不明の文字があるため、具体的な任務はわからない（師艅簋）。この二つの任命は三年に

行われるが、五年にもやはり師彔宮において、嗣馬共を右者として諫という人物の任命が行われる。このとき諫には、王宥を耤嗣することが命じられている（諫簋）。さらにさきにあげた史墻盤と同出した𤼈盨の銘には、

　佳四年二月既生覇戊戌、王在周師彔宮。格大室、即位。嗣馬共右𤼈。王呼史年、冊錫𢻱冟・虢市・攸勒。敢対揚天子休、……下略

（これ四年二月既生覇戊戌に、王は周の師彔の宮に在り。大室に格り、位に即く。嗣馬の共は𤼈を右く。王は史の年を呼んで、𢻱冟・虢市・攸勒を冊錫せしむ。あえて天子の休を対揚し、……）

とあり、やはり師彔宮において、嗣馬共を右者として𤼈に対する恩賞の授与が行われた。𤼈には何らかの官職の任命は記録されていない。この嗣馬共を右者とする四人は、新たに任命を受けた場合も、特に軍制と直接結びつく官職に就任したとは考えられないので、恐らくこの任命以前に、軍制上か或いは別の関係によって嗣馬共との間に人間的な結びつきがあり、当時有力な嗣馬共の仲介によって、任命や賞賜を受けることになったものと考えられる。

　しかもこの四人のうちの師晨は、伯晨鼎の伯晨と同一人であると一般に見られているが、この伯晨鼎の銘文には、

　佳王八月、辰在丙午。王命𤔲侯伯晨曰、嗣乃祖考、侯于𤔲。錫汝圂鬯一卣……中略……用夙夜事、勿灋朕命。晨拝稽首、敢対揚王休、用作朕文考瀕公宮障鼎。子ゝ孫其万年永宝用。

（これ王の八月、辰は丙午に在り。王は𤔲侯たる伯晨に令して曰く、「乃の祖考を飼—嗣—いで、𤔲に侯たれ。汝に、圂—秬鬯—一卣……を錫う。もって夙夜にも事え、朕が命を灋—廃—するなかれ」と。晨は拝し稽首し、敢えて王の休を対揚し、もって朕が文考たる瀕公の宮の障鼎を作らん。子ゝ孫それ万年も永く宝として用いん。）

とあり、父祖の代より𤔲侯とよばれる諸侯であったことがわかる。上にあげた𤼈も、史墻盤の墻の子であり、徴伯

𤼈ともよばれていることを考えると、侯より規模は小さいが、やはり領主であったと考えられる。したがって嗣馬共を中心として、侯・伯を含めた集団ができており、一つの勢力を成していたと考えられる。

　また厲王の卿士として、経済政策を強行し、その結果、人びとの反対にあって、厲王を亡命に追いやったとされる栄夷公、金文では栄伯とよばれる人物を中心としても、同じような人間集団が作られていたことは、弭伯簋・師𩛥簋・輔師嫠簋・康鼎などの銘文から推測されるが、なかでも特に重要なものは、卯簋の銘文である。それには、

　佳王十又一月既生覇丁亥、栄季入右卯立中廷。栄伯呼令卯曰、䖒、乃先祖考尸嗣栄公室。昔乃祖亦既令乃父尸嗣葊人。……中略……今余佳令汝尸嗣葊宮葊人。汝毋敢不善。錫汝瓚章四・瑴一・宗彝一、将宝。錫汝馬十匹牛十。錫于乍一田。錫于宦一田。錫于隊一田。錫于𢦏一田。卯拝手稽首、敢対揚栄伯休、用作宝障𣪘。卯其万年、子ゝ孫ゝ永宝用。

（これ王の十又一月既生覇丁亥に、栄季は入りて卯を右けて中廷に立てり。栄伯は呼んで卯に令せしめて曰く、「䖒、乃の先祖考は栄の公室を戸—主—嗣せり。昔、乃の祖もまたすでに乃の父に令して葊人を戸嗣せしむ。……今、余はこれ汝に令して葊宮・葊人を戸嗣せしむ。汝あえて善ならざるなかれ。汝に瓚璋四・瑴一・宗彝一を錫う、将いに宝とせよ。汝に馬十匹牛十を錫う。乍に一田を錫う。宦に一田を錫う。隊に一田を錫う。𢦏に一田を錫う」と。卯は拝手し稽首し、あえて栄伯の休を対揚し、もって宝障𣪘を作らん。卯はそれ万年も、子ゝ孫ゝ永く宝として用いん。）

とあり、卯が栄伯より、葊宮と葊人を治めることを命ぜられているが、その栄伯の命の前文によると、卯の祖父は栄公の室—上にあげた家と同じく、領地・領民などを含む意味で使用される—即ち所領の宰であったが、その一部である葊の地の民を卯の父に治めさせていたことがわかる。卯はその父の官を継いで、葊宮・葊人を治めることを命ぜられている。この葊というのは、文王の都の酆ではないかとする説もあるが、西周時代前半の金文では葊京とよばれ、周王を中心として、祭祀や射の礼が行われていたことが明らかにされているので、周王室の重要な直轄地

—公邑—であったと考えられる。ところが、この卯簋の銘文によると、この葊京の地に、栄伯が領地を所有していたことになり、むしろ王室そのものが栄伯によって侵害されていたことがわかる。しかもこの卯に対する任命に際して、栄伯より卯に賜与されたものを見ると、四地点に分散し、且つその数量は少いが、田が与えられている。西周後半の金文によくあらわれる冊命賜与の記録には、周王がある人物を官職に任命する際、同時に恩寵を象徴するものとして衣服・車馬具等を与えているが、土地の賜与はむしろ稀である。それは、周王にとって土地を与えることが、次第に不可能になりつつあったからである。それに対して、却って栄伯などに土地が集中するような事態が生じていたものと考えられる。この栄伯の勢力を示すものとして、さらに敔簋の銘がある。この銘は宋代の「博古図」に摸本がのせられて、伝えられたものであるため、読解に困難な部分があるが、その大要は、南淮夷が現在の南陽市方面から北上して、成周を攻めようとしたため、十月に成周で王が敔に対して、南淮夷への反撃を命じた。敔は反撃に成功し、淮夷の首級百と捕虜四十人を得、淮夷に連れ去られた四百人を奪い還した。敔はこの事を栄伯に報告し、四百人はそれぞれの主人に還す。十一月になり、成周において周王は、武公を右者として、敔より首級百と捕虜四十人を受け、その恩賞として玉器と貝を与え、さらに敀・早という二つの地で、五十田ずつを与えたと。これによると、戦いの成果が先ず栄伯に報告され、四百人の還付が実行されていることを考えると、政治の実権は、栄伯が握っていたことを示している。この時の土地の賜与は、周王により行われたものであるが、その場所は成周附近であろう。

　以上の如く、厲王期には、政治の実権は、栄伯に握られており、周王の権力は衰退して来ていたことが明らかにされたのであるが、のち栄伯の失政は、栄伯を寵用した厲王に対する反感となってあらわれ、厲王は彘（現山西省霍県）に亡命の已むなきに至った。

　その後、西周王朝は共和時代という、一種の空位時代を迎える。この時政治を代行したのは共伯の和という人物である。西周後半期の数例の金文にあらわれる師龢父或いは伯龢父は、多くの研究者によって、この共伯和であるとされている。その当否は別として、この伯龢父が師𣪘という人物にある役を任命したことを記録する金文がある。それは師𣪘簋の銘で、

　佳王元年正月初吉丁亥。伯龢父若曰、師𣪘、乃祖考又労于我家。汝有佳小子、余令汝尸我家、耤嗣我西隔東隔僕駿百工牧臣妾。東裁内外、毋敢否善。錫汝戈琱……中略……。敬乃夙夜用事。𣪘拝稽首、対揚皇君休、用作朕文考乙仲将𣪘。𣪘其万年、子ゝ孫ゝ永宝用享。

（これ王の元年正月初吉丁亥なり。伯龢父は若いて曰く、「師𣪘よ、乃の祖考は我が家に労することありき。汝はまた小子たりと佳—雖—も、余は汝に令して、我が家を尸—主—どり、我が西隔・東隔の僕駿・百工・牧・臣妾を耤嗣せしむ。内外を東—董—裁し、あえて否善—不善—なるなかれ。汝に戈琱……を錫う。敬みて乃ち夙夜にもつて事えよ」と。𣪘は拝し稽首し、皇君の休を対揚し、もって朕が文考たる乙仲の将𣪘を作らん。𣪘はそれ万年も、子ゝ孫ゝ永く宝として用いて享せん。）

と記している。師𣪘はその父祖の代より伯龢父の家に仕えていたので、まだ若年ではあるが、伯龢父の家政を治めさせることを命じたものである。この銘文で、師𣪘は、伯龢父のことを皇なる君とよんでいるから、完全な臣属関係ができていたと考えられる。

　ところで、この𣪘には師という称が冠せられているが、この師は一般に上級軍職を示すものであるとされている。西周中頃以降の金文には、この師号を冠した師虎・師奎父など、師某と呼ばれるものが多数登場し、多くの場合、周王から官職に任命されている。その官職の種類は必ずしも軍職には限られていないので、本来は軍職を示す称号であったものが、西周後半になると、むしろ一種の身分的称号のようになっていたと考えられる。勿論それは、王より直接任命を受けるわけであるから、大夫・士というときの、少くとも上級の士より低いものではなかったであろう。しかも多くは父祖の代より周王に仕えていたことが銘文で知られるから、王の臣下であった。しかし今あげた師𣪘の場合は、同じく師を称する龢父の私臣であるから、王の臣下の間で、有力者が、弱小な王臣を支配下に入れたことをこの資料は物語っている。或いは別の考え方として、本来師龢父の私臣であった𣪘を、師龢父が自己の力を利用して、𣪘に師と称することが可能となるような措置を行ったという可能性もある。いずれにしても、この

伯龢父と師毀との関係は、周王朝の官職制・身分制に混乱が生じていたことを示している。

以上のように、西周王朝はその前半期においては、有力な同族諸侯をも統制し、抑えるだけの王の権威をもっていたのであるが、後半期になると、逆に有力な領主貴族が中心となって支配階級のなかに私的な集団が作られるようになり、さらに政治の機能も、これら有力貴族に握られ、周王が実権を次第に失い、身分上・官制上の組織にも混乱が生じて来たことが明らかになったと言うことができる。それならば、西周時代の行政的な組織はどのようになっていたのか、それは以上に述べたような時代的な変化とどのような関係にあったかを以下に述べよう。

第二節　行政組織と官制

西周時代の行政組織は、大別して内服と外服とに分れる。『尚書』酒誥篇には、

越在外服、侯甸男衛邦伯。越在内服、百僚庶尹、惟亜惟服宗工、越百姓里居。
（および外服に在りては、侯・甸・男・衛・邦伯よ。および内服に在りては、百僚・庶尹と、惟亜・惟服・宗工と、および百姓・里居よ。）

とあって、外服である侯甸男衛邦伯など諸侯国と、内服に属する百僚以下里居―これは里君の誤りである―に至るまでの諸官に分れる。この外服は諸侯国であるのに対して、内服とは王畿であり、王室の直轄領を意味している。酒誥篇では、これは殷商の時の状態を説いたものであり、西周康王時代に作られた大盂鼎の銘文では「殷の辺侯甸と殷の正百辟君」と言われている。酒誥篇の内服に当るものが、大盂鼎の「殷正百辟」である。しかし周においても同じように外服と内服とに分れていた。すでに本論第四章であげた令彜―康王頃の作―の銘には、

隹八月、辰在甲申。王令周公子明保、尹三事四方、受卿事寮。丁亥、令夨告于周公宮。公令浩同卿事寮。隹十月月吉癸未、明公朝至于成周。浩令。舍三事令、眔卿事寮眔諸尹眔里君眔百工。眔諸侯侯甸男、舍四方令。既咸令。
（これ八月、辰は甲申に在り。王は周公子明保に令し、三事と四方を尹し、卿事寮を受けしむ。丁亥に、夨に令して周公の宮に告げしむ。公は浩―出―でて卿事寮を同せしむ。これ十月月吉癸未に、明公は朝に成周に至る。浩でて令す。三事の令を舍するに、卿事寮と諸尹と里君と百工とともにす。諸侯たる侯・甸・男とともに、四方の令を舍す。既に咸く令す。）

とあり、三事と四方という二つの語が、内服と外服とにそれぞれ相当するのである。

このうち四方とは、『周礼』夏官の職方氏の条にいわれる九服に相当するものであり、王畿と対置されるものである。四方の令が、諸侯である侯甸男に対して発せられているのもそのためである。即ち酒誥篇に言う外服に関する令として侯甸男に発せられたのである。これに対して、三事の令の対象となるのは、卿事寮以下百工に至るものであり、これは酒誥篇の百僚以下里居―里君―に相当するものである。

では三事とは何か。『尚書』立政篇には、

立政、任人・準夫・牧、作三事。
（政を立つるに、任人と準夫と牧とが、三事を作せり。）

とあり、政治を行うに当っては、任人―政府機関の長―、準夫―司法長官―、牧―地方長官―の三者が、三事を治めたと解されている。即ち三事とは、中央行政・司法・地方行政の三つを意味することになる。

しかし、後に述べる如く、この時代には、司法というものは、行政の一部であり、行政官が司法官でもあったのであるから、このように三事を解することはできない。むしろ『詩』小雅の雨無正にあらわれる三事大夫とよばれている官吏が執行する職務が、三事と解すべきものであろう。この三事大夫は、漢の鄭玄は三公と解しているが、

鄭玄の時代の三公とは太尉―司馬のこと―、司徒、司空の三つの官をさすのである。近代の王国維もこの説をとり、さらに『詩』小雅の十月之交にあらわれる三有事もこの三事大夫をさすのであり、司徒・司馬・司空であるとしている。私もこの王国維の説に従うものである。一九五五年に陝西省眉県で発見された盠彜には、

用嗣六師・王行・参有嗣：嗣土・嗣馬・嗣工。
（もって六師と王行と参有嗣たる嗣土・嗣馬・嗣工とを嗣どらしむ。）

とあり、参有嗣の内容が、嗣土・嗣馬・嗣工であることを示している。ここにあげられている六師は、「西六師」ともよばれるものであり、現在、『尚書』の康王之誥篇とせられる文に

張皇六師、無壊我高祖寡命。
（六師を張皇し、我が高祖の寡命を壊つなかれ。）

とある六師であり、また『詩』の大雅常武に「整我六師、以修我戎」（我が六師を整え、もって我が戎を修む）、棫樸に「周王于邁、六師及之」（周王は于き邁きて、六師はこれに及ぶ）と歌われる六師である。これは宗周におかれた周の軍制の中核をなすものであり、本来は周族の人びとによって構成される軍団であった。また王行は、『春秋左伝』宣公二年に晋に設置された公行と類似した性格のものと考えられるが、貴族によって構成された親衛隊の如きものであったと考えられる。これらは、何れも周王室の中核となる組織であるが、参有嗣がともに挙げられていることを考えると、参有嗣も周王室の中核をなす組織の一つであり、それが嗣土・嗣馬・嗣工の三つの職制をいうものであったのである。

このうち嗣土は、その名の如く、土地を管理するものであり、例えば㦰簋の銘文には、

隹正月乙巳、王格于大室。穆公入右㦰、立中廷北嚮。王曰、㦰、令汝作嗣土、官嗣籍田。……下略
（これ正月乙巳に、王は大室に格る。穆公は入りて㦰を右け、中廷に立ちて北嚮す。王は曰く、「㦰よ、汝に令して嗣土と作し、籍田を官嗣せしむ」と。……）

とあり、籍田を管理することが嗣土の職であることがわかる。また免簠の銘には

隹三月既生霸乙卯、王在周。令免作嗣土、嗣鄭還林眔虞眔牧。……下略
（これ三月既生霸乙卯に、王は周に在り。免に令して、嗣土と作し、鄭還―苑―の林と虞と牧とを嗣どらしむ。……）

とあって、嗣土として鄭の還―苑―の山林牧場を管理する者を治めることを命じられている。西周も末期に近づくと、嗣徒と書かれる場合がある。土と徒とは音が通じることによって、この嗣土の土も本来は徒であると考えられ勝ちであるが、実際には土田というときの土であり、土地そのものを管理するのが本来の姿である。これが西周後半に土地所有制が変化したことにより、嗣徒とも書かれるようになったのである。『周礼』によれば司徒は教官といわれ、民を教導するものとされているが、その職務には土地の管理が重要な部分を占めているのは、その本来の姿をとどめているものである。なお免簠などの嗣土は、大司徒・小司徒といったものをさすのではなく、嗣土職の官を意味するものである。

つぎの嗣馬は、軍政を管理するものであるが、その職務内容の明らかな資料は、前章にあげた趞鼎と豆閉簋である。趞鼎では、『周礼』夏官司馬の属である射人・大僕・司士・司右の官及び俘虜などを管理し、豆閉簋では邦君嗣馬と弓矢を管理している。いずれも軍事に関するものであることは明らかである。

第三の嗣工については、免觶の銘に、

王蔑免曆、命史懋錫免載市冋璜、作嗣工。
（王は免の暦を蔑し、史の懋に命じて、免に載市・冋璜を錫わりて、嗣工と作らしむ。）

とあるが、嗣工としての職務内容についてはふれない。また揚簋には、

王若曰、揚、作嗣工、官嗣量田甸眔嗣居眔嗣芻眔嗣寇眔嗣工司……下略
（王は若いて曰く、「揚よ、嗣工と作し、量田の甸と嗣居と嗣芻と嗣寇と嗣工の司を官嗣せしむ」と。……）

とあり、田官など雑多な職務を管理している。とくに嗣寇は『周礼』では別個の部門を構成するものであり、そのことから、この場合の揚は嗣工でありながら、嗣寇を兼ねたもので相当高位の人物であるとする考えもある。しかし、嗣寇という警察裁判を扱う官は、西周時代でも後半になってようやくあらわれた官であると考えられるから、この銘によって揚を高位の人物とすることは危険である。前節でふれた『春秋左氏伝』襄公二五年の陳の降服の条には、司徒致民、司馬致節、司空致地とあり、司空即ち金文の嗣工が土地を管理していた如く思われるが、この土地というのは、土田山林というときの土地ではなく、寧ろ特殊な土地を意味していたと考えられる。『周礼』では司空の職は失われ、それに替って考工記が入れられている。その考工記の鄭玄注に、

司空掌営城郭、建都邑、立社稷宗廟、造宮室車服器械、監百工者。唐虞已上曰共工。
（司空とは、城郭を営み、都邑を建て、社稷宗廟を立て、宮室車服器械を造り、百工を監するを掌どる者なり。唐虞より已上は共工と曰う。）

というが、城郭・都邑などを建設するに際して必要な土地を管理したこともあろうが、本来は、工事に必要な労働

三七三～三七四

力や百工とよばれる手工業や公田における農民の労働などを管理するのが、その職務であったと考えられる。

以上の嗣土・嗣馬・嗣工の参有嗣は、最近発見された五祀衛鼎や衛盉などによると、土地の譲渡が行われるときには、この参有嗣がその確認に関与していることは、土地の譲渡が、単に土地だけのことではなく、軍賦や労役にも関係するものであったことを示すものと言えよう。序節であげた宜侯夨簋の銘によれば、封建には、土地と民の賜与が行われているのは、それから得られる租や軍賦・労役などが、諸侯としての収入となるのであり、それは周の蕃屏としての軍事力の基礎となるものであったからである。諸侯・領主のもとにもこの参有嗣が存在したことは、前節にふれた涾嗣土逘簋・豆閉簋などのほか、後にふれる散氏盤の銘にも、散氏という領主の有嗣に嗣土・嗣馬・嗣工をあげていることからも明らかである。このような土地と民との統治と、軍制の必要性は、周王室も同じであり、規模の大小は別として、周王室も諸侯も、領主としての基本的な性格は同じであった。したがってこの参有嗣は、西周王朝の統治上の行政組織の中心をなしていたのであり、それ故に、盠彝の銘において、周の基幹軍団である六師などとともに参有嗣があげられていたのである。

この参有嗣という語があらわれるのは、恭王時代と考えられる盠彝が、現在ではもっとも古いが、嗣土は、成王朝の涾嗣土逘簋にあらわれる。また康王前後とされる令彝には、参有嗣の管掌した職務の総称である三事という語があらわれる。また『尚書』の牧誓・梓材・立政の三篇に、司徒・司馬・司空があらわれていることから考えて、この参有嗣と総称される嗣土・嗣馬・嗣工は、周初から存在したと考えて誤りはない。令彝では、参有嗣はおそらく卿事寮のなかに含まれていたものであろう。これに対して、殷代にはこれらの官の存在はまだ確認されていないので、これは周独特の官制といえよう。

ところで前節でもふれたように、嗣馬の官制では、王朝の嗣馬が、諸侯の嗣馬を指揮することができ、両者の間に統属関係があった。これと同様のことが嗣土・嗣工にもあったか否かは資料の上では確認できない。ただ宜侯夨簋に見られるように、諸侯の封建に際して、その領内の自然的な条件や領民の数量をあげていることから考えて、王朝の嗣土・嗣工が諸侯領内の具体的な状態を把握していたことは当然あったとしなければならない。また土地の譲渡などに王朝の参有嗣が関与しているから、本来の行政的な体制としては、王朝の参有嗣が、諸侯領内の関連事項を掌握している筈であった。そのなかでも、嗣馬は軍制を管掌するために、統属関係があったのである。しかし、これらの体制もおそらく、西周後期には弛緩したであろう。

以上の参有嗣のほか、宰・作冊・内史・膳夫などは、多分に宮内官的な性格をもつ官であったと考えられる。また師氏・虎臣・趣馬などは『周礼』などとの関係から見ても、軍事的な性格をもった官であると考えられるが、西周時代の金文によっては、その具体的な職務などは明らかではないし、六師などとの関係も明らかではない。むしろ金文資料からは、師氏・虎臣は低位の軍事的集団であったと考えられる。また当時の官制を考える上で重要な点は、ある官職の人物を、王など任命権をもった者が恣意的に、その人物の官職とは関係のない職務を管理するように命じたことがあったということである。たとえば大克鼎の銘文には、

王在宗周。旦、王格穆廟、即位。䌛季右膳夫克入門、立中廷北嚮。王呼尹氏、冊令膳夫克。王若曰、克、昔余既令汝出納朕令。今余隹䌛𠦪乃令。……下略
（王は宗周に在り。旦に、王は穆廟に格り、位に即く。䌛季は膳夫の克を右けて門を入り、中廷に立ちて北嚮す。王は尹氏を呼び、膳夫の克に冊令せしむ。王は若いて曰く、「克よ、昔余はすでに汝に令して朕が令を出納せしむ。今余はこれ乃の令を䌛𠦪せん」と。……）

とあり、王―厲王と考えられる―が膳夫の職にあった克に対して、王命の布告をすることを命じている。その実行は、この大克鼎と同時に出土した小克鼎の銘文によれば、

隹王廿有三年九月、王在宗周。王命膳夫克、舍命于成周、遹正八師之年。克作朕皇祖釐季宝宗彝。
……下略
（これ王の廿有三年九月、王は宗周に在り。王は膳夫の克に命じ、命を成周に舎し、八師を遹正さしむるの年なり。克は朕が皇祖の釐季の宝宗彝を作らん。……）

三七五～三七六

とあるごとく、成周において王命を布告すると同時に、成周におかれていた八師と呼ばれる軍団の監察を行っている。この八師は、六師が宗周におかれた周本来の軍団であるのに対し、殷を打倒したのち、周に降服した殷の人びとによって編成された軍団で、成周におかれていたので、成周八師とも、また殷八師ともよばれていた。おそらくこの小克鼎でいう王命は、八師を監察する旨の命であったと考えられる。この二つの鼎の銘文にあらわれる克の官職はいずれも膳夫であり、これは『周礼』天官に属する膳夫であると言われる。『周礼』によれば、膳夫は

掌王之食飲膳羞、以養王及后世子。
（王の食飲・膳羞を掌どりて、もって王および后と世子とを養う。）

と言われ、王の飲食を管理するものであって、克の場合の職掌とはことなる。『周礼』に見える職掌が本来のものであるとすることは、勿論危険であるが、しかし克の担当した職務が本来のものであるとするのも危険であり、宮内官的な王の側近の職であり、そのために王から特別に重要な職務を命ぜられたものではないかと考えられる。特に西周後期になり、政治が弛緩して来ると、このような事例が多かったのではないかと考えられる。

一般に―特に日本では―西周後期には、礼の制度と官職制度とが整備されたと考えられている。その理由は、西周中頃から以降になると冊命賜与形式といわれる金文が多くあらわれるからである。この形式の金文には、冊命の儀式の次第と、冊命の内容及びそれに伴う王の恩賞を記するのが普通である。例えば膳夫山鼎の銘文には、

隹卅又七年正月初吉庚戌、王在周。格図室。南宮呼入、右膳夫山入門、立中廷、北嚮。王呼史𦰩冊令山。王曰、山、令汝官嗣歓献人于冕。用作𡧊司貯。毋敢不善。錫汝玄衣・黹屯・赤市・朱璜・鑾旂。山拝稽首、受冊、佩以出、反入瑾璋。山敢対揚天子休令、用作朕皇考弔碩父隮鼎。用𣪕匃眉寿綽綰、永令霝終。子〻孫〻永宝用。

（これ卅又七年正月初吉庚戌に、王は周に在り。図室に格る。南宮は呼ばれて入り、膳夫の山を右けて門を入り、中廷に立ち、北嚮す。王は史の桒を呼んで山に冊令せしむ。王は曰く、「山よ。汝に令して、歙の献人を晃に官𤔲せしむ。もって曹司貯と作さしむ。あえて不善なるなかれ。汝に玄衣・黹純・赤市・朱璜・鑾旂を錫う」と。山は拝し稽首し、冊を受け、佩びてもって出で、返りて瑾璋を入る。山はあえて天子の休令を対揚し、もって朕が皇考たる弔碩父の障鼎を作らん。もって旛—祈—りて眉寿綽綰にして令を永らえ終を霝せんことを匃む。子々孫々永く宝として用いん。）

とある。はじめに冊命の行われる日と場所とが示され、つぎに南宮なる人物が右者となり、史桒なる人物が王の命を受けて、冊命の文を読む。王曰以下がその文であり、山に歙から王室に献ぜられた人びとを晃という所で管治せしめ、且つ曹司貯の官とするというものである。この曹司貯という官職の内容は明らかでないが、歙からの献人の生産するもの或いは納めるものを管理する役であろう。それにつづいて恩賞をたまわることが、やはり冊命の文の一部として読みあげられる。そのあとこの冊命書を拝受した山は、その冊書を身につけて退出し、再び中廷に入って、感謝と服従の証として瑾璋—玉器—を献上する。これが冊命の儀式の概略である。確かに、西周前半の金文では、恩賞を与えるにしても、随時その必要によって、適当な場所で行われているから、任命の儀式が、後期になって整備されたことは事実であろう。

しかし、官職制そのものは、むしろ王自身の手によっても破られ、恣意的な任命が行われたり、後にふれる如く、有力な貴族によって任命が左右されたことを忘れてはならない。

ところで、さきにふれた師氏という官職は、『周礼』によれば地官に属しており、その序官によると、

中大夫一人、上士二人、府二人、史二人、胥十有二人、徒百有二十人

から構成されている。この大夫・士というのは、中国古代の身分制を示す卿・大夫・士・庶人の大夫・士であり、府以下は多く庶人から任ぜられたものと考えられる。西周時代の師氏がこのような構成であったか否かは、全く不明である。しかし一つの官職として機能するためには、当然その上司と下僚といった上下の組織があった筈である。

三七七〜三七八

では一体このような上下の組織はどのような性格をもつものであったのだろうか。それを考える手掛りとして、一九七五年に岐山県董家村において発見された𠑇匜の銘文について見よう。この文は訴訟の判決文で、その大要は、𠑇とその下僚である牧牛という人物の間で、訴訟事件がおき、それに対して伯揚父なる人が判決を下したのである。その判決文によると、牧牛は上司と訴訟をなしたばかりでなく、上司との間の誓約も破った。罰としては鞭千と黥を科すべきであるが、特別に赦して、鞭五百と罰金三百寽を科し、且つ𠑇の政務を阻害するようなことはしないと誓わせる。もし今後上司である𠑇が告訴するようなことが起きれば、原判決である鞭千と黥とに処すというものであった。この訴訟の内容は明らかにされていないが、誓約の内容が、𠑇の政務を阻害しないということであるから、上司である𠑇と下僚の牧牛との間に、職務を遂行するについて障害になるような事があったと推測される。しかも重要なことは、その罰金が、王室や政府に納入されたのではなく、上司である𠑇に納められたことである。

この𠑇匜は西周後期のものであるが、同様のことが、前期に属する師旂鼎の銘文にも見られる。その銘文は、

唯三月丁卯。師旂衆僕、不従王征于方畾。俾厥友弘以告于伯懋父。才莽。伯懋父迺罰。得𢍰古三百寽。今弗克厥罰。懋父令曰、義敉。叡、厥不従厥右征。今毋敉。期又内于師旂。弘以告中史書。旂対厥賢于障彝。

（これ三月丁卯なり。師旂の衆僕は、王が于方の畾を征するに従わず。その友の弘をして以って伯懋父に告げしむ。莽に在り。伯懋父はすなわち罰す。「〔師旂は〕𢍰古の三百寽を得ん」と。〔衆僕が曰く、〕「いまその罰に克ず」と。懋父は令して曰く、「敉す義し。あゝ、それその—師旂の—征を右くるに従わず。いま敉す毋し。それ師旂に内—納—むることあれ」と。弘はもって中を史の書—人名—に告ぐ。旂はその賢—効—を障彝に対す。）

である。これによると、周王が畾を征した際、師旂の衆僕が、従軍しないという事件がおきた。師旂は、同僚の弘をして伯懋父に告訴せしめた。伯懋父は、衆僕を罰し、三百寽の罰金を師旂が得ることにした。—𢍰古は不明。と

ころが、衆僕は現在のところその罰金を納めることができないと言う。そこで伯懋父は令を下して、普通の時なら刑を緩めるべきであるが、王の征行に従わなかったことは重大であるから、緩めることはしない。罰金を師旂に納めよと判決した。弘はそれを史に報告して、書類とした。旂はその判決を青銅器に記したのである。

伯懋父は、成王・康王の頃に東方征伐の中心となった将軍であり、金文によくあらわれる人物である。したがって、師旂はこの事件が起きたさい、己の所属する軍団を率いる伯懋父に訴えたのである。西周時代には、一つの官職内におきた訴訟は、その官職の最高責任者が、裁定を下すことになっていた。例えば、さきにあげた揚簋の銘文には、

王若曰、揚、作𤔲工、官𤔲量田甸眔𤔲居眔𤔲芻眔𤔲寇眔𤔲工司。錫汝赤𫝼市・鑾旂。訊訟、取遺五寽。

……下略

（王は若いて曰く。「揚よ、𤔲工と作し、量田の甸と𤔲居と𤔲芻と𤔲寇と𤔲工の司を官𤔲せしむ。汝に赤𫝼市・鑾旂を錫う。訟を訊し、遺として五寽を取れ」と。……）

とあり、王の冊命文の最後に、訟を訊し、遺として五寽のものを取ることを命じている。この訟とは、事件が起きたとき、原告・被告両者の陳述を意味しており、それを訊問して判決を下すことが命じられたのである。その訟は、揚が官治する量田の田官をはじめ𤔲工に至るまでの官職に関する訟であり、揚はこれらの官職の最高責任者として裁定をしたのである。伯懋父の場合も同じであり、また𠑇匜の伯揚父も同じであろう。その際、一種の手数料を徴収することが認められていたのであり、揚簋では五寽、毛公鼎になると卅寽が認められている。この差は、管治する官職による場合と、時期による場合とがあったと考えられる。

それは兎も角として、この𠑇匜・師旂鼎に共通する重要な点は、罰金が何れも勝訴者である、𠑇・師旂に納められている点である。この事実は何を意味しているのであろうか。師旂の衆僕は、王の征行に従軍することを拒んだのであるが、このことは、当然周軍の行動に障害をひき起したと考えられる。前節にも述べた如く、軍事に関する限りは、周王は諸侯の軍に対しても、直接監督する体制を設け、𤔲馬を任命していた。これは統制のある行動が軍

三七九〜三八〇

には必要であったからである。したがって、師旂の衆僕の行動は、直接周王の軍事行動にも影響しかねないものであった。それにも拘らず、その犯罪に対する罰金は、王なり、或いは総指揮官であった伯懋父なりに納められるのではなく、師旂に納められているのである。𠑇の場合は、その職務の内容が明らかにされていないが、総括責任者である伯揚父、或いは王室に納められるのではなく、直接の上司であったと考えられる𠑇に納められるのである。

この事実は当時の官制・軍制を考えるのに重要な問題を提起していると言えよう。師旂の衆僕の行為は、現在の視点からすれば、国家に対する反逆的な行為であり、当然刑事罰が科されるものであるが、西周時代にはその直接の指揮者である師旂との間においてその処罰が完結するのであり、当事者間で処理される。したがって当時の上司と下僚との関係は、単なる制度上の上下の関係であったのではなく、別個の関係をもっていたと考えるべきであろう。

それならば、その関係は何であろうか。これを明示するような資料は得られないが、諸侯領主とその一族或いは隷属者といった関係であったと考えられる。勿論、牧牛などは、𠑇の隷属者であったとしても、三百寽の罰金を支払うわけであるから、決して奴隷のようなものでなく、おそらく相当な収入をもつことのできる人間であり、自身でも土田を所有或いは支配していたものと考える可きであろう。したがって、当時の官職は、ある貴族が一つの官職に任命されると、その下僚の職は、その貴族の「一族郎党」或いはその支配下のある種の人びとが担当していたのではないかと考えられる。したがってその職制の内部には他人が介入することは困難であった。それは王のような、官職の任命権をもった者においても、直接犯罪者に処罰を加えることを困難にするような社会的な慣習であったのであろう。換言すれば、その貴族を中心とする一つの集団は、当時の社会を構成する重要な基礎的単位を形成していたと考えられるのである。当時の職制上の犯罪が、上司と下僚との間で処理されたのも、このような社会的な性格によるのではないかと考えられる。

以上の官制のもつ性格と併せて考えておくべきことは、手工業的な職がどのようにして運営されていたかということである。最近洛陽の北郊で、面積十万平方メートルに達する西周時代の青銅器鋳造遺址が発見されたと伝えられる。この遺址の使用された期間などについては、まだ明らかにされていないが、可成り大規模な手工業的工場が存在していたことは事実である。また周原の地においては骨器製造遺址が発見されているが、これも相当の規模を

もっている。これらは百工と総称されるものであり、嗣工の管理下にあったものと考えられるが、それは例えば官営的な工場であったのか、それとも手工業的な技術者集団としてある程度の独立制をもっていたものなのかということが問題とされるであろう。

この点を考えるについて、一九七五年に岐山で発見された裘衛なる人物の作った一群の青銅器の銘文は、重要な示唆を与える。そのなかの九年衛鼎の銘文によると、矩伯なる貴族が裘衛から多数の皮革製品を、また矩伯の夫人姜氏が帛三両を裘衛から入手し、その代価として昏里の林を与えている。このとき裘衛は、林の管理人顔氏などにも皮革製品などを贈っている。また衛盉の銘文によると、矩伯が衛から玉器・皮革製品を入手して、代価として田十三田を与えている。裘衛は、自ら衛と称しているので、裘というのは、官号か何かの称号であり、『周礼』天官に属する司裘の如き官であったろうと言われる。しかし現在は失われた冬官司空に属する技術的な官であった可能性もある。何れにしても、裘衛は、自己の管理するか、製作するかする皮革製品などを、矩伯との間の売買に用いて、田とか林を手に入れ、それを王室によって確認を受けているのであるから、裘衛の行為は当然公認されていたものであると言わなければならない。したがって、当時の手工業的な技術者集団は、嗣工の管理を受けていたとしても、その日常の仕事は、可成り自由に行われ、王室や貴族からの注文に応じて製作し、売買するという、かなり自営的な性格をもつものであったと言うべきものであろう。王室或いは有力な貴族に完全に隷属するものがあったとしても、それは限られた特殊な例であったと考えるべきであろう。それ故に、裘衛の如く、製品と交換することによって、土地を所有することも可能であったのである。それでは、当時における土地所有というものが、どのような性格をもつものであったのかということを次節で考えようと思う。

第三節　土地所有形態の変遷

序にあげた宜侯夨簋の銘文中の、土地の賜与に関する部分に、「厥□邑卅又五」とあった。この邑というのは、言うまでもなく、人の居住する聚落や、時に都市らしき規模をもつ聚落を意味する語である。然し古代中国においては、この邑なる語は、単なる居住地域を意味するばかりでなく、実はその内容として耕地である田をも含んで使用される時がしばしばあった。たとえば『春秋左氏伝』などにおいても、同じ土地をある場合には邑とよび、また別の場合には田とよんでいる。このことは、邑と田とが、一つの不可分のものであったことを示していると言えよう。これは金文においても同じで、たとえば鬲从盨では、

佳王廿又五年七月既望□□、王在永師田宮。令小臣成右逆□□内史無䚄大史旟、曰、章厥𢍰夫㔾鬲从田、其邑旃・𢼸・𩕘。復友鬲从其田、其邑㚖・慭言二邑。㚖鬲从。㚖厥小宮㔾鬲从田、其邑彶眔句商児眔讎戈。復限余鬲从田、其邑競・椕・才三邑州・瀘二邑。凡復友。復友鬲从田十又三邑。厥右鬲从、膳夫克。鬲从作朕皇祖丁公・文考恵公盨。其子〻孫〻永宝用。𠨘。

(これ王の廿又五年七月既望□□、王は永の師田の宮に在り。小臣たる成をして……内史たる無䚄と大史たる旟とに右逆……して曰く、「章の𢍰夫に鬲从に田を㔾せしむ、その邑は旃・𢼸・𩕘なり。鬲从にその田を復友せしむ、その邑は㚖・慭言の二邑なり。鬲从に㚖す。㚖の小宮に鬲从に田を㔾せしむ、その邑は彶と句商児と讎戈なり。復鬲从に田を限余せしむ、その邑は競・椕・才の三邑と州・瀘の二邑なり。凡そ復友せしむ。鬲从に田十又三邑を復友せしむ」と。その右は鬲从(が執れり)、膳夫たる克。鬲从は朕が皇祖丁公・文考恵公の盨を作らん。それ子〻孫〻永く宝として用いん。𠨘。)

とある如く、章の𢍰夫と㚖の小宮との二人から鬲从に田が返還もしくは譲渡されているが、田の内容或いは場所を邑の名によって表現し、最後の総計では、田として十三邑を復友したと述べている。このことは、それぞれの田が邑と結びついていることを示している。また散氏盤の銘文の冒頭には、

用夨戮散邑、廼即散用田。

(夨が散の邑を戮ー伐ーてるをもって、すなわち散に即うるに田を用う。)

三八一～三八二

とあるが、夨なるものが散の領有する邑を侵害したことの賠償として、散に田を与えていることを示している。このことは、邑と田とが共通する性格をもっていたことを示すものと言えよう。またこの散氏盤には、邢邑田(邢邑の田)という言葉も見られるから、邑には耕地としての田が附属していたことがわかる。したがってその田は邑に居住する農民によって耕作されていたのである。

ところで、当時の人間と土地との結びつきはどのようなものであったのか。殷代の甲骨文や考古学的な遺蹟から見ると、凡そ以下のように考えられる。地名と族名は同一の文字で表現されるばかりではなく、時にその土地の神が、地名・族名と同じ名で呼ばれる。また個人名がなく、ある個人が族名で呼ばれることが多い。このようなことは、族の結合力が非常に強く、しかもその族はその住地と不可分の関係にあることを物語っている。また土地の神である社神に対する祭祀が、祖先神に対する祭祀と共通するものを含んでいることも、一つの族とその住地とが分けることのできないものであったことを示している。

西周時代の初期には、東方征伐を始めとする、周族を中心とする東方への発展が行われているので、このような族と土地との結合は、弛んできていたと考えられる。しかしこのような弛緩の傾向は、諸侯をはじめとする支配階級の方が強く、それに対して、社会の基底にあって、農業生産に従事した農民層には、比較的弱かったのではないかと考えられる。序節でふれた宜侯夨簋の銘文にあらわれる「宜庶人」(宜の庶人)は、おそらく、以前より宜地に定住した農民層であろうと考えられる。勿論この庶人は土地と固く結びついていたし、銘文にあらわれる三五邑のうちの幾つかに居住していた。また「在宜王人」(宜に在るの王人)一七集団も、この地に先住していたものであるが、これは在宜と言われることから見て、本来の原住民ではなく、或る時期に宜に来住したものである。この王人は農業生産とどのような関係をもっていたかは、明らかにし得ないが、おそらく農業に従事して生活に必要な最小限の食糧生産は行っていたと考えられる。ただ王人は、庶人のように、その祖先神と土地神とを融合するまでには至っていなかったであろうが、農民としての土地との結合の意識はもっていたものと考えられる。而かも一姓一邑とは考えられないが、やはり邑に居住し、邑に属する田を耕作していたものと考えられる。宜侯夨簋の銘には今一つ鄭七伯と𠬪千又五十夫というものがあるが、この鄭が、現在の陝西省華県一帯をさす地名であるとすれば、おそらく夨の宜侯封建に際して新たに宜に移住させられたものであろう。この一団も、新たに土地を与えられて定着したものと考えられる。勿論、この鄭七伯と𠬪とは、庶人や王人の如く、邑・田と固く結合したものではないが、当時の生活が、自ら農耕を行うことによってしか、営むことができなかったのであるから、新たに定着させられた土地を勝手に離れることは、非常に困難であった。したがって、この三種の人びとは何れも土地との結合関係を強くもっていたのであり、西周時代を考えるとき、重要な点であるといわねばならない。

ところで、宜侯の支配することになったものが、これで全てであるか否かということは、考慮する必要があろう。というのは、第一節にふれた史墻盤と𤼈鐘(三式乙)の銘文によると、史墻らの祖は、五十頌の領地を周において与えられたのであるが、この五十頌が四千五百人の農民を意味するとすれば、宜侯に与えられたものは、過少といわねばならない。この集団数・人数をあげた三種類の人びとは、『周礼』に言う郷の居住者であり、邑・川なども郷に含まれるという可能性もあるといえよう。したがって、所謂野の部分に関しては、宜侯の実力による獲得に委ねられた可能性がある。というのは、この時期には、東方への進出が盛んに行われたのであり、主要地点に諸侯を配置して、その周辺を領土として開拓させたものであろう。その点は同じ西周時代であっても、後期の渭水盆地の地域とは可なり異った様相であったと考えられる。かくして領内に編入された野の部分の農民は、郷の住民よりも、一層強く邑・田と結合したものであったと考えられる。

この野の農民はどのような組織をもっていたか、或いは支配者である諸侯とどのような関係をもっていたか、たとえば『周礼』小司徒に、

乃経土地而井牧其田野。九夫為井、四井為邑、四邑為丘、四丘為甸、四甸為県、四県為都、以任地事而令貢賦。

(すなわち土地を経してその田野を井牧す。九夫を井と為し、四井を邑と為し、四邑を丘と為し、四丘を甸と為し、四甸を県と為し、四県を都と為し、もって地事に任じて貢賦を令す。)

三八三～三八四

とある如き組織をもっていたのか、或いは同じく『周礼』遂人にある如く、

以土地之図、経田野、造県鄙形態之法。五家為鄰、五鄰為里、四里為酇、五酇為鄙、五鄙為県、五県為遂。
（土地の図を以って、田野を経し、県鄙形態の法を造す。五家を鄰となし、五鄰を里と為し、四里を酇と為し、五酇を鄙と為し、五鄙を県と為し、五県を遂と為す。）

鄰・里などに組織されていたものか。勿論この『周礼』の文そのものが、確実に西周時代に適用できるものとは考えられない。先にあげた宜庶人などと同じく、血縁的な自然村落としての邑に居住していたと考えられるので、このように画一的な構成であったとは考えられないであろう。
しかしたとえば、大簋の銘文には、

隹十又二年三月既生霸丁亥、王在𩰫仮宮。王呼呉師、召大、錫趞睽里。
（これ十又二年三月既生霸丁亥に、王は𩰫仮の宮に在り。王は呉師を呼んで、大を召さしめ、趞睽の里を錫えり。）

とある如く、趞睽の監督する里というものがあらわれる。また九年衛鼎には、

上略……（矩）迺舍裘衛林𦣻里。𠭯厥隹顔林。我舍顔陳大馬両。舍顔姒虡咬。舍顔有嗣寿商貈裘、盠幎。矩迺眔濂粦令寿商眔啻曰、講、履付裘衛林𦣻里。則乃成夆四夆。
（矩はすなわち裘衛に林を𦣻里に舎せり。あゝ、それこれ顔の林なり。我は顔陳に大馬両を舎せり。顔姒に虡咬を舎せり。顔の有嗣の寿商に貈裘を、盠に幎を舎せり。矩はすなわち濂粦に眔びて寿商と啻とに令して曰く、「講じて、履みて裘衛に林を𦣻里に付せよ」と。則ちすなわち夆を成すこと四夆なり。）

とあり、林𦣻里、濂粦─鄰─は、遂人にあらわれる里と鄰に類似したものであろう。また史頌簋やさきにあげた令彝の銘文には、里君なるものもあらわれるから、西周時代に、地域を示すものとして、里や鄰とよぶことがあったことが明らかである。ただ注意しておくべきことは、この里や鄰が、遂人に言うがごとき家数であるとか、或いは『尚書大伝』に

古八家而為鄰、三鄰而為朋、三朋而為里、五里而為邑、十邑而為都。……下略
（古は八家にして鄰と為し、三鄰にして朋と為し、三朋にして里と為し、五里にして邑と為し、十邑にして都と為す。……）

という鄰・里であると断定することは危険であろう。
この九年衛鼎は、林の譲渡を記録したものであると言われるから、野の地域にふくまれるものであった可能性がある。即ち矩伯の所領中の野の部分に含まれる𦣻里の林が譲渡され、しかもその𦣻里の地域内に濂とよぶ鄰があったのである。したがって、鄰・里といった地域的な区分があったことは確実であり、しかも鄰は小さく、里が大であったことも事実である。しかしその規模はおそらく、『周礼』や『尚書大伝』よりも、かなり大きなものであり、戸数単位とするよりは、むしろ面積を単位にするものであったと考えられる。第一節でふれた如く、一方里即ち一井であり九百畝というのも一つの考えであるが、おそらくこれよりも大きな単位であったと考えるべきであろう。ただ、𩰫圜器の方五十里、或いは瘐鐘の五十頃といった如く、数量的に表現されていることは、里の規模にある程度の規格があったことは認めるべきであろう。しかも、令彝に見える如く、内服即ち王室直轄領に関する三事令の発布に際して、里君が同席していることは、里君というものが、支配層と被支配層の接点にあり、彼らを通じて、

支配と収奪が行われていたことを示している。したがって農民は、里内に点在する邑に居住し、邑に属する農地を耕作し、里君の監督を受け、里君を通じて、領主の支配を受けるものであったことがわかる。
そこで、その支配の性格を明らかにするには、里君というものの性格を考察することが必要になる。さきにあげた九年衛鼎の銘文によると、矩伯が衛に与えることにした林は、実は顔という氏の管理を受けるものであったために、衛は、新たに自己の支配下に入ることになった林の管理者である顔氏の長であった顔陳に大馬二頭、その夫人の顔姒に虡咬、顔陳の官吏である寿商に貈裘、盠に幎を与えている。その上で境界の設定が行われ、鄰の長の濂などにも物品を与えた。また大簋の銘文において、さきに引用した文につづけて、

王令膳夫豖、曰趞睽曰、余既錫大乃里。睽賓豖璋帛束。睽令豖曰天子、余弗敢𢿛。豖与睽履大錫里。大賓豖訊璋馬両。賓睽訊璋帛束。……下略
（王は膳夫の豖に令して趞睽に曰しめて曰く、「余はすでに大に乃の里を錫えり」と。睽は豖に璋と帛束とを賓れり。睽は豖に令して天子に曰しむ、「余は敢えて𢿛むにはあらず」と。豖と睽とは、大の錫われる里を履む。大は豖に訊璋と馬両とを賓れり。睽に訊璋と帛束とを賓れり。……）

とある如く、里君であった趞睽に対して、璋と帛一束を賜っている。大は王命を睽に伝えた豖にも、賜与をしているが、それは仲介に対する謝礼としておくられたものであるが、趞睽に対する賜与は、新たに大の支配下に入り、主従関係を結ぶことに対する証しとして与えられたものである。そこではじめて、その里に対する支配が可能になったものと考えられる。これは、里というものが、里君を中心として強い自立性をもつ一つの組織であることを示しており、さらにその基盤には、里内に散在する邑が、土着性の強い、しかも血縁的な結合をもった農民の村落として存在したことが、この里の自主性を可能にしていたと考えられる。したがって、これらの里として組織された農民への支配は、里君を通じて行われるのであり、個々の農民を領主が直接支配するものではなかったのである。この点を理解しておかないと、中国古代社会の性格を正確に把握することは不可能となるであろう。里君の語は、

令彝では、王室の直轄領に関してあらわれるが、諸侯・領主のもとにも、里君が存在していたことは、上に引用した史頌簋や大簋や九年衛鼎によって明らかであり、当時の社会全般にわたって存在したと考えるべきものであろう。しかも第二節でふれた、倗と牧牛との関係は、一方ではこの領主と里君との関係と相い応じていたのではないかと考えられる。倗匜の銘文について見ると、倗と牧牛との間には誓約─その内容は不明である─が存在していたことは明らかであるが、おそらく、主従関係を結ぶについて、領主と里君との間に、誓約が結ばれたものと考えられる。したがって、領主層が王朝において担当する官職は、里君及び里君が日常的に監督する里民の負担において運営される部分があったと考えられ、官制の下部の組織が、土地支配の形態と対応していたのである。
それは兎も角として、このように里君を通じて支配が行われるということは、領主による農民の収奪においても、当然里君を通じて行われていたことを推測させる。おそらく、里全体として若干量という収穫が、里君を通じて領主に納められたものであろう。所謂井田制のように、百畝の公田を八人の農夫が耕作して得た収穫を納めるという如く、九百畝の土地を井字型に区劃した形式で公田が設定されたとは考えられないが、おそらく、邑或いは里単位で公田地域が設定され、それを里の農民が共同で耕作したものと考えられる。したがって個々の農民にとっては、公田において労働力を供出することによって、租を納めるのであり、労働地代と呼ばれている形態をとっていたのである。その租率は、自家の生活に必要な私田の耕作に必要な労働力の八分の一相当になるのが、当時の大凡の率であったのではないかと考えられる。
ところで、『周礼』大司徒には、

不易之地、家百畝。一易之地、家二百畝。再易之地、家三百畝。
（不易の地は、家ごとに百畝なり。一易の地は、家ごとに二百畝なり。再易の地は、家ごとに三百畝なり。）

とあり、土地の肥瘠に応じて、一戸の農夫に与えられる面積に、百畝・二百畝・三百畝の差があったことが示され

ている。これは、肥えた土地の場合は、百畝の土地を与えられてそれを毎年耕作し、中等の地は、二百畝を与えられて、隔年に百畝を耕作し、下等の地は二年おきに順次百畝を耕作するものと解されている。この一易之地、再易之地は、西欧における三圃制に類似するものとして考えられるが、その際注意しておくべきことは、西欧においては、ある一人の農民が一個所に二百畝・三百畝の土地を与えられて、それを二等分・三等分し、各自がそれを順次百畝ずつ耕作したのではなく、村落全体の耕地といった広い範囲の耕地全体を二分乃至三分し、それぞれの部分に自己の分与地をもっていたことである。そして西欧では、休耕地においては、牛・羊などの放牧が行われた。中国において放牧が行われたか否か、これは金文資料には、明らかでない。しかしここにかかげたような散氏盤の銘文に見られる土地の状態を考えると、芻萊・敓萊とよばれる地は、このような一易・再易の休耕放牧地であったと考えることができよう。この散氏盤にあらわれる土地は、眉とよばれる土地であり、その内部には、邑・河川や丘陵をはじめ、萊地なども含んでおり、しかもこれら全体が田と称されている。第二節でのべた如く、当時の諸侯などの領地は、山林、河川などをも含めたものであることが理解され、それが田とよばれることは、田とは土地の意味で、単に耕地を意味するばかりではないことがわかる。

この散氏盤は、陝西省鳳翔県から出土したと伝えられるが、この鳳翔の東に隣接する岐山県から九年衛鼎とともに出土した五祀衛鼎によると、邦君厲なるものが、衛に対して賠償として四田を与えたことが記録されており、しかもその四田の位置を示すために、

厥逆彊眔厲田、厥東彊眔散田、厥南彊眔散田眔政父田、厥西彊眔厲田。

（その逆—北—彊は厲の田に眔び、その東彊は散の田に眔び、その南彊は散の田と政父の田に眔び、その西彊は厲の田に眔ぶ。）

と述べている。これを図示すると、一九三頁のようになる。この厲田、散田などの田は、広い意味の田であり、厲領、散領といった意味で使用されている。したがって散氏盤にあげた眉の田も、後年この散田に含まれることになったと考えてよいであろう。この場合の眉は、領内の小地名となる。この五祀衛鼎は恭王或いはその次の懿王期のものであるのに対し、散氏盤は厲王期と考えられるからである。このほか、厲王期と考えられる大克鼎や本節のはじめにあげた𢼄从盨にも、散氏盤と関連する地名があらわれるから、この周原地域には、大小の領主が、境界を接して多数存在していたことがわかる。しかも王国維によって指摘された如く、これらの領主層の間では、有力者が、弱小領主の土地を併呑し、弱小領主を自己の家臣の地位に転落させるようなことがおきていたのである。第一節で述べた師餘父と師嫠の関係も、おそらくはこのようなものであったろうと考えられる。したがって、官職制の混乱も、このような土地所有の混乱と、平行する現象であったであろう。

ところが、恭王期あたりを一つの転期として、はるかに重大な変化が、土地所有の形態においてあらわれてくる。さきにあげた五祀衛鼎によると、四田が邦君厲から衛に与えられているが、この四田と言うときの田は、厲田というときの田とはことなり、一種の数量単位を示す名詞として使用されたものである。その面積がどれ程のものか、或いは百畝とする説があり、また一井即ち九百畝とする説もあるが、何れにしても、厲の領地の東南隅の小さな土地が割譲されたことを示している。また第一節でふれた卯簋の銘文によっても、栄伯が、卯に対して、乍・宔・隊・㦰の四つの土地で各一田を与えている。このことは、この一田がたとえ一井を意味するとしても、おそらく、邑・里に所属する耕地のごく一部分に過ぎなかったであろう。したがって、このような小規模な土地の所有は、当然それ以前の土地の所有と使用とはことなった意味をもってきたと考えられる。しかもなお当時の農民社会では、小規模な土地といえども、それを耕作する農民は固定していたと考えるから、当然土地のみの譲渡ではなく、その農民に対する所有権或いは支配権、少くとも監督権も移譲されざるを得なかったであろう。

しかも、このような小規模な土地の耕作は、本来所属していた邑なり里なりの土地と関連してはじめて有効な生産を行うことができたのであるから、土地の管理を極めて複雑にしたものと考えられる。散氏盤の銘文によってもわかる如く、たとえば水利権などもどのように取扱われることになったのか。おそらく、邑なり里の土地として、他の本来の領主の支配する土地とともに共同して耕作されたであろうが、租は別個に納められなければならないため、里単位に設定された公田の制は次第に崩壊せざるを得ず、一田なり四田なりの農民が自己の生産のなかから、

租として何%かを納めることになったであろう。かくして、次第に労働地代から、産物地代へと転換せざるを得なくなった。

孝王期と考えられる曶鼎の銘によると、曶と酷との間に、五人の農民の売買が行われるが、酷に対して、この五人をして、本来住んでいた邑に居住し、耕作していた田を耕作させることを誓約させている。この場合も、五人から納められる租は産物地代であったであろうし、明らかに一つの邑に居住し、その田を耕作する農民の一部に対する支配が、別個の支配者に移譲されることになるため、邑のもつ有機的な組織が破壊される危険がおきることになり、その農民を邑から排除しようという動きがあらわれることも当然である。そのために邑に居住し、田を耕作させることを誓約させる必要が生じたのである。この場合その農民の耕作する土地に対する支配は、里君を通じて行うことは不可能となり、むしろ個々の農民を通じて行わざるを得なくなる。したがって土地は、邑なり里を単位として支配されることから、個々の農民の耕地を単位とすることになり、支配形態としては、人間を支配することに重点が移って来たのである。さきに述べた土地を管理する嗣土が、西周後半になると嗣徒と記されるようになり、また『周礼』において、司徒が民を教治する教官として考えられるようになるのは、このような支配形態の変化によるものと考えられる。

しかも、この曶に売られた五人の農民というものは、決して単なる奴隷、或いは農奴というものではない。というのは、曶はこの五人を自己の配下に入れるに際し、酒と羊と三寽の糸を贈っているからである。この贈物は、たとえば大が爨に、衛が顔陳などに贈ったものと比較すれば、質的に劣るものであるが、このようなことを必要としたということは、たとえ購入したとはいえ、所有者と農民との間に主従関係に類似した関係があり、誓約が行われたことを示している。勿論このことは所有者による収奪が軽いものであったということを直ちに意味するものではないが、売買されたものであることによって、奴隷と規定してしまうことはできないであろう。

一方この五人に対して、本来の邑に居住し、その田を耕作させていることは、農民と土地との結合が非常に強固なものであったことによるものではあるが、このように邑の構成員が分割して支配されたことは、他方では邑の分解を促進したであろうし、里君などの支配関係における重要性も減少させることになったと考えられる。

本節に述べて来た如く、封建制度の基盤にあった土地支配は、里を基礎単位とする広域土地支配であったのであり、それが当時の官職制の基礎をもなしていたのであった。しかし西周時代も後半に入ると、そのような支配形態が変化しはじめ、里・邑の細分化がはじまったのである。また同時に、領主間に土地の併呑が行われるようにもなってきたため、それは農村の構成をも、否応なしに変化させたのであった。このような変化は、現在の所、渭水盆地に関する資料しかなく、これが中国全土においても同じように進行していたか否かは明らかではない。むしろ当時においては、この地域は先進地域であり、そのために、最も早くこのような変化があらわれたのである。

終節　西周支配構造の特色

西周時代の後半になると、冊命賜与形式といわれる金文が多く見られるようになる。このような金文が多数あらわれることによって、一般的には、西周後半に官制などが整備されたと考えられている。しかし、第二節で見た如く、むしろそれは王の恣意的な任命によって、官職制が混乱させられる場合があった。そこで、この節では、王による冊命賜与形式の金文の幾つかを検討して、第二節・第三節で述べてきたことの意味を考えることとしよう。厲王期に属する師旋簋の銘文によると、

上略……王呼作冊尹克、冊命師旋曰、備于大左、官嗣豊還左右師氏。錫汝赤市……下略

（……王は作冊尹の克を呼んで、師旋に冊命せしめて曰く、「大左に備えて、豊の還—苑—の左右の師氏を官嗣せしむ。汝に赤市……を錫う」と。……）

とあり、師旋を大左と呼ぶ官につけて、文王の都豊の還即ち苑に所属する左右の師氏を管治せしめることにした。この師氏とよばれるものは、軍事に関係する集団と考えられているが、『周礼』地官の師氏の職としては、

使其屬帥四夷之隷、各以其兵服守王之門外、且蹕。
（その屬をして四夷の隷を帥いて、おのおのその兵と服とを以って王の門外を守り、且つ蹕せしむ。）

とあり、師氏の長は、四方の蛮夷から派遣されてきたものを帥いて、王城の門を守ることが任務である。しかし、金文の師氏は、その長としてあらわれるのではなく、むしろ帥いられる集団としてあらわれることが多い。
或いは、免簠の銘によると、

隹三月既生霸乙卯、王在周。令免、作嗣土、官嗣鄭還𣪘眔呉眔牧。錫戠衣䜌。……下略
（これ三月既生霸乙卯に、王は周に在り。免に令して、嗣土と作し、鄭の還—苑—の𣪘—林—と呉—虞—と牧とを官嗣せしむ。戠衣・䜌を錫わる。……）

とあり、嗣土として、鄭地の苑の𣪘—林—と呉—虞—と牧とを治めることを命じられている。この林と虞と牧とは、鄭苑の山林とか牧畜を管理するものである。
これらの師氏とか林などの職は、現在の官僚制に見るごとく、個人を選抜して、その職につけ、俸禄を給されるようなものではない。それらの職は、むしろもとから、鄭苑に住み、山林の業によって生活してきたものを、周の支配下に組み入れる際、従来の山林の業などを継続させる代りに、一定の量の材木や牛などを周室に納入させたものと考えられる。師氏などは、むしろある地域の集団に対して、師氏としての任を業務として課したものか、或いは、ある集団を豊苑に土地を与えて定住させる代償として師氏としての任務を負担させたものと考えられる。
またこれらより高位にあった官職の場合、たとえば番生簋の銘文の

王令粗嗣公族卿事寮大史寮、取遺廿寽。
（王は令して公族・卿事寮・大史寮を粗嗣せしめ、遺として廿寽を取らしむ。）

三九三〜三九四

というような場合でも、卿事寮、大史寮といった官職の実務が、世襲的な集団によって運営されたり、或いは卿事寮などの長の一族郎党によって運営されていたこと—例えば、第二節でふれた倶と牧牛との如き関係の一群の人びとによる如く—を考えると、このような官職を管治することは、単に官職を統べるのみではなく、人間的な集団を統治することに進むことを可能にするものであったのである。しかもその人間的な集団は、一方では土地とも結合して生活を保っていたことが重要な意味をもってくる。即ち官職の統治ということが、一方では土地支配を可能にするものであったということである。しかもこれらの官職は何れも王の官であり、当然王の直轄地内に定住するものであった。おそらく、里君などに率いられた集団であったろうと考えられるから、冊命を受けた人物は、官職を統轄することによって、王室領の一部の土地に対する支配権を握る可能性を得たことになるのである。
また一方、𢦔簋の銘文によると、

上略……王曰、𢦔、令汝作嗣土、官嗣籍田。錫汝戠玄衣赤⊗市䜌旂楚走馬。取償五寽。用事。……下略
（……王は曰く、「𢦔よ、汝に令して嗣土と作し、籍田を官嗣せしむ。汝に戠玄衣・赤⊗市・䜌旂・楚走馬を錫わる。償として五寽を取らしむ。もって事えよ」と。……）

とある如く、𢦔は籍田の管治を命ぜられている。この籍田は、王室に所属する田であることは言うまでもない。しかしこの場合、その任務が、土地としての籍田の管治のみにあったのではなく、その籍田を日常的に経営している農民—いわば国営農場の農民といえるか—の管理をも含んでいたのである。というのは、この銘文にある「取償五寽」というのは、当時の金文の通例からすれば、訟訴を裁定することによって、五寽の金額を徴収することを意味しているからである。したがって、この場合は、土地を管理することから、逆にその土地の農民を治めることに進むものであった。諫簋の銘文では、王囿を粗嗣することのみが書かれているが、この場合も、当然王囿を実際に管理している人びとを監督することになる。
したがって、これら西周後半における冊命賜与形式とよばれる金文にあらわれる官職への任命は、実は、西周王朝にとって、重大な問題をはらんでいたのである。即ち王直轄地が次第に貴族層の手に掌握される危険があったのである。しかも貴族間に、有力貴族を中心とする集団が形成されるとすれば、土地をはじめ、権力は有力貴族の手に帰することになるであろう。その危険を惹きおこす、根本的な理由は何であったか。それは当時においては、人間の集団が土地と固く結合しており、そのことを度外視しては、官職の運営も、また農民からの収奪も不可能であったということである。そしてそれらの集団と、管理者・支配者である貴族との間に、主従関係が結ばれると、王の権威すら直接的には介入できないような機構が作られるのである。
しかし、西周時代の後半になると、一方では、小単位の土地の所有と、土地と結合した集団の分解があらわれて来ることになるが、これは、官職制をはじめ、当時の支配の構造の基盤を崩壊させることになったであろう。

附論 三　西周王朝と雒邑

一　武王と雒邑

周の武王は、殷を倒して、諸侯を封建したが、その後、心労から不眠となり、それを心配して見舞った周公との間に問答が行われた。その問答の後半に、『史記』「周本紀」によれば、次のようなことが書かれている。

（武）王曰、「定天保、依天室、悉求夫悪、貶従殷王受。日夜労来定我西土。[1] 我維顕服、及徳方明。自洛汭延于伊汭、居易毋固、其有夏之居。我南望三塗、北望嶽鄙、顧詹有河、粤詹雒伊。毋遠天室」
（武王は曰く、「天保を定めて、天室に依り、ことごとく夫の悪を求め、貶しめて殷王受に従わしむ。日夜労来して我を西土に定めよ。我これ服を顕らかにして、徳の方—四方—に明らかなるに及ばん。洛汭より伊汭に延ぶまで、居ること易く固きなく、それ有夏の居なり。我南に三塗を望み、北に嶽鄙を望み、顧りみて有河を詹—瞻—、粤び雒伊を詹る。天室より遠きことなし」と。）

三九五〜三九六

とあり、これに続いて

（武王）営周居于雒邑而後去。
（武王は周居を雒邑に営みてのち去る。）

とある。即ち殷を倒した周の武王は、雒邑に周の居を営んだのち西の宗周に去ったというのである。西周の歴史を考えるとき、雒邑—洛邑、現在の洛陽附近—の占める政治的意義は非常に大きく、そのことは後にとりあげる令彝の銘文などによっても明らかであるが、しかし洛邑に東方支配のための政治的根拠地が建設されたのは、武王の死後、三監の叛乱を平定した成王のときであり、その建設の実行に当ったのが、召公奭と周公旦であったと考えるのが、これまでの一般的な考え方であった。したがって周本紀の記載がどのような意味をもっていたのか、ということになると、殆んどふれられることがなかったのである。
この一連の周本紀の記載は、その前後の文から考えて『逸周書』度邑の文にもとづくものであるということは、既に早くから指摘されていたところである。その文は、

（武）王曰、且。予克致天之明命、定天保、依天室。志我共悪俾従殷王紂。日夜労来、定我于西土。我維顕服、及徳之方明。

(武王の曰く、「旦よ。われは克く天の明らかなる命を致し、天保を定め、天室による。われはその悪を畀―貶―して殷王紂に従わしめんとするを志え。日夜労来して、我を西土に定めよ。われはこれ服を顕らかにし、徳の方に明らかなるに及ばんことを」と。)

につづいてさらに王の語を一段はさんで、

(武)王曰、嗚呼、旦、我図夷兹殷、其惟依天室。[2] 其有憲命、求兹無遠天、有求繹相我不難。自雒汭延于伊汭、居易無固、[3] 其有夏之居。我南望過于三塗、我北望過于嶽鄙、[4] 顧瞻過于河宛、瞻延于伊雒、無遠天室。其兹度邑。[5]

(武王の曰く、「嗚呼、旦よ、われこの殷を夷―平―げんと図り、それこれ天室に依れり。それ憲命あり、これを求めて天―天意―を遠ざかるなく、我を相くるを求め繹ねるに難からざるあり。雒の汭より伊の汭におよぶまでは、居ること易く固きなく、それ有夏の居なりし。われ南は三塗を望過し、われ北は嶽鄙を望過し、顧て河宛を瞻過し、伊雒に瞻およべば、天室に遠きことなし。それここに邑を度らん」と。)

という二つの部分を節略して繋いだものである。いま此処で問題としようとするのは、この後半の部分で、その大意は、弟の周公旦に対して、殷を平定するためには、天室に依拠することが必要であり、憲命に従えば、天意にたがうことなく、殷の遺民より我を輔佐する者を尋求するにも困難がない。雒水から伊水にかけての地は、地形が平坦で、古く夏の都があつた所である。南は三塗、北は嶽鄙、東は河宛が視野に入る所であり、しかも伊水・雒水の流域はと見れば、天室にも近い。したがってこの地に邑を計画せよと命じたのである。

しかしながら『逸周書』という書物は、その内容に疑問があり、また文辞も晦渋で、成立年代が不明確であることもあって、史料として信憑性が低いと考えられて来たため、この周本紀の記載をもふくめて、武王と雒邑との関係は、これまで殆んど考慮されて来なかった。ところが最近になって、新たにこの問題の重要性を示す資料が発見

三九七～三九八

された。それは𣄰尊とよぶ青銅器の銘文である。

この𣄰尊は、一九六三年に陝西省宝鶏市において発見されたが、その器内底部に銘文のあることが明らかになったのは、一九七五年ころと考えられる。この銘文は、成王五年に洛邑に建設された成周の京室において、王より𣄰に与えられた訓誡の文を記録したものであるが、そのなかに、文王、とくに武王と洛邑との関係を示す重要な事項が引用されていた。本稿ではこの𣄰尊の銘文の武王に関する記事によって、最初にふれた武王と洛邑―成周―との関係及びこの洛邑が西周王朝の支配体制にとってもっていた意味について論じようと思う。[6] はじめに、𣄰尊の銘(挿図21)の全文を挙げる。

佳王初鄭宅于成周、復稟
珷王豊禳自天。在四月丙戌、
王誥宗小子于京室。曰、昔、在
爾考公氏、克逨玟王。肆玟
王受兹囗命。佳珷王既克大
邑商、則廷告于天曰。余其
宅兹中或、自之辪民。烏
虖、爾有唯小子亡識、䀠于
公氏有労于天、徹令。敬
享哉。恵王恭徳裕天、訓我
不敏。王咸誥。𣄰錫貝卅朋。用作
囗公宝障彝、佳王五祀。

これ王が初めて鄭―遷―りて成周に宅り、珷王の豊禳を天より復し稟たり。四月丙戌に在りて、王は宗の小子に京室に誥せり。曰く、「昔、なんじの考公氏に在りては、克く玟王を逨けり。肆に玟王はこの大命を受けたり。これ珷王すでに大邑商に克ち、則ち廷いに天に告げて曰く、『われそれこの中或―中国―に宅りて、これより民を辪めん』と。あゝ、爾あるいは小子にして識るなしと唯―雖―も、公氏の天に労すること有りしに䀠いて、命を徹せよ。敬みて享せよや」と。「これ王は徳を恭み天を裕して、わが不敏を訓したまえり」と。王は咸く誥せり。𣄰は貝卅朋を錫えり。もって囗公の宝障彝を作らん。これ王の五祀なり。

この銘文中、武王に関する事項は、第二行と第五行から第七行にかけての部分である。この二項のうち、最初に第五行から第七行にかけての部分について考えてみよう。

この部分によると、武王は大邑商に克ったのち、上天の神に、自分はこの中国に居て、此処から民を治めんとの誓いを告げたと伝えられている。この文中の中国とは、唐蘭氏らの指摘する如く、現在の洛陽を中心とする地域であり、古くは洛邑と呼ばれ、また『逸周書』作雒に「作大邑成周于土中」(大邑成周を土中に作る)と言う土中即ち「於天下土為中」[7](天下の土において中たり)と解された中央の地を意味する地域である。これに対して、西周金文には東国、南国の語があり、東国は現在の河南・山東の界附近、南国は河南・湖北の界附近をさすものと考えられる。[8] しかもこの銘によれば、武王は此処より民を治めんと告げたのであるから、明らかにこの洛邑を滅殷後の政治的中心として考えていたことは明らかである。この武王の態度こそ、はじめにあげた度邑の文意と同じものであったと言えよう。度邑においては、中国或いはそれと同じ意味の語こそ使用されていないが、その地が、殷より以前に天下を支配した夏の王都の所在地であった―現在から考えれば、それが歴史的事実であったか否かは別の問題であるが、天下を支配するための地としてこの雒水・伊水の流域があげられているのである。ただ度邑の「其兹度邑」(それここに邑を度れ)という語が、武王によって実際に、この洛邑の地に、周の都邑が建設されたことを意味するか否かは問題のあるところであるが、少くとも司馬遷は建設が行われたと理解していたのであり、また度邑の文を建設が行われたと解し、武王の建設した邑と、成王の時に建設された成周との位置関係を論じた人もある。例えば丁宗洛は、武王によって建設された洛邑は、洛水の支流である瀍河・澗河の西にあったと解し、成王の時にはそれよりやや東南に移り、瀍河と澗河の間にあったと解している。[9] 近年の洛陽附近の発掘によれば、殷、西周時代の遺蹟が分布するのは、瀍河・澗河の流域に多いことが明らかになっているが、とくに成王時の王城址といわれる漢河南県城址とその外郭となる東周故城址の調査

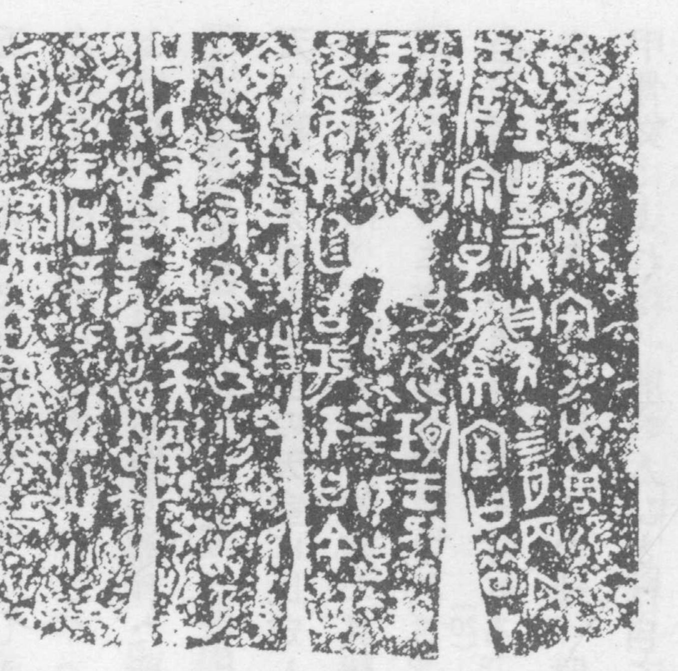

挿図21 𣄰尊銘

によれば、東周故城址内のうち、澗河に沿った地域に殷晩期から西周期にかけての遺蹟が多く、澗河から東へは次第に遺蹟が見られなくなるという事実は、この丁宗洛の考えがある程度の正確さをもっていることを示していると言えよう。[10] のちに述べる如く、洛陽一帯の地形から見ても、西にあった可能性が大きい。おそらく武王のときに洛邑において行われたと考えられる建設は、新たな大規模の工事ではなく、それまでにあった殷代の集落を補修した程度のものであったと考えられる。しかも武王の洛邑滞在は、周本紀によっても、また度邑によって考えても、短期間のものであったと考えられる。むしろ度邑によれば洛邑建設は周公への遺命と考えられる。というのは、はじめに引用した度邑の文の前には、克殷後間もなく、武王には心労が積もり、しかも天下は必ずしも安定しないため、弟の周公旦に位を譲る意志が述べられているからである。洛邑建設は天下を安定させるための条件として提言されているのである。したがって𣄰尊の銘の成王の誥中に引用されている武王の語も、実施された政策というよりは、むしろ克殷後に政治の方針として天に誓ったものであったと考えられる。

しからば、この𣄰尊の銘に武王の政治方針が引用されたのは何故であろうか。この銘の冒頭には「佳(成)王初鄭宅于成周」(これ成王初めて鄭りて成周に宅る)とあり、成王が成周の建設を終えて、西の宗周より成周に遷ったことが記録されている。それは成王の五年であったが、その年の四月に成周にあった京宮の大室において、𣄰に訓誡を与えたのであるが、そのとき𣄰は、宗の小子即ち周王室と同じ姫姓一族の小子という身分であった。その訓誡の内容は、𣄰の父が文王をよく補佐したので、文王は天の大命を受けられた。その文王を継いだ武王は、強大な商を倒したのち、この中国――即ち洛邑――に居を構えて民を支配しようと天に誓われたのだ。小子たる汝も、汝の父にならって、天の意に勤労し、天命を完成せよというものであった。したがって文王が受け、武王が継承した天命を完成して統治することが成王の任であるが、それには、武王の遺志にしたがって成周に居を構えることが必要になること、現在洛邑に建設した成周に姫姓一族を集めたのは、自分一個の意志によるものではなく、武王ひいては天の命を受けられた文王を継ぐためであることを訓すことを目的としたものであった。

このように、成王が文王・武王の遺志を強調した背後にはどのような問題があったのであろうか。それを明示するような資料はないが、姫姓一族の間に、その本拠である宗周への望郷心が強かったため、この洛邑成周に周の勢

三九九～四〇〇

力が定着することは、武王の遺志でありそれは文王の与えられた天命を周に保持することになると説得しなければならなかったと考えられる。武王の死後、三監の乱がおこると、周公旦は成王を奉じてその征伐を行うが、『尚書』大誥篇によれば、友邦の君及び尹氏・庶士・御事とよばれる諸官がそれに反対したのも、叛乱勢力が強大であったということによるのみではなく、再び宗周を離れることに対する不安があったのではないかと考えられる。したがって叛乱が鎮定されて数年のちに再び成周に出向することには、大きな抵抗があったであろう。それのみではなく、溯って、武王の時を考えても、克殷後、一度は洛邑に留まることを武王が宣言しながら、間もなく鎬京に帰還した理由も、従軍する姫姓の人びとの間に帰還を願う空気が強かったためではなかろうか。紂王を誅したとはいえ、その残存勢力はなお大きく、その制圧のために洛邑に留まろうとした武王が、帰還を望む人びととの対応に苦慮したのが、武王の心労の原因であり、結局武王自身も帰還せざるを得なかったのであろう。先に引用した二つの度邑の文の間にある省略した部分によれば、武王は周公旦に位を譲ろうとしているが、それは周公旦を王として洛邑に派して殷の残存勢力に対応せしめ、自らは宗周の姫姓一族を統率して姫姓の本拠を保持しようとしたのではないかと考えられる。この武王の希望は周公旦の受け入れるところとはならなかったが、武王の死後、管叔・蔡叔が周公を疑った理由には、この武王の態度が大きく影響したのではないかと考えられよう。

この武王譲位の話は、『史記』にも採録されていない。その理由は明らかではないが、譲位が実際に行われなかったということもあるが、武王とくに周公旦に対する儒家の立場からする評価が高く、その立場からすれば、そのようなことはあり得可からざることと考えられており、司馬遷もそれに従ったものと考えられる。しかし兄弟相続の可能性は全くなかったとは言いきれなかったのが当時の実情であることは、かつて既に指摘したところであり[11]、また『逸周書』世俘にあらわれる邑考と武王との関係を考えるときにも無視できない点であることを注意しておく[12]。

ところで、この犭可尊の銘文には、もう一つ武王に関する点がある。それは第一行の末尾から第二行にわたる「復稟珷王豊禱自天」という一段である。唐蘭氏は、豊は礼で、復稟珷王豊とは、「また武王の行った礼の通りにする」の意と解し、禱とは福祭、天は『詩』大雅下武の「三后在天、王配于京」(三后は天に在り、王は京に配す)の天と同じで、天室であり「禱自天」とは「福祭を挙行するにつき、天室より開始した」と解している。これに対して馬承源氏は稟字を不明とし、復□珷王豊禱を一句とし、自天を一句として断句する。禱は唐氏と同じく福祭とするが、不明の文字があるため句の意は説明していない。また天は天亡簋にあらわれる天室であり、具体的な一地点を示すものと説明し、且つこの二句に類似したものとして、徳方鼎の「王在成周。徙武王禱自蒿」(王は成周に在り。武王の禱を蒿より徙す)という文をあげている[13]。

唐蘭氏が亯と解した文字は、銹のため必ずしも明確ではなく、亯字とするよりはむしろ亯に従う文字の可能性が強い。何れにしろ明確ではないが、一応唐氏の解に従うのがよいと考えられる。また自天の天については、唐蘭氏は一応天室とはするが、下武の天は一般には上帝のいる天に解するのであるから、これを地上のある地点と解したのではなく、天上の宮室と解したものと考えられる。しかしこの天は馬承源氏の指摘する如く具体的な地点とするのが正しいとすべきであろう。その理由は、馬氏のあげた徳方鼎の自蒿の蒿が郭沫若氏、白川静氏や馬氏の解する如く鎬京と考えられるからである。そこで以下に少しく徳方鼎の銘について見よう。

徳方鼎の冒頭の王は成王であると考えられているが、この文の意味を理解する上で重要なのは徙字をどのような意味にとるかということである。郭沫若氏は、この徙字を待つの意に、禱を胙即ち祭祀に供えられた酒肉と解し、この文を、成周に滞在する成王が、不在中に鎬京で行われた武王に対する祭祀に供えられた酒肉が、成周に送られて来るのを待ったと解している。これに対して白川静氏は徙を侍と解し、徳が鎬京より成周に来たり、成王が行った武王に対する福祭に侍したと解している。一方馬承源氏は、徙字を改用の意味にとり、銘文にはあらわれていないが、これより以前に文王に対する或る祭祀が行われ、そののちにその祭祀とは別の福祭が武王に対して行われたと解した。しかし徳はこの武王に対する祭祀に参加したことによって賞賜を受けているのであるから、とくに徙字を改用の意味で使う必要もなく、武王に福祭を行ったことのみを記録すればよい。

しからば、この徙字をどのような意味に解すればよいのであろうか。私は馬氏が指摘するように、徙字には遷の意味があり、この徳方鼎の銘文では、この意味にとるのがよいと考える。すなわち武王の禱を鎬京より成周に遷したと解することになる。ただこの場合に禱は当然福祭の意味では通じ難く、また郭沫若氏のいう胙の意味であるとするにも疑問を感じる。私はこの禱字は甲骨文にも使用される如く、祼祭を意味する文字と解するが[14]、この徳方鼎

四〇一～四〇二

や犭可尊の銘では祼祭に使用した祼器例えば斝の如き青銅器を意味するのではないかと考えている[15]。また稟字の意味は受けると解すれば、犭可尊の銘においても通じると言えよう。さらに復字は、小臣謎簋では帰還の意、舀鼎では復命、鬲从盨では返還か修復の意に使用されているが、犭可尊の銘でも天室から成周にもどすの意にとることができる。豊字は唐氏の言う如く礼であり、したがって犭可尊の「復稟珷王豊禱自天」の一句は、武王が天室において行った祀礼に使用した祼器を成周にもどし受けたという意味になる。しかも犭可尊の銘文によれば、天室より祼器を移したことは、当時の周の人びとにとっては重大な事件であったことがわかる。というのは、この犭可尊の銘の末尾に「隹王五祀」という紀年を記録しているが、「隹王初鄸宅于成周、復稟珷王豊禱自天」という二句を冒頭にかかげて、この五祀がどのような年であるかを明示しようとしているからである。この二句につづいて、四月に京室において犭可ら宗の小子に対する訓誡が行われたことを記録しているから、恐らくこの京室における行事は、成王が成周に遷ったことに関連して行われたのであるが、成周遷宅に際して、武王の祼器を天室より成周に迎えたことは、成周そのものの意義を一層重視させることになるし、また徳方鼎によれば武王の都であった鎬京からも祼器を移すことが行われているから、この成王による洛邑への遷宅は重大な決意にもとづいて行われたことがわかる。

それはさておき、犭可尊の冒頭の第二句を以上のように解すると、当然ここで天亡簋の銘文が問題となる。この天亡簋の銘は、「乙亥、王又大豊。王凡三方。王祀于天室、降。天亡又王。衣祀于王」(乙亥に、王に大豊―大礼―あり。王は三方に凡―祭祀―す。王は天室に祀り、降る。天亡は王を又―右―く。王に衣祀す)という文で始まる。この王が誰であるかは説の分れる所であるが、武王とするのが妥当と考えられる[16]。したがって乙亥の日に、武王によって大礼が行われ、その一は三方を凡し、第二に天室で祀り、さらに第三として王における文王に対する衣祀が行われたことが明らかになる。大礼には三つの独立した祭祀が含まれていた。第三の衣祀は、殷の甲骨文では、多くの複数の先王の合祭として行われたと考えられているが、島邦男氏の指摘もある如く[17]、一人の先王に対して行われる場合も、極く稀にはあることから見て、必ずしも合祭と解する必要はない。この天亡簋の場合は、その後文から考えて、文王に対する祭祀であったと考えられる[18]。その祭祀の場所である「王」とは、白川静氏の言われるように、王所であり、武王が駐留していた場所である。しかもこの王所は宗周鎬京にあったのではなく、洛邑かそれに近い所であったと考えられる。しかし成周に対する王城ではないであろう。武王のときにはまだ王城も成周も建設されていないからである。したがってこの王所は洛邑附近の何処かであるということになるが、その理由は天室とよばれる地が洛邑から余り離れた所ではないと考えられるからである。すなわちこの天亡簋の天室はさきに引いた『逸周書』度邑の天室であり、度邑によればこの天室は伊河・洛河の流域から遠くはないと書かれているのである。天亡簋の天室を度邑の天室に比定したのは、清末の徐同柏に始まり、楊樹達・陳夢家の各氏に及んでいるが[19]、これらの各氏は、この天室を特定の具体的な地点とは考えず、むしろ太室・明堂の意味に解しようとしている。さきにふれたように唐蘭氏も同じである。しかしこれは馬承源氏の指摘したようにある一地点を示すとするのがよく、度邑の天室もそのように考えられる[20]。『逸周書補注』の著者である陳逢衡は、「天室、王者建都之地、謂殷邦也」[21](天室とは、王者の都を建つるの地、殷邦を謂うなり)と解している。天室をある一定の地域と解しているわけである。甲骨文によれば、殷の人びとは自らを天邑商と称したのであるから、この陳氏の解釈は一見妥当のように見えるが、この天亡簋には、祭祀において王を輔佐した天亡なる人物があらわれることから見て、この天室は天亡によって統率されていた地域であったと考えられる。しかも度邑にはこの天室が数回あらわれること、克殷後の武王にとっては重要な地であったことがわかる。おそらく上天の神を祭る聖地が天室であったのであり、この天室に依拠すれば、天命を保持して民を支配することができると考えられたのであろう。天亡はこの天室の統率者であると同時に天の司祭でもあったと考えられる。しかもこの天室が洛邑に近い地であったのである。したがって犭可尊の天もこの度邑の天室であったと考えられるのである。

つぎに、天亡簋の「凡三方」の意味について見る。この三方とは郭沫若氏の南北東と解する説が妥当と考えられる[22]。郭氏の指摘するごとく、周は西に根拠をおくものであったから、西方への考慮は必要なく、それ以外の南北東の三方に関心が向けられていたのである。ただ郭氏はこの三方を度邑と関連させていないが、この三方こそ度邑において、三塗・嶽鄙・河宛によってそれぞれ代表される南・北・東の三方であったのであり、凡と呼ぶ祭祀によって、この三方を祭ったものと考えられる。しかもこの三方は、天室をはじめ洛邑一帯をふくむ地域を中心として考えられていたのであり、犭可尊銘の中国という語は、このような意味にもとづく中土、中心の地であったのである。

四〇三～四〇四

かつてふれたように、殷代にあっては、商すなわち殷を中心にして、東西南北の四方があり、それに対応して、商の神としての帝と東西南北四方のそれぞれの神が意識されていた。しかもこの五神は本来同じ性格であり、同等のものであったが、殷の勢力が強くなるにつれて、帝が一段上位を占めるようになった。[23] この甲骨文にあらわれる帝が、猂尊銘の「告于天」の天と同一のものであるか否かということは必ずしも断定できないが、中央をふくめた殷代の五方の観念に類似したものは周にもあったと考えられる。というよりも殷の考え方は、克殷以前の周においてもそのまま行われていたと考えられる。[24] 周の人びとは克殷以前にも自分たちの根拠地である酆・鎬の地を中央と考えていたのではなく、おそらく殷のあった河南の地を中央と考えていたであろう。したがって殷を打倒することは、即ち中央を手に入れることであり、この中央に居を占めることによって、四方を支配することが可能となると考えていたのである。その際、周にとって新たに立ち向かうべきものこそ、南北東の三方であり、その三方を象徴するものが、度邑の三塗と嶽鄙と河宛とであった。天亡簋において三方に対して行われた𠕋という祭祀がどのような意味をもった祭祀かは明らかにできないが、三方の神に対する鎮魂の祭祀ではなかったかと考えられる。その上で天室においても天の祭祀が行われ、四方の支配を天の神に誓告したのであり、さらに四方を支配すべき天命を受けた文王を王所において祭祀したものと考えられる。したがって武王が天室において天に誓告する祭礼を行った際の禜—祼器—を成周に移すことは、成王が成周に遷宅することが、実は武王の遺志を継ぐものであることを世人に明示するものであり、姫姓の一族に対して、洛邑への定着を決断させるために必要な行為であったのである。

以上の如く、猂尊銘を中心としながら、天亡簋、『逸周書』度邑の三者を対比させて得られた結論は、滅殷後の周王朝にとって、東方支配のためには、洛邑を確保することが重要な鍵とされたが、そのことは従来通念として成王・周公によるとされて来たのとはことなり、すでに武王によって企図されており、成王の東征後における成周の建設はその武王の遺志を継承するものとして行われたことが明らかになったと言えよう。しかし此処には一つの大きな問題が含まれている。それは最初にも述べたように『逸周書』という書物のもつ信憑性如何という問題である。しかし逆に本稿において見た如く、猂尊銘という確実な資料と対応させることによって、『逸周書』のなかに伝承されて来た史実、或いは一歩を譲って史実の反映といってもよいが、それを読みとって、歴史を再構成することも、

四〇五～四〇六

歴史研究の重要な方法であると言わねばならない。

二　洛邑のもつ機能と構成

このように、西周王朝創立者である武王によってその重要性が説かれ、周公・成王によって大規模な新しい都邑の建設が行われた洛邑成周は、ではどのような機能を果たしたのであろうか。その第一は東方—北・南を含む—の政治的支配である。そのことを最もよく示すのは、令彝の銘文の前半である。すなわち

佳八月、辰在甲申。王令周公子明保、尹三事四方、受卿事寮。丁亥、令矢告于周公宮。公令徃同卿事寮。佳十月月吉癸未、明公朝至于成周、徃令。舎三事令、眔卿事寮眔諸尹眔里君眔百工。眔諸侯侯甸男、舎四方令。既咸令。

(これ八月、辰は甲申に在り。王は周公子明保に令し、三事・四方を尹し、卿事寮を受けしむ。丁亥に、矢に令して周公の宮に告げしむ。公は徃でて卿事寮を同ぜしむ。これ十月月吉の癸未に、明公は朝に成周に至り、徃でて令す。三事の令を舎するに、卿事寮と諸尹と里君と百工とともにす。諸侯たる侯・甸・男とともに、四方の令を舎す。すでに咸く令す。)

である。この銘文に示される三事と四方の令とは、本論において検討した如く、[25] 当時の王畿内と畿外諸侯領をふくめた、いわば当時の世界—天下の統治に関する政令であり、これが、わざわざ宗周から派遣された明公によって成周洛邑において布告されたことは、この洛邑が西周王朝にとって如何に重要な地であったかを示していると言えよう。かつて指摘したように、洛邑は、当時の東方・北方・南方への交通路の分岐点であり、殷を倒したのち、周の勢力がこの三方に伸びる際にはすべて、この洛邑を出発点としていた。[26] したがって、この地は当時の軍事的拠点としても重要であったのであり、特に南方の淮夷・南夷に対する軍事行動においては、例えば彔戎卣の銘文

王令戎曰、𢦏、淮夷敢伐内国。汝其以成周師氏、戍于𨸏𠂤。

(王が戎に令して曰く、「ああ、淮夷あえて内国を伐てり。汝それ成周の師氏を以いて、𨸏𠂤に戍れ」と。)

或いは敔簋の銘文

佳王十月、王在成周。南淮夷遷及、内伐湹・昴……中略……陰陽洛。王令敔、追御于上洛炂谷。至于伊、班。……中略……佳王十又一月、王格于成周大廟。武公入右敔、告禽、馘百、噝卅。王蔑敔暦、吏尹氏受。贅敔圭瓚・□・貝五十朋。錫田于敜五十田、于早五十田。……下略

(これ王の十月、王は成周に在り。南淮夷が遷り及んで、内て湹・昴……陰と陽の洛を伐てり。王は敔に令して、追いて上洛の炂谷に御がしむ。伊に至りて、班る。……これ王の十又一月、王は成周の大廟に格れり。武公は入りて敔を右け、禽を告げ、馘は百、噝は卅なり。王は敔の暦を蔑し、尹氏をして受けしむ。敔に圭瓚・□・貝五十朋を贅れり。田を敜に五十田、早に五十田錫えり。……)

などが、洛邑の重要性をよく示している。特に後者では、周王—厲王と考えられる—自ら成周において出軍の下命、凱旋した敵からの献捷を受けている。

そればかりではなく、経済的な収奪においても、洛邑は重要な機能を果たしており、兮甲盤の銘文

上略……王令甲、政嗣成周四方責、至于南淮夷。淮夷旧我員晦人。毋敢不出其員其責。其進人其賓、毋敢不即餗即岑。敢不用命、則即刑㒸伐。其佳我諸侯百姓、厥賓毋不即岑。毋敢或入繎宄賓。則亦刑。……下略

(……王は〔兮〕甲に令し、成周の四方の責—責—を政嗣し、南淮夷に至らしむ。淮夷はもと我が員晦

四〇七～四〇八

の人なり。あえてその員とその責とを出ださざることなかれ。その進人とその賓とは、あえて餗に即き岑—市—に即かざることなかれ。あえて命を用いざれば、すなわち刑に即けて㒸伐せん。それこれ我が諸侯と百姓は、その賓は岑に即かざるなかれ。あえて繎—蛮—に入りて賓を宄むことあるなかれ。すなわち亦た刑せん。……)

によれば、成周には四方—即ち畿外からの租などが集積されていたことがわかるし、また南夷・淮夷などの帛や租のほか労役の民や貢納品、或いは諸侯や百姓—多くの血族集団—などの貢納品もおそらく成周の洛邑に集められていたことも明らかである。

このように、洛邑が政治・軍事・経済の各面において重要な機能をもっていたことは、その地理的、特に交通上の要衝に位置していたことによる所が大きく、その重要性がすでに武王によって認識されていたのである。武王の時代には、此処に大々的に新しい邑を建設する時間的な余裕も政治的な条件もなかったのであるが、武王の死後に起きた所謂三監の乱を契機にして、洛邑確保の必要性が周公や成王に改めて痛感され、その平定後に、成周の建設が行われ、殷の遺民をここに集めるとともに、周からも可成りの貴族などが派遣され、周王自らもしばしば成周に出かけていたことが、金文によっても知られる。

ところで本論第三章においても述べたように、洛邑成周は、王畿内にふくまれていたのであるが、ここに集められた殷の遺民は、どのように扱われていたのであろうか。例えば『尚書』君陳編の序の

周公既没。命君陳分正東郊成周。作君陳。

(周公すでに没す。〔成王は〕君陳に命じて東郊の成周を分ち正さしむ。君陳を作る。)

或いは、同畢命編の序

康王命作冊畢、分居里成周郊。作畢命。

（康王は作冊の畢〔公〕に命じ、居里を成周の郊に分たしむ。畢命を作る。）

などは、成王或いは康王が、成周に集められた殷の頑民を、善悪によって分けて住まわせたものであると、古来理解されて来ている。しかし、この二つの書序は、いずれも本文そのものが偽古文尚書であるばかりではなく、序そのものが非常に簡単な文であるため、具体的にどのようなことが行われたのかは明らかにできないが、楊寛氏の言うごとく、成周の殷の貴族に対する監督・管理が行われたことを示すものであることは確かである。(27) 私はおそらく、本論第三章でのべた宗周において行われた「郷」の原型としての𠂤—師—とよばれる地域組織兼軍事組織に類似した組織が、この成周に集められていた殷の遺民に対しても行われていたのではないかと考えている。例えば曶壺の銘文

佳正月初吉丁亥、王格于成宮。邢公内右曶。王呼尹氏、冊令曶曰、叓乃祖考、作冢嗣土于成周八師。

（これ正月初吉の丁亥に、王は成宮に格る。邢公は内りて曶を右く。王は尹氏を呼んで、曶に冊令せしめて曰く、「なんじの祖考を叓—継—いで、成周八師に冢嗣土となれ」と。）

によれば、成周の八師に嗣土と言う土地を管理する官が置かれていることが知られる。この成周八師はまた殷八師ともよばれ、周人によって構成されて宗周に設置された西の六師に対して、東の成周に設置された殷人より構成された軍団であると理解されるが、おそらく殷人を成周に移住させる際、一定の土地を与えて生活させながら、非常の場合には、軍団を編成して出陣させることを義務づけたものと考えられる。このほか、十三年𤼈壺の銘文によれば、成周に嗣土の官がおかれていたことが明らかである。(28) この嗣土は言うまでもなく土地の管理を主たる職務とする官であるが、嗣馬・嗣工とともに西周王朝の支配構造の基本を構成する。現在のところ特に成周の嗣馬・嗣工に関する資料は発見されていないが、おそらくこの二つも設置されており、これら参有嗣によって洛邑成周の管理が行われていたものと考えられる。最初にあげた㺇尊の銘文によれば、少くとも成王のある時期に、西周王朝を構成する可成りの部分の人びとが、一度は成周に移る施策がとられたと考えられ、また敔簋の銘文によれば、成周にも王室の大廟がおかれていたのであるから、宗周と同規模の王宮や政治機関が設置された可能性が強い。もっとも㺇尊そのものが西安より西の宝鶏市で出土したこと自体、西周貴族の宗周への回帰の意向が非常に強いものであったことを示しているとも言えるが、しかし兮甲盤や敔簋がいずれも西周後期のものであることは、西周時代を通じて、洛陽が東方・南方・北方支配の重要な拠点としての役割りをもちつづけていたことを示していると言える。むしろ西周後期になって、その重要性が再び意識されはじめた可能性もある。というのは、周原を含む宗周の地が、貴族の釆邑に分断され、また王朝が直接管理する「師」—『周礼』に言う「郷」の原型としての—の地域や公邑の多くの部分についても貴族に管理を委ね、貴族による管理権の世襲が進行したため、王朝の収入が減少し、それを補うために成周洛邑に集められた四方の租や貢納が重要になったと考えることもできる。(29)

ところで、この洛邑には、西周王朝によって王城が現在の洛陽市の西郊にある漢の河南県城の位置に築かれ、東郊の漢・魏の洛陽城の地に成周城が築かれていたと伝えられている。即ち西に周王や周の貴族の宮殿や居宅を含む王城があり、東に殷の遺民を中心とした政治的な意味の強い成周城が築かれたと言うのである。これに対して、王城と成周城とは同じ場所に、王城を内城、成周城を外城として築かれたとする考えがある。現在の所、考古学的な調査で見る限り、漢魏洛陽城周辺には殷周時代の遺蹟の分布は少く、洛陽市東郊の瀍河が凡その東限をなしているように考えられる。したがって王城と成周城との関係は、後説のほうが妥当のように考えられ勝ちである。(30) しかし、王城はとも角、成周城が果たして築かれていたかどうかは疑問であると思う。先にふれた如く、漢河南県城址よりも西の地域に西周の中心があったと推定されるが、おそらく、洛陽地域内のより西に偏した現在の新安県寄りに周王朝の中心がおかれていたと考えられる。その理由は、北の邙山と南の崤山の間を東流する澗河が、洛河・伊河下流から嵩山の北麓にかけて拡がる平地に流出する地点こそ、西安と洛陽とを結ぶ交通路の東の関門になっており、此処を掌握することは、宗周と成周との交通を確保するために重要であるとともに、東の平地に配置した兵農を兼ねた殷の八師をはじめとする殷の遺民を監視するためにも、或いはその叛乱に備えるためにも有利であったからである。この洛陽から偃師県・鞏県を結ぶ洛河とその北岸の邙山を北界とし、嵩山山系を南界とし、嵩山の支脈を東界とする平地は、東西は五〇粁、南北は二五粁の面積をもち、其処に殷の八師などの地域組織が作られ、土地を与えて日常の生活を維持させながら、戦時には軍団を編成させたと考えられる。これがおそらく成周とよばれた地であり、王城はその西端に、成周にふくめて位置させられていたものと考えられる。従って成周の大半の地域は農業地域であり、しかも自然の地形によって周囲を守られていたことは、おそらく城郭を必要としなかったであろうし、周人にとっては、むしろ「成周城」というものを築き、其処に殷人を集住させるほうが危険であったと考えられる。洛陽から新安・澠池を経て三門峡に至る道は、現在の隴海線の道でもあるが、その道は、南北の両側に山が迫った険しい自然であり、函谷関によって東からの進攻を容易に禦ぐことができたのであるが、その意味から見ても、西周時代の洛邑の中枢機構は西寄りに設けられていたと考えるのが妥当であり、(31) 殷の遺民はその東の平地に配置されていたものと考えるべきであろう。

四〇九～四一〇

註

(1) 中華書局点校本『史記』一二九頁及び張文虎『校刊史記集解索隠正義札記』巻一参照。
(2) 朱右曾『逸周書集訓校釈』巻五度邑第四四（『皇清経解続編』本）による。
(3) 註（2）。
(4) 註（2）。
(5) 陳逢衡『逸周書補注』巻一一度邑解第四四による。
(6) 唐蘭「㺇尊銘文解釈」、馬承源「何尊銘文初釈」、張政烺「何尊銘文解釈補遺」（以上 文物 一九七六年第一期）。
(7) 『逸周書』巻五作雒解第四十八孔晁注。『尚書』の洛誥篇や召誥篇の「其自時中乂」（それこの中より乂めん）という語もまさにこの銘の「この中国に宅りて、これより治めん」を伝え承けた語であることは言うまでもない。
(8) 拙稿『中国古代王朝の形成』第二部第四章「姫姓諸侯封建の歴史地理的意義」第四節・第六節。
(9) 丁宗洛『逸周書管箋』附録撫訂下訂地。
(10) 拙稿「先秦時代の都市」第五節（神戸大学文学会 研究 第三〇号）。この論文発表後に、洛陽博物館「洛陽北瑶西周墓清理記」（考古 一九七二年第二期）、「洛陽龎家溝五座西周墓的清理」（文物 一九七二年第一〇期）が発表され、現在の洛陽東郊において西周前期以降の墓が多数存在することが明らかにされているが、それも瀍河の西岸に集注しているから、東の漢魏洛陽城附近までその分布は及んでいないと考えられる。
(11) 拙稿『中国古代王朝の形成』第一部第三章「祖先祭祀と貞人集団」おわりに参照。
(12) 邑考は、『逸周書』の注釈では、文王の子、従って武王の兄とするのが普通である。しかし邑考と呼ぶように、「考」を附してよぶのは、父親或いは父と同世代者を示すときに使用すべき語であり、また武王の妃が邑姜とよばれていることから考えると、兄とすることには疑念を感ずることを注意しておく。
(13) 徳方鼎については、上海博物館『上海博物館蔵青銅器』（上海 一九六四年）、郭沫若「由周初四徳器的考釈説到殷代已在進行文字簡化」（文物 一九五七年第七期）、馬承源「徳方鼎銘文管見」（文物 一九六三年第一一期）、白川静「金文通釈」一〇（白鶴美術館誌 第一〇輯）参照。
(14) 島邦男『殷墟卜辞研究』頁二六六、なお白川静氏も史獣鼎の考釈（「金文通釈」七 白鶴美術館誌 第七輯）では、禴の従う鼻を祼に解されている。
(15) 王国維「再与林博士論洛誥書」（『観堂集林』巻一）参照。
(16) 天亡簋銘文全文の考釈は、別に論じたいと考えているので、本稿では必要な点についてのみ私見を簡単に述べ、特に必要ある以外は、一々先人の説にはふれない。
(17) 島邦男『殷墟卜辞研究』頁二八〇。
(18) 白川静「金文通釈」一（白鶴美術館誌 第一輯）。
(19) 徐同柏『従古堂款識学』巻一五、楊樹達『積微居金文説』巻六、陳夢家「西周銅器断代」（考古学報 第九冊）。
(20) 註（6）。
(21) 註（5）。
(22) 郭沫若『両周金文辞大系』考釈 大豊簋。

四一一～四一二

(23) 拙稿『中国古代王朝の形成』第一部第二章「宗教の政治的意義」。
(24) 『史記』周本紀にも見える如く、文王は西伯と称していた。また最近陝西省岐山県で発見された西周早期の甲骨文にも周方伯の語が見られることから、このように考えられる。
(25) 本書本論第四章。
(26) 註(8)。
(27) 楊寛「西周初期東都成周的建設及其政治作用」(歴史教学問題 一九八三年第四期)。
(28) 十三年瘨壺の銘文の冒頭に、「隹十又三年九月初吉戊寅、王在成周嗣土淲宮」(これ十又三年九月初吉の戊寅に、王は成周の嗣土たる淲―人名―の宮に在り)とある。
(29) 于逢春「周平王東遷非避戎乃投戎解」(原載 西北史地 一九八三年第四期、復印報刊資料先秦・秦漢史一九八四年第一期所収による)は、西周末宣王・幽王の頃に陝西地方は旱魃や地震など天災に襲われたことが、東遷の重要な原因の一つとなったとする。鄭や虢などの東遷が西周滅亡以前に既に行われていたことを考えると、このような天災による経済的な打撃と人心の動揺も見逃すことのできない直接的な理由であったと考えられる。
(30) 註(10)。
(31) 函谷関は戦国から漢初にかけては、現在の霊宝県の東に置かれており、西漢時代に、東の現在の新安県の東に移されている。このことも、現在の隴海線の経路が、限られた交通路であったことを示しているし、洛陽の西の地域の重要性も示していると考えられる。

四一三〜四一四

附論 四　中国青銅器とその背景

はじめに

古代文明の指標は何かと問われれば、少くとも中国に関する限り、青銅器の発明であると答えることに躊躇しないであろう。そのほか、文字の発明とか、王権の成立、都市の発生なども、古代文明の性格を構成する重要な要素であることはいうまでもない。青銅器を含むこれらの要素は、オリエントを始め、殆んどの古代文明に共通するものである。しかし文明によってそれぞれに特色があり、オリエントや中南米の古代文明では神殿が、インダスでは都市、エジプトではピラミッドがまず念頭に浮ぶように、中国では青銅器がその大きな特色となっている。

青銅器は、銅と錫の合金で鋳造された道具であり、斧鉞・矛・戈などの武器も盛んに造られたが、中国で最も発達したのは、一般に彝器と呼ばれる、主として祭祀や祭祀後の饗宴に使用された容器である。用途によって、器形や大小も様々であり、また器の表面に鋳出される奇怪な動物文のもつ不思議な美しさなどは、他の文明には類を見ないものである。その美術的な価値は、世界的に高く評価され、各地の博物館などが競って蒐集したものである。

しかし重要なことは、これらの青銅器が、最初から美術品として製作されたものではないという点である。これはあくまでも宗教的な情念をこめて造られたものであり、器にも、文様にも神への畏敬の念をこめて造られたものである。中国の青銅器に見られる美しさは、こうした宗教的な美しさであることを忘れてはならない。

例えば、殷から西周時代前期にかけてほとんどの青銅器に表現される饕餮文と呼ばれる怪獣文は、古代人が創造した動物の文様であるけれども、それは祖先の霊であると考えたり、あるいは器に容れた酒や食物を悪霊から護る邪視であるといわれている。現在のわれわれには、それが正確には何であるかを明らかにはできないが、その眼をじっと見ていると、何かいいようのない不安にかられるようになることは事実であり、霊の世界が表出されていることだけは感得できる。

では、このような不思議な文様を伴った青銅器に何を容れ、何のために使用したのであろうか。容器としての目的は大別して三つに分れる。その一は酒器であり、さらに目的にしたがって、飲酒用の觚・觶、酒を温めるための爵・角・斝・盉、酒を貯える尊・方彝・罍・卣・壺・觥などに分れる。このうち温酒器はいずれも、三本(稀に四本)の足がつき、直接火にかけるのに便利な形になっている。しかし、爵は飲酒用の器であるとする説もあり、まだ不明の点がある。第二は食器であり、これもさらに調理用の鼎・鬲・甗と、調理した食物を盛る簋・盂・簠・盨・敦・豆に分れる。第三は水を容れる器で、盤・鑑と、盤に水を注ぐための匜である。このほか、鐃・鎛などの楽器もある。これらの名は、青銅器そのものに書き込まれているものもあるが、大部分は後世の人が古典などに載せられた祭祀用の器具の名によって名付けたものであるため、時に不確実なものがある。しかし、いずれも、祖先などの霊を祭る際に、酒や食物を容れて供えられたものである。楽器にしても祭祀において神の徳をたたえた詠唱のリズムをとるためのものであり、その鐘の音色に誘われて神の霊が祭場に降臨したのである。それとともに、神に供えられた酒食は、一族の人々に饗され、神と同じものを飲食することによって、神との同一化、一族の団結の強化が図られた。

このような青銅器は、中国古代の殷王朝のとき、西紀前一六〇〇年頃から造られはじめ、戦国時代を経て、秦漢時代まで盛んに使用されたが、上述のような器種が常に使用されていたのではない。例えば、調理用の鼎は各時代に使用されるが、鬲は戦国時代には減少してしまう。盛食用の簋も西周時代末から簠や盨に交替し、戦国時代には敦や豆が一般化する。特に変化の激しいのは酒器で、西周時代後期になると、飲酒や温酒の器は造られなくなり、貯酒用の壺・尊・罐などが存続するに過ぎなくなる。このような変化は、当然これらに代る器が漆器などで作られたからであろうが、祭祀の儀礼の変化や、あるいは酒の製法やその品質が変化したことによるものと考えられるが、こういった点なども現在では分らないのである。しかし殷の青銅器の中心が酒器におかれているのに対し、西周時代中期以降が、鼎・簋の食器に中心をおいていることは、西周時代中期に祭祀の儀礼、その背後にある宗教意識に大きな転換があったことを示していると断言することはできる。

このような器種の変化とともに、文様にもやはり時代的な変化がある。殷や西周前期に盛行する饕餮文やその変形である夔竜文、鳥を主題とした夔鳳文は、西周後期になると、幾何学的な竊曲文や鱗文などに完全にとって代わられる。夔竜文は極端に変形して蟠螭文となる。したがって、西周中期以降になると、文様の持つ宗教的な神秘性は失われてしまい、戦国時代になると、蟠螭文なども、金や銀を象嵌して表現されるなど華麗さが求められている。このような文様の変化も、宗教意識の変化によるものであることはいうまでもない。このような変化を一口にいえば、宗教から饗宴の重視へということができる。

四一五〜四一六

(一) 神霊の世界

西紀前一〇〇年頃、中国では漢という王朝が、皇帝武帝を頂点として、強固な官僚組織によって全土を支配し、北の遊牧民匈奴を圧倒して、中央アジアにまで勢力を伸ばしつつあった。これは単に漢という一王朝の勢力が絶頂に達していたことを示すばかりではなく、千数百年にわたって発展してきた中国古代文明そのものが、一つの転機に達していたことを示すものであった。その時一人の歴史家が、中国文明の歴史を執筆していた。中国の歴史家の父といわれる司馬遷の『史記』である。

彼によると、中国の歴史は黄帝と呼ばれる帝王から始まり、以下四人の聖天子を経て夏という王朝となる。黄帝以下の五人がいずれも個人の美徳によって位を譲られたのに対し、夏王朝は最初の世襲王朝であり、第十七代の桀王に至って滅亡し、殷王朝がこれに代わった。黄帝以下の五王の記載は、儒家の道徳思想によって潤色をうけ、実在の人物とは考えられないのに対し、夏王朝に関しては、現在でも多くの研究者がその存在の可能性を否定していない。むしろ最近の新しい考古学的な発見をもとにして、積極的にその存在を主張する説も出されて、学界の論争となっている。

これに対して、次の殷王朝の存在については、今や誰一人疑うものはない。それは何故か。殷の人たちが書いた記録そのものが地下から発見されたからである。この記録は、甲骨文あるいは卜辞と呼ばれるもので、亀甲や牛の肩甲骨に刻してあるので、甲骨文と呼び、またその内容が卜占の記録であるので、卜辞と呼ぶ。

甲骨文が発見されたのは、現在の河南省安陽市北郊小屯村の一帯であった。この地は古くから殷の都の跡という伝えがあった所であり、発見された甲骨文には、『史記』に伝えられてきた殷の王系が、殆んどそのまま記録されていることが明らかにされた。しかも『史記』に一部誤りがあることが現在では明らかになっている。これが機縁となって、この地一帯の発掘調査が行われることになり、多数の宮殿址や王墓などが発掘された。青銅器や甲骨文が多数発見されたこともいうまでもない。それらの資料の研究を通じて、殷の文化や社会の構造も明らかにされてきた。しかしそれと共に、この安陽市北郊の遺跡が、殷王朝の後期の遺跡であり、甲骨文も第二十二代の王武丁の時から第三十代帝辛（紂王）までのものであることが明らかになった。古代における文化の継承関係をたどるときに重要な指標の一つが土器の形態上の類似であるが、新石器時代の最後である竜山文化の土器と安陽などで発見される殷の土器との間には、連続できない部分が多いし、また殷の青銅器が、既に発達しきったものであるのに、その前段階に当るものが見当らないこともあって、竜山文化から小屯の殷の文化に到達するまでに、何が、どこで起きていたのかということが、問題になってきたのである。

この問題は、中華人民共和国になって、各地で行われ始めた発掘調査によって、次第に明らかになりつつある。その詳細は飯島武次氏が述べられる所に譲り[1]、簡単に結論のみを紹介することとしよう。

殷早期の文化は、河南省中部の黄河南岸流域と、北は山西省南部の汾河下流域から涑水河流域を中心として分布している。その遺跡の多くが、黄河の本流よりも、その多くの支流に沿って存在しているのは、当時の土木技術によっては、黄河のような大河の水を制御し利用することが困難であるのに対し、中小の河川であれば、その水を農耕に利用することが可能であったからである。

この早期の文化は、現在の洛陽市の東、偃師県二里頭において典型的な遺跡と遺物が発見されたので、二里頭文化とも呼ばれる。この遺跡の中央には、周囲に廻廊式の塀をめぐらした一万平方メートルに及ぶ敷地の北部に、東西約三六メートル、南北約二五メートル、高さ数十センチの基壇を造り、その上に東西三〇・四メートル、南北一一・四メートルの殿堂の遺址があった。この堂は南北両面が八間、東西がいずれも三間、屋根は四注式であったと考えられている。この堂内には現在では、柱や壁などの痕跡が残っていないため、どのような構造であったかは明らかになっていないが、当時の一般住居が一五平方メートル前後の床面積しかもっていないことを考えると、この堂がいかに大きなものであったかがわかる。しかもこのような殿堂の存在は、この地にかなり大きな政治勢力があり、その中心には王がいたであろうと想像させることは当然である。その王がおそらく夏王朝を倒して、殷王朝を創設した成湯大乙であったろうとされている。

しかし二里頭の発掘も、遺跡の一部が行われたに過ぎず、甲骨文などのような記録もまだ発見されていないので、確実なことはいえないが、ここから発見される土器は、明らかに竜山文化から殷文化に一歩を踏み出したものであり、特に爵と呼ばれる器が出現することは、殷文化の特色がすでに始まっていることを示している。それとともに、小型ではあるが、青銅器が造られる。小型の鏃とか鑿・小刀のほか、鈴などとともに青銅製の爵も鋳造されている。挿図22はこの偃師県二里頭出土の爵であるが、これを殷中期の爵（挿図23）や殷後期の爵（挿図24・25）と比較すると、まず文様が全くない、素朴なものであることがわかる。二里頭からはこのほかにも数点爵が発掘されたが、いずれもこれより簡単で、流口の根もとの柱もない。しかも殷後期の青銅器と比較すると、金属としての地肌が粗い。このことは、青銅に、銅や錫以外の夾雑物が多いことを示しているといえよう。後期のような金属のもつ冷たい光沢もなく、重量感もないが、それとは別な軽快なシャープさを感じさせ、この鋳造技術者の感覚の鋭さをよく示している。しかし、その数量からいっても、種類の少なさから見ても、青銅技術としては、初歩的な段階であったといえよう。

ところで、殷中期や後期の墓から青銅器が発見される際、爵と觚（挿図26・27）とが対になっていることが多い。觚は酒を飲むための、一種の杯であると考えられている。二里頭文化でも、土器では、爵とともに觚が発見されている。器の形のみから見れば、觚の方が単純であり、鋳造が容易と考えられる。これに対し爵は、注口である流と尾があり、しかも腹部はかなり強くくびれ、底部で再びふくらむという複雑な形態であるから、鋳型を作るにも、

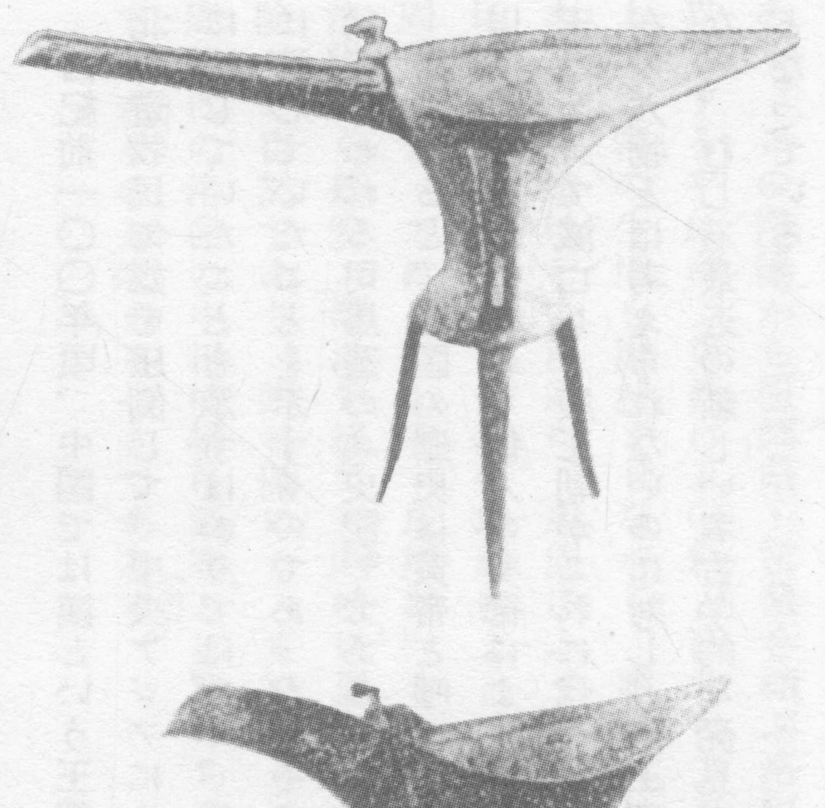

挿図22　二里頭出土平底爵

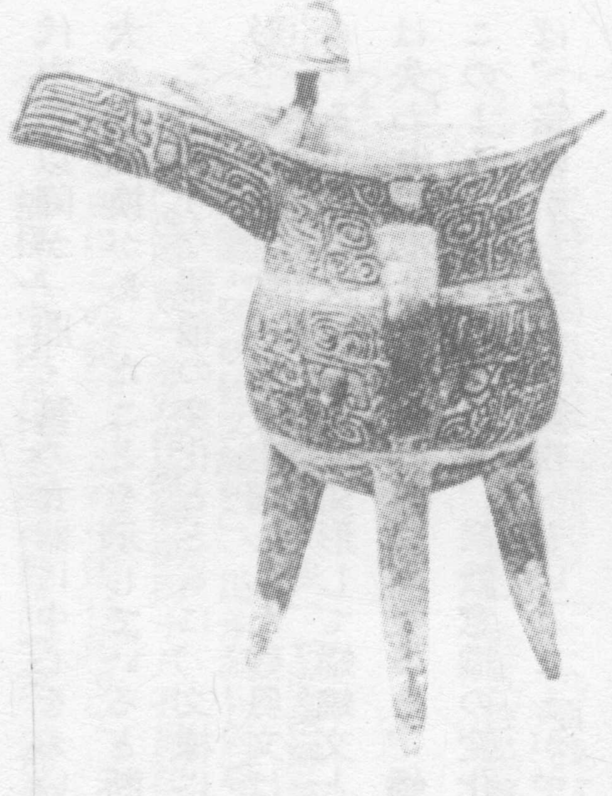

挿図25　単柱饕餮文爵

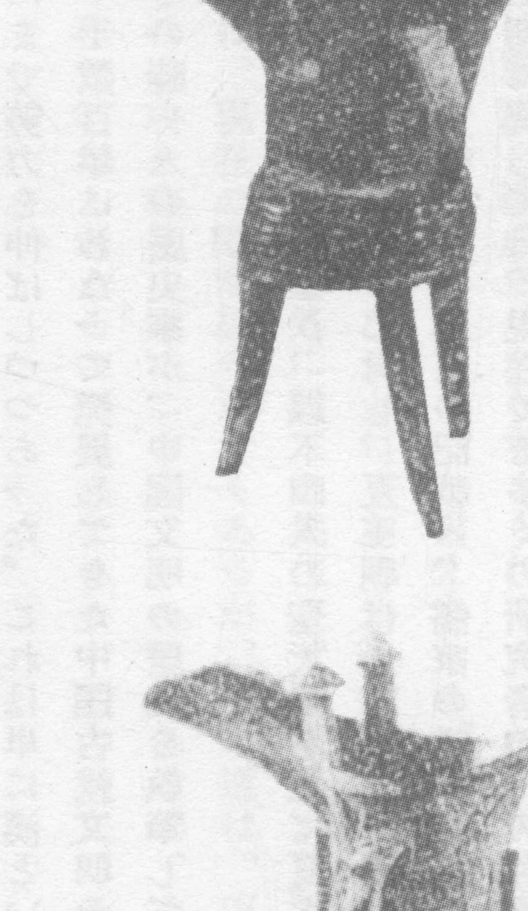

挿図23　(二里岡期) 平底爵

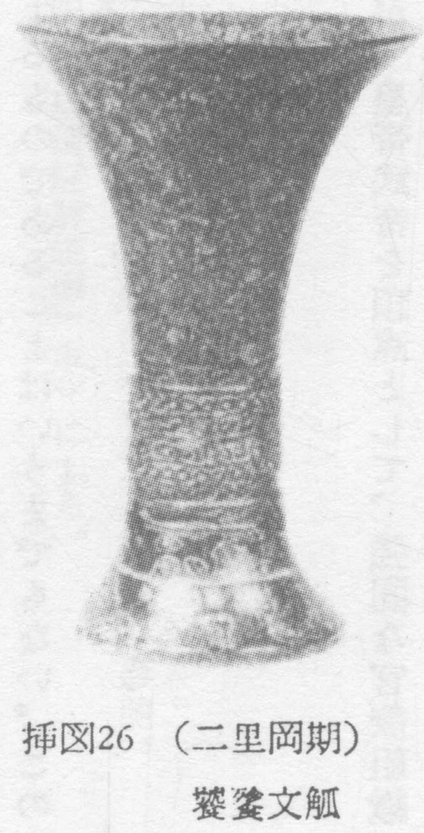

挿図26 (二里岡期)　饕餮文觚

挿図24　饕餮文爵

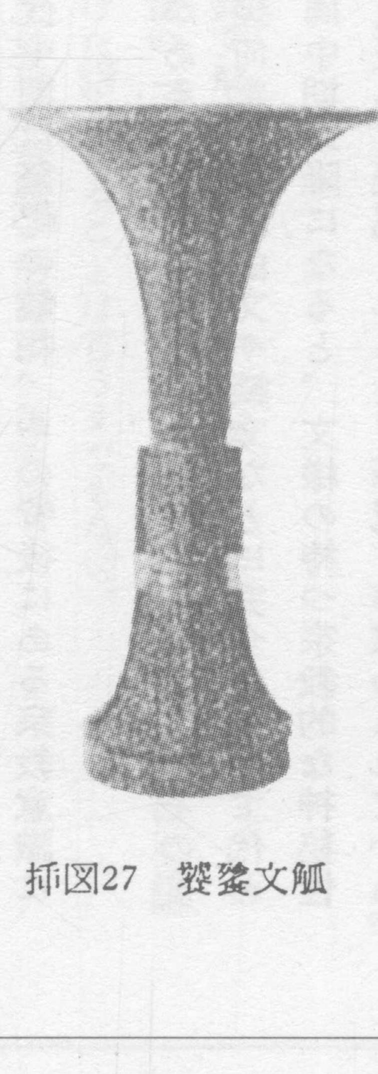

挿図27　饕餮文觚

技術的な困難があった筈である。足や把手（耳と呼ぶ）、柱などは、別に鋳造し、器の本体を鋳造するときに鋳型に穴をあけておいて挿入したことは勿論であるが、容器のうちで、觚より爵がまず鋳造されたことには、それなりの理由があった筈である。

その理由は、觚よりも爵の方がより重要であったからであろうと考えられる。殷早期の二里頭文化の墓葬で、青銅爵を随葬しているものはごく少数の上級の墓であると考えられている。即ち身分的に上層の限られた者のみが青銅の爵を持っていたといえよう。このことは爵がある地位を象徴していたことを示している。おそらく一族内で、祭祀権を握る族長であろう。したがって爵は祭祀において重要な働きをもっていたことになる。このことは、殷代全期を通じて、爵が青銅器の基本と見なされていたことによっても裏付けられる。のちに述べるように殷中期・後期になると、墓の規模と被葬者の階層も多様化し、数十に及ぶ青銅器を随葬品とする墓も多数発見されるようになる。一方青銅器も一般化して、庶民クラスの人々にも使用され、随葬されるようになるが、すべての階層を通じて、爵・觚と斝（挿図28・29）という三種一組が、青銅器の基本セットとなっており、庶民クラスでは、三種のうち一つないし二つが陶製の器で代用される場合がある。その時でも爵を陶製で代用することは少く、殆んど青銅製である。斝は爵より一般にかなり大型であり、觚も後期になると大型化するので、経済的な意味で斝や觚を陶製で代用したこともあろうが、やはり爵が最も重要な祭器であったからこそ、青銅で造られたと考えるべきであろう。

このことは、爵の用途を考えるにも重要な点である。上述した如く爵は酒を温めるためというのが現在での一般的な理解である。しかし祭祀において最も重要な儀礼は神に直接酒をすすめ、神霊を慰宥することであったであろう。爵が祭器の中心におかれていたことは、神に酒をすすめるための器であったことを示している。即ち神は爵によって酒を飲むと考えられていたのであり、それは人にとっても同じであった。私には爵を飲酒のための器とする古来の説も捨てがたい意味をもっているように思われる。たとえ温酒のための機能をもち、そのために使用されたとしても、単にそれのみが目的ではなく、そのまま神に供え、人にも饗したものと考えられる。殷中期の方鼎（挿図30）や後期の方盉（挿図31）の如く、巨大な青銅器が作られるようになり、王などの権力を象徴したが、爵は常に大体一五～二五センチの高さで、大きさがほぼ一定していることは、祭祀の儀式中において何らかの行為をする

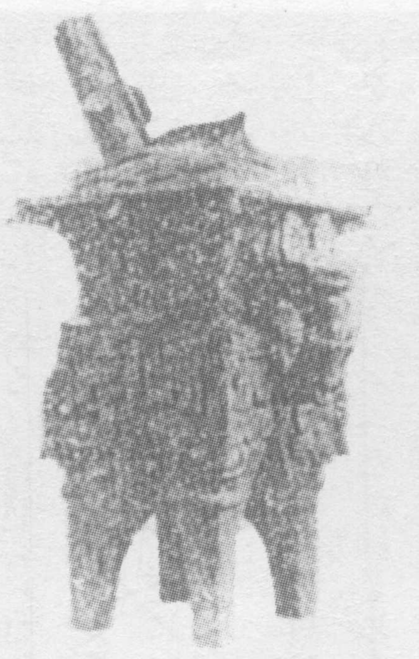

挿図31
饕餮文方盉

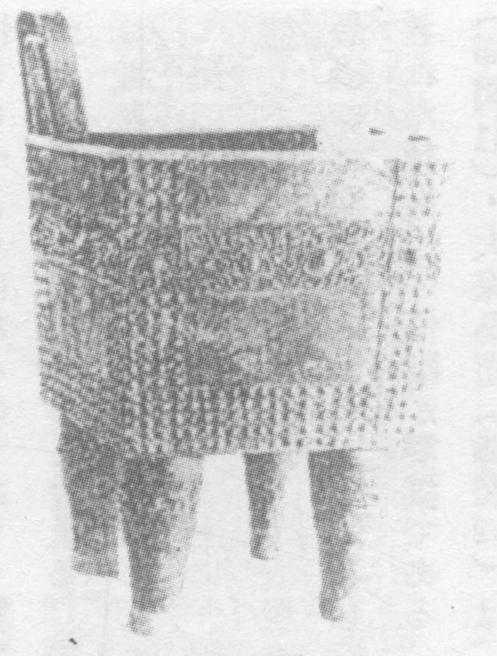

挿図30 （二里岡期）
饕餮百乳文大方鼎

挿図28
（二里岡期） 囧文平底斝

挿図32 （二里岡期）
囧文平底斝

挿図33
（二里岡期） 饕餮文鼎

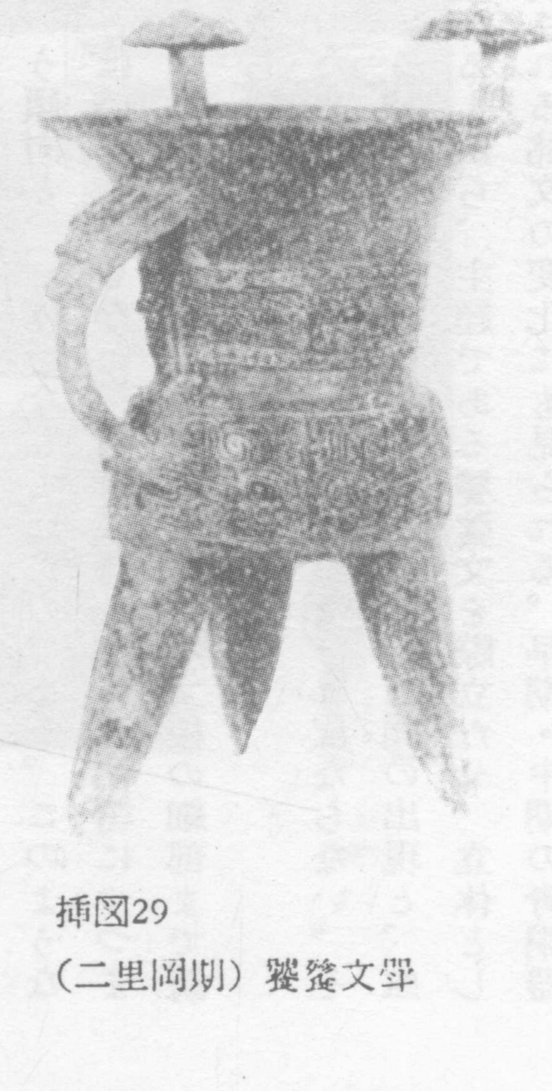

挿図29
（二里岡期） 饕餮文斝

人物が、行為中に把持しなければならない器具であったことを示しているといえよう。神前に列べ、供物の豪華さ、豊富さを神に誇示すればすむ器具ではなかったのである。爵は青銅容器としては小型であり、形の多様さにも乏しいため、どちらかといえば軽視されがちであるが、青銅器出現の初期から、古代人にとっては欠くことのできない重要な器具であったことに改めて注意する必要がある。初めにも述べたように、青銅器は本来宗教的なものであり、単なる美術品ではない所以である。

以上の如く、爵をもって始まった中国の青銅器は、次の殷代中期になると、急激な発展を見ることになる。そればかりではなく、文化の拡がりにおいてもはるかに広くなる。北は河北省北部、南は江西省中部、東は山東省東部から安徽省北部、西は陝西省北部から西部まで達する。しかもこれほど広い分布をしながら、青銅器の器種が共通していることは重要である。爵・觚・斝をはじめ、鼎や簋・盉などにしても同じ様式のものが、陝西でも湖南・江西においても発見されている（挿図32）。文様においても線描画的な饕餮文や無目の饕餮文（挿図33）、その変形であるS字型文が同じように使用されている。しかも各地で鋳型や坩堝の断片が発見されているから、それらの青銅器は各地でそれぞれ鋳造されたことを示している。もちろん生活基盤を形成する土器も、殆んど全地域にわたって共通した性格をもっていることは、この時期に急速に一つの段階の文化が拡がったことを示している。社会の構成もかなり同じような状況であったと考えることができる。例えば、当時の墓葬を見ると、一つの墓に数個から数十個に及ぶ青銅器を随葬した場合、その墓には、必ずといってよいほど殉死者を伴っている。これは南の湖北においても、北の河北においても同じである。このようなことは前期にはまだ発見されていないから、中期になって新たに社会の内部において分化が始まった、あるいは前期には潜在的であったものが、顕在化したことを示している。このような現象が広範な地域に起こっていたのである。おそらく一族内において祭祀権を握った族長が、一族を強く支配するようになり、経済的な富を自己に集中し、多数の青銅器を製作使用するようになる一方、自己の侍者をもつようになったものであろう。殉死者は、男女の青年が普通であり、時に小児であることもあるが、成人は少い。このことは、族長と成人の族員との関係を暗示している。両者の間には同じ族の構成員としての等質性があり、成人族員を自己に隷属させることは困難であったのである。

それはともかくとして、族長の権力が強まる一方で、小型の墓においても、觚・爵・斝を一組とする青銅器が随葬されているのがしばしば見られる。このことは、強力になった族の内部に支族の分化が始まり、支族長がそれぞれ祭祀権をもったことを示すものであろう。さらに階層の下った、青銅器を全く伴わない墓で、土器の爵や斝をもつものも現われて来るのは、血族集団内部に、個々の家が次第に独立する傾向が生じていたことを示していると理解することができる。

このような社会的な変動が生じた殷中期というのは、西紀前一五〇〇年頃に始まったと考えられ、殷の王系でいえば第十代仲丁の頃である。これ以後殷の王室は、数回にわたって遷都を行い、王室内部において王位をめぐる争いが激化したことが、『史記』や甲骨文によって知られる。これも社会の変動に伴うものであるし、文化圏の拡大によって可能になったことでもあるといえよう。この時期の代表的な遺跡は河南省鄭州市二里岡であるので、二里岡期とも呼ぶ。ここにはこの時期の巨大な城郭が発掘されているから、都市が成立していたことは明白である。

かくして、西紀前一三〇〇年頃になると、殷後期に入る。王系でいえば、第十九代盤庚から第二十二代武丁のころにかけてである。というのは、安陽市小屯がこの時期の代表的遺跡であり、以後殷の滅亡までの都であったと考えられているが、ここに都を遷したのは盤庚であると一般に見られるのに対し、甲骨文によって、ここに居を占めていたことが確認されるのは武丁からであることによる。果して伝説通りに盤庚が都を小屯の地に置いたのか否かは、なお今後の発掘と研究によらねば証明できないのが実情である。

このように甲骨文は、殷の第二十二代武丁から第三十代帝辛（紂王）までの卜占の記録であるが、内容は、祖先や水神・山神などの自然神に対する祭祀の可否、雨風や稔りの可否、当時の暦の単位であった旬（十日間、甲・乙以下癸までの十干で示される）の禍福などのほか、狩猟や旅行の安全、戦争における神の加護の有無などを卜ったことの記録である。しかも滅亡までの約二五〇年間には、記録の内容、換言すれば卜いの関心事にも変化があるし、文字の書体などにもかなり明白な変化がある。こうした変化のなかでも特に重要なのは、神々の性格の変化であり、祭祀の変化である。

神の性格の変化というのは、特に祖先神に顕著にあらわれるが、祟りをする怨霊の性格が強かったものが、次第に子孫に祐助を与える神に変化することである。これと同時に、本来、殷にとっては異族の神であった自然神を、祖先神の系列に加えることが始まる。この自然神の祖先神への習合は、形式的には血縁意識の強調のように考えられるが、実質的には血縁意識の弛緩であり、征服した異族を殷と結合させる政治的な意識が含まれていたのである。

一方祖先祭祀では、直系の血統を中心として行われていたものが、傍系をも含めて王位に即いたものすべてを祀るようになる。これは、祖先祭祀が政治的な意味を強くもつようになって来たことを示している。

以上のような変化は、死亡した王が怨霊から神へと昇華するとともに、その死に対する祭祀が政治的な意味をもつようになって来たことを示しているといえよう。そして、このような変化は、墓葬の点では巨大な王墓の出現と並行した現象であった。王墓の規模は、中期・後期の族長墓の二〇倍から三〇倍のものであり、随葬品としての青銅器も、高さ六〇センチから一メートルを越す巨大なものを含めて数百に及んだと推定される—というのは、王墓はすべてが完全に盗掘されている。このようなことは、王が族長とは比較を絶する巨大な権力を握っていたことを示しているが、特に重要なことは、王の埋葬に際しては、百人を越す殉死以外に、数十人から百人を越す人間が首を斬られて犠牲として供えられていることである。甲骨文にも多数の人を斬首して先王に供えることを卜ったものがある。しかし重要なことは、このような人間の供犠が行われるのは、王と巫のようなごく限られた人々であり、このことは斬首供犠が現世における権力と死後の神としての畏力が合一した人に対するものであったことを意味する。このことは、先王が死後、祐助を与えるものと考えられるようになったことと表裏一体をなしており、供犠によって先王の霊を強化し、よりよい祐助を得れば、祭祀を主宰する王の権威も増す。このようにして、後期に王権が確立する。これは祭祀の政治化であるといえよう。

以上のように、殷後期になると、社会全般には同族集団の分化への傾向が出はじめ（まだ一般化したわけではない）、一方宗教（特に殷王室内部での）が政治化しはじめた。このような社会的な動きは、青銅器の上ではどのようにあらわれて来るのか。

その一つは、饕餮文の表現方法の変化である。前期の爵は素文であるが、中期になると殆んどの青銅器に、饕餮文があらわれる。古典では、饕餮というのは喉から下がない、顔だけの貪欲な悪魔であるという。例えば挿図34の方

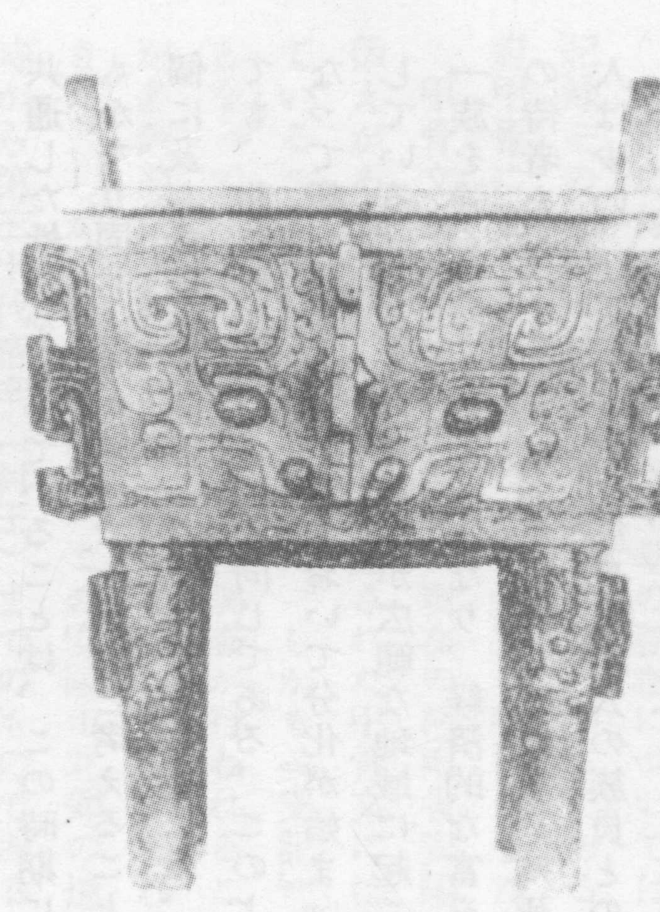

挿図34　饕餮文方鼎

挿図35　饕餮文鼎

挿図36　令彝

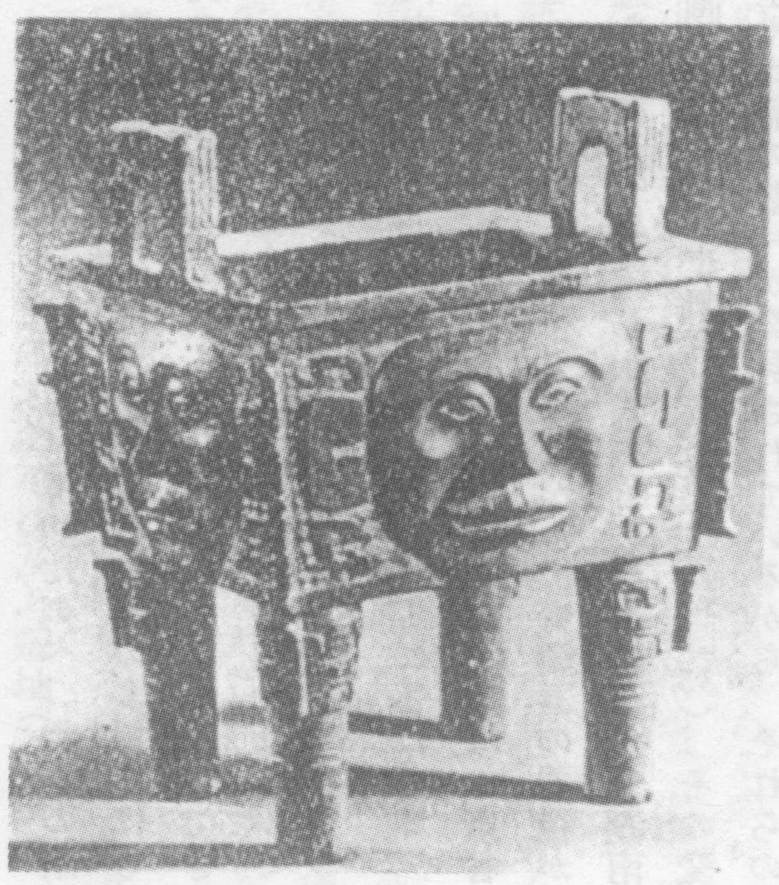

挿図37　人面方鼎

鼎は正にこれである。貪欲といわれるごとく大きく口を開く。しかし青銅器では挿図35の円鼎や挿図36の令彝の饕餮文のように、短い胴と尾、足を顔の左右につけたものがあり、中期に溯るとすべてに胴がつき、顔との比率が古いほど大きいのである。逆にいえば、中期から後期になるにつれ、顔が次第に大きくなり、最後には顔のみになる。

しかも、中期の饕餮文には無目のものもあり、黒目をもったものでも、瞳孔は入れていない。後期になると、瞳孔を入れたものがあらわれはじめる。どこを見ているのかわからない無表情な顔が、瞳孔を入れることによって表情をもつようになるのであり、饕餮文に個性が付与されることになる。したがって饕餮は、表情をもった顔に重点がおかれるようになるといえる。挿図37の後期の鼎は人間の顔を表面いっぱいにあらわしているが、その表情はなお無表情であり、無気味である。

第二は、饕餮文を描くときに、線によってその輪郭を描いて表現するものから、次第に肉彫りのように器面から盛りあがった肉付けによって表現されるようになる。さらに、器の四隅などを利用して立体化に向い（挿図38）、最後には挿図39のような立体として表現される。この虎は饕餮文の要素の一つで、牡水牛や牡羊、猛禽などと複合された想像上の怪獣が饕餮である。しかも同じ立体でありながら、婦好鴞尊（挿図40）よりも、この虎卣や象尊（挿図41）・大保鳥卣（挿図42）は、時代が降るだけ、一層リアルである。このような平面的な線描の饕餮文から、肉彫りを経て立体へという傾向が、表情をもった顔の強調という傾向と、一体をなしていたのである。このような表現法の変化は、鋳造技術が飛躍的に発展したことによることはいうまでもない。当時の鋳造技術は秘密につつまれており、同じような鋳型、銅と錫の割合いによって、現在鋳造しようとしても、微細で複雑な文様の細部まで鋳出することはできない。何か特殊な技術があったといわねばならない。

しかし技術のみでは、このような変化はあらわれない。そのためには人間の意識の変化がなければならない。それは上に見たような、社会の変化、宗教の変化、そして王という特異な存在とはいえ、際立った人間の出現と、血族集団の分化傾向の発生が、細かい地紋—多くは雷文と呼ばれる—から、主題である饕餮文を際立たせ、立体として独立させたのであるといえよう。このことは青銅器に鋳出される銘文の変化にも見られる。早期・中期の青銅器

四二五～四二六

挿図38　饕餮方卣

挿図39　食人虎卣

挿図40　婦好鴞尊

挿図41　象　尊

挿図42　大保鳥卣

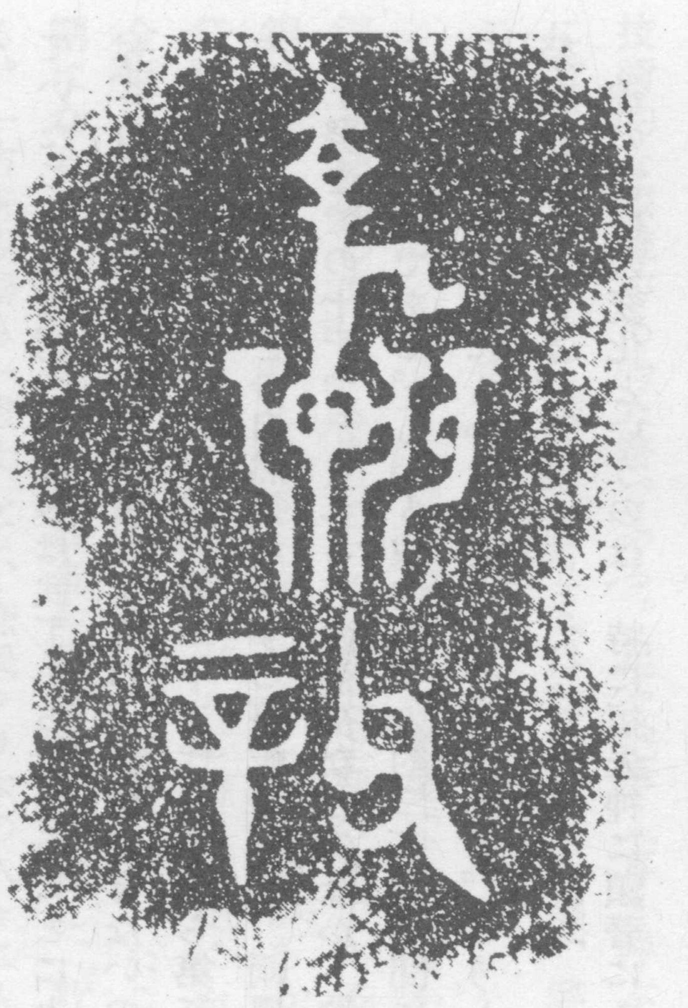

挿図43　族徽号

挿図44　小子畬卣銘

にはまだ銘文はないが、後期になると、器の内部に、その器の所有者の一族の紋章と、その器が捧げられた祖先の名を記録する極めて簡単な銘文があらわれる。この場合その器の所有者の個人名はあらわれず、紋章によってその一族が示されるに過ぎないことは、個人が一族のなかに埋没していた、たとえ族長であっても、その人物は一族の内部でなければ生存する意義はなかったことを示している。しかし殷の末期になるとようやく族長としての個人の功績や、上長者からの恩賞を、三〇字位の銘文として記録するようになる。このことは、個人—族長など限られてはいるが—の力が意識されるようになって来たことを示している。このような意識の変化が青銅器にもあらわれたのである（挿図43・44）。

㈡　政治の世界

西紀前一〇五〇年頃、陝西省西安を出発した周軍は、河南省洛陽の近くで黄河を渡り、殷都に迫った。『尚書』という古代の帝王の訓誡や誓詞を集めた儒家の経典のなかに「牧誓」という編がある。これは周の武王が、殷都の南の牧野において、殷紂王との最後の決戦を前にして、従軍する周の軍士と誓った語の記録である。その文章の

四二七～四二八

冒頭に「時れ甲子の昧爽」という日付けがある。即ち甲子の未明に、誓いが行われ、続いて、殷との戦闘が行われたのであるが、これまでこの日付けなどあまり信頼されなかったけれども、一九七六年三月、陝西省臨潼県で六十余個の青銅器が発見され、そのなかに利簋とよぶ青銅器があり、その銘文によると、甲子の日に武王が商、即ち殷を手中に収めたと記録されている。この簋（挿図45・46）は殷末周初の典型的な形態であるが、同じ穴倉に収められていた青銅器のなかには、春秋初期のものが含まれているから、二五〇年近くも一族の間で宝器として伝えられて来たものであることがわかる。このように異なった時期に造られた多数の青銅器が、一つの窖から発見されることが、特に最近しばしば報告されているが、その多くは、西周中期から末期にかけて造られたものであるので、この利簋のような例により、西周の人々は早くから青銅器を子孫に伝えていたことがわかる。というのは、殷の場合は、所有者が死ねば、青銅器をはじめ財宝類は殆んど随葬品として墓に入れられたと考えられるからである。例えば最近殷墟で発掘された婦好墓からは、高さ六〇センチをこす巨大なものの多数を含む彝器が二〇〇余点（挿図40・47）、玉器七五〇余点、象牙製杯三点など（挿図48）、総数一九二八点の随葬品が出土した。この墓の被葬者は婦好と呼ばれる殷王室の女性であろうと考えられているが、墓の規模としては中型墓に入るもので、王墓などに比較すればはるかに小さい。ただ王墓はすべて─殆んどの中型墓も─完全に盗掘されているのに対し、この墓は好運にも埋葬時のままに保存されていた唯一の例であり、当時の埋葬時の随葬がどのような程度のものかを明らかにしたのである。

それはともかく、西周時代になると、青銅器などのなかには、その所有者の死後、子孫に継承されるものがあったことは明らかで、このことは、こうした財宝と所有者との霊的な関係が、殷とは異なっていたことを示している。このように変化したのは、殷後期に次第に祖先の霊が、怨霊から善き神へと変化し、その祖先の所有物に死の穢れを考えなくなったこと、或いは族長の功績を青銅器に銘文として記録して、一族の名誉を誇示するようになったことなどが、その理由であろう。

西周時代早期の青銅器は、その器種・形態・文様などは殆んど殷末期のものを受け継ぐが、全体として見るなら、殷末期の流麗さはなく、どこか硬い感じがするようになる。これは銘文の字体などでも同じである。また文様では、

四二九～四三〇

挿図45 利 簋

挿図46 利簋銘

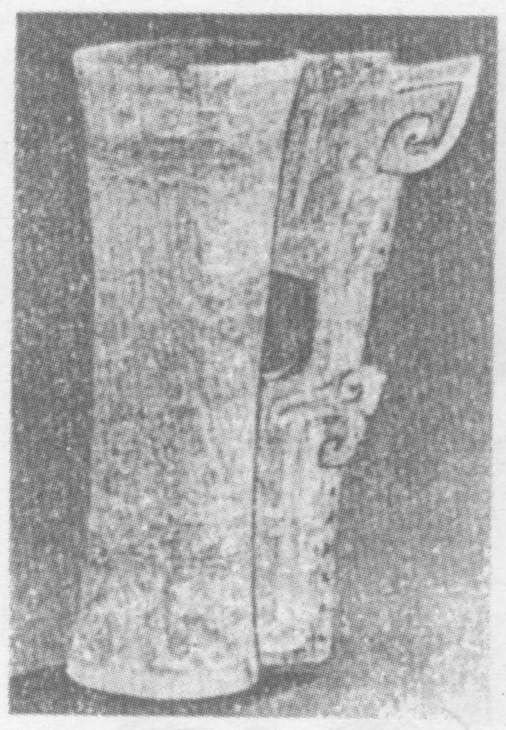

挿図48 象牙杯

挿図47 婦好三聯甗

洛嗣土逘簋（挿図49）のように縦線文が次第に増したり、夔鳳文が鴟鴞形から鳥形へという傾向が一層顕著になる。例えば挿図50と51とを比較すると、嘴の形が異様なまでに内側に巻き込んだ形から普通の鳥類の形に移行している。立体的な形でいえば、婦好鴞尊（挿図40）と大保鳥卣（挿図42）とを比較すれば明白である。前者は殷の武丁時代の作であり、後者は周の武王の弟召公奭の作である。西周早期には大保鳥卣形が主流となり、中期にかけて頭冠なども次第に目立つようになり、瑞鳥としての鳳凰となる（挿図52）。おそらく孔雀に類した鳥が人々の念頭にあったものであろう。

しかも、鴟鴞（挿図53）はフクロウのような夜行性の肉食鳥であるのに対して、孔雀や鶏は昼行性の草食鳥であり、決定的な違いがある。青銅器のような祭祀器具におけるこのような文様の─器形をも含めて─違いは、単にモデルになった鳥の種類の違いではない。それは霊魂というものに対する考え方の違いであり、これがより決定的なものであった。婦好鴞尊の造られた時代は、祖先の霊は怨霊と考えられており、それは暗夜に跳梁したのであろう。これに対し、殷末期には祖先は善神となる。西周期になると、これは決定的となり、大保鳥卣となった。そのような善神は、美しく、出現を待望されるものであったといえよう。例えば、甲骨文の隹（⻐）という文字は鳥の形であるが、祖先の祟りの前兆として使用されたり、王の行動を否定する文中において、否定詞に続けて使用される。王にとっては否定的な意味をもつ文字である。これに対して西周時代の金文において使用される隹字は、現在という時を意識させるために使用される。その時というのは、王から臣下に恩寵が与えられる時である。ということは、鳥は瑞鳥であったことを意味する。このような変化は、単に時代的な推移によるばかりではなく、殷の人に比べ、周の人は殷を倒す以前から、換言すれば、本来的に現実的であり、理性的であったことによるようである。婦好鴞尊が怪鳥でありながら、どこかひょうきんな感じをもつのに対し、大保鳥卣はどこまでも生真面目である。これは青銅器全般にも、また銘文の字体にも見られる硬さとも共通するものと考えられる。

以上のごとく、西周早期の青銅器は、全体としては殷の作風を承けつぐものであったが、西紀前九五〇年頃─周の王系でいえば、第四代の昭王の時に中期となる─の時期になると、大きな変化があらわれる。先ず器種では、酒器が、壷と少数の尊・彝を除いて他は殆んど姿を消し、鼎と簋を主とする食器が中心を占めるようになる。殷代に

四三一～四三二

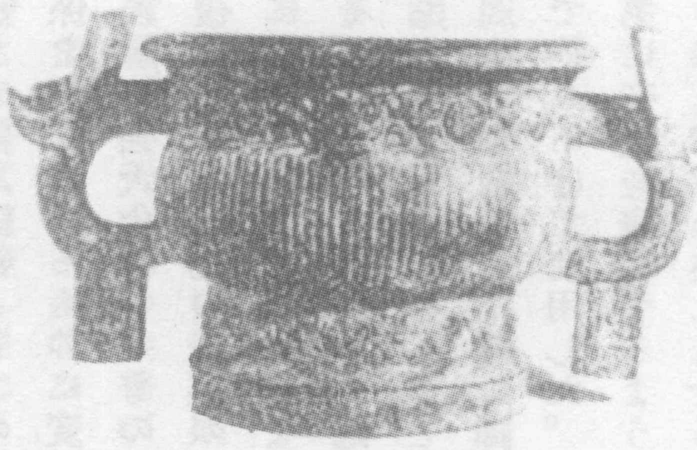

挿図49 洛嗣土逘簋

挿図52 夔鳳文卣

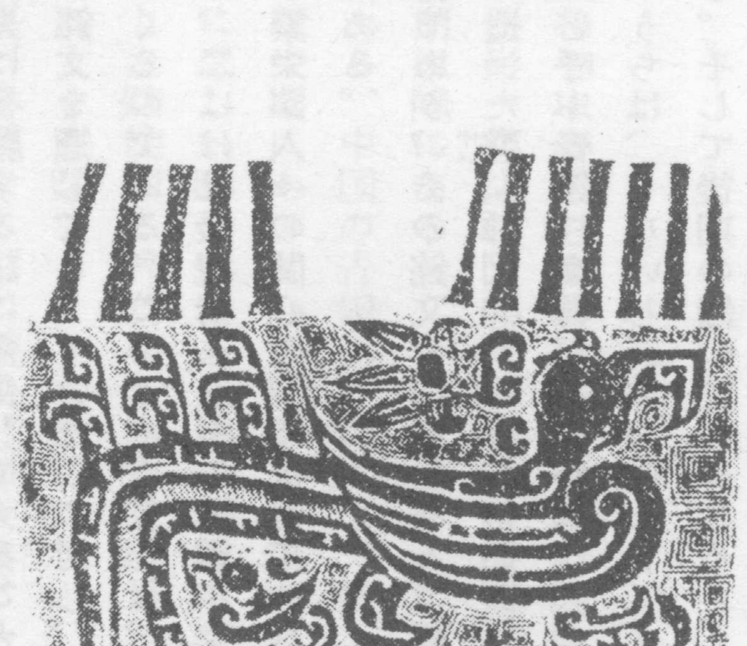

挿図50 夔鳳文 a

挿図53 鴟鴞尊

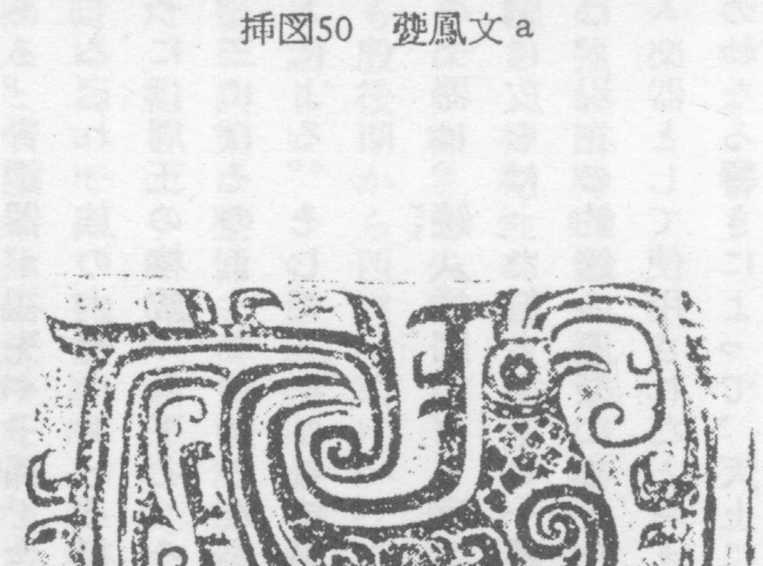

挿図51 夔鳳文 b

最も重要であった爵も全く造られなくなる。また文様の主流であった饕餮文も減少し、夔鳳文も瑞鳥としての性格を一層顕著にする。それとともに、竊曲文—夔竜文や夔凪文を幾何学的な文様に変化させたもの—、あるいは新しく山形文—波状文ともいう—、鱗文などがあらわれる。夔竜文なども本来は饕餮文の変形といえるものであるが、さらにそれを幾何学文化し、また山形文や鱗文なども、もとが何を意味するものであったのか全く不明な図形的文様である。このような変化は、単に青銅器に対する好みの変化ではなく、この時期になって宗教・祭祀儀礼に対する考え方が大きく変化したことを示している。早期の終り、康王の時に造られた大盂鼎の銘文には、殷が滅亡した原因として過度な飲酒のため政治を怠ったことをあげ、飲酒を誡めているし、また『尚書』の「酒誥」篇の内容も、旧殷の地域に派遣される康叔に対し、殷の飲酒の風に染まることを成王が誡めたものである。このような意見が周の人によって出されていることを見ると、周の人々は、もともと殷の人に比べ祭祀に酒を使用することが少なかった。しかし、政治的には打倒した筈の殷の人々の方が、文化的にも、経済的にもはるかに高かったため、殷の風習が一時支配的な傾向として残り、西周中期になり、ようやく周本来の風習が一般化したと考えることも一つの見方である。一方『詩』の「魚藻」や「伐木」の編では、周の人が酒を楽しむことが歌われているから、この期になって青銅製の酒器、特に爵・觚・斝など酒器の中心にあったものが姿を消したのは、木器や漆器などでこれに代るものが作られるようになったとも考えることができる。いずれにしても、その明確な理由を指摘することはできないが、変化したことは明らかな事実である。

これとともに、中期になると、銘文の上でも変化があらわれる。殷の末期から西周の早期にかけての銘文は、青銅器の所有者が、戦争などの際に、功績をたて、それに対して、王や上位者から恩賞を与えられたことを記録したものが大半である。ただ西周時代になると、その記録がより具体的になって来る。しかし、西周中期、特にその中頃の恭王以降になると、それまでとは異なった内容があらわれはじめる。その一は、歴史的な回顧である。例えば、史墻盤（挿図54）は恭王の時に史官の墻が造ったものであるが、その銘文の前半には、文王以来の周の各王の事蹟を簡単にあげ、後半では自己の祖先が武王に仕えて以来の家史を記載している（挿図3・55）。この史墻の一家は、本来周の一族とは異なった家系であり、祖先の廟号に乙・辛といった十干を使用していることから見て、あるいは殷系統の人である可能性が強い。その一族が武王の殷倒滅ののち、武王に仕えたのである。

西周早期の武王以来、殷を倒したあと、殷の余民を含め、周の勢力は東・南・北に拡大し、その傾向は、昭王・穆王まで続いた。しかし昭王の頃になると、特に南方江南地方では、周の勢力に対する反撃が始まり、また周に代表される黄河流域の人々の膨張力にも限界があらわれ、周の勢力は外への発展が停止するばりではなく、むしろ西安と洛陽を結ぶ地域に局限されるようになる。その結果、周の人々—史墻のような異族の人たちを含めた—の間では周王を頂点とする勢力関係の再編成を必要とするに到った。その時、人々は周王室との親近関係や忠誠関係を歴史的に述べて、自己の立場を一層強固にする必要があった。特にこの史墻のように、異族でありながら、周族の発祥の地ともいうべき周原に土地を与えられ、周族に囲まれていた人にとっては、尚更のことであった。周原というのは、現在の陝西省岐山・扶風両県にまたがる地域であり、この史墻盤は、その父祖や子孫の造った青銅器百余点とともに扶風県庄白という地点で発見された。このような周王室との関係を強く意識する銘文は、このほか盠彝（挿図1・56）など多数あり、後期にもこの傾向が続く。

ところで、この史墻一族の青銅器は、史墻を中心として、少くとも上下五世代位に及ぶ期間にわたって造られた百余が、一つの竪穴の倉庫から発見されたのであるが、この事は、青銅器が一族の重宝として子孫に伝承されていたことを明示している。先に述べたごとく、この点は殷との大きな差異であるが、伝世されるようになった理由には、先述のごとく、宗教意識の変化などを考えることができるほか、周王から恩賞を与えられたりしたことが、一族の立場を証明する文書として重要視され、子孫に伝える必要が感じられたからでもある。特に中期になると、王の恩賞の記録以外に、裁判に勝訴したこと、あるいは、土地を購入したことなどを銘文（挿図14・57）とする青銅器が造られている。その際いずれもその事実が周王室の役人によって確認を受け、文書化されたということを記録している。即ち、その銘文が一種の証拠書類という性格をもっていたことを示している。

このように銘文は、証拠書類としての性格をもっていたが、それならば、周王などの恩賞を記録した銘文はどうか、そうした意味をもっていたのか。青銅器というものは、祖先を祭るための祭器であり、恩賞を記録するのは、そのことを祖先に告げる意味をもっていると考えられてきた。しかし、それは単に祖先の霊に告げるばかりではな

四三三～四三四

挿図54 史墻盤

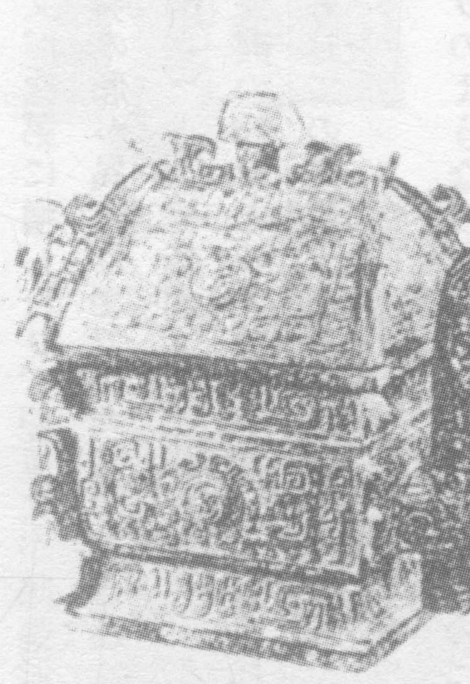

挿図56 盠彝

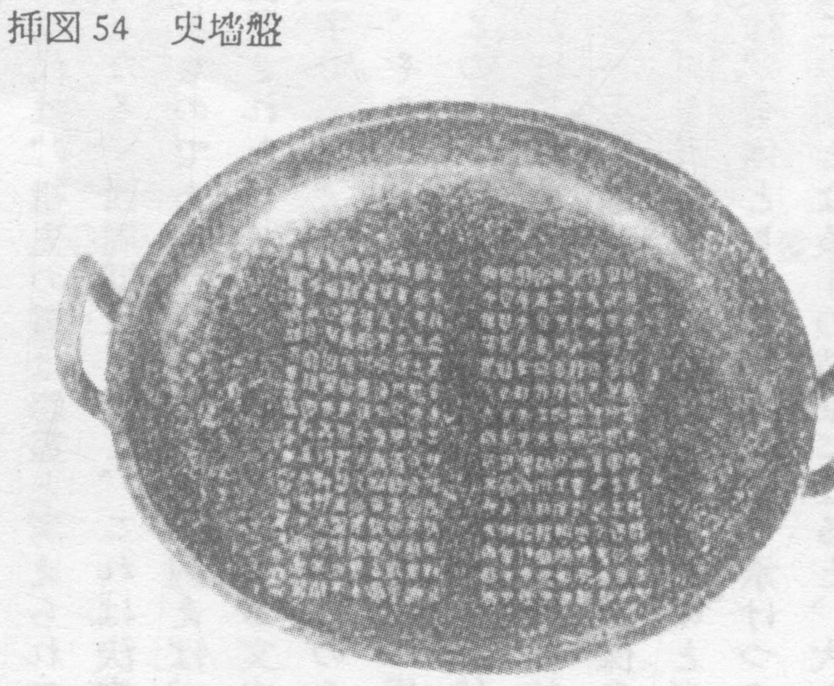

挿図55 史墻盤銘

挿図57 衛盉

く、青銅器という朽ちることのない祭器に記録することによって、子孫にそのことを告げ、恩賞を受けた己れのみならず、末永く天子に忠誠を誓うことを、一族の人々に告げ誡めるためのものであり、天子など上位者への誓いでもあったのである。というのは、盠彝という器の銘文によると、盠が周王より官職に任命されるとともに、地位を象徴する玉や馬具を与えられているが、そのことを記録すると同時に、その天子による恩寵を記録して人々に伝えるために祖父の祭器を造ること、天子の永遠の統治を祈り、忠勤に励む誓いの語を書き残している。しかもこの誓辞などは、盠が任命を受けた式場で、天子に対して誓った言葉であることもはっきりしているから、重要な銘文をもった青銅器というものは、自己の一族の栄誉を伝えるとともに、また周王に対する誓いの証拠としても、子孫に伝えられるべきものであり、子孫は永久にそれを宝として大切にする義務があったのである。

ところが、西周後期—西紀前八五〇年頃、王系でいえば、第九代夷王・第十代厲王（挿図58）より西紀前七七一年第十二代幽王の時に滅亡するまで—になると、銘文に新しい傾向があらわれる。それは、上述の誓いの語が、己れをはじめ子孫の永続と幸福を祖先に祈願する語に変化してくることである。青銅器が祖先や子孫を含めた一族と王室とを結ぶ紐帯としての働きを銘文を通じてもっていたのに対し、むしろ己れ一族の内部における祖先と子孫の関係を強固にするものに変質してくるのである。このような変化は、一つには周王の権威の低下と、それに比し、貴族層の強大化によるものであり、二には社会機構と秩序の弛緩により、三にはそのような時勢のなかで、秩序の回復よりも、自己の一族の維持と繁栄が人々の関心の的になっていたことによる。そして人々の気持が多分に享楽的になっていたことにもよるのである。

その典型的なものが、鐘の盛行であり、その銘文の内容である。殷代の楽器は、鐃（どう）（挿図59）と呼ぶ手で持って打ちならす青銅製のものと、石で造った磬（けい）（挿図60）と呼ぶ打楽器・木胴に皮をはった鼓と鳩笛の一種であったが、西周中期になると、鐘（挿図61）と呼ぶ青銅打楽器があらわれる。これは、現在の釣鐘の原型になったものであり、縄で釣り下げて使用した。初めのうちは、一ないし三個で主としてリズム楽器として使用されたと考えられるが、次第に音階を表現するようになる。そして後期の鐘の銘文によると、その妙なる響きによって、天上にある祖霊を招き降し、慰め楽しませることによって、自己を初め一族や子孫に多幸を約束させることが願われている。もちろ

四三五～四三六

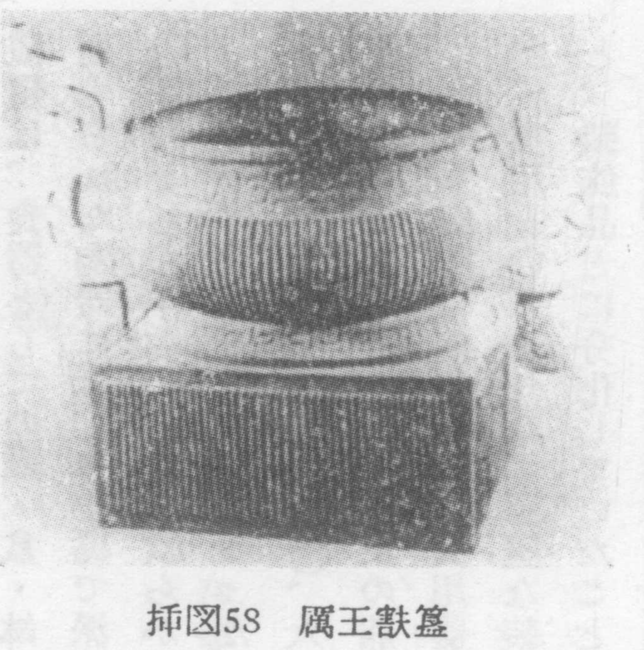

挿図58　厲王𣪘簋

挿図59　象文大鐃

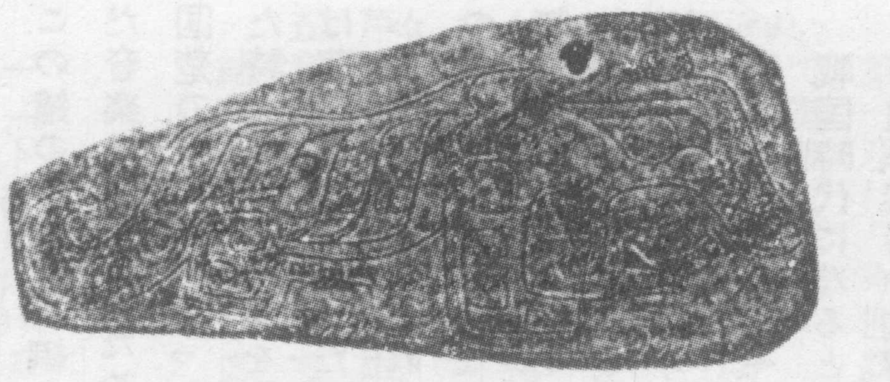

挿図60　虎文石磬

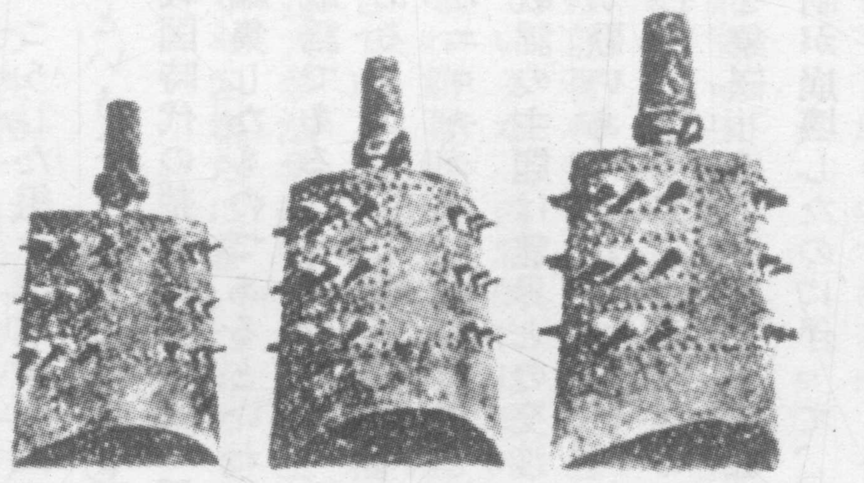

挿図61　西周中期編鐘

挿図62　小克鼎

挿図63　頌壺

挿図64　蟠螭文鼎

四三七～四三八

ん、鐘の銘文にも天子などの恩寵、それに対する忠誠を誓ったものもあるが、後期の鐘銘の多くは、その主題はむしろ幸福の祈願にある。このことは、後期の人々にとって、音楽が祭祀のためのものであると同時に、生活における楽しみにもなっていたことをも示しているといえよう。だからこそ、祖先の霊も演奏によって楽しむと考えられたのである。この傾向は次の春秋時代になると決定的になる。

一方後期の青銅器の主流は鼎と簋の食器に重点がおかれるようになり、同形で同じ銘文をもった鼎や簋がそれぞれ多数造られるようになる。例えば小克鼎（挿図62）は同じ大きさ同じ銘文のものが、七個造られたことがわかっている。また頌壺（挿図63）は二個があり、同時に同じ銘文の鼎が二個、簋が少くとも五個造られている。このように青銅器を一度に多数造るということは、その貴族が非常に富んでいることを示しているが、これらは祭祀の場に供物を入れて陳列し供えられるだけではなく、その後の一族の宴において使用されることはいうまでもないが、祭祀を離れて、貴人や天子の使者、時には天子その人をも招いての饗宴にも使用されることが銘文に明記されている。このような事実は、青銅器が、祭器から饗宴の器になりつつあったことを示している。鼎や簋を多数客の前に列べることは、料理の豊富さを示すばかりではなく、そこに招かれる賓客も多く、己れの家が、社会的に見ていかに人々に重視されているかを誇示することにもなる。このような風潮のなかから列鼎という意識が生まれてくるが、それについては後述する。

このような青銅器の意味の変質とともに、後期になると、文様は夔鳳文も消失し、山形文・鱗文などが大勢を占めるようになり、これは春秋期まで受け継がれるとともに、新しいものとして、蟠螭文の原型となる文様があらわれる。それは頌壺（挿図63）の器腹部に見られるもので、一つの頭を中心にして、双胴の蛇身が波状に展開する文様である。これの原型は、令彝（挿図36）の頸部にある一頭双胴の竜であり、饕餮文とも共通する意識から出たものである─饕餮文も本来は一頭双胴の怪獣として表現されたものである。したがって宗教的意味の強いものであるが、この頌壺では、そうした宗教的意義は失われて、完全な文様として使用される。この頌壺が、山形文・竊曲文など西周中期から後期にわたる文様とともに新しい文様をもっていることは、次の春秋時代への橋渡しをするものといえよう。

四三九～四四〇

おわりに

さて、中国の青銅器は宗教的性格を中心とした殷代から、政治的性格の強い西周時代を経て、現世的性格を次第に顕在化させるに至った。器種・器形・文様は、殷後期では多様さ、豪壮さ、神秘性などとともに、洗練された美しさをもっていた。しかし西周中期以降になると、器種・器形・文様ともに多様さを失い、むしろ鈍重さを感じさせるようになる。このような理由から、中国の青銅器といえば、何よりも殷後期から西周早期にかけてのものが珍重される。確かに西周後期から春秋中期にかけては、時代全体の性格が、変化に乏しい時代でもあった。西周中期以後に次第に整備されてきた礼の制度が、河南・山東・山西・湖北などに散在した諸侯国に普及してゆく過程であった。礼というのは、現在の我々にとっては、挨拶とか態度の善し悪しといったことを意味するように思われるが、当時においては、社会秩序を表現するものが礼であった。社会的には天子（周王）を頂点として諸侯、卿大夫、士、庶人という身分に分れていた。庶人というのは、一般の農民であり、完全な被支配者であり、礼の埒外にあった。これに対して、士以上の階層は、生活・行動においても礼の規制を受け、衣服の色・文様・数量を初め、家の大きさなど生活の全般にわたって、身分によって定められていた。前節で触れた列鼎ということもその一つである。饗宴などにおける鼎の数も、天子は九鼎（春秋時代になると、周の天子も没落して諸侯の一つに過ぎなくなり、諸侯も九個となる）、卿すなわち大夫という身分のなかで、各国の政治の権を掌握した者は七個、一般の大夫は五個、最下級の士は普通には一個であるが、有力なものは三個の使用が許されたといわれる。それぞれの鼎では、牛・羊・豚・魚など異なった食料が調理されたといわれる。これに対して蒸したりした穀物を容れる簋は、大体鼎より一つ少ない、八個、六個、四個、二個であったといわれ、最低の士は鼎一個、簋一個であった。このような鼎と簋との組合せは、礼に関する書物に記載されるばかりではなく、発掘された西周後期から、春秋初期の墓の規模に対応して確認されている。西周後期に家の富と勢力を誇示するために、複数の鼎や簋を製作し、列べることから始まったものが、制度として定着したことを示している。『春秋左氏伝』のなかに、南方の新興の楚国の荘王が、洛陽の周王の使者に対して、王位の象徴である九鼎の重さを尋ねたという説話が載せられている。これは衰えた周王に代って、九鼎を楚に移して、楚が天下を支配しようとする意図を示したのだといわれる。このように鼎が身分を象徴するとされていただけに、それは鈍重に見えたとしても、まず重量感を表現することが重要であった。

しかし鼎も、日常的に饗宴などに使用されているうちに、実用品としての洗練を経過するようになり、機能的な美しさをもつようになる。それが戦国期の鼎や豆である（挿図64・65）。また春秋後期に開発された金銀象嵌の技術を駆使して、華麗な美しさが文様として表現されるようになる。挿図66の剣は、臥薪嘗胆の故事で有名な越王勾践が自ら作らせたもので、その名を金象嵌したものである。二千年余を土中で経過したものでありながら、今でも鋭い斬れ味を彷彿とさせる。また挿図64の鼎、67の豆はいずれも蟠螭文をより図案化したものであるが、従来の青銅器とは異なった美しさを表現している。あるいは挿図68の鑑、69の壺などは、貴族の狩猟を文様化したものであるが、後者は青銅に赤銅を象嵌している。このような金・銀・銅の象嵌が可能になるためには、薄い金属板をシャープな線で切り出すことのできる鋭利な刃物、即ち鋼製のタガネが必要であり、またそれが実際に使用されていたことを示している。

鉄は、中国では春秋後期から一般的に鋳物として鋳造され、農具や青銅製の彝器に代る容器として使用されたが、一方では日本刀のような鍛造の方法によって、鋭利な工具も作られたのである。

それはともかくとして、彝器の類が日常性のものとなってゆくのに伴って、楽器においても変化があらわれ、春秋後半からメロディー楽器として盛んに製作されるようになる。各種の大きさの鐘を八個から十三個にわたって揃え、それによって音階を構成し、メロディーを表現することが可能になる。その音階は現在我々が使用する七音階と大体一致している。春秋末期の孔子は、当時の新しい音楽は、荘重さの失われた淫らな音楽であると歎いているが、おそらく高音階の華やかな音楽が流行したものであろう。江村治樹氏が紹介するように[2]、戦国前期の鄫侯乙墓からは総数六五件の鐘が発見された。うち一個は鎛鐘と呼ばれる大型の鐘で、これはおそらくリズムをとるためのものであったろう。他は八組に分けられ、半音を含めて数オクターブにわたる音楽が演奏可能であったと見られる。

挿図65　蟠蛇文鐶耳豆

挿図67　金象嵌豆

挿図66　越王勾践剣

挿図68　狩猟文鑑

挿図69　狩猟文壺

この鐘の一組を一編と呼び、こうした組を構成する鐘を編鐘（挿図70・71）と呼ぶ。このような孔子が淫声と呼んだ音楽は、祭祀のための音楽というよりは、享楽のための音楽であったと考えられる。この曾国は、当時の南方の強国楚の支配下にあったが、戦国時代の楚の地方では、賦と呼ばれる歌謡が流行した。春秋時代に黄河流域に流行した詩―『詩』は詩を孔子が編集したものであるといわれる―が簡潔な句から構成された歌謡であるのに対して、賦は華麗な句を連ねた長編の歌謡である。その代表は、戦国末期の楚の歌人政治家屈原の作といわれる、「九歌」とか「離騒」といわれる編である。これらの賦は霊界との交渉などを主題として構成されているが、そこには『詩』の諸編には見られない濃厚なエロチシズムがある。しかもこれらの歌謡は、鐘・琴・笛などによる音楽を伴奏とし、舞踊にあわせて歌われた。歌謡の主題は霊界との交渉でありながら、愛の世界が描写されたのである。しかもそれらの歌謡には一方で悲壮感が歌いあげられているから、当然音楽は、高音から一挙に低音に移り、あるいは急激な高音への上昇といった、激しい変化に富んだものであったと推測される。そしてこのような華麗な音楽にふさわしい青銅器は、金銀やガラスを象嵌した華かな文様に装飾されたものであったのである。

戦国時代になると、身分制が崩壊したのに伴って、列鼎の意識もなくなり、食器には赤と黒の色彩的コントラストの強い漆器や陶器が使用されるようになり、続く前漢時代も同様で、長沙馬王堆や河北省満城の前漢墓の陶器の種類は、食器としての鼎・盒・鉢、酒器である壺・耳坏、水器である盤・匜などがあり、饗宴において賓客の前に列べられた陶器には、赤や黒で派手な幾何学的な文様や雲文などが描かれている―ただし墓から発見された陶器は、随葬品として作られた質の軟らかい明器であるが、これらから実際に使用されたものが推測できる（挿図72）。

では一体、青銅器はどうなったのか、例えば、満城漢墓からは、金銀や古ガラスを象嵌したり、鍍金をした壺・杯、香をたく博山炉（挿図73）、人形や朱雀形の燭台などのほか、素文の壺・鈁などの酒器、鼎や甗などの食器も発見されている。このうち素文の鼎や壺などには、製作した官工場の名や容量などが彫刻されており（挿図74）、あくまでも厨房で使用される実用器である。これに対して、装飾を施した壺や杯などは、客前に列べられたであろうが、実用というよりは、華麗な装飾性に重点がおかれていたと考えられる。このことは、青銅器が厨房用の実用品と、装飾品とに分化していたことを示しているが、その傾向は既に戦国時代にはっきりとあらわれており、中山国

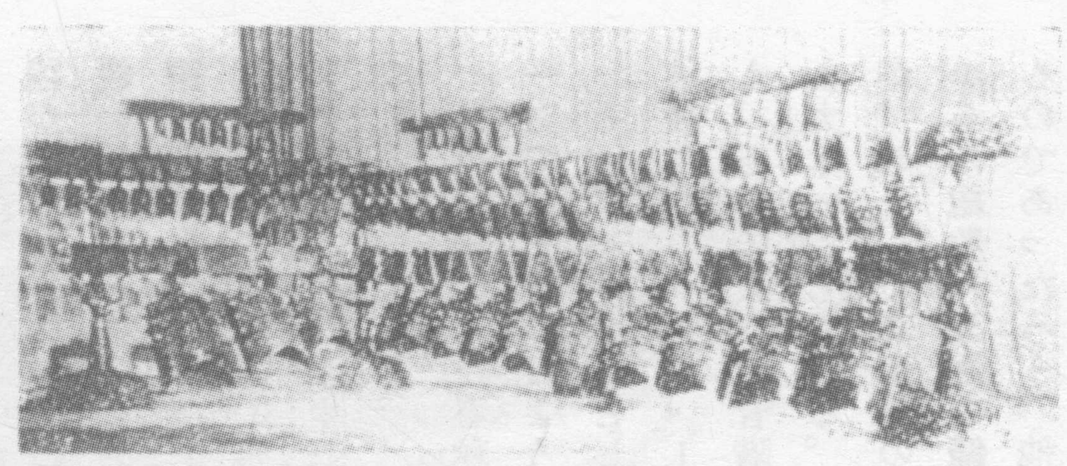

挿図70　鄫侯乙編鐘群

挿図72　彩絵陶壺

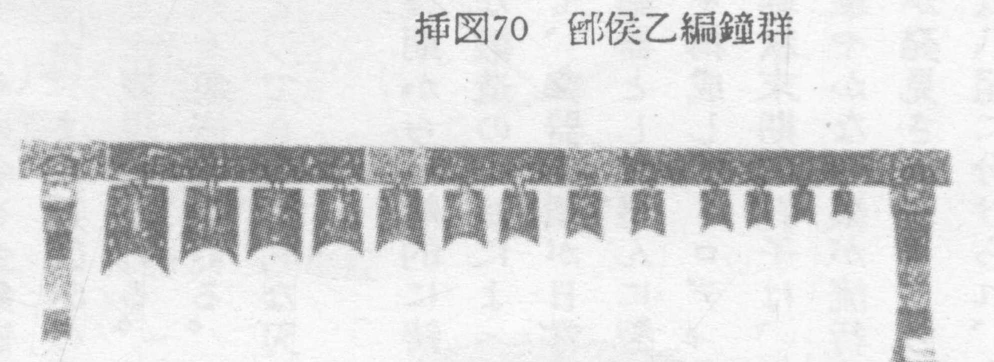

挿図71　長台関一号墓出土編鐘

挿図74　中山内府銅鋞

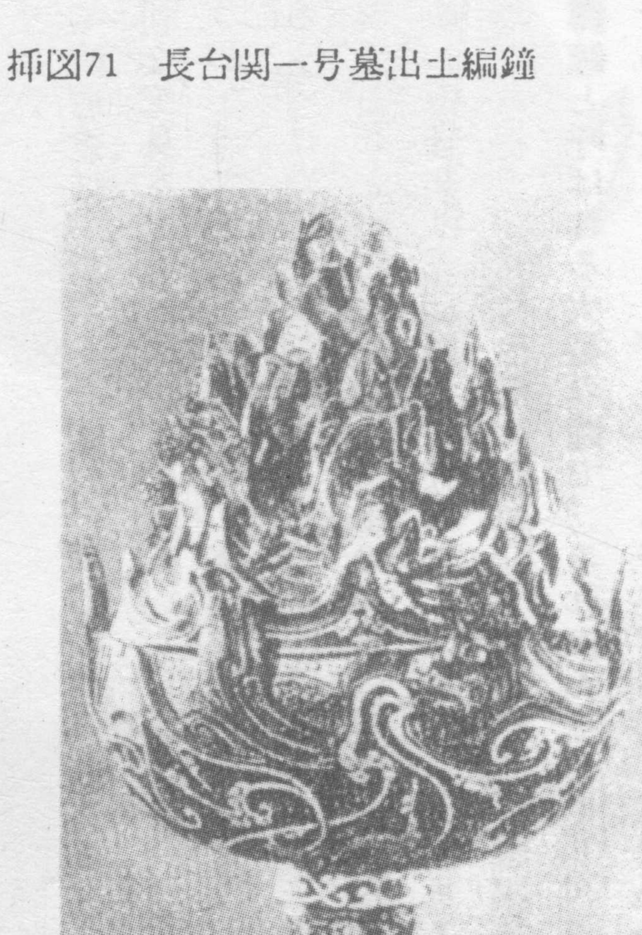

挿図73　博山炉

王の墓から発見された器台や燭台などは、鍍金や象嵌の技術を駆使した装飾品であり、殷の青銅器のもつ宗教的な象徴性、西周の政治的な象徴性、西周末から春秋時代の身分的な象徴性といった性格を失った、日常性の器具となっていたことを示している。厨房用の青銅器に至っては言うまでもない。しかも厨房用の器具は前漢以降、鋳鉄製品に交替し、装飾的な青銅器は貴族の愛玩物となる。かくして青銅器は、長い年代にわたって各時期ごとに担わされた象徴性を失うことによって、生活的な日常性を手に入れることになった。戦国から前漢前半までは古代中国において最も人間個性の解放された時代であったことがその背後にある。青銅器の歴史は一五〇〇余年にわたる中国古代の帰結と一致する。前漢を終ると、中国史は中世の時代となる。青銅器は正に中国古代史を象徴するものであった。

註

（1）飯島武次「青銅器の出現と殷文化の成立」（『中国の美術』5銅器・淡交社）。

（2）江村治樹「春秋・戦国時代の青銅器」（前註に同じ）。

あとがき

本書を執筆することになった機縁については既に本論の序論においてふれた。此処に本論の各章及び附論各篇の由来についてふれておく。

本　論

第一章は、今回新しく書き下したものであるが、その第三節の要旨は一九八二年一一月の東洋史研究会大会において発表した。

第二章の第一節は、私の前著『中国古代王朝の形成』第二部第三章「西周『封建制度』考」第一節によっているが、他は今回新しく書いたものである。

第三章の第二節・第三節は前著の第二部第二章「邑の構造とその支配」及び「褎衛諸器考」（東洋史研究　第三七巻第一号）を出発点としているが、内容的には殆んど書き改めた。第一節・第四節は新たに書き加えた。

第四章・第五章は、それぞれ前著附録三「参有嗣考」、「西周時代の裁判制度について」（『三十周年記念論集』神戸大学文学部）を出発点としているが、両者とも大幅な補訂を加えたため、旧稿の姿は殆んどとどめていない。第五章の補訂においては、関西大学法学部教授奥村郁三氏から多くの御教示を得た。感謝の意を表したい。

結論の部は言うまでもなく今回新たに書いたものである。

附　論

一「卜辞における『虚詞』の性格」は、一九八一年夏ハワイで行われた「商文明に関する国際会議」に提出した

論文に補訂を加えて、金文研究の開拓者であり、中山大学教授であった故容庚先生の追悼のための論集『古文字研究』第十二輯（一九八五年一〇月）に掲載したものである。中華書局の許可を得て、その日本語によるものを載せた。題名は卜辞となっているが、後半は金文にも及んでいる。今後、甲骨文と金文との語法の関係を論ずる際の一つの出発点となるであろう。

二「西周王朝の構造と特色」は、一九八〇年一〇月に天津の南開大学歴史系において行った講義の要綱であり、同年秋、四川大学・華東師範大学において行った講演もこれに基づいている。本論では一部考えの変った点があるが、八〇年当時の私の考えを簡単にまとめたものであり、本論の各章を西周史の流れのなかに如何に位置づけるかを理解していただくためには、参考になるものと思う。

三「西周王朝と雒邑」の前半は「周武王と雒邑―珂尊銘と『逸周書』度邑―」（『内田吟風博士頌寿記念東洋史論集』）に一部補訂を加え、後半は新たに書き加えたものである。

四「中国青銅器とその背景」は、淡交社版『中国の美術』5銅器に載せたもので、一部の字句を訂正した。青銅器と社会・思想との関係を、中国古代史の流れのなかで、体系的にとらえた最初の論考である。金文の母器である青銅器の性格を理解していただくために加えた。

本書が脱稿したのち、印刷に附される間に、松丸道雄氏の「西周後期社会にみえる変革の萌芽―曶鼎銘解釈問題の初歩的解決―」（『西嶋定生博士還暦記念東アジア史における国家と農民』所収）が発表された。土地と農民との結びつきについて、私の旧稿への批判が含まれており、当然これに答えることが私の義務であるが、本書では旧稿とは異った面からもこの点について論じているので、特に答えを書き加えることはしなかった。社会構成の問題は、研究者の視点によって異った結論が出される可能性があり、また現状ではそれに決定的な結論を下すにたるだけの史料は発見されていない。従ってその時代の全体像を如何にとらえるかによって、研究者の提出した結論の、学界における意義が測られるであろう。その意味でも、敢て反論は行わなかった。ただ氏の曶鼎の銘文に対する解読法は、主として批判が白川静氏に対して向けられてはいるが、私の解読と白川氏とは共通する面もあり、またより研究上の根本問題でもあるので、本論第五章の附記という形で、曶鼎の銘文をふくめた裁判関係金文の文章形式について簡単に論じた。これによって松丸氏の批判に対する答えとしたい。

本書の索引は事項と引用金文の二部に分れる。事項索引には、本文中の語彙のほか、小見出し的な項目を多数加えた。本書の内容の理解とその再検討の便を考えたからである。また引用金文索引は、同一の金文が各所に使用されているので、読者がその史料的価値を再検討される便を考えたからである。利用いただければ幸いである。

本書の出版については、中央公論社編集部の佐藤優氏に大変御世話になった。特に一度脱稿したのちに、可成りの補筆を行ったため、編集上御苦労をおかけしたことと思う。また校正では、校閲部の方々の労に負う所が多い。共に感謝の意をここに表したいと思う。

なお、本書は昭和五十八年度の特定研究「身分及び身分制の比較社会史的研究」（責任者伊藤道治）の成果の一部であることを記し、研究費を与えられたことに謝意を呈する。

追い書き

一九八七年二月九日、貝塚茂樹先生が急逝された。本書の校正中のことであった。先生に御覧いただくことはできなかった。私が、旧東方文化研究所歴史研究室に机を与えられ、先生の下で中国古代史を学び始めたのは、一九四八年の秋であり、爾来四十年の歳月が過ぎた。本書は、ある意味で、私の研究生活の一つの帰結であっただけに、残念に思う。恭しんで先生の霊前に本書を捧げたいと思う。

一、事項索引

一　画

二　画

三　画

四　画

五　画

六　画

二十画

二十一画

二十二画

二十三画

二、引用金文索引

頁数を示す数字のなかで，**163**のような書体は，金文の釈文を載せた，もしくはその内容を検討した頁。437のような書体は，器形・文様についてふれた頁である。

二　画

三　画

四　画

五　画

六　画

七　画

八　画

九　画

十　画

十一画

十二画

十三画

十四画

十五画

十六画

十七画

十八画

二十一画

二十四画